奥羽

奥羽（アウウ） 奥羽は、我東北の大分域にして、奥州、羽州の合稱なり。其奥州は道奥、又陸奥の修謂にして、羽州は即出羽なり。

（北東）

景行紀に「遣武内宿禰、令察北陸及東方諸國之地形、且　姓之消息也」と見え、東北とは、もと東國（東海、東山の兩道にかゝる）北陸の汎稱なれど、近世、幕府の江戸に在り、尋いて皇都の東遷を見しより以來、東北とは、專奥羽の二州を指す。今俗謂ふ所の東北六縣、即是也。

蓋、我邦風化もと西南より浸染せり、故に東北僻遠の境、華夷雜糅、習氣久しく變し難く、近古に及ぶまで、奥羽二州は、其外濱以南、所々に異俗を遺せりと云ふ。又其歷世沿革の跡、之を群籍に徵すべし。上古經營の方略を推すに、奥州は、東國の屬にして、海道（菊多關）山道（白河關）の二口あり。大化、大寶の朝に、國郡の治を爲すや、巡察使を諸國に遣はされ、陸奥は東山道に隷し、養老五年、出羽國を陸奥按察使に兼帶せしめらる。初め出羽は秋田、津輕に至るまで、越國司の經略に係り、東北擾亂の事あるや、東夷北狄、路を分ちて二將二使に命せらるるを常とせり。此に至り、出羽を陸奥使の節度の下に移さる。即、出羽の北陸道より割かれて東山道に隷するは、是の時に在りて、後世奥羽の合稱せらるる所以、亦之に出る。延曆、弘仁の際、王師討伐、夷賊を征服して、大海（津輕海峽）を究む、而も岩手、閉伊以北、及び津輕の地は、猶化外に置かる。其岩手、閉伊、及び津輕等の、後世陸奥の域内に定められし事情は、各國郡下に注出す。

陸奥（ミチノク・ムツ） 今專青森縣治の國名とすれど、もと白河、菊多以北の數十郡を總稱せり。明治元年十二月、陸奥を分ち、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國となさる。されば、今の青森縣陸奥は、陸前、陸中、の唱呼に準據して、リクオクと曰ひ、古のミチノクムツ等と呼べる者に分つべきがごとし。

（奥道）

陸奥、又道奥につくる、和名抄、三知乃於久と注し、東海、東山の國々（古史に東方十二道などいふもの）の奥なれば、其名起る。ミチノクとは、其約なり。中古以來、或はミチノクニと云ふ、蓋ミチノクノ國の中略なり。されど、又ムツと唱ふる者、其故を詳にせず、或は解いて、ミチの再轉かといへど、ミチとのみ呼べる證例なければムツと承くる理由はなし。

古事記傳云、道奥は、萬葉に美知能久と見ゆ、能に於の韻ある故に、自於は省かるるなり、奥とは口に對へ云稱にて、道前、道後の後に同じ、陸奥國にても、黑川郡より北を殊に奥郡といへること、大同五年官符に見えたり。○新篇常陸國志云、道奥とは、東海の道の奥なり、國造本紀に、道奥菊多國とあるが根本ならん、常陸風土記と續日本紀とを合考ふるに、石城菊多の二郡、もと多珂郡の内なりしを、天智天武持統三代の間に、石城郡を割て陸奥に屬し、元正の養老二年、又菊多郡を割て陸奥に屬せられしこと顯然なり、されど、國造本紀の記す所も、亦其據なきにあらず。○道奥石城國は、古事記に見え、又道尻岐閇國と云ふも、同書に在る如し。道尻は道奥と同義にして、又此地方を指せり、石城國幷びに道尻岐閇國に合考すべし。

（尻道）

陸奥往來歌〔萬葉〕

筑紫なるにほふ見ゆゑに美知能久の可登利乎登女のゆひしひもとく。

むつの國

いつかおいむつのくむ蘆を見る程は難波の浦も名のみとぞ思ふ。〔人麿家集〕

小野の千古が、みちのくにの介にてまかりける時母のよめる、

たらちねのおやのまもりとあひそふて心はかりは關なととめそ。〔古今集〕

昔男、すすろにみちの國までまとひいにけり、京に思ふ人にいひやる、

浪間より見ゆる小島の濱ひさし久しくなりぬ君をあひ見て。〔伊勢物語〕

村岡氏和名抄國郡鄕箋注云、按、古事記神武段、作道奥、齊明紀、國造本紀同、其地僻在東海東山兩道北隅、故名之、萬葉集、古今集作美知能久、可知於字淺人所益、或單稱美知國、見源重之集、淸輔奥儀抄、後曰无都、聲之轉也、无都始見柿本人麻呂集、今之稱謂同之、明人譯爲謀收、亦通。○古事記傳云、陸奥の陸といふ字をミチとよみ、數の六に此字借用ることなるを、國名の美知を、牟都と訛れるも、是よりぞまぎれつらむ。

（國陸）

○和名抄國郡考證云、人丸集にムツとよめるあれば、美知乃お久のおを省きて、ミチノクといふ、其ノクを略きてミチといへるを、又ミをムに通はし、チをツに通はして、ムツとなりたるなり。

（國奥）

類聚名物考云、うちまかせて奥といふは、東山道陸奥にて、東海道、北陸道よりも、ともに行道の奥なれば、しかいふ事なれども、また西の國にても、大隅、薩摩は行盡す道の奥なれば、さも云し事、檜垣女の集に見えたり、ことわり有る事なり。

陸奥、古人或は修して陸州と云ひ、又奥州といふ。中古

(陸州)(奥州)

以來には、専奥州と呼び、雅俗共に通じたり。近世、或は東奥に作るも、文人の稱謂に過ぎず。

下野國志云、弘法大師正傳卷二に、陸奥國の徳一僧都に贈るとある書に、陸州、徳一菩薩法前、謹空とあり。

贈野陸州歌〔性靈集〕　空海

日本麗域三百州、就中陸奥最難柔、天皇赫怒幾按劍、相將幄中爭馳謀、往帝伐、今上憂、時々牧守不能制、自古將軍悉啾々、毛人羽人接境界、猛虎豺狼處々鳩、老鵶目、猪皮裘、髻中插着骨毒箭、手上每執刀與矛、不田不衣逐麋鹿、靡晦靡明山谷遊、羅刹流、非人儔、時々來往人村里、殺食千萬人與牛、走馬弄刀如電擊、彎弓飛箭誰敢囚、苦哉邊人每被毒、歲々年々常奥愁、我皇爲世出能鑒、亦杳焉□□□、千人萬人擧不應、唯君一箇帝心抽、山河氣、五百賢、允文允武得自天、九流三略肚裡吞、鵰翼一搏睨此境、毛人面縛側城邊、凶兵蘊庫待冶鑄、利劍滿胸幾許千、不戰不征自無敵、或男或女保天年、昔聞嫣帝干舞術、今見野公略無匹、京邑梅花先春開、京城楊柳茂春日、邊城遲緩無春蘂、邊壘早冬無茂實、高天雖高聽必卑、況乎鶴響九皐出、莫愁久往風塵裡、聖主必封萬戶秩、

(日高見國)

上世蝦夷の道奥國蟠踞にあたり、崇神帝朝に大彥命（阿倍氏祖）越國より相津（會津）に入りたまふ。景行帝朝に、武內宿禰の巡察、幷に日本武尊の征討あり、夷地日高見國の名あり。今の水名北上といふもの、即日高見の遺稱にして、常陸（日高見路）の州名、又合考すべし。

釋日本紀云、天書第六曰、景行二十七年、春二月、行巡察將軍武內宿禰、殉海陸來、奏曰、日高見者、所謂天府也、其地沃壤、其賦上々、今與倭接壤、獨擅山東之利、尅身割面、被裘髻髮、自稱蝦夷。○村岡氏又云、按、本州上世稱日高見國、蝦夷雜處、盖以荒服待之、崇神十年、置四道將軍、遣大彥命於北陸、武渟川命於東海、二將進軍、相逢會津、本州地名始見、景行二十五年、命武內宿禰、巡察東北諸國、歸奏曰、東夷有日高見國、男女椎髻文身、禀性勇悍、土沃疆曠、可擊而取也、四十年、東夷叛、詔日本武尊、討之、帝手授斧鉞曰、朕聞、東夷强暴、凌犯爲事、邑無首長、互相盜略、邪神姦鬼、播害人民、而蝦夷最强、冬穴夏巢、衣毛茹血、登山如禽、行草如獸、承恩則忘、見仇必報、插箭頭髻、藏刀衣中、聚黨類而侵邊界、伺農桑以略人民、擊則隱草、追則入山、往古以來、未沾王化、汝其深謀遠慮、視之以威、懷之以德、不煩兵甲、自令臣順、武尊奏曰、臣賴神祇之靈、藉天皇之威、往臨賊境、宣以德敎、猶有不伏、擧兵擊之、遂歷駿河相模、從上總轉入陸奥、至蝦夷境、夷酋島津神國津神等、遙望王船、驚怖震慴、皆投弓矢、面縛請罪、夷地悉平、因俘其酋師、以自從之、自日高見國、歷常陸而凱旋焉、朝廷經略本州、昉乎此、五十六年、蝦夷又叛、東山道都督御諸別王、發兵擊之、夷酋叩頭服罪、盡獻其地、因免其降者、而誅不伏、是以東方久無事焉、其子奈良別、拜毛野國造、有鎭夷之功、與大彥命裔、繁衍陸奥、因地賜氏者多。

○日高見の說は、陸中の北上川、桃生郡日高見神社等に參稽すべし。景行紀に「東夷多叛、邊境騷動、日本武尊、從上總轉入陸奥國、從海路廻於葦浦、橫渡玉浦、至蝦夷境、蝦夷賊首島津神國津神等、屯於竹水門、而欲拒、怖其威勢、仍面縛服罪、蝦夷既平、自日高見國還、西南歷常陸、至甲斐」云々とあるを、常陸風土記に「倭武天皇、巡狩天下、征平海北、當是經過此國」とも叙せり。海北とは、常陸よりさして北方の海國なればならんが、謂ふ所の竹水門とは、後の宮城郡多賀國府の港灣にあたり、松島、鹽竈の地歟、形勢契合す。惟ふに、武內、倭武の巡行征伐、結局し來りて、如何なる成蹟を呈せるにや、之を成務朝の國造配置に考へん。

夫の帝の施措、専遺業完成の務に在り、海邊筋は、道口岐閉の塞外に、菊多、石城二國を置き、苦麻道後の彼方に、染羽、伊具、浮田の三國を置き、阿福麻渡に至るを見る、山道筋は、白河、石背、阿尺、信夫（會津は國造本紀に脱漏す）等の四國を置き、厚樫山に及ぶ。即知る、倭武は常陸以北に開拓し、山道をも定めたまへるを。而て阿福麻の河北、宮城の平野は、部落荒服の邊土として、なほ放棄の狀なりしを知る。仁德の朝に、蝦夷復叛き、毛野君田道之を擊ら、伊寺水門に敗死す、伊寺の地詳ならず。

伊寺は、一說、常陸多珂郡伊師に擬せられ、又本州牡鹿郡石卷に擬せられ、或は上總國伊灊郡に擬せらる。

國郡沿革考云、大化國郡制定の時、始て道奥國を置き、後陸奥と改む、蓋賀美、志太以南、十餘郡を管す。

按、此時國境何地に在りしや、又幾郡あるを詳にせずと雖、賀美郡は當時蓋極北の地にあるべし、何となれば、凡郡鄕に賀美と稱する地、必其國郡の一隅に在て、一も中間に在るなし（例ば武藏の賀美郡は其西北隅にあり）又其後置郡の次第を考ふるに、皆賀美より以北に在り、是亦其極北の境たるを證すべきなり、最上は賀美を置く後、之を置賜の北に建る故、此稱ありしならん。

養老二年、石城、標葉、行方、宇太、曰理、及び常陸の菊多、合六郡を割て、石城國を置き、白河、石背、會津、安積、信夫五郡を割て、石背國を置く。此時陸奥の管する所、盖、柴田、名取、宮城、志太、黑川、賀美、玉造七郡なるべし。

養老二年五月、割陸奥國（通行本、作常陸、今從古寫本）之石城、標葉、行方、宇太、曰理、菊多六郡、置石城國、割白河、石背、會津、安積、信夫五郡、置石背國、割常陸國多珂郡之鄕二百一十烟、名曰菊多郡、

屬石城國、(原本作石背、今據上文改之)按、此時陸奥の管する所、幾郡なるを詳にせず、今前後置郡の次第に因て、之を推し七郡となす、五年十月、柴田郡を分て刈田郡を置き、八郡となる。

神龜中、石城、石背二國を廢し、陸奥に併せ、共に十九郡あり。天平中に遠田、小田、色麻、富田、長岡、新田、讃馬、登米、牡鹿の八郡を加へ、共に二十八郡なり。神護景雲元年、栗原郡を置かれ、桃生郡も此末年に建ちしならん、共に三十郡。延曆四年、多賀、階上二郡を置き、共に三十二郡なり。

延曆四年、陸奥按察使鎭守將軍、大伴宿禰家持等言、名取以南一十四郡、僻在山海、去塞懸遠、屬有徵發、不會機急、由是、權置多賀階上二郡、募集百姓、足人兵於國府、設防禦於東西、誠是預備不虞、推鋒萬里者也、但以徒有開設之名、未任統領之人、百姓顧望、無所係心、望請建爲眞郡、備置官員、然則民知統攝之歸、賊絕窺窬之望、許之。按、名取以南十四郡は、故の石城、石背の十一郡、及び名取、柴田、刈田、三郡なり。十八年、富田郡を色麻郡に併せ、讃馬郡を新田郡に併せ、登米郡を小田郡に併す、此三郡を省て、共に二十九郡なり。多賀、階上二郡を廢するも、亦延曆の末にあるべし、乃共に二十七郡となす、皆栗原以南の地なり。

按、富田、讃馬、登米、三郡皆狹少なる故、之を合併するなり、因て、多賀、階上二郡の廢するも、亦此前後にあるを知る、但、後紀殘闕せるを以て、其何年にあるを詳にせず。

二十一年、膽澤城を築き、尋て建て郡と爲す、磐井、江刺二郡の置かるるも、蓋此前後にあるべし、又登米郡を復置し、氣仙郡を新建し、合て三十二郡なり。弘仁二年、和我、稗縫、斯波、三郡を置く。

按、和我、稗縫、斯波の三郡、延喜式、和名抄、共に載せず、蓋權置の郡なるべし、岩手郡も大和物語に見ゆ。

耶麻を會津より割き、伊具を日理より割かれしも、此頃とす、共に三十四郡。延喜六年、安積より安達を分ち、是に於て三十五郡となる、即式所載の數なり。和名抄は、大沼郡(會津の分郡)を加へ、又國郡部注する所の分郡、高野(白河)伊達(信夫)河沼(會津)を合せて、三十九郡なり、是れ延長以後分置する所ならん。當時岩手以北、猶之を棄てて夷地とす。永承中、安倍賴良、膽澤、和賀、江刺、志波、稗拔、岩手六郡に據り、王命を用ゐず、源賴義をして之を討せしむ。賴良誅に伏し、其子貞任、猶官軍に抗す。康平五年、賴義、貞任を誅して、六郡を收復す。此時、和賀、稗拔、斯波、岩手四郡、蓋眞郡に列せしなるべし、共に四十三郡なり。

東鑑(文治五年九月條)淸衡、繼父武貞卒去後、傳領奥六郡(伊澤、和賀、江刺、稗拔、志波、岩手)去康保年中、移江刺郡豐田舘、於岩井郡平泉、爲宿館、云云。

按、此奥六郡、即安倍氏の據る所なり。

拾芥抄、三十六郡を載せ、延喜式所載の外、高野を加ふ、且和我、蘇縫(稗縫の誤)斯波、磐手四郡を載て、奥四郡不入と注せり。

文治五年、源賴朝奥州征伐の時、岩崎(磐城より分つ)葛岡(玉造より分つ)糠部、津輕等の郡名ありて、閉伊の名も古記に出たれば、此時始て外濱に至る迄の全部を收めし歟。此五郡、及び本吉、楢葉二郡、共に七郡を、前四十三郡に加へて、五十郡となす。是れ賴朝陸奥を收復せる日、現在せる郡數なる可し、而も鎌倉の時、陸奥五十四郡と稱す。

平家物語(阿古屋松條)曰、陸奥六十六郡なりしを、十二郡を割て、出羽國に在り、云々。太平記(顯家卿上洛條)曰、奥州五十四郡の勢共、多分馳付て、程なく十萬餘騎に成けり、又(奥州下向勢逢難風條)曰、結城入道道忠の奏言に、奥州五十四郡、恰も日本半國に及べり、云々。

蓋此五十郡の外、石川(白川分郡)田村(安積分郡)の二郡を加へて、五十二郡を得たり、猶二郡を闕く。諸書を捜索するに、海上、鹿角二郡の外、之に充つべきものなし、其建置を詳にせずと雖、今姑く之を加へて、五十四郡と做すべし。

按、五十四郡の名目、始めて節用集(南部林宗二著)に出づ、然れども古書に見ざる所の奇僻の名ありて、(郡栽、大名門の類)且重複誤寫するものあり、蓋强て五十四郡の數に充るものにして、信するに足らず。新井君美、五十四郡考の著ありと雖、譌謬尠からず、(其「新田今併賀美、小田併牡鹿、田村古高野也」等の類)且終に五十四郡の地を的稱する克はず。繼て之を論ずる者、皆節用集の名目に泥み、一も明確の説を得るものなし。今乃舊記に依り、古今諸郡の存廢沿革を考へ、以て五十四郡を定むる上文の如し。

南北朝爭亂以後、諸族一隅に割據して、封内各私稱の郡あり、是に於て葛西七郡、(松浦、岩井、高倉、竹駒、門岡、寺池、及牡鹿)

郡鄕考、引葛西記云、膽澤號松浦郡、西岩井東山流號岩井郡、一迫二迫三迫號高倉郡、氣仙本吉號竹駒郡、江刺號門岡郡、登米佐沼號寺池郡、乃爲六郡、按、牡鹿桃生、盍一郡として共に七郡なり。

大崎五郡(玉造、賀美、志太、遠田、栗原五郡なり、新田、色麻、長岡、小田、葛岡五郡を廢す)會津六郡(大沼、河沼、山郡、猪苗代、稻川、南山)津輕六郡(田舍、平賀、花輪、眞野、奥法、江流間)及び安達に鹽松、二本松の稱あり、名稱紊亂して、全國幾郡たるを定むる能はず。天正の末、豐臣秀吉東征して陸奥の地を平らげ、

文祿中撿地して諸郡を定む、盡五十四郡となす。會津六郡(大沼、河沼、山郡、猪苗代、稲川、南山)海道七郡(菊田、岩城、岩崎、楢葉、標葉、行方、宇多)山道八郡(白河、高野、石川、岩瀬、安積、田村、二本松、鹽松)及び伊達、信夫、刈田三郡、仙臺領十九(柴田、伊具、亘理、名取、宮城、黒川、賀美、玉造、栗原、志田、遠田、登米、牡鹿、桃生、本吉、氣仙、磐井、江刺、伊澤)南部十郡(和賀、稗貫、紫波、岩手、閉伊、二戸、三戸、九戸、鹿角、北郡)津輕一郡是なり。文祿撿地、郡名未だ之を見ず、今諸族所領の郡名、及び正保圖に依て之を推考す。

正保圖、二本松鹽松二郡を復舊して安達郡となし、自餘之に依り、共に五十三郡となす。寛文中、會津四郡(會津、大沼、耶麻、河沼)に復舊し、高野、白河を併せ、郡名の謬を正す、(菊田を菊多、伊澤を膽澤に作るの類)乃五十郡となす。元祿の時、舊高野郡を白川に改め、以て白河に別ち、共に五十一郡となす。天保圖之に從ひ、昭代亦之に仍れり。(以上)

北海道志云、近世、松前に冠するに奥州の二字を以てす、明治六年、開拓使告示を出して之を禁ず、然るに其由來遠し、說者曰、天正十八年、松前慶廣が欵を豊臣氏に納れ内附するの時に始ると。○按、陸奥は、其南境の地、治化の夙く及ぼしゝは、形勢の然らしむる所、養老二年、石城石背の二國を此に建てられしも、情理灼然たり。而も、神龜元年に至り、二國を停め、陸奥に併せ、是より鎭所と國府、并びに軍事民政を視、人兵を足らすを務め、治法他の國郡に殊異す。蓋邊境の習俗關塞の内と雖、猶自餘の地に同じからざればなり。延曆、弘仁の勸討、夷種悉く服したりと雖、岩手以北は郡鄕の制を布かず、荒服の地、唯漠然之を陸奥の方域に屬せしめられしのみ。鎌倉幕府の起るや、武家の統治は、遍く外濱に至り、民夷共に厚く其威令に就く。而も、府國の故政既に破れ、王朝の典制復繼承する所なし。是よりのち、陸奥の名は、視て我邦北方の汎稱と爲され、閉伊を納れ、津輕を收め、遂に海を踰えて松前(古の越洲、又渡島)をも陸奥國の下に攝取することとなれり、方域の歷世擴大に赴けること想ふべし。息軒の「蓋上古以來、蝦夷竊據奥地、征伐屯戍、率無虚歲、而北地未盡入版圖、其民困乎徭役、故特闢南境、以綏民力、及驅之海外、則王室紀綱漸弛、不復別置國以分其勢、因循姑息、以至今日、故海内之州、莫大於奥、而背叛之賊、亦莫多於奥、今則封建爲治、列國森然、州之大小、固無以關於治亂、然求之情理、竟有不釋然者焉、予愚而寡聞、不能詳言其義、姑開其緒、以質後人云」と說かれし、「天保壬寅紀行」亦此間に看取せるなり。

磐城國

磐城國 古奥州の南偏にして、岩背國と相表裡し、其東海岸にあたる。故に東海道、又濱海道の稱あり、即阿武隈山系東面の地なり。而も近時の國郡界、白河(東西)石川、田村、并びに刈田、伊具等をも磐城の域内とし、山道(阿武隈山系の西面)と相混雜す。本篇は、此に慮る所ありて、石城、双葉、相馬の三郡をのみ、磐城國の下に係け、白河、石川、田村は岩代國へ、亘理、刈田、伊具は陸前國へ移す。

明治元年十二月、磐城國の號を建てられ、白河、白川、石川、田村、菊多、磐前、磐城、楢葉、標葉、行方、宇多、伊達、亘理の十三郡之に屬す。而も、其分屬甚地理に背く所あるを以て、二年十二月に至り、伊達を岩代國へ隸せしめしも、更に刈田、伊具を岩代國より割きて、磐城國へ屬せしむ。此出入も、形勢の自然に失へること、舊の如し。亘理は形勢海道に屬するを以て、之を本國内とするは妨なし、而も、近世、伊具、刈田と共に仙臺藩封に入れり、故に法俗上、之を宮城縣治に由らしむる、亦便宜多しとす。本篇は、是等の情實に顧み、菊多より宇多に至る(今三郡、舊七郡)海道のみを以て、磐城の國號の下に係く。

(石城國)

磐城は、又石城に作り、上古夙に國造あり、其地日高見國の往來必由の所なれば、或ば常陸の汎名の下に攝せられしことあり。而も、石城の大國造の下に、道口岐閇、高、菊多、石城、道後岐閇等の小國造を總べ、華夷中外の關門を扼したり。古事記に、

神八井耳命者、道奥石城國造之祖也、

と載せしは、總國造にして、古事記の道尻岐閇國造、國造本紀の石城國、高國、菊多國、道口岐閇國等は、其小國造なり。又常陸風土記に、

斯我高穴穗宮、大八洲照臨天皇(成務)之世、以建御狹日命、任多珂國造時、以久慈堺之助河、爲道前、石城郡苦麻之村、爲道後、其後至難波長柄豐崎大宮臨軒天皇(孝德)之世、癸丑年、多珂國造石城直美夜部、石城評造部志許赤等、請申惣領高向大夫、以所部遠隔往來不便、分置多珂石城二郡、石城郡今存陸奥國堺内、

とあるに據り、古の石城の大國は、助河を道口とし、苦麻を道後とし、或は常陸の泛稱の下に兼攝せられし狀を想ふべし。孝德帝國郡制置の時、菊多以南は常陸國と爲り石城は降りて陸奥國の一郡と爲す。養老二年に至り、陸奥の五郡、及び常陸の一郡を合せ、更に石城國を建てら

ろ。

國郡沿革考云、養老二年五月、割陸奥國（通行本、作常陸、今從古寫本）之石城、標葉、行方、宇太、日理、菊多六郡「置石城國、割常陸國多珂郡之郷二百一十烟、名曰菊多郡、屬石城國（原本作石背、今據上改之）後十年許にして、石城、石背の國號を停められ、諸郡皆陸奥の舊管に歸す、神龜元年の事歟。

此二國の廢する、國史に見えず「神龜五年四月、陸奥國請新置白河軍團、許之」とあるに據れば、當時已に廢したるを知るべし。分國より此に至りて十年なり。或は曰ふ、廢國は當に神龜元年、多賀に鎭守府を置かれ、府國并びに事を行ふ時に在るべしと、神龜元年、府國幷行事の證文は、職原抄に見えたり。

中古に至り、海道、又東海道の稱あり、常陸多珂郡より入り、逢隈の渡（日理郡）に至る間を曰へり。

海道の稱は、其日高見國往來の由る所なれば也、殊に養老三年紀に「閏七月、石城國始置驛家一十處」と見え、菊多劉（勿來關）より、逢隈渡に至る十驛を要せしを知る。然るに、弘仁二年紀に「四月、廢陸奥海道十驛、更於通常陸道、置長有、高野二驛」とありて、弘仁に至り、石城海道の官驛を停められ、常陸國より山道（白河關より入る者）に通ふことと爲る。されど、海道の實は亡びず、東鑑に、文治五年七月、源頼朝奥州征伐の時、

東海道大將軍、千葉介常胤、八田右衛門尉知家、各相具一族等、幷常陸下總國兩國勇士等、經宇太、行方、廻岩城、岩崎、渡遇隈河、湊可參會也、北陸道、相催上野國高山、小林、大胡、左貫等住人、自越後國、出羽國、念種關可遂合戰、二品者、大手、自中路、可有御下向、先陣可爲畠山次郎重忠之由、召仰之、

此に大手の中路とは、即山道にして、阿武山系の西面なる縱谷を指す。

海道四郡と云ふは、近世、專岩城領に唱へられ、菊多、磐前、（岩崎）岩城、楢葉を指す。されど、岩城諸系圖には、海道成衡の五子、楢葉、岩城、岩崎、標葉、行方、各一郡を領知すと爲せば、海道五郡の稱もありしならん。相馬系圖に、觀應二年、親胤が海道守護職に任せしを引きて、海道四郡と爲せば、亘理、宇太、行方、及び岩城（標葉以南の五郡）を指すにも似たり。行方は、初め岩城平氏の占有に係りたれど、相馬氏後之に代る。蓋、中世以降の海道は、岩城、相馬の兩平氏の、相馳逐上下せるの處也。

新篇常陸國志云、後三年合戰繪詞、淸原氏系圖等に、海道小太郎成衡と云ふ人あり、岩城、岩崎邊の著姓なり、海道四郡と云へることは、旅宿問答、鎌倉大草紙等に見えたり、又白河結城文書には、東海道宇多庄など云ふもの、往々出たり。

五郡一揆之事（相馬文書）

右條者、就大小事、堅相互見繼、被見繼可申候、於公方之事者、五郡以談合之儀、致沙汰、私所務相論者、任理非、可有其沙汰候、若此條僞申候者、八幡大菩薩、御罸於可罷蒙候、仍契□狀如件、

應永十七年二月晦日　標葉　楢葉　□□　北□
松□　相馬　諸根　好島
白土　岩城

（按、此に北□、松□、諸根あるは、他に徵すべからず）

阿武隈山

近時、地學者の阿武隈山系と呼ぶものにして、磐城國の西嶺一帶の汎名とす。其脉は、常陸多珂郡に起り、北に延び、亘理郡（陸前）に盡く、其南偏諸所に煤炭を出す、常磐炭坑と稱す、又鐵坑あり。

地學雜誌云、阿武隈山系は、延長四十里に亘り、幅十二三里の廣さに及べど、非常の高峰なし、大瀧根矢大臣山は最高頂と稱せらるるも、一千百三十餘米突のみ、故に高原性の山地と謂ふべし、此山地は、地學上の一舊地にして、片麻岩に成り、各種の成層岩散布し、其最十分に露出せるは、平より三春に至る地獄通の、小野新町の邊とす。

石城郡

石城郡

舊奥州濱海道の南偏にして、其南限は常陸多賀郡、西限は白河郡、北限は雙葉（楢葉）郡に至り、東は洋海なり。阿武隈山系は、郡の西堺を爲し、鮫川、瀧尻川、夏井川の諸水、皆西嶺に發して東流す。水流の海に歸するの邊に各小平夷ありて、夏井川の下游最廣し、而も約二三里の間のみ。今、面積六十五方里、四十町村、人口十二萬、平町に治む。

石城は、磐城の改作なれど、明治二十九年、磐前、菊田の二郡を合併するの際に、之を定めらる。或は、岩城、岩木に作れる者あり。近古に、岩城四郡といへるは、上の三郡に、楢葉を加へたるを云ふ。應永中、岩城氏の中興以後、四郡の地を本據とし、南は常州を浸漸し、北は相馬氏と抗爭し、一大藩國たり、天正中に至り衰へ、佐竹氏の子を以て、家名を承けしめ、仍て佐竹の屬隷たり。慶長七年、佐竹氏と共に、羽州へ轉封し、後絶家す。江戸幕府の時、數氏に分封し、又代官所ありしと雖、岩城氏の故墟平を以て、四郡の都邑に推せり。

新篇常陸國志云、天正十九年檢地、楢葉郡一萬千餘石、

石城郡一萬六千餘石、岩崎郡三萬四千石、菊田郡二萬八千石、多賀郡二萬五千石、合十一萬五千石、即岩城氏の全封なり。○葛山氏磐城風土記云、寛文九年、岩城四郡村數二百四十三、田一萬七百町、戸一萬五千、人口九萬三千、馬一萬、牛二百餘、七分四郡、而磐城居其一焉、菊多居其一半焉、十分其四郡之半、而楢葉居其六焉、磐前居其四焉。

和名抄に「陸奥國磐城郡、十二郷、伊波岐」と注す。初め國造あり、國造本紀に「石城國造、志賀高穴穗朝御世、以建許呂命定賜國造」と載する是なり。孝德帝大化改新の際、建てて郡と爲さる。養老二年、石城國を置かるるや、本郡之に屬す、幾年ならずして國名を停めらる。

神護景雲三年、陸奥國磐城郡人、外正六位上丈部山際、賜姓於保磐城臣。延暦十年、授外從七位下丈部善理、外從五位下、善理陸奥國磐城郡人也、八年、從官軍至膽澤、率師渡河、官軍失利、奮而戰死、故有此贈焉。承和七年、陸奥國磐城郡大領、磐城臣雄公、居職以來、勤修大橋廿四所、溝池堰廿六所、官舍正倉一百九十宇。十一年、磐城臣雄公、戸口廿四人、磐城臣貞道、戸口十人、磐城臣弟成戸口四人、磐城臣秋正戸口三人、幷賜姓阿倍磐城臣。嘉祥元年、磐城國擬少毅、陸奥丈部臣繼島、賜姓阿倍陸奥臣、是大彦之後也。（磐城臣に於保と、阿倍の二流の幷び遺れるを見るべし、又天津彦根の裔あり）

平安朝の季世に及び、磐城を分ち、其南に磐前郡を置き、北に楢葉郡を置かる。和名抄、磐城、荒川、飯野、小高、片依、玉造の六郷は、猶磐城の郡號を負へり。近古に至り、磐城、磐前の郡界移動し、沿革して近時の形狀を呈し、明治二十九年に至り、磐前、菊田の二郡を併せたれど、楢葉は離立す。

黑崎氏常陸紀行云、古の石城、石背の國勢を想ふに、石城は今の海道にして東なり、石背は山道にして西なり、石城を表面とし、石背を背後とする意歟、山陽山陰と云ふと同意なるべし。○郷名同唱考云、鍋田三善の磐城志に、石城とは石の脇の義なるべし、前に岩前（イハガサキ）郡あり、後に石背郡ありといへり、又、地勢、西南皆高山重疊して、恰も屏墻の如くなるによりて起りしならむともいへり、古の石城國造は、天津彦根命の裔にて、周防國造と同祖なり、同國熊毛郡に石城神社あるは、いと由あり、天津彦根命を祭れるものなるべし。

○今按、石城は石木の義歟、古人此地に石炭を出せるを見て、名つけたるにあらずや、磐城志には、又湯涌（ユワキ）の解あり。

中古以來地方に盤據せる、岩城平氏の家系不明多し、仁科岩城系圖（彰考館系圖纂）に、出羽城介鎭守府將軍平維茂の子、安忠、（菊田出羽權守と注す）其子二郎大夫則道を家祖とす。（磐城郷高久を合考せよ）而も岩城略記、磐城古代記等には、安忠の五世孫を、次郎大夫則道と云ひ、海道小太郎成衡と相誤る。尊卑分脈には、全く岩城平氏を鈌き、合考に由なし。中山平四は考定して、成衡を則道の同胞と爲し、仁科岩城系圖に國魂系圖を合援す。

菊多（キクタ）郡

近世は菊田にも作り、奥州海道諸郡の最南端に居り、常陸多珂郡と相隣れり。明治二十九年、石城郡へ合併す。其地は鮫川流域に屬し、狹少の田野は、東海濱に之を見るのみ、西方は亂山重疊、白河郡に連なれり。

和名抄、菊多郡、五郷、木久多と注す。中世には、菊田庄あり、郡内の墾田、及び磐城郡の湯、竃二郷の地をも兼併せる也。されば、近世も釜戸、泉（和名抄、磐城郡蒲津郷）等の諸村は、菊多郡管なりき。岩城氏族の盛大なりし時、菊田、岩間、酒井の諸家は、其門族たり。（平維茂の子、安忠を、菊田權守と稱し、其子則道は、即海道岩城の祖なり）○菊田庄は、其創始を知らず、佐竹系圖に「六條脩理大夫顯季卿、在由緒、東國菊田庄、義光被進」と云ひ、十訓抄に、

（菊田郡）

顯季卿、あづまの方に知行の所有けり、館の三郎義光、（源義家の季弟）妨げ爭ひてけり、大夫の理有ければ、院に申給、（中略）聞召て、申所はいはれたれども、朕思は、彼を避りて義光に取らせよかし、義光は彼に命を懸たる由申、彼が最をしきに非ず、顯季がいとをしき也、義光は夷の樣なる、心もなき者也、安からず思はんまゝに、如何なる災をもせんと思立れば、己が爲にゆゆしき大事には非ずや、云々。

此事、古事談にも載せたり、蓋院御領にして、顯季、義光は地頭職を知行したるならん。後宇多院御領目錄にも、陸奥國菊多庄を收めらる、地頭知れず。岩城の諸族は、庄の下司給人にして、或は開發本主の餘流が。小山文書に「菊田庄、加湯竃郷定」とある嫡子所領目錄は、元弘建武の比の劵證なるべし。何の時よりか、彼家に、地頭職を賜る。延元二年、小山駿河守、菊田庄に據り、南方の軍に應ずる事、瀧尻の條に見ゆ、其後は小山氏之を失ひ、結城（白河）氏代り、遂に全郡岩城氏の占有に歸せる如し。

關城繹史云、興國元年正月、宗玄與結城親朝陸奥菊田莊、以趣出兵援小田、菊田莊、舊所籍沒小山朝郷地者。

〔白河文書〕

菊多は、養老二年に、常陸國多珂郡の五郷、二百一十烟を割きて、一郡に建てられしに出づ。其事、已に石城郡の下に見ゆ。而も、國造本紀に、

道奥菊多（ククタ）國造、輕島豊明朝（應神）御世、以建許呂命兒、屋主乃禰、定賜國造、

と載す、疑惑なき能はず。蓋、多珂、石城及び菊多の地は、上古に在りて、總名高國、又は石城國と云ひ、分別

（菊多國）

して之を云へば、其南邊に道口岐閇あり、北邊に道尻岐閇あり、其間に多珂、菊多、石城の小國が挾みしならん、されど、本紀に高國、道與菊多國、道口岐閇國、石城國ある者は、其小國造にして、古事記、道尻岐閇國も小國造なり　是等の小國造は、皆天穗日命後裔と、出雲神族日の裔孫なるに、他に神八井耳命ノ裔孫の石城國造、菊れるあり、即總國造なりと語らる。孝德帝の改治に、菊多の小國は、且停あられて、多珂郡へ併せられ、後又割きて一郡に建てらる、養老の改置是なり。（國造本紀考云、石城國、ものに見えず、乃國は茨城國造族、筑紫刀禰とあるに據らば、刀禰は、又足彌などの義にやあらむ。（地理志料云、按、和名抄菊多郡、訓久久多、上總菊間郡、訓久久萬、此云玖久、從後之俗謂也、續紀曰史、天長九年、陸奥人、湯坐菊多臣磐足、借外從五位下、貞觀十一年紀、菊多郡人、丈部〓麻呂等三十一人、賜姓湯坐菊多臣、按姓氏錄、額田部湯坐連、出本國造同系、故復其姓也。

九面

又九浦に作る、本國郡の極南界にして、常陸多珂郡平潟、關本の二村に接するも、其間に小嶺ありて、自然界を成す、古の山常の寨柵たりし、勿來山是なり

九浦

今鐵道は九浦の西北、關田に停車し、驛名を勿來と云ふ、（窪田村の管內なり）平へ十六哩、關本へ三哩。

九浦は松川磯とも呼ばれ、平潟港の北西に隣れる小巷なるが、港內狹隘、且危礁あるを以て入泊の船なし。

〔奥羽觀蹟聞老志云、九面濱、名古曾關由東濱、多文貝細石、設漁池可愛、西行法師有詠風、日、

九面や浪打寄せて道もなしここたなこその關といふらむ。常陸府圖志、この詠を、[illegible]集に、岩城左京の時の作とす

（勿來）

息軒東遊記　天保壬寅紀行云、勿來關、東常之界也、蓋鎭守東征、過此詠櫻花、以寓敵寇之意、以故其名尤顯、原縣館據、今猶古關址、下在一百步之海、海出巨石、乃亦昔舍舊守之歟乎、予嘗抵平安之時、[illegible]町、取小路、華清南左、行須賀半里、遂一有門、又行三百步、道窮入穴、乃洞道也、長三十步、石疊二丈、潜出其壁、目九面浦、漁民僅居五六十戸、其又得一洞、高廣如前、前長四十丈、東目有窟、思功於安永甲午九月、己卯四年六月、此地有石窟門、南ハ大十餘、不知字鑿在何年、門其未既久矣、今其上建洋、思京史門左里數、豈其古亭名乎、[illegible]常陸都崎者云、勿來關址、小野宮集に、みるめかるあまのゆきゝのみなとぢに、なこその關もわれすゑなくに　と見えたるなど、枕草紙に、よしよしの關こそ、いかに思ひかへしたるならん、いとしらまほしけれ、それをなこその關といふにやあらむ、とあるを、春曙抄に、[illegible]の關とあり、よしなよしなの關も一名に假たれど、たしかならずと注せり、是の關、一名菊多關なり、按、判官物語云、いたちの關と、みちのくにとのさかひ、きんたの關と申す、古來節用集云、菊多關、見于源氏土俗傳、源氏細書云、奥州菊多郡の關なり、俗くきたの關といふ、二國の界なれども、陸奥の守る所なる故に、此國に屬せり、三代實錄、貞觀八年正月、鹿島神宮司言、嘉祥元年、請菊多關（常陸移牒）、奉幣向彼、陸奥國不聽鹿島神子向所陸奥國、往古例、不聽入關、宮司言於關外河邊、奉幣向奉」と云ふに據て、當昔の前より關ありしなり、此文此關とはなけれど、其國に入るは必關を踰ゆれば、此關も自其內にあり、或は古昔は波濤なるべしと、名越、名古曾と云ふ地名國に多し、大かたは波越の義なり、こゝの小町が詠も其意なり、古は此關海邊にありしを、後山間へ移せるにや、或曰、神代卷「自此以還、當不敢來」云、古訓「いなつなこそ」と讀に同じ、蝦夷等は此方へなこそといふ也、是又一說なり、續紀、神龜元年に、陸奥海道の蝦夷反きて、大掾佐伯兒屋麻呂を殺し、常陸の百姓、陸奥に[illegible]せられしは、關を出て侵掠せし故なり、この關の故事は、萬葉集陸奥の歌の事に著れて、詩歌にも多くたり、後三年記、東鑑に據ば、義家陸奥守となり任に赴けるは、永保三年九月なり、百練鈔に據ば、任を去たるは寛治三年三月なり、されば此關を踰たるは前京の時の事なり、奥羽觀蹟聞老志「此地往昔多植櫻、在十年前、[illegible]、猶後留井主、內藤左京亮義泰、植于[illegible]、今存稀三十餘株」と記せども、今は又古木其株を存せるに過ぎず、今の新道路は、初め延長年[illegible]の事にとて、岩城の[illegible]の中を往來せしを、行旅の者もものとよりしより、[illegible]新井半左衞門、承應元年、官に請ひ山頂まで開き、始て通路となし、爾山時用、[illegible]

或は本國九面濱、北は菊多郡關田村なり

留めともとまりもあへず行く春をなこその山の關もとゞめず（亭子院歌合）　紀　貫之

名古曾山

名古曾山に、關と云ひ、泊と云ふは、景勝すぐれて此地に至れば、今取りて此に係く、常陸國に重出する莫來關址に合せ見るべし。

關田

今窪田村の大字にして、九面の西北に隣比す、舊、關店の義に出で、關南多珂郡に關本と云ふと同義なり。九面も本關田村の分內にて、昔に其濱に名付けしならん。

會津七年史云、戊辰六月十七日、磐城平、泉、湯長谷、備前、大村、柳川の兵、海路より來り、平潟に上陸す、東兵關田に在る者、仙臺、米澤、平及び棚倉の兵等、之を迎へ戰ふ、西兵は名古曾の山上、及び海邊よりし關田の前面に進んで、砲撃頗猛烈なり、東兵支へず、大[illegible]窪田、中田等に退き、湯本に退き、平、湯長谷、泉の防禦を固うせんがため、關壁を築きて之を守る。○中山

氏岩城文書抄云、關田松山寺、天正十年文書、まつやま藥師の免役狀、こさいしやうの女房文なり。文中に御東樣といひ、又親隆の黑印を押す、蓋、親隆の夫人佐竹氏（義昭女）、當時國政を攝したればなり　御東とは、當時の俗稱、岩城氏を指す。

菊多劃址（キクタ）　勿來關の本名を菊多劃と云ひ、奥州海道の要塞たりき　此關樓の初置は、古史に明注なしと雖、其勿來の名は、夷蝦夷の南下を拒ぎし所以を標示し、又弘仁以前の日高見國(奥州)の大路は、山道にあらずして海道に依れる事情に參考すれば、上古には勿來劃を以て最重關と爲し、や明白なり。彼れ道口岐閉關、道尻岐閉關の建置の跡を推し、道尻には今標葉の苦麻(クマ)川の名を遺し、道口には今多珂の小木津の名を遺すに參考すれば、更に大化以前の形勢に想到するを得ん。而も、承和二年官符に「置劃以來、于今四百餘歳矣」とあるを按ふるに、書紀紀年、允恭帝の朝を四百年前とし、允恭以前の初置歟、されど、道口、道尻の二柵の中間、菊多劃の存在を必要とせず、疑はくは道尻、道口の二柵、後に至りて廢し、菊多の一劃を以て之に代へしならん。國造本紀、「道口岐閉國造は應神朝に定め、高、多珂、石城等は成務朝に定め賜ふ」とあるに據り、承和官符に謂ふ所の四百歳は、成務、應神の朝の事を指せるものと判斷すべし。從ひて、道口、道尻の二柵の停められて、菊多劃の代りしは、養老二年、菊多以北を割きて石城國を建てし日に在りしを知る　承和以前、實に一百十餘歳なり　されど格律には菊多の劃名なし、惟ふに是れ養老以後國司措置の門限なれど、上古の岐閉關の、蝦夷勿來の遺名を承けしものと論定すべし。（何となれば、岐閉二柵の上古には、此柵塞は專蝦夷の南下を防ぐ、即勿來の名ある所以なり、中古に至りては然らず、形勢一變し、出入上下の非違を共に防ぐの所にして、其勘過は常陸國司に驅せず、陸奥國司に任せらる、勿來の名は稍其實に副はず）承和の陸奥國解に、菊多劃と云ひ、勿來劃と云はざるは、これがためのみ。而も、置關四百歳の傳記を舉ぐるを見れば、岐閉關の勿來古關の由緒を冒し（時人因りて古置の菊多劃をも一名勿來と呼び）し由來、其說を得るに庶幾からん。

舊說勿來を以て奥常關の地名と爲し、其地名の起因を、九面、關本の邊に求めて、濱越の解さへあれど、採り難し。勿來は元多珂と石城の道口、道尻の二柵を、おほらかに呼びたる異稱に過ぎず。後世、此關名を菊多劃にも援引し、依りて更に詞人は名古曾山と云ひ、今は勿來の驛名もあれど、これ皆後世の事にして、畢竟するに、勿來は土地に附きて起れる名にあらず）

（勿來關址）

太政官符、應准長門國關勘過、白河菊多兩劃事、
右得陸奥國解偁、檢舊記、置劃以來、于今四百餘歳矣、或有越度、重以決罰、謹檢格律、無件劃、然則雖有所狙、不可輙勘、而此國俘囚多數、出入任意、若不勘過、何用固禦、加以進官雜物、觸色有數、商旅之輩、竊買將去、望請、勘過之事、一同長門、謹請官裁者、奉勅、依請、
承和二年十二月三日、（類聚三代格）

かく菊多の勿來劃は、承和以來、官裁を得て海道惟一の重關たりしが、弘仁二年に此海道は停められ、常陸より陸奥に入る者は、久慈郡雄薩驛より高山(タカヤマ)關を越えて、白河郡長有驛に達し、松田に至り下野國より白河關を經る者と相合す　されど、弘仁以後にも、「國郡權置の關柵は、猶菊多に在りしにや、源義家の吟あり、其以降の廢停の時代詳ならず。近世には、全く出入の禁なく、唯詩歌の上の名所として、之を詠懷せるのみ。

南北爭亂の頃には、國郡諸所に、關所番所を据ゑたること、其例多し　海道諸驛にも、菊多、楢葉、木戸、等は其設ありしを知る。

常州關大寶兩城凶徒等、去十一十二兩日、沒落云々、仍凶徒等可忍越于當國山、有其聞、早分郡關所事、可被致警固、於不審者、可被捕進、若又有事於左右、令通商人旅人等、令違亂者、可有其咎之狀、如件、
康永二年十一月十八日　奥國四　左馬介（石塔義元）
相馬出羽權守殿（親胤）（相馬文書）

續後撰云、實方朝臣、陸奥の任に侍ける比、五月まで、ほととぎす聞かぬ由申て「都にはききふりぬらん杜鵑、關のこなたの身こそつらけれ」といへりける返事に、つかはしける、

ほととぎすなこその關のなかりせば君がねさめはまづぞきかまし　　讀人不知

窪田（クボタ）（久保田）　今窪田村、九面、關田、酒井、白米、大高、四澤等を合す、關田の西北半里、或は久保田(クボタ)に作れり。慶長元年、佐竹義宣、岩城氏の家政を攝理するに方り、窪田城に梶原美濃守政景(太田三樂の季子)を置き、多珂、菊多、岩崎三郡の將士を統領せしむ、政景其老臣を車、龍子の二城に配り、多珂郡を守らしむ、慶長六年に至り、佐竹、岩城二氏改易せられ、梶原氏窪田を去る（新篇常陸國志補、植田龍昌寺記、寬延手綱記、延壽護法錄）○勿來關の舊道につき、新篇常陸志「里人相傳ふ、往昔の道は、關本村より里根川の北岸より分れて、作(サク)と云ふ地を經て、古關趾あり、是より松山寺の東、窪田梶原氏の古城の西を過て、關田村に至りしと云ふ」云々。松屋筆記には論じて「舊本今昔物語に、陸奥、常陸の境に、燒山の關ありと、今の道より西方に、久保田通りあり、菊多郡久保田宿とて貧村あり、それに達す、此道筋に松山村あり、又久保田宿にヤヽ山と云ふ山あり、名古曾の關の舊趾也」云々。此に古徑といふものは信け難し、關田の村名は其地の關路たりし明證にあらずや、梶原が窪田城に居れるに由り、かゝる疑惑を招きたる如し、また燒山

はゝケヤマとよみ、此地にあらず、久慈郡なり（磐城志云、常田有塙、去半方百間許、呼日長者屋敷、傳言、菊多古道首治、有國守館舎、蓋其舊處邪、

大高（オホタカ）　今窪田村の大字にて、其西北に接したり、磐城志、窪田、大高二村大字の境に、長者屋敷あり、東西百間、南北七十間、其東南北の三面は一層に高く、西は稍平夷に属し、安養寺に接す、南面は望み高くして、菊多浦の碧海に達す、城内の北邊に、方五六尺の泉池を遺し、井泉といふものも出づ

酒井鄕（サカサ）　和名抄、菊多郡酒井鄕（今窪田村是なり、酒井の大字ものこりて、窪田の西に存す。磐城志（文政中鍋田氏撰）に一匆來關趾は、今の切通より半里餘西にて、窪田より大槻通り、多珂郡山村に至る山徑にあたる、一説、酒井より多珂郡山小屋村に至るを、古道蹟ともいふ、酒井は和名抄の古鄕にして、菊多郡の初驛なり、酒井より河邊、山田等の古鄕、皆今の海道より西にて、山傍に在り云々　此論信は難し、酒井は初驛とも定め得ず、本鄕の中にも、別に濱濱に驛趾を求むべし。古道は、すべて今の海道より西山傍に在りと爲すも、遽に不通の説なり　大隆、今の切通の邊を見て大差なし、形勢然りとなす

（酒邊）　新田相摸守義隆、或は義陸、又義則に作る、左中將義貞の孫）の一時潛匿したりし岩城の酒邊（サカヘ）と云ふも、即此地なるべし。〇鎌倉大草紙云、新田殿、去永徳の比迄、信濃國大川原と云所に、深く隱れて有けるを、中中書中、宮を初め、新田一門、滑谷と申所にて皆討死して、父子只二人打洩され、奥州へ逃下り、岩城の近所、酒邊と云所に隱給ひしが、小山若犬丸が亂により、奥州にも安堵せず、相州に忍び行き、遂に入道行啓、宅倉山中にて討死也（岩城系圖、菊田十郎政員の孫を、酒井三郎政家といふ。仁科系圖には、境三郎政家、法名花庵とあり

磐城古代記に、酒井の大字、此地出家寺の前泉に湛れる名なりと、云々。

河邊鄕（カハノベ）　和名抄、菊多郡河邊鄕（今錦村、川部村等にあたり、酒井鄕の北に隣る、即鮫川の南邊とす、名義に由るも、大略其地を指點すべし、一書に、河字は沼の誤にて、沼部に擬すべしと云へど、今從はず）

大島（オホシマ）　今中田、江栗、長子（チサコ）と相合せ、錦（ニシキ）村と改む、錦濱の舊稱あればなり。關田の北一里、鮫川の岸邊、其東は直に汀濱に至り、海道之を貫通す、

（錦濱）　大島の御寶殿（ゴハウデン）權現は、菊多郡の惣社に推され、近世は神領朱印田四十石を有す。由來詳ならず、〇細翁史料云、備前藩人數之儀、六月十日江戸出立、廿六日常州平潟、到着候處、已に薩藩之陣所に候間、談合で奥州關田村根陣と相定め、直に斥候出發、途中薩藩の斥候隊と合併、相進候、折柄、賊屯集の賊兵五十人計進來候に付、不取敢進擊、廿四日拂曉、賊徒追々大島村に來り、亂妨放火いたし候に付、惣勢は關田村より一時に進擊、賊徒敗走、即大島川を渡り及尾擊候處、賊八幡山上に據り抗拒致候に付、暫く攻擊、竟に乘取申候、猶賊兵渋野村を燒拂て遁走、新田峠間路を拖し、山上より致發砲候折柄、薩藩并に柳川、佐土原、大村の人數相加り激戰、終に賊兵散亂、洞村と申所迄押詰申候。

沼部（ヌマベ）　今小川、及び瀬戸、三澤、山玉等と相合せ、川部村と改む。大島、窪田の西なる山中にして、其主なる溪流を四時川と稱ふ。山中所々石炭を採掘すべし、されど良坑にあらず

四時川は、和尚壇山に發源し、東に流れ、沼部に至り、鮫川の右岸より會合す、長五里。佛具（ブツグ）山には觀音堂あり、植田高藏寺等と共に、菊田七觀音の一にて、山玉の東なり

和尚壇山（シヤウダン）　阿武隈山脈の一峰にして、三鈷室の北東にあたり、實に石城、白河、多珂三郡の交堺に居る、標高八百米突許。此山の東北にあたり、貝泊、荷路夫（ニチブ）、黒田、田人等の數村、幽邃の間に散在す、一説に、三郡の交堺は、花園山にして、四時川、里根川（多珂郡）の水源も、花園山に出づと爲せど、然らず、和尚壇は花園の北なる一峰にして、三株山に連なり、石城、白河二郡の分水嶺とす、猶界定を要す、東麓には陸奥國

（花園山）　花園山云々

田人（ダビト）　又旅人に作る、沼部四時川の北なる溪谷中に在りて、其溪は又東に下り、鮫川へ入る。今旅人、黒田を合せて田人と云ひ、荷路夫、貝泊の三村なも兼治すると云。

荷路夫（ニチブ）　今荷路夫村といふ、田人の西なり。其西を貝泊（カヒトマリ）村とし、其溪澗は北に馳せて鮫川へ入る。貝泊の西は、數里の山中民家なし、白河郡竹貫、赤坂に通ずべし（〇寛文中撰、磐城風土記云、荷路夫嶽、高二百五十丈。

石住（イシズミ）　今石住村と云ふ、荷路夫、貝泊の北にして、鮫川の南北に渉り、遠野の西なる部落とす　上遠野を去る二里半、西へ二里にして、白河郡松川へ達すべし、（竹貫までは更に二里）。石住の名は、所在の石炭の露出によりて、古人の命名したるに非ずや、熊野神を祭る、御在所（ゴザイシヨ）と名づけらる。

（御在所山）　岩城平町より西、上遠野新道の舉ると共に、第三紀層も亦終りて、之より阿武隈山系の古生紀層に入る、此山道は御妻所街道と唱へ、鮫川の上流なり、即阿武隈山系を横切る所の横谷にして、溪水は岩層の走向を横切て流下す、山上一祠あり御妻所神社と云ひ、道路頗崎嶇たり、暫くして片麻岩の境に入る、巨巖峨々として峙ち、將に頭壓せんとするの勢をなすもの多し、此所を過ぐれば再び新道を通り、竹貫村に至るべし（地學雜誌

鮫川（サメ）　阿武隈山脈の諸渓川を集めて東下す、其遠源は白河郡の管内にして赤坂村と云ひ、石川北流竹貫に至り、急に南に折れ、以下石住を経て赤坂に入り、上遠野の南に至り、又一轉して南に下り、以下片寄、數屈折すと雖、大略南東に向ひ、大島植田（岩間）の間に達して海に入る。

鮫川は、一書に長十七里と載せる石浦川に作くる、石住以東凡八里。鮫川の南北には、古生層の露呈する處あり、北は三坂より石住、田人、高梨大に至るまで、皆く之を發見すべし。

（鮫川）

大野郷（オホノ）　和名抄、菊多郡大野郷　今上遠野村、入遠野村等にあたるべし、鮫川の北岸なる山村にして、蒲津（今斤）山田、及び湯本、飯野の西にあたる（一説、大野を窪田村大高に擬せり）。

大野といふは、やがて遠野（トホノ）と後世相通ずる所あるが、中世には、遠野保の名あり、小山文書に、

缺年月、旗手所領目錄「陸奥國菊田庄、加湯窟浦定、遠野保地頭職事」云々、

觀應元年秀親譲狀、陸奥國遠野保地頭職事、云々。

村岡氏云、陸奥郡郷考、大野方稜、磐城志、今大高村、有大野地、有古城、日大野塚、是名之遺也、按□、潜飲川北、地勢平曠、所以得大野之名也。

（遠野）

上遠野（カミトホノ）　今上遠野村と云ふ、泉の西北に□□にして、湯嶽の西（□富士の北）にあたる山中とす、

岩城の一族に上遠野氏あり、即ち此に居れり。岩城系圖、中山隆吉の女は、上遠野瀧（タキ）氏に嫁すと云ひ、瀧も今上遠野村の大字に遺れり　慶長元年、佐竹氏、上遠野大炊頭を本邑より移じて、三坂に在を與ふ、□□常隆□□出羽、岩城越後相文書）後佐竹氏に從ひ、羽州へ移ると云ふ（上遠野村字峰の湯は、□□□に属し、温五十七度、其他近邑に溫泉あれど、皆低温也。○賀島寄考云、常

（瀧）

此等磯は、若前、菊多二郡より出す、皆に上遠野を□と呼ぶ、延氏は□中鼻祇にして、村を□して拝□す、故に白土と號、誠に不見なり、□□□□、□□□、在□野村、鏡岡城墟在□村、山田出□□□□□、請巧村寺十箇管轄、

入遠野（イリトホノ）　今入遠野村と云ふ、上遠野の西なる山村にして、石住村及び白河郡□田村と□界す、□□二□□山、南に御在所山あり。

三森山（サンモリ）　遠野の北□にして、二石山（フタイシ）と相並び、平町の正西にあたりて、距離一里半、□□より望めば、その西北に聳えて、第一目標たり、□高七一〇米、□□、三森明神山ともいふ。

山田郷（ヤマダ）　和名抄、菊多郡山田郷　今山田村存す、上遠野の南東にして、植田の西北一里餘。

山田村は、今大森、井上等をも合す、南は其西方白方を堺し、山中に古□□□一書に、□□中に□久巳□に「山田の里といふ方へ行きぬ、さる海つらに庵室あり」云々とあるを、□□に擬したれど、附會にすぎず、□久の謂へるは、會津猪苗代の山潟の地なり。

植田（ウヱダ）　今仁井田、小濱、岩間、佐糠、石住、添野、渡田、□合等と相合せて、植田村と改む。鮫川の北岸にして、植下東を占むるが故に、田宅□し、□□□□□□。勿來と泉の中間にて、小市場を成し、□多郡に於て名邑を爲す、

中世の岩城□氏は植田に居る、□□□を在名とせり、□□□、岩城□□□□、隆通は「在□、□□、植田七郎、菊田名跡」とあるに徴すべし　其家祖は菊田十郎政良といひ、其子家盛、孫政家（酒井三郎）以下知れず、□□、

岩城系譜「□□—資隆
「師行（田中甚四郎）—師隆—政良

（上田）

とあれど、南北朝の北の人なり、仁科岩城系圖には、
忠隆—師行（富田田中甚四郎）
□□　□□　□□
—資隆
とあり、□合はず、□□□すべし

磐城志云、五里八幡と□、□□□□五里（岐東路三十里）に建立せられ、□□□、□□□□□□□□□□□□、又五里にして□□□□□□□□□□八幡宮、又五里にして郡山村に八幡宮あり。

植田の寶藏院、上遠野の□□寺、大高の大高寺、ともに眞言宗を奉し、近世は各□□石の田祿を有し、地方の名刹たり。

菊田庄、拙者之知行分之内、青土屋と中城に、代官を置候、此城へに山中之事に候之間、彼城主を同庄上田（ウヘダ）城へ移候處に、彼青土屋之古城え、□□□□□□、□□□□□、□分可致防戰□と存候、仍□□可□御合力由□候、近郡之□□申、□□□入存候、敵方□今者、當手□にても存候、年去防戰不叶□者、平□□入候、其□分符□候、□所□置、從是御左右可申候、此間家御披露候由、近郡之衆存知之事に候處、如此御芳情之至、□中□存候、□□□日信□等可有御披露候間、令省略候。七月十八日　前下總守隆忠

□上　白河殿　御宿所〔白河證古文書〕

これは無年號なれど、岩崎落云々とあるにより、文明中の事と推定せらる。

寛代實錄云、戊辰の役、六月廿八日、仙臺の隊將富田小五郎、安田竹助、一大隊を率て、長崎、大江の二艦に乗し、小名濱に至り、柴田中務も亦一大隊を率て陸路より會し、官軍と鮫川に戰ふ、利なし、小名濱より四倉に退

く〇平城戊辰私記云、六月四日、磐城二藩、并びに仙臺藩兵、新田山より進み、植田村に至る、西軍植田を[illegible]てて、鮫川の南岸を保つ、東軍亦兵を新田山に收め、廿八日、西軍鮫川を渡る

高藏寺（タカクラ） 磐城風土記云、海雲山高藏寺、觀音堂、大同元年、僧徳一建、寛永年中、石川郡淺川[illegible]、井植田城主藤原隆[illegible]、再修之、觀音者、徳一造七佛之一、若上、大島、小川、四倉、左古營、佛具山、皮宗[illegible]也、其有仁王像、長一丈一尺、運慶所彫、又寺田三十石

岩間（イハマ）（佐糠） 植田の東、佐糠（サヌカ）、岩間、小濱三大字あり、[illegible]に濱岸に居り、鮫川北に至り海へ[illegible]す、小濱崎は、崖角突出して、南に常州平潟、大津の鼻端を望み、一[illegible]か[illegible]擁す。菊田の錦濱是なり、鼓浪の長一里半許。

三坂文書に、岩城餘部内、岩間、嘉松南[illegible]地頭、岩間次郎隆重と云へば、此浦の所據にやあらん、[illegible]松今知れず、岩間魂文書に、岩間三郎[illegible]隆入道西念あり

餘戸郷（アマルベ）（餘部） 和名抄、菊多郡餘戸郷[illegible]、今鮫川村にあたる、山田郷の東にして、河邊郷と鮫川を隔てて、其北岸とす、三坂文書に、餘部（アマルベ）内岩間嘉松雨付云々とあるにて、形勢を尋ふべし、[illegible]會津[illegible]風土記に收めし岩城三坂文書に、寶治二年、大介橘朝臣の國宣、留守所への沙汰文あり、是は

岩城餘部内、岩間嘉松雨村地頭、岩間次郎隆重の沙汰、進濟すべき貢物未進、

なる問ひたるものなり、又[illegible]二年の文書には、陸奥國岩城余部、雜掌[illegible]等[illegible]とあり。

蒲津郷（カマツ） 和名抄、磐城郡蒲津郷。○今渡邊（ワタナベ）村は、舊名釜戸と云ふ、即餘戸、山田二郷の北にして、釜戸川の谷を指せるなり、泉村は其東に接すれば、又本郷の舊域内なりけん。戸と津の古訓、同くトなることは、諸州に其例證あり。

（竈） 小山文書、[illegible]年月[illegible]手所[illegible]目録に「菊田庄内湯竈郷定」とあるは、湯と竈の二郷も、菊田庄へ編入せしむる謂ひにて、竈郷釜戸也。されば、此釜戸、泉の邊は、古菊多郡管なりしも、中世の菊田庄内なりし[illegible]、[illegible]轄を承けし者歟。釜戸川は、上遠野[illegible]山に發し東南下す、凡五里、下流には[illegible]尻川といふ。

渡邊（ワタナベ） 今渡邊村と云ふ、釜戸、新田（シンデン）なり、[illegible]の西に近く、釜戸川に係る。近世の海道は此を貫きて、湯本平へ赴けり、泉田、[illegible]野、利田、洞など、皆近接の部落とす。渡邊と植田の間に、新田山あり、戊辰六月廿八日、東軍新田山の嶮を棄て潰走す

（新田山） 新編常陸志補云、仙覺萬葉註釋に「常陸多珂郡[illegible]藻山を、風土記歌にはミチシリタヽメノヤマとよめり云々」とあり、風土記逸聞して、[illegible]藻山の條存せずと云へども、遺篇によりて考るに、道前、道後と云へるは、多珂郡の内にて、久慈郡より本郡に入るべき、道のはじめの地を道前と云ひ、本郡より陸奥へ入るべき道の終りの地を道後と云ふなりけり、さらばこの山は陸奥に近き所の山と見えたり、風土記は和銅の修撰にて、養老二年多珂郡より菊多數郷を割かざる以前の旨なれば、此道尻は必ず岩城堺にあるべし、今菊田郡に渡邊村あり岩城郡へ近し、ワタナベは、タナベタヽメに言相近し。○今按、渡邊は磐城郡蒲津郷内にて、菊多の古域にあらず、又道尻岐関と云へるは、[illegible]川の[illegible]にて、今[illegible]葉郡[illegible]とすべき[illegible]ればや、仙覺鈔にミチシリと云ふは、[illegible]にあらねど、[illegible]大[illegible]に、道尻の方、[illegible]と見ゆ、今の多珂郡[illegible]姫山に擬定して、何の妨くる所なし、必しも古[illegible]の境域に拘執せず。而も、今渡邊の新田山を以て、[illegible]藻山に擬するは誤れりとするも、他に一[illegible]な要すべき[illegible]あり、此新田山より小濱に至る一嶺は、往時、養老以前、多[illegible]年に至る、[illegible]に五十餘年の間は、陸奥、常陸の國[illegible]たり、[illegible]土[illegible]說に是等の證なきか、猶探るべし。今[illegible]鐵道は千九百尺の隧道を穿ちて之を通す、太平山とも稱ふるは此なり。

泉（イヅミ） 今、泉村と云ひ、黑須野、下川等を合す、渡邊の東南に隣り、釜戸川と藤原川は此地に至り相合ひ、十餘町にして海濱に達し[illegible]す。泉に、近世、大名陣屋ありしを以て、一名邑とす。今鐵道、平へ十哩、植田へ三哩。寛永五年、平城主内藤氏、其弟[illegible]政晴に、分地賜ひ二萬石、泉に其陣を置く、傳へて孫政森に至り、元祿十五年、板倉伊豫守重同之に代り、延享三年、本多越中守忠[illegible]、[illegible]州相良より轉封、二萬石、寛政中、本多彈正大弼忠籌、幕府の樞要に列し、功勞を以て加賜一萬石、城主格に列す、以て大政維新に至る。

（泉城址） 戊辰の亂に、東軍、平潟、鮫川の守[illegible]に失ひ、泉、湯長谷、小名濱、平城等を保つ、六月廿八日、西軍、新田山を奪ひ、泉[illegible]を[illegible]き、以て[illegible]に迫る。

[illegible]史料云、六月廿八日、官軍、菊田宿拂曉[illegible]發、海手より進軍にて、泉表土賊[illegible]追落し、陣營東取[illegible]候、[illegible]一小隊[illegible]田[illegible]守衛に[illegible]置、一分[illegible]は黑須根通りより進擊仕候。

（黑須野） 黑須根は黑須野（ロスノ）の訛にて、泉の西なり、渡邊へ接す。

岩瀨郡木之崎の條に引ける文書に、岩城[illegible]泉[illegible]あるは、この地ならん

瀧尻（タキジリ） 今泉村の東邊に此名のこる、古文書に菊田庄瀧尻と云ひ、延元二年、小山氏の[illegible]文に據り、官軍[illegible]とあり。小山氏は、[illegible]時本庄の地頭たりしこと、[illegible]の[illegible]に[illegible]見す、[illegible]し

[illegible]忠云、延元二年正月、小山[illegible]河[illegible]等、[illegible]名[illegible]田庄瀧尻[illegible]、其[illegible]、[illegible]城、十[illegible]日 佐竹[illegible]道[illegible]小河[illegible]、[illegible]谷大[illegible]、[illegible]白川[illegible]、[illegible]城、

〔[illegible]文書、[illegible]文書、佐竹系圖、岩城長[illegible]文書〕

下川（シモカハ）　今泉村の管内にして、瀧尻川の海に入る地にあたり、小名濱の西一里餘を隔つ、又古昔を近濱とし、岩間福田に至る、一里半許（下川に舊き泉あり）、鶯亭湯といふ

瀧尻川（タキジリ）　釜戸川、藤原川の合集にして、泉の東十餘町にして海に入る。此川は、本郡三區の、中央なる水系にあたる

―――◆いはさき◆―――

磐前郡（イハサキ）　明治廿九年廢號、其境は皆石城郡へ入る、元來磐城の分郡なれど、其内南偏に之を名づけ、古唱、イハガサキなるべし。近時は夏井川の西南を以て、磐前の郡域と爲したれども、往時には猶狹少なりき。蓋和名抄岬白、丸部、私部、蒲津の四郷、中古分れて磐前郡と爲り、已にして蒲津は菊田郡へ轉し、近世に至り、岡王、飯野の二郷をも磐前へ合せ、近時更に沿革する所ありて、夏井川を以て相限れるなり。其分郡の時代詳ならず、蓋平安朝時代の季にて、鎌倉開府以前に屬す

（岩崎郡）

〇陸郡沿革考云、中世、磐城郡に岩崎（イハガサキ）、楢葉二郡を分置す、東鑑、文治五年、已に岩崎の名あり、

文治五年八月、常陸、下總等國勇士等、經字太、行方、回岩城、岩崎、渡遇隈河、云々　岩城系圖、海道小太郎成衡は、藤原清衡（鎭守府官軍）の女婿にて、海道四郡を領し、男子五人あり、各一郡を分領すと爲し、長は楢葉太郎隆祐、二男は岩城次郎隆衡、三男は岩崎三郎隆久、四男は標葉四郎隆義、五男は行方五郎隆行と云へり。

近世正保圖に岩崎、楢葉の郡名見え、寬文中、岩崎を磐前に改書す、今之に仍る　〇按、岩崎は和名抄、丸部郷四近の地を以て一郡に建てられ、其郡家は即島村（相接して岩岡（イハガヲカ）の名あり）の地か、岩崎氏の舊址あり。岩崎氏は、東鑑、建久元年の條に、

東海道岩崎羣、雖不相待千葉常胤下向、可進發先登之由、申請之間、神妙之旨、被仰下、仍被除雜內由仕人、不存武心輩、

と見え、もと奥州藤原氏に、屬親の家なれど、鎌倉府に歸伏したり。應永年中に至り、岩崎家亡び、海道四郡は、岩城氏を領せて有となすることと爲る。

私部郷（キサキベ）　和名抄、磐前郡私部郷、以書、私の下に字を脫す、蓋、私部の傳への丸部に誤りて、部を脫せるなり。丹波何鹿郡私部郷（キサイチ）、一本和名に載る和私部郷りありて、今も私市の名遺る、されば、キサキベとよむべく、本來は后部の義にして、皇后のために私部を立てて名代とせられしに出で、轉して部名ともなり、郷名ともなれるなり　丹波、備後、因幡等の私部郷、共に河內私市に合考すべし、或はキサイベ、キサイチとも云へ、キサイチはキサッの訛か、敏達紀六年、私部にキサイチと傍訓す、古言已に然り

〇日本書紀張牧傳に、私官服氏注私官皇后之官と見いるは、私部の典據なり、之を我國にてキサキベと云し、其部官ありしは、何の世より始まれるにや、敏達帝が、其后廣姫の爲に置かれしを始とする歟、されど之より先き、已に御名代の制あれば、由來久しとおもはる、

此私部郷の境域詳ならず、諸郷の位置より推すに、まさに船尾、湯長谷の邊にあたり、中世には湯郷といへるにあたる。即今の湯本村、磐前村是なり。蒲津郷の北東に隣り、荒川郷の東とす、中世には、菊田庄内へ兼併せられしことあり。

湯長谷（ユナガヤ）　今白鳥、藤原、船尾、水野谷、西郷、岩岡（イハガヲカ）、長孫（ナサゴ）、馬玉等と相合せて磐崎（イハサキ）村と改む　泉渡邊と湯本村の間なり、溪流は湯本川、藤原川相合して南に下り、末は釜戸川へ入る。

（磐崎）

湯長谷には、近世内藤氏の陣屋あり、湯本驛の南半里。戊辰の亂に、六月下旬、東軍此に防衛の備を爲ししも、廿八日菊田山已に西軍に奪はれ、泉藩、湯長谷藩微力支ふるに足らず、君臣急に出で走る　廿九日、西軍矢坂の寨を拔き、湯長谷の陣屋を攻め、午時之を取る、東軍土崩して、僅に平城、及び小名濱に保たる

〇石城古代記云、寬文中、石城十年、平城主内藤氏、其二男内藤主殿頭政亮（攻亮）、湯長谷の新開地、一萬二千石を貰ひ、遠山氏を冒し、納戶百助に居を立てて住ましむ、貞享年中三千石を加恩し、すべて一萬五千石、寶永三年、内一萬三千石は泉下に添し、殘り二千石は丹羽半十何鹿郡の內にて給す、泉の内藤氏は前後封邑を他州に轉したれど、湯長谷のみ舊に依りて明治に至れり。〇寶曆庚辰赤水紀行云、眞鍋川、船植田、新田諸驛、抵油長井（ユナガヰ）、人烟肆市離落、土人頗有馬蹄、適麁觀之、不能識其神驗矣、蝘蜓雨集、撰衣而去、纔至湯本、閭風熱謂之湯湯也、新浴斛溢足、升東堂而息、暑氣頓消。

（油長井）

白鳥（シロトリ）　今磐前村の大字にて、湯長谷の南なり、龍勝寺あり、内藤氏の菩提所なり。白鳥の南西、矢井田（ヤイタ）坂は、近世の磐前菊多の郡堺にして、戊辰の歲此に戰へり。

西郷（ニシガウ）　今磐前村の大字にて、湯長谷、白鳥の東なり、蓋中世岩崎氏の私稱郡邑に方り、東郷、西郷の區別を立てたり。此地に西郷の名あるは、其遺唱に依れるならん。西郷の南を岩岡（イハガヲカ）といふ、仁科岩城系圖、岩崎忠隆（二代）の舍兒を西郷久義といふ、岩崎の名も、此間の地形によれるごとし。

（岩岡）

伊賀式部三郎盛光代、白河兵衛太郎盛清、於兩所合戰、抽軍忠子細事、

右當年正月十五日、屬石川松河四郎太郎手、押寄小山駿河權守館、高田莊瀧尻城搦手、不惜一命、致種々合戰、即日驅向湯本館之處、於西郷、長間子、驅合湯本少輔房、生捕之、則馳寄南木戶、懸先切入城內之處、

内徒等散落訖、此之次、大須賀次郎兵衛入道若黨野邊九郎右衛門尉、同駿河守若黨右馬次郎左衛門尉、佐竹彦四郎入道代須谷左輔房等、見知之畢、不可有隱御不審、仍爲向後、龜鏡之状如件、建武四年四月十六日、

其に長間子(ナサマゴ)といふは、即今の長孫にあたる、

(長孫)

水野谷(ミノヤ) 又水谷に作り、今磐崎村の大字なり、西郷の北にして、湯本へ近し。常州伊佐下館の城主、水谷氏の名字地なり、されど其家傳異同あり、

新編常陸志補云、水谷氏は藤原秀郷の七世孫、近藤武者所景頼に出づ、景頼の曾孫伸龍、刑部大輔、鎌倉府の評定衆たり、其子重輔、岩城の水谷庄の地頭職を賜はり、子孫因りて水谷氏と稱す、子清有、其子秀有、並に六波羅評定衆たり、(尊卑分脈、水谷家譜)其子貞永、其子氏盛、氏盛野州に住り、結城朝光に事へ、遂に其役官と爲る、〔水谷系圖〕(○水谷家由緒書云、我先祖は、奧州猿田御所と申す所の者なりしが、猿田を立退き、岩城の内水谷と申所へ引篭り申候、水谷兵部大輔、法名宗珍は、一度野州宇都宮領を切取度望にて、弟彌五郎を予分に立て、代々の知行を相讓し、中村、長沼計り隱居分に請取り、歳廿三にて法躰致し、蟠龍と號し、宇都宮領境芳賀郡の内、久下田と申處に新地を立て、手勢漸六十騎足らずにて、引越申候處、宇都宮より打散申樣にとて眞岡の城に三百騎宛諸手を替え(新編常陸國誌)、十三年内昔夜取懸候得共、終に一度も遂意無之、終に結城の松平東照公へ内通し、結城居城晴朝公相助、之に附隨す。〔)水谷を庄名とするは信け難し、村名ならん、岩城仁科系圖に、水野谷隆秀あり、岩城系圖に中山隆眞の弟、舟尾隆勝の後を水谷氏とす。

隆勝　隆重(水谷孫三郎)　隆秀

船尾(フナヲ) 船尾、舊は、湯長谷と湯本の間なる小部落なり。仁科岩城系圖に、岩崎の四代貞隆の後、

(岩崎館址)

貞隆─┬忠秀──隆安─┬隆時(上舟尾)─隆衡─隆綱
　　　│　　　　　　　└隆道(東郷)
　　　└忠成(下舟尾)
　　　　　　　　　　　　安教(闕)

されば、岩崎氏は隆時以下三代、上舟尾に居館し、文明年中、隆綱に至り亡びしごとし。石城古代記には「岩崎氏の祖、隆久は舟尾に住し、嘗て笛森(フエガモリ)に葬へ、正和二年卒す、法號成覺院殿法雲清一なり、其子貴隆、建武四年卒す、法號華嚴院殿一念常見なり、舟尾の海福山慈眼寺に葬る、末孫舟尾對安房守隆相の時、此寺を瑞雲と改む」とあれば、舟尾は即岩崎氏の居館とす。而も、同書又一說、島村を隆久以來九世の居館せし地といへり。按ふに、島村は初祖以來の舊館にして、後孫隆時より、舟尾へ移りしにあらずや。岩城、岩崎の諸家傳、系譜、此說信ならず、應護と爲し難し。古代記に、隆綱の亡滅を應永十七年とすれど、室町府御内書案に、寶徳四年鎌倉成氏追討の時、岩城下總守(隆忠)岩崎修理大夫、並びに内書を賜れる事見ゆ、疑ふべし。又隆久、其隆の年代も詳ならず。(島倉を合考せよ)

仁科岩城系圖云、三郎隆綱(舅姉婿親隆有舊)、岩城系圖云、隆綱は中山隆直の甥、十八歳の時、岩崎殿沒落し、此御代中山、駒木根、高坂、秋山各手替候て、荒川を押落し、其後岩崎押落し、數百人打死申、常隆月なば、たは叔より亂取に申、下へこし申候。親隆常隆父子は、文明中の人なること、飯野社文書に明證あれば、隆綱も其比の人とす。又岩崎の一族に、駒木根、越田(コシタ)和(ワ)等の家名あり、舟尾の近地の在名に出てし者とす。

今國魂系圖に據るに、高久三郎忠衡の子、岩崎三郎忠隆を以て岩崎の家祖と爲し、爾後六七代は之を缺き、元亨、建武の比に、檢斷岩崎彈正左衛門尉隆衡(尤上記、衡を久に誤る)、合津四家へ此文、亂に誤る。諸系圖に、此人を海道小太郎成衡の三男隆久と誤るゝあり。觀應、文和の比に、岩崎村上三郎左衛門尉隆安守左馬助隆久あり、前に引ける仁科岩城系圖に、隆久子、忠隆、左馬助、とあれば、それ歟。次は政隆、貞隆と次第する歟、又隆時なるべし左馬助と云ひ、隆衡を彦次郎と注せらる、是は嘉吉前後の人と推定せらるゝ文書あり

岩城左馬助一家衆、及隆親、令自害云々、子細何事哉、雖然、令弟彦次郎者、御扶合、如元可致沙汰居之由、被仰下候也、仍執達如件、

嘉吉三年五月十日　沙彌

石川中務少輔殿(岩城文書抄)

半澤淨聖院文書中に、晴綱、隆綱父子の前後ありて、岩城親隆と同時の人なる由明かなれば、隆綱の父を隆衡とするは非なりと悟らる

貴和之儀承候、今般隆綱存分之旨候、於本意者可有進事

念頃存候(中略)

七月四日　晴綱判

態以飛脚申届候、其他(中略)

彌生四日　隆綱(判)

隆綱敗亡の後は、岩城由隆の弟隆輔を以て、船尾の邑主とし、其子隆直は船尾式部大輔と稱す。

此般船尾式部大輔方進退之儀申届候處、旁々御取成、有御參合、請謂之立役相任候、乍以本望之至候、(中略)

潤六月十五日、永祿元　義昭 佐竹、判

大館參河守殿、(半澤淨聖院文書)

藤原(フヂハラ) 今磐崎村の大字にして、湯長谷の西北一里、湯嶽の東南麓とす。溪流は即藤原川にて、此に發し、末は小名浜川に會ひ、海へ入る。湯嶽觀音堂は、本村に屬す。

湯本(ユモト) 今湯本村と云ひ、一驛市を成す、平を去る五里、温湯涌出するを以て、古來其名あり、古文書には湯郷と書せり。泉質は鹽分を含み、熱百二十七度、旅舍數十所、田宅の間に散在す、此に浴槽を設備せる者、

十餘戸あり、檣數八十、濱海道の一避繋地とす。小名濱へ二里半、輕便鐵道を布設し、小野田炭山へ通ぜしめ、常陸の諸港を通ず。

石川文太郎光春、子息太郎貞光軍忠事、
右今年(建武三)四月六日、東海道湯本、廣橋修理亮已下凶徒等城墎、楯籠之間、爲石河入道大將軍、押寄彼楯、一族等相共致合戰忠節、同所合戰之間、大將軍御見知訖、仍之狀如件、
建武三年四月十日(石川文書)

あかずして分れし人の住む里はさはこのみ湯か山のあなたか、(拾遺)

(佐波古湯)
溫泉神社
觀蹟聞老志云、湯本驛西南大岳、今曰三箱山、延喜式載磐城郡溫泉神社、在山下焉、佐波古御湯是也、○佐波古の御湯は、俗に岩城の湯とも呼ばれたり、藻鹽草には「世とともになげかじ君をみちのくの、さはこの御湯と云ばせてしかな」(夫木集に師氏作とす)と援きたるも此なり、然るに、其陸奥の湯泉といふによりて、之を信夫郡微坂の湯にも擬する者あれど、謬れり。菊田庄三箱湯本、堀坂口と云ふこと、延元中の文書に見ゆれば、他に紛更すべからず。○元祿九年陸奥千鳥云、小名濱より二里去て、湯本あり、山に權現堂、麓は町家、溫泉數五十三、人家の内に在り、勝手能く諸事自由にて、近國より旅人不絶。○鑛泉志云、三函は鹽類泉、百二十七度の熱湯にして、泉量甚多く、五十餘源と稱へられ、人家の中、田圃の間、所々に涌出す

(三箱)

(堀坂)
傾城山
今湯本の北嶺を傾城山と云ひ、其坂路を堀坂と呼ぶ、鐵道は二千餘尺の洞開を爲して之を通ず。

相馬文書、六郎左衛門尉胤平申合戰事、延元元年、四月六日、菊田莊、三箱湯本、堀坂口、石河凶徒等引率多勢押寄之間、捨于身命、一族相共懸先合戰之間、御敵追落候訖。

關城繹史云、延元元年三月、廣橋經泰、相馬胤平等、攻小高不利、引兵還、築城湯本據之、(相馬文書)四月六日、賊石川光春、貞光等、率其族攻湯本、胤平逆戰破之、(石川文書、同實記)二年正月、官軍猶守三箱、湯本二城(飯野文書)(飯野文書によれば、三箱と湯本二城なりと云ふ、今城址分明ならず)○維新史料云、六月廿九日午後、平城へ進發、湯本邊より戰爭相始り、堀坂の要害打破り、平城の長橋門まで追詰、本軍は湯長谷に滯陣、七月十三日進擊、賊の山手にて賊砦追崩し、其夜終に落城爲致候。

湯嶽
又三箱山と云ふ、湯本驛の西一里、本町の西南一里半)或は嶽上三石あり、各宮に似たり、故に名つくと云ふは、俗説信け難し、佐波古の眞義知れず。

(小野田)
湯嶽は湯本の望標として、夙く行客に知られしのみにあらず、近年は石城炭の產地として、其四傍に坑業興る。中にも、東麓には小野田、北麓には入山、白水等最著る。○地學雜誌云、常磐二國の東海岸に顯出する煤炭は、地學上謂ふ所の第三紀層中に屬し、南は多賀郡友部村に起り、北は磐前郡赤井嶽の東麓に達す、延長十五里と云ひ、煤層四枚あり、其一は第三紀の新層中に夾間する岩木なれば採るべからず、殘り三枚は全紀の古層凝灰質の砂岩及び粘土層中に夾累す。白水、湯長谷、小豆畑等に於て專ら採積するは是れなり、該煤層の走向は、南々西より北々東に向ひ、漸次厚さ加はり頂となり、竟に白水炭山に至り、最厚の褐炭層を露出す。○磐城誌士記云、湯嶽、南山腹有觀音堂、山頂有三石、昔僧德一認放定慧三於此、故曰三箱石。

丸部郷
和名抄、磐城郡丸部郷、(今玉川村、鹿島村にあたるごとし、即私部郷の東南に隣り、蒲津郷の東北に接し、神城郷の西とす)一書に、丸部を馬目村(今草野)に引きあてたれど、ワニベを、ウマノメにまぎれ得ず。

住吉
今野田、島村、宮崎、大畑、出子島、住吉等と相合せ、玉川村と改む。湯本の東南一里半、小名濱の西北一里、海岸に平行して、地勢稍高し、延喜式、磐城郡住吉神社あり、[illegible]何の時なりしやを知らず。

常陸風土記に「淡海之世、擬遣不見國(今陸奥國石城)、造作船」とあるは、遙遠の東北の地境を探らんがため、天智帝の朝の事ときこえたり。此石城の造船の業は、いかなる始末にや、[illegible]に思合すべき跡なけれど、住吉神の、小名濱の邊に祭らるるは、もし此造船の際に、海上の船靈なればとて、招き奉りしにあらずや

(玉川)
住吉舘は、觀蹟聞老志に「岩城判官居城是也、建住吉神祠、是亦延喜式所記也」と見えたり 岩城家の居たりしならん歟、其岩城判官とて、中世以來の[illegible](岩城平公)に、一條の物語あるは、根據を知らず。○磐城古代記云、住吉館は野田玉川より四町斗隔て、玉川城ともいふ、城門の左方の石垣形すこし存る、相傳ふ、岩城判官政氏の墟にして、通照院、即政氏の菩提所なりと、岩城名蹟談に、岩崎三郎隆綱は、島倉舘より住吉館へ移り、白戸氏と不和になりて、沒落滅亡せりと、岩城實記には、鎌倉將軍の時世に、岩城常道の子正道、父死去して後、國政を怠り、姉聟村岡重頼に國中の政事をまかせおきしに、村岡野心して正道を逐ひ、然るに其臣に大村次郎信道、正道の子[illegible]王丸を守り、時節をまちて道臣を誅し、岩城家を再興せんと、其方共若君、若姫萬珠、召仕小笹をともなひ、岩城を立出て落行けり、重頼路に信道を殺す、若君以下は日數を經て、越後國寺泊の海邊にさまよひしに、海賊の頭本三國太郎の手下、山住鬼夜叉之を見出し、若君若姫を奪ひ、山眞の三莊太夫の家へ送りけり、三莊太夫の本名は、三國太郎と云ひて、越前より丹後へ來りて隠れ家をかまへ、由良、橋立、成合の三莊を所持する

ゆゑ、三莊大夫といひしなり、こゝに閑院左大臣爲房卿、或夜の夢に「奥州の大名岩城判官正道が娘、丹後國までさまよひ、邪見の手に掛り此世になき身となりつれど、弟對王丸、猶さかしき延命寺觀智和尚の情にて、一命を救はれ、今東山の庵室にしのび居り、天奏の傳手を求め候なり、三井寺の了圓僧都は自が伯父に候なり」と告ふる樣な夢み、即ち人を遣して對王丸を招き、名を淳隆と改めし、兵を與へて本國へ下し、村岡を撃ち、岩城の家を再興せしむ、云々 ○對王丸、高珠姫を、津志王丸、安壽(又延壽姫ともつたひ、越後寺泊を直江津とも傳ふ。又岩城なば、此郡邑ならで、津輕の岩木山の下なる、事實の事とも說く、嬉遊笑覽に、一考按あり、左のみ要あることならねば、之を省きつ。)

野田(ノダ)

今玉川村の大字にて、住吉に接したり。奥州の歌名所に、野田玉川といふあるに附會して、此にもそれなりと說けど、信け難し。歌名所は、宮城郡の地にて、緒絶橋も此にあらずと知るべし。○元祿九年紀行、陸奥千鳥云、緒絶橋、野田玉川、玉の石、いづれも小名濱の邊なり、古人の歌を引き合せて思へば、海邊といひ、氣色さある事にて、感を催す、

　橋に來て踏みゝふまずみ蝸牛、
　茂れ／＼名も玉川の玉柳。

島村(シマムラ)（島倉）

今玉川村の大字にて、住吉の西なり、島倉(シマクラ)館址あり。○岩城古代記云、岩が崎家の始祖、海東太郎成衡の三男、三郎隆久貞宗、隆綱まで九代、島倉館に居り、三千五百貫文を領したり、應永十七年、中山、駒木根、高坂、伏山等の一族、岩城親隆と一味して、まづ荒川を攻落し、岩崎に押寄す、隆綱十八歲にて討死、云々。○常陸國志に、石崎郡司石見某とあるは、何に據れるや、明徵を缺く。

興國元年、鎮守府大將軍源顯信船、漂著鹿島碕、常陸大掾高幹、當與佐竹氏有隙、率兵三千、迎之於鹿島、顯信舉騎兵二百、入高幹國府城、高幹遣使於陸奥石碕郡司石原權太夫救之、石原乃率二千餘兵來迎、入顯信于國、高幹悉兵追之、從足利尊氏掠伐東國、乃其所敗、高幹亦出而降。〔常陸國志〕

禪長寺(ゼンチヤウジ)

今玉川村大字林城(リンジヤウ)に在り、臨濟宗、相傳ふ、大同二年、徳一開基し、初め法相宗なりしと。近世、正親町院の朝に勅願所に列せしめられ、寺田一千石を有せり。

　從禪長寺長老、爲祝詞、扇子拾段子給候、目出候、自其方態々可申送候、恐々謹言、
　五月七日　晴氏判
　三喜齋、〔岩城文書抄、禪長寺に三喜齋昌純の書狀あり、古河の館主にて田代氏、芳春院即是〕

野田禪庵等は、禪長寺の末庵なり。

　當寺領、陸奥國岩崎郡、野田村內田在家等、御公事課役事、爲祈禱所、々被免許也、可被存知之狀、如件、
　康安元年九月廿日　左京權大夫判、大崎直持
　禪福寺長老

林城(リンジヤウ)（林城）

林城は異例の地名なるが、其由來を知らず、古き文に林原村と云ふと、同異如何。

　陸奥國岩崎郡內、島村、林原村等事、所宛行也、者守先例、可致沙汰之狀、如件、
　應永九年三月廿日　(判)、佐々河滿貞
　結城參河七郎殿〔白河證古文書〕

富岡(トミヲカ)

今玉川村の大字にて、小名濱をのぞむ。○鎮西史料云、六月廿九日未明、薩州、大村の兩隊一同に、泉より出兵、富岡にて賊兵に會し、河を挾み戰始り、急に川を渡り賊の不意に出て、水田一面撒兵にて、追掛々々打立候へば、賊兵眼前相崩れ潰裂不支、通進之折柄、正面山腹の賊兵、大砲にて狙擊候得共、此方も不拘應戰之內、賊の陣屋へ押寄候處、直に落城、海濱は殘賊驅逐之央、賊之爲汽船往復砲發候得共、賊は陸軍に追々進擊し居候に付、沖へ出船致し候、中之作(ナカノサク)にて僞賊二三發も打出なから、忽野形も無之候折柄、驛寺へ着岸之處、潜伏之賊徒錢砕にて海に投じ逃、其餘十人中出にて、小濱に打上げ候死骸三十人餘、此日、富岡、小名濱にて賊の死骸百五人有之由に候

走熊(ハシリクマ)

今矢田、泉村、滝尻、谷川寺と組合せ、鹿島村と改む。住吉の東北に隣り、荒川の南、小名濱の北なる圓嶺の間に在り。戊辰の役の戰場なり。○維新史料云、十日藤原村之內、七ヶ所へ、賊徒百五十人計、臺場を築き相守居候に付、七月十日、御代官並山へ相進申候處、臺場近く相成、賊徒より發砲仕候、官軍は大原村間道を經、下村尾山を越し、後へ廻り致攻擊候處、散々致敗走候に付、四ヶ處の臺場都て取壞申候。

矢田(ヤタ)

今鹿島村と改め、其由なる走熊、米田、菅谷等を合す。(平町の南一里、荒川に相接す、されば其地、菅田は、古の丸部鄕內なるも、矢田は荒川鄕內なるべし) 古文書に、此邊を岩崎東鄕といへり。

　在陸奥國岩崎郡東鄕、下矢田村內、除田六段、在家はん分等事
　右の田在家は、よしきの佐太の企藤五郎在家分、同內付の「門五段はかり田三段の內東に可令反、合田六段に在家はん分を相そへ、きてん御寄附らせさやうせらるべし、御しはまんさうなかいよせ、一年分に用三百文のいゝ、惣領方へさたせられ、若惣領いらんわへらひなもいたしさなから、ゐひたいらきやう勢らるべし、爲後證狀如件、
　貞和三年丁亥八月二日　沙彌妙〔岡田文書〕
　(文字例讀すへからず、誤脫多し)

鹿島神社(カシマ)

今上矢田に在り、即延喜式石城郡の官社に、、清和紀に「貞觀八年、常陸國鹿島郡中宮司言、大神之苗

寄神三十八社、在陸奥國、磐多郡一、磐城郡十一」云々とある、其一なるが、十一座中に、此なる宗主とある上なりければ、式にも載せられ、今に名だたる歟。磐城風土記云、矢田村鹿島大明神、景雲二年建立、社北有千本松樹、昔鹿島神降臨御鹽竈浦、徘徊遊、故稱草創千本松、延喜式本郡七社之一也、

三澤(ミサハ)　今鹿島村の大字にて、矢田に隣る、元久飯野古文書に、深澤(深澤三郎十町)とあるは是ならん。○磐城古代記云、三澤村の小屋山、鶴塚は、阿部貞任の去り過ぎて、此に病める所とつたひ、生葉迫(オホバサク)と云ふ地には、貞任の墓碑ありといひて、一石あり。○元弘三年、鎌田頼胤注文に、未曾有狀預置同又五郎と載す、未曾有は又三澤の訛か。

藏持(クラモチ)　今鹿島村の大字にて、上荒の東に隣る、豐間濱、江名濱と東に一嶺をへだてたり。藏持とは、諸國の例に依れば、古姓車持氏の遺名なり

小名濱(ヲナハマ)　今小名濱町、人口六千、南面して滄洋を控へ、民家は海崖に聚る、其港灣は、東に綱取(ツナトリ)崎あり、突出十許町、南も大風浪の屏障に足らず、僅に東北の風を遮ぐるも、港内狹少、且淺水にして、良港と稱し難し。

（女濱）
小名濱は、又女濱(ヲナハマ)に作り、近世(元文以後歟、一説、延享四年始置)幕府の御代官陣屋を置きし所にて、平潟と共に、濱街道の一名邑に推されたり、今湯本驛まで輕便鐵道を布き、海陸の運輸に資くるも、港泊不良なるを以て、出入の物貨多大ならず。○女濱の鹿島明神は、亦國史所見の古祠の一なり、延寶五年十月九日の夜、洪浪あり、元祿九年六月廿七日又洪浪ありて、小名濱、四倉濱に災害を被りしこと、四倉に合考すべし。○岩城古代記

（綱取崎）
云、女濱の沖には磯根なし、綱取(ツナトリ)山あり、巳午の間へ山崎突出し、清水を食みたれば、港内風靜かに浪平也、されば年々五月より九月に至る、漁船きそひあつまる、其數を知らず、此時に當り濱畔の富いふに堪へず、綱取の港中、百八十歩許、水深四五尋、積穀三百石許の船廿餘艘をつなぐに足れり、辰巳より午の方迄吹く風あしし、常陸中の湊へ舟路百里、相馬請戸(ウケト)の浦へも百里と稱す。〔磐城風土記〕○陸奥下島云、石川の郡へ入て、岩城へ出港に通る、此道筋、難所と云ふ、萬に不自由、馬不借、宿不備、立ち寄るべき辻堂もなし、一夜は洞に寐て、明くれば楢、小名濱へたどりつく、岩城平領なり、所は東南海を受けて、出崎ノの氣色、沖は漫々、磯は晴を競き、陸は人家滿ちて、繁花の市、牛馬に道をせばむ、

　白魚をさそふ所は小名の濱。　桃隣

平城戊辰私記云、六月十六日、西軍の兵艦、平潟港に入り、十七日、薩陸協力して來攻す、其兵艦は植田村を砲撃し、小名濱港外に遊弋し、十八日市街に向ひ發砲す、平側の三藩兵、大砲を以て應戰す、兵艦遁れ去る、廿八日、西軍三路、一は新田山、一は小名濱に進む、此日仙臺の兵艦、平潟港を襲ひ、又一艦の兵を中之作に上陸せしめ、北兵稍振ふ所あり、二十九日、東軍泉館を回復せんと欲す、小名濱の西郊に敵と會ひ、戰爭利なし、小名濱陣屋忽火に罹る、東軍潰散、或は船艦に搭載せんと欲して其便を失ひ、海に沿ひ北走し、或は再戰を思ひて平城へ退却す。

神城郷(カシロ)　和名抄、磐城郡神城郷。○今小名濱、并びに江名村是なり　小名濱と江名の間に神白(カジロ)ありて、江名村の管内とす、即古郷名ののこれるなり

（神白）
神城とは、其義を詳にせず、城をシロとよむこと、古書に其例多からず、されど、かの山背を山城と改められしも、城の一訓シロなりしを證す。或は山城をヤマキとよむべしと主張せる人あれど、誤れり、城にシロの古訓あり。

中之作(ナカノサク)　小名濱より神白、永崎を經て、東北へ迂回すれば、中之作に達す、今江名村の管内とす。○磐城古代記云、小名濱より海路六里を中迫濱(ナカノサク)とす、三四百石積の穀船十艘許をつなぐべしと雖、唯西風を避くるのみ、凡中迫の南北に、永崎、小名、江名、豐間、薄磯、沼内、之を岩城の七濱と稱ふ、

（中迫）

江名(エナ)　今江名村と云ひ、中之作、永崎、神白をも合す、小名濱の東北一里半なる海村なり。西に山嶺を負ひ、東は海洋なり、其岬角を鞍掛崎、又合磯(カツソ)崎といふ。磐城古代記云、江名村の東北、巣子山に一祠あり、一道人の所創と、道人昔合磯崎に常燈明を掲げ、船の往來に便し、本社を建つ、後常燈中廢せしも、安政元年、再火を點することとなる、此山の東北三十餘町(鹽屋埼の東)に、淺深根の暗礁あり、最危險なり。○江名村は、常州正宗寺文書、文和四年、佐竹義篤の、嫡子義香へ讓狀に見えたり、中野村、小堤村と云ふも見ゆれど、其地今知れず、中野は即中之作にて、小堤は小泉かなど疑はる。

鹽屋埼(シホヤ)　江名の北、豐間村に屬し、東方に突出する凡六町許、一岬角なれど、地脈海中に起伏して、礁洲は二十餘町に渉り、淺深根を以て最危險とす、此地、天度北緯凡三十七、東徑百四十一の交會にあたると云ふ。(鹽屋埼は、一書に宿岬(ヤドガ)といへり)

（宿岬）
水路志云、鹽屋埼は、犬吠埼と石之巻灣との中間に於て、最斗出する角にして、東徑百四十度五十九分四十四秒に位す、其高さ百八十二呎、距濱東方約一海里半以内は、暗礁多きが故に、埼に近う航すべからず、埼の南方、一海里四鏈に一角あり、鞍掛埼と曰ふ、此兩角の間に、豐間村の泊錨りあり、凡埼の北方約九鏈にある富神埼と、埼との南西四海里半にある綱取埼との間の陸土は、則全轉海方に斗出し、鹽屋埼其極端をなせり。○按、濱海道には、標葉郡小良(ヲラ)濱、請戸浦の邊、東徑百四十一度奇零二分餘に達す、最斗出の地なり。されど鹽屋埼の如く、

陸岸の屈折當にあたらざれば、舊蹟の望樓とならず、故に以て、鹽屋埼を最中出處と呼べる、云々

豐間（トヨマ）　今薄磯、沼之内を合せ、豐間村といふ。（古名の）北一里、鹽屋埼は其東北に突起す。

中世、豐間村は佐竹氏の知行たり、豐間彦四郎義熙あり、小川の條を合考すべし。岩城仁科系圖に、中山隆吉の一女は豐間能登守に嫁す。土人、豐間氏の居址を樋口（ヒグチ）館と呼ぶ。又豐間の諏訪明神は、社地二町、郡内に名祀とす。

○白河證古文書に、伊賀頼泰の女子に、豐間村を配領せしめし状あり、

ゆつりわたす、しらかわの女子、とよまの御前、みちの國内、好島しやうのうち、とよまの村、自筆にてゆつるところ也、如件、

正和四年四月十三日　賴やす判」

讓渡境那事（上平村先達職、光明寺文書）

佐竹豐間殿［　］一族內人々

奥野內地頭白河源藏人殿同內人々

岩城殿玉山殿同內人々

磯崎太郎兵衛尉殿　藤三郎入道、三箱湯本

楢葉郡標葉郡人々

右彼諸境那者、隆賢依爲代々相傳、弟子大進阿闍梨快賢所讓渡也、（中略）

曆應貳年三月一日　讚岐權少僧都判［岩城文書抄］

後査に、奥野內地頭白河源藏人殿と云ふは、他に合考すべからず。もしくは、白河豐間女子の、佐竹源氏と相交して、出て來し家名歟、奥野內も沼野內の誤かと疑はれ、磯崎は薄磯の別名に似たり、備考へ、こ、

讓渡所りやうの事、陸奥國岩城郡とよまの村、□子堂□屋敷、同田畠等境の事、

東を限る垣、南は□のさくの峰筋、西も峰すぢ、北は堀をさかう、此内に平太三郎入道が屋敷を加う、同所の鄕の內、おひやの村內、彌次郎まち壹町田、同小太郎入道おやしき、常陸國那珂東郡、大山村內、堀の內在家田畠等、大里尼寺、思及尼寺等に、同じの（中略）後にはよしまさに知行すべし、大山野磯等、物をば、心にまかせてとらすへし、後の爲に自筆状件、

曆應四年八月十七日　勝義（判、彦四郎義熙）

薄磯（ウスイソ）（沼之內）　今豐間村の大字にして、其北とす、平町の東南二里半、富神埼は薄磯の北に斗出す、沼之內（ヌマノウチ）は更に其西北とす。

維新史料云　七月十三日、平城攻擊の手配に因り、藩兵前夜夜半より小名濱繰出し、薄磯、沼之內境へ、賊往還の要害を築居候に付、二手に相分れ、一手は正面より相掛、一手は山手より賊之後に相廻り、両面攻撃致し候處、賊徒散々に敗走、下高久村迄追討仕候。○薄磯の北に沼池あり、周九百步、賢沼と云ひ、沼內の村名も之に由る。沼內に、岩城御東様の塞址、志賀氏の宅址あり、寒忠寺、右衛門佐、彈正など、二三代相續し、大永中より天正中に至る［奥相茶話、東國太平記、磐城古代記］寒忠は廿釣閑釣にも作り、法名玄湖。［岩城文書抄］

こなたへあかり候ふな役、としに三そう分之事、わび言に任、遣候、向後日、一筆を遣候、かしこ、

天正十年三月廿四日（親隆印、佐竹大人攝政の時）

しかたん正殿［岩城文書］

磐城鄕（イハキ）　和名抄、磐城郡磐城郷、今豐間村、高久村、夏井村、高是なり　磐城鄕の北にして、荒川鄕の東、夏井川を以て其北界を限り、東は海に至る。夏井村に國魂社あるは、郡磐城の大國主神を祭れる者にして、古の國造郡領の家も、此鄕なるべく、高久村に小館と云ふは、磐城臣以來の古墟なりしならん。蓋、養老の古代に、石城國府を置かれしも、此地に外ならず、とおもはる、

高久（タカク）　今高久村と云ふ、薄磯の西北半里、南に山丘連續、東北は平夷なり。岩城の小館と稱する、墟あり、蓋古國造古郡領の舊宅にして、古館の義なるべし、

岩城古代記云、高久小館は下高久村に在り、又御城（ミシヤウ）の臺ともいふ、本城跡は東の出崎なり、國魂系圖には、高久三郎忠衛、其嫡子を岩城次郎忠清、次男を岩崎三郎忠隆、三男を荒川四郎直衛と云へり。○按、岩城系圖に、岩崎忠隆の父を隆久と云ふは、國魂系圖高久三郎とあるに同じ、忠清は則隆衛と云ふに當る。仁科岩城系圖に、

則道―忠衛　常衛　忠衛（太郎）　成衛（小太郎）
　―常貞（海道平太夫）　忠清（次郎）　清隆（太郎）
師隆―隆宗―安隆（高久小太郎）　清清　清貫
　「清秀（好間次郎）

と載するも合考すべし　岩城の平氏諸系圖は、舊本の信を取るべき者少しと雖、平貞盛の諸孫、坂東奥羽に蔓衍し、其則道（貞盛の五世孫）の岩城に占據せるは、舊臣磐城臣に代れるに在らん歟、其初め高久の小館に居りしと思はるゝも、其時以あり。飯野八幡古緣起に、岩城太郎清隆、師隆、高宗（隆家と相譲ることし）と云ふに合考して、最信を取るに足る。

磐城志、八幡宮古緣起の奥書に「文治五年、岩城太郎平清隆、當郡の地頭にて、千葉介常胤預所なりき、清隆の嫡子師隆を別當として、十二日の供當を置る、經財養經追討の御願なるべし」云々、又建曆元年、岩城の地頭は、清隆の三男高宗とも、同書に見ゆ。

然るに、仁科岩城系圖は、

成衛―隆衛（岩城氏初見、次郎）―隆守―義衛　照衛―
照義　則光

と爲し、古緣起と合はず。彼の岩城系圖（系圖纂本）の如きに至りては、

清實━隆行━隆衡━隆守━義衡（岩城次郎）
　┗清秀┳隆久━忠隆━師隆（岩崎三郎）

と爲す、系統最錯亂す。然るに、此間に岩城國魂系圖（國魂文書）の、獨信據に足るべきものあり、やゝ仁科岩城系圖に合考するを得。

忠衡（高久三郎）┳忠清（岩城二郎）━清隆（好島太郎）
　┣忠隆（岩崎三郎）
　┗直平（荒川四郎）━行隆（富田三郎）

而も、海道小太郎成衡の名なし、中山氏は其時代を考へ定めて、則道の同胞と爲す。蓋、成衡は即繁衡なれは忠衡の父也、家を貞衡（海道小御館）に承く、仁科系圖に成衡を以て忠衡の子と爲すは誤まれり。清隆の孫、師隆に至り、其二男相分れて、岩城好島太郎と岩城白土次郎の兩家を爲る。

大越（オホゴエ）（荒田目）

今荒田目、菅波、山崎等と相合せ、夏井村と改む。

高久の北にして、夏井川の南岸、東は海濱に至る。大越の西、山崎に至る間に、大字荒田目（アラタノメ）あり、目は古言部の訛なりし例多ければ、此にも荒田部なるべし。相接して矢野部の地名あり、又矢目に作る、如來寺在り、下の專稱寺に合考すべし。○磐城志云、下大越村の南、岡上を長者平（チヤウジヤタヒラ）と呼ぶ、迫（谷のこと）を登る二町、平坦、南北七十間、東西四十間、四方に掻きあげ土居あり、其陰に小溝の跡存す、東（左）西（右）は皆迫にて、西の土居より小徑あり、南行して高久村に通ず、三町許、此西の迫を隔てゝ、大承峰といふ山あり、北方は眺望頗廣し、是れ磐城國造の墟か（一說、平窪村の横山臺かと云）又長者平を去る三町餘、白山前と稱する耕田の中に、一區の葬地あり、此より敗瓦累々として出づ、又斷礎四五確乎たり、堂塔の遺址なり。

奥州岩城郡之內、あら田の目の郷、三かひやの村、三かたよせの村、三ヶ所、山野ともに不相殘、菊田之替地として、白川殿え去渡申所也、於子々孫々も、違亂之儀申間敷候、仍爲後日狀如件、

文安六年つちのとのみ八月廿七日

白川殿　　岩城周防守清隆判（白河證古文書）

菅波（スガナミ）（國魂）

今夏井村の大字にて、高久と山崎の間とす。舊稱、國魂（クダマ）といへりと、されど、かの岩城系圖に、

岩崎忠隆━基行（富田五郎）氏基━隆行（菅波）

と見ゆれば、村名は菅波にて、或は神社に因り國魂とも呼びしか。古文書に、國魂村、國魂氏多く見ゆ、元弘元年、三坂文書には、菅波五郎太郎號小別當とあり　其系圖は、元弘亂以前のものと鑑定せられ、岩城系圖と全く選を異にす。

忠衡━直平━行隆━隆基（國魂三郎）┳經隆（同太郎）
　┣成隆（同又太郎）┳實隆（小太郎）
　┃　　　┣秀隆（七郎）
　┃　　　┗泰秀（十郎）━行泰（太郎兵尉道阿）
　┗盛隆（岩間）

「國魂太郎經隆遺領、陸奥國岩城郡國魂村、田畠在家配分事、　又太郎成隆跡分

一所參町　國魂太郎手作（以下十七所合十一町）

一宇國魂屋敷（以下十四字）三所野畠

右配分之狀如件

正應五年閏六月十四日　中務丞大江　判

左衛門尉丹治　判」

「國魂十郎泰秀、與岩間三郎盛隆、相論國魂村內泰秀知行分、田在家事、

右祖父經隆末分之跡、正應五年、被配分亡父成隆跡之間、舍兄秀隆、與泰秀所分領也、而盛隆訴申秀隆之處、秀高召文違背、云々、（中略）

正安四年九月七日　（執權連署）」

「下　岩城郡　可早令國魂三郎太郎行泰、領知當郡內國魂又太郎跡事、右人、爲勳功賞、所被宛行也、守先例、可致其沙汰之狀、所仰如件、延元元年四月廿六日

打渡　八幡降人、所領半分事

右陸奥國岩城郡、國魂村田畠在家等、爲中分、任將軍家御下文、并御施行之旨、所沙汰付于國魂太郎兵衛尉行泰也、坪付有別紙、仍渡狀如件、

曆應二年三月廿三日　法眼行慶判、沙彌勝義判」

岩城文書抄云、行泰、延元三年まで官軍なりしが、顯家卿敗死の後は、賊に降りしない、八幡降人とあれば、男山陣沒落の時と知らる、勝義は佐竹の族、豊間彦四郎義熙の法名なり、此所領半分の坪付注文も存り、田貳町九段在家二宇なり、今按、行泰の子息、新兵衛尉隆秀、文和二年軍忠狀に見ゆ、同孫太郎隆泰は、觀應三年披露狀に見ゆ、文和三年には周防守隆泰と記す。又、太郎左衛門尉（隆直）新左衛門尉（名闕）等あり、嫡流の家に似たれど、其本支を詳にせず

「陸奥國岩城郡國魂村內、國魂太郎左衛門尉隆直跡、地頭職事、爲勳功之賞、同國田村庄齋藤村替、所宛行也、守先例、可致其沙汰之狀　依仰執達如件、

觀應三年五月十五日　右京大夫　判

岩城國魂新兵衛尉殿」（集古文書）

「岩城郡國魂村內田在家事、行泰妹女子、與岩崎高久、新左衛門尉令同心、行泰當知行分內　致苅田狼藉之由、行泰訴狀如此候、若僞申候者、八幡大菩薩、（中略）

文和三年十月十日　周防守隆泰判

進上　御奉行所」（國魂文書）

岩城郡國魂村地頭職事、任相傳之旨、知行不可有相違之狀、如件、

貞治五年十二月九日　散位治家判

國魂新左衛門尉殿

大國魂神社（オホクニタマ） 今夏井村菅波に在り、菅波は舊稱國魂ともいへる里なり。本社は、岩城國魂神を祭れるなれば、古國造の置けるならん。延喜式、磐城郡の官社なり。

　岩城郡平窪、矢野目兩村、幷國魂村內、神主知行分、國衙正稅以下年貢事、役所々者、御祈所大國魂大明神祭禮以下、神役勤仕之間、諸御公事不致其沙汰、云々、然者任先例、且爲天下御祈禱、所被免許也、殊全祭禮等、彌可被抽精誠之狀、如件、
　　康安元年十二月十五日　兵部大輔（判吉良治家）
　　　大國魂神主山名下野守殿

大國魂の神主山名氏は、如來寺（矢野目）の傳に、大江姓と云へば、正應五年の國魂氏配分狀に署判せる、在廳官人中務丞大江の族黨なりと知らる。

專稱寺（センショウ） 今夏井村山崎（菅波の北にして、夏井川に近し）に在り、淨土宗名越流の檀林、應永二年、良就證賢上人之を開き、六代良大仰觀上人の時、勅願所の綸旨を下し賜り、奧州一宗の總本山と稱することとなる。「淨土宗傳燈總系譜」近世に至るも、寺田七十石を傳へ、岩城の名藍とす。專稱寺の東に、松峰山如來寺あり、奧州淨土宗の最初の本山と稱せらる、即名越善導上人（鎌倉安養院尊觀）の法孫、良山が元亨年中に開きし道場なり。一說、良山は山崎、矢目、荒田目等の領主、大江氏（法名行阿、國玉神職を帶す）の歸依する所と爲り之を創め、彼專稱寺も本寺の末裔なりと。近世、二十石の寺田を有したれど、專稱寺に、總本山及び檀林を讓り、復競ふ所なし。

　磐城風土記云、梅福山專稱寺、淨家檀林也、瀉瓶相承、世挑法燈、講談無止、遠近僧俗、簇々往來、矢目山如來寺、大江朝臣山名、開法於良山上人、元亨二年創此寺、爲善導一流之本寺。

磐城志云、專稱寺は成蓮社良就上人（字十葉）の剏建なり、良就は山城國男山の産なれど、少年にして奧州に下り、當郡松峰の良山上人に投じ習學す、一夜石森觀音堂に參籠し、夢告に因りて、松峰郷山崎村梅迫（ウメサク）の地を得、此に一宇經營す、應永二年なり、本尊如來臺座裏書に、
　好島庄山崎村梅福山專稱寺、一光三尊如來、奉修覆、願主則淨國榮傳十葉上人、眞筆寫申候、同大工次郎兵衛入道、至德元年甲子霜月、云々、
永正の比、六代良大（法譽）上人、勅願所の額を賜り、奧州本山と稱す、今古文書あれど、其勅額はなし、慶長の比に回祿の災ありしごとし、如來寺は、三代將軍家の朱印に、
　磐前郡山崎村、矢目山如來寺領、同村之內貳拾石、
云々と載せ、石川郡の人、良山妙觀の開基、元亨二年なり、凡奧州淨土流の弘通は、良山に始まり、學問淵博、大に宗風を揚ぐ、且若干の撰述を遺し、當流不易の寶典とし、之を一函に納めて、永く寺鎭とせり、門弟良就は專稱寺を起し、良天は成德寺を創め、十七代の後まで、本寺を推して檀林と爲しゝも、遂に衰へたり、什寶、彌陀大曼荼羅（絹本、高八尺四寸、横四尺九寸）相傳惠心僧都筆、十王十幅、隆信忠筆、世間無比の畫像なり、月形函一合、開山上人の撰述三十餘卷を納る、
　果分不可說　卷子本、良山の師、信州善光寺月形坊（明心良慶）の述作にて、奧書に曰く「貞和二年八月比、一室同朋、夜中に但二人して、此相傳秘而談話の時、令同彼人、其時良山不答之、後合考今義、于時春秋五十二、良山在判。享德四年乙亥二月廿一日書之、奉爲師父母也、後學之面々、念佛可有御訪候、筆者良圓、奧州行方屋形談所書之」
　初心示六端　一卷、期淨國良山記「山陰の闇き處を吹き開けて風の入たる窓の月影」於岩城郡矢野目如來談義所、書寫畢、後見學侶、彌陀寶號御回向本望候、
　執筆良壽、文明十一年己亥閏九月」
　選擇口筆見聞　一卷「良山談義座下、奉聞不審、口筆記之、末學此聞書爲本、相傳之別紙、可驗之、永德元年辛酉八月定日淸書畢、沙門良天、」
凡、良山の述作十四部、良天の述作十部、良壽（八世上人）の述作三部ありとぞ。

荒川郷（アラカハ）。 和名抄、磐城郡荒川郷。○今飯野村、及び鹿島村の矢田、松久須根等の地なるへし、飯野村に荒川の大字遺る。磐城郷の西、丸部、神城の北にして、飯野郷の南とす。近年、此に飯野の村名を立てしは、紊亂憾むべし。

國魂系圖に、忠衡の三男、直衡を荒川四郎といひ、富田國魂等の祖となせり。仁科岩城系圖に、中山次郎隆直の季弟を直衡とし、其二子、師隆、隆基と云ひ、師隆の子行隆とあるは疑ふべし。岩城系圖には、直衡、師隆より十餘代、岩崎隆綱までの系裔を錄し、岩崎、荒川の二流混同の痕跡を示す、猶考ふべし。

中山（ナカヤマ） 今飯野村の大字にて、高久の西、矢田の東なり。延喜式、磐城郡佐麻久嶺（サマクネ）神社は、中山の佐加麻久嶺に在り、俗稱木府（キノフ）明神、社の東南には、中山氏の居館址あり。

　維新史料云、七月十三日、下高久村宿陣の藩兵、繰出し進軍之處、上高久山、幷に中山村に、賊徒臺場を築き、致發砲候に付、手配を以て致攻擊、暫時之間に兩處之臺場乘取、賊徒悉追拂、打取二人有之、直に進軍、八字頃平城へ押寄候。

岩城系圖に、岩崎八代隆衡の弟、隆直を中山氏の祖とし、隆祐（法名天角）隆吉（法名龜山）―隆朝―隆道―隆宣（法名剛山）―隆政（法名威峰）とつたふ。仁科岩城系圖には、隆吉を荒川安藝守の子（母は隆祐の妹）とし、中山の家を嗣ぎ、讃岐守と稱すと。飯野社文書文明十六年請附狀、前讃岐守隆榮など云ふは、此中山氏の人なるべし。

小泉（コイヅミ）　今飯野村の大字にて、中山に隣接す。古代記に、小泉、境山の城は、小泉彌三郎の居れる所とす、元弘三年、鎌田彌次郎賴圓注文に、

中山孫次郎入道　沼尻與五郎　常陸五郎太郎　小泉孫三郎入道

なと見ゆ。仁科岩城系圖に「小泉、中山、元來てんちうに候、其後改り中、中山の下に御座候、小泉筑前守は、中山隆吉のないでむごになり候」云々

白土（シラド）（白戸）　今飯野村と改め、荒川、谷川瀨、中山等を合す。平町の南部にあたり、矢田の東北に接す。或は白戸に作る。岩城の老臣に、白土氏あり。天正十八年、岩城常隆死し、之を鎌山寺に葬り、能化を立て、白土攝津守隆、之を輔けて佐竹氏の附庸たること諸書に見ゆ。三緣山志に「戰國のころほひ、東國に淨宗を唱へ、法義弘通の士、岩城流には良大卿觀譽俯寺六世として、勅願所の綸命を給り、奥羽木山の號を唱へ、學徒大に輻輳し、白土增福寺開山、良弘天誉とともに弘化す」云々。天誉は如來寺の七世にあたり、永享文明の比の僧也、增福寺今僅に存す。

白土は、岩城次郎の邑にて、高久、好島は岩城太郎の邑なりしが、いつの頃にか、太郎の家跡衰へ、岩城の總領は白土次郎の家へ歸す。仁科岩城の系圖に「常朝、一作隆弘、法名規常道弘」とあるは、卽白土次郎の中興の祖なれば、此人の時（應安明德より應永の比）に、太郎の家衰へ、そののち岩城大館へ移れることし。かくて、岩城四郡一統し、千葉流の人にて、白土を知行せしにや、白土攝津とて、天文、天正の比の家老職の家あり。

古代記云、應安の頃、白土常陸守隆弘といふ人あり、岩城の族類なるべし（飯野八幡文書に見ゆ）里老の說には、白土小治郎始めて築き、この小治郎は白土下總守隆忠の先とす、隆忠は□吉、□□、寶德の頃の人なり、其後、未詳、天正の比、白土□主□□田城主に從はれし人あり、云々、不詳。○關八州古戰錄云、天正十八年、豐臣秀吉公、小田原の役畢て、野州宇都宮へ下着し時、岩城の被官白戸攝津守は、能化丸を介輔して、來謁に見參しけれは、殿下彼主從を召出して、明家督相續安堵を命ぜられけり、扨も其白戸攝津守、秀吉公に召し出したる老兵なり、所以は、先年岩城の家人白戸、行間、富田三人云合せて、微服潛行して伊勢大神宮へ詣でけるが、江州安土へ立越し、商家に寄宿の折柄、殿下、其比はいまだ木下藤吉と申けるが、遙々の東國衆に、不慮の參會、希代の義なりとて、自今以往便りあらば、互に音信を通すべしと、堅く約して別れたりしなり、云々。○一說、白土氏は千葉族と云ふ、宜谷と合考すべし

接、白戸岩城氏は、卽次郎の家なり、國魂系圖に據れば、好島太郎清隆の子、師隆、其長男は岩城隆義、次男は小次郎繁隆なり、之を岩城次郎の家祖とす。其子大輔隆衡、其子小次郎隆衡（岩崎彈正隆衡と混ずる勿れ）と載せらる、永仁、正和の比の人なり。飯野文書、會津四家合考に、嘉曆建武中の岩城小次郎入道順眞と云ふは、隆衡の裔孫なるべけれど、世代詳ならず。飯野文書に、貞治三年、岩城周防前司隆教、應安六年、常陸守隆□、共に見え、隆教は隆弘の父なるべければ、系圖に清次（小次郎）と云ふにあたる歟、されど龍門寺の傳說と合考すれば、疑ふべき點あり、後考をまつ。

城殿御教書案文

陸奧國好島庄八幡宮造營事、預所伊賀三郎盛光申狀云、通如此、岩城小次郎、田富三郎、富田三郎、背召符間、可加催促之旨、度々雖仰下、不叙用、云々、招其咎歟、所詮、不日可被申左右狀、依執達如件、

嘉曆三年八月八日　沙彌　判

小山出羽入道殿【飯野社文書】

龍門寺（リュウモン）　今飯野村大字荒川に在り、平市新川口の南二十餘町にあたり、其南、矢田との間に、軍治山あり、或は部司山の義かといふ、荒川四郎直衛なとも此間に居りしなら□。○古代記云、龍門に又龍門に作り、明德三年、青岸和尚開基、岩城朝義、應永十四年に卒し此に葬る、洞上宗に屬し、近世寺領七十石、境地を龍澤といへり、朝義より親隆まで、岩城氏九代の葬所とす。（或は、朝義の子、常朝の創始にて、常朝の子、僧珠鷹を寺祖とすと）

部司山（グンジ）　又軍治山、宮地山に作る、荒川の南なる岡坡にして、西は湯本驛の館城山、□坂に連なる。譜新聞料云、□七月十三日、曉七ツ時、官軍小名濱より繰出し、空地山□宮地に至候得者、賊兵土俵を築居□砲に付、薩兵先鋒進撃之處、一旦不支逍遙、更に城中より大砲打出、因敵□□中に埋伏、假に我大砲隊を狙擊、時に湯本口の官軍□□接□に迫り、南北より賊勢を殺ぎ、殊に湯本勢は城背に相廻り、四方より攻擊候得共、城兵却て窮鼠に相成、折々喇喊鉦鼓を鳴し、銃砲無間斷、放戰日已に黄昏に及ぶ、云々。

谷川瀨（ヤガハセ）（矢河子）　今飯野村の大字にて、荒川の北に隣り、平町と内郷新川を隔てゝ相望めり、古蹟に矢河子（ヤガハシ）につくる、

下　岩城郡（裏判）

可令早式部伊賀三郎盛光領知、當郡矢河子村内、伊賀守賴泰女子跡事、

右為勲功賞、可令知行之狀、所仰如件

建武二年五月十三日【飯野社文書】

飯野八幡宮神主盛光申、當社領矢河子村事、岩崎村上隱岐守隆久、背度々成敗、押領云々、尤招罪科歟、所詮、木内民部大夫相共、莅彼所、止隆久綺、固沙汰附下地於社家、（中略）

文和六年八月二日　右京大夫　判

伊東右京亮殿

飯野郷（イヒノ）

和名抄、磐城郡飯野郷、今平町、及び内郷村、好間村にあたる、即荒川郷、私部郷の北とす。近年、荒川郷に飯野の村名を命ぜしは、不當甚し。

飯野氏は、藤原伊賀氏の一派なり、初め伊賀守藤原朝光（秀郷十世孫）は、北條義時の舅にして、鎌倉府に仕へ、評定衆たり、朝光の次男光宗は、功を以て、好島庄の預所職を賜はり、仍て飯野氏とも云へり。好島庄は、即飯野庄にして、岩城郡散在の田數五百町に餘れるに似たり、盛強想ふべし、建武中、左衛門次郎光貞、式部三郎盛光父子あり、光貞は奥州式評定衆に列す（建武年間記）盛光は軍陣に習熟し、海道檢斷に補任せられ、大小の戰功、證狀最富みたり、曆應の比より、社務をも兼帶し、遂に神主となり、子孫世襲す、八幡宮の條に合考せよ。

一譲渡、次郎左衛門光貞所領之事、

備前國長田庄之内、下賀茂村、村上下小山、やすいたう、つへら坂者、

信濃國麻績御厨、八ケ條之内、矢倉村者（永仁六、藤原氏讓狀、なみのくりや大よしはらの郷云々）

武藏國ひきの郡の内、うるうとの村、付あらい西東、みくら、まこゑ者、（正和四、讓狀、北かた村、潤土、駒前云々）

常陸伊佐郡之内、石原田郷者、

陸奥國岩城郡之内、好島西庄之内、預所職、同領家分、飯野郷之内、田河中子、北目、新田、矢河子者（正和四讓狀、好島、いゝら、新田、東目、河中子、北目、矢河子）

筑紫なからの内、郡司職、付いまとみ、きぬ富、さんみやう者、

右於所々者、相承重代相傳之所也、（中略）

永仁六年十一月十日

任此狀、可令領掌之由、依仰下知如件、

元亨二年十月廿九日　（某連署）

「奥州東海道檢斷職事、如元可令勤仕之由、重所被書如此、且其有覺告者、可被召進、可致沙汰由候也、仍執達如件、文和二年正月十二日　下野守（判）

飯野伊賀三郎左衛門尉殿」

飯野八幡宮（イヒノ）

今平町の西北、廣小路に在り、（舊城の西、業平寺大館臺の北）岩城四郡の總社と稱せられ、近世は神領四百石を傳へ、古文書たら藏め傳へければ、其名世に著る。

平城戊辰私記云、五月廿九日、日光宮様（輪王寺宮公現法親王）下湯本上陸、鈴木安嶽寺以下十六名隨行、其夜は泉の館に次り、翌日城下へ着御、飯野神主方へ止宿、老公、信睦拜謁、金七百兩を獻し、御衣以下の装束を御料へ奉る、翌六月朔、會津へ向け出發、諸藩士沿道警衛し奉る

岩城古代記云、飯野八幡は、平城の郭内に在り、相傳ふ、康平年中、陸奥守源頼義の征國の時、八幡宮を岩城郡赤（アカ）崎の見物（モノミガサカ）岳（本名八幡矢倉の地）に勸請す、後其宮を今地に移す、光明帝の時、數領を下し賜ふ。岩城志云、好島庄飯野八幡宮は、文祿五年、岡部領地の時、六百五十餘石の神領を、上荒川、白岩兩村に定められしが、慶長七年、鳥居氏領境にあたり、赤稲崎の社領を今の地に移されたり、當時の境内古圖あり、一鳥居、流鏑馬々場、二鳥居（鳥居）三鳥居（小島山）樓門、鐘樓（左右に校數屋あり）瑞籬門、寶殿、東に若宮、御供屋、西に彌陀堂、及び武内、白旛堂あり、西の垣の外に般若堂、法華堂、及び山王社あり、東の垣外に禰宜屋、拜殿、神民屋、健兒屋拜ふ、又其東の別區には、釋迦を本尊とせる三層の大塔、巡禮屋、十王堂、十一面堂、地藏堂、普賢堂、籠所等散在す、此境域の四周には、奉仕の僧俗以下の宅あり、同十九年燒亡、神領も滅じ、内藤氏入部の後、慶安元年、神領四百石の御朱印を、神主飯野氏に賜ふ、延寶二年、當宮再興成る、光明帝の寄領は、後世鳥有となりしも、古文書（寶治より文祿に至るもの凡百三十餘通）最尊むべし、供僧十二坊と云へど、今十六坊、本社の事にあづかれり（神宮寺、長久寺なり）神家二十二人、神主の家は飯野氏、寶治中の預所伊賀入道光西の裔にて、城主より常閑田百十石、國守以下（配分す）神子八人、其外流鏑馬役者一人、宮番二人、宮匠一人、禰宜一人、掃除一人、庵室（籠所番）一人、善心善滿（使令）二人あり、神寶には大刀以下の武器多し、又涅槃圖一幅（絹本、高五尺二寸横三尺八寸）唐畫なるべし、梵鐘には銘識あり

鑄冂、撞鐘一打、三千之衆雲集、霜鐘二振、四生之苦水銷炎、奉由當州扶桑朝、陸奥國、於岩城郡飯野村、八幡宮而奉再造洪鐘之所、大檀越左京大夫平重隆、幷願主千代丸、（中略）

神主藤原隆至　鑄工對馬守重吉　聖泉治房　謹志之

于時天文廿年辛亥十二月十四日

導師権大僧都同田伊豆守信家　平木願吉田十郎兵衛

八幡宮古縁起は、無年月の注進狀なれど、飯野伊賀三郎左衛門尉盛光までを録し、盛光は建武より觀應、文和の比までの人なれば、大略を推知すべし。

注進、陸奥國岩城郡八幡宮縁起事、

文治二年丙午七月十日、自本社拜御正躰、預所矢藤五武者頼廣（治一年）同御使者源貞次、八月十日好島郷え下着す、御社前赤（アカ）目崎見物岡に卜建立了、神官人等定了、別當二人式部公常林房、執行蓮東房、

預所　鹿島中三武者高景、治一年、執行同人

預所　隠行堂並、治一年、執行同人

己酉歳、奥州合戰、

（赤日崎）

地頭　岩城太郎清隆　預所千葉介常胤
別當　岩城太郎嫡男師隆、治一年、執行同人
常胤代、陸奥國平六貞隆、同代、淸大夫有家、同代
彌富四郎忠茂、同代、白井右衛門尉忠光、執行同
人、

正治二年庚申、
預所　常胤四男、大須賀四郎胤信、治八年
別當三人、江八守國、小尻入道、源平五、執行寶城
房、
元久元年甲子、始造營、同三年造營了、建永元年丙刀
八月廿五日、御遷宮了、承元三年己巳、經藏造立了、
延曆元年四月十五日、八幡宮御濱出、
承元二年戊辰、好島御庄三ヶ鄕內、東二鄕、胤信一
男、通信四郎太郎、西一鄕、同四男、胤村小四郎、治三
年、
地頭　淸隆三男高宗
預所　三浦左衛門尉平義村、代加藤次家重、治二年、
同代大川戸太郎重隆、五郎左衛門尉賢村、寶
治元被打了、
式部入道光西、寶治元始賜之、次郎右衛門尉光泰、
右衛門尉賴泰、伊賀守、
同子息伊賀三郎左衛門尉光貞、備州國守護殿、
左衛門三郎盛光、〔中山柳洲岩城文書抄〕
延寶九年葛山氏與書云、飯野八幡宮は、鎌倉右大將家の
御沙汰として、文治二年、雄德山の本社より下着ましま
す、(中略)寶治二年に、伊賀式部入道光西(俗名公宗)
初めて預所を賜り、宮司を兼れたり、光西其身は鎌倉に
勤仕して、評定の席に列し、代官を以て社職を沙汰す、
爾降代々他家に讓らず、今に至て四百三十五年なり、備
前守盛光が孫、式部大輔光隆の時より、專飯野氏を名の
る、云々。○岩城文書抄云、光西沙彌の後は、

光西┬光泰(次郎右衛門尉、見弘安元年執達狀)─賴泰─
　　└光綱(六郎左衛門尉、見寶治二年讓狀)
　　┌光貞─盛光┬光長(孫次郎)
　　　　　　　├貞長　光政(左衛門三郎)─光隆(法名光清)
　　　　　　　└光平

「僧源俊、宗純等、與伊賀前司賴泰、今者死去、子
息光貞、代義直、相論好島庄八幡宮供僧職事、
右源俊等稱、當社者右大將家御時、崇敬置于他□□
置十二口供僧之條、千葉介常胤、建久三年奉書分明也、
賴泰以預所之威、任雅意、追出家內、搜取資財之由、
申之、義直亦稱、建久狀者謀書也、預所成任符之後、
□□御下知狀炳焉之旨、稱之、爰就常胤狀、僧行勝與
一方預所大須賀四郎左衛門尉宗常、番訴陳之上者、須
依其落居之由、兩方申之間、閣今論之處、供僧職可爲
預所進止之旨、去日被裁許訖、此上不及豫議、仍源俊
等濫訴、旁非沙汰限之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、
元亨元年十二月七日　(執權連署)」
「岩淸水八幡宮御年貢、二十貫令進之候、諸事期見參折
候、恐々謹言、
十月三日　隆兼
伊賀三郎左衛門尉殿」
(隆兼は、建武元年文書に、東口村地頭岩城彌次郎と
見ゆる人なり
石淸水八幡宮領、陸奥國好島庄雜掌光智、謹言上、
欲早被與奪左衛御引附、當宮奉行雜賀民部大夫被成
下御教書、當庄西方預所式部伊賀左衛門三郎盛光、
任先例被究濟當庄年貢、每年參拾貫文事、
副進一通、院宣案、社務傳任事、
右當庄者、爲往古神領、社務分附之地也、盛光令相傳
之、令進濟之條、每年所課也、爰社務傳任之上者、對
子當雜掌、可究濟之由、爲被成御教書、謹言上、如件、

曆應四年十一月日」
「本寄好島八幡宮、岩城郡內留守美作次郎跡事、
右爲凶徒對治勝軍、當家繁榮、令寄進之狀、如件、
觀應二年十一月廿一日　右京大夫源朝臣(貞家)」
「飯野八幡宮御寄進地、矢河子村地頭職事、自去年冬、
岩崎三郎左衛門尉隆久、押領云々、太無謂、所詮、糟
屋九郎左衛門尉相共、莅彼所、退隆久押領、沙汰附下
地於神主伊賀三郎左衛門盛光、可被執進請取狀、使節
令緩怠者、可有其咎之由候也、仍執達如件、
觀應三年七月廿日　駿河權守光(判、石川氏)
田村能登左近將監殿」

(好島八幡宮)

子鍬倉(コクハクラ)神社

今飯野八幡の東南、古鍛冶町の稻荷神を以て木祠と爲す。子鍬倉は、延喜式、磐城郡の官社なり。近年、木祠は式內なりとの故を以て、飯野社を超えて縣社々格に陞せらる。○磐城志云。子鍬倉神は木櫻町の士邸內に在りしと見え、そこに稻荷の小祠遺り、往歲ここより曲玉を出し、古跡たること疑なし、其後今の揚土臺、牛頭天王社の域內に移されたり、官文の風土記には載せられず。

平(タヒラ)

今平町と云ひ、人口一萬二千、夏井川(鎌田川)及び其支流好間川、內鄕川(新川)三面を繞り、西方は丘陵起伏して、三石山、三峠明神山に連なり、東に二里餘の平田を經て、海濱に達す。鐵道、水戶へ五十八哩、相馬(中村)へ六十一哩、濱海道の大邑なり。市街の北偏を北目(キタノメ)と汎稱し、城壘址あり、維新の初めに、磐前縣廳は此城內に置かれたり。

(北目)

磐城志云、和名抄飯野鄕は、赤布崎以北なるべし、赤布崎とは、今平城の本丸八棟櫓の地なり、八幡宮文書に「永仁二年、飯野鄕之內、附河中子、北目、新田、矢河子」云々とありて、一書には此村里を指して好島庄內とす、嘉曆の文書には、好島庄內飯野村とも見ゆ。

平とは、元鳥居氏、慶長八年、築城の時の城名なりと云ふ、されば、岩城氏の大館（學上寺峯）に居れる比は、其館東の民村、やがて飯野平の邑落なりしを、築城以後、街巷をも更造し、平城の名起りて、平町之に從へるなり。（古代記云、慶長五年、岩城貞隆は、實兄佐竹義宣に附隨し、德川殿會津打入あらば、後を襲ひ奉り、討果さんと謀り、佐竹は常陸八十萬石を沒收せられ、貞隆は岩城を召上げられ、岩城四十八館も皆ほろびぬ、是れ實に慶長七年なり、鳥居左京亮之に代り、岩城十二萬石をたまはる、岩城はもと館にて城なし、新規に城を築くこととて、德川殿より永樂一萬貫下されければ、即入部、新に地を相し、飯野八幡宮は分内廣くして、城郭にも然るべき所なりとて召上し、八幡宮を他所へ引移し、其の跡へ三階櫓を立て、諸の要害を繕り、内堀、外堀を搆へ、築立成され、則此城を飯野城と申しける、城の戌亥にあたりて、丹後澤とて沼あり、此沼、二の丸と三の丸の間へ切れ、四間町の方へ水流れけるを、築き留められければ、忽然大雨降りて、一夜の内に一の丸内へ押切れたるより、重ねて三度まで築き留めたれど、尚押切れける、左京殿不思儀に思召され、陰陽博士に占はせたるに、博士申上ける樣、此沼に大蛇すみて、鎌田川へ通ふが爲なり、鎌田川は本名を夏井川といふ、昔攝津國長柄の橋不成就の時、人柱を立てゝ成就致せしと申傳たりとて、人柱を立てゝ初めて成功す、云々）磐城志云、平とは飯野平の義歟、俗說、德尼が故里平泉（ヒライヅミ）の二字を採り、平と白水（シラミヅ）の二地名とすともあり、又白水觀音堂、白水中の野散に、岩城郡平莊四波村と制せり

今按、平とは飯野平の義に出で、鳥居氏慶長の築城以前には、大館城下の汎名として使用せられし語なり、

諸文あり。

「熊中同候、仍於于御東、古日御在城、可被相移候、排御安堵之由申候、隱無之候、彼相中候之樣、御異見賴入候、當地在陣之砌、如此之義、外聞見所に被成、淺く口惜候、可有分別候、覺悟之旨、猶彼兩口へ申含候、恐々謹言、

小春十二日　　宣隆　判

平殿中江（平殿中ご）

平泰公無二、被成置候故、御計策も不被成、御當城に拘寄除候、依之、治部大輔殿、當地被相渡、平へ御引除之上、於于内部令進退、無如在可走回候、可御意安候、爲已後候間、只一筆申述候、恐々謹言、

霜月三日　　小川隆時　大館隆信　甘釣齋玄湖

石川殿　（諸所に岩城文書抄）

岩城大館址（イハキオホダテ）

（附甘、交為事實、不明の點、最考を要す）

今平町の西なる學上寺峯、即是也、或は大館と云ひ、尼子橋（長橋）の北西にあたる。岩城氏は、初め磐城郡高久に居る。中世に白土館に移れりとも云ふ（古代記には、朝義、明德の比に、飯野庄好間物見岡平が城に移る、今の大館是なりと述べたれど、疑ふべし。

朝義―常朔（白土、常陸守隆弘）―清胤（法名徹山）―隆忠（下總守、法名質山）―親隆（左京大夫、法名虎山）―常隆（下總守、法名可山）―由隆（法名鷹山、民部大輔）―重隆（法名月山明讃、左京大夫）―親隆（法名光山、實伊達晴宗男）―常隆（法名鏡山）―貞隆（幼名能化丸、實佐竹義重男）

岩城系圖には「文明十五年、常隆、從白土移飯野平、同十七年、常州東攻落」と載す。此の館の西北は、即好間村なるを以て、好間館とも呼ばれけり。（高久白土の條に合考すべし）もと好島岩城太郎の據なるが、白土次郎之に代り、岩城の總領となれる歟。閥魂系圖に、兩家分派の初めを書きて、

清隆（好島太郎）―師隆（鶴田太郎）―隆衡（岩城太郎）
└繁隆（岩城小次郎）

とあるに、據るべし。而も、飯野八幡文書に、師隆の三男高宗を載せ、仁科系圖に六家に別り、二郎と注す。其子安隆は、海道小太郎と稱す、安隆、義隆義の後を承け、文永の岩城尼御前に養はれしなり、岩城好島太郎の宗是なり、仁科系圖に、

安隆―義清―清實―清秀
└盛隆―隆清　泰行

とありて、本行の後は之を記せずと見、飯野文書に、貞治中好島新兵衛、應安中好島相泉守隆貞見え、白河證古文書、文安中岩城周防守清隆、寶德中好島相泉守隆衡等あり、昔岩城好島太郎の家に屬するに似たり

「岩城郡好島庄西方預所、式部丞右衛門尉朝泰、與地頭好島小太郎盛隆、相論山事、

右東方預所、與地頭兆年致相論之間、於山者、雖長六年蒙御下知、中略、然而任賴仰申請旨、於件山者、准東方之例、可令致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

正和三年九月十日　（執權連署）

「好島庄西方預所、伊賀前司賴泰、今者死去、子息郎左衛門尉光貞、代官義直、與地頭好島又太郎隆清、今者死去、子息彥太郎泰行、相論好島山事、

右山者、泰行祖父盛隆、致押領之由、准東方之例、中略、去年十一月、仰岩崎彈正左衛門尉隆衡、加催促之處、中略、任正應御下知狀、可致沙汰者、依鎌倉殿仰、下知如件、

元亨四年十二月七日　（執權連署）

岩城系圖に、常朝、應永十年、高久郡上一とあるを考ふるに、白土次郎の家が有するに至り、太郎に代るは、蓋此時ならむ。常朝の父朝義が、大館に移るといへるは、信け難し。常朝の長子隆忠は、猶白土の家號を呼べり、さ

れば白土岩城氏が、好島の大館に移れるは、常陸次間中の事歟。而も、好島の名跡は、更に大館と稱へ、永祿、天正の頃に、大館常河守隆信あり、岩城の家老職たり。(常隆の弟隆景を、好島大館氏の中興とする歟。)

平城址（タヒラ）

今平市街の北隅にして、中世飯野八幡宮の境地たり。慶長七年、鳥居忠政、古祠を轉して築城す、丘陵に倚り、市街を包み、方六町許、内外二重の濠を廻らしたり。維新後は、毀壞し、其本丸に階梯の趾に、今鐵道停車場を置かる。

慶長七年、岩城小次郎貞隆、佐竹氏に從ひ出羽に移り、龜田に鎭る。鳥居左京亮忠政、其父彦右衛門元忠が、伏見城に戰死せるに報いられ、岩城に入部、封田十萬石。元和八年、鳥居氏羽州最上へ轉じ、内藤左馬助政長之に代る、六世相續、日向延岡へ轉す。延享四年、井上河内守利容、寶暦六年より安藤對馬守信成、封五萬石、以て維新に至る。江戸幕政の季に當り、本城主信睦、井伊大老の後を承け、挺身して老中職に居り、内外の危機を調和し、最公武合躰の急務を悟り、頗力を之に盡したりしも、時運會せずして罷免せらる。尋いで戊辰の亂、其邑は西軍進擊の激衝に居るを以て、城市破滅、君臣遁竄の慘禍を見る。藩翰樂に藩に亞ける者也。續國史略云、慶應四年七月十三日、黎明、官軍薄平城、初城兵仙臺、米澤、相馬三藩、及江戸脱走隊入援、出城□軍、以十餘築砲臺、邀擊官軍（薩州、肥前、柳川、諸藩兵）走之、設壕城外拒戰、而東軍多持長銃、是日會雷雨、不能射、官軍奮戰破關、莽衝拔外郭、夾橫砲擊、柳川兵百五十人、沿緣橋架、挺前搏其右翼、橋上軍亦前、敵披靡、遁入平城嬰守、值會雷天、日暮官軍退營城外、夜三鼓、平城火起、官軍營城、不見雙兵、蓋前日之戰、彈丸已盡、自知不支、焚城而走、或曰、平城最險、易守難攻、此役官軍死傷太多。平城戊辰私記云、我安藤家の封邑は、平城下の外に、※州國府、常州切通に若干の地あり、戊辰の正月、三藩主理三郎君（信勇）は、江戸大塚邸に病を養ける、三月四日、東山道鎭撫總督府の牒あり、切通陣屋の知行を沒收すと云ふ、一藩の君臣色を失ふ、已にして奥羽鎭撫三使は、海上より下向に付、岩城中之作港に航到せらるゝ報あり、老公（對州信睦）乃平城へ歸り、物情を靖んし、三使に迎接せんと擬せらるゝ、三月十日也、十八日三使（九條澤醍醐）の仙臺寒風澤に到着の報あり、二十四日、本藩の使者、仙臺養賢堂に赴り、三使に謁見す、四月、兵を白河城に出すべしとの命あり、閏四月、兵二小隊を白河城へ送る、官軍參謀世良修藏、白河に在り、五月廿日、白河城東軍の奪ふ所と爲る、我藩兵敗れ歸る、是よりさき、奥羽の形勢一變し、諸藩同盟して天朝に訴ふる所あり、世良參謀は白河より岩沼驛に往くの途（福島城下）に、刺客に殺され、東軍協力して薩長の來兵を拒ぐの盟亦成る、此に於てか、本藩同く之に與す、仙臺兵陸續南下し、白河、棚倉、岩城に入る、仙の隊長茂庭伊、中之作に駐り、小名濱陣屋を收め、平潟（當時武州川越藩領）をも警衛す、尋いで相馬（中村藩）氏の兵來援し、海道口戰守の備を爲す、六月十六日、西軍の軍艦平潟港に入る、仙兵拒まず、退きて新田山を拠守せんと擬す、江戸遊擊隊の將士、林昌之助（請西邑主）人見勝太郎（等）、偶平城に在り、之を聞き、即夜發して平潟に向ひ、諸兵を指揮して敵と關田村に會戰す、十七日の拂曉なり、我軍利あらず、退きて新田山を保つ、是より兩軍對峙、廿七日に至る、廿八日、西軍來攻、二路新田山に迫る、我軍支へず、皇、湯長谷の一舘已に敵に陷られ、二侯北走す、廿九日敵は城下新居口に來攻す、我軍之を兒子橋、大館山に防止し、以て夜に入る、七月朔、たまく米援の米澤藩兵至り、直に持場に就く、是日西軍來攻、我軍力戰遂に之を擊退す、米澤の將士山吉源右衛門之に死す、四日、仙臺兵神谷の菅野氏の陣屋を收む、其東兵西軍内通の事露現せるを以てなり、五日、湯本驛を焚き、西軍の陣所を毀す、十日、米藩大隊長江口縫殿平城を去り、四倉濱に退く、我藩將、及び仙藩隊長古田山三郎、請ふ所あれとも聽かず、城中喧下、上氏相疑惺す、十三日、西軍來攻、而も仙臺の將士は、米澤兵を四倉より迎ふと稱し、二藩の大兵、逐次に遁れ去る、是日、幸にして平城猶保つを得て夜に入る、夜半、藩の君臣戰守の方策已に盡きたるを覺り、相馬氏の兵（隊將相馬將監）に謝し、退避を請ふ、相馬の將我を慰諭する所あり、再舉回復の事を期し、相携へて城を去り、火を放ち毀舍寶物を焚く、藩老公は河内村に走り、相馬の封内より伊達氏の邑（岩沼）に避けらる、藩士皆之に隨ふ（大意）

袋中寺（ダイチユウ）

今平町の南に在りて、菩提院（ボダイ）と稱す、即良定袋中上人の開基に係る。袋中は、淨土宗の一學匠にして、天正中、京師に遊化し、遂に遠航して海に入り、琉球に至る、後歸朝、寛永十六年寂す、壽八十八、（一）磐城志料云、袋中寺は天正九年開基、初めは今の平城追手先に在りしを、慶長七年、平城を築かるゝによりて、古鍛冶町へ移し、慶長十年に世良穩のときまた今の處に移すと云ふ、さて開山勅號上人、良定袋中と申すは、本州菊多郡岩ヶ岡の人、七歳にて西郷能滿寺に學び、十四歳にて落髮し、矢目如來寺にて嗣法し、後折木成德寺に住職たり、退隱菩提院を開く。續高僧傳云、釋良定、字袋中、天性強記、誦通傳通記等三百部、曾有遠游志、將渡大明、而抵長崎、有司不許、尋渡琉球、大揚法化、州民敬之、優于德風。（磐城志云、良定住成德寺、爲第十三世、化道大振、天正十一年、將渡異朝、而不任意、纔遊歷于呂宋、南蠻、琉球諸州、慶長十六年歸朝、住洛城法林寺、元和元年、幽遁于東山、寛永十六年唱滅於洛外飯岡西方寺。

長源寺（チヤウゲン）

平町字長（マヽ）谷澤に在り、潤□山と稱し、曹洞宗に

屬す。慶長十六年、城主鳥居忠政、亡父元忠の爲めに本寺を建て、修福を專とす、これば中神谷村の田百石を附したり。

尼子橋(アマコ) 又長橋といひ、平町の南を流るゝ、内郷(ウチガウ)川に架す、長八十間 さのみ長橋と稱ふべきにあらねど、土俗、海道太郎繁衛の後室、德尼の創架する所と云ひ、種々の傳説を爲せり。橋の南を小島と云ふ、今内郷村に屬す。(磐城史料云、七月十三日、平へ進撃、湯本口より長橋を追崩し、大手門より進み、材木門内、不明門内迄相進候處、賊兵城門脇山上より大小砲を打立、官軍一同猛戰之中、日既薄暮に及び、先人數讃字を立、關村迄引揚の中、賊自ら城を燒落申候。 赤水紀行云、至平府尼子橋、有岩百雉、返照射麗譙、尼子或曰尼甘、相傳、義家將軍凌之女、爲佐藤氏之後人、嫁岩城氏、長壽也、頼朝時、倚有通信云、此尼有才幹、與岡吉、城南長橋、所今尚創造也、事見所在實記。(飯野社文書の中に、文永六年、岩城尼御前代官より、御庄の内地頭へあてし鳥居造營配分狀あり この尼は、德尼と異人歟、年代相違す、

好島庄八幡宮鳥居事、任忠清例、當庄地頭々々寄合、可致造營配分事。(中略)

文永六年十二月九日　岩城尼御前代官、社家、別當

惟ふに、文永の老尼は、閼魂系圖に、岩城太郎隆義後家とあるにあたり、仁科系圖の海道小太郎安隆の養母なるべし

綴(ツヅラ) (内郷)

今小島、御厩(ミマヤ)と共に、内郷(ウチガウ)村の管内と稱せど、尼子橋の南にあたり、湯本驛の山路を扼せり。近年、内郷の白石炭礦迄に便せんがため、此に車驛を置く。謂ふ所の白水、入山、宮等の諸炭坑は、皆一里以内に散布す。古代記云、綴内町等は、往昔上高坂と呼ばれ、高坂を以て親村とす、綴には秡山館、内町には北綿館、並に舊址なり。

高坂(タカサカ) 今内郷(ウチガウ)村といふ、平町大舘址の西なる山峽の間たり、湯獄、二石(フタツイシ)山等の諸峯、其西南に峙立す、近年、山中各所炭坑を開き、常邑俄に人物の集會を見る、常城煤田の最上乘産地なり。(高坂に住吉神社あり、古祠といふ、

磐城史料云、七月十三日、三字二十分、因、佐、柳、備前の諸隊、湯本出立、綴坂の嶮を越え、砲備にて賊の富兵追拂、同所より二手に分ち進撃、綴村山手の賊兵、畳に防禦致候に付、迂路横撃して、本道も進攻擊候處、御厩(ミマヤ)村左山手砲臺より、大砲頻に發し、難及應戰、遂に關門攻取り、其内間道よりの進軍と合併、長橋門に相迫り、大小砲にて攻擊、數刻に及申候、一手北山手へ進撃、高坂村より砲戰相始、一二の假砲臺を破り、三四の臺へ放火し、五の臺場要手より、長橋門矢挾にて、四門諸共、一時に打崩し、城下へ乘込申候。

(御厩)

白水(シラミヅ) 今内郷村の大字にして、湯獄の北麓にあたる、平町より一里半、彌陀堂あり、(六角堂)德尼(海東成衛の妻、岩城清衛の女)の造立にて、八角堂は大師弘法を祭る、天正二年、堀内御前(岩城親隆の妻、佐竹義昭の女)重修し、寺號を遍照光院(ヘンセウクワウ)といへり。

しら水に、大師堂御とり立につゐての事、内がうに候ちやう慶じのらりやうよひつけよいらせ候、かのたうのしゆり造えいの事、恵てんなきやう御附たのみ入まゐらせ候、たうせうす其に、しよ役有ましく候、已後のため、一筆示上候、かしこ、

天正四ひのえ子年拾二月吉日　みなもとの氏女

けいさんさまへ參る

(岩城文書抄云、源氏女より前藥王寺住僧鏡算へつかはせるものなり、算は後に遍照光院に遷栖す)

(遍照光院)

陸堤千鳥云、湯本宿より半里北へ行きて、白水といふ所あり、海道より十六丁左へ入る、阿彌陀堂、則平泉光堂の寫しなり、秀衡の妹德尼御前建立、奥院弘法大師、尤も大人製制なり。(明治卅五年、白水阿彌陀堂、方三間、單層瓦葺の一棟は、特別保護建築として、政府より指定せらる。

磐城風土記云、白水六角堂、本尊彌陀、與平泉光堂佛同作也、德尼建之、尼平泉秀衡女、平行隆妻、按、德尼、海東成衛室、佐藤基衡女、是也、有古鐘、題云、慶安元年、市小春、海雲山東禪寺、此鐘則石森寺舊云。

地學雜志云、常磐煤田は、白水に至り、其最厚層に達す、即滿炭層は、上中下の三層を爲して露出し、上層は厚四尺、中層は六尺、而して下層は常に二尺を出でず、(其凝灰質砂岩中に、木葉化石を産するを見る。層位は北北東にして、大約十度を爲して東に傾斜す。

好間(コウマ) 今好間村と云ふ、川中子、愛谷等をも合す、平町の西北に隣接し、溪口にあたる、其溪流は即好間川の名あり、赤井嶽村北に峙つ。

神樂の儀附て、寶山(隆忠)の御奉形候し哉、於末代、神樂之事者、好間大夫をたるへし、爲後日、一筆成置候者也、

天文八年九月廿七日　重隆 判

好間熊野大夫へ

好間熊野神主は、吉田氏也、好間龍雲寺は、等菊山と號し、近世寺領三十六石の朱印を領したり、緣起不詳、紫川龍門寺の屬末なり。(好間は古書に多く好島に作り、中古は庄名にも呼び、好島御庄と云ひ、石清水八幡宮領たり。岩城國魂系圖によれば、好島太郎清隆は、文治の北の地頭たり、飯野八幡古緣起に合考すべし。蓋、清隆田土を拓きて、之を石清水宮に寄せ、命じて好島庄と呼ばれしならん、是よりのち、岩城太郎の家に、好島の一稱あり、元久注文に、好島三郎といふは給主にて　岩城

(好島)

太郎の家と各別ならん)岩城大館に合考すべし。本庄は、元久注文に、五百町許の田數を擧げ、東西に分ち、預所職は、寶治以後、飯野伊賀氏に歸したり。

「陸奧國好島庄西方、御年貢帖絹、可京進仕事、

抑任御奉書旨、先例致催促之處、當國者、建武以來、依凶徒蜂起、連々合戰之間、爲下地荒廢、不令所務之條、無其隱、就中、去年依御發向、令供奉、疲勞至極之間、多年分難致其辨由、地頭等所歎申也、雖然、先就御書、以代、且佰貫文、來十一月中、可京進仕候、(中略)

貞和四年十月廿七日　左衞門尉盛光

進上　御奉行所」

「注進　八幡宮御領、好島御庄、元久元年、[ ]、

鹽明神五段　鎌倉明神　壹丁

大折寺大般若參丁　神宮寺　五町

御供田十四丁四反　大般衆六人九丁

仁王講衆六人九丁　東執行　參丁

西執行　參町　專當二人一丁

承仕二人一丁　宮司二丁

宮人一丁　大禰宜二丁

大祝一丁　詔師一丁

八女八人八丁　禰宜十二人六丁

荷輿丁六丁各五段　立行事二人東西各五段

御齋役、御幡役、此二人、立行事役者、御造營等、諸事宮中事、立東西、鄉村走廻、當社之社役、相披露可申分、

相人六人三丁

預所給田十丁　惣追使　三丁

檢非違使二丁　郡司給田十丁

工文給田五丁　大領　三丁

已上百七丁七段　本免

散仕六段　雜仕給田三段

紙師三段　入道衆　廿丁

新田太郎十丁　好島三郎十丁

深澤三郎十丁　千倉三郎五丁

片寄三郎八町　大森三郎十丁

戸田三郎十町　田戸次郎十丁

大高三郎十丁　紀平次　五段散仕

小清次五段散仕　揩師五人二十五段

中四郎五段　源藤　五段

紀平次五段　近藤　五段

已上百十八町一段八合新免

殘所[ ][ ]田貳百九十七町陸段一合　内新田貳拾玖丁三段四合

得成拾陸町九段四合

吉光玖町陸段壹合　内新田壹丁八段

右目錄如件

元久元年九月一日　公文　行　在判

大將以下、千葉介常胤、被於定五十餘人禰宜宮人等事、　預所出狀　奉行所　在判」

「注進、浦田、正和三年甲刀撿注目錄事、

合田數貳拾町捌段三合內　除荒野打引久枝定

除田

大折寺　壹町　石佛　寺町

神宮寺　壹町八合　地藏田　伍段

供僧田　貳町壹反四合　燈油田　壹段二合

新寺　五合　湯免　參合

執行田　貳段　以上　陸町壹段貳合

人給田

地頭給　肆町貳段　名主　寺町

垸飯田　六段六合六步　以上伍町八段六合六步

殘村分田捌町八段四合二十步內

河成　二反七合　江代　四合

開成　二反　地切　三合

不作　一合　蘇　二合

損田　二町六反三合半以上三町二反半

得田佰町六反四合十二步　内片　二町九反四合

本田四町壹反七合十二步　内片折加之御年貢仟[ ]

御年貢帖絹四疋　餘田　反七合十二步

[糭田四丁七合十二步

分糭六石三斗一升六合五勺　反別一斗五升五合定

右目錄之狀如件

正和四年二月十五日　預所代　沙彌覺乘

此に浦田(ウラタ)といふは、好島庄内にて、後の下好間に當るごとし、八幡宮の西北陰なる沃壤なり。

「伊賀備前守盛光申、好島庄内好島田浦田打引事、訴狀具書如此、早可參決之狀、如件、

貞治三年四月廿八日　左京大夫(判)

好島　新兵衞殿」

うら田よしま田のうちひきの田七ちやう、ならひにざいけ六けん、隆奉こうしうのきによつて、好島和泉守隆吉に渡され候上は、わよの儀を、隆吉被り候はゞ、一き同心に、(中略)　應安三年八月日　隆奉判

川中子(カハナゴ)

今好間村の大字なれど、今新田(イマニヒタ)、愛谷と共に、好島川の北にして、平城址(北目)下好間と、水を隔てたり。河中子の村名は、永仁二年文書に見ゆ。

奉寄附、飯野八幡宮、同郡今新田村事、

右彼地者、自往古、爲當社神領處、有押領仁、云々、太無謂、然者、(中略)

文和三年五月十八日　左衞門佐(判石堂義元)

愛谷(アイヤ)

今好間村の大字とす、岩城系圖に、隆忠の弟に愛屋殿あり、今新田の北、赤井村の南隣なり。

小谷作(チャサク)

今好間村の大字にて、北好間と共に、愛谷の西な

り。

當庄内今新田、小谷佐子、佛崎、内荒野除之也、陸奥國好島西庄、預所職者、爲令沙汰進御年貢、所給預也、而讓與子息六郎左衛門尉光綱了、當庄内、地頭、預所、年行所在也、任駿河五郎左衛門尉之時例、可令庄務也、有限於御年貢者、無懈怠可令沙汰進之狀、如件、

寶治二年六月　日　　沙彌光西判

好島川（ヨシマ）　郡の西堺、市萱の山中に發し、東南に下り、好間村と平町の間に至り、夏井川へ入る、長六里。好島堰は、上好間に在り、本川をせきいれて、東南に轉じて、内上、菅波の田土に灌漑せしむ、溝路凡四里、灌田四百町許。

合戸（ガフト）　今渡戸、永井と相合せ、永戸村と改む、好間川の峽谷中に在りて、平町の西北二里。峽中の水石林樹、頗佳景の名あり。合戸と好間の間を箕輪村と云ひ、二石山、三妹山の西北にあたり、内郷村の北隣とす。○一書に、和名抄なる、本郡和と載せて、郷名の文字崩缺せるを引き、大利と考定し、オホリ村にあてしは、從ひ難し。かゝる文字の、古書にありと思はれねば也、(大利は今箕輪村の管内とす)正和の文書に、大折に作るに從ふべし、今俗の利は折の譌に出づ。

(大利)

永井（ナガヰ）　今合戸と相合せて、永戸の新號を立つるも、今戸の北に一嶺を隔てゝ、差鹽と共に別澗に居る。(差鹽は今三坂村の管内とす)白河證古文書に、長井村と云ふは此なり。

奥州岩城之郡之内、長井之村、井赤井之郷、白河殿え去渡申所也、彼赤井之郷□御□小峰殿可有御知行候、於子々孫々、異儀申事有まじく候、仍爲後日、狀如件、

寶徳三年かのとのひつじ六月一日　　好島前和泉守隆衡判

白河殿

澤渡（サワタリ）　今澤渡村と云ふ、即好島川の源谷にして、市萱村と呼ばる、今戸の西北二里半、三坂村の南に一嶺を隔たり。本郡より三春(田村郡)に赴くの捷徑は、之を經て三坂驛に通ず。(或は佐渡にも作れり)

(市萱)

讓與、嫡子佐竹左近大夫將監義香所、(常州正宗寺文書)

一　陸奥國中野村　同國小堤村　同國佐渡南方
　　同國江名村　同國絹谷村
一　越中國　下與河村　加賀國中林村

右所領(中略)但此内庶子等分、以同筆、面々讓之、此又不可成違亂煩、凡於不知行分者、代々讓公驗分明也、至于新恩地者、悉上方御有知之間、爲後證置之所、申與御判也、守此旨、可令知行、仍狀如件、

文和四年二月十一日　　右馬權頭義篤在判

(佐渡)

三坂（ミサカ）　今三坂村と云ふ、澤渡の北にして、其溪澗は、別に東流して川前村に至り、夏井川へ入る。三坂の西北堺は、石川、田村の兩郡に至り、小野新町(田村郡)まで三里、溫泉あり、熱六十四度許。

新篇會津風土記云、三坂越前守は、天正年中、岩城常隆に仕へしが、後退散して、子孫、會津松平家に仕へ、今に三坂氏の所藏文書、元弘三年七月の辨官符以下、數通あり。

川前（カハマヘ）　今桶賣をも合せ、川前村と云ふ、三坂の東三里。夏井川の峽谷中に居れど、小野新町の源谷の東南四里、平町の北五里、楢葉郡五社山、猫鳴山の西にあたる。北には矢大臣山、鬼ヶ城山、神樂山等の峻峰を望むべし。

(桶賣)

磐城風土記云、矢大臣山、鬼城山、神樂山、在平城西北、鬼城高三百七十丈、巖邊巉岩壁立、四面三百六十步許、高十丈、磯多瀧、在桶賣。

小高郷（ヲタカ）　和名抄、磐城郡小高郷。○今詳ならず、もしくは、飯野郷の北にして、赤井、小川など、夏井川の兩岸に渉る地か、元久元年飯野社文書には、大高三郎十町とあり、大高即小高の訛にして、又該社に奉仕せる土豪給人の在りしを知る、且、此土豪、恐らくは郷長の遺流ならんともいふ。國郡沿革考に、小川の邊を、和名抄磐城郷と擬定したるは、從ひ難し。

閼加井嶽（アカヰ）　又赤井に作る、平町の北西にあたり、距離一里半。さのみ高峻ならざれど、狀貌雄麗、一名山に數へらる。山の東面に常福寺あり、眞言宗、相傳、天平六年、僧源觀開基と、本尊藥師如來なり。堂の四邊、檜杉蒼黑、枝葉と雖、之を採りて境外に出すを禁ず、大杉周三丈七尺に至ると。

安井氏天保壬寅紀行云、中秋夕宿平驛、安藤侯治焉、是爲磐城郡、八月中陰晴連日、吾郷謂之靈渡天氣、言靈以是時渡北溟也、是夜未晴、此亦然邪、城西三里、有赤井岳、每夜龍燈現於海上、動數十百、泝河而西、直至其巓、大小明滅、變化無端、極爲偉觀、獨有月不能太明、是日偶晴、不往、行二里、至湯本驛、有溫泉、家置浴槽以延客、頗繁富、亦多私窠、地舊隷三箱莊、古風所謂三箱溫泉是也

赤水紀行云、閼伽井嶽、有龍灯、余嘗親觀之、初昏戴星時、四倉海上火光浮出、泝瀧川及溪水、至此山麓、飛懸大杉梢、又飛入林中不見、後續來者亦然、火光點々相追、自昏至曉、不知其數幾許、凡月夜則光微、暗夜則如螢、或如炬、蓋陰火也、但此火坐此山轉燕石上、而得觀之、從他處觀之、則無一點光云、亦奇也。）磐城古代記云、閼伽井嶽は、平城の北西にあたり、高百九十丈、東山腹に藥師堂あり、南山腹の合戸往來の徑路は、古戰場にて、大旱にも水滴りて涸れず、

石の上に一池湛あり。〔肥後國不知火の云々〕今の世にも、陸奧岩城郡四倉の濱上に、毎夜六過りて、瀧川を遡りて、赤井山の麓に至り、杉の梢に懸り、曉天に至れば、其火數百千に分ると、月夜には其光明薄し、但し是は赤井山より見えて、他山よりは見ゆることなければ、赤井の龍燈といへりと、云々。

赤井（アカヰ）　今赤井村といひ、西小川、三島、高萩、鹽田等の諸部を合せたり、赤井嶽の東麓にして、夏井川（鎌田川、瀧川ともいふ）の西岸なり、南は直に好間村に接す。〔三島、鹽田、高萩、みな古文書に見え、もと小河郷の中とぞ〕

讓渡檀那之事〔端龍大寶院文書〕

赤井加治一族　高久村

荒河殿同彼官人、好島殿、倍彼官人、同飯野殿、

佐竹小河殿、同御兒弟國井、

右彼檀那者、依爲代々相傳、弟子能登房讓渡處實也、

貞治二年三月　武藏權少僧都隆賢

鎌田川（カマタ）（夏井川）　鎌田、又瀧に作り、或は夏井川（ナツヰ）といふ、石城郡の大水に推さる。其水源は、阿武隈山脈の中に在り、田村郡の管内に屬す、謂ゆる小野、瀧根の山谷なり。東南に下り、本郡川前村に入り、以下七里は、大略南に流れ、平市街の東に至り、更に一轉折して、東流二里半、大海に朝宗す、水源大瀧根山より約十五里。〔一名入川（イリ）といふ〕

古代記云、元文三年、内藤家にて、岩城領知の時、領内村々百姓より、夫役金と名を付け、百石に付き金一兩三分づゝ、七ヶ年の間、割付差出さすとの事あり、其年八月は一番納期にて、右役金組々へ申渡し、九月初めに、諸組代官嚴しく催促したる時に、何村よりか出けむ「九月十七日、辰の上刻、十五歳以上、六十歳已下の男子、殘らず平表へ相詰め、御領分村々取立、二ッ五分に御引下され、殊に日來御免、借籾元利年賦、此度の夫役金之、年貢御免下され候様に、惣百姓一同願ひ出て申すべし、若し出會なき村有之候はゞ、其村へ火をかけ燒き拂ふべし」と急状廻はしける、同十七日の暮方、村々の百姓思ひ思ひの道具を持ち、富める家を掠奪して、十八日晝頃になりしかば、鎌田川の向ふには、其勢五六千人、白土八幡の近所には四五千人、谷川瀨口に五六千人、長橋向ふに三四千人、好間口にも相續しば、其數都合二萬人も有之らん、どつと大音揚げ、法螺貝を吹き、城下へ押寄せければ、城も騷ろ計りなり、然るに、城内には惣家中悉らず楯籠りて支へければ、一揆勢も力なく追々退散す、しかれども、城中には又も皆來るべしやと、大矢鐵砲大筒まで仕掛て待居、夜の目も合はせで暮らしけるを、百姓一揆は數日にて自然と止み、己に其頭取の者郡村に行はれ、夫役金は御免になりしかど、領主に敵對せる罪にて、國窮經遂し、其後内藤家も常州笠間城へ領分替となる。

〔赤水紀行云、發平南、欲詣山嶋寺稍寺、馬踏十人、云南折行一里、即寺也、瀧瀑河、出於山路、不太甘、國有昔日舊社、余至念、寺稱寺異東、遠看魁也、不往觀可恨。〕

小川（ヲガハ）（上平）　今上小川、下小川の二村に分つ、又裂けて赤井へも入れり。赤井の東北にして、夏井川を隔てたり、即左岸に居り、磐城山石森の陰にあたる。平町より上小川に至る二里。〔上平（カミタヒラ）は今下小川村に屬し、上小川の南なり〕

新編常陸國志補云、佐竹義胤の三子義綱、陸奧岩城郡小川に居り、小川又三郎、大和守と稱す、〔系圖　頃藤千手院釋迦行係背議〕子義遠、彌次郎と稱す、〔飯野文書〕また義胤の四子義熙、岩城郡豐間に居り、豐間彦四郎と稱す、〔系圖〕延元二年、石河族を援けて、三箇湯本二城を攻む、〔飯野文書〕子義介あり、〔長福寺文書〕其後詳ならず。

古代記云、小川山長福寺（チヤウフクジ）は、當時寺の古刹なり、上小川村に在りて、近世は四十石の朱印田を有したり、神谷村に三十石）元亨二年、小川入道義綱之を創始し、鎌倉極樂寺の了俊の弟子慈雲來り住持せりと。〔陸土記〕

（長福寺）

「長福律寺付進、鎌田之村、井山境事、〔東山境地文別紙〕北者田代之水走堺目成三隈、南者明神之鳥居北之松隈道高境、兩宮之間、鎌倉之垣境、下之倉平、大道大道を登に、堺河の古道と、大玄子上の境、本倉倉の南之中、當原を限、西者峰由下を限、爲後日證文如件、

正中元年甲子　月九日　小河入道本願義綱判」

「依有用々、長福寺常住、御出畢給候代に、同寺前三角田一反と、彦太郎内一字を、永代迄寄候、兼是源正下孫、彼所に不可有違亂候、仍爲後日之支證、狀如件、

應永十六己丑二月九日　小河入道源正判」

中山氏岩城文書抄云、小川義雄の法名はれうき歟、應安七年文書あり、其子は久義歟、應永九年文書あり、下野守入道源正といふは、即久義に似たり、同十九乃至廿八年の文書あり、其子は法名淨秀〔正長二年文書〕次に三島道弘、〔永享九年文書〕是は一門ならん、三島（ミシマ）の地名村内に在り、次に法名正秀、〔文安三年文書〕この後は寺藏のものなし、岩城氏の家臣となれる也、己に嘉吉三年には、岩城家へ降忠より、寺領安堵の證文を出せり

二俣神社（フタマタ）　今下小川村二股岡八幡宮あり、蓋延喜式磐城郡の官社之にあたる〔神祇志料、磐城古代記〕〇磐城志云、天和の頃、二森（フタツモリ）明神を以て、式内二股神に定められたり、夏井川の邊にて、河水此にて分叉して流る。

小川江（ヲガハエ）　磐前郡の諸村にして、下小川村に起り、夏井川を堰入れて、磐城山の下を繞らし、神谷、草野、大浦の田に灌漑す、慶安年中の開通とぞ。

古代記云、慶安四年、平城主内藤氏の家臣、澤村勘兵衛

勝爲、小川江の開鑿を計畫し、之を決行するにあたり、他領朱印地等を經由す、夫江の事頗困む、時勝爲斷指揮、三年三月を以て、其功成る、三里餘の溝渠、十六邑の田を灌ぐに足る、然も他領朱印地の關等につきて、獨斷專行の責を一身に引き、君家の累を招くを恐れ、城下西唐寺に於き自刃す、實に明暦元年七月なり、後世之を稱む。

平窪（ヒラクボ）　今平窪と云ふ、近接の中鹽、幕之内、鯨岡、大室、四ツ波等をも合す、下小川の南にして、中山の北東、夏井川を隔つ、又平久保に作る。

岩城郡内、中平窪村、三田彦四郎入道跡、同郡矢河子村等事、早任代々當知行、云々、貞治二年十月、（飯野文書）

淨勝院は、中平窪の名寺にて、藥王寺に屬す、所藏の古文書三十通あり、中にも天正六年、細川春卿作が、仙道表鑑に、田村氏の人とす）會津湯本に於て選述したる軍旅新論あり、篇首闕失したりと雖、一珍と爲すべし、天正十年、親隆夫人の爲に、當時につくる。」）磐城志云、平窪在横山臺地、地勢平廣、蓋國造遺阯、有古墳數十、或露石室、出銅鏡寶玉之類、即國造墓也、（地理志料）又云、石森のつゞきに、富士山、城山の二峰あり、合せて三峰を見るが、中にも、城山は岩石峨々として、いかにも石城の如し、横山臺の川向には、屏風岩あり、路を挾みて壁立、門墻に似たり。

石森山（イシモリ）　平窪山の東嶺にして、山勢富士に彷彿たり、故に岩城富士の名あり、仍て又、萬葉集なる、

磐城山ただ越え來ませ磯崎の許奴美の濱に吾立ち待たむ」の歌を此に引けど、誤れり、此歌は、駿河國廬原郡蒲原の事に屬し、石森觀音寺は、山の東南麓に在りて、細谷村に屬す、忠教寺と稱す　元祿九年陸奥千鳥云、岩城山、千手觀音、彌生山、今香石、皆此邊なり、此外

（磐城山）

舊跡ありといへども、少時の滯留、見殘しはべる、

小川長福寺代、關田房吉上、文早得其意御沙汰、任當寺進状之旨、全知行、向後彌致當寺之寄護、

岩城郡内石森觀音寺、并寺領平田村内、四波田地事、

闕進、一通、御寄進状案文、一通、渡状案文、

右寺領者、本主別當、爲最前御徹滅亡之間、於符中被經御沙汰、有當寺御寄進、（中略）

寛永二、十、八、長福寺從掌同關房申状

（四波）

幕之内（マクノウチ）　今平窪村の管内にして、中鹽、大室などともに、石森の南、鯨岡の北とす、夏井川其西邊を南行す

仁科岩城系圖には、北郷五郎隼行の弟、田中花四郎師行、師行の次男茂秀を幕内與市といひ、三男忠基を鯨岡十郎とす、而て門魂系圖には、師行を新田八郎と云ひ、富田三郎の養子と爲す、其長子師隆は岩城の惣領を繼ぎて太郎と稱せし由に見え、二弟は幕之内、鯨岡の二家を起す

鯨岡（クヂラヲカ）　今平窪村の大字なれど、石森山の南にして直に夏井川の邊に臨り、鎌田村に隣る

會津四家合考云、昔蘆名盛氏の時代に、岩城郡の浪人鯨岡某、來りて黒川の宿屋に居り、子孫遂に此地に永住し、今彼が家に、元弘、建武の頃の文書、あまた相傳す、

「爲津輕凶徒追罸、不廻時日、令發向、可抽忠之由、所令候也、相催庶子等、急速可被進發之状、如件、

建武元年八月二日　　[illegible]

鯨岡孫太郎入道殿」

「岩城郡鯨岡孫太郎入道乘代、子息孫次郎行隆謹申、

右行隆、八月十九日、自常州高木宿陣立、云々、同廿日田村城、同廿三日小栗城、同九月十七日、押寄宇都宮城、於搦際、致々及矢戰、迄今月八日、合戰抽軍忠上者、給御判、爲向後龜鏡、恐々言上如件、

延元元年十月日　　承了判」

右の件々を見る時は、奥州にも種々の異變ありと見えたり、而も太平記に一事をも不記故に、奥州の武士の事跡、更に傳はれぬは遺恨なり。

片依鄉（カタヨリ）　和名抄、磐城郡片依鄉。〇今神谷村、草野村、及び平窪村にあたるごとし。飯野鄉の東にして、南は夏井川に至り、北は玉造鄉に隣る、後世は片寄（カタヨセ）に作り、今神谷村の大字にのこるは、舊鄉の遺跡なり。

（元文飯野社文書片寄云々）

磐城志云、萬葉集十四、陸奥之可刀利處女、鹿持氏曰、多具切り、可刀利當磐城郡片依鄉也、因謂、太古經津主武甕槌二神、以此神爲嚮導、竟奏平定、其功烈遠被東土、爾時力遣境者、蓋非一世、故於陸奥往往祀之、香取御子神乃在牡鹿栗原二郡、其香鹿島苗裔神者、凡三十八社、皆見于國史、或當時、至今祠廟猶存、此亦其神蹟也。按、片寄は、文安六年文書かたよせ村とあり、カタヨリカトリの說は、所依なきに似たり。

（片寄）

鎌田（カマタ）　今神谷村の大字なれど、其西端にして、平町の東、夏井川の折する所にあり。夏井川を、一名鎌田川と云ふも、此形勢に出づ。一書に、和名抄、蒲津訛りて鎌田と爲ると云ふは、非也。

陸奥國岩城郡、三田彌太郎入道稱圓跡江、押寄、合濱妨枝、軍勢充名人等事、（會津四家合考）

鹽左衛門三郎入道同舍弟孫四郎同七郎名與惡黨等也

鹽澤小三郎入道　未會右衛門通顯　又五郎　頴谷三郎　片寄小三郎　沼道十郎　岩崎道四郎三郎入道（下略）

（鹽）

鹽（シホ）村は、今神谷の管内にて、正和四年檢注に、鹽田神といふも見ゆ

神谷（カベヤ）　今神谷村と云ひ、片寄、鎌田、鹽等をも合す、平町の東一里半、夏井川北邊の平坦なる地なり。（飯野社文永六年文書、領ヶ谷も此歟、）鎌田の條に引ける文書の頴谷は、即カヒヤにて、神谷の舊名なり、或は壁屋につ

（頴谷）

くる、近世に常州笠間藩牧野氏の陣屋あり。

（陣屋）

續國史略云、戊辰七月朔、昧爽、官軍襲平城、米澤師擊卻之、五日、笠間藩兵二百許人、爲官軍守壁(カベヤ)屋、爲敵所敗、失大砲糧仗。

古代記云、元文年中、内藤氏関谷の後、岩城七萬石の内、二萬二千石を城附とせられ、殘餘皆幕府に收公せられて、御代官小濱陣屋にて之を治む、寛延二年に至り、常州笠間城主牧野氏に、神谷の近地□萬石を與へられ、即牧野氏の代官、中神谷村に來り治したり、以て明治四年に至る、神谷の舊館（中神谷に在り）は、妙見館と稱す、又平主館と呼ばれ、下總千葉氏の裔孫之に居る、館中に妙見神祠あり、初め千葉六黨の内、相馬、大須賀等奥州に下る時、神谷、四倉の諸氏も共に下向し、岩城郡に止住す、神谷氏は白土村を領知せし故に、白土氏とも云ふと、一說、天文の頃に、額谷(カヒヤ)眞胤、また妙見館主白土入道運隆、四十八館記には神谷平六郎忠政など見ゆ。○新篇常陸國志補云、慶長元年、車丹波守義照を、神谷座主砦に遷す、（神谷一山寺記延壽護法錄）常州車城主なり。

泉崎(イヅミザキ)

今絹谷、水品、北神谷、下神谷、馬目等を合せ、草野(クサノ)村と改む、片寄、神谷の東に接したり。

（草野）

泉崎光明寺に、小川江の開通者、澤村勝爲の追吊碑あり、安政二年、笠間藩主の建つる所なり、又勝爲を祭る所の小祠は、下神谷に在り。

絹谷(キヌヤ)

今草野村の大字なれど、片寄と相接し、石森山の東麓とす。飯野八幡建長文書、好島庄東方衣谷政所の名目あり、衣絹同訓とす。建武文書には、絹谷村、馬目(ウマンメ)村を、佐竹氏の所領とす。

（馬目）

岩城文書抄云、永祿十三年、絹谷青瀧寺、上葺成就棟札に「大日那平朝臣親隆、少旦那佐藤大隅守」と記す、長福寺文書に、佐藤大隅守眞信といふも同人にて、岩城の家老なりき。

玉造郷(タマツクリ)

和名抄、磐城郡玉造郷。○今大野村、大浦村、及び四倉町にあたる、片依郷の北に並び、玉造川此に在り。

玉造川は、大野村八茎(ヤクキ)の奥なる酒造山（切島屋山、八百米突）に發し、南に下り、藥王寺の邊に至り、東に折れ、玉山を過ぎ、仁井田（大浦村）に至り海に歸す。即四倉濱の南偏にて朝宗す、長四里許。今八茎の山中に、磁鐵鑛を出す、往時は銅を出せりと云ふ。

（八茎）

藥王寺(ヤクワウジ)

今大野村に屬し、平町の東北二里、玉造川の左岸に在り。眞言宗の名藍なるが、相傳へて、仁壽年中、僧德一の所創といふ。（地誌提要）近世は、醍醐三寶院の末寺に列し、寺領五十石、屬末百六十餘寺を保ちたり。延壽護法錄は、中興祐鏡（文安年中）以降、二十二世に至る舊傳を輯めたり。○古代記云、延壽山藥王寺は、數土院と稱す、大同中、德一菩薩、藥師佛を八茎嶽に安置す、是れ本寺の草創なりと、明德・應永の頃、郡主岩城朝義、寺僧隆忠を黜け、又堂塔雷火に焚かれ、衰廢に歸す、朝義の曾孫、名を隆忠と曰ふ、一日鷹狩して藥王寺の草堂に至り、隆忠の題字あるに感じ、之を奇遇として、再興の志あり、文安二年、偶下總の僧祐鏡の、佛濱に至るや、樹巣三郎殿之を尊信す、隆忠乃祐鏡を請ひて藥王寺を興立せしめ、門前及び八茎村を寄進して田祿と爲す、永祿九年、岩城親隆、堂井の在家一宇を寄進す、同十年、岩城常隆巨鐘を鑄て寺に置く、寛文六年、内藤氏巨鐘を改鑄す、今境内の古石碑、正應三年、嘉元三年、正和六年、元亨三年、文和三年以下數基を存す。

大野(オホノ)

舊鄕名にて、柳生、駒込などを指せしにや、今は村名に轉じて、玉山、山田、白岩等をも合せたり。

好島東庄、放生會祭例事、（日錄云、永德四年）

下額谷（竈殿五間之内一間、相撲一番）大關宜分（正月七日祭）片寄村（大瓶二十二合并竈殿二間）大森（竈殿一間、流鏑馬并相撲一番）長谷村（五間廳屋并大瓶十二合）馬目（額谷寄合之）大野郷（流鏑馬并相撲并講坊）田富村（地頭領家寄合之、竈殿五間之内三間、并流鏑馬相撲大瓶十二合）富田、新田、狐塚、四丁目、鹽木（五ヶ村寄合、西廳屋作之）新田村（流鏑馬相撲、田和見波立（二ヶ村寄合、竈殿ツマ一間）北佐村（流鏑馬相撲并大瓶十二合）末續村（竈殿ツマ一間）

右恒例祭例役如件（飯野社文書）

玉山(タマヤマ)

今八茎、柳生、山田、白岩、中島、田戸、戸田等を合せ、大野村と改む、即古の玉造郷なり。仁科岩城系圖に、隆忠の弟隆治を、玉山孫四郎と云ひ、（又駒木根殿と云ふ）即此に居れるなり、其館址を御城臺(ヤウダイ)と名づく。又松風瀑布あり、高六丈。鹽の湯は、鹽類性、微溫六十度許。

惠日寺(エイニチ)

玉山に在り、即藥王寺の東一里、藥王寺と同開基とつたへ、本尊は大日如來、甚光山と稱す、近世は眞言宗を奉じ、寺領田二十石。按、元亨釋書、德一は、常州筑波山寺を開き、奥州惠日寺に終焉すと載するは、此歟。然れども、會津耶麻郡にも、惠日寺ありて、又德一の終焉地と說かる、疑ふべし。殊に平將門の女、如藏尼の慧日寺に居ると云ふ〔今昔物語、及釋書〕も、岩城郡の平氏占住の事に合考すべきに似たり、耶麻郡惠日寺を併看すべし。

小湊(コミナト)

山田小湊とて、今連れて大野村の大字とす、もと二村名の合同したる歟。藥王寺と惠日寺の中間にて、江海に遠しと雖、玉造川の濱なり。○古代記云、比丘尼(ビクニ)館址、山田小湊村の馬上の山上にあり、その下斗絕して、玉造川にのぞむ、南につらなる山脈たちまち縮まり、また一山あり、櫓臺を設けしとこならむ、その東南に數十間の空塹あり、又その東に一山を削平する如き處あり、構柵の内ならむ、慶長年中、白土運隆こゝに居ると、運隆は千

葉支流の人也、妙見を奉じこゝにうつる、別當を千葉山成就院といひ今もあり、玉山村金光寺の緣起に、往昔常陸下大掾三男、海東冠者貞衡、山田小湊の城にすむ、享德年中、岩城隆守の弟、孫四郞隆治、小湊に館居し、玉山に城くと。

（富田）

戸田　今大野村の大字なり、飯野社、建武元年造營注文に、富田とあるは、此なるべし。

　西廳屋五間　富田村地頭、三郞次郞隆經、與并預所寄谷、造進之、

永德中文書に、田富村あり、又近接の地なるが、近世には田戸につくれり。國魂系圖に、荒川四郞直衡の子、行隆を、富田三郞と記し、其長男を惣領富田太郞基行とす。

行隆─基行──氏基┬隆行(三郞太郞)─王毗沙
　　　└師行(新田八郞)└隆氏(三郞四郞)

（大森）

狐塚　今長友、名木、細谷、鹽木、仁井田、大森、原高野等と相合せ、大浦村と改む。玉山の東にして、海淵に至り、神谷の東北に隣る。

岩城系圖に、朝義の叔父、片寄五一義次の次男、基秀を大森彥三郞と云ふ、其遠孫に、大森小太郞隆秀、狐塚太郞隆清の名もあり。〇古代記云、草野氏は菅家の餘流にて、當國に下向し、草野主殿と稱せる人は、大森城に居る、云々。

名木　今大浦村の大字とす。〇古代記云、岩城の七祭とて、奇異の風俗あり、馬目村の田樂、絹谷村の龍立(雨龍とも)大森村の小簓、名木村の布衣人、狐塚村の古侍、神谷村の白鍬、片寄村の古切粉是れなり。

鹽木　今大浦村の大字なりとす。〇飯野社の永德文書によれば、鹽木、大森、新田、四丁目、狐塚等は皆好島東庄の領内なり。

仁井田　今狐塚、高野等と相合せて、大浦村と云ふ、玉遣川の海に入る所にあたり、海道の驛路之に係る。平町へ三里、四倉へ一里、飯野社文書、元久元年のものに、新田、大森とあるは、即此なり。

（大浦）（新田）

古代記云、當郡にて、上古の蝦夷の穴居跡とつたふる者、仁井田、山田(小湊)等に現存す、仁井田最勝院に、祐天上人の墓碑あり、上人は上仁井田の農民の子なり、得度出世して、遂に江戶增上寺の住持に補せられ、大僧正に任ぜられ、後目黑(江戶の近郊)に一寺を創め、此に退隱し、享保三年寂す、遺骨は分ちて故郷にも送られ、其墓を置く。〇飯野社文書に、資田氏あり、蓋亦是地の舊族なり。

（資田）

伊賀式部三郞盛光代、資田六郞盛行軍忠事、

右今月(建武四)四日、押寄行方郡小池城、同六日打落之以降、標葉郡小丸、并瀧角城、同楢葉郡朝賀城、其外御敵城墎等、不殘一所、至于御對治、大將供奉仕之上者、賜御判、爲備後證、目安如件

　建武四年十月十五日

奧相秘鑑云、大永四年、相馬勢岩城領へ攻入、既に淺見川を越て、敵を追散し、顯胤公は山に宿陣、翌日は久之濱より、四倉濱を通り、新田川に至る、新田城主新妻氏、五百騎計にて、此川を前にあてて控たり、云々。〇按、國魂系圖に、新田八郞師行、同太郞師隆あり、仁科系圖に「師行、田中甚四郞」と注す、師隆は師行の子にて、岩城の總領となれるごとし。

四倉　今四倉町と云ひ、人口二千餘、石城郡の東北隈にして、楢葉郡久之濱と相隣り、海濱の一名邑なり。鐵道、平へ六哩、久之濱へ三哩、海山の景色すぐれたり。土俗、此間を許奴美の濱と云ふは、磐城山の古歌に附會したる說なれば、採り難しと雖、其勝景は、詩歌中に收めて遜色なし。

古代記云、四倉濱、久之濱の間に大夫坂あり、甚險阻也、承應年中、岩窟を鑿通し、人馬を往來せしむ、長六十歩、幅六歩、高九尺、即岩城楢葉の郡界なり(今、鞍越山鐵道トンネル、千八百呎此にあり)〇奧相秘鑑云、磐前郡四倉驛に、妙見祠あり、龍子山と云ひ、今松闘といふ、是は千葉大須賀氏の末流、新妻彈正住居の由緣にて建立す。(大須賀氏の事は、上の穎谷、及び双葉郡大久に合考すべし)

雙葉郡

雙葉郡　明治二十九年、楢葉、標葉の二郡を合同し、雙葉の名を命ぜらる　石城郡の北、相馬郡の南にして、濱街道の中央にあたる。今三町十五村、人口五萬、富岡に治す

楢葉は舊岩城氏四郡の一なれども、標葉は舊相馬氏三郡の一なり。地形、大洋を東に望み、西に重巒を負ひ、溪流は大小數條、各自に海に入る、海に沿ひ村落散布するも、廣邑沃野なし。濱街道の大路は、其海山の間を縫ひ、山中には民居稀少なり、唯木戶川、請戶川の源谷に、村名を立つるのみ。〇本篇には、田村郡の現管なる都路村を、本郡の中に係けたり。是れ、請戶川の源谷に屬し、形勢當然標葉に入れば也。

上平村光明寺藏、寬正文正以降、熊野參詣先達職文書、岩城郡、楢葉、椎葉、岩城一家一族被官人等、云々

〔磐城志〕椎葉とは、標葉の訛なり、

楢葉郡　明治二十九年、停めて之を双葉郡に合す。元來、岩城の分郡なれば、謂ふ所の岩城四郡の北境を成せり。而も、其山海は、楢葉最廣大なり　舊志に、四郡の首尾相去る一百二十八里、(六町一里の計數に

て、地方の習俗に因る）四郡を合して、之を七分すれば、岩城其一に居り、菊多其一半に居り、更に其四半を十分すれば、楢葉其六に居り、岩前其四に居ると謂ふべし、されど、戸口田土の數を以て相比すれば、四郡の最下たりき。

楢葉の、磐城郡より分たれし時代、舊史に記載なし、蓋、和名抄、白田、楢葉二郷の地を分ちし者にして、磐前の分割と同時ならん。○國郡沿革考云、楢葉元磐城の分郡にして、岩城氏の領せる所なり、岩前分置せし前後に、之を置かしならん、岩城氏家譜に、岩城小太郎成衡は、藤原清衡の女婿となりて、岩城郡を領し、男子五人あり、各一郡を分領す、長子、楢葉太郎隆衡とあれば、此時既に分郡せしなり。「楢葉太郎といふこと、正確なる古徵を見ず。而も、岩城、岩崎の平氏の繁衍にあたり、其族類の楢葉の地に據り、遂に私稱の郡號を立てしも、形勢當に推斷して知るべし、其時代は鎌倉幕府未興の日歟。

○元和中撰、會津若松實田家記に「東奥、岡司目の若者七八人、岩城の内、なりわと申處にて、山賊に遭ひ被殺申候を、篠田より狀を附、山賊を成敗仕り、首五つ、當所へ越申候を、又寛元より鎌倉に致候て、岡司目方へ送申候」云々。なりわは即楢葉の訛歟。また、飯野八幡宮文書、建武中のものに、伊賀盛光代南葉（一に難波に作る）本寂房あり、南葉とは楢葉の訛歟、また、戰國時代に、富岡城主を守して、南と云へるも、楢葉の略歟。

岩城之書抄云、淨勝院文書、永祿中のものに、南隆時とあるは、楢葉郡富岡の城主大和守なり、元龜元年癸未、常隆の孝子にして、常隆の隠居を御南と稱へしに依る歟。

（南葉）

道尻岐閇國（ミチノシリキヘ）

古事記に、「天津彥根命者、道尻岐閇國造等之祖也」と載せて、國造本紀には之なし。而も「道口岐閇國造、輕島豐明朝（應神）御世、建許呂命兒、宇佐比足彌命」とあれば、前後の對稱に出でし國造たるを悟るべし。其岐閇の古國は、菊多、磐前、楢葉の所たし。今按ふに、道口は常陸多賀郡の一分境にして、道尻は即楢葉郡に當る。

常陸多賀郡、當國石城、菊多等の條に合考すべし。

常陸古風土記に「斯我高穴穗宮（大八洲照臨天皇）成務）之世、以建御狹日命、任多珂國造、以久慈堺之助河、為道前、陸奧國石城郡苦麻之村、為道後」云々とあるは、道尻道口の岐閇の所在を考ふべき、惟一の典據なり。苦麻之村とは、今楢葉郡の北境なる熊町に當り、其苦麻は熊川、又は堺川の名をなして、千古不拔の確證なり。後世、此熊川南岸の小吉地は、標葉郡の管内となりたれど、形勢を觀察すれば、沿革の跡之を證すに足らん。且楢葉郡の中央に、木戸川の名あるも、やがて岐閇の國名の遺語なるべし。常陸多賀郡道口郷に、小木津の遺名あるに合考せらる。

（道後）

國造本紀、道口岐閇國造　建許呂命兒云々とあるは、即天津彥根命の後裔とす　道尻も、同宗にて治めしを知る。されど、同書に又高國造、岐閇國造、兒多毛比命云々とあるは、同宗にて、出雲臣の類なり。前に引ける「多珂國造、建御狹日命者、即是出雲臣同祖」とあるに合考すべし。國造本紀に、ただ「岐閇國造、兒多毛比命」といへるは、道口、道尻いづれと分ち難き書法なり。因りて再考するに、成務の朝に、多珂國、道口岐閇國は、共に出雲臣同祖を以て任賜ありしかど、應神の朝に至り、改易せられ、多珂、道口、并びに菊多、共に石城國造の同族に任賜せられしと判知せらるるに非ずや。且石城國造の、成務の朝に定められしを以て、道尻岐閇國の任賜も、成務の朝に、天津彥根命の裔へ（即石城國造之屬）に定まりしと推考するを得べし。

白田郷（シラタ）

和名抄、磐城郡白田郷、（今楢葉郡木戸川以南の地にして、木戸、廣野、久之濱等にあたる。○國郡沿革考に、白田は後世の小楢葉郡たらんといひ、小楢葉（ヲナラハ）は今の廣野の南北に外ならず。

磐城志云、□□永享年、佛書の奥に、小楢葉村折木と記せるもあり、天文十八年文書に、小楢葉之村と云ふは、折木、夕筋、淺見川などをさせる如し、されば、廣野、木戸の邊に大楢葉と稱へしにや。○今按、小楢葉の對稱、大楢葉の存否を見ず、た小必しも對稱の存在を要せず、北楢葉に對しての名歟。

（小楢葉）

久之濱（ヒサノハマ）

今久之濱町と云ふ、即本郡の最南端に居り、石城郡四倉濱の北に隣る、此濱村は海道の小驛次にして、停車場あり。

久之濱より、四倉濱の邊を、近世好（コノミ）の濱とも呼ぶ、是は岩城山の古歌に附會したる謬なれど、元祿中の觀聞志に、已に「久之濱、古日之好見浦」と載す、永德中の文書には、比佐（ヒサ）村といへり。○安非氏天保壬寅紀行云、發熊川、行三里餘、至長須賀、須賀方言、也人居斥鹵也、由海相距、不能二十步、巖皆為風濤所蝕、聳立削成、左則波頭洶湧、忽焉突起、勢將雨一翻、直上撒雪、直走沙上、如白馬連翩、亦佳境也、但砂礫沒踝、退半乎進、困憊特甚、行二十餘町、山海益迫、人不並肩、時遇噴激、倚身巖側、伺波頭將退、疾走而過、如此者又七八町、海與山合、然後有折登坂、降入于久濱驛、美如京畿、奥中所罕遇也。

（比佐）

田之網（タノアミ）

今久之濱村に屬し、其南なる郡堺に臨める大字とす。田之網の海岸を、波立（ハツタテ）と云ひ、藥師堂あり。其堂宇は、文明中、岩城常隆の造進する所と說かる。○觀聞志に「田網村、有藥師堂、土人曰之波立藥師、其堂、飛驒内匠所營作也、」

みちのくの野崎の浦に旅寝してしばし夢見む波立（ナミタチ）のてら

（波立）

(八立)(田和見)

と援引せり。此獸を同行とする、疑ふべし。〔赤水東奧紀行云、直行四倉、多漁家、鹽氣衛人、半鼻南過、取道海岸磯石之間、出入洞門二、漸抵皮立藥師堂、住持僧曰、此山有茱萸、四時常結實、又有五月花蘂、共是珍品、藥師應化所爲也、其他神怪絮話、可厭聞、即辭去、夜今已枯、茱萸在山巓、皆不可得見矣、千日作濱、已過午、乃令炊爨、炊間少時、爲鹽生之遊、自是至廣野二十五里、中間有汀、凡十五里、曰長沙、余騎馬、海風颯颯、頓忘炎熱、漸至木戸、黑雲起西南、雨驟至、雖路少濘、猶勝暑中之行、遠望霞山脊、踈松落落爽路、植幹輪囷、枝葉可愛矣。〕〔飯野文書、建武元年、田網、八立、末次の三村見え、永德元年、好島東荘の中に、田和見、北佐、波立、末續の四村を載せたり。

別當廳屋伍間　絹谷村、佐竹上總入道、佐竹雲四郎入道、南入役所也、

〔一〕　馬目村、孫四郎入道役所也、

同廳屋三間　好島村地頭彦太郎泰行、東目村地頭岩城彌次郎隆兼、西方預所伊賀三郎、爲神主職、合支配之、庶子等地頭方、寄合造之、

西廳屋五間　富田村、地頭三郎次郎隆經、與非預所寄合造進之、

御子屋伍間　田富村地頭小三郎入道、八立村地頭岩城次郎入道顯眞、末次村預所役也、

禰宜屋三間　東方禰宜等、西方禰宜等寄合自作、

神人屋三間　同前、

御造營注文次第、粗如斯、

建武元年九月七日」

末續(スヱツギ)（金澤）

今金澤(カナザハ)と共に、久之濱村の管內とすれど、其北一里許を隔つ。〇磐城古代記に、金澤に磐出(イハデ)館址あり、新妻式部少輔此に居り、文明六年落城云々、新妻氏は何族にや、大久の大須賀氏と干係如何、飯野社、建武四年文書、大須賀駿河守若實、新妻次郎。〔維新史料云、戊辰七月廿二日、官軍久濱へ着陣、直に斥候を一小隊、末續村迄繰出候處、夜中賊徒襲來、及取合候、廿三日、廣野驛迄繰込申候。〕

大久(オホヒサ)（久川）

今小久、小山田をも合せて、大久村と云ふ。久之濱の東なる山中に在りて、其溪澗を久川(ヒサ)といふ。東に流れ、濱村の中央を貫きて、海灣へ入る、長三里半。されば、大久とは、本來此山海の間の惣名なりしを知る。此に、大須賀氏の舊址あり、大須賀は下總千葉の一族にて、相馬氏と同時に、海道に知行を得て移轉し、戰國時代には、岩城の附屬と爲り、終に舊邑を失ふ、相馬の家臣と爲れるもあり。

磐城古代記云、大久村小松館は、澤小屋(サハコヤ)の御城とも呼ばれ、千葉の支流、大須賀兵部大輔清高の移り居れる所也。〔奧相秘鑑云、千葉介常胤の四男、胤信、下總國大須賀に居住、文治の軍賞に、陸奧國岩崎郡を賜り、〔東奧中村記に、楢葉莊內とあり〕、相馬給人根元記に、多部四郎胤信には、岩城郡大須賀を給也、依りて是より大須賀四郎と名乘り給ふとあり〕同郡松岡に住す、承久二年五月、八十四歲にて卒し、其子大須賀左衛門尉胤朝より代々相續、云々。〔石城郡西鄕の下に引ける建武四年文書に、大須賀次郎兵衛入道若實、野邊九郎、同駿河守若實、新妻次郎云々、石城郡四倉に合考すべし。

折木

今廣野村へ合すれど、其南半里、久之濱の北一里半、淨土宗名越流の名藍成德(ジヤウトク)寺あり、又禪宗東禪寺あり。

新篇常陸國志補云、慶長元年春、佐竹氏、岩城五郡の諸士を移轉し、多賀郡松岡城主、大塚掃部助等を、菊多郡折木城に移す、〔東禪寺舊記〕、七年に至り、佐竹岩城の諸士、皆羽州へ轉ず。〇折木の南澤に温泉あり、鷺の湯といひ、六十八度の低熱を有つ、元祿以來、浴槽を置き、人を加へ之を熱す。〔磐城志、如來寺藏、問題考文抄跋に「應永五年戊寅、小楢葉村折木談所書之、住者通慶覺天」、生年三十五才」と見え、覺天は、如來寺五世なるが、折木談所とて、即成德寺なり。

（成德寺）

此寺、元德二年、良天聖觀上人〔如來寺良山の高弟〕の開基、二世良榮は、下野國大澤(オホサハ)に圓通寺を起し、謂ゆる大澤流の祖なり。十三世袋中上人は、其傳、下の袋中寺に概見す。慶長元年、淺見川村高倉山城主、猪狩下野守、伊達家へ隨仕の時、成德寺僧之に從ひ、信夫郡へ去り、折木談所廢絕す、新邑主大塚氏は、成德寺址に東禪寺を建立す、數歲の後、良叢上人（十五世）寺名を再興して、今地に卜營する所ありと雖、昔觀にあらず、如幾山と稱す。〔磐城風土記云、自久濱至廣野、此間有三溪、云久川折木川淺見川、皆徒涉、又有汀道、云長澤(ナガサハ)、風波時不通往來、別有步行山路、廣野至木戸山田、此間有岩澤、維石巖々、小塢至富岡、木戸川徒涉、石高水急、雨ヽ至則難涉也、富岡川徒涉、〕

廣野(ヒロノ)

今廣野村と云ひ、折木、夕筋(ユフスヂ)、北迫等をも合す。廣野は、もと淺見川村の海濱の名なりしが、近世は驛次に立てられ、遂に村名に化す。富岡へ十哩、久之濱へ五哩、〔隧道六所〕驛北に二沼池あり、又驛東の山に石炭を出す所あり。

征鞍日日度雲山、請問途窮忽海灣、驚浪衝礁碎成雪、
雪花亂點馬蹄間、〔廣野濱〕　菅　湛

維新史料云、戊辰七月廿三日、官軍淺見川迄進軍、賊徒頗る烈敷發砲、翌廿四日朝、廣野驛へ繰込み申候、廿五日、朝六字頃、賊徒發砲進み來り、廿六日、朝六時過、如前日、同樣進み來る、乃必死勇戰仕、遂に夕五時頃に至り追拂、二ッ沼山堡取申候。〔大八洲遊記云、廣野驛、又行二里許、有一高阜、穿阜鑿爲洞門、濶二間高一

丈、長三十餘間、出洞門五六町、又有洞門、大與前門相伯仲、昔延年所開鑿、先是行路沿海、沙路澁隘、或待潮汐所遮、行客苦之、故循岡磴紆折、竟鑿此孔道云

淺見川（アサミカハ）　今廣野村の大字にも呼べと、元は水名にて、村名に轉じ、廣野も下淺見川の海濱を指し也。高倉山の城跡あり、岩城氏の族黨、猪狩筑後守隆清、文明中此に居り、慶長中に至り、子孫離散す。新編會津風土記の、猪狩文書に據れば、猪狩氏岩城家へ仕へ、文明年中親隆の世より、重隆、常隆、三代の古文書あり。中にも、親隆の給知證文は、

いわかさきこもたの村　北かきさく一けん
　　　　　　　　　　　南かきさく一けん
北ならは大屋目の在家　一けん
合三けん　文明六年十一月吉日

とありて、

別て相續候分、河内番相勤候へき事、

の文もあれば、楢葉の鎭將に置かれし家なり。又神祠の事を云へるもあり、是は楢葉八幡宮の事なり。知行の事は、天文十八年重隆入道明徹の安堵状に、

おなら葉三村

とあり、即小楢葉郷にして、楢葉八幡の近地に、今も此汎名あり。下北迫の林歳寺（淨宗）に、猪狩氏の墓碑、及び遺物を傳ふ。

楢葉八幡宮（ナラハ）（北迫）　今廣野驛の北半里、北迫（キタサコ）に在り、一郡の惣社と稱す、創建不詳。近世は、神領五十石の田土を免除せられたり、舊岩城飯野八幡の類社。

磐城古代記云、島田帶刀は、天保年中、小名濱の御代官たり、時饑年にあひ、楢葉郡最甚し、乃貢米を以て救はんことを、幕府に請ふ、官命未至らず、餓莩途に在り、即獨斷開庫、以て飢民を賑す、後人其德を追慕し、一碑を楢葉八幡祠前に建てて、縣令島田君碑と題す、

五社山（ゴシャ）　又常葉嶽と呼ばる。[illegible]にして、三里許を瞰つ。俗説、楢葉八幡神は、初め此山に鎭座したりと云へり。岩城風土記云、御社山、昔源賴義、赴奥州任時、勸請八幡神於此、中古罹災、後遷宮北迫村。

川内（カハウチ）　今川内村と云ふ、五社山の西なる山谷にして、木戸川の源にあたる　西は田村郡小野の山谷と、嶺脈相限り、阿武隈山脈中の一幽境なり、方三四里許。富岡、廣野等の海濱に出でんには、五里の險阻を陟るべし。戊辰の亂、七月十三日の夜、平城陷る、敗兵皆川内の山中に入り、徑を求めて相馬領へ出でたり。

霧島嶽（キリシマ）　川内村の西北に峙ち、阿武隈山脈の一雄峰とす。或は大瀧根山（オホタキネ）とも呼ばれ、標高一千百二十餘米突、海道第一に推さる。

磐城風土記云、大瀧根は、俗呼んで霧島嶽といふ、楢葉、田村二郡に跨り、四時峰頭雪を帶ぶ、高三百七十五丈、山中に石楠花多し　按、霧島嶽の水、東に降り木戸川、西南に降り夏井川、西北に下り、また瀧川と爲る、大瀧川は阿武隈川の一支とす。

木戸川（キド）　楢葉郡の主水系にして、川内村を水源と爲し、東に降り、木戸驛の東北に至り海に入る、長十里

木戸川は、霧島嶽、及び矢大臣山（ヤダイジン）、鬼城山等より發する諸溪を合せ、五社山の北を過ぎ、所々に懸瀑して瀑布を爲し、直に海濱に出で、大洋に放つ。

木戸（キド）（小塙）　今木戸村と云ひ、山田、前原をも合す、木戸川の南邊にして、東に海洋に對せり。

按、木戸は、舊村名小塙（コハナ）と云ひ、岩城明細記に、小塙館、楢葉左衛門尉居れりと載すれば、此地即岩城族の楢葉氏の舊邑歟。木戸の別名も、疑はくは、中世楢葉氏の城寨に因りて起れるにや　此を、山道の大木戸（伊達郡）に對し、海道の二之木戸など云へり。又、上古、道尻岐閉関の說あるに據れば、木戸は即岐閉の遺言に似たり、

役俵合戰（奥相志云、大永五年、顯胤公、伐岩城、勇戰連日、遂拔富岡、木戸、廣野濱等城、直進將攻平城、重隆大恐、使其上遠野二子僧來謝。奥相穆紀云、大永四年、相馬勢岩城領へ攻入、木戸川を越て、金剛川にて接戰、是は木戸川の南、驛場の間にて、今は小川に土橋を架す、是より敵を追て、淺見川に至る、云々。

岩澤（イハサハ）　野史、相馬顯胤傳云、大永四年、顯胤襲岩屋寺高屋野宿、夜晶老目、我乃伊達氏約婚、而重隆食言、何以報伊達氏、我欲決死于岩城、於是下令三郡、明日皆會新山（シンザン）、進攻富岡、少不利、退還小高數日、復出軍、敗岩城兵于岩澤、明日拔四倉、据新田川、重隆請出女以和、許之、遂東其女以與伊達氏、以所取廣野四倉、還岩城、置相馬胤乘於富岡、下浦奏清於木戸、於是顯胤威名著于四隣、〔[illegible]〕、

山田（ヤマダ）　今木戸村の大字にて、山田岡、山田濱の二區に分つ、木戸驛の南とす。館山と稱ある小丘あり、海山の眺望佳なり、古へ、楢葉太郎隆清の宅址と聞く、傍に清隆寺あり、是も楢葉清隆の名字か採れる古刹なりとか。

仁科岩城系圖に、海道小太郎成衡、永暦元年卒、五十一、長子は即楢葉太郎隆清、其子は隆光といふとあれと、信け難し　室町府御内書案、享徳の頃、楢葉常陸介の名あり、其後何の頃にか亡ぶ。文明年中に、岩城氏に其地を併略せられたるに似たり。

大八洲遊記、從出根江、西出之脉往往横道、爲岡爲阜、從富岡南、丘巒迫豎、田圃多在山間、山阜與海相距愈近、其間不出十餘町。○維新史料云、七月廿六日、官軍廣野出發、掛天坂之切所に、賊砲臺相構へ、雖貫致砲發、遂に敵兵落去の様子に相見え、即臺場を追落し、木戸驛右手の山上にて追留、打散申候。○平城戊辰私記云、七月廿六日、西軍來攻す、相馬氏、全力を盡して、木戸驛の

東西、二里餘の間に、營壘を起し、敵を拒ぐ、伊達氏の一隊は、海岸を守る、敵…より砲火を開き、伊達氏の將傷く、相馬將監督戰、飛丸に斃れ、東軍支ふる能はず、富岡驛に退保す。

井出（イデ） 今北田、大谷、并びに繁岡、波倉等を合せ、龍田（タツタ）村と改む、木戸川の北にして、又驛路にあたり、富北一里半に及ぶ、今金山（カナヤマ）隧道と稱する、五千四百餘尺の汽車トンネルは、實に此間に屬す、八里（ハチリ）原といふも、此邊歟、古書に見ゆ。

（八里原） 富山摺子、東海道、數ヶ度合戰次第、（相馬文書）胤…同軍忠状、五月一日、（建武四）於楢葉郡八里原合戰、、、、、、羽鳥大郎稱追落事。

（須倉） 奥相志云、天正五年、伊達輝宗攻岩城常隆、取居野驛、使井戸川主膳清詞、守須倉砦、清…子、野臣兵清、戰死七里原、今云八里原。

大谷（オホヤ） 今龍田村の大字にて、木戸川の北岸とす、文明六年文書に、北楢葉、大谷と云ふは、此なれば、木戸川以北を北楢葉と汎稱して、以南の小楢葉に對せしならん。○大谷の西に、子規山、長根山あり。

楢葉郷（ナラハ） 和名抄、磐城郡楢葉郷 ○今富岡村、龍田村、上岡村にあたる。即、木戸川以北、熊川以南の地なり、富岡に郡山（コホリヤマ）の大字あるは、即舊郡家の遺名にして、中古分郡の時に、楢葉郡の治所なりしを知る。

（郡山） 郡山は、富山驛の南にして、驛路に係り、海濱に居る、郡山の地名は、郡家の遺蹟たることは、諸州に其例多し、今郡山に、淨林寺、安樂院、及び若木堂等の佛宇あり。

（北楢葉） ○小楢葉に對して、北楢葉の名あるが、北楢葉とは、即木戸川以北なり。

富岡（トミヲカ） 今富岡町と云ひ、…の一名驛にして、又舊富岡の治所也、…より、…山より下り、雪北を過ぎ海に入る。鐵道、平へ二十四哩、中村へ三十七哩、戸數三百餘。

（留岡） 富岡は、又留岡に作れり、往時はトメヲカとも呼ばれしに似たり、されど、猪狩文書、岩城重隆の状に、已に富岡と明記し、岩城系圖には、由隆の弟を富岡大和守隆時といふ、蓋此地に在住せしものとす。

（富岡城址） 富岡九郎隆時　隆宗　隆政

奥相秘鑑云、大永四年、相馬勢岩城領に攻入、富岡、木戸の城を攻落す、是は明應元年、標葉を取給時、御手に入、重て岩城の地となり、又取返し給、其時城代、岩城の一族、富岡某落去り、やがて相馬三郎乘胤を富岡城代に、下浦常陸を木戸城代に差置れたり、是より、木戸を堺として相馬領なり、其後元龜元年、富岡の城代…伊勢、岩城勢に責落され、木戸と共に岩城へ返さる。○岩城志云、天正十八年、富岡左兵衛督隆宗は、竹貫殿と相替にて、仮地へ移らる、兩所の菩提寺も替り、富岡の東禪寺を…に改め、竹貫龍…寺を東禪寺と爲す、其後、慶長六年、御國替にて倶に廢す、されど、竹貫には東禪の名を存したれど、富岡の龍…寺はそのまゝなり。

佛濱（ホトケハマ） 富岡驛の本名と云ふ、富岡川の南なり、水北を小良（オラ）濱といふ。常陸古風土記に、多珂郡、大海之邊、石壁彫造佛像、國號佛濱、とあるは、國名異地とす、小良濱は、富岡、熊町の間、一里半の海汀に迫昏せられ、其間野は荒蕪の不毛に屬す。

（小良濱） 磐城志云、戰國の頃に、岩城相馬の兩家、封境を爭ひ、富…、及…の境川（サカヒ）を以て相分ち、小良が濱の南北を中間とす、即岩城小良濱、相馬小良濱の名あり、小良とは方言我等なり。

手岡（テヲカ） 今大菅、本丁、赤木と和合せて、上岡（カミヲカ）村と改む、富岡の東なる山丘に倚れる村落とす、或は千代岡に作る。

明治九年東巡錄云、磐城四十有餘里、東海に瀕すと雖、汽船泊す可きの港灣無し、陸地は山岳多く、平地少し、民概ね貧苦寒落、農商共に蕃昌の家甚少し、而して楢葉郡手岡村に於て礦業を興す、元小野善助の所有にかゝり、近年其盛大を期せしが、資本の事に由て、業遂に中廢す、惜む可し、此山、礦石六分の四は皆鐵にして、南部に次ぐ可き良礦なり、不窮の國益となすべし。

手岡礦山は、…に…し、品位は佳良ならざるも、産…少からず、當時諸坑中に、最名望あり、又此邊に炭坑あれど、採掘盛大ならず（維新史料云、戊辰七月廿八日、千代岡原に、賊徒三所の砲臺より放發、官軍苦戰、漸くにして賊徒を掃攘ひ、獲野驛迄繰込申候。）

（大菅） 奥相秘鑑に「天正年中、岩城常隆と相馬義胤和融あり、大菅（オホスゲ）の原にて御對面、別懇の中となりたまふ」云々、是は手岡の大菅なり、大菅原、手岡原、相接して双葉の郡界と爲せり。

磐城風土記云、富岡手岡原、有神境、春一月、冬十月間、日初出時、原下可見南有出江海帆檣及兵馬旗纛之影、少間而止、後三日必雨。

——◆一〇八◆——

標葉郡（シネハ） 明治廿九年、楢葉に合せ、雙葉郡と改む。楢葉の北に隣り、近世は相馬家の領邑に屬せり。或は標葉に作り、シメハとも呼べり。

（標葉郡） 標葉は、和名抄、四郷に分ち、志…と注す、志…の下脱字あり、當にシメハとよむべし、國造本紀の染羽に合考すべし、後世シ子ハ、シネハ、と呼び、延喜式、及び節用集、已にシ子ハの訛謬を帰ぶ、又四郷中、宰…の一郷は、何の據よりか、言方輯…入る。

（染羽國） 國造本紀云、染羽國造、志賀高穴穗朝御世、阿岐國造同祖、天…男、…見產…定賜國造。○天神本紀に「高早…、電…、動日、吾有葦原中國之敵拒神人而待戰者、能爲

方便、誘欺防拒、而令治平之、三十二人、皇爲防衛、天降、供奉矣」とある內「天湯津彥命、安芸國造等祖」とあり、又本書白河國造條に、天降天湯津彥命などと見えたり。

按、染浸はシメシムの假借を爲すべし、即シメハと訓む。其國域は、後の行方をも籠めしならん。是れ、道尻岐閇の塞外の邊地なりと雖、夙に王化に歸服せるを知るべし。其國造の家系は、伊具、阿尺と同く、天湯津彥命の後なり。神護景雲三年、陸奧國標葉郡、正六位上丈部賀例努等十人、賜姓阿倍陸奧臣。「嘉祥元年、標葉郡擬少領、標葉臣高生、賜姓阿部陸奧臣」などとも見ゆるは、古姓族の古居を徵するの一端なり。又貞觀八年紀、鹿島神の苗裔神二座、標葉郡に在りと見ゆ、其古祠の存廢、今知れず。○中世以來、海道平氏の一族、本郡に占住し、標葉と爲る、即標葉氏と稱す、

仁科岩城系圖に、海道小太郎成衡の四男、標葉四郎隆義、その子は隆賴といふ。相馬文書、建武三年三月三日、光胤の着到狀に、標葉孫三郎敎隆といふを載せ、當時、岩城、岩前に離れ、相馬黨となれるか疑はしむ。既にして、標葉氏官軍となる。關城繹史、延元元年三月、官軍廣橋經泰等、攻小高、緣戰不利、乃引兵還、〔相馬文書、關城書〕、發岩城湯本、據之、〔白河文書〕、相馬光胤、大泉平九郎等、徒標葉莊、官軍擊卻之、〔相馬文書〕、三年五月、賊中賀野義長、將攻靈山、十八日、大將軍顯家、出兵標葉郡中前寺、遂之、義長僅路來襲、官軍擊卻之、廿一日、行方郡官軍與之、戰于安子橋、〔飯野文書〕、その後は、標葉氏又叛き武家に屬せり。元祿中撰標葉記云、「宗領紀伊守持隆、法名行圓、請戶館に住し、元弘の兵亂に、宮方なり、延元中、海道の合戰には、下浦館主標葉孫四郎隆賢、郡山館主標葉孫十郎隆秀、其弟彌九郎隆利以下、官軍に屬し、小高城に打死す、持隆も上方にて官軍に御身方して武功を抽じ、舍弟彥三郎隆光（法名行清）嫡統の代官として在國す、其比、一族泉田小五郎の子、孫三郎教隆は、嫡家に背き武家方にありしが、吉野合戰に打死す、隆光は泉田の跡を知行して之に移る、又宗領四郎右衛門も、上方に供奉せしが、後皆歸國し、曆應の頃に至り、相具して將軍家に屬す。

標葉伊豫守の名は、室町將軍內書案、寶德中のものに見え、文明中に至り、相馬氏、標葉の地を犯し、爭戰年あり。明應元年、標葉氏遂に亡ぶ、郡山村現堂の條に合考すべし。

伊賀式部三郎盛光軍忠事、
右寄實山猪手之處、五月十八日、御敵馳向奧州椎葉郡中前寺間、致合戰忠節畢、仍後加一見、爲備後證、言上如件、
建武四年五月日〔飯野社文書〕

奧相志、（文久慶應年間撰）云、椎葉庄、又日淸見庄、天文中記椎葉三十三邑、後以當領椎葉爲標葉、郡分南北二鄕。

熊（クマ）（熊町）

今熊川南北の村名を、熊村、或は熊町（クマノマチ）村と云ふ、其南岸の驛舍を、近世、熊之町といへるに起る。按ふに、熊之町、小良濱は熊川の南にして、熊川を堺川とも呼べば、熊は、本來、石城、楢葉の域內とす。何の世よりか、堺線南に移りて、小良濱は兩郡に分割せられ、熊之町は標葉郡へ轉ず。小驛次にて、富岡へ一里半、新山へ二里、鐵道は停車せず。

（苦麻）熊は、古書苦麻に作り、上代には石城國の北隈たりき。常陸風土記に「斯我高穴穗宮、大八洲照臨天皇之世、以建御狹日命、任多珂國造、當所道時、以久慈堺之助川、爲道前、陸奧石城郡苦麻（クマ）之村、爲道後（ミチノシリ）」とある、即是なり、道尻岐閇國の條を合考すべし。

如案化へ製兩地納手裡候事、誠以不思也（中略）單に單寄可有之ゝ存候、先々其の地、富岡與候、楢葉請田川、境目可被相馬候、其旨分〻被申上候、恐々謹言、
卯月廿八日　宣隆判
大舘參河守殿〔岩城文書〕

此文書は、無年號なれど、元龜元年、岩城勢が木戸富岡の兩城を取りし時のものか。宣隆は即親隆歟。

野上（ノカミ）（大川原）

今大川原（オホカハラ）と合せ、大野村と改む、熊町の東なる山邊の村落とす。富岡、新山より三春への山路は此を經由す。維新史料云、戊辰七月廿八日、富岡より濱手間道、新田原迄進軍、賊徒大砲打出し、暫時戰爭、賊徒敗走候に附、熊川村迄追討候處、賊徒暫踏止り、且戰且走、遂逃亡仕候、廿九日未明、熊野町より山手間道進軍、野上村にて、四つ時頃より、半時餘接戰、乍賊徒敗走仕候、同日野上村に整列、直に新山驛へ進軍仕候。○野上の井戶神澤に溫泉あり、單純性、七十八度、相馬領の名湯也。奧相秘鑑に「出湯は、野上村に壹箇所御座候、涌し壺二つ、少分の瀧壺一つ、ぬるき湯にて、頭痛、疝氣によく御座候、他所よりも折々百姓六七十人も參候」〔天和二年御答書〕云々。

熊川（クマ）（堺川）

又堺（サカヒ）川と云ひ、野上村の山中に發し、東に下り、小良濱に至り、海に入る、長五里。熊町驛は、其南岸にあり。今は北邊の佐山、小入野、夫澤をも合せ熊川村とす。

熊川は、古の楢葉（石城）標葉の堺水にして、上古、多珂、石城の國の置かるゝにあたり、此を以て中外の分限とし、華夷の關門と定められしと、道尻岐閇の條に合考すべし。常陸風土記標注に「鍋田氏云、石城相馬之堺、有熊川、謂熊川、有熊川村、屬標葉郡、其驛宅曰熊町、苦麻之村蓋是。」○熊川の南北二三里にわたり、曠野茫々、今に不毛最瘠し。惟ふに、上古の時、海道の關塞を、熊

川に定められしは、其決水の阻障を恃めるに非ずして、其荒蕪の地の、自然南北の區分をなすに便宜ありしに據れる如し。○大八洲遊記云、至山驛、三里至熊川驛、標葉郡之南界、自前驛至此十六里、昔係相馬藩地、饒提封之富者、南向相馬十餘里、其地極南北也、往年侯爵一家蕃、開其原野、賞嘉藩、後因開墾以分給士族、士族一四百、皆得自資其力、不似他之士族窮困無歸云、

標葉郷（シネハ）　和名抄、標葉郡標葉郷、○今雙葉郡富岡にあたる、其大字に標山（ヒドヤマ）ありて、古の標葉の遺唱と認めらるゝ也。本編は、古の磐城郡楢葉郷と、標葉川を以て相分ち、其北に居れりと知るべし。

（郡山）郡山は、今山驛の東にて、海濱に近き部落を云ふ。是れ、上古の郡司の居れるならん歟、中古の標葉（ナラハ）は下氏の館は、何處にや、浮渡（ウケド）、及び權現堂を見るべし。

新山（シンザン）　今長塚、及び前田、郡山、羽鳥、鴻草（コウッサ）等と相并せて、雙葉町と改む。其前田、新山、長塚、鴻草は共に驛路に係り、大略連絡して一驛市の形貌を呈す。前田川は、西嶺に出て、東北に向ひ流れ此驛市の南より東北へ過ぎ、海へ入る

（大江）新山とは名義知らず、俗に大江（オホエ）と云ふ　野史に、相馬盛胤は、標葉氏を伐ち、新山、權現堂に城代を置くと見ゆ、[奧相茶話]是れ、町驛の北の岡にて、權現堂とは、今の大江村なり　○維新史料云、戊辰七月廿九日、眞野驛より山下進擊往候處、途中に賊徒防戰に隔、參藩砲隊は、直に切入、山中堅迄繰込申候、賊徒放火の上、逃去申候

長塚（ナガツカ）　又長東にあり、新山驛の北に連接し、今共に合せて雙葉町と云ふ、鐵道停車場あり、富岡へ十哩。長塚の長徳寺は、曹洞宗、永徳觸院、田村將軍の創建と傳へ、大藏根山の夷賊誅伐の縁起を說けど、其實は知らず。

（鴻草）○鴻草（コウクサ）は稀有の名稱なり、中古諸郡には、草とは部落の義也、

羽鳥（ハトリ）　今雙葉町の谷内なれど、新山の西一里なる山麓の幽村とす

相馬小四郎胤時申軍忠次第、右於當山、藏人殿（石塔）奧州御發向間、馳參之後、同於標山搦手、屬東海道大將惣領、、、、同日、羽鳥小太郎備合戰、致忠、同二日標葉小丸城[一人今切]上堂、行方郡小高城楯籠、同九日岩東關、依責戰、致一大將當了、同十日合戰抽忠戰、剪捨一人、同十二日夜出張合戰、致忠了、然爲備龜鏡、仍一見狀如件、

建武四年卯月日[相馬文書]

中禪寺（チュウゼンジ）　長塚の西三十町許にして、寺澤とも呼ばれ、古刹あり、俗說、又田村將軍大同二年云々と說す。按ふに、岩城飯野社文書、延元二年楢葉郡中前寺云々、蓋此の寺なるのみ、羽鳥の北なり。

餘戸郷（マリ）　和名抄、標葉郡餘戸郷。○今詳ならず、標葉、磐瀬の位置より推して、請戸濱、幾世橋の地かと疑はる、即磐瀬郷の東、海に沿へる所とす。

請戸（ウケド）　今請戸村と云ふ、長塚の東北一里餘なる海濱にして、請戸川と前田川の間なり　俗に請戸湊と云ひ、

（浮渡）小船は、和靜の日に、其河口に入るを得。相馬藩の時より、西方の山中より伐り出せる木材は、此湊に送られ、海舶に賣卸せられたり。近時は、多く長塚、浪江より車載するを以て、請戸の木材稍減ぜりと說かる。

奧相志云、請戸、又受戸、古作浮渡、摘勢平坦、東大洋、海汀可十五町、西有丘埵、日大平山、古館址也、北有江、爲湊口、有魚鹽利、人民蕃庶、古來豐饒村落也、湊廣六十間、深四尺、時有淺深、小島磯、中古爲海濤頽破、今亡、小淵時俺見岩石、浮渡明神、神田八石、式內苕（クサ）野神社也、倉廩三、納南北二郷租稅、或曰、請戸濱舘、標葉氏三百八十餘年之舊宅。

請戸明神は、海上守護の女神と日はれ、景勝の地を占めて、祠壇を置く、

（苕野神社）或は、之を以て、延喜式、標葉郡苕野（クサノ）神社と爲す（神祇志料云、苕野社、苕草野村の小島に在り、後請戸村の東岡に移し祭る）一說、苕は藭の誤ならんと、古學者ら云ふは竹藭いづれにてもクサに假借するなり、請戸の仲に、

（雨竹）雨竹山（モロガケ）あり、一坐の小丘、老樹茂發す、諏訪の森とも呼ばれ、俗說、泉田文五の古城址といふ

受戸川（ウケド）　濱街道の一行きに、本脈は二に分れ、其に阿武隈山系の中に發す。其南なるは高瀬川と呼ばれ、大荒根の別峰（檜山）に起れる葛尾川を合せ東流す。其北なるは室原川と呼ばれ、天王山に發し、又松房川、泉田川の名あり。此二派、浪江村を夾みて東し、遂に相合し、請戸の湊を成す、各源凡十里、湊江の長凡二十町。○請戸濱は、磐城國の東海に於て、最も張り出たる點にあたり、東經百四十一度有二分と測算せらる。

幾世橋（キヨハシ）　今幾世橋村と云ふ、請戸の西北半里にして、室原川の涯とす。其東は樫鹽濱と云ひ、今本村の管内なり。西は即浪江驛にして、相去る半里。舊名

（泉田）泉田、寶永中、橋梁名に因り改む。

平城戊辰私記云、七月十二日の夜、城陷り、君臣出走り、川内の山中に匿れ、十七日濱道に出て、木戸川、熊川に拒守す、十八日、幾世橋村外の興仁寺山に假營を置き、老公（安藤信睦）を迎す、廿六日、木戸の戰、廿八日富岡の戰、皆東軍の敗となり、敵已に相馬領に入る、仙米二藩の援軍、倉皇北走し、一夜にして十里を退く、相馬の士民、驚愕措く所を知らず、而も廿九日、敵艦來りて請戸濱を伺ふも、砲臺に守兵なし、新山、長塚は已に敵に奪はる、八月朔、中村城下に、相馬藩中一變の說あり、人々相疑ふ、我平城の君臣、中途に彷徨、困苦極まれり、四日、遂に北走して、仙臺領に赴す、六日、西軍中村城に入るの報あり。○奧相志云、幾世橋、舊名泉田、元祿十

四年、建徳公(昌胤)致仕、退居于此邑、改名慈世橋、寶永七年也、公請和歌前内大臣通茂(中院)即詠日、跡絶し長柄もあるを慈世橋いくよかはらずふりのこるらむ。

(棚鹽濱)泉田の東なる海汀を棚鹽濱(タナシホ)といふ、岸崖壁立の處ありて、相馬沿海二十里の最張り出づる地とて、薬師崎、馬轡崖、三枚岩等の名あり。

泉田(イヅミダ)城址　奥相志云、泉田古城、在滿海(マンカイ)(萬界)、往昔標葉左馬助隆安居之、小五郎隆連居之、其子孫三郎教隆、建武中與其宗家同死、隆安子、彦三郎隆光、代領遺跡、隆光子、右兵衛尉隆家、稱泉田氏、隆家子、隱岐守隆直、降歸我公、明應元年也、隆直准相馬氏、改日胤直、子孫相續六世、至慶長八年右近胤清、轉邑、義胤公、慶長十七年、告老、自小高移泉田、居故城、寛永二年、利胤公卒、子虎之助(後日義胤)尚幼、太公(義胤)自泉田徙中村府城、攝政、泉田城廢。

興仁寺(コウニンジ)　泉田に在り、寛永五年、相馬老公昌胤の本願として、要譽信知上人開基、即封内淨土一宗の本寺と爲し、老公の死するや此に葬れり、寺田百石、初め滿海に建立したるも、後北原(キタハラ)の公館を捐てて本寺に附せられたり、即北原に移る　奥相志、建徳公、元祿十四年、謝病讓世、請浴野上温湯、幾於江戸邸、就封疆、公嘗相泉田北原、有經營菟裘之志、遂闢隱廬、乃轉大聖寺遺址、優遊自適、從晏然宅競殿、連牆對門、商賈幅湊、百物阜通、繁榮冠一郡、享保十三年公卒、公栖遲此邑凡二十八年、改館之北、有御淨所、號養眞殿、爲祭神號。

大聖寺(ダイシヤウ)　泉田の八景(ハッケ)に在り、眞謝院と稱し、標葉郡眞言一宗の本寺にして、近世安樂寺をも合す、即安樂寺の古鐘を傳へしが、寛文中改鑄す。古銘には「大日那、平朝臣清隆、安樂寺、當願主智慶、永享七乙卯天八月」とありしと、寺田廿石。

浪江(ナミエ)　今浪江村と云ひ、本宿、川添(カハソヘ)、高瀬(タカセ)、樋渡(ヒワダシ)等と合す　舊名權現堂と云ひ、高瀬川、室原川二水の間に在り、陸前、岩城、小高二驛の中間にて、亦一車驛とす。

(權現堂)奥相志云、標葉氏、累代居請戸、嘉吉中、清隆自請戸移本城、至文安年中、築權現堂城居焉、明應元年宗亡、於是島田安房守隆胤、賜權現堂城、義胤次男隆胤之、采地八十三貫文、子孫相續、至慶長中廢、日權現堂村、後置驛日高野、寛政年中、改日浪江、東西計八十四戸、(權現堂の城壘址は、室原川の北岸にして、今西臺(ニシダイ)といひ、刈野村の管内とす、本城遺址は、浪江驛中にのこる。

伯直長篠云、楢葉郡の浪人大倉修行、濱尾善九郎は、相馬と岩城合戰の時、一番に進み高名す、其時の感状に「今度向權現堂之軍功戰、鑓下之高名、無比類動也、天正六年三月廿七日、義胤判」と見えたりけり。

(高瀬)維新兵料、戊辰七月廿九日、官軍浪江宿進軍、高瀬村之先にて、賊之殘兵一人召捕る、賊は六百人計屯候由に付、早速兵隊分配、浪江宿入口迄、段々押込候へ共、何分寡少之兵、且夜黄昏、其上應援の兵參り不申候故、不得止筑前藩へ申達、高瀬村へ放火致し引取、然後由上より放發罷在り、朝來其備用意進軍、浪江宿首之手へ攻撃進入、賊散亂仕候。

標葉四郎隆義、自保元中、領標葉庄、住于請戸濱館、八世孫紀伊守持隆、元弘建武中、從南朝軍、戰功亦多、清隆之孫、左京亮清隆、嘉吉中、去請戸、移于權現堂、與我高胤公奪戰有年、清隆老衰、子左馬助隆成、其智勇器、故標葉有黨、多通志於我者、清隆築權現堂西、日之内城、高壘深壕、以自衛焉、高胤公將兵入標葉、屯藤橋、陣中羅病而卒、盛胤公承遺志、招降標葉名族泉田隱岐守隆直、率兵進陣瀧井、隆直先驅、攻權現堂壘、壘遂陷、時明應元年冬也、標葉氏十一代、歷數三百有餘年宗亡。(奥相志)

川添(カハソヘ)　今浪江村の大字にて、權現堂、牛渡の西なり、舊名百田、享保中改名す、流春花光院(スミノモリクワウ)在り。

奥相志云、華光院、嘉吉二年、標葉清隆(法名得)置之、天正年中、小谷園宗寺三世、大渭庵的和尚中興、有清隆墓、寶永五年、自大坂歸邑、自河仙道日、掛錫不宜、岩城人、後置華光院、義胤公厚護之、引籠送北界云。

磐瀬郷(イハセ)　和名抄、標葉郡磐瀬郷(今浪江村、及び刈宿、大堀等にあたる。即、標葉郡の北なり、本郷の北なる宇良郷は、後世行方郡へ入る。磐瀬とは、高瀬、室原の二流に因りて起れる名にやあらん、地形思ふに足る。

大堀(オホホリ)　今大堀村と云ひ、小野田(ヲノダ)、小丸、井手(イデ)、谷津田、酒井等をも合す、浪江の西一里半、高瀬川の峽口なる山村とす　近世、此に陶戸起り、謂ふ所の相馬燒を出す、三十餘戸あり　元祿年中、村民檪谷氏、中村城下の陶工田代に法を受けしに起ると。

(小野田)地學雜志云、標葉郡大堀、井出、及び野上の諸所に、角閃岩花崗岩の崩壊したる者ありて、陶土を成す、此土を用ひ、大堀村、井出村に於て陶器を製す、之を相馬燒と稱す、陶器の質は緻密ならず、瑕多し、是れ、相馬陶器の、直接に炭火に接するも、破目を生ずる少なき所以なり。○小野田、標葉觀音堂、清水寺あり、一古刹とす。

小丸(ヲマル)　今大堀村の大字にて、川接す、關城繹史に「延元二年十月、中賀野義長、進攻標葉郡小丸、瀧角、楢葉郡朝賀等諸城、悉陷之」その瀧角、朝賀は今知れず。○小丸氏は、標葉氏六族の一なり。小丸堀、慶應中新に穿通し、田尻野の不毛を開發して之に灌がる、山中に鐵を出す。

酒井(サカヰ)　今大堀村の大字なれど、大堀の東一里、高瀬川の南邊とす。井戸川氏の宅址あり、井戸川氏は、標葉の一族

にて、後相馬の麾下に歸す。谷津田摧之丞は邑人なり、寛文の比、井手より津平、雨竹に至る溝渠を造る三里、邑民之を德とす。

古道（フルミチ） 今岩井澤と相合せて、都路（ミヤコヂ）村と云ひ、田村郡の管内とす。大塲、小丸の西、山徑五里、高瀬川の源谷にして、亂山重嶺の中に在り。なほ西に山嶺、鎌倉山を踰え、田村郡舟引驛に至る、六里半。行事の瀧あり、高十丈。

岩井澤（イハヰサハ） 今古道村の管内にして、鎌倉山の下とす。○伊達成實記云、天正十七年四月、岩城相馬被仰合、常隆小野へ御出馬、義胤は田村の内、岩井澤へ御出馬候。○東相秘鑑云、天正十七年、義胤、岩井澤在陣中に、政宗は新地、駒峰を責取んと、成實、景綱等を田村へ入置、五月十六日、密に金山へ御出陣、新地駒峰を攻取。

高瀬川（タカセ） 請戸川の一支源にして、古道の南なる峰山（大瀧根の北峰）に發し、東北に流れ、葛尾川を容れ、東に轉じ、大堀村に至り、漸く山峽を出でたり、浪江村の東に至り、請戸港に入る、長十里、一名古道川。

葛尾（カツラヲ） 今葛尾村と云ひ、古道の北なれど、又別溜を占め、其西なる分水堺を踰れば、田村郡移（ウツシ）村に至るべし。西北嶺を天王山と云ひ、葛尾川、移川（阿武隈の一支）室原川等の濫觴此山に在り、標高一千零七十米突。
奥相志云、田村御前者、讃州顯胤公令愛、而嫁田村光縁清顯、以古道、葛生、岩井澤、津島四邑、爲化粧田。○葛生、古道、岩井澤の山野には、近代牧馬を爲す、謂ゆる三春駒は、田村郡の東嶺、此間の産と知るべし。標葉記に、葛生藥師堂、及安鬼の岩屋の事を說き、坂上將軍、利仁將軍の怪異を傳へ、田村庄司の田宅の山林に及ぼせり。

野川山（ノガハ） 今葛尾村の管内にして、岩井澤、及び常葉山（田村郡）と相表裡す、古來鐵を出せり。○奥相秘鑑云、天和二年、江戸へ御咎、領内に金、銀、銅、鉛、水晶、銅は無之候、鐵は標葉郡の内、野川山三千貫目、小丸山四千貫目出申候と雖、年により過不足有之候、地騎は年によりて四十疋程出申候、獻上の品は雉、雁、鮭に御座候。

刈宿（カリヤド）（立野） 今刈野村と改め、立野、室原、加倉、及び西臺、葦橋等を合す。大堀の北にして、室原川の左右に在り。古驛舍あり、近時、之を其内野寺なりしと說けり、社倉八石にて、地方の一名也。室原（ムロハラ）に一飛泉あり、浪江の西一里餘を隔て、高瀬の清泉（葵之瀧と呼ばる）と共に、邑人これを愛す。立野は古館に見ゆ。
前略 五月十日、於標葉立野合戰、致軍忠畢、十七日、小丸城合戰之時、致軍忠畢、有條々、合戰次第、支證分明之上者、賜御判、爲後證龜鏡、如件。
建武四年五月日（相馬文書）

西臺（ニシダイ）（藤橋） 今刈野村の管内なれど、刈宿の東にして、泉田川の北岸なり。謂ふ所の權現堂城址、此に在り、一に藤橋（フヂハシ）と云ひ、泉田村（濵世治）の北部に連なれり。標葉紀伊守持隆の四男、平四郎隆連の後を、藤橋氏と云ふ。明應元年、藤橋小四郎隆豐、相馬氏に降り、權現堂附る隆豐相馬の門族に列し、出羽守胤平と改め、子孫慶長中に至り歸邑す。

室原川（ムロハラ） 請戸川の一支源にして、津島村の南中に發し、東南下し、浪江村の東に至り、請戸に歸す、長十里、一名泉田川といふ、峽中に奇石の奇勝多し。

津島（ツシマ） 今津島村と云ふ、即室原川の源谷にあたり、山中方三四里に及ぶ。浪江より其昔の街道を經て津島まで七里半、津島より安達郡山木屋村を經て二本松に通ず、田村郡田谷にも又六里餘。

相馬郡

相馬郡（サウマ） 明治二十九年、行方、宇多の二郡を合せ、相馬郡と改稱す。双葉の北、亘理の南、西は山嶺を限り、東は海洋に至る。形勢、双葉、石城等と相同じ。今面積五十四方里、二十八町村に分ち、人口十萬、中村に治す。即舊相馬宗の城邑なりとて、相馬氏の此地方に移れる次第は、小高、大田等の條に合考すべし。
相馬、古書或は左右馬に作る。
相馬孫氏は、千葉介常胤の次子、相馬小次郎師常を祖とす、文治五年、奥州の役により、奥州行方郡を給せられ、其七代次郎左衛門尉胤氏、下總相馬郡を承け、其弟左衛門尉師胤、奥州行方郡を分ちたり、これを奥州相馬氏の祖とす、師胤の長子孫五郎重胤、元亨三年四月、下總より行方郡に移れり、初め、郡中の太田に居り、嘉暦元年、小高に轉ぜり。○奥相秘鑑（享保中撰）に「平親王將門の二男、相馬次郎將國、天慶の亂に獨免れ、其子小太郎文國は、常陸信田郡浮島大夫に倚頼し、子孫信田をも稱し、七代重國大崎御國の遺跡を、伯常相續したり」云々
奥相志云、相馬氏三郡、分五鄕、曰小高、宇多、中鄕、北鄕、標葉。天正十八年、三郡丈量、田制凡六千七百餘町、穀四萬八千七百石、元和三年、總里程九五百八十三人、連歲凶饉、寛永中、穀六萬石、明暦二年撿地、穀凡十萬二千餘石、天和元年、五百六戸一萬四千七十餘、口八萬四千三百餘、元祿十年、穀十三萬七千餘石、同十五年、穀九萬石、正德元年、穀九萬八千石、府達子十七萬四千苞、有苞三斗八升、天明三年大饑、餓死二萬苞、人口減

少、男女約三萬五千八百(馬五千二百疋)、寶永中、一萬六千九百疋云、管領千三百七十戸、嘉永中之世、田圃一萬三千六百町、弐十一萬五千石、文久元年、貢租十九萬六千三百苞、人口五萬三千六百、馬一萬疋。○明治九年東賀云、相馬氏藩治の時、早く授産の方法を設け、舊封内各村ノ閑田餘地を買ひ上げ、一戸凡九反歩を賦し、各其田地に就かしめ、又家作料を貸給し、其費用は總て官より仕拂せしむ、其徳を得しものと謂ふ可し、且土風質直、大抵土著を厭はず、此の如きは、東北諸藩の及ばざる所なり、

行方郡

明治二十九年發して、相馬郡へ併せらる、即、中世、相馬氏の初めて下總國より移住せる地にして、標葉、宇多の間とす。和名抄、奈加多と注し、六郷に分てど、其實は五郷（眞野郷を參照）にして、後世標葉郡の宇亘郷を併せたり。

神護景雲三年紀、陸奥國行方郡人、外正六位下、大伴部三田等、賜姓大伴行方連、是大國造道嶋宿禰嶋足之所請也」延暦十六年紀、陸奥國黑河郡人、外初位上、大伴部兄人等、賜大伴行方連」とあれど、大伴氏の人々、その族宗大伴家持が、延暦元年、陸奥守と爲りて下向せる比に、隨從古住したるにや、眞野郷の條の註釈に合考すべし。○行方とは、常陸に同名郡あり、此には行方、宇多共に古の浮田國の地を置きたるにて、養老二年、磐城六郡の一なれば、是より先已に建置せらると知るべし。行方氏は、仁科岩城系圖に、海道小太郎成衡の五男、小高五郎隆義の後と、其實を詳にせず。子孫は、相馬家に服從せり。○奥相秘鑑云、行方氏は、重胤公入部の後は、其麾下と成て、小高の岩迫に住し、古小高氏と號す、嘉吉、文安の比に、古小高宮内少輔政胤は、高胤公に仕へたり、岩迫山歡喜寺を、こと行方氏の菩提なるに、何の時よりか相馬妙見の別當と爲る、顯胤公の代には、古小高氏飯崎に居館し、諸人之を重んず、天正年中に至り、彼家の嗣於斷絶なり、政は小高にへくる。奥相志云、行方氏、居小高堀内、其後孫胤時、凡七世而絶嗣、旁統古小高氏者、居我、居大井村、天文中、其家亦絶

目安、右當靈山揚手之處、建武四、五月廿一日、從敵驅向奥州行方郡安子橋關、盛光若黨、森田次郎太郎國泰、懸先捕合戰之條、加治十郎五郎令見知畢、(飯野文書)(安子橋、今知れず)

奥州行方郡御公事田數、委細可注申之由、蒙仰候、古仁尋來候處、前代者郡内五十町之御公事、中使由來及候、雖然、先代滅望之動亂以後者、山野雅荒永代損望之樣候間、以當年三代者以上、拾五町之御公事勤申候也、若此條偽申者、日本國中之大小神祇、殊若宮八幡、妙見大菩薩、御罰可罷蒙候、仍起請文如件、

明徳五年五月六日　相馬治部少輔憲胤

進上　御奉行所（相馬家傳）

日本將軍、自將門平親王以來、千葉之先祖、一番勲千葉殿、二番二男相馬殿、三番武石殿、四番大須賀殿、五番國分殿、六番東殿、仍相馬へ相分南、御知行、御預、其外相傳候文書、并依御忠賞、行方郡知行、御下向候而、當郡者四郷半、六十六箇村、田數三千八百町、悉御拜領候、

千倉庄、是又依御忠賞、無異義御拜領也、

御在所者、當郡小谷郷内小高村、中四郎内と申所、被構御城内御座候也、

次御内者、藤原朝臣木幡日々澤周防入道々弘、彼重書代々罷預候間、愚息越前守定清、生年廿一歳之時、御重書并反取目錄、皆々預渡候所實也、彼起請文之外者、余人雜類不可有違亂候者也、

文正二年丁酉二月廿五日　沙彌道弘　判

宇亘郷

和名抄、標葉郡宇亘郷。○今の福浦村是也、海濱に一淺水灣ありて、蛯澤浦と呼ばる、宇亘の郷名即之に因れり。郡界は、中古以來、推遷を經、今の如くに定まれるは、明暦中の事とぞ、

耳谷

今福浦村の大字にて、驛道に倚れり、浪江へ一里、小高へ一里半。相馬文書、建武三年五月、光胤讓状に、行方郡内耳谷村と載せたり、此地は、形勢正しく宇亘郷内なるに、かくも見ゆるは、當時既に古郡界の變移したる也。奥相志云、耳谷村、山澤壘址、高丘方一町許、東臨蛯澤浦、青田氏居之、青田孫左衛門祐胤、元亨中、從總州來、爲山澤堡主、守標葉郡境、六世常久之時、我公滅標葉清隆、以常久爲標葉郡新山堡主、其裔孫歷代有武功、或稱豐田、先世總州豐田人。

可令早平松若丸領知、下總國御厨内薩間、粟野南村、陸奥國行方郡耳谷村事、

右亡父左衛門尉胤村跡、爲未處分、被配分畢、早守先例、可領掌、依仰下知、如件、

文永九年十月廿九日　(執權連判)

蛯澤浦

今に海濱の一淺水灣にして、畸形なれど、大略方半里許、小高驛の東南一里半、請戸湊の北一里半。其湊口は狹く、風浪のために往々沙堆を生じて、塡塞の患ありと云ふ、一名耳井浦と云ふ。

行津

今福浦村の大字にて、耳谷、上浦と相隣り、蛯澤浦の西南なる沙丘に倚る。○人類學會雜志云、行津に古墳五十餘所あり、横穴にて、大抵東南面し、中より玉瓶などを出すことあり。○行津一に滑津に作り、滑津の東を下浦、々尻の二區とす。標葉氏の盛時、上浦、下浦に壘堡ありて、標葉の族之を守れり、古の標葉郡宇亘郷の地たること、以て證すべし。○赤水東奥紀行云、過滑津、

東望有原、經歷十里許、通海、海瀕之間、有一帶疎松、林日傳日歩許、彫似天橋立、今荒亭不見、間馬牟、乃云海波道路、日吉[illegible]、身不能出入也、今[illegible]勸牧場、[illegible]一里、至小高驛

福岡（フクヲカ） 今行津、上町、下浦等に合せ、高浦村と改む。奥相藩云、福岡村、小浦村は、寛倉殿の時に、高浦寺領なり。

福岡村、小濱村事、爲高寺[illegible]之間、毎年於寺家、可致年貢沙汰、當[illegible]狩濱、夫追者、不有公事、云々、

延文三年十一月廿日　聖心（親胤

村上（ムラカミ）（女場） 今高浦村の管内にて、水谷、女場、福岡の東、海濱に居る部落なり。女場（タバ）には、鷲（ワシ）宮ありて、大島神を祭る。相馬氏の家胤の置く所とて、地方の一名祠とす、女場は永徳中の文書に女波につくる。

奥相秘鑑云、[illegible]長の[illegible]、村上に城郭を築くべし、海を抱へ、[illegible]河共に要害の地なりとて、既に普請も成就し、材木柱立を催されしが、出火炎焼す、是れ不吉の表示なりとて、村上を止て、牛越城を取立らる。

（角部内）奥相志、村上邑、有舊館址、古記云、元弘三年十一月、北畠顯家、奉義良親王、下奥州、住伊達郡靈山、相傳、親王在小高郷、角部内村館、（原註、今日村上、古昔、角部内邑之地乎）六年而上洛、於芳野大内踐祚、號後村上天皇、故名此地曰村上、黄布爾神祠、親王勸請、古支王神祠、古人云、祭義良親王、稱之古視上、後世訛爲古支王、以三月十日祭之、今於別當海藏院、作孫子王、中村妙見末社、有古支王祠、是亦祭神未詳。

村上に義良親王の傳説あれば、附會するに足らず、相馬文書、建武二年のものに已に、村上濱の名を収すれば、親王と干係する所なし。又古支王神は、越後、出羽、會津の所々に之を祭る、蓋上古の古志眷の祖神を祭る者歟、即陸奥國[illegible]倍氏の祖の[illegible]

泉澤（イヅミサハ）（大悲山） 今高浦村の大字なれど、耳谷の北にて、小高驛吉名（ヨシナ）の南に接す、大悲山（ダイヒセン）慈徳寺あり、故に大悲山村といふ。

奥相志云、泉澤舊名大悲山村、岩壁刻佛、凡有三窟、一曰前堂藥師、窟室六間三間、南面（前堂七間二間半）、彫尊像于岩、長丈餘、夾侍五尊（或は日ふこれ七佛なり）と十二善神、長八尺餘、相傳德一大師作之、彩色金朱、二曰前堂彌陀、刻三尊像、長丈餘、岩蘇磨滅、形像不明、窟室又崩缺、奥二間許、三曰後窟（ウシロヤ）大悲、岩室高三丈餘、前三丈餘、西面（前堂五間）千手像、長三丈餘、光背上三十三身菩薩、各三尺餘、彩色之以金朱、今消滅、生苔蘚、狀貌甚幽、慈徳（ジトク）寺は、又地徳に作り、俗傳、大同中徳一菩薩の建てし所と云ふも、其堂宇は近世の修營にて、觀るに足らねど、石室石佛あり、頗奇古の名あり　凡此寺は、其山全く岩より成り、岩を穿ち洞窟を造り、佛像を刻し、塗るに色彩を以てす。一洞には藥師七佛あり、即本寺の本尊にて、像の高一丈二三尺、高卑あり、彌陀堂には彌陀及び脇侍二尊を見る、又觀音洞あり最宏大、千手の坐像、腹壞の餘と雖、寺僧は指して三丈五尺の大悲といふ。是等の造作年代知れず、相馬岡田系圖に、正和、建武の比、大悲山村は其家領たりと云へば、由來亦久し。

（慈徳寺）

相馬余一、領行方内大悲山村、小島田村、竹城保内長田村内蒔田屋敷、　通胤

相馬孫次郎、所領同上、正和二年得父讓狀、建武二年七月、可領大悲山村由、有國宣、（北畠中納言顯家卿）有近將監清高執行之、　有胤

また岡田文書に、八竜村といふがあり、後世聞ゆるなし。泉澤に獮意道（ヤツサワ）の小字あり、ヤツリコ、ヤッサ\相近し、飯（イヒ）土江（ドエ）といふも知れず、狩倉なり。

相馬孫五郎胤康（今首討死）子息乙鶴丸、胤家、代結賢謹言上

欲早重以御證狀預注進施弓箭面目、下總國相馬御厨内泉郷、井手質、蘇心内郷（新田源三郎跡）、奥州行方郡内岡田村、八竜村、飯土江狩倉一所）、矢河原、同國竹城保内波多谷村事、

件條、先度具言上華、今年（建武四）四月十七日下賜御吹舉狀、云本領安堵、被申立云々

吉名郷（ヨシナ） 和名抄、行方郡吉名郷、高山寺本、訓良之奈。○今小高（ヲダカ）町、及び金房（カナフサ）村是也、宇貝郷の北に隣れり。吉名の大字は、小高驛の南に遺ろ、

陸奥國行方郡内、吉名村事、爲勳功之賞、所宛行也、守先例、可致沙汰之狀、依仰執達、如件、

觀應二年十二月七日　右京大夫

相馬出羽守殿

出羽守とは、親胤（小高城主）を指す、牛越の條に引ける古系圖に「吉名村、上貢四十貫文、先代役闕所、長崎三郎左衛門入道拜領之」とも載す。○奥相志云、吉奈（ヨシナ）村岩窟堂、彫刻彌陀藥師觀音三尊於石壁、光背蓮趺、共長八尺餘、傳日大同二年徳一大師作之、有彩色、年久而磨滅、今形色不明

（吉奈）

小高（ヲダカ） 今小高町と云ひ、人口五千餘、海道の一名驛にして、鐵道中村へ十九哩。中世、相馬氏の居れる邑にして、古城あり。城址に妙見星宮あり、安永中、舊跡を表せんがために之を置れしなり、其地を稱して八景（ヘケ）堀内と云ふ。近世は、別に東廣畑に公館を置き、吏をして守らしめたり。

奥相志云、小高舊君治府也、慶長以來府廢、爲田野、猶有驛站、地勢平爽、清泉出、其田上佐、故人民繁庶、有公館及郡衙倉廩等、鎮守社日黄布爾神、驛市百廿八戸。

○三千風行脚集云、熊河、長塚過て相馬領にいる、かの傳へ聞し行方郡小高の郷、妙見大明神の祭禮、五月中の

中、紅梅山の麓、垌野一里、四方に柵を結て、馬を幾千となく追込驅るさま、又たぐひなき見物になんと聞し、今も野馬どもむれ〳〵あそぶ、信にうへなき貌つき、いと可愛らしくて、

垌の野は薄も嘶ふ嵐かな

「可早以尼相馬孫五郎胤村後家、領知下總國御厨内碧尾村、陸奥國行方郡盤崎、小高兩村事、

右亡夫胤村跡、爲未處分、所被□□早守先例、可令領掌之狀、如件、文永九年十月廿日、（執權連判）

（小鷹）「相馬六郎左衛門尉胤平申、合戰事、延元元年三月廿□日、行方郡小鷹館責寄、不惜身命、來戰之間、中間彦四郎家守蒙疵候畢、此段被見知候訖、云々、」

小高城址

小高（ヲダカ）城址　八景（ハケ）堀内、俗に紅梅山とも、浮舟城址とも呼ばる。建武三年、相馬重胤、其舍弟光胤に命じて築かしめ、子孫傳領、慶長十六年に至る　東西百四十間、内外壘壕、宛然として猶存す。前野川、鳩原川、城址に至り合流、即小高川の名あり。

按、奥相秘鑑に「重胤小高庄堀内に在館、建武の亂に、重胤鎌倉へ馳參し、留主居として、彌次郎光胤を堀内に殘し置く、同三年二月、小高の中四郎内（ナカシラウウチ）に城を築く、べき旨、重胤の狀あり、依て光胤之を築く」と述べ、堀内（ホリウチ）と中四郎内の二處ありと爲す。奥相志亦之に同じ、疑ふべし。又、俗説、堀内をば古小高氏（行方氏）の初築と傳へたり、又相馬の一門に堀内氏あり、三家老の一員とす。

（堀内）相馬中村家譜に、「孫五郎重胤、永仁四年襲封、元亨三年四月、自總州遷于奥州行方郡、居太田、後城于小高と云ふ。」其永仁襲封初居太田の事、別に説あるか、小高築城は、

於國可楯築、日六、定、

「一奥州行方郡内小高堀内、構城郭、近[illegible]凶徒等可令對治之也、

一[illegible]御敵一族等、并七郡[illegible]入等事、[illegible]之、[illegible]方便、可取[illegible]方也、

一城内兵粮[illegible]事、[illegible]江九郎左衛門尉[illegible]納[illegible]有之、可入[illegible]也、其外一族等、[illegible]分付[illegible]伊[illegible]、可致[illegible]、然者[illegible]數　　　中略

右[illegible]如件

建武三年二月十八日　　　平重胤

相馬彌次郎殿

と見えたる[illegible]、最分明なり、[illegible]、當時の相馬[illegible]は、公武兩[illegible]分[illegible]、重胤の子弟は、一時[illegible]離散を見たりしが、觀應以後に至り、回復する所あり、遂に[illegible]る。

去々年、[illegible]國司誅伐、志和尾張彌三郎[illegible]、府中[illegible]發向之時、松鶴[illegible]父相馬彌五郎重胤、[illegible]向于渡部河名宿、武石上[illegible]介胤頼、從東海道打立、[illegible]馳參、去年[illegible]起之時、[illegible]合戰[illegible]、[illegible]國司下向之時、於[illegible]自害、[illegible]代其[illegible]也、親父孫次郎親胤者、去々年[illegible]田大[illegible]向于[illegible]致合戰之[illegible]、[illegible]之間、御[illegible]中、[illegible]今[illegible]下[illegible]、於[illegible]彌次郎[illegible]者（[illegible]舍弟）去年五月、國司下向之時、[illegible]之[illegible]、小高[illegible]合戰、終以打死畢、其後[illegible]下[illegible]、[illegible]比[illegible]合戰[illegible]起之間、松鶴雖[illegible]幼少、[illegible]、[illegible]館之、[illegible]庄打越、[illegible]城上野入道代、中村[illegible]、[illegible]矢[illegible]、親父京都奉公、松鶴又於[illegible]方[illegible]忠[illegible]上者、[illegible]一見御判、彌追從近郡、[illegible]、[illegible]日安[illegible]上、如件、（建武四年正月日）

松鶴[illegible]父相馬彌五郎重胤、[illegible]守[illegible]長、於[illegible]由、證判狀所見也、養父彌次郎光胤、[illegible]向[illegible]州[illegible]清道討手、同國小高郷構要害、建武三年三月十六日、[illegible]一族等、馳向同國宇多庄熊野堂、令對治凶徒、同月廿二日、同二十四日、同二十七日、同五月六日、七日合戰、[illegible]忠戰、同廿四日、當國前國司顯家[illegible]下向之刻、[illegible]大勢[illegible]攻小高城之間、光胤[illegible]討死訖、其後松鶴丸又[illegible]一族、同四年正月廿六日、重馳向熊野堂城、令對治凶徒訖、凡所々合戰、一族郎徒等、胤命被疵、前[illegible]分捕、以下戰功之條、注文別紙進覽之、爰奥州合戰事、先日[illegible]注進、相[illegible]之輩、[illegible]所令[illegible]也、將又正員式部大夫兼頼、年少之間、代官氏家十郎入道[illegible]、[illegible]加[illegible]候也、此條若[illegible]申候者、八幡大菩薩御罰可蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、曆應二年二月廿日」

松鶴は讒を胤頼と云ひ、親胤の子也、延元二年（建武四）松鶴漸く小高を復せりと想ふる此に、中賀野（ナカノ）義長、小高城に在りて官軍を拒ぐ、蓋松鶴の[illegible]也。（中賀野、又中[illegible]に作る、石神村の長野在名に非ずや、彼係へ合考すべし）正平六年、足利直義氏官軍（[illegible]の北にあたり）、正平六年二月相馬出羽前司館へあてたる二通の古文書は、國司顯信の時の[illegible]、及國宣にて、[illegible]道四郡守護の事は前國司の時補されたり、今度[illegible]を致し、國司發向以前に、[illegible]旗を[illegible]げよとの旨なり、出羽前司は[illegible]胤にて、前國司とは顯家卿を指せる如し。相馬系圖に、

小高彌五重胤、自是以下、住行方郡、元弘三年七月、行方郡本領安堵、有宣旨、建武二年六月、奥州内伊具、[illegible]、宇[illegible]、行方、金原保等、[illegible]之由、有國宣、[illegible]觀應二年十月、補奥州海道守[illegible]職、出羽守、道[illegible]

[illegible]天叟、

とあるに合考す[illegible]、又系圖、

親胤　[illegible]延文二年十一月、依父之[illegible]、領行方郡、[illegible]安[illegible]

號月洞、

元年任[illegible]守、同[illegible]年十月補海道檢斷職、貞治二年

七月領宮城郡國分淡路守、及一族跡、國分寺郷、同六年正月以名取郡内坪沼郷、爲勳功之賞、應安五年領高城保内赤沼郷、同六年領高城保内長田郷、至德三年領長世保内大迫郷、名取郡南方增田郷下村、右各有證文、道號大成、

憲胤　任治部少輔、貞治六年、依父讓、領行方宇太、道號洞岩、

胤弘　讃岐守、應永二年、受父讓、道號道崇、

（奥相志云、爭亂之世、戰場多事、不能全四境、況於遠境乎、南胤弘公之世、尚領下總南相馬九个村、田數百三十八町二反、有應永二年文書、其後失之、文正中證日、行方郡四郷半、十六个村、田數三十八百町、外千倉庄、文正丁亥二月、日々澤開闢入道道弘朔、道弘我氣神也

重胤　治部少輔、道號天行、

高胤　出羽守、道號太雄、

盛胤　大膳大夫、與中村清隆數合戰、攻取標葉郡、道號日蓮、

顯胤　讃岐守、與岩城重隆數合戰、攻取楢葉郡、追重隆到鎌田河、後與重隆和睦、伊達郡掛田城、三年宿陣、於半澤合戰、敵遂敗北、道號雄山、

盛胤　彈正大弼、於伊達領座流河、與晴宗合戰、後與輝宗合戰、攻取古佐井城丸森城、子義胤、相共出陣、慶長六年、於中村卒、法名雲山、

義胤　長門守、法名外天雲公（廟號蒼穹院）

利胤　奥相志云、小高城、自親胤公利胤公、十一世、歷數二百七十餘年、而住中村城。秘錄云、大膳亮利胤、初名密胤、又三胤、慶長七年、三郡安堵、法諡二照院

同慶寺（ドウケイ）　小高町八景に在り、曹洞宗の名藍にして、相馬氏の墓所とす。明應五年、遠山和尚開堂、文政中、中村城下の下向町へ移轉し、蒼龍寺（巴陵院）と相井ぶ。是より、同慶寺址には、洞雲寺を置かるることとなる。〔奥相志云、小高郷同慶寺、相馬領曹洞宗本寺、々田百八石、開基不詳、初爲小高郷總鎮守釘野東由明神供僧坊、其地日寺山、世久、爲中興、改天台爲曹洞　奥相秘鑑云、小高郷小谷郷なれば、八景(ハケ)庄ともいへ、當寺四箇庄の一なり。

（八景）

岡田（ヲカダ）　今小高町の大字にて、驛の東南に在り。相馬氏の一家名に、相馬岡田と云ふは、此にぞこれり。相馬岡田系圖岡田氏は永仁配分系圖の胤顯の後裔なり。によれば、胤村の次子胤顯、其子胤盛、其子胤泰、胤中、相馬泉五郎、又號岡田、泉、岡田、蔵主江、狩宮）元應二年三月、得村堂（胤家後家、號見專照）讓狀、此外相馬郡内手賀、藤心兩村、八重村、領知之、正和四年、有國宣（顯家卿）、可領奥州黑河郡内新田村由、同二年、有國宣（同卿）、建武二年、斯波陸奥守家長、時者志和尾張彌三郎）奥州發向之時、一族相共於目用河名宿[illegible]其以来、對所々敵城、有戰功、其上相具相馬惣領孫五郎重胤、驍參鎌倉云々　奥相志に「岡田氏、相馬門長、建武以来、居岡田郷、至天正中、世爲小高郷兵之隊長、武墨諸其、十三代八兵衛重胤、後中村」云々

大井（オホヰ）　今小高町へ合せられど、驛南の東半里なる海濱に在りて、小高川の湊江を成せる邊の一部落なり。此は、和名抄、大江郷の遺名蹟と云はるれど、常に右置の跡を推すに、八十浦(ハイマ)の江の邊こそ、大江の名に叶ふごとし。今、大井郷甲子淮大宮神社あり、或は、之を式内多奈爾に擬す。

塚原（ツカハラ）　今小高町の大字にて、大井の北なる江邊の地なり、小高川此に來り、湊江を成して海洋に入る。塚原は、堤谷に隣北し、富饒の名あり、小江戸を有し、小漁船の出入あり。

片草（カタクサ）　今小高町の北にて、林丘に田村に連なる。人類學會雜志云、片草の貝塚には、鹿角獸骨等を見るべし、此貝塚の地は、海岸を去る一里の遠きにあれど、太古は潮汐直に片草の丘下に到りしを想ふべし〔奥相志云、片草村金場(カネバ)、相馬氏之館、其先相馬次郎胤村五男、五郎胤門、居於此文曆年、與氏時、其子胤直、元享中、居本郡片草邑之金場、子孫號稱金場氏、門族甚多矣、應仁二年文書、有金場加賀守經重〕

（金場）

飯崎（ハンサキ）　今鳩原、金谷、川房、小屋木(チャギ)等と相合せ、金房村と改む。小高の西なる山麓の部落なり、盤崎(ハンサキ)にも作る。〇奥相志云、飯崎村、鹿野、乾方有長澤、名角間澤(カクマサハ)、可十八町、[illegible]之飯崎貝、邑八成[illegible]、文々元年、引標[illegible]、原、[illegible]飯崎氏皆、[illegible]

（角間澤）

重胤おしそく[illegible]に讓渡所りやうの事、

陸奥國行方郡内み、[illegible]、[illegible]のはま、[illegible]の、田在家、やま、かりくら、かくまさはのいよ房かやしき、田在家、孫四郎の給分、せきれのやしき、田在家、おたかの矢河原、後家尼の田在家一けん、彦三郎入道か居内の田在家、云々、建武二年十一月」

盤崎の後家、尼御前の御りやう、はんのさき、はとはらにおいては、胤門の讓狀のごとくに、後家一この後は、重胤知行すべき處也、しかるにこの後、はんのさきの村は、おなじく次郎知行すべし、仍ゆづり狀如件、

　建武二年十一月廿日　平重胤（花押）」

（鑑崎）

「陸奥國行方郡内、小谷木村、女波村、[illegible]村、小池村、たか河原村半分等事、爲由緒地由、申上者、領分不可有相違之狀、依仰執達、如件、

　永德元年八月十七日　左衛[illegible]

　　相馬治部少輔殿」

小谷木

また、相馬文書中の古系圖に、師胤の同胞女子に、高城

（笠原）保內根崎村三十貫文、鴇原村二十五貫文を分配せられし者あり、鴇原、即鳩原也。

小谷（チヤ）　今金房村の大字とす、正平六年の頃、足利方の武家多く官軍に歸順し、陸奧國司源顯信より相馬親胤へ執達狀あり、中に小谷の名見ゆ。

去二月之比、可被畢爭兵由、被仰東夜長御教書、結句（中略）所詮來十七日以前馳出、被致忠節者、行方郡內小谷、大田、牛越、吉奈四箇村事、軍旅之間、爲資粮之用、可令知行□□也、仍執達如件、

正平六年十月十日　　友信

謹上　相馬出羽前司殿（南山巡狩錄）

小谷鴛鴦（エンノウ）寺は、相馬讃州の建置とつたひ、阿曾沼の鴛鴦の故事を說く、近世、寬永中、中村城下河原町へ移され、圓應寺と改め、田祿四十五石、死央の事、附會にすぎじ。

（釘野）**金谷**（カナヤ）　今金房（カナフサ）村と改む、小高の西南二里、釘野川の水源にて、舊名釘野（クギノ）といへる地なり、西峰を八丈石山と呼び、雄秀なり、奧相志云、八丈石山、有神祠、或曰是延喜式益田嶺神也、釘野山、建武三年、小高城陷、胤頼公脫身、竄此山中、金谷之南、日川房村。○建武三年、相馬彌次郎光胤より、松鶴丸への讓狀に、行方郡盤崎村內、釘野在家、并山とあるも此なり、葉山祠あり。

子鶴（コヅル）**鄕**　和名抄、行方郡子鶴鄕。高山寺本、訓古豆留。○今太田村、大甕村にあたる、吉名鄕の北にして、小濱川の南北に涉る、大字鶴谷（ツルガヤ）は、太田川の南にて、子鶴池此に在り。（鶴谷）

按、子鶴池とて、古歌に見ゆるは、宮城郡にして、多賀國府の一名所なり。行方郡に、歌名所を引くは、信け難しと雖、古鄕名の遺れるに因りて、かゝる附會も生じけむ。鶴谷の南なる小木迫（フザク）は、永仁二年文書に、荻迫村と云ふにあたる。（小木迫）

益田（マスダ）　今太田村の大字にて、小濱川の南邊とす。延喜式、行方郡益田嶺神の名あれど、此と相涉るなし。此地は、舊名院內（キンナイ）、又井內に作りしが、天明享和の比に改號す。（院內）

相馬岡田氏の舊邑にして、古簡に見ゆ。

相馬兵衛尉胤家代、惠心言上、行方郡院內村三分壹事、

右地者、曾祖父相馬五郎胤顯相傳所領也、仍三男孫七入道佛蓮之後、數代知行之、他界、爲闕所之由、相馬出羽權守親胤進注進之間、令付給人、云々、妥胤家亡父馬五郎胤康、自最前參御方、致軍功、奉屬斯波陸奧守殿（于時彌三郎殿）、建武三年四月十六日、西相模國片瀨河打死畢、云々

矢川原（ヤガハラ）　今太田村の大字にて、益田の邑とす、建武三年、相馬彌次郎光胤讓狀に「行方郡小高內、矢河原源十郎、後家尼給分、田在家一云々」、矢河原とは此在名に外ならず。

堤谷（ツツミガヤ）　益田、小木迫の東にて、江井、日々澤と共に、小濱川の南なれど、今水北の大甕村の管內とす。相馬文書、建武二年重胤の讓狀に「つつみかや、はまともに」とあるは此也。小高川、太田川（小濱川）の南なる海岸平沙な、その濱とす。

奧相志云、相馬四天王之一、須江山城胤達、天正中、居堤谷村、又田村御前（顯胤公女、田村清顯夫人）慶長中、閑居本邑、有古證文

江井（エネ）　今大甕村の大字にて、米々澤と相接し、小澤川の南に在り。江井とは、江之井の訛なるべし。牛越の條に引ける配分系圖の、稻村（イネ）十五貫文も、此に外ならず、相馬傍系、江井氏あり。（稻）

米米澤（メメサハ）　今大甕村の大字なり、古簡には、目目澤につくれり。日々澤（メメザハ）氏は、中古、相馬家の執權を世襲したり。（目目澤）

相馬孫次郎親胤申、合戰次第之事、

右於親胤者、爲一總大將御一一城令警固間、若黨目目澤七郎藏人盛清以下、差遣之、今月廿一日——日大將藏人殿、常州結城可發向候依手分、馳渡緒河、上瀨、中沼渡戶、追散數百騎御敵等、燒拂數百間在家等、此段侍大將梶原三郎左衛門令見知訖、賜御判、爲後證、仍目安、如件、

建武四年二月廿二日

奧相志云、我世臣、木幡氏、藤原姓、周防守義清、[illegible]中人、其五世孫範清、隨重胤公、自總州來、居米々澤邑、（範清孫目隆清、稱米々澤氏、世爲相馬家執權、（隆清一作胤清、法名道鐵、々一作弘）奧相秘鑑云、木幡周防守範清は、目々澤邑に居り、相馬重胤公の執權たり、藤原姓、常州信太郞浮島大夫の後胤とぞ、されば、永享以來、高胤公幼弱に依り、隆清入道々弘輔佐し奉り、文正二年、嫡子越前定清に、其職を讓る、證文あり、然るに盛胤公の時、目々澤盛清殺害せられ斷絕、嫡流木幡出羽政清の子、大膳經清を以て、遺跡繼がしめらる。

太田（オホタ）　今隣近の益田、矢川原、片倉、小木迫、高、午來等を合せ太田村と云ふ。小濱川は、片草山中（五臺山）に發し、東流村中を貫き、大甕村に至り海に入る。

太田は、下總相馬氏の、本郡に知行するの初めに、居館せる地とす。相馬中村家譜「孫五郎重胤、永仁四年八月、襲封、元亨三年四月、自總州渡于奧州行方郡、居太田」とあるは、重胤が行方相馬家の總領と爲れる事を述べしに外ならず。太田は、即總領相傳の地なり、而も、古文書永仁配分系圖に依れば、永仁二年、五郎左衛門尉胤村の遺跡を、九子の間に分たれ、太田、吉名は、長男次郎左衛門尉胤氏につたひ、後闕所と爲り、當腹嫡子師胤の子、重胤が總領と爲れるのみ。然らば、襲封も元亨以後、元弘三年の間に在りしならん。逸年月文書に、彥次郎師胤、依當腹嫡子、二百三十九町二段也、令迢過自餘子息云々。

永仁二年御配分系圖

胤村──胤氏　六十二町三段三百歩追赤沼六町
　├胤顯　四十四町七段二合追赤沼四町
　├胤重　三十二町一段半
　├有胤　二十八町八段九合
　├師胤─重胤　十三町九段八合
　├胤朝　十二町九段七合
　├胤實　十二町四段六合
　├胤通　十二町六合
　└胤門─重胤(養子)九町九段一合

牛越の條に合考すべし。(奥相志云、太田村鹽竈祠、有天文三年顯胤公上棟牒、岩屋寺、々田十石、大永中、同雙遠山開之　中太田有別所舊蹟、今謂妙見祠、又有八幡宮、)

相馬妙見祠(サウマメウケン)

今太田神社と云ひ、太田村の別所(ベッショ)に在り。(相馬重胤、元亨三年、下總より移したる者と說かれ、本宮の神祭は、駒取の事あるを以て、廣く世に喧傳せらる。(駒取は、野馬祭とも稱へ、毎歲陰曆五月中の申の三日に之を行ふ。遠近の群音、凡五萬人、海道第一の奇觀なり。

甲子夜話云、奥州相馬家、毎年妙見の祭禮に、駒取いたすと云ひて、前日申の刻より人數を揃へ、主人を始め諸士、醫者は法師武者にて、城を出づる軍法の如く押出候、妙見の原に假屋ありて一宿し、朝になれば騎馬の士列を立て、野馬を柵中へ追入れ、小人とも手取に致し候、總て質素なる家風にて、公儀の御用を勤むる時節にも、武器以下有合の物を用ゐ、見事成る儀は致さず、振舞と云ふ事は、先代土屋家より養子に入し時、質方の振舞致せしより以來、絶て無き由に候。)

赤水紀行云、詣妙見堂、老杉鬱蒼、乃今藩主胤充之城墟也、疊隍攢守之跡、依稀如見、堂前有數百畝空地、歲五月中申、驅野馬於茲、轉於海濱、集於此捕之、即其祭也、行十五里許、過桐之野、西接高嶺、東抵海濱、三四十里、漠々坦々、絶無林藪荊棘、望之如一大青氈也、此乃祭時周暑作八陣驅馬處也。

奥相志云、妙見祠者、相馬累世之鎮守也、古來稱大菩薩、寛文中、忠胤公親筆大明神揭扁、在昔元亨三年、重胤公在行方郡太田邑時、從千葉妙見祠、々官田代信濃等遷從馬、至于太田邑便據、造殿安之、後營太田邑別所、自古毎歲五月中申日祭、及五月中申日野馬追祭、歲々行之、重胤公居別所凡四年、至嘉曆元年、築小高邑城寓、後以疊社爲神域、高二丈五尺、東西六十八間、南北五十六間、古木森々、神寶鰐口銘曰「應安四年十一月日、長部各重」大般若經一部數百卷、所々有略書、

大般若六百軸、文閒寺可、木幡越前守、應永五年戊寅十一月、永享三年辛亥五月、大旦那平朝臣、左右馬當大守、大願主岡義寺一位陶淵梨、大旦那木幡周防入道道弘」「癸丑後七月六日、奥州行方郡、小高妙見堂常住」「永享五年潤七月、大檀那崔岐守胤弘、本願學人宥選」

別當日星護院、神田十石餘。

高(タカ)

今太田村の大字にて、小濱川(高川)の北岸、大甕村に近接す。相馬文書に、胤村の九男胤門、高村を配分し、又胤門の一跡を重胤(小高)に傳へし由、配分系圖に見ゆ。

可令早平胤門領知陸奥國高村、井荻迫村、
右以亡父左衛門尉跡、所被配分也者、守先例可致沙汰之狀、依仰下知、如件、
　永仁二年八月廿二日　(兩執權連署)

延喜式、行方郡多珂神社は、名神大と注せられたる古祠なり。今高村に、延式社とて、傳ふる所あれど、中世衰廢に遭へるさまなり。或は、高村は子鶴郷内にて、多珂郷ならずとて、疑惑を挾む者あり、猶考ふべし。されど、本來汎名多珂(タカ)といへる地を、多珂、子鶴の二郷に分ちしならば、子鶴郷内に高村あるも、毫も妨なし。又、高村に式内大社の遺蹤を求めしも、明徵なかりしこと、奥相志に詳論あり。今、眞言寺てふ眞言道場の境内に、僅に高宮、又鷲明神とて傳ふる者あるのみ。(奥相志云、寶相寺、今在黑木村岡翻、高野山巴陵院、應仁二年戊子願文牒、放木寺鐘銘、日、

奥州行方郡高隆所、龍花山寶相寺、大檀那平重胤、大願主學　、文安六年己巳七月十六日

奥相秘鑑云、元亨二年、重胤公、訴狀を述せられ、長崎三郎左衛門入道思元に、太田村、高村を掠領せられしものを、糺返せしめらる。盒文に「自高河北、高村田在家」云々)

大甕(オホミカ)

今江井、米々澤、小濱、笙濱、萱濱等をも容れて、大甕村と云ふ。太田の東にて、海濱に在り。或は大龜(オホミカ)に作るものあり。延喜式、行方郡日祭神社は、此大甕村に在りといふ。文化中の擬定也。

奥相志、大龜訓於保美加、明曆二年、明作龜、而龜無美加訓、古人作大甕、後還龜者乎、應仁中古書、作大甕。

萱濱(カヤ)(大龜)

今大甕村へ合す、雲雀野の東なる北原と連接して、笙濱の北、請佐濱の南なり。野馬防及び柵門あり。文安中、萱濱の人、文間五郎左衛門胤久、牛越定綱を討ちて大功あり、本宗相馬氏より、永世不斷の證印を賜はる、文間即後の門馬氏にして、中村藩の名族とす(雲雀野(アセヒガモリ)、々馬追の本陣山(ホンヂン)は、北原の城内なり、笙濱の馬醉木峯は高二十丈、海上の一望標なり。

澁佐(シブサ)

今原町の管内なれど、其東一里半なる海岸に居り、大甕村の萱濱(カヤヘ)の北に連なる　新田川、此に至り海に歸す、澁佐の西南なる雲雀野は、原町、大田村の間に擴延し、一望の草莽なり。澁佐と原町の間に、櫻井(サクラヰ)てふ一區あり。

讓與行方郡吉名村、大田村、付山野馬牧、井内山、請三村、付濱、都夫頁山、牛越村、付山野事、

右地者、當知行依無相違、所讓與子息治部少輔賴胤也、不可有他妨狀、如件、延文三年十一月日　聖心

此に聖心と云ふは、即ち胤佐ならん　又、同時の讓狀に、

（櫻井）

櫻濱とあるは、櫻井の舊名に似たり

讓與行方郡小高村、多賀村、見付澤村、付櫻濱、堤谷村、同濱、草野內堤澤由等、依爲重代相傳本領、所讓與子息胤賴、云々。

雲雀野（ヒバリ）

（春夜）

太田村と、原町の間なる曠野にして、南北一里、東西二里半、小濱川と新田川の間なる丘上にあたり）昔藩政の時は、雲雀一望の獵場なりしが、近時は所々に開墾を試み、而も、野馬追祭、駒取の神事は、今に此間に行はる。原中に夜の森（ヨモリ）、本陣山、鐘山等の小丘散在す

野馬追は、牧畜の民の、其牧事を以て神事に供用する者なれば、古風俗たること想ふべし。近世、藩政の頃、寛文中、相馬貞胤君の治にあたり、演武閱陣の意をも、此神事に寓せしめ、其儀式を定めたりと云ふ

古歌に「陸奥の荒野の牧の駒だにも取ばとられて馴行くものを」とよまれたり、

野こまとるはなしをきくはひばりかな　　失名

觀聞志云、相馬領原驛、西有間曠之地、稱世峰（ヨノモリ）、古來放馬、仍年々有驅牧之式、聞之緇俗、國守相馬侯、隔年閱之、以擬觀兵事、其制、夏五月中旬、以申日卜驅馳時、皆是所以閱武觀兵之遺法也、前日黎明、臣家高族、服半臂、帶兵器、而進備槍弓銃、而步兵甚隊行前驅、此時國守整行、出于原町驛、家臣扈從、各立旗旌、建器械、就營而宿、至申刻國守出於驛亭、巡閱定原上之屯營、然後還旅館、明日爽昧、家臣戒衣、各停馬群于營中、而待國守出駕、早日國守經行、復閱於營地、於是放並鉾、先是措假屋于世峯、設帷幕于山椒、排國守憩息地、仍國守率諸士而入於此、然後脱兜鍪解鎖手、是乃欲單身而捷行也、豫立旗設表、自山巓至海濱、各隔一歩、列卒圍之而術之、自是擊鉦鳴鼓、皆有節制而入于林藪、分合進退、各驅牧馬於曠野、追隊隨行、漸次集到于妙見社前、明日早旦、各曾取閱之、搦鐙者六七十人、揚鞭而追之、其代各有差、是古向之大略也、唯牧馬之遺事、其存者此一舉而已

奧相志云、野馬追原（ノマオヒ）、西自馬場（ババ）山麓、東至北原（キタハラ）村門、東西二里餘、北自原町之門、南至岩山木戸、二十二町、四方築堤、延寶六年、役懲輔民成之云、以令野馬不出于村里、廣原低平、夏草繁茂、似敷青氈、忠公以來、驅馬進退、以習騎法、而至巴陵公時、質朴無美觀、及寛文中廣德公、元祿中建德公、盡善盡美、何乃天下之壯觀云○天保壬寅紀行云、出原驛、廣原遥平、築垣而周之、所謂相馬牧也、毎年五月中申、邦君治兵於此、以祭妙見神、其法、步騎數千人、皆軍裝、結伍分隊、驅牧馬聚之原內、執其驍數匹、以獻於神、一宿、即又放之、謂馬輕所寄愛、用之必得其實、不敢私一匹、以故馬日蕃、遂至數千云、是日見六七馬於路西、心怪其少、土人云、天補興馬西鄙山、晴則東諸於海、午後適晴、蓄越海耳、又謁次云、抹馬之少、往買於南部、將以明日發、予問牧馬數千、何不取而用之、團曹答曰、以備軍興也、且藩祖之園於此、假昔傳金原、篤遺此牧、奉爲神命、一回信從已久、取之恐失民心、故不敢也

多珂鄉（タカ）

和名抄、行方郡多珂鄉　○今原町、石神村、高平村にあたる　子鶴郷の北、新田川の左右に沿る　式內多珂神社は、高村（子鶴郷）に在り　國郡沿革考に、景行紀なる「蝦夷境、竹水門（タカ）」と云ふを、此多珂鄉高川に擬引したれど、確說に非ず。子鶴、多珂を近世は中鄉といへり

原町（ハラノマチ）

今原町と云ひ、戶數八百、濱道の一名驛なり　本名南新田村（ミナミニヒタ）と云ひ、雲雀野原の北なるを以て、原町の名起る。俗に弓形宿とも呼ぶ。鐵道、中村へ十三哩、文西、伊達郡川俣村への支道あり、大原、草野の山道凡十三里

（新祥寺）

奧相志云、泉田、本名南新田村、舊南百十一戶、舊殿在驛西、有依富神也、寛永中營之、雲雀在驛西、正保中營之、新祥寺在內原、寺田五十三石、境內草三寺之一、（羽州高玉瑞龍院二世、月窓正印禪師、文明年中開之）大永元年、盛胤公捐館、葬于此、天文十八年、又葬顯胤公、創建于北新田村、寺中有太宰公（高胤）墓、文政中燒亡、因以西原松山寺、寶月祥寺、移請佛像寺、又龍泉院、此寺初在中村城下大町、文政中、自泉田移于原町南域、寺田三十八石

新田川（ニヒタ）

二枚橋（石橋）村の西上山に發し、草野の山谷の諸溪澤を合せて東下し、大原（石神村）に至り、漸く山を離れ、高倉川を合せ、北佐濱に至り海に入る、長凡十二里、鮭魚の育種場を設けらる

高平（タカヒラ）

今高平村と云ひ、泉、金澤をも合す、原町の東、新田川の北岸にて、海濱に倚れり

相馬文書云、建武二年十二月、六郎左衛門尉胤平、當國行方郡高平村、寶德寺打越、舍弟八郎左衛門尉家胤、同九郎兵衛尉胤門　并次郎兵衛尉胤景、同彥次郎胤祐、同孫五郎徒胤、相共搦城、云々

奧相志云、胤村公四男、十郎有胤、領高平十五貫文、其子六郎左衛門尉胤平、屬北畠國司、建武中抽戰功、後康永三年、九郎左衛門尉胤直（胤村三男胤重之曾孫）賜高平邑內、子孫稱高平西二氏、文安二年、豐田三郎左衛門清弘、告濱五郎左衛門胤久、相謀誅牛越定綱、清弘以功賜高平邑內八十八貫文地、豐田者青田氏、孫左衛門祐胤後裔、宗家在耳谷邑山澤、故稱山澤高平、西青田。

泉（イヅミ）

今高平村の大字にて、海濱に在り、原町の東北二里

○奧相志云、泉村海岸絕壁、日大磯、又泉崎、山上有公園、南日泉港、即新田川入海處也、長者屋敷、有寺日東

光院、智長者[illegible]、[illegible]安、永和、[illegible]德、明德、應永年間、丁我先君胤[illegible]、[illegible]胤、胤弘三代、南奥邑、我公[illegible]泉氏（元亨中奥宮胤安之後）食之、豊州有長者乎、則[illegible]光隆[illegible]主、[illegible]氏[illegible]、慶長二年、泉胤[illegible]（藤右衛門）[illegible]、[illegible]胤（八[illegible]）賜[illegible]邑、七年胤[illegible]自會[illegible]歸仕于中村府。

牛越（ウシゴエ） 今石神村の管内なれど、高倉川の南にて、原町の西數町なるのみ、手長田あり。（山上に手長明神と云ふを祭る）山下の堡址を、古館山と呼べり、相馬家の舊業なり、慶長中に廢す。

相馬文書永仁二年御配分系圖

胤村—胤氏—師胤　一分跡、行方郡内大田村等、土貢六十[illegible]文、又同郡吉名村、土貢四十貫文、[illegible]代御圖所、長崎[illegible]門入道拜領之、

—師胤——重胤—親胤　譲人

有胤子息等[illegible]也、[illegible]等、[illegible]村[illegible]貫文、

稲村十五貫文、

—胤實—胤持　大内村十貫文　長田村五十貫文

—女子　高城保内根崎村三十貫文　鶴原村弐十五貫文

—女子　牛越村三十貫文

以上村々、[illegible]之[illegible]也、惣[illegible]百[illegible]拾貫文、

かやうに公方へちうしん申べく候、それにてもけそのむら／＼のとくふんの貫數の事、此定に御秘計候て、御注進をめさるべし、これにすこしもとくぶんまさり候はゞ、此むら／＼の内のぞかれ候所候ぬと存候、[illegible]々、これにはとくふんの分限おとり候とも、すこしもまさり候はゞ、かなうまじく候、此分[illegible]それにては、御心え候て、くわんれいにても、御申あるべく候

[illegible]相[illegible]云、相馬長門守義胤、牛越（ウシゴエ）の城を取立て、慶長

（牛越城址）

二年に[illegible]、同七年、[illegible]に[illegible]、[illegible]立ちて、同十月、本[illegible]安堵の[illegible]を蒙り、[illegible]其城も[illegible]なりとて、翌年、亦、小高の古城に移らる、[illegible]大[illegible]利胤、同十六年七月より、宇多郡中村の城を造營、同十一月、小高より轉城。[illegible]相志云、牛越古城、高十六丈、[illegible]百間、南北五十間、内城一層高起、[illegible]周百三十間、外郭周圍百八十間、昔牛越[illegible]之、文安二年、高胤公攻之、[illegible]、[illegible]之頃、長野一[illegible]守之、慶長二年、義胤公經營、以爲居城、從小高移居、五年、伊達政宗[illegible]、過城下、[illegible]行原町新道、政宗親以從騎七八十、自陣[illegible]道、近視城壘而行、義胤公出于城東山嶺、望之、政宗[illegible]倉木[illegible]川邊、[illegible]原町新[illegible]寺去矣、七年五月、江戸上使[illegible]、義胤公遷之于[illegible]大倉村、[illegible]胤公出[illegible]、十月[illegible]、義胤公歸于小高、牛越城廢

馬[illegible] 今石神村の管内にて、牛越の西南とす、其西嶺に山谷重疊し、[illegible]下にして、出[illegible]る[illegible]、[illegible]なり、山中に[illegible]、五臺山（ゴダイ）といふ、安政三年、[illegible]に採[illegible]せしか、久しからずして止む

野史云、相馬重胤、有疾欲老、群下以無嗣、强止之、既而[illegible]氏生男、是爲高胤、高胤五六歳時、重胤以家事附諸老、遂遁五臺山、不許人來見、高胤既長、欲見其父、直至[illegible]日、[illegible]河原、辭從者、獨入五臺山、見其父、從是[illegible]見日入見〔茶話記〕

（五臺山）

高倉（タカクラ） 今石神村の大字にて、牛越の西一里半、高倉川の水源なり、文永の古簿に鷹倉（タカクラ）に作る○神祇志料、式内高座（タカクラ）神社、舊高野倉に在りしが、後押釜（オシカマ）へ移さる、押（オシ）雄神社は、舊押釜に在りしが、今北新田へ移さる、云々（押釜とは、高倉に隣り、共に石神村の大字とす）奥相志云、押釜村白山祠、即式内高座神也、押雄神、文化十二年、移北新田邑諏訪社地、又有押釜池、水神祠[illegible]

（鷹倉）

石神（イシガミ） 今牛越、大谷、高倉、[illegible]、長野、[illegible]野、北新田、大原[illegible]、原町の西[illegible]村里を合せて、石神村と云ふ

長野　石神村の長野は、昔更に中賀野、又は中舎といへる邑にあらずや、猶考ふべし、[illegible]なき[illegible]〔[illegible]〕奥相志云、延元二年三月、[illegible]賀野[illegible]長、從小高城[illegible]之〔[illegible]文書、接[illegible]記、中[illegible]〕同[illegible]月、[illegible]十七日、官軍運日攻小高、是日又戰于[illegible]、[illegible]〔[illegible]文書、[illegible]〕○奥相志云、長野村吉神志、河守及[illegible]二丁未[illegible]、[illegible]延中、[illegible]、[illegible]日[illegible]養塔婆、[illegible]之、可惜

（長野）

信田澤（シダザワ） 今石神村の管内にして、下澤にも作り、新田川の南岸なり、末は新田にて大原、深野に屬す　○奥相志云、下澤坂[illegible]、延喜式[illegible]是也、文化十二年、公命[illegible]明式内[illegible]社、[illegible]田二社不詳、文政中[illegible]、[illegible]不知、高延元年、公命修下澤[illegible]祠、[illegible]、先之文政中、[illegible]村八[illegible]權現、[illegible]、[illegible]官、[illegible]日古名[illegible]、皆無信

（下澤）（[illegible]）

深野（フカノ） 今石神村の管内なれど、北高田、大原と共に、新田川の北岸にあり　奥相志云、深野邑、[illegible]之[illegible]、[illegible]郡中之最、又爲養蠶、舊[illegible]富戸多

大原（オホハラ） 今石神村の管内にて、新田川の北岸に居る、原町より大原を經て、草野驛に至る六里半、山路阻絶す

山中（ヤマナカ） 今新田川、[illegible]に草野川の源谷なる石橋、飯曽、[illegible]館、大須の四村は、古の千倉庄の附屬なるべし。[illegible]山四合し、方五六里の廣さを占め、其西（阿武隈山脉）を踰ゆれば、伊達郡小手保川俣に出づ

今新舘（ニヒダテ）村と改め、山間の小驛市にて、東は原町、鹿島へ各七里、伊達郡川俣へ五里、[illegible]高四百二十餘米突

草野（クサノ） 岩松文書、弘安元年、道[illegible]讓狀に「陸奥國千倉庄、加草野[illegible]」と爲す、相馬文書、正平七年[illegible]達狀に「草野邑、

（新館）率一族、可被攻田村庄宇津峰ト云々、皆此地なり ○奥相志云、新館山城胤治、仕盛胤公、永祿中、出士三春、戰于田村領營谷、以寡敗衆蕃武名、義胤公時、歸舊里、爲草野堡主、淺爲老臣 ○奥相茶話云、慶長五年、時の宿老、水谷式部申は、上杉景勝の領へ夜討すべし迚、草野の夜盜頭、赤石澤喜七郎、山根彥七郎、段々勘解由、足股彥右衛門、草野將監とて、夜討強盜を所作とする名譽の者共を呼て、仙道の內、小手森、月夜畑に大富貴のものあり、此亂世、幸なれば、夜討して取れ迚、出立たり、云々、

關澤（堰澤） 今草野館村の大字にて、草野驛の南に隣る、

相馬彥五郎胤門養子、孫五郎重胤代、將俊申、伯父左衛門尉胤氏、押領陸奧國行方郡高村、堰澤、荷所々稻事（中略）

永仁五年六月七日　（執權連署）

此に堰澤とあるは、即關澤に通じ、延文三年の狀に草野內堰澤山とも書せらる

飯樋 今北倉と合せて、飯曾村と改む、草野の西南にて、篠峠の下なり。篠峠は郡界にして、阿武隈山系の脊梁なる一嶺也、川俣にては花塚山と云ふ。泉澤の條なる文書に、飯土江狩倉とは、此地の事とす。野史云、天正十七年、新館守將四條伊馬、附伊達氏、其弟織部在飯樋、本姓、六月、相馬義胤攻拔飯樋

二枚橋 今臼石、伊丹澤と等相合せ、石橋村と改む 草野の西二里、此より西へ瀨上山、堀坂（阿武隈）を越ゆれば、川俣驛に達す 瀨上山は、即新田川の發する所とす。戊辰の役、六月廿七日、川俣屯駐の仙臺兵、不意に行方郡山中二枚橋へ押込み放火、相馬兵、西軍と防ぎかねて退却、僅に草野村を保つ

眞野川 阿武隈山脈の大四郎山、二ッ森の間に發し、東流、新田川の北に並馳する一派なり。枋篷以下、猶平坦に就き、鹿島驛の南を過ぎ、眞野濱に至り海に入る、長凡十里、一名鹿島川、又大內川

佐須 今大倉と相合せ、大須村と云ふ、眞野川の源なる究谷にして、草野の背山にあたる 大四郎山は、佐須の西北微にて、伊達郡界に跨り、靈山に連延する所あり

眞野鄕 和名抄、行方郡眞野鄕 高山寺本、訓末乃、〇今眞野村、上眞野村、鹿島村にあたる 多珂鄕の北、眞野川左右の邑落を云ふ 本書、眞野の下に、眞能と見え、能字は崩壞、誠に疑似す、蓋訓注の本文に混亂せるに過ぎず、高山寺本には之を見ず

笠女郞、贈大伴宿禰家持歌、

陸奧の眞野の草原遠けれど面影にして見ゆといふものを、萬葉一

此歌、明に陸奧とありて、眞野の地名の、今も存するは、即古人の草原遠とよめる所ならん 平城朝の陸奧大道は、此岩城標羽を通りければ、上國へも眞野の名の聞えしにやあらん、又大伴部の人々の行方郡に居住せる事は、郡名の條に見え、家持も陸奧國に來任したる人なり。○奧相志云、中古、行方三郡之一、曰北鄕、古眞野鄕也、又曰千倉庄、寺內村有眞野明神祠、與藥師堂相並、（號眞野山春光寺）相傳、眞野長者之館址。

江垂（寺內）（火矢野） 今鹽崎、寺內、川子、小島田等と相合せ、眞野村と改む 高平村の北、眞野川の南邊に在り ○鹽崎には、橫穴散在す、數十あり、寺內の火矢野原にも、古墳あり

火矢野原、東西二十町、南北六町、一名廣野、天文中、黑木彈正、中村大膳兒弟反逆、陣壽性寺山、欲攻田中城、顯胤公率兵至、與賊戰于火矢野、兩大捷、黑木兒弟僅以身免、今原中有二十四堆、埋戰死者云、案、火矢野、小池等古墳、通計五六十矣、考之、編石四方上下、載兵器、蓋上古貴人之都城、而累世之墳墓、非天文中戰爭埋死者也、

伊達氏討十事書云、延元中、右幕下將、其一族桑折五郎をして、出で、行方郡江垂に城きて居らしめ、又、家人中野某をして、宇多郡立谷に城きて居らしめられたるに、奥相志）これ、小高城を陥れて、相馬氏、一時、敗亡竄匿してければ、結城氏が熊野堂城等と聯絡を通じて、此方面を經略せむとせられてのことなるべし。（相馬文書）

相傳、延元年中、國司顯家於、桑折五郎元家、自伊達郡桑折來、而守江垂壘、後城田中居之、乃號眞野五郎元家、一作四郎忠家、住居桑折、因氏焉、及居眞野、冒眞野氏、後孫、復桑折氏、屬我、而世々居田中、爲北鄕兵卒之隊長、或曰、顯家之族、居桑折者、曰桑折五郎、其三子三郎者、來居眞野鄕、鹿島村、田中城址、建武中、顯家陷小高、其旗下桑折五郎、住江垂壘、國司滅之後、屬相馬、移田中城、江垂村、中館、又云江垂館、山王祠、在中館、往古靈山鎭守也、康永元年壬午、三月上旬、國司顯信（顯家之弟）敗軍、靈山城陷、當此時、桑折五郎元親、勸請山王熊野兩神、今按、桑折氏は、屋形岩松院鐘銘に、郡に作る、行方郡の古族姓なるが、之を伊達郡より來れる家とするは、疑ふべし。蓋、行方の郡家は、眞野鄕に在りて、眞野氏をば、郡氏とも呼べるのみ。伊達の一族と云ふは、後人の附會に假たり。千倉庄の下に引ける、觀應文書に、新田左馬助と云ふも、郡左馬助に同じ。

可令早平松若丸、領知陸奧國行方郡高平、松崎、并鹽倉狩倉事、

右亡父胤村跡云々（中略）

文永九年十月廿九日　執權連署

（鹽崎）此に松崎とあるは、鹽崎の誤なり、家傳轉寫の故に出づ。

小島田（大內） 今眞野村の管內にて、江垂の東半里、相接して大內、烏崎あり、今皆眞野の村內とす。相馬文書、永仁二年分配系圖に、大內村十貫文と載す。又、建武三年三

月、光胤軍忠狀に「惣領家人、石町又太郎、親胤家人小島田五郎太郎、胤經家人大島彦太郎、増尾十郎、長胤家人須江十郎、青田新左衛門」など見ゆるも、石町、大島等の在名、その本つく所を知らず。○奥相志云、大内川、又曰眞野川、産鮭、大内氏、相馬旁族、泉氏之庶流也、有第址。

烏崎（カラスザキ） 今眞野村の管内にて、鹿島川の海に入るの處、南岸に居る、即北は海老濱に對す。○奥相志云、烏崎、古曰烏濱、平沙南北十六町、西田圃接大内、有港口、鹿島川（眞野川）下流也。

鹿島（カシマ） 今鹿島村と云ひ、鐵道停車場あり、南に眞野川を帶び、中村を去る三里。

戊辰の役、七月廿八日、富岡、熊川の戰敗るるや、仙米二藩の兵、急行北走し、相馬氏の貳心あるを疑ふ。相馬の兵、孤力僅に大堀、浪江の間に、西軍を支へたれど、久持する能はず。東軍士崩瓦解して、皆中村城下に集る、其混亂名狀すへからず。相馬氏、即投降背盟の議あり二日、東軍猶形勢を觀望して、鹿島驛を守るの令を發せしも、事果さず、四日諸藩の客兵、皆中村を去る。○奥相志云、鹿島村、地勢平夷、田圃沃饒、有驛市、又置治（チン）第、視氏政、有倉廩納租税、古城址曰田中（タナカ）、昔桑折氏世居焉、天正中、鄕胤公（盛胤三男號田中次郎）爲城主、統北鄕之邑、領田百三十五貫文、慶長七年五月、江戸幕府使者入郡、已撥中越城、毀田中城、埋壕池而去、或曰、桑折氏初居江垂、復移田中、天文中、有桑折左馬助久家、永祿中桑折氏嗣絶。

（田中城址）

奥相志云、元和三年、相馬氏在鄕給人、連署請役金息免、時百石之税不充十兩、而役金三兩三分、不聽、標葉小高給人者、會仮崎原、中鄕北鄕宇多給人者、集廣野原、遂至鹿島驛、作連署達之利胤公、公曰、予非不思之、而今免其役金、則不能服幕府大役也、悉賜暇在鄕給人連記者、於是府下士百四十一人、鄕士三百八十五人、寺社二十七、合秩三萬二千七百餘石云、元和八年壮勸、達六萬石、明暦二年檢地、秩凡十萬二千餘石、給地凡六萬八千石、是歳轉諸士采地、皆自公廩受俸、謂之藏前給米、但二十八石以下、如舊、鄕里給人、亦如舊、田舍村居、明暦四年、賜除印證者、上下士五百數十家、寺社七十七所、又除零替者之後、擧荒野給之、至寛文八年、新古給人凡一千一百二十六家、及正德中、新古給人凡一千六百餘家、即有本知中切（トカキリ）、（自寛文至元祿）新發之目、安永九年有公命、本知中切稱給人、新發則稱鄕士、俗曰野村給人是也、又曰槍一本

鹿島御子神社（カシマミコ） 今鹿島村に現存す、延喜式、行方の官社にして、貞觀八年紀に「鹿島大神之苗裔神、三十八、在陸奥國、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七」云々とある其一なり。數多かりし社の中にも、本祠の官帳に載せられ、殊に後世まで紛更する所なくして、其靈威を仰かるゝは、いとめでたし　舊祠官青田氏、供僧神宮寺、晃田十七石餘

小池（コイケ） 今上眞野村の管内なれど、鹿島驛の西南一里半、江垂の西に隣る、南北爭亂の際に、此に城寨あり、（伊達郡靈山を去る凡十里）館山の名、今に遺る、檽原（ツサハラ）の南○關城繹史云、延元二年三月、官軍廣橋經泰留守靈山、出兵行方郡、遂築小池砦據之、經略近地、賊兵來攻、經泰擊却之、十月四日、中賀野義長攻小池砦、六日砦陷、遂進攻標葉郡小丸、熊角、楢葉郡朝賀等諸城、悉陷之、（岩野文書）。

（檽原）

栃窪（トチクボ） 今山下、小池、岡和田、角川原等と相合せ、上眞野村と改む、鹿島驛の西北二里半、眞野川の峡中、草野、佐須への山徑にあたる、（中村へ三里）山中に立石（タテイシ）の奇あり、巨石高四丈、四方各一丈三尺、上に松を生ず、又八龍神祠あり。

讓渡方行方郡内吉名村、付水谷、上野澤、田在家、山野共、太田村、付馬場、都夫其山、並内山狩倉共、千倉庄仁義田村、付栃窪狩倉、山濱共、横手村、駒泉村、安倉村、北草野村、狩倉共、靈倉村、狩倉共、江井村、了性内、田在家、越前次郎田在家等、大井村、伊豆守跡田在家、

有代々、云相續、云當知行、無相違之間、所讓與孫次郎胤弘也、公方御公事物者、守先例、可致其沙汰、仍爲後日、讓文狀如件、

應永二年十月廿二日　憲胤

野史、相馬氏傳云、天文中、木幡盛清、青田左衛門、共盛胤襲封、既而聖護院門主至、盛胤見之、門主曰、我唯聞有盛清耳、左衛門聞之讒盛清、盛胤信之、遂殺盛清于栃窪（茶話記）

角川原（ツノカハラ） 今横手と共に、上眞野村の大字とす、其地は鹿島驛の北に隣る。

横手（ヨコテ）の十三森は、一古墳にて、前年之を發きて鐵器を出せり、直刀をも見たり、近地なる御所内は、石世期の遺跡を存在せり（人類學會雜誌）。○奥相志云、横手爲豐饒邑、有害神堤、圃周第一大池塘也、周圍三里、寛文中修築之、廢墟曰御所内、方數十間、應永十三年、岩松藏人頭義政、自鎌倉來、而領知千倉庄十町之地、土人崇敬稱御所、後居屋形（ヤカタ）邑北迫、二十六年卒、其子義時（幼名千代）幼、五十餘歳世臣奉之、正長元年、老臣新里、中里、島藤田謀逆、誘引義時于蒲庭浦、弑之、岩松氏亡、千倉庄屬我胤弘公、即改曰北鄕、又云、横手村、古墳散在、凡二十四、自細谷至寺内、小池、岡和田之間、有五六十、里人往々發之、見石棺

（横手）

大江鄕（オホエ） 和名抄、行方郡大江鄕。○今詳ならず、小高町に大井の町あれど、形勢相應せず。眞野鄕の北東なる、八十浦の江邊の舊名にやあらん、因りて假

りに此に係く。

八十浦（ヤソ）　又八澤（ヤサハ）浦と云ひ、行方郡宇多郡の交界にあたり、海水灣入して、淺灣東西三十町、南北八町許。今、其西南邊の村名を八澤といふも、これがためなり、鹿島驛の東北一里半　往時は此に鹽を貢たりしが、今は其業殆と絶えたり、一名柚木（ユギ）浦といふ

（八澤）

赤水紀行云、回首東、有海老浦、殆似滑津浦、有鹽田如畵井字、土人曰、中村之東亦有原釜浦、濱口通舟、雖非大港、府下之豪富立谷氏之商舶所出入也、自熊川迄原釜、百七十里、村村産鹽、其賦居國租稅半云。

海老（ヒ）　今屋形、柚木、永田等と相合して、八澤村と云ふもの是也。眞野川と八十浦の間なる海濱を占む、故に海老濱とも呼ばる、（蛯濱にも作り）海汀平沙三十餘町

仁木田（ニギタ）　今海老の北なる右田（ミギタ）是なり、應永二年の文書に、仁義田に作るも是なり

讓與行方郡千倉御庄内仁木田村、安倉村、大倉村、非北草野村事、當知行依無相違、所讓與子息治部少輔胤賴也、不可有他妨狀、如件、

延文三年十一月廿日　　聖心　判

（右田）

右田濱は、今鹿島村の管内なれど、八十浦の南邊とす、延喜式、行方郡御刀（ミハカセ）神社、ここにありて、今御劍明（ミツルギ）神といふ〔神祇志料〕

永田（ナガタ）　今八澤村の大字なれど、直に鹿島驛の北に隣る。相馬文書、永仁二年分配系圖に、長田村五十貫文と載す。

屋形（ヤカタ）　今八澤村の大字にして、右田と相雜り、永田の東北なり。○屋形の岩松院（ガンシヨウ）は、藩政の時、田祿四十七石を有し、封内淨土宗の魁たり。應永中、千倉庄の領主、岩松藏人頭源義政の建てし所にて、其廟寺と稱す、開山養蓮社良長源尊、その九世法孫良周の時、相馬家より洪鐘を寄せらる、銘曰、

（岩松院）

大日本國奥州行方郡千倉庄中目山阿彌陀寺、前住良照、本願良玉、大旦那太郎（相馬高胤）旦那妙淸、形部旦那隆家、妙淸、

再鑄願主良照、本願良叫、沙彌道胤、大旦那平朝臣兵部大輔顯胤、日々澤盛淸、形部旦那郡左馬助久家、内方富□□□旦那治部少輔討如月、　大工火却山内匠繼家　鑄冶田　顯胤續宗久宗宥光三田分〔□〕

享祿二年己丑九月十日〔奥相志〕

千倉（チクラ）　舊庄名にして、行方郡の北部を指す、近世北鄕（キタ）といへるにあたる。

陸奥國行方郡千倉庄内闕所分、（新田左馬助當知行分除之）事、爲勳功之賞、所宛行也、守先例、可致沙汰狀、依仰執達如件、

觀應二年十一月廿六日　　右京大夫（吉良貞家）

相馬出羽守殿

按、千倉庄は、初め下總の相馬能胤の所知なりしな、其女子に分配し、女子は上野の新田岩松時兼に嫁しければ、新田岩松氏の傳領地と爲る　蓋、今の山中の四村、及び峽口なる石神村へも渉り、石神村の新田（ニヒタ）は、其岩松氏の代官の來住の地にて、即庄務を視し所ならん、新田川の名も之に因ること し。會津四家合考に引ける文書に、

（新田）

新田兵部少輔經家代、寂心申、行方郡千倉莊事、同本阿彌陀佛、其身者稱在府、以代官構城郭、及合戰企候間、可加治罰之由、就今月十九日國宣、相催庶子等、來三日令發向彼莊、可致其沙汰之趣、檢斷岩城彈正左衛門尉隆胤、施行如此候、急速彼相催庶子、可被從彼所候、不可有緩怠之儀候、

建武元年三月二十日　　沙彌

綜岡孫太郎入道殿

と見え、本阿は岩松經家の一族にて、當時本庄に據り、國衙の命を拒きしと想はる。後相馬親胤に併せられ、相馬系圖には、千倉庄に作る、今の眞野鄕、及び大江鄕にあたる　○奥相志云、在昔應永中、岩松藏人頭源義政、領千倉庄千町、千倉又曰眞野（今日北鄕）、義政居館于横手、（今日御所内、）其臣有豊里、中里、島、蒔田、義政死、子專千代丸簡幼、正長元年、四臣謀逆、弑幼主于浦庭立切浦、以千倉庄屬相馬氏、鹿島驛今有千倉神社。〔奥相秘鑑、作岩松藏人義憲〕

相馬家傳、建武三年三月、熊野堂合戰の軍忠交名に、新田左馬亮經政代、田島小四郎といふ者見ゆ、千倉庄の人々なるべきか、觀應文書の左馬助と同人歟。

宇多郡（ウダ）

明治二十九年、停めて相馬の新號に就く、即中世相馬氏の兼併したる郡庄にして、行方の北に隣る　西界は山を以て伊達、伊具と相限り、北界も亦山海自然に直理と相分つ所あり　和名抄、宇太と注し、四鄕を建てたる地なり。

書紀通證に「持統三年、陸奥國優嗜曇郡」云々とあるに註して、國造本紀の浮田國造を引き、又和名抄、宇多郡に當てたり。五十四郡考も此と說を同し、且「後改宇太、今分爲二郡、其南屬相馬地、其北屬仙臺地、而其在南者、俗呼云宇乃太」と附したり。按ふに、優嗜曇は後の置賜なれば、浮田に牽強し難し。宇多、中世狩樂にも作れり、其南北の二區と爲れるは、天正十六年、伊達氏の其北邊を割取せるに因り、爾後一郡裂て、二家領と爲る。宇乃太は訛言に歟て、ウンダの方言今も然り。宇太の郡名は、養老二年、石城國新置の時に始見す、蓋古の浮田國を、宇太、行方の二郡とせる歟。

（宇太郡）

（浮田國）

國造本紀、浮田（ウキタ）國造、志賀高穴穗朝御世、以瑞籬朝五世孫、賀我別王定賜　○神護景雲元年紀、陸奥宇多郡人、吉彌侯部石麿、賜姓上毛野陸奥公」三年紀、宇多郡人吉彌侯部文知、賜上毛野陸奥公」、行方郡人下毛野

公田主等四人、賜姓朝臣。○栗田氏國造本紀考云、賀我別王は、神功紀に、以荒田別、鹿我別、爲將軍、」應神紀に「遣上毛君祖、荒田別、巫別（カムナキワケ）（卽鹿我別と通ゆ）於百濟」と見え、鹿我別、巫別を、荒田別と並べいひ、姓氏錄、止美連の條に「尋來津（ヒロキツ）公同祖、豐城入彥命之後也、四世孫、荒田別命」又、田邊史條に豐城入彥命、四世孫、大荒田別命」また、大野朝臣條に豐城入彥命四世孫、大荒田別命」とありて、此に賀我別王を、五世孫とあるを思ふに、大荒田別の子なるべし、○今按、相馬領內所々に、日光二荒權現を奉祀す、蓋浮田國造の祖を祭れる餘風にして、宇太、行方の地に毛野公の孫裔の占據せるを觀るの一證とす。而も、近世、日光山に東照廟を置きしより、郡人村里所在の二荒祠を、譯りて東照公を祭る者とする者多し。抑、德川家康、何の功德の、特に宇多、行方に厚きものありて、村里各所に祀祭せらる乎、必しも論辯を俟たずして明かなり。奧相志に、本藩每郡、有東照宮、他邦無此事、或曰、古昔郡民建熊野之神祠、稱曰當所權現、中古譯爲東照、而村里熊野祠多有之、此說亦不足信也、或曰、元和二年、有公命、每村高地築塚、配分東照公萊挹灰、然邦君不祭之、獨郡民每村祭之者、可疑、俟竢識者之辯論」と述べられしも、さることなり

（雅樂）

白河文書に、結城宗廣、建武二年七月、陸奧宇多庄地頭職を賜はり由、所見あり、熊野郡城址に合考すべし。而も、足利尊氏の叛くや、本庄を佐竹道源に附したり。

可令早領知陸奧國雅樂庄地頭職事、
右爲子息等討死之賞、所宛行也、早任先例、可致沙汰之狀、如件、建武四年三月廿六日
佐竹上總入道殿」

陸奧國雅樂庄地頭職之事、任御下文、可被沙汰付于佐竹上總入道々源代官之狀、依仰執達如件、
建武四年三月廿六日　　武藏權守判
少輔四郎入道殿（淸音寺文書）

當時亂離の際なれば、佐竹の沙汰附も果さざりけん、治、相馬氏の行方郡を復して、東山を收めし時なれば、本郡は相馬氏の掌理に歸し、後庄公共に、一圓其知行と爲れる也。

陸奧國宇多［庄本知行之旨、］令領掌、不可有相違之狀、依仰執達如件、
貞治六年卯月廿八日　　兵部大輔
相馬讚岐守殿

（宇田）

磐城志云、白河、白川、宇多、宇多の郡名は、いづれも元は一郡なりしを、地頭領主の替りにて、文字を書換たりときこゆ。○今按、宇田（ウタ）、宇多を以て領分を區別するは、天正、慶長以降の習俗歟、あながちに成例とも爲し難し。

於宇田庄合戰次第、聞食候、臨而白河日幸者、差向里見刑部少輔候、以此時分、諸仁等未出陣之條、如何樣次第候哉、早速馳向候條、可致催促候、次相馬忠節、誠神妙候、委細者周藏主方、可被申遣候、謹言、
五月廿八日（正長元）　（持氏判）
石川中務少輔殿［石川文書］

飯豐（イヒトヨ）鄕

和名抄、宇多郡飯豐鄕。高山寺本、訓以比止與。○今中村の東南に、飯豐の新村名を立て、然らば、磯部村にも渉り、八十浦と松川浦の間の地を指せるに似たり。

村岡氏和名抄諸郡鄕證注云、按羽族部、引張華博物志、鵠鶴島、人栽爪奔地、則拾取之、潛確抄、云以比止與、釋日本紀、兼方按、以比豆與異名也、今俗呼布久呂布者也、豐取與宜歟、白河郡々古別神社所傳、陸奧風土記云、白河郡飯豐山、是豐岡姬神之齋場也、飯豐青尊、令物部臣某奉幣帛、故號曰飯豐山、餘存以備採擇。

立谷（タチヤ）

今磯部村へ合すれど、其西にして、中村の南郊一里餘、宇田富士、坪田山の西に望み、驛路にかゝるを以て、小市街をなせり。日下石（ニッケイシ）、馬場野は、立谷町の北につづけり。

伊達行朝事歷云、奧相志に、立谷村有城址、建武中、北畠國司有家、城于靈山時、麾下中野氏者、自伊達郡至立谷村、號立谷右京亮、後屬相馬、天文中、有立谷越後、居宇多郡邑、守封境、遣役討死一云々、伊達氏の世襲老臣の家に、中野氏あり、右京亮は、其族なりと知らる、後年、中野常陸介宗時といふもの、伊達政宗、晴宗、輝宗、三君に仕へて國權を執り、驕奢無禮にして、遂に不軌を謀り、事露はれて相馬に走り、流落して死し、家亡びたり、奧相志に、又、立谷十郎保朝見ゆ、右京亮の族ならむ。

（日下石）

或曰、立谷氏、天文中轉封、賜本邑佐藤伊勢好信、伊勢居磯部壘、後築鬼越壘、移居于此、鬼越者、立谷、日下石、磯部三村之交界、永祿中、賜立谷邑、岡田十右衛門胤久、改號曰立谷越前「ふるさとに立谷歸りて尋ぬれば我屋代にはいせの神たつ」日下石川、自富澤山發、東北流、至柚崎、入浦、川傍有一池、曰御漿、安政中、鑿石養魚、爲公家之遊園、石積坂、馬場野之南、在立谷壘北、永祿六年、中村城主草野式部直清叛逆、背伊達之援軍、攻磯部邑主佐藤伊勢好信、我公發兵討之、直清敗走、過石積坂、直清爲我兵所獲。（奧相志）

（馬場野）

磯部（イソベ）

今磯部村と云ひ、立谷、日下石、蒲庭等を合す。

中村の東南二里、海濱に在りて、其蒲庭、柚木は更に八十浦の北濱に居ると謂ふべし。

奧相志云、磯邊村、南北一里半、東海瀰々、北至松川浦鷲鳥港、白沙連綿、日長川、景色勝麗也、湖中有一沼、曰小湊、東西百六間、南北百二十間

眞萩さくながすの磯の夕なぎになれもあかずやあさる

歴がは〔松川浦十二景和歌〕

小鷹島高館、天文中、佐藤伊勢好信居之、後故卓然、東西九町餘、南北二町餘、好信次子宮内爲信、出守其郡小高堡、天正九年頃、附伊達氏、長子内膳爲信、皆大官、天正十八年、新地役戰亡、幾曼之南蒲庭(カバニハ)村、有八幡浦、東西三十町、南北十町、一名立切浦。

柏崎（カシハザキ）（蒲庭）

今程田、百槻、大曲、馬場野、新田、（一段）岩子(イハコ)等を合せ、飯豐(イヒトヨ)村と改む。磯部の北、中村の東約一里なる海濱に在り。

（岩子）飯豐の諸村里は、松川浦の南に散在し、その岩子は蛤江水の中央に偏り、最勝景の地たり。○奥相志云、岩子村、東瀕滄海、山水之勝景、久寄人目、實國國之勝地、且有魚鷹州、紅葉島、文字島、沖島等爲名蹟、文化中、閣臨鑑海字文字島、有辯天祠、後置公廨、吏員遊居焉、宇多河、至村北入浦、往年穿新川直達、謂之新川口、舊派自南回北者、謂之古川口、文政中、閉新川口、自古川口東、直穿一口、謂之南川口、嘉永中、又塞之、依舊回北以入浦、今謂之西川口、程田村、潜石山(クアリイシ)東、有一洞崩土埋之、安政二年、邑人開之、穿穴口入、數十席許、其中又有小洞、彫刻如格子、四方如柱、而觀彩色跡、奇麗異他處岩洞、柏崎村、並桂松川浦、鶴巣野、皆之子谷地、皆川寄爲絶勝、

差す船の棹の雫もにほふらむ波も花さく春の梅川、

自文政之末、至天保初年、浦邊築堤周坡、植松長八百二十間、自柏崎至岩子

百槻（モモツキ）

今飯豐村の大字にて、柏崎の西、中村町の東一里。東北は宇多川に至り、南は程田、大曲に接す。○奥相志云、百槻村、弘化中、穿瀧淸田、無旱魃憂、沃土穀草繁茂也、宇水北曰百槻川、有陣屋、正保中置之、曰宇多陣屋、館舍九棟、藏四郎賦稅。

仲村郷（ナカムラ）

和名抄、宇多郡仲村郷。高山寺本、訓奈加無良。○今中村町、松江村、八幡村（坪田）山上村是なり。飯豐郷の西北にして、中村川（宇多川）の南北に亘る。

坪田（ツボタ）

今成田、今田、富澤等と相合し、八幡(ヤハタ)村と改む。中村の西南一里半、後は山峯重疊し、前の野中には富士峯の一丘ありて、坪田富士と呼べる、一基卑少のものなれど、眺望佳し。○坪田に横穴二十餘所あり、又土器塚あり、角骨石の諸器をも見るべしと云ふ〔人類學會雑誌〕、中村城址、并に寶帽と云ふ地にも、幾多の横穴あり。

坪田八幡宮（ツボタ）（涼岡）

坪田山に在り、創建不詳、近世は相馬氏之を崇敬し、元祿中修造を遂めて、頗壯麗の制と爲せらる。涼ヶ岡(スヾ)、岩影清水、神路町など有名する所あり。○奥相志云、坪田村八正宮、在涼見岡、不知何人所營、相傳、白川城主道忠者、與宇多道士盟約合戰、軍功成後建之、祠域有小墳、名八幡塚、我義胤公、陣中崇此神、得大捷、取宇多郡、元祿中、昌胤公繼先公志、經營極力、誠郡國之壯觀也、今長命寺僧司祠事、改號八幡宮、々田六十六石、或曰、八幡宮有古棟札、其一、奉造立八幡宮、大檀那藤原朝臣氏朝、次沙彌道秀、井平朝臣治胤、永享七年乙卯十一月晦日、氏朝者、白川城主宗廣入道々忠之遠孫云、其二、慶長十一年、我義胤公修理銘牌也、長命寺作長明、初在小高郷後山(ウシロヤマ)、號赤木觀音院、古鐘銘曰「應永二乙亥季卯月、當寺開山有鏡」云々。○宇多郡村志云、坪田村、日吉社、本村の東桑町に鎭座す、往昔、國司北畠顯家卿、靈山に據り、山王神を崇敬す、建武の擾亂、北畠氏退去の後、兵燹に罹る、支族眞野五郎道直、別當山王院源明と、神體を笈に納め、負ひて行方郡栃久保村に遷し、後、眞野氏、相馬氏に屬し、暦應二年三月、本村に遷宮す

成田（ナリタ）

今八幡村の管内とす。○奥相志云、天明大饑以來、封内諸村、戚戸過半、田疇荒蕪、邑民困究既極、君侯大憂之、思惠有年、弘化乙巳、招二宮尊德先生、委之民政、布仁澤于三郡、其富國安民之法、始于成田坪田二邑、勸農潤村、或築陂塘、浚溝洫、造道路、墾荒蕪、如此數年、菁蕪盡變、村之西北有桃林、數千株、開花如錦、其西曰若王寺墟、即中野舊別當坊也

今田（イマダ）（大竹）

今八幡の管内にて、成田の西、山上川の南岸に倚る、大竹(オホタケ)の地名在り。○奥相志云、今田村大竹、人家十一戸、相傳、此地昔生大竹、即以字多郡稱大竹庄

山上（ヤマカミ）（菅谷）

今山上村と云ふ、坪田の西北にあたり、中村の西二里、玉野、掛田への通路に係るを以て、山中なれど、往來繁し、宇多川は、村の南傍を流れたり、菅谷(スガヤ)（須萱）洞、及び金谷原を以て小驛舍とす。人類學會雑志云、手長明神は諸所に祭らる、方俗普請する所あれば、其報賽の日、貝殼を納む、其緣由は、新地村家老山の條に合考すべし、山上村の手長明神の近地にも、貝塚、石器時代遺跡）數所ありて、手長神と貝塚は相因る所あるや必せり。○山上村の北嶺を、羽黑山、神明山と云ひ、中村の正面に望まる。地質學者の説に、阿武隈山系の東北、（家老山羽黑山より佐須鑵、大原の方まで）に上部侏羅層の露出を見るべし、即海產化石を含みたる岩石在り、南貫を鹽手森(シホテ)といふ。○奥相志云、山上村菅谷之南、有鹽手峯、山勢圓秀、四方望之相同矣、峰頭有手長明神祠、山中出鹽鹸、里人傳、上古有手長神、好食貝子、嘗自山頂伸臂、取貝東海、故於今山上有貝殼、又云、入山上村、有二瀧、又名男瀧女瀧、俗言、瀧明神、捕宇多河大蟹、其說曰、靈山國司闊虎、沒落後、魂魄化入水、爲蟹吐毒、吞其水者、人馬鳥獸、即病即死、明神告曰、召伊達大石村山王權現眷族猿猴、捕靈山捕石所住之大蟹、於北靈山探之、於是大蟹逃二瀧下、瀧明神曰、自今以後不爲害、遂爲淵主、是所以謂蟹遣淵也、峽中第一之勝地也、山上嶺道路九折、凡十八町、山脊有路曰長

根通、行程一里許、有小茶店、日助
入山上の西を小谷と云ひ、玉野の北にあたり、靈山の直下とす　形勢、固より本郡に入れど、如何なる故にや、伊具郡筆甫村の屬とす

玉野（タマノ）

今玉野村と云ひ、山上の西、宇多川の源谷を占め、靈山を以て伊達郡石田村と相分つ　中村より福島への來往は、專ら之に由り、古來、海道、山道交通の第一要と爲せり　中村へ六里、掛田を經て福島へ八里半

先國司被籠靈山城之間、令發向東海道熊野堂、被致軍忠之條、尤神妙也、仍爲玉野路手、可被致合戰、重有軍忠者、可有抽賞也、仍執達如件、
建武四年正月廿七日　　沙彌（花押）
相馬惣領松鶴殿　胤頼こ

伊賀三郎盛光申軍忠間事、
右爲被對治靈山搦手宇多莊黑木城、六月廿四日、依有發向、盛光馳參當陣之處、御敵出□之間馳向、追返凶徒等畢、此段相馬四郎令見知畢、同廿七日、押寄御敵構川城際、彼城近邊燒拂畢、此段相馬九郎左衛門尉令見知畢、次七月三日夜半、凶徒等引率數多軍勢、當御城（宇多莊熊野堂）寄來之處、盛光向搦手木戸口、追返御敵畢、云々、建武五年七月日」
（此に構川とあるも、玉野、山上の邊の一寨なるべし）

補遺史料云、戊辰八月十五日、伊達郡掛田邊より、所々へ仙賊出現れ、玉野村へ來襲、放火に及び、相馬兵防戰及候處、賊翌日引退申候、廿八日、玉野村一古森と西の山へ、三個所、仙賊陣取、砲發候に付、夕八時半頃より、戰爭に及び、七時過に、遂に賊を追拂申候、九月十一日、玉野屯守の官軍、二手に分れ、一手は燒杵口より小平へ進み、一手は直に小平へ攻寄、直竊口へ平候處、賊は山上の番所より砲發、暫時□戰、遂に小平の賊を追拂、伊具郡筆甫口へ攻寄申候。

宇多川（ウダ）（山上川）

又山上川（ヤマカミ）と云ひ、水源は玉野村靈山の東背に發し、山上村を過ぎ、漸く平曠に就き、中村の邑市を貫き、飯淵に至り、遂に松川浦に歸す、長八里
中村の東二十餘町にして、平川の横帶の漸く加はるを見る、是れ即松浦の西邊也　是より舟を泛べて東北に進めば、水益廣く、水帶山に達すれば、北潟白鷗渺々として、大洋の全景初めて攬るべし、此間凡三十町、海門は更に東方半里程に在り　奥相志云、宇多川、古曰山上川、發於靈山、過城南、走東、自育槻飯渕兩間、達若子浦、往昔從愛宕山下、過新馬場西山、今外郭壕　後當慶長開府之時、決之其南、當時無架橋、來往皆徒渉、上津二十間、今清水街北也、下渉二十間、今大橋之地也、此間獲鮭魚多、每年自公捕之、多則以萬數之、初魚即獻江戶府、城南十景、

山上春霞　涼岡夕照　宇水涼風　蘆沼微雨
旭山紅葉　白嶺暮雪　高松寒月　中野飛雪
磯邊漁火　岩迫曉鐘

中村（ナカムラ）

今中村町、人口六千、相馬郡の治所にして、舊城下なり　鐵道、岩沼へ二十哩、平へ六十哩
中村は舊鄉名なるが、相馬氏の未だ宇多郡を兼倂せざりし頃には、結城氏の代官、熊野堂領として之を治めしにや、建武の亂に、相馬氏の兵、本鄉代官を攻めしことあり　後、遂に之を倂す、相馬胤賴の時なり　慶長中、相馬義胤（長門守）及び利胤（大膳大夫）なほ小高城に居りしが、慶長十六年、中村の形勢に相して之に遷る　而も、系圖に義胤の父盛胤（彈正）は、慶長六年、於中村死とあれば、之よりさき既に、中村に城きしに似たり
中村は其北一里餘にして、仙臺領に至るべく、田野阻障なく、敵國と相接比す　彼れ黑木、駒峰等、本より宇多郡内の鄉村なれど、天正十七年、伊達氏に侵略せられ、爾後相馬氏之を回復するの機なくして、此に及べり　相馬氏の中村に居れる、即臨戰敵境を壓する意にして、古人攻守の略を想ふに足る

甲子夜話云、相馬家は、伊達氏仙臺領の堺に城所あり、戰爭の時、此山を一人も越せぬ樣に守るべしと、先祖の遺訓にて、代々の葬地にせらるゝ山に侍、伊達の相馬と島津の伊東と、何も大身なる人を敵に取りて、太平の時もその危を忘れざるよしに候　○伊達行朝事歷云、奥相志―熊野社司、鈴木氏、領宇多郡之內數邑、爭奪之世、不能獨立、故屬白川道忠、以保采邑、厚禮以迎其氏族中村六郎廣重、而居於中野邑、稱中村殿、乃築要害於成田邑、治宇多郡、又命族、天野、松本、平田氏、副廣重以守焉、又云、成田村古館址、館腰（タテノコシ）中村六郎廣重、（原註、當住結城中村、自白川來居焉、原註、白總州結城、移住奥州白川）守宇多郡」今按ずるに、こゝに謂ふ所、結城氏、宇多郡を拜受し、其族人を遣りて管せしめたるなり、鈴木が獨立すること能はざるが故に、結城に屬して采邑を保ち、中村を迎へたりといふ者いかゞ、抑、中村六郎は、成田村の館腰にも、中野村の熊野堂にも、居たりと思はる、その中村氏を稱するは、下總の結城地方の地名に因れりと見ゆ、慶長十六年に開きし今の中村町とは、固より關係せず、成田村は、熊野堂の東南にあり　中村城の名は、中村氏の舊墟たるに由り、中村氏も古鄉名の仲村に出でたるにて、即和名抄に見ゆ、下總結城の鄉名と同くは信じ難し

奥相志云、中村、和名抄名邑也、慶長以來、爲君侯治府、在昔于我讃州胤賴公之時、中村大和守朝高采邑也、是長供出、後孫大和胤孝、至同國中、遷標葉郡上油藪云、馬陵城、山不甚高、實几于地、古有天神祠、曰天神森、大永年間、有一樵夫　以地形告中村城主中村某、（建武中中村廣重之後）某大悅築之、以樵夫之故、名曰夫館、時中

村居馬場野壘、將徙夾館、黑木彈正正房、發兵伐之、析中村、乞今小高(相馬氏)、實平房之弟大膳義房居之、仍日中村城、天文中、黑木兄弟叛、顯胤公討之、誅二人於勝善原、今草野式部直清、守中村城、天文十二年四月也、永祿六年、直清反逆、郡内擾亂、盛胤義胤二公、攻之力戰、殺直清于馬場野、於是兵部次郎隆胤公、爲中村城主、天正十七年五月、伊達氏來犯、公拒之、戰死于石上邑(又云、往日中村有一街、今上町是也、時南通路三造黑木驛)、在今街路西、直入坊南北、自今櫻馬場、北通北街、自松川口出、南經田間、天和五年、出北街往來、今大町南町田町等地、舊皆田圃、慶長中置市坊、驛舍在大町、南町一名宇多河町、舊名草野宿町、天和元年、城下凡宇有十一戸、内四百七十八士、三百廿二寺社小人半掃工匠、一百十一市民、安政五年、城下人員三千七百、市區千五百　合五千二百餘口

中村の名產、相馬燒は、もと藩主の官窯なり、田町の田代氏、即其陶戸とす。元和、寛永の比、京師御室の名匠仁清の技術を承け、之を創む。專ら茶碗を造り、之に野馬を畫かく、野馬驅驟の形は、即藩主の紋章たり、今に各種の陶器を出して、古風を保つ所あり。觀古圖錄に「相馬燒は、八百年前に起る、天正以前の製は、古相馬といひ、徳多く定り無からず、此頃繪師狩野尚信、野馬を金にて描かく」云々、其言疑ふべし、陶土は坪田山に採る。

中村城址　驛市の西偏に在りて、俗に馬陵と名つく、舊名天神林とも云ひ、慶長十六年、相馬氏之に據りしより、明治維新に至るまで、累代の居たりき。封六萬石、近世加擧する所多ければ、實力十萬石に當ると傳へられき。

陸奥國宇多庄中村、當合六萬石宛行之訖、全可令領知者也、仍如件、　寛文四年四月五日　朱印家綱
相馬長門守とのへ〔慶元古文書〕

(相馬神社)

(長供)

中村城下作

皇天相續降眞人、撫育東埵保吾堺、未聽甚封多苦楚、
況編政托良臣、三千士眷一撿土、十萬版圖七部民、
四境今家皆手足、山河雖美豈如仁、　諦德庵

大八洲遊記云、相馬侯廢城、外城周圍十町、繞以塹隍、碧水洋々、隍上則老杉蔭鬱、内城壘高七八丈、又環以壕塹、雜植柏杉松、闊一町餘、皆作城也、維新後祀相馬藩祖於内城、日相馬神社(〇奥相志云、天正中、盛胤公(天正君)、補隆胤公〔兵部次郎〕、居中村城、天正十七年五月十四日、與伊達兵戰不利、隆胤公死于石上邑、慶長六年十月、盛胤公卒于本城西館、後營城十年、十六年辛亥、利胤公有謀、修築焉、十二月、自小高來遷、爾來爲治府、内城方六十餘間、子城周二百間、羅郭周一千有三十六間、南二丸字日長供、北二丸有妙見祠、末社古支王祠無事記、祭神不詳、(小高鄕村上城址、有古支王祠、里人傳曰村上帝之靈也、元弘三年、帝爲親王之時、與北畠顯家共下奥州靈山城、而少時在村上城、後踐南朝天子之祚、號村上天皇、因建祠于此、稱古親王)、靈護明神、辨財天兩社、有緣起、國王將門祠、俗日相馬天王、天滿宮、中村城(舊名天神森)往古之鎮守也。〇奥相秘鑑云、文治五年、賴朝公奥州歸陣の時、東海道を還見、宇多郡天神山に假に旅館營造あり、是れ今の中村城也

中野　今中村町の管内なれど、宇多川以南の閭巷郊野は、昔中野の舊屬とす　宇多郡の古村にして熊野神祠あり

奥相志云、中野村北方、係城下閭閻、連東西、東方有大路、西方有八幡路、城下清水向町、本擁町、反町、鍛冶町、大工町等、近世割中野村地闢巷云、大江堰、古昔自北石川、水源於今田邑、決宇水、下流至馬場野邑(〇大槻氏云、伊達郡靈山の東に續く宇多郡の地は、豫ねて、結城宗廣に恩賜ありし地なり、是より先き、宗廣、その一族中村六郎をして、熊野堂城に據りて、郡中を守らしめ、官軍の靈山に籠るに及びて、相馬の軍勢、屢來りて熊野堂を圍み、靈山の官軍も、亦、屢出でゝ、行方郡に侚へ、相馬氏の小高城を圍みて、互に勝敗ありき、〔白河文書、相馬文書、國魂文書、飯野文書〕、熊野堂城の趾は、中野村の中田間に隆起せし小丘にて、頂は大抵圃となり、今熊野山と呼ばる、惟ふに、建武延元前より、此に熊野の祠ありて、神官鈴木氏、郡中の數村を領して、豪族たりき、結城氏の此郡を賜はりしより、其族中村六郎廣重を遣りて、此間に城きて、郡中を治し、海道の敵、相馬氏、亘理氏等を拒せしめたり、而して、伊達氏は、己が領地の伊達郡にありて、專ら山道の要衝に當れりと覺ゆ、斯くて、伊達、結城の二氏、おのづから靈山の背面を守り、、親王將軍を擁護するとなれり、〔白河文書、建武二年七月三日、結城上野入道館宛、大膳大夫奉の綸旨に、「陸奥國、宇多庄、爲勳功賞、可令知行者、天氣如此、悉之、以狀」、と見ゆ、東奥中村記に、「顯家卿住給ふ處、今も國司の舘といへり、忍の郡を追手とし、宇田の郡を搦手になして、結城は搦手を守護す、」などいへり。

(熊野堂城址)

又云、宇多郡熊野宮は、奥相志に北畠國司尊信といひ、中古、堂社悉く廢頽して、今は圃の南邊に、一小祠を存し、神官鈴木氏のみ現住す、圃の上には、慶長十七年に獣害等を移したりしが、明治三年、更に小泉村に移して、今は圃となれり、又、同郡坪田村の八幡宮、成田村の牛頭天王も、結城道忠が建立なりと、「當此時、道忠領宇多、中野有中村六郎廣重、黑木有黑木大膳正光、立谷有立谷十郎保朝、磯部有佐藤某、各自主於諸邑、而都中悉從國司之命、」と傳ふるにも合せ考ふべし

奥相志云、熊野古宮祠、中世廢壞、於是奉祠鈴木氏、自山頂遷今地、立叢祠、本鐘樓址也、舊墟遺礎敗瓦、今在山下田頭、古瓦表網目裏布地、慶長十七年、轉小高邑大

井歡喜寺、於此書說法讚、當土古遺跡、
宇多庄熊野堂鐘一口、檀那藤原□次喜光
文永九、大歲壬申、三月日、改書日那筆、大勸進阿闍
梨長圓、正和二年、歲次癸丑、三月十九日、大工源行
延、平五次郎、

有古歌曰、

はろ／＼と登りて見りて見れば霧山の宇直の郡にたつは白浪、

歡喜寺、元在小高郷大井村岩迫、前郡主小高氏所建院也、文明中、高顯公以本寺在世評鏡、◯妙見宮別當、建關瀬院堂、文祿中、奉祿二十五貫文、後遷中野熊野山、加田祿凡百石、寬永十一年、建客殿、今本堂是也、元祿十六年、定爲相馬領眞言新義三本寺第一、今傳古鐘口、大永四年、顯胤公伐岩城重隆、戰讙田川大捷、合力士、鬼還納葉郡折木常德寺鐘、即是、

奧州會津□□郡□□山、（中略明滅字數一百餘）
大工半盛穐　大檀那藤原盛隆　住持比丘盛晉
貞治癸卯九月初五日記
奧州東昔道、標葉庄長德寺之常住、脫三界苦、證大菩提、鳧鐘也
永享二年大才庚戌五月四日
本願聖人宗鏡　聖隆
大日那道果（下略）

西山（ニシヤマ）　今中村町の管內にて、舊城の西に連なれる高原を云ふ、大澤（オホサハ）の廢寺址は、小泉の安養寺に合考すべし　〇奧相志云、西山村、寬永中滿之堺、不載之、慈正保、承應之間、新開之者也、大澤有廢寺址、近世去火字、改水澤、有洞穴、號稻荷、古人作管以時物貯、愛宕山、自本城徑八町餘、南崖之下、有深淵、山腹有硝藥庫、造營貯藏〇西山愛宕祭祀の背に、二宮尊德遺功の碑と、舊部慈隆の墓碑あり、隆は元日光山の台徒なりしも、安政以降、國家多事の秋を見て、慷慨する所あり、而も俊異の器許、山中に蟄居するに堪へず、遂に山を辭して四方に周遊し、たまたま相馬藩執政某々の知る所となり、聘せられて中村に來る　隆主として二宮氏の遺教を廣め、又文武の書習を勸め、學校最先を唱ふ。戊辰の亂に、東西に奔走し、頗苦辛を嘗む、八月に至り、中村藩が奧羽同盟を脫し、歸順を爲す者、慈隆の規畫に由ると云ふ、亦近代の一傑僧なり。

松川浦（マツカハ）　又松が浦と云ひ、中村の東なる淺灣にして、宇多川之に注ぐ　江灣の形狀、十字を成し、又飛鳥に喩ふべし、羽翼は南北に伸び、頭首は海門にあたりて東に向ふ、尾は西南に延き、宇多川に連接す、其兩翼の長、約四十町、頭尾一里半に及ばん　江中に岩礁星散し、其沙濱岸崖、高下出入して、頗勝色を呈す、陸前松島、鹽釜浦の小なる者と謂ふべし。

奧相志云、貞享四年、我昌胤公、命稻苗代玄盛、新名松川十二景、畫之、乃人奏朝廷、請詠歌、東山帝有勅許、延臣十二人、各詠歌之、時元祿元年也、於是松川稱新名所

春や猶たくひもなみのあけほのにかすむ緑のまつかはの浦（松川浦）　園　從一位
うつし繪も及ばむものかさくらさく水莖山の春のおもかげ（水莖山）　久我　黃門
よる舟も止めて湊の名をや知るあすはあすかのかはる浮寢に（飛鳥湊）　清水谷中納言
（其他離崎　松沼濱　川添森　紅葉岡　沖賀島　梅川長洲磯　鶴巣野　文字島）

三千風行脚集云、相馬侯中村の里は、高地繁花の町家なり　上壽山の擁正風にして、下その蒸雨にうるほひ、東耕西收の時をたがへず、八千々の穗風靖々たり、ことに松川入江は、西湖にも劣まじき眺望なり　〇奧相志云、

拔、松が浦、松山、浦が磯は、東奧の名勝なり、藻鹽草に、
「松山の松が浦風吹寄せてひろひて忍べ戀わすれ貝」定賴
返し　たゞよりしまれてあへぬ衣手にまたきなかけそ松の浦波　光成
夫木集に、
「松が浦泊が磯ときくものを名にもさはらずかへる波かな」行能

以て證すべし、岩子村の地、翠綠森々、是れ松山と謂ふべし、古人或は曰ふ、本松山とは即此と（大八州遊記云、沿宇太川東下、過田園林樹之間里餘、至浦口、不快觀、左視有岡阜、披荊榛登、下觀全浦、岡下有鹽田數頃、碧水濛濛、封面下沙突出、再聲南走、其東則綠波渺無、島嶼華綿、鹽戸鱗比、隱映如畫、又其東、沙觜自南突出、北走如堵墻然、是往年相馬侯練兵調馬之地、外接大洋、洪波浩浩、風帆出沒、煙波萬里、與天俱盡、左顧則宇太川注之、河口灣曲折、如數派流注、時落日倒射、金波萬頃、有頃則鳴岩斗出、鳧鷺群翔、是爲水莖山、上有一叢祠、磐城諸山連亘起伏、自北而南、環繞全浦、如大屏障、風景超卓、使人俳徊忘歸

本笑（モトワラヒ）　今飯淵、和田、小泉等と共に、松江（マツカエ）村の管內とす、松川浦の西北岸なる一部落なり　〇人類學雜志云、本笑の橫穴は、東南面し、凡一百もあらん、中より直刀を初め、種々の鐵具、又玉類、陶器を出すことあり　〇本笑の岩前（鷲山）、和田の川添森、一名玄蕃塚、鹽釜祠在り）、共に沿浦の勝區なり

松川岬（マツカハ）　今松江村、原釜の東なる尾濱（オハマ）の沙觜を云ふ、即、松川浦の灣口の北岸を成すものにして、其岬端より、礁脈海中に入り、殆三十町の出沒起伏を認むべしといふ

みちのくの宇太の小濱のかたせ貝あはせても見む伊勢のつましろ　拔、宇太小濱、未詳其他、有古歌之情爽
箕尾、

郷篇耳、以旬考之、則蓋產好貝子之濱也、〔觀聞志〕」

松川岬は、石城相馬の海岸の一屈折點にあたり、岬より北なる汀線は、次第に西に引退し、仙臺、石卷の磨灣を成す。されば、松川岬より東北五十浬の遠海に、金華山(牡鹿半島)を望見すべし。岬角を十俗ウノナともいひ、其浦口(岬の南)をアスカといふ、離崎、地島、松沼の濱等は、內浦の岸地とす。〔奥相志云、元祿十五年、改松江村、爲松川村、尾濱支村也、浦際人家三十餘、其二十戶、給田爲公船水主、水莖山(俗稱鵜尾)、高臨滄洋、波浪敲岸、松樹覆之、登之則一望盡釜浦十二之勝景也、山下曰飛鳥湊、古記曰、湊幅廿間深六尺、小船出入、此港水脉不定、或閉或開、或南或北、時々變易、故名飛鳥湊、寶曆中、公命伐水莖山樹、以投港中、又崩濱岩石、以埋港口、而開新港於洲上不成、又穿斷崖、以爲安衆、而不能泊舟 ○天保壬寅紀行、八月六日、陰、駒嶺驛、始出伊達氏之境、左折游腹鑑浦、白砂皓然、邐迤南走、海潮滙于內、爲巨浸、東滸有煑鹽場、草舍下居二釜、深六寸、口徑十之、實潮於中、活水煑之、湯氣沸騰、水盡而凝則成鹽、有村、臨外洋、一巨巖斗出其南、三十步、踞其頷、蟠岬浦叡、映帶的歷、濤勢洶湧、聲如雷震、時午位、探店療飢、一飯不可得、或怪予蒼過此、宜以探勝、乃曰、此不足觀也、更南二十八町、有松川浦、其勝亞松島、蓋往游焉、予驚喜、買萩柴果腹、又爲松川之遊、行半里許、右顧雜樹間、煙波渺然、踰一小阜、大士廟于左、曰觀音山、螺旋出乎巓、俯見全湖、東南方、松嶋蜿蜒捍外洋、以成衆者、曰水莖山、與觀音山相距七八町、海潮吞吐、噬山根而成灣、曰飛鳥港、其內南北三里、東西三之一、島嶼群浮、如棊勢之相爭、北頭第一島、近水莖而大、爲長洲磯、其北則文字島、皆平衍、鹽戶居之、靑松翠煙、優入畫境、介乎二島而南、雙巖突起、松生其顛、曰沖島、孤立無松、曰餅島、石山穴其腹、曰離島、怪於離島而曳尾于陸、曰鷲山、曰河添森、曰塩岡、曰鶴巢野、皆陸阜與水狀者、川二、梅川、川楓岡東、遠不可望、松川在河添森西、尤與游者親、因舉爲統名、其他小島無慮數十、布置之妙、不讓松島、但松島若讀書樹、而此則湖徑廣、好事係乎人、未易優劣也、買舟縱樂、游中村川、島既平衍、舟游殊劣、不能不使松島出一頭地、川多鮭魚、是日見漁船三隻、倖猶早、不能獲一尾、宿中村、相馬侯治焉。

(松江)

原釜(ハラカマ)

今近接の本笑、飯淵、小泉、新沼等を合せて、松江村と改む、中村の東北一里半なる海濱に在り

原釜は、其南に松川浦あり、北に又小灣ありて、北浦、或は新沼浦といふ、方半里許(松川浦の三分之一)或は原釜浦と呼ばれ、一勝景に推さる。○維新史料云、八月十一日、早朝、官軍より原釜村濱手の臺場へ、先大砲數發打込、肥後(熊本藩)兵追擊、川を越え一戰に及びたりと雖、地利も宜しからず、人數も甚少く、非常の苦戰にあひ、死傷三四十人あり、止むを得ず引退、云々。○奥相志云、原釜、遙望金華山、出沒大洋中、航海巨船、來往南北、可謂富風景、以港爲我公領北疆、港深五六尋、西南風則巨船可入以碇泊焉、四時仙臺南部領漁船來港、謂之島掌、其村居謂大津、人戶八十餘、其東鬼個濱、有官廨、收郡鄕租而積之、巨船運致江府、笠岩、長六十間横五間、瀕海岩也、北湊、新沼浦海口也、曰廣十間水深四尋、深淺有時變、唯有空船出入耳、葉山神祠、在大津南

(新沼浦)

小泉(コイヅミ)

今北飯淵と共に、松江村の管內とす、中村の北にして、小泉川流る。(初野の山中に發し、東流二里、飯淵に至り、宇多川に歸す、一名鐘川)小泉山を北山とも云ふ、舊城府の北なる丘陵なれば也。

夏ふかみしげき林の木かくれに田中の寺やくれいそぐらん、〔中邑北山八景詩歌〕

奥相志云、小泉村、有木山派修驗道、年行事職、曰寛德寺、々田四十石、俗曰上之坊、治部卿法印、初在行方郡高平邑、

奥州東海道行方郡、相馬治部丞一家、被官之輩、熊野參詣先達職之事、任當知行之上、不可有引導相違之由、乘々院法印御房、被仰出之處也、仍執達如件、

文明九年七月十八日　法眼隆乘　法橋快繼

治部公御房

明應以後、三郡熊野山霞支配之證判、數通在之、天和中、移于小泉、安養寺、相馬領眞言三本寺之一、文祿中秩十二貫文、後采地四十六石、傳曰寺開基不詳、初在小高鄉飯崎邑久保、慶長中、遷于城下鷹栖、造地藏堂、元祿八年、遷長命寺從火澤置涼岡、以火澤賜安養寺々域、有赤木明神祠、舊長命寺鎭守也、

火澤長命寺舊址、有兵部隆胤公及從士二十二人之墓標、即龍藏院之遺蹟、天正中、三春城主田村淸顯、來宿本院、當時親植杉樹、後日之姥杉、安政六年伐之、龍藏院、慶長十七年轉于標葉郡泉田邑、建東泉院于火澤、寬永中轉東泉院于上新田邑、(今原之町)置長命寺于火澤、

文政中、改小泉邑田中觀音院、爲安養寺、又鷹栖山、元祿十年、賜禪僧漸東、置長松寺、

高階鄉(タカシナ)

和名抄、宇多郡高階鄉　高山寺本、訓多加之奈。○今詳ならず、或は仲村鄉の北にて、大野村、駒嶺村にあたる歟。高階とは、古姓氏にも見ゆれど、地形の高下、坂坡を成すにも名つくる歟。

黑木(クロキ)

今石上(イシカミ)、小野、初野、及び椎木、塚部、長老內等と相合せ、大野村と改む。中村の西北一里半、旗卷峠の下とす。藩政の比、此は中村領なりしを以て、相馬氏の吏卒の守備せし地なり。石上、岩井等の區分あり、又、山に石炭を出す、黑木の名之に因れる歟。」

(石上)

(小野)

關城繹史云、延元三年正月、陸奧賊相馬親胤、攻靈山側宇多荘黒木城、廿九日、黒木官兵出戰禦之、廿七日、親胤轉攻標川寨、織大將民倉〔飯野文書〕

大槻氏云、奧相志、黒木、建武中、黒木大膳亮正光住焉、爲奧州刺史北畠顯家之屬下（原註、或云、顯家從朱之臣）顯家戰沒、顯信（原註、二世將軍、春日中將）退絶後、黒木氏屬相馬、小野村、小野日向者之居址也、小野氏者、顯家之屬下、與黒木氏共、自上游來居焉、顯家滅後、屬於我先君、又中村六郎が後孫、世々、中野鄕に居り、大永中、中村某、大坪林（今の中村城）に築きて移るとき、黒木彈正正房に城を奪はれ、某も殺されて、中村氏亡びぬ、但し、北畠氏の臣にあらずして、結城氏の家人なりしが如し、椎木（シヒノキ）村の七郎嶺（モリ）は、顯家卿の麾下何某七郎の居址にて、山上村の熊野祠ある山も、古館址にて、顯家の臣某の居たり、など見ゆ。○白河文書、應安三年、熊野先達檀那変名の中に「斑目信濃入道殿內房、女子宇田庄黒木殿女性」と見ゆれば、黒木殿は結城氏の一族たりしこと、想ふに足らん ○奧相志云、黒木氏、天文中、至彈正信房滅却、於是我公令青田信濃顯治爲城代、永祿六年秋、顯治與中村直清謀反、敗而走、胤乘公（顯胤公弟、祀堤目守盛胤祖三）爲黒木城主、養外孫藤田中務宗俊、爲嗣、號黒木中書、天正七年中書叛、走于伊達氏、乃令門馬上總司經爲城代、天正十八年三月、隆胤公（義胤公弟）與伊達氏戰于駒嶺敗績、公及貞繼以下、戰死于右上邑、貞長以降城廢 ○平城戊辰私記云、八月四日、中村城下屯集の仙兵、及び岩城等の客兵は、本藩の背盟、詳已に露現するを以て、北走の議を決す、此日雨を冒し黒木驛に至る、大衆雜沓、風雨夜に入り止まず、而も亭舍すべき所なし、五日の暁天、駒嶺驛に至る、六日、仙相の二藩使、黒木驛に會見し、論爭する所あり、七日、相馬氏の使者、黒木に至り告げて曰く、我藩君意已に決する所あり、昨日官軍に歸順し、一千の西兵、昨夕を以て城中に入ろ、是れ、曩日奧羽同盟の約に背くに似たりと雖、仙藩は其盟主なるを以て、却て西兵の我封疆に入るを拒まず、因て今日の事を招けるのみと、時に驛中砲聲起り、仙相の兵相闘ふ、暫にして止む

初野（ハツノ） 今大野村の管内にて、黒木の西なり、俗に根木町と呼ぶ、旗巻峠 羽黒山の下なり

(羽黒山)

奧相志云、羽黒山別當、相馬領大先達、日光院、在城下反町（ソリ）、世祿田二十三嬌、正中中、聖清開基、初在標葉邑、宇多廿八ヶ村、有任先例、所相渡于日光坊、證狀云々、天文廿一年林鐘一日、月山執行法印、永慶在判」

奧州行方郡、并標葉霞事、有任先例、今度爲修驗行人道者先達職之旨、執達狀云々、天正十四年丙戌六月吉日、羽黒山大先達法印、寶善坊慶俊判、
　奧州相馬日光坊」

湯殿山月山羽黒山、就從相馬領參詣之道者十五人、余一歩之引前、於岩根澤羽黒兩所、爲知行分、如先規宛行之者也、元祿十丁丑年二月日、東叡山大佛頂院、乘羽黒山執行別當、大僧都孝天判
　相馬　日光院」

羽黒山、在初野村、與葉山、旗巻山、相並 ○羽黒山は山上（ヤマカミ）に合考すべし、鑛泉あり、温五十度、奧相志に、之を神泉と云ひ、文久二年之を開く

旗巻山（ハタマキ） 黒木、初野の西北一里を嶺頂とし 伊具郡大内村と相限り、嶺を下り、大内を經て、金山に至る二里

維新史料云、八月廿日、朝五つ時、旗巻の方より、仙賊多人數押來り、牛轉と申所にて戰爭、賊兵は南北へ迂廻仕候に付、手繁く及砲戰、夕七つ時に至り、賊敗走仕候、初野口へは、賊より大砲打掛候得共、地利惡敷、進撃難澁にして、本道のみ應砲仕候、九月九日、夜半、官軍椎木百枚田より、山脇の隘路を潜行し、未明、御殿場山の砲臺を打破り（一云、夜半總坂絶頂の山徑へ相詰寄、味爽より、旗巻口砲臺西南所を打破り、勢に乘じ、旗巻峠屯集の賊に、横矢を打掛）旗巻關門の背に出、暫時砲戰仕候處、賊兵二百餘、陣營を自焼し逃去候、依て小野初野口の進撃兵と合し、大内村迄追打仕候、（旗巻峠の北につゞける鬼石（キヽキ）山、大澤峠は、仙臺相馬の南北界線にあたる

椎木（シヒノキ） 今大野村の管内にて、黒木の北一里、旗巻峠の東麓にあたる（駒嶺驛の西一里）

維新史料云、八月九日、官軍椎木と申所へ進撃、賊徒日尻口を嚴敷防戰、五ッ時より進撃、八ッ時敵遂に敗走、駒ヶ峯關門へ逃退候に付、人數引揚候て、黒木村を守備罷在候、八月十一日、黒木村より菅谷口へ進軍の處、賊兵衆多、高山深林より、烈く發砲に付、死力を盡し進撃、一旦切込み候得共、何分要害の地、加之賊多勢山谷に滿ち、三方より發砲、頗る防戰致候に付、終に四字迄苦戰、菅谷村へ討入、本道駒ヶ峯之關門へ廻り、黒木、椎木へ引揚申候、九月九日、椎木百枚田口より、山脇隘路を潜行し、未明に旗巻峠へ攻上り、遂に關門を奪ひ、大内村迄攻入申候

駒嶺（コマガミネ） 今駒嶺村と云ふ、黒木の東北一里半、新沼浦の西北一里許、舊仙臺領の一驛にして、往時は吏卒を置きて守備せしめし所なり 戊辰の役、仙臺兵、駒嶺、旗巻峠に防禦して、九月中旬に至れり

觀聞志に「駒嶺城、初相馬家臣藤崎內藏允居之、爾後黄門君攻而取之、令黒木中務守之」と見え、成實日記には「駒ヶ嶺は、黒木備前に下され」云々 其伊達氏の之を略取せし事も、同書に「天正十七年五月十六日、大森を御立、其日金山へ御着被成、一日人數被相待、十八日に駒ヶ嶺の地形を御覽候て、外曲輪責破候、本

丸は貧高くして、急に落城可成候間、御人數被打上候
處、城主より人を出し、城を渡し相守候」」仙臺甘内
風土記云、駒ヶ嶺邑、相馬界、有市店兩驛也、有營菅谷、
高田、澁民、藤崎、今神、北向地、公族宮内氏采邑、
古蹟一、號蘇牛館

（駒峯）

維新史料云、八月十一日朝、官軍中村城より惣進擊、濱
手山手本道の三所より相進み、駒ヶ峯へ相向候處、本道
の賊壘塲を數ヶ所に築き、堅固に相守候而砲發、味方よ
りも發砲、暫時に三四ヶ所壘塲を乘取、正午まで烈戰、
賊死傷甚多、遂に堪兼、諸陣屋へ放火し、悉潰散仕候、
即官軍惣門乘取申候（聖代實錄云、戊辰八月、官軍海
道諸部を取り、中村藩封に入る、仙臺藩主伊達慶邦、營
を開て出てゝ岩沼に次す、嗣子宗敦に命じて急に駒嶺に
赴く、至れば則ち中村藩主相馬氏已に官軍に歸順し、仙
臺兵戰ふ每に敗潰し、疆場一帶、伏屍原野に滿つ、宗敦
窃に人を細川氏の營に遣し、降を乞ふの意を通ず、慶邦
遂に歸順す、九月某日也

赤水紀行云、駒峯驛、乃仙臺之封疆也、抱關者誰何、
余跪陳姓名鄕貫請繻、以爲出時之信、驛舍前懸榜、署
五百有司姓名花押、儼然大國之表也、至山下驛而宿、九
日蚤起、遙看東北海中有突兀者、問之金華山也

子眉嶺神社(コマノミネ)

今駒嶺村總鎭守(ソウチンジュ)社是なり、「神社志料」、延喜
式、宇多郡の名神大社なり（觀蹟聞老志云、子眉嶺祠、在
菅谷(スゲヤ)鄕高岳、一稱五嶺、古老説曰、古昔有異人者、馬首
獸身、父母怖而棄諸之、時飛禽來衣之、宿葛葉而食之、遂
得生育矣、此異人死後、鄕黨建祠、崇祀之、如今呼其地
而稱葛嶺、子眉嶺神是也（封內記云、總前社、此地古
之菅谷鄕也、昔稱葛嶺、以其神宿葛葉而生成也、仍我之
神名帳、曰子負(コマケ)嶺神。

（菅谷）

長老内(チャウラウウチ)

今大野村の大字なれど、駒嶺村の南東に接り、原
釜浦に近し。（維新史料云、八月廿日、官軍、相馬藩主
小隊、藤崎、長老内村相固居候處、朝六つ半時、賊徒見
れ、北向山より發砲に及候に付、藤崎村北沼邊にて嚴く
防戰仕候得共、賊勢強大、因て一端新沼邊へ引上申候

吾世相馬領の北界は、長老内、塚部、椎木の一線を以
て、仙臺領と相限れり

長伴鄕(ナガトモ)

和名抄、宇多郡長伴鄕　高山寺本、那奈加止
毛（今詳ならず、鄕の北境なる、新地村、
福田村にあらずや、しばらく此に係くといふのみ、中村
城内に、長供の地名あり）

地理志料云、伊具郡有磐伴鄕、會津郡有伴部鄕、皆大彥
命裔、大伴部氏所居、續日本紀有大伴行方連、大伴刈田
連、大伴柴田臣、大伴白河連、大伴日理連、大伴安積連、
總貫本州、弘仁十四年、有詔、改大伴氏、爲伴氏、以觸
諱也、於此地名從改伴部、或換大字以長字、應字、駿河
有應伴鄕

新地(シンチ)

今新地村と云ひ、杉目、今泉、大戸をも合す、鐵
道停車塲あり、中村へ五哩、坂元（亘理郡）へ三
哩半（駒嶺村の北一里）舊名谷地小屋(ヤチゴヤ)

伊達成實記云、天正十七年五月、政宗公、金山より駒嶺
へ御着、外曲輪責破被成候處、城主城を渡し相退申候、
翌日、新地へ御働候、惣勢御下知もなきに惣懸、數迷散
る所を切殺し、一體に相破候に付、城主も面目を失ひ、
迴國豐に罷成候、即新地を亘理美濃守に被下候（維新
史料云、八月廿日、仙臺兵大擧して、相馬口の諸所を取
返さんがため、駒嶺、相善原(シンヤフゼン)、ェプカヶ山、及び高田、
菅谷一帶に戰鬪を開始し、力を極めて攻擊す、西軍善く
防ぎ、午前七時より午後二時に及ぶ、仙臺兵利あらず引
退す、西軍追擊して新地村に至りて、交綏す

貝塚(カヒツカ)

人類學會雜志云、新地村々北の貝塚屋敷は、廣二町
五反に及び、貝殼堆積の層、數尺に達す、東南隅に手長
明神を祭り、鹿狼山の末社とす、西北遙に鹿狼山を望む、
此丘陵は、西北低く水田に連なり、東北は白田海下して
十餘町、以て海濱に降るへし、貝殼中に石器、土器、獸
骨等雜り、其石器は謂ふ所の精製品なり、されば此貝塚
積聚の原人は、精利の石器を使用し、猪鹿を山に捕り、
魚介を海に採り、以て生活せるを想ふべし、土器は稍粗
悪なれど、種々の道具を備ふるに似たり（觀聞志云、
新地村中有農家、日貝塚、往昔有神、平日居伊具鹿狼山、
好食貝子、臂肘甚長、頗伸於臂山巓、而撮數千貝子於東
濱中、嗜其子而棄殼於茲地、委積如丘、鄕人稱其神、而
謂之手長明神、其爲淫祠無足怪也、委殼之地、謂之貝塚、
其朽貝殘殼、如今猶存焉、鄕人日、農家主人、天性愚昧
信鬼甚、元祿中、掲古手長神明者于宮龕、自是一鄕或投
錢帛、或薦酒食、彌同其誕焉、

今泉(イマイヅミ)

今新地村の管内にて、今神濱、大戸濱(オホト)と共に、海汀
に倚り、原釜浦の北岸なる部落とす、其名釣糸濱(ツルシ)ともい
へり

維新史料云、八月九日、駒峯本道の仙賊三百人許、今泉
村迄押來、十日、先手舘ヶ岡にあらはる、官軍二手に分
け相進候處、八ッ半頃、右の山手に潜伏有之候賊兵百人
許、本道へ向ひ應戰、忽ち今泉村を指し退走致し候に付、
追行候得ば、七ッ半時頃、同村所々放火致し、逃去申候、
（觀聞志云、釣絲濱、在駒嶺東北、白沙回曲隈、青山遶
長河、南岸有離島、日大調子岩、々下波瀾、崩騰子雪、
其西日大章濱(オホトウ)、有大悲閣、木末聳東光寺老爾山、北望則
金華山、大原、兒澤、大六天山、牧山、宮戸島、鹽釜、
茂嶺(モガサミ)、龜崎(カイザモリ)、白石嶺、入極目中、尤絶景之地也（封內
記云、釣師濱、調子岩之陰、有潭、曰兒沼、去之一町餘、
岸頭有青松五六株、日戸名松、今犁爲田野、是曰大戸濱
也、牛川至此入海、産巨餘魚、世稱名産

（大戸濱）

福田(フクダ)

今埒木崎、杉目を合せて、福田村といふ、新地の北
に隣り、亘理郡界に在り、細溪を加古川といひ、地藏森

山に發す。

（垰木崎）垰木崎とは、頗奇異の名稱なり、皇朝言語の例に、其行音の語頭に在ることなし、其これあるは、漢語、蝦夷語もしくは轉訛に外ならず、猶考ふべし ○觀聞志云、垰濱以北、白沙數里、左畔松林青々、淺水遶林外、因以號川、風致可愛、因之白沙磯 ○伊達成實日記に「正宗公、天正十七年の夏、亘理中の舟を磯山表へ御廻し、亘理美濃、磯山に御假屋を被申、御膳を上、終日御慰、其夜金山へ御歸」とある磯山は、やがて垰濱なるべし。（垰濱）

家老山（鹿猨山） 又鹿猨山に作る、新地驛の西、谷地小屋の上方に當り、羽山と相並び、伊具郡界の一峰なり。山脈、南は旗巻峠、北は地藏森（福田村の西嶺）に連なり、謂ふ所の阿武隈系に屬す。新地より此嶺脈を横斷、三里餘にして、伊具の金山驛に達す、掻峠といふ。

維新史料云、九月九日、官軍の一隊は、二手に分れ、一は鬼石山の後へ攀ぢ、家老山の賊兵の動靜を伺ひ、賊も油斷の躰に相見候間、急襲數所の壘塢乘取、云々。

觀聞志云、鹿猨山、郷人曰、往時有神仙、常愛老猨、馴白猨相伴、其壽皆不可量焉、踞此山頭遊觀亦有年、又好蛤貝、啖其子而棄殼於新地村落、所積果之腐殼朽貝、堆々若丘、郷里呼神曰手長、號丘曰塚、名山曰猨、相接伊具郡靈光山 羽山 ○封内記云、杉目邑、有鹿猨權現社、○手長明神は、新地貝塚、并に山上に合考すべし。是れ古人が東晉大古の食餘人に對して有せる傳說の遺れる者なり、常陸國大櫛岡の大多法師の傳說と、同巻異聯に出づ

谷地小屋（杉目） 今新地村の管内にて、驛の西、家老、東光の二嶺の下とす ○觀聞志云、谷地小屋城 相馬氏家臣、杉目八郎左衛門居舘也、黄門君攻之而陷、今大町參河守居之 ○塩相志云、天正中、奥州公使泉田甲斐守守此城、杉目三河居其西館、屬焉、十七年五月、公陣三春、伊達政宗窺隙來攻、駒嶺、圍新地城、甲斐大懼、私請出城、助命于伊達軍而逃、三河驅伊達之中軍、奮闘死之 ○按、封内記に谷地小屋邑、有號新地々、市店而驛也、古壘凡二、其一號谷地小屋要害、其二號蓑頭館、杉目某所居ーとあるを見れば、谷地小屋の名は、もと古壘の名に出で、後其邑中の新置驛名を以て、漸稱に易へしなり 成實記に見ゆる新地城は、即谷地小屋の一壘なり

岩代國

岩代國 古奥州の南偏にして、磐城國と相表裡し、其西方の二大山谷を包有す。故に仙道、又中山道と云ふ、會津の二區分ありて、阿武隈川の河谷を仙道と呼び、中央分水山脈と越羽山脈の間なる盆地を、會津と曰ふ。而も、近時の國郡界を定むるや、仙道の數郡を割きて磐城國に混じ、地形整合せず、本篇此に慮る所ありて、十郡 岩瀬、安積、安達、信夫、伊達、南會津、北會津、大沼、河沼、耶麻、の外白河 東西 石川、田村等、仙道の四郡を當國の下に係けたり。

明治維新の初め、奥州を瓜分して、磐城、岩代以下に分たる、岩代の文字、古書に經見せず、當時の識者、蓋、石背の背字を、ウシロの訓に假れる者と誤り、即イハシロと讀み、更に岩代と更定したる者のみ、石背は、養老二年、白河、石背、會津、安積、信夫の五郡を以て建てられしものなるが、神亀中に至り、之を停められ、昔陸奥國の舊管に歸す。事、磐城國の條下に分疏するが如し。（石背國）

（信達郡村志に「岩代國は、古へ常陸の域内にて、和銅の頃よりや、陸奥に屬しけん」云々とある、は無稽の說のみ）養老五郡の地、後沿革して、今の會津（五郡）仙道（九郡）十四郡と爲る

仙道

仙道（山道） 中山道の訛にして、古陸奥の中央の山道にあたり、南數郡に汎稱す。即阿武隈（逢隈）の河谷にして、南北に延長し、白河（東西）、石川、岩瀬、田村、安積、安達、信夫、伊達、九郡の域是なり。其東側を逢隈山脈と云ひ、以て磐城に堺し、西側を中央分水脈と云ひ、以て會津に堺す

文化中撰、白河古事考云、天正頃、會津伊達の戰爭を記せる書に、仙道六郡の名目、所々に見えたり、又仙道七郡とも云ふなり、白河、岩瀬、安積、安達、信夫、伊達、田村を云ふとなり、然れど、田村の郡名は、近世也、且、外六郡は、一條の大道の行る所にして、田村は、安積、安達の東に傍ひ、逢隈川を隔てたれば、田村を除き、六郡と云ふ方よかるべし、たしかなる說となし、今積前用に仙道を山道に作れり、守山大元明王の貴銘に「奥州、仲仙道、田村庄」とあり、寛永十三年丙戌の物なり、東鑑には、藤原泰衡、毛越寺本尊を、佛師運慶して作らしめ、種々の謝物、人馬にて送らるゝに、山道、海道の間に絶えずとあるも、仙道なるべし、奥羽省話記に、相馬系圖、武賢守胤頼、貞治元年山海道の撿斷職に補せらるとあるは、岩城四郡、相馬二郡を海道と云ふなるべし、又古鑑に「海道大將軍千葉、八田、會多賀國府ニ千葉介、八田知

家常陸國より奥へ入るなり」とあり、諸古文書の内にも「東海道にても、高野邊にても、又那須界にても」とあるも、其海道なるべし、嘗て水戸人に聞く、其奥州へ赴くに、白川より行くを山道と云ひ、岩城よりするを海道と云ふ、俗間にても此語を用ゆるとなり、然らば、古人勿來の關を經て至るを海道とし、白河關より入るを山道とする、明也、仙道の仙の字は、山の字の義にして、出羽國の仙北も、山北と同じかるべき也（松藩相生集云、（天保中撰）仙道は、或は訛りて山東に作り、合類節用集に、奥州山東七郡、白河、石川、磐瀬、安達、安積、伊達、信夫とあり、四家合考には、石川をのぞき、田村を加へて七郡とし、藩翰譜には、田村、石川、白川(西東)安達、磐瀬、岩城を七郡とし、館基考は、岩城をのぞき、安積を加へて七郡とす、今姑く是に從ふべし、或は仙道とは、白川より仙臺に至る迄をいふべきよし、松藩捜古にみゆ、千種日記に「仙道白石たばこ」といふ事あれば捜古の說とるべき歟。

奥州白河、石川以下、八郡撿斷職事、任先例、可致沙汰之狀、如件、文和二年正月廿日（判、足利尊氏）
　結城彈正少弼殿〔白川文書〕

仙道過之事、可有御沙汰候、可致用意候、仍石川孫三郎等之事、令合力、致忠節者、可然候也、謹言、
　三月二日（管領滿家判）
　東海道五郡張中〔石川文書〕

仙道、海道といふは、其下野に承くると、常陸に承くるとに因る。されば其合一に歸するは、名取郡に在りて、白河以北、柴田に至るは仙道なり、（菊多より日理に至るは海道なり）されど、其間に、厚樫山の險阻ありて、古の石背國も、之を以て北限としければ、苅田、柴田は、形勢稍離れたり。故に、白河より伊達に至るを一帶と爲し、特に仙道の汎名あり。其七郡と云ひ、八郡と云ふは、合攝する所あるに因る歟、石川を白河に攝し、田村を安積に攝するの類なり。文祿中、蒲生氏の所領は、仙道十郡（安達を二本松、鹽松の二に分つ）を數へたり、（氏鄉記に、仙道、白川、石川、岩瀬、安積、二本松、以上五郡とあるは、初封の郡名にて、後文に、田村、鹽松、伊達、信夫をも加封、云々）而も、甲鑑に、之を錄して、仙道七郡といふ、に合考すべし。

西白河郡

西白河郡

近世專白河に作り、白川（東白川郡）に分ちたる者是なり。明治十三年、西字を負はせらる。今面積三十六方里、人口六萬、十九町村に分ち、白河町に治す。

西白河郡は、大略逢隈（阿武隈）の源地を占め、其那須（下野）會津の郡界は、山脈相隈れりと雖、他の東北の二面なる、東白川、石川、岩瀬への堺線には、自然の區分を見ず。本來の形勢、東西白河、石川、岩瀬の四郡は、合一して分つなき者とす。而も白河、棚倉、石川、須賀川の四邑、各一隅に據りて特立し、縱然四郡を混同するも、之を統治すべき中心繫維の重點を缺く。故に、今に四郡別立の狀を保つ、亦止むを得ざる者歟。但し、岩代磐城分國の際に、東西白河、石川を（磐城に係けたる如きは、背理失考甚し、必しも問はず。

白河郡

近世の白河郡は、大抵今の西白河郡の境域に同じと雖、古へは、其東方、及び東南久慈川の縱谷をも籠有し、最廣郡たり。和名抄、之頁加波と注し、十六鄉（本書驛家を加へて十七を擧ぐれど、驛家其實は小野、松田の二所なれば、十六鄉二驛と謂ふべきのみ）に分つ。中世、東南境を割きて、高野郡を建てられ、

大村　丹波　鹿田　石川　長田　白川　小野　松戸
小田　藤田　屋代　等

の十鄉を以て、本郡とせるがごとし。後、更に石川、長田、藤田、鹿田を分ちて石川郡を立てらる。而も其後又變遷ありて、今の東西白川、石川の郡境を生じたる事、高野郡、石川郡の條に詳にす。○白河又古國名なり、國造本紀に、

白河國造、志賀高穴穗朝御世、天降天由都彥命十一世、鹽伊乃己自直、定賜國造、

白河國造、他に所見なしと雖、染羽、阿尺等の國造に合考すべし。養老二年、石背國を建てられし時、白河、石背、阿尺等之に屬す。神龜四年、石背の國名已に停められ、陸奥國司より、白河軍團を新置せんことを請へる文、舊史に見ゆ。神護景雲二年、郡人丈部子老等、賜姓陸奥阿倍臣」三年、郡人靱大伴部繼人、賜姓靱大伴連」延曆十六年、郡人大伴部足猪、賜姓大伴白河連」とも見ゆ。承和十年、白河郡百姓、狛造智成、改賜陸奥白河連」十五年、白河郡大領、奈須直赤龍、賜姓阿倍陸奥臣」いづれも郡の舊族なり。中世に及び、郡内に白河の庄を立てらる、東鑑によれば、是れ院御領（即、院を本家と仰ぐ者）たり。

陸奥白河領、元信賴卿知行、後小松内府領事、此所不輸知行候、未辨本家、若爲院御領歟、可濟年貢候歟、將又隨時禁御公事候歟、可隨仰候、（文治四年）

本文に見ゆるが如く、此莊、蓋、白河、鳥羽の院政の盛代に拓かれ、當時の勢家、信賴（藤原氏、左衛門督）の領家職たりし跡を、平重盛之に代りしことあり。鎌倉府に及び、下野小山の一門、結城七郎朝光、本庄の地頭と爲り、子孫に傳ふ。此間の舊事、頗脫漏に屬すと雖、旁例に合考して、推斷する所あるべし。

廣瀬氏白河古事考云、我白河之稱、爲名郡久矣、與羽二州、居天下疆界之少半、而白河扼其與天下六十餘州往還南北之所經由、在于治世則爲名勝之區、名公巨卿題詠相臨、在于亂年則爲要害之郡、寔以一丸之泥、能支晉十萬之軍、未戰而知其不可攻、其不亦盛乎。又云、結城七郎朝光、文治五年、奥州征伐の軍功によりて、白河、名取等の地を賜はる、而も鎌倉に在住しけれ、朝廣は朝光の長男也、上野七郎と號す（實は賴朝卿の子なり、尼御臺の嫉妬の怒を避て、潛に結城は養なはせ玉ひ、幼名をヤサ千代と申せしと也、是れ、近世民間舊家の者より、秋田の白川七郎へ由緒を書出せし說なり、島津、大友も、賴朝卿の落胤たると、同じ類なるべし）康元元年十一月、北條相模守時賴出家せられしに、朝廣同時に白川にて出家し、法名信佛と云へければ朝廣老て白川に在しにや、東鑑、嘉禎二年、謀て公曉と稱し、奥州白川にて謀叛する者あり、朝廣、淺利知義と共に之を撃て下ぐとあり、其子宗綱、一本、祐綱を祐廣の兄とす、世次脱逸あり、其子祐廣、其子宗廣入道道忠なり

白河結城氏、天正中に至り、其家舊封を失ひ、放竄離散し、其文書亦四方に散逸す、而も、諸家の收藏猶頗多く、近人之を收輯して流布するもの數本あり、南北朝史の資料に供せられ、最も世に貴重せらる、而も、其放竄の系譜全く缺け、往々曖昧を免れず、惜むべし。

（古關）

關山（セキヤマ）

古來の州郡界にして、驛路之にかゝりて出入の門戸にあたりしを以て、此稱あり。此山坡は、八溝（ヤミゾ）山の西北尾にして、那珂川の支源、三藏川と久慈川の源（社川）との分堺なるが、高凡五百米突の隆高に過ぎず。近世は、驛路此古關山の西に移り、白坂をも關山と呼ぶ。されば、古新の二關山ありて、東西相距る一里許と知るべし。古關山は、今古關村旗宿に屬し、白河の南微東二里半。

送三樹種者、遊東奥、　　關山
幀子腰間一劍寒、東遊遠出白川關、關南關北負笈涉、路在重巒複嶂間、憶昔東邊數驚擾、王師旌鉞勞往還、一片山河古戰地、故壘荒荒何處攀、迩者高秋乃翁詩、瓦硯之味何麗間、多賀城上一片石、文字蝕滅蒼苔斑、往觀古蹟非閑事、吾欲一往觀古蹟、未果雖鞭步先行、（瓦研詩中句也）壯志何當首路難、去京一千五百里、想君皆仰出荒山、

白河の關山は、古新の二路、共に下野那須郡黑川鄕蘆野（アシノ）驛より之に通ぜり、其古路は、蘆野より東北に進み、山を踰ゆれば旗宿に達す、即延喜式の雄野（チマ）驛也。新路は、蘆野より寄居（ヨリヰ）を過ぎ、山を踰えて白坂宿に達す。古路の全く廢せしは、天正以後の事なるべく、而も、新路の創通は、すでに天正以前に在るごとし。又鐵道線、今白坂の西を經由し、小田倉（チタクラ）通と稱する間道は、更に鐵道線の西に在り。されば、大形の上より、關山の連脉を探るに、那須、八溝、二嶺の中間の低隘部、凡四里に渉る者と謂ふべし。

みちの國へまかりてよみ侍る　　藤原　賴範女
音にこそ吹くともきゝし秋風の袖になれぬるしらかはのせき、〔新後拾〕

十一月七日、白川の關を通り侍りしに、雪ふり侍りければ〔家集〕　　陸奥守　爲仲
人つてに聞渡しを年ふりて今日雪そへぬ白川の關、

旗宿（ハタジュク）

今内松、（葭崎）中野、番澤、仁井田、郷戸等と同合せ、古關村と改む。古關山の北にして、社川は實に此間に發す。旗宿は古の雄野（ナヒヤ）の驛亭なるべきに、之を旗と呼ぶは、其所以を知らず、治田（ハタ）にや

白河故事考云、關山の古道は、旗宿にして、今の官道白坂（シラサカ）にはあらず、古人二所の關と云へるは、一所に二重に關門設け作られしに一定す、殊に地理を見るに、關址の紛れなきは、旗宿の古跡に如くはなく、山川の形勢も、此所をくゝりなば、行旅も俄に外へ道を避くべき岐路もなし、其地の見付に、關山横はり、蝙蝠の翼を打伸たる如く蟠り、又義經朝臣の旗立櫻、家隆卿の二位殿（ニキドノ）杉、義家朝臣の甲衣（ヨロヒ）掛楓、古木生茂り、白河の流も此地より出て東流す、因て前年此地の關址たることを標して碑を立て、碑表には古關蹟の三字を大書したり、裏には下の文を勒す、

白河關址、堙沒不知其處所者久矣、旗宿村西有叢祠、地隆然而高、所謂白河達其下而流焉、考之國史詠歌、又徵地形老農之言、此其爲遺址較然不疑也、迺建碑以標焉、寛政十二年八月一日、白河城主、從四位下、左近衛權少將、兼越中守、源朝臣定信識、

關の廢せし年の遠近、いつと云ふこと詳ならねど、和歌によつて考ふれば、拾遺集に、平兼盛（陸奥守）の歌にも「みちのく白河の關こえ侍るにふりける」「便あらばいかで都へ告やらんけふ白河の關は越ぬと」、又、能因法師が「都をば霞と共に出でしかど秋風ぞ吹白川の關」の歌は、京都にて詠しなれど、此歌成たるに、其地見ざるは無念なりとて、後奥へ下りたりとも見えたり、其後鎭國の任廢して後は、此關門も設けず成しなるべし、文治五年、源賴朝の奥州征伐の時、此地には合戰の事をきかず、當時すでに關門廢したるにや、關だに堅固にあらば、山河の險は固よりなり、必此地に一戰あらんに、左なきは早く廢したるにや。〇今按、旗宿の古驛址にして、古關亦此なるべきは、疑なきも、社川を以て白川と混交して言はれしは、信け難し。和名抄、已に白川郷、小野郷と並び擧けたれば、旗宿は延喜式雄野驛にあたり、即小野に同じ。白川とは、專阿武隈川の水源に呼び、彼の白水瀧に出てし清流を指すなれば、久慈の源なる社川に混交し難

し。又、關門存滅の論、戰陣の有無を以て之を決むべからず。二所の關とは、一關の南北に、二座の神社あるをいふ、神社、及び關址の條を合考せよ。

延寶中撰、白河往昔記云、旗宿村、爲昔地、往昔源義經、陸奧勢引連、關東御上之時、出羽佐藤莊司、此關迄彼公ヲ奉送、佐藤繼信、忠信兄弟、義經爲供奉、別涙淋之地也、此時、武者旗ト武具ナ依改所、旗宿ト云傳也、野田土器、旗宿ニテ總兵御前而御酒給、其土器此野田於今有之也、母衣楓、旗宿道少隔テ追分云所ニ、義經暫時御休息之間、紅ニ掛給、依之于今稱楓ト云、高三丈余、下無枝、梢一丈程、如母衣丸、紅葉之節、古今之與地也、當國ニテ爲名木也、

文明中回國雜記云、黑川、よさゝ川など打過ぎて、白河二所の關にいたりければ、趁木ともなく、山櫻咲き滿ちて、心も言葉も及びはべらず、暫く花の蔭に休みて、
春はたゞ花にもらせよ白かはのせきとめずとも過ぎん者かな。

樂翁公退閑雜記云、白川の關は、いづ地にありしや知らず、今の奧野の境、白坂宿に、玉津島の明神の社あるを、古關のあとゝいふはひが事なり、この道は、豐臣家のひらきしみちとぞ聞ゆる、關山てふ山のふもと、旗宿村の道こそ、關のあとなりけめ、過し年、關和久てふ村へ行て、其長の家へ立よりしが、いとふるびたる具足櫃あり、其內に關物語といふものありたれば、うつし置ぬ、そのなかに「白川の關といふは、高山嶮しく、萬仞の石壁、苔なめらかにして、下碧潭の深きに臨む、山の嶺に觀音を安置す、山は巖上枝そびえ、走獸も跡をたち、飛鳥上を翔りがたし、岩は九々折にして、麓は細道なり、蔦楓生茂り、行步もたやすくしがたし」とあり、いまも關山の上、觀音堂あり、古き下馬の碑などもあり、歌にも「月にこゆる」などあれば、山上へのぼりおりする道にもあらじ、ことに此やまは、たゞひとつ兀然たる山なり、山のた右平かなれば、道いかほどもあるを、山の阻へ道をひらきたればとて、行かふ人あるべきかは、されば此山をかたどりて、麓に關をすゑたるなれば、旗宿むらの邊こそ、古關のあたり成べけれとぞ思ふ、また一遍上人の繪緣起に、白川の關の圖あり、關を山の半ばにつくりて、ふもとに道をひらきたるにや、關守下をのぞむけしきこそありけれ、また旗宿の道に小川あり、いまも白川といふ、此山のあたりに、玉つしま明神と、住吉明神をまつりたる、こゝが古關のあとなりと悟らる。

(白河關剗址)

太政官符、應准長門國關勘過、白河菊多兩剗事、
右得陸奧國解偁、撿舊記、置剗以來、于今四百餘歲矣、至有越度、重以決罰、謹撿格律、無見件剗、然則雖有所犯、不可輙勘、而此國俘囚多數、出入任意、若不勘過、何用爲固、加以進官雜物觸色有數、商旅之輩、竊買將去、望請勘過之事、一同長門、謹請官裁者、奉勅依請、
承和二年十二月三日〔類聚三代格〕

太政官符、應禁斷諸人濫入關門事、
右得陸奧守解狀偁、撿按內、關門有禁、其來久矣、而頃年遊蕩之輩、往還任情、煩擾吏民、雖加嚴制、習俗難革、望請官裁、內外官人、及諸司諸家雜色等、非就公事、犯法濫入者、禁錮其身、即將言上、但每月結番差一分一人、令守關門、若致脫漏者、解却見任、以懲將來者、奉勅依請、
元慶四年九月五日〔同上〕

白河（シラカハ）關址　今旗宿の南、關山に在りて、謂ふ所の明神祠邊にあたる、三代格に載せたる官符に據れば、承和二年、之を中興したりと雖、其初置は、猶四百餘歲の前に在りと。（菊多剗址、及び白河國の條に合考すべし、三才圖會に、孝德の朝に白河關を置かると云ふは、何に據れる歟

古事考云、吾妻鏡に、阿部賴時、東國の諸國を掠め取れる時の事を記し、西は白河の關を境ひ、廿四日の行程たり、東は外濱に至て、又拾餘日の行程たりと、藤原清衡中尊寺の事を記しては、「白河關より外濱に至るまで、廿餘日の行程なり、其路一町別に、笠率都婆を立て、其面に金色の阿彌陀の像を圖す」云々、今白河郡旗宿村、一丁佛と唱る碑一基あり、是等は正しき書にて白河關見えたる始めにして、上人の傳る白河古傳記と云ふ書には、藤原清衡が子基衡、鎭守府將軍として、其頃亂國なる、奧州の入口白河へ關をすゑ、野州を押へ、又棚倉、大拱（オホヌカリ）（南關）へ關をすゑ、常陸、下總を押へ、兩所に明神を祭り、關の明神と崇め奉る、是を白河二所の關と云ふと有るも、年曆を以て考るに、關の始は基衡より早かるべし、平兼盛の歌にも見えたり、關の設は、もと境界固めの爲に置たるならんか、三代實錄、貞觀八年、「常陸國鹿島神宮司言、大神之苗裔神、三十八社、在陸奧國、延曆以往、割大神封物、奉幣彼諸神社、嘉祥元年、奉幣向彼、而陸奧國稱無舊例、不聽入關」云々とあり、此に入關を聽さずとは、即名古曾、白河等なるべし、然らば前の諸說より前、已に關は設たるならん、然しながら、諸國の關に比すれば、最も堅固にして、名も秀てゝぞ有けん、唐土までも聞えしとて、明の太祖、使を我國へ遣はさるゝ時に、僧一初が送別の詩「白河關高玉繩下」の句あり、又此關を二所の關と云ふは、回國雜記に「白河二所の關に至る」とあれば、足利將府頃唱へし名にや、其頃もはや關は廢れたらん、二所とは、古傳記にいふ如く、旗宿と大拱（オホヌカリ）とを云へるに非ず、旗宿村の首尾に關門二箇所に設け、行旅を改め、非常を戒め、一重の關にはあらで、二重に嚴重にありし故に、二所の關と言ひしなるべし、大拱の方にも、僅に六七丁を隔てゝ、上の關、下の關と唱ふる地

ありて、旗宿と同姿に造られたり、拔廢關の時代を推すに、西行法師、奥州修行の時、關屋の柱に書き付侍りける「白河の關屋を月のもるからに人の心ばとまるなりけり」又建治三年の秋、一遍上人、奥州白河の關を通りしに、西行法師が歌を思ひ出て、關屋の柱に一行人が彌陀の誓ひにもらさじと名をこそとむれ白河の關」と記せり」と云ふ、然らば、關の設けは廢れて、家屋毀るに任せてぞありけん、文治五年、結城氏此郡を賜りて後、更に築て城を以て奥州の咽喉を控制すれば、區々たる關門を以て國の鎖鑰となさざるべし、其時ぞ廢したるならん。

觀應中紀行、都のつと云、秋の末に、白川の關に到りしかば、古曾部の沙彌が「都をばかすみと共に立ちしかど」と詠しけるに、誠なりけりと思合せられ侍り、彼能因が此歌の爲に、猶其境に至らでよめるは、無念なりとて、東へ下りたる由にて、しばし籠り居て、此國にてよみけりと、披露しけるとかや、一度はうるはしく下りけるにや、八十島の記などいふもの、書きおきて侍り。○北越軍記云、慶長五年、景勝謀叛の時、會津領二十一所の枝城の中、白川の城を大手とし、西の關白坂と、蓑澤口、左(ヒダリヤナクヱ)籙、右(ミギヤウツボ)靱と云ふ兩切所あり。(今按、蓑澤口とは、旗宿より那須の蓑澤へ通ふを以て名つく)

伊波止和氣(イハトワケ)神社

延喜式、白河郡の官社にして、伊波止は、以て古人が關門の固きを、岩石に比喩せる者歟、神代卷に「天石戸別神、此神者御門之神也」と云へるに合考すべし、今の關山二所明神即是なり。此神、寶龜四年九月、神封二戶を充て奉り〔新抄格勅符〕、承和十年九月、勳九等石波止和氣天神、奉授從五位下〔續後紀〕と見え、後世、白坂を以て通路と爲すや、彼所にも之を祭れり。吾妻鏡、文治五年七月廿六日、令立宇津宮給、廿八日、著新渡戶驛、廿九日、越白河關給、關明神御奉幣、此間召景季、當時初秋也、能因法師古風不思出哉之由、被仰出、景季扣馬詠一首、

秋風に草木の露を拂せて君が越れば關守も無し

神祇志料に「伊波止別神社は、昔白河關山に在しを、後白坂に遷す」と云へる東關山は、即旗宿の古關山に外ならず。然も東關山の舊祠を、又式内白河神社に擬したるは、紛更甚し、白河神社は、其白河郡に在りて、今の鹿島神是なり。旗宿の關明神を、白河と相混せるは、文化中の古事考已に然り、近時の諸書、皆其誤を承けたり。○千特菅廬云、旗宿に白河神社あり、其わたり少し地高き所が、關の跡なりとぞ、此に寛政十二年に、かの樂翁の建られたる碑あり、地勢を考ふるに、左も右も險(サカ)しき山にて、中に一筋の道あり、これ實に昔おくのかたの蝦夷どもの、內(ウチツクニ)地に闌(ミダレイラ)入んとするを防がむが爲にかまへたるなるべし、また關のあと近くて、一町傳といふもの立てり、こは藤原清衡が、中尊寺を草創し時、白川の關より外の濱まで、一丁ごとに石の卒都婆を置て、彌陀の像を彫りつけたりとぞ、今は半より斷れ壞れて、像もたしかには見えねど、疑ひなきものにて、其傍に樂翁の家人、廣瀨典、東鑑の文を證として、享和二年に碑をたてたるがあり。

宇都宮へくだり侍けるに、つゐに白川の關見侍りてよめる〔新和歌集〕　權中納言少將

白川の關の主の宮柱たが世に立し昔なるらむ

應仁二年、白河關連歌百韻（宗祇）と表題せる册子にあれこそ關の楷にて侍れと、しるべの者の敎へ侍るに、心も空にて、駒の足をはやめいそぐに、關に至りては、中々ことのはに宣がたし、たゞ二所明神を打見たるに、一方はいかにもきらびやかに、社頭神殿もかう〳〵しく侍るに、今一かたは半荒りはてゝ、苔を軒端として、紅葉を井垣とし、正木のかつらゆふかけわたすに、木枯のみの手向をこし侍るとみえて、感涙とゞめ難きに、繼旅、能因、こゝにおはして、いかばかりの哀侍りけんと想ふに、其跡を作り侍らんにも、中々なれど、思にあまりて、

關守も[illegible]ふみればあとなき空の夢に時雨て

云々とあるにて、二所とは、陸奥人と下野人の、各自に祭れる神社なるを悟るべし、二重の關柵にはあらず。

關山滿願寺(セキヤママングワンジ)（西白坂）

觀音堂にして、旗宿の西北なる丘上に在り、丘を關山と曰ふ。○白河往昔記云、關山觀音堂者、奈良御門、聖武之御願所也、行基菩薩開基云云、成就山滿願寺光明院、本尊閻浮檀金、一寸六分正觀音、皇帝持尊之秘佛也、右第一は光明后宮爲御追善、次に田舍萬民末世結緣之慈悲を依思召、惟時天平勝寶七年七月、此山に安置、入佛供養之導師、婆羅門、良弁の二僧正也、延寶六年迄、曆數都て九百廿五年、星霜雖遙押移、不絶法水、遠近國之貴賤、奉尊敬彼山、從唐土、日本へ渡し夢觀集「白川關高玉繩下」と書き來り、我朝上代名譽有人、皆詩歌連に此關に停心侍也。○續無名抄〔一時軒撰〕、白河の關とは、昔蘆野と旗の宿二所に在り、これ故白川二所の關といふなり、能因がよみしは、はたの宿と、昔の海道なり、そのうへに關山とて高山の九折なる、一里ばかりも侍るべし、そこに滿願寺といふ密宗あり、桓武帝の願刹にて、勅額の額有りといふ、白川關高玉繩下と、夢觀集に[illegible]が作りて、もろこしまでも聞えたる所なり。

滿願寺の峰へ登る、白河第一の景地なり、

奥の花や四月にさくを關の山　　桃　隣

古事考云、關山滿願寺は、百石の除地を附せらる、舊記なし、那須記に、天正十五年十月、伊達勢白河へ亂入し、佐竹勢は關山の陣へ引籠りければ、結城義親は、居城を大切に守らんと、小峰へ引返す、佐竹無勢にや思はれけん、那須へ加勢を請ひ給ふ、云云、又、那須郡の民間に傳

ふる、慶長五年、會津陣の記には、那須衆、九月十五日の朝、關嶽へ押寄せ、險阻へ攀上り、觀音堂、幷に滿願寺の修復として、材木大石を所々に積重ねたる陰に待居しに、上杉勢も攀上り近つく所を、一度に弓鐵砲を發し合戰、云々。

關城址　又關山城と云へり、今旗宿の北、鄕戸の南、其創置を知らず、蓋、結城白河氏の族、分れて之に居れり。奥羽永慶記云、奥州と下野の國堺に、關二ヶ所あり、西は白坂の關、東は關山とて、この兩所を白川の關とはいふ也、中にも關山の城主は、結城の一門、關備前守入道といふものなりしが、天文の頃、佐竹がために落城す、其後佐竹家より城番をすゑ置ぬ。○新篇常陸志補云、天正五年閏七月、佐竹義重は、奥州へ出陣、安積郡迄切靡け、沿道の諸城に戍兵を留め、那須郡を巡覽せんとて、關山を經、初め白河氏城を關山に築き、其族關備前守之に居る、天文中、佐竹の爲に拔かる、義親和を請ひ、白河に歸るに及て、備前守復之を守る、是に至て朝川氏、備前守に勸めて叛かしむ。

白河文書中、缺年月の斷簡に「關の様に人數被差置、義昭御出馬、結句若子も御出馬之由」云々とあるは、白河晴綱、須賀川照行など、岩城の援兵にて、佐竹勢を拒がんとする時の事と思はる。恐らくは、天文中とす。されば、常陸志補に、義親とあるは、晴綱の誤なり。又、義親は關七郎と字せられしが、もと備前入道の近親にて、永祿中に、小峰義顯を排除して、白河結城の總領と爲れるならん。

中野（內松）　今古關村の大字にして、旗宿の北、關山觀音堂の東南をいふ、內松は旗宿と關嶽の間にて、中野の西に幷ぶ。元和八年老人物語云、天正十一年に、佐竹義宣出馬有之砌、那須の瀬葉備中守、人數二千計にて責候へ共、旗宿、中野、內松に於て、佐竹勢手痛く戰ひ候故、那須勢敗北す、備中守も那須へ立歸る。又云、上杉景勝、會津居城の時、中條越前、長尾權四郎、又白川の城代五百川修理が下知として、河東田大膳、中牧將監を武頭にて、地の侍、新馬上、其上鐵炮百挺、隣鄕の百姓、關山の麓、中野、內松、番澤、夏梨、十文字邊に小屋をかけ、人數千餘、七月始より九月中旬まで居候。

番澤（盤澤）　今古關村の大字にて、旗宿より北東へ、中野、番澤、金山と次第す、白河驛市の東二里。會津七年史云、六月十二日、東軍列藩、大擧して白河城を責む、棚倉口伴澤より、會津兵先鋒となりて、棚倉兵、相馬兵と並進し、兩軍忍兵を破り、既に白川城下に迫らんとせしに、薩州兵横合より應援し來りければ、會津兵戰ふこと能はずして伴澤に退く。（白河文書、應安二年、熊野先達檀那名字の中に、白坂近江守、盤澤備之助など見ゆ、盤澤は即番澤なり。）

鄕戸　今古關村の管內にて、大字關邊ともいふ、關山觀音の北にて、白河、棚倉の驛路にあたり、番澤の西半里、白河へ一里半、古書に鄕渡に作れり。○會津七年史云、六月二十四日晴天、西軍七百、白川城を出て、二手に分け、一手は關山より迂廻し、一手は鄕戸村より進み、先東軍の壘壁に打掛たり、仙臺、會津、棚倉、相馬兵等、鄕戸の切通に壘を造り、防戰利あらずして伴澤に退く、關山口の東軍又苦戰、潰走金山に退かんとせしに、西兵小徑を回り其背後に出でければ、金山亦守ること能はず、棚倉城遂に陷る

小野鄕（雄野）　和名抄、白河郡小野鄕。○今古關村是なり、延喜式に雄野驛と云ひ、奥州の初驛とするは、即此なり。驛次を推すに、下野那須郡黑川より小野へ至り、松田へ向ふものとす。

雲州本延喜式考異云、雄野、雄諸本作碓、今改作、和名抄白河郡、云驛家、而有小野、蓋當是。

小野の名、後世此地に聞こゆる所なしと雖、旗宿より中野、番下、社川の邊の地形は、まさに小野といふにあたれり。而も、廣瀬氏の古事考に、之を田村郡の同名の山邑に引きあてしは、失誤に屬す。

過白川　詩佛

一日又一日、今朝抵白川、過毛平野絕、入奥好山連、遺跡多爲寺、故城皆作田、東亭猶關處、雲樹翠撲天、

秋風秋雨白川關、　毅堂

官程既入奥毛間、行覺丁夫語帶蠻、二十三山青未了、

白坂　今白坂村と云ふ、旗宿の西一里、白河町の南一里半、近世の驛路此を通へり。何の時代より驛路となりけるにや、關山、及び明神祠の名も此に移り、彼探舊の客も、多く此を以て上古の遺跡と爲して、詠懷せり。（白坂の官道は、後世の事といへど、建武二年注文に、白坂の村名を載せ、應安三年の白河被官人交名に、白坂近江守あり、亦久し）

北越軍記云、慶長五年、徳川殿會津へ寄せらるると聞えければ、白川の城を大手とし、西の關、白坂と番澤口（旗宿）の兩切所を固め、云々。又、白坂を過ぎて打入給時分、直江山城守は、一萬騎にて、馬根子、鷹助より白坂へ出、徳川殿に切かゝるべしと定めたり。○古事考云、今の官道白坂には、古關の遺址と覺しき地なし、且白坂驛も、今の宿よりは十七八丁許も西に在りしを、引移されしとつたへ、其西に宿場の地名のこり、下野那須郡の木戸村、戰村へ堺を接す、是は中古、那須白河兩家戰爭の時より名附しなるべし、此道筋にも上古の關址なし。○十符の菅薦云、今の白坂の官道は、古關の壞れたる後に、たよりよきに任せて、開きたるものなるべし、白川故事考に、上杉景勝の徳川氏を防ぎし時、この白坂越を開きて、江戸勢をさそひ、小丸山の麓なる大池におとしいれんとたくみし由、記したれど、そはもとより有りし

道につきて、はかりごとなしにて、新につくれるにはあらざりけらし。○會津史云、閏四月廿五日、西軍白坂を過ぎ、皮籠原に至る、此地白河城を距ること一里許、會の遊擊隊、壘を築き之を守る、而して別隊をして左翼より迂回して敵背を衝かしむ、西軍狼狽白坂に走り、遂に蘆野に退く、已にして蘆野の西軍は、宇都宮の援と合し、本道は薩長垣忍の四藩、棚倉口は薩長垣の三藩、黑川口は薩長の兩藩の兵にして、總軍合せて千七百餘人、大砲七門なり、東軍亦之を聞き、幕兵を中央に、會兵は右翼に、仙臺、棚倉は左翼に分れて、敵の進到を待つ、總軍凡二千餘人、大砲八門を備ふ、五月朔、天明、兩軍城外の原頭に戰を開く、西軍は本道間道の四道より進擊す、本道の西軍頗慓悍、我中央の幕兵少しく退く、兩翼も亦漸く退く、西軍忽急進擊に移り、先づ右方丘陵に迫る、我士卒悉く拒きて之を斥く、已にして本道及び左右翼の西軍、東軍の左側に迫る、是に於て、仙臺棚倉の兵、殆と衝擊を受け、東軍全隊支ふる能はずして走る、白河城遂に西軍の有に歸す、此日、仙臺兵甚に衰ひ、其兵衆しと雖、戰鬪に熟練せず、終に此敗を取りしと云ふ、七年史云、六月廿一日の夜、會將原田對馬、竊に羽太の陣を出で、白坂に迫る、廿二日、早天急擊す、西兵は黑羽兵なり、事不意に出るを以て、乍ち退き壘壁に據る、已にして大垣兵來り加はりければ、原田は急に兵を收め、力戰せずして引き退く。

二所關明神社(ニシヨノセキ) 今白坂村に在りて、之を堺の明神とも云ふ、二所とは、關の前後に二社ありて、南は下野人之を祭り、北は陸奥人を祭れるを云ふ、やがて二所の關の名も起る、されば、陸奥の關明神は、即式内伊波止和氣神社にて、初め旗宿に在りしを、後世白坂に分ちし也、、所の名をつたふる者と知るべし。

白河往昔記云、二所關明神、白坂村一社、旗宿村一社、今泉堺之明神、是則二所關明神、兩社也、往昔從此白河旅人、白川城下之禪林、關川寺へ關錢ヲ納メシ也、其謂レ今以殘リ、東奥皆調錢用之、百文之中ヨリ四錢拔ク、關錢此寺ニ納故、當地ヨリ京都迄、目拔今以錢門也、(補注、二所とは、一社下野國、一社陸奥國なり)、觀聞志云、白河關山明神、即式内檜々古和氣神社是也、往時關山、在今新宮、東可三里、又云、關山明神、今社地在白坂、奥野疆上、號兩社、以內關山神社、有寺、有日豐神寺陸奥地也、左日正頓寺下野地也、、古事考云、關明神は今二社あり、旗宿村の古道に一所、白坂の明神村に一所、此を越えて下野國(寄居)に一社あり、吾妻鏡にいへる關明神は、旗宿の古社也。

元祿二年紀行、奥の細道云、心許なき日かず重なるまゝに、白川の關にかゝりて旅心定りぬ、いかで都へと便り求めしも斷りなり、中にも此關は、三關の一にして、風騷の人心をとゞむ、秋風を耳に殘し、紅葉を俤にして、青葉の梢なほあはれ也、卯の花の白妙に、茨の花の咲きそひて、雪にもこゆる心地ぞする、古人冠を正し衣裝を改めし事など、清輔の筆にもとゞめ置かれしとぞ、

卯の花をかざしに關の晴着かな　曾良

奥細道菅菰抄云、逢坂、鈴鹿、不破を、昔は三關と申したり、白川關を三關の一とする事は聞かず、千載集一部にはまだ青葉にて見しかども紅葉ちりしく白川の關、賴政」但本文のあはれは、賴政の身のなる果はあはれなりけり」とよみしあはれの如く、天晴といふ事なるべし、又千載集「見て過る人しなければ卯の花の咲ける垣根や白川の關、藤原季通朝臣」東路も年も末にやなりぬらん雪ふりにけり白川の關、僧都印性」清輔袋艸子には、竹田の大夫國行と云者、陸奥に下向之時、白川關すぐる日は、殊に裝束ひきつくろひむかふと、云云、何等故哉、答云、古曾部の入道の、秋風ぞふく白川の關とよまれたる所なれば、いかでけなりにては過ぎんと、云々、殊勝の事歟と見えたり。○政中、幹日記云、下野陸奥の堺一所が關といへり、兩國の神主ならびたちおはす、いづれも玉津島の神をしづめ奉るのよし、むつの國の大守、御國へ出入の度ごと、此所に輿立てゝ、幣をきこしめさるゝ嘉例とかや、即いにしへの白川の關の跡とて、歌人の心をとむる所なれ、又ある人のいふ、古への關は、四五丁馬手のかたなりしと、

能因にくさめさせたる秋はこゝ　支考

白川にひかせたまふな秋の風、

正徳元年四月朔、白河の關を過るとて、

今も世に名をのみたてゝ白河の關の戸さしはもる人もなし、　伊達吉村

皮籠原(カハゴ)（原鑑） 又革籠に作り、又鑑原(ノゾ)といふ、白坂と白河城市の間なる草野をいふ、社川の水源、及び南湖てふ澤池あり、皮籠原の西を小田倉原と云ふ、共に古來戰爭の跡とつたへたり、

下野管轄志云、小丸山といふ處あり、こゝは山とはいへど低くて、三四戸ばかり家ある村なり、さいつ年、會津に討手の向ひし時、このうしろの峠より、官軍の石火矢をつゝけうちに放ちかけたるに、白川城の柵は騒ぎたちて、終にそこを打破られ、城も落たりしとぞ、此時死せる士の塚あり、

想昔奮戰濟時艱、満野伏屍鮮血斑、今日旅簷青草路、怒勒駐驛白川山、　木戸孝允

あた波の立騒ぎしも時の間に昔となりぬ白かはのさと、　高崎正風

白河往昔記云、皮籠村は、是れ昔、吉次、吉内、吉六といへる、都の商人、兄弟三人、數多の財寶を負て、奥州へ下りし時、盜賊聞き、大勢集り、彼の都の商人を殺害し、

（革籠原）

舊物を存へり、之に依て此所を宿館と號す、右の兒第三人の在城、今に在り（關八州古戰錄云、永祿七年、小田倉合戰、長の方、柏原筋より、會津の伏兵三百計、味方の北ぐるを追撃して、競ひ來るを見て、下那須三倍村の伏兵五六十人、矢衾を作て待居たりければ、會津白河の兩勢、共に一揆りに捲り立られ、關東二十餘町を一返しも返さず、拾鐵打て逃上るを、那須勢爰に來て、革籠宿の邊まで追散し、敗北の士引返す　北越軍記云、慶長五年、景勝、會津籠城の用意有て、白川口皮籠原を合戰場と相定め、道中の宿々自焼せしめ、竹木伐拂ひ道を造られたり。又云、敵白川口へ押入らば、本庄、本戸以下の諸將は、關山より横合に革籠原へ討ち入て、秀康卿と勝負を決すへしと、謀りたり　會津陣物語云、白川城の内南へ引退して、谷田川と云ふ深沼あり、長さ一里、其東南に革籠原あり、其西一里に西原と云ふ所あり、此口防がんために、逢隈川の其上へ切流せ、又革籠原の東に、關山とて、松の繁み三里計並れたり、是には大軍を陣取らせ、白川城を大夫に拵へ、安田上總介順易、島津左京入道月下齋を大將として、人數四萬是に開く、此合戰は安田と定められたれど、先鋒の旗見えたらは、本庄越前守繁長父子、屈強の兵八千にて、南山口より朴坂へ懸り、根子驛を過ぎ、白坂の西に至り、此勢は四千餘にて野州芦野邊へ打て出、秀忠若陣候はば、然と一合戰して退きて引取るべし、秀忠勝に乘て追來り、白坂を經て押込ば、革籠原にて引つゝみ、谷田川の深沼へ追込べし、家康は合戰被始と聞候はば、急て細川を渡り押來るべし、其左右を開ば、直江山城守勢一萬、浪人二萬計にて、會津山之内より出て、高原、鹽原へ懸り、奈須嶽の麓、高林、加賀原、八田地より、佐久山、太田原の間へ打て出つべし、佐竹勢梅津半右衛門、戸村豐後も二萬にて、富田、道場宿より石井の渡り、還井筋へ押通り、是も佐久山、大田原の間へ押出し、相圖の烽火を見て、直江山城二、東西より家康の旗本を挾み、黄中に取こめん者をと、謀りたり　又云、唯今までの白川口の道、與井日は、左京右衛と云ふ大切場有て、内東の大軍一度に攻入事ならず、上雷角、内府父子を思様に革籠原へ引付さるに於ては、十分の勝利を得べし、左藤右衞の山を切崩し、旗宿往還の路を塞ぎ、夫より西一里計、境の明神、白坂の道を作り、東西宿人數を、革籠原へ引入れ、道邊の在々家々を焼拂ひ、山林竹木を切取り、道を日り地を平ならし、三手四方、一面に飛び土の如くにして、待置たり）

白川郷（シラカハ）

和名抄、白河郡白川郷　今白河町、白坂村及び西郷村にあたる　郷、大村郷、丹波郷、小野郡鄉の西にして、逢隈川の源に居る　白河の白川と云ふも、逢隈の清流に外ならずと知るべし

近世、或は此を疑ひて、旗宿の明神を白川神と云ひ、社川をば白川に擬したれど、證據あるにあらず。名所方角抄に、白川關は水邊にあらず、山なり、京より五十日の道なりとある如く、旗宿の古關は小野郡なり、又白川神は鹿島社にあたる

　今度不慮下向候之處、種々懇切、（中略）一昨日之急時、關を申旧懷と覺候間、爲川原進候。猶又是への路次にて、彼名所を承候間添進候、就落候者、自京都可申候、條々難盡筆候、謹言、

　　三月十三日（文明十九）　　判、聖護院道興

　　　　白川入道殿（古事考）

白河（シラカハ）

今白河町、人口一萬八千、逢隈川右岸の邑落なり　舊城は、直に其岸邊に在りて、廓市は城の南及び東に布置す。鐵道、東京へ百十六哩、福島へ五十二哩、宇都宮へ五十哩。

白河は、土地標高三百七十米突許、謂ふ所の和根、逢隈の兩大水の分界にあたる者、山川南北、其形勢を異にし、實に奥羽出道の門戸也。而も、古へ其門は山脇に遷きて之を設けたる、南北干乱の頃に及び、邑主結城氏始めて搦目、小峰等の城を築き、其後、會國に在れり。天正十八年、丹羽氏、小峰を改修して鎮城と爲す、近世の白河の城市は是より起る。寛政、文化中の城主、松平越中守定信　時年隆進、樂翁と號す　は、文武の才、當世に比なく、蒙英最高かりし、後守山桑名へ轉封したりと雖、永く白河公の名を傳へたり　白河の舊事は、寛寶中の往昔記に、

　白川法皇の御宇、勅に從ひ、陸奥白川は其地狹しと雖、地勢を量るに、山の姿川の色、能く洛陽に似たり、因て都を學ぶ可しとて、勅に應ぜしめらる、其時より今に城下の小路、謂はゆる鹿島小路、北小路、櫻小路、久保小路、道場小路、の後、都の樣に之れ行し、又五山の像あり、正覺寺は城中に在しと云ふが、今明ならず、太白山皇德寺は、是れ後白河法皇の勅願所也、杜鵑山の北、東西二町餘、屋敷地なりしが、慶長中從焼せしめ、城南大工町へ移され、僅に古跡殘る、龍興寺は、今の久松寺地に在りしと云ふ、寶陀山大統寺は、城外東北に在りしが、中頃久松寺地に移り、寶永中より今の馬町に移る、正雲寺、金勝寺は、城外西北の地に、古今同じ、是れ聖一國師の勧法、眼更の開基ない、其後破壞して、今僅に舊跡が存するのみ、云々、櫻町の三十三間堂、是れ法皇の勅命に依て、觀音の像數多安置し奉りけるが、元和年中の末に破壞して、今名のみ殘る、

など見えたり。白河法皇の京師に擬せしめられしと云ふは、彼の諺に、京白河とうたはれしを本として、附會せるに外ならず。されど、吾妻鏡にも、既に白河庄は院御領たる歟と見え、本家職を院分とし、領家職、地頭職もおりて、彼結城氏は、即地頭の家なり。げに、白河、鳥羽

などの堂宇に、立なせられし丘陵にやあらん　古事考云、白河城下に、寛長、元禄の頃、蒲生の城代町野右近在住の北に、町々の割渡しあり、丹羽お長入部の後、城市其に一緒に[illegible]は、今[illegible]寺の後に、當時大隣寺という、稿名なし、[illegible]なり（天[illegible]中の松平大和守在第、同其他の堂も、同地にて、當時[illegible]寺といへ、[illegible]文化中頃、白河川屋出記云、白城の郭外、會津口笛町に學館あり、會津町は本多家の時に會津浪人[illegible]召抱置かれしに由る、蓮池は町の總南に在る、寛永頃迄は、目ヶ関屋[illegible]道を流れしが、會津町拓かれ堤防を築かれしより、道[illegible]たるを、沼地は水を貯へ池と爲され、近年蓮荷繁茂す、堤には柳を[植ゑ]られ、周囲の後をめぐり、長六百[十]間、大廟小銃の調習所なり、西口、道場小路は、古小路[と]名[付]りし也、大手口の中町に高札場あり、[illegible]此に市[illegible]、城下の[illegible]と定めらる[illegible]此なり、大手門には舊会所あり、陸羽国に既に見は、[illegible]には小峰寺あり、[illegible]の頃に、搦城の西に建一、[illegible]小路の西口へ移され、又此に[illegible]したるは、寛[illegible]の[illegible]、[illegible]十人の開きしなれば、搦由りて其境場を搦[目]と名づけて、今に然り。

白河城址（シラカハ）白河町の北にして、今鐵道停車場と爲る

小峰城　其古、小峰と云ふ、結城白河氏の築ける所なりしを、寛永年中、丹羽常陸守長重修造して之を再興し、爾後奥州諸の第一城たり、其後丹羽氏二本松へ轉封せ、[illegible]十年松平[illegible]原、武[illegible]大輔忠次、慶安二年本多能登守忠義、寛文年松平下總守忠弘、元禄五年松平大和守直矩、寛保二年松平越中守定賢、文政六年阿部備中守正[illegible]、封十萬石以て明治維新に至れり。

按、白河結城氏の宗家は、搦目[城]を以て其本城と爲しけれは、永正以前の白河城は、皆搦目山を指す、小峰の東半里を隔てたり、系図に據れば、結城顯朝の弟、參河守朝常（親朝の次男）は小峰氏と稱す、初め、其父親朝も、小峰に退老したりと云へば、小峰城は、親朝の創めし者歟。朝常、正平五年九月、其族を離れて、將軍[尊]氏に應じ、石川[illegible]と戰ひしは、[illegible]年、宇津峰城を攻めしこと、南山[記]に見ゆ（大日本史[illegible]城籍志）、其子政常（參河守）、其子[直]政、

下野國[illegible]上野[illegible]、[illegible]之事、[illegible]候、[illegible]之事者、[illegible]可[illegible]也、[illegible]、

十二月[廿]三日　（[illegible]）[石]川[讃]眞

小峰參河守殿（白河市[illegible]文書）

其子朝親、其子直親（下野守）、[illegible]内[illegible]、及び本朝通[illegible]に[illegible]、其子直常なり、[illegible]白河氏の結城[illegible]に直常の子、[illegible]は、延徳二年、[illegible]大夫に[illegible]任の許するが、此人、永正七年[illegible]月自害と違へたり、然るに、永正七年の白河内訌は、嫡流政朝、[illegible]、[illegible]少弼[illegible]九月に[illegible]、[illegible]に岩城の援兵、小峰氏の招に因りて、入侵したる[illegible]開こ[illegible]、會津[illegible]、白河古事考に[illegible]されば、小峰[illegible]常、小峰[illegible]の[illegible]弟[illegible]、[illegible]、又、[illegible]に、[illegible]に政[朝]の子顯[頼]をも[illegible]なる[illegible]、[illegible]は[illegible]し、小峰い[illegible]弟い、[illegible]して嫡家に代りしもの[illegible][illegible]するに、永正の[illegible]、古河公方政氏、[illegible]、及び[illegible]、[illegible]政[illegible]より[illegible]、小峰一[illegible]に[illegible]くる）修理大夫[illegible]、小峰[illegible]は、昔小峰[illegible]にて、嫡家の政[朝]に[illegible]、[illegible]、其子の顯頼（右兵衛佐）にも[illegible]。

就武茂庄之事、度々被仰出候之處、于今不存其旨候、白[川]候、速[隨]上[意][illegible]、白川彈正少弼へ、加[意]見候者、可然候、[illegible]、

十月廿九日　（[illegible]、古河政氏）

小[峰][illegible]大夫殿

鑑組は、會津若[松]に[illegible]に合結して、政[朝]の子と對[抗]せられ、[illegible]に[illegible]せず[illegible]、[illegible]、小峰義親に[illegible]を奪はれしのみ。

いへ[illegible]十八[日]之[illegible]、[illegible]相付申候、[illegible]入候、[illegible]日、一[illegible]候、

永正八年十一月[日]　[illegible]（[illegible]）

やつき[illegible]へ参

[illegible]、政朝の次に、隆綱、次に義綱と[illegible]したる[形]跡、八[幡]大菩薩の文書に[illegible]せられ、隆綱は、[illegible]に、岩城氏と親[睦]し[illegible]て、[illegible]家の隆字を負へる人[illegible]、此人即[illegible]を[illegible]て之に代れるならん、諸系図、隆[illegible]を[illegible]頼と混同するなことし、義綱は、其[illegible]を[illegible]にせず、天文中以下の文書に其名見ゆ（白川左兵衛佐と稱せり）其子晴綱は、晴[illegible]といひ、天文、[illegible]の比の人、白川左京大夫と稱せり、其子義[綱]は、[illegible]中に[illegible]せしならんも、治家久しからず、[illegible]、[illegible]に[illegible]ける[illegible]、小田川の[illegible]に[illegible]、[illegible]は會[illegible]寺に[illegible]すべし

從[illegible]、[illegible]之由に候之處、不[illegible]御目、殘多[illegible]存候、隨而御身上之儀、[illegible]之御世、[illegible]目[illegible]候間、少も不可存疎意候、如何[illegible]於當境御[illegible]、[illegible]可申達候、[illegible]、[illegible]恐々謹言、

七月[illegible]日　[illegible]

白川[illegible]殿　[illegible]

天正十八年八月、[illegible]、會[津]へ[illegible]せらる[illegible]、白河は其[属]邑たり、[illegible]、[illegible]城を守り、[illegible]、[illegible]に代る[illegible]に代るや、左[illegible]門[illegible]白河の城代とせらる　[illegible]、前野左氏吉　[illegible]、城代たり、[illegible]、寛永五年

に至り、棚倉より丹羽氏之に代る。

小峰城址

往昔記云、小峯之天神宮、是小峯城鎭護之守也、其地城東之山崎也、晩霞之蔵天神、是之城主崇祭之守也、丹羽長重小峯城郭普請之砌、寛永年中、別當常法寺、奉遷宮田町也、元禁城者、後小峰崎有之、上古之名也。○白河風土記云、舊城は、白川郷の白河城は、興國、正平の頃、結城親朝之を築く、即小峯と云へり、の後寛永六年、丹羽丹長にて、石垣本城を營し、四年の土功事畢て、今の形勢とはなりぬ、さて、天正十八年の秋、關白秀吉公奥州下向の時は、八月十四日に、當城に宿られ、御仕置を催され、其夕、蒲生氏郷へ會津を賜り、當城も其領知内となれど、氏郷は當城に月なが々留らせしを、山崎右京進喜り賀と申す者を、氏郷聞も敢ず、大身にはなりたれども、氏郷を見れば異也、奥州の田舎者になりぬと、申されけるとかや、○落穗集、會津四家合考によれば、秀吉は、中秋の比、高原邑、南山道を行かれたり、疑ふべし」郭内、南北の街は、北を首とし南を尾とす、西東の街は地により首尾齊しからず、總じて本城の四方は、西を會津町、北を尾岡、東を横町口、南を大手とし、四方に凡六門を開き、以て郭外の市店に通ぜしむ、西は芒海門、會津門、東は横町門、田町門、北の尾岡門は近年出入を禁ぜらる、南は追手口なり、郭内の街巷は、東西凡二條、南北凡二條、各小巷を通ず、其北小路の東隅に、笹原清水あり、昔此に笹原明神ましましが、いつの頃にか、郭外大工町の皇徳寺内へ移さる、清水の北、城隍に臨みたる所を小峰崎といふ、新町通に馬場あり、常に調習の所なれど、八九月には、封内の村里の駒悉く集め、此にて駿驪を擇び、甲をば官馬として收められ、乙は里民の自由に交易せしめらる、昔我白河は、農民多く馬を飼ふをもて、其名、仙臺、南部の馬に及ばず、されど、昔越前の朝倉繁栄の一十七箇條の中に、伊達、白河の御靈といふこと見ゆれば、その頃、白河にも善馬を出しゝにや。

笹原

古事考云、室町營中へ、白河より駿馬を召されけるよし、親元日記、寛正六年の條、及び結城家の文書、八月十五日以下に多く見ゆ。○白河に、近世笹原（ササハラ）の小名あり、城中の笹原清水に附會したるにて、由來あることにてはなかるべし。或は日く、棚倉の伊野谷、古文書に笹原荘といふと、されど高野郡の私稱荘號か、詳ならず、又、天文十三年鹿島社の簿議には、白川庄竹原郷と載す、近世笹原郷といふと合はず

竹原

「唐人十一宮、拙者も同前に候て、御怨望尤候」また「去年夏、唐人以羅上使候、愛候、彼仁當長羅下候之條、以一書申達候」云々と、小田原北條氏の一族、綱成より、白川義親への状に見ゆ、天正の頃の事か、

戊辰の歳、白河、棚倉の二城は、阿部氏の鎮守する所にして、其兵多く棚倉に在り、故に要用倉卒と稱したり。三月、官軍世良大山の兩參謀、九條公を奉じて奥下し、奥羽諸藩を督して會津を伐たんとす、白河は奥道の咽喉たるを以て、特に仙臺、二本松、三春、棚倉等の兵を召し之を守らしむ。閏四月廿日、會津藩士の純義隊、首二十人許、大鳥圭介之を率ゐたり、急に襲ひて白河城を取り、之を會津兵に附す、東北の戰端實に之に始む。舊幕府雜志云、白河城は、閏四月廿日、純義隊會津勢至堂口より攻入、格別の戰もなく落城し、會兵繰込たり、然るに宇都宮より薩長垣の官軍進來り、二十六日、白河白坂の間にて大戰爭となり、遂に會兵勝利、官軍黒羽邊に引退き、翌二十七日早曉より戰あり官軍又不利、其内奥羽全盟の事成りしにより、仙臺棚倉其外諸侯も、今度は同盟軍となり、會兵と共に白河城に入りたりしが、宇都宮へ向ひて押出さんとて、二十日、白坂まで宿割を出しゝに、官軍宿割も亦白坂に在り、其翌五月朔日、早曉、官軍再擧白河を襲ふ、會、仙、棚倉、二本松の兵防戰、終日、今日官軍大敗、官軍悉く退けり、是より會盟軍は之を攻むれども、遂に復する能はず、此時會兵死傷する者凡二百人、同盟軍にても二百人位ありしとぞ、官軍の死傷も不少由に聞及べり。○維新史料云、閏四月廿六日、白河城攻むべき議ありしかど果さず、五月朔、宇都宮四時を進發の期とし、兵を三道に分ち、薩の一番隊四番隊は、白川の南側を廻り、棚倉街道に進み、二番隊大垣一小隊は、本街道より進み、五番隊長州大垣各一小隊は、白坂驛より、左の方黒川村へ進み、夫より原方へ出で、此時本街道已に戰を始む、是れ黒坂村よりの約束にして、敵をして本街道に力を用ひしめ、左右の翼、各敵の背後に至らば、火を揚て以て一時に攻撃を始むるものとし、其距離、棚倉街道第一なるを以て、同所に火を揚るを期とす、已にして、間諜夫を假ふ、仍て進て大に奮撃す、賊兵二面敵を受け、防戰に時間稍、白河城に據て以て守禦す、官軍進て、砲臺に迫る、賊終に潰走す、先是、我二番隊は、迂回して長山の賊兵を追撃し、四番隊と合し、町口の壘塲を衝撃す、於是、賊兵大に潰亂す、仍て又一小隊を二分し、本海道の後山に登り背後を絶ち、四方一時に攻撃す、賊兵狼狽、進退途を失す、此日の首級六百八十二なり、夫より地利を案し、長藩は棚倉、石川の兩道を守り、各休息す、午後二時頃なり、續國史略云、五月朔、昧爽、官軍分兵、自三道襲白川、時會津守黒川道、江戸亡命（純義、首選）守江戸道、仙臺守棚倉道、三道戰正酣、兩棚倉道先破、官軍追尾、棚倉守兵稍戰、一團三十六人、脱者僅六人、兩三道戰皆敗、官軍乗勢入城下、發兵除兵伏、此役斬獲六百八十四人、會將西郷頼母僅免、白川與羽要衝、道通八方、先據之攻守兩便、故東軍失之後、數襲之、遂不能拔。

八幡臺（ハチマンダイ）

東巡錄云、明治九年六月十三日、白河城址御登

に、城後の高處なり、八番壹と云ふ、山根十五ヶ村の牧馬千五百餘頭を集め、毎年こゝに分し、産駒に供す、また故老を召して、戊辰兵火の罹を問はせらる、老人等申諸由を補闕し、且、當年賊徒敗せる形況を陳じたり、○日、慶應四年閏四月、官軍參謀世良修藏、暫く白河城に寄り、仙臺、二本松、棚倉の兵之を守る、十七日、修藏此なり福島に赴く、十八日、仙臺異志ありて引き去る、廿日の暁、會藩兵、並に江戸脱走の純義隊、[illegible]代齋藤一以下、百二十人、白河城を奪ふ、守兵火を放て遁る、會藩兵加はる者日に多く、凡八百人、廿五日黎明、官軍七百人、宇都宮口より之を攻む、抜けず、會藩の重臣西郷頼母、横山主税、仙臺の重臣瀬上主膳以下、奥羽兵加はる者四千餘、五月朔、官軍八百人來攻、又前め兵三十人を棚倉街道稻荷山の藪中に伏し、大に賊兵を破り、横山主税等七百人を殪し、終に本城を復す、廿五日、奥羽賊兵二萬人城を囲む、會藩兵敗、二日闘ふ、廿七日、土佐藩兵二百人入て援く、六月十二日、賊兵又至る、廿三日、大雨、大總督營兵來着し、常宣寺に屯し、此夜官兵棚倉に向ひ、翌廿四日之を陷る、爾も白河は七月一日小戰又起り、十五日に至るまで戰鬪に及ぶ、山根の十二村、大半兵燹に罹る、云々。

雷神山（ライジン）　白河七重の東北、五月廿六日、東軍白河城に迫る、根子口、矢吹口、及び長坂、大谷地、雷方面皆進む、時に稲荷野、折口より會兵出て、雷神山、原方口の西兵と戰ふ、西も亦守る能はず、七月朔、會津の諸隊、大平口より進み、一手は金勝寺山に登り、藪中を狙射し、一手は中田及び雷神山に進し、白坂の西兵と激戰を為す、西兵の別隊、東軍の背後に出て、羽太、関谷の民家を焼く、東軍敗潰、白河全く西軍の所有に歸す

杜鵑山（ホトヽギス）　往昔記云、杜鵑山者、七地久松寺之東也、山後、屹若君如屏風岸立、下河清泚、淺而勢冷、藤花は木々の梢を停へ落却灌漑、[illegible]紅水照、間二花之名由也、社鳥も此山に來て初音を告る也、近代此山の草木枯て伐取、無景の地となり、於今杜鵑山と唱ふ、人不知、有昔待人の爲め杜鵑山と我名を殘し置なり、文殊山、有昔鶯山東、山前谷津田川之水流、有帝常置文殊、文殊の像以來破却之、寛永年中等喜之時、悉切取石、[illegible]色杜鵑山は、高十三丈、文殊山は高三丈許、其に南向の鳥にて、共に殊山の有様、形状皆に似たり。

小峯寺（コミネ）　今搦内道場町に在り、時宗の念佛道場也。（古事考、小峯寺、宗廣入道の菩提に建たる也、其頃は搦山に在りしが此迄行の有し地を、今も寺山と云ふ、道行眞なれば、その寺の有る處の地を呼傳ふ也、入道道忠、死に臨める時、一人の僧念佛を勸るに、道忠あざ笑て、我年七十まで活たれば、人間の事に於て思ひおく事なし、但朝敵を亡さずして死するにこそ、七代までの恨なれ、我子親朝に傳へて、其佛前[illegible]名號も無用也、只、速に朝敵の首斬て、七所へ手向よとて、刀を抜き逆手に持て、歯を嚙しばりて卒去したり、道忠悪念の程、後の世までも恐する計りなり、然るを太平記に、地獄に堕たりなど云たるは、賢者を評たるなるべし、大日本史に、これらの詳實を去り、忠烈の姿を寫せるは貴ぶべし

永藏寺（エイザウ）　寛永七年記云、本町の東、坂寺、右代國[illegible]觀の開基なり、[illegible]信ふ、同觀は白川宗廣へ預けられ、[illegible]の邊に居住す、建武中興の時、同觀歸京、弟子宗印、[illegible]に一寺を創む、即永藏寺なり、古事考云、太平記、元徳二年に、後醍醐帝、關東を呪咀し玉ふ、北條高時これを怒て、圓觀上人等を鎌倉へ呼下す、[illegible]日野[illegible]により夫々罪有に座せらる、同年七月十三日、[illegible]圓觀あり は遠流一等を宥て、結城上野入道に預けられけるに、奥州へ具足し奉る、按、此時入道在鎌倉なれば、一度上人を京川へ遣はして、首の誅を赦せらる、名取川は名取郡にあり、白川より遥隔りたる里なれども、先帝剌光の時、白川に流て賜はりしなれば、道忠までも、名取郡を稱せし故、圓觀を此地へ遣りしなるべし、今永藏寺由緒に、圓觀自川に移られし由言傳ふれど、名取へ往來の時、圓觀寄らせしなるべし。

龍興寺（リウコウ）　白河舊市の東南、年貢町に在り、寛永記云、或は日ふ、同寺は寛[illegible]寺という、正中二年、結城宗廣中興し、[illegible]の時、今名に改むと、○往昔記云、八龍神宮、別當眞言宗龍興寺、在城下年貢町也、是跪乃宮開基、同時代也、古歳十[illegible]之時、是實へ詣て志願[illegible]、必御利運有之、[illegible]今別當所有也、以外同中早魃之年、代々別當に仰下り而、於社内、請雨之祈禱有之、○又鳳士記云、龍山は才領町の南二町餘、高二十一丈、古松繁り、下色赤くて醜し、又鯨山とも呼ばる、山下、古い丈許の巨石あり、本尊は今觀音寺へ移さる。

皇徳寺（クワウトク）　今横町の大工町に在り、往昔記に、後白河法皇の勅願所にして、もと杜鵑山の北二町許にありしを、慶長の頃に移す、云々

奉寄進之、道目谷、依當所、結城朝[illegible]之處、只守光寺[illegible]、於然之上、大刀馬進候、目出[illegible]候、弥御祈禱、於自後者、無隔心可申承候、諸事可有後日之候、恐々謹言、

卯月十五日　　　　源義昭　花押

皇徳寺　　白川殿（白川文書）

關川寺（クワンセン）　今横町の中に在り、洞上宗に屬す、本尊、文殊、寛永、開山、上野介結城宗廣、御屋州自川也、有古寺、名關錢、諸公重興之、後改稱[illegible]、宗唱[illegible]、長松井有昔華面目一と見え、往昔記にも、關川寺は初め白坂に在りて、關錢を納れし所と云へたり、提要には、關川寺、昔天台宗、創建未詳、昔蒲者に在りしを、明應元年、結城直朝修造、[illegible]信大[illegible]を住職とす。天正中今地に移す、

云々。○大手口、愛宕町の東北山關川寺は、曾て市中より、街道の[illegible]の一に推さる。○[illegible]旧記に曰く、

關川寺城は、昔の結城入道道忠が隱居所たりし由にて、寺後の構外に、土手堀の跡現存せり、此寺、[illegible]道忠が開基にて、白河城の東に在りしを、後に今の地に移したるものなり、舊地に關川窪の名存す、今の寺内に、大なる五輪塔三基あり、中なるもの最も大なり、之を道忠のものと云ひ、左右なるは結城氏歴代を葬せたるものと云ふ、形も古雅にて、三四百年前のものと思はる、此地の農商に、結城氏の遺臣頗多く、墓所を守て今に絶えずと云ふ、此寺往年燒失、舊記は存せざるが如し、今の緣起には、道忠の死を延元二年十月五日(或は九日)などとしたれば、其餘も推して知るべし、黒漆の古位牌に、結城歴代の法名を列記したるものゝ由、本尊の側に見ゆ、寄金の[illegible]に、結城氏の巴の紋あるがあり、又近年新調の道忠の甲冑の木像もあり。

古事考云、關川寺の地、館跡たり、土居空堀の跡、其西南を遶れり、東南は本多能登守、延寶年中、隱居、九皐庵を建てし時、切り開しより、土居殘存せず、此頃、結城氏の遺蹟と云ふ、今は存らず、世俗の云傳に、昔此地に毒蛇の居たるを、關川寺の住僧法力を以て、制伏したるを賞して、後百文の内より四文宛、往來の者より此寺へ納めしと、四家合考には太閤秀吉公の時、諸々關役皆破れて、關錢の字を改めて川の字に作るとあり、然れ共、是より先に、結城直朝、法名關川寺殿と云なれば、直朝の菩提の爲に寄せし寺にて、關錢と云ふは附會なるべし、天文の頃、上杉憲政の家老、長尾意玄、通用に便なりとて、關東の國々へ令して九十六錢を百文とす、白川は關東に隣れば、一白河までは省百を用ひしならん。

谷田川（ヤツダ）　白河市驛の南より、東へ廻る渠流なり。○大谷地川も小谷地田川も、共に米村の堀川の本を導入れて源とすれど、共に谷を廻りて其名あり、[illegible]に、白川城下、西方へ引廻て、谷田川といふ渠溝あり、云々、今は[illegible]に、[illegible]、[illegible]山の北にて阿武隈へ歸す。堀川は、其源赤面山の奥に出づ。

關湖（セキ）　又南湖（ナンコ）と云ふ、白河市街の東南半里、皮ヶ窪の東に在り、其水は、東に下り社川へ入る、即常に久田川の一源なり、周廻一里に餘る、文化中、樂翁公の築造にして、一は遊賞のため、一は灌田のために修造せる所とす。

白河城南湖詩、二十韻、　　林　[illegible]

城南纔里餘、置有[illegible]、周[illegible]南域、中[illegible]水[illegible]、[illegible]湖長不乾、[illegible]、[illegible]、必匠有所寓、何遠表目次、[illegible]、功夫遂不易、久矣民信之、不分[illegible]、[illegible]、苔皆未幾年、終得功能遂、[illegible]、雲影與天光、映帶發秀致、一朝[illegible]、[illegible]、其山花可樓、其水船堪泛、[illegible]、[illegible]、小隊時出遊、[illegible]、[illegible]、冬則弋鳧鴨、[illegible]、[illegible]、大[illegible]、化工[illegible]、世々子孫[illegible]、[illegible]、

十符菅薦云、白河城下東あり、松平定信のここに城主たりし時、枯たる蘆くちたる蒲をはらひ、こゝの入江、かしこの磯に亭など建てゝ、所々にみやびたる名つけられたり、その池を關の湖といふは、近衛基前公の歌に「影うつる山もみどりの波はれて見渡し廣き關の湖」とあるによりて名づけ、また共樂亭とて亭あり、これ定信の「やま水の高きひききも隔てなく、共に樂しきまとゐすらしも」とよまれしによれる字なり、其外鏡の山、眞萩の浦、鶴の岡、松虫の原、常盤の清水、松風の里、月待山、月見の浦、山根の島、みかさの島、千代のつゝみ、小鹿[illegible]、[illegible]、八重[illegible]、千代の松原などの名所ども、みな詩歌ありて、石に彫りて建てたり、[illegible]に當るをもて、からうたには南湖とつくれり、いと面白[illegible]なれば、此程はいたく荒れたり、此定信のおこし[illegible]、世にあられしほどは、農民の攻をたすけ、[illegible]、[illegible]賢き人なるを、如何なる罪ありて、かゝるみつからわざこそ[illegible]たゝれけん、いともかしこし。○或書に、搦山の大手、合戰坂の謂はれを說き、

佐竹勢[illegible]へ打出けるを、白河方之を見て[illegible]るは、[illegible]の道に伏兵を[illegible]、佐竹いよいよ勢を得て、坂下まで切出たり、味方坂より陰へ引き、敵勝に乘り追かけなば、其間に伏兵とも、[illegible]を引く、[illegible]時一度に矢[illegible]射るべし、敵勢へ引出て、[illegible]に忍びたる伏兵共、[illegible]文字に射向ふべしと評定極りて、小坂を前にあてひかへける「板橋山舊記」

これは何年代のことにや、[illegible]即南湖也

搦山城址（カライヤマ）　又搦目山に作る、白河町の東端に在り。即、白河結城氏の舊城にして、永[illegible]に白河城と云へるは、舊此なり。搦とは、城の搦手といへる語に出づと、大槻氏云、南北朝の頃の白河城は、今の白河驛なる城址ならず、今の驛の東南半里餘、搦山（カラメヤマ）といふに、其跡ありて、搦城址などいへり、古へ、下野より陸奥に入りし官道の、所謂白河關の址も、此の古城址の更に南なる旗宿村にあり、されば、古城も、正門は南に向ひてありしなり、城址中に合戰坂とてある、其の少し東に、正門の跡ありと云ふ、是れ結城宗廣入道道忠が居城にて、義良親王、北畠親房、顯家兩卿等の、東下、西上ありし毎に、駐まらせ給ひし處なり、其後結城氏、

（白河城址）

代々此に居たりしに、永禄年中に、小峯城に移りて、搦城は遂に廢城とはなれりと傳ふ、今城址には合戰坂(城南の小坂)、山王坂(山王祠ありしと云)、堀切などいふ地名を傳ふるのみ、舊物は何も存せずと云ふ、此古城址の北の崖下には、阿武隈川來て、西より東へ流る、其邊なる一村を搦村といふ、案ずるに此城の北に、南の追手に對する搦手ありて、其搦手にある村なれば、搦村の名を生じ、扨、城廢せられて後には、此村名を山に及ぼして搦山といふ、隨て城址をも搦城と稱するやうになりしにはあらぬか、此搦村に往時の世襲里正の家ありて、內山氏といふ、其庭中の後山、中腹に結城稻荷の祠あり、城址の掘切の地にありしを移したるものにて、村の鎭守とすと、又內山氏の邸內に、壁立數丈の巨巖あり、縣道より南に間近く仰ぎ見るべし、即、城址の北崖なり、文化中、白河藩の廣瀨典、此天然の石壁半腹の面に刻して、磨崖の碑を作れり、仙臺白河氏の家傳にては「白河義親、天正十八年まで搦城に居て、同年沒落の後、始めて廢城となれり、今の白河城(小峯城)は、當時極めて粗構なるものなりしを、丹羽氏此に封ぜられてより、大に修造し、搦城より、石壁門墻、諸建築物を移したりと傳ふ、其舊物、明治戊辰の兵燹前までは存したり」となり、但、義親の天正十八年まで搦城に居たりといふは、いかゞあるべき、永禄年中、小峯城主七郎義親、本家を繼ぎし時より、「舊白河城は廢せられしならむ」と、白河古事考にいへり、されば、小峯義親、居ながら本宗に入て、乃從來の白河城を廢して、小峯城を直に白河城と改稱せしなるべし。

白河舊事記云、鹿島宮の地より本宮に當り、由上是れ白河の本城也、南の方谷の間に大沼あり、常に水滿て要害たり、家中士の居所、町人の家居等、此邊に有し也、北の麓に阿武隈の流を承け、流れに守備へて道を分す、西の方を追手とし、東を搦手とす、今搦村と云ふ是也、山の形岩高く重り岩滑かにして、高鳥も翼を生ぜる姿をためらふ、如何で況や人馬の及ぶべき所にあらず、西は米村、東は舟田村に續き、奥州往來の道筋は、鹿島馬場崎を通り、根田村へ出て、南の方は鹿島の前、直にこれに間堂の方へ懸り、八龍神の森より龍宿へ出る、抑、白河は陸奥五十四郡の關門たるに依て、上代賴朝卿の時より、北條家に至る迄、奥州の政事捻は、白川城主より之を計ひ、當時の本城也、小峯城は上野入道(宗廣)以來の新城たり、故に親朝の末孫、義親迄十代を小峯と號す。○古

（搦目）

事考云、搦目村の城跡は、結城上野介宗廣之に居り、延元、興國の間、專守府大將軍源顯家、其弟顯信も暫し此に入りたまへり、光明寺殘篇に見ゆ、古の白河城と云ふ、是也、小峯城は今の白川城にて、永正中、小峯氏其本宗白河氏を繼ぎしより、搦目の本城は廢せしなるべし。

表忠銘

贈綜法秀、在我白河東者、結城氏墟也、我君之南有所慙焉、元弘建武間、王綱衰紊、天下擾々、視利違義、獨宗廣親光、忠烈凜々、首倡唱義、欲擧天下而奉之、不幸弗克、以殞身、然猶東州士民、知義南朝之天者、實亦其力也、一時忠烈、楠公之外無能過焉、而今吾民鮮知其州人、爰以興乎余風、內山重治家於墟下、捐財成乎告路、表而出之、公言斯善、題曰之大字、以刻上方、嗚呼、子之忠魂、數世後得此徽標焉、其必含笑於地下、吾輩又與有光也、銘曰、靖乎此山、維石巖々、遺風肅然、劍佩夜鳴、靈跡不朽、兩岐千年、民懷自衷、國能生賢、

文化四年秋七月　廣瀨典撰

風土記云、搦目村は今大村の管內なれども、河水を隔て、其南に居り、府城の巽十六町余、西南は山丘にて、北に河水流れ、谷津田川は、此にて阿武隈へ合流す、南岸には街道ありて、東は雙石村に至る、西は城下町に接す、結城氏の古城即此なる故、北に鹿島の森をのぞむ、距離六町、關山へ十八町許　城址は今草木茂生したりと雖、頂を削り平げ、下に空壕を繞らしたる蹟、明に認知すべし、城下町の八龍神の邊を、本城の追手口とし、北は河水を背にして、自然に切立たる岩山なり、南は沼池あり、古記に太田判官行隆の創築といふも、行隆の事、他に合考すべからず、結城諸實より以來は、當城に住せしこと分明也、大系圖にも、諸實を白河搦七右衛門尉と注したり。

（太田）

今按、白河城を太田と名けむといふは、太田判官親光の事を誤り傳ふる者歟、太田といふも、もと本郡(和名抄、小田郷)の一在名に似たり。○古事考云、結城親光は、太田判官、又七郎左衛門尉とも云ふ、親朝の弟也、太田と名乘れる事詳ならず、常陸國太田を領せしにや、其頃白川より常陸の內も大分領したり、此人は兄親朝とは打替り、和田、楠にも劣らず忠を盡し給、建武年間記に、恩賞方番文と云ふ中に、親光「太田判官」と注す、同年の要職を勤めけるにや、梅松論に、親光討死の事を記し「建武三年正月、賊軍都に攻入給ひ、洞院實世公の御所に御座有に、降參の暮注するに暇なし、掛りける處に、結城太田判官親光が振廻、誠に忠臣の義を著しける」云々。

「太政官符、陸奥國、
應令前參河守從五位下藤原朝臣親朝、領知當國白河郡內、上野民部五郎、同孫七郎、同孫三郎祖義、同左衛門大夫貫光、同三郎仲重、同七郎朝秀、同孫五郎左衛門尉、同子等跡事、
右、正二位行中納言兼大藏卿左京大夫大判事侍從、藤原朝臣公明宣、奉勅、宜令件親朝爲勳功賞領知者、國

宜承知、供官行之、待到奉行、

建武二年十一月十五日　（連署名）

一讓與　所領等事、

一陸奥國白河莊南方知行分、同國同莊北方、攝津前司入道々忠（結城宗廣）跡、

一同國宇多莊、同國津輕田舍郡内、河邊、[illegible]、

一下總國結城郡、

一下野國中泉莊内、二階堂下野入道跡、同下總入道跡、同國寒河郡内知行分、郷々、

一出羽國餘部内、尾青村、清河村、同國伊[illegible]村郷内、田在家、

一京都宿地、四條東洞院、

一參河國渥美郡内、野田郷、高足郷、細谷郷、大岩郷、右見郷、赤羽郷、彌正郷、吉胡郷、岩崎郷、牟呂郷、草間郷、

右於彼所領等者、相副手繼證文、所讓與孫子七郎左衛門尉顯朝、不可有他妨、仍後日讓狀、如件、

延元元年四月二日　道忠（花押、宗廣）

中院准后親房の歌見せ侍りしに「いつ方も道ある御代にちかければ、又も越えなむ白河のせき」とありしそばに、書い附け侍る、

道あれば又も越えなむ誰も皆げに白川の關路まさしき　宗良　親王

〔李花集〕

白河結城入道々忠の嫡子、其子親朝の、遂に背きて武家方となりし次第は、史傳に詳なれば、此に之を省く、白河文書の、須賀川相樂氏、中畠氏、水戸結城氏に傳へしものは、延寶の比に早く世に傳播し、修錄して親房准后の關城書と稱せられ、最當時の狀態を悉すに足れり、今又之にも及ばず。

一結城彈正少弼顯朝謹言上、欲早被經御沙汰、預重御吹嘘、於京都達奏聞、給安堵御下文、令知行[illegible]親朝所領等事、

副進、一通、大將御感御教書案、於伊達宗清致軍忠由事、一通、御一見狀案、子細同前、

右親朝父子所給康永二年二月廿五日京都御教書者、當國所致軍忠者、建武二年以前知行地、各不可有相違云々、[illegible]之、云先度軍忠之次第、云年紀以前之所領、令勘錄之、依捧申狀、去々年貞和二年四月七日、預御吹擧、於京都難澁申、未達上聞之條、歎吟無窮者也、而去年霊山宇津峯御對治之刻、又依致軍忠、預御感御教書、顯御評判畢、案文謹備于右、凡親朝者[illegible]之間、[illegible]手者於顯朝、所致戰功也、凡顯朝等依參御方、奥州及坂東凶徒靜謐之條、何事如之、就中至於羽州立谷澤城、手者松田大郎殞命以來、至于今數ヶ度軍忠之上者、任御教書旨、可預安堵御下文之處、不及御沙汰、空送數年之條、歎而有餘也、（中略）貞和四年　月。

鎌倉大草紙、應永三年の春の比、小山若犬丸、奥州に逃げくだり、宮方の餘黨をかたらひ、隱居たりしが、奥州は關東の分國と成て、鎌倉より代官日代數多下り、隱家もなかりしかば、奥州の住人、田村庄司清包をたのみて、故新田義宗子息、新田相州、ならびに其いとこ、刑部少輔をかたらひて、大將と號し、白河邊へ打て出づる間、上州、武州に隱居たる宮方の末葉、ことゞゝく馳集る、鎌倉殿之を聞て、則十ヶ國の軍兵を引率し、同二月二十八日御進發、同六月朝日、白河の城御下向、結城修理大夫が館に坐、大勢下向のよしを承はり、新田、小山、田村等悉く退散して、行方をしらず、成行ける間、六月十九日に、白川を御立あり、七月四日に、鎌倉に還御ありて、

按、應永中の白河館は、顯朝の子滿朝（宗廣の曾孫）にして、道號道久と、應永廿四年、八槻文書に載せたり。其子は氏朝にて、永享の結城戰場の張本たりし下總結城の主も、氏朝（中務大輔）と云ひ、同諱なり、一奇とすべし。

越後國蒲原津事、早任御例之旨、可被沙汰渡白川彈正少弼氏朝代之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享十一年十月十日　右京大夫（細川持之）

上杉左馬助　[illegible]　殿

氏朝の子直朝は關川寺[illegible]、永享四年、修理大夫に宣旨あり、其子政朝彈正少弼、明應の比の人なり、其子顯頼（左衛佐）。同國舊記に、白河入道とあるは、直朝入道道朝なるべし。

白川にて、あまたよみ侍りける中に、

とめずとも返らん者かおとにのみ聞きしにこゆる白川のせき、

白川のせきの並木のやまざくら花にゆるすな風の通ひぢ、

白川入道、歌におくれて、なげきの中に侍るとて、禮にも來侍らず、孫をもてさまゞゝ禮義をいたし侍りき、彼の入道、歌數奇のよし傳へきゝ侍りければ、いひ遣はしける、

立よるも一樹のかげの契りとて散にしはなの跡も懐かし、　道興

新篇白河風土記に「白河小峰城に、結城氏在住の頃、文明十七年、伊達稙宗、岩城重隆と戰爭あり、稙宗兵を當地に移し、屋店寺社殘る所なく燒亡せしめらる」とあるは、何に據られしにや、又小峰城の下に、結城白河家の嫡流、政朝の事を擧げ、道興准后の、白川入道父子を尊られしことさへ錄されたるは、搦山の事蹟と、相出入するに似たり。政朝の居れるは小峰にあらず、搦山なり。政朝、永正七年九月、小峰氏のために責められて自害し、顯頼出走し、庶家義綱代り立つ、即小峰氏なり。蓋搦山の嫡流亡び、小峰庶流を以て白河の經綸と爲るは、此際ならん。

菅生（スガフ）　搦目の古壙の西を、菅生館と呼び、菅生傳右衛門の

居れる所といふ。結城の一門に、管生の家號を唱へし人多し、其始末詳ならず、〔古事考、風土記〕又赤坂村〔東白河郡〕に菅田館ありて、これなり菅生氏の址とす、小田倉の西北郊にも、小菅生の村名あり、松林寺は擂田の邊に在り、船田、双石の條に合考すべし。

一松林寺領之事、長可有御知行候、若此旨相違候者、可爲當家之恥辱候、爲後日如斯、恐々謹言、

文正元年八月一日　道朝　結城直朝判

一本領、義重被取置候はゞ、イノク日寺領、館へ添へ異見せしめ、可進申候、三丁目御寺領、令相違候間、自餘者不可有引懸候、爲後日一筆令進候、恐々敬白

天正三年甲戌九月十三日　不說(判)

松林寺へ

小田倉

(西郷)(黒川)(小高倉)

今熊倉、鶴生等と相合せて、西郷村と改む、されど、小田倉、黒川は白河驛市の西南にして、那須郡堺に接せる部落なり、即白坂、華箆原の西一里にして、相並びて間道あり。黒川とは、州郡界の水名なり、(此水は那須川へ歸入す)因りて其水邊の民家を、或は黒川宿といふ、白河驛市を去る二里、小島(那須郡)へ二里半。○小田倉は、建武二年注文に、小高倉につくれり、小田が谷の名か。

關八州古戰錄云、永祿三年、蘆名修理太夫盛氏、奥州仙道表に在陣たりしが、白河の結城上野介義親と相謀て、兩勢を并せ三千餘騎にて、那須白河の境、小田倉原に出張し、那須、蘆屋の二郡を伐取んと欲す、是よりさき、那須修理太夫資胤、不意に兵を發して白河口へ亂入し、華箆原に於て一戰に及びけるに、白河衆思の外多勢にして、野州の先鋒、大關右衞門佐高增、既に討死すべかりし處に、資胤の弟福原彈正左衞門資經援け來り、勇を揮て敵を逐拂ひ、難なく其勢を引取しが、三月、義親其意趣を果さんが爲め、盛氏の援兵を借て、此度發向せられたり、資胤物入驚を促し、資綱、高增を先として、□本大和守、伏元越前守、鹽屋丹波守、蘆野井□□守、瀧□富大隅守、以下三千七百餘騎、鳥山を打立、小田倉表へ着陣、又々敵軍に攻かゝり、永祿三年の小田倉合戰は、白河晴綱、子義綱との出陣なり、那須記の說は其本文に合へ〔?〕し

各是御斥三間、有意者、藤原朝臣資胤、爲佐竹合力、向奥州白河出陣之剋、於吉所請日、八幡大菩薩者、旦日域宗廟之神、故守朝家、援其裔之臣、擁護神佐武勇之者、依之不揚和光利物之誓者、立處決勝討敵數千騎、擧名于諸邦、施光耀之家名、傳譽于孫裔、偏令拜神意誓約、而于時永祿三年、上卓諸軍、向小田倉表境、戌日、白川晴綱父子、五百餘騎之中、勇健之兵不守大將之下知、皆一陣、追拂南戰、當數輩、於旗下同國黒川之兵卒三千餘騎、令方從約是差出、重馬首號旗鬪、諸卒見敗北之氣色處、馬立進、三百餘騎引揚、而、數挾鬪筭、勇兵等得力引返引返、當家勢大靡、八百、雷鳴東山出東北陸之街、是何依神德寧名處也、尚仰後之利益、畏祀之舉、

永祿三庚申臘月吉日　筆者播州住　玄照坊佛意

又會津陣(慶長五年)物語に、白川城は、西面へ引廻し谷田山と云ふ深溜あり、其長二里に餘り、其東南に華箆原あり、夫より西方一里許に、西原といふ野あり、直江山城守の下知にて、中畑の浪人蕪木、酒擂二千程取集め、地と均く西原の野中に埋め、黒川より逆隈川の水を其上へ切流しければ、水は野の上へ流れつゝ、大河に臨むに異ならず、云々、是は、小田倉原に溪流を湛めて、防禦を爲せし記事なるが、黒川より逆隈川の水を切流すと云ふは、地理に合はず、猶尋ぬべし

米村

(山根)(堀川)

今熊倉、柏野、羽太、長坂、及び小田倉、鶴生等をも相合せて、西郷村と改む、白河驛市の西なれども、其地は、逆隈川の邊にして、山野空曠、多くは林野に屬す、或は山根と呼稱せらる、堀川は赤面山の溪流にして、小田倉の南を流れ、米村に至り、阿武隈へ入る。

米村に、早山〔?〕に双山に住して氏を名のれる鍛冶あり、天文中の鹿島社の梵鐘は、此冶工の作なり。米村の北隣、柏野の古館は、和知近江といふ人の居とぞ。〔白河風土記〕

七年史云、五月朔、東軍白河城を失へるの蹟、會の兵西郷頼母は、太平口、上小屋に陣し、羽太村を本營とし、上羽村川、阿武隈川に沿ひて守備を立て、猶進みて、上新條、愛宕山、八幡臺に哨兵を出し、大谷地村の〔?〕枚橋の要地をも扼したり、時に仙道口の本道には、仙臺の増田歷治、二本松の丹羽丹波、各兵を引て矢吹に營す、其他會將小森一貫、相馬、會合は金山七曲に砦壘を築きて扼衛す、六月十二日、米村口長坂、及び折口より、白河城に迫り、奥州兵と戰ふ、會兵、長坂山に一隊を伏せ、敵兵の過るを待ち、之を挾撃して既に潰えんとせしに、薩摩兵來り援けゝれば、東軍退きて阿武隈の塁壁に據る、西兵も長坂村に放火して白河城に退く。

眞船

(熊倉)

今西郷村の大字とす、大略、米村、柏野の西を熊倉、眞船とす。其西は即鶴生なり、眞船の舊館山に、船狀の巨石あり、熊倉の村名は、建武二年注文の中に見えたり。

長坂

今西郷村の大字にて、逆隈川の小部落なり、白河を去る一里、舊名長倉とぞ。

關城繹史云、建武□年□月、北條時行黨、作亂陸奥、據白河郡長倉城、〔原注云地在長坂〕顯家命伊達行朝等諸將討之、十二日、十五日、數戰破賊、行朝與左衞門尉

爲顯（姓門）寛寧平之、正弘日記、白河結城文書」。

（永倉）

古事考に、延元二年文書の、伊達爲明のなかくら合戦といふを、建武の邊の長倉（常陸國）に引きあてたれど、風土記、及び神祇志料に、（式内白河郡永倉神社は、今長坂村に在り、長阪舊名長倉なり、明神宮といふ、文德實錄、齊衡二年、永倉神、官社に預る、是也）とあるに合考し、此に推し定めつ。又村の卯辰に赤淵あり、阿武隈の一潭なり。○伊達勤王事歴云、正統世次考に、なかくらを伊達郡の地とすれど、確證あるに非ず、白河郡の長倉なりしならば、其凶徒は姓名を傳へざれど、白河郡の長坂某、會津の蘆名の族なりしならむか、太平記の中前代蜂起の條、時行に應じたるものゝ中に、蘆名判官入道父子、盛員、高盛ありて、相州鎌倉の戰に、父子討死せり、蘆名の祖佐原義連、始めて會津を領せしかど、六代の孫盛員までは、鎌倉に居て、盛員の次男光盛、康暦元年始めて會津に往けりと、蘆名家分類に見ゆれば、建武の頃、蘆名氏は奥州には居らざりき、されど、蘆名が在鎌倉の間は、會津の事は、皆蘆名が家人富田氏が代官せし由、會津四家合考附録に見ゆれば、長倉の凶徒は、富田が長坂に應じて起りしものにはあらざるか。

羽太（葉太）

今西郷村の大字にて、熊倉の北とす、或は葉太に作る。白河より北に至る二里。其西北界は、山峰白、岩□、會津の二部と相限る。南包山、高内山といふ山中の部落を、眞名子、高助と云ひ、會津への間道あり。

古事考云、羽太村の虫笠に、古碑二基あり、大さ四ケ尺、上に梵文、蓮臺などみゆ、其下三尺計間有て、細字に、願主淨圓、左衛門尉、于時文安二乙丑一の文字見ゆ、又これと同じ位の碑、文字不分、村農に誰人の碑なるかと問に、藥師佛と唱へて、信仰せる由なり。（會津陣物語云、慶長五年、會津の上杉景勝手立には、會津より白川まで二道の内、南山口は殊に切所なり、會津より十四里餘なれども、人馬か出すに、羽太、鶴生の難所ありて宜しからぬ故、此に柵まで切開き、馬根子、鷹助へ路を附け、會津黒川郡より、白川白坂の西へ出る、此道は本庄越前守重長、八千にて備え出づ可しとなり。）○七年史云、閏四月十六日、會藩始めて兵を太平方面に進む、眞名子村に陣す、

（眞名子）

仙臺、二本松、棚倉、三春、泉、湯長谷等の藩兵は、白川城を攻むれど戰はず、會藩世良修藏、又此に在りしが、上りて福島に赴き、仙臺兵亦進まんとするの報あり、會將皆曰ふ、機失ふ可らずと、廿日曉天、會將小池周吾は湘手より、野田進は道手より、三坂喜代助は關舘を攻めければ、城中の二本松藩兵支へずして走り、若城兵亦城中に放火して退く、午の下刻、鎌倉富日より會兵來り會しければ、兵勢頗る振ふ、高山駐在の參謀醍醐忠敬、之を聞き、仙臺へ走る、是にして白河城西軍の取る所となり、東軍力攻之を復せんと欲し、遂に果さず、七月廿八日、白河駐在の土州兵、出てゝ太平口湯本間道の大迂廻を為し、羽太、虫笠、眞名子諸村の敵を掃ひ、悉く諸道の民家を焼き、敵の據る所を潰す、是れより東軍遠く遁れて、白河の近傍復砲聲を聞かず。

鶴生

今西郷村の管内なれど、熊倉、米村の西なる、遂遠の山谷の汎名とす。其甲子温泉、旭嶽は、白河の西方八里に在り。戊辰の役、白河城の官軍の取る所と爲りし後は、會津兵は屢鶴生の山中に出て、白河を伺へり。

唯誠是什云、七月朔、棚倉の城を攻むべしと用意したるに、賊早天、西方より現はれ、攻撃甚烈し、因て下新田村より進て之を破り、追撃三里餘、鶴生村に至る、而も賊猶山中に出没して、白河城を伺ふ。又云、七月廿八日、官軍一手は羽太、虫笠邊にて督戰す、眞名子村迄追撃、一手は鶴生、通原、折口、高助等の村々へ相進、放火牛績、畢竟、右村々は賊徒の宿舍にて、古塚口へ時々兵來の役場に□□□□、不得止燒拂申候。」白河文書、文保二年のものに、葉太、釣尾、深谷、とある釣尾は、即鶴生ならん。深谷は今知れず、葉太は即羽太なり。○風土記云、鶴生村の段の原に、鐵塊とおもはるゝもの散布す、村の戌亥に藥師洞、觀音洞あり、斑宗寺は、村の北に在り、□宗山と號し、應永年中、斑目和泉守信顕、斑目信濃守情國常の建立にて、斑目氏の館址も此に存せり。古事考云、岩城郡泉田村庄屋、斑目氏の由緒に、鎌倉將軍公の御弟、結城家へ養子となり參らるゝ時、鎌倉より附添らる、四天王の隨一、斑目越後守の末葉、斑見村の城主、斑目信濃守、後に鶴生の館に卒す、法號斑宗寺殿心翁淨位と云ひ、今の斑宗寺は、此人の位牌納所なりとぞ、十郎廣基の父なり、廣基別に南郷の城に籠りけり、二男是中、後に泉田の庄屋となる、云々。

（釣尾）（斑宗寺）

河内（高助）

風土記云、鶴生の端村高助より北の方、千年川（内川とも云ふ）より、谷あり、段の原あり、それより河内と云ふ、二里中に入る□□、岩石左右に聳えつらなり、奇形怪狀、枚擧に遑あらず、其水は羽太村の西二里、南包山より出づるとぞ。

退閑雜記云、川内てふ山あり、（川内とかいて、川うつとはいふ）つつじ盛なるころは、人々花見に行ことあり、秋のもみぢは殊にすぐれたるけしきなり、諸州ありきて名山大川見たるものも、此山のけしき見ては、皆おどろきぬる事なり、ただ二里計の間、峨々たる山の間、澗水を左にし右にして行く、大小の瀑布は、水渴せざれば五六十箇所よりおち、山間の□まるところに、玉のすだれかけたらんやうなるたきあり、予一年もみぢみに行たるが、十歩にたちとゞまり、五歩にみかへりして、そのけしきを賞しぬるが、山へ深く入りぬれば猶奇景なり、はては人々、默し、おともせず、されば言葉もて感賞するは淺かりけり、このとき諸山のもの、ことに山を好み

ぬるなつれ行たるが、あまりに感じて、また明けの日行たりし、さるにうちつゞきて行たらば、萬分の一は盡にもかき得てんとおもひたるが、けふ見ぬればきのふよりけにまさりて、筆の及ばざるなりけりといひぬ、惣じて其によきものは、はじめはさしても思はずして、みるごとによくぞおもふなりけり。

（赤面山）

甲子（カフシ）　鶴生の山中なる温泉の名なり、[illegible]泉に屬し、源泉二所、高約百二十度、湯槽四に分つ。夏日浴客多し、湯戸菊池氏、旅店を設けて之を待てり、白河驛の西凡六里。甲子山の温泉は、寛永年間、伊豆最勝院[illegible]師の弟子、相安和尚の[illegible]して開きたる所とす、相安は即鶴生村旌宗寺の祖なり。されば、此地を湯小屋とも、寺平ともいひ、旭嶽の下なり、（嶽頂へ五里とぞ、又寺平の南方三里に、赤面山（アカツラ）とて雄峰あり）。湯戸菊池氏の所藏、丹羽家の令書あり。

甲子之湯、其方取立、別當に罷成、湯運上、金子壹両上申度之由心得候、其段言上致候へば、[illegible]緣の爲に於罷成者、湯別當可被仰付旨に候間、其心得にて、湯の掃除以下仕、小屋を取立置、湯入へ馳走可仕候、役金之儀は、自今以後壹両宛、每年指上可申者也、仍如件、

寛文十三年十一月廿七日　　[illegible]　市兵衛

將監殿、菊池高吉

樂翁公の關伏風に、「甲子の奇勝を激賞して、白河に至りて甲子山見ざらんは、孔子の門過ぎて入らざるが如し、甲子の山に至りて楓葉のけしき見ざらんは、堂に至りて室に入らざるが如し」云々。

今按、甲子といふも、河内と同語の訛れるにて、溪中の謂ひのみ。常陸風土記に、久慈郡河内（カハチ）里は、古々（ココ）の邑とも云ひ、猿の聲に取るとも云へば、それにも合考すべし、甲子の湯にも、猿の傳說あり。○古事考云、鶴生の山中、赤つらの西、朝日の南に、[illegible]なと臥たるが如き山を、三本道と云ふ、下野國那須郡、陸奥白河郡、會津郡と三郡の界なり、總名を甲子山と呼ぶ、土人の說に、寛永年中に、僧州庵初めて此山へ入て住す、（今寺平と云ふ）即湯泉を見得て、人の浴する所と成しが、甲子の年に得たる湯故に、甲子と命じ、山にも其名を負はせ、甲子山と名付となり、[illegible]も寛永に甲子の年なし、或日、[illegible]者猿を傷つく、[illegible]この泉に浴して癒り、故に猿の義に取り、甲子と云ふと、されど浴[illegible]せず、申の字は甲と相似たれど異文なり。○又云　甲子山は、古の青澳山にや、古へ青澳山ありて、今其名なし、たゞ本集に「青澳し人なぞ今は忘れ行く青澳山の麓はかりに」大隈川の條に辨せる如く、陸奥國の南隅、白河郡の又西南隅の山なれば、此山を指て大隈（オホクマ）と云ふならん、其故に、此山より流るゝ川を大隈川と云ひ、此山に在る瀧を大隈瀧と云ひ出たるなるべし、川・瀧に其名を遺して、山の名は失せたる者か、

（青澳山）

旭嶽（アサヒ）　大隈川の水源にあたり、甲子湯の西一里、南會津郡に跨がり、那須[illegible]の北に當る。甲嶽の東に連なり、鎌房山あり、甲子湯の北に望むべし。大熊（オホクマ）瀧は、旭嶽の下に在りて、即大隈川の源なり、三丈六、一瀑に、大熊の雄瀧、石門[illegible]、熊羆の狀に似たるを以て、其名あり、高三十丈、幅一間半、[illegible]瀧は雄瀧の下流一里に在り、高三丈、幅三間といへり。（風土記云、此瀧の川、阿武隈が是は、東に降り、二里にして白水瀧（甲子湯小屋に在り）の流とあひ、三里にして黑戸川とあひ、二里にして鶴生川、羽太川とあひ、又一里にして米村の堀川と會ふ、更に白河城の北を流れ、二里にして久田野川と合ひ、又三里半にして須賀川驛に至る、以下四十餘里にして海洋に入る。

（大熊瀧）

大村鄉（オホムラ）　和名抄、白河郡大村鄉。○今大沼村、關[illegible]村にあたる、白河鄉の東にして、大隈川左岸の村里なり、其大沼といふは、即道路、大村と本沼村を合併したる新稱とす。白河往昔記に「關山本城の時、彼城の長方に當り、大村に比叡山王權現を遷宮し奉り、關本城の鎮護とす、其社地今久田野村、大沼村の道路の山是なり、別當東叡山山王寺は、今城下馬町に在り」云々。又土人の俗說に、後白河院の御夢ありて、勅命にて白河と名づけられ、其驛（ワウ）の里を王村と云ふ、即今の大村なりなど云ふ。固より附會の妄說なれど、大村は白河郡の中にも、主とある地にて、惟ふに大村、小野共に白河の一鄉なりしが分れしならん。驛關は小野に在り、鄉亭は大村に在るにて、之を語るべし。

鹿島神社（カシマ）　白河城址の北[illegible]に在り、名[illegible]、延喜式所載、白河郡白河神社にや、一說に、關明神を以て、白河社に擬せらるは、採り難し。

寶[illegible]因[illegible]、元[illegible]白河神社に序、「[illegible]」、寶[illegible]十一年、蝦夷作亂、白河[illegible]後[illegible]有功、[illegible]鎮守府將軍、[illegible]十一年、白河等郡、十[illegible]癸日、[illegible]在[illegible]闇中、[illegible]一陣、乃[illegible]須[illegible]門両出、[illegible]何色[illegible]沒、請以十一社、准[illegible]社、許之、[illegible]記」、

とあるも、本社ならん。されど、[illegible]佛生寺の地の戦に、白河の神に祈るは、[illegible]。○白河古事考云、白川城之[illegible]守社、鹿島大明神、[illegible]本地、十一面觀音之垂跡也、因之大悲之和光は、此[illegible]川の[illegible]移り、下化衆生之[illegible]多し、上古之地[illegible]、社内方三丁餘、其中門、[illegible]殿、樓門、[illegible]、鳥居、[illegible]堂、彌勒堂、[illegible]、一切經[illegible]、三重塔、内に阿彌陀[illegible]安置、森廻に伊勢、熊野、加茂、春日等諸神之宮有之、別當最勝寺、是往古[illegible]京北白川之最勝寺、[illegible]移云、新古今集之歌「最勝寺の櫻を見て、[illegible]、聞々て見しは名ごりの春ぞともなど白川の花の下蔭」一鳥居在[illegible]、社僧在之、六供之坊と云、代々[illegible]城主、[illegible]月、年々三度宛、於本城

(轉寒森)

大般若の書寫有之、最勝寺顯六供房勤之、會津峯相講生忠繩時代營社之、其後此有法祀、神主、岩中、其外社人、馬場之輩寺に住し、祭禮之具を掌る、今是蹟無地、往昔亂世之頃、因民其生居所、依之六供斷絶、今其民之禍と見り、不淨の物を不恐、瀆穢之事を汚す、悲いかな倒る破壊、常塔自還空、年々及荒落、故に□社退轉絶断、無知者、今東西通路也、其間之中に祠の鳥か云ふ、くもわたりて懸し鹿島なる阿武隈川の逆瀬なりや」此歌、玉葉集載之、轉寒森者、鹿島明神、其地從鹿島之社當東、半町相隔、其地也、古歌曰、「陸奥の轉寢の森の橋絶て稻負せ鳥も通はざりけり」と、此の歌八雲御集に入也、此宮地、上古方一町余、古木枝垂、雖其地、亂世之頃、民衆へ時を崇む事絶て、田夫之族掃て宮地を賣、其地悉成田畑、此宮祠鹿島宮同時奉遷宮也、古八幡太郎源義家、自関假下向之時、此森之中、暫時御休息有之、因是轉寢森云傳也、羅漢山者、從鹿島森、當西北、山之石壁、東西三丁余、前は阿武隈川之流、後は古木枝茂密地也、是れ都を出で結ふ時、尊法具之物、五百羅漢像爲安置、天正年中迄、彼像殘在、其後依卑無便、僅堂舍壞無其形、往古、文明十三年三月、小峰彈正少弼政朝、於鹿島神前連歌興行、此萬句内、有發句、皆入附集之、其時自京宗祇法師下向、然連參也、女性一人、忽然出席、

月日の下に獨こそすめ、

女性附句云、やる文の奥に我名を書そめて、

會終、宗祇偶二十二間堂前に來りし時、女性一人行向之、連歌終之由告、則宗祇自此歸京、今云宗祇戻地是也、其女手持綿、宗祇問曰、其綿賣哉、女詠歌曰、

阿武隈の川瀬に住める鮎にこそうるかと云へるわたは有けれ

元祿九年紀行、陸奥千鳥云、白河の城下へ出、宗祇戻しへ掛り、加島、櫻が岡、なつかし山、二形山、何れも同道なり、是より関山へのぼる、元文三年、續奥之細道云、阿武隈川を渡る、向ふに、東の方へ張出たるさ、つゝじが岡といふ山、櫻が岡といふも、又鹿嶋なり、

古韋のみつゝしさくらの岡のひ、　北車

(櫻岡)

往昔記又云、櫻岡者、鹿島森之北七町、往古白河城也、往來旅人有歌「みちのくの櫻の岡の花盛りあかに吹櫻」有一首此古歌、宗祇有發句「春よ待て散ぬさくら花」

風土記云、鹿島は、今大村の字附に呼びて、城下の東十九町、東南北は田圃にて、西一面は林木なれ、大村の西十四町、稲田の北に當る鹿島大明神の後の方の森、中木茂密、周四町、大石に梵文を刻めるものあり、本社は本殿、幣殿、拜殿、樓門、回廊、繪馬堂、神樂堂、獻供所、及び三重塔(旭神の建立、三間四方)觀音堂、經藏等、寺中に天文十年大般若經あり、社務の藏に曰、

奉寄白川庄竹貫郷　境上山最勝寺鹿島宮、

右意趣、願主藤原長太郎、

大檀那、藤原朝臣左衛門尉氏綱、藤原朝臣京大夫晴綱、

同小峰修理亮顯朝、大石播磨守同十日吉日、

同中臣朝臣有馬守賴、大工ヶ佐野山相馬守清次

于時天文十三年、甲辰閏十一月十一日

「松林庵寺領之事、於以後、長不可有相替事候、若此段僞申候者、鹿島大明神、可蒙御罰、此段能々披露可被申候、謹言、

文明十四年十月廿四日　　政朝

斑目安藝守どのへ

金勝寺(コンシヤウジ)

城址の西北、荒砥崎(アラトサキ)に在り、阿武隈河の岸に臨て、寺は結城祐廣の父、朝廣の菩提所なり、開創以來、不退轉の靈院とす。○下總結城系圖によれば、朝光より七世孫を判官朝祐とし、白河上野入道と同時代の人となす、然るに、白河結城系圖には、朝光－朝廣－祐廣－祐廣－宗廣(道忠)と云ひ、即四世孫とす、脱漏あること必せり

陸奥國白河莊、荒砥崎村、結城判官朝祐領、可被預行者、依國宣執達、如件、

延元元年六月十九日　　鎮守軍監有實奉

上野入道殿

(荒砥崎)

七年史云、五月廿六日、東軍白川城攻撃の約束を、寄手の列藩へ傳告し、銃士用の寄手は、棚倉近傍の徑路を過ぎ、金勝寺山の麓に迫り、接戰利あらず、時に柏葉野、折口より會兵出で、雷神山、原方口の西兵と戰ふ、米村口、雷神山、長坂、金勝寺山、數ヶ所の砲戰、一時に起る、愛宕山、根田、和田山、泉田等の東軍、棚倉口よりの會兵と相呼應し、山谷森林に據り、大小砲を連發して戰ふ、會兵の一隊大沼の方へ廻りしに、忍兵、薩摩兵急進し來りて、側面の攻撃最も烈し、東軍終に志を得ること能はず日暮突綫せり、六月下旬、棚倉既に陷り、西兵益々加はり、三春、相馬、皆な西軍に通ずるの情況あり、仙臺、二本松兵の白河に陣するもの、各其背後を絶たんとするを慮りて、皆退く、七月朔日、會津の將西郷頼母、大谷口、下羽太より赤須へ出で、下柏野に至り、左右の壘壁に兵を配置し、進みて金勝寺山に上り、長四斤砲を以て白川城を擊つ、彈丸的中、西兵狼狽す、會兵揮刄挺進、中山及び雷神山に至り、古天神の西兵と激戰時を移す、西兵別軍を以て東軍の背後に出で、上羽太、下羽太、關屋等の民居に放火す、東軍動搖す、會將原田對馬、飯野藩士廿八人を率ゐて、柏葉野、阿武隈の壘を出で、雷神山の敵に迫り、飯野藩士皆戰死す、此日、棚倉より進みたる會兵、時刻を失し、仙臺兵たまく\矢吹驛を燒きて須賀川に退き、東軍遂に散亂、白河口の形勢、全く西軍の略有に歸す。(古事考云、白河義親の改易の事

情、諸書其說を異にす、

中途迄、雖罷越、伊達奥口へ爲相動、罷歸候由、可然候、御馬(鹿毛駮)一疋到來、喜悅思食候、猶淺野左衛門尉可申候也、

八月二日(天正十八)　　(豐太閤、朱印)

白河とのへ

此文によれば、義親の改易は御迎に出ざる故のみに非ず、別に子細あるべし、義親は城內の金勝寺に忍び居られけるが、城を奥州の郡石兵衛尉に騙られけり、右兵衛尉乃使を立て、由ある御身にて、地下に御手候ては、下郎の推擧も覺束なし、一先何地へも御退候へと、申も餘り痛しく候へ共、公儀を恐れかく申入候、といひ送りければ、那須の內湯本と云處へ移られけるとぞ、子孫は仙臺伊達家に仕ふ。

本沼

今大村と相合せ、大沼村と改む、大村の東一里。船田、双石と、阿武隈川を隔てゝ其北岸に居る

古事考云、本沼村の南なる羽黑館といふは、板橋舊記に「佐竹勢、大隈川にそひ攻登り、遂に羽黑館を落す」云々、又本沼民家の地、半より北は、空堀を廻らし居る、館迹と云ひ、館主の居と云こと詳ならず、天正の頃、結城旗下に本沼下野守あり、此人の館迹ならん。

大和田

大村の北にて、根田、新小萱に近接す。「古事考云、大和田村小萱が上の館は、山上に空堀を廻らし、中央石を疊み、竈の如き跡あり、白石出雲守館迹とぞ、此人年代詳ならず、永祿頃、白石刑部大輔此に住す、是れ石川昭光が、佐竹に組し、段々其地を攻て責めし故、刑部大輔も、白石村を去て此地にうつりしならん、此人南郷にて佐竹との戰、又淺川次郎左衛門との戰に見ゆ、永祿三年、新城合戰に討死す

關和久

今北平山と相合せて、關平村と改む、本沼の東北半里、泉崎の南に隣れり。滑津原は、關和久の東北なり。關和久と北平山の間なる木內山は、古名人なつかし山とぞ、烏啼へつゞく。西行上人の歌に、集にも載めて曰く、

白河の關は越れど人見えぬ人なつかしの山はいつくぞ

古事考云、關和久村伊賀館は、熊田伊賀守居る、結城の老臣たり、忠氏と名乘り、子孫若狹助經氏あり、關物語には、熊田與惣左衛門光行、後若狹と號す、佐竹勢後切の時、高東上總介、高田玄蕃、高橋安藝守等と、烏啼に忍居て、功を顯すとなり、此始終未だ詳を聞かず、上野館、圍り三丁餘、四方に隍迹あり、館主詳ならず、會津四家合考に、義親關和久に城を築く、伊達政宗より伊達成實を加勢せしむとありと、此城ならん。

北平山

今關和久と合せ、關平村と改む、本沼、久田野の北にて、關和久の西に隣る。

(大綱)

風土記云、北平山村は、府城より寅卯の方一里十町、大綱堂址あり、是は永仁年中、本願寺三代知信上人、當國遊化の折に、住止したる所にて、三代覺如も、其遺跡を慕ひ來り、大綱御堂にて法莚を開きたり、關東二十四輩集錄の舊跡、大綱興の御坊と稱する、即此なり、寬永年中、御坊を城下へ移され、今の大工町常瑞寺は、其御坊なりとぞ、其後、本多能州家の時、舊地に堂宇再建せられしと云ふも、星霜年ふりて、遺跡寂寞、今は絕えてこれなし、此地より米石出る、形狀米粒に似たり、他州にて燒米石といふ類なるべし。大綱の古跡は東白川郡竹貫に合考すべし

小田郷

和名抄、白河郡小田郷。○今小田川村、川崎村にあたる、大村郷の北なり。小田を後世小田に訛り、小田川と云ひ、小田川、大田川相並ぶ。大田川、小田川等の名は、文保二年、白川庄內地頭職下知狀に見ゆ、富澤を合考すべし。ヲとコは、同音兩樣と知るべし。

根田

今小田川村の管內なれど、其南一里半、直に白河驛市の北に(阿武隈川を隔てて)居り、大村の西とす。されど、根田町の名ありて、舊驛亭とす、驛路は、小田川へ達すれど、會津への別路は、大谷地、飯土用より、隈戸に達すべし

七年史云、會津、仙臺等の同盟軍は、白河城を奪取せんと試し、六月八日、九日、和田山、富士見山に小戰ありしかど、決せずして止む、十二日、根田、和田山の東軍、愛宕山に上り、白河城に迫る、大谷地口、刎石の東軍又進撃す、薩州、土州の兵、森林溪谷を廻りて、大谷地の左の澤合より突出しければ、東兵左を顧して退き、再度返し戰はんとせしも、根田町の友兵已に敗れければ、遂に返戰するを得ず、七月十五日、又根田町に戰ふ、會の大砲隊長戰死し、東軍遂に利なし

大谷地

今小田川村の管內にして、根田の西北半里、此より刎石坂、七枚橋の諸口を通して、飯土用、隈戸に至るなり、會津への間路とす。七年史云、閏四月廿七日、會兵は會津口大谷地より進みて、白坂山に向ふ、薩摩、大垣、土州、忍の兵默して應ぜず、少頃にして西兵溪間を過ぎ來り、會兵の背後に出づ、會兵退きて刎石の壘に入る、會の別隊援攻に至り、又敗れ歸る。○會津史云、五月廿七日、我青龍二番足輕隊、朱雀士中一番隊、砲兵高橋權大夫隊、會義隊は、白河口大谷地に進撃して、西軍と血戰し、壘を拔く能はずして退く、此日世子喜德公は、白虎、砲兵の兩隊を率ゐて、三代に至り、白河口の應援をなせり、六月十二日、朱雀寄合二番隊、正奇隊、會義隊は吉天神に、新練隊は富士見山に、遊擊遠山隊は和田山に、再び西軍と戰ひ、廿六日、一番砲兵隊は六段山に、新練隊は富士見山に、七月朔日、原田隊、新練隊は片之內附近に、三日、野田隊は大谷地に西軍と接戰せしが、竟に白河城を恢復する能はざりき

富澤（トミサハ）　今知れず、新小萱に礫石（イシ）由ありて、そこに礫石の名もありと云へば、そこ歟。

可早令結城攝津守等盧氏知陸奧國白河庄内富澤、旗角、大和久、葉太、大田河、小田川、[illegible]、赤丑澤等郷、田中、釣尾、深谷、飯土用等村、地頭職事、右申狀者、去年十一月十二日、富澤郷宿所燒亡之刻、彼讓状[]文等紛失云々、愛如白河上野前司宗廣、今年正月[]日請文者、當所等相傳知行、無相違、且去年十一月十二日、燒失[]次第之條、無異儀、調度證文紛失之由、承之云々者、不及子細、早守先例、可令領掌之状、依仰下知如件、

文保二年二月十六日　相摸守平朝臣、武藏守平朝臣

新小萱（ニヒコガヤ）　今小田川村の管内にて、根田の北東半里、礫石由あり、新小萱より泉田を經て、小田川驛に達するを奥州路とす、古事考云、新小萱砦築頭宿網の據、東西一丁南北四十間、天正三年、結城の舊臣備後守、須田源次郎、白川結城義親に背き、岩瀬郡の二階堂の麾下に屬す、結城晴綱怒て、宿網を大將とし、白石彈正忠大膳を先陣として、小萱、泉田を攻む、[illegible]

小田川（コタガハ）

今小田川村と云ひ、根田、泉田、大谷地等をも合す、近世、奥州路の間驛にして、白河より一里半、又一里半にして矢吹驛に達す

維新史料云、七月十五日、早天、賊兵來襲の狀あり、白河駐守の官軍は、一隊を分ちて迂回せしめ、關和久村の間道を經、小田川驛の山下に伏し、賊兵の歸路を絶つ、既にして本道の戰あり、賊漸く退て山下に至る、伏兵横撃して大に之を破る、賊兵狼狽、機械彈藥を捨て潰散す、此日賊死傷算なし、官軍に獲る處の首級五十餘、大田川迄追撃す、

小田川城址（コタガハ）　古事考云、小田川若久保、切岸（キリギシ）館、結城治部大輔義綱、其白川城を、岡上氏に奪はれし後は、此に居すと云ひ、白川の事どもを記録せるもの、多く、義親を以て晴綱の實子とし、白川の正統のやうに傳へ、[illegible]白川上野介系圖にも、義親を晴綱の嫡子のやうに記せて、相續（須賀川人）か系圖には、次男の様にしるしたり、然れども、私田の白川七郎の家に傳たる書には、義親は白川の關家の小峰氏とす、[illegible]白川城下近邊は、昔より皆義親に屬したりと雖、小田川、大田川、踏瀬、大和久邊は、晴綱方にて、義親には服せずして、義綱の所領なりしこと、大和久村芳賀[illegible]右衛門の持たる書物にも、見えたり、今に於ても、此の白川上野の遺跡には、城下并に五箇村邊の舊家、民間に落たる者、目見に出て、紋付の肩衣など贈り物有り、白川七郎へは、大田川、大和久の百姓目見に出る、其遺風の由來を思ふに足る、白川記に

義綱は[illegible]、忠、稲本を供として、下野へ落ち、會津へ行き、[illegible]天正十一年、[illegible]あつて、其後松本右近を以て、佐竹大膳が方へ申越、和睦なりて、其年九月、義綱白河城へ歸住す、

云々、

天正中とあるは、年代に誤りあれど、實錄ならん、板橋舊記に義綱未だ幼年故、郷士佐以下供して、會津の柳津寺へ行き、別當を頼み住し、其後取扱にて、白川へ戻り、今の小田川八幡の山、岩窪切木右の城に移り居る、此事年月は詳ならざれ共、永祿年中の事なり、會津舊事雜考などの白川五郎の事記したるは、此義綱を誤り、小田を係けたらんやうなり（今按、白河には、永正、永祿兩度の内訌争亂あり、白川五郎と云ふは、永正亂の事に屬し、葦若城の外援ありしに由る。永祿の義親は、會津蘆名）の力を頼みたることし、會津四家合考に「與治元年の頃、[illegible]白河義親に云々とあるによれば、晴綱に居りし時、[illegible]白川郡の領主、兩所に在りて、一人は結城彈正少弼治綱、一人は小峰左京大夫義親なり、何れも下總結城朝光が末なれ[illegible]、治綱東海にて分れ、今[illegible]、嫡子七郎丸、纔に七歳なりければ、[illegible]を後見になさしめ、[illegible]、義親は心替りし、[illegible]七郎を追ひ[illegible]、白河城に移り、小峰には一族を[illegible]、常陸の佐竹[illegible]之を聞き、手の者を六、白川の本城をも攻めさせ、[illegible]、山城の城を攻む、云々

此に、小峰義親とあるに、當に關氏に作るべし　常陸志稿には、此亂を、永祿十年と勘定したり

永祿十年、佐竹義重、陸奧白河に出て、白川の屬城、赤館等十箇所を抜き、僅に白川一城を餘すのみ、因て社[illegible]川、宇都宮安芸守、岩城[illegible]

[illegible]

踏瀬（フマセ）　今大田川、泉崎と相併せて、川崎村と改むれど、大田川、踏瀬は古驛路にかゝり、泉崎はその東一里とす、或は布袋瀬につくれり。

泉崎（イヅミザキ）

今川崎村と改む、小田川、大田川の東南一里、鐵道此にて停車す、舊津原の西邊にあたる

白河庄内、泉崎郷、地頭代職事、和智次郎正秀右依軍忠、所宛行也、任先例可被領知之状、如件、

建武二年十月五日　判

古事考云、泉崎村の城、方九十間、俗説、結城の臣邊見（又人見とも云）主膳正居住す、天正十六年、中島上野介は、二男右馬頭を家督に約し、主膳正の兄、下野國烏山

の壊主何某へ告げ知らしに、使板より宗督遅るゝこと無るにからずとて、許容せざりければ、中島上野介之を聞て大に怒り、急に軍勢を催し、皇崎を攻取る、されども一度子の爲に父を害したれば、士隊其の助に、男片に押籠置たり、今其庭を淺之八と云ふ、小字となる、云々。按、下野烏山は、那須家累世の居城にして、中頃往々に皇崎のことを聞かず、佐竹の臣に人見主膳といふ人あり、此人若くは皇崎の主膳と兄弟か、知り難し、那須の地を攻取、烏山近くまで亂せし故、人見を其近邊に置きてありしを誤りて、烏山の城主と云傳ふるにや、未詳。

（庭渡神社）○風土記に、「皇崎村庭渡權現社あり、大己貴尊を祭る、狩太村庭渡山の由傳に、庭渡權現の舊跡あり、是れは大内伊波日利神社なり、庭渡は郡内所々にあり[illegible]祭る、石の下を崎といひ、云々。」庭渡の庭とよび、雞に因みて附會すれど、其實信を置くにあらず、大内伊波日和氣神には、何の因る所なし、伊波止神にはあらず、安積、安達郡には、諸渡權現といふ、伊達地方まで、諸所に祭記す。

烏峠（カラストウゲ）

皇崎の西なる小嶺なる岳、稲荷祠あり、地方の名神也、別當圓滿寺（眞言宗）、明暦中より寺觀を備へ、元祿中眞高大僧正中興す。初め天正中、狂亂と號しき僧あり、此に住み、白狐に奉仕すと稱し、其後年久しく、僧ども代るゞ住みたる所なり、而も、天長五年鎮坐、又は源頼朝造營、楠正成營山などとも説くは、近年の附會に外ならず。

矢吹（ヤブキ）

今矢吹村と云ふ、大和久をも合す、鐵道停車す、白河より九哩、須賀川へ七哩、驛西なる諏山に、八幡宮あり、隈戸川其下を流る。俗説、矢吹の名は、八幡の祠堂、葺くに矢柄を以てせるに由る、云々。

匡躋日乘云、白河より矢吹に至るの間には、轆轤の森、人なつかし山、鏡沼等の舊蹟あり、されども皆道傍にあるに非ず、路の東に、宮内省所管の開墾地あり、凡五百町餘、縣吏に屬して之を經理せしめらる。○矢吹は、古書に屋鋪にも作れり、近年まで石川郡内なりき。

（屋鋪）石川古證文、[illegible]打出、[illegible]十二頭迎申、守忠、

石川光、去年八月以來、度々屋合戰、致忠節、[illegible]

在候仕、淺川合戰、[illegible]忠、無首尾遇御座候、欲信手採身

別當、其外白石政籍、感悦候、

建武二年七月　日　[illegible]

古事考云、屋鋪隠岐守光顯、此人始は何地に居れるか知らず、前に淺川に居り、天正十七年、伊達政宗、須賀川を攻落して、石川昭光に與へ、昭光より屋鋪を城代としたることあり。

伊達八幡年頭申達候、好様御出陣遇入候、然者其表者、依此題目、眞實急事候、付事相談旨、今者、恐々謹言、

十月十七日　[illegible]

屋鋪隠岐守殿

大和久（オホワク）

今矢吹村の管内なれども、驛の東に在り、一哩（白河結城文書、建武三年十一月宮方に屬す、今上野介宗廣法師、領知白河郡内攝津入道々榮跡、除大和久村事」云々、道榮は名を盛廣といふ、富沢に合考すべし。

新城（シンジヤウ）

今町屋、増見、飯豊をも合せ、信夫村と改む。矢吹驛の西なる山村にて、隈戸川之を流る、北嶺を丹波館山と呼ぶ。

古事考云、新城村に古墟二所あり、岩瀬郡との境目なり、天文五年、二階堂輝義の文書に據れば、此地二階堂氏に取られしこともある歟、又世に傳ふるは、永祿[illegible]年、新城の新城備後守、須田源次郎、白川結城に叛きて、岩瀬郡二階堂の旗下に屬す、結城晴綱怒て、舎弟小峯義綱を大將と爲し、白石刑部大輔を先陣として、新城、須田を攻む、此時白川勢打負て、白石は保土原江南齋が從兵小松源六に討る、義綱は矢に疵を負て引退く、其の疵の爲に終に死すと云々。

白河拾遺云、天文三年、伊達、會津、岩瀬御同心有て、岩城、白川を敵にして、上ちやうと申所に、御馬を立られ候。

白河家譜に、伊達稙宗、白川へ亂入、新城の館を攻落さるとあれは、天文の頃のことか、[illegible]土記に、此新城降の寺を、文明十七年、[illegible]白河城下に移し、屋鋪寺[illegible]云々、其寺長[illegible]に依り、天文三年と定むべし。

増見（マスミ）

今新城に合せ、信夫村と字す、新城の西南に隣り、飯豊川此を流る、[illegible]

（舘趾）古事考云、増見の[illegible]、[illegible]和知駿河守[illegible]一族の住所あり、[illegible]田氏の[illegible]、[illegible]同氏[illegible]、和田越後守の末葉、増見村の城主、和田信濃守、後に[illegible]の館に卒す、十[illegible]の父なり、[illegible]は別に[illegible]の處に居れり、云々。

飯土用（イヒトヨ）

又飯豊（イヒトヨ）に作り、増見の西南に在りて、今信夫村の管内なれど、白河より會津への山道は、根田、大谷地、飯豊を經過し、此に至りて一里、更に一里隈戸（下小屋）に達す。

（飯豊）風土記云、豆生田（マイタ）郷飯土用村は、城北二里の小驛舍にて、鹿島宮あり、即式内白河郡、飯豐比賣神社なり（八槻大善院舊藏に、古風土記逸文として傳ふる斷章あれど、疑ふべし、

陸奧國風土記曰、白河郡飯豐山、此山者豐岡姫命之忌庭也、又飯豐青尊、使物部臣奉御幣也、故爲山名、古老曰、昔卷向珠城宮御宇天皇、廿七年戊午、秋飢荒、而人民多亡矣、故云宇惠々山、後改名云豐田、又云飯豐。

（井伊出）東國太平記に「會津より白川への道は、勢至堂、長沼、井伊出を過ぎ」云々とある井伊出は、即飯土用と同語の

訛なる若、越後會津境の高山をもイイデと呼び、文字は飯豐なり。湯出の義より出でて、種々に轉れる歟。古風土記逸文は信ぜ難し。文保二年文書に、飯土用に依れり

隈戸川（クマト）　岩瀬郡釋迦堂川の源にして、高内山に發し、東流五里にして、新城に至り、飯豐川を容れ、北に轉し、一里半にして鹿戸川を合す、沖田川とも呼ばる。

三城目（サンジヤウノメ）

今沖田、堤、中之目などと相合せ、三神村と改む。矢吹驛の東一里半、逆隈川の左岸の村里なり。

三城目は、又三ヶ町目、三條目にも作り、奥羽所々に此名あり、其義を知らず。目は部の訛なるべく、三城は讃岐、蒲生などいふと同義か。

古事考云、三城目村の舊家館は、往昔伊藤大學と云ふ人、大和國より來りて住居せり、今の村長の祖先なりと、其家祐字を、諱に代々用ゆ、因て考るに、安積郡は、文治五年工藤祐經に、賴朝賜ひしより、此郡村々に伊藤氏ありて、他姓はなかりし者なり、昔祐の字を名乗る、仙道表鑑、積達古館等を見て知るべし、然らば大學も大和より來るに非ず、隣郡の安積の内にて、伊藤大和など名乗りし人の分家なるを、和州より來ると誤傳ふるならん。○人類學會雜志云、三城目村の塚の腰てふ地に、古墳累々たり、今大抵墾開せられたれど、土器の破片は猶認むべし、同地久頭山の山腹に、横穴多し、十四五穴現存す、又神田村に鬼穴と云ふものあり、長方形、甲に似たる墓穴なりと云、又明新村の逆隈川に臨める岸腹に、横穴多く見ゆ。

景政寺（ケイシヤウ）　古事考云、御靈社、三城目村にあり、鎌倉權五郎景政、白川、石川の内領知賜はり仕せしとて、竹貫郷にも鎌倉山と云ふがあり、其由緒にて祭ると也、恐らくは附會なり、寶物古き軍配團扇あり、別當景政寺に天正前後の古文書あり、此村にて蘆毛馬を蓄はず、矢箭竹を植ゑず、祟を恐ると、古來より犯す者なし、義光當公、寛政年中、吉田家へ請ひ、免許を得て、其旨を神へ告げ、人の惑を解きて、馬を畜ひ竹を植ゑ、民用を給せしめらる。○同書又云、天正中、御靈（ゴリャウ）宮の別當東光院景政寺の僧は、伊達政宗の意に叶ひ、頗軍國の事に預りしにや、其寺に石川昭光の文書を藏す、

先達而黒川遂會顏、本望滿足候、如今直談候、政宗以取合義、數々無二申談候條、乍勿論大西共に無御隔意様任入候、其許以御手被打越、談尤候、萬々期來音時候、恐々謹言、

五月十一日　昭光　花押

東光院

中畑（ナカハタ）

今中畑村と云ふ、三城目、矢吹の南、豐野の中なる村里にして、滑津村の西北に鄰る、白河へ四里、矢吹、滑津と共に、中世には石川庄行方野の内たり。

「下陸奥國石河莊、中畠鄉内、大夫入道跡、田畠在家事、

和知次郎重秀

右所宛行也、任先例、可領知之狀、如件、

建武元年六月二十五日

一内徒誅伐事、早馳參、可被致軍忠之條、依仰執達如件、

觀應二年五月五日　散位　花押）

石川中畠孫四郎殿

古事考云、中畠上野介晴辰、永禄年中に、三城目を攻取る、天正十八年、白川結城沒落後、廢城となる、晴辰は初め結城の家を嗣ぐことを避て、中畠へ養子となり、小田原陣の時、在京義親に早く出て太閤に謁し續へと進めたり、皆人諾もあり義もありたるにや、其時に、晴辰を白川結城氏時綱の直長子とす、

晴常、上野介、晴綱嫡子、有後日所生義親、父欲立之、故讓小峰城、別居城内、號塔内殿、人傳其處稱上野曲輪次、今上野臺是也、石川中畠城主無子

晴常押領之云、石川は其の家なり、

晴辰、晴常の子、中畠、三城目兩城を有つ、淺江寺殿・峰全心、關物語に、義親の妹聟と云は誤りならん、若し晴常實子ならず、養子にて、晴常の妹を娶合せしか、紋處丸鶴也、

晴時、大學、實は晴辰弟、白河家沒落後、蒲生氏郷にしたかひて、天正十八年十一月十九日戰死す、

此後、今水戸結城家、及須賀川相樂氏出也。

東國太平記に、慶長五年、上杉景勝謀叛の時、中畠の浪人、蕪木と云ふ者が、募られて白河表に働きし由見ゆ、中畠結城氏の庶属が流浪せしなり

行方原（ユキカタ）

今三城目、矢吹より中畑、滑津へ涉る平野の汎名なり、其東限、南限は、逆隈川に至り、西限は、關和久、泉崎、大和久の邊に至るごとし、古書に、石川庄行方野とも云ひ、北邊は近世まで、白川郡の管内なりしなり、北は岩瀬郡沼に涉る

去月廿七日、奥州石河庄行方野合戰之時、若黨に或討死或被疵之由、尾張式部大夫宗義所注申也、尤神妙、向後彌可抽戰功之狀、如件、

貞治六年八月廿五日　花押　義詮

結城參河守殿

また、義經記に、

鎮守府將軍賴義は、駿河の國の住人、高橋大藏大夫に先陣をさせて、下野國いもつと云所に着き、中路、白川の關を打越へ、いきがたの原に馳附て、貞任を攻む、貞任其日の軍に打負て、安積の沼へ引退く、宇都宮の大明神を伏拜み、行かたの原に差掛り、實方の中將の「あたりの野邊いしらまほしみ、なれぬさとは何れをそれん、馴ての後はそるぞくやしき」となかめけん、あたりの野べを見、過ぎ、あさかの沼の花菖蒲草、かげさへ見ゆる淺香山、云々。

阿太利の野と云ふも、此邊なるべし。嘉暦記は、中世の然信に成れば、前後の次第なども、中世の見聞に過ぎて宜混せるなり。或はいふ、阿太利は阿と翻にて、安達郡のことならんと。

滑津（ナメヅ）

（南面津）

今滑津村といふ、阿隈の右岸なる一村にて、白河、石河二邑の中間にあたる。天正年中の文書に、南面津に作れり。

永慶軍記に「天文の初め、岩城家の美女、笑窪御前を、白河小峰晴綱が娶ると、伊達晴宗聞き及び、之を中途に奪取り、本望遂せしめんとて、百三十餘里の道を、二日に打て、岩城と白河の間、滑井と云所に至り、遂に之を奪ふ」云々。今滑井の地あるを聞かず、もしくは滑津の誤か、笑窪御前の腹に、嫡男岩城常隆、次男伊達輝宗、三男石川昭光（大和守）うまる」再考、此に滑井とあるは岩瀬郡の滑川歟。○滑津の東北に隣り、松崎村あり、今本村へ合す、阿武隈に臨めり（白河結城文書、建武二年以前新恩所領注文に、建武元年四月闕官、石河荘中畠、松崎両郷、云々

（松崎）

松戸郷（マツヘ）

和名抄、白河郡松戸郷○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、滑津、中畑の邊かとうたがはるるも、別に明證あるにあらず、

村岡氏云、松戸、當讀云當都倍、高山寺本作松田郷、白河故事彙、松戸古跡、白河郡有松戸村、按圖、松戸今改稱松倉、亘泉崎、中畑、小田川、大田川諸邑、蓋其地也。

松倉は、今中畑村の大字にのこれり。

河原田（カハラダ）

今三子塚、吉岡と相合せ、吉子川村と改む、滑津の南、關和久の東にして、阿隈川に瀕れり

阿隈川は、河原田、吉岡の邊にて、北に折れ北流す、されば、棚倉南郷より、釜子に至り、河水なければ四方田なり、古の山道駅路は、河原田より有方野を経由して、岩瀬郡へ通せりと想像せらる

丹波郷（タニハ）

和名抄、白河郡丹波郷○今詳ならず、田島などにあたるか。古名丹波は、古語多遅波にてタニハ一轉せばタニマ、此には更にタジマと訛りたるに非ずや。白河郷の東にして、阿武隈川の右岸に居り、大村郷と水を隔てたり。更に其南は、稲代郷にて、社川流るれば、此地は一帶の丘陵、逢隈（阿武隈）の二水を分界す、

去四月十七日綸旨並承了、抑相催陸奥出羽兩國軍勢、可合征役前相模守平高時法師以下凶徒由、是以忠節一族等指符未在當倉佐賀間、先於在倉相摸入道忠舎弟片見彦三郎晴貞、同子息二人、田島彌五左衛門尉盛堯、同子息一人・並家人等、自今月十八日始合戰、毎日連々令攻戰、同二十二日、已追落鎌倉凶徒等了、中略

元弘三年六月九日　　沙彌道忠請文

一書に、稲葉村の丹波舘山の名に因りて、丹波郷を此地に擬したり

田島（タジマ）

（五箇）

今双石、坂橋、舟田、借宿、兼内と相併せ、五箇村と改む、白河市街の東一里半

古事考云、結城上野介宗廣の弟、田七左衛門尉盛堯は、田島に居舘す、其後裔田島信濃守貴久は、佐竹勢と戰ひて討死す、其子の田島信濃守は、結城義親家、白川盛堯大夫義親を害せんとせしを救ひしに依て、義親の為に追られ、自居城に火を掛け、打出切死す、永禄中の事也、其以後城廃す、村内清光寺に、田島氏の古碑あれど、文字皆埋沒す。

五ケ村之者共、依佗言、彼島へ罷歸相立候、如何様に江岸崩候共、江料百貫文宛、毎年可有御收候、猶後日一筆合進候、仍如件、

天文十二年癸卯九月　日　　晴綱　判

松林寺進之

古事考云、五箇村とは、或東の五村を指し、未検帳に其美なり、天文中已に典籍あれば、早くより連合せて呼ばれしなり、その江堰は、搦山の古墟の下にて、阿武隈をせきいるるなり。

船田（フナダ）

（百目木）

今五箇村の大字にて、田島の西北に隣る。○古事考云、天正十六年二月六日、佐竹勢、阿武隈川にそひ攻登り、百目木（百目木は、舟田村と田島村との分路の處也、安永の頃まで、農家二軒建られ、館跡あり）と、川を隔て向ひなる、本沼村の八幡崎を攻落し、白川へ迫らんとす、百目木に押寄せ見て、ここは一大事也、此大勢白川へ不時に押寄なば、結城の存亡此ときなり、我此地に在ん程は、容易に白川へは寄まじとて、舟田入道盛清、其子息十郎左衛門、我館に入置き、其身は僅に家人五十餘人を従へ、道を塞り必死になつて戦ふ、去れども大敵なれば叶はずして、其夜の明くる頃には主従は二ケ寺に入り、漸々松林庵（今搦村松林寺の前境、此寺の籠坊の入と云處なり）の門前まで退き、其處にて遂に死す、壯烈の士と謂ふべし、「板橋村舊記」

雙石（ナラビイシ）

今五箇村の大字に呼ばる、田島の西にして、白河市街の東郡なれど、直に搦目山に隣る

古事考云、凡本郡の地、石を出すこと多けれど、皆至て脆悪、獨清光寺の碑に限るに非ず、雙石村坊の人、松林庵のあとに、嘉暦二年の字のみ存する碑あり、亦此類なり、替むに堪へず、雙石村舊迹、結城の臣本名佐藤大隅守忠胤居る、後に雙石駿河守其去る、關司諸に典入上方より武者修行に来りしを、晴綱留めて家臣とすとあり、今子孫雙石村の庄屋たり、伊達政宗の文書を藏す、

就而者宜使者、常陸と高々中調候畢、則自隨也故、早速談合尚以候、然之可存分之中候、具自使相□候、可然様御取任入候、仕合御意目上に相合候事不具、恐々謹言、

但折節自筆淡長筆

卯月廿九日　　政宗（花押）

佐藤大隅守殿

(板橋)

双石の明神は、双石を祭る、長一尺と九寸許、凡新願者、事の成否を卜せんに、祠前に跪き眼を閉ち、手を背にして藁を取り之を切り、其長短を神體に較ぶるに、分厘を違ふなければ、必成就すと云へり、上古の遺風ならん、双石の隣村、板橋(イタバシ)ゝ波打山は、其岩壁に波浪の狀あり。○建武二年注文に、板橋、競石ともに見えたり、其雙字書、競に似たれば、昔はクラベイシと唱へしかとも疑はるれど、傍證なければ、決め難し。

借宿(カリヤド)

今五箇村の大字にて、田島の東北、阿武隈の岸とす、借宿に古瓦の堆積せる地あり、又柱礎とおぼしきも在りて、古代の大家の址歟、凡此借宿五箇村は、一郡中の沃土にして、平衍の地なれば、上古の蹤跡也。人不忘山と云ふ名所もありて、今は新地(シンチ)山と呼ばる(風土記)、歌は、夫木集に見ゆ、又ヘクボ塚とて、高四丈周九十間の丘あり。

(人不忘山)

白河往昔記云、人不忘(ヒトワスレズ)山は、其地、田島借宿兩村之東、新地山之事也「陸奥の阿武隈川の岸にこそ人わすれじの山は有ける」此歌、八雲御集に入て、不知讀人とあり。○古事考云、借宿村新知山は、もと石井丹波の館跡なりしとぞ、天正の始より、佐竹氏屢白川を攻め、此路筋より兵を出せり、結城氏より大塚宮内左衛門尉を置き、大隈川を隔たる木之内の館と呼應して防戰したり、宮内は始め南郷搦羽黑の館に居たりしが、攻落されて關和久村に潛み居たりしを、此城授て防がれしとなり、宮内左衛門尉の子同佐太郎は、佐竹より白川を攻めし時、波多下と云處にて、手木を見せ置候へしとて、腹かき切て死たりけり。

道興准后廻國雜記云、白河を立て、矢つきといへる所へ趣き侍りける道に、うたゝねの森といへる、いと木深き林侍り、やう〳〵花の發き過けるを見て、

ちる花なたゞ一時のゆめとみて風に驚くうたゝねの杜、

かく、人忘れずの山といふ所にて、歌詠けたる

屋代郷(ヤシロ)

和名抄、白河郡屋代郷、(今社村、金山村是なり、丹波郷の南、小野郷の北東にして、社川に縁れる地を云ふ。

馬場近津宮の社傳によれば、今金山村の三森に、舊祠ありて、即都々古別神なりと云へり、されど屋代の名は、三森の都々古別の舊祠に、因れる者と爲すべし、社(ヤシロ)村は今八幡、中寺、河東田、深渡戸などを合せたり、

(社)

結城小峯文書の内に、八幡庄と云ふがあり、其地を詳にせねど、此に八幡の同名にちなみて、假に係けおかん、

下　尼、陸奥介景衡後家、

可令早領知陸奥國八幡庄内、中野、堤上、木田臺町、荒野建町、旗壇、荒野、相子袋、藤木田臺町、塩頭驛事、

右、任亡夫景衡法師、仁治三年二月、同三年三月、今年四月日讓狀等、守先例可致沙汰之狀、如件、

寶治二年十二月廿九日」

中寺(ナカデラ)

今社村の管内、田島の南、番澤の北なり、(退閑雜記云、中寺村の常在院は、かの源翁の開基なり、爰に奈須野の狐狩の繪緣起三卷あり、予がみし書は中頃の所書にして、とるところもなし、されど野太刀など持たる、みせさやなどさしたる、古風なきにもあらざれども、まためづらしくうつしものせん要もなし、行狀記といふは、永享元年にかいたるものにて、いと古びたり、されどもその文はいとつたなし、天竺謂妲婢斑足太子成后などいふ體なり、されどもその寺の由來しるべきために、寫しおくのみ。

河東田(カトウダ)

今社村の管内なれど、深渡戸(フカワタド)と共に、棚倉の近地なり、(永和三年文書に、高野北郷内ふかわたと、沼の澤、といへるは此地なり、中寺の東、金山の北。

(深渡戸)

古實常陸志補云、天正三年、芳賀玄蕃允等、新附の者に、佐竹氏より白河郡地若干を給し、河東田河内守に河東田を給し、又府田昭重に滑津を給して、赤館に代へ、河原田兵部少輔に入野の地若干貫を給ふ、(佐竹證文抄)。○白川古事考云、河東田の天王寺山は、天正中、川東田大膳居り、白河の幕下なり、川東田上總介といふは、天正の末年に、伊達政宗へ屬したるにや、證文見えたり。

金山(カナヤマ)

今金山村と云ひ、三森、梁森等と合せたり、社村の南にて、山、借宿の方に依れり、那須郡蘆澤に出づる間道あり、即借宿口と相並びて、其東半里許にあたる、(白河へ二里半)、

下　白河莊　可令結城上野入道道忠、領知當莊金山郷内、新田村事、

右人令領知彼所、守先例、可致其沙汰之狀、所仰如件、

建武二年正月十八日

村岡氏云、金山、建武中稱白川莊金山郷、金坑在焉、其南有八溝山、八溝嶺黃金神社在此、承和三年紀、充白河郡八溝黃金神封戸二烟、以、應國司之請、採得砂金、其數倍常、能助遣唐使之資也、(地理志料)○古事考云、金山村の入山の奥は、八溝山へつゞき、三里が間、黃金ほりたる跡、幾何と云ふ數知れず、金光山と稱する觀音堂あり。○白川證古文書の中に、親朝より在京の一族左衛門尉廣光へ、砂金參兩送り、金山の事を申請せるあり、これらの山に拾採したるか

梁森(ヤナモリ)

今金山村の大字にて、其南に居り、七曲峠あり、地勢關山に連る。○聖代實錄、戊辰役、六月廿四日、白河駐守の官軍、棚倉城に向ひ進發す、其關山よりする者は、黑羽根藩兵、地理を諳するを以て先導とす、霖雨の餘り、深泥脛を沒し、行軍大に苦む、關山に至て、兵を分ち二と爲し、兩道並び進む、賊兵險阻に據り大小砲を亂射す、

仍て山麓に沿ひ、馳驅して金山に至る、賊胸壁を築て、殊死防戰す、官軍飛丸を冒して急に攻む、賊遂に支ふる能はず、壘を棄てゝ走る、官軍追躡して梁森に至る、別軍も又來會す。

三森(ミモリ)　今金山村の大字にて、其東偏とす。○古事考云、近津宮は初め三森村に在りしを、大同年中に、伊野の馬場へ移さる、三森に在りし時の神領の故にや、後地を社郷と云ひ、和名抄に屋代の郷名あり。

釜子(カマノコ)　今釜子村といふ、田島の東にて、白河、棚倉、石川、中畑、四通の路頭なるを以て、小驛宿を爲す。白河へ三里半、棚倉へ三里、石川へ三里半。近世、此に越後高田藩、榊原氏の御預陣屋あり。

地形を推すに、古の松田驛は、亦釜子村にあたる●即、常陸路高野長有と、下野路雄野は此にて合し、逢隈川を越え、行方野を過ぎて、磐瀬驛に至る。○古事考云、天正三年六月廿九日、早天に、野出島まで、石川勢横合に打入し由聞えければ、白川勢、とかく石川勢を追散し、重て棚倉を攻むべしとて、釜の子まで打入りたり。○續史料云、七月廿四日、釜子驛へ、賊襲來、大隈川邊へ四五百人押寄、石川向より頻に砲發し、一旦は川中央迄進來候處、官軍大小砲を以て逐退け申候、廿五日官軍、石川田村へ向け出發、棚倉口は、釜子驛に守備せしめ申候、

形見(カタミ)　今釜子村の大字にて、驛の西一里許、田島、河東田に近接す。永和三年の古簡に、かた見村と見えたり。

（上略）石河内、さは井の郷、より上の内、あゆ河の郷、上中たか野、きた郷内、大たわ村、ふかわたと、ぬまのさは、右此六ケ所は、若質子出き候はゞ、かやうにわけゆつり申べく也、若質子もち候ずば、朝治があとを一ゑんに、ひこ夜叉殿にゆつり進候べし、たゞし朝治ちぎやうの内に、上小ぬき村、たさきの村、いたくら山井内、とつかの村、かた見村、たざい家、これをば朝治一期の後は、寺にあんくゑきしん申べく候間、此五ケ所はのぞき候所也、よつてゆつり狀如件、

永和三年霜月廿五日　朝治（花押

結城系圖、宗廣の弟を片見(カタミ)祐義といふ、此の在住したるにやあらん、田島の係なる證文にも見ゆ。

奥州白川庄内、片見郷事、爲料所、預置候也、謹言、

十一月十六日　（列、滿貞）

結城三川七郎殿

栃本(トチモト)　今釜子村の大字にて、片見の東に隣る。

結城上野入道々忠知行所領事、

米村郷　大村郷　下大村郷　競石郷　船田郷

板橋郷　青沼　小高倉　熊倉　白坂

高奈頁　栃木郷内田在家荒野狩倉等

出羽國餘部内

尾青村　清河村　同國内狩河郷内田在家

駿河國須津庄内　須津河郷　同國鮎澤御厨内大畜間、

田屋敷、

備中國　萩原條　草間條

京都屋地　四條東洞院

右注文如件（建武二年八月）

松田郷(マツタ)　和名抄、白河郡松田郷、○今釜子村、小野田村にあたるべし。延喜式、松田驛と云ふも此なれば、其雄野、磐瀬（兵部式、驛馬各十匹）の中間たるを推知するに難からず。且、常陸への通路も、松田驛にて分るるを思へば、其位置の釜子村の邊たること、疑惑を容れず。

塚本氏曰、松田方驛、蓋今、西白河郡吉岡、二子塚二村地也、推古驛路、由雄野高野二驛、會于此、而達國衙及鎭府也、按圖、頁滑津、松埼、中畑、河原田、釜子、野出島、小貫、大田和諸邑、豈其域乎、〔地理志料〕。

野手島(ノデシマ)　今小貫(ヲヌキ)、大田輪(オホタワ)と相合せて、小野田村と云ふ。釜子の東に隣り、石川、東白川兩郡の堺上に在り。

建武二年以前結思所領注文　中略

高野　北方内

富岡一分　小貫　野手島　紙石　大畠　玉野

印野　堤　以上八ケ村（下略）〔白河結城文書〕

この中に、紙石といふは、近世の村名に傳へず、また永和三年文書に「高野北郷内大たは村」と云ふは、即大田輪なり、されば此邊は中世の高野郡内と知られたり。○新編常陸志補云、天正三年三月、佐竹氏（義重）陸奥地、入野、釜子、野手島三所を分て、親附の者、鹿子畑玄蕃助等四人に與ふ、〔佐竹證文抄〕、五月、義重南郷にあり、數會津白河兵と戰ふ、〔會津四家合考附錄、倘道記〕、七月、盛氏と相持して戰はず、〔宇都宮文書〕、八月、蘆名盛興等、兵を寺山城東に出して、我出路を塞ぐ。

東白川郡

東白川郡(ヒガシシラカハ)　近世、東白川に作り、白河（西白河郡）に分ちたる者是なり。明治十三年、東字を負はせらる。今、面積四十六方里、十三町村に分ち、人口合五萬、棚倉町に治む。

本篇は、石川郡現管の淺川(アサカハ)村をも、本郡の下に係けたり。

東白川は、大略、久慈(クジ)川、幷に鮫川の兩源谷に當り、八溝(ヤミゾ)山脈と、逢隈山脈の中間の高原を占めたり。其久慈川は、山谷の大勢に循ひ南に下り、鮫川は東に走り、逢隈山

陸を横領すと知るべし、東白川は、中世の高野郡の地と雖、上世に在りては、亦白河の域内に外ならず。寛文中、高野、石川の郡名を復せられ、一様に白河と唱へたりしが、其高野郡は、棚倉城主の領邑に係るを以て、川字を用ゐて、他の白川城主の領邑に分つ。此に於てか、白河、白川二郡相並ぶの状と為り、白石、五十四郡等の如き、早く之を難載し、遂に文字異同の説あり

白石日、和名抄、白河郡に「國分爲高野郡」、今、分高大沼、河沼二郡と云々、今案其下九字、當在會津郡下、又白田郡、古白河郡地、今分爲郡、按古事、古作白河郡、拾芥抄、節用集等、並作白川郡者是、今白河城、即古白河郡地、棚倉城即古白川郡地、而今白河作白川、白川作白河者、未詳之爾

今按ふに、河川は、邪俗通用、固より相別つ所なし、且、白川郡を棚倉に擬するは、誤れり、棚倉は古の入野郷にあたり、白川郷、即白河の城市の地に外ならず。河川の別異なきは、元禄以後の俗習のみ、掲選の譏を免れず

高野郡(タカノ)　大略、今の東白川郡にあたれど、其境域は頗變遷あり。高野は、もと郷名なれど、和名抄、已に白河郡の下に注して「國分爲高野郡」と云へば、延長以前に分置せらる。其地は、蓋、

松田　入野　常世　高野　依上

の五郷にして、弘仁中より、松田驛の外に、高野、長有(依上(ヨリカミ))の二驛を置かれて、常陸への通路にあたれり。後其南北に南郷(ナンゴウ)、北方(キタカタ)の汎稱ありて、北方は松田、入野にあたり、又北郷と呼ばれたり(北郷の名は、朝宗馬場近津社の古鐘銘に見ゆ)

陸奥國高野南郷内、和泉守時知跡事、爲勲功賞、所被宛行也、早可被知行之由、所被仰下也、仍執達如件、

延元二年六月廿八日　　[illegible]奉

上野入道殿

(郡質止、松野は系圖を成す、常陸介時知は、入田知宗の後也、松野は下野の内、高野へ近き地なれば、合せ領せしなるべし)

常陸國高野郡北方事、伊達宮内大輔知胤者、未賞之族、可勤之族候、早可被沙汰付之由、可被仰候、仍執達如件、

延元四年七月六日　　[illegible]奉

結城大蔵大輔殿

(南郷)

永禄中に至り、依上の一郷にも佐竹の陣地は、已に佐竹氏の有に歸し、稱して常陸國内と云ひ、高野は四戰の衝と為り、佐竹、蘆名、白河、石川、岩城の諸将、速に之を争ふ。時俗、南郷表の戰と稱し、或は南郷を以て高野(ヒシガツ)の異名と做すに至れり。石川郡の赤坂、竹貫等の南郷に混入するも、此際也、

白河古事考云、文化中云、拾芥抄、節用集等にも、高野郡の名見ゆ、降りて戰國の世に、常陸の佐竹氏勢熾になり、依上を白河結城氏より切取り、遂に高野郡へ其兵を進め、白河と戰争數年なりしと見えたり、結城義綱の時まで、猶一族を以て佐竹と雌雄を爭ひしが、晴綱は蘆名盛氏の助力を頼む、義親も蘆名の婿と云ひ、會津の力を借て漸く高野を持こらへしが、盛氏の死去後、赤坂まで攻取られ、義親一度生虜とまでなつて、赤館(アカダテ)を界ひ佐竹に領せられたり、其戰爭の時、佐竹にて斬取る時は高野郡と呼び、白川にて取返せば白河郡を以て呼び、又唯南郷と稱せし故に、郡名の分合する事度々にて、紛々たる状なりしとなん、然るに、終に和名抄の時の如く、高野を併せて白河の中に復せしは、寛文年中の事也、

其年廿六七日、高野郡長福合戰事、[illegible]、其被疵了、且佐竹治之條、亦以神妙、致忠之旨、尚々加詞、可致忠節、且其間子細、以御使者被聞道佐由信、仍且注進如件、

八月廿一日　　[illegible]

結城大蔵大輔殿

按、此合戰考ふる所なし、長福は唐橋男依守り、今、依上保内の高倉邑、男鉢山下に長福あり、これならんか、頃藤驛の内高と云ふ所あり、それなるか、今石川郡にはあらず

正保圖に、高野、石川の郡名を載せ、寛文中、一旦、高野、石川を併あり、元禄中、石川を復し、高野を白川に併り、白河に分つ。又、高野北方の、一宇左右の地は、何の世よりか、白河郡へ復せられたり。南も、近世猶、八郷を中央とし、北九郷、南九郷の稱ありて存せりと云ふ。

古事考云、中古高野郡の郷數、十八ありしにや、俗説にも南九郷北九郷ありし也、今に八槻明神田植祭の祝詞に「明神様の御田植、南郷九郷、北郷九郷、合て高野十八郷の殿原達、一人も不殘、御出やれ、おいでやれ」と呼び、これを「田うなひ觸(フレ)」と云ふ、又「高野十八郷の殿ばら達と、五月女共に、一人も不殘、御出やれ／＼」と、是を「田うゑ觸」と云ふ、是れ久しく傳へし祝詞なるべし。又云、寛文年中、白河城下龍藏寺と、八槻大善院と、霞同行(カスミドウギヤウ)の事、爭論ありしに、追々手廣になり、終には兩山の坊官、先達、日記宗等、江戸へ召出され、宗義を糺され、郡郷支配の地に爭論及ぼし、郡名をも上古に復させらる、寛文八戊申十二月、裁許狀を兩山へ渡さる、天下終騒の大訴訟にてありしとなり。

入野郷(イリノ)　和名抄、白河郡入野郷。今棚倉町、及び社川村、高野村等にあたる。棚倉城下を、今も俗に伊乃と云ふは、古名の殘れるなり。松田郷の南、歴代

（印野）鄕の東なり、建武中の文書、印野にも作る。
延元四年、伊達藏景文書に、高野の郡北方、いのゝ鄕の内、當高歟、上高讃、仁公儀、村の名見え、仁公儀は今もあれど、高歟は知れず。又、入野、佐田の邊なれば、

（高歟）昔は北方、北鄕と呼びたるに、戰國の比には、高野郡をすべて白鄕と呼ぶことゝなれり（或書に、入野とは、白河國造の轄、陵伊乃已白亩の名と、相因なるあるに說けり）

社川（ヤシロガハ）

常陸久慈川の支流にして、棚倉以上には此名あり。其源一は闘山（雁宿）に、一は皮籠原、高野嶺村に出で、相合して、北流、白山、棚倉に至る凡六里。
凡、久慈と逆川は、其分目より見れば、南北相去ること五十里、而も此源流に在り。は、二水の間、因島、笹子、一帶の丘陵の、僅に之を分界するのみにして、白河郡南の東部に在りては、二水の、共に一田、濃なる見ると云ふ。

逆川（サツカハ）

今、堤、天王内、金澤内、檜木、玉野、上臺、花園、仁公儀等、棚倉東北部の村里を合同して、社川村の名を建つ、久慈川の支流は、此處にて、東流より一轉して、北流に變じたる見る。
會津七年史云、六月二十四日、白河口等の西軍、金山、築石、七曲の險要を抜き、直に棚倉に迫る、棚倉城中、見に備ふるは三十人、其他は皆老幼婦女なり、有志者相率ゐて、逆川に出て防戰、利あらず、白坂棚倉城外、河畔の鼻壁に據り支へ戰ひしも、衆寡遂に敵せざれば、火を城中に放ちて、搦手の城門より出で、潜かに山中に退き、敗走の會兵は石川に還き、仙臺、相馬の兵は笹川に退く。今、社川村の大字堤、上野の二處は、建武二年文書に、高野北方とある八村の中なり

金澤内（カナザハウチ）

今社川村の大字なれど、遙に西にして、西白川郡金山村と隣接す。古書に、白河庄内金澤鄕とは此歟、
陸奥國佐上總介宗貞、白河庄内金澤鄕半分、爲勲功賞可令知行者、天氣如此、悉之以状、
建武二年十月五日　大膳大夫（花押）、中御門經季
結城參河前司館

小菅生（コスガフ）

今社川村の大字にて、金澤内の南なり
小菅生、滑川の宗、東石川鄕内、每年可運申候、仍内後日、状如件、
永正七年庚午七月吉日　　政朝（花押）
近津別當之參

玉野（タマノ）

今社川村の大字にて、逆川の東、上臺と逆川の間に在り。古事考に、佐竹氏、謀を以て、赤舘の鹿子三河守を降參せしめければ、蘆名盛氏大に怒り、山鄕を來攻にせんとて、玉野堤を爲つたり、今の根小屋川是れなりと云々、此地の事にや。
新舘常陸に在て、天正十七年、佐竹氏の諸將の、奥州南鄕に在りて、居城を守れる者は、赤坂を赤坂朝光と曰ひ、赤舘を松野篤通と曰ひ、寺山を船尾昭直、小瀬義行と曰ひ、山田を近藤屯云、同日馬守と曰ひ、關岡久ゝ澤之介、及び子三郎と曰ひ、寺山を今宮道義と曰ひ、東舘を泉兵部少輔と曰ひ、長峯を三森大膳亮と曰ひ、中石井を小松左衛門と曰ひ、高坂富田を富田若狭守と曰ひ、清水を左馬助と曰ひ、山下を山下左京亮と曰ひ、羽黒を向宮政と曰ふ、凡十三城、其餘高松、滝輪、花園の諸城、皆皆兵を置き、交代して之を守る、白衣久その督將として、皆を玉野に築き、精鋭の士七人を撰みて之を守り、逆川の南に當る、世に玉野七騎と云ひ、最い高に聞ゆる［東羽武鑑軍記、仙道記］

上臺（ジヤウダイ）

今社川村の大字にして、棚倉の北（社川の一左なる陸て、玉野の南、赤舘城址在りて、一古跡なり
白河古事考云、棚倉村古記に、佐竹等、白川へ攻來る、（是は、佐竹、白川確執の始め、永正の頃よりの事ならんか）其人々の館を攻落し、赤舘を本陣とし、上臺および、今の棚倉の北に、城山のあとあり、今村よ、今棚倉一面、人家なく、數百丁の間つて、柴をとる一云さ。

赤館墟址（アカダテ）

今上臺の鹿子山是なり、棚倉城址の東北約半里に在り、即ち棚倉の北に、佐竹氏の南方の拠たる嶺有するや、赤館を以て根城とし、其名因りて著はる。慶長、元和の際にいて、丹羽氏、丹羽氏に替り、江戸幕府の營寄たるや、赤館責に其衆拠たり、寛永元年、棚倉城成り、赤舘廢す、館下の士民、皆棚倉町に移る。
白川古事考云、赤館、今棚倉の東北にあり、何時の築城にや、或は關本、寛永の頃に見えたるが始にて、夫より、白川結城氏の庶流にて居たること、度々見えたり、永正年中、赤館源七郎居る、是は白川の庶流なるべし、後、佐竹より攻取りたり、鹿子三河守と云、鹿子畑梅齋者の守れる時とて、天正二年の頃（やゝ頃）佐竹より和田大膳亮、及び其子安房守昭照に守らしむ、文禄慶長年間、慶長五年の頃には、佐竹義宣は上杉景勝に與れ合ひ、此處に出陣、暫く在陣ありしが、合戰なくして引返さる、其後、今棚倉城下の鎭守なり、赤舘の

（鹿子山宮賀社）

東南、山に倚て宮居す、永禄年中、鹿子三河守が居りし居敷に、宮居あれば、故に、今鹿子山と號へるなり、
今按、應永中、伊達氏の兵を遣はし赤舘は、伊達部の境にて、古郡のと、同名異處なり、相混ずべからず
棚倉記私考云、文化中撰、赤館は其地頗る少なれど、昔繁昌の館、上臺に町家ありて、今の棚倉の商人との先祖は、皆上臺に住居のものなり、立花宗茂の時、已に赤舘破却、棚倉へ移られしにや、今の家中なる大長家と云ふ宅を、宗茂寓居の處といへり

仁公儀（ニコウギ）

今社川村の大字なれど、花園と共に、相當村の東

にあたれり。

みちのくに、たかのゝこほり、きたかた、いのゝがうのうち、にしたかわらび、ひんがしたかわらび、二かしよは、ためかけがしそく、いだていさへもんのくらんどためあき、ながくらかつせんのおんしやうに給はり候、しかりといへども、おやのはからいとして、にこうきのむらにそへて、ミかしようを、同こくかなはらのほうのうち、ひつほのむらに、ゑいたいかへ申候、このうへ、しそくにて候ためあきも、しさいを申まじく候へば、かへじやうをかゝせて、おつてまいらせ候、まづためかげがはからいとして、かへ申候しやう、くだんのごとし、

ゑんげん四年七月十八日いだてのかものすけ爲景

〔南山巡狩錄引、寺院古文書、又見行朝事歷〕

棚倉（タナクラ）

今棚倉町、人口四千、舊城は驛市の西に並び、社川は分流して城市を環繞す。丘陵は、東西に起伏し、大地標高凡二百六十米突と計算せらる。白河を去る五里半、東白川郡の治所なり。

(伊野)

棚倉は、多く古書に見えず、元和八年老人物語に始見す、又、驛市には專ら伊野村の名を稱ふれば、古の入野郷の親里なるべし、永慶軍記、仙道表鑑に、天正中、初めて棚倉の名見ゆれど、赤館の追書に假たり、慶長年中、立花氏の食邑するや、赤館二萬石と云ひ、丹羽氏、元和六年の頃に入部、新城を赤館の南に改築し、棚倉城市の名、始て定まる、其築城は寛永元年ともいふ

白川古事考云「寛永元年、宰相長重公、近津の社地に、御城見立被成候て、社地引替被仰付候、重き御用につき默止し難、凡一千年餘鎭座の地、奉引替候」と、近津社家舊記に見ゆ、されば、寛永以前に係けて、棚倉といふは、皆追書ならん、寛永六年、禪僧玄宰、奧州流罪となりて、内藤氏へ御預となる時、同行の澤庵和尙の詩文の中に、「芳春赴奧州赤館之謫」云々とあれば、棚倉をその頃までも赤館と呼びしものなり。

(稀倉)

（○石井可汲棚倉私考云、慶長八年水帳に、稀倉と書きてあり、同十一年、立花氏の封ぜられし時には、既に棚字に作りしか、知り難し、古事考には、丹羽氏築城の地は、もと近津明神の御玉棚をつるしゝ所故に、棚倉と稱へしと云ひ、寛永元年に、棚倉と改めしやに聞こゆ、而も、其後も公邊の文書には、城下を伊野郷、また伊乃上村、

(伊乃)

伊乃下村と記し、明治十八年、初めて棚倉町と改稱せらる。

棚倉往古由來記（寛永十六年撰）云、高野郡金井城主、高野八郎兼貞、一萬三千石領之、文明三年、白川關城主、關三左衛門信房、被責寄、三十餘合責戰、其後佐竹の旗下となり、金井城破却、跡に八龍神を勸請す、（今按、金井の城址、詳ならず）赤館山源七郎、一萬石領之、大永二年、會津蘆名盛氏、常陸境迄領知の時、板橋中之丸の、上遠野美濃守盛秀、城代として住す、（今按、板橋は石川郡にて、上遠野は岩城氏の族なり、疑ふべし）永祿三年、赤館城を築き、白川義親公より、城代として鹿子三河守を差置、又云、彦坂小刑部殿、慶長八年御檢地、二萬八千石御支配、立花左近將監殿、同號十四年より、於寺山館住居領知、丹羽長重公、寛永元年、棚倉へ移り、二年正月、城普請始り、四年成就、坤方に大杉あり、是虎宇明神也、近津宮、此度馬場へ奉遷、其跡に築城、即近津城と申すなり、長重公、御城半造作にて、白川へ所替ともいふ。〇棚倉甲私考云、丹羽氏入部は、寛永元年武鑑に、元和五年と明記す、今の棚倉小笠原家は、勝手向甚困迫の樣子なり、城下及び磐城にて、凡四萬石高なるに、新古の借財十二三萬兩に嵩み、最江州に二萬石、是は收納半賣立勘定、七八千兩、城下四萬石は、江戶の廻米、藏半に向け、其金積り江州二萬石と相當するに過ぎず、彼是勘定すれば、困迫も理なり、當家にて、近年、東川仁右衛門執權たり、此人の計略に、棚倉古町を、城の堀西へ引移し、其跡を家中小路に抱入れ、流村の繩手路に傍ひ、寺山まで大道を通し、河水をば、山本村松原邊へ堀切瀉替せんとありしも、出來ずして止む、是は古河點附舉の利を謀られしなり

棚倉城址（タナクラ）

市街の西に傍れり、一名近津城といふ。慶長五年、立花宗茂、筑後の舊封十二萬石を奪はれ、江戶に在り寓公たりしが、九年、南郷五千石の地を賜り、十五年一萬五千石を加へられ、赤館城に治む、元和六年に至り、宗茂筑後の故封を復す　丹羽長重之に代り入部し、初め赤館に居りしも、寛永元年、近郊に相して、新城を築く棚倉是なり、幾年ならず白河へ轉封。寛永五年内藤豐前守信照、寶永二年太田備中守資晴、享保十三年松平右近將監武元、延享四年小笠原能登守長恭、文化十四年井上河内守正甫、天保七年松平周防守康爵、慶應二年、阿部氏白河より移り治し、以て明治改革に至る。

會津陣物語云、慶長五年七月、佐竹義宣は、家康公を支へんと、奧州南の關ノ洪より、伊飼宿へかかり、棚倉に陣を取り、上杉景勝へ使者を被立ければ、上杉勢も會津を打立てり、七月廿四日、家康公小山に御着ありて、廿五日には會津へせめ入らんとの御觸なりしが、其夜俄に惣軍を被召連、西へ旗を返したまふ、是は義宣逆心候へども、父義重は竹隈城に在て御味方被申候上は、義宣遂に父を不可棄、然らば始終は御味方なり、（按、竹隈城、水戶別郭、佐竹義久所居也、蓋當時義重偶居之耳）相馬利胤も景勝一味なれども、小身の家なれば、物の數にもあらず、只一刻も早く江戶へ御馬を返さるべしと、評定ありて、榊原式部大輔康政は、昨日太田原迄發向し、明後日は白川表へ可推詰と仕りける處に、之をも召返されて、小山へ夜通しに押したり、此に、義宣は例の定まら

ざる癖ありて、思案の上、棚倉を陣拂し、臺宿に馬を立て、世上を見繕居ける處へ、江戸より吉田織部、御使として水戸へ下りければ、即水戸へ歸り、陳謝に及ばれけり」（常陸志補）○續國史略云、戊辰六月、官軍在白河城、既扼要衝、將討會津、而棚倉、平、泉諸城、未下、二十四日昧爽、官軍分兵出、一自棚倉進、一自本道進、戰於鄕戸、破之、未時拔棚倉城、城主阿部正靜（播磨守）走須賀川。（維新史料云、六月廿四日、白河屯駐の官軍、曉天三字進發、關山前より二手に別れ、薩、土は關山の右、番澤道を進み、薩、長、大垣、忍、本道より進み候處、關山の麓鄕戸(ガウト)村に於て、賊砲臺を設、凡百人許も屯集、山上よりは大砲を打掛候へ共、暫時に之を追散し、直樣本道を進み、金山宿前より三手に別れ申候處、賊は金山大手へ、宿並を築き候と雖、長州藩僅十四五人計、左り田の中より攻擊しければ、賊兵不時に逃去り、終に七字頃金山を乘取り候、賊兵は仙臺、會津、棚倉等、都合八百人許、夫より各藩申合、棚倉道より二手に別れ、薩、大垣、黑羽は間道より進み、土、忍、長州は本道より進み、棚倉より二十町計、松原に賊砲臺を設け、伏兵左右より夾擊すといへども直に追散し、即時棚倉城下口へ進入の處、關門前より大砲二三發するのみにて、城内其外に放火し、終に賊兵散々に水戸、會津兩道を指し逃去候。

都々古和氣(ツツコワケ)神社（馬場）

今棚倉城址の北なる、馬場(ババ)近津宮を以て、本祠に擬定せられ、遂に國幣中社に陞班す、八槻(ヤツキ)近津神社の條を合考すべし。本祠は、延喜式に載せて、名神大社の一なり　一宮記には、本祠を以て、奥州の一宮と注したるは、さることながら、祭神味鉏高彦根命と云ふは、信け難し。神名帳考證にも、都々古(ツツコ)は筒男(ツツノ)にて、古と男(ノ)は横音通なり、本郡別に石都々古の社ありて、是れ神代紀の磐筒男命を祭れるならんと論したれど、牽强の嫌を免れず。○白川古事考云、馬場近津宮は、面川大隅、神主にて、不動院別當たり、元和八年、丹羽長重、棚倉築城の時、近津の神域方八町を收めて城内と爲す、因て更に城北に移し、神領百五十石を給せらる、又此神を國内一宮とするは、白河結城氏全盛の頃に、其權力を國府にも讓らざりければ、國府に程遠けれど、此をも一宮とせしにや。

奥州高野郡、北鄕馬場、近津大明神御寶前、撞鐘、大檀那藤原氏滿政、別當長譽、大工秦顯重、于時、應永八年辛巳、拾月廿五日、敬白、」

近津社人、任先例、可被致成敗候、若又兎角之儀候者、可被及披露候、至于其時者、可加下地候、聊不可有如在候、爲後日、一筆仍狀如件、

弘治四年戊午三月　　判、晴綱

馬場別當、

棚倉私考云、馬場近津祠の後に、古碑あり、上に梵字、下に「右志者、爲過去上座禪定門、出離生死頓證菩提、乃至法界平等、云々、建武五年戊寅、十月三日、孝子敬白」と刻む。

富岡(トミナカ)

今須賀野、祝部内(ハフリウチ)、强梨(コハナシ)、大梅、戸中等に相合せ、高野(タカノ)村と改む。棚倉の西たる、山に倚れる村落とす。山中の溪流、東北に下り、富岡の東に至り、社川と合し、即久慈川の名あり　富岡は、建武中の文書に早く見ゆ）

大梅(オホウメ)（祝部内）

大梅、漆草、戸中は、富岡西南の山間に在り、八溝山の陰にあたる。されば、棚倉より、那須の蘆澤、蘆野に通ずる間道あり。棚倉、蘆野の距離五里、戸中(トチウ)を其分界とす。大梅瀧は、一書に久慈瀧といひ、久慈川の源とも呼ばるるものなり

漆草(ウルシクサ)（戸中）

今高野村の大字にて、大梅の山中なるが、戸中の下とす。

會津舊風土記の、三坂文書、岩城常陸の狀に「從敵中、草間義候處、以取刷、無指越、引除候哉、肝要至極候」一また、敵中、歸以下、城迄も、邁つ事なき樣に、上夫第一に候一とあり、草とは、方言山中の小部落、小聚落のことにあらずや。さて、此文書なるは、岩城田村の山中の事にて、草(クサ)の言葉は、小部落の意にあたると判定せらるが、東白川郡には、漆草を初め、石井草（赤坂村）現存す。又、天文四年文書には「小田川之内、おつけの草、一間、三貫文の所」云々と見ゆれば、部落の義明白なり。又、木曾(キソ)てふ語あり、草と同義に似たり、一語相轉歟、

近津宮え、山本木曾之内、小澤畑、助左衛門屋跡、五百文之所、永代致寄進候、爲後日、一筆仍定如件

天文廿二年癸丑九月日　　晴綱（花押）

八槻別當

その他、岐草、細草、深草などの名あり。○石井氏棚倉私考云、本郡に簸原荘、藏原荘、高野荘、赤館荘、大内荘、川上荘、常世荘、細草荘、深草荘、永倉荘等の荘名あり、其地も大半す、恐くは當時分領せし荘園の遺稱にや、今棚倉近鄕の山間に、荘司の草と稱する一小村落あり、此を以て見れば、荘司が私田なりしかの疑を生ぜり、又叢の草、石小の婦、漆の郷など云ふ村もあり、是亦同前か。

寺山(テラヤマ)（流）

今手澤、山本、流等を相合せ、近津村と改む、棚倉の南半里、滴半里にして、八溝に達す。（寺山は久慈の西岸、流は東岸なり）

白川古事考云、むかし流(ナガレ)村に今宮淨蓮院とて、常陸十二郡山伏の先達、武勇ありて兵士業を事とせし故、佐竹より寺山城に置けり、慶長二丁酉正月、天下の山城停止に付、山を下り館を營せしより、城は廢せり。○棚倉記私考云、今宮氏は南大納言房とて、世に稱せられし山伏なり、寺山蛇頭の城は、寺山村の管内なれ

ど、流村の地に在り。

岡谷往古由来記云、白川楯之城主、結城入道義親公、[illegible]會津家、[illegible]、深谷伊豆守、窪田[illegible]、[illegible]五年中、佐竹[illegible]宮公に[illegible]、羽田[illegible]内大將、[illegible]由来、佐由寺、[illegible]合石百餘[illegible]、[illegible]、[illegible]日暁えに及び、[illegible]方なく退散[illegible]之を伺り、夜責[illegible]城中へ込入、佐由横田[illegible]、城中[illegible]名馬ども、一度に放揚り、[illegible]に騒立[illegible]、[illegible]敗[illegible]又云、寺山館は、佐竹より、[illegible]今宮[illegible]を、城代とし差置る。又云、慶長十四年、[illegible]、南郷[illegible]、[illegible]、云々 [illegible]、佐竹常陸介義重、石川大和守昭光と[illegible]合て、[illegible]し、仙道表を掌握せんとす、義重は棚倉へ出馬し、南郷、寺山、羽黒の城に人数を[illegible]置き、近々仙道へ出馬[illegible]、白川 須加川、田村等の城々を責落し、其威に乘して、會津を手に入れ[illegible]、其支度専一なり。○會津陣物語云、慶長五年四月の末に、伏見より佐竹へ使者を立て、越上の風聞、上杉一味と申候、何左候はゞ、早々上洛可被致と、被仰遣候處に、義宣返詞に、我全く景勝に一味不仕候、年去[illegible]人にあらず、秀頼公を[illegible]如に致し、我意を振舞候へ、一矢射懸け、[illegible]可致と存候と、加様に徳川内府へは返答して、其[illegible]猛虎と申、[illegible]の侍大將に、五百餘を相添、加勢として會津へ被遣たり、かくて秋にもなり、既に内府[illegible]出陣と聞えければ、景勝、義宣約諾の通、合戰の手立を爲したり、其手立には「まづ會津の一軍、那須篠野へ打出、徳川[illegible]着せば、一合戰して、[illegible]と引取へし、敵勝に乘て白坂を過ぎて、推込候はゞ、革籠原にて待受け、先陣をさゝへ、景勝は[illegible]背[illegible]し歸るを追、勢至堂を後にして、長沼に旗本を置き、夫れより古田川、布馬瀬に移り、革籠原合戰半に、[illegible]山の陰[illegible]小[illegible]、[illegible]野[illegible]を退き[illegible]、敵の大軍を南[illegible]より[illegible]り、谷田川の[illegible]、其[illegible]佐竹の先[illegible]内[illegible]は、[illegible]出、那須の小[illegible]、[illegible]、内府公と秀忠公の[illegible]取[illegible]、[illegible]は[illegible]を打出、[illegible]野へ[illegible]て、内府公を眞中に取[illegible]め、大方[illegible]」と[illegible]、六月下旬、佐竹の[illegible]、[illegible]州へ打入[illegible]、[illegible]、寺山、[illegible]、石川、[illegible]、仁井町、蓬田、[illegible]、高城、其餘の[illegible]人、此手に馳加はる、其勢[illegible]、[illegible]、二千餘にて、寺山[illegible]、[illegible]、晩[illegible]内、[illegible]代、[illegible]、仁井田、小川[illegible]、[illegible]近邊の[illegible]人[illegible]、[illegible]も、馳加[illegible]、[illegible]をめたる兵、四萬三千餘、其外歩侍、野伏等、七萬餘人と注しける、然るに佐竹も次第に變心し、義宣水戸へ引返し、六月[illegible]、[illegible]も寺山を陣拂して、[illegible]打越え引入[illegible]。

手澤(テザハ) 今近津村の大字にて、寺山の西に隣る、白川結城文書に手[illegible]郷見ゆ

高野[illegible]之[illegible]事、伊達一族、[illegible]度々恩賞拜領候、或帯[illegible]、[illegible]相[illegible]之段、白公方[illegible]之[illegible]彼等[illegible]、[illegible]可有計[illegible]候、伊香[illegible]、平賀兵庫助景貞 爲恩賞拜領、云々、於海上令討死候畢、一腹兄弟數輩子息等、[illegible]子細候哉、[illegible]、目景貞跡も、[illegible]合[illegible]者、可宜候、近日[illegible]分 [illegible][illegible]功之條、可[illegible]申候、手澤[illegible]者[illegible]人[illegible]拜領候、云々、[illegible]當參候、於此[illegible]、[illegible]他[illegible]候條、[illegible]子細候、早[illegible]退治、可[illegible]申之由、内々仰候也 恐々謹言、

五月二日(延元四?) 沙彌宗心(花押)

結城大藏大輔殿

山本(ヤマモト) 今近津村の大字にして、手澤の南、八槻の西の山中也、白川古事考云、山本の[illegible]、八[illegible]山のツツメ[illegible]い[illegible]に、[illegible]を出せし坑[illegible]、此金坑は[illegible]氏の時に[illegible]。

岩城郡内大須賀二郎入道跡、建武二年五月國宣、同七月、同年十二月[illegible]、同九月、元弘三年十二月 [illegible]野[illegible]内

山本、手澤、[illegible]、於京都御[illegible]」

[illegible]、山本をそ内[illegible]之所、[illegible]申候、[illegible]白[illegible]、如件、

天文四年きのとのひつじ十月十八日 伊勢太悅

八槻別當御同宿中へ(白河證古文書)

八槻(ヤツキ)(矢築) 今寺山、手澤なと相合せて、近津村と改む、近津宮[illegible]、[illegible]高野[illegible]、矢槻宿、又矢築(ヤツキ)宿の名、古書に見えて、久しく世に聞えたる地也

矢つきの[illegible]當坊に、[illegible]、

梓ゆみ矢つきの里のさくらかり花にひかれて迷るはる哉(國[illegible]記)

南方記傳云、建武二年十二月廿三日、奥州高野郡に於いて、陸奥守[illegible]と、相馬[illegible]兄弟合戰 同廿六日行方郡にてまた合戰。

相馬六郎左衛門尉胤平申、合戰事、

右陸奥國高野郡内矢築宿仁天、去年建武二十二月廿三日夜、御敵[illegible]、[illegible]合戰之處仁、[illegible]七郎久、小平[illegible]射抜畢、(相馬文書)

白河結城の書、北畠准后の、親朝の來援を促せる文中に、正直[illegible]向、[illegible]事行者、子息一族相催、方々之軍勢、可被馳參、此條猶可廻[illegible]者、且出軍[illegible]於東海道[illegible]、矢槻邊歟、那須邊可被示[illegible]之[illegible]事、云々。

近津(チカツ)**神社** 八槻に在りて、或は千賀(チカツ)に作る 近津といふ

こと、何の故たるを知られず、蓋、式內都々古和氣神に
あたり、後世之を保倉の馬場にも、八槻にも、祭れど、屋
代鄕に森あ、最古址なるべし〔此別當を善院といひ、文
明十八年、道興准后の來訪したるも、此坊なり、近世社
領二百石を有したり〔八槻近津の社は、馬場を上宮、八
槻を中宮とし、今久慈村に入れる依下保內なるを下宮と
す、蓋、其下宮は古の長有驛にて、八槻中宮は高野鄕也、
皆ふに、道興准后の書にして、猶小菅驛〔菅宿〕に在り
馬場を保倉の原ならん、長有の下之宮は、其式內石都々
古別神なるべし、各考を要す
白川古事考云、陸奥國一宮、都々古和氣神社、今白川郡
南鄕八槻村にあり、祭神味耜高彥根命、相殿日本武尊に
て、古は八龍神と稱し奉る、一說に、肥前國松浦の近津
より、此神を天皇の御宇に移す、源義家朝臣、奥州征伐の
剋、千貫大明神と改めると記したり。〔神名帳考〕云、都
々古和氣神社は、今八槻村に在りて、近津明神といふ、
陸奥式社考、以下同じ、白川古事考、即陸奥の一宮な
り〔一宮記〕、木社傳說　〇今按、肥前松浦郡の唐島に在
島あり、古名値嘉と云ひ、古風土記には、之を近津島と
いふ、されど、本祠と關係ありとは思はれず、又は善院
異記に見えしとて、世に傳ふる遺文あり、信否知れねど、
疑を存すと云ふのみ、
陸奥國風土記曰、所以名八槻者、卷向日代宮御宇天皇
之時、日本武尊、征伐東夷、而到此地、以八目鳴鏑、
射賊斃矣、其矢落下處、云矢石、即有正倉、神龜三年
改字八槻、古老傳云、昔於此地、有八土知朱、一曰黑
鷲、二曰神衣媛、三曰草野灰、四曰保々吉灰、五曰阿
邪爾那媛、六曰拷猪、七曰神石萱、八曰狹磯名、各有
黨、而屯於八處石室也、此八處皆要害之地、因不順上
命矣、國造磐城彥敗走之後、虜掠百姓、而不止也、纏
向日代宮御宇天皇、詔日本武尊、而征討土知朱矣、土
知朱等合力防禦、且以津輕蝦夷、共多連張猪鹿弓猪鹿
矢於石城、而射官兵、官兵不能進歩焉、日本武尊、取
槻弓槻矢、而七發八發、則七發之矢者、如雷鳴響、
而追散蝦夷之徒、八發之矢者、射貫八土知朱立斃焉、
射其土知朱之征箭、悉生芽成槻木矣、其地云八槻鄕、即
有正倉也、神衣媛與神石萱之子孫、令赦者、在鄕中、
今云綾戶、是也、
〔以上□□□□□□八槻□□□〕
奉寄進御祈
大檀那沙彌重久　橘氏女　千代松　沙彌宗心
別當良賢　聖律師長榮
應永十八年大才辛卯十月十五日　大工莊阿彌
近津宮神人〔□〕、任先例、可爲別當所堪、於違亂之輩、
可有異沙汰也、仍執達如件、
應永二十年九月十四日　花押、直朝
近津別當侍從律師坊
〔八〕寄進近津社頭、東山內、田數七十町、所□給分之內、
守□二貫八百文、爲御神之料、寄進之狀、如件、
應永二十七年十一月十五日　氏朝〔判〕
奥州菊田庄內、小山田三郎天神別當、并御影堂別當、
有此所、知行候者、可奉寄附候者也、仍狀如件、
文安二二年七月十二日　直朝
八槻近津別當、
下野國茂武大山田村、やはら在家、分錢二貫文、
有所者、八槻近津大明神寄進申候、仍狀如件、
永享十一年　月十三日　直朝
近津宮神人等、任先例、可隨別當所堪之由、從前關一
書被進候、萬乙於違犯之輩、可有其沙汰候、爲御意得、
令啓上候、恐々謹言、
大永四年きのへさる七月吉日　和知島防守常賴
八槻別當參〔〕
神主職之儀、前々之任筋目、令得其意候、爲其一筆進
之候、恐々謹言、
天正三年乙亥八月二日　白川義親（判）
八槻神主殿
八槻宮□□奥書云、大日本、陸奥白川庄東西□□、高日、
本願、高野郡八槻近津別當、權少僧都淨良、番匠卓幹右
衞門尉、幸□兵衞、□□□□六、時天文十乙巳八月十三日、筆者
大白山之□□、生年四十五□、八槻近津之宮大善院、」
〔閑窓〕記云、當社古縁文に、同〔天正〕九年、東條筑前入
道富安、同有京進基宗より、五斗蒔の田を寄進せる者
あり、此の五斗蒔は、今村內に其字のこり、東條氏は、
西方角の書主ならん、大郎塚にて、小門、堀內、馬場
などとも呼べり、共に村內に屬す、

高野鄕

和名抄、白河郡高野鄕、今高城村、豐里村、
石井村にあたり、八槻は其市の地なるべし、且
武記、日次記に見え、高野、長有〔ナガアリ〕驛名に出づ、二驛
を載せ、本郡とて棚倉の□、即、其間地形を觀察
して、高野は八槻、長有は其南なる棚倉へ今高城村へ
入るゝに當たるべし、
常陸風土記云、按　弘仁元年、文室綿麻呂、陸奥出羽按
察使となり、二年三月、爾薩體、幣伊二村の殘黨を征す
るに因て、其四月に、機急を告ぐる爲に、陸奥の內に於て、
海道十驛を廢し、更に本國に通ずる道にて、長有、高野
二驛を置く、此廢せし十驛は、續紀、養老元年に、岩城
國を置きたる時、其國中に建たる驛なり、高野驛とは、今
の棚倉なり〔〕今按、高野は、中世以來、郡名にも呼ぶ
たれば、廣く從へる名なれど、驛名には、棚倉にあら
ず。或は、南鄕の高野に在りと說もあれど、共に採り難
し、宜く道途往來の形勢に觀へ、八槻、菅宿の辺に求む
べし、長有は、今久慈郡へ入る、寺山の流と同名異地な
り、

伊香　又伊飼に作る、八槻の南一里半、今臺宿、植田、關岡、内川等と相合せ、高城村と改む。久慈川の右岸、八溝山下の村落にして、南北四里にわたれり。

(臺宿)　臺宿は、伊香と八槻の間にして、塙驛と水を隔てゝ、其西岸に在り、伊香の舊壘を、油館と呼ぶ。○慶長五年の秋、佐竹義宣、已に三成景勝に黨し、内府の白河に入るを待て、之を挾擊せんと謀り、水戸城を發し、南關大拱より、伊飼臺宿を經て、棚倉に軍す。(會津陣物語、慶長見聞記)八月、義宣臺宿に陣を轉じ、遂に水戸に歸る。(北越軍記)○石井氏棚倉私考云、高野の古驛は、今の伊香

(高野)　の古宿なるべし、此地は俗に高野と呼ばるゝのみならず、人家の態、驛市の狀を帶び、宿中に高野明神、高野平等の名もあり、又高野山天照寺てふものゝ廢址あり、今の高野村とて、伊香の南に在るは、古驛にはあらず。

南郷本意候者、伊香之内、鶴山平六郎忍之地方のりう順申候、此内致見地、可致祈進候、猶其早入手更候様、所念可爲肝要候、爲後、一筆遣候也、

永祿九年丙寅六月六日　(花押、盧名盛興カ)

(花押、盧名盛氏カ)

八槻別當(白河古事)

關岡　今高城村の管内とす、伊香の南半里にして、植田、(植野地)、又一里半にして關岡なり。關岡の南半里にて、常陸久慈郡堺に至り、更に一里を下之宮と云ひ、古の長有驛にあたる。

(植田)　高野、長有は、共に古の白河郡内の驛次なり、其高野驛に都々古和氣神社あり、今の八槻中宮なり。其長有に石都々古和氣神社あり、今の下之宮是也。

東白河より、常陸への往來を、依上道といふ、依上はもと郷名にて、廣道の地なり。中世まで白河の管内なりしが、後は常陸久慈郡へ入れること、既に說明を經たり。中古には、下野への東山道を那須口、福原道などいひ、依上の山道と相並びて、奥州の咽喉たり。

来八日、此邊、又小山對治候へきよし、被仰候、又福原事、如今者、道斷ましけに候、此上者、内徒對治事も、枝葉候歟、人の所領にて候はんを、若黨のほれをり、馬わびしめと覺候、小田が代官の入候はんまで、今者可對治候由、被仰候へども、不可叶之由申て候、今者奥道も寒りぬと存候由申て候、此事治定候はざらんには、福原凶徒對治、無益候哉、依上道は何にもしてあけらるべく候歟、何事も無正體候之間、無申計候、若被仰候間やはとて、使今までとゝめて候、兎角無申計事共候也、恐々謹言、

十一月二日(延元二)　道忠(花押)

大藏權少輔殿(白河文書)

棚倉由來記に、關岡館には、中村大學住居とありて、白河證古文書に、中村常基の判あり、中村大學に合せすべし。

中付常基(判)

芳賀うきやうのすけの跡の事、本意のうへにて、かゝへ申され□□□爲後日之狀、恐々謹言、

永正十五年□□□　(判)

和知　新ひやうへとの

八溝山　關岡の西嶺也、嶺谷漫延、四五里の遠に在り。今は、其峰頂を以て、白川、久慈、那須の三郡界と爲す、(標高一〇三五米突)。八溝嶺神社(式内、白河郡)、及び觀音堂等、久慈郡に詳にす。高筵山は、八溝の別峰にて、伊香の西に聳ゆ。

(高筵山)

寺有八丈溝矣、常州八溝山、亦據此境得名乎、寺曰南院須、關宏湖中百八鐘發者久兮、故化緣茲募兒、鐵鞋不倦、霜辛雪苦、募十方衆緣、切情命鐵匠、此鐘成就、揭雲輿論、求我願既滿之語、因爲銘、其詞曰、

常陽勝境、八溝山雄、絶頂安立、大士圓通、作家手改、屋棱鐘洪、凍碧眼潰、喚白丁叢、上界下界、尊躬下躬、壽傳萬代、功響無窮、

天文龍集、戊戌冬十月吉辰、謹銘、佛日增輝諸天威、

邪□從銷魔外降、

前福原、晨初叟、比丘周瞳、書平平等下、

皇帝萬歲、重臣千秋、風調雨順、國泰民安、大担那、源朝臣義篤謹白、

慈雲寺法印宥意、別當善蔵坊、松溪齋昌訓、勸緣江州住比丘尼妙心、小聖善心、井妙善、大工石井靜阿彌、奥州白川大檀那藤原朝臣直廣、地頭深谷顯衡、井重安、金藤掃部助、

久慈川　社川の末にして、棚倉以南に專此名あり。されど、本郡に在りては、猶社川の上游に屬し、中游下游は、常陸國に屬す。棚倉より關岡矢祭山に至る凡七里、以下又十七里にして、遂に海洋に歸す。

東館　今寶坂、高野、關、河内、大拱等を合せ、豐里村と改む。關岡の東にて、久慈川の左岸に緣れり。近世の棚倉、水戸の驛路は、彼の高野(八槻)長有(下宮)に由らず、塙　東館より大拱山を踰え、薩都川に沿りて往來せり。棚倉より東館迄五里、南關大拱迄三里。

白川古事考云、天正三年六月九日、佐竹大勢を以て、白川境大ヌカリの關を破て討て入、斑目、大塚叶はず、東館を引にける、其時大塚打死と定けるを、皆諫て一先白川へ引玉へとて退にける、佐竹義久喜び、棚倉、赤館をも攻め取る、さればこの東館は、初め白川結城の臣、斑目十郎廣基、其子能登守居す、佐竹の爲めに攻落され、親族(東中務大輔)義久、同美濃守居る、義久此城に居て、いつも、佐竹より軍を奥州仙道へ出せし時に、先手の大將たりき。

小田川　今東館の南一里を、小田川と云ひ、同名の溪流あり。其南を矢祭山と云ひ、久慈川の岸に聳ち、頗景勝

(關河內)

の名あり、即州郡界にあたる。部落を高野(カウヤ) 又名保木山といふ、小田川の溪流を東南へ泝れば、關河內(セキカウト)を經て、大拱に達す。

近津大明神へ、なた川之內、おつけの學、一間三貫文之所、御寄進之候、仍添狀如件、

天文四年乙未十一月廿四日　　佐知　在判

八槻別當御同行御中

(南關)

大拱(オホヌカリ)　今鹿里村の管內とす、東館の東南二里半。猶東南に山嶺を踰ゆれば、久慈郡德田(トクダ)村に達す。近世は、大拱口を以て、來白河、棚倉より太田、水戶への通路としたり、之を南　關といふ。蓋、戰國割據の頃に、此山中に柵門を置かれしならん。其地は、大拱と東館の間にや、今も關河內、上關、下關の名のこる。但し、白河古事考、常陸國志(新篇)等に、此南關をも、白河、菊多などの關と、同時代のものと述べしは、誤れり。燒山(ヤケヤマ)關の古道も、長有驛の方にて、此にはあらず。

石井(イシヰ)　今石井村と云ふ、東館の北にて、伊香、植田の東、久慈川に倚れり。天正中、中石井の狐館の城主、小枝左衛門尉あり(古事考、永慶軍記) 又江田八右衛門ともいへり(棚倉往古由來記)。

近津大明神、八槻、石井郷內、大內村內年貢錢、合五貫文、每年可進上仕候、右依所願成就、奉果之候、重望者、天下太平、萬民快樂、壽命長遠、仍寄進之狀、如件、應永二十四年九月二十日、沙彌道久

古事考、上石井村は、一村、いにしへより鐘鍋釜等を鑄冶す、天文七年、八溝山の鐘に、大工石井靜阿とあるを初めとし、所々に、石井の鑄冶匠の作品のこれり。

常世郷(トコヨ)　和名抄、白河郡常世郷。○今常豐村、及び薩原村、山岡村にあたり。高野郷の西北、入野郷の東南とす。常世の大字は、常豐村にのこり、近世の詞客が、棚倉城主のうせしを傷みてよめる和歌にも、

白河の關もとゞめず行水に常世の里も名のみなりけり、

と見えたり。(常世の國とて、古言あり、又姓氏錄諸蕃の中に、「常世連、燕國王公孫淵之後也」と見ゆれど、此なる郷名は、何に由れるや、知れず。)

此度存意之後、目出度相叶候者、近津大明神へ、とこよの內、わた、さうの平、うへ田、北の內、四箇所、速可令寄進候、猶以抽精誠可有懇祈事尤候、爲後日、一筆進候、於樣躰者、河東田上總守、常生七殘、可申渡候、萬喜珍重々々、仍如件、

天正十七年己丑拾月吉日　　不說(結城義親)

塙(ハナハ)　今常豐村と改め、遠井、常世等をも合せたり。棚倉の南二里半、東館の北二里半。東南、三鈷室(サンコムロ)、和尙壇、三株の諸山より發する溪流此に來り、合湊して久慈川に入る。塙は、近世、江戶幕府の代官の來治したる所にて、淺川と共に陣屋あり、山道、常陸、下野等、散在の御料地を支配したり。思ふに、塙、淺川は、相距る四里、唯寄に形勝を得たりとも見えず、何が故に治所と定めたるにや。享保年中、本邑たまたま公收の地なりしを以て、假に代官を置れしが、因由となりしに過ぎざるか(棚倉往古由來記云、文祿三年、石田治部家臣井口清左衛門、南郷御繩入、同號四年、人見主膳、和田阿波守御繩入、佐竹領也、慶長八年三月より、御代官所となり、彥坂小刑部御檢地、同號十三年、川西兵九郞御檢地、元和元乙卯年より、香西石雲御支配、塙陣屋御建、秦治右衛門御支配と成る。棚倉記私考(文化中撰)云、南郷繩入の人見、和田は、佐竹家の人なり、川西は河西、香西にも作り、江戶の御家人にて、夕雲、石雲とも呼ばれし人も、兵九郞と同人歟、南郷は三萬石(今六萬石)の中、一萬石は立花知行、二萬石は代官支配なりしならん、秦治右衛門とは、塙村名主古市久左衛門の祖先なりともいふ、疑ふにし、僞說を擴へし者歟、享保十四年、公儀御倉入の村々、竹貫陣屋に御支配、同年塙村へ陣屋建立、寛延三年、公料年貢の事につき、百姓騷動あり、御代官寛傳五郞、塙村安樂寺に入り切腹、寛政四年、寺西重次郞御支配あり、此代官は赤子養育の上書を、御老中松平越中守へ被差出、依之塙へ下向、男女共養育料一兩つゝ賜はり、南郷にて凡て二百人に及びしとか、又郷藏を村々に立てさせ、穀を貯させらる、文化八年、近領十一頭の大名使者を會し、一勸農、二博奕の禁、三絹布着用の禁、四神事備物の減少、五饗宴の減少、六操狂言、買芝居の停止、自田に埋葬の禁等を申合せ定めらる、是より當近津宮の祭にも、供物減少し、歎かはしき事となる、然るに、右の禁制も、陣屋の手代足輕へ、金錢を與へ候へば、帳面の名前消しくれる由風聞す、又重次郞殿は、公儀の御金を、諸大名へ貸附、禮金貪候由も風聞す、凡塙の支配所五萬石、小名濱支配所三萬石、桑折支配所三萬石と申候が、重次郞殿は、今度桑折へ詰められ、子息隆三郞塙に在勤、小名濱を兼帶し、父子威光凜然たり、已に寛政四年より二十九年の持續、前代未聞に候。

羽黑館址(ハグロ)　白川古事考云、羽黑(ハグロ)館は、關物語に「永正二年、佐竹氏の族、大塚氏、佐竹を背き、結城に屬して此城に居す」云々、大塚系圖には、掃部介國久より四代居たり、富內左衛門尉に至て、佐竹に攻落さるゝと云ふ、塙村にあり、今按、常陸多賀郡なる大塚より在名起る。○中山平四雜記云、塙庄羽黑館には、天正の比、佐竹の家臣石川近江守居る、天正十七年、淺川次郞にうたれ、向右近之に代る、慶長七年國替の時、向は秋田の横手の城主となる。

愛元躰數可有之候、尙一戰樣子聞度、可取置候、具に申候、寺山は清顯盛與、町園を以押置、羽黑及行、作毛苅　引除候處、敵二子追崩候間、返合押崩、山追上、

別外不立候上、乡打捕、申、無念候、其上若者共早返自分之侯、敵五十三、生取十一人、其家内十三人引捕、士自分人打候中、遂一戰、如之事、老子未望申候、自大?合契候、次之日、羽黑及備候、一人不出候上、馬士折立申候、無殘作毛田畠刈捨候、両日控申候、堅固日限迄候、即称寺山虎口之仕合被申候、是見事之儀不及是非迄候、尤一人手負等無之候、其年大切、指而自物者之儀、今白川殿何方討起候、座数之前頭申候、一段之本意迄候、未那須與力之儀在馬候、

六月廿四日（天正二）　止々齋（盛氏）

按、是は蘆名盛氏、其子盛興、及び田村清顯の南郷合戰の捷報にて、會津四家合考に載附す、（文字訛多し）

新編常陸志云、天正二年春、盛氏兵を羽黒に出し、其不を踐附す、義久赴き戰ふ利あらず、盛氏羽黒城を攻む、我兵堅く守て出でず、龍崎城の稼禾を芟し略盡く、（會津四家合考附錄）九月、義重赤館を攻む、盛氏亦両を援く、我兵死するもの廿餘人、即夜退く、（那須文書、陸奥永慶軍記）十月、和議成り義重兵を率て歸る、（那須郡寺子村人所藏文書）○按、岩城常隆の文書、天正十年の比に、羽黒城主越前とあれば、此氏にや。

白川風土記云、大塚掃部助親久は、永正中、常陸より當國境へ移り、子越前守吉久の時、德林寺を建つ、弟宮内為久の時、佐竹家塙を攻落し、為久は刈宿の東なる新地へ楯籠る、天正六年、淺川表合戰、佐竹衆水野勘解由か為に、為久も討落され、其子孫は白川城下中町の年寄職を世襲す。

「態申入候、投々此度南江より働申處に、竹三為加勢、被打越、然處に、羽黒之城主越前方、南人致討捕、中手柄、不始今午品、高名斷々不及是非仕合存候、恐々謹言、

三月廿七日　常隆（花押）

水野大學殿（新編會津風土記）

今會津古由來記と云ふものに、天喜二年、八幡太郎義家、龍生吉陣、久慈川を上に、羽黒館を建つとあるは、光時のいはれみ、「大永二年より二十年間、蘆名盛氏、南部を領せり」とあるも、年代相違す、盛氏は天文、天正の間の人なり。

瀧井

今常豊村の大字にして、塙の北に接する部落なり。慶長五年秋、佐竹氏南郷出陣の時、瀧井内膳政元をして、赤館城に陣を張りしは、即此在名の將士なりけん。

川上（湯岐）

今松岡、大貫、原宮、湯岐、片貝等を合せて、伊原と云ふ、塙の東南一里半。湯岐は、川上の奥二里なる山中にて、三鈷室山、續石山の下にあたる。溫泉あり、二源、一は熱百度、一は九十五度

白川古事考云、天喜宮、川上村にあり、社内、棟札の如き物に、天喜宮、永禄六己巳年、從北野より修復、施主本願、寺内孫四郎、永喜貞文寄附、田代十郎宗仁貞文寄附、藤與惣兵衛、領主藤原朝臣右兵衛　と記したり。

那倉（原筵）

今筵原村の大字にて、川上の東三里、岩城、多賀及び本郡の交堺なる花園山、和尚坦山の下なれば、過往の里とす、湯（濱海道）へ出づる間道あり、凡十里にして○筵原とは、近世東西の白川郡に唱へし古名なれど、由來知れず。○棚倉記私考云、天明の頃、當藩にて湯岐の溫泉に、賣女を公許せられ、酒茶を以て客を招き、地方の繁を謀らせらる、又那倉の山道は、往來の旅人も苦める處なりければ、險阻を平げらるべしとて、山を掘り谷を埋め、新道を開かれたり。

珊瑚宮山

白川古事考云、珊瑚宮山は、那倉村、片貝村の地にて、當郡の境界にあたる、東方は菊田郡の山岑重なれど、東面の高表なるを以て、海上の漁舟は、專此山の隠現濃淡を以て、遠近方位を論ずるとなり。

山田

今岡田と相合せ、山岡村と改む、塙の北にして、寺山の東一里許。

赤坂

今歎川村と改稱す、塙の東北四里、白河郡の空地と顯、全く水系を異にす、凡此赤坂、竹貫の山谷は、方五六里に及び、阿武隈山脈中の一横谷と謂ふべし。溫泉一所あり、熱八十度

赤坂氏は、石川の一族にて、凡龍、天正の頃に、下野守朝光あり、或は下野に作る、宮内大輔義光の男なり、初め、佐竹氏の下に属したりしか、後佐竹の麾下に属し、南郷合戦の時、常に先陣、其の功勞を為せり、「永慶軍記」新編常陸志に言ば、赤坂、竹貫、蒔川の諸村里は、石川昭光の領分には、後佐竹に屬しならん。近世は、赤坂三千石、竹貫八千石、淺川一千石といへり。

○野史云、永禄中、蘆名盛氏、皮武信ら、同人屬佐竹氏者、屋手塙等、針惑治、二階堂輝行、攻白川城、不克而敗走、盛氏怒、[illegible]子盛興、[illegible]兵圍白川城、船尾隆直、赤坂朝光等從焉、盛氏東兵而還、天正三年、田村清顯、圍小松崎窩、二本松義継、相攻白川城、不克、赤坂朝光、伏兵於中途、撃清顯、[illegible]朝光力戰殿走、保反田城、清顯[illegible]軍歩、[illegible]朝光縦銃擊之、清顯不克、死者百餘人。按、故事考に、滑津城主を舟尾氏とのべ、古語文に、天文廿二年、舟尾十郎平隆相、また安房守平隆相と云、是、岩城の一族にて、白河石川の地へ移居せる人とす。赤坂氏は、藤姓にて、結城族ともいふ。長遠寺傳には、赤坂下總守常道（天文元年卒）同常久　天正元年卒、曽七郎道貞（慶長元年卒）などあれど、いかにや。

富田（菅生）

今歎川村の大字にて、赤坂の南に居る、古名を菅生といひ、結城の一族、菅生氏此に居れりとか。

右菅生之郷とうの事、永代お渡之御神領を奉付、是を為題目、請取に懇望申候、斑目野州様、被任御懇望、

御同心候、然者代兆分□可爲□義候、爲其義、押書如件、

天文十七年つちのへさる霜月十四日

菅生右衛門尉衛要

八槻別當□同宿中

(鮫川)

三株山(ミカブ)

赤坂の東南にあたり、標高八百三十餘米突、阿武隈山脈の一連峯なる高峯、白河、石城の郡界上に於て蓄頓す、其南を小株山と名づく。鮫川は、赤坂の山野に發源し、北に流れ、或は南流し、頗迂回を爲すも、大略、三株山の西より出で、東へ、流るゝと謂ふべし、此間凡九里、因て石城郡石住に至る、之を御在所(ゴサイショ)嶺と云ふ、石城郡御斎所街道を過ぎて、上遠野驛に達するを以てなり。

(鷹貫)

竹貫(タカヌキ)

今竹貫村といふ、赤坂の東北一里半にして、石川邑の東南三里半、鮫川の左岸なる山間とす。或は鷹、高に作る。山中の總鎮守を、古殿(フルドノ)宮といふ。○享保十四年、竹貫に幕府の御代官陣屋をおかれ、公料(公儀御倉入と稱す)四十餘村を支配したり、寛延年塙へ移轉す。中世在邑の士豪、竹貫氏あり、石川族なり。明徳中の古文に、竹貫參河四郎光貞と載せ、天文以降に及べば、此家は岩城へ附屬したり。○白川古事考云、明徳の頃、竹貫三河四郎光貞あり、石川瀧貫入道と同輩に、石川安藝守光家入道々悦、光貞は吉村と共に下六郷あり、

下石川蒲田早倉峯城上野入道道忠、領知當莊内鷹貫、坂地、竹貫三箇郷事、

右人早合知行畢、守先例、可致沙汰之状、如件、

建武元年四月六日

大守安藝入道々悦、竹貫參河四郎光貞、相共石川蒲田[illegible]村之事、道性神申頗有其聞、次々、早任代々、可致沙汰之状如件、

明徳五年七月一日　　左京大夫判

磐城志云、竹貫は平城の西十一里、猶古城あり、館址あり、一名樽(クノキ)の城といひ、孤獨の丘の上にて、四方二三十間許、昔は東麓の龍寶寺の方より登りしと見ゆ、其邊に大野備前の宅址あり、城の南に相對する小山を陣場と呼ぶ、又東に離れて二町許、龍臺寺の後山を東館と稱す、騎が城よりも高し、猶其東の方の山續きは、堀切りて特に警戒せし樣なり、龍臺寺はもと田口村に在りしを移しゝなれば、寺内は昔の郭内なるべし、さて竹貫氏は、雄武の古舘に、石川庄内とすれど、竹貫氏名を屬して、これは、後領となり、文禄四年、佐竹又七郎義忠の、岩城小助成日錄に、岩崎郡の中竹貫と書せらる、後石川郡へ入れらる、元禄中竹貫十三付を御倉領とせられ、即白川郡内と改めらる、天文より天正の間、竹貫三河守は岩城西口の旗頭にて、山上村の舊家、岡部氏の古卷子に、天文廿二年より天正十八年までのものに、此人の署名、花押とあり)頗武名あり、長男中務少輔忠は、天正十七年、須賀川落城の時、加勢として出陣遂に打死す、三坂、竹貫は、共に岩城家の時、仙道西口への咽喉にして、智謀勇敢の將を置かれしこと、思ふべし、十八年、竹貫氏は楢葉郡の富岡氏と相なり、慶長七年には、又國替となり、竹貫城廢す。○今按、九代重光の長男尚忠は、水野勘解由の名跡を繼ぎしにや、十代を家光といへり。又、岩城重隆の天文、永禄頃の文書に、竹貫彈正の名あり、即家光にて、其人に同したる歟、其子は修理大夫政光、十一代なり。

竹貫三河守殿下に、水野主典、此度之高名、不及是非次第、就は爲褒美、板之物三端出置候、

天正九年巳三月十七日　　常 隆

態以脚力申入候、仍南郷より赤坂へ押寄、働申候處に、爲加勢被打越候由、御大儀千萬に存候、左候得者、羽黒城主越前守、水野大學、同但馬兩人被討捕申事、年譜之高名、此度之儀者、不及是非仕合共に候(中略)

三月廿七日 天正十　　常 隆

竹貫三河守殿(磐城志)

(大綱)

遺德實錄集(寛永中の撰)に、十四翁顯拜謁會に、大綱の舊跡を說きて曰く「如信上人、かつて奥州大綱の東山に占居、願入寺を立つ、爰に彼禪室をさること三十里(是れ坂東道六丁一里を以ていふ)西にあたつて、依上保内金澤といへる處に、長善といふものあり、正安元年己亥の冬、信上人を已が草庵に屈請し、上人翌年の正月、大往生を示し給ふ、寛長元年辛亥年冬の頃、覺如上人、其舊跡を尋ね、金澤の草庵に至り、又大綱の其跡に詣で給ひしとある、以上最須敬重繪に載る所なり)然るに、中古以後大綱の民居、同國白川郡竹貫といへる所へうつりしかば、大綱は即荒蕪の地となりて、今は古宿と唱へり、扨又信上人の遺跡願入寺は、八世如空師の時、國中兵亂のこと發りて、堂舍悉く兵火のために燒亡す、これによつて大綱を退き、常陸國へ移り、專ら隱して今の磯濱岩船山に寺名をつたふ」云々、此大綱、竹貫の大綱の西三十里金澤といふは、境界分明ならず、後の考をまつ。○西白河郡大綱を合考すべし、綱、網いづれかよき。

仙石(センゴク)

今竹貫村の大字とす、石川氏に千石、竹貫、蒲田等の氏族あり、下石と同氏か、石川郡東端の堺にある、古文書に合考すべし、千石に細寺時光あり、勤王の由見ゆ、又相馬某家に、石川松山氏あり、文書方なれば、仙石時光と同族の人なりけん、猶考ふべし。○仙石に、雀宮と云ふ古祠あり

(松山)

相馬六郎左衛門尉殿平事、合戰事、中略、河内國石河松山(マツヤマ)某殿、可被爲之由、重被仰下之間、同年、延元元ノ八月五日、石河松山某殿、自搦手押寄懸廷、搦手

身命令相戰之處、御敵成于降人罷出候畢、同月廿二日、佐竹、石河凶徒等、引率多勢相向之間、久慈東小里郷內、自西山手、一族相共馳向、捨于身命令合戰、云々。

鎌田（カマダ）　今竹貫村の大字にのこる。

下、可領知、蒲田五郎太郎、陸奥國石川莊內本知行分事、
右人、爲勳功之賞、可令領掌之狀、如件、
建武二年八月日（白川文書、足利尊氏袖判）

今按、明年四月二十五日、尊氏更に五郎太郎の戰功を賞して、陸奥國袋田村、及び矢目村を預くることあり、袋田は岩瀨郡の地とす。〇白川故事考云、鎌田八幡宮の石碑は、梵字の下に、嘉曆三年四月と刻む。

蒲田之文書、殊に同所領、とくらより上かきりにて、にし山の事者、進上申候、此本館まわりの事は、名字の事と申、御判をいたゝき可申候、仍渡狀證文のために如件、申上候、
文安六年つちのとみ十一月廿四日　沙彌道印（判）
白川殿

蒲田城之事、重而致催促、悉可崩候、若無承引候者、其時者兎も角も、依御意、可申談候、然者先彼面々與御對面、可畏入候、恐々謹言、
四月廿日　氏資（判那須氏）

山上（ヤマカミ）　今松川、及び大久田、論田等を合せて、宮本（ミヤモト）村と云ふ、竹貫村の東なり。石城郡堺の山村にて、空寂の地、東北に重嶺をこゆれは、三坂村に至るべし。磐城志云、山上村竹貫氏の菩提所、廣覺寺あり、竹貫氏歷代十二基の碑、幷に老臣箭內和泉の遺物あり、此寺は雲山知越和尚開基、（延文三年寂、鎌倉淨妙寺、塔頭禪昌庵同基）竹貫氏の過去帳、廣覺寺殿德翁因公（俗名廣光）より十三代（綱光、次光、常光、寬光、忠光、勝光、正光）重光を九代とす、重光の事、諸書に見ゆ、重光の旗は猶の形を畫がき、重光の孫權大夫政光の旗には、鳥居門を書かく、又山上の古殿（フルドノ）八幡宮は、竹貫十三村の總鎭守にて、除地八石八斗、神寶、矢內庄右衛門尉の石塔婆の指物（旗）あり、矢內氏は今も村內に子孫ありて、竹貫參河の老臣なりしとぞ。（岩城文書抄に、矢內氏の事見ゆ。）

（古殿神社）

松川（マツカハ）　今山上に併せて、宮本村と改む、竹貫の東南二里、鮫川の右岸なり。松川より、石住（イシズミ）を經て、上遠野に至る六里。〇地學雜志云、松川村は第四紀新層、砂質礫土にして、實に加里分を多量に含有する地とす、福島縣各郡は、何れも多少烟艸を栽培すれども、田村、及び東白川兩郡、最も盛なり、然れども管內最良の烟草產地は、松川にして、其面積甚狹小なれば、僅に松川四間と稱し、僅に四棟の農家を建築するに足る位の耕地なり。
白川古事考云、竹貫郷の烟草は、松川を上品とし、銘を松川四軒と云ふ、而も郷內の產、皆松川の名を冒して賣出せり、赤坂郷の產は、下品なれど、水氣を受けずして、東海道の漁家にて、喜びて之を賞用す。〇飯野文書、建武四年、石河松河四郎太郎の名あり、松河とは即此にて、石河族の古住したるを知るべし

横川（ヨコカハ）　白川古事考云、松川村の小名に横川あり、岩城重隆の文書に、竹貫彈正、横川左馬允の與へしものあり、又一書あり。

（上略）簡光御父子、被仰合、穩宗無御別儀、御入魂、殊御息左馬丞四郎殿、被差越候、御心底、條々承、大悅不可□□□□（中略）年中安積□可致出張之處、風雪之時分に候間、會津相馬御動之義、不相調候條、來春者必定令進陣、可申合候、然而東□へ申合、子細之儀到來候者、於年中も、可被得其意候、委細泉十郎殿、精可有對話候、令略筆候、恐々謹言、
極月五日　牧野安藝守宗興判
横川豐前守殿

牧野は、何家の臣下にや、石川歟。

大久田（オホクタ）　今山上へ合併し、宮本村の大字とす。〇磐城志云、水野中務大輔滿忠は、竹貫參州重光の子なり、水野勘解由光忠といへる家人の名跡を繼ぎし歟、古文書に、水野大學、同但馬といふも見ゆ、水野の子孫は、今も大久田村にのこる、勘解由は世に勝れたる强弓にて、父子共に仙道表の合戰に、武名を顯はす。

淺川（アサカハ）　今淺川村と云ひ、石川郡管なれど、棚倉の東北に隣り、地勢大略、東白川郡に入るを以て、本篇之を東白川の下に係く、棚倉より淺川へ一里半、淺川より石川へ二里半。
淺川は、江戸幕治の時、幕の出張陣屋ありて、代官之に居り、近郡石川、田村等の料地を支配せり、又朝川につくる。〇永慶軍記云、永祿年中、當時蘆名の幕下、白川の城主、彈正少弼治綱、兵士二千人を催し、佐竹の幕下、石川次郎左衛門が居城、朝川（アサカハ）の城を攻落さむと押寄たり、既に町構を破り、二三の丸まで攻入り、此時朝川の近所、舟尾下野守隆興、赤坂下總守朝光、三百騎を以て後詰せんと出張す。古事考云、會津の蘆名盛氏の後詰にて、田村を催促し、白河より、佐竹の郎從淺川次郎左衛門尉を攻る、淺川は石川昭光が一族也、時に白河方は淺川城の三丸を攻落けるに、猶も雜兵千計にて、本城を持怺て防戰し、寄手大和田左近、濱尾十郎、白石式部など、三十五六騎、三丸にて討死、是に付て、佐竹より白河へ相働る、天正四年、朝川合戰勝利、乃佐竹より小貫、大田和、染、三村千石の地を賜て之を賞す、同六年、矢葺薩摩守光顯、朝川の城代となる

（朝川）

元和八年老人物語、南郷之衆、寺山、羽黑、棚倉の勢三百程、淺川へ働候時、羽黑の城主石川近江を始、首數四十、淺川へ被取候、淺川、最前は佐竹につき、後

に伊達へ附申候、次郎右衛門も石川大和守一門故に、伊達へ引退かれ、角田と申所に、今も子孫御座候。

七年史云、東軍壓白河城を攻め、克たず、棚倉又西軍の陷る所となる、七月十五日、坂英力、仙臺の新兵を以て、白河口に加はり、進んで根田町に戰ひしも、捷たず、十六日、列藩更に兵を合して、棚倉を攻めんとし、淺川に戰ふ、而も三春兵約に背くを以て、東軍苦戰潰崩、須賀川郡山に退く。

染（ソメ）

今淺川村の大字にて、驛の北、野手島（西白河郡）の東に隣る。

元和八年老人物語、石川郡淺川城へ、白川衆大多和右近、濱尾十郎、白石式部、志田玄蕃掾、歷々衆三十五騎、三之丸迄攻入打死　淺川次郎右衛門働無比類とこそ、佐竹殿より小貫、大田和、染村を加增被致候。

按、白河文書に「高野北方內、富岡一分、小貫、野手島、紙石、大島、玉野、印野、堤、以上八ヶ村、彼所々者、爲建武二年中先代與同之闕所、伊達一族、拜領之、而今相傳」とある中の、大島は、今淺川村の大字東大畑なるべし。

鹿田郷

和名抄、白河郡鹿田郷。○今詳ならず、淺川、及び赤坂の邊に郷名の擬比すべきものなければ、そこに非ずや、再考を要す。

地理志料云、鹿田方廢、東白川郡有赤坂郷、領赤坂、中野、富田、石井草、西山、鎌田、仙石、田口、竹貫、山上、論田、松川、大久田十三邑、蓋其地也、竹貫、建武中稱鷹貫郷、見結城文書。

石川郡

石川郡（イシカハ）

白河、岩瀨等と相抱擁せる一區の東北部にして、東白川郡の北なり。今。面積二十方里、十五町村に分ち、人口四萬、石川町に治す。

本郡、北は田村郡、東は石城郡と山嶺相限り、西は岩瀨、西白河の二郡と、河水相隈るも、其南堺は東白川郡と錯雜出入す。本篇は、石川郡管の淺川村を、東白川郡の下へ移し、稍形狀を整へたりと雖、固より完好と爲し難し、且、僅少の地、自立して治を爲すべからず、他に混同するを要す。○石川は、古郡號に非ず、建武中の文書に、石川莊と云ひ、延元四年に至りて、初めて郡と云ふ、元、白河郡東北を割きたる者とす。蓋、和名抄、鹿田、石川、長田、松戸四郷の地ならん。

白河古事考云、結城文書、建武二年のものに、白河、高野、岩瀨、安積の諸郡、及び石川庄ありて、石川郡なし、延元四年文書に、石川郡初出す。○白川風土記に「一郡は成務の朝に初まり、莊は孝德の朝に初まる、和名抄に、石川は莊の列に載せられ、郡名に非ず、都々古和氣社の緣起は、寛喜三年の撰なるか、石川庄と記す」云々と述べしは、粗笨甚し。

高野郡內、伊香、手澤兩郷、爲石川郡知行分替、可被管領之由、仰候也、仍執達如件、

延元四年八月廿一日　越後權守秀仲

結城大藏大輔殿

而も、是れ私稱に出しなれば、郡庄一定せず、後に至るも、庄を以て呼べること多し。

去月廿七日、奧州石河庄內、行方野合戰之時、若黨等或討死、或被疵之由、尼張式部大夫宗義所注進也、神妙候、彌可抽戰功之狀、如件、

貞治二年八月廿五日　（御判）

長沼淡路五郎殿〔後鑑引皆川文書〕

此に行方野と云ふは、岩瀨郡へもわたり、逆隈河西の曠原なり、近世は是等河西の地（和名抄松戸郷）は、皆白河郡へ歸す。又鹿田郷と疑はるゝ竹貫、赤坂等も、高野郡（東白川）へ入れり、然れども、別に北界、岩瀨郡山田郷（河東）の地を合併し、以て今の境域を爲す。

國郡沿革考に「石川郡は正保圖にも載せたれど、寛文中一旦廢境と爲り、元祿中より再郡に立てらる」といへり、猶考ふべし。石川六十六郷の唱あり、是れ大數を擧げたるにて、郡內實に六十六の郷數あるにはあらず。

奧州石川六拾六郷年行事職之事、被聞食訖、任前々之奉書之旨、無違儀可被存知之由、若王子御房所御氣色候也、仍執達如件、

慶長九年八月十日　法橋鎭乘（花押）

法橋快敎（花押）

奧州石川別當八大院御房〔石川文書〕

石川郷（イシカハ）

和名抄、白河郡石川郷。今石川町、澤井村及び山橋村なるべし。

地理志料云、坂上系圖、田村麻呂孫光眞、號石河太郎、亦邑于此、結城文書、建武元年綸旨、有石河莊、鎌倉八幡宮應永五年文書、八槻神社永正二年文書同、石川系圖、康平中、攝津人物部有光、屬源義家、補本郡代官、居泉莊、稱石川氏、至足利氏時、呼其私邑數十村、曰石川郡。

石川の郡族、石川氏は、源姓とて、近世の封侯たりし石川伯耆（本國參河）も、奧州石川の庶流と稱ふ、古系を詳にせず。南北の爭亂にあたり、石川族は二分して相鬪へり、其興衰の始末明かならず、（仙石、松山は南朝方にて、仙石、今東白河郡へ入る）石川泉源太有光（康平中の人）—三郎基光（治部大輔）—次郎冠者光義—義季—廣季—光貞—光長—光盛—盛義—家光　時光—貞光—義光

屬□岸經直之手、相催軍勢、致南野城、可抽忠節、依戰功可有恩賞之状、如件、
建武二年三月五日　源朝臣（直義判）
石川中務少輔殿（詮持）
按、石川系圖「貞光（詮持）の叔父、攝民部、後得源光山青龍寺八大院、任權大僧都法印」と云ふ、されど、貞光と義光（詮持）と次第する者は、疑ふべし。義光（七郎）建武三年七月戰死し、又貞光の、

石河又太郎光衣、子息太郎貞光、軍忠事、
右今年（建武三）四月六日、東海道責上、富樫修理亮構城郭、楯籠之間、爲石河入道大將軍、押寄彼館、一族等相共、致合戰忠節訖、云々、
と見ゆるはいかに。此に石河入道と云ふは、石河大島源太ならん、沙彌光念と云ふもあり。

伊賀式部三郎盛光代、麻績兵衞太郎盛清、致軍忠子細事、
右今年正月十五日、於三箱湯本城、爲搦手大將石河大島源太手、押寄彼城、不惜身命、致軍忠之條、大將御見知訖、仍状如件、
建武四年正月十六日

正長元年、石川義光、白川氏朝のために治罰せらる、何の故にや、
「石川駿河守事、以私之企令退治之條、神妙候、仍彼仁之跡、除野河村野吹（非遁逸之一族等之所帯）、爲恩賞之地、宛行也、早任先例、可令領知之状、如件、
正長元年十二月十七日　滿直判
白川彈正少弼殿」
「駿河守事、令□非次第候、一途可相成敗候、其間事者、一族中令談合、可致堪忍候、委細者白岡叟藏主方、可被申遣候、謹言、
十二月十九日　同

石川駿河孫三郎跡」
「石川駿河守滿朝、任惣領之旨、掌不可有相違之状、如件、
正長元年十二月廿九日　判
石川駿河孫三郎殿（持光）」
永享十一年、鎌倉永安寺に於て、持氏自亡の時、石川民部少輔も之に殉死す、これは、駿河孫三郎持光のことならん。されぱにや、翌年、結城合戰の時は、石川族は、京都上杉の號令に背き、結城方として、持氏の遺孤に通じて、白河結城氏と戰ふ。古文書に、中務少輔とありて、系圖の宗光ならん。
「今度、白川弓矢之事、先度被仰出候處、御返事、去月廿四日到來候、謂白川事、以使節堅相糺明間、關東之儀、然至那須邊、出陣之由、令注進候、事實候哉、如是之輩、其方事、令私之弓矢、不斷絕候由、催其聞候、太以不可然候、尚讓本私之宿意候者、以前白川扱退、可爲同前歟、所詮閣此儀者、不日成退寄結城館、被致忠節之功、可然候、恐々謹言、
九月二日（永享十二）　持之
石川中務少輔殿」
「いし河治ぶの太輔、うらがき御らんの事、しきりに申上候也、さらにあつくこに及がたきしさいにて候、されながらおく日に及きんで此に申上候まに、申にまかせ心得候、よしなし石かはかたへとどけられ候へかし、おなかしく、御れうにん　たかもじ（古河公方）」
（この文書の石河治部は、宿光なるべし）
系圖持光―宗光―治部大輔（一成光　中務大輔）―尚光―稙光―晴光―伊勢守、修理大夫　昭光（大和守）と次第したり。永慶軍記云、石川は、清和源氏、多田滿仲の孫、陸奥守義家の末葉なりしが、鎌倉右幕下、奥羽三州の探題として、數郡を宛行はれ、石川の郡に據ゑ置れ、其後

嫡宗直流次第に分れて、石川民部大輔晴光（法名道堅）其養子大和守昭光なり、實は伊達晴宗の子にて、伊達の一属形たり。（伊達判主事略云、石川氏は、多田滿仲の次男、大和守頼親の三男、福原三郎頼遠の子、物津源太有光を祖とす、石川系圖「有光（初任攝津物津、康平元年、爲奥州國司代官、住石川郡泉庄、領仙道七郡、始以石川爲稱」などあり、泉庄とは、今の石川町なり、今、上泉町と稱す、義家と有光とは、再從兄なり、白河古事考に、石川家の續せし地を、石川郡と定めしならむ、寛長前は、多くは、石川を、庄と稱したり、古き時にも、郡と書きしもあり」云々、有光の後孫七郎義光、元弘三年、相模稻村崎に戰して、稻田義貞の御判あり、建武三年、山門の役に戰死せり、高師直の感判あり、次中務少輔詮持、次同滿持、次宮内大輔滿朝、次駿河守義光など、あり、昔、足利に屬したる趣、諸文書に見ゆ、同書文別に、一流の石川あり、仙道表にて、石川庄の蒲生右衞大和守時光、舍弟持介高光、相並びて、兄は吉野方南朝に仕へ、弟は足利に從ふ、高光は、石川庄千石、板橋八幡の神官たり、時光も後に足利に降れりとあり、「藥師村は、石川町の東南にあり、又、仙石村は、板橋村の更に東にて、今は東白川郡に入れり」滿明の後孫、大和守昭光（修理大夫晴光養子、伊達晴宗四男）に至て、天正十八年、小田原陣に運參の罪に依て、所領を沒收せられし、後は伊達氏の臣となり、伊具郡、角田、二千百三十八貫文（二萬千三百餘石）を領して、伊達家一門の首席たりき。

澤井（サハヰ）

今、赤羽（アカバネ）と相合して、澤田村と改む、石川町の西一里、赤羽は更に其西南にありて、逢隈川の岸に縁る。

（田澤）白河形見の條に引ける、永和三年文書に「石河内さは井の郷」とあるは此なり。又、石川族の氏號に呼ばる、源

大有光の次男光幸を、澤井次郎といふ、(御之實)、石川

（赤羽）兵圖」城址を澤田といへり、石川風土記

大槻氏云、石川風土記に「康暦元、或云、嘉九年の從を經へて、鎌倉の時、石川部の澤井、赤羽、(阿武隈川東岸)の間に御留地館して、おゝむね運留して、我が所領の將一人を留め、伊を開め、且つ、白川の境を押へしめむとて、河内國より城主、石川安藝守有光に、石川の內六十餘郷を與へて、此某地一を記せり、往撰なるへからむと、疑ふべにしすべし

石川（イシカハ）

今石川町、人口三千五百、逢隈川東岸の山村にして、小溪流に倚る、(社川の名あり)、郡治を置かれ、白河の東七里。

（社川）古川は、蓬田山に發し、南流し、石川の山中を過ぎ、漸く西北に轉じ、逢隈川へ入る、長六里

（泉）石川は、本名泉村と云ふ、中世石川氏の地頭館跡の治所なるにより、石川を以て之を呼ぶ、天正十八年、石川大和守昭光、伊達氏に隨從し、遂に舊邑を去る、偶蒲生氏の伊具郡角田石川氏是也、されば、石川氏が泉を稱する館ともいへり、又庄名に泉庄ともいへり。佐久間洞岩の觀聞志に、下泉の和泉式部の墓とて、疑を傳へしも、此地なるが、式部は閒秀の名にはあらで、石川泉氏の歷代族黨の所唱に外ならし。石川風土記云、古城の本丸十丁許に、式部修善の碑あり「本道立志者、和泉式部遥修、爲善根也、兵庫助光□、永和四戊午十一月廿四日」九輪の石塔なり、永和中の人と云へば、大和守滿持時代の人のみ。

思之外、風波難上候、此方之事者、悉達上聞候間、重而其方へ被成御書候、郡々盡御談合候而、皆々不可有御等閑候由、御對文之御請、安積方以御意見候而、能々御調、早々御上候者、可目出候、當身之事は、近々御弓矢に而候間、是非共見申候へと、被仰出候間、不少分御合力候はゞ、悅喜可申候、郡々へは不進狀候、安積殿と、其方可申候、恐々謹言、

七月十日　修理亮盛家

謹上　泉中務少輔殿（石川文書）

戊辰の役、七月廿四日、會藩坂垣、白河口の軍を提督して、寄に春の隙を伺ひ、此日進發、石川に入る、乃更に釜子（カマコ）に置く所の根兵三小隊を、石川に移して、總軍蓬田に入る形勢を示さしめんとす、彦根の兵、田中日く、須賀川の東軍、其數尚多く寡くしても、今や區々たる三小隊を以て之を守る、寡を以て右に抗するが如し、之を如何に支ふるを得んやと、坂垣因て命ずる所あり、翌日、東軍の斥候白川に至る、石川の兵川を挾みて挑戰するも、東軍背て戰はずして退く、其翌更に來らず、人を馳せて之を探らしむるに、東軍已に營を撤して往く所を知らず、たまたま三春落城の報を得たり、（戊辰戰記）

石部々古和氣神社（イソベノコワケ）

今石川町高田（タカダ）八幡宮に、本社號を說き、式內の官社と爲せど、明徵あるにあらず。本篇は、常陸國久慈郡、入りたる、依上郡內の近津下宮（チカツノシモノミヤ）を以て、石部々和氣神社といへるに取り、既に載錄を爲せり。近時某人の撰述にや、石川風土記とて、寫本社の書事を說く者あれど、妄誕甚しき惡書なり。

青龍寺（シヤウリユウジ）

今石川町、天台宗の故剎なり、八大龍と稱す、石川氏十七代宗光の弟、龍光開基と「石川風土記」云ふは信け難し、石川氏は、十三代滿光の弟、青龍寺を營む、

青龍寺、陸奧國石川青龍寺宅達職、御今文筆事、向上覺候、令謁披見、委細者御心得可被下候之由、所仰出候、此上者御向後御忠節、可被思召候、恐々謹言、

應安三年七月廿七日　沙彌　判

謹上　石川別當僧房（石川文書）

石川城址（イシカハ）

石川風土記云、石部々古和氣八幡宮の北に、城墟、高さ十九丈五尺、根廻り一千丁、本丸は三十五間に十五間、八幡臺は十間四方なり、寅卯の方に、郭內の鎭守熊野神おはす、城のうしろ、西の方は岩石競立て、十丈餘、西館は石川家代々隱居所なり、南の方に藥王寺あり、弘法大師の草創、東の方に花藏寺あり、佛國禪師の開基とかや、北の方なる長泉寺は、文安元年、即庵和尚開基、十七代駿河守義光の草創也」慶長中、石川氏伊具郡角田に封邑賜りし後、藥王、長泉、安養の三寺は、彼地にも寺院を移し立てたる。

白石（シロイシ）

今山白石、里白石の二村に分れ、里白石は澤川村へ入る、石川町の南一里。石川族に白石氏ありしことは、仙道表鑑、永慶軍記等に見えたり。

白川古事考云、白川郡大和田村、小屋が上の館は、山上に空堀を遶らし、中央石を甃み、竈の如き跡あり、白石出雲守館迹と云、此人の年代詳ならず、永祿頃、白石刑部大輔此に住すと、元石川郡白石村に住せしに、石川昭光が佐竹に組みし、段々土地を攻め掠めし故に、刑部大輔も白石村を去て此地にうつりしならん、何の年の戰にや、佐竹より石川を攻るにより、石川郡白石相摸守晴光、白川へ加勢として、向井主殿と云者を遣しける、其跡路を伺ひ、佐竹五百餘騎にて、主殿を討取たり、土人其尸を埋たる地とて、主殿塚、今野手島村の北方に塚あり、相摸守晴光も、佐竹に亡されたり、今に城跡に八幡宮を勸請し、向井郭、本田郭あり、又按、佐貫閑太氏に、天文、天正年中、軍學の書を藏す、傳來の文書に、白石治部朝長と、花押あり、亦晴光の族か。

板橋（イタバシ）

（山形）今山形（ヤマガタ）と相合せ、山橋村と改む、石川の南東一里半、竹貫側石への通路あり。千石氏、板橋氏、共に石川族の名にあらはる。

石川板橋掃部助高光申、所領陸奧石川庄之內、千石板橋八幡宮神領、下河邊村、澤尻村之事、

右於役所者、高光重代相傳之所、舍兄幸若大和權守時光、爲宮方之時、令押領畢、當國[illegible]之後、畠山右馬權頭當領之間、[illegible]及訴訟、高光被召[illegible]云々、爰時光所令同意觀信房、當時[illegible]也、於高光者、自最初爲御方、去々年度々致軍功、在之、捕戰功上者、當所等本領、當知行無相違、可預安堵御下文之旨、申之、急速被經御沙汰候哉、高光罷忠、若爲由緒者、八幡大菩薩御罰、可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

觀應二年卯月廿三日　　右京大夫貞家判

進上　遠江守殿（河邊八幡宮文書）

長田鄕（ナガタ）

和名抄、白河郡長田鄕　○今石川町東方の山村を當るならん、石川の東には、現に中田ありて、中谷村の大字とす、本鄕は、社川の山中、逢田までわたれるにや、逢田にも永田の大字あり、

坂路（サカナ）

今中田、谷澤、双里、形見等を合せ、中谷村と改む、石川の東方の山間に在りて、此を經て竹貫、[illegible]川に至るべし、或は矢澤、坂地にも作れり。

谷澤

讓與所領等事、

陸奥國依上保[illegible]所領[illegible]行分、

同國石河莊内、谷澤、矢澤、坂地[illegible]

右於彼所領等者、[illegible]可有他妨、但親類一期之後者、七郎[illegible]一圓に可知行之、仍爲後日、讓狀如件、

建武二年六月廿一日　　貞忠　花押

双里（カウリ）

今中谷村の大字にて、石川町と中田の間にあり　若

里[illegible]

某文書に、石河草里とあるは此なり、名義を知らず。

伊賀式部三郎盛光代、同[illegible]兵衛太郎盛清致軍忠事、

右當年正月十六日、爲石河草里四郎太郎日大將、押寄小山駿河權守館、蒲田莊龍尻、於大手致散々合戰、頸一取之條、日大將御見知訖、仍狀如件、

建武四年正月十六日

中田（ナカタ）

今形見、双里、坂路等を合せ、中谷村と改む、石川の東一里半

石川、山中には、[illegible]在、[illegible]在、[illegible]在、白[illegible]在、[illegible]舍在、本[illegible]、[illegible]在り

小平（コダイラ）

今小平村と云ふ、中田の[illegible]山村にして、山上一東白河郡に限り、[illegible]

石川[illegible]る[illegible]里

元祿八年老人物語云、[illegible]九年四月、[illegible]、石川郡の内、山取に中在所、小[illegible]八兵衛と申者、[illegible]代[illegible]在、岩城[illegible]、首[illegible]、[illegible]、田用[illegible]、八十一[illegible]、[illegible]九百[illegible]下[illegible]、只今[illegible]、中[illegible]、[illegible]二年[illegible]、小平[illegible]大[illegible]、[illegible]、[illegible]千餘[illegible]、[illegible]、大[illegible]、[illegible]八年[illegible]之[illegible]、[illegible]

由[illegible]

右[illegible]、[illegible]の弟[illegible]を、小平[illegible]、東[illegible]天文八[illegible]、[illegible]兵[illegible]、[illegible]小[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、石川[illegible]小平、[illegible]、由、[illegible]田村[illegible]あるき、[illegible]。[illegible]、[illegible]の人[illegible]、[illegible]年、[illegible]、小平村の城主、大[illegible]、[illegible]、田[illegible]、父子[illegible]、小平の城を[illegible]、[illegible]、[illegible]、宮[illegible]右近[illegible]家を入置く

逢田（ヨモギタ）

今逢田村といふ、小平より東[illegible]北一里、[illegible]、田村郡界[illegible]、[illegible]谷[illegible]、[illegible]めたり、小[illegible]

[illegible]へ一里

逢田山は、[illegible]七百[illegible]、[illegible]村の北に[illegible]、田村郡田母[illegible]の山に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]峰に連なれり。逢田[illegible]、石[illegible]、[illegible]、野[illegible]云、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、督兵七百[illegible]、[illegible]、[illegible]入城、[illegible]

寄由、伊達[illegible]記に[illegible]官軍は[illegible]の[illegible]、[illegible]、小[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、自[illegible]に在る[illegible]、小[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]城[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、年[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]田に[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]、[illegible]に中津川、田村[illegible]、[illegible]の領[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]の兒八百、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]を見ず、[illegible]十六日、逢田[illegible]、[illegible]、[illegible]、一は[illegible]、一は下[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]河野[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]主[illegible]田[illegible]、[illegible]田[illegible]出で[illegible]す、

藤田鄕

和名抄、白河郡[illegible]。今[illegible]村（中[illegible]、[illegible]、泉[illegible]、[illegible]、中田、大[illegible]、[illegible]、石川鄕の北[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、石[illegible]、白[illegible]、[illegible]、[illegible]、石[illegible]田[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、小[illegible]、[illegible]、中[illegible]、[illegible]、[illegible]故[illegible]也、[illegible]高見[illegible]二年八[illegible]、[illegible]、[illegible]寺[illegible]、見

[illegible]大安寺[illegible]

中野（ナカノ）

今、[illegible]、[illegible]と相合せ、[illegible]村と改む、石川の北一里餘、阿武隈川の東岸なる山谷を占む

白川[illegible]云、中野村に、[illegible]、[illegible]、[illegible]、石川[illegible]太[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に居る、[illegible]年なり、相次で治[illegible]、石川[illegible]、太郎光[illegible]、大[illegible]、石川[illegible]、[illegible]光[illegible]、大炊助

光行、又三郎、字觀音[illegible]光廣、三郎二郎、字正鏡[illegible]光、孫太郎、字千手丸、光忠、孫三郎助光、越後助光、安藝守光義[illegible]事[illegible]の古書あり曰[illegible]二階堂[illegible]河[illegible]石川安藝入道[illegible]被小高三郎太郎、不可有私分相續仁矣、其後小高又太郎光氏、無[illegible]子上、讓與寄狀無之、且忽作儀、相續段、無[illegible]隱者也」云々、光義、寶德二年、七十歳卒す、嫡子大和守光俊、賢名より、家道さかんに、[illegible]を發す、六十歳、長祿三年卒す、其子肥前守光長、文明五年卒す、宮內少輔光衡、明應三年卒す、刑部大輔顯光、永正十五年卒す、伊勢守隆光、天文二十年卒す、中務大輔清光、天正十六年、石川大和守昭光の代に城を落され、岩城へ逃れ、生涯を送る、何代目にや、南須釜村の城に移る、因りて此家をば大寺氏とも云へり。

母畑（ボハタ）　今母畑村と云ふ、石川町の東北一里半、中野の東にあたる、[illegible]形見、猫啼、村內中野等、所々に鑛泉の湧出あれど、熱低くして、治病の設備完からず

須釜（スカマ）　今須釜村と云ふ、母畑の北、川邊の東に接する山村なり。石川の北三里、昔は炭釜に作れり。

[illegible]陸奧國炭釜、於一方同意、當給之間、夜預也、大吉村等之事、當知行不可有相違之狀、夜傳渡[illegible]如件、

永[illegible]三年十一月九日　沙彌（判）

石川安藝入道殿

須釜は、天正中の文書には、炭釜にもつくる、大森、笹森などいふは、此地の山峰の名なり。

須釜八幡宮（スカマ）　此祠を、神祇志料には、須釜村八幡宮の內陣に奥州一宮と記し、又、天正九年[illegible]、一宮[illegible]あり[illegible]、又[illegible]を倚子と[illegible]に據れば、式內、都[illegible]の一[illegible]

[illegible]あり、又石城郡は石のわきとの事たるべし、疑らくは此[illegible]しなれば、今に石川とて、石の緣は遺りしならんか、古[illegible]

[illegible]石川安藝[illegible]

天正十年[illegible]月吉日[illegible]

大寺（オホテラ）　須釜東福寺（トウフク）の[illegible]れ、石川須釜氏を、大寺氏といへり。

白川風土記云、[illegible]

(東福寺)

[illegible]氏の所知の地の汎稱歟。○永慶軍記云、天正の初め、佐竹と蘆名中惡くなりしにより、蘆名より岩瀨の二階堂盛[illegible]赤坂、額田、守山、朝川、關山勢、凜然として相近く、[illegible]

[illegible]石河大寺安藝入[illegible]

川邊（カハベ）　今小[illegible]石川の北[illegible]

[illegible]橋などあり、澤尻、川邊は、皆石川掃部助の領たりし事

（河邊八幡宮）

あり、川邊には、雲鳥の鐘として城趾あり、後は高山に連なり、背すは阿武隈川に臨みて、皆其地理を得たり、

「陸奥國石川莊、河邊八幡宮神領、同國白川莊成田郷、伊具崎村入道に寄附事、

右八幡宮者、伊豫入道[illegible]以來、代々當家御崇敬之社也、而天下擾亂之間、建武二年三月、爲御敵、結城三河守[illegible]、令國中[illegible]、自元神領彼小之所、爲凶徒被押領之間、[illegible]之功[illegible]足、又[illegible]令開如雖、依之[illegible]當家[illegible]、是[illegible]氏御寄附、且爲社壇再興料、[illegible]之也、早[illegible]、永代可爲神領之状、如件、

建武三年[illegible]月[illegible]日　　沙彌[illegible]（石川義光）

石川河邊八幡宮[illegible]太郎四郎殿」

「陸奥國石川庄、下河邊八幡宮者、伊豫太守八幡殿御時、奉勸請[illegible]也、然者今度凶徒[illegible]事、令祈精之處、依爲[illegible]、[illegible]會津河沼郡内、佐野村、令奉寄之候、就其、可預公方御寄進状之旨、[illegible]石川播部助高光申之候、急[illegible]可有申御沙汰候、且此旨可有御披露候、恐々謹言、

觀應二年七月八日　　右京大夫貞家

進上　仁木兵部大輔殿」

「陸奥國石河庄八幡宮領、河邊村、[illegible]村、澤尻村、井同國會津河沼郡内佐野村等事、任安堵及御寄進等之旨、領掌不可有相違之状、如件、

正德元年六月十五日　　修理大夫」

石川風土記云、川邊村には、石川有光の四男、川尻四郎光頼居り、又八幡宮を建て、安養寺をおかれ、凡石川庄内、澤井、川邊、須釜、これを安養寺といふ

小高（チダカ）　今泉村の大字にして、川邊の北なり、小高の北、岩法（ガンホウ）寺に、石川冠者有光の墓ありと、一書に記す。

石川庄小高之内、

（岩法寺）

賀茂宮之神田三斗蒔、此内肯田一斗蒔[illegible]、[illegible]二まい、[illegible]由[illegible]、年々[illegible]也、[illegible]、[illegible]成知行、可有[illegible]、[illegible]、

[illegible]二年乙丑[illegible]月[illegible]日　　[illegible]　在判

[illegible]御[illegible]

龍崎（タツサキ）　今泉村の管内にして、川邊の北二里、須賀川驛の南東一里、[illegible]川の岸に在り、河水此に至り、岩石に支へられ、[illegible]、[illegible]。即石川[illegible]の名あり、河幅凡百五十間、高さ[illegible]一丈五尺許、流水[illegible]、大小幾多の瀑[illegible]見る

陸[illegible]、須賀川驛、東[illegible]一里脇、石川[illegible]あり、幅[illegible]、高さ三丈に近し、無双の川[illegible]、遂に川下より見れば、宇[illegible]の[illegible]ひとし、

頃[illegible]込むところ[illegible]　　洪[illegible]

澤氏[illegible]、[illegible]村、山路崎嶇、[illegible]山[illegible]、下山[illegible]之岸上也、[illegible]、其溪、又[illegible]、[illegible]水中石壁也、水[illegible]五十餘丈、其[illegible]作乙字勢、[illegible]丈、皆飛泉也、有高有卑、卑者水勢怒張、[illegible]作[illegible]、或如縄索、或如[illegible]、[illegible]者如[illegible]、飛者如[illegible]、[illegible]真一奇觀也。[illegible]過守山、行數里、路傍林樾中、有怪[illegible]、[illegible]、其下[illegible]然、又行數十[illegible]、[illegible]川崎上、[illegible]、有小祠、[illegible]前亭舍翼然、闌干[illegible]、一川之[illegible]、[illegible]、逢隈川自西北來、至此大石[illegible]、如[illegible]、其[illegible]然壁立、作乙字形、流水倒上、分[illegible]數十道、[illegible]一丈、低不下七八尺、徑二百餘丈、大者如[illegible]、細者如[illegible]、是曰瀧碕　○八槻[illegible]會雜志云、龍崎の民家の、[illegible]山の[illegible]にあたり、岩石[illegible]半腹に、横穴四十餘を見るべし

石川瀧（イシカハ）　白川風土記云、石川瀧は、一名[illegible]といひ、横幅[illegible]南北[illegible]五十間許、平水には九十間餘、高一丈五尺、阿武隈の大川、此に至り懸りて瀧と爲る、[illegible]岩横に連なり[illegible]、乙字の[illegible]、川[illegible]絶して下る、瀧下の[illegible]は[illegible]、[illegible]の間、[illegible]に集り、[illegible]騰して上流に[illegible]、[illegible]、[illegible]、魚の[illegible]騰する路をさけり、六尺許の竹[illegible]を[illegible]、[illegible]騰して誤り落つる者を捕得しむ、[illegible]、[illegible]六月[illegible]、瀧上の瀬に、杭を立て[illegible]を懸け、[illegible]切りになし、其下に年魚の集まり溜まるが如くに仕掛、下に又[illegible]に張り置き、上なる魚[illegible]の[illegible]を開き、[illegible]、下の平[illegible]に魚[illegible]り走るを、漁人[illegible]以て掬ひ取る、[illegible]て年魚[illegible]といふ、多き時は、五百頭より千頭の魚を得ること、六七日に違なるべし、其他の日には、五六十頭の捕獲あるのみ、[illegible]邊に不動尊堂あり

山田郷（ヤマダ）　和名抄、[illegible]瀬郡山田郷　○今石川郡の川東村、大森田村、小鹽江村是なり。石川郷の北に隣り、中世には、[illegible]河東（カハヒガシ）郷の名ありて、後遂に石川郡の地と爲る、近年の[illegible]、山田とは、もと小山田の上略ならん、今も川東村に小山田の大字のこる、

川東（カハヒガシ）　川東村といふ　今小作（コサク）田、市野關、日照田、小山田等を合せて、石川町の北五里、須賀川驛の東に、逢隈川を隔つるのみ、東北嶺は、即雲水（クヅ）峰なり。

（小作田）

川東は、中世の郷名にて、和名抄、山田に代れるならん、即、昔磐瀬郡内の地たること自見す。（猪苗[illegible]の條に引ける[illegible]合考）白河結城は、親朝の子三人ありて、三家に分れしに似たり、[illegible]も其三男家は[illegible]（讃岐守朝胤[illegible]朝治[illegible]光胤[illegible]顯朝[illegible]彌七郎）、永正七庚午四月於小作田[illegible]とあり、「白河古事考」いかなる故にて、此に[illegible]けるにや

小山田（ナヤマダ）　今川東村の大字にして、須賀川驛の正東一里餘○八槻[illegible]會雜志云、小山田の畠、中（ナカ）島と云ふ字の近邊に、大塚、四五十間づゝ隔てゝ、島山の狀をなせる古墳、七

八丘あり、大小種々なり。

仙道表に云、天正八年三月、田村の[illegible]清顯、内の山、堤の谷に陣取て、小山田を目の下に見て也けり、川東の衆一片、之を支へて、早鼓ならせず、妙見山に籠りたりて、牛角、互に[illegible]方々貝を吹き、白方衆の中にて鬨をし、已に江持の陣所を見て、その地へ打出づ、田村勢之を見すまして二手に分れ、一手は鹽田、須川の下道に北の散を押へ、一手は須賀川の本陣へ押え、[illegible]、伏見の前なわたり、[illegible]、須賀川勢は、小山田、與八幡山の前、小作田、大六なといふ切所に伏兵をおきて、稲打川を前にあてゝ待掛たり、田村勢遂に圍の中に陥り、散々に究りて、敗軍となる　野史云、天正八年、田村清顯、與二階堂盛義、戰于小山田、不利、盛義入田村郡、大平陷[陸奥九家記引通鑑]

狸森（ムジナモリ）　（森狢）今大栗、南田と相合せ、大森田村と改む　小作田の東なる山村にして、雲水峰の南に連なれる嶺の西面に居る、古名に狢森（ムジナモリ）、大栗の村名見ゆ、

岩瀨郡河東郷内、大栗、狢森兩村事、式部少輔殿如此、子細見、早可被遂法闕被代官之由、國宣所也、仍執達如件、

延元四年九月七日　　　沙彌[illegible]守秀仲

結城大藏大輔殿（白河文書）

國城驛使云、延元三年、藤原實房、陸奥河東郷岩瀨大栗狢森二村、二階堂時藤舊人、矢部又三郎、受勝親朝、在官受付其地於實房官吏、實房亦卒之、十二月十七日、又命秀仲還書、譲[illegible]、命結城親朝、以實房舊領守府式部卿宗全[建武記]令文從在小田城[白河文書]。

小倉（ヲグラ）　今江持、鹽田等と合せ、小鹽江村と改む、小作田の北にして、田村郡界に至る。

仙道表に云、長祿の頃にや、白方郷西田城主、濱尾民部小輔死去の後、其嫡子尾張守は、須賀川屋形を怨む仔細ありて、田村左京大夫清顯を頼み退き去る、西田城は、則大男濱尾信濃を入置る、然るに、濱尾尾張は、田村の勢を得て、小倉小屋に取立、小山田滑の平へ押出す、屋形の兵之を聞て、軍を寄せられしも、其後扱ありて、尾張も屋形へ歸參しけり。

江持（エモチ）　今小倉、鹽田、堤と相合せ、小鹽江村と改む、小山田の北一里半、田村郡界に接したり、鹽田、小倉は江持の東南に連なり、宇都峰の西にあたる

須賀川驛より釋迦堂川を渡り、一里にして、江持に至し、郡界の小嶺を踰え、一里にして守山村に達す（白川風土記云、岩瀨郡牛袋村用申郷、江持村と、守山との界をカラクの原といひ、方一里にわたる、正保の比、伊丹順齋、官令にて道見し、堺塚をきらせらる、此人、正保二年、白河郡須の新道なも切開きしむ

埋峰（ウヅミネ）　（平埋）又雲水峰、宇都峰、宇津峰等に作る、川東村の東にして、其東北隅は、田村郡守山村に屬す、且、古來名く田村[illegible]と称へしを以て、今猶郡下に[illegible]せよ、正平の間、北畠氏之に據りて、其羽を控制せし所なるを以て、南北朝史上に著聞す、

陸奥國埋峰宮内往事、注申之處、夜間貪忘、忠節之至神妙也、不日可致治御築之状、如件、

文和二年卯月廿日　　　花押（尊氏）

結城[illegible]河守殿

一書云、埋峰の下なる安積山に、[illegible]其年八月の[illegible]ある古碑を存す　伊達鎭守府將軍、宇津峯の頂より、東の方、直徑十四町許に、埋峰下といふ地あり、石川郡の小倉村の地なり、此地に塚あり、長さ三間、横二間、高さ三尺五寸、上に、檜の大木一株あり　其由緒を知らず、土人、唯、高貴の人の墓とのみ傳へ、古來、幣束を捧げて祭り居たり、名目は、奥にて、[illegible]は築む、などいひてありし由なり、又、宇津峰の頂より、西の方、直徑一里二町許に、王壇塚といふあり、亦、石川郡の鹽田（シホタ）村の地なり、塚とは、東西方位にて、塚なり、此左右に、皇子の葬り奉りし所と傳ふ、長さ十間、横八間、高さ五尺五寸りて、上に、又、圓き塚あり、徑六尺五寸、高さ一尺五寸、塚の中腹、巳の方に立石あり、高さ七尺、幅二尺、厚さ九寸五分ありて、案するに、宇津峰宮、此山に數年居給へて、其間に設けさせられし王子の、薨去ありしなどた、葬りまゐらせしにはあらぬか、王壇塚の西四町、大堂といふ地にも、塚大小二つありて、亦貴き人を祭りし所と傳ふ、傍に陣屋跡とて、礎石多く存する所あり、

（田鹽）

岩瀨郡

岩瀨郡（イハセ）　西白河郡の北なる小郡にして、今、面積三十一方里、十二町村、人口五萬、須賀川町に治す、而も、其湯本村（面積約八方里）は、山間の僻陬、會津、南會津郡に入るを以て、本郡、之を除きて、南會津に係く

岩瀨は、古の石背（イハセ）國造の治れる地なり、白河國造の所封と、相接して一國を為し、其北は古の國に本紀に「石背國造、志賀高穴穗朝御世、以建許呂命兒、建彌依米命、定賜國造」と見え、高和紀、白雉五年、陸奥國石瀨郡人、吉彌侯部豐野、賜姓陸奥[illegible]、其先天穂日命之後也とあるに合考して、古國造の家系を知るべし、而して、異姓の舊族もあり、

（國背石）

續紀景雲二年紀、磐瀨郡人、吉彌侯部人上、賜姓磐瀨朝臣、是本磐國造族也、寶龜十五年紀、磐瀨郡權大領、

磐瀬郡

史記宗族、陽城河津諸學者、

按は、今も郡内處々に、多く巨巖の遺るあるは、亦以て上世民人の巨石を尊敬するに足れり、國郡制置の初め、石背國と云ひ、養老中、白河、石背等の五郡を以て、更に石背國を建てしめらる、當時の府治、磐瀬郡に在りしを想ふべし、幾年ならずして、石背國廢し、郡の名字も磐瀬に作らる、和名抄、磐瀬郡、伊波世と註し、六郷に分つ、外に驛家あり、即磐瀬郡に同じ、

和名抄一本、磐瀬郡の下に「國分為伊達郡」と注す、是は當に信夫郡の下に在るべきを、誤りて磐瀬の下に移したるなり。又磐瀬郡に作れるは、凡て、桓武紀、延暦十六年、磐瀬郡人、丈大伴宮城連云々とあり。

後世、岩瀬に作る、延元四年文書に「岩瀬郡河東郷(カハヒガシ)」云々。正保圖之に從ひ、今に同じ、河東郷とは、和名抄、山田郷にあたり、其地近年割きて、石川郡へ入る　本郡、上世には石背國造之に居り、中世、二階堂藤原氏、鎌倉幕府の家人、及び白河結城氏の領邑たり、近世には城府の設なく、村里多くは白河城より領治せられたり。

會津塔寺長帳云、文明十六年、仙道ゆわせ（岩瀬）御陣、當方の御勢、八月廿四日御立、九月八日合戰、塞名字打死、典厩、太郎丸殿、平田河内父子三人、そのほか、伊藤孫四郎父子共、にかわいの、おたきり、はた旦庫以下の八十五人、雜兵、百五十人打死、ゆわせ其の人四十六人、雜兵、二百人打死、十月十日御勢引れ候。

磐瀬(イハセ)郷　和名抄、磐瀬郡磐瀬郷（いはせ）今須賀川町、及び濱尾、滑川等にわたり、長沼、屋室といふも、本郷に屬するなり　面田郷（今石川郡へ入る）の内にして、本郡の中樞に居る　觀跡聞老志に「磐瀬社、在須賀川驛日石壇、其上建祠是神社、古跡日」

みちのくの淺香の沼へ入間はいかで岩瀬の森はこたへむ」

云々、磐瀬郡　延喜式磐瀬驛馬十疋　亦此地たるを見るべし

笠石(カサイシ)　今、鏡沼、成田、久來石等と相合せて、笠石村(カサイシ)と改む、矢吹驛（白河郡）の北、須賀川驛の南なり。此地、路傍に古碑あり、笠石の名は、それに因る、白河郡關山の一丁佛の類なるべし

白川風土記云、石川郡泉庄寄見郷笠石村は、森宿、行方野、鏡沼、前田の四區に分つ、陸奥年中まで、四所散在の村里なる、此に合せられしなり、貞享元年に大日碑、高六尺梵字を刻す　あり、笠地藏と稱せらる、笠石は、村の北、路傍に建つ、高四尺、方三尺二寸、由來知れず、行方野とは、東方の古草を指し、今も方二十町許、樂翁公白川雜記云、こしの窓よりも、此山の景色、此谷のけしきと思ひしが、行て見んとは、さらに思はず、こゝの笠石村の古碑は、路傍にあり、それさへも、つとめてたちこり見たるか、文字湮滅す

行方野

久來石(クキイシ)　又久留石、倉石(クレイシ)に作る、笠石の南に隣れり

元祿道中記云、矢吹より久留石へ十七丁、笠石へ二十丁、須賀川へ十七丁、笠石に八里半許なり　久留石、又久來石(フライ)に作る、黑石の義か　奥羽觀蹟聞老志　文化中成る、云、久來石に小堂由觀音堂、號稱南國寺といふ、天台宗、村内の丸山なる小丘の上に在り、寺宅年中の創立、大乘、住國にて沒す、即其寺を勸むる所と云、白河川は匠倍を流れ、岩等は水清く眺望佳也、平太碑は村の北漏東裏山(ヒガシウラ)に在り、高二尺五寸、幅一尺厚七寸、文字見えず、建暦の亂、相馬二郎和田の一門、在柄某と戰ひ其祖石高郡へ配流、其身誅死の事、吾妻鏡に見えたり、是れ其遺跡歟、されど確古にも非ずなる説か、いづれとも分ち難し。

鏡沼(カガミヌマ)　笠石と須賀川の間なる新田にして、近年或は鏡田と呼べり、本名は影沼(カゲヌマ)といふ、名所とす、元祿の曾良隨行之細道に「白河の關こえて、岩瀬川を渡る、左に會津根高く、右に岩城、相馬、三春の庄、常陸、下野の地をさかひて、山々つらなる、かげ沼と云所を行くに、今日は空曇て影うつらず」云々とす、同年代の行事抄には、影沼下田、此も名なき古事、長居七十間有て、名所といふ、或書に、影沼は心曇る日は、物影不見、往昔は遠に望ず、赤波洋々として、西は逃、飛鳥影をうつし、馬蹄波を滴つり、渡すことに、影ありは、春夏の交、地気蒸して日に映ず、陽炎に屋宇樹馬也、田間の遊気也、之を逃れるともいひ、全く見れば虚無なり、かの土人、野を行てかげぬまと云ふも、心なきにあらず、云々、又方八丁と呼ぶ、今も、里俗之を影八丁と說くは、誤まれり、また、天正六年、佐竹義重、此野に陣して、二階堂盛義に加勢して、合戰したりとぞ、など、見えたり　天保中、村長常松氏、影沼は和田胤長の妻の死せる池なりとて、其事を書して、四方に傳へ、多く詩歌を乞ひ、今に存す　其事は白川風土記にも載す

（影沼）

白河風土記、石川郡、鏡沼、及化粧坂、傳、建暦中、和田胤長、坐叛逆、流奥州岩瀬、其妻追至鏡沼、聞其既誅、自投沼死、天保中、土人常松菊畔、立碑焉、而請詩、

[illegible]

磐瀬草雁亂兵聲、武門何圖有烈婦、弓鞋曾涉千里道、日暮荒郊百世後、化粧坂在苦悲悲、鏡沼月在波瀾潤、陸壁石闘吾泰侯、立碣今逆霜朝變、世人後佛或媚神、翌碧芳洞各十個、湍田色不閑調當、慨有如星此歟否、貴守烈婦供香案、護真此節質千日、

成田(ナリタ)　今鏡石村の大字にて、笠石の東一里、釋迦堂川の西岸にありて、石川郡に隣れり（永慶軍記に、天正三年、赤坂朝光、田村清顯をむかへとて、成田城に楯籠る、云

々成田には、即ち山城、舘跡あり[illegible]今、成田寺の境、
即古蹟とつたふ
石川讃岐守知行分之内、成田村之事、知行不可有相違
候、恐々、
十月廿七日　正長（花押）　稲村殿 満貞
白川郡山小野殿（白河文書）

須賀川（スカガハ）

今須賀川町、人口一萬三千、釈迦堂川西邊の一驛市にして、[illegible]驛の西端に出で、驛北を横斷して、岩瀬に入る。鐵道、白河十六哩、郡山七哩、又會津への山道あり、若松へ十七哩

奥の細道云、すか川の驛に、等窮といふものを尋ねて、四五日とゞめらる、先、白河の關いかにこえつるや、と問ふ、長途のくるしみ、身心つかれ、且は、風景に魂うばはれ、懐旧に腸を斷ちて、はか／＼しう思ひめぐらさず、

風流の初やおくの田植うた

須賀川は、近世城下なし、されど、戊辰の役には、五月朔、白河落城の後も、東軍は須賀川を保ち、以て西軍に對陣せり、六月廿四日、棚倉陥り、七月十三日、岩城陥るも、山道の西軍、須賀川に迫るを得ず、廿四日、西軍、急に石川より蓬田、小野の山谷を踰えて、三春に出づ。東軍倉皇、各藩の[illegible]地皆失ひ、會津、仙臺、米澤の諸兵、相離れて[illegible]、形勢一變、東軍の窮狀、是より露呈す。

明治七年東遊記云、白河以東、荒郷破壞、凄涼破頽、[illegible]可き者多し、[illegible]驛に至る、家屋整然たる者あり、

須賀川驛名誌、舊在所は岡舘所なり、其白河縣廳を置き、後又[illegible]町なりき

退閑雑記云、すか川の驛中、須賀川に、[illegible]といふ商人あり、ことに富み好みて、寛裕なる心忘れければ、業にもうとく成り侍るなれど、いたくいましめけり、これより昔かゝる事のあるて、[illegible]、業をもつとめ覺えければ、富みさて人と、年よりてかくに、はじめよりこ[illegible]いかにとなく[illegible]、[illegible]心のうちにて[illegible]、この者の志すぐれたれば、おの[illegible]、今いふ[illegible]、ま[illegible]、このまのみ[illegible]

（須賀河）

文化元年須賀川驛[illegible]、川中部牛袋在須賀川、[illegible]町、石[illegible]入日に北出日にて、拾[illegible]町[illegible]中町に在り、[illegible]、須賀川と名づく、由緒、満[illegible]生儀[illegible]、田地[illegible]、[illegible]在皆[illegible]御領也、上杉領の時、栗田[illegible]、中宿村[illegible]山に在皆[illegible]宮なり、其後は代々白河城主[illegible]、白河[illegible]云、東[illegible]建久の頃に、手[illegible]内に、須賀河次郎、同五郎と見え、其河へ[illegible]事、今泉[illegible]、同[illegible]郎、現存[illegible]郎[illegible]といふ、昔は岩瀬郡の在名に因たり、須賀川は[illegible]須賀川なりし、天正、文禄の際には、[illegible]氏の領、須賀[illegible]門[illegible]の須賀川に表鎮したることあり、[illegible]、又[illegible]長禄寺の[illegible]すべし、さて、天正[illegible]には、戊辰の市街は、牛袋村の地にあたり、今の中町に、即城中とす、古城の後も、民の生業に趣くこと急なりしにや、富を致すもの多くありて、今に豪家あり、市街は、縦二條、横六條に分たる、表町四街に、新街を加へ、凡五街、道祖神社（ダウソ）は新街にあり、別當修験常法院、本町は又古町（フル）といひ、古城の郭内の地なり、長松院在り、長禄寺の舊地とす、

長松院は、文明七年、二階堂行治の室、三浦平八郎[illegible]の女、[illegible]しければ、麟山和尚、引導供養して、一寺を牛袋村に建て、後、長禄寺址へ轉したるは、文禄中[illegible]、

（妙林寺）

中町には、関[illegible]おかれ、又天台宗妙林寺（メウリン）あり、二階堂家の香華所なりき、一説[illegible]の古衞に日く、

其元在陣、[illegible]大義々々、一[illegible]之後、[illegible]　中可

[illegible]
[illegible]六月十日　宗[illegible]判
[illegible]　政[illegible]下[illegible]

十日市（トヲカ）は、古[illegible]、小丘なり、[illegible]十七年、伊達の大軍に[illegible]城[illegible]、城下の[illegible]、昔時[illegible]と變[illegible]、十月十日なり、それより故事[illegible]、今[illegible]十月十日に、[illegible]其、手[illegible]、其事は今にこれ[illegible]、[illegible]代寺と共に、[illegible]、又徳[illegible]帝の[illegible]、[illegible]に因て、慈[illegible]大師之[illegible]、建武四年、[illegible]

牛袋（ウシブクロ）　須賀川の[illegible]に、牛袋村と[illegible]名に移れるなりし牛袋川[illegible]、近世牛袋の庄名にも呼べるは、[illegible]、白河古事考云、天正十七年、須賀川落城の時、岩瀬より加勢に來り、遠田但馬、水野中務、竹貫[illegible]は、[illegible]へ[illegible]打出で、牛袋川、大黒石の邊にて、伊達勢と合戰し、伊達勢[illegible]射殺されたり

[illegible]、條々、　須賀川町

高倉おろし以[illegible]、内十日は古町、中十日は中町、後十日は北町たり、[illegible]名日[illegible]たる[illegible]、[illegible]、中[illegible]

慶長三年[illegible]月[illegible]日　[illegible]門、牛五人判

須賀河城址（スカガハ）　今[illegible]、中[illegible]

昔宗[illegible]、二階堂藤氏の[illegible]中[illegible]

に至り、嗣絶え、宗家伊達氏 積宗の女に、會津蘆名氏の下に屬し、家國を保持せしが、天正十七年十月、伊達政宗に攻められ、城陷り、二階堂氏亡ぶ

二階堂氏は、應永十一年、輪寺起請文、既に須賀川刑部少輔行續と云ひ、〔松藩捜古〕御内書案にも、長祿中、二階堂小滝四郎、二階堂須賀川殿等と載せたれば、須賀川の在名を呼べるも久し　仙道表鑑には、岩瀬の城主を、

參河守 名闕 遠江守爲氏 文安の比 中務大輔政行 寛正文明の比 遠江守晴行 駿河守輝行 遠江守盛義とすれど、須賀川鑑には、爲氏、寛正五年卒し、其子、

山城守行光 文明九年卒 行詮 明應六年卒 照行（彈正）天文六年卒 行直 照行の弟信濃守享祿元年卒 盛義 天正九年信濃守 其次郎天正九年卒

と載せたり。されど、古文によれば、輝義は天文中に卒し、其子照行は天文の末の人にて、盛義の父なり。

「此度、蘆連川五月七日（下野國鹽谷郡）合戰に、無比類手柄之段、感入候、依之、新城、白子、百貫文の所、爲加増、宛行者也、

天文七年十月七日　　　輝　義　判

有賀上總殿

（今度令啓候、抑其方在川内間、其不慮之儀、被及手痛候、能言語候條、定而岩城方無事之儀可有之候、早速御納得可爲本懐、[illegible]和智右馬助へ[illegible]介所可申越候間、不能具、恐々謹言、

十一月二十七日　　藤原照行（花押）

謹上　白川殿」

伊達事蹟云、二階堂氏は、鎌倉政所の執事藤原行政 入道々蘊を祖とす、大日本史にも本傳あり、其子孫宗族、執事職を世襲せり、須賀川の地は、二階堂氏の世襲の領なりき、行朝入道行珍は、行政が七代の孫にて、亦、政所執事たりき、山城守顯行も、行政が七代の孫にて、行珍が女を妻とせり。二人共に、鎌倉幕府にて重職に就きたりしが故に、奥州の國府に召仕はれしなるべし、共に建武年間記に見えたり、又、白河文書を見るに、奥州國府の評定衆、式部少輔藤原良房、此時、岩瀬郡河東郷(カハヒガシ)、人束(ヒトツカ)、稲村(イナムラ) 兩村を賜はりてありしに、二階堂右衛門尉時藤入道道存（貞藤が兒）が家人、矢部又次郎といふ者、兩村を白河の結城親朝 檢斷職 より預け置かれたる地なりと云て、良房が代官に渡さず、因て良房より訴へて結城へ、打渡し執行を命ぜられき、

關城繹史云、興國元年六月、宗広、親朝岩瀬郡内方二十一郷、以充出兵之賞、云二階堂時藤故地〔白河文書〕箭子之背、先是、時藤戰死于八幡、〔保古飛呂比〕

仙道表鑑云、鎌倉公方持氏の時、奥州綴喜郡を、二階堂參河守に恩賜あり、則須賀川城を築きて在住す、其子爲氏は、遠江守と云ひ、嘉吉三年相續せしも、幼少なれば、一族二階堂治部、北澤（一云濱尾） 民部を代官として、須賀川へ下す、然るに、治部専政にて民を凌轢し、文安元年、爲氏[illegible]追伐[illegible]下向す、自ら須賀川に押寄せしも、[illegible]、和田に陣を張り、川東の郷の兵共之に加はり、和田保、妙見山の麓、石間、暮谷澤などに合戰の事もありしが、爲氏終に本意して、須賀川城を攻取り、治部は自害し、濱尾民部は援を以て歸參す、文安五年正月の事とかや、〔二階堂參河守爲氏の事は、俗說紛々たれど、蓋、須賀川中興の主なるべし、白河文書に、參河次郎と云ふは、永享以前に亡びたれば、此時に中絶しけん、參河次郎は、刑部少輔の子か孫ならん。

齋藤竹堂奥羽古事云、藤原爲盛、爲遠江國司、其爲二階堂氏之祖〔須賀川由緒書〕方後醍醐帝之時、有二階堂某者、養式部卿藤原爲綱爲子、爲綱嘗奏儀、嘗獲帝寵、後東下、居鎌倉、常思京師而不已、帝賜御製歌、思之、于元弘建武之際、爲綱勤王、屢致戰功〔中古奥州記 鹽冠所引〕子孫相承、至遠江守爲氏、加賜岩瀬四十餘郷、〔中古奥州記、爲氏作式部大輔持氏〕

二階堂參河次郎跡之事、蘆名令談合、可有知行候、謹言、

十月二十六日　正長元　（稲村御直判）

白河右兵衛入道殿〔白河文書〕

關東兵亂記、永享十一年、鎌倉に於て、稲村滿貞生害の時、二階堂伊勢入道、同民部少輔も打死と云ふ、〔關東兵亂記〕この時に、二階堂氏中絶したるごとし。次に御内書案に、二階堂次郎あり、是れ、中興の爲氏にあたるごとし。

爲氏誅罰事、度々被仰遣候處、于今遅々、如何躰子細候哉、所詮、加談合直朝、不廻時日、令出陣戰功者、可有恩賞候也、

十月二十一日

二階堂次郎殿、蘆名下總守、田村次郎等へも同文、

〔御内書案〕

されど、同時に、二階堂小[illegible]四郎あり、小[illegible]といふこと知れず、藤葉栄衰記、仙道通鑑等に、濱尾二階堂氏は、北澤ともいふと傳ふ、是れ疑はくは北澤(キタサハ)の譌ならん（

出羽永慶軍記云、須賀川の城主、遠江守藤原盛義は、二階堂出羽入道道蘊より、八代の末孫にして、累代陸奥に居住するいへども、盛衰たび／＼有て、今は纔に五十餘郷を領せり、是さへ隣郡三春の住田村清顯として、爭ふ處の地二三ヶ所あり、抑、須賀川盛義が父、前彈正少弼輝行代に、今泉の古城に家臣を置き、三春の押をせさす所に、清顯、叔父田村月齋を大將として、三百餘騎を率し、今泉の城を攻めければ、輝行之にかけ合、野木村にて散々相戰ひ、矢田野にて引取ける、其後輝行卒し、其

男壽義の代に至て、令皇を取返さんとせしも不果、のち嫡男壽隆を具して、其名を相續けれど、須加川の味方大勢と成て、壽義數年の謀、今日一日の合戰に敗して、今畠の城には、濱尾千寺を居置、自力百騎を指添たり、かくの如く、會津仙道七郡味方なれば、近日三春領に攻入て、田村一家を退治せんと催しける所に、其年天正九年の秋、病卒す〔野史云、天正十七年九月、伊達正宗、謀伐須賀川城、二階堂盛義後室、蘆名盛重同胞、屢抗正宗、會盛者卒、正宗據兵據于須賀川、佐竹義重援之、須田盛秀擊戟之、從是、保土原行藏入道江南、濱尾善齋、矢部下野守等、與盛秀生隙、竊因與賀約內應、正宗夜會兵、十月二十六日、進營于須賀川西、山寺村山王山、三面進列合圍、竊兵皆衆圍與、竭力拒戰、會城中守將筑後、內應縱火、佐竹氏援將河井忠條、茅根通忠死之、盛秀與數人脫走、〔成實記、米澤軍記、〕明日攻盛年于和田皆城、盛秀棄城宵走當降〕　伊達成實日記云、天正十七年十月、保土原江南申候は、矢田野、樋田へ御手問候事候、右入事に候、先須賀川へ御働可然候、田村月齋申され候は、境好は南にて候、去ながら城の見切見え申さず候、西は原續にて地形高く候、押詰候へば、用御座候へども、地形隆に候間、須賀川見おろし候様に、西より御働然るべき由申され候、其夜は政宗公高館に御在陣候、廿六日未明に、須賀川へ御働候、政宗公家老衆十騎計被召連、八幡崎の道筋、あまよばいりの道筋、方々を御覽被成、八幡崎の先手は窗岡上總、あまよばいり口は先手大内備前、片平助右衛門、兩口にて合戰、北町迄押込候、八幡崎の合戰は、つゐに小口へ不被押籠候處、本丸の西に候長隆寺へ火付候、火本丸へうつり、方々燒候　朝五ツ時分より合戰はじまり、日暮引上られ候、即須賀川の地は、石川大和へ下され、政宗公は十日餘、須賀川に御在馬被成候て、白川、那須の境、關など中所に、右地を御築候、〔須賀川舊云、須賀川古城の外に、古館と申すは、江持村の南にて、畑の中に有候、北町の東に、保土原江南齋の館跡、小丘山と申候が御座候、戌亥二十間許に、山寺村の陣場は、政宗公の御陣にて、西河原表の大黑石にて、佐竹須引死の由申傳候、〔白川風土記云、須賀川中町は、昔の城郭の內にして、今に町屋の西表に、古の土壘の遺り、高一丈許、長百間、陸湖其外を遶る、幅八間

長祿寺（チャウロク）　今須賀川町、北町に在り、舊記云、長祿元年丁丑、二階堂爲氏創建、僧月窓を聘して開堂す。二階堂氏滅亡の後、此寺僅に遺り、舊地（會下（エカ））を去り、今境に再興すといふ。

新篇會津風土記云、惠日寺（大寺）には、いにし寬文年中まで「奧州磐瀨郡、牛袋村、廣福山長祿禪寺、住持忠學玄諾、大檀那藤原綱義、宿老道俗男女、貝則諸鑄直之、本願須田備前守、享祿四年辛卯、四月八日」と彫付し鐘ありしとぞ。

仙道大鑑云、文安の比、二階堂遠江守爲氏の家中、不慮の事にて死去せられ、其亡魂を鎭めんが爲に、暮谷澤（クレヤ）の東に、一寺塔婆を立て、月窓和尚（グワッソウ）を召請し、總靈を吊ひ奉る、此月窓は曹門の一大事を得て、勅號をも下され、惠正禪師と申し、名僧なるが、長祿年中に、城下に一寺開山ありて月窓明澤、小字小寺道、越後觀音寺に遷化す　須賀川舊云、長祿寺開山月窓は、佛日惠照禪師と勅號あり、普應寺は、磐若山と稱し、白河結城親朝の創建にして、古先印元和尚の開山なるが、觀應元年の落古三年、之を本邑に移され、二階堂大炊頭中興あり　白川風土記云、長祿寺の舊地は、今の本町長松院なり、天正、文祿頃迄の北に、百石の田を存て附寄し、今は寄木但馬守等人の時、殺生禁斷竹木勿伐の制札を附與せらる、本寺は、其羽、越後、下野の國に、凡二百三十餘所あり

岩瀨森（イハセノモリ）　今須賀川の驛北に之を傳ふ、森（モリ）、宿（ユク）の名あるも、恐らくは之に由れるならん、即古森址なり。

道のくや岩瀨の森のしげける日にひと寒のらき物はこざす、〔貫之集〕

宿森

東遊行觀抄云、岩瀨大明神に、足利尊氏公なり、二階堂東條氏の社神にて、石川多武峰より勸請す、此を名所といふは、俗說の誤なり　○按、岩瀨の森は、往時の驛址の古名なりければ、同くも行旅上下のへに知られ、其名所とはなりしなり、彼の尊氏公を祭るといふは、信け難して又、十符奮傳には、岩瀨森と大里の一本の松を混同す。

山寺（ヤマデラ）　今須賀川驛邊の小部落の名なり、もと神宮寺の傳堂のありけるに出づ、即、山王権現、及び其供僧の山寺なる在りしに、近年、其寺は全く廢絶す。然るに、近き頃、寺址に數年の古墳ありけるを、發掘したるに、中より陶製、鐵劍、鐵峯、あまたあらはれ、殊に珍らしきは、陶器の中に容れたる銅製經筒なり　筒側には、刻銘あり、經卷（紙は大略朽損す）を藏めたり、筒高五六寸、圓徑四寸許。

敬白　奉施入　磐瀨郡山寺如法經銅
大勸進聖人僧行賢　大檀主僧圓珍
糸井圓敎　藤原貞清　白平友包　藤井末遠
右志者爲慈尊三會曉同一佛淨土往生也
承安元歲次辛卯八月廿八日

山寺の陣場山は、天正十七年、伊達政宗の營址なり、高館ともいふ。

濱尾（ハマヲ）　今和田、前田川と相合せ、濱田村と改む、其に驛東の逆隈川の岸に縁る。二階堂氏の一門に、濱尾の在名あり、一稱北澤（キタサハ）といふ、北澤とは即此地の舊名なり。

（北澤）（和田）

人類學雜志云、和田村の內、字大佛の橫穴は、阿武隈川端の路傍、岩山の麓、高サ三四丈の所にありて、南面せり、凡二十餘、穴中に佛像を刻するものあり、大佛より十丁餘南なる、前田川村字伏見の邊にも横穴あり、又大塚の塚穴前に一大石の圓中に横りあるは、蓋、其石戶（イハト）を除け

置たるものならん、此近傍の岡に埴輪、土器片、處々に散在す、東北一町餘を隔て、稍小なる一塚ありて、未だ發堀せざるもの也、又云、和田には、大小の古墳、四五十所もあらん、近年其一所より[illegible]の刀、長[illegible]いのもの出でたりと、[illegible]、明治二十一年、和田村の字大佛前の古墳（塚穴）より、二尺七寸の直刀、鐔、[illegible]の中は六寸八分、其他鐵製の器具、用法不詳のもの、あまた出づ、云々。

仙道長譜云、天正八年、田村勢下小山田へ亂入の時、濱尾の二俣河原にて、二階堂盛義、[illegible]、討取首二百三十餘、乃ち出羽入道々讃、元弘の亂に、芳野[illegible]滝川の邊に、[illegible]首級の例を追ひ[illegible]取行はる。白川風土記云、文安三年、二階堂爲氏、鎌倉より下向し、和田村に至り、[illegible]少輔が開城を待ちしに、年經しも從はざりければ、遂に攻落し、治部少輔は自害したりけり。

釋迦堂川（シャカダウ）　又[illegible]堂と訛る、須賀川驛の西南の遠近に發する隈戸川（西白河郡に發す）・江花川、笠石の西方に於て相合し、須賀川の西より北を繞り、森宿、濱尾の間にて、[illegible]川へ入る。其隈戸川の水源より測れば凡八里、一名西川。東遊行囊抄云、[illegible]川を[illegible]ともいふ、[illegible]古今、[illegible]部の中に、藤原信實

程もなく流れぞとまる[illegible]川[illegible]

此川の向に、[illegible]、[illegible]名所とするなり、[illegible]二個在りて、[illegible]、[illegible]長禄寺に安置せり。

（酒堂川）

廣門鄕（ヒロト）　和名抄、岩瀨郡廣門鄕[illegible]今廣戸川の流名遺り、廣戸村、大里村、安之内村にあたる、[illegible]、西南偏にして、白河郡に接する山谷なりき。

廣戸川（ヒロト）　廣戸川は、釋迦堂川の一源たる部、隈戸川[illegible]の北、江花川の南なる山谷なり、東流凡六里、稲之内の陣場出に至り、隈戸川に合す。廣戸神社は、白子[illegible]に在り、古[illegible]なり。

（廣戸川）

飯豊（イヒトヨ）　今白子、高林、稲之内等と併合せ、廣戸村と改む、須賀川驛の二里半。

飯豊とは、延喜式、白河郡安積郡、其に[illegible]として之を唱へたり、或はいふ、鳥名にイヒトヨあり、日本紀、依網に[illegible]とせず、即鳥なり、又湯出を[illegible]、豊の字を[illegible]たるものか、[illegible]國界の高山[illegible]、[illegible]を[illegible]。

白川風土記云、[illegible]、延喜中に飯土用に作れり、戰國時代の末には、淺賀[illegible]四代、同但馬守宗氏、其子但馬守[illegible]まで、六代にして、天正十七年、須賀二階堂家と共に亡ぶ、永[illegible]寺[illegible]に、淺賀氏の木主あり、其家飯土用住吉の子孫は、須藤と稱し、此地の[illegible]と稱す、淺賀氏[illegible]にて、天正[illegible]中に、[illegible]の男子なきに、[illegible]より須藤と改め、[illegible]之書若干あり、中に矢田野[illegible]の書に曰く、

先頃は、[illegible]の處、早々[illegible]に[illegible]、[illegible]廿日頃、[illegible]、其[illegible]御入表可[illegible]候、[illegible]必得入候、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]可被下候、

九月十七日　[illegible]守　判

[illegible]用六な[illegible]御中

隈戸（クマト）小屋　今大里と相併せ、大屋村と改む、隈戸は上小屋下小屋の南に分る、白河より[illegible]路にあたり、須賀川の西南凡五里、[illegible]路は、[illegible]にて二分、[illegible]、一は大平[illegible]南山に向ふ路となす。

白川風土記云、上小屋の六角在よ、[illegible]塚といひ、高さ[illegible]尺六寸、[illegible]一尺四寸、長[illegible]、[illegible]天正十七年[illegible]、下小[illegible]、[illegible]、[illegible]往[illegible]、[illegible]、[illegible]。

大里（オホサト）　今下小屋[illegible]合せ、大屋村と改む、飯豊、白子の西南に[illegible]、白河郡[illegible]に接す、天正十八年、矢田野善六郎[illegible]、[illegible]、大里城に籠りたること、[illegible]見ゆ。

[illegible]年[illegible]云、大里[illegible]、伊達政宗[illegible]、[illegible]小田原陣の時、[illegible]、[illegible]安堵[illegible]を[illegible]。伊達日記云、[illegible]、矢田野伊豆、被召出候。[illegible]、[illegible]、矢田野をば[illegible]候、伊豆は小田原へも[illegible]、[illegible]候、伊豆[illegible]、[illegible]、[illegible]御[illegible]候、伊豆者於小田原、佐竹義宣[illegible]、[illegible]、[illegible]大里へ移り相抱候、伊達[illegible]、石川大和[illegible]申遣、[illegible]陣[illegible]、伊達、信夫、[illegible]、[illegible]とも、落城不申候、方々[illegible]取開[illegible]、[illegible]、其外は一ヶ所も不[illegible]、[illegible]は打つ[illegible]由[illegible]、[illegible]を缺不申、前代未聞に候、[illegible]、[illegible]、政宗公[illegible]、[illegible]、[illegible]不[illegible]候[illegible]の管轄と云、須賀川[illegible]を離れて、[illegible]、[illegible]の杜とてあり、そこに[illegible]、宿の主人に問へど、[illegible]、[illegible]松[illegible]、[illegible]松の列[illegible]、[illegible]、白川風土記に二本の松は、[illegible]部下大里村の内、[illegible]と見えたるが、[illegible]、[illegible]もありて、後拾遺集[illegible]一武隈の松は[illegible]問[illegible]、[illegible]と答へむ[illegible]なり、但名取郡の岩沼に

渡兒）

も武隈の松といふがあり、岩[illegible]森を合考すべし）○白川風土記云、大里村は今兒渡荘と唱へ、丹波館山あり、高さ七十七丈、頂平にして神祠を置く、惟ふに、和名抄、白河郡丹波郷あり、丹波館の名は之に由る歟、兒渡は丹波の訛かともいふ、此村に牛が城あり、矢田野氏の將、[illegible]名田[illegible]守居住すと、安養寺新田に武隈神社あり、又法[illegible]国[illegible]の[illegible]人の[illegible]

牧之内（マキノウチ）

今、[illegible]と相合せ、[illegible]と改む、白子、大[illegible]内なる山村とす、白河驛より會津に向ふ[illegible]路は、[illegible]の[illegible]に出で、[illegible]之内、[illegible]て、[illegible][illegible]に[illegible]

（松本）

牧之内の西に、[illegible]山、[illegible]山あり、[illegible]川、[illegible]根川といふ）の源處とす、其山背は湯本村と云ひ、地勢固より[illegible]入れと、[illegible]、牧之内の北に妙見山あり。○白川風土記云、牧野内村の山中に、涌湯沼あり、方十間許の小[illegible]、[illegible]なり、[illegible]、大土小屋、七小屋など云へる山谷は、往時金を採りし處とぞ、松本の大明神山（女神）妙見山（男神）は、南北相對し、妙見堂縁起によれば、天正中より妙見[illegible]を祭る、而も、姥神として、[illegible]尺[illegible]の石二あり、退れり、[illegible]石、恐らくは上古に[illegible]せる者ならん。

椎倉郷（シヒクラ）

和名抄、[illegible]郡[illegible]郷[illegible]、椎倉郷[illegible]あり、今[illegible]、[illegible]、椎倉と[illegible]、其[illegible]、[illegible]より推せば、稲村、桙衝の邊に似たり、即磐門郷の北、磐瀬郷の西とす
村岡氏云、椎倉、疑桙衝之誤寫、當讀云保古都岐、神名式[illegible]、[illegible]桙衝[illegible]山、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、故名[illegible]日桙衝、[illegible]

稲村（イナムラ）

今岩瀬、保土原、泉田等と併合せ、稲田村と改む、此は、須賀川の西一里、江花川の溪邊に居れり。此は、應永年中、鎌倉管領[illegible]の弟[illegible]當[illegible]して、[illegible]の政務を視し所とす、[illegible]、稲村[illegible]の名あり。鎌倉管領九代記云、應永六年七月に、出羽奥州[illegible]分進行のために、[illegible]、鎌倉を立て、奥州白川におもむき、稲村の[illegible]、[illegible]、下向[illegible]、[illegible][illegible]に代[illegible]、[illegible]諸侍、其徳を仰ぐ、同じき十一月、[illegible]に[illegible]。○大草紙云、應永六年春より、陸奥出羽[illegible]のかためとして、鎌倉殿御弟、滿貞、滿直、二人御下向、稲村、篠川兩所に御座。又云、應永三十一年十一月十四日、持氏公鎌倉へ還御、同十一月二十日、御舎弟[illegible]の稲村殿、[illegible]、御上り、[illegible]御和談事、[illegible]心[illegible]、[illegible]、[illegible]、永安寺に[illegible]、[illegible]、持氏[illegible]に、永安寺へ[illegible]、[illegible]日、[illegible]て重代の[illegible]、[illegible]傳の御たからなり。○東寺過去帳云、陽山道[illegible]門、俗號持氏、同御息七人、井木戸伊勢入道已下、自害人數二十一人、永享十一年二月十日、於[illegible]倉永安寺御自害、依京都御命、[illegible]、[illegible]、[illegible]滿直、號稲村殿、[illegible]上[illegible]入道以下、自害人數十六人、於同永安寺、同時自害、[illegible]、[illegible]、[illegible]に、稲村[illegible]と云ふは、[illegible]足利滿直は此家に[illegible]なら[illegible]、[illegible]の當時、國人に尊仰せられし事は、[illegible]二十三年、山越[illegible]、[illegible]、[illegible]んへ、十月、右見公いなむらの[illegible][illegible]すべし

泉田（イヅミダ）

今[illegible]に合せ、稲田村の[illegible]鎌倉大安寺に於て、稲村滿直最期の時、[illegible]田持高等之に從ひて死す、[illegible]東兵乱記）泉田、岩淵、共に此城也

岩淵（イハフチ）

今稲田村の大字にて、江花川、[illegible]川、[illegible]戸川）の東岸の邊也　[illegible]云、[illegible]田城主、[illegible]尾民部、嫡子尾張は、一旦田村へ退きしも、後又歸參して、岩淵、松塚、[illegible]、[illegible]田、稲村の五村を[illegible]、[illegible]すべしと[illegible]、[illegible]、[illegible]へらる○白川[illegible]、[illegible]川殿、[illegible]たる[illegible][illegible]て、[illegible]紀伊守を[illegible]たる由を、須田大膳左衛門尉[illegible]たる[illegible]、年代詳ならねど、天文の[illegible]

保土原（ホドハラ）

今稲田村の大字にて、[illegible]、保土原江南とて、元二階堂家の一門なるが、天正十六年、伊達[illegible]、遂に[illegible]、即この[illegible]也
白川[illegible]云、按、保土原[illegible]り、二階堂氏にて、代々此地を有つ、父兵部大輔行有は、[illegible]人なり、[illegible]云ひ、天正中、須賀川[illegible]、[illegible]、大[illegible]功[illegible]　白河[illegible]、[illegible]

鉾衝（ホコツキ）

[illegible]

岩代國　岩瀨郡

（樺衝神社）れ、此地の龜井山に在り、[illegible]中より出でし鏡以下、太刀數口を寶器とす、社家の外に、眞言宗長樂寺を以て、別當とし、祀りし古祠たり「白川風土記」樺衝の北、横田の經塚と字する地に、蝦夷穴數所あり、直刀、勾玉、管玉、及び土器の洞穴より出づるあり、其舊所たるを知る、しと云ふ「人類學雜誌」白川風土記に、江花郷の邊を、樺先庄といふとあるは、正しく樺衝の事に係れる名なるを見る、村誌には、鏡沼庄とあり、藤沼とは、鏡沼の異名とか

（樺先）

横田（ヨコダ）　今樺衝村の管内とす、近世、淺日氏五千石の陣屋あり、其家祖又十郎直賢は、越後新發田城主溝口出雲守宣直の三男、幕府に仕へ、[illegible]年本邑を賜はりしに起る

仙道表鑑云、永祿九年八月、已に田村勢は今泉城を乘取、[illegible]彈正御氏、みづから南横田の松山の城まで出張し、横田城を目の下に見おろしたり、須賀川勢大軍にて、松山を打圍み、長陣を張る、[illegible]氏も力なく今泉へ引取

木之崎（キノサキ）　今樺衝村の大字とす、

急度以脚力令啓候、抑先立以使者申宣候之處、（虫喰）本望之至、仍御挨拶之趣、昨日[illegible]へ以兩使申理候、此事之義者、先以可相切結相見候、何樣晴宗覺悟承屆、是非其[illegible]陣以使可申試候、然者木崎、矢田野に被致在陣候、若城南泉へ[illegible]、出入[illegible]々彌敷由、及承候、殊億密に人衆野臥等、被相招候由申候、萬一横田へ被入（不可）候はゝ、又以行[illegible]陣中之衆引出、被及調候はん、何邊不可有御油斷候、將又伊達屋敷裏樣體、度々晴宗返答、具御一覽候、二本松衆、越度之由、其聞候、但實否ハ不詳、書中則火中尤候、恐々謹言

追而、明後者、凡西方へ被打越候事、可有之由及承候、爲御心得申届候、

六月九日　　晴綱　花押

蘆名殿（會津新風土記）

矢田野（ヤタノ）　今樺衝村の大字とす、伊達成實日記云、天正十六年十月、矢田野伊豆、横田治部小輔、[illegible]出仕り、本の身上三百一下され候、又小荒田隣[illegible]も、我等頼み、御訴訟申され、小荒田の地一冊下され、召出れ候、十七年三月、政宗公矢田野へ御働、横田へ押働、松山より横田城見下候山に、御目議に候、〇永慶軍記云、會津大崖の城主、箭田野藤三郎義正は、政宗度々人々を以攻るといへとも、居城堅固に持ける、政宗彼が武勇世に勝れし事を感じて、數年敵なれども、忽忠心、箭田野が事を、木村伊勢守を以、始終よきに言上す、是に依て、彼此が武勇の程を大閤感し給ひ、小田原へ參陣せさる罪を御赦免、御前に召出され、本領安堵の御朱印を賜はる、〇白川風土記云、矢田野の民家の在る所は、總じて中古の城柵内なり、二階堂の屬伺姓阿波守の塙といへど、其系統を詳にせず、村の東を四十塚と字し、古塚多し

（野田箭）

長沼（ナガヌマ）　今長沼村と云ひ、江花、勢至堂を合す、山中の小驛舍にして、須賀川の西四里半。此より勢至堂峠を越え、若松に至る十二里半、又白川より此へ六里。

伊達日記云、天正十六年、政宗公會津切取候後、仙道堺にも、新國上總介、蘆名盛氏御取立を以、長沼の城代に被差置候へども、政宗公御ほこさきには、拘候事成間敷由存し、御詫言申上、知行不相替、御前相濟、若松へ伺公仕、御目見え申され候。〇關八州古戰錄云、天正十八年、豐太閤東征陣の時に、長沼の城主、新國上總（野史貞通、）蘆名盛氏以來、武名響蓋老武者たる故、本領をも與へらるべき內存にて召呼れ、會面し給ふ所に、新國嬉しさの餘りにや、前後不合期なる事共を、田舍の鈍たる詞にて、[illegible]に申けるを、殿下聞召不興有て、聞しに劣れるうつけ者なりとて、釆地を沒收したまふ。〇北越軍記云、慶長五年、景勝會津入部にて、長沼城には島津月下齋を被入置、同五年、景勝は內府公出陣と聞き、德川勢、白坂を過て入給ふならば、景勝は長沼より古田川、布馬瀬へかかり、關山の東を通り拔け、德川勢の後へ出て、御父子を谷田西原の深沼へ追入、一人も漏さず討取べしと、評議しける、云々

下野國志に、東国擾乱記を引き、長沼五郎宗政より四代の孫、越前守秀行の子、淡路守宗秀は、奥州白河郡[illegible]に移て、五代ここに住す、同[illegible]の時に、會津郡田島へ所替、云々。〇長沼永泉寺は、曹洞宗にて、昔邑主の菩提所なりしとぞ

江花（エバナ）　今長沼村の大字にて、[illegible]の西一里半　江花川は、勢至堂嶺に發し、此を過ぎ、[illegible]に至り、釋迦堂川へ入る、長七里餘。

勢至堂嶺（セイシダウ）　本郡の西北堺にして、猪苗代湖の輪廓山脉に屬す。即會津出入の一門戶なり。此嶺の西には、八郎山、及び布引山ありて、猪苗代湖南の雄嶂とす。〇長沼驛より嶺に至る三里、北に降る二里半を福良驛とす。

勢至堂といふ所に宿りける夜、雨打しきりて、物すごかりければ、　泉　圓

夜ただふる雨の音のみ枕にて明ゆく迄の燈火もなし、

北越軍記云、慶長五年七月、德川殿の御先手、榊原康政、下野國大田原に着たりと聞えければ、景勝は勢至堂を後にあてて、長沼に陣取られたり。〇戊辰の戰には、白河口の官軍、七月下旬を以て、須賀川を取り、勢至堂を伺ふ、會津兵扼守、八月廿二日に至り、遂に潰散す、會津の四境、乃其守を失ふ

（上略）八月廿四日、若松城下不殘燒拂、廿五日、肥前尼州の兵、勢至堂口より會軍候、今の分にては、上杉の加勢も不相見、午併、越後口、今山口には、未だ官軍通路開不申、就ては近日中、決て左右、可申上候、

八月廿七日（慶應四）　　伊地知正治

白方(シラカタ)郷

和名抄、磐瀬郡白方郷。○今白方村、長沼村、大久保・岩瀬「會津史料」及び白江村にあたるごとし、白椎谷郷の西北なる山谷にあたる

高山寺本和名抄には、白方を缺く。守谷、今泉の里なる白方郷といへることは、近世まで、土俗も之をつたへたり、其南は白江村、矢沢なり

畑田(ハタダ)

（矢澤）今矢沢(ヤサハ)、大久保等と合せ白江村と改む。○伊達長宗云、永禄中、田村安藝守隆顕、同名弟彈正顕氏、安積郡富岡より今泉の城へ押寄せしに、二階堂輝行、臣之木へ出張、之と對陣あり、然るに、輝行一戦に打負引退く、田村勢大久保(オホクボ)の林に火を掛、責かけければ、守谷たまらず、矢田野へ引取、畑田の兵もこらへ得ず、谷沢、畑田、餘間を志して逃行し、田村氏遂に今泉を責取入代る、同氏は入道月齋理保がことなり、永禄五年、是のことと候。

（大久保）

柱田(ハシラダ)

今、荒、梅田、今泉、守屋等を合せて、白方村と云ふ、長沼の北一里半、安積郡富岡村と界を接す。

維新史料云、八月廿二日、官軍、白河進発、勢至堂口の間道、三春新田進軍候處、途中棟に出張の賊徒、彈薬を打捨、若松の方へ逃去候付、道筋、同廿五日朝、若松到着仕候

守屋(モリヤ)

今白方村の大字とす、森谷とも書す、散居集落あり

守屋は、もと安積郡内の地なるが、明治に至り本郡に帰せる者とす。

今泉(イマイヅミ)

今白方村の管内なれど、守屋の東にして、柱田に接す、須賀川の西北三里、須賀川東行の道、永禄年中、今泉の古城に兵を置き、田村氏に属す、田村月齋を攻め、之を陷れ、後、須賀川氏再之を爭へども、復する能はず、盛義の時、佐竹義重の援を得、天正八年、佐竹の兵、田村の御代田城を抜き、遂に田村清顕を本城に攻む、清顕懼て、其陸地、須賀川、今泉を還して和を請ふ、因て濱尾善爲を今泉城に置き、之を守らしむ、今泉の諸侍奉行者、會津四家合考、伊達正統世次考、已にして、蘆名亡し、蘆名氏より須賀川に援兵を遣はせしも、十六年に至り、伊達政宗の侵略する所となり、伊達の有と皆せらる、

野史に、伊達田村略記を引き、月齋が今泉を取れるを天正五年とす、諸書其考にて、永禄某年の事と定り

「相六年己人」云、須賀川四十四郷の城主、頃伴代に、今泉の城代、在丸に安藝、一丸に駿河右衛門、中音、其外合併にて、今泉に西宮四郎、田村より出馬、今泉の在を前に一戦、田村衆多人數故、輝行負、大久保と申所迄引取被申候、仍田村衆悶入、大久保村放火、輝行は矢田部より須賀河へ引取申候、其後合半降より、田村領御代田、千負居中に附、請誘被申入候、今泉七郷被返候に付、御代田陣引取被申候、其後伊達政宗、伊達被取候刻、今泉の濱尾にも、引移被出候へ共、後に被取返、同年折治部を城代に置申候

彼田與左衛門之者に附て、則ち致合候處に、相門、其上須田宿へも、致同心、罷越申間、須田佐兵衛、源次郎へも、濱尾若被申越、我々迄も、須田理書指越、條々相調、自此方、御代官衆指越申所に、竹貫方従者申候、併於盛氏者、無御別心之由、御挨拶候上者、其々方にも、次々承関收之由被申候間、此方にて、從日滿留申候へも、子細無之候間、可誘歸之由存候へ共、先在京大申候、若如何、御工夫之候哉、於我々更不及申候、彼地要害之義、事延候者、從吉に存候、須田於此方申者、不及是非候、所存々旨可申述候、謹言

候ても、無用候間、七日七日に可申進候、

霜月　日（天正八年）　　月齋　理保

三春之今人々御中（「白河證古文書」）

西川(ニシカハ)

今袋田(フクロダ)、越久等と相合せて、西袋村と改む、驛逓當河の西邊にして、須賀川驛の西北一里餘、稻村の北なり。

（袋田）

頃中、所領陸奥國岩瀬郡袋田村、并會津稲河庄内矢目村事、右依今度合戦致忠節之間、將軍家御計之儀、爲静謐時、申沙汰也、仍執達如件、

建武二年四月廿五日　　　　沙彌

蒲田　太郎殿（史料）

越久(オク)

今西袋村の大字とす、○伊達治家記錄云、天文十二年十月十五日、田村隆顯、手勢を分て、一手に分け、一手は月齋に附し、富岡村より須賀川へ寄せられ、諸軍、新田、今泉、雨田、越久、柱田、守屋、矢沢、畑田、袋田の在共、悉く燒拂ひ、手打にして、同向ふ、月齋は六七百騎を引分て、高山の邊に隠れ居て、前後より岩瀬勢を包挟で討んと待居たるに、輝と云ふもの、月齋の陣に來り、此近在今泉の者共、昔戦の場へ出て、男分一人も居らずそろ間、今泉の城を乘取らるべしと勧めし故、馬を向けられけるに、果して武者一人も居ざれば、手もなく城に入られけるとぞ

餘戸(アマルヘ)郷

和名抄、岩瀬郡餘戸郷。○今詳ならず、或は守郷に村を建てしものにて、滑川、西川など、白方郷の東の地にあらずや。

仁井田(ニヰダ)

今、舘岡を合せて、仁井田村と云ふ、須賀川の西北一里半、今泉の東一里、即白方村の東隣なり、○書には新田につくる

（館岡）

松藩捜古云、藤堂盛衰記を按ずるに、安元二年氏二階堂遠江守の思召しけるは、日方の郷、新在田の廣き野あり、此處岩瀬の安積に田にて、岩瀬の爲めに引き事あなり迄、重臣を置きて、須田備前守が行處に組入、安積の境に、新に溝を開り、用水を取て新田を開き、新田と號し、後、尾尾氏兼大輔を移し置る。○積聞史略云、松平信、白河城主たる時、賞其封内鏡沼村常松次郎、同十村、次部宗世長、寛政中、兼理仁井田

君、岡仁革田村民鎭靜、次[illegible]治之、[illegible]日[illegible]、朝倍
家有二兒、不與其[illegible]、宮[illegible]宗[illegible]、次郎[illegible]、長後其世
田村宮、自多良日、[illegible]馬[illegible]畢子也、[illegible]、[illegible]長嗣
人、田宮際自[illegible]、遂[illegible]招遣[illegible]女子、[illegible]、[illegible]
人、[illegible]畢[illegible]子女、宮[illegible]次郎、[illegible]中、[illegible]遺改
云

滑川（ナメカハ）　守屋の西に發して、東に下り、今泉、仁井田を過ぎて、大字滑川に至り、[illegible]川に入る、長五里。「滑川とは、今仁井田村の大字なれど、須賀川驛の北一里、奥州道にかゝり、岩瀬郡界に[illegible]。[illegible]云、天正十[illegible]年の春、田村清九郎安枝、[illegible]川へ出張し、小與い上に陣取れる須賀川勢の後を切らんと、[illegible]より西へ廻る、須賀川勢大に驚き、植木が外屋まで敗北するを、田村勢追掛、勝軍となる」

田村郡

田村郡（タムラ）　石川郡の北に隣り、今其に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。積凡四十九方里、二十五町村、人口十萬、三春に治む。

田村は、古郡號にあらず、もと安積郡の地なり、中世[illegible]、其[illegible]阿武隈河の東なる數[illegible]、小野、芳賀、小川、丸子の四郷にやあらん、を割きて、田村庄と稱す、庄の建置は知れずと雖、其庄司は即坂上將軍の遺孫と傳ふれば、由來嘗に久しかるべし。著聞集に、田村郷とあるも、實は庄田にして、數郷を籠めたる、私田の汎稱なり、其後も、常に庄と呼び、郡と唱ふることなし。其、今、郡號に建てられしは、最もおくれ、文祿、慶長以降に似たり（新編白川風土記云、田村は元庄名にて、郡にあらず、郡に立てらざれは、[illegible]、[illegible]壇は、[illegible]保中、[illegible]見[illegible]、[illegible]大[illegible]氏云、田村氏は、[illegible]、其世代事蹟を傳へむと欲すれども、一旦斷絶せし家にて、古文書、[illegible]書に傳ふる[illegible]、[illegible]遺せり、[illegible]古書に至て、[illegible]昔に罷ひ、始めて田村氏を稱したり、などあり、田村氏は、初め守山に居り、後に三春に移し、[illegible]、田村庄と[illegible]、[illegible]、田村[illegible]如し、古今著聞集、陸奥國田村郷の住人、馬允（ウマノジョウ）何某の事ありて「此所は、前刑部大輔仲能朝臣が領になむ侍り」とあり、仲能は、[illegible]が九代の孫なれど、[illegible]の頃の人なり、[illegible]、田村郷の[illegible]ること知へし、[illegible]

[illegible]

[illegible]、田村[illegible]、小山若犬丸と共に、[illegible]南部、凡四[illegible]の例、[illegible]など記しおれども、[illegible]には見えず、[illegible]元年八月、亂平軍忠狀に「同年五月廿二日田村館、同廿三日不[illegible]城、[illegible]、軍勢[illegible]、田村館

丹に不[illegible]、[illegible]田川[illegible]に、田村庄司宗[illegible]、[illegible]間、[illegible]城[illegible]、[illegible]顯信を[illegible]、輝定とい、[illegible]、[illegible]村[illegible]は、適[illegible]、一[illegible]にて、[illegible]し[illegible]常陸諸城[illegible]在陣し、[illegible]小田、[illegible]、宗[illegible]遣[illegible]、田村[illegible]月、[illegible]陸奥、[illegible]、中[illegible]、同年四月、又遣使募[illegible]、[illegible]、其[illegible]食若干、在大寶城「白川文書」

據、元弘三年[illegible]に田村[illegible]、藤原[illegible]七草木を合[illegible]、[illegible]同盟の起請文には、田村の人々、平姓を冒せり、坂上の苗[illegible]之を忘[illegible]、[illegible]、田村[illegible]て、武家方の人あり、系圖の誰に合考すべき[illegible]、庄司の[illegible]族[illegible]、次に、[illegible]永の庄司清包に至りては、諸書に徴證せら[illegible]、亦異説を免れず。[illegible]、應永三年の春の比、小山若犬丸、奧州へ遁下り、[illegible]黨を語らひ隱居[illegible]、[illegible]は關東の[illegible]、[illegible]倉より代官[illegible]、隱家をなお[illegible]しかば、奧州の住人、田村庄司清包を頼みて、古新田[illegible]義宗子息、新田相州、[illegible]少輔を語ひて、大[illegible]、[illegible]武州に隱居たる、吉方の[illegible]、[illegible]、田村庄司は、征夷將軍坂上田村丸、陸奥に下向の時、[illegible]の地に、子孫を一人

中に於し、代々畔田村の庄司と號す、北畠殿の御前の時より、宮方にて、代々關東へ不屬、自分の志をすてたれば、今度の小山とくに一味同心す、鎌倉發向の時、四十餘國の軍兵を引率し、同六月四日、白川の城に下向、結城修理大夫の館御座、大將下向の上は、翌日、小山、田村等、悉退散して、行方なしと有ければ、六月十七日に白川を御立ありて、七月四日、鎌倉に還御なる

一奥州田村庄司對治事、所被申也、可抽戰功之状、如件、

應永三年六月十二日　　判

佐竹左四郎殿　常陸白石文書

一相模國波多野小次郎高經申、右、去二月廿八日、爲小山若犬丸御對治、自野州、奥州田村城御發向供奉、於鎌倉相模一宮、馬屋御手、昼夜致宿直警固之上者、早賜御判、爲備後證、恐々言上如件、

應永三年六月　日　　證判(花押)

應永三年、田村庄司謀叛の事は、春の夜の夢のはじめには、應永三年二月廿八日、小山若犬丸、ふたゝび兵をおこして、古河の邊にいたる、小山の城に楯籠る、かまくらの兵滿、軍をひきゐて、古河の邊にいたる、小山さへ切て城を出、兵滿の陣におしよせ相戰ふ、小山お軍やぶれて引しりぞき、若犬丸奥州にはしる、こゝにして奥州田村の庄司、兵をおこし近邊をかすめ侍す、云々、然るに、喜連川判官[illegible]之を、若犬丸再度、常陸國男體山謀叛の事、と相まじらかし、至德三年に係けしは、誤れり

喜連川判官云、至德三年七月、御退治として、鎌倉を軍立、古河に御陣合戰、若犬が軍敗北して、奥州に落行く、上杉憲方入道が子、兵庫助吉某、跡を追ふ、若犬於會津自害、井田村庄司追討の爲、白川へ御進發、田村家に火を放て自害、同月下旬に御歸陣、[illegible]勸賞被行。

[illegible]

應永三年七月六日　　判

一爲田村庄司退治、[illegible]一忠、[illegible]田村[illegible]

閏七月[illegible]日　[illegible]　（[illegible]文書）

[illegible]流と具はる御代[illegible]中[illegible]川、[illegible]人々のみならば、

[illegible]田村庄司の[illegible]

田村大[illegible]

[illegible]八丁目[illegible]

關東[illegible]、度々致忠之節、[illegible]

日。合戰間、被致戰功者、可爲[illegible]也、

十二月三日　[illegible]

二本松殿　[illegible]　伊達入道[illegible]

鹽松殿　[illegible]　田村[illegible]

石川殿　[illegible]

此外、[illegible]

史學界[illegible]、田村[illegible]

[illegible]

天授中に、南朝方として、再び兵を挙げしは、庄司則義にして、胴部とも稱せり、［會津旧事記、芦名川判書］、則義は終に敗れて自害すとも云へど、實は死せずして入道浄入と稱し、應永二年、ふたたび兵を挙げ、白河に打て出で、結城直朝に打亡ぼさる、［鎌倉日記、鎌倉大草紙、白川古事考、石川系圖］又會津高野寺傳に、誤有るに依、應永三年五月とあるは、其の人也、應永六年、當國の探題、大崎滿詮、田村庄へ討入りしも、大越村に敗死す、［磐田系譜］是れ、満包の時なり、同十一年、白河、岩瀬、安積等の大名同盟成る、其連署文には、満包の名はいるも、田村庄司は之に加盟せず、其故を詳にせず、満包の子は遠末なるべし、

奥州田村庄司、遠末一族、[illegible]成敗事、任代々讓書、中略

應永三十年八月廿六日　[illegible]

侍從阿闍梨御房

（同文のもの、嘉吉元年、康正二年、の三通あり）

小野郷

和名抄、安積郡小野郷（今詳ならず、もしくは、田村郡小野新町の山谷を指す歟、同名の因みに依り、假に此に係くと云ふのみ）伊達行朝事蹟云、白河文書、建武二年國宣、白河、高野、岩瀬、安積郡、石河、田村庄、依上、小野保等、檢斷事、可令奉行給者、小野保は、和名抄、安積郡小野郷にて、今の田村郡東南境なる、小野新町の地ならん、ここには、和名抄、白河郡小野郷もあれど、是は常陸國界に、小野の地名あれと（按、小野の四村は、逢隈山脈中の一盆地にして、岩城夏井村（今田村郡）の上なり）三春の東南十里、石川郡の東十里、田母村に境を聞く、今、新町村、夏井村、飯豊村、赤根村と云ふ、大滝根山、矢大原山は東界をなす、岩城より、三春、郡山に往来するもの、此山道を逢隈道と呼ぶ　日和山磐名象題の中に、最古きは、仙道會津風土記に載せたる、垂永三年

ろへ、此物語に、奥州小野と云へるは、いつこにや、前さに偽名をもけれは、いとこに定めがたき哉、馬頭中納言、東國へ下り、朝日長者の女を娶り、一人の子おはしき、形みにくゝおはし、奥州小野と云ふ所にすみ玉ひけり、小野猿丸と申せり、弓箭をとりて、人にすぐれたりけり、愛に中納言の孫、有宇の大臣は、已に日光権現とあらはれ、東八國の中にも、下野の國の鎮守となり給へるに、上野國赤城大明神と、湖水のことから争ひ、たゝかひ陣軍あり、権現、猿丸を還まして、諸事まつかしむ山へ入り、猿丸を引きして、日光山へいさなひ、敵を亡し給ふ、云々、

小野の山中は、戰國の際に、田村岩城兩家いも戰せる地なるが、之よりさき、石川氏の小野保を領知せるにや、其證文あり、尚も始末詳ならず

小野保事、本領之由、被聞召候、追而可有御沙汰之旨、被仰出候、恐々謹言、

正月廿九日、（正長元）　前伊豆守常久

左上、石川蒲田[illegible]殿［石川文書］

仙道記、元和八年七人領分に、小野六郷の城主、新町の田村右馬頭、云々とありて、小野は新町を以て首邑としたり、嘗て岩城重隆が、小野保の田原谷出馬の證文いれば、岩城氏の此境を争へるは、天文、永禄の比よりなるべく、野史云、常隆、永正中、出兵近郡、取小野新町、栗出、鹽文、大善敷邑［九宗世記、磐城記］といへとも、常隆は、天文、永禄中の重隆の誤なり。○小野の山中を、俗に七里（チリ）半といひ、近世、寛安以後は、白河領、又信夫領は常州領なりき

(小野新町)　仁井町

百三十余騎、

成敗後、山海兩道の官軍、路を逢田[illegible]の西三里、石川郡小野に撃り、今岡[illegible]して、三谷城を取り、以、會津島臺の連絡を絶つ、東軍是より土崩瓦解す

維新史料云、濱海道、岩城の平長より進發の官軍は、七月廿四日、谷戸宿り、同廿六日拂曉、三坂より和名田通り進軍、八ッ谷（ヤツヤ）へ賊[illegible]候、賊兵險要に據り、防禦候に付、左右より攻撃、追崩候得共、尚又仁井町假砲臺にて、拒支撑候に付、是又即時追拂申候

若松會津風土記所引の、岩城常隆の文書に、新町の地は、用害に及び、小野の鄕村はさらず、敗火し、田原谷の地へ働き、数百餘人を打取る一ヽの旨を、楢葉郡の猪狩中務に通知せるものあり、年月は缺けて、三月とあるのみ、伊達成實日記に據れば、天正十七年比の事に似たり、而も、天正十二年の比にも一戰ありしなり

野史云、天正十二年秋、常隆攻小野新町、田村顯行固守不下、九月、常隆復來、顯行出兵拒之赤沼［磐記］

仙道表鑑云、田村の一門梅雪齋顯基は、小野新町の城主にて、其子右馬頭清忠は、天正十七年五月、岩城勢に攻囲まれ、終に降人に出づ、大越紀伊守信貫も、之を見て降人に出でしが、やがて伊達へ内通の陰謀あらはれ、切腹せしめらる　野史云、初、大越顯時之降岩城也、田村宗顯怒曰、維失之春、紀伊不可不戮、乃兵来撃之、顯時懼、請田村月齋日、吾以岩得罪、如赦罪以復食邑、則請斬岩城協守二人、以謝之、小野又可取也、岩城常隆覺之、誘顯時子若狭、誅之［永慶軍記］、梅雪顯綱、嘗相馬青十等、據小野城拒田村氏之兵、正宗遣兵二千伐之、常隆使人謝所宥顯綱之宥、正宗領可、解圍去［成實記、軍[illegible]一］

谷津作（ヤツサク）

今小野新町の管内にて、驛の東南、田原井に至る間に在り、或は八咲（ヤツサク）につくる

新町（ニヒマチ）

今小野新町村と云ふ、即小野の山中の驛市なり、南は仁井町に作り、三春へ七里、平岩城へ十一里、大地高、凡四百余戸、東境矢大臣山は、高一千

元和八年老人物語云、三十九年以前、常隆、小野、押寄候時、八咲村と中所へ陣を取、三處竹こなと中所、先手に向候處、新町方の蓬田と中所、竹貫宗來水野と名乘合、手柄仕候

（赤沼）仙道表裏云、天正十二年九月、岩城常隆、新町の内、赤沼といふ城へ押寄、吉島屋といふ山へ陣取、田村方と一戰あり、十月、又やつさく村に一戰あり。赤沼といふも、今新町の管内にて、驛の西南とす。

和名田（ワナダ） 今鶴庭、田原井等と相合せ、夏井村と改む 新町の南にして、岩城郡三坂、及び石川郡蓬田への捷徑あり。〔維新史料云、七月十三日、平城沒落後、備前藩兵は、廿四日を以て、諸藩一同進發、合戸宿へ一泊、同廿五日上三坂へ一泊、同廿六日和那田通進軍、爲大斥候一小隊、薩藩と併合、入ツ作へ馳向候處、賊兵操險防戰仕候內、引續薩藩と共に相進、左右より攻擊、遂に追崩し、倘又仁井町假砲臺にて相支候に付、是又追拂ひ、田原井通の者と、仁井町にて合隊仕候、

田原井（タハラキ） 今夏井村と改む、新町の東南に隣り、岩城郡川前、三坂等と、山嶺相限る。古書に、田原谷に作る者、是なり、夏井川、村中を貫く、

（田原谷）野史云、天正十一年、岩城常隆、取田原谷、樋口二砦〔三坂文書〕、十二年九月、常隆攻小野新町砦、田村顯行（今拔會津四家合考、名作清道）固守不可拔、常隆退、既復還田顯行戰于赤沼〔四家合考〕、十三年、田村清顯、以田原井、予北原中津川兵部、兵部遣宗方右近守之、使右近當納砦於常隆、右近不從、常隆遣兵圍之〔合考〕、三月、田原井陷〔略記〕、十六年、正宗誘竹貫參河守叛、參河不從、當自之、常隆使參河伴諸、留猪狩中務于城、自將兵出于桶賣、攻田原谷拔之、進薄小野新町〔猪狩文書〕

白川故事考云、岩城重隆より、竹貫氏へ與へし書に、田原谷出馬の事見ゆ、年月詳ならず、天正十七年の北の、常隆の、祖父の時なり

元和八年老人物語に、中津川の城主、兵衛大夫は、田原谷を家老宗方右近に預置候が、兵衛大夫は、岩城へ附、常隆より田原谷貰、翌年三月十日、落城仕候 とある兵衛は、名を顯行といへるにや、すべて田村の人々の名字、系屬詳ならざる者多し。

湯神山（ユノカミ） 田原井の北、仁井町の東なる一峰にして、湯前山と呼ばる。山の東なる幽谷を湯澤と云ひ、單純性溫泉、二所に出づ、熱八十度許、又、山の西面、谷津迫、鹿瀨の二所にも涌出す、各浴場の設あれど、僻隩を免れず、

飯豐（イヒドヨ） 今飯豐村といふ、古文書飯土居に作る、新町の西北に隣り、門澤柳橋への二路は、此地にて分つ（延喜式、安積郡飯豐和氣神社といふが見ゆ、安積郡富岡の條に合考すべし）飯豐の近地、小戸神山に、東塔觀音堂あり

浮金（ウキカ） 今飯豐村の大字にて、柳橋への通路にあたる（維新史料云、七月廿六日、仁井町にて午飯後、直に三春攻擊之手配にて、二手に分ち 一手は鹿瀨通へ向ひ、一手は浮金通へ相進み、柳橋へ宿陣之處、三春既に歸順に付、同廿七日城下へ繰込。

菅谷（スゲヤ） 今廣瀨、神俣等と合せて、瀧根村と改む、新町の東北にて、大瀧根山の下とす

（廣瀨）按、野史に、永祿六年、親隆出軍仙道、馘首級于菅谷、相馬裨將新館山城、以兵三百來、急襲親隆兵大敗、親隆慙悔不已、發病而卒〔九家世記〕とある、菅谷は此歟

神俣（カノマタ） 今瀧根村の大字なり、或は蚊又に作る。○元和八年老人物語云、小野神俣の城主、神俣久四郎は、三春の家來にて、岩城の猪狩下野と中悪敷、和談を入候時、久四郎城を退き、伊達方へ參候 （仙道表裏云、大越の城には、

（鹿俣）橋本紀伊守信貫、鹿之俣城には鹿俣喜次郎楯籠り、岩城勢を拒ぎけるも、天正十七年三月、常隆已に田原谷を攻落し、鹿之俣も敢なく開城す。

夏井川（ナツキ） 石城郡へ垂出す、小野の郷内、四山の水、新町、田原井の間に合湊し、東南に下る、即是なり 凡、大瀧根の遠源より測らず、六里にして、石城郡川前村へ入る

大瀧根山（オホダキネ） 又大竹山、或は大嶽とも云ふ、逢隈山脈中の最高峯に推され、山海兩道の表裡は、實に此一脉によれり。されば、夏井川は西南に、大瀧根川は西北に下り、木戸川、請戸川は東表に下る、皆此山に出づるなり。標高一千百三十米突、矢大臣山は、更に南に連なれる一脉中に特起す、

會津物語に「慶長五年七月、相馬利胤も、內實は上杉景勝に同意し、近藤主膳大將にて、二百餘、三春の大竹山まで出ける」云々、是は相馬氏の徒の、常葉口へ出でしを云ふなり、常葉は大竹山の西北麓とす

大越（オホゴエ） （大竹山）今大越村と云ふ、新町の北、大竹山の西麓にあたれる高原に位置す、即常葉、舟引の南なり

維新史料云、六月廿六日曉、進軍の處、仁井町手前に、賊徒臺場を築き、致發砲候に付、及攻擊、八字頃迄の間に、臺場乘取、賊徒致敗走候に付、同所より十五六町先、鹿瀨關門を破り、途中之要地へ、殘賊致屯集、發砲候に付、悉く追拂、大越村へ宿陣す

大越氏は、田村の一黨にて、天正中、紀伊守あり、成實日記に見ゆるごとし 大越より、常葉、船引へかけて、田野頗る豐美なり、亦山間の沃土と謂ふべし（野史云、天正十七年三月、常隆率步騎三千、次田木、縱火攻田村顯行於小野城、明日攻田原谷及大越、中間、鹿又等城、皆拔之〔斬獲頗多〔合考、軍秘錄〕、十月、須賀川陷、正宗遣人來言岩城日、我與岩城有戚、不可構兵、請和好、以伐佐竹氏、常隆許諾、以小野大越、還田村氏〔仙道弓矢卷〕。

門澤（カドサハ） 今栗出、堀越、牧野、柳山等と相合せ、七郷村と改む、大越の西にて、新町より三春への通路にあたる、各

三里半。○門澤の堂山に、熊野王子祠あり、俗に飛驒の工の造營せる所と說かる。

[illegible]引門澤村志云、岩城次郎平忠清の子、六郎建秀、古橋村に住へ、門澤に在住、のち橋本城へ移る。○野史云、岩城常隆卒、常隆嗣九宗世記伯常隆、永正中、出兵近郡、取小野新町、栗出、鹽父、大越數邑〔那須記〕(永正の常隆は、天正の常隆の五世祖也)

(栗出)

伊達成實日記云、天正十七年九月、三春の牢人、譜代共に、三十八人同心候而、小野の地へ被引除候、政宗公爲御仕置、三春へ御馬を被移、三十日餘御在馬被成候、然る所に、大越紀伊守、右衛門大輔、梅雪父子、岩城へ被申當候牢人衆いんきう申、梅雪、右衛門大輔、小野へ引除候申候事、政宗公深く口おしく存られ、門澤、くりて兩境は、小野、大越の境に候間、警固相然るべき由御付られ、十月末に、米澤へ御歸城被成候故、片倉小十郎申され候は、小野、大越、背木意、岩城を頼入候、來年は必岩城は繳に可成由、申され候、云々

常葉(トキハ)

今常葉村と云ふ、大越の北一里、大瀧根川の源谷を占む　三春より、常葉に至る四里半、更に山根、古道を經て、標葉、標葉の海道に出づべし

近世、三春城主秋田家の、江戸獻上品に、常葉山炭と云ふが、此地の名産なりしならん。○人類學雜志云、常盤村(田村郡)の小松神社に、石棒七本納め置かる、其最長二尺七寸許、最短一尺二寸許。○常盤の小松社は、舊名大鷲明神といへり、然るに、近年之を小松と改め、延喜式内なりと說くは、其故を解せず、又、石器は、堀越の明石(アカシ)神社にもありときく　○野史云、天正十六年四月、伊達氏兵攻築山、義胤留泉田雪齋于舟曳、還小高、時田村梅雪在小野新町、鹿山兵部在鹿山、伊達氏兵在門澤、鏡路梗塞、義胤乃遣人說降兵部、挾以爲徒、到常葉、石澤修理拒之、兵部說之開道、送抵中山歸還、義胤經岩城南還、五月、義胤與佐竹岩城陣若[illegible]、攻石澤、常葉、石澤修理亮防禦不拔、既岩城兵略門[illegible]、相馬兵攻常葉、取外郭、宗顯遣桜木顯氏田村宮內、協守常葉

元和八年老人物語云、常葉の城主石澤修理も、三春の實奉にて、三十四年以前、相馬義胤、三之丸迄責入候時、持ちこらへ、遂に三之丸より追下し、相馬衆首三十程打取申候

山根(ヤマノネ)

今、關本と合せ、山根村と云ふ、常葉の東に接したり、山根の東は即分水山脈にして、嶺外は古道村(コヤマチ)、都路と云ひ、今田村郡の管内なれど、本籍之を双葉郡の下へ移したり　常葉驛より古道まで五里弱、山根鎌倉の阻隘是也(又、双葉郡川內村へも踰ゆべし)○山根より古道、岩井澤の山野は、産馬を以て名あり、謂ゆる三春駒是に出づ

鎌倉山(カマクラ)

阿武隈山脈の一嶺にして、山根村の東に峙ちたり、中腹以上には、岩石層疊して、山骨全く現る

船引(フナヒキ)

今、今泉と合せ、片曾根(カタソネ)村と改む、山名に因る。常葉の西二里、同く大瀧根川の滸に倚る、三春の東南二里半

(片曾根)　(舟曳)

成實日記に「天正十六年、三春の御北樣　故清顯室相馬氏)を隱居被仰付、舟引へ被相移、孫七郎殿(田村宗顯)は、三春の本丸へ御移候」云々、此なるべし　○野史云、天正十六年五月、正宗閒攻舟曳、築大原、六月相馬將木幡出羽、以八十騎、入大越、田村顯行扼其歸路、擊走之、斬首三十三、八月、田村姨氏徙舟曳、義胤迎歸、置之小高

貴札、過分にて忝存候、內々無心に存候飯土居被押取、(一字不詳)兵打入被申候、可爲外聞、可然御目出此事に候、未明に門澤へ相移可申處に、今日和候由傳聞候間、御當取引付不申候趣候事、如何に存進仕候、乍去、已刻迄無何事候間、先々門澤へ罷越候、夜前より舟引御取紛、見聞之分も御尋候、無別心候、下々は努合無用候條間、可御心安候、舟引へ喜ばせ(不詳)[illegible]候、其方最も苦敷申候、きふ人衆之方也共代指添、可然存候、門澤口之儀者、可得相取、諸被出候間故、早々申上候、恐々謹言、

掛り候、草野御仕合、御吉事井候、自是可申上候、門澤へ急申候故、早筆彈入候、以上、

五月二十日　天正十六　白石宗實(花押)

大森へ　貴報人々御中(會津新風土記)

大鏑神社(オトカブラ)

松藩捜古云、舟引村に大鏑明神祠ありて、鐵鉢を藏す、口徑一尺九寸、深四寸許、外面に華紋を刻し、又銘を勒す、

敬白、奉寄大鏑大明神寶鉢、奥州田村莊舟引　文明十九年丁未六月廿日

文識裂蝕し、辨すべからずと雖、亦一古物なり

芳賀鄕(ハカ)

和名抄、安積郡芳賀鄕　今詳ならず　諸鄕の位置を擬定して、之を推すに、船引、常葉、大越の邊に、其鄕名を缺けば、即そこなり、小野の北、丸子の東なり、

蘆澤(アシサハ)

今蘆澤村と云ふ、船引の西一里、三春より來り、大瀧根川、村北を流れ、文殊山は、移嶽と共に、右岸に連亙す

仙道表鑑に、大永二年、田村清顯、相續手合の初めに、蘆澤治部景倚を討ちたること見ゆ

移嶽(ウツシ)

船引の北なる峰巒にして、移谷の諸村の南界とす。もと、第三紀層、高原性の山地なれば、さのみ高峻なるにはあらず、三春の正東、凡三里、鑛坑ありと云ふ

美山(ミヤマ)

移嶽の一名なるが、近年嶽西の北鹿又(キタカノマタ)、長外路を合せて、美山村の名を建てたり。○元祿行囊抄云、カツシ

山下に、峠々に淵あり、甲俗の説あれど、信け難し、

宇津志（ウツシ）　今、移村と云ふ、即安達郡移川の渓谷にして、移
猪の際なれば、形勢役所に屬すとも謂ふべし、移、渭川、
首山、□石の四村、實に移川に依附せり。（移村の東北
（移　界、天上山は、安達、双方の郡界を限る者にして、満山
草叢へ、専ら牧馬の地となれり

元和九年御藏入郡合高帳（古記）

高□石　　田村郡之内宇津志村
物成□拾八石の内　貳ッ六分　當御樣御奉行
　□石七斗九升五合　　守村清右衛門
□□拾石□斗五合定物成　　安部井宗右衛門
（中略）
高頭合千三百貳拾四石四斗貳升五合
物成合四百四拾五石□斗五升七合四勺の内
　七拾□石四斗六升貳合六勺　　當御村
殘七百七拾□石七斗九升四合六勺定物成の内
錢□□拾六貫百八拾貳文
　米□百八拾八石五斗□升六勺
　　□□拾□石三斗壹升壹合四勺
　□米合百九拾九石八斗三升貳合
　□米五拾九石九斗四升九合六勺石に三斗延
殘米合貳百五拾九石七斗八升壹合六勺

相馬、伊達の二家が、三春、鹽松の地を爭へる時、移川の渓谷は、其衝にあたれり、相馬系圖に、天正年中、於田村郡上宇津志、下宇津志、常盤、與伊達政宗合戰、互無一勝敗」云々とも見えたり。元和八年老人物語、及び仙道表鑑によれば、天正年中、上宇津志の城主は、田村月齋の子、宮內少輔顯貞ない

新館（ニヒダテ）　今、大倉、石澤等と組合せ、瀬川（セガハ）村と改む、移村の西に隣り、三春の東、凡三里、小濵（安達郡）の東南、凡四里半

奥相志云、永祿中、青田顯治走于三春、居仙道三坂地新館、號新館山城、後歸舊里、云々（○野史云、永祿六年、先是、青田左衛門、得罪相馬氏、奔于清顯、置之新舘、稱新館山城、相馬盛胤大怒、攻擊山城、而清顯捨之、至是山城復于舊野、盛胤遣將齋藤伊賀援之、山城僅免（永慶軍記）

大倉（オホクラ）　今、瀬川村の大字にて、新館の西に隣れり、（伊達日記云、天正十六年五月、政宗公、鹽松の內宮森より、田村の內大越と申城へ、小日懸を被成、御町へ引篭候、から家も十計燒せられ、宮森へ御打返候、惣人數は二シと申處に野陣仕、次の日は石澤（イシサハ）に、相馬衆籠居候を、御働被成候。）（奥相秘鑑云、慶長七年五月、長門守義胤は秋田佐竹の思地の內、一萬石配分との上意、江戶より達しければ、深澤の上、牛越を退去し、守山の城代、蒲生源左衛門鄕成を頼み、三春領大倉へ移らる、古館の下に別墅のありけるに住宅、十月、相馬へ歸城あり

石澤（イシザハ）　今、瀬川村の大字にて、新館の東に隣る　元和八年老人物語に、石澤の城代は、田村の一門、茂庭大夫、云々、○野史云、天正十六年、築山、小手森陷、政宗轉攻田村顯方于大槻壙（成實記、作大倉城下之）、又拔石澤城、皆下之、

門鹿（カドシカ）　今瀬川村の大字にて、大倉の西南、文殊山の陰とす　元和元年御藏入目錄の中に、此村の税額を載せ、

田村郡之內門鹿村
高七拾壹石の內
　　地下作
高四拾八石五斗七升
貳ッ六分物成拾貳石六斗貳升八合貳勺の內
　三石九斗
殘九石五斗二升八合二勺定物成
　　出作分
高二十四石四斗三升
二ッ壹分五厘物成五石貳斗五升二合四勺五才

實澤（サネサハ）　今、青石、富沢と相合せ、澤石村と改む。大倉の北にして、安達郡に接する地なり　仙道表鑑に、天正二年、田村清顯、相馬盛胤の手合に、實澤伊勢守隆冬を打取る、云々

小川鄕（ヲガハ）　和名抄、安積郡小川鄕（今詳ならず、田村郡守山の邊に、小川の村名の遺るを見れば、やがて其邊にて、御舘、高瀬、宮城等にわたる歟　小野、芳賀の西にして、舊安積郡山田鄕今石川郡に屬す　の北なり。歌枕に、陸奥の小川の橋とよみ、夫木には、みちのくの小川のはしのあはみ數、昔もこそむかば我もこむかん」と詠す　されど、小川は緒絶の誤にあらずや、緒絶の橋、多く歌枕に入れり　或は曰ふ、小川鄕は、後の笹川驛にあたり、小川、笹々川同義にて、役場は磐瀨、葉屋二驛の間なれば、古人陸奥府上下の時に經過せしならん、云々　附會の嫌ありて、其正否を得ずと雖、一考に備ふ

柳橋（ヤナギハシ）　今、中津川、下枝、黒木、牛縊等と相合せ、御舘（ミタテ）村と改む　船引、廣瀬の西南にして、小野新町より、柳橋を經て、三春に達する別路あり、新町、三春いづれへも三里、黒石山（クロイシ）は、柳橋の西に聳ち、一郡の望標なり、即田村富士の名あり

（黒石山）

雜霸史料云、七月廿六日、仁井町より、直に三春城攻擊の手配にて、全隊二手に分れ、一手は一小隊計、薩佐兩藩に付合、廣瀬通り進擊、一手は淨金通り進軍、柳橋に宿陣致候處、三春は已に歸順に付、翌廿七日、三春へ入城致候、

木目澤（コノメザハ）　今御舘村の大字にて、柳橋の北、中鄕村へ近し　仙道表鑑云、田村月齋顯氏が嫡子は、出家して羽州秋田宗□寺に住し、二男宮內少輔顯貞は、上宇津志の一城主となり、三男民部顯達は新田城主、四郎右兵衛見守顯胤、五郎は渡川右馬助顯純、六郎は安久津右京亮顯義、七男は木目澤善五郎顯孝、八男は大越內藏頭顯直なり、云々

中津川（ナカツガハ）　今、御舘村の大字にて、柳橋の西に方り、下枝と

相接す。戊辰の役、白河、棚倉駐守の官軍、石川郡蓬田より、急に田母神、中津川の山中を横断し、三春城に向ひ、以て須賀川の敵背を脅かす。計降等、中守、三春藩迎降し、仙臺會津等の兵潰散し、仙道一掌して掃するを得たり〔維新史料云、七月廿六日、十時兵蓬田發途、中津川に至り、間道より進み、三春城の搦手に廻り候處、城主秋田萬之助、後見秋田主税、途中迄罷出、降伏謝罪之儀申出、即退軍、居城請取申候〕

應永十一年輪署起請文に、中津川三河守秀清、下枝沙彌性善等の名あり、有土の名族ときこえたり。仙道表鏡に、田村清顯の弟、小次郎親顯は、中津川の名跡をつぐ、云々、中津川兵部、また右衛門大夫と稱せり。

下枝（シモエダ）

（御館）（橋本）

今、御館（ミタテ）村と改む、守山の東なる山村にして、相去る一里半。橋本（ハシモト）の故城ありて、之を御館といふ。橋本氏は、又下枝をも名のり、田村の名族なり。

野史云、天正十四年、田村清顯、與岩城常隆、戰于下枝城、〔田村略記〕十一月清顯卒〔成實記、會津雜考〕○成實記云、天正十七年六月、常隆公下枝へ御働、被引上候所へ、下枝の者押送、方々の山路を押切々々打出候處に、岩城しんがり衆敗軍仕、田村（中津川、右衛門大夫初め、）頸五十餘打取候、下枝は三春より遠候間、警固の衆迄にて、助勢不參候。

田母神（タモカミ）

今、川曲、谷田川、杤本、道渡等と相合せ、二瀬村と改む　柳橋の南、守山の東四里半、石川郡蓬田村と相隣り、（小野新町の西三里）亂山高下の中に居る

維新史料云、白河口の官軍、七月廿四日進發、石川着、廿五日蓬田泊、田母神より三春へ進候處、城主秋田萬之助、後見同苗主税、途中に出迎致し、降伏謝罪の旨に付、廿六日、居城請取申候

（田母神川）

○田母神川は、黒石山に發し南流、田母神に至り西に折れ、守山村に至り、汗曲川となり、終に、阿武隈に歸す、長七里、一名黒石川

川曲（カハマガリ）

今、二瀬（フタセ）村の大字にて、下枝の南、守山の東三里、杤本と相接す。應永十一年輪署起請文には、川曲宮内大輔季隆あり、何處の人にや、又、文和二年宇津峯合戰の時、川曲口にも戰あり　川廻に作るは、誤歟

宇津峯（ウツ）

（雲水峯）

又、埋峯（ウヅ）、雲水（ウズ）峯等にも作り、今二瀬村大字杤本、谷田川の南嶺にして、石川郡小倉、鹽田の北とす〔埋峯、石川郡へ重出す〕阿武隈山脈の一支、蓬田山の西北に連なれる一峯巒にて、守山の東南二里、須賀川驛の正東凡二里半　與國、正平の際、南朝の義軍が、據守して王事に勤勞せる遺跡とす。而も、後世混合記、信濃宮傳等の僞書、世に播布し、宇津峯を遠江國、或は駿河國の一地と爲し、捏造百端、爲に此地の光輝を掩沒せんとせり　近年に至り、遺跡漸く世の知る所と爲るも、旌表の事、之を伊達郡靈山に比して、頗遜色あるは、尚歎惜すべし

此方之儀、度々合申畢、就中、其城内已異心之輩出現、今者進退惟谷者也、只今屬于先皇之孫、難爲所案之內、諸方定落方者歟、此一節、守無遠慮乎、事々火急卒、其間之事、難盡紙上、悉之、

十月廿三日　正平六（八）　顯信（花押）

結城修理權大夫殿〔白河文書〕

顯信卿已下向徒等、落籠田村宇津峯之間、爲對治、不日可被馳參旨、度々被仰之處、于今不參――在□所詮、草野通、奉一族、可被攻田村庄、若猶令遲々者、任御教書、注申者、定可有後悔之狀如件、

正平七年三月廿四日　右京大夫判

相馬出羽守殿〔相馬文書〕

闕城繹史云、興國五年四月、鎭守府將軍源顯信、奉守良親王、據田村莊宇津峯城、賊將石堂義之、率國中與黨攻之、顯信防戰堅守、後稱親王曰宇津峯宮、宇津峯又作埋峯〔飯野文書〕、正平七年、四月朔日、吉良貞家、率相馬胤賴、國魂隆秀等賊、屯安積郡片谷田、以要衝、七月三日、進抵田村莊、小平胤常禦之、顯信與官軍戰于佐々川、栖久野原、高市、六日、貞家攻市庭城、九日攻矢柄城、留十餘日、廿九日、下野賊那須資宿、遣兵從貞家〔古證文集〕、八月七日、貞家進攻宇津峯、頓兵長圍、固守不戰、專絕應援之路耳、於是官軍勢力漸盡〔飯野文書、相馬文書、國魂文書〕、八年〔北朝文和二年〕月廿八日、宇津峯官軍、出戰于河內口、〔國魂文書〕、四月五日、於城東乙森、射戰終日、十五日、賊陷薄通壁、官軍奮擊卻之〔國魂文書〕、已而諸方賊兵來集者衆〔白河文書〕、五月四日、賊兵四面齊進、復攻城、官軍戰守不利、顯信遁、再走出羽〔飯野文書、白河文書〕

宇津峯宮、並顯信卿、可被落奥州等之由、有其聞、早令警固其邊通路、有惟人者、可召進、凡宮國司於懷捕討猶羅者、恩賞事不撰貴賤、隨所望可申沙汰之間、且可相觸近邊、且可被――狀、如件、

觀應三年七月五日　右京太夫

相馬出羽權守殿

按、南方紀傳の系圖に、後醍醐帝第一皇子、尊良親王の若宮に、註して「一品、號奥州宮、宇津峯宮、西應寺とあるは、此御事歟、正平十一年の令旨にあり」などあり、又、南山巡狩錄首卷系圖にも、尊良親王の御子、守永親王を記して「一品に叙し、上野太守〔新葉集〕案ずるに、闕城書に、竹園とのみしるし、元弘日記、結城氏古文書等に、一品家、或は、宇津峯宮、西應寺宮、抔しるせしは、此宮にやあらん、後、吉野に來り給ひしと見えて、新葉集に御歌見ゆ」などあり、覺束なけれども、姑く從ひておくべし

伊達行朝事歷云、顯信卿の次男守親卿、陸奥國司となり

て下向あり、正平七年の初、顯信卿が多賀國府に居られし頃は、守親卿、宇津峰城を留守せられしが如く、二月、新田義宗義興、上野より武藏に入て、足利高氏と戰ふ時、守親卿、其聲援として、出てゝ白河に到りて、先鋒には、宇都宮公綱の勢に合して進めり、三月、高氏、遂に白河の結城朝常に命じて、守親卿を攻めしめたり（新葉集、關太曆、白河文書）其後、顯信卿が宇津峰に歸り入られしに及びて、守親卿も、共に城守せられて、明年沒落の時、共に出羽へ逃れ、再び立谷澤城へ入られしごとし、守親卿の子孫は、津輕の浪岡に居る、後條合考すべし

宇津峯城址

大槻氏云、宇津峰は珍峰の義か、如何あらん、埋峰の字を當てたるも見ゆ、嶺の南面、斷崖を成せり、若しは、崩壞し埋沒したる故の名にはあらぬか、南麓の小倉村に、埋平といふ地名もあり、（絕嶺に城址あり、星が城ともいふ）此山は、須賀川驛より望むに、寶珠の頂に似たり、興國元年、鎭守大將軍北畠顯信卿、兄顯家卿の後を承け、奧州へ下向あり、宮城郡の多賀國府に入らるべきなれど、賊將石塔秀慶、路を遮て進むを得ず、因て、此宇津峰に蹐まられぬ、爰、田村莊司が、此に迎へて守護せしなるべし、斯くて、此後、數年、奧州の伊達、田村、葛西、南部等の官軍、石塔等の賊と、奧州各地に戰て、勝敗決せず、此間、顯信卿、常に宇津峰在城とおはしまして、苦戰の狀なり、興國四年に至て、白河の結城氏、叛きて、足利氏に降り、此年十一月、北畠親房卿が籠られし常陸の關城も、賊軍に陷れられ、皇子一所、逃れ來て、宇津峰城に入り給ひぬ、これを宇津峰宮と稱し奉る、此後足利氏方より、吉良右京大夫貞家と、畠山上野介高國とを、奧州の兩探題として、安達郡に下して、伊達、田村の官軍を艱ませ、貞家、賊軍を率ゐて、屢宇津峰を攻め、正平二年、遂に陷れられて、宮と將軍とは、出羽へ走られしかと、正平六年に至て、宮、將軍、再び兵を發し、伊達、田村、これに應じ、遂に多賀國府を收復して入られしに、同七年、國府陷れられて、宮、將軍走て、復宇津峰に入らせ給ひぬ、是より先き、顯信卿の息、大納言守親卿、陸奧國司に任ぜられ、共に宇津峰に居られたりと思はる、然るに、同八年、宇津峰、復吉良相馬等の賊軍に落されて、宮、將軍、復出羽へ走られぬ、されば、興國元より正平八まで、十四年の間、親王并に北畠の兩卿、當時奧州官軍の元帥の、常住したまひし山なり、山、極めて峻なりといふにはあらねど、容易くは攀づべからず、登路に、四道あり、西麓の鹽田村より、南麓の小倉村より、共に石川郡、北麓の谷田川村より、東麓の栃本村よりす、共に、田村郡）峰の最も高き處は、頂上、甚狹く、方二十間許、此頂の中央に、東西十五間許、南北十間許、方形に、高さ六尺計の土手を築きて、桝形をなしたる處あり、其內を、千人溜と名付づく、其內の中央に、石造の三小祠あり、南面の土手に、入口一所を開く、頂よりは、阿武隈兩岸の山野を一望すべく、西南、直徑、七里許の處に、結城氏の白河城を認め、二階堂氏の居たる須賀川は、川を隔てゝ眼下にあり、西北は、田村、安積、安達、西は、奧羽の大山脈の限り見ゆ、頂の南崖は、絕壁なり、姥の懷といふ、其下に、銅鑛の舊坑あり、頂より、西の方に下る六七町に、一峰あり、乙森と云、その東陰に平地あり、陣小屋跡と云ひ清泉あり、此所、鹽田村よりの登路にて、頂に詣つる者、此水に嗽ぐ、又、山頂より亥の方に下る一町許に、凹字形をなせる所あり、撞鐘堂跡と云、（汽車より望みて、山頂の左下に突起せるもの、是れなり）、更に下る四町許に、馬場平と云ふ地あり、頂より寅の方に、斷層を作りて、段々下る一町許（御井戸澤）に、井あり、頂より辰の方へ、馬鬣の如き峰通りを傳ひて、稍下り行く一町半許に、峰の少し平らかなる處あり、長平城といふ、こゝより、東北へ下りて、階段の如く、半腹を削りたる所、數層あり、栃本村よりの登路を扼する城壁なるべし、此山嶺の千人溜、長平城の邊、概して宇津峰城なり、今、山に、樹木極めて少し、長平城栃本谷田川より、南へ峰を傳ひて下れば、弓張峠といふあり、更に右へ下ればおゝが谷といふあり、西南に向へる谷間の平地にて、（千人溜よりは、東南麓、清泉の涌出するあり、昔、峰城に敵の來襲なき時は、宮并に將軍、共に、此谷間の邊などに常住ありしにや、などと思はる、されば、おゝが谷は「王が谷」ならむとの說もあり、また、土人、今に傳へて、宇津峰の城は、吉良右京大夫が爲に、東の栃本の方より攻め落されたりと云ふ、飯野八幡文書、國魂文書等に、文和二年（正平八年）二月廿八日、河曲口の合戰、四月五日、埋峰東乙森、并に柴塚の合戰、同十五日、切岸の合戰、五月四日、城沒落等の事を、歷々と載せたれば、土人の口碑は、事實を誤らず、絕頂の神祠を、三社と云ひ、北の一祠は谷田川村に屬し、中央と南なるは鹽田村（石川郡）に屬す、近時の村人の說に「三社の中央は、奧州宮と申し、後村上天皇を祭り、南は小倉宮と申し、後龜山天皇を祭り、北なるは雲水峰宮と申し奉る」云々、又古謠の遺れるを、大元帥奈平寺の學頭坊善法院主のつたへしといふものあり、

名にし負ふ、雲水峰山の御社は、中は村上、弓手は龜山、馬手王子、祭る明王、月夜田、垂れ石、陣場や、殘る鹽田や、二ッ村、星が城、たふときなにこよともいふ、ハヤ二「なんちよく／＼、南朝々々

いま案ずるに、遊部の土民、天子の御諡を呼び捨てに謠ふ事あるまじく（御謚、村上、龜山、の上に、後の字なくては、南朝の天子ならず、皇子なるも、宮とこそ呼べ、王子といふべくもあらず、鄙陋拙劣の謠、妖僧の虛構なら

（乙森）

（栃本）

（谷田川）

む、又、案ずるに、義良親王後村上帝は、多賀國府と靈山とにましましゝのみ、宇津峯には入らせられず、後龜山帝は、論ずるまでもなし、古の祠は、小倉村に近きが故に、小倉宮と呼ぶにはあらざるか、唯、宇津峯宮と、顯信卿とは、數年間、此城に御座ありて、奥州の義故を糾合せられてありしは、文書の確證あり、されば、在來の神社の祭神など論ずるに及ばず、彼の靈山神社の、別格官幣となりし先例に任せて、此に、新に一社を設けて、確證ある祭神を申立てむには、別格官幣に列せられむこと、無論の事なるべし

八田河（ヤタガハ）　今、一瀬村と改む、即宇津峯の陰なる山市にて、守山の東一里、或は谷田川につくれり

陸奧國田村庄三與田、穴澤、八田河等事、爲勳功之賞、所宛行也、守先例、可致其沙汰之狀、仍執達如件、
觀應二年十一月廿日　右京大夫
結城彈正少弼殿（白河文書）

近世、谷田川附近は、石川郡と共に、藩府の直領知に屬し、淺川陣屋にて支配せり、谷田川と守山の間、黑石川に依り、岩迫石山（大供）の地に、岩石累々たり。

矢柄（ヤガラ）　今其地を知らず、田村庄内にて、觀應三年（正平七年）の戰場とす　是唐久野（カラクノ）にも戰ふ、白河文書に「七月三日、朝常小峯參河守顯信卿以下、田村賊徒對治之處、於唐久野凶徒多討取之、致戰功之上、至于田村矢柄、宇津峯當陣、抽忠節」云々、飯野文書、同時のものに、

七月九日、於矢柄城西手合戰、云々

相馬出羽守親胤申、恩賞事、申狀一卷、謹令進覽之候、去建武二年、下總國千葉城發向之時、親胤爲當手、至于箱根坂水呑、致戰功候訖、次奥州下向之後、去貞和三年、伊達郡藤田、靈山、田村庄宇津峯城墎、發向之時、率一族馳參、依抽軍忠、屬從事被疵候、加之、去年宇津峯宮、伊達飛驒前司、田村庄司一族、以下凶徒府中發下之處、同十月廿二日、馳向田村郡倉谷河、一族井部從數輩、手負打死之上、親胤被疵候、同十一月廿二日、於名取郡廣瀬河合戰、致忠節、就中今年田村庄、爲御退治之御發向、於安積郡部谷田陣、至于佐々河、田村、矢柄、宇津峯當陣、抽忠節訖、中略
觀應三年十一月廿二日　右京大夫在判
進上　仁木兵部大輔殿

積達館基考云、矢柄と申す地、不分明、押峯山の半腹東の方の澤を、矢柄と唱へ來る由にきけり、栃本村の中なりとぞ

唐久野（カラクノ）　宇津峯の近地なるべし、觀應三年（正平七）飯野文書には「七月三日、於田村庄柄久野宮、致大刀打、并六日市庭城致後攻戰、九日於矢柄城西手、致合戰功、八月七日、馳向靈峰城」云々、當時宇津峯の城あり

柄久野

依田村御退治之事、自最前馳參於御陣、九月廿六日、安武熊河邊、同廿七日、唐久野原於御合戰、及自身太刀打、被致忠節之條、尤以神妙候也、彌可抽戰功之狀、如件、
康永二年十月七日　刑部大輔判
伊賀式部大夫殿（飯野文書）

白川風土記云、岩瀬郡江持村と、田村郡守山との堺は、方一里許の原にて、カラク野といふ、守山領にては、高野の原ともいふ

守山（モリヤマ）　今守山村と云ひ、四近の小部落、御代田、岩作、細田、徳定等をも合す、三春の南四里半、逢隈川の東岸なる山村なり

守山は、驛路の經由する所にあらねど、郡山、須賀川の往來にあたりて、僅に河水を渡れば、左のみ迂回にあらず、いづれへも二里許、近世は、水戸徳川家の支封、大學頭殿の陣營あり、封地二萬石に初め、寛文中、刑部大輔頼元、茨城郡松川、府田、二萬石を分給せられ、元祿中に至り守山へ轉封、明治の初め、一時故封松川へ轉せしが、尋いで廢藩となる、北越軍記に「慶長三年、上杉氏會津入部の時、本庄越前守繁長に、森山（モリヤマ）城を預けられ、伊達政宗福島へ出張の時、彼城を守る」云々、文政元年、須賀川志、蒲生家の時、田丸中務、守山城代として在住、云々、其址に、今八幡宮あり、三春田村氏の祖先は、守山に居れりといふも、明證なし

森山城址

無以飛脚令啓候、抑今度向守田村、及調儀候處、以御代官、預加勢、外聞見所、一段本望至極存候、兩日動之操樣、定而可有其聞候之間、閣筆候、仍今日者森山筋え打出、彼地之作毛可打散由致候、珍戌儀候はゞ、追而自是可申述候、雖勿論候、在陣中、節々可申入候、御同意可爲祝着候、恐々謹言、
八月三日　常陸　判
白河殿（岩城文書抄）

仙道表鑑云、天正十年七月、磐瀬の軍勢、田村庄守山へ働く、田村勢は、御殿河原より符尻まで崩れしが、取て返し防ぎ戰ふ中に、守山の城中より加勢馳來り、遂に相引になる

大元神社（ダイゲン）　舊稱泰平寺（タイヘイ）、守山村の北に在りて、山中（サンチウ）と字す、相傳へて、坂上田村丸、大同年中所創の古祠とすれど、其實を詳にせず、近世寺領三百石、通稱大元明王といへり

泰平寺址（山中）

長齋記勝云、逢隈川、南行里許、抵守山、謁大元帥明王祠、祠在山頂、登石磴百餘級、磴就巖磯造之、苔花斑駁、側有古碑、大同四年所建、字皆漫漶、不可讀、平澤翁漫游文草曰、守山即古所稱田村莊、而田村將軍子孫邑焉、聯綿數十百年、傳言其家所祭、必非外神、其稱大元帥、不亦較著乎（伊達行朝事歴云、宇津峯三社の傳說を聞くに、昔此宇津峯宮、僧の某に命して、大元帥明王

の法を行はしめ給ひしに、岩瀬郡川東郷、今の小山田村の地にて、月夜田(ツキヨダ)、五里平といふ所にて修行したり、其時、明星の影、光明赫々として、四方五里(六町一里)を照して、月夜の如し、故に地名とす、時に、康永二年興國四年なり、後、明王堂を、小山田の北(鹽田村の明王重石(カサネイシ)といふ地)に移して、重石今に存す、明王堂の主を、鎭守山泰平寺といひ、其頃は、宇津峰の社壇なりも、此寺にて祭り居りしに、後、又、堂も、寺も、田村郡、守山の山中村に移して、現存す、云々、案ずるに、大元帥明王とは、天竺の神なる阿多縛の稱にて、明王部の總司たり、大元帥法(ダイゲンホフ)帥の字を讀まぬを法とすとは、王政の昔、治部省にて、正月八日より、一七日間修せらるゝ御修法にて、此秘法は、官のみ修して、其他は行ふを能はざりしものなり

守澤兵澄文書に「守山、路傍有石窟數所、土民呼爲坂窟、是昔賢官所棲穴邪、嗚呼微田村公、則是民不免左衽耶、其功何偉、無奈文獻不足」と、此石窟とは、今も大善寺の邊に見るべし「既至守山、候居撰古蹟、邑中有鎭守山大平寺、寺祿三百石、兩僧官、一祝官、以守焉、是其不安佛陀、而置僧院、今委考之舊聞、而得其旨矣、余聞、守山即古昔所謂田村庄、而田村公子孫邑焉、是其家所奉祀、顧必非外神、已號大元帥、不亦較著乎、神之佛之、其虚之遠、邑東有古壙、俗呼城山、乃田村氏數世所居、古者鎭府地、蓋此」田村氏の宗系、明白ならねど、坂上將軍の裔孫とすること、中世以後已に然り、而も其此を以て鎭府と云ふは、何の據たるを知らず、私田の庄司たるにすぎず

御代田(ミヨダ)

今守山村の管内なれど、守山の西南半里、逢隈川の岸に臨みたり　八田河に引ける古蹟に、三春領に屬せり、寛永十一年富川殿連署に、御代田十字等と云ひ、是は中津川、田曲などゝ同供と見ゆるが、其始末を知らず　天正中に、三春田村氏の抱城なりしを、須賀川氏之を奪ひ、道に延いて、伊達、佐竹兩家の爭と爲れる事、仙道表に、等に見ゆ(仙道表鑑)、天正九年七月、會津、岩瀬、佐竹の軍勢、田村庄御代田の城へ取懸る、此城は星の城と號し、坂上將軍東夷征伐の時築れたる金湯にして、田村家大剛一の三河守之にこもりたり、然るに、城下の高安寺は、盤顏須賀川の菩提寺の末派なりければ、使僧の扱ありて、田村數年押領の今泉を、會津へ引渡すのみならず、御代田、柄本、谷田川、槻塚等十三ヶ所をも、蘆名盛隆へ引渡し、三河守は退けられける

五十四郡考補遺云、御代田村、相傳、坂上田村麻呂誕所也、有守山城、即田村氏所築

元和八年老人物語云、盛隆、田村領御代田と申小城を、手强く責申候に付、清顯より和談を懇望被申、今泉七郷は被返候に付、御代田の陣を引取被申候(一書云、御代田に文和五年の刻叢ある石碑存す、又、御代田の板石(イタイシ)顯といふは、阿武隈の河床、一磐石に成るをいふ、旱時水落るの時、一線の凹處ありて、水之を馳せ去る、亦一佳境なり。

(瀬石板)

大善寺(ダイゼンジ)

今守山村の大字とす、仙道表鑑云、天正八年、須賀川勢、下小山田表に、田村勢を打破り、時を移さず、大平の城を攻取、大善寺の東へ動く、田村方にも中津川、森山、池田杰齋等の人々、大善寺の林の城に入り、堅固に持つ。

正直(シヤウヂキ)

今守山村の管内にて、御代田に近接す　館址あり、石川板橋土佐守高光の裔孫の居れる所とて(東奥界雜誌)正直とは、庄司給の訛か、武州比企郡、常州信太郡にも同名あり

金澤(カナザハ)

今守山村の管内にて、元和中の綿租の舊簿に、此村のことを見ゆ

高六拾石貳升　田村郡之内金澤村

寺ノ三分貳厘

高貳七石九斗貳升、合六勺四才

赤沼(アカヌマ)

今、高倉、海老根等と相合せ、宮城(ミヤギ)村と改む　守山の北一里半、大瀧根川の北岸に在りて、郡山の東二里許

古今著聞集の中に、田村鄕の住人、馬允が赤沼の鴛鴦を殺しし物語を擧げたり、

陸奥國田村鄕の住人、馬允何某とかやいふをのこありけり、ある日野に出て、鷹をつかひけるが、鳥を得ずしてむなしく歸りけるに、赤沼といふ所に、鴛の一つかひゐたりけるを射ければ、あやまたず雄にあたり、やがて其ふくろに入て、家に歸りぬ、その次の夜の夢に、女來て、さめざめとなき、一首の歌をとなへて、なくなくさりにけり「日暮ればさそひし物をあかぬまのまこもがくれの獨寢ぞ憂」あはれにふしぎにおもふ程に、中一日ありて、ゑふくろに、鴛の女とりのはしをかはして死にてありけり、是を見て、かの馬允、やがて髪をきりて、出家してけり、此所は、前刑部大輔仲能朝臣が領になん侍なり

相生集云、赤沼は、三春封内田村郡にあり、此は、獨寢の鴛鴦の故跡にて、既に文化十二年と云ふに、其藩士秋田勘解由と云ふ人、其沼の濱に石碑を建んとて、權中納言實秋卿に請ひ參らせて、ものしたまひしと云ふ碑文をも、見しことあり。

高倉(タカクラ)

今宮城村の管内なれど、大瀧根川の南岸に屬す、應永十一年連署(松藩搜古に引く)に、高倉近江守顯定あり、此は、田村郡の在名にて、三春の一門なるべしと云はれたり、安積郡高倉にも、畠山(二本松)一門の高倉近江あり

行合(ユキアヒ)

今、小川、金屋、手代木、及び大平と相合せ、高瀬村と改む、高倉の東、守山の北にして、逢隈川の東岸に

倚れる村里とす。其小川は、即、和名抄、安積郡小川郷の遺名に推さる、

大平（オホダヒラ）　今高瀨村の管内なれど、大瀧根川の北岸、赤沼に隣る。川は其西方にして、逢隈川へ入る

今度、於大平城、敵を討捕、竝廻り神妙の至、因之、官途候事、御心得候也、

天正十七年六月八日　　　　　　　　義　　久

和田玄蕃允とのへ〔白河古事考〕

是は、佐竹義久が、岩城、相馬、及び仙道、會津の諸士と力を合せ、伊達勢を擊ちし時の事なり　大平新五入道常伴は、田村の一族、此役に戰死す、成實記にも見ゆ。

大瀧根川（オホダキネ）　田村郡の主水脈にして、東境なる大竹山に發し、西流、常葉、船引、鹰澤等を經、赤沼の邊に至り、曲折して、遂に逢隈川に歸す、長十里。

齋藤（サイトウ）　今、鷹巢、荒井と合せ、中妻（ナカツマ）村と改む、赤沼の東北に隣り、大瀧根川に依れり。

（中妻）

陸奥國岩城郡國魂村內、國魂太郎左衞門尉隆直跡、地頭職事、爲勳功之賞、同國田村庄齋藤村、任所宛行也、守先例、可致其沙汰之狀、依仰執達如件、

觀應三年五月十五日　　　　　右京大夫（判）

岩城國魂新兵衞尉殿〔集古文書〕

會津新風土記所收の元和元年文書に、田村郡中妻村見ゆれば、古名なり

鷹巢（タカノス）　今中妻村の大字とす

御倉入御算用狀

元和元年分　　　　　　　　齋藤淸兵衞

高五百七拾七石三斗七升五合　　田村郡之內

四ッ貳厘　　　　　　　　　鷹巢村

物成貳百參拾貳石壹斗四合八勺の內

貳拾七石八斗六合□、勺

瀧（タキ）　今、過足（ヨギアシ）、蛇石、狐田、込木、樂內（ラクウチ）、貝山等と相合せ、中鄕（ナカサト）村と改む　中妻村の東にて、鷹澤の西、大瀧根川の南北に散在す、三春の東南郊とも謂ふべし、過足にヨギアシの訓あるは、古法に出で、近代の假借例にはあらず、名義は知れず、樂內（ラクウチ）といふも、世に稀なり

（過足）

石森（イシモリ）　今、春山、糘田（スクモダ）と相併せて、文殊（モンジユ）村と改む、三春の東二里、新館の西一里、文殊山在り、移糘の西に隣れる一峯巒とす。

（文殊）（糘田）

糘田の糘字にスクモの訓あるは、其故を知らず、糘は字書に粈に同し、アカコメと訓ず。○文殊山下の諸村に、麻を產し、布を織る、一名品とす。文殊大士堂の所在なる、貞任（サダタフ）山と呼び、安倍貞任の所置など說きたるが、是は、近世三春城主秋田氏も、亦安倍の裔孫なりしを以て、やかて、彼家の敬崇をも博し、地方の參詣者殊に多かりしとぞ。

熊耳（クマガミ）　今、笹山、成田、荒和田等を合せ、要田（カナイダ）村と改む、石森と三春の間の山村とす、笹山（ササヤマ）に三輪神社あり。

（笹山）

仙道表鑑云、天正二年、田村淸顯、相續の手合に、鹰澤治部景倚、富澤伊勢守隆冬を打たれ、勢に乘て熊耳掃部助、三本木十郞、新館肥前守等、いづれも淸顯の旗下に屬す。○近世、熊耳の人、大內忠太夫とて、儒生あり、大阪に出でて、門戶を張り、唐津藩士井氏の聘する所と爲り、安永五年、歲八十にして卒す、餘姓を稱す、諱は承裕、蓋大內多々良の舊姓を冐せる也

荒和田（アラワダ）　今要田村の管內とす。○仙道表鑑、天正十六年四月、三春表に於て、相馬、伊達、調義異變につきて、義胤は三春より引拂て、荒和田へかかり、築山さして打入らる。

成田（ナリタ）　今要田村の管內とす、春日神社あり。○仙道表鑑云、天正十二年、四本松の內、靑石、初森など云ふ地に合戰あり、田村敗北、つゞいて稻澤村の滑津に合戰、田村方散々の敗軍して、成田まで七里の間、追討せられたり。

丸子鄕（マリコ）　和名抄、安積郡丸子鄕。○今詳ならず、もしくは、三春四近の地を籠めたるにて、小川鄕の北歟　桓武紀を按ふるに、

延曆十六年、安積郡人、少初位上、丸子部古佐美、大田部山前等、賜大伴安積連、

と載せ、もと本郡在住の姓氏號に出でたり　今、三春に接して大田の大字さへ殘り、丸子鄕と云ふも、此地かと疑はる、即假に之に係く、と云ふのみ

三春（ミハル）　今三春町、人口八千、本郡の治所にして、郡の西北偏にあり　日和田驛の東二里、逢隈川の東一里半、小山市に過ぎずと雖、田村氏の居邑以來、一郡の首邑に推さる

三春縣社は、伊勢皇太神を祭る所なるが、由來不明、大元祠、八幡宮等、田村氏以來の崇墁なり

田村氏は田村庄司にして、猶石川庄司といふが如し、されど、石川は已に和名抄の鄕村なれど、此なる田村は和名抄に見えず　三春の西なる大田（オホタ）村、今逢隈村と改む、を、昔人田村とも呼びしにや。さて、此庄を、坂上田村丸出生の地といふことは、已に、

（大田）

鎌倉大草紙、田村庄司は、征夷將軍坂上田村丸、陸奥守にて下向のとき、我出生の地に、子孫を一人殘し給ひ、代々則田村の庄司と號す、北畠殿の國司の時より、宮方にて、代々關東へ不屬、自立の志あり、

と見え、田村丸の父、刈田丸は、又奥州の郡名を取られしならば、父子共に奥州に出生の人と信せらるゝにあらずや　然るに、相馬文書、元弘中のものには、田村族を藤原氏と爲す、疑ふべし、又、田村氏、初め守山に居れりと說き、大元帥祠に附會する所あれど、明徵なし、永祿中の田村義顯の書には、平姓とす、愈紛紜す

參川前司入道守護女子、藤原氏女、當知行地事、夜關食華者、天氣如此、悉之以狀、

元弘三年七月十七日　左少辨(中御門宣明)(花押)

蓋、田村氏は永正中の大膳大夫利顯に至り再興す、三春田村氏是なり　其大庄司の嫡孫なりや、否やは、之を詳にするを得ずと雖、要するに、族黨の者歟　亦大元帥明王を以て氏神とし、之を三春城に勸請し、今に存す。

(三春大元神社)

寬文十年、三春大元明王別當沙門鏡善の本加狀に「永正元年、建假殿于三春、勸請明王御影、後天文中、新建當社伽藍、又永祿中、書寫一部大般若、寄進寶殿、云々」とあり

仙道表鑑云、三春城主、田村左京大夫利顯は、田村將軍利仁の後胤として、累葉連綿し來り、利顯死去、大膳大夫義顯、田村庄を知行せらる、永祿二年二月なり、義顯の嫡子は、安藝守隆顯、同八年に相續、其子玄蕃允清顯、天正二年に相續なり、云々

積達館基考云、仙道通鑑、當世記に「田村清顯の叢出は、坂上田村麿利仁の後胤、大膳大夫利顯より出たり」と記す、利仁の二字、甚誤る、田村系圖の內、利顯と云るものなし、清顯より四代の祖と見ゆれば、大膳大夫盛顯なるべし、古河の足利政氏より田村家へ與へし文書、田村左衛門大夫とあるは、清顯より三代も先なるべし、政氏は享祿四年に卒去すれば、やがて盛顯歟

按、田村隆顯は、天文中の文書に見えたれば、義顯、永祿二年の相續となせるは誤れり、奧相茶話記に「田村隆顯、文武兼備謀略の大將にて、威勢近郡に振ひ、白川領四十二郷の半分を、田村へ取り、幾計・郷分にて、白川も田村の旗下なり」とあり

三春城址(ミハル)　元田村氏の館にして、永正中、守山より移り此に居す　天正十五年、伊達氏諸郡を削平し、田村氏其附庸たり。十八年、伊達氏の會津仙道を奪はるや、田村の舊臣屬、皆移りて伊達氏の邑內に住し、寬文中に至り、伊達忠宗、其三男宗良を以て田村の家名を繼がしめ、幕府に請ひ、封侯に列す、即一關藩なり、後、會津若松城主、其屬將を置き之を鎭す　寬永四年、松下石見守重綱、加藤氏　若松城主　の女婿の故を以て、本城に居り、加藤氏改易の日、子長綱、連坐を免れしも、後一年正保元年卒し、其子幼弱、封四萬石を收めらる　秋田河內守俊季之に代る、秋田安東氏、慶長七年、常陸國宍戶に移り、又三春に轉す、封五萬五千石、以て明治維新に至れり

戊辰七月廿六日、白河口の西軍、參謀、板垣之を率ゐ、急に田村郡へ入る、三春藩士、河野廣中等、藩順說を以て藩論を回し、其藩老秋田主税、荒木國之助、小野寺舍人等、幼主秋田万之助を擁して降り、西軍に付く、

野史云、天文元年、田村氏與伊達氏戰(長曆年日記)、十三年、隆顯娶石川稙光和平(石川文書)、十九年、娶伊達稙宗女、而生清顯、清顯任大膳大夫(田村家譜)、繼父居三春城、天正十四年十月、清顯病卒、初田村氏族原月齋顯廣、梅雪顯元、右衛門顯綱、橋本顯氏四人、承清顯遺囑、曰、清顯無嫡嗣、與女婿伊達正宗約、所有男子則以爲田村宗嗣、舉宗委附正宗云、時婦者、相馬義胤妹也、月齋顯氏、請申遺旨、咨詢正宗、而顯元等不從、屢下造分争、大越顯時、爲義胤從父弟、竊通志於義胤、與梅雪子小野城主顯行、及相馬遊士晉議、謀舉兵、顯綱亦聚佐竹岩城會津浪人、謀亂、是以月齋顯氏、告伊達成實、請誅顯時、成實遣人諭顯時、不從、十六年四月、正宗抵築山、相馬義胤已取築山、正宗退次大森、五月、三春群臣相議曰、相馬舅也、伊達甥也、勢難適從、不如兩辭之、衆以爲然、然寡婦既招義胤、義胤將入門、發銃、丸中其馬、馬驚、義胤僅免、十三日、正宗次宮森、諸老皆往見之、於是、政宗擊石川彈正子小手森取之、築山、百目木等皆潰(永慶軍記)、是月、大越顯時據城而畔、月齋顯氏等攻之、不克、乞援于正宗、正宗使成實及國分盛重赴救、攻而不拔(永慶軍記、成實記)、九月(或作八月)、月齋等請正宗曰、相馬義胤因寡婦所誘、欲奪城邑、故島下分析相爭、願逐寡婦、以明公有弄璋、置戍以固城邑、正宗許可、乃使田村清重子顯季、爲城代、徙居寡婦相馬氏于船曳(軍秘錄、家傳、成實記)

成實日記云、天正十六年、相馬義胤、顯胤の孫、築山出張の間　三春の田村衆被申合、御北樣へ御內談と相見え、伊達衆をも相馬衆をも、三春へ入間敷由被申定、兩人衆登られ候ば、明日義胤可見廻候樣に御出、城を御取被成、義胤城半分程被召之候處に、鐵炮弓を打懸防候間、御供衆二十騎計、被懸にて被召連候へども不羅成、義胤御馬の平頸に鐵炮あたり、築山へも無御歸、直に相馬へ被引除候、其後田村月齋、同右衛門太夫、橋本刑部少、宮森へ登られ、政宗公へ被申上候は、今度相馬義胤、三春を御取有度由被思召候は、本丸に御北樣御座候故、被仰合候、兎角御北樣を御隱居被仰付、可然由申上られ候、政宗公も內々左樣に思召され、即御合點被成、田村孫七郎殿は清顯公御舍弟、善九郎殿と申之御子に候間、是を名代との御意に候、迚も孫九郎殿へ御一字を下され候樣にと申され候に付、宗の字を被遣、宗顯と申候、御北樣も舟引へ被相移、孫七郎殿三春城に御移候。

福聚寺(フクジユ)　三春に在りて、田村氏の菩提所とす　此寺、昔は河西(安積郡)福原に在りしと、三春義顯の時、此に移りしにや、義顯以下三代の墓廟を存す。

松藩搜古云、三春の福聚寺は、大光復庵和尚の開基にて、田村氏の皆歸依所なり、弘治三年、田村隆顯の掟文、天正十年田村清顯の掟文など、今に在り(復庵は常陸高岡法雲寺の開基なり)

積達館基考云、三春義顯の弟、(隆顯の叔父)宮內少輔賴

顯、即月齋のこと也、月齋は一時威名仙道に振ひ、殊に安積には鬼神の如く恐れし由、今に里諺に「陣場に月齋、田にびる、畑に地しばり、憎い物」と云ことも殘れり、然れども、又やさしきこともありと見え、和歌をも好み、三春にも參せし由、三春福聚寺定南が、天正十三年に書たる月齋安名の偈の序に見ゆ、又、月齋は、彈正少弼顯氏にて、清顯の叔父也と諸書に見ゆれども、右安名の序にて見れば、賀齋居士之第二子と有て、賀齋は清顯の曾祖父盛顯なれば、月齋は祖父義顯の弟、宮內少輔顯頼にて、大叔父也、彈正少弼顯氏は、梅雪齋のこと也、是は清顯の叔父なれども、武功勇々敷人には非ず、相誤るべからず、磐城郡平窪、淨暉院所藏古文書の內、天正六年、月齋が其子宮內大輔へ贈りたる遺書、蠹蝕不可讀と雖、尙其風采を見るに堪たり、文にも武にも賢く、此際には實に傑出の人ならめ

龍穏院　三春に在り、高乾院と共に、秋田氏の菩提所なれど、正保入部以後の建置なり、相傳ふに松下氏の菩提寺なり。按、松下石見守重綱、寛永四年、加藤氏と共に入部、三春に居りて、會津の羽翼たり、封四萬石、寛永二十年、加藤氏、會津除封の時、子長綱は二本松城へ轉邑し、狂疾を得て卒去す、子助綱幼弱、封邑を沒收せらる

小泉　今、野木、白岩、阿久津、横川、根木屋等と倂合せ、岩江村と改む。三春の西南郊にして、逢隈川に繞り、郡山驛より三春に至る路邊とす。仙道記に「小泉村の石井豐前は、天正中の安積郡成田合戰、久保田合戰、鹽松のからや陣等に、手柄あり、椚山を賜る」云々。阿久津は、天正十六年佐竹蘆名伊達の仙道を爭へる時、田村方の兵の據りて、佐竹、蘆名を防ぎし地なり。

(阿久津)

白岩　今岩江村の大字とす。〇野史云、天正十年二月、盛隆兵攻白巖城、河邊周防守禦戰、清顯亦與盛隆戰、不利而入今泉、長沼城者月齋保守之、盛隆來攻、戰于滑川、東國太平記〔田子島藤爲會津所并　略記〕、按、長隈年日記云、盛隆屯白岩、清顯攻拔之、盛隆走矢田野

舞木　今岩江村の大字とす　〇地理志料云、陸奧郡鄕考、丸子〔和名抄郷名〕未審今之何地、按、今、田村郡有舞木村、與丸子驛相近

三丁目　今大田、木村、鬼生田と倂合せ、逢隈村と改む　三春の西にして、逢隈川に沿ひ、日和田驛に對す　其北界は、即安達郡にして、逢隈の小和瀬は此地に屬す　湍中の島山を、詞客稱して瑞龍山といふ。

三丁目、又三城目に作る、其名義知れず、三城目の南を木村とす。〇積達館基考云、天正七年の比、木村何某といふもの、二本松修理大夫義國に與して、田村の透間を伺ひ、石城彈正少弼、遊佐下總守の勢を引入れ、田村勢を討んと計りけるを、清顯聞出して、忽に發向し、即時に踏潰せとて、鬼生田彈正忠、前館主水に下知せらる、木村が城は、逢隈川を隔て、安積郡の川端に添て構へたり「表鑑」、木村が城は云々、地理相違なり、川を隔てゝ安積の郡の內には非ず、やはり田村郡の內にて、鬼生田、三城目、木村と三村つゞきたる村也、三城目の內、前館と云へる古壘あり、鬼生田が住せし館も、西南に大河を帯て、要害よしと云ふにあらずや

(三城目)(木村)

穴澤　今の三城目の舊名とぞ、穴澤成季とて、田村庄司の一族あり。又穴澤、三城目、入田河の村名、白河結城文書に見えたり

田村庄司一族、穴澤左衞門五郎成季任官事、先可被任下官に候、凡國中諸軍勢、任官恩賞等事、面々競申候、功之淺深、闕所之有無、於遼遠者、難被知食、若爲差事候者、可爲諸人之怨之間、可被申御下問候也、此間百文外任にて得其意、可被仰聞、所望輩に、又取別可有沙汰事候者、委注子細、可被執申也、其城中朝胤等事、不可被准他之由、武衞事も即申御沙汰候、庄司一族等、宗季可爲庄司之由、先日雖沙汰被仰了、狀續事は、未被仰出候也、〔下略〕

鬼生田　今逢隈村の大字にて、三春の西北一里餘、河水に倚れり。

天正十五年二月始に、鬼生田と申所へ、大越備前罷出候由、申越候間、田村より檢使御座候歟と、相たづね候へば、檢使は不參候よし申に付て、檢使無之候はゞ、有馬頭出し申間敷由申候間、大越備前も罷歸候、〔成實記〕

鬼生田は小新田なるべし、新田を丹伊田に作るにて之を知る、鬼生田、丹伊田相隣接す。元和八年老人物語〔一名仙道記〕には、工藤右衞門祐經、初めて奧州安積を初め、田村の內、鬼生田村等を領す、嫡家伊東大和守祐時、依爲嫡流、伊豆に住す、是日向伊東の先祖也、二男祐長、安積伊東の祖也、云々

土棚　今、丹伊田、高柴と相合せ、高野村と改む、三春の西北一里半、安達郡本宮に至る通路にあたる、丹伊田は即古簡に新田と見ゆるものなり。

(丹伊田)(新田)

讓渡、陸奧國行方郡內耳谷村、小高村內〔給分田在家〕、盤崎村內〔釘野在家井山〕、同國田村莊新田村內、七草木村事、

右親父重胤讓、井母儀讓狀、安堵御下文等、相副之、養子松鶴丸に讓渡畢、重胤鎌倉にて自害之由承及、舍兄親胤上洛之後音信不通也、光胤又存命不定之間、松鶴爲甥之上、依有志、養子として所讓與也、公私不遂本望者、倂になりて各の後生を可訪也、仍讓狀如件、

建武三年五月廿日　平光胤〔花押〕

積達館基考云、天正十三年九月、政宗築館に、廿日計り逗留し、四本松の形勢を聞けるが、所詮黑籠に陣を移し、先岩角を攻落さば、大內備前の後詰の通路も絕え、

(黑籠)追付四本松は留べしとて、九月廿二日、築館を立、黒籠（クロカゴ）に移られける、（弓矢巻、奥羽□）黒籠と云るは、安達郡白岩村に隣りて、三春領新田村の館也、田村の支族、新田美作守が居住也、岩角を攻るには、便宜の地なり、其里正が家に、政宗の書翰を持傳ふと云へり、

七草木（ナナクサキ）　今、平澤、御祭（オマツリ）と相合せ、御木澤（オギサハ）村と改む、丹伊田の東にして、三春より安達郡小濱への山路にあたる、[illegible]草を存す

(御祭)・陸奥國田村三川前司入道宗猷女子、七草木村地頭藤原氏代、當前房招□、今月二十日、令馳参御方候、於向後者、可致軍忠候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年六月五日（相馬文書）

元和元年御藏入舊用目録に

高五百拾四石三升　田村郡之内七草木村

三ツ壹分

物成百五拾九石三斗四升九合三勺之内

参拾五石四斗九升一合

殘百貳拾三石八斗五升八合三勺定物成

會津舊風土記所載、元和元年文書に、田村郡平澤、李田、宮田、大倉、新館、石澤、中妻、高倉の諸村名見ゆ。

安積郡

安積郡（アサカ）　今田村郡の西、岩瀬郡の北なる小郡にして、面積二十八方里、二十一町村、人口凡十萬、郡山町に治む。されど、本郡の現管、猪苗代湖畔の四村は、形勢全く北會津郡の内に在れば、本篇は、之を本郡の下より除きて、彼郡へ係けたり

安積は、和名抄、阿佐加と注し、九郷に分つ、即古の阿尺（サカ）國にして、白河、岩背の北隣たり。和名抄刊本、安積郡八郷名を擧げ、高山寺本には、其四郷を、誤りて耶麻郡の下へ係く。而も、安積、信夫の間に、安達の一郡名を夾み、其郷名を載せず、刊本には、信夫郡の郷名を、安達郡の下に移す。蓋、安達は、もと安積郡の一郷名なりしを、延喜中建郡の故を以て、撰者その郷名を望み、直に擧げて郡名に列せしめ、郷名を混ぜるなり、舊九郷なりしや、明知すべし。

(阿尺國)國造本紀に「阿尺國造、志賀高穴穂朝御世、阿岐國造同祖、天湯津彦命十世孫、比止禰命定賜國造」と、阿岐を阿岐門に作る、阿比□の訛か、會津郡を合考すべし。續紀、養老二年、石背國を建てられし時、安積郡も其域内たり、又、阿倍安積臣（安達郡渋谷の條合考）大伴安積連（田村郡丸子郷の條合考）等の古姓氏あり　安積山、淺香（アサカ）沼の詠藻は、萬葉集、古今集に見えたり、大和物語、淺香郡淺香山云々。

(淺香郡)安積山の詠は、葛城王巡國の時、陸奥府館に在りし時、出侍の采女、之を歌へるなり、葛城王は、蓋、天智、天武の朝の人とす。（額取山の條なる書紀通證の文に據る）。然らば、大化改新の際に、國郡の定制あるや、安積郡に國府を置かれしを想ふべし。養老二年の改定に至り、陸奥府は更に名取郡に進められし歟。或は、信夫郡宮代村の國府臺を以て、養老以前の古府に擬す、延喜六年、安積郡の北方を割き、安達郡を建てらる、入野、佐戸（佐戸）、安達の三郷の地なるべし　又、中世以降、河東に田村庄起り、芳賀、小野、丸子、小川の四郷は、之に屬す。此に至り、安積の郡名は、河西の二郷（葦屋、安積）に限らる、而も、何の比よりか、會津郡蓁方郷（猪苗代湖東南の沿岸なる山村）の地を、本郡に併せ、今の境域を爲す。

松藩捜古云、安積郡は、山道の要樞にして、必爭四戰の地なり、應永十一年、笹川殿（足利滿貞）へ對し、諸大名連署一味の起請文あり、其署名の人々は、伊東下野七郎藤原祐持以下、安積伊東の門族、十餘人見ゆ、又安積八幡宮、永享十一年、御領料三郷三十村の名見ゆ、（此文書の、中郷の内なる舟津は、古の會津郡蓁方郷の地なり）。

中世以降の郡宰は、全く伊東の一門に歸す、其祖安積六郎左衛門尉祐長は、吾妻鏡にも見え、（陸奥前司とも稱す、即、伊豆の工藤祐經の次男なり。祐經、四郎長等、文治五年奥州征伐の時、戰功あるに因り、鎌倉殿より、所領を安積に賜りて、祐長始めて入部したりとぞ。天正の末年まで、門族郡内に盤踞したり。

笹川（ササカハ）　又、篠川、佐々河に作る、郡山の南一里、岩瀬郡界に臨み、國道に係る。今、日出山、荒井と相合せ、永盛（ナガモリ）村と改む、

(佐々河)觀應三年、佐々河（ササカハ）合戰の事は、牛庭原の條に注す。曾我物語には「鎌倉殿頼朝の、畠山庄司重忠の鷹の才覺に、引出物せんとて、奥州笹川と云ふ所にて、公田三十八町と注せし所を、取帳、文書取添て、賜はりけり、其上、武藏、上野兩國の總追捕使になされける」云々　畠山氏の事は、他に所見なけれど、伊東（安積）氏の本郡に移れるは、鎌倉殿より、領地賜はれる故なり。應永十一年連署に、篠川藤原滿直と披するは、即伊東族也　又、笹川御所は、鎌倉管領滿兼の舍弟滿貞にて、岩瀬郡の稲村滿直と相並び、當時奥州の鎮將たり、（稲村と相去る三里許）。松藩捜古に收めし、（即應永十一年七月の連署起請文）輪状に署名する人名、安積、田村、白河、凡二十家とす、即、當時の兩御所奉事の諸氏と知られたり。

(篠川)鎌倉大草紙「應永九年、伊達大膳大夫政宗、法名圓孝、隱謀を企て、笹川殿の下知に隨ひ不申、一味同心の族蜂起

しけるも、伊達打負て、甲をぬきて降參す、一鎌倉九代後記、南朝紀傳にも、此赤舘合戰の事を記す、是時、笹川の御所より軍兵催促されし文書、白河七郎藏に依れば、應永七年の事にして、九年とは大草紙の誤か、笹川殿は足利滿貞なり、是れ鎌倉の管領滿兼、奥州官軍の威を折かん爲に、舍弟を笹川へ下し、其弟滿直を、岩瀨郡の稻村に下し玉ふ、應永六年の事なり」云々、今に、兩地に、御所と唱ふる舘跡あり「白川古事考」

鎌倉大草紙云、應永二十三年、故管領滿兼の弟滿隆、新御堂殿の御內書に、禪秀謀狀にて廻文をつかはし、京都よりの仰にて、持氏公、幷に憲基を可被追罰由、賴み被仰ければ、御請申人々、常陸には名越一黨、佐竹上總介、小田太郎治朝、府中大掾、行方、小栗、下野に那須越後入道資之、宇都宮左衞門佐、陸奧には篠河殿へ賴申間、蘆名盛久、白川結城、石川、南部、葛西、海東四郡の者ども、みな同心す、鎌倉在國衆には、木戶內匠助伯父甥、二階堂、佐々木一類を初として、百餘人同心す（今按、禪秀亂に、篠川殿、果して禪秀に應ぜられしや否や、其實知れず）

「先度被遣內書之處、請文申條、尤以神妙候、依佐々河方、關東發向之儀者、不廻時日、令出陣、隨彼成敗、彌可致忠節候、

十二月一日（永享九年）

伊達兵部少輔殿「御內書案」

「自關東、爲佐竹對治、自身可發向由、佐々川□注進到來候間、芦田治部事、可致其用意、委細右京大夫可申也、

九月廿二日　　永享七年十月七日到來

小笠原治部大輔入道殿「水月古鑑」

「委細承給候、令悅喜候、抑佐々川殿樣、御祇候之由承候、目出候、御忠節之段、連々京都え可致注進候、不可有等閑候、猶々細々申承候者、本望候、巨細伊丹修理亮可申候間、令□略候、恐々謹言、

三月三日（永享十歟）　　上椙治部大輔長能

謹上　小栗殿　助重「小栗文書」

松藩捜古に、篠川殿滿貞の死を以て、永享十一年と爲す、稻村殿も、是歲鎌倉持氏と共に敗死す、されど、篠川殿の終焉、稍明白を缺き、十二年七月、結城氏が、持氏の二孤を奉して、兵を擧ぐるに當り、仙道の諸豪競ひ起りて、篠川殿を伐ち亡ししやの疑あり。（舘址考云、笹川判鑑には、持氏滅亡の時、稻村殿は、持氏の嫡男義久と一所、報國寺に於て自殺と載せ、篠川殿の事は、何共なし、塔寺日記に、永享十二年庚申、六月廿四日、結城合戰、佐々河死去と記す、然れば、篠川殿は持氏と不睦故、同死を免れ居て、今茲に病死せられしにや、稻村殿、篠川殿の諱字花押、共に甚似寄て誤易し、故に載る所、轉寫の誤あるべし。相生集云、東舘の御所明神は、御所滿貞公を祭る、須賀川驛蛭子祠の社人、三島木氏之を司る、滿貞は、永享十一年二月、鎌倉に自害せられしに、三島木上總介、其骸を守護して篠川に下り、下着の日は三月十五日なれば、今も祭日とす、案に、三島木が祖は、滿貞の附人にて、この三日市場といふ處に住せしといへば、其緣によりて奉祀せしものなるべし、さて今の社は、四十年前造立して、正一位の神階を申下せしといへり、其以前は、石の祠にて、其祠には天正の年號ありとなん、安積便覽に、祭神彥仁親王の靈位にて、斯土此處にしばらく御滯留あつて、還御百三代の帝位につかせたまふとあるは、例の、うけがたし

就佐々河上樣御事、委細承候、中々是非者不及申候、面々御忠節、目出候、仍大將結城殿より、重被成御奉書候哉、郡々面々、御忠節無是非候、彌被致御忠節、可然樣、御料簡可目出候、京都其外、如此成行候、可成御本意候間、大慶此事候、就中二仕上樣、御跡絶、雖爾御約束候、御一所に御座候間、本意と申、旁以可然候哉、御悅喜候哉、此日方悉御歸讒候はゝ、定其上より相圖候、可被成御教書候哉、目出候、仙道時義、連々可有御注進候、次東海道面々、無是非候、高野庄邊、被致出陣、可被致忠節之由、度々被申候て、令無其儀候、比興候哉、諸事期後信候、恐々、

七月十日　　沙彌禪元

謹上　石川中務丞殿「白川文書纂」

樂亭退閑雜記云、笹川十光寺にかけたる、達磨の像あり、眼睛に白き星あり、鼻など墨にてかゝず、ゝまもて鼻梁骨をわけたる、蠻畫の法にて、ことにふるし、崎陽蠻畫かけるもの、かいたるにや、されど、もとより蠻人の筆力にはあらず

名倉（ナグラ）

今笹川にも、小原田にも、名倉の遺號をつたふ、蓋、名倉の一村、後世分ちて、南北の兩村に割入したるならん。相生集云、笹川、古號名倉、後に笹川殿の居城によりて、今の名に改む（安積便覽）、里老の傳には、往古しの川と稱せしといへりとあるは、篠の字につきて誤解に出づるのみ、笹川の東舘は、即笹川御所にて、後に二階堂の臣、須田佐渡守居れり（積達館基考云、笹川名倉城主須田氏は、岩瀨二階堂家の臣下にて、佐々木源姓なり、古證文によれば、備前守、其子佐渡守（盛秀）、其子三郎兵衞なるべし、佐渡守は、天文の末の比にあたる、富岡を根據とし、此をも抱へしなり。

「今朝盛隆向富川陣取被申、佐渡守手は佐々川に在陣候、於田村、今日守山へ人衆被移候由、唯今注進候、明日者、乍御大儀、物見を被差出、御助賴入候、上戶へ者見申聞敷候、中略　明日者、必定東方へ調義と申候、

七月廿八日　　盛義（判）

石川殿

急度申遣候、只今從中衆候者、田川之地、可爲夜責之由也、兎角今日之働者、不可指延之段申候、詳々之事は、湯治被致候主に候條、不可被申聞候、乍略儀、御手打に御預候者、可畏入候、恐々謹言、

卯月六日寅刻　　前部義政　　須田盛秀

石川殿　參人々

仕候間、二本松　井晴綱　白河　御取刷、若子遣置候條々、

郡山、小荒田、下飯津島、前田澤、從四館村、速請取候事、

近年、當方へ奉公之衆、不可有違亂事、

岩瀬へ被相渡候、名蔵、荒井、不可有別條事、

安積の名跡、相渡候、於田村、無別條候者、一點於當方不可有別心事、

安積名代之儀、自當方仕居候條、大細事共、有談合、可然候、若於田村安積、旁不儀候共、私に彼郡中へ罷入候事、返々可爲案外候、若子自是名代に相居候上は、聊之儀をも當方と可有談合事肝心に候、依之從田村條書、并誓書到來、委披覽、中略)、

天文廿年七月廿一日　　盛氏(判)

舟田式部少輔殿

牛庭原(ウシバ)　笹川の西北なる不毛にして、笹原川之を貫流す。東西二里、南北半里、日出山驛より富岡に至る

（市庭）

相馬文書に「觀應三年、安積郡部谷田陣、至于佐々河、田村、矢柄、宇津峰當陣」云々とある佐々河なり、飯野文書には「觀應三年四月一日、安積郡片谷田御陣、七月三日、於田村庄柄久野原、致太刀打、并六日、市庭城致後攻戰、九日、於矢柄城西手、致合戰功、八月七日、馳向揮峯城、致警固」とあれば、市庭(イチバ)城といふにあたる　然らば、市庭はやがて牛庭にて、古今訛れるに似たり　藤葉盛衰記に依るに、天文十七年の春、伊達植宗、安積郡東田の地に勢を出して、須賀川衆須田備前守が居城、富岡の城に向て戰ふ時、伊達勢敗して、牛庭原へ逃け退く、又其後、白川と伊達と確執出來、晴宗白川へ勢を出さるゝに、聞えしに、岩瀬衆是を聞て、伊達勢可通道筋なし、東は石川、東郷を取巻き、東に大山續き、北は揮峯(ウツミネ)の大山、田村界を隔て、山の尾堤(ツツミ)の地迄續き、難所也、田中郷は、南より北、阿武隈川の下宿(シモジユク)の岩下迄流る、西川落合、二瀬、堤、皆岩崖なれば、小山田、濱尾の方も通すまじ、白方郷は、安積郡境、笹川、富岡迄、平谷有て、馬足立すからず、皆し通らるゝ處は、牛庭原より、仁井田の所へ出る道、小坂にて少しも谷間なし、是を通らるべし、先年牛庭原の道根すべしと待ちけるに、晴宗も合點せられ、使者を以て道をこひ、大軍を率て、白河領新城の館を攻落し玉ふ、云々。

日出山(ヒデノヤマ)　今笹川と組合せ、永盛村と改む、「郡山の南一里余、小驛家を成し、笹原川は、驛の南より東に至り、逢瀬川へ入る、日出山の西を、荒井(アラヰ)と云ひ、牛庭原の中にあり

（荒井）

の松藩捜古云、荒井村安養寺は、今廢す、一古碑存す、高五尺五寸、闊二尺五寸、刻字最遒美にて、筆意は衣鉢に似て極佳、貞元僧蘭渓、一山派の手法なりやと疑はる、

右立婆意趣先考和泉庄司

梵(蓮花)弘安六年癸未四月廿八日　藤原祐重敬白

聖門當首々日忌辰奉爲成佛

祐重は、即安積伊東氏の人にまぎれなからん、祐字は此氏人の通字なればなり也、○相生集云、伊藤祐重は、東記に、伊藤前司祐長、其子者左衛門尉祐重とあるにあたる歟、されど、先考和泉とあれば、祐重は祐長の子なれこ、和泉守祐宗の養子となりたる歟、世系たゞすべし。

笹原川(ササハラ)　富岡村の西なる高旗山、石角山　猪苗代湖の畝部山脈の中にて、岩瀬郡勢至堂峠の東北）に發し東下、牛庭原を貫きて、逢瀬へ歸す、長五里、近年、安積疏水成り、高きを穿ち、卑には架して、笹濤富岡に至る者、其餘流は皆笹原川に注がる

富岡(トミヲカ)　今、鍋山、下守屋と相合せ、三和(ミワ)村と改む、日出山驛の西三里、岩瀬郡白方、館岡と山野相接す。

明治十二年、安積疏水渠成り、猪苗代湖の水を引きて、對面原に下し、更に南に、連山の麓を横斷して、富岡に至る、長二萬三千間。

松藩捜古云、富岡村の民家に、阿彌陀石といふものあり、三尊來迎の像を刻み、側に文永二年の識文あり、是れ、元祿年中、地底に埋沒せるを發見したる者とぞ、高一尺二寸、廣八寸許　○相生集云、鍋山、富岡(トミ)、此邊山多ければ、鍋山(ナベヤマ)の義にや、高き土地なれば、頓丘の意にや、いづれと定めん

（鍋山）

伊達長鑑云、天正九年七月、御代田陣の時、和平の扱ありて、田村數年押領の今泉城を、會津へ渡し、外に守屋、富岡、鍋山、八幡、河田、成田、多田野、大槻の村々、皆田村の手より離されたり、つゞいて、二本松の手に屬したる岡子島も、蘆名盛隆へ降參す、館基考云、藤葉盛衰記に、天文十七年の春、館岡の城主須田備前守が、伊達勢を拒ぐ、云々、永祿二年二月、田村が千餘騎の勢を催し、二手にわけ、一手は月齋に附て、富岡村の濤川へ馳來り、云々、名倉を合考すべし、古詩文を探るに、

「爲音信、預御之舞、送給候、從日不淺次第に候、仍任折節、宇治茶三袋進申候、賞味尤に候、然者馬鍍之事、所望有之由に候、亦自是可遣候、將又職法要之取亂、於當方佗言不過之候、只々無爲無事之念願迄に候、猶條期後信候、恐々謹言、

六月四日　　盛氏(判)

須田備前守殿」

「來札快然候、尤自米澤彼及手切候、寔以無是非次第候、昨十一、遂一戰、五百餘人討取、驚刊之躰、可有其聞候、定而可爲大悦候、猶事重々、恐々謹言、

五月十二日　龜若丸

富岡佐渡守殿」

富岡を鏡せし故、須田を富岡と改しと見ゆ、此書にて見れば、龜若丸時代にも、伊達と合戰ありしと見ゆれど、弓矢の筆にも、天正十二年以後のこと許り委くして、此時代のこと所記なし、所漏多しと見ゆ、

「當手之衆、今泉に在陣之上、萬之相談尤候、萬吉期來音之時候、恐々謹言、

十月廿四日　龜若丸

須田三郎兵衛尉殿」

下守屋（シモモリヤ）

今富岡に合せ、三和村へ入る。○安積八幡宮の永享十一年文書に、中路、守屋の村名あり。守屋は後世其一半を割きて、岩瀨郡白方郷へ歸せしむ。應永十一年輪署起請文には、中路沙彌性久あり、中路は猪苗代湖畔の箕輪村を云ふ。

下守屋村妙見山に、夜々龍燈を點すといへり、さて此龍燈の名は、五嶽符に「五岳各有神、夜龍女捧燈火獻」とあるより起りたるにや、されど、こはかりそめに其火を形容したるにて、まことの事にはあらざる也、〔相生集〕。

（飯盛山）

松藩捜古云、下守屋の飯盛山（イヒモリ）に、妙見社あり、或は、之を以て式內安積郡飯豐和氣神社と爲す。（一說、安達郡の阿多多羅の甑明神を以て、飯豐和氣に擬せり）されど、こは飯盛といふにつけての援引にて、他に明徵なし。安達嶽の甑神を、飯豐神と爲すかた、稍まされるに似たり。

相生集云、下守屋村に御倉の神を、飯豐別神と申し定むる故は、御食辞（ミケツ）と稱へ奉ること、是れ其よしある一也、飯豐とは、飯を盛りてうつたかき樣を云へば、此山を飯盛といふこと、其よしある二也、祭事に、穗貸といふ御しわざあり、其よしある三也、此森に、猪につく鹿の群れすむこと、其よしある四也

安積八幡宮

今富岡の東北に在りて、穗積村に屬す　近世、五十石の神領を傳へし大社なるが、或は、誤を爲して、式內宇奈己呂和氣神社に擬するは、信け難し　宇奈己呂は、即大名倉にて、本宮の安達太良明神に外ならず、而も、安積八幡宮は、別に安積伊東氏の崇祭に係り、式內にはあらずと知るべし、駒屋八幡とも呼べる

（駒屋）

今駒屋、山口、野田、大谷など、富岡と川田の間なる部落を合せて、穗積村と改稱す　○松藩捜古云、駒屋の民家に、其家祖安倍某へあてゝ、天將二年霜月に、宗祐と云ふ名にて出しゝ起請文あり、天將は天正の誤か、宗祐は謂ゆる安積伊東の氏人なり、

松藩捜古云、八幡村安積八幡の寶庫に、永享十一年、伊東氏祐より出しゝ、御神料の古文書を藏め、本郡內の村名三十餘を、南北中の三郷に分けて擧げたり、揶木社は、かれ延喜式安積郡三社の內、宇奈己呂和氣の神社是なりとか、始め今宮の內、高幡山にありしとぞ、弘治二年、大槻村の僧主伊東三郎右衛門高行寄附狀、天正十年蘆名氏、東北寺在家の神領寄附狀（蒲越前守次忠の華印なり）、慶長五年、神領二百石、小田切備前守政長、上杉氏よりの寄附狀あり、同六年、蒲生秀行五十石を寄進せらる、

相生集云、安積八幡村の八幡宮は、古への鎭座、宇奈己呂別神にて、八幡は後世に配食したるよし、先輩往々、式內三社の異說あれど、いつも此神をもらしたる事なければ、うたがひおもふべきにあらず。

川田（カハタ）

今成田（ナリタ）と合せ、豐田村と改む、富岡の東、牛庭原の北偏にあたる　應永連署に、川田左衛門尉祐義の名見え、永享十一年、御神料村々の中に、川田、成田、共に南郷に屬す。○相生集云、伊東系圖に「片平左衛門、川田城主蒔田河內守祐行之養子、後川田住、後稱蒔田河內守是也」とあり、應仁以後の事と見ゆ、

（成田）

松藩捜古云、天文十七年春、伊達植宗、安積郡成田の地に勢を出され、須賀川勢、須田備前守か居城、富岡の城に馳向て戰あり、伊達敗れて、牛庭の前に逍行を、勝に乘て、岩瀨、安積の境、四方堺の內まで追掛け、高みに登り散々に射ければ、植宗の兵、矢庭に射伏せられ、牛庭の原より北へ崩れたりと云ふ、今四方堺と唱て境とするは、此四方堺の事なるべし、是等の文を併せ考ふれば、安積、岩瀨の界、益瞭然たり　○天文中、伊達の兵白川へ亂入の時にや、成田、牛庭の邊に合戰の事、藤葉盛衰記に出たり　元和八年老人物語にも、安積郡成田合戰、翌年久保田合戰といふ、是れは、天正十五年、田村勢の働の時なり

多田野（タダノ）

今多田野村と云ひ、富岡の北一里半、郡山の西方四里、猶西へ山嶺を越ゆれば御靈櫃越三里にして、湖畔の中野、舟津に達すべし　多田野は、應永輪署に、多田野沙彌運久と載せ、永享村附には、南郷多田濃と見ゆ

多田野村の休石といふ地に、鹽類泉あり、六十度の低溫なれど、浴場の設備あり　○相生集云、淨土松山は、貝野にあり、風景愛すべしとぞ、便覽には、此處に大なる足跡あり、鬼人の住しともあやしまれ、昔長者の居宅なりと傳ふ、其訓を尋ぬるに、此奧山に鬼人共居りて、鬼ケ城と云ふ、此鬼の下館にもあらんかといへり、例のうけがたし、是れは氣色よき處なれば、附會して云ふなるべし、又、里老傳に、城主貝野十郎、鹿子田和泉守と、云々、又、貝野彌兵衛とも、十郎を申すと、安積一覽に、一本郷館には、多田野大炊頭景連、同主水忠保居之、景連は鎌倉權五郎景政十代の孫、四本松にて伊達政宗と戰ひ討死し、忠保は政宗の大軍を防ぐ事能はずして、天正十

（貝野）

七年沒せりとあり、異聞也、されども、舘基考に、只野彌兵衞く、景政の血統ならんと記されし

御靈櫃峠（ごりやうびつたうげ）

多田野の西、會津へ通ずる間道なり、會津の四境の中に、此口最も嶮と稱せられたり。〇相生集云、只野村の御靈櫃を越て、半道下り、少し平らなる水流れある處に、山伏魚といへるものあり、頭面は鯖に似て、身は守宮の如し、往來の人捕て、篝火を消すよしにて、今なほ存たるを見はべると、或記に見ゆ

會津史云、戊辰の七月、西軍、白河口より仙道筋を侵す、御靈櫃を守れる者は、我一番砲兵隊にして、小原宇右衛門之を率ゆ、同第一番砲兵隊は、林權助に屬して、伏見に戰ひ、後宇都宮、今市に戰ひ、又轉して白河に奮戰し、內三轉して御靈櫃を守備す、八月廿二日に至り、遂に猪苗代口、同僚の兵が焦すを見、母成口の敗れたるを知り、其西軍の中途に迫らんと欲し、急に御靈櫃の守を撤して、湖の南岸を馳せて、戸の口に退く、及ばず

大槻（おほつき）

今大槻村と云ふ、多田野の東、川田の北、郡山の西郊にあたり、相去る一里半

（大豆生）積達館基考云、應永の笹川連署に、大豆生（オホマメフ）沙彌道桐といふ人あり、大豆生は大槻なり

松藩捜古云、大槻は、永享十一年、八幡御供料村附に、中郷の中、大槻、梅田、松井と見え、梅田、松井共に、後世、大槻に合せらる 〇野史云、永祿六年、蘆名盛氏、遣富田滋實、平田舜範等於仙道、殺佐柄、大河原、于大槻城〔松窓漫錄、退私錄稿〕。〇館基考云、會津四家合考「永祿三年、盛氏遣富田、平田等於仙道大槻城、佐柄、大河原 相樂、大河原、何れも安積の著姓にて、大槻、富岡の里正等の氏也）殺卻などゝ云へることも見えて、大槻を以て、仙道を治る根城とせしと見ゆれば、先是、盛興も此所に居ゑ置れしにや、天文二十年文書の若子は、詳に可有之哉、無開據、鑿空の案なれとも、盛氏の嫡子盛興ならんか、盛興今茲纔に五歳なれども、只盛氏の名代のみにて、富田、平田等、四天王のもの共、後見として出張し、盛興を介抱せしものと思はる、

天文廿年、會津城盛氏と、田村隆顯と確執の事ありて、二本松備前（右京亮義繼の父、義國の事なるべし）白川晴綱、兩人の扱にて、田村より徳地を遣付し、和睦せる古文書あり、意に、天文十二年四月、安積郡の主伊東但馬を、田村より攻て、伊東方侍四十一人、歩卒雜兵八百餘人討取、伊東を追落し、其領せる二十七郷を田村領とし、白川、石川、岩瀨迄も旗下にしたることあれば〔奥羽茶話〕、盛氏怒て師を出し、其押領する村々を取還さんとして、此扱ありしなるべし、

（大槻城址）大槻古舘も、今は田畑となり終、里老傳に、城主伊藤將監高久、其子三郎兵衛高行と云ふ、高久は永正六年卒去、高行は永祿五年に死したる人なり〔長泉寺に其牌有り〕こゝ云へば、天正の記にはみえべからず、又、中務、內膳とも云は、二本松義繼の臣にて、天正年の人なれば、こは高行が子孫なるべし、さて道齋記に、大槻中務は、川東に住すとあり、さらば大槻と稱するのみにて、こゝには住せざりしか、蒲生氏鄉の時には、蒲生忠左衛門城代す、其後梅原彌左衛門是に住す、〔蒲生記、同支配帳、東部卓、舘基考〕伊東系圖には「伊東祐清、永仁二年八月五日、賜安積安達鹽松、移安積葵形莊、新構新城」云々、うけかたし、抑、大槻は、安積郡中にての著邑、長泉寺も郡中禪宗第一の大寺なれば、其大旦那たる高久、高行も、伊東家の內にては魁帥なるべし、然れば田村の爲めに倒されたる伊東但馬と云へるは、高行の子なるべきか、天文二十年文書、安積の名蹟とあるも、此沒落せし伊東但馬の名跡歟、彼れ駒屋の安部某が家に藏る古書翰の名、宗祐と云へる、亦恐くは伊東が名跡なるべし、

來章披見候、自大槻、其方抱之地へ、被及慮外候哉、自須賀川御斷之間、即富田へ謂附候由、猪苗代へ理候、双方及礼明候由、弁分之方へ、自當方可及其刷候、謹言、

霜月十日　盛氏（蘆名印）

宗祐（富岡城の主なり）

人國寺雜記云、凡安積郡內、今に古墳の最多きは、大槻村の南部、銅山にして、其數四五十、乃至六七十もあるべし、然れども、悉く發掘破壞したるもののみにして、遺物の殘留するものあるを見ず、斯の如く古墳の多く存在せるを見れば、古人の此地に多く住居せるや推して知るべし、安積の國造の住居されしも、蓋此處ならんか、古墳の中にて、奧壁に大王の二大字を彫刻せるもの兩所を發見せり、一は銅山の麓にありて、石質疏なるが爲めに判明ならず、一は此山の中央にある古墳の中にありて、彫刻疏なりと雖、其大王の文字なるや判明せり 〇松藩捜古云、大槻村に美女池と云ふあり、其池の側に、御前堂と名つくるあり、俚俗云ふ、是源義經の妾、靜女の舊處なりと、堂下に石塔數基あり、中に、歸眞本意、延文二年など刻するもあり

小原田（こはらだ）

今横塚を合せ、小原田村と云ふ、日出山の北、郡山の南に接す

（小荒田）小原田は、古書小荒田（コアラタ）に作る〔永慶軍記に、小荒地と云ふも、此歟〕應永輪署に、名倉帖滿あり、名倉とは、小荒田村の小字にのこる、成實日記に、小荒田隱岐あり。〇松藩捜古云、安積八幡文書に、南鄉九村とは、中路、守屋、多田淺、川田、成田、小荒田、荒井、名倉、早水とあり、名倉、早水（ハヤミヅ）ともに、後世、小原田の中に併す

（早水）〔笹川合考〕〇相生集云、小原田の西館は、伊東隱岐が住める跡なるが、小原寺には、伊東左衛門佐義信の位牌あり、早水館は、早水彈正、本姓伊東なといふ、名倉館は

名倉五郎左衛門尉とつたへたり。

横塚（ヨコツカ）　今小原田村の管内なれど、郡山驛の東にて、逢隈川の一岸とす。

相生集云、横塚村、大平村に、虎斑竹を出す、和名抄に「涙竹和名、波遅久」とあり、漳州府志に「節間有斑文、似湘妃涙痕所脊者」云々、郡山舊事考によれば、郡山の村民は、初め横塚に居る、永享中此に遷る、郡山の東方に八丁といふ處有り、此邊及び横塚村などは、和名抄に乘せたる、芳賀の郷なり、横塚村、塚毀といふ畑より、希に玉鐶曲玉など、種々の古物堀出せしこと有り、然れば、いかにも上つ代に高貴の人を葬し處と覺ゆ、また此邊を芳賀郷といへる一證は、横塚に芳賀池てふがあり是也。

郡山（コホリヤマ）　今郡山町、人口一萬二千、仙道に於て、最中央の地を占め、本郡の治所とす　岩越鐵道は、此より起り、會津に通す　白河二十三哩、福島二十九哩、若松三十九哩、三春三里半。

郡山とは、古の郡家の在りし所にして、又驛家をも兼ねたり、中世より、伊東安積氏、本郡に蔓延し、遂に古國造族に代る、戰國の際に、郡山城あり、蓋、伊東安積の據守せる者とす。（元祿行嚢抄に「堀田、自小原田至此、九町、或云郡山」とある堀田は、他に見聞なし、永享十一年文書、中郷の内郡山、窪田、云々。

郡山安積氏は、應永簿署に、伊東下野七郎藤原祐持と載せ、室町殿御内書案に、安積兵衛尉とあるは、祐持の孫裔なるべく、即一族の宗家なり。

然るに、諸書に、郡山は舊邑にあらず、永享中、伊東大和守某が、片平村より此に移り、横塚の村民を遷して後、邑落を爲すと云ふは、信け難し、猶考へよ。

郡山城址（コホリヤマ）　相生集云、稻荷館とは、今、片平、大槻の縣令宅地是也、里老の傳へしには、城主伊東攝津守と云ふ、されども、天正の記には、太郎左衛門尉とあり、按するに、攝津守と云ふは、太郎左衛門が父也、（太郎左衛門は郡山をもて氏とす）子孫今猶仙臺にあり、舊事考に「伊藤祐長、安積を給はり、名勢大に振ひ、安積郡中の館主、皆祐長の子孫ならざるは稀なりしに、勢やうやくおとろへ、永享十一年、安積備前守に至て、伊達持宗に從ひ、其のち太郎左衛門の時に至て、佐竹、蘆名、岩城、相馬の援軍に攻られし時、政宗に從て、仙臺に赴く」云々、按に祐長の安積を給はりてより、此處に住たるにはあらず、彼の正統は片平にありて、郡山太郎左衛門が家は、其の分派なりといへり、されど、太郎左衛門、佐竹に攻められしは、天正十五六の二年なれども、太郎左衛門は聞ゆる剛勇の士にて、兩度の戰に後れを取らず、十七年の夏に及んで、敵勢退散、郡山無事に至れり、此事諸書にのせて明らかなり、奥相茶話に「天文十二年、田村隆顯、郡山の城主伊東但馬を追下したる事」あり、此但馬も嫡流なるらん、また天正の頃、郡山大内藏少輔あり、太郎左衛門が姪弟の者にや、又、舊事考に「伊東氏の始祖、大和國郡山を領す、文治五年、藤原泰衡亡びて、伊藤氏に安積郡をたまはる故、本國の郷名を取りて、郡山と號すといふ、按に、工藤祐經の嫡子犬房丸、後に大和守祐時と名乘る、又、太平記に、安積伊東は、大和前司と有り、實に伊藤氏、初め大和郡山を領せしならん、然らば、伊藤祐長、稻荷館に移りて、此地を郡山と稱し、氏にも稱せしならん」とあり、義鳴曰く、祐長は片平村に住せしなれば、彼が「稻荷館に移りてより」とあるは誤なり、且、祐長が安積をたまはりしは、文治年中に在り、諏訪館の主、稻荷館に移りしは永享年中なりといへれば、其間二百餘年なり、されば、祐長の時より郡山と稱したりといふは、いたくたがへり、思ふに諏訪館の城主は、片平伊藤の分派なれば、永享の年こゝに館を移し、宗家の昔を忍びて、地名をも郡山と名つけしなるらん、猶深く尋ぬべし、諏訪館といふも近地にして、伊東氏稻荷館に移らぬ前の故墟とぞ。

「國魂新兵衛尉隆秀申、國魂村半分先年收公地事、佐竹彌次郎相共、莅彼處、沙汰附下地於隆秀、可被執進請取之狀、使節更不可有緩怠之狀、如件、

文和二年十二月四日　右京大夫　判

伊東右京亮殿（岩城國魂文書）

「成氏治罰事、度々被仰遣候之處、于今遲々、如何躰、子細候哉、不日令出陣、抽戰忠者、可行勸賞也、

十月廿一日（寛正元）　（義政御判）

安積左兵衛尉殿（御内書案）

「今度會津・盛氏　當方間仁附而、條書之事、

郡山、小荒田、下飯津島、前田澤、如申含相渡候、

近年、會津へ間切之面々、盛氏、隆顯、申合之上、不可有別條候、

名倉、荒井、彼兩地之事、御當方、二本松御意見之上、會津へ相渡、盛氏爲劇、岩瀬へ被相附候事、申合不可有別心候、若照行對當方、不足之劇候者、會津へ申届候（中略）

天文二十年七月十六日　隆顯（判）

白川殿（白河文書）

元和八年老人物語に「五十四年前、會津田村衆、郡山合戰の時、小平三郎右衛門、會津衆三十人打取申候」云々これは、逆推して、永祿十一年と知らるゝが、他に合考すべからず。

此度、安積、於郡山、伊達對陣之砌、粉骨之動、不及是非候、因茲受領進之候、恐々謹言、

六月廿日（天正十六）　義廣　花押

鵜浦甲斐守殿（新編會津風土記）

成實日記云、天正十六年六月十日比、佐竹義重公、安積

へ御出馬、政宗公、十二日宮森を御立、惣人數を高倉に被差置、窪田山王山へ被召上、御覽被成候、十四日、御意には、敵も御小旗を見知可申候條、郡山落城仕候はゞ、御家の疵に成候間、澤沼を後に當、西の原に陣せん歟、（中略）郡山の手詰により、有無の合戰、郡山衆を窪田へ可引取由、被仰候、八月朔に、御無事相濟、十六日御陣拂。○寛永二十年、吾妻あぐりの記云、檜皮の里を過ぎ行けば、心も解けぬ郡山、西を遙に眺むれば、其名高くも會津山、雪白妙に打見えて、消るばかりの我心、東を見れば名に聞きし、田村の郡、淺倉や、阿武隈川の釣の舟、關路の浦に曳く網の、日毎にもろき我涙、行方如何にと須賀川の、哀れと誰か白河や、二所の關にも着きにけり。

(赤木山)

安積國造神社 松藩捜古云、國造本紀に、瀬津彦の裔、比止禰命を、阿尺國造とすると云ふこと見え、成務帝の時なり、今郡山驛西、赤木山に、阿賀岐明神祠ありて、阿尺國造を祭れりとぞ。○十符菅薦云、郡山の安積の國造は、遠つ祖を比止禰命といふ、其裔祝となりて、代々これを祭れり、幕府の儒士なりし安積艮齋も、この家より出たり、艮齋の兄重滿に至りて、五十四世、血統つゞけりとぞ、萬葉集にいへる釆女は、安積國造の女なるべし、國造より郡領をかねて、その女の釆女にめさるゝ事、令條に載せたり、この歌、かげさへみゆるとある、さへの詞をもておもふに、いかにも高き山なるが如し。○艮齋文略云、安積郡郡山八幡祠、係阪上田村麻呂所創置焉、相傳、延暦中、田村麻呂東征、過阿賀岐山、嘗有安積國造祠、因祭軍神宮於此、而寄藏旌旗弓矢於祠、其鏃至今尚存、永承中、源賴義東征、亦次于此、故號其地曰幕内、天和三年、徙于今地、及文化四年、罹災、邑民胥謀營建之、其七年、始竣功、堂廡寢殿、煥乎莊嚴、視昔有加焉、郡山本一小驛市也、百餘年來、戸口日蕃、田野日闢、豐饒富衍、今爲諸郡之冠、以爲神之所祐、其於營建之事、既竭其力、又欲建碑以勒功德、而徵文於余、余先比止禰命、安積國造也、民思其德、建祠於阿賀岐山、子孫遂爲史祝、綿連相承、至父安藤親重、兄重滿、今皆奉先職、凡五十餘世矣、則其昭著神德、昌揄威靈、固吾分也。）相生集云、郡山八幡宮は、驛西にあり、阿賀岐明神は西北に在り、社人安藤氏、八幡の社後、上臺といふ處、今は畑となる、其處より瓦を堀出す事まゝ有り、瓦質、多賀城のものに比して、少しもろく、中に布目瓦と稱するもの有り、是を第一品とす、舊事考に、是れ虎丸長者の住たる處に非じ、又中古の堡主抔の居りしにも有るべからず、或は、上世に貴族の守りし城址ならん歟、云々。

葦屋鄕 和名抄、安積郡葦屋鄕。○今郡山町、及び小荒田、大槻等の諸鄕にあたる 又、延喜式に葦屋驛と云ひ、磐瀬と安達の間とす、磐瀬は須賀川にあたり、安達は本宮にあたれば、葦屋驛の、郡山にあたること、推知に足らん。

樂翁公退閑雜記云、郡山の宿に、虎丸長者の居所の古瓦を得る、この長者てふ人は、養老のころのものか、其居所のあとに、碑もありて、養老の文字かすかに殘れりとぞ。

按、長者とは、古の驛長をも呼べる稱にて、諸國長者の宅址と說くが中には、まさしく驛長と判定せらるるもあり。此なる虎丸も、即、葦屋驛長ならん、如寶寺觀音堂を建てしも、驛長とぞ。養老の沒字碑と云ふは、信疑審ならず。（一丁佛二基あり）松藩捜古に、

郡山村如寶寺境内に、銘神と稱する石像あり 側面に建保七年己卯春二月日と刻み、鑄法麗し（此外に、承元二年、建治二年のものもあり）又修驗大重院の石曼荼羅は、高八尺、廣三尺五寸、中央に二重輪廓を書き、その外輪廓には、梵文八字あり、内輪廓には梵文五字を、十字樣に列す、各梵、又小篆を備ふ、右肩上に治暦三丁未年三月と刻し、腹部に六僧名あり、「□惠頁邪」「□□[illegible]光特」、集古十種にも之を收め、左肩上に妙法蓮華經云々と見ゆ）

(如寶寺)

桑野 今桑野村と云ふ、郡山の西なる西田にして、大槻村に連なれり 開成山公園あり、伊勢神祠を置く

十符菅薦云、新墾の里字を、桑野といふ、こゝの開成社といふに、御輦をとゞめさせ給へり、郡山にこそ宿らせ給ふべきを、またかたなりなる新地なれども、行在とし給へるは、さる荒野をひらきて、田畑としたりし功勞のほどを、詳しくみそなはさんとてなりけり、この新墾くはだて始めしは、明治六年のことにて、福島縣令安場保和、民ともに諭しおもむけ、里の長阿部茂兵衛といふもの、家富みて身に奢をなさず、心さかしくて、業につとむる、其外二十五人力を合せ、凡五萬圓許の金もて、心を盡し開きたり、もと大槻原といひし所を、二百餘町の田畠となしたるなり。

(開成山)

逢瀬川 郡山町の北に在り、或は御師に訛る。額取山に發し、東流四里、逢隈川に入る 一細流なれど、歌名所なりとつたふ、俗名、久保田川、又、油川。

程もなくなかれてとまる逢瀬川かへる心やおせきなるらん〔新續古今〕 菅原 盛秀

庚寅東省日錄云、廢井步壘、爲外平原荒茫、奎南川蒙翁如掩紳、安達太良山聳亘于西北、奇峰參天、翠色招人、予幼時在二本松、居與山相對、雨宵晴煙、皆所慣熟、今見之如逢舊友、不勝感喜、川上有伊達肥前墓、肥前仕伊達公正宗、公嘗與佐竹氏戰敗、追騎方逼公急、肥前力戰救之、遂死于此、至今仙臺侯西上、必拔香火云。○退閑雜記云、郡山の宿すぐるあたりに河あり、夜討川となんいふ、正宗朝臣、景勝朝臣[illegible]の場なり、景勝朝臣の麾下の士、本莊大和守、正宗の幕などうばひしところとぞきく。

(夜討川)

（今按、夜討川とは、天正十六年　佐竹　伊達對陣の時の事にて、上杉景勝にあらず、福島城外の信夫山、松川合戰の事と打混したるなり）○逢瀬川のことは、相生集に、武家百首の中とて、源頼義、

安積山さも淺からぬ敵と見て逢瀬に勇む駒の足並、

と引かれしは如何。夫木には、陸奥國逢瀬川と云ひ、

あふせ川袖つく計あさけれど君ゆるされぱえこそわたらぬ、　重定

とあるに依らんのみ　夜討川の事は、仙臺侯吉村朝臣の「寶永元年に、家相續して、陸奥守になり、はじめてみちの國に下りはべりける時、路の片ばらに、天正の頃ほひ、高祖父政宗卿と、佐竹義重、蘆名義廣との戰場あり、こゝに窪田川といへる細き流の河岸に、高祖父にしたがへて、其たゝかひに討死せし、伊藤肥前重信が塚あり、此所に立よりて、所のものにくはしく尋ける序に、

身をすてゝつかへし道の誠をもこゝにのこせる跡のあはれさ」

とあるにて、明なり。此地、又、元祿壬申建つる所の石碑あり、

天正十三年、佐竹義重與會津義廣等、率三萬餘人、將襲中邑城、大守伊達政宗、命公與仲綱、政景等、守高倉城、或謀曰、今敵人經此城下、欲出戰則寡不敵衆奈何、公曰、與其束手待戮、孰若死戰、遂領二千人、衝軍大戰、得勝而還、十六年、敵人又攻城、公誓不屈、乃忿然單槍入陣、搭闘而死、葬於窪田、政宗愍其死難、大息不已、其子重綱、擢爲桃生郡主、孫重義鎭小野城、事今大守羽林綱村公、不幸早世、元祿三年秋、大守自武州還仙臺、經其葬所、云々。

禰宜壇（ネギダン）　相生集云、郡山の禰宜壇より、元祿中、玉、鏡、兵器、磁器、種々の古物を堀出せり、是は安積國造の墓ならん、王に曲玉、管玉、又緊頂玉、いろ〳〵あり、四十壇は、片平村の塚原の名にて、四十八塚ともいふ。人類學會雜誌云、安積郡は、到る處茫々たる荒原草野の多かりしが、明治十六年に、猪苗代湖より疏水の計畫、其工事を竣へて、徧く此原野に灌漑せしより、對面原、廣谷の原、四十壇原（シジウダン）、牛庭原、南原、北原なんどの不毛地、悉く開拓せらる、所在の古墳の類、亦皆崩壞せり、中にも唯四十壇原の四十壇の如きは、今松林中に現存せり、壇とは此地の方言にして、塚を壇と云へり、往々古器物を得、其中鐵の形狀各異にして、一定せず、長は二寸より五寸に至る

（四十壇原）

河内（カワチ）　今夏出（ナツイデ）をも合せ、河内村と云ふ、逢瀬川の水源、額取山の南谷なり。○寛永連署に、河内藤兵衛祐春と載せ、又、安積伊東の一族の居りしを知らる。永享文書にも、河内村あり、中郷に屬す。近年の疏水は、對面原より、額取山の瀰蔚を迂回して、河内村を過ぎ、富岡の方へ通ず。○相生集云、貝石は、額取山にあり、土人して此石をとらせたるに、一つは蛤、一つは蜊に似て、眞に迫れり、さて、備前、土佐杯にも、貝の生る山ありて、貝原氏は、混沌未分前の海なるべしといはれしかど、いかゞあるべき

額取山（ヒタトリ）　河内村の西北嶺にして、猪苗代湖の輪郭をなす所の山脈に屬す。本郡の平野の上に特起するを以て、限界頗る廣し、或は、之を以て、安積山と呼び、古歌詠の所由と爲す。

あさか山影さへ見ゆる山の井の淺くも人をおもふものかは、（古今集序、大和物語）

此山は、郡山の西北四里餘、標高九百八十餘米突、山東の片平村には、山之井の古跡を談ず。されど、日和田驛にも別に安積山、淺香沼、山之井の古跡を傳へたり。論者或は「影さへ」の詞を以て、其山影の遠く、且大なりしを想ひて、額取山を以て、正說と爲せど、其實いかにや。かの歌の心は、淺くと云ふ語緣によりて、安積山、及び山之井の景を出しゝに過ぎじ、深くは拘執し難きに似たり。

大日本史、橘諸兄、初名葛城、萬葉集曰、葛城王奉使陸奥、國司祇承緩怠、王不悅、雖設飲饌、不肯宴樂、有前采女、左手捧觴、右手持水、擊王膝、詠歌曰、云々、王意解。○書紀通證云、天武紀、白鳳八年、四位葛城王卒、萬葉集所見葛城王、蓋此人也、橘諸兄、舊名葛城王、故世人爲諸兄事、然考集錄之語意、及大寶二年、陸奥勿貢采女之勅、則非諸兄也、必矣　○隨筆紀程云、陸奥國前采女、詠安積山影映井泉句、葛城王乃釋然、按、當時稱葛城王者三人、其一、與高麗僧慧聰、遊浴温泉、見伊豫風土記、其二、白鳳八年卒、見日本紀、其三、和銅八年、賜姓橘宿禰、改名諸兄、見續日本紀、及姓氏錄

片平（カタヒラ）　今片平村と云ふ、郡山の西北三里、或は帷子（カタビラ）に作る。○松藩捜古云、片平に采女塚あり、山之井の歌よめる采女の葬なりとぞ

みちのくの片平越に袖ふれて手越に見ゆるあづま山かな、（夫木集）

○相生集云、大槻の内に帷子山と云ふあり、夫なるか、又は、今の當時か、片平へ越え行く道筋なれば、かくも云ひたるにや。

片平の大宮權現は、三社とも云ひ、伊豆、箱根、三島の三神を、伊東氏の氏神として、勸請したる也、然るに、王宮は葛城王の靈にて、彦火々出見尊と、天智天皇を相殿にすと附會したり　社藏の古鏡は、集古十種に寫されたり、又神護景雲の年號ある鰐口あり、何物なるを知らず、「相生集」、彦火々出見尊とは、箱根權現緣起の說をうけしにて、葛城王と天智天皇は、采女の故事に牽强したる者とす。○相生集は、安積山につきて、或人の曰く、「古くあさかやまと云ひしは、今の道筋よりは、二里計

（子帷）

り西の方にて、當郡の西に並び立る山を云ひたるなり、此山より猶西は、會津郡につゞけり、此山下に古の官道ありて、古跡多し、此古道、片平村の西の方半里計りに、山の井の清水あり、近頃釆女が碑を立てたる處、即安積山の麓なり」云々、いかにや、其山の井は方二間計りの秀水なり、日和田の古老に問ひたれども、彼の處には、さる井はなし」と云へり、さて、片平は、伊東祐長の嫡流、大和守之に居る、而も、所領追々一族に配分し、其身小身となり、應仁の亂より、諸國大亂に及びぬれば、大和守も、近隣の大家に因て片平に住せりとあり、〔寛永書上〕片平は、安積郡中の著村にて、伊東氏代々の鎭守、伊豆、箱根、三島の三社を勸請し、嚴然として、今に存す、伊東氏宗家の名蹟たる事、疑ふべからず、〔篤基考〕、又鳴拔に、元弘の頃は、和泉庄司住すと、遊覽志にみゆ、是も祐長の子孫なるべし」、仙道記に、天正十九年、蒲生式部といふもの、此館を拜領すとあり、是は會津より置たるなるべし、會津加藤の時、片平村に役所を立て、仙道郡代といふものありて、仙道の事を指揮せし由、其勤し人の免目錄、石莚村里正が元に有り、又其頃、苗代田村の里正が元に、安達邊村々よりの納米取立帳、今に有りとぞ。

片平氏は、安積伊東の一族なり、仙道記に「片平城主伊藤大和守と申は、工藤左衛門祐經（伊豆國住人）、文治五年、泰衡退治の節、比類なき働仕、安積郡一圓、安達の内宛行はれ、其身は伊豆國に住し、次男伊藤六郎左衛門助長、安積郡に入部し、片平の城に住す、依て安積六郎祐長と改む〔寛永書上〕云々。片平の中に、中村てふ字あり、永享文書に、安積中鄕十三村の名を擧げて、中村あれども、片平の名なし、されば村名は中村にて、城名は片平なりしか。今は、上館、下館、中村館の三基をつたふ。

（中村）

寛永五年書上云、片平之城主伊東大和守、實子無之、大内備前が弟、右衛門を娘に合せて、養子とし、家をゆづり、元龜中卒去す、號常居寺殿、今の常居寺是也。

野史云、大内定治、勇而武、嘗屬伊達氏、占據四本松城、城在會津三春之中間、密通三春、與清顯善、天正四年、清顯、與定治合謀、使伐須賀川、雌雄不決、定治爲先鋒、攻伊藤大和守於片平城、定治次子定重、奮力勵戰、遂拔城、大和棄城而走、城陷、清顯以城授定治、使定重守之、十三年八月、米澤兵擊四本松、〔定治子定綱〕四本松沒于伊達氏、十一月、諸老會議曰、四本松已沒、仙道所餘、須賀川、高玉諸邑耳、宜乞兵於常陸白河岩城石川、克復仙道、於是乞援、皆會須賀川、拔中村砦、米澤兵分守高倉本宮、諸將以岩城兵攻高倉、敵出拒、乃擊卻之、敵自本宮來援、白河須賀川石川兵斷歸路、敗走太田原、會日沒交綏、豫期明日、攻本宮、是夜佐竹義政、爲其奴所殺、佐竹氏軍先還、諸軍皆解散。

成實記云、天正十三年霜月十日比、佐竹義重公、會津義廣公、岩城常隆公、石川昭光公、白河義近公被仰合、須加川へ御出馬被成、安積表之伊達御奉公の城々、御責被成、中村と申城被責落候、右之通、小濱へ申來るに付、政宗公岩津野へ御出馬被成、高倉へは富塚近江、桑折攝津守、伊藤肥前に、御旗本鐵炮五百挺添被籠置候、又云、天正十七年二月、片平助右衛門、安積堺の内と申所へ、被罷出、拙者へ申され候は、去年、大内肥前御奉公被申付、會津より御疑心被成、人質を被召上候上にも、我等少も御油斷不被成躰に候、箇樣にては、以來身命大事に存候間、政宗公へ御奉公可仕由申上られ候、政宗公御足の御痛、大形御本復なされ候に付、片平助右衛門より、三月十六日に事切仕候由、申越候條、則米澤へ申上候、助右衛門手切之實、岩城へ聞え、常隆公被仰候は「於郡山表、御對陣の御見切、佐竹、會津、自今以後御入魂候樣にと、被仰合候處に、政宗公無理御再亂、前代未聞之由」仰られ、即田村の内へ、御事切被成候、政宗公、廿日片平へ御出馬被成、廿五日矢田野へ御働候。

富田（トミタ）

今富田村と云ふ、片平の東にて、郡山驛より堀之内に至る間とす。大字大島（オホシマ）は、永享十一年文書に見え、富田、上大島、下大島、共に中鄕に屬せり。

富田村乙路といふ地に、二石碑あり、一は正和元年と刻み、一は正安四年十二月十七日孝子敬白と見ゆ。この地は、名倉の後に引ける古簡に、葦名盛隆、富田陣とあるにあたるべし。又、大島の村家の西の、小高き畠中に、石鏃を出す、此をシトネウチと字せしが、其石鏃の出づること、今に絶えさるを以て、或は矢之根石畑と呼ばる。

○相生集云、富田館は、何の頃にや、伊東主膳これに居るといふ、實に、仙道記に「田村清顯、鍜治内彈正をせめたる時、富田右近といふものに命して、味方引上し事」あり、其右近は、主膳の子のものと見ゆれば、主膳は天正年中にありて、田村に屬せしなるべし、伊東家系に「伊東大和守祐當、享祿三年秋、移住富田邑、是富田伊東之祖也」と、又「富田左衛門晴光、住富田城、天正九年、於安積城討死」と有り。

（大島）

福原（フクハラ）

今、久保田、八山田と相合せ、富久山（フクヤマ）村と改む、郡山驛の北一里、國道に緣れり、逢隈川は、近く其東邊を流る、津を矢給の渡といふ。

相生集云、凡以福名地、大約辨天によるもの多し、信夫郡福島にも、逢隈川東岸に、辨才天の堂有り、此福原にも、本栖寺境内、池中に辨天有り、此神の立たまふ地を、福を以て名つくる故は、佛說最勝王經云々、此神を信仰するもの、必福德を得ん事を說けりとか、福原大納館、政宗陣場の内とみえたり、田村勢の内に、福原内匠介貴定といふ者あり、按するに、天正七八年頃は、田村の幕下、伊藤左衛門といふもの住せり、〔道齋記〕政宗の手に

入りしらは、蘆名中將を置かれ〔四家合考〕、後又、伊達記を見るに、田村清顯の時、會津の盛氏、郡山、福原舊田氏の時、福原内藏人と云ふ名あり、本姓は伊東なるべし、されば福名によりて、福原と號せしなるべし。○館址考云、或記に、田村氏福原を領すること、年偶しと見ゆ、村内本柳寺と云ふ寺有り、開山は大光禪師(復菴和尚)にて、中興開山の法を傳へ、此處に一寺を草創して、慈日山高穩寺と號せり、然るに、田村氏歸依大方ならずして、寺を三春に移して、牌所とせらる、因茲福原にては寺號を更めたり、今以、山號は兩寺ともに慈日山と號して、同く大光禪師を以て開山とすと、又邑里に、田村郡の瀨を用ふること數多有とて、然れば、福原内匠介景延も、田村の屬士なるべきか。

久保田(クボタ)　**窪田**　今富久山村の大字にて、福原と郡山(コホリヤマ)の間にて、逢瀬川は、此にて逢瀬に歸入す。或は、窪田に作る。天正中、會津氏の、佐竹盛名と相爭ふや、窪田、郡山、阿久津(田村郡)の諸城は、其遺衛にあたれり。

久保田に、德治三年と鐫れる古石塔ありしを、後人之に追刻する所ありて、遂に破壞に歸す、寛永十一年連署に、窪田修理亮當守あり、亦安積賞の一字なり、〔松藩捜古〕

久保田山王館、政宗の本陣也、城代として飯坂右近大夫、大嶺式部少輔をおかる、會津勢の中に、久保田十郎とあるは、此地の住人歟と、古館辨にみゆ、弓矢卷を按ずるに、天正十六年夏、佐竹と對陣の時、政宗山王山を本陣とせられしは、たかひなけれど、其條下に「窪田の城へは、飯坂左近大輔、大嶺式部を遣はして、本丸を受取るべき」旨、命せし事あり、是によれば、初より館ありて、何人か住せしを、又政宗本陣とせんがために、一館を修築し、落城のゝち、それをも受取らしめたるにや、升方館は、升方十郎居ると、土人云へり、按ずるに、前說、久保田十郎とは、此人の事なるべし〔館址考、相生集〕○新常陸志補云、天正五年閏七月、佐竹義重七千を以て、安積郡窪田に陣す、郡中諸城盡く降る、乃兵を收め引歸る、十六年閏五月、伊達政宗將に會津を攻んとす、蘆名義廣援を義重にこふ、義重兵三千五百騎を率て之を援く、義廣兵を率てまつ岡久士城を攻む、義重往て會す、白河、須賀川の諸將亦漸く集る、兵凡二萬餘、義重衆を勒し、郡山、窪田二城を攻んとす、政宗聞て急に窪田に赴き、互に奮戰す〔伊達便覽志、奥羽永慶軍記、會津四家合考〕、十月に至り、兩軍交綏、各引還す、已にして、安積、岩瀨諸城寨、多く款を伊達氏に通す〔成實日記〕

成實日記云、天正十六年六月、佐竹義重公、會津へ被御合、岩城常隆公の人數も加勢にて、安積へ御出馬候、政宗公被聞合、十二日宮森を御立被成、然御人數は、高倉に被差置、窪田山王山へ被上、御覽被成候、十四日、安積山に御相談にて、敵は多勢也、味方は六百騎なれ共、御意には、山王山へ召上られ候間、敵御小旗を見知可申候條、郡山落城仕候はゞ、御家の疵に成候、澤沼を後に當、西の原に陣せん歟、窪田を前にあて、福原の前に陣せん歟、政宗被仰候は、敵は大軍、味方は小勢に候間、合戰は不入儀に候、乍去、郡山筋に對陣を張り、彼地落城候ては、面目無き儀に候間、郡山の手請により、有無の合戰を被成、郡山衆に窪田へ可引取由、仰られ候、八月初に、御無事相濟、十六日御陣拂仰出され、双方ともに御陣を被相拂、政宗公は田村御仕置の爲、宮森へ御入馬被成候

八山田(ヤツヤマダ)　(八俣)　今富久山(フクヤマ)村の大字にて、福原の西、富田村に隣接す。永享文書に、安積中鄕郡山、窪田、福原、八俣(ヤツマタ)と云ひ、八俣、即後、八山田に訛る者とす。○松藩捜古に、觀應年中の宗久紀行に、山田里と云ふを、此八俣なりと考按したり。

陸内國、あさかの澤を過ぎて、めかて人に山田の里など聞て、山田の里といふ方へ行ぬ、まだ消行に、何のいたりもなく續けたる草の末、中略　湖面はる〴〵と見わたさるる道の上に、更行く月影うかびて、友なふ千鳥しばなく聲も、いと心すみてぞ聞え侍りし、あくれば、遠き野邊を過るとて、其野の名を問ば、是なん圭井といふ、云々。

其次に「文中に、安積の沼と云ふは、今日和田の澤の、東皆寺の後の田面を指すとし、四方に山峰連なりて、中窪なる形勢さもあるべく、山田里とは、今の八山田なるべし」云々、されど、文中に「湖面遙に見渡さるる道の上に、更行月の影うかびて」とあるは、安積沼を過ぎて後に、尋ね入れる地にて、安積沼より近く西南の八俣とは想はれず。因りて疑ふ、是れ會津耶麻郡の山潟の事にて、道の上とは、即猪苗代の湖なるべしと、猶考ふべし、湖面と云ふは、斷々乎として、安積沼には非ず。

安積鄕(アサカ)　和名抄、安積郡安積鄕。○今、山之井村、富久山村、及び富田、片平、安子島等にわたるごとし。即、中世の安積北鄕の八村、中鄕の數村にあたる。日和田を、永享文書に、北鄕安積宿と云ふは、鄕内の親里なればならん、日和田、今山之井村と改む

きよなかに思へばくるしみちのくにあさかの里に旅寝してけり〔堀河百首〕

安積、又阿尺に作る、名義知れず、もしくは淺處の心にて、彼沼澤の形狀に因れるにや。○槃翁漫闘雜記云、日和田の里すぐる頃より、雲晴たり、安積山を見る、いたゞきに松一本たてり、のぼるべかりしが、道程遠、こしより出るも物うくして過ぬ、この山はやまの井のあやまにはあらずといふ、されども、往昔のあと、もとよりさだかならねば、いづれをそれともいひがたし、或人また、安積郡の内にある山をば、皆安積山といふと、さ

は、白川郡の川なりし川といひ、宮城郡の野はみな[illegible]やぎ野成べしや、さにても父あるまじ、猶尋ぬべし。○相生集云、一丁作と[illegible]、[illegible]見えたし、是れは、東[illegible]、白石[illegible]、[illegible]行程、[illegible]一丁、[illegible]とある[illegible]二基、[illegible]村に[illegible]、日和田[illegible]一基[illegible]

淺香（アサカ）**沼址**　松藩捜古云、今日和田の東北、東[illegible]の後の田面なる、安積沼の舊蹟とす[illegible]畑路、日和田村、此村北へ四町許行きて、[illegible]一方に、淺香山、南[illegible]山の傍有り、名有る山とは見えねど、嶺に小き榎三本あり、往来の貴賤[illegible]見えて、[illegible]あり、麓より嶺まで四十三間、麓の廻り三百六十八間、

五月なに[illegible]淺香山　[illegible]

此山より未申の方、山際に、雌子（カタヒラ）と云ふ村に、釆女塚、山の井も、此邊、[illegible]底も見えわかず、

山の井を覗けば答ふ藪蚊哉

淺香の沼は、田島となり、かつみ草、花菖、いづれも知れず、只あやめなりといひ、眞菰なりといひ、説々おほし、菖蒲迫といふは、此村にあり○[illegible]左[illegible]中拙云、淺香山は、道の右の邊り、高からぬ山なり、頂に松一本あり、往来の人立寄り、枝に紙を結び付て、男女の縁淺からず、結び逢はん事を願ふとなり、

淺香山[illegible]の草を敷島の道[illegible]に踏分るかな

と打詠じ、我なからなかし、山の井といふは、此所より巡十一里餘[illegible]村に在りて、小さき池なれど、昔は、此井に淺香山の影うつりしと、言傳ふれど、眞とし難し、今此所に来り見るに、山の[illegible]多く、何[illegible]にても水よく湧出て、山の[illegible]見ゆ、是か[illegible]山の井成るべきか、○東遊行囊抄云、淺香沼は、日和田より十町[illegible]に在り、安積山は、沼より東なり、山之井と云へば、其山の麓なり。

[illegible]、國々の名所を尋ねて、[illegible]いせたまひて、あさかの沼、

花かつみかつみる人のこゝろさへあさかの沼となる[illegible]「[illegible]拾遺」

[illegible]沼[illegible]む、「古今」　讀人不知

[illegible]「[illegible]今集」

[illegible]日[illegible]時、けふはあやめふくものを、たづねてふけと侍りければ、此國には菖蒲なきよしを申侍りけり、其時、さらでは、[illegible]たらといふは、[illegible]五月五日、水草は同事とて、[illegible]習にて、今如斯）○都の[illegible]云、陸奥國、淺香の沼を過ぎ、[illegible]に、此の國には、菖蒲の[illegible]ことあれば、いづれも同じことなり[illegible]かへると、中傳へ侍るに、[illegible]治七年、[illegible]に、[illegible]歌に

菖蒲草引く手もたゆく長き根のいかで淺香の沼に生ひけん

とあるは、此の國には、菖蒲の[illegible]に聞えしかば、此度人に尋ねしに、[illegible]はあらず、されども、[illegible]あやめも知ら[illegible]

山之井

甚く[illegible]侍るにや、風土記な[illegible]四、[illegible]とありて、燕子花に似たり、土人或は曰ふ、四爾なるはか[illegible]

安積（アサカ）**山**　[illegible]山の一名[illegible]、天正十六年六月、窪田對陣の時「十四日、安積山にて相談」云々とありて、又日和田の安積宮[illegible]、今[illegible]一區の在[illegible]丘[illegible]日和田村北、有一圓丘、[illegible]山也、[illegible]小池、[illegible]山井[illegible]○松藩捜古云、日和田村、安積山下、有古泉、山井是也[illegible]安積郡中の山なりとし、或は[illegible]云ひ、あるひは日和田[illegible]へまは、日和田村なる小丘にて、[illegible]

ほど近く姿よき山なれば、其名を聞けて、是ぞそことの安積山なりなんと、云ひ出しより、大かたの人はうべなひたるならん、日和田には、山の井と云ふべき眞清水はなし、猶考ふべし。

葛城王遣于陸奥國之時、國司祗承緩怠異甚、於時王意不悦、怒色顯面、雖設飮饌不肯宴樂、於是有前采女、風流女子、左手捧觴、右手持水、擊之王膝而詠此歌、乃王意解悦、樂飮終日、

安積香山かげさへ見ゆる山の井のあさき心を吾おもはなくに「萬葉」

水草生ふあさかの岩井淺くれば天照る影のすぎがてにする「堀河百首」

古今著聞集云、昔し納言なりける人の、御門にたてまつらんとて、かしつきける女を、内舍人(ウトネリ)なるもののぬすみて、みちの國にいにけり、淺香の郡あさか山に庵結て侍ける程に、おとこ外へ行たりける間に、立出て山の井に影をうつして見るに、ありしにもあらず成にける、影にはぢて歌を書つけて（淺くも人を思ふものかな）みつからはかなくなりにけると、大和物語に記せり。回國雜記云、白河より、田村といへる所に罷りける道すがら、樣々の名所ども多かりけり、いひ捨てし歌など記すに及ばず、淺香の沼にて、

花かつみかつぞうつろふ下水の淺香の沼は春ふかくして、

淺香山にてよめる、

ちり積る花にせかれて淺かつま淺くはみえぬ山の井の水。

奥細道云、須賀川を出て、七里計、檜皮(ヒハダ)の宿を離れて、あさか山有、路より近し、此あたり沼多し、かつみ刈頃もやゝ近うなれば、いづれの草を花かつみとは云ぞと、人々に問侍れども、更に知る人なし、沼を尋ね、人にとひ、かつみ〳〵と尋ねありきて、日は山の端にかゝりぬ。

○十符菅薦云、日和田村に、安積山とて、一の丘あり、新勅撰集に、蓮生法師、世を遁れて修行のついでに、あさか山を越えて侍りけるに、昔の事おもひ出て、よみ侍りける、といふ詞書ありて「いにしへの我れとは知らじあさか山見えし山井のかけにしあらねば」とあるは、高き山にはあらで、この丘の事なるべくこそおもはるれ。法の寶鑑に、古今集、文屋康秀の歌、霞の谷とよめるを山城國とす。又、陸奥同名、あさか山、霞の谷と記せり。六帖に、

あさか山かすみの谷し深ければ我物おもひはるゝよもなし、　清原　深養父

と見ゆるは、いかに。○或抄に、安積山采女の歌は、古今集序に引かれて、其德最譽れたり、されば、後の世にも、此歌を止僻防邪のなかたちなりとて、難波津の一首と共に、ふたつの歌なれば、歌之父母也といへり、云々、

日和田(ヒワダ)

今山之井村と改む、福原の北半里、古名安積宿と云ひ、郡山　笹屋驛　と本宮　安達驛　の中間とす。東は河水を隔て、三春へ二里。

岩城飯野社文書「伊賀盛光代、子息孫次郎光長申狀、右去年　觀應二　爲陸奥國田村庄凶徒等御對治、大將吉良貞家　御發向之間、四月一日、安積郡戶谷田(ヘヤダ)御陣仁、令遣代官藤光、同六月二十一日、光長馳參、同七月三日、於田村庄柄久野原、致太刀打、並六日、市庭城致後攻合戰畢、同九日、於矢柄城西手、致合戰功畢、同八月七日、馳向埋峰城、致警固畢、

（戶谷田）

相馬文書「相馬出羽守親胤申恩賞事、中略　今年、田村庄凶徒對治之刻、相馬出羽守親胤、最前進子息治部少輔胤頼於安積郡部谷田(ヘヤダ)陣、至佐々河、田村、矢柄、宇津峰當陣、抽忠節候、仍可被恩賞之由、令言上候、

（部谷田）

（中略）　觀應三年十一月二十二日　右京大夫貞家在判
進上　仁木兵部大輔殿」

（東勝寺）

應永連署に、部谷田(ヘヤダ)沙彌淨隆あり、部谷田の邑主にて、安積伊東の一門なるべし、今の東勝寺(トウシヤウ)を、其菩提所とし、傳說ありて、蛇骨の靈異を誇す。和名抄郡郷考には、陸奥驛路圖を引きて、

日和田の西に廢址あり、相傳ふ、安積左衞門と云人住たり、そこに、さよひめ堂といふあり、さよ姬は彼人の女なるよし、東鑑を按るに、嘉禎二年、安積六郎左衞門尉祐長云々、建長の頃は、薩摩前司祐長とあるもおなし人なり、此城主なるべし、和名抄、所謂安積郷此あたりなるさまに見えたり。

（檜皮）

相生集云、日和田村の舊地と傳ふる、今驛の東南にあたれる、熊野の社地、四邊皆田なるを以て思へば、部は邊の借字にて、ほとりするの言、和は輪の假借にて、陶部の姓、往古は安日、又は日置(ヘキ)など唱へし思へば、日和田も簡へわたと訓たるを、尋常に訓ひがめて、二稱の如くなりしならん、古文書には部谷田、戶谷田、北谷田など書たるも見ゆれば、うつりきてさもいひたるらん、寬永の匾額にも簡部谷田とあれば、寬永の末までも、其名號行れしなるべし、蕉翁の紀行に檜皮と書たるは、彼檜皮(ヒハダ)驛杯いふ文字を借りたりと見ゆれば、しひては論せず、因にいふ、元祿年中磯村氏が紀行、東部草に「歌にうたふ日和田はこゝぞ女郞衆を、鍋の額も色の黑さよ」とあれは、其頃までも遊女ありしなるらん、安積便覽に「當村は、昔安積沼に大蛇住しとき、風雨烈しく耕作の實もあしかりしに、其蛇を退治してより、五穀も實のり、日和よくなりしより、日和田と稱しけるにや」とあり、受難し、館跡あり、伊東左衞門住す、始め田村に屬し、天正十年三月、二本松へ降る、一覽には、馬場丹波住すと

あり、本註、伊東系圖に「伊東左衛門佐祐之、屬二本松吉次、々々討死之後、於當谷田城、與政宗合戰」とあり、信しかたし、東勝寺、西方寺、共に天台宗を奉し、東勝寺の過録を、「こふの堂」と呼べり、安積左衛門尉の女の怪異を読す、元禄の頃花尚藏に、日和田村に、昔永代といふがあり、青龍住みて、人を悩ましたるに、弘法大師之をいましめたまへり云々、今昔、觀跡可考也、磐澤郡心月寺、蛇池の佐夜姫の怪談を、其にも引きて、種々にいひなすものならん。文化四年撰の、東山志にも、東勝寺蛇骨地藏の縁起あり。

八丁目(ハッチャウメ) 今山之井村の大字にて、日和田驛の東に隣接す。〇松藩捜古云、八丁目に古石塔二基あり、一は

長元三年十一月、有志者、過去　聖靈、出離生死、往生極樂、

と刻す、星霜八百年を經て、郡中第一の舊物なり、一は、

弘安九年六月、右當先考二十三年忌辰、……

とある者、是なり。〇相生集云、八丁目には、元亨二年の碑あり、福原村矢給(ヤギフ)の渡の邊に、水神の社有り、其上古、田村領の時、古館にて水神館と呼ぶ、此より八丁目村の境まで、八町有りし故の名なりと。

八丁目之書中、被指越、彼返札罷越候者、本望候、仍白佐無事成就之由、云々、因之、會當へも、可爲其理候、此方之事者、如御存、南方へ無二申談候上、翻其意間敷候、猶子細使者、追々可申届候、恐々謹言、

八月廿四日　清顯

大内太郎左衛門殿(寄集)

史學界雜誌云、田村清顯の祖先にて、南北の爭亂にあたり、宮方たりしと傳へらるゝ輝定は、安積郡八丁目館に住し、そこに終焉したり。〔田村郡古蹟物語〕

高倉(タカクラ) 今山之井村の大字とす、日和田の北一里、五百川の南岸にて、安達郡界にのぞめり、古館山あり。

維新史料云、七月廿六日、三春藩降伏、因て直に本宮進軍、二本松攻撃手配之處、廿八日、白川街道より、本宮へ勢長の隊兵、勢甚猛烈、與敵致防戦候得共、終に破れ退散、諸士藩兵隊進撃仕、高倉驛に散火仕候。〇東永紀行、吾妻めぐり云、斯程に竹(?)とは思はじと、故齊定かに高くらの、東に見ゆる安積山、麓にありし山の井の、清水に影を映すにぞ、窶れ果たる我姿、昔大人の詠めにも、安積山かげさへ見ゆる山の井と、詠じ給ひし言の葉を、想ひ出ては優しくも、濁る水を淺くらん、檜皮(ヒハダ)の里を過行けば、心も融けの郡山。

奥羽永慶軍記、高倉の城主は、二本松の一門にて、滿田原氏の末葉、畠山近江守といふものなりしが、元來武略に名を得し兵にて、居城は纔の要害なれども、田村勢も攻あぐんで、そゞろに時を移しけり、高倉を打抜き、大難川を渡さんと、川岸に望む所を、城中の勢と、後詰の勢と、合て二千餘人追驅れば、田村の惣勢、阿武隈川に死する者夥し、天正十年三月　遂に敗軍となる。〇松藩捜古云、高倉近江が祖は、二本松の嫡統にて、修理大夫滿盛と稱す、其子德萬丸幼稚にて、弟治部少輔持泰を以て世嗣とす、德萬丸元服の後、修理大夫政泰と稱し、高倉に居住す、永祿の北に、高倉治部あり、法名玄峰松壽といひ、近江が父ならん。

相生集云、高倉近江が祖先なる畠山治部大輔政泰は、二本松の嫡統滿盛の子、滿泰の嫡孫也けれども、父早世して、叔父持重、本家を相續せし故、爰にうつり住したり、次郎滿國、治部少輔實詮、同晴賢、近江守氏詮まで爰に住す、二本松沒落のゝち、近江守遂に伊達家に降歸す、氏詮の子、德萬丸、後高倉五兵衛と改名して、津輕家に仕ふ、(今子孫あり)爰に於て、伊達家より富塚近江守、伊東肥前守、桑折攝津守を入置きたり、成實記にも見ゆ、

京都之儀、連々馳走之由、神妙候、仍召加供衆候、量忠可申候也、

十一月廿七日(天文廿一)　(義輝御判)

高倉治部少輔殿」

館基考云、高倉近江が、永祿二年、安名の偶あり、今高倉亭長岡分其が家に載す、年齒を以て推量するに、近江政賴か、父治部少輔氏詮か、其父晴賢かの内なり。〇野史、天正十三年、清顯遷大内氏、不克、月齋曰、我每戰不利、是以彼有會津二本松須賀川之強援也、如出彼不意、襲高倉、必有利、清顯從之、夜襲高倉、又不克。

御判形之内、羽石地角之様、御申成候、彼高寄御地候時分、御合片小、當に可彼手候間、彼指越候御書中、尤に致披露候、御挨拶之儀、彼書中可申理候、仍安積界中、近日御爭議、御目出度存候、南正月首、被御隙明候間、杉目邊迄御越候はゞ、其日之儀、可被聞召合候、諸事其時可申承候、恐々謹言、

正月晦日　伊肥　重信判

高近殿

追啓、德滿殿、來上旬に者、御還申請、洗澤に相返可申上候、御心易候、

天正十三年、高倉の北、本宮青田原合戰は、安達郡人取橋に合考すべし。

一帶清流五百川、高倉驛後本宮前、路傍試問爭戰處、指點取人橋畔田、　關　元龍

東山志(文化四年撰)云、高倉驛、山清寺あり、古城跡は、十餘町へて、三郡一帶城といひ、大道の東なり、天正十三年十一月七日、我貞山公、此地にて佐竹蘆名岩城白川石川の諸將と合戰あり、其時、佐竹蘆名の兵の押來れる路は、今の人取橋にはあらず、昔の橋跡は、大道の西の方、鬮山の打越に在り、此橋の北に小坂あり、伊達成實の陣場なり、貞山公の本陣は、會津道傍にして、本宮驛

入口の西なる高き岡なり、觀音堂あり

堀之内(ホリノウチ)　今、早稲原、前田澤と組合せ、喜久田村と改む。日和田、高倉の西にして、片平[illegible]の[illegible]なり。郡山より熱海、中山に向ふ道路にあたり、小[illegible]をなす、郡山より二里半。

(角津島)(隠津島神社)　堀之内の村名は、永享文書の中に見えず、角津島(カ)と云ふは、即其古名とす。成實日記には、天正十七年六月、片平氏は、安積堀之内に籠城の事見ゆ。[illegible]時武者村に、安積郡、式内隠津島(シ)神社は、今堀之内村に在りと云へ、されど、伊豆島村にも之を傳へし、又、安達郡へ入れる木幡村にも、本宮驛にも之を説き、且、隠にすべき調なし。相生集に、

松藩古誌考證曰、隠津所居、蓋別爲一區、界以津、故(カクツシ)後世改堀之内、堀者溝也、今有地名堀切者、隠津島、飯津島等、所以呼島者、其在日和田川與五百川之間、地形爲島故也、又安子島、皆可相證明也」云々、今按、堀内村、往古は隠津島村といふ、諸書同此、永享の頃の文書には、角津島と有り、こは隠日の初瀬とよみたる例あるによりて、かくともよみたらん。

早稲原(ワセハラ)(早原)　堀之内の東、日和田の西なり。永享文書に、安積北郷八村の中に、早原と舉ぐ、ワセは早熟米の故なれば早原とあるも、義相通ず。(和名抄、早稲、和世、要法、和世見萬葉集、下總國相馬郡、又萬葉集、謌花勢遠稲、寄水田歌早稲、皆同訓、新井氏曰、和世、波之爾之轉、凡事之始曰波、端訓波之、云々。

前田澤(マヘタサハ)　今喜久田村の大字にて、早稲原の北、五百川の南岸とす。成實日記に、伊達勢本宮に出でしに、佐竹蘆名等の敵は、前田澤南の原に野陣を懸け、高倉へ働く、云々、是也。然るに、永享文書に、北郷前田河と載す、河は必定澤の誤とす。

伊東祐長の二男、祐光の末流、本邑に住するを以て、前田澤氏と[illegible]、島田[illegible]下[illegible]しが、天正十六年五月[illegible]に[illegible]、佐竹に降り、高倉、前田澤、伊東[illegible]に伊東七郎[illegible]、前田澤[illegible]とあり、こは次郎[illegible]にて、又同村伊達勝[illegible]記には、伊東七郎左衛門尉[illegible]、前田[illegible]、前田に在住すとあり、[illegible]天正十一年の[illegible]川連署に、此前田澤の[illegible]に[illegible]へり、前田[illegible]。

安子島(アコガシマ)(阿子島)　今、早稲原、長橋と組合せ、丸守村と改む、堀之内の西北にして、日和田の西[illegible]、[illegible]里とす。[illegible]、安子島の北にて五百川を[illegible]、熱海にて本宮驛と相會し、中山の方へ[illegible]ふ。

白河古事考に云、伊達の侍か、葦名盛氏の幕下に屬せる始の事と見えて、伊達輝宗消息に、

御[illegible]令披見候、仍安子の島の地、[illegible]之由候、[illegible]爲一候、然[illegible]上者、安積中[illegible]下[illegible]、[illegible]候、[illegible]先立[illegible]御挨拶候間、不能[illegible]書候、[illegible]上候、恐々謹言、

八月八日　　輝宗

[illegible]

右[illegible]は、[illegible]の事たらんか、[illegible]、[illegible]田川[illegible]たり　應[illegible]十一年[illegible]に、[illegible]子[illegible]見え、安積伊東の一門の邑[illegible]、[illegible]るに、會津[illegible]の[illegible]なれるは、早く[illegible]の事とす　會津[illegible]云、文明十年、あこかしまの[illegible]陣、明[illegible]十年四月比なり、安子島の[illegible]、[illegible]わせ、會津[illegible]所より御立候、閏六月、本宮へ安子[illegible]しより御[illegible]やめん。

相生集云、安子島治部太輔[illegible]高は、[illegible]嫡子、伊藤大和守[illegible]、[illegible]後[illegible]、[illegible]右衛門大夫[illegible]は、二本松[illegible]國に[illegible]の身なりしが、[illegible]子息[illegible]村に[illegible]討死[illegible]ければ、[illegible]の下知を[illegible]し、[illegible]二の黑川方にて、安積、安達の邏、不殘政宗に下りしといへ共、[illegible]高は[illegible]に[illegible]して、安子[illegible]の[illegible]すると、[illegible]にみ[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]大[illegible]とあり。

今度[illegible]打[illegible]、[illegible]、何[illegible]之[illegible]分、[illegible]以に候、仍自[illegible]方、[illegible]其[illegible]、[illegible]々[illegible]、[illegible]連[illegible]、[illegible]、[illegible]退治、可[illegible]由候、就之、子合之[illegible]候間、[illegible]之内[illegible]候、[illegible]候、[illegible]勿[illegible]、[illegible]者[illegible]入[illegible]候、中略

十二月廿一日　　清　顯　判

安子島[illegible]殿（白河[illegible]古文書）

伊豆島(イツシマ)(飯津島)　今丸守村の大字にて、安子島の南、堀之内の西にて、共に對面原の中に在り、永享文書に、北郷岩倉、上飯津島、下飯津島、角津島など見え、岩倉は、今片平村の内に合せられ、飯津島(イヒツシマ)は即伊豆島なり。飯津とは、本[illegible]湯出の義にや、伊豆國の伊豆山の湯出に合考すべし。今は、此地に温泉なけれど、後世絶えたる例も、諸國に多し。又、延喜式、本郡飯豊別神ありて、飯豊はイヒデとも訓むべし。又、式内隠津島神と云ふも、此に牽合する[illegible]、隠津は飯津の[illegible]とする[illegible]、日本紀略、寛平九年、安達[illegible]神[illegible]云々と見ゆ、安達[illegible]神社を合考すべし。

松藩拾古云、伊豆島村、鹿島大明神の鰐口の銘に、

奉掛　[illegible]　上伊豆島村　藤原祐信

また、元和七年の棟札に、[illegible]八幡寺云々、と見ゆ○

相生集云、上伊豆島の館主伊藤[illegible]平左衛門、伊達記には、平左衛門とあり、[illegible]の字を脱したるなるべし、天正の末年にありし人とおもはる、本邑鹿島の鰐口「奉掛、享祿三年庚午、施主　上伊豆島村藤原親[illegible]之」とあり、この親[illegible]は、平左衛門と先[illegible]なるべしと、捜古にみゆ。

對面原(タイメン)(九守)　安積郡西北の曠野にして、今丸守(マルモリ)村と改めたる伊豆島、安子島より、堀之内、早稲原にわたる、東西一里半、南北一里。從前は、田宅散在せしが、近年疏水工事成り、大略開墾に歸したり

日本農史云、安積疏水こそ、故内務卿大久保利通の創意に出で、其役は、明治十一年、内務省土木局の直轄に[illegible]し、十五年十月に至て、工事を竣り、始めて水路を疏通し、[illegible]分の工事を[illegible]せしが、同年に至り、[illegible]せり、曾て原野たりしや、從來水利に乏しく、旱害の[illegible]は、毎に田畝を裂し、[illegible]の害を免かれざりしが、疏水の工事既に落成してより、大旱にも水量の[illegible]を[illegible]ることなく、灌漑の便に充足し、[illegible]、新墾、未墾の地、併せて五千[illegible]町歩を灌漑し、[illegible]の稻田、青々豐穰の狀を呈することとなれり。

安達郡

安達郡（アダチ）　安積郡、田村郡の北にして、逢隈川の兩邊に渉る。即、西安達、二本松、東安達、四本松（シホノマツ）の區分あり。今、面積四十一方里、人口十一萬、三町二十五村に分ち、二本松に治む。

本篇は、地形の便宜に相し、信夫郡の川俣、飯野等の十町村、信夫郡の松川、水原、金谷川の三村を、安達郡の下に移す。

安達郡は、延喜式頭注に「延喜六年正月、分安積郡、置安達郡」と見え、安積の北部を割きたる者とす。和名抄、安達郡安多知と注し、其郷名部に八郷を擧ぐれど、こは皆信夫郡の郷名にて、安積の割與する所に非ず、高山寺本に、安達の下に、郷名見えざるに從て、其錯簡を知るべし。蓋、安積郡の安達、小野、佐戸、三郷を割きて置かれしに似たり。又、其名目は阿多々らり、古今集の神樂歌に、早く阿多知と見ゆれば、一名兩唱なりしにや、安達太良山に合考すべし。

[illegible]、[illegible]、安達郡[illegible]、少輔[illegible]、石[illegible]
一[illegible]、安達、[illegible]安達[illegible]、[illegible]也、
中[illegible]には、安達[illegible]
[illegible]、[illegible]、安達[illegible]庄、
[illegible]庄、
右[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、
建武三年十二月廿六日　[illegible]
[illegible]文書」

足利氏の奥羽を平定するや、其[illegible]畠山、石[illegible]の二氏を本郡に置き、以て[illegible]を把せしむ、畠山氏、二本松に居り、石橋氏、四本松に居る。後、二本松郡、四本松郡の名稱あり、正保中に至り復舊すと云ふ

國郡沿革考云、安達は、足利氏の時、畠山、石橋二氏之を分領し、東西安達郡と稱し、又、西安達を二本松と云ひ、東安達を[illegible]と云ふ、[illegible]に至り舊に復す、木宮[illegible]、[illegible]氏文書に「[illegible]本村と、二本松郡本宮村と、[illegible]川[illegible]、[illegible]、元和[illegible]卯月廿二日、[illegible]門守幸和、[illegible]馬助[illegible]、判」二本松（ニホンマツ）の[illegible]郡[illegible]は、伊達家の[illegible]の[illegible]と云ふ者の中にも見えたり。

覺

苅田　伊達　信夫　二本松　[illegible]　田村　長井

右七ヶ所、御本領之事候之間、[illegible]中へ、[illegible]可宛行、進之候、

慶長五年八月廿二日　　家康　花押

大崎少將殿「[illegible]」

下、結城彈正少弼顯朝、可令早領知陸奧國田村庄關所、並出羽國小田島庄等、

右[illegible]、安達[illegible]等者、[illegible]行也者、早守先例、可致沙汰状如件、

文和元年十一月十七日　[illegible]〔白河文書〕

其に直屬といふは、今の川東に、東安達を稱す、中世には、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]なるが、[illegible]、[illegible]、[illegible]見えたり[illegible]、[illegible]いふものあり

中山（ナカヤマ）　[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]て、[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]の[illegible]一高なり、其北[illegible]、安達に[illegible]、[illegible]山に至るまで、山[illegible]す

中山こそ、[illegible]の門戸なれて、一方の要害とす。今[illegible]は、[illegible]、安積疏水と相[illegible]、[illegible]て之を通す、郡山より[illegible]、[illegible]に在り、八四軒の戊辰の役、仙道の東軍、連敗の後、會津人は、[illegible]黨口、中山口、母成口を守備せしに、八月十九日、本宮の官軍、中山、[illegible]を[illegible]、[illegible]に相する所ありて、[illegible]、中山を[illegible]、[illegible]を潜めて迂回母成峠に出で、遂に會津の藩境に入る、中山の[illegible]、[illegible]、安積疏水は、猪苗代湖の水を導きて、安積郡に至る、其西、[illegible]、大[illegible]、四十[illegible]、山田、牛庭等の諸原に灌漑し、以て稻田を[illegible]、明治十二年十月工を創む、[illegible]の高低、八百[illegible]、[illegible]、山腹を[illegible]し、潤水を[illegible]し、大[illegible]直下、百六十尺、牛庭に至るまで、長さ[illegible]萬[illegible]間、[illegible]功といふべし、成功の後は、幾萬石を生じ、幾萬人を養[illegible]に至らむ、其[illegible]に[illegible]可からず、古人曰く、一利を興すは一害を除くに若かずと、此等の事は、大利ありて小害なし、[illegible]、[illegible]村の小[illegible]、[illegible]以て[illegible]にて、古き[illegible]の由、猪苗代[illegible]より[illegible]も[illegible]たり、今公[illegible]に付

ての毒害なれば、相應の人數も待たるなるべし、然らば、中山の館を專にせしものは、即是ならんか、

此度各公に付、うしろめ半分、本所へ差添へ進候、さんくう甚右衛門屋敷、右馬允屋敷差添候、爲後日仍狀如件、

天正十六年戊子三月九日　　盛種判

小池近右衛門殿

重々奉公被申付候、東條兵庫介名代、所領共に、進置候、殊に堂目、池、須川野、小田之役相添遣置候、於末代不可相違、爲後仍證文如件、

天正十八年庚寅十二月十二日　　平盛種判
龜王丸判

小池近衛門殿

天正十七年、芦名氏亡び、十八年八月は、既に蒲生氏の領となる、然るに、同十二月、盛種の折紙あるは不審なり、盛種は猪苗代彈正が子なれ共、父と不和なれば、父に隨て伊達家に往かず、猪苗代邊に殘り止て、蒲生氏に仕へしものならんか、今按庚辰十二月ならん、

高玉（タカタマ）　今、中山、石筵、玉川をも合せて、高川村と改む。

（熱海）　高玉の驛舍のある處を熱海（アタミ）と云ひ、本宮より二里半、中山へ一里半、高倉川（五百川）の北岸なり、溫泉あり、鹽質熱九十度、車馬の便あるを以て、浴客多し、仙道の一名泉なり、

横川（ヨコカハ）は、又石筵川と云ひ、母成峠、安達太郎山の間より發し、南に下り、熱海の東にて、五百川へ入る、玉川村は、まさに其合會の地にあたる、〔維新史料云、八月十九日、會津進取之軍議一決、廿日官軍母成嶺を襲ふ、其前夜、官兵三百餘は、中山越の此方、横川と中所に、營と終夜篝を張り、賊軍を分たせ、其餘は玉之井村と中山へ一宿仕候。

蘆名家記云、天正十七年六月廿二日、伊達政宗、二本松高田を立て本宮に出陣す、爰に高田門太郎右衛門は、正宗へ降參せず、阿子が島の地頭へ、使者を以て申遣りけるも、阿子が島は返答にも不及して、早正宗へ降參す、夫故に同二十三日、正宗本宮を立玉ひて、苗代田に陣を取、同二十四日、正宗公も會津眞の門出なればとて、御馬を出されけるか、其勢一萬餘騎にて、高田門の小城なるを、十重に引つゝみ、男女六十餘人みな死す、高田閒は、元來二本松右京亮吉次が弟なれ共、高田閒の家督を繼げると也、其時正宗公仰けるは、當城を攻落し、軍のかど出吉とて悅び玉ひ、二本松へ歸陣有て、暫く陣をやすめ玉ふ、〔松藩捜古云、高玉に畠山氏の古塔あり、石面に刻銘西來意とあり、其下に法名を刻せし、一說、高玉畠山氏の祖は、玉井相應寺の緣起に、持清と云ふ人なりと。〔相生集云、高玉畠山の祖、彈正少弼家重にて、夫より彈正少弼政實、紀伊守政直、紀伊守村纖、法號淨圓〕紀伊守家繼、法名常秩、其子太郎左衛門常賴也、されども、家繼以來こゝに住たるにや、未詳、但、本邑の常圓寺は、常賴の父家繼の建立といへば、家繼もこゝに住したるは論なし、（奧相茶話）には「二本松沒落の頃、攝津といふ者を置かれたり」とみゆ、されども、太郎左衛門は、梅王沒落のゝちも、義を會津に比し、近隣皆伊達に下りしかども、いさゝかひるむ心なく、天正十七年五月五日、伊達勢を引受、いさぎよく戰て討死したる也、されば、其時までこゝに住したるを、夫より前、攝津の居るべきやうなし、こは、常賴が後に住せしを、梅王沒落のゝち、幾ほどもなければ、夫に混じたるか、高玉畠山氏の祖を、持清の弟家重、彈正とするいへど、實は、二本松の五代、持泰の弟なるべし、〔會津舊事考云、高玉館、里老傳にも、畠山太郎左衛門尉常賴、會津芦名催下、天正十七年籠城し、政宗に攻られて、五月四日落城すと、云々、按るに、常賴の父は、畠山紀伊守と云ひ、二本松義繼の一族たり、然るに、常賴は義繼生害の後、安積、安達のもの共、過半政宗に隨へども、常賴は、去年天正十六年三月末つかた、玉井表合戰の時、鐵炮にて打せ、其疵未愈えかね、進退自由ならずといへども、伊達勢を引受けて打死す、〔高玉に觀音堂あり、此所、土に雜く薄板の如くなる石器を出せり、里人掌ら取て、墨の代りに用けるよし、〔相生集〕。

高玉銀山（タカタマ）　地質は、第三紀層、及び石英粗面岩なり、厚薄數條の不規律なる鑛脈は、石英粗面岩中に胚胎せられ、恒走して北々西に傾斜せり、幅は五尺に達することあるも、其以下を普通とす、鑛石は石英にして、盤に接する所に粘土あり、常に多量の金分を含有せり、鑛石は輝銀鑛に屬し、純金を隨伴することあり、創業は、蓋慶長、寬文年間よりすと云ふ、明治十七年頃より、坑法改良の運に至れり、年額、約銀十五貫匁、〔地質圖說明書〕。

石筵（イシムシロ）　今、高川村の大字にて、熱海の北二里、尙二里にして母成峠に達す、此峽谷は、東に大名倉山、西に片倉山、北極は即安達太郎嶽なり、二本松、本宮より會津、猪苗代への捷徑は、山谷を橫斷して、石筵川の源地に出て、母成峠を踰ゆべし、之を石筵口と云ひ、中山口の北方凡四里にあたる（本宮より西北行、玉之井村を經て、母成峠へ凡六里、路甚險ならず、唯山野遼遠なるを見るのみ、安達太山の裾野と知るべし）

維新史料云、八月廿一日、曉七字より、官軍玉井を發し、石筵と中山の前方より、總勢を三ッに分ち、右は土州、長州人、伊達道と云ふ間道より進み、左は薩州、大垣兵無名の間道を經て、賊の背後に出んとし、中筋は長州、土州等と相進み候處、第一の砲臺は、長さ二町餘、高原の下に築立、恒に發砲候故、進で是を乘取り、第二の砲臺は、夫より十町位先方、左右兩方に構へ有之故、歩銃を諸方より散布して、大砲を要地數所に押出し、攻

掛り候處、賊徒俾時は數萬戰候得共、右を廻りて、長州、上州の人數も來會、攻立候處、賊徒終に大敗、數十の陣屋に火を放ち燒捨てたり、第三の臺場はボナイ峠の絶頂也、横二町位、關門二つ、左右竹虎落を結び有之候得共、攻入候處已に賊徒一人も無之逃失せ、大砲五挺、其外彈藥兵粮分捕仕候、然に日暮に及候故、其夜は峠に野營仕候」

母成峠（ボナリ） 又方吹、吹鳴、保内（ボナイ）にもつくる、別名中軍山（チユウグン）とぞ。或は勝軍に作る。安達太郎嶽の南の尾山にして、安達、耶麻の郡界を劃す。西に降れば、石莚村大原と云ひ、猪苗代町の東北三里、高川の上なる山家とす（○續國史略云、戊辰八月廿日、官軍發本宮、廿一日、破棄石筵、一三關、會人不支而走、多遺於道、官軍追兵、至之酸河野、二十二日、至猪苗代、不見一人、會人走戸口（トノクチ）、將撤石橋沮官軍、官軍追擊太急、會人棄橋走）大鳥兵南紀行云、會津の邊境を守らんがため、八月三日、初めて石莚山に登る、山上に陣小屋を造り、胸壁も相應に築立あり、會兵、二本松、仙臺兵詰め居り、猪苗代田中源之進、總守兵の號令を爲せり、山々の形勢、胸壁の數を一巡見せしに、石筵山は總名にて、數箇相連り、山勢廣遠、恰も二本松城の上に臨めり、防禦すべき筋は、南北に亘りて長き大抵三里餘もあり、見渡す限樹林なく、唯野草茫々として、何處も行くべし、但南北より[illegible]南に堤谷ありて、容易に渡りがたし、之を[illegible]と曰ふ、東方に出て南に近きものを萩岡と曰ひ、[illegible]あり、中央に中軍（チユウグン）山あり、其傍に勝沼への道あり、最北に當り高く聳ゆるを硫黄岳と曰ふ、其麓に接する處に[illegible]と名く、凡、會津周圍の入口、二十一道あり、何れも險阻にして、守るに便なり、但此一口は、[illegible]として、山[illegible]を以て、防ぐには甚難法なり、往昔、[illegible]、[illegible]より攻入りて、會津を亡したりと云々、今又此に敵を防ぐ、其兵數を問

(中軍山)

ふに、五百人程なりと云ふ、たとへ精兵にても二千人以下にては覺束なし、我步兵二大隊を合せて、漸く七百人なり、後五日頃にもありしか、二本松を夜襲せんと謀り、總人員四百人許にて、夕方石莚を起ちしも、山路に迷ひ、終夜山中に徘徊し、曉天に引返せり、二本松近傍の形勢を探索せしに、官軍方にては、長驅して仙臺に入る說と、直に石莚口[illegible]に迫りて會津を討つ說と、兩樣ありと風聞せり、廿日、軍を山入村に進め、將に二本松城を犯さんとす。然るに、午時頃、二本松の官軍、已に進來りしにより、我步兵中堅となり、仙兵并に會兵を右翼に備て、二本松兵を左翼に備て、傳習隊は正面に向ひ、奮進敵を逐ふこと十町餘に及びしに、豈に料らんや、兩翼の兵、格別の力戰に及ばず、山腹に引揚げしを以て、敵我兩翼を奪ひて山に登り、却て正面の兵の後より、打かゝる樣になりたる故、傳習隊大に驚き山へ引揚げ、敵を逐ひ下さんとて引退きたれば、正面の敵又進み來り挾み擊たれば、大苦戰、多くの兵士亡ひ、辛うじて石莚山に歸陣す、二十一日、早曉賊又來攻す、兩道に分れ、一は南方の谷間より進み、一方は北方にある山上に迫れり、田中は中軍山に在り、大鳥は大隊并に二本松の兵を帥ひて、勝岩の上に登り、北方の敵に當れり、我に胸壁あり、彼には無ければ、勿論防ぐに便なり、四つ半頃にもありけるか、南方の砲聲衰へ、萩岡に火燃上れり、敵は我が火の烈しきによりて、胸壁に近づく能はず、勝岩より下に出り南方へ進む、中軍山の邊の砲聲さかんなり、八時前なる頃、敵早中軍山より近き山上に來り發砲せり、於是、大鳥又[illegible]門の傍に下り、敗兵を集め、此にも堅固の胸壁あれば、今一防戰と指揮する內、何者の所業にや、本營の陣屋へ火をかけたり、實に此日敗れなば、會津の滅亡目なにあり、今一奮發と怒罵叱咤すれども、必死の兵乏しく、敵は次第に迫りける故、胸壁に留まるもの予

(大鳥)を合して僅に數人のみ、間もなく敵群り重り、彈丸雨よりも甚しく、手段もなければ山を下り、木地小屋の方へ遁れしに、前路なる林中に、敵早くも間道より援來り潜匿し、不意に狙擊す、辛うじて此を遁れ、沼尻道の方に出でしに、敵已に木地小屋へ入り込み放火すると見えたり、云々。

館基考云、觀應六年、畠山國氏の郎等、箕輪左衛門貞氏と云ふもの、國氏の嫡大石丸を伴ひ、會津に遁る、即、吹鳴（フナリ）山を越え、馬頭觀音堂（ドウ）と云處に隱れ居たり。

(吹鳴山)

五百川（ゴヒヤク イホ）

(高倉川)

今、高倉川ともいふ。水源二あり、一は中山峠に發し、一は石筵の奧、安達太郎嶽に出て、横川と云ふ、相合して、高倉（安積郡）と仁井田（安達郡）の間に至り、逢隈川に歸す。石筵の奧より溯らば、凡七里。古訓は、イホにて、もと硫黄（ユワウ）の訛なるべし。安達太郎嶽には、古來硫黄を採り、今に硫黄山の名あり、支峰沼尻山（耶麻郡に屬す）には、酸性熱泉あり。

和名抄、硫黄、由乃阿和、俗云由王（○續紀、和銅六年、令陸奥國、獻石硫黄、白石英、雲母。）

五百川凶徒對治事、先度被仰候、方々余黨、馳集之間、伊達庄司催、遂合戰之最中也、相催一族、急可令馳向給之由、鎭守大將軍御事候也、仍執達如件

延元二年四月九日　軍監有實奉

大藏少輔殿〔白河結城文書〕

伊達行朝勲功記云、五百川は、今高倉驛の傍を流るゝに因て、高倉川ともいふ、大舘義鳴の相生集、五百川の條に「里俗の傳に、昔、陸奧守に任じて下れる人、京より出羽まで、大川小川の數をこめて下りたるに、此川、京より五百番に當りし故の名なり、といへり、義鳴、思ふに、此川は、わきて棲魚の多ければ、魚川と名付けしを、五百川と假名にしたるより、附會の說も起りしなるべし」又、安達郡、荒井村 五百川の北の字に、五百川

とありて、「よかは一」調ぜり「いはかは」の約ならん、五百川の凶名、何人なるか、詳ならず。

苗代田（ナハシロダ）　今、岩根村と改め、羽瀬石（ハセイシ）、下樋、關下（セキシタ）なども合す。高玉の東、本宮驛に至る中間にして、五百川の北岸なり、相接して荒井村あり。

成實日記云、天正十五年、安積表は先御無事分にて候、苗代田、大田、荒井、三ヶ所は私領行に候、數境近候へとも、御無事に候間、何も百姓どもを返し、在付候、苗代田は、岡子島當主の數境に近候間、古城へ百姓共を集、指置候處に、天正十六年二月十二日、片平、岡子島、高玉、三ヶ所の人數を以、大内備前、苗代田へ未明に押懸、古城に居候百姓共、百人許相果候、木内主水と申者、物主に指置候を切腹致させ、於大申され候間、大田、荒井の者とも、本玉の事へ引籠候。大内備前は、當時會津の客將なり）

羽瀬石（ハセイシ）　今、岩根村の大字とす。相生集云、觀應年中の宗久紀行に、山田の淸還の里より立出で、一遠き野べを過とて、其名を問へば、是なん走井といふ、道人もなく、遙なる道に、山だちなと出て、人をおやまつる多ければ、旅人も早々ゆかん事のみ急ぎ走る、故にいひつけたりとかや聞はべりし」と見り、さて、宗久こゝより信夫のかなたに出たりと見ゆるに、走井（ハセヰ）はいづこの地にや、思ふに走井をはせ井ともよみ、夫より又、しなそへたるにて、則今の羽瀬石にはあらざるか。

荒井（アラヰ）（走井、）　今岩根村の大字とす。積達館基考云、石矢倉に岡子島開城の節、石川彌平は、治部、木工允へも故明罪にそろ間、荒井を見送りそらへば、木工允、彌平に申そろは、我々命二つ持そろて、今日一つ治部へ奥そらへとも、治部云甲斐なき故、罷歸りそろ、高玉にも明日は御一戰あるべくそろ間、太郎左衛門へ一命奥れ可申そろ、我々手並其刻見せ可申と申そろ由、去とては、武士の申様かなど、[illegible]荒井は、元國分氏にて、高倉近江が家老、[illegible]荒井[illegible]備は、[illegible]國分氏の家臣也、[illegible]木工允は常陸として、[illegible]高倉の[illegible]、[illegible]分村大に[illegible]にあり、[illegible]分は相馬孫[illegible]、下野守の分限、文治五年、[illegible]衡征伐の時、[illegible]功有、[illegible]郡を賜ひ、數代領せしが、小五郎忠[illegible]時に至て、[illegible]地を失ひ、二本松に來て、畠山[illegible]に仕へ、其[illegible]、高倉に移りし[illegible]、[illegible]に[illegible]、其[illegible]高倉に[illegible]、阿久津[illegible]に[illegible]し、と[illegible]たり

仁井田（ニヰダ）　今、仁井田村と云ふ、岩根の東にて、國道、日和田と本宮の中間にて、五百川は、仁井田の南を過ぎ、直に[illegible]に歸す、又新田につくれり。
積達館基考云、仁井田右衛門四郎とは、荒井木工允の弟にて、高倉國分氏の分家なり。

青田（アヲタ）（太田）　今、青田村と云ひ、仁井田、荒井の北にして、本宮驛の西南に[illegible]、岩根、荒井、長之井の諸村と共に、大名倉山の麓とす、伊達氏實記に太田（オホタ）とあるも、この青田に外ならず、西嶺は即大名倉なり
相生集云、[illegible]仁十三年、青田村の日記に、清水の[illegible]筋なる、石[illegible]かけおふる[illegible]、古石[illegible]に[illegible]、有[illegible]しな見出たり、[illegible]「石[illegible]年七月」と有りけり、[illegible]それたり、此石ふみ、日記にの道筋にあり[illegible]、かの清水は岩中よりわき出るなれば、是れもあやふべくもあらず、古への安積の石井ならんといひけり、[illegible]、此村南を見るに、（今、本宮驛の上方八町に建たる是なり）額に梵字ありきたるものあり、おもふに、これ石井の印にはあらで、何人か、死者のために立てたるにて「右者爲何々」と有りたるが、磨滅して上の四字のみ殘りしならん。

人取橋（ヒトトリバシ）　青田村の一地にて、天正十三年十月の古戰場とす。
野史云、天正十三年十一月、佐竹義重、會諸部兵、與伊達政宗于人取橋、進有背[illegible]、[illegible]常陸江戸重通、岡見[illegible]相[illegible]其[illegible]、[illegible]去、[illegible]

成實記云、天正十三年十月十六日、[illegible]、[illegible]押[illegible]候間、高倉に[illegible]候衆、本宮に[illegible]人數[illegible]、是より出[illegible]押[illegible]候處に、岩城衆人[illegible]押[illegible]、小日へ被追へ、[illegible]十人[illegible]討取候、敵[illegible]多候故、前田澤へ押候人數は、觀音堂より出候衆と[illegible]、荒井を押候人數は、山之下の我等と合戰仕候、我等備の向に、少高山之候へ[illegible]上[illegible]、馬上六七十騎、足[illegible]五[illegible]計にて、本宮[illegible]方[illegible]高倉の方へ[illegible]候、[illegible]大人數[illegible]候、敵とは不[illegible]へとも、[illegible]味方とも[illegible]に見え、其間一町[illegible]申間、不[illegible]に存候へば、[illegible]鐵炮一つうち申候、押は[illegible]に[illegible]、[illegible]、山の上より一[illegible]候、小旗なさせ」と呼候、觀音堂より出入人數、太田（オホタ）の原へ備候處へ、敵[illegible]、[illegible]不成、觀音堂を被追下、御[illegible]、[illegible]人打死、伊達元安、原田左馬助、片倉小十郎防戰候間、大[illegible]之候、我等備は、左は大門にて、七町餘敵の後に成候、我等十八歲にて、何の見[illegible]之候へ共、[illegible]にて討死、[illegible]不崩處に、敵[illegible]山の下[illegible]候間、我等人數[illegible]、[illegible]候處に、伊達[illegible]、[illegible]功[illegible]、眞先に乘入、山の南へ十五町計、[illegible]追付候處に、[illegible]橋にて返し、又味方やまへ被追上、郡[illegible]大[illegible]、敵の眞中へ乘入、敵除口に成、又橋本[illegible]追下候、[illegible]に觀音堂も物別仕候間、此間の敵も引上候、其後、敵觀音堂へ備を立、高倉海道、川切に備を直し候間、一戰可有之かと存候處に、政宗公御備五六町程隔り候故か、無何事被打上候、

古の人取橋は、今の驛路にあらず、少西にて、前田澤關下より觀音堂に到る小徑、今ものこる、即それなりとか。又、觀音堂も、今は驛路の邊なれど、古路は彼關下より來りしなれば、青田在家の高處にありし、と

説くものあり。

大名倉山（オナクラ） 安達嶺の支峰にして、岩根、荒井の北、本宮、青田の西にあたり、秀抜の峯巒なり。七峰並立の説あれば、七座（ナナクラ）の義かと疑はるるも、又宇奈己呂の神名あり

相生集云、青田村の七峰は、北斗七星の位置に似たり、桂海虞衡志に「棲霞洞、在七星山、七星山者、七峰位置如北斗、又一小峰在傍、日輔星」云々に想合すべし、山下の野を七峰原といふ、猶山野の事を故老にきくに、名倉山に七峰つらなれり、故に七倉とは云へるなり。又云、元禄年中、藩士、君命によりて名倉山にて鶴を打たるに、其足に金の札あり、札の面には頼の字を遺す、外は磨滅して見えざりしとぞ、さて其鶴を埋めし處也とて、名倉山の上に塚ありて、一株の杉を標とす、頼朝公の鶴を放たれし事、人口に在りつれども、東鑑抔に見えざれば、年頃うたがひおもひしに、本朝食鑑に「源二品、放鶴、亦曾五六百年、來往于駿遠之田澤、觀之者謂、翼間有金札、記年號支干云」

安達郷（アダチ／アダタ） 和名抄、安積郡安達郷。刊本には之を脱したりと雖、延喜式に安達の驛名を載せ、又、高山寺本に、安積郡安達郷の次、安達郡とのみ擧げて、其郷名を佚せず。蓋、郷名安達を冠して、郡名安達を建てしならん、因りて、今、意を以て之を補正す、本宮の南北、岩根、玉之井より杉田の邊まで、皆本郷内ならん。

安達は、郡名にアダチとよめど、山名にはアダタと云へば、古調はまさしくアダタたるべし、安達嶺に合考すべし。

本宮（モトミヤ） 今、本宮町、人口七千、仙道の一名邑にして、西に大名倉山を負ひ、東に逢隈川を帶ぶ。鐵道、郡山と二本松（六哩）の中間驛とす。驛路は中山口を以て會津に通し、逢隈川を渡り三春に達し、四達の街とす。

（安達太良川）

本宮驛、高氏枕流亭、早起、　高陽

長興瀝空檻、風光獨此亭、一川含晴靜、孤樹吐山青、野渡人稀少、林棲鳥共停、滄洲自若意、不必喚鷗零、

本宮とは、此に安達々良の神を祭れる祠堂のあるに據りて、其名の出しならんか、又、安達郷の親里にして、延喜式に安達驛と云ふも、蓋是、郡山、湯日、油井の中間なれば、即此地とす。驛中の水流に、今も安達太良川の名を遺す、白河文書に、奥國中、安達西根、本宮合戰の事見ゆ、西根（ニシネ）とは、安達々良嶺の別名にて、又地方の汎名とす。

關城繹史云、貞和四年四月、大將軍源顯信、率白河等兵、攻安達郡西根本宮等賊城、拔之、〔白河文書〕

相生集云、本宮は、天正、慶長の間に遷轉す、弓矢巻〔成實記〕に「本宮、其頃は、只今の町は畠にて、家一つもなく、小川流れ候處を、やらいにて、内町計りを人居申候」と有り、此弓矢巻は、慶長五年にて筆を斷たるに「只今の町は、其頃畑にて」と有を思へば、天正の末より慶長五年までの内に、人家は繁殖せるなるべし、勿論、南町は、慶長十三年に開きしといへば、弓矢巻「只今の町」とあるは、北町なるへし、されども、久安の昔は本目（ホンモク）村といひ、文安以前、畠山滿泰が鹿子田館を築て住しを、本宮殿と稱せしといふ説あれば、其頃既にさるべき村落有りしこと著し、かゝれば、弓矢巻疑ふべきに似たれども、彼書は成實の日記なれば亦すてかたし、こは、北町の舊地は異處なりしより、かく齟齬する事の出來しにやと思ひ直して、此頃町神の司祝鈴木廣精して、古老の傳を求めしむるに、古の官道は、今の南町の西にて、其地に反町、鐵砲町抔いふ名有り、北町も今の大町、荒町邊は、後世開きしといひ傳ふるよし、是にて已れが疑もやゝはれたり、又、弓矢巻「小川流れ候處を」云々、此川は今の安達（アダタ）太良川にて、實に、今の大町、荒町は、其頃畑にて有りしならん、さて、内町計りとあるは、明神山の麓より、新町の間にて、諸郷は爰にありて、反町、鐵砲町などいふは、則市家ありし處なるべし、南町の記に「小沼伊賀、慶長九年十月、本宮のふた町へ引移申候」とありて、ふた町とは、大町と新町とを合せたる名なりしにや、よくたつぬべし、また、南町記、慶長九年、伊賀が政宗に謁見せし時に「伊賀申上候は、只今の居屋敷は、地狹にて取續け可申樣無御座候、もし然るべき町立可申候はゝ、此町頭に赤坂と申可然地御座候よし申上候處、案内可申よしにて、伊賀を被召連、彼地一々御見分被成、彌此處町割可仕旨被仰下、三貫文に二百文被下置候なり、誰某八人の外六十一人、右の代物割府にて御渡し、急々に取掛候得は、慶長十三戊申年十月六日に、身請町、中町、横町と名付、三町割作事等不殘出來、移住仕候」と有り、此時すでに反町鐵砲町なとは廢荒せし故、此荒町も開きしなるへし、東國旅行談、杉田驛の條に「土地高き處にて、本宮宿を目の下に見おろすなり、此處の俚唄に、處からには杉田の森館、花の本宮を目の下に、かやうに唄ひながすなり、此花の本宮といふこそ理なれ、此宿の家作風流は筆に盡しかたし、家々に留女といふて、遊女に似たるものあつて、すべてのこと美麗なり」とあり、此冊子は天明七年の作なるに、其頃はかくありしにや

本宮城址（モトミヤ） 三址あり、一は明神山の背後、一は安宿山、一は大黒山にて、氏江、遊佐、鹿子（カコ）田、三家の壘にて、皆二本松の藩屏たり。鹿子館〔近世に宿驛の後の山なり〕、主人大黒山とも云ふ〔鹿子田左衛門佐賢を、鹿子田氏は、二本松畠山の一門にして、寛永、永享年の比、探題滿泰が庶兄滿詮（法名は□□）此に築き住せしかば、本宮舘と稱す、夫より右衛門佐、武藏守貞盛、武藏守村元、左衛門佐家綱、和泉守明□、備後守□□、天正十三年十月、義繼と同じく討死す〕右衛門佐家臣まで爰に住す、

さて、かく右衛門佐といふ者二人あれ共、右衛門佐總胤は、鬼神の如くに呼れたる國胤の男にて、武勇謀略父におとらず、梅王沒落のゝちは、會津方に屬し、伊達勢をしば〻なやましたる程のものなれば、其名人の耳底に殘りて、今の世にも、獨、右衛門佐か住せし所と、普通には心得るなるべし。〔相生集〕〇天正十三年、九月十月の比、佐竹、蘆名、白河、石川、岩城の同盟軍、安積表へ出陣にあたり、伊達政宗、岩角（イハツ）より河を渡り、本宮城（二本松畠山氏の一族之に居る）へ入り、高倉川に對陣の事、諸書に見ゆ。又戊辰の役には、七月廿七日、官軍長驅、三春より本宮驛に入り、二本松城を陷れ、以て會津、仙臺の連絡を絕つ

維新史料云、七月廿七日、三春より進兵、大隈川を隔て打合、船を奪取り、（一書云、土州隊長美正貫一郎戰死）本宮驛乘取り、賊兵二百人退散、廿八日、朝第七字、賊兵一千人襲來り、郡山街道、會津口等、諸路苦戰の末、遂に追拂、土州隊長山地忠七、谷神兵衛手負致候。

本宮觀音堂（モトミヤ）

驛南に在り。境内に笠塔婆（小石碑）一基あり、文字銷滅す、或は云ふ、正和三年云々と、徵に認むべしと。觀音堂の南は、青田原、人取橋の陣址也。〇成實記云、天正十三年十月、佐竹義重公、會津義廣公、岩城常隆公、石川昭光公、白川義近公被仰合、須賀川へ御出馬被成、安積表、伊達御奉公の城々御責被成、やがて、前田澤南の原に、敵野陣を懸候、定て高倉へ働に可在之由申來候に附、政宗公も岩津野より本宮へ御移被成候、其比は、唯今の町場、はたにて、一人も人居なく、小川流候所を、やらいにて、内町計人居候、高倉への可爲働由申に附、本宮の人數は、觀音堂へ打上、見合次第に、高倉へ助合べく候、大田の原に備て立候と、被仰候。〇相生集云、本宮觀音堂は、大永五年、普海比丘、尊像を柳澤に得て、青田村三本と云ふ地に堂を起て、後今の地にうつす、〔古籍辨、大槻記、遊覽志、村誌〕然るに、南町記に、慶長十三年、北町より此堂を移すとあるは、疑ふべし、別當花藏院（天台宗）は驛中に在り、さて、青田の觀音堂は、人取橋合戰の時の陣所にて、成實記にも見ゆなれば、北町より移せるに非ず。

(宇奈己呂祠)　(甑祠社)

安達太良神社（アダタラ）

今、本宮驛菅山に在りて、安達嶺三所明神とて、一郡の總社也、又甑（コシキ）明神といふ。延喜式、安積郡の名神大社、宇奈己呂和氣神、蓋是なり。宇奈己呂は、後世降名にのみ遺り、樹背の山を大名倉（オホクラ）と訛る、即、安達嶺の東南の尾なる小峯なり

近世、式内宇奈己呂和氣神を、安積八幡に擬する說ありしかど、是れ、彼の社が、安積伊東氏、三鄕三十村の總鎭守なるを以て、式の名神大に引きくらべんと試みしに出でたるにて、別に明徵の在るなし。

又、其安達太良の名によりて考ふるに、日本紀略、寛平九年九月の條に、

授陸奧國安達嶺禰宜大刀自神　安達嶺飯津賣神並正五位上、湯日温泉神正五位下、

とあるも、亦昔此山中の事とす。而て、之を、延喜式、安積郡三座、大一小二

宇奈己呂和氣神社（名神大）　飯豐和氣神社
隱津島神社

とあるに照らすに、飯豐別社は兩書に併載せらるれど、他の五社は相渉る所なし。松藩搜古は、飯豐別を、今の安達嶺甑明神に擬し、湯日神をば油井村に現存すと云へり。されば、飯豐とは湯出の訛にて、之をイヒトヨと訓むべからず、（隱津島（カクツシマ）神は堀内に在り）名神大の社は、其名に負へる本宮の神歟、即、此宮は宇奈己呂和氣神なるべきことも、想定せらるるが、安達嶺の三神とて、別に山中に禰宜大刀自、飯津賣の二祠ありけるを、本宮にも之を招請し、三所の俗稱も起りけむ。而も、畢竟するに、宇奈己呂は名神大社なれば、安達嶺三所の本宮（モトミヤ）と呼ばれ、後、却て宇奈己呂の名を失へし者とす。尙考、飯津賣とは、永田村の深堀の湯の神なとにや、禰宜大刀自は知れず、玉之井村杉田村などに尋ぬべし、或は得る所あらん。案に、玉之井の降居（オリヰ）御前（ゴゼン）祠と云ふは、女神の下降の義を含み、禰宜大刀自にあたるかと疑はる　此降居御前を、鹽澤村田地か岡の安達太良社（甑明神）には、機織御前と云ふ　俗說、安達太良神を、畠山小太郎高國と誤り、御前をば其妻女とものゝ語れるにも想及すべし。甑とは、此山の噴火口上、熱湯湧出の穗に名つく

(日本)

地理志料云、宇奈己呂別社、山緒書曰、三社舊在安達太良山上、曰船明神、矢筈明神、劔山明神、後遷本宮驛菅山下。

相生集云、本宮の甑明神、往古あたたら山に垂跡、久安年中、菅森にうつして、安達一郡の鎭守とす、此時本日（ホンモク）村をあらためて、本宮と號す、是一郡の本宮なれば也、さて、かばかりの舊社也しを、天和三年、二本松の熊野神官、鈴木安藝守「嶽山に座すは安達太郎明神、此祭神はあたたら明神とて、もとより別神也、さるを一郡の鎭守とすべきやうなし」と論難したるが、公事となりしに、遂に安達郡の社連頭の職を奪はれしといへり、されど、元祿の書上には、猶安達郡惣鎭守とみえたれば、ふつにすてしにはあらず、寶德年中、畠山持清再興す、鹿子田の家紋菖を附しは此故也とぞ、例祭九月十九日にて、神輿渡御す、山鳥の神秘、崩弓の神事といふがあり　〇享和元年撰、東山志云、本宮、安士多良明神は、もと二本松當より、玉井松音寺へ勸請し、其後當所へ移し祭る、今玉井には藥師佛を安置すとか。

玉井（タマノヰ）

今、玉之井村と云ふ、本宮の西一里半、大名倉山の北なる高原に在り（伊達成實日記に、玉之井城

（降居泉）

見ゆ）本宮より安達嶽、拇成峠へ登らんには、此地を經由す。寒泉あり、降居（ヲリヰ）清水といふ。（本宮甌神社合考）。
玉井田有銚子飛泉　其發于安達多良山、至此有岩、岩凹如銚、以吐其瀑水、（其瀑之所以取名也）瀑水直下數仞、雨岸猗巌、崎岩崔起、水觸而激、左裂右剪、如曝數幅之帛、瀑之奇觀、郡内無比之者云　更名猿岩、未知何謂。（相生集云、本多廣治が考に、昔采女がよみたるあさか山は、安積郡玉井村なる大名倉と云ふ山にはあらざるか、今は郡もたかへつれど、「延喜六年、割安積郡、置安達郡」と見ゆれば、萬葉の歌にさはりなし、此山、あだし村山にひとりはなれて、形もいとよき山なり、又麓におりゐ御所と申て、姫君ないはひまつれる、ちいさき宮しろおはせり、やがて其あたりにおりゐの清水と云ふもあり、ほともなき山清水なれども、名もしれしざる魚の、常は水底にかくれて、一村の中にあしきことあらんときは、うかび出て人のみると云ふ、くすしき清水なり、御前は彼ハ采女の神靈をまつりしにあらじや、おりゐと云ふ名も、前の采女と云ふによしある言葉なり、源氏物語に「其頃、齋院もおりゐたまひて」云々と見ゆ、是れは、加茂の大神の御仕を、しぞきたまふをいひ、采女の大内をまかれるも、心は同しかるべし。
相生集云、天正十三年三月、田村清顯、安積表へ出張し、高倉城下迄押よせられしかば、高倉加勢のため、兼而二本松より、玉井城に太田主膳、同采女といへる大剛ののを籠られ、ともに手たれの强兵にて、天正十六年三月、高玉太郎左衛門とともに、伊達勢と激戰せし事、ものに見えたり、さて、舘基考に、玉泉寺由緒に「往古、玉井城主大河内日向守、至德年中開基」といふをもつてみれば、其日向守は、天正よりは百八九十年以前の人也、其子孫も日向守と稱せしにやいぶかし、扨、畠山沒落以後は、伊達成實の持也とあり。（維新史料云、八月廿日、會津領内へ打入とし、進發、早天に玉の井村迄に軍す、賊は山に據り且營塀を嚴にし、三四百の兵を以て之を守る、先つ擊て之を散し、翌日早天、兵を二道に分ち、薩長土の兵は保内（ナイ）峠に向ひ、一手は石筵の嶮を越え、保内峠の後を絕ち、一擧して關門を奪ひ、若松城に迫るの計策なり、云々。

相應寺（サウオウ）　松藩搜古云、玉之井村相應寺の古碑、高さ三尺餘、廣二尺餘、「相應寺、嘉元三年乙巳、閏七月八日、本願法華經一部、粮五石、右願者、爲天長地久、御願圓滿也、旦那妙圓敬白」、この妙圓の左傍に、平太郎と刻するは、後世の追記なり、本寺緣起に曰く「大同二年、德一國師、此寺を眉嶽に建立し、後、寶德四年壬申、大旦那、源朝臣持淸、權律師長晴に命して、龜山里に移さしめ、永祿三年庚申、寶鑁密師、更に玉井里に移す」云々、眉嶽とは、即安達々良嶺の内にて、龜山里は今玉井村の内と爲る、德一は會津磐梯山惠日寺の開基にて、今も彼寺と相應寺は、相互に好を通し、緣起も取替せて所持すと、さて、此寺龜山より移せしと云を怪むべし、今の境内に、嘉元三年の碑あり、但し、寶德四年に、寺とともに碑石をも移せしか、持淸は畠山六郎と稱し、畠山高國の兄、民部少輔貞國より四代の孫なり、安達郡に下向せしとは聞かざれども、高國が緣によつて檀越たりしにや、不審。（相生集云、安達絅に、相應寺藥師の背後に、義淸の二字を彫刻すと云へり、按ふに、義淸は高國の弟、貞國の玄孫にて、信濃陸奧を歷任し、其子淸貞は、應永十六年に卒す、時代は詳ならねど、持淸とは從兄弟の間とす、されど、義淸も、持淸も、來住の事、他に證跡なし。

安達太良山（アダタラ）　或は安達太郎に作り、アダチタラウ山と呼ぶは、後世の訛のみ、古名に非ず。本宮の西北、二本松の正西なる大嶽にして、西根とも云ふ。信夫郡の吾妻山、會津（耶麻郡）の磐梯山と相並立して、鼎足の觀あり、殊に、吾妻山は、土湯峠の山脉を以て、本山と連接し、相去る四里許。古書には、安達嶺に作り、一名山とす。（此山峯は、吾妻磐梯に比すれば、最卑小なれど、千四百二十米突の標高ありて、主峰を甌岡神（コシオカ）、或は船明神と呼び、噴火吐氣の傳說を遺し、峰の半腹には耶麻郡沼尻硫黃坑あり、故に硫黃山（イワウ）とも呼ばる、五百川を合考すべし　方俗、或は一本松嶽、また西嶽といふ。

（安達嶺）　（二本松嶽）　（安達山）

安太多良の嶺に臥す鹿（シシ）のありつつもあれば射たらむれとなさりそね、〔萬葉集、陸奧國歌〕

忠文が、陸奧の將軍になりて降りける時、それが男なりける人を、□の命婦しのびて相語らひけり、命婦やまもゝをやりたりければ、

陸奧のあたちの山もろともに越えばわかれのかなしからじを、〔大和物語〕

雲かゝるあたちの山を雁かねの霧にまとはていかにきつらん、〔夫木〕

安太多良の良は、語勢につけて副はりしにて、原名はアタタなり、故に安達の文字をも假りたり、之をアダチと訓むは、後の訛に外ならず。日本紀略、寬平九年、陸奧坐飯豐別神、安達嶺禰宜大刀自神、安達嶺飯津賣神授位の事見え、其飯豐（イヒデ）別神は、即今も甌明（コンヤ）神と云ひ、嶺上の噴火吐氣の形狀、甑釜に似たるに、思ひ寄せられし神號なるべし。從ひて、古人が、安達嶺の別名を、飯豐の山ともいひけるを、想ふべし。寬平九年の文に、陸奧坐飯豐別と云ひ、安達嶺と書されざれしは、當時陸奧飯豐とのみ呼びて、やがて安積郡安達嶺の別名と理解せられしにやあらん。又、山の東北に熱泉噴出す、之を嶽の湯と呼び、文政中、一旦崩壞せしが、後、山下の地に導き、新浴場を開く、今の永田村深堀溫泉是也。舊史に、安達嶺

（安達太郎）

飯津賣神と云へるは、此嶽泉の靈を祭れるならん、能因歌枕に、
あたたられ、有神峰なり、
と注せるも、是等の靈驗をいへるなり。〇相生集云、安達多良嶺は、府西なれば、西嶺とも云へり、抑、此山諸村に跨がりて、遠く會津領に屏隨し、郷隣の高山なり、日の極めて晴れたらん折は、尾上より富士山見ゆると云へり、澤元愷が(漫遊文草)「白河以東、連日所仰、阿達多羅山、今過其下、雪色束發」北山が(粟薜集序)「山勢屹然、高聳雲外」と書したるは、空ことにあらず、日本武尊、此山にのぼりまし、嗚呼可惜と宣しよりの名なるべし。〇山崎氏地誌云、安達太郎火山は、近時久しく其噴火を發せざりしが、明治三十二年に至り、活動の勢を示し、十一月、十二月の交、黒煙を吐き、岩片灰砂の降下あり、鳴動止まず、翌年七月十七日、沼尻山の大爆を見たり、（此山を西方耶麻郡にて、沼尻と呼ぶ、彼條を合考すべし）火口址は、西方の環壁を缺きたれど、鐵が城、船の明神等は、即環壁の高處なり、又安達太郎の北は、吾妻山に至るまで、山峰連亘し、謂ふ所の箕輪山、鬼面山、土湯嶂、手白森等是なり。

安達原　即安達嶺の麓野なるべし、方三里にもわたる、然るに、近世好事の徒、大平村に黒塚の故跡を説くにより、原と云ふも、河東の地かと、思惑へるが多し、

陸奥の吾田多良眞弓つるはけて引けばか人のわをことなさむ、〔萬葉〕（拾遺云、國司實方、陸奥より弓をつかはすとて、云々、安達の眞弓、云々）

みちのくの信夫の鷹を手にすゑて安達の原を行くは誰が子ぞ、〔夫木〕　能因

十符管藤云、安達太良山は、萬葉集に「あたゝらの根にふす鹿の」また「みちのくのあたゝら眞弓」などよめる所なり、然るに、今に足立の原は、そのあたゝら山に近くはあれど、逢隈の流れを隔てゝ、またく異所なり、古今集なる「みちのくの足立の眞弓わがひかば末さへよりこしのびくに」といふ歌は、あたゝら眞弓を唱へひかめたるなり、此野にて、

田にはりて今はあたちの原もなしいつか那須野を名ばかりにせん、　内閣顧問木戸　孝允

おのれらが心には、足立にまれ、那須にまれ、いにしへの名どころなれば、ふるきまゝにおかまほしきを、政にあづかる人は、思ひはかりもことなるものなりけり。〇安達太良の麓野は、今に荒涼の景色を見るべし、大平村の田野の墾開を視て「田にはりて今は安達の原もなし」とよめるは、地理を違へるに由る者のみ。又、此麓野の長嶺を、布引とも呼びたるごとし、寛永二十年紀行、あづまめぐりに曰く、

漸々往けば二本松、楯を傳ふ松風の、心細くも行末を、布引山と聞くからに、一首の歌に斯くばかり、

わがすがた人目にさらす布引をさて見る袖のなみだなりけり

と打誦じ、猶しも愛は本宮と、云々。

（本牧）

又、安達の駒と云ふ説あり。袖中抄に「是は陸奥安達と云所あれば、安達の駒とよむ」云々、觀聞志に「安達駒、往昔以駿馬爲朝貢、今不詳其地」近世は、安達に牧名なし、三春駒は田村郡なり、本宮の地を舊名本目と云へるは、本牧の訛のみ。

陸奥の安達の駒はなつめどもけふ相坂の關までは來つ、〔後拾遺〕　源縁　法師

安達野の野澤の眞菅まきにけりいばゆる駒のけしきしるしも、〔名寄〕　後徳大寺左大臣

（安達野）

みちのくのあたち野に侍りける女に、九月はかりつかはしける、　重之

おもひやるよその村雲しぐれつつ安達が原はもみぢしぬらん、〔新古今〕

陸奥の吾田多良眞弓つるすげてひかばか人のわをことなさむ、〔萬葉、寄弓歌〕陸奥の安太多良まゆみはじきおきてせらしめきなばつらはかめかも、〔同譬喩歌〕

相生集云、眞弓の木は、俗にいふ錦木、讃岐衛矛に似て別なり、葉は錦木に比ぶれば大なり、大眞弓の名あり、老れば其皮白し、白眞弓ともいふ、今も安達の山中に多し、萬葉集、延喜式等に、檀をよみてマユミとし、檀弓ともいへど、今本草家の説に、檀は和名ハヤヌマツバキなど云ひ、同類異品とす

みちのくのあたちのまゆみ我引かば末さへよりこしのびくに、〔古今集大歌〕

かたらひける人のもとへ、陸奥より、弓をつかはすとて、　實方　朝臣

みちのくの安達の眞弓君にこそ思ひためたる事もかたらめ、〔後拾遺〕

みちのくにすみける頃、百首歌奉りける中に、　前大納言宗親

みちのくのあたちのま弓取そめしそのよにつかぬ名を歎きつゝ、〔新葉〕

杉田　今、杉田村と云ひ、館野、箕輪をも合す、本宮の北一里半、二本松の南一里　杉田川とは、安達太良山の東西の一溪にて、屈曲五里許にして、逢隈川に歸す、驛店を溫石町といふ。

高低路向亂山東、身若荒隈蠻語中、只有不言桃李在、吹蕭裝目馬頭風、　五山

成實記云、天正十三年九月、二本松義継、種々御侘言に付、左候はゞ、南は杉田川切、北はユキ川切に被明、中五ヶ村にて可被相立候、其上、子息を人質に米澤へ可被遣由、被仰渡候、義継重て被仰候は、南成共北成とも、一方被召上候様にと、御侘言候へども、不罷成候に付、

（温石）

十月六日に、輝宗公御出馬の時、宮森へ、[illegible]不[illegible]の節
[illegible]相生集云、杉田の[illegible]にある鐙鏡石は、其
遺跡に存せず、[illegible]にあり、文の今に、
岩[illegible]、[illegible]とある是なり、金[illegible]文字に[illegible]
石と書たり、一説に鮹の形に似たれば、鮹石とも云ふべ
きなりと云へり、其形鮹と云はんも亦可なり、又温石の
出づる、温石山（オンジヤク）[illegible]寺縁起に「延喜丁巳の年、[illegible]を寄て
古鏡一、[illegible]一、大観通寶の銭若干を積む」云々、[illegible]合
考にいふ「永正元年、天下飢饉して、會津米價一升百銭、
此時の錢は大観通寶なりと、西土の銭を使ひし事は、諸
書に見えたれども、奥羽にて大観通寶計りを[illegible]し事こ、他
書には見あたらず、故にこゝに記す」云々。○松藩捜古
云、南杉田の虎丸長者の宅地に、前年古印[illegible]出たり。
て、今二本松町の商家に藏す、方一寸一分程、字體は本
朝の古印にまぎれなし、拾芥抄に郷印は一寸と云ふにあ
たる歟、文字分明ならず、或は滴守繼印なりとも、鎮守
府印なるべしとも、繼守□印なるべしとも云ふ、繼守は、
續日本紀に、安積大領阿倍[illegible]外従五位下とありて、征
夷の軍に[illegible]あたる[illegible]の由、見ゆ、此の長者塚に、
瑩[illegible]を出す、之を多賀城[illegible]のに比すれば[illegible]も、常

（菅田）

珍とすべし、寺[illegible]の[illegible]器を傳ふることあり。
相生集又云、[illegible]、落合の菅田館、遊佐筑後守、其子
左馬、其子[illegible]、住せり、其時は、畠山義繼公の
世にて、[illegible]は、義繼公の供して、平石、
栗の[illegible]にて[illegible]ける、村[illegible]に、此館或は瀧口左馬介住と
あるは[illegible]也、[illegible]、[illegible]六左衛門といふ浪人を留
とせし由、古館辨にみえたれば、混じてあやまりしなる
べし、北杉田館は、杉田刑部左衛門といひ、畠山政正本
宮城主の男、刑部大輔政國、[illegible]杉田に[illegible]也、
されば刑部左衛門は、此人なるべし、さて、古舘記に「天
正十三年三月、[illegible]宮へ出張の時、二本松よりの[illegible]と

し、杉田の城には杉田豊後守、同石見守を入置ける一
[illegible]、これは、畠山家臣、鹿子田[illegible]の中、[illegible]の二男に
杉田豊後守、其子石見守といふ人あり、それ歟、北杉田
の内なる駄子内（ダフウチ）館、小國又四郎義操住す、［道齋記、金花
抄］又四郎は[illegible]の名臣にて、二本松籠城の時、[illegible]に
て勝たる政宗に入り、政宗を追て[illegible]、政宗が片目盲た
る故なり）返したまへ、と罵りたる不敵もの也。○奥羽
軍記、小國又四郎者、杉田邑國子内人也、初城未陷、夫
人聞其名、召之曰、我亡在旦夕、爲之計者、唯有一刺
耳、擇士命之、[illegible]力、又四郎拜而出、自此夜伺政宗營十
六、入間必手提人首、一軍皆驚、而卒不能中政宗、政宗
亦以其勇、竟不得、數年之後、政宗鎭江戸、聞又四
[illegible]名[illegible]於杉田、遣人招之、固辭不出、日昔老矣、
[illegible]内也、[illegible]之、出[illegible]不得已[illegible]不果、日、昔在
不可見伊達公、公亦不可使我近、其故在我國公知之耳、
[illegible]以其言、政宗聞之曰、義士也、食之不同、[illegible]
古[illegible]奉久[illegible]、義繼物語亦略出此事、南小國又四郎、
今[illegible]道[illegible]、[illegible]、而其事[illegible]

箕輪（ミノワ）

今、杉田村の大字にて、杉田の西一里餘なる、安達
當[illegible]の中に在り、三箇山（ミハイヤ）とて、二本松藩政の頃に、
士庶の、春時[illegible]花を觀賞したるも、此地なり。
相生集云、箕輪館には、畠山高國の臣、箕輪大夫貞氏住
すと、古館記にも、[illegible]の臣、箕輪玄蕃住すとあり、天
正中の玄蕃は、貞氏の子孫なるべしと雖、此に居れるに
非ず、二本松の隔郭に、玄蕃の宅址あり、[illegible]安達太良の
別峰に、箕輪山の名あり。

大江（ダイエ）

今、竹田と合せ、大山村と改む、杉田の西南にし
て、[illegible]の北なれば、亦安達の[illegible]野なる村里と
す
相生集云、大江村は、その地勢は、くぼかにて、西は玉
井村、北は箕輪、[illegible]山等の數村、皆山に[illegible]て地自ら高く、
東は官道、又山に添て高し、南は安達太良明神山より
小高に至りて、長堤の如く引き一帯の地遠り、大沼の寄
あり、村中[illegible]の如く[illegible]見えたり、又[illegible]村の寄
南方次上より今の古觀音堂、[illegible]田の間、[illegible]内等に至て
皆高く、村内は太江村よりも低くして、自ら沼の形状あ
り「小[illegible]の地より[illegible]る處、[illegible]村吉[illegible]内に向ふ處、此間切れ
て[illegible]き處三十間斗り、[illegible]き處[illegible]間低し、思ふに往昔、本
宮の地も大沼にて、此小幡、吉茵内の間より太江村に入
り、江となりて、渺々たる湖水にて有りしを、いつの頃
にか逆くま川に切落し、三村を開拓せしものなるべし、
今猶本宮の[illegible]を切り、落る川有り、また太江村より本宮の
東北に落る小川有り、皆逆くまに合す。

椚山（クヌギヤマ）

今、大江と相合せ、大山村と改む、大江の西北、杉
田の西にて、[illegible]、箕輪と隣接す。
傳説志云、天正十年の北、二本松家の謀臣、新城彈正
は、椚山の城に在りて、屋形[illegible]の軍の[illegible]引を指揮した
り。[illegible]相生集云、二本松城主畠山[illegible]の弟、式部少輔氏
[illegible]、椚山の館を築きて住せし故、世に椚山殿と稱す、
夫より六郎泰時、式部少輔氏重、彈正少弼[illegible]、
繼、彈正少弼信常（老て心安齋常閑と號す）まで六代こ
ゝに住せり、道齋記に、新城彈正、同大和住すとあり、
大和は彈正の子にて、父と同しくこゝに居りし也。○新
城畠山氏の家系に、異説あり、又二本松城の北に、新
松森を、[illegible]城舘と、道齋記に見えたり、新城氏に[illegible]
あり。

二本松（ニホンマツ）

今、二本松町、人口九千、古城あり、市街は
城の東北より、南方の二區に分れ、[illegible]
は南[illegible]に在り　逆隈川は[illegible]を流る、郡衙は[illegible]
へ十四里、本宮へ四里、小濱へ二里
此地は、足利戰國の比には、奥州探題[illegible]畠山氏[illegible]し、
後在名を以て二本松家と稱したる所とす。近世は、丹羽

氏の城邑たり。戊辰の亂に、丹羽氏は白石同盟に與し、七月廿九日、西軍の來攻に會ひ、城陷る、君臣米澤に避け、後出て降る。

(大壇)

(根崎)

維新史料云、官軍、本宮、小濱の兩所より進み、七月廿九日、曉五字、双方より二本松へ押寄候處、城より十四五丁南の方、大壇(オホダン)に賊兵砲臺を構へ、嚴敷防戰候得共、官軍烈敷攻掛り、三道より一時に打破り、直樣小濱口と合し、城に取掛候處、大手前にて少く砲戰、間も無之、賊徒逃走、城に火を掛、福島會津指て落行候に付、直樣官軍不殘城下へ繰入申候、此日打取百四五十人程有之候。又云、二本松攻擊に付、芸藩先鋒として、七月廿八日、三春城下を發し、大砲四門、并に小銃四小隊、小濱筋繰出し、勿論諸兵隊も引續、兩道より出軍し、小濱口先鋒の人數、阿武隈川迄に相進候處、川向要所に賊臺場を設け居、渡船も取押候に付、官軍一同川岸へ進擊、嚴敷打立、競ひ進て川を渡り、當時に諸所の臺場を乘取、直に城下根崎町、東手入口より、搦手口攻掛候處、城内より賊も烈敷及防戰候へとも、假に四斤半砲二挺を以連發、遂に城門を打破り、惣勢一同城中へ攻入候。〇會津史云、七月廿九日、西軍は、已に本道正法寺の壘を破り、進みて城市に迫る、東軍、街口の大壇を扼し、山に沿ひて柵を聯ね林に伏して亂射す、時に小濱口の西軍、亦河を渡り、其一軍は正面に進み、一軍は右翼となり、一軍は左翼となり、山を踰えて城後に出て、以て齊く城に迫る、城主丹羽左京兆長國、一方を開きて米澤に走る、其臣丹羽一學以下、城中に戰死す。〇黃山傳云、黃山、名淳、字大初、中島氏、通稱長藏、初名襲、字君敬、岩代二本松人、以鬻繭紙爲業、號其店曰中屋、又曰穗屋、少好學、從鈴木甕民學、酷嗜詩、才氣敏捷、立成數篇、戊辰歲、王師東征、奧羽列藩連盟抗王師、以米澤仙臺二藩、爲其盟主、黃山曰、此賊也、此叛也、與偕[illegible]河下仞、百方苦辛、用心無所不至、而力不及、曰此有謝罪軍門而已、是歲七月、赴仙臺、與鹿門謀歸順謝罪、以存各藩社稷、會聞、[illegible]城[illegible]藩帳陷、三春藩爲嚮導、馳歸古、則火城逼米澤、黃山[illegible]寺僧謀、私見大垣藩隊將[illegible]、說謝罪事、又馳赴米澤、奉藩主謝罪軍門、丹羽氏之有今日、實黃山之所爲。

安達絹は、夙く吾妻鏡、文治五年の條に、鎮守府[illegible]原泰衡が、京へ上せたる土産の中に、安達絹千疋と見えたり。近世にも、安達より伊達、信夫へかけて、著名なる産絲地方の郡邑とす。

明治六年、佐野利八、二本松に於いて、東京[illegible]小野組製絲場の工女を移して、製絲會社を起せり。これ奧羽に於ける器械製絲の嚆矢とす、利八は[illegible]二本松製絲會社[illegible]し、のみならず、奧羽諸郡における座繰の改良をはかり、自ら、針道、飯野、川俣、掛田等の絲市へ出でゝ、折返造の絲を高く購求し、鐵砲造の絲を擯斥せしより、一變して折返造に改まり、奧羽座繰絲の價値を增加せしめしといふ。〔橫斥工業史〕

相生集云、二本松の府は、安達郡に有り、東奧の咽喉につらなりて、しかも嶮立の晉田太良山を枕とし、清流の安福蓮河を帶とし、地勢嶮峻、要害の地なり、市廛を置事六つ、若宮といひ、松岡といひ、本町といひ、龜谷といひ、竹田といひ、根崎といふ、二本松の號は、府城の本丸に、靈松二株有るに依りてなりといへれど、其始原はいまた詳ならず、始より二株の松有りしにより、畠山高國、府城修築の折、取りなしもて地名とはしたるならん、但今、本丸に有る松は、享保十年に植たまひしなりと、古蹟集に見ゆるごとし、元和書上に「安達太郎の末葉、代々名乘はさまざま替あれども、代々二本松二郎三郎と申來候由、賴朝公泰衡征伐、奧州下向の時、二本松の城主白川の關まで御迎ひに出候得ば、汝は信夫郡安津加志山迄の導させよ、と仰を蒙り、御先打して案内仕候、御歸陣の時、老翁は男子なきかと御尋によりて、無之よしを申上る、賴朝公聞召、畠山重忠末の子某を養ひ、聟にせよと仰にて、本領安堵の御判物をいたゞきてより、其子孫、畠山修理大夫、又左京亮など申候よし」云々、是れ、誰も深く是非を正しあきらむるものもなく、たゞ村老のいふまゝに取集めて書上しなるべければ、まさしき處とはしかたし、民間まま傳ふる、安達太郎明神箕輪權現鬼面骨明神緣起(三神緣起とも)と題する書有り、(木代氏が寛保元年に書たる安達絹に收む)曰く、二本松鹽澤村、田地岡の城主、安達太郎殿と申候、此太郎殿は都より御下り、安達郡の郡主に御成り、今の田地岡に屋敷を建御座候、飯坂の城主佐藤殿の娘を御妻にして、子も有之候處、時の國司、美人のよし聞及び、佐藤殿に仰せ、安達の御前、御子共に、飯坂の城へ迎へさせ奪取、御前悲みて自害せられ、御子四歲にて、乳母并に箕輪大夫鬼王丸に抱かれ、安達山へ隱候、其後佐藤殿と、安達殿合戰、安達殿漸く命計にて御退き、都へ上られ候、大鏡氏云、高國、國氏父子が、吉良殿に打負て戰死し、國氏の稚兒大石丸が、箕輪大夫に介抱せられて、會津へ落たることを、かくも傳ふるなり、箕輪大夫は、山神の力を合せられて、鬼面山にて、信夫勢を拒ぎ、老婆の導にて、會津萬代山の麓、猪苗代の里へ下り、三年送りたまふ、其後父の安達殿も、都へ訴訟ありて、國司は流罪となり、安達殿は田地岡へ御歸城なさる、若子は猪苗代より出らる、云々。

大鏡氏云、大石丸は、應永二十年、再安達郡へ歸住し、國詮と申す、二本松畠山家の祖なり、國詮は次郎とも號せしが、法說鈔に、竹田町長泉寺は、安達次郎其臣箕輪大夫のために建立すとあり、高國、國氏なは

なりては、箕輪が君たらんもの、國詮ならずして誰そや、[illegible]田村云、當國東下の年代は、[illegible]年なりし、時節に合せられ、當國文學茶の道にも精しく、詩歌の風雅、及び音律古今の作者たり

稱念寺 二松山安達院と稱し、本町に在り、即、時宗の遊行道場にして、二本松第一の古刹とす。○相生集云、稱念寺は、後鳥羽院の勅願所とつたへ、二松山の三字の宸額を掲く、一説に、畠山滿泰之を建く、後小松院の時なり、其舊地の地は、今[illegible]丸の[illegible]なりとぞ、[illegible]畠山重泰(信濃守義氏)本寺を以て菩提所とし、義繼に至るまで、崇敬怠りなし、天正十三年の兵亂に、寺僧其什寶を信夫郡大森に移して禍を避けしと、然るに、其後、又本町に歸住す、年代知れず、回祿もなし、一本畠山系圖に、探題滿泰か稱念寺殿、文安五年卒去といひ、畠山村國、村尚の同胞弟某は、出家して遊行第二十五世の法嗣たりとも見えたり。

大隣寺 相生集云、府下若宮小路に在り、巨邦山と號し、[illegible]の菩提所、寛永入部の初め、光重公造延したまふ、[illegible]和尚を祖とし、寺田百石をつけ給へり、曹洞宗に屬す、松岡小路の松岡寺、寛文中、大岳甚清和尚を基、曹洞宗にして、又光重公の外護に因る、寺田百石、鏡石寺は、天台宗、寛文中、丹羽氏出修す、[illegible]、白石刈野の鏡石を遷し在りしを、城下鹿谷に移されしと。

二本松神社 相生集云、二本松城の追手に在り、[illegible]松の宮櫃の八幡宮は、熊野神と兩社相並び、一邑の鎮守とす、初め、畠山高國勸請し、今の本丸乙森の地に祭り、滿泰の時、地を替へ、八幡を東の郭に、熊野を西の郭に分けて祀ふ、寛永四年、松下重綱入部の時、兩社を共に鹿子舘址に移されしも、是歲、重綱卒し、加藤家にて入部あり、寛文元年、丹羽氏に[illegible]栗柵に相して重

信ずる、是より一陣相戦ひにて雌雄なし、今は當政十二年の修道の陣字なり、

成實記云、天正十四年二月、本宮の[illegible]御人數待入候、[illegible]二本松を[illegible]取箱候間、[illegible]は、堅固に持候、玄蕃居候は本丸より[illegible]にて候、二本松には玄蕃居候、[illegible]を打破引除候由、雜所へ行[illegible]

栗柵 今二本松兩社の地をいふ、堂ヶ迫にて、迫は谷の方言なり、根崎町の城内なり、○相生集云、栗ヶ柵館、畠山義繼の臣、遊佐内藏介が住所也、内藏助舘地は川崎村なれ共、常に來りて居りしといふ、奥相茶話に、追手栗が迫と書たる是なり、古舘辨に、箕輪玄蕃允が居處としたるは誤なり、玄蕃が住居は箕輪舘とて、別處也、且、箕輪玄蕃反逆して、伊達勢を此舘に引入しと書けるもいよいよ誤也、貞山公治家記録にも、栗柵は堅固にもちて、入る事あたはず[illegible]、又拔ふるに、奥相茶話に、天正十四年、畠山の残黨籠城の時、彈正、及び尾張等、上下僅に三百餘人にて、政宗の御陣所八幡平へ、夜討す、八幡平といふは、本丸の中にあり、政宗の此時陣取りしは大平山也、本文夫に誤る、夜討す、伊達勢不意[illegible]立合けるも、尾張は所案内なれは、討損ずる事なくして、弱々と谷へ逃落けるを、敵勝に乘りて追ひけるに、尾張は[illegible]より虎口に引付け取てかへし、手負、[illegible]、伊達勢六百餘人討れたり、其骸にて谷を埋めけりとて、今其所を政宗の損取谷といふは是なり」とあり、此谷何堀なるや、箕輪玄蕃逆心し、伊達方へ内通して、天正十四年二月中旬の夜、己か箕輪舘へ伊達勢を引入れ、城方を夜討にせんと計りしを、彈正早く是を知り、六拾餘人の勢を出し、逆寄にして、玄蕃か宗を先討せしかば、伊達勢う

たるゝもの多かりしに、殘る士卒は矢來柵を打破り出んとしたるに、多勢にて圍みたる故、堀崩れて丸七間高き崖より、一度に突と落入り、下は深き一間半の堀なれば、此者もやらず雖にうたれたる事、[illegible]にみえたれば、此事の間違にあめて、栗柵にはなしたるか、さらば鹿谷の事にて、箕輪舘の違なるべし。

二本松城址 [illegible]畠山氏の居城なり、天正十三年、[illegible]伊達氏之を領する、伊達氏の時は、[illegible]、蒲生氏、上杉氏、會津へ入部の時は、[illegible]加藤氏の時は、同じ[illegible]に分封す、本城を[illegible]寛永二十年七月、丹羽左京大夫光重、本城を[illegible]、以十萬石、以て大政維新に至る。城址を、俗に霞山ともいへり、今製糸所を置く

明治九年東巡録云、二本松城、舊丹羽氏の居城なり、今製糸會社の後より登る、六丁餘、山頂に在り、路[illegible]、[illegible]四方[illegible]、[illegible]可し、○相生集云、本府は、もと小浜府[illegible]田院と申す、六に[illegible]へり、本町谷の記に「寄城右[illegible]、故不堪[illegible]精兵數千兵器數萬有[illegible]、而華[illegible]之、又將居其地[illegible]、乃改田野[illegible]、四方[illegible]、[illegible]方關[illegible]市居、其舍萬々[illegible]居、[illegible]、拓[illegible]四隣、[illegible]天文[illegible]、其[illegible]正保三年より拾有年にして落成すといふ、〔御年譜、雄藩雜話〕一覧に、正保元年より慶安二年迄七ヶ年に成熟すと有は誤なり、[illegible]にて[illegible]といへり

[illegible]、太刀一振、馬一匹、[illegible]

畠山左京大夫[illegible]〔館某考〕 八月廿三日 [illegible]

此其書治事、竟を復得之事、乎今[illegible]に至[illegible]
任[illegible]日[illegible]、[illegible]日、[illegible]
可有其者[illegible]也、

四月廿一日(寛正元年)　　　義政(花押)

[illegible]松松壽殿、二本松七郎殿、〔御内書案〕

伊達行朝事既云、畠山氏は、足利氏の一族にて、[illegible]と
す、此畠山を合戰とし[illegible]、[illegible]高
國なり、[illegible]は四年、奥州探題となりて下向し、
二本松に居たり、高國[illegible]〔[illegible]〕、其子入道信宅、其子
右馬權頭國氏、[illegible]、中務大輔[illegible]て探題となり、吉
良貞家と、[illegible]して事を行へり、然るに、足利直氏、直
義、兄弟相戰ふに及びて、高國父子、遂に直義に[illegible]て、
宮城郡岩切城に據りしかば、正平六年二月、吉良貞家、
之を攻めて、高國、父子自殺せり、家人[illegible]高國貞義、
國氏が幼子大石丸を擁して、會津に逃れ、大石丸長じ
て、修理大夫國詮といふ、應永[illegible]年、伊達持宗、大
佛城に據て兵を擧げられし時、國詮[illegible]攻めたり、國詮
の次子、上野介滿國、本宮に住して、本宮氏を稱し、後
裔、仙養[illegible]たり、後に、二本松氏を稱し、右京亮義繼
に至て、天正十三年、伊達政宗に[illegible]、[illegible]
或は、[illegible]、本城に[illegible]、同年、[illegible]して、二本
松氏滅せり、以上、松藩[illegible]、[illegible]、天
正十四年、梅王丸の[illegible]に、名は[illegible]とあり、
國詮の子左京大夫滿泰まで、探題[illegible]たり、〔[illegible]系圖、
金花抄、舘其考〕其子持泰、〔[illegible]〕宮内大輔[illegible]
内書案に、二本松七郎といふは、是の人歟、其子政國
修理大夫〕〔金花抄、[illegible]〕
る〕其子村國〔修理、右馬頭〕永正、天文中の人なり、
其子晴國〔彌太郎、右馬頭、初名[illegible]嫡子家[illegible]〕、
次男義氏相續す、天文中なり、〔信濃守、初名[illegible]〕嗣
絶え、天文十六年、新城上野介村綱 村[illegible]の子、

(大京山)

[illegible]
云、二本松晶山、次第に衰微して、修理大夫義國の世
に至りては、漸く安達半郡、安積半郡を知行せられ、一本松も自
此前、會津の[illegible]氏[illegible]しかば、天正八年、[illegible]
[illegible]の下[illegible]られける、天正[illegible]年、[illegible]
次第[illegible]して、信[illegible]入道[illegible]九代とす、[illegible]
云、十[illegible]代、[illegible]
仙道表[illegible]、天正十三年の冬に、伊達政宗は、二本松へ
押寄せ[illegible]、[illegible]の者
軍に、[illegible]に[illegible]て、[illegible]山、[illegible]
寺山に[illegible]、片倉小十郎は、[illegible]の[illegible]、安達山、今
摩尼[illegible]山、七[illegible]の[illegible]、[illegible]いふ在所[illegible]
の[illegible]る由に[illegible]、野史云、天正十三年[illegible]月、正
宗率師一萬三千、[illegible]方[illegible]、
[illegible]、[illegible]日、[illegible]小[illegible]、[illegible]
修[illegible]、[illegible]十一月十日、正宗又
[illegible]、天[illegible]、[illegible]
本松、芳川覚満出撃之、不[illegible]、[illegible]守備禁嚴〔永慶軍記〕
十四年四月、正宗來圍二本松、絶糧路、城中飢困、遂相
[illegible]、[illegible]代[illegible]死、[illegible]納[illegible]、
不得[illegible]、不知[illegible]行[illegible]、其月十六日、[illegible]世紀[illegible]十
四日〕[illegible]城、[illegible]、「永
慶軍記、[illegible]」。

二本松城主代〕戰之樣子〔[illegible]〕
[illegible]宗[illegible]之儀は、酉の年十月八日にて御座候、
[illegible]共、年寄に新城[illegible]代、北[illegible]八、明七月
十五日迄[illegible]、其後若松へ引取候事、
[illegible]にて御[illegible]事、
二本松籠城之儀も、十月八日より明七月十五日迄之[illegible]
當城之内、合戰之樣子、酉年の霜月十五日にて御座候
[illegible]中[illegible]、[illegible]へ引取申、[illegible]月十[illegible]
日、[illegible]之[illegible]わ[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]宮之[illegible]、有[illegible]人[illegible]、[illegible]
六人もかわり申、みのわ館迄、片倉小十郎を引取、本
町杉田町に火をかけ燒拂せめのぼり申候時、城中より
乗出、みのわ館之片倉小十郎方へきり入追い拂、さん
ぐ〜にきり立、正宗人數上下千ばかり追い討にうちと
り申候、城中人數少も死不申候事、
[illegible]の後、二本松城主[illegible]、正宗の内[illegible]〔[illegible]郎成實〕
預り、其[illegible]の内[illegible]、[illegible]
仍〕預り、[illegible]之内、下條駿河預り、[illegible]、[illegible]原
[illegible]衛門、[illegible]左衛門、[illegible]山[illegible]守、[illegible]内守、

元和八年八月十一日　　歳七十三　大田[illegible]　同六十八　[illegible]主馬助

岩切(イハキリ)城址　[illegible]、二本松城を[illegible]城とも云ひ、其峰
を白旗峰と名つく。〇二本松を岩切ともいふこと、疑ふ
べし、或は、鹽澤村の田地(デンチ)[illegible]に[illegible]引す。宮城郡にも岩切
ありて、城址を傳ふ。
[illegible]岩切城之後攻、師[illegible]、[illegible]、可[illegible]當[illegible]之由、
[illegible]其[illegible]、仍白川[illegible]、[illegible]、無[illegible]治之上者、[illegible]
戰功、可[illegible]賞之[illegible]、如件、

觀應二年三月六日　　　右京大夫

結城七郎兵衛殿

野史曰、奥國中、足利尊氏、與畠山高國〔[illegible]陸奥探題〕、
居之安達郡、高國城[illegible]之[illegible]地、一曰岩切、〔松藩[illegible]
古〕、正平四年、高國降尚[illegible]、吉良貞家、與伊達宗朝、
相馬胤頼、石川高光等來攻、城陷、高國及子國氏、共
自殺〔[illegible]記〕、國人奉國氏子大石丸、走會津、依蘆名
氏、成長名國詮、[illegible]宮内少輔〔畠山系圖〕、七年、[illegible]
信起兵、國詮[illegible]之、[illegible]戰于田村庄、不利、〔通鑑〕、
九年二月、復降足利氏〔系圖〕。

白川古事考云、畠山高國父子、岩切に楯籠る、岩切は今宮城郡の岩切村に城跡あり、是にや、又、二本松の城を實が城と云とあり、畠山は安積安達二郡に始終居し故、二本松ならば、事實に合ふがごとし。相生集云、古文書に、師直師泰の代官とは、師冬か顕を指すなるべし、師冬も基氏の代官として、關東の兵を率ゐ、所々の宮方を攻め、其手に屬せし者も少からざれば、鎌倉が没落し、身の置所なき儘に、宮方に降伏、高國父子の後詰せんとの企ありと、基氏聞て、貞家等に下知せしものか、何れにも、一隅を以ては辨別しがたき事共ならん。

成田（ナリタ） 今、塩ノ下村と改むれど、近く二本松の東南に在り 相生集云、成田舘は[illegible]心安と傳へらる、畠山村國の弟、村尚の曾孫、稲城左近將監宗綱を、直屋と號せしといふ説ありて、其住所は定かならねば、もし其人成田に在りけんを、其名の同しきより、彈正心安と誤りしか

龍泉寺は、成田村に在り、明應二年、畠山政泰創建、加州金剛寺の首心全忠和尚を聘して之を開かる、もと、觀音大士の草堂なりしが、直心、奥州黒石正法寺に赴く途に、之を過ぎ再住すともいへり、[illegible]に、伊達政宗、天正十三年十月、二本松攻の時、田村勢は西谷口へ廻り、龍泉寺の前まで押寄す、云々、近世、寺田三十石を有せり

高越（タカコシ） 今、成田、永田、原瀬と相合せ、塩下村と改む。二本松の南部の村里にて、杉田に隣る

深堀（フカホリ） 今、塩下村の管内にて、高越の西なり。深堀湯あり、之を鹽の湯といふ、二本松を去る[illegible]里 酸性泉に屬し、

鹽ノ湯 熱度百五十度[illegible]

長寮記略云、西湯、當局安達太郎山道、以其在二本松治西、故又稱西湯、群峯周天、蹊路[illegible]、山下温泉、治百事自到、浴者赴集焉、過三月初、[illegible]中、建湯村、湯戸十七個、湯源在西澤中、距此二里、設[illegible]引之、湯氣[illegible]

[illegible]泉志云、深[illegible]、[illegible]里、其[illegible]を通して、[illegible]、湯泉は安達太良山の東北、山嶺を下ること凡三十餘町、[illegible]石根より湧出す、往時は、直に其源泉に就き浴湯したりしが、文政七年甲申閏八月、風雨、山崩[illegible]して、人家共に[illegible]没す、後[illegible]村に[illegible]、湯泉を導引したりしが、戊辰の戰役に、兵火に罹る、因りて三年八月、更に深堀に浴場を開くと云ふ 相生集云、深堀の毒石（ドク）は、溫の平の内にあり、積黄の凝たるものなり、炎熱の性、[illegible]にふれば忽燒る、那須の殺生石の類なるべし、累石は、嶽山の中にありと、本に見ゆ、是は尖たる石の上に、圓なるを乗せ、又其上に方なる石累たる形、いづらもあれば、其名のこぼるべし、かゝる怪石[illegible]也、文政七年閏八月十四日の夜、烈風雨甚しく、嶽山と名づくる半腹より崩壞し、湯宿も人もただに損はるゝ、官の力にまかせて、山を去ること[illegible]里許にして、[illegible]の良地に、一部をかまへ、湯をひいて浴を守ず、[illegible]の地とはなりぬ、この深堀村の民家に、水戸光圀公の[illegible]を[illegible]、

安達嶽の湯守にあたふ

山の奥にかゝる男をみるの[illegible]二本松ならくも延下、

獄雲臺

夕臥白雲合、[illegible]、不覚[illegible]去矣、

戊寅[illegible]、採[illegible]於安達山中、風外[illegible]

深堀の温明神は、安達太郎神とも申す、[illegible]山中によりての御名也、一宮、[illegible]神とも申は[illegible]しと、うけがたし、これは、祀[illegible]、安達[illegible]宮[illegible]して、[illegible]名の[illegible]より、[illegible]いかなし、[illegible]二本松[illegible]月望月[illegible]之、[illegible]今は其[illegible]たれたり、[illegible]は、[illegible]其形船に宛も似たり、其地におはするが故に、此御名あり、祭神未詳、おもふに延喜式に所謂、安達郡[illegible]大刀自神にはあらじか、湯前宮（ユザン）は、安達[illegible]神正五位下とある、是なり（今按、[illegible]は、安達嶽[illegible]神[illegible]を吐き湯泉を湧すが故なれば、嶽上[illegible]の諸[illegible]の、其德を同くしたるには、いづれにも通へる名なり。されど、國史、及び式の古社の擬定を試みんに、大[illegible]氏か、深堀の湯神を[illegible]とし、[illegible]を[illegible]に[illegible]られしは、頗妥當に似たり ただし、湯前宮を湯日[illegible]に擬し、アリしとよまれしは、信を取り難し[illegible]は、湯日にて今の油井村にあたる 本宮を云へば、其に[illegible]やかて湯神なれば、湯前宮とて、一地に[illegible]義に合はざるべし、湯前宮は後世の増置ならん

永田（ナガタ） 今、塩下村の大字にて、二本松の西南[illegible]云、一説に、安治五年、安達郡を、小野田藤七郎盛長に賜はる、今も永田村に、盛長の館跡なりとて、[illegible]より、草堂内を祠る聚落に、盛長夫婦の木像なりとて安置し、今に有り、已に小野田を安達に改るを見れば、盛長の安達郡を領せしは、相違有るまじきか、然れども東[illegible]には見えず

原瀬（ハラセ） 今、塩下村の大字にて、永田、西南、箕輪と相隣る、或は大[illegible]にも作る（[illegible]記、片平村[illegible]藤人租守と申は、[illegible]左衛門[illegible]、文治五年の秋、有大[illegible]、泰衡[illegible]の時、[illegible]、比[illegible]を作、安積郡[illegible]、安達の内[illegible]、[illegible]、名[illegible]は、其[illegible]は世[illegible]國に仕[illegible]、次男伊[illegible]六郎左衛門尉長、安積郡に入部し、片[illegible]の城に住[illegible]、[illegible]六郎[illegible]長と改[illegible]、[illegible]孫[illegible]、云々、[illegible]

入野郷（イリノ） [illegible]郡[illegible]、[illegible]、今[illegible]ならず、安達郡[illegible]、[illegible]、[illegible]部の[illegible]、[illegible]、[illegible]安達[illegible]の北なり

入野の国名は、白河郡にもありて、白坂と調まる、今此地田村の辞岸を、信夫郡買…村とす、くイくは湯手の義かとも疑はれ、湯川、湯日等の名あり

油井（ユヰ）　今、油井村と云ふ、二本松の北一里なる小驛にして、安達太良山より下る一流、湯川と云ふ、驛中を貫き、逆瀬川に注す

油井は、湯日の轉にて、其の温泉神の名より出でし古地なり、其温湯は、後世湮塞やありけん、出でずなりけれど、湯川の遺名のこり、讃に延喜式湯日の温泉神社是也、然るに、俗に、油井の名は、鎌倉より移すと、蓋、湯日の古名を訛りて、鎌倉の油井の名に擬はれしものゝみ「相生集云、古き草紙に、平頭の扇子はらぬかしで、淨瑠璃、はや物語も、大福次郎と競ひ一云々、「寛永中提本絲布子」、寛保中の安達暗の序に、此草紙は、俗説に政部直傳の正本なりといへり、政部は油井村宮下の民、居土掃部といふものゝ子なり、三森町に居たる綾部の傳を纉ぎ、云々、或る説に「油ふし」といふは、油單といふ曲、其道にかしこく、語意をも按かたり出せしといへり、今の鹽澤村興徳寺は、此加藤が菩提院なりとあり、本文の淨瑠璃といへり、此等の事なる…

長谷（ハセ）　松藩捜古云、油井村に湯川あり、日本紀略、寛平九年、湯日温泉神に云へるは、此地にありしならん、今飯出山萬福寺とて、行基法師開基と傳ふる古刹あり、又長谷觀音堂てふ者の廢址ありて、此に「正和四年乙卯歳行基…」云々と刻する碑あり、寶暦年中、村民之を修補する所あり、高七尺、濶二尺七寸許。○續日本紀、神護景雲三年安積郡人、外從七位下丈部直繼足あり、寶龜三年、安積郡人丈部繼守あり、延暦十年に及び、大領繼守、叙外從五位下、以征討蝦夷時、進軍糧也」と見ゆ、長谷堂もこの丈部氏の故跡にあらぬか、丈部氏の寺を、和州長谷寺の名に因みて、改號せる歟、又、觀應中の宗久紀行に、

會津の猪苗代湖畔の、山田(山潟)の里より、遠き曠野を分け過ぎて、逆瀬川の邊に出で、峯の出づる山望みたりと云ふ。峯の出づるとは、安達太良山(或云、は…山)なり。此曠野の名を玉井と云ふ、…云へど、安達太良山の麓なる湯日にあたれり、湯日は…長谷とも書かれしにや、猶考ふべし…を、湯日…に合考せよ)

雄のつとに、久親行ノ云、山田の里と云ふ所へ行きしに、道ははるゝゝと見わたさるゝ原のうへに、西行月の影うかべて、なよふ千鳥しばなくこゑも、いとゝ心すみてぞ聞え侍し、ふくれば、遠き野べたる道とて、その野の名をとへば、是なん玉井といふ、道人もなく、遙なる道に、山だちなどいひて、人をあやまつたぐひおほければ、旅人もはやくゆかむ事をのみ、いそぎはしるのみに、いひつけたりとかや、白川の関を過て、廿日あまりにも成しに、ひろき河の邊に出ぬ、是なむ逆瀬川なりけり

寛永中の草紙に「三月下の七八日の頃、長谷の花盛り、宮の下のしだり櫻、中略、杉田、岩角、初瀬堂へ、一樹の春ものは有ながら、女白酒は帽子なし、江戸黒とやらん、根ほその島田も交りからに、うしろ帯も見ゆ」云々、「相生集」宮下は寛文中升羽末八月…たり。

台運寺（ダイウン）　相生集云、油井村台運寺は、淨土宗、初め、長重公、白川城におはせし時、二代…台…公のために、生髪寺出上人して、本寺を開基せしめられ、光重公之を本宮の下に移さる、寺領百二十石、通照院寺、眞言宗、油井村に在り、延寶二年建つ、國公の祈願所なり

湯日（ユヒ）　延喜式に、湯日と載せられて、一古驛なり、安達、湯日、岑邊と次第し、岑邊は、信夫郡の管内とす。松藩捜古に、日本紀略、寛平九年、陽日温泉神は、湯日の誤なるべく、今油井村に飯出山萬福寺ありと、詳考せられしは、狭窄なるべし。或云、此に温泉の見えざるに、中古湯脈のふさがりて、埋没斷絶したる者のみ、湯日とは、湯を、道に通はせたるに、因れる名か、延喜式神名に、三代實録、湯日温泉神も、湯日の社に同じかるべし、因れるは、湯日にあたれりと云ふ、此事を、本宮の安達郡に混同せられしは、詳しからず。油井の温泉は、今其處も知れず、從ひて、……しも、…因り、或は此を廢して、信夫郡飯坂を以て、湯日坂とし……とて、飯坂とすれば、安達、湯日、岑邊、伊達、……、驛次の順に合はず、又、油井に飯出寺の舊名を現存す。

（結　（居士飯）　出飯

相生集云　滿願寺は、飯土山と號へ、天台宗なり、俗説に、賴義、義家の二將、下向(ゲカウ)の時、之を過ぎたまひ、寺僧飯を炊きて獻しければ、飯出と申されしと、云々。成實記云、天正十四年、湯川の義淳居處へ、九日に、二本松より、出張分、番所候處、何合戰候、二本松への通道に、小山縫て、柴方にて、道一筋を通候て當候處に、柴方の後に、馬上百騎計、是は下條にて當候、八丁目より鴨…來り、谷地を見候、是を見、二本松衆崩候間、……、曉子田右衛門、飯土居の洞窟にて馬を乗し、逆散百…を押通、特別致させ候。

地理志料云、安達太郎山、祀亚所村安達郡飯豐和氣神社、在其山上、稱飯豐明神、傳言、上古飯豐和気命、雖降土田、分其定邑、大有功烈、故祀之、後移本宮觀音山下、與宇奈己呂和氣神社、祀安達太郎明神、爲一郡總鎮守。

鹽澤（シホサハ）　今、鹽澤村と云ふ、二本松の北半里、湯川の南岸の一村とす、…に、湯香山より逆瀬川を過ぎて、鹽の山に至り、長の間に向ふ由見ゆ、鹽の山、恐らくは鹽澤の一名にて、長の間とは安達郡長前郷か、猶考ふべし
ふ淵川ならず侍るとて、

かくしつつ故里人にいつかさて逢隈川の逢瀬にはせむ、

しゑの山といふ所は、山中に侍る、是より奥へは十里許り侍るとなん、

うち遠き山はかすみの色ばかり隔てくもれるしゑの山暮。

（田地岡）

伊達行朝事跡云、鹽澤村に、田地が岡館といふ處あり、殿址が岡とも記せるあり、此館を、國司が館ともいふ、何時の頃なりけむ、國司、此に居住ありて、其後國司北畠顯家卿も居住ありき、（後、二本松の畠山氏も居たりと云。）昔、官道は、今の國道より西なりし由なれば、此館も、官道にありしならむ、又、同所の東、油井村國道の端側に、一盃館とてあるも、顯家卿が西上の時、軍兵の着到したる所なりとて、一名を着到館といふと傳ふ、又、同村の谷地館の跡も、顯家卿の臣何某蜂秀が住せし處なり、など云ふ、

相生集、鹽澤村、田地岡館の條に、舊事を引て、「奥相茶話に、二本松籠城の時、會津より兵糧を送るに、沼尻、湯元に掛て、嶽を廻り、猿ヶ鼻より出て、田地岡國司の館にかゝり、送りつゞくるよしを記せり、此頃までは、國司の館といひ傳へし故なるべし、云々」又、四本松傳記に「何れの時ならん、都より、國司御下向ましまして、田地岡に居住ありけり、其後、國司北畠中納言顯家卿、居住ありし由記したり、云々、南朝の一盃館は、顯家卿の軍兵到着の館なりといへば、若しくば、此館にも、暫くの内籠られし事のありしにや」同書、油井村の條に「一盃館、鹽ノ間にあり、里老の傳に、北畠中納言顯家卿、上洛の時、軍兵到着したる處なる故に、一名を着到館ともいふといへり、」谷地館の條に「加藤次郎右衛門尉盛秀、本は奥州福本に住せしが、北畠顯家公に仕へ、奥州に下向し、此處に代々住せり」。

東山志云、國東寺傳記曰、安達郡鹽澤邑田地岡、隱士安達大夫者、不知何姓氏、發隆郡信夫庄司佐藤某女、生一男爲嗣、受奥州國司、有多賀國府、爲佐保宣遷、（中略）徳、法師、於内山之[illegible]、開[illegible]東寺、以扮其輪山寺、山開別當[illegible]也。

（沚ノ吉倉）

松川

今、松川村と云ふ、吉倉、米[illegible]を合す、湯井の北に隣り、古倉を以、本郡の北限を爲し、信夫郡松川村と相界す。

[illegible]村之内、一本柳にて、町を立、諸出、新地開發可仕儀に候間、上下之荷物、其以後に、以下駄賃、有來に可取之也、

慶長三年七月七日　安江九三左衛門
　　　　　　　　　石垣將監
湯川下左衛門殿

（二本柳）

相生集云、伊達弓矢也、天正十四年正月、湯川合戰の條に、「一八間目より出張り候味方、海道を二本柳へ押切候様に、谷地崎口、是を見、二本松衆崩れ候て、追討に仕候處に」と有るに據れば、二本柳の名、或は古くよりあり、思ふに、古へ往還の地に、二本柳と云ふ名ありしを、今の新驛成りてのち、其名を移したるにもあるべし、

湯川田小屋館は、遊佐左藤右衛門、嫡子新右衛門と、云々、舊記には、遊佐丹波守、同下總守、父子住せし由とあり、遊佐が一族殊に多ければ、一決しかたし、さて佐藤右衛門は、伊達成實に從て、こゝを守りし事、舊記に見えたれば、丹波守らが退きたる後に、來り住して、成實に從ひしなるべし

鹽田氏外史補云、天正十三年、伊達政宗、設二本松城主畠山義繼、於是、本宮、玉井、渋川、諸城皆遁走、二本松、十四年、二本松氏亡、右宮從士新城彈正、暫庄盛清爲主、來攻渋河城、守將伊達成實防戰克之、彈正乞降、遂走會津。

（油黄田）

舊事考云、天正十三年冬、成實が陣場、油黄田（ユワウダ）より、政宗の陣場、高田へ評議のことありし、成實行く所を、二本松勢要撃のことを見て、油黄田は、湯川村の内なり、

川崎（カハサキ）

今、上川崎村、小[illegible]を合す、下川崎村、沼袋を合すの二ヶ村と爲す、本郡の東の一甲、逢隈川に縁れる田村とす、井水は、此に屈折する所にして、東南北の三面を圍む、二本松より、信夫福川に赴かんには、川崎を經て、河水を渡る、對岸を飯野村と爲す。

兒臺、島山、ともに逢隈川の涯にあり「舊石壘、小大久喜　石川氏築、伏黒[illegible]次　島山、兒臺　篤俊純方、以後[illegible]觀之、島山陶、兒臺崎、島山知[illegible]下忠、兒臺知伯、安之、舊兒人之年、舊兒臺、由來之時、[illegible]不詳、云々、（會津志）」

相生集云、安同大郎左衛門尉氏は、安房國安西氏の末葉、畠山高國、奥州探題として、二本松へ下向せし時、隨行、高國を頼み下向しけるに、川崎の内、本城、三ヶ所、其子内、三个所を高國より宛行たり、夫より宣行の子、帯刀左衛門尉高直「始め[illegible]」、其子十郎左衛門尉道行、其子太郎高次、夫より八代安西越後介直高、其子直通は、畠山義國、義繼につかへて名高たり、畠山籠城の節も、其人數に加はり、二心を抱く事なくして、こゝに籠れり、

下川崎の大將内藏、畠山満國、探題高國の次男にて、本宮[illegible]の兒）以來、大米田觀音坊迄、五代住す、〔舊事考に按に、當國は畠山[illegible]兒なり、其子左京大夫、相模守持[illegible]、左京大夫政泰、二郎[illegible]の觀音坊と號し、大米田を攻む、[illegible]住せし、[illegible]兼反し、宮門に誅せられて、其跡絶たり、たゞ一本松ならん

金花抄云、畠山[illegible]頼、大米田觀音坊が事なり、二本松の正統を[illegible]城家より[illegible]たることなしに憚り、すみやかに思立んと企けるが、[illegible]内を恨んために、二本松の

近族を味方にせんことを謀り、己が族千葉の前といへる、容貌美しきを、新城左近將監宗綱の男、八郎信常に合せけるに、最愛甚しかりければ、宗賴大に喜び、やがて彼夫婦を己が館に招て、二本松を襲ひ討べき内談をなす、家綱此事をはやく聞出して、大に驚き、畠山義國に訴へ、疑ひを散せんがため、自ら大將を請受て、大將内の城に進發す、云々。(此にいふ所の新城家系は、桐山家系と合符せず)

下川崎、岩倉舘、遊佐内藏頭居る、是は、高國の臣也、二本松家に仕へし遊佐一統の祖なるべしと、古舘辨にみゆ、金花抄に、大井田觀佛、高國寺を建立ノ時、岩倉の遊佐内藏介正賴に相謀る、といふ文あり、内藏介は此人か、又は子孫なるべし。(○又云、檀紙は眞弓の皮もて作りたる故に、まゆみ紙といふ、みちのくの名産なれば、陸奥紙ともいひけるなり、今は檀の字を書て、あまさへだんしと音もて呼なすからに、大かたは、其古へを心得ぬものゝ出來しは、あたらしき事ならずや、郡内の川崎村抔にては、昔より紙すく事を業とすれば、彼所のあたりにも作りしなるらん、さて、開老志に「是乃當國所出檀紙、古往稱之陸奥紙、今俗曰之引合者是也」と。

沼袋（ママフクロ）　今、下川崎村の大字なり、野馬の牧址と說くは謬れり○相生集云、安達緒ゞ評に、昔は安達郡にも牧ありて、野馬を取て、郡司より内裏へ貢にも奉けるなり、さて、沼袋村の野ゞ土を穿ては、馬齒多く出るといへり、昔は、野馬袋といひしを、後、聞あやまりて沼袋村といひ、自然に唱來りしと、是れも又安達の牧なるべしと見ゆ。

松川（マツカハ）　今、信夫郡松川村、鐵道停車塲あり、二本松と福島の間驛にして、舊名八丁目（ハッチヤウメ）と云へり。近年、八丁目、天明根、鼓岡の三村を合せ、水名に因り、松川と改む、此溪流は、水原村の鍋山、羽山に發し、東流、四里餘にして、下流に至り、逆隈川へ注入す。
(八丁目)

(天明根)　信達郡村志云、八丁目驛は、其名義を知らず、一書に、此は安達郡界より北八町なりし故と云へり、天明根（ヤマネ）は、石の名にて、街道より東南四町許に、高二尺餘の石ありて、之を、上古天より隕ちたる者とつたふ、又、降石と呼ぶ、近世、天明根を、驛の中町本町と爲す、人煙靄々たり、驛北に宿山、古舘山に古壘址あり、天正中、伊達の家臣、淸野信高、其子遠江之に居れり。(信達古雜記云、八丁目は驛舍の所なり、酒館青樓多し、娼婦を置き、客を招き寢に侍せしむ、繁榮の郷なり、此地、天正中、伊達成實へ授く、天文十一年、成實父實元始居焉、之に居れることもありとぞ、二館址存す、一は淸野、一は成實也。○相生集云、信夫郡八丁目往來は、天正十九卯年に開きたり、往古の道は、同所宿塲より、稻荷館の北、かさ日在、東在より、なる口子、牛坂の上、吉次の宮より、片平宿東蓮寺坂より、永井川宿端より、光白の西、早坂、夫より福島へ出し、〔信達名所記〕。

去二十日、八丁目、二本松、鹽松、少々苅田實方之由申候、無之上、行末如何成候哉、會津當表候、輝宗千騎不足、八丁目表五百騎申候、亦岩崎前、早々入馬、念望申、恐々謹言、

八月廿四日(天正二)　止々齋(盛氏)

鶴浦入道殿、〔會津四家合考〕

成實日記云、二本松境、八町目に、私親實元隱居申され候、二本松の義繼より、節々使に預、信念比候、會津、佐竹へ催味候へども、元來二本松、四本松は、何方へも、弓矢強力へたのみ、身を被持候、此度も伊達募候はゞ、實元をたのみ、伊達へ御奉公可仕由申、義繼忠召御念頃に候故、境目しづかに候ひき。(天正十二年)○維新史料云、官軍、二本松在陣の砌、福島に屯集せる仙臺、山形、上之山等の賊兵、同月十七日、二本松襲來、即繰出、黎明及戰爭、賊遂に敗走し、夫より八丁目驛迄追擊の上、歸營仕候

水原（ミツハラ）　今、水原村と云ふ、松川村の西なる山中にて、其に信夫郡の管内とす、鍋山、羽山、甚道山等の諸峯、西南北の三方に聳ゆ、昔、安達太郎の子山なり、西へ峯を傳え、二里にして、土湯村に達すべし

金澤（カナザハ）　今、淺川、關谷と相合せ、金谷川村と改む、松川の東北に隣り、杉妻村と、高倉の間に相隈る、又、信夫郡の管内にて、淺川は驛路にあたる。

金澤は、俗に蟹澤とも呼ぶ、谷地川、西北關谷より來り、淺川新町を經て、金澤に至り、逆隈川に歸す、長一里、
(淺川)　村中に池沼散在、六十餘、黒沼明神ありて、即延喜式内の古祠なりとす、然かるれど、社殿の建長二年文書は、信用すべからず、金澤の東なる、逆隈の岸に奇勝多し、
(黑點)　村上の蓬萊島最名あり、澤中石を積み、鬱青の三山を現出す、又、鼎渕、大渦あり、賞するに足る、此邊逆隈河の岸上に洞窟所々に存す、其高十尺に及び、或は一丈より、其以下の者あり、四壁石を累ね、戸口纔に身を容る、土俗呼びて蝦夷穴と曰ふ。

佐美鄉（サミ）　和名抄、安積郡佐戸鄉。(原書、佐戸とあるは疑ふべし、其訓讀を知らず、戸は、美の崩れたるにや、と想はるゝ故あれば、今暫く改描して、後の定めを竢つ)　其地は、東安達にして、小濱、鹽松の諸村里ならん。

日本紀、延暦十六年、安積郡人、外少初位上、丸子部古佐夫、富田郡人丸子部佐美等、賜大伴安積連と載す。本郡、又丸子郷ありて、今の田村郡三春の地かと鑑定せられ、三春の北なる鹽松は、佐美と云へる郷ならん。和名抄、佐戸も佐美を誤れること、丸子部氏の人名に因りて、覺る所あるべし　サミとは、其語意は狭稲にや。

塩松（シホノマツ）（鹽松郡）（澤渡）

今の小濱町の舊名なるが、石橋氏此に居り、汎く東安達の地を食邑とせるに依り、遂に郡名にも呼びたり。或は西本松に作り、西安達の二本松郡に對稱したり　置文中、鹽松郡の名を停め、安達郡に復せしめらる。

相生集云、古より東安達郡を、四本松の庄、鹽松と稱せるよし、さて、川東の地勢、小さく分れ岐れして、道路村落、皆溪谷に依る、故に澤渡といへる歟。按、蒲生記に「氏郷の領、安達郡に公事あり、其故を尋ぬるに、郡の内におふきな川あり、河より西を安達が原とて、氏郷の領分なり、川の東に黒塚あり、是は其頃迄は、正宗の領内なり、此黒塚を、會津の領と云ふ、川東のもの承引せず、互に近郷のものとも證據を立て言に及びけるとき、氏郷聞たまひて、兼盛に陸奥の安達が原の黒塚と云ふ、古歌あれば、安達原に附たる黒塚なりとて、遂に將にてなりにけり」と云々、この話は、全く無稽の好事者の附會なれば、要なきに似たれども、殊に此に係けて、後の謬を防がんとす。

糠澤（ヌカザハ）

今、高木、和田、岩角と相合せ、和木澤村と改む、無稽の名稱ならずや。本宮の東、河水を隔てゝ、田村郡堺に接したり。本宮、三春の通路にあたれり。

山口道齋記云、元和中撰云、猪之丞が、大内備州に居る内、糠澤村大場内の城、其頃田村殿抱の城也、鶴鼻も田村殿持なる故、其前を容易に通さず、先人數を押て通りかゝりに、城より歩行立五十餘人、道へ出待居けるを、ふと儀道入るべしと、備州下知せられ、馬上二十騎、歩行のもの五十餘人打てかゝり、ならば附入にせんと思ふに、城兵内へ早く引入たり。

伊達成實記（仙道刀兵卷）云、天正十三年十月、岩津野へ參、御目見え仕候へば、高倉か本宮へ可被爲御働候由御急候條、糠澤と中處に、其夜は在陣申候。[?]

戰國の昔の民俗は、或書に之を記して、日く、如何なる町人百姓も、竹竿の先にのみを入れ、第一本持たぬはなし、中にも男なるものは、馬に乗り、鑓さげ、其時と云へば、鍋おつとり出し、侍と也を事とせり、是等を以て見る時は、一手の將と見ゆる輩も、今の名主庄屋に少し異ならぬものと見えたり。今の糠澤村の矢師、弓師は、大内備前が家老にて、遠藤因幡、同監物[?]云々のゝ後なるが、先祖より弓矢の細工を業とせし由。（相生集云、糠澤村は、往古糠依姫といふもののゝ住たる處なるが故に、撲よりも轉して今の名とし、其糠依姫といふは、あと尊い居なりと傳ふるよし、土俗の説なり、此村の高松山は、觀音堂ありて、一名跡なり、塔の下といふ地より紋ある瓦を出す）

高木（タカギ）

糠澤の西北にて、直に逢隈川の岸に臨り、本宮驛に對す。

元和二年、鹽松郡高木村と、二本松郡本宮村と、舊幣の渡船出入云々、鹽松郡の係に載す

和田（ワダ）（岩津野）

今、和木澤村の大字にて、糠澤、高木の北にて、二本松の對岸の地也。古名岩津野といへり、今も此地の毘沙門堂を岩角毘沙門と呼び、古名多し。天正十三年、伊達政宗の、仙道の大軍と、本宮高倉に對陣の時、岩津野より河を踰え本宮に入る、事、成實記に見ゆ。戊辰の役にも、七月廿七日、夜半、官軍三春を發し、糠澤の敵兵を破り、遂に本宮驛を陷れり

松齋捜古云、往[?]碑は、民家にあり、高四尺、濶二尺餘、文字は一九[?]、辛酉、二月、時正、敬白、右志、爲先考覺靈之菩也」其體を遒美なり。

岩角（イハツノ）（岩角）

岩角大士堂の山中に、三十三所の觀音像を、自然石に刻みたり、是れは元寛中の中興法印家隆の時、二本松城主丹羽宰相光重、當時隱居、本城にて、造りたる者也（相生集）、成實記云、天正十三年九月、小濱にて、助勢共、岩津野を依取候者、助勢も引除候事成間數由相談候申、會津衆、備前　彼申候は、今日政宗公岩津野を召置、御覽の彼城を御取被思召候と見え候、此城を被取申候はゞ、何も引除候事成間數候間、今夜引除可然候と申、大内備前も通路を大事に被存、抱之城の小濱迄[?]敍叮け、其夜二本松へ引除候間、四本松の分は政宗公御手に入、廿六日政宗公小濱之城へ御馬被移候、（仙道表鑑云、石橋の一家滅亡の時、岩角城主石橋左京亮も、平石甲斐守武頼と共に從ひ、後は相馬を頼みて中村へ落行、[?]四本松松丸[?]山小屋へ落行、（相生集云、岩角には、東國太平記、岩津野とあるこれなり、國分玄蕃居る、古館弁に曰ふ「舊記には、石橋尚久の一族にて、石橋玄蕃允とあり、天正年中、義久卒去の後、田村に屬し、又、大内備前に一味し、政宗のために落城す」とみえ、落城は、天正十三年八月の事なり、舘其男に、高倉近江守の臣、國分玄蕃當氏とあれど、非なり、道齋記によれば、玄蕃が父伊勢も住せしなり、（かゝれば先祖より居しなるべし）また、大内備前こゝに與き居りしともあり、さて弓矢卷に、和田と申す城は、深田豐作が抱也とあるは、玄蕃去りしのち、こゝに住せしなるべし。

白岩（シライハ）

今、白岩村と云ひ、稻澤、松澤、長屋をも合す。糠澤の東なる山村にて、小濱の南、田村郡界に臨めり。

戊辰の亂に、官軍三春に入るや、即夜七月廿七日、松澤屯集の東軍を擊攘すべしと、[?]小隊を先發せしめ、白岩、鹽崎、糠澤の邊に小戰あり、因りて本宮進軍の路を開きたり。○相生集、白岩村の金蓮[?]碑、雖に作るは誤り也、天文十一年壬寅、林鐘廿七日、本願主三井因幡守氏貞、同年入佐[?]東に永祿三年卯月十日、大旦那大内備前守、願主三瓶昌岐守重興」と棟札あり、三平氏は何人なるを知らず、いづれ大内の麾下とみ

えたり、此社内に古き琵琶二面あり、いたくそこなはれて、今形ある事なし。

稻澤（イナサハ）　今、白岩村の管内なれど、其東にて、小濱の南一里半、三谷の北二里。○松濤搜古云、稻澤の春日明神社の棟札は、永正拾八年辛巳祠官伊藤相模守とあり。天正十一年三月五日、大内能州正□より相模へ與へし證狀もあり。○奥羽永慶軍記云、田村清顯、兩度迄四本松に打越、稻澤の内斗津といふ處に砦を構へ、四本松の押にせんと評定す、大内定綱此時節を伺ひ、之をも燒打にす「仙道表鑑、天正十二年」。

小濱（ヲバマ）　今、小濱町、人口六千、東安達の首邑にして、山中の一市なり。蠶糸の產を以て世に聞こえ、川俣と並稱せらる。二本松の東南二里、川俣の西南五里、移（ウツシ）川邑中を流る。

（成田）

小濱は舊名成田（ナリタ）と云ひ、宇都宮、石橋、大内、諸家の據れる地にして城址あり。蓋、城館は、此間に數所ありて、汎名には薬鹽松（四本松）と云ひし如し、宮森、四本松、住吉山いづれも此地の古墟なり。○相生集云、小濱の城主大内氏は、大崎家の舊臣、初め若州小濱を守居たりしに、大崎家の勘氣を受け、石橋家の臣下となり、當所へ城を築て移る、今の名は則若州小濱を移したるべしと、大概記に見ゆ、（奥相茶話に、大内は、昔の公方ノ庶流のものとて、召連下りたまふ、京家のもの、とあり）

（西勝田）

田間漫錄に、本邑はもと西勝田（サイカチダ）分の地にて、小濱、貝屋、平太郎内と云ふ三在家を潰して開きたり、とあり、○西勝は樹名にて、そこに今も老大の皂莢あり、田とは處トの義に同じ、又ある人の謂ひらく、今、小濱紬、小濱織と云ふものは、小濱組一萬石の郷内より織出して、針道組に至れば甚少し、絹布をも交織れず、東鑑其外にも見ゆる處の、安達絹など云へるも、此わたりより出しにや、云々。

天正十三年十月、輝宗公御死骸、其夜小濱へ御供仕、九日に長井[illegible]寺へ參込候、御引[illegible]の砌、馬[illegible]右衛門追腹仕候、須田伯耆も、[illegible]所に[illegible]、[illegible]腹仕候、八日晩、首[illegible]數方々切[illegible]出し、[illegible]たものら[illegible]、小濱町外に[illegible]付[illegible]候「成實記」。

（宮森）

小濱城址（ヲバマ）　上下の二館ありて、上館を宮森といふ、大内備前守[illegible]、據りて仙道の諸郡を[illegible]下せる所なり、大内は、もと鹽松石橋氏の被官にて、天正六年、永禄中父義綱の時より諸郡を逐ひ、同郡大内備中の故館を[illegible]ひ、之に居る、天正十三年、備前出て[illegible]り、伊達家の有と爲る、文禄以後は、會津の[illegible]城たり、寛永以後廢す、此地、宇都宮慈現明神を祭る、故に宮森の名ありしとなり。

野史、伊達氏傳云、大内備前定綱者、鹽松城主山名義久股肱也、初定綱父定治、及石川久門、小野寺久光、中村久純、列爲四老、義久卒、而後家事悖亂、久光、久純、澀佐竹氏、聚黨爲常陸、久門澀田村氏、保鹽松内仁志城、定治[illegible]、居小濱城、定綱繼父、而[illegible]志、通會津、又來乞降晴宗、而叛。又云、大内定治死、其子定綱、懼伊達氏兵强、叛而屬會津、以女妻二本松氏、定綱素豪邁、欲拔三春爲下宮川本城、竊僞人乞援于會津。

館基考云、大内備前宗政、齊義（タダヨシ）と記するは、館基雜始め、木代氏の仙道通鑑、陸奥國史等皆然り、何に據て識せるにや、上戸澤羽黑の社、文禄十年の棟札に、大内左京亮乘義あり、是等より誤るにや、木幡山文明十年の棟札に、大内備前宗政、同備後顯酉あり、備前が父祖の内ならん、藩翰譜、並に、文禄四年政宗豐太閤の勘氣を蒙りし時、其重臣共捧げし連署にも、備前宗綱とありて、宗綱たることは相違なし、併、初は顯綱と云しこともあろや、天正の頃の書翰に大内顯綱と書るあり、（大内備前宗綱を、齊義、守言などとも云ふが、重綱に作るもあり、通鑑には、

能登（太郎左衛門）―備前
　　　　　　　　　　　┗片平令右衛門（定重）

天正五年、木幡山の棟札によれば、備前の子も太郎左衛門と云ひ、名は顯德とす。太郎左、、備前は、此家の通稱なりと知らる。戸澤の菊地系圖によれば、「舊姓は菊地とも、金子ともありて、彼れ永祿、天正中の、勇烈機變の備前の諱を、定綱とす、即宗綱の初諱なり。（戸澤菊地系圖も、信僞相半の資料なり、陸中登米郡西郡を看よ）

館基考云、豐太閤が、政宗へ蘆名家を滅せし所謂を詰問せられし時の答にも「蘆名義廣、我等を叛きし郎等、大内何某と申者に與し」とあり、其所由辨へ難かりしに、奥相茶話に「石橋家の衰るに及て、四本松家中のもの共も、心々に成り、大内備前父子も、伊達の旗下となりしが、天文中、伊達の稙宗、晴宗父子不和の事出來て、其家亂れんとせしかば、伊達を退て田村の旗下となる」云々、又備中を、中國の大内の庶流也とて、多々良姓に書きたるものあるは非なり。

相生集云、大内備前守齊は、石橋家の舊臣也、田村清顯に降りて後、又會津盛名に從ひ、清顯と離を構ふ、清顯、伊達政宗に援兵を請ひ、守齊と合戰しば〳〵なりしに、天正十三年八月二十五日、遂に政宗のために小濱落城す、こゝに於いて政宗の父輝宗うつり住す、のちに白石若狹守（宗實）を城代とす、政宗押領の地めし放され、蒲生氏郷に賜りし時は、蒲生（始谷崎氏）忠右衛門を置く、外池信濃守是に次ぐ、蒲生秀行の代には、玉井（始稻田氏）數馬を置くといふ、「東國太平記、蒲生記、寛永書上、館基辨」一説には、政宗は上館に、輝宗は下館に住すとあれども、天正十三年十月、畠山義繼、二本松より來て輝宗に對面したるは、上館の事なれば、誤りなるべし、蒲生支配帳に、忠右衛門と信濃は上館に在り、數馬は下館に住せしとみゆ、さもありしにや。

四本松傳記、石橋家の滅亡する始末を叙ぶること、又諸說と異なり、備前が代になりて、不義行數多あり、威勢ありければ、石橋家を押領せんと心に含み、年月を送りしが、爰に宮守の館に居住したる大河内備中と云勇士あり、夫れより三代の主を守護すと云、是又世に隱れなき武者にて智なりし故、四本松に要害を構へ、岩館、田村の押とす、當備前、大に忌み嫌し、永祿十一年三月、久義宮守へ御參詣あるを伺ひ、宮守館の後、くらべ石と云處へ人を遣し、使者を掲させ、其身は直ちに四本松へ往て「大河内備中謀叛を企て、田村勢を密に引入れ、明日御參詣の間、打ちて奉るべき結構仕りそろ、今夜中打取不申ば由々しき大事なるべし」と讒しける、かゝる所へ、石川彈正も軍勢少々引率し罷出て、同樣に申ければ、久義大に驚き、宮守の方を望み玉へば、狼烟見えける故、扨は兩人申處延なしとて、打手を遣す、備中方にては夢にも知らず、拜殿に詰居たるを、兩人大將にて無二無三に攻入りければ、備中は拜殿の戸をしめ切腹せしを、大河内宗四郎介錯す、云々。

相生集云、小濱の櫻田耕地に、腹切石とてあり、父の一周忌辰に孝子の殉死したる墓表なり、文に、

チヤ大カク一周忌辰追腹、永祿十二年三月十五日、大河内宗四郎、二十二、ウチシニ申候、

と刻す、大カクとは、四本松傳記に小濱館主大河内備中といふ人なるべし、其傳に曰く「永祿十一年大河内備中謀叛を企て、遂に切腹せしに、大河内宗四郎介錯してこれも死す、其父大關夫婦も、片倉川の大石狹間に自害す、備中の弟大内藏は、盲目にて背もなくておりしに、無き人の跡吊はんと、石に切附させけり」云々、

長折(ナガヲリ)　今、小濱町の管内なれど、驛市の東北にて、移川(小瀬川)の溪に沿る。

相生集云、此村の出勢狹くして長し、巽の方加藤木(カトウギ)と云ふ地より、乾の方小瀬川に至りて、大凡二里計、舊は嶮き處半里計り、狹き處にて十二三町なり、因て、多くの兵器を廢りて通路する故、……と稱す、諏方明神、兩長折村の鎭守也、……子祭といふ事あり、こは、氏子ども獅子頭をかぶり、太鼓を腰の前に付て、相手取りて唄うたひながら舞ふ事也、……記にみえしは、

舞ひ來て見みよ……を見申せや四方目……なり、
此宮はいかなる……日……長かれ、
觀音……
れ、云々

四本松城址(シホンマツ)　即鹽松城にて、小濱町の上長折に在り、鹽松には、始め吉良氏ありしと言ふ、吉良は足利義氏の嫡男、長氏の家號にて、參河國幡豆郡の庄名に出づ。後、石橋氏之に代る。石橋は、長氏の弟、泰氏の子、家氏に出づ。元弘、建武中に、石橋左衛門佐參河守和義あり、足利氏の軍に從ひ功あり。和氏の子息、宮内大輔棟義、奧州に下向す、即鹽松氏の祖なり。吉良氏の鹽松に居れること、明證なし。應永前後には、宇都宮氏居る。石橋氏は、滿博、祐義(尾張守)房義(三河守)四代歟。五代家衛(家博)は、大田の住吉山へ移り、而も昔に依り鹽松殿といへり。○伊達行朝事歷云、足利義氏が次男義繼、始めて吉良氏を稱せり、義繼が曾孫、即、右京大夫貞家なり、(又、修理大夫と、)松藩徵古、相生集が、諸書を集めて記したるに據れば、貞家、貞和の初、(其元年は、興國元年なり、或云、貞和四年)奧州に下り、石塔秀房に代りて探題となり、畠山高國と共に、國内を經略し、四本松に築きて居たり、其子中務大輔滿家(又、右京大夫、)相繼ぎて、探題たりしに、康應二年、(元中七年)召されて鎌倉に歸りしより、宇都宮刑部大輔氏廣、吉良氏の舊領四本松を賜はりしに、應永七年九月、謀反せしかば、斯波右京大夫義將、石橋陸奧守棟義等、之を攻めて、氏廣、其子三郎氏公と共に、自殺せり、後、棟義が男左近將監滿博、四本松を領して、後に鹽松氏と改め、尙義、義久、永義の代に、家臣大内備前定綱に滅されて、……相生考云、上長折村の四本松城は、……石橋家三代居城のよしいへど、……しからず、……此……石橋家下向し、暫く住し、後また……へ……移られたるか、又石橋氏より先に、吉良……長氏より……云へり、……に、吉良右京大夫貞家、奧……方の……鎭たる由、太……記……、貞和四年八月下向、其子滿家迄四本松に住せし由、澤崎霜臺の記(陸奧國史)にあり、明證は見當らず、霜臺は何に據てかく記せるにや、左の古文書にて見れば、名取郡に住せしと見ゆ、然れとも、其經略の便に隨ひ、移住せし事もありと見ゆれば、此際を經略せし時は、四本松に住したる事もあらんかと思はる、

一日合戰、御代官致忠節妙日出候、抑名取要害、堅固未作之間、依用心難義、澀伊具部館候、就其□□□勢者可歸府候、寄殘有御談合、早々御渡悅入候、萬還存委旨、中條側可獼可申候、恐々謹言、

十一月廿五日　右京大夫貞家(花押)

謹上　白川三河守殿

宇都宮氏廣は、吉良滿家に代り下向したるが、應永七年沒落、中古治亂記には「宇津宮權太郞氏廣、其子孫三郎氏公、幷に島氏等、奧州に一揆を企て、二本松の城に籠り、管領代篠川、幷に稻村を討取んと謀る由、聞えければ、斯波左京權大夫に、八州の兵を差副向せらる、宇津宮方にも、三春、福島、長塚の崔驍集り、其勢八百餘騎究竟の要害に據り拒きければ、落べしとは見えざるに、城兵の内、福島の者共、回忠を企、城を燒立しかば、宇津宮も不堪、城を落ち、市の關を志し、白石と云處迄來りしに、折節大殿川の水増り、可渡樣なく、又川向を見れ

ば、篠川殿の催促に依て、集りたる皆田、川崎、岩沼の軍士數百人、鐵を揃へ待懸たれば、宇津宮も存切り、宮にて討死したりしと云へり、然れども、宇津宮が市の田を志して落行しと云も、管領大崎の眼前なり、夫れ迄の間も程遠く、重々の備を破らでば到り難ければ、信用の限に非ず、又地理に合せ考れば、本隈川は東地往來の道をも遮らず、旁不審多し、いづれ二本松に籠りたると謂したるは、四本松に籠りしを、誤り傳しならん、四本松の近所小濱に、宇都宮明神(慈現太郎)を勸請して、今に其地の鎭守とせり、又同所西念寺と云へる寺に、宇都宮下野守氏綱の神主を安置す、大昌院殿、心翁淨安大禪定門―氏廣は氏綱の次男なれば、是等の緣にて、慈現明神をも勸請し、氏綱の神主も安置したるなるべし、宇都宮氏廣の、十餘年間、四本松に居れるは實なるべし、石橋氏は、左近將監滿博、初て此に入部し、四代の間、長折に居りしならん、後、大田の住吉山へ移らる、然るに、其歷代の墳墓さへ知れず、○相生集云、鹽松石橋殿の衰ふるや、大內、石川等、皆田村氏に屬し、石川彈正は、四本松城に居る、これも田村に叛き、天正十三年五月、伊達政宗に攻落され、白石若狹宗實を以て、鹽松小濱の城代と爲さる。

舘基考云、京都公方御內書案に、長祿四年、鹽松松壽と云るは、元祖和氏、貞治六年卒すと見ゆ、棟義より後を一世三十年の積りを以て屈指すれば、滿義の子房義六歲の時に當る、適切なる說也、棟義の陸奧守に任せしは、大系圖にも有れば、南北爭亂の初、棟義も東に下りて、此際を經略せし功ありて、滿博に至て四本松を賜しなるべし、木幡山、文明十四年棟札に、大旦那源朝臣家博と云るは、滿博の時に當れり、諱を改しか、或は和訓似寄すれば、義衡と傳へ誤りしかなるべし、此の人の時に、長折館より、大田住吉館へ移らる当時の老臣と見ゆる、大內備前守宗政の名あり、彼棟札に見ゆ、即、天正中の宗綱の祖先なり。

唐矢（カラヤ）

元和八年老人物語云、小濱村の石井豐前は、安積郡富田の合戰に手柄仕候、翌年、久保田合戰にも、甲首九取、牛取三人也、又唐矢のからやの小城にも手柄あり、高瀨より間山を賜候ふ久保田合戰は、天正十六年の事なり。○相生集云、古舘辨に、唐矢舘は上太田村西谷舘の事かといひ、舘基考には、西谷殿內石宗の事なるべしとおい、されども、村里等の諸書、皆上太田にも、別に西谷舘といふものあれば、此唐矢にはあらざるべし、按ふに、弓矢卷に、大內の勢も引退しかは、早々追掛候得者、早皆々引退き加籍城へ乘入申候、とあり、加籍城といふは此唐矢舘の事にや、さらば上長折村にて、大內が抱なるべし、天正十二年の夏、田村勢が之を圍みたることあり。

平石（ヒライシ）

今、鈴石、荒井と相合せ、石井村と改む、小濱の西にして、大平村の南とす　○政宗が二本松義繼を擊ちし地は、平石村東の山なり、一書に、權現谷の高阜の上といふ、又高田原といふ

會津舊事雜考云、伊達政宗、同宮森に、從小濱騎馬、逐賊不及、至高田畔平石邑、令諸士放銃、二本松義繼、提伊達輝宗、下于權現谷上高所、悉殺、遂自殺。

(高田)

相生集云、平石高田館、平石壹岐武頼住す、石橋久義の旗下なりしに、大內が非義に組せざるも、天正十三年八月、小手森とゝもに落城す、此人は、四本松に住せし菊池武則が孫也、

(栗巢)

栗の巢は、畠山義繼と伊達輝宗と生害の場所なり、按に天正十三年十月八日、義繼、小濱に往て輝宗に對面し、故ありて、歸路に輝宗を擒にし、こゝに至りて、政宗の勢追迫りしかば、遂に輝宗を刺殺して義繼も自害したる處也。

成實記云、宮森より出候伊達衆は、武具も不着合、多分すはだにて、あきれたる躰にて取卷申、高田・串所迄、十里餘參候、二本松衆、抜刀にて輝宗公を取卷、候、然所に取卷候味方の內より、鐵炮一ツ打候に付、上下知ともなく、惣勢懸り、二本松衆五十人餘、一人も不殘打殺候、輝宗公も御生害被成、政宗公も其夜高田御出馬被成候、

鈴石（スズイシ）

今、荒井に合せ石井村と改む。○相生集云、鈴石村、慈現明神の社より乾に当り、畑の上なる岡の藪中に石あり、大さ五間計り、高さ七尺餘、形狀圓にして少しく鈴に類す、中央より左の方によりて、一つに割たり、村人是を鈴石と稱す、鈴石村の庄屋大內氏の千本松は、松中の奇樹にて、殊に巨大なり、一根六圍にして、大幹八草に分れ、小枝數十百叢をなす、次は四尺圍より三尺圍に至十數株あり、他州稀にはなし、同種のものは、皆この樹の實を移植したるなりと

仙道記(元和八年老人物語)云、輝宗の近習のもの、おはてふためき候て、鈴石村の內、栗巢・串所まで、取留可申樣の手立もなく、騒ぎ候、

大平（オホダヒラ）

今、大平村と云ひ、元を神明石川とよび、小濱の西北一里餘、阿武隈川の岸邊の村里とす　其對岸は、即二本松驛市なり、南は平石、鈴石に至る。

源尚義　判　〔舘基考〕

右此度就弓矢、はしりめくり奉公いたし候、依之、少所なから、大平村之内たいしとう三貫之所、くたしおかれ候、於此以後、能々可致奉公候、後日之狀如件、

天文十四年乙巳極月吉日

大河內具起助　　大內平右衛門

嘉藤縫殿助　　金　新右衛門

相生集云、太平の三島明神社內に、假面十あり、運慶の作といひつたへたり、其中二つ翁姥の面とおもはるゝもの、好手の作と見ゆ、其餘は彫刻も宜しからず、右の假

有り內に、龍の松月坊と書付しものあり、當寺の別當理實坊といへる修驗なりと、十七八歲の老翁なりと、古へは濃し村々にて、[illegible]事等を奏し、神を[illegible]しものとみえて、右の寺の[illegible]寺のなるにや、

　あけぬるや[illegible]方人もあふくまの七瀬の淀に鴨の見えつゝ　　[illegible]有作

〔同書〕、[illegible]を[illegible]て「[illegible]川安[illegible]と、[illegible]七島可相交」とはあれど、いまだ此處なき[illegible]らず、[illegible]く、大平村の部內、あぶくま川の內に七島[illegible]、[illegible]ありて、郷人輩の名所とす、こは古へ七瀬に分れて流れし故に、七島ともいひしにはあらざるか、歌を以て名所と呼ばるゝも、おのづからなるべしとおもはる。

黒塚（クロツカ）

今、大平村、白眞弓（シラマユミ）觀音堂の邊なる、亂石を指して黒塚に擬定す。近世、[illegible]に黒塚として、徒然の歌に見ゆるもの、遺跡なしきけるより、おしなべて、安達原と云ふをも、此一地點の古名と爲すこととなりぬ。蓋、謠曲黒塚の文章に據て、種々に設けたる偽り事のみ

安達原

地細道云、二本松より右にきれて、黒塚の岩屋一見し、福島にやどる、〔[illegible]〕細道云、安達太良嶺は、左に聳ゆ、實に陸奥の富士と言へる、世の姿踏の景色、面白き山也、安達が原も近ければ、黒塚を尋ぬ、[illegible]聞きしは、岩屋疊み上げて、日月の光を隱し、洞口苦深く、鬼も住みけな有様なり、とありしに、さにはあらで、少しき立石て、四石の壇のやうなるが、二つ三つ有るのみなり、[illegible]名取郡黒塚といふ所に、重之が妹、尼と成て住むと聞きて、平兼盛、

　みちのくのあだちが原の黒塚におにこもれりといふはまことか、

とよみし、彼の尼の住みける地の跡ならむし、鬼を御尼の通したるを誤りたるなるべし。

〔[illegible]〕云、[illegible]河東、日之安達原、其地有巨石、長一丈、石有可六七尺、上人呼日白檀、[illegible]上有二巻表、日黒塚、[illegible]寺[illegible]安[illegible]、其[illegible]在于此地、[illegible]、[illegible]南中、[illegible]之、[illegible]見房中、[illegible]由、[illegible]之法、[illegible]云[illegible]、也[illegible]、居宅址也、相[illegible]、[illegible]往古出[illegible]、[illegible]實、或用兵家、且夫和歌名流、往々詠之、托[illegible]比興之情、可見六[illegible]方之式、[illegible]見[illegible]此[illegible]也、[illegible]遺[illegible]也、[illegible]日、古来[illegible]之者、半[illegible]之[illegible]、[illegible]上有[illegible]、[illegible]」久、如今化爲石、[illegible]云、

〔相生集〕云、安達原、[illegible]一ならず、双安名寺[illegible]には「[illegible]昔一圓の原なりしときの名なり、今は大平村[illegible]在家の邊、[illegible]あり」と、双安名勝志には「[illegible]寺前の山を越て、若宮小路より、木町、龜谷、[illegible]川の方に至り、あぶくま川の邊に沿たる平地を云ふ」と、〔[illegible]〕に云「[illegible]境より、七島まで、原[illegible]と[illegible]ふるよし」[illegible]、[illegible]に、「今の沼袋、安達[illegible]の[illegible]と云[illegible]、[illegible]て黒塚の邊におきるべき[illegible]、かく其[illegible]まちまちにて、[illegible]、[illegible]はかぎりなく、ひろかりしと見ゆれど、[illegible]の方を[illegible]、[illegible]の方を[illegible]たるとにて、[illegible]もさまざまになりもて來りしにて、畢竟は、此わたりは一の[illegible]原曠野なりしなるべし、今姑く[illegible]の[illegible]したがふべし、和漢三才圖會に、安達原の名を[illegible]田の邊に見たるは、あらず。

　[illegible]たち[illegible]に侍りける女に、九月ばかりにつかはしける、　　　源　重之

　思ひやるよその村雲しぐれつゝあだちの原にもみぢしぬらむ、〔新古今集〕

　　名取郡黒塚に、重之が妹、あまたあり、と聞つけて、云ひつかはしける、

　みちのくのあだちの原の黒塚に鬼こもれりと云ふはまことか、〔拾遺集〕

按、ここに鬼とよめるは、女人を指せるのみ、大和物語に「兼盛みちの國にて、閑院の三のみこの女にありける人、黒塚と云所に侍りて、其妹ともにおこせたりける「[illegible]の安達の原の[illegible]つかに鬼こもれりと聞くはまことか」といひたりけり、かくてそのむすめを得んといひければ、親まだいとわかくなんある、いまさるべき折に[illegible]といひ云云」、されば黒塚と云ふも、里の名なるべし、[illegible]は黒塚てふ家の名につけて、鬼とよみしにはせよ、鬼は即女人をかくして云へるなり

相生集云、兼盛の歌の詞書に、名取郡黒塚と書たるは、いかなる故にや、木代氏[illegible]には、五十四郡にわかたざる以前は、安達郡をも、名取郡と云ひけるにやと云へれど、名取郡は式の三十五郡に含めて見えたれども、其以前より安達の[illegible]方に、信夫郡のありたるを、[illegible]へだてゝ、安達の名取に間くべきやうなし、こは[illegible]いたし園にあり、[illegible]まりしならねば、[illegible]して[illegible]べきにあらじかし、また鬼の[illegible]、[illegible]古[illegible]に「[illegible]にの[illegible]を、[illegible]女（カタミメ）出入[illegible]云、[illegible]の[illegible]し」と書て、[illegible]、彼女どものむれ來るをたとへて、鬼[illegible]て集うとたはふれていへり、醜女と書しは、神代記に黄泉醜女とあるによりて、ことあり、是にておもはゞ、[illegible]にいふなる鬼に「おに」といふ、本有假[illegible]、[illegible]羅刹てふ意なりといへるはいかにぞや、羅刹の如くとて、女を鬼といはゞ、重之の妹を戀ふる意となるべきや、こは只、黒塚に鬼のこもりたりし[illegible]のありけんを、たとへて、女のあまた此人のもとにこもりてゐるよし、をかしくよめるなるのみにこそあれ、かゝればこゝに鬼のすみたりといはんも、さる事なりとおもはるれど、[illegible]つらつら思ひするに、重之の[illegible]あり

なかゝ、さすが嬉しうなんておけるを、心にくゝもゆかし、き焼こゝ、たはふれのやうによみたるらん、こは中さに…のけなく、…外おもはるゝ心地にする一々品に…に、鬼こもる云々、是はたゞなかざと鬼といひなして、頭之のもとに、いもとあまたこもりてあるよしを聞て、ゆかしくおぼゆる心を、たはふれていひやりたるなり、此兼盛の歌によりて、謡曲の安達原は作りたるものにて、謡の鬼にあやなすなりといへり。

みちのくの安達の原の白檀弓心こはくも見ゆるきみかな、〔拾遺集〕

松蔭捜古云、大平村は即安達原なり、白檀觀音堂在り。○蒲氏漫遊文草云、二本松西東折一里許、渡遮隈、其津口救世、川東有一小寺、寺前大石無數、相倚相疊、石大不下五歩十歩、而近地石稀罕、是爲畢聚、累不知所取名也。○十符管薦云、二本松より逆陵川の假橋をわたり、堂ありける寺の西方ある處を過たるに、おほきなる巖おらがりたてり、昔鬼の住めるといへるは、この巖の下なる土窟(ムロ)にて侍るなりといふ、のぞきてみるに、岩と岩との重りたるした、土窟の如くなれるのみなり、享保の頃、こゝはほに觀音の像十一躰を祭りつけたり、こゝを過て觀音寺あり、鬼の飯かしきし釜、また人を殺しゝ刀などとてみせたれど、更にいぶかしき物にもあらざりけり、さてかく鬼の住めるよしいひ傳へたるは、古くより陸奥の黒塚は、恐ろしき所にて鬼住めりなどいふ傳へのありて、兼盛もこれをよすがによみつらめど、眞は、昔跡もなき事なりけらし。○人物學雜誌云、大平村、巨杉鬱蒼たる古寺あり、門に入れば岩石層疊し、倚れば以て風雨を避くべく、人を棲ましむべく、石盞上を覆ひ洞の如きあり、前より入れば匍匐して後方に出づべく、頗奇觀たり、蓋後人此奇岩あるを以て、鬼女の棲息せる所と名付たるなるべし、石窟の側に堂あり、鬼女の携へし所のものを藏すと、僧に請ひて之を見るに、石斧、石鏃數箇、外に高さ七八寸ばかりの土器一個あり、形状壺の如し、中に鉄片を入れたり、皆く名ゞく、又鬼女の携へし所の出刃と云ふは、古墳より發見したる直の刀也、其後小田あり開拓して畑となる、畑に入りて搜索するに、貝塚土器、及び石器の破片を發見す、村農に聞くに、時々石鏃を拾見くりと云ふ、左れば此邊は石器時代の人民が棲息せし跡ならん、

(白檀觀音堂)(救世渡)

西瓜くふあたちが原のなかた、　　ゝ　名

二本松の中通ゝ頃、あたちが原近しといふ、されども人の住地にして、ゆく手にもあらされてたちよらず、かの鬼こもれりの歌思ひいでゝ、　　松平定信

行末は安達が原の露の身も闇を守りの鬼とならなん、

道奥の國造に、往還の時よめる歌の中に、

君が代はあたちの原も田はたにて鬼と見ゆるはそはつなりけり、　　岩倉具視

つかのまや鬼ともみえも夕すゞみ、　　維　守

若草やあたちが原も鹿のへ頃、　　乙　由

移川(ウツシ)

田村郡の管内なる移に發し、本部に來り、北流、小濱町の東を過ぎ、長折に至り、逆隈川に入る、長八里。○小瀬川は、百目木の奥なる山木屋に發し、西南流、百目木に至り、西北に折れ、大田村に至り、移川に會流す、長七里。移川は一名小瀬(オセ)川と云ふ。

伊達成實記云、天正十三年、築館に御在馬の内、高木修理抱置候簡ト人の者、小濱へ內通に付、大内も家老の者共の子を相搭候事も不成候間、小瀬川と申所へ、彼方罷出、御備目申請、諸人替住候。又云、彼殿に被遊置候時人の衆も、小瀬川へ出、小濱近所迄參候、小濱の人數に使押立、小濱川迄左里計過候、四手衆、川を懸合戦御座候、小濱衆も六百騎參候へとも、政宗公御働を気遣候哉、早々引上申候

(小瀬川)

大田(オヽタ)

今、大田村と云ふ、小濱の東北一里、小瀬川に沿ひ、田村に通ず。長折、木幡に連なり、東安達に於て、最古の大田を見る、是を居首とす。

住吉山館址(スミヨシヤマ)

大田村に在り、石橋氏の故壘也。○相生集云、上大田、本城山、住吉館ともいふ、文明の頃、石橋左近將監義衡、是に館を築き、大永より義伸、義次、久義迄四代、久義の時、其の子松丸、幼稚にて相續せしに、其臣大内備前、同備中、石川彈正、守坂山城など、之を叛逆し、遂に石橋家沒落す、上太田の中館は、石橋常陸の居城也、按に、石橋家の一族に、常陸介隆次入道松岸齋といふ人あり、是は、主人久義へ諫して用ひられず、身退き出家したる、石介隆則入道母が父なり。〔古館辨〕○仙道表鑑云、石橋尚義は、子息右衛門佐尚義、その舍弟左近將監義衡は、文明の比、上大田村の住吉山を城郭として、近郷諸部に威を振ふ、其子右衛門大夫義伸、其子宮内大輔義次(法名静岡)天文中に死去、其子治部大輔義久、是時に至て家衰ふ、之に忠臣若槻新介隆則入道々喜、(常陸介尊次入道松岸の子)諫によりなりしかど、遂に聞入ず、其身も病死す、幼子松丸、家を繼ぐべきなれど、家人大内備前(能登の子)、石川彈正、寺坂山城等、田村へ内通しければ、松丸は相馬殿へ身を寄す、住吉山の城も是に至り亡びぬ。○相生集云、義久は、常に備衰もしくは久吉にかくるべし。○館基辨云、義久逝去の後、二歲の子息を、四人の家臣に申付、守立べき遺言ありといへども、小濱上館の城主大内備前守、心變りして、田村へ降參し、殊に一戰に及ぶ間、殘る寺坂三河守、大場右京守兩人、忠臣の心を變せず、二歲の子息を、弔列して、相馬へ伴ひ、立退けりと云ふ。

四本松傳記抄云、四本松住吉明神は、義家公奥州下府へ御下向の時、傳杖伴次郎助兼供奉して、安達郡に居住す、

本國抄書より、松一本を持來りて、屋形の内に植置、仕
吉四郎を預置せり、依て四本松といひたへり、其後、賴
朝公を奉行代の時、[illegible]人を頼、後胤、信夫次郎義行と
いふ者、賴朝公に隨ひ、[illegible]軍[illegible]功により、
安達郡を賜ひ、其子孫東を領し、四本松に住しけるが、
嫡男[illegible]、不慮に狂氣して卒去、其外にも奇怪の
事ども有しが故、古往には[illegible]吉宮を祀りて、其所に良
吉川の向ひ住居して四本松[illegible]と名乗りぬ。義子
秀友の代に、本國下野故、塩田村へ今の小瀬[illegible]宇都宮同
神を勸請す、夫より二代、四本松式部左衞則[illegible]暦應年中、
陸奥國北畠顯家卿の西征に主ふ時、御供して上り、伊勢國
にて相果、其後家臣共其我意をふるひ、主家へ仕ふるものも
無き故、其子は居形を立出、塩田村にて宮守の社人に居
合ふれ共、年月を過しけるが、宇氏公の世になり、探題伊
達[illegible]、[illegible]を押[illegible]を没收せられ、[illegible]
[illegible]、[illegible]、四本松を[illegible]、[illegible]
々の居城となる[illegible]云、四本松伊記は、其事實に多
論、年月時代等、[illegible]多く見ゆれば、固より不足信用、
一々辨せず)

相生集云、下太田村、鍛冶内彈正居る、大内備前か甥
にて、槻内を且としたれば、こゝに住たるなるへし、
伯道記を見るに、鹽松の内、鍛冶屋小城を、清顯攻ら
れ、云々。

木幡 (コハタ)

今、木幡村といふ、大田の北にて、済陽川の東岸
の高地を占め、信夫郡飯野村に接す。此に名高き
[illegible]明大嗣まり、寺[illegible]を陸(クロ)といふ、二本松より[illegible]里、小
濱、川俣よりも同距離にて、針道の西一里、
閭城將軍云、[illegible]、年八月廿八日、小ノ賊 自北侵明
石[illegible]台、披[illegible]福[illegible]山、[illegible]右[illegible]介[illegible]討之、
(飯野文書)[illegible]月、[illegible]其[illegible]家[illegible]、[illegible]守、[illegible]之[illegible]波
郡、[illegible]其[illegible]([木幡記])。

(山幡木)

治陸寺 (ヂリクジ)

松浦抄書云、辨[illegible]天柱、内木幡村治陸寺に在り、
寺家、社家共に之に有す、社家、之を[illegible]安[illegible]
[illegible]なる[illegible]、[illegible]と云ふ、寺家[illegible]なお
[illegible]、[illegible]、公[illegible]、[illegible]
主[illegible]へ、吉田家[illegible]、[illegible]受[illegible]、
傳[illegible]、[illegible]、安達[illegible]
[illegible]此[illegible]、[illegible]、[illegible]
あ[illegible]、[illegible]、[illegible]、又[illegible]、真[illegible]
四年、陸奥國[illegible]武隈[illegible]從五位下を授、と有
り、即[illegible]一説に、[illegible]代[illegible]元[illegible]年、陸
奥國を[illegible]弘[illegible]を、天台の別院と為、とあるは、即今
の治陸寺にて、其後永承六年、安倍賴良謀叛し、伊豫守
賴義追伐の爲め東征有りし時、此社に祈願有りければ、
諸[illegible]、[illegible]賴良[illegible]落し[illegible]降。、安
に於[illegible]、治陸[illegible]、實治年中、[illegible]
[illegible]寺、[illegible]、[illegible]、[illegible]
今に長楽寺の末寺たりと云へり、假令、式[illegible]
も、安達郡中の古人[illegible]、今[illegible]
遺りていちじるしく、棟札、並に山林[illegible]等も遺れり、
棟札に[illegible]、大[illegible]、大内
備前守宗政、大内[illegible]」など記せり、天正[illegible]年の棟
札には「當[illegible]大内備前守 同太郎左衞門[illegible]」などあ
り、文[illegible]大[illegible]は、石[illegible]家なり、天正に及び、大内
氏之れに代る由、明白なり、○相生集云、治陸寺は、近
世國公の[illegible]に、寺領[illegible]石、三層塔は、[illegible]元年修
補せられしと云ふも、[illegible]。

築館 (ツキダテ)

相生集云、外木幡の[illegible]、大内備前か抱城なり、
天正十三年[illegible]月二十七日 政宗、[illegible]
いといふは、此處[illegible]、其後 天正十六年、政宗此
館を[illegible]、[illegible]。
[illegible]日記云、天正十六年四月、政宗公、鹽の松の内築
館へ移[illegible]、小手森[illegible]、[illegible]
處、[illegible]、小手[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
へ[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
ら[illegible]、[illegible]。
伯道[illegible]、[illegible]
へ[illegible]、[illegible]、[illegible]築[illegible]
にて、相[illegible]、[illegible]
手の森に[illegible]、政宗[illegible]、[illegible]
に[illegible]、[illegible]築館は、外木幡[illegible]
に[illegible]下太田村[illegible]、今、鍛冶田[illegible]と云ふ是な
り、[illegible]土[illegible]、[illegible]
小濱への通路にして、地勢[illegible]也[illegible]

樵山 (キコリヤマ)

内木幡村の[illegible]、大内[illegible]也、天正十三年八
月、政宗の[illegible]、[illegible]、大内田[illegible]
いふもの[illegible]、[illegible]
[illegible](「[illegible]」○[illegible]記云、大内[illegible]
前定綱は、木樵山といふ處に城を築き、五百人籠置ける
所に、小手森の味方[illegible]、[illegible]上るを見て、前田[illegible]
[illegible]、木[illegible]、[illegible]、夜の中に
小濱にぞ引にける、[illegible]、[illegible]は木樵山、築館の城
に[illegible]、備前守も小濱[illegible]、二本松に
ぞ引退ける、[illegible]、政宗の手に入にけり(天
正十三年八月)。

針道 (ハリミチ)

今、針道村と云ふ、小濱の[illegible]里、川俣の南に
當る大村にて、[illegible]一[illegible]、其界[illegible]
大山といふ[illegible]小手森[illegible]、天正中、[illegible]大内
氏の將石川[illegible]、之を守る
伯[illegible]、天正十二年、大内備前は、岩[illegible]・小野[illegible]
不快の事[illegible]て、田[illegible]へ手を切り、宮森、小濱の[illegible]

な寺へ、針道源太と隠し合せ、百目木の石川彈正へ攻掛る。〇針道の館は、針道源吾住す、大内に屬せしに、天正十三年八月、政宗の爲に責落されて、其身も討死す、〔古塁記〕。

小手森（ヲテモリ）　今、針道村の管内とす、小手森の領主の神を、樵明神といふ、又當倩明神とも、法性明神とも呼ぶ、昔當地へ下向ありし、賀方中将の故事なる、此にも記けり、〔相生集〕

天正十三年七月、輝宗、政宗、出軍福島、南後中殿、田村清顯、率兵來會于陳下、定綱聞之、赴小手森營救、政宗以成實爲前鋒、相對三日夜、縱火接戰、斬獲甚多、定綱奔走小濱、政宗進軍、終拔小手森、守將石川勘解由戰死、新城、塩夫山二寨、望風而潰、八月、永慶率退、作九月、攻朝會田清手嶺寮城、懷之、城陷、置戍、轉軍于黑管川、清顯亦會于此、陷郡邑、若津野丹後、白石宇水、俱以其邑、岩津、大寶、後山、十三佛、四寨降、又攻大場城、下之、永慶率退云、正宗將攻黑[illegible]、小瀬川、大馬場内三寨、定綱告急[illegible]、會津二本松、將攻小濱城、定綱棄城遂奔會津。〔野史〕

成實記云、天正十三年八月、正宗公、川俣へ御馬を被移、清顯公とわらび平と申所にて御對面、廿日に小手森へ御働候處に、大内自身籠城、堅固に見え候、北方より可被取懸様もなく被打上候所に、後陣へ城中より仕懸候間、惣勢被打返、合戰御座候、二本松衆先手にて、會津勢も助合候、田村は東より被押詰候處に、大山隔、合戰に會不申候、然處に、政宗公御旗本、我等も何程被召連、原の由森より押切候所に横合に御馳候間、城中より出候人數敗北候條、二やらいへ押入、頭五十余打取候、虎口へ不入、南へ遁候者遁逃候へ共、二本松衆にて、遠追不可然候由にて、被打上候、大内其夜は小濱へ歸被申候、味方も五里程引上、御野陣被成候、夜懸も無之、廿五日、會津衆もなかくき（館基考云、上折村長莚）と申處に備を立、何事もなく被打上、廿七日、小手森よせ、此城に小手主大、其年中内々婚、[illegible]、數多籠申候、[illegible]、[illegible]、下有へ[illegible]、[illegible]の内へ可[illegible]、[illegible]付方々へ吹付候處、申の刻に落城申候、なで切と被仰付、男女牛馬迄切捨、日暮候て被引上候、[illegible]、山の敵城、自燒仕、引除候、廿八日朝に、本こり山へ被移候處に、[illegible]も引[illegible]、[illegible]人、其由申候へ共、則[illegible]へ御馬を[illegible]、[illegible]

戸澤（トサハ）　今、戸澤村といふ、針道の東南に接し、其東嶺は山木屋と相堺す。

相生集云、[illegible]松菊池系圖に「菊池播磨守、[illegible]左京亮、[illegible]永巳卯、[illegible]後下、住陸奥安達郡[illegible]松[illegible]、二代、[illegible]頼末、從父下向、屬斯波持詮、有軍功、賜戸澤村、文安三年卒去、五代、武乘、文明二年、屬石橋房義、有軍功、領戸澤小手森三村」云々とありて、[illegible]、實は七年、氏[illegible]の時、[illegible]に向ひたる一人なる事、[illegible]記、[illegible]有[illegible]に見えたり、頼乘それに[illegible]すとならず、[illegible]もともに、斯波に從て東下したるか、氏[illegible]亡の[illegible]、四本松は石橋の有となりたれば、武乘また石橋に從ひしなるべし、此菊池氏は、即、小濱の大内氏の祖先なりとの傳說あり、下に見ゆるごとし。

筈共考、及登滿搜古云、戸澤村、羽黒権現の社に、延徳二年庚戌卯月八日、大日那源氏、大内[illegible]宗政建立の棟札、永正十年四月十日、大内左京亮[illegible]の棟札あり、同村白髪明神の社に、寛永二十三年一月十一日、[illegible]氏金子頼来、同源次建立の棟札あり、里老の話に、是即菊池頼来にて、菊池金子丸頼來と稱せし由、申傳る也、金子丸な、氏の如く金子頼来と思す、きに来ざるか、可嗟、又此社に、慶長五年、村上[illegible]部少輔と云る、棟札もあり、是は上杉家の時、[illegible]此所を領せし人なり、寛永二十年の棟札には、大旦那紺野[illegible]内、助六郎[illegible]と有り、是は[illegible]の里正[illegible]由也、慶長五年棟札より、元和、寛永の始に至る間の棟札に、本目某とあるもの見ゆ、是は菊地を嗣ぎ[illegible]にや。

戸澤館址（トサハ）　相生集云、北戸澤村、田向館、古館存、田中に在るはあらず）是後菊地氏の執、武則、頼来といひ、もの、斯波持[illegible]の軍[illegible]從ひ、當國に下り、戸澤村を領し、田向館に住す、後石橋家、又は田村家にも屬す「館基考」、今、菊地の系を見るに「十一代武政、永正元年生于田向城、菊池大阿彌丸、後大内太郎左衛門尉、丹波守、改菊地、以外祖定氏、傳大内、永祿十一年正月卒、十五代頼綱、天文四年生于田向城、始武時、大内大阿彌丸、左京進、太郎左衛門尉、屬四本松主石橋家、數有軍功、石橋[illegible]逃四本松城、其後屬三春主田村清顯」云々、これ即大内備前の家なり）館基考云、慶長五年の、ろ、[illegible]乱の頃分に寄より、田向の館を夜討せしこと有りしに、[illegible]、[illegible]通りけるに、後陣に續く寄手共を、月夜畑の者共見付て、なめなめとは通すまじとて、鐵炮を打懸る故、一戰始り、田向と兩所にて相戰ける、味方の者は、[illegible]内は能[illegible]たり、大木の根共を楯として、弓鐵砲を打懸、つまり／＼へ押はめて討取りける故、相馬勢大きに破れける

築山（ツキヤマ）（山月）　又月山につくれり、相生集云、按に、菊地家系に「十三代頼宗、菊地次郎左衛門、住于築山城」とあり、是大内氏の、南戸澤に住せし始なるべし、菊地をあらためて大内と稱せし也、北戸澤にくわしく引たりしさて、頼宗の年代明ならねども、前後によりて推す時は、元亀、天正の間に盛也し人とおもはる、されば、清顯に責落されしといふ次郎左衛門は、正しく此頼宗なるべし。

野史云、天正十六年、大內定綱書牘、石川久國、叛田村氏據築山寨、其父久季、據百目木寨、附相馬氏、共拒命、田村月齋請伐之、五月、正宗到大森、相馬義胤入築山、久國修小手森故壘據之、正宗攻築山及小手森、久國棄壘而走、義胤退、久季亦去、又云、義胤入築山〔奥相茶話〕義胤與田村顯氏謀、遣一士于三春、三春諸老潜爲之備、守衞嚴戒、義胤在築山、與大越顯時及田村梅雪通謀、覆兵於山中、自率二百餘人、至三春城、橋本顯氏自櫓上大呼曰、石川謀逆、伊達相馬既議和親、然今赴此者爲誰、銃矢連發、義胤士卒多傷、遂入舟曳〔軍鑑錄、成實記〕。

舘其名云、往昔、田向の菊地が氏族分れて、月山に住し、南方を押へて、大內次郎左衞門〔大內備前など〕稱せしが、田村清顯に攻落さるゝと云ふ、政宗の、五月二十七日移られし、川東築館は、此所に非ず、外木幡村の內に有りて、今鍛冶山舘と云ふ、此所へは、政宗より一日先に、義胤出馬なれば、政宗の移らるべき樣なし。

百目木（ドウメキ） （田澤）（天王山）

今、田澤、茂原をも合せ、旭村と改む、小濱の東四里なる山中に在りて、其溪流は高瀨と云ひ移川へ入る、東嶺は天王山（テンノウ）と稱し、田村、安達との郡界にあたり、標高一千米突餘。

成實日記云、天正十五年四月二十日、鹽の松の內築館へ被移候、タフメキと申城は、相馬の境にて、石川の親、播津守居候、小手森は築館近傍に候間、小手森へ御働なされ候處、義胤は政宗公御出馬之由聞召、一日前に、築山へ御出候、小手森へは石川自身籠候、築山は相馬衆にて抱申候。

松濤捜古云、百目木村、往昔石川彈正と云ふ郷士あり、もとは鹽松に屬し、石橋の麾下なりしが、後は田村家へ屬し、近郷の邑主となり、更に會津へ通し、伊達氏に亡さる。○永慶軍記、天正十三年、四本松の大內備前守、元來不孝第一の兵にて、田村と不和に成し手切に、會津、須賀川、二本松の加勢を乞ひ、三春の領地、百目木の城を攻落し、我手をも靡めんと思案して、密に會津、須賀川、二本松に、飛脚を以て此事を告ふ、此城に石川彈正といふもの、隱れなき剛の者なり。○相生集云、石川彈正は石橋久吉の家臣也、久吉卒去のゝち、天正十年、備前とゝもに叛反して、田村清顯に屬す、其恩賞として所領の加へたまはる、清顯卒去ののちは、四本松の白石若狹の與力に、政宗より付られたるを、無念におもひ逆心し、〔古實記〕十六年、百目木を没落。○奥相茶話云、石川彈正は、仙道の內、小手森、月山、百目木を政宗に被攻取、相馬へ來り、暫住せしが、關が原亂の時、會津へ參り、景勝より扶持を受、福島合戰には、田村宮內と兩人にて、敵軍入首廿一騎の首たりしが、景勝浪落後、又流浪し、百目木に忍居て、終に病死せり。

新殿（ニヒドノ）

今、新殿村と云ひ、杉澤、初森を合す、百目木の西、小濱の東南にして、田村郡界に接す。

松濤捜古云、西新殿村に、舍利堂の舊址ありて、一碑存す、南無阿彌陀佛と中心に刻し、傍方に「竊以、夫顯阿比丘尼破後春秋六十一、嘉元第二曆甲辰七月十六日、魁色眞体〔この四字不明〕舍利如佛石土木終功畢而已」の四十餘字を認むべし。○相生集云、弓矢考に、四本松の內、西といふ處は、白石が抱也とあるは、此西新殿なるべし、但、內木幡村なる西在家の事にや。

成實記、天正十六年四月十五日に、石川彈正、西と申處、白石抱の內、草を入、城中より出合候處に、彈正助合、城へ追入取付責候間、白石若狹時は、彈正見合引除候處へ、懸付合戰候て、若狹勢、首二十討取申候。

奥相秘鑑云、天正十六年四月、田村の石川彈正より、伊達の白石若狹領分、西村へ手切の草を入る、義胤公、彈正見舞として、月山へ出陣、五月十二日、三春の御伯母對面とて、月山より城下へ乘入んとし給へしも、本意なく小高へ引取給ふ。○仙道表鑑云、天正十六年五月十六日、政宗は成實に築山を押へさせ、自身小手森へ押寄、石川彈正が首打取、明れば十七日、大倉へ攻寄せ、其夜は西（ニシ）といふ地に陣取、十八日、石澤の城を落し、西の東の山に向陣を取られければ、相馬勢夜に紛れて引退く。

十石畑（ジッコクハタ）

相生集云、西新殿村の十石畑は、天正十二年六月、田村清顯と、大內備前が合戰の地也、田村友顯の討死は此時なり。

元和八年老人物語云、七十年程打續、隣郷隣莊の城持衆と晝夜合戰御座候、一年、鹽松の道郷、西新館へ、田村清顯乘懸申候處、拾石畑と申所へ、鹽松勢出合、六月八日、巳の刻より申迄合戰、田村衆敗北、首百五十六程、鹽松へ被取申候。

仙道表鑑云、天正十二年、田村清顯は、大內退治として出張、四度まで敗北し、八月、千石畠にて五度目の合戰ありて、又清顯の負と爲る。

初森（ハツモリ）

今、新殿村の大字とす。○相生集云、初森村、古へは今の如く宿るべき家もいとなかりしかば、旅人等が草枕せし例を思へば、こゝも泊森の意にて、往來の人の樹下に宿りし地なるにや。○野史云、天正十二年九月、清顯道月齋及梅雪顯元、率兵二千、擊四本松定綱、逆戰于千石畠、〔或作十石畠〕軍不利、清顯轉營於初森、備四本松、使初森式部少輔監之、定綱急攻式部去、清顯復修營於稻澤內滑津、定綱復掩擊不意、破之、遂不能成〔永慶軍記〕○道齋記云、猪之頭、即道齋也、子細有て二本松を浪人し、四本松の大內備前を頼みければ、馬并に武具馬具を貸され、郡內と云所、六貫の地を宛られそろ、人數十六人有之、家をも造り玉はるべきとの義也、五十日程居りし時、田村殿、備州へ御弓矢を仕懸、田村殿纒

場は、山の廣中也、備州稗場は岑にて狹く、騎馬歩卒共に心安く働き故、味方悉打負、其儘物別れして、田村殿御引取そろ處、備州無念に思ひ、山の尾崎へ乗上け見られそろへば、森の城へ（田村月齋の居城也、右の陣場より一里餘、按るに初森の城なるべし）被引取、備州見積らるゝに、左右田と堀又は谷地にて、道幅一間程也、行程を問るれば、東路七里と申す、備州云此儘にては田村殿に向て、味方口きくことならずと、先へ乗付て逃る敵を討取、味方追々馳付、或は突き或は切る、備州は鎗の石突にて、其足着歩行の者の嫌なく被打、逃るを追て城下迄至られしが、二百七十人討取、味方も八十余人討れけり、此合戰を、後に關合戰と云へり。

（山塚花）

山木屋（ヤマコヤ）

今、山木屋村と云ふ、百目木の東北にて、針道の東なる山中に在り、即廣瀬川の源谷とす。相馬、信夫、及び本郡の交界なる花塚（ハナツカ）山（廣大師（クワウダイシ）と相並び、放鹿（ハナシカ）ともいふ）を北に仰ぎ、山峰四周せり。仙道表鑑云、石橋松丸、四歳にて、四本松の家人皆敵となりければ、住吉山を落ち山木屋へ忍入るべしとて、介抱せられて落ちたりけり、後相馬領へ落行けりとぞ。○館基考云、天正十三年、政宗、鹽松陣の時の事を叙し、表鑑に「田村清顯も、川股、打出らる」とあるは誤なり、清顯は、石川彈正を旗下にせられしかば、新館（田村の内）より、彈正の領知、百目木、田澤、山木屋へ打入り、蘇中にて双方出會ありと見えたり、通鑑、笑平に作るは非也、是より小手森へ寄るに、尤順路なり、兩將戸澤の熊の谷より分れて、政宗は立石坂口、清顯は上戸澤口より寄せられしと見ゆ。

川俣（カハマタ）

今、川俣町、人口六千、伊達郡の管内にして、小手（オテ）川の岸に在りと、往昔安達郡の中に入りし、を通亦、二本松、小濱と最相密邇するを以て、本篇、此東西の九村を、安達の下に係く。二本松の東四里、（福島へ五里半、桑折へ八里）、草野を經て、相馬郡に往來するを以て、山中の一市集なり。特に、近世、養蠶絹帛の業大に興り、頗富庶の邑と爲る。その羽二重は專外國輸出の作品と爲し、近時年額、三百萬金に上ると云へり。

吾妻鏡に、安達絹といへるは、即川俣絹ならん、或書に、安達絹と書して、川俣と傍訓せるものあり。近世は、羽二重、輕目織、平絹を上品とし、之を幕府へ進納し、御本丸御用と稱したり。「信達郡村志」

信達郡村志に「川俣は、明治九年、飯坂（イヒサカ）村、小綱木村の町分を合せ、一村と爲したるにて、別に川俣の地有りしに非ず、其義も知れず」とあれど、河俣城の名は、相馬文書に「六郎左衛門尉胤平申、建武三年三月八日、爲凶徒對治、自伊達郡靈山館、爲廣橋修理亮經泰大將軍、小手保河俣城、被相向候之由、有其聞之間、同十一日、馳向之處、先立予御敵、成ナ降人參之間、同十二日、信夫莊打入」云々とあれば、古の城寨名にも著れて、其邑とす。近世幕府の御代官陣屋あり、川俣陣屋と稱へ、近郡散在の公料地を治めたり。蓋、寛文四年、初めて代官來任し、慶應四年に至りて罷む。○信達風土雅記云、小手莊の大社を、春日明神と曰ふ、飯坂村に在り、此郷は、紬機織を以て產業と爲す、頗巧妙を極む、一衣の價を取るものあり、毎月六度織物市あり、三都に交易す、又黃染の名工あり、遠國に聞ゆ。川俣の東方に頭陀寺あり、古刹なり。○信達郡村志云、川俣の南に、城址一所、鼎足ノ形勢を成す、理壞頗猶認むべし、一は館山、一は新宮、一は池之入に在り、天正中、櫻田玄蕃（成實記に、右兵衛とす、又一書に、諱を弘國とす）之に居り、伊達氏に屬す、慶長五年上杉氏の將、柿崎和泉居る、又中島に、古碑あり建武元年戊、十一五日、仙海、刻あり、仙海は、掛田村ノ修驗にて、大剛の者なり、顯家卿に從て賊を討ち、每戰勝たずいふことなし、勝てば碑を建てたり、されば、處々に、此の如き碑ありと傳ふ、建武碑の東に、一碑「嘉曆二年三月廿六日」ノ刻す、又此地第一ノ故家、引地氏ノ墓所にも古碑あり。

頭陀寺（ヅダ）

曹洞の禪林にて、貞治五年、我松青牛和尚開基とぞ、近年火に罹る。（其本寺を常泉寺といふ、青牛は、羽州置玉郡瑞龍院實庵の嗣法なるが、其時代疑惑あり

明和八年、大中和尚新寺建立、隨意會與、奥州伊達郡川俣頭陀山頭陀寺者、至德元年、乃令仙巖俣之邑主、奥州太守、伊達左京大夫侍從持宗、並天大居士、草創之地、物外派下之孫、我松青牛和尚、接化創部之梁陛也、

大綱木（オホツナギ）

今、大綱木村と云ひ、川俣の南にして、針道、小濱への山路にあたる、其東に並びて、小綱木村あり。○信達郡村志云、大綱木、小綱木は、共に古人之を合稱し繫（ツナギ）村といふ、後數里に分たれ、在郷小綱木、新田小綱木町小綱木などの名あり。

（繫）

信達歌考證云、小綱木村之碑面、有「建武元年青海」六字、半腹以下沒于土中、非用人夫、不可得而觀云。小綱木（クチト）の古稱は朽（クチ）木山といふ、即廣瀬川の源とす。或は朽人山といひ、標高八百米。

（山木朽）

飯坂春日神社（イヒサカカスガ）

今、川俣町の邸上に在り、此方の名祀とす。相傳へ、嘉祥中、山陰中納言實友卿、奥州に下向し、若瀬棒衛宮に詣て、夢ノ告に因り、此地に至る、途に「陸奥の阿古耶の松をたつねわび身は朽人となるぞ悲き」云々 故に南嶺を今に朽人山と名づくと、是は、實方朝臣と、伊達氏の祖先とを取合せて、附會したる者のみ。舊社傳を神宮寺（又大丹寺）と云ひ、天台宗に屬せり。

機織（ハトリ）御前

今、飯坂村大清水に在り、俗に小手（チフ）姫といへり、舊木ノ小手の森、創立ノ小手森に合考すべし。近時或は祠を爲し、曰く、小手姫命は、崇峻天皇、五年三月、大伴糠手連女小手子爲妃、是生蜂子皇子、錦代皇

女とある小手子命なり、蜂子皇子は、出羽の三山を開きたまへる、照見菩薩即是なり、云々。又曰く、機織姫の父を、秦峰能と申す、蜂子を葬はせて、下向あり、峰能實は大伴糠手の匿名なり、出羽國に、蜂子皇子の住み給へる處を、蜂子村と爲すが如く、糠手を村名となしたるが、今の糠田村なり云々。近年、建立の碑記には、

機織祠、祭小手姫 爲伊達郡古祠、相傳、姫姓秦氏、巧蠶織、侍其父峰能而下、但此地適蠶桑、留居教郷人蠶織、出羽之養蠶織、實始於此矣、盖伴造舊神之朝、盡力農桑之下、分置秦氏諸國 敎人民蠶織 姫或其一人、寶龜二年、郷人建祠祭爲神、稱曰機織宮、千餘年於此、祭享不懈、今其明治丁亥、郷人相謀、建碑頌神德、請余撰文、且曰、本郡山谷犬牙、租額十一萬圓、未足爲大都、而蠶絲之盛、不爲國內所推、海外諸邦無皆稱其精良、一歲所收殆上百萬圓、此神由相地敎人民蠶織也、至今婦女猶織殘匹納殘絲祠壇、以祭、此不可無所頌者矣、云々。

小島(コシマ)(小手)

今、上手渡、下手渡、糠田と相合せ、小手(ヲテ)村と改む。伊達郡の管內にて、川俣の北一里半。小手は舊保名に呼び、川俣四近二十餘村を總べたり。又溪流に小手川と云ひ、即ち廣瀬川の上游に名つけたり。

川俣の條に引ける、相馬文書、小手保河俣城云々、手字を原書には作るは、文の崩れたるならん。關城繹史に、小手保、河俣の二城と爲すは、原書の意義に相合はず。大槻氏云、小手保、詳ならず、伊達郡村志に、上小國(カミヲグニ)村に、三保(サンボウ)川とて、小流見ゆれど、それにはあらじ、案ずるに、伊達郡中の南方二十二村を、小手保(ハウ)といふ、小手保は、其讀窮ならむか、其地方の中央に、川股町あり。

維新史料云、官軍、阿州兵、八月廿三日々刻、川俣宿へ追々繰込候處、小島村へ賊兵襲來、民家燒拂、且金銀等奪取候趣、注進有之候內、何等も相聞候に付、不取敢叄着之分繰出し、追拂、少々人數差發相固置、引揚申候以後、彼是探索仕候處、掛田に巢穴相構へ、近村所々に屯集、郷民爲饗候上、當方遣張御座候に付、近日襲來之企有之候趣に、相聞候。

糠田(ヌカダ)

今、小手村へ入る。信達歎考證云、下糠田村之碑、貞治六年二月三日建 亦剝蝕、一字不存、可惜也、按、北朝貞治年、當南朝正平二十二年、是時南朝將帥、新田楠南公、及北畠顯等既戰死、而唯正儀存焉、如吾信達同、亦奉北朝正朔者、可以想見時勢。

下手渡(シモテド)

今、小手村の大字にて、小島の北、月舘の南半里。上手渡、糠田は其西に隣る。○近世、文化三年、筑後立花家の支封、戶次主膳正種次の陣屋を置かれ、明治維新に至れり。

維新史料云、八月十六日、仙臺賊三百人程、下手渡陣屋へ襲來、所々の山間より入込、尙方并に領分在々へ放火、續て陣屋へ亂入、發砲且放火致し、米六百俵餘奪取り、引取申候。

五十澤(イサハ)

今、富田村へ併せ、大字を臨澤と改む、梁川町の邊にも五十澤村あれば、相避けしものとす。川俣の西南にて、大綱木の西なれば、木幡村に隣る、此邊は、すべて高原地なれど、田疇の地なく、棉田圃を見るのみ、旱霖共に耕稼に苦むと云ふ。〔信達郡村志〕

鶴田(ツルダ)

今、松澤、小神等と相合せて、富田村と改む、川俣の西なる山村とす。

飯野(イヒノ)

今、飯野村と云ひ、伊達郡の管內なれど、安達郡木幡(コハタ)村の北にて、逢隈川に傍り、二本松川崎より川俣に至る間とす。民家連檐、ほゞ驛店の狀を成す、川俣より二里、松川へ二里。

信達郡村志云、飯野村は、往昔安積郡に屬し、大同二年に、木幡山に嚴島神社を奉祠あり、其地を建野と稱し、神饌を供する地を飯塚と稱し、其後、延喜六年、安積郡を分ちて、安達郡を置き、建野、飯塚を合せて飯野と稱し、伊達郡に屬せしむ。

大久保(オホクボ)

今、大久保村といふ、(伊達郡の現管なり)飯野の東北に隣る。〔信達郡村志、大久保、群山屏列し、耕地は盡く山岐田疇の間に在り、人家は多く山上山腹に在り、南町、北町は、二本松街道を挾み、屛を連ね門を對し、頗市街の光景を爲す、往時は信夫郡內にして、延喜六年信夫郡を分ちて伊達郡を置かれ、其時伊達郡に屬せり、此頃より、建武年中迄、今の大久保、青木、立子山、羽田は一村にして、福田村と稱せり、其分村したる、年代詳ならず、按ずるに、北朝の康安元年、立子山の地頭松尾豐後守信高、近村を領したりと、此頃は既に福田分村の後なるべし。

立子山(タツコヤマ)

今、青木村と相合せ、立木村と改む、(伊達郡現管)飯野の北にて、逢隈川に瀕り、江中に島山(シマヤマ)の奇勝あり。(或は龍子山につくる)

葉氏遊記云、蓬萊岩は、阿武隈川の上流なる伊達郡立子山村に在り、路は樵紆羊腸、石壁の上に出づ、之より俯して瞰れば、斷崖千尺、巨流を挾み、奇巖突兀して、水の中央にあり、是を蓬萊島と爲す、阪を下り路盡る處方二十間、其頂に古廟有り、廟の背は杉松蔚然散村下に垂れ、蒼翠滴らむと欲す、巖正に其前に當り、嶄嵒崒嵂、水面を拔く五丈、下豐にして上殺し、之を望めば亂石層累して而して成る者の如く、其實は一大石なり、石隙に古松根悉く露はれ、龍騰忿怒し、白龍倒垂、古藤蔓條、大蚪の天に朝する如く、纓落搖綴、樹を繞て而して蜿蜒、巖を環らして亂石纍々、其中流に散布するもの、異態殊狀、水石相闘ふ、云々。

青木(アヲキ)

今、立子山と相合せ、立木村と改む。小手神森の舊址あり、信夫伊達古語要書名所記に、伊達郡 立子山と、

青木村之峯、小手森主には、石尾豊後守と申て、領中納言の家臣の館あり。」云々。

近日者、何等之外に候、仍青木修理亮、米澤へ今度被申合、事切所要に候、於當方も、同是不及是非候、仍御様子承度候間、為被申理候得共、作事次第、何分にも自當方も可申候、雖無由次候、自其元御馳合、判断無之様、千言萬句に候、恐々謹言、

在八月七日（天正十三）　清顯花押

青木彈正殿　御宿所

信達郡村志云、青木村小手森は、山高六十五丈、樹木蒼鬱なり、又千貫森城址あり、青木修理の居れる所なるか、今皆開きて畠田とす。

刈松田（カリマツダ）

信達館廬考云、刈松田は伊達郡飯野村の中なり、青木修理亮居城す。野史云、天正十三年六月、成實誘之、郷臣下青木弘房、弘房以刈松田城降　〇成實記、かり松田の城主、青木修理所へ、天正十三年夏、中道候へ〻、御奉公合點申候間、知行のぞみに御判形申請申様候、備前も田村境の城主よりは、ケ數人質取置申され候、今度は彌四本松中の人質とり被申候に付、青木修理も小濱へ人質被相渡申候、修理存候は、米澤へ御奉公申候ば、彼人質共相捨可申儀、雜儀に候間、諸人皆可申と存、備前宗老の子三人へ、唯今迄島時分にて候間、罷越候へと申に付、八月五日之晩、苅松田へ罷越、夜半時分迄其酒仕候、三人の者共、刀脇指は被取、何共可仕様無之候、〻まだしを被討申候、其日、小濱に向、火の手を上、事切仕候而我等所へ注進申候間、門米澤へ飛脚を以申上、四人の衆、かり松田近所、飯野に在陣申、我等は立子山に在陣仕候。又云、十三年八月、政宗公小濱へ御出馬被成、四本松を給圖に仕候へば、御寶被成、かり松田近所より、御働可被成候由　被思召候處に、田村清顯公より、御同陣可被成候由被御合候間、小手森へ御働可被成候由、御置候て、同役へ福島を被移、清顯公とも合申にて、御對面被成候。

秋山（アキヤマ）

今、菅田村と合せ、菅田と改む、立子山の東にて、同役の西北二里なる山村とす。其北は、信夫郡[illegible]村に至る。（伊達郡の現管内なり）

戊辰の役に、官軍は、八月廿三日の夜、同役へ進入の上、掛田駐屯の仙臺兵を掃はんと、兩道より進發す、一隊は本道、下手渡、月舘を經て北下し、一隊は迂回して小神山を踰え、秋山を經て、小國村に出て、遂にあひ之を撃ち、掛田に迫る。〇秋山の東を女神山（メガミ）と云ふ、山陰は築田村なり、板橋川は此舊に發し、南に下り、西に轉き、飯野に至り、阿武隈川へ入る、長三里。

安岐郷（アキ）

和名抄、安達郡、高山寺本信夫郡　安岐郷。〇旧考、安達とあるは、信夫の誤たること、明に論せるごとし、さて、此安岐郷は何國にや、もしくは川俣、飯野の邊の舊名にや、中世以來、東小手保と云へる地なり、此に秋山の名あるにも參考すべし。

信夫郡

信夫郡（シノブ）

安達郡の北にして、伊達郡と相抱擁して、一區を成せる、其西南部を指す。今、面積二十六方里、人口十一萬、二十八町村に分ち、福島に治す。

本篇は、本郡の南偏なる松川、八谷川、淺川の三村を安達郡の下へ移載す。

信夫は、和名抄、志乃不と註す。國造本紀に「信夫國造、志賀高穴穗朝御世、阿岐國造同祖、久志伊麻命孫、久麻直定賜」とあれば、一古國なり、和名抄、國郡部に「割分伊達郡」とあれば、延喜、延長の比に、信夫を分ちて伊達を

（信夫國）

置かれしならん、和名抄郷名部に、信夫の郷名、小倉以下、伊達等の七郷を、安達郡の下に置くは、全く誤謬に出づ、高山寺本に從ひ之を正すべし。又、七郷の中に、宮處、伊達は、驛家なるべしと、延喜式に參考して之を知る。

續紀、神護景雲三年、信夫郡人、外正六位上、丈部大庭等、賜姓阿倍信夫臣。延暦元年、陸奧國人、外大初位下、安倍信夫臣東麿呂、獻軍粮、授外從五位下。〇これらの信夫臣は、安倍と云へば、國造とは異族ならん。又承和十五年紀、信夫郡擬大領、大田部月麿呂、賜姓阿倍陸奧臣、云々。

信夫の名義につきて、陸奧郡郷考には、篠生かといへれど、いかにや。又、國造本紀に、信夫の外に、思國造と云ふを載せ、思は、古言オモノ、シノブ同義なれば、即信夫の重出とも論せらる。されど、國造の名字、皆類を異にす、信けがたし。又、思太（シダ）てふ說あれど、大槻氏之を辨して、

思は思太の太を脫せるにて、志太郡の地ならむとの說あれど、和銅に名取郡を置かれ、神龜に多賀城を築かれたる程なれば、遠き成務の朝は、懸絶せる邊境に、思太國造の置かるべき理あらむや、又、慶雲四年紀、「陸奧國信太郡生王五百足等三人、賜衣一襲及鹽穀、初救百濟也、官軍不利、三人被唐兵虜、沒為官戶、歷四十餘年乃免、遇我使陸奧歸朝、憐其勤苦、有此賜也」と見ゆる信太も、信夫の誤と見るべし、云々、

高館論なり、宜く之に從ふべし。〇大同類聚方、志努夫郡月崎神社、云々、月崎今考ふべからず。

祀女可弥女の、陸奧へ下りけるに、つかはすとて、　　藤　滋幹女

昔そのゝ信夫の里へゆくものを会津の山のはるけきやなぞ、（後撰）

故事記に、忍郡に作り、高階系圖に「惟賴之子、惟貞、爲夜討、足利夜討、其子惟範、母者那須大夫範□女、父夜

（忍郡）

討之時十三歲、右兵衞尉賴章、其子惟長、奥州忍郡領」とも云ひ、惟賴、實は源義家の子とぞ。同書中、鎮守府將軍藤原基衡、私に郡内の地を開き、庄を建つ。國司師綱其庄司季春を斬る。佐藤基治は、蓋季春の孫にして、其子に繼信、忠信あり、共に當世に名あり、豪族なりしを知るべし。

信夫庄の事は、故事談を引き、大日本史に敘して曰く出羽押領使藤原師綱、爲陸奧守、括公田、基衡隱信夫郡、閉數守、不納官吏、使者齎宣旨行、基衡與本郡庄司季春謀、拒之管國、傷使者、既而基衡畏、謂季春曰、以今守不循前例、驅逐之、然而彼具狀奏上、違勅之罪不可遁、將如之何、季春曰、是所素料也、然主命難辭、聊發一矢耳、公固爲不知、歸罪臣等、衂首謝守、何虞之有、乃拘季春送守所、基衡惜其勇悍、陰遣妻以黃金萬兩、他物若干、贖季春、師綱不許、遂斬之。(基治以下の事は、郡内石那坂　大鳥城址、佐場野等に散見す)此庄司の裔孫にや、信夫氏あり、應永廿年文書(大佛城址に見ゆ)に、信夫常陸介と載せ、室町府内書案、寬正の比、石川一族、信夫一族、田村一族など云へり。(大森、鳥渡、大波を合考すべし)

信夫庄、後世伊達氏の盛大なるや、其領内なりけん。而も、近世に及び、郡内に杉妻、杉野目、名倉、餘目の三庄號を建て、信夫の舊名を唱へざりき、其故を詳にせず。

近世、寬文中、檢田高八萬七千餘石、人數三萬五千七百、家數四千七百。

信夫浦址（シノブ）

信誌、信達の平坦邑里は、太古の江海、水落て陸を爲しし者なりと、其傳ふる所紛々たり。蓋、地史謂ふ所の第三紀、もしくは第四紀洪積時代、水陸の形勢は、まさしく信夫伊達の一湖たりしを想ふに足らん。されど、有史以後の事に非ず。但し、逢隈川、所々に岩石の関隘ありて、流水淀滯、以て江湖の狀を呈せしは、中世までの形勢なるが如し。古人の、信夫浦の詠あるは、其證と爲すべし。

うちはへて苦きものは人目のみしのぶの浦のあまのたく縄〔新古今〕　二條院讃岐

信達風土雜記云、高きに依りて遠眺すれば、信夫浦千年の風色、目前に在り、凡昔時の潮水、漁網の所も、今は田野と化して、稻の穗波立ちわたる、後鳥羽院の御製に、

きのふまで信夫の浦の秋の風けふあらはれて波もよせけり。

又按ふに、古の信夫浦とあるは、此郡の逢隈河邊の地、卑濕の所の湖海たりしにて、今の福島市の近傍に、沼澤のありしにや、即、渡利、岡部、東岸、瀬上、鎌田、腰濱(西岸)より福島の地、滑河の卑濕は、皆信夫江の浦址歟。寛永中、上杉氏の治水、寛文中堀田氏の河運以來、逢隈の水勢變じ、蒲崎狹峽を疏して、舟航を福島城より亘理郡荒濱の間に通ずることと爲る。されど、新勅撰集に「人知れず信夫の浦に燒鹽の我名はまたき立煙かな」續後撰集に「尋ればや煙を何にまかふらん信夫の浦の海人のもしほ火」など、潮汐の事をよみたるは、誤れり。蓋、信夫浦より、吾妻山の燃ゆる煙を望みし、舊誌によりて、煙を此浦の一名物としけるが、後人遂に想臆を逞くして、潮やく煙に混じたる者のみ。寶曆中、郡人熊坂台州、信達歌を作り、信夫浦を詠ず、中に曰ふあり、

君不聞禹荒之世信達之間爲太湖、連山勢抱箕踞區、一巨浸渺浸隣海若、洪波浩蕩蔵天吳、蒼鱏魚鼈時隱見、蟠蛇蜿蜒自遊娛、巳無人民居下土、空揭日月在天衢、一自鬪龍崩山後、蝦夷得所日嘯呼、(中略)

(注)日本書紀、景行天皇四十年、東夷多叛、邊境騷動、塙子福島妙音嶺碑—相傳、距今向上千有餘年、福島之地、實爲湖匯、有玄龍、與蒼龍闘而勝之、龍乃壞山東北走、闘遂淺爲陸矣、所謂距今向上千有餘年者、出何典記哉、則信達之間爲太湖、皆禹荒之世可也、唯風之什有信夫浦之言、是則氣入此其所謂、豈其爲徵哉、明哲子之言、可謂無稽也已、人或親見川崩崖往々出古陶器也、以爲信達之間古陸地、及觀嗟嗟、蛤蜊、張崖古陶器、則古太湖時、居民所製矣、則謂、洪荒之世、寶峽洪而信達爲陸、然後蝦夷降居崖上、張崖古陶器、則蝦夷所製矣、要洪荒之世存而不論、可也。

小倉郷（ヲグラ）

和名抄、安達郡高山予本信夫郡。小倉郷。〇

今、伏拜、杉妻の諸村にて、一郡の西南偏にあたる。小倉の名は、村名に遺りしが、近年平田村の内へ併せらる。

嵯峨帝紀、弘仁三年、陸奧國人、勳九等小倉公眞禰麿呂等、十七人、賜陸奧小倉連姓とあるは、もしくは此郷名に相因る所ある歟。又、渡利（ワタリ）村に小倉寺の名あれど、河東なれば、本郷域内にあらず、而も猶合考する所あるべし。

伏拜（フシオガミ）（杉妻）

今、清水、黒岩、田澤、鳥谷野、郷之目等と相合せ、杉妻村と改む。福島市街の南郊にして、須川を隔て、東は逢隈川に至る。杉妻とは、中世の庄名にて、寛く、松川以南に被れるものなりしが、此には、村名に專したり。杉妻太郎行信は、信夫庄司元治と、同時の人と說かるゝも、其出典知れず。

伏拜は福島を去る一里なる、平郊の中に在りて、小坂遠眺に可なり、佐久間氏の觀聞志には「信夫伏拜、今福島河河坂也、信夫河原卽是也」と。而も、其ト、六條等に見ゆる「みちのくの加茂の河原の伏拜ふるきのあふさ陸もなれにき、信實」を援く。されど、原書みちのへと云ひ山城名跡志にも、之を洛東鴨河原の事跡とせり。此なる信夫の伏拜の詠には非ず。信達風土雜記には、是れ信夫山の神を遙祭する所なり、伏拜より北、信夫山に至る

まで、蓋古に在りて沼澤の址也、云々。

經亂細道云、安達原、夫より伏拜みといふ所に到る、昔此のあたり水湛へて海也、よりて信夫の浦、信夫の海上などとよめり、信夫山は、其海中の島山にて、黑沼神垂跡あり、又羽黑權現の立たせ給ふ、此神を拜する者、海を渡らず、此所より伏拜むにぞ、所の名となりぬと、里の老人の曰ふ、實に地形さも有りぬべし、信夫山の島なりと云へるにぞ、「彼の忍びて通ふ道もがな」と詠みし成るべし。

信達郡村志云、伏拜の名は、行人坂より、信夫山を遙拜せるに因るとぞ、坂の北なる羽山(ハヤマ)には、拜石と呼ばるゝ碩石あり、一説には、日本武尊、拜石の地より、信濃國諏訪神を遙禱したまへりと、今村内に諏訪神を祭る。○明治九年東巡錄云、伏拜村、足尾山に假碇せる小亭あり、宸臨を賜ふ、亭眺望殊に佳なり、安達山を西に、信夫山を北に、萬頃水田を目下に見る、頗宸慮を慰する者あり。

清水(シミヅ) 今、杉妻村の大字にて、伏拜の南とす。小驛舍にして、根子(ネコ)町とも呼ばる。八丁目(松川)の北一里半、福島へ一里半。中古の驛路は、清水の西にして、石那坂の舊蹟は、今平田村に屬す。(今、鐵道線は、石那坂と清水町の間を通過す)

黑岩(クロイハ) 今、杉妻村の大字に、清水の東北半里。小倉川(永井川)は、此に至りて、逢隈川に歸す。田澤は、黑岩の東南にて、共に逢隈に倚る。○大淵(大卷)の虚空藏堂(滿願寺)は、逢隈の西岸、水勢喬壁、崖壁聳立の上に在り、堂邊林樹多し、又北崖下、怪石縱横亂峙、色皆黝黑なり、村名もと之に因る。

鳥谷野(トヤノ) 今、杉妻村の大字にして、伏拜の北に接す。○信達風土雜記云、伏拜より北方、永井川、鳥谷野の邊、田圃平坦にして、直に福島城市に連接す、蓋、古の沼澤の址にして、鳥谷野とは、放鷹に宜き草澤なりければならん、云々。

(太平寺)

太平寺(タイヘイジ)毘沙門堂あり、又、白菊兒の古塚、此に在り、其故を詳にせず。

みちのくの信夫の鷹の鳥屋こもり狩にも知らじ思ふ心を、〔續古今〕　中務卿親王

按、相州江島の兒淵(チゴガフチ)に、白菊丸投身して死し、自休藏司(愛慕し徒に之を悼みて詩を賦す)とは、鎌倉に傳ふる所なり。而も、此地にも兒塚、及び其投身の池沼を傳ふ、二所各別の事歟。元祿九年、福島城主碑を立てて「兒名白菊、信夫郡之產也、自詠二首歟、書遺扇子、投死相州江島海、今日兒淵云々」と刻まるるも、信け難し、〔信達古語名所記〕。

鹿島神社(カシマ) 今、伏拜の北、鳥谷野に在りて、鹿島森といひ、すなはち延喜式信夫郡の官社とす、〔神祇志料、新抄格勅符〕。桓武紀、延曆元年、勅授勳五等、封二戶、信夫郡鹿島神、是以撥內賊時、祈鹿島神、々驗不虛也」とある、亦此歟。○郡村志云、鳥谷野、又塔野(トヤノ)に作る、鹿島神社あり、舊記古文書なし、祠背に老松三株あり、圍各一丈餘、輪囷磐礴、蒼蘚全身に被る、郡中第一の古木といふ。

郷野目(ガウノメ) 今、杉妻村の大字にて、鳥谷野の北、須川の南岸とす。○按、信夫庄司の一族に、河邊太郎高經あり。(石那坂の條に合考すべし)河邊は蓋カウノベと訓み、今郷野目と云ふは、即河邊の訛とす。信達一統志に、目は名(ナ)の訛とあるは、誤れり。

(河邊)

石那坂(イシナザカ) 今、小倉、平澤(ヒラサハ)、山田等と相合せ、平田村と云ふ。清水の西にして、鍋山より發する溪澗は、此を經て東北流す、小倉川と(永井川とも)云ふ。此地は古驛路に係り、文治五年、佐藤庄司が、鎌倉の大軍を拒める故戰場なり。吾妻鏡に「石那坂の陣前に、大堀をほらせ、逢隈河の水を關入れ」とあるは、今の永井川歟、逢隈河に近し云々と、信達風土雜記に述べたり。

(下澤)

郡村志云、此村の坂路、山石嶮崎たるを以て名とす、那は助字なり、道の側に狗石と稱する石二有り、往古、上岡の狗と村犬と鬪ひ決せず、化して石となると、又、島山の犬と佐藤の犬と闘ふともいふ、石高一尺許、長六尺許、對峙す、相距る尺に滿たず。○東山志に、石那坂をば、信田村の邊に錄して、石森、又石羅木坂の名ありといふ、疑ふべし。

吾妻鏡、文治五年八月の條に「七日、二品着御于伊達郡阿津賀志山邊國見澤、云々、八日、金剛別當、率數千騎、陣于阿津賀志山前、卯尅、二品先試遣畠山次郎重忠、始箭合云々の下に、石那坂の戰を記するは、疑ふべし。阿津賀志山は、伊達、刈田の郡界にして、石那坂は、信夫の南堺なり、相去る十里。蓋、石那坂は、七日以前の陣地、其戰鬪は五日六日の比に在りしならん。石那坂已に破れ、賴朝の本軍、七日を以て阿津賀志山に迫る。八日に至り、石那坂に獲し所の、佐藤庄司以下の梟首を、阿津賀志山經岡に爲す。故に、記者八日の條下に、石那坂の戰を合叙す、固省筆に出づるに似たり。

泰衡郎從、佐藤信夫庄司、又號湯庄司、是繼信、忠信等父也、相具叔父河邊太郎高經、伊賀良目七郎高重等、陣于石那坂之上、堀湟、懸入逢隈、水於其中、引柵、張石弓、相待討手、愛常陸入道念西子息、常陸冠者爲宗、同次郎爲重、同三郎資綱、同四郎爲家等、潛相具甲冑於秣之中、進出于伊達郡澤原邊、先登發矢石、佐藤庄司等爭死挑戰、爲重資綱爲家等被疵、然而爲宗殊忘命攻戰之間、庄司已下宗者十八人之首、爲宗兄弟獲之、梟于阿津賀志山上經岡也。

又、文中、逢隈河水を堰け入るとあるは、事實に合はず。坂下の溪流(永井川)を泓濫せしめしを、おほらかに、かくも言へるにすぎじ。伊達郡澤原と云ふも違へり、澤原は、今の佐原にて、石那坂の西二里、土湯嵩の麓とす。

されど、伊達郡内には非ず。又、本書、十日大木戸合戦の條に、小山宇都宮の人々が「吉藤田宿、向會津之方、相手十[illegible]之間自由[illegible]、警固十大木戸[illegible]ども里理なきふ。吉田宿[illegible]、阿津賀志越の[illegible]は、然るべき[illegible]れど、之を今[illegible]十、皆[illegible]く異なる[illegible]に属す、南北朝[illegible]十里なる[illegible]。若是れ[illegible]、日の六日、北に、常陸念[illegible]、諸子が會津に[illegible]、踏に隱まる、迂回して[illegible]に出て、石門坂の背後に[illegible]迫し、以て大捷を得たるなり、[illegible]りて[illegible]越、大木戸の事、相[illegible]るに倒た。○(郡村志云、石那坂は朝日舘山[illegible]之を[illegible]る、外郭は[illegible]中に在り、昔[illegible]藤を[illegible]す、永祿、天正の頃、遠藤駿河居り、伊達政宗攻て之を陷る、駿河降りて伊達家の臣となると云ふ、信達一統志に、伊達郡[illegible]の臣、遠藤駿河守居る、天正年中の人なりと、吉治宮は吉治山を南へ少しく下れば、老松一株有り、其側に東向する石小祠是なり、今、俗、橋本信高兄弟を祭る「一統志」社より少しく下り池有り、八尺許、信高販金を洗し所なりと、南に距る十町餘、鬼ヶ澤に、古き金坑五ヶ所有り、藤太が金を掘たる處なり、炭燒藤太は信高の父なり、山發田に住めり、此地は昔者片原の宿と稱し、奥州街道なり、山發田の西北に接する字地を長者屋敷と云ふ、云々。

(吉治山)

小倉

今、平田村の大字にて、石那坂の西一里、陽林寺在り。○(郡村志云、陽林寺は、小倉山綿打澤山に在りて、遠江國[illegible]郡中田村、曹洞宗雲林寺の末派なり、祖師を盛南舜奕といふ、雲林寺の[illegible]祖師に隨て宗法を傳へり、永正四丁卯年、來て此に錫を留む、伊達稙宗之を招き道を問ひ、又其末[illegible]にして宗法を受く、此に於て新に伽藍を建立し開山と稱す、稙宗の墓は大堂の東の山腹に在り、墳六尺四面石を疊み、高二尺、中央に供石のみ有り、碑無し、墳外[illegible]を圍らす、法號を知松院殿[illegible]山圓公大居士といふ、永祿乙丑年卒す、伊達實元の宗弟と子、亘理伊達藤五郎の祖なり[illegible]、本堂の後、山腹に在り、古松一株有り、其下に[illegible]り、[illegible]とす。

伊達[illegible]、宗[illegible]、[illegible]云、[illegible]山公田、爲實元、天文十一年、甫[illegible]、外祖上杉兵衛顧[illegible]實、約養以爲嗣、贈大刀[illegible]長光[illegible]日、竹雀紋[illegible]、使者來迎剋日、會當[illegible]折伊勢宗保、中野常陸宗時等出[illegible]内亂、是以不果行、後居于信夫郡大森城、領[illegible]内三十一邑又名[illegible]郡邑、天正二年[illegible]性山公輝宗時、奉命攻八丁目一本松[illegible]城、十[illegible]年、[illegible]老退居于八丁目築[illegible]城[illegible]、初稱藤五郎、又兵部、[illegible]房

永井川

今、大森村の大字にて、石那坂、清水の北 伏拝の西とす。永井は、又、水名にも之を呼ぶ、即平田村の西なる鍋山に發源し、東北流三里、黒岩に至り、逢隈川へ入る。

永井川村に古碑あり「永仁七年「信達歎[illegible]」三月滿[illegible]」と中行に見え、右行に「一月一八十三[illegible]」左行に「生往生[illegible]」、その他は剥落讀むべからず、上には梵字有り、(郡村志)

大森

今、大森村と云ひ、永井川、鳥渡、成田、赤川等をも合す。福島市の西南一里半なる大村なり、會津土湯越の路にあたる。舊名、一に小島田といへり、天文中、伊達氏居城の日往には、信夫十郎て[illegible]舊姓の邑なりき。

平城戊辰私記云、八月下旬、福島驛に至り、山中靜蒼侯の指揮を請ふ、侯は實に前閣老小笠原壹岐守長行唐津藩主なり、平城の客兵を以て、大森村を守らんことを命ぜらる、侯又、桑名侯(松平越中守定敬)の、若松城を落て此に至られしを告けられ、又、楢木、永井等の藩仟宰[illegible]が、[illegible]に在れる由をも告げらる、九月五日、桑名侯諸兵を部署して二本松に進攻せんとす、二本松二小隊、仙臺三小隊、藩守三小兵先鋒たり、庄内四小隊、棚倉三小隊、山形一小隊、上山一小隊、平二小隊、中後軍たり、明日を約す、此夕たまたま仙[illegible]藩[illegible]りとの[illegible]十一日、[illegible]

(大森城址)

[illegible]實の舊址あ[illegible]、天正の頃に及び、杉[illegible]目に[illegible]、邑[illegible]島[illegible]となれるより、大森[illegible]、舊蓮寺の民數[illegible]家あり。○郡村志云、大森城址[illegible]下に、天文三年、正富二年卒の古碑を見るべし、城址、東[illegible]十[illegible]、南北四十八[illegible]、本丸とふ、又、山[illegible]に[illegible]らす、[illegible]城[illegible]三重、一[illegible]城[illegible]り少しく北に下り、右北[illegible]く、[illegible]、天[illegible]十一年、左京大夫晴[illegible]之を[illegible]く、[illegible]代伊達成實、[illegible]、天正十七年、伊達政宗の若手山に移るや、[illegible]伊勢守重次をして之を守らしむ、慶長三年、上杉景勝[illegible]より封を會津に徙し、其臣芋川越前守正親をして此城を守らしむ、城址より東に下り、山の半腹に字舊館有り、正親の墓存す、予備前守元親、孫彌一右衛門綱親、其子中務高親、相[illegible]ぎ居る、寛文四年、上杉氏封土を削られ、城遂に廢す、是より追年頽圮し、或は墾闢して桑畑圃と爲る、崩壞堙壞、今舊[illegible]を認むべし。

小手[illegible]、伊達[illegible]事[illegible]所引[illegible]云、新國[illegible]北畠顯信、御事の跡、[illegible]と申し、伊達氏[illegible]は、梁川に居城し追手を守る、高舘には、伊達宮内大輔行朝、信夫十郎常衡、此先には、佐藤庄司なり、信夫小太郎は、同郡鳥渡村へ居館、信夫の領主十郎常衡は、大森に住し、宮方の小大名、石川、石橋、田村、川村、下野國より、結城入道、相馬宇多[illegible]野、來り、霊山の搦手を守りけり、相馬孫太郎重胤も、宮方の味方なりけり。

建武四[illegible]、信夫佐[illegible]十郎左衛門入道性妙、[illegible]た、

有性妙、雖爲不肖身、去建武二年、斯波奥州爲當國前管官、顯家卿追討御發向之時、爲御方、子息一族等致軍忠以來、奥州所々、勢州小屋松、雍州八幡山、攝州天王寺、安部野、湊河、花熊、生田森、摩耶山、播州山田莊、丹生寺、谷上、諏方瓦以下合戰、性妙代子息彦左衛門尉行清、並若黨等被疵之條、所見分明也、云々、貞和二年四月日、〔南狩遺文〕

拔するに、野史、天正十八年八月、豐臣秀吉、進營于大森、南部信直赴見、賜國次作佩刀、及漢織襦〔貫鋒、家譜〕云々、此地の事歟。また、

蒲生氏郷記、同年の條、氏郷、十一月五日に、會津を立、翌日大雨洪水に付て、岡子が島に滯溜、同七日に正宗領境に至、二本松着陣候、政宗一萬餘騎を卒して、信夫郡の鎌田、木折、杉の目邊に、入組陣をとり有之、内々下心有に依て、いつ可被打立躰共不見に付て、氏郷二本松を打立 正宗領分大森城下へ着陣あり、正宗於油斷は、氏郷は先可押通躰を見て、正宗も無間被打立候を、押立々々、夜を日についで、大崎の境、正宗領分黑川と申所迄、十一月十七日着陣ある。

當時の政宗は、會津、及び安積、石川、以南の仙道を創られたれど、田村、東西安達、及び長井等の本領は、其安堵の地なり。而も、此冬に至り、其本領七郡五十萬石か削られたり、七郡は、田村、鹽松、二本松、信夫、伊達、苅田、長井なり

伊達世次考云、天文十二年八月、稙宗公徙馬於八町目、而在々處々、或自擧或歸服、相馬氏及懸田三郎、將向西山攻戰、予今畢陣於梁田、而於大森城、相馬、鹽松、二本松、懸田兵衆相加、抱持濟杉目、佐久間、宅莊、鳥屋野營壘 云々、十三年九月、信夫庄内、大森城、及鳥屋野、馬場、賀藤、小屋、田中、飯坂、其他地利、俱堅固 屬稙宗公、云々、十四年十月、晴宗公書、引退加藤、宅庄、以來無事、云々 ○此に見ける佐久間、宅莊、賀藤、馬場、小屋、田中、いづれも案柵の名なり、今詳ならず

鳥渡(トリワタ)

今、大森村の大字にて、大森の西南、荒井村に至る間とす。荒川は、鳥渡の西北を、東北へ流下す。

(朝日館址)

信達風土雜記云、鳥渡山十社は、近年世に靈驗の德あらはれ、參詣の人多し、往昔、此社は、伊達家の家臣在邑の時の勸請なりとか、(古別當觀音寺舊家に屬す)荒川の南崖に、壘址を存す、朝日(アサヒ)館と曰ふ、正嘉年中、信夫庄司佐藤氏の族居りて、信夫小太郎と稱す、館下に孤山寺釋迦堂ありしが、今廢す、但其孤山寺の釋迦は、今陽泉寺に安置す、又陽泉寺の山上に石塔あり、彌陀三尊を彫り、左右に文字あり、纔に「正和二年癸丑八月九日、右志者爲慈父平氏也」の十數字を辨すへし。○小手濫觴に「佐藤庄司の一族、信夫小太郎は鳥渡村に居館」云々、大森に合考すべし (郡村志云、鳥渡玉森山は、觀音寺の舊址にて、東は遠く大森村の城山に對し、山中に古碑三あり、南なるもの、高三尺一寸、梵字一の外、文字讀可からず、少しく下り東に向ひ偃俯するもの、縦五尺七寸、文字見えず、其次東向するもの、高四尺九分、幅二尺四寸九分、厚七寸、上に梵字あり、下に「建治三年丙午九月十三日」讀むべし、又一碑は、天保二年、畠の中より堀出せりと云ふ、上に梵字三あり、其下に「已釣、正應二大歲己丑二月十八日、孝子敬白、右志者過去」の字、「出離生死往生」の字見ゆ、其他漫漶讀む可からず、朝日館の遺物ならん。

○此に、朝日てふ館の名あるにつけて、日光山緣起の、奥州朝日の長者の說を附載すべし。

有宇中將、都を出て、馬にまかせて行給ふほとに、東(トウ)山道(センダウ)下野國、二荒山(フタラサン)に付給ぬ、かしこに川あり、水ふかくしておかひの岸にいたりかたし、しかるに、川のはたに山菅生かゝれり、是を橋としてわたり給ひ、一夜とゝまらせ給、あけては、しめちが原のあさ露に、たもとをぬらしつゝ、那須のしの原はるばると、けふ白川の關こえて、あさかの沼のまの花かつみ、かつみぬかたに旅たちて、三日と申に、さもいみじげなる人の、家井ある所につかせ給、女房にむかひて、いかなる人ぞとの給ひければ、あさ日の長者殿とて、みちのくに其名かくれましまさずと申けり、中將は、朝日長者の姬君にちぎり、六年過給しに、猶も都の戀しくて、此を立出行き給程に、一日ゆきて大川あり、妻離川といふ、此川水飮ませ給けるに、御身いたはりて、野邊に打臥給、云々、

契置て妻さか川の水故に露の命となりにけるかな。

方木田(ハウキダ)

今、吉田、八木田(ヤキダ)、仁井田と相合せ、吉井田(ヨシヰダ)村と改む。大森の北に隣比して、福島驛市の西南郊、須川の右邊の里とす。此邊を、下名倉新田ともいへり、平夷開曠、田畝井々たり

(保木田)

陸奥國信夫庄、保木田郷内一字、須河波田、
右爲勳功之賞、可令支配由、依仰執達如件、
文安二年十月十七日　大膳大夫持宗(判)
國分　筑後殿〔仙臺國分文書〕

伊達世次考云、文安二年十月、持宗公承公方命、賜國分筑後知行判書曰、陸奥信夫庄保木田(ハウキダ)郷内一字、須河波田、右爲勳功之賞可支配之、云々、按、此比、京都公方與鎌倉管領不和、因有退治鎌倉成氏之命、奥羽屬成氏者猶多之、公伐之。

荒井(アラヰ)

今、荒井村と云ひ、大森の西南二里、土湯越への山驛にて、吾妻山の裾野の中に屬す

相馬六郎胤平申、建武三年三月八日、爲凶徒對治、自伊達郡靈山館、於廣橋修理亮經泰大將軍、小手保河俣城役相向候之由、有其聞之間、同十一日馳向之處、先立、御敵成子降人參之間、同十三日、信夫莊打入、對

治内徒余〔?〕、同十五日、同庄荒井城押寄、致合戰之忠、捨身命令〔?〕戰之間、御感降人仁出來候訖。〔相馬文書〕郡村志云、荒井村の屋敷にては、入會山に連なり、樹木を生ぜず、唯萱茅を生ず、東西十八町、南北六町、草(クヌチ)原、作淸搆地原 とも云ふ。古人の題詠せる信夫浦、信夫原の地か、のの字の簡は、大越(オホコエ)次郎の據守せる址とぞ、佐藤元治と同時の人と傳ふるも、其詳を知らず、又吉内舘址、小田谷舘址あり。

(澤原)(名倉)

佐原(サハラ)

今、名倉と相合せ、佐倉村と改む、大森の西、荒井の北にて、荒川の兩岸に跨かる　其名倉は、即上村にて、もと佐原の上中下三村に分けしものとぞ。名倉(ナクラ)は、近世庄名に呼び、大森、鄕之目以南に被らせたり、其由來を知らず、中世の信夫庄の中たること必せり、俗說、名倉は波枕の訛にて、太古信夫浦の波枕、高く汀に寄せ來りし、云々と云ふは、事理に合はず。名倉兵衛尉義春といふ人、佐原村を開くとも傳ふれば、安達郡大名倉山下の菅姓が、本郡に移りしにや。○郡村志云、名倉下村に、正和元年の古碑あり、又名倉義春の宅址、龜城あり、又、奧州信達歌注曰「澤原(サハヘラ)在福島城西二三里、今作佐原、東鑑稱伊達郡澤原、而今伊達郡無地名澤原者、而信夫郡有佐原村、且道路與石那阪大鳥(オホトリ)城相通、則知澤原也」云々。

土湯(ツチユ)

今土湯村と云ふ、荒井の西南二里なる山峽の間に在りて、直に吾妻山の東南下に當る。溫泉湧出す、又大沼あり、兩池に分れ、小なるは面積五町、大なるは二十四町許。

郡村志云、土湯太子堂は、今興德寺と云ふ、開創不詳、九山和尚中興と傳ふるも、年代知れず、近世は黑岩滿願寺の末派と爲れり　二十四輩巡拜圖會云、高祖聖人の弟子性信、建長□年の頃、夢想の感あり、奧州土湯(ツチユ)山に前生の骨ありと、即、土湯山に入て尋ね求むるに、果して一の塚ありて、愛に一宇を營み、法得寺と號せしめ、專修念佛の弘通有ける、今は眞宗となり、光德寺と名く、性信、建長、文永の間に、四ケ寺を造立せり、所謂相州かまくらの法得寺、上總國常陸法得寺、下總國佐河野法德寺、及び此法得寺なり、（溫泉志云、土湯に三泉あり、共に鹽類性に屬す、其川上湯は熱百七十六度、荒川の北涯の岩窟に湧出す、僅に浴場を設くと雖、最危險なり、浴客少し、□□湯、□之内は熱百四十五度、泉は石間より出て、百間許の覓を通し、槽中に引く、場屋完からず、中之湯は村里の中に在り、熱百十三度、古來尊土湯と稱するは即是なり、村中別に炭酸泉あり、之を下之湯と稱し、熱百零九度、共に浴澡の設備を爲せり。

仙臺藩戊辰史云、四月、京都の命に依り出兵、十一日、主公(慶邦)進發、十三日白石城に到る、鎭撫使(九條道孝)は本營を岩沼驛に移し、諸兵桑折驛に屯す、十九日、我大隊長瀨上主膳、部下を率ゐて土湯口の鬼面山に會藩の兵と戰ふ、辰牌に始め、未牌に終れり、山路羊腸、容易に進む能はず、且糧食繼がざるを以て、兵を收めて土湯村に屯す。

(土湯峠)

鬼面山(オニツラ)(オニガメン)

土湯の西嶺にして、安達嶽と吾妻山との間にあたる。山の西北に峽路ありて、之を土湯峠と云ふ、(一千三百米突)登路凡一里半。南に降れば會津(耶麻郡　吾妻村大原に達す、凡二里

信達風土雜記云、吾妻山の南に相並びて鬼面山あり、突出雄奇の相あり、夏初由雪消ゆるの時、山腰に獸狀の殘雪を生ず、仰觀ははなはだ妙なり、東麓を土湯と爲す、會津山郡に通ずる古道あり、土湯峠と曰ふ、西踰して猪苗代に至るべし。○按、吾妻鏡に土湯之嵩と云へるは、即鬼面山にあたり、石那坂合戰の時、常陸中村入道念西の諸子弟は、此山險を踰えて、澤原に出でたりと推斷せらる。原書には、記事前後混亂し、頗後人の疑惑を招くと雖、地理に據りて、其辯の舛訛を正すべし、○會津新風土記に、土湯越を鳥取越と同一なりと云へるも、吾妻鏡に誤まられし者のみ、されど、吾妻山の中に、今また、鳥取越の名あるは、偶中の例なるべし）

(物思山)

吾妻山(アヅマ)

信夫郡の西嶺にして、會津(耶麻郡)米澤(南置賜郡)の境に跨り、盛大なる活火山とす、其最高頂(一切經山)は一千九百十九米突と測定せられ、子峰侍立して、方五里餘に盤據す。

見ても思ひ見ずても思ひ大方はわが身ひとつや物もひの山、〔六帖〕　赤人

年を經て茂るなげきをこりもせてなど深からん物思の山、〔六百番歌合〕　顯昭

(東屋沼)(家形山)

觀聞志云、信夫郡吾妻嶽、是和歌號憂思(モノオモヒ)山者。○郡村志云、吾妻山の大嶺、一名憂思山といふ、其北谷に東屋(アヅマヤ)沼あり、一名五色(ゴシキ)沼、又雷雨沼といふ、方二三町許、其北嶺は即家形(ヤカタ)山と稱へられ、容屋脊に似たり、

みちのくの信夫の山の奥とても同じ煙ぞ春はたつらむ、〔六百番歌合〕　行意

(思山)

按ふに、吾妻とは、其山形の、四阿(アヅマヤ)狀に名けしに出でて、衆峰の惣名にもなれるならん。而も、其家形と呼び、富士と呼ぶ、皆吾妻の名の起れる所の者とす。上古より其發火昇煙の故を以て、仰ぎて神靈の宅と爲す歟。又、思山と稱へらる、これは「もえやま」(燃山)の義を假りて「おもひやま」とよめるならん、活火山なり、或人の句に、瀟氣衝天無限惧、吾妻日夜水相哀」と作れり。俗說、安達太郎に對し、之を吾妻次郎と云ふ、されど、其高峻を相比校すれば、吾妻は安達、磐梯の上に在り。○澤氏漫遊文草云、俗言、安達太郎、其子次郎、磐子吾妻山、一日爲國司所逐、後入鬼面洞、々在山嶺、好事妄說耳、山、□峰並秀、高伯仲、因以吾妻爲次郎。○信達風土雜記云、吾妻山は、唯硫黃を采る人

（東屋神社址）　（一切經山）　（淨土平）

のみ登る、山形は富士の如く、常に雪を帶びたり、傳へ日ふ、西巖中に東屋沼、東屋沼神の二社あり、倶に延喜式内の祠なりしが、何時よりか廢絶して、今は其跡を知らず、古名は思山と云ふ、此山時々烟焔翻々としてのぼり、上蒼空を衝く、風に隨くの景色最觀るべし、古歌に「年を經て絶えず思の山に立つ」などよめり。（〇又按、吾妻山の噴烟の事は、其思山の名、並に式内の神たりしに因りても、想像せらるゝが、又、觀蹟中の宗久紀行に、逢隈の府中にて「雨な、山の中に煙の立昇るは、元弘の亂に、鎌倉の滅びしより、此煙立初て、今に絶ず」云々と記せしも、吾妻山を指せる如し。柴田郡の藏王嶽の噴火かとすける人もあり、伊達郡逢隈川の條に合考すべし。）

地學雜志云、吾妻山とは、總名にして、東の方は信夫、安達の兩郡、西の方は耶麻郡、置賜郡との間に伏臥する、一大山嶺の北部を云ふ、其最北にあるものを家形山と云ひ、海拔千七百廿四米、次きを一切經山（イッサイキャウ）と云ひ、海拔千九百十九米、次きを吾妻富士と云ひ、海拔千七百三百米、次を鷲の倉といひ、吾妻富士より稍高し、又是より稍南に向へば、鬼面、箕輪、安達太郎（アダタラ）、和尚等の峻峯、前後相連り、西の方磐梯山と遙に相對峙せり、又吾妻富士の西に方り、一連の小嶺あり、これ東吾妻、大日、中吾妻、西吾妻峯の諸嶺とす、明治廿六年の破裂處は、山嶺にあらずして、一切經山の南部、大嶺と稱する一高點の南腹にして、古來硫黄山と唱へ來りし所にあり、この硫黄山にて最も目に着き易きものは、普通火口たる大穴なり、大穴の下には凡四町四方の平あり、淨土平（ジャウドダヒラ）又は湯ノ平と稱し、海拔凡千六百米、淨土平の南に小丘あり、其上に水を湛へ、之を桶沼と云ふ、又東南には吾妻富士あり、吾妻富士と大穴の間、稍小高き所に小穴あり、又平の中央には、目今蒸氣を噴出する所あり、是れも泥湯と稱し熱湯を出せし跡なり、又平を距る西北十町許の處に蘆沼あり、大嶺の北一切經山、家形山の間には五色沼あり、（一書云、五色沼は正圓形を爲し、直徑五百米突、桶沼も圓形にして、直徑百五十米突あり、岸際より直に深きこと桶の如きを以て、此名あり、桶沼の東北八町に吾妻富士あり、圓錐形にして、其噴火口、直徑も百米突、周圍悉く燒石の碎片より成り、坎內空虚にして、深さ八十米突に達す、又桶沼の北八町に一小池あり、夥しく硫黄及び明礬を含有せる熱泉を噴出し、高さ二十尺に達す、又桶沼の西北半里に一大噴火口あり、直徑千五百米突に達し、其中央に一小丘を突起し、又其東に一小噴火口ありて、直徑凡五十米突、深さ四十米突にして、其中及び近傍に硫黄を採るべし）明治廿六年五月十九日、硫黄採掘地に、五所の破裂口を生ず、此處には八十年前の噴火口の址とて、淨土平燕澤の間にも噴穴てふものありしが、更に其西に三口を生し、黑煙を吐き、硫氣を漲せ、石礫を降し、灰泥を飛したり、其飛揚の灰塵は、二十里の遠きに及べり、三浦宗次郎（理學士）以下三名、官命を帶び、六月七日登山、灰泥石礫の雨下に逢ひ、皆山中に死す。

耶麻郡志云、一切經は、海面より高きこと五百五十丈、周圍二里餘、吾妻嶽中第一の高峯とす、此山東西方に連亙す、南に突兀たる者を小富士山とす、一切經、小富士、ト天狗塚とは、皆禿にして草木を生せず、其麓を環る群山は、皆雜樹暢茂して頂を鎖す、登路一線、溫泉（ぬる湯）に達す、路程大凡二里餘、鹿下山に發する溪水を須川の源とす、小富士山、一名矢筈山、崔嵬巒拔、天際に聳て、山容酷く富士山に肖、西方の群山に冠たり、文化年間、絶頂より火を噴き、其後數十年間、晴烟時々絶えざりしが、嘉永の初より、追年衰へ、今は（明治十四年）更に烟氣を見ず、北に對峙する一峰を一切經といふ、東北に小沼有り流れて赤湯川に入る、南に下りて蛙沼有り、其南に對峙する一峰を東吾妻嶽といふ、釜沼其北に在り、桶沼其南の下に在り、白水沼、又其東の下に在り、矢筈湯は、小富士山の西陰に在り、硫黄の氣を以て沸く、眼病金創に効驗有り、湯守無くして湯壺の定處なし。

（五色沼）

吾妻山の、有史時代以前に、屢々猛烈の噴火をなせしは、吾妻富士の如き、五色沼の如き、桶沼の如き、又大穴の如き、此邊に數處の舊噴火口を存するを以て顯然たり、有史期以後のものに至ては、古記の一も徵すべきものなし、只僅に土湯村御裁許圖に、硫黄山より噴烟の狀を書けり、而て其製圖は正德元年七月とあれば、此噴烟は今の大穴なるべし、其のち百年許にも、穴底より大に硫黄を涌出せしことありときゝたり、通常火山の大破裂には、初め其四近の地大に震動し、之に次き火口は煙氣蒸氣等を吐き、灰を降らし石を飛はし、又水蒸氣中にて電氣發生して、雷を呼び風雨を起し　其猛威を逞くする後、更に熔岩を流し、漸く靜穩に歸するものなり、然るに吾妻山今回の破裂には、大地震もなく、雷雨もなく、亦岩液をも流さず、單に水蒸氣、硫氣、瓦斯と灰石を噴出せしのみ、是れ火山破裂の極めて小なるものと云ふべし、明治廿一年の磐梯山の破裂の如きも、吾妻山に比すれば、數倍強かりしも、岩漿を流さゞりき、さて淨土平の溪流を鹽川といひ、東吾妻と一切經吾妻との間なる鉢澤、燕澤の水を源とす、桶沼は、淨土平の南に峙る一小丘の上にあり、水は無色透明なれども、味は稍酸性を帶ぶ、是れ降灰に因るならん、本湖には、水を出入せしむる河なく、又其圓形にして湖底急に深きを見れば、其舊火口の遺跡たるや、毫も疑ふべきにあらず、五色沼は水面は海拔凡千七百米、噴火口たること疑なし、五色沼は排水路を缺く、一名雷沼、泥湯とは、明治二十年頃より、淨土平の中央に湧出せる噴湯泉にして、當時に於る噴騰

の高さは、六七十尺に及べることあり、廿六年に至り噴騰を止めたり、硫黃泉は、大穴の正東凡六町、姥ヶ澤ノ發源地にあり、海を拔くこと千四百米、石ノ罅隙より滾々として迸出す、無色透明、硫臭を放ち、酸味を帶び、黃白色の硫黃を沈澱す、溫度は攝氏十四度半、硫泉を距る東に四五町、姥ヶ澤ノ北側に毒氣を噴出す、古來之を「ブス」と云ふ、謂亞硫酸瓦斯より、札を立て人をして此處に近づかざらしむ。〔地學雜志〕

（幕瀧）幕瀧は土湯ノ西戌位、三里余に在り、路嶮惡なり、源を東吾妻ノ背ノ取戌山に發し、菅蓮之谷に至て瀧と爲る、高五丈八尺、幅五尺、湫深六尺、大磐石梁の如く、横より瀧の額に至る、大磐石の陰ノ瀧の左の絶壁とす、水瀉て下る、幅ヲ間許、遠くして之を望めば、幕を張りたるが如し、瀧の名を得る所以なり、水を隔てゝ絶壁に生ずる青苔を觀る、宛も玻璃窓外の樹木を望むが如し、其奇觀名狀す可からず、下に又瀧と爲る、風岩と名く、（西位一里半に在り路号し、信倉山の北、高八丈五尺、幅一丈、湫深八尺、噴響雷の如し、銚子瀧は土湯の乾位二里に在り、路極めて險惡なり、源を吾妻嶽一切經山に發し、寺林に至ノ瀧となる、銚子より注ぐが如し、故に名とす、下流二十五町にして又瀧となり、燕と名く、高十三丈、幅一丈、絶壁を下る宛も一匹の練を懸るが如く、絶壁高三十丈許、湫を繞る岩壁凹凹の處、皆燕巢（アマツバメと云ふ人家に棲くる燕に非ず）有り　下流三十一町にして又瀧となる、惡と名く、高三丈、幅一丈二尺、小瀧を爲して下湫に灑ぐ、下湫は上湫より猶淺し、下流荒川に入る。

（燕瀧）會の峰は、一名千白森といひ、土湯峠、鬼面山と、吾妻山の間に在り、樹尤りて山皆叢黑なり。

信達歌對著云、吾峰　在吾妻峰半腹　戀山　在語峰南、

小夜ふけてかたらひ山のほととぎすひとりねさめの床になきけり〔夫木〕

（戀山）陸奥　忍の里に道はあれど戀といふ山の高根しるしも　西　行〔夫衞戀百首〕

庭坂

今、庭坂村と云ふは、近世町庭坂と云へるものにして、福島より米澤に通ずる驛舍たり。即、鐵道停車場あり、福島へ四里、板谷（南置賜郡）へ四里、吾妻山の裾野の東北緣とす。

（高湯）庭坂の溫泉、數所あり、高湯と汎稱す、高湯の南に涸湯あり、信夫の俗に、上湯を合せ、三湯の指目あり、又、山中に一飛泉あり、不動祠あるを以て、不動瀧と呼ばる〔風土雜記〕。高湯は、酸性泉、熱百十度內外の源泉、三所に湧出す、微溫湯は其南一里、水保村櫻本に屬し、同性なれども、熱一百度〔鑛泉志〕。此邊は、標高二千餘尺、鐵道停車場を去る一里半、村社には、鷲神を祭るといへり。

在庭坂

今二子塚と相合せ、庭塚村と改む、町庭坂の西南に隣れる里也。天戸川は、吾妻山の北西の溪流にして、不動瀧の末なり、此間を過ぎ、荒川に合して、須川と爲す。

李平

今庭坂村の管內なれど、町庭坂の西北三里、松川の源谷に居り、板谷（南置賜郡）と隣接す。本村の地は、深山窮谷にして、古來民居無りしが、慶長十八癸丑年、上杉氏の臣、阿部藤隆　吉萊を闢き道路を通し、家屋を構へ人家を移殖し、始めて一村落を成す、當時、此地平坂にして李樹多きを以て、李平と名つけ民戸五十二有り、其後天明三癸卯年、飢饉に罹り、離散逃亡して、二十九戸となる、後又天保四癸巳年の凶荒に遭ひ、僅に十戸となる　爾後復衍殖して當今十七戸有り、今の笹谷村、泉村、南澤又村も、亦藤隆が開く所と傳へ、今笹谷村に藤隆の碑有り。〔郡村志〕

櫻本

今、庄野、土船と相合せ、水保村と改む、庭坂の南、佐原の北にして、又吾妻山の裾野に屬す。吾妻山東方の諸溪は、櫻本に至るまで、逐次に相合せ、荒川（土湯川）と合湊し、即須川の名あり。水保とは、古郷名なりとも云へど、明徴なし、着船の說は妄誕甚し）

（土船）郡村志云、信夫伊達二郡の地、昔者潮漲たりしが、天智帝の御宇、伊具郡峽踐鑿開し、初めて潮洩、陸と爲る、故に當時、土船及び近傍の地を、水保郷と稱す、初め潮漲たりし時、本村貴船社地の樹に、船を繫ぎしとぞ、寬政の年まで、船繫ぎの銀と云ふ老樹あり、往古は繫船村、又着船村とも云ふ、後世土船と書するは、音近似するを以てならん、信達一統志、近に本村記する所に據らに、日本武尊、東夷を征し、凱旋したまふ時、潮中の毒龍を殺し、潮を決し陸と作す、後また伊具郡の峽崩れ、雍塞して潮涯と爲りしを、孝德帝の御宇に、鑿開して陸と爲るとも云ふ、其說一ならず。

須川

（水保）又、陵川に作る、吾妻山の裾野を降下する諸溪を合したる者にして、二大源あり、一は土湯村に屬し、佐原を經て東北に流る、一は庭坂の西より降り、此二源櫻本の東に至り相合ひ、以下二里許にして、福島市街の南を過ぎ、逢隈川へ入る。土湯の山中より（荒川）測らば、七里にも及ぶべし。須川の名は、諸州郡にも同名あり、此には、高坂磯泉の混濁に因ること、海理最明なり。

郡村志云、須川は、水質固め清冽なりしが、文化年間、吾妻嶽火煙を噴出せしより、水性頓に變し、鱗族活殖せず、啻源水の變せるのみに非ず、高湯、土湯の諸溫泉も、皆此川に入ればなり、其流急駛にして淺きを以、舟筏を通せず、若夫れ霖雨連日、西方諸大山の溪流、奔激來り會するに及びては、河身之を受る能はず、濁浪滔々、忽實陵の勢を爲し、堤を決し橋を陷し、大害を田圃に被

らしむ、其慘言ふ可からざるもの有り。

笹木野（ササキノ）　今、八島田、野寺、相合せ、野田村と改む。庭坂の東、須川と松川の間なる高丘を占め、福島市街の西北郊とす。其笹木野と稱ふるは、丘上の一曠原とす。

郡村志云、下野寺村、萬治元戊戌年、其西北の地を割きて、笹木野村といふ、遠古、此地は茫々たる荒野にして、更に人家なく、唯上の地に大林寺、下の地に千福寺有るに因り、村落を爲すの後、大林寺の方を上野寺村と稱し、千福寺の方を下野寺村と稱せしが、現今、千福寺は笹木野村に在り。

八島田（ヤシマダ）　今野田村の大字にて、笹木野の東に隣る、これと相接して大字野寺あり。○八島田には、寛政元年以來、越後新發田藩溝口氏の陣屋ありて、一萬石許の村里を支配したり。

郡村志云、野寺（ノデラ）村、草萊未開の時、一巨刹有り、(今竹内と稱する地)千蔵院と號す、後衰微して終に廢院と爲り修驗者有て居住せしが、天明三癸卯年、空院と爲る、土人言傳ふ、千蔵院のいまだ衰微せざる時、其近傍の地を開發し、村を野寺と稱す、蓋若野中に巨刹有るに因る、後松川洪水有て(年代詳ならず)河脈大に變遷し、村の中央を横流す、此時分れて上野寺、下野寺、笹木野の三村と爲る、今笹木野村の北谷地、大窪等、窪下の地は、即昔者松川の流れたる蹟なりとか、信達一統志曰、大林寺を上の寺と云ひ、泉福寺を下の寺と云ふと、泉福寺今笹木野にあり。

(野寺)

岑越郷（ミネコシ）　和名抄、安達郡岑越郷。○高山寺本に岑越を脱したり、而も自餘の諸郷を、皆信夫郡とすれば岑越の信夫郡内たることも、推して知るべし。且、延喜式に、驛名として之を擧げたれば、驛家の事をも兼れし郷里なるが、其の湯日、岑越、伊達と次第せるにて、亦信夫郡なるを證明す。今の福島、信夫山四近、笹木野、庭坂にも及ぼせる地なるべし。

岑越の名は、後世聞く所なし、觀聞志に、岑越山をよみこみたる歌なりとて、名寄を引き「尋ね來て我こそ昔をえはたみれこし山路をばいつか忘れむ」と擧げたり。されば、山名にも呼ばれしものとす。今、信夫山の東麓を、腰濱と云ふを以て之を考ふれば、岑越山は、即信夫山の別名に似たり。岑とは、もと彼の信夫山をさし、其下の郷里に岑の腰名を負はせ、更に驛名ともなりけるより、後には岑越の山とも唱ふることとなれる歟。村岡氏、松川の名を以て、岑越驛の所在を推想し、松は馬津の義と判知す、亦從ふべし。

思ひやる心いくへの峰越えて忍の奥をたつねいるらむ　家隆
〔六百番歌合〕

一書に、湯日驛を飯坂にあて、岑越をば桑折の邊に求められしは、信け難し、湯日は今安達郡油井なり。○復軒雜纂云、古驛路は、石那坂より荷北へ向ひて、飯坂に到れり、信夫の湯莊司の、大鳥城址も此にあり、北畠顯家卿の古蹟も、多く此沿道にあり、飯坂より更に東北に向ひて、松原村に、夫木集の西行の歌の、葛の松原の跡もあり、扨、古驛路の斯く西へ迂迴したるは、上古は、今の福島町の邊、阿武隈川の水を湛へて、湖沼なりしに、後に伊達、伊具の郡界なる猿跳を截りて、阿武隈の水を落したりし由、信達歌、其他の書に見ゆ、延喜式、湯日驛、岑越驛、伊達驛、その湯日は即飯坂にて、湯日坂なるべし、峰越の地今知るべからず、伊達郡の伊達驛は、郡家のありし所なるべければ、今の桑折驛、(桑折は郡ならむ)其隣村の伊達崎村、郡山村の邊ならむ。

福島（フクシマ）　今福島町、人口三萬、信達二郡の中央にあたり、仙道の一府邑なりしが、近年縣廳を舊城内に置かれ、又兩羽鐵道線を此地にて分岐せしめられしを以て、益盛大に赴けり。逢隈川の左傍に居り、市北には信夫山と稱ふる一丘あり。信夫橋とは、須川に架し、驛市の南に在り、近年石を以て之を築造す、長百零八間、頗壯麗なり)

あづまぢのささやきの橋中たえて文だに今はかよはざりけり〔武家百首〕　源頼遠

(信夫橋)

信達風土雜記云、福島城府の地、上古信夫浦の中に屬して沼澤の址とぞ、天正中まで、本郡の首府は、大森に在りて、伊達氏之に治めしが、杉妻寺の邊に築城して、福島と名づけ、遂に永く府となる、杉妻寺は、本地の古刹なり、毘盧遮那を安置す、天正中荒廢の餘、之を密語橋（ササヤキハシ）の舊地より移し去り、寛永年中、再遷して信夫山の下に建つ、此地は白河關を去る一百二十里、即古の信夫里ならん、西行の詠に「あづま路の信夫の里にやすらひて名こその關を越えぞわづらふ」(新勅撰)云々　○按、福島とは、もと城名に出づ、或は信夫山の舊名と爲すは信じ難し、又、辨財天垂跡の說あれど、是は福島の名にちなみて、後人が辨財天を此地に祭れるのみ、(誓願寺に辨天祠あり)。元祿十六年、板倉氏入部の時、城下の庶民四千三百人、寺十區、月十二度の市を立て、賣買物は紙、木綿、絹、紬等なりしと。明治維新の初め、人口なほ一萬に滿たず、商業の繁盛は、主として生絲、絹帛の賣買に因る、合百五十萬圓の年額あり、以て今日の盛を致す。

郡村志云、信夫郡の中央、太古湖水たり、後湖洩れて陸となり、漸々村落を爲す、之を號けて杉目、又信夫莊と云ふ、天正辛卯年、始て其一村に福島と名づく、驛路は、八丁目より永井川村、小島田村(今の大森村)を經、福島に出て、瀨上驛に至ることとなる、是歲、木村伊勢守重次、大森村より福島城に移り居る、以來人家年を追て繁衍す、以て今の殷賑に至る、故に、康善寺、到岸寺、普門寺、及び富商大賈、大森村より移住

の者衆しと、眞淨院は、西裏通一丁目に在り、眞言宗、遍照寺と號す、慶長五庚子年、雪翁倍都中興、門内南方に古碑二有り、一は高さ三尺四寸、幅一尺三寸、厚さ四寸四分、石質堅緻ならず、太く剝落し「延暦二年閏二月二十二日」讀む可し、他讀む可からず、一は僅に梵字を辨ずるのみ。○今按、福島の名は、天正年間以前に有り、伊達成實記に「天正十三年八月十一日、政宗公米澤より福島へ御出馬、越後國の者を修理に、從業の使を淡、福島へ被催、同日見仕候」云々、又、延暦二年の碑文疑あり。

あやなくもくもらぬ宵をいとふかなしのぶのさとの秋の夜の月（新古今）　陸奥守橘爲仲

大佛城址（ダイブツ）　伊達正統世次考云、天文十三年十月、晴宗公書曰、石母田政部敬大、又桑折伊勢、中野常陸、二人赴于信夫郡、因大佛是約者有走進、則挑一戰、皆引入於大笹生、云々、大佛邑名、今福島也（南方記傳云、應永廿年、稱光院御即位の時、伏見殿も、南帝の太子も、御即位の御のぞみあり、三人、相ならびて、御相論あり、しかれども、武家、實仁を贔屓したてまつりしゆゑに、つゐに踐祚あり、このとき、伊勢の國司、ならびに、大和、紀伊、河内、陸奥の宮方、一同に訴るといへども、御即位、事なりしゆゑに、ことごとくむほんすとなりい、冬十二月、陸奥の宮方、伊達松犬丸、鹽田播磨守、大佛の城にたてこもる、鎌倉殿持氏、畠山修理の大夫國詮におほせて、これをせめおとす、國詮、二本松に住す）

伊達松犬丸、並、鹽田播磨入道以下輩、去廿一日、引退大佛城之由、二階堂、信夫常陸介所注申也、只曾雖被成御教書、于今令遲參、云々、太不可然、所詮、不廻時日馳向、令合力畠山修理大夫、可抽忠節之狀、如件、

應永廿年十二月廿九日　判（持氏）

白河三河七郎殿（白河文書）

（杉目城址）

大槻氏云、松犬丸は、我家十一世持宗君、法名大海の童名なり、大佛城、一に、杉目城とも云ふ、今の福島城なり、福島城沿傳に「杉目の大佛は、天平中、行基の建立、今の城は、其地なり」信達一統志に「大佛、慈覺作と、云々」小手灩觴には「蒲生領となりて、天正十九年、杉の目を福島と改む」とあり、大佛は、久しく、城北の信夫山に移されて、杉目大佛と稱してありしに、明治十三年、再び、福島町の到岸寺に移されたり、遊隱、一とあり、白河文書の中の二階堂氏は、當領九代記に、信夫守と見ゆ、岩瀬郡須賀川の領主なり、信夫氏は、正統世次考に、大波氏の祖、信夫伊賀守躬成の父、栗原近江守持成なるか、と見ゆ、伊達世臣家譜略記の大波氏の條には「秀郷之裔、栗原近江守持成、應永中、爲奥州諸郡之眞守、來住于信夫郡」など見ゆれど、詳ならず。○伊達世次考云、天文十四年五月、晴宗與白河晴綱征班目城、此皆城近邊者、皆爲逆、唯柴田、刈田、伊具、宇多郡諸士、爲我相守、雖然、年來馳驟於弓箭、且以兵已疲、萬端方啓亦皮、特田村顯松獨走、自立馬於日、日々來攻、至急迫、又去年以來、會津田村和平、以故彼遣兵襲擊來侵、請晴綱先見掛田村兵而已、國大爲此言之、六月公出西山城。○伊達譜系云、晴宗公（十五世保山）、天文十七年戊申、移住于羽州置賜郡米澤城、永祿十年後、隱居于信夫郡杉目城、天正五年卒、歳五十九。

福島城址（フクシマ）　古書の東南なる阿武隈川の岸にして、今杉妻町と云ひ、縣治の廳舍以下の營造此にあり。此城は、相傳へて、永祿中伊達氏の築ける者と云ひ、杉妻庄の鎭なりければ、通じて杉妻城とも稱へらる。されば、古の大佛城にて、永祿の始築にあらず。城主數替の後、元祿十五年、板倉氏入部、封三萬石、以て大政維新に至れり。面積約三萬坪、明治十五年、其紅葉山に板倉神社を置き、藩祖内膳正重昌を祭る。

（寶積寺）

杉目村志云、福島は、杉目小太郎行信城き居ると云ふ、今其名を得ず、天文中、伊達大膳大夫晴宗、大森にありて此地を領す、永祿七年二月、晴宗老して、此地に移り居る、天正五年十二月病て歿す、城邊虎白山寶積寺（ハウシャクジ）に葬る、乾徳院殿保山道祐居士、（晴宗政宗の時、東昌寺住持大有和尚、乾徳院を寶積寺内に建立すと云ふ、今存するなし）塔墓猶存す、天正十八年、豐臣秀吉、蒲生氏郷を會津に封す、氏郷、木村伊勢守重次をして、大森に居て此地を領せしむ、十九年、重次（慶長三年十二月卒す、葬、康善寺にあり）大森より其居を此地に移す、初め重次、豐臣秀吉に事へ、奥州葛西大崎に封せらる、天正十八庚寅の冬、大崎の百姓騷擾するを以て、封を奪はれ、氏郷に寄り會津に居る、其大森福島に來るは、氏郷の爲に城を守るならん、慶長三年、上杉景勝の臣、藤田能登守重信居る、五年、同臣、本莊越前守繁長居る、子充長、孫重長、曾孫政長、相襲ぎて居る、延寶七年、本多平八郎政武居る、貞享三年、堀田下總守正仲、子伊豆守正虎居る、元祿十五年、板倉甲斐守重寛居る、子孫相襲ぎて居り、内膳正勝尙に至り、明治戊辰の事を以て、二年二月、三州重原に移る。十一年十二月、縣廳となる）

福島縣廳（フクシマ）　舊城址杉妻町に在り、若松の二州、十七郡、一市（若松）を管治す、人口一百二十萬。

常光寺（ジャウクワウジ）　福島名勝志云、常光寺は、清明町にあり、壯麗偉觀、福島惟一の大伽藍なり、遠江國中田村曹洞宗雲林寺の末派にして、初め大森村にありしを、天正の始め、地をトして此に移すと云ふ、本尊は虚空藏菩薩なり、板倉家の墓あり。○奥羽史料云、古河善兵衛、諱は重吉、上杉氏の臣なり、伊達、信夫二郡を治め、福島城代たり、嘗て阿武隈川を疏へ、四十[illegible]里の水程を通し、隻船始めて交通し、羅糴の路これより開け、村人永く其恵に頼る、

、又湯野村に於て一道の溝渠を穿ち、水利を起すもの數里、其餘澤掩て三十餘村に及ぶ、工事最大なるを以て、費用も亦從て多し、善兵衛、二郡の貢租を以てこれに充つるもの三年、寛永十四年に至り、其工事正に始めて成る、初め其工事を起すや、公許を經ず、貢租を擅用するの罪、固より死に當る、今や工事已に竣ふ、自ら死を期し、其肖像を東善寺（カウゼン）に托す、東善寺、初め秀安寺と云ひ、相州國府津にあり、善兵衛、寺僧宗覺と謀り、之を福島に移したり、善兵衛死す、時に年六十一、乃東善寺中に葬る、其平生寵信する所の守護佛、肖像、及び短刀等、今尚存す、後人其遺德を慕ひ、神號を奉し、西根明神とし、享祭永く絶えずと云ふ。

（東善寺）

陣場（ヂンバ）　郡村志云、陣場とに、慶長六辛丑年四月、伊達政宗が、大軍を率ひて、來り福島城を攻めし時、陣を張りて米澤の援路を絶ちたる所と云ふ、今の置賜通三丁目の地なり。○福島名勝志云、伊達政宗、福島城を居らんと、軍を信夫山の麓、巖谷觀音堂の邊に進むるや、城將本莊繁長出て之を打つ、今の陣場町の地なり、また赤坂合戰、天神河原の合戰なとの口碑あり、赤坂とは、寶積寺門前なる小坂を云ひ、天神河原とは曾根田天滿宮の北、掃川の邊を云ふ、當時、松川は信夫山の南麓を流れ、奥陽軍記に、松川の合戰とあるは、此近傍より小山、荒井の邊るべしとぞ。

北越軍記云、慶長五年九月、上杉勢、最上より引取しかば、政宗は歸り足に、上杉領福島の城を取んと志しける、ここには、本庄越前守繁長在城す、去比、繁長一身にて庄内（出羽大泉）十四萬石を切取たる程の者なれば、政宗をも物の數と思はず、二千餘にて切て出たりしかば、政宗一こらへもせず、城下を引取、雀原に陣取、口々に物見を出し、互に矢軍に日を送る、翌年、上杉ミ米澤へ所替、仙道には、福島、金山兩城のみ　米澤に附申候繁長は福島城に死去仕候。○今、按雀原他にきかず、又、信達二郡に金山城といふも疑ふべし

祓川（ハラヒ）　郡村志云、掃川は、祓川にも作る、笹木野村堂場に於て、松川を導引して源とす、東流して信夫山の南を繞る、此川、慶長年間まで、松川と稱す、明暦、萬治の頃、洪水有て二派に分る、以來、今の信夫山北の川を松川と稱し、此川を掃川と稱す（澤又を參照すべし）。

信夫山（シノブ）　福島市街の北なる、一座の岡陵にして、祓川其陽を過ぎ、松川其陰を流る。又、驛路は、岡の東、逢隈川との間を通し、鐵道は、岡の西を駛す。中世以來、専羽黒（ハグロ）山と呼び、神佛の諸廟宇在り。近時、杉妻大佛堂の址を開きて、公園と爲し、福府の攬勝、第一に推さる。

信夫山を、古人たゞ岑（ミネ）と呼び、岑越の郷名、驛名は、即此山下に負はせられし者なりとの按は、郷名の下に出す。今、小山（チヤマ）、御山（オ）の名を遺すは、即岑と同義なり。俗說辨にも、早く、信夫山は、今の御山と云ふにあたると云へり。○信夫山は、歌名所に數へられ、信夫岡、信夫原など、よめるも、蓋、山をよみ、里をよみたるによリ、更に附加せられしならん。

（御山）

信夫山忍びてかよふ道もがな人のこころの奥も見るべく、〔新勅〕　業平

いかにしてしるべなくとも尋ね見ん忍ぶの山の峰のかよひ路、〔新勅〕　俊成

何事を忍ぶ岡の岩つゞじいはでおもひの色にいづらん〔夫木〕

あらはれて露やこぼるるみちのくの信夫が原に秋風ぞふく、〔新拾遺〕

我床は信夫の奥の眞菅原露かゝるとも知る人ぞなき、〔千載〕

思はずば信夫のおくへ來ましやは越えかたかりし白川のせき、〔夫木〕

ちらすなよ忍の森の言の葉にこころの奥の見えもこそすれ、〔新拾遺〕　守覺法親王

人知らぬ道にさきたつ涙こそしのぶの山の瀧となるらむ、〔夫木〕

世良修藏（長州藩士）の墓は、御山稲荷社の後の側に在り、明治元戊辰年三月、左大臣九條道孝、征東使と爲り下向　修藏其參謀と爲り、福島に駐る、奥羽諸藩之を疑ひ、其將に聚兵西軍に抗せんとするや、先修藏を捕へて、大に罪狀を鳴らし、遂に之を殺し（閏四月二十日なり）屍を腰濱村逢隈川の濱に埋む、偶洪水に漂流せられ、所在を知らず、後、招魂祭祀する者、即今の處とぞ。

郡村志、近世、御山を信夫山と稱すれど、古人題詠する所の信夫山にあらず、平地より高四十七間餘、道路より之を望めば、宛も大鵬の西北に向ひ、右翼を張り左翼を縮かすが如し、其首を熊野峠と爲し、丸子村の地、清水尻以東を右翼と爲し、羽山、烏ヶ崎の斷絶を左翼とす、山に就て之を見れば、東を熊野峠とし、中を谷山とし、絶頂羽黒神社より、西を羽山とす、支流三有り、一は、熊野峠より起て北に走り、立石山となる、（丸子、五十邊の兩村に屬す）、一は、熊野峠より東に延くを天狗森とす、東に下る三町、巖觀音有り、遊觀の地なり、（五十邊村に屬す）一は、谷山と羽山の間より起て東南に赴き、藥王寺山となる、山巓より少しく東に下れば、藥王寺有り東に面ゝ、南に下る凡六町、黒沼神社鎭座す、字を堂殿といふ、社の西南を公園とす、羽山は又青葉山とも云ふ、峯頂に、石姫皇后淳中大尊の陵と云ふものあり。○東山志云、信夫山の半腹をば、歌名所の語山なりといへり、夫木集に、

さよふけてかたらひ山のほとときす獨寐覺の床にきくかな、　肥後

又信夫山の北西なる木根峰とは、思の山なりと、土人にきけり、是も夫木集に見えたり、

憐れ我思の山なつきおかば富士の高根もふもとならまし、　爲家

賤路山は、思の山の邊なりとか、同く夫木に、

拂はれぬ枕の塵の積もりてや臥てふやまの名をばたつらん、　良教

（今按、吾妻山なば、信夫山ともいひ、思山、臥山、語山等をも說かれたり）

北越軍記云、慶長六年四月、上杉衆、松川に陣取居候處へ、政宗不意に切掛り、上杉衆油斷故、惣敗軍になり、福島さして敗北の處、本庄繁長、二千計にて、城より打て出、信夫山へ廻り、政宗旗本へ推向候に附、政宗も五町計引取、對陣仕候。又云、松川敗軍の時、羽黒山の麓にて、岡野左内、能きつまりに、旗を立返合候に附、政宗も附入にする事不叶、と申候。（觀聞志云、福島驛北、突兀峰巒、是信夫山也、上建羽黒權現祠（信達歌云諺云、土人今以在郡之中央而突兀崛起者、爲信夫山、然實郡中諸山、皆謂之信夫山、可也。

子規なほ初聲をしのぶ山夕ゐる雲の底になくなり、「千載」　守覺法親王

みやこには花もちりあへず陸奥のしのぶの山は春風のころ、「名所百首歌合」　順徳院

黒沼神社

今信夫山の南面に在り、公園内に屬す、即、延喜式信夫郡五社の一に擬せらる、山頂、別に羽黒神社在り。

黒沼神と、羽黒神の異同につきて、疑あり、近世は、二祠別坐と爲せど、一山の形狀より推せば、中世以來、羽黒を以て主神と爲ししこと、歷々徵證ありと雖、黒沼神の、此に祭られし因由、太昧し。蓋、近世、羽黒の山名に牽强して、黒沼祠を置きし者歟。然らずんば、羽黒祠す、上古の黒沼神なりしを、中世以來變革したる者歟、二者いづれかに居らざるべからず。社傳に、敏達帝の同胞、淳中太臣の陵園と說き、羽黒神を同臣の祠と爲し、元和中に、黒沼社を建つとも云へば、式内の古蹟にあらずと覺らる、すべて近世の付會歟。

おつまへまかりけるに、しのぶの山に侍りける、秋の紅葉を見て、「山家集」　西行

常磐なる松の緑も神寂て紅葉に秋はあけの玉垣、

（羽黒山）

信達風土雜記云、信夫山の麓に、黒沼神社、及び杉目大佛殿あり、其峰頭には羽黒權現を祭る、桂讃、青葉峰の勝地あり、羽黒祠には、洪鐘の銘「弘安・庚辰年十月廿日」とありて、最古物也、近代羽黒祠奉納の歌に、福城太守の詠あり、

信夫山櫻は花にあらはれて松さへ匂ふ嶺の春風、

又華表建立の記に曰く、

陸奥國信夫郡御山村、羽黒山權現者、傳曰、敏達帝之母、石姫皇后社也、云々、予丙寅之秋、移食邑於當郡、經歷封疆、一日登此山、足履巖巖、手撫蒙茸、云々、

貞享五年戊辰夏五月、　從四位下行下總守堀田氏紀正仲

大八洲遊記云、羽黒山、古歌所謂信夫山也、山麓有公園地、登的道半里、滿山杉木鬱蒼、巔有羽黒山祠、葺以茅、柱楹雕鏤、丹雘燦爛、大三間、蓋開、古阿武隈川、溜爲一湖、今福島即係湖中、故福島地方、井泉不良、病腳腫者極多、爲此也。○信達雜志云、羽山絕巓、有二陵、號石環笆、土人崇敬不敢近褻、口碑相傳、欽明帝廢皇后石姫、及太子淳中太、后與太子、走奥竄于此、事頗與漢景帝廢薄后太子相類、然國史不載、姑存疑、（郡村志云、羽黒山、欽明帝の皇子、淳中太尊、諸書に見えずと雖、古來土人厚く崇敬して止まず、必往古高貴の人を葬りたる所ならん、上杉氏と伊達氏合戰の時、戰死の士卒を埋めし冢は、近傍數所に在り、追年開拓せしが、今も猶十二在りと。〔福島名勝志云、古碑、信夫山の中腹、松樹鬱茂たる地にあり、上に梵字あり、下に「弘安八年乙酉十二月十四日、孝子敬白」とあり、羽黒社の後に、碑あり、碑文右讀、磨滅讀むべからず、題「藤原朝臣安江繁宗者、乾之後胤之苗裔也、年之光依守之命、移居于陸奥之南、而司伊達信夫兩郡代政所云云」と。

會津塔寺長帳　應永二十一年八幡宮の時「導師は、信夫羽黒山別當、治部卿信常御房」と載す。

腰濱（コシノハマ）

今、小山（荒井）五十邊と相合せ、濱邊（ハマベ）村と改む。信夫山の下なる村里にして、直に福島市街の北に接す。其小山、荒井は、山の正南をさし、公園地は其域内に屬す。驛路は、腰濱を經て、五十邊に至り、松川の岸に達す、即、山の東面とす。

腰濱の地名を考ふるに、此こそ岑越驛の址にやとも疑はる、此名は、もと御山（信夫山）の腰にて、逢隈川の大江に當りたれば、濱とも謂はれしと、想定せらるれば也。○郡村志云、慶長年間まで、腰濱宿と稱し、其後村と改稱す、古路は、福島城の南より、本村を經て瀬上驛に入りしが、元和八九年の頃、現今の陸羽街道を開き、村民追年福島城北に移居す、昔時此地湖水たりし時、土人山腰に穴居し、湖濱に出て漁獵して業と爲ししを以て、腰濱と唱へしが、後陸地となり、漸々村落を爲すに因り、濱村と稱すと云傳ふ。

五十邊（イガラベ）

今小山と共に濱邊村の大字にて、福島市を去る一里ばかり、松川の南岸に當る。或は、五十目（イガラメ）に作る、五十がな邊と假借せるに、がナの手仁葉、更にガラと訛りたるなり。

吾妻鏡に、信夫庄司の一族、伊賀良目（イガラメ）七郎高重の名見ゆ、即此なる在名なり、石名坂の條に引ける、本文に合考すべし。○五十邊は、慶長五年秋より、翌年夏にわたる迄、

（五十邊伊賀良目）

上杉、伊達の相對して、攻守を競へる故戰塲とす、北越軍記云、慶長六年、上杉衆、松川を堅めて、陣取申候を、政宗黎明に不意に切掛り、上杉勢油斷故、散敗軍になり候、然るに簗川城主須田大炊助長打て出、逢隈川を渡り、政宗の陣城の留守に切掛り、小山(コヤマ)村へ推掛、則乘取故、政宗も敗軍なり。

（小山）

郡村志云、信達一統志曰「黑沼神社鎮座の地ゆゑ、尊崇して御山と號けしなるべし、或曰、此山は小山なる故、小山村と稱せしを、小御國音同きを以て、後世誤て御字を書きしならん」、今按するに、上古此地湖水たりし時、伏拜村の坂上より、御山の神を遙拜せりと、此を以て考ふれば、山を尊崇して御山と云ひしが、遂に村名と成りたるなる也、信夫山の最高峰、熊野峠の脈延きて、五十目に及ぶ、奇岩怪石、鷄立虎踞、大に人の心目を爽快す、瀧洞神社は、信夫山の北趾に在り、觀音堂は、信夫山天狗森の東、山腹に在り、磴道峻嶒、堂南向、四方一丈一尺、堂前に望遠の露臺を設く、山趾に柱して作る、柱高一丈八尺、又巖を刳て窟を造り、小石佛像を安置す、窟の石壁所々、魚の全形を現す、慶長庚子、辛丑、上杉氏、伊達氏、松川合戰の古戰塲は、近傍數村の地に係る、本村は爾後屢洪水に圯られ、地形河脈大に變遷し、今定めて知る可からず、當時兩軍の屍を埋し古塚、近村數處に在り。

泉(イヅミ)

今、澤又、森合、御山と相合せ、清水村と改む。信夫山の西なる村里にして、福島より飯坂に向ふ通路にあたる、松川は其北を流る

（澤又）

郡村志云、澤又(サハマタ)は今南北の二に分つ、寛永十二乙亥年、松川洪水して、村の中位を衝き直流す、是より南北両村と爲る、慶長以前は、此川信夫山の南を流れ、河脈數條に分れ、處々の澤の如くなりし故、澤俣と號けしとぞ、澤又城址在り、伊達朝宗の臣、湯澤善兵衛居る處と傳ふ、而も年代詳ならず、東西七十間、南北八十間、追年開墾して桑田と爲す、[illegible]、原谷の狀を認るに足る。

（澤俣）

○按、今昔物語に、澤俣(サハマタ)大郎諸任あり、餘五將軍平維茂と戰ふ、陸奥の住人にて、田原太秀郷の裔孫とす。若しくは此澤又の名を唱へしにや、尊卑分脉にも見ゆ

松川(マツ)

菅尾山の陰に發し、北流、南に隅高板谷村に屬す、五色温泉の北なる十三瀬を源とするとぞ、四里許にして、東に折れ、本郡に入り、李平の山峽を下り、澤又、笹谷の間に至り、漸く平夷に就き、信夫山の北を流れ、五十邊に至り、逢隈川へ入る、長十里。其水平流二十間許に過ぎざるも、磧洲は左右百間に餘る。又、澤又以下の磧洲に於ては、流水全く涸れて、皆地下に伏し、潜行、十餘町に及び、復淺々として流るる所あり。

郡村志云、松川は、平生水甚涸ると雖、夏澇秋霖、時々暴漲害を爲す、故に處々蛇籠を置て之を防ぐ、水澄清なるも、産ヶ澤川の源、硫黄氣強く、且三所の温泉を經るを以て、其味酸澁、魚類甚少なし、流悍にして石高く、舟筏を通せず（村岡氏、松川とは馬津(マツ)にて、卑越の驛邊の水なりといはれしは、解釋よくあたれり。

大笹生(オホササフ)

今大笹生村と云ひ、福島の西北二里、飯坂の西南一里半）松川の北岸なる山村とす　大笹生より數里の山谷を横斷して、米澤に往來する一徑、日峠越あり、板谷(イタヤ)越の北に並行する者とす。近時、大に修築を加へて、劃平を爲しゝと雖、險阻雨雪に會ひ、轍崩潰す、人馬僅に通ずるのみ、栗子新道是也。

下大笹生と、大谷地は、明治九年合併、笹谷村と改む、大笹生の東南にて、矢野田の西なり。山溪を八反川と云ひ、瀬上驛の南東に至り、逢隈に入る、又松川を堰入れし大堀用水あり。

仙臺留守文書、天文中、伊達晴宗狀に「大さゝう」とあるは大笹生なるべし。○大入澗遊記云、赴栗子新道、先是、從來澤北福島、信夫谷口、坂路險惡、車馬不通、於是、山形縣令三島通庸謀、併力開新道、凡八里餘、其間堙谷鑿山、不知凡幾、其不可鑿者、鑿山穴隧道、凡四所、其長者至四百餘尺、明治十四年八月工始畢、九月主上北巡、道路開、人々皆稱其偉功、故將出此道、西行峰巒縈拔、層嶺廻互、地漸高、中有一水、急湍潺湲、沿水循山以開道、高者至十丈、山皆巨巖、以鐵挺鑿山脚、填以火藥、々發石封、隧道四壁以藥爲器、填藥放火、巖石之堅忽焉摧破、皆出於洋法也、道廣二間餘、平坦如砥、行人殆不知山路之險、一里許至切澤、又行四五町、兩山對峙挿天、溪水益急、噴雪濺玉、兩崖壁立百丈、其際秋樹飽霜、綠蘿點綴、與丹碧相輝映、燦如圖畫、倚崖俯瞰、頓忘長途之勞、又行數町、有橋跨水、長二十餘間、達前崖、々上劃山脚通路、高四五丈、長十五間、過焉有一山、沙石頽崩、下視風景亦佳、路皆係山腹、故眺觀之美、皆在鞋底、連山夾道高聳、然皆戴土、雖有松楓、白茅滿目、竟不及下瞰急流激湍兩岸壁立之奇也、行七八町、有大桁隧道、長十七間、鑿石通路、此際前岸山上、往往有業園、意山後亦有村家耶、又行數町、有小瀑、高二丈五尺、又行半里、不見桃蘂、有旅亭一戸、道漸高、半里至二小屋(フタツコヤ)、有隧道長三町十四間、出隧十餘町、又有隧道、長十餘間、山益峻、坂道數折、如往而復、後人視前人鞋底、其險可知、然多土山、削土爲道、坦而廣、可車乘騎馳、坂盡至栗子(クリコ)嶺、隧道長四百八十二間、廣一丈餘、此爲第一危險、工作之難、亦此爲第一、隧道傍有人家、入借燈燭、隧中暗黑、非點燈則不能行、隧中點燈二所、是時燈壞不點、暗黑殊甚、尖風衝人、燈燭易滅、非備一燈則不可行、町餘一燈果爲風滅、幸有一燈、因亦點之、中門有榜書爲岩代羽前分界地、東信夫郡、西置賜郡。

（栗子峠）

白和瀬(シラワセ)神社

延喜式、信夫郡の官社の一也。神祇志料云、此神は、今、大笹生村居戸(チリト)山に在り、白早稲明神と云

の豊島を書き、郡村志云、野尻の自租湖沼誌は、吉島帽子森山に在りしを、今は山中、山下の今の地に移す、旧本武寺を祭ると、今富代村に自治の社あり、自相宮の相字疑ふべし、後の考を待つ

飯坂（イヒザカ）

今上飯坂村、下飯坂町と云ふ、下飯坂は湯目村と改む、上飯坂は、福島の北西北二里半、摺上川の右岸なる山村なれど、田園頗広く、殊に温泉の在るあり、小繁華を為す。昔此の村里を湯野と云ひ、伊達郡の管内也、近年、鐵橋を以て、両岸を連ねて橋梁と為し、古代に聞ゆる十綱の名を以て、之に命名したり

信達歌の名寄に「十綱橋、在飯坂湯野之間、今品之涸也」とあれば、古代に、陸地、十綱の橋に繰る綱の絶えずもくるといはれたるかな」十綱（みつから）はくると見し間に時は、十綱のはしの中は絶えにき」（新續古今）なとも云ふに、今伝ふる者のみ、されど、其身のクリノアミにて、綱のワタシにはあらず、其制古のから異なりと悟るべし、蓋、古国吉六代の頃なり、即古の十綱の遺橋も同制とす、十綱の頭、下結の一勝なり

郡村志云、飯坂村吊橋あり、長さ十八間、傳へ云ふ、往古は、南岸に巨木を建て、之に藤綱十條を曳き、綱上に板を架して橋と為す、何れの頃よりか、南岸に大綱を張り、船を浮べ綱を操り渡せしが、明治七年、東京城上に擬し釣橋を架し、柱を設けず、今の十綱橋是なり、二万金もて昔の十綱によりかへ、またくり渡す摺上の橋、

或説に、飯坂を延喜式湯日驛に擬して「今の安達、信夫の境、松川驛（古名八町目）の間道は、天正十九年の開通にて、古道は其西にあり、所謂石那坂なり、夫より、飯坂南に在る、信夫庄司が大鳥城趾の、飯坂にかゝる、官道なりしが故なり、飯坂よりは、更に東北

向し、湯野村に、西行法師あまたし鶴の松原の跡をぞあり、更に東北に向ひて、赤館の下を経て、厚樫山の下に至りしなり」と云へれど、採り難し。古驛路は、湯目（今安達郡油井、岩越、今信夫郡瀬上、伊達、今桑折）と通じ、飯坂、松原を經由せず

奥羽道云、飯坂に浴る、温泉あれば、湯に入りて、やと借るに、土を並を敷て、おやしき貧家なり、何もなければ、あるじの女等に、寝所をとうけて臥す。○要錦選聞雑記云、飯坂は、温泉のしかのみならず、されども、庭狭小にして、居所もひろからず、此里平地にあらず、我のみに通じかたし、摺上川はこの里にあり、船なうかへて渡るなり、やうやうはうてたかし、向ふは湯のむらといふ山なり、いとけはしくして川にのぞむ、満ける如し、月清らかならば、又ありなむ、赤壁の遊びに擬せんとはかりしに、陰りけり止みぬ、此里は昔よりの温泉にて、かの佐場湖の湯といふも是也、湯なんども多くみたるが、やうやく減じて一村にふたりみたりに過ず、されども予しばらくここに留りて侍らば、物になひあいさするいやしきものらは、いかゝならんなど思ひたるに、有司らが翼のとゞまる内は、遠くへ進出しけるにぞ、俗輩ながらも、清雅の意はありてけり

鯖湖湯（サバコ）

飯坂の主たる温泉にして、坂波の側なる岩間より湧出す、されば、其境、今櫟屋満地、一市街を成す。蓋、鯖湖とは古歌に広く聞ゆるも、其さはこの御湯とよめるは、今の岩城郡佐波古、湯本村と云ふの事なるべし、此にも同名を唱ふるは、其故を知らず、且、飯坂の如きは湯坂の義なること、論を待たずと雖、鯖湖は審ならず近頃に佐場野の名あるを思へば、疑はくは、佐場野の名に因りて、更に鯖湖の説を構造し、以て温泉の声誉を誇せんとせる者歟

鑛泉志云、鯖湖鑛泉、瞑晴性、温百零五度、地勢平坦にして、泉は岩間より湧出し、深殆四尺、泉側又一泉あり、透達（トウタツ）湯と云ひ、性質鯖湖に同じ、鯖湖の西に滝湯あり、鹽類性、温百二十四度、摺上川の崖壁の下に流出する者也。透達は、古書に當麻につくれり

赤川（アカガハ）

飯坂市街の北なる一溪にして、此にも温泉あり。赤川湯、川端湯、金蔵（キンタイ）湯と稱し、共に、文化年中、始て浴場を開く、此は、幽閑の溪中なれど、館亭の築造頗備はれり、泉質は、鯖湖に比すれば稍下る。

天王寺（テンノウジ）

飯坂の市街の西北半里に在り、開創不詳、近世は臨濟宗に屬したり○郡村志云、天王寺温泉は、北原に在り、泉質鹽性、功用、鯖湖に同し、摺上川、溫泉の下を流る、上方三百歩許に橋を架し、湯野村穴原温泉に通す、由来の古なる、本郡諸湯中、此を第一とす、天王寺は、今羽前國米澤市法泉寺の末派なり、寺志に曰く、法燈國師開基創立すと、年代考ふ可からず、其後衰するや、天正三乙亥年、鉢翁西堂之を中興す、寺に飯坂右近將監宗康の位牌を安す、天王寺殿常山公大禪定門、天正十六子年九月卒と記せり、香積觀音堂は、天王寺の境内に在り、堂三間四面、創立年代考ふ可からず、堂傍に古碑五有り、南面に竪立す、西の第一、縦四尺三寸五分、横二尺三寸、嘉元二年と讀む可し、他讀む可からず、其東に竪ふを第四甲石とす、文字見えず、又東に竪ふもの「元亨」年子、十一月十三日敬白一又東に竪ふもの「嘉元第日天」此碑の陰に在るもの、文字見えず　天王寺古鐘銘鐘の銘に曰く、

敬白奉施入　信夫郷庄天王寺如法堂大勧進聖人富定心
大檀主藤原眞年幷縁友作之
同姓氏　同姓代　小勧進白井友包　糸井国敬　藤原眞
清幷縁友（中略）
承安元年歲次辛卯

東山志云、飯坂の東の方に、古城跡あり、土居高く、本

丸、二丸、空堀有て、摺上川其下を流れ、岸高く聳えたり。

伊達世臣譜云、飯坂右、不知其先、自近宗集、皆飯坂城、自當家輝宗政宗兩君、同一家、無嗣、以女配輝宗君三男河内守宗清、移邑黒川郡、宗清歿、無嗣、以桑折萬六宗長爲後、寛文中絶家

佐場野（サバノ）　今、非野目、入江野、平田などと相合し、平野村と改む。飯坂の西南に隣り、文字、或は鯖野に作れり

○澤氏漫遊文草云、瀬上西、人村落、日佐場、乃佐藤氏世居之地、蓋佐場野氏、有寺曰醫王、以藥師爲主尊故已、有基碑四基、寺後一水曰尼川、川西一小山、日館山、蓋其址也。○郡村志云、平田村の大館は、文治年、湯の庄司佐藤元治の家人、平田五郎の居れるものとぞ、追年開墾して桑田と爲すも、当時石垣の状、隱々認む可し。

（鯖野）

醫王寺（イワウ）　佐場野に在り、曹洞宗、開創不詳、相傳、信夫庄司元治の中興にて、近世、寛永中、鶴島宜淨院の快翁重興すと。

奥細道云、月の輪の渡を越て、瀬の上と云ふ宿に出づ、佐藤の庄司が舊跡は、左の山際一里半計に有、飯坂の里鯖野と聞て、尋ね／＼行くに、丸山といふ、大手の跡など尋ねあたる、是庄司が舊館也、人の教ゆるにまかせて、泪を落す、又、かたはらの古寺に、一家の石碑を殘す、中にも二人の嫁がしるし、最哀也、女なれども、かひ／＼しき名の世に聞えつる物かなと、袂をぬらしぬ、墮涙の石碑も、遠きにあらず、寺に入て茶を乞へば、爰に義經の太刀、辨慶の笈をとゞめて什物とす、

笈も太刀も五月にかざれ紙幟、

五月朔日のことなり、其夜飯坂にやどる○退閑雜記云、予飯坂に入浴しけるに、人々の來り捧るもの、石かはらの鏃なんどの類ぞ多き、予が無用のものこのむ癖なるを知りけ

る、醫王寺にあなるは、義經のおふと、負物、忠信兄弟の鏃なんどなり、いづれも古き物にては侍れども、目を驚すものにはあらず、佐藤莊司の城あと、見せにやりける者かへりて、ふるき瓦拾ひきたりけり、或日、醫王寺を尋ねしに、門いれば、苔むしたり木立も茂りたり、雨さへふりければ、露うち拂ひつゝ、しばらく行くに、いと老木の立ならびたる中に、おほくの石碑あり、皆佐藤の一族也とぞ、ひとつ／＼見たるに、皆磨滅せり、たゞいにしへのものにて、また、弘長、文保などの年號、わずかに見ゆるもあり

大鳥城址（オホトリ）　飯坂天王寺の南にて、中野村に至る間とす、ここなれば一名丸山と云ひ、即、湯庄司の舘跡とて、今に敗兵の散布を見る、ふるびとの句に「谷底に雲霧吐くや鬼畑稲羅こ」

（丸山）

磐開志云、佐藤庄司館、上飯坂村西、在天王寺中野村之間、稱大鳥城、鄕人謂之丸山城、有寺號瑠璃山吉祥院醫王寺、修禪宗、庄司父子古墓在之、或曰、庄司古墓在出羽白岩田間、有寺號彌勒寺、後山謂之丸山城。○按、佐藤庄司元治は、湯の庄司とも云ふ、其子、三郎繼信、四郎忠信の忠勇は、諸書に見ゆる如し、此家は、湯庄司と呼ばれしと、醫王寺の故跡あるに據り、飯坂に居りしことを斷定すへし、されど、丸山の城趾と云ふは、猶考究を要す。十卷志云、佐藤庄司基治は、文治五年六月、石那坂の戰に敗死すとも、又俘虜となり、十月名取郡司熊野別當と共に、恩免にあふとも云へり、此信夫庄司の後裔は、大森、鳥渡へ移れるにや、また、永禄天正中の飯坂舘趾は、驛市中に所傳あり

中野（ナカノ）　今、中野村と云ふ、飯坂の西一里、大笹生の北なる山村にして、其北界は、伊達郡茂庭村の山嶺に至る、其最頂を日燒（ヒノタカゲ）と名づけ、米澤への間道あり○神祇志料に、式内東屋國神社は、今中野村大鳥城山の下に在り、

（日味）

東屋沼神社は今入江野村に在りと稱すれど、東屋は、必宗者東山にあたれば、彼山邊に在るべく、中野、入江野の如き僻遠の地に擬し難し。○信達歌考云、中野村、弘安二年碑、年號僅可讀耳。

平田（ヒラタ）　今、飯坂、入江野等と相合せ、平野村と改む。佐場野と接し、大笹生の東なれど、矢野目の南西なり。大笹生の山中より出づる八反川、村南を過ぐ。入江野の釋迦野清水は、村民の直綿漂白に供せられ、其製品は、他村の所出に比して光澤多しと稱せらる（伊達世次考云、天文十二年八月廿七日、稙宗公、佐久間小屋一戰、得勝、九月八日九日、攻大笹生、杉目兩地、破外郭、斬獲數十人、悉燒拂、所遣在質城、輙進攻入手入生野目、西山合管、晴宗公）一向不出會、云々

（入江野）

宮代（ミヤシロ）　今、下飯坂、高梨、沖平、及び矢野目等と相合せ餘目村と改む、飯坂の東南一里、瀬上驛の西に隣る。

餘目（アマルメ）とは、近世杉妻、名倉等と相並びて、信夫郡の一庄名に呼はれたり、其起因を知らず。蓋、中古の郡郷制の時の、餘戸の郷保に起り、近世襲に庄を以て之を呼ぶ、實は信夫庄の屬鄉のみ。和名抄、本郡餘戸の目なし、疑はくは鉄山鄉の餘剩を割きしものならん。信達一統志に「餘目莊とは、寛文十一年、幕府の代官、國領半兵衛檢地の時、大に氣餘を得るを以て莊に名く」と云ふ、妄言甚し。

下、結城彈正少弼顯朝、可令早領知、陸奥國信夫庄、餘部、地頭職事

右以人爲勲功之賞、所宛行也者、守先例、可致沙汰狀、如件、文和二年四月十日（前判足利尊氏）〔白川文書〕

慶長六年二月、伊達政宗、一萬五千の兵を以て、伊達郡に在り、本庄繁長、福島城を出て、宮代に至り一戰の事、北越軍記に見ゆ　又義經記に、

（餘目）

阿部の貞任はきかたの旦に馳向ひて、源の頼義なをち
しに、漸ず騒間、貞任がせす、貞任其日の軍に打負けて、
〔…〕きかのさに引退き、たての郡まつかしその中山に
たて籠り、源氏に〔…〕のはさと、すりかみ河のはた、
にや〔…〕といふ所に陣をとりて、七年、夜晝戰ひくら
す、云々、

是文、何に據りあるにや、今、箭神河、宮代の名の古をなす
すに足らん、宮城雜記に、宮代有七松明寺、白湯寺、
並に山王祠あり、、將軍頼義宗、往年行過の地と述べた
り、郡村志云、尼上堂は、宮代村日枝神社の西側に在
り、碑高六尺五寸、幅二尺、文字剝落、僅に康保二年の
四字讀むべし、相傳ふ、尼上は源頼義の姿にして、相馬
鎌倉の人なり、常に從て軍に在り、頼義、奥州貞任の戰
に敗北し、君臣六騎となる、尼上之を聞き、ここに〔…〕を
建立、頼義を〔…〕、貞任の兵と戰ひ〔…〕す、時は源朝宗の
子、箭〔…〕、又、〔…〕の碑と〔…〕いはれ、
元〔…〕より東の、人家の前に在り、高五尺四寸、幅四尺三
分、厚五寸八分、六百年を經しと思、石質堅緻なる故
て、苔蘚を剔り、塵埃を洗へば、文字尚讀む可し、文に
曰く、

右、奉為過去先妣聖靈、濟拔五障苦域之身、速展九品
淨剎之土、乃至、六趣有情、四生含識、離苦得脫、同
圓種智、于時、弘安元歷戊寅、夷則上旬候、為永代課
云々、誌之、左衛門尉藤朝宗、敬白、

上に〔…〕の梵字を鐫る、村人曰く、朝宗は義家の從臣の裔
孫なりと、城址あり、國府臺（コフノダイ）と稱せらる、頼義之を築く
と、又、六角石、一は山西尺餘、田中に在り、一は六尺
餘、日枝社に在り、長倉に參照すへし）○復軒雜纂云、
陸奥國府は、多賀國府以前は、名取郡の武隈（岩沼）にあ
りしが如し、されど、名取は和銅六年の置郡なれば、其
前の國府無くばあるべからず、抜ずるに、今の信夫郡摺
上川の中帶に、宮城村（ミヤシロ）、又宮代、國府臺と云ふある、是れ當
時の國府たりしにはあらぬか、伊達郡も、もと信夫郡の
内にて、此二郡の中間は、山道中にて最も適する所なり、
〔…〕年〔…〕月、陸奥國府〔…〕、見えて、和銅元年三月、
以上毛野小足、為陸奥守、同三年三月、以巨勢麻呂、為
陸奥鎮東將軍、七月、以上毛野安麻呂、為陸奥守など、あ
るは、皆是等、皆信夫郡の國府に居たりしなるを、其
後、養老二年五月、石城、石背の二國を置かれしに及び
て、陸奥國府は北進せずはあるべからず、也、武隈に移
りて、信夫なるは、石背の國府とはなりけむ

（國府臺）

矢野目（ヤノメ）　今、信夫村の大字にて、宮代の南なり、南より
黃瑳に赴かんには、必此を經由す

鍬山鄕（クハヤマ）　和名抄、安達郡（高山寺本信夫郡）鍬山鄕。○今
詳ならず、蓋、宮城の北にして、瀨上、鎌田、
宮代、黃坂等あたり、後世餘目邑と云ふにあたる歟、名
の義は桑野か

續紀、神護景雲三年、信夫郡人、外正六位下、吉彌侯部足
山守等七人、賜上毛野鍬山公姓」とあるは、本鄕の住人
なり、〔…〕、知るべし、されど、鍬山の名後世にきこえ
ず、餘目とは、餘戶の訛にして、本鄕の餘剩を割きて、
別に鄕保に建てしが、其て本鄕名に代り、遂に餘目邑の
稱を生じたりと謂はる、尙考ふべし

鎌田（カマタ）　今、丸子、木内を合せ、鎌田村と云ふ、矢野目の東
にて福島より瀨上、長岡に向ふ驛道にかゝる、鎌秀
院は、鎌田中務少輔信治の創建といひ、傳記する所あ
れど、詳ならず

丸子（マリコ）　又丸子に作り、今鎌田村の管内とす、丸子とは、古
代の壯丁の兵役に出でしならん、村社には大塙主神を祭る、
東山志云、丸子川を、一名八反川といふ、鎌田の邊を
流る、

宮城郡丸子鄕を合考せよ、

本内（モトウチ）　今、鎌田村の大字にて、伊達世次考、天文十二年文
書、本内大炊助云々、丸子の南、松川の北岸なり。○延
段は、本内の木、木内を經る〔…〕、東の、山跡に循て流
れ、河流漸々西に移りて、遂に今の河流と為る、埋木三
株あり、岸より水中に突出して標はる、長さ間許、大な
る者圍一丈にあまり、言へ云ふ、上古、今の伊達郡五十澤
村の山崩れて、松川を塞し、此地皆湖澤と為る、其
後湖潰して陸〔…〕、然らば、此湖實に埋れたる樹
なるか、貞觀十一年、五月二十六日、陸奥地大震、城郭
崩、海潮涌退數千百里」云云、或は此時に出て、土中に
陷沒せる樹なるか、今是非知る可からず、蓋、亦以て滄
桑陵谷の變遷を觀るに足る（郡村志

瀨上（セノウヘ）　今、瀨上村と云ふ、鎌田の北、摺伸川の右岸にて、
松川は此にて逢隈川へ入る、伊達郡梁川、掛田、
保原等より福島に向ふものは、赤河を越え、本驛の東に經
ふ、舊時渡の名あり、福島へ一里半、保原へ二里、桑折へ一里
東山志云、瀨上の西、宮代館は、瀨上氏の住せし所なり、
慶長五年十月の戰に、富家の先手、茂庭石見綱元、二手
屋代勘解由景頼等、上杉勢と此に戰ふ、景頼奇軍をめぐ
らし、瀨上驛の東の細道より進み、先陣となりて戰ひ、
希代の功名あり

伊達世臣家譜云、第五世淨方公（宗
綱）三男行綱、一云、淨方公子某宗、其宗次子曰行綱、稱
瀨上肥後守（內左兵衛尉）、應永中、事子將軍久明親王、
子行朝、子宗行、因幡守、儒第七世圓〔…〕公、行朝之女、
子宗清、子宗清、子景俊、文明元年戰死、弟某家嗣之、
目玄番、子伊豆守景秀、移居于大館〔…〕、建富統禪寺、永
正十三年、會飯坂但馬直〔…〕伐誅、直山公知其冤、以猶
背代盛連子為嗣、稱之瀨上宗〔…〕、子日中務信〔…〕、子平三
郎定康、仕性山公、子攝津景康、仕貞山公

日理鄕（ワタリ）　和名抄、安達郡（高山寺本信夫郡）曰理鄕。○
今渡利村存す、河東に在りて、岡山村と共に、

今に信夫郡内とす、即是なり
古の信夫郡、河東の地は、日理、安達、靜戸（シヅヘ）の三郡なること、而て、此日理と云へるは、信夫山光按關より、未なかに裏みなせ、古に日理の名も起りけむかし、今は、福島市街より、渡利村へ繼橋ありて、往来最自由なり
後拾遺集、陸奥へまかりけるに、信夫の郡といふ所に、早う見し人か尋ければ、その人なくなりけると聞きて、
「あさち原荒たるやとは昔みし人をしのぶのわたりなりけり」能因法師、
信達風土雜記云、渡利村、舊來信夫に屬し、大江となり、（信夫浦、此に渡津を立て、今福島城の東、對岸に渡利存す、是也、昔の舘跡あり、岩城氏の居る所なりといふ、此頃壊の餘、なほ殘れり、（辨天山といふ）

渡利（ワタリ）

今、渡利村と云ひ、小倉寺、大藏寺（ダイクラヤ）を合す、福島の東南一里、荒濱川の右岸に縁り、立子山の北なり、其東の隣境は、伊達郡小國村と相界す、
東山志云、福島城市の東の方に、椿舘（ツバキダテ）の跡あり、一に白舘ともいふ、天正の比、伊達政宗、住居せられしが、士俗つたへて、安倍晴明を祭る、故に晴明山ありといふ、又、岩城判官政氏の居城なりとも云ひけり（椿舘は、山下に年の北、官軍の壊れる所なり、西山舘の條と合せ見よ

（椿館趾）

小倉寺（ヲグラ）

今、渡利村の南に在り（信達風土雜記云、小倉寺、緣起不審、傳へて曰く、千體觀音、四天王を安置したる大伽藍なりと、今は頽破の餘、纔數百の佛像存す、謂はゆる月輪殿、文字摺石の條に見ゆ）の遺蹟なりとも傳す
人類學雜誌云、小倉寺村の山麓に、古墳多くあり、皆小なり、山の半腹以上に、觀音堂あり、石階に向て左側に、三四個の古墳あり、又川に接近したる所に、貝塚ト跡數多あり、此沿岸、南數丁にして、字白山に至れば、圃中許多の石鏃、石斧、並に貝塚土器の類、散在するを見る、

（岡本）

岡部（ヲカベ）

今、由井、岡本（ヲカモト）、中島等と併合せ、岡山村と改む、福島の北にして、五十目、瀬上等と、河水を隔て相對す、岡部は、保原と山丘を以て相分ち、北は伊達郡に至る、伊達行朝事蹟云、今、伊達、信夫二郡の諸地を調するに、各村に存する古館址中に、北畠の臣某々の據りし所なりと傳ふる者、頗多かり、是れ、多くは伊達氏の臣屬なりしならむ、藤田、梁川、掛田、諸城主の事は別にいへり、信夫郡村誌、岡島村（舊、岡本、中島の二村）の條に「古館址、岡本吉太夫居る、北畠氏の臣なり、原註、或云、伊達氏の臣一、岡部村の條に「春日社、伊達家の臣、岡山十大夫勸請す」一云、伊達家の世臣に眞山氏あり、今支族十家に分れたり」

山口（ヤマクチ）

今、岡山村の大字にして、岡部の東南、渡利の東北許、其東界は小國村大波に至る。
觀蘭志云、文字摺石、今在山口村小倉寺畔、昔者、好事者嘗愛菓于石上、則見所思之人影、近郷農人厭之、其蕪、故農夫惡之、顛倒其石、面埋于土中、其石猶存焉、東西一丈一尺六寸、南北六尺九寸七分、地上高、南畔一尺七寸、北邊六尺二寸、元祿九年、福島太守堀田侯判官正之、記之立石
按、山口の文字摺觀音堂には、小倉寺の號なし、觀蘭志は、渡利村の小倉寺と相混りて、之を誤れるに似たり、○古暦信達歌考證云、信夫雲錦、舊作信夫文字摺、蓋作昔、土人以五彩揉摺絹布、而染紐焉、其紋縱横錯綜、古歌皆以雲錦比相思亂心曲、則可以相見也已、且東鑑、集曾獻信夫文字摺千端於佛所供養、則其爲土產也固矣、土人今猶傳其法染絹紗、或製之、亦尚可觀也、土俗所謂錦石、在信夫郡山口村、亦唯一頑石、無他奇、寺屋其畔刻觀音堂於其傍、名曰文字摺觀音、於是信夫土產既據於地名、遂誤以爲古跡、詞人韻士東遊探勝者、亦往々間之、殆致物與名相背違矣、因詩、詞人韻士欲觀文字摺、嘗求者方物、欲觀文字摺石、嘗見撫摺實南門之と、見今福島城下有以竹摺石若十數家、名實乖一枝、錦石者質石匠所彫刻、面其紋可觀云、○信達風土雜記云、山口村、元祿九年の碑の文に曰く、
陸奥國信夫郡、毛無須石、殆書其名、不知何時、其就亦未詳也、只傳爲傳之後、人不知其所在、故表面立碑於石傍云、

（文字摺石）

文字摺（モヂズリ）石は、五十部の渡口より凡三十丁に在り、觀音堂其傍にあり、又相並びて月輪御所の跡あり。相傳ふ、貴族某家の遺墟なりと、芭蕉の日記に、月輪渡とあるも、即此五十部の渡ならん、（月輪山あり）○奥の細道云、二本松より、右にきれて、黒塚の岩屋一見し、福島に宿る、あくれば、しのぶ文字摺の石を尋て、忍ぶの里に行、遙山陰の小里に、石なかば土に埋てあり、里の童の來りて敎へける、昔は、此山の上に侍しを、往來の人の、麥草をあらして、此石をこころみ侍をにくみて、此谷へつき落せば、石の面、下さまにふしたりと、さもあるべき事にや、
早苗とる手もとや昔しのぶ摺
仙中抄云、しのぶ文字すり「みちのくの信夫もぢ摺たれゆゑにみだれんとおもふ我ならなくに」源融、しのぶのもぢすりとは、陸奥の信夫郡と云所に、もぢすりとて、みだれすりをするなり、伊勢物語の歌の心はへなり○菅蕭抄云、某雅翁の説には、信夫郡に大なる石二つあり、其の面平にして、絲のやうなる紋あり、これに、綿にすれる布を、おかし年貢に奉りけり、天智天皇の時奉りしと、八雲御抄には、忍ぶ草を紋につけたる摺なり、とありとか
退閑雜記云、信夫文字摺、諸説まちまちなれど、しのぶ郡より摺出せるきぬなめり、とかうかへぬ、東鑑にも「安

達細千疋、希・細布二千端、[illegible]馬五十疋、白布二千端、信夫毛增帶千端」と、むべの國の産物を並べてしるしたる事もあり、童蒙抄にも「もぢ摺とは、みちのくにのしのぶの郡に摺出せるなり、うちかへてみだれがはしくすれり」無名抄にも「しのぶ文字摺とは、忍ぶの郡に、みだれたる摺を、このみすりけるとぞ、言傳へたる、顯昭も此こそ信用せられし」など聞ゆ、又摺には遠山摺の名あれば、この草は忍ぶにはあらずなどいふ説、さまざまに成たれど、もとしのぶてふ名は、忍ぶの里より摺出せるなれば、草の名の論は悼くうち措きぬ、文字摺しふ名も、諸説まちまちなれど、もぢはもぢりするなり、和名鈔にももぢは錑とありて、毛遅とかな書せり、錑は[illegible]にて、木なんどに穴をうがつ具なり、これも又もぢりひらくゆゑにしかいふ、もどるといふも、行きてかへる事なり、しどろもどろなんどいふも、もぢる事にして、古き書にも「山あゐもて摺もどろかしたる水干」ともあり、又女房の衣のかさねにも「もぢりもみぢ」などいふは、順に色とりかさねずして、こと色をこきましへたればなり、さて、今も彼信夫郡には、昔すれる石の殘りたりといひて、積までも建置かれたれば、もとより論あるまじ、されど多くすり出さんには、此ひとつの石もてすりしにもあらざるべければ、まして石のかたありといふ事、何書にも見えたり傳らねば、ここに於ては論をさだめ侍らず、過し頃、忍ぶ郡のうちにて、拾ひたるとて、一ッの石を得たり、かたちはやれ瓦の如く、色白くして、今俗にいふ忍ぶくさの葉、くろくつきたる也、木の葉石なんどの如く、いしうちかけば又出あなり、これらは布おしあてて摺たらんにて、文理なければ、つくづくとなし、されども奇とすべきものなり。○續奥細道云、[illegible]日と云ふ所に至り、信夫の里、文字摺の石を尋ぬ、是に、昔貧しき僧有り、母なん一人有りしに、母を育ふたつき無ければ、僧なる石に千種の文を彫りて、丹青の彩を染め、細布に移して價に代へ、母を育ひけるとなり、星霜移りて、石の紋も失せたるとて、後の世に至りて、山より下へ突伏せ云へり、今は石の裏のみ見ゆ、〇陸奥千鳥云、鶴島より、阿武隈川の渡しを越え、山のきしに[illegible]り、谷間に文字摺の石あり、扇にて尺をとるに、長さ一丈五寸、幅七尺餘、前の方[illegible]、囲ひ、道よりの目印に、杉二本植ゑ、石の小山に道祖神安置す、石へ至る、[illegible]出る、石尻り五十丁有り、

文字摺の石の幅知る扇かな

伊達郡

伊達郡（イダテ・ダテ）　信夫郡の東北に隣り、もと此信達の二郡は、地形相抱きて、全く一區を成し、天然の分界なきを以て、俗呼にも信達と連ね一名に呼べり、今、本郡面積四十四方里、四十二町村に分ち、人口十四方、桑折に治む。

本編は、伊達郡の南偏、川俣四近の十町村を、安達郡の下に移し、形狀通路の便宜に適合せしめたり。

伊達信夫の東西、并びに北境は、共に重疊高山列立して、置賜、出羽、刈田、伊具、陸前、相馬、宇多、及び會津、安積と相分てり、逢隈川其中を貫き、東北に流下する、其[illegible]の山阻は、實に仙道の重險を爲す、されば、伊達大木戸の名ありて、養老中の石背國も、此地を以て北彊の限と爲せり。和名抄、信夫郡の下に「伊達郷」とあれば、信夫郡より伊達を分ちしは、延長年間前の事とす、舊史に、明文なきを以て、其年時を詳にせず、又、和名抄刊本には、安達郡の下に、信夫郡の諸郷を列記せるは、高山寺本に依り是正すべし、蓋、信夫郡伊達、靜戸、安岐、三郷の地が、後の伊達郡と爲れるなり。又、伊達は、よみて印多天といふべく、後世陀天といふは、訛言に因れるのみ。〇寛文四年、伊達郡四根、村數七十九、高合三萬七千石、人口一萬九千、戸數二千二百、東根、村數二十一、合高一萬九千石、人口一萬六千、戸數二千二百、小手郷、村數二十、合高三萬千石、人口一萬九千、戸數一千九百。

大槻氏伊達行朝[illegible]云、保暦間記に「建武四年、奥州國司顯家卿、當國伊達郡靈山と云寺に籠ける」とある條に、伊達にイダテと振假名されたり、又、延元四年の白河文書の中には、平假名にて文いだてと明記す、また、慶長十八年、黄門政宗卿が、羅馬法王に贈られし書翰にも、羅字にて、[illegible]とあり、又、往時、我が伊達家にて、正月、七日、[illegible]、和歌の會ありて、[illegible]、姓名等に振假名するに、伊達には「いだて」と振るを故實として、維新の前まで、然ありき、然るを、「い」を略して、「だて」とのみ言ひならはししは、何時の頃よりなりけむ、知られず、「いでは」（出羽）を、「では」といひ、「いだく」（抱）を「だく」といふなど、皆此例なり、伊達治家記錄引證記、天正十八年、黄門[illegible]より、高野[illegible]の書中に「此たび、いだてのみやうせきの、たつもたゝぬも、此とき候間、いだてのいぬまでも、このたび、ぶせへにて下て、しかるべからず、云々」同書、慶長五年、伊達上野介政景、出羽へ出陣の時、黄門[illegible]最上氏より、政景への狀中に「いでわのかみおやこも、つれなう論ぞくに候、[illegible]」とは、いでわ[illegible]、出羽守は、[illegible]の姪、最上義光なり、天正、慶長の頃までも、伊達、出羽を「いだて」「いてわ」と日常に言ひし

（手川）

こと此の如し

伊達氏は、文治五年、中村朝宗（常陸入道念西）、戰功に因り、本郡内に□行せられ、由りて家號と爲し、子孫世襲、遂に奥州の雄と爲て、高見、梁川、桑折、赤舘、西山の條に詳にす。 明治以降の文書、伊達、或は田手に作る

吾妻鏡云、建久二年正月、女房大進局淡□、是伊達常陸入道念西息女、幕下御寵也、奉生若公之後、縡露顯、御臺所殊怨思給之間、可令在京之由、内々被仰含、仍就近國便宜、所可賜云々、云云

大日氏云、常陸入道念西君、初め常陸國伊佐莊を領して、其中村に住せられき、されに、文治五年、源頼朝の奥州征伐の時、朝宗君の子息、常陸冠者爲宗君、同次郎爲重君（後に宗時と改む）同三郎資綱君、同四郎爲家君、從軍せられて、八月、兄弟四人、信夫郡石那坂にて、信夫佐藤庄司等十八人を討取て、軍功ありしかば、父朝宗君、やがて伊達郡を宛て行はれて、同年同郡に移り住みて、始めて伊達氏を稱せられぬ、これぞ伊達氏の太祖なる、さて、長男爲宗君は、常陸の伊佐の本領を受けて、その子孫は伊佐氏となり、次男安藝守宗村君、伊達氏の二代を嗣がれてけり、かくて三代判官義廣君、四代藏人大夫政依君、五代小太郎宗綱君、六代孫太郎基宗君を經て、七代行朝朝臣なり、又、伊達氏の始封は、東鑑事蹟録、其他の諸書に、往々伊達信夫の二郡としたるが見ゆれど、伊達一郡なりしが如し、さるは、武士の、住地を領ずれば、隨て其地名を取て苗氏となせし風習は、鎌倉の世に起りて、それより後は、何處に移るとも、苗氏を變ぜざりし如し、扨、仙臺藩諸士の苗氏を、伊達二郡の地名と對照するに、伊達郡中の各村名は、過半、藩士の苗氏に存するに、其は、緣家せしなどなり、信夫郡中の村名ならば、僅にあるのみにて、それも、當代にはあらで、歸與せし家なるが如し、是れ、證とすべきに似たり、況して、伊達系圖に、二郡の説を傳へざれば、伊達氏の始封は、伊達一郡なりしこと、論なかるべし　○又云、太平記に、□□□の伊達三位房遊雅を初として、往々、伊達氏の人見ゆ、是れ、伊達氏の二世宗村君が長男爲一郎綱君の裔にて、出雲、但馬諸國に住せし伊達氏なるべし、□□伊達氏と稱す、奥州伊達氏に關せず、又、太平記に「元弘三年五月、鎌倉亡びし、北條高時の弟泰家が、遁れて、奥州へ下る時、南部太郎、伊達六郎、といふ二人、泰家を商人に仕せて、擔夫となりて、奥州へ落ちしことあり、參考太平記には、此の伊達六郎に注して「今□院本云、名醫衛、六郎、西源院本作次郎云々とあり、然れ共、是れ、奥州といふにつきて、伊達、南部に註せし假設の名にて、眞に其人ありしにはあらじと思はる

今按、常陸の伊佐中村氏が、伊達郡に所領をうけられしは、信夫庄司を撃ちたる功に因る　而も、伊達、信夫は、相接比し、信夫庄司の裔孫も、別に家名を遺せるを見れば、伊達氏の所領とは、在信夫庄の内より割きたる者か　信夫庄は、初め二郡に渉れる事疑なけく、此始末沿革、猶考ふべし　○東山志（享和元年撰齋谷撰）云、伊達信夫は、當仙臺公の氏稱の出所にして、天正十八年まで、累代の本領とす、されば、當家三代の家に、大條、石母田、瀬上、梁川、飯坂などいへるは、皆當郡の村名に出でたり

月舘（ツキダテ）

今、御代田、布川をも合せて、小手川村と云ふ　掛田の南一里半、郡の南偏にして、川俣（本篇之を安達郡へ收む）の北二里半。

續村史料云、八月十七日、當時北、棚河（立花宗茂隊、下手渡へ繰込候處、最早賊兵共引取候後にて、下手渡より三十町餘有之候、月立と申所に、未だ二百人程殘り居り候間に付、追討致候、

小國（ヲグニ）

（大波）

今、大波（オホナミ）を合せ、小國村と云ふ、月舘の西一里、掛田の南西なる山村にして、別に一區を占め、三保川と云ひ、一名大波川　其西界は、信夫郡日理郷と、關譜を以て相分つ

伊達行朝勤王事蹟云、正平七年三月、大將軍源顯信、多賀國府に敗れ、退きて伊達郡の大波城に入り、又移て宇津峰城に據られぬ（「相馬文書」、「石川文書」）○伊達世臣略記云、大波者、其稱信夫、文明中、有大波伊賀守照成、娶十一世持宗君女、生大膳照久、其子大膳輔成、後裔在召出（イダシ）之列　○伊達略系云、信夫照成、其先曰栗原近江守持政、應永中、爲奥州領守、住于信夫郡。

靜戸郷（シヅリノゴウ）

（東根）

和名抄、安達郡、高山寺本信夫郡、靜戸郷。○今詳ならず、諸郷の位置より推せば、必定、伊達郡東根（ヒガシネ）の古名にや　○續紀「神護景雲三年、信夫郡人、吉彌侯部足國、賜靜戸臣姓」にあるは、靜戸公の誤れるにて、又靜戸郷の信夫郡なるを證すべし　又靜戸はシヅリとも讀み、倭文布部の義なり　倭文布は、古言シヅリにて、或は靜、賤等の字を假る　常陸國久慈郡（今那珂郡）倭文郷（風土記靜織里）及び靜神社に合考すべし　靜戸の織戸なりしこと、并びに伊達郡東根の村里の養蠶紡織の業を傳へ、今に、海内に盛名あるをおもへば、靜戸郷、即今の東根郷たるべきこと、頗因由あるを覺ゆ。國郡沿革考にも、靜戸を以て東根に擬したり　○近時、一新聞紙に、福島縣蠶絲業の由來に就きて述べて曰く、東國養蠶業の起源に就き、諸家說を異にし、或は和銅七年、出羽國に令して蠶を養はしめし條を引て、其起源となすものあり、或は靈龜元年を以て其濫觴となすものあり、延喜式中、雜物價法の條には、陸奥絹の名ありて、其價格も上糸國の上に居り、神名帳には、陸

奥國會津郡、養蠶の事あり、又古書に、陸奥國信夫文字摺絹の名あるを見れば、其起源は延喜式時代（一千餘年前）以前にありし事疑ふべからざるなり、降て源平時代より豐臣氏時代に至る迄、數百年間の事蹟は、僅かに信夫綾、伊達綿、文字摺絹等の名あるのみ、徳川氏天下を統一し、覇府を江戸に開き、東北の蠶業漸く進步に向ひ、蠶種製造の發達せしも、亦此時代にあり、然れども、元文、寛保の頃は、未だ今日の如く隆盛ならず、塚田某の養蠶秘書には「此頃、伊達郡にて、五百枚の蠶種を製する稀なり」とあり、其頃（元文年間）下總結城方大洪水にて、絹川沿岸の桑園荒廢し、蠶種を製する能はず、茲に於て同地の蠶種商は、伊達郡梁川村伊達崎村に來り、蠶種を製造せりと、人或は之れを以て此地蠶種業の濫觴となすものあれども、明和四年の頃、結城の商人と福島蠶種商との間に、蠶種本場の爭議に付き爭論を起し、何れか蠶種の先進なるや判決を乞ひしに、福島蠶種業者の勝利に歸し、其の本場の稱號を占有するに至りしことあり、之を以て見れば、蠶種の製造は其以前にありしを知るに足れり、其後明和九年、蠶種製造家は、箕輪永村方自請の請願を許可せられ、蠶種本場稱號の允可を得たり、當時幕府の制度によれば、願人者は當業者贅ずれば納代を要なし、村方請負、役分、村内に一人の當業者あれば其稀を[illegible]にすも、村方に於て上納の義務あるなり、是より福島蠶種の名聲益々高く、其販路は上、武、野、信等に擴張せり、白河樂翁公、又蠶業を奬勵し、寛政七年、封内に令し、桑、楮、漆、茶等を植ゑしめ、以て民用に充てたり、之より先、公又織屋役所を建て、役人に命し、小身の御家人の妻女などをして、或は織屋に出て、或は家へも持歸り、絲を繰り、絹、縮緬を織り、其價を以て、俸祿の不足を補はしめたりと云へば、近世蠶業の發動は、蓋し此時より盛んなりしなるべし、古老の話に、寛政、文化の頃より、福島の蠶業ますます盛大に赴き、生絲は京都、或は江戸へ向け輸出することとなれりと、而も、其最も出る路の擴大せるは、かの横濱開港以後にして、[illegible]名稱を以て盛んに海外に輸出せらるるに至り、蠶種業は活氣を呈して[illegible]盛なる所はなきに至れり、安永二年梁川の人中村氏、[illegible]用してより、[illegible]飼育の上に一段の進步を與へたり、又天保年間より、已に温暖育の法を發明せしものあり、それより元治、慶應に至り、我蠶種製造家に非常の浮況を來せしことあり、蠶種の海外輸出盛なり、當時、歐洲諸國蠶病蔓延、我國の蠶種を仰ぎ、價格頓に昂騰するや、諸部村戸々皆蠶種を製造し、以て其の需要に供せり、然るに輸出の途は久しからずして杜絶し、蠶種は一時頓挫を爲したり、爾後又漸次膨脹の趨勢を呈し、到る處蠶業を營まざるはなし、縣下農民の七八分は、實に斯業に依て衣食す、明治三十二年全縣産額、凡生絲十萬貫、眞綿六千貫、蠶種紙五十萬枚。

掛田（カケダ）（懸田）

今、掛田村と云ふ、東根の大邑とす、保原、梁川と鼎立の位地に居り、其南にあたる、桑折へ三里、福島へ四里、古書懸田に作る。

○古事類苑云、古へ、三河國寶飯郡より、赤引絲を出して、神貢の名品とせること、諸書に見ゆ、今岩代國伊達郡掛田の赤引稀と云ふは、蓋、上古御服を織れる、赤引の名の、此に傳へ遺れる歟、凡、延喜式所載の上絲國、今に依然舊名を稱ぐ者、纔に近江、美濃、但馬あるのみ、中絲國の如きは、養蠶の業、殆地を掃へるもの、多き居れり、而して今日著名の地方は、却て其當時中にある者、即信濃、上野、甲斐、武藏の如き是れなり、惟ふに、文祿年間、綿種の一たび本邦に傳はりてより、農家相競ひて之を植ゑ、元和以降に至りては、漸く西南諸國に弘まりたり、是に於ては、桑田も忽ち變じて綿園となり、蠶女も直に綿花の紡織に轉業せり、かの中古養蠶を以て第一位を占めたる參河、伊勢、安藝、三備の如きも、首として綿作に遷りしなり、故に綿花の繁殖を以て、蠶事變遷の一因とはするなり、又近世、奧羽の或る藩にては、養蠶を以て奢靡を導くの源となし、封内人民蠶を養ふ者あれば、之を責罰したる事も有しとぞ、又古今の沿革の一徵と爲すべし。

維新史料云、八月廿三日、夜戌刻比、川俣出發の官軍、兩道に手分仕、所々の賊兵追拂、掛田山の手陣屋、並に砲臺等にて、暫時戰爭、賊兵敗走に付、追擊仕候内、卯中刻比、宿日にて兩道の進擊合併に相成候處、賊左右の山手より頻に砲發仕候に付、掛田へ寄せ上り交戰に及候處、賊兵悉く敗走仕候。

懸田城址（ケダ）

掛田村に在りて茶臼館（チャウス）と稱す、伊達氏の一族、懸田氏の址とす、○信達風土雜記云、掛田邑、茶碓館は、伊達氏の居址と傳ふ、壘柵の遺跡巍々として存す、又陣場松あり、古木蒼蔚の勢あり、村老相傳へて、戰陣の地と稱す、何時の事にや。

伊達松犬丸、並懸田播磨入道以下輩、去廿一日、引退大佛城之由、二階堂、信夫常陸介所注申也、以前難使成御教書、于今令遲參、云々、太不可然、所詮、不廻時日馳向、令合畠山修理大夫、可抽忠節之狀、如件、

應永廿年十二月廿九日　持氏判

白河三河七郎殿

喜連川判鑑云、應永二十年四月十八日、二階堂信濃守、信夫常陸介が方より、伊達大膳入道が子松犬丸、懸田播磨守定勝入道玄昌と相語らひ、大佛の城に楯籠る由、告來

る。（伊達行朝事歴云、伊達郡村志、掛田村の古文書を引て「信夫郡、岡本村、高松城主、陸奥六郎義隆の子、高松近江守定隆、正中二年此城に移り、子播磨守定信、文和四年卒す、其子備中守定安、二男治部少輔定元建武二年、定隆、定安、定元、相共に宮方の御身方に參る、顯家卿に從ひ、足利義詮と利根川に戰ふ、定集の子播磨守定勝、云々」などあり、又一書に「一茶確舖云々、村老傳曰、往昔、伊達何某、拒戰於此」などゝ見ゆれば、伊達氏の嬰守せしこともありしが如し、懸田氏は、伊達家累代閥閲なりしが、天文の末に滅びたり、伊達世臣家譜に曰く、

懸田、姓藤原、不詳其出自也、其先、世住于伊達郡懸田村、以爲稱號、當家累世一家之臣也、播磨安定勝入道玄昌以前世系不傳、

按、伊達世次考曰、懸田者、出大江氏也、常陸介大江定義無嗣、養會津主蘆名遠江守平泰盛五男、七郎泰義、以爲嗣、泰義任兵部大輔、其後胤曰定勝入道玄昌、此說、與族譜不合、故今記于此、

玄昌、當十一世持宗君之世、救當家之危難、守忠貞勵志節、大有神佐之功、與邪家者、實賴玄昌之力也、其子播磨守[illegible]、無嗣、養持宗君一男義宗以爲嗣、是稱兵庫頭、其子元宗、其子俊宗、領有伊達地方三十三鄉、伊達郡懸田一邑、小手八邑、金原三邑、保原、大波、石田、山戸田、及羽州置賜郡北條庄三十三鄉、凡八十餘之邑、且娶十四世稙宗君第六女、最有威權、天文末、宦公宗、其家終亡、今其一家之臣、稱黑木者、出于俊宗云。

伊達世臣家譜云、黑木（晉稱掛田）姓藤原、其先出自鎭守府將軍藤原朝臣利仁第八世孫俊（按、其家所記有誤作俊於後者、疑此亦俊字乎、今姑從其家所記也、下傚之）元、以後元第七世孫掛田後仁（按、族譜、稱懸田播磨守孟宗、今姑從其家所記也）爲肖、後仁當足利將軍義滿之時、後仁養天海公長男（按、族譜、第二男）配女爲嗣、稱之兵庫頭義宗、領伊達郡掛田梁川三邑、義宗子元宗（稱呼闕）、元宗子俊宗（稱呼闕、按族譜、稱掛田中務大輔）娶貞山公第六女（其家所告稱、公第十一女、誤也、按族譜、掛田家古後、徙住于宮城郡國分庄福岡邑 俊宗子義宗（稱呼闕）、天文末、俊宗叛、保山公擊之、義宗自殺、其弟掛田七郎晴親 其家所告、作晴近、今從族譜也 養子相馬（此事從其家所記之）、義宗子兵庫頭某宗、業宗傳約、於是、叔父七郎晴親、代爲後見、掛田城陷之後、相馬大膳大夫盛胤第三男、三郎宗胤、養晴親、配女爲嗣、住于黑木城（相馬陽城）、從此後、因氏焉（中稱掛田）、晴親子肥前（初稱三郎、又中務、又上野）宗俊（按延寶故牒作宗元）、性山貞山兩公、以親親之恩招之、約給一萬石、列一門班、於是、天正四年、宗俊復歸于當家、相馬之役、兩公危急也、宗俊兄弟（弟稱但馬）救之有功、子孫列一家班、云々（按、懸田氏は、伊達の一族とも云へど、其出自を詳にせず。御內書案、寛正中に、懸田次郎と曰ひ、鹽松、二本松、信夫の諸家と共に、奧州の一名門たること明なり 伊達持宗の子を以て、懸田の名跡を承けしゝ後は、其威勢想ふに餘まりと雖、其[illegible]にし難し

一日注進、同八日到來、披見候了、伊達、懸田、其方可合力之由聞候、先日出候、隨而至忠節輩者、可有抽賞其沙汰之由、相觸之、可斗略候、委細者、先度被仰出候、定自開藏主方、被申遣候哉、謹言、

二月九日（永享十二）　持氏（判）

石川中務少輔殿

岩城系圖「重隆、天文十一年、懸田陣、舟尾、窪田、皆て敵陣を崩す」云々　伊達稙宗、晴宗の父子不和にあたり、海道仙道の諸家の兵、伊達領に入り、掛田も其陣地たりき。

石田（イシダ）

今、山戸田と相合せて、石戸村と改む、掛田の東にして、相馬郡への山路にあたる 掛田より一里半、石田に至り、二里半にして山嶺を踰え玉野（相馬郡）に至り、更に六里中村に達すべし。

靈山は、石田の東北嶺にして、山中一半は本村の管內とす、殊に國司館（靈山城址）は、石田村の屬地にかゝる、

「信達郡村志云、石田村、靈山、此山は四方皆絶壁巨巖にして、天險の要害なり、巖中、最著名なるを、西物見岩、矢射岩、火面岩、胎內潜岩、十二菩薩岩、親不知子不知岩、護摩壇岩、二ッ岩、東物見岩、慈覺大師學問岩、十六羅漢岩、蟻戸渡岩、伏峯岩、猿跳岩、弘法大師突拔岩、五百羅漢岩とす、奇容怪形、名狀すべからず

伊達世臣略記云、石田者、蓋當家太祖朝宗君第四男、右衛門尉爲家之後乎、〔按〕其先世住石田邑、今據其家所傳文書、文永弘安之間、有次郎入道明圓、尼性阿者、明圓、性阿、蓋夫婦而石田家之祖也、明圓子曰次郎太郎宗長、其子曰八郎胤親 其子曰修理亮宗親、後數世孫有曰豐前宗安、其子曰豐前宗朝、乃政宗君（貞山公）世人（世次考、石田、又稱山戸田）

山戸田（ヤマトダ）

今、石田と相合せ、石戸村と改む ○蒲生氏鄉記云、天正十八年十一月、伊達正宗、本領の內まで、蒲生氏鄉に拜領せしめらる、因て正宗遺恨に存ぜられ候て、伊達、信夫、刈田、々村、鹽松 所々の一揆可起事旨、與行候て、既に可蜂起剋、正宗の小性、山戸田八兵衛、手越內膳と云者、正宗深重恨の子細在之て氏鄉へ走入、此由かくと告知らす、就夫糺明候處に、兩人申通應然に付て、可企一揆と巧みなす奴原、於所所踏殺す、依之、氏鄉領分靜謐す、此節正宗を不仰付事いかゞと、下々までも存候つる

靈山（リヤウゼン）

逢隈山脈の一峰にして、直に伊達郡の平夷の東に隆起し、形勢頗壯麗なり 其山東は、相馬郡、伊

(古舘山)

具郡の管内に屬し、山脈東西に起伏す、石田の東、春路に[illegible]里、大石、石田の三村に分屬し、其北峰を古舘(フル)山と名づく、

古舘、或はフルタテとも讀み、[illegible]、俗にフルダテと呼ぶ、又、古書に、舘山の山字は、或は但につくる

伊達[illegible]に、舘山は[illegible]、を折[illegible]にて、東[illegible]より、東南に當りて、五里許の平野を隔てゝ、遙に、[illegible]嶺の[illegible]、連り、時ありて見ゆる山、是なり、山の南麓、近隣の管内にて、八百十五メートル(二千七百尺)あり、東は、宇多郡に隣して、頂より東海を望むべし、此山、北の方、古舘(アルダテヤマ)山又、副舘(フクダテヤマ)山に接して、伊具郡に連るのみ、他の三面、殊に、南西の二面は、巖々削立して、數百仞の絶壁を成し、巖々たる一大石城なり、山の西南、中腹より、溪水を發して西流す、祓川(ハラヒガハ)と云ふ、西北麓なる大石村の一部、此溪間に沿ひて聚落を成す、[illegible]山の路も、此溪間に沿ひて、東南に向ひて上るなり、頂まで一里餘あり、一の坂と稱する峻坂の上にて、西南なる石田村よりの登路と會して、頂に達する邊、山の西面絶壁の處を、兒(チゴ)岩、大黑岩などいふ、屏風を展開したるが如し、頂を踰えて、蟹沢(ガニザハ)といふを、東南に下れば宇多郡、玉野の村落に出づ、一里許なり、頂上の東西に通ずる路を境として、以南は石田村に屬し、以北の西部は、大石村に屬し、東部は玉野村に屬す、山の南麓に、西の方、信夫郡福島より、東の方、宇多郡中村に達する道あり、此公道に面する邊の絶壁、殊に巖々の奇を極む、又、古舘山の上に池あり、赤沼と稱す、荒草に蕪沒すと雖、水涸き、地濕ふ、杖を插てゝ之を試るに、泥炭、石を宿くに似たり、其他、斷礎の猶存するあり、惜むらくは、歲月の久しき、何の遺址なるを詳にするを得ず

(副舘山)

日山之方、有舘山之城址焉、山洞幽[illegible]、[illegible]、[illegible]嶮、谷[illegible]矣、東[illegible]、西[illegible]、上有陵虚之峯、下無[illegible]之谷、[illegible]峻挺、不可[illegible]以言讃也、昔陸奧州之國司、北畠源中納言顯家卿居之也、號宮城氏、[illegible]、金宇玉堂、日々映々矣、[illegible]、[illegible]、[illegible]、可[illegible]也、[illegible]、不[illegible]、可[illegible]、[illegible]、[illegible]、野[illegible]、[illegible]矣、古[illegible]、一[illegible]、今[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]、未見[illegible]也、邑氏[illegible]、[illegible]、今舘山落城也、故[illegible]之、於今山上[illegible]、是以[illegible]之名也、[illegible]、猶有餘光焉、一盛一衰、在其境、[illegible]於[illegible]矣、[illegible]門[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]于[illegible]、[illegible]於[illegible]、[illegible]、[illegible]矣、花[illegible]天台之[illegible]、[illegible]、先[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、兒之[illegible]、有[illegible]、麓在山王[illegible]社、[illegible]舘山[illegible]、於今宮殿[illegible]也、於大鳥居[illegible]、於大門有[illegible]門之[illegible]者、[illegible]、不知何代改之、[illegible]武門之圖、[illegible]部之[illegible]、[illegible]不可[illegible]也、[illegible]

闕城郷史、延元元年十二月、天皇奉神器、如吉野(太平記)、遣江戶修理亮忠重陸奧、賜手詔源顯家(白河文書)、忠重武藏人(江戶系圖)、二年正月、[illegible]、八日、發攻國府、顯家防戰不利、乃命[illegible]、退保于伊達郡靈山城、(元弘日記、保曆間記、白河文書)、[illegible]山、賊兵所據、元弘三年五月、新田氏[illegible]藏人七郎攻拔之、(系圖[illegible]所收新田氏[illegible]進狀)、[illegible]顯家令攻[illegible]之、賊復[illegible]集攻靈山、(保曆間記、白河文書)廿五日、江戶忠重到靈山、傳手詔顯家、命以回[illegible]也、顯家諸將拜之、先是、新田義貞、在越前、致使告天皇、[illegible]吉野、諸將大悅、至是又忠重至、拜詔諸將、[illegible]、乃[illegible]征之[illegible]、(白河文書、水月古[illegible])

當今御[illegible]也、[illegible]、於靈山、[illegible]召[illegible]國司[illegible]、[illegible]使江戶修理亮忠重、有[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]、可[illegible]、[illegible]、[illegible]以下[illegible]上奉、[illegible]、合[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、文武[illegible]、[illegible]、之[illegible]、大[illegible]、居住[illegible]州、[illegible]之[illegible]、[illegible]諸[illegible]、[illegible]伐之[illegible]、以[illegible]之道、可[illegible]化也、[illegible]以下、各可[illegible]之旨、[illegible]可[illegible]者也、

延元元十二月廿五日　(結城文書)

[illegible]、重綸旨、及同狀、[illegible]拜見候、從[illegible]吉野、天下大[illegible]、[illegible]安全、此事候、頃可[illegible]之[illegible]、當國[illegible]之間、[illegible]退治[illegible]賊、急可令[illegible]洛候、去頃、新田方中[illegible]、致用意候、然而於今延引、失本意候、此間、[illegible]、[illegible]靈山[illegible]之處、[illegible]城[illegible]間、近日可遂合戰候也、[illegible]、日夜[illegible]候、綸旨到來之後、諸人[illegible]、[illegible]之[illegible]候也、

正月廿五日　顯家　判

千葉介とのへ(水月古[illegible])

[illegible]に云、[illegible]城[illegible]史に「[illegible]靈山[illegible]所據、元弘三年五月、新田氏義攻拔之、[illegible]顯家令攻據之」とあるは、諸家系圖[illegible]、[illegible]木[illegible]忠狀に據れるならんか、[illegible]靈山寺の事にて、此[illegible]と同名異地なり

太平記云、奧州の國司北畠源中納言顯家卿、去る元弘三年正月に、園城寺合戰の時、上洛せられて、[illegible]に力をくはへ、尊氏卿を西海に[illegible]し、無双の大功なり、[illegible]鎭守府將軍に成られて、又奧州へ[illegible]下されける、其翌年京都の合戰[illegible]て、[illegible]の城[illegible]たりと聞し後は、顯家[illegible]間[illegible]郎等皆落失て、[illegible]微々になりしか

ば、徒に伊達郡靈山の城一つを守て、有るかなきかの體にておはしける、かゝる所に、主上は吉野へ潜幸なり、新田義貞は北國へ打出たりと披露ありければ、いつしか又心の替りて、催促に隨ふ人多かりけり、顯家卿力を得たりと悦びて、廻文を以て便宜の兵を催さるゝ、結城を始として、信夫、伊達、南部、下山六千餘騎にて馳加る、國司其勢を合せて、三萬餘騎にて、白河關へ打出給ひ、五十四郡の勢を催さるゝに、多分は馳付て、程なく十萬餘騎になりにけり、顯家卿、武略其家にあらずといへども、無双の勇將にして、奥州の大軍を両度まで起して、尊氏を九州の遠境に追下し、君の宸襟を快く休ませ奉りし、其譽、天下の官軍に先立て、爭ふ輩なかりしに、武運天に叶はず、延元二年、安倍野の陣に、あへなく戰場の草の露と消え給ふ。

靈山寺址（リヤウゼン）　もと山中に在せしなれば、今に所々に其遺址を傳ふ　又、山下の大石村に、其名を傳ふる一院現存し、天台宗を奉し、日枝山王を鎭守神とす

淳和紀、天長七年、山階寺僧智興、請延陸奥信夫郡寺一區、名菩提寺、預定額寺例、云々。この菩提寺、今知れず　山階寺は、南都興福寺の一名にて、法相々承の別院なりと想はるれば、靈山の天台宗と符合せずされど、改易諸宗は世の常なり、靈山の修行に、弘法空海、慈覺圓仁などと云ふも、實を得たるにはあらじ、猶考へてよ

大槻氏云、此山、坂上將軍、始めて開きし所なりなども云ひ、大同二年、弘法大師開山してより、靈山と稱すなども云ふ、山下、大石村の靈山寺の古傳に據るに、貞觀元年、慈覺大師、始めて山を開きて、南岳を建てゝ、天竺の靈鷲山に擬して、靈山寺と號し、山王の社を勧請したりとあり、昔時は、僧房山谷に充滿せし山にて、西三里なる大鳥居村（今、大柳村）は、靈山の山上の一の大鳥居ありたれば名ありと云ひ、北二里なる大門村は、靈山寺の大門の跡なりなどいへり、延元二年正月、義良親王、顯家卿、宮城郡多賀國府におはしましゝに、賊兵、國府に迫りしに因て、此靈山に移り給へり、此山、伊達氏が領内なるが上に、天嶮の地にして、伽藍僧房多かりければ、伊達行朝朝臣が、此に移し奉りしなり、然して、顯家卿は、此年九月に至て、親王を奉じて西上せられたり、靈山寺は、顯家卿上洛の後、足利方にて、一山衆徒の、顯家卿に從ひしを怒りて、嚴しく攻め、堂宇悉く兵燹に罹れりとあり、其後、興國より正平に至る間は、伊達氏之に據りて、田村莊司宗季なる顯信卿に應じ、正平二年、一たび陷り、六年之を復して、八年再び陷りし如し、後、應永八年に、伊達政宗、靈山寺再興あり、其後、尚宗は、明應九年に、稙宗は天文八年に、輝宗は天正十二年に、修理再興せられたり、山頂の大宮は、慶長七年に、野火に燒け、寺塔も廢して、今、山麓の大石村に、僅に山王の二の宮と、靈山寺とを存す、靈山の全山、從來伊達郡なりしに、明治十三年、東麓の下野村の地、宇多郡に編入せられてより、山頂は、其郡に入れり、信夫伊達古跡考靈山記に、「上杉氏の臣に、靈山の守衛、相馬氏と戰ふ事あり、十二月廿日に、伊達方負けたるに、顯中納言の國司の事を申し、其冥加にて、相馬負けたり、太平記も役に立つといひし」などあり、太平記に、伊達郡靈山城とあるを云ひしなるべし、上杉家の、伊達信夫を領してありしは、慶長三年の春より、寬文四年までなり、相生集云、靈山の巓は、南面甚嶮く、平坦といふにはあらねど、寬也にもあらで、高低起伏ある、廣濶たる芝原に、處々に、巖石突起して、各山に樹木少し、其の中央に、磨き谷ありて、東南に傾斜す、之を靈澤といふ、此谷、自然、嶺を南北に二分し、但、西邊は、南、北、相連れり　北部に靈山寺の址あり

（嘗司）

南部に國司館の址あり、南北相距る十餘町なり、相馬家に藏する古き地圖には、北部に寺跡とある邊に、靈山と記し、南部の國司館の跡ある邊に、國司嶺と記せり、嶺の北部の内、大石村より登りつめたる處に、山王の小祠と、觀音の小堂（石造の千手觀音なり）とありて、大石村に屬せり、嶺には、此外に、建物なし、祠の東南數十歩に、一泉湧出す、御手洗といふ、流れて靈澤に入る、是れ、宇多川の水源なり、山上祠の邊、三四町、彌陀屋敷と稱する地に、一本杉とて、數抱の巨樹ありしに、天保年中野火に燒けたりと、其傍の寺屋敷といへば、靈山寺本堂の跡かとおぼしくて、芝生の間に、礎石、列をなして散點せり、六間四面程なり、其他、此邊、處々に、山腹斜面の地を、數歩間、削りて平方にしたる處あり、僧坊の跡なる由なり、此邊の地は、玉野村に屬す、寺屋敷の東にも、一泉あり、慈覺大師の獨鈷水などいへり。

一本杉の事は、上に擧げし信達風土記の文中にも見ゆ

玉野の村誌に「東院、寺跡、靈山の山頂にあり、東、西、約二十五間、南北、十五間許、平坦にして、北に山を負ひ、南に面し、殘礎、今に尚、存せり、往昔、慈覺大師、此に居住し、後、羽前國、村山郡、最上の山寺に移住すと云ふ、由緒考ふべからず」とあり、按ずるに、最上の山寺とは、今の立石寺（リツシヤク）なるべし、靈山寺の由緒に合考すべし、靈山文庫所引の伊達東根狀に「靈山は昔への不忘山なり、大同二年　弘法大師登山の後、靈山と改む」云々、また東山志に「靈山ヶ嶺、國司ヶ嶺とも云ひ、北畠顯家の居城なり、千手觀音、山王祠、山上にあり、田村丸、東征の時築く」といへり、靈山が古へ、靈山寺の舊山なり

人間學雜誌云、大石村、北畠家一族の墳墓と、云ひ傳への場所より、一個の瓶を穿出せることあり、蓋を取れば中に一個の經筒あり、底破れて中に物なし、經筒と瓶と

の間に、許多の箭朽たる有り、或は箭の壊を害れたり、寺址を探るに断礎を存す、寺址には陶器片多し、何れも古瓦類の土中陶器なり、城址は靈山嶮岨の絶巓にあり、一の段、二の段、三の段、等いふべし、一の段、桔梗草ノ間に於て、拾ひたる瓦、陶器も、寺址のものの と異なるなし、古瓦製のもの一小片を見ず

靈山城址（リャウゼン）

靈山に在り、今北畠氏が、北畠國司なれどして義を唱へし所とす

箭後靈山一望分、岩々雲間夕陽曛、落鏡舊營英雄略、忠臣仿佯往機提、往馬内往鳴萬里、風捲中頸率三軍、中興已突天之噫、遺恨空懸安野墳、　關　元　龍

相馬文書、康永二年（興國四年）八月二十日、相馬出羽權守親胤、寶、右馬助親胤、於一宇多郡靈山以下凶徒等、今月八伊達信夫兩郡之内、注進到來候間、爲誅伐、所令發向也、早相催一族可被馳參」云々、

大槻氏云、靈山、其の南部は、すべて、石田村に屬して、巖石の奇は、大抵南端にあり、南部の南領の、最も高き座に、金華山の三大字を刻める碑あり、是れは、此座より東北の遊覧者に、金華山を望むべく、遥拝の心にて建てたるにて、陸前石卷の東國に、其山に、金花山と記入したるは、碑を見て、山名と誤りしなるべし、金花山の碑は、辨財天女なれば、往年毎年四月初巳の日に、祭事ありて、山上賑ふと云ふ、嶺の西南の絶壁に臨みて、西の岩は岩といふなり、されば、伊達信夫郡中の眺望、最大なり、今此山中より、更に南方に下りて、靈山に、平地あり、是れ、國司館なり、國司の城の跡にて、延元二年、義良親王、北畠顯家等、在せし御館の跡なりと、例めて此所に至りし後、此の館に移らせ給ひしなるべし、此山國館の跡にて、門の外に、其石壁々列をなして、あり、又、十餘年前、石田村の者、靈山神社を此に建てむとて、石礎を發きて棄てたりと云ふ、何の心ぞや、その跡に、今、一碑立てり、文字は、「義良親王靈山行宮趾」とありて、明治二十一年、白川子爵の書なり、又別に靈山城碑といふもあり、然るに、此文中には、金華山財天の、四月初巳の祭を附會して、毎年四月、村民、北畠公の遺跡を見とて、登山すなりと記し、又、後の妄誕なる宇多記の、新田義隆、貞方の靈山守城の事などをも收めたり、且遺蹟を詳にせず、國司館より東に、東の物見岩とてあり、宇多行方郡を眼下に見て、東海をも望むべし　○靈山城は、延元中、國司顯家之に入り、後伊達氏の兵之を守りしたらんが、正平中に至り、國司顯信之に入られしやの疑あり（田村郡宇津峰より移りての事なり）されど、大槻氏は、顯信此山に入られしことなしと判斷せらる、上の靈山寺址の條、並に靈山神社に合考すべし

南朝編年記略、引系圖、及相馬傳云、貞和元年二月、於奥州、吉良左京大夫貞家等、武家方、攻靈山城、不克、宮軍二階堂下野守顯親戰死、又引准后傳云、貞和三年三月、奥州靈山、小高等壊陷、鎭守府大將軍權中納言顯信同沒落、乗船請勢用、又列行在、居于陸奥郡給庶倉記でふ僞書に、天授中、宮軍靈山城に迫る旨を演べて「永和二（天授二）年二月、宮方の餘黨、新田義隆は、伊達、信夫とともに、相馬を引誘ひ、白川領へ亂入し給ふ、是の時、田村庄司時にと云ふもの、高志山に向ひ陣を取る、同九月、白川の結城彈正忠朝父子、一萬余騎を引率し、小見原にうち出て、新田勢を防ぎおとす、同十一月、宮方正道三郎討朝、一千餘騎にて、結城が一族、羽田根備中守が籠る所の、武隈の城を攻る、同十三日、宮方武隈の城を攻落し、同十四日の暁より、結城勢、宮方の陣によせ来り、諸隆朝臣は十王堂の森のかげより進み給ひ、終に結城勢を追返す、同十九日、宮方白河ちかく進む所に、飛脚到来し、南部、下山、伊達へよせ来り、常陸國には小田、佐竹大軍を進すよし注進す、是により、三方に敵をうけてはあしかるべしとて、陣を引き、大將は故の國司の居給ける靈山の城を修理し、此に住給ふ、同五年に至り、伊達行朝、新田義隆、都合一萬餘騎、伊來田の渡を越え、三日市、剛倉を打過り、相馬へ進發せらる、相馬も七千餘騎にて、霊の原へ打て出たり、十二日、新田方と相馬方と合戰あり、新田方勝利あり、十四日、新田勢、高志山に押寄る、同廿七日、相馬の籠る所の高志山に後詰し、終にかの城を追落し、新田勢もて退きける」云々、蓋し、淺人の夢語なりけり

大石（オホイシ）

今、中川、（舊城田、飯田、牛坂、泉原と相合せ、靈山村と改む　靈山の下にして、石田の北に隣る、掛田の東北一里半

大八洲遊記、大石村日、有日枝社、祠下有一碑、乃記北畠氏事也、碑面大書靈山碑三字、樂翁侯所書、文則係其臣廣瀬典撰、典字可英、土東上新所、國上有新祠、近時所制、北畠公祠也、公所據靈山、距此一里餘、循水而行、山側立石刻、曰大星懸、曰大不生、山上有地、頗平坦、有山上廟、祠高七八尺、有碑刻日金華山、亦其石垣、今車東有池、名曰司馬首、即北畠公故墟也、係石田村、々人近藤健公祠、開上有爲之集、其大石村相爭、遂公於官、未決（大槻氏云、伊達郡村志、石田村、一向宗円明寺の條に、顯家の臣、可東權頭、靈山没落の後、本村に土着し、其子孫、代々当、其條に、古館址、北畠氏の臣、何野平内左衞門當後居ると云」此他、郡中村々に、古城址、北畠家の臣某の居る所なと、姓名を傳へざる者、尚も多し、顯家は、延元二年正月より九月まで、靈山に居られ、顯信は、興國七年より、正平八年まで、十四年間に、十年間は、宇津峯に居られたり、されば、北畠、又は、國司とだにいへば、年代を問はず、直に、顯家卿といひ、顯信卿と混じて傳へたる

やうにて、且、當時、奥州にて、足利氏に抗したる勤王家は、兩卿に應じたるものなれば、當時の所謂宮方といふ者は、悉く北畠氏の臣と傳へられたるなるべく、北畠家の臣に家人從者の、斯くまで多かりしとは思はれず、今靈山の頂に、南朝官軍の舊跡とて、土人の傳ふるは、唯國司舘の跡のみなり、要するに、當時の官軍は、僧房に入りてありしなるべし、西坂の中腹、一の坂の下、瀧川の岸に一面の平地あり、此を、千石藏、又は千石平といひて、官軍の貯糧の處なりし由を傳ふ、又、山下の大石村中に、黄布[illegible]の社あり、北畠氏の臣大橋掃部の創祀なりと、又、村中の山上社は、山頂の社に對して、二の宮と云ふ、永祿五年、伊達輝宗君の創立なり、此社の傍に、文化十四年の靈山碑あり、白河樂翁の題額、家臣廣瀬典の文なり、

靈山、在伊達郡大石村、天地始闢、山川結形、生此奇秀、命以靈山、南變指遷隙不顯、何其先與而後奪也、然建武頃、北畠顯家、擁義兵保是城、屢挫折、復振、然後山因顯焉、顯家忠誠前困、足顯其隆伐、而不能使蒼生心歸向南朝、何其得物而失人也、高今去其時四百年、人事忠孝、風俗衰義、農人商夫、猶指山識故事、顯家牛以此羽爲根據、斃身死泉州、知魂魄必還反、常在此山矣、村民構祠、祀以酒食、山靈人神、將共來食、其詳斯拔也必矣、然而其構得顯著者、將以愈極久遠也、

文化十四年八月

郡村志云、大石山上（日枝神）拜殿東西三間、悉く、石を平布せり、中央に石を穿ち、圓形の孔を成す、古昔賽錢を拔きし處なり、又賽錢櫃は、長方形の巨石に孔を穿ち、一方を小にし、一方を大にし、其孔の小き處を上面にし錢を投入すべからしめ、石を顚覆するに非れは、決して錢を出す能はざらしむ、其用心の奇と、古代誠朴の風を觀るに足る

靈山寺（リヤウゼンジ）　信達郡村志云、大石村、南岳山靈山寺、天台宗なり、貞觀元年、慈覺大師の開創にして、もとこの靈山上のに在り、大伽藍たり、顯家卿、安倍野に戰沒の後、足利氏の兵來攻め、兵火に罹る、應永八年、再興、慶長七年、野火の爲に灰燼に歸す、因て、寺を山下に移す、今の境内是なり、寛文五年、靈山寺住僧了山か撰なる「靈山寺緣起」に日く、靈山の績には、山王二十一社を勸請し、貴賤崇敬を極め、[illegible]には、三千六百坊の衆徒を置き、國家靜謐を祈る、年久しく、安元年中、寺領守護の院宣を傳達せられ、信夫の領主佐藤庄司家信の判にて、大石村、泉原村、[illegible]出村、牛坂村、山戸田村、飯田村、石田村、一靈山寺へ寄附、延元二年、鎮守府將軍顯家卿、一山の衆徒を頼み、籠城せられ、其後、足利尊氏、征夷大將軍となり、一山の衆徒、顯家卿に與みしたるを憤り、其兵士來り攻め、堂社僧閣、悉く兵火に罹り、古記重寶、寺坊有に歸す、應永八年辛巳、國主藤原朝臣、古跡の湮滅せんことを惜み、再興ありて、七ヶ村を寄附せらる、其棟札には、「國主藤原朝臣、當宗臣沙彌道[illegible]、同嫡子民部大輔政綱等」を列記せり、明應九年庚申、伊達總領尚宗、成宗臣牧野安藝守[illegible]信、同子息彈正右衛門尉宗仲等、興復前の如し、天文六年三月、伊達總領稙宗の判にて、大石七ヶ村、永樂百貫の地、靈山寺へ寄附せらる、永祿五年壬戌、伊達總領輝宗、并臣家牧野彈正忠宗仲等、二の宮を建立す、天正十二年、藤原朝臣輝宗、同嫡子政宗、臣家遠藤山城守等、一山建立、寺領坊中、前の如し、文祿年中、政宗仙臺へ國替になりし後、會津城主蒲生の家臣岡野左内と云ふ者に、寺領を沒收せられ、堂塔伽藍まで破壞に及び、學頭、院主、衆徒、及び禰宜、神主に至るまで、各々住家に迷ひ、或は先祖の主君たる政宗の跡を慕ひ、仙臺へ趣き、其身を終ふ、因て當寺舊記及び佛像等、皆所在を失ふ、唯、靈山に、大宮のみ存せしが、慶長年中、野火にて炎燒し、僅に棟札を取出せり、山麓に存せしは、二の宮一宇、拜殿、講堂、并に靈山寺のみ、後、[illegible]の地に移す、其後興復する所なし、云々今、大石村に在り、[illegible]に列す（大[illegible]氏云、

靈山神社（リヤウゼン）　大石村の聚落ある處の西に、小山あり、小屋館（古城址なり）といふ、明治十五年四月、村人、一社を此址に建てゝ、靈山神社と稱せしに、十八年、別格官幣に列せられたり、祭る所は北畠親房卿、顯家卿、顯信卿、守親卿、父子孫四人なり、案ずるに、親房卿は、靈山に縁なし、顯信卿も、多くは、田村宇津峰に居られて、靈山に入られたることは無きか如し、守親卿は、傳更の事なり、されば、靈山に祭るべきは、義良親王と、顯家卿とにて、伊達行朝朝臣、廣橋修理亮經泰、結城上野介宗廣を配祀すべきなり、按は、宇津峰宮、顯信卿なば、田村莊宇津峰に祀りて、之に田村莊司を配祀せば可ならむ、又、案ずるに、靈山は、古くより、大石村に屬するものと認められ、餘目記錄にも「貞和二年、伊達郡大石、りやうせんと申山寺、云々」なと見えて、「大石靈山」とまで通稱するに至れり、是れ、靈山への登路は、必ず大石村よりすべく、山頂の北部の、山王祠のある處は論なく、靈山寺の舊伽藍のありし地まで、昔は、大石村の部内なりしが故にはあらざるか、後に、靈山寺の移りしも、山下の大石村なり、然れども、後には、靈山全山の南部東部の過半（玉野村も、慶長前は、石田村分なりきとば、昔石田村にて、頂の國司舘（即、靈山城）の跡も、靈山寺の跡も、大石村にはあらずして、石田村部内なりき、白河樂翁の、靈山碑を、山頂の城址に建てずして、山下の大石村山王祠傍に建てしも、城址は石田村に屬して、他領なりしが故なるべし、往年、大石村の者、金華山の碑を、山頂に建てし時も、其地は、石田村部内なりしかば、兩村民の間に紛爭起て、遂に、碑を石田村の有に付して、和

平したりと聞けり、明治十四五年の際、大石村の民、村内に、霊山神社を建てかくせしに、石田村の民、競争して、山頂の西南隅に、一社を建てんとせしかど、大石村の主、終に別段官許を得ず、遂に、御遺跡の碑を建てたりしが、本由は、大石村の部内の如く、世に知らるゝに至れば、[illegible]部内に建てしも、悪しとはせられど、[illegible]其の御遺跡たる御由緒よりは、頂の石田村の地なれば、神職は、其地にましますなるべし、今の大石村の新設の社地は、祭神には、何の縁故もなき處なりと思はる

保原（ホバラ）〔穗原〕

今、保原町と云ひ、八日丘下、掛田の西北一里半、阿北逢隈川の平野に属すれど、水を去る一里余、或は穂原にかへる、は、即、[illegible]折驛、[illegible]宿なり、保原に古城址あり、伊達の[illegible]、中島氏の居れる所といへ、保原は、梁川と[illegible]市場なり、其に紙、蠶綿、生絲、紅花を出し、〔風土雜記〕保原驛は、白河城主松平越中守の領ける者にして、[illegible]保も年にて、文政六年に至れり、支配村高約二萬石〔伊達世次考云、天文二十年四月、晴宗公賜采地判書、中島伊勢信貞、日下保原內、今度就[illegible]田沒落、[illegible]此方奉公者之地、賜之田、云々按、[illegible]後改名宗忠、[illegible]懸田沒落者、謂[illegible]田城陷沒、[illegible]宗沒落也〕[illegible]中島氏[illegible]田氏之臣也、[illegible]中、伊勢宗忠、始仕當家、[illegible]無男子、[illegible]天文十一年[illegible]原役、今[illegible]保由公[illegible]永祿六年比、角田城主田手式部大輔宗光、[illegible]子[illegible]之、是年五月、公自伯耆之、此時中野常陸宗時、[illegible]將離間公於世子、公自石母田移御于保原、謹光明寺僧於世子營中、告無異志、[illegible]最上義守、[illegible]盛長、營域觀音堂、終納賀之

柱田（ハシラダ）

今、[illegible]と合せ、柱[illegible]村と改稱す、保原の東南、掛田町との間に在り

富澤（トミサハ）〔富成田〕

今、富成田と相合せ、富成村と改む、保原驛の南なる山村とす〔伊達世次考云、永正十六年二月、[illegible]宗公、賜[illegible]村内[illegible]、日[illegible]分、富[illegible]内八段、又合[illegible]田内[illegible]宗、又自[illegible]上[illegible]日千匹、[illegible]之、自[illegible]云々、富成田は、天文十六年文書に見ゆ〕

上保原（カミホバラ）〔高兒原〕

今、大[illegible]、市柳等を合せて、上保原村と云ふ、保原驛の西南に離れたる[illegible]地を占めたり、高兒原ともいへり〔[illegible]云、相馬[illegible]、[illegible]上深[illegible]、[illegible]伊達晴宗戰于高兒原、[illegible]、過[illegible]、[illegible]亡者姓名、付[illegible]、[illegible]代[illegible]、[illegible]云、〔[illegible]記〕天文十一年也〕郡村志云、古時何の頃なるか、南山に於て金銀坑を發見し、旧採盛んになるに從ひ、各處の人民移住して、荒蕪を開墾し、漸く村落を爲し、保士原と稱す、其後保原と改稱し、東なる者を下保原とし、西なるを上保原とす、

高子（タカコ）

今上保原村の大字とす〔伊達行朝事歴云、伊達正統世次考に「[illegible]宗公、文治五年、賜伊達郡、同年之冬、[illegible]、[illegible]築城於高子岡而居、在[illegible]上[illegible]東迁[illegible]川之[illegible]、十八[illegible]、此當家創業城之[illegible]也、[illegible]岡八幡宮於高子城[illegible]國、[illegible]上[illegible]八幡社宗管氏記、[illegible]云々」と云ふに、伊達郡村誌にも、高子岡は、[illegible]城址なる由を記し、今上保原村に屬し、岡は[illegible]、[illegible]は、[illegible]十三間、頂に、乙松[illegible]して、伊達郡北部、[illegible]、阿武隈川、古[illegible]は、近く此壁下を流れたり、川を要害とせしなるべし、此川は、寬文中、[illegible]反意といふ者、大工事を起して疏鑿したりし由、信達風土記に見えれば、水路に古今の變あるなるべし、高子城址は、岡の上にありて、東西五十間、南北百間、八幡社、壤址に現存す、[illegible]、世々此岡に住す、下の岡武[illegible]山を參考せよ〕

[illegible]有[illegible]、往々有之、其小者可容數人、其大者可容數十人多、[illegible]有只[illegible]、[illegible]只大石[illegible]、日[illegible]、[illegible]有[illegible]只[illegible]者、自[illegible]有之、近年有[illegible]其有[illegible]七[illegible]者、自[illegible]、有高子[illegible]、一名[illegible]、々[illegible]、[illegible]起一奇觀、[illegible]松[illegible]、其[illegible]、[illegible]云〔[illegible]、[illegible]門、[illegible]右衛門と稱し、[illegible]、[illegible]にして、[illegible]民を[illegible]す、[illegible]大を[illegible]る[illegible]十[illegible]、[illegible]陵を[illegible]て[illegible]に、至る「[illegible]、字[illegible]、稱[illegible]右衛門、[illegible]陵山人、[illegible]少承家[illegible]、有志功名、[illegible]千[illegible]、[illegible]、其[illegible]人[illegible]之、[illegible]曰、富[illegible]、[illegible]常[illegible]、故[illegible]金、是在[illegible]、乃[illegible]治[illegible]、[illegible]十年、[illegible]千[illegible]、中[illegible]、及讀[illegible]先生之書、[illegible]自[illegible]、[illegible]生所[illegible]、[illegible]其[illegible]、晩自[illegible]、[illegible]、明和甲申也、[illegible]己丑、得年五十六」云々〕

箱崎（ハコサキ）

今、伏黒村の管内なれど、其西南にし、保原、上保原より西へ、信夫郡瀬上村へ渡る、津頭の部落なり、水畜に[illegible]石あり、保原へ一里半、瀬上を經て、福島へ二里

みちのくの[illegible]もひしの[illegible]にありな[illegible]こゝろにかゝる[illegible]の松原〔[illegible]〕　大[illegible]　[illegible]

郡國志云、阿武松原、在[illegible]折[illegible]東南[illegible]崎村[illegible]東、信達[illegible]考云、阿武松[illegible]、在箱[illegible]村、今[illegible]是也、

大[illegible]　[illegible]人知らず

昔みし人なくいまは[illegible]行く[illegible]まゝ山の麓はかりに、

（阿武隈山）阿武隈山、在高子村、岩高數十丈、上有玉屯石、丹露石、昔[illegible]高野、可以望信達二郡、山下即阿武隈川、今昔為田、昔者源將軍之營衛也、以伊達之境封常陸入道念西、念西因命字阿武隈城于此山、更換[illegible]倉御館、建八幡祠于城中、號稱阿八幡祠、今猶存焉

伏黑（フシクロ）

今、伏黒村と云ふ、箱崎、中瀬、小幡などを合す　保原の西北に隣り、阿武隈川に臨む、節伏黒の[illegible]を呼ばるゝ

（節黒）里人談云、文字摺石は、桑折より一里ばかり、郡、節黒（フシクロ）川の北にあり、長一丈二尺、幅六尺、石の表は土に付、裏の方上にあらはる、むかしは、此石の上に忍草を布てたを覆て摺しに、草の紋衣に移れり、上古往還の人々、都への土産にして甚賞しけるとなり、髪を亂したるやうに、紋を摺たるにより、亂れそめにしとはよめりとぞ

（中瀬）村志云、中瀬（ナカセ）村は、昔時、西根郷に屬し、阿武隈川の西岸に位置して、伊達崎と一村たり、其分裂せし年月詳ならず、寛文年中の檢地税籍、既に中瀬村の稱あれば、其來る久し、今も伊達崎、中瀬、飛地の錯雜散在する者は、其初め分裂せし時、人民各所有を以て、二村に隷屬せるが故とぞ

金原田（カナハラダ）

今、大塚（オホツカ）、泉沢、仁井田、大立目等と相合せ、大田村と改む　保原の東北に隣り、舊、保原、掛田、梁川、三邑の中心なる平田なり、

（金原）伊達行朝事歴云、相馬文書、建武二年六月の國宣に「伊具、日理、宇多、行方等郡、金原保、檢斷事、事書遣之、早武石上總權介胤顯、相共守彼狀、可致沙汰者」とある金原（カナハラ）保は、伊具、宇多の接隣なる、伊達郡中の金原と決して、穩當ならむ、節用集に載せたる奥州五十四郡中に金原あり、即金原にて、キンハラの傍訓は、妄なり、平假名の延元四年白河文書にかなはらとあるに從ふべし、金原とのみいふ地名は、今、聞えねど、金原田の邊、即金原保にて、保原（ホバラ）は「金原の保の原」の義ならむか、保原村誌に、もと、保土原といひ、後に保原といふ、なとあれどいかゞ、伊達正統世次考、永正十七年四月の條に、「伊達郡、東根庄、金原田郷」見ゆ、天文十二年十月の條「懸田兵衆、大樹打入於金原、方攀[illegible]要害」云々「同十三年三月の條に「上往於梁川、以相馬顯胤筆甫之事、告之於大[illegible]館」云々、同二十二年七月、懸田中務大輔俊宗の所領を記せる文に、伊達郡内、懸田[illegible]邑、小手[illegible]邑、下[illegible]原[illegible]邑、[illegible]、大波、石田、山戸田、云々[illegible]見ゆ

（大塚）下賜[illegible]、[illegible]保原[illegible]、[illegible]田[illegible]、地頭代[illegible]等、
和知次郎重秀
右依合戰之忠、所宛行也、於公事者、守先例、可令知行之狀、如件、
元弘四年二月二十日（白川結城文書）

大立目（オホダツメ）

今、金原田、仁井田等と合せ、大田村といふ　伊達家の世臣に、大立目氏あり、本邑に出づ

伊達世臣家譜云、大立目氏、稱藤[illegible]二階堂、姓藤原、不詳出自、永正二年十月、紀州熊野本宮別當所出之證判、一日、今攷其家、其書曰「奥州伊達一族、大立目下野守朝安」其[illegible]之、當家[illegible]、族臣也、同安[illegible]世孫（此間代[illegible]名字闕）伊[illegible]、名不詳、後號大[illegible]水入道、仕保山公、天文二十二年正月、賜家遺子[illegible]以下長井莊新張郷、見晴所賜之黑印、今[illegible]子家、其子大[illegible]、[illegible]宮内少輔、又下野守）宗行、天正十四年[illegible]月、[illegible]會津之日、奉命保檜原口、

廣瀬川（ヒロセ）

伊達東根郷の主水源にして、川俣の山間に發し、北流小手川の名あり、月舘、山戸田を過ぎ、梁川驛中を貫き、三保川を合せ、粟野村の北に至り、逆隈川の右岸に會す、長凡十里、灌漑の利頗廣し

信達風土雜記云、靈山の下より、隈川の岸に至るを、伊達の東根郷と呼ぶ、平野水乏し、[illegible]年々足らず、寛永年中、米澤上杉家の家士、古川善長、郡村を巡り、一溝渠を穿し、廣瀬川を大門村に堰入れ、[illegible]ら地の高下を相し、[illegible]して水利を[illegible]す、之を[illegible]と日ふ、數十村の田圃、之に因りて灌漑す、[illegible]、是より[illegible]古川氏の遺徳と謂ふべきな[illegible]

（砂子堰）砂子（イサゴ）堰は、慶長五年始めて鑿通す、大門村[illegible]より、保原村一[illegible]まで凡六千[illegible]、天保[illegible]、更に川俣山（泉[illegible]村）に[illegible]する[illegible]

大門（ダイモン）

今、[illegible]、[illegible]谷を合せ、[illegible]村と改む、梁川の[illegible]、廣瀬川、[illegible]保川の會する所の邊とす、古來、遠近の[illegible]ありて、四近の村田に灌漑す

（蓮沼）伊達勢王事歴云、正平二年、伊達氏の兵、靈山、藤田、梁川、掛田、蓮沼、[illegible]等の諸城に據る、（飯野文書、白河文書、相馬文書）、蓮沼（ハスヌマ）は、今梁川町の西南に接して、新田村の小地名に存す　按、仙臺藩士の中に、中村新田氏あり、この新田を名とする歟　伊達世次考、天文十六年文書、新田遠江景綱に註して「新田氏者、傳言義貞朝臣之子孫也、而亦我一家也、云々」とあれど、いかにや。

梁川（ヤナガハ）

今、梁川町、人口六千、廣瀬川を挾み、東根平野の大邑とす　保原の東北一里、古書、或は[illegible]に作る

（梁川）梁川は、逆隈川を隔てて、桑折と相對し、共に伊達氏の遺址を傳ふ、蒲生氏[illegible]の[illegible]、會津に封ぜらるるや、其將蒲生郷舎を梁川城に置く、上杉景勝の蒲生氏に代るや、其將須田[illegible]大炊助長義を置く。慶長六年、須田長義、兵を出して伊達政宗の陣を襲ふこと、諸書に見ゆ。○文化五年、幕府蝦夷の經略を圖り、松前藩主の封邑を收め、之を梁川に賜ふ、若狹守章廣、新に邑中鶴岡に築き、之に居る、子美作守[illegible]、文政五年、蝦夷島に復封す。安政三年、再び松前藩封を此地に代給す、城主來臨せず、目代を置き之を治す。戊辰の亂に、八月朔、仙臺兵來襲して、松前氏の目代邸を焚く、○梁川の舊城を、天文中

の文書に、東根館（ヒガシネ）とし、桑折の西山館に對す

梁川城址（ヤナガハ）

伊達勤王事歴云、梁川は、今も、伊達郡の中央にありて、いとも繁昌なる町なり、伊達郡村誌に一城址は、村の中部、鶏が岡にあり、壕塹四周して、猶巍然たる古城の光景を存す、文治元年、中村常陸介朝宗、築き、居たる所にて、伊達氏、代々に居たりしと見え、伊達氏が勸請せし八幡宮、其傍に現存す、但し、伊達氏といふに就きて、茲に異説を唱ふるに一、二説られしは、朝宗君にはあらじ、伊達正統世次考には、梁川八幡宮の舊記を引きて、二世義廣君、城を粟野の大館に徙すと記されたり、今、粟野は、梁川の西北の隣村なれど、古へは、一地にて、粟野館、即、梁川城なりしならむ、八幡宮の地も、今は、八幡町となりて、梁川村の東北の隣村なれど、尚、梁川八幡と稱すれば、古へ、梁川郡内なりしを知る、南北朝の頃、伊達氏が、霊山は、桑折驛西の赤館を居とせられしかど、戰略上にては、梁川に居られしこともあらむ、或は、一族を置かれしにもあらむか、正平二年、伊達氏の兵、梁川城に據り、賊と戰ふ事、所見あり、小手森鴨には、城主伊達兵部少輔政依と載す。○郡村志云、應永三十三年、伊達持宗、居城を梁川に移す、大佛城燒亡を以てなり、即梁川八幡宮を造營す、嘉吉元年、祖母紀氏蘭庭禪尼の所願に據り、梁川に一寺を創營し、金剛寶山輪王禪寺と號す、公方義教の奉書を以て、宸翰額を賜ふ、文明元年卒す、年七十七、天海圓宗と號す、輪王寺、後仙臺城下へ移さる。○同書又云、梁坪庄梁川村、鶏が岡城址は、東西四十間、南北六十間、鍾圓形を爲す、平地より高き九丈許、今礎敗壞しと雖、壕塹四周す、伊達氏代々此に居る、慶長三年、上杉家臣須田大炊助長義、信州須坂より此に移り、子孫代々居る、寛文四年上杉家削封の時、須田氏米澤へ歸住するを以て廢す、今修めて公園とす、陣屋跡、方一町、代官の治所と爲す、（始設の年月、今考ふ可からず、明治二年十月、松前氏、館藩（タテ）と稱し、公署を置く、今の小學校是なり、四年七月館縣と稱す、九月弘前縣へ合併するを以て、公署を廢す。

（館）

（小梁川）伊達世臣家譜記云、小梁川（コヤナカハ）、十一世持宗君第四子、中務盛宗之後、爲當家累世一家之臣也、住于伊達郡小梁川邑、其高祖實、今世兵衛、領八百石、住于江刺郡[illegible]、始稱[illegible]者、小梁川宗之分流也、[illegible]森兵庫。○伊達世臣家譜云、天海公（十一世）三子、中務少輔盛宗、長享元年、[illegible]公（十二世成宗）薨、因若香山公尚宗尚幼、於是盛宗相之、總督當十二歳、後住小梁川邑、因氏焉、明應九年卒、盛宗子尾張親朝、有故、稱信濃宗朝（老稱日證）、親朝子中務盛宗、侍保山公（十五世）第三女、子刑部宗重、父子共從高麗役　又云、保山公（晴宗）八男左衛門宗清（稱鐵齋）、住于梁川城、因氏焉、子相模宗直、出爲白石若狹宗貫之嗣、於是其宗清絶祀矣、元和二年、貞山公命白石宗直之子宗元、令繼梁川家[illegible]之後、子孫今于栗原郡鶯澤邑、

粟野（アハノ）

（二野袋）今、二野袋（フタノフクロ）、柳田、向河原をも合せて、粟野村といふ、梁川の西北にて、逆隈川に臨みたる平地を占む、廣瀬は、此に來りて、逆隈へ歸す　保原と併稱せられて、著名なる繁榮村落なり

小手風鶴云、昔、頼朝公の時分、伊達氏の先祖朝宗、鎌倉より下り、其子、中村常陸介宗村、伊達郡高子村に城作、鎌倉より八幡宮移し、建久年中、同郡梁川に高城を築き御移り、高子八幡宮も移し、八幡山龜岡寺光明院、御建立なり、宗村の子粟野藏人大夫義廣、實治中、桑折高館を築く、云々

伊達世次考云、二代爲重公之事蹟、不遺於奥州者、若雲但伊達系圖、云任安藝守、稱境野（ハニ）、境野在但州、今作土野、當時既補地頭職、國司只有名無其職掌、然則不之於其時、其以田畑有乘邑故、可以往於境野、一説曰、外姓白鳥法印、鎌倉頼朝子、出家之後、爲重公上洛、以謀其還俗、以事不遂、憤悒不已、終隱于先祖遺蹟若狹粟野、經年死卒于此、今有當時遺跡、遠邇稱有菩野庄、粟野菩提所相伴、故曰、[illegible]、當家所傳系圖、記粟野、入大夫文昭、伊達郡有粟野村、梁川龜岡八幡宮神主菅氏、有古日、八幡宮、[illegible]本社之、今西公宿家藏文書、云[illegible]、若于義實、又往城於粟野大館時、記[illegible]于粟野、云々、然爲別館之於爲重公、當時於若州粟野矣、蓋爲重公第子伯耆、其一男稱與一郎時氏、實伯伊達氏此流也、自餘諸國氏伊達者、多爲此子孫、二男義廣公、居于奥州、實是當家第三代也。

龜岡八幡宮（カメオカ）

今、梁川町の東北一里、富野村の管内とす。又、梁川八幡と稱す、近世社領十九石、即、伊達氏の舊祀也

信達風土記云、八幡宮は、伊達政宗の建立にして、文明中の勸請なり、別當は龜岡寺光明院と云ふ、伊達家移封の時、此神をも移し、今仙臺城下に同名の祀を置く、而も、此地猶其舊を存して、八幡村と稱し、郡民の崇敬今に易ることなし、八幡の山中に、火燃とて、毎年盆後の夜、村役（トウヤク）を以て火を焚く、京師如意山の大文字火の如し、又、取上觀音堂在り、古佛とす。○郡村志云、伊達持宗、梁川居城の後、八幡宮の龜岡に造營す、天文元年、龜岡八幡宮を、梁川より西山に遷す、按ずるに、伊達氏の始めて西山城に住するは、年代詳ならずと雖、其清勝寺廟堂のあるを考ふれば、或は高子より西山に移り、後梁川に築き、或は儞公、或は隱公と、兩城に互居し、此年に至り、始て西山を尚宗在城と爲し、更に鎮護神を遷宮せられしものか、元龜中、また梁川へ復す

伊達世次考云、當家進一家譜、有八幡氏、其家傳言、先祖自我元祖念西公而分、嫡家也、此姿說也、或其支

岩代　伊達郡

所、即末可知焉、又□□、其家世々爲公宰、代々於八幡宮、至伊宗公時、繼伊宗永納焉、故小梁川氏爲當代祭、宗永子曰宗景、其孫爲天和元年爲嗣、宗終亡矣
又云、寛永三十三年三月、隨宗公參詣于八幡宮、上一棟文曰、大檀那藤原朝臣兵部少輔持宗、只未伊賀守梧願行、云々、見棟札一只本、又作但本、按、爲□八幡宮、隨居城而移、蓋以大佛城□□、往居城於梁川乎、
然說者曰、此殿再興、今不傳之

舟生（フニフ）

（白根）

今、富野（トミノ）村と改め、八幡をも合す　其東を白根（シラネ）村、山舟生村と云ひ、伊具郡界の山地を占む、梁川驛一里半、丸森驛、伊具、四里

逢隈川は、舟生の西を流れ、水を隔てゝ五十澤、厚樫山を望む、謂ゆる猿跳（サレハチ）の險峽是也、○郡村志云、船生村、逢隈川、廣迄百十間、狹迄五十間、淺迄四尺、深迄二丈餘、水清く流れ駛く、巨巖水底に在る有り、水上に露る、有り、船路忽窄く湍激く、上下する者、左轉右折、縫ふが如くにして行く、最危嶮也、船生の九瀧神社は、逢隈川の西岸、奇岩累疊して、一の高邱を爲す、逢隈は舟路に激湍九處有り、舟人此九瀧を上下するに、恙なきことを此神に祈るを以て、遂に祠名となると　伊達世臣譜略云、船生某、□□君之世、爲宿老、其□□□所見、十七世政宗君之世、有豐臣道繼等者、蓋其後乎、今其家亡

摺上川（スルカミ）

又摺寸にも作る、中奥分水山脈の山間に發し、湯野村間（右岸　南坂　有岸）間に至り、其下、伊達、信夫の郡堺を東して、流るゝこと□里、逢隈川へ注入す、□源より凡八里

仙翁嶽、一名摺上山といふ、茂庭山中の究極とす　摺上の名は、義經記にも見ゆ、信夫郡宮代の條に合考すべし

（摺神川）

慶長六年四月、摺神合戰の事に、伊達軍記に、
政宗も、實に小山の陣を拂はれ、本道を除くこと不叶、福島、摺神（スルカミ）より、信夫山へ陣を取候、云々、政宗、信夫山に陣取、本庄繁長と對陣の處、景勝出馬と聞て、大に騷ぎ惣軍を引つれ茂庭俵、本道は、景勝に出合んおと、茂庭山へかゝり、惣軍をばのかせ、其身は摺神川を船にて上り、白石城へ引取候

此に摺神川を、舟にて上りと云ふは、下りの誤りにて、摺神より逢隈へ通じて下航したるならん　されど、摺神より信夫山へ陣くと云ふは、全く地理をたがふ、語あるべし

長倉（ナガクラ）

今、岡村と組合せ、長岡村と改む、摺上川の北、逢隈川の西なる小驛にて、驛道停車場とす　高島六里、桑折三里、西は湯野、飯坂へ一里半

長倉の金秀寺に、七角柱狀の石碑あり、高九尺許、圍四尺七寸、乃至三尺七寸、佛像七體を刻み、貞正甲申四月八日の八字見ゆ、上に笠石を戴く、形状は灯籠に似たり、宮代村に合考すべし　黑坂古刹信達歎詞、按、古昔、鎮守府在臨江縣、國府在宮城郡、天喜、康平之役、官軍數敗、退陣于信夫郡宮城村、直任進陣于伊達郡長倉村、其古墟今猶在存焉、蓋、中古以來、國府鎮守府不輕置、率以陸奥守兼鎮守府將軍、故奥將軍所在爲國府、觀將軍頼義敗□、從六萬軍主討朝田宮、而鎮守府、可以知也、而當時所稱宮城者爲國府、又謂鎮守府者、別有所在　○伊達世臣家譜云、天文二年、晴宗公以子息清三郎、爲後嗣者、旨□□長倉幸宗將、於平□成田岡村二邑之中、踏三十貫文、按、□三郎、法名宗清、長倉氏今猶在岡村、長倉中、其後召於伯耆、給常陸國士、稱岡村氏

世段、ちゃめなたいし、春公候者、名代ヶ長、於其代不可有相違候、雖何相理治候、すみやかに其色を顯し、忠節之儀、可爲肝要者也、仍爲後日之證文、如件、

天文十四年卯月七日　　晴宗 判

長倉信濃守殿（仙臺長倉文書）

伊達西根、長倉の內、宮塚右衛門分、同郡瀬上郷之內當□分、同の前より田四百苅、同郡湯村之內六か三郎左衛門分、同郡飯田之內少將分、高橋在家一間并畠、同なしきまちの三百苅、信夫之庄すり川はた小野分、兵の在家、伊具庄にも在稻置之內（中略）

天文廿二年癸丑正月十七日　　晴宗 判

□刑部丞殿

湯野（ユノ）

（穴原）

今、湯野村と云ひ、摺上川の右岸にて、飯坂町（信夫郡）と水を隔てゝ相向へり、又溫泉あり

溫泉志云、湯野村、橋本鑛泉は、酸性に屬し、熱百十六度、桐湯、瀧湯、之と相並ぶ、新湯は、鹽類泉にして、熱百零九度、穴原（アナハラ）湯とも稱へらる、橋本鑛泉の西北半里許の別所に在り　○信達風土雜記云、湯野堰は、摺上川に關入れ、山洞を開鑿し、水を寳中に導く二十餘町、東北を折驛に向ひて通す、潤澤する所の田三十餘村數百町、無双の水利と稱す、是れ寛永年中、上杉家の臣古川善長の營造なり　○郡村志云、慶長年間、黄門景勝卿に住へて、西根三十三ヶ村を管治せる能吏あり、佐藤新右衛門家忠是なり、郡內の水利を興し、積年の患害を除かんと欲し、元和四年三月、始めて工を起し、同年十二月に竣る、是れ今の下堰なり、後、郡奉行古河善兵衛重吉、家忠の意を繼ぎ、寛永元年三月を以、起工、翌二年三月竣功せり、今の上堰是れなり、明治十八年八月、湯野村に祠を建立して西根神社と稱し、處に二氏の靈を祭る。○大□、潤渡記云、堰場温泉上、穿山巖、以造一洞穴、大丈餘長數町、引摺上川、洞中作四五閘、穿小竇、以洩日光、至十□□□、水注々有洞出洩出、穿渠引之、初見以爲天然水洞、觀碑始知爲人工、此地本屬米澤藩、上杉定勝時、其臣古河重吉、不仰國財、集邑民、分爲十二隊、穿此渠、寛永元年渠成、長七里、待此水而耕者三十二邑、收穀凡

十萬石、後有故居腹両死去、邑人戴其德、立碑紀功、嗚呼重吉起業利民、功成身死、實可哀也

茂庭（モニハ）

今、茂庭村と云ひ、（人口二千）摺紳川の源谷、方四五里の地を占め、西北極に仙翁嶽、今子峠を負ひ、右には置賜郡の峻嶺を屏とし、左には刈田郡の重疊な諸とす。山間數里、溪澗甚多し、匯して摺上川となり、東南流して瀬上驛に至り、逢隈に注ぐ、或人の詠に、

　里遠み八重立つ雲の山中茂庭ふみならして住よかりけり、

山民數百戸、伐木獵獸を以て生業を立つ、雪中の熊狩、最勇壯絶倫となす。湯野より茂庭へ一里半、西北三里にして湯原に達し、北に一嶺を踰ゆれば、刈田郡峠田に出づべく、西へ今子峠を踰ゆれば置賜郡に入る　又、茂庭の西四里に、栗子山あり、近年信夫郡大笹生より、栗子山を通して、新道を造らる）

（鬼庭）

伊達世臣家譜云、茂庭舊作鬼庭（オニハ）、其祖監物實員、初仕于念西公云、周防良直、老稱左月、仕性山公、加賜永井庄内川井邑、爲評定役、子石見綱元（了庵）、天正中爲奉行職、其裔食于松山郷（志田郡）、秩凡一萬三千石

松原（マツバラ）

今、成田、上澤を合せ、睦合村と改む、湯野の東一里、桑折の西一里、古の葛の松原といへる是也。

伊達世次考云、天文三年、稙宗公、以子淸三郎、爲伊達郡闕村（役行者流、極樂院）善榮法印家督、改名宗榮、賜成田、平澤。

觀聞志云、葛（クズ）松原、在桑折驛西、或曰笠石松林也　○撰集抄云、昔陸奥の方へまかりて侍りしに、あのぶの郡に葛の松原とて、人里遠くはなれたる所あり、ひとへに山にもあらず、又ひたふる野とも云ふべからず、ちさき岡と見えて、木草少しありて茂り、清水四方に流れちり、世をひそかにのがれて、此江のほとりに住たきほどに見え侍り、漸おくさまに尋ね至りて侍るに、松の木のあげれるもとに、竹の茨と庵のたなを残して、其身はまかりぬとおぼゆる所あり、いかなる人の跡ならんと、まづかなしうおぼえて見るに、傍なる松の木をけづりて書きたり、

（葛松原）

　昔壥理圓宗の學徒として、公家の梵筵に連り、今は諸州流浪の乞食として、終を葛の松原に取る、

　世の中に人には葛の松原とよばるゝ名こそ嬉しかりけり、

　　干時保元二年二月十七日　　權大僧都學英　年四十一申刻終

と書きたり、此僧都は、後二條殿の御子、富家入道殿の御弟にぞ有ける　○退閑雜記云、ゆふみのひまに、野をわけ行き、松草寺に休ふ、あやしき寺也、僧などありしとも見えず、側に侍もの、こゝをなん葛の松原といふといへば、心にうかびぬ、

　雨もよしおめなきときは月をみる心に何かくすの松はら、　　樂翁

また例のふるきものありやとたづぬれば、一つの巻を出す、明和の頃かいたるものなり、保元の昔、學英僧都、こゝの松削りて終をとれるに、其頃、西行が來りて逢けるなど、かの集にあなるを記して、奥に今の人の歌あつめたり、學英四十あまり一つにて、かゝる特操有けるを、されば、幾百とせ經にたれど、その名のこり侍る事、いと殊勝なり、彼はもとより浮屠氏にて、道同じからざれども、其こゝろざしは猶かうがへみるべし、予ことし四十あまり三つに成侍る、されば、かれこそ弟ともいふべき齢なるが、後の世の名譽おとり侍りぬらん、名譽もとより意とすべきにもあらねど、特操のはぢ恥べきこゝちし侍りて、

　月日のみ只いたつらに送りきて身の愚さをくすの松はら

平澤（ヒラサハ）

今、睦合村と改む、葛松原の東北にて、成田と接し、桑折驛の西にあたる　○伊達氏事蹟云、桑折驛西の赤館は、宗遠君が居城なり、其北隣なる平澤村の松光寺は、弘和元年辛酉の草創なりと、村誌にいへり、當時、永德元年と言はずして、尚、南朝の弘和の年號を稱せしを見れば、宗遠君が闕巷なるべく、且、弘和の頃まで、確に南朝の正朔を奉じておりし證ともすべし。○郡村志云、文政五年、平澤村一本松の地を鑿せしに、土中に於て陶器を獲たり銘文あり「敬白、奉施入、伊達郡平澤寺、如法經、大勸進聖人僧長亂、大檀主僧永監、糸井國數、藤原貞晴、白井友包、藤井末遠、有志者、爲慈尊曉」一佛國土往生也、承安元年、歳次辛卯、八月二十八日、庚午（ナリ々）」○伊達世次考に「天文十四年六月、晴宗公攻取成田、云々、稙宗公書日、成田陣、御難出聲悟之外、彼地也我兵通路不自由、形勢不利、乃去之云々

（成田）

萬正寺（マンシャウ）

今、睦合村の成田、平澤と桑折町の間に在りて、觀音堂なり　蓋、伊達氏の置ける者にして、萬正、又滿勝に作り、乃、常陸入道朝宗（初名時長、宗村の父）の法諡とぞ

觀聞志云、中村常陸入道宗村君墳壘、在伊達郡桑折村滿勝寺　○信達風土雜記云、萬正寺、有古館、號於西伊達、或謂常陸館也、斯即、仙府伊達家家之鼻祖、常於萬雉之基趾、而崖高壑深、壘々而兀然矣、麓在伊達常州念公之墳、而纍々矣　○伊達正統世次考に、念西の曾孫政依、滿勝（マンショウ）寺を立つと云ひ、又、父義廣の爲に觀音寺を創むと云ふ、疑惑あり、今、觀音寺の外に、又觀音堂あり

（滿勝寺）

　小手濫觴云、伊達宗村、入道して、常陸入道念齋と申けり、御子、粟野藏人太郎義廣、寶治中、同郡桑折高館を築く、是よりして、伊達を家名とし、建長三年卒去、遺骸を萬正寺に葬り、此時分は、諸大名、公方足利家に出仕もなく、由伏大將入の幸を、使として、

名代ない道はし、將軍の大帳に付く計にて家名實名記さるゝ也、小平古事談に、其趣きあり、義廣の子、藏人太郎政頼、嫡子小太郎宗綱、其子孫太郎基宗、其子宮内大輔行朝、按又、去る建武の亂に、天子、南北に別れ給ひ、北畠源中納言顯家卿、宮方の御味方にて、足利尊氏と戰ひ、伊達の人々も、國司と共に宮方也、晴宗まで十五代、凡四百年、伊達郡を領し、皆伊達殿と申しけり、先祖四五代、無城なりしが、北畠、靈山御在城有し時より、城持なり、此頃、小舘持の侍より、貢を上しなり、云々。

郡村志云、伊達の中村念西入道は、正治元年卒す、因て其葬地(桑折邑西山城下午位)に寺院を建て、當年山滿勝寺と號す、東福寺五世山叟(諱惠雲、勅諡佛智禪師)の開基なり、禪師は武州飯澤の人、丹治氏、單傳の旨を慧日に稟け、正嘉二年、商船に乘り宋國に入り、文永五年朝に皈る　後世、此邑地を概して滿勝寺村と稱するに至る、而して念西夫人(結城氏女)光明寺殿の墳墓、亦隣邑に在り、同く法號を以て村稱と爲す、土人景仰の厚き想見すべきなり、政依公の時、京の五山に傚ひ五个寺を創建す、所謂、東昌、光明、滿勝、觀音、光福是なり、正安三年卒す、年七十五、東昌寺殿願西覺印と號す　○今按、仙臺城下の北山に、謂ふ所の東昌(トウシヤウ)、滿勝、光明の三寺、其遺名を傳ふ、貞山公移封の日に、隨ひて轉徙したる也。(伊達世次考云、政依公(四世)創建五寺、其東昌者、公自爲之、光福者爲母堂乎、爲其祖宗村公乎、未知、然或爲宗村公卒于但州、則與一時綱宜於其國尊奉之、恐以母堂號光福寺也、濟北集曰、奥州信士、創寺曰滿勝、聞雲道望、延之主任、雲拒之、請彌固、已而主、信士耳雲之提唱、生大欣慰、又建東昌寺、而推之、以故、雲棲此者、過十稔矣、永仁乙未、東、

（東昌寺址）

文明八年十月、冬隆奉成宗公命、與滿勝寺證文曰、滿勝寺棟別役之事、不永代免除之、當寺者屋形以下一族中所來至、不可准餘寺也、爲後日證狀如此、

按、冬隆不知其氏、蓋宿老之中也

臥雲日件錄云、姉小路聖壽院坊主來尋、對面話次、及奥州伊達事、蓋聖壽坊主一族、亦伊達庶子、而爲宗領所滅、凡領三十六郡、昔奥州一國、領主千騎兵者七人、伊達其一也　今伊達獨七千騎、伊達乃山陰中將之裔也、中將□□于此地也、伊達參熊野伊勢、因入京、聖壽院與之會面、歳五十七矣、又曰、鎌倉頼朝依□、與弟九郎判官有□、判官遂伊達秀平、到奥州、遂爲之所害、後頼朝伐伊達秀平、是時、山陰中將一族七八十人同心、夜中竊入、減殺歟、由此動功而得其地三十六郡、爾來屬鎌倉、到永安時代、逃鎌倉去歸國、故永安寺殿三度征伐、初十六萬騎、次十七萬騎、及十八萬、然不得平之、鹿苑院殿代屬京、于今如此、云々、郡中寺菴三百餘有之、就中東生寺以下、凡五ヶ寺、皆爲韶陽門徒、伊達爲之旦那、東生乃衆三百人、其餘或百人、乃至五六十人也、住東生者、披黄衣、云々。

伊達(イダテ)郷

和名抄、安達郡(高山寺本信夫郡、伊達郡)今、桑折、藤田一帶の村里、汎稱西根と云ふにあたる、即、逢隈川の西邊なる村里を指す。

（西根）

（郡）

伊達は、郷にして、又驛を兼ねたり、故に和名抄、驛家の名を注す　延喜式に據れば、岑越、伊達、篤借と次第し、地理明白なり。伊達分郡の後は、更に郡家も此に置かれしならん、謂ゆる桑折宿、上郡、下郡の名は、他の義に在らず。又、上郡の鹿島社は、式内の古祠にやといへり　○郡村志云、桑折は、東南に阿武隈川を通す、洪水の砌は、一面水冠り、作物腐敗に屬し、且は、從來人口不足の村柄ゆゑ、寛政中、官の命令を受け、越後國蒲原郡に求めて、數多の稼人、男女陸續來る、其風、隣村は無給、遂に一郡にも及び、農事勉勵の稼人は、田地屋敷を購求し、今日に至りて相續の者多し

（桑折城址）

桑折(コヲリ)

今、桑折町、人口四千、西根の中心にあたり、大路を扼し、古の伊達驛なり　鐵道、福島へ八哩、白石へ十三哩

桑折より北に進む、本支の二路あり、一は大木戸、篤借山にして、古今の本道なり。一は小坂(コサカ)と云ひ、刈田郡渡瀬(白石川の上游)に出づ(桑折とは、郡の義なれど、後世、桑折宿、上郡、下郡の三村に分れ、今、上郡下郡は伊達崎村へ合す　古の桑折城は、即、赤館と稱へ、伊達氏の故墟とす、下に其目を擧ぐ　又、桑折氏あり、伊達の一門たりしが、後世絶家す。元祿中、更に本邑に新城を築く、久しからずして廢す。

伊達世臣家譜云、桑折氏、祖孫五郎政長、當家第三世本明公(義廣)子、住桑折邑、因氏焉、政長子六郎宗長、元亨二年三月、與州安藤五郎、安藤又太郎反、有功于其役、宗重子下野守宗長、建武四年八月、與北畠顯家、同攻關東、而有功于利根川。

伊達世臣譜略云、桑折者、傳言第四世政依君之支流、而世住于桑折邑、先祖孫五郎政長、任長門權守、其子業、任左近將監、今按、東鑑有伊達左衛門藏人親長者、疑是第三世義廣君長男、而政依君庶兄也、其家所傳文書、載沙彌心圓者、爭桑折郷田、而蒙鎌倉殿裁判事、時正當義廣君政依君兩世際、以是考之、心圓乃親長入道、而政長父乎、永祿初、十五世晴宗君、爲奥州探題時、其後裔播磨守貞長、與牧野彈正忠久仲、共爲守護代、叙爵、貞長子爲俊、號覺岡、居相州藤澤道場、後還俗、繼其家、曰宗長是也、(號點了齋)、歴仕輝宗政宗兩世、爲謀臣、其子攝津政長、朝鮮役客死于釜山浦、石母田景頼、以宗長女婿、爲桑折家陣代、改石母田、稱桑折。

（大安寺）

信夫一統誌云、幕子坊荘、桑折村は、萬勝寺の東、街道に當りてあり、所謂驛場なり、元祿年中、松平宮內少輔忠尙君、高拾萬石にて居城あり、移封の後幕府の公邑となり、寛延二年、御所街道の東に半田銀鑛等と相並ぶ、を延へ、卒するに、本村は本桑野にて、蓮鑑の時に、藁を捧げし地ならん、慶長五年、伊達政宗、白鳥に押寄する時、本村に陣し、一番は茂庭石見延元、五番に桑折播磨入道點了齋なり、されば、大永中居城の播磨守保春は、この入道が祖なる歟。（郡村志云、大安寺に、舊代官竹內氏の墓あり、泥塗石を以て作る、其石面潤澤、琢磨を加れば、光瑩鏡の如く、能く物影を映す、是近傍の地に出る者、昔時信將、俗稱平右衞門、少研精武事、最工算術、是以自大番除、特爲委吏長、僅一年、遷知信州中野、管下五萬石租稅事、再遷知奧州桑折、管轄八萬石、兼監半田坑場、寛政十二年、君始來于此、修荒政勸農桑、政教大行、出俗貧者不舉倫子、上猶革其弊育生子、君承上意、務急其事、於是習俗一變、生子得免而戶口蕃增、又特加置備倉以充飢荒之急、即先自出穀九千囷、日自我始矣、五於而備成、半田坑場、嘗出銀鑛者尤夥、其後稍衰竭、所出之銀鑛、不補所用之耗費、場且廢焉、君憂之、乃勵吏屬、大募有力者、立約束、明節制、躬親上山入坑、百督課其事、於是銀鑛再出、坑場復盛、而歲增三倍云」高倉相模墓、又大安寺に在り、弘前藩の家老なり、藩侯一年江戸に滯留ありしを、諫して侍臣下、道人に規諫する所ありと雖、侯之を納れず、然れ共其言一に覺悟あらんを冀ひ、終に自害せり、因て此に葬ると、首面に弘前藩高倉相模守源盛隆、文政九年丙戌四月十八日と記す、又絶詞一首を銘せり、

平生門下慕先侯、自此芳丹傾赤衷、秉忠且賦仁日厚、
寶作信山總洵卑、經綸未半千秋悵、蘭蕙豈圖一夜萎、
今日招魂魂不見、悲風蕭颯滿天涯、

桑折村は、舊幕代官來治の地にて、信達兩郡の內、百ヶ村程を支配し、外に田村、石川、岩瀬の內、出入支配、且半田銀山を管し候上、奧羽十八諸侯、江戸往來休泊候間、旅籠屋數十軒有之、許多の客人を取扱に之支候間、頭の下、宿屋大小に隨ひ、機織女相抱、手廣商致候、右樣に候へ、天保の頃は凡百名にも及候處、追々通行旅人稀に至り、女も減少いたし、當時は組數に減して、十分一以內に減申候。（桑折村志附錄）

赤館址

伊達郡村誌云、赤館址は、桑折驛西の丘上に在り、古人は、伊達氏の太祖、中村常陸介朝宗（初名時長）入道念西君が創築なりと傳ふ、館址の背に連りて、常陸館と云ふもあるは、常陸入道の名に因みあるべく、山下に其墳墓もあれば、傳說、信ずるに足るが如し、伊達氏の系譜には、念西君が赤館に移られし事を傳へず、然れども、念西君、文治五年冬、始めて常陸の伊佐より伊達郡に移りて、まづ高子岡に城きて居られ、然して、其逝去は、正治元年（十月二日、年七十一）なれば、其間、十一年なり、此間に、更に赤館に築きて移られしものと覺ゆ、

伊達郡村誌云、萬正寺村、文治年間、中村常陸介時長、其次子爲重、功を以て伊達郡に封ぜられ、本村高館の城に居る、時長卒す、滿勝寺殿と諡し、爲に一寺を創立し、滿勝寺と號す、後、自ら村名となりしならむ、滿勝、萬正、國音相通ず、滿勝寺、西館山の高館山の南麓にあり、寶治年中、高館城主、伊達四代政依、父義廣の爲に創立せらる、其後、靈山寺の門流に屬し、天台宗なりしが、寶永中、（或云、延寶中）淨土宗に改む、高館、建久年代、中村氏、此に城くと、遺址、今や荒寥に屬すと雖、其區劃太廣く、中館と稱する所、中央にあり、本丸と稱する者、其東にあり、西館は西にあり、壘壁濠塹の形、歷々尙存す、北より東に及び、續らすに舊お澤を以てし、樹木、東西に叢生す、巨石あり、番營を稱る、是れ昔、庭園を飾れる者と云ふ、本丸、乾隅たる古城址なり、山上、平坦寛廣、眺望すれば、信達二郡の田野、若指數里に亘り、靈山東に聳え、吾妻岳、陣後に峙ち、其他、群嶺森然、宛て秀た眉黛の間に畫す、實に形勝の地と謂ふべし、

延元、興國、正平の際に、伊達郡中の重鎭として據守せしは、靈山、藤田、梁川、掛田、懸田、石館等の諸城なりしは、當時の文書に往々見ゆれど、其城將の姓名を傳へざるは遺憾なり、されど、其城守の義宗は、專ら伊達氏の宗族なりしならむ、然して、其國の伊達氏宗領家、當時、よりの居城は、赤館なり、されば、伊達行朝、宗遠、父子二君が、此年間に赤館を據守せられしも、固よりありけむ、或は、靈山城にも據られつらむ、其後、正平九年に至て、宗遠君の男政宗君が、高田宮と、同時に兵を擧げて、鎌倉の上杉氏憲が囲を受けられしは、正に此赤館なり、

大日本史に、正平四年十一月、常陸國伊佐落城の時、伊達行朝君も、共に降られし如し、君を將軍宗良列傳に入れられしは、正しき史考なり、君は夙く走りて、奧州に歸りて、此時伊佐城に居られず、

結城大藏少輔、同彈正少弼、式部少輔、伊達一族等事、宮御方、可致御忠之由、先日言成御教書、可存其旨之狀、如件、

康永二年四月十九日（興國四年）

宮內少輔四郎入道殿（石塔義房に）

石塔宮內少輔四郎入道義房は、其時、奧州の足利方の大將なり、右の高氏の狀は、「宮方の諸將に宛てゝ、我に歸服せよと勸誘せし旨た、在奧の秀族に通知したるものなれば、書中の人物は、皆、在奧の人と認めずはあるべからず、凡、白河文書中の、興國元年以後のも

のを通覽するに、伊達氏の在奥州に關したる記事は、頗繁に見ゆれども、在常州に係る記事あるは、一も見えず、又、常州の關城、宗治、大寶城、春日中將、村田莊四保城（因幡守、越前守）等の諸城將の姓名、往々、文中に見え、伊佐城の城將に至ても、特に伊佐太郎を擧げて、然して、伊達行朝の名は、絕えて見えず、是れ、朝臣が、興國以後は、伊佐に在城せられざりし明證とすべし、

正平二年、（北朝、貞和三年）時に、奥州官軍の據れる、田村莊は田村莊司が、宮、將軍を守護せし所にして、伊達郡は、固より、伊達氏が領なれば、行朝朝臣父子が、一族を勵して、固守せられし所なり、足利高氏、曩に、石塔秀慶、義元父子をして、宮城郡の國府に據て、伊達、田村、葛西、南部と爭はしめしに、今、又、更に吉良右京大夫貞家、畠山上野介高國を、奥州探題として下して、石塔に代らしめ、兩探題をして、伊達氏、田村氏と爭はしめたり、「白河文書、相馬文書、松藩徵古、國史集」此年五月、行朝朝臣遂に卒せらる、其墓所知れず「世次考」、宗遠君（八世、法名寂光）宗を嗣ぐ、宗遠君の時、出羽の置賜郡の長井氏を攻めて、其長井莊を取り、信夫、刈田、伊具、柴田、數郡を服從し、弘和元年、亘理肥前守行胤と、刈田郡に戰て、之を敗り、行胤竟に麾下に屬し、又、大崎氏を伐て、其二郡の地、伊達氏に歸せり、政宗君は、宗遠君が男なり、元中九年、南北兩朝既に合體ありしかど、父祖以來、南朝に屬せしを以て、室町、鎌倉の下知に從ふことを、快しとせられず、是より先き、將軍足利義滿、陸奥、出羽を、鎌倉の管領氏滿に與へたり、應永六年の春に至て、氏滿の嗣、左兵衛督滿兼、其弟滿貞を、安積郡篠川に居らしめしに、政宗君、滿貞が下知に從はれず、應永八年に至て、居城赤館に據りて兵を擧げられ、義故響應せり、五月、鎌倉の上杉右衛門佐氏憲、兵を率ゐて來り攻めしかど、大敗して退きぬ、明年正月、高田宮も、兵を會津に起されたり、鎌倉より、重ねて大軍を下して、赤館を攻めぬ、九月五日、赤館、力竭きて落城し、同年、高田宮も、敗れて自害せられたり、

鎌倉大草紙云、應永九年壬午、奥州宮方の餘黨、伊達大膳大夫政宗、法名圓孝、陰謀を企て、篠川殿の下知にしたがひ申さず、一味同心の族蜂起しける間、五月廿一日、上杉右衛門佐入道禪秀、爲大將發向す、伊達、かねてより、赤館といふ所に城をかまへ、合戰して、鎌倉勢を追返し、悉く討取ける、然れども、近國の大勢、重て馳向ひ、九月五日、伊達打負、甲を脫ぎ降參す、

奥州凶徒退治事、今月廿日、所差遣右衛門佐氏憲也、殊可被致忠節之狀、如件、

應永九年五月　日　　　（判）足利滿兼

宮小路高岡房、（相馬文書）

「伊達正統世次考云、今考浦山早秋集、鎌倉大草紙等、氏憲入道禪秀、號大將、應永十三年、鎌倉滅亡、二人背目、次第入道者、一年取扶持於伊達赤館之戰、而其羽兩國之衆見重質、同八月之上見指示、今也、和睦於入道之儀者、勿致候、云々、由是觀之、上杉敗北決矣、管領記、中古治亂記所記、赤館落城、遂入會津山中者、非也、南朝記所謂、上杉敗北、又重質兵衆衰、公權時宜以和平、自正月廿一日攻之、至九月五日落者、是爲得其實也

政宗君、武略、衆に超え、出羽の置賜郡の長井庄を侵して、全く其地を取り、又、宇多、亘理、名取、宮城、黑川の數郡、及び、志田郡の松山、桃生郡の深谷の地も此時に服歸せり、應永九年の大役後、政宗君卒し、子氏宗君長井庄を攻略して、舊封を復する所あり、持宗君は、氏宗君が男にて、應永十九年八月、南帝（後龜山法皇）の皇胤、御位を望ませたまひしかど、武家、用ゐまゐらせざりしかば、南朝の遺臣、大和、紀伊、伊勢、河內に起れり、持宗君、高祖行朝朝臣以來の志を忘れられず、明年、遂にこれに應じて、懸田播磨守定勝と共に、信夫郡なる大佛城に據て、兵を擧げられたり、鎌倉の持氏、畠山修理大夫國氏をして、大軍を率ゐて、大佛城を攻めしむ、城兵、能く守りしかど、十二月に至て、兵糧盡きしかば、持宗君、定勝と城を棄てゝ逃れられぬ、同二十三年、持宗君舊封を回復せしめられぬ、其上、

世次考云、持宗公、應永二十三丙申十月、鎌倉、上杉氏憲入道禪秀叛、持氏朝臣、自役之敗績、出奔駿州、今川範政、以訴京都、於時、關東大亂、公乘是之時、舉兵取舊領云。

舊蹟誌與風土記云、西山城趾は、又、赤館城共いふとし、伊達郡桑折の西にあり、滿勝寺殿念西君のきづき給ひし城にして、累代住給ひし舊跡也、麓に滿勝寺村あり、念西君御墓、桑折驛の南少西、百姓の宅の中にあり

按、伊達氏の西山赤館に居りしは、持宗、成宗、尚宗―稙宗、晴宗、天文十七年までか、輝宗、政宗は、長井庄米澤を以て本據と爲したり

野史云、伊達持宗、稱大膳大夫、子成宗、稱兵部少輔、又曰中人、子尚宗、子稙宗〔舊事雜考、或宗清〕、稙宗有智略、威武稍振、永正八年、幕府命補陸奥探題〔百家系譜〕、天文十一年、稙宗與子晴宗有隙、〔同上〕、

奥相志云、天文九年、伊達晴宗、幽其父稙宗於桑折西山城、顯胤公令伊達晴宗、晴宗不肯、陣大森城、十一年六月、顯胤公率兵進到阿武隈川邊、時敵前須賀田川、屯千澤邑、與之接戰斬敵、晴宗大敗、逃保大森、公亦退兵掛田、九月、戰于高兒原、遂入西山城、解稙宗幽囚而歸。

（西山城址）

北目やら躰、めつら敷しきいも候哉、西山之事者、追日晴宗本意の由、此間度々注進可爲悦候、(中略)相馬之衆事者、無御油斷候、彌堅斗有陣之由、自西山到來候、其地用心不可有油斷候、中略、

十一月廿一日(天文十一ヵ)　重隆(岩城氏)

みかり彦隆殿(會津四宮介々)

御懇言提入幸存候、殊今般掛田之通意所行、其窮土、相馬、田村相談、西山へ被取懸候、經日時候、雖然、於方々一戰、晴宗被得勝利候、就中、頸無懸田へ被打越候而、用役へ被相動候處、城主出合、於中途備一戰、相馬宗與之衆卅餘人討捕候、云々、

十一月十一日(天文十一ヵ)　白石實綱(判)

高森殿御報(留守文書)

稙宗、晴宗の不和爭亂は、天文十一年六月に起り、十五年六月、晴宗西山城を去り、刈田郡白石に走る、□宗西山に入る。十六年に至り、晴宗兵稍振ひ、伊具郡を取る。十七年に至り、田村、蘆名兩家の兵、晴宗に應援する者あり、奥郡長井の形勢又變し、晴宗遂に宇多庄の地を犯し、相馬氏を壓す。五月、京都將軍家より、父子和睦を論告せらる、七月に至り、仙道諸將論寞、和親兩兵の議はじまる、九月、父子和睦終に成り、稙宗退隱、圓森に遁く、晴宗家を承け米澤に移る、西山、懸田の二城、乃毀壞せらる。

伊達世次考云、舊記曰、稙宗公與晴宗公、父子及弓箭、原其所自、天文十一年、越後國主上杉定實、約稙宗公三男實元、爲女爲其嗣、稙宗公謂、爲後大國、不可不遣士、以精兵百騎附實元、於是、桑折景長、與中野常陸、密喩晴宗公曰、精兵皆爲他之有、國其國空虚也、急以干戈止實元、勿令行、晴宗公信之、邀要父君放鷹歸路、以幽因之、時小梁川日双告急於相馬、田村、岩城、會津四大將、是以皆爲稙宗公女婿也、四家兵陣于懸田、欲攻西山城、注援川水深不得渉、日双晴宗者于下濱、潜入西山、至幽所、出稙宗公、上其舟、晴田軍進戰、晴宗公遂引入於米澤、岩城重隆、伊達晴宗公外舅、故救之、與四家相戰、以爲父子和睦、云々、按、天文元年、稙宗公自梁川徙西山、居于此幾十年、此比讓西山城於晴宗公、而退住梁川城也、又按古文書、父子離隔之由來、起於二本松宗直也、云々。

伊達崎(ダンザキ)　(段崎)

今、□郡、下郡を合せ、伊達崎村と云ふ。桑折の東に隣りて、直に注援の岸邊に居る　或は段崎につくる、伊達をダンに假れること、其故を知らず。

伊達世臣家譜云　念西公六男、日伊達崎實綱、始任于伊達郡伊達崎、因以爲氏、後改田手、自實綱至三郎實綱(見本書)、世數不詳、實綱子式部宗光、後于伊具郡角田城、其孫爲居黒川郡宮床邑

足利氏の明は、天下麻の如く亂れ、農民も戈をとりて軍役に從事せしほどの事なれは、養蠶の道いたく衰へて、またく國内の需要を充すこと能はざりき、されは、蠶糸の原料に用ゐる生糸は、明國の商人の齎せるに仰ぎて、漸く其需要を充たしゝとぞ、慶長十年、徳川家康の旨をうけて、堺の豪商十人、京師並に長崎の商人と謀り、明人の齎したる一船の白絲を購求せしが、白糸年寄商人と稱し、其中若干を糸年寄として綜轄に任し、日常符の題絲商を定める、寛永八年に至り、江戸の商人を加へ、其後又大阪の商人をも加へて、五所の割符となりぬ、爾後盛衰沿革ありしかど、此商人はなほ長崎貿易の事に關係して、江戸幕府の末まで其営の儀式を守りきたれり、而も、東國は元禄中、下總結城の近傍より多く蠶種をいだし、兩毛、信州より奥州へかけて販賣せしが、ふとし結城の近傍洪水にて蠶種を失ひしかば、一商人、ひそかに奥州伊達郡伊達崎村にいたりて、如來堂を借りて蠶種を製せしに、元來蠶のよろしき地にして、蠶種も結城にまさりよりはまさりたることゝいふ、意外にも好結果を得しとぞ、これより奥州本場種とて、一般に賞重せらるゝこととなれり、文化中には、養蠶をなすもの、東山(近江、美濃、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、常陸)東海(武藏、甲斐)山陰(丹波、丹後、但馬)北陸(若狹、越前、加賀)の四道にて、十六國にわたれり、ことに信州の如きは、上州桐生地方より、京都、岐阜地方へ販路を開き、其太絹絲なりぼせと稱するにいたれり、文政二年ころには、京都の商人、爭ひて信州の櫻しるし(大櫻、中櫻、小櫻)のぼせ糸を購求せりといふ、奥州、信州に絲市をたつることになりしも、文化以後のことなりき、其後、安政にいたりては、關東、奥羽をはじめ各地において養蠶の業起りしかば、内地の需要を充たすのみならず、外國貿易品中随一のものとなれり。(横井氏工業史)

半田(ハンダ)　(抑關址)

今、半田村と云ひ、桑折驛の北に隣る。此山中、近世銀鑛を出し、盛名あり、半田南鑛と稱せり　近年に至り、所出漸減、纔に支ふる所ありしも、明治三十六年停止す

觀聞志云、抑關址、在東田村西南、半田山麓也　○信達風土雜記云、桑折の北方、舊路あり半田山と曰ひ、銀塊を出す、古關址あり、抑之關と曰ふ、山中沼あり、亦抑之池と曰ふ、此嶮路、今小坂峠と曰ふ、刈田郡戸澤に至るべし。

遠路にもおさへの關のあらませばやすくは雁の歸らざらまし(仲正「夫木」)思へども人目を包む涓こそ抑の池となりぬべらなれ(「夫木」)

今按、抑關は、伊達大木戸の險門と知るべし　抑とは、此山道は、常に往來を抑へて禁制せられし故なり。信達歌考證云、鳥乘關、舊作抑關、昔抑關、遺址、在北盤陀山下。○東山志云、北盤陀村の鎰子明神は、昔田村將軍の伐ちたまへる鬼の首を祭るとかや。

（飯田）　（半田銀山）

伊達世次考云、天文中、有南半田紀伊宗親者、賃桑折伊予景長次男也、半田或書飯田（ハンダ）、亦同、蓋元有其采、而宗親[illegible]亡、子孫奉仕。

[illegible]紀云、半田山、有銀坑、創開未詳其年代、[illegible]文中、幕府置銀山奉行、聚徒採掘、貴得銀幾千貫、其後漸衰、佐渡金山但馬銀山、並稱海内三大坑、然[illegible]衰廃、延宝[illegible]人五代友厚、請官借地、復試開採、而[illegible]、悉用新法、又取昔時所棄之[illegible]、[illegible]純銀、大得[illegible]利云（十符[illegible]薦云、桑折駅の行在より、半田山に御幸、釜になしたしく銀鑛の穴の口までのぼらせ給ひ、うちにて用ゐる水取る機、鑛石をくりあぐる器のはこばしかた、また洗鑛所にて鑛石を洗ひ、鑛揮所にて鑛石をえりわくる事どもをはじめ、くさ〴〵の業みそなはせりとぞ、語らせ給ふ道のほど、麓山のみゆるあたりなど、あゆませ給ひて、[illegible]たりし古へを、忍ばせ給ひ、かしこくもおほん御[illegible]をしはらせ給へりとか（明治九年東巡錄云、半田銀山、現今開採する所の鑛脈方位、方言之を甲乙と唱ふ）南北直[illegible]に通す、大なる者を本樋となし、余は之を添樋と稱し、其傾斜（方言之を[illegible]と唱ふ）は凡二十度より四十度に至り、稀には往八九度、高六七十度に至るを見る、脈[illegible]（方言之を[illegible]幅と云ふ）大は一丈より小は五六寸に至り、其質多くは珪石加爾基等を以て成る、鑛脈（方言之を[illegible]と云ふ）大は八九寸より小は一二寸に至り、脈中に数條を引く、鑛質金銀[illegible]を常とす、又、硫化銅、硫化鉛、硫化亞鉛、硫化鐵を含有す、其[illegible]慶長中より、安政中に至る、開坑凡十所、日く桑木鋪、本鉛鋪、澤鋪、[illegible]鋪、[illegible]中鋪、大[illegible]鋪、[illegible]鋪、水抜鋪、[illegible]水抜鋪、[illegible]平鋪、其他古坑廢洞は殆枚挙に堪へず、慶應の頃、一處四十八坑口を鑿つ等の言あれども、今は僅に十の一二を見るのみ（地質説明書云、半田鑛脈は、石英粗面岩中に脈胎せられ、南北に走り、四十度乃至七十度をなして西方に傾斜せり、[illegible]質の主要なるものは一條なるも、下部、即西光坑水準[illegible]近くに、分岐して三條となり、本條、[illegible]目、と云ふ[illegible]鋪是なり、本脈は東部に位し、[illegible]鋪は西部に、[illegible]目は中間に位せり、鑛幅は三尺乃至十尺なれども、[illegible]石を主とし、方解石を雜へ、稀に[illegible]を随伴せり、[illegible]石は[illegible]にして、[illegible]分を含み、[illegible]を伴へたし、近年年額約四百貫匁。

（萬歳樂山）

小坂（サカ）

今、小坂村と云ひ、[illegible]田、鳥取、内谷をも合す、半田の北なる山中に在り、桑折の北一里半、西一里にして、[illegible]界に在り、北、下れば刈田郡戸澤[illegible]小坂の西北に、萬歳樂山（マンザイラク）あり、[illegible]庭の北に[illegible]たる、小坂[illegible]は萬歳樂の東を通するものにして、[illegible]崖、行人の心を[illegible]ふものあり、（伊達家[illegible]云、[illegible]、古所[illegible]（カノリ）小坂、[illegible]今小坂[illegible]也、[illegible]下[illegible]馬取村、[illegible]桑折驛北里餘、亦見[illegible]

伊達世次考云、[illegible]、[illegible]宗公[illegible]、寺、[illegible]子伊達郡[illegible]、[illegible]寺、[illegible]田[illegible]音寺、北寺[illegible]子伊具郡[illegible]、[illegible]子[illegible]、小坂村入日、[illegible]、有[illegible]音寺、[illegible]寺、日[illegible]

鳥取（トトリ）

今、小坂の管内にて、其東に負へる山中の小部落なり、藤田驛の西北一里。

文治五年八月、大木戸合戦の時、野州の軍勢は、鳥取越を踰えて、大木戸の敵陣の後の山に登り、遂に大捷を獲たる由見ゆるは、此なるべし、されど、原文の中に「自藤田宿、向會津之方、[illegible]子土湯之嶺、鳥取越等」とある會津之方、土湯之嶺は、此にあらず、[illegible]位の相違へるのみにあらず、南北十里を隔つ、誤謬必せり。

藤田（フヂタ）

今、藤田村と云ひ、山崎、石母田をも合す、桑折の東北一里なる驛舍とす。吾妻鏡に、大木戸厚樫山合戦の時、一隊は、（文治五年八月、九日の夜、藤田宿より、鳥取越の間道を取り、[illegible]、今の[illegible]、伊達、刈田の[illegible]するもの、[illegible]ならん。

伊[illegible]光[illegible]

右、伊達郡[illegible]、[illegible]、内[illegible]仁木式部大[illegible]子、貞和三年七月十八日[illegible]之城、同廿日[illegible]、同廿一日、[illegible]藤田城之[illegible]、自[illegible]、[illegible]合戦、[illegible]入城内[illegible]、大[illegible]、大手之木戸口、捨身命致[illegible]合戦之[illegible]

（下略）〔飯野文書〕

飯野文書に見ゆる[illegible]（ホ[illegible]）、宇[illegible]、寺山等は、今所在を知らず、藤田氏の近地なると思はるれば、猶探るべし（[illegible]云、正平[illegible]年四月、[illegible]、分[illegible]田、[illegible]田、[illegible]田村[illegible]、[illegible]之[illegible]文書、白河文書、[illegible]七月[illegible]日[illegible]城[illegible]、伊[illegible]、[illegible]、國魂[illegible]、[illegible]、十八日、[illegible]田、[illegible]、廿[illegible]日、[illegible]、遂[illegible]（[illegible]文書）、[illegible]（白河文書）、九月、[illegible]走出羽、〔飯野文書、國魂文書、関太暦〕（大[illegible]氏云、藤田驛西の山に城址あり、古へより、藤田氏、累代此に居たり、伊達家[illegible]の一家の臣家なりしに、延[illegible]六年、[illegible]宗[illegible]に至て、罪ありて家亡びぬ、[illegible]日、藤田、家系不[illegible]、當家累世一家之臣也、[illegible]田[illegible]宗二男、七郎晴親、[illegible]田家之[illegible]、[illegible]宗[illegible]亡之日、晴親[illegible]子[illegible]馬、十六世[illegible]宗[illegible]、[illegible]晴親二男四郎宗知、[illegible]藤田家之後、列一家、云々。

（藤田城址）

石母田（イシモダ）

今、藤田村の大字にて、藤田の北、大木戸村の西に接す。天文中、石母田安房守[illegible]光頼あり、伊達氏の十四代[illegible]宗に仕へ、子孫伊達藩の名家に数へられ、栗原郡高清水の邑主となれり、光頼の子、左衛門大夫景頼は、

天正、慶長中の人にて、桑折氏の家事を後見して、世に桑折景頼とも呼ばる)

留守文書、天文中、伊達晴宗狀に、(年無月廿日、石母田へ打[illegible]候處、外城彼破、悉令放火候、出合候者伏一兩人討捕候、又信夫に、桑折伊勢守、中野常陸介打越候處、大佛之地は申合(もの共、罷進申、今日要害をゞ雖不捕、無余儀手切、大さくうへとりのき候一

郡村志云、石母田村の中之内に、廢寺蹟あり、藥師の石祠存る、往歲其傍より、梵字を彫り付たる石の頭角を現出し、人々集り堀り起す、維新の後、岸澤山龍雲寺は、濟宗にて、一山に因みあれば、こゝに移したり、一山は、宋國の人にして、正安二年、本朝に來り、文保元年に寂を示す、松島頼賢の碑も同人の筆なり、碑高五尺八寸、橫一尺四寸、額に梵文一字を題す、

寳以、妙昧[illegible]相、假相以度生、眞理亦絕[illegible]、[illegible]言以[illegible]道、[illegible]、先佛後佛、出興無息、牟尼權實、[illegible]、時、世尊告起道樹、[illegible]首鹿苑路、逢于[illegible]高主、說法度伎、[illegible]伽梨安地上、一東金錫霞袂[illegible]、乃梟[illegible]林、留爲後來、此皆婆以是爲規本、見之者永離苦趣、遣之者必生樂邦、吾當[illegible]親一百諱辰、潰於鐫鑿、建造志願於[illegible]等、通以啓經、悉讃以奇眞、

時德治三年十一月廿日　智首評誌　一山一寧書

國見（クニミ）

今、石母田の古名なるべし、國見明神祠あり。東鑑、國見澤宿と云ふも、石母田の溪流に因れる名にて、即石母田にあたる。舊說、貝田を以て、國見宿とするは、非なり。

（國見山）

國見山は、石母田の東、大木戶村に渉る一峰にして、一名丁塚山（チャウツカ）と云ひ、二重堀（フタヘホリ）の跡歷々として殘れり、即文治の長塹とぞ。(信達風土雜記云、藤田驛の北、石母田村に一古松あり、俗に義經の腰掛松と曰ふ、腰掛松の少し東に、山上に國見明神あり、和論語などに見ゆる、伊達明神界なるべし、之より北に赴けば、貝田驛あり、即古の國見山なるべし、淸水東流して五十澤に至り、逢隈川に入る

（下紐關址）

澤氏曼遊之草云、貝田驛北、橫折可一里、有一奇樹、俗呼[illegible]松、幹枝皆布地、遠望之如雲、自樹傍望伊達郡、々下有長塹、々所通三十餘里、遠[illegible]山之麓、予問、伊達關即古傳下紐關、古者界毛人之地(信達秋考云、寶[illegible]關、昔作下紐關、貝田驛西南、觀國山下、有其遺址、土人呼爲伊達大木戶。

うつつとも夢とも見えぬ程ばかり通はゞゆるせ下紐のせき(新後拾遺)　大中臣能宣

郡村志云、二重隍は、國見山中腹の稍上より起り、下りて東し、阿武隈川に達す(大枝村地內、鰐ヶ淵)下地に在る者、今皆田畠と爲るも、猶處々纔に形を遺す有り、大抵幅五間許、深三尺より五尺に至る、兩隍の間五間許、下紐關蹟は、辨天澤に在り、國見山西北の麓なり、辯才の石小祠有り、東南西三面に小池を遶らす、即、關蹟なりと云ふ、一說、伊達の大木戶是なりといふ。

國見山の二重堀は、疑なきに非ず、土人の傳說(續奥細道云、藤田、貝田の驛過ぎて、道の左の岡の上に、辨慶が硯にせしと云石あり、大いなる石の上、少し硯の樣に窪みて有り、左の方山畑の中に、高九尺ばかり、枝四方へ蔓る事廿間餘り、いと珍らしき松あり、是を義經の腰掛松といふ、夫より伊達の大木戶の跡を見る、左の方は國見峠とて山なり、右は地さがりて田畑打續き、阿武隈川の際に到る、今も猶、木戶の跡、二重なる空堀あり、左の山より堀續けて、十二里の間といふ、紛ふべきもなき要害なり、古への下紐の關なりと云、誇大に失ふごとし、又、下紐辨天祠は、今も石母田にありて、詞華集に、橘爲仲朝臣の陸奥守にて下りける時、大皇太后宮の大盤所よりとて、誰ともなくて、

東路のはるけき道をゆきめぐりいつかとくべき下紐のせき、

とあれば、名所たりしこと疑なし。されど、別に關趾なし、さて、文治五年合戰の次第は、

八月七日、二品(賴朝)着御于陸奥國伊達郡、阿津賀志山邊、國見驛、而及半更雷鳴、御旅館有霹靂、上下成恐怖之思、云々、泰衡、日來聞二品發向給事、於阿津賀志山、築城壁、固要害、國見宿與彼山之中間、俄構口五丈堀、堰入逢隈河流、柵、以異母兄西木戶太郎國衡、爲大將軍、副金剛別當秀綱、其子下須房太郎秀方以下、二萬騎軍兵、凡山內三里之間、健士充滿、加之、於苅田郡、又構城郭、名取、廣瀨兩河、引大繩柵、泰衡者、陣于國分原鞭楯、亦栗原三迫、黑岩口、一野邊、以若九郎大夫、余平太以下郎從、爲大將軍、差置數千勇士、又遣田河太郎行文、秋田三郎致文、警固出羽國、入夜、明曉可攻擊泰衡先陣之由、二品內々被仰含于老軍等、仍重忠召所相具之疋夫八十人、以用意鋤鍬、令運土石塞件堀、敢不可有人馬之煩、思慮已通神歟、小山七郎朝光、退御寢所邊、相具兄朝政之郎從等、到于阿津賀志山、依懸意於先登也、云々。

此に、阿津賀志山とは、伊達、刈田の郡界なる、重畳の連名にて、國見以北篤借（アツカシ）齋川に至る三里の山中を、すべて指せど、其主と築城せるは、郡界大佛（ダイブツ）の逆なる分水嶺歟。而して、その「國見宿與彼山之中間、俄構口五丈堀、堰入逢隈河流、柵」云々とあるは、即ち二重堀の塞道を言へるならんが、大形を揣るに、宮塚山腹にありて、東南逢隈川を下瞰し、凡一里、地勢河水を激上すべからず。東鑑の、逢隈の水を引くと云ふもの大不審なり。蓋、河水を堰て山下に汎濫せしめ、以て伊具郡への通路を遮斷し、高平の通路は、塹を設け、兵を以て捍衛せしならむ、兩

事混亂して「搆五丈堀、堰入逢隈」と云ふも、實は堀と堰、各別に似たり。今も阿津賀山の東、五十澤の猿跳(サルハネ)碑は、古昔、逢隈の水を阻止せる所と、つたふるにあらずや。信達一統志云「國見宿と厚樫との間に、口五丈の堀を搆へ、逢隈の流れを堰入」云々、按するに五丈の壕は、今猶、山の中腹にあり、假令、往古は河床高くして水溢るゝとも、數十丈高き山腹迄、堰入し得べき謂れなし、所々の溪澗、溢れし水を堰入せしと見ゆ、東鑑記者の誤傳ならん歟、また石奈阪の城壘、是も逢隈川を堰入すと記せり、是等、記者地理を知らざるの故なるべし。

經岡(キヤウガナカ)　今、國見山の舊號なるべし、觀聞志に「經岡未詳、其地以東史考之、則阿津賀志山頭、其故址」とあれど、原書に「十八人之首、梟之于阿津賀志山上、經岡也」(信夫郡石那坂の條を合考すべし)とありて、梟示の地なれば、驛路の經由せる所たるべく、阿津賀山上と云へるも、廣く指したる高地にて、經頂の意には非ず、又、經岡のキヤウは、諸州郡地名の例によれば、多く塔(タフリ)の義なり。古人、烽火を煙(トブヒ)とは云へり。此なるも、國見の好眺望は、即、烽火の臺なりけん。今も、國見山に、經塚の名のこれりと云ふ。下なる塚野目の條にも一説あり、合考すべし)

元祿九年紀行、陸奥千鳥云、桑折より、藤田村へかゝり、町を出離れて、左の方へ二丁入り、義經腰掛松あり、經塚山、此所より又海道へ出づるに、國見山高くさゝへ、伊達の大木戶搆へきびしく見ゆ。

徳江(トクエ)　今、森山(モリヤマ)、塚野目(ツカノメ)と相合せ、森江野村と改む。伊達崎の北藤田の東にして、逢隈川の左岸に居り、大枝村の西南に隣る。

(森山)

信達歌考證云、東鑑曰、阿津加志山上經岡、則當時呼山頂爲經岡者、可知也、或曰經與狹、土音相混、經岡即狹岡、其下爲狹布里、近里渡口爲狹布渡、狹布里今塚野目村、是也、又曰、塚野目村有錦木塚焉。

(塚野目)

郡村志云、森山村に、藥師像と傳へ、半身の佛像を刻みたる二石有り、縱四尺二寸、横三尺二寸五分、厚一尺二寸、奇古甚し、其一は横幅小減す、面目手足認むべからず、伊達崎村の北なる錦木塚、岡陵茂林中に圓丘を爲す、往年村民之を發て一古鏡を獲たり、塚は巨石を以て甃したる者にして、其中空虛、南北に長さ二間、東西に廣さ四尺五寸、之を蓋ふに大石三枚を以てす。(伊達世次考によれば、天文中、伊達郡西根守山郷は、宿老富塚近江仲綱の知行地とす、富塚氏、慶長後も仙臺藩の宿老なり。守山やがて今の森山なり。

大木戶(オホキド)　今、貝田、大窪、光明寺を合併して大木戶村と云ふ、石母田の東北にして、即古の阿津賀志山の南麓なり。

大木戶とは、本關要の名にして、伊達關、下紐關とも傳へられ、其厚樫の險阻に因り、仙道の往來を扼せし事は、地理の上にて明白なり、其設置の年代は知れざるも、養老の石背國の北限なれば、由來久しきものならん。按、吾妻鏡、文治五年八月、八日、金剛別當、率數千騎、陣于阿津賀志山前、卯剋二品先試遣畠山次郎重忠、始箭合、秀綱等雖相防之、大軍襲重攻責之間、及巳剋、賊徒退散、秀綱馳歸于大木戶、告合戰敗北之由於大將軍國衡、仍彌計略云々。此に、阿津賀志山の前と云ふは、即、國見山の前進陣地なるべし。而て、本陣地は、其北にして、貝田、越河の間なる分水嶺(即伊達刈田の郡界)なりしとも想定すべし、而も、常時の越度を監視したる關門址は、之を何處に擬定すべき歟。文治五年の(錦戶國衡の本陣なる)大木戶を以て、直に其關塞と論定せらるべき歟。其伊達大木戶と唱へられしに因りて之を想ふに、分水嶺の南たるべきは論なしと雖、其關門址は、石母田にや、又貝田にや、更に詳論を要す、

(阿津賀志山)

(大窪)

郡村志云、延喜式、篤借古驛は、大窪(オホクボ)の地に在りと傳ふるも、其址今考ふ可からず、或は曰く、今フンカケ松の地なりと、又云、大窪村は、文治中、泰衡城壁關塞を設けし地にて、且、國見山の西北麓なる、下紐關蹟は、謂ゆる伊達大木戶なる故、近年改名す、按、義經記に「安倍の貞任は、厨川の城を出て、あつかしゑの中山が後にあてて、あたかの郡に木戶を立て」云々　また「陸奥の藤原秀衡が舘より、三百餘騎、馬のはらすじはせきり、すれのくたくるをもしらず、もみにもうてはせ上る、あつかしの中山はせ越て、あだちの大城うちとほり」云々。此に、篤借ゑの中山とある、ゑは其故を知らず。あたかはいたての誤なりと判知せられ、木戶は即伊達關なり。後文のあたち、又伊達の誤にて、大城はオホキドの義に外ならず。また、信達歌考に「阿津賀志山、在貝田驛西、或作厚樫、一名白鹿峯、蓋取諸猿麻呂追白鹿也」云々。猿麻呂、日光山假名緣起に見ゆ。驛西といへるは、恐らくは驛東の誤りか。

貝田(カヒダ)　今大木戶村の大字にて、藤田の北東一里、此より一亘の分水嶺を北進すれば、即、刈田郡越河驛に達すべし、名義は峽田なり。

貝田は、阿津賀志山中の小驛店にして、特に、驛邊の山を指して、阿津賀志の主峰に擬すことあり。此峰は、刈田郡越河の東峰と相連なり、唯向背表裡を爲すのみ。文治五年の、奥州軍が據守して、大木戶と稱せしは、此分水界(大佛(タイブツ))の邊に設けられし陣地なるべし。

按、觀聞志に「厚樫山有兩說、一曰貝田東山也、一曰越河東山、曰之阿津賀志也、世稱伊達大城戶者是也、文治五年、藤泰衡以異母兄錦戶國衡及金剛別當秀綱等、

守此城壘、且堰逢隈(アブクマ)河流面爲要害、欲先遣方綱等、拒寨下手阿津賀志山前、畠山重忠乘與、秀綱敗走、而退手大城戸、賴朝卿師攻阿津賀志、有安藤次者、自爲嚮導、潜出營陣自藤田宿、歷會津路、踰土湯嶺、鳥取越、出于城壘後山、於是城中擾亂」と述べられしも、貝田越河に沿ふ山中が、文治の陣場たること、疑惑の餘地なかるべし。彼逢隈河の水を堰入れしと云ふにつきては、國見山の條に其論釋あり。又、土湯嶽、鳥取越は、兩山相去る南北十里、其鳥取は阿津賀志陣の背を襲へる路なれど、土湯嶽は信夫郡石那坂役の事に屬し、全く阿津賀志陣に關係せず。而も、其石那坂の戰に獲たる首級を、阿津賀志山の經岡に梟示したるを以て、東鑑の撰者、彼此混同して、誤を傳へしのみ。

郡村志云、貝田村は、海面より高さ凡四十九丈、西北に萬木、四穴、獅龍等の諸山あり、東に大田、澤田等の諸山有り、惟南の一面開るのみ、北方高くして南方下る、故に田圃も亦階狀を爲す、國道一線境より其に亘り、村戸皆道を夾て竝列す、西北諸山の溪流集りて一川を成し、國道を截て村の中位を蜿蜒南流す、風呂澤と云ふ。

大枝(オホエダ)

（大條）

今大枝村といふ、大木戸の東南にあたり、藤田驛の東一里、逢隈川の左岸の地なり、或は大條(オホエだ)に作る。

信達風土雜記に、大枝の古館址を綴廳森(ツツマガ)（神崎）と云ふと述べ、郡村志には「西大枝村の上壇、昔より、王子を葬る所とのみ傳ふ、高さ一丈許、周回二十間許、上に、偃蓋の古松一株あり、此冢より、東に距る一町餘にして、古城址あり、大抵、五十間四面許、殘壘、高さ三尺許、四方に壕を環らす、幅二間許、今は皆、水田と爲す、寶館と呼ぶ、相傳ふ、王子、此城に生れ玉ひ、沒して王壇に葬る」云々。「郡村志云、伊達常陸入道念西の室、結城氏(結城七郎朝光の第三女なり)の墓は、大枝福聚寺の後に在り、石の五輪塔なり、高六尺八寸、正面に光明寺殿了修願善尼大姉と刻む、其に改造の年月、文政四年四月辛巳十月造立と刻む、舊塔は破碎して墳前に在り、墳の後に古柿一株有り、前に古松二株有り、文政四年塔を改造する時、仙臺の吏人來り、遍く補樹を求めて、この墳を認めたりと、蓋彼家舊記に識して有りしならんなど、父老いへり。

北越軍記云、慶長五年の夏、政宗は、已に相馬領へかゝり、岩手澤へ歸城せしに、簗川の城主、須田大炊助長義、人數を出し、政宗の家人片倉小十郎、柴田小平次と、大枝と云所にて、六月廿二日に、鐵砲矢合あり、是れ政宗と上杉景勝の手切初也。

伊達世臣家譜云、第八世定宗公(宗遠)二男、孫三郎宗行、爲大條氏祖、世住于大條館、子宗景、子宗元、子宗澄、子助宗、養嗣主景宗之子爲嗣、曰之三河宗家、天文中人、子稱尾張宗直、天正十六年六月、貞山公時、奉命收高倉城、慶長中、移邑氣仙郡、子曰宗綱、元和二年、賜亘理郡坂本郷、祿二千石、孫裔襲之。○今按、大條宗行の母は、結城宗廣の女にて、高明院慶慧元果尼と、系圖に見ゆ、光明寺尼に合考すべし、光明寺村(クワウミヤウジ)は、今大木戸へ合併す。伊達世次考、天文十七年五月、晴宗白石在陣の時「自白石出兵於光明寺、相約諸將揚烽、香蓬即發」云々。

（光明寺）

五十澤(イサハ)

（猿跳）

今五十澤村と云ふ、大枝の東北に隣り、逢隈川と厚樫山の相迫る間にあたり、伊具郡耕野(カウヤ)と相隈る。逢隈川は、五十澤と舟生の間に、一急灘一隘巖をなす、之を猿跳(サルハネ)と名づく、又九龍と名づく、往昔は、此阻障の河水を抑止すること、猶大なりしが故に、信達二郡の平夷は、湖海の狀をなししことありとも傳說す。

郡村志云、信達二郡の地、昔者瀰漫たりしが、天智帝の御宇、五十喜猿跳を鑿開し、初めて湖洩れ陸と爲ると、或は曰ふ、日本武尊、東夷征伐凱旋の時、信夫の浦の毒龍を殺したまひ、湖を決り陸と爲したまふ、後復、猿跳の咬崩れ、漸く塞して湖と爲りしを、孝德帝の御宇に鑿開す、云々、其說一ならず。(信夫郡木內を合看せよ)○五十澤の北西嶺を高丸山(タカマル)といふ、阿津賀志山の東に隣り、苅田、伊具、伊達、三郡の交堺にあたれり。

（高丸山）

逢隈川(アブクマ)

（阿武隈川）

又、阿武隈に作るは、訛に從へるなり、古書に逢隈に作る、靑葉、大隈に作れるもあり(センダウ)、奧州南方の大水系にして、北行五十里、仙道及び名取伊具日理の平野を開く。

大歌所風俗歌

あふくまに霧たちわたるあけぬとも君をばやらじまてはすべなし〔古今〕

みちの國へまかりける人に別をしみてよめる、

行末にあふくまかはのなかりせばけふの別をいきてせましや、〔散木〕

あふくま川をすぎ侍るとて、

かくしつゝふるさと人にいつかさて逢隈川の逢瀨にはせむ〔回國雜記〕

あけぬるか遠方人もあふくまの七瀨の錦に網の見えゆく〔夫木〕　兵衛内侍

六十五大川流域志云、阿武隈川、河線五十里、濶凡六百間、西白河郡甲子(カフシ)の山中(旭嶽)に發し、亘理郡荒濱、名取郡蒲崎の間に至り海に歸す、支川は、岩瀨郡の釋迦堂川、田村郡の大瀧根川、安積郡の笹原川、逢瀨川、安達郡の五百川、小瀨川(移川)、信夫郡の須川、松川、伊達郡の摺神川、小手川、廣瀨、刈田郡の白石川等最著る。○逢隈は、五十里の河線あれど、其上游、白河、安積、伊達の諸郡に在りては、急灘所々に在りて、舟航の上下するを妨げたり。中にも、石川瀧(龍崎)の如き、激湍を見るべし。中游は、信夫郡以下に屬す、立子山、蓬萊岩な

以て、中に島を分つべし、されば、福島は、中游の大津にして、荒濱を過ぎ、伊具郡を貫く、此間凡二十里、岩沼以下二里は、下游と謂ふべし。(或人いふ、仙道は逢隈の河畫の汎名なるが、川道と爲すも可なりと)

信達風土雜記云、伊達諸郡の大小の水流、合して逢隈河となり、信夫郡に至り、舟運の利初めて多し、福島より風帆直に得、以て荒濱に至る、凡十數里、米穀雜貨の運送之に由る、昔年、此水路所々に瀧あり、謂はゆる馬洗、猿跳、鼓瀧等なり、又淺瀬ありて舟通せず、寛永年中、上杉氏、古川善長をして洪水氾濫の害を治せしめし後、寛文年中、更に渡部友意の治水あり、友意、專ら舟運を謀り、官廳の聽許を得て、土功を起す、數千の役夫、岩石を碎き沙灘を疏し、遂に通船の水路と爲す、今世之に賴るや大也。

(合曲川)(青熊川)

逢隈を遇隈に作るは、古今集に、合曲に作るは、八雲御抄なり、又、大熊と書けるは、[illegible]に見ゆ、青熊は安達郡高木の條に引ける、文書に見ゆることし。又、古書に安福麻河泊とあるにつきて、亘理郡の内に其名あり。又、古人が專ら逢隈川の渡と云へるは、亘理名取の海道の事なれど、山道にも渡津ありて、信夫郡信夫山の下なるが如し、中古まで、河水此間に湛滯して、江澤の狀を呈し、信夫浦の名さへありしとも、論ぜらるゝにあらずや。

觀應中の宗久紀行(都のつと)に、白河關より、會津の海の方へ出て、更に山を踰えて、走井と云ふ野を過ぎて、逢隈川の渡津に至り、舟に乘りて噴火山を望みたる由を載す。其文に「遙き川の邊に出でぬ、此なん逢隈川なり、都にて遠く聞渡りし名なれば、限なく遙に來にける程も思ひ知らる、渡守船さし寄せて、道行人ども急ぎ乘出侍りしに、水上遠く見渡せば、重なる山の中に、煙の立昇る所ありしを、舟子共に問ひしかば、元弘の亂に、鎌倉の亡びしより、此煙立初て、今に絶えぬなりと、語りしこそ、最不思議なりしか、云々」宗久の、渡舟と云ひ、水上に火山の見ゆる狀を云へるを想ふに、吾妻山より出づる松川の、逢隈に歸する邊、即信夫浦(福島)の形容に當たり。されど、火山は、吾妻の外に、刈田嶽と云ふもありて、白石川の原にあたれば、柴田郡の事かとも疑はるる節あり、後の定めを俟つと云ふ爾。

最勝四天王院の障子に、逢隈川かきたる所、

君が代にあふくま川のうもれ木も氷の下に春をまちけり、(新古今)　　家　隆

ゐなかにはべる頃、司召しを思ひやりて、

春毎に忘られにけるうもれ木は花のみやこをおもひこそやれ、(後拾遺)　　源　重　之

集成古州信達風土考云(天明中著)隈川崩岸、往々出沈木、其質或赤或黑、可以製器也、洪荒之世、信達之間、爲大湖者、信夫、又村里穿井、掘十餘丈、得沈木及菓實。

會津

會津(アヒヅ)　今、岩代國の内に入れど、山川自一區を成し、仙道の西に居り、四境皆山、分ちて南會津、大沼、河沼、北會津、耶麻の五郡とす。戰國の際、蘆名氏之に據り、東奧の雄藩たり。後、蒲生、上杉、加藤の諸氏之に代り、寛永二十年に至り、松平肥後守正之、之に封ぜらる。越後、小川庄、東蒲原郡の、會津領内たりしも、蘆名氏の時已に然り、以て、近時に至れり。其中央を、若松平(若平)、又會津平と云ひ、若松の藩府城在り。

はかなしや尋ね來たれみちのくの會津の里も名のみなりけり、(夫木)　　宗　圓

(相津國)

會津は、和名抄に、阿比豆、高山に安比旦須と訓じと云ふは、會津嶺なり、會津山を言ふべし、今、分大沼、河沼、耶麻郡と云ひ、又、耶麻郡の下に「分會津郡云々」とあれば、古の會津郡は、大沼、河沼、耶麻を合せしものたること論なし。古事記水垣宮の段に、相津につくるは、即、此地の始見とす。

大毘古命者、遣高志道、其子建沼河別命者、遣東方十二道、令和其麻都漏波奴人等、大毘古命、遣行古志國、爾自東方所遣建沼河別、與其父大毘古、共遇于相津、故其地謂相津也、是以各和平所遣之國政、而覆奏。

國造本紀に、相津國を脱す。されど、大毘古命の裔孫の、留住したりしことは、別に證迹あり、推斷すべし。

稱徳紀、神護景雲三年、陸奧會津郡人、外正八位下、丈部庭虫等二人、賜姓阿倍會津臣と見え、阿倍は即大毘古(大彦)命の裔姓なり。又、會津所々に、惣王神、又は社王子を祭る、即、五社、共に古志の訛にして、古志君の祖神を指し、大毘古に外ならずと悟らる。蓋、成務の朝に、東國を造、多く天湯津彦の孫裔を以て補任せられ、相津國も、比隣と共に、其造を定めらる、本紀中の阿尺、思の兩道の條に「阿岐閇國造、同祖」と載せ、この阿岐閇、恐らくは阿比闘の誤に出づ。阿比闘、即相津なり。之を前行の岐閇國と相涉りて、阿岐閇と誤り、後人因て、阿岐國亦天湯津彦の神胤なるを以て、相涉りて閇字を削るに至る、紛更甚し。

(阿比闘國)

此阿比闘の新解は、大槻氏復軒雜纂に因る。其説に曰く「舊事紀國造本紀に、道奧菊多國造ありて、其次に道江岐閇國造(度會延佳の校本には、道江を道口と改めたり)あり、新井白石の五十四郡考には、道江阿岐閇とあり、さる本もありしなるべし。古事記には、道

尻岐閇國造とあり、又國造本紀の阿尺國造、及び思國造の下には、阿岐閇國造同祖云々の字、二處まで見えたり、(延佳本には閇の字を削れり。)彼此を參考するに、道江岐閇は、道尻岐閇の誤脱なるべし、道尻は、東方道路の極の意なりと思はる。阿岐閇は阿比闍(闍﨟國造の闍)の草體より誤れるにて、即、會津國造ならむ。會津は、崇神の朝に、大彥命と武渟河別命と相會せし地と、古事記に見えて、奥州の地名の第一に史に見はれしなれば、既くより國造なかるべからず、會津國造と定むべきに似たり。云々、(以上。)ここに、道尻と道尻を、同一に論斷せられしは、服し難しと雖、其阿比闍の説、頗其意を得たり。今之を擬きて、布濃を爲す。比濃の阿尺、白河、信夫、伊具、染羽等、皆天湯津彥の神裔が、成務の朝に、國造を賜はりし地なり。湯津彥は、天神本紀に、天降供奉の神と云へる外、他書には見えず、且、佐渡國も、此神裔を造とするを思へば、大彥命の會見たる安倍臣、高志國造等と、深き因みの在りしやに疑はるれど、明證を得れば後考を期す。

養老二年、石背國の建つや、會津は之に屬して、五郡の一に列す。幾年ならずして、石背の國號を停め、陸奥に復す。延暦以後、耶麻(アヒツ)郡を分ち、延長中、大沼、河沼二郡を分置し、會津四郡と稱す。

和名抄注曰、「今分爲大沼、河沼、二郡」原本、誤て白河郡に注す、而して别に大沼郡を載たり、

戰國の際、會津、大沼、河沼の名稱紊亂して、河沼の西を稲川郡と稱し、會津の南を南山と稱し、又、伊南、伊北の名あり、終に會津郡を失ふ、正保圖之に從ひ、大沼、河沼、稲川、及び伊南、伊北、南山となす、寛文中復舊して、會津、大沼、河沼、三郡となし、後皆之に仍る、古の菱方郷は、終に安積郡に入る、〔國郡沿革考〕。○寛文中撰會津風土記云、會津、耶麻、大沼、河沼を通じて、會津と曰ふ、四郡の水流れて一川に會ふ、郡名之に因る、四郡を四分して、會津其二に居る、其三郡を三分して、耶麻其の一に居る、其二郡を二分して、南にして大沼其二に居る、河沼其一に居る、會津は南及東に在り、大沼其中に在り、河沼北に在り、耶麻其北に在り、其地高寒陰冱、寒早く暑晩く、大雪數尺、落氷條の如し、風雪並起れば、則行人往々咽絶迷仆し、仲冬より仲春に至るまで、積雪深く、牛馬轎輿の往來を絶つ、雪鳥を尋ねて戸牖の防を爲す、雪車(雪車又作雪舟、其名曰蒸籠)を牽きて、柴薪の用をなす、其人強勁、倹質を尚ぶ、学を習ひ射を好み、鶻鷹を學ぶ、頗む士に屬し法制を善くす、寛文四年、戸口萬一千八百、口十八萬八千餘。享和中、戸三萬八千、口四十三十年、三萬八千餘)(新編會津風土記云(本書は享和三年に編集す、即、藩主正之、寛文中に撰べる風土記を基とし、闕けたる者を補ひ、略せる者を詳にす)凡會津の事を記せる書、世に流布する者も多ければ、皆蕪雜の野語にて、引用に堪ふる者なし、獨寛文の頃、家士向井吉重が著はせる舊事雑考、四家合考のみ、備用の一種に充つ、此舊事雑考に、古代の事を記したるは、專ら高田伊佐須美略記、塔寺八幡宮略記、(一に長帳と云者是なり)恵隆寺略記、岩崎龍潮寺略記に採りて、總て或記と稱す、其中塔寺略記のみ、今に現存し、其餘は皆烏有となり、考ふべき便なし、惜むべし、さて平家物語に、會津四郡と稱すること始て見ゆ、治承、養和の頃は、慧日寺の領なりしにや、壽永元年、信州横田河原の合戰に、此寺の衆徒乘丹房は、越後の城四郎長茂が催に應じ、會津四郡の兵を師て、木曾義仲と戰ひ、打死せしことも見ゆ

古文書、陸奥國會津、河沼郡、藤倉村内、了仙在家一宇、田一町事、右件田島在家者、景範重代相傳之地、當知行于今無相違、(中略) 故状之状如件、

貞治三年甲辰十月七日　　　貴主、大藏帶刀左衛門景儀

陸奥國會津、大沼郡、矢木田村内、福泉寺別當職事、任大武法橋成賢之寄進狀旨、於實相寺末寺、可致沙汰狀、如件、

貞治五年七月十七日　　　前伊豆守直連

中世、會津の盛衰たりし佐原、蘆名氏のことに、會津下北(會津郡)、並に黑川、猪苗代等に合せて[illegible]し東北風俗云、會津松平侯は、山中に城を構へて、四隣堅固也、要害尤よし、田園亦潤し、然共、清き水は僅也、其是、國中大に貧せり、但し土民能く艱苦に耐へ、倹素を以大に相違あり、文武共大に行はれて、風俗質朴、凡諸人の江戸の役に赴く者も、自身の諸道具自負ひて行く者多し、奥道中にて、荷物を負へる士は、皆會津人也、且、人々氣象あり、柔弱にあらず、然共、九州武士に比すれば、大に隱者の風あり、高端にあらず、譬へば人を害るも、人の不意を伐ち、或は寝首にても切ると云風あり、名求て立派に勝負に決すると云樣に潔き氣也、尤間緒抔は能整へり、長沼流を以て始終不變、故に武事は東北の第一とす、しかし、僻境にて、中原の役にはたゝぬなり、自己を守るのみならん、

南會津郡

南會津郡(ミナミアヒヅ)　會津南方の山谷、僻遠の地を指す、其南境は、古四十餘方里と稱せらるれども、人口は三萬五千許に過ぎず、今、二十八村に分ち、田島に治む、

南會津郡は、汎稱御藏入と稱へられ、或は南山と呼ばる。されど、南山とは、専東偏鶴沼川の溪谷に唱へ、其西なる只見川の水系には、伊南、伊北と唱ふ。古郡屬の系屬を知らず、或は、南山郡の私稱ありて、もと、會津郡長江郷の地と論せらるるも、詳ならず。伊南、伊北は、中世、大沼郡の屬か、地形は大沼に連なれり。

急度申遣候、仍御分領之山布、皆々殿様へ御買被成候間、自然其口通候者、押置、此方へ可注進、若異者と致相談通候者、其方曲事に可申付候也、

辰正月廿七日（寛永五）　守岡主馬一長（印）

南山郡、立岩郷、外記右衛門殿、

南山

會津南境の汎稱にして、大略、今の南會津郡にあたる。されど、主として鶴沼川の溪谷を指し、因りて、其西なる伊南川、只見川の谷中にも及ぼししが如し。近世の初めには、或は南山郡と唱へしが、寛文以降、定めて會津郡内に歸せしむ。又、御藏入の汎稱あり、或は、山之内とも呼ばる。

（南山郡）

南山は、長江庄と稱へらる、其由來知れず、（北會津郡の長江郷を合考すべし）寛文風土記に「長江庄は、民射獵を業とし、又火耕斧斤を事とす、俗火葬を用ゐず、南山、伊南、伊北之に屬す、近世、郡名を失ふ、或は大沼郡と爲す、按するに、南山立岩郷、木賊村の熊野祠、及び針生郷、鷲神祠の鰐口に、長江莊と銘す、長江は、倭名抄に長江郷とありて、會津郡に隷す、因て今之に由る」云々。

（御藏入）

新編會津風土記云、御藏入とは、公儀御領なれど、當家へ御預の地にて、南山と稱ふる山里なり、會津郡長江庄に隷し、其境は、湯原、九九布、楢原、田島、針生、闢本、立岩、七郷に亙る、其水田あるは、六七个村、他は燒畑を耕して、漸く口を糊す、伊南、伊北の兩郷たる、伊南河に沿て、平地連接、田圃稍闢けたり、檜枝岐は、隔絶して駒嶽の南、山腹に位し、耕田無く、山中野日を知らず、壺中別天の僻村たり、凡、立岩郷より伊南、伊北の地は、往古より、敗北落人の遁逃潜伏せる所の隱里なりとか、概して僻遠の地なり。

伊達成實記云、天正十七年八月、會津山の内に、いな、いほう、横田、川口、屋なより、此所は山中故、御手に不入、然庭、八月末に、原田左馬助、爲御代官、會津衆參着、長井の諸人數を以、屋なとりの城責落、なで切に仕候。

荒海川

又、荒貝に作る、鶴沼川の一支源にして、下野國日光高原（鹽屋郡の現管）の界なる、荒貝嶺に發し、東北流、糸澤、川島を過ぎ、田島に至り、楢澤川と相合ひ、即、大川（一名南山川）の稱あり、此間凡六里。

（荒貝嶺）

荒貝嶺は、常禮山脈の一峰にして、標高千九百七十餘米突、山王峠の西にあたる。荒貝の北なる七森、駒戸の一脈は、鶴沼川と、伊南川の分水界を成す。（荒海川を、一名闢本川と云ひ、又此邊に闢本郷の泛稱あり。闢本とは、糸澤と川島の間に、今もその大字のこる。

（闢本）

四山堆雪玉玲瓏、月落荒村夜色空、中火隔溪紅一綫、已知獵手到寒叢、　五山

糸澤

今、瀧原、藤生、闢本、川島、中荒井等と相併せ、荒海村と改む。南山の西南隅に居り、荒海の谷を占む。野州高原、及び鹽原への通路は、之を經、山王峠を以て隘口とす。田島より糸澤まで二里半、糸澤より山王峠へ二里半、路傍に羽鹽瀧あり。

（川島）

糸澤、荒海の諸村は、舊川島組と云ひ、山王峠の南なる、三依六村をも、組内としたるなり。糸澤の名は、塔寺長帳、并に北越軍記にも見え、村内に龍福寺てふ古刹もありて、南山の名邑とす。天正十八年二月、蘆名義廣狀に「白川島口、南山へ調略可然候段、承候、尤以得其意候」伊南の河原田氏に報せし書 とあるは、豐臣氏の征東軍を、此方面に招かんとせる者なり。

龍伏寺、官領、かいこめんになし置申候、此内に御家風、又誰人成共、被指置候共、別條不可有候、仍爲後日、如件、

永祿元年戊午十二月吉日　長沼盛勝（判）

龍福寺之領、雖有免許進置候、御かゝへ之地内に、人被指置候共、不可有別條者也、爲永代、判形如件、

天正十八年庚寅三月十二日　景國（花押）

龍福寺　參

會津塔寺長帳云、明應四年霜月、松本備前くわんれい、同伊藤殿、不慮儀の事にて、宇都宮殿を頼め、落行候處に、南山殿、糸澤にて追掛、取込申、打死三十三人也。

山王峠

糸澤の南二里半、國郡界にあたる、（下野日光へ重出す）峠の南なる横川は、高原鹽原二路の分岐する所とす。

北越軍記云、慶長五年、上杉景勝、南は山王峠を背にあて、横川宿を、大國但馬守に三千の勢を附て守らせ、谷川を堰て湖を湛へ、鶴淵と云所の山の上を切塞き、山王峠の北方なる高山に、遠候を置て、相圖の貝を上ると均く、絲澤宿より打出る筈に拵へたり、云々

新風土記云、下野國鹽屋郡河島組六村は、三依郷と稱す、昔鹽屋の郡主、川崎氏、その女を、我會津南山、田島村鴫山城主、長沼孫七郎盛秀に妻合はせし時、化粧田として、此六箇村を割きて、會津へ屬せしめしとぞ、山王峠の下、横川村に木戸門を設け、番戍を置き、往來を察せしむ、舊絲澤村に置かれしが、寛文元年、横川へ移さる、上三依村姥捨山に館迹あり、永祿の頃、長沼實國（田島城主）此に築きたり、山下を鶴淵といふ、慶長五年、上杉氏此隘口に要害を構へ、横川の溪流を堰止め、水を徑路に湛へ、

岩壁の上には石等を設けたりしとぞ。

檜澤川（ヒサハ）

荒貝川の北なる一溪にして、七森山に發し、東北流、又東流して田島に至り、荒貝川に合す、此間凡五里。

檜澤川の諸村里は、昔高野（カウヤ）組と稱し、高野、上鹽澤、下鹽澤、高木澤、金井澤、大豆渡（マメワタ）、黑澤（クロサハ）、靜川、針生等の名ありしが、今合同して、檜澤村と改む。田島より靜川（シヅカハ）まで三里、針生の中山峠へなほ二里、峠を西へ下れば、五里にして伊南の山口村（大宮）なり。

（靜川）

七森山（ナナツガモリ）

檜澤川の水源、針生（ハリフ）の南、糸澤の西なる高嶺にして、千六百七十米突と測定せられ、南は荒貝川を去る四五里、北は船鼻山、博士山を望む、一名荒倉山といへり。

針生（ハリフ）

按、治原（ハリハラ）の義なり、近世は、高野組諸村の稱名に呼ばれたり。〔仙臺藩の著名氏は、針生とも稱す、蓋、この邑名に因る、而も、其家傳、精諸書と說く所を異にす、錄して後考に供ふ。（伊達世臣家譜云、蘆名盛滋、養盛舜之後、生一男、稱之民部盛幸、住于針生庄、故以針生爲氏、子小太郎盛秋、子丑松盛信、永祿八年、長沼之役、從之、天正十七年、蘆名家一族、猪苗代彈正盛國、反于盛隆子盛重、從于當家、于時盛重歲十三、故以盛信守詳、是歲六月、與貞山公戰于摺上原（スリアゲ）、盛信自奮擊力戰、盛信馬爲箭射、親族針生豐後某、來救之、敵攻甚急、於是豐後死之、盛信內殿、於是貞山公入會津城、是歲、盛信以是事告于太閤秀吉、是時盛信始拜謁秀吉、秀吉賜常州江戶崎五萬石之地于盛重、龍崎一萬八千石之地于盛信、十八年、奧州九部城主修理介政實叛、因之關白秀次出軍于奧州、盛信從之、慶長五年、盛重盛信與石田治部少輔三成、因之盡收其采地、於是盛重省其兄佐竹右京大夫義宣、盛信至常州今年、仕于斯三年爲、七年、貞山公、使奧山出羽兼高論召之、於是盛信遂來仕于當家、列準一家。）〕

鹽澤（シホサハ）

今、檜澤村の大字にして、田島の西一里。〔會津舊事雜考、田島鄕下鹽澤村、鎭守明神寶殿銘曰、鎭大明神寶殿、奧州長江莊、田島鄕二鄕、永享四年壬子年、十一年廿一日、敬白、大旦那、猪俣富賴〕

高野（カウヤ）

今、檜澤村の大字にして、鹽澤の北なる船鼻山の下にあり。船鼻は、本村と大沼郡大蘆、野尻の間に蟠踞す。〔新記云、高野村舊家、大竹氏、其先を肥前と云ひ、長沼氏（田島城主）の世臣なり、肥前の子右京と云ひ、其文書今に傳へ、即、此組の鄕頭をつとむ。

撰者日正美　應永　藤原朝臣盛秀（判）

源秀定

仍宛行理覺狀如件、大永六年ひのへいぬ正月十日〕

田島（タジマ）

今、田島村と云ひ、永田、東生澤、田部、長野等をも合す。南山の大邑にして、郡治の處なりし。戰國の際には、長沼氏之に據り、南山上鄕を食したりしが、近世に及びては、仍陣屋を置かれ、南山、並びに伊南、伊北の諸鄕に及ぼし、皆幕府の公領たりしを以て、俗に御藏入の名ありて、之を田島陣屋に治めたり、（此陣屋は、若松城主へ御預となりければ、實は會津領内に同じ）若松を去る十一里。

新記云、南山は、府城の南に當り、山中只田島村のみ、地面稍開け、田畝乏しからず、日光街道にて、習俗も立市商賈ありて、麻、煙草、塗物の類を賣買し、坂東、及び江戶の方に往來するもの少からず、又、深山の村村にて熊をとる、秋夏の間、熊の木實を食せんとて、梢に上れるを伺ひ、鎗、鐵砲にて是をとる、冬より春に至るまでは、大木のうろ、又は岩穴に籠れるを、柴を伐り穴に押入れば、熊其柴を採て穴の奧に籍き、漸く穴淺くなれば、己が身の露るるを覺えず、獵人其機を計り、鐵炮（テツパウ）を放ち、或は鎗にて突殺す。又云、田島村の鎭守、田出宇賀神社、いつの頃にか、田畝の中より出現し給ひし故、名つけしとぞ、今、村北二町に、田島柳とて、一株の柳あり、此神の現出せし所なり、寶物、御正體一面「奉懸御聖禁花堅一面、康永三年甲申、四月十一日、和泉國近木莊住人、藤尼妙覺」と背に付たり、一面、奉懸御正體、長元二己巳年、九月吉日、尼張國住人、佐瀨宮内少輔平正勝、敬白」と有り、其時代の物とは見えず、熊野宮は田出宇賀神社と同じくこれを祭る、御正體三面、一は「奉上本地御正體二尊、康和二九月九日、源貞明」一には「熊野大權現、奉懸御正體一面、右者爲信心、大施主納息地心中有故者命滿足、殊者百大平故也、貞和元年十二月二日、願主源有重敬白」一は「奉納正體一面、宮本熊野本宮權現、文安三九月九日、星彈正」とあり。

（田出神社）

佐藤氏會津史云、戊辰八月廿八日、宇都宮、參肥の官兵は、日光口より道を分ちて進み、野州橫川村に於て、鹽原口より進入せる太田原兵と相合し、遂に會津領糸澤に至る、廿九日、參州、太田原の兵は本道より、其他の西軍は、高野村を廻りて田島驛に入る、此時、我軍は田島を退きて、松山より大內峠の險に據り、日光方面の西軍を防禦せんとす、九月三日、我軍兵を松山に伏し、西軍の隊長彥坂次郎を斃しも、遂に松山を退く、南山皆敵有と爲る。

鴫山城址（シギヤマ）

田島の舊城塞なり、一に鵜に作る。（新記云、鴫山は、村南四町にあり、登ること三町餘、九折最嶮く、茂山木立深く、西南は巖岩高く峙てり、郡署の陣屋は、村中にあり、役人を置き、南山の郡邑を統制せしむ、鴫山城主長沼氏は、蘆名家沒落の後、伊達氏に降參し、其後此地に終りしと見え、德昌寺に墓あれども、子孫いかがなりしにか、詳ならず、其盛なりし頃は、田島關本、針生の諸鄕より、立岩鄕までも、其所領なりしと云ふ、今猶家人の宅址、處々に殘れり。又云、田島鴫山の城主長沼氏は、鎌倉右大將の時、小山惡五郎宗政、結城、長沼、結城、長沼、小山は一族なれど別家なり、長沼は下

野國芳賀郡の邑名なり）より、南山へ來住し、子孫代々住居す、長祿の頃、政明あり、（塔寺長帳に、長祿二年、此城にて合戰のことあり）大永の頃、盛秀と云ふものあり、（長帳に、永正十八年、此城より黑川を攻めんとて、檜玉峠にて不殘討死せしよし見ゆ）又、絲澤村龍福寺、永祿元年の文書、盛勝の名あり、邑の德昌寺に、長沼盛秀の墓「天政十八年三月二日、施主敬白」と彫付あり、是の時に亡びしなり、さて、蒲生氏の時、北川平左衛門を置く、上杉氏よりは、小國但馬を置く、蒲生氏再封の後は、蒲生主計助居れり、元和以後、城廢す、愛宕神社、鳴山の頂にあり、鰐口、徑一尺三寸餘「奉寄進、愛宕山、鰐口、田島城主蒲生主計助敬白、慶長十八年五月吉日、大工、若松住、長谷川清六」。

下野國志に、東國擾亂記を引て「長沼宗政の四代の孫、越前守秀行は、田井判官と稱す、其子淡路守宗秀は、奧州白河郡岩瀬に移り、五代此に住す、同憲秀の時に、會津郡田島へ所替して、四代此に住す、同秀光は、嘉慶二年、京都將軍家の命に背きて、田島を沒收せられ、應永年中、下野國都賀郡皆川城を再興す」云々、又「芳賀郡長沼城主は、宗政より十二代、讃岐守成宗に至り、鎌倉公方亡滅に依て、長沼の一族も殘らず退轉し、其子讃岐守宗春は、會津の蘆名遠江守盛詮を賴みて、彼家の被官と爲り、天文十一年卒す」云々。

塔寺長帳云、長祿二年、山内越中殿とりもちにて、山内衆五百騎にて、南山しぎ山の城に、白川勢籠られ候を、時の計略にて、山三郷を被遣候しが、いつまで差置れべき事ならねばとて、要害を打落し、山三郷を取返され、白川衆の人首三十七打取られ、中仙道大方此方へ手を取られ候、山内のたばかりにて候。

栗生澤（クリフサハ）　今、田島村の大字なれど、驛市の南三里なる山中にして、下野國那須郡男鹿嶽、蛇尾（ザヒ）山の陰にあたれり。

（宇賀嶽）

故に、那須郡百村（モムラ）に通ずる間道あり、溪流を水無川と云ふ、其地潛行すればなり。男鹿（ヲガ）は、又宇賀（ウガ）に作り、蘿樹茂鬱、衆山に秀で、山王峠の東、那須嶽の西に並ぶ。

塩生（シホノフ）　今、落合、音金（オトカネ）、野際、南倉澤（クラサハ）、松川、中妻なと相合せ、旭田（アサヒダ）村と改む、田島の東にして、昔松川組といへる諸村里にあたり、田宅は大川、南山川、并に加藤谷川、觀音川に倚り、所々に散在す、田島より塩生まで三里半。

加藤谷川（カトウヤ）　今、旭田村の落合、音金、野際等は、此溪に倚れり。大峠に發し、西北流して南山川に注入す、長六里許。

野際（ノギハ）　今、旭田村の大字にて、加藤谷川の源にあたり、那須嶽、并びに旭嶽の陰に居る。其南にある一徑は、那須郡三斗小屋、板室に達す、之を大峠（オホ）と名づけ、那須への通路とす。三斗小屋より野際へ一里半、野際より松川へ三里。

（大峠）

維新史料云、戊辰八月廿三日、官軍六小隊は、那須村の賊兵を打散らし、五里の間、險阻の徑道、辛くも鉄鎖を傳へ、漸進て那須嶽を越え、川進にて烈く打立候に付、賊兵南北に散亂し、及敗走、續て板室村へ致進撃候處、彼不戰して遁去申候、板室より三里進て沼ヶ原に野陣、廿四日三斗小屋より、大峠に進候處、賊墻壁を搆遁去候、廿六日、愈進撃の處、大峠より一里程先、中峠の嶮岨、單行の要地に、賊五十人程、墻壁を設相待居、及戰候、忽之を破り、又一里程進候處、賊亦騎返攻の要地に、二百人餘、大砲を設置、相拒候に付、散兵を以て山上山下に相開、打立候處、終に大砲を捨、野際村に火を放ち、退散仕候。

觀音川（クワンオン）　加藤谷川の北にして、又、南山川の一支流とす。其源は、旭山、觀音山に發し、西北流五里にして大川に歸す。南倉澤、松川、中妻等の諸村里（今皆旭田へ合す）之に倚る。

（旭嶽）

○旭嶽（アサヒ）は箕隈川の水源にして、三本槍、那須嶽に連亙し、脊梁山脈（中央分水山脈）の一雄峰（古火山）なり、西白河郡に亘出す。

山崎氏地誌云、旭山は、海拔千九百十米、層狀火山にして、多年削剝の作用を被りたるを以て、山體著く崩壞して、火口址を存せず、樹木蓊鬱、怪岩奇峯巍峨として相並び、攀登頗る困難なり、西側には觀音山（クワンオン）（千五百餘米）の小隆起をなし、東側は絶壁を劃り、南北は尖頂を延びて屏風狀を爲し、他の火山と連なる、即、北は深谷を隔てゝ甲子山と相對し、更に北方大白森山の吹掛背根に達し、南は鏡山、三本槍等、那須嶽と相連續せり、本火山の火口址は、初、旭山、甲子山間にありしものにして、其の後、三之輪澤の浸蝕により、原形を失ひたるならむ、側背、湯沼、及び觀音沼の二小湖あり、湯沼は山頂の南方に在りて、長徑百八十餘米を有し、鉢形火口の趾なり、湯沼は西南麓に在りて、周圍約四百四十米、旭山、鏡山、南山麓の積谷して成れる、窪地に生せし湖水なり、觀音沼は西麓に位し、形細長くして、前二者よりも稍大なり、旭山の熔岩、及び第三紀層の丘陵間の低所に、水の停留したるに過ぎず。

（觀音山）

松川（マツカハ）　今、旭田村の大字にして、大松川とも呼ばる、其東には二岐（フタマタ）嶽あり、東南には旭嶽あり、二山の間を、東に踰ゆれば、白河郡甲子（カシ）河内の溫泉に至るべし、即、會津白河の捷徑なり。○蕉事雜考云、天正十八年秋、豐臣氏命諸有司、令檢於奥羽之田賦、其吏細野氏、到于南山九々布郷松川村、細野氏僕、與本同村役夫大爭、時郷民多群居、故相殺害、後官府捕囚徒、殺六十三人於田島云々。

中妻（ナカツマ）　今、旭田村の大字にて、塩生の東北一里、觀音川は、此にて鶴沼川に歸す。

（九九布）

中妻に接して、九九布（クタフ）てふ里名あり、近世は、郷名にも呼ばれ、九々布郷松川組三十二村、寛文風土記に見え、

今の旭田村にあたる。

楢原（ナラハラ） 今、楢原村と云ひ、田島の東北、南山川の左岸の山村にして、旭田村嶋生と相對す。楢原は、寛文風土記に、長江庄楢原郷二十三村と見え、今の楢原村是なり、田島より一里半。藩政の時は、火玉峠を南山の本道としたるを以て、楢原より大内村へ往來したりしが、今は、楢原より彌五島に至り、南山川に沿りて、若松に達するを以て、形狀小變あり。

戸石川（トイシ） 楢原村の主要の溪流にて、船鼻山、明土山等に發源し、東流、南山川に歸す、長五里。新記云、嶽腰山は、戸石村より戌の方十五町計にあり、頂まで八町、此山に、五六寸角にて、長一間より二間計の石柱あり、橋を架するに宜し、篠山村より出る村木岩の類なり。

彌五島（ヤゴシマ） 今、湯之上、大澤、小出等と相合せて、長江（ナガエ）村と改む、楢原の北にして、共に南山川左岸の村落なり。田島を去る三里、若松へ八里（又、東南、松川に至り、白河那須への捷徑あり）

（長江）

藩政の時、長江庄湯原郷と云へるは、今の長江、二川の兩村にあたる。又、長江は廣く南山に佽むれる庄名なれど、其由來を知らず。（北會津郡の長江郷を合せ看よ）

湯原（ユノハラ） 今、彌五島の北一里にて、湯之上と改む、寛文風土記に「長江庄湯原郷、有溫泉、出于館本」とある此なり。○新記云、地獄穴は、湯原村南五町、山腰にあり、其さま人作に似ず、口の濶一間計、入るに隨て漸く狹く漸く下る、火を得ざれば行く能はず、こころみに小石に投すれば、そのひびき幽く絕えず、最後に石のとまりし音聞ゆ、溫泉三所あり、一は村の東北二町計、大川の岸より出づ、巖石を穿ち浴槽とす、切湯と名づけ、濕瘡を治す、一は村北二町餘、大川の西岸にあり、猿湯と名づけ、疝氣積聚を治す、一は端村舘本の西、大川の渚にあり、砂を決りて浴す、金創濕瘡を治す。湯原の切湯と稱するは、鹽類性熱百五十度、舘湯は同性熱百四十五度、猿湯は單純性熱百二十二度。

小出（コイデ） 今、長江村の管内にして、小沼崎とも呼ばる。湯原の北一里、大川に沿れる小驛にて、此にて河水を右岸へ渡り、北會津郡大戸村桑原に達す、若松へ六里。藩政の時、湯原郷を小出、彌五島の二組に分ち、今の北會津郡大戸村の桑原、小鹽、藍牧の邊まで、小出組の中たりき。新記云、小出組小野（ヲノ）嶽に、觀音堂あり、石階を經て登る、堂三間四面、拜宇五間半に二間、建立の年代詳ならざれども、榱椽の製古撲にして、佳麗の堂宇なり、又漆塗の古佛器あり、旱魃の時洗へば雨降るとて、佛像は往古より深く秘して見るを許さず。

（小野嶽）

大内（オホチ） 今、楢原村の大字とすれど、其地は小出の西、湯原の西北なり、往時の火玉峠の通路は、大内より直に楢原に出でしを以て、今に楢原の管内とするならん。楢原より大内、四里、大内より本郷（ホンガウ）へ四里。新記云、高倉神社は、大内村にあり、相傳ふ、治承四年、高倉宮以仁王、潜行して高嶺（タカネ）に掛り玉ふに、標津住人石川冠者有光押寄せたり、其時俄に大雨雷鳴す、故に德を慕び鎭守と崇祭すと、（高嶺峠を火玉峠ともいふ、南山の隘口なり）、大内の南一里餘、水拔村は、戸石川に傍ひ、西は山に倚る、また高倉神社あり、明應九年に記せし勸進帳あり、其趣によれば、高倉宮以仁王の靈を祭りしよ見えたれど、其文章明應の頃の物とは見えず。今按、會津に高倉宮を說くは信け難し（應永の高田宮歟）○維新史料云、九月朔日、大内村にて官兵會議、同二日六字、同所を繰出し、火玉峠にて相揃、八字より關山に相掛り、戰爭相始、聊戰相防候得共、無間攻拔き、栃澤村へ相掛り候處、烈敷防戰、三方より砲發、味方苦戰と相成、地利不案內、殊に夜に入、不得止、火玉峠迄引揚、同三日、火玉峠にて相揃、午前より繰出し押寄せ、總て栃澤村迄進擊爲致候處、前條同斷、賊四散央に、刃節にて打出接戰、味方甚苦戰に相見候得共、一歩も不爲引、責役防戰、四日引續き猶軍議、然、進擊爲致候處、五字十分、栃澤村攻拔申候。○大保年貢忠利紀行云、七月十一日、早發、赤行雲濤中、至川島宿、又一里日田島、約三百戶、山中諸村所翳、酒餌之屬出焉、又里日長野村、與越之境、在大内嶺北、距此猶七里餘、入境來、山水多凡、無足記者、惟岐山、三底嶺、屹然于有、如簇羣相語者、足稍慰人意已、宿大内驛。

白岩（シライハ） 今、蘆野原（アシノハラ）、枝松等を合せ、二川（フタカハ）村と改む、長江村の東にて、即、南山川の右岸にて、其東南なる二岐（フタマタ）は、湯本村に跨り、彌五島驛の東に望むべし。新記云、南山の村落、大概、鶴沼川の岸に添て、南より北に連り、山高く谷深くして、水田少く桑園多し、採薪の便よく、又漁釣の利あり、上下の二郷に分る、土地最煙草に宜し、多く種て產業とす、毎年九月頃、上郷下郷の商人、白岩村に會集し、價の高下を定め賣出す、農隙には下野當隣の方に出、屋上を葺き、又杣人の業をなす者あり、秋は栗を拾て勝栗（カチグリ）に製し、府下及び他邦に鬻ぐ。又云、塔帶（タフノヘツリ）は、帶とは方言也、白岩村の南一町餘に在り、鶴沼大川の岸に傍て、山麓を傳へ、中莊村に通る路に方り、巨巖往々疊起し、高きものは十五六丈、卑きものは十二三丈、其狀の九層塔の如し、其下絕壁に、躑躅、紫藤多し、また佳觀なり、龍塔岩、東岸に在り、鷹塔岩、其北に在り、獅子塔岩其北に在り、櫻塔岩其北に在り、九輪塔岩其北に在り、屋形塔岩其北に在り、象鼻岩其北に在り、牛岩、東崖に在り、東西七間南北十間なり、護摩岩其北に在り、鍵岩東崖に在り、烏帽子岩、護摩岩の北に在り、夢日岩西崖にあり、日月石西渚に在り、夫婦石東渚にあり。

（塔帶）

蘆野原（アシノハラ）　白岩の東にて、湯本川に依り、枝松に至る間とす。文書あり、湯本村へ合考すべし、

下野樣御代之時、從江戸御横目樣、三方御下候間、御分國之繪圖被成候時、湯本村佐藤次郎と申者、御案内を申、彼之山の繪圖、江戸まであがり申候、其境をふみこしとられ申候通を、御吟味被仰付候而、可被下候、以上、

寛永五年八月六日　南山郡の内あしの原村肝煎百姓

進上　寺岡主馬正樣　御披露〔新風土記〕

枝松（エダマツ）　今、二川村の大字にて、湯本に至る峽中に在り。北に大戸山、南に二岐（フタマタ）山、對向して峙ちたり。

新記云、蟬（セミ）坂は、枝松村の巳の方八町許にあり、湯本村にゆく經路なり、西に斷岸聳え、東は鶴沼川に臨む、年年十二月の際、雪積の患ありて、往來に苦む、又、坂中に、倭巖とて、狀屋柱の如きもの、數多並び立てり、一奇觀なり

湯本（ユモト）　今、岩瀬郡の管内にして、湯本といひ、山中の一區なり。其溪流は西に降り、南山川と合ひ、鶴沼川と爲る。小出より蘆野原、枝松を經て、此に至る四里。

岩瀬郡長沼へ（六里半）

湯本川を、方俗、裏鶴沼川と云ひ、田島より降下する南山川をば、大川（オホ）と呼ぶ。古人が、湯本川を鶴沼の本源と爲し、荒貝、檜澤の遠源をば、支流と爲しゝを、想ふべし。又、湯本の南北の山嶺を、共に布引と呼び、北を會津布引、南を白河布引と分つ、遠く望めば形容皆屏障の如く、布帛を横披する態あり。鎌房火山は、湯本の東南に在りて、白河岩瀬兩郡へ跨る。

湯本の山中は、凡八方里の廣さありて、田頁尾、羽鳥の二大字之に屬す。東南に山嶺を踰ゆれば、白河郡の鶴生（甲子山、羽太飯豐小屋等に出づべし。戊辰の役に、東軍は此山路より出て、屢白河駐屯の官軍を襲ひしとぞ。白河へ凡八里、大平口（オホダヒラ）と稱ふ。

（羽鳥）　（大平）　（田頁尾）

蘆野原は、南山郡之內、湯本村は岩瀬之內に御座候へ者、此間に、中山、こりんうねと申て、前々方も大境に相定り申事、

此度御横目衆中、境を御尋可被成候由、御意被成候間、あしの原、松平、白岩、三ヶ村之者と、羅出候處に、白岩の外記、きうねの宗右衛門、此兩人、湯本の者共を談合仕、赤門の九郎左衛門と申者を頼越、中山、こりんうねと申大境をとびこし、彼三人目次第に境だんをつかれ申事、（下略）〔新風土記所收寛永五年文書〕

奥羽史料云、戊辰歳、西軍の我國疆に迫るや、我藩兵も路を分ちて、土湯、楊枝、中山、勢至堂、御霊櫃の諸塞を守る、而て、其白川の方面は、遊撃、砲兵、朱雀、三番の諸隊、勢至堂口を守り、朱雀士中隊（二番）及び農兵隊は羽鳥（ヘトリ）村を守る、勢至堂、羽鳥は白川方面の要道にして、共に險隘を以て聞ゆ、西軍其抜く可らざるを察し、更に三春より二本松に進入し、轉して我土湯、及び中山、石筵の諸塞を攻む（會津史云、戊辰八月、是より先き、我朱雀、三番、土田隊は、羽太村に據り、白河より會津に入る間道を扼守せしが、七月、土藩の將谷守部（干城）援兵を率ゐ來り、羽太村に突出するに會し、遂に退きて大平口（オホダヒラ）湯本方面の險を守備せり、時に、勢至堂口滑川附近には、我一番砲兵隊等駐軍警戒せしが、本宮敗れ二本松危急なりと聞き、此方面の守備を減じ、其信地を撤して御霊櫃に至り守る。（鑛泉志云、田頁尾（タラヲ）村野仲湯は、單純性百零七度の溫泉なれど、溷濁にして不潔物を混在す、湯本二岐（フタマタ）の湯も、熱百十二度、灰白溷濁なり、岳平の元湯も溷濁なれど、熱百二十度、人家四周し、稍浴塲の體裁を爲す、後の一泉は鹽類性に屬す。

樂翁公退閑雜記云、一とせ、白川に居たるが、卯月のころ、霄月とゝもに立ちいてて、九里計りもある湯本のもとへ行、それより山に入りて奇を探り、かれ飯を腰につけて、木の根などに腰掛け飯くひ、またありきけるが、日くれぬるにぞ、ある寺の内へ入て、元より帶もとかず、或は物語りし、又は力ためしなんどせしに、かたへの人は、疲れて眠けれども、身はいさゝか疲るを覺えず、其儘に夜をこめてたちし、湯小屋村、板小屋村なんどいふ深き山里へも行きて侍るが、いづれも一里あまりの坂をのぼりくだりつゝ行、その日夕つかた、白川城へかへりける。

（白森）

鎌房山（カマフサ）　鎌房火山脈は、旭山の東北方に古生し、廣大なる火口址を有し、其の中に小白森（オホシロモリ）の中央火口丘あり、又火口壁及び山側を破りて迸出したる大白森二股山、獅子の部等あり、舊火口址は、已に多く破壞せられて、僅に其の東西兩壁を存するに過ぎず、其の東部を白川鎌房山（千二百八十五米）と稱す、其の東方及び北方は緩傾斜をなし、北方に於ては、白川布引山に終る）西方は稍急峻にして、其の西南は大白森に接し（平坦なる山頂を有して東西に亙れる）南部火口壁長曾根あり、北方小白森に接し、南方旭山火山に對す、舊火口の西壁は、荒山、高倉山、會津鎌房山等に分たる、高倉山は東西に屛風狀を存せるものにして、會津鎌房山は上岳下岳の二尖峯に分る、内側は至る所急傾斜をなし、屢數十米の斷崖絕壁をなし、飛泉の懸れる所少なからず、大白森は、鎌房火山の南部火口壁を破りて噴出したる塊狀火山にして、淡綠色、若しくは黝綠色の、堅實なる輝石富士岩より成り、高さ千七百米、群中の雄峯たり、北方は急斜をなし、赤木澤を隔てゝ小白森に對し、南方亦急に阿武隈の溪谷に臨む、矮樹叢林之れを蔽ひ、岩石の露出甚稀なり、其の西南方、旭山と接する所を甲子（カッシ）嶺といふ、海拔千二百米、實に坂東會津交通の要衝たり、小白森（コシロモリ）は、大白森の北に位し、舊火口内に噴出したる中央火口

丘にして、其の形饅頭の状をなせる山を出て、其の西[illegible]
内川、西は茂木川に至り[illegible]
高頂千[illegible]
淺間したる[illegible]由にして、小白森に西北に跨ち、[illegible]
状をなす、其の南頂に分れて、[illegible]となれるは、雨水の
削剝作用に由れるなり、西南は[illegible]津に[illegible]由に至り、西は
大竿山の為に丘陵に連なれり、[illegible]子の部は、[illegible]嶺山の
南北に蜿蜒して噴出したるものにして、[illegible]山[illegible]、長
さ[illegible]成生に係り、山[illegible]甚小にし[illegible]、[illegible]
と、僅に数十年に過ぎず

立岩川（タテイハ）

只見川の一支流にして、[illegible]七ヶ山、[illegible]
方の[illegible]谷とす、今、[illegible]中の管若村と云ふ、[illegible]
澤、森戸、駿斗戸、湯[illegible]、[illegible]原、宮中[illegible]西根[illegible]大竿より
【館岩】【森戸】
究文風土記に「長江庄、立岩郡、二十四号、[illegible]戸村の
内に[illegible]、高十八丈、周[illegible]之に同る」
といふ[illegible]、[illegible]の四方[illegible]して、
八[illegible]に至り、[illegible]古[illegible]、[illegible]戸村
[illegible]花にあり、高[illegible]尺六寸餘、[illegible]七寸、[illegible]寸許分の黒色
の石なり、四方に[illegible]し、上に梵字、蓮華[illegible]、
下に[illegible]あり、右に貞和五年、左に三月日とあり、村
民これを[illegible]として、屋を設けて崇敬す、又[illegible]口一
目あり、徑[illegible]寸、銘に[illegible]、立岩、圓福寺[illegible]
寺[illegible]日也、[illegible]永十一年甲申、五月十三日、大[illegible]
[illegible]、[illegible]白」とあり。
立岩[illegible]、[illegible]事、[illegible]代[illegible]、[illegible]
[illegible]調[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]使、可[illegible]
・[illegible]事、[illegible]一[illegible]、恐々[illegible]
卯月四日　[illegible]寺　[illegible]中　[illegible]

駿斗戸（ハシトト）

今、立岩村の大字にて、森戸に接す。[illegible]の時、

塩原（シホバラ）

[illegible]一里半　[illegible]に[illegible]大山[illegible]
今、[illegible]村の大字にて、[illegible]西一里[illegible]、[illegible]
新[illegible]云、塩原に泉光寺に、[illegible]、[illegible]寺「[illegible]
永年、五月、泉光寺」と刻したり、寺は今[illegible]、[illegible]
[illegible]に属す。

帝釈山（タイシャク）

下野国日光へ[illegible]。[illegible]七[illegible]、[illegible]川
西根川、共に出ると[illegible]、[illegible]へ入り、[illegible]
川[illegible]には、其[illegible]く[illegible]、[illegible]
[illegible]の[illegible]、[illegible]湯、川の西なる[illegible]なり、[illegible]
[illegible]の[illegible]野宮に、[illegible]中まで、長江[illegible]云々と[illegible]し金口あ
[illegible]とふ、[illegible]の湯は、[illegible]百十[illegible]度、又湯[illegible]川の[illegible]中に
[illegible]湯[illegible]あり、一[illegible]百四十度、一は百[illegible]十[illegible]
今、[illegible]風、大[illegible]、小[illegible]、[illegible]等と[illegible]合一、[illegible]
[illegible]、[illegible]立岩川と、[illegible]川[illegible]合ふ[illegible]にて、
[illegible]の南一里半許[illegible]内川と[illegible]、[illegible]川、一名
[illegible]、[illegible]名は落合と云へるなり

内川（ウチカハ）

（大[illegible]）
内川より、尾[illegible]沼[illegible]して、上[illegible]部に出て、[illegible]に、一
里半にして[illegible]に至り、大[illegible]より二里、[illegible]に[illegible]す、
又四里[illegible]、尾瀬沼に至る、更に南に下る六里[illegible]戸、村[illegible]利
根部）に達す、[illegible]れり　○新記云、會津[illegible]、西南
の村里、伊南に至て[illegible]、[illegible]、上野、下野の[illegible]に隣
り、四方皆[illegible]山を経て、僅に[illegible]に通ず、[illegible]下
に比すれば大に[illegible]なり、[illegible]にも[illegible]、[illegible]せざる
ことあり、冬月雪[illegible]し、[illegible]一丈[illegible]に在る、民[illegible]
な[illegible]て往来す、又、「[illegible]」[illegible]に[illegible]、富[illegible]山上より降る
を云ふ、雪頽の方[illegible]なり[illegible]と[illegible]、山[illegible]たる上に降
[illegible]重なり、時ありて崩れ落つ、音なくして[illegible]強し、[illegible]
[illegible]と[illegible]して[illegible]恐る）の[illegible]ありて、[illegible]に[illegible]
[illegible]り、[illegible]便よく、用水[illegible]からざれど、山間の

檜枝岐川（ヒノエマタ）

[illegible]川の[illegible]に此名あり、[illegible]、赤安山、
[illegible]、[illegible]、[illegible]山[illegible]に[illegible]る[illegible]谷に
して、東北方位に流下し、[illegible]中の人[illegible]は、[illegible]
[illegible]の[illegible]、高九百四十米突[illegible]なり、入口[illegible]百[illegible]十
[illegible]村[illegible]、[illegible]野[illegible]、西方只見川の源谷なる[illegible]、[illegible]
五六里に[illegible]。
新記云、檜枝岐川、[illegible]に内川と云ふ、檜枝岐村の[illegible]内よ
り[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]井[illegible]、[illegible]の方に[illegible]、此に
[illegible]あり[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]し[illegible]
つ[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]
又此川の[illegible]、[illegible]一里十[illegible]、[illegible]に
し[illegible]、[illegible]するもの[illegible]なし。

檜枝岐（ヒノエマタ）

今、檜枝岐村と云ふ。[illegible]山[illegible]南の[illegible]、[illegible]
云、[illegible]は、[illegible]山の[illegible]に[illegible]し、[illegible]山[illegible]方に[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]に[illegible]、只[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]ことあり[illegible]、[illegible]
くべからざるの[illegible]少からず、[illegible]小[illegible]を[illegible]て生[illegible]
とす、[illegible]なる[illegible]、[illegible]に[illegible]、黒[illegible]多き
[illegible]村[illegible]、[illegible]西[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]七
[illegible]あり、[illegible]、[illegible]、只見[illegible]に[illegible]、
[illegible]の[illegible]、[illegible]なり[illegible]云、[illegible]あり

赤安山（アカヤス）

[illegible]記云、[illegible]山は、[illegible]西[illegible]に在り、
[illegible]に大なる[illegible]、[illegible]、[illegible]

して、間狩を猿を害するのをまぬかれんことを[illegible]、山中にシホ、黒[illegible]、さはらの木多し、帝釋の西南に[illegible]き、馬[illegible]山、二千五十米突、赤安山あり、赤安は村より巳の方一里十八町、頂までは更に一里、二峰東西に連なり、東峰は北又山と呼ばれ、下野日光、栗山[illegible]、川俣村の管界にまたがる、西峰は大江山と呼ばれ、上野利根郡戸倉村の管界にあたる。

駒嶽（コマ）

檜枝岐川と只見川の分界なる横嶺にて、二千百三十米突と測られ、福島縣第一の高峰とす。〇新記云、駒嶽は、檜枝岐村の西北にあり、頂まで一里餘、五峰あり南北に綿延する八里餘、頂には四時雪あり、半腹より上は草木長ずるを得ず、夏秋の間、殘雪駒の形をなす處あり、故に此名あり。

燧嶽（ヒウチ）

駒嶽の西南に連なれる脉嶺に屬し、尾瀬沼の北岸に[illegible]して聳てり。檜枝岐より小瀬沼に至る道路は、此燧嶽と赤安山の間を過ぐ、沼山峠是なり。[illegible]は、標高一千九百八十米突と云ふ。古書に沼山峠は標高四千九百尺、尾瀬沼は之を降る三百尺、燧嶽は九千百二十尺と[illegible]、駒嶽も一千五百三十餘米突にて、[illegible]之に準ずし、[illegible]する[illegible]、[illegible]す所あるべし。

小瀬沼（ヲセ）

又、尾瀬、平瀬につくる、只見川(阿賀川の)水源なる濱澤にして、東西半里、南北半里、澤畔の平遠方四里許、稱して尾瀬平といふ。高山環峙の間に在りて、水面標高千三百八十米突と測定せらる、故に屋上建瓴の勢あり、西に決潰して大飛瀧となり、三條瀧、又不動瀧と稱す、直下二十丈く。新記云、小瀬沼は、檜枝岐村の南四里餘に在り、草菜多く、鯛、岩魚を産す、四方山を擁し、水面鏡の如く、大岩其中に屹立し、[illegible]多く集る、幽邃の勝地なり、檜枝岐村より戸倉村(利根郡)行程八里許、山谷の間人家なし、只見川の水源なり、また尾瀬平（ヲセタヒラ）あり、東西三里許、南北[illegible]人[illegible]、[illegible]宮に[illegible]小[illegible]。[illegible]、水田の[illegible]。[illegible]小[illegible]、[illegible]。尾川と云ふ、北に向て[illegible]。[illegible]こと二十丈、水勢最壯なり、正保年中、[illegible]、上野利根郡との境界は、小瀬沼、沼尻川[illegible]。今に之に因る。

(尾瀬沼)

(上田銀山)

白峯銀山（シラミネ　ギンザン）

今、檜枝岐村の管内にして、只見川の水[illegible]に屬す[illegible]、[illegible]、[illegible]の山脉を隔てし境なり、是れ、[illegible]より[illegible]せる[illegible]なるが、正保中に至り、山谷を二分し、只見川右岸は越後國魚沼郡に屬せしめらる、即上田（ウヘダ）銀山の名あり[illegible]されど、此山谷銀坑の盛時には、住民も集まりしなれ、元、[illegible]の生業さへ[illegible]たれば、今に無人の空山となす。上田銀山[illegible]魚沼郡折立村の[illegible]、方十里許。[illegible]北へ、只見川に沿ひ、伊北村田子倉[illegible]、[illegible]大鳥[illegible]下[illegible]百尺を越え、折立[illegible]に至るもの[illegible]り。

銀山谷[illegible]、東に大鳥山[illegible]、西に[illegible]月山(上田駒嶽)あり、高峰環續[illegible]、南に[illegible]、[illegible]して、[illegible]に[illegible]たり。

新記云、白峯銀山、初め、寛永の頃より、銀坑を啓き、白金の出る多く、諸國より人多く集り、小屋千軒に及びしに、寛永三年に廢す、其後坑を再開き、鉱を取りしが、數年ならずして又廢す、黒檜松樹茂り草莱茫々たり、加藤氏の時、寛永十九年、越後國魚沼郡高田領と境を爭ひ、官に訴へしに、正保三年に大鳥嶽（オホトリ）(越後にて[illegible])より、南は小瀬沼、只見川の中央を以て境とし、上野國利根郡、及び魚沼郡の[illegible]の地となる、[illegible]志云、元禄二年、川村瑞賢、幕府の命を奉じ、[illegible]白峯銀山を開坑したり、翌三年には、花降銀[illegible]百八十貫余も

[illegible]、今[illegible]に[illegible]百十三貫余を[illegible]、[illegible]出したる[illegible]、[illegible]、[illegible]取り去りたる如し。

[illegible]は、[illegible]の東南十[illegible]、[illegible]、花降銀、并銀石[illegible]、[illegible]。

元禄七年七月　[illegible]

[illegible]

(大鳥嶽)

白峯銀山は、[illegible]、今[illegible]、[illegible]、越後上田の銀山となる[illegible]、何れの山より出けるにや、[illegible]、白峯は只見川の向方なり、只見川の北方に銀山と云[illegible]、即上田銀山なり。

[illegible]中日安逸答之書、[illegible]、伊北[illegible]の[illegible]、枝折峠と申[illegible]、[illegible]、[illegible]波見[illegible]、[illegible]谷折立村の山[illegible]、前々より[illegible]、[illegible]まで[illegible]、只見

（赤之戸）

川と相合濟等迄當御退し來候と申上候者、會津御領分に只見川と申候哉、越後御領は、下越後、沼垂新潟迄まで、赤の川と申、其隨而御座候、（中略）

寛永十六年七月吉日

松平越後守様御領內、越後魚沼郡之內、

藪神庄小出島新田　多右衛門

上田庄□□同　四郎兵衛

魚沼郡上條村　彥兵衛

湯谷　折立村　三郎左衛門

謹上　御奉行衆御雜掌殿

越後國と、會津堺見分之上、定之次第、

越後國よりは、赤之川半分境目と申上候得共、會津よりは赤之川を越、西の山峰を境目と申上候に付、遂穿鑿之處、越後より申上候通無紛、前々より近年迄、右之境內、越後より仕置申附、證據數多有之候、其上、上野國と會津の境目、尾瀨沼半分宛、先代より定り來候、赤之川は右之證より出候に付、今度不動議、大より當迄は、赤川半分境に相定候、唯、淺草山より大鳥谷迄は、先規双方申分無之候、但みしやう平は、山の回切たるべく候、双方より繪圖分明候、（中略）

正保三丙戌四月十四日

多賀　左近　能勢小十郎　曾野　長門

宮城　越前　伊丹　播磨（同上）

伊南川（イナ）

立岩川、檜枝岐川の合流に成り、伊南、伊北の繩中を貫流す、初め、北流、次に西流し、只見村に至り只見川に入る、其間凡九里、伊南川は、俗に檜枝岐川に通じて、同一名に呼ばるゝことあり、又、伊南郷は、古伊南川の北向兩岸の地を指し、伊北郷は西向兩岸の地に唱へられ、布沢川、黒之岐川、黒谷川等之に注ぐ、（新記云、鱒多く出づ、白子村に至て、檜枝岐川に注するを撫り、合なに、骨□□、□□數條とし、遂く次土に擬してこれを製す、味佳なりい

伊南（イナ）

舊郷名なるが、今は村名に存し、古町、白□、多々石、青柳、小塩、宮□、□野□を合せて伊南村と云ふ、舘岩村、大川村の北に隣れり、或は伊那、伊奈に作る。

會津風土記に「伊南、伊北、近昔郡名、今□□□、昔名木□、伊南郷、居民□射鳥□村、檜枝岐、以下凡二十三村、其古稱有□□六目」と云ひ、古町を伊南の本邑とす、其二十三村は、今、檜枝岐、大川、伊南、大宮の四村に合揚せらる、相傳ふ、文治五年、□□□、下野の人、小山□河原田盛光に、伊南郷を與ふ、是れ奥州征伐の勸賞なり、盛光ここに築き、子孫一郷の主となり、天正中盛次に至る、凡十一世、□□雜考に「天文十二年七月、河原田氏藍名盛氏、已に伊北を破り、伊南に入り來る、河原田氏鋒を避て、宮澤の奥に山寨を構へ、之を據守」云々、河原田氏の蘆名の麾下となれるは、此後の事なら、宮古とは、今も伊南村の大字のこり、青柳と内川の間なり、峯址を遺すといふ。

（伊奈）

北越軍記云、小笠原大膳大夫長時は、信州深志（フカシ）氏なり、天文の晩年に、武田信玄に打負、上方へ被趣、永祿十一年、越後に來り、上杉謙信を被頼て、共六年、謙信逝去の後、長時、會津蘆名盛重の招待にて、越後を出て、越奧の境、伊奈（イナ）領主河原田治部大夫盛□に請に、一年逗留、子息貞慶を、伊奈に留めおき、長時は會津へ赴て、星の味庵が宅に、三年寄宿、此にて死去、天正十年、貞慶深志へ歸住、云々、□越後治亂記云、天正十六年（七年か）伊達政宗會津へ攻入と聞えしかば、景勝やがて人數を指向けらる、御書日には本戸元清也、會津へ入、正宗押領したる伊那、伊保と云ふ所まで働て、在々分捕、云々。

宮古は、内書等に、□□中の東國に、名□伊南山城□郡一とも云ふに見ゆ、恐らくは、宮古伊南氏なら。

古町（フルマチ）

今、伊南村と云ふ、郡の南端の首里とす、内川の北一里、伊南川の東岸に居り、對岸を青柳と云ふ

新記云、天正の頃、河原田盛次の伊南居館は、古町なり、後は青柳村に城郭を構へ、伊達勢を拒みしことあり、河原田氏は、藤姓にて、結城七郎朝光の孫、長廣の後也、初め下野國河原田郷に居住せしより、子孫此山中に移りても、猶河原田と稱し、十一世にして盛次に至りしと云、天正十七年、伊達氏會津を襲ひし時、盛次は稻□口の警固として、大鹽村にありしが、六月五日、伊達勢既に磨上原の方に會津兵を破ると聞き、引返して彼地に向ひ、僅の手勢をもて合戰し、味方敗軍となり、力なく引退き、其□□を脱しけるに、義廣遂に佐竹氏に走り、政宗黒川の城に入り、田島の城主長沼盛秀を始め、芦名累代の與黨家臣、多くは伊達氏に屬せしかば、盛次獨伊南に據り、高田村に馬を立て、伊南源助政信と云郎等を使として、戰を挑しに、政宗、河原田が我意を愍し、日□□道、士卒を損ぜんことをはかり、□□□して、□□を遣しければ、盛次遂に古町の西、久川城（青柳村）に籠城る、此時、盛秀が使をもて降らんことを勸む、河原田大に怒り、盛秀が不義をせめ、使を辭す、盛秀も政宗にかくと告げ、加勢を請ひ兩度まで攻寄せけれ共、河原田よく防守す、又、河原田は入道玄佐と云者を、私に伏見にのぼせ、石田三成に因て、仔細を披露せしに、豐臣家やがて小田原の北條を征伐し、其後政宗が罪を糺さるべしと、玄佐歸り具に語りければ、盛次力を得て、愈其志を堅くし、嫡子□坊、十三歲なるを、上杉景勝の方へ遣し、援兵を請ひ、伊達勢を防ぎ支へたり、翌年、豐太閤下向、小田原に至り、政宗の罪を糺し、會津、伊南を收公せしむ、盛次此に至て門を開しと、□□□□□□□□□聞えければ、盛次、宇都宮□□□□□□□□□□□見

を遂げず、空く歸郷し、日を經て病て卒すと云ふ、河原田氏以て亡ぶ、明圓寺あり、伊南道場と云はれ、盛宗をなず、即河原田氏の菩提所なりき。

先書使札之旨、具披見、本望之至候、如承、忠節從京都も、義廣之本意は、越國へ被及御催促に付而、既先衆數千余、伊北口へ被差遣之由、尚用之至候、此節無異儀直馬之儀、爲可申理、今度令使僧候、先書に如申置、北筋弓矢、於當方聊無手延候、委細昌音寺可有口說候、不能具候、恐々謹言、

九月廿一日　義宣　花押

河原田治部太輔殿(治部少輔なるべきにや)

猶々、自越國鐵炮被及御助力候哉、近日可及使者候間、委細如此、世上相調候上、御本意不可有(不明)候條、其内其地堅固之儀、可理入迄候、

青柳(アヲヤギ)　今、伊南村の大字にて、古町の西に河水を隔つ(新記云、久川城跡は、青柳村南西町にあり、東西一町南北四町、東西北三方に乾隍を廻す、北を本丸とし、二の丸、三の丸其南につゞき、間に堀切あり、東を追手とす、檜枝岐川其麓を浸す、北を搦手に構へ、久川一條の長流を圍つ、西に山を擁し、南は曠野に連る、周[illegible]こと二町餘、土人七曲と稱す、古木茂れり、山下の東北にも外隍の形遺れり、其の麓に丹形の跡ありと云ふ、石垣猶存す、天正中、河原田盛次は古町村の舘にありしに、伊達の勢攻寄すべきよし聞き、彼地要害悪しければ、新に此處に築城し、據て防守りしと云ふ。

(久川城址)

山口(ヤマグチ)　今、入小屋、大新田、赤根澤、木伏、大橋、鴇巣、宮床等と相合せ、大宮村と改む、古町の北一里半南山侍澤村針生より、入小屋を經て、山口に達する徑路あり、駒戸越と云ふ。唐倉山は、山口の東南なる奇峰なり。新記云、山口村南六町に、笹崎と云處あり、又其北五町に光明院塚あり、天正十七年、長沼盛秀、河原田齊次が軍勢と戰ひて、戰死せし地なり

唐倉山(カラクラ)　山口と古町の間なる、平地に屹立して、入小屋の南を蔽へり。(新記云、唐倉山は高さ十二町、さのみ高からざれども、峻嶮しく、峯を傳へて行けば一路を通す、其間許多の奇岩あり、佳觀とす、麓より登る八町餘に、二王岩あり、其奇に因つて仁王岩と云ふ、岩の上一町餘に、石仙と稱する岩あり、方四尺計にて長四間より、五六間計の石、三十餘枝あり、屋材を架するに似たり、故に名付く、此より上に、烏帽子、屏風、手掛、衣掛等の怪石、往々に列峙す、衣掛岩より一町餘にして頂上に至る、明神岩あり、左右の下りに、數十の怪石一町計の間に布置し、纍纍として相仍れり、前を日光岩、北を月光岩と稱す、此處より北に望めば、飯豊、磐梯等の高山、遠空に浮び、南に顧れば、燧岳、駒岳、近く袁峯に至て、眺望頗廣し」

和泉田(ワイミダ)　今、堺、片貝、富山、下山と相合せ、富田村と改む。山口の北西一里、伊南川の北流より西濱に轉ずる所にあたる、即、伊北郷の中の村落とし近世、伊北郷和泉田組十四箇村と云へるは、今の富田、小梁、布澤、入幡の四村にあたる。若松記方は、天正十四年文書に「いないほうのさかひ、さか井十貫文」の地は、社領たりし由見ゆ、この堺村なり。

(堺)

大倉(オホクラ)　今、二軒在家、鹽之岐なと合せて、八幡村と改む、和泉田の西二里、伊南川の南岸に據る。(新記云、鹽之岐村より、八幡田に至るに、其間川に傍て一線の路を通ずと云へども、怪岩錯出し、其山前に蔽ひ、陰僅に身を容る、或は岩石を傳へ、或は溪水を渉り、漸く此に至れば、四方少く闊て、あたかも洞中を出るが如し、また村の戊亥の方鹽町、畠沼澤、享保中多く鉛銅を採り、其後衰廢す、文政二年より小屋一軒を設て、舊坑を穿ちけれども、多く出でず」維新史料云、九月十八日、高田盛次の謀叛討伐の後、官軍各隊、[illegible]、特廿四日、[illegible]所より「田島陣營、[illegible]賊へ十里之日、守防候[illegible]伊達者之事に付、[illegible]へ進み候處、田島陣營在の賊、[illegible]、大賊、時に村邊に使者の由に付、早目賀山邊、廿六日、河井村迄進軍候處、賊兵八十里越口より參り、河口村邊に屯集罷在候由也、依て襲込、廿七日河口村へ進候得共、賊將未相分、廿八日、大窪村へ着陣の處、賊叶津村の方へ遁去の樣子に付、廿九日未明、同地出發、追躡して黒谷村へ繰込、翌十月朔日、大橋村、入山邊、集る處、賊徒於同所已に水窪陣前へ降伏仕候」

(鹽之岐)

小林(コバヤシ)　今、宮取と相合せ、小梁村と改む、大倉と相對して、伊南川の北岸に在り、布澤川は、此に來り伊南川に會ふ

新記云、堺寺ハ諸長帳に「享徳二年八月十二日、典廐、伊南の河原田なための、勞を休め、やがて同二十八日に、伊北小林の舘落る」とあり、典廐は何人なるを知らず、また此舘は、天正十八年、長沼盛秀と、布澤上野助、同信濃守等に攻落されしと、四家合考に見ゆ、成法寺觀音堂、本像を安ず、長二尺五寸「奥州伊北郷、宮取村、成法寺、應長元年太歳辛亥、七月廿八日、大壇那藤原三川權守宗員、住持道照金剛佛子良信、採色小槻公永實圓秀」と書附あり。

宮取留守中之間、使者無相違、可相通者也、如件、

天正十八年庚寅三月廿八日　政宗

宮取通

(宮取築)

按、天正十七年八月　伊達勢南山へ入り、宮取を落して、萱切したること、成實記に見えたり、大沼郡横田を合せ考ふ。)

布澤(フサハ)　今、布澤村と云ふ、小林の北なる別溪を占め、此を經由して、大沼郡野尻村に至るべし。天正十七年、伊達の軍

村、伊南、伊北へ亂入の時、[illegible]へ赴き、[illegible]
田城へ攻寄せしと云へり。

右書之内、久[illegible]、[illegible]名主[illegible]共、代官任、
爲替之地、伊北之内八乙女、公義三百分之所、下置候、
永代不可有相違者也、仍證文如件、
天正十八年[illegible]月[illegible]日　政宗
[illegible]左馬[illegible]（[illegible]風土記）

黑谷（クロヤ）　今、[illegible]田村に改め、[illegible]、[illegible]島、[illegible]、黑[illegible]、[illegible]戸等を合せ、大倉の[illegible]三里、南に[illegible]田[illegible]、黑谷川は[illegible]に發し、[illegible]田[illegible]の東側を過ぎ、伊南川に注入す、長六里餘。

黑谷鎭守[illegible]、伊北郷黑谷、八所宮[illegible]、銘曰、
[illegible]、奥州南山、伊北郷八所宮、
寛永八年辛巳十月八日　大旦那[illegible]長太郎

一書に、伊北郷黑谷組、長濱村時崎は、昔治承の亂に、高倉宮、淺部丁七唱等を從て、此所に流浪し玉ふ時に、河沼郡[illegible]村に住せし、石河冠者有光と云ふ者[illegible]か、[illegible]淺部と云ふ者を惜み、宮を[illegible]村に落し奉り、其身は淺路と共に黑谷川を後に當て、防戰せしか、石河終に此所にて討たれ、軍兵も多く討死せしとぞ、因て屍を一所に埋めし處なりと、今猶兵器の朽折したるを得ることありしなど説けど、高倉宮[illegible]の事蹟を、此地方に係くるは、皆信ず[illegible]、或は、應永中の高田宮（南方の[illegible]子）の事を、誤りつたふる歟と論せらる。

朝日嶽（アサヒ）　黑谷の南嶺にして、[illegible]一千七百餘米突、伊南古町の西五里許にあたる

[illegible]、朝日山は、黑谷村の南西四里にあり、頂まで一里二十四町、[illegible]北に[illegible]、中腹よりは、山皆石、[illegible]、四時雪[illegible]、伊北[illegible]村は[illegible]山中に在[illegible]、[illegible]、漸くして後始めて日を見[illegible]、只此山[illegible]、[illegible]に日を見る、故に[illegible]

伊北（イホク）　舊郷名にして、近世は伊北三十三村と云へり、今、其只見、田子倉、叶津、蒲生、鹽澤等を合せて、伊北村と爲す。又、[illegible]田村の西とす。或は伊方また伊保につくる。

（伊保）

古の伊北郷と云へるは、今の大沼郡横田、宮崎の地にも渉り、大略、只見川の上流峡谷、一帶を兼ねたり、近世、會津郡管の伊北三十三村は、今の宮田、小梁、[illegible]、八總、[illegible]田、伊北、六村に合す、大沼郡横田に合すへし

一就今度奉公、本領、
一中伊北貳貫分　信[illegible]　一中伊北五百分　[illegible]取
一下伊北一貫分　大藏
右名名下置所、永代不可有相違、仍證文如件、
天正十七己丑年十二月十一日　政宗
築田彌七郎殿（新風土記）

只見（タヾミ）　今、伊北村と改む、只見川の西岸に居り、黑谷の西北[illegible]里、（若松を去る[illegible]十[illegible]里、田島を去る十六里）、新記云、叶津、只見の邊は、山中なれとも、土地稍濶にし[illegible]、[illegible]乏しからず、蒔植の[illegible]なり、又布を製し途[illegible]り、蠶を飼て餘産を[illegible]はず、故に居民恒の産ありて生計に困せず、只、楢枝岐川、只見川の洪水、田圃を害する患あり、又、[illegible]月より[illegible]月までは、山間の諸溪漲り船通せず、矢文を射て諸用を辨ず、昔伊北郷と稱す、只見村に館趾あり、東西一町四十間、南北一町十間、[illegible]の城と云ふ、天正中、山内氏勝こゝに據て、伊達勢を防ぎし地なり。

（多田見）

（水菅）

[illegible]武[illegible]云、天正十七年八月、越後より藤田、安田、須田、[illegible]の頭に、佐藤[illegible]、横田大學、小[illegible]大藏等を以て、會津、[illegible]道より、[illegible]多田[illegible]と云所に[illegible]、[illegible]は八十里越を[illegible]す、小[illegible]は津川[illegible]へ[illegible]す、佐[illegible]は上田[illegible]の小[illegible]山[illegible]し、六十里越より[illegible]、多田見の[illegible]に、陣營[illegible]の場と相定め、待請ひ手分して、其邊の千[illegible]餘の兄、何の造作もなく切取、小[illegible]、[illegible]田を本意さこ、[illegible]、[illegible]方に城をかき揚け、伊方に佐藤甚助を[illegible]置、云々（越後治亂記云、天正十七年、會津へ人數指向られ、八十里と云山越て、伊南、伊保と云所[illegible]、多多見の大久保と云所に、新城を築立、云々。

[illegible]、[illegible]、只[illegible]、[illegible]二[illegible]忠切之段、[illegible]比類候、[illegible]、大[illegible]、其に可[illegible]、[illegible]皆、[illegible]候、北條[illegible]下知候、[illegible]月上旬に、[illegible]、[illegible]人數[illegible]、[illegible]、直に黑河へ[illegible]候、政宗可[illegible]、[illegible]に落着候、其元之儀、大沼郡伊北、舍弟大學助[illegible]、[illegible]可遣之候、（下略）
正月十三日　三成 花押
山内刑部太輔　御返報

按、此に伊北地、舍弟大學助云々とあれば、當時大沼郡は宗[illegible]刑部大輔領分と定められしを想ふに足る、大學助は、[illegible]武[illegible]に、天正十七年八月、越後より會津へ加勢小[illegible]大藏、[illegible]田大學兩人は、會津の[illegible]人なれ[illegible]、一城つゝ[illegible]、[illegible]て立退、大學は[illegible]、徳川家康を賴み居候、[illegible]田佐渡守方より、直江山城方へ書状到來して、此度大學、并に大藏を、會津へ本意させらる、大[illegible]は[illegible]小澤へ相働、大學を拔内先手となし、多田見より向、[illegible]田伊南へ[illegible]て[illegible]入[illegible]と云々とされど、この小澤と云ふ地、今知れず、もしくは、沼澤の[illegible]。

下伊北之内、唯見村、[illegible]仕候付て、[illegible]拾石之分、
役許置者也、
寛永五年八月五日　守[illegible]主[illegible]長 印
[illegible]守[illegible]左衛門へ（新風土記）

（唯見）

田子倉（タゴクラ）　今、伊北村の大字にして、只見の西南一里半、只見川は、其上源、尾瀬沼より北[illegible]して凡十二里、[illegible]中に人煙なし。又此より西、越後魚沼郡[illegible]川の源谷に至る

山路あり、六十里越と稱し、數里の絕巓を經るを要す。

六十里越（ロクジフリ） 伊北より上田（越後魚沼郡）へ一日程にして、朝草山の南を踰え、田子倉より、穴澤（魚沼郡）に至る凡七里。○新記云、朝草山（アサクサ）は、一名鬼面山（オニケツラ）といひ、其峠を六十里越と呼ぶ、田子倉より峯をわたる三里十八町、頂上に至る、其間櫃久保（ホドクボ）、牛首水、割石（ワレイシ）など云ふ難所ありて、牛馬通せず、此を越えて大白川新田を經て、魚沼郡穴澤村に至る、坂東路六十里ある故、六十里越の名ありと云ふ、然れども、里程正しく左あるにあらず、山中の徑路、曲折數回にて、行人其嶮峻に苦む、因て此名ありとぞ。

（朝草山）

叶津（カナフツ） 今、伊北村の大字にて、只見の北一里、溪流（叶津川）は、八十里越の山中に出て南東下し、此にて只見川へ入る。叶津の西嶺は、即朝草山にして、越後の守門嶽（スモン）の東に連接す。八十里越の山路は、此山の北、腰腹を横ぎりて往來す、即、境澤峠とも呼ばる。六十里、八十里の山路は、越後治亂記、會津武鑑等に、其名見えたり。天正十七年、越後兵は之より入りて、伊達氏の軍を擯ふ。戊辰の亂には、長岡城の陷るや、其餘の東軍、八十里越より伊北に來り、併に若松城に投ず。而も、若松之を收むる能はず、千百の老幼男女、山谷の間に困頓して、多く西軍に捕獲せられたり。

會津史云、戊辰九月十八日、會將佐川官兵衛、及び長岡、水戸の脫走兵は、高田に破れたりと雖、猶伊北方面に據る、廿四日西軍と大沼郡大蘆村に會ひ、之を破る、是より先き、城南雨屋（アマヤ）に據りたる砲兵隊等は、大内の險を守り、更に伊南方面に向ひ、六十里越方面の西軍を擊ち、佐川隊と連絡を通じ、此日、西軍飯山藩の兵を、木伏村に攻め、又金澤藩兵を入小屋に擊つ、西軍披靡、輜重を棄てゝ走り、將に國境外に遁れんとす、時に城中より使者來り、悉く其兵を收め、籠城せしむ。

八十里越（ハチジフリ） 叶津村より西北に[illegible]、[illegible]を過ぎ、南蒲原郡下田郷の吉ヶ平に達す、八十里。新記云、叶津より西方に登り、五里十二町、頂上[illegible]、是、越後の界なり、此を踰えて、南蒲原郡吉ヶ平に至る、坂東道八十里あり、因て八十里越の名ありと云ふ、されども里程を正すときは、此名にあたはず、旅人通行するに、其々の間も、沸騰に[illegible]村を出で、日没の頃漸く峠半に至る、[illegible]して頂に至れば日暮るゝ、[illegible]嶮岨の山路なれば、天氣惡しければ通行なりがたし、故に此を過ぐるものは、必數日の糧を包ては、村民常に頂上に小屋を構へ、旅人食器を貯へ、往來の人をたすく、よりて旅人此に宿し、天氣晴るゝを待ち、貨錢を殘して去る、小屋主も六日ごとに此に來り、殘缺の器あれば、これを修補し、遺し置く所の錢を收めて歸る、かかる處なれば、人も質朴にて、小屋錢を盜む者なし、一美風と謂ふべし、又、此八十里越は、昔よりありしにや、高倉宮（以仁王）、宇治の戰より身を脫して落ち來りたまひ、叶津村の長、讃岐がもとに宿らせ、それより越後國へ通りたまふともつたへたり。

蒲生（ガマフ） 今、伊北村の大字にて、叶津の北なり、其山谷は、三四里に涉り、域北は越後東蒲原郡室谷山に至る、銅坑あり、此に採鑛せること、已に寛文風土記に見え、中ごろ停廢したりしが、近年又之を採ると云ふ。

維新史料云、九月朔日、八十里越進軍候處、ツチ坂邊の賊兵、不殘引揚候樣子に付、直に木之根と申處迄相進み、野陣を張り、雨中暫時の休息もなく、致守衞候、翌二日早朝、同所出發し、叶津村迄進候處、賊兵は、同日曉迄に悉退去候、何分彈藥糧食運送の手段無之候に付、只見口、蒲生口等に堡壘を築き、六日木名村へ引上候。

鹽澤（シホサハ） 今、伊北村の大字にて、叶津の東北二里、只見川の左岸とす。鹽井あり、年々三十餘石の製産ありて、山中に稀覯の現象なり、蓋本郡唯一の山鹽とす。

新記云、[illegible]只見川の南岸、巖穴の内にあり、口六尺餘、深一丈、傍に鹽竈小屋六軒あり、村民常に[illegible]水を汲み釜にて[illegible]、他村まで鬻き出す、鹽の味甚く色白し、土人は[illegible]、[illegible]と云ひ、[illegible]、俗にソクンと稱して、[illegible]黒石有故、今に[illegible]。

大 沼 郡

大沼郡（オホヌマ）

南會津郡の北、北會津郡の西に並び、今面積五十八方里、人口七萬、二十五町村に分ち、高田町に治す。然れども、郡の本土、二區に割れ、其一は横田、野尻、川口、金山谷の諸村里にて、只見川、阿賀川二の水域に屬し、山嶽の中に在り、他の高田附近の一區は、地勢平衍、會津平の坦地なり。されば、本篇は、

高田以下十五町村、高田川の水域に屬するを割きて、北會津郡へ移す。高田、田川、東尾岐、尾岐、本郷、赤澤、永井野、藤川、旭、水上、關、川路、新田、鶴野邊

大沼の郡名は、延喜式に見えず、倭名鈔始めて之を載す、蓋延喜以後の分郡なり。名義は、沼澤の在るありしに由る歟、今も存す（一説、高田の南に、往時一沼ありしとも云へど、詳ならず）境堺は、隋世變改ありしがごとし。

中世、伊北の邑主山内氏の、只見川の峡中に雄たるや、大沼郡横田、野尻、川口、金山谷は、皆其族黨の居れる

所とす、乃知る、當時大沼郡と云ひ、山内[illegible]の[illegible]、[illegible]大沼郡[illegible]な
今の[illegible]伊北[illegible]、[illegible]
りしが、其領主を異にしたるなり。
[illegible]十記云、延喜式、[illegible]十[illegible]郡の中に、大沼を
載せず、倭名鈔に[illegible]郡[illegible]、
其頃者は大沼も會津郡の内なり[illegible]見ゆ、其後分れて
一郡たりしにや、倭名鈔に[illegible]郡[illegible]二十六郡
とし、細註に「今分爲大沼、河沼二郡」と見ゆ、(此註宜
く會津郡の下にあるべし、白河郡の下にあるは誤れり)
北郡の[illegible]に見えたる[illegible]、今高田伊佐須美村に、大
[illegible]神の社あり、郡名此に因れ
[illegible]、高田[illegible]十四[illegible]の中に大沼あり、此郡
[illegible]、東南は共に會津郡に隣り、西に[illegible]
[illegible]に[illegible]、馬尾[illegible]山、[illegible]山を
界ひ、[illegible]、[illegible]山、[illegible]
由、[illegible]、[illegible]に[illegible]、
諸峠を界とす。

横田（ヨコタ）

今、横田村と云ひ、[illegible]川、田澤、山ノ内、大岐等を合す、只見(南會津郡伊北村)の東北五里、只見川の右岸に在り、昔は會津郡伊北郷の治邑なれど、近世は大沼郡に入り、大鹽組に編せられたり、中世の、名族山内横田氏の故墟あり。

[illegible]云、横田村は、舊城の西に當り、行程十五里、村東に[illegible]、又伊夜彦神社、[illegible]年の年代詳ならず、北は只見川に[illegible]、三方に山入川、[illegible]の二水[illegible]、何の頃にか、再興のとき、沙中より掘出せし鰐口一口あり、徑一尺一寸[illegible]、[illegible]大明神、[illegible]、[illegible]、山内[illegible]、[illegible]、願主敬白」と[illegible]あり、中丸[illegible]の[illegible]にあり、東南に高山連なり、西北に山入川に帶ぶ、本丸の趾最も

高[illegible]、[illegible]下に[illegible]、山内氏代[illegible]、中[illegible]、方[illegible]に山内氏[illegible]、[illegible]あり[illegible]、今[illegible]となり、[illegible]に[illegible]、山内氏は[illegible]の[illegible]、軍功ありて、會津郡伊北、大沼郡金山谷の[illegible]、子孫[illegible]、[illegible]大輔氏勝、天正中まで此城に住せり、天正十七年、伊達政宗會津に亂入せしとき、氏勝も軍勢を率ゐて出張したりしが、磨上原の戰、蘆名敗軍し、義廣常州に出奔すと聞て、僞て政宗に降り、黑川に至て見參し、五日の暇を請て、在所に[illegible]、[illegible]、川口、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]を攻む、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]くとす、[illegible]、[illegible]、田城に入る、[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、中[illegible]を出、大鹽、只見[illegible]城に[illegible]、只見川の[illegible]を引き、[illegible]城に入り、[illegible]、氏勝、横田本城寺の[illegible]を使者として、[illegible]に書を[illegible]、政宗が[illegible]、[illegible]、堅く大鹽、水窪(只見の[illegible])[illegible]城を[illegible]、[illegible]を待つべき由を告げ[illegible]、[illegible]として、[illegible]、[illegible]田大[illegible]、[illegible]、[illegible]、氏[illegible]此城に入る、明勢を[illegible]、[illegible]、氏勝布澤に向ひしに、松坂峠を越て、境澤の邊にて日、[illegible]、[illegible]打死し、[illegible]、[illegible]に[illegible]、代[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、政宗は、[illegible]を[illegible]、[illegible]、[illegible]に到り、[illegible]、政

宗が押領の地を倒て、本領長井に移し、會津に下向あり、此時氏勝病牀に在て拜謁を遂ぐる能はず、[illegible]臣家、やがて[illegible]、[illegible]、[illegible]ひ、[illegible]、[illegible]下に客死す、嫡孫は當家に仕へ、子孫今に在り(北越軍記に據れば、氏勝越後にて客死す、大鹽を合考すべし)

山内首藤系圖に、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、即伊北氏[illegible]、[illegible]、伊北に入る、[illegible]、[illegible]、[illegible]、麾下と爲[illegible]、[illegible]、大輔氏[illegible]、[illegible]、考するに、蘆名の止々齋、及び義廣より、山内刑部太[illegible]、[illegible]、りたるを、[illegible]

大鹽（オホシホ）

今、瀧澤と相合せ、大瀧村と改む、横田村の對岸なり、(只見川の左岸)[illegible]、[illegible]、[illegible]、山[illegible]、大鹽、[illegible]、[illegible]、滿生と[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、田に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、政宗[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、日過といふ谷川流れ、只見川へ落る、黑川勢は早日過

いふ郭あり、其昔の本丸といふ下に引上る、一揆は乞さ／＼とありしかど、岩手勢は［illegible］ければ、会津へ引退く、刑部大輔も思案して、横田を渡る、只見川を渡り、水窪境へ入る、川を隔てたる大勢にては、横田なき田を守る、日数経る中に、野営よ、食糧の［illegible］、去る、山路の要所にて、野伊自由ならず、［illegible］大軍も左右に手石の塊を捨てゝ、起立へ入り、上田［illegible］大村にて、あへなく死したりしり、其［illegible］本庄に討れば、た旧城主なる旧跡は、其［illegible］存す

（［illegible］）

旧記云、大［illegible］に［illegible］あり、咲語に、村内に只見川あり、［illegible］に［illegible］し、［illegible］に隣る者也、其々森山は村北西里十、［illegible］にあり、高さ百七十五丈、［illegible］に十二頃と称ふ、上［illegible］の［illegible］山の上に［illegible］り、［illegible］に浮び、［illegible］御神楽嶽を［illegible］つ、又［illegible］に［illegible］野［illegible］に云ふ山なり、其に奥越二州に［illegible］、［illegible］を限り［illegible］に界ふ、○会津志云、大嶺［illegible］、［illegible］尺、［illegible］、高さ七尺許、［illegible］首有［illegible］、［illegible］あり、［illegible］に名著せらる

御神楽嶽（ミカグラダケ）

［illegible］の東北に並び、会津、越後の何郡界なる名山とす、標高一千三百三十米突、吉［illegible］山と相［illegible］、只見川の北岸を［illegible］り、旧記に、［illegible］の方七里十八町にあり、頂に二の沼あり、一は東沼と称へ、一は西沼と称ふ、此山、［illegible］二州に跨り［illegible］を限とす、又山続きに笠倉と云ふ山あり、

本名（ホンナ）

今、本名村と云ふ、［illegible］北二里、只見川の左岸にして、川口村の［illegible］とす、［illegible］あり、［illegible］性、［illegible］百四十五度

新記云、本名村、温泉あり、湯倉といふ、只見川の西、岩［illegible］より湧き出づ、本名の［illegible］は、村より西北の方にて、［illegible］と云ふ清水を引き、田地の用水となし、只見川に注

し、天正八年、［illegible］右衛門［illegible］、此地に来りたりし時、此地を守らしこと、［illegible］一村其田を［illegible］、更に［illegible］て、村民其業を［illegible］て、後裔其功を大せ、［illegible］に［illegible］屋［illegible］に刻みて、其傍に立つ

川口（カハグチ）

今、川口村と云ひ、西谷、小栗山、八町、上［illegible］を合す。野尻川の東岸は、下［illegible］、只見川の右岸に合流する処に在りて、山中の小都市とす。（田島へ［illegible］里、若松へ十二里）

旧記云、川口、本名の諸村は、大石組の中とす、［illegible］て山中の市府とし、川口村の［illegible］とす、［illegible］厚く［illegible］強にして、合羽に作れば善く雨に堪ふ、多く府下に鬻出す、［illegible］谷に河口組と称す、八町村の温泉は、野尻川の東岸の間より湧出す、玉梨村の温泉も、野尻川の辺、巖石の間より湧出で、［illegible］にして病を治す、傍に小屋を構へ、浴客の宿つ［illegible］あり、［illegible］には、川口より野尻に至る間に在り、八町温泉、［illegible］、［illegible］十四［illegible］を［illegible］、其［illegible］を［illegible］す、

（玉梨）

（八町）

大沼郡中井、八町村、［illegible］惣社［illegible］、
百三百八拾［illegible］七［illegible］、［illegible］、［illegible］、何も
な［illegible］、［illegible］分［illegible］、［illegible］五百［illegible］、右
［illegible］は、不［illegible］、［illegible］、如何
様に出入雖有之、少も無未進、可入［illegible］者也、
寛［illegible］二年九月［illegible］日　　会［illegible］（花押）
中井八町　肝煎百姓中

野尻川（ノジリガハ）

船鼻山、［illegible］の諸［illegible］の水にして、中津川と云ふ、西北に向ひ、野尻村を過ぎ、川口驛に至り、只見川へ帰す、長凡六里

野尻

今野尻村と云ふ、川口の東南三里半、四道の山路あり、一は東北大谷へ、一は西南布沢へ、一は東南田島へ注す［illegible］、藩政の時、野尻組大［illegible］村と云ふ、今の大［illegible］村なる［illegible］

大原（オホハラ）

今、南原（リヤウハラ）、喰丸、中津川［illegible］を合して、［illegible］、野尻川の東にあたり、船鼻山の西麓を負ひ、［illegible］郡［illegible］原、［illegible］の諸村に界す。

喰丸（クヒマル）

今、大［illegible］村の管内なり、野尻より［illegible］、船鼻山を越え、田島［illegible］の山間より、凡八里［illegible］云ふ、［illegible］七［illegible］八月、大［illegible］、中津川下村、［illegible］社［illegible］、［illegible］佐［illegible］、及［illegible］人［illegible］間［illegible］

或は大［illegible］に作る、今、［illegible］、［illegible］、木沼［illegible］

大石（オホイシ）

共に、沼沢村へ合す、川口の西北に［illegible］、［illegible］及び只見川に［illegible］なり［illegible］、［illegible］石組［illegible］云へるは、今の川口村、本名村を［illegible］しあたり

新記云、大石組沼沢村に城址あり、［illegible］の城主山内氏支族、沼沢出雲貞通、天正十二年、［illegible］信中が伊［illegible］に内通し、本名氏に［illegible］し時、［illegible］手に［illegible］はいけた、黒田を［illegible］、［illegible］名［illegible］、［illegible］、［illegible］有［illegible］、［illegible］に［illegible］と云［illegible］、［illegible］、［illegible］中を討取しか、［illegible］、［illegible］敗［illegible］、同十七年、［illegible］上の役散して、［illegible］名［illegible］に［illegible］し時、出雲、［illegible］川［illegible］右［illegible］門［illegible］と共に、［illegible］に［illegible］て、常陸国に［illegible］しも、子孫［illegible］に仕て今に存す。○［illegible］沼［illegible］の城を、小沼又は大沼の城ともいひしは［illegible］、只見と沼辺に［illegible］すべし

沼沢湖（ヌマザハコ）

今、沼沢村に属し、川口驛の東［illegible］里［illegible］、［illegible］周四十町許、其末流は、東に決潰し、十余町にして只見川へ入る

旧記云、此沼は、昔は［illegible］と称へたり、小山四方に囲て、鏡水其中に開け、［illegible］の際に［illegible］し、山中には稀なる勝境なり、東の涯を鑿ち、渠を通じ、数村の田園に灌ぐ、鯉魚味最も美にして、猪苗代の湖水の産につぐ、又ねさ魚といふ小魚あり、此沼と、耶麻郡野沢組安［illegible］村の沼にのみあり。○甲子夜話云、会津侯の［illegible］、［illegible］州大沼郡大石組、高四千石許り、［illegible］村十六ケあり、人［illegible］男女合［illegible］

[illegible]十二日、山内氏の討手至り、[illegible]
一日[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
山谷嶮岨し、山々襲す[illegible]、[illegible]
[illegible]人々[illegible]
[illegible]月十二日[illegible]
人[illegible]四日、[illegible]強く、
[illegible]は六日、[illegible]、老少男
を四千[illegible]、[illegible]馬等の[illegible]まで、囲籠
[illegible]日を渉る、此未い
[illegible]、[illegible]後より
[illegible]
[illegible]、[illegible]四[illegible]田な
[illegible]
上に秀づ、因て此邊地勢の高きこと知るべし。

西方

今、名入、[illegible]、[illegible]は、
[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、宮下
驛の北一里。

西方は、[illegible]へ一里、[illegible]へ二里半、
[illegible]を[illegible]山[illegible]、高陽山と相連れる秀嶺なり(續
[illegible]、[illegible]、諸村にて多く製す、此
[illegible]、[illegible]西方紙と[illegible]す、古舘遺は、
[illegible]、[illegible]、天文十四年、沼澤の地頭、山内
[illegible]馬[illegible]氏信といふ者、始て居住す、
氏信が四代の孫、[illegible]、大槻太郎左衛門
[illegible]は[illegible]、[illegible]に[illegible]人と[illegible]、
[illegible]、[illegible]、[illegible]、一[illegible]
[illegible]

早戸(ハヤト)

今、川西村の管内なれど、西方の西南二里餘。○早
戸温泉とは、只見川の岸上にて、沼澤と對す、味鹹澁に
[illegible]
[illegible]

高陽山(カウヤウ)

〔新編會津風土記〕
早戸の西北にあたり、今、沼澤村の管内に屬すれ
ど、[illegible]、[illegible]、[illegible]
高一千[illegible]、[illegible]東北[illegible]五里許〔[illegible]
り[illegible]、高陽山の[illegible]、沼澤[illegible]
名[illegible]
[illegible]
八日[illegible]六年八月、[illegible]小[illegible]、[illegible]大、
[illegible]、[illegible]小[illegible]
[illegible]、[illegible]、小[illegible]の城は、大[illegible]
[illegible]
是れば、[illegible]田城址と合考[illegible]なるか、小澤の城址
と云ふこと疑ふべし。もしくは、小沼の誤にて、即大沼(オホヌマ)
の訛歟、即沼澤城址の事かと疑はる、沼越の隘路を詳味
と名く。

西川(ニシ)

今、村名にも[illegible]、元は溪名にて、瀧谷川の西、
沼澤の東、北流三里餘にて只見川へ入る、一名大(オホ)
谷川(タニ)と云ふ。
今、宮下驛に、川井、大谷(オホノボリ)、桑原(クハノハラ)を合せて、西川村と改
む。西川は、宮下驛にて、只見川へ入れば也、宮下は、
山中の小驛にて、川口、野尻を去る各七里、[illegible]子原を經
(宮下)

て、[illegible]四里半[illegible]、宮下館主は、山内氏の
[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]宮下に及び、子左近[illegible]
常、子太郎右衛門[illegible]、天正中に至り[illegible]
[illegible]、山内氏の[illegible]、[illegible]に[illegible]
[illegible]に[illegible]入の[illegible]、山内氏[illegible]、[illegible]方[illegible]、[illegible]に
[illegible]るに及て、[illegible]、大[illegible]に、[illegible]を[illegible]て、
[illegible]、[illegible]日、[illegible]とし、[illegible]田城を[illegible]むとす、
[illegible]、[illegible]て、[illegible]を防ぐ、
[illegible]、[illegible]の後、[illegible]と、
[illegible]、宮下[illegible]、[illegible]に、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]此[illegible]二[illegible]の[illegible]、怪
[illegible]む、下は[illegible]の[illegible]にて、只見川の[illegible]に臨む、
道狹く極めて難所なり、昔兵士の弓箭を帶せる者、此な
[illegible]、[illegible]へられ、[illegible]につけて通りし故、此名
[illegible]
[illegible]、[illegible]八年六月、[illegible]、[illegible]川、
只見[illegible]、[illegible]
桑原・宮下[illegible]の儀、[illegible]付て、[illegible]、
[illegible]山、[illegible]の山者、桑原、宮下立合開申候、
[illegible]に、[illegible]なおやにて、
下[illegible]反[illegible]付、宮下の領に入候間、一反分の年貢、桑
原より宮下に可相辨事、
[illegible]山の[illegible]、從先規立合の儀候間、向後も可爲立合、
尤双方手柄次第に可有職作、殊に[illegible]、
[illegible]の[illegible]、下[illegible]、宮下[illegible]、桑原
の領に入候間、年貢宮下より[illegible]可相[illegible]事、
少分つゝ[illegible]、[illegible]宮下へ付候間、[illegible]
の年貢、桑原より宮下へ可[illegible]事、
右の出入共、以本帳せんさくの上にて、如此に果合相
濟候間、向後自然出入の儀候者、申出方可爲非分事、
右の年貢とりやりの儀、此以前の事者、双方以算立川

候て相濟候、[illegible]より者、[illegible]につい[illegible]、
作[illegible]者、可爲相先々事、以上、
慶長二年六月二十一日　蒲田長左衛門　花押
[illegible]田[illegible]吉次　花押
大谷村の肝煎[illegible]、たのほり村肝煎[illegible]衛門花押、河井村の肝[illegible]、[illegible]方村肝[illegible]兵衛印、ないり村の肝[illegible]刀印、あさまた村肝[illegible]右衛門印、すなこ原肝煎掃部介印、同ゆもとの肝煎與右衛門印、[illegible]村肝[illegible]左衛門印、
[illegible]肝[illegible]、同惣百姓中

大谷（オホタニ）　今、淺岐（アサマタ）、間方（マカタ）と相合せ、三谷（ミタニ）[illegible]改む、宮下[illegible]の南にて、只見川の[illegible]。宮下[illegible]、[illegible]捷路[illegible]之な過ぐ[illegible]、[illegible]、今の[illegible]中之川村に[illegible]る。

（間方）
間方に、[illegible]、又[illegible]。蓋、間方とは、狢方（マカダ）の[illegible]大谷川[illegible]、この狢方の山中に發して北流す。○新記云、石神峠は、大谷より[illegible]方[illegible]、中之川村に往く道にあり、[illegible]、御神[illegible]より[illegible]山へ[illegible]の時、神[illegible]の、ここ[illegible]、頂に高八尺、周四間の石あり、間方の[illegible]、[illegible]立るが如し、[illegible]中[illegible]に、[illegible]、又傍の岩に狢犬の形あり、旱歳に雨を祈る所とす、前坪山も、間方にあり、頂まで八町計、中腹に十三[illegible]岩とて、岩に十三體の佛像あり、又少し[illegible]、[illegible]數計の石[illegible]あり、[illegible]上人[illegible]と云へり

中之川（ナカノカハ）　今、村名にも呼べど、元は[illegible]谷川の[illegible]にて、只見川へ大谷川の[illegible]なる[illegible]を指す、[illegible]上山に發し、北[illegible]四里許にして、[illegible]谷川へ入

砂子原（スナゴハラ）　今、[illegible]、甲中（カブチュウ）、大[illegible]澤、[illegible]等を相合せ、中之川村と改む。宮下の東[illegible]里半、[illegible]あり、砂子原を上湯と云ひ、少東なる[illegible]（ゴデウジキ）の温泉を下湯と名づく、又[illegible]湯あり、[illegible]所。[illegible]砂子原の[illegible]湯に、[illegible]、熱百六十七度、[illegible]湯は熱百五十九度、[illegible]に[illegible]、下[illegible]は熱百三十八度、[illegible]

甲中（カブチュウ）　今、中之川村の大字にて、[illegible]中にも作れり。相接して芋小屋（イモノコヤ）あり、小[illegible]は[illegible]野[illegible]に出づ。○新記云、甲中村、[illegible]島[illegible]の[illegible]、[illegible]寸「大[illegible]山村、[illegible]大明神、天文七戊戌、卯月日、[illegible]」と彫付あり、
高百四拾四石九斗七升八合　大沼郡の内甲中村
慶長十六年八月二十一日の[illegible]に[illegible]、はた[illegible]ずれ、迷惑仕候間、めん一つ六分にゆふすや申候間、右の通、[illegible]進なく、相すまし可申候、仍如件、
慶長十六年九月二十三日　[illegible]　花押）
甲中村　[illegible]いり百姓中　[illegible]
大沼郡八[illegible]山の内、[illegible]のこうや村、[illegible]、
合拾[illegible]、[illegible]石[illegible]、
九貫百文目、上[illegible]、
右九月中に、[illegible]、可[illegible]也、
[illegible]二、八月四日　[illegible]印　[illegible]
[illegible]人　[illegible]介との[illegible]

瀧谷（タキヤ）　今、檜原（ヒノキハラ）と相合せ、瀧谷村と改む、宮下の東北一里半、[illegible]川の[illegible]中に[illegible]す、[illegible]の西二里、檜原は、更に瀧谷の西にして、只見川の東岸に倚る、河沼郡界に接し、[illegible]澤へ一里許。

（檜原）
[illegible]の時、[illegible]と稱せしは、今の[illegible]川村、[illegible]川西村へわた[illegible]、凡十[illegible]村を數へたり、[illegible]る金山郷の[illegible]なり。○新記云、大[illegible]山は、瀧谷村より申の方、瀧谷川の西にあり、高十五六丈計、峻嶮にして他山に續かず、昔年[illegible]、[illegible]今[illegible]遺れり、此山の西に[illegible]、天[illegible]岩山あり、大[illegible]、[illegible]村、石[illegible]一基、一基は山中にあり、[illegible]山内[illegible]前守之[illegible]、[illegible]後に故[illegible]野原[illegible]、豐前守者、[illegible]也、[illegible]文九年[illegible]十月、[illegible]、一基は左[illegible]、[illegible]前守之[illegible]男也[illegible]

東川（ヒガシカハ）　[illegible]瀧谷川の[illegible]名なり[illegible]、今村名に轉し、牧澤（マキサハ）、田代、久保田、[illegible]等に、[illegible]澤を合せ、東川村と云ふ。
[illegible]川は、[illegible]山、[illegible]の間に發し、西北流し、中之川を合せ、瀧谷を經て、河沼郡[illegible]戸村の堺に入り、只見川に入る、長凡四里、[illegible]、明神[illegible]に出づる者を、魚沢川（ウオトメ）と名づく。田代の北に、[illegible]峠（イカチ）あり、[illegible]澤への通路なれば、一名銀山峠といふ。○新記云、銀山峠は、[illegible]澤銀山の申の方一町にあり、[illegible]る事九町、金山郷の諸村に通る路なり、[illegible]多く遺り、[illegible]町の間石[illegible]、[illegible]より東に[illegible]、[illegible]山を隔て[illegible]の諸村[illegible]、[illegible]如く、[illegible]。

（銀山峠）
金山郷（カネヤマ）三十[illegible]、名目は、[illegible]、[illegible]政[illegible]、大[illegible]、伊南、野尻、大[illegible]、[illegible]上俗なほ金山谷（カナヤマダニ）の[illegible]、[illegible]の諸郷に[illegible]、[illegible]ならんと

（金山谷）
輕井澤（カルヰサハ）　今、東川村の[illegible]にして、[illegible]山峠の陰にあたる[illegible]、[illegible]春の如く、東に下るものは宮川、[illegible]川へ[illegible]し、西に下るものは柳津に至り只見川へ[illegible]。[illegible]西二里半、柳津へ二里、砂子原へ三里、[illegible]。○新記云、[illegible]井澤は、[illegible]の西に[illegible]、行程[illegible]、銀山あり、元和元年、本村の農民[illegible]ふ者、始て坑を穿ち銀を掘採る、年を[illegible]て出るもの[illegible]多し、諸國よりも人多く集り、小屋千軒かけわたし、[illegible]四十[illegible]出でしと云ふ、寛文の頃まで、小屋數猶七十軒あり、いまは僅の小屋の殘存するのみなり、昔繁榮の時は、本村及び道[illegible]川等は、[illegible]所にて、往來も多かりしとぞ、今八町四方の地

な此に屬し、絶除地とす、又、昔は寺院もありしにて、其遺跡處々に殘れり。○[illegible]上記に[illegible]年間、白銀[illegible]、今廢すと云へり、中廢せるを明治維新後、又開[illegible]し、三十年北より、産出精[illegible]。[illegible]書には、寛[illegible]長中に始まるともいへり。明治三十一年度、製銀高、凡六百貫目にして、其後一ヶ月五十貫目、乃至六十貫目を産出す、鑛石は、通常銀量百分之二、爾至に達するを以て、最上の者と稱す。[illegible]調査書云、[illegible]鑛山は、永祿元年の發見に係り、同三年開坑し、天正七年頃繁盛を極めしと云ふ。地質は石英粗面岩にして、幾多の銀脈縦横に交錯す、鑛脈の走向は一定せざれども、今脈弓狀をなし、北部中切坑、山城坑附近に在りては、北東若くは東北東なるも、次第に方向を轉じ、佐兵衛坑より折れて北西となる、其傾斜は、南東若くは北東にして、大抵四十度、乃至七十度の角をなす、其採掘に從ふべき、大なるものは弓狀をなし、[illegible]斷層[illegible]富に常規なく、厚きは[illegible]めて[illegible]なるも、厚きものは九十尺乃至百尺に達するものあり、鑛石は輝銀鑛なり

只見川（タダミ）

又、阿賀川（赤川ともいふ。されど、河沼郡に在り、鶴沼、日橋の合流以後に於て、小阿賀川と稱ふるを以て、大沼郡、南會津郡の交界に在りては、常に只見川と云ふべし

只見川の源は、尾瀬沼と云ひ、東越南毛、四州の交界なる高嶺の上に位置す、北に降下し、銀山谷に入り、只見村に至り、伊南川（檜枝岐川）を合せ、北東に進み、横田村に過ぎ、河井村に至り野尻川を合せ、金山谷を經て、河沼郡に入り、[illegible]、片門、日橋（鶴沼）の合流と相會ひ、本谷大なり、即、阿賀川（又會津川）の名あり、長凡三十里

（稲川郡）

河沼郡

河沼郡（カハヌマ）

本郡の形狀、最整合せず、其東一半、日橋川に繋がる地は、北會津郡の平野[illegible]、即若松下と相交錯し、西一半、只見川の兩岸、及び野澤組の諸村は、山谷重疊の間に居り[illegible]、其南北、一條の丘陵を以て、東西の二區に分つべきを見る。而も、其東區は、田園直に北會津郡の諸村に接するを以て、本篇は、之を移して、北會津郡の下に係く。○今、河沼郡、面積凡二十六方里、三十二町村、人口七萬、坂下町に治む。

本篇は、河沼郡の坂下、新館、船杉、若宮、金上、日橋、堂島、勝常、笈川、廣瀬、川西の十一を、北會津郡の下へ移載す。

河沼の郡名は、延喜式に見えず、和名抄の注文に、大沼、河沼の名始見す。蓋、會津の分部なるが、後世沿革する所ありて、或は蜷川庄を以て之を呼び、郡名中廢す。其、今の東西二區を以て、河沼郡と定めたるは、寛文中の改更に因る。○會津溫故拾要抄云、河沼とは、會津、大沼二郡の中、會津川に近き諸村を分ち、會津の川と大沼の沼とを合せて、川沼と名つけしものなるべし、叉、會津川に沿て、河沼、鶴河の二莊あり、此莊、洪水すれば、水湛へ沼の如くになる意も、含めるものならめ、亦稲河に[illegible]十年、加藤家より、保科家へ引渡帳に、河沼郡、稲川郡と[illegible]混せり、其他稲川郡と記せしもの、間々見え、是は、旧郡を郡と呼びしものにして、寛文度に至り、[illegible]の河沼郡とは定まりたるなり、稲川とは、即鶴川の訛なり、又、寛文度まで、猪苗代の川東、川西、山組の地をも、河沼郡と稱せしめらる。

（山稲河郡）

山稲河郡之内、黒澤御銀山、見立仕へる者出來候者、曲急度可申上候、若きりかくし仕、脇より相聞候者、曲事可被仰付候、爲後日如件、

元和四年午十一月七日　蒲生六兵衛　花押

[illegible]　[illegible]右衛門殿へ

山稲河郡とは、吉野[illegible]あたりにて稱へられしごとし、山谷參差の地なればなり

餘戸郷（アマリベ）

和名抄、會津郡餘戸郷、今詳ならず、諸郷の位置を假定し、更に其剩[illegible]を推すに、河沼郡、柳津、高寺等、只見川の下游にあらずや、猶して後の考にまつ。

柳津（ヤナイヅ）

今、柳津村と云ひ、小柳津、大野、黒[illegible]、高久津、[illegible]見、八坂野等をも合す。○[illegible]の古蹟舎あり。て、會津屈指の靈場とす。只見川の右岸、片門渡の南三里、坂下驛へ三里半、[illegible]山川は、此地にて只見へ入る。

柳津は、若名、岩坂とも云へり、[illegible]に見え、楊柳の多かりしより、楊津と名づけられしと、土人の說なり。○[illegible]編云、府城の西に當り、行程六里二十四町、家數百三十一軒、東に重山を負し、西に只見川に[illegible]、銀山川中の川と云[illegible]村中を流れ、[illegible]の[illegible]を[illegible]、或は只見川に浸し、佳景比なし。民家或は山腰を帶て、或は只見川に傍ふ、山中にあれども、[illegible]なれば、[illegible]の男女たえず、村中に客舎多く、[illegible]は只見川に臨み、大概三階のかけつくりなり

圓藏寺（エンゾウジ）

柳津虛空藏堂の法院にして、[illegible]と云ふも、[illegible]寺と稱す、[illegible]坊あり。

[illegible]故旨要抄云、[illegible]大會[illegible]、[illegible]、[illegible]に因く、昔[illegible]入[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]の[illegible]く、[illegible]、[illegible]は當[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]長[illegible]。坂[illegible]と云ふ者、[illegible]、[illegible]川[illegible]にて、[illegible]、大日[illegible]四寸の金剛力士[illegible]、依て[illegible]一寺[illegible]し、入佛[illegible]し、[illegible]、之を[illegible]と[illegible]、[illegible]松は[illegible]と[illegible]す、此寺[illegible]人の[illegible]、[illegible]法印の時、黑川[illegible]に從ひ、[illegible]に改む、之に依て[illegible]圭[illegible]て[illegible]由となす、次[illegible]年[illegible]、[illegible]正十三年[illegible]、[illegible]に大[illegible]亡す、本堂は、[illegible]當坊と[illegible]、[illegible]の際なり[illegible]、今の地に[illegible]して、更に寶[illegible]、[illegible]中段に仁王門を建て、天正十八年、[illegible]公[illegible]下向の時、九月[illegible]日、[illegible]二百石[illegible]、[illegible]十年、太守[illegible]、[illegible]化九年甲子、[illegible]を[illegible]。

[illegible]、二百石、[illegible]、[illegible]、永代[illegible]、今[illegible]、[illegible]分、[illegible]坊中地下、合免除者也、

天正十八年[illegible]月[illegible]日　　[illegible]津本願　　氏[illegible]判

六衆徒六坊あり、德一[illegible]にて、佛前の[illegible]を勤む、何れも[illegible]帶なり、塔之坊、[illegible]本坊、所藏の文書あり、

去秋、[illegible]入[illegible]、[illegible]明細[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]長久之[illegible]、[illegible]入候、恐々謹言、

[illegible]月十四日　　景[illegible]判

當月[illegible]之[illegible]、[illegible]日[illegible]之候、[illegible]、[illegible]念[illegible]入[illegible]、[illegible]、[illegible]恐々謹言、

八月廿三日　　[illegible]判

塔之坊

[illegible]本坊

天保[illegible]云、七月十四日、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]之、只六里、[illegible]面出、行[illegible]西甲、[illegible]宮[illegible]、山[illegible]凡、[illegible]之、且[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、只見川、[illegible]面[illegible]、[illegible]、皆[illegible]色、[illegible]於上、[illegible]入[illegible]、即[illegible]也、[illegible]下曰[illegible]、[illegible]、小[illegible]之、[illegible]、皆[illegible]石、[illegible]松、[illegible]一凡形、[illegible]名不[illegible]也、[illegible]數十[illegible]、[illegible]成、出吹[illegible]、[illegible]小[illegible]南北、[illegible]、[illegible]方[illegible]、[illegible]、女兒[illegible]、[illegible]時、買[illegible]之、[illegible]、直[illegible]、亦[illegible]也、[illegible]數人、即[illegible]、買[illegible]亡人、[illegible]、[illegible]十[illegible]日、[illegible]村[illegible]、[illegible]人[illegible]、婦人[illegible]、[illegible]十八、[illegible]七、[illegible]。

郷戸（ガウト）

今、出倉、中野、長倉、鹽野、猪鼻等を合せて、倉戸村と改む、柳津の南にして、銀山川、東川(瀧谷川)の[illegible]中に在り。○新記云、郷戸、[illegible]と合戸に作る、寛文中改て今の字とせり、一説に、往古は村落十區ありし故、合十村と云しとぞ、塔寺村八幡宮所藏神役日録に柳津かふたうの名あり、此村のことなるもしるべからず、南は山續り、北に[illegible]の地あり、俗に郷戸原と稱し、地形ひらけて、山中まれなる平野なり、近邊の諸村よりも、此に[illegible]り耕作し、多く田圃を開く、

飯谷（イヒタニ）

今、[illegible]山名なるが近年由下[illegible]、[illegible]等を合せて飯谷村と云ふ、柳津の西[illegible]、只見川を隔てたり、

[illegible]故拾要抄云、[illegible]村の東[illegible]、只見川の水中なる、[illegible]の中より、[illegible]石を産す、飯谷山は、小松山、及び黑森山に[illegible]なり、[illegible]と[illegible]。○新記云、飯谷山は、[illegible]頂[illegible]丸として、六町計の間、其嶮なり、この山向背なく、[illegible]より望むに[illegible]形飯を盛るに似たるゆゑ名づく、慶長十六年八月の地震に、此山崩れ、今に草木生せず、削りなすが如[illegible]、[illegible]して峭峻なり、此邊の諸山に秀て、府下より西に見[illegible]、又野[illegible]より望むに、其形尤も美なり、頂に飯谷明神の祠あり、銅山は、[illegible]村[illegible]倉の南、四町餘にあり、[illegible]と云ひ、寛政十一年、始て坑を穿ち、多く[illegible]、[illegible]まで小屋十軒計あり、今は[illegible]て、僅に一[illegible]れり、[illegible]す、

（飯谷山）

藤（フヂ）

今、飯谷村の大字なれど、片門の南に接し、東松峠に相並び北する所の、[illegible]の下とす。藤峠は、東松峠と共に、越後往來の[illegible]とす。[illegible]風土記に一[illegible]中[illegible]、[illegible]長茂、築二十八館[illegible]川庄[illegible]村[illegible]云々、[illegible]風土記に[illegible]跡は、村西二町、一段高き所にあり、東西三間南北[illegible]間、[illegible]城と云ひ、往昔此村は越後にゆく[illegible]なりし故、城四郎長茂、此に築て封疆を守りし所にして、二十八館の一なりと

（藤峠）

朝立（アサダチ）

今、平井、和泉等を相併せ、坂本村と改む、柳津の北一里半、只見川の右岸にて、藤と相對す。氣多宮、高寺の南一里許、七折坂あり。○新記云、七折坂は、大澤村の東にあり、此坂を登りて、氣多宮村にゆく、山路屈曲すること、凡七折にして峠に至るゆゑに名づく、頂上より西に顧れば、只見川の流を望む、村落其間に星布し、限なき眺望なり。

氣多宮（ケタノミヤ）　今、氣多宮村と云ひ、越後往來の小驛にして、古寺と塔寺の間なり、坂下驛より一里、丘山の上を占め、西北路此に分岐す。

氣多とは、大國主命を祭れる社名に因れる者なり、能登に氣多宮あり、因幡に氣多郡あり、越後には居多神社あり、參考すべし。或は術宮（ケタノミヤ）に作る。○會津風土記云、氣多宮、此村、古寺中より移して術宮に作れり、[illegible]の西北に當り、越後街道にあり、西南北は山に倚り、東は平地に續く、村の未の方、[illegible]津道に一里塚あり、氣多神社、村西山腰にあり、祭神二座、大巳貴命、大活目命なり、勸請の年代詳ならず、里老相傳て、源義經、奧州に下向の時、辨慶從來て、笈の背板を奉納せしと。

（術宮）

船渡（フナト）　今、笈村、笈倉と相合せ、高寺（タカテラ）村と改む、氣多宮の西、只見川の東岸にあたり、片門村に對す、舊に片門渡と云ひ、近年[illegible]橋を架せらる。

（高寺）

舊記云、[illegible]攷は、[illegible]宮村東八町にあり、越後街道にて、氣多宮村の方より來り下ること凡三町許、頂より少下り、道の東の山上に、高寺の[illegible]蹟の壁あり、其傍に[illegible]松樹あり、高寺跡は、村より十五町、寅の方山上にあり、山の高凡二十五丈許、麓より頂上にして登りたる、高寺は、欽明天皇元年草創、其後、堂舍子院次第に繁昌して、三千餘字に及べしが、寶[illegible]六年、兵燹に罹亡し、遂に廢絕に及べしを、大同三年、田口將軍、[illegible]が勸化に因て、其遺跡に再修し、惠隆寺と云ふ、いつ何れの頃にか、山麓今[illegible]の地に[illegible]りしと、舊記にも、此寺は、[illegible]の巨刹なりしと見えて、本郡のみならず、青津組、牛澤組の寺村[illegible]、[illegible]より移せし[illegible]古傳、往々にあり。

（船戶）

新國史略云、戊辰歲、六月二十八日、會人部隊[illegible]船戶、田川[illegible]、官軍連彈拒之、乃[illegible]用[illegible]、攀地六[illegible]之、船戶距若松五里、九月五日、官軍自南入者、分兵略坂下、[illegible]其、[illegible]後口の官軍を抗拒せしも、若松攻[illegible]の官軍、其賊背を衝破す、時に賊徒分兵の折[illegible]にて、[illegible]潰走し、門越後開通す。○會津史云、九月、若松城下の西軍は、越後口の西軍、今[illegible]の兵に交へられ進むと聞き、背面より我兵を夾擊して連絡を通ぜんと欲す、九月五日、當[illegible]堅垣の兵、城北高久驛に突出し、[illegible]を進み、我兵[illegible]七中隊、[illegible]門を[illegible]驛に[illegible]、然れども支ふる能はずして散亂し、[illegible]の我兵、前後に[illegible]、大に撓み、右方にあるものは[illegible]川に、左方にあるものは高田へ走る。

塔寺（タフデラ）　今、塔寺村と云ひ、氣多宮の東に接し、坂下驛の西なる丘陵を占め、民家は坂坡に倚る。村名は心清水八幡宮の塔寺に出づ、或は訛りて遠寺（トホデラ）にいへれり。

（寺遠）

會津遠寺、[illegible]子、大夫、[illegible]十、仁十六人、知前を留[illegible]、心[illegible]、如[illegible]、[illegible]上南方[illegible]力、一年五度、相[illegible]者也、[illegible]、

天正十八年庚寅[illegible]月[illegible]六日　政宗　甲

心清水八幡宮（ココロシミヅ）　村中、驛北に在り、塔寺八幡といふ、源賴義、天喜中の建立とつたふれど、詳ならず。

溫故拾要抄云、源賴義、東征の時、小金塚邑に、八幡宮遷[illegible]、天喜五年丁酉に至り、[illegible]功を[illegible]す、貞和五年己丑、八幡宮記を始むと云ふ、此以前、日[illegible]錄役[illegible]、[illegible]寶、每年正月、大般若を神前に讀誦し、因て其導師、並に[illegible]を記す、至德年中に至り始めて、[illegible]に記し、[illegible]して今に至る、是を塔寺正八幡宮略記と云ふ也、[illegible]十一社あり、[illegible]大明神、多賀大明神を氏神とす、[illegible]は日く、天喜三年乙未より貞和五年己丑迄、二百九十五年間、一冊に歸す、是を長帳と號す、至德元年甲子、始めて天下國家の治亂[illegible]事、日月星辰、風雨[illegible]、凡見聞の事、[illegible]らず[illegible]記す、是を塔寺[illegible]記と名つけ、又長帳とも云ふなり、天正十九年辛卯に至りて止む、實開二百八十年也、尚も、後に、集神名從錄、並に長帳、略記は名にかりにて、反古の如し、寶曆年中、[illegible]主斤內兵庫頭、之を捜索すれど、[illegible]に見れなし、幸に[illegible]谷村肯[illegible]丁[illegible]所持す、之に依て、神名從錄三卷、長帳二卷、同實年日記三卷、天正十九年より寶曆二年壬申まで續日記二卷、合十卷、箱に入れ[illegible]納す○今按、塔寺長帳は、新編風土記、[illegible]に改めらるゝ部、一見反故に似たれど、尚是れ正本なり、他に、[illegible]路從錄、[illegible]年日記等あれど、後人の[illegible]撰、信を取るに足らず。

惠隆寺（エイリユウ）　古心清水八幡宮の供僧院にして、謂ゆる塔寺是なり。一名高寺。

新記云、惠隆寺觀音堂は、八幡宮の東に並ぶ、一間半に六間、南向、千手觀音の木像、長二丈八尺、脇士二十八部衆の木像、[illegible]六尺七寸、[illegible]傳ふ、大同三年、將軍田村[illegible]、[illegible]にて、坂下新宮村の境內に、一寺を草創し、[illegible]と名く、寺宇の[illegible]壯麗、云[illegible]なかりしぞ、其後、[illegible]、彼寺を此所に移せし、昔此村に金を[illegible]、小金塚村と云ひしを、寺を移してより、村名を塔寺と改む、[illegible]にて、昔は八幡宮の[illegible]付別當の勤めしにや、長帳に此寺のことを記すに、當寺と書けり、文永正の頃、[illegible]田の[illegible]云ふ僧、兼帶せしことも見ゆ、然るに、いつの頃よりか、この寺全く[illegible]の司となり、今も遺りにや、[illegible]院、惠隆寺と稱せり、文[illegible]、[illegible]せ、本尊及び脇士の像を[illegible]、此寺を昔より[illegible]けるへし事、往々古事[illegible]に見ゆ、今は文祿三年を[illegible]として改め作ことを、[illegible]長十八年の[illegible]に、[illegible]せしを、猪苗代[illegible]に住める[illegible]門、[illegible]に依りしを、[illegible]氏に[illegible]、[illegible]と力を[illegible]せ、[illegible]

三年に再興せり、其時の棟札今に存す、文書一通、別當金剛院が家に藏む、又鐸口一口あり、徑三尺「奥州會津、蜷川莊、惠隆寺、奉懸鐸口事、永和三年丁巳、大日那平次郎」と彫付ありしとぞ、今の鐸口は、寛延四年に鑄造せしものなり、徑五尺「奉懸御寶前、金塔山惠隆寺」云云と彫付あり。

會津拾要抄、惠隆寺千手觀音緣起に曰く「蜷河莊根岸宇内村高寺は、宣明元年戊午、性空上人の弟子、蓮空上人、爰に大伽藍を草創し、金塔山惠隆寺と名つく、其後、文治、建久の頃、高寺廢れ、定林坊は栗村に移り（今の坂下）、綠葉山定林寺と改む、地頭栗村左近大夫磐長の舘跡なり、或は曰く、大同二年丁亥、磐梯山惠日寺を建立す、是より此惠隆寺も惠日寺に屬すと、建久元年庚戌、惠隆寺坊舍不殘廢す、是れ何の故かと尋るに、大寺惠日寺は平家城氏に屬す、今一統源家の代となる故に、此類みな廢せらる、之に依て千手尊像、其外共に殘らず小金塔邑に引移す、今塔寺といふ」云云。

千咲原（センサキ）（河原田）

高寺の北一里半、河原田に在りて、城氏の遺蹟を傳ふ、只見川の右岸、日橋、鶴沼の二水合流の地にあたり、其東は長井村、宇内村に連れり、汎稱千咲原と云ふ。今は、特に河原田（カハダ）、宮川、堀澤、谷野、東羽賀、田中、大原等、船渡、雀倉の北なる村里を合同して、千咲村と改む。

俗說辨、引會津風土記云、千咲原、在河沼郡、壽永年中、越後城四郎長茂、築三十八館于蜷川庄、藤村、宇内村、有遺址焉、此原、長茂與其黨遊觀之地也、當時種千種芍藥、至今滿原皆芍藥、而呼千咲原、芬芳遠聞、故其亦曰香原（カウ）、東北有袋原、形如袋、有竈塚、有御前清水、有沼、々中有島、夫妻宴于此、曰婦臺、沼東南有經塚、相傳、當使慧樂寺僧侶寫經、有石封之、今原上之石、時見文字云、會津四宗合考附錄曰、今宇内村、藤村、共有古壘存、以今考、藤村行處別館也、宇内壘、亦行處本館也、今宇内村北六七里、有千咲原、以芍藥多種得名也、此原東北二三里、有袋原、此有竈塚并袋沼等之陳跡、傳曰、每春花時、長茂携於婦人遊千前、遊千開原、又遊袋原歌舞云、如此則、竈香恐娛妓、而長茂妾乎、其土壇數、是長茂行在、出遊逍遙於此壟、而到此、當有其事也、

新記云、河原田村の松林を、千咲原といへども、芍藥なども以て著名なるにあらず、只長松陰々として、雑樹を見ること少く、多く諸商を存す、遠方より望めば、蒼翠海の如く、濤聲常に耳にあり、又林中路傍に、七壇ありて、周六七間より十間餘に至り、高さ四尺計の壇、七ッ相並べり、其來由を知る者なし。

片門（カタカド）

今、片門村といひ、杉山、淵上を合す、只見川の左岸にして、越後通路にあたり、西に東松の山を控へ、東に揚川の流を帶ぶ、坂下驛二里、野澤驛三里半。

寛文風土記に、慶安年中、揚川洪水大に起りて、天暖く地鳴り、忽片門村の邊に、二所の瀧門を生す、大さ瀧谷の如し、時に、只見川に右道を生ず、云々

方門（カタカド）村揚澤（カレサハ）より、東松峠にかかるものを、新道と云ふは、元文四年の開通なり、近年、又新道を開き、車を通ぜしむることとなる

花押　盛高

かたかとのわたし守の事、別人望申上候といへども、先代の時、關東よりの御判、今に所持仕候、道理分明なるによつて、ふるき例にまかせ、剣形を遣所也、自今以後は、社領なり共、余人望有べからず、於子孫茂、相違すべからざる者也、仍如件、

永正二年丙刀十月廿八日

坂下村、塔寺村、方門村、　伝馬駄賃共二疋、

一坂下村を、方門、舟渡村迄、可相通候事、

一塔寺村は、上竹、坂下迄之事、

一方門、舟渡村は、上竹、塔寺迄、下は野沢迄、

伝馬、但、用捨ヶ月之内、十五日替りに、問屋をも相定、可申候事、

右之通、不可有違背者也、仍如件、

元和四年十二月二日　　稲田數馬助貞忠判）

西野右門等和判、

稲川郡塔寺村、問屋肝煎中

片門と、塔寺の間なる峠にして、越後往來第一の重隘なり、今、山中の天屋（テンヤ）、本名を合せて、東松村と云ふ。

東松峠（天屋）

新記云、天屋村、昔は滿田と云ひ、長峰中の合戰に、山口大和守忠春、戰功ありければ、其賞にとて、蘆名氏此所を與へしより、滿田を以て氏とし、其子尾張守忠勝、永正中、村名を天屋と改めしとぞ、東松峠は、村端より西に登る、越後街道の峠なり、麓より登ること十八町餘にして頂に至る、寛永中、加藤家府城修造の時、安坪村肝煎七左衛門、初て此道を開き、大材を運送せしが、漸漸に開けて、終に往還となれり、昔此峠の頂に、三株の松あり、相拘束する者如し、これを東松と云ふ、此松既に枯てより、道の東に斷崖に、二株の松生ず、枝葉寄聳して、幕をたてたるに似たるにより、子東松と云しが、寶暦の頃又枯ぬ、これより東北方に、又一株の松生ず、孫東松と云ふ、寛政四年、この頂に、茶店二軒を構ふ、この所より東に望めば、諸山遠く連り、高低濃淡一ならず、屏障の如く環列し、沃野中に瀰りて、千村萬落、府城の四面に星布し、近き麓には坂下組高寺山、南北に綿延し、小沼村の山に續き、一帶の蒼翠、殊にうるはしく見ゆ。

羽賀（ハガ）

東羽賀は、今千咲村に入り、西羽賀、束井、河合（カハヒ）、鷹坪、池原、金屋等、相合して、新富村と改む。片

門調、東松峠の北にして、只見川の左岸に居る。南も、只見、目楢の合流 湯川 は、猿内へ流れ、南に屈曲するを以て、[illegible]村は、三方水に囲繞せらる。[illegible]云、猿山は、津尻より戌の方十町にあり、此山の中腹に、大窟[illegible]、二十間四方計の[illegible]あり、此處堅要にも[illegible]くことなし、此下に十本岩あり、[illegible]、黙聲絶[illegible]居すが如く、下は[illegible]、揚川の合流に臨めり、又此山に、[illegible]、長三町二十間、[illegible]四間計の岩層あり、[illegible]の水上に[illegible]。

(唐池) 井戸」

野澤

今、野澤村と云ひ、山中の一驛市なり、片門より東松峠を越え、凡三里半、東峠を越え、越後境(鳥居峠)に至る三里半。

領中、所領、陸奥國會津、[illegible]河郡野澤村、半分之、有度々合戦、[illegible]軍忠之上、親父於京都、於將軍御前、打[illegible]、[illegible]有之程、[illegible]、仍證[illegible]狀、可[illegible]有之状、如件、

建武三年七月廿八日 [illegible]

小平七郎三郎 光俊 殿(石川文書)

又[illegible]云、相傳ふ、野澤本町、原町の地、往古は湖水なりしが、往水[illegible]て陸となりしかば、澤水を決りて、まづ本町の民居を闢き、また曠原につきて此町を置きし故、原町と名づく、野澤の二字を加へしは、野澤と云ふ謂あるによれり、寛永三年、蒲生家より、毎月六度の市日を許さる文書あり、毎年正月、市始めの式とて、[illegible]町の者、上下に分れ、米俵を爭ふ、之を米引と稱へ、市神の祭とす。

一市場三里四方、[illegible]之事、
一市場賣買、[illegible]可用之事、
一市中金銭差引、商人問屋帳面、可用之事、
一市は六齋立、三八日たるべき事、
一押買、押賣、[illegible]之事、

右此度可相守者也、寛永三寅三月 蒲生[illegible]

同書又云、野澤組は、原町、本町の四方[illegible]圍[illegible]七十地なり、東西[illegible]高山連なり、北は揚川流る、[illegible]、此地往古揚川の水[illegible]、[illegible]の村落、[illegible]に[illegible]、各自に家居をなせしが、何の[illegible]山陸に[illegible]、[illegible]、下野尻村の北、[illegible]日[illegible]といふ山[illegible]地となりしとぞ、今[illegible]山中に水[illegible]。

○[illegible]云、戊辰の[illegible]月[illegible]、[illegible]なくし、諸城邑皆陷る、是に於て、米澤藩は其[illegible]境の危きを名とし兵を收む、我會軍孤立、遂に退て津川驛を保て、東西の急報日々若松に達し、市民始めて恐る、八月六日、闔君[illegible]を野澤に駐め、津川方面の軍を督す、自[illegible]中隊之を[illegible]、留る數日、府城に歸る、已にして廿三日、[illegible]道の[illegible]若松に入り、津川口戰はずして[illegible]。

如法寺

今野澤町にありて、觀音堂なり、[illegible]寺觀音堂は、[illegible]の創建と傳ふ、[illegible]、また[illegible]長十六年、[illegible]に[illegible]しを、同十八年、[illegible]の[illegible]、岡半兵衛重政建立せり、[illegible]一尺[illegible]寸、[illegible]三[illegible]り、もと「奥州會津野澤如法寺大[illegible]、[illegible]、檜門千秋、幹緣[illegible]、志願成就、[illegible]、七月日(書事雜考、十月日に作り、下に比丘法[illegible]の六字あり)と彫附ありし古鐘を、この時改鑄、大般若[illegible]、今朽損して、[illegible]數さだかならず、此經卷を藏めし唐櫃、今はなし)に、書付ありし文、舊事雜考によれば、左に其四[illegible]を出す、

建仁元年八月三日、於奥州會津書、永[illegible]、[illegible]書次」文明十五年十一月廿四日、[illegible]、[illegible]同十七年七月八日書畢、[illegible]、[illegible]野澤如法寺、大般若[illegible]、[illegible]元年己酉、[illegible]月日、大[illegible]、[illegible]訪[illegible]三郎宗[illegible]、[illegible]、大[illegible]長門守[illegible]、[illegible]、四十一[illegible]。

會津拾遺[illegible]云、[illegible]川[illegible]寺、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]邑に[illegible]、[illegible]す、今[illegible]、[illegible]元[illegible]年、[illegible]、今[illegible]云ふ、大[illegible]、[illegible]。

(古四王尾)

大槻

今、[illegible]、[illegible]を、大[illegible]。[illegible]云、[illegible]傳[illegible]、[illegible]寺に[illegible]、形石燈[illegible]如くにて、[illegible]のある[illegible]、[illegible]角にこの[illegible]、西ごとに地[illegible]一[illegible]、[illegible]より[illegible]、[illegible]街[illegible]、[illegible]守宗の寺あり、大[illegible]の[illegible]、[illegible]しにて、今若松[illegible]、大[illegible]常住、[illegible]、六月[illegible]日、[illegible]一と[illegible]、[illegible]と云へ[illegible]、[illegible]大槻村より[illegible]。

(縄澤)

縄澤

又[illegible]、今、[illegible]、[illegible]相合せ、[illegible]村と改む、野[illegible]の東にして、東松[illegible]、共に此に[illegible]、野[illegible]村へ通す。

山[illegible]川郡、[illegible]尾村と同郡[illegible]村、山出入に付而、双方目安[illegible]、數度[illegible]、[illegible]、無[illegible]使乞[illegible]、[illegible]、双方立入[illegible]、若[illegible]立入候は丶、入[illegible]可[illegible]、可[illegible]者也、

[illegible]年[illegible]月十[illegible]日 [illegible] 長門守 [illegible]

[illegible]山の高田沼、[illegible]は、慶長十六年、柴山[illegible]鳥居山[illegible]崩れし時に、水湛へしものとぞ、程窪村の萩原沼、須田沼、大沼、[illegible]沼、いづれも、[illegible]に流れ[illegible]て出来たる沼池なり。

出原(イッパラ)(下谷)　今、黒澤、牛尾、小杉山(チスギヤマ)等と相合せ、下谷(シタダニ)村と改む、野澤驛の南、大槻川の源谷を占め、山中頻居し、飯谷山の西、大沼郡西方村の北にあたる。土人紙を漉きて名産とす、伊[illegible]紙と呼ばる。

(小杉山)新記云、小杉山村より、[illegible]の方十[illegible]町に沼あり、周五町二十間許、[illegible]見ゆる故、[illegible]と名く、慶長十六年の地震に、飯谷山崩れ、村落を埋めし時、水湛へて此沼となりしと、一碑、村中にあり、高三尺五寸、幅一尺、表に[illegible]、右[illegible]時に、[illegible]伏[illegible]、相當過去各々老若男女、百有餘亡者、[illegible]年[illegible]造立七[illegible]、以爲供養時[illegible]、[illegible]大[illegible]山村、慶長十六年辛亥、八月二十[illegible]日之[illegible]、飯谷山抜落、[illegible]村男女[illegible]中[illegible]、寛[illegible]中、八月二十一日、村中[illegible]と註[illegible]

黒澤(クロサハ)　今、下谷村の大字にて、大槻川(下谷川とも)の源にあたり、飯谷山、小杉山の西方[illegible]、[illegible]には、[illegible]和中の[illegible]に見え、又、慶長十八年[illegible]には、[illegible]山と見ゆる者なり、[illegible]、元和四年[illegible]山と云ふと同く、黒澤[illegible]山の別名ならん。

山[illegible]河之内、[illegible]金山、[illegible]、[illegible]出来申候者、[illegible]出来候[illegible]、[illegible]

[illegible]件、

元和四年午壬三月七日　潮孫六重(花押)

[illegible]衛門殿[illegible]

新記云、黒澤村、落合の西[illegible]町、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]と云べきな、[illegible]く稱ふ、山中に、[illegible]、小屋一軒あり、又、落合より[illegible]の方十町餘に、[illegible]山あり、[illegible]にも[illegible]あり、[illegible]る由、[illegible]

松尾(マツヲ)　今、[illegible]、[illegible]と相合せ、[illegible]村と改む、野[illegible]の東北にあたり、相去る[illegible]。

新記云、松尾[illegible]、大[illegible]、[illegible]の[illegible]なり、[illegible]に銘あり、[illegible]、右、奉行[illegible]、[illegible]多河道忠、[illegible]、

康安壬寅年八月二十四日[illegible]禅寺住持、

大般若經、寫本にて[illegible]し、[illegible]、其第一巻に左の[illegible]あり、

[illegible]、大[illegible]、[illegible]、女[illegible]氏、[illegible]現世安穏[illegible]

二月彼岸、

小島(コジマ)(利田)　今、尾登、利田(カガ)(合瀬)と相合せ、登世島村と改む、松尾の北に隣り、[illegible]川岸に居る、灘石、[illegible]の[illegible]あり。慶長十六年八月二十一日、地大に震ひ、利田村大黒岩崩れて、揚川を塞き、一丈餘の[illegible]、[illegible]岸割れ、元和六年七月の[illegible]、[illegible]年の岩頽れ、此瀑布[illegible]、[illegible]漁[illegible]を得ず、[illegible]の下に[illegible]るを、[illegible]、今は[illegible]、只[illegible]なり、又此川の岸に[illegible]あり、水面より高さ數尺、中に三間許の穴ありて、[illegible]、此水淡暑に[illegible]ることなし、土人[illegible]と稱し、旱歳には雨を祈る所とす。([illegible]七巴)

芹沼(セリヌマ)　今、[illegible]、[illegible]と相合せ、芹[illegible]村と改む、野澤村の西半里、[illegible]、[illegible]川、[illegible]川、[illegible]用等は、此に至りて阿賀川へ入る、[illegible]沼、小沼の二池あり。

新記云、小侍従は、[illegible]村の[illegible]三町、[illegible]の字なり、此地より[illegible]、[illegible]土器の缺たるを得ることあり、又[illegible]をうることもあり、又、芹[illegible]村の、揚川の中に、[illegible]て[illegible]の[illegible]あり、[illegible]の形に似たる[illegible]なり、[illegible]清[illegible]、[illegible]手洗[illegible]、[illegible]岩[illegible]あり、旱歳に雨を祈る所とす。

安座(アンザ)　今、牧村、中野(カワヤツ)と相合せ、正中(マサナカ)村と改む。野澤の西南にあたり、[illegible]陽山の陰なる、[illegible]の山谷を占め、其[illegible]流は即安[illegible]川なり。

[illegible]川郡安座村、可出杉[illegible]之事、

[illegible]百[illegible]本、長さ[illegible]尺の木は、[illegible]いなわ四尺廻、長さ貳尺五寸の木は、ゆいなわ四尺五寸廻、

右之杉檜取候山者、小川庄内柴倉山に而可伐、但、ともし松より外者、何之木数にても伐候て、可致商買者也、

辰九月十四日(寛永五)　守岡主馬一長(印)

新記云、[illegible]、昔安[illegible]に八[illegible]、[illegible]へ、大なる[illegible]あり、[illegible]八[illegible]の大蛇住せしが、[illegible]野[illegible]、[illegible]、下野國二荒山の神と、[illegible]寺[illegible]、二荒山の神、[illegible]山の神の百足虫に[illegible]、[illegible]、當時、[illegible]沼に[illegible]り住し、[illegible]、大[illegible]、[illegible]に来り、神託に依て、餘水を抜き、百足虫の靈を封して、護靈を修せしより、其祟やみしと、今も此村赤城神をまつり、四面の山[illegible]に[illegible]く、[illegible]のみにて、灌水地に蟠屈し、往々水の齧し跡の如く見ゆ。

野尻(ノジリ)　今、上野尻村、群岡村の二に分つ、群岡は、下野尻に[illegible]を合せたる[illegible]なり、揚川を東に帯び、東[illegible]を西に[illegible]、其上野尻は、藩政の時、郡役[illegible]を置かれ、奉行在りて、野澤、[illegible]、[illegible]の[illegible]を管監せる所とす。野澤を去る一里。

新記云、上野尻、[illegible]宗[illegible]寺に、蒲生氏郷の[illegible]あり、[illegible]、其[illegible]を[illegible]たり、[illegible]の[illegible]に[illegible]り「[illegible]朝[illegible]、[illegible]大守[illegible]、[illegible]下之[illegible]、[illegible]一章、[illegible]

文武名高六十州、維時元和七年辛酉、九月七日、前妙心、
逸傳叟書」

德澤（トクサハ）（赤髮瀧）　今、下野尻と相合せ、群岡村と改む。○阿賀川、此に至り龍潭を見る。寛文風土記に、赤髮（アカガミ）瀑布、高七十丈と云ふもの是也。凡、阿賀川は、德澤を以て中游、上游の交堺と爲し、德澤以下には、筏を流すこと自在なり。新記云、揚川に、赤髮、大本叢、瀬戸、川口など稱すこと數多あり、其所は、兩岸より相向ひ岩に雪をふみ、水をせきて水勢を急にす、因て魚登るを得ず、左右の岩下の淀にあつまるを、里人小嚢の竿頭に約してこれを捕る、俗に捕瀧（トリタキ）と稱す、又、赤髮の此所は、本村の境内なれど、漁獲の得なば下野尻村に入るにす、因て寛文中撰べる風土記には、下野尻の下に註せしなるべし）見付（ミツケ）二つの疊あり、岩石鋪に相束ねて、措置の如し、是を岩疊と云へり。

車峠（クルマ）　野尻上驛の西嶺なり、太高からざれど、頗急峻なり。○新記云、車峠、十一町、白坂村と界を分つ、越後街道にて、曲折數回の坂道なり、故道は、今の所より北の方にありしが、寛永中、加藤家府城修補の時、安座村（フクザ）の肝煎、二瓶七左衛門　この道を開けり、故道を古車坂と稱ふ、寛政元年、頂に茶店一軒を構て、往來の旅人を資く。

白坂（シラサカ）　今、寶川と合して、寶坂村と改む、車峠の西なれば、蒲政の時、蒲原郡小川庄の村落と共に、海道組の中に編入せられたり。
新記云、白坂照谷寺は、當山派の修驗にて、裂裟頭なり、河谷に住す、七世の祖、定蓮院照尊、慶長十四年、越後國蒲原郡小川莊の年行事となり、照尊より七世の孫迄相のとき、延寶六年、會津四郡、及び小川莊の裂裟頭となる、定蓮院の書簡に曰く、

奥州之内、小川年行事職之事、如前々被仰付候訖、令可令知行之由、依聖護院御門跡御氣色、執達如件、
慶長十四年七月四日

寶川（ハロカハ）　今、白坂と合せ、寶坂村といふ、白坂の西にして、鳥居峠の東、越後國界の山宿なり。鳥居峠は、頂まで凡半里、飯豊山を北方に遙拜すべし、因、其遙拜の門を置きしが故に、其名あり。今、河沼郡と蒲原郡の界標を、此に限る。（寛文風土記、鳥居を華表につくる）

一寶買之事、商人方者、堅無停止候、開付之事、頂身共可有御改之旨候、然共、自内寄候、頂過候之外、御用之由、被仰出候付而、方々御手債之内にて、相調候、其方於手前も、先代物自貫文宛、可相調候、但小川日八貫目に付而、代物四百文之算用に、可相渡候、委細者、日下左衛門、日上可申渡候也、
慶長六年辛丑十一月廿六日　同日下兵衛重政（花押）
ほう川　玄蕃どのへ

北會津郡

北會津郡（キタアヒヅ）　南會津郡の北にして、謂ふ所の會津平（アヒヅタヒラ）の東南隅、及び猪苗代湖の西岸にあたる
今、若松市、及び十一村之に隸し、面積二十一方里、人口七萬といふ。本稿には會津平の南部、鶴沼の下清及び猪苗代湖の西南岸一帶を、北會津郡の下に攝せしむ。安積郡の月輪、笈橋、高長、其村の四村、大沼郡の高田町、並に本郷、田川、東尾岐、尾岐、赤澤、永井野、宮川、尾、木邊岡、川路、新田、鶴野邊の十三村、河沼郡の坂下町、並に新鶴、船形、若宮、金上、日橋、笈島、常、笈川、磐前、川西の十村を、本郡の下に係け、地形に適合せしめたり、

會津平（大會津郡）
會津平は、猪苗代湖の西なる一大盆地にして、湖中の潰水は、日橋川と爲り、此盆地を東より西へ貫くされば、此盆地の南地は、郡若松（北會津郡）、高田（大沼郡）、坂下（河沼郡）、一帶の低野を成し、北部は喜多方（耶麻郡）の町平を開く、東西三里、南北七里。夫の會津の大府四郡の形勢を誇る者も、亦此平衛の富庶を頼むにあらざるはなし。中世、大會津（オホアヒヅ）郡の稱あり、山崎關寨が「會津、河沼耶麻、大沼、皆會津之地、謂之四郡矣」と曰へる是也。○享和中撰、會津風土記云、文治五年、鎌倉右大將が、藤原泰衡を征伐ありし時、相州の住人、三浦黨、佐原（サハラ）十郎左衛門尉平義連、軍功に依り會津を賜れり、然れ共、常に鎌倉に伺候して、在邑の事なかりしにや、其住所何れの地とも知れず、耶麻郡半在家村に其墓あり、其子遠江守盛連に六男あり、長男を大炊助經連とす、耶麻郡猪苗代に住せしにや、其苗裔、彈正盛國と云ふ者、天正中迄其地にあり、其次を次郎廣盛と云ひ、河沼郡北田に遺壘あり、子孫、應永中迄住せりと、其次を三郎盛義と云ひ、同郡藤倉（フヂクラ）に居館の迹あり、其次を四郎左衛門尉光盛と云ふ、是れ會津芦名（黑川）氏の祖なり、其次を五郎左衛門、時盛、（後に三浦介と稱す）耶麻郡三宮に住せしにや、其地に古館あり、又五郎（ゴラウ）神社あり、此人の裔、佐原十郎高明と云ふ者、應安の頃迄、耶麻郡加納莊を領せり、其次を六郎左衛門尉時連といふ、同郡新宮に住せしにや、子孫、寛永中迄、其地に住せり、此兄弟の事、東鑑に詳なり、光盛の子を三郎左衛門泰盛とす、東鑑、建長八年の記に見えたり、其子を遠江守盛宗と云ひ、父子の墓碑に、南下寶相寺にあり、盛宗の子、大夫判官盛員、建武二年、相模次郎時行に與力し、足利氏將軍と戰ひ、腰越にて討れたること、太平記に見ゆ、其子直盛、若狭守と云

ふ、太平記巻三十一に、蘆名判官あり、此人のことなるか、詳ならず。[illegible]より盛員までは、其往時傳はらず、直盛、至徳元年、居館を築き、鶴城と名づけ、城下の地を黒川と稱す。是れ會津府城の開けたる始めなり。其下、若松、黒川、及び小高木に合考すべし。

又太平記云、康暦中、蘆名遠江守直盛、會津、小田山の城に居て、四郡十七郡を掌とる、先祖、佐原十郎義連、文治中拜任すといへども、相州に住す、直盛始めて入部、云云。

菱方（ヒシカタ）郷

和名抄、會津郡菱方郷。今、安積郡管の月形村、笹樋村、福良村、赤津村、並に北會津郡[illegible]法村にわたる。即、猪苗代湖の南西岸に沿れる村里とす。

（沼尻）

會津風土記云、倭名鈔、會津郡菱方郷、今聞く所なし、安積郡福良組の諸村を、菱潟庄とも稱すれば、此邊の舊名か、因りて、安[illegible]に、この菱方郷は、安積郡の郷なるを、誤て此郡に出せるならんと云へり、もしくは、昔は、此郡の境域にて、後轉變して安積郡となりしにや。寛元四年、錦月と云ふ僧、福良村[illegible]寺の縁起を書して、淺香郡菱潟荘と云へり、此時既に安積郡に屬するか。○地理志料云、菱方郷、東北俗、謂潟爲潟、右猪苗代湖、日見木甲、今在湖南、福良湖名也、福良伊龍寺、寛元四年縁起、淺香郡菱潟荘、會津郷名考、引冬木澤八葉寺金鼓識、菱方郷那乳山熊野宮云々。

舟津（フナツ）

今、横澤、舘村、濱路と相合せ、片門村と改む、安積郡の管内なり。されど、郡山の西六里、一嶺を隔て、猪苗代湖の東南岸に濱れば、形状は、正に會津に屬す。即、古の菱方郷内の地とす。舟津は、藩政の時、二本松領にて、會津藩主領の外なり、されど、之よりさき、安積伊藤氏の人々、菱方の諸村里を占有したるにより、[illegible]は、昔安積郡に入りしとも[illegible]、[illegible]月日へ、湖上[illegible]、福良驛へ出路[illegible]早し、安積福八畝宿、永享十一年の書に、安積郡中十三箇の一を舟津とす、即、此地なりと知らる。又、大永三年、蘆名遠江守盛舜の例を以て、其家臣十人談判にて、湖畔の伊達家へ與へて、福良村と舟津村の境界を定めたる古状あり。横澤の伊藤は、即、舟津四箇の領主にて、其居址、今、存す。又、天正中、猪苗代家臣、兵に逐はれ、横澤に遁れたり、郡山舘の古壘址を合せ考すべし。濱路は、直[illegible]の港にて、郡山、[illegible]田方と隔つ。

（横澤）

（濱路）

御霊櫃（ゴリヤウビツ）峠

舟津より、福良を經て、安積郡[illegible]田野、福山へ之道路とす。（會津七年史云、我會津藩は、八月下旬、四境持口を定め、大平口には大田主殿を隊長とし、勢至堂口には横山主税を總督たり、關門を修築し守兵を置き、山谷の細流を湛へて之に備ふ、中地村にも[illegible]を置き、鶴、追分の兩口を守る、[illegible]出し、福良村、濱路村に[illegible]兵を出させ、關門[illegible]に通ぜ、[illegible]の務校の組頭より、[illegible]、我兵を戰へ、隊長、横溝に左隊の遊擊隊、馳せて之を援けしかば、西兵は山上より我を望で進まず、[illegible]と云ひ、八月下旬、西軍會津[illegible]伐の議を議す、其議[illegible]に中山、十津、暮成の三口進撃を唱て、[illegible]を示し、[illegible]も衆き、進て母成、三代に出で、[illegible]の要衝、高倉を扼みて[illegible]に進るを俟て、[illegible]せ、或は、伊知地は、暮成口進撃を主張し、[illegible]に兩道より進まんことに決せしが、長將[illegible]、其力戰して成功し[illegible]人をを憂ひ、板垣に勸めて、遂に暮成の一道に定めしと云ふ、是れ西軍の策略として、最も長計と謂はざるべからず、如何となれば、當時、猪苗代には、我砲兵隊、中地には[illegible]習隊等ありて、皆、伏見、[illegible]等の戰を經し所の强兵なり、而るに、石筵、暮成口に在ては、[illegible]の要衝た[illegible]からざりしが[illegible]云々、

三代（ミダイ）

今、中地村と相合せ、湖南村と改む、舟津の西南一里餘。山間の地なるが、勢至峠、并に黒森峠より落ち來り、村[illegible]を貫き、共に去り、湖南に至り、白河への捷徑にあたり、藩政の頃には、三代に關門を置き、守備を嚴にし、並びて、三代、福良、原の三村を宿驛となしたりき。

勢至（セイシ）峠

又勢至堂峠といふ、岩瀬郡へ通ず。○[illegible]云、勢至峠は、三代村東南の東七町、白河街道にあり、東西相並て右に堂宇[illegible]し、一線の路を通ず、屈曲して登る四丁三十間、絶頂に至る、道の右に表石を立て、是より西北は會津領と刻めり、山道の左に茶屋あり、此峠は、安積、岩瀬二郡に跨り、絶頂を限とす、守山領勢至堂村の方へ踰るを以て、勢至峠と稱す、勢至堂村へ下るには、其坂緩[illegible]し、會津の地形の高きを知るべし

中地（ナカヂ）

（中路）

又中路に作り、[illegible]中野と改む、[illegible]、三代の東[illegible]、[illegible]の南なる山村とす。[illegible]までは、[illegible]の間に、[illegible]といふ。[illegible]、[illegible]十一年、[illegible]下連署には、中路淡路守（松本氏か）。此中路伴藏は、何の頃よりか、蘆名家の麾下となり、天正中まで領色すと云ふ。[illegible]記云、小倉山館跡は、中地村の西北隅、小山の上にあり、一に鶴島城と稱ふ、何の頃築きしにか、詳ならず、伊藤氏代代の居城にて、天正の頃、蘆澤守盛胤住せり、此邊多く伊藤氏の所領たりしにや、天正の頃まで、安積衆々に其名[illegible]し、各[illegible]名を以て稱せしと。[illegible]寺長禪云、天文十九年六月、黒川屋形様出馬、なか[illegible]立、田村御手に入申候、

福良（フクラ）

今馬入（ヘミ）を合せ、福良村と云ふ。（安積郡誌）三代の西一里許の山驛なれど、昔此一里を原と呼び、即湖邊とす。福良は、又吹浦につくる、[illegible]の形に似たればならん、一書に、村北、鶴山、龜山あり、此龜鶴の名に據り、祝して福良と名づくといへば、信ずべし。若松を去る七里、會津藩政の時、此に代官所ありて、福良、原、兩組の民政を視たり。

越後より江戸に行くとて、六月の末つかた、會津の吹浦といふ所に至りけるに、最涼しかりければ、
秋といふ名におぼえて夕風のふくらの里は夏なかりけり、　泉圓

[illegible]は、景色の佳き地なり、背梯山は雲間に聳え、遙に吾妻山見え、猪野に遠く村落星散し、小平潟、松原、一望の中に映じ、[illegible]、[illegible]の如く、風光、[illegible]、[illegible]三保松原、[illegible]たり、吉田[illegible]是[illegible]、

千潟の松の[illegible]、三保の松に[illegible]といはばし、[illegible]の一の山（會津古蹟拾要抄）。

福良村の伏龍寺（フクリウ）は、[illegible]中、[illegible]部の開基にて、後湖月上人中興といへど、確證なし。されど、一古刹なるべきことは、[illegible]の徴すべきあり（新風土記、拾要抄）。

福浦の千手觀音堂地、御年貢千手院分六百文者、爲御寄進、觀音江被付候間、佛前等同以下、無懈怠被參、[illegible]御祈念、可[illegible]引要候、恐々謹言、

慶長七十[illegible]月廿一日　町野左近助繁□

[illegible]

右[illegible]、筆者を知らず、像上に書あり、陸奥國安積郡、[illegible]觀音堂、中興之大檀那、伊[illegible]守[illegible]、[illegible]、在于當郡中地域、面當關村於大邑矣、[illegible]霜月十九日、於于大崎郡名生[illegible]、[illegible]氏[illegible]、[illegible]矣、壽五十七。

（伏龍寺）

新記云、福良村、青津七葉、[illegible]村彌陀内（ウチ）の西山麓に[illegible]り、高二尺計の野面石なり、文字磨滅して分明ならず、[illegible]、[illegible]於一切、[illegible]のみ見えて、[illegible]を[illegible]分ち難く、右の端に過去[illegible]とあり、其[illegible]は[illegible]し、中央に元弘二年とあり、其上に梵字、蓮華台を彫れり、一は村西三町餘にあり、高三尺計の野面石に、[illegible]、梵字、蓮華台を[illegible]り、下に[illegible]字[illegible]の[illegible]、[illegible]は、其[illegible]村北四町許にあり、石のさま前に同し、その中、一は四方に線を廻し、左右に[illegible]、[illegible]得道、又[illegible]故也、右志者、爲慈父□□□又□□故也」と刻み、中央に元亨二年とあり、其上には二箇の[illegible]べき影、[illegible]に梵字、蓮華を刻み、其下に花瓶の形、三を[illegible]、餘の三、共に僧像、或は梵字、蓮華台など見ゆ、文字は剝落して見えず、又[illegible]村[illegible]内の山[illegible]、高八尺餘、[illegible]丈計の大石に、[illegible]を廻し、中に梵字を[illegible]めり。

菅神社（スガ）

福良村菅川の傍に在りて、布引山の東麓にあたる
[illegible]、之を以て、式内安積郡隱津島神社に擬せるは、失考なり、（新記云、福良村菅明神は、[illegible]に菅の[illegible]、[illegible]すれば、菅明神と稱へ來りしが、正徳元年、[illegible]、吉田家に請て、式内安積郡隱津島神社の[illegible]を復し、[illegible]藩侯（正容）、又家臣に命して、神殿を營繕せしめらる。（濫故拾要抄云、隱津神社は、[illegible]方庄福良村、南一里廿[illegible]、布引山の東麓、加護山に在、式内安積郡三[illegible]の一也、境内青木蓊蔚、泉石幽遂なり、貞觀八年丙戌、隱津島比賣神従四位下と、三代實錄にあり、蓋、往昔は、社頭巨麗たりしが、星移りて[illegible]、[illegible]、正之中將入部ありて後、七千五百坪の地を寄附あり、神殿以下を造營し、年分の修繕を加へ給ふ、總て胸肩三社に擬して、本社より坤の方凡二里廿町餘、布引山の南麓、黒滓と云處に、瀧布の宮、[illegible]嶺の頂に小[illegible]、胸肩

の宮、[illegible]に準へ、[illegible]に[illegible]を[illegible]る所とす、又、本社より東一里許、高峯頂山の東麓、三代村の境内、字柄畠、東西四十間、南北二十間[illegible]、[illegible]の[illegible]、周圍に古木[illegible]として、[illegible]、[illegible]四[illegible]なる[illegible]り、胸肩の邊津宮に準へしと云ふ、何の頃よりか、[illegible]、[illegible]として、[illegible]の[illegible]に[illegible]ふ[illegible]

赤津（アカツ）

今、赤津村と云ひ、[illegible]、布引山に出で、猪苗代湖へ入る[illegible]、[illegible]山と云ふ。[illegible]、[illegible]、福良の西に隣り、其西嶺は、即黒森峠（クロモリ）にて、北會津と安積の郡界とす、湖面（海拔五百米）の[illegible]より高きこと、凡百五十米[illegible]、新記云、赤津の[illegible]山は、村南二十町[illegible]り、山の[illegible]絶にして、高さ二十餘丈、[illegible]、[illegible]、打て[illegible]石理横に折[illegible]、[illegible]となる、取て[illegible]とするに甚好し、小倉山、俗に十八時と[illegible]ふ、昔は金を[illegible]せしとぞ、西は[illegible]村と[illegible]、[illegible]、黒森峠は、村より戌亥の方十七町[illegible]、[illegible]、西に[illegible]り、九折にして登る、三[illegible]、[illegible]、[illegible]山[illegible]東は、徑[illegible]くして並び行くべからず、俗に咽究といふ、又端村北向の西十八町に、[illegible]、[illegible]田代に至る山道あり、昔冬坂（フユサカ）往還の大道なりしといふ、赤津舘跡は、周六町三十間餘、北村の領主、伊藤彈正といふ者築くとぞ、本丸、二之丸の間に堀切あり、彈正が事蹟詳ならず、[illegible]上の役に戰功ありしにや、[illegible]、蒲生[illegible]雜考に見ゆ。

右、今般黒二[illegible]摺忠信[illegible]之等、[illegible]大[illegible]之[illegible]、依之、東山[illegible]五拾貫之所、[illegible]、如此之上者、[illegible]可有[illegible]公[illegible]、可[illegible]也、

天正十七年六月九日　（判）

[illegible]殿

（黒森峠）

布引山（ヌノビキ）

北[illegible]部の東[illegible]にして、[illegible]の西に[illegible]ふ、白河布引山の北なれば、會津布引と呼

ばれ、この兩布引の中間に湯本谷あり、湯本は、今岩瀨郡內なれど、本湯は、水脉に相して、南會津郡に係けたり、又、會津布引の北方の尾は、引きて黑森峠、并に冬坂峠、瀧澤峠の山脉となり、西は安藝峠、大戶山に連延す。

新記云、布引山は、南青木組湯川、二階地村、（今東山村）の東南なる奥にあたり、民家より登山凡一里、東西に延亘することは九里計とぞ、東北は安積郡福良組に屬す、黑川、原川の水源にて、鶴沼川、又其南麓を廻れり、山深く木立茂り、山竹多し、村民每夏筍を採る、往々皈路を失ふ故、所々に火を燒置て、のち山に入る、此山猪苗代湖北の諸村より望めば、東西に長く布を引くが如き佳景あり、本郡と安積郡、數箇村入逢の山なり、肇哉が歌に、

　三年へておりてぞ見たる布引を今日たちそめていつかきてみむ、

とあるは、此山を望みてよめるなり。

原

（崎川）

今、田面、經澤、崎川、中田、馬渡、赤井、篠山等と相合せ、湊村と改む、湖水の西邊にして、驛路にあたり、福良より三里。瀧澤峠を經て、若松市へ四里なれど、冬坂の間道よりすれば、三里に滿たず、宇屋權現社あり。原川は、布引山に發し、原驛の東を經て、半里許にして湖中に歸す。其湖濱を崎川と云ひ鐵沙を採るべし。崎川の南は、東田面の分域とす、西田面々は、崎川の西、原驛の北にて、湖水に緣らず。（新記云、原組の村々は、東は湖水を限とし、南北四里餘、三面に山を負ひ、其間は谷地にて、水溜り水草多く生ずる處あるも、土地瘠て田圃多からず、原驛は天正十八年、原野の中に數區ありしを、聚て一村となされしなり、白河街道の驛處にて、村中に本陣を置き、官より令せらるる制札あり、原驛の東南久我山（經澤）に、慶長寬永の間、金を採りたることあり、赤崎は、久我山の北、東田面の東十六町、湖濱に在り、數町の出崎にて、皆岩崖なり、松樹多く、紫藤其間に蔓延して、稍佳觀なり、北の半腹に洞あり、四間に一間計、鳥崎と云ふも湖中にして、岩面に鳥の形狀見ゆ、古田面は、又田連につくる、寬文風土記手網の說あり、古碑、原村の丑寅の方九町餘、崎川村にゆく道にあり、高四尺計の野面石に、梵字を彫付、其下に許多の文字あれど多く見えず、「德治三戊申」の數字、ほのかに見ゆるのみ、又、此より二町餘北にも、二基あり、極て古代の物と見ゆ、一碑、東田面村の西にあり、高三尺計の野面石なり、上に梵字を彫り、下に「正應二年十月十四日、志者爲慈父十三年」とあり、外に二基あれども、文字を辨じ難し。

（田面）

奉寄附、大會津、東田連內、阿彌陀堂事、右、於當寺者、實相寺之末寺、所奉寄附也、御領知不可有相違、仍於祈禱者、守先例、可被致精誠之狀、如件、

　・康暦二年三月九日　彈正少弼詮盛

得分六貫百文、此內壹貫文、阿彌陀堂附之、

馬渡

今、湊村の大字にて、原驛の北なり、西に冬坂峠ありて、東山湯本への直徑とす、謂ゆる背炙峠是なり。○新記云、冬坂峠は、上馬渡村の西十五町餘にあり、昔府下より通ふ往還ありし處なり、瀧澤の新道を開きしより後廢せり、頂より東に望めば、湖光鏡の如く、岩翠相映し、佳景の地なり、山形南北に長く、支分して數峯となり、原、西田面、下馬渡、赤井等の諸村に分ち屬す。○會津史云、戊辰八月廿三日、猪苗代戶口の陷るや、御靈櫃を守れる一番砲兵隊は、赤井に返り、背炙峠の間道を經て、東山村に下り、隊伍肅々市街に入る、此時西軍已に天寧口の外郭を占領し、壘壁內に滯據し、我兵の近きに來るを俟ち、一齊に亂射す、隊長小原宇右衛門、奉先して門內に入り、敵中を猛進す、西軍左右に披靡して道を過ぐ、伏兵山に潛みて狙擊し、其彈丸雨の如し、宇右衛門丸に中りて仆る、其部下身を全うして城に入るを得るもの、本隊の半ばにも足らざるも、歸城兵中の最も早きものなりき。

（冬坂峠）

中田

（鶴浦）

今、湊村の大字にて、馬渡（其和）の東なる湖岸の地なり。湖中に岩崎の突出するありて、小灣を作す、即、鶴浦の名あり

新記云、鶴浦の西山中に館址あり、東西三十五間、南北二十六間、今は林木生茂り、只堀切の形僅かに遺れり、里民の說に、鶴浦甲斐守が住所にて、磨上の戰に、蘆名氏敗れて後、此館も廢せりとぞ、東田面村照光寺の緣起に、鶴浦聖視、萬東の地を寄付せし由を載せ、此館主なるべき考あり、上馬渡村にも其遺跡あり、聖視は甲斐守が先祖なるも知るべからず、照光寺、明德の頃、何人にや、天台の道場を草創し、聖德太子の像を安置せり、其後、鶴浦聖視、萬東の稅を寺に寄附せりと云ふ、永祿の頃より太子守宗となりしが、三世にて淨土宗となる、實相寺所藏の古文書に據れば、田面に、昔、阿彌陀堂ありしと見ゆ、今は詳ならず。

　以上

常陸之國、多珂之郡、以內島谷村之內、五拾石令扶持候、全可知行仕者也、

　慶長八年六月廿八日　安盛　花押

　　鶴浦又次郞殿

赤井

今、湊村の大字にて、馬渡の北、金堀（一箕村）の南にて、驛路にかゝる。○新記云、赤井谷地は、赤井村北十餘町にあり、東西一里二町、南北三十町計、多く蘆荻を生じ、又「こけのみ」と云草實あり、是れ此地に限らず、濕地に生ずる草なるが、採て食ふ可し、叢生して枝繁り、長一尺計、葉圓くして小なり、六七月の頃、淺紅の實を結ぶ、味淡くして少く酸し、此村の肝煎の家の水帳に「文

禄三年午六月、奥州門田東十二村の内、赤井村御検地帳一と題す。

篠山 今、該村赤井の管内なれど、其東にて、直に瀧沢に臨める一丘なり。其北方に、半里許にして、戸口の津頭に達すべし。拾要抄云、材木岩とは、篠山村の北にて、湖水に臨める岩山なり、高さ百廿間餘、八九寸角より一尺角許の石柱組累なりて、各長さ三間許、橋梁とするに尤もよし、又、中田村にも材木岩在り、共に云傳ふ、磐梯明神、一夜に湖上に石橋を架せんとせしが、夜明しにより、之を棄置れし所なりとか。○元和中撰、會田實記云、ささ山より参候荷物、金ほりにて失申候、馬方商人の出入を、相すまし申候。

金堀 今、一箕村の大字にて、赤井の西北半里、瀧澤の東半里、戸口の西一里、高原の上に居り、白河、郡山、二本松、兩道の交會にあたる。金堀とは、此地の北二十町、石盛山の沙金に因れる名なり、石盛の北は、河沼郡日橋村と、郡野連接す。

（石盛）

新記云、石盛の金堀小屋は、瀧沢村の丑寅廿八町にあり、家居一軒、溪流に傍て住す、慶長八年、此地の山より金を採初め、年を累て繁昌し、諸國より人多く集り、小屋凡千七百軒に至れり、其後盛衰あれ共、寛文の頃までは、猶五十六軒、男女二百餘人集れりとぞ、或は曰く、寛永廿年、我肥後守就封後、萬治元年迄、十六年間に、一萬六千四百三十八兩、吹金三十八貫四百八十一匁目を貢す、寛文四年、江戸より道喜と云ふ者来り、再び坑を穿ち、同十年まで、七箇年の間に、一萬四千兩を貢せりと。○拾要抄云、石盛山は、高さ十三丈、蠑螺山とも云ふ、山勢孤立、大樹なく、奇觀なり、昔は夥しく黄金を産し、麓の溪流にも金砂ありしとぞ、坑を穿ちし迹蜂房の如し、蒲生秀行の時、慶長八年より、忠郷の時、元和六年まで、前後の貢額三百六十萬五百兩、加藤の時、前後貢額六百四十萬八千三十三兩に及びしと云ふ。

いしかもり御金山、御運上に可被仰付間、のそみの面々可被相越候也。

閏六月十八日 元和元 稲田數馬助

寛文風土記云、金堀村、君田明澤、有石金出、人鑿之、又有坑、今皆塞、石盛山、形如積石、山下澗川、有金沙、至今取之爲金。

大野原 河沼郡八田（日橋村）の管内なれど、金掘の東、赤井谷地の北に連接する荒野にして、戸口の大路にあたれり、東西一里、南北二十町。或は戸口原といふ、野店あり、強清水といふ。（瀧澤峠に合考すべし）

（強清水）

天保壬寅息軒紀云、七月十七日、晴、發會津、沿路觀猪苗代湖、過甲清水原、有操練場、約方八町、築垣周之、地砥平、軟草被之、西有將臺、高三丈、上層疊石築之、毎年八月二日、操兵於此、邦君在國、亦必親臨云、渡十六橋、是爲猪湖之尾。

池内氏會津史云、戊辰歳、八月廿二日、石筵口の敗報若松に達す、時に、若松城中の壯者は、皆出てゝ四境にあり、殘る所のものは、老幼婦女子のみにして、固より籠城の準備もなし、日向内記は、留守の士中二番白虎隊を率ゐ、小池繁次郎、請軍隊、敢死隊を率ゐ、急に十六橋方面に西軍を逆擊せむとす、而して、桑名隊をして、猪苗代口の別路大寺口を防がしむ、桑名隊は即日橋を絶ち、險に據て敵をまつ、十六橋方面の諸隊、已に戸口原に至り敵に會ひ奮戰す、時に、西軍の一隊、湖を渡りて笹山に上陸し、我右側を襲ふ、たまたま日暮れ大雨止まず、西軍は後援益至る、抑、戸口原は、十六橋を越えて強清水に至る方一里の原野にして、西は大野原、南は赤井谷地に連る、而して我は已に十六橋の要害を敵に委す、其勝算なきを知るべきなり、夜半に及び、我兵遂に衆寡敵せざるを悟り、一は本道強清水に退き、一は赤井谷地に移り、以て西軍の進み逼るを俟ち、決死之を挾擊せんとす、西軍果して破竹の勢を以て來り逼る、（廿三日早天）我全軍皆之に死し、日向、内記、纔に免れて若松に還る

瀧澤 今、一箕村と改む、一箕山八幡宮あれば也、若松市の東一里。小溪あり大杉山に發源し、村中を過ぎ西北に流る、山中には小瀑布を見るべし。

瀧澤村より、東微北に登れば、即瀧澤坂にして、驛路とす。村の東南に飯盛山あり、大杉山の西にあたり、瀧澤坂に連なれる山嶺に屬し、若松平の侯野より之を望めば、皆湖水の堤防を爲すものとす。瀧澤の西を牛墓と字し、其北に一箕山あり、平野の中に孤立す。新記云、石部櫻は、瀧澤村の北三町に在り、昔石部某が園中の樹なりといひ、根の周り三丈餘、數株となりて四面に蟠まれり、高さ三丈餘、枝葉庇ふ所廿間許、寛文中の風土記にも載られたり、實にも五百年外の老樹にて、色香も他木にすぐれ、花のとき男女樹に群集し、春を賞するもの多し、國君（恭定公）聞召して、天明六年、傍に柵を立てしめらる、又太夫櫻は牛墓と云ふ古墳の辰巳の方三町餘、飯盛山の麓にあり、寛永中、何某といふ妓女、春花の爲に野に出て人に殺さる、其墓印なりと云ふ、昔年、府城堀江町に、いつき太夫と云ふ妓あり、悪徒の爲に殺され、妓の弟甫秀と云へる法師、姉の讎を報いたりとぞ、文化十年、此に碑を立つ。）

（牛墓）

瀧澤峠 瀧澤坂とも云ふ、若松よりすれば片上にて、瀧澤（標高二六〇米）より金堀（標高四六〇米）に達す、此間凡半里を坂路とす。又金堀の東北に、六十米許の坂路を昇降して、強清水に至り、赤井谷地、大野原（日橋村八田野）の間に出づれば、漸く高まり、五六〇に達す、即此一路の頂界なり。以下漸く降り、戸口の湖濱、標高五一〇米とす。

傳馬、并駄賃荷物、いつれも一駄に付、四拾貫目之事、

駄賃之儀、上道壹里に付拾六文之事、但、當所より赤井村まで、四拾六文、原村七拾貳文之事、

九月より雪ふり道あしく候とも、馬足立候內、赤井村へ五拾文、原村へ八拾文、若馬可爲闕前、もし馬次に馬無之時者、先之馬次まで可通事、馬足とまり候時者、壹駄分赤井村へ七拾五文、原村へ百貳拾文之事、付、人足賃は、馬之可爲半分事、

傳馬、判形於無之者、縦たれ／＼申候共、出すまじき事、

御定の外、駄賃増錢とるもの有之は、五十日可爲籠、付、其町之年寄三貫文、其外與中、家壹軒に付百文宛、過錢可出事、

右條々不可相背者也、

寛永六年十一月五日

瀧澤坂（タキサハ）は、村端より丑寅の方に登る、白川街道なり、麓より登る十六町、頂を九折（クシヲレ）峠と云ひ、寛永四年、此道を改め闢けり、されども、秋雨の折は、泥濘深くして、駄馬通せず、旅人往來に苦めり、仍て、加藤明成の時、寛永九年より、八萬の人夫を以て、泥土を除き、二尺餘三尺計の石を敷しむ、同十一年に功成れり、是より今に至り人馬往來に患なし、「新風土記」近年に至り、又改修する所あり。○會津史云、戊辰役、八月廿三日、天明、容保公は、弟、桑名藩主松平定敬君と共に、馬に鞭ちて瀧澤村に至り、敗兵を糾合せらる、時に、西軍は勢に乘じて來迫し、既に瀧澤峠に據り、砲銃を亂射する雨霰の如し、我將佐川官兵衛、桑藩の岡本武雄等、各其主に從ひ、劍を揮ひて進みければ、我兵返戰す、而も彼は坂上より、我は下麓よりす、兩軍相持する數刻、我砲兵頭上田新八郎戰死す、已にして西軍の援兵益加はり、其一隊をして別路より府城の虚を衝かしむ、是に於て我軍條り戰ふ能はず、皆城中に退く、容保公、途上定敬君を顧みて曰く、聞は早く會津を去て、同盟諸藩と共に、今後の謀をなせと、是日まで、前幕府老中小笠原長行は市外大龍寺に、長岡藩主牧野忠訓は建福寺に、前老中板倉勝靜は興德寺に、桑名藩主は淨光寺に、前會藩主阿部正靜は願成寺に駐在せしが、皆身を脫し、仙臺、米澤等に赴けり、

飯盛山（イヒモリ）　瀧澤の民家の辰巳の方なる孤峰にして、飯を盛れる如く、圓形なり。宗像神社あり、別當を正宗寺　[illegible]宗一といふ、宗像神は、俗稱辨財天に同じ。

新記云、瀧澤村、飯盛山、宗形神祠の坂內なる圓通三匝堂は、二王門の南、一段高き處にあり、六稜にして三層なり、下にて差渡し三間半、高八間半、漸々に盤旋して頂に至り、又漸々に降りて下に還り、榮螺（サザイ）の殼中に似たるゆゑ、榮螺堂とも云ひ、升降皆橋を異にす、本尊觀音、又三十三觀音の木像を安す、寛政八年造立せり、宇賀神堂は、三匝堂の西にあり、二間四面、背後に三方に三間の高臺を架す、近くは城市より、遠くは西部の山水を一望し、佳状の際、尚賞多し。

維新史略云、八月廿三日、昧爽、官軍進戰大野原宿清水、竟之、會人白虎等瀧澤村、仍會人編諸隊爲四、曰朱雀最銳、曰青龍次之、兩老者爲玄武、幼者爲白虎、年自十五至十七、是日、白虎隊將日向某、率隊戰瀧澤、不利、或死或走、留者十六人、苦戰勢力不支、登飯盛山、望見城外火起、以爲城已陷、乃向城再拜曰、臣事畢矣、各自刺而死、一人不死、爲村民所救、後詳說其事云。

妙國寺（メウコク）　瀧澤に在り、下に見ゆる妙法寺日什の墓所を置きし處にして、會津法華の道場とす。○維新史料云、會津城兵、九月十九日夜、肥後父子降伏之使者、秋月悌次郎、手代木直右衛門、小森一貫齋、軍門へ歎願申出候に付、同廿日、右之者共御返しに相成、廿二日八字、城追手先三ヶ所へ、白地に降參と書候旗を相建候に付、御使番唯九十九、山縣小太郎、軍監中村半次郎、追手門迄罷越候處、出迎として重臣萱野權兵衛、內藤介右衛門罷出、主人父子降參之儀合を伺、頭并、主人父子、右重臣共書付差出、降伏謝罪、夫より、主人父子城中を立退、四字に瀧澤村妙國寺に着、謹愼有之候、兵隊之義は、廿三日十字より退城、猪苗代へ參、病者並に、婦女子共は在中的、猪苗代へ入候、謹愼、大村、二字にて仕候、其余病人、老人、背本村へ立退き、若松謹愼在候、廿四日四字に、會城請取に付、御使番二人、軍監揃相揃、監軍長吏、追手中門日迄、重役山川大藏出迎へ、首尾よく七字相濟、引取申候、城內護兵之儀は、各藩より出申候、首尾始末、參謀衆より御届可相成旨には候得共、不取敢此段早々御屆申上候、九月廿六日、會津在陣軍監、中村半次郎。

一箕山（イツキ）　瀧澤村の西北六町許、若松市の東町の北にあたり、曠野の中に突起し、凡十七丈、西南にして八幡宮を置く、昔は箕の訛か、神璽安置の故に名つけられしならん、其北、瀧澤川を挾みて、大塚山（オホツカ）あり。○新記云、一箕山は、高十間、周六百五十間、頂に八幡宮あり、大塚山は高四十八間、周十町許、古墳の中腹に、長眞穴とて、九尺四方計の洞一つ、小さき洞五つありしに、漸々に崩れて、貞享の頃まで僅一つありしとぞ、今はそれも崩れて其跡のみあり、一箕山の東を小田墓所といひ、石標あり、

自是南至嶋境百拾壹間、自是北至嶋境貳十貳間、自是東至瀧澤山境百七間、自是西至小數澤路百二十五間、右小山葬地界限、寛文四年甲辰、九月晦日、先君中將源公、始教士民從火化、仍所置之者也、元祿四年辛未、六月廿八日表之、

八幡宮の什寶、鰐口、徑八寸、表に「陸奥會津、市引山、毘盧舍那殿、鰐口五之內、國主太守、蒲名修理大夫盛氏寄進一宇に「羽黑三山兩峰」、宿老、一箕山瀧澤寺、永祿九丙寅年、七月大吉祥日」と彫付あり。

藤原（フヂハラ）　今、柳原、居合などと共に、一箕村へ合す、大塚山

の北にて、日[illegible]の灌ぐ所なり[illegible]、[illegible]て、[illegible]下[illegible]、[illegible]十[illegible]、日[illegible]、背より東北十餘町、[illegible]由、檜[illegible]の奥より役出し、[illegible]降下するなり。

妙法寺（メウホフ）　今、若松市内、[illegible]町に在り、法華日什派の[illegible]なり、仲門、[illegible]山と號す、[illegible]、[illegible]年建立、法[illegible]宗日什[illegible]出なり、日什は、[illegible]部[illegible]の[illegible]、[illegible]に擬ち[illegible]、父を[illegible]、[illegible]、則、八幡宮に[illegible]て、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]神體に[illegible]し、[illegible]一[illegible]となる、[illegible]、今の一箇山是なりと、幼にして出家、台岳に登り、[illegible]の玄旨を明らかにして、[illegible]に通ぜり、[illegible]年[illegible]悟する所有て、法華に[illegible]し、洛の妙満寺、遠州[illegible]妙寺を開けり、故に當寺を合せて一派の三本寺と稱し、今も[illegible]寺の[illegible]を受けず、明徳三年、[illegible]村の[illegible]寺の[illegible]是なり、當時[illegible]名氏より寺領若干を寄附し、寺境も[illegible]大なりしが、天正己丑の亂に[illegible]せられ、中絶すること數年、[illegible]年に至り、[illegible]下に立つ（拾要抄云、日什は初名玄妙、羽黒山東光寺の沙門なりしが、六十餘歳の比に至り、日蓮の[illegible]抄、[illegible]行抄、觀心本尊抄等を見て、[illegible]法華の徒となり、改名日什と號す、[illegible]日、妙法寺に[illegible]あり、「奥州會津、東[illegible]村、南[illegible]内、[illegible]多野近江守[illegible]知行之、石塚屋敷、[illegible]六百七十苅所、合錢十四貫文、永代法華妙法寺住持日[illegible]也、[illegible]北所、公私事非[illegible]、不可有違亂候、[illegible]可[illegible]、後代之状如件、[illegible]年甲戌、十月十五日。

一書云、[illegible]中、若松妙法寺日[illegible]、[illegible]を主張して、他[illegible]寺を[illegible]ふるを以て、[illegible]寺より[illegible]ふる所あり、當[illegible]派は、既に元和、[illegible]の[illegible]なるを以て、日[illegible]を三宅島に流され、これに[illegible]して[illegible]島に流さるゝ[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]満寺[illegible]名に[illegible]。

子飼（コガヒ）　今、上子飼は分れて[illegible]入り、下子飼は若松[illegible]の西十町、八角[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]に分ち、一[illegible]、[illegible]に出で、[illegible]の東[illegible]、[illegible]に、大寺[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の人[illegible]、之[illegible]て[illegible]、法華寺の[illegible]、[illegible]已にして[illegible]、[illegible]名[illegible]、方に[illegible]、[illegible]の[illegible]に向ふ[illegible]、追[illegible]、[illegible]へ[illegible]ふ、後、[illegible]に入り[illegible]内の年[illegible]といふ、此日、[illegible]、[illegible]の時[illegible]せ[illegible]、[illegible]く[illegible]に去れり。

諏方神社（スハ）　今、若松市に入れる子飼[illegible]、[illegible]會津郡の官社とす、[illegible]通[illegible]に「[illegible]、[illegible]死、[illegible]に生[illegible]、[illegible]、會津[illegible]下[illegible]、[illegible]、[illegible]志にも「此社今在市中、[illegible]、八幡[illegible]」とある是也。されど、[illegible]社とある[illegible]、[illegible]功の故に[illegible]られしものにて、[illegible]、たゞ[illegible]名を[illegible]しばかりにやとも[illegible]る、[illegible]し。[illegible]、[illegible]宮[illegible]に[illegible]國[illegible]社あり、此社[illegible]、[illegible]文獻の徴すべきなければ、[illegible]、ことを知らず、[illegible]れの頃にか、兵火に[illegible]られ、[illegible]、[illegible]再修の功を[illegible]るものなく、[illegible]人[illegible]、[illegible]なりし[illegible]、祠を[illegible]しに、これ[illegible]文の頃、[illegible]に[illegible]され、[illegible]

[illegible]、[illegible]、これを[illegible]、[illegible]なれば[illegible]、[illegible]寺[illegible]て、[illegible]六年に[illegible]て、[illegible]功[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]たる[illegible]古[illegible]に[illegible]、[illegible]より[illegible]、[illegible]、[illegible]音[illegible]なり。[illegible]の[illegible]に、[illegible]、[illegible]月、[illegible]、[illegible]ふ[illegible]、[illegible]、[illegible]の詞を[illegible]む、[illegible]たるの由。[illegible]日、[illegible]子飼、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]なども[illegible]、[illegible]、大[illegible]、[illegible]、小[illegible]も[illegible]、[illegible]名[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]た[illegible]に[illegible]、[illegible]日の[illegible]に、[illegible]、[illegible]。

八角（ヤスミ）　今、[illegible]村、大[illegible]と、[illegible]は分[illegible]、[illegible]市に入る。[illegible]、若松市の大[illegible]は、[illegible]八角[illegible]の[illegible]なりし[illegible]。八角[illegible]、[illegible]の中に[illegible]、[illegible]を[illegible]町といふ。〔八角の[illegible]、[illegible]寺[illegible]に[illegible]見ゆ。

[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]、八角[illegible]。

[illegible]、[illegible]別[illegible]、

有[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

貞治二年癸酉十月廿六日　三善康秀
大アヒツ、ヤスミノムラノ内、實相禪寺の寺リヤウデン、二千三百カリ(注文在之)事、(中略)、
貞治三年三月日　五郎モリタケ
奉寄進、奥州會津、八角村内、平願作田肆段、實相寺、永代令寄進所也、仍寄進之狀件、
貞治三年甲辰九月十五日　サヘモン尉氏盛

八角神社(ヤスミ)　今、若松市鳥居町に在り、熊野神を祭る。遺世、或は說を作して、式内伊佐須彌神社に牽強すれども、信ぜられず。

拾葉抄云、門田庄小田里、八角宮は、伊佐須彌大明神を崇め奉る、元中元年甲子、太守蘆名若狹守直盛、小田里の市寺を黑川と改め、本宮を鎭守となす、天授二年丙辰、多福院別當宥範、一宇を建て、寶壽山壽福寺一桂院と稱す、天文五年丙申、蘆名遠州盛舜、寶器を納む、雜考曰、崇神天皇御宇、八角の水精、天より此地に落つ、故に之を祟めて伊佐須彌の神となす、云々、此地昔は村落なりしも、今は市街となれり。

新記云　鳥居町は、昔八角宮の境内にて、石の鳥居あり、文祿中、外郭營築の時、社地を割り北町を置き、鳥居は毁たずして町中に在し故、町名となりしといふ、件の鳥居、慶長十六年の地震に、悉く碎け倒れて、今礎石のみ存す、相傳ふ、康曆元年、葦名直盛、黑川入部、城を小田山に築き鶴城と號し、當社を修整して鎭宮と名け、永名を唱りしといふ、その頃神官社僧凡て六員あり、百八十間餘の廻廊を始め、宮殿の經營も巨麗なり、社邊に田圃有て、民居連り、稅を納むる所千餘貫に至る、大沼郡高田村よりも米三千五百束を收納せしといふ、大永元年の夏猪苗代氏(何人なることを詳にせず)黑川を侵す、時に賊兵當社を掠取て陣營とす、故に社僧皆逃亡す、又神主峯岸なるもの、親子と爭論の事あり、宮中に走入り火を放て自殺す、是に於て、兩職共に絕え社領を失ふ、然れ共、高田村の神稅三千五百束は、故の如く、其他畑役等、蘆名氏より若干を寄附し、白銀三十枚、錢百五十貫は諏訪宮より之を供し、猶大破に至らず、文祿元年、府城修築の時、社地を割り、蒲生秀行の時、社領五十石を附してより、今に至る、寶塔は門を入て東に在り、石にて之を造る、五層、高一丈餘、踏石周一丈餘、永德四年、大日坊と彫附あり、其餘文字あれど分明ならず、本社寶殿七尺四面南向す、神體は深く祕したり、寶物鹽牛一軀、異形の怪獸を圖せしものなり、降魔の圖と稱し、尊崇すること大かたならず、金磬には「黑川館内、實壽院宥繁」と銘す、所懸の篋に「天正八季庚辰、九月五日、御東館内、實壽院宥之、權大僧都宥繁」と書附あり、又、舊事雜考、天正八年六月の記に、八角宮の再建成り「黑川東館之内、實壽院宥繁」と銘せし由を書せり、今はなし、同書の中に「蘆名氏、昔は父子東西に分居し、小高木(今の小田垣)の館を東館と稱し、幕内(高久組幕内村)或は小館(今の融通寺町城安寺の地)なりなば西館と稱せしなるべし」とあり、然れ共、至德築城の前は、今の小田垣より此邊まで、なべて東館と稱す、又、八角宮延德二年勸進牒、かの雜考の中に收めらる、

勸進之沙門敬白、殊請、蒙十方檀緣、令造營奧州會津八角宮神殿、専勤行二世安樂大利狀、

當社尊神者、忝二世覺母之德生、無礙如來之大士也、昔人王十代、崇神天皇即位元年、從西天降來五種靈鏡、其一落留伊都南山、又降澤托高嶺、或臨踊鶴羽嶮嶺、其形爲八角水精、照耀三千國界、是皆和光利物妙用、須彌上天分身也、奇哉此尊神、爲其應迹、宮名八角神、奉崇伊佐須彌大明神、誠大慈無窮垂跡、諸障覺拂穰神也、延德三年三月十八日、本願敬白。

今按、八角の社田の、もと高田村にありしと、高田には即伊佐須美の大社あるを合考すれば、八角宮は、本來伊佐須美神の分祠なりしが、中世、熊野神の八角水精の說と相混し、伊佐須美を八角と轉稱せしめたるに似たり。淡州讓葉山熊野證誠殿の緣起に、八角水精の說ありて、もと紀州熊野本宮の權現緣起に起因す。至德の勸進疏に、伊都南山と云ふは紀州高野山の事にて、淨陀洛は熊野那智浦を云ふ。

東山(ヒガシヤマ)　今村名に呼ばれ、若松市の東南郊なる慶山(ケイリン)、天寧、及び湯本、湯川の山中をも合せて、東山村と稱す。東山とは、もと黑川館の東方の山峰を、廣く呼べるなれば、瀧澤峠より背炙山にわたる者とす。

横帶湖山鎭奥州、白河北去路悠々、一輪炙背嶺頭月、照盡廢興今古秋、　菅　溪

背炙山(セアブリ)　東山の主嶺にして、嶺頂は南北の二峰に分れ、兩も頂上頗廣平なれば、二屏障の參差として非立するの狀あり、若松城の正東十八町、天寧寺の邊より之に登え、冬坂峠、又逢坂(ハッサカ)峠と云ふ。凡東南に攀ること一里頂に達し、又頂巓を東南に行く半里、更に東に下る半里、馬渡村に至る。寬永四年、此山道を塞ぎ、白河、二本松の兩道、共に金堀(瀧澤峠の上)より分岐することとなりたれど、尚要の地理には、常に此背炙の險を忘るることなかりき。○北越軍記云、慶長五年七月、德川殿の先手榊原康政、已に野州大田原に着たりと聞えければ、上杉景勝は、旗本八千にて、背炙道坂の峠を越し、勢至堂を後に當て、長沼に陣取る。又云、白河より會津に海道二あり、南山口、背炙口是なり、背炙は會津の城より四里餘、是へ取上る時は、城を目の下に見下し、秋毫をも分つべし、故、籠城して久く持る城にあらず、云々。○會津陣物語云、景勝の手立には、會津より白河まで十四里、其道二筋の内、南山口は殊に切所なり、(中略)今一筋の道は背炙山あり、勢至堂、長沼、井伊出を過て、白川に到り、

(坂道)

此道人數を出すに宜し、昔英山を經り道坂と云ふ切所十町計有て、峰の絶頂に上れば、會津高田の下なり、西北は出羽湯殿山、羽黑山、月山、河田ノ沼頭、西南は越後本庄、出雲崎の山々見え渡る、又昔英の峰に、土矢倉を立て、大筒野烽を籠たり、云々。

天寧寺(テンネイ) 今東山村に屬す、黑川の右岸なる幽境を占め、冬坂峠の山尾に在り、曹洞宗の名刹とす。蒲生氏の時、寺領百石の地を以て天寧寺村となし、北の慶山寺村と共に、青木組の村里たりき。傍に、門前を奴隷が領し呼ぶ、若松と湯本との中間也。

拾要抄云、天寧寺の開基は、傳堂和尚能仁、俗姓は楠、帶刀左衛門尉正行二男正儀、康暦元年、廿五歳にして出ヲ且古劍和尚に謁して薙髪す、是れ近年屢足利氏と合戰し、遂に流矢に當り膝疵を受けて跛となる、故に斯の如し、古劍の寂後、加賀金剛寺に至り、梅山和尚に謁す、應永元年、越後に至り、庵を蒲原郡小泉荘杜岡小嶺に結び、耕雲庵と號す、應永廿七年甲子、會津黑川に至り、庵を山下に結ぶ、蘆名左近將監盛信、(今在坪宮)此庵を見て歸伴篤信、爲に院宇を作り、萬松山天寧寺と號し、後來數代の主此寺に葬る、雜考に日く、天正十八年八月十日、秀吉公黑川城に入る、天寧寺僧峰山、毘首が畫ける達磨、及び寒山拾得の像(牧溪の畫)蘇東坡の畫ける竹の圖を獻す、秀吉什寶の故を以て受けず、白銀三十枚を賜へりと。

○新記云、天寧寺町は、外郭の東にて、天寧口の郭門を出て東に行く、天寧寺に近き故此名あり、小路三條あり、一は宗英寺通とて、南の方宗英寺の門前に通る小路なり、一は正教寺通とて、北の方徒町(カチ)正教寺の門前に通る小路なり、一は石挽(イシヒキ)通とて、北に指し東山村の方に通る道なり、寛永中、加藤氏城郭修理の時、堀裏の慶山より大石を多く切出し、此石を挽て郭内に運送せし故此名ありとぞ、願成就(グワンジヤウジウ)寺は、叶山(カナフ)と號す、淨土宗なり、もと耶麻郡三宮村にあり、慶長四年、二十二世良翁、上杉景勝の命に因て、今の地に移り中興の祖たり、二十世鐵巖に至て當寺の制錮に係る、寛永二十年、肥後守正之封に就に及て、出羽國田澤淨土寺の僧實嶽、從て此の地に移り、當寺の住持職となれり、是を第七世とす、是時寺領百石を附せらる。

淨光寺(ジヤウクワウ) 天寧寺町の北、徒町(カチマチ)に在り。 新記云、淨光寺は、親鸞の往弟、信州井上善性比丘より、十二代の末流、藩大館部教導寺を創き、文安元年、教導始めて本郡に來りしに、蒲生氏郷の諸臣、意を傾くる者多かりしかば、各相議て寺を建て、井上淨光寺と云ふ、府下にそのころ太子守宗多く、其寶盛なりしに、教導悉く論して改宗し、本山本願寺の門徒たらしむ、本山蓮如其功を好みし、此寺を内陣の列に諭す、存如上人の書幅に法名釋善忠、文安二年八月十一日、本願寺存如判」とあるを秘藏す。

從兩端中、江戶食武兩、禮請取候、猶有こそ候へ、其其、安心之事、一心に彌陀如來後生たすけ給へと、ふかく賴申人は、十人も百人も、皆悉淨土に往生あるべく候、初心なる方へも、かやうにすゝめられ候かし、この外には別の子細有間敷、よくよく心得られ候はん事肝要候也、穴賢〱、

二月十五日 蓮如 花押、

會津若松、日野廿四日講、廿八日講衆中へ、

又云、世々善性より七世周觀に至り、始て淨光寺と號し、努て一宗を興隆せしかば、當時呼で一派の中興とす、故に本願寺より、親鸞、周觀の像を合圖して之を與へり、其後、教導信門國を去て、越後國頸城郡柿崎村に至り小庵を結び、又井上淨光寺と號す、後又同州三島郡鹿塚村に至て、一宇を建立し、柿崎村の寺を改て淨福寺と云ひ、又同州長岡に至て一宇を建て、德宗寺と云へりと。

慶山(ケイザン) 今東山村の大字なるが、或は天寧と相合せて、石山(イシヤマ)とも呼ばる。もと、天寧の子院、慶山寺の寺號に出づ。

○新記云、松蕈は、慶山の山中より出づ、香氣深く、味最美なり、封內の諸山に多く産するも、此産にしくものなし、又磐齒を産す、黄土も村東の山より出づ、窯に火に堪へ、家屋會壁を塗るによし、俗に慶山土と云ふ。

湯本(ユモト) 今東山村の大字にて、天寧寺の南東、山峽に入る半里なる溪中に在りて、温泉湧出す。藩政の時、此里特に禁を解きて、湯戶に妓を置き客に侍らしめしを以て、會津唯一の花柳界なり、即之を京洛の東山に比擬して、其繁華を誇りしが、廢藩の世變後、舊俗稍移り、今や僅に面目を傳ふるのみ。

荒城樹古擁仙簇、樓閣依然紫翠間、兒女猶聞興廢恨、
紅絃唱出小東山、 旗野 廉堂

羽黑權現の、弘長三年金器銘に、湯上(ユノウヘ)の名見ゆれば、此温泉の世に聞えしも久し。而も、舊事雜考に「延元元年丙子、會津天寧寺山與、川端山假温泉湧出、自是湯前(タウゼン)明神建立、繁昌號湯本云々」とあるは、信け難し、延元は弘長に後るゝ八十年。今、凡四湯あり、共に鹽類性に屬し、其日洗湯(熱百十二度)連湯(熱百三十四度)瀧湯(熱百二十度)鶴湯(熱八十二度)、水の南岸に在り、最著れ、其餘數源ありといふ、浴槽客棧の設備頗盡せり。

天保壬寅紀行、會津、保科侯治焉、提封二十三萬石、市坊雖隘、規摸頗廣、肆多漆器、百貨粗備、獨海物絶少、中西因荒、鹽最貴、至斤二百五十錢、今則陽奉新令、陰平物價、年又荐荒、然猶斤七十二錢、某地有鹽池、而不足以洽國、民多食越鹽、故其貴至此云、宿七日坊、晡時微雨、熱甚、有灣水者、響滿街上、店主人云、伐諸假野山之陰、買而喫之、寒冷透骨、温泉在城東一里、縱溪帶之、有瀑高二丈餘、一隅作池、如掛數十匹練、浴室正當其上、臥觀下啗、故瀑名試觀、泉名瀧湯、此日熱甚、一浴汗釋、渓淨其樹、山積時來、凉爽深伓、

閑[illegible]行歩、[illegible]自適、既[illegible]上東山、水[illegible]、身心爲之一洗。

新記云、湯[illegible]は村[illegible]の東に當り、石程二十四町、岩山高く峙ち、山水の景極て勝れたり、民家多くは山岩に倚り、二階或は三階の楼閣にて、黒川の兩岸に相並び、大抵家ごとに湯槽ありて、[illegible]より湯治の者常に群集せり、其楡山は村東にあり、頂まで二町、北東に木賊澤あり、多く木賊を産す、其東[illegible]に抱石と稱する岩あり、此より田螺石を産す、往[illegible]に至る者あり、形圓く[illegible]、外は小石のかたまれるが如く、中は空穴として少く塗あり、磨て玉となし、愛翫すべし、偶中に水を貯ふる物あり、白玉の類と見ゆ、山溪間往々瀑布ありて、峭壁怪巖の上に古木連り、水清く山嶮くして、春花秋葉の觀尤美はし、中にも、高降瀧は村より巳の方七町、數多の大石疊迫し、飛泉數級となりてこれに濺ぐ、水沫散して雨の如し、高七尺餘、廣十間、伏見瀧は村より戌亥の方三町、瀧上に府下より通ずる路あり、眼下に見るを以て名づく、上を雄と云ひ下を雌と云ふ、共に高一丈餘、廣六間計、左右に怪巖突出松樹生茂す、又、不思議瀧とも云ふ、路傍にある岩を碎けば、中に[illegible]の紋ありて[illegible]の如し、[illegible]ノ[illegible]石」と名づけらる。

湯上羽黒神社（ユノウヘ）

湯本村の北[illegible]山[illegible]に在り、[illegible]光寺と云ひ、天台宗に屬せり。[illegible]羽黒山の西麓なり、堂内と呼び、[illegible]寺と湯本の間に繋り、通路之を貫ぬく。〇新記云、湯上羽黒祠、仁王門は三間に二間、南向、力士の像古作と見ゆ、各長八尺餘、此より曲折數回にして登る八町、本社に至る、[illegible]樹路を夾み、[illegible]地に[illegible]き、物さびたる幽境なり、御正體一面、其銘「奥州大會津、湯上羽黒御正體、別當[illegible]、日部見性房、曆應二己卯二月十八日、旗主散白」又一面、今はなし「[illegible]、大會津湯上羽黒三社權現、正觀音御正體、願主有[illegible]、細工願全、旗主[illegible]房[illegible]、弘安三[illegible]年十一月十六日」と銘ありしと云ふ、寶錢鉢一口、其銘「奥州大會津郡、湯上羽黒山大權現[illegible]前、弘長三年十一月十六日」

院内（ヰンナイ）

天寧寺の南六町許、冬木澤の山に當る、[illegible]松平[illegible]の菩所なり。新記云、院内村とは、昔湯上羽黒權現の別當、東光寺の院内なりければ、名つけられしとぞ、近世は、同所三年、此村の山を開き、當[illegible]の菩所とせしより、村中諸役を免し、墓を守り掃除の事を勤めしむ、寛文十二年、[illegible]寺[illegible]、[illegible]四二所餘を[illegible]き、永く[illegible]とす、此山[illegible]、[illegible]山松樹生茂り、[illegible]使用し異なり、[illegible]を大佛坊山と[illegible]。

[illegible]寺[illegible]、石塔に、[illegible]と題す、[illegible]東南に[illegible]、[illegible]は正之の弟[illegible]にて、正容の舎兄[illegible]、肥後守[illegible]、正容[illegible]の東[illegible]、[illegible]は[illegible]の東南にあり、肥後守[illegible]は、正容の右にあり、即正容の子（四[illegible]、[illegible]寺[illegible]、正[illegible]父に先き[illegible]、[illegible]す、[illegible]、[illegible]其他一[illegible]、[illegible]多[illegible]、見[illegible]東[illegible]百[illegible]、南北[illegible]十[illegible]。

背炙峠（セアブリ）

新記云、冬坂峠は[illegible]の東にあり、[illegible]こと十六町、[illegible]、白川に往く[illegible]道なり、[illegible]今の名に改め、[illegible]坂の道を[illegible]、[illegible]大[illegible]下向[illegible]。

湯川（ユ）

湯本の[illegible]なるが、又、[illegible]なる川谷[illegible]、一之渡戸、[illegible]、二階地等の部落の總名にも呼ばる。

二階地

二階地は、湯本の南四里に在り、即、東山村の最奥なれば、布引山の[illegible]を以て、岩瀬湯本村と相分つ、其[illegible]を[illegible]と呼ぶ。（湯川の[illegible]は、三派に出で、[illegible]の谷に[illegible]し、中湯川、西湯川之に會合し、即、黒川の峡[illegible]に稱ふ。[illegible]の西に、大戸村の[illegible]を[illegible]す[illegible]。

大戸山（オホト）

布引山の西に[illegible]する高嶺にして、今、北會津[illegible]の境界とす、山中の水は、[illegible]北流して[illegible]川と呼び、鶴沼大川に[illegible]す、大戸と布引の間に、[illegible]山あり。

新記云、大戸嶽は、[illegible]村の南にあり、高七十丈餘、布引山の西に[illegible]、[illegible]に小出組、[illegible]組の諸村に[illegible]す、雑樹茂れり、山頂に[illegible]と云ふ處あり、[illegible]絶なり、ざらめきと云ふ處より[illegible]七を[illegible]す、光彩[illegible]なし。〇闇川は、又[illegible]に作り、[illegible]と共に、東山村二[illegible]地の西なる幽[illegible]の[illegible]高山といふ、闇川の[illegible]の[illegible]に合する邊に、大豆田、香[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]原、小[illegible]の數[illegible]あり、今皆大戸村の管内とす、闇山へ[illegible]通[illegible]を[illegible]。

桑原（クハハラ）

今大戸村の管内にて、大戸嶽の西麓に[illegible]り、鶴沼川の[illegible]を[illegible]め、南山への小[illegible]とす、[illegible]なる[illegible]、[illegible]鶴沼川を[illegible]し、小出[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、小[illegible]は、[illegible]の時、南山小出組の中なりしが、近年は、南會津[illegible]の諸村と相合せ、大戸の[illegible]に[illegible]く。

蘆之牧

[illegible]之牧にも、温泉あり、[illegible]上三[illegible]。

上三寄

香塩（カシホ）

今大戸村の管内にして、近年、香[illegible]、大豆田、南[illegible]等を合せて、上三寄と呼びたることあり。〇若松を去る三里、南山田島への通路にあたる。香塩、豆田の南半里、小[illegible]に至る間に、闇川橋あり、鶴沼川の東岸なり、西岸は、小谷温泉（大川橋村）の所在なり。〇新記云、闇川橋、長十間餘、[illegible]二間、水面より高きこと九間、相傳ふ、聖徳太子、百濟の流人路子[illegible]をして、[illegible]國に百八十の橋を作らしめ給ひし、其一なり

とせ、雨端より漸々に石材をかき起して相接し、橋柱を用ゐず、[illegible]中、[illegible]氏の臣、[illegible]主水、會津を立退く時、焼拂ひしは此橋なり、實にも此所は、兩雌高く峙てるゆゑ、橋なくては道路も絶て成り難きに、昔兩岸より數多の[illegible]出て、[illegible]に互に[illegible]を接へければ、是にならひてかの橋を架せしと、里民いへり。

雨屋（アマヤ）（天屋）

又、天屋（アマヤ）に作り、今大戸村の大字にて、上三寄の北、鶴沼川の右岸に臨む。今[illegible]あり、[illegible]石佛と呼ばるゝ、一[illegible]あり、自然石の佛像に付側する者在るに因る[illegible]、雨屋に至り、初めて山峡を出づ（門田（モンデン）[illegible]は、雨屋にて大川を分派せるものにて、門田村の方へ引かる。

[illegible]の役、[illegible]合戰のことは、[illegible]の條に合考すべし。（天屋藥師、寛文士記に載す）

門田（モンデン）

昔庄名にて、[illegible]の[illegible]に、門田庄一百三十三村と唱へ、大略、今の北會津郡[illegible]にあたる、[illegible]庄の由来詳ならず、[illegible]は、[illegible]の西南なる青木、[illegible]山、面川、飯寺等の諸村を合し、之を門田村といふ。

[illegible]寄進、[illegible]寺、門田くわうやの内、うたがはいの[illegible]郎之[illegible]、[illegible]拾[illegible]文所を、[illegible]の[illegible]、[illegible]んしうの[illegible]はんにて、[illegible]いたいかく、所也、ただし、淨仙壹期之後は、ついぜんのために、じつさうじへきしん申所也、仍後日のために、狀如件、

[illegible]三年[illegible]月二十七日　[illegible]尾淨仙

（盛高花押）

在門田之内、[illegible]島分[illegible]、諏訪江致寄進所也、段錢諏防用等、[illegible]也、仍[illegible]如件、

文龜元年辛酉[illegible]六月三日

面川（オモカハ）

今、[illegible]一區[illegible]山、飯寺等と相合せ、門田村と改む、雨屋[illegible]大戸村の北にて、[illegible]松の南西二里

（一堰）松[illegible]は、面川の西にて、鶴沼川を分派し、門田堰と相[illegible]び[illegible]北に[illegible]り、田野に灌ぐる、松[illegible]の一堰村を過ぐるを見れば、一堰と云ふも、此溝渠に因れる名なるべし、末は[illegible]川に[illegible]す。（會津[illegible]云、戊辰の役、九月中旬、城外の東軍は、多く一の堰村に集合せり、十五日午後一時、西軍[illegible]一の[illegible]に迫る、我軍之れを[illegible]撃し、[illegible]の[illegible]に戰ふ、[illegible]隊と[illegible]進して飯寺村の西軍を[illegible]、西軍[illegible]日[illegible]、至る、十七日[illegible]、西軍[illegible]の壘を[illegible]、大擧して、一の堰の我本營を襲ふ、我軍衆寡敵せず、退き面田村に至[illegible]、[illegible]に西軍の[illegible]なり、[illegible]藥師堂下の[illegible]に據り、死[illegible]を積んで[illegible]となし力[illegible]、西軍竟に火を諸村に放ちて退く

御山（オヤマ）

又、小山、尾山に作り、今門田村の大字とす。昔[illegible]府城の正南一里、[illegible]（ヒタラヘケ）[illegible]山の[illegible]麓にして、其小[illegible]を[illegible]鶴沼川の[illegible]とす。

（尾山）[illegible]寄進[illegible]、寶徳三年、[illegible]下[illegible]守[illegible]、七月十五日夜[illegible]、[illegible]城、伊賀[illegible]、入小[illegible]、[illegible]、下[illegible]守[illegible]典[illegible]、故伊賀守[illegible]子、[illegible]云、[illegible]有[illegible]、時[illegible]出、[illegible]山[illegible]、[illegible]主云、[illegible]此時之[illegible]、今[illegible]成[illegible]之[illegible]、有[illegible]、是松本右馬允[illegible]也、故傳曰允[illegible]、[illegible]矣、然此云[illegible]者、松本右馬允、多々[illegible]伊賀者、彼尾山之主乎、下[illegible]守[illegible]者、可[illegible]乎。

（石峰）拾[illegible]、御山は石峰、[illegible]山の[illegible]あり、昔は石峰特に高く[illegible]あり、[illegible]に[illegible]穴を[illegible]、大石を[illegible]に[illegible]りて、[illegible]を[illegible]しに、[illegible]中より[illegible]出て、山崩れ甚く死傷せりと云ふ、[illegible]天皇の朝、大隴古今は、高志[illegible]より、[illegible]、東方より此に至り、殺毒を治られしも時ならもしるべからず、今、山中より鐵器土器の[illegible]したるを得、又、[illegible]崩れし石なりとて、山下丘[illegible]に、赤色の巨石散布せり、村の南一町[illegible]に[illegible]あり、高さ二尺餘、周り三間許、[illegible]死せし[illegible]を埋めし[illegible]といふ。[illegible]、[illegible]土記、（[illegible]文[illegible]土記）

寛文[illegible]土記に「[illegible]山者、[illegible]、遺址今在、[illegible]日[illegible]館、[illegible]一とあれど、御立[illegible]の義に[illegible]りて、[illegible]字を用ゐられし也、されど、[illegible]家の遺址にあらず。又「小山者、往昔石峰特秀、火崩石散、乃[illegible]山焉、因曰小山」とあれど、[illegible]の[illegible]のみ、石（イシ）峰とは石降（イシフリ）の義歟。

小田山（オダヤマ）

[illegible]山の東北に[illegible]なる[illegible]山を云ひ、[illegible]山の麓に[illegible]のこあり、之を小田山、一名大窪（オホクボ）山といふ、天寧寺の西、[illegible]寺の南とす、黒川は、山峡を出て、小田山の北麓を西方へ流る、今、門田村の[illegible]内なる南青木、小田等は黒川の[illegible]なるが、[illegible]内の小田町は、黒川の北邊とす。

相傳ふ、寶徳元年、[illegible]名[illegible]、[illegible]道寺の小舘より、小田山へ[illegible]り、黒川舘鶴城といふ、鶴城は[illegible]の[illegible]壘の[illegible]にて、之を小高木城と[illegible]、[illegible]とも[illegible]べらる[illegible]、此に小田山と云へるは、[illegible]の小田山（一大窪山とも天寧寺山とも）に相違す、小田垣の條に合考すべし。（天寧寺山）（大窪山）（[illegible]記云、大窪山、[illegible]十七[illegible]、[illegible]草[illegible]、[illegible]山[illegible]なるを以て、[illegible]四年、[illegible]守[illegible]之、[illegible]民の葬地とす、元祿四年、中[illegible]に[illegible]石を建つ。）（會津史云、小田山は、一に大窪山と稱し、士民の葬地たり、其中腹より頂上に[illegible]、大小の[illegible]、[illegible]之に據るや、[illegible]に[illegible]めて、[illegible]、八月廿七日、西[illegible]小田山[illegible]、青木[illegible]村に進撃せしも、山上より[illegible]射するを激烈にして、遂に目的[illegible]、[illegible]間、[illegible]日[illegible]し、[illegible]なし、九月十[illegible]日、[illegible]巨砲を[illegible]、[illegible]云、八月廿六日、[illegible]を

十町餘之眼下に見下し候故、終日城を致砲撃候、越後口出張の賊も散々に破て、五十人歟百人位宛、追々若松城之樣子、午傳城中現兵五六百も候歟、外に槍隊三四百人有之、衝突する每に必官軍の彈丸に掛て討打申候、米澤より必加勢を出し候半歟と相待候得共、今に相分不申候、又云、九月十五日、青木村賊徒出沒につき、進擊候處、賊必死に力戰致し、佐土原藩隊長皆繼八郞次、以下四十人、死傷仕候。

(黑岩神社)(惠倫寺)

南青木(ミナミアヲキ)　御山の北に隣り、今門田村の大字とす、鎭守を黑岩(クロイハ)神社と云ふ。善龍寺(曹洞宗、山形長源寺の末寺)建福寺(臨濟宗)、共に藩祖正之の建置にかゝり、寺領、善龍は五十石、建福は百石なりき。こゝより舊城へ通ずる路を、熊野(クマノ)口といひ、小田口と南町の中間とす。

新記云、黑岩大明神は、黑川諏訪社明德二年文書にも見ゆ、惠倫(エイリン)寺、建福寺の北にあり、曹洞宗(金剛山と號す)、下總國結城安穩寺の末山なり、天正十八年、蒲生氏鄕亡父賢秀の爲に、此寺を郭内に造營し、安穩寺の僧存鶴が高德を思慕し、請て開山とし、崇敬殊に厚く、封内の僧錄司とし、寺領百石を寄附せり、加藤氏より當家に至て、寺領及び僧錄司を勤る故の如し、慶長十七年此に移れり、洪鐘、徑二尺二寸「奧州會津郡、下荒居村、[illegible]山寶壽禪寺、洪鐘宮口、康安壬寅年仲呂日」と彫附あり。

(小田口)

寶積寺(ハウシヤク)　小田山と舊府城の間に在りて、其一區を寶積寺村、又小田(チダ)村といへり、舊城の小田口を寶積寺口と稱へしも、此故なり。○新記云、寶積寺、曹洞宗なり、緣起を按ずるに、康曆元年、葦名直盛、會津に來りし後、此處に一寺創建し、數村の田地を寄附せりと云ふ、今も寶積寺殿命堂尊公大姉の位牌あり、舊事雜考に、此牌は葦名氏の先妣なるべしとあり、又鐘一口を懸く、徑二尺四寸、銘に「南閻浮提、大日本國、奧州會津大沼郡、若松鄕、願主當郡大守、松平下野守阿彌源女性、爲御願圓滿、寄進馬、御願、因茲好主功德、現世安穩、所門繁榮、天下寧盛、後生善處、當來世成佛、慶長十九甲寅年、卯月吉日、前永平、如意山寶積寺住持、比丘寸德叟代、鑄物師長谷川勝左衞門」とあり。

葦名塚(アシナ)　寶積寺の邊にあり、市内大寺町の宗英寺之を司る。○芦名修理太夫盛氏墓は、小田村の東三町餘、壇域東西二十六間、南北十六間、四方に高三尺計の土居を廻らし、其中に塚二あり、東を盛氏の墓とし、西を盛隆の墓とす、共に五輪を建つ、古木ありて、物ふりたる所なり、盛氏は遠江守盛舜の子にて、英武の聞えあり、武威を四隣に耀かし、永祿の頃に至り、仙道の諸將も悉く從へり、葦名の盛なる此時を第一とす、或は越後謙信の所領を侵し、或は岩城、佐竹の邊へ度々討入りしかども、會津に矢一筋も射るものなかりし、北條氏康、武田信玄も、折に附て音信を通し、好を結びけり、永祿四年、盛氏向羽黑山に城を築き、嫡子盛興に家督を讓り、隱居して止止齋と號せしが、盛興早世せしに依り、再び黑川に歸住して政務を沙汰せり、天正八年六月、行年六十歳にて沒し、此に葬る、西に相連び、葦名三浦介盛隆の墓あり、盛隆は須賀川城主二階堂盛義の子なれど、盛氏の子盛興早世せしに因り、其後室に配し、葦名の家督を嗣ぎしが、天正十二年十月、黑川大庭三左衞門に弑せられ、行年二十四、又此西北に二の塚ありて、之を盛興、及び龜王丸(盛隆の子)の墓かと云へど、詳ならず。

淨光寺(ジヤウクワウ)　小田口に在り。○新記云、淨光寺、初め寛永十二年、肥後守正之の實母、神尾氏卒して、當時信州高遠長遠寺に葬り、住持日遵をして導師たらしめ、羽州最上に移封の時、日遵をして最上に一精舍を營み、號して法紹山淨光寺と云ふ、故に日遵を以て當寺の開山とす、寛永廿年、二世日陽、此地に來り、修造する所あり、萬治三年、三世日然、小田町に移し成功、即寺領百石を附せらる。

(馬橋)

中野(ナカノ)　今門田村の大字にて、南青木の西なり、即、舊府城の馬橋、南町口より、白河への舊路、日光街道を承く。中野の西なる德久(トクひさ)も、今門田村へ入る。南町(ミナミマチ)とは、舊城内の大町の末を承け、黑川、湯川以南の附郭をいふ。今も市内に屬すれど、形勢頗離れたり。南町の市店は、蒲生氏の置く所と傳ふれど、其通稱を常慶(ジヤウケイ)寺町と呼び、其寺は上杉氏に隨ひて越後より來ると說かる。文明寺あり、加藤氏の菩提所長福寺、幷に建福寺(今南青木に存す)の古址なるが、延寶中、藩祖、文明寺(眞言宗)を延て、初め城内花畑に置く、寺田百石を給せられたり。馬橋(ウマハシ)とは、南町の汎名にも呼ばるゝが、もと此なる一溝、應湖川の架梁に出てたり)馬橋の西を漆原といふ。○會津史云、戊辰役、八月廿三日、西軍若松城に迫るや、土將板垣退助は、別隊を率ゐて、東面より湯川の上流を渡り、南方搦手より進擊す、湯川に橋あり、天神橋と云ふ、西軍橋を渡て城に迫り、直に三の丸に進入す、我進擊隊長入江忽助以下、挺身槍を揮ひ叫びて曰く、薩長は天下の賊なり、吾輩天に代て之を誅すと、縱橫奮鬪、皆一を以て十に當る、西軍其急に城を拔く能はざるを知り、遠く退却して要地に據り、長圍の備を爲す。

允殿館址(ジヨウドノ)　今弘眞院(コウシン)の境地是なり、中野の内とす。塔寺長帳云、長祿二年、山内殿計略にて、白川衆を南山よりのけられ候、同年、山内越中殿、御屋形樣の御意にちがはれて、十二月十日、越中在所へ寄せられ候、越中我在所を離れ、中野城へ入候、御屋形樣、法花堂に御陣を召れ、惣勢三反に卷候、十一日、要害落候て、越中殿父子三人生害。中野の松本右馬允菜の館の事は、舊事雜考、寶德三年の紀にも見え(尾山を合考すべし)たり。長祿中の御屋形は、葦名下總守盛詮なり、山内越中は伊北横田の城主歟。○

（弘眞院）

新記云、中野舘迹は、古川の南にあり、今寺は弘眞院の境内となる、西南に隍形殘れり、松木右馬允住せりと、今に此邊の字を允檢舘と唱す、供寺八幡宮長帳、明應七年の記に、右馬允、兄弟等と同く此舘にて生害せしよし書せり、されど其事實を詳にせず、弘眞院は曹洞宗なり、もと山田野にあり、天正十八年、住持陽谷、蒲生氏郷に從ひ來る、此時、小田村實相寺住なりしかば、其寺に住せしめ、寺領二百石を寄附し、慶長中に郭内本二之丁に移せり、寛永十三年、加藤家の命に依て此地に移せり、寺領今猶百五十石なり、弘眞院は成願寺の西にあり、眞言宗なり、慶長の頃、秀榮と云ふ僧、蒲生秀行に從ひ、宇都宮より來る、同十七年秀行卒し、因て此地に葬り、當寺を建立す、寺領二百石、院内も壯麗なりしが、第二世宣應が時に至り、蒲生家斷絶、漸寺に頽廢す、秀行の肖像今に存す。

依有要用、東黒川之内、千石木御蓄用之所自地、永代壹渡申所實也、然者彼地之事、爲寶壽寺可爲寺、周防殿召置候、尤於子々孫々、不可相違候、御局形儀御判形、申請進獻仕候、仍後證之一筆如件、

天文元年壬辰八月吉日　九郎左衛門

指南　佐瀬大學助　御小者

御寶壽寺御中

漆原

馬橋南町の西部を云ふ。〇新記云、漆原とは、此地川に傍て漆木多く有しな、蒲生氏今の町割を定め、歩卒の居とせり、今も足輕同心の居なり、花畑も外郭の南にて、漆原の北なり、蒲生氏の時花園ありし地故此名あり、又いつの頃にか、此邊に刑罰場有しと傳れど、其處を詳にせず、今の町割は、文祿中定る處なりとぞ、夫丸小屋數軒あり、小者を置く所とす、夫丸とは、方言に、年限ありて抱へおく小者を云へり、

拾要抄云、會津漆木は、寶徳年中、葦名盛の時代より、慶長三年戊戌迄、百姓共の支配にて、御漆御用有之時分は、相場を以て買上になる、慶長四年、上杉景勝時代に至り、會津四郡、拾九萬八千六百四十四本七分八厘、漆役として、一本より木實壹升五合つゝ取上げ、其中、百姓等手次第に納り方、賣買す、〇新撰鈔、寛永二十年、漆奉行漆木に付、

合一萬九千七百四十本七分	大沼郡
合十一萬三千三百四本四厘	山の郡
合七萬二千八百十九本七厘	稲川郡
合三百八十七本八分	川沼郡
合二千四百十五本	猪苗代
合九千五百八十二本	小川莊

總合廿六萬千貳百四十八本六分一厘　役漆木

右漆二千六百十二盃四合八勺六才

但一本に付一勺つゝ一盃に付二百五十目宛

漆量目一萬千二百三十三貫六百九十目

其後、松平家の時に愈繁殖し、

九十萬四千本餘	承應三午年
百五十八萬五千百二十本	正徳元卯年
百八十萬九千七百二十六本	寛保二戌年

と云ふ、當時、此漆木は、嚴禁ありて、男木、枯木は、願の上、檢査を請て伐木するも、速に代木を植立、盛木は一切伐木することを爲し能はざりき、明治維新後、畑より税を納め、又其畑にある漆木より税を請ふるは、重租に當るとて、嚴禁を解かれければ、無智の民、皆俄に樹蔭地は作物收穫なきを口實とし、一時の利に迷ひ、僅の代價を以て、大となく小となく賣拂ふこととはなりぬ、抑、漆木は、昔葦名家以降、追々繁殖、且土地に適し、其質もよかりしに、一朝名産を失ひしは、慨歎に勝へざるなり。〇工業書云、會津漆器は、其起源知れず、或は、蒲生氏の城主たりし時に、南部椀に擬して製作せしめしことありとか、而して、元禄年間より、粗なる蒔繪を出し、寳暦年間に及で、京都の蒔繪を倣し、之に由て稍佳品を製することを得たり、蓋、官繪の法も此時に始る、然るに、戊辰の兵亂に際し、一時發滅に歸せしが、同業者相議し、辛くして僅に再興を謀り、以て今日に至る。〇山海名産圖會云、本草に、蟲白蠟と云ふは、我邦には會津にて採る所の蠟是れなり、是はイボタラヒといふ虫を畜ひて、水蠟樹といふ木の上に放せば、自然に枝の間に蠟を生じ至て色白し、其虫は會津にのみありて、他國になし、其質より製する蠟も全く異なり。

飯寺

今門田村の大字にて、中野、南町の西なり、即若松市の西南部に當り、河原町、材木町に連なり、本郷、水玉峠への通路を扼す、飯寺に二七の假借の例なし、恐らくは新飯寺の上脱なるべし。

新記に、飯寺の舘址は、民家の戌亥に存す、相傳ふ、康暦元年、葦名若狭守直盛の入部の初め、此に寓すと、信けがたし、又傳ふ、仁科太郎光盛此に住し、光盛は佐原義連の庶屬なり、云々、蓋世は、舘址を追鳥狩の教場と爲さる、飯寺は、中頃、新寺にも作りしが、寛文中より舊に復せらる、本光寺にて、葦名直盛に飯を進めし故事に因るとぞ。〇維新史料云、八月廿四日、官軍若松城を圍む、而て賊衛城南諸村に在り、城中に應援す、九月七日、官軍飯寺村より兵を二手に分ち、一手は中野村に向ひ、一手は高久川の堤に沿ひ攻撃す、賊胸壁に據り川の左右より發射し、且退き且防ぎ、戦數時、賊遂に不支、官軍數所の胸壁を奪ひ進撃す、折柄青州兵左の山手より出で、乃相共に逃るを逐ひ、面川村に至り、賊巣不殘燒拂ふ。〇會津史云、九月五日、若松城中にて、日光口の西軍が、本郷より城下に進入するを偵知し、二隊の兵を出し、城内、材木町の住吉神社附近の叢林、或は民家に潜伏せしむ、西軍飯寺に至るの頃、佐川官兵衛等、精兵五百餘

人を率ゐて、城の西門より出づ、高田の我兵亦疾く馳せて、西軍を剿射し、川を渡て追撃す、西軍地理に暗く遂に高田方面に散亂す、我軍の一隊は、高田方面に遁れたる西軍を追ひて大内峠に至り、一隊は[illegible]に進撃す。六日、西軍、黒羽宇都宮中津今治の兵を飯寺村に、[illegible]の兵を深川村に、太田原人吉の兵を[illegible]村に置き、[illegible]して防禦を嚴にす、八日昧爽、我兵四百人、出て飯寺の西軍を襲ひ、高田方面よりし、長岡の山本隊、[illegible]木隊之に應援す、已にして西軍の別隊[illegible]、[illegible]、本隊は一の[illegible]に、城兵は市街に退、、山本隊敵の背に回りて之を知らず、特に[illegible]中に突進せんとす、時に西軍の一隊亦來りて山本隊の後に逼る、山本隊は[illegible]の中、之を水戸市川隊の來援と誤る、忽にして大に驚き、隊を整へて之に當らんとするに、西軍三面より之を圍み[illegible]戰す、是に於て隊長山本帶刀を始めとして、三十二名擒となりぬ。

失題　　小笠原　午橋

曠牧原上骨、夜投原上村、村空無鷄犬、悲懷不可言、[illegible]等不能死、國亡不能存、草間猶求活、[illegible]後泉下魂、

伴部郷（トモベ）

和名抄、會津郡伴々郷。○原書、々は部の俗字アの譌なれば、トモベと訓むべし。其地は詳ならねど、諸郷既知の位置より推想して、若松の南北の諸村中にあたるとうたがはる、即[illegible]西北[illegible]。〔[illegible]文風土記に、伊南古町の番場を以て、伴々郷の遺かと云へり、失考甚し〕

若松（ワカマツ）

今市制を布かれ、若松市と云ひ、戸數五千[illegible]百人口三萬二千〕。大略、藩政の時の城市を以て城内と一と爲せど、戊辰兵亂の後、其郭内の大小邸宅は、殆廢墟と爲り、郭外の市街亦屢火災を經、舊觀を失ふ。岩越鐵道の車驛は、市北の積塚に在り、郡山驛より七十九哩。

若松市街は、舊府城破滅の後、形勢一變、其巷路の曲[illegible]、[illegible]若松の昔、[illegible]は稱につくる。

若松は、會津の舊府城にして、[illegible]黒川（クロカハ）[illegible]し、[illegible]地なり。天正十七年、伊達政宗攻めて之を取りしが、翌年、[illegible]太閤に收らる、蒲生氏郷[illegible]、其後、上杉景勝、蒲生[illegible]、加藤嘉明、[illegible]の治邑、[illegible]代[illegible]しも皆久しからず。寛永二十年、保科正之（松平と改姓）羽州山形より入部以來、二百二十餘年、其子孫相承け、[illegible]、[illegible]東北の[illegible]たり[illegible]、慶應の[illegible]、[illegible]保、國家多事の際に會し、[illegible]に奔事して、劾勞當時に比なし。而も、丁卯、戊辰の世變に及び、大[illegible]一[illegible]、[illegible]名を[illegible]り、當其諸藩の攻[illegible]する所と爲り、城陷り家亡ぶ、近代の一大慘事也。亂後は、士民離散、君臣[illegible]に[illegible]せられしも、[illegible]年、[illegible]封を以て、先祀を續がしむ[illegible]、松平肥後の家名も、僅に絶滅を免れたり。但し、三十萬石[illegible]城も、[illegible]破壞、[illegible]の[illegible]、[illegible]由たり。當時、新縣令[illegible]、[illegible]士民の撫恤安集に盡力し、四千餘戸[illegible]し、漸く治化を一新したりと云ふ。[illegible]詩あり、

如此[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]外[illegible]、

[illegible]

[illegible]氏[illegible]に、若松[illegible]、[illegible]、人口六[illegible]と云へり、[illegible]、[illegible]過多の疑あり、恐らくは三[illegible]の誤たらん。[illegible]若松は、會津郡[illegible]に在りて、[illegible]へたり、街坊[illegible]百餘、[illegible]、[illegible]の四面を繞る、東西一里二町餘、東は天寧寺町の東端より、西は柳原町村大町の末に至る）南北二十八町餘（南は南町馬橋通より、北は積塚町の末に至る）東北の一部會也、東は瀧澤の民居間近くつどひ、西南北は平野にして、耶麻、大沼、河沼の三郡の村落、數里の外に連り、田圃碁[illegible]の如く敷き、黒川、鶴沼川の長流、其土を潤し、地皆肯腴にして、[illegible]四方に[illegible]れり、[illegible]元年、[illegible]名直盛城築の時は、今の内郭のみにて、外には士民雑居し、又は寺院[illegible]、[illegible]、蒲生氏郷封の後、[illegible]年、今の内郭の四方[illegible]、士居[illegible]、[illegible]外[illegible]し、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、諸士の[illegible]とし、外郭の四方に十六門を開き市店に通す、郭外は亦郭門[illegible]へ、[illegible]に街衢を通し、[illegible]を設け[illegible]に[illegible]會をなせり、[illegible]、近江國蒲生郡若松森の名に從りて、黒川の[illegible]を改め、若松と[illegible]、今に至り府下の總稱とす。

今按、伊達成實日記、天正十七年[illegible]月の條に、長沼の城主[illegible]若松へ何公[illegible]とあるは、政宗が會津に攻入り、[illegible]名の[illegible]城に居れる時の記事とす[illegible]されば、若松の名は蒲生氏の命名にあらずと悟らる、[illegible]記[illegible]、若松[illegible]、[illegible]、十七年[illegible]御[illegible]に[illegible]、[illegible]代[illegible]、[illegible]、何れも[illegible]られ候、十四日御[illegible]、[illegible]の上、[illegible]年大[illegible]、[illegible]、[illegible]上[illegible]六十[illegible]、[illegible]、[illegible]市[illegible]、[illegible]氏[illegible]、[illegible]に不似合由、[illegible]候。

拾要抄云、會津[illegible]四郡に[illegible]、[illegible]中山、中間[illegible]、[illegible]て田野[illegible]氏入[illegible]、故に[illegible]、[illegible]倉右[illegible]、三浦十郎左衛門[illegible]を此に封す、[illegible]佐原[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]り、葦名と稱す、是を會津氏の祖となす、天正十七年の夏、伊達政宗、葦名氏を襲ふ、盛重（義廣ともいふ）出奔す、政宗乃ち此に據る、十八年秋七月、關白豐臣秀吉之を削る、八月公爲に入る、尋て蒲生氏郷を以て之に封す、文祿元年、氏郷天守七重を起し、外郭を築き、市店を改め、若松と名づく、〔[illegible]文風土記〕千載集に若松森見ゆ。

（黒川城址）

[illegible]記くに、蘆名氏は、光盛より直盛まで六代、住所正しく[illegible]ず、[illegible]光盛の子泰盛、[illegible]、[illegible]は、將下[illegible]にゐたるに、[illegible]宗[illegible]、[illegible]三年、相州[illegible]に討死し、[illegible]に[illegible]名[illegible]官といはれし人[illegible]元年、[illegible]、黒川城を築き之に移る、是れ[illegible]に始めなり、[illegible]に、[illegible]盛[illegible]暦元年入部、初め黒川の小舘に居る、今の城西[illegible]寺町の地なり、後小田山に築く、今の[illegible]たりとか、直盛の子彈正少弼詮[illegible]は左衛門尉、[illegible]安二年、田園を實相寺に寄附せし事あり、[illegible]子[illegible]大夫盛政の時は、應安の頃にて、天下兵亂の最中なれど、會津にても北田、新宮の族黨、[illegible]有て、終に[illegible]政に[illegible]せらる、其子[illegible]三郎左衛門尉盛久と云し、[illegible]年に卒す、[illegible]子無し、弟[illegible]信[illegible]、[illegible]、[illegible]三年に卒す、天寧寺に[illegible]あり、其子下野守盛詮立つ、[illegible]代[illegible]へず[illegible]臣を[illegible]し、[illegible]度合戰あり、[illegible]年[illegible]、[illegible]文[illegible]元年[illegible]、[illegible]子修理大夫盛高[illegible]、伊達稙宗其子[illegible]宗と合戰ありし時、盛高[illegible]に[illegible]羽[illegible]長井（今の米澤）に在る、[illegible]十餘日の後、事平ぎて會津に歸る、永正二年、家老の事に依り、子息盛[illegible]と[illegible]に及び、[illegible]長井に奔る、程なく和平す、盛高永正十四年に卒す、實相寺に肖影殘れり、[illegible]を[illegible]守[illegible]、[illegible]十七年、[illegible]して[illegible]、[illegible]提げ、[illegible]、大永[illegible]、[illegible]、弟遠江守盛舜立つ、此時、家臣松本、[illegible]田[illegible]、猪苗代に內應す、猪苗代氏來り城北八角宮に陣せしが、[illegible]して松本[illegible]田と共に奔る、八葉寺の邊にて、猪苗代の兵多く戰死す、享祿元年、伊達稙宗、葛西氏を攻め其地を奪ひし時、盛舜加勢あり、天文三年、伊達、岩瀬、石川の諸家と與を合せて、岩城、白川と戰ふ、天文十[illegible]年、盛舜卒す、其子修理大夫盛氏は、蘆名中興の英主にて、[illegible][illegible]あり[illegible]ば、北條氏康、武田信玄と音信を通じて好を結び、伊達の諸家、白河の結城七郎義親、二本松の二本松右京亮義[illegible]、田村の[illegible]、[illegible]賀川の二階堂遠江守[illegible]義[illegible]、皆其指揮に從ひしに、[illegible]四年、[illegible]若[illegible]に城を築き、[illegible]なる[illegible]、[illegible]、[illegible]に、[illegible]、天正二年[illegible]、[illegible]氏[illegible]城[illegible]年[illegible]法[illegible]、[illegible]子を[illegible]、[illegible]は[illegible]子とし、同八年六月六十歳にて卒す、小田村に葬る、芦名氏の[illegible]此時[illegible]、[illegible]田[illegible]に[illegible]にして、[illegible]門[illegible]、同九年、一郎[illegible]使者として、[illegible]、[illegible]千[illegible]、[illegible]る、此時、[illegible]三浦介に補任せらる、一族金上兵庫盛備なる[illegible]の使とし、[illegible]十國を[illegible]しに、盛備又遠江守に任ぜらる、同十二年六月、[illegible]臣松本太郎、遺恨[illegible]、[illegible]、[illegible]羽黒山に登りし[illegible]、[illegible]下[illegible]、黒川城を[illegible]に、城下[illegible]諸人、大[illegible]集り、盛隆[illegible]、下山[illegible]、松本、[illegible]、[illegible]討死す、此年十月、大[illegible]云ふ者、[illegible]、遂に盛隆を害[illegible]、家臣相[illegible]りて、龜王丸とて當歳の子ありしを家督に立てしかど、同十四年、三歳にて夭す、家臣又謀て、常州佐竹義重の次男、平四郎義廣（後盛重と改む）に、盛隆の女を配し、遺跡を相續せしめしに、[illegible]、[illegible]、[illegible]守、[illegible]代、[illegible]、[illegible]なりたるに、猪苗代[illegible]正[illegible]、[illegible]に[illegible]、天正十七年、政宗[illegible]猪苗代城に入る、[illegible]月五日、耶麻郡磐上原に出馬し、合戰に及びしが、終に敗績し、長臣、富田平田等、政宗に心を通じければ、黒川城を保ち[illegible]、同十日、芦原越より白河に出で、常陸國へ遁る、政宗、同十一日黒川城に入部、治國年あらえ、[illegible]十八年[illegible]月十[illegible]日に、黒川城を去て出羽國長井に歸る、云々。

（按、蘆名義廣 盛重は、常陸に遁歸の後、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]七年、佐竹義宣[illegible]田轉封の時まで、封侯たり、後、從ひて秋田へ移る。伊達家（仙臺藩）に[illegible]、[illegible]、南[illegible]、[illegible]

伊達大[illegible]、蘆名[illegible]門[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]下之上者、[illegible]
[illegible]、[illegible]可[illegible]之[illegible]、[illegible]
[illegible]年[illegible]月[illegible]日　判、[illegible]
[illegible]白河[illegible]

此に[illegible]、[illegible]見[illegible]大夫盛政が、[illegible]から訓字を賜りしならん。

[illegible]白川修理大夫[illegible]、去年[illegible]遣之處、早速令[illegible]之條、尤[illegible]、[illegible]、[illegible]不可[illegible]、急可出陣、云[illegible]、[illegible]、
月日（寛正元年）　[illegible]

若松城址

（蘆名下[illegible]寺とノへ[illegible]内[illegible]）

今、若松市上町[illegible]、[illegible]の中央[illegible]す。郭內は、其南に黒川[illegible]、[illegible]及び封[illegible]を以て四[illegible]、大[illegible]、[illegible]に高く[illegible]し[illegible]、[illegible]は、[illegible]、河原町には[illegible]高二[illegible]間米、[illegible]、[illegible]し、二三〕米の[illegible]高を[illegible]ては、內方より望むに仰見すべし、されば蘆名小田山とも云ふ。本丸の中心に、天守臺あり、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]、本丸[illegible]、[illegible]北出丸に於て、[illegible]、[illegible]、一[illegible]に[illegible]、[illegible]區は、[illegible]、東西七町、南北[illegible]、[illegible]城 內城なり、其四周の郭內は外[illegible]、東西十[illegible]餘、南北十二町、今は、內[illegible]に止らず、外城も[illegible]の邊に、[illegible]、[illegible]を見るのみ、[illegible]圖に[illegible]

[illegible]鳴夜[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]

新記云、若松城は、舊黒川城と云ひ、その本丸は至徳元年、葦名直盛の創むる所にて、一名鶴城（今按小田山）といへりと、其初めは、二の丸、三の丸、共に本丸の東に一續き、北と西とは直ちに馬出を附け、南の方に苧清とて大なる沼ありしを隍に象り、芝土居を築き要害を堅固にし、東を追手とし西を搦手とし、本丸の内に學校を營みて城主の居とせり、後天文七年、火災に罹て新に□□せしかば、隍壘の形勢も革ること多し、天正十八年、蒲生氏封に就て再び改築、文祿元年の夏より、大に役夫を起し、經營を始む、其隍壘は内匠等に命し、甲州流の繩張等を用ひて、内外の郭を築かせらる、中央に天守を建て、櫓、多門、馬出等、悉く具足し、樓閣高く峙ち、隍溝深く沿りて、全く府城の體をなせり、又西北の馬出を備めて出丸とし、芝土居を石垣にし、空隍に水を灌へ、二三の丸の中にありし小郭を毀ち、地勢を坦夷にせしは、寛永十六年加藤家の改むる所、今猶因循せり、

若松城は、蒲生氏郷の時、會津（越後小川庄をも合す）仙道、長井、合一百萬石を治す。文祿四年、氏郷卒し、子秀行□を襲ぎしも、慶長三年、家老蒲生郷安の變起り、豐太閤の譴にあひ、其封を奪はれ、宇都宮城へ移る、上杉景勝之に代り、氏郷の舊封、及び佐渡、大泉（庄内）合百二十一萬石を有す。五年慶長の役、景勝、西軍に兵を出して、徳川公と雌雄を決せんと欲せしが、關原の報を得て屏息し、遂に降を乞ふ。蒲生秀行復封、再本城に入る、而も削減する所ありて、六十萬石（會津廿八萬石、仙道卅二萬石）なり。寛永四年、忠郷卒し、弟忠知は伊豫松山へ轉封、加藤嘉明之に代る、封四十萬石。「會津舊武鑑云、天正十八年七月、上杉景勝、前田利家は、高原越しに會津の若松を請取、先年葦名盛高を追掃以降、伊達政宗居城にて候へ共、秀次公を置參らすべき爲也、八月上旬、秀次公御着陣故、景勝公若松城に到られ、同年中に奥方檢地等にて、蒲生忠三郎を飛驒守にせられて、□□が崎より會津に遣され、百二十萬石に加增して被下候、慶長三年の春、景勝公、蒲生跡百廿萬石、其外當萬石、直江山城に被下候、越後より國替、佐渡、庄内三郡は、前の如く上杉家の支配也。（舊事雜考云、蒲生氏六十萬石、實五十八萬石、加藤氏、會津四郡、及安積磐瀬二郡、凡四十萬石、弟民部、領安達郡、居二本松城、婿松下、領田村郡、居三春城。

本丸、周四百八十間餘、天守の左右より東南に折廻して石垣を環らし、西北の方を帶郭とす、東は高石垣を積上げ、南は芝土居の上に石垣を築き、城上の屋を作しめ、諸の從營この内にあり、天守は本丸の中央にあり、蒲生氏のとき、七重なりしが、寛永中、加藤氏上の二重をこぼてり、鐘撞堂は、本丸北の土居の上にあり、晝夜の時を報せしむ、舊事雜考に「越中州新河郡、布世保、小川山千光寺、大禪師、式部丞業興長堂、大工沙彌了性、應永卅四年丁未、八月廿八日」と記し古鐘、耶麻郡熱鹽村示現寺にありしを、天正の頃移し此堂に懸けしに、寛文中に破るとて改造せり、二之丸は、本丸の東に續き、周七百間、元和の頃迄は、此郭の北に馬場ありて馬場曲輪と云ふ小郭あり、いつの頃にか南郭を合して今の地形とす、蒲生氏の時まで、此郭にも士宅數あり、加藤氏に至て皆毀てり、三之丸は、二之丸の東に續く、周八百四十間餘、この郭も、元和七年の頃までは、稲荷郭とて此内に別郭ありしが、之を毀て地勢を平かにす、又、寛永就封の初まで、此郭中に官署士宅等ありしが、寛文中外郭に移し、其跡に屋形を建て、長門守正經、筑前守正經住居せり、肥後守正容時代より、本丸の屋形にのみ住せられしかば、是を毀つ、舊事雜考、至德元年の記に、往昔此郭に如法寺ありし由見ゆ、北出丸は、帶郭の北にあり、周百六十間、此郭は舊角馬出（スミノウマダシ）なり、加藤氏の時、今の制に改めしと云ふ、西出丸は帶郭の西にあり、周百九十間餘、もとは小郭なり、加藤氏に至て廣めしと、外郭は、府城の四面を擁し、東に小田垣（オダガキ）あり、西に米代あり、南に權現下郭あり、北に本丁（モトチャウ）あり、四方に、壘濠を繞し、上府内外の間を隔つ、東西十六町二十間餘（東は天寧寺町口より、西は融通寺町口に至る）南北十一町四十間餘（南は南町口より、北は大町口に至る）縱横に通路あり、東西を縱とし南北を横とす、郭の四方十六門あり、市店に通す、天寧口は天寧寺町に出づる郭門なり、蒲生氏外郭を築きし頃迄は、冬坂往還なりし故、此口を追手とせしが、加藤氏の時、今の瀧澤坂を改め開きしより、甲賀町口を以て追手とす、甲賀口の西、米代、本町を通して、大町通あり、大町通の西頰、本一之丁と米代一之町の間に、國主の別墅あり、上杉氏の時、其老臣直江山城守兼續が裝束屋敷なりしとぞ、肥後守正之封に就て後も、執政の居宅たりしが、後故ありて割き、東の方を別墅とす、今西方に割し士宅内に、直江清水とて、昔の遺跡存せり、また閑宅（カンタク）は、此通の西頰六之丁の角にあり、凡士人罪を犯し、他邦に追放すべきものをば、これを捨てずして此内に閉し、日夜經義を學ばしむ、各年限あり、其能く過を悔い行を改めしものは、期を待ずして赦す、徒小屋も一構内なり、庶人の有罪者を拘囚す、其法制閑宅に准す、獄屋は閑宅の向ふ東頰に在り。

謹て言上仕候、老寡君容保儀、去戌年、京都守護職被命候處、畢竟の儀は、東邊の藩鎭、且帝都を離る二百餘里、萬一擾の節も無覺束、自力を計り、其任に勝へざらん事を恐れ、辭退申候得共、其節の御事體、皇國の安危に拘り候時合故、強て可相勤旨被命候に付、數百年來の隆恩をも奉報度、闔國決議、京都を以て墳墓の地と心得、罷登候て、大樹尊王の趣意を致遵奉、周旋

今職仕候、然處、不圖も先帝御限之寵眷、當賞罕之宸翰下賜り、其外度々御宸筆被下置、思賜の品品も無度となく拜戴仕候、元來、容保儀、誠實一片致勵精、毛髪も私意無御坐候に付、先朝以來、格別の御依頼を蒙り、大病の折柄は、無勿體も、至尊之身を以て、於内侍所御祈禱被遊下、君臣水魚の情態、宸翰の表にも御顯被下、當朝に至ても、先帝以來、叡慮思召被下、登議に被推任、前後天恩の難有、主從感激泣謝罷在候、隨て、大樹よりも度々の褒賞有之、被是重々の隆恩、闔國肝膽に銘し、冥加至極、難有奉存候、前件の通、兩朝厚然たる厚眷、容保の誠實、前後相替候義、分寸も無之候、伏見戰爭の義は、德川内府上洛、先供一同京登の途中、發砲被致、武門の習、不得止應兵、及一戰候儀にて、敢て闕下を犯し奉り候毛頭無之は、萬人共に知る處に御坐候、右に付、今日に於て、不料も不慮の汚名を蒙候處、臣子の至情、日夜慟哭、不堪苦痛、死すとも不止と、闔國決心仕候、頑固の習風、何共撫慰の道無之、於私共、極て苦心仕候間、此上は寸時も早く雲霧快晴、一藩の人民安堵仕候樣、幾重にも奉懇願候、

慶應四戊年四月　會藩家老連名

南柯紀行云、予大鳥圭介、五月始めて若松に到りしところ、當城下は四面に高山あり、鉢底の形を爲せり、去れども、聞きしに優る福地にて、城下の人家一萬九千餘もありて、不自由なる事なし、此頃は別して繁昌、市中にも娼妓妹の者多く、城東に天寧寺 東山 と云ふ温泉場あり、諸國脫走人群集、最盛なるよし、余は多事なりしに因て、此境に遊ぶ能はず、遺憾、其間に、會津兩君に謁し、種々の議案を建議す、板倉、小笠原兩侯も、日々登城ありて、時務を謀らるゝ由なり、但し、矢張因循姑息、加之、奥羽全盟の事成りし分以て、一藩の人心大に弛緩せし形あり、建議せし件々も、急には行はれず、大に失望せり、唯此後の方は、戰々奮進、日々前進し、不日會津一國だけは、手に入るべしと云ふ、風聞なり。○會津七年史云、戊辰八月二十三日、既更、西兵十六橋の橋臺に板を架し、續續大兵を進め來る、會兵之を大野原に拒ぐ、而も支ふること能はず、西兵急に進んで瀧澤坂を下り、林間に隱顯して頻に發射す、飛丸瀧澤村の本營に達す、侍臣等容保に請ひ歸城す、六日町口より馬を入れ、郭内本五之丁を過ぐるに、飛丸馬を斃し、公は辛うして城に入るを得たり、此時十六郭門の兵四五百人、銃砲を打する者甚稀なり、西軍既に郭内に闖入す、會津史云、廿三日、藩將中村半次郎、土將小笠原謙吉、各一隊を率ゐて、屯驅外郭の大手門に至る、乃ち直線に大手通を突進し、將に本城に迫らんとす、我城兵之を見るや、直に城壁を攀り、巨砲を備へ、西軍に狙射す、西軍此不意の一撃に遭ひ、死傷したる者、幾十人なるを知らず、爲めに逡巡進む能はず、城兵機に乘して進撃、竟に之を郤く、此戰、我隊長以下多く之に死す、西軍は軍監土藩牧野群馬、茂敬、其弟小笠原謙吉、軍事奉行垣藩戶川五郎左衞門等之に死す　あくれば廿四日、城中の議、先郭内の敵を掃却するに決し、火を諸士邸に放たしめ、(火箭を射たり)地物の據を失はしむ、敵是より郭外に退き、長圍の陣形に就く、城中稍安し、山川大藏等、南山口、御藥櫃口以下に當れる者、亦城に歸還す。

八月廿二日、曉より官軍猪苗代に打入候處、賊徒城を自燒して、盡く落失せ候故、二三小隊は尙進て、其々方途に、戶之口の陰橋を乘取んと攻掛　賊も數百人出迎防戰、石橋少々毀傷致し候得共、無難打破り押渡り、討取不少、廿三日、物分、曉四字より猪苗代發足、先手は既に戶之口より進み、要地の山坂を乘取居候故、賊徒所々にて防戰候得共、悉く追散して、城下に乘入候、士小路、市中共、悉く落失せ、人影更に無之故、進んで本城に迫り候處、爰には賊徒必死を究て防戰の由故、其夜は城下に一宿、廿四日、城下を一圓に燒拂ひ、迎陣を取て、城に攻掛り候手配にて、城下不殘燒立申候、

會津史云、戊辰九月、西軍の四方より會津の境に入りたるもの、越前、黑羽、宇都宮、中津、今治、薩州、肥前、長州、太田原、水戶、松本、人吉、土州、大垣、米澤、佐土原、備前、大村、飯山、館林、彥根、岩國、松代、笠間、高田、新發田、加賀、尾州等の諸藩にして、兵凡十萬、大砲百餘門あり、而して城中には壯士三千、老幼男女二千、大砲十餘門を備へ、城外には猶勇士千數百人、各部に轉戰して、城中と氣脈を通じ、虛に乘じて之に應ぜんとす、九月十四日、西軍は午前八時を期し、外郭十六門、齊く總攻を始め、此日西北の外郭、遂に西軍の占領する所となりしを以て、彼方面の城兵、多く日新館に據りて血戰し、夜に入りて猶息まず、是より尙ほ晝夜の間戰を持續し、十六日に至る、殊に十五日の如きは、最も激烈にして、兩軍大砲の發射、三千數百に及べり、十七日、降伏の議已に起り、これより猛戰を見ずして、以て開城に至れり。○續國史略云、八月二十三日、官軍衆三千、乘勝直薄城下、市民負擔四走、容保在瀧澤村、收兵入城、官軍尾擊拔外郭、進而城北門、城中射砲、丸無虛發、官軍乃退、時精兵多出戍疆外、在城中者、吏胥與老稚耳、雖致仕投老者、盡出守郭、至是、白髮禿頭、多補缺死之、此日、將士陣亡四百六十、士族、婦女或役兒自入城、或在家自殺、城中使女子分掌、看護創病、製造彈藥、内官人叢鎭四疆、以捍衞之、自在官軍擣虛、故不遑鎭撫、會稽云、官軍營城外、日夜打大砲、以毀諸軍營、城兵屢乘夜來襲、官軍頗苦之、二十八日、官軍取小田山、距城太近、可俯瞰城中、乃以野戰砲俯擊、城兵力距、時出兵奪山、官軍擊郤之、更築寨於城東南隅、連

彈盡城兵、二十九日昧爽、佐川官率死士出城、容保送諸城門、衆皆訣而行、即分兵進擊官軍寨、以通西南糧道、自是城兵時出擷運米豉、而村民負擔餅菓、納之者絡繹不絶、九月五日、官軍自南者、既拔大内關、白木綿長驅、至飯寺村、距城半里、城中糧道絶、官軍自小田山攻城東南寨、連發石榴彈、中櫻樓、及守城破裂、多死傷者、火數燒櫻屋、城兵緣屋防之、十五日、伊地知正治、山縣狂介、板垣退助等議曰、王師深入敵地、曠日彌久、恐變或生、不如一擧拔城、乃部勒諸軍所向、期日齊逼城、二十二日、城中樹降旗西北門、尋容保出城、而城兵四千九百餘人皆降。

(前略) 其後日夜攻擊不止候故、賊徒遂に及窮迫、去る廿二日、松平肥後父子、軍門に來て降伏、今日城請取の都合に相成申候、抑、當城は、方五六町位の平城に候得共、石垣の曲折巧に妙を得、殊に必死の兵二千を以て、大砲五十門、小銃二千六百挺、中々數月の間に可攻落に無之候得共、初め討入の砌、殊の外急速にて、粗米火藥を城中へ不運入候内に、攻寄致放火候故、老若男女五千の者共、食用に困み、數千挺の銃砲は、彈藥に乏く、攻圍三十日にして落城に及候次第、畢竟諸將士の勉勵と、皇上の天幸に由る處と奉存候、不取敢並段得貴意候以上、

九月廿四日　伊地知正治

大久保一藏殿

會津　松平容保

昨冬、徳川慶喜政權返上之後、暴論を張り姦謀を運らし、遂に兵を擧て闕下に迫り、事敗れ遁去す、慶喜恭順するに及び、更に悔悟せず、居城に據り兇賊の渠首と爲り、飽まで王師に抗衡し、天下を擾亂す、其罪神人共に怒る所、乾度可被處嚴刑之處、至仁非常の宸斷を以て、死一等を減し、備前中將へ永預け被仰付候事、

戊辰十二月、

戊辰の役に數萬の兵本城を圍み、硝煙彈雨の衝となる、天守櫓樓塀等、點々丸跡隙間もなく、柱は折れ軒は挫け、一見悽然として、當時健鬪苦戰の名殘を留めしが、廢藩置縣後、陸軍省の所轄となり、明治九年に至り、天守、城門、其他の建物皆取崩し、唯礎壁のみ存せり。明治二十年、官之を拂下げ、遂に舊主松平子爵の所有となれりと云。

黒川諏波神社(クロカハスハ)　郭内の西北隅にあたり、舊城を去る八町許(本二之丁の西末にあたる)。蘆名氏、黒川館以來、城市の鎭守廟とす。○新記云、黒川諏訪宮、昔は神職三員の外に、寺家の社僧あり(今の大町諏波山彌勒寺是なり)、又千手堂、阿彌陀堂、閻覺堂なと、浮屠氏の塔頭ありしか、寛文中、神社改定の時、悉く毀ち捨つ、蘆名氏の時は、數多の寄田ありて、神領多かりしと傳れど、今詳ならず、蒲生氏の時に至て、百石を寄付せしより、今に同し、寶物に鐵注連一連あり、四手に、奉觀請住、諏訪大明神、永仁二年八月吉日、神主佐久觀本願、と彫付く、按するに、永仁二年は甲午なり、又鐵鉢あり、口、高一尺、徑一尺九寸、常に拜殿におき、賽錢を入る器とす、銘あり、

敬白、諏方宮御鉢、大日那藤原氏女、大日那平行信、右息志之至者、二世悉地成就圓滿故、

建武四年丁丑三月、

吉事雜考に、蘆名盛員、其子高盛ともに、建武二年、片瀬に於て討死の後、嗣子直盛幼主なれば、盛員の室、藤原氏の女にて簾を垂れ、行信をして事を攝せしめしなる可しとあり、未た詳にしかたし、又同書に收めたる黒川諏訪大明神緣起に曰く、永仁元年癸未、信濃國下諏訪大明神、神主の子息、小野權太郎信政、笠原次郎太輔賴長、佐久下次忠重、三人同行、奥州の一見をなす、當地寃川と云ふ處を通過す、此時、新宮兵衛尉助成(前名時定云、蘆名の一族にして、謀反を企つ、之に依り、黒川太守、蘆名遠江守盛宗、大軍を引率し、新宮を攻めんと欲し、旣に至りしが、右の旅人の先達行くを怪み、何れの國の者と問ふ、旅人共答へて曰く、信濃下諏訪神主也と、盛宗悅て曰く、諏訪大明神は勝軍神なり、今日必勝利あるへしと、其日新宮助成戰はずして而して下る、盛宗深く前言の兆を信し、三人を本國に遣はし、諏訪の神靈を勸請下向し奉る、云々、諏訪宮鐵燈籠の銘に曰く、

奥州會津黒川諏訪御寶前常燈　願主森田彥兵衛女

大檀那平朝臣盛氏　大工藤原早山善次

永祿四年辛酉八月日」

(蘆名盛政判、會津分郡、御子沙汰事、任先例、爲諏波祝前、可理非分、自今以後、於及違儀仁輩者、可致沙汰如件、

應永三十年六月廿六日　諏波祝殿」

神職諏訪氏は、往昔祝子(ハフリコ)と稱す、天文十七年、信州の大祝部、神朝臣の姓を賜はりしより、又改て神朝臣と稱す、そのかみ諏訪、佐久、笠原、三家共に曆學を善くし、京の大鏡寺、伊豆國三島の神主と同く、曆本を梓行す、今昔伊勢の彌宜等が梓行するところの曆は、今の大祝方親か六世祖、宮内方義が外舅、三橋兼也の編るものとか、又兼也連歌を善くせり、蒲生忠鄉是を寄とし、眷顧尤も厚かりしが、忠鄉卒して後、京師に遊び、兼栽が門に入り、兼如、兼與と共に、其奧秘を極む、因りて大祝の家にも、世々連歌を善くせり。

當社物忌令次第、雖深秘至極候、從遠國社參之志、不淺之上、成一姓契諾畢、然者所望之旨、非可難澁之間、寫進候、於被用疎者、不可然候、以上、

天正四年丙子七月廿六日　大祝輔(花押)

會津諏方社　大祝殿

一仁貫八百文東由、一壹貫五百文由木、一壹貫文あら田、一仕貫文かなさま、一壹貫八百文むろや、一米四ツ[illegible]、一五十七百文すなう、石田、一仁首頭品、以上、

右爲志下置畢、永代不可有相違者也、仍寄文如件、

天正十七年己丑七月廿四日　政宗 印

諏訪　まふ寺、

大同彌勒寺は、[illegible]當なるか、彼寺何ゑの大般若經奥書に、奉施入、大般若經、右願秀貴、日那妙貴、同日那令阿彌、奥州會津黒川、諏波常住、永享十一年己未、九月廿七日　とあり、十六善神畫像、裏書に、東奥會津、黒川鎮節守、諏波大明神寶殿、永享十一年己未、九月廿七日、大檀那蘆名修理大夫盛政施入之、大般若經六百巻、并十六善神什寶也、神主佐久吼貞自、賜紫秀茂大僧都、開眼供養之　とあり。一當寺史云、慶長九月十四日、西軍四面より攻[illegible]、城中に[illegible]入らんと、特に小田山に伏隊を增加し、城中を瞰射せしめ、桂林寺町口、融通寺町口は、[illegible]長き根大垣備前の兵をして猛撃せしむ、城兵之に應じ、當な諏訪書社の側に集き、両軍と血戰す、已にして[illegible]重寺町口、川原町口の郭門破れ、長尾大垣の兵進入し、郭内本一の丁を突貫す、大町口亦破れ、[illegible]長土の兵進入して之と聯絡し、以て諏訪社を占領し、堡壘を增築して、日新館を環攻す、日新館は諏訪社と本営の間にある要衝なり、城中の守備此に在りて愈危し、

興德寺（コウトクジ）　郭内の北端、大町口に在り、臨濟宗にて、寺名氏の創建し[illegible]今、此寺を幸山と改名し、北會津郡役所在り

新記云、興德寺、宗脩寺[illegible]、[illegible]十年の頃より、東鑑に、康元元年、北條時頼[illegible]の時、寺名[illegible]、夜び隆時、時頼、兄[illegible]入、諸共に動[illegible]せし事見[illegible]、時頼と相院なるに依ると、いへとも、光盛等も亦深く禪道に歸依せしとは見えたり、然らに、此寺を草創せしは、光盛が採當宗の時にして、祖父と全しく禪道を信し、鎌倉圓覺寺佛光の徒、覺照書師を請して、之を開かしめしにや、其後二十年を経て、德治元年に遷化す、大圓と諡し、呰な鑑光と云ふ、の[illegible]壽峰と云ふ僧、其跡を續て住す、三世大圭か時、[illegible]烈中にて、[illegible]壯[illegible]を加へ、凡義林の宮く在りきことを悉く備はりしかば、大圭を以て當山の中興とす、蘆名氏深く之に歸依し、別院を立るもの二十四宇、當時多く莊園を寄附す、東西兩幕府亦帖を降し、應永廿三年、當寺を以て天下の十刹の一に列し、其名海内に震ふ、天正己丑の亂に、諸刹多くは兵燹に罹り、此寺獨免るといへとも、伊達の兵、境内を侵掠し、僧徒を逼迫せしかば、住僧心安これを避て勝常寺に逼る、ここに於て、政宗當寺を以て假の居館とし、諸の仕置を定む、翌年、[illegible]宗下向の時も、又當寺を以て旅館とす、蒲生氏郷封に就くに及て、心安を迎へ、寺に百石を付せしめ、寺に氏郷の五輪塔あり、高九尺、地水火風空の五字を彫り、[illegible]塔の中に安置す、文禄四年、氏郷京師に卒し、紫野大德寺に葬り、昌林院殿[illegible]高巖宗忠と諡し、分骨を當寺に納む、氏郷肖像一幅あり、[illegible]は慶長二年、南禪寺[illegible]和尚の作文なり。

調會津參議公像　　蒲生君平

高吉悲風[illegible]落暉、白[illegible]草[illegible]飛、山川頗[illegible]北封地、天下[illegible]布衣、

黒川興德寺の開基は、大圓禪師なり、諱は覺圓、字を鏡堂と云ふ、宋の國蜀の人にして、本朝禪流の二十四流の一祖なり、時に[illegible]國[illegible]寺、[illegible]河[illegible]定寺、赤津長福寺、小谷大慈寺、大澤昌林寺、赤井[illegible]寺、皆興德寺に屬す、古[illegible]錄に日く、

日本國奥州路、會津縣、瑞雲山興德禪寺大僧、應永二十三年丙申、六月十五日鑄造、[illegible]中要[illegible]銘、

爲[illegible]之用、[illegible]俱利、[illegible]現世[illegible]、助化[illegible]、[illegible]聽九觀、御禪[illegible]、[illegible]契[illegible]、如[illegible]理、[illegible]修身、[illegible]、[illegible]有消、此[illegible]業、法界可[illegible]、斯文不[illegible]、

住持　　大檀那　沙彌[illegible]仁　都寺　義[illegible]

化主　品岡　　大工　圓[illegible]

[illegible]永戊戌、[illegible]品[illegible]、

奥州會津、瑞雲山興德[illegible]寺、[illegible]大圓[illegible]之地也、安[illegible]、叢規[illegible]、[illegible]都會之望刹也、應永丁酉秋、京師大[illegible]、[illegible]降[illegible]、[illegible]之以爲[illegible]下十刹、闔左右元[illegible]、[illegible]大將軍、[illegible]前[illegible]長[illegible]中和尚、[illegible]旋開堂之[illegible]、[illegible]重[illegible]始也、云々、

雜考に曰く、天正十八年四月下旬、伊達政宗、黒川より[illegible]ち[illegible]信二州を經、小田原に到る、七月十三日、太閤公、政宗を長井に遷し、悉く[illegible]掠の地を[illegible]、木村伊勢守會津に到り、黒川を[illegible]す、八月五日、黄門秀次、黒川に入り、悉く民間の兵器を收拾す、十日、秀吉公黒川城に入り、興德寺を[illegible]となす、十四日、秀吉公會津を發し洛に赴く、路は高原を[illegible]、[illegible]ひ[illegible]處、故に太閤下と云ひ、今にこれあり、[illegible]摘要抄、

米代（コメダイ）　郭内の西南部を總稱す、西條は融通寺町口、河原町口に至り、北は本丁、南は花畑に至る。新記云、米代は内郭の西、本一之丁の南にあり、東西の通門、皆大町通より西に出る通なり、総て是を米代と稱す、代或は臺に作り、又袋に作る、河原町口は、[illegible]の西端より、郭外河原町に出る郭門なり、日新館は、米代二之丁の北頰にあり、周廻六町餘、はしめ、肥後守正之、いまだ國學造立の事に暇なく、まづ、郭外桂林寺町に、[illegible]の學舎稽古堂、又町講所とよび、[illegible]之を司ることを構へ、志ある者は此に入て學ぶを得せしむ、其後、肥後守正容、父の志を[illegible]き、元禄元年、本一之丁に國學を建て、中に學

廟を營み、是を學所と稱せり、天明八年、學政を改め師員を増し、國の子弟皆學に入て業を受け、別に武技の稽古所をも設へて、射騎刀槍の技まで尽く學ばしむ、されども學舍狭小にして、稽古の便あしければ、寛政十一年より、此地に工作の事を始め、享和三年、學宮寮舍大かた成就し、日新館と名く、文化元年、文武の學寮悉く造營しければ、百の技藝残なく備りて、能く人材を養育す、凡國の子弟、十歳より以上素讀所に入り、師範に就て業を受け、十一歳より書學を學び、十三歳より禮儀を學び、十五歳より武學寮に入て弓馬刀槍を稽學せしむ、塾の生徒、學行に秀でたる者を撰て大學に升す、かく文學武技の學一途になりしかば、子弟常に此中に身を寄せ、生徒の總額千人左右あり」（教育資料云、若松日新館、其稽古所、寛文年間、肥後守正之の會津に封ぜらるや、始て文教を興さ、當時の碩儒、山崎敬義を聘し、專ら程朱の學を崇信し、又吉川惟足を延て、卜部宗源の神道を受く、是を以て、士庶靡然として學に向ふ、寛文中、儒生横田三友、會知默を與て師となす、老臣田中正玄を始として、上下の別なく入學す、延寶六年、筑前守正經、遺志を繼て講所を改造し、元祿年中、肥後守正容、賜學料を給し（享和年中に至りて千餘石に至る）て、山崎敬義の嘗て贈る所の孔聖の像を講所に安置し、學廟を造る、天明八年二月、肥後守松平容頌、大に土工を起し、學舍を改作す、又童子訓二冊を造り之を頒たる。

（日新館址）

東黑川之内、法花堂南堺際百五十苅、井石塚（イシツカ）之南武百苅、合參百五十苅之田地、長谷川清兵衛尉之買に、實成寺へ永代致寄進所實也、然者向後不可有相違、中諸御判形渡進者也、仍爲後之一筆如件、

天文四年乙未九月三日　申繼　御たてすはう

佐瀨大隅守常敎

實成寺日東上人　進上

東黑川法花堂は、文祿以前、米代に在りて、後の米代四之丁の地とす、後大町の北へ移さる、實成寺是也、

小田垣（チダカキ）

部内の東南方、小田山の麓なる村、古書には小高木（チダカ）に作る。蓋、葦名氏盛時の初めに、信達の邑里たり。今の小田町、小田村、實相寺、小田山にわたり、惣名小田の里の分域ならん。小田垣の西に若宮社あり、舊城の南に接す、其間の舊管名を、構廻下といふ。されば、古俗、黑川城を小田山とも、小田舘とも、小高木舘とも呼びしを知る。

（小高木）

小田垣は、古、小高木と稱せし地にて、此邊村落ありしと見え、延壽寺熊野宮、應安七年鐘の銘に、大會津郡小高木村とあり、至德元年、蘆名上總築の時に、是を當ちしにや、當事證考、文和元年の記に、小高木舘立始む、云云、今の小田垣と作るは、天正の末、氏郷就封の初に當て、其文の改りしなる可し」とあり。〇新風土記云、寛永元年、小高木熊野神の境地に、東照權現の新宮を建て、郡主忠郷の時なり、同所明其の時、神指村の田二百石を以て東照宮神領と爲し、延壽寺に附す、正保慶安の頃、延壽寺始て灌頂の法を行ふ、其式を記せる書一巻あり、卷末に、大會津郡黑川小高木、天寧山延壽寺薬師院住持沙門某」とあり、昔より熊野宮の社僧を司り、又忠郷が東照宮を勸請し奉りしより以來、別當を勤て後に至る、鐵鉢一口、徑一尺八寸、其形本三之丁諏訪神社にある所の鐵鉢に相似たり、奥州大會津郡、小高木村、熊野權現御鉢、權那恭等、應安七甲寅年十二月の數字を陽起にす、延壽寺の縁起に、應安の頃、小高木の主なる大葉帶刀左衛門平景信なり、熊野の堂を門前にたてたるの由あり。

奉寄進、大會津郡小高木、熊野、帶刀左衛門景信之寄行分田地之事、合田四百刈者、惣領屋敷前、早田也、右件之田者、依有志、前住實相寺綱興和尚、爲月忌料、限永代、奉寄進之所實相寺當也、若於此田地有違亂子孫者、爲不孝之仁、不可相續遺跡者也、仍爲後日龜鏡、寄進之状如件、

貞治四年乙巳九月十六日　平景信

（小田山城址）

實相寺云、民間傳、葦名直盛、康暦己未、直盛會津下向、居幕内三年、移小舘三年、其後至德元年甲子、移小田山、尋號黒河、既謂直盛也云、或謂、葦名代々主了宋到郡、直盛始到乎、予倍日有疑、自始封義連、迄直盛六世、凡及二百年也、其間豈何不到郡乎、東耶麻郡慶德寺者、應安始（自己未十餘年前）、詮盛來狩、入于翁宅、建此寺令住持云、又應永二年、詮盛賜實相寺證今在焉、詮盛者直盛之子也、自至德甲子十五六年前既如此、則詮盛年長、立將部政事者明矣、何致住之直盛、己未始來、尊三四年間移有者、如此疑多乎、加之、今若松（古黑川）所在之寺社、諏方宮、當麻寺（諏方以東百餘步、今西廠地也）、如法寺（後亡、今當三丸坂門）、薬師寺（今第三街在焉）、淨光寺（地未詳）等者、皆康暦以前開之、而今郭内第一第二第三第九之衛、東西一里許之間、田圃也、是若非館、豈建厚寺乎、或問、移小田山（フタヤマ）者如何、日有疑、考當時、此境小高木城云、終無小田山者、小田村者、今實相寺村也、或說、小田山之西、小高木云焉、然小田山者、可實相寺山乎、或問、其年町號黒川者如何、日有疑、應安八年（自至德甲子十年以前）當麻寺鐘成、銘大會津黑川東明寺云、是自至德十年前、既有黑川號、則其年始不號者明矣、或日、如予解、實寺說惣不足信乎、日有可取有可捨、其移小田山之説黒川者、難信也、幕内、小舘、黒川、漸々相移者、無可疑之、然一之揺種種亦有漸、況君主之館乎、如此三四年之間、二三易不可二三矣、大抵合計一百年間、或黒川東館、或今黒川稱之者在焉、且文和二年小高木舘立始云、則其葦名氏代々之圖、公子豊居、當稱東西（東黒川小高木城、西或幕内或小舘）。〇今按、

（東黑川）

小田山の舊館には、[illegible]後の若松城の本丸なるべく、大窪山にはあらじ。

七年走去、[illegible]月二十三日、[illegible]已に郭内に突入し來れも、[illegible]高手高なる曲輪に據る、[illegible]南方に[illegible]、城背の[illegible]に入り、[illegible]下馬[illegible]、[illegible]數兵[illegible]南[illegible]、北直下前なる[illegible]、[illegible]に潜める[illegible]、[illegible]北直手の[illegible]に[illegible]、大[illegible]破裂して柱壁爲めに碎け、一城盡く震ふ、隣地に鐘樓あり災を免る、此打鐘は、籠城三十日の永きも、遂に片時も[illegible]。

大町（オホマチ）

今の[illegible]、若松城の郭外、上町、下町等の一區を主要とす、即、[illegible]北[illegible]の[illegible]上町には[illegible]町、六日町、[illegible]町、甲賀町、馬場町、大町等を主要とし、下町には七日町、後町等を主要とす。

新記云、若松城下郭外の[illegible]は、今[illegible]の[illegible]、[illegible]れり、土塔[illegible]、[illegible]れども、[illegible]一[illegible]、市街の東は、城北に上町、下町、東に[illegible]町、西に河原町、材木町、南に[illegible]、[illegible]の諸門より商[illegible]連續して、[illegible]相通じ、商賈[illegible]をつらね、[illegible]なしと云ふ、蘆名氏の時までは、市[illegible]多く今の郭内の地に在て、土[illegible]雜居せり、蒲生氏郷[illegible]の初、[illegible]ずと[illegible]、[illegible]に[illegible]く、[illegible]に[illegible]しと、

[illegible]たは[illegible]にた[illegible]て見れば[illegible]

狭さ[illegible]

[illegible]落[illegible]り、[illegible]を決して、文禄元年六月に、馬場町より西の町町を郭外に移し、甲賀町より東の町町を増[illegible]、[illegible]の[illegible]、町[illegible]に[illegible]、即、遠近より群集して有無を交易するに便よく、家々給し人々足て今日に至れり、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]れる遺風にや、市[illegible]といへ共、書を讀み武技を習ふ者往[illegible]、[illegible]、毎歳、正月十日、大町（オホマチ）の初市なり、新年の[illegible]、[illegible]五日の[illegible]、一人翁の面を蒙り[illegible]を背負ひ、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]街上に投ず、總町の若者大勢待受け、兩方に分れて引爭ふ、[illegible]其年の[illegible]貴く、[illegible]北[illegible]て[illegible]安し[illegible]云ふ、[illegible]大町の[illegible]簗田[illegible]は、其先[illegible]京[illegible]、蘆名直[illegible]に[illegible]て[illegible]り、會津商人の[illegible]の御[illegible]、住吉神社を府城の町口に勧請す、世世の領主より與る所の文書、今に傳るもの多し、又、蘆名氏の頃より、商人の司を任せしに依り、他邦人の出入等をもさばきし事、其家の日記（元和の頃、記錄せしものと）に詳なり、いま其一二を左に出す、

（朱印）

[illegible]とり[illegible]物[illegible]下、少[illegible]無沙汰申候者、[illegible]、堅可[illegible]成敗者也、仍下知如件、

天[illegible]四年[illegible]月十六日　[illegible]田藤左衛門へ

（花押）

一、[illegible]に三文宛可取事、一相物[illegible]三文宛可取事、

一、[illegible]可[illegible]事、付、さしはたことり、

[illegible]取[illegible]物[illegible]下、無沙汰申候者、其[illegible]不上役人、[illegible]分に代物五十疋、[illegible]商人差上、[illegible]役人請取候者、虫喰[illegible]何成共不綺、[illegible]無相違可[illegible]、虫喰、透候、荷物致[illegible]候者、[illegible]、虫[illegible]可有別條候、於[illegible]心者、可爲罪過者也、

仍如件、

天正五年丁丑十月　簗田藤左衛門との

一[illegible]、[illegible]五[illegible]、五文[illegible]事、

一[illegible]、[illegible]物、[illegible]之事、

一[illegible]免[illegible]、[illegible]物、如[illegible]年、[illegible]數[illegible]、

[illegible]、於末代不可有[illegible]者也、仍如件、

天正十一年亥[illegible]月十四日　[illegible]

[illegible]衆、伊[illegible]衆、[illegible]衆、

此外皆[illegible]、[illegible]衆、[illegible]、

伊達政宗文書

一、於[illegible]中、[illegible]可[illegible]之、[illegible]、[illegible]人[illegible]に[illegible]、[illegible]買之[illegible]、[illegible]申付事、

一[illegible]商人、於會津中、[illegible]に[illegible]者、代物五百文[illegible]に[illegible]、[illegible]無相違可[illegible]事、

一於[illegible]、[illegible]田[illegible]前[illegible]之旨、不可有相違者也、仍[illegible]如件、

天正十七年己丑七月十二日　簗田藤左衛門へ

今度、つきのき町、與左衛門所、源七郎と申もの、棉を[illegible]申候、[illegible]つ所御座候所を、商人之[illegible]に候間、[illegible]に御預[illegible]下度由、[illegible]申上候へ[illegible]、[illegible]預[illegible]下候、[illegible]に[illegible]せんさ[illegible]候者、其時[illegible]申[illegible]、自然[illegible]不被成、御[illegible]に被[illegible]候、[illegible]之内に、[illegible]七拾[illegible]、[illegible]可申候、仍如件、

元和六年十[illegible]月[illegible]日　[illegible]田孫八郎

流人之覺　遊里

かみの山

[illegible]和尚　[illegible]和尚　[illegible]和尚

外に[illegible]　單傳和尚

右七人之[illegible]、[illegible]被仰付候、[illegible]たりといふ共、[illegible]之取かはし、尤音信等仕候は、曲事たるべき由、江戸より[illegible]道候、此趣町中へ急度可被申[illegible]候、以上、

三月廿八日　[illegible]山吉右衛門

大町　[illegible]町[illegible]　馬場町　甲賀町へ可[illegible]　[illegible]町へ可被申付候、

後町　年寄中へ

按、簗田文書、[illegible]年[illegible]、[illegible]月二日、[illegible]氏[illegible]

に前時寺、永正年中、今田在地、戸[illegible]に、被陣取其、當月中に、[illegible]可有之今に傳ふと見ゆへの是は、下[illegible]、[illegible]の邊に[illegible]見えたり、[illegible]、關宿今田氏と北條氏[illegible]抗の[illegible]とす、其[illegible]の今田も、關宿[illegible]田の一族の分[illegible]せしにや。今田文書は、古の[illegible]の參考に供せらるべし。

新記又云、大町以東を、總て上町と稱す、又、甲賀町より東は、文祿中新に設く所故、新町とも稱す、大町は大町口の郭門を出て北に行く通なり、府下の中央にて、四尺幅洪する所故、七日町に[illegible]れる十字街に、官より令をらるる掟[illegible]目の高札を揭く、因て此街を札辻と云ひ、四方の里程これより數を起す、七日町と與勢町とに問屋を置て、往來の貨物を運送せしむ、此町の內五之町より北を大町名子屋と云ふ、此町に齋藤八郎兵衛と云ふ[illegible]掛あり、近き頃[illegible]を巧み出せしより、今多く世に賞まいり、羊翰、竹筒のかたち種にせまり、高[illegible]の請[illegible]となるに足れり、

當町[illegible]掛[illegible]拾人之事、如前々、町請役[illegible]可[illegible]免候、有其心得、可被申聞候、恐々謹言、

後霜月廿八日　町野左近助(判)岡半兵衛尉(判)

町野[illegible]部左衛門殿、[illegible]所[illegible]門殿、

彌勒寺は、大町の西頰にあり、諏訪山普賢院と號す、應永三十二年、秀巖と云ふ僧、武州より來り開基、初め郭內諏訪神社の社僧たりし云、由緒これに因るとて、大和町金剛寺、道場小路觀音寺、[illegible]町自在院に、當寺を合せて、會津眞言四箇寺と稱し、輪番を[illegible]時內眞言寺院の事に任ず。

融通寺(ユウヅウ)　大町彌勒寺の北にあり、淨土宗なり、新記云、融通寺、淨緣國師開基にて、初は天台宗なり、淨緣は大原良忍の弟子にて、遍く融通念佛を勸め、此國に來り、河沼郡八葉寺村に一宇を建て、自然山融通寺と稱す、康曆元年、蘆名直盛、[illegible]より下向し、古館(今の融通寺町[illegible]の在所に當ること三年、至德元年、小田山[illegible]の前[illegible]なりて、小館を[illegible]當寺[illegible]にせしむ、是を移さしむ、第五世[illegible]の時、淨宗となる、文祿元年、[illegible]、蒲生氏郷に請て今の地に移る、當地を[illegible]小館山[illegible]寺と號し、其徒弟をして住せしむ、蒲生忠郷、其法堂の修理を命じ、寺領二百石を寄附、今に至るまで[illegible]の如し、

融通寺[illegible]、[illegible]之[illegible]、早々相調、珍重不過之候、自是以[illegible]之[illegible]、[illegible]宗門ハ法度、可[illegible]可被仰候、委曲は此[illegible]、不能具候、恐惶敬白、

五月廿八日　清花院長久(判)

融通寺侍者御中

實成寺(ジツジヤウ)　大町の西頰、融通寺の北にあり、嘉元二年、日印創草す、初めて[illegible]に在て法華堂と云ひ、文保四年、高久組の[illegible]村に移る、元和九年此に移れり、開山日印は、日蓮附法の弟子日[illegible]が[illegible]にて、[illegible]道の內[illegible]野の人なり、其後數世[illegible]と雖、一本寺に[illegible]上人と傳し、他の推擧を受けず、又、當寺建立の棟札、嘉元三年の舊記によれば、藤原實成建立の寺故、寺號をも之を用ひしと見ゆ、[illegible]實成如何なる人にて、此に皆りしや詳にし[illegible]たし、元弘、建武の頃、神社佛閣の器物に、藤原氏女と銘するもの多し、依て[illegible]ふるに、嘉元のころは、蘆名[illegible]等の時に當り、[illegible]の內室藤原氏にて、先考の爲めに一宇を建しも知るべからず、寶物、日蓮相承、[illegible]、[illegible]に、我與日[illegible]、弘治二丙辰年七月五日、至[illegible]河國富士郡重須本門寺、同七日午二刻、此二个御相承、并本門寺領、安國論等、合拜[illegible]畢、爲後證、住持日[illegible]上人寫之、而以隨身上、于時同月廿二日也、弘治三年丁巳八月[illegible]日、日[illegible]と書し、下に花押あり、又、開山附法弟子[illegible]、一通、其文如左、

奧州[illegible]久遠山實成寺者、開山日印上人、三十六箇寺建立之內、第一之[illegible]也、因茲法[illegible]也、本門三个[illegible]法、二个相[illegible]之同[illegible]、[illegible]之[illegible]寺也、故當山代代、當[illegible]上人、自本[illegible]接[illegible]任[illegible]、如本山貫主之者也、其上近國之諸末寺等、以弘化[illegible]布之[illegible]、被諸寺可被下知者也、仍兩[illegible]指南狀如件、貞和三丁亥年五月三日、上行院貫主日大判　、新風土記

血脈相承[illegible]、當寺[illegible]所[illegible]

右血脈者、聖人出世本懷、衆生入理直路也、然日野大夫[illegible]日[illegible]、於上城法華弘通[illegible]山也、於部[illegible]建立法華道場三十六个寺、其功莫大也、依附屬之畢、

正和元年壬子十月十三日　日興

法花堂實成寺之[illegible]は、無[illegible]候て、[illegible]令免許畢、自然寺中に[illegible]之[illegible]者、爲住侍可[illegible]候、此旨子々孫々まで、相[illegible]有間數候也、

天文五年丙申六月日　盛[illegible]佐瀨大隅

中次周防

當麻寺(タイマ)　法號東明寺と云ひ、大町の末にあり、初め郭內本二之丁に建立、元和三年、今地に移さる、時衆の名盛なり、雜考云、建治三年丁丑、一遍上人、會津に來り當麻山東明寺を建つ、其制巨[illegible]、本堂十七間、住持を上人と稱す、他の[illegible]學を借らず、僧官に昇進したり、俗稱日本三當麻と云ふ、大和國當麻山禪林寺、相模國當麻山無量光寺、陸奧國會津黒河當麻山東明寺是なり、傳來の什寶また多し、上杉景勝太守たりしとき、寺僧文峯を愛し、後羽州米澤に移るや、[illegible]從ひて行く、蒲生家再封の時、本寺たまたま無住なりければ、[illegible]に與へ成願と云ひ、後此に移し中興す、古[illegible]一口、徑一尺一寸、銘に曰く、

日本奧州、大會津、黒川、[illegible]東明寺大檀那、

右志趣者、爲法界平等利益也、幹緣淨阿彌陀佛、

應安八年四月廿三日鑄造、大檀那下津珠阿敬白、

住持重阿彌陀佛　大工圓覺

急度爲御力、令啓之候、三本松方息子行之、依被爲仰濫入候、一類も早々被打拂可給候、爲其彼准置候香代之事三貫文、三郎左衞門に御理可有爲取寄候、只之儀無之者、片時も早々被打拂可給候、恐惶謹言、

七月廿二日　止々齋（花押）

當寺（參す）

實相寺（ジッサウ）

馬場町にあり、何も甲賀町口、郭門の內にあり、文祿元年、城郭修理の時ここに移れり、緣起に依るに、開山は大覺禪師と云ひ、元德年中、平名家の臣、富田監物祐義が歸依に依り建る所なり、開山諱は宗已、字は寞庵、元應元年、元に至り天目山に登り、中峰の法を嗣ぎ、正慶元年に歸朝せり、或云元亨三年、當時異朝の人に贈れる書あり、曰、故郷內篇、隨緣寂寞、頃年見州有一箇信士、小山下總之寺、日實相、信士と指すは富田祐義が事なり、祐義其後は、惠日寺盛なりし時、彼寺の武士にて、子孫蘆名家の臣となり、四天の宿老の巨擘なり、この寺、文和三年に、佛殿山門經藏僧堂まで、造營皆具はれり、首坐寮規矩、今に傳ふ、延文二年に、天詔ありて召さる、辭して出でず、江州永源寺寂室、「幾度人天推不出」と云偈を作て禪師によせし由、寂室錄に見ゆるも、此時の事なる可し「半輪天目山頭月、萬古扶桑國裡燈」と云偈をも贈らる、常陸の法雲寺を合考すべし、延文三年寂す、時に、大光禪師の諡を賜へり、其寺二十一世大天か時、關東十刹の位に列す、二十三世の住職を桃林契悟禪師と云、世に中興と稱し、當代の僧なり、何れの人と云ふを知らず、雲巖の定めず、下野國那須雲巖寺より、天文中この地に來り、當寺に住す、蒲生秀行の時、百五十石の地を領知せしより、後に至るも同じ、古鐘、徑二尺四寸、銘に曰く、「[illegible]」

日本國奧州路、會津郡、安吉山實相禪寺大衆、貞治二年甲辰、九月初六日、盛遣、

大工　圓覺　藤原氏女淨忠

大檀那　富田祐義　住持比丘　聖育一

奉寄進、陸奧國會津門田、實相寺一切經輪藏田地之事、

合長檐在家一宇、田一町二十刈、畠二面、在所付、

在所者、奧州會津郡門田莊內、荒井村一分之地頭、平井次郎日奉因幡守知行、云云、大會津郡內、奉向實相寺一切經藏、永代寄進申所也、其志者、代々亡父并舍兄次郎太郎有信、爲菩提也、就中者、聞芳子孫一族等中、爲何人共、於彼寺領者、不可被致異儀煩、末代背命輩者、不孝之仁而、聞存異分也共、不可知行、於違亂之輩者、實相寺一切經藏被與御領之內、可有永代御知行候、仍永代寄進狀如件、

貞治四年乙巳十一月十三日

奉寄進、安吉山實相寺、陸奧國屆納莊內、富田邑內、中在家一宇、同寺莊坊在家一宇、并針生邑內籠張在家一宇、合三間事、（坪付在別）右所、高明重代相傳所領也、然間爲高明菩提、大光禪師爲開山、依有志、件田在家、限永代、所寄進申彼寺也、若於此所、子孫中成違亂煩濫者、爲不孝仁、當村內雖段步、知行錢分、一圓可爲寺家進退也、敢不可妨、如件、

康安元年辛丑十月六日　領主佐原十郎高明

奧州會津、安吉山實相寺之事、可爲關東十刹之例狀、如件、

永正十二年三月廿七日　左馬頭（判）

當寺住持秦大和尚

高巖寺（カウガン）

馬場町にあり、淨土宗を奉す。（新記云、高巖寺、初め岌傳上人、富田延壽寺に住し、其徒岌天、文明六年にこの寺を建立せり、仍て岌傳を開祖とし、岌天を開基とせり、大永二年、蘆名遠江守盛舜、其父修理大夫盛高の位牌を當山に置て菩提所とし、寺領を附す、當寺山號を成道と云しを、これより改て盛道に作る、寬永四年、宰相蒲生忠鄕を當寺に葬り、影堂を建て見樹院と號す、香花の爲に今に猶寺領百石を附す

寄進狀之事

右、門田之莊、東黑川之內、高巖寺屋敷、井門前百五十苅、合二貫文之所、守護不入、永代令寄進者也、於子々孫々、不可有相違、仍狀如件、

太永貮年壬午三月廿八日　盛舜（花押）

永代賣渡申候屋敷事、彼在所者、高巖寺大門大町面石塚屋敷南は石塚迄也、從路東三間口地子參百文、自路西に間口地子四百文、是に買得屋敷之內壹間差添、地子百廿五文也、以上六間口地子八百廿五文之所、永代諸役夫公事御免、守護不入、代物五貫參百文に永代賣渡申候事實也、於子々孫々全此下地不可有相違者也、

天正十三年乙酉三月七日　壹柱三瓶上野守

高巖寺學天和尚殿　同　虎丸

東奧會津縣、盛道山高巖寺住僧、爲二利滿足、是鑄造焉、諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂、惟時元和九癸亥年、十月二十五日、大檀那藤原朝臣從三位宰相忠鄕公、第八世法蓮社岌念善立上人、延寶五丁巳年六月十四日、冶工早山常次、第十三世行蓮社岌懷記、

新記又云、冶工、早山常次は、其祖延時以來、十五代相續す、延時は左兵衞尉、後掃部助と改む、本州白川の產なり、詳ならず、永正の頃、商賈に掃部助兼次と云ものあり、始て會津に來り、黑川下町に住し、高田村文珠堂鐘樓に懸くる所の鐘の銘に其名あり、是より相襲て世々掃部助と稱す、而して代々封內寺社の神器佛具を造り、其名今に至りて見るべし、又旁戎器を製す。

甲賀町（カフガ）

新記云、甲賀町は、馬場町の東に並び、甲賀町口

の郭門を出て、北の方谷町に通す、蒲生氏封の後、江州日野より從來る者を置きし所故、日野町と唱す（往町年上杉家所藏、本願寺蓮如より贈れる書に、會津若松日野とある是なり）加藤嘉明封に入りて之を改め、甲賀同じきを忌て、同時に町名を改め、甲賀町と名く、今は此高家を置く、又、審館、町の東頭、甲賀町の北角にあり、青藩舍、此町の南端東側にあり、師範を置き、佐助教は是に隸す、家人の卑き者より、足輕、同心等の子弟まで、此に入り、諸師に就て業を受しむ、俊秀なる者あれば、考試して國學に升せ、又習書數學等の稽古をなさしむ、青藩舍の外、花畑にも町學校あり、友善舍と云ふ、共に國學日新館の屬なり。

糠塚

大町名古屋町の北にて、市街の東限なり。今停車場あり、岩越鐵道の大驛とす。

新記云、糠塚町は、大町の末にあり、もと原組赤井村の境内に、糠塚と云ふ處あり、蒲生家の時、新田を開き、步卒を置しが、ほどなく此地にうつし、號を糠塚町といふ、今も足輕同心等の居とす、西北は西黒川赤岡分の田畝なり、石堂とは、糠塚町の北にあり、菰久田村に接す、昔この地に石堂建立せり、舊事雜考に、貞治六年、石堂殿下向、十文字合戰ありしと記せしは、此人の事にや、

奉寄進、寶相寺、陸奥國大會津郡、石塚村內、糠塚、堂田、并寺在家一宇、田畠以下事、右所、寺、爲寶相寺末寺、奉寄附之處也、任凡海越前入道性觀例、不可有相違之狀如件、

貞治六年九月二日　　沙彌茂一

（石堂）

七日町

新記云、大町を除き、西の町町を總て下町と稱す、また桂林寺町より以西は、郭內諏訪神社の後に當る故、後町とも稱ふ、老町とは大町の南より西に折て、末は大和町に至る、小池賀次、藤七と稱し、後修理介と改め、葦名盛氏に仕へ、女子は金上遠江守盛備に嫁せりし、後町に宅地を與へらる、是より此に住し、子孫相傳て今に至れり、其文左に載す、

其方屋敷之事、うし六町に可遣候、請取早々住に可被越可有候、在候は、合力可遣候、かしく、

氏郷判　　小池方へ

七日町は、大町札辻より直西七町餘連檐し、小黒川に至れり、金剛寺は、今大和町の西頭にあり、昔は郭内米代にあり、城郭修理の時この地に移れり、開基の僧を長宥と云、草創の年月詳ならず應永十八年、葦名盛久より、耶麻郡山崎村を寺領とし、院宇を修造し、永正の頃、宥鑁住す、葦名盛高深く之に歸依し、又岩澤村を寄附して寺料とせり、磬一枚、銘に「南佛、持佛堂磬、大工、作眞吉、正應六年十月日」とあり、縣る所の磬に「奥州會津若松、寶蓮院、大僧都旭榮造立之、慶長十五年庚戌、正月吉日」と書す。

金剛寺之内、明王坊買得之地、付段錢、諸地子、在青木、不謂甲乙、於末代も致無沙汰、於違亂輩者、假令退散在地何方候共、爲先此一書、可被催促事、尤不可有餘儀候、於時若丸も、存知之事候、又時代移替、至于亂世候共、毛頭不可相違候者也、仍爲後證、加所判形、如件、

大永五年乙酉霜月廿三日　　平盛舜（花押）

桂林寺町

新記云、桂林寺町口の郭門を出て、北の方七日町に至る、長さ六町の間は、昔何の頃にか、桂林寺と云ふ時宗の道場ありし故、町名とせり、成就寺跡、今は南摩帶屋敷と稱し、延壽寺秘密灌頂式に、應永二十五戊戌年、本寺僧英海より、如意山成就寺住持耀海に付屬すと云奥書あり、何のころにか廢して町屋敷となりき。○戊辰八月廿九日、午前八時、佐川官兵衛、十一箇中隊兵、凡千餘人を率ゐ、出てゝ融通寺町口郭門より、城の西北面に當れる長州、大垣、備前等の市街舍營を襲ふ、別に一隊は城内より市端柳橋に廻り、穢多町の敵營を襲ふ、融通寺町、西名古屋町等の西軍、苦戰して退き、長命寺に據りて力拒す、我中央及び左翼は、猛進して寺内に入る、西軍亦池水を挾み、松林に出没し、築山に據り、防戰す、我兵突貫、遂に之を占領す、西軍の敗報土州の營に達し、諸隊急に馳せて之を援く、我右翼之を桂林寺町口、當麻町口に邀撃す、土軍榴霰彈を放ちて勢を助く、我兵遂に退て郭門に入り、諏訪社の林中に據り、土軍を轟撃す、土軍苦戰、援を薩軍に乞ひ、夜に入り交綏す。〔會津史〕

簗田文書、慶長五年十二月　慶林寺市場、東町、西町云々」と見ゆ。

長命寺は、西名子屋町の西頭にあり、淨土眞宗、京師東本願寺の別院なり、教如の時、蒲生秀行に請て一宇を營み、輪番の處とす、其時は今の甲賀町の地にあり、而も狹隘なるにより、寛文中に請て此に移り、長命寺と號す、昔此邊に花藏院とて眞言宗の寺ありしが、後に廢せり、意ふに當寺其遺蹟なるべし。〔新風土記〕

河原町

若松市街の西南の隅にあたり、南山、並に高田、本郷等への往來にあたる。材木町、柳原町等の古名あり。河原町の南なる新横町は、舊名石塚といひ、黒川（湯川）は、此間を貫流す。

新記云、石塚とは黒川の西畔にて、其名の從て起る處を詳にせず、石塚觀音は、遠近尊崇すること大方ならず、慶長十八年、此堂を以て金剛寺の住僧宥傳に附與し、別當たらしめらる、鰐口一枚を懸く「奥州會津若松、石塚觀音堂、梵字あり、奉掛御寶前、鰐口、本願主源氏女、御寄進、御願如意滿足、慶長十九甲寅八月」河原町は、慶長の頃まで黒川の河原に傍て南北へ斜に家居す、故に名けたり、寛永八年、大水有て人家悉く流亡せり、因て今の地に移し東西の通とせしが、猶舊名を用て河原町と稱す、

（石塚）

東は、大橋の詰より西は材木町に至る、昔、府南の諸山より材木を伐り、鶴沼川に流し出すを、官下にて賣買せし官宅、郡内米代の西にあり、慶長十四年、此に移し材木町と稱せらる、南原町の末より南に折れ、長さ十町、飯寺村に界ふ、また西南の方田間に通ずる小路數條あり、町の西を湯川流る、柳土堤は此町の末につゞき、西北より東南へ二十町許、斜に廻れる土堤なり、元祿中、洪水ありて鶴沼黒川の二流合し、人家許多を漂流せし故、同十六年の頃、此土堤を築て水災の防とす、高九尺許、上に柳樹を植う。〇會津史云、戊辰八月廿三日、西軍電馳風撃、一擧直にして若松を衝き、市民大に愕き、朝餐を喫するの暇なく、多く食器を並べたるまゝ、老を扶け子を携へ、西方の山野に遁る、而して數萬の市民、一時に七日町口、柳原町口、及び材木町口に出で、先を爭ひたるを以て、肩摩轂撃、混雜甚しく、殊に川原町橋（材木町口）、鳥橋（柳原町口）、柳橋（七日町口）の如きは、人を以て山を築き、仆るゝもの又起つ能はずして、死傷するもの無數、時に豪雨篠を束ねて下すが如く、鶴沼の濁流漲り流れ、此河原に集れる幾千の老幼婦女、皆爭ひて小舟に乘り、中流に至りて、人多く舟重くして、覆沒するもの幾回なりきと。

小黒川（柳橋） 若松市の西郊にて、下町の西、黒川以東の汎名とす。今は神指村の管内なれど、藩政の時は、町分と稱へ、市内なりき。越後街道にあたり、其黒川の架梁を柳橋(ヤナギ)といふ。

新記云、小黒川とは、下町の西にあり、地面東西十二町、南北二十四町、東は材木町分に交はり、北は高久組藤室村に連り、西は高久組坂下村に續く、民居凡て二百、其柳橋の側に住するを橋本と稱す、町場は、越後街道の北、藥師堂河原にあり、加藤氏就封のころまで、郭の南黒川の邊にありしが、後ここに移す、因て刑場は、藥師堂河原の東にあり、相傳ふ、寛永十二年、耶蘇の徒横井丹波、及び其族を捕へ、此地に刑す、此時、丹波が宅の壁中に隱れ居し伴天連を索出し、同く倒に埋るに、一七日を經て死しぬ、同頃、穢多町の側に、小屋を設て牢を作さず、多く數人の耶蘇となれる者を置き、風霜に曝して殺す、其後、彼死人を一穴に埋て、此塚を築けりと。〇會津史云、戊辰、八月廿五日、越後口出張の我衝鋒隊は、敵軍城下に逼ると聞きて馳せ還り、曉霧に乘じて、長州、大垣の備地を伺ふ、町野隊、結義隊、砲兵隊等未だ來會せず、西軍柳橋近傍に之を拒ぎ、我兵退きて高瀬村を保つ、此時女子三人あり、眉尖刀を横たへ、勇氣凜然、先鋒衝鋒隊に前後して西軍を衝きしが、飛丸に中りて斃れたり。

荒久田(アラクダ) 今、中前田、藤室(フヂムロ)、石堂、糠塚、中之町(ナカノマチ)、護摩堂(ゴマダウ)、平澤、中地(ナカヂ)等と相合せ、町北村(マチキタ)といふ。

其石堂、糠塚は、別に其目あり。

荒久田は、直に糠塚停車場の西北に界す、其西を中之町、藤室とし、下澤、中地は更に西北に隣りて、黒川の右邊に居る、若松より中地まで約一里。〇新記云、中地天滿宮、草創を知らず、修驗地藏院司る、天文十二年、此處の地頭、平塚丹波實恒と云もの、神前にて法樂をなし、千句の連歌を試むとあれば、其以前の鎭守なるべし、今、此村の肝煎、その時の連歌一卷を藏む。（中地）

高野(タカノ) 今、木流、鶴沼、渚木、森臺(モリダイ)、吉田、堺澤等を合せ、高野村といふ。荒久田の西北にして、若松を去ること一里半。河沼郡堂島村、笈川村と田畝相連り、西は黒川に至る。荒久田と共に、藩政の時には、高久組に屬せり。栗川(セセナギ)は、一に瀬川につくる、流澤(リウタク)の末なるが、一箕山の北を繞り、高野村の東北木流を過ぎ、笈川村へ入る。（せせなきの水名は、慶長十八年文書にも見ゆ）（栗川）

森臺(モリダイ) 今高野村の大字とす、又森代につくる

葦名家記云、天正九年三月十一日、盛隆羽黒へ御成りの節、笈川の住人、松本太郎、十六歳にて、謀反を企み、森代の地頭、栗村下野守とは、男色の知音なりければ、此人をかたらひ、同勢八百餘騎にて、まだ山の城を乘取けり

七年史云、戊辰、九月九日、米澤藩已に盟を變じ西軍に降る、其將士、大兵を以て會津の封境に入り、十二日、勸降書を、萱野權兵衛の、兵を擁して高久に在りけるに寄せて、會津公に呈せんことを求む、權兵衛、秋月悌次郎に其書を持たしめ、城中に入り君公に呈す、公曰く、汝等宜く之を計れと、悌次郎高田に赴き、佐川官兵衛を見て、又君公の意を達し、遂に十七日を以て、森臺村に行きて、米澤藩佐藤小左、甘糟備後と計り、土州兵につきて降伏を乞ふ

黒川(クロ) 俗に湯川ともいふ、即東山布引の嶺に發する湯本の溪澗の水にして、若松城の南を繞り、市街の西に出て、中郊の間を北に流れ、門田村、笈川村、河沼郡の界を爲し、栗川を容れ、遂に日橋川へ入る。湯本より日橋の合流に至る、凡四里、布引の遠源より凡十里と稱す。

新記云、黒川は、湯本村より水上は、巖峭絶壁の間を流れ、水清く石奇にして、別境に入るが如し、紅葉の頃遊觀するに宜し、此川もとは府の北を流る、應永二十六年に、水道變じて、今の地に移る、郡内東川、其故道なりとぞ。〇黒川城とは、若松城の舊名なるが、葦名氏之に居りて、會津諸下氏の雄宗たりしより、黒川の名著れ、城下の邑里に汎稱せられ、或は黒川郡といへり、寛文風土記、黒川郷二十四村と見き、其二十四村、東西各十二村云、未詳其處、今若松市裏地、荒澤村、其東村也 と云へど、漠然に失す。蓋、今の神指、門田、一箕、東山、町北等にあたる歟、されど、荒井の邊にも、西十二村の

傳説あれば、元鶴沼川宮川の西に限ることなかりしとも疑はるゝ。○若事雜考云、嘗者黒川者、本依郷名云、其縣六、七萬年、故跡、黒川府者門田莊也、此莊東十二村西十二村有之、故門傳十二村鄕號、其西十二村、荒井、小村、田村山、鶴泉、下荒井等也、東十二村、八角、高田備之者、下野在之、然當代、小高木等、亦可其戰、且傳東黒川、或黒川東論者在焉、然西十二村鄕、亦傳黒川乎、如此門傳大河水脈、有黒川名者、分明矣

依有要用、與州大會津郡、東十二村之内、八月之村、一分之地頭、神山善六之知行之田地之事、

合武段六百刈者、坪付、中島二百三十刈、細田三百七十刈

右件田地者、生秀爲重代相傳、于今無相違所領也、六百刈一分得分二貫四百文、以直錢十貫八百文、限永代、賣渡公方之諸御公事、所賣渡申實正也、自十五年内者、以一倍之結解、以二十一貫六百文、可買返申候、若於子孫之中、爲彼所違亂煩事候者、生秀之知行、無幾分可有御管領候、其時更々不可異義申也、仍爲後日、賣券之狀如件、

貞治二年癸卯十月二十五日　　三善生秀

幕内

今、城戸、高瀬、高久等と合して、神指村と改む。若松市河原町、村木町の西にして、鶴沼大川の東邊とす。相連なりて、深川、柳原の二部落ありて、柳原は一半割きて市内に入り、柳原町といふ、河原町の西に比隣す。

新記云、昔三浦義連東鑑中三浦前寄ともいふ此地に下向のとき、油幕を打て居りし處故、村名とせしと。昔は西の方十町計にあり、天文中の洪水に、居を移せしが、其後も數度の水災ありしかば、寛永十年、再び今の地に移りき、四方田圃にて、西は鶴沼川に近し、村中に淨寺あり、相傳ふ、義連初め假に此村に住せしが、後今の饒寺村の舊に徙住し、家臣仁科太郎光盛をして此に居らしめしに、光盛其主君の居にするを憚り、其宅を寺となして、同地に一宇を建立せしめ、佛恩山新城寺と號し、後今の字に移ひき、天文中の水災に、院宇漂亡せしを、慶長中、再興すと云事中寺也。

神指

今、神指村と云ひ、幕内、高久等をも合す、若松の西北一里、黒川と鶴沼川（大川）の間なる十部を占む、其内前、鶴沼川の邊に、上杉氏の營築せる城趾存す、城の東北を、越後街道通過し、高瀬といふ部落あり、（高瀬）又、城の東南を城戸、城の南を小見といふ、（蓮湖川は、門田村の野水の末なるが、若松の南西を過ぎ、城戸を貫ぬき、高瀬に至り黒川へ入る）

（城戸）新記云、往古、此邊の諸村を、天寧十二邑と稱す、武藤家の知行所なりし故、俗に武藤村ともいふ、慶長五年、上杉氏、神指村に城築しとき、其東門にあたれる故、今の村名城戸に改めりと、

香指城址

本城の制にて、東西約五町、南北約六町、方形を成し、其本丸は二丈許も隆起す、俗に如來堂といふ、是は、寛永中、鶴沼河岸の如來堂村、洪水に侵され、其民居を此に移ししに由る、

香指築城の事は、諸書に載せらるゝが、中にも、景勝年譜には、

慶長二年丁酉、三月廿四日、従越後、影勝公御打入、同五年庚子、此年、關東より、大法樣當方へ手むけ之由申來、其三月、若松を、かうさし村、その邊十三村をたやし、可有御普請由、被仰候て、當方之事は、中におよばず、他國の人足まで被候て、御ふしん被成候」

大法とは、徳川内府の内府をききひがめしなり。

萬書雜考云、慶長五年庚子、二月十日、上杉影勝、其老臣直江兼續に命し、位を神指に相し城を築く、六月朔日、大體成就す、其の廣さ、本丸、東西百歩南北百七步、壘根高さ六丈、高さ三丈六尺、東西北に門を開き、四方石を疊みて垣となし、之を環りて堀池なり、廣さ二十三歩、二の丸、東西二百六十歩南北二百九十步、壘根九丈、高さ二丈九尺、四方門を開き、之を環りて堀池なり、廣さ二十步なり、三月十八日より起工すと雖、其の大に勵役するもの、凡五月十日より、二十日間にして大體をなすと云ふ、寛永十二年、今の如來堂村、神指の郭内に移さる。

新記云、神指城趾は、上神指村の辰巳の方にあり、上杉景勝、慶長五年二月十日より、此地を經營せり、總奉行直江山城守、材木奉行滿願寺仙右衛門等、其事を任し、本丸は、三月十八日より六月朔日まで、日數七十二日の内に家中の人夫を以て之を築き、二の丸は、五月十日より六月朔日まで、日數二十日の内に、越後、佃道、米澤、及び會津四郡の人夫、十二萬餘の着到にて、草池の形、大略備れり、此時、慶山村の山中より、大石を切出し、人夫五萬にて、手練にして此に運送せり、然るに、景勝隱謀の聞え高く、徳川公、野州小山まで進軍ありしかば、其功を果さざりしと云ふ、今は田畠となれども、其廢構尚殘れり、本丸、東西一町四十間南北二町五十間、壘趾十間、高三丈五尺、周九町、四に堀あり、廣廿三間、東西北三方に口あり、四方に石垣もありしが、今は半崩れぬ、二丸、東西四町廿間南北四町五十間、壘趾七丈、高二丈五尺、周十六町十四間、堀廣二十間とす、相傳ふ、徳川公の馬を出されし頃までも、猶普請の最中にて、滿願寺仙右衛門、補色の手拭をもて鉢巻し、毎日馬上にて七日町を通り、普請の事を沙汰し、寄下の勿劇大かたならず、されば、土民等の言にも、會津退治に、家康が江戸迄來なされたとて、愛へ来なされたら、其儘おつころされなさるべいとて、女童迄まで騷ぐ氣色もなかりしとぞ、此頃のざれ言に、又、滿願寺仙右衛門殿の一はたらき、大八月かとを、笑しことあり、是は、初め景勝關東勢

を防ん爲め、人數を驅催して、此二十八日には、大働あるべしと云ふを言觸りて、二十ばたらき、大八日に候間、疑ない人は借てもおてやれ」と、いひ廻りける故なりと、民間に記せしものあれば、傳るままに、此に附す。

多具鄉（タグ）　和名抄、會津郡多具郷。（今、高久の地名の遺れるに據し、肥前小城郡、高來（タク）郷の古訓、多久なるに合考すべし。此には、初めタグなりしを、タク（高久）に訛り、又タカクとうつれる者とす。大略、今の神指、荒井、川南等にあたり、伴當郷の西北に隣れるごとし。

會津河沼郡高久村内、伊賀彌太郎跡、爲勳功賞、可令知行者、依國宣、執達如件、

建武二年十月一日　　右近將監清高奉

留守次郎兵衞尉殿　宗任（留守文書）

高久（タカク）　今、神指村に合すれど、神指の北西に隣り、越後路の小驛舍とす。藩政の時、高久組と云へるは、今の神指、町北、高野の三村にまたがる。北隣は、河沼郡勝常村也。

新記云、高久は、昔、今の地より丑の方六町許に在りしを、慶長十八年、此へ移る、府城より一里半餘、驛所にて、其西に鶴沼川あり、坂下驛へも一里半許、郷頭風間某の家に、文祿、慶長中の水帳あり、免目錄あり、高久の南を横沼と云ふ。

鶴沼川（ツルヌマ）　一名大川（オホ）と云ふ、二源あり、荒貝（アラカヒ）、檜澤（ヒサハ）の合流、之を大川（南山川）と云ひ、北に流れ、岩瀬郡津本の山中に發する鶴沼川と相合ひ、即、鶴沼川の名あり。已にして、南山の嶺中（南會津郡）を出で、本郡に入り來り、平野の間を貫流し、日橋川へ合流す。

（大川）（南山川）　南山川（ミナミヤマ）は、田島（荒貝、檜澤の合ふ處）より四里半にして鶴沼川と會ひ、又四里にして、元鶴沼川（モトツルヌマ）の一派を、西に分ち、又三里半にして、立川（河沼郡）に達し、日橋川へ歸す。

新記云、鶴沼川、天文五年、六月二十八日の洪水、此時、白鬚の老人、材木に乘て流去りし故、白髭水と云ふ、今に至るまで稱して洪水の年とす。此川、岩崎の麓より決して、北に流れて、今の水道となり、故道は塞りて陸となり、寛永の初め田圃を開く、此川瞰下の地を流れ、處處に岸下なき田地に迫り、然れとも水勢つよく、洪水の時、往々田圃を害する故、両岸に土堤を築き、多く柳を耕て水災に備ふ、河原廣く、七八町の間、平砂にして水道常なし、年魚（アユ）、鮭上る。[illegible]事蹟考云、鶴沼川、此水源、本源自河沼郡境羽取村鶴沼出、雖合諸水、自源頭直去者鶴沼下流也、故稱乎。直北流下、至于向羽黒東北岩崎崖下、西折直去者二里餘、直橋爪村東畔、導直北、西去與宮川及赤[illegible]川等合、下流至山崎、入舊橋川、是自關山縣界、至宿川界、大抵與會津南部界也、然今日、自岩崎西至橋詰村二里餘、堤防隆、（此間今高田、古河、新田云、寛永始開）下流大沸、北有鷺川及佐野村、入新橋川、其自岩崎至鷺川之間、呼大河、（此大河之分、寛永之頃、可謂黒川河）其自鶴沼下流中絶、却爲溺河、往自岩崎北崖下、去百步許、古鶴沼水脈也、自其西北去者否、蹟支流、去五六里至安田村東、與宮川合、自此合水下流者、又西鶴沼之水脈也、故自彼岩崎迄合水之地、五六里之支流、名鶴沼[illegible]水[illegible]用水耳、而鶴沼川之舊名失焉、是如上説、今自岩崎與鷺[illegible]其間二里餘、堤爲隆、中流絶矣、下流者又與宮川[illegible]、[illegible]爲二水、[illegible]流用水、自岩崎引支流、至安田村東、通[illegible]鶴沼下流、[illegible]謂鶴沼[illegible]耳、然非全舊水脈、是又寛永[illegible]亥決者焉、且自岩崎下者、堰爲今大川者、亦舊有水脈、[illegible]村邊、[illegible]方堀、然今佐野川、鷺川、亦其舊名、而鷺川與岩崎[illegible]、今大川云者、寛永之頃、黒川河云乎、[illegible]何者、[illegible]等略記曰、寛永廿六[illegible]亥七月、黒川河、自今須黒下、（今高羽黒）、抑切付鶴沼云、又高田[illegible]記曰、同丙午九月三日、洪水、黒川（此頃、赤澤田水[illegible]、有寒川邊乎、地今如斯、然則中于今鶴沼堰與宮川合水之當頭也、今赤[illegible]入鶴沼者、遂下流也）迄、田地損云、是異本同説、則岩崎邊之水脈、有黒川河名者明矣、是近于黒川市井故。

米塚（ヨネツカ）　今、上荒井、金堀、後家、大島、麻生、柏原等を合せて、川南村（カハミナミ）と改む。鶴沼川の西邊にして、若松市を去る西南一里半、本郷村の北に接す。

上米塚は、若松の西南郭、飯寺より、本郷に至る渡津の在る所とす、下米塚と相去る二十餘町、其間に小松、柏原、雨堂等の諸區あり。されば、上米塚は、もと小松の新田にや、古文書あり、上米塚につたへたり。上米塚の南なる羽黒山（本郷に屬す）の下に、宗頴（ソウエイ）町と字する一區あり、鶴沼川の分派は、宗頴町の南西を、宮川の方へ流る、一名思堀（オモヒ）といふ、灌漑最廣し。

（思堀）　今の川南、館之内、荒井の三村に、元鶴沼川の横流跡とて、諸所に傳說し、其沿革の始末は詳ならねど、古代氾濫衝決の狀を思ふに足る。

古書記云、宗頴町は、古名盛氏、本郷村の向羽黒山に城を築き、元龜元年、山の麓に町を開き、醫師備尾宗頴を置し故此名あり、東は鶴沼川に近し。

上荒井（カミアラヰ）　今、川南村の大字にて、本郷村の北に隣接す。昔は、鶴沼川、此邊を東より西へ流れ、今の宮川の筋を通りしとて、其河道跡のこる。近世、思堀と、養水にするも、其分派を改修せしならん。上荒井の屬に、御弓新田と云ふは、藩政の時、幸輔（足輕と稱す）を置かれし一莊なり。○新記云、上荒井村、昔吉兵衞は、蒲生氏の時より、肝煎を勤む、家に蒲生、上杉、加藤時代の水帳を藏む、又蒲生氏[illegible]、此狀を持傳ふ、

上荒井村肝煎[illegible]被申付候也、

高四百五拾七石、此内百五石永荒、殘る毛付三百五

拾二石に付壱反三つ七分成に相濟申候、氏郷様御代は、蒲生御代、當御代之やうに、御指出上申候、今度之給人衆は、百姓之女子御とり上被成候て、百五石之永荒をおしこみ、四百五拾七石に付て、五つ一分物成に相きられ申候、迷惑仕候、慶長七年に、御くらにてもみ出とり被成候時、殺は用所無之とて、六合すりに御用有之候へ、まし米を御とり被成候、迷惑仕候、（下略）

小松（コマツ）　今川南村の管内にて、中央にあたる、若松より高田への往來は、小松の北を通す。

大沼郡小松村に、新田當相立候、御代官給人共に構無之者、迎ひ欠落罷出、開作可仕候、并廿ヶ年以前に、致欠落候者、居住、人殺仕者之外は、御代官給人、構雖在之、罷出於令開作者、異義有間敷候、御年貢之儀、三年作取に被下候、御役儀、末代可被成御用捨候條、可存其意者候也、

寛永三年二月廿四日　外池信濃守

新記云、小松當徳寺、五輪石塔一基、境内にあり、共に高二尺三寸、其制近代のものにあらず、又村民の宅中に、一基の五輪あり、高二尺餘、これも古代の物と見ゆ、共に文字なし、土人相傳て、小松殿の墓と云ふ、本丸蹟、三十間四方、二丸蹟、二十八間四方、三丸蹟、東西二十六間南北十六間、延文の頃、小松彈正包家築けりと、土居堀回れり、小松の隣村を兩堂（リヤウダウ）といふ、昔この村中に、不動堂と太子堂あり、因て二堂村と云ふ、寛文中改て今の名とせり、其西堂寺跡は、不動堂の西にあり、昔、本尊太子の背に「延文二丁酉年、三月十日、檀主、小松在家住人、法心、妙圓二人也」と書付ありしと云ふが、延寶三年廢せり、舊事雜考に、西堂寺を寶藏院と記するは誤れり。（寛文風土記、二堂（フタツダウ）とあり、

中荒井（ナカアラヰ）　今、鷺林（サギバヤシ）、宮袋、今泉、寺堀、二日町、十二所、本多等と相合せ、館之内村と改む。川南の北にして、東は鶴沼川、西は宮川（元鶴沼川）に至る。藩政の時に、中荒井組と云ひ、隣近諸村を統べたり、若松の西一里餘。

新記云、中荒井の郡役所は村東にあり、奉行を置き民事を統制せしむ、南青木組飯寺村、高久組高久村、河沼郡坂下組坂下村、大沼郡高田組高田村の代官所これに隷す、御膳河原は、村より三町餘未の方にあり、昔は大なる河原なりしに、鶴沼川の水道變じて後、田圃を開き、今僅に殘れり、側に旗明神の舊跡もあり、佐原十郎左衞門尉義連、始て此國に下向の時、幕を打ち旗を立て、晝餉せし所と云傳ふ。

下荒井（シモアラヰ）　今、蟹川、眞渡（マワタ）、田村山、和泉、荒田、礫宮（ツブテノミヤ）等と相合せ、荒井村と改む。館之内（中荒井）の北にして、地形相似たり、北堺は河沼郡金上村に至る。

（荒田）

新記云、荒田（アラタ）（宮下（ミヤノシタ））の八幡宮に、古棟札あり、一は「應永十年癸未、宮主平守光、勸進豪仙、會津西十二村内、下荒田百姓、同心造之」云々、一は「天文廿四年乙卯、富田美作守藤原滋實、願者、日出山豐後守平實顯」など見ゆ。

（蟹川）

蓮華寺（レンゲジ）　眞言宗なり、開基の僧を仁範と云ふ、紀州の人にて、初め鎌倉雪下に住す、蘆名直盛の勸に依り、此地に來り、康曆元年に寺を建立、齡傾けども願心やまず、高野に至つて臨終を遂げんとて、旅裝を催し杖に扶けられて、蟹川（カニカハ）に至る、岸上に垂釣の翁有りて、いづくに往くと問ふ、範宿願を語れば、即、

高野山餘所にはあらじ下荒井三鈷の松の法の朝風、

と詠じて其行を留む、其の後何れの頃にか、水患を避け今の地に移れりと云ふ、（遺址、今蟹川村の境内に在り）昔は繁昌の寺院にて、塔頭も六坊あり、天正丑己の兵燹に從ひて、次第に衰へ、所々に移り、今猶此寺に隷するものあり、文祿中、十三世宥明が時、蒲生氏郷の命を受け、飯豐山を中興す、即此寺を以て別當とし、五十石の地を寄附す、境内觀音堂の鰐口、徑七寸、銘に曰く、

「越州、河内橋立、今熊野山、元弘三年癸酉、九月十五日、寶直」

五重塔跡は、村北二十間にあり、舊事雜考に、或記を引て、應安元年の供養せしと云へり、今南青木の惠倫寺に、此寶なりし東寧山寶壽禪寺の鐘あり、蓮華寺創建せざる以前、既に寺ありしと見ゆ、來由詳ならず、慶長十六年の地震に崩れしと云ひ、今田圃となり、其字を塔内と稱ふ、城跡は村北にあり、葦名氏の時、其臣富田氏（諱を失ふ）をして守らしめし所と。〔新風土記〕

奧州會津、大會津郡、下荒居村、東寧山寶壽禪寺、洪鐘一口、檀那、左金吾盛久、住持惠靜、大工景廣、

康安二年壬寅仲呂日

田村山（タムラヤマ）　今荒井村の管内とす。〔會津拾要抄云、下荒井の北半里、田村山村の丑寅の方、二町三十間に、大塚あり、高さ六尺、周り廿間餘、其東三十間餘に、横塚といふあり、高さ九尺、周り三十間餘、東西相並ぶ、天明中、大塚より管の如き青石數枚と、破鏡の片を堀出せり。

十二村郷之内、田村山之内、在家二間之所、妙法寺依御所望、代物七拾貫文、永代申合所也、於子々孫々、不可有相違、巨細猶富田美作守可申、仍爲後日之狀如件、

永正三年丙寅十一月十五日　盛高　盛滋

長江郷（ナガエ）　和名抄、會津郡長江郷。○今、大沼郡本郷村以南、北會津郡大戸村、南會津郡長江村等にわたることとし。即、作部、多具、二郷の南とす。長江は、中世庄名にもとなへ、南山へかけて呼ばれ、永

亨四年の金鼓銘に徴證せらるれど、初めは郷名なれば、大南山の麓田なる一地に限れざるならん、謂ふ所の本郷は、蓋、長江ノ根據なり、寛文風土記に、南山七郷を長江庄と云ふと通じたれば、近世の事なれど、長江の郷庄名は、織田に起り、後嶺中の山間にのみ遺れる者、昔事徴するに足る

本郷(ホンガウ)

今、本郷村と云ふ、大沼郡の管内なり、高田の西南三里、鶴沼川の西岸にして、南に山嶺を負へり。

會津陶器の産地にて、本郷焼の名世に聞ゆ。

南山通、御荷物おり候を、其地にておろし候儀、迷惑の由、聞召候、向後は、火玉迄、當町の旨申し候間に申付候間、可得其意者也、

十二月十九日　　岡半兵衛照重政 花押
町野左近 助繁 花押
本郷町肝煎中

本郷の南に接するを大八郷(オホハチガウ)村、元和の頃までは、長嶋村と云ひ、其後いつの頃にか、今の名とはなれり、元和六年、市場とす、いくほどなくて、市も止みしとぞ、其時蒲生氏より與へし文書あり、

大内まこふり、長嶋村、新宿に、市相立候、毎月四日、九日、十四日、十九日、廿四日、廿九日にまかり出、商買可仕者也、元和七年二月六日、　外池信濃　垂田左馬

新記云、本郷(ホンガウ)村は府城の西南に當り、行程三里、此に陶師の居所あり、家数七十七軒、此村も町と稱し、市場にて繁榮せし所なり、もと蒲生氏黒川の本城(今の若松なり)に移りしとき、商家も黒川へ移り、今府下の本郷町、六日町、三日町は此より移りしと云ふ、村の西端に一里塚あり、此村は昔より驛所たりしが、蒲生氏の時、此驛をやめ、府下より火玉(ホダマ)村(今の高田村)の驛に通ふべき旨ありてより、今に然り、此地製陶の由来を尋ぬるに、文禄二年、蒲生氏郷、城郭修理の時、瓦を造らしめんとて、播磨國より、石川久左衛門と云ふ者と、其外三人の瓦工を招き、南青木村小田村にて瓦を製せしむ、其色黒かりしが故に、黒瓦と名く、其後、上杉、蒲生、加藤氏の時に至ても、是これを作る、當家封に就て後、今て本村と小田村と、兩所にて造出さしむ、其頃、美濃國瀬戸の産、水野源左衛門、陶道長沼に在て、陶器を作りしに、正保二年、會津に來りしを、始めて月俸を與へ、此におき數品の陶器を製造せしむ、いくほどなく源左衛門死しければ、弟を招き相續せしむ、子孫今にあり、世世家に巴の形ある茶碗を家傳とす、其後陶工年を逐て續出し、本村の東寛きに屋をならべて集り住し、諸の陶器を造る、其製猶いまた精巧ならずといへとも、本郷焼とて、甚民用に便あり、又瓦は別に役所を設けて造らしむ、小田村にて燒ける黒瓦は、質脆く凍雪に堪へざるをもて、承應の頃よりあかき色の瓦を本焼にす、黒瓦に比すれば、堅固にて久しきに堪へ、凍雪に破れず。(産業事蹟云、會津本郷焼は、水野源左衛門を祖とし、子孫十餘世、今に連綿たり、而も、往時製する所の物は、其巧未見るに足らざりしも、寛政中に至り、窯民佐藤伊兵衛と云ふ者出で、深く心を青華磁器に委す、藩命を帯して關西九州に周遊し、力めて磁器の製法を學ぶ、歸りて別窯を開き、衆工に傳習す、藩主其功を嘉し、陶器の棟梁師を世襲せしむ、是を會津磁器の創始とす、爾後、其法漸く各地に傳播し、近時に至ては、製瓷を以て業とする者、窯主陶工を併せて、六百七十餘人の多きに及べりと云ふ。)

天保壬寅紀行云、火珠嶺頂、東北望會津村鎮、四山周匝、中間一境、地勢濶開、禾稲被野、所謂天府之國也、至本郷、始得坦路、多陶戸、頗巧、凡山中之俗、人馬同牢、婦人服布裙著野袴、濶歩而行、與男子異者、布裙面頸不綱而已、其男子縫合兩幅白布、長四尺、中挾首尺許、貫首於其中、以蔽背脊、馬多屯、連系至十數匹、酒肴甜、客舎、貫以碗以爲、盛之器具、八碗皿升也、其香帯乳臭云。

向黒羽山(ムカヒハグロ)

一名岩崎(イハサキ)とも云ひ、本郷村の東、鶴沼川の岸上に聳ゆ、昔名今羽黒といへり。

(今羽黒)
(岩崎)

新記云、宗像神社は本郷の東十四町許、向羽黒山の半腹にあり、勧請年久遠にして、縁起なりしことを傳へず、社頭にありしをこゝにうつせしを、寛文中再建す、永禄の頃、葦名氏、此山上に城築せしとき、出もあり、此社ある故、俗に羽黒山と稱す、又齋藤何某あり、東は鶴沼川の流に臨むにかへ、巖崎山とも、岩天山とも稱すれども、實は向羽黒山の支峯なり、本社は岩上にあり、山腰を背て此に至る、三面に闌干を設く、首を囲せば、北に平野ひらけ、東南は鶴沼の長流山下を流り、府城及び所々の村落、みな眼下一望の中にあり、山中樹木多く、又松樹鬱蒼として清風の響絶ることなく、閑寂賞するに堪たり、其外四時の美景、其意態のうるはしきこと、誠に限なきまたり、されば、騒人墨客しに風物を賞觀し、城跡を尋て懐古の情を催さゞるもの無し、今羽黒神社は、北の小峯にあり、石階を登ること百七十餘級、登眺の佳、賞すべし、昔は、此山の頂上に鎮座ありしに、永禄四年、葦名氏城築の時、今の地に移し、其數[illegible]からざりしに、天正十七年、葦名氏亡て後、城も廃毀せり、近世、村民力を協せて修に再興す、[illegible]十一年の記に、塔寺村八幡宮長帳に因り、今羽黒[illegible]と書し、緒上に、今羽黒は岩崎向羽黒なるべしとあり、東山湯本村の羽黒山と相向へるをもて、向羽黒山と名く、葦名修理大夫盛氏、其子盛興に家を讓り、永禄四年、向羽黒山の事を始め、數年の後、城築の功成て、此に隠居し、止々齋と號せしと云、天正三年六月、[illegible]卒せしかば、盛氏再び黒川に歸住し、此城[illegible]せり、[illegible]、往々石垣の

跡存し、舊礎も猶遺れり、又山の北麓より、木葉石を出す、石理木葉のごとし、わりて見れば、中にも同紋あり、硯に作るべし、東の中腹に巖あり、七千夜叉佛と稱す、其面に佛體ありて、石理のごとく、時として見るものありと、北麓を北原と云ふ、東西六町南北三町餘の芝原なり、蘆名氏此山に城築し時は、士屋敷商家などありしと、今は追鳥狩場とし、隔年に家士を會し、騎歩の隊列を分ち、山鳥の類を追取らしむ、此所、南は山に倚り、北は平野に向ひ、東西は青山繁陰し、鶴沼川の流に近く、境地頗佳なり。

岩崎新町立阿、其昔謂可申候、尚目か見可給候、雁一道候、萬歲萬歲、

十月四日　　現住　　止々齋

塔寺長帳、寛永二十六年己亥九月、黑河の川、今羽黑下より打切て、つるまへへしく也（舊事雜考云、寛永中、黑川自今羽黑下押打、付鶴沼云々

小谷

今、大石、穂谷沢、馬越と相併せ、川路村といふ、

本郷の南にして、鶴沼川の西岸なる山村にして、南山山峽の口にあたる大石に、馬頭觀音堂あり、小谷に天園山あり。新記云、小谷溫泉は、鶴沼川の西岸に湧出す、湯治する者、自ら砂を掘て浴す、洪水には川中となり、浴すべからず、溫湯にて味酸し、眼病者も浴す、本郷より二里をへだつ。鑛泉志云、小谷村、鹽類泉、攝氏三十八度、川岸砂礫の間より湧出す。

氷玉峠

本郷の南、南山（南會津郡）への街路にあたり、一名大内峠といふ。南へ下れば、大内村なればなり、若松を去る四里半　今、峠の北、福永に至るまでの部落、橡澤、關山、小松、八重松、旧鎮崎等を合せ、氷玉岡村と云ふ

新記云、關山村は、もと福永村の端村にて、民居處々に

（火玉）　（永福）

ありしを、寛永十六年、此所に驛所として、正保三年、隣せて別村とす、福永峠、一名關山峠、後に大内峠と云ひ、九折して登ること二十四町計、是を越て大内村に行く、昔は火玉峠と云ひ、加藤氏の時、今の名に改めき、此時、火玉村なるも福永村と改らる、火玉川は、源を福永峠の諸溪より發し、北流して濁川と稱し、鶴沼の故道に合す、福永村（本郷より半里關山へ半里）の中に、藤巻神社あり、古木蓊蔚せり、本社の東北にある銀杏樹、殊にものふりて見ゆ、其下に周十三間餘の神池を鑿せり、此池の側に高九尺餘、周二十八間の岩あり、其形狀最奇峻にして、苔むせり、昔、藤巻社繁榮のとき、此所に三重の塔あり、舊事雜考、天正六年の記に「七月廿一日、聖護院宮廻國のとき、修驗道の徒、火玉塔の前に祖餞す」とあり、然らば、此頃までも塔ありしと見ゆ。同書又云、團子石山は、福永より辰の方六町にあり、頂上まで二町、圓なる石多く出る故名けり、又石英を産す、白旗山は、村より巳の方七町にあり、高五十間許、昔戰爭のとき、旗を建し所なりと、此戰いづれの時か傳へず、塔寺長帳に、永正八年、南山の勢、火玉へ働して、盡く討れしよし見ゆ、永正の頃、南山を領せしかば、長沼盛秀なれば、會津を襲んとて、兵をこゝに出せしを、討敗りしと見ゆ。維新史料云、八月晦日、倉谷、松山之一戰に、賊徒敗北、大内峠（一名、火玉峠と云ふ）之要害に引揚候に付、官軍一同進て大内村に宿陣仕候處、翌九月朔日、大内峠の賊徒、官軍宿陣へ襲來、一同繰出し、烈く戰爭に及ひ、賊兵敗走、大内峠へ引退き候に付、續て進擊仕候處、賊兵不殘峠を逃下り、關山村へ引退き候に付、大内峠へ宿陣仕候、翌二日、進軍、未明より繰出し、賊陣關山村へ押寄、砲戰に及候處、賊徒同村自燒敗走仕候得共、左右皆山にて、地利に不案内の儀に付、再大内峠へ引揚宿陣仕候、九月四日、關山より繰出し、途中に於て及戰爭、敵陣乘取、續て進擊、會城より半道手前、本郷と申處迄押詰候處、賊兵大敗、川を渡て敗亂候に付、同所へ宿陣仕候。

橋爪

今、丸山、新堀、鐵田、領家、沖館、富岡、中川、西勝、竹原等を分せて、藤川村と改む。本郷の西に隣り、高田の南半里、藩政の時、橋爪組と云へるは、本郷より氷玉峠に至る諸村を管轄したり。

奉寄進、奥州會津、大沼郡之内、橋爪村高藏寺、觀音堂、同堂職免事、

右於彼堂、堂職免者、依有志、門田賃相寺、所奉寄附也、爲且神母且亡父菩提、雖爲末代、敢不可有子細、仍寄附之狀如件、

寛安四年卯月九日　　兵部少輔盛代

奉寄進、會津賃相寺、陸奥國會津、大沼郡、中河村内、正智坊在家一宇事、

右所者、盛親當知行、無相違地也、然爲亡妹聖妙大姉、並聖心禪尼之菩提、奉寄進賃相寺處實正也、若號盛親子孫、成違亂妨者、永可爲不孝之仁、仍爲後日、寄進狀如件、

應安四年九月五日　　刑部太輔盛親

（中川）　（富岡）

今、橋爪に、藥師寺あれど、高藏寺なり。又、中川の正智坊、地に考ふべからず　塔寺長帳に、應永二十一年、富岡侍從阿闍梨と云ふ記僧の名見ゆ。○新記云、陸奥州會津、大沼郡、富岡村妙福寺、觀世音御寶前、鰐口、應永三十三年、丙午夏、願主、本願聖人重範、光成、別當舜成。

按、舊事雜考に、享德三年、三月十六日、黑川兵園於松本典厩及橋爪之舘、其將松本筑前守也、共勵戰時、白河小峰兵、共助來、解城、典厩潜走入日光山、橋爪氏亦欲走野州、至南山、途中逢于出羽守兵、而戰死、子三郎亦自殺矣、從者芳賀將監、無比奮戰、自殺矣。〔塔寺長帳〕

竹原（タケハラ） 今藤川村の管内とす。○新記云、竹原村、大沼神社に、大沼とて、七間四方計の沼あり、郡名の從て起る所にて、昔は大なる沼なりしと云ふ、今は小池となれども、旱歳にも涸れず、今泉寺、昔は代々大沼明神の別當職を勤しとぞ。

領家（リヤウケ） 今藤川村の管内とす。 寺舊記、建長元年、釋常延、建於大沼郡領家邑常樂寺、延者湛惠之資也、寶永祿之頃、附從有三十貫云、阿彌陀、觀音、地藏、太子、十王堂等之遺址、今存也、且、鰐口銘曰、大永三癸未年、二月十五日云。

寺入（テライリ） 今、長岡館、池端（イケノハタ）、杉原、無量（ムリヤウ）、市野、箕作（ミツクリ）等と相合せ、旭村と改む。橋爪組の西南、永井野の南にして、昔東尾岐組の中とす。市野（イチノ）川は、南山に發し、橋爪の方へ流れ、末は氷玉川に入る、高田の南一里半。新記云、寺入村の小名に、道地堂（ミヤウチタウ）あり、又、檜木澤（ヒノキ）と云ふ所は、元文、寶延中に、銀を採りし山とぞ、市野（イチノ）は、寺入の南にて、橋爪、藤田の方より、市野の溪を窮め、南會津郡大内への捷徑あり、氷玉峠の西に昇べる間道なり。

（市野）

大沼郡道地堂、朱土見立、掘上金之事、
一 金五兩者　壹分判
右朱土鉉に付次第、急度注進可致候、若隱掘仕候者、曲事に可申者也、
寛永八年六月廿一日　守岡主馬佐一長
伊勢之五郎左衛門へ（舊古文書）

長岡（ナガヲカ） 今、池村の大字にて、長岡館ともいふ。 舊事雜考、
蘆名修理大夫盛政（盛貞義安云）、寄附十輪寺牒目、
寄進、河沼郡藤倉村內、淺野權現、大沼郡長岡村內、金俣所、門田中荒井內、三所寄事、
右、願通寺令寄補所也、守先例、可被致沙汰狀、如件、
應永十八年十月十一日　沙彌

東尾岐（ヒカシヲマタ） 今、東尾岐村といふ、即、市野の西なる尾岐川、小屋川の溪中にして、高田を去る凡二里。藩政の時、東尾岐組といへるは、今の旭村をもすへたり。新記云、東尾岐の奥、神籠嶽（カウロウ）の峰の尾は、引わかれて三となり、東の谷を尾岐川流れ、西の谷を小屋（コヤ）川流る、二十餘區の民居、田圃、溪に傍て三箇所に開く、一水とも宮川に入る、神籠嶽の峠を、嶺方と號し、絶頂を烏帽子と名つく。

（神籠嶽）

尾岐（ヲマタ） 今、尾岐村といふ、即、東尾岐の西なる、宮川の溪灣、南北四里半の山谷を占む。藩政の時は、冑組（カブト）と稱せし山村なり。冑なまず、近年、西本と改稱したることあり、尾岐を、又、小俣にも作れり、太平記に、會津に小俣の一族ありと云ふは、高田の城址に合考すべし。

（小俣）

冑　小野谷に、西に博士山、明神嶽並ひ秀で、東北の中に宮川流れ、西南に翠巒層出し、水田少く、只東北の口のみ、堂下の地に多、僅かに坦夷なり、其松岸（マツノキシ）村は、仁王村に隣りて、手兒神社あり、高田村伊佐須美明神と同し、同神嶽より勸請せりといふ、古木繁茂して、もの古びたり、額一枚を藏む、長一尺六寸、表に大宮山に叢書して、手兒大明神と草書に記し、裏に一矢素盞嗚牛頭天王、天文廿、辛亥、冬十二月、權少僧都智鏡」と彫付あり、今仁王寺は、藥師の像を安す、古文書あり、左に錄す、即蘆名盛舜判なり、

（松岸）　（仁王）

（花押）右、大沼の内、おまたの村、仁王寺門前、家
立の事、備むるに、大まはり之分、藥師へ御立願所なり、別て抽精誠、寺家に可致、
天文三年甲午七月日

（冑）

冑（カブト）村、もと安太村と云へり、寛永四年に今の名に改む、府城の西南に當り、行程四里、天正十八年、伊達政宗、會津郡梁取村へ糧米を運びし時の文書なりとて、舊事雜考に載す、其文如左、

依物八十尚、無相違可相通者也、如件、
二月二十八日　政宗
小俣通

大岩觀音堂、鰐口、徑九寸九分「奉施鑄杖山觀音御寶前、願主、永享十年戊午、六月一日、大勸進聖賢重、大檀那比丘尼、大工」と彫付あり、仁王寺其司なり。

博士山（ハカセ） 尾岐村の奥にして、宮川の源なり、神籠山の西にあたり、明神嶽の南に連脉す、標高一千四百七十餘米突と稱す。

（明神嶽）

新記云、明神嶽（ミヤウジンガタケ）は、尾岐谷冑村の西にあり、一說に、もと伊佐須美明神の鎮座ありし處にて、今猶東の頂の平坦なるは、其跡なりとぞ、博士（ハカセ）山は、其南方にそびえ、頂まで三里、山勢高大にて、其脉支分して數山となる、博士川これに出づ、山中に怪岩多あり、地藏岩、高十丈計、天狗岩、二十丈計、高岩、高五十丈計、此山の南の方を越て、金山郷畜村に通るを、博士峠と云ふ。

永井野（ナガヰノ） 今、永井野村といふ、高田の南に隣り、東西尾岐谷の口にして、尾岐郷内と稱したり。藩政の時、尾岐組より分ち、永井野組を立てられたり（今は、尾岐組の松岸（マツノキシ）なども、永井野に合す、七戸原（シャウコ）、松澤、荻窪等の大字あり。

松澤寺、寺領うち、門前八人の手作、三貫文の所、さきわけ山屋敷差添付置候、永代不可有相違者也、仍證文如件、
天正十八年庚寅四月十四日　政宗（判）

（松澤）

新記云、永井野は、尾岐谷の山麓にあり、宮川、赤澤川、田地に灌ぐ故、旱魃の患少く、五穀薪柴乏しからず、尾岐郷と稱す、松澤寺は、曹洞宗なり、永享中、肅芳と云ふ僧創建し、第二世大燕、第三世三室が時までは、松本圖書助、同貫輔（此人名詳ならず、伊豆貫輔と云ふを圖書が父とし、又、此父子當寺を建立せしと）寺領を寄附したりと、永井野の西なる船岡の屋敷は、四

面土居隍の形存りて、六十間計あり、外部の迹北に廻れり、此館、即松本氏代々の居所なり、其先は信州の松本氏にて、葦名家の臣たりしより、禮遇他に異に、四天宿老の第一と稱せり、(塔寺長帳に、天將、古文書、往々天正など作る者あり)三年、松本圖書助、安積郡にて討死せし由見ゆ、其子太郎、同十三年、生年十六歲にて、聊恨の子細ありて、葦名家を亂さんと企て、其頃男色の知音なる、岡沼郡笈川村の地頭、栗村下總を語ひ、葦名盛隆、城東羽黑山にて舞樂の遊覽ありし隙を伺ひ、松本と栗村、八百餘人を引率し、黑川の館へ打入しが、事成らずして、共に討ると云へり。

御寺領之內、依有闕所、少々家風中に宛行之候、彼者共事も、衆徒中被勤候寺役に、不可相替候、若於有相違背之族者、審愚所江可承候、急度可申斷候、仍爲後日、一行如件、

元龜元年庚午十二月十六日　松本圖書助氏輔（花押）

法用寺　御同宿中

會津史云、戊辰、九月、東軍の數隊は、高田を本據となし、遙に若松城と相呼應し、南は小山、松岸（マツンキシ）等に堡壘を築きて、淸老山、曾村等の西軍と相對持し、北は赤留村に胸壁を築きて、八木澤、及び雀林、逆瀬川等の西軍に備へ、守備を嚴にして相持つ、已にして、八十里越口の西軍、淸老山、曾村の二方より現出す、十六日、八十里越口の西軍、仁王寺村より永井野に迫らんとの報あり、時に、佐川官兵衛、永井野に陣し、長岡隊能勢三左衛門、來りて佐川隊に應援せり、水戶の市川隊等は、其西軍に、水戶天狗組の一隊あるを偵知し、必之と雌雄を決せんと欲し、奔走最力む、初め、市川、朝比奈等、永井野の戰、官軍の死傷中に、天狗組の印あるを見發し、以爲らく、今や故國に兵寡なきは必然なるべし、密に水戶城を襲ひ、者共を擁し積年の恨を報せんと、長岡兵を吾川にて從と爲す、十八日、高田敗戰の後、決意疾走し、廿一日、共に下野那須郡に出て、胍戸に於て大田原兵と激戰し、進みて馬頭村に至り、廿八日、遂に水戶城に迫る、市川隊本道より、長岡諸兵、朝比奈隊と共に間道より進む、水戶城兵支へず、市川隊城に入り火を弘道館に放つ、十月二日、市川、朝比奈等城を保つ能はず、皆散亡す。

蛇食（ジャハミ）

今、永井野村の管內なれど、西南に離れ、岡寺嶽の下に在りて、其溪流は北に流れ、二俣川と云ひ、三里許にして、宮川へ歸す。○新記云、蛇食村は、昔二十町東の山間にあり、慶長十六年、地震にて山崩れ地埋れしにより、今の地に移すと云へり、府城の西南に當り、行程四里二十六町、境內極めて幽僻にして、岡寺嶽の北の半腹なれば、嵐氣常に甚しく、種殖の利最少し、炭焼薪を賣て生計の助とす、此村雪深く、冬春の際、往々人の往來絶ゆ。

屋代鄕（ヤシロ）

和名抄、會津郡屋代鄕。○今、大沼郡高田、南北の地にして、(永井野、尾岐、赤澤、藤川、鶴野邊、新田など)元鶴沼川の左邊の村里を總めしならん、即、伊佐須美大社の在るが故に、屋代の名を負へる者とす。其東南は長江鄕に接し、北界は大江鄕に至る。

高田（タカダ）

今高田町と云ひ、人口三千、大沼郡の治所とす、若松の西二里半。宮川を東に帶び、西南は近く山峰羅列す。會津第一の名祠、伊佐須美神社在り、宮川の名も之に因る。

若松之諸商人、高田市へ被入不申候儀、迷惑に存、商人之さばきに御座候とて、我等方へ申聞候、就は我等支配之內、商人衆、問屋中へも、高田市之出入、相澄不申候間は、高田衆にうりかひ仕申間敷候由、申越候事、

高田村吉原方より、使者兩人越申され、坂下に買置鹽留申由、承申候間、右出入對買仕申候へ共、承よせ可被申候由、使へ申渡候、自然さといし候はゞ、我等之者を、坂下へさしそへ可申と申候事、

右之通[illegible]申付候間、如前に被仰付可被下候、以上、

元和四年霜月八日　高田孫八郎正次（判）

吉田數馬樣

町野長門守樣　御中

新記云、高田村は、近村よりも形勢稍高き故名けしとぞ、府城の西南に當り、行程二里十二町、毎月六度の市をたて、炭薪を交易し、又、越後國より下野國に通る驛所なり、坂下より三里、市野へ二里。○續國史畧云、八月七日、若松城中議、欲潜兵南出邀官軍、資其樵伏以決戰、佐川率諸隊、出宿小鹽村、十日、進至田島、十一日、佐川等或懸甲間行、襲白川城據之、遣使仙臺、賴榎本等力、大擧反戰、時城中補將書、十[illegible]日、遣使促佐川、開糧道、而我戍高田村者、亦告急、佐川分兵、留二隊、自至高田、使人四出發糧、欲破圍以納糧、會城陷、不果、(維新史料云、官軍尾[illegible]に在り、進みて高田に向ふ、雀林村に至る、賊村口より發砲、即兵を進め擊て之を走らす、又進て寺崎村に至る、賊砲壘に乘じ亂射す、我兵奮鬪、胸壁二所を奪ふ、賊乃奔潰す、於是、直に兵を高田に進む、諸藩の兵皆會し、勢を合し奮く攻む、賊邑を燒き走る、九月十八日なり。)

高田城址（タカダ）

新記云、高田館跡は、村西にあり、一町四方、四面に土居隍の形殘れり、中は菜園となる、塔寺長帳に、文明十一年、五月廿七日、高田館落ち、戰死の者ありしよしを載す(古事雜考に、文明十二年の事とす)如何なる人にして、誰人の爲に滅されしにか、詳ならず、土人の口碑には、葦名盛高、高田氏を襲ひ、これを滅せりと云ひ、太平記に、葦名、二階堂、小俣とあり、古事雜考に、葦名は會津、二階堂は磐瀨のことなれば、此地小俣に近

きゆゑ、高田氏は、小俣氏の事なるべしとあり、小俣、今は尾岐に作る。○伊達氏勤王事歴云、塔寺長帳は、古記錄なるが、紙背に、往々書き入れあり、其最末の裏に見ゆる文字、左の如し、

應永九壬午年、正月晦、高田の宮殿謀叛起、次年の正月晦日卯刻、自害す、

高田といふは、今、若松の西に、高田といふ町ある、それならむか、當時、此邊に潜伏して居させし皇胤ありしと見ゆ、應永九年は、伊達大膳大夫政宗君が、伊達郡赤舘に據て、鎌倉勢の圍みを受けし時なるが、南山巡狩錄にも、此擧兵の、高田宮と同時なりしことを記し、南山史には、宮と伊達氏と謀らせ給ふ所ありて、兵を擧られしなり、と考へたり、

伊達大膳大夫入道圓孝、蘆名次郎左衛門尉滿盛等、隱謀企依露顯、已逃下之上者、不日所可被加退治也、早可致忠節、於恩賞者、依功可有御計之狀、如件、

應永七年三月八日　（花押）（滿貞）

結城參河七郎殿〔白河文書〕

圓孝は、政宗君の法名なり、蘆名滿盛は、白河古事考、「四家合考の蘆名系に、滿盛なし、年代を以て考ふれば、鎌倉氏滿より、滿の字を賜はりし人なるべし」とあり、修理大夫盛政と同人なるべし、

南山巡狩錄、附錄曰、應永九年三月、鎌倉より、氏滿の舍弟滿貞と申を、奧州の管領となし、篠川城に居らしむ、よりて、人、篠川殿と號す、爰に、元の宮方伊達大膳大夫政宗は、かねておもふ所ありしかば、篠川の命にしたがはず、さらば、まづ、かれを攻めよとて、上杉右衛門佐入道禪秀、大將の命を蒙りて、政宗と合戰に及ぶ、〔鎌倉大草紙〕四月晦日、陸奧國に於て、高田の宮、兵を起し給ふ、〔塔寺長帳〕九月五日、伊達政宗、力盡て、上杉が手に降參す、〔鎌倉大草紙〕十年正月晦日、高田の宮、さきに、陸奧國に於て兵を起し給ふといへとも、終に敗軍に及びしかば、宮も御自害なし給へり、〔塔寺長帳〕○南山史皇胤傳曰、高田宮、不審其屬、以應永九年四月、起兵陸奧、至十年正月、軍敗自殺、然時、足利滿兼、以其弟滿貞、管轄陸奧、治篠川城、國人伊達政宗、以父祖以來屬南延、不樂從滿貞命、起兵自拒、滿兼遣上杉氏憲攻之、政宗邀擊走之、至明年九月、力竭終降、蓋、政宗之兵、乃應高田宮而起者、史傳不詳、以爲各自擧兵、誤矣。

又、南山巡狩錄、與國四年七月の條に「陸奧國會津にて、高倉宮の御墓といへるものを、近年尋ね出したり、其實は、高倉宮にあらず、若しくは、南朝の宮々の墓ならむか、いづれにも、東國に下向ありて、其傳を失へる宮々に、多くありと覺ゆ」とあり、此御墓といふもの、同書に、文化六年の自序あれば、尋ね出でし年代は、推し量らるれど、會津とのみにて、今、其所在を知り難し。

按、高田宮の事は、俗傳、今も高倉宮とて、雜說の絕えざるに合考すべし。又、塔寺長帳「享德二年三月、てんきう、はしつめ殿の方へ、御內方、松下筑前、丹後との迄押寄、てんきう方打負、高田の館へ逃入給、白川殿、小峰殿、數萬騎の軍勢、城落けり、てんきう日光山に落入給」と云へるは、橋爪の條に合考すべし。

塔寺長帳云、文明十一年正月、高田落城候、上總守下野守左馬介殿、四郞殿打死、黑川之さいかち安藝殿、御生害召れ候。○野史云、蘆名盛高、起兵從高田、而不克、是時高田家人與黑川士鹽田某嬖童狎暱、使童誘高田家人某、某諾曰、我主好漁、每適逍遙宮川、襲不意、事可成也、遂從其言、終殺小俣宮內少輔、拔其城矣、文明十二年正月二十七日也。

伊佐須美（イサスミ）神社　今、高田横町の東に在りて、國幣中社に班せらる。俗に、陸奧國の二宮と云ひ、會津四郡の大祀とす、祭神不詳。

新記云、伊佐須美神社は、延喜式、會津郡の部に載せられ、名神大社と注せらる、仁明紀、承和十年、奉授陸奧國伊佐須美神、從五位下」とあるも是なり、天正の頃までは、高田、長尾二箇村にて、三百貫文の社領ありしを、同己丑、伊達氏の亂に、これをも失へり、豐太閤の命にて、往古より御正作田と稱する所の地七段、安堵せしめらる、其後、肥後守正之封を受て、此神の祀典にのり、破壞の體重なるを歎め、三十石の地を寄附し、殿屋をば宮の修造とす、天明三年癸卯、又災に罹り、中殿門廊共に焼燬す、今の社は、其後造營せらる、社前の鐵華表、今は折れて、長七尺有餘、周六尺五寸計の遺の柱二殘れり、柱に各佛像一軀を鐫刻し、長各一丈有餘、舊事雜考に、明應元年十月、長峯[illegible]建とありしと、又民間の口傳には、鐵の燈籠の地せしなりと、何れか是なるを知らず、ここに、砂山（サヤマ）祭として、古風の祭あり、鹽土翁を祭るにより、鹽土祭とも云ふ、玉垣の內、東北の隅に、二の砂山を築き、一の砂山に幣帛を建て、種々の備物をし、神職一人、烏兜を冠り、朱塗の假面をきて鎗を取り、一の砂山に進む、禰宜一人、又烏兜に黑塗の假面をきて、八角に削れる三本の杭を、砂山に建つ、神職槌にてこれを打つ時に、神秘の呪文あり、此時樂人鼓吹、拍子を調へて、神樂歌を奏す、神輿、方二尺二寸、高七寸、金銀の裝具にて、蓋に紋あり、左三巴、三引兩なり、大永六年丙戌、八月吉日、大日那平盛安、同盛常」と銘あり、扁額、掛幅一軸、天文二十年賜ふ所と、表に「奧州二宮、正一位伊佐須美大明神」背に「依勅定、天文廿年記書之」とあり、年代記、掛幅一軸、廣二尺、長四尺、絹に縦横の系ありて、人皇の初より、文龜、永正の頃までの編年にして、大事を記せり、其中に音樂、彌勒など云ふ年號あり、紫銅香爐、一口「文安五年、五月三日、源行吉」と

いふ銘あり、御正體、圓鏡二面、共に天明三年の火災に焼亡し、今は其模なり、一面は鹽竈明神、徑四尺「建武四年丁丑八月廿六日」といふ銘あり一面は八幡宮、徑一尺、其銘如左、

貞和二年丙戌八月一日、檢校　鬼兵久光、神主渡邊五郎源長、子息彦五左吉、藤原氏女、大工阿彌、右意趣者、爲末代、奉造立之處、

神職渡邊氏、其先渡邊五郎光房は、内舎人渡邊綱が八世の裔にて、鳥羽院北面の侍なり、光房が次男、大和惟治、當國に來り、其孫長門頼綱、建曆の頃、此社の禰宜となる、六世の孫を近江長と云ひ、初め五郎と稱す、此時神職五員の内に入る、本宮八幡御正體に、渡邊五郎源長とあるは、此近江が事なり、近江が八世の孫、大藏大輔則綱、始て長官に任ず、昔は神主宮司檢校より已下、三十三員の神職ありしと、神宮寺もありしと、今長官の外に、十三員の神職あり　○伊佐須美の神に就ては、寛文風土記に、

明神嶽、此神始現之地也、欽明御宇、移此、古來神殿有伊弉諾伊弉册尊立像一、木刻二尊、人身鳥首、長嘴尖耳、兩頭相交、以手合抱、長四寸八分、御正躰銘曰、奥州二宮、正一位伊佐須美大明神、大同四年所鑄、

とあるは疑ふべし、殊に、其木像と云ふもの、怪醜極まれり、中世の附會假托に成るや必せり、本朝の古俗、かゝる木像ありしことなければなり。或は說いて、男女交接の形狀にして、佛法、天部に此種の者(歡喜天の如き)ありといふ。されば、中世本社の社名、伊佐と云ふに附會して、熊野(紀州)の那智(ナチ)權現、結神(ムスブヤスミ)と同神と爲し、伊弉册尊に援引したる歟。若松の八角神社は、伊佐須美の別宮なりと確信せらるゝが、彼八角宮にも、熊野神を祭るは、宜く合考すべし　而も、是れ皆、中世以降の附會に出でし者のみ、近時、或は大彦命を祭ると主張するものあれど、明解なし。東北諸國に、古四王(コシワ)、または五社(ゴシヤ)王子と稱へて、古志公(コシノキミ)の祠(大彦命)を祭るは、其語言の上にても、證明せらるゝと雖、伊佐須美の社號、及び祭神の疑問は、未之を審にするを得ず。

(高田文珠堂)

新記又云、文珠堂は、伊佐須美神社の北にありて、昔は本社の奥院本地佛とす、一說、曆應二年の創造とか、昔は運慶作の文珠を安んじ、獅子座に乘り、長二尺九寸の木像なりしに、天海の誕生祈りし靈驗の佛なりとて、元祿十三年、大明法親王の教に因て、東叡山吉祥閣に遷し、別に法親王開眼の文珠の木像を下し賜ひしが、天明三年の火災に燒けたり、鐘一口あり、徑二尺一寸、近年響あししとて、寶曆、享和二度の手入あり、古銘を彫れり、文字磨滅せるものあり、其文如左、

奥州會津、大沼郡高田、伊佐須美大明神、社內之鐘、奥之院、大旦那平盛高、同平盛安、本願權少僧都智境、別當清龍寺　、同旦越　新右衛門尉、源左衛門尉、諸旦那等、法音結緣、大工掃部助宗次、

永正第十四天丁丑、卯月十九日、

(清龍寺)

別當清龍寺(シャウリウ)は、本堂の内にて、曆應二年、智圓法師開基とす、近世は伊佐須美社と離れ、龍興寺の末寺となさる、又、淨家法音寺の本尊彌陀の銅像、背後に、奉鑄、金銅善光寺阿彌陀如來、右志、爲父母二親、并當願藤原氏、乃至法界平等利益也、建治貳年丙子、二月時正初番一と彫附あり、長一尺六寸、是も、大黑天像と共に、寛文中、伊佐須美神社の境内より移す、神宮寺は寛文中に退轉す。

龍興寺(リウコウ)　新記云、龍興寺は、高田にあり、道樹山と號す、嘉祥年中の建立にて、慈覺の開基なり、應安の頃、堂宇頽破しければ、惠雲と云ふ僧中興せり、惠雲より十二世の法孫、舜幸が時、天海これに師とし事へ、永祿三年、此寺にて得度せりとぞ、其舜幸墓は、境内にあり、長四尺餘の石塔なり「堅者法印、舜興舜幸」と彫附あり、さて、天海は、邑人船木道光の子、天文十七年正月誕生、十三歳にて剃髮し、後隨名あり、武州に東叡山を開き、慈眼大師と謚す、行狀は世の知る所なれば此に略す、曾て比叡山の探題職ともなり、東塔南光坊に居れり、故に又南光坊僧正と稱せらる、寛永二十年寂す、壽百八歳。(一書に、高田の野士、船木兵部少輔景光の嫡子、兵太郎、薙染して天海となる、云々

安田(ヤスダ)　今、佐布川(サブ)(寒川にも作る)と合せ、田川村と云ふ、高田の東北に接す。宮川は、尾岐の山中に出て、此に至り濁川(氷玉川)を合せ、以下、専鶴沼川と呼ばるゝが、古の鶴沼の廢道なるを徵すべし。

(寒川)

八木澤(ヤギサハ)　今、赤留、寺崎、雀林を合せ、赤澤(アカサハ)村と改む。赤澤川といふ細流あり、尾岐の山中に出て、之を過ぎ鶴野邊に至り、宮川へ入る。

(赤澤)

陸奥國會津大沼郡、矢木澤村內、福泉寺別當職事、任太武法橋成慶之寄進狀之旨、於實相寺、可致沙汰狀如件、

貞治五年七月十七日　前伯耆守武連

福泉寺、村中にあり、今、天台宗、三台山と號す、雀林法用寺の末寺なり、開基詳ならず、昔は村西權現堂山にあり、何の頃にか此地に移せりと。

赤留(アカル)　八木澤の南にて、高田より金山郷朝井澤への通路は之を過ぐ、(高田より西方半里にて(新記云、赤留(アカル)村、此邊、往古はなしあるものの住せしにや、まゝ古瓦古刀曲玉等を拾得しものあり、古代の陶器を掘り得しものあり、內に鐵器と石十枚あり、いかなるものにか詳ならず、陶器高一尺五寸、口五寸五分、肩一尺四寸餘、底六寸五分、素燒なれども堅硬なり、內外に縱橫に細密の彫文あり。

雀林(スヾメバヤシ)　今、赤澤村の大字にて、八木澤の北に隣る。○新記云、雀林村は、中頃、法用寺(ホフユウ)村とも呼ばれたり、法用寺觀音堂、二王門、三間に二間、左右に力士の像あり、極

（法用寺）

て古物と見ゆ、各長七尺餘、堂舎皆新なれども、此門の
み昔の[illegible]にて、今に存す。[illegible]損し、其製頗古り
たり、[illegible]、[illegible]門を入り、石階を升て
道の右にあり、[illegible]間四面、[illegible]尺[illegible]寸、銘あり。其文
如左、

奉鋳[illegible]會津大沼郡法用寺、[illegible]一口、大日那、
平朝臣[illegible]、[illegible]北[illegible]、本願聖人
長嗣先達[illegible]、小聖[illegible]、大工[illegible]國蒲原郡大崎住
法[illegible]、大工大工相合奉鋳也、
文明六年甲午六月廿一日　諸旦那等敬白

[illegible]に、平朝臣[illegible]之あり、今[illegible]字見えず、
[illegible]れども、[illegible]の字[illegible]し

本堂は七間四面、東向、一木三體の十一面觀音を安置す、
[illegible]、[illegible]といへども
[illegible]、[illegible]九尺餘、[illegible]間半四面
[illegible]、[illegible]に及びし故、
別當[illegible]再建し、同九年に再造す、[illegible]は今天台宗を奉ず、

陸奥國、會津大沼郡、法用寺別當職[illegible]、任相[illegible]之旨、
寺務管領、[illegible]相違、[illegible]、如件、
觀[illegible]三年十月[illegible]日　　在[illegible] 花押
蘆名[illegible]御房

陸奥會津法用寺、[illegible]職事者、右任[illegible]法印長
[illegible]、[illegible]不可有相違、[illegible]者、任先例、
[illegible]状、如件
天文八年八月三日　　遠江守盛舜 花押

縁起一軸、[illegible]始まり、[illegible]寺草創[illegible]さまを圖
し、[illegible]に描けれども、古代の物と
見え、[illegible]、其文[illegible]、
天正已丑、伊達政宗打入、[illegible]取[illegible]、白川へ[illegible]
越候、[illegible]寺の什物成ける、中を[illegible]、法用寺
之什物に御座候、仍[illegible]末代之新寄進に[illegible]、[illegible]ら
打いたし申候、
文[illegible]年[illegible]九月吉日　　法用寺[illegible]弘 花押
[illegible]、[illegible]、大師、四十六代也

[illegible]は、法用寺の境内に、各[illegible]にて[illegible]これを製
す、其製、[illegible]に[illegible]する者を擇み、[illegible]の節に至て、
日餅に製し、熱湯に和し、能く[illegible]するに及て、箱に入へ
氷結せしめ、[illegible]なし、[illegible]風雪に曝す、
其[illegible]針の如く、色[illegible]て潔白なり、今、[illegible]年[illegible]り江戸
に[illegible]

境野（サカヒノ）　今、[illegible]、中田、[illegible]日、[illegible]、逆瀬川等と相合
せ、鶴野邊村と改む。赤[illegible]、高田の北にして、赤
宮川、逆瀬川、蛇食川の末は、此にて相合ひ、宮川へ歸
す。

[illegible]　[illegible]問　〔[illegible]文書〕
[illegible]方[illegible]事　[illegible]四百東苅吉田村[illegible]
一[illegible]方田[illegible]貫文　大沼郡[illegible]野村内五百苅
[illegible]河庄[illegible]村内[illegible]貫文　[illegible]寺領[illegible]五百苅
伊佐須[illegible]在[illegible]　[illegible]五百東苅
[illegible]田　在下黒河[illegible]百東苅
小自山神田　在小[illegible]村[illegible]百東苅
黒岩大明神々田　在青木村二千二百東苅
[illegible]大自在天神々田　[illegible]澤五百文
右於彼寺社等者、所令[illegible]也、如[illegible]不可有相違、至
御[illegible]、[illegible]、可致[illegible]之狀如件、
[illegible]二年[illegible]月[illegible]日

逆瀬川（サカセガハ）　今、鶴野邊[illegible]大字[illegible]。[illegible]川は、[illegible]を蛇食
川[illegible]、蛇食村[illegible]方より來り、北に流れ、逆瀬川村の
界に入り、宮川に[illegible]、[illegible]。

新屋敷（シンヤシキ）　今、立行寺、和泉、小澤、[illegible]、大石目等
を合せ、新田村と改む。高田の北一里半（若
松を去る、二里半）、小塚市を成す。其北堺は、河沼郡若
宮村に至る。

[illegible]、大沼郡和[illegible]村、[illegible]村、新屋敷村、[illegible]林村、宮
[illegible]村、上[illegible]村、上[illegible]村、新田[illegible]建候、御代官給
人共に、[illegible]無之、[illegible]、[illegible]可仕候、
[illegible]年貢之儀、[illegible]年[illegible]、御役[illegible]末代[illegible]御用捨
書也、
元和九年閏八月廿八日　　稲田數馬助　[illegible]

（河稻）

蜷河（イナカハ・ミナカハ）　[illegible]庄名にて、[illegible]、河沼全郡にわたり、殊に、本
庄の政所（マンドコロ）の遺名は、[illegible]村にのこるを見れば、鶴
沼川の東西にわたれるを、思ふに足るも、本庄の始末詳
華知れず。[illegible]は[illegible]、[illegible]は此[illegible]に屬す、
此にはミナ訛りてイナと爲る）

會津四[illegible]に、[illegible]、[illegible]河[illegible]と書す、[illegible]の字
當所にてはイナ[illegible]とあり、[illegible]、アイツイナカ[illegible]
[illegible]假名に書るを見たり、[illegible]、[illegible]を通して、
[illegible]の字に書たり、云々。

新風土記に「佐原義連の孫に、[illegible]、會津[illegible]川
庄は、[illegible]、此人の[illegible]にて、[illegible]安
二年の[illegible]に、[illegible]河庄[illegible]見ゆ」と述ぶ、[illegible]を合考すべ
し。されど、[illegible]の[illegible]には、[illegible]の[illegible]、會津の諸村邑
を分知したりと云へど、[illegible]の事をいはず。北田[illegible]
盛、[illegible]等を[illegible]のみ、[illegible]ふべし。又、[illegible]川を
なまりて、イナ[illegible]とあるより、更に、[illegible]川につくれ
る由は、河[illegible]郡の條にも[illegible]が、[illegible]の條に引ける、
建武[illegible]年文書には、[illegible]河庄（イナカハ）と明記す、[illegible]といふべし。

新記云、河沼に、延喜式に十[illegible]郡の外なり、其後、大
沼郡と共に、會津郡より分れしにや、[illegible]の細註に
「今分、爲大沼、河沼二郡」と見えたり、然れども、
拾芥抄[illegible]十六郡、[illegible]用集[illegible]十四郡の中には、此郡なし、
節用集に載たる稲我は、此郡の稲河莊なるにもしるべ

からず、寛文中までは、誤て稲河郡と稱し、會津四郡の一となせり、東北は、ともに耶麻郡に隣り、日橋川を堺とす、西は、越後國蒲原郡に連り、九才坂、鳥居峠を界とす、南は、會津、大沼二郡に續く、勝常寺（シヨウジヤウジ）大永七年、葦名盛舜寄附状に、河沼之郡[illegible]之南といふ言あり。

按、河沼分郡の地は、和名抄、會津郡大江、大島、倉精三郷の所域なるべし。さて、中世、蜷河庄起り、庄郡混亂し、三浦佐原氏の一族、其庄務を知行し、蜷川、北田、藤倉の諸家出づ。建武二年九月、三浦介高繼の本宗安堵の状を見るに「會津河沼郡議[illegible]、并上野、新田、父介入道々海跡、本領」と云ふをも收めたり。蟻塚、上野の地名今知れねど、三浦平氏の人々の、諸村里に分知したる當時なれば、本宗にても此間に係領せし所ありしなり、

陸奥國會津蜷河庄、半分事、公方思食中沙汰之程、所宛行也、守先例、可被沙汰之状、如件、

文和三年十一月九日　中務大輔（判、石塔直房）

結城三河守殿

（皆河）

既御發向事候、定合戰可爲火急候、不日在出陣、被勵忠節候者、御大慶候、仍皆河庄事、成敗不可有相違候、謹言、

四月十九日（應正元）（判、葦名氏）

白川修理大夫入道殿

白川結城氏にて、一時半分所領しけるにや、皆河（ミナカハ）といふも、蜷河の訛ならん、或は伊奈川（イナカハ）に訛る。

（伊奈川）

諏波御社頭、造營階て、勸進之儀、壬子來年、伊奈川之庄棟役、必可進納候、爲下可有他念、先相渡一筆者也、

天文五年丙申六月廿四日　盛舜　花押

觀覺左久大夫兵衛大夫殿

又、節用集の稲我は、津輕田舎（タナカ）郡の異名なるべければ、之を稲河に援引すべからず。

里稲川（サトイナガハ）　近古の莊稱郡號にして、下の峯津の條に引ける文書に見え、山稲川の村名あり、山稲川は、[illegible]の邊に存す、これらによれば、里稲川は、蜷河川の左右の邊に存せられしを悟るべし

大江郷（オホエ）　和名抄、會津郡大江郷、今、河沼郡に存す、若宮村、坂下町、新舘村、[illegible]村、川西村、及び塔寺等にあたるならん。大江は、其若宮村の大字に遺る、即、[illegible]の北にして、元蜷河川の西邊とす。

牛澤（ウシサハ）　今、[illegible]、青方、大村（ダイムラ）、大江、津、金澤、矢目、[illegible]、太島、原、羽林等と組合せ、若宮村（ワカミヤ）と云ふ。即、河沼郡の首邑にて、坂下驛の南に接す。蒲生の時、牛澤組といへるは、[illegible]、樋津の邊に及びたり、塔寺神役日録に、牛澤、葉林、青方、金澤、[illegible]、白狐（テン）、太島、[illegible]、矢目、大江等、いづれも見えたり。白子は、或は白狐につくり、原村の舊名とす。牛澤には、若宮八幡社あり、塔寺[illegible]、應永二十一年[illegible]、神宮寺太夫云々。

（白子）

矢目（ヤノメ）　今、若宮村の大字にて、牛澤の西南なり、[illegible]

領中所領、陸奥國[illegible]田村、[illegible]、合[illegible]内

矢目村事、

右、爲御方、毎度合戰、被抽忠節之間、所宛行之[illegible]

狀、爲静謐所中沙汰也、仍如件、

建武三年四月廿五日　沙彌　判

吉田三郎太郎殿（白川結城文書）

（金澤）

金澤（カネサハ）

永久用水證文之事

金澤村領分之内、押切[illegible]長七[illegible]、六百七十間餘之處、栗村[illegible]、[illegible]之次第[illegible]候、尤之御[illegible]之由、依之、金澤領分は[illegible]、矢目村領分、田方江之用水、如何[illegible]、[illegible]可申候、右之通、末々迄相違無之候、證文仍如件、

元德元年極月二日

金澤村[illegible]　[illegible]村下[illegible]

[illegible]　矢目村[illegible]

船窪（フナクボ）　今、杉と合せ、[illegible]、牛澤の西北に隣り、塔寺の南につゞき、[illegible]に存す。

坂下（バンゲ）　今、坂下町、人口[illegible]、[illegible]、[illegible]西に塔寺の[illegible]、[illegible]の宿に當る。昔、蒲生氏のとき、[illegible]一年、村南の地に[illegible]、毎月六度の市日を定む、今も猶、四九の日を以て、此村の市日とす、古くは番下（バンゲ）とも書す、塔寺神役日録に、しか見えたり、[illegible]

（番下）

今月廿五日より、來七日まで、坂下町に日市立候間、[illegible]之者有之は[illegible]、雜駄のうりかひ可仕者也、

寛永九年七月十日　代官

[illegible]記云、坂下は、牛澤村野の内、慶長六年の文書にも、坂下御宿とあり、又、寛永四年十月、此村に火災あり、後、栗村（クリムラ）と合せて一村とせしこと、長帳に見えたり、栗村も古より有し村にて、天正五年六月、[illegible]を務めし事、塔寺役日録に見ゆ、此町の北端、[illegible]の地に、蒲生氏の時、割屋あり、貞享の頃まで存せりと、栗村邊は、新屋敷の方より栗村、金澤村、矢目村の方に出で、元和元年、栗村の[illegible]村今の坂下村なり、に住せし栗村下總と云ふ者、[illegible]の夢により、此堰を鑿ちしに、金澤、矢目の地頭ども、己が田地の間に、堰溝を通さんこと、便ならざるよしを訴[illegible]、[illegible]して、後[illegible]、此村は[illegible]し、[illegible]證文[illegible]

（栗村）

新舘（ニヰダテ）　今、新舘村と云ひ、坂下の西、塔寺に相隣す、昔は、新町とも云ひ、何れの時にか、[illegible]

て村をおく、などいへり。

宮川（ミヤ）

（元鶴沼川）

又、元鶴沼川（モトツルヌマ）と云ふ、[illegible]大川の西に於て、北流す、[illegible]山に發し、[illegible]、高田以下は、全く平原を貫流し、坂下の北、青津、宇内の間にて[illegible]へ入る、[illegible]。

新記云、今の大川[illegible]は、[illegible]東村[illegible]、西北に流れ、宮川に會し、會津、大沼、二郡の界なりしに、天文九年の洪水に、[illegible]北に決し、今の本流となり、其故道は田間[illegible]、只、[illegible]村の東より、濁川もその水道を流れて、宮川に入る、因て、宮川[illegible]下流を、俗に鶴沼川と稱し、[illegible]川をば大川と云ひて、相分つ、宮川は源二あり、共に西尾の谷、一は明王山の北、朝日森より流れ出で、一は[illegible]山の南より流れ出て、二水合して東尾岐川を合せ、[illegible]、高田兩組の間を流れ、安田村の東にて濁川に會し、これより下を、今も鶴沼川と云ふ、是れ、天文以前の故道にて、會津、大沼、二郡の界なりと知るべし。○高田の伊佐須美神社の[illegible]を以て、已前川を、一名、宮川と云ふ。[illegible]川、氷玉川、[illegible]後は、今俗も、專ら、鶴沼川と唱ふ、高田より[illegible]凡四里。[illegible]、大島の邊に、鶴沼の故道[illegible]、[illegible]の遺迹ありて[illegible]むを得べし、大略、近世の[illegible]の筋を以て、其方位を辨知し、今も、[illegible]川の水[illegible]、宮川に分流するを忘るべからず。

金上（カナガミ）

今、金上村と云ひ、[illegible]原、關津、高原、海老宿、[illegible]等を合す。坂下の東、宮川と大川の間なる平野を占めたり、越後街道之を貫通し[illegible]。

塔寺長帳云、長祿二年八月廿四日、伊達口へ、[illegible]御勢七千餘騎に[illegible]、金上[illegible]、不思議、[illegible]く[illegible]て引れ候。

拾要抄云、文安年中、[illegible]名氏盛んにや[illegible]、金上村の地頭たりしが、惠隆寺へ梵鐘を寄進す、天正九年、其裔、金上兵庫盛備、葦名の使者となり上洛し、黄金[illegible]十兩[illegible]に奉る、是れ、[illegible]名の[illegible]、[illegible]に任ぜられたる故に、其恩の添きに謝するなり、[illegible]、遠江守に任ぜらる、階位の此に與るは、實に異例に謝する[illegible]。○[illegible]云、金上[illegible]、[illegible]山と號す、[illegible]客殿に安す、[illegible]て、[illegible]は、[illegible]年安置[illegible]、[illegible]天[illegible]に[illegible]、[illegible]金上[illegible]、[illegible]の形[illegible]、[illegible]家[illegible]、金上遠江守[illegible]たり。

右[illegible]之[illegible]、五貫文之所、永代寄進申處實也、御制形[illegible]上、於末代、不可有相違者也、仍證狀如件、

[illegible]正九年三月廿九日　[illegible]　[illegible]

茅津（カヤヅ）

（宮津）

今、金上村の[illegible]、關津（カイツ）に作る、或は、當津（ヤツ）にも、[illegible]津等に[illegible]。其[illegible]、[illegible]郡[illegible]村に連接す。

奉[illegible]、[illegible]門田[illegible]、一切[illegible]田地事、合、長橋[illegible]、田一町、三千[illegible]、[illegible]、右所附、

右所者、[illegible]會津[illegible]河莊内、當津村一分之地頭、平井次郎三郎[illegible]、[illegible]件、

貞治二乙巳年十一月十三日　[illegible]　[illegible]秀

[illegible]たてまつる、[illegible]、[illegible]津[illegible]河[illegible]、かやづの[illegible]のうち、[illegible]、[illegible]、田三[illegible]の[illegible]、（中略）

[illegible]安二年十一月三日　[illegible]衛門尉　[illegible]清

[illegible]川郡、下當津村、御年貢米錢納事、

合[illegible]石[illegible]升五合者　[illegible]方[illegible]

合八貫[illegible]百拾[illegible]文者　[illegible]方[illegible]

此外貳百五拾三文者　未進但[illegible]共に

右之通、坂下御藏に納所實正也、仍如件

慶長六年九月七日　宇津江　[illegible]守

宇内（ウ）

（同　河合寺）

今、[illegible]、[illegible]を改め[illegible]北[illegible]、宮川の西岸に[illegible]、[illegible]日橋川[illegible]、宇内[illegible]。[illegible]

[illegible]より、[illegible]、南北一町四十間、[illegible]十八間[illegible]、今[illegible]、[illegible]となりて、今[illegible]、[illegible]だ、[illegible]望み、西北に二重の[illegible]、[illegible]は、[illegible]社、[illegible]といふ、[illegible]り、[illegible]宮川を[illegible]、[illegible]北[illegible]村々を選て、[illegible]、鶴沼川の本流[illegible]、宮川に[illegible]とす、其後、[illegible]今の[illegible]下道を本注とせしと[illegible]、[illegible]缺たるものを多く[illegible]す。

長井（ナガヰ）

今、川西村の大字にて、宇内[illegible]津尾の[illegible]なり、即、[illegible]

千咲村河沼郡と、境を接し、日橋川の左岸に居る。
新記云、千咲村に、長井官の跡、東西一町余、南北一町餘の芝原なり、昔、吉寺の花園の跡にて、芳葉あり、其後、城四郎[illegible]、數十年を經て、其後[illegible]前に其に遊宴せし處とて、今も芳葉あり、其一方に[illegible]塚あり、長尾其妻の冥福の爲に、小石を集めて經文を書き埋しとぞ、今に原上に在て、昔々[illegible]ありしより、各家、長井の北九町三十間にあり、南を日橋川隔り、西一方は本村に續く、東西二十間余、南北十間餘、昔宅址なり、往々田圃となるらく、中に薬師前の宅址とて、草中に八九尺の塚あり、古き石造佛を並ぶ、昔は數多ありしが、凝察寺なる住僧せし時、掘取して、繼穴を包み置れり、長信に御前清水、[illegible]あり、今は濁て多く[illegible]を生す、原中西北の方に、[illegible]あり、昔は一間四段ありて、青木の間に渇ぐ、斷絶の地也、土人の說に、昔、此邊は長尾傳信の邸にして、毎年其妻と共に此に來りて、芳葉を賞し遊觀散策したり、其永正年、清州富田河原に、木岱田伸に打負、退後間にたりしかば、此事に逢れ、屋は消れしもなく乱まかれり、其跡屋なりとて、一堆の古塚あり、土人今に[illegible]す、其の東端に、大き四圍計の櫻木あり、今なほ片目と云ふ、古く有名なり。

　長井村と、有宇内、北宇内、辻入村、三ヶ嶺山を出入、串果[illegible]置目之事、
　こうか原、長井與、在之三ヶ村與、可爲立相之事、
　こうか原に、前々より山手役被出在入津は、長井領一圓、可爲本銘、但、有之在所、入候事は無用事、
　うるしか窪山、この二ケ年をかきり、長井一圓に可爲進退事、
　　文祿二年六月十一日　　北川土佐守門　花押

津尻（ツジリ）

又、辻入と作る、今、川西村の大字とす。○新記云、津尻、村日橋の西岸二町計の間に、屏風岩とて、田に臨み岩山あり、形の似たるを以て名とす、若松其間に主て、風景奇佳なり、村より屏風岩までは戌亥に當り十六町。

青津（アオヅ）

今、青木、島潟（マガタ）、[illegible]池、宮川、[illegible]、政所等と相合し、齋藤村と改む、[illegible]内の東、台上の北にて、大川、宮川、日橋川の三水を以て三方を限り、前のみ舍して連接す、[illegible]下は北東一里餘、[illegible]るは、今は川西村の内なりき[illegible]たり。

今度、田畠悉く荒廢に相その、百姓共逃亡仕候由、追々從者申處、尤に候間、物成三分ヶ用捨之候間、本免三つ成分當座に還住、[illegible]用其[illegible]、急度[illegible]可仕候也、
　慶長拾七年三月十日　　[illegible]野　閑齋

新記云、青津は、陣壊の西北三町半、慶長十六年、山崎（ヤマザキ）普請せて、多く田圃を傷したる時、蒲生氏の奉行人により、村民に[illegible]で、今もあり、館跡、東西百八間、南北五十四間、土居塚の形有て、天正十七年六月、芦名主國、磨上の戰に打負て、青津に籠り、一族郷民を集め、已が館に籠らしたるが、もとより分内狭く、要害あきまなれば、繭の間に[illegible]、[illegible]をほり廻し、守をなせき入れ、北の方は日橋川の端まで、一面に[illegible]いて、嚴しく結構したれば、敵軍容易く押寄すりしが、幾程もなくて、芦名氏滅常州に没落し、始終恨み[illegible]ければ、遂に降人に出て、其後、生江が拵へたる結構をかれば、堀の水は僅かに膝を過ぎず、掻揚げ只其塚ぶるな一重圍たる計なりしを、四家合考にあり。

青木（アオキ）

今、[illegible]村の大字にて、青津の東なり。○新記云、青木村、[illegible]は、青津北にあり、長[illegible]の地震に、山崎新湖出来しとき、今の地に移し、勝木澤村を合せて一村とし、青木と稱せり、青木、勝木澤、兩村共に、天寶の比より有りしにや、塔寺嶋役日錄に載す、昔は、青津村とも云ひ、繁榮せし所なりと云ひ、青津村と隣る、正德寺あり、開基の年代詳ならず、天文の比、岌州と云ふ[illegible]中興す、岌州は百萬遍岌州が當院の師にて、永禄二年に遷化せり、岌州の文書一通あり、後人の寄附なり、

貴札具合拜見、喜悅之至候、尚、其國不慮の儀出來、付南具愼申候共、無[illegible]心元由可申候處、老翁精身、旁以取乱不能其儀、背本意候、何、佛道遵心候而、北方[illegible]入候、政宗被背本意候處、言語同斷次第に候、然所に於時割御出馬、數人被討捕候事、心地好開中大慶、他國之免何事[illegible]之儀、貴御分別御手柄と存候、彌以國[illegible]安全之儀、不可有[illegible]斷候、將又、近衛左大臣、關白殿下、羽柴之秀吉、前代未聞の御果報、無程太政大臣可被成と、天下唱候、諸國の武士、在大坂馳走仕候、從九國遣島[illegible]内、如[illegible]申候、當年月道候間、來年御音信可然候、[illegible]御書中、大[illegible]合納所候、[illegible]之[illegible]節、一人[illegible]不可過之候、[illegible]任見來而、恰子並一[illegible]進之候、取分[illegible]之[illegible]、[illegible]之作者、九萬里自筆自賛、一生之内存中、此[illegible]比類候、天下の[illegible]候所所[illegible]不被遣候、折々御覧候て、可有[illegible]候、每度[illegible]可申承候、恐惶[illegible]、
　十月六日（天正十六年）　　青[illegible]恩寺　岌州
　　金上遠江守殿御報

岌州は此村の産にて、京師知恩寺三十世の住職となる、もと邑主生江山城の奴婢の子と云ふ、京師に遊び名聲一時に喋び、遂に百萬遍に視篆しけり、後奈良天皇、岌州を禁闕に召て法を說かしめ、紫衣を賜ひ、永禄の比、故郷に歸り、金上盛備に依て芦名盛氏に謁す、此時、陰爵の綸旨を帶し來て盛氏に與ふ、此比は諸國戰爭の最中なれば、都鄙路閉り、芦名氏數世、官旨なかりければ、盛氏の喜悅大方ならず、其後、師恩を報謝せん爲に、正德寺に弘通を勸め再ひ京師に歸り、天正廿年十月六十八歳にて遷化せり。

立川（タチカハ）　今、勝常村の大字にて、青木の東、鶴沼川の西岸に居る。勝常寺八幡村役目錄に、立川、青津、政所、青木、高瀬、中目、勝常等の村名見ゆるが、今皆此邊にのこれり。役目錄、天正五年の書記にはあらずとも、戰國時代の遺語を錄せるならん。

政所（マンドコロ）　今、高瀬の管內にて、青津の南、坂下の北、宮川の東岸に、上中下の三政所の名のこる。古の蜷川庄の政所給人の私田なりしならん、塔寺長帳に、應永二十一年、青津、小目郷政所妙觀入道と見ゆ。

大島郷（オホシマ）　和名抄、會津郡大島郷。○原書、島字、一本鳥に作る、今、高山寺本に據る。大江郷の東、多具郷の北にして、河沼郡金上、高瀬、勝常の數村にあたるごとし。元鶴沼川と黒川の間にして、北は日橋川に至り、低下の形勢、一洲壤の存あり。

勝常（ショウジャウ）　今、佐野、中目、笈川、垂川、常品、北田、中蓑等を合せて、勝常村と云ふ。高瀬（青津の西、高久（中指の北にして、鶴沼、日橋、黒川の三水に間まれ、坂下の東一里。

新記云、勝常村は、昔、勝常寺村と稱し、勝常寺の寺料なりしが、天正中沒收せられ、後、寺の字を省けり、寺は、府城の西北に當り、行程二里、喬樹多く物古たり、眞言宗、山號を瑠璃光といふ、大永五年、蘆名盛舜、寺料二十貫文の地を寄附せり、昔記文書も多かりしが、今に纔傳ふるのみ、古のまゝにて、餘舍は後の修造なり、今猶、十王堂の遺址、及び智德寺、願成寺といふ字殘れり。（勝常寺は、會津中央藥師堂と呼ばれ、桁行五間、梁五間、單層屋四注にして、茅を以て葺かる。近年、鎌倉地藏堂と共に、政府より特別保護建築と指定せらる者、即是なり。）

在、河沼之郡勝常寺、藥師之本堂領廿貫文之所、永代別て制形寄進申候實也、於子孫不可有相違候、仍狀如件、

太永五年乙酉五年廿三日　（盛舜　花押）

（勝常寺）

在、河沼之郡勝常寺之村、智德寺年貢四貫文之所、永代制形申請、四十貫文に買取申處實也、於子孫不可有相違候、仍狀如件、

大永八年戊子五月廿二日　（判）

北田城址（キタダ）　勝常の北半里に在りて、北田氏の古墟なり。（新記云、北田館迹は、本丸東西九十五間、南北卅五間、外郭東西二町、南北二町許、東は黒川に隣り、北は日橋川に傍ふ、此館は、北田次郎將監が住所なり、將監は、佐原遠江守盛連が三男にて、三浦泰村が叛きし時、寶治元年六月、兄弟共に左衞門尉時頼に屬せしよし、東鑑に見ゆ、東鑑に、北田を比田に作れるは誤なり、其子孫此所に住せしと見ゆれとも、世系詳ならず、傳ふべき事なし、康曆元年、此地に合戰ありて、蘆名氏の者討死せしよし、舊事雜考に見ゆれども、詳なることを知らず、塔寺村八幡宮長帳に、應永十六年六月三日、北田殿城落畢、此時打死、上總殿父子三人、兵後殿父子二人、善弟七郎殿、又原完殿、伊勢殿二下殿　とあれども、誰人の爲に亡されしと云ふことを載せず、舊事雜考に、或說を引て、應永十七年の事とするは、非なり、此の亂後は、住する者なく荒れはてしを、慶長中、上杉氏、若松の城狹しとて、府を移さんと議せしとき、此地こそ、地の利よく、究竟の要害なれとて、已に築くべかりしを、如何なる故にかこれを止め、神指に移せられ、それも成功せずして、事敗れたり。

（北田）

佐野（サノ）　今、勝常村の大字にて、高久驛に近く、越後路は此邊にて鶴沼川をわたす。佐野川とは、此にて鶴沼の一名とす。

石川文書、觀應三年、會津河沼郡內、佐野村を、石川々邊八幡宮へ寄進のこと見えたり。また、塔寺長帳、應永二十一年、佐野大明神別當、小浦阿闍梨、小目帶佐野左衞門五郎殿、大目那中目殿と云々、中目の地名は、佐野に隣りてのこる、蘆名の一門にあらざること、盛高、盛滋、父子不和の時の記事に、

（中目）

塔寺長帳云、永正二年八月、當所に不慮出來候、大夫殿は佐瀬、とび田を御格護召れ候て、白川口へ御出候、三郎殿は松本源三かけゆりを御かくごなされ候て、綱とらへ引籠候、白川殿御扱候へ共、和談なし、なかて十月九日に、綱川、打立、橋爪に攻寄、日々合戰、同十四日、三郎方負て、長井へ御落候、其畢に、中目殿、さいかち殿、田村殿、松本新發人、皆御落候、なども見えたり。

垂川（ダルカハ）　今、勝常村の管內とす、又樽川にも作る。○舊事雜考云、天寧寺鐘銘曰、應永二十二年八月、奧州會津、河沼郡、惠日山天寧寺　寺舊在樽川邑

笈川（オヒカハ）　今、笈川村と云ひ、濱崎、谷地、八日町、王領（ワウリヤウ）等を合せたり。勝常の東にして、黒川を隔つ。若松より喜多方に至る道路は、村中を經由し、若松、喜多方、各二里半。濁川は、瀧澤川の末にて、本村に來り、黒川に合す。

新記云、笈川館は、永祿、天正の際、蘆名の臣、栗村下總某住せし處也、下總は新國上總が子にて、天正十二年、松本太郎に與力し、蘆名家を亂さんとて、黒川へ攻入しに、赤塚藤內が爲に討れぬ、其後此館も廢せしにや、本丸は五十間四方計にて、皆壁下に存し、七手高く築き、西南は濁川に臨めり、堀も猶全く埋らず、瀑草を生ず、二之丸は西北に押廻し、僅に其形を存せり。

八日町（ヤウカマチ）　今、笈川村の管內とす。

今度、色々わづひ事申に付て、肝煎之事、清左衞門に申付候、然は林正分之田地、孫十郎前申に付て、清左衞門子清云に預候、年貢錢米共に、少も有在無之樣に、相すまし候は之事、肝要候、江戸御普請御座候とも、又無之候共、日用錢、壱年に五百五拾文宛に相きはめ

中候、爰にて人手間遣申候ば、壹年に拾人遣可申候、
仍爲後日之狀、如件、
慶長十五年二月廿日　山本次左衞門正吉（印）
八日町村　清三へ

清左衞門事、越後之御世、八日町村と、西川沼之內、拾ケ村之肝煎を、松木內匠殿ゟ被仰付候、然者御國替之とき、越後殿樣、米さわへ御越之とき、六度迄、夫てん馬を御あて被成候、其夫てん馬、六度ながら、十五村ゟふれいたし申候得ば、百性共ににくまれ候時分、彼かもんさいをふり、大しやうに罷成、西川沼之人數、五百人ばかりふれいたし候て、我等ところへおしかけ、りひなしに、ちやく子、廿五に罷成候物を、ころされ申候、殊に下人三人、馬三疋、かさい八拾やうはかり、とられ申候、家までとり、さくも半分とられ候て、りやうけんなく候間、宇都宮まで參候て、備後守樣を奉賴、これまで御供申上候、若松にて、備後守樣之御代官にて八日町へ御なをし被成候、云々。

濱崎（ハマサキ）

今、笈川村の管內なれど、其北半里。日橋川を隔てゝ、耶麻郡鹽川村を望み、橋梁あり、米澤口、喜多方口の要津とす。

新記云、濱崎館迹、本丸東西五十間、南北一町四方に、幅五間餘の堀を廻らし、上に高三間計の土居あり、二丸迹、この西に並び、南に外郭の跡あり、北は日橋川を引て、要害とす、此地もと何者の築き住しにや、詳ならねども、塔寺長帳に「寶德三年、猪苗代より濱崎館を打取」とあれば、其前の營築と見ゆ、舊事雜考に、此事を載て「八月二十九日、白河與小峰共來、相謀和、故猪苗代氏退還」とあるは、長帳の文に據ると見ゆ、其後、享德二年、典厩（舊事雜考に松本右馬允なるべしとあり）濱崎の館を陷れし時、白川よりも、黑川を援けんと兵を出し戰ひ、鹽川、濱崎の兩館を陷るよし、長帳に見ゆ、又、雜考によれば、蒲生氏郷修營を加へ、城隍の構も堅に增せしにや、元和中、一國一城の制になりしとき、毀つべかりしを、茶屋と名け僞し殘し置しかば、今に至て、其形他の館迹に異なり。

（濱崎館址）

堂島（ダウジマ）

今、方便（タバカリ）、島村、冬木澤、大和田、代田、熊野堂、郡山、高島、六町原等を合せ、堂島村と改む。笈川、濱崎の東にして、坂下の東二里、若松の北二里。

堂島とは、もと日橋川の一洲名にして、方便村に屬したり、今取りて新村名とす、濱崎の東半里。○新記云、方便村は、府城の北二里餘、方便山（タバカリ）あり、故に村名とす、文祿の頃、方便を田計に作りしと云ふ、高三丈、周三十八間、應永中、地大に震ひ、此山一夜に湧出す、今に地震あれども動く事なしとぞ、頂に稻荷社あり、故に里俗、稻荷山とも云ふ、山と稱れども、其實は小陵なり、日橋川は、方便の北に至て、分て三派となり、北に流れ、又合して一水となる、其間に二洲をなす、これを堂島と云ふ、橋亦其名による、三橋を架す、西の橋最大なり、權現堂跡は、その洲上にあり、今に礎石殘れり、其北は高岸に臨み、深き淵あり權現淵といふ、往古は、堂舍も多く、鐘樓ありしにや、水底に大なる鐘沈みありと云ふ、又、耶麻郡金川村にて傳る所は、金川寺、昔は此にありしが、天正中、伊達氏の亂に、兵火に罹りて後、今の地に移せりと、孰れが是なるを知らず。○按、田計山は、手計（タバカ）りすべき小丘なれば、其名ある歟。又、此丘を、應永年中の涌出と云ふは、信け難し、火山なりしにもせよ、昔火山ならん。

（方便）（田計山）

八葉寺（ハチエフ）

今、堂島村の管內にて、大字熊野堂（クマノダウ）の北、冬木澤（フユキサハ）に在り。空也上人の遺跡と稱せらるれど、其實を知らず。

「新記云、冬木澤八葉寺は、昔九品念佛の一派の本寺なり、今は眞言宗に屬す、緣起を案ずるに、當寺は、空也上人開基とか、空也諸國を經歷せしに、奥羽二州は遺蹟の地にて、佛化至ること少きにより、自佛像及び經卷を負來り、此に止り、康保元年、一伽藍を創め、彌陀の像を安置し、閼伽の井を掘りしが、中に八葉蓮華を生ぜしとかや、因て如來山八葉寺と名け、又、悉地成就院と號す、其時、一人の老翁現し、空也に向ひ、吾は伊豆神なり、熊野神と共に擁護せんと云ひ、畢て失せ去ぬ、今の權現堂山其地なりとぞ、斯て空也此に住し、天祿三年九月、歳七十にて化す、又、緣起に、空也を延喜帝の第三皇子とす、元亨釋書空也傳には、氏族をいはずとあれど、延喜のみことといふ說も、世にいひふりたる事なり、空也滅後の法系詳ならず、享德二年、當時回祿に羅りしよし、塔寺長帳に見ゆ、天正十七年、伊達氏の亂に、住僧宥傳は、葦名の重臣、富田美作が弟なれば、葦名の爲に恩を報ぜんと、防戰の用意をなしけるに、義廣沒落のよしを聞き、宥傳力なく逐電せり、政宗この振舞を聞き、寺中に火を懸けしかば、一宇も殘らず燒失せり、其後再興す、此地を俗に會津の高野と稱へ、每年七月朔日より十一日まで、遠近の男女相集り、死者の爲に、遺齒を堂中に納め、奥院に香花茶湯を供し、念佛法會あり、此時、諸村より市子（イチコ）あつまり、亡者の爲に、過去將來の事を語る、參詣多し、一古碑、本堂より辰巳の隅にあり、高五尺計の野面石なり、草躰に文字を彫る、字躰古落にて、古雅なり、

六八此功德　有爲慈父則滿十三个年故也
可及□一切　金剛佛子阿闍梨深泉
我等與衆生　觀應四癸巳□□秋廿九□敬白
諸共成佛道

奥院は、本堂の北、石階を登りて上にあり、南向、彌陀の木像を安す、鰐口一口あり、徑九寸餘　もとは何れの堂に懸しや、表裏に文字あり、表に「□□鄕日山熊野宮、檀那□□視大夫、永祿八年乙丑六月吉」裏に、燒

文と一會津八葉寺曉日、日鑑念佛衆、天正十三年乙酉、七月廿五日、機與即生□一錢半文之助成重、爲自證化他善根、偏拔苦與樂也、願主遠藤半內一と彫刻あり。

代田(ヨダ) 今、堂島村の大字とす。藩政の時、代田組といふは今の日橋村をすべたり。瀬川(セゼナギ)は、末流の方より來り、代田をすぎ、笈川村へ入る、代田の南を湯山といふ。

(花押)

右、耶麻之郡、下柴の內、高松寺分七百廿苅、常樂寺分五百苅、白山めん田六百五十苅、天神めん田百三十苅、合而仁千苅之所、年貢八駄、河沼之莊、よ田之內、阿彌陀めん田年貢仁駄、兩所合て十駄之所、永代示現寺の內嘯月院江、令寄進所也、於向後、爲不可有相違、御判形申請、所進也、仍如件、

天正十二年九月十七日　富田能登守

嘯月院江參

郡山(コホリヤマ) 今、堂島村の大字とす。郡山とは、古の會津郡の郡家なればならん、廣田停車場の內なり。○新記云、郡山村、昔、內條、中條、南の三村に分てしを、慶安二年、合せて郡山一村とせらる、京手(キヤウデ)村に隣る。○今按、京手(キヤウヅ)とは、給田の訛ならん、廣瀬村立川の邊にも、京出の地名あり、耶麻郡關柴村にも同名あり　再考、經田にや、塔寺長帳に、僧の經田といひ、讀經料として、寺へ寄附せられし田土の名目也。

(京手)

六町原(ロクチヤウハラ) 近年、廣田(ヒロタ)と改め、堂島村の大字とす　鐵道停車場あり、若松三哩、大寺五哩。○新記云、代田組六町原村に代官所あり、本組、及び諸組を支配し、戸口郡奉行所に屬す。

(廣田)

藤倉(フヂクラ) 今、槻橋(ツキノハシ)、倉道(クラミチ)、淺野、北山、原田、八田野等と相合せ、日橋村と改む、堂島村の東、一箕村の北にして、若松の東北なる山陰なり、直北堺は日橋川に至る

沽却、陸奧國會津、河沼郡藤倉村內、了仙在家一宇、田一町、有、件田島在家者、累代相傳之地、當知行于今無相違處也、然而依有要用、直錢十□貫文、限永代、所令手繼證文等相副、沽却實也、但於御公事者、京進用途爲八十文、每年役、惣領方可致出候、萬一於子孫等中、致違亂煩輩出來者、任法可被申行所當罪科候、若於向後、下地煩出來候者、請公方、景兼所持自余所帶、可被押知行申候、其時就公私、惣別不可申一言子細候、仍爲後日、放劵之狀、如件、

貞治三年甲辰十月七日　大葉帶刀左衛門景兼

河沼郡藤巖村內、淺野權現堂、大沼郡長岡村內、金倉所、田中荒居內、三所宮事、

右、融通寺令寄補所也、守先例、可被致沙汰狀、如件

應永十八年十月十一日　沙彌（花押）

（舊事雜考に、此牒を、葦名盛政の書とし、盛政薙髮して義安と號せし由を載す）

二階堂延命寺(ニカイダウエンメイ) 藤倉に在り、近年特別保護を加へらる

舊事雜考云、延久元年、當住承與、與[illegible]羅山江平寺廢、世所謂二階堂別當職也、創基未詳、後、天文之頃、釋賢貞々中興

新記云、藤倉延命寺の地藏堂は、四間四面、本尊八寸、春日の作とて、開基知れねど、大同中の創立なりといひ、巨室の構にあらざれど、近世の營造とは見えず、俗に呼びて二階堂（重層なればなり）といふ、堂中に蒲生下野守忠鄕の筆跡とて、貞享の頃まで、左の墨痕ありしとぞ、

郡丹後いつくしさとは、承候得共、おとにききて、めにはみず、はかなの心まよひやな、なましのいろを見てだにも、世はみな夢の人々ぞと、おもひすつべき事、

藤倉館址は、佐原遠江守盛連の三男、藤倉三郎左衛門尉盛義の居れる所とぞ、盛義は、[illegible]に盛家に作り、北田[illegible]盛い弟にて、義連の孫なり、館址、今は民家となれど、三面に土居の形存す、盛義の事蹟、及び子孫の事詳ならず、難波(ナンバ)池は、村東にあり、池の形僅に殘れり、又、昔[illegible]の古墳と云ふ[illegible]、延命寺に傳ふる[illegible]、義經の[illegible]この地に至り、義經が高舘にて終りを聞き、身を此池に投て死せしに因り、後人[illegible]て、[illegible]と名づけしと云ふ、按ずるに、[illegible]觀山[illegible]寺[illegible]東光、平[illegible]、[illegible]其記事に見えず、只、[illegible]其事あれども、[illegible]、[illegible]にて後なげき[illegible]にたりしとありて、[illegible]と云ふ名もなし、其趣も頗違へり、今寺址は自由となり、池の側に古碑あり、面に[illegible]五年云々とあれど、文字分明ならず、又、寛政五年新建の[illegible]女碑あり〔寛文風土記、舊事雜考、[illegible]〕

(難波池)

(藤倉地藏堂)

八田野(ハツタ) 今、日橋村の大字にて、瀧澤峠、金堀の東北に隣り、坂下を去る四里、河沼郡の東堺とす。此地の南を大野(オホノ)原と云ひ、赤井谷地に連なる、戸口、金堀の間の廣平、即是なり　又、東北は大寺村（耶麻郡）なるが、日橋川を隔てたり、謂ふ所の日橋、此間に在り。

大寺與八田野、山々出入之儀に付て、度々せんさく仕候、前廉、郡奉行役傳付候付て、[illegible]候、此公事は新誓紙血判之上にて聞屆候間、猪苗代山へも可立入者也、仍如件、

慶長九年八月十八日　蒲生忠兵衛

日橋(ニツ) 新記云、八田野の東北に戸口川あり、兩山の間にて大石峙ち、白波激し、甚急流なり、大旱にも渇ることなし、日橋は、戸口川に架す、兩岸に石を積て、其上より架し出す、左右に勾欄あり、幅三間、長十六間、此川急流なれば、柱を建ることならず、中流に大石あり、其上にあまたの柱をたて、梁をうけしが、天正十七年六月、[illegible]の役に[illegible]既に橋を引落し[illegible]ば、葦名の軍勢敗れて、この橋を渡らんとて迫り來り[illegible]、當先する事

(新橋)

貴を知らず、されば、大昔のごとき、六箇村へ、往々兵器の傳頭したるを得ると云ふ。昔は、日橋を新橋に造れるものなり。拾要抄云、戸ノ口堰は、代田組八田野村の東にて日橋川を引き、代田組、南青木、諸村の田地に灌ぎ、凡三百町餘の養水となる。新舊堰は、八田野村の北にて新橋川を引き、代田組、及び高久、南組の田地に灌ぎ、凡七百町餘の養水となる。其他、島堰あり、堂島の東にて新橋川を引き、荒川組諸村の田地に灌ぎ、凡二百餘町餘の養水と爲る

(日橋川)

倉精(クラハシ)鄕

和名抄、高山寺本倉精鄕、訓久良波之と訓ず。倉精に波之の訓あるは、其故を知らず、又、其遺名なきかず。されど、倉道の村名、藤倉の近地にのこれば、倉ハシを倉ミチに訛れるにあらずや。此假定に據らば、倖部鄕の北にして、今の河沼郡堂島、笈川、日橋、及び高野(北會津郡)にあたる

(倉道)

(椋橋)

地理志料云、椋調波之、即久波之之省呼、弘仁三年紀、陸奥人、椋原公廣足等十三人、賜姓椋椅(クラハシ)連、椋本椅誤作□、今從天文古鈔本引之、蓋貫于此。

耶麻郡

耶麻(ヤマ)郡

會津の北偏にして、猪苗代湖、及び日橋川(揚川)の水を以て其南界とし、東は安達郡、信夫郡、北は置賜郡、羽前米澤領、即長井(ナガヰ)庄、西は蒲原郡(越後小川(ヲガハ)庄)、皆山峰重疊して阻を爲す。而も一郡の域内は、東中西の三大段に分つべく、東を猪苗代、中を喜多(キタ)方(カタ)、西を山三鄕(ヤマサンガウ)と云ふ。今、面積凡七十八方里、人口八萬、三十六町村に分ち、喜多方に治む。

新編會津風土記云、倭名鈔、耶麻郡の下に「分會津郡」と註あれば、もと會津郡と一郡たりしを、後日橋(ニッパシ)川の北を割て置れしと見ゆれども、何れの頃なるや詳ならず。承和七年、陸奥國耶麻(ヤマ)郡大領、外正八位上勳八等、丈部人麿に、賜姓上毛野陸奥公と、續日本後紀に見れば、是より前の事なるべし。此郡は、東西北三方皆山にて、其間に村落あれば、郡名是によりて起りしならん、されば倭名鈔にも、山の字を以て訓註せしにや、新宮村熊野宮慶長四年の神器にも、山郡(ヤマ)と彫附あり、應永の頃の文書には、多く記して耶摩(ヤマ)郡と稱するあり、拾芥抄、節用集も此書を承けしと見え、共に耶麻に作れり、耶麻郡と稱せしことは、熱鹽村示現寺永和二年の古圖狀を始めとす。國郡沿革考云、耶麻郡は、戰國の際に、其東境を分ちて、猪苗代郡と稱せしが、又、耶麻を山に作れり、正保□之に仍れり、寛文中復舊して耶麻一郡と爲す

(耶麻郡)(山郡)(耶摩郡)

みちのくに、やまの郡といふ所より、そこにて、冬の月を、

雲はれて空にかかれる月影をやまのこほりといひなおとしそ、〔源重之家集〕

又、このこほりに、秋ならねど、鹿のこまだらに雪ふれれば、

秋來れば鳴くや小鹿の斑雪山の郡の音もせぬかな

國邑志稿云、和武相四年に、常陸を越えて、山部を山とする由見えたれど、山の郡も、元は山部郡とありしならん、仁明紀、承和七年に耶麻郡始見す。按、耶麻郡の分置は、論ずるまでもなく、承和、延喜以前の事なれば、和名抄に之を錄し、其鄕里の名を擧ぐべき理なり。然るに、後書には「分會津郡」と註し、別に鄕名を云はず、疑ふべし。一本には「分會津郡日量」と見え、又日量を量足につくるもあり。寛文風土記に之を論じて、

和名抄、有耶麻郡之稱、恐重出歟、而其一有「津部、量足」其一有「分會、津郡、日量」凡九、而無見在之五莊、會津部、量足、日量、亦皆恐有「分會津郡」之衍文、則會津分爲耶麻之謂也、日量、量今日中村莊、云々

ここに、量足、日量の解、猶盡さず。恐らくは、置是の一字を、量足につくり、再誤て、日量とも爲れるのみか、「分會津郡、置是」の註文なりと正すも、一郡の下に、一鄕の名さへなきは、猶疑を存する者のみ。高山寺本、耶麻郡の下に、入野、佐戸、芳賀、小野の四鄕を載せしは、安積郡の鄕を誤り入れたる者とす

猪苗代(イナハシロ)湖

會津東邊の一大湖澤にして、周廻凡十六里、東西四里二十町餘、南北三里十八町餘、四山の溪流之に歸す。湊口は西北に在りて、戸之口(トノクチ)と云ふ。其水流は、即、日橋川(會津川、又、揚(アガ)川なり)近年、又東岸に隧道を造り、湖水を安積郡に疏通す。湖水面は海面上、約五一二米突。

會津山ふもとの池のさざ波やさざれの石の岩となるまで、　土津公(正之)

さざ波の打出の濱に出し月を會津の海にうつしてぞ見る、　惟足

(會津海)

(萬代池)

寛文風土記云、猪苗代湖、在磐梯山下、大同二年暴涌出、縈廻百里許、會津圖郡境雁、嘗謀于此、環湖數十郡、猶會津、耶麻、安積三郡、可比近江國琵琶湖、若傳者也、相傳、三番之島、萬代池(バンダイ)磐梯池是也、湖中有翁島。(林春齋の會津士直考に、人王五十代、平城天皇大同元年丙戌、猪苗代湖涌也、云云、又、山崎氏が山水記にも、大同元年、水初湛爲、或云、本二莊、云月輪、云更科、水湛滿而居民殲、二莊壞矣。)

會津の大湖は、惠日寺緣起に「磐梯山崩隅、有月輪更級(ツキワサラシナ)二莊、大同元年丙戌、二月十五日夜、陷沒、今猪苗代湖水是也」と述べらるれど、信け難し。月輪、更級の地は湖水の北邊の村落にして、今も存り、陷沒を經しには非ず。本、斯湖の生成は、火山土石の、溪流を遮斷して、

落葉せしめし者で、四周の山崩に因りて、之を判知すべし。

火山破裂の際、其噴出物の堆積によりて、流水を遮断し、成生せる湖沼なり、火山地方に在る、又は高野に、往々此種の湖沼を見、特に高野に多きを以て、稱して高野湖と云ふ、富士山の麓にあるもの、[illegible]はこれなり、日本、[illegible]、[illegible]湖等は、皆これの種類に屬すべきものなり。〔地學雜志〕

今は、猪苗代湖を以て、大同元年の磐梯火山破裂と將すも、其の[illegible]は、中世の[illegible]に成り、其所謂[illegible]のあれども、其の[illegible]を知らず、[illegible]の年代、[illegible]を推す[illegible]し、但、太古以來、火山爆裂し、山河の形状に、古今の變異ありしを想ふに[illegible]、[illegible]雜志云、猪苗代湖は、舊噴火孔址にして、今[illegible]に接ふるに、[illegible]の山脈は、本宮より猪苗代、若松に通ずる中山峠邊にありては、本邦最古の片麻岩より成り、[illegible]、火山灰[illegible]を掩へり、又其西南側に於ても、火山灰層の堆積ありて、往々火山岩層と互層す、要するに、此火山層は、往昔、石引（會津）、磐梯等の諸山より、噴出せる火山灰を堆積せしものなるべし、故に、猪苗代湖の地勢は、擂鉢形にして、湖水の下流は、其西北に當れる戸の口十六橋より、日橋川となりて、西後に流れ去り、日本海に入る、其流を十六橋にて、疏水工事の爲に、其東側中山峠より、[illegible]を開き、[illegible]に注ぎ、太平洋にも入る、[illegible]日本の[illegible]なれば、猪苗代湖は、もと耶麻郡[illegible]、重科郷[illegible]なりしが、大同年間の噴火に因て、[illegible]、[illegible]、今に根據なきものとは[illegible]、[illegible]、大同年間の噴火たる、其磐梯噴火にして、近年の[illegible]、主として[illegible]の爆發に依りて）山巒の一部を崩壊せしなるべし、之が爲に流出せし泥土は堤を成し、諸渓の水を塞きて湖水を造れる者、猶、近年、小磐梯の崩壊に依て、小野川村は水中に没し、秋元原、細野、雄子沢の、泥土の下に埋れたるが如くなるべし、現に、磐梯山の南側にあるキッチ[illegible]及び[illegible]の如きは、正しく昔の山崩に依て生ぜしものなり。

又[illegible]に、[illegible]長十六年八月、會津大地震、猪苗代四萬石[illegible]、[illegible]、死者男女三千七百三十人、[illegible]、會津風土記」と云ふは、[illegible]、風土記に山崎新[illegible]、[illegible]、利田[illegible]、地[illegible]と云はず、[illegible]の[illegible]にも、[illegible]、猪苗代、[illegible]萬石、當國會津封内、大震、慶長辛亥八月廿二日、地震山崩、[illegible]多[illegible]川、漲水逆行、匯爲湖水、死者二千七百人、今則波[illegible]渺瀰、[illegible]之外、未見其比」と云へど、誤れり。

新風土記云、猪苗代湖は、周十七里許、耶麻、安積、會津三郡に跨れり、相傳へて、大同元年、湖に成れりと云ふ、[illegible]、[illegible]の湖濱は、[illegible]に一方の[illegible]、中にも、[illegible]の湖濱は、[illegible]、[illegible]白鳥雁鴨の類来り[illegible]、[illegible]と云ふ魚あり、春夏の際これを漁して多く[illegible]を出す、鮒魚尤大なり、[illegible]、大網を引きてこれを[illegible]る、又、春水の時、[illegible]とて、竹を編み周九尺餘の輪とし、夜々舟を泛べ松を燃して雑魚を捕ふ、これを「ウカリ鮒」と云ふ。

猪苗代部（ヰナハシロ）

（稻苗代）

中世の[illegible]にして、磐梯山の南、大河の北、近世川東、川西、の兩組四萬石と稱せるにあたる。近世の初期には、河沼郡内に混入したることありしと。新記云、猪苗代は、又稻苗代に作る、[illegible]の頃までは、今の川東、川西、兩組の地を、河沼郡と稱せしが、[illegible]に、昔は[illegible]、耶麻郡と出せる故、肥後守正之、正誌を正し、本郡に隷せしめらる。

日橋川（ニッパシ）

（新橋川）

又、新橋に作る、猪苗代湖の排水路にして、其潰走の口を戸口（トノクチ）と云ひ、屈曲して西に向ひ、大谷川（右岸）、大鹽川（右岸）、黒川（左岸）、鶴沼川（左岸）、式部川（右岸）、[illegible]川（右岸）等を合せ、山都（山都村）に至り、只見川（左岸）を合せ、以下[illegible]（其下流を、阿賀川と[illegible]）と稱へらる。戸口より此に至り、凡十里。又、[illegible]、[illegible]に至る、[illegible]、以下は[illegible]、越後[illegible]、松[illegible]に至り、大海に[illegible]す、越後國[illegible]を參照すべし

心にもあらてわたりの會津川うき名を水に流しつるかな　古今六帖

（會津川）（揚川）

[illegible]風土記に「四[illegible]本流、[illegible]、[illegible]之會津川、郡名因之」と述べたれ、[illegible]、[illegible]中の會津連歌、心敬僧都の句「小舟こぐこよひや星のあひつ川」と云へる[illegible]、會[illegible]、[illegible]、小[illegible]に[illegible]る間に、[illegible]多ありて、舟を上下し、[illegible]、[illegible]時、[illegible]の[illegible]、[illegible]水路を開くの[illegible]ありしが、[illegible]、[illegible]保十四年閏道下事の文書を收む、[illegible]より、[illegible]道齋と云者來り、大[illegible]を[illegible]、[illegible]、落成の功を奏せず、[illegible]、[illegible]川村[illegible]村氏の家に存す、

[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]海枝（サイカチ）[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]道之[illegible]、今[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、中[illegible]中[illegible]也、[illegible]、
享保十四年己巳十月二十五日　奉行家老　連署

京都松原通丁子屋　岡田道幽老
　同吉郎兵衛殿

副書

揚川道、從會川至津川之間、船積自他國々諸荷物運賃、荷宿設候、荷口錢、并筏役銀共ニ、年々惣納高之内、半分者七月十月年切に致上納、殘半分者永可爲所務事、

一揚船之外、傳船に荷物積往來、一切に停止申付候、但、渡船、鹽傳舟者、可爲格別事、

一片荷物輕重、并荷物依揚場遠近、運賃之高下者、荷主可爲相對事、

一駄別、荷口一駄に付、下り舟三拾文、上舟貳拾文、

筏役銀、寸方百挺に付貳匁、小角材木に付貳匁、舟板十枚に付三匁、丸木舟一艘に付三分、保太百挺に付四匁、

一廻米一駄に付、下り舟貳百四十文、商人米一駄に付、下り舟三百五十文、上舟三百九十文、但、荷物輕重揚場遠近に隨而、運賃之高下者、荷主對談次第、自他之乘合舟一人に付、下り百五十文、上り貳百文、

右者、今度揚川舟路成就に付而、家老中奉行中遂印之畢、荷渡置、永不可有相違候、如件、

　享保十四年己酉十月二十五日　渡部多門　判

後、明和二乙酉年、甲州鰍澤海野傳之丞と申者下り、鹽川より上野尻村の間、爲試、船二艘(二十俵積)製造、廻米を積下、鹽を積登せたり、同三丙戌年、又、船五艘製造し同く通漕すれど、永續せず、嘉永時代、再三通船の便を開かん爲めに、大工事を起す、兩岸に、綱手道として、岩を斫らせ石垣を積み道を作る、川底の石も、轆轤機械、大綱を以て水涯に引寄せ、第一に鎭塀を取掃ひ、兩三年に渉り工役を續け、鰍澤の水主樵取を雇ひ通漕を試み、一時騒然たりしも、案外の大金を費し、之を償ふこと難く、舟行苦勞を極めたり、而も今に至りては、水涯へ引寄せたる石も轉び、石垣は崩れ、蹟形は水の泡と共に消失し、唯水流の石に激して、舊時不平の聲を聞くに留まれり、此川に自寛大洪水と云ふあり、寛文五年中、六月廿八日、大雨大洪水に、自寛の翁一人、岸樵に坐して流下し去れり、因て自寛大出水を云ふとかや、慶長十六年には大地震ありき、

會津風土記云、烈舟瀬(カガセ)、是新橋下流也、慶長十六年八月二十一日、大地震、若松川塞、水滯爲湛、高可一丈二尺、兩岸相去數十丈、山崎村、五目村等、地裂潮水湛焉、亦同時云

按、日橋川は、貞享年中にも、疏通の役あり、郡代鹽川(ホキカハ)に合考せよ

――◆◇◆――

山潟(ヤマガタ)

今、壺下(ツボシタ)、金曲、小平潟等と相合せ、月輪村と改む　耶麻郡の東南隈にあたり、湖水の東岸、月形村(今安積郡)の北に隣る、鐵道車驛にして、郡山より十四哩、若松へ二十七哩、又、湖上には舟航自在なるを以て、戸口と相對して、地方の二名津に推さる、釜子(カマコ)濱の傍あり

(山方)

新記云、山潟村、往古は民戸ありしに、中頃に至り亡滅して、百年餘あれはてしを、永正中、下野國の浪人關加賀棄と云者、安達郡玉井村より、郎等引具し此に來り、猪苗代の三浦氏に請て、墾田を起せしより、再び民居となりぬ、其後往還となり、安達郡中山驛より山越に此村に繼ぎ、又、仙道の諸村より米穀を此處の米倉まで納めしとて、今猶彼地の者其事を語り傳ふ、古文書に、山潟を山方(ヤマガタ)に作る者あり、

(田子沼)

田子(タゴ)沼は、村東二十町、山中にあり、東西八町、南北五町、極めて幽境なり、下流は西に降り、湖中に歸す、相傳ふ、往昔この里に齋多と云ふ一處女あり、田人商人と云二人の男、此女に心を懸け、さるべき樣なこしらへて、只管に彼女にいどみしに、齋多此沼に身を投て死す、二人の男これを聞き、悲歎に堪へず、又もろ共に溺死せしとぞ、溺せしより後、夜ごとに沼の中に相争ふ聲聞えしと、今も猶此里の古風俗にて、これを方俗、山潟の相爭ふ南と云ふ也、田子時雨は、東の山麓にあり、古崇して祠をたて、田子殿と云者を祭るとぞ

今按、田子とは、古へ、手兒、又手兒女(テコ)とも書て、古風土記、萬葉に多く見えたる、少女の名なり、

(釜子)

釜子(カマコ)濱は、昔船着なりとて、湖中に數十間突出、石を累ね築きし塚あり、村老これを船場と云へど、古の舟着なれば、舟宿の爲めに築きしと見ゆ、會津湯上覺井村の肝煎、横宮吉兵衛が家に藏むる、蒲生氏の時の文書(慶長九年)、戸口、山方書請とあり、これを蒲生時の事なる可し

藩政の時、本宮、郡山への通路は、壺下より横挿峠を踰えしが、近年、壺下より山潟まで、湖岸に直道を築き、小坂峠を低め、山潟より田子沼を經て、中山宿(安達郡)へ向け、其道を開通す、舊時は稍羇衰したり一驛、東馬の往來、且要を占むるに同し、鐵道も、此驛道と相接して、沼上峠の隧門を通す、此峠は、世に田子沼峠とも呼ばれ、中央分水山脈の最低處にあたり、標高五百六十米突、即、猪苗代の湖水より隆起すること、僅に五十米突許

(田子沼峠)

大八湖遊記云、初安積郡民、甚苦郡田野不得水利、謀疏通引湖水以供灌漑、自之大久保内務卿、容納其言、遣吏撿察地形、既而官摹起業公債六百萬金於海内、欲分其六十五萬餘圓充墾田疏水工費、按地經營、蓋水道所經、約二十餘里、其水道從猪苗代湖、湖東日山潟、左右築石堤、中鑿溝渠、東去千四百間、通之田子沼、又東六百五十間、爲沼上嶺、鑿隧三百二十五間、隧口營閘門、鋳鐵約門扇、啓閉用轆轤、是爲沓外晴渠、滿

水上下滑澤等、自四十五尺、從是數次經晴瀧、逐次達第七番牛庭京時瀧、明治十二年起工以來、三閲寒暑而竣功云。

（山田）

觀蹟中の宗久紀行に、淺香沼（安積郡）より山田の里に至り、海岸の苫屋に暫休留し、此を去りて更に走井と云ふ野を過ぎ、逢隈川の邊に出でゝ山を越す、山田（ヤマダ）は、郡、山潟にて、此すゞかゝの本義も、山之田たる所以に契合す、走井（ハシリヰ）と云ふ地は、今知れねど安達郡羽瀬石（ハセイシ）、長谷（ハセ）に合ひすべし。

宗久紀行云、淺香沼教へし人に、道の案内など聞てきて、山田の里といふ方へ行きぬ、さる海面に、何のいたりもなく造りたる草の庵なれば、故ありさまにしなしたる苫屋ありしかば、其處にとゞまり侍りしに、長月十日あまりのことなり、後の山よりおろす風にたぐひて、鹿の音近く聞ゆ、前は遙々と見わたさるゝ波の上に、ふけゆく月の影うかびて、なよふ千鳥のしばなく聲も、いと心すみて聞き侍りし、あくれば、道き野邊を過ぐるとて、其の野の名を問へば、これなん走井といふ、逢ふ人もなく、遙なる道に、山賊などいごて、人をあやまつ類多ければ、旅人も早く行かんことのみ急ぎ走る故に、言ひつけたるとかや、聞さ侍りし、或時は、峯の嵐をかたしき、野原の露に臥し、或時は磯打つ波に夢をさまし、浮寝の床に袖しぼる、自から草の枕によわり行く虫の聲を聞きて、我の末葉になり終ることを思ひ、蘆の苫屋に臥しなれて、月の出しほの潮を空に知る、かやうに何處ともなくあくがれ離りし程に、白川の關を過ぎて、二十日あまりにもなりしに、廣き川の邊に出でぬ、これなん逢隈川なりけり

壺下（ツボオロシ）　今、月輪村の大字にて、山方の北に隣る、藩政の時、此に番所を置き、仙道の出入を撿察し、稱し一壺下口といへり、壺下の東、揚枝峠（ヤウジ）を以て、安達郡界とす、中山宿まで一里二十四町、猪苗代へ二里。古書或は坪下（ツボオロシ）につくる）

（坪下）

揚枝峠

新記、壺下村の東界は、倉手山（クラテ）の頂を限とす、村東二十七町、倉手山は登ること五町餘、其東は地形大に舉ければ、郡山の方より望むに、空に挿める峻嶺なり、頂きて竈之神（カマノカミ）祠あり、揚枝峠（ヤウジ）はこゝに五町、此より中山宿に達す、圖梁あり、壺下口と曰ふ、木戸門あり、左右は山を切て道とし、西は淵水を要害とす、番成を置き、往來を察せしむ、初め、蒲生氏會津を領せし時、壺下、中山兩村の間、山中人家なく、往來の者難儀せしに因り、慶長三年、壺下村の東、倉手山の麓に、百姓村を開き、鐵砲二挺をあつけ置き、五十石の年貢を免し、出陣上洛の節、必百姓二人を足輕に仕立連行しとぞ、もと柳[illegible]枝村と稱す、後、柳の字を省き今の名とす　○終北錄云、文化五年戊辰、正月十一日、前侍從行、公於宮門內迎帥、師由埋門出、蓋以埋門充内門也、時積雪滿山、寒氣凜冽、轎重甚艱有寒耳、晩次猪苗代城下、障將寺、滿館、以鳴鐘二枝、前攻水漲甚高、以昔爲來餞、十二日、過壺下口、踰楊枝嶺、絕頂峻滑、布帛於雪上、以渡軍、晩吹中山、○會津七年史云、慶應戊辰、閏四月朔日、西軍參謀醍醐少將は、本宮の本陣より令を下して、石莚、中山、御靈櫃の諸口へ、明日拂曉、進軍すべき旨を命ず、會津小森一貫齋、中隊に將として楊枝村に在り、仙臺、二本松、藤堂、土州の兵、福川に襲來すとの報ありければ、中山峠に至り、其近づくを待ちしに、敵兵來り暫く戰ひしが、決せずして交退す、○會津史云、八月廿二日、中山口を守れる我兵は、楊枝峠の險、及び間道、諸上の險を扼せしが、此夜、猪苗代の火災を顧み、既に腹背敵を受けたるを知り、急に其守を撤して、若松に向ひ退散す

（郡津）

關脇（セキワキ）　今、月輪村の大字にて、壺下の西に並列し、西に[illegible]水を下瞰し、山[illegible]に住す、相接して[illegible]八、て、月輪村の大字なり

坪下、福澤、其長由付下之儀に付て、中分開け候、猶又、猪苗御倉入之筋に候間、一ヶ月を半月宛、坪下と申候、越後代に同じく、付下可在之者也、

十一月廿七日　長二　　[illegible]兵衛尉

關脇村に龍山宣陸より、[illegible]、昔は岩館山に道塞あり、[illegible]、天正中に至て、三浦[illegible]建せしとて、[illegible]十五日、さるべき民家を掠め去り、[illegible]大將に不在なし、村民の祭に與る者、宿答して[illegible]、たなる所に新なたき、月山、[illegible]、羽黒[illegible]、[illegible]大明神と[illegible]、一日に出る物、出ふることも數十度、其の之に還る者、一人或は二三人、足に過て[illegible]を取て[illegible]し、遂に圍中に入り火上に坐す、[illegible]は火を渡り或は火を踏み、際にて火を採るも、怪我もあることなし、少間ありて、神去れば其人[illegible]るが如し、之を火祭といふ、岩館山は、古壇址とのたふ、西向に[illegible]手代[illegible]云、道濃の[illegible]部[illegible]に古[illegible]につたふ、古[illegible]松寄合[illegible]記

くることにあひへの[illegible]我と[illegible]へ[illegible]なく[illegible]ふる[illegible]なたくた[illegible]　俊[illegible]

（月輪）

金曲（カナマガリ）　今、月輪村に改め、同[illegible]、赤下、山[illegible]、小平[illegible]を合す、猪苗代の耶麻郡二里にして、[illegible]長[illegible]川）は、此に在り、[illegible]に[illegible]、今[illegible]北を[illegible]地と云ひ、寛永七年[illegible]

月輪には、中世[illegible]なり[illegible]、文[illegible]七記に、月輪庄、[illegible]、月輪、更級、鄉村多[illegible]、[illegible]近世に、月[illegible]庄十九村にわたり、磐川の左右今の月輪[illegible]を[illegible]せり

（遠島）

新記云、金曲の遠島(トホジマ)は、村の西南、湖濱にあり、平沙皎潔にして、長十八間程の洲崎なり、松樹あり、左右に由水一丈あまり、漁舟賈帆往来斷えず、阿観の景なり。

小平潟(コヒラガタ)

今、中田、松橋と共に、川桁村の中に屬す、酸川の右岸にして、湖岸に臨み、金曲の西北に一水を隔つ。

新記云、小平潟の松原、汀に一他木なく、青松のみ高く聳え、清風常に斷えず、朝暉夕陰氣象一ならず、遠近の諸山猪苗代湖に倒影し、絶景の佳なり、村北二十二町、東西二町許、中に赤沼と云ふ少池あり、小平潟天滿宮も、松原の中にあり、蒼翠社頭に掩映して、湖山の景頗麗し、もとは村東にあり、今其遺跡に、鉾梅とて古木存せり、昔、何人にや、攝津國枚方(ヒラカタ)より、菅神の畫像を持來り、此に祭りしと、元和三年、筑前守正經、今の地に遷せり、社中寶物、天滿宮神號一幅は、後奈良院宸翰なり、八代集秀逸歌一冊、奥書あり、

此一冊、不顧悪筆、爲島崎武庫円隆、書之者也
　永正丁卯冬至日　　耕閑軒兼載花押

兼載は、即此里の人なり、幼くより佛道に志敦く、出家して京師に赴き、曾て、文明の頃より、種玉庵宗祇に随て連歌を學び其、奥旨を傳へ、宗祇が風體を一變して、絶妙巧実の句あり、後、北野會所の預となり、叡慮より屢聖藻を賜ひ、又將軍家より尊て宗匠とせらる、一説に、往昔、此村の地頭、石橋丹後の家に一婢あり、容貌揃て醜く、年闌るまで嫁を得ず、神に祈り孕めることあり、十三箇月を經て兼載を生めりと、其後、黒川諏訪の社内に、連歌の會あり、兼載其席に交はり、秀句多し、後、下野國足利の學校に入り、文籍を渉猟し、遂に京師に赴き、宗祇に從て連歌の奥秘を傳ふ）嘗て禁庭に召され、源氏物語を侍讀せしに、法橋を授けらるべしとて、俗胤を問ける、兼載其所生の賤きを恥ぢ、假に三浦氏名氏たる由を勅答し、後、猪苗代城主等名を請て其實苗を嗣せしと云ふ、又、其頃、古今集の奥儀を、相伝所堯孝より堯恵に傳へ、堯恵より兼載に傳へたり、又、宗長、新撰菟玖波集を撰びしに、勅撰に准すべき由の詔ありし時も、兼載が句を數多入さ、後、本州白河の關の邊に住居し、耕閑斎、又は相國坊と稱す、最後、古河公方の招に應し其地に移り、永正七年六月死、年五十九、野沢村高扁寺に葬り、一株の櫻を植て墓表とす、其墓今にありと、著はす處、園塵集二巻あり、生平の連歌の稿なり

酸川(スカハ)

一名、長瀬(ナガセ)川と云ひ、若松山陰、及び吾妻、安達の諸山の溪瀾を源とし、猪苗代町の東を遶き、遠島（金曲）、小平潟の間に至り、湖中に歸す、酸川の源谷は、磐梯、吾妻、安達三火山の間にあたり、古来幾多の崩裂、破壊を經たる地なるが、殊に、近く明治二十一年に、大噴裂あり、山容變改、其怪奇變幻を極め盡しぬ。

酸川の東側なる川桁(カハゲタ)山の連脈は、磐梯、安達等の火山に近接すと雖、片麻岩の古層より成り、中央分水山脈の舊形を留存すと云ふ。

新記云、檜原村高森山より出づる一流を、村民は大川と云ひ、村の東口にて長井川、吾妻川これに注ぎ、檜原(ヒバラ)川となる、既にして小野川、中津川、小國沼川之に會し、渋谷村の東北にて酸川に合し、以下、専ら酸川と云ひ、又長瀬(ナガセ)川とも云ふ、金曲村、小平潟村の間を經て湖に入る、青尼温湯の下流を受けて、味酸く、硫黄の氣あり、故に此水の濱田、米穀の味美し、其上流には鱒、岩魚、鰍等を産して、其品々の類多けれど、酸川(スカハ)合してより、魚類少し（伊達成實記、天正十七年六月四日、正宗公、関子島より猪苗代出馬、我等も須川と中所にて、御目に懸り候。

（長瀬川）

川桁(カハゲタ)

もと山名にして、楊枝峠の北にあたり、山勢南北に延び、安達郡界を限れり。山の麓に、荒野(クワウヤアラ)、新屋敷(ヤシキ)、曲沢(マガリサハ)等の部落ありて、汎稱川桁と云ひ、荒野に觀音(クワンオン)寺あり、南は酸川の岸に居る、今皆長瀬村の管内なり

（川桁山）（曲澤）

新記云、川桁山は、山脈南北に綿延し、山中に三重瀧あり、懸水三級、遂に山谷に瀉下すること二十丈、其溪流を觀音寺川といふ、觀音寺は、昔、三浦大炊助盛遠が、猪苗代入部の初め、之を建て、荒野百貫文の地を寄附せる者なり、因りて、康暦の頃より、寺の名に依り、觀音寺村と稱へ、天正の初め、火災に罹り、今の地に遷る、觀音寺の傳に曰、觀音寺、昔は此より五町の方十町許山奥、今の本寺と云ふ地にあり、文禄の頃今の地に移しぬ、何の宿の草創にか詳ならず、後、此寺も廢せしを、文禄の初め、越後國濟谷村光明寺南室と云僧、廢寺を興し、寛文の頃にや、舊址より斷碑を得たり「惠信寺禪師元弘元□□」の七字を存せりと云ふ、今はこの斷碑を見ずと雖、石塔二基、一は舊址より遷せりとて、庭前におく「應永十八年、十月吉日、用三年忌、啼明」とはさだかに見ゆれど、其の字剥落して見えず、後に「川桁山圭白」とあり、一は客殿の北にあり、圭首の塔なり、前に「孤峯淨雲禪尼、慶長二酉年、五月廿六日」右に「爲慈母造立之」左に「鎮波茂左衛門」とあり

（觀音寺）

白津(シロツ)

觀音寺の北にて、八幡宮あり、東舘、悪戸(アクト)、内野(ウツノ)等と共に、今皆長瀬村の管内とす　川桁山の西麓、酸川の左岸なり　會津風土記云、白津村八幡宮、相傳、永保年中建立と、天正十一年、三浦盛國、同嫡子盛胤、所願の事ありて、八幡の木像一軀を納む、其背に「奉造立、白幡(シラハタ)大菩薩、爲現世安穩、後生善所、子孫繁榮也、天正十一年癸未、三月十五日、平盛國、同盛胤」と刻せり。

（白幡神社）

新記云、猪苗代城主三浦左馬助盛胤墓、内野(ウツノ)の上村東一町、山腰にあり、今猶、村民其人を慕ひ、崇敬すること大方ならず、常に華を插ひ供養す、一説に、天正十七年、父

（内野）

隣國、伊達家に内通し、葦名の社稷を覆さんことを謀りし時、隣風諫を諫めしかば、遂に罪を得て追出され、更に後、摺上の戰に會せしも、父の濫進せるを見て退き、更に伊達の手の陣に驅入り、諸子を負て横澤へ歸る、葦名没落の後は、蒲生氏にも仕へず、内野にて終れり、文化二年より、年年一夫の役を免し、その労を撫ひ、嘉賞せざらしむ

新記又云、川東組とは、大抵、酸川の東なる故、名あり、東北に層巒を負ひ、南に湖水を擁し、西は曠平の地にて、田野開け人烟繁く、薪材養水に便よけれど、磐梯、吾妻等の高山あり、風常に烈く稼穡美ならず、中に酸川の流あれども、硫黄の氣を帶び、其水の灌ぐ所は、米穀の味薄し、されども、小田、酸川野、白木城等の諸村は、其土桑に宜く、蠶養の利封内に甲たり、又良馬を産す。

長瀬

もと本名にて、酸川の一名なるが、今は猪苗代町の東なる内野、下館、白木、觀音寺、荒野等を合せ、長瀬村と改む、酸川の東岸なり

新記云、下館村隣松院は、初め猪苗代城北に在り、開山を芳春といひ、越後流谷慈光寺（曹洞宗）擧總和尚の附法なり、永德三年、芳春、猪苗代城主三浦時盛の助力により、隣松院をたつ、天正兵亂の時、堂宇廢壞し、慶長中蒲生秀行、此地に移し、小松山と號す、其後、猪苗代盛國より、隣松院の頭へ、□書一通を藏す

小田

今、白木城、堀切、酸川野、大原を併せ、吾妻村と改む、猪苗代町の東北一里、酸川の峡中の村落とす、東には、安達太良山の支峰、天狗角取山、石筵峠、月見山、鐵砂城山、鬼面山、土湯峠等羅列し、二本松への間道、石筵口、高玉への間道、土湯口の二路、此にて分る

新記云、小田村、蠶を飼ふこと尤多し、中にも繭絲に勝れ、西方より多く來り求む、酸川野村、白木城村も、此村に次て蠶養す、大沮は、小田村より辰巳の方二町にあり、そのかみ磐梯の峰崩れて、今の赤埴山を起し、土石酸川の水道を塞ぎ、檜原の方まで湛へし時、其湛の溢せし跡なりと、又、小沮の名あり、共に今は、大やり水小やり水と云ふ、又、其湛水の時、小田村も水湛へ、潤水の如くなりしに、其後水潰えて平地となり、今猶堀切村より荻窪村の邊まで、大石多く排置せるは、其跡なりと、しかるに、館迹なりとて、村より亥子の方に一墟あり、東西十八間南北四十三間餘、西は酸川の急流を要害とし、東の方に隍形残れり。

(白木城)　(堀切)　(明家)

酸川野

小田の北にて、酸川の右岸に依り、或は明家と呼ばる、今、吾妻村の管内とす、藩政の時、酸川野口とて番戍を此に置き、専、土湯峠、石筵峠往來を察せしめたり、若宮八幡を鎮守とす、北なる山丘を白布といふ

白河紀行云、戊辰八月廿日、猪苗代に宿す、本日途上にて、仙兵の多く猪苗代より引揚るを見たり、是は官軍其國境に迫るを名とし、米澤通りして引揚る者なり、本道より歸れば、道も近き由なれども、已に官軍の八丁目邊迄進むと聞きて、之に恐怖し、四五千の兵はありながら、間道を潜行するとは、名に負ふ仙兵の所業と、一同冷笑せり、須川野を經て、木地小屋まで着、爰より石筵山絕頂迄猶四里餘あり（酸川野の北に、□之木、白布の數峰あって、吾妻山の支脈とす、吾妻山に發する中津川は、吉田を合せ、檜原川と共に、酸川野に至り、酸川に合せしが、小磐梯の破裂後は、崩石、中津、檜原の數溪流を遮斷し、水脈を塞す。

木地小屋

酸川野の東に交りて、木地小屋の村名あり、三十戸許なれども、藩政の時、酸川野口の一驛舍たり、相傳へ、文禄二年、檜原村の木地挽來り之を開くと、木地小屋とは、皆木地挽の居所に名づけられし者にて、諸山各所にこれあり、此邊にも、近く達沢、高森、土湯等に木地小屋の名あり、○新記云、會津、昔、木地挽無し、天正十八年、蒲生氏入部の時、其故郷近江國慈教寺の勸にて、彼國君畑より、木地挽を招き、會津郡慶山村にて始めて木地をなさしめ、それより處々に移り、其業封内にひろまりしとぞ、常に山林に就て小屋をかけ、良木盡くれば他山に移り、住處を定めず、其居を遷すを飛と云ふ。

沼尻山

安達太良山（安達郡に跨りし支峰にして、其西背に居る活火山なり）正西に磐梯山を望み、北方に吾妻諸山を望み、小田、酸川野の東に在るを以て東嶽の名あり、近く、明治三十三年七月、爆發破裂を見たり。

(東嶽)

新記云、東嶽は、小田村の東四里を隔て、登攀廿四町、安達郡と峰をさかひ、俗に沼尻峠といふ、南は石筵峠に續き、北は鐵城山（三國山、割嶽）より鬼面山に續く、沼平とは、沼尻峠より西に下る四町計に、六町四方許の平地なり、昔、此地に沼あり、慶長元年の夏、大に潰て小沼となり、その後又決して、西の方に決潰の跡あり、全く平地となる、此處硫黄多く出づ、村民常にこれを堀取て鬻出す、四近、硫黄の氣に蒸れて草木を生せず、沼際のみなり、硫黄の毒に中れば、飛鳥も忽死し、人も往々斃仆すと云ふ、これより北に霜降山とて、一段高き所あり、草木生せされば名つけしと云ふ、温泉は、沼尻峠より西に下り十六町にあり、巖下に二穴あり、相並て共に徑二尺計、其中より熱湯沸騰し、勢甚畏るべし、流れて溪水に合し、廣二間斗の川となり、始めて浴すべし、味酸澁、疝氣、痰飮、眼病、積聚を治す、其功著明なり、傍に小屋を設けて浴客を待つ、下流四町斗の間は猶温なり、されば、兩岸草木を生せず、川の石に湯垢附けり、之を採り製して湯花といふ、白絲流は、熱湯の下流に澗水合し、西に下る事四町にあり、熱泉此邊まで全く冷え

(沼尻湯)

ず、兩山みな巨巖にて、高二十餘丈也、湯尻川、即、酸川の水源にて、熱湯の下流なり、佛澤、白水澤、朱澤等の水四合し、西に流るゝこと二十町許、岩弓川に注ぐ、硫黄の氣深ければ、味酸甚なり、魚の一たび入れば斃死すといふ。

會津風土記云、耶麻郡東方西嶮、熱湯自石邊湧出焉、又出硫黄、味酸濃、能治積聚、盛夏間、人多集于此、或浴之飲之、不敢高聲語、若喧語、則雲霧蒸起、風雲暴至云。

沼尻山は、西、磐梯山と相望み、北は吾妻山に連れる活火山にして、最大なる火口を有し、擂鉢形にして、徑約五百米突、深百七十八米突、其內側は絶壁をなし、鐵ヶ城、箕山、船の明神等は、其環壁の高點にして、屏風岩障子岩は、火口瀬の南北に屹立せり、孔底は平坦にして之を沼の平と稱し、其西より南偏に噴氣孔あり、沼尻村は噴火口より直徑距離七八町、火口瀬の谿間にあり、此地に温泉（硫黄性熱百五十度）を湧出し、入浴場の設あり、更に西方一里餘の萩野（中の澤）にも、此温泉を引き、浴場を設く、其西半里大原村に硫黄事務所あり、明治三十三年七月、沼の平破裂、火口附近の降灰は、六尺より二十尺に及べり、約五百米突の舊噴火口は、今回の破裂に依て全く其形狀を變し、舊火口の中部に更に新爆裂口を生し、硫黄製煉所は爲めに破壞せられて其跡を存せず、新爆裂口は、長徑三百米突より短徑百五十五米突、〔地學雜志〕この火口內には、十八の小噴口碁布し、爆裂の初め盛に硫氣を吐き、熱水高く空に騰り、頗壯觀を極めたり、後、水之に滯溜して湖池を成し、今や面積約五萬平方米、深二十七米、湖底尙硫氣熱水の激發沸騰するを觀るべく、硫黄片は水面に浮漂し、採りて製煉に供せらる。

石筵峠（イシムシロ）　一名甘成（方成にも作る）、又中軍山と稱ふ　小田

酸川野の東二里餘、戊辰の戰跡をつたへ、安達郡へ通す　天狗山、標高千四百五十米突。

新記云、天狗山は、小田村の卯辰の方二里、高峻なるもの稀なり、何者の所爲にか、遙かの山頂に、角力、伐木の音のきこゆることありて、村民之を天狗の所爲とす、地藏倉は、天狗山の西南、川桁山の北面にて、南は荒野村の境內なり、山中に大巖あり、自然に長十五丈許の地藏の像をなせり、山中に、山茶（ヤマチヤ）と云ふ木あり、葉桑に似て圓し、古は茶に代て用ゐしと云ふ、石筵峠は、安達郡石筵村に行く路なり、山間の路殊に嶮し、峠の下を水地小屋と呼び、享保三年、檜原村雄子澤より移れる山民十七軒住す、本名逢澤なり、○七年史云、戊辰閏四月四日、石筵口へ、仙臺兵來襲す、凡二百、會兵十八人、之を支ゆる能はずして、山上の壘壁に走る、西兵究追せず、萩岡の營に火して退く、己にして東軍同盟成る、七月二十九日、西兵二本松城を陷る、仙臺應援將坂英力は、數千の兵を帥ゐながら、戰はずして須賀川より郡山に至る、西兵已に八丁目に進むときき、本道によりて進むの勇なく、潜谷、石筵口の營に至る、曰く仙臺兵なり、願はくは路を假り貴封內を過ぎ、米澤を經て國に歸らんと欲すと、翌日、猪苗代を過ぎ、米澤領へ走る、

八月二十日、薩長土肥の西軍は、二本松より暮成（ゼナリ）峠に迫り、薩長の別隊、及び大村の兵は、本宮より中山峠に迫る、合三千人許、時に暮成口を防ぐ所の我兵は、猪苗代田中隊、及び幕兵數百人なり、我軍の哨兵、山入村に進み叢林に據り、撃ちて土藩の兵を斥く、廿一日、西軍暮成峠に至る、阪路三に分れ、左方貴岩日最峭峻也、東軍は其險を恃みて深く力を用ゐず、西軍之を探知し、且、石筵村の人民、曩に幕兵の爲に村落を燒かるゝを以て、其村民を諭して嚮導となし、土の精兵數十八人を[illegible]き、[illegible]岩を[illegible]、[illegible]暮澤の[illegible]、我陣[illegible]の中間に出て、不意に我營の砲臺を側射す、其正面の西軍、亦一[illegible]之に迫る、之を以て守兵堡を棄て[illegible]退く、他の砲臺[illegible]も潰え、各々路傍の民舍を燒き、猪苗代に退く、〔會津史〕

八月二十二日、西軍石筵峠を降り、猪苗代城を襲ふ、守將高橋權太輔は、衆寡敵せざるを知り、[illegible]見禰山の祠官をして、祖廟の神靈を奉じて若松城に赴かしめ、城に火して退軍す

維新史料云、八月廿七日、參謀伊地知の書狀「先ては奧羽平定之上、會津征伐に取掛候方、可然と存居候處、各方手合せの人數見合軍議、旁住案內、追々時候も押移候得者、みすみす雪中、彼れ持久之好計に陷候は、案中之事故、當月十九日、軍議一決し、廿日、二本松出立、廿一日ボナリ峠口より、左右中三手に分して、會津口へ攻掛り候處、其日三ヶ所の砲臺を取り、會津領へ一里餘進入、廿二日、猪苗代攻取、其夜西部隊其外にて、戸の口十六橋と云要地押渡り、廿三日、若松城に迫る、廿四日迄、賊徒必死防戰候」云々

土湯峠（ツチユ）　沼尻山の北に連なり、吾妻山と安達[illegible]の間なる隘口とす、猪苗代町より此に至る凡四里、[illegible]り土湯峠の東へ下ること一里半、信夫郡土湯村に至る。溪水は、岩弓（イハユミ）川と云ひ、（一名佛天川）酸川の一源とす、高森小屋、大原新田の二部落は、峠の西南麓に居り、今吾妻村の管內とす　横向（ヨコムキ）の明礬湯は、炭酸性、熱百二十九度

新記云、大原（オホハラ）新田は、寛文中之を開く、其北二十町に水晶山あり、多く石英を産す、其東を高森小屋とす、横向温泉は、高森小屋より北寅の方三十町許、岩弓川の上流にて、巖間より涌出、清潔にて毛髮を染むべし、硫黄の氣を帶びず、近來、洪水の後、岸崩れて、修造せざれば浴

（土湯）

しが[illegible]りシノナシと云ふ溫泉あり、水雜りて熱せざれども、其功は横向の湯に同じ、吾妻小屋は、[illegible]、檜原村小野川の木地挽の移住せるより[illegible]、土湯より、伊達、信夫への通路にて、酸川野より[illegible]に之を土湯之嶽(タケ)といふ、[illegible]といふは、此より北に通せし古道なりといへり、[illegible]に、天正十年八月、小山七郎朝光築、[illegible]猪苗代[illegible]、[illegible]子土湯之[illegible]第一[illegible]、其道す、信夫[illegible]、伊達[illegible]、[illegible]たり[illegible]、信夫[illegible]、一は仙道安達郡の本[illegible]、石筵[illegible]、一は間道會津より迂回[illegible]、土湯[illegible]、次に伊達[illegible]山に迫る[illegible]田宿、白坂[illegible]伊達[illegible]、土湯[illegible]南北相去る十里、前後[illegible]、[illegible]七年史云、戊辰四月十八日、[illegible]山にあり、皆な[illegible]りて仙臺兵の進軍を促がす、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]らしめ、[illegible]、一[illegible]して走る

吾妻山

耶麻郡の東北[illegible]、信夫郡、及び置賜郡[illegible]、山中に、昔、[illegible]ある[illegible]故に、[illegible]といふは、[illegible]會に出て吾妻に、[illegible]、其山形の[illegible]に因るのみ而[illegible]、吾妻山は[illegible]にて、耶麻、信夫、置賜、三郡に跨る、[illegible]、[illegible]、湖間の景象は[illegible]る者[illegible]、[illegible]、東を東吾妻といひ、西を西吾妻と云ふ、[illegible]、いづれも高しと知[illegible]、三山の前後に遮れ[illegible]、蹤び少なき深山なれば、[illegible]の中に[illegible]鳴[illegible]、[illegible]の境なりとす、山谷の中に九輪草、[illegible]あり、東は信夫郡に接し、耶麻、信夫、置賜、三郡に界ふるな[illegible]山と云ひ、其[illegible]を信夫郡にて中吾妻と唱ふ、其東に東吾妻あり（若木山と一峯を界ふ）北は出羽國置賜郡に界ふ、[illegible]を、[illegible]にて大日嶽と云ひ、其東の山を鳥[illegible]の吾妻[illegible]と云ひ、[illegible]に其峯を界とす　西吾妻[illegible]村に[illegible]高き[illegible]云、中吾妻は、須[illegible]村の西北二里廿町餘にあり、頂上まで二里餘、東は東吾妻に續び、西は西吾妻に對し、北は支峯環列し、東西の吾妻に續き、中腹より下は大抵[illegible]の[illegible]、頂[illegible]方[illegible]、陰陽[illegible]、[illegible]を[illegible]る[illegible]なり、中吾妻の麓に[illegible]あり、[illegible]より溫泉湧出し、[illegible]常に絶えず、是を吾妻權現の靈場なりとて、民の崇信大方ならず、[illegible]七八月の頃、[illegible]寺、並に猪苗代の修驗成就院、各登山して小屋をかけ、數日間參籠して讀經す、諸村より參詣のもの少からず、山中に鷲の巣くふ所數處あり

（中吾妻山）

秋元原

もと中吾妻山の南麓の[illegible]を云ふ、酸川野、白布山の北なり。中津川、倉川此にて相合ひ、猶西南して檜原川に合ひしが、明治二十一年の噴火の時、南西なる[illegible]梯山より土砂を降送して、原中に堆積せしめ、中津川、倉川は原東に[illegible]、小野川は其西北に渟(トク)滯(テイ)し、各沼澤を成す　小野川の木地小屋を、戸倉内ともいひ、檜原村戸倉の[illegible]之を開きたりと）初め排水路なかりしに、後、[illegible]の水を檜原湖の東に合同し、更に東に繞らし、稍、小野川、中津川の滯[illegible]をも洩さしめ、[illegible]川の如くに酸川へ注かしむ。されど、水脈は、[illegible]も[illegible]達す

小野川湖は（檜原湖の東方にあり、中吾妻山の大[illegible]澤小[illegible]、中津澤の諸水の、[illegible]せられて[illegible]たるものにして、舊小野川の村落を沒し、東北より西南に長く、長さ約四粁、幅一粁、秋元湖は其の南方に在り、中津川、其の他の溪流、相注ぎて成れるものにして、東西約五粁、南北一粁、舊秋元村の地は、今其の西北隅の湖底となれり。

（小野川湖）（秋元湖）

新編[illegible]、顯元(アキモト)原は、須川野村より亥の方二里計、吾妻山の麓にあり、東西三十町、南北十町計の萱野なり、中に遺[illegible]あり、相傳ふ、昔、[illegible]元と云者、合戰に敗績し此に蟄して終れりとぞ、何頃の人にて、何人と戰ひしことを知らず、谷地平(ヤチダヒラ)は、中吾妻の東に在り、一里半四方計、山間なれども、[illegible]、[illegible]す、[illegible]は東吾妻の南の[illegible]に在り、東西[illegible]里、南北十八町計、中津川は、西吾妻と中吾妻の間より流れ出で、布瀧に[illegible]ぎ、諸溪を會合し南に流れ、倉川其東北より來り之に注ぐ、凡四里にして檜原川に會す、倉川の源は、中吾妻と東吾妻の間なる小[illegible]を[illegible]、[illegible]布直下五十餘丈、小倉川、三[illegible]は倉川に合す、又、[illegible]一つきに、寺澤といひ、白[illegible]寺[illegible]址とつたへらるる處あり

磐梯山(バンダイ)

猪苗代湖の北、二里餘の翠野を劃き、其土に[illegible]、一名、會津山、耶麻の郡名も之による俗說、[illegible]山の附會を爲すは、其山、時に震動崩裂して、火熱を發し石礫を飛ばすの、變異あるが故歟。又、萬代山(バンダイサン)の說あり、方俗うたひて曰く「會津萬代山は寶の山よ、[illegible]に黄金がなりさがる」と、[illegible]の音[illegible]により、更に好字を命じしなり。[illegible]、明治二十一年七月廿一日爆發し、小磐梯山、[illegible]峰崩裂し、山陰數里の地、形狀全く變す　溫泉は、南北數所に在れど、其土の濕[illegible]黄性に富し、百七十[illegible]の高熱を有す。（元和八年仙臺記には、盤臺につくる）

三世の[illegible]、萬仞丹梯天際懸、[illegible]仙遊戲會、
[illegible]在[illegible]、（磐梯山會津圖）　響　癸

觀聞志云、會津山、即磐梯山也、在猪苗代湖東、[illegible]

（萬代山）

（會津山）

雲際、[illegible]見[illegible]、[illegible]泉水、山下有寺[illegible]、[illegible]之率[illegible]宅、[illegible]山出、[illegible]秀嶺、[illegible]、有家山権現祠、有宮[illegible]廟下、[illegible]西北[illegible]詩歩、[illegible]

（[illegible]）

[illegible]

云々。

（[illegible]）

會津山[illegible]おもおもし[illegible]」[illegible]あいつの山なればいるにおもおもきつなぞなりけり、千五百番歌合」法橋顕昭、しなりして行かまし[illegible]會津山いるよりきとふ道としりせば、「古今六帖」

（磐梯山）

[illegible]周廻九十里、頂[illegible]邑内[illegible]、敢往者[illegible]山[illegible]

[illegible]云

雲しあふ[illegible]高もそれこれ、いはばしの山の[illegible]ふきあへるのもと、　徳一　法師

新記云、磐梯山は若松市の西北に、[illegible]に[illegible]、一國の偉観なり、中峰最も高し、西を小磐梯と云ひ東を赤埴山といひ、又見禰山と稱す、中峰絶頂に、磐梯明神とて石の叢祠あり、磐梯神社は、古は此山上に鎮坐ありと云ふ、其社號なるも知らべからず、常に登山の者なけれど、毎年六月十五日には祭ありて、參詣多し、半腹より上は、路嶮にして、登るにあらざれば行るべからず、頂に至れば、東は相馬岩城の海邊より、北は出羽國月山、湯殿山まで、遠く雲霧の中に浮動し、[illegible]望數州の外に及ぶ、斯る[illegible]山なれば、[illegible]

[illegible]

あり

[illegible]

（小磐梯山）

[illegible]峰の北半面を崩壊飛散せしめたり。されば、北方の大壁[illegible]

（[illegible]）

[illegible]

噴火して、[illegible]火口なり、[illegible]八百四[illegible]十米、[illegible]て爆裂[illegible]小磐梯は、[illegible]一年[illegible]、山[illegible]くる所、一の絶壁あり、名づけて二ッ岩といふ、火口内[illegible]其下に、小磐梯、日陰と稱するありて、其は後期の噴火口址ならむといふ、抑、磐梯山は一の層状火山にして、熔岩岩屑の累層は、最も好く爆裂火口の[illegible]壁に於て認むるを得べく、其の岩層の傾斜を察するに、何れも渾平を中心として、四方に[illegible]散したる形跡を示し、明かに渾平の主要なる噴火口たるを示す、明治二十一年七月十五日、午前七時、[illegible]鳴[illegible]し、[illegible]十分頃に、猛烈なる震動と共に、小磐梯破裂し、黒煙柱状をなして

[illegible]山頂より約六百四十米の高さに達し、[illegible]砂石[illegible]

[illegible]

にて、其の細微なる灰塵は、空中に飛散したれども、岩[illegible]

[illegible]

猫石[illegible]

[illegible]の方に、猫石とて、其面壁の如くなる大石あり、其下草[illegible]

[illegible]

青龍寺[illegible]

[illegible]里分つ所なし。

天保[illegible]

見登[illegible]

[illegible]

讃谷　今、皆谷村の大字にして、猪苗代町の北一里、更に半里[illegible]、小原川は、もと長瀬川に[illegible]。[illegible]新記に、讃谷村の北二十町を川上と字し、更に北三町を清水と字す、此に、小原川の西岸に出けり、[illegible]なく、[illegible]の中より筐に[illegible]、[illegible]に[illegible]し、讃谷[illegible]ふ、[illegible]、凡世[illegible]、磐梯山の東北麓、岩間[illegible]の[illegible]て、村北に居敷[illegible]あり、[illegible]、陶器に[illegible]むる[illegible]一貫文を得し[illegible]、[illegible]、磁器は、[illegible]四町、山腰[illegible]、[illegible]西方[illegible]、[illegible]の[illegible]、上古の世代[illegible]、[illegible]人[illegible]見[illegible]、[illegible]村より辰巳の方の田圃の中にて、古瓦石[illegible]の類を得ることあり。

若宮神社　今、字若宮見禰に属すれど、猪苗代堤町（ツツミマチ）の北にあり、延喜式磐梯郡の官社にして、[illegible]、古俗往々梅に誤れり、桜と謂ふ同。

本殿、若宮大明神、本地御正體[illegible]面、
右奉[illegible]、當[illegible]中将[illegible]、乃至法界平等利益、所[illegible]、如件、永仁三年閏二月十八日、藤原氏女敬白、

新記云、若宮神社は、猪苗代堤町の北、見禰村の境内に在り、若宮或は右に作る、文徳實錄、齊衡三年正月、陸奥國石椅神、加從五位下―とあり、延喜式にも列したれば古祠知るべし、昔、神殿門廊玉垣にして、廻廊鐘樓、及び數年の木[illegible]あり、百貫文の神領あり、因て數員の神官社僧、其祭を奉し、禮儀尤嚴重なりしとぞ、其後、何の頃よりか零落して、社頭荒蕪せしを、盛名平四郎時盛修補を加へ、社領地に異なりしかど、世世の地頭領主相續て、これを崇び、寄附せし、處の神寶數箇今に遺れり、天正己丑兵亂の後、當社も漸く衰へ、蒲生氏の時に至り、其社領おぼつからず沒收せられ、神官等離散せしが、萬治二年、保科肥後守正之、當社に參詣し、其後、本社たらん志ありて神事を行ふ、[illegible]、遺言の[illegible]く、土津の[illegible]社の内に建られ、延寶元年、筑前守正經に神領十五石を當社に寄せらる、寶物、御正體[illegible]、一面、銅造徑九寸、永仁三年の銘文明白なり、[illegible]、[illegible]、銅造、背に鑄て銘文見えず、[illegible]て當事[illegible]考にあれば、左に出す、

永正二年丙寅、四月十五日、
槍[illegible]平[illegible]臣盛為　　願主[illegible]伯馬

又、[illegible]勝[illegible]重一具、其銘に曰く、

永祿十丁卯年八月二十日、大檀那盛國、本願俊久、

神宮寺跡は、峯村より申酉の方四町許にあり、昔、神野寺の子院にて、磐椅社の別當なりしと、何れの頃廢せしか知らず、今寺家と云ふ字あり、近菜、この邊より、文珠を彫たる三四尺計の石を堀得たり「天正十五年丁亥七月十八日、神宮寺隆[illegible]」と銘せり

土津（ハニツ）神社

土津神社　若宮神社の西に並び、會津藩松平肥後守正之の墓廟とす。皮[illegible]の後後いたく頽破し、今は僅に存する所あるも、諸殿宇多く廢したり　土津の號は、山崎闇齋の撰せる碑文中に「夫我神國、傳來唯一宗源之道、在乎土金、蓋土即敬也、蓋土與敬倭訓相通、蓋天地之所以位、陰陽之所以行、人道之所以立、其妙旨備于此、靈號其有以」とある如く、謂ゆる土金の道に據りて命せられしなりされど、此見禰の廟の背山は、即、赤埴山（アカハニ）にして、埴は即土なり、亦偶合の奇を見る、津はハニハにて之の義のみ

（赤埴山）

按、元治元年三月、肥後守容保、京都守護職として、闕禁の侍衛甚大なりしの日、禁中特恩あり、容保を著議に進め、容保闘登して日く、藩祖正之、當從三位の叙階を賜せりと、三月、朝廷正之に從三位を贈らる、殊光と謂ふべし。

新記云、土津神社は、境内東西三百八十六間、南北九百三十間、猪苗代城下土町の北にあり、藩祖松平肥後守正之を祭れり、正之、かねて神道を吉川惟足に學び、卜部家の蘊奧を極めたり、因て致仕の後、土津の靈號を受け、沒後神道の喪儀に從はんことを欲す、寛文十二年八月、若黨を相んとて見禰山に登り、湖山の勝景を眺望し、此間に葬地を定む、此山、固、磐椅明神の地なるにより、其末社たらんことを命し、附臣と宴飲暫を移す、酒闌にして、正之詠歌あり、

萬代（ヨロヅヨ）といはひ來にけり會津山高天の原にすみかもとめて、

此時、吉川惟足も同く宴に連りければ、

君爰にちとせの後の住所ふた葉の松や雲を凌かん、又、二葉の小松雲や凌ん、ともいふ

と詠じ、歡を盡せしとぞ、このあたり今に松樹多く、凌雲の號あれば、詠ずる所よく協へり、其冬十月、正之江戸にたり、十二月十八日に、遂に箕田の邸に終れり、其年戸柩を會津に移し、翌年（延寶改元）三月廿七日此山に葬り、麓を闢て社を營めり、神官數員祭を奉し、如在の敬懈らず、其儀今に嚴重なり、新墾田千六百石餘の地を附し、永く祭祀の料に充てらる、神橋は、土田堰（御手洗川）に架す、感時門は正南の門なり、門の名は感時念親の語に取れり、此所に至れば、遠山空に聳え、湖水西南を浸し、小平潟の白沙、煙波の裏に浮動し、四時の景物、變態一ならず、霜露悽愴の念起り、追慕の感やむごとなし、回廊、神厨、本殿、拜殿等、門内に在り、碑石は、感時門の東、角門に隣し、其高一丈八尺、廣六尺、篆額に天蜂辟邪を彫り、土津靈神碑の五字あり、四面ともに楷書にて碑文を刻めり、彫刻精巧、今に新なるが如し、其文中に曰ふあり、（山崎闇齋撰文）

靈神、性剛正而和淳、自幼讀書、至不惑年、始讀小學知大學之基、焚向前所讀老佛之書、專攻濂洛關閩之書

用力於[illegible]、功[illegible]、[illegible]、得[illegible]
[illegible]
不[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]常有
一人餓學者也、戊申之歲、著家訓、明年乞致仕、台許
[illegible]、行
[illegible]
到其国[illegible]地方行未[illegible]也
眞義寺云、凡、德川の一門には、土津公・[illegible]山公を
[illegible]、此土公の[illegible]思ほど、實

々間に、江戸幕府の興亡に影響せるは莫かるべし、會津
[illegible]る事なし、
[illegible]、一旦召出されて、兄家光將軍の重き遺命を承け、
[illegible]四代家綱を輔佐し、重き[illegible]に預れる頃、
年四十に及び、始めて儒學を聞きて之を喜び、從前の[illegible]
[illegible]した
[illegible]
[illegible]心に合[illegible]、此
[illegible]從來[illegible]をなせ
る[illegible]外、更に人の心術の[illegible]、[illegible]次郎八、山鹿甚
[illegible]門等の[illegible]は、實に此の結果なり、思ふに、[illegible]
も山鹿[illegible]、又[illegible]らず、而も、會津の政道
[illegible]頂なりし[illegible]、寬文八年の會津家中法度に、第
一に、

一、大[illegible]將軍家[illegible]儀、一心大切に忠勤を存すべし、列國
（[illegible]）て居るべからず、若し二心を懷かば
我子孫に非らず、面々（家中臣下）決して從ふべから
ず、

と掲げ、其後[illegible]の孝道は人倫の自然、教ふるまでもな
しとして、個條に加へざりしと云ふ、其一種の風教想ふ
べし、かくて二百餘年の末まで、見禰の松風音絶えず、
御國の氣象も損するなく、其結果、子孫我と自ら七律の
府にたをかけて、貴くも一城に閉ちこもり、六十餘州を
敵に受け、終に德川大君の滅亡に返花さかせて散り行け
るは、[illegible]しと云へど、亦[illegible]しからずや、

會津史云、戊辰八月廿二日、幕兵[illegible]、猪苗代城
下に至り、此境に西軍を[illegible]せんと、[illegible]若松城にを
[illegible]、此日拂曉、西軍[illegible]進、[illegible]
に猪苗代を衝く、城代高橋權太夫、[illegible]
り、自ら城を火き、見禰山に到りて、土津の神廟を[illegible]
じ、若松に退く。

猪苗代（イナハシロ）

今、猪苗代町、人口二千五百、鐵道、若松へ
て、[illegible]、郡山へ四十[illegible]、[illegible]七里
[illegible]猪苗代にて
[illegible]川を[illegible]し、以て[illegible]田を開けるによ
り、猪苗代の名あり、今も[illegible]上山下[illegible]
土田[illegible]、小田[illegible]
新[illegible]、猪苗代は、[illegible]の東なる大邑の名なり、或は
猪苗代に作り、[illegible]が城の四方に並び、
[illegible]境域にて、[illegible]何の頃にか、
磐椅明神の靈驗に依り、野猪來て此所を走りめぐりて苗
代田とす、因て[illegible]を播種せし故、此名ありと、塔寺八
幡宮所藏の長帳に、寶德三年イナハシロトノとあれば、
其前既に、佐原氏の子孫、地名に因て斯く稱へしと見え
たり、昔、城主在住の頃に、[illegible]の西より、本町の東南
まで市廛を開きしが、今は廢城となれど、藩士の宅地、
及び商家民屋倘も多ければ、遠近の諸村より日々に來集
して、東北部の一大邑なり、西に鶴峯（ツルガミネ）ありて、城郭之に
據り、北は[illegible]山の麓に連り、東南は田圃ない、市廛は
本町、古町、[illegible]川の西なる諸町と相共にす、
新町、中町、[illegible]等を川東組とす（○新編史料云
八月廿一日、官軍[illegible]より石筵に至る、此所に備ある
藏兵、一戰にて打散し、夫より[illegible]成峠に掛る、會津二本
松領分界之高山にて、賊徒臺場を四ヶ所に設け[illegible]、其、
[illegible]なく要地を乘取、此夜、[illegible]に野陣、廿二日六字、
[illegible]、猪苗代を指て發向、[illegible]故、定て
防戰すべしと思ひしに、[illegible]、官軍至らざる以前、
賊大敗し逃亡仕候、同日[illegible]字、猪苗代を出、會城
を指て押寄る、[illegible]にて十六橋を落し在之候得共、假
橋を懸け、[illegible]、八字に會城[illegible]之郭迄討入
申候。

猪苗代城址　今、猪苗代本町の西[illegible]坂の南に在り、戊辰の時、[illegible]として之を保持したり、[illegible]戊辰の亂に、八月廿二日、石筵口破れ、西軍[illegible]して入る、其夜、駐守の諸隊、火を城閣に放ち、[illegible]す、廿二日の曉、西軍猪苗代に迫り、接伐せずして城廓を略取し、直に進みて、戸ノ口[illegible]。

龜坂古蹟

風雲依昔[illegible]、[illegible]、
環鑰可[illegible]倚馬横[illegible]　[illegible]

會津風土記云、猪苗代城、在耶麻郡[illegible]、呼龜城、相傳、[illegible]、使猪[illegible]耕于此地、故名猪苗代、新記云、猪苗代城は、本丸小山に形取り、二丸、三丸は全く平地にて、土居を築き隍を廻らし、搦手は帶郭の後山の腰を堀切り、空隍水隍二重に要害を構ふ、元和の末迄は半坂の西北より、新町、本町の東南まで外郭ありて、隍をめぐらし土居ありて、五門を開きしぞ、この城は、佐原大炊助經連が居所なりしにや、經連は遠江守盛連の五男にて、光盛の異母兄なり、其子孫代々此所に住し、耶麻郡半郡を領し、猪苗代の主となり、經連の[illegible]、[illegible]、永德の頃の城主を[illegible]と云ふ、其[illegible]、[illegible]、松院を開けり、又、[illegible]に[illegible]八年、猪苗代[illegible]黑川を襲ふよしあれば、其頃までは黑川の葦名と抗禮せしと見ゆ、何の頃よりか、降て葦名の臣下の如く成る、[illegible]盛國に至り、天正十三年、嫡子盛胤に家督を讓り、本城の西弦峰に隱居せしが、幾程なくて又新地(今に半坂町の北、[illegible]圍の中に其遺跡あり)に[illegible]、盛國後妻の讒を信じ、盛胤を惡み、父子の中久く和せず、是より先き、米澤の伊達政宗、會津を攻んと謀り、盛國を語らひしかど、盛胤同心せずして事やみぬ、同十六年、盛胤黑川に伺候せし隙を伺ひ、[illegible]者どもを引具し、本城へ押[illegible]不意に入りければ、盛胤[illegible]

[illegible]に[illegible]、[illegible]に住居せしが、既に合戰に及び、[illegible]、[illegible]出し、[illegible]、[illegible]黑川に[illegible]、[illegible]、[illegible]し、[illegible]十七年、磨上の一戰に、葦名[illegible]、[illegible]の子孫[illegible]、[illegible]、[illegible]千石)繼いで其職に居る、加藤氏のとき、堀部主膳(一萬石)[illegible]、[illegible]二十年、[illegible]、今に至るまで、城代をおきて守らしむ、[illegible]

[illegible]盛詮次男爲嗣、稱之大炊助(又上總助)[illegible]、
盛清子越後(彈正忠)盛國(初稱盛親)。

[illegible]

內野村にて二千刈の地を寄附す、もと城內にありて、鎮[illegible]

[illegible]

て、神宮寺と云しも此寺に屬して、磐椅社の別當なり[illegible]

[illegible]

しとぞ、此修驗の家に多く古文書を藏す。

關東八州[illegible]中、手今[illegible]當山入[illegible]之[illegible]有之由[illegible]、
先規以來、東山山伏之外、[illegible]之上者、[illegible]之旨、[illegible]
殿に[illegible]、[illegible]年[illegible]中、[illegible]
也、既[illegible]田[illegible]、[illegible]山入[illegible]
部太輔[illegible]之、[illegible]候、[illegible]
部司江、可[illegible]之旨[illegible]、[illegible]
[illegible]旨、[illegible]

[illegible]月廿六日 [illegible]

[illegible]中候、[illegible]、[illegible]
斤年、[illegible]入[illegible]之候、[illegible]
越候哉、此頃當山へ被行山伏成共、向後他所へ被相付
[illegible]、[illegible]之上、[illegible]候間、[illegible]
自今以後、此方へ[illegible]、[illegible]
[illegible]入[illegible]候之條、[illegible]
羽黒山へ[illegible]、[illegible]
候也、恐々[illegible]、

八月廿七日 [illegible] [illegible]

[illegible]いな[illegible] [illegible]

堤崎（ツツミサキ）

今、猪苗代町の西郊を磐保（イハホ）村といふ。〇新記云、町堤崎は、もと川西組[illegible]村[illegible]、猪苗代城下に屬せるより、堤崎内町分と云ひ、[illegible]の便により、此に家居[illegible]、下[illegible]、[illegible]、寛安年中よ り陞せて一村とす、猪苗代城の西北にありて、地形、町島田[illegible]、此村[illegible]、[illegible]、[illegible]年、[illegible]へ[illegible]

西館（ニシダテ）

今、猪苗代町の南、湖濱に至るまでの諸村里を合せ千里（チサト）村と云ふ、藩政の時の川西組の管内とす。西館は、酸川の西岸にて、長瀬村の東館に對稱す。〇今、泉谷地、入江（ニフエ）、相名目（アヒナメ）、下堂觀（ゲダウクワン）、百目木（ドウメキ）、大在家（オホザイケ）、島田、釜井、

下堂觀

島[illegible]小[illegible]、

百目木（ドウメキ）

今、[illegible]なるが、[illegible]、[illegible]世、磐椅の別當たりしとき、配下の修驗に賜りし廻文殘[illegible]

[illegible]

うつのふくせん坊

[illegible]坊

[illegible]

以上廿四人

二月廿四日

入江（ニフエ）

今、[illegible]湖[illegible]、[illegible]に來りし時、安積郡福良濱より出船し、ここに來りしに、[illegible]と、村中に小渠あり、土人これを入江川と云ふ、又村南[illegible]、[illegible]多し、來由を[illegible]

島田（シマダ）

今、[illegible]

古碑あり。

三城潟（サンジヤウガタ）

今、眞行（マユキ）、新在家、西蓮（ニシエ）、戸口等に相合し、翁島（オキナシマ）村とて[illegible]と改稱したることあり。櫻川は、磐上原より來り、三城[illegible]、[illegible]、數個の喬木蓊蔚し、祠宇古びたり、昔、經連三館を築き寄附せしと。〇今按、三浦經連が三城を築くといふは、[illegible]

[illegible]を、今度ひろかへし、人申ましき由申かけ、人數として[illegible]候樣子は、にしのいり半分に入候樣にと申出候へ共、何としてにしのいりにさかいをたて可申子細無之候間、がつてん不申候、又其後、元和二年霜月、入[illegible]村加賀と申者罷越、あつかい申樣子は、にしのいり三个二に入候樣にとあつか[illegible]、のいり之儀は不及申、其外にもさかいをたて申候儀は、有まじきと申候て、がつてん不申候、かやうにりん鄕之[illegible]

(三丁方) (直行)

西い[illegible]に入る中山、大寺な中山之間に在、
あ[illegible]、[illegible]たる渡所、[illegible]郡
[illegible]下[illegible]、以下
[illegible]十七首　[illegible]百姓中[illegible]
[illegible]數島[illegible]、[illegible]

西窪 今、翁島村の大字とす。驪類[illegible]、[illegible]六十[illegible]村里の[illegible]、[illegible]多し。[illegible]云、高森山[illegible]、[illegible]此山より金を採りしにや、坑の跡残れり、又村より東の方八町計に石ホロとて小山あり、金屑出づ。

戸口（トノクチ） 今、[illegible]、[illegible]の西一里半、此間に西須、[illegible]、金[illegible]あり。猪苗代湖の西北岸、戸ノ口の瀆決して、[illegible]川の六路と爲る、[illegible]にあたる。若松へ二里半、猪苗代へ二里半、湖上の汽船、日々出入す。山背へ三里。
戸口は、[illegible]、既に中[illegible]、[illegible]方御[illegible]云々とあるは、蒲生氏再封の時の事也。戸口の港口を修理せられしも、久し。又、十六門の石梁ありて、近人の詩に「[illegible]」、[illegible]長、[illegible]十六[illegible]、戸口[illegible]城の[illegible]二里[illegible]、[illegible]出に背り、[illegible]、戸口川は、即、日橋川の上流にて、村西を北に向ひ、湖水の洩る處にして、土人呼びて錢子口といふ、[illegible]々に洞漏して[illegible]を見る、一渦より數へて七渦に至る、名倉（ナクラ）山は、村南にありて、直に大[illegible]、高十五丈、十六橋の對岸、赤井村の境内に船宿（フナヤド）として二戸あり、向戸口と云ひ、寄江戸に米穀を運送する船に設けられ、[illegible]へ運漕す、郡奉行の役所もあり。

（名倉山）

十六橋（ジフロク） 戸口の石梁にして、日橋川に架す。明治十二年改修の時、錢子口の水門、[illegible]尺を[illegible]し、方百間の河床[illegible]、上に石梁を架す、長[illegible]百尺、[illegible]、下に十六閘を列し、開閉淳湖に自在にし、[illegible]に向へしめたる。
[illegible]、十六橋は、昔[illegible]也。[illegible]、もと架梁の便なければ、中[illegible]、石を[illegible]、丸木を並べて[illegible]、空海の[illegible]民の[illegible]ならず、永禄八、[illegible]田[illegible]を害する事少からざりしかば、天明六年、これを修造し、今は長四十六間、[illegible]の石橋となし、[illegible]石の[illegible]十まで、皆石にて造れり、同八年其功成る、其後大水と違たとはず、今に至て是を便とす、此橋を造れる石は、原組笹山（ササヤマ）村より出る所にて、[illegible]石と稱へ、長二丈[illegible]、八九寸、角の柱の如き石なり、是を、中流に、牛[illegible]如く、[illegible]に並立、中を透して水を通ぜざらしむ、[illegible]にて石材を並べ、勾欄まで皆石なり、[illegible]望[illegible]、一大橋を架成するが如くにして、極めて奇巧なり、清夫清園の夕、明月に歩し清風に吟ずるに、尤も佳なり。[illegible]南柯紀行云、八月廿二日、官軍、猪苗代湖十六橋に迫れり、此地要害の地故、城下より兵隊を出し、戰爭互に勝敗あり、然れども、官軍夕方に此橋を越し、翌二十三日拂曉、既に[illegible]村、東山邊に來り、城下へも迫り、城下の騷動一方ならず、宰相殿も出馬にて、防戰死力を竭したれども、迚も無覺束なれり。○維新史料云、八月二十二日、官軍日皮峠より進擊猪苗代を取り、先手（隊入河村[illegible]引率）二三小隊は、直進、其々方違に、戸の口の險橋を乘取んと攻掛り候處賊徒數百人出迎へ防戰、石橋少々毀傷致居候得共、無難打破り押渡り、廿三日、總勢、曉四字より猪苗代發足、先手は既に戸の口より進みて、丘陵を乘取居候故、總勢共に進て若松へ攻込候。

風土記云、猪苗代湖、大同元年、始[illegible]、中島日[illegible]、三[illegible]要[illegible]、[illegible]池是也、或曰、三番叟所謂者、指天日寺萬代池、

翁島 戸口、名倉山の南、大湖の中に在り。近時、萬代湖の名に依り、更に附會して、翁久栖の説あれど、もと沖の島、沖の碑とて、土俗の湖中を指稱せるにすぎずとさとるべし。○新記云、翁島は、戸口の辰巳二町五十間、村老の説に昔夫婦の老人あり、此に栖むこと久し、因て名つけしと云ふ、中に小祠あり、翁明神と云ふ、又、眞言の往重想と云ふ僧、此島に住居し、永享中、金曲村實生寺を開けり、又、元和の頃、奥海と云ふ僧住し、堺寺觀音堂を再建す、この島方二町餘。

摺上原（スリアゲ） 今、猪苗代町の西、磐梯村の東なる裾野の空閑にして、妙法原、長峰原、七森原、六郎原等と相連なり、天正十七年六月、蘆名伊達の古戰場とす。原中に磨上新田、土津新田、湯澤（ユザハ）新田、五十間新田等あり、[illegible]、或は南し、[illegible]川となり、或は西して大谷川となる、[illegible]は、[illegible]川の分派なり、末は大谷川へ入る。押立（オッタテ）は、裾野の高地にて、[illegible]泉あり、温八十度。更級（サラシナ）とは、磨上西近の舊庄名なるか、庄の始末を知らず、磨上の横迄、大曲、鹽野の新田は、寛永中の新墾なれど、更級明神を鎭守とす。土田（ハニタ）（土津新田）は、延寶二年開く、即土津祠の舊祭田なり。此に、人取石、殺生石など唱ふる石あり、（新記云、殺生石は、土田の西に在り、高九尺、長二丈一尺、那須野の殺生石の破片の、眞玄翁に破毀せられし者、飛揚して此に至ると、人取石は、其北にて、高七尺餘、周九間餘、毒氣ありとて、柵を繞らし、妄に近つかざらしむ）土田の東北を湯田澤（ユダツサハ）と云ひ、天正十七年の役に、富田將監の陣せる所とて、五十間新田は、更に東南にて、寛永中、加氏、猪苗代城の足輕五十戸を屯田せしめし邑とす。

（押立）　（更級）　（土田）

按、[illegible]は、[illegible]にて、猪苗代、[illegible]の下に居る。[illegible]、[illegible]、[illegible]に令して、其方[illegible]、[illegible]、[illegible]付置之間、打[illegible]今般、[illegible]、[illegible]候也、

天正八年六月十日　[illegible]門佐　花押、

すけ右衛門　伊[illegible]右衛門とい

[illegible]記云、今も土[illegible]寺[illegible]に、今、大寺村の北三四町に在り、[illegible]に古[illegible]、天正十七年六月五日、磨上の役に、[illegible]方[illegible]に及び、[illegible]に殉ふる者なきを憤りて死す、かゝる忠臣なれば、伊達氏命じて厚く葬らしめしと云ふ、文化三年より年々一夫の役を発し、其墓を掃ひ荒穢をさらしむ、傍に碑あり、寛政中建立す、この東方二三里の間は、磨上原と稱す、今も[illegible]古戦の地にて、[illegible]の跡あり、南下りの曠野にて、即、伊達蘆名戦争の地なり、其の事の始めは、猪苗代盛國、政宗に頼まれ、蘆名氏に叛かんとし、天正十七年己丑、伊達[illegible]より、[illegible]せんと謀ひし折節、政宗の[illegible]、片倉小十郎と談合し、盛國に隠謀をすゝめ、六月朔日、藤五郎小十郎、盛國の許に来りて、軍の評定せしが、此時、黒川より坪下口の押として、二百餘騎、猪苗代の非常を守らせしを、盛國詐謀を廻らし、黒川に返す、又政宗に告をいたさんため、我子の十三歳なる[illegible]と云へるを、政宗の陣、阿子島へ[illegible]、蘆名[illegible]、[illegible]りて此由をきゝ、心[illegible]、六月四日、[illegible]に[illegible]、盛國既に藤五郎小十郎を語らへ、[illegible]、磨上原に打出て、陣所を見計ひ、[illegible]、阿子島の政宗、思ふ子細あり、急に[illegible]、[illegible]より先へ打出よと急ぎ、[illegible]高森[illegible]あるべし[illegible]、[illegible]、酸川野まで出[illegible]、[illegible]黒[illegible]、[illegible]一[illegible]は[illegible]関は[illegible]けるか、[illegible]先に追散らさして、つかへ富田将監を先陣とし、其夜磨上原に向ひ、六月五日早朝に打合せし、[illegible]散々に打れ、二陣片倉まで崩れたり、伊達方も崩れ靡くを見て、藤五郎馬を西頭に立て、七番の間まで旗を進めければ、蘆名方にて、[illegible]後へ廻ると思ひ、進退猶豫せる程に、長臣富田、平田、思ひ／＼の負気なれば、関の聲騒ぐを、伊達勢利に乗り討懸る、此日は西風稍強かりしに、折しも風吹りて、[illegible]山より東風俄に吹下し、砂塵を蘆名の陣へ吹懸しかば、敵味方辨せず、蘆名方引達散乱せり、義廣今日をかぎりと思ひ定め、旗本勢四百餘騎を進み、八森(ヤツモリ)に向ふ、政宗是を見て、相懸りに懸り、散々に戦ひしが、義廣たゞ本陣計に打なされければ、心ある郎等とも、勝敗は今日に限るまじ、姑く引返し給へとて、義廣の馬の轡をとり、僅か三十騎にて引返す、日橋は敵既に引落しぬ、大寺より西に下り、堂島橋を渡り、黒川へぞ帰りける、勇士佐瀬平八郎も、群る敵に馳入て散々に戦ひ、落合村の東にて打れぬ、河原田治部少輔盛次、檜原口を守り大塩に居りしが、急に引返し、味方敗軍の體を見て、前片倉と戦ひ、首七打取て引返す、金上遠江守盛備は、津川の居城より馳來り、此日遅れて、蘆名敗軍の體を見て、追来る敵を支て、一足も引かず打死す、すべて蘆名方敗北となり、日橋川に溺れて死するもの数を知らず、磨上の役散じて後、政宗首を實検せしに、其数千五百八十二と聞えける、かくて、義廣は常陸へ走り、蘆名の家も退轉絶亡す。

磨上原三忠碑文　　嘉永元年戊申十二月建石

三忠執謂、謂金上盛備、佐瀬種常、常雄、所云疾風知勁草、板蕩識誠臣、若三士是也、猪苗代盛國、以邑叛、請伊達政宗也、芦名義廣、自將討之、天正十七年六月五日、戦于磨上原、師敗績、出走常陸、初穏上天性闘、開田富田、平田等、議與政宗和、請其弟為後、盛備與沼澤出雲等不可、曰、近年[illegible]之與我交際如何、雨今從其弟、不如迎佐竹義重第三子義廣、既而國人皆[illegible]、乱將作、盛備[illegible]南北、政宗未[illegible]、所以有是役也、種常、常雄死之、盛備慨然曰、我國之大臣、不與社稷倶存亡、何面目立于天下哉、遂赴[illegible]而死、是日徵此三士、義廣殆不免、我公讀史、至此歎息、高三士節、今茲七月、過其塚、瞑目[illegible]弔之、三塚異所、今建石於此、併表之、換諸以公閣[illegible]、日、[illegible]可[illegible]仁、常容記孔左巳達、忠業徳未[illegible]、行[illegible]於茂[illegible]、以[illegible]不留通介。

布藤(フドウ)　（普堂）

今、大寺、西連(サイレン)、一之澤、及び磨上の諸新田と相合せ、磐梯村と云ふ。布藤は、戸口の北、高森山の陰なるが、高森は、天正十七年六月、磨上の役に、蘆名義廣の陣地とか。一之澤は、布藤の北にて、大寺に近し。布藤、或は普堂(フダウ)につくる。

蘆名家記云、天正十七年六月五日、盛重は[illegible]橋を越え、大寺に陣取るべしと打立、五千餘騎、西寺、源橋、一之澤に篝火をたき、明け行く空をぞ待居たる。〇野史云、天正十七年六月三日、政宗到安子島、是日、成實景綱抵摺上原覘視、其近邑南還、義重在黒川、望見烽火、徹夜抵摺上原、而布陣于高森島森山、是夜両更、正宗發安子島、令諸軍從石筵坪下兩路、自率十七騎、踰土湯峠、四日平旦、入猪苗代。〔成實記、永慶軍記〕

大寺(オホデラ)

今、磐梯(バンダイ)村と改む、鐵道、猪苗代の西十哩、若松の東北十哩、日橋川の北六町許、林丘の間に居る。もと、磐梯山の靈場、惠日寺の在る所なれば、大寺郷と稱へられ、本町(モト)、新町(アラ)の二區に分てり。藩政の時、本町を大寺、新町を本寺と呼び、二本松街道の一驛舍に定めたり。日橋とは、此地と八田野（河沼郡）の間なる架梁の名に出づ、喜多方町へ四里半。

伊達成實記云、摺上の土堂、敵も引除ながら、合戦仕候へども、摺上を追おろし候而より崩申、北方をさし

各遊候、[illegible]有候者は、にの場は引、中々人間に[illegible]川に無之候へども、川へ逃入、水におぼれ死申候、[illegible]津一家、金上遠江は我等討申候、其外[illegible]八騎[illegible]、[illegible]千九百八十餘りに候、此内[illegible]猪苗代[illegible]日金川へ御はたらき、明日[illegible]陣を[illegible]候、大寺前の原に御野陣[illegible]

新記、日橋は、大寺村より北の方七町[illegible]にあり、日橋川に架す、兩岸に石を積み其上より架し出す、左右に勾欄あり、幅三間長十六間、此川急流なれば、柱を建つべからず、中流に大石あり、其上にあまたの柱を建て梁をうけしむ、大垣は大寺村の北の方七町計、日橋川の上にあり、幅九尺長十七間餘、此滝は[illegible]八里計山奥、吾妻山、檜原山の間より諸木を伐出し、檜原川の流を下し、土田堰に入り、それより大谷川を經て、[illegible]に入て、原注、岸に十孤(ツナヒサギ)とて、千なり瓢に似たる石出つ、蔓草の形まであり、奇と云ふべし）此樋に至り、代田組の日橋堰に瀉ぎ、其堰を經て藤原村に至る、藤原流木と稱へ、寺下士民の薪とする是なり。

舊事雜考、引惠日寺緣起、傳曰、磐梯山、[illegible]此山及東嶺、[illegible]山風氣惡、作[illegible]、妨稼穡、[illegible]餘鄕民皆、[illegible]故[illegible]受部[illegible]加持、今河沼郡八田野稲荷是其[illegible]也、[illegible]縛手[illegible]力、[illegible]故稱日尾寺、後奏聞大寺者、[illegible]當賞附當部[illegible]於寺云、[illegible]方、東惠日寺、西日光寺、北七正寺[illegible]、南大正寺、中央勝常寺也、海師居數年、[illegible]

惠日寺(エイニチ)

會津大寺是なり、[illegible]にて、德一法師の[illegible]基と稱し、磐梯山神(マヤ)を祭るの所たり、寺中に[illegible]寺北は、即、厩嶽、小磐峰(コジヤウ)と呼び、磐梯の西なる[illegible]峰とす（厩嶽標高一一九[illegible]米突、[illegible]を雜[illegible]とす

（厩嶽）

（清水寺）

[illegible]を害せり、しかのみならず、山麓に民居あまたありしに、[illegible]に請舍を建て、[illegible]慧日寺と[illegible]

[illegible]此に併錄す、百因緣集に載する、今與と云ふものの詳ならず、當寺法系第三世に金耀とあり、此僧の名を寫し誤しにや、又、德一が歌なりとて「緣あらば我又こんよいはしの山のふもとの清水の寺」といふ、德一當寺に住せしより以來、相續て寺門益繁榮し、子院も三千八百坊に及べり、[illegible]舊事雜考、[illegible]安四年の[illegible]ず）因て、當寺も稍衰へしと云ふ、されども、永正の頃

[illegible]回祿に罹り、金耀燒亡せんとせしを、左手と藥壺とを取[illegible]

傍に古松樹あり、土俗の古墳に擬るに、この上に昔石搭[illegible]へしと見ゆ、因て徳勝の名存せしにや、徳一、徳溢に作るものあり、藤原恵美押勝の子なり、元亨釋書に「徳一、學相宗于修圓、嘗住東大寺、作新疏、難破傳教大師、一闡常州筑波山寺、門葉繁茂、粗食弊衣、恬然自怡、終惠日寺」とあり、開祭とは、二月十三日、寺中に磐梯明神の假屋を造り、十四日祭禮、晴天、三時の所作あり、十五日舞を堂前におき、白衣を燒り、村の長の聚りてこれを爭ひ奪ひ、東なしとし西なとし、その舞の往く方にて、其年の米價の貴賤を卜す、その後合堂にて明神舞あり（昔は假屋の前に舞臺を設て、この舞を行ひしとぞ）當寺草創以來傳ふる所なり、二人、各日光月光の假面をかうふり、外に三人笛を吹、太鼓を鳴し、撃節す、其舞畢りて、西方十六日の朝、その面像を本社に還し納む、又、大多坊の舞とて、毎年舞ありしが、今は亡ふ、大多坊の面を箱面と存す、大黒印判壹一枚、裏に、奥州會津、磐梯山惠日寺、本堂近年造營、永喜二年丁亥、卯月八日「[illegible]聖昌珍」と彫附あり、今案ずるに、永喜の年號なし、永承二年丁亥の誤にや、聖昌の上二字辨し難し。

急度申入候、仍御分領中、諸寺諸社之參詣、其所々へ被付置候は、惣〈會津參可致候由、被仰出候、貴寺之儀も、被得其意尤候、於臣聊者、後人衆可申渡候、恐々謹言、

慶長六、三月七日　　安田上総介能元（判）

惠日寺御同宿中

會津領分寄、知行五拾石、今寄進候、全可有領知者也、

慶長六、十月十八日　　秀行（判）

大寺惠日寺同宿中

按、慧日寺の名、今昔物語、元亨の釋書に見えたれど、郡名を記せず、たゞ奥州とす、然るに、石城郡玉山にも惠日寺ありて、同く徳一の開基とす、疑ふべし。（釋書に[illegible]尾者、[illegible]門人也、有奈邑、[illegible]也、又[illegible]門衆[illegible]、於惠日寺[illegible]、[illegible]宮[illegible]門出宗、[illegible]と[illegible]は、[illegible]に、今寺の西方に[illegible]、[illegible]北方の山腹に[illegible]、[illegible]年、[illegible]に[illegible]を建て、[illegible]の[illegible]行ひ[illegible]し

西連（ニシレン）今、落合、入倉、赤枝等と共に、磐梯村の管内と爲れり。大寺の西にて、大谷川に縁れり。大谷川は、磐上原より西に向ひて流れ、赤枝に至り日橋川に落合ふ、長四里許。西連は、もと寺[illegible]に[illegible]、[illegible]、惠日の末山なりしとぞ、[illegible]北[illegible]を[illegible]子由と云ひ、[illegible]、古城[illegible]西につらなれり。

元和中、大寺村、入田野の爭論[illegible]に、「[illegible]、入[illegible]村、山之[illegible]、[illegible]寺、猪苗代郡まゆき、三丁方、西窪云々」と。郡名、及び郡界の[illegible]るべし。

新橋は、落合村より辰巳の方四町餘、日橋川に架す、長十六間、幅二間、橋北に碑あり、橋の記なり「耶麻郡落合村、東[illegible]有大橋、[illegible]村二町半、[illegible]有[illegible]橋、古來謂之日橋、[illegible]日橋川、[illegible]村北有大谷川、[illegible]西一里許、二水合、故名落合、日橋川、[illegible]猪苗代大河出、[illegible]也、[illegible]石筵[illegible]、[illegible]云々」

[illegible]

赤枝（アカエダ）今、[illegible]村の大寺にて、大寺の西北[illegible]、喜多方へ[illegible]、或は赤井田につくる、山野廣し。

鹽川（シホカハ）今、[illegible]村と云ふ、大寺の[illegible]里、日橋川の北岸に[illegible]、[illegible]間の津驛とす。鐵道、若松より七哩、喜多方へ三哩。

[illegible]、[illegible]川[illegible]は[illegible]十四村、大抵（ベニ、アキ）[illegible]、[illegible]、[illegible]し、其北[illegible]、又[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、此村の西[illegible]、[illegible]、[illegible]出て流れ[illegible]、[illegible]日橋川に[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、此村に[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]（ツメイチ）と稱す、[illegible]に[illegible]る[illegible]と[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]る[illegible]、[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

（鹽川館址）

[illegible]白[illegible]す、其子[illegible]弾正左衛門盛[illegible]信し、[illegible]十七年六月、伊達政宗、猪苗代城に入り[illegible]、[illegible]後、[illegible]名[illegible]に[illegible]、[illegible]上[illegible]の[illegible]、大[illegible]田、[illegible]より[illegible]、[illegible]合ひ、[illegible]より[illegible]へ出でて、日[illegible]に入る[illegible]寺[illegible]云、[illegible]年[illegible]、[illegible]原野、日光山へ落入給、八月、いなくのかわら田[illegible]有て、同廿八日に、[illegible]へ打入、小林の城おとされ、山内の一[illegible]みなおしなびける、九月十七日、瀧崎の館へ入給、[illegible]、白川、小[illegible]打[illegible]、攻戰する間、鹽川の館は、會津[illegible]押落す、瀧崎の館は、白川の勢にて押落す、[illegible]く[illegible]同廿五日、てんきう御覧を召れけり

[illegible]云、[illegible]十二年八月十二日、[illegible]出於日光山、[illegible]依今於伊[illegible]山田氏館、尋陷小林館、而後相從山内一黨等也、九月十七日、與[illegible]陷瀧崎館也、猪苗代氏亦援與[illegible]也、故黑川出兵戰、時白川氏亦援黑川共也、故黑川兵陷鹽川館、白川兵陷瀧崎也、俗說、鹽川館、會[illegible]稱中間在焉、今古町是也、蒲生氏郷臣横山某内居之、數有火災、後、移行[illegible]某計、置於今瀧崎、移館云、然此頃既在[illegible]明矣、今又[illegible]家[illegible]遺蹟存焉、傳曰、天正十七、伊達兵[illegible]時、[illegible]臣[illegible]倉小十郎集此衆[illegible]、[illegible]長[illegible]云[illegible]廿五日、[illegible]方白[illegible]、家[illegible]亦多[illegible]、故猪苗代氏[illegible]白河軍中[illegible]是也。〔伊達成實記云、天正十七年六月七日、金川近隣可被成由仰召、其夜、金川、三橋鹽川、三ヶ所共に、若松へ引[illegible]、則政宗公、若松へ御馬被移、[illegible]逗留被成候。〕

當町より[illegible]道、駄賃順路之事、[illegible]入に被仰付之條、かな川通、其外脇道一切相止、鹽川通上下駄賃可相通之旨御意候、若猥之族在之者、可爲曲事旨、御掟に候條、此旨道筋之肝煎百姓等に、堅可被申聞之旨に候、[illegible]、

慶長十三、八月廿八日　[illegible]　半兵衛

今、三橋、[illegible]、常世、深澤、竹屋等と相合せ、駒形（コマガタ）村と改む、鹽川の東、赤枝[illegible]と同なり。

金川（カナガハ）

（駒形山）

[illegible]記云、駒形山は、金川村東十町餘にあり、此山の南面、草木生ぜざる沙石の地、其形逸馬に似たり、故に名づく、天正己丑、磨上原の戰散して後、伊達政宗、駒形山を下て、三橋村の畾に據ると云ふ、此山なり、[illegible]は、駒形山の麓にて、日橋川を引き、田地に灌ぐ、昔、金川、三橋、七ヶ村水に乏く、耕すべき便なきを患へ、金川村の地頭石井丹波守に請ふ、石井、又、下荒井大和守[illegible]に諜り、村民に命して此堰を築しむ、應永二年六月、其功成れり、これより[illegible]となり、今に其利に頼れり、古文書あり、堰を築きしときの物也

奥州會津、ふもとのさと、金川之新堀之事、殊外依日照、九ヶ村談合を始として、江しき談合をもつて、金川石井方江、こんばう申、下荒井殿へ御わび事あつて、水した分敵つもりに、江しろ分付申、其江りう田之事、

さかい　三百かり　橋より大寺分、橋もと　二百かり

同同　七十かり同　長堤　四百かり同　橋もと

小二百かりふか澤分、井に　四百かり大寺分　關根八百かりふか澤分　同四百かり大しやういん分　くれ崎百三十かりたりや分　同三百かり同　同七百かり

同　垣崎千かり同

以上、江代分四千九百苅分にて、往々落着申、然に、新堀は、大もとさかの井とやめ下、駒かたのへいき、むかな石のすそのより水あがり、新堀ほれ候、然にかの堀、河またの領分ほれるによつて、境の問答出來申、然間、從御館爲見分、青木殿被指越候、各々宿老中よりは、

松木殿之[illegible]代官、松木彌五郎殿、富田殿より、星藤七郎　平田殿より、山内彦衛門　佐瀬殿より、佐瀬大郎衛門殿　下荒井殿より、安在[illegible]左衛門、[illegible]解由左衛門、

境落着候之間、山手をだまり申、馬さた十文、から人は五文、赤井田は百五十文請切候、然に赤井田より水[illegible]不通候間、鳥居[illegible]の下によけ堀られ候、依夫々往古[illegible]申、百五十文水錢出候以上、山手水錢三百文に候、三橋への下郷の水錢三百文、山くろ秋春廿人也、

山下之村々、日記之事、

瀧崎三ヶ村　北田　同やち　佐野　常勝寺　鹽川

遠田　替沼　窪　たものめ　へつふ

右本留は札を引しらべ可申

卯此證文、自今時以後、境之問答、或は郷新田、或は山手、野手、以外爲違亂之時刻、金川の石井、大河原二郎四郎、兩人に預置候、新堀之御時者、應永二年乙亥、六月一日也、境立之事者、同八月五日に立候事明鏡候、

三橋（ミツハシ）

今、駒形村の大字とす、[illegible]寺長帳云、明應九年正月十二日、黑川の御上意にて、中野館へ押寄、無程落候、十四日、漆へ寄せんと、三橋へ往越候、十五日、漆へ押寄、つなとりのちやうを巻れ候、二月五日、漆落候、六日、松本對馬殿生涯、文龜二年十二月、三橋殿、すぐれ殿、小荒井殿山越候、三年、三橋殿、長井より打越候一、又重て打越、四月、やがて長井勢追返申候、○伊達成實記云、天正十七年六月、政宗三橋御在馬中、須賀川に義重公在馬、小野に常隆公在馬にて、田村へ日々御働候間、若松を一刻も早く被爲取度思召、御合點に候、六月十日の晩、義廣公若松御抱不成候や、白川へ御除被成候、長沼の城主新國上總も、其比迄義廣公へ御奉公候間、御心易被引除候、十一日、政宗公、若松へ御打入、若松より直に田村へ罷越候。

竹屋（タケヤ） 今、[illegible]村の大字と[illegible]。

依[illegible]申に[illegible]申、[illegible]之[illegible]之事、
右、山[illegible]たけやせん村之内、南ふかさは十貫文之所、山共にせ十五貫文に、乙酉年より永代賣渡申所實也、彼所は、公方役以下諸役共、吉御免候、仍て爲後日之状、如件
太永五年乙酉十一月六日　[illegible]中[illegible]
小[illegible]伊賀守殿「新編會津風土記」

笹（ノ） 今、[illegible]の大字にて、金川の西北なり。境見川は、此にて大鹽川に合ふ。[illegible]の北なる常世、金[illegible]、皆[illegible]の管内とす。

常世（トコヨ） 今、[illegible]村の大字とす。

[illegible]合申候山之事、[illegible]、[illegible]年後[illegible]申候[illegible]之事[illegible]、[illegible]申[illegible]、[illegible]、富田[illegible]殿、[illegible]左[illegible]殿、[illegible]殿、同[illegible]殿、[illegible]（不[illegible]、[illegible]置候、[illegible]、常世之内[illegible]置候、[illegible]官、年月[illegible]申候[illegible]之事者、末代共に其分に可有之候、[illegible]之事は、[illegible]に[illegible]申候、[illegible]にてかいせられ候へ、[illegible]者、[illegible]可申候、[illegible]其、御[illegible]申[illegible]、[illegible]候、
[illegible]年[illegible]巳六月廿二日　[illegible]吉　花押
[illegible]殿　[illegible]

[illegible]下常村へ[illegible]候、并水之儀、[illegible]きつ水[illegible]、[illegible]候[illegible]、慶長十五年に[illegible]付之者異儀[illegible]、[illegible]道、[illegible]通[illegible]、[illegible]十六年に、金森村[illegible]、[illegible]へ折紙被遣、相通候、然處、[illegible]當年、[illegible]之者[illegible]に候、先達折紙、[illegible]通相違候處、[illegible]申[illegible]、不相届候、則爲奉行、御歩[illegible]、如[illegible]可[illegible]、以來之儀も、き[illegible]は、每年無異儀可相通者也、

（金森）

慶長十八年六月十日　[illegible]兵衛重[illegible]　[illegible]野左近[illegible]
漆村　熊倉村　たて村　高柳村　まか澤村
小[illegible]村　宮目村　常世村　金[illegible]村

利根川（トネガハ） 今、姥堂（ウバダウ）村の大字にて、[illegible]川驛の北、別符（ベップ）と相連接し、姥堂川、大鹽川の間とす。[illegible]示現寺文書に、下利根河の舊號の次第、[illegible]見す。

（別符）

ゆづりわたす、しもとねかわのむらの事
みきかのところ、ろくはらにおいて、ゑかくあんどの御くだしふみをたまわるのみならず、ちうだいさうてんのところなり、ゑかくいちごのゝちは、しそん[illegible]ぎやうぶのたゆふとのに、もんしよをあいそへて、ゆづりわたすところなり、のちのために、ゆづりしやう、くだんのごとし、
しやうわ　わんねん十一月十日　ゑかく（花押）

三浦大欺小太郎左衛門尉盛通妻、平氏申、陸奥國耶麻郡内、下利根河村、當知行分、安都事、申状壹通、謹進覽之、子細載于状、仍以代官令言上候、可被經御沙汰候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、
貞和四年八月十二日　右馬權頭國氏（花押）
右京大夫貞家　花押
進上　武藏守殿」

陸奥會津、耶麻郡内、下利根河村、猪苗代木知行分事、[illegible]示現寺奉當進所也、早守先例、可被致沙汰の状、如件
應永廿九年十二月九日　修理大夫　花押

陸奥會津、耶麻郡内、下利根河村事、任應永廿九年十二月九日[illegible]、同御施行之旨、下地於渡付示現寺代官仁候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、
應永廿九年十二月十一日　沙彌心富在判
進上　御奉行所」

右利根河年貢、新田伊賀守無沙汰申候條、任御理、及成敗候、於向後も、年貢無沙汰之族候者、可被仰理候間成敗可申候、仍爲後日、進置證状如件、
天正十一年癸未三月十七日　盛隆　花押

新記云、右碑、利根川村東二町餘、米沢街道の傍にあり、高二尺餘、幅一尺五寸計、上に梵字あり、下に「若拝八萬四千法藏、十二部經、爲人演説、有爲成行卅三年、貞治六丁未、八月廿八日」と彫る。

（別布）

別布（ベップ）領、先地高百廿石之所者、[illegible]分に定置候、[illegible]田作式高拾二石之所も相済、[illegible]可[illegible]候、前代之遺所にまかせ、肝煎下一圓に雖望候、近年之肝煎、此際事是又不[illegible]候間、[illegible]分肝煎に申付候上は、不[illegible]作いたすべき者也、仍如件、
慶、四、三月十七日　滿願寺（印）
神田新二郎とのへ

（姥堂）（新田）

新井田（ニヰダ） 今、姥堂（ウバダウ）村と改む、姥堂川此に至り、大鹽川に合すればなり。此川は、關柴村の奥、高曾禰（コウゾネ）山に發源し、南に降り、長四里。新井田村、古文書に新田に作る。

陸奥州會津、耶麻郡[illegible]田[illegible]、北[illegible]村之内事、合田四千苅者、
右件之田者、雖爲[illegible]分之[illegible]、爲十貫文借錢、奉償之者也、且那太郎丸入道沙彌正乘、子孫知行之間、不可有異儀申候、仍此旨、寄進之状如件、
寛永十一年甲申十月初七日

會津山之郡、にいたの内、興德寺、わき寺家、さいせうゐん分ゆい所之事、
年貢壹貫文、館江の役錢五百文、[illegible]役壹貫仁百三十文、合て仁貫七百三十文之所、知行誰に下置候とも、有之年貢役之外、違亂あるましく候、依之、其身何もさうさはい[illegible]、可致在陣者也、永代不可有相違候、仍如件、
天正十七己丑年、八月十七日、（朱印）

田野辺五郎左衛門とのへ

布流（ノル）　今、磐梯村の管内なり。新記云、古碑、布流村より北の方二町にあり、高三尺、幅二尺五寸、上に梵字を刻み、其下に「諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅為楽」の十六字を彫り、又其下に「延文六年辛丑、十月廿日、孝子敬白、為三拾三年」に彫る、其餘文字あれど、剝落して讀むへからず。源太屋敷の城址、村北の野、南西一町三十三間、南北一町六間、二の城址、東西三十二間、南北二十五間、鑑城と號す、至徳中、葦名直盛の臣、平山大隅が築きし所、今は土居堀の形僅に存す、此餘館跡四あり。

熊倉（クマクラ）　今、小田、吉田等を合せ、熊倉村と云ふ。濁川に臨み、北一里、米澤街路の一驛にて、喜多方の東一里、大塩川に臨めり。

新記云、熊倉は、宿驛、北に當り、[illegible]甲、西は大塩村に接し、出羽國米澤に通る驛所にて、此村、もと毎月六度の市あり、寛文三年より三度とす、其後今、廢せり、慶長六年、山郡之内、熊倉村、市場月に六齋云々の文書をのたふ、今、代官所あり、熊倉、小沼、雄國を支配す。

此度、[illegible]市場に被仰付候段、當村永々の大益、子々迄の大幸、其上兩入用七十五兩余、在所江不[illegible]御厚恩に奉存候、依之、一村申合、一札指上申候、當[illegible]御子孫永々如何様之儀御座候共、一村にて見放可申候、往來荷物之儀、先々より村中迄に[illegible]候、當に相替申候、當村并商人御宿、往[illegible]右御恩不忘、[illegible]急度可相守候、御目出度、御子孫長久、當村繁昌、子孫高昌、仍而一札如件、

慶長六年丑十二月吉日　熊倉[illegible]

中川一類　山口一類　長谷部一類　小林一類
[illegible]一類　木村一類　[illegible]入一類　黒岡一類
安部一類　川[illegible]一類　[illegible]部一類　・渡部一類

内[illegible]主佐殿

當大町、會田[illegible]に、拾貳[illegible]に付、申上候、合[illegible]候處、[illegible]借状次第に[illegible]可申出旨、[illegible]達例[illegible]之法式に候間、商人有[illegible]有之[illegible]借状如件、

元和八戊三月十三日　平田助大夫宗[illegible]（花押）

山の郡の内熊倉村、□□□

同郡田中村、久右衛門かたへ

會津史云、戊辰九月十一日、午後、[illegible]方の西軍、一隊をなして濁川[illegible]を渡らしめ、一隊をして熊倉驛を衝かしむ、我軍[illegible]人、三面に分れ、之を迎撃して小田山に[illegible]れと、西軍[illegible]防ぎ、我別隊、大に[illegible]撃す、西軍[illegible]、其[illegible]十二日、西軍[illegible]川驛に返り、城中[illegible]十四日、[illegible]方面に至り、城中への糧道を開く[illegible]戊辰戰史、引[illegible]九月十一日、越後口の官軍、濁川村之[illegible]攻撃のため、[illegible]村、中里村之[illegible]を經て、[illegible]下[illegible]人、[illegible]中に[illegible]、賊兵[illegible]に[illegible]及と思、賊兵死力を盡して相拒み、高きより卑きに[illegible]地利失便、[illegible]不[illegible]、甚苦戰に[illegible]、賊兵大に[illegible]し左右[illegible]路に分れ、包撃いたし候に付、[illegible]何分[illegible]相支、無余儀、小田付村[illegible]之前にし、[illegible]、賊兵[illegible]小荒井[illegible]、[illegible]不[illegible]先[illegible]兵、[illegible]を聞て、[illegible]より[illegible]之[illegible]に出で、[illegible]村に[illegible]、依之、大に力を得、[illegible]に致[illegible]北[illegible]、一同[illegible]、[illegible]十二日、若松之土、[illegible]村に至り、又三國村に入り、等[illegible]在候

小沼（チヌマ）　今、熊倉村の管内なれと、藩政の時は、小沼村と云ひ、當[illegible]、金澤、辻村、高[illegible]、宮日（ミヤンメ）、雄國、吉澤、及び北山、[illegible]は[illegible]、熊倉[illegible]と相分ち[illegible]。東嶺は、小沼[illegible]と云ひ、[illegible]、古城[illegible]、及び大[illegible]の嶺峠に連なる。

（小沼獄）

辻村と金澤村と、地藏の參詣に付て、出入之儀、遂糺明候處に、[illegible]には、[illegible]候儀無紛由、双方申[illegible]、[illegible]代に[illegible]、中納言殿御[illegible]、地藏同油畠、金[illegible]に付、[illegible]錢金澤にとりたる由に候、其後當[illegible]大夫[illegible]にて、又[illegible]之古、地藏同油畠、辻[illegible]に[illegible]に候、[illegible]、上古の例にもかゝはらず、近年は當[illegible]次第に取候得ば、[illegible]辻[illegible]に相[illegible]は、不及相[illegible]候と[illegible]出[illegible]、可[illegible]、自今以[illegible]、[illegible]仕候は[illegible]、可被加御成敗旨、[illegible]出[illegible]、仍[illegible]、

寛[illegible]七年六月廿七日　[illegible]

高柳（タカヤナギ）　今、熊倉村の管内に歸す。

山郡熊倉村と、同郡高[illegible]村、山[illegible]、[illegible]可[illegible]候[illegible]、[illegible]上書に付て、[illegible]間、[illegible]可[illegible]候、先其[illegible]、双方よりは[illegible]所江不可立入[illegible]、[illegible]入候はゞ、其立入候方、越度に可申付候間、可得其意者也、

五月十日

町[illegible]　[illegible]門守　判印

[illegible]　[illegible]馬助貞忠（印）

山[illegible]村[illegible]

雄國（オグニ）　今、熊倉村の管内とす〇新記云、雄國新田は、萬治三年、七[illegible]門開し地なり、[illegible]門は、出羽國置田郡の住人、[illegible]路守[illegible]より十八世の孫、和泉守[illegible]の内[illegible]の地を[illegible]し、子孫世世こゝに住す、加藤氏の時に至て、郷長のごとくにてありしか、明[illegible]三年此[illegible]に[illegible]、私[illegible]て、山中[illegible]、[illegible]、小沼、高柳、金澤、[illegible]村の境に濫ぎ、また新田を開き、村落を

樋へたり。

北山（キタヤマ）今、村名に存し、関谷、樟村、蒔村、下吉尾を合すの。會津の北にあたり、大鹽の西なる、喜多方の東なる山村なり。

〔注〕北に接字をクマヤとみたり、[illegible]くと云ふ人にて、クヌトに非ず。

新記云、北山薬師堂は、関村より丑寅の方十七町、山の上にあり、又堂の薬師とも稱ふ、堂の[illegible]、四隅と稱して岩石多く重り、室屋の如くなる所あり、[illegible]は其間に[illegible]して方一丈計、高九尺計、上に巖を覆へる岩の、外に稲田あ[illegible]にく住める所あり、昔其中に蓮華座、板に梵字ありしか、今分明ならず、綱取城跡は、漆村東十五町、山上にあり、周廻二十間、大鹽川其麓を流れ、東より南をめぐり、田を隔て[illegible]屋、樟、[illegible]下に見ゆ、眺望頗佳なり、永正の頃、若[illegible]名氏の臣、松本勘四由左衛門これに居る、永正二年、松本源蔵、日置落由、佐藤、富田と[illegible]りて[illegible]、時に名乗高は、佐瀬、富田に討す、其子三郎備處は、松本に與し此城に籠る、白河氏來て和議をあつかひしかども從はず、十月九日より、漆川の[illegible]を隔て日々に合戦あり、同十四日、[illegible]敗れて、出羽国長井に出奔す、十日、西[illegible]、佐野、柴村、松本右衛人等之に從ふ、同二年、父子和睦有て、[illegible]を[illegible]といふ、また、同[illegible]九年正月十[illegible]日、[illegible]名[illegible]、[illegible]、[illegible]取城を[illegible]、三月五日攻落す、城主松本討馬と、塔寺長帳に載す

會津五佛之一也云。

大鹽（オホシホ）今、大鹽村と云ふ、[illegible]、山[illegible]して、喜多方の東二里半。此より東北、[illegible]、[illegible]嶺を越え、[illegible]里にして檜原村に達す。又、東は、漆野原より檜原湖、

高倉山（高倉山）岩崎

雄子沢への[illegible]。

新記云、大[illegible]とは、村中に[illegible]ありしに因ると、府城の北六里、[illegible]、山間の小驛所なり、高倉嶺山は、村の北一里二十四町余に在りて、高一百二十丈、檜原村と相接へり、又、岩崎は、村より丑寅の方二十八町、米沢に通る街道なり、此を下ること二三町計、鹿垣と云ふ字あり、天正十三年五月、[illegible]名氏の臣、松本[illegible]し、大岡[illegible]山道を開き、伊達勢を引入る、[illegible]、[illegible]宗よ[illegible]村に[illegible]て、[illegible]田、[illegible]なといへる[illegible]に軍勢をつけ、大田付越に向はしむ、[illegible]は大[illegible]柏木の[illegible]を攻落し、共に北方に亂入すべき謀なり、[illegible]名の[illegible]穴澤、市島が一黨、[illegible]外、[illegible]、伊勢なと云ふ者方を戦せ、此所に[illegible]なりけ、[illegible]守りし所故、[illegible]名[illegible]れり、終るに、田付の軍、伊達方利なかりしか、政宗も[illegible]するに及ばず、檜原に引入しと云へり、[illegible]甲坂は、村より未申の方、若松府城への通路にて、路傍の岩石、文理[illegible]甲の如くに[illegible]けたり、松手溜は、村北十八町にあり、周三百六十間、寛時七年、富[illegible]のとき、山[illegible]して、[illegible]の沿を[illegible]ぎ、ついに溜となる、[illegible]井所、村中を[illegible]川橋東西にあり、東の井[illegible]一丈三尺、西の井[illegible]一丈五尺、共に深一丈餘、梁[illegible]井の[illegible]なり、今、宮民之を汲みて鹽を焼けり、又、西行法師の[illegible]なりとてつたふるは、

[illegible]もなく[illegible]ならずし[illegible]の[illegible]の汲む大[illegible]の[illegible]

大鹽川（オホシホ）高倉嶺山に出で、[illegible]、[illegible]の間を降り、[illegible]村を過ぎ、西南に流れ、関屋、[illegible]の諸村を[illegible]て、姥堂西、大谷川、境宅川等を、[illegible]川[illegible]の北に合せ、遂に日橋川へ[illegible]す、長[illegible]里。

仙[illegible]人物傳云、天正十七年六月朔日、原田左馬助、發大森赴于[illegible]、[illegible]北條[illegible]下長[illegible]之[illegible]、[illegible]、西[illegible]、[illegible]日、我國與會津[illegible]大[illegible]、[illegible]、故大[illegible]、[illegible]郷民[illegible]去、堅于若松、左馬助不用戦、六日[illegible]到于[illegible]上。

檜原（ヒバラ）今、[illegible]村と云ふ、大鹽の東北三里餘なる山中に[illegible]て、北に[illegible]の[illegible]を[illegible]えて里、羽前置賜郡[illegible]米沢市へ[illegible]里、[illegible]は、[illegible]信山の陰、吾妻山の西、高倉嶺山の山腹なる寒里にして、[illegible]高七八米突、其[illegible]村[illegible]は、明治二十一年の變異に湖底に没入し、[illegible]、其[illegible]方に[illegible]を移す

[illegible]、[illegible]、大鹽、檜原、宿々[illegible][illegible]、[illegible]へ、[illegible]の宿より、[illegible]者を[illegible]、[illegible]の山[illegible]、[illegible]、小松に[illegible]。

新記云、檜原村、[illegible]は檜木谷地と稱しけるか、四方に大山[illegible]、[illegible]不毛の地にて、[illegible]、村民、[illegible]、本地を[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、駄馬を追て生計をなす、故に、[illegible]人常[illegible]外の地にて、[illegible]丁[illegible]、[illegible]村と稱[illegible]、綱[illegible]に[illegible]ず、府城の北に當り、[illegible]里、米澤街道の宿驛に、慶長三年、蒲生家[illegible]の時、[illegible]田治部、直江山城が下せし[illegible]なりとて、村民[illegible]傳[illegible]に、今[illegible]、其文[illegible]、金坑は、近き山に[illegible]、[illegible]の[illegible]、始て[illegible]金[illegible]す、慶長十年、[illegible]の[illegible]中[illegible]と云ふもの[illegible]て坑を[illegible]る、[illegible]、金[illegible]を採る、金坑の中、今[illegible]十[illegible]と云ふ[illegible]れる、[illegible]、[illegible]月に[illegible]十[illegible]の[illegible]金を出し[illegible]なり

[illegible]村

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、或は[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、地下人[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、るいともに、くせ事になこのうべし、又、にもつ[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、たら人として、地下人に[illegible]、或は、[illegible]、[illegible]、或は、なしうりなしかい、其中、いわれざる[illegible]申

かへる事なるを、ただにて申こと不仕、其門の奉行に
そうそう可申事、
一、其三年かゝへの領分、せん〳〵、田畠、少
ものゝ申侍もの、せん〳〵ぞうをめしつれ罷上とも、から、
わたくちやうじのまいだ、自然ふしのれられ候とて、
世候よつあらば、この身の時に不及申、ふるいこせ事
たるこし、又きいけんのみしんかたとごうし、てはな
くちしすへはいかうし、百姓かしつれられ候事、ち
やう事、しよせん、前さよっまうここ人の外、相
上事、可為曲事者也、
　慶長三年二月十六日
南摂記ニ云、戊辰八月廿三日、若松の危急なることを知り、何卒之を救はんとすれども、兵士潰乱離散したる故、如何ともなし難し、只此土は、何れの道にも兵を集め、隊を整ふるを第一とすれど、諸苗代より檜原に赴く、山路石歩難儀たり、村閭侯の地方、特に侍童、其外婦女子、肩に倚り手を執り、岩石深泥を踏み顛蹶、見るも哀れなる姿なり、後を顧れば、城下の砲煙炎焔、眼に映り耳を貫き、肝膽も碎くる計り、前を望めば、萬山千峰翠色を帶ぶ、彈薬なく食糧なく、漸く夕方に檜原に着せしに、村民一人も居らず、皆家財を負ひて林間に潜居せし由なり、何れも空腹になりたれども、何を以機を察せん、上下失望、只悲嘆たり

檜原城址　新記云、檜原村北に櫓門の設ありて、背戸を置かれ、往來を察せしめらる、今に然り、城趾は、村より亥の方三町、戸山にあり、東西三十五間、南北一町六間、土居空隍の蹟遺れり、南を大手となす、文明十八年、此地に山賊起り、文卜郎といへる者を張本とし、徒類の黨を集め、往來の旅人をなやます、葦名盛高より、穴澤越中守に命し、之を誅せしむ、越中三百餘人の郎等を引率して馳向ひ、山賊二百七十人討取て還ければ、盛高賞して、此地に置き出羽國の押とす、越中、即此館を築て移住し、檜木谷地を改て檜原と號く、越中が孫、加賀信濃に至て、永禄七年四月、伊達米澤城主輝宗、石川但馬に二千五百餘の勢つけて、此館を攻めんとす、加賀これを聞き、檜原峠に出向ひ、嚴く防戰し、勝軍しければ、石川逃歸りしも、同八年七月、伊達勢再鳥川村より山を越え、直に戸山を襲ふ、加賀防戰手を碎き、寄手又敗れて引返す、同九年正月、伊達勢千餘人、不意に村へ入り、北の木戸に火をかけ、関をつくりて攻入る、加賀父子、速に出合て一戰し、寄手多く討死す、葦名盛氏、其戰功を賞し、耶麻郡大荒井村を與ふ、天正十年四月、小荒井村の地頭と、大荒井村從相の事により、互に闘爭に及ぶ、其罪輕からずとて、大荒井村を沒收せらる、其後政宗、穴澤が支族、四郎兵衛某を招きしに、四郎兵衛忽一族の好みを忘れ、政宗に内應し、十三年十一月二十六日、伊達勢を引入て、たばかりて加賀父子を打取、其後のこと詳ならず。

檜原川　今、檜原村の諸溪、東南に下り、一大沼池を成し、即檜原湖の名あり。雄國沼、雄子澤の下流を合せ、南北三里、横幅約半里、其流洩せる、一條の水は南東に進み、小野川湖、中津川湖の水をも合せ、南に折れ、謠谷に至り、酸川に合す。此溪流の在る所は、磐梯、吾妻、二大山の中間にして、明治二十一年の災異にあひ、山丘溪澗の形狀、大一變を爲しゝなり。荒涼幽奇、蓋、天下唯一の奇景なり。

（檜原湖）

山崎氏地誌云、檜原湖は、地形上より、之を分ちて、檜原湖域、及び雄子澤湖域となす、檜原湖域は、東西約一杆、南北九杆に及び、其の水面は、高距七百八十十米を保つ、其の北端に於ては、西方より一溪流の注ぐありて、湖水は其の方に彎曲し、東西の幅二杆に達し、最深點は中央部より少しく北方に偏在し、約二十五米、湖面清澄鏡のごとく、往昔、檜原川の溪谷に繁茂せし森林、今は全く湖底に沒し、水淺き處に於ては、其の樹木往々水面上に出づるを見る、湖の南方に於ては、岩塊の堆積により、圓錐狀の小丘、水中に散在し、蘆荻僅に生じて、瀟洒たる淺灘をなし、また一種の風致を具ふ、又、その東南岸に近く、ソハラ湖あり、

（雄子澤）

雄子澤湖域は、猫魔火山の火口湖（雄國沼）より、北々東に流走する雄子澤の涵養する者にて、東西五杆、南北一杆半、最深處は中央にして、十七米、恰、雄子澤民家の西位置に當る。

新記云、檜原川は、上流にはただ大川と云ひ、源を村西の高森山に發し、一里二十八町餘東南に流れ、荒砥澤これに注ぎ、又九町餘東南に流れ、長井川北より來てこれに注ぎ、また七町許南に流れ、吾妻川東より來てこれに注ぐ、又二十町計南に流れて、上若魚川を得、此に至て十三間計）、又西南に折れて三十三町計流れ、細野川、黄蓮澤、盆小屋澤等の水を得、又東南に屈して三十八町餘流れ、雄子澤川、黒澤、隅川、小深澤、笹原川などいへる溪流を得、又六町計東南に流れ、小野川北より來てこれに會す、又五町計東南に流れて、大深澤の流を得、又東南に流るゝこと十五町計、中津川に會し、謠谷村の界に入る、水源よりこゝに至り、五里十七町餘。○同書又云、雄子澤小屋は、檜原の辰巳の方二里にあり、萬治三年、木曾組一戸村より移る、家數十三軒、黒澤と云ふ溪水を引き用水とす、并びなき清水にて、潺湲愛すべし、此處は、山中なれど、雄子澤通とて、猪苗代より米澤に通る小徑にて、常に往來のものもあり、家居のさまも、自餘の木地小屋よりは、やゝ人里近き所に似たり、近年、磐梯山の温泉は、發浴するに便ならずとて、相謀て此に引く、いくほどなくて、十二町計の間にて、湯凝て筧の内にて石となり、其功ならずして止みぬとぞ。同書又云、

奮驚瀧（クワッスイ）は、檜子澤の東一里、檜原川の斷流にて、長六十間幅十五間、水色青くして、深さ測るべからず、瀧の上に瀧あり、左右より岩巖相束ね、其間一間餘の所より水勢激して直下す、此所、背魚登らず、元和中、左右の巖を削り、水の怒をそいでより、上流に向ふの利あり、闊の左右は古木翳蔽し、常に綠蘚を開き、ものすごき境地たり、北岸は削りなせる石壁、屏風をたてたるごとく、長一町餘、闊數十折す、中程にて最も高きこと三丈計、左右は漸く卑し、其上に躑躅楓樹相交はり、古松蔓す、花時殊に佳觀なり、南岸は巖石、皆苔蘚布きし、水勢の激する所、岩根の窪み自然石窟をなす、其幽邃なるさま云ふべからず、其他、衾渡石（フスミワタリ）とて、細野小屋と雄子澤の間にも、一奇觀あり。

（細野）同書又云、細野小屋は、檜原の巳の方一里十町にあり、寬文十年、東西は山に近く、南北に畠少なり、安永四年、入田付村の中小屋と云ふ所より、こゝに移れる木地挽なり。

西吾妻嶽（ニシアヅマ）　檜原村の東北なる、國境界上の大嶽也。（新記云、西吾妻山は、檜原村東三十町餘、數山の奧にあり、頂上まで一里十四町、凍雪を踏むにあらざれば登ることを得ず、山上は常に風烈しく、五葉松、姫松の類、みな地に匍れり、半腹は竹木繁茂し、夏日猶殘雪あり、東鉢山は寅の方、數山の奧一里十八町計にあり、頂上まで八町餘、其形状鉢に似たる故名づく、北は米澤と界ふ、此山に攀れば、出羽國月山を、遙に子の方に望み、朝日嶽を□の方に見る、眺望甚大なり、此山麓の部落を戸倉（トクラ）小屋と云ひ、一名早稻澤（ワセザハ）、萬治年中より、木地挽之に居る、温泉は、戸倉小屋の北二里、西吾妻山の中にあり、硫黄を産す、湯味酸澁なる故、酢湯と名づく、常に浴するものあらず。

（戸倉）

檜原峠（ヒバラ）　檜原村の北一里半、東は西吾妻山につらなり、山脈西南に屈折して、高森山、吾妻山と竝ぶ。（新記云、檜原峠は、又、大峠ともいふ、登ること八町、頂上に境塚あり、米澤との境を標す、此邊樹立深く大木多し、木毎苔といふものを産す、食すべし、峠を南に下りて一里塚あり、天正十七年四月、伊達政宗、會津を襲んとて、家人石川但馬に、軍勢をつけて向はしむ、穴澤加賀、同新右衞門父子、出向ひ防ぎ戰ひし所は、即此峠なり。

關柴（セキシバ）　今、下柴、平林、高額（タカヌカ）、上柴等を合せ、關柴村といふ、北山村の西、喜多方の東北一里に當れり、姥堂川此邊に發し南下す。

新記云、關柴村に館迹あり、大永二年、蘆名氏の臣、松本長門（入道して幽閑と云ふ）築けり、天正十三年五月、長門が子備中、伊達政宗に内應し、伊達勢を引入れ、黑川勢と合戰ありしとき、備中は、富田出雲に討れ、父長門は生捕れて戮刑に行はれき、土居の迹今尚存けり、西の山手に長三尺餘に、高一尺計、岩を穿たる所あり、清水其中に溜る、土人寄所清水と稱す。○按、關柴、下柴などの村名、柴野（シバノ）なり、一書に、松本氏を柴野氏といふにて、悟るべし。成實日記云、會津北方に、柴野彈正、御一味仕候、天正十三年五月三日、原田左馬助を被遣、猿倉越と申難所を越候、柴野は城不拵、少抱の能き屋敷に居申候て、手替仕候火の手をあげ申候間、方々より馳集、何方に手替候、敵と取亂候處へ、長井より欠入候者有之、會津衆も一戰仕躰候間、左馬助敗軍、彈正召連、漸引除候、三日、政宗公檜原へ御出馬、大鹽の城へ八日に御動座候、大鹽所にて、備を可立地形も無之、山路一筋なれば、後陣は檜原不引離躰に候間、一働にて被相返申候。

（柴野）

平林（ヒラバヤシ）　今、關柴村の大字とす、其南を勝（カチ）と云ひ、又、關柴の管内とす、喜多方市街の東郊なり。勝には、眞言宗、勝福寺觀音堂ありて、勝前と稱へし女性の追福に建てしものと覺ゆ。今、其詳なるを知らねど、舊は吉祥氏なり。

（勝）

新記云、勝福寺二王門は、五間に二間、力士像、共に八尺、本堂六間に五間、南向、今觀音の像三軀を安す、阿彌陀の像、長三寸七分、十一面の像、長六尺三寸、十一面千手の像、長三寸、□□、天文中回祿し、長帳に、享祿二年六月、此堂燒失の事見ゆ、永祿元年、領主蘆名盛興再造す、其後再燒失せしを、當家入封の後、寬文五年、寺より再興す、又、此堂中に不動毘沙門の木像あり、共に四尺餘、是も古物なり、又鐘一口あり、徑二尺七寸、銘に曰く、

奉鑄鐘一口、
奧州會津耶麻郡、勝之村、勝福寺、別當滿勝院、本願觀行坊慶範、當寺大檀那、平盛興、止々齋盛氏、鑄師大工早山主殿助、同小太郎左衞門、銘帳切手惠定、諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂、年、諸旦那等、現世安穩、後生善所、無疑者也、
永祿七年甲子季夏日

下柴（シモシバ）　今、關柴村の大字とす。

下柴と平林と、用水相論之儀、双方不作にては、不可然候間、如先年、小松せきの水、朝六ッ時より晩七ッ時迄、平林へとり、晩七ッ時より夜中、明方六ッ前迄、下柴へとるべき事、
如先年、水錢五百文、平林より關柴へ進納可仕候、此代物は不及申に、御年貢之外たるべき事、
右之仕置にて、先年も双方不作仕儀無之候間、今以不可有相違候、若事をたくみ、田地を荒候か、又申事於仕出者、曲事之段、可被仰付候間、可得其意者也、
慶長九甲辰年六月九日　滿田長右衞門作長（判）

喜多方（キタカタ）　今、喜多方町、人口七千五百、或は北方につくり、耶麻郡の大邑にして、若松平、北方の市場なり。俗に北方八萬石の邑ありて、平衍の地、南北三里、

(北方)

東西二里に及び、本邑は其中心點に居る。鐵道、若松より十哩、岩越線の延長は、更に喜多方より野澤(河沼郡)、津川(東蒲原郡)に向ふべきも、今に布設の運に至らず。

　　利仁、示現寺寄進事、

右、會津耶麻郡、小田付之村、花積恩地、道覺在家一間、年貢二貫六百文之所、永代寄進申所也、於子孫不可有相違、仍爲後日之狀、如件

　　永正六年己巳七月五日　　盛高

(小田附)

喜多方町は、小田附(チダツキ)村、小荒井(コアライ)村の合併に成り、田附川之を貫く。小田附は東に、小荒井は西にして、相接比し、藩政の時、代官所は小田附に在りて、小田附、小荒井、両組を支配したり。○新記云、小田附、小荒井は、耶麻郡の中央に居り、四方曠平にして、土地肥饒なり、水田其中に闢け、姥堂川、田付川、押切川、其土を潤し、米穀豐なり、小田附、毎月市あり、遠近より相集り、商賈を業とす、小田付村の奥に、入田付、中田付の二村あるは、古は出戸(デトダツキ)田付村と云へり、天正十年、葦名の長臣佐瀬大和、中田付村　此村、及び入田付村、共に大和か領地なり)の市場、便り悪しとて、九十三村の人夫を發し、民居を此に集め、町割をなし今の名に改めらる、府城の北に當り、行程四里二十七町餘、昔、中田付村に、月六度の市日あり、後廢せしを、姑く小荒井村に移せしか、聊子細ありて、もとの如く中田付村に返す、其後、場所悪しとて、天正十年に此に移せり、此のとき、市の祝として、太刀一振、鷹二聯、馬一疋、黄金三枚を葦名氏に献せりと、後又、小荒井村と爭論せしことありて、加藤家の時、六度の市を、三度は小荒井村に移すへき旨を示されたり、

　山郡小田附村市日　七日　十七日　廿二日
　同　小荒井村市日　二日　十二日　廿七日

右毎月之市日、如此相定候、但、六日市は八月一ヶ月小田附可相立、七月一ヶ月小荒井可相立者也、云々、

　　寛永七年正月十五日、

(小荒井)

小荒井(コアライ)村も、商賈の便よく、常に市を出して、諸物を商ひ、其さま若松の市井に異ならず、此村、市の事により、往年小田付村と爭論せしことあり、館跡、村中にあり、地形少し高く、東西三十四間、南北三十間餘、土人坂井(サカヰ)館と云ひ、築し年月詳ならず、元龜、天正の頃、小荒井阿波居住す、阿波は葦名の家臣、此村の地頭なり、然るに、大荒井村(大荒井の名は、今小荒井の西に僅にのこる)は檜原の穴澤新右衛門か知行となりし時、里程隔りて年貢を納るに便ならされは、阿波か許にてとり收め、檜原に送り遣けるか、其事により出入有て、天正十年、穴澤と鬪爭に及び、互に討死する者多し、阿波終に闘負てこの館につぼみしに、穴澤等追來て火を放ちけれは、ここにもたまり得す黒川に奔る、葦名盛隆、阿波が不義にして勇なきをいかり、所領を沒收せり、これより此館廢せり、この邊、放鷹の地に宜しけれは、蒲生氏の時より、此に別墅あり、寛文中廢毀し、今茶圃となり、御茶屋と云ふ字のみ殘れり、また、此村の修驗、小洗寺の古文書に、葦名家のものをつたふ。

　御齋會、最吉院後七日法者、被移月國漢朝風範、古[illegible]萬國厄難五穀豐饒、始自承和之暦、青陽初節、三國同日被修、嚴重秘法之所、近年退轉、被歎思食者也、早爲當國役、被申沙汰者、尤可爲神妙之旨、依綸命、執達如件、

　　天正八年三月十六日　　右少辨
　　　三浦介殿

太郎丸(タラウマル)　今、豐川村の管内にて、即、小田附の西南に隣れり。○新記云、太郎丸館址あり、是れ、三浦平氏、葦名の一族、太郎丸河内守盛次の居とぞ、今田圃となれり、盛次、入道して正乘と稱す、佛法歸依のものにや、當村長泉寺を建立し、又、示現寺に寄附狀數通あり、大行院は、本山派の修驗なり、其先を應運と云ひ、正和四年に遷化す、五世の孫宥春、子なかりしかは、太郎丸河内守盛次か孫基を養て、修驗職を相續し、正善院春榮と稱せり、盛次、百石の地を分ち、今に其地を正善院林と稱す、春榮か遠孫宥順、遊足庵と稱せり、上杉謙信よりあたへし書翰とて、今に持傳ふ、蠹して讀むべからざる處あり、中に左の文句あり、

盛氏父子之出馬、仕合能、結句義重乘向候處に、父子御擬故、敵敗北、誠心地好無比類候、白川被渡不肖之間、愚之越山無之者、可被遂無事由候、(虫喰)尤候、雖然、浮沈共に盛氏父子當方へ申談候處、敵味方無其隱候條、歸馬之上、其方招候て、始末談合申、其上兎も角も、父子之御分別尤候、(虫喰)三樂以稼、義重、盛氏、一和雖取噯、當方への望計に、一和仰切之由、雖盡筆紙候、東方、此上、盛氏於談合申者、何も別義有間布候、氏政へ爲同心由候得共、氏政(虫喰)手作、其冬東方に打出候に付て、東方何も敵に作立候條、縦、東方の衆、盛氏、愚老かたへ爲同心間敷分別に候共、はや氏政に手切之上者、此方へ爲不取付、不叶候歟、云々。

一關(イチセキ)　今、太郎丸、高木、塚原等と相合せて、豐川村と改む、喜多方市街の南郊なり。若松諏訪社、天正十四年文書に「きたかた一之關、十四貫文」の地は、社領たりし由見え。

天文十四年寫、會津熊野新宮、相撲日記、

一番　かんなう　二番　かひぬま　三番　かなう
四番　あらき西東　うちか(虫喰)　五番　あかふし
五番　よろいのめ　七番　あらわけ　八番　なか
むら一のせき　九番　あやかれ　十番　たらうま
る　十一番　たかき　十二番　をふせ　十三番

なかな　十四番　つかはら　十五番　もんてん

塚原（ツカハラ）　今豐川村の管内とす。新記云、塚原館址、今民宅となり、四方に堀の形存し、傍に馬場跡あり、相傳て、富田將監[illegible]を知らず、慶徳組新宮村、熊野宮に、富田氏實と云ふもの、文書あり、將監が諱を氏實と云ひしにや、詳ならず、[illegible]と云ふ、將監は葦名四天の一、富田美作が嫡子なり、天正己丑、磐上原の軍に、生年二十一、葦名の先陣なり、諸軍伊達が勢を斬散し、血戰力を盡す、斯て、味方に返忠の者ありて、葦名方總敗軍となり、義廣黑川の城に入しかば、將監も力なく引退き、遂に義廣に從て國を去り、常陸へ走れり。

田附川（タヅキ）　入田付、行無沼（ユクナシ）の末にして、喜多方町を過ぎ、堂島村田原に至り、押切川と共に、日橋川へ歸す、長四里、下流には、式部川といふ、下の大澤（オホサハ）を合考すべし。

（式部川）

塔寺長帳、[illegible]、天正十年正月、[illegible]御陣[illegible]、三月、達田御陣[illegible]、三月[illegible]日、式部河、[illegible]、大水まし候て、此城流見る、云々。

岩崎（イハサキ）　今、中田付、入田附、天井澤（アマイ）等と組合せ、若月村（ワカツキ）と改む、喜多方町の北にして、岡地の西北に隣る。○新記、
寄進、陸奧國會津、耶麻郡岩崎莊内、宇都野、坊平[illegible]事、但於寄所者、為經營莊、永現寺、限永代所奉寄進也、仍狀如件、
永和二年七月五日　正秀
岩崎の庄の名は、[illegible]の方まで及ぶし、宇都野は、今、熊[illegible]村の内とぞ。
寄進、小川寺[illegible]之事、
右耶麻郡岩崎村内、限山在家四間、於永代、爲正乘二親菩提所、寄進申也、申寮、仍爲後日、寄進狀如件、
應永二十年乙卯六月十三日　沙彌正乘花押

中田附（ナカタヅキ）　今、若月村の大字にて、喜多方の北一里、岩崎の東なり。○新記云、龍泉寺林は、中田付村龍泉寺の北に

なり、天正十三年、葦名家の臣、關柴の邑主松本備中某、伊達政宗に内應して、入田付村の山道を開き、富田常陸、原田右馬介が軍勢を引入れ、黑川を攻んとす、黑川にても其山を開き、[illegible]濱崎村に出張し、富田と渡合ひ、散々に揉立ければ、伊達方叶はずして此村に引退き、後陣の原田が勢と一所になり防戰す、黑川勢も濱崎より追追ひき、[illegible]作て攻立しかば、伊達勢利無くして敗走す、この邊りにて多く討れし死屍を埋めしとて、林の中に古塚十六あり、大佛山（ダイブツ）は、村より、寅の方二十町余にあり、高六十丈、何れの時にか、大佛堂を建し所なりとて、今はなし、此山さのみ高からざれども、衆山の中に特立し、府下の近郊よりも、其形著しく見ゆるゆゑ、里俗、會津富士と稱す

（大佛山）

入田附（イリタヅキ）　今、若月村の大字にて、喜多方の北二里なる山中に在り、高曾根（カウソネ）の麓ともいふべし。田付川は此に發す。行無沼（ユクナシ）あり。高曾根山は、又田附より、大鹽、檜原へ渉る長嶺の異名なり。○新記云、行無沼は、高曾根山の麓にて、周九百間許、層巒四方に圍み、水面鏡の如し、此に至る道の左右に、[illegible]沼、[illegible]沼とて二沼あり、村老の説に、昔は水多く湛へ、風あれば波立、其沼より、鱗波相変り、行人往々溺死するものあり、斯て、往き所なれば、一度ここに來り、生て歸るもの無しとの意をもて、行無とは名けしとぞ、此沼、慶安元年、堤に築き、諸村の養水とす、不動瀧にそそぎ出るは此水なり、瀧の傍に清瀧寺あり、又、行無沼の外に、大沼、蓮沼など云ふもの山中に在り、此山を越ゆれば、米澤領鹽地平村へ出づるとか。○按、入田付より鹽地平への山徑を、猿倉越（サルクラコエ）といへり、成實記に見ゆ、上の柴野の項に合考すべし。○仙臺人物傳云、天正十三年、伊達氏欲責會津也、原田左馬助討日、某家有伴田太郎右衛門者、本是會津之浪士也、應命渠往于會津求内應者也、太守曰可也、乃命之往於會津、

（行無沼）

（猿倉越）

面說柴野彈正、約束内應、故左馬助[illegible]、經猿倉坂、到彈正宅面放火、會津上下[illegible]、云々。

村松（ムラマツ）　今、松山村と改む、喜多方町の西北半里、押切用水に縁れり。元和六年、蒲生家の時に、開きたる新田とぞ。
當御領中、新田開、御奉行、[illegible]大夫被仰付候、いつれの村にても、肝煎百姓かいしやう次第に、春になり、田地開可申、然、他の村の[illegible]分たりといふ共、其村に作人[illegible]之は、御奉行に相斷、開作候はゞ、忠節たるべき事、
新田にかゝり、本田[illegible]法作候はゞ、曲事たるべき事、
新田の作人、いつれの村にても、御代官給人かまひ無之候者[illegible]出、開作可仕候、[illegible]ヶ年之間、少も役召上間敷候、役儀は永代御免被成候條、可得其意者也、仍而如件、
元和六年八月廿八日　[illegible]西吉左衛門　印
本田無、役義と[illegible]、子にはづれ隱居仕者は、望次第に可來事、
御代官給人へ、御[illegible]なも不申、役義も不仕、在々にはまり居申もの可出事、
かいもい錢かけ之者、身を受、其役[illegible]不[illegible]、各別にてかまひなきもの可出事、
他所よりの牢人可出、但、悪逆人[illegible]可申、自然左樣之徒者出し候はゞ、其[illegible]、曲事たるべき事、
子供おゝき百姓、其村に作り申田地無之者は、二番めの子を可出事、
本村に田地相拘、役義仕候百姓、かゝへ分之田地をあらし不申、仕來る役義をも、仕候者に仕付候はゞ、其身は新田町へ罷出、不苦候事、
本田畠をあらし候者、於有之者、從類共可被成御成敗

候間、可有其心得候已上、

元禄十五年十一月十一日　岩瀬[illegible]

小荒非領、新田の者共、日中山、延澤山へ可立入候間、自今以後、可得其意者也

元和八[illegible]月十六日　[illegible]印

上三宮（カミサンノミヤ）今、下三宮、[illegible]も合せ、上三宮村といふ、[illegible]北中[illegible]、加納庄内の邑落にして、近世は[illegible]に屬し、[illegible]ありて、代官所を置かれ、[illegible]、三島[illegible]神といふ。

願成寺（グワンジヤウジ）上三宮に在り、[illegible]宗[illegible]。[illegible]記云、三宮[illegible]山と號す、此村、もと加納村といふによれるなり、浄土四流の一、多念義の元祖、隆寛が開基なりとす、縁起に據るに、隆寛は、粟田關白の後胤、少納言[illegible]の三男なり、自ら無我と號し、又、皆空と稱す、[illegible]に[illegible]、[illegible]、後、[illegible]に[illegible]門に歸依す、[illegible]深く[illegible]し、[illegible]する[illegible]撰集を[illegible]、[illegible]元年、[illegible]により、[illegible]門[illegible]起り[illegible]しが、同年七月、[illegible]入道[illegible]に[illegible]して、[illegible]を[illegible]に謫せらる、[illegible]詩[illegible]なりし、[illegible]領[illegible]、陸奥國飯山に[illegible]、加納庄[illegible]三浦介盛時[illegible]なれば、隆寛[illegible]に預けしに、又、[illegible]は、三浦[illegible]が女にて、盛時と内談ありて暫く飯山に留めしにやと云、[illegible]成[illegible]所に下す、同年十二月、隆寛飯山にて[illegible]化しければ、[illegible]遺命に遵ひ、其骨を[illegible]に葬り、[illegible]建立せり、即、此寺是なり、其後、文禄中、蒲生氏の頃、今[illegible]、門[illegible]左衛門、此村を領しけるが、[illegible]を毀ち居宅をなさしめ、[illegible]寛が[illegible]堂のみ殘しければ、當寺は荒廢せしまゝにてありしが、寛文五年、行譽とて木食勤行の僧あり、府に請て堂宇を再興す、元祿七年に田地十五石餘を寄附せらる。

加納（カナフ）昔は庄名にて、廣く喜多方の南までに及びたることとし、[illegible]、[illegible]、岩[illegible]、加納村[illegible]喜多方を去る一里、其北[illegible]に至り、[illegible]大塚山最寄なり。

[illegible]寄進、安吉山[illegible]寺、陸奥國加納庄鷲田村内、中[illegible]在家、同[illegible]在家、[illegible]、坪付之事、九貫文、中[illegible]一在家一字、[illegible]、田中、[illegible]合拾二貫文、此内、百貳拾四文九月いやきりのまとい[illegible]つかいの方へ、[illegible]合壹貫貳百廿四文、公事分定得分、拾貫七百七十六文、

康安元年丑十月廿日　領主佐原十郎高明

寄進、會津門田[illegible]寺[illegible]、[illegible]、加納庄鷲田村内、海法[illegible]、[illegible]、云云、

康安四年[illegible]月十二日　佐原十郎平高明

（鷲田）[illegible]記云、[illegible]城址は、上三宮村にあり、加納殿、佐原氏の子孫、相續て此に住し、本郡の内、加納莊を領せり、佐原氏は、[illegible]盛連の[illegible]男、三浦介[illegible]の子孫なり、[illegible]、[illegible]、相模守時[illegible]、兄光盛、[illegible]に出家せり、(卒年詳ならず)應安の比、佐原十郎高明あり、[illegible]にありし[illegible]、高連の子なり、[illegible]何れの比[illegible]たるか、[illegible]ならず、[illegible]記に、上三宮村、[illegible]云々、今青山城の址の[illegible]に、[illegible]小社存せり、[illegible]云、加納新三郎高重、[illegible]高明、[illegible]三宮村[illegible]

（三宮）**五目**（ゴノメ）今、加納村と改む、[illegible]川は此山中に發す。○新記云、五目村の北二里を大平（オホダヒラ）と云ひ、[illegible]嶽其北にそびえ、又、[illegible]、西に並べて藤内鳥居山（トウナイトヤ）、大頭森山あり、[illegible]の界なり、山中に[illegible]、[illegible]十六年の八月に震ひ山崩れ、下流塞り沼となる、[illegible]、其一沼を築き、水門を設け旱涝に備ふ、水源は藤内鳥居[illegible]

（鄕明）

山の[illegible]、此[illegible]に注ぎ、下[illegible]、又、山中を經て[illegible]、[illegible]、百目（モモメ）木（キ）は、寺[illegible]。

（百木）[illegible]寄進、[illegible]、陸[illegible]加納[illegible]事、右以彼所[illegible]、所寄進之[illegible]者、[illegible]、可有御[illegible]如件、

[illegible]安[illegible]年[illegible]月廿七日　右衛門尉[illegible]

（上野）

岩尾（イハヲ）今、加納村の大字にて、五目の西、濁川に縁る、岩尾の南を半在家、[illegible]五分一[illegible]とす。半在家、五分一など、皆中古の田制上の名目に係る。

山[illegible]半[illegible]、高五百[illegible]石[illegible]之内、[illegible]寺[illegible]屋敷之地、[illegible]、寺領に[illegible]置候間、年々有之[illegible]者、[illegible]、爲其如件、

[illegible]六年十[illegible]月十[illegible]日　[illegible]（花押）

（半在家）[illegible]記云、岩尾村より戌亥の方、山中に[illegible]あり、寛永中[illegible]、少々づつ出ければ、其[illegible]を業とし、家[illegible]を開きしことあり、舘跡は、岩尾の村中にあり、東西[illegible]、南北[illegible]、何の頃にか、佐原氏の人[illegible]せ[illegible]と云ふも、詳ならず、佐原[illegible]連、會津を[illegible]は、東[illegible]に[illegible]なければ、文治五年九月、奥州羽州[illegible]、吾妻鏡の條下に「面面之貢、不可勝計」とあれば、此時ならん、[illegible]はりしなるべし、されば、其子孫、四郡の地に列布し、中にも此村は、其孫三浦介盛時が領せる所にて、青山城も程近ければ、此地に住りしと見ゆ、然れど、盛連の卒年詳ならず、東鑑にも、[illegible]元年[illegible]月より後は、其名見えず、建長四年四月の條下に、三浦[illegible]左衛門尉[illegible]とあれば、盛連とも定めがたし、建長[illegible]六月に、[illegible]、肥前、兩國守護者、佐原十郎左衛門尉[illegible]也、[illegible]卒其之後、未被補其替」とあれば、其間に卒せしなるべし、蘆名年久くして、知る者稀なりしが、肥後守正之封に就て後、家臣に命じて封

内を潤したる、[illegible]を掘り、寛文八年、由尚何なして碑
文を作らしめしが、其文を石に刻して建て、元禄八年、聖

岩澤（イハサハ）後守[illegible]に移されしが、今[illegible]一[illegible]
[illegible]らな宮、栗生寺の[illegible]、[illegible]、[illegible]、有[illegible]、與岩
岩[illegible]在任[illegible]村日、[illegible]
[illegible]道、[illegible]、[illegible]
嘉久六年[illegible]乙[illegible]、[illegible]
若松[illegible]日、
於岩[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、
畑[illegible]、[illegible]、[illegible]
年[illegible]、
太永二年壬午十一月日、

熱鹽（アツシホ）今、熱鹽村と云ひ、栗生澤（クリフサハ）、野邊澤（ノベサハ）、日中（ニッチュウ）、水澤（ミヅサハ）等をも合す。上三宮、五目の西北にして、押切川
の上流に居る一小村[illegible]寺、[illegible]郡[illegible]あり。
新記云、熱鹽村は、[illegible]北六里半、
四方に山[illegible]、村中に[illegible]、[illegible]法内[illegible]
り、[illegible]日中川の麓を流れ、示現寺東の
瀧にあり、南に[illegible]山あり、天正十[illegible]の
戰の後、示現寺[illegible]近[illegible]の民を集め、
[illegible]、今[illegible]、[illegible]を出で、
日中川は[illegible]の境内を[illegible]、この[illegible]にて、
[illegible]、[illegible]にて小
[illegible]、[illegible]、これを
日洗湯と云ふ、[illegible]味[illegible]く、諸病をいやし、殊に婦人の
病に[illegible]、[illegible]宗[illegible]に
室を設置て、四方遊客を宿せしむ、又、この村にて豆腐
を造[illegible]、[illegible]
多き想ふべし、慶長十六年八月二十一日、地震ありて、
溫泉、[illegible]、共に絶えしが、間もなく、溫泉[illegible]

（聖生澤）

に湯出れども、[illegible]は埋れて、その跡今はなし。[illegible]
志云、[illegible]湯は、[illegible]四十七度の[illegible]、大
[illegible]湯は、[illegible]十五度、文政[illegible]年[illegible]
湯といへり。

示現寺（ジゲンジ）熱鹽村[illegible]、[illegible]一往長元
年[illegible]、[illegible]者、[illegible]下野[illegible]、有老夫、日、原上
[illegible]在、[illegible]十八[illegible]石、[illegible]
吉[illegible]宮[illegible]、[illegible]也、[illegible]之、
大石[illegible]、石[illegible]、[illegible]之[illegible]
之[illegible]、[illegible]示現寺」云々[illegible]
へ、[illegible]名[illegible]なり、[illegible]政[illegible]時、寺領九十石
示現寺領中、[illegible]、永代令[illegible]
中方[illegible]、不可有[illegible]也、
[illegible]日之[illegible]、[illegible]、

永正十年癸酉八月十八日　盛高（花押）
示現寺　[illegible]、進覽

陸奥[illegible]示現寺、[illegible]、守護不入、[illegible]、
[illegible]代[illegible]、[illegible]日之[illegible]、
[illegible]十[illegible]年[illegible]月廿[illegible]日　[illegible]（花押）

（上書）三光庵永代之手形、　小田付甚衛門、
右者、飯[illegible]一斗六升入一駄、[illegible]
[illegible]、小田付之[illegible]、道[illegible]、百[illegible]
法[illegible]、[illegible]、
[illegible]日、[illegible]、
于時天文廿三年甲刁三月十四日　（判）

新記云、示現寺、今は曹洞宗、[illegible]法[illegible]を號す、古は眞言
の道場にて、[illegible]、永和元年、[illegible]此に
住し、今の名に改め、[illegible]
人たり、[illegible]にして[illegible]寺に入て、[illegible]となる、十六歳に
て、峨山禪師に謁して禪門に入り、五位三玄の密旨を頓
悟せり、[illegible]元年に此地に來り、[illegible]寺を開く、[illegible]此
境に[illegible]て、林[illegible]の[illegible]を賞し、[illegible]寺を改宗す、明德元年
[illegible]、耶須野發生
[illegible]治[illegible]
め、[illegible]、人民[illegible]
示して云く、
[illegible]
手、[illegible]
頭目、[illegible]、現成公案大
[illegible]、
と柱杖を擧て一下すれば、巖石碎て三片となり、これよ
[illegible]、年紀、
[illegible]二年に寂せしと[illegible]寺の[illegible]
ふる[illegible]、求
[illegible]人とす、
又、[illegible]八幡宮[illegible]
と見ゆ、[illegible]、九年に[illegible]
や、[illegible]ふべし、古墳は、[illegible]、何人の墓な
るこ[illegible]ならず、[illegible]一尺
計、表の四方に[illegible]、其下に蓮
花座、其下に[illegible]月廿三日」と[illegible]、左右に一諸
行無常、是生滅法、[illegible]
二十字[illegible]し。

日中（ニッチュウ）今、熱鹽村[illegible]日中[illegible]
川は、南下して喜多方の西を流れ、押切川（オシキリ）といふ。
新記云、日中村、北は[illegible]山[illegible]
界ふ、されば、此村より[illegible]、入田付
村より、[illegible]路に合し、[illegible]、小徑にて
駄馬を通せず、[illegible]山は、村北[illegible]にあり、此山多く
[illegible]、大倉
山、高倉山と共に、[illegible]、最高山なり、
峠、[illegible]權現の[illegible]と云ふ、早稲谷は、此村の

山中に多し、皆白花、紅あるは愛翫すべし、白花あれど稀なり、寛文に判、うつくしきれども、此村、及び岩尾村に最多し、加藤氏の時、白花のありしを求めし文書、

急度申遣候、仍て、御用にて示現寺へさゆりの花を取に使遣候間、不被寛大所々、申遣次第可罷候、扨又、花之白きさゆり、上様へ御上せ候、御用に候間、花ひらき候時分見合、早々當寺へ可被申遣、上使はやがて人を可遣候、赤き花は御用に不入候へ共、花のひらかざる内は、其いろ知まじく候間、此方へ不申遣候、さゆり一円にらすきこしく候、但、右の不被寛大の方より、こりに登候はゝ、何ほど成共、無相違可掘者也、

卯月十五日　　寺岡主馬〈判〉

日中村忠兵衛へ

慶德（ケイトク）

今、慶德村と云ひ、松野、新宮、能力（ノウリキ）、宮在家、山崎等を合す、喜多方町の西南一里。藩政の時、慶德組の名あり。

會津史云、戊辰九月七日、我前哨隊は、山三郷（ヤマサンガウ）方面より退き、荒町峠を固めたりしが、十日、越後口左翼の西軍、三隊に分れ、長州の兵は、右方木曾口より阿賀川に沿ひ、其兵長州松代の兵は、中央笈川松崎より、越前松代尾州若松の兵は、左方大木日より追撃す、東軍の西郷隊町野隊斎藤隊遊撃隊等は、本營を小布瀬（ブセ）原に布き、左方は山都村に、右方は草取（クサトリ）山に保壘を築き、決死血戰して力拒せしが、遂に支ふる能はずして、且戰ひ且退き、小荒井驛に至る、西軍追撃、東軍猪苗代弾丸盡きたるを以て、熊倉驛に退き宿す。○會津史料云、九月十日昧爽、官軍の一隊、慶德村に至り、賊の探索に及ぶ、寺内山に上り、賊一人も無之、東南の方に當て、砲聲相聞候、此節木曾口追撃之軍、慶德村、屯在之賊と酣戰中に付、即出発、新江松へのぼり候處、賊兵忽ち敗北す、

（慶德）　（松野）　（腰王神社）

村内に慶德寺とて、示現寺の末山あるを思へば、もと寺號に因て名けしなり、或は經德（キヤウトク）に作る、舊名眞尾（マヒル）とて、押切川、濁川、村南を流れ、末は日橋川へ入る。○新記云、慶德村、府城へ行程五里、慶德寺は、曹洞宗、眞尾山と號す、草創を按ずるに、寛安元年、源翁此地に來て庵を結びしに、領主某名を感じ、其德を崇敬し、一寺を建立して住せしむ、又、半年余にして、寛永に再修集れりと云、舊館、本丸二丸の跡あり、今は田となれども、堀塹の形依然として存せり、天正中、某名氏の臣慶德善五郎こゝに居る、善五郎は、其名の舊跡、四天王と云れし一人、千田是亦養子なり、松野（マツノ）村の養蠶田とは、千光寺の寺なりし時、其兒童の料に供せし故、養蠶田、叢内と云へりとて、千光寺跡、松野村の戌の方三十町餘、山中にあり、或は山寺とも云ふ、天平中、行基菩薩草創の初め、村西三森山にあり、西蓮寺を建て此院に隷し、凡山中三百の僧坊ありしと傳ふれど、中世以來、堂宇もいつとなく頽破し、慶長十六年八月の地震に、盡く顛倒しければ、村南の地に小堂を結び、觀音、地藏を安置し、此寺終に絶えたり、其後、寛文十年正月、村民千手堂の跡より、一石函を堀出す、中に磬一、鐸一、鋼筒二、大刀五、小刀二あり、蓋に記せり、石函の蓋に「大治五年庚戌、四月二日、大檀那平某家、散位藤朝臣俊邦」と銘あり、磬、鐸、獨鈷は新に製れるものゝ如く、刀劍は鐵氣半は消したり、村民之を府に告げしに、傾て舊地に埋しめらる。○

宮在家（ミヤザイケ）

今、慶德村の管内にて、喜多方町の西郊にあたる、腰王神社あり。○腰王神とは、會津地方、諸所に祭られ、大彦命をなりと云ふ者あり。○俗に、之を四天王に混同し、又雜説あれど、採り難し。○新記云、宮在家村、腰王（コシワウ）神社は、市千魂命を祭るとか、山上にあり、創建の年月詳ならず、鳥居あり、別當は四天王の木像を安置せる故、古四王といへり、像は聖德太子の作とか、此山、松杉蓊鬱として、鶴の翼を張れるに似たり、故に鶴森と云ふ、長傳寺あり、また腰王山と號す、界塚は、村北一町四十間餘、田の中にあり、高五尺、周九間許、新宮、加納兩莊の界塚なりと云ふ。

新宮（シングウ）

今、慶德村の大字とす、熊野新宮在ればなり。舊名小松村といへりとか、喜多方の西南一里半、坂下驛の北二里半。○新宮は、中古庄名に呼ばれ、某名氏の一族にて、其地頭たり。白川結城文書によれば、觀應中、本庄を結城氏に賜りしことあり、始終知れず。

陸奥國新宮庄事、爲勳功之賞、所宛行也、令支配結城三河守、同讃岐守、同下総三郎兵衛尉以下、軍忠一族、任先例、可致其沙汰之狀、依仰執達如件、

觀應二年十月廿五日　　右京大夫〈貞家〉

白川修理大夫殿

會津熊野（アヒヅクマノ）神社

新記云、會津熊野三所は、初め源義家、之を河沼郡代田組の熊野堂に勸請し、應德二年、小松村へ新宮を建修す、慶長年中、蒲生秀行、當社の來由を尋ね、神職別社の始末を告げ、且舊家の古寶を呈進す、（舊事雜考に、古寶を呈せしは、寛永中の事とし、蒲生忠郷、上洛供奉の時、此物を用ゐしかば、洛中の貴賤目を驚せしと傳ふ）同六年再封の時、社産五十石を附す、同十六年、地震ありて、拜殿既に傾倒せんとす、仍て修理を加ふ、寛永中、加藤氏封に就しより、社産を失ひ、殿屋漸々に荒廢せり、古鐘の銘に、

奉治鑄、奥州會津、熊野山新宮社之鐘一口、一山之衆徒三十人、大檀那從五位下、大姉、同地頭平朝臣明■、結縁衆百余人、大工景政、貞和五己丑年七月二十一日

拜殿は十三間半に六間、もと八幡以來の拜殿有て、漸々に頽廢せしかば、舊材を用て修補せしとて、今に結構巨麗なり、三社は、拜殿より石階を登り、御前山の麓、森の内にあり、三社共に東向にて、中央を新宮西御前速玉神

とし、北の社を本宮と稱し、南の社を那智中宮と稱し前と云ふ、文殊堂は新宮寺の側に在り、方丈の本位を安ず、別當神宮寺、本社の南にあり、開基詳ならず、意ふに、當社勸請の時、建立ありしなるべし、大永の頃、維仁と云僧住せり、寶物、相傳方士木像一躰、運慶作と云ふ、大般若經寫本、卷頭、處々に奥書あり、第三百三十五卷「延文三年、正月一日、大旦那少彌妙寶、第五百三十四卷「建武三丙子年、明月十日、三位日俊」などあり、百三十六卷、四卷…あらず、其餘一日、其銘に曰く、

陸奥國會津、山郡、熊野山新宮、證誠殿御正躰、大旦那一妙悟、

貞和四年辛巳六月三日、大勸進比丘尼明月、
大旦那平内次郎、大工同同、同子自…
結縁衆十萬人、

御正體圓鏡、一面、其銘に曰く、

新宮、彌勒元年卯、…月廿日、大勸進信…尊、當…、會津地頭代、左兵衛少尉藤原知資、小守當預所…、右兵衛少尉平國村、

舊事雜考云、大歳辛卯、宋乾五年辛卯より、慶安四年辛卯まで、十餘回あり、其中改元の年に當るもの、承平元年と承安元年のみ、承安の前、嘉應の年に、九月の頃、櫻梅桃李の花盛りに開けるよし、舊記に見ゆれば、世俗、彌勒出世の先兆など云ふにより、私に此る如き年號を作りたるも知れず、即、承安の此の號、雜考によれば、彌勒の號あるもの猶在りしなり、

「大勸進僧尊、…三郎、五部座主、會津新宮、彌勒元辛卯、二月廿二日」

南宮の鰐口の銘に曰く、

在一…、彫字高頼、小旦那高子、別當吉泉、大工願備、

敬白、奥州會津新宮山南所、鰐口一口、大旦那沙彌正宗、

康暦二年閏三月三日

又、御正體の銘あるもの、數多の中に、

「敬白、會津新宮、奉懸若王子御正體、先達叶…、物部氏女、永仁四年丙申、正月十五日、藤原氏」

「熊野山新宮、西宮結御前御正體、願主城信坊、

元亨三年癸亥、十二月二十四日、妙性尼」

會津熊野新宮、…證誠權現…、奉懸…御正體、面、有志趣、云云、別當所、地頭、願主…、元亨四年甲子、六月二十八日、大旦那比丘尼從…、同右衛門尉平時明、併持榮…」

「敬白、奥州會津新宮、御寶殿、奉懸十二面御正體一體、右奉鑄顯、十一面御正體、意趣者、爲當庄惣地頭、平時明、并一族等、云云、別當、大旦那比丘尼觀念、云云、正中二年乙丑、十月十五日、…大日那北丘尼觀念、同比丘尼道觀」

新宮城址（ニイミヤ）

新記云、新宮本丸跡、東西七十間、南北八十二間、二之丸跡、東西二百二十間、南北二百間、此舘は新宮城といひ、又大舘ともいひしとぞ、新宮氏代々の居所なり、何れの時築きしと云こと詳ならず、(村民は、建暦二年に、六郎時連築くと)新宮氏は、遠江守盛連の六男、六郎左衛門尉時連の後なり、時連、或は遠江大夫判官と云ひ、康元元年十一月、兄弟三人、相摸守時頼と共に出家、法名を觀蓮、子孫相續て此所に住し、耶麻半郡の地を領す、元亨の頃、右衛門尉時明あり、熊野社へ鏡を奉る、其後數世の間、主名事跡詳ならず、(康暦の頃、北田氏と戰ひ打死せし人あり)塔寺長帳によるに、應永中に至て、黑川の領主蘆名氏(修理大夫盛政)と地を爭ひ、二十二年十一月、二十五年正月等に軍あり、二十五年六月に、小河の城を攻落し、七月小布瀨の城を攻落さる、二十七年六月二日、(一說七月二日)、此城遂に陷り、新宮氏(村民は次郎盛俊と云、)時連六世の孫なりと云、越後國に出奔し、永享五年、再び小河莊の城に據り、蘆名氏と戰ひしが、回復の功ならずして、十月二十三日、新宮氏兄弟、三河、尾張など云者、以下數十人討死し、新宮氏遂に亡ぶ、蒲原郡小河莊津川町、新善光寺の過去帳に、「九月二十五日、新宮殿、道宗禪定門、義開、朝榮、賢範、父子三人、小川にて討死」と記して、傍に「永享五年の時分歟」とあり、考ふべし。

塔寺長帳、應永二十二年十一月、新宮城押寄、取卷也、夜中討之事也、十二月、新宮陣、卷數醍醐、廿七年七月二日、新宮城沒落畢、永享五年十月、新宮殿多年弓箭、依遠從國、居住數年、去小河庄、打入籠城、無兵糧腹切、其人數、三河殿、尾張殿兄弟、打死數十人、其時大將伊賀守也、其後會津豐饒也。

能力（ノウリキ）

今、…金と共に、…德村の管内とす、新宮の東にて、熊野舊記に見ゆる古村名なり。

定、本莊、東莊、加納莊、熊野六月會、相撲日記、

一番 右かひぬま 左まつの 二番 右にしをふき 左ふしさは 三番 右まんりき 左をくかは 四番 右つかはら 左なかを 五番 右ひかしをうき 左たかよし 六番 右にしをうき 左あやかは 七番 右あかほし 左あらわけ 八番 右よろひのめ 左たかき 九番 右あらわけ 左たかき 十番 右あらわけ、左のふりき 十一番 右ひかしなかを 左のふりき 十二番 右いちのせき 左けいとく 十三番 右かなう 左けいとく 十四番 右かなう 左もんてん 十五番 右かなふ 左もんてん

右所定如件、會津新宮長吏、天文十四年寫之、

山崎（ヤマザキ）

今、慶德村の管内にて、新宮の南、日橋川に臨める

（山崎湖址）

違ないふ、岸は字内河沼郡なり。○新記云、山崎村は、新宮の南にあり、日橋川に臨み、山崎の二字を用故、名とす。なり、慶長十六年八月廿一日の地震に、山崩れ川塞りしかば、蒲生氏、數千の役夫を集め疏鑿せしが、猶本郡七箇村、河沼郡十六箇村の地を浸し、東西三十町南餘、南北二十町餘汎濫して、湖水の如くなり、是を山崎新湖と云、加藤氏の時に至て、下流を決して水漸く半を減せしが、寛永八年九月の洪水に、再び壇塞して、水又湛ふ、當家に至ても、寛文中、風土記撰述の頃までは、新湖猶あり、漸々に疏鑿して、水道舊に復し、今は全くなし。

（堂島川）

大澤（オホサハ）　今、大木（オホキ）、田頭、鎧召（ヨロヒノメ）、萬力（マンリキ）、赤星（アカホシ）、遠田、貝沼（カヒヌマ）、大六天、長尾（ナガヲ）、高吉、沖村、荒分（アラワケ）等と相合せ、堂島（ダウシマ）村と云ふ。日橋川を、此にて堂島川ともいへばなり。新宮の東、鹽川の西、喜多方の南方にて、日橋川の北涯とす。式部川、濁川、押切川は、此に至り日橋へ歸す。

（鎧召）

新記云、慶徳組の村々は、皆に日橋川を帯び、中間に濁川流れ、養水頗る便よく、田畠多し、其土、油菜大豆蠶木綿に宜し、婦女は専ら織て生産を營く、萬力村、鎧召村、赤星村、大澤村、大木村、田頭村にて蘭筵を製し鬻出す、山崎村、高木村にてのくり船とて、幅一尺計、長三間計の漁舟を造り、長三四間の竹竿に網をつけ、一艘に二人づつ乗り、二艘相對して網をひたし、川下に下し鮭をとる、俗に是を伴乗と稱ふ。

萬力（マンリキ）　一に一切經といふ、奇名ならずや。（寛文風土記）今堂島村へ入る。

田樂之日記、萬力、龍力、高木、結總より、衆徒四人敷合八人、奥州會津若宮、熊野山長吏、天文十四年乙巳、正月吉日寫之。

遠田（トホダ）　今、堂島村の字内とす。○新記云、遠田村は、上遠田村より二里計亥の方、小荒井村の西にて、押切川を引き山村の田地に灌ぎ、下遠田村の西にて、日橋川に入る、此地、旧川に傍へども、地形高ければ、水を引くべき便なかりしを、寛永六年、此村の肝煎喜右衛門、これを鑿りてより、今に至るまで、其利に頼る

（貝沼）

三十六人は	遠田村	二十三人は	貝沼村
九人は	沖村	八人は	大六天村
十九人は	柴城村	九人は	鶴目村
四人は	新明村	合百八人	

右者、遠田村の井堀りより候に付、さらへ候普請之用に付置、此方ゟ鐵炮之者、奉行に遣候間、右之人足、肝煎共召つれ罷出、奉行に引渡し、ふしん可致者也、

午三月廿七日（寛永六）　守岡主馬（印）

村々肝煎中へ

山三郷（ヤマサンガウ）　耶麻郡西偏の汎稱にして、其西北に飯豊の大山峙ち、一之戸川、奥川の二水之に發源し、南に降り揚川（會津川）に歸す。藩政の時、此三郷を木曾、大谷、吉田の三組に分ち、七十餘の小村里は、一之戸、奥川、揚川の三水に繞りて散布せり。東西凡九里、南北凡七里、今、山都（ヤマト）、外九村と爲す。

木曾組には、小布瀬郷の名あり、大谷組には野尻郷の名あり、吉田組には奥川郷の名あり、三郷とは、是等の故に因るならん、野尻をば、又、笹川と云ふ。○新記云、會城の西北、耶麻郡の西偏なる木曾組、大谷組、吉田組は、重山の間に開ける民居なれば、俗に山三郷を以て、惣稱とす、深澤狹隘の地に散居し、平衍の地少く、耕耘に便悪ければ、多く堤を築き溪水を貯へ、田地の養水とす、畠多く五穀に乏しからず、網習の利あり。

（山都）

木曾（キソ）　今、館原、廣野等と相併せ、山都（ヤマト）村と改む。喜多方町の西三里、慶徳を經て此に至る。揚川の北岸にして、一之戸川は北より降り、此に至り、揚（アガ）川に會ふ。日橋川、只見川は、木曾の南にて相合ひ、以下、揚川、て、會津川と呼ばる。

新記云、木曾組二十七箇村、館原（タテハラ）に代官所あり、木曾、及び大谷組、吉田組を支配せしめられ、野尻（野澤組）の郡奉行所に屬す、府城より西北六里、木曾村には、寛文中市をたてたることあり。

（館原）

會津史云、戊辰八月廿七日、町野隊結義隊砲兵隊等、城中よりの命により、高久村より越後口に引返して、舟渡（フナト）に至れば、太田白虎隊二番遊撃隊の諸兵は、已に津川より退き、西軍は之を尼して片門驛に達し、只見川を隔てゝ相對し、而も河水急流にして、舟の渡るべきなく、唯日を曠くするのみなり、是に於て、町野隊及砲兵隊は、更に、西軍の右翼隊の進める木曾方面を、防拒すべきことを命せられ、館原に向ふ、此時、此方面には、誠志隊朱雀四番隊白虎原隊等の諸兵ありて、西軍に當る。○維新史料云、與會藩人數、津川對陣之處、銀面御固申上候通に御座候、其後賊徒守りを棄て遁走候に付、官軍、同川を渉り、八月廿九日晩、門首之崎村へ、松代新發田、春、小隊宛繰出候樣、伊達有之候處、此間、道を三に分ち、松代兵左の間道、新發田兵右の間道に向ふ、道より北手、石坂峠に賊徒出没之趣に付、同所へ致進軍候、然處、夕七時頃、石阪嶺下、滑澤村へ、凡六十人余の賊兵來候に付、弊藩一小隊を、石坂嶺へ半隊、同所右手一番くら山へ半隊繰出、七時半頃より發砲、半時計奮戦之處、賊兵繰引に追々引揚け、同夜に至候而は、同所より一里半計先き、平明村と云所迄遁去、翌晦日朝、石阪嶺にて合兵、一里計相進候處、同所に賊兵屯集之趣、斥候之者より報知到來、尤同所は地理不宜に付、直に滑澤村へ繰揚、砲臺築造相守り、此日同村に宿陣す、九月朔日午時過、久野木村より賊兵寄來り、杉林中に集り候を、臺場上より横合に打掛け候處、賊の隊長と覺しき者、白の合圖旗を振り、（此時官軍は紅白旗を用ふ）進來候を狙

擊し、一時半計砲戰す、八ツ半時過、賊軍久野木村へ引退、休戰之後へ、[illegible]隊・小隊宛、芝崎村より相進す、翌十日、長坂・雲嵐中合、本間兩道を分ち進擊、十四日[illegible]、賊兵[illegible]、同夜返上日は[illegible]陣す、同日[illegible]手に分ち、高目村陣へ峰等より進出砲戰す、舘野原にて三手一手に相合し候處、賊兵會津若宮町の人家へ火を放ち、本營山と唱ふる所に立集候に付、夕七ツ時より[illegible]砲戰、[illegible]川[illegible]に付、官軍は本營原、并[illegible]と中段に陣候、其段御屆申上候、六月十四日。

小布瀨（ナブセ）（小川）今、[illegible]、寺内等と相合せ、小川（ヲガハ）村と改む、山都の東にして、慶德村の西なり。一溪あり、田入川と云ひ、南下[illegible]、[illegible]に至り、日橋川へ入る。小布瀨は、又小布施に作り、[illegible]小布施と唱へ、遠く本營組の[illegible]村と云はせたることあり。

[illegible]上戰、[illegible]十六年[illegible]月、小河[illegible]は[illegible]河方にて落[illegible]、

上林（カンバヤシ）（堂山）[illegible]、七月、[illegible]一揆、[illegible]宮寺にて、落[illegible]。今、宮古（ミヤコ）、堂山（ダウヤマ）、中引、中堀（ナカソリ）等と相合せ、木幡（コハタ）村と改む。山都の北に隣り、大岬、一之戸川の西に綴り、宮古川てふ支谷を[illegible]。會津忠云、八月下旬、西軍山三郡に入り、我と[illegible]す、九月四日、長岡隊百餘人、木曾口に來援、我軍進みて堂山村に陣し、山徑の險隘に[illegible]を築き、以て西軍を防ぐ、此日、西軍[illegible]路より舘原を衝く、我軍木曾村を焼きて、慶德北方に退く。

早稻谷（ワセダニ）今、早稻谷村と云ふ、木幡の北、一之戸川の西にして、一支渓の古[illegible]。

藤澤（フヂサハ）今、二澤（フタツサハ）、河隅（カハスミ）を合せ、相川（アヒカハ）村と改む、木幡村の東北にして、一之戸川の左右にわたる。藤澤の東北は、

五枚澤（ゴマイザハ）五枚澤の溪谷にして、賢谷（カシコダニ）村、沼平村（今朝倉村）等の民居あり、加納村に相近し。

一之戸（イチノト）今一之木村と改む、木曾の北、[illegible]、一之戸川の奥山に據り、[illegible]より西北に[illegible]すれば、飯豐山に至る、凡三里。又、北界、赤崩山（アカクヅレ）、若王子峰は、羽前置賜郡界にあたり、凡[illegible]里。

（赤崩山）

新記云、一戸村に、飯豐山神社の一の鳥居あり、毎歲八月に至れば、登山の者群集し、此村に宿す、山中に産する杉は、密葉繁茂し、大抵赤杉なり、木理[illegible]、其材の美なる、封內第一とすべし、多く器物を製造し、最も民用を利す、又、伐木後[illegible]を生じ自然茂林を爲す、今、村內の杉山は、不時の用に備へて、猥に剪伐することを許さず、又、山中に姫松あり、姫松は封內に少し、唯此村の産最勝れたり、碁局に製すべし。

飯豐山（イヒデサン）會津（耶麻郡）越後（北蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡）羽前（西置賜郡、南置賜郡）の交界なる大山にして、蟠踞方十里。其東支脈は切合、七森、赤崩山、若王子峰となり、稍南に下りて、長峰、黑森等と爲る。又、南支脈は、高森、出戸（イデト）の諸峰となり、奥川村の西に連亘す。越後、及び羽前に重出す。（飯豐の中峰、三國嶽は標高、千八百八十米[illegible]、大日嶽は更に五十米[illegible]高くすと云へり）

（四季山）

新記云、飯豐山、高四百五十丈、衆山之に環拱し、陸奧、出羽、越後、三國に跨り、（北は米澤領に隣り、西は蒲原郡に屬す）上に五社權現の祠あり、年年八月に至りて、登山參詣あり、西に越後、佐渡、北に出羽の山海を望み、天氣晴朗なれば、駿河の富士も遙に西南に見えて、眼界甚闊し、封內山多けれど、誠に無雙の高山なり、されば、四時雪有て寒氣甚しく、夏秋の間登山するもの、[illegible]花を見、杜鵑を聞き、黄葉を踏み、四時の風物、一時の作觀に入る、里俗四季（シキ）の山と稱するも、さることにや、滿山大抵他木なく、五葉松のみ奇石怪巖の下に蟠り、萬古の色を改めず、西端の絶頂を大日嶽（ダイニチ）と云ひ、石窟あり、嵬巖にして隣擘するもの少し、宿坊の西北に屹立し、積雪皚々として、夏日と雖、人の肌骨を寒からしむ、中にも朝暮の眺望殊に勝れ、日暮映發し始めて[illegible]なし、されど、多くは雲霧に隱れ、其眞面目を見ることまれなり、此山に「みやませうびん」と稱する鳥あり、頭背腹脇共に赤く、嘴も足も最赤し、大さ鳩の如く、其聲大豆を煎ずるに似たりとて、里俗豆轉ともいへり、其鳴ときは必雨ふるとて、雨乞鳥とも云ふ、又、[illegible]、[illegible]、羊[illegible]多し。

飯豐山神社（イヒデサンジンジャ）此山、一之戸を登山口とし、即、木村の所管とせられ、山名凡三里、俗八里と稱せらる。藩政の時、神領五十石、下荒井の蓮花寺僧、之が別當たりき。

新記云、飯豐山に參詣するに、まづ一戸村、鳥居あり、側に五社權現を遙拜するところあり、山を登ること[illegible]、[illegible]井より、[illegible]これを[illegible]、登山する者此[illegible]身を清めり、これより一戸川を渡り凡二十餘町、不動堂あり、此より長坂三十里といふ、長坂より劍峰（ケンガミネ）にいたる、左右皆千尋の深谷にて、路きはめて狹く、鐵索を引て攀する所なり、若王子（ニャクワウジ）にいたれば、この所より山の頂嶺なり、[illegible]へ[illegible]切合（キリアヒ）に至る、奥川[illegible]入村よりの道と、置賜郡岩倉村より登る路と、こゝにて行逢ふ、故に名づく、三路一となり、西行して駒原（コマノハラ）を經て山橋に至る、怪岩高く峙ち、[illegible]絶崖に超絶す、巖によりて横行し、纔に過ることを得、岩窟の中に佛像を安す、御秘所（ゴヒミツ）權現と云ふ、此邊朝霧深き時は、人影旭日に映し、空に移りて五彩をなす、土人これを來迎（ライカウ）とて遥禮す、前坂を登れば、一王子の社より四王子まで、東より西に並ぶ、相去ること各一町許、十餘町北の方に絶岩あり、西南の方、岩窟の中に八萬八千佛とて、岩石もて作れる佛像多し、絶頂に至れば五王子社あり、五社權現と云ふ、年代久遠にして、鎮坐の初詳ならず、中世廢絶の後、天正十八年、蒲生氏鄕、下荒井蓮華寺十[illegible]世宥明をして、再び登路を開かしむ、文祿四年に至て其功始て成る、爾後、毎年八

月[illegible]ことし、[illegible]山に[illegible]祭[illegible]行ふ、山に[illegible]三十餘日、其間に遠近より登山する者多し、山中所々に小屋を構へ、食物をひさぎ往來の人を宿せしむるを見る、御室[illegible]權現社は、[illegible]王子より西[illegible]里餘、大日嶽の頂上[illegible]の中にあり、一山の奥院とす、此所、寛文の頃までは、人跡通せず、攀緣する能はざりしが、後漸く開け、今はこれに登山する者あり。（按、飯豐山は、[illegible]湯出(エイデ)に[illegible]ならず、山の西南、越後北蒲原郡に屬する地に、[illegible]に由りて之を[illegible]に、舊説に「山形如飯豐盛、依之號焉」とあるは採り難し。舊別當蓮華寺の説に、大正中、一之[illegible]村藥師寺[illegible]宥門、初めて登山の路を開くと云ふも、[illegible]既に、天文八年、[illegible]名[illegible]より、蓮華寺へ與へし[illegible]判に、

一　飯豐山御造之事、如前代、被宛行寶泉坊搆大管領山順[illegible]、寺先例、不可有相違之狀、云々、「古事雜考」

と見ゆるにあらずや。但し、蓮華寺舊記、首本第一戶村飯豐山[illegible]基緣起には「正慶二年、蓮華寺住僧[illegible]元、夜得靈夢、登山、一戶邑建[illegible]居、自是以蓮華寺爲先達別當、國主[illegible]名盛員之時也、然後世中絕消廢、文祿四年乙未、大寺浦生氏郷[illegible]下知、蓮華寺住僧宥明、以萬夫開路、自界四郡人民淨衣登山、又、文安五年戊辰、别自奥川開道登山、奥川村修驗元祐法師爲之先達、傳曰、大日嶽頂、平地凡三町餘、有池滿溢」など云へるに從ふべき也。さて、此山なは、小角、空海等の開基と云ふは、固よりうけられねど、五社王子と稱するは、蓋、腰王神に同じかるべく、即、越君の祖神なり。三國(ミクニ)嶽の本社を、俗に御(オ)室(ムロ)と稱す、禪定の幽室の在りし所なればなり。開基緣起に「飯豐山大日嶽、天神四代[illegible]尊、本地大日如來也、西山[illegible]陀大己貴命、本地大日如來、界日光大明神同神也、有[illegible]女神」とあるが如きは、後世の附會にすぎず。實は古來、越君の祖神のうーはける靈山として仰かれしか、中世より佛氏種々の調和を爲しゝ者歟。

大谷(オホタニ)（山都）　今、貴[illegible](キハタ)、小土山(コツチヤマ)、立岩山(タテイハ)、三方、西海枝(サイカチ)、荻野(チギノ)、利田(カガタ)、大蘆等と相合せ、山鄕(サンガウ)村と改む。山都（木曾）の西南一里半にして、揚川の北邊の山村とす、藩政の時に、大谷組の名あり。

維新史料云、九月二日、立岩村苦戰に付、勦擊可致旨、[illegible]所より達有之、則、三日、松代藩長府藩の兵、百方道を求め、[illegible]一筆を得て渡り、さいかち村を探索[illegible]、賊は小土山村向に、數所の胸壁を築き、多人數屯守したり、四日、進軍、荊棘叢茂、嶮岩を極め、絕頂に至り候へ[illegible]、前面左右の山上に散布の賊あり、又、右方二所には戰爭酣なり、烈戰數刻に及び、賊途に本[illegible]崩走いたし候に付、一同進撃、賊壘を奪ひ、舘原[illegible]に至[illegible]、賊同村、并に[illegible]村へ放火し、川を渡[illegible]岸[illegible]防禦候。

（利田瀧）[illegible]云、大谷組は、村落皆山中にあり、山中の地なく、[illegible]水の便につき、田園を開けり、大谷川は、高森山（飯豐の南東を源とし）より出でて、揚川に入る、揚川に、加賀(カガ)田村の北岸に、[illegible]高二十丈計、巨岩の聳えたるあり、[illegible]長十六年の地震に、崩折けて流れを塞ぎ、高一丈計の大瀧となり、鮭鱒の類上ることを得ず、因て土人多く[illegible]の利を得たりしが、寛永六年、[illegible]を切開きしにより、上流の諸村も、猶釣漁の利あり、其後、享保中、鹽川村より越後國新潟まで船を通ぜん事を計り、數多の人夫を集め、此瀧を切崩したれども、其功成らず、今に、利(カガ)田(タ)の瀧とて、岩石多く急流なり、利田瀧の上流、西海枝(サイカチ)村には、揚川また一急灘を爲し、水流石に激して、極めて危急なり、此邊に貝石多し、又、天文中の西海枝盛秀の宅址あり。

（西海枝）耶麻郡之内、上島浮役分、永代、武藤中務殿、實渡申處實正也、百貫文、當地面一貫、諸二十盃、陣夫八人、其外浮分悉[illegible]、[illegible]、[illegible]西[illegible]實指下候之間、副狀相渡申候、又、御寺樣御年貢上物、皮上申月、其外皆々參候分、日記中書渡候、仍爲後日、支證狀如件、

天文廿三年九月廿八日　　西海枝宮內少輔盛秀

武藤　中務丞（古事雜考）

御西樣とは、[illegible]氏のことにて、予[illegible]を東殿といひ[illegible]、又、西海枝、[illegible]寺長[illegible]に、西殿に作る）

山之[illegible]小島[illegible]、荻野村、[illegible]、當年より三箇年[illegible]候、但、當年御上落の夫錢は可出候、其外は、夫年迄[illegible]如く、仕間敷候也、

寛永十一年卯月[illegible]　　守岡主馬

武藤[illegible]人主

（荻野）

橋屋(ハシヤ)　今、戶中(トチユ)、八重窪(ハツクボ)、井谷(イダニ)、高日(タカヒ)、[illegible]、及び笹川、[illegible]坂等と相合せ、新鄕(シンガウ)村と改む。西海枝、利田の西にして、共に揚川に緣り、野澤驛の北一里、或は八社(ハツシヤ)に作る。

耶麻郡之内上島のうち[illegible]、六貫七百文の所、永代、武藤中務丞に宛行之也者、守先例、可令奉公、於彼下地者、末代不可有相違也、仍證狀如件、

天文廿三年九月廿八日

（上島）新記云、八重窪村の上島(カミシマ)は、揚川の北岸にて、南に水を隔てて、野澤組の村里を望み、一隅の中に集まる、天文中、武藤氏の宅址あり、村民の家に、天文廿三年、藤名家より武藤某に與へし證狀存す。橋屋の北、井谷川の東に、富士山てふ峰あり、もと、高日(タカヒ)村といへるは此地とす、戊辰の役に東軍之に[illegible]れり。

笹川(ササカハ)（高日）　もと溪名にて、村名には平明(ヘイメイ)と呼びしが、近年笹川を以て村名とし、又、橋屋、瀧坂、滑澤(ナメサハ)、柴崎等と相合せ、更に新鄕村と改む。藩政の時、吉田組の中に屬したり、喜多方の西六里、野澤驛の北二里。

（平明）新記云、滑澤村の東に、明礬岩あり、高一丈許、往々明

（坂）嵐を吹出すを以て此名あり、竪坂村の西にて、揚川の銚子口あり、揚川は、昔、此邊より野尻郡の邊まで、水湛へて一大湖となりしが、いつの頃にか、其水もれて大なる瀧となり、漸々に崩くづれ、終に潰えて川流となりしに、今、両岸の山上に、石穴、水ずれの跡ある大石數多あり、且、水のもるる所を銚子口といひ、両岸より怪岩相束ね、僅に備への間に迫り、大勢激奔す、されば、其水ある所に、急流に支へられ田園を害す。

滑澤（ナメサハ） 今、新郷村の大字とす。會津史云、我軍は、八月下旬、木曾隊个盛に備り、津川口西軍の左翼を防ぐ、八月二十九日、會津松代新發田等の西軍諸隊は、滑澤村に至り、（柴崎）柴崎村江谷村より我陣營を攻めんとす、三十日、西軍の別隊、間道より咲谷村に出づ、西軍聞て之を攻め、死傷甚衆し、長崎の兵、更に左右に迂廻せしかば、東軍遂に荻野村を棄つ、九月二日、西軍進んで攻上來に陣す、其他、東軍の別隊、會津、及び小土山等に出沒して、西軍を遮斷せんと力む。

吉田（コシダ） 今、杉山、下町（シモマチ）、中町、新町、道目（ダウメ）、出戸（イデト）、鼠筒澤、中之澤、奥入澤を合せ、奥川（オクカハ）村と改む、奥川の諸澗中に在れるなり。奥川の西北にして、水源は飯豐に發し、南下凡六里にして揚川へ入る。本郡の極西界にして、直に東蒲原郡、越後小川庄、實川谷と、高森山（高陽山）の一脈を以て相限れり。（東川）

奥川の山谷には、古生層及花崗岩あり、化石を出す、飯豐は、言ふまでもなく、火成岩の成立に係す。

新記云、吉田郷は、宮城の西北にあたり、本郡の西端なり、南は揚川を隔て、野澤郷の野尻郷と相對す、吉田村は、府城へ九里半、正保中、眞个澤の宮城某之を開き、館舍を置かく、今村内の古來の此に納る、出戸村の岩窟の藏王權現像の銘は、永正八年のものなるが、今は文（眞个澤）字見えず、奥入村は、奥川の奥にて、飯豐山への登路あり、俗に飯豐への裏路といふ、七八月の頃、登拜の徒群集す。

堂目（ダウメ） 今、奥川村の管内とす。會津史云、戊辰九月二日、揚晩、我砲兵隊二十餘名、堂目村の西軍を襲ふ、西軍二百、住宮當らず、大綱木村に至る、時に、町野隊、間个澤村に於て西軍と合し力戰、砲隊中反村に潜し、使を遣はして備兵の本陣に救を乞ふ、及ばずして已まる、遂に

史料云、津川口へ進入の官軍は、九月四日、奥川道目村へ着陣尽處、一日、賊兵三道に分れ、一手は新町村へ向ひ、一手は道目村上之山へ寄來候と雖、無間あらず敗北す、依て一里餘追擊し、午後、眞个澤村の賊の巢窟を燒寺へ向け進擊、斷足大鼓を以て無地に驅發る、賊兵遂に不能支、致敗亡候。

陸前

陸前國（リクゼン）

明治元年の分置にして、仙臺南北の地方を總ふるたり。即、其東は海、北は陸中、西は羽前、南は磐城、古代に至る。藩治を宮城と名づく、宮城郡仙臺に、其鎭衞あればなり。

近年分國の時、柴田、名取以北の十四郡を以て、陸中國を建てらる。されど、其氣仙（ケセン）郡は、形勢隔絶して、全く陸中の海表に居る。故を以て、後、盛岡縣治へ移さる。又、南境の亘理、伊具、刈田は、磐城國の屬郡とせられしも、其地勢、及び沿革は、陸前に入るべき、亦皆宮城縣治に屬す。本編、即、氣仙を除き、亘理、伊具、刈田を加へ、合十六郡を以て、陸前國と爲す。

陸前は、宮城郡の北までは、華夷中外の分界にあたり、其黑川郡以北は、久しく蝦夷の境土たり。後、年を逐ひ開拓する所ありしも、黑川以北には、特に奥郡の名あり、國府を宮城郡に置かれ、南北の數十郡を治めらる。

大槻氏復軒雜考云、古へ黑川郡以北を奥郡と稱しき、寶龜七年十二月、「陸奥國諸郡百姓或奥郡者、給復三年」、延曆二年四月、「陸奥國頃年兵粮、奥郡百姓、並未來集、給復三年」、弘仁二年十二月、「陸奥國云々、降者之徒、叛端既見、因茲奥郡庶民、出走數度」、承和四年四月、「百姓妖言騷擾不止、奥邑之民、去居遑當」、同六年四月、「狄星雖見、地震是頻、奥郡百姓、多以畏避」同七年三月、「奥邑之民、共懷疑慮、潰出之徒、不能抑制」などある奥郡、奥邑、奥縣は、類聚三代格、大同五年二月の官符に、「陸奥國浮浪人、浮浪人云々、但、黑川以北奥郡、浮浪人、元來不在差科之限」とあるにて、黑川以北諸郡の稱なること明らかなり、宮城黑川の郡界に、山嶽あり、西、船形山、東、松島の富山に至り、截然として南北を區劃し、氣候の差あるは言ふまでもなく、産物風俗、南北自ら異なる所あり、今も山嶽以南の者、以北へ行くを「奥へ行く」といふ、又、今も古への六町一里を小道と稱して用ゐるを、山嶽以北の俗とす、上古、黑川以北の、殊に奥地にして、人煙に文野の區別ありしを察すべし、宮城郡の多賀城に、久しく鎭守府、國府を置かれしも、是ひ半に過ぎむ、奥州の舊史を考へ、置郡の次第など考存するもの、此地文の區劃に心付くときは、奥羽の初に、志太郡に國しては、大化建國の初より、賀美郡、志太郡ありなどいふには、妄想なるを覺るべし。

弘仁以後、ますます地を拓き、膽澤に鎭城を置き、遂に賀部、膽澤の地を分ち、奥州の分域に納れらる、鎌倉幕

(中奥)

府以後の奥州とは、大抵岩手以北に呼べるが如し。即、栗原、桃生の諸郡には、中奥(ナカノオク)の称あり。

仙台已下向之時、御状委細令披露候了、抑其方事、大崎、葛西用可被仕之人、連々相届候、其方事、急可遂上洛候、中奥之儀、去月二日出張、廿日合戦、當時打負之間、其方者、自去月廿一日出張、至今日迄日合戦無油断候、兩意、今一日之儀、可得入御意候、府中之儀、不可有御心得候、可致指南候、(下略、恐々謹言、

十月十七日(奥州)　清顕　判(白川文書)

戰國割據にあたり、中奥の地に、葛西(カサイ)、大崎(オホサキ)の兩氏最雄張す。國分、其他は、葛西郡、大崎郡の黨族あり。伊達氏は、久しく黒川以南より、仙道、及び長井庄(羽前米澤)等の諸部を領知し、葛西大崎、南宗にも親結せしが、天正中の政宗に至り、兵勢殊に加はり、會津羽を席捲するの状あり。豐臣秀吉の東征におよび、政宗譴を被り、其南仙道、竝びに會津の侵地を削られ、僅に伊達信夫長井の本領、及び宮城以北の數郡を保つのみ。葛西、大崎の地は、秀吉の將、木村某に賜ふ。たまたま、葛西、大崎の舊臣騷亂を作し、(天正十九年)木村を敗る。秀吉、因りて二家の舊封を政宗に附與して、伊達信夫刈田長井を收め、岩手山に移り、中奥を鎮撫せしむ。此に於て、政宗の封土は、江刺、氣仙以南、二十郡に渉る。慶長五年の兵亂、政宗、擧ちて上杉氏の白石城を取る、江戸幕府因りて刈田郡を政宗に與ふ、合二十一郡。政宗新に仙臺城を起し、之に移り治む、乃東北第一の大藩とす。

闔氏陸奥郡郷考云、中尊寺縁起に、清衡の時、白川關より外ケ(ソトガ)濱まで、一里ごとに、彌陀を圖せし卒都婆を建るに、其中央にあたる故に寺號とす、と載たれば、岩井郡前後を、中奥とすべし、然るに、今、栗原、登米等の地を稱する者は、本書の目内、郡司の分治する所に依ることとみえたり、其分治する所四區とす、刈田柴田伊具宇多亘理名取宮城を南部とし、黒川加美玉造志田遠田を北部とし、栗原登米桃生牡鹿本吉を中奥とし、磐井膽澤江刺氣仙を奥郡とす、といへり。

慶應戊辰の亂後、仙臺藩は削封せられ、南北の數郡皆縣治に屬せしめらる。尋いで、廢藩となり、仙臺の舊封十六郡は、之を宮城に治め、其北境五郡(氣仙郡、東磐井郡、膽澤郡、江刺郡)は盛岡縣の管内に入る。

亘理郡

(亙理郡)(日理郡)(由利郡)

亘理(ワタリ)郡

今、宮城國管に屬すれど、海道の北端にして、即、宇多、相馬郡の北、逢隈を以て名取郡と相限る。東は海、西は山嶺を以て伊具郡と相分ち、面積九方里の小郡也。今、六町村、亘理(小里)に於て之を治む、宮城縣に隷す。

亘理の亘字は、亘の訛なるべしと、何となれば、古書にも往々亙字に作り、日ならざるを見ればなりと、如何にや、日理(ワタリ)の正しきは言ふまでもなけれど、それさへ、日理、由利等に訛れるものあり。(和名抄郡郷考云、亘理は郷名部に日理に作る、日とある方正しかるべし、日理に作るは非なり、東鑑、建暦三年五月の條に、陸奥國由利郡、大武島云々とあるも、日を由に誤れる者歟、神遺方に「日理藥、陸奥國日理郡人等之家方」云々。○國郡沿革考云、日理、後世誤て亘理に作る、正保圖、日理に作る、元禄以後、復亘理に作り、後皆之に倣ふ、按、日音王伐切、日理二字、音讀に從ふ、流布本延喜式、和名抄國郡部、皆亘理に作る、蓋、後人の改竄に出でしなる可し、何となれば、和名抄郡郷部に日理に作り、且、日理と傳する郷、諸郡に凡十所あり、一も亘理に作れる者なし、續紀、養老二年五月條、日理に作り、石城國の管省とす、又、神護景雲三年三月、陸奥國日理郡人、外從七位上宗何部池守等三人、賜姓湯坐日理連」とあり、然るに、名跡考、當作亘理」、此れ、後人今稱に慣れて、古音を解せざるに因れり、拾芥抄、日理に作る、當時尚未訛らざりしなり、日理郷を合音するを要す。○日理郡は、和名抄、四郷とす、高山寺本によれば五郷とせり。延暦十六年紀、日理郡人、五百木部黒人、賜姓大伴日理連などとも見ゆ。名義は、逢隈の渡津を推しけれど、分明なり。東鑑に「文治五年七月、渡過(ワタリ)隈河湊、可參會也」とある渡、亦郡名にて、相馬文書、建武二年、渡郡河名宿と見ゆるも同じ。

(渡郡)

復軒雜纂云、國造本紀に、思國造といふあり、一説に、思の字は、日利とありし草體を、一字に誤寫せるにて、即、日理國造ならむと、

思國造、志賀高穴穗朝(成務)御世、阿岐國造同祖、十世孫、志久麻彦、定賜國造。○泉田氏も云、志久麻彦は、神功紀に「道千熊長彦者、一云武藏國人、今額田部槻本首等之始祖也、百濟記曰、職麻那加比跪者、蓋是歟」と見えたる、千熊、また、職麻は、此志久麻と通ゆれば、同人なるべし、和名抄を按るに、陸奥國色麻(志加萬)郡、色麻(之加萬)郷あり、是より出たる名にやあらん。

按、當時の奥州の開化は、海道は海に沿ひ、山道は阿武隈川の流域に沿ひて北進し、其河口を内國の限とせしが如し、其河口の田澤村に、神名帳、日理郡四座の一なる、安福麻河伯神社あるは、流域の極北に祀りしものなるべし、他の三座の鹿島天足和氣神社(神宮寺村)、鹿島伊都之比氣、鹿島緒名太、兩神社(小山村)も、

古此河口に在り、且岸邊は昔時の要害なり、河口に港ありし
と、此河口を常東の界として、北狄防禦の衛に當せし
者あるを見べし、海道には日理郡、山道は信夫郡、當時
伊達の郡を保するに至り、其中間には伊久郡、ともに
陸奥に在りて之を治む、阿武隈河口以北は、久しく蝦夷
等に占められ、大化中に陸奥國を置かれし時、此國
の管轄の區域に限られたり、養老の頃に至りて、更に北
進征討の方略を取られ、神龜六年に及び、始めて新に
丹取郡（ニタリ）名取を置かれ、丹取軍團をも置かれたり、以
て形勢の大に異なるを知らる。今按、大化改新の比は、
陸奥の北限は、賀美郡ならんとの説あり、信夫、
及び名取郡、賀美郡等に合併すとありて、仁德帝の時
に、上毛野田道が敗死せる伊峙水門は、石卷にて、石圖
陣法へ合して、にて、舒明帝の世に、上毛野形名が保守
せる疆域は、名取郡、名取郡南境に合するにやとの說あり。
中世、日理郡は武石氏の領にして、武石氏は千葉氏の族、下總
千葉の族、武石氏は本郡に移れるより、亘理氏と稱したるものにして、
相馬氏と相睦み、久しく地方に雄視す、後に、相馬氏
に背叛たり、又、更に伊達氏に倚る。近世は、伊達藤
五郎成實の裔孫、亘理、及び名取の中二十一村、凡二萬六
に伊具郡小齋、是れを領知し、伊達家の門閥たりき。
大日本史、亘理宗隆、元宗時(一作宗隆)、又曾
孫宗隆等、曾孫相模守、常陸介、宗隆の居館地、元宗
實、亘理宗長、伊達家を相續せし、宗清、亘理宗清
は、重宗、亘理相模守、宗澄、伊達藤五郎、宗清、孫彥
衛、亘理相模、子宗清、重宗、子宗實、亘理大膳大夫
下、曾宗元、亘理家記

―――◆八◆―――

坂本郷（サカモト）

和名抄、日理郡坂本郷。今、坂元村是なり、
亘理の南偏にして、名取郡、伊具郡と界す、東は大
海に臨み、東は大海、西は小倍井沿なり。

武石四郎左衛門入道、亘理郡坂本郷事、
貞和年物行、云々、爾依于見左衛門五郎胤道軍忠、
云恩賞、任先例、可令知行之狀、依仰執達如件、
建武四年二月六日　氏家道誠在判
武石四郎左衛門入道殿（相馬文書）
高山寺本に、坂本の外に坂本あり、重複の疑なきに非ず。
本郷の河行を、眞庭といふ、享保中、伊達吉村（獅山
濱磯）
公）の詠に、
いそぎゆく清水の渡りかへるなもここに忘れてたちぞ
なすといふ、
古渡と、坂元本郷の間なる聚落を、十日といふ、

坂元（サカモト）

今、坂元村と云ひ、小驛店とす、宇多郡新地より
二里、西へ一嶺を越ゆれば、伊具郡小齋へ二里半。
天保千貫紀行、岩沼驛、左折濱江、取路相馬、至亘利、
伊達氏之族藩五郎者城焉、采地二萬五千石、實敗倍之、
城市之富、與外由黨、幸其中多富商者、賞其闇的統之、
眞雞爲路、益以爲嬉也、宿坂下驛、寄獲至此十有一
里、水田彌望、仙臺封內殷饒之處也。
元祿年中撰、伊達世次考云、天文十七年二月、晴宗公出
居伊具郡、時坂本、谷地小屋、駒地、皆取之、先以返馬。
〔明和年中撰、田邊氏封內風土記云、坂元本郷者、磯濱、
中濱、岡、三邑之總名也、有市店商驛也、公族大條監物一
千邑也、德本寺、曹洞宗、慶長中、建立守、大檀越開
之、台宗寺、日宗、護持寺、曹洞、古碑、坂元館、祠、
亘理宗隆末孫河津守居館也、眞山寺、台濱尾崎寺、改舊
其地、後世、黑木、津田、三宗相代居之、元和二年、鳴
大條左衛門宗綱、子孫當相居之、秩四千石、磯濱寶景可
覺、瑞所在舊、南達寺府居址〕 仙臺藩戊辰史云、七月十
五日、我軍千宗敦等、軍を相馬境内に進め、駒ヶ嶺を以て
本陣とす、十一日、廿六日、廿八日、皆戰利なし、八月
朔、宗敦等、只其岩沼驛に歸りたまふ、相馬藩反覆の疑
なるを以て、二日、相馬藩送に叛し、四日、番兵士
皆村境内に退避す、七日神燒、蓑上黑木、大條の間に戰
ふ、是より駒嶺、眞壁の兩路、各要路を定め、部署する
所あり、八月十一日、大に駒嶺に戰ふ、我軍利なし、駒
嶺敗績とす、十三日、軍氣衰へ、坂元館に移す、十六日、
十日、十三日、遂に憑兵し、駒嶺を復せんとす、而
も遂に功なし、十一日、使者あり、主公の命を宣て、休
戰す。

眞庭（マニハ）

今、坂元村の大字にて、其北に接す。古文書に眞庭
谷（ヤ）と云へるは、是なり、其海岸を眞庭濱といふ。
陸奥國日理郡坂本郷之內、眞庭谷上下村、
眞庭谷村等事、爲勳功之賞、所宛行也、早任先例、可致知行之狀、如件、
文和二年四月廿日　（判、吉良貞家）
武石但馬守殿（相馬文書）
文中の眞庭谷、今知らず。

菱沼郷（ヒシヌマ）

和名抄、日理郡菱沼郷、訓比之奴萬。原書、
に、坂本、菱沼、日理と次第するを見れば、
今の山下村にあたるごとし。

山下（ヤマシタ）

今、山下村と云ひ、山寺（ヤマデラ）、嘗足、大平、小平、八
手庭（ヤデニハ）、浜生原、高瀬等を合す、其海岸を笠濱、花
釜濱といふ。高瀬を明通村と云ひ、八手庭より金津、角
田（伊具郡）に在るべし、（三里餘）
山下とは、山寺法流慈由の下なる聚落なれば、其名起
れり。封内記云、山寺邑、青葉山下、市店商驛也、山上
曉谷山寺、曹洞宗、永和元年、慈眼法印開山

（八手庭）（山寺）

吉田（ヨシダ）

今、吉田村と云ふ、山下の北にして、亘理驛の南、
阿武隈河口と相通じ、鐵道停車場あり。其海濱を、吉田濱といひ、
吉田濱の名あり。其海岸に、大畑濱、

日理郷（ワタリ）

和名抄、日理郡日理郷、訓和多利。○今、亘
理町、吉田村、及び逢隈村の鹿島、郡等にわた

る如し。

伊達氏[illegible]云、[illegible]氏日く、亘理は、古書に、昔、日理と記したるを正しとす、日の字の音は、王伐切なれば、和都（ワツ）なり、音、轉じて和多（ワタ）といふべし、亘の字は、後人のさかしらに改めたるなり、岩橋[illegible]となへしも、面白からずと。今按、渡ことといふ意の亘の字の中は、舟の形にて「象舟竟兩岸」なり、この中な日の字に作るは、近世の譌字なれば、論ずるにも足らず、（亘（セン）の字は求回也、揚佰也、とあり）て、全く別字なり、仙臺藩の亘理氏の[illegible]き、も、天正[illegible]長の頃までの書翰には、皆、日理と記し、瑞寳寺山の藩[illegible]の石燈籠にも、日理伯耆（ハウキ）と刻してあり、又、往時亘理邑主伊達氏にては、足[illegible]の法被に、曰の字を記したりと云ひ、今も、亘理町の消防夫の外衣の印とす、塚本氏の説、存すべし。

亘理（ワタリ）

今、亘理町と云ひ、人口四千、郡中の治所なり、鐵道、中村へ十七哩、仙臺（岩沼五哩）へ十六哩、近世、村驛の名には、専小堤（コヅツミ）と唱へたり。蓋、武石日理氏、小堤村に居りしより、小堤を以て郡治となしたれど、地（ホリ）名なば、小堤の書に因らずならん、[illegible]宗よ、郡と云ひ、小堤の北半里に其名のこる。

（小堤）封内風土記云、小堤邑、在南街南町也、呼之曰亘理驛、伊達安房采邑、神社一、愛宕社、不知何時勧請、寺有亘宗勝光院、延寶三年、盛政法印中興、不知何時何人開創。

日理（ワタリ）城址

伊達氏勤王事蹟云、日理氏は、正統世次考、亘理氏家譜、伊達世臣家譜等に據れば、千葉常胤三男、武石左兵衛尉胤盛（武石は、下總千葉郡の地名）文治奥州の役に功あり、建久元年十一月、伊具宇多亘理三郡の地を給せられ、曾孫肥前守宗胤に至て、乾元の頃、亘理城に移住し、其孫石見守高廣まで、武石氏を稱し、高廣の子、因幡守廣胤に至て、暦應二年、亘理氏を稱せり、高廣、暦應元年五月、泉州阿部野に戰死し、廣胤、同年八月、[illegible]氏に[illegible]上洛を[illegible]せられ、[illegible]三郎安堵す、とあり、又、相馬文書、建武二年六月、[illegible]に、伊具、日理、宇多、行方等郡、金原保、[illegible]、[illegible]之、早、武石上總権介胤顯、相共守護狀、可致沙汰者、國宣如此」とあり、建武年間記に見ゆる武石二郎左衛門尉は、高廣か、二人の内なるべし、但し、相馬文書に據れば、胤顯は、後に足利氏に降て、延元元年五月、官軍に誅せらると記せり、奥相秘鑑に、亘理氏の居城は、今の亘理町の大雄寺（ダイチウ）の地なり、とあり（因に云、雄をオウと讀むは、字の漢音なり）此亘理氏の後裔は、仙臺藩の一門となりて、伊達安藝を稱せり、即遠田郡涌谷の邑主なりき。○封内記云、小堤古館、號亘理館、往時亘理元宗所居、今伊達安房居之。

閖城緑史云、延元二年五月、中野義長等攻靈山、十八日、顯家出兵標葉郡中前寺邀之、義長轉路、直來襲官軍、[illegible]之、廿一日、行方郡官軍、與之又戰于安子橋、

飯野文書」、義長進攻渡城、「國魂文書」。

奥相秘鑑云、下總武石三郎胤胤の居城は、今の大雄寺（ダイオウ）と云ふ寺院、其[illegible]なり、大永年中、武石[illegible]主卒去、幼稚の一子にて、家守り難しとて、家門、相馬顯胤公へ頼み、今拖あり、然るに、亘理の老臣ども、私に米澤の伊達稙宗に與して、其麾に屬し、一家の亘理兵庫、領主となる、兵庫、又一女を稙宗の妻とし、其腹に兩子出生、長男綱宗、天文十二年早世、次男元宗は、亘理を継ぎ、兵庫頭と稱し、老後に元安齋といふは是也、元安の子を美濃守重宗と云ふ、義胤公の妹之に嫁せ給ふと雖、天正十八年、隆胤公は重宗に殺されたまふ故、相馬、亘理、一生對面なし、重宗の子、安藝定宗は、伊達の一門十人の一に列し、涌谷へ所換と爲る。

伊達御世臣家譜略記、武石石見守高廣、子因幡守廣胤、始以亘理爲稱號、其子肥前守行胤、永徳元年辛酉八月、[illegible]世宗遠者戰、大敗績、終[illegible]庵下、其六世孫兵庫允宗隆、無子、[illegible]十四世[illegible]宗[illegible]十二男元宗、配女爲嗣、是[illegible]兵庫頭、天正十九年、徙居于遠田郡、涌谷（ワクヤ）邑、其孫安藝定宗、十七世政宗君、賜伊達稱號列一門、今其子孫、領二萬二千六百石餘之地。[illegible]野史云、天文十二年、伊達氏[illegible]臣、[illegible]宗迎自小高、稙宗不欲還、[illegible]丸[illegible]、初、亘理武石氏、與黒木同教、既而武石氏[illegible]、家人乞赦其罪、顯胤置其[illegible]于小高、遣[illegible]田菜協守亘理、及義胤生以武石氏女爲乳母、其家人[illegible]之、以亘理附伊達氏（[illegible]記）。伊達世臣家譜云、亘理重宗、慶長九年告老、貞山公別賜栗原郡高清水田千石、於是、又養茂庭氏子宗根、配女、其裔世列一家、保五千石之祿、稱亘理伯耆、

仙臺藩削封の際、亘理邑主、伊達邦成（[illegible]封二萬四千石）は、本藩[illegible]に政府に請ひ、舊士民若干を率ゐて、北海道に移住し、開拓に從事す。後、其成績朝廷に[illegible]聞し、特に華族に陞班せしめらる、亦異數に屬す。

大雄寺（ダイナウ）

封内記云、萬松山大雄寺、曹洞宗、信夫郡小倉郷陽林寺末寺、此寺、舊在信夫郡、永正十一年、陽林寺第二世舜翁開山、慶長九年、移于本邑、以陽林寺第四世本州文廷爲中興、伊達安房牌寺也。[illegible]延[illegible]年、亘理伊達氏が、信夫郡小倉陽林寺に建てし、碑の文「寶元、幼字時宗丸、既冠稱藤五郎、宗藩左京大夫公三子、嘗與羽田伊庭野等謀、攻遠藤隱岐大森城、克之、就而居焉、又攻堀越能登八丁目城、克之、近邑聞風歸來降、既而君以大森八丁目二城、奉事晴宗公、甚善、晩年隱退、自號棲安齋、天正十五年卒、距大永六年丁亥之生、六十一年矣、葬大森城墟東南、陽林寺之域、植松以表之、子諱成實君、承家輔藩祖公、有偉功、賜采邑亘理宇多二郡、子孫相承、振々益盛、慶長中、陽林寺主[illegible]、建大雄寺於亘理郡、

以本君之神主、天保丙申建廟以祀、〔〕野史云、伊達實元、稙宗三男、弱年爲上杉定實養子、兩稙宗晴宗父子不和、實元不能往越後、有子、幼字藤五郎、諱成實、勇武不減父、軍功皆多、兩正宗叔父石川昭光、及高森政景、倚重於成實、成實每憤悲、文祿中、遂去國入高野山、正宗欲收成實妻孥、發兵二千、圍角田城、成實甚部下、竭力禦戰、悉刺殺婦女子而自殺、成實聞之、嘗居于相州下郡、東照公賜月俸、上杉景勝以五萬石招之、不應、庚子亂後、復歸國、領亘理邑二萬石云、有日記傳于世、仙道弓矢卷是也。伊達世臣家譜云、成實、慶長七年、賜亘理郡、爲二萬石之秩、無子、養貞山公九男爲嗣、是安房實宗也。

鹿島(カシマ)神社

今、逢隈村大字鹿島に在りて、亘理驛の北郊とす。蓋、式内鹿島天足和氣神社にあたる。凡、本郡には鹿島神三座、並びに延喜式に載せ、伊豆乃比氣神社、緒名太神社、天足和氣神社といふ。三代實錄、貞觀八年紀、在陸奥國鹿島苗裔神三十八社の中に、日理郡二とあるも是也。されど、此三座は、今いつれが、何地と擬定すべきにや。佐久間氏は曰く、

鹿島、又作加島、近逢隈且南小山堤兩村、曰鹿島宮、社南面、神名帳、稱鹿島者三社、未知何神也、社東有大悲閣、稱入日觀音。

つらくとも忘れず戀むかしをなぞあふ隈河の逢瀬ありやと、〔玉葉〕　源　順

按、小堤村に金銀山米錢寺あり、又、鹿島觀音堂を前と呼ぶ、中世、此神官職を闕かれて、往古の來歴を亡せしにあらずや、稱ふべし、又、小堤の鹿島明神を、緒名太大足別の兩座なりと、封内記に有れど、疑ふべし。緒名太はヲナフトと訓むか、又、鹿島社の北邑を神宮寺(ジングウジ)と呼び、藥師堂、并びに祇園(高寺)等ありと雖、神宮とは何社にや、其寺も知れず。春日明神の祠あり、又、武石亘理氏の崇敬せりとおもはるるは妙見祠なり、其祠は鹿島に今僅にのこれり。

(神宮寺)

神祇志云、鹿島天足和氣神社、今在鹿島村小山上、舊址在神宮寺村三門山、天慶四年、遷之北鹿島村、後又遷今地

郡(コホリ)

今、上下の二區に分ち、逢隈村の管内とすれども、亘理驛の北半里、古の日理郡家の在りし地なり。逢隈、岩沼の渡津の南一里半、東は荒濱を去る一里。

椿花嶺、在下郡村、椿樹七八百株、翁鬱繁茂、春來花開處、滿山如火、唐詩所謂倒一嶺枝老樹昔誰種、照耀萬朶紅相圍一者、其風致濃艶、尤嘉麗之奇觀也、林中有小堂、置觀音像、或曰、往古、立叢祠祀花神、後人換之以此像、「觀聞志、封内記」の

復軒雜纂云、仁德紀に、上毛野君田道、蝦夷を撃たしめられしに、却りて蝦夷に敗られ、遂に伊寺(イシ)水門に死せしと出、見えたり、其地なり、常陸の多珂郡伊師濱かと云ふ説もあれど、成務の朝に、國造を置かれて、阿武隈河口にまで及びし思へず、寧りに南なるが如し、又、奥州牡鹿郡石巻港ならむとの説は、古くより聞く所なれど、當時、名取、宮城以北は、皆夷地なるのみならず、今の桃生郡の西南部の地は、上古は海にて、牡鹿は海中の孤島の如くありけむと思はるれば、斯る地まで進み得べくもあらず、されば、伊寺(イシ)水門は、阿武隈河の邊に求むべきなり、下郡村に石間明神といふあり、「觀蹟聞老誌」に「道傍有巨石、斷岩數片、境石間有小祠、山頭亦建社、曰石間明神、其西北、往昔有一古杉、下出一派幽泉、其杉、傳曰、古昔有峯兵之象、夜客見之驚、後人曰驚(オドロキ)杉」などあり、奥州、及び北海道の方言に、海岸泊船の處を澗と云ふ、古へ阿武隈河口に石多くして、石港の名ありしには非あらしか。〔今按、石間神は、封内記、石合(イマ)に作る。驚とは、轟の訛にや、筑紫の方俗に、溝谷を驚といふ〕

(石間神社)

神功紀、迹驚(トドロキ)の説、已に見えたれば、古言なり。

高屋(タカヤ)

今、驚岸、岐、櫃袋と共に、逢隈村の管内なれど、小堤の東、荒濱、鳥海に至る間の平郊なり。

封内記云、鳥屋崎濱、斥鹵、傳曰、元和六年八月、牡鹿郡長渡島處士伊藤三郎者、到此地、始開斥鹵之地、而後制封内處々之斥鹵、是乃封内鬻鹽根元也。

鳥海浦(トリノウミ)

海濱斥鹵中の一灣にして、高屋の東、吉田濱の北なり。其浦の地、北を箱根田、西を鳥屋崎(高屋の屬)、南を長瀞(ナガトロ)、東南を大畠(吉田の屬)といふ、浦中に一洲あり。

封内記云、鳥海浦、長二千間餘、横三百間、或五百間許、中有號蛭須賀(ヒルスカ)、湖長三百間許、横百間許、平地而小松原也、湖之前後、有蛤蜆、名産也、左右長汀、列松相連、其以東向大洋也、纜地、長濱(遠島)、大六天、牧山以北、其相接淨于水上、其地商舶來往、漁舟出没、雷浪之漫波雪島苍崩、軍發之晚潮銀山立起、加旃、行々白鷺上青天、數點之歸雁歸秋風、日月之昇降、雲霧之晴陰、渾是奇觀壯遊之地也、就中金華之名島、鐵龍上拔絲螺者、不堪長途而兀然于目前矣、七人百、鳥海彌三郎、産子舊地、故有此名也、然彼羽州鳥海山下人、後人附會傳之耳。

坂芥(サクタ)鄕

和名抄、高山寺本、日理郡坂芥鄕。原書、普通本には之を缺く、今、高山寺本に據る。坂芥とは、稍異名に屬し、且、坂本と重複するやの疑あれど、暫く揭けて、後の定をまつ。サカアクタの約、サクタにて、日理鄕の東なる斥鹵にあたるに似たり。

荒濱(アラハマ)

今、荒濱村といふ、小堤の東一里餘、鳥海浦の北、逢隈川は此に至り海洋に歸す。村里は、海河の間なる沙丘の上に布置し、東北面し、高須賀(タカスカ)とも稱す。

荒濱は、古來一港津に推され、其湊は即海口にして、小舟の來泊するものあり。東西九町、南北三町、深一仞より二仞に在り、正東に向ふ「地誌提要」、汀岸な、

(高須賀)

名取郡閖上崎[illegible]云ふ、[illegible]に通ずる内川(貞山堀)に、[illegible]崎に至り、此湊津に會す、岩沼驛へ水路二里。

貞山堀云、[illegible]須賀邑、[illegible]神社、不[illegible]何[illegible]祭何神、[illegible]南[illegible]之地也、[illegible]南[illegible]公[illegible]、[illegible]軍[illegible]、有官吏[illegible]司之、[illegible]北[illegible]岸之中也、其地名取郡閖上濱也。[illegible]出羽[illegible]運[illegible]云、[illegible]羽[illegible]、[illegible]之[illegible]、爲天下饒、而瀦路不可導行、[illegible]有道、[illegible]之、[illegible]能[illegible]海運堪[illegible]者、[illegible]下有[illegible]贊、[illegible]智[illegible]明[illegible]所[illegible]、國家[illegible]命瑞賢、[illegible]海運事、[illegible]令[illegible]州信夫郡(…折…川及福島等處、官糧數萬石、以試其方略如何、瑞賢以爲、漕運專[illegible]難[illegible]、[illegible]海[illegible]者、[illegible]遇[illegible]、片帆直指無所不至、[illegible]我[illegible]北海運、亦無不可通之理、但便利未擾、[illegible]間[illegible]、漕運不廣、[illegible]此故耳、因[illegible]便[illegible]其所[illegible]、在[illegible]得[illegible]米入風汎不得使而已、先是、漕運[illegible]官糧、[illegible]船、漕運[illegible]通、亡失[illegible]多矣、爲今之計、[illegible]若擇[illegible]者、[illegible]定其[illegible]程、則、便[illegible]僱以[illegible]其[illegible]志、[illegible]風[illegible]可必濟之時、乘[illegible]起運、凡[illegible]洋[illegible]用、[illegible]不[illegible]、[illegible]和、可必濟之時使、[illegible]可[illegible]、[illegible]濟[illegible]、瑞賢先謂于下寸幹者、[illegible]自[illegible]、[illegible]海[illegible]泊[illegible]、[illegible]於官[illegible]在[illegible]江[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、滿條[illegible]、[illegible]濟[illegible]、[illegible]、各[illegible]官[illegible]之、不必[illegible]官[illegible]、[illegible]精[illegible]濟[illegible]、不必[illegible]官丁、[illegible]信夫郡官糧、[illegible]河[illegible]、[illegible]運百八十里、至于荒濱、[illegible]海[illegible]、[illegible]運[illegible]南[illegible]、抵房川不由故道、折轉[illegible]下田[illegible]、[illegible]西[illegible]、[illegible]後[illegible]船者、[illegible]入江[illegible]、[illegible]州[illegible]州中[illegible]下[illegible]子日[illegible]湖[illegible]、[illegible]必[illegible]之湊[illegible]、此等所[illegible]置[illegible]場、令[illegible]、[illegible]情、[illegible]行驗檢、勘[illegible]情僞、自是而後漕政一新、而歸便捷、堂老岩[illegible]、[illegible]後[illegible]信夫郡官吏、[illegible]法[illegible]、漕[illegible]官糧

野史云、天正十七年、相馬將胤、[illegible]抵[illegible]濱、[illegible]百[illegible]已[illegible]敗之、[illegible]是盛胤女也、爲[illegible]亡[illegible]、盛胤[illegible]之時、[illegible]子、[illegible]、以騎六百[illegible]坂本、[illegible]村里(通[illegible])

望多郷（マウタ）

和名抄、日理郡望多郷、(訓[illegible])。○今、逢隈村の中、中泉、田澤、左右の地[illegible]望多[illegible]、同名、上總に望陀郡あり、彼地の移住民に由れる者に似たり。

中泉（ナカイヅミ）

今、田澤、小山、牛袋、十文字、及[illegible]、高[illegible]等と組合せ、逢隈村と改む。逢隈の[illegible]に[illegible]、海濱に、北に[illegible]江[illegible]にて、岩沼驛(名取郡)に達す。岩沼へ一里、小堤へ一里余。

中泉の西[illegible]、[illegible]接して田澤(タザハ)[illegible]、逢隈神、[illegible]等の舊跡、[illegible]に[illegible]、[illegible]より、南北往來の[illegible]道[illegible]、之に由[illegible]る[illegible]し。逢隈の河道は、南西より降り、中泉に至り、[illegible]東南に[illegible]折し、[illegible]濱に向ふ、[illegible]凡三里[illegible]

(田澤)

田澤堀、小山堀は、共に逢隈の水を引き、小堤、荒濱、吉田の方へ灌ぐ、長各三里。

安福河伯神社（アフクカハ）

今、田澤に在り、([illegible]の北に[illegible]る)延喜式に、日理郡安福河伯神社とあれど、[illegible]紀に據り、(阿[illegible]福[illegible]水[illegible])[illegible]を[illegible]ふべし。○

觀迹聞老志、名跡志[illegible]中[illegible]氏[illegible])、共曰、河南田中有小社、土人曰之阿武隈川大明神、其乃古所謂阿武隈川神社、但、延喜式曰名帳、作安福河伯、[illegible]名[illegible]、及藻鹽草、作阿武隈河、[illegible]沙、[illegible]三代實錄、[illegible]河[illegible]水神社、[illegible]之、則延喜式[illegible]可知、距逢隈神社北、[illegible]丁半許、有小丘、其地曰稲葉、土俗今日之稲乾場、其北流乃稲葉津渡也、河畔南岸、碧澤[illegible]、其上有巨巖面相峙、東岸岩面[illegible]方形、北方[illegible]子、其次雖二佛、其次堂形方、南方雖石佛石塔、郷俗曰

(河伯神社)

(宿東渡)

北有[illegible]、[illegible]方形、往時其間有石佛、後來或碑[illegible]八[illegible]之大字、(日[illegible]記)

風[illegible]たる[illegible]渡りそらはれておふくま川にすめる月影、[illegible]、[illegible]木　光俊

保田氏[illegible]陸[illegible]記云、[illegible]日記[illegible]に、昔[illegible]の[illegible]の神と云ふは、逢隈の[illegible]に[illegible]、式に安福河伯神社といひ、[illegible]の下に[illegible]

はらから　長[illegible]の[illegible]國守に[illegible]下るを、長雨しける頃、其下る日晴たりければ、かの國にて、おほくに[illegible]神あり、ときゝてよめる、

ふそ知るおほくときけば君がため天照る神の名にこそはありけれ

觀聞志云、標矢澤(トヤサハ)御霊宮、在田澤村、相傳、寛治之役、源義家攻金澤城、[illegible]倉權五郎[illegible]、爲鳥海彌三郎[illegible]、[illegible]入日、不[illegible]其[illegible]手[illegible]抽之、[illegible]其敵、後葉祭[illegible]、是昔依鳥海[illegible]人附會耳。

小山（コヤマ）

今、[illegible]に[illegible]、今、逢隈村の大字にて、中泉、田澤の西南一里、同く江岸にあれど、昔其郡界に迫れり。又、其西岸は、[illegible]郡[illegible]村の城内([illegible]市場[illegible])、上川名の地なり[illegible]、[illegible]に、渡部河名宿といふ、此地[illegible]。

(河名)

建武[illegible]年、[illegible]國司[illegible]、志和尾張彌三郎殿(家長)、府中御發向之時、相馬孫五郎重胤、參向于渡部河名宿、武石上總權介(胤顯)[illegible]頃日[illegible]為東海道打立、關東與參、云々、(相馬文書)

封内記云、小山、一名鹿島山、土人以此地爲源順和歌所詠之地、未知孰是、名跡志曰、相傳、古昔、鹿島伊都乃比氣神社、在此邑、今郷[illegible]有稲寺社明神、想夫此社、而失[illegible]傳者歟、按、今土人言、有鹿島神社、而不言有稲寺社明神者、與名跡志所記不合、未審。(神祇志云、鹿島伊都乃比氣神社、今在小山村鹿島山、鹿島緒名太神社、

在同社內。

阿武隈川（アブクマ） 岩代國伊達郡に東出す、河線五十里と稱せられ、其源は、白川郡旭嶽の南に發し、山道（センダウ）の諸郡を經由し、猿跳（サルハネ）の急灘險峽を過ぎ、伊具郡に入り來りて、漸く下游の形狀に就き、其白石川の合湊以下は、水幅漸廣く、日理、名取の兩郡界を劃して迂曲、荒濱（日理）蒲崎（名取）の間に至り海に放つ、猿跳より此に至る凡十三里。

（逢隈河湊）

橘爲仲朝臣、陸奥守になりて、侍りける時、延任しぬときゝて、つかはしける、　藤原隆資

待我は哀れ八十年になりぬるをあふくま川の遠ざかりぬる、　雲葉

（綾瀨）

阿武隈に霧たてといひしから衣袖のわたりに夜もあけにけり、　家集　源重之

（袖渡）

觀聞志云、按、袖渡（ソデ）、乃牡鹿郡住吉渡口也、重之詠此地、重之乃奧州刺史、其所指尤可疑。

高橋氏名跡志云、逢隈河、源出自下野奈須嶽、鹽鶴子緣籠瀑布、林中有老熊、年々産子、必飲其瀑布而安、故稱之曰生熊（オホクマ）瀑布、自是流々歷數郡、過荒濱而入海、國內大河、北稱崎多河胃、南號阿福麻、此河流乃是也、於和歌、殊得佳名、

二本松藩相生集云、觀蹟聞老志に、阿武隈川、武字於和歌者清音、於俗語者濁音と云々、野州見が說に、俗にあぶくま川といふをば、雅言にはおほくまの如くよむと云々、而も、顯註に「古今集、あふくまに云々、土民はおふくまとて、おほわたりとぞ申なる」とあるが如く、土俗のあふくま川と云ふを、あやまりたらんやうに心得たる人もあめれど、國史に、安福麻と書たると、前の說々によれば、かへりて古へにかなへるなり。

東鑑、文治五年、奧州征伐の時、山道白河 海道岩城の兩軍は、渡逢隈河湊、可參會也とあるは、法此に津渡といふと同じ、即、下流に水流漫々たるを湊、又は瀰といふにおもひ合すべし、必しも海門にして後湊と謂ふべからず、稻葉渡にても可なり。○夫木集に、能因法師遊行の際、うた、

陸奥とかはと云所を、船にのり降る程に、おもしろし、此わたりを綾の瀨と云侍りける、歌よみて神に奉る所なりと云へは、よみ侍る、

綾の瀨に紅葉の錦立重ね二重に織れる立田姬かな。

ここ綾の瀨、とかば、今知れず、船を降すと云へば、細流に非ざるべし、即、逢隈に附載す。息軒天保壬寅紀行云、發信臺、渡廣瀨川、行里許得一灣、曰名取、又行三里、復得一江、曰逢隈、皆中古諸名流所賦詠也、逢隈發源於奧毛之界、東北流九十里、至荒濱入海、上流嶮惡、始不通漕、寬文中、有渡邊友以者、都人也、家貲巨萬、請官浚之、舟楫之利、遂曁於北碑河矣、今下流漸淤、重載者、已有膠滯之患、益洪水挾泥而下、風潮阻沙而上、故江河入海、其口必淤、是理之常、原不足怪、而或者乃曰、河村隨軒大浚河之右、而河流遂淤、不通之論也、江上曰巖沼驛、一名宇賀崎、野納言之來於此也、延祀藤森宇賀碑、即今所謂竹駒祠也、竹駒、逢隈之訛、由白河關而北、下野與江陵逢、故字江曰逢隈、又作阿武隈、皆假借、後又去阿字、讀武如猛、而隈讀與駒近、轉爲竹駒、遂有神爲小兒騎竹馬、與僧起因諸故事於橋上之訛、昔藩氏之日、何物不有

伊具郡

伊具郡（イグ） 亘理の西に一嶺を隔て、山峰四周して一區を成し、逢隈の江水之を貫き、西南より東北へ通ず。近年、本郡を、苅田、亘理と共に、磐城國に編したれど、近世は、仙臺封內なり。故、今、面積二十六方里、十五町村、人口五萬、角田（カクダ）に治め、宮城縣治の下に在りといふ。

（伊貢郡）（伊久國）

伊具は、或は伊貢（イグ）につくる「伊達世貫記、奧相秘鑑」、和名抄、伊具郡、以久（イク）と注し、五郷に分つ。●又、國造本紀によれば「伊久國造、志賀高穴穗朝御世、阿岐國造同祖、十世孫、豐島命定賜」とあり、されば伊具の郡名は、承和七年、十五年紀に始見すれど、もと一古國とす。○國郡沿革考には、伊具は日理郡より分たれ、延暦以後の事歟と論ぜり。其論據は、延暦四年、名取以南十四郡てふ數は、石城六郡（海道）、石背五郡（仙道）、名取、柴田、苅田、以上十四なり、伊具に屈指するを須ゐずと云ふに在り。されど、伊具も、日理と表裡し、相抱く所なれば、當時、伊具は日理の部內なりしも知れず。又古國と雖、必しも郡號に立てらるるに非ず、石城の道口、道後歧閇の國に合考すべし。陸奥話記に、伊具十郎平永衡あり、（史云、散位平永衡、初任前陸奥守藤原登任、後、娶安倍頼時女、又、屬今守源頼義、或說頼義曰、永衡反覆之徒、必爲內患、不如殺之、頼義收斬之）亘理權守經清と共に、安倍頼時の女婿たり、國中の名族たりしを想ふべし。文治以後、亘理武石氏、伊具の郡庄をも兼知したるごとし。伊具庄の名は、後宇多院御領目錄に見えたれば、庄公相並べること著し。相馬、伊達の兩隣の爭する所たりしや、伊具、亘理は常に其兩隣の强盛に赴くに至り、天正中に至り、全く伊達氏の占有に歸し、角田を以て、伊達の一門石川氏の邑とせらる。

静戸郷（シヅリベ）　和名抄、伊具郡静戸郷。○今、東根の丸森、金山、などにあたるならん。伊達郡にも同名の郷ありて、養蠶絹織の業の、今に熾りなるは、古の静織戸の遺俗たるを徴す、[illegible]本郡には、今も金山、丸森を指す、偶然にあらず。

丸森（マルモリ）　今丸森町、人口五千百、阿隈の南岸 右岸 に居り、殆郡の中央にあたる。北は角田へ二里、西は檜太郎峠を踰え、梁川（伊達郡）へ九里。

封内風土記云、丸森邑、有市店兼驛也、有號水澤、欠入、峠地（ダウゲ）、神社、有熱湯明神、鳥屋明神等、瀑布二、其一號猿跳（サルハネ）、在同武隈川中、其二號駒場堂、上有岩洞、安置不動佛像、

丸山城址（マルヤマ）　封内記云、丸森邑、古壘、東南有小山、日之丸山、邑名本之、有當家第十四世直山君、稙宗、[illegible]、拜受官[illegible]　觀聞志云、丸山城、在丸森村、伊達左京太夫稙宗君、令家臣高野壹岐居之。

天文十七年、稙宗、丸森に隠居し、永禄八年卒す、年七十八、號日、智松院殿、直山圓入大居士、丸森松音寺に葬る、松音寺、後、仙臺城下へ移さる。

奥相秘鑑云、永禄中、伊達輝宗の領分、伊具郡小齋（コサイ）、金山、丸森を相手に入れられ、小齋城代に佐藤宮内、金山に藤橋紀伊、丸森には門馬大和を置き、天正六年、佐藤宮内が逆心に依て、小齋は伊達へ取返され、佐竹、岩城、田村、三家の取持にて、金山、丸森も伊達へ返さる。

野史云、永禄八年五月、相馬盛胤、取小齋（コサイ）、斬首四十、元亀元年四月、盛胤、義胤出兵金山、欲以攻丸森、城兵拒之於羽生川、義胤以騎兵拒之河上、盛胤衛兵丸森拔之、（茶話記）。

鳥屋嶺神社（トヤミネ）　今、丸森の鳥屋館に在り、延喜式、本郡の官社にして、郷人之を鳥屋明神といふ、（名跡志、封内記、神祇志料）。觀聞志に、鳥屋館なれ、大條（オホエダ）氏の居れる所とす、慶長中の事歟。

筆甫（ヒッポ）　今、筆甫村と云ふ、丸森の南二里、相馬伊達の郡界に接し、靈山の東北にあたる、戊辰の役に、仙臺兵は、此山中に據て、梁川、長野方面の西軍を拒止し、九月廿日に至れり。

前略　みちのくに、かなはらのまうのうち、ひつほのむらに、ゑいたひあて申うへは、いかなる事候とも、しさいあ申ましく、　中略

ぶんけん四年七月十八日

いたくらのかもんのすけ行崇

大槻氏云、白河證古文書なり、伊具郡中の東南境の山中靈山の北に、現に筆甫村あり、今ヒツボウといふ、此地、往昔は、伊達郡内にて、金原保の内なりしと覺ゆ、古老の談に、古へ、伊達郡なりしに、水利の便の爲に、何時の頃にか、備藩より、幕府に請ひて、伊具郡に編入したるなりと。○筆甫の溪流は、北に降り、丸森驛の東に至り、逢隈へ歸す、長五里。

小平（コダヒラ）　今、筆甫村の管内になれど、靈山、副靈山の東にあたり、相馬郡玉野村と地相續けり、宇多川の源とす。

小平濱、與同散在内往、惜籠安達郡木幡山之間、相伴東海道參、可請治之由、國宣如此候、仍同日可罷向候、相催一族、急速可被向候、仍執達如件、

建武二年八月廿八日　上總權介 花押、武石胤顯

伊賀式部三郎殿（飯野文書）

維新史料云、九月十一日、玉野屯在の官兵、二手に分れ、一手は競佐口より小平口へ進み、一手は直に小平口に進み、旗巻口へ至り候處、賊山上之番兵所より砲發、暫時雖及應擊、夫より進て、小平之賊を追拂ひ、筆甫口へ攻寄候。

大内（オホウチ）　今、大内村と云ひ、筆甫の東、丸森、金山より、之を經て、旗巻（ハタマキ）峠を踰え、相馬へ往來す。大澤峠、天明山、羽黒山等は、旗巻の南北に在り、伊達、相馬の舊封疆とす。

維新史料云、九月九日、中村の官軍は、蠅坂絶頂、國境の山徑へ相詰、昧爽より、旗巻口砲臺四ヶ所を撃破り、勢に乘じ、旗巻嶺上屯集の賊を、横矢に撃掛、暫時砲戰仕候處、賊陣營を自燒し、逃去候に付、利野口進撃の兵と會し、大内村迄追詰申候。

家老山（カラウ）、一に鹿猿山につくり、大澤峠、鬼石山の北にして、東光山、栃坂の南なり、宇多郡へ出したれば、此に之を省く、溪流を雉子尾（キジヲ）川といふ。○封内記云、大内邑、古壘一、號陣林、名跡志曰、往年、相馬長門守義胤據此城、與黄門君相戰之地也。

伊手（イデ）　今、大内村の管内なれど、金山町の東南にして、宇多郡新地谷地小屋（ヤチコヤ）への間道あり、地藏森、東光山あり、東に嶺あり、古書冥加（メウガ）山と云ふ、或は、妙賀、名號にも作る。

（冥加山）

相馬系圖云、長門守義胤、天正四年七月七日、於伊達領吉佐井之内矢之目、妙賀（メウガ）山、與輝宗合戰、有勳軍功、千餘人撃取爲、同比、與輝宗及正宗、戰于同領長者崎、雑兵五打死、此時取芝一二箇所、盛胤亦出陣。

觀聞志云、名號（ミヤウガウ）山城、在伊手村、往年我黄門君、與相馬接兵之時、以此爲千壊、野史、伊達輝宗傳、天正十年五月、遣賀元成寶等、攻丸森城下之、六月攻金山城、縱火薄暮際、會有府信長報在京師、輝宗城妙賀山、置戍收兵、迄十二年、終拔金山城、義胤行成、「東藩錄」。

東光山（トウクワウ）　或は、「唐光（トウクワウ）」につくる、鹿猿（カラウ）山と相並ぶ。○觀聞志云、唐光山、在伊手村、其山秀出于群巒、旭日昇于東溟、則光照此峯頭、故曰之唐光山、上有羽山神叢祠、郷人言、往時建五神祠、未詳祭何神也、傳曰之五社壇、東南臥嶺、跨宇多伊達兩郡、其北山曰地藏峯（デサウ）、山間長路曰栃坂（カキ）、其高坂也、崎嶇羊腸、不減兒坂之險難、坂上西望、則不忘

山之外、無數層巒疊峯、村落邑里、人吟晔、登々既一里餘、見東海濱上、浩渺若茫之狀。

金山(カナヤマ) 今、金山町、人口二千餘、丸森の東一里、大内、伊手の諸落は、昔此に在り、阿武隈へ歸納す。古來、邑民紡織に長し、仙臺紬と稱せるは、主として此に造られたり。今も、紡績織帛の業を以て、伊達、信夫と相抗するものは、この伊具郡にして、伊具の織戸は、金山を推して盛大と爲す。

逢隈は西より來り、赤崎に至り北に轉ず、金山町は、此赤崎(アカサキ)の崎頭にあたる

(赤崎)

封内記云、金山本郷、在市店兩驛也、有號石神、原町、赤崎地、邑民織島紬(シマツムギ)名产也、瑞雲寺、曹洞宗、越後耕雲寺瑚海和尚、文明元年開之、阿武隈川偏岸、属本邑、金山城下有渡口、水勢頗疾、奔流活々、而揚逆浪湧白波、左右斷岸盡赤、故呼之曰赤崎津渡。○考古界云、近き頃、金山町の山中より、庭園用の石材を堀取る際、圖らずも一つの古墳に堀當て、鏡二面、銀環三個、直刀四口、大小種々の玉、及び土器の破片等を發見したり。

金山城址(カナヤマ) 金山要害(エガイ)と云ひ、小齋(古佐井)と南北相去る一里許。○封内記云、金山要害、相傳、相馬家臣井戸川將監所居、天正中落城、賜之中島伊勢宗求、子孫相繼爲邑主。

奥相志云、永祿八年、藤橋紀伊胤奉、爲小齋保主、守相馬北疆、築金山堡、開荒山爲田圃、貫金山開基也、胤奉子胤清、稱金山彥四郎、天正四年、胤奉夫金山、歸居菅里標葉郡。、相馬系圖云、長門守義胤、與輝宗正宗戰于伊達領金山、而得勝利、又戰于小深田、軍士五打死、取芝一二所。(野史云、天正十年、相馬氏與伊達氏戰于小非真田、東相栄品口、天正十一年、佐竹義重、岩城常隆、田村清顯、遣使來言伊達氏之下、清顯尋來約、還金山丸森于伊達氏、以和許之、義胤與伊達氏、相持于矢野目、前後七年、不督取戰、至是始平。

小齋(サイ) 今、小齋村といふ、金山の北一里、東は山に負ひ、(亘理郡坂元への徑路あり)西は逢隈にのぞむ。鹿島神社あり、清和紀、貞觀八年、伊具郡鹿島苗裔神と云へるは是也。

(古佐井　矢野目、)

小齋は、又、古佐井(コサヰ)、小佐井、小屋等につくり、紫小屋舘あり、永祿天正の間、伊達、相馬兩家の爭ひし所とす○奥相秘鑑云、伊達領小齋、丸森、金山は、永祿八年、御手に入りしが、天正四年の春、輝宗、伊具郡矢野目河(ヤノメガハ)内(ウチ)に、陣城を構へたり、角田の近所なり、相馬勢之に追合、年月を經る中に、天正六年、小齋の城主佐藤宮内、逆心、黑木城主も、輝宗に内通し、鬪爭止むことなし。

野史云、天正五年、相馬盛胤出兵亘理屬邑、五月、伊達輝宗次矢地、以援亘理、相馬義胤軍駒峯、輝宗不戰而退、七月、輝宗次矢野目、寄溝出結虎落、爲久屯之計、盛胤父子次大内、與之相持、時亘理元宗出兵于古佐井丸森之間、斷往來、盛胤以卒百餘、遶出其後、敵棄山而退、元宗僅免、義胤進到矢野目、見一騎在虎落間、欲搏之、敵兵回救、遂失之、既而聞之、輝宗也、是役、斬首七百三十級、築爲京觀。又云、九年、輝宗出矢野目、以狙新地駒峯兩城、五月、與相馬氏戰于小深田、古佐井守將佐藤宮内、以城降于伊達氏、伊達氏軍圍金山丸森、見其守禦固、解而去、七月、相馬氏復與伊達氏戰于矢野目、十一月、伊達氏置兵部山、以遏丸森、義胤軍河上、設伏以待敵騎之、擊卻之、十一年、田村清顯、與佐竹義重、岩城常隆謀和平、清顯往相馬説之、伊達氏相馬氏、自初戰矢野目、前後七年、至此始平、十八年三月、相馬氏叛人黑木中務、佐藤宮内、往來古佐井駒峯之間、盛胤三男隆胤、欲要擊之、伏兵大澤(オホサハ)、賊曉之、驅伏兵、伏兵敗走、隊長皆死、五月、賊出小豆畑、隆胤與數騎馳之、馬躓而被殺。○封内記云、小齋邑古壘、稱紫小屋舘、佐藤氏居之。○伊達世臣家譜云、天正四年、亘理元宗、本竹山公命、攻小屋金山丸森、與相馬盛胤、戰于日高邑、有功勞、斬首頗多、九年、公攻伊手、貴山公帥師、攻相馬、元宗父子從焉、謀取小屋金山丸森之城。

聽續鄉(チヤウヰ) 和名抄、伊具郡聽續鄉と、今、東根の枝野村、藤尾村、東根付などなるべし。部戸鄉の東北にて、尾山の名に合考すべし。聽續は聽を爲し、之を組み續る所の部名なるべく、今の尾山は、聽山の遺名なり、承和十五年紀、陸奥國伊具郡、聽續鄉戶主、磐城團擬主帳陸奥臣善福、賜姓阿倍陸奥臣。

枝野(エダノ) 今、枝野村と云ひ、島田をも合す。小齋の北に隣り、逢隈の東岸とす、角田へ半里。

伊達世臣家譜云、貞山公時、命石川氏角田館主、許放鳥銃於枝野邑、相承至石川宗弘、貞享元年三月、肯山公放鷹、遊于枝野邑、獲獲甚多、享保四年、獅山公又遊其邑。

熱日高彥神社(アツヒタカヒコ) 今、島田(シマダ)に在り、日高明神といふ、延喜式、伊具郡二座の一なり、[名跡志、封内記、神祇志料]

(島田)

觀聞志云、高念寺、在島田村、稱國平山、文明中、從五位下藤原惟行後裔、目黑源内兵衞尉國平者、居同村他田舘、其子曰石見守資平、平日純孝、喪父而不耐悲哀之至、立一精舍、號日黑院、是其地也。

尾山(ヲヤマ) 今、藤田と相合せ、藤尾村と改む、島田の北なり。角田驛より亘理郡へ赴かんには、水を涉り、尾山金津を經て、郡界の嶺を踰ゆ。金津(カナツ)とは、尾山の驛店の名なり。

(金津)

封内記云、尾山邑、有市店兩驛也、號金津驛、近世大條氏采地、有高玉明神祠、古壘、號北小屋館、亘理氏所居、

藤田(フヂタ) 今、尾山と相合せ、藤尾村と改む、尾山、枝野の北にして、逢隈に據り、角田へ一里。(封内記云、藤田邑、

有藥師館、觀聞志云、醫王館、在尾山村、伊達稙宗君第十九子、亘理兵庫居館也、冒姓于武石三郎平成胤家焉、後藥師號元庵、城中安善遊閣、故鄉人稱之、

坂津田（サカツダ）（東根）　今、平貫（ヒラヌギ）、鳩原、小坂と相合せ、東根村（ヒガシネ）と改む。藤田の北にして、本郡の東北隅とす。東根とは、もと、逢隈右岸の汎名なるが、今取りて此に名づく。

坂津田、平貫より、東に夜討坂（ヤウチ）、鴻巣坂（コウノス）あり、小堤（亘理郡）への通路とす、山中に小飛泉あり。

伊達世次考云、天文十二年、稙宗公、賜判書於遠藤孫左衛門曰、今般、信正理奉公、悅喜太深、因賞賜伊具郡東根内、南島田一鄉。

鳩原（ハトハラ）　今、東根村の大字にして、本郡の東北隈にあたり、柴田郡槻木驛と、水を隔てゝ相望む。又、東北、水に從ひ進めば、亘理郡小山に至るべし。○封内記云、鳩原春日神社地、有大石、號姥石、高可五尺、方一間、古壘、曰八幡館、舊邑主鹿又源三郎居之。

耕野（カウヤ）（猿超）　今、耕野村といふ、丸森、館山の西にして、逢隈の北岸、本郡の西界に居り、伊達郡五十澤（イサザハ）村と相限る。耕野とは、陸州謂ふ所の荒野の義なるべし、角田町へ四里半。○耕野の西北嶺は、苅田郡厚借、高丸の諸山峰にして、委宅として北に走る。江水は、此に一險峽を爲し、猿超（サルハネ）と云ひ、伊達と伊具の分堺自然に成生す、封内記云、阿武隈川偏岸、屬本邑（耕野）有號猿超處、名跡志曰、此地河流兩岸、狹窄峻聳、岩洞曰山王窟、上古、伊達領鑛山神鑛、與山王相知、其使令獼猴、往來斯地、群猴相引超兩岸、故曰獼猴超、古昔、阿部貞任止其河水、而防敵之地也。（按、猿超、又、猿跳につくり、詞人修して猿峽といふ、即此なり。仙臺藩戊辰史に、戊辰の役、封疆を守るの論議中に「或は曰く、我伊具郡に猿跳の險あり、阿武隈川の尤狹隘なる所にして、斷岸數千仞、南北に對峙し、樹木繁茂す、今之を伐て川流を堰き止むる時は、伊達、信夫、安達、安積の四郡を、一大湖水と爲すを得べく、敵を壓にせんこと、易々たらんのみ、何ぞ恐るゝに足らんや」と、意氣頗軒昂たりし」ともあれど、空疎の觀察のみ。

川張（カハハリ）（大藏）　今、大藏（オホクラ）と相合せ、大張（オホハリ）村と改む、耕野の北一里、同く西根の屬なり。其高峰を虛空藏といふ、苅田郡へ跨がる。

封内記云、香集山大藏寺、弘仁中、滿光上人開山、初天台宗也、其後寺漸就荒敗、大有和尚中興、改宗臨濟、按、大有和尚、當家第十四世直山君第十三男、而天正年中東昌寺住持也、塚凡三、其一號熊首、其二號矢塚、名跡志曰、共在虛空藏山中、相傳、嵯峨帝時、有惡熊、仇于鄉里、一鄉爲之所傷、其憂尤深、訴之帝闕、乃詔小野篁、驅逐之、獲其首于此地、爲一堆塚、曰熊首、埋其所射之矢、曰之矢塚、土俗呼熊曰俱麻乃志志。

杵葉鄉（キノハ）　和名抄、伊具郡杵葉鄉。○今、館山川張など、靜戸鄉の西北の地にあたり。館山に木沼（キヌマ）の大字なり、蓋、杵葉の訛とす。

館山（タテヤマ）（小田）　今、近傍の小田（ヲダ）、山田、松掛、木沼等を合せて、館矢間村と云ふ。川張の東にして、丸森の北に、逢隈の江水を隔てて相望み、角田の南一里半。館山の古壘は、觀聞志に、大楯（オホタテ）城と云ふ、武石氏の伊具館といふ者、蓋是なり。○封内記云、古壘一、傳云、古細目修理（諱不傳）者所居、名跡志曰、館下有巨石十五六塊、土人稱之壺石、又大石凡二、在阿武隈川中、去岸三丈許、其一號大姥石、高自水底三丈二尺許、周匝二十尋許、其二號小姥石。」大槻氏云。

五辻源少納言、構要害於伊具邊、對治凶徒候者、此邊發向之潤色、可爲此事候間、彼相越伊達邊候、就其、中村、黑木等許へ、可令戮力之由、可令下知給、且又、兵粮事、可見訪之由、同可有御下知候者、尤目出候、興國二年（曆應四）二月、五辻少納言顯尙、吉野より、使節として、常陸を歷て、宇津峰に到着せり、時に、伊具郡に凶徒あり、顯尙、まづ、伊具の凶徒を退治せば、將軍が出陣の先發聲援ともなり、諸方出兵の鼓舞ともならむとて、伊達郡に下りて、宗遠君に謀りしに、宗遠君、何の異議のあらむ、直に催促に應ぜられぬ、宇多郡の熊野堂城、黑木城は、夙くより、結城が家人の守れる所なり、顯尙、兩城に、援兵糧食を請はむとして、白河に牒して、兩城に下知せしめ、且、白河より、伊具、伊達に援軍を出さむことをも請ひて、一擧にして、國府を衝かむとす、云々。又、正平の北にや、（貞和中）吉良貞家が、奧州探題たりし時も、伊具館に居れることあり。

日合戰、御代官致忠、神妙目出候、抑、名取要害、堅固不作之間、依川心雜義、還伊具館了、就其一行勢、忩可歸府候、霜臺有御談合、早々御渡、可悅入候、萬事還存候、委旨中條圓阿彌可申候、恐々謹言、

十一月廿五日　右京大夫貞家（判）

謹上　白河參河守殿（白川文書）

松掛（マツカケ）　今、館矢間村の管内にて、其西北に居る。其名義は、名跡志に「邑中有一山、石面若張布、是乃往昔、義家朝臣東征之時、登丸森山頭、而射的（マト）石、鄉人曰之的石鄉的掛（マトカケ）邑、後世誤其語音、謬其文字、曰之松掛」云々、疑ふべし。

木沼（キヌマ）　今、館矢間村の大字にて、其北に隣る、角田の南一里餘、平坦の地境とす。

伊達世次考云、永祿三年三月、晴宗公、賜判書於木沼宗咋坊曰、今般弓箭歸於本意、因任宿願、以伊具西根七村、裏原內、伊藤平右衛門本地、西在家一間、同引田內一間、奉寄進之於熊野權現、云々。

大槻氏云、木沼村、靈威山淸覺寺宗咋（シャウン）院の記錄に、「天平

九年、勅を奉じ、行基の開基にて、云々、延喜三年、良吉律師、來り、中興し、當寺修驗道(シユゲンダウ)の第一世となる、云々、二十一世良學、奧州國司顯家卿の密旨を受て、吉野へ參內せしに、徵官故、權僧正に任ぜられ、御簾近く、天氣を伺ひ奉れり、云々、とあり、此の記錄の文は、新撰陸奧風土記に擧げたる所なり、靈山の北、程遠からず、且、當使とあれば、顯家卿が、延元二年正月、靈山へ落ち給はれしより、九月、西上までの事なるべし、多賀國府への事にてはあらじ、宗時降の事、此後、伊達家の記錄にも、往々見え、舊藩の頃は、仙臺封內、南方の修驗の大先達(ダイセンダチ)なりき。

斗藏山(トクラ)

今、館矢間村大字小田(チダ)の管內にて、大館の西北一里半、角田驛の西南なる一峯とす、上に觀音堂あり。○觀聞志云、斗藏山頂、建寺、日安孤山斗藏寺、在山頂、高坂十三町、相傳、大同年中、田村麿草建立也、閣乃南面、本尊觀音、有安孤山三字額、安井門主眞翰、西建鎭守、中稻荷、南存有山王白山、高見晚秋祭日、寺院在閣其南、山頭古松路暗、老杉陰深、羊腸縈回、山週數千仞、其谷乃俗呼曰樫木谷、是也、但凌雲峨半、此地之名ヾ、武用之檜弓、武備之鎗架、堅實牢固、極其美好、樹間多翠竹、又有櫻樹相交生、其葉秋來深紅、紛々好看、鄰近日、寬永五年、金山之市人、壽進于華鯨一器、寺主南貞著記銘、其略曰、正安辛丑、有沙門嚴賀者、奉勅日、其後嵩治庚子、値火災而銷燬、有鐵鉢、銘曰「奧州伊具帶斗藏寺、千手觀音之鉢一器、奉置、伊具郡田手助三郎藤原時賀、寺主圓清、大工佐藤助左、于時永德三年、大歲庚申、九月十六日」時賀者、公族伊達肥前先祖也

廣作鄉(ヒロトモ)

和名抄、伊具郡廣作鄉。○今知れず、もしくは、作葉鄉の北にあたり、角田、佐倉なと歟、名義は、宇多郡長伴に合考すべし。

（角田城址）

角田(カクダ)

今、角田町、大目六千五百、本郡の治所なり。迄隈の西岸に居り、仙臺を去る九里半、槻木驛、亘理驛、各三里半、近世、伊達家の一門、石川大和の采邑にして、伊具、刈田、柴田、三郡內二十九村を領知したり。

石川大和の祖は、石川郡の盛族なりしが、天正十八年、舊封を退り、伊達氏に隨從し、以て明治維新に至れり。封內記云、角田本鄉、有市街南驛也、有號野田、追崎、横倉、豐室地、公族石川大和采邑、有眞言宗安養寺、稱圭光山、藥王寺、稱醫王山、曹洞宗長泉寺、永享八年、即應宗覺開之、角田堀、引迄隈水、灌北十三邑の一今按、安養、藥王、長泉の三寺、ともに石川氏に隨ひて、仙道より本邑に移れるなりとす。

伊達世臣家譜、寬政四年成、云、我家制、世臣之班、凡一九等、一日一門、二日一家、三日準一家、四日一族、五日宿老、六日着坐、七日太刀上(タチアゲ)、八日召出(メシダシ)、九日平士、石川氏爲一門首席、天正十九年、石川大和守昭光、遷松山館、慶長三年、移伊具郡角田館、長地一萬二千石、子遠江義宗、子駿河宗敬、中謁献廟時、改曰宗綱、宗敬、管衛翁主貞山公二女、號松音院、子大和宗弘、寬文元年、肯山公綱村年幼、宗弘爲公宰之故、擢老中於江戶、先是、敷開新田、倍前封爲二萬千石之秋、宗弘無子、養雄山公（綱宗三男）爲嗣、稱之主馬宗昭、貞享元年、出爲宇和島侯宗利嗣、改名宗贇、於是、宗弘養伊達彈正宗敏六男、爲嗣、稱之大和宗頼

按、角田は、永祿、元龜の際に、田手式部宗光（初名時實(タダ)）之に居城す、伊達郡段崎より移る、其田手は、蓋、嫡宗の伊達に分れたる者歟、宗月齋と稱す。

本郡斗藏山觀音堂、永德三年鐵鉢の銘に、田手助三郎藤原時賀と見ゆ、觀聞志、封內記に、

伊達世次考云、永祿中、磐城親隆、同伊達實元書曰、輝宗見攻田手式部大輔在城、縱令有何事、云時節、家中鉾楯甚不可然矣、因以書告之圖後日是、於其許相異之可也、按、親隆者、輝宗實兄也、此比、二階堂盛義、須賀川城主、與牧野彈正宗仲書曰一開、晴宗就角田和平、出在石母田、以爲本望、候、作開、父子之間構成淨說、事於實則不慎簿歎也、云々、○伊達世臣家譜云、田手氏、按其舊族家譜略記、後住于角田城者、爲宗光時、且曰、宗光曾通相馬、叛性山公、其子宗時、不從父而盡熱臣節、是以被其父罪、賜本領於宗時、降列一族、貞山公之世、賞其忠、以爲田手家嗣、故以宗時爲家系之始、今其家所記、不同也、天正九年四月、從性山公時、戰死于相馬之役、宗時子肥前（初稱助三郎）宗實、自角田城、移住于柴田郡小泉邑、宗實子肥前（初稱助三郎）高實、自小泉邑移住于江刺郡日內邑、高實無子、養義山公第八男、配女爲嗣稱之肥前、小字明之助、實房、

豐室(トヨムロ)

今、横倉(ヨコクラ)と共に、角田町の管內とす、天文十五年文書に見えたり（伊達世次考、稙宗公、天文十五年、出判書於定禪寺、曰、伊具豐室鄉內泉屋敷、同鄉內保守屋敷、同西根在、横倉鄉內保多原在家、進之、云々）

おうしういくの庄、あくいのむらの內に、とみたいやしき一宇、や太郎內一宇、小三郎內一宇、しやうさい內一宇、ちち內一宇、さくらの村の內に一宇、ゑいたいざうそく申候、いかなるしんごとくせい入候共、子そんにおいて、兩方いらん申ましく候、仍爲後日狀如件、

めいわう七年つちのとのむま七月十一日　たてみかは宗實(判)

こくふんしゆりの助殿〔仙臺國分文書〕

佐倉(サクラ)　（梶賀）

今、櫻村(サクラ)といひ、梶賀(カヂカ)なと合す、角田の北一里許、古町(フルマチ)に小字あり（觀聞志云、佐倉神社、在佐倉村、祀諏訪神、毎歲正月十四日、夜有祭事、今夜斬竹箇、投之豆

粥中、某之神前、晨朝取之、以其粥溝之淺深、而試歳時之氣候五穀之生熟、以義一年之豐凶風雨之多少、皆其記留守城主、鄕人口之筒粥之謂。(封内記云、提賀邑、此地在甜瓜、園中之名存、而有三坪、一曰谷口、二曰松島、三曰甜瓜

江尻(エジリ) 今、閖、花島、君管、神次郎と相合せ、北鄕村(キタガウ)といふ、佐倉の北一里にして、柴田郡界に在れば、つが、北鄕と合せられしなり、江尻より船岡、柴田にまで一里半。

封内記云、江尻邑、有市店、古壘、相傳、天正中、江尻紀伊者居之、曾邑、號內谷町。

神次郎(ジンジラウ) 今、北鄕村の大字とす、或は神三郎、神二郎にもつくれりといふ、奇異の名稱とす(伊達世次考云、且宗公、文明九年、賜判書於海善坊日、自伴圖六郎方賣地、伊具郡西根、神三郎村內、如本宜所成敗、於末代、不可有相違、仍狀如件」尚宗公、長享三年、賜海善坊課役免許判書曰、伊具莊地次郎鄕內、法華海善坊、在所棟役以下之公事、相除之、於末代、不可有子細」云々、新三郎村、即神次郎村也、或書地次郎村、海善坊、法華宗妙立寺住持云。

餘目鄕(アマリメ) 和名抄、伊具郡餘戸鄕(今詳ならねど、高倉などの地歟、舘佐鄕の西北に隣る

高倉(タカクラ) 今、筆島、毛萱、稲置と相合せ、西根村と改む。〔西根〕西根とは、本郡西一半の汎稱なりしかど、此には、村名に立てられしなり。○角田より筆島に至る二里、此より西二里にして、苅田郡大卒都婆、三澤に至り、更に半里を白石とす。

按、高倉、小田は、花崗岩層地にして、其田は壤質沙土なり、膏腴の稱美なしと雖、亦耕穫の利多し、最蠶桑に適ふごとし。○仙臺長倉文書、天文二十二年、伊達晴宗〔稲置〕より、豊刑部へ與へし證文に、伊具庄にして稲置之内金山長門守分、そのほかさき在家、との内在家と云々

高藏寺(カウザウジ) 高倉に在り、治安中造立と傳ふる堂宇なるが、其古上梁文、頗詩古の資料とするに足れり。或は曰ふ、此梁棟今見えずと。(觀聞志云、勝樂山高藏寺、在向東南、老松古杉、鬱々蒼々、喬木深樹、森々踊青、林中有彌陀堂、方六間、高八丈、飛驒工匠所建、其制不用鐵釘也、置丈六彌陀、坐蓮華上、其下設三級彫飾、威光尤高大、形容莊嚴、左右有十有三圖址、蓋以上三佛者也、是釋德邁作、上品之佛像、有古榜、書高藏寺三字、相傳宸翰也、字體嵯峨、頗失其彩、且蔽俗態、是寺、嵯峨帝朝建之、一本好古、蓋編宸翰于此乎、今寺中遺存棟札者、上梁之文也、多消滅、前後始末不可、其文字凡俗、其詞義卑拙、不足取、然其記得、造營修補之事、故附此、以爲考命、於識字處、國兩記其上下、其詞曰、

奉勧請天皇御宇、弘仁十年己亥、[ ]月十五日、御監奉造、

[?]菩薩建立、

又、治安元年丁酉五月、加修理、　大日那[ ]

小旦那安部氏、權大僧正聖圓、大工飛驒右衛門尉行正、小工飛驒守三郎正[ ]、細工清原福[?]、小細工[ ]、助力、

三十貫、藤原[ ]、鳥取直正五貫、[ ]

三十貫、[ ]五貫、　馬直五貫、　正定十

五貫、上野高　五貫、藤原近直一貫、上野眞弘五貫、

草部眞道三貫、鳥取永友一貫、藤原師安一貫、

安氏　五貫、藤原在綱五貫、藤原實師一貫、

安部清定一貫、鳥取安清　、藤原　氏一貫、

右、此寺依其新造立、　修造之、中北者、行滿上人加修理、今此寺、　中、奥州國司、秀衡基女新造之、皆是依　佛也、(此間數十字消盡了

勝樂山大衆、合掌奉祈、　天長地久、併奉祈今上皇帝、陛下安穩、國中豐饒、于時[ ]年乙亥、按北畠殿知奥州、則君哉、乃建武二年乙亥乎、天皇御宇、奥州國司北畠大納言入道殿、依國宣、彼寺打續、先古宸翰、則此時古、後世編乎、國宣有少將、依國宣大衆合掌、

高藏寺修理、結緣勸進聖人金剛佛子、　大日堂度野島伊藤原　、康永二年癸未、[ ]月日、加修理、小田邦二十七人、佐子又四郎、日那諸人面々、各々筆

二世所願成就也、

有、此寺代々久、近比令告事、學[ ]乘坊權少僧都知誼、應永三十三年丙午、二月九日、其後、令告事、願主一乘坊、權少僧都智詮、[?]取持入之坊久尊、網手傳大門坊智才、佐子直理郡十文字五郎兵衛、二月九日起之、三月十八日成就之畢、當寄進北[?]三百駄、其後任告事、大日那北[?]源[?]顯門、于時明應九年庚申、三月廿八日、孫[?]之日[?]、并上三郎右衛門、勝樂山御堂之[?]板、十方日學　、永正七年庚午、

其後令告事、大日那源朝臣義宗、奥州石川郡司、御代官矢吹十兵衛、慶長十年乙巳、正月十三日起之、三月十八日成就畢、中村七右衛門、下者大坊明鏡上人、此度修理事、大日那、源朝臣宗弘公、當大和殿代、貞享四年丁卯、四月吉日、肝煎大槻外記賴祐、奉行藤田七郎兵衛、片加四郎右衛門、湊田久左衛門、大工大内正右衛門、高田正八、并上作兵衛、菊田助吉、開眼導師、藥王寺法印權大僧都覺盛、

右棟札者、文拙字闕、不足以取之、銘文往々消亡了、文理盡斷絕、然其間年號人名、足以考事實、故舉之、且夫、當時姓名、實名、雖東鄙之地、各不略其次第、雖工匠卑職賤者、俱備姓名、其中鄕信之正救賑之厚、高下同志而爲寄附、貴賤設償不拘輕重、於是、亦可閱自上世所傳流風善政、其遺法餘錮在此。(伊達勤王事歴云、高藏寺阿彌陀堂の棟札の文中なる乙亥は、建武二年なるべし、

然らず、是も、此年まで、鎮府か胆沢に居られし證とすべし、但し、此棟札の事を採りたる、今は失せたりと云へり、[illegible]

刈田郡

刈田郡（カツタ）

伊具郡の西にして、五年、伊具亘理と共に、磐城國の境内なれど、縣治は宮城に属す。地形は、信山峯に依属する所あるも、之を磐城の海道に関し難し。而も、邊境開拓の歴史をおもふに、篤借山の外は、古國造の治化を被れる地にあらず。其山外に、柴田郡を新置せられしは、養大化改新の際にして、養老の石城石背二國は、並に篤借、逢隈の南なり。柴田より刈田を分ちたるは、即、此際とす。以て、由来を悟るべし。今、面積四十三方里、人口四萬、十二町村、之を白石に治む。

刈田は、和名抄、延喜式、共に、刈、苅混用し、其草冠あるは、亦古俗用なり。養老五年紀、陸奥國、分柴田郡、置苅田郡と見ゆ、もと、柴田の南西を割きしに由る。

和名抄、葛太と注し、四郷を有す。

日闕氏云、伊呂波字類抄、刈葛宗達、昔謂加留、刈田高旁加利太、此云葛太、皆是呼也、東鑑作葛田郡、與羽伊壽志同、安倍貴[illegible]豊前、又有刈田郷、養老五年紀、陸奥國割柴田郡置苅田郡、日本紀略、置十有[illegible]郷二字、萬葉、坂上系圖、鎮守將軍苅田麿、[illegible]子陸奥苅田郡

養老二年、石背國を建てられるや、本郡以北は、關外の邊地と爲す、當時の伊達の大木戸(下紐關、堺關)は、本郡と信夫郡の界山、篤借に在り、平安朝大同年中の仍みも、以信夫郡以南刊稲、充國府之公廨、以苅田郡以北稲穀、充鎮守之兵粮(類聚三代格)と制せられしは、邊塞内外の形勢を覗ふべき證跡なり。本郡は、神護景雲三年、陸奥國苅田郡人、外正六位上大伴部人足、賜姓大伴苅田臣と見え、降りて中世には、豪族の有無知れず。白石、三澤、平澤に分居する伊達氏の強盛なりしか、之を略有す、弘和元年の事とす。

伊達世次考云、宗遠存時、信夫刈田二郡、屬伊具庄、始號從五(見系圖)本宮日、與日野宗奉行乱、戰於刈田、大敗之、行氏遂屬于旗下(見亘理氏系圖)

試、常陸志料云、宗遠、弘和元年秋、與亘理行胤戰于刈田、降之、(千葉大系圖)

天正十八年の冬、伊達政宗、再度削封の時、苅田二萬八千石は、會津領と爲る、慶長五年の變、政宗攻めて白石城を陥れ、遂に本郡を占領す、幕府仍て之を封與し、爾降相襲領たり。

佐久間氏觀聞志[illegible]、昔大寶一正治二年、陸奥葛田郡[illegible]云々とあるを、刈田郡に擬したり、地理志料云、東鑑正治二年、陸奥葛田郡新熊野社僧、爭社領堺、言上交書及地圖等、將軍頼家、取筆抹圖中央日、地之廣狹聽命之窮否、不慎使者撿覆也、自後聽其地訟者準之、若不厭心勿致論爭、今、小原邑有今熊野社、今新熊野謂伊麻、盖此、按、原本葛田は長丘の誤にし、今志田郡古川驛西北、宮澤村に長丘新熊野社存す、されば刈田郡にはあらず

篤借郷（アツカシ）

和名抄、刈田郡篤借郷(今、越河村、齋川村、大平村是なり、郡の南東偏に偏し、古来大道の通せる所にして、厚樫山在り、其溪流を佐井川と云ひ、北流五里、郡山に至り白石川へ歸す

篤借は、又、延喜式に篤借郡馬十疋と載せ、驛家の置れたり、伊達、桑折より此を經て、柴田大河原に向ふ古驛址は、今越河にや、又、齋川ならんかともいへり。

○日闕氏云、篤借、宜讀云阿都加志、日本書紀、熊借山一日厚樫山、國見、亦有數種、赤借、日借、熊借、東借、句可之轉也、篤借卽厚樫、盖以土宜爲名

寫眞

篤借山

(高丸山)

阿津賀志山（アツカシ）

伊達郡に東出す、彼郡の大木戸(オホキド)、國見山等に合考すべし、若、伊達刈田の郡界なる所には、其名にし[illegible]、二境山[illegible]羅山文集に篤借山にて、或は厚樫山に作る。而も、其實は、越河驛の南二里にして、寄に伊達郡國見堂、貝田の上にあたるを以て、稍に此山剛を指し、伊達郡阿津賀志山といへり。古典にも於阿津賀志山、築城壁、固要害とある木戸城址は、分水界の山脚なるべし。されば、越河驛の西なる青坂山、東なる高丸山、伊具伊達兩郡へもわたる)、大町峠山等も、總じて、古名熊借の中に入る。

吾妻鏡、文治五年八月九日、入夜、二品(頼朝)明日越阿津賀志山、可遂合戰之由、被定之、爰三浦平六義村以下七騎、密夜越峰前、先驅到木戸口、各名謁之處、泰衡郎從伴八已下雖相戰、云々、十日卯剋、二品已越阿津賀志山給、大軍攻近于木戸口、建久傳箭、然而國衡輩難敗績、其間戰之聲、響山谷動郷村、愛夫夜、小山七郎朝光、并宇都宮郎從紀權守波賀次郎、大方己下七人、以安藤次爲山案内者、面々負甲乙馬、密々出于陣、自伊達郡藤田宿、向會津之方、越于山中、到于[illegible]越峯、攀登于大木戸上、國衡後陣之山、發鯨聲、飛箭、此間、城中大騷動、稱搦手襲來由、國平己下壯士、無益于搦寒、失力于廻謀、忽以逃亡、于時霧天、霹霹隨、其山影暗、制路跡滑、不分兩方之間、國衡郎從等、虜討之魚塡多之、其中、金剛別當秀綱子息下須房太郎秀方、終留防戰

この文中に、小山、宇都宮の人々が、鳥取越よ

り國衙の陣を襲へりとあるは、地理戰略、最其所を得たり、されど、會津土湯嵓の事と混亂するは、疑ふべし、會津土湯嵓の廷園は、石那坂、宇摩、信夫郡の背後を襲へる時の事のみ

觀聞志云、阿津賀志山(或作安津賀志、厚樫)有兩說、曰貝田之東山也、一曰過越河曰甑石數町、路傍東山、曰之阿津賀志也、昔此地在伊達郡、今屬刈田郡、故有此兩說、是古之防禦關門之地、世傳伊達大城戸者是也、八首嶺相帶之、其山險、湯倉山大峯山也(伊達世臣傳記云、宮崎内藏助宗元は、慶長五年庚子十月、信夫郡福島の役には、伊達の大木戸、國見山、旗元の陣場を收て、離篠隼を人夫に指たせ、陣に後れて、福島へ追至る、時に、梁川城主須田大炊長義、途に之を見て、後陣も續かず、追臨討取るべし、と指揮す、車丹波と云ふ武者修業の士あり、指の差物を指て、騎步百人許を率て大隈川を渡り、藤田と桑折の間に出張して、彼人夫に切懸る、人夫共周章し、、或は討れ或は逃去り、宗元も終に戰死す、此時、昔の幕を敵に奪はれしと云ふ說あり

越河(コスガウ)

今、越河村といふ、中、五賀(ゴカ)をも含む、熱借山中の小驛店にし、、鐵道、藤田へ六哩、白石へ十一哩、停車場は五賀に在り

越河は、又小須五(ゴ)にも作る、北越軍記云、慶長五年の冬、伊達政宗、福島表に敗軍して引拂はれず、本庄繁長その跡を慕ひ、小須五まで打出、少々燒働して引入けり)小須郷(スガウ)に作るものあり、名義は小菅生なるべし

小須郷　石大佛

封内記云、越河邑路傍、有巨石、土人呼之曰石大佛(イシダイフツ)、乃是爲封疆之標、自石大佛北阻五町、去道路西十五步、有石泉、觀蹟聞老志曰、泉傍生蘆叢、其葉皆偏生、郷人稱偏葉蘆(カタハノアシ)、八頭山在路東石大佛前

五賀(ゴカ)

今、越河村の管内とす、本義は空閑(コカ)なるべし　○元

五高

條東遊行嚢抄云、小貢帶、是より仙臺領なり、入切手出切手とて過所を以て出入す、此邊に五(ゴ)箇(カ)村あり、斑牛(コギュウ)の沼とて大沼あり、魚鼈多し、炎旱の時は、この沼にて雨請なするに、必雨ふる、斑牛と號するは、時として斑なる牛の像の、この沼より出て、人にみゆる事ある故に、俚俗の語に云へり、沼の趾あり、沼のきとより内に、將軍の宮とて社あり、里俗は日本將軍の宮といふ、佐藤次信、忠信の先祖と、云々、この神、往昔鬼婆國の蟲と戰ひ、得勝て、其鬼の血と、、社邊に血のかたまりたる如くの堀あり」封内記云、五賀村見當明神社、同白鳥神、

馬形沼

馬形沼、名跡志曰、在妙道山中、相傳、田村所駕良驥、誤墮死于湖中、因名之、一說、有異獸、泛浮于湖上、其形馬首牛身、於是曰馬牛沼、一說、湖上有孫祠、其像似馬形、俗以爲是乃田村沒馬之遺蹤也、則名之馬形沼

齋川(サイカハ)

今、齋川村といひ、越河と白石の中間にて、又驛店なれと、鐵道は停車せず　齋、或は才に作る、佐藁(サカ)はもと草名也

明治九年東巡錄云、越河驛發輦ののち、馬牛沼に野營を設けて、宸襟に備ふ、是より腰輿に御す、鐙摺(アブミスリ)の坂を經、齋川驛小憩、再び馬車に御す、村吏鯉魚及び孫太郎蟲、萱柴等を獻せり

封内記云、齋川邑、有市店而驛也、有號上齋川中齋川鹿子地、古曾號馬牛館、桑折播磨所居、名跡志曰、齋川驛南之阪、羊腸屈曲、細石巖々、有足跡、人痛嶮難、馬憂顚躓、土人因稱鐙摺石、齋川溪中有蟲、土人呼之曰孫太郎蟲、土俗、婚姻則必此蟲爲酒肴、祝有其子孫也　○澤氏漫遊文草云、白石邑、齋川有小蟲、形如蜈蚣而短、能治小兒疳症、此蟲唯産此水、一異也、土人呼做孫太蟲、不知何義

佐也川

伊達世次考、天文十五年の條に晴宗公、出判書定禪寺曰、刈田莊佐也川郷内、十樂寺分、中目郷内毘沙門堂分、附進之」云々　この佐也(サヤ)川は、即、齋川なるべし

才川

續奧細道云、才川(サイカハ)宿に至る、孫太郎といふ蟲あり、食ふに味ひ甚大なりと聞きしまゝ、里人に形を問ふに、百足に似て、長さ一尺半ばかり、色黑く足多しといふ、子捨川といふを渡る、いかなる人の子を捨てゝ斯く名付けん、下紐の關は、道より左方の山にありしとなん、人忘れずの山といふも、此所に在り

越王堂

今、齋川村に在り、或は古將堂につくる者、越君の祖、大彥命を祭る所とし、て、東北書肆郡に、その祠堂往々存れり(御所、五聖などにもなまれり)此には、誤りて坂上田村麿呂、又は苅田麿呂と爲す　且、二女像を置きて、コシヤトト、コウトの說あれと、鈎吏の餘に出つるのみ

觀聞志云、齋川以西有羊腸、維石巖々、馬足艱苦、一高坂也、甚以馬憂顚躓、人痛嶮難、王勃所謂關山難踰者、方是乎可信依、土人稱破鐙坂、破鐙坂東有一堂、中置二女影、身着戎衣服、頭戴烏帽子、右方執弓矢、左方撫刀劍、相傳、所祭田村麿呂鈴鹿神女也、有寺曰遊上山高福寺、昔地往昔有妖魅害人、延曆十四年乙亥、坂上田村麿呂東征之次、欲擊而嬉焉、彼素神變妙用、或竄于叢藪、或潜于洞窟、不能容易討之、田村憂之而禱之鈴鹿神、於是神飛揚來、戮力備之、遂獲其首瘞之一堆壤、一郷甚安、仍建祠、合鈴鹿靈而祭之、故謂之將軍堂、或古將堂、按、田村討凶賊于茲之事、載籍無所見、且其像倶女粧也、何與于此、尤不足信焉、郷俗曰、山頭有叢祠、乃所祭刈田麿呂、如今所祭二女、佐藤次信忠信之婦也、倶孝順于舅姑、佗時兩婦嬰疫疾、舅姑憂之、祈之叢祠、病忽愈、後人感生前純孝貞潔、建二女廟、以爲腦護神、迺其影像也　○封内記云　古將堂　土人曰之越王堂、山上又有石宮

元祿中陸奧千鳥云、才川村入口に、鐙摺の岩あり、一騎立の細道なり、少し行きて、右の方に寺あり、小高

き所、堂一宇、次信、忠信の兩妻、軍立の姿にて、出双びたつ、外に本尊なし、

笄めく二人の嫁や花あやめ。

安永中續奥羽道云、故將堂、女体、甲冑を帶したる姿、いと珍らし、古き像にて、彩色の剝げて、下地なる胡粉の白く見えたるは、

卯の花や威し毛ゆゝし女武者。

中目(ナカノメ)　今、坂谷(サカヤ)、森合、相合せ、大平村(オホダヒラ)と改む。齋川村の北にして、白石驛の南一里、西嶺を八森といふ、大平とは古壘の名なり。

(大平)(森合)

封内記云、中目邑、産紙、古壘、大平館、中目日向所築、有無影池(カゲナシ)、森合邑(モリアヒ)、造紙衣(カミコ)、名產也、○觀蹟志云、大館城趾、在中目村、相傳、昔[illegible]居此城、其後、結城七郎朝[illegible]居[illegible]、城下有[illegible]池、土人呼無[illegible]池、又[illegible]池、在中目村、有寺日最德寺、寺畔有汚池、水色[illegible]濁、潭[illegible]、[illegible]白[illegible]山也、青樹翠峯、臨其池塘、[illegible]古昔無山影之奇、求土人、不詳何故焉、人以爲奇異之事、傳有此名(同書又云、紙布、是亦白石之產也、其制繊紙而織之、緻密如練[illegible]、其精者如絹素、是亦搢紳之徒備伯之服尤所賞用也(伊達世臣家譜略云、中目、不詳其出自、其先祖日向長政以前、家系不傳、世住于刈田郡中目邑、以爲稱號、蓋當家一族之臣也、十五世晴宗君之世、弘治四年戊午、以長政有忠功、賞之列一家、今其子孫、續四百九十石之地、住于江刺郡上門岡邑

白石(シライシ)　今、白石町、人口八千、一郡の治所とす。往井川は、此に至り齋川に會す、即、白石川の名あり

鐵道、仙臺へ卅八哩、福島廿一哩

十符菅薦云、白石の驛は、もと、伊達家より代々こゝを守れば、賑はへる里なるべく思ひした、むつかしげなる小家のみなりき、道のかたはらなる低き山の麓を川ながれたり、信濃の姨捨に似たる山かなと思へば、この川を子捨川といふこと、むかしけれ(畫[illegible]云、白石川、[illegible]、[illegible]淵淸[illegible]、[illegible]東流、[illegible]白石有蟆蛤、浩小[illegible]、土俗[illegible]充[illegible]餐、[illegible]子[illegible]繁衍云。

封内記云、白石本郷、有市店商賈也、產紙衣(カミコ)、紙布(シフ)、溫[illegible]、慶長五年以降、片倉氏領邑、本郡凡十七邑、[illegible]生郡七邑、柴田郡二邑、天正中[illegible]主、日白石近江[illegible]、時宗當[illegible]寺、日白石道[illegible]、其[illegible]、有[illegible]安[illegible]土人[illegible]、[illegible]中[illegible]邑、[illegible]齋宗[illegible]田寺、慶長十[illegible]、[illegible]山、片倉[illegible](...浸遊文[illegible]云、[illegible]、南白石城、其老片倉氏世居、[illegible]一[illegible]、[illegible]花有一本、謂之[illegible]坂、々上[illegible]間、花樹[illegible]皆松[illegible]相[illegible]

白石城址　驛内に在り、近世は、伊達家の重臣片倉氏之に居り、白石[illegible]の居館たり、戊辰の[illegible]、奥羽[illegible]後、こゝに[illegible]藩[illegible]此に會議して、[illegible]年の[illegible]攻を拒ぎに決したり、明治四年に至り、城廢す

白石城は、[illegible]長[illegible]築、古[illegible]白石氏の居れる所にして、其宗家は[illegible]ならざれど、天文中、[illegible]宗[illegible]山晴宗(保山)の内訌にあたり、近江[illegible]綱は、晴宗を輔佐救援し、其子大和宗利と共に、[illegible]動勞あり、因りて伊達の一族に列す晴宗困迫の日、西山赤舘をたて、僅に白石城に入り、以て保持する所あり

伊達世臣家譜[illegible]白石氏、刈田左兵衛尉[illegible]次郎[illegible]元爲祖、[illegible]元、寛治中、属于鎮守府將軍源[illegible]宗之麾下、討淸原武衡兄弟、有戰功焉、源公賞之、賜[illegible]刈田、伊具兩郡、於是住于刈田白石城、因氏焉、[illegible]元子有馬四[illegible]稱次郎九郎)元[illegible]、元[illegible]子[illegible]、[illegible]子有馬允[illegible]郎[illegible]、子右兵衛尉[illegible]、[illegible]信、子[illegible]郎[illegible]、[illegible]治中、從征[illegible]將軍[illegible]、[illegible]有戰功焉、[illegible]長子民部少[illegible]([illegible]太郎)[illegible]、其政子右衛尉(初稱民部次郎)[illegible]、長俊[illegible]子、[illegible]宗四世[illegible]保山公第三子[illegible]、[illegible]之[illegible]近江守、宗弘子右衛門佐(初稱近江[illegible]郎)宗[illegible]、[illegible]弘建[illegible]之[illegible]、從念海公[illegible]宗[illegible]世[illegible]、于[illegible]所之軍、[illegible]中、又從二本松之役」云々、これら[illegible]遠、信否、今考へ難し、世次考に、刈田郡、伊達宗遠[illegible]八世の時に、[illegible]行[illegible]を[illegible]り、之を[illegible]有すと云ふに合はず、宗[illegible]の八代孫を、藤四郎宗清といひ、宗清の[illegible]宗[illegible]、宗清長子爲嗣、稱之近江守(初稱[illegible]四郎)、宗[illegible]月宗[illegible]、實[illegible](初名宗[illegible])、天文中、[illegible]山公、[illegible]合戰、[illegible]嗣子大和守(初稱藤四郎、又稱右衛門佐)宗利(初名宗量)、天文中、從保山公、與奥州諸將會戰、宗利子若狹守(小字[illegible]、又稱右衛門佐)宗[illegible]、從[illegible]山公、[illegible]之役有功、[illegible]書[illegible]之、天正十四年、稱其忠勤、[illegible]安[illegible]、[illegible]十三郷、[illegible]時[illegible]任[illegible]松城、十六年、又[illegible]任[illegible]、[illegible]時[illegible]一[illegible]石之地、云々

伊達世[illegible]云、天文十四年、晴宗公書曰、[illegible]於西山、[illegible]方[illegible]用[illegible]叶、因[illegible]、[illegible]日、[illegible]於[illegible]田[illegible]内白石大和守在城、而伊具柴田衆無二心奉仕、與郡亦能調護、[illegible]、白[illegible]城[illegible]、[illegible]重[illegible]、[illegible]其[illegible]引[illegible]小田[illegible]之兵、[illegible]仙道一[illegible]相[illegible]、一發陣於二本松[illegible]、[illegible]、止此」

大和宗利の子を若狹宗實といひ、[illegible]宗、政宗に仕へ、軍功最多し、天正十九年、水沢へ移邑し、伊達相模宗實を養ひ嗣とす、即、[illegible]伊達家の[illegible]なり、文祿、慶長、數年の間は、蒲生、上杉の將士を鎮し、慶長七年より、片倉氏の領邑と爲る(伊達世臣家譜云、片倉氏、[illegible]、不知其先、保山公時、米澤八幡宮神職、日片倉式部少輔[illegible]、有[illegible]男、長曰小十郎景綱、性由公時、始事、天正三年、世子(貞山公)年甫九歳、以景綱爲之[illegible]近、後毎軍有功、慶長七年、[illegible]白石城、秩[illegible]萬三千石、子備中重長(初名重綱)、元和元年、大坂役、重長從軍爲先鋒、亦

有功、後■秩至一萬七千石
成實記云、慶長五年夏、政宗公は、岩出山を■■下不被爲成、北目(キタメ)に御在陣候て、七月廿四日、白石の城へ御働候、甘糟備後、若松へ引取られ、留守居登坂式部居候、城廻りを御覽被成、則而攻衆往所も無之候間、町を御取せ可被成由御出され、町構へ惣人數取付押込、火を懸候間、敵は本城へ逃込、其夜二三の構皆落相破、本丸計に成、翌日、石川大和守を賴、城中の者命被相助候はゞ、明渡し可申由にて、廿五日七ツ時分出城候、會津へ御取懸可被成思召れ候處に、家康小山より御歸之由申來候付、關東口より御取詰不被成しては、政宗一人にて御成がたく被思召、白石御一左右被聞召候迄、先北目へ御引被成候也 ○北越軍記云、慶長三年、上杉景勝、會津へ入部之後、甘糟備後守清長を、白石に被置候、是は、政宗境第一の所なり故に、甘糟被差置候處、五年、會津籠城の時、六月に、政宗京より歸着、直に白石城へ取懸候、城主甘糟、會津へ罷越、留守居、備後弟登坂式部、逆心にて、政宗人數引入、白石落城申候
觀蹟志云、白石城邑、中有小丘、謂之[illegible]丘、是乃白石之役、伊達安房成實所居之地、白石城舊地、謂之一本木、片倉小十郎景綱所屯也、相傳、成實景綱一時交替、毎々爭鋒、各遣兵攻之、壘兵大亂、景綱緊守備之虚、其騎着後門、徒歩攀城屏而急攻之、勵衆呼先登、黄門君於是以城池面賜之景綱、以顯其功績也 ○名蹟志云、白石城、往時爲長尾守相景勝屬城、甘糟之爲帥、天寧之役、故其名鳴于天下、使部將甘糟備後虎氏守于此、會津保障之要害也、慶長五年、備後令其甥登坂式部勝乃、留守城中、有故歸于會津、是歲七月廿四日、黄門君時其亡而急攻之、其兵起不虞而不遑防戰、遂爲之陷、以先登之功出于衆軍、賜片倉小十郎景綱、自是景綱雄威益顯、功名鳴諸天下、稱之■伊達家臣鬼小十郎、子孫世々相繼而居之。○按、戊辰の歲正月、京師より命を傳へ、奥羽諸藩をして、會津藩を攻めしむ、仙臺、米澤の二藩、之を京へ哀訴すれども、許されず、已にして、諸藩の重臣、白石に會し、在京薩長人の擧止を疑ひ、狀を上りて曰く、
先年、長州暴臣、於闕下發砲、奉驚大聽候大罪、速に朝敵の名を被相下、幕府へ追討の命被仰出候處、暴擧三臣の首級を差出、及謝罪、其後王政復古の聖世に遭遇仕、僅に[illegible]小の寬典を蒙り、官位如故、即時入京をも被免候次第も有之、會津宰相とても、伏見の一擧、倉卒の至とは乍申、敢て奉對禁闕、逆發仕候儀にも無御座候、長州の罪狀と、輕重大小、如何可有之哉、然る處、不可宥天地罪人と被申立ては、乍恐、公平至當の罪名とは不存、其後、方今天下へ告諭の上、太政官へ奉伺候外有之間敷と、衆議一決し、一先解兵仕候儀に御座候、按又、[illegible]被仰出候は、今般頭猾奸吏に[illegible]、其後遂寔、官[illegible]自ら、往々の私意に出候、反逆是非往々ても、朝敵の跡は[illegible]も不相見、[illegible]前の命は斷て不果[illegible]候と、奉公入候、[illegible]王政復古、更始一新の折柄、如此[illegible]に至り、一己の私欲を恣に[illegible]、僞詐指揮、掠奪貪色、殘忍殺暴、所[illegible]不至、爲民害の甚に罷り候ては、實に大業の妨害と相成候は目前に御座候、云々、
遂に、世良を福島城下に要殺す。又、日光宮公現法親王を奉して、仙臺仙岳院に安置し、以て東軍の盟主に擬し、公議所を白石城に開きて、輔佐の局とす 其藩閣老、板倉、小笠原の二公亦至り、此に滿す。其東軍同盟の約書に曰く、
此度於仙臺白石表、奥羽列藩會議、以公平正大之道、同心協力、尊奉朝廷、撫恤生靈、欲以維持皇國、仍盟約如左、
一、特強凌弱、或貪冒他領者、於有之者、暫刻[illegible]、可加譴責事、
一、構私營利、漏泄機密、離間同盟者、於有之者、可加譴責事、
一、妄勞人馬、不顧細民之艱苦者、可加譴責事、
一、大事件、列藩衆議、可歸公平旨、至細事之機會、細微之節目等者、衆議可隨大國之號令事、
一、殺戮無辜、掠奪金穀之者、都而使名分者於有之者、速可處嚴科事、
慶應四年閏四月　　奥羽越列藩家老連署
八月、西軍、中濱兩道並び下り、二本松城陷り、相馬氏亦盟に背く、白石公議所保つことを得ず、遂に解散す 此後、朝廷、奥羽按察使府を白石に權置し、民心の鎮撫を力めしが、久しうせずして之を停む。舊城主片倉景光は、本藩と共に政府に請ひ、士民若干を率ゐ、北海道に移住し、開拓に從事す 後、其地を白石村と稱し、特に華族に陞列せらる 片倉氏は、藩政の時、一門の次席、一家の末席たりしなり

坂田郷

和名抄、苅田郡坂田郷、今の白石町、及び白石村、大鷹澤村等にあたる、篤借郷の北にして、[illegible]川(白石川)の右岸なり
地理志料、按日本紀略、割柴田郡二郷、建苅田郡、蓋割篤借刈田二郷、後分篤借置坂田、分刈田置三田、於是管郷四焉

郡山(コホリヤマ)　今、白石町の管内なれど、驛市の東北半里許にして、佐井川を隔つ、古の郡家址なり　封内記云、郡山邑、古壘、土人相傳、往古南部家先祖所居、館下有號竹花、其家臣竹花内藏(諱不傳)居之、烏帽子石、在齋川水中、其形如豎烏帽子、出水上一丈一二尺許、水底有穴、河邊山上、有鹿島祠、祠穴有五十二、土人呼云白蝦夷穴、

二渡（ニワタリ） 傳日上古跡夾記[illegible]、今、大鷹澤[illegible]に屬[illegible]、白石の東南に[illegible]、[illegible]の[illegible]川に在り、[illegible]村[illegible]ふ、[illegible]の南崖、[illegible]、若宮石祠無量、名題志日、相傳、[illegible]、安部貞任[illegible]自[illegible]六郎行任[illegible]、凌人[illegible]、[illegible]今已亡、此邊多菊花石、蓋人[illegible]化石也、因[illegible]之[illegible]（山崎氏地誌云、犬卒都婆に[illegible]、球狀[illegible]の[illegible]あり、球狀[illegible]岩は、緑長石及び角閃石（多少の雲母を含む）が球狀の集合を爲したるものにして、[illegible]の[illegible]、コルシカ島より出でたるを以て、[illegible]の名あり、白石地方にては、其の[illegible]（[illegible]の[illegible]）の切斷面菊花に似たるを以て、之れを菊花石と稱し、其の[illegible]を[illegible]體として之れを祭る[illegible]あり）

（形田神社）

大町（オホマチ） 今、大鷹澤村大字[illegible]、[illegible]、伊達家の世臣、大町氏の宮村[illegible]なれども、[illegible]家[illegible]によれば、大町氏、不知其先、伊達晴宗、[illegible]小松郷、天文中、武江頼康、[illegible]田[illegible]、[illegible]、其[illegible]大町館」とあれど、世次考、同晴四年の條に、大町三河守へ、苅田郡見澤、苅田方知行所、和田相當分、爲替地渡進之」云々とあれば、其本地は苅田なること[illegible]り、又世次考に、

天文十一年、晴宗公、賜書於陽善寺曰、苅田郡見澤郷陽善寺門前屋役之事、爲自其寺、國家二[illegible]也、於末代、不可有相違、

（見澤）

犬卒都婆（イヌソトバ） 今[illegible]、[illegible]、小下名、[illegible]ひと[illegible]、陶板[illegible]といふの[illegible]、[illegible]、小下名、内村、清田、小興と相併せ、伊具郡へ[illegible]、[illegible]、白石の東にして、伊具郡[illegible]、白石より[illegible]、[illegible]、[illegible]、小原、小[illegible]、[illegible]田郡に[illegible]

日向記云、犬卒都婆、石[illegible]、高五尺、[illegible]尺五寸、主人[illegible]之[illegible]、犬卒都婆、[illegible]名字[illegible]之、不[illegible]其所以[illegible]也、小興[illegible]、白石[illegible]、[illegible]、又[illegible]石山（[illegible]之[illegible]川は、犬[illegible]に[illegible]北行、小[illegible]、清田に至り、[illegible]に歸す、長三里、犬卒塔婆と呼ばるる怪石に、[illegible]石とも菊[illegible]石とも名づけらる、上の形田神社に合考すべし

白石川 又、[illegible]川ともいふ、[illegible]田[illegible]の[illegible]水際[illegible]下[illegible]、今[illegible]山[illegible]に出で東流、[illegible]、清原の[illegible]、[illegible]、檜佐井川、八宮川を合せ、北[illegible]、[illegible]一里、遠刈田川[illegible]川を合せて[illegible]、大河原に至り荒川（足[illegible]川）を合せて[illegible]甲、槻木に至り岡武隈へ入る、長凡十[illegible]里許、古[illegible]に、倉本川といふも、此本[illegible]り

[illegible]東[illegible]女人[illegible]白石[illegible]　[illegible]

[illegible]に[illegible]、中有「[illegible]白[illegible]」、不[illegible]何人[illegible]、[illegible]相[illegible]到[illegible]、

三田郷（ミタ） 和名抄、刈田郡三田郷（[illegible]今詳ならず、[illegible]は白石川[illegible]内川[illegible]の[illegible]谷に[illegible]、七个宿村、小原村になきや、刈田郷の内なる[illegible]にして、[illegible]、最上への[illegible]路より三田は、高山寺本に之を載せず、されば、其田の訓注の本文に紛れしのの疑あり

小原（ヲバラ） 今、小原村、白石の西南三里にして、内川の峡中に屬し、[illegible]川、中目の西に一嶺を隔て、其南を戸澤といふ、由[illegible]、甲[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、中[illegible]にして伊達郡小坂に通ず

（戸澤）

伊達郡[illegible]田、[illegible]より小坂[illegible]、[illegible]を[illegible]え、戸[illegible]に入る者、[illegible]由大[illegible]戸の西二里餘にあたり、古へ[illegible]往來[illegible]り[illegible]、[illegible]の[illegible]は、[illegible]田[illegible]、[illegible]小原[illegible]、[illegible]四[illegible]、[illegible]に在り、[illegible]潤[illegible]り、[illegible]一里

日向記云、小原有七ト戸[illegible]、[illegible]宮[illegible]也、[illegible]古[illegible]日大[illegible]日本[illegible]云、[illegible]長九年七月十五日、[illegible]田郡小原の[illegible]、[illegible]十八[illegible]、[illegible]に[illegible]せんと[illegible]、是日、白石城より[illegible]に[illegible]る[illegible]氏[illegible]更[illegible]兵[illegible]十人[illegible]、[illegible]左賀、小原の[illegible]に[illegible]し、[illegible]を[illegible]郡北目城に[illegible]、政宗之を聞[illegible]、小原の[illegible]に[illegible]るべき[illegible]、[illegible]の土兵[illegible]亦之に[illegible]じて、[illegible]兵を[illegible]に[illegible]せり　伊達世臣家[illegible]云、小原、[illegible]、不詳其[illegible]、[illegible]守[illegible]、[illegible]名氏[illegible]、其家傳云、氏[illegible]日一[illegible]、[illegible]、氏[illegible]出[illegible]小原家[illegible]、[illegible]郡小原[illegible]、因氏爲[illegible]以前不[illegible]何氏）、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]一[illegible]手、今不詳之

（黒森）

觀[illegible]志云、上戸澤[illegible]、[illegible]山、[illegible]、[illegible]、因山[illegible]、[illegible]、又出戸[illegible]六七[illegible]、[illegible]時、[illegible]坂、々上亦有古[illegible]、是在[illegible]出[illegible]山也、

黒森[illegible]山は、上戸[illegible]、伊[illegible]郡中[illegible]山の北陰にあたり、[illegible]は[illegible]を貫通したる[illegible]岩より成り、一條の[illegible]は、[illegible]に[illegible]入して、[illegible]の西岸に露出し、[illegible]一尺乃至十[illegible]尺、南北の走向を保ち、五十度乃至七十度の角度を以て、[illegible]に傾むく、[illegible]石は、輝[illegible]鑛にして、[illegible]ならず

（蛙坂見）

見坂（ミサカ） 見坂嶺、[illegible]二十三[illegible]、[illegible]、巳亦十有八[illegible]、俗謂之大嶺、乃[illegible]守[illegible]之[illegible]、[illegible]、郷人[illegible]見ヶ安、[illegible]名、[illegible]、[illegible]、[illegible]、欲[illegible]彼[illegible]也、坂[illegible]大、[illegible]日下

材木巖（ザイモクイハ） 戸[illegible]、[illegible]、[illegible]、材木岩[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、西岸[illegible]尺、古[illegible]、岩下、[illegible]、[illegible]大[illegible]、[illegible]、若[illegible]、若[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]赤色、

土人以爲、往古不動飛來、若此岩上之處、是乃不動留光之[illegible]也、[illegible]、岩下[illegible]、[illegible]、由頭巖[illegible]、[illegible]松亦[illegible]、[illegible]而相對、其奇狀不可言[illegible]、鄉人呼[illegible]、岸[illegible]巖、兩不動巖西北立、兩[illegible]但在小[illegible]、[illegible]、太古有靈驛工匠者、衛壁莽般、欲營不動堂於靈巖之間、而考其奇巧妙術焉、於是營丘靈所不當停手、時會更[illegible]、未畢而夜既白、竟其功之不立、[illegible]其志之不成、而遁畢其所斧鑿之材木、而含之等、以役精神之在蔵也、皆化爲石材、鄉人謂之材木巖、而今所存之牀、有如往[illegible]板者數萬片、相似屋材之[illegible]時、東方第一日[illegible]焉、第二日貫村、第三日角材、第四日[illegible]居、第五日敷板、其餘爾々片々認之、則畢彷彿其象、而不如此幾萬片積于重焉、一片割落去、則復有一片、巖底未詳其幾重疊也、[illegible]長短、巨細大小、皮[illegible]其人用、撰[illegible]其所欲、而其[illegible]已[illegible]餘、[illegible]之壯觀也、[illegible]下、石巖[illegible]年崩墜者、一歲凡不[illegible]千萬、[illegible]、[illegible]必[illegible]去、然一片不流出于隣境焉、[illegible]人[illegible]、是由[illegible]而不出、是亦可怪也、[illegible]之道行于其地、自渡[illegible]地上[illegible]程、[illegible]南有巖嶙峋相對[illegible]、[illegible]道傍、巖畔有[illegible]、[illegible]處、嵒[illegible]、[illegible]、落木三四根、下流有代巖焉、落々磊々、行人隱見於樹間、驛馬出沒於巖畔、幽致高趣、殆如畫妙盡神乎、去不動巖三丁余、巨石聳立、斷岩兩分、相[illegible]、往古道路狹隘、行人客子甚難行路、時郷[illegible]有力人、排石門於左右[illegible]開[illegible]、[illegible]小[illegible]堂、在號[illegible]道地、木[illegible]、不[illegible]何時創建、其境有温泉、治眼疾等、名蹟志曰、清水[illegible]路傍、[illegible]北也、享保十六年、九月七日夜、地震山崩、地裂泉脈絶、不動堂二、其一在上戸澤[illegible]、傳曰、木尊春日作、不詳何時創建、其二在下戸澤舊[illegible]地、享保十六年、大地震、堂宇[illegible]崩、方三間餘之大石、轉墜堂上、今去其堂之地七八町、南山上、新

（横川）

建[illegible]、[illegible]自在用、[illegible]の寄あり、[illegible]なせる[illegible]、川に[illegible]、[illegible]を運ばれ[illegible]る如く、其[illegible]なるを[illegible]らず

渡瀬（ワタラセ）　今、[illegible]と合せて、七ヶ宿（シチカシュク）村と云ふ。小原より[illegible]、[illegible]川の北岸とす。其昔當は、花房山といひ、[illegible]

北越軍記云、慶長五年十月、伊達政宗、上杉領長井郡へ攻入らんとす、折節、甘糟備後、岩井備中、三千餘にて郡内を打廻りけるが、湯原にてはたと政宗と行逢たり、物見馳來り、[illegible]に候と、云ふ[illegible]、少し引取て要害に待べしと云程こそあれ、甘糟已に掛しかば、政宗八千餘も押立られて、渡瀬さして引退く

渡瀬の西北四里、横川の奥に[illegible]あり、觀蹟志に、大[illegible][illegible]山[illegible]、在不忘山南、[illegible]、山下有[illegible]、[illegible]之[illegible]、由[illegible]地、[illegible]、[illegible]地中々[illegible]、更[illegible]、[illegible]遠相連、其[illegible]、下有[illegible]、其以東乃遊女（ケイセイ）[illegible]、[illegible]山、[illegible]、[illegible]由[illegible]之由曰也、下有川曰横川、

封内記云、横川其[illegible]自[illegible]、南[illegible]川、川[illegible]小石在處處、土人呼之曰賽河原（サイノカハラ）、内[illegible]乃有石川也地[illegible]、渡瀬以北在小[illegible]中、有[illegible]、高一丈許、其形象如石佛相並之狀、云々。

關宿（セキシュク）　今、渡瀬、滑津、湯原と相合せ、七ヶ宿（シチカシュク）村と改む、[illegible]村の西二里半、其名早瀬（ハヤセ）と[illegible]

觀蹟志云、[illegible]、在關宿驛畔、其地往昔有古關、[illegible]、有寺曰[illegible]、有古碑文、記曰[illegible]大[illegible]四年乙卯（是歲改元弘治元年）七月十日、伊達宗直、市野常陸宗朝、二瓶縫殿助久所建也一大關古館、在關宿驛西南、曰之八幡館、是乃大關山城守故塁也、其西有一古杉、一根兩三株、鄕人相傳、伊達九世之[illegible]、大膳大夫政宗

（早瀬　七ヶ宿）

其[illegible]、[illegible]、有昔[illegible]故[illegible]、[illegible]山麓へ出發[illegible]、[illegible]大[illegible]入、片山[illegible]、自[illegible]、[illegible]、會津[illegible]及び[illegible]、[illegible]如何にせん[illegible]、[illegible]九日、[illegible]未[illegible]、木[illegible]と關宿に至り、會津の[illegible]下[illegible]を[illegible]見し、[illegible]いて來[illegible]待[illegible]と[illegible]し、[illegible]を招集し、會津の爲に[illegible]ふる所あらんとす

滑津（ナメヅ）　今、七箇宿村の大字にて、關宿の西とす。○封内記云、滑津、有[illegible]、[illegible]、小[illegible]館、當宗第九世儀山君政宗[illegible]之地、[illegible]下有三[illegible]、佛松、相傳、慶長中、貞山君[illegible]之役、[illegible]及渡瀬之郷士等、屯此松下、守號西澤地、[illegible]也

湯原（ユノハラ）　今、七箇宿（シチカシュク）村の大字にて、其最西の部落とす、渡瀬より此に至る六里。驛路は二分し、西は永井峠を踰え、東置賜郡二井宿に至る二里、西北は金山峠を踰え[illegible]郡[illegible]に至る四里　其分水界は、其に六百米の[illegible]に[illegible]

[illegible]文書、慶長五年九月廿六日、伊達政宗[illegible]に[illegible]、湯之上へ足[illegible]、彼[illegible]に入候、[illegible]附[illegible]、[illegible]代之[illegible]、[illegible]、[illegible]宿とうげまで打懸、[illegible]在村放火仕候由[illegible]、新宿より少々人衆出候得共、此方よりの小[illegible]て、即刻引入候由申候（タウゲタ）云々

封内記云、湯原邑、有號峠田地、共市店而驛也、[illegible]地、有[illegible]寺、湯原八幡宮、[illegible]文曰「明應九年、伊達十三世[illegible]、[illegible]伊[illegible]宗景、[illegible]造」云々、東光寺、[illegible]宗、九皐宥鶴和尚開基、文明四年示寂

（峠田）　（東光寺）

名跡志曰、往昔在湯原驛口、中年移于此地、寺中安置伊達九世大膳大夫政宗君、及夫人[illegible]、記曰、東光寺

殿儀山圓孝大居士、應永十二年九月十四日、
[illegible]志云、[illegible]、乃前代政宗[illegible]之[illegible]
繼也、羅人相傳、白沼邊村駐陣、至此地、往昔政宗君戰
[illegible]之境也、[illegible]
[illegible]

永井[illegible]
不[illegible]云、[illegible]
[illegible]

忽發感興、題朗吟曰、
なかく\につゝらおりなる道絶て雪にとなりのちかき
山さと、
山あら[illegible]なから[illegible]松かせ
のおと、
今[illegible]松[illegible]少、[illegible]人た
談、或有時、黄[illegible]幽[illegible]溪風起松濤、深雪路絶、白屋[illegible]
[illegible]

(刈田嶺)
藏王嶽
[illegible]
舊名刈田嶺といひ、一大火山群の汎稱とす。今、特に刈
田嶽といふは、熊野の南峰(倉石)にして、又、遙に東に
離れて大刈田山といふは、卑小の區峰のみ。藏王と大刈

田の中間に、[illegible]之を南[illegible]と[illegible]
地[illegible]志云、[illegible]火山[illegible]、其[illegible]
ず、其大[illegible]は、[illegible]千九百六十[illegible]は[illegible]に、刈田
[illegible]
[illegible]し、[illegible]此[illegible]の[illegible]は、其に[illegible]
[illegible]
ず、其所以は、約三十年に一回、濁川毒物を流出する
に由るなり。
[illegible]
[illegible]を[illegible]、逆隈川の[illegible]にて、
[illegible]、此にや、或は信夫郡の
[illegible]に著む

(不忘山)
觀蹟[illegible]中宗久[illegible]行云、逆隈は、[illegible]りし所の名
なれは、限りなく遠く[illegible]、[illegible]
船さしよせて、道ゆく人ども急を乘り[illegible]出て侍りしに、
木[illegible]遠く見わたせは、重なる山の中に、[illegible]の立ちのほ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]不忘山[illegible]

[illegible]、賽河原(サイノカハラ)劍[illegible]、新[illegible]
[illegible]
其[illegible]高者、謂之不忘山、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
冬十月八日、[illegible]
[illegible]
[illegible]
みちのくのあふくま川のあなたにそ人わすれすの山は
さかしき、
按、[illegible]六帖、[illegible]
又、夫木集、山部に、題不知、わすれずの山、陸奥、
よみ人不知と有り。○今按、白河郡の逢隈河の邊の一
丘、新地(シンチ)山といふをさして、人不忘の山と説けり、彼
歌に合さすへし
封内記云、[illegible]不忘山[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]、古[illegible]山[illegible]、[illegible]、日之背[illegible]、當[illegible]湖[illegible]各[illegible]に[illegible]有[illegible]（[illegible]志云、苅田[illegible]中[illegible]、今[illegible]日[illegible]、苅田柴田及出羽置賜三郡、[illegible]、刈田、[illegible]黒斑[illegible]不[illegible]、既[illegible]色

五色山（ゴシキ）

これ、[illegible]の火口[illegible]、地[illegible]誌云、[illegible]山頂には、舊火口ありて、其中に中央火口丘五色山、及び[illegible]余[illegible]火口[illegible]有し、又其北の山腹には高湯の大[illegible]口あり、其色[illegible]火口、及び中丸[illegible]山[illegible]、[illegible]火口は南[illegible]せ[illegible]、[illegible]、其北方[illegible]、[illegible]留めず、[illegible]は火口の西花壁にありて最高峯とす、[illegible]、馬背は北廟[illegible]、[illegible]高さ[illegible]十[illegible]、西側は緩傾斜をなせり、五色山は此の火口内に噴出した[illegible]、[illegible]色を[illegible]、[illegible]を千八百十二米、[illegible]、山[illegible]、[illegible]出[illegible]り、所謂[illegible]爆裂[illegible]に[illegible]、山頂には火口あらず、又、[illegible]は[illegible]の爆裂作用[illegible]、南[illegible]は[illegible]川火口[illegible]の上部[illegible]（[illegible]）の[illegible]、[illegible]に崩壊せられ、[illegible]れも[illegible]をなせる[illegible]、[illegible]は、又、[illegible]形をなし、[illegible]六百米、[illegible]、東面は五色山の斷崖之れを[illegible]、西北面の[illegible]面は、[illegible]火口[illegible]地を[illegible]、馬背、[illegible]、[illegible]田[illegible]、其東[illegible]は五色山の山麓削れるが如く、[illegible]山[illegible]、[illegible]少[illegible]、其[illegible]、[illegible]噴出せり、[illegible]せりといふものあれども、詳ならず

南藏王岳（ミナミザウワウ）

[illegible]山[illegible]誌云、[illegible]山は、[illegible]山の東南に[illegible]し、[illegible]より[illegible]、[illegible]前者に劣れり、山頂には一大火口を存し、其の中には馬之神（マノカミ）及び水引、入道の二中央火丘口ありて、二重式火山に屬す、火口[illegible]、北にあるものは[illegible]山[illegible]、[illegible]附近に[illegible]、南にあるもの[illegible]、入道の火口[illegible]、[illegible]火口は[illegible]、直徑凡そ三粁半を有すれども、其の東部は全く欠損せられたり、火口の北壁には、前烏帽子（千四百五十四米）後烏帽子（[illegible]千六百[illegible]十六米）等、東西に連付し、西方には北[illegible]（千六百五十四米）、南屏風[illegible]、南北に連り、[illegible]に、御前獄の一峯、南屏風の東に屹立せり

藏本（クラモト）

今、福岡村の管内なれど、白石の西北に隣接して、[illegible]なる[illegible]山村なり

[illegible]、[illegible]、柴田郡[illegible]合戦の[illegible]、

（[illegible]）此地の事蹟とも見ゆれど、柴田郡とおなじ[illegible]、これ[illegible]も定め難し。白石川は、此地を通過すれば、古人は、[illegible]に至るまで、[illegible]に[illegible]川と[illegible]、柴田郡船岡に合考すべし。

觀聞志云、[illegible]（カミコ）、[illegible]田[illegible]、[illegible]、其出井[illegible]、[illegible]、其足[illegible]防風、其[illegible]赤色[illegible]紫色、[illegible]代[illegible]、又[illegible]出手出羽、[illegible]、[illegible]多年、[illegible]

陣場山（ヂンバ）

封内記云、[illegible]陣場山、慶長之役、[illegible]山[illegible]營[illegible]川[illegible]前、[illegible]四方[illegible]杉爲標（隨[illegible]祀程云、日[illegible]、有[illegible]、[illegible]、白[illegible]大夫、[illegible]長用[illegible]、[illegible]十[illegible]大夫、[illegible]白石、[illegible]、[illegible]其書、[illegible]進[illegible]、[illegible]若不[illegible]、[illegible]其首[illegible]の際、[illegible]の首[illegible]、白石[illegible]中に[illegible]しかし、[illegible]に至り、[illegible]陣場山へ[illegible]、[illegible]八町許

鎌崎（カマサキ）

[illegible]宮の西一里なる温泉場なり、[illegible]、熱百二十度、白石より三里半、三住を經て遠刈田へ二里）觀聞志云、[illegible]、在八宮[illegible]西、[illegible]之山間、[illegible]諸[illegible]、[illegible]方久病[illegible]、[illegible]中[illegible]、得[illegible]者亦多、封内之名湯也

八宮（ヤツミヤ）

今、福岡村の大字にて、藏本（オホチ）の北、深谷の西とす、全く刈田山の[illegible]に[illegible]、[illegible]（フタツモリ）[illegible]の[illegible]、[illegible]坂、大[illegible]、[illegible]も、此間[illegible]又、[illegible]の[illegible]、八宮川は[illegible]の前嶽に發す。

觀聞志云、[illegible]取在[illegible]中、[illegible]七八町、人[illegible]、坂上[illegible]、無[illegible]不入手（シミツ）、[illegible]也、[illegible]（ビャウブ）、[illegible]東北、[illegible]見[illegible]、[illegible]山陰[illegible]、東南乃伊具[illegible]、正東乃刈田宮[illegible]、[illegible]入于目下、兩峯（ソセリ）[illegible]、在不[illegible]、[illegible]行之[illegible]、[illegible]之[illegible]、先合[illegible]山、[illegible]地[illegible]低、[illegible]下左右[illegible]、[illegible]取所[illegible]十[illegible]之[illegible]日[illegible]中、[illegible]了、又[illegible]、於是始[illegible]、時山[illegible]、[illegible]之[illegible]、而有所得之多少、一日所[illegible]已及三百六拾目、得[illegible]如此、而不息、一歳之間[illegible]致成功者、[illegible]之一枚、此尤上品也

故者言得之用意、六十日收開云、數村日食[illegible]也、散日所得之穀、其三[illegible]者、餘者出也、聞日、守徒各入坑中時、首有聞時、不意迸入、故[illegible]前設之五件、入坑者、三[illegible]中時、並死焉之、有風西不入、得[illegible]、[illegible]目出、以隠其口也

深谷（フカヤ）

今、長袋、八宮等と相合せて、[illegible]とす、白石と宮の間、西小[illegible]、刈田由[illegible]

長袋

觀蹟志云、長袋村、[illegible]云、[illegible]刈田嶺神宮[illegible]、依[illegible]、大宮[illegible]、有小川、[illegible]之、町を貫く河流也、[illegible]堤見川、[illegible]高下

刈田郷（カツタ）

和名抄、刈田郡刈田郷、今、[illegible]寺、宮、及び關田[illegible]、刈田[illegible]の北とす、

刈田[illegible]在り

（大刈田山）

宮驛の西北なる刈田山[illegible]八宮[illegible]の兒孫のみ、而も今、之に大字を負はず、[illegible]稱し恐らくは、小刈田といへる[illegible]者あり、我はこそ大刈田とも唱ふべけれ（山崎氏地志云、或は大山の東に方り、第三紀層の丘陵地に、孤立せる一大山なり、主に[illegible]富士岩より成り、大刈田嶺と云ふ、高さ僅に九百米、其の成生、比較的古きを以て、岩石の露出少なからず、山の頂上には火口の遺址存し、大口は青麻山八百六十七米、大[illegible]九百[illegible]米、高尾等の諸峯に分れ、其の火口壁は南方に向ひ、[illegible]澤と稱せられ、宮村に於て白石川に會す

宮（ミヤ）

今、宮村と云ふ、白石の北一里半、白石川の左邊にて、[illegible]東は之に連せず、刈田大社のあるところなれば、宮と呼ばる、此字より大河原、岩沼の本道に由らず、名取川上游、川崎、茂庭に出でて、仙臺に達する別路あり、[illegible]路は、[illegible]にや、笹谷[illegible]にも、[illegible]より、一路は村田、大河原[illegible]

[illegible]、[illegible]て、[illegible]小野を過り、名[illegible]しにけり

[illegible]文[illegible]、刈田嶺[illegible]に、白石[illegible]方[illegible]田へ一里、[illegible]田より宮方[illegible]、[illegible]せり

封内記云、宮邑有市[illegible]驛也、有[illegible]宮、[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]日、建久中、[illegible]判官、式部大輔忠[illegible]、[illegible]部和賀[illegible]、[illegible]小田島[illegible]有[illegible]門[illegible]之[illegible]、宮[illegible]、[illegible]氏[illegible]、安永六年[illegible]之[illegible]云、[illegible]の闕[illegible]す[illegible]、大河原、[illegible]が[illegible]、[illegible]田[illegible]里、[illegible]道の[illegible]、[illegible]たる[illegible]のた[illegible]ず[illegible]只、ならず、[illegible]にて[illegible]、[illegible]合せて通ぐ、今宮に白石に[illegible]、伊達[illegible]云、[illegible]月、[illegible]山公時、[illegible]中[illegible]宗明、[illegible]、[illegible]小松[illegible]、[illegible]出、[illegible]、公使[illegible]之、[illegible]城[illegible]之、[illegible]宗、[illegible]刈田郡[illegible]宮、[illegible]之

刈田嶺神社（カッタノミネ）

今、刈田宮となり、俗に白鳥明神といふ

延喜式、名神大[illegible]、[illegible]し、[illegible]格勅符には、[illegible]四年[illegible]月、刈田[illegible]神[illegible]、[illegible]れることを見れたり、[illegible]古來[illegible]の[illegible]かり[illegible]を知る、其白鳥[illegible]に依り、或は日本武尊[illegible]なりと[illegible]は、[illegible]、大山[illegible]たる[illegible]風に[illegible]でしのみ、[illegible]神と云ふ者、[illegible]刈田[illegible]方に、迦理陀案、[illegible]陸[illegible]刈田[illegible]方云々、亦此類

由[illegible]に白鳥を[illegible]は、恐らくは、化現、もしくは使令の[illegible]傳ありしを、後人誤りて、直ちに鳥を以て神と為すことし

觀聞志云、清和實錄、貞觀十一年十二月辛卯、授陸奥國正六位上勲九等刈田嶺神從五位下、同月戊申、授陸奥國正五位上勲九等刈田嶺神從四位下、按、十八日辛卯至廿五日戊申、已十有四日、其間加階之事不見、[illegible]正五位上、[illegible]連加從四位、[illegible]大急[illegible]、[illegible]其事實乎、今大宮驛北二丁余、宮[illegible]の南面、有寺曰實澄山蓮[illegible]寺、相傳、平城[illegible]時建之、[illegible]名[illegible]所謂刈田嶺神社者、[illegible]不忘山神、實此宮[illegible]也、吉[illegible]氏[illegible]宮[illegible]縁起曰、所祭白鳥明神、乃日本武尊也、東征之後、[illegible]能褒野、乃化白鳥飛揚去、[illegible]建祠祀之、因之白鳥明神、[illegible]自是處々建社者多、[illegible]時、此神乃用明帝之后妃、[illegible]化白鳥、[illegible]入[illegible]祀之、[illegible]必[illegible]有[illegible]、按、今[illegible]白鳥明神而[illegible]祀之者、柴田郡村田邑、芦立村、[illegible]村、[illegible]地、[illegible]四匹、其説不[illegible]、[illegible]各國之下、[illegible]之地理[illegible]、[illegible]水、[illegible]投[illegible]、[illegible]近于宮上、[illegible]后妃之[illegible]近于[illegible]、[illegible]乃[illegible]、不可[illegible]、[illegible]亦[illegible]門家、姑信[illegible]、[illegible]妖[illegible]、[illegible]者辨之

封内志云、刈田嶺神社、今在宮邑、往古[illegible]大刈田山嶺[illegible]、[illegible]山上有[illegible]社、[illegible]之[illegible]宮、大[illegible]中[illegible]宮[illegible]于内宮、[illegible]于今、[illegible]家、[illegible]但馬守、小野伊大[illegible]、名蹟志曰、在宮驛北、古昔在大刈田山上、當今驛[illegible]方、乃遷刈田之嶺由也、相傳、[illegible]建之、中古[illegible]今之地、日白鳥大明神、觀蹟志又云、世人呼白鵠而[illegible]白鳥、[illegible]羽純白、[illegible]久、[illegible]所謂白鳥明神、亦貴自[illegible]也、[illegible]白鵠、[illegible]也、[illegible]之則[illegible]、[illegible]刈田兩郡、及延白鳥神祠地、但[illegible]敬[illegible]怖白鵠[illegible]、[illegible]而[illegible]遂[illegible]之、[illegible]可[illegible]也

松川（マツ）（濁川）

[illegible]又[illegible]川といひ、[illegible]不忘山の東麓に出で、圓田村を過ぎ、南に轉じ宮驛に至り、白石川に會す、長八里

封内記云、濁川、其源出自不動瀧布、西入松川、濁川、其源出自藏王嶽、入濁川、[illegible]之境上、有[illegible]之[illegible]、濁与白[illegible]、[illegible]、其[illegible]不可[illegible]、[illegible]色[illegible]、[illegible]也、松川、清濁兩川會于七日原[illegible]、[illegible]之松川、會白石川、この濁川の清濁な[illegible]、川[illegible]て[illegible]、[illegible]は、[illegible]野[illegible]の別名なり、[illegible]の[illegible]に、此間に在りて、大日嶺

に當る、黄金坑所々に有り
今、濟川の邊に、圓田、小村崎、曲竹、矢附等を

圓田（ヱンダ）

も書けて、圓田村と云ふ。宮驛の北二里、藏王嶽の東なる高野に在れど、圓田は其東北をも環遶して、柴田郡界と相限る。驛居を永野といふ、永野より東北、小村崎を經て、村田へ二里半

（永野）封内記云、圓田邑、有號永野地、而爲宿驛也、産紅花

觀聞志云、花楯（ハナタテ）城、在圓田村、相傳、佐藤莊司叔父、河邊太郎高綱古壘也、傳云、小原善閑者居之、未詳何人也、築館城、在同村、耶人傳曰、佐藤太郎居城也、太郎乃河邊太郎高綱之弟也、後世沙金又七郎者居之、

（根無藤）吾妻鏡、文治五年八月、泰衡郎從等、以金十郎、爲大將軍、根無藤遠城郭之間、三澤安藤四郎、飯富源四已下、爲迎奔攻戰、國衡更無止代之氣、爾結爲合之時、於根無藤四方坂之中間、両方進退及七个度、然金十郎討亡之後、皆敗走、勾當八、赤田次郎已下、生虜卅人也。

觀聞志云、在圓田村西、今下爲農家圃外、古羽州最上道路也、古老曰、源頼義、貞次軍于斯地、戯執弓鞭而插銀杏樹下去、其後遂生根枝、後世蕃盛、土人謂之鞭ノ木、其傍、東北、有金十郎墓處之古迹、以前有其碑云、之前古樹猶存、周圍數抱、尤爲稀物也、嘗入目、是則往昔之遺蹤之地也、其藤葛（エンタ）則今也已亡。

（遠田）圓田は、或は遠田に作れり、世次考「天文中、晴宗公、賜判書於大町備理亮曰、小原掃部丞知行之地一圓、除小原藤五郎所賣於掃部丞之地、饋與郷内下荷田、井河原田、爲此度所代地、加荷田西遠田郷内、奴名下在家一間貫下、賜之」また、同時の某年月文書に「平澤入手之時、村田亦打入、延田難請降不害、將進陣、而昨日宮之地走入、頻請降、因是可攻小泉」。

小村崎（コムラサキ）　今、圓田村の管内とす、古書に小紫に作る（伊達世次考、天文十三年、稙宗公、賜判書於支倉新右兵衛門、任重所望、苅田莊小紫郷内、光明寺分在家一軒、云々

曲竹（マガタケ）　今、矢附（ヤツキ）と共に、圓田村の管内なれど、永野と宮驛の中間にして、松川の岸なり。觀聞志云、白鳥叢祠、在曲竹村、相傳、理錦戸太郎國衡墓、仍後人立叢祠以祀

平澤（ヒラサハ）　今、圓田村の管内なれど、其北一里半、之より四方坂を經て、柴田郡川崎驛（名取川の上游）へ一里

陸奥國刈田郡平澤郷、北方之事、有早川與後入道定久談合、任先例、可被致沙汰之状如件、應永九年月日
國分河内入道殿　沙彌圓秀（伯耆國分文書）

世次考云、越後入道定久、不詳、小原氏一族乎、領苅田郡小原村、天文年中、有小原掃部丞宗綱者、子孫繼後、蓋其名乎

奥州かうた平沢之郷之内
一おほはし在家　一おつと内在家
一平沢之たて　一田中在家其外
うまめん共に、大松かせいはいたるへく候、ゆつり状如件、
文安四年丁卯卯月廿七日　沙彌直氏（判）

國分氏は、平澤に築館せる由も明白なり、又本郡、伊達家の古有に歸せしかとす、封内記云、平澤邑有溫

（猿鼻）猿鼻（サルハナ）地、市店而驛也、溫泉（ユ）、適七處、往時溫湯也、元和十九年四月、刈田嶽大燒、至翌寛永元年不熄、故貞山君使明人王翼祭之、此時溫泉變爲冷泉、爾來邑落無旱魃之患、是以邑民建祠祭之

高鯨直上九天台、親見嫦娥採桂枝、吉遇廣寒宮未閉、翻身連日抱將來、　王翼

刈田郡平澤の國分氏は、宮城郡の國分下野氏と全く異なるの家とす、相誤るなきを要す　○伊達世臣譜略云、國分、姓藤原、其先出自信州國分也、累世仕當家、而列一族、嘉慶應永文安之間、第九世政宗君、第十世氏宗君、第十一世持宗君、所賜其先貴彦四郎入道、川内入道、筑後某三人者名不傳之判書、今傳於其家、民部氏信十五世晴宗君、十六世輝宗君、兩世間人、以前、宗系不傳、氏信孫源二重信、十八世忠宗君之世、有罪沒收采地、其家斷滅、爾後親族飯田出雲氏親、請分與采地立其宗、於是赦其罪、降列爲太刀上、今其子孫領二十石之地

可令早藤原秀信領知、信濃國分寺、南條内田在家一員敷状讓状事、
右任親父左衛門尉長信法師（法名光佛）、永仁二年六月十一日讓狀、守先例、可令領掌狀、依仰下知如件、
正安三年四月十日　陸奥守平朝臣（判大佛貞直）
相模守平朝臣（判北條貞時）

しなのの國ちいさ方の郡、國分寺のゆつり状の事、
まめ田一段、井さいけ一字、
右件ゆつり状趣、けん佛、光佛のいましめおかれたるところにまかせて、わつらひなくちきやうすへく候、
仍譲状如件、
建徳元年八月三日　西阿彌陀佛（判）
河内入道殿

四方坂（シハウ）　文治五年八月、藤原泰衡が、鎌倉勢を拒ぎし時、根無藤、四方坂の間に塞道する所なり、吾妻鏡に「泰衡、於苅田郡又構城郭」と云ひ「根無藤邊構城郭」と云ふ是也、

封内記云、四方坂、今土人呼此地曰八町坂（觀聞志云、四方坂、去猿鼻（サルハナ）驛一里、在平澤小紫兩村間、北及柴田郡川崎路傍有一山、巍然高大、四面皆如坂道然、故後入曰四方坂、古壘猶存焉、其地方一町餘、文治之古戰場也、按東史、曰、文治五年八月十日、阿津加志山城已陷、泰衡將金十郎、勾當八、赤田次郎、守四方坂壘、鎌倉兵安藤四郎、飯富源内已下、屢攻之、不克、仍進

兵於[illegible]同乃竣工[illegible]、[illegible]乃一[illegible]、[illegible]七[illegible]、以[illegible]安[illegible]寺、[illegible]十[illegible]、[illegible]六[illegible]田[illegible]、三十餘人。

遠刈田（トホカツタ）

[illegible]田[illegible]甲、[illegible]の下、[illegible]野の中なる熱湯場とす[illegible]の[illegible]野を七日[illegible]と云ひ、北を龜石[illegible]と云ふ、[illegible]田[illegible]三[illegible]甲半

[illegible]云、[illegible]泉[illegible]、[illegible]遠刈田、名[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]、大[illegible]、大[illegible]田、[illegible]、[illegible]其北、[illegible]

(岩崎)

[illegible]田[illegible]志云、[illegible]、近[illegible]田、[illegible]山之[illegible]、其石[illegible]、其石色[illegible]相[illegible]、[illegible]是乃[illegible]、[illegible]上下相[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]に[illegible]し、熱[illegible]十[illegible]、[illegible]十[illegible]、又百[illegible]十四度と[illegible]、[illegible]六年[illegible]中[illegible]を得、[illegible]年[illegible]

(瀧山)

[illegible]、[illegible]宮城[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]は、[illegible]の遺[illegible]に[illegible]、[illegible]は[illegible]七十[illegible]に達し、[illegible]山の[illegible]り、[illegible]内に[illegible]神を[illegible]するを以[illegible]、また[illegible]山とも云ふ、明治十八年七月、再び之を掘鑿し、精練場を浴場の南方に設置す、

鬼石原（オニイシ）

瀧山の西北七丁、青根通路の兩側にある曠原なり、東西[illegible]四丁、南北[illegible]五丁、昔は荊棘茂生し、行路の[illegible]を感ぜしが、[illegible]年之が開墾に着手し、[illegible]除頭の[illegible]馬を放牧し、[illegible]、[illegible]を作り、[illegible]り、不忘山[illegible]十[illegible]、之を採掘し、[illegible]甲[illegible]、[illegible]、[illegible]、木生方に[illegible]て[illegible]、[illegible]へ[illegible]、甲[illegible]、西方に[illegible]

田居を尊稱して、常に御門と呼ぶ、石華表あり、則有田居へ不敬[illegible]する所なく、[illegible]、[illegible]原の[illegible]しさを知る。〔宮城縣溫泉志〕

七日原（ナヌカ）

宮城縣溫泉志云、七日原は、南蔵王（ミナミザワウ）の山脚を繞る[illegible]野にして、北方[illegible]透[illegible]に連なる、地勢は鋭角形を成して、西北より[illegible]に東[illegible]に傾ふき、[illegible]山を限りて鬼石原と相[illegible]す、[illegible]東[illegible]十七丁、南北[illegible]丁に亙り、[illegible]六百[illegible]十[illegible]歩あり、此地、寛保三年以來、片倉氏の[illegible]馬場たりしが、[illegible]牛場たり、原上[illegible]石[illegible]落の中、[illegible]に一泉あり、淡々として湧き出づ、冷水（ヒヤミヅ）堂といふ、冷水堂を[illegible]、刈田嶺表口[illegible]山行にして、[illegible]曲折、[illegible]里の長路なり、[illegible]、[illegible]草叢古木の間を過ぎ、山頂[illegible]なる處に[illegible]、一華表より、これより岐れて二道となる、之を右すれば裏日[illegible]と稱して、直[illegible]に青根に下るの山道とす

峨々（ガガ）

峨々溫泉、今[illegible]の[illegible]内、[illegible]の中に在りて、遠刈田[illegible]里半、[illegible]の水[illegible]にあたり、[illegible]の間、方四十間[illegible]、[illegible]此に[illegible]、[illegible]、[illegible]年[illegible]、[illegible]十度許[illegible]、峨々溫泉は[illegible]之を知る[illegible]、[illegible]の設備を見ず、僅に[illegible]（[illegible]採集）の來往するのみ、[illegible]年九月、不忘山の舊火口俄に破裂して、夥く泥砂を噴出し、溫泉も亦此災[illegible]に罹り、壙砂七尺餘に達し、[illegible]の四人に及べり、[illegible]て明治元年、戊辰の戰役[illegible]り、[illegible]の俠客博徒數十名、來りて[illegible]に投[illegible]しが、[illegible]定の後、[illegible]此地に留まり[illegible]す、時に霖雨連旬、不穀[illegible]らず[illegible]す、刈田柴田の鄙民誤りて、天の此妖災を下すは、[illegible]、峨々溫泉を開き、[illegible]て硫黄を鑿採し、以て山神の激怒を惹起せしに因るとなし、遠近相傳唱して、人心頗穩ならず、官遂に其請を容れて、兩ながら之を閉ぢ、故を以て溫泉も廢滅に歸せり、明治六年に

至り、再開を[illegible]さる

柴田郡

柴田郡（シバタ）

[illegible]田郡、[illegible]、伊具郡の北[illegible]にて、白石川、西[illegible]より[illegible]之を[illegible]、東[illegible]に於て[illegible]川と合ふ、今、面積[illegible]十八方里、八[illegible]四[illegible]、八町村、之を大河原に治む

柴田郡の北部なる[illegible]（[illegible]）、[illegible]の[illegible]村は、名取川の[illegible]北川[illegible]、形勢、名取郡管とするを可とす、故に、[illegible]、之を柴田郡より[illegible]きて、名取郡へ移す

柴田は、和名抄、之を志[illegible]と[illegible]し、[illegible]郷に分つ、[illegible]、[illegible]、[illegible]田[illegible]、名取、宮城[illegible]日の[illegible]を[illegible]するを思ふべし、[illegible]と共に、古[illegible]化の[illegible]に在[illegible]、大化改[illegible]北に、郡を[illegible]せられ[illegible]、[illegible]に[illegible]るや、柴田は、[illegible]、[illegible]内に[illegible]、[illegible]五年、柴田より[illegible]日本[illegible]紀曰、[illegible]五年十月、[illegible]、今柴田[illegible]田[illegible]、[illegible]年、柴田郡人、外正六位上[illegible]足、[illegible]安倍柴田臣、同郡人、外從八位下大伴[illegible]、[illegible]姓大伴柴田臣、貞觀八年、柴田郡人[illegible]領、外[illegible]八位上[illegible]臣[illegible]宗、[illegible]外從八位下、柴[illegible]、[illegible]は芝[illegible]作[illegible]、東[illegible]、正治二年、[illegible]年の[illegible]に見ゆるごとし

(芝田郡)

寛喜二年□月、陸奥國芝田郡、石如雨下、大如柚子
(これは、藏王嶽の暴發して石を降らししならん)

柴田郷（シバタ）

和名抄、柴田郡[illegible]郷、今、[illegible]岡村、[illegible]也。郡の南偏にして、白石川の右岸、伊具郡

と山脊を以て相分つ、柴田郡の驛家は、[illegible]、今の大河原なるべし

船岡（フナヲカ）　今、船岡村といひ、名生を合す、大[illegible]の東一里に、白石川を隔て、鐵道之を過ぐ、[illegible]柴田氏之[illegible]り、[illegible]、柴田氏の采邑たり（[illegible]内[illegible]、船岡邑、[illegible]、[illegible]光寺、[illegible]、天文十六年、[illegible]和[illegible]門之[illegible]

[illegible]

致忠候、就中、今年、田村庄凶徒[illegible]、最前[illegible]息治部少輔胤頼於安積郡部谷田陣、[illegible]

[illegible]

此に[illegible]の[illegible]合戰は、[illegible]の[illegible]にて、[illegible]府の官軍の[illegible]、[illegible]を、[illegible]合戰の[illegible]六（觀應二）年九月廿[illegible]、出羽國兵多應國司顯信（白河文書[illegible]）[illegible]、入[illegible]、伊達[illegible]前司、田村莊司等、[illegible]、十一日、顯信[illegible]、[illegible]、十一日、方郡小[illegible]田[illegible]、[illegible]不果、廿二日、貞家阻柴田郡倉本河[illegible]、[illegible]、[illegible]其[illegible]約[illegible]、[illegible]（白河文書）、[illegible]文書」とあるがごとし、官軍[illegible]、[illegible]に還りたまひしも、[illegible]又保ち得ずして、遂に離散す。

(保四)

船迫の[illegible]今分す[illegible]

柴田城址（シバタ）[illegible]

[illegible]

柴田四保氏は、[illegible]の[illegible]、恐らくは常陸眞壁郡の村田、四保の一族ならん。村田、四保は、小山朝政の四世孫、[illegible]と云へり、正平二年の芝田次郎[illegible]のち、四保氏之に代れるなり（小山と結城は、一[illegible]の[illegible]なり）。仙臺藩伐[illegible]云、古來、柴田、刈田の兩郡にて、白[illegible]、[illegible]し、[illegible]然るに、戊辰の亂役、官軍[illegible]、白[illegible]に群れ[illegible]、[illegible]柴田[illegible]如何に官軍なればとて、我[illegible]は何事ぞと、大に怒り、直に[illegible]、官軍之を木[illegible]、柴田氏に[illegible]、[illegible]宗老中へ預け置かる「旨」達せられ、[illegible]はなり、是に於て、氏は、この事を以て或は主公に難儀を掛けんを恐れ、自其罪を引きて、割腹して果てられたり、世之を[illegible]む

名生（ニヤウフ）　今、船岡村の大字にして、其東に連なり、白石川の[illegible]、伊具郡角田[illegible]、名生の東と爲す[illegible]より、[illegible]、名生を過ぎ、白石川を[illegible]り槻木（入間野）へ入る。

大谷（オホヤ）　今、大河原[illegible]の[illegible]なり、[illegible]の西に在りて、大河原より白石川を隔て[illegible]、[illegible]は、實に此地とす。

金瀬（カナガセ）　[illegible]名平村（タヒラ）、[illegible]、[illegible]寺、[illegible]を合せて、金[illegible]村と云ふ。大谷の西北に當り、白石川左岸の小驛市にして、

宮響と大河原に聞ゆ、金瀬とは、もと平村の街名にて[illegible]、宮の東一里[illegible]
其内記云、今金[illegible]、[illegible]六町、[illegible]存、其形[illegible]
[illegible]、金[illegible]、[illegible]田[illegible]宮邑、一年[illegible]、赤[illegible]
[illegible]、[illegible]不[illegible]之、[illegible]田[illegible]、[illegible]有一
[illegible]

[illegible]

大高山神社

今、[illegible]の[illegible]山の[illegible]にて、東
[illegible]といふなり、[illegible]に、南
[illegible]、[illegible]、[illegible]村
[illegible]、今、白鳥明神と云ふ、[illegible]、日本武尊を[illegible]
[illegible]、和七年、[illegible]大高山神社に[illegible]下を[illegible]
[illegible]、本[illegible]、及[illegible]村[illegible]、[illegible]
[illegible]、上[illegible]と云ふ
[illegible]、日本武尊、[illegible]
[illegible]、[illegible]、宮[illegible]
[illegible]、[illegible]山[illegible]
[illegible]

戦殺盾貝[illegible]之事、是以出於皇都、久在于東[illegible]、[illegible]宮居
于[illegible]山中、有妃[illegible]玉依姫、[illegible]餘有孕焉、皇子曰、我在東
[illegible]、[illegible]白鳥[illegible]久矣、思夫[illegible]之所化、後皇子還于京師、
[illegible]迎小[illegible]子皇[illegible]、夫人詣焉、[illegible]待已
[illegible]、[illegible]其[illegible]、夫人發疾將死、乳母看[illegible]之革、不[illegible]
[illegible]

[illegible]

共に、沼邊村に隣接せり、[illegible]田の北東（[illegible]觀聞志云、平
村大高宮、去[illegible]西二町餘、有一小[illegible]、往昔大高[illegible]興修碑
[illegible]也、[illegible]人日之御[illegible]、去[illegible]北[illegible]、[illegible]田村中、其北
[illegible]山下田[illegible]、[illegible]往時[illegible]衛[illegible]之[illegible]也、後人[illegible]之[illegible]馬水、
一[illegible]爲[illegible]田、[illegible]無耕[illegible]
[illegible]

小山田

今、大河原の管内なれど、沼邊に接す（觀
聞志云、小山田村、相傳、小山田[illegible]故墟也、[illegible]前、伊
[illegible]、天正十六年、[illegible]出于
[illegible]

新寺

今、金瀬村の大字にて、驛の北一里、小山田に隣る。
[illegible]、[illegible]寺[illegible]、曹[illegible]、[illegible]明寺末、
[illegible]

高橋郷

[illegible]、今[illegible]村にて、[illegible]田郡[illegible]田[illegible]の東に[illegible]する
[illegible]

餘戸郷

[illegible]名抄、柴田郡餘戸[illegible]。今[illegible]かず、もしく
[illegible]、[illegible]を[illegible]せ
ろ。

沼邊

今、[illegible]、[illegible]村といふ、大河
原の北なり。一里許西に、韮神山あり、荒川（足

左右は、北より降り、村中を過ぎ、當場に至て、白石川へ入る

伊達世臣[illegible]略云、沼辺氏、其先世住于[illegible]田郡沼辺村、因爲稱號、當家一族之臣也、先祖[illegible]不傳、以前、家系不傳、故其實[illegible]之由、其不[illegible]、[illegible]者、十五世[illegible]君時人也、今[illegible]孫、[illegible]有之[illegible]、作すは朝臣人者[illegible]

觀聞志云、韮神山、在大河原、[illegible]沼辺村、在落合境、嶮行路、山上多黄韮、鄕人以爲、山[illegible]之[illegible]也、[illegible]、岩畔生石瀾檜、人或采栽之庭除、以愛之、此邊皆古戰場也、西北有古石[illegible]、相傳、[illegible]家臣[illegible]太郎高直、戰死于文治之役、[illegible]于[illegible]山下、有小橋、謂之[illegible]井橋、往時高直接兵之地也、距韮[illegible]西南[illegible]餘町、文治之役、在戰死[illegible]之地、往年[illegible]々、今也[illegible]田、鄕人呼舊名稱之[illegible]、不見其迹

(韮神山)

關場（セキバ）

今、富沢村の管内とす　封内記云、關場邑、無其山嶽八寺址、[illegible]、惟有其名、有觀音木佛、今安置于龍泉院、名跡志曰、鄕人[illegible]高木、且相傳、古寺跡也、然不詳、其地在山下、有寺、日高寺山龍泉院、有[illegible]有記曰「[illegible]安七年甲[illegible]、奥州柴田郡高木[illegible]、[illegible]山龍[illegible]寺、住僧得秀所[illegible]附也」

(高木)

驛家鄕（ヤマヤ）

和名抄、柴田郡驛家鄕　○今、大河原町是なり、延喜式に、柴田驛と云ひ、もと柴田鄕内なりしにて、柴田驛の北に一水を隔て、高橋鄕の東、衣前鄕の西とす　高山寺本に、駒橋とあるは、恐らくは驛家を誤れる者ならん

古驛路は、柴田驛にて二分し、小野を經て、名取に達するを正路としたるにや、柴田、小野、共に驛馬十疋也。別路は、玉前（岩沼）を經由して、名取（中田）に達す　後者は、捷路なれば、別路に立てられし故にや、玉前は驛馬五疋なり

大河原（オホカハラ）

今、大河原町といふ、郡治あり、白石川の北岸に居り、驛路に當れども、奥道は南岸を過ぎたるを以て、本外に其の中道あり、今[illegible]の東一里

大河原は、近世驛舍とすれど、[illegible]、船迫の、中古に於て驛亭たりしこと、[illegible]に明かなれば、其北には、柴田の古驛亡び、船迫之に代り、後更に大河原之に代り（後更）たる者歟　此地は、荒川（足立川）の落流、白石川に會合する所、今も邑落濃潤の[illegible]饒多し　○封内記云、大河原邑、有市店町驛也、其下十五邑、日之南方　近世、柴田南方といへるは、今の富沢、金ヶ瀬、大河原、船岡にあたり、中古以來の庄名なるべし

元祿東遊行叢抄云、落合橋は、大河原の驛中なり、東に柴田四郎が館跡とて、高[illegible]あり、大館小館二ヶ所にて、大館に大高權現堂有り、小館に愛宕堂有り、又、東谷に藥師堂有り、西に二ッ山とて有り、賴朝公奥州征伐の時、照井太郎が戰軍したる所也

船迫（フナハサマ）

今、槻木村の管内なれど、入間野の西一里、大河原の東北一里、白石川の左岸に居り、船岡村と水を隔つ　古世は、船迫、村田以北を、柴田北方と稱したり

吾妻鏡云、文治五年八月十日、今日、二品逗留船迫宿給、於此所、重忠獻國衡頸、十二日晩景、令着多賀國府給、又海道大將軍千葉介常胤、八田右衛門尉知家等、參會八田太郎、多氣太郎、鹿島六郎、眞壁六郎等、相具于常胤、各渡逢隈湊、參上云云　○逢隈湊とは、亘理郡の渡津にて、相距る二里許　正平六年、柴田郡會木河合戰とは、船岡の柴田館を攻めし者なるが、それを、船迫合戰とも云へるは、官軍船迫に陣して爭ひければならん。

船迫合戰[illegible]、舍兄四郎左衛門尉打死之條、殊感悅不少候、依、日理郡坂本鄕事、本理非落居之間、於半分、可被致知行之状、如件、

觀應二年十月廿五日　[illegible]、吉良貞家）

武石但馬守殿（相馬文書）

封内記云、船迫邑、有鐵佛[illegible]、[illegible]尺許、記日「文永二年丙寅、四月二十日」、[illegible]古有立石長者者、建之、長者所居之故址、至今偶出古瓦、本邑有[illegible]、則鐵佛生洼、故土人稱之生洼阿彌陀、觀蹟閲老志、名跡志、共日、船迫内、農家有小堂、船岡日壽院之、堂中有鐵佛、蓋昔時安置石窟如來、南欠其一者也、各面高可三尺、但[illegible]坐、第一、胸間有文字、[illegible]不詳、背「辟支佛」字者乎、左有「稱」字、欠上下文字、不知其由也、第二、有「由」字、其下字[illegible]、下有「法師」一字、左記「文永三年丁子十月三日」第三、左有「氏[illegible]」、右有「行阿彌陀佛」字、不知何年何人安置之、文字多漫滅、應醍醐條者也、其内有寺、日松光山神宮寺、修驗者、彼佛像亦往時寺院[illegible]物歟、彼自緒乎各佛頂上、聞之古人、曰、每年蠶事畢、而奉之、告成功、第一佛胸下「綿」字有故而書、因茲農家皆用、向告蠶成之事者也

衣前鄕（コロモノサキ）

和名抄、柴田郡衣前鄕　今、槻木村是なり、即、柴田鄕の北東にして、名取郡玉前鄕に隣接せる地なり

槻木驛に、衣の關てふ名稱のころ、即、衣前の訛言なるべし　此衣の關は、文明十八年の回國雜記に、逢隈川鹽の山（安達郡なるべし）の次に、「衣の關にてよめる、

みちのくの衣の關を來て見れば霞も[illegible]重たちかされけん」

と載せ、武隈の松に及べり　封内風土記に「槻木、有衣關山東禪寺、曹洞宗、寺傳云、殆及千年古刹也、中古荒廢、是以不詳何人開山、民國相中興、屬府下松音寺」（また「東禪寺中、有號柏崎地、此邊處々出柏葉文理石」云々）○衣關と云ふは、已に其關柵廢置の事も、徴據に

(衣關)

（憚關址）

乏しきに、此なる又、憚關（ハヾカリ）に擬せるものあり
安永六年風土記に云、[illegible]川を渡る、再越え山越
え行けば、やがて憚の關をも越ゆ、
越行くも人はとがめず今は世に其名ばかりぞ憚り
の關、　小磯氏女
大川原、金ヶ瀬、葛田の宮などいへる里、訪果て、云
々。

（兄弟關址）

佐久間氏觀蹟聞老志には「憚關不知其地」といひ、後拾遺集
の實方の詠を引きて、
陸奥に侍ける頃、中將實方朝臣のもとにつかはし
けるうた、
やすらはて思ひ立にし東路にありけるものをはらから
のせき、　實方朝臣
陸、兄弟（ハラカラ）關、一作[illegible]關、[illegible]前[illegible]、時實方乃實方之
遺子、名後[illegible]東奥之名[illegible]、[illegible]之[illegible]尤[illegible]
[illegible]、須從[illegible]、[illegible]
保田氏の[illegible]風土記には、[illegible]坂に、[illegible]の關跡ありといへ
り、葉坂は、今、[illegible]の中なれど、[illegible]路より北に入れ
る地なれば、往復[illegible]由の[illegible]、[illegible]ふべし
後拾遺和歌集序、藤原通俊このうちに、みつからのつ
たなき歌の葉も、たびたびの仰せそむきがたくして、[illegible]
の關のはゞかりながら、[illegible]たる事あり、云々。
[illegible]國[illegible]の[illegible]國雜記標註に、[illegible]井の間なる衣川、
衣川の地なり、[illegible]經由の[illegible]せるは誤れり、[illegible]は、
この衣[illegible]の[illegible]關なる、後衣[illegible]にまがひ[illegible]記されしのみ
又、新[illegible]追加、[illegible]年、[illegible]に「出羽陸
奥國、夜討強盜蜂起之間、[illegible]之由、中略、[illegible]郡鄕
地頭等、早柴田郡內知行所々、[illegible]合結番、殊令警固
也、云々」とある警固も、是れらの關に合考すべし。

槻木（ツキノキ）

舊名入間野（イルマノ）と云ひ、白石川、逢隈川合の左岸に
居り、一驛なり　今鐵道停車し、大河原石町、岩
沼へ四里。
封內記云、入間野邑、有[illegible]槻木[illegible]、[illegible]市[illegible]驛也、今土人
謨呼曰槻貫（ツキヌキ）、白[illegible]寺[illegible]、門前有[illegible]木、[illegible]名[illegible]之、[illegible]
樹一年[illegible]之、後人植[illegible]樹以代之、[illegible]古名、名[illegible]志觀
聞志、共曰、[illegible]槻[illegible]驛數町、[illegible]有[illegible]、[illegible]正八幡、有
寺日[illegible]山白[illegible]寺、古昔、八[illegible]之日、[illegible]白
[illegible]于此地、今[illegible]白[illegible]、[illegible]名[illegible]、[illegible]白[illegible]寺在
入間野邑[illegible]十[illegible]、有[illegible]、[illegible]、[illegible]白[illegible]
[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]可
愛、土人曰之柏葉石、乃解葉也。

（入間野）（槻貫）

四日市場（ヨカイチバ）

今、槻木村の管內にて、驛路に[illegible]、名取郡
長谷に對る間とす、[illegible]して上川名（カミカハナ）邑ある[illegible]、四
日市[illegible]下川名（シモカハナ）[illegible]、古文書に、[illegible]郡河名宿と云
ふも、此地より、東南に逢隈川を隔て、亘理郡の小山
[illegible]、[illegible]四日市場[illegible]、[illegible]內と[illegible]せる[illegible]
や。
[illegible]、天文十三年、[illegible]公、[illegible]書於四保四郎宗義
[illegible]、[illegible]大[illegible]殿合心、[illegible]、於[illegible]
大[illegible]、[illegible]、附[illegible]地、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、入間野、上川名、[illegible]名、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]之、於[illegible]代、可有[illegible]行、[illegible]後日、[illegible]
狀如件

（上川名）

入間田（イルマダ）

今、富[illegible]、海老穴、葉坂、成田等と共に、槻木
村へ入る、入間野の北一里、[illegible]志云、富[illegible]村、山下
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]記六字[illegible]、有方
有「嘉元四年丙午、卯月二日、爲亡父立」十四字。

小成田（コナリダ）

今、葉坂（ハサカ）、成田と共に、槻木村へ入れど、其西
に離れて、[illegible]、[illegible]の北とす　觀聞志云、斯石[illegible]（イサキ）、
在葉坂村、[illegible]、[illegible]、往古、其[illegible]斯石[illegible]而出、
仍[illegible]之、[illegible]、今[illegible]の保田氏、新
撰陸奥風土記云、[illegible]、一に[illegible]兄弟の關といふ、柴田郡

（葉坂）

葉坂村の内に其跡ありといへり、葉坂は、入間田の西に
て、村田の東南なり。

瀦城鄕（ヌマキ）

和名抄、柴田郡瀦城鄕[illegible]今知れず、村田に
あたるか。村田には、常陸鹿島郡の村田、四
保の一族が、此に遷住知行せるより、其名なれば、中
世の事なり。
[illegible]云、瀦城、[illegible]、按、[illegible]郡又有瀦城鄕、[illegible]
氏日、[illegible]、[illegible]、今[illegible]村[illegible]、[illegible]
者、[illegible]城[illegible]、[illegible]、[illegible]由[illegible]其方[illegible]、[illegible]、
以待[illegible]、[illegible]有[illegible]、[illegible]瀦城[illegible]相[illegible]、亦[illegible]移民所
[illegible]。

村田（ムラタ）

今、村田[illegible]と云ひ、小[illegible]、[illegible]木、足立をも合す
大河原の北二里、之を[illegible]て名取川の上游に[illegible]て、
西は[illegible]山（[illegible]）を踰え山[illegible]へ、東は[illegible]より[illegible]へ赴
くべし。此邊は、柴田郡北方の中なれど、特に[illegible]とも
呼ばれたり（[illegible]）、名取[illegible]田へも通ずべし
封內記云、[illegible]、[illegible]、[illegible]足立[illegible]邑也、[illegible]
也、八幡宮、[illegible]、[illegible]、[illegible]、永享
三年九月建之、[illegible]、[illegible]宗、我[illegible]山[illegible]七男、住[illegible]門
[illegible]、[illegible]六[illegible]、村田[illegible]、在刈田郡[illegible]界、
故土人[illegible]村田[illegible]、[illegible]中、村田[illegible]之[illegible]
好、我[illegible]山[illegible]九男、[illegible]、[illegible]村田[illegible]之嗣、入道[illegible]
好[illegible]）、後、石川大和宗[illegible]、伊達右衞門[illegible]之一族、
[illegible]島[illegible]、永正十七年、[illegible]、[illegible]、
世次考に載せらる。又、村田氏は、もと小山結城の庶族、
常陸[illegible]郡に出[illegible]、[illegible]の四保氏に合考せらる
[illegible]、[illegible]田氏、[illegible]、[illegible]、不知其
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]四年、從
[illegible]山公[illegible]、近[illegible]、[illegible]女、[illegible]之
民部少輔宗[illegible]
わさと[illegible]、[illegible]、何月十日、こいすみ方へ動なな

一候、四保へまかり越候、なにむき色々、四保四郎衣裳合いたすへく候、中まて返し候共、別而入一に相調一て、ふけ／＼と急いで、あてかせ可被下候、尚、萬吉直々謹言、

二月九日　　輝宗（判）

中名[illegible]役等殿（伊達家長倉文書）

小泉（コイヅミ）

今村田村へ入る（一封内記云、小泉邑、小泉四郎（諱不傳）所居、按、古者、我公族有稱小泉者、今其家亡、四郎乃其先世乎、元和中、田手[illegible]所居、按、[illegible]初住于伊具郡角田邑、後移住于[illegible]、後又移于江刺郡[illegible]内邑）

白鳥神社（シラトリ）

觀蹟志云、村田白鳥明神、[illegible]北三町餘、有社以南有寺、日大宮山宗[illegible]寺、[illegible]是乃所祭日本武尊、故稱之本宮、大高[illegible]日、[illegible]不合焉、其所[illegible]、乃用明天皇皇子也、故[illegible]乳母宮于近鄰並立、是其證也、[illegible]日此神、安倍[illegible]時[illegible]、自[illegible]八郎行任靈也、以爲其乘馬鄉人建祠以祀之（名蹟志云、夫白鳥神祠十二町、路上山頂、有[illegible]、[illegible]用明帝皇子之乳母、土人稱稻田明神、[illegible]日[illegible]、有寺、日[illegible]山[illegible]岸寺、[illegible]大高宮下

足立（アシタテ）

（蘆立）今、村田村の大字にて、東北一里、此より、山形諸道は西北二里、川崎驛へ達す　古昔蘆立につくる

名蹟志云、夫村田乳母村、西北十五町餘、往昔、[illegible]野志津摩者居館也、過[illegible]館、有長坂、日之[illegible]坂、[illegible]坂西二町餘、有[illegible]、[illegible]、其地石巖上有[illegible]穴、[illegible]、相傳、[illegible]時、有[illegible]、[illegible]、其由[illegible]去、[illegible]日之大硯、又、山[illegible]有小石、形[illegible]如龍子、日之石[illegible]岩（ヒイ）○足立川は、一名荒川といふ、村田、足立の山野に發して南下、大河原驛に至り、白石川に入る、長五里　○世次考云、輝宗公、永正十五年、賜判書於上蘆立宗右衛門日一、自西美作所買地、蘆立邨内云、所々各任本主、不可有相違、十七年、賜判書於足立宗右衛門日一、自村田[illegible]所買地、[illegible]、云云、自西新左衛門所買地、[illegible]足立邨内[illegible]、云云、各任本主、[illegible]代不可有相違、仍爲後日[illegible]

名取郡

柴田郡の東北にして、其東は海、南は逢隈川（亘理郡）、北は宮城郡、西界は羽前村山郡に至る。今、面積二十九方里、人口六萬五千、十五町村、之を長町に治む

名取は、名取川の水勢に及ぶ行路の形状に因みて、柴田郡の富岡（支倉）、川崎の二村を、名取郡の中に編入したり

名取郡は、和名抄、奈止里と訓し、八郷を載せたれど、名取重複すれば、實は七郷なり　其内置は、和銅六年紀「十二月、新建陸奥國丹取郡」と見え、丹取と云へるか、又、名取に改められしなり。

さて、此和銅の丹取郡建は、今の境[illegible]の地に新建せられしにや、はた、分郡を云へるにや、疑惑あり　塚本氏の説きは、大化改新の當時に、置郡加美に至ると云へて、柴田、宮城等は早く建てられ、和銅の丹取は、[illegible]分たれし者歟、猶考ふべし。又、神龜五年紀「四月、陸奥國請新置白河軍團、又、改丹取軍團、爲玉造軍團、並許之」とあり　佐久間氏「玉造乃丹取地乎、且併之其郡者乎」と解かれしは從ふべからず、丹取軍團を移して、玉造軍團と爲ししのみ

天平神護二年、陸奥國人、外正六位上名取公龍麿、賜姓名取朝臣、景雲三年、名取郡人、吉彌侯部[illegible]人[illegible]、賜姓上毛野名取朝臣[illegible]ば、本郡の[illegible]は、[illegible]の[illegible]裔なり　貞觀十一年、名取郡大領、[illegible]とする[illegible]は、[illegible]姓[illegible]、[illegible]いへるは、大伴の末族、名取に[illegible]べし

又按、丹取、名取、[illegible]、[illegible]なり、名取[illegible]らず、[illegible]の古歌に[illegible]、今の[illegible]にはトリ（[illegible]、

子トリン（靜和の波）等あり。

玉前鄕（タマサキ）

和名抄、名取郡玉前鄕　今、千貫村（センガワン）、岩沼町、及び玉浦村にわたるものならん　一郡の南界にして、武隈川に瀕り、西は柴田郡大前鄕に至り、東は海濱に至る

玉前は、又、延喜式に驛名として擧げらる、驛家を兼ねたり　今、千貫村南長谷（ミナミハセ）に、玉崎（タマサキ）の地名の遺れるは、蓋、驛家の址にして、山海兩道の交會とす（海道亘理郡への渡津を、稻葉渡といふ）原書、一本にタマヽへの傍訓あれば、誤れり　（封内風土記云、玉崎者、武隈以南之地、今長谷邑、有號玉崎地、有溝架梁、曰入聲橋。

（玉崎）

長谷（ハセ）

今、玉崎、志賀、長岡小川と相合せ、千貫村（センガワン）といふ、柴田郡槻木村の東にて、岩沼驛の西、逆隈の左岸とす、驛路之を貫き、一名玉崎と云へり

餘目氏記録云、永正十一年[illegible]、應永の北、大崎殿、鎌倉[illegible]より[illegible]下給て、伯道大越にて御腹召さる、備[illegible]大須賀[illegible]、[illegible]十五才に成給ふ、東福地對馬守[illegible]供して逃たり[illegible]、[illegible]の中[illegible]と云人の方へ具足しない、それより[illegible]立にて、南長谷まで御下り、大崎へ附給ふ。

封内記云、長谷邑、龍谷山廣嚴寺（コウゲン）、天文二年、自圓和尚中興、名跡志曰、在千貫松[illegible]北、武隈西、相傳、往時、爲由利若大臣愛鷹緣[illegible]所建也、有大悲像、曰長谷觀音、

南北邑名、出于此、鄉說曰、由利若大人、[illegible]海曲矢文房具、繫小硯于鷹翼而放之、[illegible]、[illegible]而死、後人葬山畔、建寺[illegible]、[illegible]日、邑名之[illegible]、非[illegible]、[illegible]中、源頼[illegible]建之、[illegible]長谷佛像、曰若是由長谷寺、南北邑落、以據此寺號云、〇[illegible]長谷[illegible]云、[illegible]元[illegible]、有三子、長曰彥五郞、早世、次則右近大夫宗元、[illegible]、三男[illegible]、[illegible]長谷氏始[illegible]、住于名取郡南長谷館、有一女、[illegible]兒宗[illegible]、次[illegible]、[illegible]長谷氏、[illegible]、天文二年卒六十一、[illegible]名取郡[illegible]長谷邑、[illegible]、[illegible]後改鷹硯、[illegible]重[illegible]修理[illegible]、天正十八年、[illegible]封[illegible]田郡[illegible]館。

千貫松山（センガンマツ） 南長谷驛路の西北當にして、新山（シンザン）とも呼ばれ、東[illegible]王の遺跡をつたふ[illegible]、[illegible]、由[illegible]と相混じ、玄海島を以て、此地を[illegible]あり

名跡志云、千貫松嶺、上有新[illegible]、山下有[illegible]、深谷一由[illegible]、[illegible]、[illegible]低、兩相連數十町、有[illegible]有[illegible]、[illegible]排[illegible]、[illegible]漁舟、[illegible]者、或有[illegible]々面失向東、[illegible]望此[illegible]、[illegible]長方隅、[illegible]其邑落、於是、有大安其[illegible]者、[illegible]之心以[illegible]、[illegible]千貫而當之、亦[illegible]過[illegible]、[illegible]千貫[illegible]松、[illegible]標準、相傳、乃名以此[illegible]樹也

元禄[illegible]、[illegible]の[illegible]に、玄海（ゲンカイ）と[illegible]所より、[illegible]由利若[illegible]人[illegible]故[illegible]、[illegible]に[illegible]の[illegible]、[illegible]語る[illegible]、[illegible]、千貫[illegible]、[illegible]枝[illegible]方へ[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の印の松か、宗久法師[illegible]に見ゆ、玄海がしまは、西國の筑前の沖にあるなる、此を玄海島とは里俗の誤か、〇今按、千貫松に新山[illegible]あり、又、[illegible]由にもつくる、[illegible]の[illegible]、[illegible]之なる、[illegible]其由來知れず、[illegible]、由利若[illegible]と[illegible]、[illegible]名[illegible]

觀聞志云、千貫嶺上、深山叢祠西、可三百步、有一石、長七尺高[illegible]七寸、[illegible]緑丸名、由利若所飼鷹兒名、[illegible]其主[illegible]、[illegible]、[illegible]化石、見由利若草紙、因言、此[illegible]乃[illegible]島也、由利[illegible]百合）、俗說曰、嵯峨帝朝、豐後[illegible]日百合若、[illegible]、[illegible]時[illegible]、此時[illegible]高句麗[illegible]國、[illegible]百合若討之、已有功、及歸朝、[illegible]引[illegible]、[illegible]之[illegible]島、[illegible]大人、不[illegible]、[illegible]百合若[illegible]海曲有[illegible]、[illegible]于[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]百合若事、不見正史、況[illegible]國之[illegible]、未[illegible]、元[illegible]島者、[illegible]龍子引藤草記、有一解 今按、[illegible]長谷寺[illegible]に、[illegible]寺とあるを、近世[illegible]に作り、以て後丸の[illegible]に附會するなおもへば、玄海島由利若の說は、[illegible]以後の[illegible]なり 宗久[illegible]には、綠丸といはずして[illegible]といふ、[illegible]、由利若草紙の附會をなさ[illegible]しを知るべし

東平王墓（トウヘイワウ） 千貫松山の古墳を[illegible]、東平王墓とは、[illegible]て、古塚に詠懷せらるる一典故にして、此には、固より[illegible]人[illegible]、由利若、綠丸の[illegible]、近世、此地に附會せられしも、此墓在りしに由ると判知すべし

[illegible]佐藤氏名跡志云、千貫松嶺[illegible]東、山下有古墳、[illegible]青松十[illegible]、[illegible]、[illegible]異邦人東平王[illegible]死于茲、[illegible]於山下、以[illegible]、[illegible]、塚上草木、[illegible]盡向于西、[illegible]、宗久紀行亦[illegible]異邦人、客、東平王者、[illegible]之[illegible]、[illegible]日本紀[illegible]東人、神龜[illegible]年、東國節度使」[illegible]、東海東山節度使、[illegible]府將軍、國分式次第日、東平王是也、或記日、大野東人、惠美朝獵、稱東平王、[illegible]兒[illegible]城王、云々、因[illegible]之、[illegible]之人、死于[illegible]之[illegible]也、[illegible]不[illegible]之、[illegible]異邦人、宗久亦不知古書、[illegible]俗之說矣、[illegible]國集十四、[illegible]東平樹詩、[illegible]此樹名人[illegible]客之[illegible] 〇觀聞志云、千貫[illegible]

有古塚、曰東平王墓、按、文選[illegible]、劉孝[illegible]書曰「[illegible]、東平之樹、[illegible]陽[illegible]、[illegible]山之[illegible]、[illegible]而赴節」云云、[illegible]、[illegible]東平思王家、在東平無鹽、[illegible]、思王思[illegible]、[illegible]之、其家上松[illegible]西[illegible]」今共考之、[illegible]東平王是[illegible]之故事、[illegible]生[illegible]之發[illegible] 揺[illegible]、[illegible]想[illegible]之[illegible]、[illegible]之事者矣、此古墳也、[illegible]異邦人[illegible]、[illegible]之[illegible]、有[illegible]夫東平王[illegible]、[illegible]合[illegible]、[illegible]之[illegible]、宗久[illegible]信傳聞之[illegible]、西記之、[illegible]之[illegible]也 〇東[illegible]云、[illegible]日、東平思王宇、在[illegible]、[illegible]、[illegible]在[illegible]、思歸京、後葬、其家上松柏皆[illegible]、[illegible]日、思王宣帝之子也 〇今按、この古塚は、[illegible]人なるか詳にせずと雖、之を由利若草紙に附會して、征夷の[illegible]、恐らくは、名取[illegible]府、武[illegible]館に[illegible]の大宮[illegible]、[illegible]も、由利若は、[illegible]地に死せざるが故に、[illegible]、[illegible]一層を[illegible]ふる者に[illegible]たり 畢竟するに、[illegible]大宮の遺[illegible]、[illegible]東平王に比せられ、[illegible]は百合若に牽强せられしなり

觀[illegible]中宗久紀行云、[illegible]川の[illegible]より[illegible]、行く道の邊に、[illegible]の[illegible]、[illegible]人の[illegible]と[illegible]て、あたりの[illegible]に、[illegible]など[illegible]多[illegible]けたり、[illegible]とうへいわうと云[illegible]、[illegible]なり、故鄕を[illegible]つつ、此處にて身まかり[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]の上の草木も、皆西へかたむくと申しならはせり、と語る人ありしかば、いと哀に覺えて、夜の[illegible]が、[illegible]に[illegible]、思[illegible]、[illegible]も、[illegible]、[illegible]なり、夜半の煙もなほ故里の方にやなびかましと、浮世の妄執も、おぢきなくこそ覺え侍りしが、塚の上に、松の木數多生ひならべるも、うなゐ松とはこれにやと、哀れなり、[illegible]のためしも思ひ出でらる、

故鄕をげにいかなれば[illegible]となる彼[illegible]へ[illegible]も忘れざ[illegible]らん

岩沼（イハヌマ）　今、岩沼町、八日六千［illegible］日、阿武隈川の北岸に在りて、山海二道の交會する所とす。鐵道、仙臺へ十一哩、福島へ三十八哩、原町（相馬）へ十五哩。舊名武隈（タケクマ）といふ、玉前郷の屬にして、國府の別館ありし地と説かる。

國郡沿革考云、名取郡は、古へ國府を置かれ、武隈の地に建つ、後、宮城郡へ移さる、武隈は、即玉前郷に屬し、今岩沼村なり。

封内記云、岩沼郷、有市町而驛也、往古稱此地曰武隈、不詳自何時稱岩沼來、蓋、以城邊有池、號岩沼也、有號［illegible］地、城墟、今古内氏居之、（［illegible］七千四百石）。

（武隈）

岩沼［illegible］　　［illegible］龍

先公舊封地、草木敬心涯、山水存城郭、風雲無古今、逆入歳往事、拜臘入空林、落日飛花散、［illegible］暮鳥吟、

寳曆中屋東庵紀行、岩沼驛有城、［illegible］之臣岩沼［illegible］古内［illegible］主膳所居也、凡仙臺提封之中、有十八城、舊有以上之臣、分守焉、此其一云、謁竹駒祠、蓋武隈神［illegible］方言謬乎、北有二百歩許、民家庭中有赤松、曰武隈松、又名二木松、本圍可四五尺、爲二株、枝葉［illegible］、［illegible］松已枯、後人更植、以存其名、此［illegible］房之子也［illegible］、植替古色、［illegible］百年外之物也、［illegible］中借一宿而午飯、［illegible］驛市、交易雜沓、［illegible］東奥［illegible］侯朝覲於江都之孔道也（仙臺［illegible］）四月十一日、我［illegible］公、麾下を率ゐて城を出で、十三日、白石城に述し、諸軍を指揮して先鋒は［illegible］折驛へ入る、［illegible］總督は次して岩沼驛に在り、十七日、我公［illegible］折に進軍、十九日、土湯口鬼面山に會人を伐つ、閏四月十一日、米澤使（上杉齊憲）自ら白石城に來り、會津の降伏に關する要件を我公と商議す、十二日、我公米澤使と同行して岩沼に至り、九條總督に謁し、具陳する所あり、且、二十三藩連署の歎願書を呈す、總督稍赦さんとする色あり、然れども［illegible］參謀の［illegible］如何を［illegible］して、敢て一言を［illegible］することなし、十九日に至り、總督歎願書を却け、我軍を督進す、［illegible］是れ督參謀の意に出づる［illegible］、相［illegible］して其兵を［illegible］せんと欲す、是夜、［illegible］、仙臺藩士［illegible］を［illegible］島に［illegible］す、是日、會津兵進みて白河城を陷る、二十日、我公［illegible］、出羽諸藩の老臣と白石に會し、［illegible］りて［illegible］總督を［illegible］して［illegible］に還る。

名取鎭所址（ナトリ）　養老六年紀、陸奥鎭所といへり、後の武隈館といふ、即是れ歟。初め、名取鎭所を以て、軍事民政を併せ執る所とせられしが、多賀築城の（神龜元年）後は、鎭守將軍の［illegible］、多賀に［illegible］、國府も之に［illegible］、延暦四年まで［illegible］は名取に在りし［illegible］云、

名取軍團は、其後まで此地に遺れり

名取の鎭所、軍團の遺址、今考定する所なしと雖、假に此に係けて、武隈館の前に置く。（名取の郷驛、並びに名取郡の郷名に據りて、［illegible］の北邊［illegible］）［illegible］舒明帝の時［illegible］養老以前八十年［illegible］上毛野形名の［illegible］守せる［illegible］は、［illegible］の邊城なるが、亦、［illegible］名取に［illegible］、名取［illegible］上毛野氏の［illegible］に附記する［illegible］くなれば也。是れ、臆断の嫌なきにあらざるも、緊切の［illegible］にして、［illegible］古史の［illegible］たるや必せり。

舒明紀九年、蝦夷叛、以不朝、即、拜大仁上毛野君形名、爲將軍、［illegible］、蝦夷［illegible］、遂爲賊所圍、軍衆悉潰、［illegible］君［illegible］遁不知所向、［illegible］日暮踰垣欲逃、爰［illegible］形名君妻歎曰、［illegible］、汝祖等渉蒼海跨萬里、平水表政、以威武傳於後葉、今汝頓屈先祖之名、必爲後世見嗤、乃酌酒強之飲夫、而親佩夫之劍、張十弓、令女人數十俾鳴絃、既而夫更起之、取伏仗而進、蝦夷以爲軍衆猶多、而稍引退、於是散卒更聚、［illegible］振旅、［illegible］蝦夷大敗、以悉虜、

武家名目抄云、［illegible］將軍［illegible］、陸奥者、［illegible］古以來［illegible］、其［illegible］境［illegible］、［illegible］和銅五年九月、分置出羽國、［illegible］天皇養老［illegible］年、［illegible］置按察使、［illegible］事、聖武天皇［illegible］年、陸奥國内、［illegible］置［illegible］守官、［illegible］國相［illegible］、分任國事云々、按、聖武天皇［illegible］年は神龜元年なり、この年、鎭守將軍大野東人、始て多賀城を築く故に、本書にこの文あるなり、然れども續日本紀を考ふるに、養老六年八月、「［illegible］點［illegible］戸一千人［illegible］陸奥鎭所」［illegible］、神龜元年四月、「［illegible］綿帛二百［illegible］千［illegible］六千［illegible］」［illegible］云々の文あり、［illegible］、多賀［illegible］を［illegible］以前、すでに［illegible］、［illegible］機云、［illegible］十國［illegible］、［illegible］軍團［illegible］、［illegible］五年［illegible］軍團［illegible］事、［illegible］官［illegible］、［illegible］改［illegible］軍［illegible］、非改［illegible］郡［illegible］名取團［illegible］と［illegible］、［illegible］弘仁六年官符［illegible］、［illegible］名取［illegible］一千人を加へ［illegible］見ゆれば、［illegible］名取に［illegible］後まで［illegible］團あり［illegible］なり、［illegible］郡は、海道山道の相會する要衝にて、軍團を置かれずばあらず、之よりさき、養老六年八月に陸奥鎭所、神龜元年二月に鎭守軍卒など見ゆる、皆此の軍團なり、此年（神龜元）、多賀城を築きて鎭所北進せしならむ、斯くて、天平神護二年に「陸奥國人、名取公龍麻呂」、神護景雲三年に「陸奥［illegible］名取郡［illegible］人［illegible］吉彌侯部老人、賜姓上毛野名取朝臣」など見えて、［illegible］より［illegible］に丹取を名取に改められしを知る、然して［illegible］の宮城郡の地は、［illegible］も名取郡内にて、後に割きて多賀城にて管［illegible］せしは、天平寶字四年二月に「陸奥國調庸者、多賀［illegible］」とありて、多賀を云ひて、宮城郡を云はざるにて知らる、之を以て延暦四年に見ゆる權置の多賀郡と見る［illegible］もあれど、三十四年間權置の郡と云ふことあるべしや、（多賀郡は、寶龜十一年の、蝦夷伊治公呰麻呂の亂後に、權置せられしものと思はる）斯くて後、多賀城

管下の地を宮城郡に建てられ、天平神護二年十一月に至て、陸奥國牡鹿宮城二郡稻穀、賑給貧民」とありて、宮城の郡名始めて見えたり。〇奥州鎭戍選置の沿革を惟ふに、養老の分國にあたり、逢隈渡、篤借山以南に、石城、石背の二國を建てらる　其以北は、關外の地、最防備を要す、而て、名取郡は實に其衝に居る　鎭所の此に在りて、軍政の府たりしこと、形勢の上より打算せば、殆疑を容れず　其郡中の地、山海の兩道を控へて、且、舊府の墟と稱する者は、卽、竹隈(岩沼)に外ならず　又、名取鎭所は、多賀築城の後には、其城を停めて團と爲し、(軍團は、城塞鎭守の番上兵士を、點檢徵發する營所なり)玉造に新營を起されしに似たり　是れ、弘仁六年官符に、名取軍團、玉造軍團を並び擧げ、其從來の每年點檢の兵數、各•千と注す、以て徵すべし。天平十八年官發に謂ふ所の、陸奥國團六院は、其名を詳にせざるも、名取、玉造は、まさしく其中に屬す。元慶中の官符の七軍團も、推して知るべし　されば、名取の鎭所、軍團の遺跡、今仔細に之を擬定する能はざるも、其名目を此間に係けて、後の考量に供ふと云ふのみ。武隈館の外に、植松館、高館(吉田)並びに合考すべし。

丹取團院址

丹取團院址　今知れず、名取鎭所に合考すべし。軍團は平城平安兩京の盛時に、每州其置院を見しも、後世之を傳ふる者少し。此には、陸奥の邊要、ことに攻守進退の形勢に參稽すべき者あるを以て、團院の目を擧げて、其略說を爲す　陸奥の軍團は、神龜五年に、白河丹取玉造の三團見え、天平九年に、當團兵士　鎭兵の外なり　五千人ともいへば、每團千人にて、五軍團なりし歟、卽、白河行方安積丹取玉造なるべし　而も、天平十八年、陸奥國團六院(補鎭三代格)といひ、小田郡にも一院を新置せられしを覺るべし　後、發停の事ありしにや、寶字中、兵士四千人點加の事、所見あり。それも、弘仁六年「兵士、舊數二千人、名取團、玉造團」といひ、「今請加四千人、白川團、安積團、行方團、小田團、通前六千人、分結六番、以旬相代」とあれば、寶字以後にも、沿革ありしなり　弘仁十年に至り「陸奥國言、當國軍團兵士等云、兵士年役、六十箇日、分結六番、以旬相代、日食私糧、身直城塞、兩道路遠遠、頻煩往還、家居少日、何濟産業、因茲逃散者多、民不安堵、望請、更加二千人、與本并八千人、分結八番、延彼番程、以息弊兵、曾不更置閑、同加諸軍團者、許之」とあれば、六軍團八千人の合數なり。元慶中には、七軍團といひ、延喜式之に同じ、一團の新置せるを想ふべきも、其郡名を逸す。

武隈館址

武隈館址　驛の西北に在りて、鵜崎とも呼ばれ、近世には、岩沼邑主古内氏之に居れるを以て、岩沼城とも稱へらる、其鎭守を雲南權現といふ（雲南、或は雲雷に作る、土器村往々其祀あり、稻荷に同じともいへり）

（雲南神社）

觀聞志云、武隈古館、歌枕試曰、武隈二木松、藤原元善任國之時、所植于館前也、然則松下邊、乃古之館地乎、鄕人未詳其地、可謂遺恨矣、今藩臣古内氏居館、豈非昔時之地焉（尾陣日乘云、竹駒の名、何の謂なるを知らず、或は、阿武隈に作れり、近時、遊東陳錄に說を作して曰く、水名逢隈、古へ讀て阿武隈とす、後人阿の字を去て武隈とし、展轉訛失、遂に竹駒とすと、或は然らむ）〇封内記云、鵜崎城、又稱武隈館、傳曰、往古源重之朝臣所築也、天正以前、不詳何人居之、自天正之初、泉田安藝重光居之、義山公時、賜古内主膳重廣。

（鵜崎）

國郡沿革考云、陸奥國府の宮城郡へ定められしは、彼郡の鎭府（多賀城）を宮城に徙せる後なるべし、延曆四年三月、大伴家持奏言に據るに「名取以南十四郡、云々、足人兵於國府、云々」とあり、蓋、此時、國府名取郡にありしならん、藤原清輔奥儀抄に「武隈の松、云云、宮内卿藤原元善（右京大夫是法の男、是法は中納言葛野麿呂の孫）と云ひける人の任に、館の前に始て植たる松也、陸奥の館は、武隈と云ふ所にあり」陸奥郡考所引舊記に「武隈之館者、奥武守園字、國司古館致治始築之、其後代々國司居之」此等の説に據れば、延暦の初までは、名取郡岩沼の武隈を府とせられしか、或は曰く、武隈の府の、宮城郡へ遷移せられしは、蓋、天平寶字の初めに在りと　歌林良材云、奥州たけくまといふ所に、二木の松あり、是によりて、こもたりといへり、はなはとは、山のさし出たる所に有をいふなり、袖中抄曰、古歌に、

われのみやこもたりといへば武くまのはなはにたてる松もこもたり、

拾遺集を引て、

我のみやこもたりてへは高砂のをのへにたてる松もこもたり、

とはいはれたれ、高砂の松は、二木ともきこえず、又、捴じて山の松ならば、二木に限るべからず、ちかく見たる人とて、山のさし出だる所に有なりとぞ、ちかく見たる人は申し、教長朝臣、宮城野に武くまの松も侍れど、今は見えずと、宮城の武隈館、はなは館は、ひとつ所也（今按、宮城の館とは、多賀國府を指して云へば、武隈と相混すべからず）　保田氏新風土記云、榮花物語なる武隈の尼は、名取郡の人歟「八月廿日餘り、法成寺に參りたるに、有明の月くまなくて、池の鏡のやうなるに、かけとゞめたる月、いとおもしろくみえけるに、武隈の尼のよめる、

池水にすめる有明の月を見て西の光を思ひやる哉」

とあり。

鼻端

鼻端　武隈の舊館の邊の地にて、往時松樹あり、後世其地を失ふも、歌名所なれば、種々の考按ありて喧傳せらる。〇觀聞志云、鼻端松　又作鼻塙、今在岩沼武隈館内、（驛

内五町餘、過小坂、入其地、二樹相並、枝葉繁茂、一在飯野坂南弘誓寺、今日栈松(ウエマツ)、按、此松抄、二株松、鼻端松、混爲一所同樹、傳聞誤傳之也、唯源重之爲宗樹、實見不可誣矣、以此爲正、教長宮城武隈爲一、亦傳聞之誤也。

清輔奥儀抄云、(色葉集大同小異)、後撰の雑三の第一うゑし時契りやしけん武くまの松をふたゝびあひみつるかな」武隈の松も、何れの代より有ける物ともしらぬ人は、うゑし時とよまれたれば、おぼつかなくもや思ふとて書いて侍るなり、此松は、むかしより有にあらず、宮内卿藤原元善といひける人の任に、館の前に始てうゑたる故也、陸奥の館は、武隈といふ所に有、其人ふたゝびかの國になりて、後のたびよめる歌也、たけくまのはなは松ともよめり、重之歌曰、たけくまのはなはにたてる松だにも我ごと獨ありつはきく、武隈のはなはとて、山のさし出たる所の有なりと、ある人にみたる人に申せし、此松、野火にやけにければ、源満仲が任に又うう、其後又うせたるを、橘道貞が任にうう、其後、孝義伐りて、橋につくりて後、絶にけり、うたてかりける人なり、さりとも猶よむべし」袖中抄云、武くまの松は、陸奥の武隈といふ所に、二本ある松也、又、能因法師、陸奥へ再び下れりけるに、後度は武隈の松もなかりければ、

たけくまの松は此たび跡もなし千とせをへてや我はきつらん、

橘季通朝臣、みちの國よりのぼりて、

武隈の松は二木を都人いかゞととはゞみきとこたへむ

かゝる歌をなんよめりと、自讃したるをきゝて、[illegible]林寺大僧正深覺、返し、

たけくまの松は二木をみきといはゞよくよめるにはあらぬなるべし、

橘爲仲朝臣、みちのくの任はてゝ、のぼるとて、

ふるさとへ我はかへりぬ武隈のまつとは誰につげよとかおもふ

(輪鼻)

觀蹟聞老志云、今、岩沼驛西北四餘、館南六町許、有竹駒寺、北亦聞一町餘、其地一樹茂繁、高數[illegible]、可長、自古稱東日武隈植松、頃有兩樹相存一株、雖其名猶不相合、以重之歌考之、則稱鼻輪(ハナワ)者一株、自今昔名二木者可兩株也、然則此松實稱鼻輪者、而鄕俗生其地乎、或知傳二木松乎、又、名蹟異書、及其人說曰、武隈二木松、在館前也、於是、問古松位置、則依其[illegible]者、亦見予書中、按、如今所在松、亦止有[illegible]、而一株[illegible]、曽依一樹乎、又、[illegible]古人曰、曰二木鼻[illegible]久、然古書前人之言、異[illegible]、[illegible]不合[illegible]、[illegible]鼻[illegible]南古之、藻鹽草引奥儀抄、[illegible]、[illegible]而[illegible]、[illegible]、[illegible]後[illegible]、文[illegible]合[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、鼻亦如[illegible]、[illegible]、[illegible]、本則須取袖中抄之義、[illegible]信重之之意也

たけくまの松は、[illegible]

[illegible]見にきかい[illegible]

かれにける松なき宿のたけくまはみきといひても[illegible]なからまし、山家集」

文明十八年廻國雜記云、武隈の松の陰に、[illegible]、ふりぬる身のたぐひなりと、思ひよそへて[illegible]侍りける、

いたづらに我もふりぬは武隈の待つことなしに身は[illegible]

元禄二年紀行奥の細道云、岩沼に宿る、武隈の松にこそ、目覺る心地はすれ、根は土際より二木にわかれて、昔の姿うしなはずとしらる、先、能因法師思ひ出づ、往昔むつの守にて下りし人、此木を伐て、名取川の橋杭にせられたる事などあればにや、松は此たび跡もなしとは詠たり、代々あるは伐り或は植継などせしと聞に、今将に千歳のかたちとゝのほひて、めでたき松のけしきになん侍りし、

武隈の松見せ申せ遅桜　挙白

と云ものゝ、餞別したりければ、

桜より松は二木を三月越し

名取川を渡りて、仙台に入る、あやめふく日也〔陸奥千鳥云、今が瀬より岩沼へかゝり、橋の際、左へ二丁入て、竹駒明神あり、社より右の方へ一丁行て、武隈の松あり、

武くまの松の[illegible]

竹駒(タケコマ)稲荷神社

[illegible]、岩沼[illegible]、[illegible]の一名[illegible]す、由来[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]

延喜[illegible]

[illegible]云、竹駒明神[illegible]、小野篁爲陸奥守[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]八、[illegible]、後世[illegible]、[illegible]五郎橋、[illegible]、天文六年、[illegible]山公爲之[illegible]、再[illegible]祠及寺、且[illegible]、十八世[illegible]山公、[illegible]四十八石地、以備[illegible]之資、[illegible]二十一年也、享保七年、二十一世[illegible]山公、[illegible]十石[illegible]〔觀蹟聞老志云、武隈、乃名[illegible]、在岩沼驛内、社邊有八[illegible]、[illegible]也、[illegible]

太古驅竹馬而來于此地、故武隈文字或易竹駒、訓音相通、而來爲寺號也、岩沼村各思呼爲頭驅神、仲春初午日行祭禮、按、稻倉者、[illegible]倉稻魂也、豈以[illegible]、外者國以此神而質爲[illegible]之禍、於大唐經有[illegible]、是乃宇居附會者、豈足信之哉、尤可痛恨之至也、[illegible]、[illegible]地亦往時有此[illegible]、而好事爲[illegible]之者、以爲[illegible]、建神祠、因地名而號武隈明神者也、爲神官者[illegible]而無[illegible]其妄誕、合神明蒙此淫號矣、明神亦不加罰、神官亦不能告、故使神明永[illegible]于妖[illegible]、而[illegible]之甚、不復悲哉

安永六年小礒氏紀行奥之荒海云、武隈の明神に詣でぬ、五十[illegible]に羽まり、[illegible]大明神といふ、昔、松前へ渡り下る商人の、[illegible]と云ふ魚を[illegible]が、道なる道の程に、心うしとや思ひけん、此魚を松が枝に掛置きて、此處の主となんなれと戯れたりしが、程經て此魚より光さし、奇瑞見えたるを、所の人、祝ひこめて神と崇め貴む、其後、此神[illegible]を好み給ふて、所の人々痛く歎きけるを、或人[illegible]より[illegible]見れば、古狸の業にてぞ有ける、其後、斯る障もあらで、年經ぬると聞くも怪し。

竹駒寺（タケコマ） 觀蹟聞老志云、竹駒寺、相傳、往古能因法師所開基、寺中所藏舊物多、其一、中行大般若、其二、板行大乘經、[illegible]而用女筆反古、非[illegible]門院所寄附也、其書曰、敬白、十二斷食、右件[illegible]禁食之、如件、嘉元第三[illegible]、中冬初八日、平氏女敬白、外亦女子書[illegible]之草也、但女院親筆也、予嘗拜采、頗得婦人之書法、其三、涅槃像、謂[illegible]高古、畫中記曰、[illegible]神[illegible]山龍門禪寺、永[illegible]供養、貞和三年丁亥、六月十五日、畫僧宗久、摸[illegible]思恭筆、按、能因開基說、未詳焉、所藏緣起、及[illegible]鐘銘、雖[illegible]文言不足觀焉 ○今按管爲云、竹駒稻荷にまうで、樓門中門などもありて、よき社なり、かたはらなる竹駒寺が、こよひの宿なり、寺の前より、左の方に細道に入りて、或家の門に、さけくまの松とて立るを見て、まことの[illegible]松なり、されば、須賀川のわたりなりしが、誠の武隈にや、あの松、[illegible]近き[illegible]、古歌に「みちのくのふた木の松を人とはゞ岩瀬のもりの西と答へよ」といへり、この[illegible]書けるものあれど、此歌いかなる[illegible]、おぼつかなく、また、後拾遺集の能因法師の[illegible]、なりと[illegible]に、いづれも皆、國司の住める館の[illegible]、[illegible]ば、須賀川の方よりも、ここが國府に近くて、それにやと思はる。

(根曾藤)

玉浦（タマウラ） 今、村名に呼べり、早俣、[illegible]、押分、下之郷之に屬す、岩沼の東なる海濱の邑落なり

觀蹟聞老志云、岩沼以東、二木(ニノクラ)[illegible]濱、日藤曾根(フヂソネ)、是往時之玉(タマ)浦(ウラ)也、阿武隈河經其南、河由是直東經[illegible]濱地、是乃商舶之所通、設官置于此、而納公稅、有吏而司之、河北[illegible]名取郡蒲崎也、是亦商船着岸之津也、河流通中間而入于海、左右海濱、其有便廻船之地也、玉浦濱河畔之古名

蒲崎（カバサキ） 今、玉浦村大字寺島の管内にて、逢隈川の海に入るの處、北岸に在り、岩沼の東南二里、[illegible]川[illegible]山[illegible]は、此より北、[illegible]、[illegible]、蒲生[illegible]を經て、[illegible]に通ず、長九里、

(浦遠)

觀蹟聞老志云、遠望浦、或作十符浦、非地名、岩沼以東大洋之[illegible]港、[illegible]、故以爲[illegible]之[illegible]、而稱之遠望浦、古人賦詠傳之吟賞、指[illegible]地名矣、其亦有[illegible]可觀也、

陸奥國に侍りける頃、八月十五夜に、京をおもひいでて、大宮の女房のもとにつかはしける、　橘爲仲朝臣

見し人もとふのうらかぜ音せぬにつれなくすめる秋の夜の月、(新古今)

按、古來、以宮城郡多賀國府山麓、十符(トフ)池、混此浦名、而爲一焉、豈然耶、十符池、本以菅薦得其名、而名取郡浦[illegible]也、海上望洋而目力更遠、以其[illegible]得其名、十符[illegible]、[illegible]

[illegible]

なり、岩切村の十符池の故跡は、舊說、信け難し。され[illegible]、名取郡の[illegible]、[illegible]二者各別のみ。

押分（オシワケ） 今、[illegible]大字にて、岩沼の東、[illegible]の北、志賀川に[illegible]、[illegible]に至り海に入る、長四里。

(た之日)

下之郷（シモノゴウ） 今、玉浦村の大字にて、押分の[illegible]、志賀川南岸に跨る。封内記云、下之郷邑、有號相之瀨(アヒノセ)、[illegible]之日、藤曾根池、[illegible]

[illegible]

指賀郷（シガ） 和名抄、名取郡指賀郷。○今、愛島村、館腰村、及び千貫村へ入れる志賀の地なるべし。

[illegible]

の西北一里、志賀川の源なる山中にして、柴田郡入間田[illegible]

(賀志)

笠島（カサシマ） 今、[illegible]、北目、小[illegible]

[illegible]

封内記云、笠島邑、大塚、高可十丈、周匝百間餘、不詳所以其然、讒鐵古杉、在笠島道祖神社西、川内澤、往時藤秀衡上京、經此地、傍有老杉、射爲賀其首途、從者亦進其鋒鏑、夫明曆中、古杉猶存、根圍一丈二尺、鄕人他日欲伐之造商船焉、坎々伐之、鳴動之聲及鄕隣、割之遺壞頗多、造功已畢、泛于滄溟、其前宵有妖聲、未幾而損壞、杉下有一細路、是往昔通行之道、鄕人謂東京路、

道祖神社

封内記云、道祖神社、在笠島邑八津峰、古來州人、祈男女婚姻、造陰相掛之于社前、以爲報賽、至近年猶然、社家宍戸長門守禁之、今無掛之者、社南一町餘日馬沿宅、有雙石礎、古昔鳥井之址也、今猶存、名跡志曰、道祖神、是乃神代猿田彥命、天孫降臨之時、始啓行、仍爲道祖神、祖始也、道乃路也、因又稱岐神、岐或字誤、路岐也、乃道路之衣、是亦猿田彥神號也、原道之至極、則生々不息之名、於是推爲男女婚姻神妙和合之祖、又稱幸神(源平盛衰記云、昔一條の院の御宇にや、實方中將、歌枕注して進よとて、東の奥へぞ流され、三年の間名所々々を注しけるに、阿古野の松ぞなかりける、尋詫てやすらひ行ける程に、道に一人の老翁にあへり、實方を見て何事をか歎給と問ふ、あこやの松を尋兼ねたりと答ければ、老翁聞て、昔、陸奥出羽一國にて候し時こそ、陸奥國とは申たれ共、兩國に分れて後は、出羽に侍る也、彼國におはしまして尋給へ、と申ければ、即、出羽に越て、阿古野の松をも見たりけり、彼老翁と云けるは、鹽竈大明神とぞ聞えし、加樣に名所をば注して進ぜたれ共敕免はなかりける、(以下、舊別題爲笠島道祖神段)終に奥州名取郡笠島の道祖神の前を通らんとしけるに、人謙て云けるは、此邊は効驗無雙の靈神、下馬して過給へ、これは都の賀茂の河原の西、一條の北の邊におはする、出雲路の道祖神の女也けるを、いつきかしづきて、よき夫に合せんとしけるを、商人に嫁て、親に勘當せられて此國へ追下され給へりけるを、國人崇敬て神事再拜す、上下男女の所願ある時は、陰相を造て、神前に懸莊り奉て、是を祈申に、叶はずと云事なし、我が御身も、祈申て故鄕に還上給へかし、と云ければ、實方、さては此神下品の女神にや、我下馬に及ばずとて、馬を打て通けるに、神明怒を成て、馬をも主をも罰し殺し給けり、其墓、彼社の傍に、今に是有といへり、)奥の細道云、伊達の大木戸、鐙摺、白石の城を過ぎ、笠島の郡に入れば、藤中將實方の塚は、いづくのほどならんと、人にとへば、是より遙右に見ゆる山際の里を、みのわ、笠しまと云ひ、道祖神の社、かたみの薄、今にありと教ふ、此頃の五月雨に、道いとあしく、身つかれ侍れば、よそながら眺やりて過るに、蓑輪、笠島も、五月雨の折にふれたりと、

　笠島はいづこ五月のぬかり道。

按、道祖神は、塞神とも、道陸神とも呼ばれ、之を路邊にまつる(幸神とも云ふは、塞り塞く心の、さへの訛にはあらで、幸福を祈ることに出づることし)。フナドとはクナド(神代卷久那斗神あり)の訛とぞ。此神の靈德に、陰陽和合を説くは、古風俗なれど、沿革出入する所多きがごとし、且、陰形を以て、直に生殖器崇拜と相誤る勿れ。(陰形を、道神に捧くる故事は、播磨國道路の道辻塚にも合考すべし)

道祖　風俗通云、共工氏之子、好遠遊、故其死後、祀以爲祖神、漢語抄云、道祖、佐部乃加美。○按、説文、祖始廟也、以爲道祖者、轉注也、佐部乃加美、見空物語俊蔭卷、即塞神、遮塞邪魅之義、道饗祭祝詞云「大八衢爾、湯津磐村之如久、塞坐皇神」是也、今俗謂呼佐以乃加美、遂用幸神字、或以爲猿田彥神、昔宏人牽強爾、又按、佐部乃加美、即布奈斗乃加美、布奈斗乃加美、伊弉諾尊於所棄杖所成之神、其用道祖字者、古人漢語比擬耳、非祀共工氏之子者也(和名抄箋注)

宮城郡志波道上宮址に合考すべし、之を手向神とも、道神とも、又、阿須波神と申す

佐具叡神社址

今、笠島の北半里、鹽手に在り、延喜式、本郡の官社なり　或は之を以て道祖神に混ず。

(鹽手)　封内記云、鹽手邑、鹽之裳師、傳曰、往古有老僧、汲山下所涌之潮水煮鹽、令童子十二人、與之衆人治病、於是鹽竈所在、日竈之前、名其邑號鹽出邑、又有號鹽河原地、今書鹽手者誤矣、名跡志曰、鄕人曰鹽手邑、笠島北、邑堺實方馬具之繹環、轡者固結也、所以繫轡轡手鞍下之環、而固結馬具者也、鄕俗不解文字、書鹽手者不當、昔誤也、仍改書邑繹環、按、此説與邑人之所傳大異、姑記之備參考

觀聞志云、元祿元年戊辰、依命遊行于名取郡、所聞勝迹笠島、村中有民家、曰之北野宅、有小祠、日實方墓、或日作衛臣、是乃往昔佐具叡神址也、鄕人誤其音、且以爲昔人墓也、仍今荒廢、州人渾無知之者、可勝歎哉　神祇志云、佐具叡神社、今在笠島鹽手二村間、祀壽神、世稱曰道祖神

中將墓

今、愛島村鹽手に在り、前近衛中將、藤原朝臣實方の葬也

藤中將墓　　　闘　元龍

寂寞山村外、弔來古塚春、幽蹊荒蔭亂、斜日落花頻、
元是西京客、曾爲東海塵、悲鳴林裏雀、遺恨似呼人、

新古今集(山家集大同小異)云、みちのくにつきたり侍りしに、野中に、常よりはとおぼしき、塚の見え侍りしを、人に問侍りしかば、中將の墓とこたえけるに、中將とは何れの人ぞと、かさねて問侍りしかば、實方の御事なりと申、いと哀れにおぼゆ、さらぬだに、物かなしき霜かれの、すゝきほのほの見ゆる、後の物語にも、詞なき心地し侍けれ、

くちもせぬ其名はかりなとゞめおきて枯野のすすきか
たみにぞみる　同上　山家

源平盛衰記云、西行法師、去仁安二年(長門本作三年)の冬の比、諸國修行しけるが、中比のすき者にて、東は壺の石碑(イシブミ)、外の濱、又は今の松島、松浦の沖、名所歌枕の實見たり、歩み見ぬ所はなかりけり、陸奥國に下りし時、月には雲のふかきと云ひ、花の盛をも過ぐしとは、植木の實守の墓を見けり、實方中將の墓にてぞ、[illegible]を戀ひ、在所の關にかゝりては、[illegible]屋の柱に[illegible]、觀聞志云、實方中將墓、在南地、一町在鹽手村山中、一町社北七町餘、在愛宕後、日北野宅、嚴義祠、是其墓址也、或曰、作衛者其址也、但傳古之佐具殿[illegible]、南部俗謂其語音者也、然不能自伴其之意乃、可以、笠島村、實方之薨之地、俗人目籠中、[illegible]者之於大在也、[illegible]魚籠於籠中、仍日目籠塚、或曰、實方卒葬陶古野之松也切矣、故設後退戶羽州、[illegible]下起寺日高松山萬蔵寺、但陶古野之松在處也、封内記云、藤原實方朝臣者、大納言定時卿之子也、長德四年戊戌、有罪左降出守、今拝々古佐[illegible]之名勝、遊覽所尚、[illegible]不散、乘馬驚[illegible]頓仆、實方怨落傷身、同年十一月十三日、遂卒于此地、葬之塚、每歲十一月十三日、邑民祭之、稱國司祭、享保七年十一月、[illegible]山青記道[illegible]時、命之修補焉、名跡志曰、在邑中山頭、縄入目之北野宅、按、實方基墓之[illegible]不可捨、至今、里人村老[illegible]實方、[illegible]、實其人若父子之親、敢其人者君臣之[illegible]、[illegible]有向直本[illegible]、君事之[illegible]古今不絶、其誇見四[illegible]、[illegible]武隈なすぎ[illegible]、[illegible]の松山、道おになかやりて、さても道々と[illegible]、見つ[illegible]けに、いへの門に、なる木になりぬる[illegible]、[illegible]なりて、本ばは〆木の松山[illegible]なく[illegible]けける、

けふの道に、實方朝臣の墳墓と、しるしのかたち侍る、雨は降りぬれと、[illegible]ける故事なども、思ひ出でゝ、
さくら狩あめのふるごと思ひ出てゝけふしも[illegible]ころも哉。

笠島、鹽手の東にて、岩沼の北一里半、近世驛路之を通ず　今、本郷、堀内、飯野坂を合せ、館腰(タテノコシ)村と改む、

植松(ウエマツ)

植松とは、弘誓寺の松に因れる名とか、この松を、塙の松とも呼び、民巷には塙町(ハナマチ)の名あり、合考せらる。(觀聞志云、弘誓寺、西南有大悲閣、下有稻荷社、山下建彌陀堂、坂下有喬松、婦人言之栽松、或日、譚垂之所承接輪松、是也、)植松山は、丘陵、笠島鹽手へ連續し、名取郡の腹中を南北に兩分するを、此岡山に由れり。

(館腰)(弘誓寺)

封内記云、植松邑、有石、在號中之高地、土人稱之行石(アルキイシ)寶在也、弘誓寺、眞言宗、寶暦之比、燕猿房良賢上人中興、觀音堂、[illegible]田二十石、相傳、當所在地、古城也、稱館、(觀聞志云、栽松域、在栽松村、相傳、多田満仲往昔居此館焉、満仲是與頼朝史、往關之間、在武隈館、南與居此館之事也、然則為防禦設之、南備要害乎

(植松館址)

飯野坂(イヒノザカ)

今、館腰村の大字にて、植松の北、增田驛の南に廣浦川(增田川)を隔ており、一名、塙町(ハナマチ)、又、花町といふ

觀聞志云、飯野村、甚多植桃樹、前大守綱村君、一夜南行、路過此村落、斯日也、桃花開、紅白相交、満村之艶陽、甚可愛、顧侍臣、稱曰、此繁邑也、居民雖少、風光殊富、可謂錦繍郷也、稱之花巷而可乎、邑人因大守言、今日花町(ハナマチ)(封内記云、飯野坂邑、古道之西方、山中有羽黒權現大社、以其坂中出飯、邑名號飯野坂、羽黒權現社、不詳何時勸請、中古荒廢、悉爲烏有、僅存本社、七八十年前、有其礎石等、今皆爲邑民之地、但稱宮下居其庭者、不能食[illegible]、若食之者、則必有咎祟、有寺西聞寺之古井、蓋非人力之所致、伊達正統、明應四年、名取郡飯野坂館内を、留守又六に賞せられ、天文十二年、名取郡[illegible]、今[illegible]、守山[illegible]、國任望、名取郡中、中野常陸介分、[illegible]堀内之地、不[illegible]之、云々、など見ゆ。

(花町)

堀内

增田(マスダ)

今、增田町といふ、人口四千五百。驛道、岩沼四里、仙臺七里、廣浦川(一名增田川)は驛南を流る、

伊達世臣家譜云、增田、姓藤原、增田家累世一族之臣也、其先曾住于名取郡增田邑、因爲稱號、家系不傳、故其出自及朝一族之由、共不詳、十六世[illegible]君世、先祖增田[illegible]中務宗繁、[illegible]元服、賜宗字

名取郡を二分して、南方と唱ふるは、增田、中田の間に分てり、近世、南方二十村は、熊野堂、增田以南を指し、北方二十村とは、中田、高舘以北、及び茂庭、秋保等の山中を籠めたり。

增田に蛇塚、大塚、神明塚、狐塚、大神塚、大六天塚、宇宮塚等の塚名あり、昔[illegible]墳なるべし、封内記云、增田邑谷田村龍[illegible]寺、曹洞宗、寶仁元年、大何[illegible]和尚開之、屬憩後林雲寺、按、天何者、當家十一祖大海公五男、當寺十寺住持、有天海公考姚之靈廟、蓋、此寺開創、天海公卒去前也

名取郡南北の田野、耕平の地に、方俗、臺十(クネヤ)の名あり、其語原を知らねど、或は國府處の訛かといふ

手倉田(テクラダ)

今、增田町の管内なれど、驛南に當りて、飯野坂、鹽手へ接す。名跡志云、手倉田邑北南三町、手倉田、飯野坂、兩邑之間、有小山、日之下[illegible]、祭日、本社之神與慈于此地

餘田(ヨダ)

今、田高と共に、增田町の管内なれど、驛東の北に連接し、中田、前田の南とす、封内記云、上餘田邑、

（餘田塚）

塚に有一碑、[illegible]文、日、寛永十三年十月、云々、餘田塚、十八日之七高、[illegible]有之、長式丘六間、其七八間、橫各可一間半、其形如[illegible]、其[illegible]各可七間、右田中、未詳其所以然也

（杉袋）

下增田（シモマスダ）　今、杉袋（スギブクロ）と合せ、下增田村といふ、增田の東半里にして、海濱に近し、荒野（クワウヤ）とも呼ばる。廣浦川は、此にて內川貞山堀に合同す

陸奧國名取郡南方、增田鄕內、下村、大內右左衛門尉知行分事、爲兵糧料、所[illegible]預置也、早任先例、可被致沙汰狀、如件、
元德[illegible]年十二月二日　陸奧守
相馬治部少輔殿〔相馬家傳〕

北竈濱（キタカマ）　今、下增田村の管內にて、杉袋の海濱をいふ

世次考云、元文十三年、[illegible]宗公、賜判書於增田玄蕃[illegible]、今度依敷請、知其行內、高森分在家一軒、并中野常陸介所抱、北竈濱一所[illegible]、賜之

閖上濱（ユリアゲ）　今、小塚原、牛野、大曲、高柳等を併合せ、東多賀（ヒガシタガ）村と改む　增田の東一里半、名取川、并に增田川の海に入る所にあたる、宿驛、仙臺市へ四里、內川（貞山堀）[illegible]、四里、增田へ二里、其路水底の合流する口を湊（ミナト）といふ

（閖上濱）

封內記云、閖上濱、有市店商家也、[illegible]上、有湊明神、觀音寺中、有延元年所建古碑、以明延元以前古寺也

（觀聞志云、按[illegible]字未見字書、俗間用來、而東水[illegible]之狀、然則以港字而爲之乎、港乃水分流也、又水中行舟道或爲港、洞開道也。

小塚原（コヅカハラ）　今、東多賀村の大字にて、閖上濱の南半里。廣浦川は、此地を迴流して貞山堀に合し、閖上の湊に通ず。

高柳（タカヤナギ）　今、東多賀村の大字にして、閖上濱と、增田驛との中間に在り。延喜式內、名取郡の小社、多加神社は、觀聞志に所在不知と云はれしも、何の頃よりか、高柳の若宮八幡神を以て、多加神社と擬せり。田澤氏、古風土記逸篇を引き、日の若宮に附會せられしも、[illegible]

餘戶鄕（アマルヘ）　和名抄、名取郡餘戶鄕　今、增田驛、[illegible]上濱などにあたり、名取郡の南東を割きて、一鄕と爲せるにや、猶考ふべし。

驛家鄕（ウマヤ）　和名抄、名取郡驛家鄕　今、中田村にあたる、俗に名虎（ナトラ）里といふ。增田の北一里、名取川の南岸なり。[illegible]に、北岸に郡家、名取あれて、[illegible]南を驛家鄕と定められ、名取郡と[illegible]は、[illegible]水北に[illegible]なれる[illegible]、また[illegible]集、

名取川わたりてつくる小島田をもるにつけつつ夜かれのみする、〔夫木〕

六貞、

名取川いく[illegible]七瀨[illegible]八瀨[illegible]とも知ら[illegible]よるし

のたれば、

なぞ[illegible]るに、名取川は、水源[illegible]にて、古今沿革する所多し。小島田とは、河邊所々に散在せる田圃のありて、[illegible]人が在に[illegible]を作りて[illegible]せる形狀、想ひ合すべき所あるべし　封內記云、往古、名取川[illegible]、[illegible]道[illegible]爲瀨、日之古川、隱中田柳生」等とも述べられたり。○名取驛は、柴田郡の小野、名取郡の[illegible]、[illegible]路の會合する所にして、此よりは名取、廣瀨の二水を[illegible]、宮城郡[illegible]樹居驛を經、名取郡に達す

名取森（ナトリ）　奧縣東道行[illegible]云、中田より乾に名取の森有り、此森中に名取六十六鄕に鎭りたる木の根あり、之を埋木と云ふと、俚俗の說也、長町へ一里　。○觀聞志云、老女叢祠、在高田村中、新宮東南一里餘、道址猶存、烏鵲（カラス）宮、一作[illegible]烏宮、去老女祠一町餘、老女[illegible]烏祠祭之、以熊野之使令也、老女[illegible]、在下餘田村、北谷中島之間也。封內記云、高田邑、名取老女[illegible]、在路東三町、傳曰、古昔、老女夫婦所居也、小石塚、老女祭烏處也、在熊野宮宅地、邑民居之、是乃老女之寄祭、按、熊野[illegible]

[illegible]田邑名不遺、[illegible]座祠、十八[illegible]、[illegible]不合。

（前田）（名虎）

中田（ナカダ）　今、中田村といひ、前田、柳生、袋原、四郎丸を合す。增田の北一里餘、名取川の南岸にして、[illegible]市を爲す。

觀聞志云、名取[illegible]、[illegible]名虎（ナトラ）里、今前田村、是[illegible]也、[illegible]、湯[illegible]抱妨兒[illegible]若、與[illegible]乃[illegible]之、[illegible]中[illegible]部者、[illegible]住[illegible]田四郞[illegible]天文中[illegible]、[illegible]日中田、[illegible]醫也、號名虎里、[illegible]天文七年二月、[illegible]宗、[illegible]

觀聞志云、[illegible]天文七年戊戌六月廿[illegible]日[illegible]、同十二年[illegible]月、[illegible]十郞、[illegible]三[illegible]、同十[illegible]年[illegible]十二月、[illegible]五貫文年[illegible]、同十一年[illegible]十二月、[illegible]武樹[illegible]宗、[illegible]內人

袋原（フクロハラ）　今、中田村の大字にて、增田の東一里、名取川、北にて、北より來る[illegible]廣瀨川を容れ、故に落合の別名あり。觀音堂あり、落合寺と呼ばる（四郞丸に[illegible]す）。此よ

四郎丸（シラウマル） 今、中田村の大字にして、[illegible]名取[illegible]
[illegible]
元亨四年三月、[illegible]
[illegible]

川上郷（カハカミ） [illegible]、中田の西にして、地勢高し。此地に、名取川の水[illegible]、[illegible]高舘村なるべし
[illegible]郷[illegible]故にて、[illegible]郷名も出でしにや
高舘の[illegible]は、[illegible]六郷堀、上堀、下堀、十二郷堀[illegible]の灌漑に分たれ、名取郡南方北方の田土にそゝぐ[illegible]る。

吉田（ヨシダ） 今、高舘（タカダテ）村と改め、川上、熊野堂をも合す 増田[illegible]西北半里、高舘とは、古塁の名なり、一名羽黒といふ（高舘）

観蹟志、高舘古墟、在吉田村、相傳、藤秀衡之古塁、一説、源頼朝[illegible]、[illegible]、[illegible]上有羽黒祠也、伊達十四世[illegible]宗君、在伊達郡、[illegible]予遊西大[illegible]、[illegible]名取[illegible]田[illegible]、[illegible]田駿河守之。○東遊行覊抄云、赤坂山は、増田の西にして、高舘ともいふ、九郎判官義經の营塁なり、山上に熊野権現の堂あり。（今按、赤坂山とは川上村にて、吉田の高舘と相異なり）

伊達世次考云、[illegible]天文中、[illegible]
名見文書[illegible]
宮内[illegible]（吉良貞經）、[illegible]
[illegible]、石川五郎四郎光秀、[illegible]
[illegible]、名取[illegible]羽黒[illegible]陣、[illegible]
[illegible]羽黒[illegible]、今吉田村の高舘にして、羽黒権現社あり、それなるべし

（羽黒権現）

[□]日合戦、御代官致忠、神妙[illegible]出候、抑名取要害、[illegible]
[illegible]之[illegible]、[illegible]
念可被[illegible]、霜臺有御談合、早々[illegible]、[illegible]
萬事遼存候、委旨、中[illegible]、[illegible]
十一月廿五日 右京大夫直家（判）
[illegible]

[illegible]、可被[illegible]、[illegible]
於[illegible]方、[illegible]治御方人等、[illegible]
可押下 [illegible]
[illegible]
正平七年二月廿九日（観應三） 右京大夫[illegible]
[illegible]

吉内記云、吉田邑、[illegible]
養老二年、羽黒[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]

川上（カハカミ） 今、高舘村の大字にて、吉田の西なり 増田川（廣瀬川）は、川上の山中に發し、其山谷は、[illegible]
[illegible]
家の注意すべきことにて、名取郡の増田驛の西なる川上なるべし」云々と故す。いかに、逆隈川の河口須海の地[illegible]
[illegible]

（輪[illegible]）

熊野堂（クマノダウ） 今、高舘村の[illegible]、吉田[illegible]
[illegible]
早く其事[illegible]
[illegible]此歌は、陸奥に住[illegible]参りて[illegible]
〈三年まふでんと[illegible]しうくろしかりければ、いまふたゝびをいかに[illegible]〉[illegible]る夜の夢に[illegible]
名取熊野神社（ナトリクマノ） [illegible]
[illegible]

老女宮、以孟夏別當司若宮、以九月九日爲吉日、本宮曰之栗原堂、五郎右衛門者司之、以四月八日祭之、那智曰之高舘權現、有觀音堂、別當曰狗響寺、禰宜曰次右衛門、以六月十日爲祭日、縁起曰、昔年、名取郡有老女、信仰紀州熊野三山、參詣有年、老後不堪長途、保安四年、勸請三山神、祠於名取河南、斯地西北有原野擬飛鳥郷、西南有瀑布象那智飛瀧、名取河流爲音無川、合其地理方角者、自然之奇遇也、往古書寫之一切經、三千餘卷、歷年之久、蠹喰損失許多、今所有者二千卷許、天平寶字以來、至貞和之間寫納、施主姓名年月、前書今猶存、經中有記「寶德三年、天台山宰冕道禪師上人」又有古鐘、銘曰、大日本國奧州名取郡、於新熊野新宮寺、奉鑄鐘、長四尺一寸、口二尺六寸、重三百貫目、自尅到來之聲、蒙十方檀那助成、天長地久、御願圓滿、爲仁壽殿、大檀那源朝臣大膳大夫持宗、并御代官三河守朝時、同備田殿、豐田殿、馬場殿、文安三年丙寅、十月八日、比丘仁杜永、

按銘文中、以末、豐田等、各當家之臣、其書大檀那、亦當家十一世之公也、然書朝臣、未必無之、若其書式、其文草拙、有不可解者、姑記之以竢考、○觀聞志云、名取郡熊野新宮神輿、所載文書多、文治五年七月十日源朝臣、觀應三年四月右京大夫、文和四年三月平中務、貞治五年十一月平親貞、永和四年十月陸奧守、永德四年五月源棟義、應永十一年七月沙彌某等書也、又有文和二年癸巳、右京大夫、以名取郡北方三本塚郷、所寄附當社大般若轉讀料之書、○東奧紀行云、自笠島、小徑陟降、南行五里許、青田中有三株杉、不憩橋迹也、橋則亡矣、少行則有堆積、謂之五父冢、歇茶店、吹甜瓜、店主曰、自千貫松道於此、乃古之東道也、往往多名勝、從是五里、詣熊野堂、老杉夾路、幽邃可愛、更折可一里、出於名取川、行南堤上八九里、日暮而至中田

新羅郷（シンラ）

和名抄、柴田郡新羅郷、（今の柴田郡富岡村にやともいへど、徴見あるにあらず、暫く此に係けつ、後の定めをまつ、新羅の名より推せば、歸化韓人の邑落なりしに似たり

支倉（ハセクラ）

今、菅生（スガフ）を相合せ、富岡（トミオカ）村と云ひ、柴田郡管なれど、茂庭の西南三里半（大河原の北四里半）茂庭付赤石宿より、本村碁石宿を經て、小野、川崎、野上、笹谷と次第するは、山形への驛路とす　支字は走字の訛ならん

大槻氏云、柴田郡に支倉村あり、城址あり、支倉氏に出づる所あり、古くは長谷倉（ハセクラ）とも書せり、支と書きて「はせ」と讀むこと詳ならず、史譜の走の字の訛などにやあらむとの説もあり、又走の字の訛かなど思へど、何れも據あるにあらず、仙臺城下に、今も支倉町といふ街あり、支倉氏の邸ありしより云ふなり　六右衛門常長、慶長年中、海外に使航す、事は金城秘韞、及南蠻遣使考等に見ゆ

世次考云、天文十一年九月、稙宗公、被幽、長谷倉新右衛門尉忠常、其略曰、一急報、卿至近日、其進退如何、每奇信忠内已、請反風之時、信公深慮、云云來也、倘宜計策、如伴修寄前書、二本松家臣有遊心者、謀聞愚老之圖、去東已往、西山既同心矣、因去十三日、田村隆顯、及鹽松尚義、出馬於安達郡西根、二本松義氏如前同心、是以遊心衆引去、二本松在城、據有郷内渋長田之境、隆顯尚義不移時刻追攻之、破外郭、城已難保、尚懇乞降、因許之、隆顯當日引致之於田村、而不遺一人、翌十四日、以塩越能登守興行、輙擊取遊佐美作守要害、以堅固持之、二本松家裏恐平、同十二年、賜判書於支倉郷中曰「支倉郷棟役之事、十箇年閣之於下人也、一點不可有相違、自今以從正理爲忠節、尤爲肝要」

（長谷倉）

碁石（ゴイシ）

支倉の邑内にて、名取川の一支流に縁れる地なり、○封内記云、支倉邑、有號碁石驛、碁石川、又曰支倉川、乃小野邑北川前川之流也　○觀聞志云、名取石、想夫往昔、此河畔水汀、有文石、而入于朝貢者歟、見于源重之和歌集中、

おまむ石、なとりの石なつゝませ給ひけるに、三十一有ければ、ひとつに一もじをかきて、まいらせける、

若むさはひろひもかへむさゝれ石の數に皆とる千代はいくつか、

重之、奧州刺史、依命而賦一首之和歌、而分書之每石獻焉、實風流之雅玩、好事之幽致、後人未知如此有事實、故表出于此、如今有紅石赤石名、謂曰碁石。

菅生（スガフ）

今、支倉に合せ、富岡村といふ是也　碁石の東南にして、村田の東北とす　されば、村田より菅生を經て、碁石又茂庭驛に往來すべく、菅生の溪流は、北に降り、小石に至り、名取川へ入る、長四里

小野郷（ヲノ）

和名抄、柴田郡小野郷　今の柴田郡川崎村なる、小野の大字のこれり　さてこの小野は、又、延喜式に載せたるは、古驛名とす　本書に「篤借、柴田、小野各十疋、名取、玉前各五疋」とあるは、

篤借－柴田－小野－名取
　　　　　　　　　玉前

の形狀を呈する者とす　今も、小野宿とて、碁石宿と川崎宿の中間（各一里）、前川の溪流に倚りて其名のこる

○封内記云、小野邑、有市店曰驛也、小野長七郎覚長、古來采地、有古牘（富等文書、天文の頃のものに、砂金、小野の地に、彼家の知行ありし由見ゆ、

ないの内、二萬二千九百苅　此内にこまつくら
　二千六百苅　はたけ　百四十三貫三百地
　以上百八十九貫百か所
いさこきんかう九千三百苅はたけ五十四貫九百地

川内九千五百苅　畑六十七貫[illegible]
今しほく一萬二千六百苅　畑百九十四貫[illegible]
まいかは二萬三千三百苅　畑百八十一貫三百[illegible]
[illegible]十六百貫四百[illegible]

川崎（カハサキ）

今、川崎村と云ひ、小野、川内、笹谷、木砂金（イサゴ）等をも合す。即、名取川の一支、碁石川の源にして、青根嶽下[illegible]の東北なる山谷とす。川崎は驛店なるが、[illegible]の支峰）より發する前川（マヘカハ）に縁るを以て、前川村とも呼ばれたり。[illegible]庭へ四里、笹谷へ二里半、圓田（刈田郡）へ三里。

（前川）伊達世臣家譜云、瑞山公（綱宗）次男、[illegible]作守村和、元禄八年、肯山公（綱村）分[illegible]二萬石、[illegible]列諸侯、[illegible]下、亡有[illegible]故[illegible]、住于根白石邑、[illegible]給米三千俵金二百兩、[illegible]和于宮内村[illegible]、享保七年、列一門、[illegible]要害之地于柴田郡前川邑川崎、秩二千石。○伊達世臣譜略云、砂金（イサゴ）、

（砂金）[illegible]原、[illegible]常久[illegible]、家系不傳、故不詳其出自、其先世住于柴田郡砂金邑、以[illegible]、十七[illegible]宗君[illegible]、常久子右衞門貞常、列一[illegible]
世次考、天文十二年四月、晴宗公、[illegible]於砂金[illegible]常久、[illegible]貞常[illegible]力、[illegible]一[illegible]、[illegible]聞、此[illegible]、自其所見[illegible]之、大悦之、於末代難忘焉、彼境之事、畢竟託汝耳」（[illegible]は、即、いさごなれば、下の金（コン）字は、蛇足に似たり、他に[illegible]なき歟。
封内記云、柴田郡北方、砂金[illegible]前川邑、有[illegible]川崎驛、有古[illegible]、往時砂金佐渡隆常所居。○觀聞志云、[illegible]河崎驛六七町、西北[illegible]鬼、鄕俗謂之涙顏山、一鄕[illegible]雨、必[illegible]、[illegible]皆山頭、故鄕人[illegible]、仍名[illegible]、後[illegible]之[illegible]、不好、改之曰[illegible]山、[illegible]、北[illegible]、[illegible]金村、[illegible]、有大山、[illegible]、[illegible]（[illegible]マツ）、北[illegible]、其下[illegible]、[illegible]以南

路西南者、謂古骨山、往時出[illegible]、其時守獲巨人朽骨於地下、其長一丈餘、後人目朽骨、[illegible]守穴址猶存。

青根（アヲネ）

今、川崎村の管内にて、驛より西南四里餘、[illegible]の下なる温泉なり、仙臺封内第一の名湯とす
青根温泉、其大湯は熱百度、新湯は百二十度、名號湯（ミヤウガウ）は百二十七度、共に[illegible]性に屬す、名號湯は、昔[illegible]女[illegible]といへり、新湯は大湯の東十町餘に在り、享保五年之を[illegible]く、藥師堂（温泉[illegible]）は文化十二年建立
封内記云、温泉在號青根地、天正之末湧出、湯舍東面、廳下祭之、名取大倉山、大森館等、入[illegible]上來、[illegible]有[illegible]、物見岩、去青根西南二十餘町、長十四五間横七八間、赤色尤奇石也、登石上、則刈田柴田名取邑落、悉入目中、不[illegible]而[illegible]住境焉。○觀聞志云、青根、在柴田郡前川村、温泉乃其地、東面、屋下[illegible]湯舍、東西六間南北二間半、[illegible]有半板、其半下[illegible]湯之處也、其上頭可二間、温泉涌出於山間、自是[illegible]木筧、長[illegible]四架、其二、[illegible]筧直[illegible]舍東、而[illegible]落左右、[illegible]筧亦合其落湯舍、又[illegible]湯舍二間許、有[illegible]、令[illegible]筧通于[illegible]下、[illegible]下流、[illegible]間、自[illegible]筧、[illegible]三架而[illegible]之、[illegible]下湯舍、方四間、其筧[illegible]頭吐南、落舍下、[illegible]頭[illegible]之、則忽得其[illegible]、[illegible]凡二十間、又自[illegible]下[illegible]小[illegible]、[illegible]湯舍、此[illegible]禁雜浴而不許焉、其下乃衆人[illegible]雜浴[illegible]多、東北有古温泉、曰女御湯、去青根以南、[illegible]野[illegible]々、[illegible]有一巨石、其[illegible]似鬼[illegible]、鄕人言、往昔有山鬼、[illegible]人而[illegible]於是路上、行人已絶、其妖鬼後化石、便此巨石也、故謂之妖魅石、其地謂鬼石原。
安永七年、青根の山に湯あみしてよめる中に、
くみて猶仰ぐも高しこの山の瑠璃の光のきよき坪湯は、へだてなくめぐみやかゝる國民もゆききにきはふるりのつぼ湯は、　　　　重村
宮城縣温泉志云、青根温泉場は、不忘山の分脈、花房山（ハナブサ）の中腹なる地にあり、西方に不忘山二里半を距つ、[illegible]負ひ、西北に花[illegible]山（二十丁）を控へ、西南に物見岩倉石山（一里半）を望む、而して六方山（二十四丁）、川音嶽（十五丁）等は北方に[illegible]するを以て、[illegible]高隆にして、[illegible]を抜くこと殆んど二百四十丈、[illegible]々温泉は、刈田郡遠刈田の條に合考せよ）

野上

今、川崎村の管内にて、今宿とも稱す、川崎より野上まで、[illegible]野一里、更に二里半にして笹谷（ササヤ）より大關山の分界まで一里半、西背は即四里にして山形に達す

（今宿、笹谷）（仙人嶽）封内記云、今宿邑、有[illegible]谷野上境、各有山居前驛也、笹谷羽州界、兩封人守之、又有仙人堂、[illegible]、名爲志曰、仙人嶽、有[illegible]國西北、[illegible]之[illegible]也、山下有岩窟、可容三四十人、[illegible]温泉、沈々[illegible]、[illegible]々作聲、西[illegible]半腹多碧瀾[illegible]室、大瀧高十六丈許、[illegible]二間許、北人[illegible]之曰仙人嶽。○觀聞志云、[illegible]、故[illegible]每[illegible]初冬、[illegible]假[illegible]防[illegible]、[illegible]自[illegible]之、[illegible]也[illegible]數十[illegible]、以[illegible]之、[illegible]、皆有此[illegible]、[illegible]積之[illegible]、高於屋上、故[illegible]、偶有來往之、則[illegible]人[illegible]、[illegible]中[illegible]、[illegible]用[illegible]、其[illegible]云　笹谷の名は、伊達世次考、天文十二年文書に見ゆ。

大關山（オホゼキ）

（笹谷峠）今、笹谷（ササヤ）峠といふ、[illegible]嶽の北に連なり、野峰（ヤミネ）の北凡四里、二日町の南なる峽路とす
古歌によめる有也無那關（ヤミヤ）は、即此とも云ふ。
按、吾妻[illegible]に、文治五年八月、刈田[illegible]、柴田郡に於て、奥州[illegible]敗の後、西木戸太郎國衡、[illegible]出羽、欲越大關山、而馳過大高宮前路」とあるは、金瀬驛より村田川崎を經て、此なる大關山に向へるにて、[illegible]谷へ[illegible]されし、同[illegible]建久元年[illegible]に、大河次郎兼任、[illegible]出羽國、[illegible]河北秋田[illegible]、越大關山、擬出于多賀國府」

[illegible]山[illegible]
最[illegible]云、有也無也關者、[illegible]俗[illegible]笹谷[illegible]、於[illegible]
關山者是也、有[illegible]有也[illegible]也[illegible]、其[illegible]下、其[illegible]
也[illegible]笹谷驛[illegible]、其路[illegible]、[illegible]
左有[illegible]山、其[illegible]、[illegible]
[illegible]、其[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]
[illegible]之中[illegible]、乃[illegible]羽[illegible]也、[illegible]
羽[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]山、
[illegible]、[illegible]、[illegible]可[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]大[illegible]關、
[illegible]山[illegible]、[illegible]也[illegible]、[illegible]山仙[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、故[illegible]、[illegible]
[illegible]外、有[illegible]四山[illegible]、其[illegible]
可[illegible]、其關以西已二町餘、立有[illegible]、南[illegible]、在
旁[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]

有也無也（ウヤムヤ）

此地[illegible]出羽[illegible] 又、[illegible]（ムヤムヤ）[illegible]と日ひ、笹谷なる古關名とす、
[illegible]志云、笹谷山、[illegible]關山、有由[illegible]、關行客[illegible]之
[illegible]、[illegible]山中[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]也、[illegible]
也、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]
[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]人建[illegible]關[illegible]地、[illegible]有也[illegible]也[illegible]。

ものゝふのいつさいるさにしをりするとやゝゝとりの
むやゝゝの關」、
[illegible]、[illegible]は、[illegible]の[illegible]
いふ也、陸奥出羽の中に行かよふ山あり、木しげくして
往來にたやすからず、よりてしをりうちして、たとりゆ
く、されば、とやとやとほりといふなり、むやゝゝは、
かの山口にある關の名なり、出羽のうちにあり、又、關
の部に「いなむやの關、出羽」むやゝゝの關同名也、[illegible]

(無耶無耶關址)

[illegible]
云、[illegible]人[illegible]、[illegible]也、[illegible]
らみちのしるしに、木の枝を折りかけてゆく也、しる
しに折るといふことなり、みちの國と出羽[illegible]の中に、
行かよふ山あり、常に人もありかずして、木茂きにしを
りをしつゝありくなり、されば、とやゝゝとりとは、と
やゝゝ[illegible]也、むやゝゝ[illegible]に、この山[illegible]
關[illegible]出羽[illegible]
[illegible]
ることもさゝず、たよりならず、とゝこほる所を、いへ
るなるべし。
[illegible]
[illegible]の關[illegible]
むつの國思ひやるこそ遙なれとやゝゝとりのもやもや
のせき、
宿世山などいなむやの關をしもへだてて人に音をなか
すらむ、[illegible]

、出生)

北川（キタ）

又、笹谷[illegible]、及び[illegible]人[illegible]
下し、[illegible]、[illegible]
合せ、[illegible]、名取川へ入る、
長凡[illegible]、[illegible]
來るものとす。

磐城郷（イハキ）

[illegible]和名抄、名取郡[illegible]、[illegible]、生出（オイデ）村、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
て、[illegible]
[illegible]
石木といへるに起れるにや、いかにとも定め難し。

茂庭（モニハ）

今、[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]、往 在
[illegible]郷[illegible]山外交[illegible]
[illegible]地上
[illegible]盛
[illegible]所[illegible]粗木胡
[illegible]溪[illegible]山[illegible]、
[illegible]山際見[illegible]即此也、[illegible]名
取[illegible]至笄店（カイドトリ）折南北行、[illegible]嶺、
[illegible]日鐙取嶺、東南望[illegible]然
[illegible]始脫山國、意殊暢[illegible]、渡廣
[illegible]仙[illegible]北[illegible]、始見[illegible]居、行一里、[illegible]國分
[illegible]川崎を[illegible]茂
[illegible]別路と雖、又[illegible]り
[illegible]火山なり、[illegible]原郡にも
[illegible]
[illegible]、有號赤[illegible]
[illegible]

大梅寺（ダイバイ）

[illegible]
秀、[illegible]
[illegible]

院、觀十佐邑河本盤山、結小菴居之、號瑠璃庵、貞名寮船寺、同四年、[illegible]山君[illegible]佛院、改號瑞[illegible]山[illegible]岩寺、明暦中、實居自[illegible]、開擧新田五十石之地、於宮城郡國分荒貫、[illegible]之以爲寺領、七人目之[illegible]新田、元禄中、青山[illegible]山時、[illegible]五十石之地、[illegible]附[illegible]米五石于[illegible][illegible]寺、寺門背有小川、名[illegible]、故日[illegible]、呼其中[illegible]、大[illegible]寺後之山、高名取宮[illegible]、[illegible]、陸之十石八町、[illegible]、古日[illegible]、[illegible]居于羽[illegible]界、[illegible]、自[illegible]、祭兒島[illegible]本山之[illegible]、[illegible]大[illegible]、[illegible]安置兒島[illegible]

（盤山）

坪沼（ツボヌマ）（赤石）

今、生出村の大字にして、[illegible]の南なり、山野を赤石（アカイシ）といふ。北同じ、共に名取川へ入る。[illegible]へ三里、西は碁石宿（支倉）へ一里半、北は赤石宿へ一里。

（封内記云、坪沼村、[illegible]、[illegible]、[illegible]驛也、[illegible]石川者、[illegible]碁石川之合流也、與同名取川（[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]坪沼郷

秋保（アキウ）

今、秋保村と云ひ、湯元、[illegible]、[illegible]、馬場、[illegible]の大字あり、名取川の東中、六里の[illegible]にわたる[illegible]

秋保川[illegible]、名取川[illegible]の名なり、[illegible]石[illegible]の[illegible]谷に[illegible]の名知れず

名取湯（ナトリ）

又、秋保湯と[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]湯元と呼び、名取川の[illegible]、[illegible]度、又、[illegible]、[illegible]を[illegible]といふ

[illegible]　南山

道隆二王子、[illegible]村中、野[illegible]、[illegible]、[illegible]一日長、詩有[illegible]功、[illegible]世、[illegible]足終、[illegible]志云、名取御湯、在名取[illegible]秋保村、[illegible]人日秋保[illegible]、相傳、古昔[illegible]封之地也、按、御湯二又[illegible]、[illegible]朝、中華亦稱之、古詩所謂有「御湯搖蕩[illegible]影、又是[illegible]兒[illegible]、[illegible]、入[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]、故日[illegible]、

[illegible]

[illegible]

しこゝろを、

し[illegible]の[illegible]にけんなとすなとりのみ

[illegible]

（封内記云、名取[illegible]北、[illegible]、[illegible]二年[illegible]、往時、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]寺[illegible]、今[illegible]、[illegible]

長袋（ナガフクロ）

今、秋保村の大字に、[illegible]湯元[illegible]西一里半[illegible]、長袋の[illegible]と稱し、[illegible]名[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、按、[illegible]、其先出于[illegible]、[illegible]、[illegible]、子[illegible]、[illegible]

氏房、十四[illegible]、[illegible]、[illegible]、天正十六年、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]子[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、○封内記云、[illegible]、[illegible]、[illegible]、書一通、其子[illegible]、[illegible]

（稱雅樂）定盛。

馬場（ババ）

今、秋保村の大字にて、長袋の西一里、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]にあたる、[illegible]、[illegible]、[illegible]

（封内記云、馬場邑[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]年下、經二驛、曰長袋、曰馬場、山愈深地愈僻、得不動[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

磐神山

[illegible]、[illegible]、[illegible]

り一里餘にして、二口峠の項界に至る。

[illegible]云、[illegible]山、是[illegible]邑[illegible]下住、[illegible]仙人萬二郎者所甞之山也、岩崖相對、[illegible]上有青松紅樹、下有長潭、層々疊々、[illegible]凡三十餘所、溪聲常甲於足下、[illegible]遠甚矣、渾與人境大異也、[illegible]山西日陽[illegible]其山東日陰[illegible]、山頂日[illegible]

二口峠（フタクチ）

秋保の湯元を発あ、[illegible]一里餘、西に[illegible]の道を降る一里半、山寺（立石寺）に達す、一名清水峠（シミヅ）、[illegible]一千[illegible]

二口の南は、仙人嶽より笹谷峠（大關山）につらなり、北は東嶽、面白山（アマツロ）を經て、関山越につゞき、連峰屏障を成す。（觀聞志云、名取川、水源二、一則出自二口（フタクチ）清水峠、一則出自吾妻嶽下行灘（シモナメ）、而合于野尻地、封内記云、名取川、又秋保川、馬場邑日之深野川、吾妻[illegible]、與龍駒（リュウク）[illegible]相接、西疆之大嶽、[illegible]、吾妻山は、標高千五百米突、面白山は千三百米突、共に[illegible]二口峠の北にあたる、野尻（ノジリ）は、馬場より峠に至る中間なる山居の名なり）

通過二口關有[illegible]　釋　雲居

人傳萬二萬三郎、兄弟曾遊代鬼[illegible]、山下清流溪定安、嵓前怪石白[illegible]、[illegible]千丈是[illegible]、異處皆[illegible]現奇峰、高[illegible]深谿[illegible]月白、老松古柏影蒼々、

（野尻）

名取川（ナトリ）

秋保の峡中に發するを本流とし、東流、茂庭村に至り、北川（碁石川）を併せ、水勢始て大なり　以下五里、郡山、袋原の間に至り、廣瀬川の北より降る者を容れ、一轉して、東南に折れ二里、閖上（ユリアゲ）濱に至り海に入る。

名取川瀬々のうもれ木あらはればいかにせむとか逢見そめけむ、〔古今〕みちのくにありと云ふなる名取川うき名とりては苦しかりけり、〔古今〕

なとり川梁瀬の涙にさはぐなりもみちやいとよりてせくらむ、〔金葉〕　[illegible]　重之

按、重之、[illegible]任國之際、所詠此地乎、如今、河上[illegible]、而補鮭及鱒魚也、今其出産于此歟、同自古有[illegible]之矣、〔觀聞志〕

名取川春の日數はあらはれて花にぞしづむ瀬々のうもれき、〔續後撰〕　藤　定家

按、流木之沒于花溪、[illegible]能形容[illegible]之景、古家遺詞古于此河者多、蓋重之之於紅葉、定家之於落花、[illegible]春秋之景情、而[illegible]致如此幽艶者尤少、可謂歌作之奇巧、詠中之絶唱也、

名取川川なる島はなかれても下行く水のますかとぞおもふ、〔夫木〕　能　因

太平記云、（三人僧徒關東下向之事）、元德二年七月に、三人僧たち、遠流の在所定りて、圓觀上人ばかりをば、遠流一等をなだめて、結城上野入道に預られければ、奥州へ具足し奉り、長途の旅にさすらひ給ふ、左[illegible]遠流とはいはぬばかりなり、遠[illegible]の外にうつされさせ給へば、是も只同じく[illegible]の思ひにて、[illegible]がけいりしの中に沓み、一行阿闍梨、加羅國に流されし、[illegible]山行の悲みも、かくやと思ひ知られたり、名とり川を過させ給ふとて、上人一首の歌を詠給ふ「みちのくのうき名とり川流れ来て沈みやはてん瀬々の埋れ木」云々

觀聞志云、名取川、其河流過中田驛北、仍又曰中田川、夏秋之交、設魚梁、入數罟、以捕細鱗魚鮭魚、又世稱埋木[illegible]者、燒河中沈木用之、其色紫赤、[illegible]亦賞吟之者多。（埋木細工は、近世、專青葉山の祠中に、之が原材を採り、仙臺の市に之を鬻ぐ、多く[illegible]の器具、文房清玩に供せらる

秋老渡頭霜氣清、晩紅泛々逐流輕、夜來急漲漁梁落、[illegible]隊香魚夜錦行、　[illegible]　[illegible]

名取郷（ナトリ）

和名抄、名取郡名取郷　○今、茂庭（モカハ）村、及び西多賀村なるべし、名取河の北岸にして、南岸の地を分ちて驛家に供せられしなり）恰、名取、廣瀬の二水に挟まれ、[illegible]今ふ[illegible]郷、名虎に合ゼすべし。

強て問ふ人はありとも[illegible]ていふ名取の里をこそ知らすなゝ夫木、歌枕　[illegible]隆　[illegible]

郡山（コホリヤマ）

今、長町と相合せ、茂崎村といふ、中田より名取を涉り、郡山長町を經て、仙臺府市に入る。

郡山とは、諸國郡の側、郡家の地と爲す、此なるもそれに外ならじと知るべし　封内記云、郡山邑、有諏訪館社、歩卒（アシガル）雜處、有古碑刻延暦年號、古[illegible]碑（觀聞志云、北目城、一作喜多目（キタメ）、在郡山、粟野大膳故館也、往年、黄門政宗君在此城、後俾家臣[illegible]代[illegible]居焉、古杉今猶存、其枝[illegible]皆北屈[illegible]、俗曰北目古杉、此地産好瓜、[illegible]玉質、異于他方也、松島氏軍記曰、慶長五年秋、黄門君在北目城、發兵攻最上氏（封内記云、北目二十三夜堂、別當、天台宗、[illegible]滿[illegible]賢堂院、古在名取郡郡山邑北目、慈覺大師弟子良性創建、其後荒廢、北目城主藤原宗房、因祈願、[illegible]二年東申、性圓法師中興、慶長中、移于府内北目町

（北目城址）

通次考、天文十六年、稙宗公、賜書於粟野遠江日「故宮[illegible]、自其地不通糧米於貞理、因使士人四方離散、奈何、縦令有時変見加意見、於所所[illegible]運漕[illegible]、以續彼地人命、此其肝要也、貞理[illegible]不堪歎息矣、且又、當方之爲體、以兩使言之、因不申候」今按、粟野遠江、諱不知、住名取郡北目邑

大野田（オホノダ）

今、西多賀村の大字なれど、郡山の南にして、中田、岩沼への驛路之にかゝる　大野田郡山の間に笊川（ザル）あり、一細溝にして、古の名取川の廢道かと疑はる。

座流川（ザル）（笊川）

今、大野田の笊川のことなるべし、相馬氏、國分

氏の古戰場なり（中嶋川合戰の事、猶考ふべし）
相馬系圖云、彈正大弼盛胤、於伊達領中嶋河、與晴宗合戰、討捕敵數多也　奥相志云、弘治三年八月、中嶋河陣
野史云、天正四年、相馬義胤、襲深谷國分氏（奥相茶話、深谷記）國分氏因新館山城之師、襲伊達氏、實來寄之、六月、義胤父子率萬三百、進于逢隈川、進到岩沼、次岸流川、國分兵往合兵來襲、盛胤怒見敗、抽刀斫橋杆、時岸流川橋已斷、諸軍步涉、敵在斷橋上、延長鈎搭義胤、黒木對馬叫救僅免、逢隈舟梁亦絶、新里猶承先涉、諸軍從之、亘理元簉在邑、袞昔從其梗路、然元簉不敢出、是役死者甚多」

（根岸）（愛宕山）

長町

郡山の北にして、仙臺府市と、廣瀬の淺流を隔つ、所在の民戸、連檐して一市を成し、府の南口とす、もと、根岸、中田、二村の地なるが、開府の後、長町と云ふ　近年、此に縣立農學校を置かる

封内記云、北長町日根岸邑、有越路鹿落坂、愛宕山、南長町日平岡邑、有小塚（一名背塚）、愛宕神社、在根岸邑屬府内、傳曰、舊在羽州米澤、不詳何時勸請、有寺曰誓願寺、永祿中、當家十五世保山君、命誓願寺尊勝法印、始安置本地佛、故以尊勝爲中興開祖、尊勝嘗到紀州那智瀑布、千日修業、世人稱之日千日上人、貞山君自米澤移于玉造郡岩出山、是以社亦移之、君遷于仙臺城、遷社國分荒牧邑（今大台宗滿願寺之地也）、其後又遷于今地、正徳五年、獅山君寄附祭田三十石、及勝軍地藏像　○大八洲遊記云、愛宕山、在瑞鳳山南、社殿不華麗、老杉直立朝天、其下絶壁數十仞、奔湍醗雪、屆東則傑臺、人烟繁密、諸樓閣間見層出、粉堞翠甍與竹樹相连、自南至北、其東係曽土放第宅、竹樹陰映、其間茶屋會社隱見、其東有鐵獨関、鐘臺諸營、粉堞重樓出於樹間、又其東則平田萬頃、愈東則滄溟連天、煙雲無際　○東奥夜話云、御城（仙臺）本丸は、慶長以前、虚空藏千體の堂ありし地なり、貞山公御取立の節、虚空藏は今の愛宕つゞき、移したまふ

（茂崎山）

茂崎

北長町（根岸村）の西嶺にして、舊府城の東南を圍繞したる峰巒の一なり。○茂崎山、一名野手口山といふ、其東北は愛宕、虚空藏の三丘相重なりて、廣瀬川の懸崖に達す。又、北は經峰、瑞鳳寺、青葉山に連互す　○觀聞志云、茂崎城址、在根岸村、相傳、粟野、膽者、住此當名取北邑三十三鄕、居此城、及貞養治日已可一里、通鬻滿流、前蒼翠萬株、峰嶺高聳頗多、皆前家臣、仍有之茂崗、先太守綱村、建寺號南臺山大年寺、且大呼北日譽吉峰、號南日善那嶺、改後葬于此山中

按、茂崎を一名野手口といふ由は、世次考に見えず國分系圖に、天文中、國分宗政、野手口山に移すといひ、世次考には、宗政を宗綱に作り「天文十一年、白石實綱、同高森景宗書曰、聞、貴亊出馬於國分、攻至松森、堅固兵談、愈爲專一也、松森者、國分宗綱居之、與伊宗公也、故實綱景宗等、爲晴宗公而攻之也」と載するを見れば、松森は、即、野手口の異名と知らるゝのに、同系圖に、又、天正六年、國分盛重が、松森に築城といふは、疑ふべし、猶考へよ。宮城郡七北田村にも、松森の名ありて、一古墟に似たり、合稽を要す。

（野手山口）（松森）

大年寺

茂崎に在り、伊達家、綱村、吉村以下の廟あり、
封内記云、大年寺、元祿十年成、有肯山君獅山君等九靈廟、寄附二百石之地、及信徒米百苞、廟供米七十五石、金若干　○東奥紀行云、過長町驛、亦橋於廣瀬川、橋北則仙臺府日也、不渡橋、西折而行、抵大年寺、總門側置退凡下乘石、石階數百級、中間有樓、安金剛尊、扁南是二字、即山號也、佛殿回廊諸堂齋寮悉備、輪奐鉅麗、一規擬於菟道黃檗、北瓶布公經始、招徴牛譏師爲開祖、山内有廟布公中山公及開山師堂、造營甚壯矣、下自寺後、越路坂也、入茶店而息、南覘愛宕山、陵數百步、其巓有神祠、松翠蓋覆之、街坊皆當東、千門萬家、隱見樹影之間也　○天保壬寅紀行云、仙臺有愛宕嶋、在城之東半里、東南望金華、北距七森、西瞰青葉山、伊達侯治焉、其足爲廣瀬川、透迤東流、至荒濱入海、川北上大夫宅坊、商賈、□□一里半、戰争東陲一大邑也、川南則大年寺、頗壯麗、子院十餘、亦占一山之巓、自元和建藥、府朝創一國一城之制、乃太平眞象、法至善也、而侯國不虞之備、則不可以少者、是以擇形勝之地、建諸寺觀、以寓犄角之勢、亦事理不能已者、列國皆然、而此其尤也

（越路坂）

富澤

根岸の西南にして、今、西多賀村の大字とす。此に大龍寺あり、西多賀の新村名は、之に由れる歟、又、延喜式名取郡多加神社は、恐らくは此ならん、神宗へ近し、神祇志之に同じ。○山岸肥前宗成、其子修理勝定は、天文十二年文書に見え、名取郡富澤邑の住人なり。〔伊達世次考〕

（多加神社）

鈎取

今、大野田、富田、富澤、山田等と相合せ、西多賀村と改む。長町の西南一里半、更に一里半にして、茂庭に達す　山形及び白石への通路之に由る、山坡を鈎取坂といふ

二木

今、飯田、沖野、日邊、今泉、種次、井戸濱、藤塚濱等を合せ、六郷村と改む。郡山の東に廣瀬川を隔てゝ、宮城郡七郷村と接壤の地とす、長町を去る二里

封内記云、飯田邑、有千體佛堂、不詳何時創建、日邊邑有高田八幡宮、又有日宮祠、邑名義本之、邑在名取南東、至日邊相會、二木邑、有號二本塚地、伊野古文和二年文書、名取郡北方二木塚村（又有北塚）仙臺城下記云、八塚、淨土宗、正樂寺の境内の路に「名取郡日邊鄕北原村、正樂寺、三代釋明□、大日那藤原朝臣政宗、慶長十三年十一月」云々。

（日邊）

藤塚濱（井戸濱）　今六郷村の管内にて、二木の南一里、名取川の海口に入るの處、北岸に居る、南岸は閖上濱なり
井戸濱は、藤塚濱の北に連接し、鰻[illegible]の名著地とす
觀[illegible]志云、鰻者、河海所出多、以捕於[illegible]、名取郡井戸濱有佳名焉
[illegible]封内記云、藤塚濱、[illegible]、天照大神、賀茂、[illegible]、稲荷、春日、[illegible]、[illegible]平三年、源頼義父子、[illegible]征伐之時、勸請[illegible]於常州邑松[illegible]、其後、永享七年、宍戸佐竹、[illegible]倉合戰之時、[illegible]兵[illegible]、[illegible]以[illegible]之地、[illegible]
○觀[illegible]志又云、白魚、所出于宮城郡井戸濱、尤佳也、牡鹿郡石巻、中[illegible]、[illegible]、此魚屬[illegible]、江[illegible]川[illegible]布而取之

宮城郡

宮城郡（ミヤギ）　名取郡の北にして、山野海山綿錯して、其堺線頗[illegible]形を呈す　[illegible]も大觀して之を云へば、四區と爲すべし。一は廣瀬の峡谷にして、山地なり。二は[illegible]宮城平野にして、仙臺市以東海に至るの間、[illegible]川の北岸を[illegible]め、南は名取郡の地に連接す　[illegible]は冠川の源谷にして、七北田、泉嶽の山地とす。四は松[illegible]、鹽竈の海山、是なり　今、面積四十四方里、一市二町十一村人口十六萬[illegible]市、郡、治を異にす　郡治は原町に在り）
宮城は、和名鈔、美也木と注し、十郷に分つ。延暦年中、多賀、階上の二郡を分ちしが、幾年ならずして廢せること、多賀郷は上郷に合[illegible]すべし。抑、名取、宮城は、奥州の中腹にあたり、南北山海の兩道は、共に此にて合一す、最要害の地たり。且、平曠肥饒の美を占め、誠に人物の府と爲すべし　宮城の置郡は、史に明文なしと雖、和銅、養老の際歟　聖武帝の時、一州の治府軍所、共に本郡多賀[illegible]に移され、[illegible]

[illegible]

自有の、常陸[illegible]高天原、[illegible]日高見國[illegible]、我大古事跡の[illegible]れる所と[illegible]は、[illegible]見[illegible]なり、其[illegible]、精[illegible]を缺き、往々[illegible]ふべからざる者[illegible]、[illegible]我[illegible]、[illegible]ごとき[illegible]、[illegible]を以て我[illegible]遺れる所となし、釋せし所の神名、其地名に相合ふすくなからず、されど、日本紀によるに、景行天皇、武内宿禰をして、北陸東方の地形、百姓の消息を察せしめらる、其還奏せし所[illegible]東夷之中、有日高見國、其國男女[illegible]結文身、爲人勇悍、是[illegible]日蝦夷[illegible]と見えて、東征[illegible]に[illegible]東夷識性暴強、凌犯爲宗[illegible]、[illegible]民、往古以来未染王化[illegible]と見えたり、然るに今、日高見國を以て高天原に同じと云ひ、國常立尊の立給ひし所也とし、其餘の神人、皆其地より起り給へりとす、もし予がいふ所のごとくならむには、往古以来未染王化ともいふべからず、かつ、我上古の帝聖、蝦夷種類[illegible]

[illegible]定めたまひき、幾程なくしてまた叛きまいらせしかば、小碓尊してこれを征せらる。仲哀天皇の時、熊襲また叛き、[illegible]に居じ[illegible]、[illegible]のごと[illegible]、我帝[illegible]、[illegible]も思はず、況や、[illegible]に[illegible]さる事、東征の記に見えし所のごときのみにもあらず、それより後に及びては、ただ[illegible]、出[illegible]して、[illegible]降の後に[illegible]、併せて夷狄とせむ、夏蟲疑氷の言にや似つべき、もし[illegible]は我[illegible]、[illegible]一[illegible]なもて、[illegible]天降[illegible]國下[illegible]びて、皇孫をば天降しまいらせらる、此時に到て、皇孫に[illegible]降さ[illegible]、[illegible]武[illegible]、[illegible]方にや[illegible]、其二神の[illegible]主神は、今下總國香取の[illegible]也、武[illegible]神は今常陸國鹿島神宮也とこそ[illegible]、[illegible]神達の留守に非ずや、凡、天神の代に、[illegible]中國に[illegible]神等、東海の地より船を發して、安房國を過て、伊豆國に至

り、賊して其道を開かる、即これを伊都之道別といひしところみえたれ、されば、天降の時の古に、御船を伊豆にとゞめられて國體をみそなはしたまひしを、天浮橋にたゝして臨觀給ふと云ふなるべし、神名式によるに、伊豆國わづかに三郡の地にあるに、大小の神社凡九十二坐、六十餘州の内、[illegible]神社の多き、かゝる類もなし、また、土俗相傳へて、伊豆權現社と申すは、[illegible]尊をいつき[illegible]といふがごときも、日本紀註の一書に、忍穗耳尊天降ませし時に、虛天に居て、御子瓊々杵尊を生み給ふしともみゆれば、そのこゝに生れましたりし故なりけむも知るべからず、忍穗耳尊、天に還り昇り給ふとあるも、即今、相模國箱根山の神社は、土俗相傳へて、此尊をいつき奉れりとはいふなり。

文治中、伊[illegible]家景、國府留守所に任ぜられ、子孫世襲して留守氏を稱し、又、宮城氏を稱せり、[illegible]、正治二年、陸奥の人、宮城四郎、[illegible]田次郎を訴す[illegible]、[illegible]文書、嘉禎三年、宮城四郎家業と見え、即家景の弟なりとて（呂竹を看よ）

伊達世次考云、宮城氏、[illegible]留守、家景之弟家業、始稱宮城小四郎、分領宮城郡中云

家業の子、留守介家廣、吾妻鏡に留守兵衛尉といひ、其子は宮城左衛門尉家政といふは、嫡家の後を承けたれば、嫡庶一に歸し、子孫何の頃よりか、[illegible]の大神主職をも兼帶したり、永享、天正中の高森城主、留守政景も、宮城殿とも稱せられ、其頃まで連綿世襲す、伊達藩の時、膽澤郡水澤一萬六千石を采ち、伊達の一門に列せしは、即、政景の後とす。

廣瀬川（ヒロセ）

宮城郡西南の[illegible]に發し、東流、新川を合せ、愛子に至り、大倉川を合せ、[illegible]、仙臺の城市の間に入り、[illegible]東南に轉じ、名取郡名取川に注ぐ、[illegible]十二里、[illegible]

[illegible]臺川、又、長町川といふ

東[illegible]、文治五年七月の條、名取、宮城、[illegible]云々、奥州軍が、阿津賀志、刈田の諸險に破れしも、猶、名取、廣瀬を阻みて、鞭楯、國府を保たんとせるを想ふべし。

[illegible]

（仙臺川）

白川郷

[illegible]、宮城郡白川[illegible]、今詳ならず、もし[illegible]は、廣瀬の岐谷にして、廣瀬村、大澤村に[illegible]

白川郷は、もと[illegible]に因るか、白河郡の百民を[illegible]、[illegible]考ふべし。

作並（サクナミ）

今、熊根、愛子、郷六と相合せ、廣瀬村と改む、廣瀬川の源谷を占むればなり。仙臺の西七里、羽前國北村山郡への驛路にかゝり、其州郡界關山峠まで三里。溫泉二所あり、古湯、熱百二十度、新湯（安政元年發見）[illegible]十度、共に鹽類性也

田邊[illegible]封內風土記云、[illegible]邑、有市[illegible]驛也、山上有與羽之界、[illegible]、廣瀬川之[illegible]也、[illegible]

[illegible]

（[illegible]）

[illegible]

新川（ニカハ）

[illegible]、今、[illegible]

[illegible]

關山峠（セキヤマ）

陸羽の分水界山の一險路なるが、二口峠（名[illegible]

[illegible]

見者、山西人言、一越關山、亦不欲西還、實然、回顧關山、貫頂峨嶂、[illegible]、使人毛髮[illegible]

[illegible]

尺。

愛子（アヤシ）

今、廣瀬村の大字[illegible]

[illegible]

國分[illegible]、共四[illegible]、國分能登守[illegible]

[illegible]

入道了堅居之、寛永十三年、移于栗原郡文字邑、貞山公第一女、越後少將忠輝室也、忠輝有故謫于飛州、是以歸于仙臺、忠輝歿後、落飾號天麟院、移居于此館、其墓在松島瑞岩寺。

大倉（オホクラ）（定義）（芋澤）　今、芋澤と相合せ、大澤村と改む。熊根の北三里、別渕に居る、泉嶽の西南なる一幽境とす　その奥に定義（チヤウギ）溫泉あり、鹽類性、熱百零二度、仙臺を距る九里。定義より西北を極むれば、即、船嶺（フナガネ）（船形山）に至るべし。凡、大倉の山中は、長五里、橫三里にも及ばん、其溪流は、熊根に至り、廣瀨川へ入る、長七里許。

芋澤（イモサハ）は、大倉の東に、別に小溪を占め、下愛子の北に在りて、形勢全く愛子に屬す。

觀聞志云、材木巖（ザイモク）、在大倉村、其狀似刈田小原村石岩、自山頭至河畔、如立屋材、長五六間、廣八九寸、是亦神造之奇石也（封内記云、大倉邑、天狗橋、□也、長八間半、廣一間二尺、陸之左右、礬岩爲阪、掛繩縋之往來、又、有所掛瀧淵之橋也、古來呼之曰施橋、□也、長六間、濶一間、材木岩、長一丈五六尺、方六七寸、或八九寸、故土人又呼之曰角岩、鐵石、其形似鐵、在號矢込宅地、芋澤邑、宇那禰（ウナネ）大明神社、梁上古牒、其一云、藤原朝臣長沼伊勢守政擴、嘉德元年丙戌年建立一其二云「藤原朝臣長沼式部少輔宗治、天文五年丙申建立」其三云「藤原朝臣長沼鄕六大膳宗家、永祿五年壬戌建立」長沼者、鄕六氏之本稱乎、鄕六氏、國分家臣也、鳴濤院、黃蘗宗、元祿中、鳳山和尚開之、邪君寄附百石之地）

船形山（フナカタ）（船嶺）　奥羽分界の大山脈に屬せる一嶺にして、大倉の奥とす、一名船嶺（フナガネ）。○船形山は、休火山にして、高さ千七百米、東方より遙に之を望めば、頂上平坦、其の兩方少しく反り、恰、漁舟の如き形狀を呈するを以て、此の名あり、頂上には一條の山脊東に向ひて彎曲、弧狀をなせるありて、其の内側は急斜せる峭壁をなし、東方にある風頭山（カゼカシラ）と共に、舊火口の壁壁たるを示す、又、弧狀の内方には火口底たる、稍平坦の地を有し、樹木雜草之に茂生して、鏡池と稱する一小湖の存在するを見るべし、湖の周圍一町餘、苔を凍はし碧を蓄へ、湖邊に一小祠あり、而して御升澤（オマス）の權現といふ、路は僅に其の東南（定義溫泉）より通ずるのみにして、萬木天に聳して晝尚暗く、懸崖絕壁の上、辛うじて一綫を穿てるに過ぎず。〔山崎氏地誌〕（宮城縣溫泉志云、船形は、熄滅火山に屬す、中腹より以上は矮松茂生し、燒石割る處に苔々たり、絕巓の鏡池は、火口の潤水に充じたるものにして、直徑凡六十間、水深くして容易に測るべからず、湖邊に一祠を建て、相傳ふ、往古、反正帝の朝に勸請する所なりと、之を御升澤權現と稱す、俗内當と稱する石門は、高八尺、濶六尺、延長二間餘の、天然奇觀にして、神工の妙、眞に人目を驚かす、石門より二十餘間の、鐵鎖を傳へ、急阪を下り、谿澗を過ぐれば、直ちに御所山に達す、船形山の溪水西流すること一里、胎舊内より流出す溪水と相湊合して、爪字形を成す處を御寶前と崇め、こゝに御所神社（一に石堂（イシヤウ）神社ともいふ）あり）

鄕六（ガウロク）　今、廣瀨村の管内なれど、愛子の東一里、或は江六につくる、名義知れず。廣瀨北岸の孤村にして、仙臺府市の北山の西一里、荒卷（アラマキ）と其地錯雜す。

大八湖處記云、鄕六村、廣瀨川至此瀨大、水中巨石錯落、有奪然如星者、秋冬水涸、其觀不甚壯至、八幡町、從此爲仙臺。

（烏崎）

封内記云、鄕六邑、葛岡、號古館　不詳何人所居、今爲邑民所宅、有松尾權現祠、（觀聞志云、猫潭、疊石巖、在江六道路烏崎（カラスザキ）下、有深潭、奇石出于河畔、可坐可、斷岩一丈餘、廣狹小大、截然相並、壁立數丈、其石上高平、可坐可臥可飲可釣、其上流石瀨瀨々、可滌可濯、其下日碧潭一藍、其南岸樹林落影、秋來流紅尤可愛之佳境也、相向、有妖猫、響石中、而往々出爲怪、故言之猫潭（ネコブチ）、樂壽園、在城北部鹿村、斯地也江流遶其左、岡阜峙其前、山岳環其右、下田擁其後、其土宜梅樹、從古來農家植之頗多、到春時則無所而不滿香幽芳也、里人呼曰梅邑、貞享四年、我綱村君始知佳區地、撤民居而營園之所。

仙臺（センダイ）（千體）（千代）　今市制を布かれ、仙臺市といふ、人口八萬。廣瀨川左岸の廣地に布置し、舊城趾は、其右岸の山丘に在り、鐵道、東京三百十七哩、青森二百三十九哩、我東北第一の都邑なり。

東奥人詩　　徂徠

聞說仙臺十二樓、金華山色映波浮、遲日我欲隨青鳥、看出扶桑欲曙頭、

田邊氏封内記云、慶長九年十二月、貞山君經營府城、以城邊古寺有千體佛、今、其遺址、在茂庭希元宅地、希元□□寶字元明、製千體佛安置之　號千體城、其後改字千代、貞山君以仙臺易之、同七年、經營落成、同八月、有移徙、祖營詩此二字、日和多商志之賀式、府内之地、宮城郡國分莊管牧、小田原、小泉、南目、名取郡根岸、五邑相接、南城地乃荒卷邑内也、東少林木下原町（ワカバヤシ）、西限葛岡山文殊堂、南限長町蒔茂崎、北限神町北山杉山、自葛日堂前宮崎、至清水小路、荒町橋頭、田町、鹿子泉、龍日寺、本丸西林、沼底道、葛岡、石山、龍寶寺山、北山、杉山、北鍛冶町東、堤町邊、同心町、東三番町、新傳馬町北、東五番町邊、米袋、川内、皆荒牧邑内也、自萬日堂東宮町、西至東宮傍路東、原町西、材木藏、小田原邑内也、自原町西村木藏町、至旅宮南傍、淸水小路、南連坊小路、藥師堂、南目邑内也、自藥師堂、限淸水小路、至荒町頭、南限長町橋、東至少林、小泉邑内也、自龍口澤仙臺川、南至茂崎、根岸邑之内也、或說曰、仙臺城、繼體帝端政中、始築此城、號千代、

川明帝傳等、安置于續傳寺此、其後、島津陸奧守某居之、島津後胤西館之住、經歲と歸政宗居之、按、舊政宗建、是不足信用、島津舊城之事、未詳所考、

又云、府城之下、市廛凡二十五、大町、肴町南町（附東鍛冶町）、立町、柳町、荒町、國分町、元材木町、北材木町、北目町、二日町、南染師町、田町、山形町、新傳馬町、鍛冶町、南材木町、河原町、南鍛冶町、北鍛冶町、宮町、大町（八幡町）、支倉澱橋町、以上、合市人二萬有三百口、處々士宅廢地、市人四百餘口、處々寺院門前、市廛二千六百餘口、其國分町、北材木町、北目町、新傳馬町、支倉町、共驛也（今按、此に擧ぐる市民口數は、寶曆安永の比の事とす、士卒の戸口見えず、民口に錯雜しけん）

奧羽永慶軍記云、伊達政宗は、大崎岩出山在城、數年の後に及び、宮城郡名取郡の境、國分の城を築かむと、慶長五年、言上して普請せらる、本丸三ノ丸の郭、自然同にして、前には大河流れ、所々に橋をかけ、町割凡五十餘町にぞ構ける、此所は、累代國分氏在城して、庄名國分とぞ號しける、寄けて今本城の邊なれ、千體と呼び、往時千體の地藏を建てし所なれば、名付くといひ、傳へしを、政宗文字を書改給ひて、仙臺とぞ改めらる、

安政中東北風談云、仙臺邦内濶し、南北五日程、東西三日程、平田甚多し、稱米凡三十萬石と、實に諸藩に冠たり、而も城下を去る五里にして松島あり、十六里にして石卷の港あり、運漕に便なり、故に、會津、白川邊に比すれば、米價甚賤し、大抵百文に二升或は三升の間也、國中他の産物を見ず、但、楮紙の利あり、此品國用に供するのみ、凡衣服器材皆之を他邦に求む、故に其國力亦大に竭せり、而も又臣僕衆あり、皆外城を構て大臣自ら主とす、而も士皆の爲に司牽する者なき樣に見えたり、夫故、國政漸廢してしまらざる也、加之、士民ともに狡猾、自ら便宜を得ずて、手を他に假せしむるの風あり、人々意懈を以て得たりとす、是其富まざる所以なり、或は曰く、國中大臣各割據唯自己を守るのみ、赤心報國の志、十八外城には見えずと、蓋確論なり（明治九年隨筆紀程云、慶長中、伊達政宗、領中奧二十一郡、始城於仙臺、子孫十餘世、以至慶邦、先是曾侯三百、推加藩仙爲大國、加領百餘萬石、薩七十餘萬石、仙臺六十二萬石、其境東西三十里、南北六十里、巨室秩萬石以上者十一家、各有采邑、地廣土沃、質收租額、百四萬石、加以魚鹽蠶女之利、其富與加薩相伯仲、然治平歲久、俗趨游惰、造鈔鑄錢、國計不支、中西大藏、餓孚載途、羅掘債貸、仰給商賈、近歲一二志士欲革弊制、會王政維新、割其地置膽澤登米白石三縣、授慶邦子宗基以所餘二十八萬石、仍爲仙臺藩知事、明年廢藩、徹城設陸軍鎭臺、於是士衆離散、朱門粉堞率皆壞圮、過者悄然有桑滄之感（明治九年東巡錄云、仙臺藩士族は、戊辰削封の餘、非常の減祿に遭ひ、一般疲弊を極め、其窮困殆ど名狀す可らず、其減祿の等差、中等以上の者は最甚しく、今や日々の活計に困むあり、小祿の者に至ては、稍其生を立る者却て多し、而も其一般の擧動は、穩順にして舊習を主張せず、故に世運の開進に隨ひ、漸次之を誘導せば、異日有用の良民たらんや期すべし）一書云、明治六年、仙臺士民合五萬口）

按、伊達家は、奧州二十一郡、九百七十村、此田高六十萬石、これを慶長六年以來の本途表高とし、延享中まで、新田高四十萬石を増加したり。この外に、江州一郡十八村、常總三郡十七村にて、二萬石餘の封地あり、また、仙臺藩にて、門閥の第一を一門と稱し、亘理、涌谷、角田、石川、登米、水澤等、凡十一家あり。次を三席と云ひ、一家、一族、宿老の別ありて、凡五十一家、其大なるは白石の片倉、松山の茂庭、舟岡の柴田等なり、次を着座といひ、岩沼の古内は其稱首たり、凡三十七家、上士は、大番と云ひ、十組、凡三千六百家。番外諸組を、下士とす、凡七百家。足輕、長柄等の卒凡二千七百家、陪臣の上下士、及び卒、凡一萬五千二百餘といへり。〔仙臺藩戊辰史、仙臺名勝志〕

横井氏工業史云、仙臺の織物は、大阪の役、伊達政宗がつれかへりし、京都の呉服商人、岩井八兵衞によりて開かる、後、八兵衞、西陣の織工を招き、専、伊達家用の織物を織らしめしが、彌右衞門（小松氏、南國屋）の工夫にて、つひに一種の袴地を創製せり、これを八右衞門織と呼びしが、文化のころより、仙臺平（ヒラ）と改稱し、大に世に行はる、これより越後の五泉、村上等においても、仙臺平にならひ、袴地を織出せり、皆其地名をとりて、五泉平、村上平などいふ、この他、筑前の博多平、甲斐の郡内平、武藏の八王子平などいふものありしが、天保の末、武藏入間郡藤山の人、藤本嘉平次、太織の袴地を創製して、嘉平次平といふ、其價安きがゆゑに、一時世に用ゐらるゝ、近年、八王子において武藏平を織出しゝが、其製博多平に同じ（明治戊寅巡廻日記云、八月六日、過白石、横圃桑田、鬱鬱夾路、山漸遠田漸濶、四望豁然、沿道限川抵岩沼、自發東京、旬餘經過山中、頗厭菜疏、此地近海濱、魚鱗甚饒、旅飯有味、七日、蓐食早發、香稻含露、殘月在地、光輝相映、眼界皆田塍、道路如砥、輪蹄絡繹、抵仙臺、城市方一里、市廛櫛比、物貨充足、戶數凡一萬二千餘云、蓋東北大都會也、然而家屋鄙陋、除大町國分町之外、蕭然如荒村古驛、街路不潔、磧礫害步、豈人情素撲不求觀美歟、將懶惰乏進取之氣歟）

仙臺城（センダイ） 市街の西に、一溪を隔てゝ峙り、山に倚る。山を青葉（アヲバ）と名づけ、慶長以前には、部族國分氏の居れる所と

ぞ、慶長七年、伊達政宗、此に修築し、始めて府城と爲す。中奥四十郡、六十萬石の領主たるを以て、士民城下に會集し、遂に大都を開く。戊辰の變、伊達氏東軍の盟主たり、因て削封三十五萬石　已にして、廢藩置縣、六臺の一師團を此に置かる　乃、陸羽六縣、並びに新潟縣を管す　後、本管中に、第八師團を分置せらしも、仙臺城の第二師團司令部たること、舊のごとし。（伊達氏舊築の殿舍は、天守櫓以下、今、一も遺存するなし。唯、追手（オホテ）門の巍然たるを見るのみ、本丸には、近時戰死軍人招魂の祠廟を置かれ、師團司令部は、本丸の下、（二丸といふ）大（オホ）橋の正面に置かる。

送王子一還仙臺　　紀　平洲

海天高開青葉城、行看翠靄馬頭晴、滄溟日出金華湧、層嶺雲飛白石清、楚櫂王子誇上客、漢軍十二得君明、由來壯志從書劍、重酌芳樽辭禮迎、

仙臺城　　關　元龍

仙臺風物自淵々、十二樓頭花鳥時、北屋可封三萬戶、人煙蒸作彩雲飛、

觀聞志云、仙臺城、前太守黃門卿、以慶長七年壬寅、相攸乎此、自玉造岩手山遷來、築斯壘、鑿塹溝、搆大廈、設高樓、因山而爲居館焉、或曰、此城、用明帝朝、宍所築、中古、島津陸奥守者始居茂ケ崎城、後遷此城、文治中、結城七郎朝光居此、爾後荒廢已久、永祿中、國分能登守盛氏來居、天正中、嗣子彥九郎盛重、繼而居、先是、黃門君在北目館、慶長五年十二月、依東照神君命、移于此、明年起土木事、七年壬寅落成、卜居焉、又曰、少林（ワカバヤシ）城、寬永三年丙寅興之、五年而成、外城（ニノマル）、羽林忠宗君、十五年戊寅經營之、十六年己卯落成。

按、用明帝朝の宍といふは、蓋、崇峻紀に「遣近江臣滿於東山道、使觀蝦夷國境、遣宍人臣雁於東海道、使觀東方濱海諸國境」とある、宍人臣の事を指す歟、他に關係なし。又、佐久間氏は、鎌倉實記てふ傳書を引き、一は佐々木の下鹿毛（コシタ）といふ名馬は、深谷陵之助元重が贈る所なり、本は宮城野國分寺の、青葉山の城主、陸奥守武藏の秘藏の馬とぞ」と註せらるるも、固より採り難し。又、青葉（アヲバ）山の名所は、佐久間氏、萬葉の「水島の青羽の山」の詠を引かれしと雖、此には非ず。

（青葉山）

集に、元暦大嘗會の悠紀方の歌なる、青羽山は近江國なり。されば、清輔抄に、青葉山を陸奥とせるも、若狭の誤りのみ。仙臺なる青葉山は、總じて古名所にあらず、千載の「常葉なる青葉の山も秋來れば色こそかへれさびしかりけり」（僧正覺忠）にも附會し難からん。

元祿九年陸奥千鳥云、青葉山は、仙臺城山、本丸二の丸の間をさして云ふ、此の山、清輔抄には「當國といへり、和歌名所集には若狭、宗祇抄には近江とあり、不審。○觀聞志云、治府城四山嶺、古來吐蕊、光循山最早、號青葉山、於和歌亦稱之、但考萬葉集等、則又作青羽、日雲句多詠冬樹之狀、或比諸綠頭鴨、今學舊說、且、風土記有青葉川名、蓋、古有此山稱青葉來、而川亦指其山下河流乎、○撰名所抄、八雲御抄、並範兼抄、若狹云々、清輔抄陸奥云々、宗祇國分入之近江。（大槻氏云、今師團司令部となりたる、舊二丸の西邸、殘月亭てふ茶室の在りし邊に、州碑無雙の巨大碑あり、長一丈二三尺、幅一尺五寸餘、上に梵文下には「右志者、爲四十余人諸衆、面々各々、所志聖靈、往生極樂、作大ササ、乃至法界衆生平等利益、正安四年十一月四日敬白」、これもしくは、昔の千體佛堂に屬したる石卒塔婆にやあらん。

管窺武鑑云、天正十九年、秀吉公御内意の如く、家康公は岩手澤の山を見立て、城普請役御附、景勝は水澤、アサン（不詳）カシ山、三箇處に城を築かせられ、正宗歸陣の時、右城々を相渡され畢、是、正宗に大崎五郡、葛西五郡を替地（伊達、長井等、數郡の代地）として被下故也、然れば岩手山に正宗居城なり、其後、米ケ袋（ヨネクロ）と云ふを、正宗見立られて城を築き、仙臺と名附、今に於て此の如し。

（米袋）

按、米袋とは、今も市中に其名遺り、高等中學の西、廣瀬川の東邊）舊城と水を隔てて相去る十餘町。蓋、青葉山の舊城を米袋と云ひ、人民の在りしを、築城の日に、今地に遷居せしめられしに非ずや、（米が袋、一に米屋袋といふ）

世臣家譜云、白河部舊主、關七郎義親、天正中、太閤秀吉、征相州小田原時、義親後期、坐是失白川城、慶長六年、貞山公招之、授宅於米袋、與月俸百口、始往當家、義親無子、養其弟左近某子、配女爲嗣、稱之宮内大輔（小字忠三郎）義綱、號田千石、子孫襲之。

荒牧（アラマキ）　仙臺城市の舊邑名にして、東北は小田原（東照宮の邊）、南は若林（今の荒町以南）に至り、色麻道を中心とし、米袋、川内、並びに青葉山より、北山、杉山の地、皆荒牧の舊域なりしとぞ、今、北山の西、七北田村の管内に、荒卷の大字あるは、城市修造の日に、舊邑の民口を移しし舊村里なるべし。

川内（カハウチ）　仙臺城（本丸二丸）の北なる附郭にして、廣瀬川の水を以て東北二方を環し、西岸を龜岡八幡といふ、此一郭は、藩政の時、中等以下に供せられ、山屋敷（ヤマヤシキ）とも呼ばれしが、今も、步兵工輜重等、各兵科の營舍あり。○川內の北岸に淀（ヨドミ）あり、河北、北山、支倉町の方へ通ず。封內記云、白鳥明神社、在河內號深澤地、傳、舊在本丸老婆杉下、而府城之地主、古來河內之鎮守也、貞山君城地經營時、移于今地、爾來稱深澤白鳥神社、井野某管崇信之、請君使修驗光明院爲別當、寄附祭田、君亦寄附三十三石之地、毎歲九月九日、于今丹野家與祭事、社內藏地藏像、是乃古昔千體佛之其一也　○大槻氏云、川內筋違橋、舊大松澤氏邸の古碑、（片平町神宮教會へ移さる、

上に[illegible]、下に六條の位子を[illegible]し「其中[illegible]來生、[illegible]、[illegible]、[illegible]、九月八日、[illegible]」の文字あり、[illegible]と呼ぶ、其故を知らず。

龜岡八幡宮（カメオカ） 舊藩主伊達氏の氏神にして、川内の西峰に在り、伊達郡梁川八幡宮を合考すべし。○觀蹟志云、龜岡神社、今在青葉山西北、[illegible]、大寺[illegible]村君、[illegible]也、[illegible]元年[illegible]、[illegible]八幡於伊達[illegible]古城外、[illegible]岡、[illegible]慶長七年[illegible]、黄門君[illegible]城[illegible]、天和元年辛酉、綱村君依[illegible]、而復移于青葉山北、[illegible]立巫祝、以祈社稷平安、以孟夏朔祀之。○封内記云、龜岡八幡宮、[illegible]、[illegible]於[illegible]、[illegible]宮、[illegible]、天文元年壬辰、十四[illegible]君、[illegible]社于西山城、[illegible]、天正甲午十七世[illegible]山[illegible]、[illegible]慶長六年[illegible]、[illegible]同七年[illegible]、[illegible]（[illegible]也）[illegible]宮大夫倉米[illegible]口、[illegible]、天和元年、肯山君綱始、[illegible]城[illegible]之地、大[illegible]、[illegible]附百石之[illegible]、[illegible]宮大夫改稱山田土佐守、[illegible]十石之[illegible]、公收先世所賜給米、附屬社司十人、巫一人、酒掃一人、有寺號龜岡山[illegible]寺[illegible]、眞言宗、永享中、[illegible]法印[illegible]、中[illegible]、[illegible]、近世寄附七十石之[illegible]。○東[illegible]行云、大崎八幡廟、其經營不減鳩峰廟、南下[illegible]川、[illegible]岡、是亦八幡也、自此過城門前、出松樹闕、[illegible]、[illegible]路也、[illegible]人[illegible]、[illegible]門前[illegible]大夫[illegible]宅也、[illegible]上坂、[illegible]城之形勢[illegible]然、[illegible]由[illegible]如[illegible]、有[illegible]之[illegible]、[illegible]北郭、[illegible]、[illegible]也、[illegible]天府矣。

瑞鳳寺（ズイホウジ） 城山の南[illegible]、[illegible]、毘盧首か[illegible]、己字を[illegible]し、[illegible]の西[illegible]は[illegible]峰と[illegible]、[illegible]岸は、市中[illegible]の巷とす 寺中に、伊達氏の墳廟あり。觀聞志云、[illegible]、在城東[illegible]南、[illegible]、有人[illegible]昔[illegible]于峰[illegible]、[illegible]于此、日正宗山瑞鳳寺、[illegible]山公、前羽林君號大慈院義山公、後羽[illegible]阿雄山公、殉死墳壁亦相從、[illegible]昔[illegible]、[illegible]宗[illegible]也、其[illegible]也、[illegible]也、河流過[illegible]于寺下、[illegible]于門前、[illegible]杉[illegible]松[illegible]、[illegible]時、[illegible]萬里之[illegible]于下、[illegible]山[illegible]外、[illegible]地也、[illegible]、題一絶、實能名狀其景、其詩曰、

[illegible]城[illegible]、[illegible]月[illegible]、君臣墳[illegible]、[illegible]

[illegible]、至瑞鳳寺[illegible]山公（諱政宗）廟、守[illegible]觀之、[illegible]日瑞[illegible]、[illegible]、其[illegible]、祭器[illegible]、中[illegible]、[illegible]比、[illegible]像[illegible]衣冠、[illegible]、公[illegible]一目、[illegible]此[illegible]、[illegible]乎、廟左有有碑二十一、皆殉死人也、隔一小阜、[illegible]宮[illegible]方東[illegible]、爲義山公（諱忠宗）政宗子、[illegible]殉死[illegible]、其北爲雄山公（諱綱宗）忠宗子[illegible]、[illegible]其[illegible]、[illegible]山[illegible]、殉[illegible]、[illegible]、出寺南左、渡[illegible]、[illegible]爲門[illegible]、[illegible]石[illegible]、[illegible]、側有佰佰[illegible]、[illegible]旗、[illegible]瑞鳳山、[illegible]杉[illegible]、有政宗公[illegible]、乃[illegible]、有四[illegible]門、扁額書瑞鳳殿三字、[illegible]、週廊[illegible]、[illegible]柱[illegible]、[illegible]、其後有本殿、乃政宗公墳也、[illegible]、中[illegible]安公[illegible]、表[illegible]、[illegible]內數[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]政宗公、其傍有婦人小兒像、又有三世綱宗墳廟、額曰善應殿、不設塑像、[illegible]主、[illegible]魂[illegible]、[illegible]見一千人、係[illegible]君撰文（[illegible]の[illegible]、[illegible]山公の[illegible]を[illegible]し、[illegible]位を[illegible]中に[illegible]し、[illegible]を毀ち[illegible]るべし。

芭蕉辻（バセウノツジ）（國分町） 仙臺市街の中心にあたり、國分町、南町の一路と、大町、[illegible]の一路、[illegible]文[illegible]の頭とす、[illegible]停車[illegible]は、今芭蕉辻の東方十町[illegible]に[illegible]、[illegible]公[illegible]は、芭蕉辻の[illegible]、[illegible]に至るべし。

[illegible]の芭蕉の辻を[illegible]き人の往きさも經緯にし[illegible]、[illegible]芭蕉街、[illegible]、古昔有芭蕉[illegible]、[illegible]、今[illegible]之、[illegible]之者一されど、辻に芭蕉を[illegible]し[illegible]は、[illegible]なきに[illegible]、[illegible]の[illegible]にあらず、[illegible]に[illegible]の[illegible]、[illegible]ぶこと[illegible]羽[illegible]、[illegible]の芭蕉辻の名稱、明らかならざるなし、[illegible]の風土記、高橋玉齋の名蹟志、佐久間洞巖の觀蹟聞老志等、皆[illegible]、內藤閑齋の封內記に[illegible]く「[illegible]山公の[illegible]、[illegible]せしめ芭蕉と[illegible]、[illegible]にて、[illegible]下寺支配となり、[illegible]の[illegible]は、天台[illegible]なれど、[illegible]は曹洞宗、[illegible]す、[illegible]、藩祖貞山公、海內戰鬪の世なれば、芭蕉を密使間諜に用ひられ、其[illegible]に[illegible]、其[illegible]、[illegible]ばくもなくして返上す、[illegible]、其[illegible]、[illegible]に[illegible]も、[illegible]に[illegible]公[illegible]下し賜ひて、[illegible]に擬せしめた

（[illegible]寺[illegible]）

り。〇東奥紀行云、謁瑞鳳[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]市
庶皆瓦屋、繁華似東都。〇芭蕉辻の西、今控訴院の在る
邊を、片平(カタヒラ)町、表覺町といふ、この表覺の名義は、新泉
村表覺院、[illegible]、當家[illegible]
[illegible]作法、[illegible]地、[illegible]
[illegible]
[illegible]附六十六石之地
伊達[illegible]
[illegible]不可
[illegible]今[illegible]寺、當時住持諱範瑜、字
下[illegible]、開[illegible]日融濟、後移住龍寶寺、爲
第[illegible]、[illegible]永正七年遷化云
[illegible]
氏の[illegible]中に、千體佛の遺像のこる、昔の街道の辺に在て
られしものともとく。〇千體の説明は、封内風土記に所
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
を[illegible]らしめたり、
[illegible]天文十二年十二月、晴宗公書曰、今度[illegible]
合力、各々[illegible]、因[illegible]之、然[illegible]使者於國
分、[illegible]止兵、[illegible]押還、於[illegible]外閣内[illegible]、實不可
然、[illegible]
爲、因是、[illegible]兵[illegible]、以[illegible]、今欲
勉之、即致自[illegible]、下[illegible]是非也、雖然所言亦[illegible]、催促
[illegible]引去之、至于此上、以晴宗相談、[illegible]合戰、
要[illegible]用無遺、[illegible]人[illegible]中之、[illegible]相談、
緊切經略、和平尤專一也、

[illegible]八[illegible]
[illegible]城
云、[illegible]
[illegible]也、
天文十二年[illegible]、[illegible]公、[illegible]大原飛驒守、日
[illegible]出陣于大
[illegible]宗、[illegible]見打越于國
分、[illegible]

朝鮮[illegible]
絶[illegible]
　　　　　　　　　貞　山　公

[illegible]公園[illegible]、[illegible]之を[illegible]く
伊勢[illegible]宮は、[illegible](伊勢堂)[illegible]なせる者にして、
八房梅は、若林(小泉)の、貞山公君館より移したり、
[illegible]の龍種なり。〇隨鑾紀程云、仙臺公園、
有前[illegible]、字平名友直、以字行、[illegible]六無齋、
[illegible]
[illegible]
[illegible]、建[illegible]
[illegible]、是爲四方[illegible]故、[illegible]
[illegible]
者皮辰[illegible]、列藩同盟[illegible]、飛檄行移、多出其手

（養賢堂址）

宮(ミヤ)城(ギ)縣廳　芭蕉辻の北東、勾當臺(コウタウダイ)通に在り、十六郡(陸
前十三郡、磐城三郡)一市、人口九十餘萬を管す
接、廳舎の地、藩政の時の養賢(ヤウケン)堂址とす　明治維新の初
め、[illegible]めて[illegible]舎に假り、遂に改修して、本衙と爲さる
藩學の由來を[illegible]するに、五世主吉村(獅山)、元文元年、
學問所を創立し、[illegible]七郎を以て、學頭となす、東山と
號し、治聞富才なり、領内の士民、彬々化に歸ひ、忠孝
節義、及び碩學鴻儒輩出す、伊達氏中興の政と稱す、十
世齊宗(英山)に至て、文化年間、大槻民治(清準、號平
泉)を學頭となし、委するに文事の[illegible]、民
治[illegible]、[illegible]に[illegible]き、文武の[illegible]
文政[illegible]、[illegible]、日[illegible]を
設[illegible]、廣く庶民に[illegible]を授けしむ、民治[illegible]東山の
人[illegible]、[illegible]才能あり、[illegible]に[illegible]、文化三年[illegible]ら
れ[illegible]儒臣に列し、[illegible]の教育に任す)之より五十餘年、
[illegible]、安政に至りて、文事[illegible]む、[illegible]
石なりき。

[illegible]
[illegible]
[illegible]紅　七[illegible]　習齋

仙臺藩戊辰史云、九月十日、執政遠藤文七郎(允信)、密
に近習目付丹野善七郎をして、君命を矯りて「只今、降
伏謝罪、仰出されたり」と、城中諸向へ觸れ示さしむ、
文[illegible]く、
[illegible]、會津追討[illegible]之後、今日之勢に立至り候處、偖
[illegible]、其[illegible]の見込違により、君臣の名分を誤り、
[illegible]御不審を蒙り、[illegible]、今般、[illegible]への
[illegible]有之、[illegible]、恐入候、今更[illegible]之念、無
[illegible]、遂に兵隊を[illegible]候上、伊達將監・水澤邑主・遠
藤文七郎を爲使者、相馬口總督府へ、謝罪歎願書差出、
城外謹愼罷在候心得に候、云々、
是に於て、激徒四方に起り、物情騷然たり、殊に額兵隊
の如き、十五日早朝、其溜所なる養賢堂の正門に整列し、
喊聲を發し、捧銃の禮を行ひて、青葉城を拜辭し、左の
檄書を芭蕉辻制札場に掲げ、槻木驛まで進軍せり「近
頃の形勢、大條孫三郎、遠藤文七郎、後藤孫兵衛、石田
正親、遠藤主税等の諸奸臣、國家危急の際を僥倖し、和
議の説を以て、君公を構陷せんと、百方奔遁」云々、(額
兵隊は、[illegible]の部下に屬し、星恂太郎の訓練す
る所にして、凡一千人あり、服裝は赤色にして、燦爛と

して日を[illegible]ふ）主公之を聞き、馬を馳せて岩沼に至り、親之を說諭して、村田に屛居せしめ、後又、宮床に移さる、諸士も隊中又二派に分れ、降るを屑とせざる者は、相率ゐて、囘天、開陽に[illegible]に投ず、乃北海に赴し、戰陣に從ひけりとぞ　[illegible]明治年間鎭云、奥羽諸侯十七頭、閏四月十八日、會盟、會津を援け候事に一致いたし、其今[illegible]、官軍方[illegible]人數、一旦引揚、近日白石城に於て合[illegible]の上、[illegible]道軍[illegible]使由、列藩の議論は、薩十長三藩の人を[illegible]を、朝廷へ申立、[illegible]に、白官軍を[illegible]し、右三藩の罪狀顯[illegible]として、但奧上杉兩家の申[illegible]、上京[illegible]由、此上如何可相成哉、總督左大臣九條樣には、當時養賢堂に御逗留、白[illegible]より所[illegible]に御取扱有之、澤三位樣、羽州へ御出張の處、多分養賢堂へ御引返し可相成哉、當州大山表、羽州にて彼討候由、風聞有之[illegible]、又、奥羽に於て、年號慶應と改元ありしとの風聞[illegible]なりと雖、未[illegible]を得ず

北山（キタヤマ）

市街の北嶺にして、其西[illegible]を杉山と云ふ、小田原に界し、西南は荒牧山、鄕六山に至る。近世は[illegible]大路は、北山堤町より北根坂を陟り、黑川郡七北田驛に達したり（堤町とは、今青葉神社の下をいふ）

仙臺領下記云、東鑑、文治五年、賴朝公奥州征伐の時の、物見岡（モノミ）とは、今の杉山（スギヤマ）臺なり、[illegible]の東の北峰なり、深澤長命館は、中山の北はつれなり（今按、東鑑に見ゆる、物見岡、中山は、この間にあらず、多賀舊府の西北方なるべし。

（杉山）

青葉神社（アヲバ）

[illegible]北、国分町の正北にあたり、北山に屬す、（社在[illegible]二十町）明治七年、建てて仙臺藩祖貞山公を祀る所とす、舊東昌寺の境內とす

青葉神社碑文云、明治四年、我藩主伊達宗基、已奉還版籍、徙家于東京、置寺家于[illegible]、[illegible]、舊士民出入爲難、於是、衆相議、以謂、藩祖忠武才能、聞于天下、慈仁愛世、鎭安一方者、二百餘年、有大功德于民、方今聖朝、雖有一名祠者、莫不受祭焉、而況[illegible]功德若々如[illegible]、其無廟祀乎、請立祠宇于朝、卜地北山東昌寺、今日青葉神社、更[illegible]武振彦命、制可、以爲縣社、卜民嘗[illegible]、[illegible]金合力、以就工事、未[illegible]、明治七年十一月、有事于青葉社、遷[illegible]伊達氏、尸祀[illegible]、[illegible]上[illegible]、捧録今[illegible]、[illegible]役[illegible]用、[illegible]、以[illegible]其武、且合祀臣屬有功勞者、[illegible]、遂[illegible]五月二十四日、[illegible]

東昌寺（トウシヤウ）

今青葉神社の東隣を[illegible]也、其東隣、叉[illegible]光明（コヤウ）寺也。（封內記云、[illegible]山東昌寺、在北山、[illegible]宗、當家第四世[illegible]君（伊達政依）之[illegible]寺也、舊在伊達郡、乃君所建、而正安中、城州東福寺正覺[illegible]禪師[illegible]開山、近世寺附二百石之地、當年山滿勝（マンシヨウ）寺、同上、當寺大朝念西君之[illegible]寺也、舊在伊達郡桑折驛邊、覺印君所建、貞山君遷城之後、建寺于城北、寺附廩米五十俵、及二十五石餘之地、寺庫藏賴朝卿[illegible]、相傳、大覺禪師[illegible]、而念西君[illegible]常所拜也、松蔭山光明寺、同上、念西君夫人[illegible]寺也、舊在伊達郡、寺附百二十七石之地、

覺範寺（カクハン）

封內記云、遠山覺範寺、在北山、臨濟宗、屬城州妙心寺、舊在羽州置賜郡、佛海禪師開山、性山君（輝宗）所由造、而元龜三年壬申、自濃州請待虎哉和尙、爲中興開山、天正十九年辛卯、貞山君移玉造郡岩手山城、寺亦從之、假改興國山天王寺、號遠山覺範寺、慶長九年甲子、君移仙臺城、賜今愛宕山[illegible]頓寺、[illegible]、其後移于今地、羽州[illegible]寺舊址、有性山君靈廟、及殉死遠藤山城基信墳墓、今寺內有性山君夫人保春院殿靈廟、其傍有高一丈三尺餘五輪塔（黑川郡吉岡天皇寺開基、貞山君第三男、伊達河內宗淸、及殉死七人之石碑）今寺附二百四十五石之地。〇覺範は、青葉神社の西隣にて、其西隣に[illegible]寺なりと知るべし　資福（シフク）寺、安置第三世[illegible]明君（伊達宗廣）所建之觀音三十三[illegible]、及觀音寺[illegible]一[illegible]、[illegible]、光福寺殿[illegible]君[illegible]人[illegible]、寺附八十七石之地、云々

輪王寺（リンノウ）

北山の西に在り、覺範寺の西、曹洞宗、[illegible]州[illegible]とす（封內記云、[illegible]王寺、在城北、曹洞宗、遠江州磐船郡耕雲寺末寺、傳曰、當家十一世天海君（伊達持宗）依其祖母[illegible]大[illegible]尼（九世政宗夫人、[illegible]氏、男山善法寺[illegible]法[illegible]）[illegible]、[illegible]元年[illegible]、建寺于伊達郡梁川、請大[illegible]和[illegible]開山、[illegible]、以其外祖、[illegible][illegible]亡、其後[illegible]移[illegible]、[illegible][illegible]岩出山、[illegible]、[illegible]之地、[illegible]長七年、[illegible]、[illegible]百四十七石、元祿四年[illegible]、[illegible]、附[illegible]三十六[illegible]、以[illegible]香[illegible]、且[illegible]之古蹟、[illegible]寺[illegible]之公帖、[illegible]、[illegible]雨期、[illegible]金剛寶山[illegible]、[illegible]際。

大崎八幡宮（オホサキ）

北山の西南、荒牧山の下、鄕六、愛子への路右に在り　昔祭田三十石、其社人は遠田郡大崎八幡宮の[illegible]なりと、社傳は長井庄（置賜郡成島（ナルシマ）[illegible]寶[illegible]な[illegible]とす、されば、成島八幡ともいへり、[illegible]長七年、岩手山大崎より[illegible]置す[illegible]　觀蹟志云、大崎八幡神社、在城外河北山頭、慶長年中、黃門君自玉造郡岩手城、七年八月[illegible]、[illegible]東建寺、日[illegible]澤山龍寶寺、此宮社也、[illegible][illegible]、極富麗結構之盛、山[illegible]、[illegible]光彩之[illegible]、其所莊嚴者、天下之妙工、甚五郞彫刻、而[illegible]在左手、時人稱左手甚五郞、是以今所存之人物禽獸花草蟲巢像、自然有生意[illegible]之[illegible]、[illegible]後世之[illegible]工[illegible]及矣、一國之奇觀也、爾後、[illegible]中、後太守綱村君下命、以技術造[illegible]飾也、此時建石華表、命儒臣內[illegible]齋作銘、虎岩道[illegible]書之、其銘曰、

[illegible]州宮城郡、當社八[illegible]者、州人之[illegible]也、慶長年中、本州牧君政宗卿、[illegible]於此地、[illegible]、方今其[illegible]孫[illegible]千代[illegible]、[illegible]州內東山、[illegible]

[illegible]、欲永年不朽[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]有[illegible]、[illegible]之
[illegible]以有[illegible]、[illegible]、
[illegible]八[illegible]

（龍寶寺）封内記云、龍寶寺、[illegible]在[illegible]、[illegible]何[illegible]人[illegible]山、傳[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]君寄附二百七十石餘之地、移建。○此八幡は、川内龜岡の北に、河水を隔てて、約十町を距る。

小田原（ヲダハラ）　今、其地分れて、西南偏は仙[illegible]に入り、[illegible]餘は[illegible]の管内[illegible]、[illegible]東照宮[illegible]、[illegible]を其て[illegible]の[illegible]に[illegible]し、[illegible]町[illegible]を以て南目の舊邑に堺するごとし。小田原[illegible]、小俵につくる。

（小俵）

仙臺東照宮（センダイ）　今、小田原に在りて、[illegible]宮[illegible]の北[illegible]に[illegible]す[illegible]の東北半里許、其内は杉山、北山にして、東は[illegible]田横野まで、一帶の丘陵、左右に連なれり。[illegible]田三百六十石。

觀蹟志云、慶安三年庚寅、[illegible]太守忠宗[illegible]建東照[illegible]社、大樹許之、適欲擇地于城北[illegible]、[illegible]北[illegible]、承應三年甲午、[illegible]、[illegible]、置[illegible]祀宮[illegible]、[illegible]最殺院[illegible]、[illegible]、[illegible]迎之、[illegible]月十六日夜[illegible]宮、十七日[illegible]宮[illegible]、自[illegible]在[illegible]、以九月十七日[illegible]日、其[illegible]也、[illegible]儀[illegible]列、而前驅[illegible]神輿矣、[illegible]小兒[illegible]、[illegible][illegible]、携花[illegible]剪綵、[illegible]、[illegible]吹[illegible]選、新日也、通國群集、滿城喧[illegible]、[illegible]不可[illegible]、一時之奇觀也、[illegible]後、世建大樹公[illegible]合祀、〔仙臺城下記云、東照宮の石鳥居は、[illegible]前[illegible]海上運送せらる、人[illegible]凡二萬二千五百[illegible]、大工[illegible]萬人、人足五十八萬餘と傳へたり

仙岳院（センガク）　舊東照宮の供僧なれば、宮前に在り。　仙臺[illegible]

[illegible]、七月二日、日光宮殿下（公現法親王）、[illegible]に[illegible][illegible]、[illegible]北[illegible]へ入[illegible]、我[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]て、[illegible]、[illegible]し[illegible]に駐[illegible]、[illegible][illegible]に依[illegible]、此日、[illegible]中[illegible]（[illegible]邪）賜ふ、

[illegible]呼、[illegible]賊久[illegible]兇[illegible]、[illegible]殘暴、[illegible]、[illegible]幼主、威脅廷臣、遂先帝遺訓、而[illegible]、[illegible]列聖[illegible]、而[illegible]、[illegible]、[illegible]、百方[illegible]、以貸[illegible]及忠[illegible]、[illegible]以駐驛於[illegible]營、[illegible]、[illegible]、[illegible][illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]任、[illegible]、[illegible]虎之力、遂於兇逆之[illegible]、[illegible]、下濟[illegible]、都[illegible]、天下[illegible]、[illegible]迎[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]寺一品[illegible]、[illegible]、

[illegible]四年戊辰七月　大國[illegible]院[illegible]
清淨[illegible]院[illegible]

（萬日堂）封内記云、萬日堂（マンニチ）、在北六番町、東照宮近邊、寛文十一年、仙岳院第二世天[illegible]、始開[illegible]、貞享三年、[illegible]、[illegible]（觀蹟志云、元[illegible]十[illegible]年、[illegible]、[illegible]其徒、[illegible]其像、巡行于諸國、經城市[illegible]、其志欲[illegible]民[illegible]、而大建我所利[illegible]、[illegible]、[illegible]城下、[illegible]之[illegible]凡[illegible]之[illegible]、[illegible]之如奉鬼神、役之如勤公事、遂大路而出迎、舁之入于城東萬日堂、留滯[illegible]十有八日、其間衆人爭逼[illegible]、如狂[illegible]、其[illegible]、且所其[illegible]者、[illegible]難之行、[illegible]之[illegible]之類、渾欺人誑人之具、不可勝言、人至則妖僧口給、各數妙詭奇、自衒自媒、愚民聞之者、固信深異、每日附歸者、以巨萬數矣、且甚者、或說東瀛遠島聲龍燈於海上、或言

[illegible]、[illegible]、[illegible]、男女[illegible]、[illegible][illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]人[illegible]、不覺其何[illegible]、皆[illegible]、[illegible]也

萬壽寺（マン）　小田原の字高松に在り、高松とは[illegible]門前の[illegible]也
○封内記云、小田原萬壽寺、[illegible]宗、[illegible]十年、[illegible]月[illegible][illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、及供[illegible]、[illegible]、即、[illegible]部[illegible]安養寺[illegible]傳云、安養寺、[illegible]、[illegible]、[illegible]萬壽寺、於[illegible]、[illegible]、[illegible]、東照神廟東北、[illegible]、[illegible]田[illegible]、自[illegible]、[illegible]野、而爲[illegible]地、[illegible]、其地往古安養寺[illegible]也、

玉田（タマタ）　今、小田原の林麓の地の舊名といふ、「榴岡（ツツジナカ）天神廟、往時、在宇田郡八幡崎、文永元年、島津[illegible]者、移之宮城郡國分庄小俵村[illegible]山中、[illegible]崎[illegible]玉手崎、[illegible]玉田地、天文十[illegible]年、自[illegible]寺宗明[illegible]之、慶安[illegible]年、會東照宮[illegible]之事、[illegible]其東[illegible]、寛文七年、少將綱宗君遷之榴岡而新造」〔觀蹟志〕など說かれたり。按ふに、歌名所に云へる玉田は、河内國なり。つつじ岡に附會して、玉田をも此に[illegible]するごとし。されど、[illegible]、元祿[illegible]前已に然りとす。○元祿[illegible]年紀行、[illegible]道云、仙臺に、[illegible]、[illegible]の[illegible]、駒が心よき者と聞て、[illegible]人[illegible]なる、この者[illegible]年頃、さだかならぬ名ところを考へ置[illegible]ればとて、一日案内す、猶夏なれど、宮城野の萩茂りあて、秋の氣色思遣らる、玉田横野、つゝじ岡は、あふひ咲く[illegible]也

とりつなげ玉田横野のはなれ駒つゝじが岡にあせみ花さく〔歌枕、家集〕　俊頼　朝臣

觀蹟志云、名寄、歌枕目、有歌、玉田横野、在河内國、山榴岡亦從所在之處、不詳、俊頼歌乃收之奥州。
色葉集云、玉田横野とは、所の名也、津の國の玉田といふ所に、横野といふ野有て、其野あせみおほかり「つゝ

しのけたにあせみ花咲」とは、つゝじの古き根は、あせみといふ木になる也、あせみは馬の毒也、又つゝしも馬の毒也、躑躅と書くうゑは、馬のくひては、腹をやみて臥まろぶ故にいふ事也、躑を「はふり」とよみ、躅「まろぶ」とよむなりと云云、或人曰、交友には方有事なかれといふ本文あり、けたとはそれといふ事也、されば、つゝしのそばといふべき也と云云、或人曰、此歌は、後頼集にはつゝしの岡と有、河内國にある岡なり、玉田横野も其國歟、建久八年歌合、　信實朝臣

山陰に心計は春の色のつゝしのえたに花咲にけり。

榴岡（ツツジガヲカ）

（榴岡兵營）

今、市街の東偏にして、芭蕉辻より凡半里、第三旅團司令部、並びに兵營（歩兵第四聯隊）、釋迦堂、菅公廟（天神ノ宮）等在り。宮城野の低平の所なる、少高地に當るを以て、岡を以て呼ばる。苦竹目の邑内にして、東北は原町に接し、南は若林小泉に至る

みちのくのつゝじが岡のくまつゝらつらしと君をけふぞ知りぬる、〔六帖、夫木集、藻鹽草〕

あつまぢやつゝじが岡にきて見れば赤裳の裾に色ぞかよへる、〔夫木〕　一條大后宮肥後

或人、陸奥國に、をかしき所々、繪にかきて、のぼりて見せければ、よめる、

みちのくのちかの浦にて見ましかばいかにつゝじのをかしからまし、〔夫木〕　右大將道綱母

（躑躅岡）

觀聞志云、躑躅岡、古書作山榴岡、在南目村、有高岡謂之、東史、稱國分躑躅古蹟、蓋此地也、鄕人不言其址、風土記曰、躑躅岡、在府之西（府乃多賀古府也）、出紅躑躅、官以之揺衣、號鄕々茲揺、按、往古岡上多躑躅、且以其花而揺衣帛者、可視雅詠之一故事也、今制不得、今不能見之、朝又躑躅花亦絶而亡。　東奥紀行云、榴岡は五郎館とは、今釋迦堂の地なり、榴岡は五郎館といへり、其東は牛東原なり。○今按、文明十九年回國雜記に據れず、松島より鹽釜浦へ渡り、鹽釜より歸路につきて、つゝじ岡、轟の橋經て、名取川に至るよしに次第せり。而も、轟の橋は、岩切村に在りと諸書に見えければ、回國雜記のつゝじ岡は、岩切、鹽釜の間かとも疑はるれど、紀行實錄の書と雖、この錯置なきを保し難し、つゝじ岡な、轟橋と名取川の中間、即、今地と定むべき歟。

つゝじが岡を過行きけるに藤を見て　道興

名にし負ふつゝじが岡の下藤共に折知る春の暮かな

（鞭楯）

鞭楯は、吾妻鏡に、藤原泰衡、文治五年八月、鎌倉勢の來襲を拒がんがために、自身、國分原鞭楯に陣營せる由見えて、軍陣進退の形狀に合考するに、榴岡、最地理の要害を得るに似たり　されど、別に又、國分氏の營壘とて傳ふる者あり、詳に、論證するを要す　又日向記に、

伊豆の工藤三郎時祐が嫡子、次郎祐朝に、遠江國早河、長門國三隅庄、並に奥州鞭指の庄、松山など讓得せしめてありしが、後に、安藝國吳田庄をも讓せしめ給ふ、早河殿と申なり、

此に鞭指とあるも、指字は楯の譌か。

榴岡の天神宮は、釋迦堂の南に隣り、小丘を占めたり。封内記云、觀聞志、名蹟志、共曰、往昔在宇田郡八幡崎、相傳、天延二年甲戌、平持村者勸請、文永元年甲子、島津某者、移之于宮城郡國分莊小俵邑玉崎山中（又稱玉田崎、古玉田也）天文十三年癸卯、白石三河守宗明者再興之、慶安三年庚寅、偶會東照宮經營之事、仍移其東林、至寛文七年丁未、綱宗君遷之榴岡、而新造、按其所記與別當所傳不合、白石參河者、根白石邑領主、而桃生郡主首藤氏苗裔也、

奥細道云、宮城野の萩茂りあひて、秋の氣色思ひやらるゝ、玉田よこ野、つゝじが岡は、あせび咲ころ也、日影もゝらぬ松の林に入て、爰を木の下と云とぞ、昔もかく露ふかければこそ「さふらひみかさ」とはよみたれ、藥師堂、天神の御社など拜みて、其日はくれぬ。〇

榴岡釋迦堂（ツツジガヲカシヤカダウ）

觀聞志云、釋迦堂、在榴岡背墻以東、元祿八年、綱村君始開此地、建堂以置孺人淨眼院所持釋迦像、且其南大設騎射地、植之以垂絲櫻數百株、及青松紅楓千餘株、未聞他方植垂櫻花如此夾多、好事風流之設也、是乃所以孺人追孝之示遺愛也、適古人所謂甘棠樹城址是也、自岡上望、則木下之古林微于春色、宮城之曠野富于秋爽、其木末則木幣鄕也、錦綾纈纈于芳原、其極目則松浦島也。○東奥紀行云、國分街街可二里、市廊屋舍漸盡、陸奥躑躅岡、諸釋迦堂、落々蒼木、清風拂塵、南出則有調馬埒、垂櫻統列、右顧有戲場、街舍北北閒而無人、蓋農夫閒之日、此地傀儡俳優所力之觀、平日閒塲、今向古蘭盆、故皆閉、鳥管神祠。　鹽松紀行云、仙臺封境六十四萬石、貢收千一百萬、侯國之富、無出其右者、然市内凶荒、死亡數萬人、物價踊貴、上下皆困、制鈔處錢、百方支吾、而莫能救其窮乏、近者詔由華富商某、掌其國計、出納建發、一聽其所為、置相撲雜劇於躑躅岡、傳觀撲擊鼓、衒於市、以募觀者、其他游手浮食之徒、為諸邦所驅者、亦皆受而容之、擬總擁鼓、陸續於途上。

清水（シミヅ）

今、仙臺停車場の南にして、即、小田原東照宮の前より東六番町を通し、清水小路、荒町に至る者、一條の巷路を成す　○回國雜記に、名取郡に入、實方中將の墓尋ね、關の清水を過ぎて、宮城野に至る由見えたり。關の清水今知れず。關岡氏保注に安積郡の事とす、屹考勿論耳。

關の清水といへる所を過ぎけるに、杉むらの侍りければ、旁々、相坂の山路思ひ出でられて、

おふ坂の山にはあらぬ杉むらに立より關のしみづをぞ汲む、

かくて、宮城野に到りぬ、一村雨し侍りければ、暫く木蔭に立よりて、過るを待ち侍りける間に、

　木の下に雨やどりせむ宮城のやみかさとは申す人し
　なければ

東奥夜話云、城下荒町田町の間の橋を、清水の板橋といひ、昔は長町の鹿落坂より、廣瀨を渡り、此をへて木下國分寺の原へ出てし（下の石名坂を合考すべし。

八塚(ヤツヅカ)　榴岡の西南、清水小路の東なる汎名にして、新寺小路(シンテラコウヂ)といふ、即此なり。孝勝寺、阿彌陀寺、西蓮院（善導寺、以下皆淨土宗）成覺寺、愚鈍院等在り　孝勝寺には、濱御（仙臺萩）に名高き政岡なりの墓あり。

仙臺年中行事云、二月彼岸節、當家の節婦、乳人淺岡の靈屋、八塚孝勝寺に在り、此日に限り拜をゆるす。

封內記云、八塚、在城東、寺院處々之地、不詳其爲何塚、上人呼之爲地名、今僅存其三、而失其五所在、阿彌陀寺、在八塚、時宗、建治三年、遊行元祖一遍、到奧州時、當家第四世願西君（伊達政依）歸依上人、建寺、以上人爲開祖、貞山君移于玉造郡岩手山及仙臺時、並扈從、寄附二十四石餘之地、本尊阿彌陀、趺下雕「承久三年二月日僧宗覺」十字、安阿彌所造、而貞山君（政宗）六男四郎、爲公族桑折播磨守貞長嗣而夭、君祈其冥福納此像云、孝勝(カウショウ)寺、日蓮宗、正德中、日蓮法嗣、一乘阿闍梨日門開山、有義山君夫人孝勝寺殿（大樹秀忠公養女、實池田輝政卿女、肯山君母公淨眼院殿三澤權佐清長女）靈廟、寄附二百三十石之地、靈供糜米二十石。○東奧夜話云、天神下より寺小路の出口へ、押廻川あり、是は義山公の代に、川村孫兵衛才覺を以て、用水堀に被仰付候、其節、江戶より御目附被下向候て、要害の爲とは見えず、全く用水なりと撿分せられて歸られ候由、又、孫兵衛堀といひ、生巣の原へ出づ。

（孝勝寺）　（榴岡）

連坊(レンバウ)　八塚の南を連坊小路といひ、又寺院多し。○封內記云、保壽寺、在連坊小路、曹洞宗、國分家十一世、修理亮平盛行開基、而寶底和尙開山、應仁元年寶底示寂、明應二年盛行卒、號保壽寺殿、其餘有能登守宗政、及夫人參河守盛重、及夫人之靈牌、五峯山松音寺、曹洞宗、舊在伊達郡松宥、寛正中、越後州耕雲寺四世劇海忠珊和尙開山、長享元年丁未九月、葬十二世瑷岩君（成宗）、其後遷寺于伊具郡丸森、慶長中、遷于今地、寺田七十八石

若林(ワカバヤシ)　又、少林(ワカバヤシ)に作り、仙臺市の南東偏を汎稱し、もと、小泉村の分內たり　連坊、荒町以南、西は廣瀨川に至り、東は村郊に盡く　近年、宮城集治監を、此地（古城）に置かる　奧州大路、名取より至るものは、古來此を經由し、今に易ふる所なし。蓋、延喜式栖屋驛、亦此間に在るべし、後世其名を失ふ。

（少林）

荒町の東、連坊の南を石名坂(イシナ)と呼ぶ、今は通衢にあらずと雖、舊驛路とぞ。（堊玉(アクタマ)大悲閣、在治府以南石那坂、相傳、田村麻呂東征之間、以宮城産堊玉子者爲側室、平日愛護大悲像、後人建閣而藏之〔觀聞志〕石名坂圓福寺、本尊正觀音、聖德太子作、不詳何時創建、傳曰、田村將軍利仁朝臣侍妾堊玉護持佛也、田村麻呂乃利仁朝臣之子、而堊玉之所生也、不知孰是、姑記異說備參考〔封內記〕

石名坂と廣瀨川の間を、河原(カハラ)町といふ、即、名取郡長町と水を挾みて相向へり　留守文書、弘安八年行妙讓狀、正安二年淨妙讓狀に「河原宿(カハラシュク)、五日市場在家云々」とあるは、此歟。栖屋の舊驛も、恐らくは是れならん。文明中の何國雜記に「關の淸水」と云ひしは、淸水小路に合考すべし。されど、圖書の徵證の乏しきに止まらず、方俗の口碑にも、古の驛路渡津は、石名坂、荒町（淸水小路の南隈）、乃至、米袋、片平町に之を說くは何ぞ。按ふに、米袋片平町は、愛宕山、七曲坂の陰なれば、平易の通路にあらず、恐らくは、石名坂、荒町の邊こそ、古驛路ならん　其間に廣瀨を堰き入るる溝もありて、河原宿、關淸水を追跡すべきに似たり。

（石名坂）　（河原）

仙臺城下記云、鹿子淸水は、米が袋に在りて、淸水の板橋、狼坂と、舊跡三所に數へらる、板橋とは、米袋と荒町の間、淸水小路の末なり、狼坂は新坂通り五六番町の間の坂をいへり、昔の街道は、茂か崎七曲山より、越路(コエヂ)しおち坂の邊に至り、廣瀨川をわたり、米が袋へ往來したり、米が袋、昔は千體原とて、鶺鴒の多き所なりしと。

栖屋鄕(スヤ)　和名抄、宮城郡栖屋鄕、○本書、柄(ツカ)とあれど、延喜式には栖に作り驛家とす。今臆斷を以て、柄、栖、いづれか正しきにや、他に徵證も無けれど、栖屋(スヤ)と擧ぐ　さて、其位地は、驛路の序次、名取と國府の間にあたれば、地理の實際に考へ、廣瀨川の邊にして、若林（近世仙臺城下の市巷と爲る）小泉なとと推定せらる、栖屋の驛家址と想はるる者、今之を若林に求むるに、それと正しく擬すべき遺墟もなし、淸水小路、若林、石名坂等に合考すべし。

小泉(コイヅミ)　今、荒井、荒濱等に合せ、七郷(シチガウ)村の管內とすれど、仙臺市の東南、若林の諸巷に連接し、南目の南とす。近時、ここを南小泉といふは、高城（松島）の北小泉に對するが故なり。

封內記云、小泉別莊、義山公世經始、置火藥于此、岡縣之後爲廢地、忠山世再興之、鑿湟補地、造營第宅、爲遊衍之地。（觀聞志云、少林古城(コジャウ)、在小泉村、黃門君、寛永中經始此地、經五歲而成、蓋擬之菟裘地乎、今猶存焉。○伊達郡村志云、伊達政宗、寛永十三年四月、仙臺若林城を發し、日光廟に詣り、江戶邸に至る、是より先、政宗病に罹る、其江戶に上らんとするや、諸老之を諫止す、政宗聽かず、曰く、余死期久しからず、將軍に謁せんと欲す

（古城）

る耳と、五月朔日、病を發て櫓臺に發り、廿四日薨す、將軍家光、追悼せまず、府下一周間歌舞音曲を停止す、廿五日、靈柩江戶を發し、六月廿三日、仙臺經ヶ峯に葬る

國分城址（コクブ）　今、小泉の若林古城と唱へらるゝ者是、國分氏は、一時遷り千代城（青葉山）にも居り、松森にも居り、野手口山（茂崎）にも居りしと云ふ、其詳を知らず

陸奥國宮城郡國分寺郷半分、國分淡路寺、并一族等跡、地頭職事、

貞治六年七月十一日　左京大夫判

相馬讃岐守殿（相馬文書）

奥相秘鑑云、千葉介常胤が五男、國分五郎胤通は、下總國葛飾郡國分に住す、胤通、文治の抽賞に、奥州宮城郡國分郷を賜り移住す〇永祿軍記云、宮城の城主國分能登守盛氏は、千葉介常胤の五男、五郎胤道、始て陸奥の宮城、黑川、名取の三郡を領し、國分に居住して、今盛氏迄、子孫相續けり、盛氏の妹は、大童治部少輔賴貞に嫁し、其子甲斐守賴道、羽州最上の一城主なり〇野史云、伊達晴宗、娶岩城常隆女、子數子、長日宗隆、繼岩城氏、次日輝宗、次某、稱宮內少輔、次日盛重、納名宗重、字彥九郎、繼國分盛氏後、稱參河守、爲國分主、國分氏者、平氏、千葉介常胤五男胤通、初領宮城黑川名取三郡、居國分、子孫因以爲族

伊達世次考云、按、往昔、名取有秋保茂庭福田泉田粟野等數家、宮城留守氏及宮城氏世領之、村岡八幡等分領之、其郡中國分莊者、千葉常胤五男胤通、稱國分氏、其子孫世々領之、天文六年文書、有千代城、屬黑田義宗也、國分氏世住千代城中、徙小泉、終徙松森城云、

此時、國分宗綱、盖居松森乎

按、國分氏の野手口山に居れりといふは、他に明徵なし、松森は世々其臣居り、されど、其城は、今の七北田の松森にあらざるべし、何となれば、彼地は岩切、利府と境接し、天文年中に、國分氏が稙宗に與し、留守（高森）氏が晴宗に與して相爭戰したる形狀に合はず、されば、松森は茂崎の舊名にして、野手口と云ふも同地歟、後のさだめを俟つ

國分系圖、千葉介常胤の五男、國分五郎胤通より、十四代を五郎大夫常政とし、永正八年卒、五十五、其子孫は、宗政（能登守）―盛氏（能登守）

移居野手口山城

―盛重（彥九郎、天正六年、築松森城、實晴宗公季子、慶長元年、政宗公在岩手山時、有故赴常州佐竹氏）

さて、國分氏の系統は、以上の諸書、皆千葉平氏に出づとすれど、又異傳ありて、小山結城の一族にて、藤氏なりといふ。千代、青葉山に、結城氏の居れりと傳ふるも、國分氏の千代に居りて、結城の分族なれば、誤り說けるに似たり。國分は、八幡、留守と共に、小山藤氏（秀綱統）たる說は、餘目氏記錄に見ゆ

餘目氏記錄云、吉良畠山兩探題（國爭の時（觀應年中））、國分は吉良方を致候、留守は貢大將の味方し、六十六郷一時に破れ果てぬ、國分は、小山より長沼分れ、長沼の親類にて、出家にて、下荒井が先祖なり、歸依僧たりしが、器用たるに依て、聟に成、結句正印と號す、果報の人也、勢かち、大將味方を致し、其威勢彌ましに候也、荒井七郷は、さい所三河守とて、さい所の先祖の恩也（さい所は、最所にもつくれど、もと國府の在廳にて、税所職の人をいふ）

保春院（オシユン）　今、集治監の北、國分寺の南に遺る。〇封內記云、保春院、在少林、臨濟宗、貞山居士公、保春院殿（羽州最上山形城主、最上修理大夫源義守女）牌寺也、元和九年癸亥七月逝、葬遺骸于覺範寺、別建寺、請居和尙開山、寄附百八十石餘之地、眞福寺（シンフク）、在土樋（ツチトヒ）、寬永元年、淸淨光寺五世安國上人、建寺於登米福寺淹城下、南葛西家亡滅之後、寺亦荒癈、廿八世覺悲、到玉造郡岩手山、告請之、是以貞山君賜地建寺、君遷于仙臺城時、賜今地更建寺、寄附百二十石之地

（眞福寺）

國分寺（コクブン）　今、七郷村大字南小泉の管内にて、聖蹟の餘、僅に遺址を傳ふるに止まれど、一州の名地とす　芭蕉辻の東南十町、櫓岡の下なる練兵場（舊名生巢原）の南に接す。

觀蹟志云、國分寺、號金光明四天王護國山、學頭（其寺在白山東）院主（在學頭南）別當（在普遊堂西南、勤寺務）藥師坊舍、有二十四區、逐年遷替無定事、相傳、聖武帝天平年中、詔每州所建之一也、其後、鎭守將軍藤秀衡、甚好佛法、建寺觀僧房、頗極壯麗、藥師堂廻廊南及尼寺、後傾倒荒廢、然又其間及近世之亂乎、

天平十三年紀、詔諸國、令造釋迦像一軀挾侍菩薩二軀、兼寫大般若經各一部、云々、天平十三年紀、詔、天下諸國、造釋迦牟尼佛金像高一丈六尺各一鋪、云々、令諸國各敬造七重塔一區、

天平寶字四年、奉造國阿彌陀淨土畫像、於國分金光明寺、禮拜供養、五年、諸國分尼寺、奉造彌陀丈六像一軀挾侍菩薩像二軀、

天平舊制、今問之寺僧、則無釋迦彌陀、又不讀最勝王經法華經等、但以仁王經藥師經轉讀焉、且、寺僧自誇曰、予人曰、我山之善遊、延曆武帝之遺蹟、其無言妄信之甚、實可哂哉、尼寺、在國分寺以東、則天平十一年己卯所置也、如今半荒廢、宗旨亦改爲眞言宗也　封內記云、國分寺、總名、而有學頭、堂中中、宥日法印中興、院主、交執事務、往古有十六僧坊、天滿宮（小田原仁王）、伽藍神、寶賦大士、牛頭天王、奥院正觀音、國分尼寺、以上七處、今有當社、山王權現、貴船明神、神明宮、諏訪大明神、熊野權現、稻荷大明神、

辨財天、阿彌陀如來、法鎭擇現、小泉邑、以上九處荒廢、今存其名于右ノ是日十八佛燈、有衆徒二十二坊、慶長十二年、貞山君造營藥師本堂鎭守白山社等、又國分尼寺、天平之遺也、初擇淨尼十人掌滅罪、乃名法華滅罪之寺、此尼寺亦其一也、天平十一年創建、觀世音之像專、國分寺之廢院、本尊觀音、歷年之久既朽損、今所安者、惠心僧都所刻也、近古、因分荘于世俗等、元龜元年、遂以尼寺爲禪院、傳明峯派下龍川院明岸和尚開祖、境內往古方三百間、寬永以來有縱六十二間餘橫五十間餘、故往古觀音堂遺址在境外、南圍中築長八間橫六間之壇、寺內有南部和賀郡甚主、多田式部大輔忠賴十七世孫、和賀主馬源忠視墓、　東奧紀行云、國分寺、入白寺後、藥師堂甚古矣、張三李四題名、柱欄戶扇無餘白、出於粉門、力士像頗蛀、境內廢石如行驪道、南有流鏑馬場、足以覽古、更出白堂後、有行一里許、即宮城野也、吾輩七人、如出寶城之野、間道牧童、千原二里許、胡枝子箭著花、露滴如雨、

木下(コノシタ)

國分寺の西邊にて侍し、其木下町は今仙臺市內の一巷と爲る　古の名取郡中田（閑屋驛）少林より國府（多賀）に至る大路は、此を過ぎりけり

御侍ひ、御笠と申せみやぎ野の木の下露は雨にまされり〔古今集大歌所、あつまうたい內陸奥〕

觀聞志云、木下之地、今有平林、林中建白山權現(ハクサン)祠、善遊閣、古木老樹森々相圍、翠松青杉鬱々相交、白山神祠、貳口、此所非祭白山神者、往時祭志波彥(ヒコ)神之地也、後人不察、今鄕人失神號焉、夫志波彥神者、宮城郡大社、所以國主重之州人崇之也、考之古書、源重之（奧州刺史）有三月赴任國、之祭祀而遊雪歌、又如今鄕老傳、白山乃波多(ハタ)彥(ヒコ)神社也、此古祠、以三月三日而行祭禮、國分寺僧徒讀經升殿、神人舞踏于社前、然後有流鏑馬五番、（祭田十八石）、善遊(ヤクシ)堂、在白山社西、置藥師並脇侍及十二神將、相傳、俱是雲慶之作、但本尊乃閻浮檀金、故嚴帳祕而不發、

（木下白山神社）

有二王門、其額形質勢字生色如神、慶長九年甲辰、黃門君造改宮社堂宇、迨今、雖廢社古瓦遺礎、往々猶有焉、古瓦、其制高古、點畫其長、細布其理、好事之往影而硯之　同書又云、三月三日、白山祭禮、寺僧徒奉之、神人從焉、先是二月二十五日、請射手首館司福江氏、甘爲此事ノ宅、而享鳥魚饌、日之潔齋會、自是相共之東濱、日之濱齋(ハマオリ)、各浴潮水畢、直入馬場本（俗名俗日之齋屋）坊舍、豫齋戒三日、流鏑馬五番、古來地主國分氏司之、依舊例、而其故家遺族猶之（國俗日之國分上）、其次列森田北目鶴谷三氏、世預之、鶴谷氏、相□精騎射、此日每有獵人、其體易也、襲女衣而長素袍、戴紺鐵帽、鼠鹿皮行縢、携彤弓而乘駿馬、古所謂羽獵之舊制、日之狩裝束者是也、設的四、以竹枝並之、以竹挿之于小枝以串、射手躍馬于中、擊大鼓而待其招、的司相應、揮揚金扇而麾之、於是急鼓答而進馬、馬奔馳如飛、射倚發矢夫、其二矢亦如先射、乃擧其的而投衆群獨人之中、名取宮城兩郡農夫、預結黨作隊、而爭奪而競焉、此時也一有湛奮力、一味出心卄、而爭之南北也、所以因勝負而驗其年穀之豐凶、而自古之例也、此祭畢、僧徒神人至于善遊拜殿、有太平樂（僧徒着戎衣、取白刃而舞）龍王、納蘇利（神人被假面而舞）等舞蹈、自是其徒遷行堂上而畢之、斯日也、州人爲群尤夥、堂下社邊、商賈成市、男女如堵、時躑躅鮮而彩霞綫綫、樹間之白櫻、林中之辛夷尤可愛、野外拾翠原上踏青者、殆頂相望、晚來家家扶得醉人歸、

露だにも御笠といひし宮城野の木の下くらきさみだれのころ〔新千載〕

本荒(モトアラ)

觀聞志云、本荒鄕、今其地不分明、以宗久紀行考之、則國分尼寺畔以北也、日、宮城野木の下の露も、誠に、袖もとりあへぬほどなり、花の色々にしきをしけるとみゆ、中にも本荒の里といふ所に、色などもほかにはことなる花のありしを、一枝折りて、宮木野の萩の名に立本荒の里はいつより荒れそめけむ　とおもひつゞけし、此所は、むかしは人の侍りけるが、いまはさながら野原山にて、萱堂一字の外は見えず、古今、戀四、よみ人不知

みやぎのゝ本あらのこはぎ露をおもみ風を待つごと君をこそまて　後拾遺、秋上、藤原長能、宮城野に妻よぶ鹿ぞさけぶなる本荒の萩に露や寒けき〔〇封內記云、或以今仙臺府下本荒町、爲本荒鄕者、非也。〕

みやぎのゝ露も色ある古枝ことしの秋も花咲にけり　西行法師〔山家集〕

兒墓(チゴ)

觀聞志、鄕人言、木下東北五六町、往昔有荒墳、其遺蹟也、墳上生花草、莖花紫、青葉紫莖、初秋著花、其花如豆花、其色紅紫如裲襠相似、相傳、往昔、松島寺有少年、日宮千代(ミヤチヨ)、容色艷冶、有才而貴重、後死于此野焉、寺僧里人哀之、營一堆塚、嘗有牧童每過墓畔、聞塚底有人吟、今宵最哀、告而告之、人往覽之、則墨痕相映、前聯曰、月は露、つゆは草葉に、宿借りて」一吟畢而大息、復有嘆之聲、同人頗恐怖、或謂、後松島寺僧徒誦經者往、足下辭、尋幽魂曰「其こそそれよ、宮城のの原」自是鬼吟熄、有路無異、按、宮千代、元松島寺喝食、雄島有經歷遺蹟、

宮城鄕(ミヤギ)

和名抄、宮城郡宮城鄕〔今、仙臺の府市、及び其東郊原町(ハラマチ)（南目）の地なるべし　宮城野、及び國分寺の遺蹟の存在に由りて、之を推斷す。中古には國分荘と云ひ、苦竹(ニガタケ)を宮城本鄕といへり

宮城鄕の南は栖屋鄕とす、廣瀨川に據り、驛家あり。國分寺は、栖屋鄕內と定むべきに似たり、宮城野は、この二鄕に涉れる廣平なりと知るべし

保田氏新風土記云、躑躅岡と國分寺との間、即生巢(イケス)の原といへり、宮城野の南につゞけり、鶉雲雀多く、草叢の中に巢つくり、雛育つる故に、名とす〔生巢原は、今操練場となる、即、榴岡兵營の東なり〕

（生巢原）

宮城野(ミヤギノ)

近世は、原町の南、國分寺の北、榴岡の下なる生

(國分原)

巣原にこの名のこる、(即、南目村の地とす)。惟ふに小田原の名も、宮城野の原の遺蹟に由て、往時、名取驛より榴岡を経、國府に至らんには、國分寺の辺、草樹茂密、これを宮城野の木下路とて、往來の人の詠唱したるも、此間の事に屬す。東鑑には國分原といふ。

みやぎのの燒野の萩の下葉よりもとあらにさかむ花なまつかな、[夫木]　曾根 好忠

宮木のゝ露吹むすぶ風の音に小萩が本をおもひこそやれ、[源氏]

野分したるあしたに、をさなき人を訪はざりける人につかはすとて、

あらくふく風はいかにとみやぎのの小萩が上を人のとへかし、[新古今]　赤染右衛門

觀聞志、南目村有曠野、謂之宮城野、而天下古今所稱者是也、自木下藥師以北、至與市驛、自山際岡上以東至與館村、苹々漫々、草野芊々、原上萬萩、古今専其名、女郎花、我裳香、荻草、萱蘿、刈萱、桔梗、及無名野草、無數秋花、以百數焉、又、雲雀、叢鶉殊多、或其黄音、太守之於羽獵也、欲獲之多焉、故中目基壘、寄于者不得妄往來、郷人呼曰活頭原、多賀古城、利府村落、盡入於眸、東史所謂國分原是也、(鹽松紀行云、細路荊藤縛岡、櫻樹百餘章、昔七八十年物、花晨可想、東十餘町、日宮城野、古者以胡枝花名、因風所損、類本萩者是也、不則者無影響、雑亂草閒、蟲聲喞喞、聊洗我耳而已

いとゞある身を恨みつゝ宮城野の松をしきけばふかうれしき、[夫木]　清慎公

みやぎ野の日にぞ君が經む八千代の數に生ひぬらむ、[夫木]　法性寺關白

大宮前太政大臣の家に、曉月照萩といへる心をよめる、　藤原 敦仲

小萩原また花さかぬみやぎ野の鹿やこよひの月に鳴くらむ、

(宮城原)

按、往時曠鹿伏原上者可觀、此他多云鹿鳴者也、是知、古者深林幽篁、而禽獸亦得其處者乎、[觀聞志]

堀河院の御時、百首歌奉りける時、とをしの心を、

ともしする宮城の原の下露にしのぶもぢずりかはく夜ぞなき、　大江 匡房

按、信夫文字摺、本謂所出于信夫郡之衣也、然詠于此者、花草名、此草生于原上、予初秋而始著花、葉莖黄葉、其精花也紫紺其莖爾后可愛、以其色之擬恰似春花秋羽之衆、南岸衍信夫之字摺衣、以借其義而名此花草也、又鄙俗呼之、胡宿花萩也、實一物也、宮千代墓址頗多、

堀河院御時、百首歌奉りける時よめる、　源 俊頼

さまゞゞに心ぞ留る宮城野の花のいろゞゞ虫の聲々、

有一首、花宮得原上秋景之優、南定如畫、且示令之情、多景之勝、盡之三十一字、而無遺焉、可謂袞作中之絶唱者也、

露ならぬ色もかはらずすり衣ちくさの花のみやぎのの原、[續千載]　大納言爲世

さくら色に春たちそめし旅衣ふみやぎののはぎが花すり、[新拾遺]　有家 朝臣

無名抄云、陸奧守爲仲、みやぎ野の萩ほりてのぼる事、爲仲、任はてゝのぼりける時、宮城野の萩をほりて、長櫃十二合に入て、持てのぼりければ、人あまねくきゝて、京へ入ける日は、二條大路に、是を見ものにして、人おほく集りて、車などもあまた立たりけるとぞ、(鳴笛云、みちのくに、くだりて、中略、武隈の松の陰に旅寐して、木の間の月に心をつくし、名取川のわたりを過ぐるとては、行水のかへらぬことを惜む、宮城野の木の下露も、蔵に袖も泉りあへぬ程なり、花の色々錦をしけると見ゆる中にも、本荒の里といふ所に、萩なども外には異なる萩のありしを、一枝折りて、

宮城野の萩の名にたつもとあらの里はいつより荒れはじめけん、

と思ひつゞけ侍りし、此の所は、昔は人住みけるを、今は、さながらの山になりて、草堂一字より外は見えず、此の花をも、古へは、散るをや人の惜みけんと、哀れに思ひやられ侍りき、抑、もとあらの萩とは、春燒さのこしたる、去年の古枝に、咲きたるをいふなり、と聞きおき侍り、それを、小萩とも申すなり、枝ざしなども、なべての萩よりも、こはゞゞしく、あばらなるにや、もとあらの櫻なども詠みて侍れば、と思ひ侯ひしに、今聞き侍れは、もし、此の里の名によりても詠みけんと、始めて思ひあはせられ侍り

原町(ハラノマチ)　今、原町と云ひ、小田原、苦竹をも合す。舊名南目(ミナミノメ)と云ひ、中世國分庄内の大邑たり、古驛を北目(キタノメ)館といふ。近世、仙臺府城起るの後、原町(ハラノマチ)てふ一驛を置かれ、岩切、松島への通路に備へらる　今は、宮城郡の治所とす。

南目

觀聞志云、南目古館、在南目村、一ニ喜多目視伊居館、一時相傳結城七郎朝光居城也、(封内記云、南目邑、土肥、故播磨椙之實、而培養之、忠山公 宗村 世、求肥前州所産之栗、日子布施栗、植之、倉廩、在原町、寺邊遠郡之租米於此倉、及庶之子苦竹倉廩、而以牛車運送、收於此倉廩。

苦竹(ニガタケ)　宮城野が大概うゑてへらしけり、日　人　今、原町の管内にて、其東に隣接す　此地より田子(タゴ)川に通し、蒲生の内川に至る溝渠あり　藩政の時、寺運漕を此一脉に取れり、蒲生まで二里。

封内記云、苦竹邑、大日堂、大傳石碑、有大日之梵字、記日文弘二年建之、堂宇不詳何時何人所造也、倉廩、自本郡蒲生濱、舟運之郡之米、滿于此倉廩、以牛車運送國

青、平渡戸川、自國府六町許流來、會瀨田川、坊田川、深出自玉田浦泉及小田原塵之澤、末流號藤川、會菅谷邑平渡戸川。○餘目氏記錄云、伊澤四郎の舍弟、宮城の小四郎家業、母は畠山重能の息女なり、實朝將軍の御代に、彌次郎左衛門といふ朝敵、東鑑にいふ和田次郎なるべし、をこみ打、高名比類なし、宮城の郡を可給と申せど、見在城なり叶まじき由被仰、さらば、宮城と名斗可被下とて、にかたけの郷を、宮城本郷と申、かの一郷斗にて、宮城とうら書なする

荒井

今、荒濱、霞目、長喜城、小泉、蒲町、伊在、六丁目等と組合せ、七鄕村と改む　仙臺舊蕪辻の東南二里半。古への宮城野原は、荒井の海濱まで廣く指せるならん　今は、海汀を深沼と呼び、荒井を去る半里、淡明神あり　此邊、汎稱、前濱といふ

（霞目）

封內記云、荒井邑、沼池凡八、其大者、東西三百間南北六百間許、曰大沼、長沼則東西百五十間南北八百間許、境沼則分屬宮城名取兩郡　（百家略行傳云、近世、伊達家御抱の力士谷風は、宮城郡霞目村の農家の子なり、幼稚の時より角力を好み、十九歲にて初めて秀山と號く、後、伊達關森右衛門と呼びけり、八年の間、三都中にて組合三百二十番、此中にて一番負なり　安永五年廿七歲、谷風梶之助と改名す、高さ六尺、重さ四十三貫目、

（前濱）

橫綱のまはしを許さる、寬政七年死去す　○觀聞志云、鰭魚、自春夏之交至初冬、不得捕之、及申冬而初獲之、以出于前濱爲嘉　近郊外水濱、俗謂之前濱、遠郊外者、謂之遠島、氣仙海濱、遠島浦土所出、爲次。○按、荒井は、新居の義なるべし、即、新に開きたる村里の謂ひなり　留守文書、正安二年のものに、荒居北方といふは、今の田子、小鶴の邊を指す。されば、今の荒井は、荒居南方と呼ばれしならん。正安二年文書に、左のごとき條もあり、

荒居堺者、限小鶴河之流、於沼村北田在家者、讓渡畢、但、村岡五郎新田二丁者、就于南內畢

餘目氏記錄云、荒井七鄕は、さい所の三河守とて、さいしよの先祖より、國分への見なり、國分藥師堂、當供養の時、棟書に　たつなきいしよの三河守　と候を見て、國分も申爭ふ處、無其沙汰候。（本書、又「最所とは、八幡の放生會へ、留守代官に被越、最初に魚見候者に、此名を申候」とあれど、是は附會の語のみ、税所とて、國府の屬吏給人の號に出づ）

大村鄕

和名抄、宮城郡大村鄕　○今、正ならず、もしくは、高砂村にあたる歟。栖屋鄕の北、宮城鄕の東にして、多賀、餘戶、兩鄕の南なり、其東は海洋に至る

大村は、高山寺本に於保无良と注す、信州佐久郡大村鄕は、後世、邑、また大室、小室の名を遺すに據り、之を考ふるに、高砂村の福室の室は、大村の遺唱に似たり　中古以來、福字を好名として、諸地に冠せしむるは、常州郡普通の例なれど、福室の古名は、室　鄕村　にして、古人それを大村鄕と命じたるならん。

福室

今、高砂村の大字なれど、蒲生の西一里餘、田子の東にして、（冠川の左岸）岩切南宮の南一里、仙臺の東二里半）

（西光寺）

大槻氏伊達行朝勤王事歷云、封內風土記の、宮城郡、福室邑の條「鳳赤山西光寺、臨濟宗、屬本郡松島瑞巖寺、傳云、南朝正平二年四月、靈光和尙開山、古碑一、在西光寺中、傳云、正平親王之碑也、記曰、正平七年三月十八日立之、正平親王未考、傳云、吉野帝皇子也」と見えたり、然れども、從來、誰も之れを究めたるはなし、案ずるに、正平年中、宇津峯宮、幷に鎭守大將軍北畠顯信卿、田村莊宇津峯にあり、伊達飛驒前司、田村莊司等、宮、將軍を奉じて、足利方の奧州探題吉良貞家と、戰爭絶えず、正平六年冬に至て、伊達田村の宮軍、遂に多賀國府を復せしかど、明年三月十五日、再び敵に陷れらる、白河文書の觀應三年結城參河守朝常申狀に「去年（正平六年）宇津峯宮、伊達飛驒前司、田村庄司一族、及宮城郡山村宮、以下凶徒、（中略）東郡之時、云々、同十一月廿二日、於同郡宮城河、（中略）軍忠、云々」及び石川文書の文和二年石河左近大夫兼光の軍忠狀に「觀應三（正平七年）三月十一日、推寄府中城、致合戰之處、同十三日、自山村、爲尻攻、御敵出張之間、揚手に馳向、致抽々合戰、令分捕畢。宮方大將、中院殿、多田左近大夫將監等、爲府中城之尻攻、寄來之間、馳向于小鶴、懸先抽合戰忠節畢、同十五日、押寄府中城、致合戰之間、入夜、御敵令沒落畢」とある、此の文中に、宮軍方にて、宮城郡山村宮見え、又、多賀國府（府中城）の後援として山村より兵を出せる由見えたり、此山村を、仙臺領古城書立之覺、及び觀蹟聞老志、封內風土記等に據りて探りしに、宮城郡、實澤村（多賀國府より西、四里許）に、山村の古館、西館とて、山城の跡ありて、城名を、山岸村とも、内殿ともいふとあり、鎌倉の山內首藤の裔、須藤刑部少輔といふ者、永祿中まで住せしに、同郡の山村城七郎に攻落されたりと傳ふ、前の白河文書中の山村は、此地の事にて、山村宮は、當時、此城に居給せし皇胤にましましけむと思はる、此宮、正平六年の頃、此地に居給ひて、十一月、敵と廣瀨川に戰はれ、其翌年三月十三日、此宮、復、敵の背後を衝かれしと見えたり、同時に、小鶴村（國府の西南、四十町、福室の西三十町）にも、官軍の後援と敵との戰ありて、十五日に、多賀國府、遂に敵に陷れられたり、右の如くなれば、福室村（國府より南少西、三十町）の正平親王の御碑といふものは、若しは、右の山村宮の、戰死せられし御遺骸を、葬り奉りしものにはあらぬか、正平七年三月の年月、碑面の年月と合へばな

り、但し、十三日ならずして、十八日とあるは、文書に分裂とおもはるゝ、十三日に書へられて、十八日に書せられたるにやあらむ、或は、宗派の後も、尚、此邊に隠棲せられ、十八日に至て、戦没し給ひしにもや、又、瑞光寺の寺傳に、南朝正平二年四月、徳光和尚開山、と云へり、貞和三年に年を云はなくては、寺して、此寺、南朝方の人の草創なりしならむ、南朝方に縁故ある寺なりしにや、瑞光和尚、宮の御遺骸を、己が寺に収めて葬り奉り、其碑のありしを、御墓にをて、年月を追刻して、冥福を祈り奉りしにやあらむ、年月日のみ刻したるは、足利に憚りての事か、さるにても、此碑の年号なる観應を記さずして、南朝の正朔を記したるは、当時南朝の正朔を奉ぜしものありしを知らる、碑石は、自然石にて、面の背に[illegible]なり、高三尺五寸、幅二尺四寸、

光同消照　有心者
（慶字五）十方世界　正□□年十月廿日
念　過去一也
正平七□年三月十八□

題額の光字は、地、水、火、風、空なり、仙臺金石志に、此碑を挙げて、下なる年月を「正慶二年七月廿日」（正平七年より六十四年前）とし、左方なるを「正平七戊子年三月十八日立之」としたれど、今、碑面に就きて見るに、さも見えず、且、正平七年は、壬辰なり、又、此の正平年月の文字、小さく、追刻ならむと思はる、十八の下の「日立之」の三字、今は缺けたり、早く屋を設けて風雨を防がずは、次第に剝落せむこと、惜むべき哉、寺僧のまた傳へ云ふ、露光和尚は、元僧にて、日本に探偵に来り十八人にて、正平二年閏八月寂、としてはあれど、其實は、立去れるなり、其頃は、建長寺派なりけむ、過去帳に、建長円山闘渓大覚禅師など見ゆ、後、天嶺和尚の弟、以心和尚、中興してより、妙心寺派となれるは、元文六七年頃ならむ、など語れり。

田子（ゴタ）　福田

今、蒲生、福室等と相合せ、高砂村と改む、原町の東一里。冠川（七北田川）は、北より来り、此より更に東に折れ、蒲生に至り海に入る。福田（フクダ）といふは、田子の一區にして、苦竹よりの運漕せは、福田にて冠川に会ふ。

あまたたび君が心を見ちのくの多湖の浦島うらみてぞふる〔夫木集、藻鹽草〕

今の地形、田子は湖汀を去る一里半なれど、古人のいへるは、此間を廣く田子浦と云ひ、蒲生の海までをこめしならん。留守宮文書に、

留守一宮禰宜、新大夫領高中、宮城郡田子庄、同御供米事、任御寄進状、并前施行之旨、於役所、沙汰附領高候也、仍渡状如件、
文和二年卯月廿七日　伊賀守盛家　判

正安二年留守淨妙、家政の譲状に、高用名内蒲部村、淨妙知行分、除女子分、田子大道西在家等者、親父行妙彼譲採子新左衛門尉家継（家明親父）事者、弘安九年也、道彼在家等者、弘安二年也、南付子孫も、本大道を堺と可事、不可有相違、仍亡父行妙死去之時、家継下向之間、此等子細、書載譲状之上云々、徳治三年留守亀弥丸の譲状には「たかもちの名、あまるへの村内、田十七丁、たこ大道より西の在家等、并にのちの打越の田在家ら」云々。田子の大道、のち（野道）などあるは、いづこにや。當時、樋扉驛、河原宿などより、國分寺、國分原へここ、田子へ出て、多賀國府に到達しけん。

觀聞志云、多湖浦島、在福田以北　俗曰田子村、其産好鮭魚、而一國稀之、古往不詳江浦島嶼之地、今見野田村落南已

宮城野をみやこの錦は花もなし　宗因

蒲生（ガマフ）（砂高）

今、高砂（タカサゴ）村と改む、仙臺の直東四里、冠川（カンリム）（七北田川）は此に至り海洋に注ぐ、故に湊の名あり。高砂とは、此地の神社名にも呼ぶが、仁案は砂丘の名なるべし。

封内記云、蒲生邑、有市宿而驛也、高砂神社、不詳何年祭何神、有倉廩、諸郡租米、以舟運送之、姑納于此、而運送于苦竹之倉、蒲生湊、冠川末流、至此入海。

中野（ナカノ）

蒲生の南は岡田濱にて、七郷村（荒濱）に連なり、北は中野濱にして、七箇濱に連なる。岡田、中野、共に今、高砂村の管内とす。

餘目氏記録云、留守六代、遠江守家助は、在城こまさきへ出仕の、露白拍子の腹に、若子一人持給ふ、彼母、中野と云所に住居す、若子は七代美作守家高の事也、家高は、其母の見住所に下り給ふ、神妙の由、諸人云へり。

貞山渠（テイザン）

又、内川（ウチ）とも、堀川ともいふ。北は鹽釜の笠神に起り、大代、中野濱を貫き、蒲生の湊に達し、南は荒濱、閖上濱に至り、名取川に交り、更に南下して湖崎に至り、阿武隈河口に達し、荒濱の湊に通ず。されば、宮城、名取、亘理の諸海九里にわたり、専ら斥鹵沙濱の間を劈破して水運をなす者とす。仙臺藩祖政宗の造りし所なれば、後人、其諡號に取りて、貞山渠と呼ぶ。

大八洲遊記云、蒲生村、七北川下流、至此入海、港口有河渠二道、一北達七ヶ濱、一南達名取川、舊仙臺侯所鑿、渠製已久、今又加修理、岡氏鐵砲記云、貞公渠、緒自舊關鑿、是大代、至蒲生、合七北川、至閖上、合名取川、更南至寺島、接阿武隈川、延長十一里、經年粉、川身埋塞、大代蒲生中間、僅通小舟、蒲生以南、僅得際潮、挽索不村、稱日引村堀、明治十六年、縣會與工部議、於是、同武隈支流、達鹽松灣、同東名野蒜二運河、達北

上川、南自福島縣、北至岩手縣、一百里間、舟隻運漕、長免海波危險、不特津管內、亦可以利隣縣、至二十年竣功。

餘戸鄕（アマルヘ）

和名抄、宮城郡餘戸鄕。○今、岩切村なるべし、餘目の地名のこれり。大村鄕の西北、宮城鄕の東北に接し、多賀、仲の間なる佚地とす。蓋、科上の餘剩を割かれしに因るか、冠川の南北にわたる今、餘目（アマルメ）といふは、岩切村の管內なれど、冠川の南にて、今市の西に隣り、鶴谷（ツルガヤ）に接す。されば、原町の北一里、驛路の西傍に屬す

（餘部）留守文書、文永二年、餘部（アマルベ）村といひ、留守系譜には「留守氏、本苗伊澤、中古參河守家任代、始稱餘目氏」といへは、留守家任、此地に居住したるに因り、家名にも呼ばれしにや。

（餘目）また「永德十二年、餘部伊勢依叛心、進退改易、成浪人、住岩井郡一關、後蒙免許、少給釆地」ともいひ、留守の庶流の名にも呼ばれたり。又、古文書に、多く高用（タカモチ）の名內餘部村といふは、私田立券の目、高用名の號を建てしなり

（高用）○大槻氏云、奧州餘目氏記錄は、永正十一年の原撰にして、慶安三年再寫の眞本、今に磐井郡永澤の餘目氏の家に藏す（四五百年前の古文書は、寶永四年、留守殿へ獻す、凡三十二通、留守文書是なり）餘目は、留守殿の別統なり　初め、參河守重家の時、男次郎滿家を立てず、伊達持宗の四子郡宗を養ひて嗣とす、是れ留守の本宗なり　滿家は、別に家を成して、餘目播津と稱し、留守家の臣たり。爾後、今に至るまで、血統連綿、即、留守の高祖家景より、二十五代とぞ、又、岩切村東光寺の傍に、古城址あり、土人は餘目入道の館跡といふ、是れ播津滿家の居れる處なりとか。

今按、餘目氏記錄は、其書、專、留守家の興衰治亂を叙せる者にして、庶流餘目氏の事は毫も見えず。されば、書名は、實に餘目氏所傳の留守家記錄と曰ふべし。

又、此書記と、留守家記と、相合はざる所多し　蓋、留守家記は近世の追修に出て、傍系、餘目氏の歷代、所傳、及び其文書を取り、支系を本系に立て、帶架し成せる者耳、永正の古記に、留守の眞家系を傳ふる者、と相違ふ所あるも、其故あるなり。抑、村岡餘部等の諸村は、文永二年、留守三代家廣へ（實は家景の子、法名行妙）より、子息四郎左衛門尉家政へ讓れる高用名に屬す、謂ふ所の村岡氏、餘部氏は、此孫裔なり。餘目記に、宮城小四郎家業の二男、五郎家元は、菅谷（スゲヤ）になる、皆とは、留守一族十七人也、一番の一族頭、宮城方なり、村岡先祖、文明とて「是れ二番一族と號す」云々　而て、留守文書を通考するに、家政（法名活妙）の嫡孫家明は、舍弟餘満丸と、母父の書知を分領せる出所見より　文明、疑はくは、此餘満丸ならん。されば、家明より、文和中の餘目松法師、永和中の餘目參河守とつたへしもの、即、餘部氏なりと判斷せらる　永正の古記は、專、留守氏及び村岡氏の事を傳へ、餘部氏に及ぶ所なし、蓋、末裔振はず、一に省略に從へる者のみ。而も、近世留守の本宗、其系譜を失ひ、餘目の傍系を取りて、中間數世代を補綴竄入せしむ、最學者の識別を要す。

伊達世次考云、秘府文書、有世政宗公、永和三年、與餘目參河守書案、交通一揆同心契約之誓書、其略曰、於向後、無大少事互可合力相救、於公方事者、可因時宜而議之、次於所務相論以下私確執者、一揆中可以和議致其沙汰也、若於爲虛僞者、可蒙日本大少神祇別八幡大菩薩之神罰、一揆契狀如件。

陸奧國宮城郡內余目鄕、岩切、高崎、荒居等、并新宿、新道、岩村、高富庄內田在家、二迫內原鄕內田在家等事、任去十五日安堵狀、東廂地刑部左衛門尉相共、可彼沙汰圍下地於留守於法師代之由候也、仍執達如件、

文和四年四月廿七日　左近將監（判）　藤原（判）

大拔下總守殿（留守文書）

餘字疑ふべし、椿か、貞治三年下知狀、餘目保、并岩切、荒居南方、新道、高崎、余山、號佐村、箏地頭職、山安二年留守持妙讓狀に、余山、佐村、除島島、また一余山佐村之內、八郎次郎入道信分、田在家、同宗五郎入道在家、付田弍反、などもあり、皆今の村里名を知れず

小鶴（コヅル）

案內、小鶴、鶴谷、高崎は、田子の西北半里、原町の北なる驛路に綠れる邑落なり。今、岩切村の管內へ入る　○赤水の東奧紀行に「河邊小鶴池、野田玉川、澳經橋、末松山、千引石之諸勝、謂之八幡道也、路甚迂回」とあるは、小鶴より東へ進み、岩切驛を經由せざるものをいふ。此八幡道は、野徑なれば、車騎に適きも、迂回にはあらず、赤水の說誤れり。

三月ばかりに、陸奧にて祭に行く程に、雪に困じたるが、子鶴の池の堤を過ぎる時、心やりによめるといへは、

千代をすむ子鶴の池しかはらればおやの齡を思ひこそやれ、〔源重之家集〕　むねちか

千年をば鄙にてのみやすごしけむ子鶴のいけといひて久しき、　ちち

按、重之、爲奧州刺史、此記二月過祭祀于雪、而過小鶴池畔、三月之祭祀、無所考于他、木下之祭禮乎、其祭時也、蓋祭志波彥社者乎、此神乃宮城郡大社、爲刺史者、豈宛然外其祭事哉、斯時重之須在于多賀城中、仍欲使雪雨之木下焉、路必經過于池畔者也、〔觀聞志〕

名跡志云、小鶴村、往年有大濶、相傳、多賀城下有富家、頗貧姿、有一愛婦、謂小鶴子、有容色、主家待之甚刻道、更無慈愛之意、一日俾小鶴立苗、田畝頗大、負子攜苗、不違乳之、遂令背後幼兒飢死、其田畝今在利府以北谷日

社邊、田中有小丘、乃埋其死兒之地也、爾後、不堪其酷責、母亦投身于此淵水死焉、鄉人目之小鶴淵、古年來爲墳爲野田、寧可惜哉、尚遺名于村落耳

承和七年紀、宮城郡擢大領、物部巳波美、造池溝公田八十餘町、云々、池塘を造れるなれば、其遺跡は、須訪ぬべきにあらねど、後世、其傳を失ひ之を言ふものなし、又、留守文書に、小鶴川といふは、七北田川(冠川)の一支なるべけれど、今のいづれの派にあたるや知れず。

正安二年、留守浄妙譲状「常居打越事、限小鶴河之清、於沼南者、家明可知行之、但、自小河北に、村岡五郎新田あるをば、爲嗣南内、彼荒居内に譲給于妹比丘尼性喜、并合閑田在家事、於在家者、爲南分上者、是一期之後者、家明可知行、至田者、鶴彌丸可知行」云々。

小鶴の舘址に、案内(アンナイ)といふあり(保田氏捃風土記云、合戰節用集に 數百者、東司尚嘉家法、有議例令、奧于城東之野、以爲戰武之備 とあり、河鳥狩(トカリ)は、披鳥又追立(カツタテ)共、御野狩(オバンバイ)共いふ、當家古傳の故實にして、群卒雉兎を追立て、或は生捕、或は首を拔取て相爭ふ、藩中の武備、兵馬の綺羅をきそひ、艶栄山谷に轟く、其儀殿重にして、案内の岡より、今市の北、高森舘、松森の舘に至る、紅白の旗振合せ、ほらの貝の相圖、古格存り、見るに遑あらず)

石川文書、文和二年、石川蒲田左近大夫兼光軍忠状に、觀應三年三月十□日、宮方大將中院殿、多田左近大夫將監、等、爲府中城之處攻、寄來之間、馳向于小鶴、野生、揃合戰忠節畢、云々、福室、山村、實澤なる合存せよ 封内記に、小鶴の古壘は、逸見丹波守の居住せし所とか、留守系譜には、政景の時、其家臣佐藤三郎、守小鶴舘、云々。

燕澤(ツバクロサハ) 今、岩切村の大字なれど、冠川、今市の南にて、原町の北二十餘町(小鶴は燕澤の東に隣る)。

蒙古碑、揭元僧某所立、在奥州燕澤、某年元爾來日本、陽爲歸化、伺我動靜、潜以報元、弘安四年夏五月、元人入寇、會東風暴發、賊衆覆没無遺、某僧同念疑遣齋、作文刻石、此碑是、怪誕不可讀、蓋以傳其跡也、近日、鄉人始索其事、拓搨傳之、仙臺文學者村篤夫、乞賞閲諸家詩于四方、余亦題此、

胡元毒武震鑠海、豈信東方有我國、高世神鑒倭絕貢、
滿洋魚腹飽浮屍、靈風不納腥膻氣、貞石空留離合詞、
客佹扈搖猶不色、妖憂跡識却堪奇、　茶　山

花林漫錄云、蒙古碑、燕澤に在り、趙元利(元僧)傳光寺師と稱する建る所なり、其文殆讀み難し、此碑を造り遠く此地に樹たる志趣は、弘安四年、蒙古軍(元寇)筑紫に破れしに、翌年、鎌倉圓覺寺在住の元僧祖元、元兵覆沒の小祥に當り、私に一塔を造立せまく欲すれど、憚る所無にしも在ざれば、人の自地に建得ざらんが爲に、古文離合體を以て文を書し、碑額は一圓相中、梵文の羅字を題して浮圖に換へ、羅字を觀れば、凡夫も成佛し迷世の枉魂を救ふと、其中は九字總書に載す、猶も東奧隱逸の地をトして樹たるにては有けり、古人瀧亭(藤塚氏)此文を譯し、考證一篇を著す、蠶譯する所は、文意瞭然として、氷の釋くる如し、實に此碑の叔孫通なる哉、○息軒增松紀行云、燕澤村有碑文、四行、曰、

大以人直宜從道、人正益學教、云何匠斷國、低弔亡魂、
元育死次後潔英、弘安第五天、玄默執徐仲秋二十日、
後岸後、里未請俊謹拜、

字多奇譎、蓋釋徒出、土人謂之蒙古碑、按史、元世祖忽必烈、已蕩平海内、狡焉思圖東境、數使聘於我、不報、文永十一年冬、元人寇邊、擊却之、既而諜知我俗信浮屠教、遣譯僧來間、而終不能得要領、弘安四年、忽必烈遣其將范文虎等、大擧侵筑紫、神風激盪、賊軍覆沒、我兵乘機奮擊、大敗之平戶島、擒獲三萬人、梟于關、梟首、是萬五·三人遣譯、是碑之建、在其明年、則以弔其戰也、然忠我覺其門、故模糊其辭、闕略其字、而又置之窮遠之境、其志可憫、而其尚可惜矣、鎌倉圓覺寺開山佛光、胡僧也、昔自以爲是碑裁師、不知所云里未請俊者、豈其徒弟歟、抑佛光借其里未、因追記之、以遡當且以寓其志也、文獻不足、書以俟後人、○近藤氏十符菅薦云、燕澤の碑は、里人はもつこの碑といへり、こは蒙古を訛まれるなり、されど、後にさまぐ、蛇田の田道の碑道けし藤塚知明がしわざなりしなん 又出羽史料云、此離合碑を、藤塚知明の僞作なりとも論ぜられしかれど、彼碑背に享保の銘あり、

一字一石餘一非頂飯一石塔三百有旬
大華妙典一字一石之塔　　善應寺天瀧書
光明眞言日課衆人三百四十九人篇
合九百七十萬八千三百遍　　願主　某々
享保八年癸卯重陽九日

大當相傳は享保年代の人にして、藤塚氏は天明年間の人なり、何とて生れざる以前に僞作すべき謂れあるべき、且、此離合文の原書は、今も鎌倉圓覺寺に藏すといへり、此二件の證左を以て、僞作ならざるを明さん。○今按、燕澤碑は、明和中の封内記にも登載せず、天明の藤塚塘亭、始めて之を唱道す、疑ふべし。享保の一字一石塔婆の背に、後人戲に離合文を刻し、以て一世を瞞したるにやあらん。

岩切(イハキリ)

今、岩切村と云ひ、燕澤、小鶴等を合す 冠川の北岸にして、驛路は此に岐分し、十字街を成す。其南は福室、北は利府、松島、西は七北田、東は多賀、鹽竈なり、驛道、仙臺へ五里、松島へ十里、又、支線鹽竈へ四里(七北田驛へ一里)

留守文書、德治二年、執權連署裁許狀、毛利左近將監入道忠女子、大江氏、與留守左衛門次郎家明代官有□、陸奥國宮城郡岩切村事、

右富材者、留守左衛門尉宗政法師、法名淨妙所領也、讓與女子尼西妙之間、尼西妙又永仁二年、讓與孫女大江氏之時、淨妙加署判畢、任彼狀、同三年、大江氏所給安堵御下文也、而宗明押領之條、無謂之由、大江氏申之處、淨妙以後子孫讓與大江氏、於事依無勞心、悔返之、正安二年、讓與宗明畢、大江氏帶先判狀、雖可及子細哉之旨、貫有陳之、仍尋陳所及三問答也、(下略)

觀聞志云、東光寺、[illegible]、自古稱之、貫有口碑傳者、或有書中記者、於名取則有[illegible]島邊、於宮城則在木下西、其道路有與今相會者、有與昔異者、或說曰、岩切橋北東光寺前道路是也、其下君讚日露令澤也、考宗久記、則與今所通行者相同、按宗久親經過此地、十府池、戶絕池、皆近其行路、爰不遺其名、不認其所識、考其取途之地、則南行而北歸者也、當時之道路與今之方隅異乎哉、

（奥細道）

文明十九年回國雜記に、「宮城野を打過ぎ、奥の細道、松本、もろをか、赤[illegible]、西行歸りなどいふ所々を打過ぎて、松島に至り」云々、此に松本といふ地今知れず、[illegible]の謂て、もろをかは今の利府なれば、岩切の邊と思はせらる、

關崗氏同國雜記注云、奥の細道といふこと、其出典未見あたらず、續後撰集に「跡たえぬ誰に問はましみちのくのおもひ信夫の奥の通ひ路」前大納言忠良、此一首は、千五百番歌合に出て、結句、奥の細道とあり、これを本とするかとおぼし、然らば、信夫郡より奥の方にて、そことさだむる地はあるべからず

今市（イマイチ）

今、岩切村の管内にて、冠川の南岸、驛路經由の小店なり。其往來の橋を轟（トドロキ）の橋といふ、(餘目は、今市の西南に隣れる聚落なり、餘目郷の條に詳にす)又、亦をば今市川とも呼べり。

（轟橋）

觀聞志云、過今市河橋、入岩切、農家所有小圯、鄉俗曰之轟（トドロキ）行圯、是古之所謂該轟地也、土橋之邊面短狹者也、誤呼名矣。

おやうしと見ゆるとだえの丸木橋まつほどかゝる物おもふらむ、(藻鹽草)後拾遺、丸橋のまろなど相摸、とだえの橋は、武名所なれど、其出典何ならず、封内記に「轟橋」國府下、市府間有小橋流、其橫當日之步所轟」といひ、其說さへあり、又、[illegible]橋と相混ず

文明十九年回國雜記云、松島鹽竈の浦、風景を惜み、其歸るさ、つゝじが岡を越行きけるに、藏を見て、

名にしおふつゝじが岡のした藏ともに折しるはるのくれ哉、

橋の[illegible]な過ぎはてらよとて、

いちんき[illegible]なりおろかなをつふみも定めぬところきゝ[illegible]、

名取川にてとふる、

人しれぬ押れならば名より川ながれての[illegible]になむ聞ゆらん。

元祿九年紀行、蓬生千馬云、市壹より今市村へかゝり、冠川、土橋を渡り、東光寺の脇を、三丁行きて、岩切新田と云ふ村、百姓の裏に、十符の菅あり、又同所道端の田の脇にもあり、兩所ながら、垣結び廻し、菅は彼の百姓が守るとなん、

刈頃に刈られぬ菅や一構、

此所より、又本の道へ戻り、土橋より一丁行く、左の方に小橋三つある中を、緒絕の橋といふ、所の者は、轟の橋と答ふ、是より、市川村入口、長橋を渡り、右の方、小山へ三丁行きて、壺の碑、多賀城鎭守府將軍の古館也、

志波彦（シハヒコ）神社址

岩切村冠川の邊に在り、冠川（カンムリカハ）明神、また志波道上宮（シハダウシヤウ）と稱へられ、後世は、鹽竈の末社となれりと雖、古は大社にして、鹽竈却て本宮に依屬せる者に似たり。延喜式には、志波彦社、名神大と注し、清和紀、貞觀元年、志波彦神授位の事見ゆ。蓋、道祖（フナド）の神を祭れるを以て、道上宮（ダウジヤウ）と稱す。

（志波道上宮址）

此志波彦神社は、近年鹽竈に合祀す、故に岩切の冠川祠も、全く廢墟となれり、鹽竈社禰宜文書、觀應元年日安に「先年、岩切堂塔之續時、大風、宮林之木多倒」云々とあるに合考すれば、此に謂ふ所の堂塔、宮林とは、正しく志波彦神社を指し、鹽竈祠と相因由する所ありしを想ふに足る　○又、志波道上宮の名義を考ふるに、志波とは、此神を祭るに、小柴さして道の往來を祝ひしに因る歟、謂ふ所の道の邊の岐神也、而も先哲、或は鹽に援引して、煮海、鹽場の說あるは、信け難し

神祇志云、志波彦神社、今在岩切村、日冠川明神、祀岐神、「鹽釜社緣起」、號日藻鹽（モシホ）燒彥神、藻鹽場竈神、其社地、有志波道上之名、即鹽竈大神燒鹽之遺跡也、「鹽竈社記」、此神為實燒鹽之主、故有志波彥之號也

觀聞志云、冠川神社址、在岩切河北、鄉俗曰之志波道上（シハダウシヤウ）宮、社說日、延喜式所謂、志波彥神社者、乃指鹽釜焉、志波、志保、訓相通、彥者、老翁之美稱、栗原郡志波姬神社、同體神也、道上、乃誤同社之語者也、冠川者、今呼岩切川者是也、以其川在此邑、而鄉人失其舊名者也、緣起說曰、社家及里俗相傳、岐神(乃鹽釜神也)先降于冠川上、因先立祠、曰神降（カンフリ）明神、而爲鹽釜末社矣、後曰冠川明神、冠者首也、擬其元初之義、且夫「神降」冠、其訓亦相同、或曰、志波彥乃所祭于木下者也、鄉俗是亦誤傳、曰白山、詳于前、「謹若美先生曰、按史、太古二神、有男、名宇比地邇、女名須比智邇、古之神璽、多循功德、以著其靠、古宇比地邇、猶言埿海也、須比智邇、猶言煮鹽也、至後、傳今字、以記古事、宇比地邇作埿土煑、須比智邇作沙土煑、蓋惟二神始爲魚鹽之利、以贍民用故名、奧州宮城郡、有志波彥神社、栗原郡有志波姬神社、方言志波即鹽也、則知二郡所祀者、宇比地邇神須比智邇神是已、

郡名宮城、乃神所祭之壇、而古史所謂高天原地、與州釁相接矣、後俗以鹽戸所在、故稱之以謂鹽竈神社、而古時亂號遂失之、其有左右二宮、宮配以其女神也、古言和氣、男子通稱、今字作別、別宮、猶言鹿島香取等御子神祠、乃神之子、若採、亦未可知也　今按、志波彦神は、古人の「柴さして祭れる」てふ阿須波神なり、即、道上祭の手向神に外ならず。(栗原郡介成の鬼渡(オニワタリ)神社、及び志波姫神社に合考すべし)

にはなかの阿須波の神に小柴さし吾は齋はゝ、かへりくまでに、(萬葉集、上總國防人歌)

(歌林良材云、阿須波宮とまをす社は、神の誓にて、小柴を立て祈ることありと、云々)

わかるれどあすはの神はかへらなん手向をつとに小柴さしつゝ、(名寄)

道神　唐韻云、禓音揚、漢語抄云、太宛介乃賀美、道上祭、一日道神也。○太宛介乃賀美、見萬葉集源氏物語古今六帖、及紀貫之家拾遺集、按、太宛介當也、今俗呼爲多宇偈、行道之人、於山頂祭是神、故當書爲手向、禓謂是神爲道神也、說文「禓、道上祭」孫氏蓋依此、然此訓太宛介乃賀美者、依道神之義、則道上祭三字、似宜删、漢語抄、以禓爲太宛介乃賀美者、亦以訓道神比擬耳、非禓即太宛介乃賀美也、又按、大宛介乃加美、與佐部乃加美布奈止乃加美同、神代卷曰洪河海抄可證、蓋或因其德、稱佐部、或隨所在、稱布奈止、或以所祭之處、稱太宛介、其名雖異、實即一神耳、漢語抄訓道祖爲佐部乃加美、訓禓爲太宛介乃賀美、誤爲別神、源君從之別提非是「和名抄箋注」

されば、名取郡笠島の道祖神社に合考すべし、本祠の舊說に岐神といへるも、正しき傳と知らる。又、道神に男女等の數神ありしことは、塞(サヘ)神を、八衢比古(彦)、八衢比賣(姫)ともいへるにて明白す。

岐神(和名抄)

日本紀私記云、岐神布奈止乃加美、一岐神、神代紀上二見、下一見、一本作岐、按、唐韻「岐山名、亦州名」又云「歧歧路、二字不同、歧即岐省、岐路字從止爲是」然爾雅釋宮「二達謂之歧、旁其字從山、釋道同、蓋音同而假借也、則作岐亦通、神代紀上云「伊奘諾尊、追伊奘冉尊、入於黃泉、乃急走廻歸、伊奘冉尊恨、道泉津醜女追留之、後則伊奘冉尊亦自來追、遂建絕妻之誓、因曰自此莫過、即投其杖、是謂岐神訓社岐神、此云布那斗能加微、古事記爲「伊奘諾尊歸自黃泉、至筑紫日向橘小門阿波岐原、而禊祓、於投棄御杖所成神、名衝立船戸神」其說少異、又按續日本紀、有道首姓、姓氏錄有道祖史、孝德紀爵魚戸直、蓋此則道祖訓布奈止、可知、而漢語抄訓道祖爲佐部乃加美、似其說不同、然神代卷曰洪云「岐神道祖神也、又名手向神、河海抄謂、道祖神、世俗號佐部乃神、又云手向神」又道饗祭祝詞云「大八衢爾、湯津磐村之如久、塞坐、皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗止、御名者申氏、久那斗即布奈止也、其云塞坐、又云久那斗、則佐部乃加美、布那止乃加美、非別神、簾中抄載問夕食歌云「不奈止左部、由不計乃神爾、物問婆、亦連稱不奈止左部、云不奈止云久奈止者、謂黃泉醜女曰、莫經來此處之義、左部者亦障留黃泉醜女之謂、則爲一神也明矣、源君分爲二神非是。(和名抄箋注)

志波彦の名義より考れば、八衢比古にあたると謂ふべし。一書に「鹽竈六所宮稱、道陸(ダウロク)神、道陸者與義」云々とあり、すでに、奥州には、古來、この岐神を崇敬せる風俗なれば、道陸神の解、亦聞くに足る、而も、一書には道路(ダウロク)神に作り、本朝世紀「天慶元年、東西兩京、大小路衢、刻木作神、號曰岐神」ともあれば、中世以降、道路神とも呼ばれし者とす。道陸は音同く、義も相通ずれば、更に之に假れる者のみ

冠屋(カムリヤ)　今知れず、留守文書に、冠屋市庭とあるに考れば、今市の舊名にて、冠川は、もと、冠屋川の訛なり。

讓渡、陸奥國宮城郡高用名內、餘部村、荒居北方、井五日市庭在家、

同冠屋市場在家事、(中略)

一五日市場、西國濁次郎在家一宇、冠屋市庭、平次郎在家一宇、

一紀藤四郎布免三町餘者、可爲廿丁之內、

右於田在家者、限永代、讓渡子孫龜鶴丸之條實也、(中略)正安貳年五月廿一日、　沙彌淨妙(判、家政)

ゆつりわたす

一　みやぎの郡かふりやの市場の在家壹宇、

たゞし、此さいけの役として、御吉書のかね壹兩、右衞門尉かたへさたを致すべき也、

一　かはらすく、五百市場の在家五宇、

一　しほかまの津に、在家貳宇、

右彼地頭しきに於ては、四郎左衞門政家に、永代を限り讓渡すところ也、兄弟いらんあるべからざる狀如件、

弘安八年四月廿七日　沙彌行妙(判、家政)

(高森)

岩切(イハキリ)**城址**　岩切村の西北に在りて、高森(タカモリ)館とも呼ばる何の頃よりにや、留守氏、國分より此に移り、高森氏を稱したり。或は曰ふ、留守氏の祖、伊澤左近將監家景、文治六年以降此に居り、子孫世襲、元龜元年、高森上野介政景に至り、村岡の利府城へ移り、岩切の高森城永く廢すと。然れども、政景の時の御館分限帳に據れば、士氏の邸宅、皆、多賀國府鹽竈兩所に在り　されば、高森は臨戰の要害城郭にて、平時は、留守氏も、多賀の舊府に居りしと覺ゆる。

[illegible]内記云、高森古館、伊達家遺留守家舊居、名跡志日、[illegible]、源頼朝令家人[illegible]爲留守、居之、乃以留守爲氏、[illegible]之高森館、以爲其留守所、人皆稱高森日[illegible]高國守[illegible]拔、號多賀古城者、乃市川古城也、呼多賀國府者、乃岩切河北也、時俗又謂之留守殿者、居館[illegible]在高森、其任以主多賀城也

國郡沿革考云、觀迹聞老志曰、多賀國府地、今市以北、岩切山陰古館址是也、本説高森、後遷市川多賀城下此、爾來、所高森曰多賀城、呼利府曰多賀國府、按するに、和名鈔、宮城郡に多賀郷宮城郷あり、多賀郷は舊多賀城の在りし所なり、而して、國府は宮城郷にありし、他の國府の例を推すに、必、郡と同名の郷にあるものなれば、地[illegible]を見るに、國府は岩切村の東北一里半により、[illegible]山宮、以[illegible]を以て、多賀郷となし、[illegible]新田、以西を以て、宮城郷となす、[illegible]に假たり、然るときは、多賀の[illegible]守府を避せし後、宮城郷の今の高森の地に國府を置きしに、[illegible]舊稱に仍り多賀國府と稱せしものか、東鑑、文治五年八月十三日、二品(頼朝)令伊[illegible]、岩[illegible]村に[illegible]者を[illegible]ふなるべし[illegible]、伊[illegible]家[illegible]を以て陸奥[illegible]守職となり、文治六年[illegible]世々此高森の館に居りしを見れば、國府は即、此所なりと定むべし、聞老志の「呼利府、日多賀國府」甚[illegible]誤なり、(今按、岩切の地を宮城郷と爲すは誤まれり、從ひて、岩切に國府址を擬せしも非なり、若、留守所、初め多賀國府に在りしが、伊澤[illegible]守氏[illegible]の世に及び、岩切に築く、岩切は其采邑なり、之を高森といふ、而して、高森を以て多賀城(國府)に混すべからず。其利府(村岡)に移れるは、元龜元年の事なれば、また、之を以て多賀國府に混すべからず。さて、岩切城は中世に在りて、國府の領域として、古の多賀城に代りしは眞實なるが、そは、南北爭奪の

陸[illegible]、奥州探[illegible]山高國[illegible]に撰[illegible]
[illegible]聞城舊史云、[illegible]年[illegible]北畠顯[illegible]年)[illegible]月、號陸奥探題畠山高國(上野介)、其子國氏(右馬權頭)、[illegible]高師[illegible]其[illegible]、[illegible]宮寮、十二日、[illegible]攻陷之、高國父子、[illegible]、戰死者百餘人、(畠山系圖、[illegible])

畠山系圖云、高國、阿波守時國子、小太郎、上野介、奥州大將、觀應二年二月十二日、於奥州岩切切腹、法名信元、子國氏、宮務大輔、右馬頭、奥州探題、[illegible]同時[illegible]、弟直泰、次郎、同十四日自害

[illegible]岩切城後攻、師直[illegible]、可[illegible]富國之由、依有其聞、於白川關、[illegible]之上者、[illegible]功、可被賞之状、[illegible]件、

觀應[illegible]年三月六日　右京大夫花押

[illegible]七郎兵衞殿(白河[illegible]古文書)

これ[illegible]に「[illegible]城を、[illegible]城と云ふ」は、岩切の[illegible]たるならん、[illegible]高く[illegible]、想ふべく、高國以來の城池と決して疑なかるべし」と論したれど、從ひ難し。

伊達世臣家譜、留守、本姓伊澤、[illegible]河村守家任、[illegible]餘目氏、[illegible]上野介直景、[illegible]高森氏、[illegible]留守者、[illegible]之、本姓藤原、不詳其先、

按、留守家[illegible]は、[illegible]永以後に、伊澤[illegible]目氏の世系を取り、[illegible]に本系の[illegible]たるを[illegible]、[illegible]本系に立てたる者なり[illegible]餘目氏記録と[illegible]ころ、[illegible]見の古書は、[illegible]留守の本系を[illegible]し、且、[illegible]事蹟をも載せたる者なるが、中に餘目參河權守家任と見ず、[illegible]綱は[illegible]下に注す　○餘目氏記録云、留守殿、當國へ下る事、文治三年ひとのひつし、永正十一年迄三百廿七年也、[illegible]同年なり、伊達は、關東伊佐より文治五

年[illegible]下[illegible]、[illegible]の[illegible]留守家[illegible]、[illegible]宮[illegible]下[illegible]、宇都宮[illegible]、[illegible]宇都宮[illegible]、[illegible]子[illegible]、[illegible]加[illegible]宮城[illegible]、[illegible]當國[illegible]内首[illegible]、[illegible]故に、佐藤、役[illegible]、建武[illegible]此、[illegible]代官、佐[illegible]、[illegible]、河内守と愛稱す、五十四郡の外[illegible]官に[illegible]の御侍、召出され候は、[illegible]、留守の[illegible]、[illegible]より外はなく[illegible]今按、佐藤は、信夫[illegible]、故に、當國の案内者とも[illegible]へしならん)又云、留守には佐藤を[illegible]といふ、南宮[illegible]といふ[illegible]、京都より[illegible]二年[illegible]下向まへに[illegible]、[illegible]、南部

今按、[illegible]

[illegible]傳[illegible]、[illegible]國衙[illegible]、[illegible]、六年[illegible]、[illegible]留守、[illegible]子孫[illegible]留守[illegible]氏、[illegible]乙[illegible]宗、乙[illegible]、其從祖父宮城小四郎[illegible]子兵衞尉 相留守[illegible]、家[illegible]宗[illegible]、[illegible]門[illegible]家政、家政子[illegible]左衞門尉家[illegible]、不[illegible]、[illegible]、[illegible]次郎[illegible]明[illegible]、

餘目氏記録云、[illegible]、[illegible]守四郎家[illegible]、二代[illegible]、三代左兵衞尉家[illegible]、四代左衞門尉[illegible]家、五代出羽守家信、六代[illegible]守家明、七代美作守家高。○永正の留守家記録(此に餘目氏記録といふに同じ)は、近世[illegible]系[illegible]大相違あり、[illegible]代家[illegible]まで[illegible]異なし、四代[illegible]家以下、十[illegible]に至る九代を、家[illegible]には六代と爲し、世代の甚[illegible]相距るのみにあらず、名[illegible]も[illegible]家の外は[illegible]、蓋、家政は、四代[illegible]の同胞なりと雖、嫡流にあらず、餘部郷

[illegible]下の地を分ち[illegible]宮[illegible]にまた[illegible]、吉[illegible]宮門[illegible]等にこれを[illegible]以て[illegible]文永二年、弘安[illegible]に、宮[illegible]、又、石等門尉へ、吉書金を納むる由見ゆるが、石[illegible]門尉[illegible]九年、[illegible]宮[illegible]にして、惣領なりければ、一分地頭たる庶流より、吉書金を納進して、本支の禮儀を存したるならん。

餘目氏記録云、六代目[illegible]守家助の代までは、七百郷知行。九代目淡路守までには、名取、宮城[illegible]伊達、葛西より、扇たけあかり申候。伊達宗冬[illegible]して腹を切、六十六郷一時に破れ果てぬ。又云、吉貝[illegible]に、白拍子、わき、二人にて、留守殿在城こまさきへ出仕す、[illegible]み、三年[illegible]、六十の時[illegible]作守家高也(又云、[illegible]ゆ、一族吉田と云人、卅日留守殿とよばる)○畠山高

[illegible]して、[illegible]松法師[illegible]以下[illegible]に、松法師[illegible]る少年にして、則、餘目氏の人なり。嫡流の七代美作守家高と時を同くすれば、嫡庶共に、一時退轉して、又[illegible]家門[illegible]兵衛[illegible]之[illegible]公(當家第九世[illegible]

[illegible]次老に、持家と定め、家譜に[illegible]

餘目氏記録云、八代美作次郎家冬、九代淡路守、十代彈正少弼、十一代[illegible]、十二代四郎[illegible]、十三代[illegible]持家、[illegible]、伊達持宗の息、[illegible]五郎郡宗、[illegible]○永正の古記にも、十三代持家とすれど、[illegible]人と爲す。(六代[illegible]代相違す)十一代家助とあるも、家明の[illegible]

[illegible]夜、[illegible]二百貫文に[illegible]

[illegible]なたこなた百餘郷知行し給ひ、名取も大方御手を入られ、すでに、國に二人の大將の如く也、宮城家、餘目[illegible]伊達をたのむなり。○留守の嫡流家明の時には、高森(岩切)に居れること、本書に明なり。然らば、餘目氏は、何の頃より[illegible]者と謂ふ[illegible]衰へしに、[illegible]り、餘目の別系に出てし村岡氏の興るも、此際なり。[illegible]又曰く、十二代四郎[illegible]上様御判形

陸前 宮城郡

にて、家を継れ候を、御沙汰にて、被腹切、下腹の舍兄美作守持家立れ候、村岡遠州、四郎の舍弟、山内腹、二郎二郎（愛驛守）を取立、可成留守とて、美作守に矢を射〻、村岡の西館長門守、高森かたを〻、伊達の勢を引入れ、東館遠州は、大崎勢を引入れ、三年の弓矢にて、遂に長門守本意となる。

重家子養天海公（當家第十一世）第二男爲嗣、稱之出羽守（初稱長谷五郎）郡宗、先是、重家有子曰攝津（初稱次郎）滿家、後奉仕郡宗降爲其臣、子孫稱餘目也、

永正の古記に據れば、留守嫡流十三代持家に至り、男子なくして、伊達郡宗を養ふ、家督の所載といたく違ひ、古記又、郡宗の息、藤王丸、十才にて卒す、十五代也、今は十六代也しとあれば、本書は、安房景宗の時の撰述に係る

郡宗子藤王丸早世、於是養香山公（當家第十三世）第二男、配藤王丸妹、以爲嗣、稱之安房守（小字四郎、後稱右京大夫、又相模守）景宗、景宗子相模守（小字藤五郎）顯宗、顯宗養保山公（當家十五世祖）第三男爲嗣、稱之上野介（小字六郎、老稱雪齋）政景、貞山公時、始屬當家、賜采地二萬石、仕于岩井郡黃海邑館、列一門、先是、天正十八年、大閤秀吉、舉兵征奧羽二州、進兵到于會津、以石田治部三成爲先驅、三成豫贈書相馬義胤、且曰、可以此意報正景、義胤因以三成之意報正景、義胤書今藏于家云、及此時、關東之諸將、無不迎秀吉之師、惟大崎義隆、葛西晴信、黑河晴氏、及正景後期矣、秀吉甚怒之、而收四家之城邑、獨正景者貞山公之叔父也、以故屬當家云、）按、鹽竈神社記に「當社神主之始、則鎌倉時代、稱奧州留主家者也、初領宮城郡、故世稱宮城殿、爲當社大神主、後在利府城、而轉武家、遂稱伊達一門、今伊達和泉之先祖也」と述べ、嘉祿の古文書に、宮城四郎家業の名あり。又、永祿天正中の高森政景を、宮城殿と書ける者あり　されど、留主氏を以て、神主の始と云へるは、信け難し　蓋、鹽竈社は、國府の官人が之を祭れる例なれば、留主氏も勿論其祭事に與りて、古來の神主の上に立ちしならんが、正しき神主の家にはあらず、と知るべし　此留主の家は、伊達藩の時、伊達の一門に列し、膽澤郡水澤一萬六千石を分知す。

十符池　今、岩切の西に在りて、古跡と說かるれど、信け難し　古歌に十符浦とよみ、十符の菅を野田の菅ともよみたれば、野田の入江の地とをへらるるなり、名跡志云、岩切農家、高森館下、有小池、池中有枯柳、柳下菅艸頗多、鄉人謂之十符菅（○觀蹟聞老志云、十符池、符或作府、在岩切邑中、多賀國府舘址南、農家後、有小池、池中有枯柳、下菅草頗多、或曰、如今稱利符者、乃古之十符地也、利與十訓相通、以上州利根川、而訓之登禰川者、其證也、後人誤其訓、而讀爲便利之利、不知利其器之利也、利符十符爲兩區、按、此說聊有據、而未得其考索、今舉古書論之、據郡名之說、則非郡名者固也、然利府近村有菅生邑、想夫往古、以此地生好菅、而得地名乎。）南齋東遊記云、とふの里、玉田、横野、冠川、なたえの橋、多賀城、壺の石ぶみ、鹽竈の浦、野田の玉川、末の松山など、名高き名所、二三里の間に集りつどへり、寬政中、仙臺を出て、原の町といふ所へ出て、それより案內といふ所へ來り、道行人に十府を尋るに、知らずとのみ答ふ、此案內村には、酒食の店も多く見ゆれば、立よりて尋るに、店に立ちまはる女どもの、豆腐はこなたにあり、先入らせ給へと、口々にのゝしる、すべて此十府に限らず、何れの國にても、人に名所古跡を尋るに、よくしりておしふる人は稀なり、なほ尋るに、案內村と鹽竈との間にて、街道より左に入る所に、其古跡あり、菅薦も今は名のみのこれり。

あやむしろ緒になすまでに戀わびぬ下朽ぬらしとふの菅こも（夫木）　鎌倉右大臣

佐久間氏云、讀此歌、始知十符菅席、或染草、或淺綺、而極精美好者也、然則往時有名產之稱、而當搢紳薦客之綺筵臥具者歟、是故多與古人之吟詠也

顯昭袖中抄云、とふのすがこも、とふとは、編を十にあみたるなり、すがこもとは、菅にてあみたる薦なり、菅を、菅貫、菅枕、菅わらた、などいふ事也、こもは、大やうに菰菁にて編たれば、本の名に隨て、わらにてあみたるをば、わらこもといひ、すげにてあみたるをば菅こもと云也、十符あらん事は、廣からん料也、されば綺語抄には、とふとは十符あみたるをいふといへり、又人をおもふ心にて七ふには君をねさせ三ふに我寢む」とよめる也、それを、童蒙抄、綺語抄などに、みちの國十符の郡より、十府あみたるこもの出くるよし、いへる心得られず、此州の郡のうちに、またくとふの郡なし、又、十節有といへるもいはれず、このふし、いかゞ十節あるべき、たゞ十符あみたるとこそいはれたれ、また、十節ある菅とこそいふべけれ、こもと云もいはれず、俊頼、山家嵐の歌に、

嵐のみ絶ぬ深山に住民は幾重か敷るとふのつかなみ、

つかなみとて、わらをあみてしく也、○十符浦址は、野田入江址に合考すべし、岩切の東南一里半。

青葶　岩切の一地名とぞ、驛市の西北一里　○封內記云、岩切邑北、有號青葶地、往古、此地植靡葶、故以爲地名、有岩窟、高一丈餘、古來相傳、祭大日不動虛空藏、天和年中、邑民久作者、祈之得靈驗、其窟高峻不易登、縋鐵鏁而上下、地僻去邑民之居五六里、人跡常稀、而來拜者少矣、近歲崇信之者多、設階梯於岩窟、造營宮社、及拜殿、邑民設店供酒食、來拜者亦若干、奇怪之說雖不可信、姑記其所傳者也。○按、青葶は、留守文書、永仁二年讓狀に「粟園日田壹町」、正安二年讓狀に「青園日田壹町」

（栗間目）とある地にて、元亨四年家門讓狀に、目は、前、戸の誤な
り、庭の義なり。

青麻同日田寺開　今富岡あり、此内在家武間

鹽松勝概云、巖藏內北二里、有靑麻祠、山頂峻絶、縈纎纔容登、昆有草堂・名清悦、源賴朝官從者、常住於此、百歲、好說判官遺事、事頗怪異、其稱靑麻、不知何故。

（七北田川）

冠川（カンムリ）

又、味降川に作る、泉嶽に發し、根白石を過ぎ、宮床、七北田、松森等の地を經て、岩切の南を過ぎ、今市川と呼ばれ、漸く南に折れ、田子福室の間に至り東に屈し、湊牛に至り海に入る、長十里、一名七北田川といふ、七北田以下、多く其水を引き田圃に灌漑す。又、原町、苦竹より田子に至り、冠川に會する運潜渠あり田子以東は、木川を以て通渠と爲し、貞山渠に交はる貞山渠は、木川の海口を以て一泊所と爲し、南北數里に通ず

（階上郡）

科上鄕

和名抄、宮城郡科上鄕　○今詳ならず、恐らくは、七北田村にあたり、岩切（餘戸鄕）の西、仙臺（宮城郡）の北に小嶺を隔てし地なり　延暦四年、多賀、階上の二郡を、宮城郡より分ち置かる。階上、即、科上に同じければ、科上、餘戸、丸子、三郷を以て、階上郡と爲されしに似たり。地形を察するに、宮城野南瀨川、一帶の地は分割すべきにあらねば、冠川の上游なる峽谷を割きて、階上の一郡と爲されしこと、昭々乎として明なり　されば、階上は、東、多賀郡と、平郊相接し、南西は宮城郡、北は、黒川郡、共に山嶺を以て、自然に堺を成せしを思ふに足らん。

延暦四年、陸奧按察使、鎭守將軍、大伴宿禰家持言、名取以南、一十四郡、僻在山海、去塞懸遠、屬有徵發、不會機急、由是權置多賀階上二郡、募集百姓、足人兵於國府、設防禦於東西、誠是備預不虞、推鋒萬里者也、但以徒有開設之名、未得統領之人、百姓顧望、無所係心、望請建爲賊郡、備置官員、然則民知統攝之歸、賊絶窺窬之望、

南も、階上の郡名も久しからずして廢せられ、多賀と共に、宮城の舊管に歸せり。其停廢年代、續日本紀に逸せり　○國郡沿革考云、階上郡は、國府の西なりしならん、然、守府を膽澤城に移す後、之を廢す、或は、本吉郡波北上村を以て、古の階上に擬すれども、其地、國府と隔絶し、大伴家持奏言に合はず　○地理志料云、科上、訓闍、按當讀云志奈乃倍、古事記、信濃作科野、字書、階級層陵、皆訓志奈、萬葉集有階坂在之語、以冠越國、其地倚山層層成級故名、延暦四年紀、鎭守將軍大伴家持奏曰、置多賀階上二郡、足兵於國府、備禦於緩急、是之、多賀在東、本鄕在西、以衛國府也、後降爲鄕、未詳在何年、階上郡又見節用集、及南部城時鐘識

（北根峠）

七北田

今、七北田村と云ひ、松森、市名坂、荒卷、上谷刈、古内、野村等を合す。仙臺市の北、小嶺（北根峠）を隔て、距離二里許　冠川は、西嶺に發して東流し　一橫谷を成す。又、七北田驛より小嶺を踰え、北行、黒川郡に入る、富谷驛まで二里半、近世の奧州大路是なり　封内記に「七北田邑、有市店爲驛也、有新刑場」云々、

洞雲寺

七北田村の北根に在り、曹洞宗の名藍にして、近世、享保中再興す。○十符菅薦云、龍門山洞雲寺、大道より二三丁入りゆけば、山門ありて、うちに四阿づくりの堂あり、側なる開山堂、いとめづらし。層の樓にて、杜鵑樓などに、昔彫物あり、この山は、應永七年に、新山禪師が開ける所、その後あれたりしを、加賀の大乘寺の明峯和尚中興せりとぞ、堂と方丈との間に橋かゝれり、水いさぎよく流れて、いはほに咽ぶ、山四面に環りて、翠にかこめる靜けさ、東坡が廬山に遊びて「溪聲便是廣長舌、山色豈非清淨身」といへるも、かゝる所のさまなりけんと、おもはる。

人八洲遊記云、七北驛、有洞雲寺、今上嘗駐蹕於此、寺域二十萬坪、其境樹木林野、仙臺寺如此大寺、境環之大可知矣、又、北官道左右、四壁相屬、地坦者原野居多、民亦不多、有松夾路、圍率二抱。

封内記、洞雲寺、七北稱山寺、開創不詳、曆應中、賀州大乘寺三世明峰素哲禪師中興、領主國分馬守大檀盛胤之時也、後寺廢、應永七年、寺附祥天和尚、見國分修理亮盛行、請再中興之事、盛行許之、大建寺、寺附百餘町之地、龍門長龍壽院在本寺之右、而安榮實庵兩和尚居之、時國德光日新月隆、四方僧俗如雲相集、安榮實庵兩流、分爲三十餘寺、三十餘寺之末流、不追枚擧、乃爲本流諸寺轉衣出世之大道場也、其後、一時傷潛荒癈、享保中、輪王寺前住仙台和尚、請爲退隱之地、造營堂宇、輪奐復新、邦君寄附百十九石餘之地、（觀聞志云、洞雲寺、在七北田東北根、號龍門山、鄕人傳山寺、應永七年庚辰、釋祥山所開也、當時有附庸一十四寺、其後荒癈、今纔餘九區、其地也、宗徊路轉、幽邃寂寞、寺門、細逕入寺院、古杉爲松、容稀芸淋、苔鬪鳥哭、偶有發僧說昔時、而足以發深省之地也

松森（マツモリ）

今、七北田村の管内なれど、其東に離れ、岩切村に隣接せり。○封内記云、松森邑、古壘、國分彥九郎盛重所居、又云、我藩邦、每歲正月三日、邦君使諸隊將率諸部列卒、入山林逐雉、日之野始逐鳥獵、頗用戰陣之式、早晨、邦君到燕澤邑瑞鳳寺內地、而建幄幔踞床机、諸士各騎馬過君前畢、徒士步卒百人前列、發鐵砲三回、或七五三之號、道、而邦君登岩切邑鷹防森、而建幄幔、臨視諸隊逐雉、日之一番幟場、諸陣總司（日之山奉行）進幟吹螺、諸隊從之、各守其所、驅馳入山林逐鳥、總司令更番兩騎指揮之、且紅白旗爲指、凡如此十有一處、其次標幟場國邑爲居騎、日之二番、其次三番同邑花立、其次四番

同[illegible]青森、其六五番同邑入生田葉、其次六番同邑相馬攻、
七[illegible]、八番同邑松本[illegible]、[illegible]
同[illegible]、十一番同邑[illegible]、[illegible]
[illegible]、凡用陣[illegible]護之道、[illegible]
之[illegible]、[illegible])接するに、
天正十[illegible]年の頃、白石宗綱[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、留守文
[illegible]
[illegible]、伊達[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
代々の實名に做たり、天正十六年十一月、[illegible]
の時、當宮氏部出征の途次、[illegible]に隨すといふ、この陣
地も、七北田か、又は定時か、[illegible]。伊達治
家記録は、氏部の[illegible]
伊達成實記云、[illegible]
者に御在陣の内、政宗公[illegible]、須田伯耆[illegible]中者、松
森へ[illegible]
昇可申由[illegible]、宮澤城へ[illegible]
[illegible]
次[illegible]
[illegible]
[illegible]、正宗[illegible]代の[illegible]、須田伯耆、[illegible]
へ[illegible]入、正宗逆心の[illegible]
昔、[illegible]、須田伯耆守
[illegible]

荒巻（アラマキ）

今、七北田村の大字に[illegible]、仙臺府市の北山、[illegible]、
小田原[illegible]、[illegible]
南方、[illegible]川に至るまで[illegible]
其地を割きければ、村民は北[illegible]して、僅に山丘の[illegible]

[illegible]ること[illegible]なりき

市名坂（イチナサカ）

今、七北田の[illegible]
[illegible]
同[illegible]界[illegible]

上谷刈（カミヤガリ）

今、七北田村の大字[illegible]、
北、[illegible]長命[illegible]
[illegible]
[illegible]中山[illegible]
[illegible]
[illegible]

古内（フルウチ）

谷[illegible]、[illegible]
今、七北田村の大字にて、[illegible]、七北田川、この間を
北田[illegible]の西[illegible]
[illegible]古内氏は、[illegible]の北、[illegible]の城主なり、子孫、
伯[illegible]、古内[illegible]
[illegible]九年、[illegible]
[illegible]、十八[illegible]
有之[illegible]
城[illegible]
[illegible]國分、亦有其地號古内邑、國分[illegible]
[illegible]近江[illegible]、名不傳、[illegible]
[illegible]後[illegible]
至十八世忠宗之世、[illegible]、今其子

[illegible]、[illegible]七千[illegible]

寶澤（ホウザハ）

今、小角[illegible]
[illegible]七北田の[illegible]
[illegible]

[illegible]十六年[illegible]月[illegible]

大[illegible]氏云、山村宮、昔[illegible]、宇津[illegible]宮の[illegible]
むか、宇津[illegible]宮は、[illegible]の長子[illegible]
ふ說に[illegible]れは、當時、[illegible]、[illegible]王子を設けさ[illegible]
き[illegible]年[illegible]なるか、と推し量らる、[illegible]元[illegible]年、
[illegible]に[illegible]て御生害の時、御年は[illegible]へされと、[illegible]十
餘歳におはせしかと思へ[illegible]なり、[illegible]、建武二
年[illegible]せられ給ひし時、[illegible]十八歳にまします故なり、
き[illegible]ば、[illegible]親王なり、[illegible]國[illegible]の際には、二十餘歳と
[illegible]、山村宮、昔し、其御子
なる[illegible]は、[illegible]七年には、十歳[illegible]の王子にてお
ませし[illegible]と認めず[illegible]べからず、然る時は、戰場に
供奉せられて、害せられ給ひしものと見る[illegible]、然れど
も、此の宇津[illegible]宮の御子ならむかの説は、[illegible]に[illegible]なり、

曾、畠山[illegible]
なり、[illegible]年有因[illegible]日く、
日安、[illegible]長光寺[illegible]、
一類[illegible]三、[illegible]月廿六日、[illegible]
寄[illegible]之時子息[illegible]
共侍、同[illegible]月[illegible]日、名[illegible]十一、
爲[illegible]中[illegible]、[illegible]合戰之處、[illegible]爲尻攻、
[illegible]出張之間、嫡子[illegible]、[illegible]合戰、[illegible]
一宮方[illegible]中[illegible]、多田[illegible]、[illegible]
尻攻、[illegible]之間、馳向于小鶴、[illegible]先揚合戰[illegible]、
一日十九日押寄[illegible]城、[illegible]合戰之間、入夜、[illegible]
[illegible]落事、下略
宮中の[illegible]、多賀國府を[illegible]、[illegible]信[illegible]、伊達宗遠
君、田村[illegible]の[illegible]、[illegible]古城書
立之覺に「名取郡、吉田村、高館城、只今、羽黒[illegible]
[illegible]座候、此城開基、秀衡子供の時代之様に申傳候、[illegible]」
とある、是れならむか、三月[illegible]日より、多賀國府に、
合戰[illegible]なり、宮城郡中、山村の[illegible]は、觀應二年
十月廿九日の貞家の書に「去年(正平六年)宇津峯宮、伊
達飛驒前司、田村庄司一族、及宮城郡山村宮城下向仕、
寄宗名取郡之時、」とある山村宮の事なるべし、此文に據
れば、正平六年十一月、名取郡廣瀬川の戰には、宇津峯
宮も山村宮も、共に親しく戰に臨まれたるが如し、山村
宮、[illegible]、宮城郡賀澤村(多賀國府の西四
里に)山村(又、山野村)の古館とて、城跡あり、當時
皇胤の此に居給ひしが、此戰に、後攻として出でられし
にはあらぬか、又、宮城郡福岡村、國府より[illegible]十町、
の西光寺に、正平[illegible]在、中院殿、[illegible]
ならざれど、[illegible]の族人ならむ、北畠氏[illegible]、中院氏
なる[illegible]せり、多田左近大夫[illegible]
[illegible]聞志に「山内館、在賀澤村、山内須藤刑部少輔者、
[illegible]中[illegible]此城、[illegible]人[illegible]田[illegible]、[illegible]
[illegible]山村[illegible]して、
[illegible]年之書に[illegible]
[illegible]衛門[illegible]、正平中に
[illegible]
[illegible]に合[illegible]

田中　今、[illegible]田中[illegible]、[illegible]の田中に分て、[illegible]
村の大字となる。賀澤の西にて、廣瀬村郷六と葛岡の一
嶺を隔てて相分つ。小角は、田中の東に接す。

小角　[illegible]記云、山中邑[illegible]城、[illegible]日、古昔、山内須[illegible]刑部少輔
[illegible]不[illegible]、[illegible]子[illegible]邑城、[illegible]不[illegible]攻之
[illegible]刑部小[illegible]、[illegible]此[illegible]、故[illegible]之
[illegible]城　今[illegible]公[illegible]、小角邑、[illegible]、[illegible]古内氏
[illegible]日、古[illegible]、[illegible]子[illegible]
[illegible]、今所有父[illegible]子[illegible]、其[illegible]
陸[illegible]宮城郡山村[illegible]、[illegible]村事、人[illegible]、[illegible]
[illegible]致其沙汰之狀如件、
觀應二年九月廿二日　右京大夫判(吉良貞家)
山村城内人々中(留守文書)

根白石　今、泉嶽村と改め、賀澤、朴[illegible]、[illegible]等を合
す、七北田の西二里半(仙臺の西北二里半)、
冠川なば、此上游には根白石川といふ。
根白石とは、[illegible]、[illegible]田白石と相分たんかため、泉が根
の根[illegible]を取りて、[illegible]は[illegible]たる者とす、[illegible]名は白石な
り、白石の北[illegible]と云ひ、小[illegible]落あり、[illegible]を經て宮
床[illegible]へ[illegible]里、[illegible]内記云、白石城、白石[illegible]河、[illegible]
[illegible]、[illegible]生郡[illegible]首[illegible]山内氏[illegible]、[illegible]八幡社地、
[illegible]寺地、名[illegible]曰、天正十九年、[illegible]、當家十
五世[illegible]山君[illegible]、宮城左京太夫[illegible]、白信[illegible]
[illegible]、[illegible]年、六月[illegible]日、遺[illegible]居
[illegible]寺、杉目[illegible]山寶積寺前住、能山和尚爲開山、[illegible]遺
[illegible]十此、[illegible]今[illegible]、[illegible]之清水[illegible]、[illegible]
[illegible]重[illegible]也、[illegible]山[illegible]寺、曾[illegible]、羽[illegible]内
[illegible]寺[illegible]、[illegible]開山

福岡　今、泉嶽村の大字にて、白石の[illegible]北とす、[illegible]谷
[illegible]、[illegible]を[illegible]山[illegible]

泉嶽　[illegible]の大[illegible]、白石、[illegible]北四里、山背
に[illegible]、[illegible]の[illegible]、方[illegible]、[illegible]根と
呼ぶ。
封内記云、[illegible]、高田也、[illegible]西北、[illegible]田
高[illegible]相[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]
[illegible]下、[illegible]白石、[illegible]、以
[illegible]功、[illegible]寺[illegible]
自[illegible]人[illegible]根白石、[illegible]、山寺[illegible]
[illegible]、別當[illegible]山松岩寺、
相[illegible]、[illegible]養[illegible]之。山崎氏地誌、根白石[illegible]
に、[illegible]七十米、[illegible]、北麓は[illegible]な
る[illegible]、[illegible]丘陵[illegible]、大[illegible]より成る[illegible]
には、[illegible]原に[illegible]き、東麓
百十一米[illegible]北方には、[illegible]と稱する、
[illegible]丘[illegible]なりて[illegible]、著き地[illegible]をなせり

丸子郷　和名抄、宮城郡丸子郷、今詳ならず、[illegible]、
[illegible]上、丸子と連書するにより、[illegible]に此に擬す、相當
[illegible]村に擬す。丸子は、マリコとよむべし、[illegible]、
の[illegible]同名あり、武州には郷名とす
和名抄、[illegible]にも丸子郷あり、古[illegible]に丸子[illegible]れば、
[illegible]部[illegible]の古代に名づけしにや、武蔵[illegible]丸子を合せ
[illegible]。

多賀郷　和名抄、宮城郡[illegible]今、多賀城村、七
[illegible]濱村、[illegible]の東、大村
[illegible]の北にて、古代の國府の址を存し、海山の間、平[illegible]
の地、空く千年の遺跡を留めて、[illegible]懷古の情に[illegible]へざ

らしむ。上古に、竹水門といひ、後又、多賀郡といはれしもみな、此間なり

奥相志に、相馬中村城内、妙見祠の末社、鹽釜明天の縁起あり。信田草紙の、相馬信田小太郎の事を、奥州相馬氏の祖先にかけて、附會したり。中に、小太郎は、奥州津軽の鹽濱、高部の地頭健藤左衛門信勝に呼出されーとありて、又「當所の鎮守、鹽明天、鹽釜明神兩社云々ーと見ゆ、津軽に高部なし、

多賀郡は、上古、邊疆に備ふるがために、鎮城を置かれしの地なり。其經始は、史に明文なしと雖、養老神龜以後、多賀城を以て、奥州の鎮所とせること、昭々たり

或は謂にて（大八洲遊記）曰く、

多賀古郷名也、日本紀云、日本武尊東征、至蝦夷、夷會拒之竹水門、今鹽竈等、恐古竹水之地、

下ノ竹水門の條に合考すべし、又、天平以後、國府を此に移され、多賀國府と稱せられ、中世に至るまで、一州の大都たり。蓋、府邑の全く荒敗に歸せるは、南北爭亂の後ならん。（延暦四年、多賀、階上の二郡を、宮城より分ちて新置せられしが、幾年ならずして停廢す。事は、科上郷の下に詳にす）多賀郡とは、和名抄、多賀、赤瀬磐城、三郷を分割せる者歟。即、科上、黒川の東にして、竹水門（鹽釜松島の海灣）を抱ける地なりと知らる

（多賀郡）

多賀城址

（多賀城）

今、市川村に在り、岩切驛の東一里、鹽竈町の西南一里。市川を、多賀城村と改めしも、之が故なり。本城は、中古には、專、多賀國府（又、高國府にも作る）と呼ばれ、廢昔の餘と雖、尚、永祿の比迄、一方の都會たり。留守氏（高森氏）還邑後、全く荒墟となる

（市川）

松島案内云、多賀城址は、市川橋の東に方り、一丘陵を占め、四方三百間許、中に五六十間四方の一郭をば、本丸跡とつたへ、奏社宮の西に升形門の遺趾あり、•

送人北遊　湖山

獨行萬里果何爲、尋遍天涯山水奇、子美文章論落後、馬遷志業壯遊時、勿來關廢空花木、多賀城荒有古碑、勸汝歸程休草草、金華松島好題詩、

多賀城古瓦研詩　山陽

東奥昔建多賀城、城廢碑存今聞名、去京一千五百里、曾知碑本記道程、吾欲一往觀上略、未理芒鞵夢空行、田翁贈我瓦半塊、得之城址手摩刮、鑿背爲研發墨光、質如洮石堅如鐵、摩挲澁紋豁素心、恍登遺墟望靺鞨、憶昔重鎮扼要喉、臣東人置臣猶修、當時邊鎮本廟算、往往貂蟬出兜鍪、津議不錄鄧支頭、唐節遂委黄胡酋、鬼武呑攫六十郡、此城定遺復陸秋、曾收狼邪歸家雕、重亂兩晶混文武、鸞輿未復又沸羹、茜都入接聊破斧、河北遂歸獨眼龍、猿公草草理疆封、豈暇文籍諳故吏、竹將儲青附老農、鷄苗無日劍掌蕪、鷲羽有時從擊撞、康君好古同吾病、使吾盪滌萬古胸、嗚呼溯自文政至寶字、無限陰沈同此地、邊霜淬礪一片翠、製造猶見異澆季、昔曾受箭今受筆、多汝文事與武事、作詩叙古汝應記、

仙臺金石志引、府士萬葉云、多賀城址は、むかしの城の跡とて、四方に土手あり、四百間許、本丸の所とて、五十間に五十六間の地形あり、升形（マフガタ）とて、奏社のみやの西にあり、さて、坪碑を門碑とて、大門の脇にたてたると、風土記にあるを以て考れば、引あはず、今いしふみは、市川のはしのすこし南にあり、東人と申せしびと、此國に下り玉ふ時代、今の如く城下の屋敷などいふはなくて、近國の武士ども、柵内に入て居けると見えたり、然れば、甚大なる廣さと見えたり、鹽釜海道、市川の邊より奏社のみやの邊まで、數十丁の間に、かわらども地上にあり、これにて考れば、城の大なるをしるべし。○十符菅薦云、多賀城のあとゝて、礎やつこゝのつばかり、

畑中にあるを、行てみる、古き名殘とも思はれぬさまなり、そこより三丁ばかりもやとおもふ所に、碑たてり。上覆ひの屋して、そのうちに据ゑたり、いみ壺碑なりといへるは、違へり、久しく草むらの中にうもれて、ほと〳〵千年に近く、知る人もなかりしに、水戸黄門の、伊達綱村にこはれしかば、綱村その家人田邊某もて、うつさせて送られたるが、此碑の世に顯はれしはじめなり、其後、元祿十年に打そめしより、昔々人のみしり聞りて、文のすなほに飾なき、字の書き樣なるを、皆めでたふとぶ事とはなりにけりとぞ、但、此碑も、奈良の御代に建たりといふは、いかにぞやなど、疑へる人もあれど、そは中々に、みつからさかしがりて、さくじりうがてるしれ言なり（按、多賀城は、天平九年紀に始見し、延暦、承和の後まで數見す。されど、養老六年紀、天平九年紀に見えずる十六年に、陸奥鎮所の名あり）

櫃戸氏陸奥軍團考、嘉永中撰、云、この國に柵をおかれし事の、記載に見えたる初めは、舒明天皇九年三月蝦夷叛以不朝、即拜大仁上毛野君形名、爲將軍、令討之、形名還爲蝦夷見敗、敗而走入壘とあるもの是也、降りて、養老六年八月、令諸國司、簡點柵戸一千人、配陸奥鎮所焉ーとあるは、何の城柵にや、共に其地を知らず、壘と書せらるゝも、城柵に同しからん（今按、形名の據れるは、其地を知らず（恐らくは逢隈渡以北に屬す、即、名取鎮所の故基歟）と雖、養老二年、石城、石背の二國を建て、逢隈渡以北を以て、陸奥の邊郡と爲されしの後の情形は、摸索して之を論斷すべし。六年閏四月の官奏に、（）○）陸奥按察使管内百姓、庸調陰免、勸課農桑、教習騎射、更税毎人輸布一端、（中略）貸之爲本、是民所欠、差發人夫、開墾膏腴之地、（中略）用兵之要、

衣食爲本、鎮撫備禦、何異國守、勸民出穀、運輸鎮守、宿道逢近國兵、令可之　とあるにて、當時すでに鎮所の國守も兼ねありしを知る

職原抄に、陸奥國、上古以來、爲邊要、養老二年、置按察使、聖武天皇神龜元年、又置鎮守府、府國相並行事」とあれど、鎮所とは、やがて鎮守府の城營を云へるなり

されど、彼養老の鎮所は、和銅六年に置かれたる、丹取郡（名取郡）の城内歟。神龜元年の鎮府（多賀城府）にも神龜元年とすれば、即、宮城郡多賀城の事と判知せらるれば也。且、神龜五年紀に、新置白河軍團、又改丹取軍團爲玉作團　とあるに合考して、玉作（玉造郡）の新柵が、多賀城の北に開置せられしを知り、丹取軍團の廢停せられしは、是れ其養老の舊鎮所なりしを、推知せらるゝ所以に非ずや　又神龜元年紀に、

　三月、陸奥國鎮守軍卒等、願除已本籍、便貫比部、率其丁共同生業、許之

　八月、陸奥言、海路蝦夷反、殺大掾佐伯兒屋、以式部卿藤原宇合、爲持節大將軍、以征海道蝦夷也、又教坂東九國軍三萬人、習騎射練軍陣、運采帛絁綿等、於陸奥鎮所。

とある鎮守所は、多賀、丹取、いづれにやの疑あり。惟ふに、是歳、多賀城柵の新置に從事せられ、翌年より府鎮守（國、石城、石背をも合せて、本府に治せることとし）兼行事の狀に移るを思へば、二月、鎮守軍卒云々は、丹取軍團の事に屬し、三月の坂東三萬の軍卒は、必定、多賀城の築造に從ひし者とす　何となれば、多賀城の地形は、山海二路の衝に當るも、實は最海道の咽喉に扼する者とす。彼れ玉作の新柵が、本城と相犄角して、專山道に當りしも、自然の數に出てたり　之を地理に考へ、之を歷史に證するもの、固より當に這般の見解に就くべし

（多賀鎮所址）

（鎮守府址）

史學雜誌（田中氏名）に、陸奥鎮守の字は、初て續紀の神龜元年に見えたれど、是より先、養老六年、柵戸一千人、配陸奥鎮所焉　とあり、されば、多賀城は、養老六年以前の建置にして、神龜元年の建置にあらず

　云々とあるは、全く異解なり

さて、天平九年紀には、

　四月、陸奥持節大使藤原麿等言、以去二月、與鎮守將軍大野東人、到多賀城柵、共平章、且遣六國兵一千人、開山海兩道、夷狄等疑懼、仍遣田夷遠田郡領海道、差歸服狄和我君計安壘山道、並以使旨慰喩鎮撫之、仍抽勇健者一百九十六人、委將軍東人、四百五十九人分配玉造、新田、牡鹿、色麻等五柵、麿等帥所餘三百四十五人、鎮多賀柵、

とありて、大將軍の鎮所は、即、多賀柵たりしこと自見す　ことに、天平十一年紀の、大野東人の官署に、鎮守府將軍と明記す　されば多賀柵は、當時、鎮守府（職原抄にも之をいふ、又、三代格、天平寶字三年、乾政官奏にも、陸奥國鎮守府、云々）とも稱せり。寶龜十一年、延曆四年、七年、八年等の紀に、多賀城に作る（古昔の說に、多賀柵者、編木假爲之、衆營也、寶龜以來、以城而言者、以大野東人所築而稱之　といへり、柵城の文字の相異は、其築造の實質にまで關係することにや、今詳にし難し

弘仁六年官符に、

　分番兵士二千人健士五百人、
　膽澤城、七百人（兵士四百、健士三百）
　玉造塞、三百人（兵士一百、健士二百）
　多賀城、五百人（並兵士）
　右城塞等、四道集衢、制敵喉領、云々、

又、承和六年紀に、

　四月、奥狀稱、云云、奥縣百姓、多以畏遷、又膽澤多賀兩城之間、異類延蔓、控弦數千、如有警急、難可與敵、須徵發援兵、靜民赴農、又、多賀城者、爲膽澤之後援、不益兵數、何以救急、

とよりさき、國府はすでに本城内に移され（天平勝寶年中歟）、延曆の末には、鎮守府も本城を去りて、膽澤に移さる（延曆二十一年歟）されど、多賀は、猶一城邑にして國治を兼ねたり　元慶中の官符に、

　陸奥國七軍團軍毅主帳卅六人糧米事、
　　國府卅人　　鎮守府十六人

と載す、七軍團とは、弘仁六年官符に名取、玉造、白川、安積、行方、小田の六軍團見え、膽澤を加へて七と爲す者歟（延喜兵部式、陸奥七軍團といへり、又、鎮兵五百人とも、同書に見ゆ）、平安朝の季世に及びては、鎮兵の制も廢し、城壘も其實を失へしならん、是より多賀府といひ、名實共に亡びぬ。

武家名目抄云、按、鎮守將軍は、陸奥の鎮將なり、はしめ、奈良朝に將軍を陸奥の鎮所に居らしめて、蝦夷を鎮撫してより、延曆中、坂上田村麿に命じて膽澤城を築かしめ、これを鎮守府とし、弘仁中、府の官員を定めし時、將軍一員となされて、更に副官權官を置れず、それより後、七十餘人相續て任せられしかど、文治中、鎌倉殿を征夷大將軍になされてより、後は將軍の號を重せらるゝが故に、さらに鎮守府將軍を任せず、元弘一統の後、足利殿奏請してこの職に任せられしが、遂に奥州にはくだらず、更に、陸奥國司源顯家を鎮守府將軍に拜せらる、固より彼地に在任しければ、名義は往古に復せしかど、實は陸奥出羽常陸下野等をも管領し、其職掌は古の鎮將に百倍せり、且、その奏請にまかせて、新に大の字を加へられ、鎮守府大將軍と稱す、而も兵勢久しからずして屈し、足利氏の黨（探題）に破らる　村岡氏云、多賀城、在古將軍鎮所無疑矣、延曆二十一年、鎮守將軍坂上田村麿呂、已定賊地、乃

按田村麻呂[illegible]、直由是[illegible]官吏焉、將[illegible]部是也、已[illegible]、其[illegible]府[illegible]官城部是也、然[illegible]、不可[illegible]、其將官、[illegible]自[illegible]任定官員時、[illegible]由是官[illegible]、[illegible]時國守[illegible]軍也、[illegible]之、以置[illegible]、故[illegible]、[illegible]也、天平五年、[illegible]、民以[illegible]命、[illegible]、[illegible]高[illegible]常、加以任[illegible]有征伐、[illegible]也、[illegible]等以[illegible]於公[illegible]、[illegible]各[illegible]公[illegible]、[illegible]懐、[illegible]、[illegible]令[illegible]田以[illegible]部[illegible]官[illegible]、[illegible]公[illegible]、[illegible]六百里、[illegible]、不[illegible]、但[illegible]之凱[illegible]之功、[illegible]之、[illegible]代[illegible]、[illegible]年、[illegible]田[illegible]公[illegible]大[illegible]、公[illegible]之、[illegible]之、自[illegible]、其[illegible]、不[illegible]正[illegible]公[illegible]之日、[illegible]之[illegible]人[illegible]、亦時之宅也〔[illegible]志料〕

そのかみ、鎮[illegible]中興の日に、大宰の[illegible]任して、[illegible]大將軍を[illegible]ねたれば、[illegible]ならず、[illegible]下の[illegible]、因府址に至りて、

大槻氏云、多賀國府の跡は、東西[illegible]十間、南北五十六間、方形なる平地にて、四門には土壘[illegible]存し、中央に、芝生地あり、里人はこれを御殿の跡といふ、此芝土地の處々に、石礎、直徑三尺、乃至、四五尺なる自然石の礎、十數行、磊々列ねて現存す、其區域、十有間に八間あらむか、地域廣くして、[illegible]は、宮殿等[illegible]の出[illegible]見え、[illegible]、又、此城の總外部は、[illegible]しく、四圍の土壘、[illegible]して存し、[illegible]門の[illegible]は、東北に[illegible]て、其規模[illegible]めて大なるものなり、古へ[illegible]なり、舊、此城内に存せしものか

觀[illegible]云、市川村[illegible]、有[illegible]古址、上有[illegible]、古瓦之古[illegible]礎、[illegible]有之、[illegible]取斯址、[illegible]下古瓦、以[illegible]、瓦上有[illegible]、其著者[illegible]也

貞觀十一年紀、遣[illegible]人[illegible]八[illegible]、又太宰府貢綿之[illegible]、[illegible]以[illegible]後來、古[illegible]陸奥[illegible]之[illegible]、[illegible]人、[illegible]長[illegible]、[illegible]

〔[illegible]の遺跡を見るべし〕

多賀城碑

[illegible]、その城址、[illegible]の南[illegible]、之の都[illegible]、[illegible]の石文を[illegible]、又、[illegible]につき、之を[illegible]、[illegible]の[illegible]、今に[illegible]之を[illegible]、[illegible]すのみ、其[illegible]るに[illegible]せず

通[illegible]碑見遺　　[illegible]

開[illegible]年[illegible]石文、[illegible]一紙致事分、[illegible]入[illegible]古、想見[illegible]、

[illegible]碑[illegible]　　伊[illegible]

古[illegible]、[illegible]、名[illegible]、[illegible]、東[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]分、[illegible]

自石同文通考云、[illegible]の國府[illegible]の土中より出たりし碑を、[illegible]はいきまふべけれと、其體は次[illegible]かれて、[illegible]、土中より出しものの、[illegible]の[illegible]なることを[illegible]なり、[illegible]大[illegible]に、[illegible]たてし所のよし、其文に見えたり〔仙臺[illegible]内[illegible]云、宮城郡市川村多賀城、[illegible]十間、南北五十六間、此城は、[illegible]之[illegible]、其[illegible]、[illegible]の[illegible]も[illegible]候。

壺碑

仙臺[illegible]内[illegible]之[illegible]、元[illegible]五年、六十八歳[illegible]、名大、[illegible]之[illegible]者、其[illegible]、[illegible]、雲[illegible]、至若松蒲島、十符浦、壺碑、[illegible]、云云〔[illegible]金石志〕

西[illegible]日[illegible]、[illegible]石文、この石は、高六尺、[illegible]尺、[illegible]尺五寸、南向に立、抑、多賀城は、神龜元年甲子、按察使鎮守府將軍、大野朝臣東人所築也、[illegible]、天平寶字六年十二月、東海道節度使[illegible]將軍、[illegible]國、[illegible]に、おさて、此碑をいへり、因[illegible]、此碑のうつに、[illegible]の日本の中央のよし傳[illegible]、[illegible]という、[illegible]名にはよらず、前[illegible]に立られ[illegible]故なり[illegible]原書、今市村の邊とす〔元[illegible]年紀行、この[illegible]、[illegible]より[illegible]にまかせてたどり[illegible]、おくの細道の山際に、十符の菅あり、今も年々、十符菅菰を調て、國守に献ずとなり、つぼの石ぶみは、高さ六尺餘、横三尺ばかり、苔を穿て文字幽也、四維國界之里數をしるす、此城は、神龜元年、按察使鎮守府將軍、大野朝臣東人之所置也、天平寶字六年、參議東海東山節度使同將軍、惠美朝臣朝獦修造、而十二月朔日と有、聖武天皇の御時に當れり、むかしよりよみ置ける歌枕、多く語傳ふといへども、山崩れ川流れて、道あらたまり、石は埋て土にかくれ、木は老て若木にかはれば、時移り代變じて、其跡たしかならぬ事のみを、爰に至りて、疑なき千歳の記念、今眼前に、古人の心を閲す、行脚の一德、存命の悦び、

周忌の事なれはとて、沼落[illegible]也、[illegible]按ルに
[illegible]申社行はる、國司の舊宅の[illegible]東の方に、存[illegible]司、舊
の方へ向て建つ、文に[illegible]、神亀元年甲子、按察使兼
鎮守將軍從四位[illegible]この字、[illegible]の[illegible]書た
る由、[illegible]の[illegible]といふ名[illegible]、
[illegible]いまて[illegible]書[illegible]
[illegible]有之、[illegible]
く、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]
里俗之[illegible]、又[illegible]
近世不見[illegible]
或作碑、風土記作[illegible]、[illegible]本切、[illegible]、[illegible]
部識曰、[illegible]閣國道、詩大雅[illegible]、文[illegible]
也、台作壺[illegible]也、壺訓[illegible]音胡、[illegible]器、[illegible]音干、
地名也、故云[illegible]也、以[illegible]其在城中館庭、而名[illegible]者也
又云、壺碑在于我東奥也久、然[illegible]無人[illegible]其[illegible]者、
宮[illegible]之中者[illegible]千年、[illegible]門者、[illegible]
于義太守[illegible]、令[illegible]田[illegible]以[illegible]、[illegible]
尤可惜、[illegible]十三年、亡子義方[illegible]此見、[illegible]打之去、
閲其文字、[illegible]、[illegible]、[illegible]、則
怪我朝有此古跡、而不嘗以[illegible]傳其[illegible]、[illegible]、仍
告之于信[illegible]、[illegible]其[illegible]手、時[illegible]本朝書史、乃收之篇中、
予亦[illegible]事之[illegible]之、[illegible]有之者、爲後學人略知
其奇跡也、[illegible]甲午[illegible]、[illegible]、以[illegible]之、[illegible]
筆者姓名、兩[illegible]其在于風土記[illegible]中、[illegible]人筆、
哉、可[illegible]寺[illegible]也
[illegible]日[illegible]、[illegible]年[illegible]、[illegible]、[illegible]記、
[illegible]、碑者
天下[illegible]、[illegible]、[illegible]建、去
皇[illegible]、[illegible]、[illegible]、其像
門亦可知也、[illegible]、[illegible]、風土
記[illegible]、[illegible]、於[illegible]一二、

一說[illegible]、[illegible]、[illegible]、且
其文を需[illegible]、[illegible]耳
[illegible]云、[illegible]、[illegible]賀城[illegible]、[illegible]六尺九分、
石[illegible]八[illegible]、[illegible]、[illegible]、
石面平[illegible]、[illegible]四分、自上至下四[illegible]分、
周方[illegible]、其[illegible]曰、多賀城　去京一千五百里、去蝦夷
國界一百廿里、去常陸國界四百十二里、去下野國界二百
七十四里、去靺鞨國界三千里、此城神亀元年歳次甲子、
按察使兼鎮守將軍從四位上勲四等大野朝臣東人之所置
也、天平寶字六年歳次壬寅參議東海東山節度使從四位上
仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也、
天平寶字六年十二月一日
仁部好古小識云、陸奥國風土記い[illegible]、[illegible]人の
時代なれは、[illegible]中に[illegible]らさる者[illegible]宮
城郡碑[illegible]、[illegible]有[illegible]、今[illegible]守[illegible]、
宮城郡の碑[illegible]へからず、今[illegible]二字、其[illegible]
ず、[illegible]故鎮守の[illegible]の字其[illegible]、門碑
も[illegible]へし[illegible]立之、見[illegible]人清書也、[illegible]の
二字[illegible]、[illegible]へし、見[illegible]城東[illegible]之
石理、其[illegible]、今[illegible]人[illegible]」
塩南[illegible]東遊記云、名におふ壺の石ぶみは、奥州仙臺の東
北、多賀城の古跡にあり、[illegible]、仙臺より松島に至るの道
筋にして、街道より纔に二丁四十間入り込所なり、市部
の里[illegible]松井[illegible]、享保中に、[illegible]じるしの石を立て、[illegible]明白
なり、[illegible]、[illegible]も[illegible]、[illegible]
皆[illegible]、名の[illegible]れる[illegible]なり、[illegible]、[illegible]より
二代[illegible]、[illegible]の[illegible]、此[illegible]、[illegible]の
碑[illegible]中[illegible]、[illegible]の時代にも見[illegible]かり
しもの[illegible]、[illegible]、文字も明白に、[illegible]少し
[illegible]、人[illegible]見る事、[illegible]不思議の事[illegible]
[illegible]碑本在南部、[illegible]

今以多賀[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]也、[illegible]
士也已亡、今在于世者、多出後人附會、不足信矣、古[illegible]
[illegible]也、[illegible]在北部[illegible]村、今南部北部之地、
古[illegible]、[illegible]中[illegible]字、[illegible]、[illegible]
也、後人[illegible]之、[illegible]以[illegible]在文明[illegible]、碑今亡矣、元[illegible]中、
[illegible]之[illegible]、[illegible]東[illegible]、[illegible]、[illegible]人[illegible]
傳、亦如是、[illegible]見其[illegible]、又按、多賀城碑文、曰「去常
陸國界四百十二里、去下野國界二百七十四里」常陸[illegible]
[illegible]、下野界自[illegible]、各去多賀城、道程[illegible]、[illegible]
記里數之差、[illegible]、[illegible]、或考、[illegible]名[illegible]引萬
葉歌云、常陸[illegible]陸奥之分國也、[illegible]、天平之時、常陸之
界、蓋今那珂湊也、[illegible]一里、[illegible]多賀城四百十二
里、此時、[illegible]、[illegible]州可知矣、[illegible]之
國稱、[illegible]之[illegible]、[illegible]天保[illegible]、[illegible]、
在[illegible]東一里、[illegible]、[illegible]一四寸、[illegible]也、
首[illegible]多賀[illegible]字、其[illegible]、[illegible]、[illegible]
字六年十二月[illegible]、[illegible]、天平寶字
四年[illegible]東[illegible]使、[illegible]、八年[illegible]、[illegible]
事、[illegible]、[illegible]、[illegible]、其人蓋
不足[illegible]也、然[illegible]、[illegible]、[illegible]、
文之[illegible]可以[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]其
[illegible]、[illegible]、[illegible]多賀城在[illegible]、[illegible]也、
[illegible]
[illegible]何[illegible]、[illegible]者不[illegible]、[illegible]、[illegible]、
在當有[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
士[illegible]、[illegible]、以[illegible]出羽[illegible]、[illegible]、
[illegible]年、[illegible]上[illegible]、[illegible]、
國、[illegible]高[illegible]、[illegible]、[illegible]、
[illegible]年[illegible]城之、[illegible]、[illegible]、
[illegible]年、[illegible]、[illegible]、
字[illegible]、[illegible]

略者、延曆八年、坂東兵會多賀城、北征蝦夷、數月始能渡衣川、衣川在膽澤之南、多賀城果在膽澤、北行會同於是、然後南渡衣川、而所討之蝦夷、則仍在北邊、有此理乎、如里數不符合、予於制度得之、是時押勝專決朝政、官名紀年盡效唐制、則度量權衡、亦必改之、今據唐尺推之、其一里當我四町四十八歩弱、則去京一千五百里、即今百里弱、（時都寧樂）去常陸國界、四百十二里、即今五十四里三十町強、去蝦夷國界、百二十里、即今十六里弱、（蝦夷國、指玉造以北而言）大抵與今程合、其有少出入者、乃州境盈縮 道路曲迂所致、可以勿論矣、獨去下毛國界、二百七十四里、當今三十六里十五町強、爲道太近、然是時既廢石城國并之陸奥、廢石背國、并之下毛、毛奥之界、蓋在安積・信夫・之間、則亦無不脗合矣、赤水寡考地理、而不求之史乘、故謬誤至此耳、碑云、城築於神龜元年、是年蝦夷反、殺大掾佐伯小屋麻呂、詔遣藤原宇合、將兵二萬討之、東人從焉、本傳云、東人建議築多賀城、防遏蝦夷、乃其事也、時東人未爲鎭守將軍、碑則擧其極官耳。

○茶村常陸郡鄕考云、多賀城碑に「去常陸國界四百十二里」と、是れ久慈郡北界より、多賀に至る里數なるべし、此古六里を今一里として算すれば、六十八里餘なり、今國界より仙臺まで五十里に足らずと云ふ、此碑又「去下野國界二百七十四里」とありて、今道四十五里餘とす、二國より多賀までの遠近、大異なかるべきに、常陸よりも近き事廿餘里なり、官驛に迂直ありて里程同じからざりしにや

按、多賀城碑の、下野、常陸の距離、疑惑あり、赤水、息軒の二氏は、專州境の盈縮を以て之を釋かんとせり。されど、山道の白河剗、海道の菊多剗は、之を拔く能はざるを奈何せん 伊藤東涯の蓋簪錄のごときは、或云、此碑所在、今距下野州界、以今里程計之、爲三十一里二十五町餘、碑中二百字、或三百之訛」といへり。されば、建碑の日に、刀筆の師この訛を爲せし歟。○又、延喜式に「常陸遠流、一千五百七十五里」とあるは、平安朝の制なるべきも、本碑に合考せば疑を生せん。この本文、常陸は陸奥の誤歟、何となれば、

刑部省　凡流移人路程者、從京爲計、

伊豆　去京七百七十里
安房　一千一百九十里
常陸　一千五百七十五里
佐渡　一千三百二十五里

と載すれど、之を延喜の主計式、并びに和名抄に、諸國府より京師行程日數に比校するに、

伊豆　上二十二日　下十一日
安房　上三十四日　下十七日
常陸　上三十日　下十五日
陸奥　上五十日　下二十五日
佐渡　上三十四日　下十七日

とあれば、自覺る所あらん。抑、常陸は、當に安房佐渡よりも其程近かるべし、いかで一千五百餘里と爲すを得んや。且、延喜兵部式の東海道驛路の次第を考ふるも、下總井上驛より、直に常陸國府へ向ひ、凡五驛程、安房國府へは、上總國を經て凡十一驛程なれは、常陸一千五百餘里と云ふは、誤謬必せり。されば、是れ、多賀城碑に一千五百里と、其大數を擧けたるに合考して、たまたま、延喜兵部式の訛謬を正すを得る者なり。而も、碑中に、下野への路程二百七十四里といふは、太近に失す。蓋は、東涯の說けるが如く、三百七十四里の、三字に、一畫を誤れる者と爲さば、最穩便を得る庶幾からん 畢竟するに、本碑に疑ふべきは、里程に在り、而も、其去京の里數は、據りて以て、延喜式の訛を正すに足る、是れ不拔の信憑と謂ふべし。かくてなほ、下野國界の二百七十四里の二字に、一畫の存減の疑ふべきありと雖、何ぞ大業を爲すを得んや。もし、少故を以て物を疑はば、天下の古書古器、悉皆其信を失はんのみ、豈之に與みするを得んや

觀聞志云、壺碑在多賀城址、想夫、或逆境內反命于京師、告邊賊蜂起于隣國、或募兵集徒之切、急遽倉卒之忙、預致其備、所以量遠近考多寡、並日子計來往、而擇緩急遲速之設也、古人所謂凡事預則立、事前定則不困者、於此碑亦可見。

山田聯北裔備考云、孝謙紀、天平勝寶六年十二月、勅大宰府、去天平七年、故大貳小野朝臣老、遣高橋連牛養於南島、樹牌、而其牌經年、今既朽壞、宜依舊修樹、每牌顯著島名並泊船處有水處及去就國行程、遙見島名、令漂著之船、知所歸向 と、みるべし當時の政令緻密なることを、多賀城修造碑の設け、亦同時たれば、蓋、大命あり、許多の文を刻む所のもの、而も、史遺しその事を錄せざる歟 ○藤塚知明坪碑考云、碑上刻西字、義未詳、竊想、此城所向之方位、惟碑額、且兼西去京之義、以示築元者、乃是風土記所謂令旅人不爲迷斧之意、又考延曆十三年紀、詔曰都遷平安、於東山之上、置將軍像、令之西面、鎭守皇城、然則古今鎭守西面之事、必有故乎、且記期後識者而已。○史學雜誌、田中氏云、多賀城碑額に、西の字を題するも、何の謂れなることを知らず、下の里數へ被ふらするならば、京師、常陸は西なるも、蝦夷、靺鞨は東北なり、或は西向きに立てしならむと云ひ、或は京師を尊崇するの義ならんと云ひ、或は城の西面に同樣の碑ありて、獨り西面の碑を存せるならんなと云へど、孰れも心得ず。

嘉永壬子刊壺碑記云、多賀城は、市川邑の坂の中程、東側、黃金澤屋敷（孫四郎宅地）の後にして、七十間四方、今は白田となる、そが中に、叢蔭の茂れる地は、御座間(ゴザノマ)

いひ、門あるよしなり、城門は丑寅に向ひ、今惣社宮市川邑鎮守の向側少し西に、遠門、又大手前ともいふ、同宮西脇を丹形跡といふ、土居の形今に存せり、南池とて、殘篇風土記に見ゆるは、正しくは國府池なら、壺碑の西北にて、後世田畑に開かれたれども、玉泉寺の西境外に、三四尺程の清泉、今に水涸れず、又、此邑に九十餘箇の大石あり、邑人締りして他に出すことを許さずときく、其が中に、立石、臥石、伏石、迂石てふ四の名石あり、立石とは即壺碑にて、碑の邊を立石屋敷といふ、伏石とは、坂の中程、作貫屋敷 安之丞宅 の傍に弘安拾年、勸進西闕一云々の倒碑あり、それにてもあるべきや、其餘は、今知れず、玉泉寺は、昔壺碑の東南の山に在りて、東向に大門あり、元文三年の石碑、今に大門址にのこれり、近年城跡の南へ移す。

明治九年隨筆紀程、多賀城碑、前於燕澤蒙古碑數百年、面色澤反不及焉、然其文簡捷、其字蒼勁、決非後人之所能捏造、余嘗讀文餘清談云、永祿中、宮城郡人、掘得古碑、尋復埋之、其文記四方里程、又嘗讀水戶侯光國答仙臺侯書、有竊聞貴邦宮城古碑、頗致破損、宜加修理之文、則原碑毀壞、重刻建之、亦未可知也、（原碑破損云々の事は、如蘭社話、及び史學雜誌に、古文書を援きて辯論あり、

史學雜誌（田中氏）云、近世鑑古家、間々多賀城碑の眞僞を議する者ありて、栗原信充氏は、伊達綱村朝臣の造設となし、余も亦字畫の間模擬の氣あるを認め、竊に疑心を抱き居たり、然るに、文餘清談にも、宮城郡に坪石文と云ふは、去る永祿の中ごろ、彼石文のあたりを、其隣里の農人、畑をうたんとて土を堀かへしけるに、不思に、あやしき石を堀出しける、其石に文字數多見えける間、是はいかにと、長に告げれば、長頓て彼石を見て工夫するに、何ふ處もなき石文なりと云て、其石にある文字共を書とめて、又もとの如く埋み置きたりと云、石の文字とて寫しけるを見れば、天平年間、大野東人軍營あまりし事、此外に、此所より東西南北の道のほどを書せり、或は靺鞨國へ三千里、或は京都へ何里、又いづれの里へは何百里と書す とあり、而もこの文餘清談と云ふ書は、足利時代に成れる鹽竈物語を改題せしものにて、石文の一條は、全く後人の竄入なり、中山信名、文餘の古寫本を見て、其疑を散ぜし由、鍋田三善が磐城志に見えたり、また水戶藩の佐々宗淳が那須國造碑考に 凡上世碑碣、今存于世者、此碑與陸奧壺碑也、而壺碑乃好事者往々模寫、此碑在荒墳蔓草之間、無人識之者 とありて、多賀碑は那須碑よりも先出と見ゆ、宗淳が那須碑考は、貞享、元祿の際に書せしものとす、吉田友好（天保年中人）の著、仙臺金石誌に「佐久間洞巖、殘篇風土記を京師より購ひ得て、坪碑は宮城郡市川村にありといふを看て驚き、頓てその邑にゆき普く尋るに得ず、水に沒せるにやあらんと、市川と云ふ水の流に沿ひ、そこはかとなく搔き探りけるに、いづれの橋にや、そが下に、泥の中に、大なる石（原注、土人鎭とき石と云ふ）の埋れあるを見て、土人して揭げしむるに、果してこの碑を得たるは、洞巖の功なりと云ふ」云々、之に據れば、洞巖の發見の如くなれど、實は僞作にして、當時の藩主綱村亦與りて之を知れるに似たり、云々

大槻氏云、多賀城址の南麓に、例の城碑、今も立てり、近年、此の碑を疑ひて、云々する人々ありて、其甚だしきは、當時の藩主と、藩臣佐久間洞巖と、君臣竊に謀りて、僞作せしものか、とまで云ふに至れり、虛妄極まれりといふべし、此の碑の事は、新井白石の同文通考に、萬治寬文の間に發見せり、と記したるを最も古しとす、土人は、夙くより、此碑を知れり、然れども何碑なるかを知らざりしなり、京都の人、田邊喜右衛門 名は希賢、碧潛と號す、仙臺の儒籍に隸せられて、仙臺へ下りしは延寶五年なり、時に年二十五、（洞巖と同年、此人、嘗、殘篇風土記を讀て知れるにて、此碑を見て、直に鎭守府の門に建てしと定す、又 仙臺領古城書立之覺 にも、此碑のことありて、云々、延寶年中の書立なり、此外、水戶の佐々宗淳が那須國造碑考は、貞享元祿の際のものなるに、此碑の事を記し、芭蕉翁の奧州紀行なる奧の細路は、元祿二年の著なるに、亦此碑を見たりとあり、按、洞巖は初め[illegible]になり、其の事に志しゝは、三十六歲にて、實に元祿元年なり、洞巖の墓碣の文は南部集にありて、其中に、爲人介立勸操、以其學頗隆、中年後、日夜手不釋卷」の句あり、證とすべし、元祿四年、罪を得て城下を追放せられ、六年赦せられて歸り、十二年始めて多賀城碑の正面搨を考へて、東井、碧潛、白石等に贈て、此碑發見の名を占め、此頃に藩の編輯局に徵されて、是れより、中將綱村朝臣との値遇となりしなり、又、藩主の如きは、性甚明剛果なり、その自編の伊達正統世次考の嚴正なるを見ずや、祖先の蹟を顯彰するに足るべき史料さへ、一點疑を存するものは、刪除して一筆を用ゐず、何ぞ贋碑の兒戲あらむ

多賀城畔餘古墟、千年遺跡斷碑孤、不須四至記程里、
今日蝦夷入版圖、　詩佛

國府址 蓋、多賀城に同し、觀聞志に、岩切の高森を以て、國府とおせるは非なり。中世、王政衰へ、國司來赴せず、留守をして州郡の政を視せしむ。文治六年、伊澤家景留守所に任し、子孫世襲す、即留守氏と稱す。留守氏、初め國府に居る、後、高森に移る、岩切城是なり。多賀の府城の廢衰、蓋此時に在りて、南北爭亂に際す。正平中、國衙、國府、府中の名多く見え、當時兩軍爭奪の地たり。又、國府の初建を考ふるに、大化改新、國郡制置の時、逢隈の渡、篤借の山を以て、內外を限れり。當

時の府は、何地にや。信夫郡飯山神宮代村、の國府臺に擬する說あり、同民國の條にも合考すべし、養老二年、逢隈以外を以て陸奧國とせられ、府は名取郡千貫[illegible]に移さる、武隈舘是なり、後、多賀城へ移す、即ち其前也、

陸奧郡鄕考に、名跡古記を引きて、武隈舘を聖武の御宇(天平二年の比)に、國守百濟の王の築ける者と爲せど、正說とは爲し難し、但、天平勝寶四年迄に、陸奧國司府者、多賀以北郡、令輸黃金、其法、正丁四人一兩、以南諸郡、依舊輸布」と云ひ、多賀南北を以て、治化原治の差ありしを示すもの、以て國府の已に多賀に移れるを指すの一證とすべき歟、寶龜十一年紀に、三月、伊治公呰麻呂、殺陸奧守按察使紀廣純於伊治城、介大伴直[illegible]、獨留一角而出、走多賀城、久年國司治所、兵器糧蓄、不可勝計、城下百姓競入欲保城中、而直綱潜出後門而走、百姓遂無所據、一時散走、後數日、賊徒乃至、爭取府庫之物、盡重而去、其所遺者、放火而燒焉、六月、勅陸奧持節將軍大伴益立等、方以今月下旬、進入國府、然後候機乘變、恭行天誅者、既經二月、計日准程、佇待獻俘、云々、七月、申一千餘人向運軍所、調發坂東軍士、限九月、赴集多賀城、軍糧一萬六千斛、限八月、運軍所云々、とあるを以て、當時已に久年多賀を以て治所に供せられしを覺る

和名抄、陸奧國府、在宮城郡、行程上五十日、下二十五日、管郡三十六、延喜式、陸奧、遠、移入路程、一千五百七十五里(この式文は、原書、常陸に誤る、其說は、上の多賀城碑の下に詳にす

今昔物語、沙彌教念、世稱地藏念佛云、今は昔、陸奧の國の國府に、小松寺と云ふ寺有り、東北一の沙彌有て、其寺に住す、名をば教念と云ふ、此は平將門が孫良門が子也、云々。○此に小松寺とある者、他に所見なし、[illegible]田郡小松寺と相異なり。

前國司和義いすみけるたちへ、もなおもしろ[illegible]とさいてたちけりかりて、[illegible]に合考すべし、

頼政が[illegible]、多賀府、[illegible]の歌見い

古きくらかりそれにても[illegible]の色にの人いふへりすみけん(宮城)　[illegible]　爲仲

大日本史云、多賀國府とは、今市[illegible]の東北三里許、市川に、多賀城の址ありて、碑の現存する處、是なり、此地、即、和名抄に賀西の地に屬せり、されはこそ、古名を直ちて、多賀城と、多賀國府と、稱したる者、[illegible]址の外郭内に、多賀神社といふも現存す、[illegible]の古なり、延暦十五年紀、多賀神授位のこと見え、陸奧の國府は、其初め、名取郡の武隈にありしか如し、然るに、神龜元年、宮城郡に、多賀城を築きて、國府とせられし後、久しくもなくして、國府をも、移して多賀城内に併置せられたり、それ寶龜十一年三月の條に、多賀城を指して、「其城、久年國司治所」とあるにて知られたり、其後、「日本紀略」延暦二十一年正月　遣坂上田村麻呂、造陸奧國膽澤城」とありて、此後、鎭守府は、膽澤城に移れり、和名抄に、國府、在宮城郡、今、[illegible]の北一里、八幡の地とあれど、是れなり、是に於て、多賀城は、單に國府となり段、かくて、奧州兵革の事も聞ゆるなきに至り、多賀城も、[illegible]國司民政の治所となるに及びて、多賀の城名は、何時か失せて、專ら、多賀國府と稱することとなりぬ、台記、康治[illegible]年の條に、古今集註[illegible]、云々、住[illegible]原註、我朝[illegible]所撰也、九[illegible]、其[illegible]、云々、第九卷[illegible]、[illegible]平六年十二月二日一[illegible]了、于時、爲在陸奧多賀國府、云々とし見え、今、府址の東址とも覺しき處に、[illegible]の池と[illegible]、[illegible]の總國風土記に、[illegible]碑、在[illegible]、爲故鎭守府門碑」としたるは、古く、此池に此名あるを知て、記入したるものか、或は風土記の[illegible]に合はせて、[illegible]の此

（池遺）

名を、此池に負はしたるものか知られど、[illegible]とは、國府の池の名字にて、其起因は、これか[illegible]、是れも、此地の國府なりし證ならむ、[illegible]中、[illegible]氏封内記云、講池、古府址、[illegible]其形、[illegible]存、[illegible]云、府址[illegible]の東北六七町に[illegible]といふ門と稱する[illegible]り、之れ市川の[illegible]なりと稱す、[illegible]散置して、門外な存に、[illegible]如き土[illegible]も現存せり、其北に、[illegible]て、數十[illegible]の門に、方[illegible]土[illegible]を築きし所あり、其郭外の北に、六社宮といふ[illegible]あり、是れ[illegible]なり、

奏社宮

古へ、[illegible]國の[illegible]には、必[illegible]と稱する者を建て、國内各地の諸社を、此に[illegible]祀りて、國守　此にて祭典を修めたり、其說　[illegible]、[illegible]社私考などに委し、今も、諸國の國府の舊址の傍には、此々として存せり、武藏の府中に、總社六所明神あり、駿河の府中に、淺間神社あるなど、枚擧に遑あらず、是れまた、此地の國府たりし明證ない、此[illegible]な、[illegible]、鹽竈神社の末社として、俗には、[illegible]、本社に詣ずる者は、必ず先づ、此社に詣でて、其[illegible]を待て、後に本社に詣づべし、など傳ふ、是れ、奏の字に就きての附會なり、寶暦元年の名蹟志には、此奏社宮に註して、「總諸社之神、陸奧國司之、故參詣者先詣于此」など見ゆ、陸奧話記に、源頼義、爲陸奧守、兼鎭守府將軍、一任無事、任終之年、爲行府務、入鎭守府、云々、歸國府之道、云々　などあるも、多賀國府なり、文治五年、源頼朝、奧州を征せし時、吾妻鏡に　八月十二日、二品、令着多賀國府給、十三日、令休息于多賀國府給、十月一日、於多賀國府、被置一紙[illegible]文於府廳　など見ゆ、而も、下政弛びしより、[illegible]國の國守[illegible]、[illegible]は任[illegible]ず、目代を遣はして、代りて國務を[illegible]か、これを留守職ともいふ、下條に[illegible]るまで、[illegible]は世襲のものとなして、之を留守人ともいひしなり、即、文治六年三月に至て、[illegible]、葛宗人伊澤左近將監家景[illegible]、[illegible]として、

多賀國府より四五十町なる岩切村の高森館に置きて、東
州の鎮護を安撫せしめしこと、餘目の等文の如し、然れ
ども、昔り記、同年十月の條に、後日代不下向之間、陸
奥守家景、并在廳之下知、可有沙汰、云々、國司吉田公
宗被補任、在廳名目可被進、在と見えて、國、其實は吉
田家と、其職掌を帯ぶ、國司の傳は、官[illegible]に[illegible]て、[illegible]
任の程まなと掌り、[illegible]官[illegible]、[illegible]在[illegible]
上なり、[illegible]、[illegible]て、公家一統しけるより、[illegible]
陸奥太守に親王、[illegible]北畠親房[illegible]、[illegible]守[illegible]管北
畠[illegible]、[illegible]目[illegible]として下向ある及び、[illegible]に
依て、多賀國府を興復せられたり。建武年間記による[illegible]
州式評定衆、政所、引付、政所執事、[illegible]奉行、寺社奉
行、安堵奉行、侍所など、皆、此多賀國府に置かれたる
に、當時、陸奥に大小名を任しし[illegible]國府、
久し[illegible]、[illegible]をさめたる[illegible]、
陸奥守[illegible]、元弘[illegible]、[illegible]改之[illegible]、
[illegible]
右近衛中將[illegible]、為陸奥守、[illegible]
國府之[illegible]、征夷出羽[illegible]、元弘日記、保暦間記、公卿補任、
神皇正統記、北畠系圖、白河[illegible]、顯家卿從一位[illegible]
陸入道宗玄、共[illegible]、以有外戚之姻也、[保暦間記]
宗玄名親房、官稱北畠、[illegible]之家[illegible]
天皇[illegible]、[illegible]下[illegible]數種、[illegible]
後[illegible]、[illegible]此[illegible]之、[illegible]南
紀、[illegible]記、正統記、[illegible]、以[illegible]
中[illegible]、雑訴記[illegible]在[illegible]月、[illegible]、元弘
日記、正統記、[illegible]、大[illegible]出羽、[illegible]親王
國[illegible]多賀、[illegible]、[元弘日記]建武二年、
足利尊氏叛、[illegible]、十二月、[illegible]
[illegible]
[illegible]白河文書、飯野文書、[illegible]

遂之、顯家長驅入鎌倉、柄家長、翌年正月、[illegible]氏以頗
波[illegible]、[illegible]年少、[illegible]代[illegible]
[illegible]中[illegible]、[保暦間記]、[illegible]二年正月、[illegible]十一月、
宗[illegible]、[illegible]代之、當在今年、[illegible]年[illegible]
月、[illegible]
延元二年正月、[illegible]國府を攻め[illegible]、[illegible]等
の[illegible]山に[illegible]れしかば、[illegible]
吉良右京大夫貞家、[illegible]國府に[illegible]れり、正平
六年、官軍伊達氏、田村氏、多賀國府を攻めせしに、明
年、[illegible]、吉良貞家に[illegible]はれなり、此後は、足利氏の良大
崎氏、[illegible]探題として加美郡に居を占めたれば、多賀國
府は、永く荒廢に任せらるゝこととはなりぬ、
正平六年[illegible]、北畠、[illegible]年二月、足利方の奥州探
題、畠山右馬權頭國氏、[illegible]、遂に
畠[illegible]、[illegible]等[illegible]守家[illegible]、[illegible]可
[illegible]に[illegible]しに、[illegible]右京大夫貞家[illegible]
結[illegible]、[illegible]を攻めて、[illegible]
せり、[illegible]、白河[illegible]、[illegible]ん
[illegible]年[illegible]
[illegible]出羽に[illegible]られしか、奥州に、畠山、吉
[illegible]出羽に[illegible]られた
り、[illegible]月、[illegible]出羽に[illegible]て、[illegible]
攻めしこかど、五月に至るまで、勝敗決せず、白河
文書、相馬文書、飯野文書[illegible]月[illegible]五月にいて、
留守氏、[illegible]兵を擧げ、出羽[illegible]
軍に[illegible]、[illegible]月、[illegible]宮
奉じて、後、[illegible]にくられ[illegible]は、
田村[illegible]と共に、其[illegible]これに[illegible]し、共に
實が[illegible]を攻めおとし、十月、伊達[illegible]の官軍、
[illegible]
[illegible]白河文書、[illegible]文書、[illegible]文書、

置宮圍記

遂に國府を收めし「相馬文書、留守文書、有明文書」
十一月、[illegible]に[illegible]、「相馬
文書、飯野文書、[illegible]、「白河文書」
[illegible]て、[illegible]して、正平
の年[illegible]、[illegible]休
[illegible]、七年[illegible]、文和元年[illegible]月、[illegible]
[illegible]の官軍、多賀國府にせまり、三月、内
[illegible]を攻め、山[illegible]宮[illegible]
[illegible]して[illegible]れたり、[illegible]、十五日、[illegible]
られて、[illegible]の大波城に入り、又、[illegible]て
宇津峯[illegible]、有明文書　留守文書
に[illegible]信[illegible]にて[illegible]門[illegible]たるも
[illegible]、一は正平六年十月[illegible]日に[illegible]、宮
[illegible]
七年閏二月十二日にて[illegible]
[illegible]之間、[illegible]由[illegible]
[illegible]した[illegible]
今、當時の文書[illegible]を見るに、[illegible]
[illegible]らず、
[illegible]延元四年、延元二年、顯家打
貸、[illegible]、當[illegible]伊達[illegible]に[illegible]山
と云ふに[illegible]」白河文書、正月廿[illegible]日、[illegible]元年の[illegible]に
「[illegible]國[illegible]、[illegible]下[illegible]、有[illegible]
べく候」[illegible]、[illegible]日[illegible]書、[illegible]年、正平二年
有馬[illegible]、畠山[illegible]氏[illegible]
宮權現、云々[illegible]、[illegible]久法師
の[illegible]紀行[illegible]部[illegible]とに[illegible]宮城野の[illegible]下露も、云々、
さて、[illegible]より、たかのこふにもなりぬ、[illegible]より、お
くのほそ道といふおなだ、[illegible]に、[illegible]のまつやまに
た[illegible]、なを見[illegible]、又[illegible]中、[illegible]
城書[illegible]、有[illegible]事[illegible]

昔より、奥州國司館と申傳候、此所、壺之碑も御守候へば、大野朝臣東人之居城に可有之哉、とありて、延寶の頃までは、奥州國司館と言傳へしなり、すべて、奥州にて、顯家卿の遺蹟は、伊達郡の靈山なるも、安達郡鹽澤村田地が岡なるも、共に國司舘といへば、同じく國司舘の傳ある市川村の舊址の、元弘延元間の多賀國府なるべきこと、以て證すべし、蓋、多賀城の碑發見せられ、世に傳唱せらるゝに及びて、獨、多賀城址の名、世に高くなりて、國司舘の傳は、村民さへ忘るゝに至りしものならむ、或は、岩切の高森、即、多賀國府の舊址なりとする説もあれど、そは極めて非なり、延元より正平の間の古文書記錄等に、國府云々、岩切城云々、と書き別けたるもの、歴々たり、且、前の都のつとに多賀の國府より、南さまに、末の松山に至る、とあるに注意すべし、末の松山は八幡村にありて、市川村より正に南に當れり、若、岩切なりしならば、東さまに、となくては、かなはぬ所なり、又、岩切の東北一里に、利府驛あり、是れ國府の址ならむなどいふ説もあれど、此地の舊名は、村岡にて、元龜元年に、留守上野介政景、利府と改稱せし由、留守系圖に見ゆれば、更に取るに足らぬ説なり（□按、高國府は、發音の餘と雖、尙、永祿年中まで、市其邸宅ありて、町と稱せられ、留主氏の居邑たり。留守文書の中に、御舘之人數と題する一冊は、留守家中の分限帳なり、初めに、

佐藤玄蕃頭
　二萬五千三百五十苅　百三十八貫文地
鹽かま町在家十二間　同藏王　ふしくら余一〻、
同山　高のかう町在家十一間　田子屋地
おせ山　東宮一萬五千苅　三十二貫六百地
同山屋地　以上二百九十九貫六百ふん

高橋右衛門尉
　二萬三千五百苅　三十四貫三百五十地　はさま山
鹽竈町在家八間　同くら　たかのこう町在家二間
　以上八十一貫ふん

など見え、以下凡六十一家を錄し、鹽竈引地十家を附錄す、他に、御中舘御分の一帳ありて、御家來御宗公御知行と注し、南宮、けあげ、すけや等の地、及び十餘家の分限を錄し、合八十二貫八百分と云へり、是等の分限帳は、留守上野介政景の時、年月を缺けど、蓋、永祿年中のもの歟。即、元龜元年、利府へ移邑する以前の事とす留守系圖に、歴代高森城に在城したりとするは、後人の追記、信じ難し。

角懸信媚游記曰、往古近江多賀、爲東山令道嚴道、其陸奧逡遠、更置鎭守府、因命其城、曰多賀、其說、非、祀名多賀、亦遷於近江多賀社而已、鹽松勝譜曰、一武三衞、或在仙澤、或居平泉、攝國府事、多賀國府、僅如一軍舍、存其名耳。（□按、多賀の名を、江州多賀祠に困ると云ふ、不稽極まれり、又、國府を一軍舍と爲すも、失考甚し。

留守所址（ルスショ）　即、國府址の中に屬す、或は説を作して、留守職は、在廳官人の一なれば、もと、國府（市川）に居りしも、文治六年、初代伊澤家景は、岩切城高森に邸舘を營み、爾後世襲、政景に至るまで、岩切を居邑とす云々。今按、留守氏は、六代家助の時、鹽竈の駒崎に在城の事、十一代宗明の時、高森及び村岡に在城の事、又、南宮を中館と云へる事等は、古書に徵見す。伊達世臣家譜、並びに餘目氏世系を混亂せる留守家譜に、家景以後代々高森に居城すと爲す者は、斷乎として信じ難し　政景時代の分限帳に、多賀國府の邸宅の多く見ゆるに據り、其頃まで、

居邑は　多賀國府（市川）
城塞は　岩切（高森）、駒崎（鹽竈）、村岡（利府）、
別舘は　南宮

と推想せらる、猶考ふべし。

留守在廳の職掌は、もと文治中に起りしにあらず、諸州の府政、皆留守在廳等の職掌あり、是れ、平安朝王制の遺俗なり　而も、文治六年、鎌倉幕府、家人伊澤家景を以て、留守所に補任せしめられ、亂後の民政を爲す。是より後、國司目代の來任するものなく、留守の權勢大に張る、陸奧留守所の、獨諸州に著顯するは、之に因れり。

（東鑑、文治六年二月、新留守所、本留守共、有兼任同意之罪科、無左右雖可被誅、暫被預葛西三郎淸重、可召甲二百領之過料、云々、本留守者、年齡已七旬、雖不被處斬罪、取終之條無程事歟、云々、次、方々荒共、押入鹽竈以下神領、不可現狼藉、云々、三月、左近將監家景、號伊澤、可爲陸奧國留守職之由被定、住彼國、開民庶之訴詐、可申達之旨、所被仰付也、

　下　陸奧國諸郡鄕　當地頭等所、
　可早從、留守、並在廳下知、先例有限國事、致其勤事、
　國司御廐舍人等、給田畠事、
　　右件舍人等、居住郡鄕、蒙來彼田畠在家等者也、早任先例、可令引募、且隨作否之多少、可宛行也、
　（中略）

以前條々、背此狀、致不當之輩者、可改易地頭職也、且御目代不下向之間、隨留守家景、並在廳之下知、可致沙汰、但、留守家景可同先例於在廳也、國司者、自公家被補任、在廳者國司鏡也、於先例沙汰來事者、不憚人、無偏頗可致沙汰、兼又國可與復之、只在勸農之沙汰、所仰付家景也、而不隨國務所々者、家景自身罷向、見知實否、可加下知也、猶不承引之所者、可注申、但依人成憚、有偏頗、不申上濫行之輩者、仰家景、可處奇怪之狀、如件、以下、　建久元年十月五日

當國檢注之間、可被倒所々地頭間之由事、尤驚聞食、

於出羽陸奥者、依爲夷之地、度々新制にも除之、偏守古風、更無新儀、然者件闕田等、何被停廢哉、有「公田之外闕田者、如年來にて、不可有相違之旨、依鎌倉殿仰、執達如件、

十月廿四日（文治五）　前因幡守

出羽留守所

建久六年九月、故秀衡入道後家、于今存生、殊可加憐愍之由、被仰附葛西兵衛尉清重伊澤左近將監家景等、云々、兩人者、依爲奧州總奉行也（なほ、東鑑の中に、建長二年、陸奧國留守所兵衛尉と載せしは、伊澤家景なり、同八年（康元元）、留守兵衛尉、宮城右衛門尉と並載せらるる、右衛門尉は、留守文書、弘安八年のものにも見え、餘目氏記錄に、四代左兵衛尉恒家といふにあたる歟、又、鹽竈社嘉元三年文書に、留守家元あり、五代以下の事跡は、高森岩切城址に合考すべし。

市川（イチカハ）　今、岩切村の大字とす。（市川とは、又、水名にて、國府の西南を流るれば、國府の市の川と名ぜられし也。諸國府、皆同例とす。此には、利府村の諸水を合湊し、國府（多賀城）の西邊を過ぎ、高崎に至り、回轉して東方に向ひ、大代、中野の間に至り、貞山堀と合ひ、末は鹽竈浦に通す、長（ノ）四里許。昔は、此水、湊濱（ミナト）へ落ち、其末流は、即、野田入江也き　今、此流の所經の低野、利府にて標高八米突、高崎、八幡にて標高三米突乃至五米突、されば水行迂曲し、所々に渟滯を見るべく、或は市川沼、浮島沼、八幡沼など、蒋田の散在するあり。（市川、一名、八幡（ヤハタ）川）

南宮（ナングウ）　今、多賀城村の大字にて、市川と岩切の間とす。南宮の南には、山王、新田、高橋などいふ大字ありて、臨室に至るべし（南宮とは祠名に出づ、又留守家の被官に南宮氏あり）

可早以前原氏字乙姬、令領知陸奧國宮城郡、南宮庄內荒野濱町、岩切村納頭職事、

右人、任亡父家元、今年七月八日讓狀、可領知之狀、依仰下知如件、

文曆元年十一月廿九日、兩執權連署〔留守文書〕

留守文書、永祿中の分限帳に、隱居雪宗を中館と稱號して、南宮に營構し（天正十二年卒）たるやに想はる。當時、南宮の東に國府、西に岩切城（高森）ありて、此地を中館とは呼び做しけん。

新田（ニヒダ）　今、多賀城村の大字にて、南宮の南なり　留守文書、永仁三年のものに「新田內、熊野堂、同神川參町」と見え、又「南宮庄內新田參町、栗園日田壹町」云々とあるは、この新田ならん。

浮島（ウキシマ）　今、多賀城村の管內にて、市川の東六町、鹽竈（南十町）に至る間に在り。神祇志料に、浮島神を以て、式內多賀社と爲せど、神祇志には、市川の各社を以て多賀神に擬せり　封內記には、浮島神を以て多賀祠に擬す、曰く「多賀城東、田上有一丘、丘上有神祠、是乃浮島明神也、不詳祭何神、指式內多賀神社乎。」

（多賀神社）

陸奧へくだりつきて、浮島にまいりて、

祈りつゝ、なほこそたのめ道のおくにしづめ玉ふも浮島のかみ、　橘爲仲

浮島にまいりたるに、花いとおもしろし、

うきしまの花みるほどは道の奥にしづめることも忘られにけり〔家集〕

今、この詞中の意を推すに、しづめるとは、人の沈淪せるをば、神の鎭守にかけて云へるにて、浮島の神の、當時國府の一鎭守たりしを思ふに足れり。又、

中納言家持がもとへつかはしける、

鹽竈のまへにうきたる浮島のうきておもひのあるよなりけり〔新古今、雜中〕　山口　女王

とあるによれば、延暦中、大伴氏の陸奧按察使たりし時に、浮島の名の、早く上國に傳播せるを見るべし。且、この歌にて考れば、浮島とは、即、鹽竈浦の島嶼をさししにて、後世、村里の名に傳ふるものと、相異す。されども、松島明神（紫神社）とて、之を松島浦に祭らずして、高城本郷に祭るを見れば、浮島とは、元鹽竈の島とを指ししなれど、其神社を、市川の邊に置きしによりて、地名に浮島と呼ぶことゝなれる歟　かの「浮島村、多賀城東、鹽釜西南、往昔海潮來其下者、考古人之詠而可視、如今變爲野田、田上有一高丘、丘上有神祠、不詳祀何神也」〔觀聞志〕と說けるに合はず。

野田（ノダ）　封內記に「鹽釜邑、母子澤（ハハコ）、末流、曰野田玉川、入八幡川」と述べ、八幡川は、即、市川の末なり。惟ふに野田とは、多賀府城の東南の汎名にして、往時、市川は、湊濱の方より曲折して潮汐を通はせ、其[illegible]の歟、小江灣を成ししや、想定に餘あり。されば、古人、野田入江とよめり。

（野田入江）

朽のこる野田の入江のひとつはし心細くも身ぞふりにける、〔夫木〕　平政村

其玉川とよめるは、蓋、母子澤の、清流の一枝の、此八幡川に注踊せるを指せるにすぎじ、江灣ならば、直に玉川と呼ぶべき理由なし。觀聞志に「野田玉川、在鹽釜村以南、往昔有河流、潮汐亦來往、石瀨所浮光鹽金、深潭地淸影沈瑩、皆爲月得嘉名、如今爲陸地、而唯遺野田之溝渠耳、或曰、南部領九戶（クノヘ）部亦有同名者、云々　今按、九戶、及び磐城にも、玉川の地名あれど、舊跡にはあらず）。又、古歌に野田の松嶺、野田の菅とよみ、之を十符浦といふ。松嶺は、市川の右邊に、八幡の末松山あり、又、所在の沙丘、皆松嶺と見做すべし。十符浦（トフノウラ）といふ、亦此間の別名なり。野田の菅は、十符の菅に同し。今、岩切に十符池を說くは誤れり

（十符浦）

稀にだにとふの浦風音づれば野田の松かれかたしきや

せむ〔弘安百首〕　長明

みちのくの野田の菅にもかたしきてかりねさびしきとふの浦風〔夫木〕　長明

然るに、觀聞志に、强て十符浦なも岩切の地に擬せんとして、其說に兊し、橘爲仲の詠ぜる十符浦は、名取郡竹隈籬にて、遠浦を望みての事歟といふ、愈誤れるのみ、爲仲の詠も、多賀府の事に屬し、野田の江灣を望みしに外ならず。〈洞巖氏の說に曰く、「右三首、與岩切邑十符池不合焉、稱野田唉浦景海人等、尤可怪、又舉之有以橘爲仲憶京城之歌、而收此地者、然其詠非指斯地而詠之、唯所以望武隈之東溟、而發苦吟者也、以遠且遙取之歌句、豈爲地名哉、遠與十符訓音相近、後人誤混一所、雖栽名勝之目、於遠浦者、其名蓋起爲仲旅懷遠望之情、與此地實指其跡者尤異也」〉〈鹽松勝槪云、玉川（タマガハ）在鹽竈南五町、田間小壑、西北一帶、涓流逦迤、橋旁有老松五六株、碑刻能因玉川和歌、此地、往古潮汐進退、尤宜賞月、淨光漾金、淸影沉玉、爲歌人所艶稱、而陵海變遷、福荏滕田、今存一廢壑而已。

みちのくにまかりける時よめる、　能因

夕されば汐風こえてみちのくの野田の玉川千鳥なくなり〔新古今〕

みちのくの野田の玉川みわたせば汐かぜこしてこほる月影〔續古今〕　順德院

奥細道云、壺の石文より、野田の玉川、沖の石を尋れ、末の松山に寺あり、云々。〈南谿東遊記云、惣じて奥州の名所古跡も、仙臺より上の方の地に甚多し、津輕、南部は甚少し、出羽の國にても、秋田邊は古人の遊びし事もなしと見ゆ、只、西行等人は、極邊の地にも遊びしにや、外か濱、岩城山等の和歌殘れり、其外の名所は、纔に津輕野、善知鳥宮、けふの里、錦木の塚など計なり、但、かの壺の碑、野田の玉川は、南部の內とも云ふ、南部、津輕、秋田邊はむかしは、皆夷人の住家なりけると覺ゆ、やう／＼此武百年計こそは、かく全く日本の地と成れりといふ人あり。

（野田玉川）

八幡（ヤハタ）

今、多賀城村の大字にして、市川、浮島の南半里、又一里餘 蒲生(高砂村)の北一里、東南、湊濱の海汀を夹る、八幡宮二字あり、一は、寬文中天童氏(仙臺藩一門)の造る所にて、一字は舊來の名祠、末松山八幡也、別當般若寺の山號なも末松といへり。

赤水紀行云、自原町、歷涉小鶴池、野田玉川、渡絕橋、末松山、千引石之諸勝、謂之八幡（ヤハタ）道也。〇元祿九年紀行、陸奥千鳥云、市川村より、八幡村へ一里餘、細道を分け入る、百姓の裏に、興（オキ）の井あり、三間四方の岩、其廻りは淵なり、所の者は沖の石といふ、是より末の松山、むかふに海原見ゆ、千引の石も此邊といへども、所の者曾て知らず、一里行きて松の浦島、是より鹽釜への道筋に、浮島、野田玉川、紅葉の橋、いづれも道續きなり、緒絕橋は、六社の御前にあり、鹽釜六社の御神、一社に籠奉り、宮作り輝くばかりなり、奥州一の大社、さもあるべし　〇按、今、八幡の北、田中（タナカ）に、千引觀音堂あり、陸奥千鳥に、千引の石の舊蹟とは此歟。されど、其本據を知らず、或は、坪の石文なば千引石ともいふ、猶考ふべし。

（興井）

觀聞志云、興井（オキノヰ）、據小町歌、則當作熾井字、未詳其地、八幡農家中、有小池、池中奇石磊々、佳狀可愛、州人古來稱曰興石、奇絕如盆池、池中乾隅有水脈而出、是乃興井也、俗子以爲二條院讚岐沖石詠則指此石者也、不知以潮水漲海石猶乾而比之愁人淚袖之義也、

伊勢物語云、むかし、陸奥國にて男女ありけり、なとこ都へいなんといふ、此をんないとかなしうて、馬のはなむけせんとて、おきの井、みやこしまといふ所にて、さけのませてよめる、

おきの井に身をやくよりも悲しきはみやこ島へのわかれ成ける〔古今集〕　小町

（都島）

都島（ミヤコ）未詳其地、或曰桃生郡宮戸（ミヤト）島是也、不足取焉、以小町歌考之、則熾井都島元一所、而豈異其地哉、熾井以八幡地爲是、則此島奚啻數十程耶、然則、八幡名蹟、池爲熾井、石爲都島、而以無障礙、識者辨之、

夜もすからたもとにつとふ白露のおきゐの里に月を見るかな〔夫木〕

八雲御抄、有興井郷、未詳其地、蓋指此村落乎、又文字或作起居郷、其義則取愁人不眠之意、然夫木集以起居之歌、而混爲興井里之作、註其下曰、興井里乃陸奥也、文字亦相通、和訓亦相通、不知同所而異其字同其訓者乎、唯編松葉集者、分爲別所、未詳其是非焉。

末松山八幡宮（スヱノマツヤマ）

封內記云、八幡邑八幡宮、不詳何時何人之勸請、往古此社在末松山邊、今、古昔社地方四十間許之地、老杉一株、有古鐘、記曰、奉寄鐘壽、奥州末松山八幡宮、大檀那、介平景綱、大工藤原弘光、大工加當安吉、永仁七年二月日」又有梁上之古牒、記曰、大日那、日本國主大將軍大行事、陸奥介藤原景宗、同藤原宗景、八幡太郎、長祿三年、云云」以下略之、邑民傳曰、宗景者留守殿也、景宗及鐘銘所謂景綱者、八幡兵庫頭(諱不傳)者之先祖也、今按、景宗者伊澤左近將監家景十六世之孫、而稱留守相摸守、實當家第十三世香山君之第二男也、考留守家譜、景宗、繼家景十五世之孫藤王丸之家、藤王丸明德中十歲而歿、景宗天文廿年五月卒、自天文廿年至長祿三年、九十五年、而至明德改元應永元年、遡考之則百六十年也、其年數之悠久、家譜所記固可疑、梁上古牒記、陸奥介者亦可疑、邑氏所傳、以平景綱爲八幡家先祖、而梁上之文、記八幡太郎藤原宗景、則八幡家亦藤氏、而非平氏、恐別人乎。

餘目氏記錄云、八幡庄三个村の事は、文治年中より、

轄胡の御判にて、八幡介と號す、其世たりとも、於留守、往方に留守あるへからず、留守十一代駿河守家明、畠山殿方を致し、八幡介は、宮町の柳營にて、兩人、其世保長居郷に陣を取る、　八幡ノ、藤原の○、小山、白河、登米、八幡、國分、是一族也

留守參河松法師丸申、陸奧國宮城郡内、余目郷以下事、度々雖同遣之、八幡介不叙用遣行、云々、頗招罪科之、所詮、民部伊賀守相共、莅彼所、縱雖有支申之篇、不日打渡下地、可執進請取狀、使節令緩怠者、可有其咎之状、如件

延文六年七月六日　　　京掾太夫　直持

桑田右衛門入道殿　　　〔留守文書〕

伊達世次考云、弘治□年、晴宗公、賜判書於村岡右兵衛曰、信□□契約、今度弓箭、與宮城絶交、使之境、忠節□其精、八幡名跡之事、於何地、亦委則、彼地速見入一手、為闇末意之趣也、尤肝要也、仍證文如件、

今按、村岡右兵衛、詳不知、未考其氏族、住宮城郡利府城、此後從屬于留守家、云宮城者、留守安房守景宗、相模守顯宗也、爭亂之由來、無所考、八幡兵庫景康、後改景廉、無嗣子、議家督繼續、有故與親類不和、景康弟下間右衛門、忌景康家士、比合于親類、殆危景康、一景康於是依從于留守景宗、以遂其本意云、此時、村岡、八幡之親類、而與下間通者乎、八幡子孫後爲留守家臣矣、其子孫傳云、先祖右馬助平景家、建保年中、來住宮城郡八幡邑、領數邑、爾來代々稱八幡介、今其邑八幡村、有鐘、銘曰「永仁七年、奥州末松山、大檀那、介平景綱云々、其前後名諱不知、

鹽松勝譜云、末松山八幡祠、側有騎馬場、傳爲千熊馳場（チクマノババ）、千熊者田村將軍子、將軍在多賀城、出獵、宿一富家、悦其婦美、王之、有身舉一兒、富家養爲子、名千熊、善射、八幡祭日、富家子乘騎射、千熊三發三中、滿場喝采、有二八置目、婢生兒、何知騎射、千熊始知生母、還告目賀、與一矢曰、將軍臨去戒曰、生男、則以斯矢爲見我之符、千熊遂上京、將軍歷試、而後延見之、遂迎熊王、日厚報富家云、市川有第址、日富家所宅、利府一叢祠、日熊王祠、按、田村郡三春景德院、田村氏香火寺、寺記亦載熊王姫事、類此、○日理郡の條に、日理國造の祖を志久麻彦と云ひ、神功紀に千熊長彦といへる將軍に合考すべき由を注す、末松山の千熊馬場の傳説は、もしくは、それらに干係せざる歟、後の論者にまつ。

（千熊馬場）

末松山（スヱノマツヤマ）

今、八幡の沙丘なるが、古今集の大歌所に「君を置きてあだし心を我もたば末の松山波もこえなん」とよまれ、名高き古跡とす

浦近くふりくる雪は白浪のするの松山こすかとぞ見る　〔古今〕　　興風

源の頼清朝臣、みちの國はてゝ、又、肥後の守になりて下り侍りけるを、出立の所に、誰ともなくて、さしおかせて侍りける、〔後拾遺〕

たび／＼の千世を遙に君や見むするのまつよりいきのまつまで、

末の松山へ、子の日に、此人の母、車にて出たるに、かみ（守）しげみ、すけ（介）つねみなどいひたり、

末の松引にぞきつる我ならで波のみたるときくがねたくて、〔家集、夫木有異云〕　源重之

洞院攝政家百首、末松山眺望　　俊成卿女

なみにうつる色にや秋のこえぬらむ宮城の原の末のまつやま、〔夫木〕

袖中抄云、末の松山とは、陸奥國にあり、能因坤元儀には、末の松山、中の松山、本の松山とて、三重にありといへり、また、或本には、末の松、中の松ともいへり、さればにや、雄末松ともよめり、

こえにける浪をばしらで末の松千代までとのみたのみける哉、

或は、只松山（マツヤマ）とのみよめり

松山につらきながらも浪こさむことはさすがに悲しき物を、

末の松山浪こすといふ事は、昔、男、をんなに逢て、末の松山をさして、彼山に浪のこえん時ぞ、ことの心は有べき、と誓ひたるより、男も、女も、ことふるさまとするをば、末の松山波こすとよむ也、かの山は、遠くて見れば、山よりあなたに浪のたつが、山より上に見こされて、山をこゆると見ゆるによりて、誠の浪のこゆべきよしを、ちかへるなめり　〔宗久紀行云、さて、陸奥の國、多賀の國府にもなりぬ、それより奥の細道といふ方を、南ざまに、末の松山へ尋ねゆきて、松原ごしに、遥々と見わたせば、實に波越すやうなり、海人の釣舟ともゝ、さながら木末をわたるかと見ゆ、

夕日さす末の松山きりはれて秋風かよふなみの上かな、

其の日暮るゝ程に、鹽竈の浦に行きつきぬ、（中略）末の松山は、殊に名高き所なるを、只一人、道ゆきぶりに見過さんも、念なきやうに侍りしかば、昔も、長柄の橋のかなくづ、井手の蛙のひばしらだにこそ持ち侍れ、忘れかたみにもし侍らんと思ひしかば、松の落葉など掻集めて侍りし中に、松かさといふものゝありしと、又、鹽竈の浦にて、うつせ貝などやうのものありしを、拾ひ集めて侍りし

今按、多賀城碑を坪碑と爲すは誤れり、而も、東學雜誌〔田中氏考〕に、坪石文、末松山等の名蹟を、仙臺城下に引付たるも、綱村朝臣の時なりと傳へたり、洞巖の古を考へ書を著くすること彼が如く、綱村朝臣の、昔蹟を假托せんとすることも此の如し、是を以て之を推せば、此碑は洞巖の作にして、綱村朝臣預りて之を知る

（末松）　　松山

に似たり、而して、陸奧殘篇風土記に、末の松山、坪碑等を雜載し、文體結構に、石文の一條を攙入せしも、皆同時の筆にて、此碑を實にせんとの目的なるべし」云々の說あるに至りては、寸毫を正して尋常を拒くるもの歟。多賀城碑には、猶一二の疑惑を挾むべき餘地あれど、末松山に至りては、白日を觀るよりも明なり。いかで、引摺假托の斷案を以て、故人を誣ふるを得んや

末の松山を見やりて　　道興　准后

人なみに思ひ立ちにしかひあれやわがあらましの末の松山、〔回國雜記〕

奧の細道云、坪の石文、それより野田の玉川、沖の石を尋ぬ、末の松山は、寺を造て、あひ〳〵、皆墓はらにて、はねをかはし枝をつらぬる契の末も、終はかくのみと、悲しさも增りて、鹽がまの浦に、入相のかねを聞く。

觀蹟聞老志云、八幡村中有寺、曰末松山寶國寺、寺林有高丘、上有青松數十株、是往昔舊地、而去海濱已十餘里、遠望入波濤處、蓋興、花淵江濱、悉東手山頭、古人所謂遼波江上之作境、得名于此地者、可觀也、能因法師歌枕、有末中末三松之詞、或曰以岩切爲本松、以八幡爲末松、末詳中松之地、〔封內記云、末松山、在寶國寺中、有松大小九株、寺傳曰、鐵牛和尙開之、年月不詳。〕今按、寶國は、一寺二名か。されど、此は鐵牛の開山といへば、舊地にあらず、八幡宮の傳說に依賴する方やゝまされり。又、細井平洲の遊記に、

末松山、古昔所詠、故有踰波者、今則四方原田、桑麻繚繞、可慨然、

とあるは、古人「波こえじとは」の詞意に合はず、或人が、「山不甚高、老松叢生、有山海之觀、自山背望之、如波濤將踰山」と叙せるは、卽、古人の觀望に一致せる句の者とす。○又、須賀の松山とよまれしも、此地なるべし。橘爲仲集に、

みちの國にて、正月十日、子の日にあたりたるに、出羽守行房がよとより、

いとしくけふを子の日ときくにこそすがの松山思ひやらるれ、

（須賀松山）

須賀とは、渭處の義にて、此地の形勢に符合す。

高崎（タカサキ）

今、多賀城村の大字にて、八幡の西、市川の西とす。留守文書、永仁三年のものに「五大院修正田、在高崎」とあるは此ならん。○延享二年撰の鹽竈社記に「多賀城跡東側、高崎之地、往古有大社、今亡、其舊址、許多礎石、及堂塔之蹟現存焉、此恐式內多賀神社舊墟也乎、俗說曰、八幡宮之址也、然無其據」云々。封內記に　高崎邑、古昔、多賀城主勸請熊野神、造七堂伽藍、其禮殿、太子堂遺礎、今猶存　云々

留谷（トメガヤ）

今、多賀城村の大字にて、浮島に接す　紅葉橋あり、西行遊近の面波久（オモハク）の橋に擬せらるれど、其據を缺く、

信夫の鄕より、おくへ一日二日ばかり入て、ふりたる橋を、もみぢの埋みたりける、わたりにくくて、やすらはれて、人に尋ねければ、おもはくの橋と申は、是なりと申すをききて、

ふまばうきもみぢの錦ちりしきて人もかよはぬおもはくの橋〔山家集、夫木集〕　　西　行

觀蹟聞老志云、面和久橋、在留谷村、有一圯橋是也、天和四年甲子二月、依命巡視宮城郡中勝蹟、里老不其地、且曰、土人誤曰阿倍松橋、視之不見有一忠樹、於是惜欠其事實、植楓樹五株於橋畔、爾後過二十二年、再經歷其地、鄕人稱呼紅楓橋、山號紅楓山、是信先君之遺愛也、或曰、面和久本俗字、於義理亦不通焉、鄕老曾曰、是質吹面橋也、往昔橋畔有紅楓林、秋晚人行前橋、當時經過者農夫野人、西風飄飄吹衣、紅葉紛紛飛面、蓋風吹來則物已分、分者紛也、仍呼之曰吹面橋。○保田氏新風土記云、武內

多賀神社は、多賀崎に有り、土人塔の越（タフコシ）といふ所也、俗に高崎神明と申は訛りなり、多賀の碑の東關也。○鹽松勝概云、思灘橋、在鹽竈祠西南十一町。

下馬（ゲバ）

今、多賀城村の大字にして、八幡、留谷の東方の里落とす。留守系譜に、下馬の名義を解きたる一節あり）大代（オホシロ）は、下馬の東にて、今共に多賀城村へ入る、貞山堀は大代の邊を貫通す

（大代）

留守系譜云、往古、當家貞守鹽竈宮之事者、家景高森在城以來、爲大日那、每年七月十日祭禮、現式重典、參宮捧御幣、菩提也、神領社家領、至政景代無斷絕、且、下馬村者、是留守家上下參宮、大崎葛西兩家參宮、無間斷、仍各令下馬所也、當家代々祈願所者、鹽竈神宮寺也。

笠神（カサガミ）

今、多賀城村の大字にて、下馬に接したり。丹塚山柏木森など、景色の地あり、山相異常、火山岩に成る。蒲生へ一里半、鹽釜へ一里。其高頂は、鹽釜の東南に望むべし　貞山堀は、笠神山と東宮濱の間にて、鹽竈灣に連絡す（永祿中留守文書に、笠神圖書助といふ士家あり、餘目氏記錄に笠上につくる

鹽松勝概云、自鹽釜埠口南折、愈南愈奇、稱曰七濱（チカハマ）、曰東宮、代崎、吉田、花淵、菖蒲田、松濱、湊濱、東北面松島、東南大洋無際、在昔、只野氏丈眞葛、善和歌、和文紀其勝、命曰七濱遊、一時傳唱、此揭其最者、鬼頭岩、在鹽釜神社東一里、巖角嶔崟聳灣、使人一臨病悸、自此南折、白沙翠竹、漁家三四、曰牛渚（ウシスガ）、一丘雜樹陰森、祀牛頭天王、自牛渚沿貞公渠、踰鹽道、出東岸、曰千代崎（チョサキ）、有一洞、中濶如屋室、傍邊斤鑿、宛然堂室、可坐數十人、洞濱屈曲、稱踏內港、又名蕨合潤（ダンカフ）、曰古時賊魁、會其黨、謀國恩。

七ケ濱（シチカハマ）

八幡の東なる沿海の地にして、洋中に突出し、鹽釜松島海灣の、南方の屛障を成す、方一里許。其岐端を、花淵埼と云ふ。○七濱半島の西界には、

貞山君おりて、東宮濱に退り、中野舘、蒲生濱、高砂なと經て、湊南へ負むけ圍ふに、其中島は、中古まで、全く島嶼なりし、鳥の界、湊入る野山の入江なりしと覺らる。

菖蒲田(シャウブタ)　今、七ヶ濱村の大字にて、松が濱、湊濱と共に、南隣の海汀なり。即、八幡の東一里半、蒲生の東北一里近年、此に海潮浴を營む人多し、今館の設備あり。

文政元年、曾良女のいそつたひの記云、菖蒲田濱をすぎて、松が濱にいたる、愛は、濱々の中に、分て愛たき所なりき、松が浦島などいふは、このわ名なりけり、海中までさし出たる岩山有り、四方の能く見渡さるる故、代々御國知しめす君の、出ます所に定められしかば、御殿崎とはいふ也、水際やゝ遠く聳えたる岩に、松ほどよく生たり、向ひ南は空も一つに際なき海なり、左の東の方に金花山は翠黛の形して浮たり、右西の方に遠く見ゆるは相馬の山、其前に黒う木立の引ゝきたるは、蒲生の松原也けり。

御殿崎、

松浦島(マツガウラシマ)　今、菖蒲田濱の西田に隣れり、松濱(マツガハマ)の古名とす。

(松濱)

往昔、國府の官人など、來遊したるにや、一種の勝地とすと傳ふれど、正證なし、夫木集にも同名ありしか

西院の后、みくしおろさせたまひて、行はせたまひける時、かの院の中島の松の木を削りて、かきつけ侍りける、

音にきく松が浦島けふぞ見るむへ心あるあまはすみけり、　　素性法師

觀蹟志云、松浦島、去千賀(チカ)地十餘里、在青松濱(マツガハマ)、佳境絶景、不讓松島、往古、島上有紫藤、萬得佳名、今無知之者、居民多以魚鹽爲業、以茶蓄爲役、濱南斷岸千尺、長滯數仞、白浪激石礫、碧波染沙汀、山頭有觀江臺、登此、北隅南方西闊東濱、盡入于吟眸、水濱以東、阻沙環遶漁家、嶮岩相峙長松相連、岩下有一島、上疊蒼蘚、是所謂松島島也、其北有小島、號籬島(マガキ)、分前後島爲兩島

湊濱(ミナト)　今、七ヶ濱村の大字なり、松濱の西に鄰接し、其岬に御殿崎、又、崎といふ、此邊、今、江洲の注ぎするなきも、貞山公の舟入を通らざる以前には、八幡川、即、市川、之に至り朝宗し、湊の名因りて起れり。されば、往時、野田の入江の潮汐は、此より出退せることと思ふべし。

封内記云、八幡川者、市川之末流、傳曰、往古自湊濱相連、而大河也、今爲細流、又云、湊濱邑、古川、前川、細川、以上三川、往古市川之末流、而自多賀城下、至木邑、而往來、其後自本郡蒲生湊口、至國分苦竹邑、新開舟船通行之路、自是以來、其地爲野田或苗澤

觀蹟志云、水門濱、有善道堂、市川遶其南、汀際有巨岩、日之臥石(コビイシ)、其南岩崖相連、其岩下有空洞、通行魚舟、鄕人言之通船穴(フナアナ)、◯鹽竈傳記云、湊濱のわたりは、殊に淸し、眞砂の中に、黃金の粉を散きたらん樣に見ゆるが交りて、蒔繪に異なることなし、かゝるを愛つゝ、讀べたひし行けば、湊築の立たせる邊は、よそに過行きたり、後思ひ出て、悔しきかひなし

竹水門(タカ)　今、湊濱に擬すべき歟、ある書に、本として宮城郡多賀、古鄕名也、日本紀云、日本武尊東征、至蝦夷、赤首拒之竹水門、今鹽竈等、恐古竹水門之地、竹、多賀、國音相通、後爲鄕名、置國府於此、又有多賀城といへるにも、合ふべし。

景行紀云、日本武尊、從上總、轉入陸奥國、時從海路廻於葦浦、横渡玉浦、至蝦夷境、賊主島津神國津神等、屯於竹水門、而欲拒、然遙視其威勢、而縛服罪、

葦浦(アシ)は、今それと合ひたる地名なけれど、玉浦(タマ)は、名取郡に、今も其海の汎名とす。されど、上總、安房の邊にも、葦浦、玉浦に擬せらるる地あり。又、竹水門も、常陸多賀郡、磐城行方郡に、之を說くものあり。原大簡、今詳說に由なし。○白石手簡云、竹水門、玉浦等、御答の條下に、多賀城の事も、御の如く、紀に大野東人の築きし由、碑もその如くに候、後には、多賀國府とも申候、玉浦は、上總より陸奥へとゝろされ候へに、其中間に浦々いくらも候、古人は、入用の所ばかりを摘候て記し候、是亦史法とも可申候、上世以來、多賀は陸奥の要地に候故に、蝦夷も其所に居候、こなたもそこへ打入られ候事にて、其後、大野東人も、昔により一城を取立られたるにて候、竹と多賀との文字に混み候ても、日本武尊の時に、いづれの文字も有へきやうはなく候、まづ御陸にて、地理とくと心得候て、大疑を晴し候

花淵埼(ハナブチ)　又、鼻節に作る、七ヶ濱の東端にして、鹽釜町の東南二里、湊濱の東北一里、正東に金華山を望む、三十浬。東微北に宮戸島を望む、三浬許とす。◯水路志云、花淵埼は、松島灣入口の南角にして、斷崖の高地なり、埼上矮松茂生し、此より南は陸岸弧狀をなして、松川浦(相馬)に至る、一帶の沙濱となり、阿武隈川其間にて案ぎ注ぐ。

文政元年いそつたひの記云、吉田濱を過ぎて、花淵に至りて宿りとれり、此家は、昔、天正の頃にや、沖に流寄りし大木を拾ひて、建たる家なれば、珍らしとて、人の見に來る所なり、是より三十里沖小島なり、風たる時も、汐の打返る所侍り、江島に深く沈みて、宮殿の形したる岩の候ふが、宮岩、籬殿(ヒスミ)岩、鳥居岩と、三つ並びて侍り、これを大根の神社と申て、舟人ども恐れて、此上には舟乘侍らず、こゝによき鮑の候へば、海士どもかづきして取候へども、最深く然も荒き所故、尋常の海士は入り難し。◯鹽松勝概云、鼻節社邊、有獨一木屋者、一木村所作、天正年間、海上有物出沒、大如丘阜、邑人以爲鯨魚、出舟近視、則巨木長三十丈、圍九丈、遠藤氏斧鋸爲材、營大屋、廣七間横三間、棟梁柱不混他木、傳爲異事、木質緻

宮、若は色、賀宮柏、中野蕭萩、一見可賞數百年物、邑人以其可作色、青木片岡三大符、或日、此自楊一所、赤毀嘉島、巨木皆此種、石浜河岸、往々見大樹二三十丈、其深沒土如屋、土中之藏舟船、士人呼曰泥木、結實連綴、花如卯蘂。

一書云、近年、土木技師の考案、鹽島築港の豫定地と稱すべきもの二あり、一は鹽釜にして、一は花淵なり、鹽釜の錨地は、深く內に灣入し、風浪防禦の點に於て遺憾なく、且、今日既に幾分の設備あるを以て、此に改良を加へ、大船の繫泊所を設けんとするは、至當の考案なり、然れども、其の航路水淺く暗礁あり、爲めに莫大の浚渫費を要すべく、加ふるに、其の門戶たる石濱口は、外洋に面する港門としては、狹隘に失するを以て、之れを保護する爲めに、舟入島より水戶島に亙る防波堤の必要あるべし、既に防波堤の必要ありとせば、寧ろ直に、花淵に築港するの簡なるに若かざるなり、花淵灣は、一見、岩礁を以て充されたるが如き觀あれども、實際測量の結果は、意外にも岩礁を發見すること少くして、繫船所を設くべき餘地あることを證明せり、果して然らば、花淵は外洋の航路に近く、船舶の出入に便にして、且、工事上の困難少なきを以て、假令、鹽釜に比して、仙臺を距ること里程遠く、鐵道を新設するの不利あるも、花淵を採擇すべきものとす、乃、花淵灣は、高根島に至る防波堤を築き、其の西北に於て適宜の海面を浚渫し、繫船所を設け、浚渫より生ずる土砂を用ゐて、赤凱根、百合根附近の岩礁多き地域を埋立て、物揚場の用に供するの計畫を定むべし、而て、代ヶ崎より馬放島、椎島、舟入島、水戶島、高根島を經て花淵に至る線を以て、港界と見做せば、其面積は凡そ百四十萬坪に達す、內、埋築すべき面積、及島嶼岩礁ありて、繫船に適せざる面積を半分と假定せば、港內の面積は百二十萬坪なり

鼻節神社（ハナブシ）　今、花淵濱に在り、承和十一年紀、鼻節神授位の事見ゆ、延喜式には、宮城郡名神大社とす、中世以來、鹽竈の末社に降るも、猶地方の名祀とす。

神祇志料云、大和國春日神社は、鹽竈と同神なる事、彼末社に、海本門隼（ハヤブサ）神といふが見ゆ。鹽竈にて、鼻節といふは、卽維なるべし。○奧羽史料云、鼻節神社、前年神殿の壞れたるを修理せんとて、其神寶を獲、出し見るに、一の古銅印にて、方一寸三分、文に、國分尉印一とあり、其樣、千餘年を經たらん、凡、官印の寸法は、公式令に、內印三寸、外印二寸半、諸司印二寸二分、諸國印二寸とあり、貞觀格雜式に、郡印一寸、馬牛印二寸、寶一寸五分以上とありて、此印は又其下司の用る印なれば、國印より小なること、準て知るべきなり。○神祇志云、鼻節神社、朝野群載、鼻作埠、今在鹽竈社東花淵濱、稱花淵神社、舊在距水山保崎九里以東、寶龜中、三遷于花淵濱、土人傳曰、舊址在保崎海底、日東宮、日西宮、相距凡二許町、稱大根（オホネ）明神、何有寶殿瓦垣等、退潮之時、彷彿可覓焉、今本社東有二小石祠者、乃其遙拜所云　宮戶島の大根島を合考せよ

觀聞志云、花淵神社、其山下日花淵濱、當本社東南、樹林森々、右側則有吉田、宮前兩社、共鹽釜末社也、其下衝岩海灣地、日串明神、東則有三島、其一日噴島、其二日鵜雀島、其三日宇浦島、北濱日東浦、皆以魚蝦爲業焉、日夕手網釣魚捷等、出沒潮海地也、南山日苔根、由外海濱日金色浦、其西南日白沙浦、其西山中有湧水、日阿芹澤潤、以其潤在山間谷潤之境、而名之、傍有巨石、日立石、鹽釜社家舊說曰、岐神先天降于鼻節濱、延喜式所謂鼻節神社、而後遷于鹽釜濱、或曰、猿田彦大神、御形以鼻有節、此號鼻節祠、一萬年曆覽云、鼻節古社、見於草紙古史通鑑書、地名本鼻節、以不雅馴、改花淵

（東宮濱）

代ヶ崎　今、七ヶ濱村の管內にて、花淵崎の西北二十餘町、鹽竈の東一里半許、岬角は北に張り多聞山と相し、松島の嶋崎に對し、二百間を隔つ、代ヶ崎の西を東宮濱、南を吉田濱といふ、多聞山は、東宮濱と鹽竈町の間に聳ゆ。

多聞山（タモン）　同氏鹽松勝譜云、多門山、在鹽竈神社東二里、夫鹽松四大觀、日多門美觀、富山麗觀、扇谷幽觀、大高森壯觀、蓋鹽松全譜、亙八九里、其特因非偏隅隻地所能悉、多門山爲西南岬、故左顧島嶼錯落、右顧洋海渺漫、氣象千萬、別爲一觀、一祠安毘沙門像、日漁師所網、漁村四十餘戶、日代崎、與鄰島放馬二島、相距百餘步、鹽松全譜、通外洋者五所、此其一、怒濤不自此而西、屹然爲海門、按、四大觀之稱、始于舟山萬年、戊子油井牧山及大槻磐翁、萬年有記曰、鹽松全譜、曲岸回濟、連抱四合、如一大環、故欲盡其全勝、非就四周峯巒之中、而求一諸萬頃者、不可也、而其適眺望者、西有扇溪、北有富山、東有大高森、獨缺南一方、大爲缺典、歲庚申、登多聞山、一目通覽內外海山、始知其美觀、可以配大高富山扇溪諸觀、爲斷言立四維之念

東宮（トウグウ）の名は、文永二年文書に見えたり　○鹽葛女磯傳の記云、磯づたひせんと思ふこと有て、鹽竈の浦より舟にのりて、東宮濱を過ぎて、代が崎に着て、むれ／＼しう見ゆる所に寄て憩ひたれば、あるじ出て物語りす、一年、鯨に持れて死したる鯱、此濱に浮み寄しことの侍りし、今坪の內なる石に変りて有るは、其鯱の頭の骨にて侍りと云故、寄て見れば、白き岩のさまにて苔生したり、徑七八寸許に、圓き穴二つあるは鼻の穴也と敎ふるぞ、最怪しからぬものと思はる、身の丈も六七間は有りつることしあるし、はちが森といふ所に登りて見れば、東ー方の舟路を、淸し珍らしと思ひしは數ならず、おもしろき崎々に、波の打寄る狀、果もなき荒原に、釣舟のうら／＼に浮べるなど、云ふ由なし、島ども數多ある中に、牛島と

いふは、實に犬牛の居たる形したり。

塩竈(シホガマ) 今、塩竈町、人口六千、松島灣の南方に[illegible]、[illegible]東にあたり、東に向ひて開く。市巷、山海の間なる狹地に在り、其埠頭を寺崎といふ。近世、此海灣は年々に淺淤に就き、久しきを經ば、[illegible]港埠の廢あらん。其宮は、巷北の高丘に在り。今、[illegible]より共に[illegible]なく、西[illegible]九町[illegible]、[illegible]、石巻港へ二十里、松島へ四里、荻之濱へ[illegible]十五里、仙臺の大馬頭とす。留守文書、応安八年のものに、塩竈の津といへり。

封内記云、塩竈之地、[illegible]、有市店商賈也、昔山君之世、貞享二年乙丑、除塩竈邑中年租、及金二百五十兩可、每歳[illegible]中旬日、[illegible]、塩竈市店[illegible]役、他[illegible]、[illegible]白國之[illegible]、[illegible]今[illegible]來[illegible]子此[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]丘[illegible]、[illegible]、多[illegible]、[illegible]、[illegible]中、[illegible]、[illegible]花、[illegible]也、[illegible]人、[illegible]小路[illegible]門[illegible]、[illegible]。

(千家)

觀聞志云、[illegible]、或稱千家浦、[illegible]、[illegible]白塩竈社地市店道、[illegible]之塩竈、是其[illegible]人居市店道[illegible]尤多、稱之千家浦、[illegible]地也、有[illegible]買之利、[illegible]、[illegible]往不絕、去千賀海汀十町餘、有[illegible]、所謂[illegible]也、袖中抄曰、しほかまのうら「みちのくはいつくはあれとしほかまの浦こく舟のつなで悲しも」古今集大歌所[illegible]、顕昭曰、此歌は、みちのおくは、浦々にめでたき所々ありときけど、みないみじき所ならず、塩釜の浦の、えもいひしらぬに、[illegible]の綱手ひくを[illegible]、[illegible]なく[illegible]とよめるにや、悲しもとよめるは、こゝろかなしとほむるなり、若能因歌枕、塩竈宮、此宮は、田村將軍討夷之時、五萬八千人之[illegible]なかしきたる[illegible]、[illegible]

(千香)

とていふ[illegible]、[illegible]、千香[illegible]島、正字可[illegible]、夫木集、ちかのうら[illegible]、又陸奥、[illegible]、八雲御抄、ちかのうら[illegible]、松葉集云陸奥國

みちのくの千家の鹽かまちかながらからきは君に逢はぬなりけり〔袖中抄、後撰〕

我おもふ心もしるくみちのくのちかのしほかま近づきにけり〔續後撰〕　山口[illegible]

都のいと(新撰年中宗久紀行)云、塩竈明神、其神躰は、[illegible]、[illegible]にてわたらせ給ふ、御前に通夜し侍りぬ、此の浦の[illegible]に向ひたる湾に、[illegible]橋高くかけて、[illegible]遙に通ふ道あり、又、[illegible]のきはを廻りて、山の陰を行く道もあり、海人の家ども多く[illegible]ならべたるに、[illegible]の立ちのぼるも、これや鹽やくならんと見ゆ、浦漕ぐ舟の綱手も、所がらにや、心ひくすがたなり、ふけゆく月に、[illegible]櫓の音たえ〴〵聞えて、いと心すごし、我が御門六十餘國の中に、鹽竈といふ所に似たるなし[illegible]、[illegible]への人の[illegible]けんも、ことわりなりと覺えし、

有明の月[illegible]にや鹽竈の[illegible]、舟もとほざかるらん、

東[illegible]云、[illegible]松山を[illegible]て、塩竈の浦に入、五月雨の空[illegible]はれて、夕月夜[illegible]に、籬が島もほど近し、[illegible]の小舟こぎつれて、肴わかつ聲々に、つなでかなしもとよみけん、こゝろもしられて、いと哀也、其夜、盲目法師の、琵琶をならして、奥浄るりと云ものをかたる、平家にもあらず、舞々にもあらず、ひなびたる調子うち上げて、枕ちかうかしましけれど、さすがに、邊土の遺風忘れざるものから、[illegible]に覺えらる。

一書云、仙臺浄瑠璃は、陸奥地方に於て、文化の頃迄、専ら語りし一種の浄瑠璃なり、三部にいふ浄瑠璃とは大いに異なり、[illegible]の胸割、きりかね曾我、熊谷の[illegible]にして、三[illegible]はなく、扇に拍子をとるのみ、[illegible]の前に奥浄瑠璃といふ是なり、[illegible](元文年間撰)陸奥「奥浄瑠璃絶の[illegible]や[illegible]の三線なきな、緒絶といふ[illegible]、[illegible]なるべし

[illegible]云、塩竈は、家數一千軒に餘り、遊女などもおりて、[illegible]の[illegible]なり、海に[illegible]地ゆゑ、大[illegible]に[illegible]也、塩竈明神の宮居、甚廣大美麗にして、[illegible]京を出しよりは、いまだ見ざる所也、一國の人[illegible]信して、月[illegible]抔とて、九州の人の、宰府の天神に詣るがごとし。○保田氏新風土記云、塩竈社の下町、正月望の夜、そこはくの兒童の、所々に集りて、[illegible]の男女[illegible]少の、行跡のよからぬ事を、其者の背門の邊に集り、同音に、見聞に預る所、齒にきぬきせず言散して、いづく共なく別れ去る、其發端に「ざつとな〳〵、よしあしにはなしが有る」といへば「なんとや」と答て、よしあし共に、其行跡を一々いふ、されば、みそか事にて世の知る者なかりしも、此夜より[illegible]ごりて、汚名を傳ふるなれ、面も却て、人の愼となるもの多し。○仙臺年中行事云、正月廿八日、鹽竈布袋祭、妓女藝者等、思ひ々々の假を催して、いとにきはし、其ほていと稱すること、何に因るにか詳ならず

義經記に、千賀の塩竈へ詣給ひ、あたりの松、まがきの島を見て、見佛上人の舊跡、松島を拜ませ給ひて一云々、あたりの松、今知れず

(近浦)

鹽松勝概云、千賀浦(チカノウラ)、又作千家浦、謂其繁盛也、或曰、千賀浦近浦也、其地近國府、故曰近浦、浦淑[illegible]入、地勢局束、市[illegible]、閭雜[illegible]戸、街[illegible]十二、西日杉坂西町、[illegible]接官道、中日[illegible]、井谷前本町、東日[illegible]岸大[illegible]、南日町中宿船戸、北日新町宮町、一條[illegible]、貫[illegible]市中、屋上架屋、[illegible]、地當海陸[illegible]之衝、占魚鹽販賣之利、加旃、千年古祠、[illegible]然、男女[illegible]拜者、[illegible]近接踵、[illegible]法禁娼妓、唯此[illegible]有港、[illegible]置娼樓、[illegible]歌[illegible]鳴、士女雜沓、爲東陲小揚州、維新之後、[illegible]一變、民不勝征稅、頓致衰替、[illegible]口修理、[illegible]、[illegible]中盛開、商旅四

至、生氣勃然、民戸日増、其復舊觀、可刮目而待也
舊時青螺返照哀、半頽畫港緑如苔、欲探東海神仙窟、
先上塩釜第一樓、　詩　僧
水色山光翠欲流、繁華呼做小揚州、歌聲俟聲夜將半、
月白橋南十九樓、　雪　濤
青山環擁千家市、鹽釜果然僊窟中、絲管聲聞燈火冷、
儼々夜雨下簾櫳、　觀　庄
岡氏又云、近浦、湾及淤淺、舊通水泊、則舉口滬土八陵、舟船不得出入、邑始衰地氏、[illegible]之方、四墓義損、力所不給、一仰官事、築堤九町九十間、背地一町七段、舉口設南北船渠、南東十町、北東半之、畢石構木、以捍潮汐之衝突、凡渡航路、十四町、水面濶十四間、水底六間、明治十五年竣工、經四十晦朔告成、於是風帆浪舶、陸續銜尾、不復知潮沙出入之艱、日邊又若鑑石、東仁峽、塩竈停車場、旅店櫛比、人行如織、其有船隻[illegible]

鹽竈神社　鹽竈町の西北陸上に在り、今、國幣に列せられ、志波彦神社(岩切村鎮座)を合祀する所とす、されど、其六所(ロクショ)明神とも呼ばれ、奥州一宮なりと云ひ、一宮と云ふは、中世、平安朝の季世、以後の事に属し、本祠と志波彦祠の關係に就きて疑あり。又、祭神の擬定に就きても疑あり、下に詳に見ゆ
但し、延喜式 主税式に 陸奥、祭鹽竈神料一萬束 とあるを見れば、其古社たることは、毫も疑なし(類聚國史の條文を引き、弘仁三年、鹽竈神授從二位とあるは、誤れり)
扶桑東接是仙臺　海色接天瀛島開、瑞日射波雲五色、
鹽竈頭七十二蓬萊、　原　新助
石壇松影鳴啾紅、東闕東方第一宮、蒼海鉄鑄今尚在、
千年古廟祭鹽翁、　大槻　磐溪
章崇抄云、昔、みちの國の守、鹽釜の明神にちかひ事有て、ひとりむすめをゐてまいりて、此神の寶殿の内にお

(六所宮)

しいふ、はりにけり、此娘師恋しみて、神殿よりさし出たり、父母を見けるに心まどひにけり、是より此神の命婦は、宮司除かざらん限りは、おやこたがひに見ゆまじとちかへり、年にふたゝびの祭の日ならぬ限りは、人に逢見えず、件の娘の子孫　今に絶てその命婦たり、委見陸奥國風俗、云々、色葉集載同(今按、本文に、陸奥風俗といふ、蓋、古風土記を指す、卽、其逸語たるや推して知るべし、されば、鹽釜は、奈良朝以前の古祠なりしこと、亦論なきのみ)。○奥の細道云、早朝、鹽がまの明神に詣す、國守再興せられて、宮柱ふとしく、彩椽きらびやかに、石の階九仞に重り、朝日あけの玉がきをかゞやかす、かゝる道の果、塵土の境まで、神靈あらたにましますこそ、我國の風俗なれ、といと貴けれ、神前に古き寶燈有り、かねの戸びらに、「文治三年、和泉三郎寄進」と有り、五百年來の俤、今日の前にうかびて、そゞろに珍らし、渠は勇義忠孝の士也、佳名今に至りてしたはずといふ事なし、誠に、人能く道を勤め義を守るべし、名もまた是にしたがふと云へり、日既に午にちかし、船をかりて松島にわたる、其間二里餘、雄島の磯につく。　鄕土志云、鹽竈神社、去多賀城址十八町餘、在鹽竈村、稱六所、未詳何代祀之、慶長十二年、太守黄門政宗卿、修造之、元祿六年、太守中將綱村朝臣、新建經營之事、號陸奥國一宮正一位鹽竈大明神、弘文院林恕日、是延喜式外之社也、紀州熊野海濱鹽屋王子神社、同之、祭鹽土老翁。○東奥紀行云、道傍有石華表、北向陟磴、甚急峻、入隨身門、謁鹽竈祠、結構鮮麗、廊廡四繞、銅燈籠纍々羅列、宜亦大國之總祠也、門右有鐵塔、文治中泉三郎所奉也、有歌識、守綱文長、窗波纏之、東少下則法蓮寺、乃奉祀者也　○封内記云、元祿八年乙亥八月從始社造營之事、寶永元年甲申九月落成、寄附祭田百七十石之地、社家二十九人、賜五百五十二石餘之料、毎歳七月十日祭禮、有流鏑馬、正月廿八日臨時祭禮、法蓮寺記曰、末社有十四、東宮濱東宮明神、吉田濱吉田明神、花淵濱貴船明神、笹岬邑柏木明神、同邑浮島明神、市川邑金社明神、南宮邑南宮明神、岩切邑冠川明神、澤乙邑小刀明神、春日邑北宮明神、赤沼邑赤沼明神、吉津邑梅宮明神、桂島松崎明神、松島明神(其處不分明)、是延寶六年、因背山君之命、尋聞諸邑之古老、以記之、一説、陸奥社赤沼松島松崎之四社、加花淵濱大根明神、市川邑阿良波々岐明神、春日邑春日明神、鹽竈邑鐘島明神之四社。(今按、鹽釜十四所明神といふことは、世次考所引、天文十二年、大崎小僧丸義宣の誓書に見ゆ)

國にて、子日に、しほがまにまかりて、
ちはやふる神もわれのひと思へばや煙たなびくしほがまの松、〔家集〕　橘　爲仲

鄕土志料云、鹽竈神社、今、宮城郡鹽竈村千賀山にあり、昔は、鹽竈村の地に在りしを、後、今地に遷せり、〔觀迹聞老志〕陸奥一宮鹽竈明神と云ふ、社司鹽竈舊銘、建御雷命、及び經津主命、岐神なりと云ふ〔春日驗記、香取社家舊說〕鹽釜を以て靈形とす、今、本社の南釜殿是なり、〔神中抄、都之苞、觀蹟聞老志〕上古、建御雷經津主二神、葦原中國に天降りて、荒振神等を平給ふ時に、岐神を鄕導として、諸國を周流り平削て、此地に至り給ひき〔日本紀、春日驗記、社家舊說〕而して、健御雷神の威靈、國中に被る者尤大なりと云ふ〔其的、三代實錄、春日驗記大要〕延喜の朝、此神を祭るの料、稻一萬束を奉り、〔延喜式〕後一條天皇、寬仁元年九月、一代一度奉幣使を遣して、裝束器、野劒、赤漆弓、矢、鈴、鏡、蔴桶、線柱等の神寶を奉らしむ、〔左經記〕凡、鹽竈祭、毎年七月十日、滿潮の時を以て神膳を供へ、又潮水を汲て神釜の舊水に易ふ、此日、常陸鹿島神宮も、亦、夷狄降伏の祭を行ふ〔觀迹聞老志、封内風土記、鹿島神社假傳記〕○鹽

鹽竈社記（延享二年、本社神官藤塚知直撰）本邑、去仙臺城東三十里許、凡往古四予、東松嶋、西野中大道、南島一居林、北在千年、此地之美景、最其賞之、實覧者也、蔭[illegible]叢債、上古營造此境者、鹽竈之神祠也、右階累々、昇降百餘級、左右有樹、杳不知幾株、半掩東[illegible]、波濤滔々、行旅之所觸目、騷人之所賦詠也、此祠也、故官寮既已久矣、[illegible]其所謂、[illegible]一萬束[illegible]也、中略、當社[illegible]之始、[illegible]代、陸奥州宮主家者、今伊達和泉之官先也、[illegible]宮寮[illegible]、内官社之大宮主、後有利府城之日、亦有七月十日、詣當社必奉幣帛、戰國之日、天正以前、[illegible]黄門政宗卿、[illegible]武家、遂爲一國、今領一萬六千石、皆儲在水澤村、其邑勸請鹽竈社、以[illegible]之者、此山也、古詩文、[illegible]在一[illegible]官寮[illegible]矣、寺官三十家、一禰宜三人、祝一人、二禰宜三人、三禰宜二人、其餘各有職位司事、別當一人、別院十二坊、皆掌宮寮事也、凡正殿、釣殿、回廊、[illegible]鐘、[illegible]門、樓門、供御所、神庫、齋館、[illegible]屋、[illegible]、[illegible]殿、御[illegible]、鳥居門（右社圖一之所載）、大社之造制、非餘社所及、其造營、及當附社領千有[illegible]百石者、皆故太守綱村君之績功也 ○鹽竈社記附錄云、大明神、中古以來、學國稱正一位、然探求神庫、及國府、未嘗有[illegible]位記、非官[illegible]之可徵者、故當國主宗村朝臣、命令仕[illegible]官等、[illegible]請位記、今寛延元戊辰四月、勅授極位、云々

一將軍家政所下　陸奥國竹城保
　可早任先例引募、宮鹽竈社、臨時祭料田武雨仕役事、
右任先例、可令引募、但於他作田者、不可致妨之狀如件、保司宜承知、勿違失、以下、
　建久四年三月七日
　令　大藏丞藤原在判　知家事中原在判
　別當前因幡守中原朝臣在判

一陸奥國鹽竈社有一禰宜職事
右利賴、爲領給所與於利頼下人房〔追書賃、未可書當〕、[illegible]當官家元被追之由言之、家元亦、利頼依爲一腹、[illegible]令[illegible]子息高郎畢、不不道理之處、[illegible]宮城四郎家業、[illegible]請此之旨陳之云、利頼申云、令居父之[illegible]、用神事[illegible]宮之旨、令讓與[illegible]之由所存也、云々、又申云、於今[illegible]言、云相傳[illegible]文、[illegible]家業、可附屬高員也、自利頼[illegible]、[illegible]身也、云々、不讓子息之由、[illegible]父利頼令申之上、高員不帶指證文、勿論次第也、早利頼如元安堵本職、云竹城保[illegible]田[illegible]段、同在家、任故大將家政所下文、無相違令引募也、但、家元依利頼之越訴、更不可致[illegible]、利頼[illegible]當時之裁許、不可違背家元、凡神官者、相從神主、令神事勤行、[illegible]任先例、可令沙汰之状、依鎌倉殿仰、下知如件、
　寛喜三年三月二日　武藏守平（泰時）相模守平（時房）

一嘉應元九月日[illegible]、
當國一宮左大臣[illegible]、[illegible]上、於早[illegible]停止[illegible]、任重代[illegible]地[illegible]許左宮林事、
右條、左宮林者、東限山崎地、南限仁王堂[illegible]、西限不[illegible]、北限野中大道、爲代々相傳左宮地、云々」

奉加　陸奥國鹽竈社假殿造營事
　馬壹疋　右奉加如件
　文和五年二月廿五日　治部大輔源朝臣（花押）

奉寄進鹽竈之大明神　陸奥國野中清水下大くほの澤限
　田二段當代辰巳いくはに有くほ内は請[illegible]也
　　霜月之宵の神田
右爲[illegible]者、當國静謐之狀如件
　應安三年十二月十七日　右京大夫直宗判

一於當社、自藤原政景先祖、不混他社、着用之[illegible]之條、[illegible]、而可[illegible]者也、
　[illegible]日　宮城殿一（花押）

「鹽竈之立願の日記」
一當年、來年、兩年可安[illegible]之道斷事
一一七日參詣、[illegible]馬可[illegible]事
一[illegible]之間[illegible]中[illegible]者、大刀を社内可納事
右□□所願滿足申候者、以上之三ヶ條、堅[illegible]に可牽果候也、敬白
　元[illegible]三年三月十七日　政景（判）　〔鹽竈社文書〕

餘目氏記錄云、いまだ年號はしまらざる時に候、鹽竈の大明神、人王十四代仲哀天皇、御[illegible]、[illegible]その新少將にて、流人として、宮城高府に下給ひ、其後歸路し、東海道十五个國、北陸道七个國御知行有て、御一期の後、大明神と現れて、大同元年に、宮城の郡に立給、昔[illegible]、行方保當永正十一年まで、七百九年に成給、[illegible]にも、[illegible]多庄にも、[illegible]之濱、[illegible]、[illegible]迫、黒河は不及申、小田保、しかまの保にも有、大谷保と、高泉よりは、七月御神事に、[illegible]代、[illegible]上る
[illegible]、藤原氏の[illegible]にあり、其氏[illegible]と定められ、春日[illegible]は、鹿島、香取[illegible]を合せ祭れる者とす　而て、春日驗記に、
（前略）武甕槌命、是を哀れみて、陸奥國鹽竈浦にあまくだり給、邪神靈威に恐れ奉りて、或はにげさり、或はしたがひたてまつる、そのゝち、常陸國跡の社より鹿島に遷らせ給、終に神護景雲二年春、法相擁護のために、御笠山にうつり給、云々　〔鹽竈志料云、鹽竈の社傳に、武甕槌神、經津主神、[illegible]、此地に鎮り給ひし後、二神は、常陸、下總に[illegible]、岐神は、長く此所に鎮坐故に、岐神を主として、二神を左右に祭るとあれど、春日驗記に、正しく、武甕槌神此地に天降[illegible]、[illegible]、常陸鹿島宮に遷ら

[illegible]

[illegible]の歌[illegible]ふべし[illegible]

[illegible]又、[illegible]

[illegible]ふべし、早計なり[illegible]

(多賀神社に奉賀歌を奉納したといふ)又、同書は、

や、[illegible]明應六年、[illegible]

[illegible]、國[illegible]明應六年六月[illegible]

[illegible]ものなれど、[illegible]

[illegible]ど、[illegible]の名に止まらず、[illegible]はいふもさらなり、

べし、然るに、[illegible]に、早く[illegible]にも見ゆれば、

[illegible]

ず、本州の今日に残すられざるも、其府のみなさて、本州の鹽竈別宮は、[illegible]の縁起なりしと雖、亦別に重く祭らる[illegible]由のある[illegible]りて、其[illegible]かな、式文にも載せられ[illegible]本社には、鹽竈社[illegible]、[illegible]鎮座[illegible]の三者相並ぶ所以[illegible]又、左右に[illegible]一百座を左右の兩班に分ちて祭れるに起るごとし、今の如く、別宮、左右の三殿と爲すは、古意に非ず。一宮、別宮、左右宮の三殿に分ちて、一百座の遙拜遊祀の壇場とせる者なりけん。又、一宮は白河郡都々古和氣神社なること、一宮記に明文あり、而も此にも一宮を唱へしこと、[illegible]建久以來[illegible]已に久し[illegible]は、[illegible]國にて國府[illegible]社を一宮[illegible]と唱ふるに合せず、亦其説を得る[illegible]ならん。觀蹟志に、

市川村[illegible]社、[illegible]人以爲、其地在[illegible]社[illegible]道、[illegible]

言於本社之神也、

と云へるも、奏社(惣社)と別宮(鹽竈鎮所)の干係を誤りし者に似たり。又、鹽竈の神を、岐神(道祖神)なりとつたふるも、[illegible]、[illegible]内にて、最近き名[illegible]村の名[illegible]大社、[illegible]波[illegible]宮[illegible]と相混ぜるものゝみ。而も、先哲或は[illegible]として、[illegible]波は[illegible]なりと、云へど信[illegible]此場合には、播磨國の府惣社を、[illegible]時、兵主神に混じたるに想ひ合せて、其非を信ずべし。留守文書の「宮もと人數帳」は、鹽竈社家の分課を籍したる者[illegible]、[illegible]比の書[illegible]、

[illegible]大夫[illegible]六百[illegible]貫八百貫

[illegible]一宮[illegible]社家一間　鹽竈所在宗[illegible]間

よしつにかま一く　よしつ山　以上廿一貫六百分

とあるを首とし、[illegible]家を首[illegible]、おゝ大夫、おか島、[illegible]東大夫、[illegible]大夫[illegible]以下[illegible]隨せる制[illegible]あり、[illegible]國[illegible]介[illegible]十二貫三百分(一萬三千苅十六貫[illegible]百、[illegible]山[illegible]を首とし、凡[illegible]十[illegible]家、[illegible]は缺け[illegible]

[illegible]、[illegible]、鹽竈在住の地下人分限[illegible]、十府菅薦云、[illegible]の宮は、[illegible]村[illegible]の、元祿六年に造ら[illegible]、[illegible]宮に武[illegible]宮、[illegible]宮に[illegible]、別宮[illegible]合せ、[illegible]、[illegible]此間[illegible]宮[illegible]、[illegible]となすといへり、[illegible]ども、[illegible]、[illegible]村のときかく改めたるなるべし、宗久紀行に「日くるゝまでに、[illegible]かまの前につき[illegible]、[illegible]にて[illegible]たらせ給ふ」とあり、これ正しかるべし、さるを、釜をみすきといはんは、物げなしとおもひて、古傳をかへて、かくの如く三神に改めなせるならめど、釜を祭れりとて、何かはあしかるべき、京都の平野は、廿二社のうちにて、いとたふとき神なるが、それすら御釜なり、されども、その平野も、中昔に祭神をかへたるは、釜をいふを嫌ひあなたてし、社前に、[illegible]奉りしといふ、[illegible]あり、[illegible]へ[illegible]の[illegible]しけれは、問ひしに、天保年中に[illegible]まれしかば、補ひたりと。○鹽松勝概云、鹽竈祠、舊附[illegible]田一千三百石、[illegible]吉[illegible]下馬[illegible]市川[illegible]六邑[illegible]、[illegible]供[illegible]之費、祭[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]社田、[illegible]官[illegible]、降[illegible]郷社、明治七年、[illegible]所崇祀、[illegible]社[illegible]爲國幣中社、左右宮[illegible]、別宮西面、前置拜殿、[illegible]以[illegible]、[illegible]以[illegible]、地[illegible]、道[illegible]、[illegible]、[illegible]、凡一百九十[illegible]、[illegible]杉[illegible]、不[illegible]日影、[illegible]、或石、或[illegible]、[illegible]、左右[illegible]、[illegible]、內外[illegible]、[illegible]有井[illegible]、[illegible]內[illegible]有、[illegible]一[illegible]、門[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]神[illegible]、[illegible]之觀、[illegible]之[illegible]、使入[illegible]然[illegible]敬、[illegible]有、在[illegible]、有高[illegible]尺[illegible]、[illegible]面[illegible]、如[illegible]扇狀、上有[illegible]線、[illegible]日[illegible]環、可以測日晷、[illegible]時辰以羅馬字、銘曰「寬政壬子春、摸紅毛製」相傳、林子平在長崎荷蘭館、觀此器、授意藤塚知明製造、其表羅馬字、可以知子平[illegible]外事也、壬子、子平沒前一年、知明、字子章、號鹽亭、[illegible]式部、世爲鹽竈社祠官、天明[illegible]

[illegible]田不登、損[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]宜[illegible]官長也、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]日落千山紫、[illegible]入清[illegible]、

天地[illegible]、[illegible]、

一[illegible]塔[illegible]、長[illegible]、　　市　山

法蓮寺

又、神宮寺といひ、眞言宗。即、鹽竈六所宮の舊別當にて、本宮の東青麓に在り。近年[illegible]、勝[illegible]に存す。

明治九年東巡[illegible]云、[illegible]より[illegible]、[illegible]、[illegible]漁戸最多し、[illegible]千[illegible]、[illegible]、本社の東南に寺あり、金光明山法蓮寺と云ふ、寺東の[illegible]汀を[illegible]松[illegible]と云ひ、[illegible]島は[illegible]汀を去る[illegible]町餘、[illegible]と[illegible]て[illegible]に[illegible]び、皆[illegible]の[illegible]なり、東巡の次、上既に松島なる[illegible]、六月廿八日を以て法蓮寺に宿し、其[illegible]、神社に詣せらる[illegible]

觀聞志云、鹽竈本社、東南有寺、日金光明山法蓮寺、々下以東有[illegible]日[illegible]松[illegible]、其北有[illegible]山、日[illegible]、下日[illegible]陵、[illegible]往時山頭有古[illegible]、殊[illegible]、春時開花、々影[illegible]陰、仍得其名、[illegible]內記云、法蓮寺、眞言宗、不詳何時何人開山、天文中、[illegible]中[illegible]、[illegible]寄附[illegible]石之地、傍院社[illegible]六供十二院、賜百六十[illegible]石餘之地[illegible]鹽松[illegible]云、法蓮寺、今[illegible]、本稱神宮寺、天台派、爲鹽竈社僧、松島山[illegible]、天正年中、[illegible]、[illegible]下誦經、日[illegible]受留守君旨、有所[illegible]、[illegible]留守氏、留守氏有富鏡、[illegible]命爲本社別當、[illegible]堂塔、以其[illegible]八[illegible]花坊、日法蓮寺、專[illegible]祭事、位在[illegible]人上、支院十二、[illegible]道占勝地、[illegible]堂、[illegible]、[illegible]之所、[illegible]、[illegible]新[illegible]政、[illegible]與神[illegible]、[illegible]

[illegible]山萬年[illegible]松[illegible]日、永祿年間、[illegible]富鏡、日詣神殿、誦佛經、[illegible]人[illegible]、[illegible]之、[illegible]留守氏、留守氏[illegible]歸心佛氏、乃[illegible]人、[illegible]法蓮寺、[illegible]、[illegible]

自是信但得勢、請祝恭乃、拔、首領且前、大杏信創辟
宮寺、當寺中、留守常住乞、明應六年、所書付首者、
先寺僧、往見史、本信等事、不拾于宮養、
等□護、在信等田、權現時代、通持道濟、借落群島、迎
爲惣島、殿閣之職、風日之作、爲證壹分一、獅山公　吉
村）寤日等□禮、今爲清岸

讓渡　留守四郎左衛門尉家政所
奥州宮城郡内、國分寺、同寺中、并岩切田、高崎、
同修正田四段、在村岡村、　塩田新寺堂、同寺田
三町、　五大院、同修正田、在高崎、　念佛山堂、
修正田、國村岡在之、三町　紙屋別所、并南宮
庄内、新田參町、　東閑日田在町、地頭職事、
右此所々者、且爲重代相傳所領之間、弟子甚宗阿闍
梨（且辨）讓與之處、令死去畢、爰可相譲弟子無之間、
讓爲後自幼依爲弟子、左衛門五郎家藤最爲嫡子、讓與之
處、又以令死去畢、仍家藤次四郎左衛門尉家政（且辨
甥）、祖尚御下文所讓也、於彼所々者、寺社之務、任先
例、無懈怠可令勤行、守讓狀之旨、至永代不可有他妨
一門之違亂之狀、如件、
永仁貳年十月十三日　　法眼且辨（判）

籬島（マガキ）
法蓮寺の東なる海中に在り、□の孤嶼なれど、名所とす、海中地に□まがきの島は、塩がまの浦なり、云々」小祠あり。

わがせこを都にやりて鹽がまのまがきがしまの松ぞ久しき、「古今集大歌所」
陸奥守に侍りける時、忠義公のもとに申送りける、　源　信明
あけくればまがきの島をながめつゝ都戀しきねにのみぞなく、「新勅撰」
うしろめた末の松山いかならんまがきの島をこゆる藤浪、「夫木」

（間垣島）

鶴陽志云、千賀海汀十町餘、有巨島、所謂間垣（マガキ）島是也、古今□□□□、凡□海上之景致、則□□□之名目、古今之□□□、□□□之□□、□□之賞心□□、自□之破杳冥、海鷗之睡沙汀、渾無不起興發感者、皆與古人所詠相合、而實擬之名勝、□下之□□□、□□□云、
□子島、在籬島北、自塩竈、沿岸三四町、巖石犬牙、如張兒口、有文化七年所建碑、文曰一日東名宮、千賀萬歳、奥清松島、執爭雄跨、島嶼點波、□島有□、松杉吟風、如竹和絲一□、其背曰　獅子崎、背負高崗、前面大瀛、右勝鹽竈、左鼇松島、島嶼洞淸、層見疊出、波濤激湧、雲煙□渺、其怒起者、猶疑□排滿觀波、氣象雄雄、鹽松天下之絶勝、而斯地特擧兒信秀絶之觀、故表之曰獅子崎、沿岸七八町、岬角斗出、前有蛭島、□□□□、曰□□
綾山驚水恩依々、半日淸閑好□□、雨洗湖痕柔惜冷、
一行白鷺背人飛、　　　　竹　屋

寺崎（テラガサキ）
鹽竈の灣頭の地にして、□、出入舟舶の碇度（ハト）とす、東園（トウヱン）寺、及び駒犬の城址在り、□□□□□云、古□一、在純寺□地、□□□大古墳、或曰佐藤館、不許何人所□（觀闇志云、□□以東、有寺、日東園寺、背松藹山、樹林元寺、山外有二島、一曰□羽島、一曰大女島、延辯才天□、其崎□□、駒犬城址、東園寺後、□羽□間、有古□□留守系□別本云、元□年中、佐□□郎左衛門父子逆意、高森政景出馬、被攻居館鹽竈駒犬館、因落行他郡、其後、伊達政宗君被攻國分盛重之時、政景出陣、佐藤三郎慕哲好、供于陣所、仍被厚免、率兵兵士六十人、令守小鶴館云（鹽松勝譜云、畢日左右、崖嘴斗出者、凡八、稱八崎、曰寺、□、□□、小黑、大黑、尼島、□崎、女郎、神始降此地、拔除不潔、有巨石、曰□□石、踰□、沿路窮處、曰尼島崎、舟行潮退、不得入畢口、則從此上岸、有一島、即尼島、自松島至此、島嶼始盡、故有此稱、有天女祠、古梁詩曰一懸崖潮洗天妃宅、古洞雲封海若祠、十

（東園寺）

（駒崎城址）

收飽携□浦驛、此詩始詠尼崎」矣□者只大半在帚、不違反願也、
吉田公　綱村　營□□□、建□□□□、自□□年、順八條令中、□□□一切征稅鹽竈戶、歳賦金二百五十圓、七八月開闢馬市、三月七月開演劇相撲戲場、沿海船隻出入、專由鹽釜津口、邑民益豐田野、及百貨營業、恩一切蠲除、毎年六回開市販賣、此時邑民百二十戶、合□一下、増加六百戶、建寺東園寺、記此事、公費、邑民思其德、請大年寺□□、□爲□□、今開遺跡、寺僧曰、□已羅火、不存一字

餘目氏記錄に、駒崎（コマツキ）城とて、留守氏の城館ありし旨見ゆ、今其地を知らず、もしくは、鹽竈の古塘、即是れ歟。封内記に、鹽竈邑、神明宮二、其一在號小松崎地、また古壘、在號寺崎地、號駒犬古城」とありて、小松崎は駒崎と音相通し、駒犬城といふも、音相通へり。
餘目氏記錄云、留守殿は、やゝもすれば、賢大將の味方し、分限下られ候也、大崎殿御下向以前、吉良殿、畠山殿の國爭の弓矢絶ず、有時、畠山は宮城の内岩切にたち寄り給ふに、吉良殿うちよこり給ふ、畠山は、留守一族吉田と申人を頼給間、夜中に具足し奉り、遠江守家助在城へ門をたゝき、吉田が參候と被申、無難木戸を開き、畠山殿御供致し、家助の侍へ御越候間、不及力同心し奉る、さる間、岩切にて畠山方際限なく打死す、其時、畠山殿、留守方、はかなくも、夜節に、卅人、馬に轡をまき候て、鹽竈の内陣にかくれ籠るを吉良殿方より、引出し被斬候、家助の頸は、雷と成て天へ上候、家助、二年前に、自拍子、留守□在城こまさきへ出仕、其腹に若子一人持給。
さて、此吉良畠山の攻伐は、岩切城址の下に徵證せらるる如く、正平六年の事に屬し、又、竹城保長田（ナガタ）の條にも合考して、畠山父子は、長岡郡より南に退却し、已に長

田な保ちかね、海道に出て岩切に至れるを知る。而も、當吉良氏に當りかね、留守氏に告頼す。其在城は、本文に明記せずと雖、下文に在城駒崎といひ、且、畠山留守の人々の、共に鹽竈神社の内陣に入りて、最期を遂げたるを見れば、地理上より推して、寺崎、やがて古名駒崎（即、小松崎）と判斷せらる。餘目氏記錄に又曰へるは、吉良殿畠山殿取合の時、吉良殿はこま崎に招給、畠山殿は長田細谷田の要害へ打入給、大崎は近所也、大崎より打て出、畠山殿こらへかね、長世保に築館、彼城をも引退、竹城保長田に築城、吉良方より日々取合なり、畠内進はいの子、富澤右馬助、こゝろさへ出、吉良殿に奉公忠節す、云々。

此文に見ゆる所は、吉良貞家も駒崎在陣と云へど、前後の事實を通覽するに、吉良は、初め駒崎に在陣し、留守氏も吉良方なり、後、畠山が岩切に楯籠れる頃に、駒崎より轉陣して敵を攻めしに、敵は歸りて吉良の前陣地へ寵入し、留守氏は、又、吉良を離れ、畠山を庇護することとなれりと悟らる

釜殿（カマドノ）

鹽松勝譜云、釜四、昔鹽土翁降此地、教煮鹽、人民始知菅滋味、因鹽梅、故尊其器爲神、呼其地爲鹽釜、古其昔、則與商桑周鼎相前後、古其澤、則人民始享煮鹽之利、費其神德、重其潛澤、故祠而祀之、古時廟於此、後以其地湫隘、遷祀山上。（觀蹟志云、神竈、凡四、口徑四尺至四尺七寸、舊本社南二町餘、在市店後、綿入目、往古有六口、或曰往古有十四口（藻鹽草曰、昔はむかし、田村將軍討夷之時、五萬八千人の兵粮をかしきたる釜なり、變にしてたゞ四の釜はますと、云々、宗久紀行曰、日くるゝ程に、しほ竈の浦に行つきぬ、神體は、やがてしほがまにてわたらせ給ふ、御前に通夜し侍りぬ）按、往古建神祠于此、面南奉神竈者、是舊也、宗久因親經直視者、可認實記、不可疑者也、但、藻鹽草爲炊兵粮之器、此傳聞之誤也、觀今所存、而可知其非也、上古唯附此神竈而祀之、故神號字亦出于此、斯地乃和歌所稱于家浦者也、仍世人呼于家竈竈者、其名始出乎茲、爾後、當黄門君起土木之時、而其神竈依舊在舊舍中、則恐厥置褻、仍相攸于山頭、擇其淨地、以遷安而祀之、竈社乃依舊 ○南籍東遊記云、御釜殿に至る、本社とは四五丁をへだてたり、神代の釜とて、玉垣ゆひ廻して、其中に釜四ッを並べたり、釜の大さ、わたり四尺餘、深さ纔に三寸、或は四五寸に不過、皆少しつゝの大小淺深ありて、四つともに同じからず、皆甚淺くして、其形足無く、たとへば、家々常に用ゆる所の丸盆のごとし、全體鐵にて作りたるものにて、其厚さ三寸斗もあり、實に神代の舊物にして、五百年千年の物にはあらず、傳へ云ふ、明神上古の世此地に降臨ましくて、初て此釜を鑄給ひ、海潮を煮ることを人民に敎給ふと、誠にさも有ぬべく見ゆるものなり、されど、釜甚厚くして、中々物を煮るの用に立つべくもあらず、いぶかし、又、釜殿の三四軒程東の町家の裏に、牛石とて、牛の臥たるごとき石あり、然れども、是は尋常の物にて、奇とするにたらず。（息軒紀行云、至鹽竈市、約略三百戸、妓館居半、神居小邱上、祠宇宏麗、祭用雅樂、巫覡羅方紳五常樂、倶鏘可聽、下觀鹽釜、凡四口、徑四尺八寸、深五寸餘、紫黒色、中湛潮水、其一、徑四尺、深一寸五分、黄赤色、毎年七夕前夜、祭而易水、相傳、神所用以煮鹽也、土人則云、初有七口、其三沈于海、釜淵是也、或云、凡六、一沈于釜淵、一埋于釜田、要之、頑人野言、無足辨論、然今所在、實爲古物、惟黄赤色者、制質皆異、恐屬後人贋造也

敬白奉賽鹽竈大明神立願事

可奉立御鳥居　　可奉造營御社頭

可奉鑄御釜一口廣五尺　　可奉引御神馬

可讀誦大般若經一部　　可奉讀誦心經十萬巻

□□勤仕御神樂

右乃意趣者、天長地久、御願圓滿、殊ニ貞經□□安穩、心中所願、令決定成就、者、奉朗「」也、

延文五年卯月廿八日　　宮内大輔源朝臣

此文書は、鹽竈宮の所藏、探題吉良貞經（貞家の弟）の立願にて、當年獻進の古釜を證すべし。されば、前中段に鹽竈の神體也、この釜なり」といへるも疑ふべし、且、右傳は、もとより神山頭に在りて、此なる釜殿を、後社の舊地とするもいかゞ。又、此釜を、常に神の實用に供せしやに說くもあれど、亦其の意を得ず。要するに、儀器祭具の類のみ。留守文書、御倚人數帳に、鈴木隼人、御かまの神領五百かり」と收め、宮元人數帳の中に、御釜の事見えず。されば、もとより本宮と相分ちて、別地にありしを知るべし

吉津濱（ヨシヅ）（淺扇）

今、鹽竈町の管内なれど、其北東に離れたる海汀なり　此を淸濱（センシイ）とも、大濱ともいふ。（觀蹟志云、鹽沙濱（オガサハ）、在舊鹽竈以南木濱、郷俗呼大濱、有精舍曰海無量寺、幽閑清閑可愛之地也、一日秋夕、自松島棹扁舟、繫樹陰而上木汀、行々分叢徑、過磵溪、細石磊落、黄蘗藤蔓、登岡樹而入于深松、及寺院而與僧語舊、來久而海月昇松梢、江風度峯頭、張籍詩所謂一秋山無雲復無風、溪頭見月出深松一者宛然自來（封内記云、大澤山慈光院、雲居和尚開基、昔山君嘗來于此、命鵬雲和尚日、雲居和尚所開之地所々多、此地當改號富寧山海無量寺、寄附五十石之地、是以移慈光院于此浦、改號一華菴。）大囗管清記曰、揚帆指大高森、潮候不便、乃轉指局濱、維舟沙汀、捫蘿以登、日輝射海、波光鎔金、嶋嶼横散、布置得宜、一幅天然活畫圖。

雨山訣處望滄海、鳴咽潮如落水見、不識誰持并刀快、
剪成摺扇半横圖、　　詩佛

擣釜や色ある月のうすけふり、　　宗因

鹽竈浦（シホガマノウラ）　今、鹽竈港といひ、松島灣の南支港とす。港門は代崎（ダイザキ）、馬放島の間に在り、東西二浬、南北一浬、水淺くして一尋に達せず、故に巨船の出入なし。東北は、馬放島の西側より、松島灣及び石濱・桂島・泊所に通航すべし。

（馬放島）

觀蹟聞志云、桂（カツラ）島、其南巨島曰柱（ハシラ）馬島、下見丹堤相峙、最爲翠濤蒼然、奇絶可驚、靈怪可恐、相傳、太古以神門所駕之龍馬、崩乎此地、仍曰之神馬島、（一云松勝概云、放馬島、與代崎多聞山相對、東西五六町、南北半之、周圍更錆、是漁村舍、代崎全村業漁、伊達氏業於此島、鹽浦諸島中之大者、神馬老放此島、因命焉、所留変事、雖犬相聞、使人有入仙境之念、村姓業兵、豐灣中、日獲千尾、待不漁時而販賣、得巨利、又搆一亭待山客、客手平乗綸、隨投隨獲、巨鱗潑刺、作膾下酒、見宜消暑、至受游客四方、一變爲遊觀之地、

鹽竈港は、馬放島の東側に至るまで、深は、水深七尋より三尋に在るといへども、該島を經過し内に入れば、假然として一尋以下に減し、左折して漸く鹽竈に近づけば、愈淺く、終に鹽竈村落より約半海里の處に至るの間は、低潮に泥底露出するに至る、故に漲潮の時にあらざれば、小艇といへども、鹽竈に到るを得ず、二三百石乃至五六百石の商船は、皆高潮に乘じて入り、鹽竈を距る約四五町の地に泊すといへども、低潮には甚く泥中に船底を埋沒せり。（松島志）恵竹丘黄紀行云、未牌、來泊於鹽竈之浦、天亦霽晴、東面六七町、雨山起伏、灣嶼左出、亦松千島、海風所蕩、皆爲異體、隨東隨開、境亦隨益奇、凡半里、左得籬島、鹽竈至此、所謂千賀浦也、左大臣源融之副墅也、設宴於籬島以賞月、以故其名特顯、島以東爲松島、右崎始斷、遙見外洋、爲羽柴崎、其東則青海島、外洋諸島、止於其間、巨者・小者、長者・聳者、穹隆者、凹而盛者、凸而狭者、雙相提携者、倏忽轉換、如觀過門之客、凡十有九、舟子一一指名之、而惜不與文人、可恨也。舟益進、外島皆伏而不見、前面忽得一奇島、如白犬昂首而顧、曰裸島、凡松島、東西五里、南北半之、有三大島、以限外洋、其内小島八十有八、其處外者、幾倍之、皆石身而松衣、獨是島不生寸草、故得是名、遂有不孝爲裸之点、可笑也、又一奇島、偃臥于右、有巨孔、圓如閤月、其上穹隆爲輪者、宛然架橋、曰架橋島、青海島亦斷、復見外島、前者居半、面勢而又變、或先見而後伏、或後出而先退、遠近交錯、約如弄丸、眞一大活書哉、衆島復伏、海面谷開、無足觀者、名曰海原、時應接既繁、日饑欲食、傍人絶叫曰、奇島出於左矣、呼衛而視、前第一島爲筆輔、形如其名、有特怪麗、次爲冑島、高而小、乃石山載土者、淺草上松樹扶疎、邦君游覽、矢魚於此、次則鞍架、次則鏡、皆因肖得名、形亦粗肖、既而衆島群湧、不可名狀、左右互出、前後相映、乃衆中最勝處也、一轉達岸、投扇氏、時日將沒、遂呼白登樓、玉暇無所見而後休、夜海嘯、雨兆也

みちのくはいづくはあれど汐釜の浦こぐ舟のつなでかなしも（古今集大歌所）

屛風の繪に、しほがまの浦かきて侍りけるに、

いにしへのあまやけふりとなりぬらむ人目も見えぬしほがまの浦（新古今）　一條院皇后宮

奧儀抄云、みちのくはいづくはあれど、云々、是は、世のはかなきことを、みちの國にてよめりけるにや、此みちの國にあるも、あるにもあらぬ身なり、悲しきわざな、といへるなり、浦こぐ舟は、いつこともなく、ゆくゑもしらぬ海にうかびて、こぎゆくが、はかなくみゆれば、悲しきことに引よせていへるなり、「こぎゆく舟の跡のしら浪」などゝよめるなり、此義心ふかくおもひよりたれども、いかゞあらん、能々思ふべし、教長卿曰、みちの國にかくて有と、我をばひく人もなく、まがきの島のつなぐやうにも、ひかねば、それを見るが悲し、とよめる也、云々、是も、いかゞ侍らん、つなでかなしとこそよみたれ、綱手の綱にひかれんと、こゝろうべからず

秋のころ、鹽竈の浦にやどりて、

さよふけてものゝ哀しきしほかまはもゝ羽かきする鴫の羽風に（夫木）　能因

伊勢物語云、昔、河原の左大臣の公、六條のさとに、家をなまめかしくつくりて住けり、神無月の晦日、菊の花うつろへるさかりに、みこ達おはしまさせて、さけのみしあそびて、夜あくるまゝに、此殿の面白きをほむる歌よむ、そこにありけるかたゐおきな、板敷のしたにはひありきて、人にみなよませはてゝよみける、

しほがまにいつか來にけん朝なぎに釣する舟はこゝによらなむ　とよみてけるは、陸奧國にいきたりけるに、あやしうおもしろきところおほかりける、我みかど六十餘國の中に、鹽釜といふ所に似たる所はなかりけり、さればなん、此翁更に愛をめでて、鹽かまにいつか來にけん、とよめる也けり、是につけても、鹽竈をめづる心と聞えたり。

鹽竈の浦ふく風に霞はれて八十島かけてすめる月かけ（千載）　清輔

なかむれはやそしまかけておき津かすみたてるしほかまの浦（夫木、建保名所百首）　家衡

（八十島）

この八十島（ヤソシマ）といふは、鹽竈の浦の、數ある島を、たゞへしならん、宗久紀行に、鹽釜浦の千島ともいへり。兩も在原業平の奧州に下りし時、八十島に滯宿して、小野小町女の髑髏を得たり、と云ふ奇語ありて、早く古事談、袖中抄に、江記を引きて載せられ、其故迹は、後世、玉造郡新田村に、小町塚を遺せり、然らば、八十島と小町塚は、二所なるを、古語に一所なるが如くに誤りつたへしならん。また、此鹽竈の浦島を、浮島ともよめり、其證歌最多し

中納言家持がもとにつかはしける　山口女王

しほがまの前にうきたる浮島のうきて思ひのある世なりけり（新古今）

わたつみの波にも濡れぬ浮島の松にこゝろをよせてたのまむ（拾遺）　大中臣能宣

みちのくは世をうき島のありといふ關こゆるを磯がざらなむ（新千載）　小野小町

しほがまのまへに[illegible]にかゝる浮島の（續古今）　後鳥羽院

觀蹟聞老志云、千賀以東十八九町、自鹽竈上望一青螺、島上有平野、日之浮島、其東北則有蠣島、小蛇、解散、閻魔、傳燈、客留、鶴渕、青龜、鶴巣、姑射、箕輪、閻島、兜等、及箕翠島、島嶼與湖相分、而列于波間、其北山後則曹洞濱、凍梨隈環、杉濟、水沙田濱、陶灣曲隈、漸次相續、其島嶼各依形勢而設其名、就中、如侍婦等、其狀相似婦人、故由此而朝宮技也、兜、兜、二島亦各彷彿其像亦皆如此、東國紀行云、平出爲步頭、導舟而上、舟師二人、解纜而發之、左有舟潤、曾波知汀、所謂千賀浦是也、初舒後縮、舟搖々不得、風氣ヽ面吹衣、其閑雲暫々歸行見此舊湖嶼之繁也、此非王勃有乎、舟師在頓、每逢一島指點、左之尤大者爲籬島、有則裸島、小而如落帽乃帽子島、夜甲也胄也、此伊勢也小野也、其餘爲布袋爲辨天、毘沙門、大黑、夷等、皆因形而命焉哉、名々不雅也、東之諸嶼連接如一帶長堤、其間一里許、缺者道門也、自此至大塚島、海日都門、皆濟船所出入也、

赤瀨鄕

和名抄、宮城郡赤瀨郷、高山寺本、訓安加世、今、利府村なるべし、大字加瀨ありて、赤瀨の訛、頭音脫落の例は、伊達をダテと唱ふるごとく、皆母音たるを法とすゝなるを悟らるればなり　多賀、餘戸、兩郷の北にして、市川は此郷内に起り、東南へ流下す、加瀨は、利府驛の南にして、鹽竈道の西嶺の陰に在り

趾遍あり、加瀨池と云ひ、末は市川へ入る。加瀨寺觀音堂は、開創未詳、近世寶文中、瑞巖寺雲居和尙中興して、龜島山天祥寺といふ。○觀蹟聞老志云、加瀨村、有寺、號龜島山天正寺、相傳、伊澤將監宗景塋地也、始稱增長寺、後改之、其墓畔有古梅、傍有幽泉、日之鐵井泉。○人類學雜志云、加瀨正村山と稱する小丘は、鹽竈の西方十四町に當りて、利府本鄕との、殆中央に位す、丘腹に横穴あり、蝦夷穴と呼ぶ、七個現存す　加瀬と鹽竈の中間を、野中といふ、文和年中の文書に見ゆる地名なり

利府

今、利府村と云ひ、附近の加瀬、森、赤乙、飯土井、菅谷、春日等を合す。岩切の東北、鹽竈の西北に相距る一里にして、鐵道停車場あり。西北の一嶺を踰ゆれば、黑川郡に入るべし、吉岡まで五里（鐵道、岩切へ二哩半、松島へ八哩）

封内記に、利府、古昔、元龜之頃、留守宗所居とあるが、天正中、高森伊澤氏卽、留守氏の居れる所なるが、昔名は村岡といへり、利府とは、蓋、城名に出づ、城下の舊名に隱れるものとす　されど、村岡を、今、利府本郷といへり。又、利府の古訓は、トフにて、歌名所なりとの說ありと雖、疑惑を免れず

元祿東遊行藏抄云、十府の里、自岩切到于此十丁程、西方也、こゝは菅薦を出したる名所也、こゝに十生きりたる菅生す、但、年によりて、生えきらずに長ずることもありと、又、編目を十符に編たる故に云ふと、兩說あり、藻鹽草等にいふ。○明治十一年紀行、十符菅薦云、利府村は、昔、菅薦を出せる所なりと、里人はいへど、まことはこゝにはあらざる由なり、この外、末の松山も近きほどにあれど、すべて此あたりには、政宗の、事好みて、よその名所をうつされたるが、おほかれば、悉くはうべなひがたし、

利府城址

鹽松勝譜云、巖切館、又高森城、巖巖嶮絕、頂上砥平、爲天險之地、伊澤家景、從源右府、東征有功、命留守奧州、城此、號日留守、遷多賀府民、後移治鴻巢山下、今利府是也。○留守家書云、往古、當家先祖家景、高森在城、天正十八年、政景失利府城、翌年移岩井郡黃海後移于一關、寬永元年、武藏宗利（政景孫）更移邑于膽澤郡水澤。○同書又云、留守氏、本苗伊澤、中古參河權守宗任代、始稱餘目氏、政景代、稱高森氏、然家任以來、或稱留守餘目、又稱留守高森、村岡退治以後、住城稱利府、以故又稱利府殿。○按、村岡退治云々とあるを見れば、元龜の比には、高森政景之を擊ちて、本邑を取れるなり　されど、留守文書に、村岡を所領とせる由も散見すれば、村岡氏も、其一族の分居せるもの歟。回國雜記にもろをかとあるも、ここなるが、ムラモロ古言相通也、伊達世次考、弘治二年、村岡有兵衞あり、前の末松山八幡宮に合考すべし。

再考、餘目氏記錄によれば、村岡氏は、留守の一族にして、其居住の地を稻澤と云ひ、東西の兩館あり、頗營を稱せしことも、されど、事蹟詳明確を缺く、宜後傳にまつ。○餘目氏記錄云、村岡先祖、文明ヽ、是れ留守二晋の一族なり、十一代駿河守家明の時、大崎の披官、澤田の給主、留守長門彈正と云人、駿河守を賴み、器用なる間、宮城の沙汰を持つ、郡中に村岡方威勢たる間、如何しても退治すべしと、葛西へ此旨云越、其狀、路次にて飛脚取落し、稻澤へ來候間、村岡宮内少輔遺深くして、駿河守在城に、長門彈正らを打れ候、駿河守忠本所を國分へ取られ候て、大崎殿の御舍弟、彌三郎直兼と申を、我が城高森へ申越、駿州、其後は村岡城おと森、おり給ひて、代官に、村岡刑部少輔、遠州舍弟也、南宮、佐藤をさしそへ、いつきかしつき奉候、國分を退治し給はず、

村岡遠州は、總領總州の親類なり、應永年號にはじめ

の方の事なるが、村岡文明の子孫、其頃は(?)なりし經村は、せきがに有(今按、遠田郡北河ハ關根か)其息四人なり、宮之前其外かなたこなたに住す、遠州の親父、宮内少輔とて、京の人有、其舍弟兵部少輔と共に、總領經州に折檻せられ候て、河内へ罷出、大崎殿へ奉公し、加美郡大猪塚(オホイヌツカ)に居住す、此大猪塚、郡(今案、志田郡)へ罷越して、一夜の内に、遠州父子五人を打取、籠而宮内兵部兄弟、披官十七人にて、稻澤の館を築く、留守方三百餘騎にて取陣、依て、大崎より朔の上樣、そうの關(今按、利府想闕)へ御出張候間、留守殿畏れて陣を引退、兄弟其儘村岡に成り、威勢無申斗、兵部少輔は、大崎殿の軍奉行を仕つ、宮内入道の嫡子又二郎、大守に仕す、三男六郎と申は、兵部殿也、入道かれに遺跡を譲る、兵部我驕なにて不宜、筋目たりとて、嫡子又二郎を呼返し、村岡とよばせらる、宗門の筆、村岡遠州是也、

其後、十二代四郎左家切腹の事に附、遠州嫡孫く、四郎舍弟、山内腹の三郎次郎飛彈守を取立、十三代美作守持宗に矢を射る、然る處、稻澤西館の兵部少輔の嫡子、長門守は、高森(家宗)寺を致し、伊達の衆を引入、西館遠江守は、三郎二郎を替退し、大崎勢を引入、三年の弓矢にて、遂に西館長門守、村岡に成る。餘目記によれば、村岡の遺跡を文明と云ふ、文永二年文書、留守三代家廣より、高用名の村々を、子息四郎左衛門尉家政へ讓れる中に、餘部村、村岡村の名見ゆ。然らば、文明といふも、家政の孫裔にして、餘目氏、村岡氏は、一流の分派なり。留守文書、德治二年、正和二年、家政の領知を、宗明と龜彌丸の二孫に分てる事、田子、小鶴の條に引けるものに散見す。この龜彌丸、もしくは、文明の幼名にして、即村岡氏の祖先ならん。

讓渡　陸奧國宮城郡、高用名内、村々地頭職事

子息左衛門尉家政

餘部村　陰女房弁宿禰谷女子伊□女子分

村岡村　椿村　田者東宮に參町可渡也

右所讓渡子家政實正也、子息等中互不可有違亂之狀、如件

文永二年三月二日　留守藤原(花押)(家廣、法名行妙)

と載せ、今、村岡に、金峰山寺、修正田三町と載せ、今、村岡に、金峰藏王權現ありて、多賀城主の勸請と、封内記に見ゆ、即是ならん

(椿)

(椿(ツバキ)村、今知れず、永仁三年文書に、金峰山寺、修正田三町と載せ、)

伊達成實記云、天正十八年十二月、淺野彈正殿より、淺野六右衛門を、米澤へ御使につかはされ、大崎、葛西一揆おこり候間、政宗早々御下馬、御退治然るべく候、蒲生氏郷へも、其通申遣候由、御こしはりに付、四五日御支度被成、淺野六右衛門御同心にて、利府へ御出候、云々

龍藏寺(リウザウジ)　利府本郷の東北、森郷(モリガウ)に在り。〔封内記云、森邑、有市町西驛也、龍藏寺、黃檗宗、元祿□年、□由新僧開山、以其爲觀音爲寺領、邪黃寄附二十石之田、及屋敷十口。〇仙臺金石志云、多賀國府は、利府森村にて、利府の町北なりとも、又、岩切村とも云(ナヘヤマ)なり、府中萬葉、

(國府中山)

物見岡(モノミ)　今、詳ならず、東方に、國府中山の上なる、物見岡と云ひ、多賀國府より、黑河玉造の方への通路にあたる山なれば、地理を推して、利府より黑川郡鶴巢村、小鶴澤に至る嶺路の迹と知らる。舊說、之を七北田村の上谷刈に擬したれど、形勢に背けり。〇東鑑云、文治五年八月十三日、二品(賴朝)令休息于多賀國府給、十四日、奉衛在玉造郡之由風聞、亦國府中山上物見岡取陣之由、有其告、經五兩舌、雖賢慮未決、在玉造之儀、猶可然之間、令多賀國府、帶黑河、令赴彼郡給、然而爲尋物見岡、小山兵衛尉朝政、下河邊庄司行平等、仍各馳向件岡、相圍之處、大將軍者先令逐電、其居所殘置幕計、于時、朝政云、吾等者經大道、於路可參會歟、行平云、玉造郡合

(想闕)

戰者、可爲□事、早速可被向者、行平問、構云之間、朝政等相具之、云々〔封内記に、市川、源出利府想闕(サウノセキ)、末流會入幡川、入湊濱、云々〕想闕とは、古驛路の一要害なりしに因りて起れる名稱歟、猶考ふべし。

餘目氏記錄云、村岡宮内少輔、同兵部少輔兄弟、披官十七人にて、總領遠州父子五人を打取て、稻澤のたちを築く、留守方三百餘騎にて陣取、大崎より六代朔の上樣(持詮)、宮城へ馳給ふ、府中山、いたやとなりを、大木を切塞くと雖、事ともせず、そうの闕へ御出張候間、留守殿奉恐、陣を引退。(本書にも、國府中山は、想闕の嶺たるべきこと、餘目記を徴て、愈明白す。本書によれば、國守(くにやトナリ)を省きて、府の中山とも呼びし也、又、板谷道とも呼ばれしなるべし

飯土井(イヒドヰ)　今、利府村の管内にて、驛の西南に隣る、古言、飯土井の訛なるべし

伊豆佐賣神社(イヅサメ)　今、飯土井に在り、土人伊津薩姬といふ是也〔封内記、神祇志料〕延喜式の宮社にて、仁壽二年紀、伊豆佐咩神授位とあるも同じ。

(澤乙)

菅谷(スゲヤ)　今、利府村の管内にて、飯土井の南とす。菅谷の北を、澤乙(サハオト)といふ、小刀岡神あり、鹽竈の末社也〔利府本郷より西方十町許、澤乙村に、一大なる穴あり、山の半腹にて、口徑四五尺もあらむ、其近傍より土器陶片を得べし。〔人類學雜志〕

餘目氏記錄云、宮城小四郎家業の二男、わらは名こそほう丸、菅谷になる、五郎家冬と號す、是れすけやの先祖なり（留守家□云　顯宗子式部(小字孫五郎)宗綱、病而不能繼後、是以養保山公子正景、爲嗣、其後宗綱病愈矣、性山公別賜采地三千石住于宮城郡菅谷邑、後改氏高城、今其裔保四百二十石、

神谷澤(カミヤザハ)　今菅谷の南を神谷澤と云ふ、岩切驛の北に隣る。神谷は、留守文書、永仁三年、紙屋別所と云ふにあたる。

今、[illegible]、國所とは、いづれか、神佛の宮院を置[illegible]參町とも哉するに合考すべし。○大槻氏云、岩切と神谷[illegible]南部勢けはい坂まで押寄る間、吉田の方、矢を一筋射ず して自落す。

岩切

今、[illegible]主上野介政景、重經營宮社。○仙臺金石志云、多賀城跡[illegible]る所なりと。

赤沼（アカヌマ）

今、利府村の管内なれど、驛の東北一里半、松島の[illegible]、陸路、松島[illegible]す

[illegible]たり。

松島（マツシマ）

[illegible]今、松島村[illegible]遠汀界碧浪、其佗、波問[illegible]如箭、亂花之徒再飛長反、[illegible]

[illegible]城の北にして、本地を距る一里[illegible]

[illegible]島一云々とある如き、當時已に、行脚遍歷の一名地と[illegible]れる[illegible]見す、此事[illegible]序在島記曰、松島者在東北、而天下無不艷[illegible]

[illegible]

○松尾桃青翁の細道云、松島の雄島の磯につく、抑、[illegible]漸江の潮をたたへり、島々の數をつくして、欲つものは[illegible]三重にたたみて、左にわかれ、右につらなる、負るあり、[illegible]枝葉汐風に吹たわめて、屈曲おのづからなり、其氣色、[illegible]として美人の顔を粧ふ、ちはやふる神のむかし、大山づみのなせるわざにや、造化の天工、いづれの人か、[illegible]

[illegible]句爲。

[illegible]

ふところ、〔源氏物語〕
たよりある風もやふくとまつしまによせて久しきあまのはし舟、〔玉葉〕
をれたらが、陸奥の國にて、子ともを人々、たうふりしたる、つとめて、いひつかはしける、
松島のいそにむれゐるあし田鶴のをのかさまさま見えし千代かな、〔家集〕　源重之

題松島金剛寺　小野湖山
西風殘日此淹留、客枕寅牛松島樓、只營壯遊酬夙志、不論奇勝在荒陬、圍通鞦轆三千里、雲接蓬萊七十州、讓與南山快心句、枯腸何用覓冥搜、

瑞岩寺（ズヰガンジ）　松島湖崎町を門前とし、其西北なる林麓の中に在り、舊名、松島寺、又、圓福寺といへり、〔明治九年東巡錄〕云、東涌の巨湾、東北金華山諸島に界し、西南相馬岬に至る、松島は灣の一邊に在りて、更に小湾を爲す、塩湖（ジヨガサキ）、寒風島、透逶連蟬の如く、外波涙を排き内湖嶼を擁し、以て一大絶景を成せり、此を松島の大勢と爲す、五大島近く其左側に峙ち、御島少く遠く其右方に横り、其中央に、福浦、桂浦群島猶近く、富山、佳島諸嶋漸く遠く、皆石白松翠、翠巒丹壁、滄波の上に湧現し、宛も動かんと欲す、側棚の琉璃殿に翔翔するを望むが如く、縹渺離徳、風来亦遠、褻近す可からざるの致あり、瑞岩寺は正南松島に面して開く、寺を出る僅に百餘歩にして門あり、昔觀山瑞岩圓福寺と曰ふ、相傳ふ、僧法身宋より歸りて開く所と、兵後、荒廢年あり、慶長十年に至り、伊達政宗營造し、更に今の名に改め、十餘坊を作りて、左右に排列す、常時頗る壯を稱す、門を置あり、無相窟と曰ふ、處莊三七、石を穿ちて作る者、法身禪を修めし處也、中央佛殿、政宗戎衣の像を安す、片眼烱々人を射んと欲す、堂内屏障、丹青自然古色あり、大抵狩野氏の筆なり、明治九年、天皇東巡、此寺を以て行宮に當つ、寺衆僧を

(圓福寺)

貝して蒼海を抱く、從來行宮未此盛ならず、乃、僻邑と雖、亦寂寞に彼ふ者ある知る可し

元亨釋書云、釋法心、過壯從出家、不知文墨、聞兩子稱宋地禪行、賈商舶入臨安、徑登徑山、見佛鑑禪師、師於圓相中書一丁字、示之、心日晶下、佛提撕之、惺悟砥礪禪坐、骨響肺嚼、而不撓者九年、初持丁相、於萬物中現丁字、心不居、漸經歲餘、席始得半穩、歸朝、居奥州松島、鳴終先七日、謂徒曰、某日當取滅、然心無恙、侍僧不信、到期齋罷半禪床、作偈乞遺偈、心元不克書、即唱日、來時明々、去時明々、是々何物、卅而不言後句、侍僧日、猶欠一句、曰是之、心應聲一喝、泊然而化

遠上徑山分風月、歸開圓福大道場、法身透得無一物、
元是眞壁平四郎、　法身

觀聞志云、釋書、法心、蓋、誤法身之也、瑞巖寺相傳、其始眞乃法身也、法身其氏眞壁、其名平四郎者、爲浮屠而入于宋、受法于徑山無準、而歸朝而開地也、北條相模守時頼、修造之、號松島山圓福寺、爾後寺衛荒廢、慶長十年、黄門君造營、新建土木、輪奐壯麗、極其美、請僧海晏以住、改日瑞巖圓福寺、又、宗久紀行、以覺滿而爲開山者非也、考寺院歷間、則覺滿自法身五世之住持云

鹽竈より浦傳ひに、松島に尋ね行く、實に心あるさまのすみかと見えたり、又、此の所に、圓福（エンブク）寺とて寺あり、覺滿禪師開山の地なり、僧衆百人寺住すとかや、寺の前、南は鹽竈の浦へ續きて、千島（チシマ）なといへども、猶其のかぎり見えず、或は沖の遠島として、海を隔てゝ遙なり、其のおほひに、小島多く見えたり、松島の東に當りて、離れたる島に、橋を渡して一つの堂あり、五大堂といふ、やがて、五大尊を安置せり、南へ向へる山の陰の、磯際に、石を高く疊みて、細き道あり、海のきはを傳ひ行きて見れば、湖崎に、松生ひかたぶきて、木末を浪に浸せり、行きかふ舟は、さながら下枝の様なるにゆく、それより少し隔りて、小島あり、是なんをじまなるべし。

封內記云、松島寺、相傳、天長五年、慈覺大師之草創、而號青龍山延福寺、其後、鎌倉北條時頼入道、來于本州、宿于法身窟、與禪師約開宗、改大台爲禪林、改號圓福寺、爾來、大覺、覺雄、智覺、覺滿、明極等、由僧諸禪師、相繼而住持、至第九十一世義山和尚、爲鎌倉建長寺派、自第九十二世賢堂宗中和尚、爲京都妙心寺派、慶長中、我貞山公造營一新、寺前植臥龍梅二株、五葉松一株、永爲伊達家之宗廟、寬永中、還命招待雲居和尚爲中興祖、寄附二百九十石餘之地、及諸佛供米百石、方丈給米五十石、并山林海上諸島、寺中有三廟、貞山君夫人陽德院殿田村清顯女、靈廟、承應二年創建、寄附百五十石之地、貞山君第二女、田中忠泰相忠輝卿夫人、天麟院殿靈廟、寬文三年創建、寄附百三十石之地、圓通院一十八世忠山君第二男光宗君、靈廟、正保四年創建、寄附七十石之地、〇天保五年貞山君祀行云、詣瑞巖寺、入門有杉、町餘、子院夾之、左右各六、堂宇壯麗、極右雕刻、多名畫、又有諸侯貞山公之宿、聞之、即移一日者、前日觀月崎、有邦君觀瀾之亭、盟公賜聚樂之觀以作之、麗不可言、皆以無導不觀焉、〇鹽松勝概云、昔有松島寺、年所之久、佛閣僧房、殘廢不修、納言公歎勝地名刹、久歸蕪沒、重造伽藍、指取材紀州熊野山、鳩名工礎築宏麗、本殿縱十四間横十一間、丹青絢爛、金玉鏤刻、側爲僧寮、爲齋園、前爲正門、繞以長廊、規模宏濶、窮極莊嚴、慶長十四年落成、今子院皆廢、陽德院、廟安夫人雕像、及其所奉彌陀軀、日實承殿、金碧彩畫、遺構奇麗、蕭疎、堂塔甍傾、而寶承殿猶存、天麟、圓通、今并撤、按、夫人雅崇佛乘、納言公已薨、歸依僧雲居、屈居江戸邸、受優戒、雲居撰往生要歌百八首、授禪法捷徑、信心益切、遂落飾爲尼、設

塲宮中、自據首席、曼聲唱起、夫人率侍女環坐唱和、聲韻瀏亮自動道心、夫人甚大悅、與侍女唱歎、爲課程、衮僧不可曰、云云、單傳、今爲此法方便、大害本旨、其徒備聞之不悅、至欲贖要歡板木火之、雲居不屈曰、吾濟度婦女之志、特設此一大方便、何嘗害佛本旨、松島里俗、今猶傳讚歎、○明治戊寅遭回祿、[illegible]保麗、堂宇宏壯、別院有十所、蓋政宗之篤信東北名刹、而中興實依雲居、欲御[illegible]於此也、[illegible]之英適[illegible]公之志績、翻然改其舊觀、明治九年、今上東巡、御覽此寺内有存焉、政宗之遺志成於二百年之後、可謂奇遇矣、

夜宿淸月提痛甚、水色[illegible]一色[illegible]、要見蒲光[illegible]通海、
山僧敲打五更鐘　　白山公

（島浦籬）

觀瀾亭（クワンランテイ）

瑞巖寺の東南四五町、觀月崎に在り、伊達政宗嘗息の處、相傳ふ、豐臣秀吉より受けし伏見の一亭舍を移して此に建つと、觀瀾亭の匾あり、東北に面して開く、富山の翠黛、指す可く、金華の眉黛、依稀望む可し、福浦島前（クヮウ）に當り、松竹蒼翠、千島群嶼を出入、風景擬するに堪へたり、［東巡錄］福浦島に當り、[illegible]、無比者なりと生す、一名[illegible]とす。

弘化丙申心齋遊記云、瑞巖寺、堂宇壯麗、珍什多古畫、寺據山、山背全石、々質不堅、東岸開室、多穿石爲之、出寺登觀月坡、有亭曰觀瀾、此亭本豐太閤營之伏水、後賜仙臺侯移於此云、揭兩奇晴好四字。

會津七年史云、戊辰三月二日、奧羽鎭撫總督九條左大臣道孝、副總督澤〔爲量〕、參謀醍醐少將忠敬、薩州藩大山格之助、長州藩世良修藏以下、兵若干を率ゐて京師を發し、仙臺藩大越文五郎は兵を以て護衛し、大坂より海路仙臺に赴き、十九日、松島に上陸して、觀瀾亭を陣營とせられけり、二十日、仙臺中將慶邦行きて謁す、閏四月、佐賀藩前山清一郎、庄内追討援兵の參謀に任じ、佐賀小倉兩藩の兵隊を以て仙臺に赴く、廿七日、橫濱より英國汽船に搭じ、三日にして東名濱（トウナ）に着す、翌日、兵隊を上陸せしむ、仙臺駐在の九條總督、其隨員小參謀等をして、來りて奧羽の事情を告げ、且、仙臺を脱する所以の計を聞かしむ、清一郎因て松島に滯り、進て五月八日、仙臺に入り總督に謁し、又、仙臺の執政但木土佐と會見し、遂に之を欺き、督府一行に歸京の途を取らしめ[illegible]、十八日を以て仙臺を發し、六月三日盛岡に至りて[illegible]、

[illegible]云、觀瀾亭、地[illegible]、斗出海上、今[illegible]島角[illegible]、瞭接寸瞬中、朝暉夕陰、紫翠萬狀、極松島之鉅觀者、相傳公建觀瀾亭於此、爲當風流絕塵之所、嘗公官城伏見、築一避暑亭、飲納吉公、公稱消搆之妙、買公入田、亭果適于意、嘉賞去、公拜日、敢請賜、乃撤屋材、預築邸内、大坂亡後、公謀重其賜、舟載屋材、漕致江戸邸、青山公（綱村）船運屋材、建築於此、經三百星霜、不失舊物。

立かへりまたもきて見ん松島やをしまの苫屋浪にあらすな、［新古今］　　俊成

觀閒志云、幽篁浦（タケ）、在松島寺以南、其北畔水汀、日破浪（ナミアラシ）崎、荒等汀（トヤ）、是古人所謂雄島苫屋荒浪者、乃斯地也、昔構建面近乎雄島矣、有寺曰法住院、園閒而來客稀也、過寺門者、經象鼻（ザウビ）岩青苔磯（チゴ）之苔徑、而入于御島。

御島（オ）

雄島或は小島（ナ）に作る、瑞巖寺の西南に在り、觀瀾亭を循り、破浪濱蓬屋汀を經、渡月橋を渡る、即、御島なり、全島長さ百餘歩、横其半に居る、松島の南廿餘島、此島尤其大を推す、向見佛、賴賢、但濃て此に居る、島口松吟庵あり、即其遺址なり、高僧の故居を以て、來りて死者の牙骨を埋むる者四方よりし、島身爲めに穿するゝ普過半、其他路傍樹間、岡畜岩窟、皆有佛像堵婆の埴まらざる無し、大抵直に島身を刻成する者、到る處累々たり、見佛堂は島の東角に在り、松陰一軒、三面海を望む、別に島中の一勝なり、西南に折るゝ數十歩、一閑衛宇、把不住軒と云ふ、賴賢の碑と對す、僧坐禪を修むる處、賴賢碑は、[illegible]一山の撰に係る、[illegible]本の僧健なる所、筆致雄勁、法其[illegible]、本朝古碑多く其比見す、往々有識者訪し、尤皆古の致あり、碑は島の西端に在り、此際卒塔婆石佛少く、松陰寂々耳に在り、[illegible]外晴濤聲、頗る幽絕の想あり。［東遊錄］

（島松千）

蓮生法師、松島へまうでて、法門など談じてかへりけるに、つかはしける、

ながきよのやみ路に迷ふ身なりともねむりさめなば君なすり、[illegible]　　見佛上人

返し、[illegible]路にはさまよふともはてしは有明の月まつ島の人
のまつに、　　蓮生法師

元亨釋書云、釋見佛、居奧州松島、其地東濱之瀕、小嶼千百數、曲岸環迴、奇峯異石、天下之絶境也、其尤者曰千松島（チマツ）、佛結菴而居、精勤苦練、二十二年、其間誦法華、滿六萬部、其後不計數、專修共讀、世曰既得六根淸淨、役使鬼物、屢顯靈應、天仁帝聞道譽、賜佛像寶器、尚其異之、依茲土人改千松曰御島、蓋、境得人而顯、又人因境而傳也、年八十二寂。○宗久紀行云、南へむかへる山陰の磯きはに、石を高くたゝみて、ほそき路あり、海のきはなつたへゆきて見れば、すさきに、松枝かたぶきて、木末を波にひたせり、行かふ舟は、さながら、しつえの緑をはこゝ過ぎする、それよりすこし隔て、小島あり、是れなむを島なるべし、小舟に綱を附けて、繰かへしつゝ通ふ所なり、此の島に寺あり、來迎の三尊、井に地藏菩薩をすゑ奉けり、小島より南一丁ばかりさし出てゝ、松竹生ひならびて、苔深く心すごき所あり、此の國の人の、はかなくなりにける遺骨をおさむる所なり、其の外、發心の人の切りたる元結なども多く見ゆ、いと哀れに、心すみて覺えしかば、二三日とゞまり侍りき、

誰となき別れのかずなまへしまや小島のいその浪にぞ見る。

觀聞志云、御島、在竹浦東南、[illegible]、踏白沙南行、七八間、有[illegible]土橋、[illegible]入洞[illegible]、[illegible]、[illegible]、上有[illegible]、僧有一亭、[illegible]之故也、[illegible]、古碑[illegible]、[illegible]上代遺蹟、[illegible]收死者之遺骨[illegible]之[illegible]也、[illegible]、雄島上者、松島[illegible]之[illegible]、[illegible]地名由、改號御島、今以重之歌、始並松島御島者[illegible]之、則寺之者[illegible]、見佛已有五十餘年、[illegible]、此[illegible]、[illegible]者之

松島やをしまが磯にいさりせし蜑のそでこそかくはぬれしか〔後拾遺〕　源重之

[illegible]、雄島が[illegible]、[illegible]に出たる[illegible]也[illegible]石なと有り、[illegible]、松の木蔭に世をいとふ人も、稀に見え侍りて、落穂松笠など打けふりたる、[illegible]の庵閑に住なし、いかなる人とはしられずながら、[illegible]なつかしく立寄るほどに、月海にうつりて、昼のながめ又あらたむ、江上に歸りて宿を求れば、二階を作りて、窓をひらきて、風雲の中に旅寝するこそ、あやしきまで妙なる心地せらるれ

松島や鶴に身をかれほとゝぎす　曾良

貞軒觀石云、從觀瀾亭、[illegible]西、渡一橋、日雄島、有瑞巖三十字、碑尤多、[illegible]者[illegible]所刻、唯頼賢碑、古[illegible]、文亦[illegible]可讀、頼賢雄島[illegible]、宋僧一山所書也、惜爲海風潮雨所剥蝕、字畫漸滅、又數十年則沒字碑矣、或日命匠具傳之、猶可保其無虞、悠悠世路、誰爲此間事、只[illegible]者可惜也已、○隨筆[illegible]、御島、其大倍於[illegible]島、松[illegible]、又有叢生、昔見佛[illegible]結庵居焉、[illegible]遺跡、後數百年、雲居禪師亦駐錫、四方来[illegible]者遺骨、搭[illegible]林寺、頗損風致、夫青山白石有何罪過、無故黥其面

製此碑、此[illegible]、[illegible]東山郎之言也、[illegible]學者、[illegible]

吉[illegible]四百年、[illegible]妙覺[illegible]花日[illegible]、一字[illegible]用[illegible]、[illegible]誰教[illegible]、[illegible]、高[illegible]

觀聞志云、頼賢碑、高一丈、廣三尺六寸五分、[illegible]五尺八寸五分、石厚七寸、德治丙午、其門人匡心[illegible]、[illegible]一山、[illegible]也、[illegible]一山著[illegible]、今[illegible]石面、[illegible]

五大堂島（ゴダイダウ）

瑞巖寺を距る百餘歩、中間に岩ありて[illegible]、二橋を架して之を接す、前橋短く後橋長し、元歩[illegible]きを構す、今、東[illegible]の命を得、居民[illegible]之を修す、[illegible]に安し、松島の地、島に橋する處、只御島と此とのみ、[illegible]一[illegible]、五大堂なり、[illegible]島に[illegible]、[illegible]五大堂の[illegible]いふ、[illegible]即此なるべし、

[illegible]水[illegible]、[illegible]前、東出[illegible]、[illegible]也、東有五大島、[illegible]

宗久[illegible]云、松島の東[illegible]、[illegible]はなれたる島に、橋をわたして、ひとつの堂あり、五大堂といふ、やがて五大尊を安置せり。

ふみ[illegible]松島の橋〔夏[illegible]〕

貞山[illegible]、慶長九年、松島五大堂[illegible]、有入佛式。

[illegible]觀聞志云、瑞巖寺[illegible]、[illegible]者[illegible]、南[illegible]、[illegible]、陸奥經之條、乃雄島尤[illegible]、[illegible]之、[illegible]、五大堂[illegible]、傳日、[illegible]大[illegible]、[illegible]、黄門君、慶長五年、攻刈田白石城、[illegible]、慶九年十二月、[illegible]修[illegible]、東面[illegible]、[illegible]日、[illegible]、白[illegible]、其北[illegible]、[illegible]崎、蛇崎、[illegible]、二島[illegible]、其北乃[illegible]也[illegible]觀五大堂、[illegible]、海潮、使人發悸、堂不甚壯、相傳、藤原秀衡所創、以新[illegible]納言公[illegible]、[illegible]一日、[illegible]、[illegible]元二年[illegible]議[illegible]、[illegible]昔納言公、[illegible]四十二戸、練習行舟、番七一名督之、命詞臣、撰棹歌二十章、毎舟遊、篙子奏棹歌、公與諸臣詠歌遺興、真一世雄者、[illegible]後、[illegible]落、[illegible]、不知[illegible]所在、

高城（タカキ）

今、松島村にあたり、中世の保名なり、[illegible]にも[illegible]名[illegible]、瑞巖寺の北半里の小驛と[illegible]、[illegible]に[illegible]す[illegible]、高城の西北半里、此より北に坂路あり、之を踰ゆれば、志田郡の平野に出づ。

（磯崎）

高城の南は、十餘町にして海汀に至る、磯崎と稱へらる磯崎の東なる岬角を楯が崎と呼び、手樽港の南口を擁す、手樽は高城の東半里。○封内記云、高城本郷、有市店爲驛也、古號、高城館後直晴所居也、高城氏、後移于桃生郡小舟越云、斥候場（シホカモバ）、舊在鹽竈浦、貞享元年、移于本邑○伊達世臣譜略云、高城者、當家一門留守家之分流也、膽澤左近將監家景、十四世孫、留守相摸守顯宗、初無嗣、請晴宗君三子政景、配女爲嗣、亦後生男、是以及其長、輝宗君之世、賜宗字、及高城郡高城堵十二邑、列一家、以高城爲稱號、是日高城式部宗綱、政宗君之世、削其地、且降列一族。

（高木）

續日本紀に、田夷竹城公金弓に、意薩連の姓を賜ふと見え、竹城てふ名も久し、彼多賀の城柵と、相合考すべき歟。而も、其干係如何を知らず。中世保名に呼べる比は、又、高木（タカギ）に作れり。相馬家傳、永仁配分系圖に、高城保内根崎村と載せたるが見え、其後は、南北爭亂の比に至り、遂に彼家領を離れしに似たり、若、留守氏などの有に歸したりけん。

陸奥國行方郡内闕所、并同國相馬々六跡、高木保内事、將軍□□計之程、暫所被預置也、早分一族、可被所務之由候也、仍執達如件、

建武三年四月十一日　源（花押）（家長）

相馬孫五郎殿（重胤）

相馬文書、曆應三年、石塔秀慶より、相馬出羽權守（親胤）代へ宛てたる狀に「遠江内徒等、可寄來松島之由、有其聞、相催在鄕之相馬一族等、佐脇孫二郎相共、於一所、可被致軍忠也、云々」とあり、出羽權守代とあり、在鄕の相馬一族とあれば、國府に在番せる相馬氏の代人に宛てゝ、遠に行方郡の一族を催促せしめしものか、遠江、詳ならざれど、官軍にて、奥の方より南へ攻上り、松島邊まで進みたりと見ゆ、佐脇孫二郎、未だ考へず。（伊達勤王事歴）

陸奥國竹城保事、如元可領掌者、任先例、可被致沙汰之狀、依仰執達如件、

文和三年六月一日　左衞門佐義（判、石堂義基）

相馬治部少輔殿」

奉寄進、鹽竈大明神、陸奥國竹城保、付、除佛神領等事、右意趣者、天長地久、御願圓滿、殊源貞經、心中所願、決定成就故、奉寄進之狀、如件、

延文五年卯月廿八日　宮内大輔源朝臣（花押）

（長田）

餘目氏記錄云、吉良殿、畠山殿、取合の時、吉良殿、こま崎に扣給、畠山殿、長岡郡へ打入と雖、大崎勢打出、こらへかね、既に長世保に引退、彼城をも引退、竹城保の長田（ナガタ）に築城す、又、吉良方より、日々取合也、其時、富澤典廐、上形しゆさん調義して、長田の城破れ、三面は海なり、畠山殿落所なくして、身にて海道へ落給。

竹城保長田の地、今詳ならずと雖、高城本郷の北にして、品井沼の沿岸なるべきこと、文意を推して之を知る、幡谷、竹谷の邊に外ならず。抑、此吉良畠山の爭戰は、觀應二年の事にして、畠山國氏は、初め、長岡郡に在り、大崎家兼に擊破せられ、長世（ナガセ）をも保ち得ず南に走り竹城に來り、又走りて岩切城へ入り、遂に鹽竈祠に投して自刄す、岩切城址、駒崎城址に合考せよ。

同書又云、留守十一代、駿州家明は、我城高森へ、大崎殿の舍弟、彌三郎直兼殿を申越給、其比、竹城保宮澤、大利八郎とて有、其在城攻落す。（今按、此宮澤某は、黑川郡大松澤氏の祖歟）

紫神社（ムラサキ）　又、松島明神（マツシマ）といひ、高城本郷に在り。○觀聞志云、松島明神、在高城驛西樹林中、稱靈日之紫明神、未詳祭何神、或曰、松島明神以在杜蘿島爲是、然以方隅取之、則豈阻遙海離平陸者、爲鎭護地主哉、當以此神祠爲松島地主也。○義經記云、夜を日について下り給ふ程に、たけくまの松、おふくま川と申名所/\を過て、見[illegible]木野の原、つゝじのをかを詠めて、千賀のしほ[illegible]給ふ、あたりの松、まがきの島を見て、けん[illegible]舊跡、まつ島をおがませ給ひて、むらさきの大[illegible]御まへにぞ參り給。

浦川（ウラ）　初原の南に發し、北流、又東流、品井沼の末流を合[illegible]、南下、高城驛の西を過ぎ、蛇が崎に至り海灣に[illegible]長二里。品井沼の末流は、元祿七年の此の鑿開に[illegible]根廻、幡谷の山間を洞通す、一名高城川。

封内記云、浦川、源出自志田郡品井沼、南至高城本[illegible]入[illegible]、元祿七年、鑿山引品井沼惡水。

初原（ハツハラ）　今、松島村の管内なれど、高城の西北一里、黑川郡界に近し。此より、吉岡驛まで、大谷を經て四里半初原の溪流を櫻川と云ひ、其地を櫻渡戸（サクラワタド）といふ、赤沼に近し。鐵道は、利府より此峽間に出て來り、初原の東に停車場の設あり。

根廻（ネマハリ）　今、松島村の管内にて、高城の北半里。（相馬家[illegible]、永仁配分系圖に、高城保根崎村とあるは、根廻と[illegible]れど、異同を知らず）

封内記云、根廻邑、穴長一千四十八間、濶二間、高八尺、是乃引品井湖水、南自本郡畠谷邑號明神崎地、至[illegible]出[illegible]權現社前、不詳何時鑿之。○伊達世次考云、明[illegible]四年、[illegible]尚宗公、賜宮澤又六采地證判曰「因此度老父攝部[illegible]恩賞所、附與所帶之事、名取郡飯野坂鄕内、云云、竹[illegible]保根崎鄕内、云云」。

幡谷（ハタヤ）　今、松島村の管内なれど、高城の北一里半、[illegible]黑川郡に入り、品井沼の南岸を占む、西は大谷[illegible]羽生（黑川郡）に至る。或は畠谷、波多谷につくれ

下竹城保、可令早相馬五郎胤康領知、保内波多谷[illegible]事

右人、令領知彼所、守先例、可致其沙汰之狀、所仰如件、

建武元年八月一日　（相馬岡田文書）

竹谷（タケヤ）　今、松島村の管内なれど、幡谷の東半里、品井沼と鳴瀬川の間、富山の背に居る、故に、地勢は桃生郡小野村に連接す。

富山（トミ）　高城の東方一里餘なる峻峰にして、松島灣の北頭に屹立す。標高一百十五米突、而も四近に高嶺なきを以て、頂上眼界頗廣し。富山の西なる小泉村、幡谷村、南なる手樽村、今皆松島の管内へ入る。

手樽（テタル）は、高城の東にして、一小港灣を有す。淺水にして、殆舟を容れず。南方に突出する岬角を、白濱埼といひ、東は遠名濱、西は九之島、福浦島を望む。

（手樽）

（大仰寺）

東巡錄云、富山は、松島の艮位に於て、巍然として高き者是なり、山上の寺を大仰（タイキヤウ）禪寺と云ふ、寛文中、雲居禪師の創むる所、富春山の扁額あり、東南を望む、海天一色、遙に外洋に接す、漸く西する處、相馬の數峯、眉黛望む可く、左西、金花の山杳靄無からんと欲す、俯瞰すれば、群島錯落拾ふ可きに似たり、唐那（タウナ）の磯尤近く、叢松離立、富山の左より蜿蜒して海に入り、忽又突起して一山を爲す、姿致絶佳なり、明治九年、車上登臨の際、其山堂を以て行館に當つ、時に曉雨晴れて、朝暾輝き、碧嶼丹壁、掩映姿を爲す、綺錯の如く繡峙の如く、皆行館の前に呈露し、各其技を献す、其麗隱賞を恣くす、山海の光榮孰か之に如ん。○封內記云、大仰寺、寛文中、圓應禪師洞水和尚開山、義山君寄附五十四石餘之地。○觀聞志云、富（トミ）有山、在小泉村、寺號大仰、有大悲閣、大同年中、田村麻呂建三觀音、牧山、箟峯、此地是也、斯地也、特鍾東南之佳美于寺前、尤壯觀也、其間俯洲臥波閒也、引素紈而長、群島橫海上也、疊青螺而點、紫烟鬟聳者燒藻鹽也、忽雪崩騰者邀江風也、漁舟分綠洋、忽生乀乀字勢、布帆接碧天、更竭隱見目力、加之、洲渚之動、有鷗之集也、林梢之點、星鷺之宿也、無邊幽致凝于吟眸、其富有佳美甲天下、故名曰富有嶺

磐城郷（イハキ）　和名抄、宮城郡磐城郷。○今知れず、自餘諸郷の位置を擬定したる後、松島、高城の地かと想はるれば、即、此に之を係く。赤瀬郷の北東に隣り、本郡に於て、桃生、志田、兩郡に連接する所なり。

松島灣（マツシマ）　古名松島浦、千家浦の俗稱なり。花淵崎を南角とし、遠名濱（桃生郡野蒜村）を北角とし、西方に灣入す。其灣には、馬放島、桂島、野島、寒風澤島、宮戶島等亂立し、殆門戶を塡充す、其諸島嶼の間は、小航に非れば通過する能はざるも、桂島、野島の南口は、稍深くして出入自在と稱せらる。

水路志云、松島灣は、花淵崎と諸島との間に深入し、南北約四浬東西六浬、其周圍皆山にして、概岩岬なり、灣內數十の小嶼列置し、容易に識別し得可し、而して水極めて淺く、其深き處も、低潮に二尋に過ぎず、灣門諸口は、隱礁露岩碁布し、殆水道を閉塞す、固より大船の出入すべき所にあらず、唯野島と桂島との間の水道に、假泊地あるのみ、之を石濱（イシハマ）錨地とす、此灣の近傍は、小山綿亘して目標に乏しといへども、獨、灣の北方に在る富山（トミ）（高さ四百三十四呎）、山頂に巨大の松杉あり、尖形をなして突起し、海面より望見するに、甚著明なり。

回國雜記云、松島に到りぬ、浦々島々の風景、言葉も及び難し、兼て聞き侍りしは、物の數にても侍らず、皆々歸りかね侍れば、

此浦のみるめにあかで松しまやをしまぬ人もなき名殘かな、

雛が島を見渡せば、藤つゝじなど咲きあひて見え、風景殊に多かりければ、

まがき島たが結び初し岩つゝじいはにに殘る紫のふぢなみ、

これより、鹽竈の浦に渡り侍るとて、舟の中にて、

松しまや松の[illegible]きくれてけふの[illegible]はちかの鹽がま。

觀聞志云、凡松島之勝、自笙栖霞灣、北石[illegible]、外宮戶、寒澤、桂花、納[illegible]、島嶼恰如碁之白銀盤上、其島陰乃大洋也、漢潜之松島浦、長潜江上許多之洲渚、夜間無數之螺髻、綺之立、黑之布、過者每凝眸、騷者還覺神、南陽林氏所謂、松島之外有島嶼若干、殆如盆池月渚之景、境致之佳、與丹後天橋安藝嚴島、爲三處奇觀也、僧師錬曰「松島、其地在東海之濱、小嶼千百數、曲[illegible]浦、奇巖異石、天下之絶境也、是亦可謂、能縮勝狀於寸字、而無遺漏者也、天下絶境之稱、不爲過之、○思軒叢話云、松島赴富山、舟行尤便、早日啓、處逢底無所見、遂取早路、行一里餘、右折而達于亂、寺在山麓、入門右面、群島聚於下、長者龍臥、高者虎踞、簇乎群羊之伏鬧、矗乎兩兕之相鬪、或父坐而兒拜、或主顧而奴走、昨日所視以爲一巨島者、渙然四散、爲數島、奇態異狀、不可勝數、而山嘴斗入於衆者、分爲數枝、水灣其間、如環如玦、如菱截其半、布置之妙、有巧畫不能狀者、既而午雨乍晴、則甲滅而乙生、丙消丁淡、呼吸之間、變幻萬狀、少焉風遂然而起、濕雲離合、則全然復出、松島之勝、蓋盡於此矣、雨之功亦偉哉、或曰、月更勝、乃又曰、不如雪之爲最可賞、是二者固不能無望焉、然予逖矣西土之人、求之吾州、其能與是觀者、其良有幾、予獨何人、得此盛觀、而雨奇晴好、又兩收之、則雪月之念、亦可以已矣、忽憶、先君子性好游、尤有於松島、然少孤貧、既長爲微官所覊、嘗一役江戶、此外不嘗出州境、凡有事涉松島者、洒記俗乘、必終讀之、毀則撫來於盆、聚爲島形、曰、此爲某島、此爲某灣、未知能相肖否、今也、天幸得略窮其勝、筆雖不能文、而必能記之、予異日陳、悉其梗概、其歡必有如日觀者、而皇天何極、無所歸訴、悽然久之」、東巡錄云、明治九年六月廿七日、上既に松島を覽たまひ、遂に鹽竈

に絶す可きを命ぜられ、廿八日九日、[illegible]を備へ、此
日風日清く、古阿[illegible]竿、遠き[illegible]を望めず、涼冷夜寒[illegible]
の如し、右洛陽[illegible]を望み、[illegible]らくは野猿の徑、
滿山黄[illegible]、而も春及[illegible]山眞[illegible]の觀に類するを覺ゆ、左
桂島野島[illegible]、[illegible]山の[illegible]、船は[illegible]湖何[illegible]、[illegible]相
代り、島[illegible]來往、[illegible]々接續し、[illegible]山の屈曲するが如く、
忽又、[illegible]、[illegible]あり、今[illegible]、
岩石危[illegible]、[illegible]、假山の[illegible]に[illegible]
り、此[illegible]、[illegible]肌[illegible]、[illegible]
島、[illegible]、以て[illegible]を迎へんとし、時
に[illegible]乃[illegible]に、[illegible]、[illegible]徐く進む、是に於て、目
點[illegible]錯落[illegible]、[illegible]其[illegible]を得たり、既
にして[illegible]由道に[illegible]、[illegible]浦瀕を見る、
[illegible]を左にし、[illegible]島に[illegible]、[illegible]に
入る、[illegible]、來天[illegible]、[illegible]島諸嶼の中間より、
時々雪[illegible]山を[illegible]、[illegible]佳觀と爲す

松島詩　　大田　南畝

鬱波萬六千頃、覇劍[illegible]百尺十丈、大[illegible]
巨濤何年曾[illegible]、夜月往往門天樂、古[illegible]
我放舟[illegible]其際、一葉[illegible]風去[illegible]、[illegible]
十里水程帶[illegible]、[illegible]以外[illegible]、[illegible]
忽有島嶼來奔會、[illegible]如萬馬[illegible]、船頭相迎船尾送、
看他姿態[illegible]、[illegible]若金剛[illegible]、天女[illegible]
鶴張翼分[illegible]、[illegible]蛙[illegible]、[illegible]分[illegible]
鎧平甃平太[illegible]、無樹不松皆[illegible]、[illegible]
一島獨見[illegible]、[illegible]
鸞閣鏡臺[illegible]、[illegible]
捨舟更攀[illegible]、[illegible]
輕趨走險[illegible]、[illegible]
上界自有高僧住、[illegible]
高樹之巓[illegible]、[illegible]
高鞭育螺髻、[illegible]、白波[illegible]
曾大漁[illegible]、[illegible]、遠見[illegible]拾海嶽、
蓮[illegible]、[illegible]、[illegible]自[illegible]
島[illegible]、[illegible]、[illegible]
具[illegible]、[illegible]、[illegible]
天下公[illegible]、[illegible]北、[illegible]
日[illegible]、[illegible]、[illegible]
雅[illegible]宗[illegible]山生

桂島

[illegible]、松島[illegible]、民戸の在るは、[illegible]、寒[illegible]、野[illegible]、桂島、[illegible]とす、今、[illegible]島、野島、
桂島の三を以て、[illegible]村の稱名を命ぜらる、[illegible]の[illegible]
北にして、[illegible]山より俯視すれば[illegible]、[illegible]の[illegible]津
桂島は、東西に長く、[illegible]を[illegible]、其東端を石
濱とす、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]此に[illegible]す、[illegible]
[illegible]、桂[illegible]島、在[illegible]、[illegible]、[illegible]、
其[illegible]日[illegible]、[illegible]、[illegible]、島上有[illegible]、日
桂島[illegible]、[illegible]、其[illegible]、日[illegible]島
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]波
[illegible]、[illegible]形を[illegible]、其の[illegible]め、
[illegible]、[illegible]に存す、[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]分裂
[illegible]島[illegible]

石濱

桂島に在りて、[illegible]の[illegible]濱、[illegible]、
[illegible]波[illegible]なり、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]水道の
[illegible]にあり、[illegible]船の[illegible]に[illegible]、其名[illegible]世
に[illegible]、民[illegible]加はる、
水路[illegible]、[illegible]東[illegible]、[illegible]の水道は、
石濱[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]し、又、桂島、野島の間に入
れ、[illegible]、[illegible]、水[illegible]にし
、僅に[illegible]、以て、大船を導く、足ら
す、[illegible]、石濱[illegible]在り、[illegible]の前面は、[illegible]
[illegible]七島、[illegible]、[illegible]、[illegible]
ふる[illegible]、
[illegible]、[illegible]に見ゆる、[illegible]門[illegible]、
[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]はる[illegible]あ
り、[illegible]、今、桂島に石濱といふ港あり、[illegible]
ならむか、此[illegible]く、戊辰の年には、
[illegible]に[illegible]、[illegible]には、松島[illegible]は地續
きなり[illegible]、[illegible]元年に、多賀城を
[illegible]、[illegible]が[illegible]に[illegible]、且、其城
の[illegible]門[illegible]に[illegible]へり、是[illegible]今の[illegible]に[illegible]得られぬ
事なれはなり、松島の[illegible]今の如くなりしは、中古地震
などの大[illegible]にて、陷りしにやあらむ、さて、松島の
[illegible]名、古き物には見えず

野島

[illegible]、野[illegible]島、[illegible]にて、[illegible]、桂島の東北に狹水道
を隔て、島形[illegible]、各[illegible]約十町、野島の北に朴島
あり、[illegible]、[illegible]北に[illegible]
[illegible]、[illegible]、其[illegible]島、[illegible]、[illegible]
巨大[illegible]、[illegible]、[illegible]、大[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

寒澤島

今、桂島、野島と共に、[illegible]村の稱名に[illegible]、
野島の東なる[illegible]なる一島にして、[illegible]北十六
町、東西は、[illegible]六町に過ぎず、寒風澤の民家は、
島の西南汀に集まり、桂島、[illegible]、其[illegible]
は、即、石濱[illegible]地なり、[illegible]、[illegible]島あり、
[illegible]なるが、此[illegible]の[illegible]
[illegible]、[illegible]に[illegible]る、この[illegible]島、[illegible]島、其
に[illegible]、[illegible]なるを以て、[illegible]自由ならず
時[illegible]、寒澤島、大[illegible]島、[illegible]、[illegible]所、
此其一、大船[illegible]、[illegible]此、安政年間、仙臺[illegible]
成號于此、[illegible]、[illegible]、[illegible]

寒風澤

宮戸(ミヤト)島　今、桃生郡に屬し、一島を以て、一村治とす。寒澤島の東に隣接し、亂形の山出なるが、約方二十町。其東北の二方は外海に臨めど、他は淺水、僅に野蒜村遠名濱と相離る、潜浦(クヾリガウラ)と呼ばる。島頂は大鷹(オホタカ)森(モリ)と稱へ、富山に比し稍低しと雖、松島湾中全幅を俯視するもの、此一峰の如くなし。漁耕の宅、南に月濱、西に里濱、東に大濱、西北に室濱といふ。

（大鷹森）

水路志云、宮戸島は、松島の最東の大島にして、東西約一海里半、南北約二海里、島の中央に在り、大鷹森と稱す、其高三百四十八呎、遠望稍著し、島形極めて不整にして、西方寒澤島に隣り、島の東部の最も斗出する處を萱崎と云ふ、即、石卷灣の西角たり、島の北側に潜浦水道あり、潜浦水道と謂ひ、石卷灣より松島灣に通ずるもの也。○隨鑾紀程云、今富山大仰寺、三面臨海、一望渺然、積翠浮空、松島之稱、其濫於此乎、老僧曰、未也、内海弓形、南北六甲、東西半之、蛇岬蜿蜒、走入海中、斜與磯崎對、而出石寄、眼界或有所局、彼大高森嶺者、位占中央、若登其上、則一渚一洲、内無遁形、外望大洋、洵奇觀也、□□宮戸島。

觀聞志云、宮戸島、去松島水濱十餘里、其封疆潤、南北既長、上有善遊堂　其下斷崖巨壁危岸空濶、□連靑松、下踏白沙、石磴屈曲、堂前絕景、堂後欒高峯、曰之髭霞(ダカム)峯(モリ)、言春來絳霞帶峯頭、仍稱之、島中多水濱、其一曰寝(ロ)芦灣、其二曰沙土(サト)灣、其三曰落月(ツキハマ)灣、緊商舶魚鰕之地也。

大根(オヽネ)島　宮戸島の東南岬(萱の埼)の海中(□□□)に散布し、花淵埼の東五海里許。中にも、明神岩は、東西貳町相隔り、形宮殿(クウデン)に似るを以て、俗西の御殿、東の御殿と呼ぶ。近傍、貳町或は三町を隔てゝ、五六個あり、深三仭より五仭に至る。○封内記、花淵崎、隔海八十町許、岩中有大石、稱曰東宮西宮、有兩宮形、□□□時見之。

黒川郡

黒川(クロカハ)郡　宮城郡の北なる小郡にして、□山に四周せられ、□中の諸水は、皆東に降下し、品井沼に歸す、(沼池は志田郡の管内とす)。今、面積□十七方里、人口三萬、一町□村、吉岡に治む。

黒川は、和名抄、久呂加波と注し、三郷に分つ。其創建知れず、聖武紀、天平十四年正月、陸奥國言、部下黒川郡以北、十一郡、雨赤雪二寸、云々」また、桓武紀に「延暦八年勅、黒河以北一十郡、與賊接居、云々」平城紀、大同五年、黒河以北、奥郡俘囚云々」とあるを見れば、宮城(ミヤギ)以南と風氣の自異なりしを洞見すべし。

寳龜元年、陸奥國、黒川、賀美等一十郡、俘囚三千九百廿人言、己等祖父本是王民、而爲夷所略、遂成賤隷、今既殺敵歸降、子孫蕃息、伏願除俘囚之名、輸調庸之貢、許之。

復軒雜纂云、靈龜元年十月、陸奥蝦夷第三等、邑良志別(オシベ)君宇蘇彌奈等言、親族死亡、子孫數人、常恐被狄徒抄略乎、請於香河村、造建郡家、爲編戸民、永保安堵、村尾氏の續紀の校本を見るに、香河に作れるもの、一本數種にあり、因て考ふるに、香河の香の字、恐らくは久呂の二字を、一字に誤れるならむ、その久呂河村を黒川郡に建てられしものと見ば、穏當なるにあらずや、和名抄の黒川郡にも、久呂加波と訓じたり、或は、香河、若しくは暮河の草體よりの誤字とも見むか、延喜式、栗原郡に遠流志別(チルシベ)神社あれば、宇蘇彌奈は、もと彼れ栗原郡の夷酋なるが、南遷して、皇化の原かりける地に就きたりとも觀察するを得。○黒川郡は、中世、其東方には大谷(オホヤ)庄、西方には新田郷と云ひ、新田は即黒川の郡分なり。黒川大谷の両郷は、共に國司廐佃なりと、東鑑に見ゆれば、早く知行の豪族のありしなり、蓋、千葉相馬の一族に出づる乎、而も其後、大崎氏の盛興にあたり、其の一族を以て郡主とす、黒川源氏是也。伊達世次考に、源姓黒川氏、明徳年中未見封乎、本有滿行細川等知行也、云々。奥相秘鑑云、文治五年、奥州征伐の軍功により、千葉の東六郎大夫に、黒川郡を賜る。千葉東氏の後は、いかにせしか詳ならねど、一族相馬氏にて、郡内新田村傳領の證あり)

「しもふさのくに、さうまのこほり、いづみのむら、みちのくに、なめかたのこほり、おんな、、そしぶんはのぞく、□つうさぎ、ゐゝとへつま、たかきのはたや、○○○○○○○○○くろかはのこほり、にふたのむら、しさく小五郎胤宗にゆづりわたすしやう、くだんのごとし、

けんむ□年十二月廿日　　平胤康

下草(シモクサ)の黒川城址、及び大松澤に合考すべし。○黒川な、和名抄一所□星川に誤り、武家名數には、星川郡を擧げたり　赤水□地圖には、黒川分星川と爲す、皆誤れり。

新田(ニフタ)郷（南迫）　和名抄、黒川郡新田郷。高山寺本、訓邇布多。今、富谷、鶴巣等、郡の南方の大名なりけん。中世には、驛家郷を合せ、新田村と云ひ、又、南迫(ミナミハサマ)と云ひしも、□此なるべし。

下　黒河郡　可令早相馬五郎胤康、領知當郡新田村相馬彌五郎行胤跡事、

右人、令領知彼所、守先例、可致其沙汰之狀如件、

建武□年三月廿五日(相馬岡田文書)

陸奥國黒河郡南迫事、爲兵粮所、々被預置也、且令配分一族中、任先例(中略)、

文和三年六月一日　　　　大吉門佐判

相馬治部少輔殿　相馬文書

留守文書、觀應元年、吉良貞家書、留守參河權守家任申、奥州黑河郡南迫内、時村女子跡云、闕所子細云、土貢分限令注申云、當知行無相違候、云々。

富谷（トミヤ）

今、富谷村といふ、近隣の町、志戸田、穀田、成田、今泉、大童、大亀、石積、明石等を合せたり

（富士）仙臺より吉岡に達する大道は此を貫き、小驛次とす。仙臺より七北田を經、四里半、吉岡へ一里半、或は十宮（トミヤ）に作る。

封内風土記云、富谷邑、有市店而驛也、有號富谷大清水地、名蹟志日、此驛里産好茶、與伊具郡角田青戸倉產、當其嘉名、日吉神社、傳云、寬久中所勸請、而往古別當號教尊、家傳剛閣製有數通舊記、名蹟志爲弘仁六年行尊所開、與土人所言不合、未審　觀聞志云、新日吉神社、在富谷村、弘仁六年、僧行尊所建、有寺、號藥師山莊谷寺、仍土人呼其地稱之寺、往昔有十社、號十宮、後易富谷字、有善遊堂、自視中慈覺所造也（黑川舊城志云、黑川郡富谷驛之領、有清亭長織部之舍、其妻亦耐葬于茲云、織部者、姓內ヶ崎、筑後國御笠邑人、少壯仕黑河安藝守源晴氏、天正中、晴氏有故而國除、筑後爲處士、元和四年、遣東藩綱新之治、官議將置驛舍於富谷、召筑後而爲亭長、改名傳織部、性有才幹、克贊其任、廣招父老、倚負川宅、命此鄉里、置驛迎旅、鄉人稱其作勞、官府賞之、永爲丁役、賜印契而譜焉、織部有一男、日信義、承長善嗣家、世以冒氏爲業、以所自植嘉茶而醸、其味倍甘美、獻之公府而有褒賞、加賜伊路、一日初緒、一日春霞、郷里臻今爲榮。

大童（オホワラハ）

今、富谷村の管内にて、驛の東なれど、鶴巣村に近接す　大童川は、東北に流れ、大下にて竹川へ入る（觀聞志云、今泉村、黑川氏家臣大童豐後居之

大窪（オホクボ）

今、富谷村に屬し、大童の南なり、即、小鶴澤、石積の間とす。大窪とは、大神の訛か、古祀あり。神名志料云、式内、黑川郡鹿島天足別神社、今大窪村に在り、即ち、常陸鹿島の苗裔神なり（封内記云、大龜邑、大龜大明神社、或稱岩下明神、傳日、所祭有製神、不詳何時勸請、社地有御手洗池、號伊手白水

石積（イシヅミ）

今、富谷村の管内、驛の東南一里餘　觀蹟聞老志云、名取郡の笠島、宮城野の木の下、岩切村東光寺門前の路等に、吾妻海道（アヅマカイダウ）の名存す、岩切の土人は、東光寺前より青麻（アヲソ）神社の一の鳥居の邊を過ぎて、黑川郡の石積村に出づる、是れ古への道なりと傳ふ、賴朝、多賀國府より物見が岡を顧みずし、此路を黑川へ西北行せしなり、今の仙臺以北の七北田驛の道は、元和九年に開きしなり、物見ヶ岡は、富谷驛上谷刈村に在り　○石積を、古道の經由せる所とせるは、形勢の上より觀察して、太迂曲なるを疑ふ。又、物見岡は、國府中山上と、原書に記すれば、上谷刈の地にあらず、小鶴澤（ツルノ）に合考せよ

鳥森

大平（オホダヒラ）

今、鶴巣村の大字にて、下草、大崎の東、鳥屋、幕柳（ミヤナギ）の北なり。富谷の小鶴澤、石積、大亀等より降り來る諸水は、鳥屋、幕柳にて合流し、大平に至り、吉田川（舊野川下草川）に會ふ。第三紀層の高原地なり

小鶴澤（コツルサハ）

今、鶴巣村の管内にて、下草の東南一里、山嶺を以て宮城郡利府村と相限る　蓋、古國府より本郡黑川驛への往來は、即、小鶴澤を過ぎしものにして、東嶺に、國府中山の上なる物見岡と云ふも、此なる山にやありけん、（上なる石積の條にも見ゆべし、異說もあり　鳩洞神あり、

七森山（ナナツモリ）

或は七疑峯（チ）の目あり、富谷村の西北にて、其陰は即吉田村なり。山嶺、相倚り相爭ひ、七峯を數ふべし　仙臺の正東にあたり、郡界の低山の上に抜きて、一望標たり　此山中砂鐵を採ることし、數坑あり

間寄於三株嶽、四境有去此、乃決然促馬而發、日已午雲、暮已霄、出吉岡則七疑峯皆現眼前、若雲縮分來迎、亦是馬頭奇觀矣、

寛谷吉川帶[illegible]沸、迪時風雪馬蹄輕、新晴喜得仙臺近、雲峨七疑[illegible]四望、　營浦

觀聞志云、七疑峯、三山在宮床村、四山在吉田村、其山犬牙相制、人嘗指示何山矣、故鄉人稱七峯（ナナツモリ）、日七森（調村）及此事、而日、中華九疑峯、此山亦須稱之七疑峯（シチギホウ）、自是爲稱焉、相傳、昔賴朝東征之時、徑歷至于此、有生

（七疑峯）

大夫鹿高者、獲靈鹿一頭而獻之。○名跡志云、七森者、其山形聳然、犬牙相列、人常指示、疑何峯巒、故鄉人呼稱七森、其三峯屬宮床邑、其一日笹峯、其二松倉峯、其三積倉峯、是也、四峯屬吉田邑、其一大倉峯、其二鳥來峯、其三飛鉢峯、其四大倉峯、是也、青山君日、中華有九疑名峯、此地亦須稱七疑峯、自是別人呼七疑峯　○伊達成實記云、天正十九年正月九日、政宗公吉岡御立候、黑川に御着、七森の鹿御狩被成、年内より宮城、黑分、宮城、黑川、宮谷、此山にて御付られ候、大崎中は一揆仕退治故、地下人不存付候間、被差置候、十一日御鹿狩、三百餘被狩取、其山、吉房衛御退治之砌、賴朝公御狩の由申候へ候、惣山の鹿、御立場へ參、地形、山のまはり見事の所にて候。

宮床（ミヤトコ）

今、宮床村といひ、小野を合す、富谷の西二里餘なる山村にして、七森山の西南なる一溪を占む、東北吉田村へ流下す。近世は、仙臺藩の一門、伊達肥前の居邑たり

封内記云、宮床邑　有號曰[illegible]、[illegible]、宇和多手、天正中、鶴田信濃守居也、今無可依當守跡、高峯八幡宮、不詳何時勸請、寶永中、[illegible]清十郎[illegible]有、名跡志云、相傳、推古帝御字六年所造、日之岩峯八幡、或云、合祭市宮神加茂大神、且日、此地會忌取古明神、熊田伊豆國

琢首所建、[illegible]寺領、偶首黒光製、與[illegible]丸、新田八幡宮、[illegible]文中、[illegible]肥前宗房[illegible]、青山吉寺附書[illegible]十石、五十坊[illegible]院[illegible]、[illegible]山吉寺附三十石、[illegible]光寺、[illegible]有時行人[illegible]面[illegible]、[illegible]法[illegible]覚[illegible]、[illegible]治[illegible]、[illegible]道[illegible]坊、[illegible]堂[illegible]円[illegible]山[illegible]堂[illegible]若寺[illegible]和尚、[illegible]間[illegible]、改[illegible]寺、青山吉寺領[illegible]十石、[illegible]山[illegible]之[illegible]、[illegible]寺[illegible]、[illegible]階修作料[illegible]十五石、○観聞志云、飯森[illegible]、在[illegible]村、天[illegible]中、[illegible]野[illegible]、有[illegible]日飯[illegible]山[illegible]寺、[illegible]陀[illegible]堂[illegible]院師観音、[illegible]神[illegible]中[illegible]、[illegible]時再造、[illegible]年、[illegible]音[illegible]之、[illegible]由[illegible]、在[illegible]村、[illegible]宮[illegible]護[illegible]古帝[illegible]六年所建也、[illegible]一[illegible]、長[illegible]尺[illegible]、[illegible]日備[illegible]景元、今[illegible]堂[illegible]、珍[illegible]、[illegible]云、四手[illegible]前[illegible]、[illegible]年、[illegible]、自[illegible]日[illegible]、[illegible]任于[illegible]郡[illegible]山大[illegible]、[illegible]十石、[illegible]村[illegible]、青山公[illegible]、[illegible]山公[illegible]村、[illegible]子村[illegible]、宗也、實[illegible]山公八里也、[illegible]于柴田郡前川已川[illegible]、[illegible]七千石、享保十年、移住于黒川郡宮床邑、[illegible]八千石

吉田（ヨシダ）　今、吉田村と云ふ、七森の陰にして、吉田[illegible]西一里半　其山谷は、西の方[illegible]より、宮城郡に出づるに至り、[illegible]山を超えて[illegible]美郡[illegible]城寺川升[illegible]の水源まで、本村の管内とす。[illegible]の東麓なる渓流は、本村を貫きて、東に下り、吉田川、又、善川（セン）の名あり、鎌野に至り、下草川に合ふ、長五里、精川の達源とす。

（吉田川）封内記云、吉田邑、有號升沢（マフサハ）地、吉岳、號蔵坂、入生田（ニフタ）、有京者所居、吉田川、末流日之善川、

石神山精社（イハカミヤマツミ）　延喜式、黒川郡四座の一なる石神山精神（イハカミヤマツミ）社、即是なり、今吉田村に在りて、岩上明神といふ、「封内記」、社背に神石あり、高十七餘、其形状甚異なり、「神祇志料」○恒武紀、延暦九年、陸奥国黒川郡石神山神、為官社、文徳紀、仁寿二年、陸奥国石神、授従五位下。

升沢（マスサハ）　観聞志云、吉田村船形嶽（フナガタ）、有神祠、土人曰之升沢権[illegible]

現[illegible]、[illegible]云、宿[illegible]、飯[illegible]、[illegible]、[illegible]文[illegible]、[illegible]、[illegible]有[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

驛家郷（ウマヤ）（黒川）　和名抄、黒川郡驛家郷[illegible]闕、[illegible]田、[illegible]野[illegible]、黒川[illegible]て、延喜式、黒川、[illegible]道、[illegible]、[illegible]南より[illegible]部に向へる[illegible]なり[illegible]て、下草（ヒモ）川は、[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]る[illegible]蒲生氏郷記云、天正十八年十一月十七日、[illegible]、黒川と申所迄着陣ある、[illegible]陣へ[illegible]、[illegible]舎なり、云々、[illegible]、[illegible][illegible]内に[illegible]、[illegible]、[illegible]十里[illegible]寺に有之計に候、其[illegible]、[illegible]、[illegible]、一[illegible]、[illegible]西[illegible]宗[illegible]候　[illegible]云、天正十、[illegible]摂[illegible]宿、[illegible]、[illegible]氏[illegible]、[illegible]松[illegible]、[illegible]黒川[illegible]、[illegible]前[illegible]道[illegible][illegible]日[illegible]、[illegible]、我[illegible]、[illegible]長[illegible]陣[illegible]之[illegible]、[illegible]攻[illegible]城

下草川は、七森の南なる渓谷を[illegible]とし、[illegible]北に流れ、七森の[illegible]より北を[illegible]り、東に[illegible]、[illegible]の北の地を過ぎ、下草の北を流れ、[illegible]野川を合せ、[illegible]、[illegible]と合流し、遂に精川と云ふ。

下草（シモクサ）（鶴巣）　今、[illegible]、[illegible]、大平等と合せ、[illegible]村と[illegible]郡の中央に居り、吉岡驛の東南一里[illegible]村の東北一里近世は、驛次に當らずと雖、俗に黒川側と云ひ、市川[illegible]賀　利府より吉岡[illegible]道に至る[illegible]路を[illegible]し、古驛なること明自なり　黒川氏故[illegible]、[illegible]城[illegible]あり、[illegible]へ、路凡

吉岡

[illegible]、[illegible]郡[illegible]黒川[illegible]、[illegible]

按、今吉岡町なる九品寺[illegible]寺[illegible]陸[illegible]八幡寺[illegible]、昔、[illegible]年に、下草村より移したり、「封内記」[illegible]黒川氏の[illegible]れる所として、下草は、天正以前[illegible]の地なりしこと明なり　文禄慶長中、飯坂河内、伊達郡より移り、伊達家のためにここを守り、元和[illegible]年、吉岡へ移[illegible]るものとす

黒川氏は、室町幕府御内書[illegible]、[illegible]、[illegible]の大名の中に、黒川右馬頭といふ見ゆ、[illegible]陸に一黒川、[illegible]、不[illegible]出自也、[illegible]大[illegible]、氏直、[illegible]、[illegible]也、不知[illegible]其先祖、[illegible]黒川郡、[illegible]政宗[illegible]之時、始属[illegible]下、其後[illegible]氏入道月舟齋、十七世政宗[illegible]、天正末、仕當家、列一家、寛永中、其子[illegible]三郎[illegible]没、[illegible]、終絶其祀」とあれど顛末明か缺く、[illegible]氏記録に據れば、黒河殿は、六代にて絶統」と云へば、永正以前に既に絶家す、但[illegible]多し　而も黒川系[illegible]、最上修理大夫義頼の三男、左衛門尉氏直を家嗣とし、天文中に至り、嗣絶え、飯坂弾正晴宗の子[illegible]氏を以て家がしめ、下[illegible]守に補任す、其長子修理大夫[illegible]は[illegible]、次男大[illegible]宗氏入道[illegible]なり、[illegible]の子[illegible]氏入道月舟、天正十八年、落[illegible]して討死す、「[illegible]文書の中に天文十五年[illegible]の受領官旨を混す　[illegible]長中の飯坂氏の事[illegible]所あるに似たり、下なる大崎、葛西の[illegible]にも[illegible]

大崎（オホサキ） [illegible]大崎といひ、今、下草、大谷、[illegible]、小野[illegible]、[illegible]大崎は、下草の[illegible]東[illegible]、[illegible]吉田[illegible]、[illegible]黒川氏の[illegible]、[illegible]されど、一本系圖には、家祖が下總大崎庄を[illegible]に因ると載す　下總香取郡大崎、並びに本田[illegible]

[illegible]黒川氏[illegible]、大崎と改む、上中下三邑に分ち、[illegible]は中新田に在り[illegible]、按、此下中新田[illegible]、今[illegible]吉田[illegible]、黒川郡に[illegible]大崎[illegible]、宮床[illegible]

[illegible]、今接、[illegible]大崎氏の[illegible]、黒川郡と[illegible]、大崎八幡宮の遺[illegible]、古の新田[illegible]、黒川郡と[illegible]、[illegible]黒川氏[illegible]、黒川郡に來なる[illegible]、黒川氏なる[illegible]

之間、[illegible]と述べ、其前說、大崎最上の分派かと信ぜらる。而も、[illegible]

[illegible]黒川[illegible]、[illegible]大崎[illegible]

志戸田（シトタ） 今、宮[illegible]川）關の北なれば、[illegible]い、黒川三郎春氏とて、[illegible]〔觀閣志、封内記〕（志戸田に[illegible]）を以て、[illegible]鹿島[illegible]に擬せり、[illegible]

〔神社考〕[illegible]

吉岡（ヨシヲカ） 今、吉岡[illegible]、人口三千[illegible]、一番[illegible]（[illegible]）へ四里半、[illegible]の公[illegible]黒川氏の[illegible]、吉岡と[illegible]

[illegible]黒川[illegible]、[illegible]吉岡[illegible]、[illegible]政宗[illegible]、吉岡[illegible]

[illegible]

[illegible]たれ、成氏の役退き[illegible]、東北二十餘黨を糾し、[illegible]四方を征克たず、諸藩又も此れを信ぜず、同年、成行だ[illegible]隆伏を討ず、是に於て、成行遂に江戸に押送せられ、糺問數回、日ふ、實に罪なし、只成行の一族に出づと、翌年五月に至り、叛逆の者其を以て获せられ、死に處せらる、成行の尊號を七峰といへり、其食邑吉岡の館山なり。

黒川氏陸奥東關記云、寶徳五年四月、陸奥國高清管白河郡留守云々、これを白河郡の事と思へるは誤まれり、黒川郡白川郷の地のみ、何となれば、宮城郡多賀城より白河郡まで八關を隔てたり、古の城柵を配置せられし形勢をおふれど、白河郡にはあらで、宮城郡に隣北せる黒川郡たるべきを自得せらるゝなり、黒川郡の外に、宮城郡、磐城郡、共に白川郷の名あれど、宮城には已に多賀城あり、磐城は、神龜の當時には、全く賊地なり、さて、黒川郡内を探るに、一之關、二之關、三之關と呼ぶ邑あり、此に近く、黒川館址あり、されば、古の白川軍團の營の舊地に、大崎氏の末支が館を構へしならん、又、吉岡驛、其北は明峯高くして、善川の流を帶び、是も舊地にやと認まる。この善川は、古名黒川といへりとか、

大衡（オホヒラ）

今、大衡村といひ、大瓜、奥田、大森、駒場を合す。吉岡の北にして、賀美、志田、郡堺の山嶺に倚れり。

人類學會雜誌云、大衡村の民家の後に、山中園と字する、石器土器の遺存地あり、其面積凡七畝許にて、一時之を深耕して、夥多の遺物を獲たりとて、村家に之を藏するものあり。

觀聞志云、大衡村古壘、日越路館（フエヂ）、黒川氏家臣大衡治部居之、〔封内記云、大衡邑、有號昌源坂館坂地、八幡宮、不詳何時勸請、傳曰、黒川氏家臣、鹽波館主、大衡治部〔諱不傳〕領守之、而舊在本丸内、其後移于今也〔天文中

の吉川[illegible]

大瓜（オホウリ）

今、[illegible]村[illegible]北、[illegible]流れ、三百餘にして、吉岡驛の東南に達し、吉田川へ入る。

伊達世次考云、天文六年文書、有晶田若狭除事、予有近將、其黒川郡大瓜城主、黒川氏家臣也、福田本讀谷氏、先祖、讀谷若狭重周次男、武藏權守實重者、[illegible]行相模門讀谷莊内晶田、

駒場（コマバ）

今、大衡村の大字にして、吉岡、[illegible]の間、一里路にあたり、[illegible]、吉岡より一里、大松山の西北なり

明治七年東遊雜記云、[illegible]、[illegible]路を降、駒場村に至る、是より一路山頂を行く、四顧、群嶺亂疊、迴代波濤を成す、大抵、童山のみ、高樹茂林あるを見ず。

駒場の赤崎明神を以て、式内鹿島神社にあて、されど、明徴なし　又、此に[illegible]と云ふ山祠を云するを見いに、大嘗會の[illegible]方主其方に因れる名稱かと、古人もいはれたり　而も、大嘗會[illegible]に[illegible]せられし事、國史に見えざる[illegible]ならず、[illegible]を[illegible]へるに[illegible]、疑ふべし　觀聞志云、赤崎社、在駒場村、建久二年、兒玉刑部重成者所建、未詳所祭何神也　〇封内記云、赤崎大明神社、建久三年、本邑主兒玉右近、諱不傳〕、植謂于本於此地、名蹟志曰、其地日千本澗、赤崎明神即須佐神社是也、雖然無他據也　〇神祇志云、黒川郡行神社、按、行當爲祭祀、凡大嘗祭卜定祭祀須佐國郡、建齋場於其地、今本郡有此社及須佐社、疑古齋場之遺址也、然史無所考

舞野（マヒノ）

今、檜和田、蒜袋、相川等と相合せ、落合村と改む、吉岡の東にて、或は前野につくる　〇封内記云、無量山放光院、慈覺大師開基也、往古有號淀淵（ヨドノフチ）大湖、惡蛇居之害人、田村麻呂殺之、埋其骨處、安置觀音、

前野、

田村麻呂[illegible]七座觀音之一也、[illegible]安置之云、其後[illegible]地[illegible]野、二名[illegible]

件　天正十六年十月七日　有馬備前守満[illegible]奉

信號　國司殿御

黒川郡下前野之事他所押領之間被籠置由御使也仍執達如件　正平七年[illegible]月廿二日　清顯

大河戸四郎左衞門尉殿　留守文書

檜和田（ヒワダ）

今、蒜袋、相川、[illegible]、舞野、報恩寺、三箇字等と相合せ、落合村と改む、吉岡の東なり

落合　[illegible]は、此地の南方に、集會して竹川と為る、郷、落合の名ある所以とす。

蒜袋（ヒルブクロ）

今、落合村の大字にして、吉岡驛の東半里、御所館（ゴシヨ）址あり、其傍の相川には、八谷館址あり、報恩寺は臨濟宗、黒川氏の菩提所とつたふ

報恩寺

觀聞志云、御所館、在蒜袋村、黒川氏祖某、自源舍來、始居此城、管領左馬頭某氏介者、以室町氏族、郡人稱爾御所、八谷館、在相川村、黒川安藝守某、八谷芒名居城也

白川郷（シラカハ）

和名抄、黒川郡白川郷　〇今、郡の東方なる大谷、檜山、大松澤等の地なるべし、本郡に、黒川の名あるを思へば、其對稱に出でて、共に溪流に因れる歟と推はるれど、いづれとも明證を知らず　白川郡の民戸、遷住などの事由にあらずやともいふ（村岡氏、白は粕（カス）の訛にて、糟川かと日はれたり）

大谷（オホヤ）

今、大谷村といひ、中村、川内、鶉崎、羽生、不來内、味明等を合せり　舊保名にて、本郡の東方諸村を籠めたり。

吾妻鏡、建久元年十月、陸奥國御沙汰の條に「國司廳佃定置之郡郷、宮城、名取、柴田、黒河、志田、遠田、深田、長世、大谷、竹城、是也云々」と載せ、黒川の郡内

なれど、ことに大谷郷とも擧げたるは、別篋の庄田にして、國郡の公田ならざればならん。〇餘目氏記錄云、大谷保は、吉良之石塔殿御領候を、島内、在鎌倉の時、方違役事め、土貢十貫物の内、羽すこし致進上候、迄に被下候、應永年内の事に候

大谷保は、伊達[illegible]し、[illegible]氏が伊達政宗九代ノ時来仕と云ふに據れば、應永年中に、伊達領たりしと思はる、然るに、餘目記に、應永中に島内領となりとする、稍[illegible]なし、同書、又、宿守十[illegible]駿州家明は、我[illegible]高[illegible]へ、[illegible]崎殿の舍弟彌三郎[illegible]を申[illegible]給ふ、[illegible]、大谷保に城郭なし、[illegible]に候え、代官を入て、三年知行し給ふと云へば、其後に至りて、島内の手を離れしならん、又、同書に、大松澤氏、即、宮[illegible]といふが、竹城保に居れる由、所見あり、永享以後は、宮澤氏、大松澤へ入部したるか

不來内（コジナイ）

不來内とは、大谷中村の東二里、品井沼の南岸なる部落なり、最も名に傚たり

中村（ナカムラ）

今、大谷村の管内にて、[illegible]町とも呼ばる、[illegible]、大[illegible]中の東、吉岡の東南二里半、大谷庄の中村の義ならん、此より東へ山丘を越ゆれば、高城、松島（宮城郡）へ二里半、中村の東を羽生（ハニフ）といひ、品井沼に近し

羽生

餘目氏記錄云、[illegible]の神領、大谷保羽生よりは、七月御神事に、おふや代（ナヤシロ）、同御へいかみあおる。（按、青屋代とは、遣所（ヤリドコロ）の一名ならん、青屋とは神輿の旅所なるべし）、常陸國に[illegible]し合ぜよ

糟川（カスカハ）

今、糟川村といひ、石崎を合す、中村の北に一川を隔て、旧と谷庄内の地とす

（押切）糟川は、又、水名にして、即、[illegible]の主水[illegible]、吉[illegible]川といひ、[illegible]野、[illegible]の里半にて[illegible]川（春日川とも）と呼び、其末は品井沼へ入る。按ふに、品井沼は、松島[illegible]川[illegible]、[illegible]中の事なれば、その古は沼澤并びに糟川の末は、氾濫頻繁く、今日に修繕したる江湖を觀たるならん

大松澤（オホマツザハ）

今、大松澤村といひ、糟川の北一里、吉岡より三里半、近世は、伊達家の一門公族大松澤氏の邑なり（伊達家臣宮澤、天文中、宮澤又六賞家あり、伊具郡の人にて、伊達氏に仕へ、本邑に移り、大松澤を[illegible]、北界は、山[illegible]志田郡を限り、東は品井沼に至る

封内記云、大宮村、分[illegible]大松澤氏先祖掃部、住于伊具郡宮澤邑、我先[illegible]山[illegible]、自宮澤移于本邑[illegible]之、後改大松澤（〇伊達氏は、[illegible]の時に、黒川、深谷、[illegible]を[illegible]下に[illegible]せしむ[illegible]、[illegible]事なり。宮澤掃部は、當時、本邑に來鎭したるにや。一説、此邑を、[illegible]に見ゆる[illegible]保なりと云へど、[illegible]し、[illegible]は、大松澤の[illegible]山[illegible]地也）〇伊達世臣[illegible]云、大松澤、[illegible]、[illegible]田、[illegible]、家系不傳、其家傳曰、先祖飯田八郎左衛門某（名不傳）者、始仕當家大[illegible]宗君、[illegible]伊具郡宮澤邑、[illegible]、後[illegible]掃部某（名不傳）者、第九世政宗君之世、移住于黒河郡大松澤城、[illegible]左衛門元實、稱大松澤（〇觀聞志云、古石碑、在大松澤村、高九尺、廣一尺五寸、厚一寸五分、石上銘曰、元亨三年十月二日、重高敬白、未詳何爲設、[illegible]之立石

伊達世次考云、天文十一年之比、晴宗公賜判書於宮澤又六賞家曰、今度宿中上之旨、因、[illegible]大松澤之郷、[illegible]、可[illegible]上之、於向後不可有相違、代[illegible]可[illegible]、[illegible]飯[illegible]八郎左衛門、於此[illegible]可申之、[illegible]、[illegible]田[illegible]、黒川郡長世保、[illegible]大崎領、或亦[illegible]内[illegible]、[illegible]、[illegible]氏[illegible]

加美郡

加美郡

黒川郡の西北に[illegible]、志田、遠田二郡と[illegible]、[illegible]を共にす、而も、其西偏にして、直に中央分水山脈の下に居り、頗高遠の[illegible]、即、鳴瀬川の[illegible]とす、今、面積三十七方里、人口[illegible]、[illegible]に分ち、中新田に治す

賀美郡

加美は、古書多く賀美に作る、和名抄、賀美郡、[illegible]郷に分ち、天平九年紀に初出し、鎭守將軍大野東人[illegible]の時、

從賀美郡、至出羽國最上郡玉野八十里、雖山[illegible]、而[illegible]大難、[illegible]自[illegible]、[illegible]、[illegible]百六十里、[illegible]、[illegible]

玉野といふは、今、羽前北村山郡、[illegible]山、[illegible]の[illegible]名にして、古書に[illegible]とも[illegible]、[illegible]、賀美は、[illegible]、色麻郡の地を[illegible]、[illegible]、西北小野田川（オノダ）、宮崎川の[illegible]一郡の[illegible]とし、東南、志田郡、黒川郡に連接する色麻郡の西[illegible]とす、賀美の名義は、上方の山地に名づけしかと思はるれど、[illegible]國郡沿革考に論して、

賀美は、蓋、陸奥建國の際に之を置く、當時、王制[illegible]及の極界なりしなるべし、云々。

武藏國の賀美郡が、其國の[illegible]に[illegible]せらるべしとなど、大槻氏の考説に、

陸奥建國の初めは、[illegible]以[illegible]に[illegible]とす、名取以北は、[illegible]の地域、名取郡の建てられしも、[illegible]、云々

後說に從ふべきに似たり。されど、又、奈良朝、[illegible]
年なる、王制普及の極界とも見るべし。延曆八年[illegible]
美郡以下十郡、與賊接居、不可同等他郡、云々[illegible]
カンノ郡と唱ふるは、古言、加美之郡の之の[illegible]
れずして、而もみをンに訛れるにすぎし、神野[illegible]
は、其要なし。

色麻(シカマ)郡

後世、賀美郡へ合す、即、賀美郡の東[illegible]半の地にあたる。和名抄、志加萬と注し、四郷に分ち、延喜式によれば、古驛路は、黑川郡より本郡に來り、玉造、栗原へ赴けり。承和十五年紀、色麻郡少領、外正七位上勳七等、阿倍臣千繼等八烟、賜姓阿倍陸奥臣。○國郡沿革考云、天平九年紀、色麻柵見ゆ、蓋、賀美郡の地を割きて置かれしならん、延曆十八年、富田郡を此郡に併す、富田の遺名他に聞ゆるなし、今の中新田の邊ならん歟、戰國の際、色麻郡廢して、賀美郡へ入る。

延曆八年紀に、黑川以北十一郡の中に、富田あり、同十六年紀「富田郡人、丸子部佐美」見え、同十八年紀「陸奥國富田郡、併色麻郡」とあり、和名抄、安蘇、相摸、二郷の地歟、色麻郷の北にて、玉造郡の南とす。

按、色麻は、播磨國飾磨(郡名)と同言なるが、又此に、伊達(イダテ)神社ありて、播磨にも射楯神社あれば、此神の氏人が遷住せるに因りて、此にも其名あること明確なり。從ひて、信夫郡を分てる伊達郡も、此なると同類たるべきこと、推斷すべきに似たり。

村岡氏は、國造本紀、思國造志々麻彦とある、志々麻は、志加萬と音相通なり、と曰はれたり。(本篇に、思は日利(ワタリ)の謁かといへる解に從ひ、又、宮城郡末松山八幡宮の條に、千熊馬場の傳說を錄す)

色麻(シカマ)郷

和名抄、色麻郡色麻郷、訓之加萬。○今、賀美郡色麻村是なり 延喜式驛名、黑川、色麻、

[illegible]より[illegible]通ふ[illegible]本郷を[illegible]
[illegible]易[illegible]なり。
[illegible]武紀 天平九年四月、[illegible]大野朝臣東人
[illegible]紀武[illegible]、及騎兵[illegible]國兵[illegible]若干人(今
[illegible])、發部內色麻柵、即日到出羽大室驛」と見え、
[illegible]に置かれしならん。[illegible]は、今[illegible]ならざれど、
[illegible]址あり、[illegible]聞志に、
[illegible]城址、四竈尾張居館址、或曰、宮崎中務者居之、共大崎家臣也、

大室とは、輕井澤銀山越の[illegible]方にて、今の延澤、尾花澤(北村山郡)の邊にあたる。(岩[illegible]氏陸奥軍記考云、色麻柵の遺跡とおぼしき地は、今、四竈村の管內にはなし、思ふに、高城(タカキ)村といふあたりならずや、要害の地勢あり、其名も柵城の義自負せり、されども、特に高といふべき地勢にあらず、もしくは竹城の[illegible]に出て、こは、小竹など以て、木柵に代へて結渡しなど[illegible]搆られしよりの名にや、此地は、小野川を前になし、[illegible]岸も[illegible]て、川の袋方に沼もありけん、沼袋村あり

大村(オホムラ)

今色麻村の管內にて、黑川郡の大瓜と相隣接す。(伊達世次考、稙宗公紀、天文六年、此前後、有公與福田書、其略曰「風聞、且侵大崎大村境、有言語、此以後有如此事、可以糺其罪、以爲境界、言之爲耳、數家能相談、要境中靜謐矣、」以此書觀之、黑川、大崎、皆能從於公之指麾也。

四竈(シカマ)

今、色麻村といひ、大村、[illegible]之闕、王城寺、黑澤、高城等を合す。中新田の南一里、吉岡の北三里半、古の色麻驛是なり。

大八洲遊記云、出吉岡驛、官道折爲二、右則大道、左則岩出山、乃左驅曠原中、田圃居十一二、原上有新屋七八家、係陸軍射的場、行松多老木、原盡遇四竈村、古者色麻郡也、天平九年、大野東人率兵數千、發部內色麻驛、[illegible]至出羽大室驛、即此地、四竈、色麻、國音相同。

氏郷記云、[illegible]十八年十一月十七日、黑川着陣、十八日早天に打立、[illegible]郷は本海道筋、正宗は右手に付て押入、在々放火いたし、黑川より三十里四十里の間に鹿間(シカマ)、中新田の兩城、[illegible]道すぢに候つるが、難抱して明退く、其日は氏郷中[illegible]田の居陣、正宗は七八町間をおき、古城に居陣候、中新田より高清水迄は六十里有之候。

(間鹿)

伊達(イダテ)神社

延喜式色麻郡の官社にして、名神大と注せらる。蓋、色麻氏の氏神にして、播磨國飾磨郡印達郷には、射楯(イダテ)神社あり、古風土記に、伊太代神といふに合せすべし。奥州に、伊達、色麻の二郡あるは、共に伊太代神の氏人の遷[illegible]に因れるを悟るべし。今、四竈驛に在りて、鹽竈神と訛[illegible]、[illegible]也、香取神をも配祀す。○封內記云、四竈鹽竈神社、傳曰、坂上田村麻呂東征之時、所勸請也、昔山公獻黃金[illegible]後、以永充修造之料、香取神社、傳曰、田村麻呂東征[illegible]時、所勸請也、別當、修驗眞泉院、傳言、往古兩社鎭座之初、波伯部(ハハカベ)刀禰者執社務、文祿中、其裔孫波伯部將監[illegible]修驗、號明覺坊覺永、爲別當、名跡志、觀迹聞老志[illegible]、古昔有寺、號香取山鹽竈寺、相傳、大同中所建、古老曰、分宮城郡鹽竈而埋四口于茲、因傳四竈地名、豈其然哉、是乃古之色麻郡地、郷黨泥此浮說、而附會其文字者也。

往生寺(ワウジヤウジ)

(川澤升)(原寺城王)

又、王城寺につくり、四竈驛の西南一里なる一村なるが、今、色麻村の管內とす。王城寺原は、四竈の臺(ダイ)原と相連なり、方二里餘、其間に升澤(マスザハ)川あり。又、西方の一峰を[illegible]森といひ、鑛坑あり。

升澤川は、鳴瀬川の一源にして、(一名、荒川、又、身撫川)中央分水山脈の船嶽に發し、東北流、王城寺原を[illegible]、四竈驛の北に至り、鳴瀬川に會す、長六里。身撫の由は[illegible]、升澤とも云ひ、今黑川郡吉田の管內也。

觀聞志云、往生寺門、十院、大崎家臣今野伯耆居之
封内記云、往生寺、今曹洞宗、[illegible]、古名浄土
宗、今十六世、安養法然上人像、[illegible]、[illegible]
田高石見、[illegible]化為本、[illegible]
見現存昔日寺額、[illegible]
當、[illegible]
大青、[illegible]、牛角人首、
其阿田樂、[illegible]、有實
首鼓牛具、[illegible]人之所為、[illegible]
之、使爾夫[illegible]人之像、發化念佛、不日、[illegible]
落、[illegible]、其[illegible]、[illegible]地、一[illegible]之[illegible]利、
信夜化之[illegible]

黒澤 今、色麻村の大字にして、王城寺原の北東側、高城村の[illegible]、黒澤治部の[illegible]あり 封内記、伊達[illegible]、これは[illegible]の[illegible]にて候

高城 [illegible]、[illegible]、小野田川の北、[illegible]、高木、黒[illegible]、共に天文中の古川状に見ゆ。

清水 今、色麻村の大字、黒澤の西北一里、王城寺原の北[illegible]、小野田驛の南一里、大字高根は清水に接す

高根 觀聞志云、高根城、笠原内記居之、谷地森、[illegible]、[illegible]、笠原氏[illegible]、封内記云、清水寺、文治之比、[illegible]住之、石塚寺時[illegible]也、守時男、郡司守信[illegible]、其子孫[illegible]、號石塚坊。

小栗山 今、色麻村の大字にして、王城寺の西一里余、[illegible]、小野田川[illegible]、[illegible]十[illegible]年戊午三月十日、大[illegible]、[illegible]、[illegible]天正七年[illegible]八日、[illegible]、[illegible]、[illegible]

餘目郷 [illegible]

安蘇郷 [illegible]の[illegible]を[illegible]しのいふ 和名抄、色麻郡安蘇郷、今詳ならず、鳴瀬川、下新田の北なるべけれ、中新田、鳴瀬川、下新田に[illegible]、安[illegible]とは、下新田の[illegible]なれ、[illegible]賀郡より移住の民戸の[illegible]し里落なりけん、下の[illegible]に合せよ。

下新田 今、四日市場、[illegible]、平[illegible]と相合せ、鳴[illegible]の[illegible]、中新田の[illegible]にて、鳴[illegible]の[illegible]、平[illegible]に志田郡の[illegible]

鳴瀬川 鳴瀬川は、本郡にて田川、又[illegible]田川と呼ばれ、志田郡にはた[illegible]といひ、宮崎川、小野田川、[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]るものとす 古名、色麻川として、餘目記等に見ゆ。

四日市場 今、[illegible]村の大字にて、下新田と中新田の中間とす 鹿島神社あり、一名記[illegible]、[illegible]八[illegible]、常陸國鹿島[illegible]、色麻郡にも[illegible]、なるべし、近地、[illegible]にも鹿島神[illegible]、[illegible]内記云、鹿島神社、[illegible]田村麻呂東征之時、[illegible]、[illegible]、[illegible]寺[illegible]、[illegible]之、[illegible]、貞和四年、始[illegible]、[illegible]、到[illegible]郡松[illegible]、有[illegible]、[illegible]、[illegible]、青山公[illegible]於[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]納黄金一枚、以[illegible]修造之料

[illegible] 今、鳴瀬村の大字とす、[illegible]の名稱に属す[illegible]は、[illegible]と古[illegible]し、[illegible]色の[illegible]、中世、官衙の[illegible]の[illegible]、[illegible]しと知らる

中新田 今、中新田町、八日町[illegible]、本郡の治所とす[illegible]、一[illegible]の[illegible]、[illegible]、古川[illegible]、大崎氏の[illegible]、新田と云し、上中下に分ちたる[illegible]、中新田[illegible]、[illegible]の[illegible]名也[illegible]、[illegible]、[illegible]田の名、後世に[illegible]へざるなり、[illegible]

[illegible]、今[illegible]に、中新田の東北、[illegible]、上[illegible]名[illegible]、新田[illegible]、[illegible]郡内に[illegible]、又、[illegible]田は[illegible]の地、[illegible]、[illegible]、[illegible]田郡[illegible]田[illegible]、[illegible]、[illegible]、封内記云、中新田邑、[illegible]也、[illegible]氏[illegible]、[illegible]、天正十六年[illegible]、小山[illegible]戰死、[illegible]、[illegible]大八[illegible]記云、中新田[illegible]、[illegible]、[illegible]新田[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]地云、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]々[illegible]、[illegible]之、此[illegible]之[illegible]也、[illegible]

中新田城址 古川[illegible]、[illegible]伊達政宗[illegible]、大崎氏の[illegible]にして、天正十六年[illegible]月、[illegible]之に[illegible]て、伊達氏の軍を[illegible]こと、[illegible]記に[illegible]なり 觀聞志云、中新田[illegible]、大崎[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之、[illegible]、[illegible]、[illegible]は、[illegible]、[illegible]、[illegible]、大崎[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、又一[illegible]、天正十八年、[illegible]、[illegible]、[illegible]より[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]田城址に合[illegible]

[illegible]、天正十六年、[illegible]、今[illegible]、[illegible]月、伊達政宗、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、一月、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、吉田隆忠、[illegible]、隆[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]原隆[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、保原氏[illegible]

等、兵二千、守加美郡下新田城、四竈隆秀、高木隆久、[illegible]、[illegible]隆信等、兵五百、守中新田城、稲穂授、氏家隆[illegible]大崎義宣與父[illegible]、兵三百、據名生城、[illegible]山某綱、一迫重綱、宮野定弘、栗原定重、富沢直連等、兵五百、據岩手山城拒備、政宗遣人誘黒川晴氏、晴氏背政宗外舅、嘗養其愛妾中內子、剃髮入道號月舟、乃背目二、我因近姻不能棄親、於是、重光先驅攻桑折城、獲首一百餘級、正宗到日攻中新田、先鋒火、進陣于山崎曠野、師山桑折中新田城兵、三面競進逼蹙、軍監小山田筑前守殿而死之、重光收兵于新沼城、氏家隆率父出與谷地森隆宗戰、日沒乃綴。

相模郷（ザガミ）

和名抄、色麻郡相模郷（今詳ならず、賀美郡廣原村にあたり、玉造郡に聯接の地歟。古驛路は、黒川、色麻、玉造と進行し、賀美郡は驛路經由の界内にあらず、されば、中新田南北の地は、全く色麻郡の舊域にして、賀美郡は其西北の山谷を占めし者とす。廣原村は、色麻郡の域内たりしこと、亦疑を容れず。靈龜元年五月「移相模上總常陸上野下野六國富民千戸、配陸奥焉」とありて、千戸は二十郷の實數なり、此に相模の名あるは、正しく其相模國の移民の遺稱とす

菜切谷（ナキリヤ）

今、廣原村と改む　今、猿塚、城生、羽場、多田川等と相合せ、中新田驛の北にして、玉造郡に聯接する山野とす。

封內記云、菜切谷邑　龍谷山法[illegible]院、應永二十七年、月中建照和尚開之、曹洞宗、屬宮崎洞雲寺。○伊達世次考云、天文五年、大崎義直攻古川城、家臣反者幾二千騎、相從者僅不過五百餘騎、近親南館播磨守、大崎狩樂允、一家、宮野中務、家子、仁木、里見、其外氏家黨中、離一揆事義者、渴山甲斐、南切谷中務。（古川狀）

（原廣）

猿塚（オトノツカ）

今、廣原村の大字にて、菜切谷と中新田の間とす。成實記に、猿塚の城主、里見紀伊守、古川狀に、大崎氏の家子の列に、里見あり、是也。封內記云、上猿塚邑、大猶山慈恩院、應永十六年、徹心全覺和尚開之、曹洞宗、屬宮崎洞雲寺（玉造郡吉田に今存せよ）

佐竹氏記錄云、應永年號の初めの方に、村岡[illegible]鎌田の城主、又二郎・宮內少輔は、總州に折檻せられて、かはうちへ罷出、大崎殿教令公、加美郡小泉邑を御恩給、大いぬ靈に居住、其後、總州を打取、村岡に且、宮内入道の嫡子、又二郎・後遠州は、父の不審として、大猿塚とまるの佐藤の所に居住す、云々　本書に、大猿塚とまる猿は、犬の聲、又、爭ふ貌とす、之を以て直に犬に代用せるにや。「佐藤の」は、「佐藤み」の訛歟、即、古邑主里見氏なり。

多田川（タダ）

今、廣原村の大字にて、又水名なり、菜切谷の西北に在り、谷地森に近し　此溪流の末は、志太郡師山に至り、鳴瀬川へ注入す　其源は、玉造郡界の横山に出て、[illegible]崎、耳取を經由し、凡八里。

封內記云、見滝權現、社傳日、大崎家臣、古川[illegible]十、一栗左京第二男、多田川紀二郎、永正三年所勸請也。

―◆◇◆―

磐瀬郷（イハセ）

和名抄、賀美郡磐瀬郷（今、小野田村にあたるか、色麻(餘戸)郷の西北にして、東西に長き一山谷を占む

磐瀬とは、古へより、本州の郡名にもあれば、彼郡の人民の移住したるに名づけしか、又は溪流に因みたるにや。

小野田（ノダ）

今、小野田村といひ、中新田の西一里半なる小驛とす　民居は、山中數區に散在し、東西七里にわたり。其溪流は、即、小野田川と呼ばれ、軽井沢、銀山越に發して東下し、米泉に至り、宮崎川と會ひ、中新田川(鳴瀬)と爲る。

觀聞志云、小野田村、城址、石川長門(封內記、石川與八)者居之、旭山館、小野田玄蕃居之、皆大崎家臣也（伊達世次考云、明應八年、薄衣狀、有石川越前[illegible]門者、蓋小野田邑主也。

飯豐神社（イヒトヨ）

今、小野田に在りて、式內の官社なり。（觀聞志云、石神社、在小野田本郷、有巨石、長九尺、濶四尺、方三間、神名帳所謂飯豐神社是也、郷人誤爲飯島屋神社　○神社志云、飯豐神社、今在小栗山村、稱熊野權現、賀美石神社、今在小野田本郷、社旁有巨石、方一丈八尺、呼爲賀美石。

藥來山（ヤクライ）

小野田原町の西南なる奇峰なり、山の西南峡なる鹿原といふ。此山、俗に賀美富士の稱あり、形状富士に似たればなり、標高六百五十米突

觀聞志云、藥來山、跨芋沢、味袋（アヂカフクロ）、鹿原三村、山勢突兀、山上有薬師堂、往時有富家、經始此堂、及落成而[illegible]相賀日、今建此堂所之而俾一毫無[illegible]也、[illegible]薬換東手此帯而救衆人矣、庶幾白是富里因此名無疾病、乃名日藥來山也、或日、古昔、八幡太郎義家討東夷之日、放矢如雨、夷衆不能防、恰若[illegible]其鏃[illegible]也、其社在山下遍[illegible]如此、故俗呼日矢嚼（ヤクラ）山、々下七瀑布、其大者日仙龍、尤奇觀也　○宮城縣地誌云、薬來は、最初、此の轉化歟、ヤムクシナイに二義あり、一は栗澤を通路と爲すの義にして、他は冷水の流るゝ谿谷の意なり

封內記云、三所權現社、在藥來山、其一山王權現、其二八幡大神、其三白山權現、大同中、田村麿呂所勸請也。

鹿原（シカハラ）の東に荒神山（アラガミ）あり、奧羽の界嶺にして、南は船嶽、北は銀山越、翁峠に連亙す。山中に、荒澤瀧、及び白沼あり、溪流を瀧川といひ、小野田川へ歸す。

（原鹿）

門澤（モンサハ）

小野田村の山中、三里許に在りて、羽州路の小店とす、西更に一里にして漆澤に達す。

漆澤（ウルシサハ）

小野田村の山中にして、門澤と輕井澤の間とす、西北の重嶺の間に、魚取沼、長沼等の池沼あり

輕井澤（カルヰザハ） 小野田川の水源にあたり、漆澤の西二里、此より岩手少許にして、銀山越の頂上に達す、即分水嶺翁（オキナ）なり、西に降る三里、羽前北村山郡延沢驛なり、或は之を母林越といへり。（湯林川）

封内記云、漆澤、有與上井出堺、羽州之界、而封人守之、自十月至四月、雪深人馬不通、故封人自冬至春、居于門田邑、宮沢而後至于輕井澤、漆澤、輕井澤、共有市居而驛也、輕井澤歩守居之、橋一、長三十五間、在雙倚砂子堺、雨岸森高、水中多巨石、石呑楚仕、兩岸亦如椿、但行之情也

永慶軍記云、羽州山形の最上義光は、そのころ、宮城の國分盛氏の家に、羽州天童の浪人、草苅將監が居るを、心憎く思ひ、五日田村と云ふ二人を遣して、草苅を殺さしむ、二人は、草苅を、國分の傍なりける寺中に伴ひ行き、其首を取、一里許行過ぎしに、草苅が家人十四五人追懸けり、其者にかまはず、二人、五田村野の主なる在家よりも、人々、通さじと罵り出ければ、二人は小野田方へ落行き、輕井澤の山路を經て、延澤が館へ行かんと、古關多土より、四の[illegible]より暫手山を駈通り、一里の山路に分入り、三日を經て山形に歸り、草苅が首を義光の見參に入れたる。此に、輕井澤、延澤の方への通路として、暫手山、一筆を經由したるかの如くに書かれしは、誤りなるべし、暫手山は、鳴子、尿前の通路にて、小野田輕井澤と、南北相去る七里餘。

川島郷（カハシマ） 和名抄、賀美郡川島郷。○今、賀美石村是なり、賀美郡の北、色麻郡相接郷の西、小野田川、宮崎川の相合する所にして、川島の形狀を具へたり。

小泉（コイヅミ） 今、君袋（キミブクロ）、米泉、谷袋、鳥島、谷地森等と相合せ、賀美石村と改む、小野田驛の北なり。（袋君）

野史云、天正十九年七月、伊達正宗將攻宮崎城（在加美郡）、宮崎隆道父子、及其黨千餘人、據守之、小野田城主石川隆重、宮[illegible]城主石[illegible]隆永、及四竈[illegible]等、聞正宗至、降、正宗以隆重爲[illegible]鋒、圍宮崎城、隆道父子棄城脱走、獲首一千餘級。

米泉（コメイヅミ） 今、賀美石村の管内なれど、小野田の東北一里、小野田川と宮崎川（田川）の相會する所とす。中新田驛と田尻を隔てたり。伊達成實記に、天正十六年、大崎衆に米泉權右衛門あり。名跡志に、宮原伊[illegible]、其子權右衛門と、天正十九年、宮崎に戰死す一云々

鳥島（トリシマ） 今、賀美石村の管内にして、小泉の西北、鳥屋崎、孫澤と共に、宮崎川の左邊に在り、柴切谷、多田川（廣原）へ近し。

觀蹟志云、鳥島城、北郷右馬允居館也、天正十九年、大崎徒属據佐沼城、右馬亦據此、其門[illegible]攻之急、八月五日城陷、虜右馬允及一黨兵九郎斬之、日戰一栗放牛（兵九郎一族）、北郷直休、右馬允次[illegible]等三十餘人、按、上遠郡一栗城主、日一栗兵部、一栗氏家、思放牛兵九郎亦其家[illegible]、據佐沼反者乎、封内記云、鳥島山入[illegible]寺、曹洞宗、寛永十十年、[illegible]寺[illegible]八世、[illegible]隆和尚開之、

谷地森（ヤチモリ） 今、賀美石村と改め、小泉、鳥島、大船等を一合せ、小泉の北一里（中新田の西北二里）、宮崎川の邊に在り、又八森（ヤツモリ）につくれり。○成實記に、谷地森の城主、八森主膳、其弟八木澤備前あり、八木澤は、今宮崎村の柳澤なり。近世は、藩の公族片平氏の邑たり、其牌所を香林寺といふ（森八）

天文中の古川状に、谷地森兵部、柳澤主殿丸、宮崎民部、鳥島右近などいひ、七人給主笠原の一族と註せり。米泉の邑主に、笠原伊豆あり、餘目氏記録に、留主七代美作守家高の時「河内七郡の、四頭一揆の一族の中に、かさも候ける哉一云々、かさはふべし、笠原にあらずや

賀美石神社（カミイシ） 今、谷地森に在り、延喜式、賀美郡の官社とす（封内記云、石神社在谷地森邑、神名帳所謂賀美一石神是也、七人以爲本邑之鎮守）

餘戸郷（アマベ） 和名抄、賀美郡餘戸郷。○今、宮崎村なるべし、川島郷の西なる地とす、東西六里、南北二里許の廣さあり

宮崎（ミヤザキ） 今、宮崎村といひ、柳澤、北川内、田代、寒澤等をも合す。小野田原町の北一里、（臺が原といふ廣平の不毛あり）中新田より二里半。宮崎川、一名田川。（川崎宮）

宮崎は、近世、伯耆[illegible]の公族石母田氏の邑なり、[illegible]暦中、石母田氏、栗原郡高清水へ移り、佐沼の古内氏之に代り來り居れり（封内記云、宮崎邑在[illegible]山[illegible]、曹洞宗、羽州山形安養寺末也、寛永十八年、安養二世[illegible]和尚開之（宮崎に石膏を産す、又[illegible]馬を畜す 山中、湯倉に硫黄泉（熱九十度）あれど、浴者多からず）觀蹟志云、宮崎古城、在宮崎村、大崎家臣宮崎一作隆[illegible]民部者居館也、天正中、與門[illegible]依大崎[illegible]之、城兵死守而不降、屢攻遂陷、秀吉公聞之賞其功、城畔有鹽泉、前以掬手、細石[illegible]々、時有雨不過馬腹、[illegible]人以爲奇泉）（古[illegible]武鑑云、天正十九年、明智一揆蜂起につき、伊達政宗、[illegible]生氏[illegible]遣し、宮崎、志田、中新田、めう、宮[illegible]、高清水を利め、所々に楯籠る一揆の城郭を乘崩し、追掃はる（成實記云、天正十九年七月廿四日、政宗大崎へ御働、宮崎より罷出候人數を、[illegible]先手袋追入、則城へ取付候處に、岸高城能候間、鐵炮を以て濱田伊豆を初數多被打殺候、それより近陣被成、竹束を付仕寄を被仰付、其夜城中に火事出來、城を捨てこし、落城仕候（永慶軍記云、大崎一揆蜂起につき、政宗下向あり、天正十九年七月、宮崎の城に押寄ける、かゝりければ、小野田の城に楯籠りたる石川長門守、降人と成て出、四釜の城主四竈尾張守も、降人に出にけり、宮崎に楯籠る處の一揆ども一千餘人、大將は宮崎民部とて、武勇勝れし兵ありしか、亦降伏す。（宮崎民部少は、成實記に

も見えたり、天文中の古川状にも見ゆ。

柳澤（ヤナギサハ）　今、宮崎村の管内にて、牧野、北川内と共に、宮崎川の北なる山邑とす、或は八木澤にも作り、[illegible]川といふ。

續紀云、寶龜十一年十二月、征東使、兵士千を遣して、賊の要害を撃ち、鷲座、楯座、石澤、大菅屋、柳澤等の五道を塞ぎ、賊の要害を絶つ、按ふるに、鷲座以下、其地詳ならず、鷲、楯、石は、[illegible]て、柳澤は賀美郡柳澤ならん。〇宮崎、柳澤、北川内より北へ玉造郡界の[illegible]山に至り、[illegible]、鳴子、[illegible]へ通ずべし、山路凡五里、一間道なり。〇觀聞志云、北把別、在宮崎村、大高根八幡[illegible]、八野木[illegible]、[illegible]

（北川内）

寒澤（サムサハ）　今、宮崎村の管内にて、宮崎の西三里、此より羽前へ、山徑、一は黃[illegible]峠といひ、北村山郡尾花澤に至るべく、一は田代峠といひ、最上郡向町へ達すべし、各六七里の險阻なる道なるを要す。

[illegible]寒澤[illegible]、[illegible]

玉造郡

玉造郡（タマツクリ）　賀美郡の北、栗原郡の西南、西、北は、出羽山一に界し、名を玉造の山谷にして、地勢、西北より東南に傾斜。今、二十七箇町、人口二萬九千、七町村、岩出山に治す。

玉造は、和名抄、太萬都久里と注し、四郷に分てり。續紀、神龜五年、改丹取軍團、爲玉作團」と見えたるが、これ始見なるか、名取郡の軍團を廢して、玉作の地に新軍團を置かれしなり。玉造の塞柵といふも、やがて、此軍團の營所にして、當時[illegible]、此地を以て内外を分つの壘壁と爲しけん、[illegible]に遷されしにて、天平年中、玉造は、[illegible]にて、[illegible]に同地名多し、此なるは何に因れるにや。藤原保則傳に、元慶二年、出羽蝦夷叛亂の時、[illegible]玉作[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]とあり。天平[illegible]、出羽按玉作[illegible]云へるは、出羽の蓄族か。

（玉作郡）

[illegible]に十一歳の時、父のともに、陸奥へまかりたりしに、玉作の郡そこのかはすきといふ所を」云々、[illegible]く、[illegible]にはかくすかきそことも知らで[illegible]またれ[illegible]、今知れず、玉造の[illegible]に合考せよ。

[illegible]、[illegible]馬を以て名あり、[illegible]

又、由に[illegible]。[illegible]氏と是利氏の[illegible]探題たるや、其間に據り、[illegible]最上氏と相倚り、以て[illegible]を壓したり、[illegible]賀[illegible]、志田、遠田等と、彩り相抱きて一國を成す、即、大崎氏の[illegible]有せる[illegible]とす。されば、通して此五郡を大崎領といひ、他の葛西領に分ち、大崎、葛西は、當時殆統郡の代名にありき、[illegible]故のみ。

大崎郡　（大崎賓士）

[illegible]、又、大崎氏の[illegible]ありて、江合、鳴瀬、鞆川の沖積平野に呼ばるる[illegible]は、其意義を詳にせず、國府處の義にて、もと國府[illegible]もしくは國宗[illegible]となりし故に名つけしものか。

川内部（カハウチ）　中世の[illegible]なり、大崎部といへるに同じ。陸[illegible]考云、[illegible]、文治五年、[illegible]謀叛之後、分[illegible]、以賜功臣、以河内五部一保（玉造、[illegible]）賜[illegible]、山田、遠田、栗原ノ湯泉田、[illegible]、上形（ワカタ）、狩谷之四家、是謂河内四頭、[illegible]、玉造、遠田等の内なる故、河内と稱ふるか、玉造加美[illegible]郡名なれば、[illegible]に[illegible]たる河内部にはあらず。

（川内）

伊達世次考云、文治五年、[illegible]泰衡之後、分其郡邑、以賞賜功臣、所謂相馬、亘理、國分、留守、首藤、長江、葛西等是也、川内五郡、長世小田[illegible]、賜之於泉田湯谷上形狩野、是名川内四頭、其後、今其一門吉良[illegible]石常[illegible]、[illegible]分南北、任陽管領也、至[illegible]武之比、川内四頭、拒管領石堂、不從、因請管領於京都將[illegible]、於是乎、[illegible]父子、以來云川内五部、所謂志田遠田栗原加美玉造也、長世保在黑川郡[illegible]、[illegible]谷知行在志田及黑川二郡中、此五郡、非[illegible]西四頭、[illegible]和田[illegible]分賜之、其所以知之者、和田氏滅亡時、分其闕國、賞與有功之中、以遠田[illegible]、賜北條泰時、[illegible]民部大夫行光、是也。

又、[illegible]、天文六年、[illegible]大崎黨[illegible]、[illegible]當家之和[illegible]云、川内一黨類懇望云、彼是以、[illegible]小[illegible]被退[illegible]、[illegible]於[illegible]已、然則凡[illegible]次郎因茲[illegible]、[illegible]不知也、[illegible]能有[illegible]、[illegible]、[illegible]頭、不[illegible]、小[illegible]者、公[illegible]子、[illegible]大[illegible]

按、河内は、[illegible]を唱へし[illegible]、中世には、七部を數へたり。當時、玉造加美志田遠田栗原の外に、長岡（新田をも合せ）、[illegible]の部をも、[illegible]しを想ふべし。又、河内四頭の中に、上形、狩野を數ふるは、非なり、餘目記に徴見す。

餘目氏記錄云、留守七代、[illegible]の時、河内七部には、湯谷（ユヤ）、大[illegible]、宮田、四方田とて、文治五年に、當國に下り外樣にて、四頭一揆にて候しが、千騎衆たり、留守殿と、[illegible]人一揆を[illegible]し、[illegible]にのる、其中の一族に、おさも候ける[illegible]、中目上總介[illegible]て、[illegible]分連判にのる、又云、しほや先[illegible]、[illegible]川、四方田は、文治四年、五年に、當國へ被下候。

大掾氏長岡郡の舊臣にて、宮澤、小[illegible]、[illegible]に
[illegible]、西方田は[illegible]見せず、[illegible]西方[illegible]
[illegible]て、黒川郡の[illegible]
[illegible]

◆〆◆

（伏見）

伏見館

[illegible]

（探題館址）

大崎（おほさき）

[illegible]もと長岡より[illegible]、大字伏見、名生、[illegible]
後、[illegible]、石積、[illegible]
地、高倉[illegible]
宮田、[illegible]田、三日町、下野目等の[illegible]、名生、[illegible]田、
其[illegible]

大崎八幡宮　子松神社、大崎八幡[illegible]、今、宮田郡田尻村
[illegible]の[illegible]田[illegible]、又、大崎氏の故
[illegible]

伊[illegible]、是[illegible]尾張守家兼の次男[illegible]
下総守大崎[illegible]
大崎[illegible]
[illegible]家兼[illegible]
[illegible]

式部大輔[illegible]等探題[illegible]、細
川、[illegible]、玉造、栗原五郡、大崎五郡と稱す）を
領せり、[illegible]大崎氏にして、[illegible]中北、奥
州、[illegible]、[illegible]田[illegible]、石[illegible]とて
四人[illegible]は大崎の御[illegible]に[illegible]七年
に中崎[illegible]と見ゆ[illegible]
[illegible]
崎氏[illegible]なり、[illegible]
[illegible]、小田、[illegible]田、十
一郡[illegible]
[illegible]、黒川郡
は、元中年間伊達氏に[illegible]せられ、色麻郡既に[illegible]し加美郡
に入りたり、大崎氏の亡ぶる頃（天正十八年、大崎五郡
あり、[illegible]志田栗原[illegible]
小田、[illegible]なり

大崎家

[illegible]

伏見大[illegible]、中[illegible]、吉
長[illegible]、畠田殿、[illegible]、四人[illegible]
[illegible]大崎殿の[illegible]
七年に[illegible]、大崎殿[illegible]探題なり）
[illegible]

満福寺

[illegible]

其國を賜ふ、　六代、前の上杉

持詮　左京大夫、號修心院、諱嗣日、田河守、

教兼　號龍谷寺、其女嫁伊達氏（伊達日氏記錄云、左衛佐教兼、御事也）

政兼　彦三郎、陸奥守、法名日嵩、號長松院、

義兼　左京大夫、法名玉岩、號靈岩院、依岸實誠、走伊達氏、加勢三百餘騎、而被送大崎、故嗣家上洛、而從公方義尚、義字、幷包平太刀、拜領之、

高兼　彦三郎、立一年而早世、依無嗣子、請於伊達左京大夫稙宗末子小僧丸、而爲嗣、冠而曰義宣、住岩手澤城、翌年八月、大風起、屋室破壞、此時息女不幸壓死、其後、義宣出奔葛西、於桃生部辻堂病死、故不入系圖、

義直　左京大夫、上洛時、公方發向越前國、御對面無之、故翌年、大崎總兄達山伏、狐澤上野下向之次　自公方御書幷錦幷領之、

義隆　左衛門督、大相國秀吉公、發向關東時、遠國諸家、皆從令去其城　天正十八年庚寅、八月十九日、退賀美郡新田城、移同郡小野田城、同月二十四日、經最上路而上洛、寓下木、其後、依公命、被屬長尾影勝、於會津卒、今按、始屬蒲生飛驒守氏鄉　後屬景勝也、（會津四家合考）

小僧丸義宣の事は、遠田郡不動堂に合考すべし

名生城址

（生名）

今、大崎村大字名生に在り、即、大崎氏故墟也、（封内記云、大崎義隆所居、本丸之跡、屬伏見邑、二三丸之地、屬名生邑、（觀聞志云　名生城、在名生村、往昔氏家兵内名居館也、後大崎義隆遷此城、天正年中、爲太閤亡、城遂廢、當年焦米裝穀、今猶存

野史云、陸奥大崎、足利氏支族也、貞和中、石堂義房之據下道赤栗山崎、賜十郡、足利高經弟家兼、遂□□之、補將軍探題、（軍秘錄）子孫世居之、名十四、家兼孫入猶（永慶軍記）作持詮、或作政直、入道法英、及最上政家扶最上系圖、無政家、疑滿家歟、與伊達持宗、曾名盛論戰、相馬高將、岩城政常、援、成將政常、並不見其家系圖、器支族歟）援伊達氏富名氏、及出羽國人助大崎最上、是以大崎與伊達遂相矛盾、或時合戰、或復爭境（永慶軍記）、應永七年九月、法英戰死于田村領大越、（原氏系圖、松窓記、伊達漫錄）法英八世義直、續居名生城、稱陸奥探題、永祿初年、國分盛氏、遠藤重經、使人來報戰期、而盛氏、重經、及岩城、相馬、亘理、高森、伊達、田村等、請兵僅二千五百、布陣十餘處、義直率黑川、新田、猿澤、谷地森、宮崎、高清水、四竈、及從父弟葛西晴信七黨、爲援軍、步騎三千、與抗衡、義直遣千枝隼人葛岡主稅介庄候、歸報尋接矢連戰、諸部力屈、及日沒戰罷、明日最上義光來援、義直及天童賴貞、中野、延澤、亦出兵援戰、死傷互多（永慶軍記）、義直子義高、稱左衛門督、續居名生城、領保志田玉造栗原加美黑川五郡、頃年爲伊達氏掠略采邑、居威日蹙（漫錄）、與羽書事云、義隆、始居名生、大崎氏所領、黑川加美玉造栗原遠田志田六郡、有四老、曰仁木、里見、湯谷、中日（大崎盛衰實記）、里見義成之男新田刑部義景、（奧陽軍秘錄、義成作隆成、義景作隆景）爲義隆寵脅、謁詔百出、擧國側目視之、伊場野外記子總八郎有美色、義隆又寵之、義景寵頓弛、於是義景快々怨望、與其族謀擊總八、總八以爲、我起寒族、不若結一有力者以自固、乃結岩手山城主氏家彈正隆繼爲援、彈正聽之、義景意頗懼、因遣款於伊達氏以乞援、事稍泄、伊達氏、彈正告義隆曰、義景將叛、君早購死、義隆曰、彼有罪、然吾不忍殺之、尚屏諸采邑是矣、乃使義景屏居新田、義景既受命、且請曰、臣嘗專寵、故嫉臣者環視而立、今臣得罪去、即必死於路矣、君以爲意、親送之於半途可也、義隆許之、與騎而出、義景從者皆十八、行左右、行至伏見、義隆曰可也、我將歸矣、從者不聽、遂强入新田城、不遣還、使下令討彈正及總八、（盛衰實記）、彈正不得已、降伊達氏乞救、天正十六年正月、政宗使伊達上野泉田安藝赴援（四家合考）義隆子義興、及夫人、在名生、聞彈正叛、義興走中新田、夫人入新田、於是、里見氏族奉義隆保新田城、分兵、使蒲田伊豫等禦山、飯川大隅守奉折、命士民塞間道、穿溝瀦水於田中、使無傍徑可由、以俟之、（盛衰實記）敵兵來攻桑折、城將黑川晴氏出戰、不利而退、敵更進薄下新田、至中新田、守將南條下總出戰、亦不利、敵逍北而行（軍秘錄）所在撤橋不可進將却、我兵皆檮行田中、周旋自如、敵軍皆崩、陷泥淖不得戰、遂大敗、小山田筑前死之、（盛衰實記）、敗兵退保新沼、伊達上野與前軍相失、又虞歸路遇要擊、請其舅黑川晴氏、得縱還、而新沼城兵不能退、泉田安藝、長江月鑑出質、乃縱還之、政宗將尋出兵、以有事于仙道、故不果、彈正亦孤立不能自戰、（軍秘錄）是歲二月、義隆自殺、其屍失而不見、義興年十四、南條下總奉之、保中新田、十八年、豐臣關白東征、出羽諸族皆不戰而走、於是中新田城兵亦稍稍潰散、義興遂棄城遁、大崎氏亡、（盛衰實記）支族高泉隆景、後仕伊達氏、受祿二千石餘、世爲宗臣（四家合考）、義隆出中新田、走於最上、後上京請謁大閤、不許、命屬蒲生氏鄉、及秀行徙封、又留仕上杉景勝、豊臣義興、爲義隆歟、伊達三代略日、大崎三次、從上杉景勝、在白石城、蓋義興也。

尊翰謹奉拜見、恐悅此事候、仍自（出嗅不詳）被納御馬由、□之滿足不過之候、隨而御助成之儀、再三令言上候處、無御手透由承候、尤至極奉存候、雖然拙子奉（不詳）入候事、無隱候歟、縱切腹仕候共、一筋に奉仰外無別意候、然而頃日、よしたか在城、號名生地へ被移候愚老之間、五三年計取詰陣候、願者被抛萬障、近日御

一、[illegible]助[illegible]、[illegible]小十郎[illegible]上[illegible]隆、今背
暮年、恐々謹言、
　八月八日　　　　　　　　　　隆繼（花押、氏家）
伊達　殿人々御中〔[illegible]會津風土記〕
管窺武鑑云、天正十八年、十一月奥州再一揆蜂起につき、伊達政宗、蒲生氏郷發向、宮崎、高清水、中新田、[illegible]、宮崎、高清水を初め、所々に籠もる一揆、城々、不殘[illegible]し[illegible]。氏郷記云、天正十八年十一月氏郷[illegible]、名生の城有之をも不知、段々押行處に、名生の城より鐵砲を出し打かくる、氏郷即時ふみやぶり、男女共に一人も不殘なで切にして、首五百八十余討捕、火をかけ候刻、岩手山、宮澤、古川、松山、四个所の城より、一揆働といへとも、名生の城即時に落去の躰を見て、肝を消たる風情にて敗北す、然る處に、其夜亥刻ばかり、正宗譜代の侍に須田伯耆と申者、蒲生源左門が陣所へ走入、正宗逆心の條を披露す、今度彼攻崩候名生の城に、一揆の侍共、弓鐵砲を丈夫に籠置候間、氏郷難責之、手負死人可有之、責あぐみ候時分、城中に火の手を揚げよ、其煙に附て、宮澤、古川、岩手山、松山、此四个所の城々より、人數を出し後切して、氏郷をうちはたし、城打損じ討死と可申工夫候得とも、氏郷公御運つよく、御手柄を以て、名生城息をもつかず被責崩、けぶりを可揚隙なく、諸方の手はぐれ仕、正宗も手を失ひ候、云々〔仙臺人物傳〕云、天正十八年十一月、我政宗君、往會氏郷于黒川、議征討之事、試責宮澤砦、而敵守兵降、釋往佐沼、賊兵聞太守到、解圍而去、太守併木村父子而歸、父子到於名生城、會氏郷蒲生守城、而不出、先是、須田伯耆有恨太守、奔氏郷之陣於松森、誣告太守與賊同心、故氏郷留名生城、即保而不出、太守歸留于伊[illegible]飯坂、[illegible]兵[illegible]望、[illegible]其責成實質于名生城、同十九年正月十一日、氏郷使成實出名生戎、而封大森、替還成實、二十一日、太守發米澤、赴于落場、伴島秀吉公、秀吉公喜之、[illegible]、且命日、須[illegible]田[illegible]役[illegible]田大[illegible]賊也、六月、太守[illegible]京[illegible]、七月之半出[illegible]澤、二十四日到宮崎接城。

（泉澤）　（新田城址）

新田（ニヒタ）　今、大崎村の大字にて、或は新井田（アラヰダ）に作る。名生、伏見の東南なり。賀美郡の中新田、下新田に對し、此を上新田といへるごとし。或、賀美郡の[illegible]新田の條に見ゆ。古川驛の西北一里。

新井田

伊達世次考云、天文五年丙申、春二月上旬、大崎[illegible]義直、[illegible]長子伊達西山、[illegible]、先是、[illegible]長[illegible]不許、事已在急迫、以故[illegible]來中、[illegible]我家臣、新田安藝頼遠、據泉邑以反、故天文二十年六月中旬、自率兵、先伐其黨中新田、高木、黒澤、新田、各破其城、將攻頼遠居城泉澤（イヅミザハ）、陣于[illegible]時、氏家、古川、高泉、一迫、相與反、助頼遠、其四年、義直再立馬於宮澤要害、以攻泉澤、氏家黨三百餘騎、所召募士卒二千人、自向宮澤合戰、頼遠乃去泉澤、而古川持網[illegible]抗命〔古川状〕

封内記云、新田邑、有鹿島社、又、新興寺、曹洞宗、永正十一年、古庭[illegible]開之、古壘、[illegible]半城、今悉爲民宅、而無其遺址、大崎家臣、新井田[illegible]居之、[illegible]後、義隆侍童新井田刑部者、特寵作亂。〇[illegible]野史云、大崎義隆、天正中、其家有伊木甲見滿谷中目四老臣、里見隆成爲須藤城主、其子隆元、二男新田隆景、年十六、風采秀美、義隆寵遇、權傾内外、又有伊場惣八郎者、丰儀艶麗、常侍左右、隆景嫉忌將殺之、惣八漏聞、竊遷岩手山城主氏家隆[illegible]、隆[illegible]惜之爲[illegible]、[illegible]隆意甚愛惜、乃狩獵護送隆景、行七里程、到伏見、將射歸、隆景族[illegible]控轡[illegible]門、願[illegible]駕到新田、[illegible]隆[illegible]致[illegible]隆于新田、隆成、隆元、及谷地森隆宗、古川隆忠、百百隆元、四釜隆秀等、皆[illegible]、請討隆[illegible]及惣八、義隆許可、隆[illegible]同之、入名生城、執義隆出、及安氏、適子義清、[illegible]兵乞救于米澤、合弘[illegible]及惣八[illegible]名生城、自據岩手山城[illegible]、附[illegible]義清于南條隆信、隆信[illegible]之[illegible]國方山寺、以族[illegible]中新田城址に合考せよ。

（八十島）　（夜烏）

封内記に[illegible]、[illegible]田[illegible]上新田、[illegible]徂[illegible]、大崎義隆[illegible]、以[illegible]年丙子、[illegible]出羽等[illegible]深[illegible]、以當[illegible]消[illegible]、[illegible]建武以來、[illegible]氏[illegible]不思、[illegible]之[illegible]、如井字[illegible]名[illegible]、[illegible]其[illegible]、自是[illegible]新井田、仍分隷四名子邑、立上中下之三區、且以新田邑爲之玉造、故加以[illegible]上新田中新田下新田、而又其[illegible]之地、總稱大崎、其[illegible]古[illegible]分[illegible]之地也、今[illegible]、無上新田邑、但下新田邑中[illegible]、呼之上新田宅、[illegible]之地、今失其處者也、中新田に併看せよ。

小町塚（コマチ）　今、新田に在りて、古跡とす、或は、此をば、舊名、八十島（ヤソシマ）の地かともうたがはる。封内記云、新田邑、小野小町（ヲノノコマチ）塚、高七尺計、周廻八間計、塚上栽松一株、高一丈八尺計、圍二尺五寸、其古松已枯、享保初所新植者也。

陸奥千島云、[illegible]絶[illegible]、これは古川の町にあり、此[illegible]の名、爰かしこにありて、以上四つは覺えたり、何れも故ある事にや、此町を出て、夜烏（ヨガラス）といふ村へかゝる、小町塚あり、[illegible]見[illegible]、中納言匡房卿と[illegible]法師[illegible]、[illegible]此所[illegible]有り、[illegible]の[illegible]は、當國の八十島と有り、此島ある所、今不知、今按、八十島（ヤソシマ）とは、[illegible]の浦の島々にて、他所にはあらず。而も、古書に、八十島に、小町塚もあるやに載せしは、二地を混淆したる[illegible]なれど、寛[illegible]十二年紀に、[illegible]八十島乙代の名あれば、玉造郡の一地にも同名ありて、やがて新田の舊名にや、定かには知りがたし。

觀蹟[illegible]云、新田村農家[illegible]畔、有古[illegible]、上有[illegible]松、是乃古之小野小町墳墓也、[illegible]西[illegible]、小野古[illegible]在夜烏（ヨガラス）郷、如今十八、呼[illegible]家[illegible]夜烏宅、[illegible]中[illegible]、[illegible]名[illegible]、[illegible]見抄、江次第、則爲八十島、今考其地、則在羽州、未[illegible]

地、袖中抄第八、あなめ／＼、

秋かぜのふくにつけてもあなめ／＼をのとはいはじすゝき生ひけり、

顯昭曰、あなめ／＼とは、あなめいた／＼と云也、凡此歌のことには、江記曰、在五中將、[illegible]、[illegible]、出家相接、其後[illegible]、到陸奥、宿八十島、求小野小町尸、夜宿件島、終夜有聲曰、秋風之吹[illegible]、後朝求之、髑髏目中有野薄生、中將涕泣曰、小野止[illegible]不成薄生けり、即斂葬、云々、童蒙抄曰、此歌、小野小町集に有(今本無此事)、昔、野中を行く人ありけり、風の音のやうにて、此歌を詠ずる聲きこゆ、立より て尋ねききたるに、詠じける也、そのすゝきをとりすて、その頭をよき所におきてかへりぬ、其夜の夢に、我は是昔、小野小町といはれし者也、嬉しく恩を蒙りぬるといへり、さて、此歌を後に後集に入たるとぞ、云々、此兩説の心相違、江記は「到陸奥留八十島、求小町尸」童蒙抄には、行野中、風聲吟、夢想示小町、江記は連歌なり、終夜有聲唱上句、後朝業平附下句、童蒙抄は一首聞風聲、江記には髑髏有野薄[illegible]、童蒙抄には薄生出たりといふ、相同じからず。○古今目錄云、小野小町者、出羽國司女也、云々、數十年在京好色也、然而歸本國死去、故屍在八十島歟、小野者姓歟、住所歟、古今集有小野姉、其歌曰、

時過てかれゆく小野のあさぢには今はおもひぞ絶すもえける

私曰、此歌有小野之詞、以我名、[illegible]、八雲御抄に、清輔は出羽に有と云々、[illegible]には奥八十島也。〜古事談云、業平朝臣盗二條后、將云々間、兄弟達 昭宣公等、追至、奪返之時、切業平之本鳥、云々、仍生髮之程、爲見歌枕、發向關東、(見伊勢物語)、宿奧州八十島之夜、野中有詠和歌上句之聲、其詞曰「秋風之毎吹穴目々々」、就音求之、無人只有一髑髏、明日猶見之、件髑髏自穴薄生、首尾吹、[illegible]なび[illegible]、奇怪思之、問[illegible]曰、小野小町於此[illegible]、[illegible]也、[illegible]下句云、小野とはいはじ薄生けり、件[illegible]を小野といひけり、此事見日本記式。○徒然草云、小町が事、極めて定かならず、衰へたる様は、玉造といふ文に見えたり、此文、清行がかけりといふ説あれど、高野大師の御作の目錄に入れり、大師は、承和の初めにかくれ給へり、小町が盛なること、其後の事にや、猶おぼつかなし。

(抑池)

三丁目(サンチャウメ)　今、大崎村の大字にて、成田とも、清水ともいふ。新田の西北にして、古川驛より岩出山への通路にあたり、玉造川の右岸とす。抑池(オサヘ)まりて、玉造川の水を分派して、志太郡へ導引す。この一溝は、或は、舊時の玉造の[illegible]河ならんといふ、されど、之を抑へて、今の如くに、[illegible]溜め、志田郡の方へ向けしは、中世の事なりとぞ。

[illegible]らる
抑池、在玉造[illegible]目村、上古有溜水、池中有巨蛇、年々以人爲供[illegible]、有一女子、丁其選、女子興思、臨池時、向蛇[illegible]曰、人如今當其人、[illegible]、但[illegible]有志願、請[illegible]待之、則足[illegible]其死矣、巨蛇有點頭色、女子以數千之[illegible]及金針、示之曰、[illegible]之水[illegible]、金針浮之池上、又遂志願、則投身于池、巨蛇[illegible]之引去、金針之[illegible]無奈之何、仍起浪翻涙、屢欲呑沈之、於是息[illegible]終不能也、女子仍與[illegible]歸、其家分[illegible]設大饗之、[illegible]生[illegible]于池畔、立寺[illegible]之、女子[illegible]、今人[illegible]其[illegible]有一丘、[illegible]首其丘而死、[illegible]之首丘、其[illegible]如今爲野田、[illegible]水僅存、其水雖[illegible]不涸、[illegible]曰、地下有水脈、有大[illegible]、故其水往來而不絶、仍[illegible]之下余、同所有[illegible]池、[illegible]乃玉造分流、[illegible]田、其[illegible]抑[illegible]、過莊嚴寺門前、[illegible]、[illegible]中、[illegible]往來軍之[illegible]也、在[illegible]、在伊達郡[illegible]、[illegible]

(丸山)

下野目(シモノメ)　今、大崎村の大字にして、名生、伏見の北、三丁目の西、岩出山の東南、一里許なり、玉造川の右岸とす。
封内記云、下野目邑、東陽寺、曹洞宗、松島瑞巖寺師開之、古壘凡四、其一號古館、傳曰、文治中照井太郎高直所居、其二號中館、其三號陣館、其四五[illegible]

南澤館(ミナミサハ)　今、大崎村の大字にして、名生、伏見の西北に居り、中新田驛より岩出山にいたる通路にあたる、其溪流は、南下して志太郡へ入り、多田川へ合す。○封内記云、南澤邑、古壘、號菅澤館。
陸奥軍團考云、下野目村丸山といふ岡のつゞき、東の方へ數丁の地、古は峰高く、南は野原につゞきて、古の玉造丹取軍團の舊跡ならん、此より、伏見村、名生村へかけて、田面になれるは、古の沼にて有けん、又近き地にツシロヤといふも、軍團の背後の意にて、南やといふも、之に對したる谷の名ならん、(志田郡丹取へ合考すべし、)抑、上古の城柵は、後世のものとたがひ、狭小にあらず、伊治城に九千人を遷置せられしを見れば、城郭は、唐山漢土の制の如く廣かりしなり
伊達世次考云、天文五年、秋七月十一日、稙宗與義直、發古川、向磐手澤、行十五里、陣于玉造郡圓山下、自青塚上、至富澤一栗、二十餘郷、合兵縱火、因郡中衆皆走入于磐手澤城、其兵已三千餘、十六日、稙宗義直攻之、自是日々攻擊不已、城堅不拔」古川系

玉造鄉(タマツクリ)　和名抄、玉造郡玉造鄉、○今、岩出山町、及び眞山村、一栗村にあたる、即、岩出山の西北隣とす、延喜式に、玉造驛は、色麻、栗原の中間とす、驛址は、今詳ならねど、岩出山、眞山、一栗の邊なるべし、[illegible]々島崗の古稱あり
小町家集に「みちのくの玉造江に漕ぐ船の帆にこそいで

[illegible]な隠れど[illegible]の底は、[illegible]には海人の[illegible]に
作り、[illegible]いなみ[illegible]
に[illegible]
[illegible]に、[illegible]、[illegible]、
くすりたのたもとに給ふあやめ草玉造江にひけばなり
けり」
と云ふ、栗田、今知れず[illegible]、これに、[illegible]

玉作柵址（タマツクリノキ）

(玉造塞址)

に玉造部の名[illegible]、[illegible]にあらず―[illegible]は郡名の條に註せる如く、神龜五年に置かれし玉作軍團の在所なりけん、弘仁六年官符、玉造團、[illegible]分番兵士一千人、[illegible]、分配番上兵士百人、健士二百人と見ゆ、是れ、[illegible]團にして、又城塞を兼ねしなり、千人は、本團全部の兵數にて、二百人は其常守の兵數なり

[illegible]、天平九年[illegible]せて[illegible]使[illegible]麻呂、遣[illegible]使[illegible]、云々、寶龜十一年紀十月、[illegible]征東大使[illegible]小黒麻呂、[illegible]今月廿八國[illegible]、官軍多賀[illegible]、[illegible]八年[illegible]、六月、征東將軍[illegible]、[illegible]之地、[illegible]、其從玉造塞[illegible]四日、[illegible]日、然則往還十日、云々、

玉造の塞なれば、特に塞と書せる例は、延暦八年紀、承和四年紀、弘仁六年官符に見えて、他の多賀、[illegible]の兩城に分ちしは、其所以のあることなるべし、分配兵數の、他の兩城に、比して少きに徴據せば塞の大小、守備の厚薄に因り、寶龜以後には、城、柵、塞[illegible]郡據[illegible]の三様に分たれしに似たり、[illegible]はソコと讀む、[illegible]、先代反、和名[illegible]、[illegible]處、所以隔内外也、[illegible]、欽明紀、天智紀[illegible]、[illegible]同紀、[illegible]、[illegible]引く、今[illegible]、按、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
見[illegible]、玉造の塞といふこと、[illegible]
又、[illegible]は、[illegible]方、[illegible]、一[illegible]人
[illegible]へ下りしは[illegible]、[illegible]な
どの御代歟)

十一に侍りし時、父(信孝)のともに、みちの國へ
まかりけるに、[illegible]
といふ所を、必告げよといひければ、人々も忘れ
て、[illegible]らで、早過ぎにき、と云[illegible]しかば、
昔にいさきを渡りつるかはなかさ[illegible]
ぎにけるかな、

と[illegible]、[illegible]にかはかさ[illegible]、[illegible]にかはす
きとあるは[illegible]、又、[illegible]を[illegible]に、
おはすかはにて、渡りつる」の[illegible]は、河にかけしな
[illegible]、[illegible]淵の蔵[illegible]と見え
は、やかて[illegible]なる[illegible]それを、此には、河の[illegible]
[illegible]にかけ、一首を成し[illegible]
[illegible]
[illegible]、玉造の[illegible]は、[illegible]
信[illegible]父子の下向の比には、[illegible]、
驛路の遷れど、荒涼[illegible]々、[illegible]人の[illegible]する者[illegible]なか
りしこと、推[illegible]に足らんか、これ[illegible]なれど、且聞
[illegible]す

按、玉造の[illegible]は、今[illegible]ならねど、[illegible]、當時の經路、
北道の路頭に[illegible]て、玉造の驛家[illegible]からずと悟らん、
[illegible]るに、玉造[illegible]在[illegible]の名見えて、其[illegible]、[illegible]山の
[illegible]北[illegible]る[illegible]度に存在すれば、[illegible]
[illegible]し、[illegible]は、[illegible]に當らず
[illegible]、[illegible]山、[illegible]の[illegible]
延暦十[illegible]年紀に、伊治城、玉造[illegible]、[illegible]、云々、

[illegible]治を、今の[illegible]用、[illegible]寺、[illegible]、古
[illegible]、[illegible]、[illegible]出[illegible]に
[illegible]
[illegible]
神、震響晝夜不止、とあり、此文の玉造塞の字は、玉
造塞管下の地の意にはあらず、是より先き、神護景雲
[illegible]年に、[illegible]、[illegible]、黒
[illegible]、[illegible]中山越[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]用[illegible]
[illegible]に[illegible]るべき道なり、[illegible]
出づ、古[illegible]の[illegible]、[illegible]出[illegible]、中山越海抜
最[illegible]し[illegible]、[illegible]
此地に[illegible]、[illegible]十[illegible]年
の條に、伊治城、玉造[illegible]、[illegible]
[illegible]
一[illegible]置[illegible]
も見[illegible]、今遂し、
[illegible]も[illegible]れば、[illegible]

又按、玉造[illegible]を、多賀城より出羽國[illegible]へ[illegible]連絡
を保たんための保障とすれば、此[illegible]驛路の[illegible]に外れんも、
其理由あり、されど、天平九年、寶龜十一年、延暦十九
年等の記事に由れば、主として、北道南下の通路にあた
れるを見る、但、此[illegible]分して、出羽に通ずる
を得しことも明白なれ[illegible]、[illegible]出羽路の[illegible]あらず、此塞
弘仁六年官符に、[illegible]、[illegible]道[illegible]
[illegible]、「[illegible]稱せ[illegible]玉造塞は、[illegible]
[illegible]の中間に[illegible]、[illegible]、[illegible]、出羽[illegible]せ
[illegible]、[illegible]路の[illegible]ふ

るに、延喜式に
黒川、色麻、玉造、栗原、磐井、白鳥、膽澤
と見せ、彼れ直徑なる、志太郡（もしくは遠田郡）より長岡郡を經て、栗原郡に出づるを爲さず、殊に、西に迂回して、色麻、玉造を大路と定められしは、玉造塞が、出羽路を扼する所以を顧慮せる者のみ。延暦十五年、玉造と伊治、即、栗原との間に、一驛を置かれしも、久しからずして廢せるにや、式に見えず。文治五年の征戰に、多賀國府已に破れしかば、泰衡は、玉造の城塞を保つ、東鑑に之を高波々てふもの、即、神龜、弘仁の古蹟ならん。頼朝聞きて之に赴かんと爲しに、敵風を望みて散亡す。頼朝、即、長岡郡に歸轉し、直徑を取り栗原郡に進入したり。西路玉造の迂なると、東路長岡の直なる者、古より兩道竝び行きし形狀、想察すべし。（西路は、今の中新田、岩出山、真坂の一線にて、東路は、今の荒谷、高清水、築館の一線にあたると見て、大差なし。論者或は、
承和四年四月、陸奥國言、玉造塞溫泉石神、雷響振、晝夜不止、溫泉流河、其色如漿、加以燒谷衆、石崩折木、更作新沼、沸聲如雷、如此奇怪、不可勝計、仍仰國司、宜謝災異、教誘夷狄、燒の上なる以は山の誤にて、折木は木折の倒置ならん）
の文を引き、玉造塞に、溫泉の在るべきを想定し、之に因りて、川渡溫泉の地に塞址を擬するに至る、然れども、本文に教誘夷狄の句ありて、其災異をば、專玉造塞の安危動靜に係けて、叙述したれば、彼の近地、溫泉石神の上にも、玉造塞を冠らせし者のみ。且、新沼の作られしは、川渡の西一里餘、鳴子（ナルゴ）の潟山の頂に在り。かゝる偏僻に居り、又、災異數ある地、古人豈之に留して城塞を置き、以て夷狄を鎭すべけんや。

岩出山（イハデヤマ）

今、岩出山町、人口五千、玉造郡の治所とす、出或は手につくる。仙臺を去る十三里、山中の大邑なり、此地は、大崎氏の時、其家臣氏家氏の邑なり、天正十八年、伊達政宗の封土を轉換せらるゝや、岩出山を居城とす。されば、當時、政宗を大崎少將とも、岩手山（イハテヤマ）殿ともよべり。居ること十二年（慶長七年）、仙臺へ移る。是より、政宗の八男、三河守宗泰の食邑と爲り、子孫相繼ぎ、近時に至れり。○大八洲遊記云、岩出山、驛前嶄巖壁立、自石突出、所以有岩出之名歟、入陌頓碣、從此北迎其坂、即古官道也、左折西馳二里、渡玉造川、至下宮驛、係羽前孔道。

（岩手山）　（鳴石澤）　（寶相寺）

按、岩手山、又岩手堂といへ、岩手堂は、寶龜十一年、官軍栗原郡伊治城を收復する時の、進路五道の一なる、鳴石（ナリイハ）堂にあたるごとし。鳴石と、岩手は、音相近きのみにあらず、其こ、岩手の名の如くに屹立するに因れる名なり。本文に云、官軍、發黑澤、赴鳴石澤大宮屋、柵澤道、自木谷澤、全懸作險、以斷逆賊首黨之要害、云々、一覽下、柵下は、長岡郡、新田郡よりの進路にて、高清水、築館の邊なるべし。柵澤は、加美郡宮崎村に其名のこり、玉造郡の西北に通ずる山徑とす。
封内記云、岩出山本郷、有市街而驛也、有號瀧清泉、字多布坂、宇志呂部地、伊達内藏頭采邑、本鄕及二十一邑也、（秩一萬五千石）、宿山山寶相（ホウサウ）寺、曹洞宗、應永中、日山和尚開山、東照神君大軍之境也、登時之飲器、今猶存焉、寺前有長松、氏家彈正吉宣也。○野史云、天正十五年正月、岩手山城主氏家隆繼、使人來謂政宗曰、大崎義隆無良多年、願賜援兵、以得保身命矣、正宗領諾、乃發師一萬三千、抵岩山城、貞山事雑考作十六年。）

岩手澤（イハテサハ）城址

又、岩手山と云ふ、即、岩出山の舊也。○封内記云、岩手澤城、在山上、郷俗曰之岩出山、非歟林所營之地、天正十八年八月、東照神君、討葛西大崎之遺黨、而歸路經此城、修補其要害、本丸神君制之、二丸外部榊原式部大輔康政爲之、營築已成、同年九月、令貞山君居之、後至十二年、慶長七年、移于宮城郡仙臺城。觀聞志、此地、昔名曰岩手澤、大崎家臣氏家彈正居館也、天正十九年、東照神君、討葛西大崎餘黨、而歸路修其荒廢、使黃門君居于此、後慶長七年、黃門君遷于宮城郡仙臺、令第八子三河守宗泰、居于此城、自是相承至今、寶相寺前有長松、氏家彈正塚上樹也、後人稱磐手山、岩手岡、而爲此佳名歟、然古歌所詠地、南部領岩手郡、好事之徒、所以聊擬其地而稱也。
伊達世臣譜略云、氏家、姓藤原、不詳其出自也、先祖又八郎吉繼、貞和五年己丑、承尊氏將軍命、爲大崎監司、來住于玉造郡岩手澤、今改號岩手山城、子孫終爲大崎家臣、吉繼十一世孫、彈正吉繼、始仕當家十七世政宗君（按、親元日記、寛正六年、就公方召之御馬、奧州へ被立飛脚、氏家久とある、奧の大名の交名中に、氏家安藝守あり、又、氏家三河守、奧州探題左衞門佐殿、教兼、内とも載す、共に大崎探題の家臣なりしを見するに足らん。また、明應八年伊達長状に「受岩手山氏家三河入道、同安藝守、據其城以叛、時出以擊以徒、不論神社佛寺、盡放火、誠萬惡之先、云々」と見え、野州宇都宮氏家氏家族の奥州に移れるものとす。建武四年、氏家重定入道道誠は、足利（斯波）頼兼、奥州探題として下向の時、輔佐として同く下向の事、諸書に見え、道誠の子孫、永く頼兼（即、大崎家兼に同じ）の後に仕ふ、晋是貞、康元元年、奥大道警固地頭の交名中に、氏家余三跡と云ふが見え、余三經朝の弟、採五伸綱の子を、道誠とすれば、氏家氏は、夙く鎌倉幕府の時に、玉造郡に知行を賜はりしならん、留守文書、延文六年のものに、氏家伊賀守あり、又、道誠の子弟ならん
餘目氏記錄云、留守十一代、駿河守家明、畠山殿方を致して、長世保長尾郷に陣取る、氏家三河守、其比、

、岩手澤

當國の執事なもたれ候間、岩手澤(イヘテサハ)より、手勢三百騎にて馳付、家明の陣屋迄かけよせ、重代の太刀陣屋の内へ逆様にたつ、岩手澤吉田の道場の時衆、飛入、其太刀取られ候、

伊達世次考云、天文四年、新田、古川、名生等、叛于大崎義直、磐手澤亦應之、受氏家太郎左衛門某、迫於其家弟又十郎直營、令之自殺、以取磐手澤城入之、太郎左衛門者、故三河守孫彈正少弼直長子、直營庶兄也、山是、新田安藝、名生美濃、亦知其居城近磐手澤而難保、自去其居城而他遷、同五年、氏家安藝某、二月二日夜、襲磐手澤太郎左衛門、輙落沒〔古川狀〕、六月、伊達稙宗公、與義直、攻古川城拔之　乃贈書江刺某曰「古河所斬殺五百餘、高泉自擧、是以將向磐手澤及兵陣、彼城中亦有密通者、四落者不有幾日、若然則進陣於其邊、可以相議、且謂、如向年所相約者、決於此時、足下同心與動、此爲第一也」九月、磐手山城主請和、許之、於是令新田安藝賴遠、遂歸岩出山右最上、□出隼城者、擔守義直入城、令氏家又十郎直營住城如元、

磐手澤氏家系圖云、太郎左衛門清□、子曰三河直□、直繼子曰彈正隆繼、隆繼子曰參河直繼、所謂又十郎直繼者、當參河直繼、祖與孫之諱、傳寫之錯換也、庶兄太郎左衛門、諱不知、系圖不見、

同六年八月、晴宗公贈書都澤美作、禮曰彌三郎、門田式部、馬場兵庫等曰　故及一章、因大崎再亂、去九日發向于此地、至十八日、進陣黑川、廿日必到岩手山、此行也爲小僧丸殿、且晴宗之一大事也、於爾等、或爲之傍觀、外聞内證太不可然矣、各能馳走、以要牛綾殿自身合力、特今度老父不出陣、庶乎爾等見加意見」一成實記云、天正十六年、大崎家中二つに分候、其比、大崎義隆に奉公の小性、新田刑部少輔と申者、寵之外に出頭仕候、其後伊場惣八郎と申者、近く召出され、岩出山城主氏家彈正、之を助け、伊達の助勢を以て、大崎家も亡ぶ。○北越軍記云、伊達殿居城、岩手澤は、天正十九年、九戸亂の砌、太閤の御内意にて取立られ候城にして、要害の能きこと、天險の地ともいふべし。○管窺武鑑云、天正十九年、奥州再一揆蜂起、家康公岩手澤へ御着陣、此時、九戸を初め、諸方の一揆無恙退治の由、蒲生氏郷より注進也、則加勢を止て、秀吉公御内意の如く、家康公、岩手澤の山を見立て、城普請被仰附、政宗歸陣の時、右の城を相渡さる、夫より正宗岩手山に居城、其後米か袋と云處を見立られ、仙臺と名附く、岩手山には、今陸奥守忠宗舍弟、三河守と申を被指置候」○東照公實紀云、天正十九年、奥州一揆に御出馬、君は岩手山に新城をきづかれぬ、これは政宗がしろ所しばしばさはがしければ、今度はその所を收公せられ、葛西大崎の地にうつさるべきを、あらかじめはかりり給へば、その時住んがため、かく堅固に築かしめ給ひしなり、政宗もかくと承り、深く御恵のあつきをかしこみけると。○岩手山邑主伊達正人、戊辰の兵亂後、東京政府に請ひ、背士民若干を率ゐ、北海道に移住し、開拓に從事す、後、其成蹟朝廷に以聞し、特旨を以て華族に列せしめらる。

上野目(カミノメ)

今、一栗村の管内とすれど、岩出山町の北に、玉造川を隔て、眞山村に至る間とす。天王寺てふ古刹あり、緣起は荒唐を免れず。○封内記云、上野目邑、古壘曰三日館、橋口津久毛、在白岩出山驛、到眞山眞坂道中、本説詳于栗原郡三迫平形邑下條、兩處不知孰是孰非、天王寺、本尊如意輪觀音、其背板記曰、推古帝元年、聖德太子草創、傍佛四天及太子像、各所自作也、此寺在古天台宗也、而弘安元年、鎌倉五山派大覺禪師中興、改禪宗、山中有物部守屋大臣石碑、記曰　建武三年三月三日、楠多門兵衛正成、爲守屋大臣七百回忌供養建之」

眞山(マヤマ)

今、眞山村と云ふ、岩出山の北二里、栗原郡眞坂、長崎と山野を以て相限る。(東は栗原郡清瀧村なり、溪流は皆清瀧へ降る)

封内記云、眞山上邑、田子谷館、大崎家臣三塚平左所居、下邑諏訪館、即眞山氏古壘也、其子孫今爲大番士、傳曰、先祖、信州諏訪人、木工左之孫　備前繼貞、元弘年中、移于本邑、勸請諏訪神、其祭日、毎歲邪君賜牡鹿二頭、以爲牲供、例也

葛岡(クズヲカ)(磯田)

今、磯田(イソダ)と共に、眞山村の管内とす、岩出山の北一里半、古驛路にかゝる　葛岡の高址(タカス)、磯田の急松(イソギノマツ)は、共に舊跡とす。○封内記云、磯田邑松、源義經東行之時、所植者、而大樹也、今所存者、古木已枯、而後所新栽也、然不詳其事實矣、葛岡邑古壘、不詳何人所居、〔觀聞志云、葛岡監物居館也〕○又葛岡氏あり、永慶軍記「天正十六年、伊達政宗は、中新田を攻給ふ、爰には葛岡監物、同太郎左衛門、三百餘騎にて籠城す、大崎義隆、中新田の後詰として出馬し給ふ」云々

東鑑、文治五年八月廿日、卯剋、二品頼朝令赴玉造郡給、則圍泰衡多賀波々城給之處、泰衡兼去城逃亡、自殘留郎從等、東手歸降、此上者出于葛岡郡、赴平泉給、戌剋、被御書於先陣軍士等中、其趣「各追敵到津久毛橋邊之時、内徒等避其所、於入平泉者、泰衡構城屯勢相待歟、然者、僅率一二千騎不可馳向、相調二萬騎、軍兵可競至、亡敗待之敵也、雖侍一人無害之樣、可致用意者」云々

此に葛岡郡とあるは、長岡の誤寫に出づ、玉造郡多加波々は、即葛岡村の古墟なれば、別に葛岡郡のあらん理なし　長岡郡は、今の長岡村、宮澤村以東にあたり、葛岡の東南三里にして、志太郡より栗原郡への通路を扼す　惟ふに、頼朝の進軍は、玉造郡に至り、延喜式の古驛路(眞山、眞坂、岩崎の一線)に出んと擬せしが、高波々城

留ちけれど、遂に一轉して長岡郡に出て、高泉、築館　姉歯の道を進みたりと判知せらる、平泉と云高泉の誤名歟。東鏡、文治五年九月の條、畠山次郎重忠、陽島岡郡とあるも、長岡たる、字ことと、長岡郡に作るす。舊説、漫に誤文にちと、して、島岡郡の名目を雄ては、構からず。近時の鈴木氏國郡沿革考、封岡氏地理志料、又此説を襲げるは惜むべし。長岡郡、及び長岡郡宮澤、小林の條に合考せよ

（高波波城址）

多賀波波（タカハバ）　又高波々、高馬場に作り、山陽外史には誰目に作れり、思らくは、古の玉造柵、玉造驛などの遺墟ならん。○復性雜纂云、吾妻鏡に、多加波々城、又は高波々城と記し、仙臺領古城書立、延寶年中の書に、多賀波場と記してありて、平泉雜記に、之を高馬場の字ならむと考へたり、其馬場は、即騎舍ならむと思へばなり、當時馬場といひしは、後世の調馬場の義にはあらず、

仙臺領古城書立云、島崎村、古城、西城戸太郎國衡取立、要害之由、東鏡、多賀波々城共申候、

今玉造郡岩手山の北に、上野目村ありて、其北に葛岡村あり、其村内の岩の澤と云ふ地に古城址ある、是は多加波々城の跡なり

東鑑、文治五年、二品爲攻奥州泰衡、去七月十九日、打立鎌倉、同廿九日、越白河關打入、八月八日、於厚加志楯前合戰、撃敵訖、同十日、越厚加志山、於山口、秀衡法師嫡男、西城戸太郎國衡爲大將軍、向逢合戰、即討取之訖、而泰衡自多賀國府以北、玉造郡内、高波々中所構城郭相待、廿日、押寄彼之處、不相待、落件城訖、自此所、平泉中間五六个日道候、即追繼、泰衡郎從等於途中相禦、然而打取爲宗之族等、寄平泉之處、泰衡廿一日落畢。

上なる玉作柵址と合考すべし

信太郷（シダ）　和名抄、玉造郡信太郷　○今、眞山村などにあたる歟、玉造郷の北にして、玉造驛家も、本郷にて雜れしに似たり　信太の名は、常陸志太郡　騎河にも同郡名ありて、移住民などの建立に因れるならん、郡名志太も同じ

一栗（ヒトクリ）　今、一栗村といふ、眞山の西、岩出山の西北にして、玉造川の左岸に居れり

下一栗は、岩出山の西北一里、北に一栗の館址あり、傍一里半にして下岩に達す、玉造川の左岸、上宮、池月は、下宮の南にあたり、玉造川の右岸とす　○封内記云、下一栗館、大崎家臣氏家兵部菅春所居、即一栗氏也、西館、兵部父放牛所居、東館、兵部家士千田雅樂所居、小館、半田土佐所居　○一栗兵部少は、成實記にも見え、鳴子、志戸米の條にも合考すべし。

上宮（カミミヤ）　又、池月（イケツキ）といひ、今、一栗村の大字とす、或は神宮寺と云ふ　神祇志料云、式内、荒雄河神社は、舊上宮村の荒雄川上に在りしを、後之を鳴首村に移して、三十六所明神と曰ふ

按、三十六所明神は、伏見宮にも勸請せらる、荒雄は（アラヲ）荒湯の訛か、又、鬼首に荒湯獄あり、觀蹟志に、荒雄山中、有温泉、荒雄神社、見神名帳　とある是なり

封内記には、上宮邑、三十六所明神社、稱荒雄河神社、是乃神名帳所謂荒雄河神社、而玉造郡三座其一也、名跡志曰、荒雄河神社、鄕鎭日之三十六所、下有河循之荒雄河、其本分流於玉造川兩有之地、在茲云

封内記云、上宮邑、有神宮寺地、傳日、昔安倍宗任子、流落于此地、後移于栗原一迫、其居址今號宮宅、邑名亦之、一迫宮野之地名亦然　○觀蹟志云、貞司館、在上宮村、近于小黒崎、佐藤莊司假館也、池月洞、日之小黒崎沼、在小黒崎山下、

　小黒崎沼のねぬなは蹈したき日も夕まえにかはづ鳴なり〔夫木〕　源　俊　頼

（池月）

（生食）

封内記云、池月沼、長二十間、横三間半、名跡志曰、在小黒崎山下、日之小黒崎沼、佐佐木高綱所騎池月生地、考之平家物語、則宇當作生食（イケヅキ）（生食或作生唼）

下宮（シモミヤ）　今、一栗村の管内にて、上宮の北、岩出山より（約二里半）鍛冶谷澤に至る間の小驛店なり。○安永中紀行陸奥下云、磐提山（イハデヤマ）、則城下の名なり、歌名所いはての關、此とぞ、

　爲家の山色白しいはて山

此より下宮といふ村へ出る、さきは鍛冶屋澤、此間に小黒崎、水の小島あり。

鍛冶谷澤（カヂヤサハ）　今、湯泉村（ユイヅミ）と改め、名生定（メフサダ）、川度、鳴子等をも合す。舊名大口（オホクチ）といひ、玉造山中の一邑にて、荒雄川の北岸とす。

（大口）

鍛冶谷澤の北に、上原と稱せらるる廣野あり、方二里、栗原郡金田（川口驛）村へわたる。南には横山原あり、近年、此に軍用馬匹育成の目途を以て、大牧場を開かる、岩出山を去る四里

觀蹟志云、華（ヤツ）山、以所出于玉造郡爲佳品、其味殊于他、此郡中田野闊、土地肥、故啄紅稻及雜穀、而肉厚肌膏、是以滋味大異于他云

横山（ヨコ）　鍛冶谷澤、川度の南、玉造郡界の横嶺をいふ。其陰を横山原といて、廣平方一里許、西は川度、東は茂住にいたる。

名生定（メフサダ）　今、湯泉村の大字にして、下宮（一栗と大口（鍛冶谷澤）の間、玉造川の北岸の地とす。美豆小島（ミヅノコジマ）、小黒崎（ヲグロサキ）、白絲瀧などの名勝あり

　小黒崎みつの小島の人ならば都のつとにいさとはましな〔古今集大歌所〕

奧義抄云、是は、小黒崎といふ所の名也、是はめてたき所なれば、人にてあらましかば、都へ具して、のぼりなましとよめるなり。

（小黒崎）（美豆小原）

奧細道云、平泉巡覽して、南部道遙に見やりて、岩手の

甲に至る者、小黒崎、みつの小島を過ぎて、なるこの湯より、尿前の關にかゝり、出羽の國に越えんとす、此道、旅人稀なる所なれば、關守にあやしめられて、漸々にして關を越す

詩東遊故人與子口松島詩、并引、　白石

小黒崎、在玉造河之東、河中小島、名曰美豆島、上有松數株、[illegible]、古色蒼然、蓋千載之物也、昔[illegible]、故人携[illegible]之後、皆到此、手折一枝、以寄[illegible]、以其不與人共廻賞者、據古之[illegible]、言愛甚多、豈非[illegible]之遺與、[illegible]、名山到處得幽尋、西來[illegible]猶小、[illegible]、往事徒送洛陽思、樹花春[illegible]臨頭心、[illegible]、何[illegible]有草陰、

[illegible]云、小黒崎、[illegible]、以之松林[illegible]之義、[illegible]、小島在其南[illegible]餘、[illegible]人目曰黒崎山、[illegible]、古人[illegible]、在上磯[illegible]邑、山下有石、[illegible]、美豆小島、小黒崎西南四五町、在[illegible]南、玉造川中、[illegible]、東西十六步、南北八九間、丘上有老松三株、河水縈廻其下、急[illegible]、[illegible]有[illegible]、[illegible]、如[illegible]、故[illegible]用詩歌之[illegible]者多、[illegible]致見小島于海畔之情、以[illegible]見小島、[illegible]乃見之謂也○封内記云、美豆小島、[illegible]南北十二間、[illegible]四間、在玉造川中、小黒崎、高[illegible]十六間、[illegible]、在玉造名生定邑[illegible]、白絲瀑布、一[illegible]丈[illegible]尺、[illegible]三間、北流入玉造川、名蹟志曰、[illegible]小島西十餘町、其景也、[illegible]千尺、飛流直下、[illegible]白絲[illegible]、[illegible]深潭也、鄉人稱白絲瀑布○宮城縣[illegible]、小黒崎には銀を出すと傳ふ、其說に曰く、往時[illegible]人に採掘せしが、或時坑内土石崩れ、坑夫の壓死するもの數百人に及びしかば、このゝち人懼れて死人山と稱すと、[illegible]人相計り試掘に着手す

湯山（ユヤマ）　名生定の古名ならん、封内記、名生定古名、大崎家臣[illegible]湯山[illegible]といし、湯山修理亮は成實記に載せたり、伊達世次考、天文五年、氏家黨類中の湯山甲斐は、古川刑部に與せざりし由見ゆ

川度（カハタビ）　鍛冶谷澤の南にして、横山、中森山の陰なり。溫泉あり、炭酸泉に屬し、熱百二十餘度、其西、鳴子に至る間に、赤湯、鹽類性、熱百二十五度、田中湯、炭酸泉、熱百四十度の二泉あり、田中湯の邊に、又、鐵泉硫黃泉あり

川度溫泉記、鳴子人撰云、玉造郡溫泉村、昔分爲大口、鳴子、名生定、三村、所在涌出溫泉、其餘亭舘待浴客者十二所、而川度爲最盛、湯戶藤島氏、爲邑甚盛、設浴室凡三、曰大湯、瘡癒湯、新湯、街中有大石、方五間、溫泉自石底噴出、此爲大湯、與瘡癒湯新湯、異其所涌、而皆灌于此、石上安一祠、延喜式所載溫泉石神是也、藤島氏世掌其祀、藩時龍山樂山二公嘗浴藤島氏、爲築行館、甍輪奐之美、今猶有遺址、龍山公之臨浴、觀一近臣患瘡疾者、一浴即痊、神之、命其泉曰瘡癒湯、是也、民口凡一百戶、頗成市街、皆食於溫泉者

玉造石神社（タマツクリノイシノカミノヤシロ）　式内の古祠とす、今川度の大湯の上に在り

名蹟志云、川度有溫泉堂、堂下有石、稱曰溫泉神社、又曰石神社、溫泉凡三、其一川度熱湯也　治痛風脚氣扶傷打撲、其二赤湯熱湯也、治癲氣寸白蟲、其三鷲巢冷湯也、治中毒皮癬及諸瘡　仙臺名勝志云、川度溫泉は、巨大なる石の間より涌き出づ、之れを溫泉神社と崇る、浴室三宇あり、其の一を大湯と云ひ、一を瘡癒の湯と云ひ、三を新湯と云ふ、目の湯は、川度を隔る西北三町余、硫黃泉にして、泉溫四十三度なり、新湯は、目之湯を去る二町餘、馬坂湯とも稱す、（玉造塞址を看る）○神祇志云、溫泉石神社、又曰玉造溫泉神、或稱玉造塞溫泉石神、〔續日本後記〕、今大口村川度之地、承和四年、石神震動、聲如雷、溫泉沸出、色如漿、朝廷同詔沢異

餘戶郷（アマリベ）　和名抄、玉造郡餘戶郷　今湯泉村、鬼首村など、玉造の極奥の邑落ならん　即、玉造、信太二郡の西北とす

鳴子（ナルゴ）　又、啼兒につくる、今、湯泉村の大字にて、鍛冶谷澤の西一里半、羽前最上郡への山驛にて、荒雄川の南岸とす

鳴子に、熱湯涌出數所あり、又、銅鑛硫黃明礬等を採る　式内、玉造溫泉神社は、其瀧湯の西なる丘上に在り　按するに、鑛泉志に、鳴子村湯山の瀧湯は、硫黃性、熱二百十二度、相傳ふ、承和三年四月上旬、潟山震動、此泉を涌出せしめ、今に絶えずと、其傍なる鹽湯は、鹽類泉、熱二百十二度、寬永十五年、湯槽を設く、此湯に浴し肢體を按すれば、滑なるを知覺し、恰も絹の皮に觸るるに同じと傳ふ、いかにや。

（車）

車湯（クルマ）は、[illegible]に在り、鹽類泉、熱百二十九度、天保中、湯槽を置く、初め翻車を以て熱泉を槽中に送れり、故に車の名あり、瀧湯を去る十二町許

（啼兒）

觀蹟聞老志云、啼兒溫泉、在啼兒村、自岩畔出、克治瘡疾、其下亦有溫泉、此[illegible]也、相傳、往昔夫人經北行、夫人開胎子[illegible]、仍辦[illegible]養之室中、來於玆地、始出呱々聲、故後人號啼兒、溫泉在其地、稱名帳所謂溫泉神社是也。○大八洲遊記云、出鍛冶谷、赴鳴子溫泉、溫泉在玉造川上流、沿川而西、有津渡、渡川爲大日村　有赤湯、又西有車湯、河原湯等、皆傍川而出、二里餘至鳴子、溫泉甃涌、以木覓導之十餘間、分爲五條、懸流爲瀑入槽、泉色白而不清、如散硫黃　宜濯疥癬等、槽二廣各二間、又別有一槽、與之相亞、泉色淡黑、出於槽底石隙、呼爲鹽湯、蓋指其滑如脂、又呼爲烏湯、謂其色也、治效未詳、以溫泉爲生活者百五十戶、販漆器者亦有數戶、少西有鳴子本村、又西里餘、越重嶺、乃出羽前界田村（サカヒダ）、最上郡、也。

封内記に「鳴子村、古是、昔石堂刑部所居」と云ふ、貞觀年中、…奥州探題大崎家家臣、石堂義房を居らしむ古山（或は古城につくる）に誅殺すとある、は一野氏、…恐らくは…、義房は入道して石堂義房といひ、古文書に多く宮内少輔、四郎入道など見え、刑部といふは所見なし、猶考ふべし、義房の子、刑部少輔房と、相混ずるにや、

潟山（カタヤマ）（鳥谷森）

宮城縣温泉志云、潟山、本名を鳥谷森山（トヤガモリ）と云ふ、山頂に凹所あり、之を潟沼と稱す、洼平にして圓鏡の如し、周圍六百六拾間、常に湖心より熱泉を湧沸す、而して周圍は片岩錯落として草樹なく、硫氣諸處に蒸じ硫臭鼻を衝く、鳴子街市よりこゝに至る凡八丁
按、温泉誌に、文和四年四月、陸奥國府、玉造郡温泉石神、雷響振、動…不止、温泉流河、其色如漿、加山焼谷朽、石崩々折、更作新沼、…云々とある時の新沼なり、然れ、承和二年といふは誤れり
封内記云、鳴子邑、温泉凡二、其一冷湯也、其二熱湯也、往古號姥湯、今稱川原湯、沼凡二、其一號形（カタ）沼、周圍六百四十間、有温泉氣、而水草不生、魚鼈…、其一號…、小沼也

（形沼）

（花淵山）

鳴子温泉記、…云、鳴子、屬玉造郡、花淵（ハナフチ）角鳴諸山、為其西北、山水幽邃、所在涌温泉、湯客四題、為州内勝地、相傳、承和二年、潟山鳴動七日、山岳崩壊、温泉涌出、朝廷祠神祀、日温泉神社、稱其湯曰鳴聲、今有潟沼、實爲崩壞之跡、後世略其鳴聲爲鳴子、或曰、鳴子…之東道、從…方姫、…分娩、…異之合其…、按、此間地層混硫黄、往々有噴…、…前説爲近是、一水環流、稱荒雄川、源於鬼首深山、至此合大谷川東注、川南諸村、皆仰食於温泉、其在温山麓曰…湯、在川礁中曰河原湯、在大澤山麓曰車湯、地名…、…水車湯泉、懸注爲瀑、故以車湯稱之、至此、川上雲霧起屏列、村家兩三隈見林麓、宛然横卷圖畫 ○山形氏地誌云、鳴子溫泉の近傍、荒雄川岸に、鳴子温泉あり、其の西南約一粁の所に、潟沼と稱する一火口湖あり、東西五百米、南北約四百米、四周環壁を繞らし、其の東部に雄ヶ嶽（四百五十米）、剛桃嶽（四百六十四米）等あり、湖の東北岸には硫質噴氣孔ありて、岩石の腐蝕變壞甚しく、又硫黄を堆積すること夥しくして、今之を採掘す、

尿前（シトマヘ）（中山越）

鳴子の西半里、昔驛名なり、其西一里を中山（ナカヤマ）といひ、更に一里半を國郡界とす、之を中山越といふ、標高二百九十米突、奥羽の通路中に、最低卑と稱せらる、西へ降る一里堺田（サカヒダ）、又一里富澤、又一里向町（小國といひ）、又四里新庄驛とす（尿前は、今、志戸米、志戸前につくる、近世、此を以て岩手關といふは、全く好事の假托のみ、黑森の屋湯は、鹽質性、熱二百十二度、寛政七年浴槽を設く、尿前と中山の間なり
大谷川（オホヤ）（又、大矢に作る）は、中山越、并びに田代嶽（タンロダケ）に發源する溪流にして、尿湯の邊を過ぎ、尿前に至り、荒雄川に會合す、田代嶽の遠源より測らば、長五里にも及ばん　小便（尿）を、古言シトといへる證は、榮花物語に在り　○宮城縣温泉志云、尿前はシリトマイ花淵はハル、ナイ、ハツの轉化歟、即、シリ、トマイは「山上に淵水ある處」の義なれば、右方の鳥谷森山頂に潟沼あり、左方の花淵山嶺に花淵沼あり、背後の高處に池沼あるに應ずべし、ハル、ナイ、ハツは「土人の食草ある溝口」の義なるべけれども、今山上果して此草を生ずるや否やを知らず
封内記云、鳴子邑、有號尿前（シトマヘ）、中山、障（ヂンカモリ）…二手野原、小野澤、早沼地、尿前、中山、各有市店市驛也、小野…、早沼、各在羽州間道、尿前驛頭、有番所、封人守之 ○永慶軍記云、天正十七年、玉造郡一栗（ヒトツクリ）の城主、氏家兵部は、去年より、政宗の不審を蒙て參らず、たとても過を悔從ふ色あらば、子細有まじけれども、乖て傍若無人の不敵者なれば、是を事ともせず、却て己が城に楯籠、狂歌を詠して政宗の陣にぞ送りける、其歌に、

政宗を木葉猿かとおもひしに一栗をば落さざりけり

政宗見て打笑ひ給ひ、扱も一栗は心の剛なるやつかな、侮られぬるを口おしく思ふと見えたり、心底やさしければ、返歌せんとのたまひて、

よそにのみ見れば木の間の一栗終には猿の餌食なるべし、

兵部是を見て、大崎をも一度背きし事なれば、再び從はん事無念なり、是より最上に至り義光を頼まんと、一栗を立退て、鳴子、志戸米（シトマイ）を打越、小國瓶割坂の難所を過ぎ山形に入る ○芭蕉奥細道云、南部道はるかに見やりて、岩手の里に泊る、小黒崎、みづの小島を過て、なるこの湯より、尿前の關にかゝりて、出羽の國に越んとす、此道、旅人稀なれば、關守にあやしめられて、やう〳〵にして關を越す ○安永中紀行陸奥千鳥云、鍛冶屋澤より、鳴子の温泉へ赴くに、大川ありて、綱渡し、彼の十綱の渡し是れなりやと、農夫に問へど、知らず、川向には、尿前といふ村ありて、則シトマへの關とて、きびしく守る、越え行けば、出羽國最上の小國なり、山谷險難の徑にて、馬の足もたたず

（志戸米）

鬼首（オニカウベ）

今、鬼首村といふ、鍛冶谷澤の西北五里、鳴子の北なる山峡の中にして、玉造川の源谷を占む、山間、南北七里、東西五里餘、其西北國郡界の高嶺は、大柴山、小…山、小禿山（カブロ）とも　六角山等を以て、羽前最上郡と相限り、
軍澤嶽（クサハ）は、最上、及び羽後雄勝郡に跨り、三州の交堺たり、
軍澤の東に並び、菅根（スゲネ）須金とも嶺あり、其間を、玉

（軍澤嶺）

造、雄勝の隘徑とす（鬼首より登路五里、降路五里にして、雄勝郡横堀驛に達す）〇一書云、船形山以北、脊梁山脈は、稍低くなりて、荒神山となり、其の北方は、新火山岩暫其の跡を絶ち、花崗岩より成れる大門神山、大柴山、禿嶽（千三百〇四米）等を起し、遂に須金嶽栗駒山等に連なれり、須金嶽は東西に連亘せる屏障にして、高さ平均千二百米、其の南北兩側は、浸蝕作用によりて、急傾斜をなし、山頂には樹木を生ぜざれども、岩石甚しく分解して、表面には輕鬆の土壌を蔽へり。

鬼首村に銅坑あり、處々に又牧場あり（天保中建てし栗原郡鬼首邑牧馬碑に曰く「邑民自古以牧馬爲業、往々出良馬、近世有司采以獻於公、而公又擇於其中、而致諸大府、歳以爲例、然自寶暦乙亥歳饑、邑民阻飢、牧業遂癈、良馬亦不出、有司以爲言、國相岩崎主中村君、議而白諸公、出御廏愛馬號稜波者、與之邑民、且歳賜芻料金若干、牧馬之業復興焉、事在文化七年、暨文政初、知牧馬事中目安堅、又克廣其業、遂建白以乞上乘數匹、倂與買牝馬賣賜焉、於是、出良馬今猶古焉、蓋斯邑之出馬、雖曰由水土使然、内非有君上致裁成之功、何以亦能至于此哉」、鬼首は、近世、栗原郡の管内なりき）其古墨は、封内記「鬼切邊館、或稱鬼城、阿部賴時所居也」といふ。然らば、陸奥話記に見ゆる、

六箇郡之司、有安倍賴良者、不輸賦貢、無勤傜役、代々驕奢、誰人敢不能制之、永承之頃、大守藤原朝臣登任、發數千兵攻之、出羽秋田城介平朝臣重成爲前鋒、太守率夫爲後、賴良以諸部俘囚拒之、大戰于鬼切部、太守軍敗績、死者甚多、

鬼切部(オニキルベ)の地、即此歟、秋田城より多賀府への往來には、或は捷徑を、此山邑に求めしも知れざれば、賴良が此にて秋田城介平重成の兵を破りし者歟、猶考ふべし（今も、

陸前、羽後の通路は、此鬼首越を以て本道と爲す）一封内記云、鬼首邑有四湯、其一曰荒湯、其二曰寒風澤、又曰一之澤、治諸瘡目疾婦人血積、其三曰吹上湯、或曰濕氣穴、濕氣發昇一丈餘、故名之、又曰[illegible]、治浸淫瘡之類、以上三湯、不詳何時涌出。

寒風澤(サブサハ)鹽類泉は、熱百十餘度、鬼首村の南、花淵山の陰に涌けり、荒雄川の上なり、鳴子を去る二里、此より北一里半に、吹揚湯あり（神瀧湯は、近年、寒風澤の東に發見せらる 花淵山、標高一千米突許）

吹揚湯(フキアゲ)

鑛泉志云、鬼首村吹揚鹽類泉、熱二百十二度、其源地は、周圍石を甃して池と爲し、泉の滿溢を俟して、之を筧管に導き、浴槽へ送る、噴泉は二處に出づ、左穴止めば右穴繼き、一起一息、曾て序を失せず、春夏の候最盛に噴出する時は、高五六尺に至る、其音紛紜近づくべからず、其傍近に鑛湯あり、單純性、熱百二十七度、〇地學雜志云、本邦に於て、間歇性沸騰泉は、伊豆國熱海溫泉、獨世に知れたるも、鬼首に亦一泉あるを知らざる者多し、鬼首の間歇泉は、宮澤湯とも、吹揚湯ともよばれ、熱泉なり、その噴口左右ありて、左の噴口既に滿漲し、漸くに涸れんとするに際し、忽然轟發し、泉精沸騰、空中に噴揚す、其勢最壯にして、轟聲雷の如く近く可からず、左の噴口昇騰し終れば、右の噴口代りて又昇騰す、其順序を失ふなし、かく兩口噴揚すること數回終れば、泉水は一定時間全く涸れて一滴を留めず、暫くしてまた噴揚す、噴揚の高さ今一丈餘なれど、土人の說に、昔は常に五六丈なりしが、宮澤溫泉往年爆裂せし以來、大に其勢を減せしと云ふ、泉性は透明純潔、微に硫黄の臭を放ち、中性の反應あり、又、沈着物ありて水の觸る所は、大概化石を生し、木葉草根等の石に化せしものは、其文理現然として、生前の形狀を存せり、殊に奇なるは、蟇、及び蜥蜴等の、過て熱泉に陷れば、忽ち殺せられ、終に全形を玉石に化す、其質は重炭酸石灰、重炭酸加里、硫化水素等にして、少量の食鹽、クロール、ポタシユム等を含めり。〇地質學雜志云、鬼首の吹上湯、近く明治廿七年比迄は、大小二孔、常に百度の熱泉を吐き、其小孔は平時靜穩にして發影なきも、時至れば忽然噴騰、高さ二丈許、凡三分時間にして止む、大孔は小孔の噴騰に後るゝ二分時間にして、又三丈の噴騰を爲しき、然るに、三十四年の春に至り、大孔の噴騰全く停止し、爾後、小孔のみ每二時に吹上くるに過ぎず、奇觀頓に殺す、云々。

荒雄山(アラヲ)

鬼首村の東にして、須金嶽と同く火山岩より成立す（荒雄川は、此山を圍繞して流れ、形勢太異なり、三十六所神社は、此山の西邊に在り 荒湯は山の東なる幽谷に在りて、即、荒雄川の遠源とす。

荒湯(アラユ)は、硫黄泉、熱百四十五度、吹揚湯の東に方りて、荒雄山の東なる幽谷に在り、實に荒雄川の源に居る吹揚より荒雄山を踰えて三里、又此より東南、國見峠を踰え、一迫川の花山へ五里

觀聞志云、鬼元村、往古産鬼元子此山、仍稱其地名、側有石、其一曰老婆(ウバ)石、其一曰黃犬石、或曰、此地乃荒雄地也、荒雄荒湯訓同、後人誤其字者也。〇封内記云、鬼首邑有荒湯、又稱姥湯、治中風諸瘡痒痔累瘰及諸痛、名跡志曰、溫泉上有大石、自古土俗稱之荒黃河大物忌命、尊崇之尙矣、其河流曰荒黃河、其下流爲玉造河、神名帳、玉造郡有荒雄河神社、即此地也、土俗誤荒雄稱荒黃也、然則稱湯神於荒湯、神社亦稱荒雄可也、識者辨之、相傳、古昔産山鬼首于此地、故爲邑名、又去大物忌石三町余、有二大石、曰大石。〇形山は、荒雄岳の東南に位ゐし、荒雄溫泉より凡三十丁、明治十九年、こゝに硫黃精製所を設置し、賽河原の硫黃礦を採る、

荒湯溫泉、倖秋賞月、　齋藤　竹堂

夜色玲瓏露抃樋、溫泉地暖不知寒、尋常難得中秋月、

滿面清風浴後看、

戊申晩秋、到鬼首、訪洞雲崖畫師、油井　牧山

一路如繩繞翠微、洞雲求處扣巖扉、溪流清淺三叉合、山岳崎嶇四面圍、燒柿烹茶供逸味、賦詩題句說玄機、松杉風外林公室、相背相忘是與非、

山崎氏地志云、荒雄山は、高さ約千米を有すと雖、山麓の大部は、第三紀層より成りて、火山岩は、其の頂部に、僅少の分布を有せるに過ぎず、山は多くの峰巒に分たれて、圓錐狀をなさず、且、火口の痕を留めず、荒雄川の一水、其の東麓に發し、北西麓を繞りて、更に南麓に出で、恰、山の四周を環遶し、遂に東南に流走するは、著き現象とす、山の西麓に近く、有名の間歇噴泉あり

荒雄川

(玉造川)

一名玉造川といひ、今俗、下游には江合川といふ　鬼首の山谷に發し、其溪澗の廻流周遊の形狀、最奇なり　其裳濶、花淵、大倉の二峰の間に至り、一峽流に歸し、尿前に至り、大谷川を合せ、一轉して東に折れ(此に至る凡十里)、南に傾き、岩出山驛の北を過ぎ、志太郡を掠め、遠田郡へ入る、志太郡界三丁目(大崎村)に至る、凡十八里

玉造川は、志太郡江合以下に於て、中瀞となり、大略、東方に進み、涌谷を過ぎ、篦峰の東南、猪岡短臺に至り、北上河及び佐沼川に會し、大江と爲る、此間凡八里。○荒雄は、荒湯の義なるべし、鬼首、鳴子、川度等の熱泉之に注入すればなり、荒雄河神は、鬼首に祭らる

(古玉造川)

按、玉造川は、往時、鳴瀬川に會したりやの疑あり、今も、古玉造川とて、一條の溝渔、大崎村三丁目、下野目の間にて分派し、南に下り、また東南に下り、古川驛を貫通し、師山に至り、多田川、高川、と共に、鳴瀬川に注入す。但し、觀聞志に「玉造川、源出于仙北、自中山出、合鬼首川、過鳴子大口岩手山中新田三本木松山、經小野濱市、野蒜、入海也、と云へるは、叙述誤れり(抑淵、抑池を合考せよ)又、玉造川は、獨流して(鳴瀬、北上の二流の中間を界破し)廣淵、定川の故道へ入りしとも云ふ　されど、是れは鳴瀬と相離れし後の事のみ、即、第一變なり、今の如く北上に合ふは、第二變に屬すと知るべし。

栗原郡舊地考云、玉造川、いにしへは岩出山の岩下通り、下野目、名生、伏見の邊、南西の山によりて、新田村、塚目村より、志田郡へ入り、稻葉村の緒絶橋(今古川驛三日町の北)の邊に出で、獨流して、大曲濱(桃生郡)に至り、海に入りしなり、その海の川口に、今も玉造明神ありとか、此玉造川の變遷は、寛永以後の事にあらず、又、古川驛の邊を、玉造川の獨自に流れし頃にも、川容惡くなりて、改め新川をほられし事もありけん、古川の名は、早く明應天文の古書に見ゆ。

伊達世次考云、天文五年六月上旬、稙宗到于川内志田郡師山城、六日、出檢察古川外郭邊、東北濕或沼、人馬難通、西南深重湟、注入玉造川水、石壁高擧、前栽後園成樹林竹叢、雖覽其內、九日早日、稙宗向于其東壘、「古川狀」

觀聞志云、緒絕橋、古川驛中小板橋也、其水源乃玉造河、流分而入稻葉村、是古稱緒絕橋也。○宮城縣溫泉志云、鬼首の湯神社は、荒湯浴場を距る三丁餘、荒雄岳上にあり、神名帳の荒雄河神社是なり、往古、玉造川は、郡中伏見より右折して、志田郡古川を過ぎ、桃生郡の矢本近傍に至りて海に注ぐや、水勢强猛にして、動もすれば田宅家屋を流失す、時人之を憂ひ、爲に水源より海邊に至る數十里の沿岸に、三十六社を建て以て、神靈の怒を鎭む、是れ荒雄川三十六社明神の號ある所以にして、今尚諸處に其舊址を存す。

(三十六社)

志田郡

志田郡

玉造、賀美の東にして、鳴瀬川(即、三本木川)中游の平坦にあたる。今、面積十二方里、人口四萬五千、九町村、古川町に之を治す。

玉造、賀美、志田、遠田の四郡は、玉造川(江合川)、鳴瀬川の並び流るる所、地形相抱擁して一區を成す、されば、古川は志田郡の治廳と雖、實は四郡の都會なり本篇は、栗原郡現管の二村(長岡、宮澤)、舊長岡郡の地にして、直に古川の北に隣るを以て、志田郡の下へ移せり　又、志田郡現管の松山鄕(松山、鹿島臺)は、志太の舊管なるべしと雖、遠田郡治に近接するを以て、移して彼郡の下に在り

(志太郡)

志田は、古書志太に作る、和名抄、志太郡、三鄕に分つ慶雲四年紀、信太郡人生王五百足、云々、この信太は信夫の訛なるべし。

慶雲四年、陸奧國信太郡、生王五百足等三人、賜衣一襲及鹽穀、初救百濟也、官軍不利、三人被唐兵虜、沒爲官戶、歷四十餘年、乃免、遇我使隨而歸朝、憐其勤苦、有此賜也　○按、慶雲以前、四十餘年の百濟役は、即、天智帝辛酉壬戌の事なるべし、天智の朝には、志太は猶化外の邊境なれば、そこに軍士の徵集せられしものあらん理なし。大槻氏の新考に據り、信夫の譌と定むべし。○國造本紀の思造の國は、古書に、おもふを(しのぶ)と云ふより用ゐたるにて、即、信夫國造の重出なりとの說もあれど、本書に擧げたる思と、信夫との兩國造の名相異なれば、肯ひがたし、或は、思太

の太の說にて、志太郡ならむとの說もあれど、和銅に名取郡を置かれ、神龜に多賀城を築かれたる程なり、遠き成務の朝に、廢絕せる遐地の志太に、國造を置かるべき理あらむや、又、慶雲四年に陸奥國信太郡の見ゆるも、信夫の誤と見るべし、されば、思國も日利國の誤にやと疑はるゝ也、云々（復軒雜纂）

或は、慶雲の信太の文に據り、本郡を以て、建國の初めに置かれしならんと云へるは、信けかたきや、論なきのみ

長岡郷

和名抄、長岡郡長岡郷　今、志田郡荒雄村、並びに栗原郡宮澤村、長岡村にあたるごとし。荒雄川の南北にわたり、玉造郡俯見郷の東、志太郡酒水郷の北、新田郡仲村郷（今栗原郡）の南と知るべし、東なる同郡城郷は、今遠田郡管內とす

長岡の郡名は、中世廢絕し、其地は割かれて遠田、志太、栗原の三郡へ混入す　而も、長岡の村名は、荒谷驛に遺りて、今に至れり、遠田郡に附せる長岡郡を合考すべし

宮澤

今、宮澤村は、栗原郡の管內にして、小林、櫻目、川熊等を合す。玉造川（荒雄）の北邊にて、玉造郡三丁目の東一里、志太郡古川驛の北一里半

封內記云、栗原庄宮澤邑、有南館田驛也、有熊野祠、又古壘、古昔大崎家臣岩崎讃岐久所居、今藩士長沼氏居之、野史云、天正十八年十一月、氏鄕遣入名生城戍戒、正宗遣人請軍議於氏鄕、氏鄕拒而不納、正宗乃稱疾擾、出攻宮澤城拔之、遂陣于此、士宮猶保宮崎古川等諸寨、（軍秘鈔、永慶軍記）聞正宗分兵攻伐、懾解佐沼圍去

伊達成實記云、大崎葛西一揆蜂起の砌、氏鄕松森に御在陣之內、政宗公御家中、須田伯耆と申者、松森へ參申上候は、政宗一揆に御同心にて、氏鄕を討果可申由也、政宗猶其由は御存知なく、宮澤の城へ御働なされ、氏鄕へ御飛脚をつかはされ候處に、內々もいれず押返され候ひき、云々。

栗原郡舊地考云、宮澤驛家の西に、熊野堂あり、御正體は高橋氏の納めしものにて、永萬の年號を刻あり、即、吾妻鏡に見ゆる、長岡郡新熊野社是れなり、又、鹿島の祠あり、其御正體には背銘あり、

弘安二年、太歲己卯、二月日、藤原氏女、平朝臣盛幹、男女子息等、敬白。

とあり、宮崎驛は、一名鶴巢が城といひ、天正十九年、一揆の時、岩崎讃岐守之に立籠れり、村の東北を長者原といひ、曠遠の地なり、化女沼まで二十町餘、西をつゞけだん原、又、塚原といひ、玉造郡下野目へつゞく、原の中に蝦夷穴多し、又、北宮澤の二枚橋といふ地の、稻荷社の邊に、古碑一基あり、上に梵字と蓮花座を刻み、下に數十の文字あるが、延文二年八月はまさしく認めらる、又、一基は琵琶の墨といふ地にて、建　十一月云々と見ゆ、この村雨生澤より出づる皂莢川は、江合川の舊源なるが、何の世よりか、玉造川（荒雄川）を此皂莢川に合せられて、江合川も大水と爲る、云々。

伊達世次考云、天文三年、新田安藝、賴遠據泉澤城、四年、大崎義直、再立馬於宮澤要害、以攻泉澤、賴遠乃去泉澤、而古川持熙猶抗命。

小林（新熊野社）

今、宮澤村へ合す、吾妻鏡に、長岡郡小林新熊野社云々とある小林、即此なり　新熊野社は、今宮澤の熊野祠、即是れのみ。蓋、小林の邑中、新熊野宮の所在を宮澤といひ、後世、小林、宮澤別立し、今、宮澤を以て統名に建てられ、小林は却て之に屬することとなれるなり。

吾妻鏡、正治二年五月、陸奥國葛岡郡新熊野社僧、論坊領境、兩方帶文書、望惣地頭畠山次郎重忠成敗、重忠辭云、當社雖在領內、秀衡管領之時、令致公家御祈禱、今又奉祈武門繁榮之上、重忠爭自遮者、則付大夫屬入道善信、擧申之、仍羽林召覽彼所進境繪圖、染御自筆、令中分於其繪圖中央給訖、所之廣狹可任其身運否、發使節之爭、不能令實撿下地、向後於境相論事者、如此可有御成敗、若於存未盡由之族者、不可致其相論之旨、被仰下、云云、　建曆元年四月、陸奥國長岡郡小林新熊野社壇堂舍等者、當國守秀衡法師之時、爲豐前介實俊奉行、加造營、剩秀衡、元曆二年八月、以郡內荒野三十町、奉寄之、建久元年、自關東所、就爲中之、於御前有其沙汰、于時者可爲實俊私建立、神田者非拘免之地、縱雖令顚倒、定無所于訴訟、地頭平資幹、奉寄十町之條、頗不背物儀歟、而則可被免除四十町、其外可停止住僧隆覺參訴之旨、被仰出畢。

按、東鑑に、葛岡郡とあるは、長岡郡の訛誤なると、對比の現證あり、然るに、長岡の西、玉造の郡內に、葛岡の村名あるに因り、或は說を作して、葛岡郡の名稱を實にせんと擬する者あり、是れ大に惑へり。文治五年八月、九月、正治二年五月、安貞元年三月の諸條に、葛岡、葛田、葛丘とあるも、皆、長岡、長丘の誤寫に出でしのみ、陸奥軍團考、嘉永中、岩崎綱雄撰、葛岡郡は、古書に其名見えず、吾妻鏡に「文治五年八月廿日、令赴玉造郡、（中略）出于葛岡郡、赴下泉給」と見えしを初とすべし、此郡は、秀衡三代の頃置し郡ならん、其舊地、今玉造に併されし葛岡村といふあたりより、同郡の眞山村、磯田村の邊より南へ、栗原郡の清瀧村、北宮澤村、雨生澤村、宮澤村、小林村の邊まで其部內にてありつらん、其地山谷と云程にもあらず、原野と云程にもあらず、岡どもの岡々に、小澤のある所なれば「文治五年九月、畠山重忠、賜葛岡郡、是狹少之地也　と見えたるによく合るなり、又「正治二年五月、陸奥國葛田郡、新熊野社僧、論坊領境　兩方帶文書、望惣地頭畠山次郎重忠成敗　云々「承元五年四月、陸奥國長岡郡小林新熊野社壇堂舍等（中略　其後畠山次郎重忠知行當郡

之時、殊以崇敬之」云々、是は葛岡を誤るなり、脫漏に「安貞元年三月、葛丘郡小林古熊野」と見えたるは、文字を替て書るなり、其舊地は、今の小林村の邊まで葛岡郡ならん、新熊野は、今に小林村の北なる、宮澤村に祭る所の熊野宮ならん、こゝも昔は小林村なりしが、此宮によりて宮澤とは分れつらん　○同書又云、葛岡の郡名は疑ふべし、よく考ふるに、是は、全く、長岡の誤にして、長岡とするぞまさるならむ。

小林は、建曆元年、地頭平資幹〔東鑑〕、弘安二年、平盛幹〔宮澤村鹿島祠金器銘〕、とあれば、常陸國大掾平氏の所帶たりしことあり、資幹、盛幹、共に系圖、及び文書に具見す。

莊嚴寺（サウゴン）　今、小林に僅にのこりて、一古刹とす　○觀聞志云、莊嚴寺、在小林村、山號虛空、玉造郡三町目之間也、相傳、此地、古之小野小町生産之處也、門前有若宮八幡叢祠、仍曰若宮崎（ワカミヤサキ）、寺前、古昔有池、有巨蛇、年々以美婦爲牲焉、一女子以奇計殺之、瘞其屍于此、建寺置虛空藏、而稱莊嚴寺、事詳玉造郡擲池、寺中藏空海所書兩界曼陀羅、及阿字一篇文、是嵯峨帝宸翰也、如今其寺荒廢、往年舊物多爲盜所掠略、殘處亦幾亡失也

櫻目（サクラノメ）　今、宮澤村の大字とす、小林の東、宮澤の南にて、江合川に緣る　此に、式內栗原郡志波姬神社を說くは、信け難し。○栗原郡舊地考云、櫻目の目は、古言家（イヘ）の訛か、奧州に何の目と呼ぶ地名多し、或は戸といふも同言なり、或は部にも混す、されど、へ°へ°といふ中に、蝦夷言ののこれるもあらん、よく考へて惑はさるる勿れ、櫻目に正林寺（シヤウリン）といふ密院あり、これは小林（ヒウリン）の譌にて、此櫻目も、昔は小林村の中なりし確證とす。○伊達世次考、天文六年文書に、鄙澤美作、櫻目彌三郎、門田式部、馬場兵庫など見ゆ、いづれも大崎家の臣下なり、同五年文書には、櫻目下總の名あり。

荒谷（アラヤ）　今、長岡、小野、澤田等を相合せ、長岡村と云ひ、古栗原郡管とす　近世は、奧州大路の一驛とす、古川へ一里半、高清水へ一里半、宮澤の東一里

天保中思軒紀行云、凡一關以南、小卑濕互、通路於其間、崇谷還邱、必不得已、前後始路一轍、以故路程特迂、據高而望、行松如蜿蜒蛇、十二里至荒谷驛、始得平地、實爲玉造部、土衍而物豐、往古甚而守之、以防渴蝦夷、艮有以也、荒谷以南、行樹被構、有大茬連抱者、秋葉未衰、嬌容可掬、與人靈而爲是嫵媚之舉、殊可嘉尙、仙臺以北六町爲里、謂之小路、是日行小路八十一里、宿古川驛、驛中地橋、相傳爲古風所詠緒斷橋、疑亦齊東野語也、

觀聞志云、栗原郡稻數村八所權現社、古鰐口銘曰、陸奧長岡郡荒谷鄕、安養寺、寬正三年云々。○封內記云、栗原庄荒谷鄕、有市店而驛也、驛北小板橋、號簀子（スノコ）、傳曰昔跡也、不詳其所以然　○栗原郡舊地考云、荒谷は、古の長岡村の東を開きて成れる邑里なり、斗螢（トツケイ）と名つくる地あり。

長岡（ナガヲカ）　今、長岡村と云ひ、荒谷、澤田、小野等を合す。

封內記云、長岡邑、有寺曰長岡山湖龍寺、曹洞宗、寬永二十年、九岩和尙開之、屬田尻東漢寺、

澤田（サハダ）は、長岡荒谷の南にて、玉造川の北岸なり、此に城塞ありしこと、古書に多く見ゆれど、封內記に之を載せず怪むべし　○餘目氏記錄云、吉良殿畠山殿取合の時、吉良殿は駒崎に扣給、畠山殿は長岡郡澤田の要害へ打入給、大崎は近所也、大崎より打て出、羽黑堂、長岡の地藏堂山に陣を取給の間、畠山殿こらへかね、すでに長世保に築館

（田澤）

今按、吉良畠山の爭戰は、正平年中なり、羽黑堂、地藏堂、いづれも澤田の近地にて、大崎探題も、當時、近陣の由、明なれど、其地名を知らず　天文五年、古川持鬆の被官、米谷兵部照正が、澤田城に居れることは、古川城址に見ゆ

同書又云、留守十一代、駿河守家明の比、大崎殿御被官、澤田の給主留守長門彈正と云人、師山を知行し、みまや別當也、御不審にて、宮城へ越て、駿河守を賴む。

小野（ヲノ）　今、長岡村の大字にて、荒谷の北半里餘　此邊より、宮澤村、高清水驛、清瀧村へわたる空闊を、長者原といふ、千枝（チエ）池は、大崎（オホサキ）沼ともいふ、遠田郡小松に合考すべし。

（大崎沼）

明治九年東巡錄云、古川驛より、荒谷驛を經て、又、坂道を登る、之を久しくして、駕、立海が原に至る、拜觀する者、皆原草の上に跪す、村民豫て假營を作りて宸臨を候す、上就て憩ひたまふ、村民亦近方栗原玉造諸郡の產馬を聚め、原野の間に放ちて宸覽に供す、三百八十餘頭、綠草の中に起臥し、或は嘶き或は走る、頗叡慮を慰する者あり。○觀聞志云、金鯽、所出于志田郡大崎沼、自古爲佳品、其長充尺、其沼水涸而爲田野、今亡此魚、尤可惜、田品井沼、蕪栗沼、廣淵沼、大淵皆生鯽魚

封內記云、小野邑千枝湖、往時稱大崎沼、貞享元年、無墾田、湖中有島、安置財天、鄕人謂之天女島（ハナシマ）、今水已涸。○觀聞志云、大崎沼畔、有一青山、曰花島山「翠生孤島中流見、白寫層巒四望開」昔多花木、所謂綠淨春深如染衣、有古歌、鄕黨相誦來、

みちのくの花しま山に影落て木末に魚ののぼるとぞ見る、

古詩綠樹陰沈魚上枝者暗合、朽樹橋（クチキ）、在小野村、

みちのくの朽木のはしも中たえてふみだに今はかよはざりけり、〔歌枕、風雅〕

千枝の他にも、一池ありて、化女沼といふ、又、小野は、舊名內崎（ウチノサキ）ともいひ、大崎家の時城寨を置かる。○栗原

（崎內）

郡舊地考云、內野崎の御所跡は、千枝湖の南にて、大崎盛衰記に、小野御所といふにあたる、即、家兼の孫、家貞の時、黑川郡より此に移り、後誰の世にか、玉造郡名生へ移らる ○按、內野崎城と云ふは、明應八年薄衣狀に「岩手山氏家父子、并平塚久元、各據其城、以叛公方(大崎義兼)如闇夜消火波流失棹、出百々城、以入內崎城」とある是なり。或は內ケ崎といふ、伊達世次考に「內崎者、大崎六代持詮次男某、始領栗原郡內崎邑、因爲氏、七代教兼、以其女配之」云々 天文中の古川狀に、內崎左馬助宗忠あり。

神祇志に、小野村花島山の神を以て、式內栗原郡表刀神社といふに擬せるは、違へり。

(江合川)

江合(エアヒ)

今、宮袋、小泉、福沼、李埣等と組合せて、荒雄(アラヲ)村と改む、荒雄川の右邊にして、古川驛の郊外に屬し、現志田郡管內なれど、古の長岡郡長岡鄉の域中と思惟せらる 荒雄川、一名江合川とも云ふは、奧州大路、此にて該流を橫絕すればなり。

江合は古川驛半里、又一里にして荒谷驛に至る。○栗原郡舊地考云、玉造川は、中世、岩出山より江合まで新に堀り通されしならんか、今考ふるに次手なし、寛永十七年檢地の後の事には非ず、江合川の昔の水源は、宮澤の皂莢(サイカチ)川也とおもはる。

牽牛花接鳳仙花、滿路炎陽傘影斜、一掬涼風如拾玉、每逢樹陰憚停車、　生田　退庵

(李曾根)

李埣(スモモツヽミ)

今、荒雄村の大字なれど、古川驛の東郊にあたり、涌谷への道路にあたる 李埣の南なる蠶口沼、馬寄の二區も、今荒雄村の管內とすれど、其地勢全く敷玉村へ入る。封內記云、李埣邑富光寺、曹洞宗、羽州大泉庄內松山總光寺末、應永元年、淵月自音和尙開山、古碑一、不知何人所居。(李埣、古昔、李曾根につくる、埣は字書に不結者とありて、我古俗には埼、塘、をソネと訓むも、埣の例なし。蓋、近世、仙臺藩にて例用の文字。伊達世次考云、天文五年五月下旬、稙宗公與義直、帥兵三千餘騎、發伊達郡西山、義直向留其一門百々彈正少弼直孝、以監守敵、米谷兵部、出澤田(サハダ)、越古川領地、以下築在所、四月十一日夜、自古川、兵將十餘人引數百人來襲、不淺男女一人、非孩兒悉誅殺、其翌日、自古川峯磐手澤一栗其他氏家寶、攻米谷越前入道李曾根要害、燒外郭、其明、越前入道治部父子、遂出城云、澁谷在飯川要害、對捍氏家一黨、亦不堪而去。

古川(フルカハ)

今、古川町、人口九千、志田郡の治所とす。仙臺へ十一里、小牛田(コゴタ)驛へ二里半。此地は、鳴瀨、玉造二水の間なる平野にして、方に大崎四郡(玉造加美志田遠田)の中心にあたる。されば、志田の治所と云ふと雖、實は、大崎廣土、河內(カハウチ)四郡の都會とす。蓋、仙臺の北には、古川、石卷の二市を以て、山海の大邑に推すべしと云ふ、古川は山道の走集なり。

明治九年東巡錄云、八月日、古川驛宮城縣支廳に着せらる、翌日發韑、是より官道田塍の間を行く、彌望平遠、驛を距る數百武、村民二百餘名あり、男女相混し、一樣手繈、俯して田草を除く、蓋御覽に供する者とす。

十符菅薦云、古川の驛に至る、坊の中に、緒絕(ヲダエ)の橋といふがありければよめる、

山鳥のをたえの橋をわたるにも長きみちのゝ末ぞはるけき、

此里は、むかし、城ありて、戰國の頃、奧州探題大崎某といふ者の家の子古川持慧といへるが住めり、おのづからその餘波ありて、今も賑はへる所なり。

みちのくの緒絕の橋やこれならんふみ見ふまずみ心まどはす、〔後拾遺〕　左京大夫道雅

(古玉造川)

今按、古川の名は、蓋、古玉造川(フルダマツクリ)の出口にて、緒絕橋は、やがてそれに架せしならん 今は、玉造郡岩出山の邊の野水の末となれど、昔は、玉造川の押池の邊より、此古川の筋を流れ下りしと判知せらる 荒雄川に合考せよ

緒斷橋　　　　　　　關　元　龍

玉水分流一帶清、橋頭楊柳惹春情、浣紗往日誰家女、心緒猶傳斷絕名、

將入古川驛、忽彩虹截西山、凍雨俄至、奇甚、

晚雨纔收紅日新、凍雪猶擁碧嶙峋、長虹半截天如畫、玉霞紛飛來撲人、　磐　溪

(稲葉)

今の古川町は、大柿、中里、稻葉(イナバ)の三村を合せしなり

古川城は、驛南の稻葉に其遺址を存す ○封內記云、稻葉邑、戸口凡九十七、有祇園社、鹿島社、古川邑、戸口凡五十六、有市店爲驛也、歩卒三十口、男女凡二百八十六、有君假館、大柿邑、戸口凡百三十七、中里邑、戸口三十四

古川城址(フルカハ)

明應年中の薄衣狀に、すでに古川氏あり、大崎是利氏の臣屬とぞ、本姓は里見源氏歟、天文中の古川狀は、當時戰役を叙せし古簡にして、史料に供せらる ○觀聞志云、古川古城、在稻葉村、大崎義直(一作義宣)家臣、新田安藝行遠(一作行賴)弟、古川刑部持慧居館也、大崎始祖伊豫守家兼、延元二年八月、爲管領居于大崎時、行遠先祖亦相從、爲世臣、有善政、行遠繼家、居玉造郡新井田城、後値亂不得止、以居城畔之、仍天文五年六月上旬、義直自將兵攻之、行遠自殺、持慧尚率高清水一迫家族、而守古川城、兵勢尤強大、義直憂之、乞援于伊達稙宗君、乃帥騎兵三千歩卒三萬餘、向古川、義直迎之郊外、伊達兵直攻南門、義直自東臺、澁谷、笠原等、亦將一千兵而相從、急附城門、伊達家臣濱田伊豆、波山丹下、內崎典厩、國分彈正、遠藤左近等先登、而攻西門、牧野安藝、亦攻北門、中野上野、長江播磨等、以黑川宮

城兵二千、是亦附城曾島、攻之猶急、城兵纔三百、然義氣勇敢、以死相支、十九日、我兵進營外郭、二十日夜、城中危急、二十一日停午、持慧執刀自赴火死、行年三十六、弟安藤丸、子三郎直種俱自殺、持慧老母、見之憤怒、執戈衝敵中矢而死、從者豐島佛坂兄弟、五井伊豆、大伴常陽等、六十餘人、或戰死或自盡、城遂陷、天正中、古川彈正者居此城、其主大崎義隆、依遲參罪亡滅、豐太閤令木村伊勢同彌市左衛門 相繼爲城主、十九年亂起、木村遁去

伊達世次考云、天文三年、新田安藝守賴遠、叛其主大崎義直、古川、名生等應之、古川宿老、米谷兵部熙正、諫其主刑部少輔持煕曰、當棄賴遠以奉事於宗家、勿自爲邪而可也、豐島宮内持亂、佛坂左馬助兄弟等、頻勸助賴遠、持煕信之、遂遣其子又三郎直稱於磐手澤、於是、米谷煕正却爲見疑、其宅在古川宮城(ミヤギ)、切岸而不出仕、五年正月、持煕攻之、射矢日々如雨、義直置戍發兵救之、而平地難以禦敵、兵部潜入澤田(サハタ)要害、以自守、六月廿五日、稙宗公賜書於江刺左衛門曰、辱懇書、不勝忻悅、本月十九日、古河外郭已攻破、自即夜至廿一日攻戰、首古川刑部父子舍弟二人、而自餘四十餘人截馘畢、所斬殺者五百餘人也、因高清水自舉一云々。

按、六月上旬、稙宗、師山(モロヤマ)城に入り、同六日出てゝ古川城の外郭を撿す、東北は瀦水沼を爲し人馬通し難く、西南は重渠、玉造川を引き、高壘茂林、內城を窺ふ能はず、九日早天、義直其東壘に向ふ、以て之を陷る、「古川狀」、此天文五年の義直は、疑ふべし、伊達稙宗の子、小僧丸か、即、義宣なり。天文十一、乃至十七年の、伊達家內訌の日に、義直、義宣は相鬩き、義宣遂田郡不動堂に居りしが、遂に敗亡す。義直は大崎高兼の弟なり、而も高兼の女に配したるを義宣とす、猶考ふべし。

洒水(サフミヅ)郷

和名抄、志太郡洒水郷 高山寺本、訓佐賀美 ○今古川町、敷玉村等にあたるべし、長岡郷の南にして、信太郷の北とす

今、敷玉村に、境野宮(サカヒノミヤ)てふ大字あり、洒水と相因む所ありやと疑はるるも、明解なし。

石森(イシモリ)

（中目）

今、師山、宮內、楡木、中目、青生等と相合せ、敷玉(シキタマ)村と改む。古川驛の東南にして、鳴瀬川の北岸に居る

封內記云、石森邑、有鹿島神社、中目(ナカノメ)邑古壘、大崎家臣中目兵庫所居、有萬年寺、曹洞宗、屬江刺郡正法寺、應永二十七年、巨泉頁珍和尚開之。(伊達世次考云、應永九年、葛西深谷六郡兵起、張陣于登米郡鯉澤、以擊大崎、大崎令中目太郎三郎往擊之、中目死之、明應中薄衣狀、有中目彈門、日伊場野主、天文中古川狀、大崎義直隨從之兵、澁谷藏中目千增丸、師山駿河、小袋兵庫、中目丹波、寺尾左近、飯川二郎四郎、郡伊賀、大衡又五郎、牛袋、首、早川、南谷地淡路、七人給主、笠原一族、柳澤主殿允、谷地森兵部、宮崎民部、鳥島右近。○今按、餘目氏記錄に、留守七代美作守家高の時、河內七郡の四頭一揆連判の中に、中目上總介も加はれる由見ゆ、又、中目上總守、氏家安藝守は、共に大崎殿の執事たりし由見ゆ)

楡木(タモノキ)

今、敷玉村の大字とす、此楡木、石森、中目の北に、一帶の丘陵あり、東西二里半、江合、鳴瀨を分界し、大崎廣土中の一島を呈す

師山(モロヤマ)

（室山）

今、敷玉村大字にて、石森の西なり 多田川、緒絕川(古玉作川)は、此に至り鳴瀨川に歸す。師山は、室山(モロヤマ)にもつくり、天正十六年、伊達政宗の古戰場とす 封內記云、師山邑、古壘、大崎家臣澁谷彌三郎所居也、(古川狀曰、澁谷藏、師山駿河)。

成實記云、天正十六年二月二日、中新田表合戰、伊達勢、短日深雪にて、道一筋を急ぎ、引上事不成候て、とつきがりに成候、中新田衆打出、室山より二重の川水、堀々の橋を引候ゆゑ、通候事も不成、新沼へ引返し候跡にて、中新田衆と合戰候處に、切所の橋を引く由承り、諸軍勢足戶あしく候へども、小山田筑前返合戰候て、大崩は不仕候。○名跡志云、小山田筑前、柴田郡人、武毅超衆、天正十六年戊子二月、戰於志田郡師山、筑前以手鎗刺敵、又追一人、殘雪平白、地面不辨、誤馳馬陷泥中、敵兵蜂集、爲所刺死、其是所乘馬有言、人傳爲怪 (餘目氏記錄云、大崎の十代以前、左京權大夫家兼、長國寺殿、京都七條より、貞和二年に、伊達郡大石りやうせんと中山寺へ、先御下、彼所に三年御座候て、其より、河內志田郡師山へ御つき有しより、留守は、無二無三に、大崎を守候。

餘戶(アマリベ)郷

和名抄、志太郡餘戶郷。○今詳ならず、恐らくは志田村にあたり、郡の西北偏の地とす。

即、玉造郡俯見郷の南、其西界は賀美郡(舊色麻郡)に至り、東界は洒水郷歟

飯川(イヒカハ)

今、蕪目、齋下、柏崎、耳取、保柳、遊井等と相合せ、志田村と改む 古川驛市の西南にして、玉造郡大崎村、賀美郡磨原村と、田野彌望連接す。天文中の古川狀に、飯川要害見ゆ)

伊達成實記云、大崎に叛逆おこり、天正十六年、義隆を名生へも返し申さず、新田に留置候、新田刑部少一黨のもの共、狼塚の城主里見紀伊守、谷地守の城主森主膳、入木澤備前、米泉權右衛門、宮崎民部少、高清水城主彈正、百々城主左京亮、中目兵庫、飯川大隅、黑澤治部少、是は義隆身にて候、此者共先は逆心を企、政宗公賴入、御威勢を以、氏家一黨伊場惣八郎打果、義隆にも腹をきらせ可申所存にて候處に、存之外、義隆を生捕申、新田に指置申候、(又、本書に、籠城主飯川大隅ともあり、籠

（米倉）といふこと今知れず〔觀聞志云、火米ヤキゴメ、以速稻然而舂之、志田郡米倉コメクラ村邑田之、尤魁于他村、已可三旬、乃薦之於一宮及宗廟、而告新穀之成、然後頒之。〕

塚目ツカノメ（青塚）　今、志田村の大字にて、飯川の北、古川驛の西半里、〇觀聞志云、青塚アヲツカ村、往昔、青塚左衛門吉春館址也、是亦大崎家臣也、又、塚目村有古塚、東西三十間、南北五十間、相傳、上代葬王昭君地也、按、昭君死葬、恰之遂窮於漢界、號青塚、杜甫詠懷古跡、第三首曰　一去紫臺連朔漠、獨留青塚向黄昏　青塚王昭君葬也、此地亦附會此義、而強稱其名乎。

餘目氏記錄云、留守十一代、駿州家明は、歷本所を國分へ取られ候て、其憤おびたゝし、大崎六代朔の殿、御舍弟彌三郎直泉と申、後に青塚殿と申を、我が城高森へ申越、いつきかしつき奉候、すでに、國に二人の大將の如く也、彌揖過の間、彌三郎殿島へ御下のあとに、奉押退、朔の上樣も、宮城衆十分の一也とて、青塚殿を御不審にて、やう／＼青塚郷其外二三ヶ所斗もたれ候て、一期をくらし給ふ。

安國寺アンコク（柏崎）　今、志田村の柏崎カシハサキに在り、此地は、大崎氏の名生城の南半里にして、其大崎氏の修造歸敬の精舍なりしこと、推斷して之を知るべし〔封内記云、安國寺、在柏崎村、源尊氏所建、荒廢後改號常樂寺、慶安中、前太守忠宗君、命松島寺雲居中興焉、此後柏庭悦岩者、立一宇、號不溥庵、後董松島寺、法嗣通玄爲寺主、山號興聖、寺復安國、依請令曰、光明帝曆應二年己卯、每州立安國寺、是也〕

耳取ミミトリ　今、志田村の大字にて、柏崎と相隣り、古川驛の西北一里〔陸奥軍團考云、神龜五年己巳、陸奥國、請新置白河軍團、又改丹取軍團、爲玉造團、勅許之　と見えたる玉作團は、玉作郡の訛か、神護景雲元年、置栗原郡、本是伊治城也」の例なり、又、白石先生の五十四郡考には、已に「玉造郡、蓋古丹取地」といはれ、又「改伊治城、爲栗原郡」といはれたり、然るに、廣瀨氏五十四郡考補遺には　類聚國史、錄此軍團事、丹取作名取、爲是、所謂改者、古改從所置軍團、非改更郡名之謂也」と辯せられたり、予按ふに、名取は軍團を置かるべき地にあらず、類聚國史に名取と誤れるを主張するは、却て惑ひことなるべし、さて、其丹取は、佐久間氏も「丹取者、後合收之玉造郡中」といはれし如く、今玉造郡伏見村よりつゞきたる齋下サイシモ村、是れ城塞の下なれば、塞下とありしを、後

（齋下）

世あらぬ文字になり來りしならん、又、齋下の西南に隣り耳取村あり、今は共に志田郡内なれど、地は玉造郡伏見、名生へつゞけり、其昔は、此間を丹取ニトリといひ、其後玉造郡内に收められ、俯見郷と改めらる、丹取は僅にその片端の方に殘りて、文字さへ、言葉さへ、耳取とかはりしならん、云々、再考、續紀の本文「改丹取軍團、爲玉造團　とある玉造の下に、軍字を脱する者歟〕

新沼ニヒヌマ　今、中澤、引田、矢目等と相合せ、高倉タカクラ村と改む。

古川驛の西南一里半、三本木驛の西、鳴瀨川、多田川の間なる平郊を占め、西堺は賀美郡下新田に至る、多田川は、一名高川といひ、賀美郡より來る。

封内記云、新沼邑、古壘、東要害、大崎家臣遠藤掃部居之、西要害、大崎家臣上野甲斐居之　〔成實記云、天正十六年正月、今度大崎弓矢、黑川月舟御奉公可然儀に候へ共、月舟逆意被仕、桑折の城へ入、伊達勢押通候はゞ、川北の宮山にこもり候衆へいひ合せ、可防由被存と雖、新沼の城主上野甲斐、忠節のものに候間、宮山に押を被差置、中新田へ打通られ候はゞ、別儀あるまじき由申され候。又云、同年二月、松山打出、川を越て宮山の前を打通、新沼にかゝり、中新田へ相働候、中新田と中城は、義隆奉公にて、城主葛岡監物、其外加勢の侍大將には、里見紀伊守、谷地森主膳、第八木澤備前、米泉權右衛門、

（新沼城址）

宮崎民部少、黑澤治部少、此もの共こもり候て、伊達の人數、中新田へ押込候はゞ、一人も通まじき由、堅申候へ共、流石多勢にて打通候間、可出樣も無之候間、押なも不置打通候、跡の宮山の城へは、侍大將古川彈正、石川越前守、葛岡太郎右衛門、百々左京籠置候、川南には郡の城主黑川月舟、高城主飯川大隅と云者也、兩城道を押はさみ候　新沼に伊達衆籠城の事は、下の蟻袋に合考すべし〔奥羽永慶軍記云、大崎表に於て、伊達政宗、師山除口の後、後陣伊達上野介は、黑川月舟が情に依て、松山に退きたれども、其外の味方、泉田五千餘人は、川を隔て新沼に陣取けり、剩つさへ、中新田の敵に橋を引れて、戰事もならず、數日ドチドを送れば、早兵糧窮まりて餓死せんとす、大崎方百々の城主鈴木伊賀守、古川の城主北郷左馬亮、兩人が方より、泉田安藝守方へ使を以て、御邊と深谷の長井月鑑老、是へ人質に來り給はゞ、殘る人數をば、道を開通し申可く候とて、いひ送りける、即、新沼を出て蟻袋へ被參、人數は松山へ引除候〕

敷玉神社シキタマ　今、新沼の若宮八幡に擬せらる、新村名もこれによれり。

神祇志料云、敷玉早御玉神社〔延喜式〕、今新沼村に在りて、若宮八幡といふ、舊址は、社西敷玉森に在り、〔巡拜舊祠記〕〇按、神祇志料は、又、國造本紀「思國造、阿岐國造同祖、十世孫志久麻彦」云々とあるを引き、思は思太の脱字なり、阿岐國造の祖か飽速玉命と云ふを、此なる早御玉祠に祭られしならんと判斷せり　されど、思太國造の說は信け難し

封内記云、新沼邑、若宮八幡社、傳曰、源賴朝、誅伐泰衡時、祈鎌倉鶴岡八幡宮、而所勸請也、畠山六郎、武田太郎、監造營之事、本邑及中澤、堤根、引田、齋田、無音、坂本、蟻袋、伊賀、高柳、十邑之鎭守也、沼一、湖邊有辨財天堂、古昔其大不可知、今四邊皆田畠、而十

間餘、横可五六間、其形如行器、邑名本之、往古、造營若宮時、至落成之期、自湖中日日出蒸赤飯一器、工匠人夫等數十人、食之不盡、事不可信、姑記其所傳。

信太郷（シダ）

和名抄、志太郡信太郷 ○今、三本木村、新沼村、伊場野村是なり 洒水郷の南にして、黑川郡界に至る、西は賀美郡色麻郷、東は餘戸郷なり 信太は、郡名志太の起れ所の者にして、郷内に郡家あり、今三本木村の大字桑折（コホリ）是なり もと、常陸國信太郡よりの、移住民の建てし郡郷ならん。

三本木（サンボンギ）

（三本木川）

今、三本木村、古川の南一里半なる小驛市なり、人口五千 驛舍は、鳴瀨川の南北にわたり、此には三本木川の名あり（加美郡の小野田川、升澤川、宮崎川等の合流に成る、古名、色麻川なり、

磐溪遊錄云、夜宿三株驛、翌日早發、赴古川、此間沃野千里、南北不見其際、時稻雲初盡、平田曠濶、一路寒飈猛烈、人馬殆欲倒、眞極客途之艱哉。（息軒紀行云、三本木驛、路右有碑、云節婦墓、在天性寺中、距此二十町、節婦鈴木氏也、名阿辰、正德年中人也、其父無子、養一士人爲嗣、舉一男、未幾、婿病、醫診爲惡疾、父母厭之、欲出焉、而病無辭、乃誣以盜、將訴之、母密告阿辰、阿辰號哭止之、不聽、而吏使父子坐獄、不決、命召阿辰、阿辰曰、是使欲余證也、父夫皆天、不可以有負、我寧一死以雪夫寃、而贖父罪也、斷喉而死、母抱而哭之、得遺書於懷、備言其意、母益慟、遂上之吏、邦君聞而嘉之、爲赦父罪、復爲父子如初、嗚呼人生百年、均之皆死也、而自古學士大夫、遭遇時變、往往至枉道辱身、貽臭千載、豈非以其貪須臾之命邪、聞阿辰之風、亦可以少警矣、離驛十餘町、復行墻壍間、楊變而松、因喩、行樹植楊者、以避田害、非關雅趣也、是日行小路七十二里、投於仙臺舊舘氏

封內記云、三本木邑、有市店而驛也、有一石碑、高九尺五寸、横二尺八寸、正面彫南無阿彌陀佛六字、記曰 建武元年七月十五日。」

蟻袋（アリガフクロ）

今、三本木村の管内とす、驛の西南半里。海渡（ウミワタリ）明神社あり、諸所に見當、庭渡と稱ふるものと同祠とす ○伊達成實記云、中新田打入の後、伊達味方の衆、新沼に籠候衆、除口無之、其人數五千餘に及び候間、小地にて食物もなく、室山を押通、向敵を切拂、松山へ可被引除由申さるゝ處に、深谷月鑑申され候は、桑折、室山、南地除口はさみ候とも、地形能候はゞ苦しからず候、大川を越候砌、双方より仕懸け候はゞ、手もとらず犬死仕るべく候間、先樣子見合然べきよし申さるゝに付、相止、其後有披、二月廿三日、新沼を出て蟻が袋へ被參候間、諸勢松山へ引除候、最上より野邊澤能登守と申衆を、蟻が袋へ被遣候而、何と申合候哉、月鑑は深谷へ歸、泉田安藝守は小野田へ同心わたし申され候、

桑折（コホリ）

（郡）

今、三本木村の大字にて、驛の南東、黑川郡界の山丘の陰とす。即、鳴瀨川の右岸なり。天正十六年、伊達政宗、中新田へ進軍の時、黑川月舟叛き、郡城（コホリ）に據り、政宗の退路を絕ちたること諸書に見ゆ、古川狀にも郡に作る

封內記云、桑折邑、有鹿島神社、古壘、傳曰、大崎家臣澁谷相摸所居、或曰蜂森相摸居舘也、黑川月舟叔父。○野史云、天正十九年、初、大崎之戰、月舟據桑折城、因軍事騷劇未聞、今利府之軍亦不會、故正宗將殺之、政景歎請曰、往年、臣受彼父子恩、得再生、願宥罪、正宗許諾、予采邑、八森相摸守亦乞降不聽、命殺焉（一永慶軍記） 東山志に「三本木驛より半里程行き、氷村の山へ登る、國見峠といふ、見晴しよし、山越一里にて、大松澤村（黑川郡）へ下る」云々、一間道と見えたり。餘目氏記錄に「應永の初年村、岡總州の親類、宮內兵部兄弟、河內に來り、大猪塚に居住し、郡と調義し、一夜の內に、總州父子五人を打取れるよし、見ゆ。

伊場野（イバノ）

今、伊場野村といふ。三本木の東にして、鳴瀨川の南岸に屬し、松山村の西なり。天正十六年、大崎義隆の寵臣、伊場惣八郎の事は、玉造郡新田に合考べすし

野史云、天正十六年二月、正宗出師于松山、伊場惣八郎變約、氏江隆紀、誘正宗、攻中新田城、而不利。封內記云、伊場野邑、月山權現社、傳曰、源義家東征之時、鎌倉權五郎景政、祈羽州三山權現、勸請月山權現於本邑、羽黑權現於千石邑、葉山權現於次橋邑、古壘一、大崎家臣伊場野筑後所居、名跡志曰、中目大學、同兵庫（其諱不傳）居舘、鄉說伊場野外記

遠田郡

遠田郡（トホダ）

（田夷）

今、志田郡の北東に隣り、地勢相抱きて、村里交錯する所あり 面積十五方里、十二町村、人口五萬、涌谷に治む 本篇は、志田郡の東偏なる松山鹿島臺の二村を、遠田郡の中に係けたり。

遠田は、和名抄、止保太と注し、二郷に分つ、其小郡なりしこと想ふべし。後世、小田、長岡二郡の地を合併して、境域漸大なり。本郡の建始を訪ふに、もと田夷（タエミシ）の聚落なり、天平中建てて一郡と爲す

天平二年正月、陸奧國言、部下田夷村蝦夷等、永悛賊心、既從教喩、請建郡家于田夷村、同爲百姓者、許之。同九年四月、差田夷遠田郡領遠田君雄人、遣海道。延曆九年五月、陸奧國言、遠田郡大領、外正八位上勳八等、遠田公押人欵云、已既洗濁俗、更欽淸化、志同內

民、風仰華土、然猶未免田夷之姓、永貽子孫之恥、伏望一同民例、欲改夷姓、於是賜姓遠田臣。同十年二月、授外正八位下遠田臣押人、外從五位下。

田夷とは農夷なり、細井貞雄、見于姓序考に、農耕に習ひて、田土に就く者を云ふ。タエミシとよむ歟、一書にはタヒトと訓ます

大槻氏云、遠田郡は、元田夷村に建てられしこと、史に明文あり、田夷村の地、今知られねど、田夷とは、山夷に對する稱なれば、其舊地を平遠の地に求めずはあるべからず、日本後紀「延暦十八年三月、停出羽國山夷祿、不論山夷田夷、簡有功者賜焉」などあるにて、山夷、田夷の別を知るべし。

吾妻鏡、建暦三年、和田義盛の亂後に、勲功の賞に、北條修理亮泰時が、陸奥國遠田郡を授けられし由見ゆるは、此の舊疆の地なりしなり。後、小田、長岡二郡の廢地を本郡に合せしは、大崎氏割據の時代

大槻氏云、遠田郡の郡境には、古今に大違あるが如し、先、和名抄の遠田郡には、僅に清水、餘戸の二郷を載せたれば、當時小郡なりしこと知るべく、而して、今の遠田郡の中部以東は、古への小田郡なりし確證あれば、二郷の舊地を、西部に索めずばあるべからず、今の栗原郡の南部なる、栗原莊と稱する中に、高清水村あり、其西南に接して清水澤村あり、是れ古への遠田郡清水郷の地ならむ、今の栗原郡の南部の地は、古への栗原郡中ならぬこと明白なれば、此說得たるが如し、(今按、遠田郡清水郷の舊地を、高清水驛に擬するは、文化中、沖氏(黄金山神社考の撰あり)の言はれし所なれど、從ひ難し　高清水は、大抵、長岡郡の北、新田郡の西にして、殊に新田郡の小松寺の位置より推せば、其地の新田郡なるべきこと必然なり　且、今の遠田郡内に、高城(中埣村)の地名ありて、弘仁三年、遠田郡入谷城公金弓と云ふに合すれば、中其、北浦の邊を舊疆とす、(北浦に遠田寺あり、即、現在郡疆の、中部の稍西なり、舊郡域とすべし)

葛西實記に「南遠田三十三郷、北遠田三十三郷、合六十六郷は、永祿中、葛西刑部少輔滿信代に手に入る、本大崎領なり」云々　而も、永祿以前に、領沿革する所あり。

余目氏記錄云、遠田郡は、鎌倉殿下臺(先代)、九代御公領、二萬貫の所也、御年貢には、年々一度、沙金さんもつ一のほり候し、葛西文璽(今按、先代歟)、ただ給後知行す、大崎殿御下候て後、伊達成宗以調法、遠田之爲替地、小田保、當年永正十一より四十三年前、葛西淨蓮へ相渡也。

即知る、鎌倉北條氏の所領たりし後、葛西領となり、文明三年、葛西滿重より、大崎氏へ附し、其後又葛西に取られしなり(遠田の沙金産地は何處にや、小田の黄金山に合考すべし)

長岡(ナガヲカ)郡

後世廢して、遠田郡、及び志田、栗原へ入る。もと、遠田の西、新田(栗原)の南、玉造の東、志太の北なる狹郡なり。和名抄、奈加乎加と注し、二郷に分つ。○國郡沿革考云、長岡郡は、蓋、天平の初めに之を置かる、寶龜十一年、夷賊入侵して、本郡の民家を燒く、

寶龜十一年二月、陸奥國言、正月廿六日、賊入長岡、燒百姓家、云云、三月中旬、發兵討賊、幷造覺鼈城

戰國の際、廢して栗原遠田二郡に併す

栗原郡二迫稻屋敷村、高松八所權現鰐口、銘云「寄附鰐口一器、於陸奥長岡郡荒谷郷安養寺、時寛正三年壬午二月廿四日、願主常徳(觀蹟志

今長岡の村名は、栗原郡にのこり、沼木(和名抄濟城郷)の村名は、遠田郡にのこる　○和名抄郡郷考云、東鑑、文治五年八月、二品令赴玉造郡、出于葛岡郡、赴平泉、云々、九月、畠山次郎重忠、隔葛岡郡、是狹少之地也、云々、この葛岡は、長岡を誤れるなるべし。

神皇正統記、頼朝の時、文治の頃にや、奥の泰衡を追討しに、身つから向ふことありしに、平の重忠が、先陣にて其功すぐれたりければ、五十四郡の中に、いづくをも望べかりけるに、長岡の郡とて、きはめたる小き所を、望み給りたるとぞ、

今按、東鑑に、葛岡、葛田、葛丘など見ゆるは、皆長岡の誤なり　之を、玉造郡葛岡村に附會するは、誤を累ぬるにすぎず　長岡郷小林の條に合考せよ

濟城(ヌキ)郷

和名抄、長岡郡濟城郷　○原書、濟は、渚を誤る、今遠田郡田尻村、富永村にあたる、長岡郷(今、長岡村、宮澤村、荒雄村)の東なり　田尻に沼木(ヌマキ)の大字のこる、即、渚城の遺名とす、

(木沼)

沼木は、今ヌマキと唱ふれど、沼渚は古訓ヌにして、之をヌマといふは、稍後例に屬す。沼木の東三里に、大貫(オホヌキ)村あり、簡は古の小田郡の地なれど、大沼城の義なり、且、渚城とは、下野國芳宜郷あれば、彼郷よりの移民の所居に名づけられしかとも云へど、其古義はもと沼澤を帶べる一地區を指して、沼城といふに出てし歟、牧野を馬城といふの例なり。

田尻(タジリ)

今、中目、牧目、通木、大貫、八幡、沼木、小松等をも合せて、田尻村といふ。荒谷驛の東一里半、涌谷の西北三里半、小驛市を成す

封内記云、田尻邑、戸口凡百五十八、有市店商驛也、闔明神社、社地有老樹、高五六丈、枝葉繁茂、假蓋方六丈許、周圍二丈、土人呼之曰闔槙、不知祭何神、百峯山東陽寺、曹洞宗、登米郡米谷邑滄松寺末、寛正元年、月叟和尚開山

小松(コマツ)

今、田尻村の管内なれど、高清水驛へ近し　高清水

は、古の新田郡仲村郷の域内にして、此小松も、當時仲村郷の地なり。式内、新田郡子松神社は、恐らくは後世大崎八幡宮と稱する者、蓋是なり。（岩崎氏栗原郡誌地名云、遠田郡小松村に、字内新田郡子松神なりといふれど、あまりに遠きに失して、此邊まで新田郡の界地とおもはれず、云々

小松寺（コマツ）　今、小松に存す、田尻の西北一里、小野、長岡村龍谷の北、の東半里。觀蹟志云、小松寺在小松村、號寺島山、前有池、當水清淨、松陰落翠、水上有島嶼、曲閑寂、絶景可玩、封内記云、藥師堂、本尊大士佛、小松寺中第三世快淨法印創建、不詳其年月、傳曰、古昔大崎家祈願所、而不詳何時何人開山、大崎家滅亡之後、龍寶寺第十三世實[illegible]法印中、義山君寄附四十八石餘之地、正保四年、實[illegible]法印中興入定、千枝沼、在小松寺前、絶景可觀、今爲野田

往生極樂記云、陸奥國新田郡小松寺、僧玄海、初具妻子、暮年離去、日讀法華經一部、誦大佛頂眞言七遍、以爲恒事、夢、左右之腋忽生羽翼、向西飛去、過十萬國、到于寶地、自見其身、以大佛頂眞言爲左翼、以法華經第八卷爲右翼、廻望北界、寶樹樓閣、光彩隱映、有一聖僧語曰、汝今所來者、極樂邊地也、却後三日、可迎汝耳、玄海受此語、飛歸本棲、彌讀誦二經典、後三年而遷化、預知死期矣

大崎八幡宮（オホサキ）　今、田尻驛の北半里、小松の東に隣れり、共に古の新田郡内の地とす、本社は、近世、仙臺城下へ移されしと雖、舊地猶遺祠を見る、又、八幡廟創置の由說につきては、探題大崎氏の時、膽澤八幡を勸請せりと云へど、疑ふべし。延喜式、新田郡子松神社は、小松寺と共に、此地に在りしこと必定なるに、今神廟の在るなし、恐らくは、大崎氏の時、子松神を、八幡神に誤り、大崎八幡と爲ししならん。

（大崎探題館址）　（木通）

大崎氏、貞和年中來鎭にあたり、此地恐らくは亦居館の地なりけん、後、小野城、内崎、名生城等へ移れり、新田郡、登米郡の下に係く、に合考せよ

封内記云、遠田郡大崎八幡宮、大永七年、自[illegible]郡遷座子松邑、大崎家滅亡之後、遷座于仙臺府下、乃龍寶寺八幡宮是也、建社於基跡祭之、正保中、義山君寄附祭田十石之地、通木八幡寺、眞言宗、大永七年、眞海法印開山、舊邑主大崎家造營　佐沼古城戰記云、天正十九年十月、佐沼撫切、被御附飯田筑前、右首を被集、北方村の内に大塚を築き申候、右を首壇と申候、筑前儀は、元來遠田郡蕪栗村の美須田に居住致候處、貞山様、八幡原に御出馬、野陣被遊候時、御首當指上、地廻り御用被仰下申上候、依て御目見被仰付、宮崎佐沼陣の節、御供仕候

奥羽古事云、延元中、大崎伊豫守家兼、與新田義貞戰于越前克之、家兼以功補奥羽探題、（大崎家譜）、至陸奥、石堂刑部義房、據玉造志榮山不肯從、家兼討降之、奥羽皆服、城于黒川郡居焉、稱大崎御所、（陸奥郡鄉考、引大崎記云、家兼以新田郡爲治府、退新田乃仇家之姓、改稱大崎、新田郡分爲上中下、而家兼城於中新田）其時、栗原郡小野、玉造郡名生、亦有御所、大崎盛衰覺記に、新田郡の大崎探題館址は、畢竟するに、この八幡宮鎭座の地に就きて、之を求むべきのみ　石堂刑部義房、入道秀慶、の據れる城は、鳴子村玉造郡歟

大嶺（オホミネ）　今、田尻村の管内にて、小松に近接す　封内記云、大嶺邑、有藥師堂遺址、傳曰、本尊、昔山有世、有命、移於仙臺府下南足山大年寺、其後賜牡鹿郡石巻海門寺、今安置于海門寺、大嶺山、古有寺、號日足山日吉寺、保安中所建也、其形容、積翠尤深、今其地悉廢、惟餘往昔之山色耳

富永（トミナガ）　又、富長につくり、今、休塚、狐塚、馬放、長岡針（ナガオカハリ）、

（長岡針）

上埣（カミゾネ）等を合せて、富永村といふ。田尻の西、荒谷、江合の東なり。此村邑は、地形の當に長岡郡に屬すべきに止まらず、其長岡針の名も、一證徴とす。針（ハリ）は墾治の義に出て、針字を假借せるのみ。

封内記云、富長山自性院、曹洞宗、文明十八年、志田郡昔光寺第八世一宅元用和尚開山

陸奥軍團考云、長岡と名に負へる丘陵は、西の方宮澤の川熊村に起り、荒谷驛の北西斗營に至りて尾崎となり、又驛北の羽黒堂の邊に起り、八幡村、大嶺村、沼部村までつづく、其尾は田尻町の東北に盡く、されば、中之目を中とし、長岡針を其間の南へ張出し地とす

（休塚）

休塚（ヤスミヅカ）　今、富永村の大字にして、狐塚と共に、荒谷驛に接近す、江合川は其南を流る　封内記云　休塚邑、狐塚傳曰、邑名本此、塚不詳其所以然也、名跡志曰、松浦佐用姫塚事實、古今紛紛、於封内亦所々傳多矣、皆後人以筑紫故事牽合附會、或其所指女子、名佐夜、故益以煩、數其說矣。

清水郷（シミヅ）　和名抄、遠田郡清水郷、○今詳ならず、されど、遠田は、長岡、小田の間の小郡にして、最狹地と判知せらるれば、今の沼部村、中埣村と見て大差なかるべし。

陸奥軍團考に、この郷を、高清水驛に擬したるは、信け難し、高清水は、新田郡仲村郷の西にして、即仲村郷の屬域なれば、其境土は、全く長岡の北に在りて、遠田、小田に連なる所なし

沼部（ヌマベ）　今、沼部村といひ、小鹽、三高野（サンカウヤ）、大澤等を合す。田尻の東に隣り、大貫の西なり、北は栗原郡瀬峰驛に至る、鐵道村中を貫通し去る。

封内記云、三高野邑、戸口凡百六、有號栗生崎地、貝寶山寶德寺、眞言宗、武洲江戸護持院末寺、寶永元年、祐興法印開山、寄附二十石之地

（三高野）

大澤（オホサハ）（百百） 今、沼部村の大字にして、舊名百百（ドヾ）ともいへり、小牛田驛の北、郡（コホリ）村の西に接す

封內記云、大澤邑、有號百百地、古壘、號百百館、大崎家臣百百左京亮隆元所居、或曰、木村右馬助居之 天正十八年九月、奉貞山君命、伊達安藝元宗、自百理郡移于此館、翌年移于涌谷館、池曰百百沼、名跡志曰、沼畔數里、水上有[illegible]、仍以[illegible]之名、乃得其名、東船森（タウゲ）、山形如船、故名之（按、百々は舊邑なり、明應八年[illegible]狀に「若手山、平塚等數逆、公方如[illegible]、夜消失、出自[illegible]城、以入內崎城」云々、當時の公方とは、大崎義兼なり、又、天文中の古川狀に「大崎一門、百々彈正直孝」云々）

中埣（ナカゾネ） 今、中埣村といひ、高城、平針、萩篦をも合す、田尻、沼部の南にして、江合川の北邊なり

觀蹟志云、彌陀堂、在萩埣村、貞和九年七月、武庫太郎左衞門源頼直者、爲老姥所建也。

高城（タカキ）（竹城） 今、中埣村の大字とす、古書に、遠田郡人、竹城公金弓てふ田夷あれば、竹城（タカキ）にもつくれる也。

日本後紀、弘仁三年九月、陸奥國遠田郡人、勳七等竹城公金弓等、三百九十六人言、己等未脫田夷之姓、永貽子孫之恥、伏請改本姓、爲公民、被停給祿、永奉課役者、勅可、（中略）賜勳七等竹城公金弓、勳八等黑田竹城公繼足等、陸奥磐井臣、勳八等竹城多知麻呂、陸奥高城連、弘仁六年三月、陸奥國遠田郡人、竹城君音勝等、賜姓高城連。この他、弘仁三年の條下に「賜勳八等柏原公廣足等、十三人、掠崎連、勳八等石原公等、十五人、石原連」とある柏原、掠崎（タカサキ）、石原、いづれも郡人なれど、遺名の在否知れず、田夷にして、同時の處分なれど、竹城ほどの盛族にはあらず。

餘戸郷（アマベ） 和名抄、遠田郡餘戸郷。今詳ならず、蓋、[illegible]、及び[illegible]、南にして、今の北浦村[illegible]、江合川の南岸に屬し、東は小田郡牛甘郷に堺し、南西の二界は志太郡なり。

北浦（キタウラ）（[illegible]根） 今、平針、深谷、關根、鶴巣をも合せて、北浦村といふ。古川驛と小牛田驛の中間の邑里なり

江合川の水を、關根（セキネ）にて分派し、小牛田、涌谷の南を通し、名鰭沼（ナビレ）へ灌合せしむる一溝あり、長四里、又、北浦の南、志田郡の石森中目との間に、一帶丘陵あり、東西に連亙す

封內記云、北浦邑、戶口凡百六十、有號二股地、遠田山眞[illegible]寺、曹洞宗、小牛田邑[illegible]寺末、[illegible]元年、[illegible]寺第五世[illegible]江隆甲和尚開山

—◆—

小田郡（ヲダ）（少田郡） 後世廢して、其地は遠田郡へ入る。志田郡の松山、桃生郡の前谷地、并に登米郡の中津山等も、本郡の舊管に似たり 即、鳴瀨、江合、佐沼の三水に渉り、山海兩路の中間を占めたりと悟らる。

小田は、和名抄 乎太と注し、五郷に分つ、天平二十一年紀に、少田（ヲダ）郡に、黃金を出せること見え、延暦十八年、登米郡を本郡に併せしが、後、復之を分つ、其廢號の年代は詳ならねど、蓋、大崎氏の割據の際とす 舊說、或は小田郡を以て牡鹿郡に合せらると爲し、黃金山を以て牡鹿の金華山に擬せるは、謬れり ○和名抄郡鄕考云、小田郡は、延暦年中に、登米郡を合せしことあれば、登米の北隣にて、遠田へも近く、今の登米遠田の間なるべし、沖氏の黃金山神社考に、今の遠田郡涌谷の邊といへり、其說にいへるやうは、

涌谷村に、黃金迫（コガネノハサマ）といふ處ありて、皇國に始て黃金の出たる所也といひ傳たり、またそこに黃金宮とて、いとふるき杉ともしげりたる中に、たゞ敷居などのみ殘りて有、云云、これなん、神名帳に、小田郡黃金山神社とゝるされたる、其迹なるべくおぼゆる、

復軒雜纂云、小田郡、今は廢せられたれど、和名抄に、小田、牛甘、石毛、賀美、餘戸の五郷ありて、頗廣大にして、今の遠田郡の東部大半、其郡域なりしなり、沖安海は、今の遠田郡の（小牛田村の西なる）牛飼村、即、和名抄の牛甘郷にて、涌谷村の黃金迫、即、天平勝寶に始めて黃金を出しゝ所にて、延喜式神名帳の、小田郡黃金山神社は、此におりしなりと、文化中に考證せり、其說、延暦十八年に、登米郡を小田郡に併せられたると、民部式の郡名を列擧したる排置とに因り之を證ふるに、斷案牢乎、動かすべからず

天平感寶元年、陸奥國始貢黃金、四月、天皇幸東大寺、中略、白佛 中略 陸奥國守百濟王敬福、部內少田郡に、黃金在りと奏て獻れり、云々「神護景雲三年、陸奥國牡鹿郡俘囚、大伴押人言、云々、先祖大伴部直、征夷之時、到於小田郡島田村而居焉、云々、延暦四年二月、授陸奥國小田郡大領、正六位上丸子部勝麻呂、外從五位下、同八年八月、勅、陸奧國云々、牡鹿、小田、新田、長岡等、一十箇郡、與賊接居、云々 弘仁三年、陸奥國小田郡人、意薩公繼麻呂、賜陸奧意薩連。

今按、東鑑に「文治二年、陸奥國小田保、迫入、若木、兩村」云々と載せ、餘目記錄にも、小田保と云ふ。されば、中世、已に郡名を失ひ、保名にのみ呼びしと見えたり。（迫入は、今桃生郡前谷地村の地とす、若木は知れず）

小田郡の始置は、舊史に明文なし、天平九年紀、玉造、新田、牡鹿、色麻等の五柵と云ひ、其一柵を見記せざれど、當時の形狀に察して、小田の中山柵たるを覺らる。されば、天平中に、玉造、新田、小田、牡鹿の諸郡の邊疆に當りしを知るべし、又、天平十八年官符に、陸奥國六院とある其一所は、必定、小田關なるべきこと、徵證あり

餘目氏記錄云、小田保就并七郷、從文治、給主の知行也、大崎殿御下候て、十二郷御知行候を（今按、十二郷

とは、小田の本保の郷數十七と、荒井七郷、(合二十四郷、の半分を知行したるならん)伊達成宗以調法、遠田之爲替地、遠田十七郷(今按、上に遠田替地とあれば、下なる遠田は、小田の誤謬と判知せらる　荒井七郷(今按、荒井、近世之を聞かず　當年永正十一より四十三年前に、葛西淸蓮へ相渡也

島田(シマダ)　神護景雲三年紀に見ゆ、今村名をつたへず。曰く「牡鹿郡俘囚、外少初位上勳七等、大伴部押人言、傳聞、押人等、本紀伊國名草郡片岡里人也、昔者先祖大伴部直征夷之時、到於小田郡島田村而居焉、其後子孫爲夷被虜、歷代爲俘、幸賴聖朝撫運、神武威邊、拔彼虜庭、久爲化民、望請除俘囚名、爲調庸民、許之」云々。

餘戸郷(アマルヘ)　和名抄、小田郡餘戸郷。○今詳ならず、諸郷の位置を推定し、猶空隙の所在を探るに、郡の南西に、松山郷の一區あり　鳴瀬川の兩岸に渉り、黑川郡、宮城郡、桃生郡に堺を交へ、牛甘郷の南とすれば、此餘戸は、牛甘の餘戸にして、後の松山郷にあたるごとし　松山郷、今、遠田、志田の二郡に分管す

松山(マツヤマ)　中世の郷保の遺名にして、今の松山村(千石)、鹿島臺村、(以上志田郡)、南郷村、不動堂村(以上遠田郡)を汎稱せり　此松山郷は、寬永中まで、其郡屬を失ひてありしを、同十七年撿地の時より、志田郡へ屬せしむといへり。〔封内記〕

日向記、並びに日向集記に、文治中、伊豆國の住人、工藤祐時の嫡子祐朝が、奥州鞭指の庄、松山をも賜はりしと云ふは、國分鞭楯と、松山の二邑を指せるならん。○信達郡村志云、伊達九世政宗の時、兵威益振ひ、亘理、黑川、麾下に屬し、宇多、名取、宮城、深谷、松山、皆服從す、應永四年、子息氏宗と同く、京師に朝し、將軍義滿に謁す、應永十二年卒す、年九十三、法名儀山圓孝、〔伊達正統世次考〕。○今按、觀聞志に

(世長)

志田郡松山、此地、文治役、賴朝卿經過之地也、想往時通行道路也、東史曰「文治五年八月廿一日、泰衡兵拒官兵於栗原三迫、不克、賴朝收其兵、而[illegible]松山路、到栗原郡津久毛橋」云々、この說誤れり

按、松山郷は、中世、長世保(ナカセ)とも呼ばれしにあらずや、長世保は、吾妻鏡、文治六年、陸奥國司御廐佃の郡郷の中に見え、「黑川郡大谷、桃生郡深谷に合考すべし」該交名なる志田、遠田、深谷、大谷、竹城の中間に抱園せらるる地區とす、大迫(オホハサマ)にも合考すべし　○鳴瀬の水名は、もと長瀬といへるが訛りて、今稱となれるか、是れ亦一疑問なり。伊達世次考に、長世は黑川郡内大松澤かと云ひ、長瀬保を江合川の邊に擬する說あれど、いかにや。

陸奥軍團考云、吾妻鏡「建久元年國司御佃、自有定置郡郷、宮城名取柴田黑河志太遠田、深田長世大谷竹城、是也」とある、上の六郡は明白なり、郷名の深田といふは、後世聞こえず、今桃生郡深谷郷二十五村あり、そこならん、長世は、今志田郡江合村の東なる福沼村に長瀬といふ地あり、それに合考すべし、抑、昔は玉造川獨流して、深谷郷大曲村に至り海に入りしを、寬永の頃、移して江合川に合せ、北上川に入ることゝなる、云々。

餘目氏記錄云、吉良殿、畠山殿、取合の時、吉良はこま崎に打給、畠山殿、長岡郡へ打入と雖、大崎近所也、こらへかね、既に長世保卅番神に築館給、從大崎勢、鉢森に取陣、しかま河を隔て、其間一里、精兵遠矢を射る、畠山殿彼城をも引退、竹城(タカキ)保の内長川(ナガタ)に築城す

按、畠山吉良の爭鬪は、觀應二(正平六)年の事とす。駒崎は、今詳ならず、鹽竈駒犬城址に合考せよ　卅番神、鉢森(ハチモリ)ともに知れず　下なる一說の長尾(ナガヲ)郷八ひろくきといふは、即、三十番神(サンジフバンジン)の陣地と同處なるべし。今、長尾は、松山城址の東北一里、鳴瀬川の偏岸に其

(尾長)

名のこり、封内記に、長尾邑古壘一と載せたり　此長尾の北に、水を隔つるは、即、不動堂なれば、鉢森とは、不動堂の舊名歟、色麻川は、即、鳴瀬川の一名たること、勿論なり

同書又云、十一代留守駿河守家明、十七の年、畠山殿かたを致し、姉聟八幡介と、長世保長尾郷、八ひろくきと申候處に陣を取る、其勢七萬餘騎也、氏家三河守、其比當國の執事もたれ候間、岩手澤より手勢三百餘騎にて馳附、日之内七度互に破り破られ候へ共、無隙候て、遂に陣屋を火かけずして、治合戰候而引退、乍去、留守方佐藤兵庫助打死す

千石(センゴク)　今、次橋、須摩屋、金谷、長尾等と相合せ、志田郡松山村といふ。志田郡伊場野の東南、鳴瀬川右邊の地區にして、古川町を去る四里、涌谷の南二里、松島(宮城郡)の北六里　松山城址北に在れば、古來松山保の驛市なりけん　藩政の時は、茂庭氏の食邑たりき、(茂庭氏、封一萬三千石)

松山城址(マツヤマ)　封内記云、松山郷、千石以下十六邑、公族茂庭氏所領也、松山郷、古昔郡外之地、寬永十七年撿地之後、屬志田郡、有市店而驛也、羽黑權現社、有老杉、周圍三丈二尺、相傳、鎌倉權五郎景政所手植也、古壘、相傳、公族遠藤出羽高康所居、而其後、石川大和昭光、古内内匠重直居之、慶長八年、茂庭周防良元移住以來、相繼居之、古壘三丸、乃遠藤氏祖文覺上人所居之遺址、石雲寺、曹洞宗、滿久寺、眞言宗、共慶長中自羽州長井庄河井邑移轉、河井、茂庭氏天正文祿中居之云。

茂庭家譜云、萬治元年七月、義山公疾病、而雄山公不獲於公、是以嗣君未定、諸臣造諫之、公猶豫不決、是月十二日、公疾大漸、茂庭定元、敢迫牀蓐、强請奉雄山公、公曰可也、而薨、於是嗣君乃定、十四日、嗣君賜親書、書辭甚殷懃、其書今藏于家、先是、定元數諫

雄山公、公不聽、[illegible]年七月、[illegible]大和守晴之[illegible]
政[illegible]信公之幼主、日[illegible]、定元[illegible]以青山公、[illegible]宗
[illegible]數人、[illegible]力[illegible]事、[illegible]青山公[illegible]、[illegible]公
之立、定元頗爲有功[illegible]。
伊達[illegible]云、[illegible]
有馬門[illegible]、[illegible]八年、[illegible]部[illegible]行人、
[illegible]山城、[illegible]
行人、居治[illegible]
出羽守盛定、[illegible]十年、關東[illegible]
續來于奧州、始屬于大海公(十一世[illegible])[illegible]下、盛定子[illegible]
蟠守盛行、[illegible]行宜、天文中、仕于[illegible]山公[illegible]
世種宗)、行定子左衛門尉光定、光定子出羽守定親[illegible]
高宗)、家世居住于松山城、[illegible]宗[illegible]、[illegible]子保山公[illegible]十
五世晴宗)、定親子出羽守高[illegible]、[illegible]山公時、[illegible]山[illegible]、
移于桃生郡[illegible]谷。
松山遠藤氏の[illegible]は[illegible]、[illegible]人[illegible]名[illegible]
盛遠)に附會するは、後人の業のみ。惟ふに、其伊達氏
のために、長世保(即松山[illegible])を守ることとなれるは、應
永中九代政宗の時の事也。
餘目氏記録云、應永九年、大崎伊達登米御一所にて、
其外、兩國諸外様衆は、[illegible]方を致す也、長世保は、
其時以[illegible]、大[illegible]より[illegible]にて、いたてには知行
[illegible]也
伊達、松山は伊達氏[illegible]の[illegible]にして、大[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]地は[illegible]道の交會を扼するた
[illegible]、[illegible]に[illegible]、天[illegible]年[illegible]川[illegible]、[illegible]
正十六年の大崎役、共に松山を以て伊達氏出入の門戸と
[illegible]したり、[illegible](會津[illegible])、[illegible]
十六年[illegible]月、伊達氏[illegible]松山、[illegible]、[illegible]内[illegible]
遠[illegible]、[illegible]依于氏[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]
政結。

[illegible]公、[illegible]、之[illegible]、至今在留[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]不具、[illegible]
[illegible]、霜月[illegible]日[illegible]
今按、[illegible]守[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]内[illegible]、[illegible]
佐[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]也

大迫(オホハザマ)

今、富長、本間[illegible]、[illegible]、品井沼、[illegible]川に[illegible]
行[illegible]の[illegible]一里、[illegible]
地とす。[illegible]、即、[illegible]大[illegible]村[illegible]
[illegible]國長世保内 大迫[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]之状如件、

至德三年七月十二日　(判)

[illegible]部少輔殿[illegible]

此古簡は、今松山郷を以て、昔長世保ともいへる地なりと
[illegible]、[illegible]は、
後世に[illegible]ふるなし。[illegible]、[illegible]山郷の南隣[illegible]品井沼を[illegible]て
し地)は、高城郡高城保にして、高城は[illegible]氏の知行
なりし[illegible]具はれり。[illegible]を要す

木間塚(キマツカ)

今、[illegible]と改め、富長、大迫、[illegible]
を合せしは[illegible]、[illegible]、松島へ[illegible]、小牛
田へ[illegible]
木間塚は、[illegible]、鹿島[illegible]とは、[illegible]
[illegible]
[illegible]

鹿島臺

山道と桃生郡の海道の兩間に在りて、又一通路たりしや
必せり。而も、此松山は、鳴瀬川を脇及び背にし、品井
沼を前にし、洪水汎濫の交通を阻障せること多かりしを

[illegible]、[illegible]八年[illegible]、鹿島[illegible]、小[illegible]
[illegible]

品井沼

[illegible]
[illegible]、大松澤[illegible]、黒[illegible]
[illegible]、[illegible]川へ[illegible]
又、[illegible]し、松島[illegible]
[illegible]
[illegible]、[illegible]北[illegible]
[illegible]
[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]
六[illegible]、[illegible]二郡、[illegible]
[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]八穴、[illegible]也、[illegible]
野、生鐵石、[illegible]曰、神代之戰場、而矢鏃化爲石、其形[illegible]
[illegible]、[illegible]十年[illegible]、[illegible]
者稀也。

三郷

今、[illegible]、[illegible]、大[illegible]と相合せ、南郷(ミナミガウ)村[illegible]、
[illegible]の東、[illegible]の地なり[illegible]
生[illegible]、[illegible]、[illegible]松山郷[illegible]
[illegible]二里[illegible]
[illegible]、[illegible]十二町、[illegible]
[illegible]、[illegible]内[illegible]
[illegible]川の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
溝渠を通す。此溝道は名鰭沼へも通す。古の玉造川の一
派の、走過せし跡にや。

不動堂(フドウダウ)

今、不動堂村、遠田郡の管内なるが、千石の東

北に、鳴瀬川を隔てゝ、[illegible]、久、松山郷の中と
すれども、涌谷も近きを以て、相去一里、自然、遠
田郡内と為さる
不動堂は、天文中、大崎小僧丸（或は伊達稙宗の季子に
して、大崎高兼の養子と為り、稙宗、晴宗の内訌にあた
り、小僧丸は晴宗の党を扶け、大崎の家臣、文高の兄
義直を奉じて、小僧丸を不動堂に攻む）義宣之に居る、
義宣、後桃生郡辻堂に敗死す、古文書、天文五年のもの
に、已に不動堂の名出づ。○伊達世次考云、天文十三年
七月、晴宗公書曰、信夫庄入手、追日属本意、涌谷諸将、
義直攻不動堂、云々、不動堂、號小僧丸殿居城乎、或其
臣属也、十七年正月、留守安房守景宗、與于[illegible]小大崎僕
書曰、
從前、雖非道音、是一書、南方之戰、諸方追日晴宗得
勝利、特田村家中相分、常葉、[illegible]、御代田、其他亦
過半同心於晴宗、且亦[illegible]一變、皆一本立晴宗也、
一、長井者、北條、鮎貝、青斗之外、皆出仕于晴宗也、
一、泉田方、自舊冬如以前見出仕、因茲田[illegible]之[illegible]、
去秋逆心者、皆乞赦降、由是宥恕之、
一、富上者、其守與晴宗同心、南相[illegible]夜討之事、見安
心之、
一、黒川藤八郎、去年極月、見馳入於當邦、因黒川中
同心於彼族、皆有通於當方之旨、皆[illegible]請和、因引
付於此方也、
一、北目鳴起、子細有條々、
一、大崎之事、義直為前首尾、自去年見[illegible]諸臣、向
于不動堂自在陣、
一、其地之事、[illegible]與伯山勢州其他同心人、其有其時、
今春向寺池、勵一戰、[illegible]於葛西[illegible]、見彼軍[illegible]有[illegible]官、
爲累年覺莫之[illegible]、特依其未一摘違誤也、
此等趣、雖向其使申之、覚能呑歸郷、以書状申之、委

[illegible]、不具、
今按、[illegible]、不在[illegible]、其今[illegible]由
于時[illegible]臣也、[illegible]式[illegible]大崎[illegible]以於
守公、同[illegible]也乎、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]之、北目[illegible]起、[illegible]名[illegible]
[illegible]、[illegible]心[illegible]公[illegible]於[illegible]、黒川藤八郎、[illegible]不知、
[illegible]氏子[illegible]殿歟、大[illegible]者[illegible]、[illegible]内[illegible]宗也、[illegible]在[illegible]
永氏、葛西家臣、南住牡鹿郡云（○武家名目抄云、伊達
文書曰、
奥州探題職之[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]臣[illegible]
黄金二十両到来、目出候、[illegible]晴宗可申候、[illegible]下[illegible]
聞候也、
九月廿四日　[illegible]
伊達左京大夫とのへ
[illegible]、[illegible]、[illegible]小[illegible]、大[illegible]を
[illegible]しいことなり　今按、伊[illegible]、[illegible]等に、
稙宗、晴宗の、奥州探題職に補任せられし由いへども
にし、[illegible]は大崎義宣の事を誤りて、伊達の父兄の補任と
為すか、将軍義晴の教書によれば、天文十六年の比の事
とす、又、天文五年の吉川状に見ゆる大崎義直も、實に
義宣ならん、觀聞志に一説を注して、義宣といへるは、
善、其實を得たり

牛甘（ウシカヒ）郷（牛飼）

和名抄、小田郡牛甘郷、今遠田郡小牛田村（馬場谷地）にあたる、[illegible]田郷[illegible]、[illegible]戸郷ならん）の北にして、江合川の南辺と[illegible]、小牛田の大字に牛飼（ウシカヒ）の名あるは、昔郷の遺称なり

地理志料云、牛甘、訓闕、按當讀云宇志加比、日本紀、
鷹甘、猪甘、古事記、鳥甘、御馬甘、甘訓加比、即飼
養之義、本居氏曰、養用甘字其[illegible]未詳、集韻甘字[illegible]
也、或者其偏旁乎、然古書如前調久萬、[illegible]謂波之、有
不必拘字義者、甘亦其類也、

封内記云、牛飼邑、[illegible]邑、[illegible]氏、[illegible]
一日[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]不[illegible]、[illegible]修、[illegible]
[illegible]居[illegible]、[illegible]、牛之代、[illegible]
[illegible]、[illegible]同[illegible]、今日[illegible]一[illegible]月、
[illegible]不可[illegible]、[illegible]排作之[illegible]、[illegible]
[illegible]刀[illegible]之[illegible]、[illegible]之功、[illegible]月
將、農夫[illegible]氏、是[illegible]日牛飼、其牛死、葬之
[illegible]、[illegible]、[illegible]九月九
日[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]

小牛田（コゴタ）

今、小牛田村といひ、奥羽鉄道の駅とす、江合川
[illegible]の下[illegible]の南岸にして、松島へ六[illegible]、
[illegible]へ六哩、又、江合川に沿ひ、東は涌谷まで一里半、
西は古川まで三里
[illegible]内記云、南小牛田、有市[illegible]南驛也、[illegible]、曹洞宗、
羽黒[illegible]、慶長十三年、[illegible]月[illegible]有和[illegible]山

涌谷（ワクヤ）

今、涌谷町といふは、本名馬場谷地（ババヤチ）にして、[illegible]涌
谷の南に、江合川を[illegible]、[illegible]、[illegible]一円、
伊達[illegible]安[illegible]の居邑にして、[illegible]を成し、今も遠
田郡の治所とす　仙臺へ十[illegible]里、石[illegible]七里、[illegible]の地
にして、標高七米突許。

封内記云、馬場谷地邑、有市[illegible]驛也、[illegible]山[illegible]、不
[illegible]何時勧請、小堤山永福寺、時宗、昔在[illegible]小堤邑、
永徳二年、[illegible]開山、天正十九年、邑主伊達安
[illegible]宗、移乗邑於此、[illegible]後[illegible]、[illegible]院、[illegible]
宗、[illegible]在[illegible]、乾元元年、[illegible]開山、[illegible]天正
十九年、移于於[illegible]、什物、有[illegible]千葉介常胤之
[illegible]、[illegible]院[illegible]

名鰭沼（ナヒレ）

[illegible]東[illegible]、[illegible]なる[illegible]山の陰にあた
り、東西[illegible]町、南北八町許。其水路い、北[illegible]
のは、直に江合川に通し、西なるは、北浦用水（関根に

[illegible]江合川より分[illegible]にして、[illegible]と[illegible]、[illegible]に降[illegible]、二[illegible]の方へ至り、[illegible]、[illegible]
に至り定川に滙合す。

江合川（エアヒ）

今、[illegible]造川の下[illegible]、[illegible]田[illegible]内に於て、[illegible]あり。寛永年中、玉造郡三丁目抑[illegible]關の玉造川を轉じて、江合川(宮澤村に發する細流)に合はせしより、一大溪と爲る。三丁目より東流凡十里、寛[illegible]村猪岡短臺に至り、北上川に注入す。

江合[illegible]の[illegible]は、[illegible]の[illegible]に於て、[illegible]方[illegible]り、[illegible]生[illegible]に入[illegible]、[illegible]の傍を過ぎて、今の[illegible]川の本[illegible]を行きたり、[illegible]は[illegible]生[illegible]川、玉造[illegible]川の[illegible]下に[illegible] [illegible]保田[illegible]土[illegible]注[illegible]、天[illegible]の頃、[illegible]水[illegible]て、北上川、迫川、江合川、大に[illegible]て、[illegible]合[illegible]事あり、北上川は、[illegible]より[illegible]へ[illegible]、[illegible]生[illegible]の[illegible]へ入り、迫川は、[illegible]、[illegible]に入[illegible]、[illegible]合川へ[illegible]、[illegible]より[illegible]の[illegible]に入[illegible]、[illegible]決[illegible]の[illegible]、大[illegible]、[illegible]にて北上川、江合川へ會し、鹿又より直東に飯野川(舊北上川)へ會することゝなれりと。

小田郷（チダ）

[illegible]名[illegible]、小田郡小田郷。○今、遠田郡元涌谷村、[illegible]なり。牛甘郷の北にして、江合川の[illegible]、[illegible]の下、[illegible]は[illegible]田郷に[illegible]なる
元[illegible]谷は、[illegible]まで、[illegible]に[illegible]谷村といひ、[illegible]谷[illegible]
[illegible]、[illegible]長[illegible]にて、本[illegible]村を[illegible]
[illegible]たり、一萬二[illegible]。[illegible]内[illegible]、[illegible]、[illegible]田[illegible]
[illegible]寺、[illegible]、[illegible]郡、[illegible]大[illegible]山、[illegible]川、
天正十九年、[illegible]、[illegible]、[illegible]、大[illegible]谷
[illegible]右衛門[illegible]、天正十九年、[illegible]、[illegible]
[illegible]子[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]十
九年、[illegible]、[illegible]大[illegible]、[illegible]
[illegible]也、[illegible]八千[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]

(元涌谷)

(涌谷館址)

[illegible]長、[illegible]元年、[illegible]萬石、[illegible]、[illegible]
萬石、子安[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]石、[illegible]公
[illegible]、公子兵[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]、
[illegible]下、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、公[illegible]
[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]下[illegible]、七[illegible]、[illegible]之[illegible]
[illegible]、親書「盡忠見龍院」五字、以賜焉、宗元以此扁其祠堂。

黄金山神社（コガネヤマ）

今、元涌谷村の黄金迫（コガネハザマ）に在り、黄金宮といふ[illegible]、黄金山[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、小田[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]武帝の時、[illegible]山に金を得、[illegible]、其山[illegible]と[illegible]、[illegible]後世[illegible]、[illegible]を以て金華山（キンクワサン）と名つけ、即、小田の金山に擬し、頗紛紜の説ありしが、近年に至り、漸其蒙を啓くこととなれり。

神祇志料云、萬葉集の歌にも「小田なる山に金を出す」といひ、日本後紀に「[illegible]郡を小田郡に併す」とあるに[illegible]、[illegible]、[illegible]なる[illegible]時は、今の遠田郡、即昔の小田郡なる事を徴すに足れり、然るを、世人、牡鹿郡金華山を以て本社にあつるもの、[illegible]、[illegible]、[illegible]は、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、小田保と稱す、遠田の沙金、實は[illegible]小田郡内の所產なりし[illegible]
[illegible]元年[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]三年[illegible]、小田[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]下、[illegible]
[illegible]下、[illegible]小田[illegible]人[illegible]子[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]上、[illegible]小[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]下、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]山に
[illegible]、[illegible]
金花[illegible]、[illegible]
[illegible]
小田[illegible]、[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、宮[illegible]
山[illegible]、上[illegible]、[illegible]之[illegible]人、[illegible]、[illegible]所
[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]也、[illegible]子
[illegible]

(金花山)

郡（コホリ）

今、上[illegible]、下[illegible]ともに元涌谷[illegible]へ合す[illegible]、古の小田郡家の地にして、小田郷も此に外ならず。元涌谷の西[illegible]、[illegible]、小田[illegible]、[illegible]な、[illegible]
[illegible]、[illegible]、今[illegible]上[illegible]、[illegible]といへ[illegible]、此二
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]といふもい
[illegible]、[illegible]、[illegible]、小[illegible]、[illegible]
にて、郡名に對して、小の字を冠せしめ、小小田なりし
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]、[illegible]、下[illegible]、[illegible]七百六
十[illegible]、[illegible]、[illegible]下[illegible]上[illegible]也、[illegible]

小塚（コ）

今、元[illegible]谷村の[illegible]にて、[illegible]なり、[illegible]、
小[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]人
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]

大貫（オホヌキ）

[illegible]、大貫[illegible]といふ、[illegible]、[illegible]の北に[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]小田[illegible]内の[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]田[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]今
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]とす、又、

松崎等あり。

封内記云、大貫沼、或曰鹿飼沼、名跡志曰、大貫小里(チサト)間也、因以得名、取義于兩邑相貫。

蕪栗沼(カブクリ)　大貫村の北なる大澤にして、方半里許、今、此を以て遠田、登米、栗原の交界とす。栗原郡[illegible]清水、高清水の山間に出づる諸水は、皆此に湛合し、更に佐沼川(迫川)に歸注す。

封内記云、蕪栗沼、[illegible]長三千[illegible]間許、[illegible]八百間許、名跡志曰、[illegible]郡中邑富邑佐沼新田村[illegible]也、蕪栗[illegible]、[illegible]有[illegible]、百[illegible]、其[illegible]知笑、其味甜[illegible]、如蓮實、[illegible]、因以爲沼名乎。

石毛郷(イハケ)　和名抄、小田郡石毛郷。○今、遠田郡箟嶽村、及び[illegible]谷地村に當るべし。小田中古[illegible]郷の東にして、牡鹿郡碧河郷、桃生郡船越郷に隣れることし、復軒雑纂云、小田郡の石毛郷、賀[illegible]郷など、涌安海[illegible]と[illegible]むべく、今の涌谷村の西北なる下郡村上郡村ならむと云へり、されど、石毛は「イハケ」「イシ[illegible]」などこそ讀むべけれ、「シモ」とては、音訓[illegible]となる、古への國郡郷名に、[illegible]なるは殆ど見えず、且、二郷の地、相接近してありといふもいかゞなり。

小里(ヲサト)　今、太田と共に、箟嶽(ノノダケ)村へ入る、大貫村の東南に隣り、箟嶽の陰、佐沼川の邊とす、涌谷の北二里。

人類學雑志云、遠田郡箟嶽小里の貝塚は、貝殻散在の區分は、長一丁幅二十間に及ぶ、遺物は土器片多く、石器これに亞ぐ、此地に、今、石巻、[illegible]の[illegible]ある[illegible](浮凡五里)○復軒雑纂云、小田郡の郷名、今は[illegible]ならざれど、小田郡は、今の箟岳の北麓なる太田(オホタ)村ならむか、又、弘仁三年、小田郡人[illegible]公[illegible]の[illegible]も、箟岳西北麓なる小里(コサト)村ならむ、さらば、古への小田の郡界は、更に[illegible]北に廣かりしなるし、和名抄の[illegible]郡は、僅かに二郷の小郡に見ゆればなり。

[illegible]中、涌谷の[illegible]と、[illegible]邑主伊達式部宗倫と、小里村[illegible]村[illegible]の間なる[illegible]野を[illegible]し、遂に[illegible]幕府に[illegible]、寛文七年の事なり、伊達騒[illegible]、此訟事に因りて[illegible]。

封内記云、小里邑、戸口凡二十九、有號劔崎尾崎岸森祖[illegible]、[illegible]、[illegible]開山。

箟嶽(ノノダケ)　涌谷の東北なる一峰巒にして、今山の南西麓を元涌谷村と[illegible]、東北[illegible]、[illegible]合川、佐沼川、山の南北を流れ、[illegible]に在り、[illegible]第三紀層の[illegible]に[illegible]し、東に北上川に會す、此山[illegible]、北上河東岸の山[illegible]、[illegible]に[illegible]す、[illegible]六〇[illegible]、西方を[illegible]といふ。

箟岳[illegible]

[illegible]地留好此[illegible]長年、

箟嶽の四周は、五米突、乃至七[illegible]米突の[illegible]にして、[illegible]西北、[illegible]高清水驛の方へ、僅に一綫の低山脉[illegible]すると[illegible]、此の山は、全く低野の中に[illegible]し、東西四里、南北一里半許の間に盤踞す。

(貝殻坂)

觀蹟志云、[illegible]坂、在黒岡村、中有小坂、々上産細石、點々[illegible]、其石黒色、[illegible]、貝殻坂、相距[illegible]可十町余、有小坂、路上岸下多有貝殻也、路畔有岩泉、[illegible]貝子數枚、[illegible]、[illegible]魚[illegible]、在同村山中、池有小鱗魚、[illegible]魚[illegible]、[illegible]水[illegible]得去焉、其山中在逵[illegible]人[illegible]之、土人呼[illegible]。

篦峰寺(コホウ)　箟嶽の南面、[illegible]の北[illegible]の山上に[illegible]に在り、涌谷の東二里、天台宗の一古刹にして、[illegible]は寺中に在りて、即、山[illegible]を祭る。

[illegible]は或は誤りて箟に作る、[illegible]書に「公[illegible]切、竹名也」[illegible]篦切、美竹也」と見え、邦俗、矢篦の竹[illegible]のを、篦ノと云ひ、箟字を假る。

[illegible]志云、[illegible]、有[illegible]、[illegible]山、[illegible]、有大悲閣、[illegible]、[illegible]、向南方、其像乃竺土佛工毘首羯摩之作、左右[illegible]多聞、俱遊陵所造、堂宇之制、皆隨地勢、高低長[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]中、[illegible]大師[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]元年[illegible]、[illegible]一山[illegible]、[illegible]、[illegible]分寺[illegible]、牡鹿之[illegible]山觀音、栗原三迫之小迫觀音、各有[illegible]自山、[illegible]、而以[illegible]閣爲[illegible]、[illegible]。

神樂岡(カグラヲカ)　陸奥[illegible]云、小田郡中山[illegible]とは、今[illegible]に[illegible]ぬ[illegible]其本末[illegible]べし、中津山村といふか、佐沼川の北にあれど、こは[illegible]の地にて、[illegible]も[illegible]にあらず、中山といふべきは、[illegible]、[illegible]に田村[illegible]ならし[illegible]樂岡の古蹟といふ地あり、そこぞ[illegible]ならん、封内記云、神樂岡、名蹟志曰、堂北一町餘、十八寺之目、[illegible]、今[illegible]、是古之神樂岡也、[illegible]田村[illegible]、[illegible]田[illegible]也、仕[illegible]武帝、征夷將軍、以久

在[illegible]城多賀[illegible]、又[illegible]、十年、[illegible]山丸[illegible]手追[illegible]
竄、大[illegible]中、道發到[illegible]清[illegible]、[illegible]討之、
高丸篭[illegible]引去、田村追到[illegible]、[illegible]
同、[illegible]路[illegible]、圖中大[illegible]、按、[illegible]田村及[illegible]任、[illegible]
事蹟を[illegible]、[illegible]人[illegible]、其[illegible]不[illegible]

猪岡短臺 今、瀬[illegible]の大[illegible]にして、[illegible]谷村小[illegible]の東
[illegible]字、北上川の西岸に[illegible]、[illegible]川、[illegible]合川[illegible]
川[illegible]、[illegible]、此[illegible]の[illegible]を挾みて、北上へ入る
[illegible]の[illegible]、[illegible]合川を[illegible]て、[illegible]の丘陵あり、[illegible]郡
に属す。北上の大江は、此に至り東に傾き、[illegible]の方
へ流る、

苔仕 今、瀬[illegible]の大字にて、[illegible]の東、北上川の邊な
る小[illegible]なり。一名、長[illegible]といひ、[illegible]川の[illegible]岸とす
[illegible]、小[illegible]の間を、大田といふ、

栗原郡

栗原郡 [illegible]、[illegible]田、[illegible]の北なる大[illegible]にして、陸前
[illegible]北[illegible]、[illegible]騎[illegible]駒(又駒形
嶽)といふ、[illegible]、東に出て東に降り、一隅に
[illegible]、[illegible]へ入る。今、[illegible]五十四方里、人口十萬、
[illegible]、[illegible]に治す
[illegible]、現[illegible]原郡[illegible]の[illegible]、[illegible]村を志田郡の下
へ移し、[illegible]野村[illegible]の[illegible]の下へ移し
[illegible]、[illegible]の便宜に因る
[illegible]、[illegible]、[illegible]利[illegible]、四郷に分つ、[illegible]
元年、[illegible]本郡を[illegible]、[illegible]治城の地とす(伊治城
[illegible]の[illegible]を[illegible]、後世、[illegible]一年、及[illegible]田郡と合

(鷲座)

(西佐沼)

(高倉驛)

[illegible]合[illegible]、[illegible]近年に至り、[illegible]田郡の[illegible]南北の地
は、[illegible]て、[illegible]へ入る

按「寶龜十一年三月、伊治公呰麻呂反、殺按察使紀廣
[illegible]治城、九月、[illegible]征東使[illegible]、[illegible]
時、[illegible]月不入[illegible]、[illegible]多賀[illegible]城、[illegible]
[illegible]十二月、征[illegible]使[illegible]、[illegible]兵二千、[illegible]
[illegible]、[illegible]道、[illegible]、[illegible]作[illegible]、
[illegible]賊[illegible]之[illegible]、[illegible]以下[illegible]、必
定、[illegible]以北、栗原郡の[illegible]にして、[illegible]治城に至る左右
[illegible]要害と[illegible]、後[illegible]、又、[illegible]天應元
年[illegible]月の征東使[illegible]に「[illegible]、攻[illegible]
[illegible]山藪、[illegible]則[illegible]城塞、[illegible]作[illegible]、八十島乙代等、
賊中之首、一以當千、[illegible]、[illegible]、栗有四千
[illegible]人」云々[illegible]名[illegible]、八十島とも[illegible]
[illegible]、[illegible]にせず [illegible]
[illegible]、[illegible]に合せよ」

又、[illegible]二迫[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]合郡」といひ、[illegible]、
[illegible]部内の[illegible]、[illegible]高[illegible]を遺せり、三迫に合
考すべし

按、栗原郡の大路は、今、[illegible]、[illegible]、[illegible]なれば、
[illegible]より入り、[illegible]由す、延喜式の古驛路、即是
なり、[illegible]、長岡郡、[illegible]田郡より入り、[illegible]、[illegible]有
[illegible]、[illegible]道[illegible]、[illegible]の
[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]よ
りへりしこと、[illegible]、[illegible]路[illegible]たりと
知らる、[illegible]、[illegible]山道とて、[illegible]の[illegible]
[illegible]と云へば、[illegible]三迫に至れば、[illegible]となら
りしに似たり

延暦十五年、伊治城、玉造塞、[illegible]
[illegible]せられど、此中[illegible]は、其後停止せられし。[illegible]

(田泉)

え、[illegible]に[illegible]、同二十[illegible]年、[illegible]、
と[illegible]、[illegible]、玉造[illegible]の[illegible]の[illegible]、[illegible]より
別路なも、官[illegible]に立てられし[illegible]、[illegible]も、此別路も、
其後停止せられ、[illegible]には[illegible]、今、[illegible]の
[illegible]に[illegible]て、之を考ふるに、[illegible]、[illegible]の黒川
郡より[illegible]分し、[illegible]路は、

[illegible] [illegible] 栗原

とあるに[illegible]、

志太郡 [illegible]田郡 栗原郡

と[illegible]を[illegible]ならん。其[illegible]は、[illegible]に[illegible]
れども、大[illegible]、[illegible]、高清水、二迫(黒[illegible]、[illegible]の
[illegible]と見るべし 本文の「栗原郡[illegible]二驛」を、一驛に
[illegible]と[illegible]するは[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]して、之を
[illegible]るべし

又、[illegible]六年の征[illegible]に[illegible]、[illegible]、
[illegible]六年三月、[illegible]、[illegible]
[illegible]、此間[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]間内
[illegible]之[illegible]、[illegible]一萬[illegible]、[illegible]之由、云々、[illegible]
[illegible]田[illegible]、[illegible]、小[illegible]、如
[illegible]、[illegible]、不[illegible]一迫[illegible]、[illegible]
[illegible]任[illegible]、仍今日、[illegible]、[illegible]
[illegible]一迫、[illegible]、賊徒分散之間、迫[illegible]之處、[illegible]
[illegible]、[illegible]河於前[illegible]、[illegible]向[illegible]、[illegible]
[illegible]、云々

[illegible]一迫は、玉造の[illegible]、[illegible]
[illegible]なりし[illegible]、[illegible]の[illegible]が[illegible]と云ふ
は、[illegible]の[illegible]河の[illegible]には[illegible]、[illegible]ふべし 栗[illegible]
[illegible]は、必定、多[illegible]なるべし[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]に、[illegible]一迫[illegible]の間に[illegible]を知る
[illegible]、[illegible]名を[illegible]、[illegible]の[illegible]
[illegible]、[illegible]郡を合せて、[illegible]

に、「栗原、一迫」とあれど、一は三の誤寫歟、何となれば、[illegible]原郷は即三迫にして、行路の次第明自なり、然らば、[illegible]由とは恐らくは一迫(栗館)の[illegible]にして、[illegible]泉も高子の別名(もしくは、高字を、後文の平泉と相涉りて、[illegible]に[illegible]れるにや)か

[illegible]清[illegible]云、[illegible]田、[illegible]原、不詳其出自、當家累[illegible]家之臣也、其先[illegible]部[illegible]以時、[illegible]不[illegible]、其家[illegible]、文治五年、[illegible]使之後、[illegible]其地、以[illegible]內[illegible]郡二保、[illegible]谷上[illegible]野之西家、是稱河內四頭、建武中、不從[illegible]之指揮、遂爲大[illegible]之客、泉田以其[illegible]居[illegible]、今其子孫領千石[illegible]之地、任[illegible]部[illegible]長邑」

留守文書、延文六年、泉田左衞門入道あり。又、築館の[illegible]主を、大室氏とつたふ、[illegible]

―◆∨◇∧◆―

仲村鄕

和名抄、新田郡仲村鄕、〇今、栗原郡高清水村、[illegible]村、清瀧村にあたる、長岡郡長岡、[illegible]城、[illegible]鄕の北に[illegible]、西は玉造郡に至り、北は栗原郡[illegible]に[illegible]、新田郡の西[illegible]の地とす

今、[illegible]田[illegible]長[illegible]城鄕の小松、大崎の諸村[illegible]も、[illegible]仲村鄕內とす、仲村の遺名は、高清水の東、[illegible]村の大字にのこる

和名抄郡鄕考云、[illegible]景雲三年、陸奥國新田郡人、外大初位上吉彌侯部[illegible]、賜上毛中村公姓とあるは、蓋、仲村鄕の人にて、昔上野國より遷りし者なるが故に、しか賜へるならん(登米郡へ係けたる、新田郡餘戶鄕を合考せよ。

高清水

今、高清水村、小牛田村、古川より[illegible]里、[illegible]館へ二里半、或は高泉にもつくる[illegible]停車場は、驛の東一里半許にあり。(隨[illegible]記云、高清水驛、[illegible]營仙臺藩老石母田氏采邑、[illegible]五千石、北行二里、岡阜迤代、清小治三、[illegible]有攻、[illegible]、[illegible]須合[illegible]諸山於西北、[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]門[illegible]、[illegible]

有名[illegible]、[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]

[illegible]也、[illegible]後代[illegible]、[illegible]

貞治二年九月[illegible]日　　[illegible]「[illegible]」

[illegible]時の[illegible]、[illegible]田[illegible]高清水鄕といふ地、高清水に[illegible]したれど、高清水は、[illegible]田郡[illegible]の地[illegible]と密接し、[illegible]に新田郡仲村鄕に抱擁せらるれ、其遠田郡清水鄕に[illegible]せらる[illegible]なり、[illegible]人、此地の清水權現など、式內[illegible]の[illegible]波[illegible]に[illegible]するも非なり、[illegible]志云、[illegible]社、去高泉驛北[illegible]町許、[illegible]、傳有叢[illegible]、[illegible]之[illegible]神社也、有華[illegible]、[illegible]、[illegible]、仍[illegible]之清泉[illegible]、(封內記云、高清水、石地藏[illegible]、在[illegible]町、相去可百間、[illegible]各仰[illegible]、[illegible]、[illegible]谷山安養寺、[illegible]、[illegible]遠郡石[illegible]田邑、[illegible]有[illegible]田[illegible]、移于[illegible]邑、石母田家寄附十六石地、[illegible]谷山[illegible]現寺、[illegible]、石母田家[illegible]寺、南從石母田家、移于[illegible]邑也、[illegible]開[illegible]、新城館、在高泉驛[illegible]、傍有古石墳二基、題曰元弘四年甲戌[illegible]立也、不詳爲何人。(栗原郡[illegible]考[illegible]岩崎[illegible]云、[illegible]山の二本[illegible]、[illegible]、その一基は今見えず、一基、高五尺[illegible]、[illegible]一尺四寸、

有志者爲六十六部接待　　[illegible]次入道　敬

[illegible]　供養故也[illegible]六[illegible]　元弘第四甲戌年　　仲旬

逆證三[illegible]提[illegible]　　[illegible]次郞入道　白

文化九年、善光寺畑と字する地、一基をほり出す「正慶二年五月廿二日」云々とあり、[illegible]倉東[illegible]寺に於て、北條[illegible]門[illegible]の日なり、又、[illegible]現寺の門前に一基あり、

[illegible]光明[illegible]照　有者爲先考[illegible]成佛得道

[illegible]　十方世界　[illegible]安二年歲次庚辰季春上旬　[illegible]

[illegible]　[illegible]　平行[illegible]　[illegible]

又、高清水の[illegible]、[illegible]の[illegible]方に、南と北とに[illegible]間許を隔てて、石の佛像二あり、俗にノタカヘリ佛、ヨコカへ[illegible]佛といふ、又、[illegible]、[illegible]寺の[illegible]に、貞治五年[illegible]文字[illegible]見[illegible]、[illegible]弘安[illegible]年の[illegible]の[illegible]行[illegible]は、[illegible]、常陸[illegible]の人[illegible]、[illegible]、小林に[illegible]、又、古文書に[illegible]長の[illegible]見[illegible]、

天文中古[illegible]云、天[illegible]、[illegible]、敎[illegible]古川、[illegible]於[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]高

高泉城址

[illegible]城主[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]」

封內記云、高泉[illegible]一、其[illegible]、今有[illegible]田[illegible]居之、其二、號新城、高泉調多加志大津、[illegible]高清水[illegible]用、今[illegible]多加[illegible]者[illegible]。〇高泉家[illegible]云、高泉、[illegible]大崎、[illegible]先[illegible]州大崎、[illegible]氏[illegible]、[illegible]京大夫[illegible]、[illegible]羽守[illegible]、[illegible]人[illegible]之大崎[illegible]、[illegible]宗[illegible]子、[illegible]大[illegible]敎[illegible]、[illegible]之[illegible]守[illegible]宗、[illegible]又[illegible]子、[illegible]大[illegible]、[illegible]之[illegible]、其子長門[illegible]、天正[illegible]年、[illegible]後、[illegible]公、[illegible]羽[illegible]天正十八年五月[illegible]、[illegible]氏[illegible]木村[illegible]、[illegible]氏鄕、[illegible]葛西氏[illegible]、戰於高清水[illegible]原山大捷、[illegible]、[illegible]是[illegible]氏鄕之[illegible]、[illegible]於佐沼(蒲生氏鄕記云　天正十八年十一月十七日、氏鄕、黑川着陣、佐沼迄は田舍道百四十里計、其內に一揆の城、高清水と申て、佐沼より三十里此方に有之候由、正宗被申候、十八日、氏鄕、中新田着陣、中新田より高清水迄、六十里有之候。

淸瀧

今、淸瀧村といひ、附近の諸村里を合同す　高清水の西なる山野を占め、玉造郡に堺す　溪流は東に下り、高清水を[illegible]て、[illegible]峰の[illegible]に至り、[illegible]沼へ入る

封內記云、淸瀧邑、[illegible]凡二、其小、傳日、邑名[illegible]之、荻生田邑古[illegible]、號陣館、不詳何人所居。〇淸瀧の溪流は、遠く玉造郡[illegible]山村の西に發し、[illegible]の山野を流れ、

蕪栗沼に入る、長凡十町

瀬峰（セミネ） 今、藤里村といふ、高清水の東にして、[illegible]驛
（藤里）存す、小牛田と新田の間、伊豆沼の西北一里に位
置す　○北には、力石[illegible]あり、高清水築館の分界を成
（中村）す。今、中村、富村[illegible]、[illegible]、[illegible]
等里の名のみ
封内記云、瀬峰邑、有清滝寺、有市宮[illegible]寺、中邑、
水舟山[illegible]寺、曹洞宗、米谷[illegible]寺末、天正十八年、栗原
和尚開基（安永風土記引、岩崎新兵衛）云、中村に、古
碑二基あり、一は高三尺七八寸、實は雄清石
に似たり、上に梵文一字、下に正安四年三月日と刻む、
一基は、長安[illegible]にして全く見えず　佐沼古城戦記引高
清記云、天正十八年、蒲生氏郷、高清水森原山より、[illegible]
峰、[illegible]、[illegible]、木村勢と及合ひ、高清力は、
大原勢、[illegible]、[illegible]中勢、都合三千九百余騎一手
になり、上方勢と互に火花を散し挑み戦ひしも、上方勢
大軍なれば、葛西勢は皆佐沼へ退き、城へ籠る。

伊豆沼（イヅヌマ） 又、大沼といひ、[illegible]第一の[illegible]なり、瀬峰
驛の北一里、築館驛の東一里半、其東南岸は、
登米郡に属し、新田驛なり、沼の東北を、鶴岡村とす、
故に又鶴岡沼と呼ばる、東西一里、南北半里許
封内記云、伊豆沼、或曰鳩岡沼、周圍三千六百間、接照
（新田）[illegible]田郡[illegible]佐沼[illegible]田四邑之境、[illegible]、[illegible]、封
内三大沼之其一也。○今按、伊豆沼、幷びに[illegible]、鶴岡
（沼田）等の地は、古の新田郡餘戸郷の地なるべし、伊豆沼を、
一名、新田沼といへること、若崎氏著地考に見えたり

畑岡（ハタヲカ） 今、畑岡村といふ、伊豆沼の東北にして、昔は若柳
（鳩岡）町に隣る、迫川は、其南にして、若柳より畑岡の[illegible]方を湾
れ、佐沼町へ下る、畑岡、又、鳩岡に作る

萩沢（ハギサハ） 今、照越、大田、八沢等と相合せ、萩沢村と改む
築館の東南にして、[illegible]の北一里半、伊豆沼の西辺に居
る、新山（シンザン）[illegible]在り、[illegible]は、之を延喜式[illegible]郡[illegible]神社に
擬す、名蹟志、封内記、[illegible]志[illegible]、其實に、若
九郎、若[illegible]部[illegible]、三迫にて防戦の事見え、[illegible]按は、即、
若[illegible]の[illegible]なるべく、其[illegible]、其迫に在るべし、如何
封内記云、内沼、[illegible]太田八[illegible]之地、[illegible]邑、有白[illegible]寺
在り、今按、内沼とは、伊豆沼の一名[illegible]なり

餘戸郷（アマベ） 和名抄、新田郡餘戸郷[illegible]。今、栗原郡畑岡、
[illegible]などにあたり、[illegible]郡の北端に接きたる
[illegible]利なりと。

築館（ツキダテ） 今、築館町、人口三千、即、栗原の治所とす、其
[illegible]宿に作り、仙臺へ十六里、一迫川の南辺に居
るを以て、又は一迫驛と呼ばる。明治九年東巡幸、[illegible]
[illegible]を出て、[illegible]、古川と云ひ、[illegible]、築館と云
ひ、[illegible]、古川は[illegible]街[illegible]
然たる者あり、築館に至りては宿舍可也、人面亦醜陋、
表背山原の眞境に入るとなす
築館より、一迫川一帯の里落は、古の栗原郡清水郷な
るべし
封内記云、築館邑、有取御兒神社、按、是乃延喜式神名
帳所謂栗原郡香取御子神社也歟、名蹟志曰、青野二本木
地、有社地、立叢祠、是乃往古香取御子神社也、一説、
二迫富邑[illegible]、有鹿島社、其香取御子為相殿、是乃此神
也、[illegible]宮、士人曰之伊勢宮、乃雄鏡神社、[illegible]名帳所謂
栗原郡[illegible]之其一也、藥師堂、天台宗、[illegible]醫王山、[illegible]
福寺、不詳何代開山、天正中、改天台爲曹洞、改號[illegible]
寺、名蹟志曰、[illegible]帝[illegible]年[illegible]建、號[illegible]、其像[illegible]作也、
[illegible]、上杉氏、文治中、封河内五郡功臣中之一家也、又見
于同應年中[illegible]状、寄居於栗原郡一迫、[illegible]何[illegible]、或
曰、一迫築館城主[illegible]氏、即同之云、今按、上杉氏は
迫に[illegible]、一迫の大[illegible]氏は、[illegible]
[illegible]
[illegible]、去九月、[illegible]入京都、官軍[illegible]、[illegible]
氏[illegible]下[illegible]十人、七月十五日自[illegible]、[illegible]一[illegible]迫内往
[illegible]、[illegible]之旨、[illegible]其[illegible]之間、[illegible]遣[illegible]也、[illegible]
可令[illegible]、[illegible]、且可[illegible]内
之由、[illegible]大将軍[illegible]候也、仍[illegible]如件、
延元元年八月六日　　　軍監有實奉
[illegible]殿

力石坂（チカライシ） 築館の南にして、坂路上下、自ら南北の界限を
成す、古の新田郡（其南）、栗原郡（其北）を分てるは、之に
因る。此坂、[illegible]に近く、[illegible]、栗原の[illegible]を[illegible]し、
東に降り、伊豆沼、佐沼の間なる、新田村の丘陵に至り
て尽く
東遊録云、高清水を[illegible]、坂路を踰て澤田村に至る、坂
なり力石と云ふ、坂上眺望甚宜く、金華、[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]の山[illegible]の間に[illegible]、栗駒、遠島
山、[illegible]、北[illegible]、[illegible]山[illegible]、岩手
の部界をなし、西南、加美郡の[illegible]羽の朝界に至る、
是より坂路崎嶇、[illegible]、再び馬車に駕して
築館驛に入る（西[illegible]とは、[illegible]石[illegible]の下なる荒野なり。
[illegible]氏[illegible]、[illegible]、[illegible]は、[illegible]の[illegible]地を見て、
沃野千里、[illegible]の如し、[illegible]、[illegible]顧みざるは、
[illegible]上[illegible]の[illegible]なりと、[illegible]、[illegible]
雑草の地を覆ふを見るも、[illegible]、[illegible]に之を
[illegible]すれば、[illegible]
の[illegible]する[illegible]、[illegible]
皆に[illegible]、[illegible]、今日[illegible]の
農家は、[illegible]
れば、此際原野を[illegible]、[illegible]
に支障を[illegible]、[illegible]、耕作に足る

可き夫勝は、連年雜草採收の爲めに、既に養分が缺竭して、[illegible]土間より結果を得ざるなり」云々

八樟（ヤックヌギ）今、志波姫村に改む。築館の東北一里、一迫川の右邊の下部に在る。封内記云、八樟邑、伊豆野權現、此社、舊在[illegible]館邑、明暦三年、[illegible]、[illegible]門寺、[illegible]樹邑名[illegible]之、堀口邑[illegible]、[illegible]大庭[illegible]居。○樟は、古語[illegible]、[illegible]に假借せるは[illegible]り、されど、往用に[illegible]

志波姫神社（シバヒメ）今、[illegible]伊豆野[illegible]らるれど、明證なし。[illegible]、[illegible]原郡[illegible]社、[illegible]大と注せられたり、之を、高清水[illegible]、[illegible]村[illegible]定する者あれど、共に万石陣の[illegible]れば、昔の[illegible]郡の地にあらず。封内記に「一迫八樟邑、伊豆野權現、[illegible]志波姫神社、土人傳云、往時在築館邑、[illegible]川、[illegible]八樟邑」云々、之に從ふべきか。今、此門に志波姫の村名を建てしも、之に因れるなり。[illegible]、栗原郡古地考に、八樟の伊豆權現を、志波姫神に當てたるは、しひことなり、もしくは、[illegible]牛野の大傳山などに此神おはしけん。大槻氏云、大傳山は、今、[illegible]堂の中に、石傳[illegible]安置するのみ云々」さて、此志波姫とは、八[illegible]比[illegible]にあたり、やがて道嶋宮に同じ。中世以來、[illegible]神と呼ばれし意神も、これに外ならずといふ。[illegible]は、宮城野志波彦神社址の下に[illegible]したり[illegible]記に、

天慶元年、[illegible]京、大小路[illegible]、[illegible]木作[illegible]、具[illegible]体像、[illegible]男女、[illegible]不同、[illegible]陰陽、[illegible]几案、[illegible]、不知何神、時人崇之、と載せられし[illegible]、後世、其路神に立つ[illegible]故に、之を[illegible]、[illegible]たり」[illegible]。且、道路[illegible]、[illegible]音相通[illegible]、[illegible]生野の石傳[illegible]、最究明を要す。[illegible]、[illegible]にも、[illegible]中[illegible]に[illegible]れる[illegible]説あり、牡鹿郡[illegible]天山に[illegible]べし

[illegible]いむ[illegible]は[illegible]宮にます[illegible]法印[illegible]いにしき」（若干[illegible]）[illegible]阿須波[illegible]は、[illegible]に、大年[illegible]、庭[illegible][illegible]には、同功一體として[illegible]。猿田[illegible]、[illegible]神と同功一體とす[illegible]、[illegible]足羽神と[illegible]、亦此[illegible]なり（この他に、[illegible]、道[illegible]神、道[illegible]神の[illegible]同じ）庭津日は庭[illegible]なり、足羽は足庭なり、古事記に、分ちて二神とすれど、萬葉集に、庭中の足羽の神に小柴さし」とよみ、一神とす[illegible]の方[illegible]、今も庭渡の權現とて祭る者、[illegible]、[illegible]の足羽、波比岐も、同功一體なり、古事記は、波比岐神あり、大[illegible]の子とす）

梅崎（メサキ）今、[illegible]、[illegible]崎、八[illegible]、[illegible]日[illegible]を併合せ、志波姫村と改む。伊豆沼の北方にし、[illegible]迫川に至る間とす。即、八樟の東、[illegible]の北西とす、沼あり、折月[illegible]といふ、此梅崎[illegible]一帯の[illegible]、地勢一迫に屬せず、[illegible]の古津郷の[illegible]。

刈敷（カッシキ）今、志波姫村の管内に[illegible]、又、伊豆野新田といふ、而も伊豆沼の沿岸にあらずして、迫川に[illegible]り、築館の東北一里半、若柳へ[illegible]し、[illegible]半里、伊豆野、[illegible]は出野につくる。

（出野）復軒雜[illegible]云、一迫[illegible]牛野村より、一の迫川を隔て、東南一[illegible]の地は、昔へ[illegible]たる水[illegible]の地にて、いま[illegible]、[illegible]したりしに、[illegible]年の頃とか、[illegible]内巡視の時、此水澤の[illegible]地を見て、隨從せし[illegible]、古内[illegible]（重[illegible]なるべし）に賜はり、開拓せしめらる、因て一の迫川の上[illegible]、[illegible]

（伊豆野）坂村にて[illegible]、伊豆野[illegible]と云[illegible]、[illegible]と

[illegible]花[illegible]の[illegible]、[illegible]、八[illegible]、[illegible]

宮野（ミヤノ）今、宮野村といふ、築館の北に[illegible]し、[illegible]、一迫川[illegible]の奇道に[illegible]、宮野の南[illegible]なる[illegible]、[illegible]は今築館へ入る

[illegible]に、一迫宮野[illegible]、式内[illegible]、[illegible]といへり[illegible]、[illegible]みたる者あれど、信け難し[illegible]、[illegible]し、[illegible]部七座の[illegible]に、[illegible]のみ

封内記云、[illegible]、一宮[illegible]、[illegible]、宮[illegible]、昔流落于此地、[illegible]、邑名亦[illegible]之、[illegible]、[illegible]大[illegible]、稱帝一宮、[illegible]下宮野邑、有[illegible]也、[illegible]、熊野社、文[illegible]三年八月、[illegible]宮野[illegible]、其後大崎彦[illegible]、弘治三年四月、[illegible]城主、[illegible]木[illegible]、[illegible]（天文中の古川[illegible]に、大崎家の一[illegible]に班せ[illegible]、宮野中[illegible]と云ふ人[illegible]

一迫川（イチノハサマ）花山村の[illegible]、須[illegible]、[illegible]山[illegible]なる[illegible]を源とし、東南に[illegible]、[illegible]日[illegible]を過ぎ、[illegible]、築館の門には[illegible]流れ、更に東北に[illegible]し、[illegible]に至り、二迫三迫の兩水と相合ひ、若柳以下には、專迫川、又佐沼川といふ、水源より、[illegible]に至る、凡十五里、[illegible]の間[illegible]降下する[illegible]、[illegible]の[illegible]

[illegible]、[illegible]故より、[illegible]
落後[illegible]

清水郷

村、[illegible]、[illegible]川口、長崎村、[illegible]
にわたれり。[illegible]
田郷の[illegible]と[illegible]清水の[illegible]に在り
封内記云、一[illegible]
等丸、[illegible]

眞坂（マサカ）

今、[illegible]、[illegible]、[illegible]村
の名を建つ、一迫川の南邊にして、[illegible]若柳山、
岩山より[illegible]若柳山へ
四年、花[illegible]
大八洲遊記云、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
在北、[illegible]
陸士立莊、[illegible]
之、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
記に、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]、一迫古號[illegible]

川口（カハグチ）

[illegible]
伊達[illegible]
に[illegible]
[illegible]
[illegible]
四方[illegible]
[illegible]
[illegible]
大崎の[illegible]
今、清水[illegible]、[illegible]
故の[illegible]
[illegible]、此邊の[illegible]
封内記云、[illegible]
邑、[illegible]
年來[illegible]
能因法師[illegible]
[illegible]
此歌[illegible]
[illegible]
なばむなし川といひ傳るといへ[illegible]
々〔夫木集〕

長崎（ナガサキ）

[illegible]、[illegible]
[illegible]
坂の[illegible]
小[illegible]といふ
大八洲遊記云、[illegible]
[illegible]
文下[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一迫[illegible]
[illegible]
[illegible]
之中不[illegible]
[illegible]

花山（ハナヤマ）

今、花山村といふ、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
處、[illegible]

所掛、是也

二迫川（ニハザマ）

一迫の北に並び行く同じ一流にして、花山村の北なる文字村の山中に發し、東北に降り、鶯澤、稲屋敷等を過ぎて、[illegible]に至り、一迫川に合す、長八里許。栂倉鉛山は、二迫の上源にあたる、一名、下黒川、又、音無川といへり

二迫川は、一名、黒川といひ、[illegible]は、延喜式達流志の訛にあらずや、[illegible]、式内、達流志別石神社と見せ、霧貞觀元年紀、栗原の名に邑良志別君宇[illegible]あり、後世の達流志、達川なるべしといふに、合考せらる。或は、今、登米郡石越村に、達流志別社ありとも云ふは、信け難し、又、かの邑良志別君の建てし香阿村といふもの、其地今知らず、猶捜るべし

（荒[illegible]）

鶯澤（ウグヒスザハ）

今、鶯澤村といふ、二迫川の水源なる山村にして、稲屋敷の西南二里半、川口の北一里半、栂倉鉛山は之に屬す、乙森（オトガモリ）は、鶯澤、文字の西北界、山形高出の状あり、火山岩に屬し、標高六五〇米。

栗原郡誌考云、延喜式雄鋭（チト）神社は、文字村の乙森（オトガモリ）に鎮座[illegible]、[illegible]、乙森は今二里にありて、其[illegible]、[illegible]だらかにして、女山ともいふべく、文字村なる[illegible]、突兀々しく鋭さきまなり、[illegible]、雄鋭の[illegible]な鶯澤村[illegible]なりとするは、しひごと也。今按、名取郡茂庭にも乙森あり、昔火山にして、形今[illegible]出すそ[illegible]し、栗原郡なるも、蓋、同生成の山なり、庭の乙森について、一書に記して、日く、此山、[illegible]に過ぎざる、完好なる圓錐形を成し、山側の傾斜頗急にして、三十五度、乃至四十度をなし、周圍の地より抽んづるを以て、能く人の目に留るなり、是れ蓋、一の火山岩頸にして、第三紀層[illegible]岩中に噴出し、其の後、周圍の岩石、浸蝕作用の爲めに除かれ、岩頸のみ遺存して、現状を呈するに至りしなり、其の岩石は、[illegible]にして、[illegible]状節理を呈し、[illegible]若しくは暗色なる[illegible]岩なり、云々

乙森ノ（雄鋭神社址）

栂倉鉛山

封内記云、鶯澤邑、有[illegible]現祠、古人曰、天[illegible]年、源頼義東征之時、[illegible]宗之、馬場社、[illegible]所乘[illegible]、號大夫黒、[illegible]古[illegible]、[illegible]于所居、[illegible]山、[illegible]栂倉地。山崎[illegible]云、栂倉鉛山の鑛床は、[illegible]石富士岩、及び[illegible]岩、第三紀層[illegible]岩中に[illegible]せられ、走向不規則にして、或は東北より西南にむかひ、或はこれを横斷す、脈幅は凡二尺より十五尺に至る、鑛石は、主として銀分を含める方鉛鑛にし、其の他、閃亜鉛鑛、黄銅鑛等を隨伴し、方解石、石英、重石、粘土等を脈石とす、毛状鑛も屢出づることあり、去る三十四年の産出高は、銀五百貫目、鉛百二十萬斤、銅四千六百斤にして、ことに鉛の産出を以て有名なりしが、現今其業を休止す

袋（フクロ）

鶯澤村の管内なれど、其東偏、稲屋敷へ近接する里の名とす。天文十二年、伊達晴宗より、磐井郡大原飛驒守に与へし状に、足下、[illegible]州富澤[illegible]相談、[illegible]軍事袋、以爲進擊、是之[illegible]也、とある袋は、此地なりと、世次考に注せり。○同[illegible]年中、[illegible]表状に一郷、上形、富澤二人、以一己之私、令二迫彦次郎切腹、實道分之[illegible]事也、云々、然見古川之計略、富澤河内守獨被赦其罪一世次考に、二迫彦次郎住鶯澤城と注したり、二迫氏の居れるは、即袋の地歟。又、天文中の古川状に、天文三年、新田古川等、[illegible]公方、二迫小野松庄二十四郷本主、上杉安藝守、[illegible]赤坂、[illegible]鶯澤城、已[illegible]百餘人一云々〔世次考〕、上杉は上形の誤なり。

文字（モンジ）

今、文字村といふ、鶯澤の北、[illegible]の[illegible]、別に一溪流を含む。即、二迫川の源にて、駒宮ありて、駒形山神を祭る　○保田氏新風土記云、式内雄鋭神社は、今文字村なる乙森といふ山に御座しけんと、或る人の説なり。

○[illegible]云、武内和我神社は、今文字[illegible]中宮にや、[illegible]、和我[illegible]な[illegible]、此中森山にてきて、[illegible]る時に、乙森とひつか森、何れ高からんことを争ひしに、負けて踏潰されしが、ひつが森なり、此二山の争ひの止まざりしを、中取持ちて止めしが、中の森なり、云々

稲屋敷（イナヤシキ）

今、八幡、[illegible]、[illegible]沼等を合せ、尾松（チンマツ）村と改む、鶯澤の東にして、栗原の西、驛路は此にて、二迫川を[illegible]る。尾松とは、中世、二迫諸村の庄名にて呼ばれしが、其由を詳にせず、岩ヶ崎の南一里、或はいふ、小野松は、二迫川の別名にて、文字村の濫名に原つくと。

尾松

○吉田氏記録云、吉良畠山取合の時、竹城保[illegible]へ、畠山殿にも[illegible]、吉良方より日々取合なり、上形の先祖戒名しゆさんとて、在家の一字も不持、大力の人、畠山方となり、長田の城に籠り調義、其忠節により、吉良殿より、上形には、[illegible]、其後[illegible]にて、二迫栗原、小野松（チノマツ）庄廿四郷、今に知行す。○按、伊達世次考に、上形氏を一迫の領主と爲したるは、誤れり。又、古川状を引き、二迫（ニノハサマ）小野松庄二十四郷本主、上杉安藝守云々とある杉も、形の誤とす。又、上形氏を、文治以来の舊家と稱せる説もあれど、皆、保田氏記録により、之を正すを要す

（小野松）　（二迫）

封内記云、尾松邑、八幡[illegible]現、稱之日高松權現、不[illegible]何時勸請、[illegible]日、古昔有寺、日[illegible]山大[illegible]院高松寺、有末社七社、名蹟志日、有古[illegible]日二、其一[illegible]日、[illegible]年三月日、其二記日、[illegible]日一器、予陸奥[illegible]同郡[illegible]安養寺、[illegible]年二月二十四日、[illegible]德、按、[illegible]年號、[illegible]之也、稲屋敷の[illegible]、九戸[illegible]の事蹟は下の三迫の條に見ゆ）

營岡（タムロガヲカ）八幡宮

今、尾松村の八幡宮是なり、即、八幡（ヤハタ）

と稱す、城生野、姉歯の西二里、三迫川の東に半里、二迫川の北岸とす。陸奥話記、扶桑略記所引合戰記には營岡に作る)に見えたれば、舊詞想ふべし。

觀蹟志云、八幡神社、東平中、[illegible]有壇、各小[illegible]、源頼義討安倍貞任之時、[illegible]宗東征之時、有結營爲也、[illegible]日一營、是亦如今也、有銘曰、小石山[illegible]東寺、延暦[illegible]年[illegible]月[illegible]日、大田野、大聖生拳次郎部[illegible]也 ○今按、營岡は、陸奥話記にも、田村將軍屯營の蹟と云ひ、[illegible]に合へり、恐らくは、伊治城と云へる者、即此歟

營岡(タムロガヲカ) 大日本史、源頼義傳、康平五年、頼義誘出羽俘囚長清原光頼、及弟武則、爲援、武則率子弟萬餘人而來、頼義會於栗原郡營岡、[illegible]事、會有鳩翔于營上、衆以爲瑞、頼義以下皆拜(○封内記云、屯田、在八幡[illegible]西、[illegible]日、坂上田村麿[illegible]頼[illegible]臣父子、所陣營也

陸奥話記云、康平五年七月廿六日、頼義自國發、八月九日、到栗原郡營岡、昔田村麿將軍征蝦夷之日、於是支整軍士、自其以來、號曰營、營岸猶存也、武則首人先軍此處、[illegible]田鴻、万陣布陳、各其抵[illegible]、其營安至、同十六日、[illegible]陣、押領使清原武貞爲一陣、橘貞頼爲二陣、原注、武則甥也、吉志萬太郎、吉彥秀武爲三陣、武則舅、荒川太郎、橘頼貞爲四陣、貞頼弟也、字新方二郎、頼義朝臣爲五陣、五陣中有三陣、一陣頼義軍、一陣武則眞人、一陣國內官人等也、吉美侯武忠爲六陣、字斑目四郎、清原武[illegible]爲七陣、字貝澤三郎、於是、武則遙拜皇城、誓天地曰、臣既發子弟、應將軍命、志在立節、不顧殺身、若不苟死、必不空生、八幡三所照臣中丹、若惜身命不致死力者、必中神鏑先死矣、合軍揮臂、一時激怒、今日有鳩翔軍上、將軍以下悉拜之、則下松山道、其南營于[illegible]中山大麓澤、翌日、到同郡萩馬場、去小松柵五町有除也

○吾妻鏡[illegible]云、[illegible]、栗原の[illegible]なり、陸奥話記にたゝすべし、その地、今二迫八幡宮に在り。

安永[illegible]雜書云、[illegible]道に、玉造郡[illegible]、[illegible]城址の道より、東北に向ひ、栗原驛に出で、直に北向して磐井郡に入るを、吉隠路とす、此道を松山道と云ひ、又、玉造郡より直北に向ひて、磐井郡に入る道あり、之を黑岩口と云ひき、營岡の址は、此の道より東

栗原郡岩ヶ崎町の東南 四五町、八幡村なる、三面斷崖の山頂にあり、二迫川の南岸、頼義は營ヶ岡より松山道に入て進み、頼朝も別将をして黑岩口を破らしめ、己は松山道を進みたり、それより磐井郡の市野村、黑澤村を經て、平泉に出でたるなり、是れ當時の道路にて、上代とても此の如くなりしなるべし、今も土人は、これを上海道、又秀衡街道とも云ふ。

菱沼(ヒシヌマ) 今、尾松村の管内にて、栗原ともいふ、栗原寺あれば也。栗原八幡宮の東にして、二迫川の偏岸とす。○封内記云、菱沼邑、有寺、眞似牛(マヂウシ)地、詳加看郡往生寺邑下條、有往生寺、淨土宗、[illegible]元三年、石垣金光聞之

栗原寺(クリハラデラ) 姉歯の西一里、八幡の東半里、二迫川の北に鎮ふ。○觀蹟志云、菱沼村、有寺、號五品寺、是乃古之栗原寺也、○封内記云、上品寺、眞言宗、傳曰、用明帝二年、有日法印開山、古[illegible]、[illegible]日、栗原隱[illegible]所時

吾妻鏡云、文治六年三月、大河次郎兼任、於從軍者、[illegible]誅戮之後、獨逃遁、經花山千高山本[illegible]、[illegible]山、出于栗原寺、著錦帽巾、帶金作太刀之間、[illegible]夫等成疑、數十人相圍之、以斧討殺兼任之後、告事由於[illegible]以下、[illegible]檢其首、云々

按、義經記に「[illegible]松島を見物せ給ひて、あねはの松を見なかめ、栗原の別當の坊に入奉りて、吉次、我身は平泉へぞ下りける」云々、栗原別當とは、やがて栗原寺のことなるべし、姉歯は、寺の東半里にして、今も東東路に屬す、[illegible]西路は、今栗原寺の西一里許なる[illegible]、西路、[illegible]、吉道と云ふと雖、[illegible]延喜式、栗原驛として(アリカ)、[illegible]玉造驛の間なる[illegible]より道に外ならず、されど、吉の栗原寺、營岡[illegible]後、松山道などは、皆岩ヶ崎に近き[illegible]管内に屬れる方に、其古驛を留むれど、伊治城といへるも、必定この二迫の中にて、其[illegible]想像せらる、而も、研究未盡の處あれど、今、岩ヶ崎氏大槻氏の[illegible]に假りて、伊治城址なりと[illegible]の下に揭げたり。

陸奥國二迫栗原郷、内外栗原、并竹子澤內、工藤右近入道跡事、爲合戰勲功賞、所宛行也、可被知行之由、國宣所候也、仍執達如件、

元弘四年三月四日 大蔵權少輔清高奉

留守彦次郎 家任 殿(留守文書)

片子澤(カタコサハ) 今、尾松(ヒメマツ)村と改む、[illegible]栗澤等を合同す [illegible]の南、[illegible]合神社あり。

留守文書元弘四年[illegible]も[illegible]に、陸奥國二迫、栗原郷、内外栗原、并片子澤内など見えたり[illegible]舊庄名なりと[illegible]、[illegible]書に云へど、[illegible]稱す。○封内記云、片子澤邑、[illegible]古社、[illegible]九百余年也、名[illegible]有鷲兒、日原丸、後人[illegible]樹也、[illegible]日[illegible]、別當[illegible]

栗原鄉(クリハラ) 和名抄、栗原郡栗原郷。○今、尾松村、鶯澤[illegible]村、[illegible]松村、[illegible]村[illegible]

[illegible]、[illegible]内と[illegible]の遺れるにて、[illegible]、[illegible]玉造と[illegible]の中間にて、[illegible]

間の古道なるべし、今猶[illegible]、黒瀬な[illegible]址とす

富野

今、城生野と相合せて、富野村といふ。宮野の北一里、一迫川と二迫川の交會する内邊に在り[illegible]一里、黒瀬[illegible]ふ小驛之に屬す。

復軒雜纂云、古道を考ふるに、[illegible]、北、鶯澤村に多加森て城址とてある、其邊ならむか、又、此邊より直に西北に向ひ、栗原郡の柳目[illegible]坂の東を經て、宮野村(今の國道)に出づる道あり、

黒瀬

其宮野の北、黒瀬といふ地に、長者屋敷とてあるは、驛長の居なりしなるべく、是れ栗原驛の址ならむ、されば、其西北に栗原村ありて、黒瀬の地は往時は栗原村の内なりしと傳ふればなり、今按、玉造郡より栗原寺、松山道、津久毛橋の道路は、柳目、宮野、黒瀬等の迂廻と相合はず。古の栗原驛は、之を黒瀬、城生野の邊に擬せずして、栗原寺[illegible]に訪求すべし。黒瀬は、長岡郡より來る者を承けて、[illegible]、金成へ向ふ別路なれば、亦一驛たるべきも、式内の驛路と相紛亂するなきを要す

(長者原)

復軒雜纂又云、黒瀬の地に、往時十六町歩の大沼ありて、其西の隅に長者が原、長者屋敷などいふ地あり、長者とは、驛長の俗稱なれば、此地に驛ありしならんか、延暦二十三年、栗原郡に新に三驛を置くとあるも、其一にもあらむか、又、此黒瀬の地に、鹿島香取の社あり、封内風土記には、これを式内の栗原郡香取御子神社とせり、

伊治城址

復軒雜纂云、伊治城の古址は、史家の未だ曾て獲ざる所なり、然るに、今より五六十年前、栗原郡刈敷村の金田氏、城生野村に一大城墟あるを發見し、[illegible]四年、岩崎村[illegible]、栗原郡[illegible]に記して、[illegible]圖をも揭げたり、

城生野

神護景雲元年十月辛卯、陸奥國所言、[illegible]伊治城作了、自始至畢不滿三旬、朕甚嘉焉、云々、十一月、置陸奥國栗原郡、本是伊治城也、云々、

此文にて、伊治城址は、栗原郡中に[illegible]、本是伊治城也とは、本是伊治城管下之地也と[illegible]、延暦二十三年十一月の條に、栗原郡[illegible]とあると同じかるべし、伊治城の名は、此後も、歴史に見ゆれば、固より城を廢せられしにはあらず、且、建郡の後に、伊治村の名も見えたり、

同二年十二月紀、陸奥國管內、及信濃國百姓、樂住伊治村者、宜仕情願隨到安置依法給復、[illegible]年二月紀、陸奥國言、[illegible]伊治之城、[illegible]、宜令坂東八國、各募部下百姓、如有情好農桑、[illegible]地利者、則任願移住、隨便安置、法外優復、令民樂遷、[illegible]月、[illegible]五百餘人、置陸奥國伊治村[illegible]年六月、陽陸奥出羽國司以下、征戰有功二千二百六十七人爵、授按察使正五位勳五等紀朝臣廣純從四位勳四等、中略 伊治公呰麻呂授外從五位下、自餘有差、十一年三月、陸奥國上治郡大領、外從五位下伊治公呰麻呂、反率徒衆、殺按察使參議從四位下紀朝臣廣純於伊治城、

上治郡詳ならず、伊治郡の誤ならんとの説あり。從ふべきか、郡の大領は、本郡の人を以て任ずる例なればなり、然れとも、史に伊治城伊治村の稱は見ゆれとも、伊治郡の稱は見えず、若しは、栗原郡、元伊治城なれば、相通じて記したるものか、或は伊治郡を上下二郡に分稱したるもいかと、然れども、伊治郡の稱すら徴據なし、況や下治郡其きをや、

寶龜 下略、 寶龜中出爲陸奥守、尋轉按察使、在職視事、見稱幹濟、伊治呰麻呂、本是夷俘之種也、初緣事有嫌、而呰麻呂匿怨陽媚事之、廣純甚信用、殊不介意、又牡鹿郡大領道島大楯、每凌侮呰麻呂、以夷俘遇之、呰麻呂深銜之、時廣純建議、造覺鼈柵、以遠戍候、因率俘軍入、大楯呰麻呂並從、於是呰麻呂自爲內應、唱誘俘軍而反、先殺大楯、率衆圍按察使廣純、攻而害之、獨呼介大伴宿禰眞綱、開圍一角而出、護送多賀城、其城久年國司治所、兵器糧蓄不可勝計、城下百姓競入、欲保城中、而介眞綱、掾石川淨足、潛出後門而走、百姓遂無所據、一時散去、後數日賊徒乃至、爭取府庫之物、盡重而去、其所遺者、放火而燒焉、

覺鼈城は今知れず、恐らくは伊治郡中の地ならむ、延暦十五年十一月、陸奥國伊治城、玉造塞相去卅五里、中間置驛、以備機急、發相模武藏上總常陸上野下野出羽越後等國民九千人、遷置伊治城、[illegible]年十一月、栗原郡新置三驛、[illegible]の三驛、其名を知らず、玉造塞は玉造郡中なるべけれど、其故址今知るべからず、されど、伊治城址決定せば、此三十五里の字は、玉造塞址を索むべき好材料ならむ)

(伊治沼)

城生野村の、伊治城址なるべしと指す地は、方六七町ありて、地形略高形を成したる岡野にて、北を前面とし、[illegible]道の峽間あり[illegible]、直下に二迫川 一名、[illegible]川 を控へ、西は古へ黒瀬沼と云ふ大澤なりき、今は田となる、南より東へかけては、一迫川廻流し、東北に至て、二迫川と落合ふ、其一迫川より東南なる一帶の地も、古へは大沼にて「イヂ沼」といひし由なり、(今は田里となる)、城址の南面なる一迫川の岸は、斷崖四五丈、屛風を立てたるが如く、此崖に幅六七間、切り通して川端に下る坂あり、坂の中程に升形ともいふべき處あり、是れ古への後門ならむと云ふ、坂下の川底は、板岩なるに、[illegible]建て[illegible]し、岩の面に[illegible]四尺の穴[illegible]て、水中に見ゆと云ふ、寶龜十一年に、陸奥介大伴眞綱、伊治城に居て俘軍に攻められ、圍の一角を開きて、多賀城に逃れたりといふは、此後門なりしならむか、又、其址

[illegible]（大[illegible]山）

[illegible]、[illegible]、[illegible]ふ、[illegible]して、今に、小[illegible]、台[illegible]を[illegible]して、夫より西は山[illegible]なり、く、城址の中央、東、側にて中段と稱する地あり、其側中に[illegible]松あり、北[illegible]、堀中より時々[illegible]な[illegible]出す、今関道こ、西側なる[illegible]館[illegible]より東りて、郭内を北に貫きて走れり、其北へ下る坂の邊、正門の跡ならむ、又、此所より北一十町許にアマイナト[illegible]、[illegible]といふ[illegible]あり、[illegible]置くこと[illegible]にて、南門の跡ならむか、是に伊治城[illegible]大等なり、城址内なる照明寺は、天正中の創建なり、[illegible]護景雲三年に、浮宕の百姓二千五百余人を、伊治村に置くと見え、延暦十五年に、諸国民九千人を伊治城に遷すと見ゆるは、所謂柵戸なるべく、柵戸は屯田兵なりしが如し、今、城址の四方六七町あるを見れば、九千人の居を容るゝに足らむ、さらば、柵戸といふものは、當時、昔郭内に住せしめたるものとも考證するを得むか、多賀城址の外郭も、方六七町あり、當時城址の外郭も、北は熊谷川に限り、夫れより十五六町南に堀跡あり、當時の諸城、規模皆大なりしこと、相参照すべし。○又云、此城址の東南にイヂ沼の舊稱あり、其東南に伊豆野、伊豆沼あるは轉訛歟、ちつ「ぢ」しつすの通音轉訛は、奥州土音の常なり、而して、いぢの義知るべからず、若しは蝦夷語などにて、伊治の字音を當てたるものか、然るに、陸奥古十四郡考補遺には、伊治は訓讀、これによるに、栗原と常近しといへり、常陸に新治あり、伊豫に今治あり、肥後讃岐の地名に、原をはる」と讀むもあり、若しは、伊治城址下の地名部に從へらるゝとき、伊治の音義なきに、[illegible]に出る[illegible]し、[illegible]の[illegible]を[illegible]、栗原の字に作り、[illegible]に郡に命名せられしものか、[illegible]の地名を、訓讀にしたる[illegible]もあり、彼の、[illegible]は、日本武尊の遺蹟にて、[illegible]なきに、伊治の字音を用ゐたるものなる、和名抄には、又訓讀して、[illegible]に[illegible]と註し、備後の[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、安閑紀の[illegible]なるを、和名抄に、[illegible]、[illegible]に[illegible]たるなる是なり、[illegible]といゝ穴といゝを[illegible]して、改めたるにやあらむ、正調ならざれど、湯桶讀となれり○、今按、伊治城址は、栗原郡栗原[illegible]内に[illegible]し、二迫の境迄たるべきことは、證を[illegible]むべし、南も、[illegible]の[illegible]離く、[illegible]、栗原寺、松山道、小堤村等の古迹に[illegible]て、[illegible]、[illegible]古道を探るべからず、[illegible]は[illegible]にて、[illegible]のいたふ[illegible]、[illegible]の[illegible]なりと[illegible]、[illegible]宗[illegible]、[illegible]にや、[illegible]ハやにや、是れ亦[illegible]とす、[illegible]明あイヂなるか、後コレハルとよみ、栗原の文字を假りり、は、[illegible]と[illegible]し、且、[illegible]頭、大[illegible]の例を引くも、要なきに似たり、營岡八幡宮の金口、延[illegible]四年の銘文に、小治由と刻むは、若しは、コハル由とよみ、即、コハル[illegible]の訛にあらずや、[illegible]後國の寺[illegible]の寄名、伊[illegible]延[illegible]名、[illegible]、方谷、[illegible]日へる[illegible]山に[illegible]し、[illegible]、[illegible]けれど、自[illegible]して後考に[illegible]つ。

伸村郷（ナカムラ）

中野

和名抄、栗原郡中[illegible]、[illegible]へるなり、[illegible]迫に[illegible]たりし、岩[illegible]の南に、中[illegible]、[illegible]小[illegible]村[illegible]の[illegible]これ[illegible]は、古[illegible]名の追[illegible]と[illegible]、即、[illegible]、大原木、小堤、宮[illegible]、[illegible]に在る三迫の[illegible]谷を[illegible]たり。村内[illegible]、三迫、[illegible]野邑、[illegible]、[illegible]、[illegible]八[illegible]、[illegible]、真[illegible]宗、[illegible]岩崎[illegible]寺

若崎（イハガサキ）

今、岩崎村、人口三千五百、[illegible]の西北三里[illegible]、[illegible]川の北[illegible]に在り、[illegible]東北、[illegible]に[illegible]、[illegible]郡[illegible]へ[illegible]、[illegible]黒岩目といへる山[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]、且[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]村[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]山、[illegible]、[illegible]宗[illegible]、[illegible]山[illegible]、清水寺、[illegible]観音、[illegible]宗、不[illegible]何[illegible]山、[illegible]、[illegible]八[illegible]、一[illegible]、[illegible]之子、[illegible]門、[illegible]、一[illegible]、[illegible]下[illegible]門、[illegible]鶴、[illegible]、[illegible]日[illegible]、[illegible]道[illegible]、[illegible]岩、[illegible]實、[illegible]、其後、[illegible]、貞[illegible]、[illegible]年、[illegible]、[illegible]後、[illegible]四年、[illegible]宗[illegible]、[illegible]後、[illegible]田[illegible]宗[illegible]居之、[illegible]、[illegible]藩[illegible]不可[illegible]、故[illegible]地於[illegible]下居之、今中村家所居也

[illegible]邑主[illegible]、[illegible]、[illegible]、中村氏なり、[illegible]田氏、[illegible]中、日向[illegible]の時、始めて中村と改稱し、[illegible]を[illegible]、其後、[illegible]、[illegible]重村[illegible]、[illegible]出[illegible]、[illegible]化中、[illegible]、[illegible]宗[illegible]の際、[illegible]大[illegible]、今に[illegible]の人[illegible]之を[illegible]す、[illegible]一書に、[illegible]、[illegible]し、[illegible]年[illegible]、[illegible]、[illegible]八年、[illegible]村の[illegible]するや、[illegible]人[illegible]、其に[illegible]て、[illegible]、[illegible]之を[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]化六年[illegible]、[illegible]し、[illegible]、當時[illegible]十[illegible]に満たずんば養子するを得ず、[illegible]せらる、義[illegible]乃[illegible]を秘して、[illegible]四年、[illegible]内に[illegible]、[illegible]外は大に[illegible]に[illegible]、[illegible]、文化九年に[illegible]、[illegible]、[illegible]之を[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

黒沼（クロヌマ）

[illegible]、[illegible]岩[illegible]、[illegible]、[illegible]宗[illegible]、[illegible]

日之黒岩篇、中古富澤日向居之、去鶴丸西三町餘。○吾妻武鑑云、天正十九年、葛西大崎再一揆起り、木村伊勢父子居城、佐沼、我持の三ノハサマ迄攻落され、一揆、三迫い名たる富澤氏の事は、下の鳥澤の條に注す、則中の澤矢狭、富澤河内守は、栗原郡の柏山伊豆守共に殺さると載せ、天文中の古川状には「天文三年、新田古川等叛、富澤亦叛、[illegible]、攻[illegible]城、我兵亡其三百餘騎」云々。

三迫（サンノハサマ）

古人専指して三迫といへるは、黒岩口、津久毛橋と見て大差なからん。文治五年八月、[illegible]郎従、於栗原、三迫、黒岩、一野等要害、[illegible]攻戦、強盛闘、奉防矢利、爲宗之者、若次郎者、(爲三浦助被誅)と云へるにて悟らる。其後、三迫は、三浦一門の和田義盛の知行地なりしに似たり。建久元年「和田義盛滅亡之後、勲功賞、賜陸奥國三迫、藤民部大夫」云々。藤民部とは、二階堂行政なり。又、古記に見ゆる高倉庄も、三迫の地なり。

吾妻鏡の三迫合戦に、若次郎（ワカ）と云ひ、延喜式、栗原郡に和我神社あり。今、若柳の邊なる有賀村に、御賀八幡宮あり、若式、并びに和我神社に參考せらる

豫章記、河野通信、文治五年、奥入合戦の時、阿津賀志山の先陣懸たりし軍功により、奥州三の迫を給り、亦喜多郡替として、久米郡を賜る、云云。

關城繹史云、興國二年(北畠顕信四)十一月、源顕信、將援小田、徴兵國中、官軍稍集、四日、賊酋石堂秀慶拒之三迫、六日、傳檄招相馬岩城等與黨、與黨赴會、顕信不能出援、「相馬文書」三年三月、陸奥國府、爲賊所據、顕信未能復之、「白河文書」秀慶既扼三迫、拒顕信、故顕信亦不得來援、「飯野文書」四月、顕信奉結城親朝手弾正少弼綸時、攀秀慶于三迫、七日、九日、又數戰、「白河文書」遂敗之、先是、秀慶嘗扼之、至是要害而遁、官軍稍振、「阿保宮文書」、顕信欲奉勞援常陸、諜之親朝、先是、足利尊氏遣書招親朝、廿七日、又致書云、降則土地官職如故、是以親朝思慮迷結、不肯從顕信之計、而顕信亦不能來援「白河文書」○(蒲生氏郷記云、天正十八年の冬、中[illegible]、三迫まで御下向、九戸、[illegible]、兩人共に、[illegible]、[illegible]部に被下、[illegible]相談、中新田[illegible]、上洛也。○[illegible]日内記云、[illegible]居敷邑[illegible]、一[illegible]城、[illegible]日、[illegible]内播所皆、[illegible]一、號九戸壇、天正十九年九月、[illegible]城主[illegible]左近將監政質、於此地刎首、[illegible]。

高鞍（タカクラ）

古記云、仁平三年、去々年、[illegible]人基衡[illegible]下向奥州、先年可増奥州高鞍庄年貢之由、[illegible]閣(忠通)被仰基衡、(金五十兩布千段馬三疋)基衡不肯増之、久安四年、[illegible]以[illegible]讓余、同五年、以雑色源國光爲使仰基衡曰、可、高鞍、金五十兩布千反馬三疋(本數、金十兩布一二百段細布十段馬二疋)、大曾禰（オホソネ）、布七百段馬二疋(本數、布二百段馬二疋)本良（モトヨシ）、金五十兩布二百段馬四疋(本數、金十兩馬二疋預所分金五兩馬一疋)屋代（ヤシロ）、布二百段漆二斗馬三疋、(本數、布百段漆一斗二疋)遊佐（ユサ）、金十兩鷲羽十尻馬二疋(本數、金五兩鷲羽三尻馬一疋)、基衡不聽、[illegible]元共性弱、不能責之、[illegible]上洛、重遣延貞責之、去年基衡申曰、不得増所仰之數、可増進、高鞍金十兩細布十段布二百段御馬三疋、大曾禰布二百段水豹皮五枚御馬二疋、本良金二十兩布五十段御馬三疋、遊佐金十兩鷲羽五尻御馬一疋、屋代布百五十段漆一斗五升御馬三疋者、仰曰、三箇所、本良、遊佐、屋代、所申非無其理、依請、至高鞍大曾禰兩庄者、田多地廣、所出不[illegible]、猶[illegible]本數、可進、高鞍馬三疋金二十五兩布五百段、大曾禰馬二疋布三百段也、今日任此數、延貞[illegible]二兩年年貢(久安六、仁平元年、[illegible])然而[illegible]不受、今年[illegible]年貢、受之、其年[illegible]事、[illegible]

この高鞍と云へる庄田、即、栗原郡内に拓かれしものにて、高倉郡と稱へしも、舊庄名に出でしに似たり。又、郡内に[illegible]、高鞍の貢金に合せらる。[illegible]、三迫[illegible]七十三[illegible]と云ひ、[illegible]三迫に之を稱へしを知るべし。

鳥澤（トリサハ）

今、[illegible]り、[illegible]、富[illegible]、鳥澤は相近し[illegible]居云々

伊達成實云、天正十六年正月十六日、大崎へ被御付、大崎に伊達御奉公は、氏家弾正、湯山修理亮、一栗兵部少、一迫伊豆、宮野豊後、三之迫の富澤日向、何も岩出山近邊の衆に候

伊達世次考云、明應中薄衣狀、有富澤河内守、蓋三迫領主、住岩ケ崎也。左の文書なる探題は、大崎政兼にて、河内守も三迫の先代也)

探題、[illegible]富澤河内守、[illegible]日及弓矢、云々、太不可然候、不日可被[illegible]候、[illegible]道[illegible]之間者、[illegible]可[illegible]忠節之由、所被仰下也、乃[illegible]、

寛正六年五月十九日　　尾張守 [illegible]山政長

石川治部大輔殿（[illegible]文書）

餘目氏記録云、吉良[illegible]山[illegible]の時、竹城保長田[illegible]に、葛西壽せいの十六番目の子、富澤の先祖、右馬助とて、所帯の一所も不持、こうとう斗して候人、調義の忠節により、三迫とみさはの郷を給はる、其後、威勢彌益にて、典職三迫高倉庄七十三[illegible]、西岩井の[illegible]三郷の主たり候、[illegible]は、吉良[illegible]の際に、家を起ししとすれば、[illegible]比の人[illegible]ならば、其違せいは、建武の比の人にて、葛西系図の清宗(法名明蓮)、清貞([illegible])[illegible]、法名相合はず、清貞の採清[illegible]法名[illegible]に擬すれば、時代合はず、疑惑あり。

沼倉（ヌマクラ）　今、[illegible]倉を合せ、栗駒村といふ、岩ヶ崎の西北三里、三迫川の[illegible]谷中に在り[illegible]、[illegible]栗駒嶽は、更に村の西北五里に在りて、陸中[illegible]、羽後[illegible]に跨がる、[illegible]、[illegible]にては、之を[illegible]といふとぞ。

[illegible]志云、[illegible]義經[illegible]、[illegible]、沼倉小[illegible]高次[illegible]、[illegible]、[illegible]。[illegible]一[illegible]高山、[illegible]。[illegible]其[illegible]、[illegible]也。[illegible]貝、[illegible]、[illegible]山中、[illegible]下十[illegible]。[illegible]千丈[illegible]、[illegible]、今[illegible]吉不[illegible]、[illegible]、[illegible]從爲。（雄瀧、一名行者）○安永書上云、安永七年十一月二十一日、同八年二月十日、松倉（マツクラ）山崩れ、數百間に及ぶ。

（松倉）

栗駒嶽（クリコマ）　[illegible]、古名駒形嶺といふ、陸前北[illegible]、形勢最雄大なり。一迫川、三迫川之に發す。首峰を大日嶽といひ、[illegible]あり。（鶯澤にも此山神を祭る）標高四千五百七十米

（駒形嶺）

栗駒の山中、[illegible]に温泉あり、駒湯といひ、硫黄[illegible]、熱自零八度、元[illegible]中に[illegible]、新湯、更に其西一里、[illegible]、[illegible]、熱少下す、[illegible]、[illegible]の本村より駒湯に至る四里、駒嶽の東峰（劍峰）の南[illegible]中に[illegible]し、三迫川の[illegible]とす。[illegible]泉志、温泉志（安[illegible]書上云、駒湯、[illegible]四百文上納、[illegible]年より、湯元[illegible]。

[illegible]内記云、駒[illegible]山、[illegible]羽兩州、[illegible]、[illegible]乾[illegible]羽州、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]首[illegible]、有[illegible]、故[illegible]、[illegible]栗駒山、[illegible]、[illegible]山、[illegible]。

御駒山

朴樹、[illegible]、[illegible]。駒山[illegible]、[illegible]。

みちのくの栗駒山のほほの木のまくらはあれど君が手枕（夫木）（今按、栗駒山てふ同名は、山城國にもあり）

[illegible]に[illegible]、[illegible]早さよ、これに、[illegible]。

山[illegible]、[illegible]、二重式層狀火山の一なれど、[illegible]野の發達著からず、[illegible]をなし、東[illegible]に大日嶽より、[illegible]の最高峯たり、[illegible]、其の北東に隆起して馬蹄森（千二百十八米）を生ず、外輪山[illegible]、全く[illegible]、一部の劍山[illegible]の北に位せる中央火口丘にして、[illegible]、千百[illegible]に過ぎず、[illegible]錐狀の原形を失ひ、頂には火口を存せず、其の北腹に、八[illegible]、[illegible]して、[illegible]、[illegible]し、鐵索によりて直ちに東麓（十數粁を隔つ）水山に輸送す、[illegible]山の[illegible]には大神森[illegible]八百九十五米、上下山の二[illegible]火山、南北に相並び、[illegible]、火口を有せず。

駒形根神社（コマカタネ）　式内に列し、文德紀、仁壽元年、陸奥國駒形神加階の事見ゆ、即是なり、今、栗駒山中に、其奥院を置き、里宮は沼倉村、[illegible]に在り

封内記云、沼倉邑駒形根神社、[illegible]宮、[illegible]、[illegible]在奧羽之界駒形之嶺、[illegible]日[illegible]、[illegible]東征之時[illegible]之、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、大日[illegible]、[illegible]、[illegible]駒[illegible]、[illegible]、[illegible]三迫[illegible]。

彌、[illegible]百八十[illegible]、[illegible]、[illegible]其一也、在山上稱嶽宮、山路嵯峨、且秋季新雪埋溪、里民難攀登、故[illegible]、[illegible]宜[illegible]六十[illegible]、[illegible]、[illegible]。

[illegible]、[illegible]、[illegible]山本[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]て兵を學げしなれば、千[illegible]は[illegible]山北（センボク）[illegible]、[illegible]山といふは、もしくは神山の義にて、[illegible]にあらず。

（鎧山）

[illegible]、[illegible]山[illegible]嶽[illegible]、[illegible]とい[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、駒嶽ありて、其山に分たんがため、[illegible]字を冠せ、栗駒と呼びしか、[illegible]、[illegible]此山を酢川嶽といふ。

三迫川（サンハサマ）　[illegible]、[illegible]、[illegible]の南を流れ、大林、姉齒の間にて、他の一二の兩迫と相合[illegible]、[illegible]、長凡十里

平形（ヒラカタ）　今、[illegible]、大[illegible]、小[illegible]を合せて、津久毛村といふ、岩ヶ崎の東一里、[illegible]、三迫川の偏岸とす、[illegible]の北、[illegible]、[illegible]といへるは、此[illegible]、[illegible]より[illegible]まで凡七里

（猿飛來）

東[illegible]云、文治五年、八月[illegible]日、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之間[illegible]。

（津久毛）

（津久毛橋）

陸奥の[illegible]は卿方に津久毛橋を[illegible]して[illegible]泰衡[illegible]、
觀音之由、有刻銘、云々、泰衡遣子息[illegible]、[illegible]
自築[illegible]門前、不能[illegible]、[illegible]
高屋[illegible]、[illegible]之時、[illegible]
且在之所、爲一時之[illegible]、[illegible]
寺内[illegible]云、于形邑、江[illegible]、[illegible]
隣舍之境也、有[illegible]、高[illegible]寸、厚九寸
許、記云、正[illegible]六年二月廿日[illegible]
審方[illegible]、[illegible]征伐[illegible]之時、[illegible]
[illegible]入日、[illegible]、[illegible]下、有[illegible]
三迫河、架一土橋、津久毛橋是也、橋西、平形邑以東、
跨南北、上有古館址、立石刻銘、記曰「泰衡之墓」高四尺
五寸、[illegible]、下書[illegible]六年二月廿日[illegible]
[illegible]、[illegible]是文治古戰場、[illegible]之、
[illegible]、[illegible]
保、[illegible]相似[illegible]之字、玉造郡上野目邑、亦有[illegible]
久毛橋、未知孰是

大原木（オホハラキ） 今、津久毛村の大字と[illegible]。（安永三迫書上に、
大原木村、牛頭社別當、善性院の文書とて、十七通の目
錄あり、不信のものに似たり。平泉毛越寺の文書にも大
[illegible]あり、[illegible]ふべし
[illegible]毛越寺往古之寺領、三迫三拾三郷之内、大原木村、牛
頭社寄進狀寫、

敬寄進

八幡宮御神田[illegible]
牛頭天王御神田貳段ひはため　合四段者
右、神は人の敬によつて位をまし、人は神のめぐみに
よつて、德をます、内大臣[illegible]として、[illegible]
寄進したてまつる、子々孫々にいたるまで、このむね
をまもりて、知行あるべき狀、如件、
建武二年十二月二日　[illegible]中務[illegible]藤原[illegible]

[illegible]下[illegible]毛越寺[illegible]

小堤（テイツヽミ） 今、津久毛村の管内なれど、三迫川の南岸にして、
[illegible]の西一里に[illegible]
[illegible]いへり。
[illegible]云、寛平五年七月廿六日、[illegible]、八月七日、
[illegible]
是[illegible]、[illegible]、
十六日[illegible]松山[illegible]
復[illegible]、松山[illegible]の南岸[illegible]、小[illegible]
村に松山といふ[illegible]
れど、[illegible]したりといへる、[illegible]は、小堤村の[illegible]
なる[illegible]村[illegible]）の[illegible]
[illegible]「松山道[illegible]
郡」とある[illegible]の中山、
大[illegible]
永正十一年[illegible]
[illegible]
に、三迫おつつみ松山と申所に、御陣をめされ、兩國
を日本の諸侍に御配分、云々、など見ゆ、又、封内記
[illegible]小堤村の條に[illegible]とあるは、
[illegible]の[illegible]なりしにや、[illegible]、今の志田郡の
松山町を、[illegible]の松山道と見たるは、地理齟齬して、
要に當らず。

（松山道）

今按、松山道の[illegible]は、中山を越え、[illegible]と
いふに達せるならん、[illegible]
の以字は、[illegible]、松山道[illegible]
法をいふ、[illegible]中山、大[illegible]は、今の赤見、[illegible]
堂、もしくは藤渡戸の邊の舊名にて、西磐井郡の南偏な
る、流郷の屬なりしと悟らる。
[illegible]松山道、大[illegible]井郡中
山大風澤」とあり以字は次の誤なること決せり。

澤邊（サハベ） 今、[illegible]、小迫、[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]、
[illegible]一里[illegible]
[illegible]、用向に、あれ
ば[illegible]あり、則此道を[illegible]、[illegible]、築館、[illegible]
[illegible]といふ　○封内記云、澤邊邑、
[illegible]
[illegible]

（小迫）

[illegible]
號小迫山正大寺、緣起曰、是寺、坂上將軍俊宗所創立、
俊宗討賊于佐沼中、[illegible]
[illegible]
[illegible]
閣、其六小迫、其七富山、各建閣以爲護國鎭守。

姉齒（アネハ） 今、[illegible]村の大字にて、三迫川を[illegible]
三迫川、此地の[illegible]にて、[illegible]
十符[illegible]村といふに、[illegible]
づぬれど、その木とさしていふ人もなし、道の邊に、少
[illegible]
[illegible]
伊勢物語に「くりはらや姉葉の松の人ならば」とよめる
の姿形したるが多きは、開けゆく御代の、惠みの露にお
ひ出し、なみなへしども、なればなるべし。○觀聞志云、
[illegible]
[illegible]

（姉齒）

也、古昔乃四十餘年前[illegible]、[illegible]松在[illegible]、後人[illegible]
松也、古老相傳、是乃[illegible]用[illegible]之姉[illegible]松也、又
日、小野小町姉也、[illegible]有[illegible]山[illegible]寺、是乃妹子
為亡姉所建樗舍也、

むかし、をとこ、みちの國に、すゞろにゆきいたりけり、そこなる女、京の人はめづらかにやおぼえけん、せちに思へる心なんありける、さてかの女、

中々に戀にしなずばくはこにぞなるべかりける玉の緒ばかり、

歌さへぞひなびたりける、さすがにあはれとや思ひけん、いきて寝にけり、夜ぶかく出にければ、女、

夜もあけばきつにはめなんくたかけのまだきに鳴てせなをやりつゝ、

といへるに、をとこ京へなんまかるとて、

くりはらやあねはの松の人ならば都のつとにいざといはましを、

といへりければ、よろこぼひておもひけらしとぞ、いひおくりける。〔勢語〕

按前後二首及詩情、詞皆質直方言、而可以視往時鄙語之質矣、又雷[illegible]往時雖卑陋之談、亦能傳風俗以述其情、於是始知、遺國風于此者、而其化之及邊鄙、在茲也、第一首之意、與司馬[illegible]明臣宮怨詩 綠滿南園桑葉肥、香風欲盡柳花飛、羞生不及是蠶死、留得春絲上[illegible]衣 者、善相似、能寫往情實也、

又按[illegible]以南、有古墳、[illegible]衡[illegible]臣姉齒下[illegible]光[illegible]之所葬也、館下東田、往古[illegible]興道[illegible]也、其松下[illegible]由[illegible]間、有巨石、上有[illegible]、[illegible]、往昔、[illegible]遊此地、[illegible]十石上、而伸旅懷之地也、口碑相傳、八幡叢祠、在[illegible]西北、在梨崎村、蓋[illegible]已久、姉羽古松、[illegible]二[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]子社中、以爲後證焉、今猶存。

[illegible]ちの國に、[illegible]の跡に[illegible]しを、
[illegible]
[illegible]き濱邊に[illegible]　　　[illegible]　法師

名勝志云、姉齒松、在路旁小丘、上八今日ノ山王祠也、其松已荒廢、按、能因東行親見之人也、後[illegible]、[illegible]此地望矣、思其着時[illegible]有[illegible]姉齒橋者乎、[illegible]記云、出羽の國、かなよりの地藏堂、かめわり山を越えてき、昔の出羽郡司が[illegible]、小野の小町と申しの住[illegible]る、[illegible]のさと(今按、むろとは今知れず、めふの里あり)と申す、又、[illegible]ちが[illegible]寺に[illegible]時、[illegible]の中將、[illegible]へ下り給ひけるに、姉のあねはがもとへ、文かきて[illegible]て[illegible]に、中將下り給ひて、あねはなき給へば、[illegible]で、年久しく成ぬ、墓に植たる松なこそ、あねはの松とは申候へと申ければ、中將、墓に行て、松の下に文を埋めて、よみ給ひける歟、

くり原やあねはの松の人ならば都のつとにいざといはましを、

とよみ給ひける名木を御覽じては、松山(マツヤマ)一つだにも越つれ、秀衡かたへは近く候、理にまげて此みちに掛らせ給ふべし、と申したり、云々

金成(カンナリ)

(畠)

今、金成村といふ、畠(ハタ)なも合す、[illegible]の北半里、今成の北に[illegible]股[illegible]に孤立し、地勢自限る[illegible]、又、古の雲[illegible]、[illegible]年の郡界是[illegible]、今、[illegible]外の[illegible]野村 有[illegible]なも、本郡の管内とすべし、之と相背けり

岡山碑　[illegible]工藤大[illegible]、[illegible]金[illegible]故巨富、仁安年三月十七日沒矣云

　　　　　　　　　　關　元　龍

斷碑昔鈍岡山隅、云是陵王藤大夫、武間黄金[illegible]留野、花[illegible]今仍滿平蕪、

安[illegible]上[illegible]れ、古[illegible]の[illegible]太[illegible]は、[illegible]、自[illegible]大[illegible]寺[illegible]山の[illegible]文にて、此[illegible]に、古へ[illegible]せる旨[illegible]す、[illegible]、[illegible]、[illegible]あるべ

鬼渡神社

[illegible]、[illegible]、古[illegible]に見ゆる[illegible]金の[illegible]地か
[illegible]云、今[illegible]、有[illegible]、八幡宮、
[illegible]、[illegible]、大[illegible]、其同中、
其上[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]主金[illegible]
內[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]本上、
時其地[illegible]、今[illegible]小道邑[illegible]大寺、[illegible]邑金
山[illegible]、金[illegible]之[illegible]、[illegible]出[illegible]金之[illegible]、小[illegible]
川、[illegible]出[illegible]有名[illegible]、[illegible]川、古昔、[illegible]
[illegible]子、[illegible]之[illegible]、[illegible]到此境、[illegible]之尾、
生[illegible]兄弟三人、[illegible]來[illegible]此川[illegible]、故名之[illegible]甲子

夜話云、金成村八幡宮境內より、背一鈴を掘出す、重八文九分、八字を刻す、[illegible]延長、子孫繁榮の文也、[illegible]す、彼地は往昔金[illegible]信[illegible]の住[illegible]にて、[illegible]下に[illegible]せし時、共に下向此地に[illegible]き、[illegible]所に守護すと、地は古[illegible]と見え、上[illegible]の[illegible]なるべし、金色今に存す、內の鳴丸は鐵なり、(近藤重藏談)。〇太田南畝の一話一言に、金田八幡宮記錄といふを收む、云、近世[illegible]の[illegible]雜書にして、最妖誕に屬すれど、其大意を錄して異を廣む

延曆十四年、[illegible]田村丸、[illegible]山の賊を[illegible]せし後、遺[illegible]路[illegible]子[illegible]を[illegible]むるに因り、[illegible]十[illegible]、田村丸再征役として下向、金成邑に屯軍[illegible]、[illegible]に[illegible]多くの金をほり得、[illegible]足乏からず、[illegible]京へ[illegible]し、[illegible]に[illegible]を[illegible]せらる、因りて、此地を金田の里と號せしめらる、大同二年、田村丸重ねて下向、此地に金[illegible]山[illegible]の宮社を造營あり、[illegible]金田明神といふ、即、今の八幡宮の地主神也、時に、[illegible]化現し[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、云[illegible]、[illegible]、[illegible]る故に、[illegible]、[illegible]、[illegible]產[illegible]、[illegible]地は[illegible]也

(仁多利稻荷社)

今按、庭渡神は、白河關以北、[illegible]、到る處に之を祭り、其由緒縁起、舒私として、[illegible]を知らず、而して[illegible]合して之を考へ、條理の存在を推し求むるに、畢竟するに、[illegible]、[illegible]、或神にして、古昔に阿須波の神といふに同じ、萬葉集上總國防人の歌に、

にはなかの阿須波の神に小柴さし吾は祝はむかへりくまでに、

とあるを明證とす。此事は、既に、下總國印旛郡公津の阿須波神社、東葛飾郡[illegible]の[illegible]社の條に所見ありて、古へ、道祖には、小柴さして旅行の安全を祈るを風習とす、されば、式內宮城郡[illegible]波彦神社、栗原郡志波姫神社を初め、名取郡笠島の道祖神、黒川郡志戸田の柴社、いづれも同神と聞えたり。此神は、庭中に祭るを法とせるが故に、又、庭邊(ニハタリ)神とも稱へられし歟。是れ新案に出づと雖、古義に確據からん。

庭渡を、庭渡、[illegible]、[illegible]、新[illegible]、仁和多利、荒渡、鬼渡、身渡、[illegible]など、所在に異書訛音を見るも、もと一語に出でしのみ。

僧侶の徒、これを本地觀音と稱し、或は[illegible]、金山[illegible]に援引するに、多岐亡羊(ニハセ)とやいはん。阿須波神は、古事記に、大年神の子、庭津日神の同胞とす、庭津日は、庭邊の義なれば、庭渡(ニハアタリ)と同言と謂ふべし。萬葉に「庭中の阿須波の神」とよみて、[illegible]を一神とするも是の故ならん

大林（オホハヤシ）　今、[illegible]岡と相合せて、大岡村と改む、[illegible]邊の東南一里、若柳に至る間、迫川の北邊にて、[illegible]市[illegible]を成す　水南は伊豆野[illegible]村[illegible]とす

安永年中三迫風土記書上に、大林町、武鎗町、伊豆野新町など見ゆれば、亦一名邑とす。

會津郷（アヒヅ）　和名抄、栗原郡會津郷。○今、[illegible]、大岡、若柳、有賀など、栗原郡仲村郷の東にして、[illegible]

[illegible]

今、大[illegible]を合せ、有[illegible]といふ、金成の[illegible]

有賀（アリガ）　若柳の西北一里、夏川一名、小夏川は、金成の[illegible]方より來り、村中を貫き、迂回して登米郡石越村へ入り、迫川に歸す、長八里。

此邑に、吾妻庄の稱あり、由來を知らず、有賀八幡に、有賀八幡の[illegible]ありて、[illegible]、式內[illegible]の遺蹟にあらずや、[illegible]有賀[illegible]

[illegible]、有賀邑、[illegible]、[illegible]、[illegible]中、[illegible]之陣營、[illegible]、[illegible]中、大[illegible]家臣[illegible]之、天文二年三月、[illegible]移于本邑田子屋城、同家臣[illegible]、[illegible]之、弘治二年[illegible]、[illegible]、元龜[illegible]、[illegible]田野[illegible]、天正[illegible]年[illegible]月、[illegible]、田子屋[illegible]、[illegible]、年々有[illegible]　有馬[illegible]長[illegible]戰死、[illegible]之有、其家臣[illegible]式部[illegible]之、其二、[illegible]田島、[illegible]田[illegible]、天文以來、[illegible]在馬[illegible]之、天正元年、其孫[illegible]、[illegible]之、[illegible]新左衛門居之。

若柳（ワカヤナギ）　今、若柳町といふ、人口八千、[illegible]邊の東二里、佐沼の北二里、迫川の兩岸に沿る、此四近方一里許の低平を見るべく、田野頗廣し、標高は約十一米二、遡れば[illegible]、[illegible]登米郡[illegible]

[illegible]、若柳村に敷物を出す、東京大阪及び近國に賣ぐ、敷物一年製額、約一萬二千張、此價金四萬二千圓、安永五年、村人三浦兵左衛門といふ者、近隣に蒲を産するの多きを見て、敷物を製するに利あるを察し、藩主伊達氏に請ひ、若干の資金の得て、其業を創め、[illegible]、[illegible]、迫川、[illegible]、今日を致[illegible]

若[illegible]川[illegible]、[illegible]、迫川は、[illegible]以下、小[illegible]を[illegible]ふべし、[illegible]中[illegible]、觀[illegible]志云、[illegible]山古館、名若柳[illegible]、[illegible]、大[illegible]由一夕[illegible]出、仍日[illegible]由、[illegible]、山[illegible]野[illegible]兵[illegible]、[illegible]、今家臣[illegible]後、移此有[illegible]之、其先在[illegible]、[illegible]長門、名

若柳村[illegible]　安永書上云　若柳町、高五百五拾五貫文、町人[illegible]百八十[illegible]、村人[illegible]百八十四[illegible]、但し、寬永年中、百姓八十九軒、唯今男女合[illegible]千[illegible]百八十人、元[illegible]、[illegible]二年、[illegible]永十[illegible]年、[illegible]二年、[illegible]元[illegible]十九年、[illegible]四[illegible]十[illegible]年、[illegible]

（遠山）

登米郡

登米郡（トヨマ）　栗原郡の東、迫川、北上川の兩岸にわたり、北は磐井郡、西は[illegible]中、南は遠田、桃生に在り、東は山峰を以て本吉郡に界す。今、面積三十方里、人口八萬、十六町村、佐沼に治す。

登米は、和名抄、止与米と哉せ、抄の訓、[illegible]字は、[illegible]らくは、[illegible]の誤ならん、今も止与末と唱ふ　二郷に分つ、寶龜五年、遠山(トホヤマ)と見えし地にして、延暦中に至り、建てゝ登米郡とせられしが、同十八年、一旦廢して小田郡に入り、後復之を分置し、延喜式に明記す。

[illegible]、寶龜五年十月、陸奥國遠山村者、地之險阻、[illegible]、[illegible]、而按察使大伴駿河麻呂等、直進撃之、覆其巢穴、云々、按ずるに、此

筆者に、蝦夷を[illegible]に寇せし後によれば、登山村は、蓋、後の登米郡に他ならむ、遠山、登米、[illegible]相似たり、和名抄に、登米を止与米と訓じたるは、末の訛か、さ[illegible]、米の字にマイの音もあり、且、明治以前まで、此城名をとよまと呼みき、安井息軒が、読書余滴の奥州紀行の中に、此の登米町を[illegible]して、外山(トヤマ)と註せしも、以て見るべし 国郡沿革云、登米[illegible]宝亀[illegible]年、[illegible]、陸奥国大[illegible]、今年田租、[illegible]登米[illegible]年、其桃生、小田、新田、長岡、志太、玉造、富田、色麻、加美、黒川等、一十箇郡、與賊接居、不可同等、故延復年、今、此に拠て、当時の辺界の郡境を想見するに足る、但、栗原は、宝亀十一年、賊に陥る、未だ教化せざるならん、気仙、登米、桃生を載せざる事、何の故なるを詳にせず、

さて、登米の二字にて、トヨマとよむは、音仮借の例に合はず、[illegible]、米を假るなる、二字に約し、與を略きたるなり、[illegible]、遠山と記せしも、[illegible]仮借にすぎず、と知るべし

古事記伝云、本居氏曰、登米、若登理之異字者、見名義用之字、如武蔵志、者志字、美濃作者萬字、可[illegible]吉人氏曰、信濃有斗女郷、與登米同語、且米訓[illegible]、後世[illegible]其讀、而轉訛其迷也、蓋此地信濃移民所居歟、富士氏は、続日本紀天平十一年に見ゆ、桃生、遠田、富[illegible]など共に、[illegible]移民の筋なり、其跡を知らざるも、寺池城址に考ふべし

中世、葛西氏の領知に帰し、寺池郡の私称ありて、[illegible]郡の若干の数村をも合併す、近世は、佐沼を本郡へ属せしめられ、近年、更に佐沼を登米郡中に合同す

元禄二年記行、松尾桃青云、石の巻より、又しも双連まとひ行、袖のわたり、尾ぶちの牧、まのの萱はらなど、よそめに見て、遥なる堤を行、心細き長沼にそうて、戸伊摩(トイマ)といふところに一宿し、平泉に至る、其間廿餘里程とおぼゆ

◆

新田郡(ニヒタ)

今、若柳町[illegible]、小里村は遠田[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]新田郡、和名抄[illegible]、[illegible]紀に、新田の始見し、[illegible]に建置せられしなり、[illegible]遠田郡へ入るなり、[illegible]公[illegible]と載せ、和名抄、[illegible]今其地は、栗原郡、及び遠田郡へ入る[illegible]、木間は、もと、上毛野国の移の民の建てし[illegible]、[illegible]に合す 観[illegible]、新田郡[illegible]大[illegible]氏[illegible]有なるは、[illegible]りき、されど、大崎[illegible]、黒川[illegible]、[illegible]羅を生[illegible]にも[illegible]氏の故地なせ、有[illegible]ふ、[illegible]田[illegible]に下[illegible]、[illegible]遠に[illegible]、[illegible]今、遠田郡田尻村[illegible]古の長岡郡[illegible]の地に、大崎八幡宮あり、然らば、大[illegible]家領[illegible]、[illegible]往昔の地は、本郡中[illegible]、[illegible]域[illegible]せらる

東に、比[illegible]

新田(ニツタ)

古[illegible]といふ、[illegible]

今、新田村といふ、[illegible]古め、若柳町の西[illegible]、[illegible]大[illegible]、五里、[illegible]へ四里半[illegible]といふ

涌谷は、[illegible]、佐[illegible]、石越等と共に、[illegible]入る、

[illegible]に[illegible]、[illegible]て、[illegible]天[illegible]十年[illegible]に、[illegible]、玉造、[illegible]、新田等の[illegible]当時[illegible]新田[illegible]中[illegible]に入す[illegible]盖、[illegible]新田[illegible]の[illegible]し[illegible]知るべし

陸奥軍記云、[illegible]新田村に[illegible]し、新田村の中に長戸といふ[illegible]、北に沿へ、[illegible]北に[illegible]び、若柳の田野を[illegible]、長戸とは、[illegible]長戸と、[illegible]相近似 ○今按、[illegible]、[illegible]外、[illegible]一、[illegible]文[illegible]、新田村[illegible]松、[illegible]と、小[illegible]の、新田郡[illegible]

長沼

[illegible]なり、[illegible]す、南[illegible]八町[illegible]、一丘陵を[illegible]、日向[illegible]、力[illegible]、この[illegible]、[illegible]湖

…の中に、屈指の潴とす。新田沼の南に船越沼、早坂沼（長下の小池、赤水、諸所に散在す、南方村の管内とす。（長沼の西南、伊豆沼は、瀬峯驛より、佐沼驛への道路にあたる

小沼(サヌマ)郷

和名抄、新田郡小沼郷、高山寺本、山治郷、ノ原書、山恐らくは小の誤にて、讀みてサヌマといふ、即、今の登米郡佐沼町、南方村、北方村、等びに新田村にあたる

（讃馬郡）

和名抄、小沼、貝沼の二郷は、讃馬(サマ)郡の管地にして、延暦十八年三月、陸奥國讃馬郡、併新田郡とあるによりて、其廢停年代を知る　されど、何の時の建置にや「延暦八年八月勅、陸奥國入軍人身、今年田租、宜皆免兼給復二年、其牡鹿、小田、新田、長岡、志太、玉造、色麻、加美、黒川等、一十箇郡、與賊接界、不可同等、故延復年」とありて、當時の邊境、接賊の郡名を舉げしと雖、讃馬、栗原、登米、桃生の名を見ず、疑ふべし。蓋、栗原郡は、寶龜十一年、賊起りて寇境に陥り、爾後未だ收めず、桃生は、爾後に至りて牡鹿郡より分たれし者に似たり、而て、讃馬(トホヤマ)は、登米と共に、寶龜中まで、蝦夷の拠窟たりし遠山の舊域と思惟せらるれば、其讃馬登米二郡の建置は、延暦八年の後にして、十八年の前に在りしを推知せらる。

南方(ミナミカタ)

今、南方村といふ、即、佐沼南方の義なり、新田沼の南東にして、蕪栗(カブクリ)沼を以て、遠田郡大貫村と相分ち、迫川を以て、中津山、米岡、森、新井田等と相分ち、村内に沼池陵水散在す　二階山は、南方村西部の丘陵中に聳頭し、新田沼と蕪栗沼の中間とす　船越沼は、二階山の東に在り。○觀蹟聞老志云、大武(オホタケ)峯、在佐沼莊南方村、此地往昔、逆賊首大武丸亢之地、上建大悲閣、號[illegible]、大同中、田村麻呂所置也、有寺、號大武山天上寺、

（大武）

佐沼(サヌマ)

今、佐沼町、人口四千五百、[illegible]、登米郡[illegible]とす　仙臺を去る二十一里、新田驛へ二里半、迫川の西岸に[illegible]る、故に、迫川を佐沼川ともいへり、佐沼氏は、もと、大崎家に屬し、後葛西家の有に歸し、天正十八年、豊臣氏の時木村伊勢守之を領せしが、亂起り、伊達政宗[illegible]せらる、後、仙臺藩臣に[illegible]し、[illegible]、亘理氏の食邑なりき

封内記云、佐沼[illegible]北方邑、[illegible]驛也、[illegible]日權現、[illegible]在[illegible]中、古城[illegible]守也、[illegible]、[illegible]内[illegible]中、有二沼池、[illegible]以[illegible]名佐沼者、北之曲也、[illegible]、又有祇園社、佐沼[illegible]中[illegible]守神也、[illegible]下云、慶長十九年、[illegible]より、伊勢[illegible]下に[illegible]り、佐沼にても、始めて神[illegible]と號し、宮を立て伊勢の御[illegible]奉納、元和二年、津田民部[illegible]、[illegible]より[illegible]

佐沼(サヌマ)城址

葛西記、奥羽[illegible]に、[illegible]守[illegible]二千[illegible]圖、武藏守清貞）佐沼を[illegible]ると云へり、[illegible]、文明中には、大崎家の[illegible]有たること[illegible]、[illegible]氏の佐沼を取れるは、恐らくは、永[illegible]、天正の[illegible]ら／

伊達世次考云、文明年中、大崎[illegible]内佐沼[illegible]、拒背命、家中大亂、大崎義兼出亡、[illegible]川、於是、伊達尚宗公命金澤氏、師兵[illegible]之於大崎、葛西[illegible]、[illegible]山氏、尚衣氏救大崎、攻拔佐沼城、因使[illegible]為大崎主矣、見于[illegible]衣[illegible]

封内記云、佐沼北方邑、古[illegible]凡二、其一、[illegible]目、東照君改制也、往古、平泉秀衡家臣照井太郎高直所居也、文明之比、佐沼右衛門佐平直信居之、天正以來、大崎家臣石川四郎右衛門直村、[illegible]入道法山、其子[illegible]後義[illegible]、其子丹後[illegible]廣、其子彥九郎、四世相[illegible]居之、大崎家亡滅之後、太閤秀吉公、賜大崎葛西跡十二郡、於木村伊勢守吉清、吉清政事不正、大崎葛西之舊臣等、起一揆、貞山公受關太之命攻之、天正十九年[illegible]月七日落城、誅彥九郎、其後爲貞山公[illegible]、[illegible]邑[illegible]佐沼[illegible]居之[illegible]宗[illegible]、[illegible]七年、[illegible]其二、[illegible]目、[illegible]

佐[illegible]記云、[illegible]、上方[illegible]、木村[illegible]時、佐[illegible]九郎、[illegible]、地[illegible]、[illegible]古内[illegible]十八[illegible]月、唯今、[illegible]先手として、[illegible]田[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]の[illegible]兵を以て攻寄、[illegible]を取り、[illegible]に[illegible]を[illegible]、[illegible]たる、異[illegible]、[illegible]田[illegible]に在り、彥九郎[illegible]本城に[illegible]、[illegible]を守り、[illegible]子の[illegible]、[illegible]被[illegible]、彥九郎[illegible]年十八[illegible]、大軍を防[illegible]日、[illegible]少々[illegible]具[illegible]、[illegible]門下[illegible]に[illegible]、[illegible]、此[illegible]、[illegible]佐沼[illegible]、[illegible]云、佐[illegible]に[illegible]、[illegible]高[illegible]記云、[illegible]十八年、[illegible]の[illegible]、[illegible]方[illegible]、[illegible]欠落し、散々に[illegible]れ[illegible]、[illegible]保[illegible]ある[illegible]、寺[illegible]の[illegible]を引[illegible]き、名城なる佐沼に立籠る、從へる人々には、[illegible]、[illegible]河守、上[illegible]、[illegible]國、[illegible]山伊[illegible]守、伊達[illegible]津守、[illegible]大[illegible]少輔、[illegible]田[illegible]守、長部[illegible]右衛門、赤井播磨守、[illegible]地下總守、[illegible]田丹後守、末永筑後守、男[illegible]越後守、[illegible]尾張守、今[illegible]、千葉五郎右衛門、[illegible]田[illegible]前守、[illegible]崎石見守、[illegible]田[illegible]正、[illegible]澤出雲、[illegible]筑前、[illegible]四郎兵衛、[illegible]備中、武[illegible]、金田[illegible]前、[illegible]津三河、今泉左門、大[illegible]因幡、永江筑後、都合七百餘人也、葛西一門には、葛西式部少輔、同民部、同[illegible]郎、諸人を下知して、木村勢と合戰、[illegible]方入亂れて、[illegible]は花を散しける、斯かる所に、大原飛彈守、千葉七郎、一千七百餘騎、香取より引返し、佐沼の城の搦手より、木村勢と責戰

ふ、然るに、蒲生氏郷已に中街道より下向し、木村勢と一になり、さしも天下の大軍なれば、十日餘り持懸[illegible]戦ふと雖、終に打負け、[illegible]の嫡子[illegible]兵衛、[illegible]次郎政信、[illegible]信は落失せ、又、[illegible]相馬[illegible]なさる、此時、島[illegible]門衛、宗老を始め、[illegible]は討死、或は落失、佐沼[illegible]落に及びけり。宮崎武[illegible]、天正十八年、中新田[illegible]て、木村常陸介の城、[illegible]有備門[illegible]、五千石取たる者を、伊達守になされ、東胤信[illegible]、[illegible]十萬石下さる、伊達守、百[illegible]置きを以て、[illegible]内大崎の者共始め、九戸[illegible]催し、再一揆蜂起す、十九年二月也、居城の佐沼攻落され、[illegible]合の處、蒲生氏[illegible]、一揆共を切捕し、其城[illegible]入置れし[illegible]、宮[illegible]の手柄也、されど、[illegible]、[illegible]十萬石召上られ、御[illegible]仕られ[illegible]、[illegible]様に被[illegible]れ、後、[illegible]に、二萬石[illegible]。

伊達政宗日記云、木村伊勢守、[illegible]付、[illegible]に在[illegible]門は、[illegible]に[illegible]、候、[illegible]、小者九人十人召つれ候者を、[illegible]、其家無之ま[illegible]、中間小者、あらしこのやうなる者を侍につくり立、本[illegible]の所へ[illegible]、下女下人なう[illegible]よふな彼女房に[illegible]、法の[illegible]に[illegible]、[illegible]大崎ともに[illegible]、[illegible]無念、[illegible]山[illegible]最前に一揆起し、[illegible]、[illegible]山、[illegible]、古川にて、[illegible]、[illegible]に[illegible]中され、[illegible]な、[illegible]、[illegible]やうなるものは、[illegible]に成り[illegible]て[illegible]、[illegible]、政宗公、佐沼町[illegible]、[illegible]を[illegible]られ、[illegible]東を付取[illegible]、[illegible]に付候、政宗公[illegible]、西[illegible]西の山に候間、沼候而地形惡候、沼と川との間は、茂[illegible]石見[illegible]に[illegible]、其東は片倉小十郎役所にて候、三日廿[illegible]を[illegible]、西[illegible]の間も、内[illegible]を持寄、引籠[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]、其日[illegible]へと[illegible]、[illegible]は夜の内に欠落、[illegible]の内[illegible]と[illegible]所に[illegible]、家中侍、百[illegible]其、[illegible]、城中[illegible]、[illegible]も不[illegible]日、[illegible]

[illegible]、[illegible]、分[illegible]取[illegible]一迫[illegible]、[illegible]、二十九日、正宗[illegible]攻佐沼城、[illegible]十[illegible]萬、守備、八月四日夜、右近[illegible]大[illegible]、[illegible]、正宗[illegible]中、[illegible]日、[illegible]一揆[illegible]、[illegible]

佐沼古[illegible]、天正十[illegible]、[illegible]一揆の時、佐沼の城主は、[illegible]、同弟九郎、其外[illegible]、佐沼城に[illegible]、伊達勢、佐沼へ押寄、[illegible]の内[illegible]に本陣を張る、然るに地形低く、下は沼にて段々下りなれば迚、北方村砂子山に陣を構へ、其東は片倉小十郎[illegible]、[illegible]の[illegible]なれば、[illegible]の者共戦ひ[illegible]、西の曲輪を保兼れ、本丸へ引籠る、寄手は一市町搦を押破り、城の三の丸の大手を押破る、石川駒三郎、大島[illegible]、[illegible]、[illegible]左馬允[illegible]防戦すと雖、一揆[illegible]を[illegible]て、[illegible]へ[illegible]ふ。

北方（キタカタ）

今、佐沼町の北、新田村の東にして、佐沼村に[illegible]間と[illegible]攻の時、北方といひて、佐沼の市街をも包含したりしが、近年、町方をば分ちて別立す。〔北方には三方島、御假屋、船橋等の小區あり〕

迫川（ハサマ）

栗原郡の一迫、二迫、三迫、三水の合流に成る、大林、伊豆野、若柳を過ぎ、東南の方向を以て進み、[illegible]の[illegible]に入り、中江川[illegible]を合せ、南向に轉して、[illegible]の間を通し、[illegible]、新田沼等の水を容れ、[illegible]に至り、[illegible]して、[illegible]の水を[illegible]、[illegible]して、[illegible]、[illegible]迫田[illegible]の間に至り、北上川に[illegible]。又、佐沼川の稱あり。若柳（栗原郡）以下、凡十三里、舟楫の上下を見るも、[illegible]の[illegible]を以て、[illegible]の利を損するに似たり。

迫川の[illegible]は、中津山の東[illegible]を南下し、北上の[illegible]と[illegible]合して、[illegible]生[illegible]に出でし者[illegible]の如く、中津山の西に注[illegible]て、[illegible]沼に注するは、[illegible]治水の結果に因る、[illegible]の堤[illegible]を見て之を知る[illegible]、古へ、[illegible]栗沼の水は、獨自に東南下し、中津山の南（寶獄）を走過したる也、[illegible]、[illegible]の[illegible]水は、[illegible]て合湊し、更に分派して、一は追波の方へ赴き、一は廣[illegible]の方へ[illegible]。

石越（イシコシ）

今、石越村といひ、佐沼の北一里半、北上に迫川[illegible]、北は[illegible]、[illegible]清郷、[illegible]は[illegible]若柳町に連接す。二年、鐵道此を通じ、石越驛[illegible]。

牡内記云、栗原郡高倉庄石越邑、[illegible]明神、白鳥明神、伊豆神明、一[illegible]、[illegible]前者[illegible]居、[illegible]志村に、[illegible]、栗原郡[illegible]〔陸奥式社考、奥州[illegible]行、[illegible]べし。栗原郡に迫川、[illegible]に合[illegible]〕

深田氏新墾土記云、式内[illegible]石[illegible]門[illegible]に[illegible]故に、大石小石村と云ふか、後、石越村と云ひ[illegible]

日、其神也と云へり。

宮中に在り土書上云、石神社、六々十七戸、[illegible]中八十九戸、石神社、[illegible]、長三尺四寸、幅二尺四寸、高六寸、これは式内志波彦志制石神の南に由[illegible]

貝沼郷（カヒヌマ）

和名抄、登米郡貝沼郷、今[illegible]山等にには、貝沼に作る、恐らくは[illegible]なり、[illegible]、又はカヒヌマと訓み、小沼の義、石[illegible]、石[illegible]、上沼村に當るべし、石森村の加賀野は、[illegible]詳かならず、爲に之に[illegible]たり、又、上沼にも相當し

夏川（ナツ）

又、中江川といふ、[illegible]今石村に發し、石森村を過ぎ、東南に下り、石越村を經て、遂に迫川に注ぐ、長十里にも及ばん、上流には小夏川ともいふ

石森（イシモリ）

今、石森村といひ、加賀野なるに在り、石越村の東にして、迫川の東邊とす、即佐沼町の東北一里、石森の南を[illegible]松といひ、佐沼より加賀野、西部に至る驛路之を貫ぬく、北に寺山てふ孤峰あり、[illegible]に屬す

寺山（テラ）

又、西界は一脈の丘陵を負ひて、石森村と兩分つ、封内記云、石森邑、戸口凡二百五十、有市店商驛也、石同神社、[illegible]同神社、[illegible]樹地、昔有寺山寺、天正中焼廢、惟存遺址、有木像藥師十二神像、今安置諸安永寺、[illegible]館、[illegible]三五郎[illegible]不傳　所居也

加賀野（カガノ）

今、石森村の大字とす

[illegible]志[illegible]寶治元年十月、陸奥國[illegible]、邑民志別君[illegible]等言ふ、親族死亡し、子孫常に絶せんとす、[illegible]らるゝを恐る、[illegible]ふ、香河村に於て、[illegible]を建て、[illegible]戸口民と爲らむと、今按、[illegible]、今[illegible]香河村、[illegible]、[illegible]、[illegible]と、然るに、從來[illegible]の地、及び[illegible]の次第に據りて之を推すに、[illegible]、[illegible]の地は、[illegible]にして、未た郡を置く所あらず、蓋今、登米郡加賀野村あり、即、香河の遺名にして、香河郡、後登米郡と改しならむ

[illegible]東の[illegible]「此在丙寅年二月、[illegible]大將軍[illegible]上甲胄、[illegible]於[illegible]大[illegible]云々、[illegible]、加賀野、飯[illegible]修理居爲也、上[illegible]八幡神、[illegible]、中[illegible]並北所建、聖徳太子影寺也、補[illegible]、雲[illegible]作也

上沼（カミヌマ）

今、上沼村と云ふ、大字[illegible]、[illegible]有す

石森の東北にして、[illegible]

觀聞志云、上沼[illegible]、葛西[illegible]、[illegible]

栗原郡若柳新田[illegible]、[illegible]

中田沼（ナカダ）

石森村の南[illegible]にして、南北一里、東西半里、其[illegible]は、[illegible]して[illegible]、上沼、櫻場は、[illegible]に[illegible]

彌勒寺（ミロク）

今、上沼村の大字にて、封内記云、長徳山彌勒寺、[illegible]宗、本尊彌勒佛、[illegible]、[illegible]、開基[illegible]、[illegible]十八字、[illegible]之久、[illegible]、僅存一院、天正中、[illegible]中興、古昔一、名[illegible]、鈴木正齋者居之

櫻場（サクラバ）

今、上沼村の管内にて、加賀野へ近し（封内記云、櫻場邑、飯綱權現社、不知何時勸請、社地有古櫻大樹、邑名本之、又、有古館、記曰、[illegible]、[illegible]内家臣[illegible]帶刀所居也

登米郡は、遠く海濱を去ると雖、[illegible]位低卑、中央最も高き佐沼驛に於てすら、海面を拔く[illegible]、低所は僅に九米許なり、尚其より上流、栗原郡若柳驛に至るも、高低を異にせざれば、水流の遲緩なる[illegible]に足れり、[illegible]、[illegible]池に散在す、凡、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]四分田土の生產力を増進する、更に[illegible]、而も現況を察するに、地位の乾田自由に適する處は、漸く[illegible]なる沖積地中、實に僅少にして、佐沼驛より加賀野、櫻場に至る一帶に過ぎざるなり、其他と異なるを見ざるも、[illegible]の如き特に打ち盛に耕作せり、然るに、之れを去る事常の間に於て、[illegible]生産の狀態を異にし、農業に十分の好果を見ざるは、全く地下水の然らしむる所にして、もと地味に於ては甲乙の大差なきなり、云々、[illegible]氏土性調查書

登米郷（トヨマ）

和名抄、[illegible]、今の登米町の東岸なる[illegible]、[illegible]にわたるべし、[illegible]

西郡（ニシゴホリ）

今、[illegible]を合せて、錦織村と云ふ、[illegible]の東に北上川を隔て、北は桃生郡[illegible]と相界す、[illegible]藩臣大内氏の邑なり、[illegible]約十二字

伊達世臣家譜云、大内氏、[illegible]周防守[illegible]大内[illegible]子　今[illegible]、其家業[illegible]、[illegible]年七月、[illegible]氏所賜大内[illegible]者[illegible]、後大内[illegible]、[illegible]之論旨、今昔[illegible]子[illegible]、[illegible]不計幾世之間矣、其世有二男、一曰備前守[illegible]由左衛門）義生、繼其家、次曰德壽院義存、[illegible]之法、義生子備前守義綱、始來于本國鹽松、屬于鹽松式部大輔尚義、尚義亡後、白[illegible]、小濱、小手森、月山、築山、岩角、[illegible]、月舘、數邑、義綱子備前守[illegible]太郎左衛門、[illegible]定綱、屬會津主蒲生[illegible]名盛高、等高死後、[illegible]公召之、或從或背、猶豫歷年、此[illegible]、公賜[illegible]、[illegible]、天正十六年所賜盟書、實[illegible]、[illegible]、或列一家之首

封内記云、西郡邑、公賜大内氏采邑、有市店商驛也、此以下平鰐淵邑七邑、以隔川、呼之曰登米七邑、鹽松山重招寺、時宗、大内家之寺也、傳曰、當邑主先祖大内義綱、

本吉亡滅之後、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
地、古壘、號湖水城、爲卦川新右衛門所居、或爲卦川作西郡。

猨河原（オイヌガハラ）

今、鱒淵と相合せ、米川（マイカハ）村と改む、西郡の東[illegible]山中に在りて、[illegible]の氣仙郡への通路にあたる、佐沼より西郡を經て、此に至る五里、更に[illegible]を踰え、小原、本吉津に至る五里、溪流を上[illegible]川と云ひ、鱒淵川を合せ、[illegible]川の名あり、米谷に至り、北上川に歸す、長四里

北山谷は、古生層岩に屬し、礫質埴土の地にして、固より肥美と爲すに足らずと雖、煙草の特産あり。○猨河原の奥谷を、大籠（オホカゴ）といひ、登米、本吉、磐井、三郡の交界にあたる、今、[illegible]井郡大津保村の管内とすれど、本篇、本吉郡津谷川（ツヤカハ）に合有せし。

(大籠)

封内記云、猨川原邑、戸口凡二百三十、有市店而驛也、[illegible]、紫染、茜染、忍冬酒、不老酒、蜜黒酒、法[illegible]山大慈寺、曹洞宗、本尊聖觀音、運慶所造、藤原秀衡[illegible]、面刻天台宗、永享元年、[illegible]和尚中興、古碑一、[illegible]大慈寺中、長七尺餘、[illegible]四尺餘、記云、永徳[illegible]、[illegible]字漫滅不分明、[illegible]、或云[illegible]、土人[illegible]、[illegible]、高小[illegible]、千田[illegible]居也、上[illegible]、[illegible]掛川新右衛門所居也

鱒淵（マスブチ）

今、米川村の管内に編せしむる、猨[illegible]の南とす、米谷の北[illegible]。封内記云、鱒淵邑、[illegible]、大同中、坂上田村麻呂、奥州七處草創之其一、[illegible]番十五番之札處也、別當華足寺、[illegible]、[illegible]有六之地、古壘、號南[illegible]、及川[illegible]也。

米谷（マイヤ）

今、[illegible]を合せて、米谷村といふ、北上川の東岸、[illegible]、佐沼より三里。寺[illegible]、西郡第一、[illegible]。

[illegible]、[illegible]、其後[illegible]に[illegible]、[illegible]氏に屬す、[illegible]して、父母晏然として顧みず、官亦甚之を怪まずと云ふ、[illegible]數十、文[illegible]化九年[illegible]、[illegible]法寺を[illegible]、[illegible]之を[illegible]、其米谷村を[illegible]、[illegible]に曰く、[illegible]、不[illegible]山川行[illegible]、[illegible]、斯翁の言聞かれ、事行はるるも、抑由る所なくんばあらざるなり、[illegible]山公[illegible]人、[illegible]、[illegible]山公[illegible]の後、[illegible]、翁この[illegible]、大人[illegible]之を賞賞し、[illegible]其の[illegible]を分ち其[illegible]に充て[illegible]しめらる、[illegible]。

昔は、米谷川（猨河原に發し、一名飯豐川）へ、北上川の來り會ふことなく、北上は水越より南に下り、（今の如く東に折れず）[illegible]池の西を過ぎて、[illegible]津の邊にて、米谷川に合せり。即、米谷川は、南行五六里の後に於て、[illegible]郡[illegible]柳津の邊に至り、初めて北上川合したりと論せらる、されど、之を[illegible]川と呼べば、甚、北上は、米谷、水越の邊にて二分し、一は追川の方へ横行し、一は今の如く米谷川を合せて、直に柳津の方へ流れしならん。

封内記云、米谷邑、[illegible]、有市店[illegible]驛也、[illegible]神社、九百年前之古社也、別當[illegible]觀音院、號鹿島山[illegible]寺、[illegible]、有万[illegible]十二處、有老杉、[illegible]、婦人抱之則孕子、[illegible]、土人呼之曰子抱杉、至今婦人多[illegible]之、[illegible]下有小石、[illegible]、鳳凰山冷松寺、曹洞宗、高[illegible]也、[illegible]寺、公於[illegible]田家

(冷松寺)

[illegible]寺、[illegible]天和元年[illegible]、其後[illegible]十[illegible]年、高[illegible]、冷松寺[illegible]、[illegible]於[illegible]境、[illegible]院谷寺、[illegible]、改[illegible]冷松寺、[illegible]寺、[illegible]之比、大[illegible]門[illegible]、[illegible]林寺[illegible]關山、[illegible]、古昔有四十八庭、土人呼之曰大澤四十八瀑布、今僅存[illegible]、一[illegible]、米谷[illegible]、米谷[illegible]、今高[illegible]

樓臺（ロウダイ）

今、米谷へ合せられ、北上川の東岸なり、封内記云、樓臺邑、[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]此[illegible]、[illegible]、不[illegible]、或云中[illegible]、[illegible]川[illegible]、高二丈七八尺、傍有石佛不動。

水界峠（ミヅサカヒ）

米谷の東嶺にして、之を踰えれば、本吉郡志津川灣に到るべし、四里餘、峠の南嶺を神行堂山といふ。

水越（ミヅコシ）

今、淺部（アサベ）と相合せ、淺水村と改む、北上川の東岸にして、又、北上川の右岸とす、往昔は、北上川の水、水越の西を流下して、[illegible]津に至りしといふ、されば、今の登米町の西へ出でしなり。

水越の丘陵は、米谷山と相對し、淺部の丘陵は、樓臺山と相對し、今其兩間を、北上川の河道とす

(淺部)

封内記、水越邑、觀音堂、本州七處之其一、而第三番之札處也、名蹟志曰、往昔、田村麻呂摸和州長谷觀音、長八尺二寸也、今猶存、按、田村之於觀音、到處必立焉、號之多以長谷、田村所信者、蓋攝州清水寺之佛也、胡爲[illegible]、皆是後人[illegible]田村、且不[illegible]信之尊[illegible]、亦可[illegible]、古壘、水越[illegible]居所、名蹟志曰、[illegible]、在水越邑、須川有近[illegible]、上[illegible]明神、[illegible]之、一本、須川作瀧川、淺部邑、丘一、在田中、土人[illegible]小島山、[illegible]可六里、有八[illegible]之傳、其中有[illegible]、其形勢如[illegible]、[illegible]、號見[illegible]、[illegible]六百八十[illegible]、[illegible]新井田邑、其半[illegible]本邑、古[illegible]、其[illegible]高楼[illegible]、二階堂[illegible]内所居、其[illegible]、[illegible]、有南[illegible]、[illegible]根[illegible]

(小島山)

閉七讀餘、…藩方二十餘間（…）…云、一説に、北上川の古流は、水越に於て二派に分れ、一は、現今の河道、登米町の東を、柳津より追波灣に出で、一は登米町の西を走せ迫川、江合川を合せ和淵の上に至り、現時の流道の如く、石巻港に出たり。其年代は不詳なれど、往古の本流は東（今の北上川）にして、其流道に變遷を生じ、三百年前、伊達氏移封の頃は、本流西に轉し、東は却て派流たりしを、伊達氏の治世中に、現今の如く、西派を塞ぎしなり、云々。

登米（トヨマ）

今、登米町、人口八千、日根牛を合す（北上川の西岸に居り、佐沼を去る三里半（日根牛は、水を隔てて東岸に居る）水路、石巻へ十里、米谷へ一里、柳津へ二里。

（寺池）登米は、舊邑名寺池（テライケ）といひ、近世は、藩の公族、伊達式部の食邑たり。初め、中世、葛西氏鎭撫の時、此に築き、登米城といひて、境邊の地方に、寺池郡の汎稱あり。葛西實記云、登米十七郷、長…二十四郷、佐沼七郷、號寺池郡）後、藩、登米を以て之を呼び、遂に公稱と爲る。○登米の北、淺部に至る間、及び南、鴇波に至る間に、丘陵ありて、謂ゆる北上山脈の古生層に屬す。且、今は河水此丘陵の東を流るれど、往時は、西側を過ぎたりと云ふ。されば、和名抄登米郷の處にして、古は水東の地なりと悟らる。

（豐米）平澤氏漫遊文草云、路起石巻、傍來神川而北、條路平坦、但有小山之麓、有樹古、不…來、山背其陵相襲、遠望如馬首、幽…也、…而…石森、而弱柳、而金成、金…也、始出大路、大抵里東之地、山不高而地肥（安井氏讀書餘適云、路行北…河…岸、水力未分、洪濤漲山、實東北陬一大瀆也、渡河日半山、松島

（外山）鬱然、伊達氏之族、式部者城焉、采地二萬石、士民耗郡而居、約一千餘戸、凡、仙臺十大人、采地千石以上、皆士著、所以鎭撫庶…備外侮也、出郭、…西自遠望東羽分水嶺、…其間東西二十四、南北五十里、昔伊達氏之封也、…賀…）明治維新の際、仙臺藩、其南北の郡邑大半を削られ、水澤縣を以て其北疆を治む。明治に、登米に…して、其廳舍を定めらる、登米八幡宮の、縣社に列せられしは、實に之が故なり。數年ならずして、水澤縣廢停せらる。

登米城址（トヨマ）

封内記云、寺池邑、古壘凡二、其一號登米館、葛西左京大夫晴信所居、慶長九年、伊達相模宗直、自膽澤郡水澤城、移于此館、子孫相續居之、其二號羽黒館、不詳何人所居。

伊達世臣家譜、白石若狹宗實、無子、養伊達左衛門宗清（梁川家也、直山公第八男、號鐵齋）嫡子、尚胤、稱之相模宗直、慶長中、從水澤移邑登米、元和二年、宗直始號伊達氏、嫡子若狹宗貞、秩一萬三千石、三男又四郎宗元、別立家、稱梁川氏、列于一家之班、宗貞無子、養青山君四男村直爲嗣、加秩五千餘石。

陸奥國郡名考云、葛西清重は、文治年中、牡鹿郡石巻日和山に居館す、子孫此に居りしが、六代對馬武治は、元徳年中、登米寺池城を築き移住すとぞ、葛西記に見ゆ。

竹堂東羽萬事云、葛西氏、三郎清重之裔也、清重居下總葛西郡、故氏焉（伊達世臣家譜）、從…右府東征、以功賜陸奥膽澤磐井氣仙牡鹿江刺數郡、并海濱六十六島、陸奥郡考、引葛西記曰、清重初賜五郡、日上膽澤、下…、號松浦郡、西岩井、東山、號岩井郡、一迫、二迫、三迫、號高倉郡、氣仙、本吉、號竹駒郡、江刺號門闢郡、後有武清、又略有登米及内佐沼等地、號寺池郡、乃爲六郡、而世所稱葛西七郡者、據晴信所領言之、牡鹿、登米、本吉、岩井、膽澤、江刺、氣仙、謂是也、始自下總航海、達牡鹿郡石巻、設酒肉賀、有柏單乘風而下浮盃中、…遂以…於日和山居之、…政日、…七…館、…日和山云、…重六世…武晴、…守、…有登米及内佐沼諸地、當此時、…家…羽…、…武晴…、家西上、與足利氏戰、…敗…、…寺池佐沼二城、而居…、…晴十一世孫、曰晴信。

今按、此に武清と云ふは、…の…に…る…、武晴の時に、佐沼城を取り、そこに居ると云ふも、信ならず。佐沼、石巻…に合…し、葛西氏には…寺池と稱す。大…氏云、寺池城は、初め、登米町の南なる田（…）にありしに、後に、町の北なる山に移れり、慶長以後は、伊達家の一門伊達式部、代々の居館なりき。

餘目氏記録云、應永九年、大崎伊達御一所に、彼守京都、小外様に登米方一人、其外兩國者外様、葛西方を致す也、又於谷地いたてと云ふ所に、葛西…、桃生、深谷、其外…六…、同心…陣す、大崎より、中目太郎三郎、御代に下り討死、…然、合戰…利之間、大崎…に…講し給ふ、…登米は藤原の流、小山、白河、登米、八幡、國分、是…族也（伊達世次考云、應永九年、政宗公、據守赤館、…倉大軍來攻、堅壁不動、此時、大崎、登米、與伊達同心合力、以拒…、其餘…羽諸將、皆助…倉、時葛西、…生、深谷、六郡…起、…陣于登米…、以撃谷米、大崎令中目太郎三郎征撃之、中目死之、其後遣兵撃之、…北、大崎…得勝利、

（鯉澤）…傳…、葛西七郡、…牡鹿…膽澤、江刺、氣仙、元是登米、桃生、…八郡也、其居城牡鹿郡石巻、又登米郡寺池邑、保呂羽城也、東…日、文治五年九月、平泉郡内檢非違使所事、可管領之、葛西三郎清重、蒙御下文、於郡内停止諸人濫行、可糺斷罪科之由、云云、凡清重子孫數百年…勲功、…之…、…今此等重職…繼伊澤磐…

寺岩庭為部以下、有作数箇所、云云、又名古書、曰
頼朝卿今磐井郡之、以其軍役、葛西三千貫、登米、
桃生、深谷、三郡合之千貫、云云、登米郡北方、昔
首藤刑部丞任之家、[illegible]行方郡谷保、此長江
太郎義景、其前中、深谷荘[illegible]領所在之、
登米郡不知其姓名、以谷保為氏、永正年中、有稀有
未大郎有賢者、又古書曰、[illegible]人、葛西三郎
清重、[illegible]石
瑞三保」云云、河北[illegible]、[illegible]名在真之、
如此擧手郡於下[illegible]平泉[illegible]頭
見東方、[illegible]、亦有當時以郡名為氏而居住
其郡中者、然則為人乎、又古書曰、桃生郡主山内首
藤侯通十餘代後胤、備前守義通、嫡子刑部大輔貞通、
永正八年十月、依葛西宗清[illegible]、復其子千
代若丸、終自出亡、其餘有之、家臣吉田七郎清道、
後據中島城、以拒葛西、葛西宗清、師大軍[illegible]、九
月三日和[illegible]、[illegible]代若丸出城、後今首[illegible]、
至于此桃生首藤家亡云云、或云、[illegible]
代若丸叔母夫、[illegible]
西桃生為[illegible]也、此後、登米亦為葛西所亡、其餘、
江刺元[illegible]、於是、葛西今領七八郡
也、唯深谷[illegible]之亡後、遂
更為我旗下、以保其家云

永隆軍記云、天正十八年秋、木村伊勢守は、奥州の内、大崎葛西を領し、登米の城に居住すれば、嫡子彌一右衛門は、古川の城に居す、されとも、未だ[illegible]惣の[illegible]けり、因之、一揆蜂起、父子[illegible]川を捨てて、佐沼に[illegible]、伊達成實記同之

龍源寺（リュウゲンジ） 寺池に在り。[illegible]云、龍源寺は、葛西氏の菩提所なりき、此寺初め、牡鹿郡水[illegible]村にありき、此寺の過去帳にも、葛西氏歴代の院號、法名、年號、寺号月日ありて、偏へ葛西氏の過去帳なると、全く同じ、されども、其[illegible]月日は、他の實錄と參照すれば、合はぬが多し、[illegible]年辛巳年、歳七十四、としたれど、吾妻鏡、貞應三年の條に、[illegible]入道、[illegible]名異人なるか知られねど、確證すること能はず、又六代の清貞なる、正中元甲子年卒したれど、白河文書に、建元三年、葛西清貞、[illegible]、葛西氏歴代の異名もありし故、伊達氏の[illegible]となりて、後、[illegible]大苗代といふ[illegible]にて、[illegible]寺記に日く、[illegible]當寺開山天[illegible]以乾濟大和尚、[illegible]年、[illegible]奥州へ行脚、牡鹿郡[illegible]法山の側に止り[illegible]、葛西陸奥守[illegible]、[illegible]中野村之[illegible]、天台之地[illegible]、[illegible]傳之[illegible]、云々」

覺乘寺（カクジョウジ） 寺池に在りて、伊達氏の菩提所なり。[illegible]内記云、[illegible]用山覺乘寺、[illegible]宗、[illegible]、天正十八年、葛西家亡滅之後、[illegible]、寛文六年丙午、伊達式部宗倫、[illegible]之、以[illegible]中興、[illegible]、[illegible]號[illegible]覺寺 賜[illegible]、[illegible]自[illegible]地、[illegible]

日根牛（ヒネウシ） 今、登米町の管内なれど、河水を隔つ。封内風土記云、日根牛邑、[illegible]、有銀杏大樹、周可十丈、[illegible]根周廻一丈、大日堂、有石[illegible]、高六尺、[illegible]二尺五寸、其[illegible]、記云永和三年十二月日、以是為本[illegible]、此時創建乎、[illegible]、高可十丈、[illegible]一丈五尺餘、[illegible]之實、[illegible]穴、[illegible]之日胎内[illegible]、凡有[illegible]者、[illegible]之、則必有[illegible]、故人[illegible]信之、寳保八年、樹大風倒[illegible]、今[illegible]、以代之

宗今[illegible]、[illegible]田伊賀守、同[illegible]、[illegible]内[illegible]、再度[illegible]
[illegible]公、[illegible]、葛西日根牛之邊に、[illegible]致在留[illegible]、
此度、[illegible]中[illegible]之由、[illegible]、自其方一[illegible]指遣、
其日[illegible]早[illegible]、可御心得[illegible]、[illegible]、
遠[illegible]、遠藤伯耆守[illegible]中[illegible]、不具、恐々
[illegible]
霜月晦日　[illegible]伊達氏宗
[illegible]守殿

行方鄕（ナメガタ） [illegible]、古[illegible]の[illegible]、登米郡の[illegible]方、[illegible]、今、登米の中央なる[illegible]にて、[illegible]北上川の[illegible]にあり、中世[illegible]、行方は、當[illegible]の[illegible]に、[illegible]、蓋、これらの郡より讓任せる者か、

大觀氏云、葛西記に、葛西武治、[illegible]の間、登米、袋中、佐沼、手[illegible]に入る云々、袋中（一本には袋の内ともあり）[illegible]ならず、此地方の方言に、川[illegible]し、其内に囲まれたる一區域の地の稱を、[illegible]、又は谷地[illegible]などいへり、今の北上川は、[illegible]十[illegible]頃までは、[illegible]郡の[illegible]、[illegible]流して、[illegible]東南へ流れたり、袋中、[illegible]の間の[illegible]なりしならむか

新井田（ニイダ） 今、[illegible]合せ[illegible]と改む、[illegible]の古へは[illegible]田と[illegible]、佐沼[illegible]南方村の東に迫川を隔つといへり、其[illegible]す[illegible]、[illegible]の[illegible]野、大[illegible]、[illegible]し、六[illegible]

觀[illegible]志云、新井田邑、在新田村、[illegible]、同神小[illegible]、本[illegible]、[illegible]宗、寺[illegible]有[illegible]、一基、[illegible]五寸、[illegible]、下[illegible]日[illegible]、小[illegible]、元[illegible]年二月日、[illegible]、二尺五寸、[illegible]一尺[illegible]寸[illegible]日[illegible]、[illegible]武[illegible]年[illegible]月日立之

本吉[illegible]

天保十[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]一村、[illegible]

宜[illegible]牛、昔中西被災戸也、各與七畝遠、其[illegible]治水田、不知陸種何物、米價昔賤、[illegible]足以易一[illegible]、[illegible]民專業[illegible]、[illegible]因而[illegible]之、以[illegible]、[illegible]倍收其利、[illegible]之[illegible]、不[illegible]、是以[illegible][illegible]変遷、以承其[illegible]之北也、[illegible]未甚廣[illegible]無餘疑、[illegible]因司不存後事、[illegible]、然則、當時[illegible]與僭也、[illegible]、莫不[illegible]、入民以苦、[illegible]千頃、[illegible]、可[illegible]也、或曰、水田且荒、何暇及陸種、是大不然、豐臣氏而下、撿田踏畝之制與、水田之稅、遂及大半、[illegible]、獨有陸種而已、[illegible]、[illegible]水田、是[illegible]之[illegible]也、[illegible]子曰、取者[illegible]、[illegible]曰、不利而[illegible]之、不若[illegible]而後利之之利、故欲[illegible]水田、必先[illegible]陸種、[illegible]之[illegible]也、

森（モリ）

今、[illegible]村の大字にて、吉田村に接す　封内記云、[illegible]邑[illegible]、[illegible]、邑[illegible]、[illegible]年月、上行寺、日蓮宗、[illegible]、[illegible]寺末寺、[illegible]六年、[illegible]邑主[illegible]、日蓮宗[illegible]、[illegible]、古[illegible]一、[illegible]日、[illegible]浦對馬所居、名跡志、作三浦式部、或曰寺田古城[illegible]。[illegible]地理纂[illegible]、[illegible]氏云、[illegible]に[illegible]ふる處によれば、北上の流路は、[illegible]、[illegible]、[illegible]部を經て、登米町[illegible]日渡の[illegible]堤防[illegible]、今、[illegible]と稱す)に沿ひて、[illegible]村の森と吉田村との界に至りて、迫川を合せ、更に米山村、豐里村を環流して、柳津を經て、飯野に至りしと、又、[illegible]監督署の調査に據れば、北川、往古は、森と吉田の中界を經て、今の迫川に合流せしなり、慶長元和の際、[illegible]、[illegible]を起さしめ、西郡村の地内な[illegible]曲に[illegible]し、堤防を築きて、[illegible]川なる[illegible]川の流路に導き、[illegible]に至り、[illegible]下にて、之を[illegible]川に落す[illegible]

吉田（ヨシダ）

（鶴波山）

今、吉田村といふ、登米の西二里、米岡の東なり。北上川は、昔、吉田の邊を流れしにや、頗低卑の地なり

下[illegible]沼、長[illegible]沼は、吉田の東、[illegible]の[illegible]とす、即、鶴波（トキナミ）山の北に當る　上待井[illegible]羽黒沼、[illegible]沼、下待井沼は、吉田の南、赤生津に至る間に散在す、即、鶴波山の西に當たる[illegible]、高十八丈突、[illegible]中津山の[illegible]里餘、[illegible]の北上の[illegible]は、中津山、[illegible]の間なり[illegible]と、[illegible]定せらる

封内記云、吉田邑、有[illegible]、[illegible]、下[illegible]

（開堰）

開[illegible]二千[illegible]百[illegible]、[illegible]、[illegible]八里[illegible]邑[illegible]田郡[illegible]野[illegible]邑之用水也

賀美郷（カミ）

和名抄、小田郡賀美郷。○今、登米郡米山（マイヤマ）村、及び遠田郡大貫村等にあたるごとし　迫川の東西に[illegible]り、行方郷(登米郡)小[illegible]郷(新田郡)の南とす、

米岡（マイヲカ）

（西野）

今、米山村と改め　[illegible]を合せたり　寺池の西二里半、佐沼の南二里、迫川の左[illegible]なる小[illegible]とす

或は西野（ニシノ）とも呼ばれたり。此地は迫川屈曲して、大小の川澤散在す、水陸の變遷、古來頗多かりけん。

封内記云、遠田郡西野邑、戸口凡百九十、有[illegible]藤渡戸[illegible]、[illegible]地、米岡有市店郵驛也、長光山常樂寺、時宗、弘安四年、[illegible]、名跡志日、米岡館、往古、俵藤太秀郷[illegible]行、居此館、名[illegible]、[illegible]郷來[illegible]之事、[illegible]之乎

中山柵（ナカヤマ）

[illegible]天皇紀、延暦二十三年に、小田郡中山柵見ゆ、其地は、郡の東北境なる、中津山村なりしなるべし、弘仁六年に、小田の團に兵士千人を加ふといふことあるも、此地なりしなるべし。

復軒雜纂、延暦二十三年正月、運武藏上總下總常陸上野下野陸奥[illegible]、[illegible]一萬四千三百五十斛、米九千六百八十五斛、於陸奥國小田郡中山柵、爲征蝦夷[illegible]、[illegible]代格、弘仁六年八月[illegible]官符、[illegible]守城事、今請加四千人、小田團一千人」とあるも此にて、中山は、中津山と讀む、津は[illegible]と云はむがごとし、[illegible]名帳、[illegible]遠田郡[illegible]中川[illegible][illegible]は、[illegible]中津川[illegible]にて、今の中津川驛の[illegible]山社なりと、神祇志料に見ゆるも證とすべし。○小田郡弘[illegible]、[illegible]中千[illegible]、[illegible]、[illegible]中津山村、[illegible]其地[illegible]、村之西岡、頗高而[illegible]、[illegible]然城[illegible]、[illegible]西南、[illegible]、東北[illegible]田、[illegible]然成壁[illegible]也

○今按、天平九年紀に、[illegible]の[illegible]柵といひ、[illegible]柵とは、[illegible]、[illegible]田、[illegible]、色麻、[illegible]一柵なるべきこと、本文の後段に見ゆることし　而も、一柵の名を逸す、[illegible]て之を推すに、恐らくは小田郡の柵にして、即、中山柵なるべし　[illegible]田郡[illegible]に合す

中津山（ナカツヤマ）

今、米山村の大字とす、米岡の西半里、同名の丘陵の下に聚落す。此丘は、東西一里、南北半里[illegible]の島山にして、四[illegible]、[illegible]、丹[illegible]七[illegible]の低野に圍まれ、標高二十米突に隆起す　迫川は、此間を、北より西に[illegible]、蕪栗沼の水を導き、更に南を[illegible]れり

封内記云、遠田郡中津山邑、戸口凡百四十、[illegible]、[illegible]、[illegible]、不[illegible]、[illegible]十、大貝沼、[illegible]、[illegible]、[illegible]、大[illegible]川沼、小[illegible]、古川沼、瀬沼、以上[illegible]、[illegible]百[illegible]百[illegible]、[illegible]百七[illegible]。

赤生津（アカフツ）

今、鶴波をも合せ、豐里村と改む、吉田の東南にして、北上川の東岸とす、其[illegible]岸は、[illegible]生郡[illegible]、[illegible]なり　迫川は、赤生津の南にて、北上川へ會す。

古へは、北上川、二派となりて、登米郡を流下したりと云へば、其西派は、吉田より赤生津に出で、河西は

郡小田郡の境に出でて想定せら[illegible]、今も、
なほ往々存し、迫川の流路は[illegible]
[illegible]中、古来の位置[illegible]
ゐ、小里野（遠田郡）、赤生津[illegible]、そこに外ならず
[illegible]の地[illegible]
に見ゆ。

北上川（キタカミ）

又、北川、[illegible]にも作る。[illegible]陸前登米郡に入り、南に流れ、九里[illegible]、桃生郡吉取、遠田郡涌谷町の間に至り、江合川（玉造川）の西より來るに會し、共に東に向ひて分れ、遠く小野邑の間に至り、一旦、牡鹿小船越の間に於て二分し、本流は南に折れ、三里半にして石巻港に注ぎ、支流は東に進み、追波川といふ、十三濱に至り、追波灣に歸す。此水、上流より測れば、六十里と稱せられ、一關、陸中磐井郡より下石巻までこそ十里の下流は、最も船の便利あり、小舟、日夜、此間を上下す、陸中に通せり。

（來神川）

北上河の名は、古くは[illegible]、文治五年の[illegible]に始見す。昔は、蓋、日高見の訛にして、上古謂ふ所の蝦夷の國、日高見國、即、此水域を指す。喜田氏曰、日高見神社あり、桃生は北上川下流の沃野にして、武内宿禰が土地肥て曠しと云へるも、實に當れり。日本紀に云ふ所なり。日本武尊、果して斯く遠方にまで來られしか否かは、周問題とするも、此地方が、日高見の古名を有したりしは、實なるべし。桓武天皇の朝、延暦十八年の此、[illegible]古佐美等の東夷征伐あり、[illegible]の[illegible]もありて、此[illegible]の[illegible]、[illegible]十六年、[illegible]日本後紀[illegible]して之を上る、[illegible]表の文に、天皇の德を頌したる[illegible]に曰く、

（日高見川）

伐て征[illegible]、[illegible]下、[illegible]
[illegible]を[illegible]りて以て[illegible]を[illegible]以て水域に當む、[illegible]に[illegible]の北、[illegible]て、[illegible]心な

（[illegible]日）

計し、陂は日河の東に沿ひて、[illegible]思す、[illegible]、[illegible]は日河の東に接し、[illegible]、北上川下流地方は、[illegible]して[illegible]ありて、他[illegible]、この日河[illegible]、北上河を[illegible]、に其河あるなし、（陸中[illegible]部、日上渡、日高神社に合せこ）、是れ明確なる點也。[illegible]西村氏治水[illegible]、北上河は、陸中岩手郡御堂田に發し、[illegible]より[illegible]の間に至るこ三十里間に於て中游となり、[illegible]より數里間の[illegible]室區を経、登米、桃生の下流を過ぎ、石巻より[illegible]に入る。幹河總凡六十里、然して、石巻より海圖に達する航路、凡五十里にして、其内小性流路の通航、凡四十里に垂んとす、本支大小航路を合算すれば、凡壹一百七十里餘に及べり。　北上河の下游[illegible]の諸は、迫川、水越、森、赤生津（以上本吉郡）、江合川（遠田郡）、和渕、[illegible]川、鹿又、舟越網、日高見水神社、二俣川址、[illegible]址、飯野川、追波川、一[illegible]神社（以上桃生郡）、石巻港、前[illegible]（以上牡鹿郡）、等に存在するを要す。大略、南下の水、三越の地に至り二分し、即、二俣川の稱あり。東派は、米谷より[illegible]の方へ流れ、[illegible]路を通りて、飯野の邊に出づ、是れ、登米、桃生の一部を貫通せるものにして、桃生郡、日高見祠も、此水邊に属せり。西派は、森、吉田の間より赤生津へ出て、迫川、及び[illegible]の下流（小田郡内）に會す。是れ、當時、登米郡（東岸）、遠田郡（西岸）を分てる脉なりき。而も、此西派は、更に南分し、其一は、和渕より廣渕の方へ直に南下して海に入り、一は屈折して鹿又を經、前の東派と合ひ、俣神社[illegible]の事とす。此間の兩派は、即、桃生、牡鹿の古郡界なり。以下、一條の横川と爲り、東北向して追波濱に至り、以て海に[illegible]したこ、今の追波川に同じ。さて、此[illegible]は、[illegible]部の[illegible]延暦の[illegible]し、その後の[illegible]革は、[illegible]にこれあり：[illegible]人[illegible]も、今の如く、石巻を以て

（二俣川）

旧河の変口と爲せるは、全く近時の事にして、寛永年間といふ。今、諸説を通考して、[illegible]、大率上の如し[illegible]、[illegible]出入[illegible]

桃生郡

桃生郡（モノフ）

今、[illegible]米の南、遠田、宮城等の東に連なり、[illegible]形の一境を成すもの、是なり。面積二十七方里、人口七萬、十五村、飯野川[illegible]に治む、俗に呼びてモノウ郡といふ。

本編には、本吉[illegible]、[illegible]津、[illegible]山、十三濱、追波の[illegible]を、桃生郡の中に收む、○桃生郡の地域たるや、[illegible]郡と[illegible]する[illegible]あり、按ふに、是は、牡鹿に合部して、共に石巻に治めたる者か。

郡名[illegible]、桃生[illegible]、四郷に分つ[illegible]、牡鹿郡の[illegible]にて、桃生[illegible]を[illegible]、天平寶字元年也に始見す、[illegible]、生郡を建てらる、[illegible]、年紀に始見す、其年代、[illegible]史に明定なし、蓋、其建郡は遠山の[illegible]年中際で、延暦大同中に在り、其[illegible]部を建てて、[illegible]の[illegible]地とす、中世、桃生郡の北部に[illegible]び、郡の[illegible]あり、[illegible]年中に小田郡の一部を合せ、[illegible]谷は牡鹿の[illegible]たり。

大同[illegible]方に[illegible]と宗方也、元[illegible]て、[illegible]
桃生部人、[illegible]

○今、爽言キムは、桃に同じ、ムンは草なり、ヌフは平丘なり、亦我古言生に同じ、[illegible]木の茂きさ、いふ[illegible]に宜む、さ[illegible]。

前谷地(マヘヤチ)

今、前谷地村といひ、和淵村[illegible]。江合川玉造川の南岸にして、[illegible]遠田郡の東一里半、鹿又[illegible]の西北一里、古の小田[illegible]に属[illegible]る。昔は、江合川、和淵に至り北上に會ふことなく、前谷地より南に轉じ、廣淵を經て、獨流し、海に歸せり、今の江合川は其故道なり、されば、江合の故道は、前谷地(和淵岡の西)を流れ、和淵山、猪岡短臺(今遠田郡箟岳村)は高く續きなりしと推さる。

(迫入)東鑑[illegible]云、吾妻鏡、仁治二年[illegible]月、陸奥國小田保、迫入(オトイリ)、若木、兩村の事見ゆ、此頃は、既に小田保と稱せしなり、今、桃生郡和淵村に、迫入の地あり、古へは、此の邊まで、小田保なりしなり、餘目記録にも「小田保、云々、伊達成宗以調法、遠田之箟岳地、遠田十七郷云々、當年、永正十一より、四十三年前之おさい淨蓮へ[illegible]遣也」なとあり、永正の頃までは、小田、遠田、兩立せり、其後に、小田沒して遠田に入りしなり、寛文年中の、伊達安藝宗重の書に、「今の桃生郡の和淵村、前谷地村は、寛永十七年まで、遠田郡にて、同年桃生郡に入りし也」記してあれば、昔の小田保の大なりし事想ふべし。

(龍口山)封内記云、前谷地邑、玉造川邊、山腹有四五尺岩、其形勢如龍頭、稱龍口神社祭之、石碑在、去龍口山可六町、山半腹有大石、高一丈二尺、周三丈五尺餘、平如人坐[illegible]、

(篦入)名蹟志云、篦入(オヒイリ)、在和淵東南、相傳、往昔、[illegible]、[illegible]携御[illegible]條於篦中、植之此地、[illegible]志願於和淵之神、篦後生根吐葉、年々繁茂成林矣、其遠程七八十間、[illegible]今所存五六千株、毎[illegible]時、翠色甚佳、靑々青々、文人雅客過之、尤足可以受[illegible]、[illegible]入[illegible]、[illegible]年中開[illegible]田、今猶存之

和淵(ワブチ)

今、前谷地村の大字なれど、其東一里、丘陵に倚り、廣淵沼を後にし、北上、迫、江合の合流に前にす、其東南は、[illegible]なり、[illegible]、和淵の地は、古の小田郡、[illegible]にあたれ[illegible]、されば、吾妻鏡なる、小田保迫入村は、後、和淵に入りたるに、和淵の明神は、延喜式、牡鹿郡香取神社[illegible]傳へらる。古へは、迫川、并びに北上川の東流[illegible]米郡吉田を流下せるものゝは、必定和淵の北にて合流しながら、年々分れて、一派は[illegible]、迫[illegible]に[illegible]、一派は和淵の南より廣淵沼を通して、[illegible]川と落合しやに[illegible]。和淵は古の小田郡内なるべき、必然の事なす、いかでか、之を牡鹿郡内と爲し得んや

封内記云、和淵邑、有市廛而驛也、有號稱木篦入小迫、君澤、[illegible]害、[illegible]、北和淵[illegible]地、此地產[illegible]、比於諸郡、其味最[illegible]。

和淵神社(ワブチ)

封内記云、和淵大明神社、別當[illegible]、[illegible]日、所祭、[illegible]津主[illegible]、大己貴、[illegible]神、[illegible]一宮[illegible]也、[illegible]、鎮於常陸[illegible]、[illegible]八重[illegible]路、到來[illegible]牡鹿郡和淵山西邊小島、故號之曰船島 在前谷地邑 [illegible]從東[illegible]、號其[illegible]處、號船澤(フナサハ)、其山頂有[illegible]、乃船澤山[illegible]是也、延曆中、坂上田村麿呂東征之時、造營其社、爾來歷年之久、宮社殆就荒敗、葛西伯耆前司平清宗、移社于今地、再造之、此地也、隣北上川、南玉造栗原之両川、昔於此處、三川爲一、故社下深潭而有盤渦、呼之曰明神淵、三方若石礎々、[illegible]輪、故呼之曰輪淵、此地往古牡鹿郡内也、何時予分之、屬桃生郡、延喜式神名帳所謂香取伊豆乃御子神社、而牡鹿郡十座之一也、古昔島居在舟澤(フナサハ)埼方、今呼其頭島居崎、前谷地邑内也、

(船澤)船澤山、土人呼之曰本宮、[illegible]澤神社其社之地也、其傍有號要害宅地、傳曰、古昔、明神[illegible]宮山城守者、[illegible]居[illegible]、在和淵[illegible]日[illegible]前山頂、[illegible]、[illegible]日、[illegible]同其[illegible]内、先是[illegible]日、[illegible]魚[illegible]、十八日、[illegible]合[illegible]、[illegible]也、[illegible]也、[illegible]神[illegible]之所[illegible]也、[illegible]日、[illegible]

廣淵沼(ヒロブチ)

和淵の南、廣淵驛市の北なる大沼にして、方三十町許、其水は、南に洩して[illegible]川と[illegible]ばる

封内記云、廣淵沼、竪千二百七十間、横千六百間、周圍六千三百間、古昔、玉造川、[illegible]、[illegible]圍、今在沼中、玉造之歷本邑流、謂之猛川、古時之[illegible]有其遺跡、今[illegible]之於[illegible]尾、日之[illegible]川、惡水所會、流入大曲邑川口。○保田氏新風土記云、廣淵沼には、菱蓮ともに[illegible]し、又、[illegible]の、飛翔して[illegible]に[illegible]りしこともあり。

深谷(フカヤ)

今[illegible]、北村、大窪、及び須江、赤井[illegible]合せ、深谷村といふ。もと庄名にして、今の鹿來(矢本)小野、野蒜へもわたれり。○深谷庄は、中世、長江氏之を領知し、或は深谷を家號とせり。蓋、文治中、鎌倉幕府の家人、長江義景に、本庄の地頭職を賜はりしに起れるならん。封内記に「文治中、長江太郎義景、封於深谷庄、鎌倉權五郎景政曾孫也」云々、されど、深谷の名は、東鑑、文治六年十月の條に、遠田、[illegible]田にあたり、田は谷字の[illegible]なり。

陸奥國司[illegible]佃事

在仲佃、右[illegible]有[illegible]置之[illegible]郡、[illegible]城、名取、柴田、黒河、志田、[illegible]田、深田、長世、大谷、竹城、[illegible]、早任先例、[illegible]、[illegible]、可究行沙汰也、

深谷長江氏の事は、小野城[illegible]に合考すべ[illegible]、[illegible]其六考、持宗公記、寶正年中、未考[illegible]年)、桃生郡深谷保主、

[illegible]、[illegible]下、[illegible]北方攻伐を[illegible]、[illegible]
共、和賀に足、[illegible]自立也、長江氏、名跡無之、
數戰不利、今於矢家、[illegible]自立也、長江氏、[illegible]、此蓋、長
[illegible]倉[illegible]政[illegible]、長江太郎義[illegible]之子孫也、此蓋、長
江播磨守宗武[illegible]代の時日氏記錄に、深谷[illegible]の長
江氏は、文治以來の鎌倉御家人たりし由見え、當時七代
實高の此には、石守、邑内、山内、長江、[illegible]の[illegible]、
一揆の構成したる由も明なり

廣淵（ヒロブチ）

今、深谷村と改む、仙臺より石巻、氣仙の方へ、通ずる路にあたり、驛店を成す、松島へ六里、飯野川へ二里半、石巻へ二里半、定川の西岸に居る

（北邑）

封內記云、深谷庄北邑（キタムラ）、古碑在號猿田（サルタ）地、石面、上彫梵字、記曰、其安六年七月廿五日、爲後父在生安樂之故云々。觀蹟志云、一心院、在北村、號深谷山箱泉寺、本尊同中、登覺所開、東南有幽泉、以横板圍之、故日箱泉、大傍有古松樹、根一丈五尺、樹枝半合爲一株、土人呼[illegible]野（イチイ）樹、寺西有島岡、形如引一[illegible]、上有槻樹[illegible]株、日[illegible]園、其下有池、屈曲傾塞、形勢頗心字、日心形池、寺南有池、爲阜字勢、日阜池　遠田郡北浦、名鰭沼の方より來る一溝、朝日山の南を過ぎ、廣淵村に入り、定川に合す、玉造の一派なり

朝日山（アサヒ）

廣淵の西なる丘陵の中に超出して、一高峰と呼ばれ、北村に屬す、實は一堆のみ。○山崎氏地誌云、北上の下游、河成沖積地に、丘垤の島嶼狀をなし、點在せるを見る、朝日山（百八十四米）、石峰（一百五十八米）の如き、即是れなり、又、沿岸には、幾多の小島散點し、もと本陸と連續せしものなるが、其の後分離して、現狀を呈するものなり、皆第三紀層砂岩に成る。

小野（オノ）

今、小野村といふ、廣淵の西南二里、鳴瀬川の東、其西岸に瀕り、宮城郡松島の富山の陰にあたる
北地は、中世、長江深谷氏の城館にし[illegible]、近世は、伊東氏、富田氏等、[illegible]之を[illegible]知せ[illegible]、小野[illegible]
○[illegible]一名[illegible]
天保中[illegible]記行云、白山、下白山後、夜半宮[illegible]、[illegible]
[illegible]河西東、多巨木塚、高丈餘、兩有傳記、記云、[illegible]
西征死、見一老父向者之日、戰[illegible]如何、[illegible]頭而答曰、
[illegible]至津頭、其三間、一日有個戸三十五、其在者、[illegible]皆
氣息淹淹、於是其村造之、[illegible]在大穴而葬埋之、穴三百
五十八、皆其[illegible]也、鳥呼[illegible]、宿小野驛、[illegible]島[illegible]里

小野城址（オノ）

封內記云、小野城、古壘二、其一、號館森（觀蹟志云、日、[illegible]倉[illegible]政[illegible]在、其二、號[illegible]森、[illegible]
小野城、在小野驛後、早政未詳、永江太郎[illegible]居館也、文治中、賴朝賜深谷郷于義景、其子孫綿々、至永江播磨守[illegible]、後號月[illegible]、是也、相[illegible]居焉、天正中、從軍我國門君命、賜[illegible]亭、在小野驛中、當時在同郡大窪（オホクボ）村、寛

（大窪）

[illegible]山、漸々荒廢、寛永二年壬寅、再興、同曆[illegible]年[illegible]改號為古寺、[illegible]政[illegible]、在大窪村、祖其功居寺東北一里餘、是當時[illegible]泉寺址也、日[illegible]門前[illegible]、其[illegible]房舍[illegible]多、面有此名、其地[illegible]在[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]改。○伊[illegible]云、[illegible]、[illegible]相馬長門小男に候、天正十六年、於下[illegible]田[illegible]、[illegible]手[illegible]の者共、[illegible]鉄炮を打放由、政宗公被聞召、深谷は、大崎境目に候、相馬へ[illegible]縁邊、逆意の儀、[illegible]由被思召、[illegible]守に被預置、切腹被仰付候

野蒜（ノビル）

今、野蒜村といひ、[illegible]、大塚をも合せ、小野の東南一里、鳴瀬川の海口に在り、もと、一寒村なりしが、明治十[illegible]、[illegible]の役を起し、此に[illegible]、[illegible]を[illegible]し、市街を開拓し、[illegible]、[illegible]、其事[illegible]則に違ひ、遂に廢す、今も[illegible]の名を[illegible]の
封內記云、野蒜邑、有號[illegible]大[illegible]新町[illegible]、有市町、小野川、一成瀬川土佐之浜、其[illegible]出加美郡[illegible]山、南[illegible]四釜川、東北入海。（隨[illegible]紀程云、野蒜、距宮城[illegible]治十餘里、[illegible]、北帶鳴瀬川、[illegible]
[illegible]
[illegible]在[illegible]之下[illegible]、[illegible]
[illegible]之役、故[illegible]大久保利通、[illegible]之、[illegible]於[illegible]、
[illegible]、百方計[illegible]、[illegible]亂起、[illegible]、[illegible]亦[illegible]、
[illegible]二年、[illegible]起業公債於富民、分其金五十四萬圓、充經費、大興工役、開市街、建倉庫、設工廠及繫船場、堤外[illegible]、[illegible]堤、[illegible]市中、東西相距三百間、長各百七十三間、[illegible]、[illegible]、以[illegible]役鳴瀬川水勢、使其吐出[illegible]、名日新鳴瀬川、又鑿[illegible]河、[illegible]田[illegible]市、[illegible]北上川水、[illegible]鳴瀬川會、長三里三十間、廣九丈二尺、[illegible]、南部築堤、[illegible]通車馬、堤[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]四百餘尺、[illegible]九十尺、皆[illegible]石[illegible]、[illegible]故云、[illegible]、[illegible]爲市街地[illegible]、明治八年、[illegible]北[illegible]、[illegible]石[illegible]海口、河水與海[illegible]、[illegible]、[illegible]北上川、合鳴瀬川、[illegible]東三里、[illegible]門、[illegible]北上川、合鳴瀬川、[illegible]口、爲[illegible]門、開九千歩、深十四尺、以容巨舶三十隻、築堤七百六十尺、以便船舶出入、[illegible]役五年、至十五年[illegible]成工、[illegible]、[illegible]無功、至十八年、止工

潜浦（クヅラ）

野蒜市の西南半里なる[illegible]の名なりしが、もと、[illegible]、[illegible]志[illegible]、[illegible]と[illegible]、[illegible]島の間[illegible]、[illegible]名づけたり[illegible]、[illegible]の海[illegible]、[illegible]
野蒜[illegible]地といふ、[illegible]、この[illegible]
仙臺藩[illegible]云、[illegible]月[illegible]日[illegible]、自[illegible]の[illegible]
に來りて[illegible]、之を[illegible]
す、是よりさき、[illegible]より[illegible]て[illegible]にあり、

偶、歸國して會津追討に赴くべき朝命を受く、依て海路を行て、此月二十日、桃生[illegible]が前に着船あり

水路志云、野蒜錨地は、宮戸島の北方、[illegible]浦の前面にあり、野蒜村、鳴瀬川口の間にありて、中央の水深九尺[illegible]、泥底能く錨を保つ、南東諸風の外は、風浪を防ぎ安全なり、然れども南東強風に遭へば、[illegible]し、小艇の通行を絶つに至る、故に該方位の暴風には、必東岸に轉錨せざる可からず、此錨地は、[illegible]の回漕店にして、(石巻海灣東側の荻の濱と同く) 運漕店は、潜ケ浦にあり。

遠名濱(トホナ)　又、東名(トウナ)、[illegible]灘(トウナ)につくる、[illegible]、長濱の西背にして、松島の内灣に臨める少汀なり、野蒜築港の時、鳴瀬河口より、松島灣に一運河を通ぜられ、東西二十町許、之を東名運河といふ、明治二十年成る。是れ、北上河より、野蒜運河(蛇田より濱市に至り、鳴瀬川に達す)、東名運河に入り、松島灣を横絶し、鹽竈港に至り、更に貞山堀に入り、仙臺、幷びに荒濱[illegible]阿武隈川の海門に往來せしむる者とす。遠名の西南角を、丸山崎(マルヤマ)といひ、松島瑞岩寺の正東にあたり、距離三浬。

(東名運河)

鹽松勝概云、頃年、[北上分水]功成、而自野蒜至鹽竈、經外洋、冒風濤、此[illegible]其利用者、[illegible]請、自野蒜鑿渠一里、經不老山下、出東名西岸、沈松島灣、抜東西渠線、明治十三年疏鑿功成、於是、鹽竈諸船、經東名野蒜兩渠、出北上川、泝長流、至一關狐禪寺、三十里程、一日往來、物貨運漕、行旅往來、一資航路、而鹽松勝地、爲四方必由之區、此亦山海形勢之一變者。

大塚(オホツカ)　今、野蒜村の大字にて、其西一里、富山(トミ)の下也。○觀聞志云、[illegible]練洲(ナガハマ)、在東濱、其長十餘町、廣半之、直橫斷江上、若引數百丈綺練、[illegible]面背白沙也、其北村曰大塚、以漁獵爲產、其西曰甕丘(カメガ)、湖中有小山、曰之[illegible]灘、[illegible]灣當志、有此小山而防之去、[illegible]入呼曰[illegible]灘(トウナ)

湊門中[illegible]望東灘、依約天橋[illegible]、十里行松青一帶、白沙[illegible]由、[illegible]

淺井(アサヰ)　今、野蒜村の大字にして、[illegible]の西[illegible]半里、鳴瀬川の西岸に在り、小野村へ半里、[illegible]分一所とも大手とも、云へり。

天文十二年頃　伊達晴宗より、[illegible]谷、[illegible]分一所、其外引組、[illegible]良之[illegible]寺、案入候、[illegible]山伊勢守を相續、[illegible]名跡志云、淺井城、[illegible]三分一所宗[illegible]城也、[illegible]谷木[illegible]童之弟也、先是、月寒在小野城、[illegible]見[illegible]各三分小野莊、而領之、其遺[illegible]國、[illegible]一淺井邑、[illegible]大手邑、其三[illegible]岡邑、於是、曰三分一所、言心此地以領小野莊三分之一、而名之、今[illegible]郷邑稱、無有大手[illegible]岡[illegible]邑、[illegible]八、淺井邑有號大手地、野蒜邑有號鶴岡地。

(三分一所)

鳴瀬川(ナルセ)　又、成瀬(ナルセ)につくる、志太郡には、三本木川といひ、[illegible]美郡に出で　小野田川、[illegible]川、升[illegible]川の會流に[illegible]り、松山を過ぎ、黑川郡の[illegible]水の、品井沼に[illegible]合するものを容れ、野蒜、[illegible]の間に[illegible]り、[illegible]、長[illegible]里[illegible]本木[illegible]以下七里は、[illegible]の利あり。[illegible]名、色麻川(シカマ)といへり、下流には、或は小野川といふ。

水路志云、鳴瀬川は、其川口、南端より南に向ひ、長二鏈の避波堤を築出す、其間は、半鏈許の水道をなす、野蒜港と稱するも、是なり、低潮水深一尋乃至、二尋にして、小船の用に過ぎず、是より運河に依て北上川に通ず、野蒜村は、川の西側にあり、避波堤外には、礁石あり、皆距濱四五鏈にして、太危險なり。○按、鳴瀬は、往時、玉造川をも合せたりといふ、玉造[illegible]三丁目より、吉川驛を通じて、今も[illegible]鳴瀬川へ入る、[illegible]故道とて、[illegible]、近世の[illegible]にあらずして、早く中[illegible]に改易したるなり、[illegible]川口な、[illegible]石巻[illegible]佐[illegible]、[illegible]内[illegible]、小野川、[illegible]川、[illegible]之[illegible]、其[illegible]出自加美[illegible]

(小野川)

野蒜運河(ノビル)　野蒜[illegible]、[illegible]、矢本、大曲の[illegible]濱を[illegible]し、定川と交叉し、石巻と蛇田の間に至る。[illegible]、鳴瀬川、北上川を[illegible]の水路なり、明治十四年成る、長[illegible]里[illegible]。

大八洲遊記云、近年、以石巻港口[illegible]、官開港於野蒜、[illegible]、鳴瀬川下流也、距石巻[illegible]里、[illegible]河渠、[illegible]以通石港之[illegible]也、自蛇田[illegible]行里許、出渠旁、廣十間許、兩岸築堤、上爲道、有橋乃渡、沿渠行六七町、至[illegible]門、自此分[illegible]北上川也、門凡二、南北相距一十間、每門[illegible]北門、舟入又啓南門、北門已閉、以蓄水[illegible]舟、[illegible]如此、予[illegible]讀[illegible]客[illegible]、[illegible]有[illegible]、以[illegible]、後[illegible]水[illegible]、[illegible]、[illegible]已[illegible]、[illegible]水面氷寸許、[illegible]、門大二間、有兩[illegible]、每啓門以[illegible]、以[illegible]、[illegible]門[illegible]、宅[illegible]地[illegible]、[illegible]

濱市(ハマイチ)　今、小野村の管内なれど、野蒜の東[illegible]半里　鳴瀬河口の濱とす、更に其北を牛[illegible]といふ、觀聞志に「鹿石、在牛網村、高一尺六寸、長三尺、其形勢如伏鹿、鄉人爲神建叢祠、按神名帳有桃生郡石神社、嘉祥[illegible]、仁壽二年、陸奧國石神授從五位下、疑亦指此石[illegible]」云々、されど、此邊は、古の桃生郡内にあらず、牡鹿郡なり

(牛網)

矢本(ヤモト)　今、小松、大曲と相合せて、[illegible]來村と改む、野蒜の東北[illegible]里、石[illegible]、西二里半、或は谷木(ヤモト)に作る

封内記云、谷木城、傳曰、[illegible]、本郡小野城主、長江[illegible]入道月[illegible]齋弟、谷木[illegible]守[illegible]居、[illegible]入[illegible]、一本石、上雕梵字、下記建治二年造立云、小松邑、[illegible]、[illegible]、[illegible]

(谷本)(小松)

舊鄕所者之[illegible]八居、嘗來飲於此池、又矢木古墳、下有老翁、其周圍二丈五尺餘、古昔鷹八居飛來止於其樹上、故呼邑名號矢木、後[illegible]為插木、寶延享元年之比、猶存、[illegible]今朽亡、生其芭[illegible]

大曲(オホマガリ) 今、鷹來村の大字にて、矢本の東、定川は、此に至り海灣に歸す。此邊は、一帶の斥鹵、形勢屢次の變革を經しならん。海灣水甚淺しと雖、汀線進退定まらず、風[illegible]、[illegible]は斥鹵[illegible]、[illegible]沮洳境を見るべし

定川(ヂャウ) 今、廣淵沼の排水路となる[illegible]に[illegible]す、長三里餘、昔は、江合川[illegible]前谷地より來り、一里半、廣淵沼へ灌し、此水路を取れりとぞ蓋、寛永中の改修に因りて、今の形勢を生じたる也
東鹿[illegible]誌云、昔は、小野より石巻の間、谷地[illegible]にして、通路もなかりし、小野川わたりて、濱市に至り、海のはたを[illegible]、[illegible]川の[illegible]、舟渡しあり、只今の通路は、山崎平左衛門の時、[illegible]、[illegible]田を見立、大分開發し、矢本町は、此時出來、[illegible]
東地[illegible]誌云、北上川の、古へ河道[illegible]の跡[illegible]に、現今の流路は、寛永以前、二俣川の獨自に米谷山より流下せる者なること、確然たる證跡あり、亦動かすべからざる事實なり、其柳津より桃崎を經て、飯野に至る峽路は大に[illegible]あり、是れ、小川の流身[illegible]い二股川の流身なりしが、或は、往古、北上川と二股川と[illegible]、其以北に於て相會し、二川合流して此痕跡を遺せし歟、實に研究すべき問題なり、然れども、或氏の說の如く、北上川の本流、吉田村の境を經て、迫川を合せたるものとせば、之より環流して、柳津に出でたりとするは、信け取れざる[illegible]、[illegible]、此附近に於ける土地の高低は、一體に大差なきも、其流路を自然に任せ置かば、必ず、[illegible]津を經て和[illegible]に出で、[illegible]を流れて海に入るこそ、順序なるが如く思はるれ、又、遠き上代に於て、追波(オッパ)流域より、[illegible]に於け、[illegible]形[illegible]たるならんと思はるゝゆゑあり、この事、一個の臆斷のみにあらず、[illegible]人に[illegible]に、[illegible]附近、殊に其南岸の地[illegible]を見るに、當時、[illegible]く海灣たり[illegible]事なるを得べしと。

須江(スエ) (山田籾) 今、赤井と共に、深谷村の管内なれど、廣淵驛の東に、定川を隔てたり。須江の北なる細田山は、廣淵沼の東邊の丘陵にて、和淵の南に獨立す。
[illegible]石[illegible]南由[illegible]居、古[illegible]、其一、[illegible]、信[illegible]、石崎[illegible]也、其二、小野城主長江月鑑齋宗[illegible]上野守[illegible]之墓也、所[illegible]、[illegible]西郡[illegible]右衛門[illegible]、其[illegible]子鹿庭、其[illegible]、西郡新右衛門墓也、有[illegible]一樹、周圍[illegible]丈。

賀美郷(カミ) 和名抄、牡鹿郡賀美郷。○今詳ならず、蓋、桃生郡深谷庄の地にあたる、即、碧河郷の西、石毛[illegible]小田[illegible]なり、賀美とは、碧河を下郷と見て、それに對せる名[illegible]、碧河は、牡鹿の北[illegible]、郡家の所在とす

鹿又(カノマタ) (河股) 今、鹿又村といふ、又、鹿俣、河股[illegible]、[illegible]驛の東北二里半、北上川の左岸とす、北上[illegible]に至りて分し、一脈は直に東行す、追波川是なり、一脈は、折れて南下す、石巻川是なり、石巻へ水路二里半。○天保中息軒紀行云、沿北神河而北、至河股、河岐為二、如人股然、一則石巻[illegible]港、一東北流[illegible]里、[illegible]入海、渡河沿北[illegible]下
陸中[illegible]に、寛永の比、迫川、江合川を北上川に合せられ、鹿俣に[illegible]一脈を分ち[illegible]、石巻へも[illegible]水の注ぐこととなれる由、說きたり、されど、[illegible]以南に、[illegible]各自に河に歸せる[illegible]、[illegible]にせず、昔、北上川は、追波濱へ落ち、迫川、江合川は大曲濱へ落ちしと想定すべき[illegible]然らば、鹿又の[illegible]、[illegible]牡鹿郡内[illegible]、恐らくは、碧河郷の區域なりけん。

船越郷(フナコシ) 和名抄、[illegible]郡船越郷[illegible]、恐ら[illegible]ならん、上なる賀美郷[illegible]今[illegible]、[illegible]を[illegible]けるのみ、今、小船越村、中津山村、[illegible]に當るごとし、[illegible]に、[illegible]は、[illegible]北上の西[illegible]を南に帶び、北上[illegible]北[illegible]帶び、東[illegible]の[illegible]なりけん、船越の名[illegible]、其[illegible]、諸州[illegible]、東は[illegible]南は[illegible]、西は石毛[illegible]小船[illegible]と知るべし

小船越(コフナコシ) (川上山) 今、大谷地(オホヤチ)村と改め、飯野を合す。鹿又の北に[illegible]北上川を隔て、飯野川驛の西南一里。川上(カハカミ)山あり、一[illegible]の丘[illegible]、[illegible]に[illegible]、故に[illegible]を[illegible]
飯野は、小船越の北に[illegible]、[illegible]北上[illegible]いへり、[illegible]石硯[illegible]其色淡黑[illegible]、[illegible]桃生郡小船越[illegible]出、[illegible]其石色紫、可也佳也(封内記云、小[illegible]、[illegible]川上[illegible]、[illegible]石、用之為硯、川上山古[illegible]中[illegible]七郎[illegible]

中津山(ナカツヤマ) (神取) 今、中津山村といひ、寺崎をも合す。小船越[illegible]西北に[illegible]北上川[illegible]、神取(カントリ)は[illegible]村の[illegible]小野[illegible]にして、北上川の屈折する邊に在り、[illegible]南は、[illegible]山を[illegible]、西北は猪岡(短臺)に對ふ。水路、石巻へ六里、寺崎へ一里半許。小丘一座、和淵岡、猪岡(短臺)と水を隔てて鼎立す。
[illegible]封内記云、中津山[illegible]、[illegible]有古館[illegible]、[illegible]城[illegible]、[illegible]佐

葛西戦記、引島西記云、天正十八年八月、大原飛驒守は、上寺池、寛に佐登川を渡すと聞、寺取の軍を引拂ひ、寺池の城へ侵みて戦はんとする時に、葛西晴信、佐沼の名城へ引籠ると聞き、佐沼を指して引取りぬ、木村吉清は、寺池の城を乗取、其上佐沼の城へ攻寄る　□羽甚吾　齋藤竹堂撰ノ云、天正十八年、豊臣関白、既抜小田原、下令、不來謁者國除、於是、淺野長政、奉命東下、木村時貞、白石谷、蒲生氏郷、自栗原、分道而來、葛西晴信、謂麾下曰、我四百年名族、不欲遽降、今而降亦晩矣、無已則戦死耳、勒兵爲三隊、一隊陣于深谷和渕、凡八百余騎、西部胤元女川胤長將之、又、使千葉飛驒與玉胤時、將千七百余騎、陣于桃生中津山。以備其濟北上川而來也、一隊陣栗原高清水、凡千五百騎、晴信親將之、既而、西軍至和渕、拒之不克、胤元死之、胤長棄營而遁、觀蹟聞老志云、天正十八年八月、大原千代竹丸、自殺于深谷役、今野助九郎、和田掃部、武田丹後、小□布貞、千田九兵衛、千田大學亦同死、皆葛西之臣也　時貞同士人間道、不濟北上川、直渡寺臺川、攻寺池、晴信防戦不支、走佐沼、飛驒在中津山、使散卒、而敵既出其後、因退入佐沼

寺崎（タラサキ）　今、中津山村の管内なれども、其北に離れ、北上川の東岸に緣り、登米郡赤生津へ對す。飯野川の西北三里半　封内記云、寺崎邑、有市店而驛也、古蹟一、號寺山、不詳何人所居、北上川渡頭、往登米遠田兩郡道、（觀蹟聞志云、澤山城、西條業如者古館也。葛西氏の一族に寺崎氏あり、伯耆前司清親の次男、清次を祖とし、十代刑部大輔時清の時、磐井郡流庄嵶村へ移る、云々）

脇谷（ワキヤ）　今、桃生村の管内なれど、倉埣（クラソネ）、牛田と共に、寺崎の北にして、北上川の東部に緣れり。

倉埣　封内記云、倉埣邑、有小社、號石上神社、呼其地曰石神宅、延喜式、本郡六座之其一乎、雄勝濱石峰、又有石上社」便計雜覽云、中津山村人、熊谷直乃が家に、木生城の地は、今の桃生郡の北部、古青分の中央、熊谷村の東北に、茶臼山とこふる地、是なりし

桃生郷（モムノフ）　和名抄、桃生郡桃生郷　）今、桃生村、飯野川村、橋浦村、等の地に本吉郡□崎村、小山村にわたる。即、船越郷の北にして、江水を以て相限る。

桃生城址は、□崎村柳津に在り。

桃生の郡郷名は、もと蝦夷に用ゐる名なるが、其名意は、夷語にムンヌプ（□□）といふにあたれる、笹目山の古砦の地相に出づるに似たり

樫崎（カシザキ）　今、太田、永井、及び脇谷、倉埣等と相合せ、桃生村と改む。飯野川驛の北一里半、寺崎の東一里半　往昔は、北上の一派、柳津より樫崎、太田の東中を流過したりといふ、一旦川址の係に考ふべし、觀蹟聞志云、樫崎古館、在某村、源義家臣安倍貞任與戰之地也、郷俗傳言戰場之地、安部合戰（カッセン）而稱樫崎、壤上山南、適有一櫟樹、仍名其地、實合戰崎之謬者也、按、義家朝臣討賊于此地、事不見正史、且村中以坂上高道葉在、郷人以爲戰死于此役者、然高道當天安二年爲陸奥介之人、且石上有貞觀五年字、其戰役雖不見國史、想夫高道久在東奥、至此貞觀六年、不幸會夷賊起、而戰死于上事者也、高道碑　其邊有男澤内膳古館　在樫崎村　去寺崎驛東一里餘）郷人稱山田碑、或號貞觀石、高四尺、濶九寸餘、石闇六尺、南面立、上有「高道墓」三字、文字方二寸、有裂痕、鑿石而生苔、下畔文字不見、左旁記曰、貞觀五年五月廿日、仍考之國史、文德實錄曰、天安二年戊寅正月、從五位下坂上大宿禰高道、爲陸奥介」相傳、昔人討夷賊、而戰死于茲、後人立石、其古墳今猶存焉、訂其文字、鳥跡不尋常、高古適勁、然州人無識其質者、往名徒朽于泉下、可惜矣。）今按、高道の墓碑といふもの、其體製、疑惑の點あり、先哲も之に論及せられしものあり、再びな要す、

太田（オホタ）　今、桃生村の大字にして、樫崎の西、飯野川の西北二里、山中の一僻谷なり、日高見水神社あり、今は、此地、北上川より遠く隔れる山中なれど、古は、其水直に此城谷を過ぎたりと云ふか、北上川は、即、日高見の訛言とす　太田に舎坑あり、觀蹟聞志云、舘山下、在太田村、安部大郎、安倍貞任古壘也、日高見神社、在同村、相傳、昔者中、源義家東征之時、所建也、按、有神社、延喜式所名陳座也、先治野青百五六十年、源義家東行所修覆者、後人不察之乎、八幡太郎館、即義家次軍之地、其傍下日柏木原、往時古戰場、也、大悲閣、在同村、文治五年、□賴朝東征之時所建、號補陀山長谷寺。

日高見水神社（ヒタカミ）　今、桃生村太田に在り、延喜式、桃生郡日高見神社、是なり　三代□□錄云、大同□日高見大明神は、三代實錄、貞觀元年、正五位下勲九等日高見水神、授從四位下とあるなり、古は乃□□□　今按、日高見水□と從、河水の神□なれこれより、□を讀まるに本ず　日高見は、後、訛りて北上といふ、水神は、日理郡阿高麻（カハタ）の河伯神の類なり。

日高見は、夷語か、今の夷語にハチヤカムイとは、大河神靈の義なり、之を景行紀　武内宿禰、自東國還之、奏云、東夷之中、有日高見國、土沃壤曠、可擊而取也」といふに合考すれば、日高見國とは、之れと、此北上流域の全土を指しし者、推斷すべし　古蝦通證に一山高倉知清曰、日高見國者、高天□也、此夷中亦有京之謂也」と斷せしは、國語と夷語の分辨を缺きたり。○佐久間氏觀蹟聞志に「日高見神社、今屬氣仙郡、唐桑村御崎神社」云々と見ゆれど、唐桑は氣仙郡の北界にて、之を桃生郡と混入すべからず、「唐桑村、古桃生郡也、有桃子之故實」云々、淨空の説のみ、取り難し。

（日高見神社）

封内記云、大田邑日高見(ヒタカミ)神社、[illegible]名日高見神社、[illegible]、有安倍貞任古墳一、相傳、古昔貞任所建也、如今存焉、往昔社地者、長九十餘間、廣八十間、[illegible]餘今[illegible]古松老杉數十株耳、其地森々鬱々、宮社、[illegible]、又此地有大鳥居、是称[illegible]入、以九月廿日爲[illegible]日、當社[illegible]祭日之事、[illegible]入異味、或日高見之祭、失其傳實可恨也、[illegible]名者、六十代醍醐帝撰也、然貞任、七十代後冷泉帝朝人、豈始建其宮社哉、蓋故有遺乎、[illegible]是亦不可知、以近于其古墳、後人附會不可信、往年宮社址東南、有貞任塚云々、今於東南隅、[illegible]日之日高見大明神、[illegible]、奥州今[illegible]有稱日高見之地、按延喜式、載桃生郡日高見神社、[illegible]日高見國乎、夫多賀城址者、[illegible]、當時[illegible]、略[illegible]居者不絶、[illegible]者、又可以證其事情也

永井(ナガヰ)　今、[illegible]村の大字にして、大田の北半里、寺崎の東北一里に在り、[illegible]、其北に當る、[illegible]に屬す。

二俣川址(フタマタ)　今、柳津川、又は古川(コカハ)小川と稱する一脈あり、是也。抑、柳津の南、飯野、相野谷に至る山谷中の、太田、[illegible]等は、皆缺地にして、[illegible]相連なり、或は河道の[illegible]址かと疑はる、因りて、土俗、二俣川の故道と說く者數、推ふに、如是の低地[illegible]谷は、洪積時代以前の生成に屬すと雖、有史以後に及ぶも、猶、其北上の一江が、[illegible]に分れ、東派は、柳津に至り、[illegible]を迂過せしも知るべからず、西派は、今米、新田の郡界を限り、迫川を合せ、[illegible]、[illegible]鹿の郡界をなし、大森に至り、東流と相合したる如し。或はいふ、二俣川とは、登米郡東境の一水にして、[illegible]の山中に發し、[illegible]北上川と界流に[illegible]すと、信け難し、何なれば、延喜式に倭神社は、今、[illegible]、日高見[illegible]は、

（柳津川）

二股川址の邊に存し、日高見[illegible]北上となれる者とす

日高見川、二俣川は、一水兩名たること、瞭然たり。

封内記云、柳津川(ヤナイヅ)、[illegible]永井、深谷、中津山、太田、飯野、小舟越、廣田、相野谷數邑、入北上川、日之古川、[illegible]出于柳津邑大堤、[illegible]

[illegible]雜纂云、北上川の流域に、古今の大變あり、迫川、往古は、上[illegible]、登米郡淺水村の邊より、西南に流れ、[illegible]と吉田との間を經て、今の迫川の北上川に落合ふ邊に出でたりと云ふ。

今按、古の北上は、今の[illegible]、西[illegible]あり、水[illegible]、淺水の邊より、西南、[illegible]、吉田の間に出でしは、實ならん、されど、[illegible]、吉田の間より、迫川へ入れりといふは、信け難し。何となれば、迫川の東邊に、中山柵址ありて、小田郡内とす。もし、北上川が、今の迫川を[illegible]せりとせば、大江を以て、小田郡を南北にすることゝなりて、郡界頗錯亂の嫌疑あり。蓋、[illegible]、吉田の邊にて、北上は、迫川をも容れて、赤生津へ南下したるのみ。但し、[illegible]の東邊なる[illegible]道を、[illegible]址と見るべからず。凡、河道址は、土砂堆積のために、却て沼澤に變ずるは、到る處に其例あり、彼伊豆沼、新田沼、蕪栗沼等が、迫川の河道の、土砂堆積の爲めに、其走路を塞がれし[illegible]なるを見て、此[illegible]情は瞭らかなるに非ずや。

當時、登米郡東境の二股川は、鱒淵、米谷(マイヤ)を經て南下し、柳津村に向ひたりしに、元來、北上川の本流は、急灘にして通船の便なかりしを以て、慶長元和の際、仙臺[illegible]門政宗[illegible]孫にて、慶長九年、[illegible]郡[illegible]より、登米郡登米村に移て采邑とす、[illegible]して、大[illegible]功を[illegible]しめ、淺水村の川面の地より、北上の流を東に導き、西郡村地内を彎曲に鑿ち堤防を築き、之を二股川の流路に落し、櫻臺より柳津に至り、

今按、米谷川は、二俣川の東派にして、鱒淵川を容れしものと考へらる、[illegible]門の[illegible]に、[illegible]を停止し、東[illegible]の急灘に合流せしに外ならじ

即、茶臼山の下より南下し、桃生郡櫻崎を經て、合戰が谷を過ぎ、飯野川に合し、相野谷に至り、今流域に會せしめたりと、此里程八里餘、

今按、柳津より大田及[illegible](イリ)[illegible]を[illegible]て、飯野、相野谷に至る[illegible]峽路あり、[illegible]の水を此峽路に通し、[illegible]、古川、又は飯野川の[illegible]あり、[illegible]、慶長中の北上の故道といふ者、是なり、[illegible]、合戰谷は、相野谷の北半里[illegible]、別峽にして、古川の[illegible]と全く異[illegible]に屬す、[illegible]

然るに、茶臼山下より、相野谷まで三里半[illegible]の流なれば、勾配急にして、通船上下し難く、河幅十間内外なりしか[illegible]、[illegible]出づる[illegible]に、[illegible]、[illegible]て、元和年中、[illegible]田郡[illegible]に[illegible]堤防を築き、[illegible](ホンチカタンダイ)[illegible]まで、[illegible]、赤生津に堤防を築きて、今の迫川の落合ふ邊に會せしめたりと云、（土木[illegible]

[illegible]山崎氏[illegible]云、北上川は、遠く陸中の北境に發し、[illegible]、[illegible]南に流るゝこと、約百六十有[illegible]にして、陸前國に入る、其柳津に至るまでは、古生層[illegible]を貫きて流れ、兩岸に[illegible]をなせる[illegible]、柳津より其東南方、飯野川町に至るまでは、第四紀層より成る、[illegible]の低地、中生層、[illegible]に挾まれて存し、細流今も其の[illegible]をなし、

今按、[illegible]、元和中の築堤にして、其水は東南に導かれて、[illegible]ふ所の中生層丘陵の峽谷を通し、[illegible]飯野川に[illegible]し、日高見河の舊流址に[illegible]せ

[illegible]より、則ち北なり
此の間に在る低地は、古、北上川の流れにして、今は和渕より下り、大田、成田を經、飯野川町の北を過ぎ、中島附近より、今の追波川と同じき流路を取りしなり、今按、成田の合戰谷、川瀬谷、中島の古川を、日高見河址と爲し、方位稍やや相依屬せず、且、此中生層丘陵を「河成冲積地の中に散在する島嶼」と解釋し來れば、所々の沼池、或は冲積、埋沒、未完、即、渫堆泥土の不足）の故に因る者ありて、直に之を目して河道跡と[illegible]者もあらん、識別を要す。

其の後、水の浸蝕作用は、舊時に於て、著く西方の堅岩を削蝕し、遂に舊路を去りて、急に西に轉じ、所謂[illegible]谷をなして、現今の状を呈するに至りしなり、今猶、[illegible]飯野川間に於て、若干の沼澤を見るは、各〻當時の遺物なりとす

柳津（ヤナイヅ）

今、[illegible]崎村と改め、[illegible]牛を合せ、本吉郡の管内なり、[illegible]の北一里半、北上川の東岸に[illegible]る石巻、氣仙より本吉郡への直路は、寺崎、柳津、此間一里にして、東北に轉し、四里、折立濱（戸倉村）へ出づべし、柳津の對岸は、登米郡鶴[illegible]、北に[illegible]は日根牛なり

柳津　　關元龍

楊柳毿々古渡頭、[illegible]招南去北來舟、春風扶雨[illegible]長短、送盡年々離別愁、

天保中息軒祀行云、宿柳津、[illegible]有茶臼山、[illegible]岡上舊存城[illegible]形、相傳、[illegible]守討阿倍貞任、營[illegible]此、其南則大田、貞任所據也、皆[illegible]北神河爲阻、豈所謂河崎[illegible]者、非耶、[illegible]童子[illegible]十人、持鬼[illegible]百物[illegible]、黃[illegible]步、[illegible]、排爲兩行、觀者如堵、沿道鳴[illegible]、土俗謂之送[illegible]、（[illegible]）封内記云、柳津邑、虛空藏堂、本尊行基菩薩[illegible]、前立大黑尊（ホトカモリ）、弘法大師所造也、不詳何時創建、往古在[illegible]土山頂、[illegible]有寺號[illegible]寺、元和元年、移于今地、名勝志、[illegible]元年[illegible]、[illegible]不合、[illegible]地藏堂、茶臼森、其[illegible]自[illegible]、[illegible]百千茶臼前有[illegible]也、按十葉[illegible]

小鏡神社址（ヲカガミ）

今、[illegible]とへり、[illegible]に[illegible]ヤマトと云ひ、黃土山、或大土森の名あり、[illegible]云、[illegible]生郡の官社の一なり、[illegible]の名は[illegible]舊說の兩社に同じ（神祇志云、小鏡神社、今在柳津村東南小鏡森、按本社今廢、[illegible]、即其故址）黃土山に、粘板岩を伐り出し、[illegible]内台の質なり

（黃土山）

桃生柵址（モノフ）

陸奥軍團考云、牡鹿郡[illegible]跡大[illegible]、[illegible]峻[illegible]と云はれし地なるが、[illegible]河[illegible]たるべし、[illegible]とは何由[illegible]、北上川も、[illegible]に、今の如く定められしならば、其[illegible]遷を知らざれに、[illegible]地[illegible]（チャウス）[illegible]し、部界も古今に[illegible]多し、[illegible]復軒雜纂云、柳津の茶臼山は、桃生[illegible]址なるべし、此より、横山村を經て、[illegible]海岸なる志津川に[illegible]はる道は、古に所謂海道の[illegible]、[illegible]山より東北なる坂下に、今も關[illegible]と[illegible]ふより、是く、其要衝を扼せし[illegible]の[illegible]に、[illegible]の[illegible]、多賀城の碑文に「去蝦夷國界、一百二十里」（六町一里）とある里程に相合へり、然れども、[illegible]に疑を存して、後考を待つこととあり、それは茶臼山の下なる北上川、是れ三百年前の開鑿なれば、國史に「跨大河」とあるにも年代合はず、或は是れ古への一股川の流域にして、甚大なりしものか、或は史官虛飾にて、小流を大河と記したるものか、又は流れは小なりしが、[illegible]潤の[illegible]なりしものか、倘、探討家の再考を請ふ

好古叢志云、茶臼山者、蓋是古桃生城之址也、此地、距多賀府適百里、與古碑所謂蝦夷國界百廿里相符、按書史、天平寶字四年勅云、惠美朝獦、於陸奥國牡鹿郡、跨大河、凌峻嶺、作桃生城、[illegible]賊[illegible]、[illegible]路云[illegible]相合、又寶龜五年、陸奥國言、[illegible]忽發徒衆、[illegible]、[illegible]攻桃生城、敗其西郭、遣攻[illegible]、[illegible]之[illegible]柳津[illegible]、一[illegible]出西北[illegible]本吉氣仙[illegible]、[illegible]、沿北上川[illegible]、登米[illegible]、[illegible]、小[illegible]之[illegible]、有碑[illegible]、其文云、[illegible]道[illegible]、貞觀五年[illegible]月、[illegible]陸[illegible]上高道之墳也）按、天平寶字元年紀、四月[illegible]日、天下其不孝不恭不友不順者、[illegible]陸奥國[illegible]、出羽國小[illegible]、以清風俗、赤扞邊防」云々、二年紀十月、[illegible]浮浪人、造桃生城、「四年紀」正月勅、陸奥國牡鹿郡、跨大河凌峻嶺、作桃生柵」云々　この時まで、桃生は、未だ郡に建てられず。さて、桃生は、海道の衝に當りたれば、多賀[illegible]作[illegible]澤の諸城柵と共に、後年まで兵戍の所なりし、やこも疑はあらず、[illegible]なし

寶龜四年三月、陸奥出羽按察使、兼土澤野驛傳奏言、去年春、百姓妖言、騷擾不止、[illegible]色之民、[illegible]去者多、不得撫留、[illegible]、以寶[illegible]、[illegible]多、[illegible]不[illegible]、四五月、[illegible]馬[illegible]之間也、[illegible]有非常、難可支禦、伏望[illegible]下、[illegible]依[illegible]云々

又茶臼山下の水流は、古今分合の沿革あれど、舊史「跨大河」の形勢は、不易也、

（茶臼山）

横山（ヨコヤマ）

今、横山村、本吉郡管内にて、柳津の東北一里半、此を經て、山路西里餘にして、折立濱に達す、錦切谷は、此嶮谷中に築成したる堤塘なり。其水は、[illegible]、小船越の方まで灌漑す、柳津川といふも、此末流なり　封内記云、[illegible]大川、周回十里餘

（錦切谷）

歷史地理雜志、[illegible]長里、北上川の本流を、茶臼館下に導き、之を小川に落し、[illegible]を經て、成田の合戰谷を過ぎ、飯野川に合し、相野谷地内に至り、追川の流路に會せしなり、然るに、此流路、茶臼館下より、相野

谷まで三里半餘は、勾配急にして、縮徑々降、頗る困難なるのみならず、河幅僅に十間内外なりしを以て、沿川の村落、出水毎に被害甚しく、人民將に其業に堪へざらんとす、是に於て、元和年代、西津に締切堤を築き、以て本川を右轉し、[illegible]村[illegible]まで、凡二里半餘を堀鑿し、之を追波川の上流に會せしむ　阿部氏所言

名勝遊記云、[illegible]、有明王祠、有石[illegible]、有松夾植、両岸在る[illegible]中、宮[illegible]交澁、不由自道、庭中池、遊魚[illegible]、[illegible]亦一作祠也（観聞志云、北[illegible]村、有寺、[illegible]、[illegible]不[illegible]條、長一丈二尺、弘法所造也、[illegible]有[illegible]、有大悲閣、西混池塘、北臥青山、淸[illegible]有古[illegible]、[illegible]可愛也、有[illegible]、[illegible]、後自河帝[illegible]、[illegible]之[illegible]、南到於當郡[illegible]（[illegible]、[illegible]長谷寺中、[illegible]君令[illegible]小次郎[illegible]、[illegible]心[illegible]公、[illegible]元[illegible]月四日卒、[illegible]此地、[illegible]、本邑、[illegible]君[illegible]保[illegible]院[illegible]、養之地也、故[illegible]此塘、[illegible]、小次郎[illegible]、[illegible]會津[illegible]城時、[illegible]十八年四月七日也、[illegible]、以[illegible]之年月記す

飯野川 イヒノカハ

今、村名に立てゝ、相野谷アヒノヤ、成田、中島、中野、針貝、[illegible]馬等を合せ稱する所とす、もと、[illegible]野谷の[illegible]市名にして、追波川の北岸に[illegible]今、[illegible]生郡役所在り、[illegible]を去る十六里、石巻を去る三里、

（相野谷）（飯野）

飯野川とは、[illegible]に出で、[illegible]の中にして、飯野村イヒノの[illegible]今、小[illegible]と相合せ、大谷地村と改む、飯野に、[illegible]式、[illegible]飯野[illegible]、[illegible]二[illegible]川は、[illegible]、太田、飯野[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、飯野川の名[illegible]に因れるなり

封内記云、飯野邑、有[illegible]吉野神、雷電[illegible]、[illegible]野[illegible]之遺址也、名蹟志曰、[illegible]吉野神、有[illegible]塚、[illegible]、[illegible]有祠、[illegible]久矣、天[illegible]中、[illegible]大[illegible]社、[illegible]宮、[illegible]、延喜式飯野山神社、[illegible]桃生郡六[illegible]其一也、[illegible]野谷邑、有飯野川今[illegible]日向日[illegible]六本木[illegible]地、飯野川、[illegible]也、今、公[illegible]内氏采邑、[illegible]、[illegible]入道[illegible]居、天[illegible]社、有[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]谷[illegible]、長千間[illegible]、[illegible]六十間餘

[illegible]伊達家に仕へて、[illegible]とせられ、相野谷[illegible]、飯野川、百[illegible]貫文を領し、[illegible]十二年[illegible]せり、然るに、其[illegible]に[illegible]、[illegible]元年、[illegible]りて斷絶

伊達世臣[illegible]云、[illegible]、[illegible]に稱せらる、[illegible]、[illegible]な召され、[illegible]、[illegible]る事あり、[illegible]通する所、[illegible]に[illegible]とす、人馬[illegible]はらずして、[illegible]に之を[illegible]、[illegible]

合戰谷 カセガヤ

（[illegible]址あり）

飯野川[illegible]の[illegible]北半里なる成田といふ、合戰谷カセガヤ[illegible]り、[illegible]北[illegible]、[illegible]、相野谷[illegible]飯野川の方へ灌流す、或は、之を以て[illegible]川の址と說[illegible]、[illegible]を異にす、一に、川瀨[illegible]につくる

中島 ナカジマ

（中野）

今、飯野川[illegible]の大字とす、[illegible]に[illegible]な、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]いふ[illegible]、[illegible]伊達[illegible]、中島な[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]りとせよ　○觀[illegible]云、中島[illegible]、[illegible]出[illegible]居館、[illegible]、國分彦九郎[illegible]居之、[illegible]、[illegible]六部居館也、[illegible]島、[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]（[illegible]云、[illegible]、[illegible]中、封首[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]子居[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]降、[illegible]、終自出奔、其時年[illegible]、[illegible]、[illegible]、其[illegible]宗[illegible]、[illegible]九月[illegible]、[illegible]、[illegible]出城、[illegible]

橋浦 ハシウラ

今、橋浦村といふ、[illegible]、飯野川の東二里半、追波川の[illegible]に[illegible]、十三濱の[illegible]に[illegible]る　十三濱とは、即、追[illegible]村[illegible]

復[illegible]云、[illegible]川の[illegible]道は、[illegible]山下[illegible]、[illegible]に向ひ、相野谷に至り、更に東向して追[illegible]川[illegible]、[illegible]追[illegible]村に[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]と[illegible]て處々に[illegible]道[illegible]、[illegible]、[illegible]川の[illegible]な[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]

封內記云、[illegible]、[illegible]中島邑、[illegible]其[illegible]、[illegible]川、[illegible]、入北上川一云々

封內記云、女川邑、[illegible]、吉[illegible]、千[illegible]、[illegible]川、名蹟志曰、橋浦[illegible]也、[illegible]山、[illegible]、[illegible]山下[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]郡[illegible]也、[illegible]之[illegible]、[illegible]地、[illegible]、[illegible]此地、[illegible]也[illegible]（[illegible]山、其[illegible]な[illegible]といこ　直立四千二百尺、樹木[illegible]す、中に[illegible]あり、橋浦の[illegible]の祭る所也

追波川 オツパ

北上川の下流の一分派にして、小[illegible]にて本流に別ち、東北東に進み四里、十三濱[illegible]に[illegible]追波[illegible]、大[illegible]村[illegible]の間にて海灣に注す、[illegible]に、[illegible]は、[illegible]の[illegible]、[illegible]牡鹿半島の一[illegible]に[illegible]、[illegible]北[illegible]に[illegible]居より[illegible]、[illegible]北岸に[illegible]山、[illegible]、[illegible]岸に[illegible]

[illegible]は、[illegible]時、[illegible]、[illegible]、[illegible]と、[illegible]に分[illegible]、[illegible]、[illegible]の方へ[illegible]、今[illegible]、[illegible]、[illegible]の二派に分れ、[illegible]、北上川[illegible]、[illegible]

海に注す。或は、慶長中といひ、又、元和、寛永中といふ、[illegible]二俣川址、并びに石巻港に合流すべし、[illegible]二俣川と追波川を、并行したると云ふ者は、信け難し。今、追波川の北邊、古河道の遺跡あるは、川床にあらず、同一水の南遷したるにすぎず。

十三濱(ジフサンハマ) 今、十三濱村といひ、本吉郡の管内とすれど、橋浦の東にして、追波濱より小瀧濱に至る十三濱村の總名とす。汀岸三里半に涉り、其南北岬角を十三濱崎、一名神割(カミワリ)崎といふ、志津川灣の石濱村と相分つ。

(神割崎)

竹堂游神割巖記云、神割巖、其由りて名つくる所を問へば、則曰く、初めて七濱(今戸倉村)と十三濱と堺を分つ、彼是相爭ひて決せず、一夜海濤自ら裂け、宛かも畫界の状を爲す、故に名つくと、則萬仞礫碉として、層巒疊嶂、石[illegible]、劈て起る、直立百餘丈、山巖中裂、十丈の門闕を成する者し、其下は、水奔注し、或は石に激し而して騰上する數尺、雄偉比無し、大抵、石質淡黒、紋理白具はり、或は錦の如く、刀鋸の如く、彫花鏤草の如く、傳へ識究の、古色蒼蔚たる如くして、亦變幻百巧の致す所、人間工畫の能く盡す所にあらざるなり、中略十三濱に至る、[illegible]の如く、東に當て三嶼鼎足して立ち、頂上疊松を戴る、海中又五嶼羅立、掌を竪て指を列する如し、其南、牡鹿の諸山、崎嶇海面、淼渺として人を驚かし、其明媚幽邃なる、別に生面を闢きたり

(追波)

封内記云、大門神社、在追波(ヲッパ)濱西南、山麓岐崎、南土傍有大石四、其一、長二丈五尺許、横一丈二三尺許、其二、形四[illegible]、面周圍四丈六七尺許、其三、形少圓而長七尺許、厚四尺許、其四、長五尺許、横三尺許、厚二尺五寸許、國東南面入地些少、皆如釣之而揭、上有大石蓋之、其形如箱、故土人號之曰釣石四神。○按、夷語オプは、鎗(ヤリ)、又は箱の義なり、もしくは、此釣石の箱の状あるに因る歟

餘口灣(アマセ[illegible]) 舊名[illegible]、十三濱村[illegible]、今、十三濱、十九濱、[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]の東なり。

追波灣(ヲッパ[illegible]) 追波川の流出する所の灣海にして、十三濱村と、大須崎(十五濱村に屬す)の間とす、灣の東南なる長面濱、尾崎等は、大川村の管内とす。水路志云、追波灣は、大須崎と、十三濱との間にあり、北上川分流[illegible]の注ぎ出る所[illegible]にして、南徑、[illegible]、[illegible]に入るときは、[illegible]南非常[illegible]を見はず、[illegible]、[illegible]に、名振港あり、[illegible]に長面[illegible]あり、名[illegible]に[illegible]、長面(ナガツラ)浦は、[illegible]、[illegible]に[illegible]、此灣口より北方、北上川口に至るの間は、沙濱にして、[illegible]松并列し、常に[illegible]の南に當れり、長面は、[illegible]濱の北一里、[illegible]の小[illegible]、[illegible]長さ一里[illegible]、[illegible]を指ある

(長面)

船越(フナコシ) 今、十五濱村の管内なれど、名振と共に、追波灣の南岸に屬し、雄勝の東北一里、北なる海中に、岩[illegible]八景島散在し、南なる峰巒は、富士山、石峰の名あり。[illegible]觀聞志云、白華石、在寺越尾崎界、石間[illegible]、如[illegible]天狗然、在寺越濱、及石梁、長二間餘、[illegible]石[illegible]、石假人為、自然爲橋[illegible]之狀、[illegible]名振、小濱[illegible]近、及び八景(ハケイ)島の古生層は、其[illegible]小なりと雖、種々の化石を挾在し、小濱に於ては、石灰岩、及び粘板岩の互層、[illegible]を爲して露出す、此の石灰岩は、俗に[illegible]マンワ[illegible]石にし、[illegible]、石連[illegible]、其の他多くの化石を含む

(八景島)

雄勝(ヲカチ) 今、[illegible]北の諸濱村を合せて、十五濱村と改む、牡鹿郡遠島と相交り、追波灣の南に、[illegible]を開けり、飯野川へ五里、石巻へ五里、石材を出す、號して雄勝石、又玄昌(ゲンシャウ)石といひ、陸前の名産に數へらる

雄勝石、世人以て明治の[illegible]粘板石と呼ぶと雖、其發見の時代、既に藩政の日にあり、蓋、[illegible]主の、其掘採[illegible]せしによ[illegible]、今日に[illegible]ものなり、其石[illegible]、[illegible]、[illegible]、硯[illegible]の[illegible]、[illegible]に[illegible]する(中[illegible]、[illegible]、石[illegible]を以て、[illegible]の後には、採り[illegible]なら[illegible]、[illegible]の[illegible]云、[illegible]石は、牡鹿[illegible]巻[illegible]内山、[illegible]に[illegible]郡[illegible]濱(雄[illegible])にして滑澤あり、片々剝離し易し、火に耐へず、且寒に遇ひて破れ易し、[illegible]は以て[illegible]を[illegible]、中材は[illegible]し、小材は硯を製するに可し、若し建築の[illegible]に供せず、内部に用るを可とす、其性風雨日光に耐へざるを以てなり、[illegible]、[illegible]石(青色)にして、[illegible]、最[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]く[illegible]へ、[illegible]れず)等に出づ。

觀聞志云、[illegible]、[illegible]法山天雄寺、長[illegible]也、此水[illegible]、[illegible]硯石、頗[illegible]物也　封内記云、[illegible]、石[illegible]、[illegible]、有[illegible]、雲[illegible]山天雄寺、曹洞宗、[illegible]、頁[illegible]、宋[illegible]、有數區、

大須崎(オホス) 今、十五濱村大字大須の岬角にして、一名狐崎、追波灣の東南隈にあたる。富士の南に降る[illegible]は、白[illegible]に盡く、雄勝より大濱を經て、大須崎まで二里。大須の石峰(イシミネ)權現を、延喜式、桃生郡石神社に[illegible]する説あり。されど、石[illegible]社は、桃生村倉埣にも之を說く。

一[illegible]志云、大濱村、石峰山、有石峰權現、山上東[illegible]、有巨巖、高四丈許、狀如倒立、勢[illegible]、觀者自生敬畏心云

(石峰)

[illegible]世[illegible]、片倉氏[illegible]云、文禄元年五月、貞山公上洛、是時、片倉[illegible]從[illegible]、二年三月、朝鮮之役、戰于蔚山及[illegible]山海、有功[illegible]、是時、太閤秀吉、[illegible]赤漆快船一艘、(名小鷹丸)、有攝州大阪[illegible]三郎者、善唱棹歌、景綱聞而[illegible]之、是役也、獲高麗鼓、今[illegible]家、[illegible]三郎之裔、住于其采邑桃生郡大須、以棹歌教[illegible]工、長年者[illegible]傳[illegible]音云。

雄勝浦（ヲガツ）　追波湾の南側に在り、十五浜村と、大川浜村に分属す

水路志云、雄勝湾は、出島（今女川浜村へ属す）の北岩と、白銀岬を以て、湾門をなし、其闊約一海里半、深入約四海里、南部に尾浦、御前の二湾あり、北部には、水浜、大須の二湾あり、後者は最良の碇泊所なるべし、湾内、雄勝村落の中央、水深三尋乃至七尋、泥底にして、日本形船の泊地たり

釜谷（カマヤ）　今、長面浜、尾崎浜（ナノサキ）、並びに釜谷、針岡と相合せ大川村（オホカハ）と改む、追波川、及び追波湾の南岸なる邑里にして、雄勝湾の北に山脈を隔てたり。（底土山あり、標高九百十尺）、[illegible]に湾を挟みて相対し、飯野川駅へ二里

[illegible]志云、[illegible]有寺號長谷山海[illegible]、其[illegible]日[illegible]十年[illegible]元年[illegible]日[illegible]石、[illegible]界、[illegible]村[illegible]

（補地）　**横川**（ヨコ）　又、瑞地（アラヂ）という、今、大川村の大字とす、[illegible]

大森の東にて、小屋館の跡あり（封内記云、[illegible]邑、在邑横川小名地、横川、[illegible]也、賀茂神社、[illegible]、[illegible]社、[illegible]中[illegible]六年之[illegible]也、古蹟一、[illegible]山内大膳助[illegible]館

[illegible]日氏記録云、留守の六代、[illegible]家助は、男子なき[illegible]、[illegible]山内方の聟也、又云、家助出仕の[illegible]の[illegible]に、若手あり、家助腹を切られ候間、[illegible]たる[illegible]へ下り、山内方を頼むと雖、[illegible]大[illegible]（[illegible]）[illegible]人とて、[illegible]不[illegible]、[illegible]云、留守[illegible]代[illegible]家、[illegible]、山内方[illegible]

今按、伊達正統世次考、[illegible]、[illegible]寺、山内首藤[illegible]道、永正六年[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]、須摩[illegible]

[illegible]、とあれば、[illegible]地、中[illegible]に、山内須藤てふ[illegible]の存せしを知る

観蹟志云、[illegible]、其作品[illegible]、[illegible]郡有[illegible]、及横川、本吉[illegible]、[illegible]名東川、[illegible]郡[illegible]関[illegible]、[illegible]浜各出之

（辻堂）　**大森**（オホモリ）　今、[illegible]田、[illegible]と相合せ、二股村（フタマタ）といふ、追波川の南岸に[illegible]、[illegible]は追波、石巻の分流する処に至る。北岸は、即、飯野川駅にして、[illegible]を、辻堂（ツジダウ）といふ

大文中、大崎[illegible]分裂し、[illegible]宗の[illegible]子、小僧丸、大崎高兼の養嗣たり、[illegible]（[illegible]の舍弟）相続ふ、義宣は、遠田郡不[illegible]に居る、後、辻[illegible]に[illegible]死す（[illegible]、[illegible]、葛西氏（[illegible]の晴胤は[illegible]の[illegible]）に依れる者なり、[illegible]人[illegible]もせよ（[illegible]天文[illegible]六[illegible]（[illegible]落城[illegible]）[illegible]宗公、[illegible]門[illegible]日[illegible]、[illegible]一[illegible]中、不動[illegible]、大[illegible]、[illegible]、不[illegible]、急可[illegible]之、[illegible]、[illegible]何、[illegible]、[illegible]其[illegible]、如此[illegible]、[illegible]之外、因[illegible]大崎[illegible]重及[illegible]也、[illegible]、[illegible]不[illegible]所[illegible]、[illegible]大森[illegible]之後、[illegible]之進退、見[illegible]候[illegible]、[illegible]。

観蹟志云、[illegible]、[illegible]村、[illegible]寺、[illegible]山[illegible]寺、[illegible]古墳、六尺七寸、[illegible]一寸、[illegible]日[illegible]中[illegible]年乙[illegible]月、[illegible]也、[illegible]、大森邑有[illegible]大[illegible]、[illegible]有[illegible]也、[illegible]、[illegible]何[illegible]何[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]六[illegible]、[illegible]、[illegible]一、[illegible]、男[illegible]居

二俣神社（フタマタ）　今、大森に在り、即、延喜式[illegible]生郡[illegible]とす（按、[illegible]に、[illegible]の[illegible]分せるに[illegible]て、[illegible]、即、[illegible]なりしを思ふべし。されば、[illegible]の日[illegible]は、

二分して、[illegible]の東西を流れしのみにあらず、[illegible]、[illegible]の[illegible]に至りて、一合して一[illegible]をなし、更に北[illegible]に至り、両派の合一して、東北に向へるを指るべし

牡鹿郡

（小鹿郡）

牡鹿郡（ヲシカ）　今、[illegible]生郡の南東なる、[illegible]の海口左右の地、及び遠島（トホシマ）（牡鹿半島）と呼はるゝを以て、一郡域とす、面積十七方里、人口七万、八町村に分ち、石巻に治す

[illegible]、[illegible]生の二郡は、[illegible]いに分ち難し。[illegible]に、合[illegible]して、[illegible]に[illegible]すべし

牡鹿は、和名抄、[illegible]、[illegible]、[illegible]に分ち、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]へ入れる[illegible]なり、[illegible]の名は、[illegible]元年、[illegible]として[illegible]めて見え、後、建[illegible]て郡と[illegible]、[illegible]年[illegible]に[illegible]、[illegible]、其北[illegible]に、[illegible]生郡を起し、[illegible]生郡離立す

[illegible]志云、牡鹿氏、出自大伴之[illegible]丸子氏（マリコ）、道[illegible]氏、出自牡鹿氏、孝謙帝時、陸奥牡鹿郡人　外正六位下丸子牛麻呂、同姓正七位下[illegible]、大初位下[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、改賜[illegible]、[illegible]、[illegible]功授従四位下[illegible]、[illegible]、[illegible]、為陸奥大国造、従五位下[illegible]、[illegible]、[illegible]国造

[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]り、[illegible]の名[illegible]、八[illegible]に[illegible]ぶ[illegible]は、中世、或は男鹿、小鹿（チ）等につくれり、[illegible]

(須賀)(閖村)

小鹿[illegible]、郡名[illegible]づる
蛸、今も、其[illegible]に適ふと[illegible]。
靈龜[illegible]年紀、[illegible]、先浦
以來、[illegible]、宮城此郡、在陸奥國、[illegible]下、
相夫[illegible]、[illegible]家、
同於[illegible]、[illegible]有雜[illegible]
云、閖村の[illegible]は、[illegible]、[illegible]しな
り、[illegible]の[illegible]、今は由良北なりとす、
牡鹿郡中なるべし、東山方[illegible]の地なりといふ、
蝦夷の[illegible]、[illegible]に因みあれど、文中の國府
は、[illegible]、[illegible]には非ず、信夫郡[illegible]ば、
「相夫[illegible]」[illegible]とあるも、[illegible]と見[illegible]なか
らむ、然[illegible]、閖村の[illegible]に適[illegible]ず、後の
閖伊郡の地ならむとの説は、當らず、閖伊郡は、後の
延暦の頃まで、[illegible]なりし[illegible]の、更に北にあ
り、地理の[illegible]ずなるべからず、[illegible]、蝦夷
語にて、水の事なれば、[illegible]に同名あるべし。

石巻灣（イシノマキ）　又、[illegible]と呼ばる、石巻港の外灣にして、又、[illegible]大灣[illegible]。
水路誌云、石巻[illegible]は、[illegible]半島を東[illegible]とし、松島諸島の宮[illegible]、[illegible]十[illegible]、[illegible]半の大灣なり、[illegible]、[illegible]、[illegible]濱、桃之浦、荻之濱、大原[illegible]、[illegible]濱等是なり。又云、石巻灣頭、即、[illegible]浦より、萬石浦に至る[illegible]海里の海濱は、一帶の沙濱にして、内地は平逸の耕田數里に至る、其間に、鳴瀬川、定川、北上川の[illegible]、灣に入る、此等の諸河は、[illegible]の[illegible]せしも、直に太平洋に對するが故に、晴朗の日といへども、波浪激して汀を打ち、小舟も着岸する能はざることあり。

一〇〇八

(陸方)

吉河郷　[illegible]名抄、牡鹿郡吉河郷、いま、吉[illegible]道にあたり、[illegible]、[illegible]等とい[illegible]、[illegible]、[illegible]深谷に分らし[illegible]、[illegible]、[illegible]に外ならじ、[illegible]其郷並なりたへず。
吉河の名義につきて、[illegible]吉積なし、[illegible]の條に引ける「靈龜元年、蝦夷[illegible]等、[illegible]比志別[illegible]等[illegible]、請以香河村造建郡家、永[illegible]編[illegible]」云々。吉河は、[illegible]香河の誤にて、即、黒川郡[illegible]邑[illegible]、[illegible]に所見[illegible]。然れども、香もし[illegible]は吉字[illegible]、牡鹿[illegible]若干[illegible]て、其遺名とする[illegible]に非ず、[illegible]して異[illegible]を資む。
〇封内[illegible]に、牡鹿郡[illegible]邑」とある、又、[illegible]西買記に牡鹿郡十七郷と[illegible]、共に、[illegible]にあたる。

牡鹿柵址（ヲシカノキ）　今、[illegible]ならず、或は疑ふ、門脇（カドワキ）の日和山の古壘、即是にや。中世、[illegible]氏の雄[illegible]の、[illegible]に就きて、城館を置きし[illegible]、[illegible]、牡鹿柵は、天平九年、多賀以下の五城柵に分戍せしむる時、大掾日下部宿禰大麻呂が、本柵を鎮衛したる由見え、其後は更に後する所なし。[illegible]桃生に築造ありて、牡鹿不要に屬するを以て、[illegible]に附けるならん。
牡鹿、桃生は、[illegible]を拝築せる所と[illegible]は、あれ「天平[illegible]、遣陸奥按察使大[illegible]呂等言、以去月十九日、到陸奥多賀柵、[illegible]野朝臣東人、共平章、且追常陸上總下總武藏上野下野等六國騎兵、總一千人、開山海兩道、[illegible]悍、仍差田夷遠田郡領遠田君雄人、[illegible]」といへるに合すべし。
再考、湊町（本名牡鹿[illegible]）に、茶臼館と稱ふる[illegible]て、桃生柵も、茶臼山と呼べるを見れば、牡鹿柵も、湊町の茶臼館に擬すべき歟。封内記に「茶臼館、又號牛館、古昔、葛西[illegible]右衛門所居」云々。明徴は未見えずと雖、

[illegible]の[illegible]を加ふべき者あり、[illegible]、市街の[illegible]、[illegible]門脇（カドワキ）

日和山（ヒヨリ）　[illegible]とい[illegible]、[illegible]河を隔て、牧山に對す。此山、もと[illegible]少なれど、代頃に在り、[illegible]獨昂起するが故に、海陸の[illegible]とす。
封内記云、門脇邑、[illegible]地、好日（ヒヨリ）山、愛宕社、不詳何時勸[illegible]、[illegible]之時所持平[illegible]、傳云、[illegible]人[illegible]、[illegible]之、歸船之後、奉納之於[illegible]、（門[illegible]云、好日[illegible]、山頭有愛宕神祠、東南即大洋[illegible]、西北面[illegible]山村、倚地連、皆入于登[illegible]之目中、[illegible]頭、卜潮勢而計晴雨之候、[illegible]、仍土俗日日和山、訓之比與利、[illegible]以天外風靜河[illegible]日、而日之日和、乃好日之義也、[illegible]、[illegible]山、[illegible]寺院[illegible]山中、而號好日山海門寺。（封内記又云、海門寺、元禄十六年、昔出[illegible]之世、[illegible]府下[illegible]、[illegible]開基、私賀桃生郡中[illegible]、[illegible]附之。

(門脇)

鹿島御兒神社（カシマミコ）　今、[illegible]山下に、鹿島[illegible]あり、亦古祠なり。封内記云、門[illegible]、[illegible]延喜式鹿島御兒神社、昔在[illegible]日山北、[illegible]葛西家城地之後、移于今[illegible]、[illegible]鹿島[illegible]。
今按、鹿島神、春日[illegible]に、[illegible]いふは、最僻語なるべし。是は、鹿島神の[illegible]の、[illegible]州に在るを聞誤りて、本[illegible]に[illegible]るのみ。鹿島神の[illegible]、奥州に被及せるは、[illegible]城[illegible]の東北拓殖の事と相待てる者なれば、本末前後を知するに[illegible]三代實錄云、[illegible]八年、常陸國鹿島神宮司言、[illegible]之苗裔[illegible]十八社、[illegible]、[illegible]郡[illegible]、[illegible]城郡十一、[illegible]、行方郡一、[illegible]、[illegible]、日理郡二、宮城郡三、黒河郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、同之苗裔、[illegible]、延暦以來、割大[illegible]封物、奉幣彼諸神社、弘

仁治四年、絶而不年、内[illegible]請[illegible]移住、[illegible]宣繁、寶治元年、請官[illegible]移住、[illegible]内侍、而[illegible]、[illegible]入間、宮司等、於[illegible]外[illegible]遷、[illegible]常宮[illegible]、[illegible]後神[illegible]不止、時内[illegible]役、[illegible]子[illegible]役[illegible]、照[illegible]入間、本宮諸[illegible]、[illegible]其餘各用大[illegible]封[illegible]、太政官[illegible]分、[illegible]

葛西城址

今、日和山をなりといふ。[illegible]内記には、石巻城と日和山とを[illegible]て、石巻[illegible]、[illegible]何人の居[illegible]、また門[illegible]、葛西清重[illegible]、[illegible]観[illegible]

開老志云、石巻城址、在門脇邑日和山頭、相傳、葛西三郎清重居城也、世世相續、至左京大夫晴信、天正中所没收、與今士人所傳、不合、未審」また、別に小鹿の湊の城(茶臼館)より。今、葛西氏歴代の間、還治[illegible]鎮の事跡を詳にし得れば、いづれとも判ち難し。一書に、

「奥州餘目記録い、正平六年、留守遠江守家助が、畠山上野介高國と共に、宮城郡岩切城に據りしに、吉良右京大夫貞家に攻落され、國人敗滅せし時、家助に、妾腹の一男兒ありしを、生母が抱て逃るゝ條にも「ゐんじやたる間、親生へ下り、山内方を頼むといへども、」云々、小鹿へ、葛西を頼むといへども、是も格勤(カクゴン)に不及、云々」と見ゆ、是亦、正平の頃までも、葛西氏が、牡鹿の石巻城に居たりしを證すべし

とあれど、茶臼館、日和山の是非、これを決め難し。(大槻氏(伊達行朝事歴附傳)、葛西清貞勤王事歴云、南北朝の初に當りて、奥州の官軍とては、世の人、結城、伊達、田村、南部氏等を知るのみ、絶えて、葛西氏を知らず、葛西氏は、封土も、當時、奥州第一にして、勤王の蹟も、他の數氏の下にあらざりしなり、然れども、足利、天正の亡國なれば、其文書、記録、逸失して、事蹟も全く湮滅に歸せり、今唯、其一斑を此に掲げて、其幽を闡かむとす、葛西氏は、秩父平氏の別族なり、秩父三郎将常が曾孫、豐島三郎清家、其子豐島權守清光、武州豐島郡に住せり、清光の子三郎清重に至て、下總の葛西の地を領し、之を葛西氏の祖とす、治承中、源頼朝の興るに及びて、清光、清重、父子、首に之に從て戰功あり、文治五年、奥州征伐[illegible]、[illegible]に軍[illegible]、[illegible]、其賞[illegible]、牡鹿等、數郡の地を[illegible]せられ、[illegible]身、多く[illegible]倉に居[illegible]、[illegible]清重が[illegible]、[illegible]、大日本史に[illegible]、清重が子清[illegible]に至[illegible]、奥州に移住せしかば、は[illegible]奥州葛西氏の祖[illegible]、[illegible]といへども、[illegible]、葛西氏に[illegible]へしもの、[illegible]の諸[illegible]録に参照せしに、信ずべし、今、左に抄出す、圖中に、(補)とあるは、文彦が補ひたるなり、

清重 葛西三郎、右兵衛尉、壹岐守、法名定蓮

(補)吾妻鏡、治承四年、葛西三郎清重、建久元年十二月、右兵衛尉平清重、建保七年正月、鶴岡拜賀行列、壹岐守清重、貞應三年閏七月、壹岐入道以下宿老、建長二年三月、葛西壹岐入道跡、(中尊寺經藏所藏、正應元年、葛西宗清、由野相論下知状云、壹岐入道定蓮以來、無煩之旨載之、云々、

清親 葛西壹岐守、左衛門尉、伯耆守、法名清蓮

(補)吾妻鏡、安貞二年二月、葛西三郎左衛門尉、召之近處、相模之供奉武士三郎、[illegible]也、島津本、同十月十五日、供奉人、葛西左衛門尉清重、(島津本、但、校訂[illegible]清時引、重、[illegible]、寛喜二年八月、供奉人、葛西壹岐左衛門尉、仁治元年八月、行列、葛西四郎左衛門尉、寛元二年八月、供奉人、伯耆前司清親、翌日、流鏑十二番、伯耆前司、射手、子息五郎、

清時 葛西四郎左衛門、伯耆前司、法名行蓮

(補)吾妻鏡、天福二年七月、供奉人、葛西[illegible]、寛元元年七月、御共結番、葛西三郎左衛門尉、同三年八月、供奉人、伯耆前司清時、建長二年八月、供奉人、葛西新左衛門尉清時、(島津本)同三年八月、供奉人、葛西壹岐新左衛門尉清貞、同四年四月、隨兵、伯耆左衛門四郎清時、

清經 葛西伯耆、三郎左衛門尉、法名寂蓮

(補)吾妻鏡、建長四年十一月、供奉人、伯耆左衛門三郎清經、同八年正月、出仕、伯耆左衛門三郎、同年八月、供奉人、伯耆新左衛門尉清經、中尊寺、正應元年文書云、建治三年下知状、云々、伯耆新左衛門入道寂蓮、云々、

清宗 葛西伊豆守、法名明蓮

(補)中尊寺、正應元年文書、葛西三郎左衛門尉宗清、文中に、宗清壹岐[illegible]之間、弘安八年、經上訴、云々、などあり)同寺[illegible]、永仁二年[illegible]の宛名、壹岐守殿、(太平記、元弘元年、笠置軍、東國勢上洛、葛西三郎兵衛尉、(梅松論、延元元年正月、京都神樂岡戰死、葛西江判官三郎左衛門、

清貞 葛西武藏守、法名[illegible]蓮

(補)白河文書、延元三年十一月、法螺[illegible]心[illegible]、葛西清貞兒弱以下一族、[illegible]分[illegible]忠、云々、同文書、興國二年、清顯状、葛西[illegible]守、有别心之由、風聞之間、[illegible]、此間令討伐了、

良清 葛西備前守、法名連阿

—満良　葛西陸奥守　法名蓮昇

（補）伊達日記録云、吉良殿、畠山殿、より合也、云々、葛西れんせいの、十六番め子、當官の先官、右馬助、云々、○伊達正統世次考、政宗公、明徳二年辛未、夏六月鎌倉執事上杉右京大夫憲孝、奉管領氏満朝臣之命、其書令曰、陸奥國加美郡者、畠山修理大夫國詮分郡也、而大崎左京大夫押留、云々、（中略）、早與葛西陸奥守、相共發彼所、可遂沙汰付國詮代、（中略）、依命執達如件、伊達大膳大夫殿、原註、葛西陸奥守満良者、自奥州葛西始封壹岐守清重、七代之孫也、

満清　葛西備前守　法名良蓮

（補）案ずるに、満良、満清二代、將軍義満の一字を受けたる歟、

持重　葛西播磨守　法名法蓮

（補）將軍義持の一字を受けたる歟、

—信重　葛西孫三郎　法名曾蓮

—満重　葛西陸奥守　法名照蓮

（補）餘目記錄云、遠田は、云々、小田保、荒井七郷は、云々、十二郷、大崎御知行候を、伊達成宗以調法、遠田之爲昔地、遠田十七郷、荒井七郷、當永正十一年より四十三年前之かさい淨蓮へ相渡也、（案、淨蓮、照蓮、音通、

—宗清　葛西武藏守、實、伊達成宗公子、爲婿養子、法名誠蓮

（補）伊達略系、宗清、葛西陸奥守平満重、養嗣、彦七郎、永正十七年、任武藏守、大永二年、叙從四位上、案、宗清、父成宗君の片諱を受けたる、餘目記錄に、書狀宛名書式を記して、葛西陸奥守殿、教宗、あなたよりは、進上、中目殿、武藏守宗清一致候は、大崎のしたく、斯波左衛門佐にて、其女は、伊達成宗君の室なり）

晴重　葛西陸奥守　法名規蓮

晴胤　葛西三郎　左京大夫　法名律蓮可梁

實、伊達稙宗公子、爲婿名跡、

（補）伊達略系、晴胤、將軍足利義晴、賜諱字、小字牛猿、又、三郎、葛西陸奥守平晴重、養爲嗣、以女配之、

伊達正統世次考、天文十二年五月、晴宗公、賜書大崎飛驒守曰、葛西三郎殿、見合力於晴宗、出陣于大谷、註、葛西三郎殿、幼名牛猿、名晴胤、仙臺葛西氏過去帳云、左京大夫晴胤、天文二十辛亥年十月廿日、

—義重　葛西三郎、早世、依無嗣子、弟晴信繼家、法名金蓮、

（補）葛西氏過去帳云、三郎義重、永祿十丁卯年一月十三日、

—晴信　葛西左京大夫　相模守

（補）天正十八年、晴信不會小田原陣、豐太閤、鳴遲參之罪、沒收晴信所領、晴信不服、據栗原郡佐沼城、西軍來攻、城陥、晴信自殺、葛西氏亡、葛西氏過去帳云、左京大夫晴信、天正十八庚寅年八月十一日、法名智山、

—胤重　葛西右衛門

（補）葛西氏過去帳云、胤重、文祿四乙未年九月廿六日、法名抱山、

—重俊　葛西式部大夫、法名清覺、

重信　葛西左馬助、補　仕宇和島伊達氏

俊信　葛西紀伊、補　仕仙臺伊達氏

葛西氏は、十七代晴信に至て、天正十八年に亡びたり、當時の領地は、牡鹿、本吉、登米、磐井、膽澤、江刺、氣仙等、數郡にて、桃生郡の東部、栗原郡の東北部も入れり）、之を葛西七郡と稱し、俗には、三十萬石など傳へたり、其居城は、因々、牡鹿郡の石卷城なりき、後、足利氏の中世に至り、登米郡を兼有するに及びて、同郡の寺池城にも住せりと見えたり、

清重が、石卷の日和山に築きて住せし由は、奥州葛西記にも見え、仙臺領古城書立にも、牡鹿郡、石卷城、右城主、葛西三郎清重より、左京大夫晴信迄、歴代居住、天正年中、晴信城を開き立退候以後、荒廢之城と成、云々」など見えたり、（觀蹟聞老志の記せる所も、同じ）藩翰譜の、蒲生氏の譜に、葛西大崎の地を合して、二十萬石とせしは違算なり、大崎五郡のみにても、十八萬石と傳したり、

按、南北朝の初に當りて、南方に勤王せし葛西氏は、五代宗清、六代清貞、父子の時なり、葛西氏は、元弘三年十月、鎮守將軍北畠顯家卿が、多賀國府を開かれし時より、國府に祗候せしは論なく、延元元年、顯家卿が、奥勢を率ゐて上洛の時も、葛西勢、從に從ひて、攻上りしが如し、

(石卷城址)

梅松論云、大勢に、山の手、長樂岡を下るおりた、御方の軍兵、馳向て攻戰ける程に、遠江國住人白河小次郎、義貞と號して頸を取て取、赤威の鎧をば取て持來る間、諸人大慶の思ひをなす處に、是は、義貞にてはあらず、葛西江判官三郎左衞門が頸なり、存日に、義貞に、顏色こつから、少しも替らず、赤威の鎧を着たりけるを、聞ゆる義貞重代の鎧薄金と同じなる間、一旦、大將討取たりとて、御方のよろこびけるも、理也、

(今案)右は、延元元年正月廿八日の京都の合戰にての事なり、此の葛西江判官三郎左衞門は、若しは、奧州葛西の五代宗清(系圖の清宗)にあらざるか、さるは、前に引きたる中尊寺經藏の文書に、葛西三郎左衞門尉宗清とあればなり、葛西氏は、初代三郎清重以來、三郎を、通稱とせしと見ゆる、但し、檢非違使尉を、判官と尊稱し、衞門尉は、之を兼帶するものなれば、判官と稱するは同じけれど、江判官とあること、解せられず、一窮本には、鄕の草體に作れるあり、江の字と似たり、然れども、猶考へ得ず、

延元二年、顯家卿が、伊達郡の靈山に移られし時、清貞、從ひ勤仕し、同年、同卿が再度の上洛にも、從ひて攻め上りぬ、翌年、顯家卿の、泉州にて討死せられし後は、吉野へも參りしなるべく、然して、宮國司に先だちて、奧州へ歸れり、但し、海陸、何れの路に沿りしか、知られず、

奧州葛西記云、人皇九十五代、後醍醐天皇、鎌倉相模入道平高時を亡し、武家、武將、總地頭、總追捕使、爲取返給、公家一統之御代と成る、京都より、陸奧出羽國司には、北畠中納言顯家卿を下し給、御下向、伊達郡靈山の城に居住し給、葛西對馬守武治勤仕、此時、登米、登中、佐沼、手の裏に入、京都御陣之御勢に加り給、顯家御陣破れて、日和山城に下り、寺池城、佐沼城を築く、常には、寺池城に居住有り、

(今案)對馬守武治、奧羽背事に、武時に作る、系圖に見えず、異系には見ゆれど、信ぜられず、庶流の人かとも思へど、文面全く葛西總領の人なり、極めて武藏守清貞の誤傳なりと思はる、南方記傳に「延元三年、三月五日、尊氏、葛西安東權介を、陸奧のかみに任ず」とせしは、何の事ならむ、更に心得られず、

延元三年九月、北畠親房卿、伊勢より、奧州を指して出船せられしに、颶風に逢して、常陸に着し、十月、同國の小田城に據られたり、時に、葛西清貞は、親房卿が常に使者を發して、まづ、奧州へ下向ありて、當國の大軍を發して攻上られなば、小田にありて軍勢を催されむより、成功速ならむと勸めしこと、度々に及べり、親房卿も、固より下向の心なれば、書を白河の結城親朝に送て、其旨を下知せり、其書中に、葛西清貞兄弟、以下一族の忠節を賞揚せらる、

「御判(親房卿)

上略、將又、宮國司、令吉野給候者、自彼方可有御發向にて候所、如只今者、延引之間、如何にも御下向候て、是非可被催立候、且、葛西、進使者候、申入此趣候也、面路次難遂候(下略)(白河文書)

「御判(親房卿)」

一葛西清貞兄弟、以下一族、隨分致忠之由、令申間、度々被感仰畢、

一坂東靜謐事、於此方、雖被廻計略、先彼對治奧州羽州、次弟可有沙汰之處、大將無御下向候、諸事有候由、葛西令申候、(中略)此事、葛西、殊急申候、非無其謂候歟、下略

斯くて、翌年に至れども、親房卿、尚、下向なく、八月十六日に至りて、後醍醐帝、遂に、吉野にて崩御ましませり、其報の奧州に達せし時は、清貞兄弟の悲歎は、嘸何ばかりなりけむ、今石巻港の[illegible]に、一古碑を存して「奉爲吉野先帝御菩提也、延元四年己卯、霜月廿四日、敬白」と刻せり、當時、此地に、斯る碑を建つる者、葛西氏の外には非ざるべし、翌年は、興國元年なり、鎭守大將軍北畠顯信、下向あり、白河に書を通ずるに、同年十二月の狀に、石川六郎、等、葛西、[illegible]等、大將軍下向、御方候之間、對治有事、急可有[illegible]候、[illegible]明年[illegible]月の此、[illegible]可被出御[illegible]候之處、[illegible]無其之間、奧中與其一手、被退治[illegible]候、今月の[illegible]に、[illegible]中對治事、有其沙汰、尤可爲大切之由、葛西申言候、(中略)葛西姪遠江守、有野心之由、風聞之間、被經計、此間令討伐了、一族等凡悦喜之間、爲發向も、獨心安候只在候、總領は、葛西清貞なり、闔族の忠節、想ふべし、

又、四月の狀に、南部以下奧方官軍、已令對治斯波[illegible]手兩郡、[illegible]上候間、(中略)葛西以下、和賀滴石[illegible]等、成一手、欲對治[illegible]中候」十九日、[illegible]中與御方たる間、去月三日出張、[illegible]日合戰、(中略)今兩三日之間、可打入松島候、府中對治、不可有程候」以上の中、奧方官軍は、昔國府より北の官軍を指せり、葛西氏も、無論此中に加はりてありしなり、斯くて、興國六年に至て、南部氏、津輕の内賊を攻め降しゝとき、顯信卿より、南部氏に命して、葛西、和賀、滴石と共に、斯波郡の敵を攻めしめられしこと、中館家系に見ゆ、此後、葛西氏が勤しい事蹟、文書記錄の徵すべきなし、

太平記、三十一、正平七年「新田義宗起義兵事」の條中、新田氏に應じたる人に、南西氏[illegible]、[illegible]記に、一本[illegible]本、作葛西、とあり、葛西氏の、南朝に忠節なりしことは、北畠氏の津輕に在りし後までも、葛西氏の旗の、之に[illegible]にて知らる、津輕の[illegible]記に、三戸城主南部[illegible]、[illegible]大光寺城主伊豫守[illegible]

清、識之、質天文二年也、云々、葛西伊豆信清、葛西清重之裔伊豫守頼清之子、即關國老臣之一也 など見ゆ、今も、弘前藩士に、葛西氏の人多し、

斯くて、葛西氏は、左京大夫晴信に至て、天正十八年、豐太閤が小田原陣に會せざりしかば、讒譖の罪とて、領地を沒收せられしかど、晴信屈せず、清水飛驒守、木村伊勢守等が、兵を率ゐて東下せしを邀へて、數日戰ひしかど、敗北して、佐沼城を死守し、力竭きて自殺せし、葛西氏は、十七世、四百餘二年にて滅びたり、

奥州葛西記に、晴信、上方勢の下るを聞きしとき 可叶には有らず共、先向陣を出し、一戰而、不叶時は、腹切んと、評定有、向陣を取に是一などあり、當時、關東、奥羽の大名中に、太閤が天下の兵に抗し、死力を竭して、潔く亡びしは、唯葛西氏ありしのみ、小田原北條が、敗れて降て誅られ、其他の大名の、降參して流離せし比にあらず、又、晴信の長男三郎清高は、如何なる故にか、後に、大崎三治（義隆の子か）と共に、上杉氏の白石城にありしに、慶長五年七月、城陷りし時、斬られたり。（以上）○奥羽舊事云、晴信嫡子氏信（伊達世臣家譜、作長三郎清高）、與弟正信久信、皆逃去、晴信自刄而死 葛西盛衰記、南陽軍秘鈔云、晴信不戰而走於相馬、與此不同、慶長五年、氏信從上杉景勝在刈田白石城（伊達三代略）、後不知其所終、在馬市信、紀伊倫信兄弟、住爲仙臺藩士、（世臣家譜）。

餘目氏記錄云、葛西本所、石部三保とは、江刺伊澤氣仙元良岩伊郡に、奥田萬海保是也、大谷保は、吉良の石橋殿御領候を、在鎌倉の時、方違役つとめ、其替十引物の内、羽すこし致進上候浜に、御下候、應永年内の事に候、遠田は、鎌倉殿千葉（先代）九代、御公領、二萬貫の所也、文書たゝ給、後知行す、小田保荒井七郷は、從文治給主の知行也、大崎殿御下候て後、十三郷 今按、小田い本保十七郷、荒井七郷、合廿四郷の事ならん、遠田之内合地、おり大崎御知行候を、伊達以河法、遠田之爲合地、遠田 今按、上に遠田替地とあれば、下なる遠田は、小田の誤にて、本保十七郷とさとらる 十七郷、荒井七郷、當年、永正十一より四十三年前、葛西淨蓮へ相渡也。（葛西の一族に、濱江氏あり、下總葛西郡の村名に因る。）相馬文書、曆應三年、濱江氏、官軍として松島へ向へる事、所見あり。又、吾妻鏡に、建長八年、奥州大名の一家、濱江太郎兵衛といふを載す、

申大道、夜討強盜蜂起、且往反旅人之煩、仍可致警固之旨、今日被仰付當路次地頭等、所謂壹岐六郎左衛門尉、同七郎左衛門尉、出羽四郎左衛門尉、陸奥留守兵衛尉、（中略）濱江太郎兵衛尉、（中略）以上二十四人、此に壹岐六郎、同七郎とあるは、奥州葛西氏なり、前掲の系圖に合はず

石巻（イシノマキ）

今、石巻町、人口一萬五千、湊町及び門脇を合す、北上川の海門にあたり、西岸を石巻、東岸を湊町といへり。日和山は、石巻の西南に峙つ。仙臺十二里半

誰歟導水巨奇動、形勢于今海内聞、棧樹東西千萬戸、桅竿高下萬帆分、荒墟苔鎖先皇宇、絕港潮通異域雲、我欲登臨尋往昔、日和山畔夕陽曛、　齋藤竹堂

觀聞志云、石巻海門、寒神河流、滔々入于海門、斯地也、市店連屋、漁家比隣、商賈群集、農工雜居、繁華輻輳、邇與攝津大坂越前敦賀筑紫博多出羽酒田相匹敵、商船之出入、漁艇之來往、日夜泛々、朝夕囂々、貿買不乏、交易不虛、生財之有倫、貨殖之有門、豐饒之富、天下第一之津也 ○封内記云、石巻町、有市肆驛也、有號住吉、有市店、袋谷地地、袋谷地歩卒居之、郡司指揮之、或曰、往古、北上川流直至追波湊、而入海、中古、裂鹿股地、入石巻海門、爲二派而入海云、然不知年代也

元祿二年紀行、奥細道云、平泉を心ざし、あねはの松、緒だえの橋など、聞傳へて、人跡稀に、雉兎芻蕘の往かふ道、そこともわかず、終に道ふみたがへて、石の巻といふ湊に出づ、こがね花咲とよみて奉たる、金花山、海上に見わたし、數百の廻船 入江につどひ、人家地をあらそひて、竈の烟立つゞけたり、思ひかけず、斯る所にも來れるかなと、宿からんとすれど、更に宿かす人なし、漸、まとしき小家に、一夜をあかす。

實曆庚辰東巡紀行云、石巻、市舍千餘戶、傍河緯比於南北、河口北加美、自南端東、南入于海、千里之長流也、輻輳不太廣、水深耐泛大舶、數百之舶相續、隨行於上下、一里許、質阜海一部會也、其日和山、眺望島山、有住吉也、投宿河邊舍、間金華路、（主日、陸行、蓋百里而遠、）先航河、取道綿萊、抵牡鹿川之山島、而航於金華山、其間海上纔五六里、然路殊艱嶮、升降急峻、石径窮逼、意當往還用三日程、在此直取水道、則今日解纜、而可至本端、余議之同遊人、皆忠隆彦升、余畏海夜陸、議論不成 ○天保壬寅思晉記行云、至石巻、是爲奥中第一馬頭、乃北上河之委也、海舶百餘隻、依岸而泊、河發源於南部亂山中、千盤岡濟、百有九日、始達于此、漕運極盛、邦君、及南部、闔諸侯、皆置邸以便海運、以故、街坊鬩譽、約二千戶、多巨富、地産美石、青色而密理、松島碑碣、多伐於此云、直南望金華山、是爲地脈東盡處、其地又靈、距此十有六里、初欲一往探其秘、而秋氣漸旺、風濤如山、土人云、舟路必梗、乃止

戊辰實錄云、明治二年、仙臺藩は、去年抗命の故を以て、封土三十餘萬石を削らる、其士民因りて不平を懷き、皆降服を背む、甚しきものは、四方を劫掠し、函館の賊と氣息を通じ、千百群をなして、民家の金穀を掠奪す、藩人二關源治、自其隊長と號し、長岡藩士鬼頭圖書、逋逃を率て之に黨す、其餘士石川欽太郎も、亦武器を英船に積み、氣仙近海に繫ぎ、此輩を鼓動す、

曰く、暫に箱館に航して回復を圖らむと、乃ち其[illegible]を
[illegible]、石巻に據り、藩庫の米穀を[illegible]、[illegible]在の[illegible]て
之に應ず。是時、藩の武器悉く官府に[illegible]り、[illegible]す
[illegible]、執政和田織部、遠藤主稅相謀て曰く、此徒に
乘ぜられ[illegible]を具し、増封を請はゞ、朝廷必我請を允さむ
と、[illegible]す、朝廷其要請を却下し、大納言久我通
久に[illegible]、鎭撫總督と爲し、兵を率て[illegible]仙臺に赴
かしめ、先和田以下を斬る、是に於て、一藩悚息して、
[illegible]悔悟する所[illegible]、仙臺藩戊辰史云、己巳の春、
藩の奸[illegible]、政府に訴へ、久我殿の東下を利用し、
構陷する所ありて、遂に其毒牙に掛け、和田織部、遠
藤吉郎、安田竹之助、若生文十郎、玉虫左太夫、栗村
五郎七郎、齋藤安右衛門の七士を殺す、而して、其宣
告を見るに、國事に關し、不束の所行あるに依り、切
腹を命ずとあるのみ、不束とは何等の事を云ふ歟、
彼の世良を[illegible]らしめたる藩士[illegible]にすら、政府は[illegible]
を命じたるに過ぎず、織部以下の人々、果して何の罪
かある、云々。

飯石大島神社（イヒシオホシマ）

[illegible]志料云、延喜式牡鹿郡大島神社は、
今、石巻住吉明神是なり、貞觀五年紀、飯大島（イヒオホシマ）神とい
ふも、之に同じ。
三代實錄、貞觀九年、陸奥國[illegible]飯大島神、勳十等
阿尚麻水神社、兒伎八針神、小結温泉神等、並授從五
位下。今按、御島（オシマ）住吉祠の水濱、河中に屹立したる
靈石を見る、石（イヒシマ）の名ありしに出づ、されば飯大島神
は、飯の下に、石字を脱漏したる歟。靈石を、古名飯（イヒ）
石（シ）と呼べる例は、出雲の古風土記に、
飯石郡、所以號飯石者、飯石郷中、伊毘志都幣命坐、
故云飯石、又云、伊毘志都幣命、天降坐處、故云伊
毘志、神龜三年、改字飯石、[illegible]云、今飯石郡
多久和村に、飯をうづたかく盛りたる様の岩石あり、

（御島）

（烏帽石）

（大島神社）

故に郡の名となしたりと、[illegible]に曰へり。
されば、[illegible]とすべし[illegible]のみならず、[illegible]にて、彼靈
石を烏帽子（エボシ）といふは、正にイヒシの訛言に出でし事、
[illegible]明白なり。
觀蹟志云、石巻北市、有住吉神祠、是乃在本門前大街村（オホガリ）
落之津、古之衣袖（ソデ）渡也、古木同[illegible]、白浪[illegible]、蓮[illegible]
中、春時之花、秋時之月、尤可愛之境也、
みちのくの[illegible]のわたり[illegible]ころの内に[illegible]て
[illegible]、新後拾遺 [illegible]みた[illegible]なきみち
のくの袖のわたりに淵はあれども、「もし」は草[illegible]行家
今、住吉社畔、華表前、有巨石、高六尺、南北三
尺、東西九尺、其象似烏帽子、上建天女（テンニン）宮、其下有清潭、
行宮所在、乃此淵也、潭水回旋成紋、故鄕人石稱烏帽、
潭呼衣袖（イジハキ）、仍爲地名、蓋[illegible]之遺、乃衣袖渡也、商舶漁舟亦
多繋于此。○今按、重之歌集に據れば、袖渡は、遂濱[illegible]
の一津とす、又、桃生郡[illegible]浦に、袖の山あり、合考すべ
し。○封内記云、大島（オホシマ）神社、土人今呼之曰住吉神社、以在
號住吉地也、本邑鎭守、[illegible]有今年也、是神名
帳所載、大島神社、名蹟志曰、石巻北市有社、邦言曰之
住吉大明神、是乃古之大島神社也、元和中修造上棟文、
亦記曰大島神社、辨財天堂亦在其島中、不詳何時創建、
壽福寺、昔葛西家祈願所、住吉別當、而號大善院、天台
宗也、其後、和州僧有快法印、來爲住職、改宗眞言、移
寺於住吉社前、以有烏帽子石、號海石山壽福寺、然年々
遭洪水之害、移寺於市鄕之地、正保二年、公收其地、爲
倉庫、別賜地[illegible]門山下、[illegible]別當、其[illegible]
社其任寺社人、今不與其事、古蹟惟往古在住吉社南、小
橋也、土人呼之曰小門（オカド）[illegible]、
風[illegible]曰、寛永中 川村重吉、決北上川、南注十
五里、開此港、爲陸奥漕路所由、市郭稠密、船隻絡
繹、爲一方都會、[illegible]清[illegible]、便風[illegible]
[illegible]港[illegible]
當時[illegible]人[illegible]
今日市制大園を、二百年間に[illegible]、[illegible]一

石巻港（イシノマキ）

北上川の海門、[illegible]近古以前には、此地、牡
鹿湊の名を以て呼ばれたり。其、石巻を以て、之を稱す
るは、[illegible]以降の事にして、[illegible]石巻の[illegible]を[illegible]
河道[illegible]改修[illegible]とぞ
一書に「石巻港は、寛永年中、河村孫兵衛重吉といふ
人、伊達藩[illegible]黄門公の命を受けて、北上川を決り南注
する十五里、始めて此港の區を開く、後に、谷新平、小
洲を河心に築き、以て船舶碇繋の處となす」云々。又、
仙臺[illegible]、石巻[illegible]の數量は、[illegible]には二十萬石許
とぞ。○按、河村氏の治水築港の蹟、これを紀載する
者少し、惜むべし。河村氏は、二世あり、父子相繼き
て、其事業を成せり、石巻普誓寺は、河村氏の置く所
なるが、封内記に之を錄して曰く、大鈎山普誓寺、在
[illegible]曲地、[illegible]、慶安三年、有[illegible]法印開山、施主
[illegible]村[illegible]兵衛也、[illegible]大曲山、後改大鈎、[illegible]孫兵衛等
有志建寺、[illegible]山公之使、其子孫兵衛、[illegible]
志、請之、[illegible]田[illegible]、[illegible]十石
余之地、[illegible]孫兵衛[illegible]は、
寛永、慶安の比の人にて、其子は、寛文、延寶中の人
とす。伊達世臣傳記[illegible]河村孫兵衛元吉は、[illegible]青山
公の[illegible]、[illegible]二十一[illegible]、四
分して之を指揮す[illegible]、
十數年[illegible]、或は[illegible]を開き、或は村落を[illegible]、今に
至て農業に便なる所の者、元吉に出づる多し」云々。
而も、保田氏新風土記に、[illegible]村孫兵衛安
[illegible]と云ふ[illegible]川[illegible]を治め、柳津
より飯野[illegible]の北[illegible]、[illegible]又より石巻に達し、

南流にせられし、是は昔朝の頃なり、川村氏の裔、今猶此にあり、大洪水の頃は、或は寛文十三年なり共云へり」云々。安治は、江戸幕府に仕へる瑞賢十大夫の事なり、又、石巻築港を、寛文中の事とするも、非なり

観松騎志云、北上川、本自柳津東流、注追波、綱吉公命川村重吉、開河道、六里、一注追波、一注石巻、石巻自此為東北大港、寛暦中、築潮打心、以便船舶碇泊、今中瀬是也、自是水勢緩慢、漸致淤塞、河道亦屡壅、重吉所開港口、在今海口西一里云、重吉精水理、興此工、山行野宿、七年始成、土人今尚頌其功（○今按、阿氏が、重吉開く所の海口は、西一里と説かれしは、疑ふべし、西一里は、即、定川の海口にして、大曲の地をいふ、即、玉造江合の旧委口とす、重吉は、蓋、玉造江合等をも、北上に導きて、石巻に合湊せしめし者也

水路志云、北上川の口には、瀬口堆あり、出没常なく、水道甚浅し、但船といへども、潮汐退るときは、練熟の舟子も、顛覆没の患にかゝる、湊市は、川口より上流一海里二鏈にあり、人口一萬七千、東岸第一貿易繁盛の埠也、西丘を日和山と唱へ、巨松多し、高僅に二百七十呎なりといへども、其以西に山無きが故に、海中より之を望むに、稍著明なり、川の中洲と、市街との間を、和船の繋泊處とし、定期郵船は、石之巻湾の諸錨地に碇泊し、小艇を以て、貨物を港内に運送す。

河水迢々入海流、日和山畔客停牧、一時風死帆無力、
百丈争牽上瀬舟、　由井　牧山
一折波生一折回、夕陽影湿乱雲積、布帆全得南風便、
大舶徐々進港来、

湊（ミナト）

石巻本市の東に、北上川を隔て、牧山の山麓に居る、戸数六百。今は、合せて石巻の町内に帰す。（明治十五年、

（伊寺水門）

（牡鹿湊）

（伊原）

[illegible]柏氏）此地の、名づけて湊といふが如く、北上川の来注せざる已往にも、此には、眞野川の一脉の帰するありて、水門（ミナト）の名は起りしなり、[illegible]牡鹿（チシカ）湊[illegible]。

仁徳紀、蝦夷叛、遣田道令撃、則為蝦夷所敗、以死于伊寺水門、已而蝦夷更興田道之墓、則有大蛇出、以咋蝦夷、蝦夷悉被毒而多死亡、とある伊寺水門（イシノミナト）は、史家多く此地に擬す。住吉祠前の霊石は、即、伊寺の水門の石なるべく、貞観五年紀、飯大島神とあるも　必定、飯石（イヒシ）大島の石字を脱漏せりと知らる（たゞ御島住吉祠社に合考せよ）○牡鹿郡石間[illegible]社へも（地理志料云、伊寺郷[illegible]日、伊寺清讀、今之石巻、即其地也、田道、汝村即伊寺水門、石巻即伊寺牧、有牧山、蓋古牧養之處、日本紀通證、[illegible]郡、古紀其[illegible]、[illegible]内山氏地名記、[illegible]陸奥[illegible]、指門、予嘗著伊寺水門考、[illegible]宜参覧。

伊達[illegible]朝事[illegible]云、史學雑誌、第拾貳第七號の、西洋千六百十二三年（慶長十六七年）に、西班牙使節の、日本東岸探検の記文中の地名に、[illegible]、松島の次に、[illegible]とあるは、牡鹿湊なり、同所、牧山観音堂の、正保二年の鐘の銘に、小鹿郡、湊之津、と見え、松島の御島の、寛永十七年の鐘の銘に、一鳥居、湊之津、と見ゆるも、共に、[illegible]金石志に載する所にて、共に、雲居和尚の撰文なり。皆、是れなり、今の石巻の町は、萬治年中に至て、開きし所なり。（封内記云、湊邑、有市店[illegible]驛也、日之牡鹿本郷、有號鹿妻伊原（イハラ）津吹上大門崎[illegible]、入[illegible]不[illegible]藤井内鄕田道、伊原山法山寺、曹洞宗、（志田郡下中目邑萬年寺末寺）長禄中、石宥良玉和尚開山、名跡志曰、永禄中所開、其地經石磴而登閣上、山背多紅樹、山下有幽径、杉道陰暗、入寺院、清閑之精舎也、南峯山梅渓寺、曹洞宗（江刺郡黒石正法寺末）、貞治二年、[illegible]和尚開山、名跡志曰、永和中、僧[illegible]所開、[illegible]之幽境也、[illegible]、蒲[illegible]、[illegible]開花之門、[illegible]、[illegible]。

（吉野先帝碑）（大門崎）

多福院（タフクヰン）

観蹟志云、寺門東南、有古祠、日[illegible]多福寺、背有青山、山下有古石墳、高四尺、[illegible]、其中腹、題日吉野先帝（コシンセンテイ）御墓、右旁有延元五年、左旁有[illegible]月十四日文字、相傳、天皇[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]建之塔墓也（○十符[illegible]云、石巻の東なる湊村に至る、大門崎（ダイモン）といふ所の山本に神社あり、一皇子龍神兩社とかける額かゝれり、この一の皇子が、大塔宮の御事なりとぞ、宮は三の皇子なるを、一皇子といへるは不審、もと一皇子のみにて、四十年許昔までは、正しく御墓石のありとかや、確なる證ともなければ、いとたゞ[illegible]し、そこより北の方の田中のみちを、ゆく／＼右の方を見わすに、おく深く山めぐりて、げに隠れんにはよき所なり、このわたりを、すべて御所のいりといふ、多福院といふ寺に入る、後醍醐の帝のおほんために建たるよしの碑あり、思ふに、こは、[illegible]のことありてのち、[illegible]しなをきめし所なるべし、[illegible]吉野先帝[illegible]也云々と鐫りて、かたはらには延元四年の文字、うすく殘れり、されば、天皇の崩を、太平記に五年といへれど、そは誤にて、水戸の参考本、また大日本史などに、正しく辨へたるが如く、四年としるせるを正しとすべし。○大槻氏云、吉野先帝碑は、自然石を用ゐて、高さ六尺弱、[illegible]二尺七寸、梵字の題額ありて、中央に、本尊の二字あり、其下に、右行に、吉野先帝[illegible]也、左行に、延元[illegible]年己卯八月[illegible]四日[illegible]と刻せり、碑面の月日を、長暦に推し算すれば、崩日よりも十八日なり、後醍醐の帝は、遺詔に出でたる由、正統記に見えたれば、夙く定れりしを、奥州にては、未だ聞付けざりけむ、因て、吉野先帝と記し奉りしこと、殊に事實の貴ぶべきを見る、簡樸なる文字の上に、南朝の正朔を奉じたる意衷も、嚴然として見えて、

忠貫の背、舊物なし、されど、君平なきにもあらず、北方一掬の涙無からむ、當時、全國に、建て家少きにもあらざりしに、何處にも斯る建碑の存するを聞かず、欽仰すべきかな、(湊町の邊、田圃間の斷碑に、延元、興國等の年號あるもの、尚多し) 仙臺中將吉村朝臣が、享保十三年七月の巡廻紀行、「蓬のかりね」には、右の多福院を、北畠親房卿家[illegible]が建立と記されたり、隣る由緒あること、因て、葛西氏が、此寺に建碑したるならむか、

日より山の[illegible]大悲閣にまうでて、大より、身にしみて、むかしのみなとへわたり　吉野先帝の御位牌、北畠准后顯家卿のたてておかれ給ひける寺に行て、おがみ奉り、牧山にのぼりて、大悲閣、そのほか見ありきて、云々。

封内記云、多福院、號月光山洞嶺院、不詳何人開山、舊號日輪寺、元龜元年八月、盛岩和尚中興、改號多福院、寺内有古碑七帝[illegible]、且記弘安應永延元等之年號古碑多

御所入（ゴショノイリ）

觀蹟志云、牧山之麓、多福院以北、由閭曰御所入江、維此中、後醍醐帝之親王、避難于此地居焉、親王乃第八宮義良親王、後奉稱後村上院是也、考之正統記、曰元弘三年、親王東行、爲出羽守護、建武元年冬、七歳、立爲親王、延元二年春、還于京師、尚加元服于禁闕、任陸奥太守、同三年戊寅春、十一歳、還京師、然則、國人指元弘癸酉延元戊寅往囘之間、號御所者也

貴山峻立海之濱、下有延元追福碑、無復南風終不競、
夕陽影裏草離離、　　丹野　樊山

大槻氏云、湊町に、御所入（ゴショノイリ）と稱する地ありて、土人は、後醍醐帝の皇子のおはしましし處なりと傳へ、鎭羽觀蹟聞老志には、之を義良親王と記せり、此湊町の前なる北上川は、元和寛永の際に、開き（ヒラ）て通ぜしものなれど、元來、北處、一大海灣にて、牡鹿湊と稱し、奥羽の咽喉[illegible]、當時、無二の要地なりき、されば、建武元年、二年の頃、親王、親房、顯家等、管内の御巡視などにて、此地に駐まらせられしことなど、無しともいひ難し、其證は、建武元年、津輕に叛徒起りしとき、八月、多賀國府より、八戸の南部師行に、御下向の爲めの諸式の支度を命ぜられし事、南部文書に見え、師行も八戸城を築きしが、顯家卿、其地を相して、天險なりと言はれしこと、中館家系に見え、建武二年の五月、出羽國司、鎭守府將軍[illegible]が、凶徒に害せられしとき、顯家卿、奥州より發向して、凶徒を誅せられしこと、元弘日記裏書に見え、(中略) 當國沿岸を巡行ありしと覺ばしければ、牡鹿湊へ臨ませられしこともありつらむ、既に、御所入の北に、多福院とてある寺を、吉村朝臣の紀行には、顯家卿の建立とさへ記してあり、親王ならずとも、公卿國司等の人（足利の速技さへ）の駐在所をも、御所と稱せしこと常なり、但し、土人は、皇子、此に潜伏し給ひて、多福院吉野先帝御牌提寺なる、皇子の[illegible]一皇子、後年、此地にて薨去あり、今、御所入の傍に、一王子社とてあるは、其靈を祀れる所なりなどいふは、更に據りどころなきことなり、後醍醐帝の皇子とては、義良親王の外に、奥州に下向し給ひしはなく、親王は、延元三年に、西上したまへり、但し、何の宮の御遺胤、某の宮の御裔などいふもの、往々、奥州の各地に存するを見れば、若しは、後年、世のみだれ北朝と定まりし頃などに、自身を何處にも置かせたまふべき處なき南方の皇胤などの、或は、公卿の人にても）おはしたるを、葛西氏が、舊誼を存し奉りて、竊に潜匿せしめ奉りしことなどありしにもや、然れども、これは、推しはかりに云ふのみ、其證あるにはあらず、因に云、近頃、無稽の說をなして、湊町の御遺跡を、義良親王に係けていふ者あり、其說には、建武二年七月、[illegible]多賀守、[illegible]りて、竊に供奉して、海路より牡鹿湊に着き、親王は、正平七年元月まで潜みおはして薨ぜられたりといふなり、又、其說には、[illegible]年刊行の[illegible]簗に、義良親王、[illegible]とあるなこを、附會せしにあらむ、[illegible]事實ならぬことは、建武二年秋冬の頃は、義良親王、顯家、親房[illegible]、多賀國府におはしませり、何ぞ皇兒の御山下を[illegible]ことあるべき、且、北畠、延元四年に[illegible]、親房、[illegible]義良親王[illegible]、尚、義良親王[illegible]見ゆるの事を記されたるなり[illegible]の諸部に[illegible]、大塔宮を祭りて、吉岡王、五社王子など祀り、又、熊野王子權現と祀りて、一王子、二王子などといふ。牡鹿湊の[illegible]の人の地名も、或は此等[illegible]其王子祠は、即、[illegible]王子にて、[illegible]とは、吉岡王社の第三靈と稱すべし。又、[illegible]王子と推斷して、此公の皇神と一王子の傳說の跡を尋繹すべし、然して參考に供す。

牧山（マギ）

石巻の東一里なる[illegible]し、中古[illegible]、頗に高峻なるにあらずと雖、形勢仰ぐべし。

或は、古歌に詠ふ所の小淵（チブチ）の牧を、此間に擬し、其山は即其遺名にて、大爪（オホウリ）はチフチの訛かとも說く、如何。

陸奥のをぶちの駒も野かふにはあれこそまされなつくものかは、（後撰集）

袖中抄云、陸奥國の、[illegible]の小牧なるをいふ[illegible]、彼國、チフチといふ所よりいでくる馬をいふ、昔丹の[illegible]に、チフチの貢馬、云々

觀蹟志云、湊（ミナト）門村、有牧山、古老相傳[illegible]有寺號鷲峰山長谷寺、安置觀音、此寺[illegible]、富山[illegible]其地、山勢之突兀也、如鼎足[illegible]、寶山乃吉祥[illegible]後世稱氏[illegible]、竊社[illegible]地名[illegible]、封内記云、

(長禪寺)

長禪寺、延暦年中、延鎭守部開之、慈覺大師中興、初號牧山寺、萬治年中、榮存法印[illegible]、改[illegible]本開院[illegible]寺、[illegible]日有[illegible]當[illegible]、元禄年中建之 名勝志云、海門[illegible]、牛内[illegible]、牧[illegible]、[illegible]中有巨石數[illegible]、高[illegible]丈餘、[illegible]者踏[illegible]、芳草露[illegible]、巨石上有[illegible]、枝葉[illegible]、下有奇石、擁樹根、其[illegible]在其上、長大者、[illegible]可[illegible]尺、或二尺餘、其[illegible]者、[illegible]丈、[illegible]可[illegible]丈、其[illegible]大[illegible]、長頸相[illegible]、[illegible]石者、[illegible]面[illegible]、[illegible]八日之龍淵奇石、乃[illegible]之其、[illegible]到此、則石[illegible]壁、其背象不[illegible]往時之[illegible]、尤可[illegible]也、唯有[illegible]小圓上、牧山以自石巖崖乎、下有[illegible]、[illegible]可二丈、其中[illegible]窺[illegible]、可容數十人、[illegible]、[illegible]中有風、凄涼侵肌[illegible]冷生栗、洞穴[illegible]然、[illegible]不可知焉、其穴[illegible]遂牛内渓龍尾山、[illegible]人日之[illegible]、往昔有北鹿、常往來與牡鹿會、故稱鹿[illegible]、此地鹿石二[illegible]長三尺餘、土人呼曰不蹐石、自以貫其[illegible]石也、去牡鹿松(在根岸邑)三十餘町

零羊埼神社

今、牧山の白山祠、即、是れ歟と説く有あり 零羊は、和名カモシカなり、然に、古傍訓ヒツジといふは、[illegible]に因るものとす、其事[illegible]たり。

和名抄云、[illegible]、[illegible]羊、大於羊、角大角、力丁反、加萬之國([illegible]云 新撰字鏡、[illegible]加萬志之、草[illegible]有柯[illegible]之[illegible]、山[illegible]、今俗呼加毛之[illegible]、本草、作[illegible]羊、延喜内藏式、有零羊角、兼名苑比[illegible]之、泛言羊也、蓋[illegible]依之、

封内記云、零羊[illegible]、今日之白山神社、[illegible]日、[illegible]祭[illegible]巨[illegible]命、是[illegible]名[illegible]牡鹿郡十[illegible]之其一、[illegible]昔大社也、湊七郷奉之爲鎭守、或曰、[illegible]勅命、自西國[illegible]于本邑龍[illegible]島、或曰龍[illegible]山、今之牧山是也、是修驗者普門院家所傳之[illegible]、蓋[illegible]零羊崎社司也、故其家也與祭事、[illegible]神[illegible]法[illegible]、寛永三年以來、牧山觀音別當長禪寺法印、[illegible]其供[illegible] 然寶曆十年來、普門院[illegible]者、長禪寺指揮邑長、[illegible]、日白山[illegible]、[illegible]日、白山權現[illegible]、慈覺大師所[illegible]、名[illegible]志曰、[illegible]、今[illegible]其[illegible]、兩[illegible]有[illegible]、[illegible]之白山、[illegible]之所、[illegible]大[illegible]、[illegible]有[illegible]、其[illegible]、[illegible]二、自[illegible]者[illegible]、[illegible]下[illegible]人一[illegible]、[illegible]于水汀[illegible]、[illegible]之[illegible]上[illegible]、[illegible]賞自他邦來會、[illegible]也、[illegible]觀音[illegible]也、[illegible]社、[illegible]志曰、[illegible]之[illegible]、其[illegible]化[illegible]

(箱崎)

拜幣志神社

[illegible]、[illegible]山の下、[illegible]に[illegible]せらる[illegible]

封内記云、[illegible]邑[illegible]社、傳[illegible]是[illegible]志社、[illegible]名[illegible]十座之其一也、[illegible]在[illegible]山上、[illegible]中、[illegible]子[illegible]、[illegible]明[illegible]、[illegible]人者、[illegible]亡[illegible]後、今[illegible]王[illegible]、[illegible]別[illegible]、[illegible]事、[illegible]上[illegible]尺[illegible]、[illegible]尺[illegible]、[illegible]之[illegible]石、[illegible]石、花有[illegible]山、其[illegible]小[illegible]、[illegible]尺[illegible]、是乃御手[illegible]也([illegible]志云、[illegible]山上、[illegible]山下、[illegible]、[illegible]士八[illegible]、[illegible]上有[illegible]尺[illegible]石、[illegible]石、由北有由[illegible]形、下有小池、[illegible]尺[illegible]、[illegible]也、但[illegible]名不傳、[illegible]按、拜幣志は、延喜式に、名神大と注せられ、諸本、多くはオカミヘシと傍訓せり。而も、一本ハヘシ、又、ハヤシといふもあるが、畢竟するに、オカミヘシとあるに従ふべきに似たり、如何。其、箱崎明神にあたるや否やは、[illegible]なし

蛇田

今、蛇田村といひ、石巻の北西一里半、北上川の西岸に屬す 野蒜運河は、蛇田の[illegible]より、西南、大曲 定川 の方へ通ず。

封内記云、蛇田邑、昔路凡八、提[illegible]、[illegible]沼、蛇塚、錢神塚、經塚、金沼、[illegible]宮[illegible]、長沼、[illegible]、[illegible]濟宗、萬治[illegible]之 十餘[illegible]云、蛇田の[illegible]寺杉の大木二本たてり、田道墓なりとぞ、其下に臺石おりて、[illegible]故に、常[illegible]に[illegible]に入りたりに、石[illegible]、[illegible]の[illegible]、さらに一[illegible]し、石の質もじの樣など、事好める人のいつはりつくれこにや、今はむかし、[illegible]といふ者、ひそかに此碑をつくりて、土の底に埋めおき、享和元年の五月に堀り出て、こゝに置たるよしなり、さるは、かゝるあぢきなき事を、などてしつらんとおもふに、この[illegible]そのあかしぶみを、江門におくりたりした、其頃名たゝき[illegible]、[illegible]、一たびは[illegible]しとぞ。(當時、蒲生君平の書札、四平前、[illegible]之[illegible]、是吾中最奇古也、[illegible]之、[illegible]之[illegible]、[illegible]家之[illegible]、[illegible]其[illegible]、[illegible]之[illegible]文、方今時、[illegible]建其碑、[illegible]、[illegible]一是[illegible]、[illegible]。

とある[illegible]、[illegible]今[illegible]公[illegible]、[illegible]

曾波禪山

[illegible]、[illegible]

一[illegible]岸に、金山ありて相對す、大瓜に屬し、境山ともいふ)

(封内記云、曾波[illegible]、是乃延喜式牡鹿十[illegible]之一也、[illegible]跡志曰、在[illegible]、且有[illegible]、其[illegible]、其[illegible]、來[illegible]其山下、[illegible]

往千株、山上有林達古蹟

鳥屋崎（トヤザキ） [illegible]田の中有一丘陵の名なり。封内風土記云、鳥屋[illegible]、在[illegible]鳥屋崎山、[illegible]八幡[illegible]之一也、名鳥屋日、鳥屋大明神、其山日鳥屋崎、又在[illegible]邑[illegible]、[illegible]衛門稍[illegible]。[illegible]也、[illegible]中、[illegible]有[illegible]、[illegible]邑其[illegible]鳥屋崎、[illegible]後[illegible]羽黒[illegible]鳥屋崎[illegible]也

大瓜（オホウリ） 今、[illegible]村と改む。石巻の東北一里、牧山の北なる横渓を占め、北上川の右岸に臨す。

稲井は、[illegible]井内に作り、井内山とは、大瓜より[illegible]にわたる山の総名なり、石材を出す。〇貿易[illegible]、牡鹿[illegible]井内石は、[illegible]にして、其[illegible]し、[illegible]、工を施すに適す、大材は、長さ三十[illegible]尺にもあるものあり、以て門柱、卓面、石橋、石碑等となす[illegible]、小材は[illegible]、[illegible]に用ゐらる。[illegible]云、[illegible]山、[illegible]山、[illegible]には、建[illegible]、其化石を含有するものを、菊面石（又錢石）といふ。

（山内井）（井稲）

大瓜などに[illegible]に小[illegible]と[illegible]ともいへる[illegible]あり、[illegible]牧山に[illegible]、[illegible]チの[illegible]と[illegible]は、[illegible]、[illegible]して[illegible]のみ。

（小）

高木（タカギ） 今、[illegible]村の大字にて、大瓜の東一里。封内風土記云、高木邑、[illegible]山吉[illegible]寺、[illegible]陸、寺邊有古石碑一基、[illegible]、[illegible]日「文永十年癸酉十月二十七日」世、高三尺[illegible]日[illegible]年[illegible]月[illegible]高木[illegible]、[illegible]高木村。[illegible]、牡鹿[illegible]久[illegible]比[illegible]神社、今高木村[illegible]崎山に在り、[illegible]は、牡鹿[illegible]、[illegible]權現と[illegible]、[illegible]、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]上山は、[illegible]

（浮峰山）

[illegible]の西に[illegible]、高木の北[illegible]にて、[illegible]、[illegible]山上[illegible]。名[illegible]に[illegible]、[illegible]、在高木村、山上[illegible]有[illegible]、[illegible]観[illegible]志に[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]十年、[illegible]。

水沼（ミヅヌマ） 今、[illegible]村の大字にて、[illegible]。[illegible]山路[illegible]里半にして、[illegible]に達[illegible]。[illegible]由は、眞野、水沼の東北[illegible]にして、[illegible]五百十[illegible]。[illegible]云、水[illegible]邑、[illegible]山[illegible]寺[illegible]、[illegible]四年、[illegible]、[illegible]、有[illegible]山[illegible]、二男[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]有[illegible]山、是乃[illegible]之[illegible]也、[illegible]、大[illegible]左京大夫[illegible]、其子[illegible]、後[illegible]、[illegible]、養之[illegible]、[illegible]、[illegible]後[illegible]、[illegible]東[illegible]山[illegible]寺、[illegible]何宗、[illegible]、[illegible]其過[illegible]、[illegible]高九尺、[illegible]六寸、[illegible]八尊之[illegible]碑[illegible]。

（山[illegible]）

眞野（マノ） 今、[illegible]村の大字にて、[illegible]なる山中に[illegible]、[illegible]、弘仁六年、[illegible]國[illegible]公[illegible]山寺、[illegible]六人、[illegible]、[illegible]吉野[illegible]の人[illegible]、[illegible]由村にのあるも、[illegible]行方郡に[illegible]、[illegible]、[illegible]千鳥[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]し、此あたりは、[illegible]、小ふちのみまき、まい、かやはらは、牧山のうらにあり、石の巻より一里行て、牧山、法華不退の道場、奥は千手観音、湊入口の高峯は、日和山、愛宕立ち[illegible]

観聞志云、眞野萱原、在眞野村、有寺號舍那山長谷寺、門外有小池、蘆葦[illegible]、[illegible]俗呼日萱[illegible]、故白古[illegible]之眞野萱原、[illegible]、或日、[illegible]、[illegible]、[illegible]、大和、[illegible]、有[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]等、各不[illegible]、[illegible]萱[illegible]之[illegible]云、眞野邑、自由[illegible]、十人[illegible]之[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]邑、[illegible]、[illegible]、[illegible]、邑長[illegible]、[illegible]、[illegible]宮[illegible]、故邑人[illegible]、[illegible]、其家亡、[illegible]、[illegible]、[illegible]中、[illegible]見之[illegible]、今[illegible]之[illegible]也、[illegible]、[illegible]、[illegible]後[illegible]、[illegible]、[illegible]。

眞野川（マノガハ） [illegible]上山、[illegible]、[illegible]下し、井内に[illegible]て、北上へ入る、長さ三里[illegible]、[illegible]古へは、北上川の[illegible]を[illegible]、[illegible]の牡鹿湊の水流は、此一川のみなりしが、元和以後に至り、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]、眞野[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]年[illegible]、[illegible]、[illegible]田の[illegible]、[illegible]、眞野[illegible]、[illegible]を[illegible]、堤防を[illegible]、[illegible]、[illegible]に至り海に注がしめたり、延長凡三里餘、地勢此に至りて一變す。

渡波（ワタノハ） 今、渡波町といひ、人口五千、祝田[illegible]を合す、石巻の東一里半、[illegible]、[illegible]萬石浦の口にあたり、小港泊を成す、舊名根岸村。

祝田濱は、[illegible]、[illegible]、[illegible]なり。此より山路、荻濱まで三里半。〇大八洲遊記云、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]中有[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]田也、[illegible]、[illegible]日、

（根岸）（祝田[illegible]）

按古今集、或以爲國云、有渡津、前岸謂渡波也
□□云、稲井邑、有鹿妻山麓大□田寺入□、又有
古昔南驛也、斥鹵、鹽竈、在渡波流留南邑傍、
牡鹿古松、在宮崖村、其地也、群山相連、高□相對、
嶺上多青松、其中東嶺別有一喝、龍形而□、異衆松、
往昔、有牡鹿、愛其牝、□到鹿牝邑、鶴來動々、哀鳴
于此松下、其聲尤悲、□音邑内聞、至曰之鳴鹿松、後
衆鹿其牝而去于此、郷人憐之、葬于松下、以留其
跡、自是稱其邑之號曰牡鹿郡、松下有石、是所謂鹿伏、
牡鹿伏道、日渡鹿石、其旁有一断岩、其状自然相似佛
像、日之不動、石旁有古松、根間七一丈五尺、上頭枝
柯繁茂、可愛可賞、
流留邑（ナガル）、瀑布明神、不詳何時勧請、晴天無瀑布、雨降則
自岩上掛瀑布、（山崎氏日誌云、萬石浦の鹽田は、寛
永年中、長州の人伊勢信從の力によりて開かれたるもの
といふ、現今九十二町餘、一年の産額六萬二千石に及ぶ、
（仙臺藩にて、鹽田を開きたるは、伊勢三郎とて、長濱（ヒダカ）
島の人なりときけり、一書に長州の人とあるは誤歟

萬石浦（マンゴクウラ）

牡鹿郡の西方と遠島を分つ所の一大鹹湖にし
て、牧山の東に澗淳す、四方全く山に圍まれ、
西南隅に缺けて、海灣に通す、渡波口是なり、東岸は、
小嵩を以て、女川灣と相分つ、嵩背數町のみ、即、遠島
の頸地とす
此浦の東岸なる湖宿、針濱の二部落は、今、女川濱村
の管内とす　觀聞志云、愛しとても身をはいつくに
與の海鵜の居る岩も波はかくらむ、「續古今」或説、渡
波内浦、有鵜島、是爲與海
水路志云、萬石浦は、石之卷灣頭の北端にある一大鹹湖
なり、長一海里半、最小海里、□□一海里、水深二尋に
過ぎず、低潮に於て、灣の西分の一は殆干出す、湖口は、
殊に狭隘にして、僅に端舟を通ず、此湖口北側に、渡波
村あり、人口四千、石之卷へ輸送する貨物、此處を經て
もいふ、此□頭と、女川□、□ある海□、□、遠島
半島の地頸なり

餘戸郷（アマルベ）

和名抄、牡鹿郡餘戸郷、○今、牡鹿半島にあ
たり、僅に遠島を稱ふるもの、蓋是なり　牡
鹿の東南にして、北は稻生村に至る
今、或は牡鹿半島とも呼ばれ、荻濱村、大原濱村、
鮎川濱村、女川濱村の四區に分たる　近世、之を

遠島（トホシマ）

濱方（ハマカタ）とも稱せり、
遠島の地頸は、西なる萬石浦、東なる女川灣に挾まれ、
北に黒森山、旭上山の脈を承け、南に大六天山崛起し、
遠島の脊梁を爲す　遠島の二嶺峯は、北に大六天、四王
来、南に鎧壺山なり　金華山は、海中に居り、此三峯
より高し　○觀應年中の、僧宗久の紀行みやこのつと
に、松島の眺望を敍述したる中に、南は鹽釜の浦、へつ
き、千島など云へども、緒限見えず、或は沖の遠島（トホ）と
て、海を隔てて遠なり、其おほひに小島多く見えたり一
云々　○名所實記に、遠島六十六濱は、牡鹿郡十七濱の
外なり、云々　封内記に、遠島、呼之曰濱方、濱三十七、
浦七、崎三、島二、云々

折濱灣（ヲリノハマ）

萬石浦の南に隣り、石卷海灣の西灣とす　小
竹埼を北角とし、狐崎を南角とし、灣内、又
數灣に分つ　岸上の諸部落は、今合同して、荻濱村へ入る。
水路志云、折之濱灣は、石之卷灣の東側にして、牡鹿半
島の西にあり、灣内數灣あり、折之濱、一灣は、灣の北
側にありて、水深五尋、乃至四尋、泥底なり、石之卷に
用辦ある船舶は、貨物運輸の便を計り、此地に泊するも
のあり、○折之濱は、祝田濱の東南一里、小竹崎は其西
南に突出す、其海中に二三の岩嶼あり。

桃浦（モモノウラ）

今、荻濱村の管内なれど、荻濱の北一里、折濱の東
半里、（封内記云、桃浦、有市街面驛也、有猿蛤貨地、
洞仙寺、文□中、有僧長峯和尚開之、○見羽忠帳云、仙
臺藩の山林□□、喬木培養を獎勵し、雜木伐採に其制
ありて、民有林の樹木と雖、恣に之を伐斬するを禁じき
ぐりき、其に□□□□寺記錄に、藩政□□が、寺院其杉
と供に、林政に着目せられし事蹟分明す、
一書令啓達、仍□元山倍の、杉苗木□□□より入念仕置
置申候、付て、殿様御用に被相立、□濟足被成候、就
こは桃之浦之内に而、田畑貳貫文之所、當地行より
寺領に被下候、其分御心得可有之候、爾我等下代兩人
之者、石森掃部左衛門、□入之所より、知行御請取尤
に候、以後之儀は、杉苗共入念植置御申、尤□潮□有
間敷候、恐惶謹言、　　十月朔日
桃之浦山谷（寛学和尚）　成田左馬助
白山權爲御意、慶長十五年に、川島豐前殿を以て、桃
野濱貳田畑本代貳貫文、爲寺領被下候御事は、洞仙
寺山より杉苗木御意に付、御花壇
御用に依之、右可申由に候付、寛年月より十月末
迄、杉苗貳千八百本御花壇方、同十六年三月九百本差、
中略　右も全森隠岐殿を以、杉苗ふせ申様子、仙臺
諸寺中へ教へ可申由被仰付、兩三度差登上り、諸寺中
へ教へ申候、其外、洞仙寺山に、大分杉植置申候て、
仙臺御用木に度々御役登せ被成候、桃の浦に田畑貳貫
文之所無之に付、御代官衆御書付を以て、御蔵より寺
非判扨切宛、慶長十五年より下さる（中略）、杉苗木貳
萬本餘、御用の爲ふ、手今うゑ置申候（下略）
　寛寶三年七月二日　遠島之内桃野浦洞仙寺
水路志云、桃浦灣は、灣口稍しろきに拘はらず、灣外強
風流行するも、南西風を除き、餘波の來る稀にして、錨
地の平穏なる、意料の外なり、此地の背後に高山あり、
其北東にあるを大六天山（ダイロクテン）と唱へ、高さ千四呎、東方にあ
るを樗嶽と唱ふ、名跡志云、大六天山、遠島第一高

由、[illegible]木喬々、[illegible]宮、大[illegible]兩人家可二十間、[illegible]
北[illegible]、[illegible]、不知何時創立、其自號何天、〔
大[illegible]十六、[illegible]第六天の[illegible]なり、第六天の名に因み、
[illegible]第六天、[illegible]由を[illegible]て、第六天は、[illegible]
[illegible]、大魔王なり、[illegible]六天は[illegible]
[illegible]第六天[illegible]、[illegible]
[illegible]、其外[illegible]、[illegible]は太
[illegible]、[illegible]宮[illegible]、[illegible]に、第六天
の[illegible]、[illegible]して、大[illegible]を作り、
[illegible]には、公[illegible]人中合な[illegible]、[illegible]い
これへも思[illegible]加へ、[illegible]して[illegible]し
あくらく[illegible]見たる由[illegible]て[illegible]
[illegible]の時代の人あに、[illegible]想に生
い、第六天[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]六天の[illegible]、現に、江戸、東京
にも[illegible]、小日向[illegible]道の中に
置[illegible]、[illegible]多く[illegible]旅行[illegible]
彼[illegible]に同じ[illegible]、小日向第六天の如きは、本尊は石
佛にて、六道[illegible]といふ、是れ、[illegible]は道陸
神を第六天と[illegible]し[illegible]、此[illegible]なる第六天も、實は道
陸神に非ずや、[illegible]、古來[illegible]に道陸神を[illegible]せる地
なればなり。又、[illegible]蓮花[illegible]、地藏有六種名、蓋一
體分身、[illegible]地獄[illegible]人間天道之六也[illegible]、又、
りとも聞け[illegible]、[illegible]る六道の岐路に、[illegible]羅を置きて、閻
帳する所あらしめん[illegible]、第六天の修羅
か、[illegible]に混淆せる、[illegible]路な[illegible]べき者あり[illegible]一[illegible]
第六天と[illegible]、[illegible]六の[illegible]などいへるは、全く[illegible]
の妄りいみ、

月浦（ツキノウラ）

今、荻濱村の管内にして、荻濱の西北半里、桃浦の西南とす。折之濱湾の中央に位置し、前に小積と稱する小島横たはれり。

史學雜志云、伊達政宗[illegible]、[illegible]六右衛門常長を、歐州に遣さする時[illegible]、[illegible]船を造り、用材材板は氣仙東山より伐出し、[illegible]井沢村より採り、[illegible]十八[illegible]、[illegible]四間一尺五寸、大帆柱、[illegible]一尺、又、中帆柱も同木にて、九間一尺五寸なり、慶長十八年九月十五日、乘組百八十余人、牡鹿郡月浦より出帆す

金城秘韞云、慶長十八年九月十五日、南蠻國へ相渡さる所の黒船、牡鹿郡月浦より發す、按、月浦は湊の中にして、今も其の名を呼びて、[illegible]島内殿の船着場といひ、又、[illegible]と呼び[illegible]めしといふ、但し、此浦は、求めて新造船を發帆せしむべき所とも覺えず、恐らくは、此の浦へ蠻船漂着し、其の船は破れて用立たず、新造を西洋法に做はせ給ふ事な、ソテロに指謀られ、向井殿と[illegible]り給ひて、月、其者岸の所にて造らしめられしにはあらずや、[illegible]西宗[illegible]三柏由來記云、島内清[illegible]殿、[illegible]倉より[illegible]、御下向の[illegible]、東山道を[illegible]、船にて[illegible]けるに、海上にて[illegible]風に會ひ、[illegible]、云々、[illegible]岬[illegible]見行[illegible]、云々、[illegible]は[illegible]、云々、船中に落し、云々、[illegible]方へ船を[illegible]向ければ、二三日にして陸へ着船す、其の船の吹着し所を富浦と云、俚俗誤て今月の浦と云也
船[illegible]上りたる所を、今[illegible]濱と云

荻濱（フギノハマ）

今、荻濱村と云ふ、[illegible]十ケ村の数部落を合す 近年定期沿海航船の碇泊地に定められしより、名實俱に世に聞こゆ、石之巻[illegible]仙臺[illegible]の東[illegible]、折之濱湾中の小湊なれども、陸路石巻へ四里、海上[illegible]へ十八浬

[illegible]志云、荻濱は、折之浦東南に位置し、[illegible]入すること一海里半、錨地は水深三尋半より六尋までにして、泥質なり、湊内平穏、能く風波を避く、[illegible]の泊地なり

小積

（荻濱に隣りて、小積濱あり、古は小炭にしへ、[illegible]たり、正保三年三月、小炭濱の支書として、[illegible]雜抄に收められ[illegible]のに、
御仕舞の道、小炭濱に、[illegible]なき中位者、一人も[illegible]
不中使所[illegible]、[illegible]なかなか[illegible]中[illegible]、よく
はわけて、いはれど、日[illegible]などは[illegible]といふなら、た
いのでなき中位、云々

大八洲遊記云、金華海上七里、順風揚帆、[illegible]東騁、[illegible]出者日狐崎、[illegible]東有[illegible]、有一島[illegible]、西日田代、[illegible]三里[illegible]、後日長[illegible]、[illegible]三里餘、[illegible]人於此云、[illegible]、[illegible]往々[illegible]、[illegible]之間[illegible]、[illegible]

狐崎（キツネザキ）

今、荻濱村に屬して、荻濱の西南一里半、[illegible]西に突出し、折之濱湾と大原灣との分界を成す 岬角の前に、[illegible]の岩礁あり [illegible]の時、狐崎[illegible]十三濱三浦[illegible]云へるは、即、今の荻濱村にあたる [illegible]封内記云、狐崎、[illegible]山、古[illegible]、在海濱、不[illegible]何人所[illegible]、桂島 東西百二十間、南北五十間、有古碑、記日[illegible]正安三年十一月日

○觀聞志云、[illegible]濱古碑、高一丈二尺、廣一尺一寸、題日 正安三年十月十一日、[illegible]

大原濱（オホハラハマ）

今、大原村と云ふ、[illegible]の[illegible]と[illegible]す [illegible]の[illegible]一里半、[illegible]、[illegible]大原[illegible]の名あり、[illegible]東北の風[illegible]、[illegible]往[illegible]泊、[illegible]東[illegible]なる[illegible]といふ、[illegible]高[illegible]

封内記云、[illegible]大原[illegible]、[illegible]由[illegible]也 [illegible]八[illegible]遊記云、[illegible]船[illegible]結[illegible]、[illegible]起[illegible]、[illegible]小[illegible]、[illegible]取陸路[illegible]低[illegible]、[illegible]、過大原小積[illegible]、[illegible]里[illegible]荻濱投宿、此地係[illegible]停泊處、[illegible]船[illegible]、[illegible]之東京云

田代島（タシロ）

今、荻濱村の管内なれど、[illegible]の西南二浬餘に在りて、大原濱より望む[illegible]、[illegible]南と為す 島の廣さ、東西十町、南北十八町許、民家は東面に在りて、大泊、白濱[illegible]の南側に分つ[illegible]、百戸許 此島よ

り東南にあり、網地島より其間の岩礁を戸面といふ
觀閣志云、多島、周圍二里十町餘、浮海上、面波[illegible]之
奇[illegible]手石崖岩[illegible]也　渺爾有[illegible]封内記云、田代濱、自
也、濱[illegible]人之境、大濱、仁斗田、海中有岩[illegible]、嗣、號曰[illegible]
石、傳曰、[illegible]中、自古數年、稀現[illegible]、且古[illegible]
十一面觀音[illegible]金像於此[illegible]、姑安置其[illegible]祠、其[illegible]
於濱田郡、乃令[illegible]世、按[illegible]跡志、曰　給分濱龍
音、得之於田代濱[illegible]十八[illegible]不合、未審

網地島（アヂ）
（長渡島）

[illegible]長渡濱と[illegible]、今、鮎川濱村の管内にて、
[illegible]なる島なり。東西約十八町、
南北一里[illegible]其東[illegible]を長[illegible]といひ、渡島の黒崎、北方
金華山よりも[illegible]出[illegible]里。人家は北方[illegible]
網地濱、南方を[illegible]濱といふ、戸口凡百七十家。
封内記云、長渡濱、[illegible]島面兩邑、流謫罪人之
地也、自[illegible]濱至白濱村、名蹟志曰、水江半[illegible]、日[illegible]
業[illegible]居[illegible]、故曝魚營、設番所、阻金華[illegible]巳五里、[illegible]
籬[illegible]、[illegible]司、仍得其名、[illegible]人目之網地濱

鮎川濱（アユカハハマ）
（十八成）

[illegible]今、鮎川濱村といひ、十八成濱（クナリ）を合す　[illegible]島
の南端にして、[illegible]角を黑崎といふ。鮎川濱、
十八成[illegible]其[illegible]、[illegible]對し、[illegible]門さ、網[illegible]
代の[illegible]南一里半　其東南に
外海に[illegible]
水路志云、鮎川濱[illegible]半島の南端、黑崎の
西北側[illegible]、網地島の遮護あるを以て、能く風
浪を避く[illegible]、[illegible]最も近きが故に、船舶の避泊
に便なり、[illegible]の西岸、北方に進むものは、鮎川
濱を以て、最も[illegible]なる避泊の地とす、其位置は、金華
山の[illegible]に依[illegible]、又、黑埼と網地島南東角と
の間の水道に[illegible]、[illegible]入津し得べし、十八成濱（クナリ）は、
又、九々成につくり、[illegible]の時、十八成濱と云へるは、
今の大原濱村をかねて、十濱一浦を數へたり　封内記
云、十八成[illegible]山寺、曹洞宗、[illegible]木也、寺[illegible]
之比、傳[illegible]大[illegible]和[illegible]、名蹟志[illegible]、仁治[illegible]
[illegible]也

黒島（クロ）

[illegible]云、鮎川濱[illegible]觀閣志[illegible]
[illegible]波之[illegible]
有[illegible]
[illegible]

山島（ヤマ）
（鹿渡）

[illegible]金華山に對す、[illegible]
[illegible]由[illegible]、金華山の[illegible]に、峽路を通
[illegible]之[illegible]一島[illegible]に避ぎ
[illegible]映金銀閣
天[illegible]巳石成
貝今[illegible]此處[illegible]
牛津氏[illegible]文章云、自石卷至金華七里許、由路崎[illegible]
巖[illegible]岸向行、不復見行客、[illegible]狄鹿之聲、[illegible]
一[illegible]巳嶺下[illegible]
[illegible]南谿東[illegible]
云、金花山は、[illegible]の出初し山[illegible]、そのむかし
こがね[illegible]、其地、日本東方の隈にに
ありて、[illegible]
り[illegible]なる石[illegible]の渡波といふ所より、磯を傳ひ山に登
[illegible]、大なる[illegible]を構へ、[illegible]十餘里に[illegible]、山島といふ有
に在[illegible]、船渡しの小家あり、金花山向ふに見ゆれど、
[illegible]後は浪高くして渡りがたしとて、朝とく船
を出しく渡ることとなり、其渡り纔に三十町斗にて、向ふ
の[illegible]見ゆれども、迫門の事ゆゑに、浪
[illegible]高く、大に危き海なり　[illegible]大八洲遊記云、凡詣金華山
者、[illegible]最多、祀弁財天、[illegible]流[illegible]、沿
水面[illegible]天、半腹以上多[illegible]樹、[illegible]十、[illegible]他
寺、[illegible]鮎川[illegible]、牡鹿郡、[illegible]東南
[illegible]、此爲東岬、[illegible]、別爲一島山耳、

金華山（キンクワサン）

水路志云、金華山島は、[illegible]
牡鹿半島[illegible]東側と相對す、其形状、圓[illegible]の如
く、高さ千四百七十呎、一に云、四百[illegible]、全島樹木繁茂
す、[illegible]島の南端に突出する角を、[illegible]と云ふ（一に[illegible]）
と曰ふ、[illegible]北西角近傍の外は、[illegible]、接近
すべ[illegible]島の[illegible]に設置す、燈
高[illegible]
金華山[illegible]島[illegible]の長徑
一里餘、[illegible]

金華山歌　平金[illegible]

東海東[illegible]海[illegible]、金華[illegible]
昔[illegible]、夜半[illegible]山[illegible]、
[illegible]其中、中有[illegible]子[illegible]、上帝[illegible]、
天門[illegible]一[illegible]、
[illegible]已[illegible]、
自[illegible]人[illegible]國使、由[illegible]、
採山[illegible]天子、天子[illegible]瑞、
侍臣[illegible]百年、[illegible]人此[illegible]、
東[illegible]麓、[illegible]中門官[illegible]、
[illegible]、金華山、金華山、老[illegible]有何顏、

金華山　關[illegible]

金華之山何磽、五[illegible]奇觀不足[illegible]、[illegible]色動[illegible]影、
崖[illegible]四面[illegible]、自是[illegible]黄金、金華之[illegible]古今、
古今長是[illegible]金色、[illegible]海門[illegible]海岸[illegible]大[illegible]
小[illegible]見金[illegible]、十[illegible]、日夜[illegible]彩雲
間、[illegible]子[illegible]人[illegible]年、予[illegible]金華[illegible]何
[illegible]御風、[illegible]天[illegible]

觀閣志云、金華山、去鮎川濱東十餘町、其山高峻突兀、

金華山神社

高六十丈餘、周廻[illegible]里、山形[illegible]、[illegible]十八[illegible]、
[illegible]四十八[illegible]、山頂[illegible]天[illegible]、[illegible]金[illegible]、自[illegible]
[illegible]十[illegible]、[illegible]
山、[illegible]金山[illegible]、自[illegible]花、
[illegible]十有[illegible]丈、[illegible]山中腹、[illegible]、有[illegible]、[illegible]
夫、[illegible]、[illegible]之[illegible]也、
[illegible]内記云、[illegible]明天皇、[illegible]日[illegible]大[illegible]、[illegible]
[illegible]也、[illegible]佛[illegible]小田郡[illegible]金山[illegible]
乎、何時[illegible]名而[illegible]使[illegible]人[illegible]
[illegible]、大金寺、[illegible]何人[illegible]之、天[illegible]中、[illegible]坊長[illegible]
法印中[illegible]、[illegible]四[illegible]、
[illegible]金[illegible]、[illegible]
之天女者是也、[illegible]
往之[illegible]也、其[illegible]出[illegible]、[illegible]居役
[illegible]、若[illegible]、[illegible]立於[illegible]海中、
[illegible]、此島[illegible]今[illegible]花[illegible]金花山
[illegible]也、[illegible]音[illegible]
識者辨之

[illegible]大天堂、在山頂、自水[illegible]此七町[illegible]、不[illegible]何人建立之
也、[illegible]不動像、[illegible]、在天女堂
[illegible]、[illegible]大般若一部、[illegible]、有[illegible]
[illegible]、在別[illegible]、自[illegible]四十八町、[illegible]有
[illegible]、[illegible]小[illegible]、中[illegible]、不見[illegible]、
[illegible]之[illegible]乎[illegible]
今在山[illegible]四十八丁、[illegible]六十[illegible]離れ[illegible]、
海中に[illegible]島山なり、[illegible]陸奥山也、[illegible]丁[illegible]
大[illegible]寺[illegible]
[illegible]五丁下り[illegible]、[illegible]に[illegible]水不[illegible]、
[illegible]二丁下りて[illegible]石あり、高さ[illegible]、根の深さ不
知、自ら六角[illegible]、[illegible]角の[illegible]七尺[illegible]、但[illegible]七寺
[illegible]、[illegible]に折れて、谷に落ち埋れ、[illegible]見えたり、[illegible]

撰する者[illegible]、[illegible]に松杉の[illegible]、[illegible]光不
明也、[illegible]山の[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]これ[illegible]花[illegible]、此山にて、千[illegible]
[illegible]八重に[illegible]く、[illegible]を知らず[illegible]清[illegible]記云、
金華山は、[illegible]島山なり、[illegible]六丁一目
[illegible]にて、[illegible]十四[illegible]、[illegible]
[illegible]、天[illegible]出[illegible]、[illegible]
六[illegible]、[illegible]高さ[illegible]十丈[illegible]、[illegible]
谷[illegible]六角[illegible]自[illegible]
[illegible]、[illegible]松生じ、[illegible]
此山は山中皆黄金[illegible]といひ傳ふ、[illegible]今[illegible]、[illegible]
皆金色に[illegible]、[illegible]間も黄金色に見ゆ、[illegible]金な
[illegible]くなしま[illegible]として、[illegible]人の[illegible]
此邊の海には、[illegible]、[illegible]、鹿角[illegible]
[illegible]民是を取[illegible]、[illegible]、此[illegible]に生
ずる[illegible]は、[illegible]、金海鼠と[illegible]、其
乾しため[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]
[illegible]云、金海鼠、其[illegible]也、[illegible]
[illegible]、[illegible]之金海鼠、出于金華山下之
海[illegible]、[illegible]相傳、是金気之所化也、[illegible]
[illegible]也、故[illegible]人[illegible]之、[illegible]乃[illegible]
大八洲[illegible]記云、金華山[illegible]、[illegible]同[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、山[illegible]
亦往往有名[illegible]、然不足[illegible]、[illegible]
[illegible]、有小[illegible]、[illegible]無際、[illegible]
此山[illegible]出於海[illegible]石[illegible]、[illegible]、及[illegible]、[illegible]
[illegible]

陸奥山（チノクヤマ）　續同志云、陸奥山、[illegible]之時、[illegible]黄金山、[illegible]金華山
而到今、故舉世議者[illegible]少矣、[illegible]於小田郡、[illegible]
之名也、[illegible]何代[illegible]之牡鹿郡、何人[illegible]之金華山、想人
家[illegible]之後、[illegible]金華[illegible]、[illegible]之金華山、而不用[illegible]名者

金花山

而在[illegible]、[illegible]金花山[illegible]、[illegible]也、[illegible]
好[illegible]、[illegible]名、而[illegible]者
[illegible]金花山、
[illegible]
[illegible]、聖武天皇の天平[illegible]元年に、[illegible]、小田
[illegible]山[illegible]、[illegible]、大伴家持
[illegible]
葉光[illegible]、
陸奥の山[illegible]に[illegible]の[illegible]白[illegible]
[illegible]、[illegible]元[illegible]年[illegible]月、[illegible]
[illegible]、[illegible]雲の[illegible]
[illegible]
られ[illegible]、云々、
自石[illegible]、[illegible]和[illegible]、[illegible]家
[illegible]、[illegible]使[illegible]、[illegible]
[illegible]、始[illegible]
黄金[illegible]於小田[illegible]、[illegible]、末之[illegible]也、
[illegible]元年十一月、[illegible]、
大[illegible]、[illegible]見[illegible]、[illegible]
[illegible]
由[illegible]、[illegible]今[illegible]、[illegible]小田郡、今[illegible]牡鹿郡、
凡有[illegible]六十、[illegible]之也、[illegible]、金花、
古[illegible]陸奥山、大伴家持和歌、[illegible]陸奥山[illegible]金華[illegible]、
[illegible]千
[illegible]金[illegible]
自大洋中望之、[illegible]見[illegible]沖[illegible]
金華山を、黄金花さ[illegible]山といふ[illegible]、中世、
[illegible]此島を開き、[illegible]

其遠島を以て、小田郡に擬し、古書を援引して、益附會を畢れたるは、蓋、觀聞志、五十四郡考等の業なり、其小田郡、實は遠田郡の北隣なるべきを覺り、涌谷(ワクヤ)の黄金迫を以て、小田金山の遺址と判知せらるゝに至りては、文化中の沖氏以下の考按を待ちしなり。これらのこと、小田郡、幷びに黄金山神社 遠田郡元涌谷 等に合考すべし。然るに、此に又一説あり、金華山祠は、式内黄金山神にあらざるは論なけれど、大島(オホシマ)神といふにあたるといふなり。

宦轍雜筆云、世に、牡鹿郡の金華山を、天平勝寶の出金の地なりと云ふは、論ずるにも足らず、神名帳の牡鹿郡の大島神社を、大日本史の神祇志に「今在鮎川村金華山、古老傳言、往昔往拜金華山神者、日大島詣、乃不言之爲大島神、可以證也」としたること、當を得たり、金華山とは、後世俗徒が、萬葉集の大伴家持の「美知能久夜麻爾金花佐久」の句に附會して作りしものにて、金華山の名、古くは物に見えず、又、天平勝寶元年の、小田郡の出金を、日本に黄金を出しゝ初とすれど、是より四十八年前、大寶元年三月「遣追大肆凡海宿禰麁鎌于陸奥、冶金」と見えたり、「同年八月、對馬より出し金は、白金なり」、又、天平勝寶四年二月、「陸奥國調庸者、多賀以北諸郡、令輸黄金」とも見ゆ、諸郡とあれば、勝寶前より各地に産したりしならむか、尚考ふべし。

されど、石巻の住吉祠も、御島と呼ばれ、烏帽石(アホシイシ)(飯石(イヒシ))あり、亦古祠なれば、之を貞觀五年紀、飯大島神と云へるに合考して、式内の大島神に擬すべし。蓋、金華山は、式内計仙麻神社(牡鹿郡)に非ずや。夷言、計仙(ケセ)は下也、終也、麻は島、小島也、謂ふ所の遠島(トホシマ)に同じ。然るに今、本吉郡氣仙沼(古の桃生郡の地)、或は氣仙郡に就きて、牡鹿郡計仙麻神を搜求する者あれど、そは全く郡界を辨議せざる者とす。

(計仙麻神社)

金華山に、黄金を採れりといふは、明徴なし。封内記、觀聞志等には、往昔之を出せりといふも、附會臆斷に外ならず。詞人の金氣を説き、賽者の金沙を觀しといふの類、皆信を取り難し。○地學雜志云、金華山は、全島殆花崗岩に成り、僅に西面鹿渡(シカノワタリ)の沿岸に、變生質の水成岩あるのみ、古來俚俗、黄金を産出すと云ふも、金坑と稱すべきものなく、又、將來採鑛すべき所を發見せず、蓋、俚俗の金鑛を産すと思ひしは、全く花崗石の一成分なる、雲母の閃々として輝けるを、黄金と誤り認めしに由るものならん、此山の高さは四百五十米、老木鬱々、猿鹿の類此中を徘徊し、清泉は潺々として谷間に瀉り、殊に汐上は、南北二方より遊び來る潮流相衝突し、雲霧絶幻の態を極め、山腹以上常に白雲を戴く、其景色太佳なり。○山崎氏地誌云、金華山は、牡鹿半島の東南端に近く、山雉(ヤマドリ)の渡(又、金華山海峡、幅二千六百餘米)によりて、半島と分たれたる一島なり、往昔、大伴家持が「陸奥山にこがね花咲く云々」と云ひたるは、蓋、此處を指したるものにて、金華山の名、亦此の句に基づく、南北四粁、東西三粁、面積七平方粁を占む、遠くより之れを望めば、擬寶珠に似て、楕圓錐形をなし、火山の如き相貌を呈すれども、殆全く黒雲母花崗岩より成る者とす、金華山沖に於て、毎年三月より五月まで、盛に目抜魚を捕る、而して、遠洋漁業の主眼たる膃肭獸は、金華山沖より千島近海迄、三月より十一月までを好期とし、冒險者は猶進んでカムチヤッカに至るものありといふ。

(金華山沖)

鮫浦(サイノウラ)

今、谷川濱(ヤカハ)、泊濱、新山濱等と共に、大原濱村の管内なれど、遠島の東面に居り、大洋に向ふ、鮫浦の港灣は、金華山の西北九浬、狹濱と相表裏して、相距る一里許。水路志云、鮫浦灣は、沖山王島、泊濱、と寄磯埼(コリソ)の間にあり、灣勢大海に面し、輕微風にても、直に高浪を起すが故に、避泊すべきの地なし。○外交志稿云、元文四年五月、異船一隻、安房(長狹郡)天津海岸、及び陸奥(牡鹿郡)谷河濱(ヤカハ)に來る、幕府諸州に令して海防を嚴にす、其舟人、土民に錢を與へたる、乃之を蘭人に問ひ、露西亞錢たるを知る、露人の我邦に來る、是を始となす。○觀聞志云、鮪魚、其大者一丈餘、或七八尺、俗呼之爲五駄負、荷之用五馬也、或分之以割五段也、其小者三四尺、以其短少者、爲上品、漁者、自季春結網于海底數里、其設之也、立四柱海上可據之地、以巨石繋柱礎、而構望樓于柱頭、令老漁坐樓、而窺隊魚入網裏、四面皆有門、而待魚之輻輳、暮春或初夏、鮪從南風而游網口、樓上人窺其魚隊之多、而喚呼告之江村漁家、於是群漁數十艇、閉其網口、自有逆之、時大魚活々發々、漁者以魚叉而登之舟中、乃捕之、先削其鼻、以食之、是捕鮪者古意也。

(谷川灣)

寄磯濱(コリソ)

今、荻濱村の管内なれど、鮫浦灣の東・甲線を隔て、突出して、鮫浦灣と女川灣の分界を成す、其東方の岬端を、寄磯崎といひ、其角を早埼といふ、江之島は、早埼の東方に在り

江島(エノ)

今、女川濱村の管内にして、金華山の北、七浬許の洋中に在り。○水路志云、江島列島は、女川灣口の東方約四里の間に連列せる、二股島、平島、江島、足島(アシ)、笠貝島(カサガヒ)等より成る、江島は、列島中最大、方六町にして、其北側の小灣に村落あり、この諸島間には、岩礁あり、故に舟舶これを避け、列島と寄磯崎(コリソ)間を過ぐ、之を早崎水道と云ふ。

女川濱(ヲンナガハ)

今、四近の部落を合せ、女川濱村といふ、遠島の東側なる一灣を擁し、灣口の邊には、江島、出島等あり 北は桃生郡雄勝濱に隣り、西は渡波、稻井と山嶺を隔つ、石巻へ四里。水路志云、女川灣は、金華山の北方、約七海里半にあり

(女川灣)

て、早埼と出島を以て灣門をなし、其幅約二海里、彎入約四海里餘、灣頭二支に分かる、北西にあるを女川港と曰ひ、南西にあるを野々濱と曰ふ、女川港は、高白埼を南角とし、堀切埼を北角とし、北西に彎入するを以て、能く風波を避くと雖、其錨地狹く、大船を泊するに適せず、野々濱灣は、只埼と高白埼の間にあり、灣内常に平穩にして、能く風波を避く○封內記云、女川濱、有市店而驟也、自由[illegible]寺、濱宿濱、有照源寺[illegible]、照源者、[illegible]寺[illegible]、天文二十一年、[illegible](頁巻和尚開之、屬黒石正法寺)

(濱宿浦)

野々濱

今、女川濱村の管內にて、其西一里半、荻濱桃浦と相表裡して、其東に當る、鮫浦の北半里

觀聞志云、鯨鯢、鼓巨鰭、其制如笠、繫小繩于尖刀、而投之魚身刺之、俗謂之投利殺、漁人有逍遙艇子出海、則牽往來而向其搥、以尖刀投擊者數百艦、逆寄之、後斷其魚肉、而運之江、焦煎以為膏、鬻之則其利巨萬、一鄕一島依此而致富

飯子濱

今、女川濱村の管內にて、野々濱と相接す。式內伊去波夜の神社は、此地に在りしにあらずや、ともいへど、イコノハマ、イコハヤ、音稍近し　一書には、伊去波夜神なり、尾浦の羽黒神社に擬したり。

觀聞志云、供養石、在飯子濱、高七尺五寸、廣一尺五寸、上安十三佛像、下有供養皆爲、記曰、應永二年乙亥十月日。

伊去波夜和氣神社は、延喜格に、寶龜四年十月、陸奧國二戶なる伊其波別神に奉るとあるに同じ、此神は、即、古の皇子伊去波夜和氣命（古事記に據る、書紀には神遠別に作る）にやともいはるれど、其神名といふの外に、據るべき由を知らず

尾浦

今、女川濱村の管內にて、其南半一里半、女川灣と雄勝灣との分界にあたり、埼角突出し、其前に出島橫たはる、尾浦より雄勝[illegible]に至る三里（神祇志云、式內牡鹿郡、伊去波夜和氣命神社、一作伊其波別、或下有夜字、今在遠島尾浦濱、曰羽黒權現、蓋也垂仁皇子伊去波夜和氣命「古事記」、延喜式[illegible]四年、充本國封二戶、新鈔格勅符」

出島

今、女川濱村の管內にて、灣外の孤島なり、人家は、西南尾浦に對する岸に在り、由呂を寺間と呼ぶ、水路志云、出島は、尾浦の南十に在りて、女川灣の南灣を分界す、南北約一海里七鏈、其高き處七鏈半、島山低く、松樹叢々たり、島の西側にあり、北に江島を控へ、其錨地は水深十一尋、泥底にして、繫泊に最便とす、島の沿岸には尾崎多し　○觀聞志云、江島、網地島、江島、出島、有四島、放逐流人之地也

本吉郡

(元良郡)

本吉郡

桃生郡の北、登米郡、磐井郡の東なる、海に向へる地とす　其北界は、氣仙郡、今磐岡縣管內に接り、謂ふ所の北上山脈の、東側の一分を占有す　今、面積二十八方里、人口六萬、十七町村、志津川に治む

本吉郡は、本吉郡に屬す（柳津、橫山、十三濱、浦波の三村は、桃生郡の中に在り、陸中國東磐井郡の津谷川、大津保村と改む）、折壁、釘子、矢越村と改む、の三村を、本吉郡の中に移したり。

本吉は、桃生郡の分堺にして、蓋、和名抄磐城郡にいへる、或は、本良、元良にもいへり、物の庄名たり、中世、何の頃よりか、但に郡と稱す、葛川集已に本吉郡を置く、[illegible]國郡建置沿革考云、本吉は、桃生より分置す、[illegible]、云云、本良金五十兩、[illegible]二百[illegible]、馬四匹　按、藤原秀衡の四男、本吉冠者高衡、一作隆衡なり、此時既に本良郡を置かれたる、

正保圖、元良に作る、[illegible]以後、復本吉に改む、今之に傳る　○大[illegible]云、在の[illegible]泉、中宿中、東谷坊の[illegible]なり、

[illegible]　元良郡　氣仙郡

有[illegible]、可令[illegible]、依[illegible]件

建武二年十月七日　顯家　判

[illegible]陸奧守殿

今、寫本より採れり、未だ原本を見ず、文案、書式も、法に合ひ、其外、極めて怪しむべき點のみ多けれど、姑く揭げて參考に資す、元良郡、古記、仁平三年の條には、本良庄に作る、今は、本吉と書す、此郡名、古くは見えず、何時の頃か、桃生郡を割きて置きし郡なり、其本吉とは、元來一小地にして、今の志津川の邊にあり、又、和名抄、氣仙の郷名に、氣仙郷あり、今の本吉郡氣仙沼鄕七箇村の地、これなり、是れは、永[illegible]年中、氣仙郡の七村を割いて、本吉郡に屬せしめたるなりと、封內風土記に見ゆ

今按、氣仙沼は、古へ仙に[illegible]島あり、此島は、桃生郡內なりしこと、延喜式神名帳に明なれど、形勢の上より判斷して、氣仙沼以南は、疑もなく舊桃生郡の地とす、又、觀國志、及び神祇志料に、式內牡鹿郡計仙麻神社を、今の氣仙沼の邊に擬せるは、同名の因みあるの外、他に依由する所なし　又、島西貫記に、本吉十二郷、竹駒郡の中といへり、是は、氣仙二十四郷、本吉十二郷、桃生二十四郷か、氣仙の竹駒村にて治めし故とす、[illegible]正中の餘目氏記錄に

換るも、元良郡は、葛西氏の本領なり、されど、郡内には又、千葉氏、熊谷氏あり、其主従の干係詳ならず。

磐城(イハキ)郷

和名抄、桃生郡磐城郷。〇今、本吉郡の地なるべし、即、桃生、登米の北にして、氣仙郡に至る間を、廣く包めたり。

志津(シヅ)川(カハ)灣

追波灣の北隣にして、本吉山の下に灣入す、戸倉、本吉、歌津の諸村、其岸に在り。

水路志、志津川灣は、十三濱崎を南角とし、歌津崎を北角とす、志津川、及び伊里前(イサトマヘ)灣の假錨地あり、南して、灣の中部に近く、二三の小嶼暗礁あり、灣の南側は淺灘多く、距濱六七鏈以内に近づくべからず、其中部に二島嶼あり、島頂に椿樹叢あるものを、椿島といひ、殊に東方に出づ、竹島は岩嶼にして、頂に雑草叢生す、志津川錨地は、灣頭北部にある荒島〔雑樹叢生す〕の西方にあり、漸小風濤を避くるを以て、商船は時々此に錨泊すといふ、錨地の西に本吉山あり、灣頭の正面に屹立す、又、錨地の北面に、志津川村落あり、人口約二千、郡衙あり、養蠶製糸を以て有名なり、此近海には、市街の繁榮なる事、氣仙沼に亞ぐ、志津川より東濱港に至る間の沿岸は、屈曲甚しく、概して暗礁多し、伊里前灣あり、地勢南方に開け、夏季にあれば、常に貿船の假泊地たり。

水戸(ミト)部　（戸倉）

今、瀧濱、折立濱等と相合せ、戸倉(トクラ)村と改む、志津川灣の南岸にして、翁倉、大要を以て、桃生郡橋浦、十三濱と相分つ、戸倉明神あり、近年取りて村名に立つ。

觀聞志云、戸倉明神、在波天野村、此邊、往古、貝不動尊同船、南自生北在、建祠祭之、消船詭、明神社下之油是也、明神駕船載熊、後來地裂十分、南船溺了、遂爲汙瀆、往時碇亦爲石、遺其形云。

瀧濱　椿島

水戸部の東なる瀧濱(タキハマ)の海中に、椿島(ツバキ)あり、其状小島し、齋藤竹堂遊山茶島記云、瀧濱、椿島相去六百間許、其之近在眉睫間、一葦可航、島周迴不過半里、四面皆巖峙、趙石星羅其間、石隙路甫、山茶樹萬株、稠密無間、枝皆直上、無一旁枝作離散、花間得上、駐紅四射、六日軒、向背、花影太半爲其所蔽、無復一日過之處耳、觀聞志云、椿島、在水戸濱海中、此島南北四町餘、東西一町許、古椿密樹、大者圍五六尺、其他木無、但竹尤多、有竜燈、五六尺圍、島中有小祠、号竹島、在椿島西南、相去四町、島中皆淵、島周回東西、其中高一丈餘、可容几席、上古、其淵有營、畫作金體見掘水器繪古佛像、不假人爲自然成、其色如赤漆、島上青松最多、天女壇、去竹島四南五六町餘、在椿島以西十八町、有村落、日照笠(ツヤキ)宅、號水戸邊、鄉人日之角宮、有一古塚、延德年中、宮司四郎兵衞一日駕輕舟、而往于竹島、見天女下而舞、羽衣懸岸、嗚呼蹈、其舞畢、天女見人去、出洞中、眥々飛揚去、有一女兒、不能起、又在宮兒在傍、問之、傍而不言、其珍者而穿之、然不信、唯食性些少、凡六十日而終死、狗子亦可玩、葬之島舍中、上植樹、狗子亦埋其傍、鄉人稱曰天人墳也、按、天女昔話、其語亦可怪、蓋、依駿州三保天女之事、好事附會之乎

折立(オリタテ)濱(ハマ)

今、水戸部に合せ、戸倉村の大字とす、水戸部の西北一里、志津川灣の底部に居り、小驛市を成す、北は本吉へ一里、西は荒町峠を越え、柳津へ五里。

本吉(モトヨシ)　（志津川）

今、志津川(シツカハ)町といふ、其山中の地は、分れて入谷(イリヤ)村とす、即、志津川灣の西北岸の地にして、本郡の首邑なり、仙臺へ二十二里、郡衙あり、淺流入谷川（一名八幡川）といひ、水界嶺に發し、長三里。

封内記云、志津川邑、戸口凡三百五十、有市店商驛也、松林山大雄寺、曹洞宗、登米郡龍雲寺末、應安中、存的和尚開之、古壘凡四、其一號朝日館、傳曰、藤原秀衡第四子本吉四郎高衡所居、其二號親諸國名、名跡志某日、葛西家臣千葉大膳居之、其三號小館、不詳何人所居、其四號小森館、其四號新井館、一本吉四郎高衡の事は、郡名辨び、津谷の條に合考すべし、文治の奧州征伐の後、本良庄の地頭職は、千葉に属して、千葉、熊谷、氣仙沼赤岩城主）など、鎌倉御家人として、下向したる歟、而も、葛西實記に、

承久兵亂の後、千葉五郎兵衞時、嫡男、五郎、千葉六、故有て、葛西家に拘らわれて、其體は本吉、泉山、長坂、伊澤、有萬、本吉、數間中將、四男は本吉四郎、

云々とも、傳ふれば、鎌倉御家人の下向せること、想定すべし、其後に至り、時勢變じ、葛西家が籠して、盟主と仰ぎしかば、遂に、葛西の領部の一に數ふることゝなる歟。

入谷(イリヤ)

今、志津川町の山中なり、入谷村とす、觀聞志云、古館、在入谷村、志津川驛六町內、本吉四郎高衡食邑于此、仍爲居館焉、葛西氏時、千葉大膳大夫居之、封內記云、入谷邑古館、凡七、其一號濱井楊館、古吉岡部若狭者所居、其二西條遠江者所居、其三號花要害、小金澤將監者所居、其四西條備前者所居、以上四壘、邑民呼之日入谷古城、其五號松倉館、松倉天久者所居、其六號鶴野館、山內伊賀者所居、其七號押立館、不詳何人所居。

保呂羽(ホロハ)山

又、本吉山といふ、即、志津川市の西背にして、登米郡相模の東にあたる、保呂羽は、羽後國にも同名の大山あり、或は韓名にも呼べり

伊里前(イサトマヘ)　（歌津）

今、歌津(ウタツ)村といふ、志津川驛市の東北二里半。此間に清水濱(シミツハマ)、細浦(ホソウラ)あり、

封內記云、歌津邑、伊里前、有市店商驛也、津龍院、曹洞宗、丹州玉雲寺末、應永十六年、今宮和尚開山、安養

由西光寺、曹洞宗、江刺郡正法寺末、永享元年、其用右
衛開山、古書凡三、其一、在稻淵濱、號牛銘、海中之堆、
而東方僅負陸、此銘、遠望如石塊、干潮之間甚高、形
如伏牛、故名之、傳曰、千葉刑部所管、其二、在田浦濱、
號楊原銘、東南海面岩石也、西方傍川、北方連田也、不
詳何人所居、面其內以石之也、在宮、在田浦濱、傳曰、
甚原景時護持之神也、不詳何時勸請之、正德四年、攻建
祠時、[illegible]土中[illegible]、大日尊木像、僅長一寸七八分、
面似人貌、僅有如人面痕、邑人怪之、讀洗而視之、置
於祠中、其夜大雨洪水、[illegible]不知其所在、[illegible]地[illegible]、大
五六寸、而不敢盤人。

朏貝山

封內記云、朏貝山、在伊里前村由谷往志津川邑
路傍、今傳云上、[illegible]岡如岩、[illegible]之頂有如明貝形、故名之
○地學雜誌云、北上山系の傑羅系古層は、其南端に見ゆ
る[illegible]系を被覆し、中世代地の北端より、南の方、
波[illegible]に到り、古生代山脈に連續する、一大窪地の中
央部を占む、右層は、古生と古[illegible]層なる、[illegible]角
形狀の小區域を為す、其三角の[illegible]角點は、[illegible]、志津川、
韮濱(ニラノハマ)の二所に當り、他の一角は伊里前の東に當れり、
古層の岩石は、重に粘板岩より成り、化石を含み、新層
は、化石を存せざる粘板岩、及び砂岩の互層より成る

歌津埼(ウタツ)

又、泊崎(トマリ)と呼ばれ、伊里前の東方に突出する陸
崖の一支の、更に南に延びたる岬角なり。即、志津川灣
口の北角を成すものにして、[illegible]島山の最を呈す

田東山

（ノ七曲山）

又、七曲(ナナヒダ)山とも、七森とも呼ばる。歌津の西
北嶺にして、本吉、入谷、小泉、御嶽の諸村
にわたり、佛神の靈場なるもの是なり。[illegible]高[illegible]百
餘米突。

觀聞志云、田東山、在入谷村、凌嵩入雲、層巒面勢、東
北海濱之大嶽也、相傳、寶和中所開、山名不詳、至安元
中、牛泉房衛、禪宗僧言、上口羽黒山清水寺、牛腹口田
東山寂光寺、北嶺日觀羽山金峯寺、[illegible]、設七十
餘坊、傳其子本吉四郎高衡、[illegible]山[illegible]、[illegible]治之役、
平泉[illegible]收[illegible]、[illegible]山中、[illegible]其首、[illegible]
田氏之時、又設[illegible]坊四十餘宇、今[illegible]千葉刑部、[illegible]寺社
等、葛西氏亡後、寺亦[illegible]○封內記云、田東山、[illegible]龍
寺四、本郡[illegible]守也、[illegible]、山中有[illegible]坊、藤原秀
衡、使弟四郎高衡、[illegible]寺社之事、其後[illegible]、葛西家
之時、存百七十坊、[illegible]
[illegible]、存七十八坊、今[illegible]、[illegible]遺跡、此山、四方
麓有[illegible]、[illegible]在[illegible]邑、其[illegible]在馬籠邑、其四在
小泉邑、田東山寂光寺、[illegible]太刀、
天[illegible]元年、[illegible]山[illegible]收[illegible]公[illegible]
觀[illegible]志云、七曲山、在小泉村、其山高大、[illegible]峯[illegible]
歷[illegible]跡、[illegible]騎路[illegible]、[illegible]長[illegible]在其間、[illegible]陽、在
有田嶽各數千丈、[illegible]嶺上[illegible]、[illegible]
勢、其形勢也假衣服之在[illegible]、[illegible]佗山大異、仍土人
名之曰七[illegible]山、[illegible]村山中、有[illegible]之地、
田東峯山南[illegible]、時々集會[illegible]、[illegible]
其[illegible]

小泉灣

志津川灣の北隣にして、小泉、津谷、大谷の
三村之[illegible]、水路志云、小泉灣は、歌
津崎と岩井崎との間にあり、[illegible]開きて東
に面し、灣頭南端に小泉の部落あり、入口約一千、此地
に望める高山を田東山と日ふ、高さ千九百呎、山頂稍圓
形をなし、遠海より認め得べし、北東の村を大谷といふ

小泉

今、小泉村といふ、伊里前の北、[illegible]、馬籠川、
津谷川、此に至り海に注ぐ、[illegible]中に沙金床あり
封內記云、小泉村、戶口凡三百、有市店商賈也、保呂羽
權現社、在田東山中、傳曰、古昔有寺、號保呂羽山金
峯寺、藤原秀衡所造營也

黄金はるみちのく山にたつ民のいのちも知らぬ戀もす
るかな、家持

馬籠（御嶽）

今、御嶽村に改む、小泉の西なる山村にして、本
吉の最北にあたり、氣仙郡への往來あるにて、之を
經由す。小泉へ二里、氣仙郡へ三里

觀聞志云、馬籠、在山田津谷邑境、山下有寺、號金峯山
金剛寺、土俗子守宮、往昔、佐藤莊司老妻、所建和州芳
野勝手神也、津谷村、有寺、號安養山淨勝寺、佐藤莊司
妻所建、而馬籠津谷兩村落、當時莊妻馬沐之地、是以有
其墳、拔[illegible]入附會之甚者也

津谷

今、津谷村といふ、小泉の北にして、小泉海灣の
底部にあたる。沙金の舊床ありて、蓋、古人のい
ひし本吉(モトヨシ)金の産地なり。

地學雜誌云、陸前陸中の主なる產金地は、氣仙本吉な
り、大體の地質を察するに、古中古代の[illegible]岩中
に、脈をなし[illegible]鑛物が、[illegible]、溪流に入り、
砂礫と交り、沙金となれる也、津谷村の海濱に於て、
砂礫の堆積、其高百尺に達する砂金床[illegible]、斷崖となる
あり、又、海浪のために崩壞淘汰せられ、其土壤中に
も、黄金を交ゆるを見るべし。○今按、和州御嶽の祠
は、金精神とも呼ばれ、黄金を出すとの傳說あり。此
にも、其說を承けて、[illegible]するのみ

封內記云、津谷邑、戶口凡三百六十、有[illegible]子地、號上
棒現村、在本邑山田兩邑境、號御嶽山、佐藤莊司[illegible]信
妻所創建、不詳其年月、淨勝寺、往古天台宗、而號海藏
山養光寺、建仁元年、信夫城主佐藤勝信妻、爲其二子所
創建也、有碑子、五輪塔、擬和州芳野、其五輪塔所在、
號櫻子、元和中、大唐知門和尚中興、改宗臨濟、元祿中、
[illegible]禪、[illegible]作寺焉、[illegible]神山[illegible]、[illegible]
瑞巖寺天嶺和尚、作[illegible]記、○今按、馬籠、津谷、成折、小
泉等に、信夫莊司佐藤氏の事を說くは、恐らくは、本莊
莊司を誤れるものゝみ、信夫佐藤氏の、莊司名與の、後

其に當傳する所故に、鄰俗相[illegible]て此稱を爲す。[illegible]る衝の四男高衡は、當時の庄司なるべきか、其[illegible][illegible]に立寄せられ、上貢金[illegible]師に致す。吾妻鏡、[illegible]年の條に曰く、

先年[illegible]忠[illegible]、伐高衡[illegible]、[illegible]下[illegible]庄年貢、金五十兩、布[illegible]百段、馬四匹[illegible]、馬[illegible]匹、預所分金五兩、馬一匹、[illegible]不濟、[illegible]、未進、[illegible]、所申無[illegible]、[illegible]人長[illegible]、[illegible]

津谷川 今、[illegible]本吉郡の管內なれど、津谷の[illegible]、水源にあたり、形勢、本吉郡に入るや論なし。津谷川の南なる大[illegible]といふ、[illegible]郡[illegible]村に連接せり、[illegible]、今、東[illegible]保呂羽に、津谷川、大[illegible]を合せて、大[illegible]保てふ、[illegible]を稱ふ。[illegible]は、東南に[illegible]降り、[illegible]し、小泉濱に達す。

封內記云、東磐井郡津谷川邑、有[illegible]、[illegible]城[illegible]、日大森、[illegible]內容[illegible]所[illegible]、保呂羽[illegible]、[illegible]也、保呂羽は、東磐井[illegible]に[illegible]

大谷 （雙牛） 今、平磯を合せ、大谷村といふ。津谷の東にして、小泉湾の北岸とす。[illegible]、岩尻とも[illegible]、[illegible]角を花立といふ。

封內記云、岩尻邑、大谷、有[illegible]、[illegible]古[illegible]日堀合館、[illegible]家[illegible]

波路上 （階上） 今、長磯、最知を合せ、階上村と改む。大谷の北にして、氣仙沼[illegible]の岸[illegible]に屬す。其岬角を岩井埼といひ、小泉湾の北角と爲す。

波路上今、古[illegible]、延暦中に見ゆる階上[illegible]、[illegible]は、佐久間洞巖氏の考察に出づ。階上郡は、和名抄、宮城郡科上郷とある如く、宮城郡の郷里なるべしとす[illegible]されど、其稱謂もハシカミ、ハナカミ、相異なり。

[illegible]聞志云、波路上、今村名、是乃往昔階上郡之地也、[illegible]

人喜其安中、[illegible]名者、[illegible]開發海邊、[illegible]其地也、自[illegible]、天[illegible]年[illegible]、始所興也、[illegible]其[illegible]、自古[illegible]之[illegible]、其利亦[illegible]、[illegible]今擇天下之好[illegible]、[illegible]州[illegible]、師其法習其事、以成功[illegible]利矣、仍[illegible]州、[illegible]、其[illegible]制[illegible]、於是、宮[illegible]出[illegible]力、[illegible]、擇其處于此、[illegible]六[illegible]七[illegible]、[illegible]構其[illegible]、町[illegible]、引[illegible]其內、[illegible]湛[illegible]、日之[illegible]、[illegible]舍[illegible]餘間、[illegible]四十間、[illegible]之有[illegible]、[illegible]有貯、故曰之有[illegible]、[illegible]可有尺、[illegible]潮水、[illegible]通于[illegible]舍、舍中有釜深二寸五分、有土脚高二尺五寸、長七尺六寸、廣五尺六寸、居後有[illegible]釜、[illegible]海水而投釜、故言其制法、[illegible]合[illegible]乾[illegible]有日、[illegible]後盛之[illegible]、[illegible]其[illegible]水、而[illegible]、以其[illegible]爲[illegible]之去、[illegible]有[illegible]、通之[illegible]、或投之釜、[illegible]者、且投之[illegible]、[illegible]器、[illegible]有數[illegible]、[illegible]有[illegible]合之、則[illegible]均[illegible]、以不[illegible]也、[illegible]之、[illegible]乾[illegible]、尤倍[illegible]利之[illegible]也

岩井崎 或に、[illegible]崎[illegible]といひ、波路上濱の東に突出し大島の黑崎と東西に相對し、氣仙沼灣西口の西角をなす、[illegible]からず[illegible]といへども、[illegible]頭の岩石[illegible]水を噴出し、頗奇觀を呈す。（一圖に、此をアクト埼といふ）○封內記云、岩井崎、[illegible]、[illegible]岩奇石、相列於波上、佳景不可[illegible]、昔[illegible]巡狩時、有[illegible]、改曰岩井崎、[illegible]、十八[illegible]之日[illegible]

氣仙沼灣 小泉灣の東北隣、唐桑[illegible]、[illegible]郡[illegible]の西南隣にして、[illegible]中に[illegible]島を[illegible]以て、東西二港灣に分たる。氣仙沼[illegible]は、其西灣に屬し、東灣は唐桑村に屬す

水路誌云、氣仙沼の港へ入るには、岩井埼と唐桑埼との間に[illegible]、大島其中央に在りて、灣を東西二門に分てり、灣[illegible]背後に[illegible]羅列し、皆八九百呎以上の高さあり、大島は、南北に長く、[illegible]山北部に位し、頂に松樹[illegible]、之を[illegible]といふ、島の西側に浦濱[illegible]小灣あり、[illegible]く[illegible]の風[illegible]、假泊地たり、是より以北は、水[illegible]、氣仙沼[illegible]の[illegible]は、船舶を[illegible]可からず、氣[illegible]、人口五千七百、[illegible]に次ぐ[illegible]の[illegible]なり。

大島 今、大島村といひ、民家は島の四邊に散在し、其西北浦[illegible]、東北[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]は[illegible]なり 此島、南北四十町、東西約十町、[illegible]岸[illegible]出へす

[illegible]志云、大島は、[illegible]出[illegible]見る能はざれども、波濤の岸を洗ふにより、[illegible]、地層の構造を[illegible]ことを得たり、[illegible]る[illegible]、[illegible]の構造は、頗複雜にして、[illegible]の岩層を發見せり、侏羅紀[illegible]、白堊中世、及び數種の中生代[illegible]に[illegible]一證[illegible]より成り、[illegible]外濱に出づる[illegible]、[illegible]の[illegible]を印すは、即、侏羅紀の標徵なり

氣仙崖大島神社 延喜式、[illegible]郡の名神大社[illegible]、今、本吉郡大島に存す。[illegible]、或は之を、[illegible]郡大島神社に擬れり。

觀[illegible]志云、大島、在氣仙沼海上、周回[illegible]六里、有[illegible]十八[illegible]島[illegible]神、是古之大島神社也、延喜式、[illegible]之牡鹿郡、今[illegible]之本吉郡、其山曰[illegible]森（カメガモリ）、有寺號、[illegible]寺、十八日之島[illegible]

封內記云、大島、乃古[illegible]生郡之地、分爲本吉郡、大鳴（ナリトナ）海東北二里餘、在海上、周廻五六里、島之[illegible]上一青螺也、島上有叢祠、十八日之田神社、或[illegible]明神、延喜式所[illegible]氣仙[illegible]大島神社是也[illegible]按、[illegible]、氣仙は下、また[illegible]、[illegible]は島の義な[illegible]

松崎濱 今、岩樂濱と相合せ、松岩村と改む、波路上の北にして、氣仙沼の南一里餘、大島に對向す。

封内記云、岩築邑、松崎邑、有熊谷氏古壘、號八幡館、松岩寺、曹洞宗、屬新城寶鏡寺。

氣仙沼（ケセンヌマ）

今、氣仙沼町、人口六千五百、本吉、志津川）の北八里、更に北は氣仙郡高田へ四里、磐井郡千廐（センマヤ）へ九里。釜前（カマノマヘ）浦、又細浦の名あり。赤岩とは、西南の聚落にして、神山川に縁る。

吉松軒東遊雜記云、氣仙沼といふ濱は、入海にして、三百餘軒の町、大造の所なり、風景もありて、洞の辨天と稱して、おもしろき洞穴あり、穴は高さ一丈斗り、横九尺余、穴の口まで海水ひたす、氣仙沼は、商人多く、五百石積位の船入津してあり、鰹魚釣の名所にして、數多取る故に、價極めて賤し」（地學雜志云、氣仙沼の港は、近來四五十年、灣中の航路、水淺せたりと云へり、是れ、謂ふ所の汀線の下降に因るもの歟、氣仙沼市街の北なる汀濱に、今海潮の上五尺許の高處に、波浪の痕跡を留め、穿岩介殼の遺址もあり、以て汀線下降の事を證すべし

（釜前）觀聞志云、釜前（カマノマヘ）灣、今以此地、稱氣仙沼灣、延喜式、文德實錄所稱、氣仙郡是也、後來移郡矢地、剩誤其訓、易其字、是以彌違、故地謬舊稱者多、其西南乃氣仙沼驛、是乃古商船輻輳之津也、如今也所集會者、釣舟漁船之外、皆魚鰕奔走之徒也、鄕黨稱之細浦（ホソウラ）、其南有鳴窟。

（細浦）宮城縣史談云、今、本吉郡内、海苔を產す、其質良好なるを以て、遠く四方に販出す、又、處々に鹽田あり、かゝる物產の大に起りしは、實に、猪狩新兵衛の力なり、新兵衛（歿年六十八）は、氣仙沼町の人にて、其家もと海產を商ふ問屋なりければ、屢江戸大阪に廻船して商賣を營みけるが、初め失敗のみ打續きて、殆蕩盡せり、されど、新兵衛更に屈せず、海苔の製造を試み、又煮鹽の業を弘め、遂に以前に勝る富家となり、之が爲に生業を得しもの亦多かりし、明治十年十月歿す、里人其恩澤を蒙むり、祠を建てゝ之を祭り、官亦其功を追賞す。

氣仙沼町の西嶺を、安波山といひ、山下に羽黑神社あり。又、謂ふ所のオナリアナは、石灰岩洞にして、洞中に鐘乳の凝結を見るべし、石灰岩、此地より鹿折村まで、一里餘に連亙す。

封内記云、氣仙沼邑、羽黑權現社、在號九條地、本邑鎭守也、弘仁中、九條民部卿菅原昭勝之男、中納言昭次所草創、而本地佛聖觀音、弘法大師所造、昭次夫人王姫護持之本尊也、其後、和州修驗、有賀法印、再興當社、爲別當、今至其子孫十七世也、昭次卿事跡、詳於氣仙郡記武日長者之事條下。○神祇志に、氣仙沼の鳴洞龍神を、式内牡鹿郡計仙麻神に擬せるは、採り難し

（音鳴穴）鳴洞は、或は釜（カマ）と呼ばれ、釜前の灣名も、之に起る。通稱、音鳴穴（オンナリアナ）といへり、龍神、并に辨天の靈跡を談せらる。

觀聞志云、鳴洞窟、在細浦驛東、洞口向西北、三間餘、洞中豁然、下有碧潭、龜子東南、深奥不可知、潭底不可測、有石梁巖柱、奇狀怪態、各爲人物鳥獸器用之像、其中、有起者有臥者、有如向者有如背者、種々色々、千體萬貌、不可以物名、不可以詞盡、土人以爲、佛陀菩薩之所現也、每歲暮春、三四日之際、洞中必有琴筑鐃鼓之音、是即聖衆來降奏音樂之時也、故曰之音鳴洞（オナリアナ）、鄕俗元癡誑愚蒙、常信佛怖鬼、故有此說、夫潮汐之往來、必有定度、唯當暮春之初、海水遠去、水脈亦盡乾、是以潮候亦與常時異、故依潮汐之來去盈虛、以隨觸石盈科之進退、而洞中自然有此聲響、鄕俗聽者、不達于此、仍驚其奇。

赤岩館址（アカイハ）

今、氣仙沼町に在り、天正以前の、郡の豪族、熊谷氏の宅址とす。

觀聞志云、赤岩館、熊谷小次郎直家仲子、平藏直宗者古壘也、直宗古墳、在新城村寶鏡寺、直宗所建也、（康應中、黑石正法寺二世附弟、虎溪良孔和尙、中興之、爲曹洞宗）其墳石題曰「熊谷平三直宗之墓、貞應二年七月六日立之」波多權現、在赤岩村、緒方三郎惟良所建也、每歲晚秋廿八日、舁神輿于氣仙沼釜前、祭之、社中藏惟良佩刀。（

封内記云、氣仙沼鄕、有郡長熊谷氏、是乃熊谷直實嫡流也、熊谷氏祖、武藏介直季、住于武州熊谷鄕、始稱熊谷、直實乃直季玄孫、而其子小次郎直家、其子平三直宗、兼領桃生本吉兩郡内數邑、住于赤巖城、其子石見守直讃、其子左兵衛尉直光、其子佐渡守直時、建武二年、葛西陸奥守高清、與千葉周防守行胤、戰于本郡馬籠邑、直時援行胤、行胤大敗、直時及家族六人、共戰死、其子彈正忠直明、守赤巖城、與葛西家大軍屢戰、不屈、其子彈正忠直政、貞治二年、其以不能相敵、遂降葛西家、稱臣、其子備中直行、其子備中直致、其子右衛門信直、（葛西持信授一字）其子右衛門直茂、其子備中直定、其子尾張直光、其子直元（俗傳不傳）其子圖書直政、其子淡路直資、其子掃部直長、相繼世爲葛西家臣、天正十八年、葛西家爲太閤秀吉公被沒收其地之後、爲處士、住津谷邑、子孫至今

神山川（カミヤマ）

氣仙沼の溪流にして、折壁、釘子の山中に發し、月立、新城、赤岩を經て、細浦へ入る、長八里。神山川の南北に沙鐵坑あり、新城の寒田山、及び釘子山に開坑す。

月立（ツキダテ）

（新城）今、新城（シンジヤウ）と相合せ、新月（ニヒツキ）村と改む、氣仙沼の西一里半、神山川に縁る、石灰岩あり（地學雜志云、本吉郡月立村、松川と稱する所に、太古代化石の產地あり、上八瀨と稱する所にも化石を產す、松川に露出するは、灰質板岩なり、其化石に豐富なる、實に驚くべきものにして、山岩悉皆化石を以て充さるゝと謂ふも可なり）

觀聞志云、朝來湖（ケサ）、在月館村古館中、往時、宵而出此湖、以訓音相近、而誤呼曰氣仙沼、或曰斯地亦古昔氣仙沼鄕

内地、其東岩新城月舘庭下將監等數村而居于氣仙沼賞中、改爲於本萬理、田室今命、其洞鐵然夜中出、居人未知之、閻來年見之驚之、取今最始見之、而尋之。

折壁（ヲリカベ）

今、東磐井郡の管内なれど、神山川の溪谷にして、氣仙沼の西凡五里、千厩へ七四里、一書に折壁を鬼首に作る、

（釘子）（矢越）

神山川は、折壁の南なる釘子（クギコ）、今、矢越（ヤゴシ）村と改むの東に出で、釘子は、津谷川村と、山嶺相界せり、沙漠を産す、封内記云、東磐井郡釘子邑、戸口凡一百、其地長其來、有鐵、又、其矢越（ヤゴシ）山、有鎗岩、其色淺黒、而有片、是之爲箭、矢越岡神、不詳何神、觀聞志名蹟志共曰、源義家、征伐安倍時、所観射矢、能射敵、後人建祠、祭其征箭、不地佛觀音、折壁上邑、有號深淵（フカフチ）地、下邑、有由岩田驛也、戸口凡一百四十、有號田茂木、實備官地、全錦城址、葛西家臣、千葉遠江守頼胤所居、一地理志料云、釘子嶺、紫股島田茂之、溯沼嶺、鬼址川下總居之、紫又、木下川、皆取下總葛西郡邑名也

室根山（ムロネ）

（鬼首山）

折壁の東北嶺にして、月立山、君花（キミハナ）に連なれり、山南に室根權現の祠あり、下折壁に屬す、封内記云、室根本山権現、在磐井郡下折壁邑、此山、初號鬼首（オニカウベ）、奥郡高山也、養老二年、神供自紀州牟婁郡航、着御本州本吉郡細浦、遂頂于此山、改號室根、同新山（シンザン）權現、正和二年、葛西別部大輔平清信造營之、當閣・葛石千東祭田、西葛西七郡營宮寺、今我邦君、亦當附兩社系田十八石之地、山中南北、有護摩壇遺址、又有院主別當天台四十八坊址、又岐月及金剛童子堂四所、在本邑及東本吉邑大原邑矢作邑、氣仙郡之、此山、盤根跨四邑、所謂出水、流下四邑、登山者、浴於其水、伐除不淨、龍雲寺、曹洞宗、在下折壁邑、古昔、天台宗、而室根山別當職也、慶長年中、黒石正法寺觀寶長盛和尚中興、號松樹山。

鹿折（シシオリ）

今、鹿折村といふ、氣仙沼町の北にして、氣仙郡へ行くの驛路に、村内を行き、長部山を踰えて、隣境へ入る

封内記云、鹿折邑、忍舘、葛西家臣、千葉信濃所居、名跡志曰、相傳、佐藤莊司假舘、鹿舘里、西岩信大舘云、邑人作忍字誤也　有温泉、出於舘下、一書記熊谷信濃舘、同名古蹟、在小泉邑西北、馬籠邑是亦莊司舘也

唐桑（カラクハ）

今、唐桑村といふ、氣仙沼、鹿折の東にして、氣仙沼灣と廣田灣（氣仙郡）の間なる、岬角の地を占む、その部落は、散在して、海濱數里の間に散在す

名跡志云、古唐桑邑、五六町、草立千仞、岩畔奇石、皮淸洗汀、沙上多文石、其文理、或青碧或黄赤、尤可愛玩焉、世人蓄之結池、設之假山、以爲好事之珍也、去文石濱三里、曰之馬場濱、沙汀多細石、一片如黒貝、一片似胡麻、其行褐黄眞、是亦、風雅之品、爲佳觀之具焉

小原木（コハラキ）

今、唐桑村の大字にて、その北境、氣仙郡に接したる地なといふ、海岸に大理石の露出を見る　○地學雜志云、唐桑村は、廣田灣の西岸、一帶の地を占有し、海岸南北殆ね里に延長す、村の北部なる小原木、字岩井沢の南より、北の方眞崎を包括し、大村に至るの間、十餘町に互り、雪白結晶の大理石の露出するあり、白地に黒の條紋を存し、碧波緑樹と相映ずるを以て、更に一層の美觀を添ふ

（山崎氏地志云　明治二十九年六月十五日、午後八時に起れる、三陸地方の海嘯（津浪）は、襲來に先ちて、多少の前兆あり、（一）海水は、午後三時頃より、二十間、乃至三百間干退し、（二）井水の異狀も、多少の形跡を存し、水量一尺、乃至二尺を減退し、（三）地震は微少なれども、沿海到る處感せざるはなかりき、南して、その最も激烈なる襲來を受けし地は、金華山より尾矢崎に至る間（約百里）なり、牡鹿半島内岸にては、浪の高さ、二尺、乃至七尺に達し、南方より襲來せしものゝ如し、山嶺波に於ては、北方よりと云へど、浪の方向は東北西南なり、女川灣口は、浪の高さ十四尺、灣内に入れば八尺、志津川灣は、東北より襲來せし形跡を存す、小泉灣は、南方より浪勢高く二十四尺に達せり、北方は十七尺、氣仙沼灣は、唐桑の岬角突出して、其の東前を擁し、中央に大島ありて、灣内を蔽ひ、殆ど潮水の激なかりし、之れに反して、唐桑半島に面せる岸邊には、二十呎を示せり。

唐桑埼（カラクハサキ）

唐桑村の東南方に突出する岬崖角にして、氣仙沼灣の東、海中に在り、遠南には金華山を望み、東北には數里崎首崎（氣仙郡）を望み、宮城縣東北の極限とす。

大東東極處、天長無地遙、縱觀波濤興、要翅應陵潮、最是長風八月時、宛碎天地角、崩雲屑雨日搖動、日疑井回魂將飛、鰲背倒宮海神朝、須化鯨翔鯨興躍、壯心直擊拏天翼、欲擬圖南搏扶搖、　關元龍

封内記云、唐桑御崎神社、傳曰、正慶元年所勸請也、古昔、有龍岩寺、今廢、名蹟志曰、南部休信者建之、其地之形勢、崎形險、而後如龍蛇之曳尾、故稱尾崎明神、後鄭重崇奉神德、易之以御字、或曰、神名帳桃生郡日高見神社有之、今名之、此社地、亦古桃生郡、且有桃實故事、然、日高見神社、今在桃生郡太田村、存焉、最有信用、此地不許貪藏嚴、當社神託曰「我常寓藏嚴、而護祈實、因忌其之、不許坐宮席、以此神常坐此草上也、社東有翠巖數仞、上載南谿、北曰陰沼、南曰陽沼、淺鮮玲瓏、水波透徹、在本社左側、曰之地主明神、別當、修驗千手院、其境上棟古牒數多、其中有久安正應等之號、以是考之、則御崎神社勸請以前之古社也

陸中國

陸中國（リクチユウ）

陸前の北にして、北上川の中游以上の大州なり。其西界は、中央(脊梁)山脈を以て羽後と相限り、東は北上山脈の海表の地を屬せしむ。北界は、御堂山（ミダウ）(北上山)の横嶺を以て陸奥に分つ。今、十二郡、縣治を巖手（イハテ）といふ。

陸中は、明治維新の初めに之を建てられ、管郡凡拾、磐井、膽澤、江刺、和賀、稗貫、紫波、岩手、閉伊、九戸、鹿角是なり。後、岩手を南北に分ち、閉伊を上下に分ち、今十二郡とす。而も、縣治は、鹿角を秋田縣へ割與し、陸前の氣仙郡、陸奥の二戸郡を本縣に屬せり。即、縣治は實に十三郡なり。本篇は、山河の自然に察し、氣仙を本州の首に係け、鹿角を羽後へ移し、九戸を陸奥へ移し、管郡凡十一を以て陸中と爲す。(今の岩手縣治は、南部氏の舊藩府たり、されど、その南偏なる氣仙、磐井、膽澤、江刺は舊仙臺藩(伊達家)の封内なり。且、南部氏の封土の沿革を考ふるに、其天正以前の本領は、糠部（ヌカノブ）(階上（カイシヤウ）)の地方とす。即、今の陸奥の東偏、馬淵川の流域是なり、御堂山以南にあらず。此に於て、大南部（オホナンブ）、古南部（ナンブ）の區分起り、今の陸中所屬の南部は、謂ふ所の大南部なり 是れ等南部の稱を以て、時俗通して郡國の異名と爲しゝことに就き、猶一説を要す、和賀郡の下に附す。

北上川（キタカミ）

陸中に起り南下し、陸前に至り海に朝宗す、河線六十里、奥羽第一の大水なり。陸前にも貫出す。

水源、陸中岩手郡、御堂山(北上山)より發し、岩手郡にて丹藤川（タンドウ）、松川、雫石川、中津川、簗川、紫波郡に至り滝名川、稗貫郡に至り稗貫川、猿ヶ石川（サルガイシ）、瀬川、豐澤川、和賀郡に至り和賀川、膽澤郡に至り宿內川、膽澤川、江刺郡に至り堰根川、人首川、磐井郡に至り衣川、磐井川、金澤川、磐井郡に至り砂鐵川、奥玉川、黄海川、陸前登米郡に至り飯土井川、遠田郡に至り迫川、桃生郡に至り玉造川を合し、鹿又村にて二派に分流し、一派は東流して長面濱に入る、一派は南東に流れ、牡鹿郡石卷港にて海に入る、河線源より石卷に至る六十里、濶五百間より二百四十間、別派長面濱に至る河線四里二十七丁、濶百七十間。(六十五大川誌)

北上は、盛岡以下に於て、早く中游と爲り、舟筏の利あり、凡三十里。一關(狐禪寺)以下に於て、漸く下游と爲り、汽艇の上下自在なり、凡二十里。

南部邦內郷村志云、北上川、封內南貫以此川辨國用、且至東浦運送之品物、猶便利莫大之、是故南北數百里之長川、本商四時晨昏上下往來之、帆作或帆舶、大小數百千艘、就中有出者有入者、或有揚帆走、或有捲帆止、或以竿棹之、或以百丈挽、來去交錯、絲々無斷時、可謂是一壯觀也、岸邊民戶數百、川上有梁、鮭魚漁也、最佳。

北上の河名は、古書に多く見えず、吾妻鏡に至り、初めて明白に之を見る。

文治六年二月、千葉新介等馳到、相逢于栗原一迫挑戰、賊徒分散之間、追奔之處、大河兼任猶率五百餘騎、當平泉衣河於前張陣、差向栗原、越衣河合戰、凶賊渡北上河逃亡訖、於返合之輩者、悉討取之、次尋追跡、而於外濱與糠部間、有多宇末井（タウマヰ）之梯、以件山爲城廓、兼任引籠之由風聞、足利上總前司等、又馳付其所、兼任一日重合防戰、終以敗北、兼任逃亡、郎從等或梟首、或歸降、云々。

（河日）

又寶龜、延暦、弘仁の際に、膽澤の毒賊討伐にあたり、日河、日上湊等の名見え、北上の舊名は、日高見なりといふ、最も著くべし。日河（ニチカ）は延暦十六年撰續日本紀上表に、「伏惟、天皇陛下、德光四乳、道契八眉、握明鏡以惣萬機、懷神珠以臨九域、遂使仁被渤海之北、貊種歸心、威振日河之東、毛狄屏息、化前代之未化、臣往帝之不臣、自非魏々盛德、孰能與於此也」と載せられ、當時の東方征伐は、膽澤江刺、稗貫を覆すに尊なりし事實に徴して、日河とは、日高見河の修辭に外ならずと悟るべし。或は「日河之東」の東字に拘執して、河水の東西と爲すは、「渤海之北」てふ對仗あるを知らざる者のみ。其意は、東國の毛狄、北海の貊種といへるに在りて、而も大系本逸史の頭註に「日河、或云恐日域」とことはりたり。されど、前行の句に「臨九域」とあり、又、河海の對は、平仄交用にして最佳へるを見る、いかで、日域と改竄すべけんや。日上（ヒタカミ）湊址は、本篇、膽澤郡水澤の邊に出す。

北上山脈（キタカミ）

陸前、陸中、陸奥の三州に亙り、其東偏を縦貫して、地勢最著顯す。即、山脈の東は、海表南北に連延し、本吉、氣仙、閉伊、九戸の諸郡を開き、之を海道と汎稱す。山脈の西は、北上馬淵の二水、一南一北して、山道の十餘郡を開く。

地學雜誌云、馬淵、北上兩川の縦谷は、南北に趨り、其東邊にある表面は、即北上山系にして、高原性を有する隆起帶なり、其構造上、重要なる岩層は、結晶片岩及び古生層、井に花崗岩綠岩玢岩等の火成岩なり、山系の南端には中生層配布す。即、三疊侏羅の二系なり、就中、著きものは三疊系にして、陸前牡鹿郡湊村近傍の板石之に屬し、數種の介殼化石を産す、此山系の最も注目すべきは、第三紀層及び新火山岩の、全く缺乏する是なり。

山崎氏地志云、北上山脈は、其全體の形、紡錘狀をなして、馬淵、北上の二川と、太平洋との間に延亙し、其大部分は古生層より成り、其南端に突出せる牡鹿半島、幷に本吉桃生二郡には、中生層より成る、此山脈中には花崗岩を始め各種の古火成岩迸發して、所々に大なる岩瘤をなすあり、全體の面積は、赤石山脈に讓らずと雖、其地貌は彼の如く峻峭ならず、剝磨作用は、阿武隈山脈に於けるが如く甚しからざるも、網狀をなして山脈の間を走れる數多の水は、橫谷をなして東西に流れ、分水嶺は、山地の中部に、著しく彎曲せる蛇行線を描き、又幾多の支脈を分てり、山嶽の高さは、阿武隈山脈に比すれば稍加はり、早池峯は殆二千米突に及び、其他一千米突以上に達せるもの少しとせず。

氣仙郡

氣仙郡

今陸前の管内なれど、岩手縣治に屬し、形勢亦當に陸中に入るべし。北上山脈の東に居り、南は本吉郡、北は上閉伊郡、西は磐井江刺に至る。面積四十七方里、人口五萬、二十二町村に分ち。盛町に治む。

氣仙は、延喜式、計仙麻といひ、和名抄、介世と注し、三鄕に分つ。其氣前鄕は、蓋、氣仙の前(岬角)の地にして、後の閉伊郡釜石大槌の地歟、釜石に尾崎の名神あり。(一書に、中世、氣仙郡の南境を割きて、本吉郡を置くかとあるは、從ひ難し、本吉は桃生郡に分出す)氣仙は、蝦夷語ケセに「下」又「終」マに「島岸」「江灣」の義あるに合考すれば、往時の蝦夷征討にあたり、此間は海道(牡鹿桃生より北上山脈の東側を汎稱す)の終北と見做されて、氣仙の稱あり、郡名之に起れるならん。

此地、海道蝦夷の占居にかゝりしことは、登米桃生牡鹿の史志に合考せらるるが、又、弘仁元年紀に「十月、陸奥國言、渡島狄二百餘人、來着部下氣仙郡、非當國所管、令之歸去、狄等云、時是寒節、海路難越、願候來春、欲歸本鄕者、許之、留住之間、宜給衣粮」とあり。簡は、渡島(津輕海峽以北の大島、卽今の北海道を指す)の別種の、南下して、海道蝦夷の舊居に來到せる者なれば、亦以て上古の海道夷と、渡島狄、二者の間の交情を推知すべし。渡島狄は、出羽國の部屬なりし也。

地理志料云、氣仙郡、介世萬、按原無萬字、今補、神名式有計仙麻社、計仙麻大島社、今從之、仙讀云世萬、所謂轉音也、介仙萬蓋氣仙沼之義、今呼介世牟安突、高山寺本、氣仙氣音知結、大同類聚方、氣邊郡人氣瀨直麻呂。

陸奥話記に、鎭守府將軍源賴義の、安倍賴時を伐ちし比、氣仙郡司金爲時といふが、賴義の軍に從ひしこと見ゆ。又、古事談に、平泉の基衡が郎黨信夫庄司季春を、氣仙獨太郞が斬りたること見えたり。後世、氣仙城主今野(紺野)氏あり、卽忠衡とす。鎌倉幕府の比に至りては、地頭の新入部ありしにや、小代行平の逸事を傳ふ。

小代八郞行平注置條々內(肥後國志)

鎌倉の右大將の御料、奥州へ御下向有りて、秀衡入道が子息康衡を追討せしめ給ふ時、行平阿津加志の合戰に先きを懸けたりき、彼勳功の賞に、氣仙の郡を充て給りて、先き使字平二を入れたるに、最狹少の所たる由を申に就て、上表せしめ畢ぬ、後日にうけ給はれば、彼氣仙郡は廣博の所にて有りけり。

又郡內の諸村落、今野千葉平氏源氏等の館址を說けば、地頭、數家にて分領したるなり。葛西氏の強盛なるや、諸家皆其下に屈伏す。近世は、仙臺藩の封內に歸す、田邊氏の封內風土記に曰く、

凡我封內、風氣强勁、俗尙狡悍、習字御馬、好弓銃、善游泳者頗多、氣仙郡、雖偏僻之地、其人敦厚、其俗淳朴、無各郡比之者。

(河北郡)

氣仙を、中世、河北ともいへりと云ふ說あり。伊達正統世次考に「賜葛西淸重、牡鹿、磐井、膽澤、江刺、河北、奥田保、黃海保、五郡二保、河北者氣仙也、云々」而て、吾妻鏡に、比爪俊衡の三子を河北冠者忠衡と錄し、忠衡は、文治五年の役後に、野州宇都宮の社職と爲れる由も見えたり、之に合考すべき歟。

氣仙風土草(寶曆年中相原友直撰)に、本吉郡を氣仙郡の分割かといはれたるも、確證なし、本吉の氣仙沼、牡鹿の計仙麻、みな同名異境とす。

氣仙鄕

和名抄、氣仙郡氣仙鄕。○今、氣仙村、高田町、竹駒村より、廣田、矢作、世田米、及び田茂山(盛町)へわたり、郡の西南の大部にあたるもの者是なり。其東北の奥濱の諸村は、古の大島鄕にあたる。

今、濱田に、古部祠ありといふ(國郡志)、古部とは、郡家に因りての名なるべし、郡家の地、卽氣仙郡なるべきことも推考せらる。(氣仙氏は卽金氏にて、金野、今野、紺野につくる、皆同じ。本郡には長部、二日市、橫田等に、金氏の族黨居住の傳說存す。日頃市長安寺の傳には、金氏は阿部倉橋丸の裔孫といへり、(古姓氏に金といふは新羅種なり同異如何)もしくは、阿倍公と公姓を賜れる者が、公金音相近きを以て、金を書せるにや。又、今泉金剛寺の傳に、郡司大江千里と說く、金氏と同異如何。

廣田灣

又、今泉灣とも、氣仙灣とも呼ばるべし。本郡の最西南の港灣にして、長部(氣仙)今泉、米崎、小友、廣田の諸村里之に臨む。

水路志云、廣田灣は唐桑埼(本吉郡に屬し、御崎ともよ

(音無浦)

ばる）を南角とし、廣田埼を北角とし、灣口幅約五里、偏北に直入せる一長灣なり、灣頭は一帶の沙濱にして、常に波浪を起し、小舟も近づき難し、但し、今泉川には、其欄口堆の西邊最も深き處、高潮に三四呎あり、漸く小舟を通ず、因て今泉邑に至るを得べし、今泉及び近傍の高田邑は、其繁榮氣仙沼に次ぐ、灣の北東隅、音無浦(小友浦）に好錨地あり、此地北東に箱根山を控へ、廣田山其南を塞ぎ、港内水深三尋乃至四尋半、泥底にして、能く四方の風を避け、小艦の錨泊に適す。

(長部)

氣仙 今、氣仙村といひ、長部、今泉をも合したり。即、廣田灣の西北岸を占め、音無浦の直西にあたる。湊濱、二日市の名あり、松が埼てふ小岬ありて、艇の避泊に適へば也、今泉川此にて海に入る。氣仙、湊濱の邊を、長部川といふ。長圓寺の庭に隕石を安置す、大略、方體を成し二尺餘、嘉永三年五月四日の曉に降下す。爾時、雷の響ありしと疑ひしに、大地陷沒五六尺の穴を生じ、底に此石を得たりと。○長部の南なる松の坂は、本吉郡界にあたり、鹿折、小原木への通路とす。葛西の家臣に、長部太郎といふが、氣仙の一將たりし由、永慶軍記に見ゆ、邑人の傳に、今野助九郎といふも、其一族歟。古の氣仙彌太郎、金爲時などの後なるべし。

(二日市)

○仙臺封内風土記云、長部邑、垂水明神社、社頭有瀑布、高可九丈、雖大旱不乾、沿岩入海、鹿島神社、建永中、葛西家臣、二日市城主今野助九郎勸請之、籬島、島上岩平、或如立屛、或如肆席、宜釣臺、遊人到此島忘歸、實塵外之佳境也。

今泉 今、湊濱、長部等に合せ、氣仙村と改稱す、今泉川は、此地に至り廣田灣に歸す。巷市は、川の兩邊に布置し、東北は高田町と相望む。

(產形)

封内記云、今泉邑產形觀音堂、不詳何時創建、山下岩間挾一石、其形如婦人產子、故號產形石、婦人祈安產、此堂舊在宗像社邊、正德中、郡司白根澤氏移于此地、而造營之、如意山一乘院金剛寺、眞言宗、傳曰、貞觀十三年、大江千里爲氣仙郡司下向、居久欲歸京、託號脊鍵僧、新之於本郡氷上神社、後得歸京、是以創建此寺、而修報賽、以脊鍵爲開祖、名跡志曰、寬平中、大江千里所建也、往昔在高田邑今移之于今泉驛後、按三代實錄無千里爲氣仙郡司事、未詳其眞僞、今姑以寺僧所傳記之○同書又云、今泉、昔有村上織部道淸入道道慶者、爲葛西家臣、葛西晴信毀地之後、居於本邑、正保元年、高田今泉兩邑界有川、兩邑之民爭漁鱒數日不止、道慶曰、我今八十六歲、暮齡無幾、入川自刎、其屍漂著兩岸、則兩邑等分一月可漁、邑民笑而不信、同年十月二十日、詠辭世和歌二首、入川自刎、衆人驚視之、其屍果漂著兩岸、是以兩邑至今等分一月之日數爲漁、祭道慶爲河神、延享三年、其裔孫記其顚末、以建碑。

(金剛寺)

入氣仙郡、氣仙又稱華山　　油井　牧山

入華仙境、山形聳更幽、馬過嘶鳥道、潮滿淺增頭、萩麥穿雲種、魚鹽傍海收、民風淳且古、乃是小瀛洲、

高田 今、高田町といふ、人口四千、今泉の東北僅に相隔つるのみ。其南は、沙斥半里許、以て廣田灣に至る。(盛町へ三里、氣仙沼へ三里、世田米へ三里)

人說華仙海嶽奇、倚鞍今日我能知、無窮秋色高田路、紅葉綠波相映時、　　牧　山

明治二十九年六月十五日大海嘯あり、十八秒時間に、百五十哩の汀線に襲到し、九千三百餘戶、六千九百舟、二万一千九百口を失ふ、其猛烈想ふべし。(此地方、四十一年前、六十年前にも、洪浪の來襲ありしとぞ)而も、其激浪は、外洋大海の表面に於ては、僅に二乃至三米突の水深に過ぎざるも、其來襲の速度の急なるが爲めに、狹隘の處に向ひ、衝破突入するにあたり、激怒奔騰して、忽十五米突の高處にさへ、浪痕を印したり。高田の南濱には松林あり、二百五十年來之を伐ることなし。此松林(幅百米突、長千米突)の怒濤を屛障したるが爲に、高田今泉の二村里は、溺沒の患を免れたり。

(武日)

○封内記云、高田邑、武日長者所居之地、今呼之曰成住宅、傳曰、古昔有富民、號武日長者、其捨棟處爲山號棟森、其遺蹤處有石、號疊石、嵯峨帝御宇、五條民部卿菅原昭廣、有罪謫于相州、州人村松三郎重家、有一女、與昭廣使之執箕帚、生一男兒、號一若、經年昭廣遇赦歸京、歸日相約、他日使人迎之、重家親族曾我四郎祐正者、欲妻此女、而重家不許、祐正怨怒、催兵攻重家、重家戰敗自殺、一若母子共逃、赴于駿州、而遇盜賊、勾引賣之、轉客諸州、遂爲武日之婢僕、昭廣不知之、使家臣迎之、其臣歸京告曰、重家遇寇戰死、一若母子亦流落、不知其所在、昭廣聞之驚嘆、辭官去、周流諸州、尋其所在、到本郡竹駒邑得之、告其事乎武日、相携歸京、一若後號昭次、任中納言、本吉郡氣仙沼邑羽黑權現社、乃昭次爾所創建也、此事土俗之傳說、瞽者之野曲、雖不足以信用、姑記邑人所傳也。

氷上山 高田の北嶺にして、竹駒村へ涉る、山中に氷上三社ありて、式內理許訓段神、登奈孝志神、衣太手神卽是なりと。(氷上の高頂は七百餘米突に達し、郡中の一望標に推さる)

(理許訓段神社)

按、理許訓段は、其語格の上より一見して、夷言なりと知られ、今、夷言に、上をリコ、岩をクテと曰ふに合考せらる、文德實錄、理許段につくる。衣太手、登孝奈志も、之に準して夷言と疑はる。又、その衣太手へ、イタテとよむ歟、されど、神名帳の古訓キヌタテとあれば、それに從ふべきか。文德實錄には、衣多宗に作る、疑ふべし。

封内記云、氷上權現社、或作日神、氣仙一郡之鎭守也、不詳何時祭何神、或稱日神、則祭日神乎、號和野地、有神田、謂之高田、毎歲九月九日、採新穗一束供之、名跡

志曰、延喜式所載、氣仙郡理訓許段神社、登奈孝志神社、衣太手神社、今在高田邑、相傳三神社在斯地、而今有神事祭禮、曰莊其考舊址、則與今所祭異、鄉人嘗曰、理訓許段神社、乃去今三社山北五十餘町、當長巳方、登奈孝志神社、乃去理訓許段社東七八町、當[illegible]方維、衣太手神社、乃去登奈孝志社十六七町、當酉戌方、是古之社地而今俱荒廢、鄉人又說曰、後來移此三社而建之山頂、其一曰東御殿、其二曰中御殿、其三曰西御殿、其地相隔各十餘町、前年有野火而燔社地、然其火不及宮殿自然滅、鄉黨以爲神德之所致、於是奉水德之稱、爲代火之神、號水上三社、而今所祀是也、是皆後世所以出于崇奉之名、今考其舊地、尋其遺跡、則去水上社北五十餘町、山上有小祠、鄉人曰之理訓段社、古有寺曰醫王山安養寺、亦已廢而爲野田、其山西南有大杉、杉下有小池、古之府樔川也、去此地西已七八町、曰之神山、山上有小祠曰之孝志社、古有寺曰高田山光寂(或作香積)寺、廢爲野田、其地西在古櫻樹、想舊物也、去此地已十六七町、當西戌方、曰之衣太手峯、舊礎遺石猶存、古有寺曰鳳凰山大通院、此地也傳其山寺號、今無知其址者、(開和六年存、檢察其地、有號山居澤地、是乃大通院之遺址也)自邑落之東、有水上登高之路、長坂間設三華表、有氣部主祭祀、其子孫今猶主祭、其二家稱之東西神宮宅、藏牛王印板、邑人恐懼之甚、押以頭之於郡中矣、文德實錄曰、仁壽二年、陸奥國登奈孝志神、衣多家神、理許段神、並授從五位下と〇退閑雜記云、鹽竈の明神の社家に、藤塚式部といふものは、和漢の書などもよくみわたして、風流をこのむ人なり、かの燕澤の碑の解などしたるも、この人なり、水上三社明神の額かいてよと望しかば、かいてやり侍りぬ、ことによろこびてかくなんきこえける、

木に入しものゝ中にも造ろはで直きを神もみつくきのあと、

(理訓段社址)

この氷上といふは、延喜式などにもある古きやしろなりしが、いまはたえはてぬるほどに成けるを、こたび造營して、その事などをつられて碑をたてたり、かの陸奥守吉村朝臣が、封領巡見のころ、このあたりにて、雨ふりつゞきて、みなこにしとゞめられける頃、民みなこの日上のやしろへ祈りしかば、忽に晴たりしとぞ、この時かの朝臣、

あま雲の空にぞ晴るゝ名にたかき日のかみ山の恵しられて、民のふどの雨さへ晴て祈りにし民の心やすゑとなりけん、

といふ歌よみて社へ奉納せられけりとぞ。

氷上山高聳角欹、蒼煙接海渺無涯、千家雨邑分江敘、一帶湖雲傍月移、[illegible]、吟且寓意錦囊詩、遊程三百逢秋晚、醉對林泉客是誰。　牧　山

(日上山)

竹駒(タケコマ)

今、竹駒村といひ、高田の北に隣接す。〇陸奥郡鄉考云、葛西記に「氣仙二十四邑、桃生二十四邑、本吉十二邑、有號竹駒郡」とあり、是は、當時地方の治所竹駒邑にありしを以て、かくも私稱したる者歟。

封內記云、竹駒邑、有號坪、府本地(フモト)、玉御前(タマゴゼ)神社、所祭市杵島比賣、其山號玉山、自往古至慶長元和之比、多出黃金又產水晶、故呼之曰玉山、慶長中同邑富有、金師小野寺源太郎者、始穿礦得黃金、漸漸登穿此山、多得黃金、京都大坂之市人等來居、號吳服町鍛冶町肴町薪町地、遺址今猶存、至延寶中、人家多、其後悉皆移居於他。

米崎(ヨネザキ)

高田町の東を濱田(ハマダ)といひ、今、勝木田、脇前(ワキノマヘ)等と相合せ、米崎村といふ。其勝木田は、小友の音無浦の北岸にあたり、其東嶺を箱根といふ。(山中に、重倉とて、古昔の金を出せしところあり)

封內記云、米崎古壘、葛西家族臣千葉安房廣綱(一作朝)所居也。〇奥羽舊事云、葛西晴信、當永祿之際、所在爭亂相踵、因思攻略以自封、族將千葉安房、亦以氣仙郡叛、晴信往討之、安房乃降、按、觀蹟聞老志曰、天正中、只野民部、及川土佐、與千葉安房、戰死于南部違野、似是一時事、而地名錯牾、未知熟是。

奥南舊指錄云、南部家の譜參御譜代並の第一は、葛西なり、天正十八年、葛西家追落れ、晴信の長男は、伊達家へ仕へ、次男庄次郎は、年經てのち當家へ仕ふ、葛西の別れに濱田、三个尻、江刺等猶多し。〇寶曆中、寺崎清慶の集錄せる葛西記に、數十通の古證文を附載すれど、僞作に出づると疑はるゝが多し、下の一通の如きも、信用し難し、

今度、濱田安房守逆意に付、令出馬處、於鹿折、有仕下野守悉働候故、味方可及敗軍之處、其方懸合、下野守以下三十餘人打取候故、得大理、依之、爲忠賞、登米郡吉田村にて三千苅、異沼千苅、桃生郡中島にて二千苅、大田村千苅、本領相添宛行者也、於末代不可有相違、依[illegible]文如件、

天正十六年五月三日　　　晴　信　判

大槻但馬守殿

一通には、本吉大膳、濱田安房出入、云々。

(濱田)

封內記云、貝鳴島、辨財天堂、在根崎濱南海二十餘町、島高十餘丈、島上平廣數十間、多山茶樹、故土人呼之曰山茶島、海岸山普門(フモン)寺、曹洞宗、仁治二年、記外和尙開山也、記外和尙者、京師建仁寺開祖(明菴)榮西法子、而榮西和尙入宋歸朝、自南海着船于此地、記外亦從來、而創建此寺、舊臨濟宗也、星移物換、經二百餘年、寺就荒廢、享德元年、磐井郡葛岡邑大興寺如幻充察和尙再造之、改宗曹洞、故以充察爲中興、本尊唐佛觀音。

(普門寺)

小友(コトモ)

今小友村といふ、米崎の東南に隣り、廣田と共に、半島の地に居る。小友の西浦は、卽音無(オトナシ)浦と呼ばれ、廣灣の良泊に推さる。東浦は只出(タダデ)といひ、外洋に對す、其海山の眺望佳也。

(只出浦)

文政中從高田備入道寺記云、距高田東數里、抵海濱、陡陀蜿蜒斗入、其右曰日月、岡陵起伏綿延逶邐、其左曰本崎、自此岡而睍一二島然、滄溟無際、煙嶂雲樹、呼見出沒、振島諸山、索莿錯出、其趣妙勝絕之觀、與宮遺仁島寶相頡抗上下、然未經名人館公探索欣賞、撫濱寶鹽甘束往而嘗然已。「仙臺金石志」

廣田（ヒロタ）

今、廣田村といひ、小友の南にて、半島の極端を占め、其岬角を黒崎といふ、前廣田灣（氣仙灣）の東西とす。高田驛の東南凡三里半。

封内記云、黒崎明神社、有本地佛安置之像刻板、其後面雕銘辭を識す、曰「明應五年、人積郡廣田城主源貞綱」、語綴ぎ、島内家臣子、島東濱、產山椒貝、色紅而大如山椒、好事人拾之、爲信山之玩。

浦山蒼蒼路悠々、到處吟朋試脚遊、猶有赤碕綾里約、今宵又別廣田秋、　　牧　山

今泉川（イマイヅミ）

又、氣仙川といふ、其源は世田米村の種山に發する者と、有住村の愛染山、檜山に發する者、相合して南下し、世田米村を經て、竹駒に至り、矢作川を合せ、高田今泉の兩驛間を過ぎ、海灣に歸す。上有住の邊源より測らば凡十里。

小泉川の上游に、沙金の產地なり、又石灰岩を採るべし。

○今泉川、源出自本郡上有住邑五葉山、而過下有住世田米横田矢作竹駒高田諸邑、與衆川會、至今泉入海、或說曰、此川古昔自高田邑入海。「封内記」

矢作（ヤハギ）

今、矢作村といひ、竹駒の西なる廣き溪谷を占む、東西三里南北二里餘、其西界に、東磐井郡大原村と小黒山を以て相分つ、又、北に氷上山、其南を當山といひ、金坑あり（高田より、矢作を經て、大原へ凡七里）、室根山は、西南界（本吉郡へ涉る）に峙つ。

封内記云、矢作邑鶴崎城、正和中、葛西家臣、千葉遠江所居、天正中、其子孫千葉（觀迷閉老志作千田）也、之所其子門幡居之、今有矢作久右衛門者、其後裔也、慶長五年、白石役、氣仙郡葛西家舊臣及邑民三十六人、屬貞山君麾下、矢作久右衛門、小泉能登指揮之、是以、先君世每巡狩到此地、則其子孫拜謁爲例云、矢作邑陽神陰神岩（ヲカミメカミ）、高數十丈、臨峙溪流、使視者戰慄、希有之偉觀也、土俗呼之曰千把萱、其下有道蓋之、如入岩洞、號之曰陽神岩、陽溪流岩壁數十間、如立屏、高數丈、有岩窟、其濶可容數十人、有若牀、深遠而無覩其限者、號之曰陰神岩、的場岩洞、其中深濶而無覩其限者、此地有古木、多南之寶、氣仙風土草曰、以東鑑昔我物語等考之、古昔多射樹付、又有秀衡上京首途射杉於名取郡笠島邊事。

横山（ヨコヤマ）

今、横田村といふ、竹駒の北にして、世田米に至る間とす。今泉川の峽谷にして、水は南に降る。

封内記云、横田邑本館城、島内家臣細野有馬允所居、三日市城、細野有馬允子遠江綱秀、其子大學所居。

世田米（セタマイ）

今、世田米村と云ふ、山中の大村なり。種山、國見山に發する溪流は、有住川を合せ、驛市の邊に至り、折れて南に向ふ。山溪所々に金坑ありて、謂ふ所の氣仙沙金の寶藏なり、又辰砂（水銀）を採るべし。

黄金はるみちのく山にたつ民のいのちも知らぬ戀もするかな、〔夫木〕　　鎌倉右大臣

玉葉云、文治三年九月、遣御使於奧州、可召東大寺大佛滅金料砂金於秀衡法師之由也、貢金事、三萬兩之召、太錯過分、先例廣定不過千金、就中近年商人多入境内、賣買砂金、仍大略堀盡了、仍旁難不可叶、隨求得可進上、云々。

封内記云、金銀、往昔從此郡多出、氣仙刈田兩郡多出、近年出者甚稀、續古紀云、古昔佐渡島出金、兼同、海内產金、獨推陸奧、故に富誌、天平感寶元年、陸奧小田郡始貢黄金、見續日本紀萬葉集。陸奧歲貢沙金三百五十兩、見延喜式、王政漸衰、陸奧貢金不絕、見小右記中右記、平重盛納陸奧氣仙郡貢金一千三百兩於宋國育王山、見平家物語、後鳥羽帝鑄佛像、徵黄金三万兩於陸奧、見吾妻鏡、東奧州產黄金、見宋史及東西洋考、後爲黄金往販上國、曰爲金商、平家物語源平盛衰記、有金商吉次。○封内記又云、世田米邑、石楯明神社、不詳何時祭何神、此山臨溪流、數十丈巉岩峙立、使人眩也、山中多獮猴、土人呼之曰石楯千疋猿、傳曰、神之使令也、古壘凡二、其一葛西家臣阿曾沼（或作淺沼）甲斐信親所居、其二號中里館、葛西家臣中里豐後所居、本邑溪流、其源出自江刺郡界種山、而大股小股諸澤流水、及上下有住兩邑之川相會、末流至今泉邑入海、溪流遶山、其形如環、土人呼之曰逆川（サカサ）、其流勢激岩逆流、回山復激、砌所激之岩固欒故云爾、又如其圓屛、又似巴水、希有之奇觀也。

（川逆）

朴峠（ホホノキ）

世田米驛の北にして、上有住村の南にあたる、此に石墨を採るべしといふ。

津附（ノツキ）

又續（ノツキ）につくり、世田米村の管内にて、村驛の西四里。此より西北、國見山と種山の間なる嶺脈をこえて、江刺郡人首村に至るべし、凡四里。（國見山、種山、共に北上山脈に屬し、殊に、國見は、氣仙江刺西閉伊の三郡を分界する高峰なり）津附の小牧山、栗木澤に鐵坑あり。

有住（アリス）

世田米の北にあたり、一個溪を占め、上有住、下有住の二村に分つ。下有住は西に居り、上有住は東に居り、上有住八日町より、郡界なる道祖神峠を踰え、上閉伊の遠野盆谷へ通ずべし。又、東南小松峠を踰え、盛川の溪中へ出づべし。

有住は、重嶺の間に介在すれど、溪谷の中に、稍稍平地の觀るべきありて、田野廣し。地質圖に謂ふ所の古生紀埴土に屬す、其長凡三里に涉る。○封内記云、有住邑、熊野山常光寺、今荒廢、惟存遺址、社中所掛半鐘、雕「熊野山常光寺、寛正六年、天文二十年、大檀那平朝臣綱時」

等之數十字、鐫時者不詳何人、亦葛西家臣乎。

盛川（サカリ）

今泉川の東隣の溪澗にして、日頃市、立根、猪川、田茂山(盛町)の四村之に沿ふ。日頃市の北嶺(小松峠檜山)に發し、南に下り、赤崎に至り、大船渡灣に歸す、長三里。

日頃市（ヒコロイチ）

今、日頃市村といふ、盛川の源谷を占め、北は有住(小松峠を隔つ)、西は世田米(白石峠を隔つ)、東は吉濱、立根、背山峰を以て相限る。盛町へ一里半、世田米へ二里、上有住へ二里半。

封内記云、日頃市邑、片杉山長安寺、淨土眞宗、近郡之大寺也、寺僧傳曰、往古阿部倉持廣呂末裔、金野四郎爲重子、次郎丸爲僧、號正善坊、創建此寺、二十一世正光、到京師時、歸依大谷本願寺巧如大僧正、爲弟子、歸郷之後、改宗爲淨土眞宗。

立根（タツコン）

今、立根村といふ、盛川の峽中なれど、一支谷を占め、盛町の東北一里半。此を經て、越喜來、吉濱への山徑あり。立根の南盛町に至る間を猪川村といふ、長國寺(チヤウコク)觀音堂あり。

（猪川）（長國寺）

觀音堂、在長谷寺中、大同中坂上田村麿呂誅號龍惡鬼、瘞其首建堂、寶永元年再造營、穿堂下之土、有赤土三尺四方許、而得[illegible]大髑髏齒牙三十餘枚、及一尺許短刀、髑髏雖而其形不全、齒牙長二寸餘、徑八九分乃至一寸、齒頭有如雖鬼面之容、塗墨壓紙、分明鬼面也、今藏於其寺爲什物、名跡志曰、有上梁文曰「佐狩郷龍福山長國寺、江瀨兵庫頭平朝臣重矩奮、元龜三年二月十一日再興之」。

封内記云、立根川末流、至赤崎邑入海、此川産碧色石、而有松葉之白文、享保八年、獅山君狩時、命號松葉石、造硯及臂書等爲雅玩、猪川邑古壘凡二、其一葛西家臣新沼長左衛門所居也、其子長門、其孫三右、慶長五年刈田郡白石役、從貞山君氣仙三十六騎之其一也、三右者傳葛西家臣臼井遠江爲孫淡路之子、而臼井門猶弟也、雖繼新沼家、後復本姓、其二號迎館、葛西家臣及川土佐所居也、其後孫貴岐、移住于立根邑、是亦白石役三十六騎之其一也、觀迹聞老志爲唐丹邑者誤也、今出山有窟、古昔多出黄金。〇立根村の玲岩は、其斜長石細長くして外觀美麗なるを以て、裝飾石材となり、松葉石の稱あり。

盛（サカリ）

今、盛町といひ、本郡の治所とす。盛川の右岸に緣り、大船渡灣の灣首より半里許を隔つ、人口二千許。盛は、舊名田茂山(タモヤマ)といひ、觀迹聞老志に「田茂山館、在田茂山村、葛西氏臣小澤右京者居之」云々。田茂山の東南を赤崎(アカサキ)村といひ、大船渡灣の東北岸を占め、黑崎、長濱、蛸浦(タコノウラ)等の區名あり。〇封内記云、田茂山邑、號根城、葛西家臣千葉備前(觀迹聞老志作千田九兵衛)盛綱所居也、初住于隣邑猪川邑、天文中移住于此地、名跡志曰、専稱田茂山驛曰盛、猪川邑觀音堂上梁文、作佐狩(サカリ)、今作盛因訓同以其繁昌用盛字乎、田茂山猪川等六邑、汎稱盛郷。

（田茂山）（赤崎）　（佐狩）

大船渡灣（オホフナト）

廣田灣の東北隣なる港にして、盛町、赤崎、大船渡、末崎の諸村里之に綠る。岩手縣管に於て、最好錨泊に推され、近年築港の議あれど未果さず。

水路志云、大船渡港は、形狀良好、其周圍の山は高くして、水涯に至る迄樹木あり、港心三合島の北方、大舟渡村に近き處を、最好錨地とす、港頭に盛町あり。〇大船渡灣開港計畫書云、本灣は南北に長く、約五十町、灣口尾崎猿頭の間、其幅凡四百五十間也、(干潮面深水、三拾尺の間隔四百拾五間、同四拾尺の間隔四百間)而て灣内最も廣きは一千百間最も狹きも四百間を有し、山岳丘陵を以て圍繞し、纔に灣口の外洋に通ずるあるのみ、其狀恰括囊の如く、四面風波を防禦するに足り、船舶は岸頭に接近して投錨することを得、灣内に數個の島嶼ありて、其稍大なるを珊瑚(サンゴ)島、清水島とす、珊瑚島の東西は、水深くして大船の航行に自在なり、盛川は盛町を過ぎ灣頭に注ぐ、其長凡四里、其幅河口に於て六十間内外にして、著き土砂排出の形跡なし、海底地質の如きも、多くは泥砂介殼等にして、稀に岩石の横はるものあるも、水深く波靜にして、克く船舶の碇繋に適せるを認むべし、高潮低潮の差は六尺三寸とす、春秋の候、烟霧を起し、往々航路を惑はしむることなしとせず。

大船渡（オホフナト）

今、大船渡村といひ、盛町の南一里、海灣の西岸に居り、前に三合島(サンガフ)と稱する岩嶼あり。(三合島、其對岸を箭崎(ヤサキ)、或はヨナゴ灣といふ、故に大船渡灣の舊名を箭崎入江といへり)

（箭崎入江）

封内記云、箭崎入江、末崎邑、赤崎邑、南北數百町、東西數十町、海門狹、潮汐平、而奇石怪岩、峙立海濱、其景色不可勝言。

末崎（マツサキ）

今、末崎村といひ、大船渡の南にして、卽本灣の西角にあたる山涯を占む。高田より盛への往來は、末崎村の北偏、河原(カハラ)を通過す。河原の南を、細浦といふ、細浦の西南に小河原浦あり、全く外洋に面し、小友村只出浦に隣接す。〇封内記云、碁石(ゴイシ)濱、有如碁石黑石、或如大小豆胡麻、衆人拾之爲碁子、或爲假山之玩、此邊有號鷗居島、島上池中出碁子、白石、號寶石、在路傍、高四尺許、長九尺許、石面有如判金形、又如畫米俵之紋。

大島郷（オホシマ）

和名抄、氣仙郡大島郷。〇今、氣仙の奧濱四村の地歟、卽、綾里、越喜來、吉本、唐丹是なり。一書に、本吉郡氣仙沼、大島を以て、本郷に擬したれど、誤れり。

地理志料云、大島、訓闕、按當讀云於保之萬、會津郡又有大島郷、國郡沿革考、大島方廢、今唐丹村有青島(アヲシマ)山、是其遺名、按圖、本郷村與唐丹相鄰、卽郷司所居、闕元龍曰、神名式有桃生郡計仙麻大島神、今在本吉郡大島村、

因島明神、是其地也、然大島一孤島已、不可以置一郷、故不取之。

綾里

今、綾里村といふ、赤崎の東なる海隅を占む。綾里富士は、標高六百米、大船渡灣と越喜來灣との分界脊梁にあたれり。（一說東端に、波浪なりりと云ふ、合考すべし）綾里は、南浦北浦の二面に分れ、南浦は狹小の港泊を有し、湊濱、田濱、石濱等の區名あり。東浦は、白濱と呼ばれ、越喜來灣の南に隣る。綾里埼は、南東に突出し、越喜來の首埼と、廣田の黑崎との間に於て、昂然獨起す。（封内記云、綾里崎、大洋往來之商船、以常州犬吠崎、南部大釜崎、封内金華山、及此崎、爲海路之標的云。

綾里雜詠六首　牧山

纖纖寧軋軋、仙子遂何之、今日荊釵女、採藍手染絲。
背山還面海、南浦北灣中、一徑如縄細、穿雲處々通。
滄波三萬頃、直自大洋來、綾里碕頭石、滂沱日幾回。
紅暾出海遲、東岱喧群角、風捲八尖雲、雲封五葉嶽。
男兒理魚網、女子補綿衣、日暮黃烟熱、待舟天際歸。
耕獲田三面、釣漁海一方、古風今不變、綾里是仙鄉。

越喜來

今、越喜來村といふ、綾里の北にして、立根の東、或は越幾内に作る、盛町を去る二里半。觀聞志云、平田城址、在越來内村、葛西氏臣只野氏部者居之、天正中、與千葉安房戰、死于閉伊郡遠野城。（濱田に合考せよ）〇越喜來灣は、綾里の東灣の北に隣り、東に向ひて開き、南北二十町許、東西一里餘、稍廣濶なれど、風浪の險を避くべきは、其西北隅泊濱（越喜來村）の邊あるのみ、南西隅を小石濱といひ、綾里村の管内とす。

（越喜來灣）

首埼

越喜來灣門の北角にして、吉濱灣門の南角なり、埼邊の岩嶼を魹島と名つく。首埼より北、釜石の尻崎に至る間に、吉濱、唐丹の二灣、及び死骨埼を挾み、南綾里崎に至る間にも、二灣一岬を挾み、奧四濱の中央に獨立す。

共桑是東極、世界小於盆、犖确千層石、鋼爲大塊根。

水路志云、北緯約三十九度六分にある首埼は、海中に斗出し、其西嶺外山は高さ一千五百六呎、尖頂にして樹木茂密し、海方より望めば、著顯なる好望標となる、吉濱灣に、首埼の北側にあり、灣形廣濶、避泊地なし。

吉濱

今、吉濱村といふ、越喜來の北にして、東に海灣を控へたり。增館、根白等の區名あり、盛町より三里、更に二里半、鍬臺峠を經て、唐丹村に至るべし。鍬臺峠の東を死骨埼といふ、即、吉濱唐丹の兩灣を分界する所の門柱にあたる。〇山崎氏地誌云、明治二十九年六月十五日、三陸海岸の大津浪の來襲を通考するに、氣仙地方に於ては、津浪は正東より來襲し、其より南方、本吉郡桃生郡牡鹿郡に至るに從ひ、港灣の南側に浪跡高く印し、東北向の港灣は殊に著し、即、津浪の方向は漸次東北西南に變せり、又、氣仙より北方、閉伊郡九戸郡三戸郡に至れば、東南向の港灣の北側は、浪跡高位にあり、即、津浪は漸次東南西北の方向に變ぜしなり、更に觀察の結果を集むれば、大約、志津川灣にて北八十度東、吉濱附近に正東、白前種市邊に至りて平均南方十度東を指せしものゝ如し、されば今、津浪の波及び面を正圓と假定し、此等の來襲方向を延長すれば、東經百四十四度三十分、北緯三十九度の近邊に集る、即、這般津浪の起點は、氣仙郡吉濱村の正東、約六十里の所にありと假定して、大過なかるべしといふ。

唐丹

今、唐丹村いひ、吉濱の北にして、西方に五葉山あり。其北界は、即、上閉伊郡釜石、甲子の村界にして、山峰連亙す。〇唐丹の海灣は、南北の二に分る、南灣には小白濱、荒川濱、大石濱等の諸區あり。北灣を綸島ともいひ、驛市ありて、俗に唐丹本郷と稱す、釜石へ二里を隔つ。

陸前陸中の間には、氣仙沼、廣田、大船渡、綾里、越喜來、吉濱、唐丹、釜石、大槌、山田等の、標式的リアス灣あり、灣入三乃至四海里にして、何れも其間を分界する半島は山嶽をなし、一灣より一灣に至らんには、必嶮峻なる峠を越さゞるべからず。

五葉山

唐丹の西北なる峻嶽にして、上有住村、吉濱村及び甲子村（上閉伊郡）へ跨かる、標高五千百米。

封内記云、上有住邑、有五葉山神社、不詳祭何神、土人傳曰、本郡總鎭守、大同中、坂上田村麿呂創建、此山多檜樅、封内出大木、以此山爲首、日頃市邑宇南社、所祭宇賀魂神、而土人傳曰、五葉山之本宮也、然則此社亦所祭宇賀魂神乎、山中多獼猴群集、與人共拜神、其中有大猴佩刀、若登山人有不淨者、則振刀追之云、其所佩帶疑是古來奉納山廟之刀乎。

唐丹　油井　牧山

我遊唐丹里、時正至中冬、逆浪三千尺、寒雲一萬重、雙碕疑限海、五葉不成峰、有路通南部、關門護舊封。

磐井郡

磐井郡

陸中の南疆にして、東は氣仙郡、本吉郡と、大山脈（北上山脈）を以て相分ち、南も山坂を以て陸前の登米、栗原二郡に限り、西は栗駒岳の連峰（中央分水嶺）を以て、明に羽後の雄勝郡に堺し、北は江刺膽澤二郡と相限る所あり。北上川南下して、其の中心を貫流す。其創置は、蓋寶龜年間に在りといふ。和名抄、

伊波井と注し、七郷に分つ。

磐井は、古蝦夷の地、寶龜十一年、覺鱉城を築くは、蓋此地なるべし、延曆中、磐井郡を置く、

寶龜十一年、陸奧國言、欲取船路伐撥遺賊直進賊地、因造覺鱉城、於是敕曰、海道漸遠、來犯無便、山賊居近、伺隙來犯、遂不伐撥、其勢更强、宜造覺鱉城、得碍膽澤之地、兩國之息、無大於斯、○按、覺鱉城、今其何地にあるを詳にせず、然れとも膽澤と伊治の中間にある事、續紀前後の文に據て之を推知すべし、即、磐井の地たる自明なり。又延曆二十一年、膽澤城を築くとあれば、磐井の建郡其以前に在るべし。弘仁三年九月、陸奧國遠田郡人、竹城公金弓等、男女一百二十人、賜陸奧磐井臣、此に據るに、是時既に磐井郡あるを知るべし。(國郡沿革考)○今按、延曆八年紀、衣川營の名始見す、而も、磐井の郡名を言はず、當時未建號せられざりしにや。亦、寶龜十一年紀の覺鱉城を、磐井郡に求むれば、彼の衣川營と云ふもの、恐らくは是れならん。○地理志料云、磐井郡、按、上總有磐井郷、安房下總上野有石井郷、亦其移民所居歟。

後、或は岩井に作る。(中尊寺文書保延六年)

東鑑、文治五年十一月、岩井伊澤柄差、此三箇郡者、自僊北可遣農料。○中尊寺、弘安七年文書、岩井伊澤兩郡。

嘉保元年、藤原清衡、本郡衣河關の南、平泉に相して、居館を置き、奧羽二州に雄張す。傳へて、四世孫泰衡に至るまで、凡九十年、此間、平泉は隱然東北の都會たり。鎭府(膽澤郡)國府(宮城郡)の權力、皆之に移る。源頼朝の泰衡を討滅するや、其宿將葛西清重に命し、平泉に居り、諸郡を鎭壓せしむ。(平泉の條下に合考せよ)東鑑に「文治五年八月、以葛西清重、補平泉郡内檢非違使所、賜伊澤磐井牡鹿諸郡」とあり。當時平泉に治す、故に平泉郡と云ふのみ。葛西氏傳へて天正十八年に至り亡び、近世は、仙臺藩の封内に歸したり。

葛井氏の始末は、陸前牡鹿郡石巻の葛西城址(日和山)に合考すべし。○岩手縣郷土史云、天正十八年八月、關白秀吉、葛西晴信を亡し、木村秀俊を封す、同十九年正月、其の封を割き、蒲生氏郷に與へ、同年八月、更に伊達政宗に加封す、寬文十一年、伊達氏本郡の内三十五村を田村宗良に與ふ、(一之關藩といふ)戊辰變革の後、郡内に一之關縣を置き、同年十二月、縣名を水澤と改め、八年又磐井縣と改稱し、同九年、岩手縣に屬す、本郡は藩政の時、北上川を界とし、西を西磐井、東を東磐井と云ひ、又區畫して松澤、吾勝、清水の三郷、葛西、萩、小萩、興田、高倉の五莊となす、今東西の分郡、其舊に仍る。

東磐井郡(ヒガシイハヰ)

北上川を西界とし、本吉氣仙二郡を東隣とす、郡内山嶺縱横に起伏し、平夷の地に乏し、黄海、千厩、沙鐵の三溪流あり、皆北上に歸す。今、面積五十三方里、人口七萬餘を有し、二十三町村に分ち、千厩町に治す。

本篇は、折壁、釘子(矢越)津谷川の三村を、本吉郡へ移す。

東磐井は、中世東山(ヒガシヤマ)と汎稱したり。葛西實記に、西岩井三十郷、東山四十郷、(異本二十三郷)流十五郷を、岩井郡と號す、云々。又餘目氏記錄に「葛西の本所五郡二保とは、江刺伊澤氣仙元良岩伊郡に、興田、黄海、是なり」ともいへば、當時、西岩井のみ郡と呼び、東岩井を黄海(キノミ)、興田(オキタ)の二保と做ししを知るべし。○高平氏平泉志云、磐井郡内、北上川東を、東山と云ひ、東磐井とす、東山の名は、續日本紀、延曆八年の條に見えたれば、最古し。

沙澤郷(マスサハ)

和名抄、磐井郡沙澤郷。○今、東山の南方にして、黄海川、久手川(千厩川)及び薄衣、門崎にわたり、中世黄海保といへるにあたるごとし。千厩の邊に、增澤の名の遺れるに、徵證すべし、增澤を、或は松澤(マツサハ)と訛る。

地理志料云、安藝沙田郡、注云萬須多、萬須即眞須奈古之省呼、陸奧郡郷考、沙澤方發、今東山郷有增澤村、元祿郷帳作鱒澤、即是、封内風土記稱千厩釘子增澤津谷川大籠保呂羽藤澤諸邑、曰松澤郷、松沙聲相通、郷北曰小萩莊、小領數邑、蓋郷域也、松澤郷、見邑之眞福寺、正平七年銅雲板識。

黄海川(キノミ)

北上川の支源にして、今、小梨村の山谷に發源し、北小梨川南小梨川の二溪流、相合して藤澤の西を過ぎ、黄海に至りて本川に入る、長六里許。

黄海(キノミ)

今、黄海村といふ、東山の南極にして、登米郡(陸前)嵯峨立村と堺を接し、北上川の畔に在り、黄海川は北上山脈に發し、西流此に至り、北上に注ぐ。對岸は西磐井郡流(ナガレ)郷にして、花泉驛を去る一里半、(郡治千厩へ四里)。

餘目氏記錄に、黄海保といひ、葛西氏の本所領五郡二保の一に數へたり。

仙臺封内風土記云、黄海古壘、凡二、其一號小堂館、葛西家臣氏家大和所居、其二號深堀館、葛西家臣深堀新右衛門所居也。○黄海村、七日町の葉山神社の境内に、三好監物勤王節義の碑あり。○仙臺藩戊辰史云、戊辰四月、伊達慶邦君、東征の五不可を陳じ、徳川慶喜松平容保等の爲に、寬宥を請はんとす、其書、公が憂國の至情、溢れて一篇の文を爲せり、之を地に擲たば金玉の音を發せん、其意、幼帝をして堯舜たらしめ奉らんとするに在り、而も、使臣三好監物等、只薩長人士の威壓に恐怖し、時期に後れたるを口實とし、之を進呈せす、主公の本意に

背きたるに、遺恨極れり、監物歸諸の後、其采地黄海に隣接す、主公其罪を糺さんとして、捕吏を遣はされしに、監物之を聞き、倉皇屠腹して死す、其死に臨むも尚猶頑然として己が非行を悔悟せず、種々の怨言（三好監物思常錄）を書し、累世の主君を蔑如して、尤も不思を極めたり。

藤澤（フヂサハ）　今、西口を併せ、藤澤村と云ふ、黄海の東三里、黄海川の上游にあり。四面山嶽圍繞し、吉高山その南に聳ゆ、陸前猿洞原への捷徑あり。

封内記云、藤澤二石明神社、有石二個、共長九尺許、廣厚共二尺五寸許、以是爲神體、傳曰、古昔有一婦人、使牛負此石來、邑人問之、答曰爲八澤本鄕六邑長久之鎭守、承鹽竈大明神之命、牽此夫婦石來、怪異之說、雖不可信、姑以其所傳記之。

保呂羽（ホロハ）　今、津谷川、大籠を合して、大津保村と改む、藤澤の東に接し、北上山脈の西溪にあり。其津谷川（ツヤガハ）は、東溪に屬するを以て、本籍之を本吉郡に移し、大籠は、形勢登米郡猿河原村の奧地に屬す。

封内記云、保呂羽邑、保呂羽權現社、其山鎭守也、元慶六年、勸請相州箱王權現、天正十年、葛西家臣藤崎館主岩淵近江秀信再興之、別當修驗多寶院曰、古昔有寺、號蓮德寺、今荒廢、僅存其名、萬治三年以來、肥州熊本城主細川家每常崇信之、細川侯遣人代拜、且有獻物、正德四年、細川侯卒後無代拜云。

增澤（マスザハ）　今、砂子田、德田、新沼を併せて八澤（ヤサハ）村と改む、藤澤の北、千厩の南にして、黄海川の谿谷に屬す、

（八澤）　八澤とは舊鄕名也。

地理志料云、今東山鄕、有增澤村、元祿鄕帳作鱒澤、封內風土記、松澤鄕、見邑之眞福寺正平七年銅雲板識。○封內記云、增澤邑、初號米澤、以澤中有鱒魚、改作鱒澤、其後作增澤、立石明神社、社後有大石、高五丈七尺許、圍十三丈五尺、方俗相傳、藤澤邑首澤百目木澤千草澤、新沼邑鹽毛澤、德田邑大餅澤、保呂羽邑鳥澤、大籠邑左澤、西口邑大澤、凡八澤、號八澤鄕、古昔相州藤澤逆行上人到此地遷化、建寺號藤勢寺、故改號藤澤。

砂子田（スナゴダ）　今、八澤村の大字とす。○地理志料云、沙子田旁近諸邑、稱葛西（カサイ）莊、東鑑有下總國葛西郡、賴朝之滅奥、賞以本郡授葛西清重、爲奥州總奉行、當今泉郡內檢非違使所轄、遂稱其所部地、曰葛西七郡、古壘數十、散在各處、皆其臣族所居、事具封內風土記、本莊蓋本土也。

小梨（コナシ）　今、清水馬場、熊田倉を併せて小梨（コナシ）村といふ、山間の僻邑にして、黄海川の源谷に居る、黄海川を、此には大平川ともよべり。

千厩川（センマヤ）　北上の一支源にして、北上山脈中の一雄峯、室根山の西麓に發し、西南流して千厩を過ぎ、西流して砂鐵川と共に、薄衣を挾み北上川に入る、一に薄衣川、又久手川とも云ふ、長七里許。

千厩（センマヤ）　今、千厩町と云ふ、殆郡の中央に位して、千厩川の上流に縁り、山嶺圍繞して、一盤谷を開けり。

この地は、一之關より氣仙沼（本吉郡）への驛次にて、今東磐井の郡衙あり、人口三千。

千厩の名義を、舊說に「千厩舊趾、在千厩村、往昔平泉兵飼馬于此、馬廐地今存焉、其數已及千匹、故爲地名（觀聞志）」、また「千厩、在驛坪方五里強、以石圍三方、上下有一口、傳云、八幡太郎義家、征伐安部貞任時、繫馬千疋處、是以爲邑名（封內記）」ともいへり。ともに信け難し、夷語にモイ（小平夷）を以て呼ぶこと多し。

觀聞志云、馬鞦、出于千厩驛、驛婦揔以織之爲業焉、十歲已上之小女尤巧、其具也、立一枝木于盤上、繫其細索于枝上、梭小竹針而左右縫之、如織之、須臾成一鞦、是亦或獻幕下、或販之侯伯、染而用之。○封內記云、三階（サンカイ）馬具鞦、國俗謂之三階、東山千厩邑出之、以麻制之、下緒繫刀絲、以麻製之、同出千厩、邑民曰、貞山君世、始令租三階於邑民。

封內記云、千厩邑白山權現社、在號小山地、此地古昔有八幡宮、永正中、葛西家臣今野土佐居住、時有一僧、自號神子澤地、移八幡宮於號北澤地、有自神子澤舁神輿來者四人、其後孫至今祭日舁輿、又傳、八幡太郎義家、征伐安倍貞任時、宿陣小山云。

奥玉（オクタマ）　今、奥玉村と云ふ、千厩の北にして、千厩川の上流にあり、更に北すれば、一嶺を踰えて、大原に至るべし。

氣仙沼街道は、東に折れ、折壁驛に向ふ。

明應八年の薄衣狀に「寺崎下野守、出千厩邊、至奥玉、日夜放火東山、則海濱所々滅亡、自破矣」云々。

磐清水（イハシミヅ）　今磐清水村と云ふ、千厩の西隣にして、幽僻の地也。○地理志料云、磐清水、有八幡祠、封內風土記曰、相傳、源賴義影祀石清水大神于此、村名因起。

薄衣（ウスギヌ）　今、薄衣村と云ふ、北上川の東岸に縁り、北に砂鐵川の吐口に至り、南は千厩川の吐口に臨む。千厩の西南三里（一之關の東南二里餘）、黄海の北一里半。

（見島山）（濁沼）

薄衣の東北嶺を見島（ミシマ）山といひ、山脚を濁沼（ニゴリヌマ）村といへり、今薄衣村の管內とす。○封內記云、見島山、千厩及薄衣濁沼三邑之高山也、八幡太郎義家、征伐安倍貞任時、屢登此山、察敵軍形勢、故號見島、以三邑之山、或誤作三島、濁沼邑、葉山（ハヤマ）權現社、不詳何時勸請、有本地佛藥師像、此社古昔在號大峯地、今存其遺趾、號奥院、其近邊芝冬雪中如鐵石降、土俗稱之神軍、春來雪消、則兒童等拾之、新渡山大權現、未詳祭何神、本邑鎭守也、古壘一、葛西家臣龜卦川下總所居也、安樂寺內、有梅樹、每歲花一蕚、生八實、漸及長結落、及成熟時、僅存一兩顆、土俗謂之八梅、其名也、古昔筑紫僧與此樹同携來也、薄衣邑米倉山安養寺、曹洞宗、越前國今立郡興禪寺末寺、明應

元年、殊巖祖玖和尚開山、米倉館、葛西家族臣千葉甲斐胤次所居也。〇伊達世次考云、

明應八年己未、十二月十三日、奥州磐井郡東山住人、葛西一族、薄衣美濃入道經蓮、遣蓮阿彌、獻書、請援兵、其略曰、薄衣入道謹言、國中事者、則探題之所下知也、是以貴賤束手編素蓑足、況入道荷葛西門葉、僅繼箕裘之廃乎、雖然捐一家指目、以蒙萬人嘲哢、而已既二代服屬於公方、特爲臣父者、攻拔佐沼城以安之、至于今執其成敗者、一由其功也、抑上形富澤二人、以一己之私、令二迫彥次郎切腹、實過分之僻事也、云云、然以古川之計略、富澤河內守獨被赦其罪、因河內守一向守公方致奉公、而柏山伊豫守重朝又就之、與金成黑澤共挾野心、而殺害河內守、其次第難逃言語焉、云云、入道蒙公方譴責、幾踰于十年、於是以江刺三河守寺崎下野守、善言之、始見赦其罪、爰岩手山氏家三河入道同安藝守、據其城以叛、時出以擊以使、不言神社佛寺、盡放火、誠爲猛惡之先、爲狼戾之宗者也、告之於葛西上形請伐之、東西擾亂、不勝言矣、及于此時、平塚久元、又據城以叛、公方如闇夜消火渡流失楫、出百々城、以入內崎城、爲臣踏主、天命誣道耶、公方使石川越前禪門中目禪門二人、數來請救於江刺三河守與某、入道若再三辭之、似失勇士之道、於是乎應之、去年閏十月十五日、與江刺彈正大弼、同時出陣、以將伐平塚、然而翌月十三日、臣弟某乍爲異變、反予以引登米軍兵數百人、入長谷城、既而沒落親族家臣數箇所壘營、特切掠從父兄弟元眞信濃守清繼所帶數箇所、因是入道先欲雪其會稽之耻而已、又十二月八日、總領兵鏖鏖數萬騎來攻臣城、臣思乘寒雪處々要切所、將遂一戰時、大軍勃然競至、着截岸、擊破精兵、所持橋所構橋、填塞諸門、不能以引筒木張石弓、城兵迷惑、殆窮于此、云云、年內無餘日、比至明年二月、則公方躬着甲冑、發向佐沼邊、張陣于加賀野、而揚旌旗於戰場、夫若此、則江刺彈正大弼、糠部三千餘騎、其他斯波稗貫遠野和賀須々孫之群兵、向伊澤大村可以列陣、且催山北由利秋田之兵、陣于澤江寺傍邊、則雖從令柏山伊豫守、有樊噲之勇能養由之射、以率其大衆、我兵南北夾攻之、切爵傾首、出火焰以戰、輙成本意矣、而上下伊澤不及言、至黃一揆中、亦破之也易焉、庶幾公方一門一迫氏、又立一陣於栗原、則上形富澤亦可屬之、寺崎下野守出于千厩、至奥玉、日夜放火于東山、則海濱要害及所々城壘不堪守、而自破矣、於數流澤城、大原肥前守守之、高田壹岐守馳加警固之、奥玉大原兵不敢至、臣入道欲據門崎城以向松河長坂射之、庶乎爲南北後援也、如此言之、却似猿猴窺月蟷螂當車輪、雖然於探題之救援、則有伊勢天照太神並八幡大菩薩之合神力、而斯以列星霜之讐敵首者、此臣之生前大幸也、若今度探題對公方爲鋒楯、則於自今執輩致奉仰崇哉、唯冀伊達兵部少輔成宗見與我、則非入道一人之扶植、爲國爲民而已、意趣者、蓮阿彌佛可被申披、恐々謹言、極月十三日、道上、奉行所、薄衣美濃入道沙彌經蓮、(見薄衣狀)

按、薄衣狀中所謂、上形居栗原郡一迫、或曰一迫築館城主、富澤三迫領主、住岩崎也、二迫彥二郎、住鶯澤城、柏山伊豫膽澤郡永澤邑主也、平塚久元住何郡邑耶不知、百々城在遠田郡大澤邑、內崎城在栗原郡古川、百々內崎皆大崎一門也、石川越前住加美郡小野田邑、中目氏住志田郡伊場野邑、總領謂葛西殿、此時陸奥守滿重也、佐沼加賀野登米郡也、公方一門一迫者、大崎七代教兼三男、刑部少輔某、始住栗原郡一迫眞坂城、因以氏焉、(今按、薄衣美濃入道經蓮は、葛西の族黨なるが、其始末知れず。封內記に、米倉館主千葉氏といふと同家歟、永慶軍記に薄衣小二郎あり。

門崎（カドサキ）

今門崎村といふ、薄衣の北一里、砂鐵川に緣れり。封內記云、門崎邑、戸口凡二百、有號布佐川崎（カサキ）地、產榴紙。〇明應八年薄衣狀に「薄衣經連、則欲據門崎城、以向松河長坂射之、庶幾爲南北後援也」云々。

河崎柵址（カハサキ）

今門崎村內に擬せらる、猶考ふべし。〇大槻氏云、陸奥話記に見ゆる河崎柵の舊地は、薄衣驛の北に砂鐵川ありて、東北より流れ來て、北上川に會す、此河口なる舊門崎村の川崎の地、是れなるべし、黃海（キノミ）より北二里許なり。

陸奥話記云、天喜五年十一月、將軍率兵千八百餘人、欲討貞任、貞任等率精兵四千餘人、以金爲行之河崎柵爲營、拒戰黃海、于時、風雪甚勵、道路艱難、官軍無食、人馬共疲、官軍大敗、死者數百人、云々。〇金爲行、氣仙郡氣仙鄉に合考すべし、東山千厩の舊邑主なも、今野氏といふ、蓋金氏の裔孫なり。

陸奥合戰記云、天喜五年九月二日、合戰之間、俘囚安部賴時、流矢所中、還鳥海柵死了、但餘黨未服、源賴義(前奥守)仍重進國解曰、請賜官符、徵發諸國兵士、兼納兵粮、悉誅餘黨、十一月、賴義率兵千三百餘人、欲討貞任等、爰貞任等、引率精兵四千餘人拒戰、于時風雪甚勵、道路艱難、官軍无食、人馬共疲、賊徒馳新羈之馬、敵疲足之軍、官軍大敗、死者數百人、將軍長男義家、驍勇絕倫、騎射如神、以大鏃箭頻射賊師、矢不空發、所中必斃、夷人靡走、敢无當者、將軍從兵、或以散走、或以死傷、所殘纔有六騎、賊衆二百餘騎、張左右翼圍攻、飛矢如雨、爰義家頻射殺魁師、賊類謂神、漸引退矣。(扶桑略記)

丈部鄉（ハセノカヒベ）

和名抄、磐井郡丈几鄉。〇原書、几はアの誤にして、アは部の俗體なり、丈部は古姓氏幷びに鄉里名に多く見え、ハセツカヒベと訓む。其地は今詳ならねど、自餘の諸鄉の位置に對照して、砂鐵川の上游なるを知る。即、沙澤鄉の北にして、中世、興田保といへるにあたる。(大原長坂等へもわたるべし)

國郡志に「尖几、几疑部字之誤、今郡西北有長部村、屬東山、蓋是」とあれど、長部はナカベとよみ、長谷部(ハセベ)にはあらず、尖部(ハセツカベ)と相涉る所なし。

長坂(ナガサカ)　今、長坂村と云ふ、薄衣の北二里半、山間の驛市也、(一の關へ西凡三里餘を距つ)、砂鐵川の南折する地點にありて、南方松川村に隣る。

蠟梅壚(カラウメ)、長坂邑、千葉介賴胤城址、有碑、其後裔鍛冶宅某之所建也、　　關　元龍

一片殘碑沒草萊、荒圖弔古此低囘、綠陰風度夫方夕、其實兩三標有梅、

奥州葛西實記云、承久兵亂の後、千葉介賴胤、故有て、葛西家へ預けられ、賴胤遂に葛西家の聟となる、東山、長坂、伊澤、百岡、江刺、本吉、濱田、一關、其外數所を知行す、葛西家中にて、千葉氏の多きは、右の子孫の分家なり、嫡流は千葉長坂太郎なり。○岩手縣史談云、鑰引城墟(カギヒキ)、又唐梅館とも云ふ、長坂村の中部(南山谷)にあり、往昔千葉刑部少輔居る、今は陸田となれり、山頂に高五尺巾一尺四寸の古墓あり、其文に曰く、蓮淸院前羽林字正山公大居士從四位下千葉之助平賴胤、年月不詳。○奥南傳指鈔云、南部家豫參士譜代並、長坂、新渡部、乙部、いづれも千葉平氏なり。

松川(マツカハ)　今松川村といひ、長坂の南とす。○岩手縣史談云、白米館(シラヨネガ)、松川村の中部にあり、遺壕尙存す、天正年間、葛西氏の臣千葉民部胤好の居る所たり、胤好桃生郡ヌカツカ山に於て、伊達政宗のために殺さる、其臣横澤太郎右衛門之を聞き、其弟及び婦人を携へ、該館を自燒して遁る、時に天正十八年九月なり。

田河津(タカハツ)　今、田河津村と云ふ、長坂驛の北一里、東稻山の東の山溪を占む。此より北に一嶺を越ゆれば、江刺郡黑石村に到るべし。

猿澤(サルサハ)　今、猿澤村といふ、田河津の東、澁民の西方にて、山間の一區なり、溪流は砂鐵川へ歸す。

砂鐵川(シヤテツ)(興田川)　東磐井郡北方の大水脈にして、興田村の烏海川を遠源とす、故に又興田川(オキタ)といふ。澁民村に南下して、大原川を容れ、摺澤村に至り、西に轉し長坂村に至り、又南に折れ、遂に薄衣に至り、北上川に歸す、長凡十二里。

地學雜誌云、砂鐵川は、源を興田村に發し、摺澤、門崎等を貫流し、薄衣町の西にて北上川に會す、故に又興田川の名あり、興田より長坂の邊、水流緩にして、河床に黑砂の層をなすあるを見る、其他砂金をも產す。

摺澤(スルサハ)　今、摺澤村と云ふ、長坂の東に隣れり、砂鐵川は、此地にて、曾慶より來る所の大谷地川の溪水を合す、氣仙今泉街道の驛次にして、長坂大原の中間に立ち、各凡二里を距つ、(千厩の北又二里許)。

明應八年の薄衣狀に「於數流澤城(スルサハ)、則大原肥前守守之、高田壹岐守馳加之」云々。

大原(オホハラ)(小萩)　今、大原村と云ふ、砂鐵川の上游なり一盆地を占め、東山の名邑とす、千厩の北凡三里。室根山(ムロネ)は、村の東南に聳立し、北上山脈中の一雄峰とす。

大原村、內野山口山に砂鐵を採る、東山北方の主水脈に、砂鐵川の名あるも、之に因れり。○封內記云、小萩(コハギ)莊大原邑、戶口凡五百、有市店両驛也、曰之東山北方、續石明神社、後有大石二個重峙、上石高八尺圍四丈八尺、下石高九尺圍九丈四尺、總高一丈七尺、是以有續石之號、新山寺、天文五年、葛明長徹和尙開山、葛西家臣本邑島崎城主龜卦川備後造營之、號龜卦山、長泉寺、曹洞宗、文明十三年、機外度俊和尙開山、葛西家臣本邑山吹城主千葉飛驒信廣造營之、島崎館、初葛西家臣新山備後、後同家臣龜卦川三郎右衛門貞久所居也、山吹館、葛西家族臣大原播磨平信光所居也。

觀聞志云、山吹城、在大原、葛西氏之黨、平信光、信茂、千代竹丸、相繼居、此城千葉分流也、天正十八年、千代竹丸自殺于深谷役。○伊達世次考、天文十二年、五月二日、晴宗公、贈書大原飛驒守曰、以專人啓之、葛西三郎殿、見合力於稙宗、出陣于大谷、特小僧丸殿對晴宗挾逆意、以見打越于國分、可謂案外至極矣、如向來約信、至于此時也、足下能與柏山勢州富澤金吾相議、爲衛軍于袋、以爲進擊、是之任託耳、

今按、大原飛驒、諱不知、千葉氏、磐井郡東山大原邑之領主也、葛西三郎殿、約名牛猿、元服稱三郎、名晴胤、大崎小僧丸殿、倶公子也、柏山伊勢、蓋伊豫重朝之子也、大谷、黑川郡莊名、袋栗原郡二迫邑名也。○奥羽舊事云、葛西氏、晴信之時、當永祿之際、所在爭亂相踵、因思攻略以自封、命金成右近將監、擊遠野孝河於横田不利、將監戰死、旣而其將樓臺和泉、以登米樓臺叛、晴信遣柳津參河擊走之、族將千葉安房亦以氣仙濱田叛、晴信往討之、安房乃降、是時大原城將千葉飛驒、與藤澤城將岩淵近江搆兵、戰於藤澤、晴信歸途歷其地、諭兩氏和之。

按、明應の薄衣狀にも、大原肥前守といふがあり、又、大原の龜卦川氏も、葛西の一族にて、本國葛西郡の木下川村に出でしなり。新山(シンザン)は、郡村所在に之を祭れる神號なり。室根山(ムロネサン)にも、新山權現を置けり、本吉郡折壁に合考すべし。

室根山　觀聞志云、室根山、高二千丈、跨于折壁大原奥玉三邑、曰之室嶺、有寺曰滿德、山上神祠、今置十一面觀音。

暮靄朝嵐社翠鬟、千尋秀色挾雲間、閑窓寧莫長生術、慣見東方無老山、　　金　菱　洲

澁民(シブタミ)(曾慶)　今、曾慶(ソケイ)を併せて、澁民村と云ふ、大原の西方にして、沖田と摺澤の中間に居る。曾慶に、その東南の山間にあり、大原の南とす。曾慶、名義不詳、閉伊郡の磯鷄(イソケイ)と同言なるべし。

岩手縣岩井郡鄕土史云、蘆東山は、本郡澁民村の人、其家世農、東山幼にして好學、二十一歳京師に遊び、淺井義齋三宅尙齋等に就き經義を問ふ、已にして歸鄕し、藩君に仕へ儒官と爲る、東山又江都に赴き、室鳩巣に就きて業を受く、鳩巣其の才を愛して、託するに其の子を以てし、且曰ひけるは、余常に皇國の律令闕けゝ、傳はらざるを惜み、和漢諸儒の刑書を集めて、一書を著さんと欲すれども能はず、汝予に代りて之を成せと、後東山書を藩君に獻し學制を論じ、罪を得て獄に繫がれ、日に刑律を講す、宥さるゝに及びて、無刑錄十八卷成る、安永丙申を以て歿す、年八十二。

白首歸來放逐臣、故山春去倚尋春、洞中別有鶯花好、何義上林作賦人、　東山

（興田）

沖田（オキタ）

今、鳥海、中川（天狗田）を併せて、興田村と云ふ、大原の西北にして、砂鐵川の源谷にあたる、其北嶺蓬山（種山）は、卽、本郡と江刺氣仙の交堺をなせり。

餘目氏記錄云、葛西本所、五郡二保とは、江刺、伊澤、氣仙、元良、岩伊郡に、奥田保、黃海保是なり。○按、奥田は、卽興田なり、奥與の二字、草體相疑似するを以て、古人往々通用したり、もと誤に出づと雖、又俗通の一例と爲すべし。

（奥田）

蓬山（ヨモギ）

封內記云、蓬山、在沖田村、高山也、在江刺郡大田代小田代邑境、至江刺膽澤宮城黑川數郡、悉宜眺臨、絕頂岩石峨峨甚嶮、有小瀑布、青岩有穴十六七、傳曰、古昔龍穿之、邑民造小祠、稱嶮山權現、祭之、未詳所祭何神、山之中腹有平地、土俗傳云寺跡、而其詳不知。

鳥海（トリノミ）

今、興田村の大字とす、沖田の西にて、その驛市を築館といひ、西北に大鉢山を仰ぐ、（千厩を去る凡五里）。鳥海の妙見社は、千葉族黨の人々の勸請せしや明白なり、而も俗間、漫に源賴義が安倍賴時誅伐の時に祈禱せし祠なりと說き、賴時が敗死せる鳥海柵も此と爲すと曰ふに至る。賴時貞任等の故蹟鳥海は、膽澤郡內に擬定すべし、東山にはあらず。

封內記、鳥海邑、有柏木舘、永祿中、葛西家臣及川美濃助賴家所居、云々。○南部邦內鄕村志云、昔安倍賴時、以爲主六郡、居花卷、以貞任居栗谷川、以正任令居黑澤尻、是六郡之中、應知也、三男宗任住鳥海、鳥海屬東磐井六郡之外也、何合處六郡外哉、然則安倍所領、不限于六郡歟、按賴時初隨王化、時領六郡、悖王命之後、則押領六郡之外、然稱宗任曰鳥海、嗣他家歟、國史既脫、於今不可考。

鳥海妙見堂（トリノミ）

近年、興田神社と改號す、卽、千葉氏の氏神、妙見大菩薩を祀れる所にして、東山奥田保の一古廟なり。○觀聞志云、妙現堂、在鳥海村、爲鳥海築館天狗田中川四鄕鎭守也。○封內記云、鳥海妙驗社、不詳何時勸請、有梁上古牒三枚、其一記「明應七戊午六月朔日、大檀那平宗清」其二記「大永四年甲申十一月吉、大檀那平朝臣滿親、源朝臣清堅」其三記「天正六戊寅、大檀那平義重、平胤持、源胤賴」、其餘有奉納古物數品、各記元德延元康正天文等之號、記大檀那平朝臣者、乃葛西家也、然考葛西家譜、無滿親胤持者、疑後改諱乎、宗清乃清重第十三世之孫、而實當家第十二世成宗君第二男也、義重乃清重第十六世之孫也、源朝臣未詳何人、疑其家臣、而與再造之事者乎。

山田鄕（ヤマダ）

和名抄、磐井郡山田鄕、訓也萬多。○今、東山の舞草、長部、母體等にあたる歟。丈部の西、北上川の沿岸とす。山田の遺名は、今西磐井郡狐禪寺に在れど、昔は狐禪寺邑も東岸に屬し、舞草接比の地なりと云ふ。中古、洪水によりて河道變し、以て今の形勢を致せる者とす。

闕氏陸奥郡鄕考云、山田、今西磐井鄕狐禪寺邑、有山田、未知是否。

舞草（マヒクサ）

今、相川（アヒカハ）と合して、舞川村と改む、長坂、松川の西にして、長部と接し、北上川を帶び、西磐井の狐禪寺と水を隔てゝ相望む。長坂を去る一里半、一之關を去る一里半、傍嶺を乙森といふ。

平泉志云、舞草の山勢は、平泉より望めば、金華山に方彿たり、白山嶽の下に、吉祥山東城寺ありて、本尊馬頭觀音を置きしが、維新後改革ありて、神社になれり、山の中腹に、太夫（ダイブ）が岩と稱する大石あり、鐵落山と云ふは、此山の東南にあり、往古鍛冶刀劍を造りし跡にて、源將軍討賊の時、都の刀工を召下して此に住せしめ、其子孫秀衡の代まで相續し、舞草及び平泉に居れりと云ふ、平泉の阿彌陀堂の燭臺を造りしは、舞草森房と云ふ名刀工なり。○古刀銘鑑に、平泉住人寶壽は、數代同名の工匠ありて、正和嘉曆より應永中までの年號を見るといひ、又舞草の刀工は、幡房、友長、友清、宗吉、清房、政長、清房、森光（應永年中）の數人ありと載せらる。又、奥州岩井郡我里馬は、秀行ともいひ、應保年中の劍工とぞ。系圖に、安房（承平中）森房（應和中）ともいふ。或は、幡房を舞草鍛冶の元祖と爲す。

舞草神社（マヒクサ）

延喜神名式の古社にして、舞草にあり、文德實錄に、仁壽二年授位と見ゆ。近年、東城寺觀音堂を改めて本社と爲す。（神祇志料には、舞草村穴之倉の稻荷社を以て、本祠に擬せり、未審）。

封內記云、舞草邑白山權現社、不詳何時勸請、天正中罹回祿災、按是乃延喜式舞草神社遺址也、觀音堂傳曰、大同中、坂上田村麿創建、飛驒工匠造方三間堂、本尊聖觀音、嘉祥中慈覺大師造之、文祿元年三月、堂宇罹野火、其後再造之、有大杉樹、圍一丈七尺餘、高八丈許、邑人號之老婆杉、觀迹聞老志曰、舞草神社、山稱白山嶽、有寺號吉祥山東城寺、名跡志曰、山稱白山嶽、但有白山社址、而無宮宇、鄕人曰、此古儛草社地也、去此地西三町

餘、有悲閣、緑巌知有觀音、西不嘗知有諸草神社也、觀音堂西北有號大部(ダイブ)我岩、大岩長七十五丈許、横百間許、西重壁、岩下有毘沙門堂、今荒敗、瀑布凡二、其一在號白山澤地、號音羽瀑布、高三丈五尺許、廣七間許、其二在號苔碑澤地、號不動瀑布、高十二丈五尺許、廣三丈許。

舞草峡流(マヒクサ) 北上の一峡流にして、其左岸には舞草村門崎村に屬し、右岸は狐禅寺流澤村に屬す。今、本川航走の汽艇は、專此峡流以南に上下す。○地學雜誌云、北上川の一峡流は、一關驛の東北一里餘なる舞草村より起り、門崎村を經て薄衣に到る二里の間に在り、此邊両岸絶壁側るが如く、近時其左岸に沿ひて新道を開く、右岸には昔年數多の瀑布懸りし痕跡を存す、是れ現に地名を瀧澤と稱するを以ても知るべきなり、水流淺漫、木陰合する所、啼鳥の聲を聞くの外は、萬籟寂々、時々流煙の峡流を上下するあるのみ、此邊に露出せる岩石は、往時(門崎村の横石の如き即砂質粘岩也)大塊河底を横断し、大に船舶の上下を妨げたるものにして、近時始めて之を撤去せしむ、岩石の質は堅硬なれども、目割れの存するにより、河水此割目の方向に一致して走り、浸蝕含せず、遂に両岸壁立の状を呈するに至りしものならん。

長部(ヲサベ) 今、小島を合して、長島村と改む、舞草の北方にて、西に北上川を帶び、(對岸は即平泉なり)東は田河津と東稲山を隔つ。

歷史地理雜誌云、觀聞志及び平泉志の記事より考ふれば、七百餘年前、藤原氏三代の榮華を極めし際に當りて、北上川今の長部山(東稲山)の脚下を流れ、山麓にある長部沼は、即其古水脈にして、當時有名なりし東稲の櫻花、粉飾艷華、其水面に浮ぶより、櫻川の名ありしを知る、又西岸に於て、衣川館或は判官館と稱せらるる墟は、二百餘年前、東西四百六十間餘、南北三十間餘、高さ五十間と記さるゝも、爾後土石年々崩壞して、波浪に奪ひ去られ、山上僅に拾間より二拾間に止まり、其北面の如きは、絶壁數十尺、其下は激流奔湍、日々之に衝突して東逝し、水力削磨、壯觀を極む、而して、現今の河身と長部山麓との距離は、最廣處約二十丁なりと、其河身變換の状、之を以ても知るべし。○封内記云、駒形(コマカタ)山、土俗呼曰長部(ヲサベ)山、又號多和志根(タワシネ)、或號櫻山、古昔阿部頼時植白櫻一萬樹於三十餘里者、乃此山也、西行法師倭歌日多和志根、山中館壘址、當阿家族臣長部兵部所居也、根岸宅地遺跡、傳曰、佐藤次信忠信兄弟所居也。○平泉志云、佐藤庄司宅地趾、長部村長部沼(北上古川)の上にあり、佐藤庄司基治は、平泉の族臣なり、居館は伊達郡の丸山にありて、義經館間の事諸書に見えたり、又、基治が二子繼信忠信は、義經に事へて爲に死せり、此に宅址あること解し難し、蓋、平泉奉事の役邸なるべし。○義經記云、判官殿、たかたちにうつらせ給て後、佐藤庄司が後家のもとへも、なり〳〵御つかひつかはされあはれみ給ふ、人々奇異の思ひをなす、ある時、武藏をめして仰られけるは、次信たゞのぶ兄弟があととふらはせ給ふべきよし也、やがて兄弟の母尼公、孫ども後家ともひきぐして参る、御心ざしのあまりに、御自筆にも法華經あそばされ弔はせ候ふ。

（多和志根）

東稲山(タハシネ) 長部の東に峙ち、同處より登路凡三十二町、一名を駒形嶺と云ふ、山脈南北に走り、平泉の東方の屏障を成す。

平泉志云、東稲山、平泉に對し、東より北に連亘して、秀峰清景畫くが如し、就中、務悍といふ一嶺高く抽でゝ、舞草山前面に蟠據し、烏兎(ナト)が森突と兀して東方に並べり、樵謳羊腸を攀ぢ、溪澗幽邃にして、山家林間に隱見せり、昔時、阿部頼時、此山に櫻花を植ゑたれど、其木は既に枯れ絶えて、今は唯昔の春を想像するのみ、然れども山色水光の美は、平泉地方第一とす、

みちの國平泉に向ひて、たばしねと申山の侍り、ことにはすゝきやうに、櫻のかなりみえて、花の咲たるをみてよめる、　西行法師

ききもせずたばしね山のさくら花よしのゝほかにかゝるべしとは、(この歌を夫木集に第一句陸奥第五句懸る白雲に作れり)

おくになを人見ぬ花のちらぬあれや尋ていらん山ほととぎす、(山家集)

東稲山、一山駒形(コマカタ)嶺(ネ)と號す、諸書に之を多和志根山と出せり、山勢の撓みたる容體より云る名なるべし。

東鑑云、築海陸、三十里之間、並植櫻樹、至四月、殘雪無消、仍號駒形嶺。

地理志料云、延暦八年紀、官軍征膽澤賊、渡衣河、進入巣伏村、賊出自東山、斷官軍後、官軍敗績、今總稱郡東諸村、曰東山郷、有東稲山、一名東山、見僻西行歌、在平泉東、屬長部村、爲近郡之望、郷名因起。○封内記云、把稲(タハシネ)山、俗傳、藤原秀衡世、以有此山號東山、岩窟一、口方二間許、深八間許、西有平處、横十五間許、長二十五間許、高二丈許、其中處處有穴、水流出、無知其穴之深限者。

（駒形嶺）

母體(モタイ) 今、赤生津と合して、生母(ウブモ)村と改む、郡の西北端にありて、江刺郡黒石村と相分ち、牛藏島山を東に負ひ、北上川を西に帶び、川を隔てゝ膽澤郡の前澤驛に對す。赤生津は、その南にして、東稲山の西麓に居る。

モタイ其義を知らず、和名抄、甕を毛太比(モタヒ)といへり、甕狀の山丘などにつきて起れる名歟。古簡に、伊澤郡母體いふは、衣川村の中なり、此にあらず。

西磐井郡(ニシイハヰ)

北上川の西岸にして、磐井川、金澤(カサハ)川の灌域を管内とす。今、面積三十四方里、人口五萬、十五町村に分ち、治所を一關町に置く。郡の

西界に酢川嶽屹立し、山谷重疊す、南界は陸前栗原郡登米郡に至り、北界は膽澤郡に至る、大道は南北に貫通す。葛西實記に、西岩井三十郷、東山四十郷、流十五郷云々。異本に、東山三十三郷、西岩井二十四郷、合五十七郷ともありて、流郷とは、卽、金澤川の灌域をいふ、和名抄の中村郷なり。而て西磐井郷は、和名抄、磐井磐本の二郷にあたると知るべし。

仲村郷（ナカムラ・ナカレ）

和名抄、磐井郡仲村郷、訓奈加無良。○今、西磐井の南偏なる流郷にあたる、卽、金澤川の灌域にして、涌津、花泉等の諸村是なり、仲村の遺名は花泉に在り。

陸奥話記云、康平五年八月、賊衆捨小松城逃走、則放火燒其柵、休士卒、整干戈、不追攻擊、亦遭霖雨、徒送數日、粮盡食盡、軍中飢乏、磐井以南郡々、依宗任之誨、遮奪官軍之輜重、往反之人物殺追捕、件姦類分兵士千餘人、遣栗原郡、又磐井郡仲村地、去陣四十餘里也、耕作田畠、民戶頗饒、則遣兵士三千餘人、亦令刈稻禾等給軍糧、如此之間、經十八箇日、留營中者、六千五百餘人也、貞任等風聞此由、語其衆曰、如聞者、官軍食乏、四方求糧、兵士四散、營中不過數千、云云、吾以大衆襲擊、必敗之、則以九月五日、率精兵八千餘人、動地襲來。

（流）仙臺封內風土記云、西磐井郡流（ナカレ）、號流之謂未詳、一說曰、淸水邑內有號花立泉、其流之所至、曰之流、云々。○流（ナカレ）は葛西實記に流十五郷と云ひ、近世にも流郷と稱し、西磐井の屬なれど、栗原郡登米郡に連接して、別に一境をなす。其流、仲村は、本來一語の相轉に似たり。伊波禮（磐余）を石村と書せる例に據りて、仲村もと奈加禮に假借せられしを悟るべく、之を奈加無良と訓むは、文字に拘せられて轉聲したる者のみ。又、陸奥話記に、康平五年八月十六日、官軍赴松山道、次南磐井郡中山大風澤、翌日到同郡荻馬場、とある南磐井も、必然流郷の異稱とすべきか、されば其中山とは、やがて栗原と南磐井の界嶺か、さなくば南磐井と荻馬場（磐井村）の界嶺にて、今の赤兒（アカチゴ）普賢堂（金澤川の源地）の邊たるべし。

永井（ナガヰ）

今、永井村と云ふ、郡の東南端にありて、北上川の西岸に居る。金澤川は、此に至り北上に歸す。南界は、登米郡、上沼村石越村に至り、對岸は東山黃海村とす。

明應八年薄衣狀に「薄衣美濃入道經蓮、弟某、引登米郡軍兵數百人、入長谷（ナガヤ）城、既而沒落」云々、長谷の地名、今之を東山に聞かず、永井と訛れるにあらずや。

涌津（ワクノツ）

今、涌津村と云ふ、永井の北、花泉の南に居り、金澤川に緣り、流郷內の大邑とす。一之關の南二里、佐沼（登米郡）の北四里。

封內記云、涌津邑、有市店而驛也、護法龍天善神社、不詳何時祭何神、八幡宮、明應二年、葛西家臣本邑主岩淵民部（名不傳）所勸請也、鐵五輪塔、在八幡社地、古昔鑿號五輪堂地得之、高二尺六寸、廣三尺五寸、銘記「文永五年二月二十五日、沙彌西信」。

油田（ユタ）

今、蝦島（エビシマ）と合して油島村と改む、涌津の西にして、丘陵の間にあり。この地に油田城址あり、平泉雜記に「泰衡の部將金七郎某の據る所なり、油田は、卽、中尊寺の燈油料所なり」と見ゆ。（此地の形勢、登米栗原二郡の屬村と相出入する所多し、水流は夏川に歸し、佐沼川へ入る）

日形（ヒガタ）

今、日形村と云ふ、涌津の東にして、北上川の西岸に緣り、赤澤野あり。

（峠）日形と涌津花泉の間なる峠（タウゲ）、男澤は、今合併して老松（オイマツ）村と改稱す、何の故に老松の名を命せしにや。

金澤川（カザハ）

一名金龍川といふ、末野（マツノ）川、有壁川の合流に成り、東南に降り、永井、日形の間に至り、北上に注ぐ。末野の奥、赤兒より測らば、長七里にも及ぶべし。

花泉（ハナイヅミ）

今、奈良坂（ナラサカ）を併せ、花泉村と云ふ、涌津の北隣にして、金澤川に緣り、鐵道停車驛とす、一關へ北凡七哩、石越へ南凡五哩。

（奈良坂）平泉名勝誌云、花淸泉、花泉村（もと、奈良坂、金森、淸水、中村の四村なりしに、之を合併し、此泉あるが故に、斯くいへり）にあり、藤原秀衡茶水を汲みし石泉なり、其頃は岸の邊に櫻樹あり、春風之を吹きて、香紅水に浮ぶ、故に名つくとぞ。○（淸水）封內記云、淸水（シミヅ）邑、二櫻古城、今號淸水城、弘仁二年、征東將軍文室綿麻呂所陣、而源賴義東征時、亦軍監熊谷二郎直季陣之、文治中、秀衡家臣照井太郎高春居之、其後葛西家族式部少輔淸秀、至子孫亦皆居之、文祿中、宮城郡利府城主留守上野介政景、移住于此、元和初移於一關、後爲空地。

金澤（カザハ）

今、金澤村と云ふ、花泉の北に接して、金澤川に緣る。金澤は、元歌澤にも作れりとか、一關の南二里。

平泉名勝誌云、大門（ダイモン）地藏堂、金澤村にあり、平泉より南方三里余を隔つ、里俗大門地藏權現と云ふ、堂中地藏尊、多聞天、廣目天、水月觀音を安置す、二天は、元大門にありしとぞ、其門荒廢の後、堂中に移せるなり、相傳へ、昔藤原秀衡居館の大門ありし所なりといふ、元祿中蕉翁が此をば「一里こなた」といひしは如何にや。

（大門）陸奥千鳥云、石の卷より佐沼、新田へかゝり、淸水（シミヅ）を離れて高館の大門あり、平泉より五里手前、城郭の惣構なり、少し行きて一の關なり。

封內記云、金澤飯倉（イヒクラ）館、千葉四郎兵衞泰常所居也、泰常者、寺崎彥九郎淸次之末孫、而葛西家之族臣也、天正中戰死于桃生郡深谷莊糠塚、其以前熊谷伯耆居之、呼之曰要害、大槻（オホツキ）館、泰常自飯倉館移住于此、稱大槻但馬、今

(大槻)

西磐井郡之郡長、其子孫也。○復軒氏葛西事歴云、葛西氏の二代伯耆前司清親が末男、彦九郎清次、始めて寺崎氏を稱し、子孫、桃生郡寺崎の地を領せしに、清次より十代寺崎刑部大輔常清に至て、磐井郡、流、莊、峠村に移て居城とし、常清の弟左近將監明清は、同郡、同莊、楊生村に城きて居たり、明清の孫左近信泰、(此後裔、平泉、毛越寺衆徒山蟯坊となる)、其弟但馬守泰常、同郡、同莊、金澤村の大槻館に居て、始めて大槻氏を稱せり、天正十八年、葛西氏宗族沒落の後、一族、再、兵を起し、領主木村伊勢守を逐ひて、佐沼城に據りしに、明年、伊達氏に攻落されて、泰常之に死し、其子阿波常範、逃れて赤荻村に隱れ、其子孫、中里村に住して、十代、郡長を世襲せり、其支流大槻玄澤茂質、(泰常より八代)、是れ、不肖文彦が祖父なり。

一關野田氏來書云、陸奥話記の大風澤は、金澤にて、大金澤歟、或は今畠瀧村の牧澤のドブサハに擬す、また同書の中山は、今金澤村と日方村の間に、其名遺存す。

左の一通は、大槻但馬の裔孫、寺崎清慶、實居中の採錄也、信否不知。

今度、富澤日向守逆意に附、其邊野心之輩令同心、流大門迄出馬之刻、寺崎石見守に打續、早速無二之働、無比類候、依之、岩井郡内五串村五千刈、沖田村にて三千刈、永代宛行者也、仍證文如件、

天正七年三月七日　　晴信

石川丹波守殿(葛西記附錄文書)

楊生

今、彌榮村と改め、富澤を合す、金澤の東にして、北上川の西岸に位し、川を隔てゝ東磐井郡の薄衣と相對す、(流鄕の北限とす)。封内記云、流庄楊生邑、熊野神社、有上棟古牒記「弘治二年丙辰、九月吉日、千葉山城守持家造立」千葉、葛西家族臣也。

末野

今、陸前栗原郡管にして、萩野村といふ、而も流鄕の西に連接して、金澤川の上游なるを以て、本篇に之を東磐井郡に係く。近世の奥州大路は、之を過ぎ、金成(栗原郡)へ一里、一關へ二里(花泉の西一里半)。金澤川は、此にて末野川ともいふ、藤渡戸は、末野の西一里なる山中の小里とす。

赤兒

末野の西二里餘、即、溪流の源地とす、栗原郡岩崎驛(栗岩口)より、斜に此を過ぎて、市野々驛澤に往來す。又、古の驛路津久毛橋松山道といへるも、赤兒の邊を過ぎしものの如し、栗原郡の諸地に合考すへし。

(善賢堂)

赤兒に善賢堂あり、地方の一名跡とす。○佐久間氏觀聞誌云、白象峯善賢堂、永寧中平低重所建、有寺號白象山、洞雲寺、傍有熊野叢祠、鰐口記銘曰「永寧十二年、四月廿二日、平低重納之」舞童墳、在紅袴村、相傳、往時秀衡好歌舞、於是選雛童數十輩、常舞歌曲於庭、以爲樂焉、有一少年、號春風、容貌閑麗、技亦秀出于群兒、歌歎行雲、舞飄紅袖、衆人移心于此兒、無致顧眄于佗者、仍群童惡之、諮令人殺之、以瘞于此、其兒好紅裳、故後人稱之紅袴村。○按、陸奥話記に「康平五年八月十六日、官軍赴松山道、以南磐井郡中山大風澤、翌日到同郡荻馬場」とある中山、大風澤は、赤兒善賢堂の邊の地名なれど、今遺名を聞かず、扶桑略記に引ける陸奥合戰記は話記と異文ありて、相對校すべし、

(大風澤)

康平五年七月、武則率子弟、發万餘人兵、越來當國、到栗原郡營崗、於是、將軍大喜、率三千餘人軍、七月廿六日發向、八月九日、到彼營崗、造陳心懐、拭涙悲喜、十六日、定七陣、押領使武則赴松山道、次磐井郡中山大風澤、翌日、到同郡萩馬場、彼此合戰、射斃賊徒六十餘人、被疵逃者、不知其數、賊衆捨城逃走、則放火燒其樹丁、官軍死者十三人、被疵者百五十人也、

以字を次に正せば、文理明白なり、南字は竄入か、宜く削るべきに似たり。されど、仲村鄕は本部の南偏なれば、南磐井の名ありとするも、妨なし。一説、大風澤を金澤に擬して、金澤村の東には、中山の地名現存すといへり。されど、松山道より荻馬場に至る路頭にあらねば、信け難し。市野々に、中山口の地名現存すといふに、聞くべき歟。

有壁

今、末野に合せ、萩野村の管内とす、末野の北にして、小驛市を爲す、花泉の西北一里半、金成一關南北各一里半。(栗原郡の現管なり)

息軒天保壬寅紀行云、一關南二里曰有壁驛、寶龜十一年、紀廣純建言、宜造覺鼈城、以遏膽澤之賊、案、覺鼈與壁同、地又當膽澤之衝、疑即此地也、又南曰十萬坂、源鎭守之征淸原武衡也、賊伏兵十萬以俟、時秋、雁聲嘹唳、公指示其人曰、軍志有之、飛雁亂行、野有伏兵、今雁行亂、賊必置伏、使前軍探之、代起、大敗之、遂圍金澤、故名焉、然金澤在羽、距此猶二十餘里、淸衡亦據豐田而防之、武衡雖武、豈能置代於此哉、且十萬非軍法也、或云、秀衡令工造弓十萬張於此、名十萬弓、又名蒲鉾弓、坂因以名焉、此說近是。

封内記云、栗原郡有壁邑、古壘凡二、東舘或號丸森城、或號澤口城、賴義朝臣所陣營也、延文中、大崎家臣後藤美濃居之、元龜以來、葛西家臣門田淡路居之、西舘或號有壁城、又號白岩城、新井城、初大崎家臣後藤美作、後同家臣菅原帶刀、元龜以來、葛西家臣有壁尾張、同安藝、同攝津、父子三世相繼居之。

磐井鄕

和名抄、磐井郡磐井鄕。○今、萩莊村、及び嚴美村にあたる。仲村鄕の西北にして、磐本鄕の西とす。もと、磐本と倶に一鄕なりしを分ちたるならん。延喜式、

栗原　磐井　白鳥　膽澤　磐基

とあるに適せずれど、和名抄、本郡に驛家郷と擧げしも、本郷に外ならず（郷にして驛を兼ぬるなり）。驛家は、荻庄村の上黒澤に擬せらる、即、陸奥話記に荻馬場と錄せらるゝ地也。○復軒雜纂云、陸奥話記の征軍進軍の次第を考ふるに、荻馬場は、封内風土記に西磐井郡の南境なる上黒澤下黒澤赤荻(アコギヤマノメ)山目一關等十二村を荻莊と稱すと見えたれば、荻馬場は荻の里の驛舍の義にて、上黒澤村其地なるべきか、（松山道と黒岩口と相會する處）即、兵部式の磐井驛、和名抄の磐井郷も此處なるべし、陸奥郡郷考に「上黒澤村の沖平敷とふ地の田間の細路を、東平王の通り路と稱す、東平王とは按察使の人の稱なりと傳ふ」とあれば、是れも上黒澤の古驛なりし旁證とすべし、又磐井郡仲村は、和名抄の同郡仲村郷の地にて、今滿澤村の西なる中村ならむ。上黒澤村より四十餘里（六町一里）といへるに恰當す。

荻莊(ヲギノシャウ)

元、一關、赤荻の諸邑に涉る莊名に呼び、今上黒澤、下黒澤、達古袋、市野々を併せて、荻莊村を立つ、一關町の西南にして、磐井川の南にあたる、陸奥話記に「黒澤尻又與清原武則、合兵進至荻馬場、去小松柵」とある荻馬場も、此に外ならず。

市野々(イチノノ)

(一野)

今、荻莊村の大字とす、黒澤の西にして、南に市野々原を控へ、陸前栗原郡の岩崎と一嶺を隔つ。東鑑に「泰衡置兵一野(イチノノ)、以拒敵兵」とあるは、即この地のことなり。（一關の西南二里半、岩崎の東北二里許、赤兒の北に連接す）

復軒雜纂云、吾妻鏡に、栗原三迫、黒岩口、一野とある三迫は、栗原郡の北境二十八村の稱にて、其地の岩が崎の内に、今も黒岩館とて古城址存す、（岩が崎は黒岩が崎の略か）、黒岩口の名此に起りしなるべし、又一野とは今の磐井郡の南境なる市野々村なり、封内風土記の市野々村の條に「佛森、村中之高山也、傳云、藤原秀衡世、此山産矢竹、呼村名、曰一之箆(イチノノ)」とあり。

封内記云、市野野邑、伊呂羽權現社二、共在號日鏡(ヨウ)山頂上及中腹、傳曰、所祭吾勝尊、而號祭日本武尊、號吾勝宮、或號勝宮大明神、日鏡山或作自經、邑中之高山也、古昔號忍骨山、或小箭森、又埋形森。

黒澤(クロサハ)

今、荻庄村の管内にて、上下の二區に分つ、市野野と一關の中間とす。北に大江堰あり、市野々、達古袋の溪流を容れ、末は磐井川に歸入す。

岩手縣管磐井篇云、下黒澤村に、正和三年、應安元年、貞治二年等の古碑あり、年月明に讀むべし。

明應中の薄衣狀に、黒澤、金成の二氏か、富澤河内守を殺すといふこと見えたり、此舊邑主歟。○封内記云、黒澤古壘、葛西家臣黒澤豐前義住所居、稍不堰、本邑及一關二關三邑川水也。

小松柵址(コマツ)

(荻馬場)

今、上黒澤の地に擬せらる、此を荻馬場(ヲギノババ)ともいひ、磐井驛亦此に外ならず、小松は、驛津、又は驛處の義に出つるごとし。

陸奥話記云、康平五年八月、官軍赴松山道、以南磐井郡中山大風澤、翌日、到同郡荻馬場、去小松柵五町有餘也、件柵者、是宗任叔父僧良照柵也、依日次不宜幷及晩景、無攻擊心、而武貞賴貞等、先爲見地勢、近到之間、步兵放火、燒柵外宿廬、於是城內騷呼、矢石亂發、官軍合應爭求先登、則以騎兵圍要害、以步卒□城柵、東南帶深流之碧潭、西北負壁立之青巖、步騎共泥、然而兵士深江是則、大伴貞武等、引率敢死者二十餘人、以鋭攀岸、杖鋒登巖、斬壞柵下、亂入城內、合力攻擊、城中擾亂、賊衆潰敗、宗任將八百餘騎、城外挑戰、賊衆捨城逃去、則放火燒其柵分、所射斃賊徒六十餘人、被疵逃者、不知其員、官軍死者十三人、被疵者百五十人也、休士卒、整干戈、磐井郡仲村地、去陣四十餘里也、耕作田畠、民戶頗饒、則遣兵士三千餘人、亦令刈稻禾等給軍糧、如此之間、經十八箇日、留營中者六千五百餘人也、貞任等風聞此由、以九月五日、率精兵八千餘人、動地襲來、兩陣相對、交鋒大戰、自午至酉、義家義綱等、虎視鷹揚、斬將拔旗、貞任等遂以敗北、官軍乘勝追北、賊衆到磐井川、或墮高岸、或溺深淵、云々、貞任遂棄高梨宿並石坂柵、逃入衣川關、投棄嶮谷、三十餘町之程、斃亡人馬、宛如亂麻、云々、同六日、將軍到高梨宿、即日欲攻衣川關、云々。

復軒雜纂云、小松柵、今知るべからず、然れども、荻馬場を去ること五町餘、深淵を帶び絕壁を負ふとあれば、磐井川の南岸なりしこと知るべし。「仙臺領古城書立」に「上黒澤城、山城、貞任弟黒澤尻五郎正任居住と申傳候」とあり、是れならむか、磐井川の流路は、黒澤西北なる五串より、兩岸絕壁なり（下流一關に到れば、斷崖なく、兩岸平遠となる）されば、敗兵の高岸より墮ち深淵に溺れし處は、南岸は上黒澤村、北岸は赤荻村の邊に當るならん。

赤荻(アコギ)

今、山目(ヤマノメ)村の管內なれど、離れて西一里半に居り、上黒澤の北半里、磐井川を隔つ。照井堰は、赤荻、山目、東西二里餘に灌ぐ、磐井川の一分派なり。

封內記云、赤荻、市店遺址、在日光館下、傳曰、葛西家臣小岩大膳重光住居時之市店、而今有市店存者、千貫石在觀音寺中、高八尺、橫一丈二尺、長二丈、坂上田村麻呂所掛腰而憩也。○蜷川記に、赤荻氏見ゆ、葛西の族類なり、葛西を笠置(カサギ)に作るは、訛言に從へるならん。

蜷川親俊日記、天文八年七月、奧州笠置同名、赤荻伊豆守、貴殿へ御禮にまいる、御太刀一腰、御馬一疋、小鳥羽十尻、進之。

又、寶曆中の葛西記附錄に、下の一章ありて、赤荻氏は、即、小岩氏に同じ。と注せらる。

請取日牌之事

合　空舜禪定門逆修者

右役日牌者、至五十六億七千萬歳迄、毎日無退轉、可奉供養、然者所志□依日牌奉獻德、可至安養之資利給者也、去發大師門、逆置我山處之志亡者舍利、以我三密加持力故、逆先安養資利、慈尊之曉者、可聽衆菩薩、悉哉彼誓約、豈可疑之乎、仍請取處之狀如件、

天正七年八月十二日　高野山五大院、法印盛(判)

奥州葛西　赤荻三河守殿

阿久利川（アクリ）　陸奥話記に見えて、膽澤鎭守府と宮城國府の間なる水名にして、驛路に由れりと知らる。而も、後世之を傳へず。今、阿久利、阿古幾(赤荻)は、音相近きを以て、假に此に係く。

陸奥話記云、源頼義、爲相模守、俗好武勇、威風大行、拒捍之類皆如奴僕、後拜爲陸奥守、兼鎭守府將軍、討安倍頼良、入境着任之初、俄有天下大赦、頼良大喜、改名稱頼時、(同太守名、有禁之故也)委身歸服、境内再清、一任無事、任終之年、爲行府務、入鎭守府、數十日經巡之間、頼時傾首給仕、駿馬金寶之類、悉獻幕下、兼給士卒、而歸國府之道、阿久利河邊、夜有人竊討權守藤原説貞之子光貞元貞等野宿、殺傷人馬、將軍召光貞、問嫌疑人、答曰、頼時長男貞任、以先年欲聘光貞妹、而賤其家族不許之、貞任深爲耻、推之貞任所爲矣。

石坂（イシサカ）　高梨と共に、陸奥話記に見ゆる地名なり、磐井川の北岸に屬し、赤荻の邑内といふ。古の驛路は、上黑澤(荻馬場)より赤荻に出で、膽澤郡衣川、白鳥に向へりと云へば、赤荻より東北直徑を求めて、達谷の邊を過ぎ、關山に至りしに似たり。

陸奥話記云、康平五年九月五日、貞任襲荻馬場、小松柵、遂以敗北、官軍乘勝追之、賊衆到磐井川、或迷失津、或墜高岸、或溺深淵、暴虎馮河之類、襲擊殺之、自職場至河邊、所射殺賊衆百餘人、所奪取馬三百餘匹也、將軍語武則曰、深夜雖暗、不慰賊氣、必可追攻、今夜縱賊者、明日必振矣、武則以精兵八百餘人、暗夜尋追、分敢死者五十人、偷從西山、入貞任軍中、俄合舉火、見其火光、自三方揚聲、攻擊貞任、事出于不意、營中擾亂、賊衆駭騷、自互擊戰、死傷甚多、遂棄高梨宿井石坂柵、逃入衣川關、步騎迷惑、投嶺墜谷、卅餘町之程、斃亡人馬、宛如亂麻、肝膽塗地、膏膩潤野。

復軒雜纂云、高梨宿は、封内風土記の赤荻村の條に、高梨館とて、古城址の見ゆる是れなり、小松の柵を陷れられ、磐井川を渡り、赤荻村に逃れしこと、地理合へり、又宿といふにて、此處の驛路なりしをも知るに足る、下黑澤村にも、高梨といふ地あれど、赤荻村の高梨ならでは、地理違ふ、小松柵の跡あるにや尋ぬべし、又吾妻鏡に、衣川流れて云々、官照の小松館其間にありとやうに記したるは、宗任の兄の官照の居にて、叔父の良照の柵ならぬを、後の諸書に、下衣川村に小松館の地とてあるを、良照の柵としたるは、皆非なり、さては、荻馬場と小松柵と、相去ること五町餘とあるにも合はず、賊此柵より逃れて、磐井川に陷るといひ、三十餘町人馬の死屍亂麻の如く、逃れて衣川の關に入ると云ふにも合はずして、南北地理を顚倒せり、石坂柵知るべからず、然れども、封内風土記の赤荻村に、駒泣坂、鐙越等の地名を擧げて「傳云、古昔往還之道、而大嶮所也、田村麻呂經歷之路也」、などある、此邊ならむか。○今按、陸奥話記に、又、

六日、將軍到高梨宿、卽日、欲攻衣川關、(中略)武貞攻關道、頼貞攻上津衣川道、武則攻關下道、

とあれば、三道並進の狀想ふべし。其關道といふは、卽、官驛の往來なるべきが、關下道とは、岩井川、衣川の下游を踰え、すべて北上の西岸に緣りて進めるに似たり。後世、河流の變遷せるがため、關下道は、今之を探り難し。平泉志に、

古道は、今の道と別にして、玉造郡より栗原郡を經て、磐井郡に入りては、黑澤村、赤荻村(此二村、古の萩（ハギ）荘、荻（ヲギ）荘にして、其境の岩井川に橋を架し、荻萩橋と云しとぞ)平泉村より中尊寺に掛り、衣川に出しと云へり、是當時の官道なり、

とあるは、よく說かれたり。されど、平泉時代に、山目村より、平泉館の東北を過て、彼の古關に通せし道あり、是亦官道に次ぐ者なりしなるべし、

これは、關下道にあたるや否や、不審の點あり。上津衣川道は、平泉の西方を過ぎて、膽澤郡上衣川村に達する間道ならん。

五串（イツクシ）　今、猪岡を併せて、嚴美（イツクシ）村と稱す、一關の西凡三里、磐井川の上游に緣る。(赤荻を去る一里半)

大八洲遊記云、五串、此爲磐井川上流、兩岸水底皆石、無一沙觜、巨石連延、牛蹲虎踞、質皆圓滑、不曉刻、其水紺淨、或爲石所窄、盤旋衝激、噴雪醱銀、大石生松、楚々爲趣、岸有楮櫻數十株、至天狗橋、橋上俯瞰、激流爲瀧、故人呼爲五串瀑、度橋而左、有一亭臨流、幽致可愛。

封内記云、山王窟、傳曰、嘉祥三年、慈覺大師勸請、土人稱之、曰嚴宮大明神、或作嚴美（イツクシ）宮。

嚴美瀧（イツクシ）　又五串瀧に作り、碎玉（スヰギヨク）の瀑布と云ふ、磐井川の溪流、五串村中に於て、流紋岩の上を走り、兩岸の斷崖忽蹙りて峽湍を成し、水怒り石舞ひ、東奥屈指の奇勝たり。

觀聞志云、碎玉瀑布、在五串村、直下二丈餘、廣六尺餘、翠濤分巉岩、白練界青山、最足致壯觀也。○高平氏平泉志云、五串瀧は、達谷窟の西南一里半、骨寺の南に在り、大小三湍、奔浪白雪を吐き、碧潭飛沫を吞む、中流に飛

橋を架し、岩邊に望樓觀亭あり、地方の名勝之に若くものなし、嚴美橋の碑あり、碑文は松崎慊堂、題額は松平定信公なり、平泉より三里程、山路を阻つといへとも、古官道の近傍にして、當時藤原氏の遊覽場たりしや知るべきなり。

嚴美溪橋之記　　益城　松崎復

奥中磐水之勝概、曰五串之溪、溪中之石、拔地爲崖壁、爲磐谷、爲坻爲礁、爲巖洞、殊形異態、奇詭歷落、布置之妙、雖有能者、殆不可狀、而磐水之來、淙流箭疾、顚躑而入、悍然而瀑、泊然而潭、沈碧抛白、層疊而下、力能擧万石以出、東西三百步、南北居十之一、此余老友大槻翁之所甚樂而自號、而其族子汝弼君、實肇而橋之、其水出州之栗駒山、東流爲是溪、又東行與北上之川合、瀜委凡六七十里、獨官道之當一關治者橋焉、其上流則湍激險關、雖則梁舟、一遇潦漲奔會、漂蕩盡矣、是以沿河之民、迂途往來、自古病涉焉、君之繼爲郡正也、陰相默度久之、以爲是溪下距一關十有二里、峽高而水窄、可架飛橋而濟之、亦恤民之急務也、乃與溪南猪岡里正佐藤時茂、聚里民商議、里民皆踊躍、各出財力、伐木於山、召匠他郡、胥處崖岸、鑿孔兩峽之巓、柄大木而梁之、馮虛而起、架栒駢版、翼以欄楯、其長二十餘弓、出水一匹有半、下架無雙柱以利暴漲、肇工文化紀元、告成於三年十二月、於是、昔之病涉者、馬牛負擔、如行坦塗、雖有淫潦、万不可犯、而水石之奇、小大高深無有遯隱、悉聚一矚之內、民皆額其手曰、此豈神之所營耶、遂名曰天工之橋、君之理行久服郡中、而便民之功見於橋梁者殆百數、或木易草、或石易木、皆期於悠久、而斯橋之造、最其章々者、猶未有記也、後十餘年、余始東遊奥、晤君之弟子繩於僊臺府、因觀松島、樂其大而偉麗、遂北訪君於磐井之中里、偕遊是溪、又喜其小而奇壯、而惜未甚顯於世也、爲叙其造橋始末、與翁之所甚樂、以附里正時茂、令刻之溪水上、又藉以夫告世之樂松島之偉麗者、併獲津逮焉、如其奇壯則遊者自領之、余固不能狀已、五串舊名嚴美、栗駒山麓有嚴美之神、溪與村同名、後訛爲五串、以其國語同故、吏牘獨用五串、今從之、大槻氏磐井郡舊族、君名清臣、稱丈作、以族之宗子、世襲磐井郡正、好學有故循吏風、翁名茂質、字子煥、號磐水、爲本藩侍醫、精歐羅巴之學、事聞大朝、奉旨翻譯其書、遂得以陪臣奉朝請、講其說者皆從受業、學者稱曰玄澤先生、子繩名清準、稱民治、少與余同學昌平國庠、亦以名儒擢任其府學々頭、異政績學、同時成萃一門、又可尙也、仍獲聯綴而書、

文政二年歲在己卯、春正月、

照井堰（テルヰ）　五串の北にて、磐井川を堰き入れて、戸河內・中尊寺(平泉)の方へ灌ぐを北照井堰といふ、又、南照井堰あり。〇平泉志云、岩井川の上、五串村に照井堰あり、其隧道を疏通し來り、黑澤村一關村の田に注げり、岩井川の下、前堀村(中里)にも照井と云ふ所ありて、川の北岸に古石塔あり、照井太郎高春の墓と云傳へたり、側に碑の如きものあれど、文字全く湮滅せり、又其舘跡と稱する地も、沿岸の農地にあり。

猪岡（ヰノヲカ）　今、嚴美村の管內とす、五串瀧の西にして、磐井川の南邊にあり。この地の水山に溫泉あり、卽、酸川の湯是れ也。

人類學會雜志云、五串村山屋アオキといふ地は、磐井河の流るゝ平原中にあり、北に山脈ありて、太古の人類住居に適する如し、僅距りて橫穴二所あり、之を山王の窟(猪岡村瑞（ミツ）山の內ヤブチ)不動の窟(五串村字本寺)といふ、井に人工の物と見ゆ、此アオキには、角石にて作りたる石鏃石器多く、石屑は畑の中に充滿せり。

骨寺（ホネテラ）　又本寺（ホンテラ）に作る、猪岡法連寺の字なり。此寺は、平泉諸寺塔の濫觴なり、根本なりとも說かるるも、其徵證に乏し。

(寺本)

吾妻鏡、文治五年九月、奥州關山中尊寺、經藏別當大法師心蓮愁申云、當寺經藏以下、佛閣塔婆、清衡鞏草創之、奉爲鳥羽院御願所、早可令安堵之旨、欲被仰下、云々、則召件僧於御前、清衡基衡秀衡三代間、所建立之寺塔事、尋聞食之、仍先經藏領、骨寺境四至、東限鎰懸、西山王窟、南岩井河、北峰山堂馬坂也、被下御奉免狀、遂電土民等還住本所之由、被仰下、云々。

平泉志云、骨寺は五串村の北に存り、今本寺と呼ばる、一說に、この地蓮花谷に逆芝山と云ふありて、此山に慈覺大師の髑髏を座て建てし塔あり、故に骨寺と號し、其寺跡及び尼寺の跡あり、又、平泉野と云ふ所もありて、野中に冷水あり、旱魃といへとも涸るゝことなし、卽、平泉の本源なりと云り、又、山王窟あり、堂は窟に據て造れる樣、達谷窟の毘沙門堂に準す、按するに、平泉、始め慈覺大師の開基せる毛越寺ありて當初之をケゴシデラと呼し由の緣起あれば、後に清衡に至り、此骨寺及び僧坊をも平泉に遷し、彼の高屋に逆芝山の名を遺し、塔もありしなるべし、相原氏の雜記に、東鑑に古津天頁と訓せしは誤なるべし、云々、倚按ふに、逆芝山の故事、撰集抄に見えたるを以て證し難けれど、慈惠大師の塔の事、骨寺に取りて、其謂なきにはあらざるべし、骨寺の古文書、天治文治以降のもの頗多し。

平泉中尊寺、一切經藏領、骨寺村之事、

右所者、依近年動亂、雖令知行、世々爲無異之間、別當遠鄕律師行榮方、彼所者如元相渡申候也、仍如件、

延文三年二月廿八日　　若狹守行重　判

(至德四年前越前守親重の寺領渡狀もあり)

今按、中尊寺經藏文書、天治三年、蓮光經藏別當職下知狀に「蓮光、八个年內、書寫金銀泥行交一切經、寄進往古私領骨寺、然間、限永代、任蓮光相傳」云々と明記した

れば、骨寺は村名にして、中尊寺經堂創立の由緒地なれど、慈覺大師に何等の干係する所なし、撰集抄の坂芝山の異事も、固より骨寺に干係せず。

水山（瑞山）

鑛泉志云、水山、一に瑞山に作る、猪岡村にあり、五串の西凡一里、二鑛泉林中に湧出す、兩泉相距る凡五十間、泉熱百度に餘る、寛政七年發見せしと云ふ。

瑞山溫泉　　關　元龍

谿流隔人境、宛是武陵源、匝地青山合、寛天白日昏、懸崖將墜石、虛壑欲蒸雲、策杖吟行處、湯泉芳冽蘩、

平泉名勝志云、水山の山王窟は、形勢達谷窟に相似たり、東鑑に骨寺の四至、西は山王窟と曰へる卽是也。

酢川嶽

一名栗駒嶽、陸前栗原郡へ重出す。磐井川の源頭にあたり、中央分水山脈の一雄峰なり、本郡、栗原、雄勝（羽後）を交界し、南は須金嶽、北は大森山を望む。五串の西凡六里、山中に溫泉一所あり、水山を去、五里。

封内記に「磐井郡、西隣羽州、界黄蘗森、白須前、劍山」とあるは、酢川嶽の北、膽澤郡に至る連峰の名なるべし。

（劍山）觀聞志云、栗駒山、西跨仙北、絕頂曰大日嶽、半腹有駒社、延喜式駒形神是也、山下之寺曰寶福、今廢。○封内記云、西磐井郡須川嶽、溫泉在嶽中、淨土在北嶺、土俗號五百羅漢、石高三尺乃至一丈五尺許、敷百相並、胎内窟石、高二丈許、其中有穴、人皆窬之、八萬地獄、澤中而四方大小湖池相連、劍山尖石並峙、死出山小峯也、白洲峠産硫黄、三途川、源出自須川大日澤、會磐井川、岩井渤化、磐井川之源也。○山崎氏地誌云、劍山は、栗駒火山の中央火口丘にして、高さ遙に大日嶽に劣り、千百米に過ぎず、削剝作用によりて、圓錐狀の原形を失ひ、火口を存せず、其の北腹に字八幡及び極樂野と稱する所あり、幾多の噴氣孔此處に存して、硫黄の好積夥だしく、今傍に鑛業所を設けて、盛んに之れを採掘し、鐵索によりて直ちに之れを東麓水山に輸送す、年額一千万斤とぞ、溪間溫泉の湧出多く、酢川溫泉は、劍山の西北麓にあり。

磐井川

北上川の一支源にして、酢川嶽の北側に發し、先つ火山岩地を北流して新湯（溫泉）に至り、これより東流して本湯を過ぎ、更に東南に轉して、第三紀層の地に出で、猪岡五串の諸邑を經、その以下兩岸に多少の平地を開き、一關を過ぎて後、直に北上川に入る、その中流五串近傍に於ては、流紋岩の上を走りて、峽流をなし、風景の賞すべきものあり、一名酸川、又一關川といふ、長凡十里。

磐溪

雨後春山掃翠蛾、釣舟閒在傍溪河、忽穿曲岸崩邊去、且避奇巖亂處過、煙柳垂絲遮短笠、風花吹雪點輕蓑、漁人無復爭隈意、報道前灘魚最多。

息軒天保壬寅紀行云、有壁驛高低行三里餘、至一關、田村侯治焉、亦仙臺支封也、磐井溪帶於北、東流注北神河、亦多水田、往昔夷賊據以爲巢穴、非徒然也、游五串溪、在治城之西二里、怪石林立者六七町、磐井溪奔於其間、沸然而湍、湛然而淵、迸然而瀑、圓檣弧方、曲盡水之變、兩石皆爲悍流所囓、爭爲魑魅百物之狀、中架一飛橋、橋西有碑、慊堂先生撰文、記橋顚末甚詳、橋東十餘步、置小亭以待游客、其下一巨巖挿於溪中、如蝦蟇欲躍、巖以東水怒漸平、而樹石之麗、爭勝於兩岸、起伏曲折、矯不相讓、如此者又六七町、餘勢始斷、予初謂、奥地山水多凡、獨驛松以勝動天下、豈造物者專鍾秀於彼、而其餘則不能給耶、至此復得是勝、勝情又旺矣。○陸奥話記、及び扶桑略記所引の合戰記、磐井河渡渉の事を載す。

合戰記云、康平五年八月、官軍到磐井郡萩馬場、燒小松柵、其後遭霖雨、徒逕數日、糧食已盡、軍中飢乏、各遣兵士、令刈稻等、給軍粮間、漸經十八箇日、殘留營中者、僅六千五百餘人也、爰貞任等傳聞、官軍爲求兵粮、四方散亂、九月五日、引率精兵八千餘人、動地襲來、玄甲如雲、白刃耀日、兩陣相對、交鋒大戰、貞任等敗北、到磐井河、或墜高岸、或溺深淵、於河邊射殺賊衆百餘人、奪取馬三百餘疋也、武則等以精兵八百餘人、暗夜尋追、貞任遂棄高梨宿、井石坂柵、逃入衣河關、卅餘町程、斃亡人馬宛如亂麻。

磐本鄉

和名抄、磐井郡磐本鄉。○今、一關、山目より平泉にわたる舊鄉名ならん。關氏郡鄉考に「西岩井郡一關邑、有岩本、未知是否」と、もと、磐井鄉と共に一域なりしを分たれしならん。

磐本は、高山寺本和名抄には之を缺く、蓋、磐井に涉りて之を脫せるならん。延喜式、磐基といふ驛名を、磐本に擬せる說あれど、信じ難し。磐基驛は、膽澤郡の北にて、恐らくは相去村の邊ならん、卽、當時奥州驛次の終極なり、此なる磐本鄉と相混ずべからず。

一關

今、一關町、人口七千、磐井川の南に倚り、驛亭にあたる。鐵道、盛岡五十六哩、仙臺五十七哩。

舊仙臺の支封田村氏の城邑なり。

一關地誌稿云、關邑略志に一關二關三關右三邑の地は、天喜康平の間、安倍氏の亂に關塞を置くにより、後分て、邑名とす、天正十六年始て驛を開くと、其詳說を知らず。○平泉志云、平泉村の南に一の關あり、續きて二の關、三の關あり、是關柵にあらで、堰堤より謂ふ名なるべしとの說あれど、若くは、平泉舘に關る要害の名にやありけん。○國郡志云、西磐井、有一關二關三關、在狐禪寺西、今皆爲村名、蓋中古置關處、有磐井川、康平之役、安倍貞任戰敗於此。（陸奥話記）

葛西實記に「承久兵亂の後、千葉五郎兵衞晴胤の男、頼胤、品有て、葛西家へ預けられ、遂に聟となり、數所を知行す、其六男を一關六郎といふ」とあり、卽、一關、千葉氏の舊邑なりしを知る。安倍氏の族黨の事

は、俚談、信な取りがたし。

一關城址(イチノセキ)　驛市の西南に在り、又、篠見山、釣山、御館(ミタテ)山といふ、近世、田村氏居れり。○封内記云、一關古壘、葛西家臣小野寺伊賀所居、今當主田村家亦爲居館。白崎城、葛西家臣千葉内膳所居。○岩手縣史談云、田村氏は、舊仙道田村郡(今岩代國に屬す)の領主たり、卽、征夷大將軍坂上田村麻呂の裔に出づと稱したり、天正中、淸顯に至り、男子なし、女は伊達政宗に嫁與す、淸顯の死するや、後事を伊達氏に附托す、已にして、族子宗顯城邑を失ひしかば、家名絶ゆ、後、伊達忠宗、二男宗良(隱岐守)を立てゝ田村氏の後とし、寛文年中、柴田名取の三万石を食ましむ、天和中、更に之を一之關に移しぬ。○平泉名勝誌云、一關の西南には、安倍賴時の子、磐井五郎家任の居りし高崎城址あり、磐井川に圍まるる要害の地なり、後、慶長年中伊達政景茲に居りしが、其膽澤郡水澤に移るに及び、伊達宗勝代りて居ること十二年なり、天和元年、田村建顯、名取郡(陸前國)岩沼より移封せし、以來、明治の初年に至るまで、三萬石の邑城たり。

豐谷古廟　　關　元龍

前朝餘古寺、遺廟托空山、草沒幽蹊蔓、苔侵斷碣斑、綱垣蛛母繞、巢宇雀兒還、滿目悲哉色、秋深豐谷間、

祥雲寺(シヤウウン)　封内記云、一關邑祥雲寺、臨濟宗、初寛文十一年十一月、田村隱岐守宗良造營於本州名取郡岩沼北長谷邑、雲居和尚開山、天和中、宗良移釆地於本邑時、第二世古碉和尚中興、移于本邑、田村家寄附百石地、願成(グワンジヤウ)寺、(地云釣山)曹洞宗、至德二年、新山城主興田成輔造營、正法寺梅榮元弘和尚開山。竹内興田盛輔墓、釣山願成寺中に在り、牌誌に曰く、「新山城主、四位少將、上野守、竹内興田盛輔卿、一堅元入大居士、應永元年十月十四日、當山開闢、至德二年四月八日建立」、關邑略志に之を論して曰く、上野守は親王の任國なり、疑ふべし、又、應永年中は葛西氏爲政の時なり、今葛西殿下の諸譜を按するに、未だ見る所なし、獨り和光院の譜に、興田左近あれば、或は其後胤なるか、再考すべし、又、盛輔卿は、初め岩柳邑新山城主、中ころ東山大原新山に移り、後に一關新山に移ると、安永風土記に載す、然とも其說不審なり、又、一古石塔、初め藥師澤にありて、小野寺阿波守の墓なりと云へるならば、彼子孫と稱する者、願成寺に移し、寶曆七年に、新牌を造納すといへり。

（願成寺）

狐禪寺(コゼンジ)　今、眞瀧(マタキ)村の大字とす、一關の東一里、北上の西岸なる渡津なり。石卷へ上下する汽艇は、毎日此に發著す、對岸は舞草村にて、東山氣仙への往來、又此にて北上を航絶す。

大八洲遊記云、發一關里餘、至北上河岸、乘小舟達流船、時同乘者十餘人、八時解維下河、兩岸皆山、巒連嶂接、夾河東走、而黃茅白草無可見、下河十里、至登米村、右岸山盡、岸高不能見闤闠、下至鹿腹村、河至此分爲二、一東流抵船越濱入海、一南流抵石卷入海、乃右赴石卷(以下牡鹿郡)、時日已薄暮、雨又至、至港口、夜八時、自一關至此二十餘里。

封内記云、狐禪寺邑、有號山田地、小禪子大明神、不詳何時勸請何神。

瀧澤(タキサハ)　今、狐禪寺、眞柴と合して、眞瀧村と改む、一關東南の原野を占め、北上川の西岸の上とす、其南界は流郷の彌榮金澤に至る。(東磐井郡の舞草峽流に合考すべし)伊達勤王事歷云、奥州に、顯家、顯信、兩卿が子女の事を傳ふる所、往々あり、然れども、皆、妄誕なり、字多郡、中野村に、兒石(チゴイシ)といふあり、國司顯信卿が靈山城の陷りし時、顯家卿が令子天童丸、迷ひ出で、此石に息ひて、遂に死せり、其墓は、石の東一町許、兒墓といふと云ひ、又、同郡、今田村の知法寺は、顯家卿が息女松尾姬か建立なりと云ふ、(奥相志)又、伊達郡、立子山村の一閑寺は、日蓮より第三世日尊の開基なり、日尊は、國司顯家の第三子、康永四年五月八日、とありと云ひ、(伊達郡村誌)又、西磐井郡、瀧澤村の長壽寺緣起には、正平三年、國司顯家、國兵を帥て、南朝吉野へ上り、伊勢にて歿す、弟顯信、近江に戰死す、家臣黑澤秀邦、顯信の長子虎秀を懷き下りて、月泉和尚の法子とす、祝髮して良乳と名づく、三十歲にして、長壽寺開山となる、時に應永十五年四月なり、などあり、狂人の物語るを聞くが如し。(日本洞上聯燈錄に、良乳の傳あり、人首(ヒトカベ)氏にて、奥州江刺郡の人、文和二年四月生るとあり)

鬼死骸(オニシガイ)　今、牧澤三關と相合せ、眞柴の新名に就く、瀧澤の西、一關の南郊にあたり、奥州大路之を貫き、有壁を經て栗原郡へ通す。又鬼石井に作る

享和元年紀行東山志云、栗原郡有壁驛は、田村侯封内にして、一關まで二里、民家凡七十、大澤田坂、うとふ坂、此所磐井郡界なり、鬼死骸村あり、五十人町には、一關の足輕衆居る、右の方田の中に大石あり、往古鬼の死骸を埋めたるしるしとぞ、一關、民家凡二百、城は東の方に在り。

山目(ヤマノメ)　今、赤荻(アコギ)を併せて山目村と云ふ、直に一關の市街と比檐して其北に居る。南照井堰は、五串、赤荻の方より來り、村中を貫流して東に去り、中里村に至り北上川へ歸す。

東山志云、山野目驛、民家二百餘、ランパ山、杉立の平山にして、式内配志和神社鎭座す。○大八洲遊記云、山目驛、驛與一關屋宇相接、界以磐井川、史曰賴義敗、貞任逐北、至磐井川、卽此也、近邑產苧麻、驛中販麻頗多、苧麻比鹿沼、色白而短。(奥羽史料云、彌平は、江刺郡黑石村の修驗辨意法印の三男なり、時に西岩井郡山之目驛に名高き阿部隨波は、秀衡以來の豪家にし

て、藩祖政宗公當國鎭定の折柄、苗字帶刀及び上下免許を拜受せし者なり、彌平十四歳の時之に仕ふ、隨波未だ其才能を知るに及ばず、童男女と共に箕箒を取りて掃除せしむ、一日見る所ありて、彌平を擧げて支配人とす、此より後隨波が家月々數千金を餘す、皆彌平が才智の能く之を致すなり、彌平年二十四、主家を辭し、自立して小店を驛中に開く、專薄利もて販賣し、廣く遠近に交はり、商業日に往き、月に盛んに、二十許年間にして、財貨の積もる舊主隨波が右に出しとなん、此の時に當りて、藩政の會計、心の如くならざれば、彌平獻納十萬金、寶永七年、家祿百石を賜はり、大番士に列せらる、彌平姓を遠藤と稱し、七十二歳なり、其年更に報恩金十五萬兩を獻す、隨波已に死し、長男小平次三十六萬兩を獻金し、祿三百石を賜はり、大番士に列せらる、彌平が孫を彌左衛門といふ、元文四年、祖父の遺言を繼ぎ、十萬兩を獻金し、百五十石を賜はり、都合二百五十石を子孫に傳ふと。中澤龍澤寺寶永六年の鐘銘に「阿部市賴、其家富貴、其考爲隨波居士」云々と見え、重賴は二世小平治なるべし。されば、隨波は、寛文延寶以下の人ならん。岩手叢書の或記に「安倍瑞波、慶長元和間、大開金銀鑛、以饒藩計、家累巨萬」とあれば、年代疑ふべし。又、或記に曰く「瑞波、山目邑民、其父曰小平治、販漆器、瑞波幼有膽氣、日遊山野、或與人爭鬪、年甫十七、小平治問其所欲、曰得金三十兩從事商業、乃與三十金、大悅購木材、後得五十金又百金、其購木材、皆之石巻、如此數年、一日聞江戶大火、黯然曰、果如所謀、赴江戶、博數萬金、隨波資行鑛業、家僮四五百人、店舖互一町、山目街皆一地、呼銅壺、當時治鐵塊之地、有山本本水者、爲瑞波經畫百事、致百萬之富、隨波死後、本水知子孫虧劣、爲購江戶駿河町市街、收其資千圓、以爲阿倍氏永世之計、而子孫不保遂破產云。

封內記云、山目古壘、凡二、其一號小石名澤館、傳曰、葛西家臣千葉下野清宗(或作晴常)所居、其二號伏牛館、傳曰、葛西家臣小岩駿河所居。○仙臺金石志云、山野目邑、延慶二年の古碑あり。

配志和神社（ハイシワ）

(蘭梅山) (梅宮)

今、山目村蘭梅山の神祠を以て之に擬せらる、文德實錄、仁壽二年配志和神授位の事始見し、延喜式、磐井郡配志和神社と載す。後世、其所在を失ひ、觀聞志にはこれを傳ふるものなし、封內記に至り、山目の梅宮を以て之に擬す。別當寺僧種々の附會を爲して所說あれど、採り難し。又、配志和の語意知れず、夷言歟。神祇志云、配志和神社、在山目村磐座山、稱梅宮、爲西磐井郡總鎭守。○岩手縣史談云、配志和神社は、日本武尊東征の時、親ら三柱の神を鎭祭し、其山を磐座と名つけ、其宮を火石輪（ホシワ）と號す、郡中獨立八面の山也、(今の社を去ること五丁餘)今の地に遷坐せしは延喜年中なり、上古夷賊の逆亂により殿堂炎上して荒郊となる、數世を經て、陸奧鎭守將軍左大臣勢朝臣、宮殿を作り神主を置き、其後、小黑丸、田村麿、小野春風、源義家等の國司、當社を修造し、祭田を寄附し、或は兵器を獻納せり、然るに、應仁以來の大亂に、本宮末社悉く燒亡せしが、天文の末、宮司信慶、假宮を建て祭祀を復せり、其後、信慶の玄孫源慶、正殿を造る、實に正德元年なり。

蘭梅山(山上有配志和神社神名帳所載百座之一也)

躡雲攀石磴、秋色望中間、南畝人如蟻、北江舟似盃、靈威百座社、奇狀千株梅、雨罔羅浮夢、春風月下來、

中里はしは社、山まつり田畑、れきはいふん地訴訟之事、木村伊勢守□□任申理、無異儀候、さまたけ候者あらば、可申上者也

天正十八、四月、　淺野彈正　長吉(判)

六个村中　禰宜中(葛西記附錄)

(此文書疑惑あり、後の定めをまつ)

封內記云、配志和神社、延喜年中、菅亟相之子、下向奧州、居本郡、所父歸京、修造本社、建立寺閣、安置十一面觀音像、菅神之子、以其父愛梅、手自植梅樹於此山、其梅樹長茂、故稱梅森當社明神、一胎生三子、故邑民至今祈安產、植梅樹、以爲賽、是以梅樹自茂、土俗呼紅白梅、稱好文木、或稱關者梅、因號蘭梅山、信濃寺、古昔天台宗、而配志和神社之別當也、中古無住荒敗、天文十九年、長慶爲住職、今修驗日光院先祖也。

中里（ナカサト）

(前堀)

今、前堀、樋之口、細谷等を併せ、中里村と云ふ。山目と接して、更にその北に居り、北上川の西岸に屬す。南照井堰在り、赤萩、山目より來り、村內の前堀に至り、磐井川と共に、北上に歸す。

封內記云、中里邑、古昔前堀、作瀨、細谷、樋口四邑、舊本邑之屬、而曰中津鄕、寛永中、分爲五邑、磐倉山神社、延喜式所載配志和神社之地也、古館八幡宮、在永泉寺中、不詳何時勸請、葛西家臣小野寺修理造營之。(又云、照井堰、凡二、其一號南照井、平泉五串赤萩山目作瀨細谷樋口中里前堀、凡九邑之用水、其二、號北照井、平泉五串達谷中尊寺、凡四邑之用水。

平泉（ヒライツミ）

(高屋)

今、平泉村といふ、山目、中里の北、東に來神の流れを帶び、西に山嶺を負ひ、寺塔田宅は、其間に散在す。南北約一里、(衣川以南)東西二里餘、驛市の地を高屋（タカヤ）といふ、鐵道、一關へ四哩、前澤へ五哩、藤氏三衡の遺跡、八百年の久きを經て、猶幾多の舊物を傳へ、我邦東北第一の古墟なり。

平泉の地、今高屋の南北、河水に沿ひて、一帶の平郊を開き、驛路之を貫ぬく。西方は、山谷相倚り、起伏齊しからず、大略、南北の二區に分ち、其南を毛越寺(圓隆)とし、嘉祥寺、無量光院、觀自在王院等之に屬す。太田川を以て南區の水脈とし、達谷に發源す、高

屋は、太田川の北上に歸する邊に在り。平泉館址は、高屋の少北に在り。北區を關山と云ひ、衣川を以て膽澤郡の地と分つ、中尊寺在り。櫻川は、關山の西南谷に出て、中尊寺の表(オモテ)坂、驛路の邊に至り、北上に歸す。高館址は、南北兩區の交堺にあたり、今驛路を拖して河水を帶び、高丘を占む。〇封内記云、平泉邑、今有高屋宿、倉町(クラマチ)、車宿遺址、東鑑曰「觀自在王院南大門、南北路、東西及數町、造營宿倉町、又建數十宅、高屋西南北、有數十字車宿」、土俗傳云、車宿、古昔造營堂宇時、置運送木石牛車處。

平泉舊墟北江頭、北江日夜水東流、伊昔風雲際會地、周遭山闔草木稠、六郡襲封三世雄、指揮奥羽鎮海東、騰驤駱駱馬千駟、(養馬之地、今稱千廐)、堅甲利兵振威風、更擬寶皇修平泉、四時奇賞一望前、春遊宴酣楊柳館、(館址尙存)、秋獵馬驕霜月田、(霜月田地名、在北水西岸)、天運移來文治時、一朝機敗亂如絲、雨矢雷戟驅風雷、輪鞅忽變一局棊、君不見物換星移六百年、古丘荒蘖不堪憐、鴻雁似訴當年恨、日暮哀號下寒烟、(關元龍)。

封内記云、西磐井郡吾勝鄕平泉、中尊寺、戸河内(ヘカナイ)、達谷四邑、及膽澤郡上下衣川邑、曰衣里、平泉戸口凡三百六十、有號高館地。

平泉志序(森華涯撰)云、余奥人也、而生磐井、襲亂審平泉之事、每怪、藤氏之世九十餘年、奥羽之民安其治、夫奥羽自古稱難化、前有坂將軍之討、後有源父子前後之役、然而叛服相依、至藤氏其成小康者、獨何哉、非禮儀盛典維持之也、非文章彝範陶冶之也、特佛事莊嚴是勤、而躬自奉事之者、出於誠衷、某寺某院、設伽藍也、納佛典也、莫一不備具矣、歐陽子曰、勇蓋三軍者、見佛則拜、夫雖豪悍難化之民、視其奉佛之誠切、而自有畏慕之誠在、此則三世之久、其奉佛之道、偶所以成小康歟、嗚呼教之不可以止也久矣、藤氏奉佛敎尙致小康、況本聖賢忠孝之敎、以維持世道人心哉、虛甕高平君、輯平泉志、其事蹟之確沿革之詳、所以致思者、蓋深矣。

天保壬寅息軒紀行云、平泉、寬治五年、藤原淸衡、自江刺豐田移居於此、祖孫相承九十九年、雄視東北、以源幕府之梟雄、秀衡殁然後敢用師於奥、其富豪强盛、想當如何、而荒樹蒼烟凄絶耳目、獨廢寺積院星散於培塿間者、糊存影響而已、北行二十町、至中尊寺、在關山之上、其東則高館、開路於兩山間、如隧、卽所謂衣關也。〇高平氏平泉志云、平泉は、藤氏三代富榮の遺跡にして、其事實の記錄は、相原三益の平泉實記、同舊跡志、同雜記の三部に若くはなく、其勞を效せりと謂ふべし、抑實記は戰記に準し、舊蹟志は地志に準し、雜記は志料とすべし、互に取捨なき能はず、三書を一にせば、卽全志の體裁を得べき歟、平泉は邑名なり、(陸奥郡鄕考云、吾妻鏡、撰集抄に、平泉郡とあれど、鄕里を指して、郡といふ事多しと)此邑及び中尊寺戸河内達谷衣川、皆同鄕なりと知るべし、この地水脈通路、古今の大變あり、市井跡は、今、北上川の東(長部村の西岸)に屬し、舊巷街の名、田圃に遺れるもあり、北上川、長部山の麓を流れたる昔には、高館に近く衣川流れ、其邊より北上川までの洲に、市街續き家並び數けりと見えたり、永正の古圖には、此間に街道とて、山目村より今の北上川の東と想はるる邊を過て、白鳥村德澤山の東畔、古關所と云ふに通する者あり、是は、卽平泉全盛時代の驛路なり。(東鑑に、北上川の東に道路あり、長橋を架して渡れりとあるは、長部山に據れる道にして、是に異なるべし)

封内記云、北上川西岸、屬平泉邑、此大水、古昔流平泉邑東長部山麓、今流數十町西高館下、以古昔之地圖考之、百年以來也、古昔川跡今爲沼、高館亦以此川屢洪水崩壞、甚狹於古昔之地。〇按、永正中傳寫の平泉古圖に據り、水脈通路の變遷を推すに、古の衣川は、關山(中尊寺)の東北に至り、德澤川を合せ、卽南に折れて、大略、今の北上川の脈絡を走せ下りて、太田川を合せ、又東に屈折して、(祇園の東に於て)北上の大水に合湊したり。されば、衣川の上游、東流の峽間は、膽澤郡の域内なれど、下游の南降東轉兩岸の地は、全く磐井郡の管内なりし歟。彼れ衣の里、衣川の里と呼ばれしは、兩郡に渉り、關山の南北に及ぼせること、自明なり。通路は、上衣川道、關山道、關山道の三路ありしこと、陸奥話記に見ゆ。上衣川道とは、蓋、達谷戸河内の幽澗苑地を迂回せるならん、今詳ならず。關道とは、當時の驛路にして、赤荻より黄金澤(山目の蘭梅山の西)に出で、平泉に達せしか、又は、山目、中里より來り、平泉に達せしか、いづれにもせよ、高館の西を過ぎ、關山に至る者をいふや、知るべし。關下道と云ふは、永正圖に、大路として擧げらるる者にて、祇園の東にて衣川を絶り、進みて北上川と衣川の中洲を貫ぬけり。されば、平泉志に、此街道を、今、北上川の東、長部村の地に屬するならんと、論斷したり。是等の變遷は、主として北上川が、其長部山の下より西に轉し、德澤(中原)瀬原と、關山の間にて、直に衣川を併せ、以下衣川の舊河道を降れるに、是れ由る者とす。(是の河道西遷は、封内記及び平泉雜記に、百年以來といへば、延寶以後の事に似たり)

義經記云、其頃、みやこ三條に大福長者あり、其名を吉次のぶたかとぞ申ける、每年奥州に下る金あき人なりけるが、秀平、いは井の郡に京をたて、二人の子ともを兩國の領主させて、秀平生たらん程に、源氏を君とかしづき奉り、うへ見ぬ鷲のごとくにてあらばやと、宣給ひ候ものをと、申す、云々。〇蒲生氏鄕記云、天正十九年の秋、中納言樣、(秀次)三迫(サンノハザマ)まで御下向、九戸、櫛引兩

人共に、於三迫生害させられ畢、家康岩手澤まで被下、城御普請被仰付、正宗居城とす、拔糠夫（ヌカノブ）中を、南部に被下、御仕置相濟、中納言樣、平泉被成御見物、上洛也。態中遣候、於其許、我等の名をかり、傳馬以下、兵粮猥有之儀、中懸者有之由候條、我々判形無之候はゞ、一切承引仕間敷候、何時も用所之時者、墨付を可差遣者也、

八月十八日　　淺野　彈正

平泉惣中（部類文書）

（中尊寺文書に、天正十九年秋、豐臣秀次、伊達政宗、淺野長吉等の制令、數通あり）

衣里（コロモノサト）　平泉志云、平泉は、磐井郡吾勝郷の邑名なり、此邑、及び中尊寺、戸河內、達谷、衣川（衣川は今膽澤郡に屬せり）の四邑を、衣の里と云ふ、

夜なかされ深山立出るほととぎす衣の里にきつつなくなり、（夫木）　平　爲盛

（この歌は「爲忠朝臣家、參河國名所歌合、衣里」と端書あり、（平泉志）然れば、奥州の證とならず）

衣里、衣川里、衣關山、皆平泉の地なり、衣河柵といふも此のみ。

もろともにたたましものを陸奥の衣の關をよそに見るかな、（詞花）　和泉　式部

袈裟女は、名を阿部麻といふ、其母衣川は、本是京人にして、奥州に下り、衣川に居り、後又歸京し、衣川嫗と號せり、故に世人此女を袈裟と呼ぶ、絕世の佳人にして、遠藤盛遠（文覺）に殺されしこと、源平盛衰記に詳なり。

大田川（オホタ）　平泉の大溪にして、達谷の山中に發し、東北流して毛越寺の南に達し、黃金澤を合せ、祇園（ギヲン）、高屋（卽平泉驛）の間を過し、平泉館址の東南三町許にて北上へ入る。

（祇園）

吾妻鏡云、平泉毛越寺、鎭守、中央惣社、東方日吉白山兩社、南方祇園社、王子諸社、西方北野天神、金峰山、北方今熊野稻荷等社也、悉以模本社之儀、講讀師請僧、或三十人、或百人、或千人、舞人卅六人、樂人卅六人也。○永正古圖に、太田川の南に、祇園王子の兩社を載せたり、今も、驛南（細谷の北）近く官道の邊に、祇園祠のころ是也、中尊寺建武元年文書「新熊野社別當職同領大田庄預所職事、長辨僧都辭申之處、當社者、雖爲毛越寺內、且兩寺營作之徑者、以件預所得分、可致沙汰」云々、奉行矢野豐後權守景倫也、云々、

平泉志云、祇園社、今官道の西にあり、一說に、官道の東にありしを移せるなりと、又、是より西南、愛宕山の下に、祇園社跡とてあるは、御旅所なりとぞ、維新後廢革にて、村社となれり、王子諸社は、今官道の東にあり。

（細谷）

封內記云、大田川、達谷川之末流、而平泉邑曰之大田川、至細谷（ホソヤ）邑、會北上川、

大田川は、往昔、衣川に落合ひたり。永正圖に、祇園の東方に於て、東流の大田川、南降の衣川と、相會する狀明白なり。又、平泉大道は、此會流以下にて、衣川を絕ると雖、更に其西に別路ありて、祇園より直に大田川を絕りて、平泉館の邊に向ふを見る。此後者は、蓋、沿革して今日の官道と爲れる也。されば、往昔の平泉大道は、今の細谷の邊より北行し、其邊にて北微西に向へる祇園道（卽今の官道）と岐分したり。又、衣川は高館山の東北より、平泉館の東側を過ぎ、祇園の東北四五町の地にて、大田川に會へりと想像せらるるが、是等の事實、猶踏查を要する所あり。○又按、吾妻鏡、文治六年二月、大河次郎兼任亂の條に、

千葉新介等、馳加襲到、相逢于栗原一迫挑戰、賊徒分散之間、追奔之處、兼任猶率五百餘騎、當平泉衣河於前張陣、差向栗原、越衣河合戰、凶賊渡北上河逃亡訖、於返合之輩者、悉討取之、次第追跡、

とある衣河は、當時祇園の東にて、北上川に合へる形勢とす。卽、衣川は、平泉の邑中を流れて、其南にて北上へ入れる者なれば、「當平泉衣河於前張陣、差向栗原、千葉等越衣河合戰」云々とも述べられしなり。又賴朝平泉歷覽の條に「麓有流河、而落于南、是北上河也、衣河自北流降、而通于此河」とあるも、まさしき記述に成り、二水の南下並流せるを見る。

幸若曲高館云、去る間、鎌倉殿、急ぎ義經を退治し世を治めんとの御諚にて、長崎の四郎に、三百餘騎を下し賜ふ、長崎急ぎ、奥にも著きしかば、催促廻し勢揃へ、文治五年閏四月二十七日、太田、山口、中村に旣に陣取つて控へたり、（義經記は、長崎某を泰衡の家臣とす、山口は今の山目、中村は中里にあらずや）此所と申すは、平城にては候へども、久しう拵へたる所にて、堀廣うして底深し、如何に敵が詰め寄せて、埋草を込むと云ふとも、三重の堀をば、只一時にはよも埋め去らじ云々。

平泉館址（ヒラーヅミ）　今、平泉驛高屋の北、高館址の南に遺り、其東は直に河岸に至る（東面して東稻山、舞草山に對す）。古圖には、館の東に正門ありて、門前の水は卽衣川なり、今の北上の河道にあたる。されば、館東、洲上の市井邸宅、大半、今の河東、長部（ヲサベ）村の域內に址を擬すべしといへり。（館邊に、毛越寺鎭守、白山山王の二祠を遺し、館の西に伽羅館ありて、無量光院の東に隣ること、古圖にも見ゆるごとし。又、館東を流れし衣川は、猶南に降り、祇園の東にて大田川を合せたり、今は、館址以南の衣川址は、皆田野に變じ、北上は東南方位に流下す）

東鑑云、二品（賴朝）、令求奥州羽州兩國省帳田文已下文書給、而平泉館炎上之時燒失、云云、雖知食其巨細、被尋古老之處、奥州住人、豐前介實俊、並弟橘藤五實昌、申存故實由之間、被召出、令問子細給、仍件兄弟

諸注之南國繪圖、辨定諸郡券契、鄕里田畠山野海悉見此中也、注漏餘目(アマルメ)三所之外、更無犯失、殊家御感之仰、則可被召仕之由、云々。○又云、秀衡館事、金色堂正(一本正作西)方、並于無量光院之北、構宿館、號平泉館、西木戸、有嫡子國衡家、同四男隆衡宅、相並之、三男忠衡家者、在于泉屋之東、無量光院東門構一郭、號伽羅樂、秀衡常居所也、泰衡相續之爲居所焉。

(嘉樂館址)

○觀聞志云、嘉樂(キャラ)館、在新御堂東、來神河西、高館東南、秀衡常居之、祖父清衡舊居江刺郡豐田館、康和中遷此、往時來神河流過長東山下、道路在河東、架長橋而來往、後來流于西畔、亦後洪水瀰漫、失館下地。

封內記云、平泉館遺址、平地也、東鑑曰嘉樂館、土俗曰伽羅御所者、是也、今悉爲田圃、金色堂之正南、隔十餘町、鎭守府將軍陸奧出羽押領使藤原清衡、領膽澤江刺和賀稗貫志和岩手六郡、居江刺郡豐田館、嘉保元年、移於本郡平泉館、稱奧御(オクノミタテ)館、其子基衡、其子秀衡、其子泰衡、相繼居之、至泰衡亡、平泉舊跡志曰、東鑑記康保中移平泉者、嘉保之誤也、觀迹聞老志曰、康保誤康和、其字形相似者、亦非乎、爲嘉保元年者、與清原實俊所告賴朝卿合、爲康和者、亦年數不合。

(奧御館址)

東鑑云、清衡、繼父武貞(號荒河太郞、鎭守府將軍武則子)卒去後、傳領奧六郡、去康保年中、移江刺郡豐田館、於岩井郡平泉爲宿館、歷卅三年卒、而兩國(陸奧出羽)有一萬餘之村、建伽藍、寄附佛餉灯油矣、基衡者、果福軼父、管領兩國、又卅三年也、復夭亡、秀衡得父讓、繼絕興廢、蒙將軍宣旨以降、官祿越父祖、榮耀及子弟、亦送卅三年卒去、已上三代、九十九年之間、所造立之堂塔、不知幾千萬宇、云云。

(伽羅館址)

平泉志云、平泉館址、伽羅御所も之に屬し、(又嘉樂館と稱し、伽羅樂とも書せり、平泉雜記に、屋材に伽羅(カラ)樹をも用ゐたる故に、此名ありしならむと云り、或は伽羅として、黑漆して唐樣(カラヤウ)に造れるより云へるか)舊趾、中尊寺中現存の金色堂の正面に當り、十餘町を隔つ、高館の南にして、無量光院(新御堂とも號す)趾の東北なり、(從來、御所屋敷の名あり、其地東西三町、南北三町許の平地にして、今田圃となり、農家數軒あり、官道を夾めり)本館は、清衡基衡秀衡三代の居にして、秀衡の世子泰衡も相繼て之に居れり、(按に、東鑑に、無量光院の北に並べ、宿館を構へ、云々、同院の東門に一郭を構へ、伽羅樂と號す、秀衡常居なり、泰衡相續て居所となすと、此宿館は卽平泉の館にして、本館に準しては、伽羅御所をも、柳御所をも相包れ、其總名を平泉館と呼ぶなるべし)之を奧御館と稱せり、館の南に酒泉の跡あり、昔時醴泉爰に湧出て、其水甘味なるを以て、此名ありしは、繁昌の祥瑞と里俗語傳へしが、今は廢れたり、

酒泉遺址、在平泉館南、今道路之東也、傳云、古昔酒泉所涌、邑人號之泉酒、舊蹟志曰、稱醴泉之甘味名之乎、此地也乎、所以有平泉之名者、蓋此之由乎、鈴澤池遺跡、傳云、古昔在白山日吉兩社之前、今其跡僅存、西曰池上、東曰池尻、(封內記)

館蹟の邊、今は田園廣漠、人家稀踈にして、春は鶯花の覽なるに、全盛の昔憶はれて哀れに、夏は池邊の螢火隱見の光、鬼燐を覺て冷ましく、秋は野叢の風露、河水の清音、山間の明月、殊に淋しく、冬は霜後の落葉、雪裏の亂鴉いと寒く、千年の昔もさながら眼前に浮び、懷古の情を惹かざるなし、東鑑に、西木戸に國衡の家、隆衡の宅、相並ぶ、云々とあり、西方の郭門を西城(ニシキド)所と號して、其方位に當れるなるべし、又、東鑑に、觀自在王院南大門の南北路の東西、及び數町に、宿倉町を造營し、又數十の宅を建て、高屋の西南北數十字の車宿あり、云云、八花形は、南大門趾の近傍にあれば、是等も郭內にして、館舍續きなりしなるべし、又、忠衡の宅は泉屋の東に在り、云々、この泉屋の忠衡第の舊趾、詳ならず、按に、彼の酒泉の邊を泉屋と云ふか、若然らば、平泉館に屬せるなるべし、一說に、琵琶の柵 卽、泉が城なりともいふ、

忠衡館遺址、東鑑曰、三男泉三郞忠衡者、在于泉屋東、今探問之邑民、無知其遺址所在者、(封內記)

さて、この奧の御館の由來を考ふるに、鎭守府將軍藤原秀鄕より四代、下總國の住人、五郞太夫賴遠の嫡子、亘理權太夫經清、陸奧國に住し、(亘理郡を領し、其稱を氏とせしなるべし)安倍賴時の女を娶る、經清、康平五年、賴時の反逆に黨し、源賴義朝臣に誅せられ、其妻淸原眞人武則に嫁し、二歲の兒を携養せり、武則之を嫡子武貞(荒川太郞)の繼子となす、卽清衡なり、後に二子を擧げ、兄を武衡、弟を家衡と稱し、二子共に清衡の異父同母弟なり、(武貞を太郞と稱し、武衡を三郞と稱するにて、清衡二郞なる事知らる、又、一說に、彼の未亡人、武貞に嫁すとするは誤なるべし、其二子武則の子なる事、將軍三郞將軍四郞と稱せしにても知るべし、卽鎭守府將軍の子なればなり)兄弟生長して各分れ居りしが、故ありて、武衡家衡は將軍義家に反せしかど、清衡は將軍に屬し、寬治五年、征戰の役に功あるを以て、同六年、奧羽兩國の押領使に任せられ、鎭守府將軍を兼れ、六郡を領知す、豐田に住し、兩國の軍兵十七萬騎を督し、其居館を方俗奧御(オクノミタテ)館と稱す(今、餅田村に其舊跡あり)嘉保年中平泉に館を移し、大治元年七月卒す、一說に、年六十七、嫡子基衡、其遺跡を承ぎ、保元二年卒し、嫡子秀衡相襲て兩國を管領し、嘉應二年、鎭守府將軍に任し、養和元年八月、陸奧守に任し、同三年十月卒す、(一說に、歲九十二といへり、之を正說として、本年より逆算すれば、永長元年の出生なるべし、此年清衡三十六歲に當れば、基衡二十歲以下の時の子なるべし)五男あり、嫡男西木戸

太郎國衡、二男泉冠者泰衡、(一説に伊達二郎といへり)三男泉三郎忠衡、四男本吉冠者隆衡、五男出羽冠者通衡(一説、仙北五郎烈衡といへり、按に五男の事東鑑に見えず)なり、東鑑に、其衡の妻は鳥海三郎宗任の女なり、秀衡の先妻は、近江國の住人佐々木源三秀義の姨母なり、後妻は前民部少輔基成の女にして、泰衡忠衡を生む、とあり。

一宮楊柳是平泉、掌握二州兵馬權、上國般塵先不到、春風古斷九十年。　大槻　磐渓

國郡志云、昔大彦命裔安倍氏、居本國、世爲俘囚酋長、朝廷或任大掾、(大掾據安藤系圖)或補伊澤和賀江刺稗拔志波巖手諸郡司、部落服屬、(郡名據東鑑)至後冷泉帝時、勢益強大、賴時與其子貞任遂據六郡叛、劫略諸郡、守源賴義攻滅之、收復其地、時出羽俘囚長淸原武則、從賴義有功、因拜鎭守府將軍、(陸奥話記)至其子武貞、又領六郡、傳子眞衡、白河帝時、眞衡弟家衡、及叔父武衡作亂、與眞衡相攻、守源義家援眞衡、討平之、(後三年軍記、東鑑)前是、藤原秀鄕裔經淸、爲本國權守、(尊卑分脈)後黨安倍氏伏誅、(陸奥話記)其子淸衡、長於武貞家、至此屬義家、(後三年軍記)以功又領六郡、爲本國押領使、(東鑑、尊卑分脈)其子基衡、襲職兼管出羽、勢浮國衙、(東鑑、古事談)至子秀衡、擴有圖境、以平氏爲任國守、(玉海)源賴朝據鎌倉也、素憚秀衡、務修鄰好、子泰衡嗣、賴朝大擧滅之、割郡邑賞將士、(東鑑)遂廢鎭守府、(職原抄)初安倍氏之滅貞任、子高星走匿津輕、竟領其地、賴朝以其裔安東季信爲守護、邊境於是鎭靖、(藤崎系圖、安東系圖)抑奥羽之域、曠漠險阻、土地膏腴、物產豐阜、(藤原保則傳、東鑑)賴朝竭力經略、始歸版圖、(續日本紀、日本後紀、日本紀略)又相門專政、以距京遼遠、視如外地、一附土豪不加羈約、(台記、東鑑)及一旦有事、則役坂東武士委之、世將以專征伐、功罪刑賞無所用意、(陸奥話記、後三年軍記)由此海内險要之國、變爲英雄用武之地、而坂東兵馬之權、竟歸源氏矣。

（柳）

柳館址(ヤナギノタテ)　平泉館の北にして、高館の東とす。古圖によれば、柳御丸(ヤナギノオマル)と、平泉館の間を二之丸と云ひ、二之丸の東なる河岸に、猫間淵あり。(平泉志云、柳御所の舊趾、平泉館の北にあり、初め、淸衡基衡の居所にして、後流人前民部少輔藤原基成(信頼の兄)之に居り、源義經も京都を落て來りし始め、之に居りしなり、此館は高館の下にして、東にありといへど、高館は、義經の爲に、更に此館を分割して、築かれしものと見ゆ、元是同一、柳御所の境内なるべし、今の地形を察するに、河流の變するに隨ひ、沿岸の地壞崩して、狹隘に至れるなり、後世專柳御所と稱するは、高館の東南、新山社下の地にして、田圃となれり。○再考、柳の里と云ふ名、撰集抄に見え、柳館の名、盛衰記に見ゆ、されば平泉の別名を柳ともよべるに似たり。

源平盛衰記云、義經都を落て、金峰に登て、白拍子を此より京へ返し送るとて、金王法橋に誂附て、年來の妻の局、河越太郎が娘計を相具して、陸奥國柳館、秀衡入道が許に尋附たりければ、造作して居侍りて過る程に、秀衡老死しぬ、其男安衡を憑て有けるが、鎌倉に心を通はして、義經を誅す、其時妻女申けるは、一人の子なければ、思置く事なし、殘居て憂目を見んも心うし、我を先立て、死出の山を共に越給へと云ければ、義經、南無阿彌陀佛と唱て、女房を左の脇に挾むかとすれば、首を搔落して、右に持たる刀にて、我腹搔割て打臥にけり。

柳館址　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　關　元龍

楊柳傍墟畔、殘根倚古丘、春風吹恨盡、搖落不勝秋、

撰集抄云、過ぬる頃、陸奥平泉郡栁と云里に、ゐばし住侍りし時、坂芝山(サカシバ)と云山あり、里をはなれて、十餘町の川はたに、高一丈餘なる石塔を立たり、其故を尋ぬるに、或人の申しは、中頃、此里に猛將有、其女子なりける者、法華經讀たく侍りけるが、敎べき者なしとなげきけるに、天井の上に聲有て、我發に居て敎へんと云ふ、あやしく思ひながら、經を得て前に置けるに、天井の上にて敎へ侍り、八日と云に皆習ひ終りぬ、其時天井を見るに、白く曝れたる首に、舌の生たる人の如くなるあり、此白骨の敎侍るにこそと、強て尋ければ、我はこれ延暦寺の慈惠大師の首なり、急ぎ我を坂芝山に送れといふ、卽、此山に納て塔婆を立たり、此女は尼になり侍りしが、此二十餘年に往生し侍る、云々、山の奥に口三間なる屋の形はかり殘れり。○平泉志云、西行は、佐藤氏にて、平泉氏ともと是れ同宗の人なり、而も、其平泉に遊びし事、東鑑に見え、又其時の歌、諸集に見えたり、栁の里は、一本に柳の里とせり、西行の柳淸水の歌、緣ありて覺ゆ、又、坂芝山は、一説、五串村蓮花谷に、逆芝山ありて、此處に慈覺大師の髑髏を埋て建し塔あり、故に骨寺と號し、嘉祥年中中尊寺に遷すと云へり、按に、平泉、始め慈覺大師の開基、毛越寺ありて當初之をケゴシデラと呼し由の緣起あれば、後に淸衡に至り、此骨寺及び僧坊をも平泉に遷して、彼の高石に逆芝山の名を遺しゝなるべし。

（坂芝山）

無量光院址(ムリヤウクワウ)　平泉館址の西にありて、天正年中燒失し、礎石今僅に存す。○新御堂と號す、俗に訛りてシミンダウともいへり、高館の南にして、迦羅館跡の西隣なり、秀衡之を建立す、宇治平等院を摸せりとぞ、三重堂跡、鐘樓跡、梵字池、今總て田圃にして、其間に礎石庭石等、稀に殘れり。(平泉志)

東鑑云、平泉無量光院、號新御堂、秀衡建立之、其堂內四壁扉、圖繪觀經大意、加之、秀衡自圖繪狩獵之體、佛者阿彌陀、丈六也、三重寶塔、院內莊嚴、悉以所模宇治平等院也。又云、平泉內無量光院、供僧一人號助公、爲

因人參看、是甚泰衡之跡、欲奉反關東之由、依有風聞、所被召禁也、被推問子細之處、泰衡實誅戮之後、同十三日、夜天陰、名月不明之間、

　昔にも返らぬ夜半の印とて今霄の月も曇りぬるかな

如此詠華、此事更非奉蔑如當時儀、只折節懷舊之所催也、無異心、云々、則達此由二品、還有御感、厚免其身、剩被加賞、云々。

高館址（タカタチ）　今、平泉驛（高屋）の北凡六町、一邑の中心にあたり、南北二區の交堺に居る。一名衣河（コロモカハ）館といひ、もと安倍賴時の築きし所とも說かるれば、最古蹟と爲すべし。文治中、源義經の此に寓居して敗亡せることは、諸書に載するごとし。(古圖に、平泉館の西北に、義經公御館御所と標す) 金鷄山の東北に連なれる丘阜を占め、其東北は斷崖壁立し、下に江水を激流せしめ、形勢頗莊麗なり。

　高館の東北は、今北上の大江を崖下に激蕩せしむ、されど、是れ二百餘年來の事なり。その昔には、衣川の一帶水あり近く流れ、北上は、遙東に隔りしなり。

觀聞志云、今高館、在平泉村東、阿倍賴時所築、曰之衣河館、文治中、民部少輔基成居此館、義經自殺于茲、世稱高館是也、上有義經古墳、墳畔有一櫻樹、今猶存焉、是乃往時之舊物也、傍有兼房墓、天和中、我前太守綱村君、建祠堂、祭義經幽魂。

陸奥州高館者、源氏義經故城也、薨後遂作荒墟、天和年中、當州太守仙臺羽林綱村公家臣、河東田長兵衞定恒、來治諸郡之次、登此山、訪遺塵、寒煙蔓草、四顧荒凉、故老相傳、五十年前、此地有靈祠、定恒慨然而歎曰、義經者軍功威名市豎街童無不知焉、豈有不封尺寸地、剪一莖茅而安厥神靈乎、即與平泉衆徒共儀、而白公、太守命之、草創一宇、以鐵瓦葺之、人咸號之曰義經（ギケイ）堂、其功可尙、仍賦一偈、充上梁文、偈曰、

　以平等心爲墓址、靈廟新成輪奐美、爼豆來藻川（コロモ）漣漪、薰蒿高館城蒼翠、(下略)

(義經堂)

平泉志云、高館に、古來、義經の墓ありて、一拳石を遺せり、義經持佛堂に入て自殺すと云へば、若しくは佛堂などありし跡にや、天和年中、伊達の家士、衆徒と共に、命をうけて一字の祠堂を創立し、義經（ギケイ）堂といふ、又義經の墓、栗原郡三迫莊沼倉村にあり、高館にて自殺の後、沼倉小次郎高次、其地に葬りて、墓塚を築きたりと、高次の館跡の山上にあり、高次は義經に親しかりし者ならんと云へり。

天保壬寅息軒紀行、從中尊寺、還至高館、拜廷尉祠、天和中、郡宰河東田氏者所建、像則塑於寶曆中、並小陋、不若辨慶堂遠甚矣、公禍起鬩墻、讒間從而乘之、期於必殺、雖奏請討兒、乃出萬不得已、崎嶇弃竄、以絕其世、人之思之、固不在辨慶後、高館又其首丘之地、而廟像之設、獨在五百年之後者、蓋亦有說焉、高館之陷也、公火城僞死、踰鍋破嶺出北郡、以航於蝦夷、至今夷民皆能言判官殿、猶言廷尉公、加羅浮居地方、則至貼公像於門首、以禳疫鬼、夷人諗知甚悉、故久而祀焉、口碑所傳不可誣耳、行官道二里、還一關宿焉。〇按、義經北走渡海の說に、白石の蝦夷志、洞岩の觀聞志以來、之を載せらるゝも頗多し、而も一も信證を取るに足るものなし、斥くべきのみ。

封內記云、高館遺址、或號衣川館、在中尊寺東南、而隔八町餘、平泉舊蹟志曰、考百年前(延寶中)古城書、曰此館東西四百六十間餘、南北百三十間餘、高五十間、此時北上川流東山之麓、今流此館之下、以古昔之地圖視之、百年以來之事、而屢爲洪水崩壞、今甚狹、秀衡使民部少輔基成居於此館、義經得賴朝卿之殿譴時、別構館使之居焉、號之柳御所、義經自殺於此、基成在高館、泰衡滅亡後、賴朝卿使千葉胤賴召基成父子之事、見於東鑑、然東鑑記豫州在基成朝臣衣川館、而自殺者、未審、或云、此館安部賴時所築、而貞任所居之衣川柵、觀跡聞老志所記、亦云爾者、非也、東鑑記賴朝卿歷覽「賴時衣川遺跡、郭土空殘、秋草鎖之、數十町、礎石何在、蒼苔埋之、百餘年」以是觀之、則柵與館別、尤分明也。〇平泉志云、高館は、源九郞判官義經の舊跡なり、古人之を衣河館といひ、又里俗之を判官（ハウグワン）館とも云り、中尊寺の東にありて、八町餘を隔つ、今其所在を專高館と云へり、此館趾は「百年來屢洪水の爲に崩壞し、今は狹隘甚し」と、相原氏の雜記に云ひ、此記は安永年中にして、今より百十年前也、佐久間氏の觀聞志、嘉樂館の條に「往時、北上川、長部山の麓を流れ、其河東に道路あり、長橋を架して往來す、後年西畔に流れ、亦後に洪水瀰漫して、館下の地を失ふ」とあれば、河流の變ぜしは、最古き事にして、館趾崩壞して、益狹隘になれるは、後世の事なり、其地形は、山上平坦の所、僅に十間より二十間に至り、東南西北は八十間許、高低三段にして、西北の高地に義經堂(今は此堂のみ東面なり)、東南に新山社(古社跡に勸請せるなり)、昔時羽黑權現とも云り)あり、高地は狹隘にして十間四方許なり、堂頭は老木蔚茂し、堂後の山地切斷せり、裏面は崩岸絕壁數十丈、俯して北川の曲流を見、仰て東山の群峯を見る、崖下より埋木出づ、是れ殿材の餘燼ならん、表面は坂路急ならず、下れは官道なり、此邊昔時は陸渠なりしとぞ

　義經記云、磐井の秀衡、義經公を左右なくわか本へは入まいらせず、月見（ツキミ）殿とて、つれに人もかよはぬ所にすゑたてまつり、御手所には、ものゝの郡、ほしかのこほり、しだのこほり、たまつくり、遠田郡とて、國の內にてよきこほり、一こほりには三千八百町つゝ有けるを、五こほりぞまいらせける、さふらひどもには、すぐれたるいさはゐさしはましの庄を配分せられけり、やがて御所つくれとて、秀衡が屋數より西に當り

て、衣川とて池を引き、御所つくりて入奉る、城の體を見るに、まへ衣川、ひがしはひでひらがたちなり、西はたうくがいはやとて、しかるべき山につゝきたり。（一名判官物語）、○奥細道云、三代の榮燿、一睡の中にして、大門の跡は一里こなたに有、秀衡が跡は田野に成て、金鷄山のみ形を殘す、先高館にのぼれば、北上川南部より流るゝ大河也、衣川は和泉が城をめぐりて、高館の下にて大河に落入、康衡が舊跡は衣が關を隔て、南部口をさし堅め、夷をふせぐと見えたり、偖も義臣すぐつて此城にこもり、功名一時の叢となる、國破れて山河在り、城春にして草青みたりと、笠打敷て、時のうつるまで泪を落し侍りぬ、

夏草やつはものともが夢の跡、　はせを

佐久間氏が、高館をば、卽、安倍の衣川柵なりと曰へるも、考ふべきことなり。今按ふに、衣川柵は、衣の關と同く、關山に置かれしや必せり、下に其說を擧げたり。彼の衣川村に、安倍の古墟を傳ふるは、信け難し。所詮、賴朝歷覽の文中に「郭土空殘、秋草鎖分數十町」とあるを、高館より西北、關山へかけての荒墟に擬定すべし。當時、藤氏四代の建營も、此間に爲されしが、猶相交はりて、安倍の遺殘を見しならん、と想定せらるれば也。十符菅薦云、安倍貞任が「年を經し糸のみだれのくるしさに」とよめる衣の柵も、この平泉なるべくおもひしに、こは二里ばかりも川上のかたにて、今はあべが城といふ所なりといへる人あり、されど、いかゞあらん、みちのくのくせとして、いさゝか名のよしなどあれば、あらぬ所をも引つけて、とかくいはまほしがることおほし、おもふに、安倍が城もそのたぐひにやあらん。

さて、義經の居れるは、判官物語に月見殿といひ、月見坂の名は、今、關山中尊寺の表坂の別名とす。されば、高館なれば、古人月見殿とも呼びしか。尊卑分脈に、義經の死處を「平泉、衣河館」と明記すれば、高館の一名を、衣河館といへるや疑を容れず。されど、分脈には、往々後人の竄入加筆あれば、縱令之を避くるも、東鑑に、衣河館と見えて、拔くべからず。義經の來投、安倍氏の遺墟に就きて、更に修營し、之に寓居せること勿論歟。

（衣河館址）

十月、平泉に罷り著けるに、雪降り嵐はげしく、ことのほかに荒たりけり、いつしか衣川見まほしくて、まかりむかひて見けり、河の岸につきて、衣川の城見まはらしたる、ことから、やうかはりて、物をみる心ちしにけり、汀氷て、とりわけ寒ければ、

とりわきてこゝろもしみてさえわたる衣川みにきたるけふしも、（山家集）　西　行

東鑑、文治三年十月廿九日條云、今日、秀衡入道、於陸奧國平泉館卒去、日來重病、依急其期、以前伊豫守義顯、爲大將軍可令國務之由、令遺言男泰衡以下、云云、五年閏四月卅日條云、今日、於陸奧國、泰衡襲源豫州、是且任勅定、且依二品仰也、豫州在民部少輔基成朝臣衣河館、泰衡從兵數百騎、馳至其所合戰、豫州家人等雖相防、悉以敗績、豫州入持佛堂、先害妻、廿二、女子四歲、次自殺、云々、六月十三日條云、泰衡使者、新田冠者高平、持參豫州首於腰越浦、言上事由、仍爲加實檢、遣和田太郎義盛梶原平三景時等於彼所、各著甲直垂、相具甲冑郎從二十騎、件首納黑漆櫃、浸美酒、高平僕從二人荷擔之、云々。

平泉葛西館址　封內記云、葛西宅地遺址、在中尊寺南高館西、賴朝卿下向時、使葛西三郎清重、奉奧州總奉行、且管領平泉郡內檢非違使所之事、故構館於此地、三世住居、後移居於登米郡。○陸前登米郡寺池城址、幷びに牡鹿郡石卷の葛西城址に合考すべし。

吾妻鏡云、文治五年九月陸奧國御家人事、葛西三郎清重可奉行、參仕之輩者、屬清重、可啓子細之旨、被仰下、云々、平泉郡內檢非違使所事、可管領之旨、葛西三郎清重賜御下文、於郡內諸人停止濫行、可糺斷罪科之由、云云、凡清重今度勳功、殊拔群之間、匪奉此等重職、剩伊澤磐井牡鹿等郡、已下拜領數箇所、云々。○中尊寺文書云、弘安七年、中尊毛越兩寺雜掌有信相論條々、正應元年、兩寺住侶等、與葛西三郎左衛門尉宗清、伊豆太郎左衛門尉時員、葛西彥五郎親時等、相論岩井伊澤兩郡山野、云々。また、

所載伊澤郡□□□□內一分給主、平泉舞人、左近又太郎、下人三郎二郎恒守自狀、夜討人、同寺領、同郡阿須賀田住人、岩見坊、同舍弟五郎事、早爲其沙汰、可被召出候、仍執達如件、

德治二年十月十六日　左衛門尉　判　下野守

平泉中尊寺權別當御坊

左衛門尉は、前の宗清なるべし。伊豆氏は他に見ず、もしくは伊澤郡柏山氏の舊號にや。

金雞山　平泉志云、金鷄山は、高館の西南に當れり、傳へ曰ふ、秀衡其象を富士山に擬し、高さ數十丈に築き、黃金にて雞の雌雄を作り、此山上に埋めて、平泉の鎭護とせしなりと、又、鄕說に、秀衡、漆一萬盃に黃金一萬兩混へて埋藏す「朝日さし夕日耀く木の下に漆万盃こがねおく々々」按するに、昔時此處に巨万の遺金を埋藏し、且此秘訣を傳へりとも評すべけれど、世には是に類せる諺、他所にも間々ある事なり、附會の說なるべし、今形勢を觀るに、金鷄山、造山、花立の邊より、新御堂を兼ねて、古の嘉羅館に屬する園池なりしごとし。（嘉館の西方の眺望なり）金鷄山の西には、塔山、鐘が嶽、及び田樂森の諸峯延亙して、本邑の西界を爲す。○封內記云、金鷄山、在圓隆寺艮隅、高館坤隅、傳曰、基衡以黃金造雌雄鷄、築山埋之、爲平泉之鎭護、鐘嶽、在毛越寺北、

昔毛越寺中尊寺兩山之僧集會時、撞鐘處。〇平泉志又云、毛越寺の鎮守總社は、金峰山藏王權現なり、東西に守勝手の兩社を屬す、すべて和州金峰吉野山を模せり、金鷄山の東北に在しが、今荒廢せり、千手堂は毛越寺常行堂の北、金鷄山の麓にあり、千手觀音を安置す、今うつして中尊寺經堂に藏む、妙手の彫工、殆眞に迫れり、東鑑に「毛越寺千手堂、木像廿八部衆、各鏤金銀也、鎭守者惣社金峰山、各當東西也」云々。

毛越寺

今、平泉村高屋(平泉館址)の西南凡四町に寺址を存し、草堂僅に名跡を傳へ、天台宗に屬す、本寺の北に無量光院、西に嘉祥寺、東に觀自在王院あり）法號を圓隆といへり。

平泉志云、毛越寺、昔時の境域は、南中里村界より、北衣經堂に至る、東舊祇園社より西舊貴船社に至る、地形丘山に據り、東は東稻の群峯を仰ぎ、西は達谷の靈窟に及び、南は山脈を關梅山に通し、北は高舘山上の老樹森然たるを望む。〇今の毛越寺の僧房は、古境の西南偏隅に在り、中に隆藏寺を推して別當となす。

觀聞志云、毛越寺、在毛越村中、號醫王山、是鳥羽帝勅願所、基衡建之、髓極富麗、天正元年、爲野火燒亡、後盡荒廢、纔餘斑神叢祠、社中藏雲慶作彌陀熊野像八軀、在嘉祥寺址北、今荒廢、九間四面石礎猶存、外爲池塘、綠水悠々、講堂五階塔南大門三區址、共在其傍。〇封内記、毛越寺、號金剛王院、嘉祥三年庚午、慈覺大師開基、堀河帝鳥羽帝勅願之靈場、而藤原基衡奉勅創建、其子秀衡相繼造營之、東鑑所記、曰「堂塔四十餘宇、僧房五百餘字」、嘉祿二年(或爲元龜三年、或爲天正元年)、罹回祿悉爲烏有、其所殘者、歷年之久、荒廢惟存其礎、或爲田圃、其名存者亦多、今僅存堂社八九宇僧舍十八坊、十八坊號之衆徒、其魁號日輪院隆藏寺、天正中玄鏡法印中興、爲天台宗、東叡山之末寺也、除隆藏寺其餘皆妻帶僧也、

（隆藏寺）（毛越）

金堂號圓隆寺、元龜三年、(或爲天正元年、或爲嘉祿二年、未知孰是）罹回祿悉爲灰燼、今惟存遺址、常行堂、回祿之後再造、每歲正月、一山會集、行古禮祭式等、昔營穿池於金堂講堂之前、築島、構南大門於池南、自講堂庭前懸反橋、池痕今所存南北二十餘間、東西倍之、池中立石二個、號之僧石、其石形如兩僧相向立、

平泉志云、毛越等の大金堂、圓隆寺(東西十六間、南北十四間)舊趾、今、常行堂の右にあり、元嘉祥寺といひ、鳥羽天皇敕して圓隆寺の號を賜ふ、嘉祿二年の災に堂像併せて烏有となり、今堂趾に、徑五尺餘の礎石四十九、並に周圍に渠石等殘れり、東鑑脫漏に「嘉祿二年十一月八日、陸奥國平泉圓隆寺、曉六時に災ある由、鎌倉中告廻る者あり、後聞時刻違はず」といふことを記せり、二階惣門(文珠樓)趾縱六間、橫四間、金堂跡の正面にあり、礎石存す、其數十二あり、徑四尺餘、鐘樓跡縱五間、橫四間、樓門跡の左にあり、礎石を存す、重さ二百斤(斤法五百目)の鐘を釣れりと云ふ、古鐘銘に曰く

左青龍東有河流、右白虎西有大澤、前朱雀前有北森、後玄武後在山巖、

寺名圓隆　建奥州中　白虎走西　青龍翔東

玄武遍列　朱雀方沖(中畧)

貞應三年歲次甲申三月　鑄師大和法安

兩寺權別當權少僧都貞信

兩寺別當二位禪師貞禪　大法師奉行宗圓

右洪鐘、寛永元年、仙臺府下へうつさる。

東鑑云、文治五年九月、淸衡以下三代造立堂舍寺領事、悉以被寄附、則一紙壁書、可押于圓隆寺南大門、云々、衆徒等拜見之、各全止住之志、云々、其狀曰、

平泉內寺領者、任先例、所寄附也、堂塔縱雖爲荒廢之地、至佛餉燈油之勤者、地頭等不可致其妨者也、

（圓隆寺址）

毛越寺事。堂塔四十餘宇、禪房五百餘字也、基衡建立之、先金堂號圓隆寺、鏤金銀、纏紫檀赤木等、盡萬寶交衆色、本佛安藥師丈六、同十二神將、雲慶作之、佛像以玉入眼事、此時始例、講堂常行堂二階惣門鐘樓經藏等在之、九條關白家染御自筆、被下額、參議敎長卿書堂中色紙形也、此本尊造立間、基衡乞支度於佛師雲慶、雲慶注出上中下之三品、基衡令領狀中品、運功於佛師、所謂金百兩、鷲羽百尻、七間々中徑水豹皮六十餘枚、安達絹千疋、希婦細布二千端、糠部駿馬五十疋、白布三千端、信夫毛地摺千端等也、此外副山海珍物也、三个年終功之程、上下向夫、課駄山道海道之間、片時無絕、又稱別祿、生美絹積船三艘送之處、佛師抃躍之餘、戲論云、雖喜悅無極、猶練絹大切也云々、使者奔歸語此由、基衡悔歎、亦積練絹於三艘遣訖、如此次第、達鳥羽禪定法皇叡聞、令拜彼佛像御之處、更無比類、仍不可出洛外之由、被宣下、基衡聞心神失度、閉籠于持佛堂七个日夜、斷水漿祈請、依申子細於九條關白之間、殿下令伺天氣給、蒙勅許遂本安置之、次吉祥堂、本佛者模洛陽補陀洛寺本尊(觀音)生身之由、有託語、爲嚴重靈像之間、更建立丈六觀音像、其內奉納件本佛也、次千手堂、木像廿八部衆、各鏤金銀也、鎭守者惣社金峰山、奉崇東西也、次嘉勝寺、未終功之以前、基衡入滅、仍秀衡造之畢、四壁并三面扉、彩畫法華經廿八品大意、本佛者藥師丈六也、次觀自在王院、號阿彌陀堂、基衡妻(宗任女)建立也、四壁、圖繪洛陽靈地名所、佛壇者銀也、高欄々磨金也、次小阿彌陀堂、同人建立也、障子色紙形、參議敎長卿所染筆也。

毛越寺の開創を、慈覺大師に假託するは、吾妻鏡に、基衡建立とあると相背き、後人の造言なること明白なり。蓋、堀河鳥羽の朝(長治天治の間)に、淸衡關山の大伽藍の造營すでに畢り、其子基衡の更に毛越に事あるは、崇

德の朝(大治以後)たること必せり。又、文永元年、中尊毛越兩寺別當隆覺權別當榮賢等の爭訟の時、幕府下知狀に「當寺者傳園城寺之法、或顯密共以有供僧田」云々、されば本來三井の智證大師(寺門派)の流に屬す、後世、山門(比叡山并に東叡山)に轉屬したるに因り、更に慈覺大師に假託せるに似たり。○平泉志云、毛越寺は、平泉館址の西南に在りて、又伽藍の總名也、圓隆寺、嘉祥寺等、昔此寺中に胚胎す、今、新御堂、義經堂の如きも、亦此寺に付屬せり、嘉祥三年、慈覺大師の開基なり、大師濟度の爲東奥に巡歴し、暫く錫を此地に留め、伽藍を草創あり、嘉祥寺と號し、毛越は、白鹿の毛山路を越し導くの義に取ると云ふ、其後星霜漸く移り殆破壞に屬せるを、長治中、藤原清衡再興す、鳥羽天皇更に圓隆寺の宣下あり、秀衡に至り益社堂坊舍を增築し、泰衡沒落後、幕府更に傳襲を保持す、嘉祿二年十一月、圓嘉兩刹、及び講堂經藏堂鐘樓鼓樓文珠樓等、同様の災に罹れり、然れども歷朝殊崇の敕願所たるを以て、倚公武より修理せらる、施て元龜天正に至り、兵燹に罹り、觀自在王院南大門を始め、社堂坊舍峻宇高樓、悉く烏有となり、唯常行堂のみ災を免る、現存の社堂二十字、僧舍十八坊二庵なり、大泉池の南畔に石碑あり、芭蕉翁俳詠の自筆を勒せり、「夏草やつはものともが夢のあと」。

寺領之事(平泉志)

當州之刺史大膳大夫時行、兩寺巡禮之時、爲佛餉燈油之料所、毛越寺者、柏崎七ヶ村、中尊寺者、瀬原黑澤白濱三ヶ村、被爲寄附云云、(按、基衡秀衡時代の事歟)

鳥羽院御願所平泉毛越寺圓隆寺、六口供僧三拾六町、口別六町、六口柏崎之內、右地頭四方田右衛門尉□綱父子、四十餘年令押領、從六供近年訴申之刻、被改補、被附供僧畢、奉行雜賀彌次郎、(按、鎌府の時歟)

毛越中尊、昔者貳百肆拾餘字令建立畢、今者破壞之間、四十餘字所相殘也、而毛越分社拾余字堂舍拾肆字也、中尊分白山々王社并堂塔拾陸字也、或顚倒或破壞之條、見注文、爰寺領捌百餘町也、抛他事可加修理(中略)、秀衡代者、爲陸奥出羽兩國大營、或十年或廿年所造營也、今雖及微力、云々(文永元年鎌府下知狀)

兩度御注進、大慶令存候、御當寺之御事者、彈正殿(淺野長吉)被請御意候上者、別條不可有之候、殊更隣郡と申、至自今以後、相互可申談心底迄候、尤我等相應之儀、於被仰越者、聊不可有疎意候、委曲御使僧可有傳達候、恐々謹言、

霜月八日　　南部大膳大夫信直(判)

圓隆寺參(部類文書)

摩多羅堂(マタラ)　卽、毛越寺常行堂なり。○平泉志云、毛越寺常行堂は、舍堂跡の左に在り、摩多羅神祠にして、摩多羅神、并びに本尊寶冠の彌陀四菩薩を安置す、摩多羅神は、圓宗守護の神なり、嘉祿元龜天正の三回祿を免れ、一時一山の本堂となりしが、慶長二年四月、野火のため焚け、享保十三年、五間四面の堂を建立し、今に每年正月、一山修法の勤行斷る事なし、古實祭式、路舞(唐拍子とも云)あり、慈覺大師入唐のなり、清涼山の麓に童子出現して之を舞ふ、大師當寺を草創し、常行三昧供修法せられし時、亦童子二人にて歌舞せしもの、今に傳ふるなり、延年舞(延年式とも云ふ)田樂踊(場踊とも云ふ)呼立(笏拍子とも云ふ)祝詞(神秘あり)老女舞(姥舞とも云ふ)若女舞(坂東舞とも云ふ)爾宜舞(職掌舞とも云ふ)兒舞(立合舞とも云ふ)敕使舞(京殿舞とも云ふ)など今にのこれり。

觀自在王院址(クワンジザイワウ)　觀聞志云、觀自在王院、今盡荒廢、舊地在圓隆寺址北、東鑑曰、號大阿彌陀堂、白銀壇而高欄乃磨金也、四壁、書洛陽靈迹名區、小阿彌陀堂、毛越村中、坂上一茆堂、是往昔之址也、兩字共是基衡之妻所建也、堂中藏雲慶所造佛像、彌陀堂、前有鐵塔一基、圍五尺六寸、其銘有、奉安置平泉觀自在王院池中島、奉納六十六部妙典塔婆、文和第四云々。

東鑑云、觀自在王院、南大門、南北路、於東西及數十町、造並倉町、亦建數十宇高屋、同院西南北、有數十字車宿、(この町々は、今の平泉驛の四近にあたるべし)

封內記云、大阿彌陀堂、號觀自在王院、藤原基衡妻造營之、罹元龜之災、其後享保中再造、基衡妻、仁平二年四月二十日沒、至今每歲四月二十日、一山會集於此堂、荷輿同堂、以葬禮之式行法事、小阿彌陀堂、同上、傍有基衡妻古墓、乃阿部宗任女也、又其遺址傍、有古石佛、平泉舊蹟志曰、邑民號之音頭(オンド)佛、傳云、古昔兩阿彌陀堂造營時、主人夫者建之、呼此者曰音頭、故名、土俗曰夫石(ブット)者誤也、凡運送大木大石等、衆人發聲爲勢、其初發聲者、曰音頭。○平泉志云、大阿彌陀堂址は、今常行堂の東北に在り、舊記に「佛壇は一丈五尺、銀なり、高欄は磨金なり、內陣組入れ天井、金を貼る打となす、柱一本四萬貫、四本十六萬貫なり、四壁の圖繪は洛陽の靈地名所なり、一番八幡放生會、二番賀茂祭、三番鞍馬、四番醍醐櫻會、五番宇治平等院、六番嵯峨、七番清水なり」と云へり、此堂元龜四年八月に燒亡し、本尊の像をば他所に移し置しが、享保三年、舊地に假堂を建立せり、古輿あり、葬儀の例を襲ぎ、年々輿を荷ひ幡を列ねて儀式を整ふ、昔時は哭泣せしも、近世は止たり、里俗之を稱して哭祭と云ふ、鐵塔、池中の島に一基を建立す、高さ二尺五寸、圍五尺六寸、形圓くして皷胴の如く、臺は鑄續けにして、三階四方なり、往古は鐵の屋根九輪も有りしが、天正年中に失せければ、更に石に造れり、銘凸字にして都て八十字なり、今此塔を千手堂內に移す、「奉安置、平泉觀自在王院池中島、奉納六十六部妙典塔婆、寶篋鐵塔

鑄立功德、法界民生速□佛道、文和第四亥月上旬、鍛冶久行、行祐法師、鑄師淨圓、金剛覺賢、權律師幸賢、勸進衆法眼定進、金剛覺秀故、法印幸海、衆徒敬白」。

嘉祥寺址　又、嘉勝、嘉承に作り、圓隆寺(金堂)址の西に在り。○觀聞志云、嘉祥寺、是亦荒廢、在彌陀堂南、湛綠淨而爲池塘、七重塔址、在嘉祥舊址西、古礎猶存、吉祥堂、去柳坊舍可百步、其址僅存。平泉志云、吉祥堂址は、常行堂の南にて、隆藏寺の東に在り、嘉祥寺址、(東西二十間、南北十八間)常行堂の西、講堂址の右にあり、初め毛越寺の根本中堂(常行堂、講堂の間にあるゆゑなり)なりき、然るに、圓隆寺と改められ、基衡更に西方百步に地を相し、秀衡先志を承ぎ、二代の功を以て落成せり、是亦嘉祿の災に罹りて、殘るものなし、只大礎巨石を存し、園池の跡今田となれり、礎石の徑各六尺餘なり。○毛越の伽藍を、慈覺大師の開基と說きて、嘉祥三年創始と爲すは、嘉祥の寺號あるが故のみ。而も吾妻鏡に「嘉勝寺、未終之以前、基衡入滅、仍秀衡造之畢功」といひ、諸寺院中にも、最も後れて成りしものとす。後人、此を根本中堂と詐り、嘉祥年中創始の說を實にせんとす、巧黠惜むべし。

西木戸(ニシキド)　毛越寺(圓隆寺)の東南にて、高屋の西なる廢墟をいふ。或は錦戸(ニシキド)につくる。西木戸の西南に隆藏寺あり、卽毛越一山の別當僧房とす。

封內記云、國衡隆衡宅地、遺址、在南大門南、今爲畠、北國衡宅地、南隆衡宅地也、邑民號八花形館、有築出八處、東鑑曰「西木戸有嫡子國衡家、同四男隆衡宅相並」。○平泉名勝志云、國衡館址は、毛越寺の東南一町許にあり、西木戸太郎國衡の館にして、其南に並びて本吉冠者高衡の館跡あり、此北端に八幡社跡あるが故に、里俗八幡原(又は八花形)と稱ふ。

笹谷(ササヤ)　毛越寺別當(隆藏寺)の南に、大田川と黃金(コガネ)澤の相會ふ所あり、祇園の西にあたる。昔の驛路は、赤荻(アコギ)より山丘を橫絕して、黃金澤に沿り平泉に至れりともいふ。陸奧話記の關道とは、恐らくは是れ歟。この黃金澤の東を、笹谷野といひ、中里關梅山の陰なり、細谷(ホソヤ)祇園の田野に連接す。

達谷(タツコク)　今、平泉村の管內なれど、驛路の西二里餘の究谷にして、(五串赤荻の北に一嶺を隔つ)太田川の源とす。或は曰ふ、古の驛路に、上黑澤赤荻より、達谷の山中を過ぎて、一は關山(中尊寺)に向ひ、一は直に戸河(ヘカ)內(ナイ)を經て、共に上衣川に向へる別路ありしと。

一書にタツコクは夷言孤立の山丘の義なりと、義經記にはタウクと錄す、タコクならん。

息軒紀行云、從五串溪、便路觀達谷窟、巨巖聳於山足、架樓於其腹、廣二十七步、上安古佛數十軀、案、此賊窟也、延曆二十年、蝦夷酋高麻呂及惡路王、起自達谷窟、西侵至駿、聞坂上將軍東征引歸、追至奧、大戰神樂岡、射殺高麻呂、斬惡路王、東陲始安、蓋自仁德天皇五十六年、蝦夷始叛、至是六百七十四年、始能覆其巢、坂上將軍之功、於斯爲盛矣、相傳、祠亦其所創、未知果然否、東北行二里、至平泉。○大槻氏云、達谷窟は、平泉村の山中に現存して、今の國道よりは遙に西なり、賴朝の歸路に、此山を見しも、古驛路の西に偏せしを證す、又今の北上川流路、古今に變遷甚し、此邊の往時の地理を說くもの、注意すべき事なり。○平泉志云、達谷は、中尊寺より西南に當り、官道より二里許を隔つ、往昔、夷酋惡路王等の據塞なり、地勢窮山圍繞の陬域にして、東北は毛越寺衣關に道を取り、西南は陣が越の路に入る、四面狹隘にして、眺望の景なし、西南は神山鹿野坂を越て赤荻村に出づ、東北は七曲戸河內を經て衣川村に至る、是れ卽、古の官道なりといふ。

田谷窟(タコク)　東鑑云、文治五年九月、二品敗泰衡、漸還向鎌倉給、御路次之間、令指一青山給、被尋其號之處、田谷窟也、云云、是田村麿利仁等將軍、奉綸命、征夷之時、賊主惡路王竝赤頭等、構塞之岩室也、其岩洞前途、至于北十餘日、隣外濱也、坂上將軍、於此窟前建立九間四面精舍、令模鞍馬寺、安置多聞天像、號西光(サイクワウ)寺、寄附水田、寄文云「東限北上河、南限岩井河、西限窟王岩屋、北限牛木長峰者、東西三十餘里、南北廿餘里」云云。○觀聞誌云、達谷窟、或作田谷巖屋、平泉西南、在達谷村、今曰之山王窟、岩下洞中構樓長九間廣七間、設架于岩窟而造之、往時置佛像百軀、今所存、有毘沙門吉祥天女禪尼師童子等、僅二十餘軀、西光寺、在岩窟以北、號眞鏡山。○封內記云、達谷窟、峭壁斷岩、其高八九丈許、岩大佛、高五丈三尺、在窟西、傳曰、源賴義征伐安部貞任之後、歷覽此地、以弓弭圖大日像於岩面、使石工彫刻焉、或曰源義家、西光寺、號廣照院、天台宗、妻帶也、不詳何人開山、邦君寄附三十石之地。

白雲幽洞碧崔嵬、半倚巉巖梵閣開、淨掃妖氛千載古、
腥風恠雨有時來、　元龍

(西光寺)

神樂岡(カグラ)　平泉志云、陸前遠田郡篦嶽の觀音堂北一町餘に顯念嶺あり、是田村將軍の夷賊高丸を殺せし神樂岡なりと云ふ、但し、奧州中、同名の地所々にあれど、實は達谷窟に近かるべし、或は營(タムロ)が岡とも云へり、營が岡は栗原郡なり。○觀聞志云、神樂岡、其地未詳考、事實則近乎達谷也、傳曰、坂上田村麻呂者、刈田麻呂子也、仕桓武帝、拜征東將軍、以久在奧州、多軍勞也、又當延曆廿年、奧州賊高丸起于達谷窟、大鈔國中、遂發到駿河淸見關、田村奉詔討之、高丸怖而引去、田村追到東奧、大屠其窟、殺高丸於神樂岡、斬其黨惡路王、國中大平、今按日本後紀、無嘗記高丸惡路王事、唯見釋書延鎭傳、言逆賊高丸、而未及惡路王赤頭事、獨元亨釋書曰、將軍親射高丸、而斃於神樂岡、獻首于帝城。

關山（セキヤマ）　今、平泉村高館以西、上衣川に至る山阜の汎名にして、中尊寺此に在り。中世以來、全く其寺領に入りしを以て、中尊寺村の稱あり、古書には、衣關（コロモノセキ）山ともいへり。

平泉志云、平泉中尊寺、戸河内、達谷、衣川（衣川は膽澤郡に屬せり）四邑を衣の里といふ、中尊寺の縁起に、當寺は慈惠大師の開基にして、其後、貞觀元年に、中尊寺の號を賜ひ、四至の境を定めらると云說に據れば、寺號の起れるは、清衡以前にあり、中尊寺の山號を關山と云は、衣關に縁ある古名也。

たゝちともたのまざらなむ身に近き衣のせきもありといふなり、〔後撰〕

ゆく人もえはあけやらぬ吹きかへす衣の關のけさのあらしに、〔續千載〕　贈三位爲子

白雲のよそにききしを陸奥の衣のせきをきてぞこえぬる、〔堀河百首〕　顯仲　朝臣

（衣關址）

封内記云、衣關、在關高館一町餘西戌方、或曰在膽澤郡白鳥邑、平泉舊蹟志曰、東鑑「安部賴時領奥六郡時、西至白河關、東至外濱、各十餘日之行程、其中間開關門、號衣關」據此說、則賴時始構關門、可知也、前太平記曰「衣川關、貞任曾祖父安部忠賴押領六郡以來、八十餘年居此城」、以是觀之、則以近衣川、故號衣關、可知也、又以清衡號關山中尊寺視之、亦中尊寺近此關著矣、膽澤郡白鳥邑、去中尊寺隔十餘里、疑別關乎、猶待他日之所考也。（平泉志云、中尊寺の西部は、謂ふ所の關山の險隘にして、寺塔建立の初めにも、旅人往還の路たり、今も金色堂の西北に方り、關神社あり、然るに、古圖に、衣川の東北（白鳥村の邊）に衣關とて、柵門を畫けり、蓋新古の二關ありしならん。

觀聞志云、高館西一町餘、山下有小關路、是古關門之址也、東史曰「此地昔時、西界白河關、東限外濱、行程十餘日、於其中間、立關門、名曰衣關矣」（一說曰、衣關、在伊澤郡白鳥村、曰鵜木、其傍有關山明神、今曰之關門宅）是乃往時通行之道路、而今廢其地也、高關關門、左側降高峻、右側道長途、南北層巒相峙、險隘可知。

道貞忘れ侍りけるのち、みちの國の守にてくたりけるにつかはしける、　和泉式部

もろともにたゝましものをみちのくの衣の關をよそに見るかな、〔詞花〕

野山多く越て、行くに、衣の關も越ぬ、

うき旅の袖冷かに秋風の衣の關も今日ぞ越つる、

道の側に光堂といふありて、壽永の比名を得し武藏坊辨慶の古跡など有と云ふ。〔安永六年紀行奥荒海〕

（衣川關址）

按、衣關とも衣川關とも呼ばれし要塞の、この關山に在りしこと、疑惑の餘地なし。而も、白鳥村の南、德澤の邊にも之を說くは、恐らくは平泉全盛時代の一柵にして、安倍氏の古關柵にあらず。芭蕉の奥細道に「康衡が舊跡は、衣が關を隔て、南部（ナンブ）口をさし堅め、夷を拒ぐと見えたり」と述べしは、太模稜の言なれど、衣が關（關山）のかなた（白鳥）に、泰衡の舊跡ありと云へる、卽、新衣關なるべし。吾妻鏡には、官照小松楯といへるも、亦彼所歟。

さて、吾妻鏡賴朝歷覽の條に、

二品、歷覽安倍賴時衣河遺跡給、郭土空殘、秋草鎻兮數十町、礎石何在、舊苔埋兮百餘年、賴時掠領國郡之昔、點此所構家屋、男子者井殿盲目、厨河次郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黑澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也、女子者、有加一乃末陪、中加一乃末陪、一加一乃末陪也、已上八人、男女子宅並簷、郎從等屋開門、西界於白河關爲十餘日行程、東據於外濱乎又十餘日、當其中央、遙開關門、名曰衣關、宛如函谷、左鄰高山、右傾長途、南北同連峯嶺、產業亦兼海陸、卅餘里之際、並植楊樹、至于四五月、殘雪無消、仍號駒形嶺、麓有流河、而落于南、是北上河也、衣河自北流降、而通于此河、凡官照小松楯、成通（貞任後見）琵琶柵等舊跡、在彼高巖之間、云々、

とあるは、其形勢、まさに關山より北方を望みしものとす。而も、或は賴時の遺跡を衣川村に求めて、本文を援證する者あれど、合はず。觀聞志に、本文を高館の條に引ける、亦大過なし。高館は、關山の南偏にして、もと安倍氏の遺跡の中につきて、藤原氏更に此に營みし者なればなり。陸奥話記に「以一丸泥、封衣川關」と云ひ、康平五年九月の戰陣攻守の事實に徵證するも、關柵の磐井郡內に屬するや明なり。衣川以北、膽澤郡の地に非ず。話記によれば、衣川關は、之を南より進攻するに、山險水阻并び犯さざるべからず、其路は三條ありて、上衣川、關山、關下とへり。

陸奥話記云、安倍賴時左右皆曰、公言是也、請以一丸泥、封衣川關、誰敢有破者、遂閉道不通、將軍聞之彌嗔、大發軍兵、坂東猛士雲集雨來、步騎數萬、輜重戰具、重疊蔽野、國內震懼、莫不響應、同書又云、康平五年九月、六日午時、將軍到高梨宿、卽日、欲攻衣川關、件關素隘路、嶮阻過嶠函之固、一人拒險、萬夫不能進、彌斬樹塞蹊、崩岸斷路、加以霖雨無晴、河水洪溢、然而令三人押領使攻之、武貞攻關道、賴貞攻上津衣川道、武則攻關下道、自未時迄戌時攻戰之間、官軍死者九人、被疵者八十餘人也、武則下馬廻見岸邊、召兵士久清、（中略）偷得越渡、卽到藤原業近柵、俄放火、貞任等見業近柵燒亡、大驚遁奔、遂不拒關、保鳥海柵、同七日、破關、到膽澤郡白鳥村、攻大麻生野及瀨原二柵、拔之。

此に、武則の進軍せる關下道は、水を渡りて、賊將業近の柵を焚くを得たりと。蓋是れ、細谷（大田川）より衣川

（衣館址）

の下游を越え、關山の東（衣川の東、北上川の西岸）に出でし者にして、安倍氏之を見て、其走路を絶たるゝを恐れ、駭き關山の險を棄て、衣川を越えて退却せしや、想ふに足る。「七日、破關、到膽澤郡白鳥村」と云ふは、以て衣川關の磐井郡内たるを見るべし。著聞集には之を衣館（コロモ）といふ。

著聞集云、衣河の館、岸高く川有ければ、賴義朝臣楯をいたゞきて冑にかされ、いかだをくみてせめたゝかふに、貞任等堪ずして、つひに城の後よりのがれ落けるを、一男八幡太郎義家、衣河に追立、攻ふせぎて「きたなくも背を見する物かな。しばし引かへせ、物いはん」といはれければ、貞任見かへりたりけるに「ころもいたてはほころびにけり」といへりけり。貞任くつばみをやすらへ、しころをふりむけて「としをへしいとのみだれのくるしさに」とつけたりけり。そのとき、義家はけたる箭をさしはづして歸にけり。さばかりの戰の中に、やさしかりける事かな。

この文中に「城の後より逃れ落けるを、義家衣河に追立」云々とあるに、注意を要す。賴時、貞任等の據れるは、平泉の北なる關山（高館を正面とせる）に外ならず、と覺るべし。

衣川營址（コロモカハノタムロ）　さて、關山は安倍氏の故墟、藤原氏更に之に造築せる始末は、前の條々に見ゆ。而も、延暦年中、膽澤の夷巣を擊破するの際、既に衣川營の名著る。されば、此要害は、もと皇軍が北寇の南下を拒げる者にして、衣、北上の二水を重阻して、專、膽澤と東山に當れる事情を悟るべし。後に至り、安倍氏藤原氏が、此に占踞し、以て源家の軍に抗せるは、延暦創始の形勢と、南北首尾を顚倒せる者なり。

桓武延暦八年紀、五月、勅征東將軍紀古佐美曰、見比來奏狀、知官軍不進、猶滯衣川、云々、六月、征東將軍奏、膽澤之地、賊奴奧區、方今大軍征討、剪除村邑、餘黨伏竄、殺略人物、又子波和我、避在深奧、臣等遠欲薄伐、糧運有艱、其從玉造塞、至衣川營四日、輜重受納二日、然則往還十日、從衣川至子波地、行程假令六日、輜重往還十四日、惣從玉造至子波地、往還二十四日程也。

覺鱉（カクベツ）　鱉鼈通用す。續日本紀にも兩出す。其地知れず。或は之を有壁（アリカベ）に擬し、又膽澤城の舊名かともいへり。されど、寶龜十一年紀に、船路を取りて覺鱉城に到らんといひ、且磐井郡内なりしこと、當時戰陣の大形に考へて之を知るを得し。然らば、是れ衣川營の地に擬すべき歟。畢竟するに、關山一帶の水陸の要害に外ならじ。謂ふ所の寇道なり。

寶龜九年六月、賜征戰有功者二千餘人爵、伊治公呰麻呂授外從五位下、自餘有差、同十一年二月、陸奧國言、欲取船路伐撥遺賊、比年甚寒、其河已凍、不得通船、今賊來犯、故先可塞其寇道、仍須差發軍士三千人、取三四月雪消雨水汎溢之時、直進賊地、固造覺鱉城、於是下勅曰、海道漸遠、來犯無便、山賊居近、伺隙來犯、遂不伐撥、其勢更强、宜造覺鱉城、得碍膽澤之地、兩國息無大於斯、陸奧國又言、去正月廿六日、賊入長岡、燒百姓家、官軍追討、彼是相殺、若今不攻伐、恐來犯不止、請三月中旬、發兵討賊、並造覺鱉城、置兵鎭戍、勅曰、夫狼子野心、不顧恩義、敢恃險阻、屢犯邊境、兵雖凶器、事不措止、已發三千兵、以刈遺蘖、以滅餘燼、凡軍機動靜、以便宜隨事、三月、陸奧國上治郡領外從五位下伊治公呰麻呂反、率徒衆殺按察使參議從五位下紀朝臣廣純於伊治城、呰麻呂者、本是夷俘之種也。○復軒雜纂云、覺鱉城は「直進賊地、固造覺鼈城」とも見え「宜造覺鼈城、得碍膽澤之地」などとも見えて、伊治（イチ）より北に進みて、膽澤の蝦夷を征せんが爲に作られしこと知らるれば、伊治城以北にて、磐井郡中なりけむとは推し量らるゝなり、十符菅薦に「覺鼈城、云々、今鎭府のあと遠からで閑別といふ地ありこれなるべし」などあれど、膽澤郡八幡村の鎭守府址の邊に、閑別などいふ地絶えて無し、府址は即ち膽澤城にて、二城接近ならむも、理に合はず、或は、今栗原郡の北境に有壁驛あり、壁即ち覺鼈なりと、此說牽强なるのみならず、覺の字を「カ」とのみ用ゐたる例を知らず、抑、覺の字「カク」「カヽ」又は「カキ」などゝ外は用ゐられず、和名抄武藏國荏原郡の鄕名に覺志（加加之）あり、同書攝津國兎原郡の鄕名に覺美もあり、元明紀靈龜元年正月の條に南島の信覺（今の沖繩の石垣島）などある是れなり、又或人は、覺鼈は「サメカメ」と訓すなどいへど、さる地名何處にも聞かず、鼈は音讀にて、蝦夷語に川を「ベツ」といふに理めたる字なること論なからむ、栗原郡の式內の神社遠流志別は、續紀靈龜元年十月の陸奧蝦夷邑良志別なるべく、此の別も鼈に同じ。○按、北上の水路は、舞草瀧澤の間に峽流を成し、下游は此間より起る。而して、衣川會合以北は、中游に屬し水淺し、されば、船路の上下は、古來、平泉以南に自在なり。且、伊治（栗原）玉造長岡等より、膽澤子波の奧區への來往を觀るに、西磐井の地の、寇道たること、瞭然たり、即、南北出入の門戶と謂ふべし。寶龜十一年の覺鱉城は、恐らくは此ならん。而も、是歲、呰麻呂亂を作し、伊治城陷り、覺鱉の築造果さずして止む。延暦中に至り、衣川營といひ、蓋、前代未終功の者、此に及び始めて成る。而も、覺鱉を以て之を呼ばず、衣川と稱ふ、後世、遂に其名を亡ひ、併せて其地を失ふ、亦此の故歟。

櫻川（サクラ）　高館と中尊寺の間なる細流にして、關山の西南、田樂森、鐘嶽の幽淵の末なり。○平泉志云、櫻川、是に架せる橋、即、官道にして、其所に茶屋兩三軒あり、屋後の眺望最佳絶なり、東北、束稻山を始め、江刺の衆巒、嚴手の遠岳に連互し、高低重疊として、雲外の翠嶺に眼

界を極む、西北、關山を隔て、伊澤の駒が嶽峨々として常に雪峯を仰ぎ、北上川杳々として南に下り來り、又東流し去り、靑松郊路を夾み、旅客徜徉として此間に頭を回らせり。

封内記云、櫻川、中尊寺高館之間也、廣三間許、源出自西山之間、東流關跡之地、入北上川、或曰、安倍賴時植櫻樹、號櫻川、東鑑所記「流駒形山麓者、乃北上川」、而不曰櫻川、則別川可知也。（平泉名勝誌云、櫻川、中尊寺の麓にある小川なり、昔時、北上川は東稻山の麓を流れ、滿山の櫻花、粉蘂飄零して水面に浮ぶが故に、櫻川の名ありしが、今は舊名を此に移して櫻川と云ふのみ。

　卯の花に兼房見ゆる白毛哉、　曾良

封内記云、龜井松、中尊寺山下田中、有古墳栽松、傳曰、龜井六郎重淸墓也、鈴木松、在關迦堂遺址北、傳曰、鈴木三郎重家墓也、兼房塚、近龜井松、傳曰、增尾十郎權頭兼房墓也、有石碑、高三尺餘、廣一尺餘、文字漫滅不見。○平泉志云、龜井塚は、高館の西北二町餘にあり、龜井六郎重淸が墳墓なり、兼房碑は龜井塚の西なり、この兼房は、義經の乳母の父にして、高館落城の時自害し、其墓は高館の中段にありと、何れか是なるを知らず。

月見坂（ツキミ）（衣關山）　又表（オモテ）坂といふ。○平泉志云、中尊寺文書、天喜中、賴義朝臣、白山神を衣關（コロモノセキ）山月見坂に於て、遙拜せられしと云ふ事あり、其月見坂は、中尊寺の東畔の坂上なれど、廣く指しては、衣關と續けて云へるなるべし、今の月見坂彌陀堂は、遙拜の古跡にて、朝臣その征戰の凱旋に、八幡宮を建立せられしが、近年の改革に、八幡の本地佛なるのみ遺して、即彌陀堂と爲す。

辨慶堂（ベンケイ）　平泉志云、今、愛宕堂は、金色堂の東方、月見坂の上にあり、本地佛勝軍地藏なり、辨慶像、長六尺二分、甲冑を著し、數箇の兵器（俗に云七道具）を負へる容貌にして、固有のものを修理せしなり、時代詳ならず、辨慶堂は、元山麓に在りしが、荒廢の後、其像を此堂に遷し、尊之を辨慶堂と稱せり、此邊より衣川中の瀬と云ふを臨む、辨慶が立往生と云へる舊跡なり、（本堂、文政十一年の建築にして、銅葺、縱三間横二間なり）別當は地藏院なり。

　息軒紀行云、觀辨慶堂、像長六尺二寸、環甲戴烏帽、仗偃月刀而立、面灰色、眼光如炬、傍有龜井六郎片岡八郎之笈、製作絕巧、源廷尉之東潜也、道路已梗、從者十餘人、戴兜巾、負法笈、扮爲道士、始能達奥、是即二子所負也、顧當時摧敗之餘、狼狽奔竄、安所得此精巧之器也、且道士貶陋、而揭華麗以自飾、無乃自標異於人乎、此皆可疑也、或云、是貿甲筐、假以寓其名耳、要之、諸人雖名位太不顯、皆致身於所事、顚沛益固、或貌而祀之、或寓思於物、其宜也。○義經記云、高館合戰、辨慶其日のしやうぞくには、黑革おどしの鎧のすそかな物、ひらひら打たるに、黃なる蝶を三つ二つ打たりけるをきて、大長刀の眞中にぎり、うちいたの上にたちける「はやせや殿ばらたち、あづまのかたのやつ原に、物見せん、若かりし時は、叡山にて、よしあるかたには、詩歌管絃のかたにもゆるされ、武勇のみちには、惡僧の名をとりき、一手まふて、あづまのかたの賤き奴原にみせん」とて、鈴木兄弟にはやさせて「うれしや瀧の水、なかはたきの水、日はてるとも、たえずとふたり、あつまの奴原が、よろひ甲を、くびもろともに、衣川に切ながしつるかな」とぞ、まふたりける。

中尊寺（チユウソン）　今、平泉村の關山に在り、長治年中、藤原淸衡創立の伽藍にして、毛越の開隆寺と、相并びて奥州の名場たり。後世、數災厄に遭ひ、寺塔大半滅亡せりと雖、今に金色堂、經藏等遺存し「工藝家謳ふ所の、藤原氏時代の結構を訪求するを得」即、海內稀觀の一偉觀に屬す。明治三十二年保護修理成る、平泉驛（高屋）の西北凡十八町。

　按に、相原友直の平泉雜記に、中尊寺は、淸衡建立以後の名にして、元平泉の內なるべし、今二村となれるは、後世檢地の時に、平泉廣き故に、之を分ちて、中尊寺の門前に、一村を置たるにやといへり。天正十九年の證文に、

　中尊寺門前百姓等、悉令還住、耕作可仕候、聊不可有非分之儀候、自然傳馬人足等之事、中懸族雖有之、一切不可令承引者也、

　　八月十七日（天正十八年）　淺野彈正（判）

　封內記云、關山中尊寺、今號弘台壽院、嘉祥三年庚午、慈覺大師開基、天喜康平之間、鎭守府將軍源賴義征伐安倍貞任宗任時、於衣關月見坂所願、凱旋之時、寄附脹尻小前澤兩邑、堀河鳥羽兩帝勅願之靈場、藤原淸衡再營之、其子基衡、其子秀衡、相繼造立佛像堂塔、建武中罹回祿、其所存者、亦亂世數十年之間、或罹兵燹、或荒敗、悉爲烏有、古堂所存者、僅光堂經堂而已、其餘之堂二十餘宇僧坊十八區、各造小社、假之於舊地礎跡、安置所存之佛像、衆徒十八人、修驗一人、古昔社人也、承仕一人、淸僧妻帶相錯、邦君寄附之地、總別當五十石、金色院十九石七斗、西谷坊（大長壽院）十六石九斗、天台宗、而古來本寺不定、寬文五年、爲武州東叡山末寺、中尊寺金堂、在光堂北、傳曰、本尊丈六釋迦文殊普賢、（回祿之後、存後光佛而已）按、金堂、天仁元年、淸衡造營、三間四面、左右廊二十二間、回祿之後、惟存其遺址。○平泉志云、關山中尊寺は、一山の境內、東西十七町三十間、南北十三町、東は官道を限り、西は戶河內、南は金鷄山、北は衣川村の境を限る、地勢東南は高館及び平泉館に對し、東山の連峯遙迤として、北上川の長流決々たり、西は山聯に關門の古跡あり、右は道路を顧み、左は近く月山の靑峙、蓮臺の高原に隣り、南は鍾が岳より、毛

越達谷に接し、北は琵琶柵の舊墟、衣川の流水を帶ぶ、山坡漸く登りて、深奥に入る、老樹四隅を圍み、靜幽絕塵の淨域たり、寺傳に、昔嘉祥三年、慈覺大師(圓仁)奥州を跋渉し、關山の淨地を相し、佛宇を創め、日吉白山兩社を勸請あり、時の刺史藤原與世之が貴則を捨て、後野州大慈寺の僧榮信、慈覺の蹤を慕ひ堵衞し、貞觀元年、遂に中尊寺の號を賜ひ四境を定めらる云々、鎭守府將軍藤原氏三代の繁華にあたり、寺塔與隆最大を極む、然るに、文治五年、泰衡滅亡の後は、猶鎌倉幕府の修理を得て、保存する所ありしも、建武四年に至り、野火のために一山の寺塔烏有と爲り、僅に經藏金色堂を遺す、(諸堂の佛像以下、負擔して火を免れし者は若干あり)寺領は天正中迄、七村を知行安堵す、伊達政宗卿御受領後、寛永の初年に、後水尾天皇勅して金色堂の破損を修理せさせ給ふ、伊達忠宗卿に至り、當寺の境内を定め、更に若干の寺領を附せらる、近代衆徒、社堂の荒廢を歎き、伊達家の庇蔭を仰き、協心戮力して、絕たるを繼ぎ廢れたるを與し、舊址遺礎に本つき、小祠假堂數宇を建立し、神佛を奉安す、明治九年の秋、聖駕東巡の時、畏こくも當山に臨幸あらせられて、古堂寶什を始め舊樂に至るまで、宸覽に入る、卽、岩倉右府をして、永遠保存に注意すべき旨を懇諭せしめ給ふ、山中老杉鬱然、盛夏猛炎を防ぎ、嚴冬積雪を支へ、丘に依り谷に據り、屋宇參差として、到處散在せり、抑、平泉の古跡にして、地形動かず、剩へ光經の二堂を遺し、現に其舊物を見るべきもの、當山に若くはなし、さて僧坊は、總別當、一山衆徒の首長なり、是を專中尊寺と號し、金色堂の東北に在り、天治三年、已講僧正慶源、遮那授法の印を賜はり、兩州惣法務の道場と定めらる、故に總別當と號せり、金色院竹下坊(往古、權別當と稱し、學頭職を兼たり)大長壽院西谷坊之に次ぐ、(以上大意)。○中尊寺創立につきての論說は、下の白山神社の條に載す。

中尊寺供養願文

敬白、奉建立供養鎭護國家大伽藍一區事

三間四面檜皮葺堂一宇、在左右廊二十二間、

莊嚴、五彩切幡三十二旒、三丈村濃大幡二旒、奉安置丈六皆金色釋迦三尊像各一體、

右堂宇則芝栭藻井、天蓋寶網、嚴飾協意、丹雘悅目、佛像則蓮眼慕餝、紫磨金色、脇士侍者、次第圍繞、

三重塔婆三基、莊嚴、金銅寶幢三十六旒、奉安置摩訶毘盧遮那如來三尊像各一體、釋迦牟尼如來三尊像各一體、藥師瑠璃光如來三尊像各一體、彌勒慈尊三尊像各一體、

右本尊座前、瑜伽壇上、置八供養之鈴杵、立八方色之幡幢、儀軌次第、莫不兼備、

二階瓦葺經藏一宇、奉納金銀泥一切經一部、奉安置等身皆金色文珠師利尊像各一體、

右經卷者、金書銀字、挾一行而交光、紺紙玉軸、合衆寶而成卷、漆匣函以安部帙、琢鈿螺以鏤題目、文珠像者、憑三世覺母之名、爲一切衆生之主、廻慧眼而照見、運智力以護持矣、

二階鐘樓一宇、懸廿鈞洪鐘一口、

右一音所覃、千界不限、拔苦與樂、普皆平等、官軍夷虜之死事、古來幾多、毛羽鱗介之受屠、過現無量、精魂皆去佗方之界、朽骨猶爲此土之塵、每鐘聲動大地、令寃靈導淨刹矣、

大門三宇、築垣三面、反橋一道廿一間、斜橋一道十間、龍頭鷁首畫船二隻、左右樂器太鼓舞裝束卅八具、

右築山以增地形、穿池以貯水脈、草木樹林之成行、宮殿樓閣之中度、廣樂之奏歌舞、大衆之讚佛乘、雖爲徼外之蠻陬、可謂界內之佛土矣、

千部法華經、千日持經者、

右弟子運志、多年書寫之、僧侶同音、一日轉讀之、一口充一部千口盡千部、聚蚊之響尙成雷、千僧之聲定達天矣、

五百三十口題名僧、

右揭口別十軸之題名、盡五千餘卷之部帙、安手捧持、開紐披讀、以前善根旨趣、偏奉爲鎭護國家也、所以者何、弟子者東夷之遠酋也、生逢聖代之無征戰、長屬明時之多仁恩、蠻陬夷落、爲之少事、虜陣戎庭、爲之不虞、當于斯時、弟子苟資祖考之餘業、謬在俘囚之上頭、出羽陸奥之土俗、如從風草、肅愼挹婁之海蠻、類向陽葵、垂拱寧息三十餘年、然間、時享歲貢之勤、職業無失、羽毛齒革之贄、參期無違、因茲、乾憐頻降、遠優奉國之節、天恩無改、已過杖鄕之齡、雖知運命之在天、爭忘忠貞之報國、憶其報謝、不如修善、是以調貢職之羨餘、拋財幣之涓露、占吉土而建塔、冶眞金而顯佛、經藏鐘樓、大門大垣、依高築山、就窪穿池、龍虎協宜、卽是四神具足之地也、蠻夷歸善、豈非諸佛摩頂之場乎、又設萬燈會、供十方尊、薰修定遍法界、素意盡成悉地、捧其全分、奉祈禪定法皇、蓮華臺上日月之影鎭運、功德林中霧露之氣長齊、金輪聖主玉扆無動、太上天皇寶算無疆、國母仙院麻姑比齡、林慮桂陽松子佇影、三公九卿武職文官、五畿七道萬姓兆民、皆樂治世、各誇長生、爲御願寺、長祈國家、區々之誠、天高聽卑、綸綍依請、供養遂思、實曆三年、青陽三月、曜宿相應、支干皆吉、延嘱一千五百餘口僧、讀揭八萬十二一切經、金銀和光、照弟子之中誠、佛經合力、添法皇之上壽、弟子生涯久浴恩德之海、身後必詣安養之鄕、乃至鐵圍砂界胎卵濕化、善根所覃、勝利無量、天治三年三月廿四日、弟子正六位上、藤原朝臣清衡、敬白

件願文者、右京太夫敦光朝臣草之、中納言朝隆卿書之、而有不慮之事、及紛失之儀、爲擬正文、忽染疎毫耳、

鎭守大將軍(花押)

大將軍は、北畠源中納言顯家卿にして、延元元年丙子

十月十五日の書と見ゆ。

東鑑云、文治五年九月、關山中尊寺、經藏別當、大法師心蓮、參上于二品御旅店、云々、當寺、清衡經草創之、忝爲鳥羽院御祈禱所也、平泉寺社注文、

關山中尊寺事、寺塔四十餘宇、禪坊三百餘宇也、

清衡管領六郡之最初草創之、先自白河關至于外濱廿餘个日行程也、其路一町別立笠率都婆、其面圖繪金色阿彌陀像、計當國中心、於山頂上立一基塔、又寺院中央有多寶寺、安置釋迦多寶像、於左右其中間、開關路、爲旅人往還之道、次釋迦堂安一百餘體金容、卽釋迦像也、次兩界堂、兩部諸尊木像、皆金色也、次大長壽院號二階大堂、高五丈、本尊三丈、金色彌陀像、脇士九體、同丈六也、次金色堂、上下四壁內殿、皆金色也、堂內構三壇、悉螺鈿也、阿彌陀三尊二天六地藏、定朝造之、鎭守、卽南方崇敬日吉社、北方勸請白山宮、此外宋本一切經藏、內外陣莊嚴、數字樓閣不遑注進、凡清衡在世三十年之間、自吾朝延曆園城東大興福等寺、至震旦天台山、每寺供養千僧、臨入滅年、俄始修逆善、當于百个日結願之時、無一病而合掌唱佛號、如眠閉眼訖。

中尊寺文書、嘉元三年、兩寺衆徒訴葛西宗清罪科廿八條に「宗清帶御下文、催取出羽陸奧兩國所濟物、稱令配分寺社等、與當參雜掌勝辨合同心、抑留佛神物、數十年不運上、一向私用、雖遣其告、令催促之外、宗清知行內、濟例一向無之旨、奧布十五端、令隱密、只江刺一郡役、謀陳之」云々「清重寃給當國內五部二保之間、宗清爲清重跡、江刺郡佛神物役、致奧布沙汰之由、承伏之上者、爭可論申哉」云々、嘉曆二年、中尊寺衆徒解「右謹檢、國郡庄園人給所々、尙以無不備上分於寺社事、何況諸寺諸社之領哉(中略)、爰奧州內寺領所役未進之段、並羽州狩河以下八个所寺役、一向退轉之間、注文備于右云々、

以て、兩寺は、初め奥羽二州の濟物にて維持せられしを知るべし。○中尊寺金堂舊趾、金色堂に隣り、其東北にあり、建武四年燒亡し、後光佛二十四體殘れり、多寶塔趾、金色堂の西北にあり、長治二年、清衡草創す、故に最初院と稱せり、釋迦堂は金色堂の北に在り、後年再興す、本尊釋迦文殊普賢は定朝作にして、別當は釋尊院なり、三重塔趾、金色堂の西北にあり、兩界堂趾、金色堂の西南にあり、二階大塔趾、金色堂の西北に在り、大長壽院と云ひ、塔の高さ五丈ありといへり(平泉志)

管月絃簫奧州、餘音嫋々訖細流、一聲龍笛傳家秘、
吹起三衡全盛秋、　磐溪

中尊寺嘉元三年訴狀、出羽陸奧散在居住伶人等、於一切經會參勤時之雜掌者、爲當國伊澤郡成河所役、于今無退轉者也。○平泉の舞樂の事は、上の摩多羅堂、下の白山神社等に合考すべし。

(袖判、源顯家)

平泉中尊寺者、陸奧出羽兩國之甲區、堀河鳥羽二代之勅願也、因茲數代之國吏、歸依年久、諸方之道俗、渇仰日新、爰頃年武士及甲乙人等、寄縡於蝦夷梟賊追伐、或闌入椰門、致狼藉、或押妨寺領、及譴使、云々、太以濫吹也、慥可令停止、若有違犯之輩者、就律進交名、可被處嚴科之由、國宣所候也、仍執達如件、

建武元年九月六日　大藏權少輔清高奉

金色堂(コンジキダウ)　中尊寺大金堂址の南(別當坊の西)に在りて、謂ふ所の三衡の墓廟是也。○金色堂は、中に三壇を構へ、彌陀、勢至、觀音、地藏、多聞、持國等を安置す、皆法橋定朝の作とす、中壇には清衡、左壇には基衡、右壇には秀衡、各其棺を藏めらるといふ、四本の卷柱は、七寶莊嚴して、十二光佛を圖し、柱梁には螺鈿珠玉を鏤め、四壁內外、紗布を以て之を包み、黑漆して金箔を貼し、全堂悉く金色を輝かす、故に稱して光堂(ヒカリ)といふ、其覆堂は、將軍惟康親王の建立にして、寬永の初年に、京都御所より勅して破損を修復せしめ玉ひ、明治廿六年、銅葺改修、次て明治三十年、保護修理を加へられ、三年にして成る。

露霜のおく山寺のあとふりてひかりのこせる靈舍なりけり、　眞藤

三世榮華比帝鄕、朱樓碧殿接雲長、只今唯有東山月、
來照當年金色堂、　磐溪

(堂光)

奥細道云、平泉に至りては、兼て耳驚かしたる二堂開帳す、經堂は三將の像を殘し、光堂は三代の棺を納め、三尊の佛を安置す、七寶散りうせて、珠の扉風にやぶれ、金の柱霜雪に朽て、既に頹廢空虛の叢と成るべきを、四面新に圍て甍を覆ひ、風雨を凌ぐ、暫時千歲の記念とはなれり、

五月雨のふり殘してや光堂。

金色堂、永德四年甲子改修の棟札存在す、大檀那平伊豆守沙彌光清、平妙宗女、云々、光清は葛西氏の人なるべきも、系圖知れず。正應元年の棟札は、

合以、依征夷將軍二品親王仰、正應元年太歲戊子初冬日、奉修復、當堂別當、權大僧都法印、大和僧位盛朝、

相摸守平朝臣貞時、前武藏守平朝臣宣時、(中略)

大工藤內次郎　小工彌太郎　鍛冶八郎次郎

封內記云、金色堂號光堂(ヒカリ)、天仁二年、清衡造營、三間四面、內外四方悉以麁布裹之、以黑漆塗之、貼金箔爲金色、後世爲防風雨、木堂之外、造茅堂覆之、五間四面、正應元年、鎌倉將軍惟康親王、命平貞時造營之、今堂中在不動矜迦羅勢多迦二像、共慈覺大師所造、傳曰、此像古昔金色堂拜殿之本尊也、拜殿頹廢之後、安置本堂內椽云。○觀聞誌云、東鑑曰「金色堂、上下四壁內殿、皆金色、堂內構三壇、悉螺鈿也、安阿彌陀三尊二天六地藏、定朝作、乃天仁二己丑所立、藏三代尸者」是也、按、金色堂、如今

土人所謂光堂者是也、在經堂東南、堂柱各圖胎藏界大日十二尊、彫螺鈿縟紋、堂內盡金色、中構三壇、各上置佛像、壇下皆三代之屍也、左壇乃基衡、右壇秀衡、前壇清衡也、寬永中、黃門公修補之次、令發而點檢焉、清衡棺長六尺廣二尺、裹之以白綾、漆其上、納雄劍一口、並鎮守府將軍印璽、基衡裹之以白絹、朱其上、覆白衣、表錦袍、秀衡亦同之、藏和泉三郎忠衡首函、高二尺方一尺五寸、○中尊寺缺年舊記云、金色堂、入金銀交而五十四萬兩、○甲子夜話云、享保年間、靑木文藏に命ぜられ、奥地を遊歷せしめ給ひしとき、中尊寺光堂に、佛像安置の壇石あるをあやしみ、像を取除け石蓋を啓きたるに、內に入道の體連に壞れずして存せり、又其前に鉢あり、中に油の如きものありし、殉死の首二つあり、文藏その油を味ふるに、上品の「ばるさもぺろひやに」にてありしと、是は蠻藥にして、屍に塗れば百年外を經ても皆て壞損せざるなり、以茲觀れば、昔秀衡の頃は、彼邊よりは異國通路もし、又其邊に來港せし蠻舶もありしが、此家の富饒知るべしと、文藏話せしとぞ。○南谿東遊記云、清衡建立の金色堂、尙に舊觀儼然と殘りて、むかしの佛あり、就中、金色堂は、殊の外美麗にして、日光山の外、世間是に比すべきもの稀なり、ことごとく布ぎせにして、厚く漆ぬり、其上に金箔を押て、堂中一樣の金色なり、長押の地紋には、螺鈿珠玉をちりばめ、四隅の柱は七寶を以て莊嚴せり、既に五六百年を經てあれば、螺鈿も貝落ち珠玉も缺損し、金箔も斑なれど、元來結構丁寧なれば、今に猶あたりをかゝやかす斗なり。○息軒紀行云、光堂、天仁二年、藤原淸衡創爲、死而葬於中、基衡葬於左、秀衡葬於右、傍有泉三郎首桶、其三子也、名忠衡、其兄泰衡之襲廷尉也、忠衡援其父遺命以諫、泰衡怒而殺之、時年二十三、蓋衛之器、必因而存之、亦以其忠孝兩全耳、堂舊塗金、故有光堂之稱、今皆褪剝、獨佛像莊嚴、及極樂間時見螺鈿、猶然七百年之舊也。予甞聞、元祿中、寺僧有冒於利者、聞三衡棺中藏多金、謂金之埋於土、與瓦石同、今堂宇頹廢、獨以修之、未必非三衡意、我亦得因以自潤也、先發秀衡棺、尸東帶、長不及中人、面貌如生、僧徒愕然、方議掘開、爲風氣所觸、釋然冰消、金縷、遽埋之、僧發狂而死、質之土人、信矣、藏經堂在光堂北、藏一切經三部。

觀聞志云、鐘樓、在光堂東北、懸鐘有銘、文字半滅、不分明、厚三寸、徑二尺三寸、其銘曰、

佛教、平泉中尊寺、草創歲序、長治二年春、藤原清衡公、忝賜堀河鳥羽勅詔之靈場也、爰建武四年回祿、成阿閣、諸堙頹棄、勵誓鐘鑄志、于茲銘、

關山曉鐘、覺無明眠、驚嶺晚嵐、拂煩惱塵、摧伏魑魅、感降靈仙、悉極六道、下達九泉、鐵輪報苦、餘音無邊、普酬聖賢、四化父母、利物心堅、鑄施金錢、銘加鏤字、永不朽傳、

康永二年大歲癸未七月　日

大旦那左近將監平　親家、　鑄師散位藤原助信
大旦那當國大將沙彌義隆、　願主權律師　賴榮

閼伽堂、(赤堂とも書り、閼伽は梵語に云ふ水の事也) 金色堂の東北にあり、此堂昔時は表坂下の北に在りき、其邊の閼伽水と稱する井今も殘れり、寶曆九年今の地に再建し、本尊不動尊二童子、及び丈六彌陀尊師(運慶の作なり)を安置す、往昔光勝院と號せり、別當は金色院なり(平泉志)。藥師堂、在光堂東南、此堂古昔在中尊寺南岸、故號峯藥師、遺址今猶存、里俗呼曰藥師出山、本尊丈六藥師、此堂荒敗、天和元年、古堂遺址、復本尊於土中、封內記」。

經藏(キヤウザウ) 金色堂の北に並びて、天仁元年共に清衡建立す、元は二階造りなりしが、建武四年上層燒失し、下層のみ今に殘れり。○觀聞誌云、經藏堂、在光堂西北、構八架、三代所寄附一切經三部、紺紙金銀泥淸衡、紺紙金泥基衡、宋本黃紙秀衡寄附也、堂中所藏佛像多、文殊運慶作、最精妙、千手觀音二十八部衆同作、其妙殆逼眞、東鑑「毛越寺千手堂、本像二十八部衆、各鑄金銀」者、是也。○平泉志云、經藏は金色堂に隣りて西北にあり、天仁元年、淸衡建立す、元二階の堂なりしが、建武四年の災に上層燒失し、其殘る所に修理を加へたり、三間四面、六尺六寸間にして、柱の高さ、礎石より一丈二尺なり。

鳥羽院御願、關山中尊寺、金銀泥行交一切經藏別當職事、　僧蓮光所

所領骨寺(岩井郡有之)御堂出入料田漆段、屋敷壹所(瀨原有之)燈明料屋敷肆所內(北谷赤岩兩所龍有之、瀨原村有之)每日御佛供料、白米二斗可入鉢貳之、自高御倉可被取請之、

每月結掛料、上品絹壹疋、白布壹段、自御政所可被取請之、每月每御佛事、請僧壹口、可被請定、

每年正月修正、二季彼岸懺法、每月文殊講、彼員骨寺田畑、一向可募之故也、是偏聖朝安穩、御祈禱無懈怠可令勤仕、右件於自在房蓮光者、爲金銀泥行交一切經本行、自八年內書寫畢、依之且爲本公、且爲器量故、御經藏別當職所定也、就中令寄進蓮光往古私領骨寺、然間、限永代、任蓮光相傳、致御經藏別當、並骨寺者、不可在他人妨、仍可令寺家宜承知之狀、如件、

天治三年丙午三月廿五日　　俊慶　判

金淸兼　判

藤原淸衡朝臣判　坂上季隆判

經藏棟札云、鳥羽禪定法皇御願、關山中尊寺、依征夷將軍家之仰、奉修理御經藏一字、當寺別當、權大僧都法印實助、嘉元貳年甲辰三月十四日、大工右兵衞尉藤原定守、(下略)

中尊寺正和二年十二月訴狀、淡海公後胤、前陸奥守藤原

朝臣清衡、奉送十萬五千兩於宋朝帝院、後當堂之設請、越數千之山河、本渡七千餘卷之經也、依茲、從鳥羽院、爲役料主、是被下等身文殊脇士、共在安置處也、然本朝無双之重寶也、云々。○封内記云、經藏、在光堂西北、今日之經堂、天仁元年造營、而二階之堂也、回祿之時、上一層燒亡、修補其所殘、三間四面、堂中構八架、納清衡基衡秀衡三世所寄附一切經、其制、廣七寸、長一尺五分、高三寸五分、以黑漆塗之、蓋上以螺鈿貼「利弗阿毘曇論上帙」之八字、義不詳、清衡所納、紺紙金銀泥、而行字交、基衡所納紺紙金泥、秀衡所納黄紙宋板也、本尊文殊、獅子座、右優闐王把轡、淨名居士採拂子、立其後、左善財童子、捧圍從、佛陀波利、持錫杖立後、傳云各毘首羯磨所造、其精妙非凡工之所及、或云運慶作、其餘千手觀音二十八部衆、共運慶所造、其妙巧不可勝言、三重寶塔本尊、大日如來彌陀藥師、寶塔同祿後、移於此什物佛具古器古文書等若干。○中尊寺缺年資記云、一切經一部、金銀交而一合、清衡所納也、金紙金泥一部、同前、基衡書寫也、入五百三十六合箱、三方九間七重棚也、唐本一部、卷數同前、秀衡書寫也、唐櫃入十六合。

白山（ハクサン）神社

中尊寺の鎭守にして、金堂址の北に在りて、開山諸寺社の最古跡と稱せらるるも、其由來明徴なし。○觀聞誌云、東鑑曰、崇敬日吉社于南、勸請白山宮于北、白山今在光堂以北、日吉社今廢、大日堂猶存。○中尊寺の創立をば、嘉祥年中の慈覺大師(圓仁)に係けて說くは、後世の附會に出づ、

嘉祥三年、釋圓仁奧地を跋涉せられ、此淨地を檢し、一宇の堂を創建ありて、日吉白山の兩社を勸請あり、是れ寺堂草創の本原にして、時の陸奧守藤原與世、資財を投して修造す、後、賢信大慈寺の僧榮信、法蹤を慕ひ留滿す、貞觀元年に、中尊寺の號を賜ひ、四境を定めらる、云々、

付となれば、天治の願文、幷びに諸文書に、清衡創立の事跡瞭々たり。但し本寺嘉暦中の文書に、

右寺者、鳥羽皇帝之勅願、鎭護國家之道場、所以者何、堀河天皇御宇、長治二年、出羽陸奧兩國之主、藤原朝臣清衡、造立最初院(本尊釋迦多寶並座)、嘉承二年、造立大長壽院(本尊丈阿彌陀脇士九體丈六)之處、依皇帝之勅定、天仁元年、建立金堂、三間四面、左右廊二十二間、(本尊釋迦三尊半丈六幷小釋迦百體同四天)三重塔婆三基、(本尊等在願文)二階鐘樓、經藏、(紺紙玉軸金銀泥行交一切經一部、金泥一切經一部、唐本一切經一部、本尊文殊像者、皇帝被下之)大門三字、幷皆金色堂一宇(一間四面本尊彌陀以降、願成就院、(藥師丈六)瑠璃光院(本尊同前)常住院(釋迦三尊)釋尊院(藥師(本尊同前皇帝御佛)成就院(本尊同前)藥樹王院(藥師幷觀音三十三身)光勝院(彌陀藥師丈六)佛塑院(本尊同前)金剛王院(金剛界大日)大教王院(胎金兩部諸尊皆金色木像)千手院、帝釋堂、白山宮、日吉七社、金峯山、七高山、熊野、八幡、北野天神、辨財天等、合建立記、彼白山々王者、地主權現、而七百餘歲靈神也、受後冷泉院御宇、天喜康平之比、奧州刺史源賴義家朝臣、被追討安倍賴時同息貞任宗任等之時、於衣關山月見坂、奉拜當社而被寄附瓺尻小前澤兩村畢、仍所奉崇當社於鎭守也、爰以、白山々王等諸社者、悉交金銀朱丹之色營作、金堂以下堂塔者、各鏤金銀螺鈿之薦所造立也、然間、云山上坂下、云四方谷々、佛閣並甍禪坊列軒之間、被立按察中納言顯隆卿於勅使、被下相仁已講於唱導、披朝隆卿清書願文、天治三年壬寅三月被遂供養、以降星霜推移、雖年序久、衆徒等所學者、顯密宗旨、所行者、靜謐懇所也、

とあるに參據せば、長治二年の最初建立、其の疑なし。但し「白山山王者、地主權現、而七百餘歲靈神也」云々、七百餘歲を逆推すれば、推古舒明の帝代にあたる。後世の寺院に、慈覺大師、嘉祥三年に勸請といへるは、僞疑ふべし。惟ふに、白山山王は、幷びに天台宗の守護神也、されど、推古舒明の上古、王化未此遠地に洽到せず、豈之を祭るべけんや。もしくは、賴義義家の征軍の此に、山中たまく神祠ありて、之を崇敬せる歟。之を要するに、白山山王は清衡造寺以前の地主權現なりと謂ふを得、造營の日に、之を推して鎭守と爲ししも其以あり。而も、寺社共に、嘉祥三年、慈覺大師の開創と爲すは、妄誕の極のみ。

文永元年幕府下知狀の中に「毛越中尊兩寺別當修學中、當寺傳圓城寺之法、或顯或密、共以有供僧田以下職」云々と見え、本來、三井の寺門智證大師の末流なるべし。後、亂世に至り、本末の關係を失ひ、近世寛文中に、江戸東叡山寛永寺(山門派、慈覺大師の流)に依屬す。慈覺を以て開山と僞るも、如是の情勢に因由する者歟。

封内記云、白山神社、在光堂艮隅、中尊寺鎭守也、記「宮殿造營、德治三年、大檀那法橋實源」、本地佛十一面觀音、慈覺大師作、有舞獅子、傳曰、北條時代所寄附、祭禮、古風之儀式也、有田樂、一山衆徒執行、山王本地堂、本尊釋迦、湛慶作、文殊普賢、運慶作、有大日如來像、運慶作、號人色大日、土俗云、人膚大日、以佛之肌膚温也、是謂人色者也、槻兵燹、所所有焦痕。○平泉志云、山王本地堂は、近年改革、釋迦堂となれり、白山社は、堅横六尺、德治三年の建立にして、大檀那法橋實源と記名あり、嘉永二年燒失、今の社祠拜殿は同六年伊達家の再建なり、維新後、佛體を他堂に遷坐せり、舊別當は法泉院なり、祭禮、古來毎年四月、初午未の兩日なり、午の刻に殿内に山吹一束(枝葉一尺許)を納む、次に獅子舞あり、白山神遙迎式といへり、次に御一箇馬と稱し、衆徒中男

子い七歳なるを選び、二七日潔齋をなさしめ、裝束して、腰に薗葉を挿み、飾馬に乗る。笠上に月日象を戴く、供奉六人、各造花を立たる笠を着け、長刀、木太刀、毘沙門を持つ、金堂址より乗馬し、社前にて下乗し、造花を四方に投散し、馬を急に牽還す、此馬嘶くを以て凶兆とす、次に舞堂にて田樂あり、胡桃木の皮にて、方尺に二尺餘の網代を組織し、四邊に七五三を下げ、上に造花を立たるものを笠にし、大鼓を首に懸け敲く者あり、簓を鳴す者あり、都て八人、鼓吹して噺し、拍子して舞踏す、次に開口式あり、裝束して老翁の假面を被り、立ながら四方に向ひ、一山の縁起風景を頌す、次に祝詞の式あり、納經の裝束して、幣帛を持ち、社前に對ひ、當社の由來を演べ、天下泰平、國家安穩、五穀成就、君民息災を祈る、次に若女の舞と云ふあり、少女の假面を被り、鈴と扇とを把て舞ふ、次に老女舞、嫗の假面を被り、腰を屈め舞ふ、事同じ、次に能樂番、衆徒各其役を務む。(文永文書に、舞樂人卅六人あり)○明治九年東巡錄云、中尊寺金色堂に幸し、次に藏經堂に、次に白山社に至らせらる、寺僧猿樂を演じて叡覽に供す、竹生島の曲、及び開口能を覽玉ふ、古拙にして雅ならず、歸途中尊寺の本坊に憩はせらる、坊中に於て古器物を覽玉ふ。

二階大堂址（ニカイダイダウ）　白山社の西南にあり、嘉承二年の建立にして、大長壽院と號したり。○封内記云、二階大堂、高五丈、昔頼朝卿伐泰衡之後、歸鎌倉、摸此堂、造二階堂、號永福寺、鎌倉志曰、今其遺址、存于鎌倉二階堂邑田中。觀聞志云、釋迦堂、安一百餘體金容、即釋迦像也、兩界堂、兩部諸尊、皆爲金色木像也、二階堂、高五丈、本尊長三丈、金色彌陀佛脇持九體丈六也、按、右三區及佛像、今已亡。

戸河内（ヘカナイ）　今、平泉村の管内にて、中尊寺の西半里なる山中に在り。其澗を戸河内川といひ、衣川へ入る。戸河内の北に、山谷、衣川村(膽澤郡内)と相交錯す。

大長じゆいんのこさかひの事、
むかしは、白山のうしとらのすみの大つきの木より上は、とう庭のうち、したは大壽院のうちさかひ、ゆやのしりの水おちをかぎる、南はたほうのほりをかぎる、西はへかない川くさひさはへかきるなり、此ほか、ひんかしの大さかひ、大はちもり小はちもりのあひのふるいとを、西のうゑに、白山のしたの大つきの木を見わたしてさかひ、はちもりの下のあふらはたけの事、大日とうのあふらはたけの南のれと、大とうのあふらはたけならひ也、(中尊寺弘安二年文書)

琵琶柵址（ビハ）　又、泉城（イツミ）といひ、今、戸河内の東北に在り。康平中、安倍貞任の族成道之に居れりとつたふ。觀聞志云、琵琶柵址、在中尊寺西、阻于衣川、貞任族兄成道之所據、而泉忠衡亦居、仍稱泉城。○封内記云、戸河内邑、琵琶柵、土俗號泉城、平地也、在中尊寺北、傳曰、安部貞任族兄成道所據之古壘也、平泉舊蹟志曰、據東鑑、記頼朝卿歴覽時、琵琶柵、成道之舊蹟也、忠衡所居、在泉屋東、則曰忠衡所居者、非乎。○平泉志云、琵琶柵を泉が城と稱して、泉三郎忠衡之に居れりと言傳へたり、諸書に之を評して、東鑑の說に據れば、疑なき能はずといへり、忠衡が義經に昵近せしを思ふに、始め平泉館の邊に居り、後是に移れるにや。○平泉名勝志云、琵琶柵址は、今上衣川村南股に在り、耕地と爲り、四方に堀跡のこれり。

平泉古器詠、謝宗兄子直寄贈、　磐　溪

陶製古器大如杯、瑞草糾結雙池開、當年定是供香火、
空心依舊吹冷灰、吾兄獲之琵琶柵、千里遠附郵筒來、
想見昔人存手澤、把取古香摩數回、維昔東陲置鎭府、
北門鎖鑰扼奥羽、藤氏三世實據之、九十九年恣跋扈、
一朝舉國付豫州、爲恐孱孫辱乃祖、果然豚犬禍蕭墻、
顚覆終受鬼武侮、獨有忠勇泉三郎、奉持遺命不敢忘、
唱義一戰授其首、于今猶聞俠骨香、琵琶柵荒秀麰麥、
往々耕人出折戟、獨愛此器留全姿、文房長助筆硯役、
却憶昔年游中尊(寺名)漆函親見顯骨存、遥弔英靈奠香
火、一縷吹返萬古魂、

今按、琵琶柵址は、中尊寺の西北十町許、戸河内川の衣川に會する邊とす、其北に水を隔てて一廢墟あり、衣川村に屬す。

衣川（ロモ）　源谷は全く膽澤郡衣川村に屬す、凡四里、南股、北股の二溪に分つ。其峽間を出で關山の北に至るや、初めて平泉の地と相接し、平郊十町許にして、直に北上川に歸納す。古へは、衣川の流、關山の東北に至り、折れて南に降下し、平泉の南に至り、大田川と共に北上へ合湊す。されば、本川の下游約一里は、全く平泉の邑中を貫通したり。何の頃にや、北上の大水西に傾き、衣川の南に屈折するを待たずして之を合せ、形狀大一變す。平泉名勝志云、衣川は二源に出づ、一は衣川村高日王山より發し、之を北股川といふ、一は同村の西南清水大森の山間より發し、之を南股川といふ、此二川衣の館(安倍館ともいふ)の下に至りて相合し、(此所を落合、又百袋（モタイ）ともいふ)泉ヶ城(泉三郎忠衡の居館)を縈回し、中尊寺の北麓を經て北上川に注ぐ。

衣川見なれし人の別れにはたもとまでこそ浪はこえけれ、(新古今)　源　重之

ころも川汀によりてたつ浪は岸の松がねあらふなりけり、(山家)　西行法師

袂より落るなみだはみちのくの衣川とぞいふべかりける、(拾遺)　よみ人しらず

封内記云、衣川、今屬膽澤郡、源有二、其一北出自膽澤郡上衣川邑北増澤、其二南出自清水大森而至中尊寺邑、號百袋（モタイ）地、兩流相會、東流入北上川、古昔隷磐井郡、今

屬膽澤郡、此川及北上川、共以百年以前地圖合考之、其所流大異於今時也。○觀聞志云、衣川流于磐井膽澤之間。而衣關高館之邑、則在川南磐井郡。（按、衣川の水名は、延暦八年紀に見えたり、關山の條に合考すべし。而も、此水を要害として、營柵を建てられ、之を衣川營とも、衣川館とも呼べること、亦前に見ゆ。陸奥話記に、衣川の洪溢にあたり、曲木枝を傳へて之を超渡し、水北に業近の陣柵ありしを焚くといふ。此行路は關下道に屬し、祇園大田川の邊より、高館の東方、北上の西岸に沿りて進みしならんが、古來水陸變移を經し地なれば、今にして之を詳にし難し、永正古圖にも、業近柵址を載せず。

陸奥話記云、康平五年九月、六日午時、將軍到高梨宿、卽日攻衣川關（中略）、霖雨無晴、河水洪溢、然而令三人押領使攻之、武貞攻關道、賴貞攻上津衣川道、武則攻關下道、自未時迄戌時、攻戰之間、官軍死者九人、被疵者八十餘人也、武則下馬、廻見岸邊、召兵士久清命曰、兩岸有曲木枝條、覆河面、汝輕捷好飛、超傳渡彼岸、偷入賊營、方燒其壘（中略）久清如猿猴之跳梁、着彼岸之曲、牽繩纒葛、率卅餘人兵士、同得越度、卽偷到藤原業近柵、俄放火、云々。

奥南盛風記云、天正十九年秋冬の比、糠部の夫のもの催されて衣川に至りけるによめる、

きのふ立ちけふきて見れば衣川裾ほころびてさけのぼるかな、

下々にもやさしき者かなとて、夫の役免されて、本所へかへさせたまへりとか。

膽澤郡

膽澤（イサハ）郡

東磐井郡の北にして、東は北上川を以て江刺郡と相分ち、西は大山脈を以て羽後雄勝郡と相分ち、北界は和賀郡に至る、溪流數派、皆東下して北上に歸す。今、面積五十六方里、人口六萬、十四町村に分ち、水澤に治む。

膽澤は、和名抄、伊佐波と注せられ、七郷に分つ。蓋、延暦年中の建置にして、當時、城柵を築き以て邊塞の固と爲さる、膽澤城是なり。後、鎭守府を本城に移され、將軍常に之に居る。されば、平安朝の上期の王化は、膽澤、江刺を以て北邊置郡の極界とし、延喜式の國郡、及び和名抄の郡郷は、此に終止せり。又、本地以北には、遠膽澤（トホイサハ）の汎稱ありしといふ。

地理志料云、膽澤、名義未聞、古者蝦夷盤踞、未洽皇化、官軍屢征之、稱曰奥（オク）郡、見延暦元年紀、大同四年紀、又稱奥縣、見承和六年紀、其名亙本郡以北津輕地也、寶龜七年紀、發陸奥軍三千、伐膽澤賊、尋募本州諸郡百姓、戍奥郡、卽使占著、給復三年、十一年紀、造覺鼈城、以礙膽澤地、延暦八年紀、膽澤之地、賊奴奥區、大軍征討、餘黨伏竄、殺略人民、二十年紀、遣坂上田村麻呂討平之、明年造膽澤城、鎭壓夷地、移浮浪四千人、戍之、蓋由是將軍自多賀城徙而鎭焉。

膽澤は、往時、夷虜盤據の奥區、水陸東西に跨り、衣河以北に汎く稱へられ、後、其河東（東山）を割き江刺郡を置かる。當時の形勢、延暦八年紀に合考すれば、五月勅、征東大將軍等、得今月十日奏狀、偁「所謂膽澤者、水陸萬頃、蝦虜存生、大兵一擧、忽爲荒墟、餘燼假息、危若朝露、至如軍船解纜、舳艫百里、天兵所加、前無強敵、海浦窟宅、非須人烟、山谷巢穴、唯見鬼火、不勝慶快、飛驛上奏者」、今檢先後奏狀、斬獲賊首八十九級、官軍死亡千有餘人、其被傷害者、殆將二千、夫斬賊之首未滿百級、官軍之損亡及三千、以此言之、何足慶快、又大軍進出之日、兇賊迫拒非唯一度、而大兵一擧忽爲荒墟、准量事勢、欲似虛飾、又眞枚墨繩等、遣裨將於河東、則敗軍而逃還、溺死之軍一千餘人、而云「一時凌渡且戰且焚、攫賊巢穴、還持本營」、是溺死之軍弃而不論、又濱成等掃賊略地、差勝他道、但至於「天兵所加前無強敵、山谷巢穴唯見鬼火」、此之浮詞、良爲過實、凡獻凱表者、平賊立功、然後可奏、今不究其奥地、稱其種落、馳驛稱慶、不亦愧乎、云々、その征戰艱危の狀、以て知るべし。○國郡志云、延暦十年、遣百濟俊哲、坂上田村麻呂、藤原眞鷲、於東海東山二道、檢閲軍士戎具、大峙清猜、閲勅蝦夷（續日本紀）、十一年、夷膽澤公阿奴志包等、歸服入朝（類聚國史）、十三年、征夷大將軍大伴弟麻呂、大破蝦夷、燒其聚落七十五所、收復伊治等諸郡（日本後紀）、二十年、征夷大將軍坂上田村麻呂、又大破蝦夷（日本紀略）、窮追至閉伊村、掃除巢穴（日本後紀）。

類聚國史、延暦十一年、陸奥國言、斯波村夷膽澤公阿奴志包等、遣使請曰、己等思歸王化、何日忘之、而爲伊治村俘等所遮、無由自達、願制遮鬪、永開降路、卽爲示朝恩、賜物放還、夷狄之性、虛言不實、常稱歸服、唯利是求、自今以後、勿加常賜。○南部舊蹟遺聞云、

上古は、陸奥國のおくには、皇命にしたがはぬ夷ともおほく住て、時々あらびたることなど、代々の國史にみえたれば、郡などさだかには立られかたかりしなるべし、又、郡を立られても、今のごとく境などまでもきはきはしく定めかたかりしと見えたり、かゝれば、古は今の膽澤郡の邊までひらけて、奥はかぎりしられざりしかば、おしこめて奥のかたなば、膽澤郡のうちとせられしと見えたり、其故いかにとなれば、和名抄に膽澤郡に鎭守府あるよしみゆ、これはその奥のはかりかたかりしかば、おさへに此所に府を立られて將軍

なおかれしものと見えたり、また奥のかたしられかたかりしかば、其地をさして、其頃は、凡に遠膽澤(トホイサハ)とよびけんかとおぼゆ、いかにとなれば、日本逸史「弘仁五年二月、夷第一等遠膽澤公母志、授外從五位下」云云、又「三代實錄、元慶四年十一月、授近江國俘囚外正六位下遠膽澤公秋雄等、外從五位下」これら、遠膽澤といへる姓、上にもいふごとく、膽澤郡のおくのしれざりしかば、凡に遠膽澤とは呼けむかし。

王政の中衰にあたり、俘囚長安倍賴時、膽澤以北の六郡を擁容し、遂に之に據りて叛く。其占當の遺墟、郡内衣川、鳥海等に存る。已にして、藤原清衡の兩國押領使と爲るや、遷りて平泉(東磐井郡)に在り。膽澤の府城、是より廢す。文治以降、鎌倉武士の諸郡を分治するや、膽澤は葛西氏及び柏山氏に任賜せられ、以て大正に至る。近世の藩封、膽澤江刺以南は、仙臺伊達家に屬す。されば、其北膽の戍所(番所といふ)は、本郡相去(アヒザリ)に在りて、一門伊達(留守)政景の裔孫、水澤邑に居り、其重寄たりき。

東鑑、伊澤(イサハ)に作る、正保圖之に仍る、寛文中、復舊して膽澤に作る、後皆之に仍る、葛西實記に「上伊澤三十三郷、下伊澤三十四郷、西根九郷、合六十六郷を松眞(マノラ)郡と號す」とあれど、松眞郡(闕氏郡郷考には、松浦郡に作る)の名は、他の實錄古簡に見えず。

中尊寺文書、弘安七年、中尊毛越兩寺雜掌有信、相論條條、正應元年兩寺住侶等、與葛西三郎左衞門尉宗清、伊豆太郎左衞門尉時旨、葛西彥五郎親時等、相論岩井伊澤兩郡山野、並非法否事、云々。

上伊澤、下伊澤の區分は、明應中の薄衣狀にも見え、水澤南北を以て之に當つ、今も土俗之に據る。西根柏山(カシヤマ)氏の族黨、并びに其入部の由來詳ならず、大林(オホバヤシ)城址に合考すべし。

東奥道中　　　紀　平洲

奥路猶綿邈、懸高幾眺臨、水清青石瀨、山茂赤松林、
產業恬衣食、歌謠濁土音、行看風俗異、轉使旅情深、

衣川(コロモガハ)

今、衣川村といひ、膽澤郡の南界に居り、即、衣川の渓谷を占めて、上衣川、下衣川の兩區に分つ。其下衣川は、直に驛路(國道)の西に方り、瀨原(磐井郡平泉村)の地と相連なる。上衣川は、更に下衣川の西にして、戸河内(ヘカナイ)、五串(磐井郡)の北なる山村とす。

衣の邑里名は、もと、衣川の兩岸(即、磐井膽澤の二郡管)に渉る。されば、古人の曰へる衣川、衣の城館等は、或は河北に其跡を遺し、或は水南に其事を傳ふ。各其實に就きて分を辨すを要す、漫然一律に論じ難し。

仙臺封内風土記云、衣川、名所也、其源有二、北出自本邑北增澤、南出自清水大森、而至磐井郡中尊寺邑號百袋(モタイ)地、兩流相會、東流中尊寺後、入北上川、古昔隷磐井郡、今屬膽澤郡、此川及北上川、共以百年以前圖考之、大異也。○平泉名勝志云、膽澤郡衣川村、南は西磐井郡平泉村及び嚴美村と境を接し、古くより上衣川下衣川の二つに分れ、昔安倍貞任が居城を構へたる所なり、又、延曆七八年の頃、奥夷征伐のため、紀古佐美、池田眞枚、安倍墨繩等の東下せし時、衣川營を構へたる地も、此處ならんか。○仙臺封内名跡志云、衣川邑、薄田、往昨乏溝洫、憂旱魃有年、邑有山田次右衞門者、自少有高志、平日以救郷隣爲任、依茲以善行所稱、且一郷每歲苦渴水、仍欲引衣川河流而漑之田畝、郷黨皆言、先是有行之者必死神祟、不敢、彼曰、豈有鬼神而疾救郷患之誠哉、若有其神爲祟、則請予受之代郷黨而死、是則我之所欲也、於是強作土人、引之爲溝洫、而耘耡稼穡、得其實、次右衞門亦無恙、自是每年得水而致秋成焉、延寶元年、次右衞門五十八歲而歿、邑民感其志、同七年丁七周忌辰、立碑祭之、儒臣桑名松雲作碑文。

瀨原(セハラ)

今、平泉村の管内なれど、關山の北、全く衣川を隔てて、膽澤郡下衣川村の東に居る。(木賊(トクサ)川といふ細溝あり、近世は中尊寺村の管内たり)其北は即白鳥(シラトリ)村とす。瀨原柵址は、白鳥との堺なる鵜木の關址に擬すべく、小松柵と呼ばれしも、蓋之に同じ。

臥雲日件錄、享德二年十一月六日條云、去月廿日頃、自山階(ヤマシナ)送辨慶石、置于南禪門前外、蓋此石在奥州衣河中流、昔辨慶立此石上而死矣、此石有靈告人、要到京城五條橋、此石出河時、水逆流者三日矣、由是郡縣遞相送、已到此云、石縱橫尺七八寸、色紫、又小石三相加、亦紫色也。○按、封内記に、瀨原の「衣川中瀨(ナカノセ)、辨慶戰死處」云々は、俗諺、立往生の遺址なり。此瀨原は、往昔、衣川と北上川を左右にせる頸地にして、東灘(北上)西溪(衣川)の間なれば、瀨原の名も起り、或は洪水汎濫の日には、實に急瀨とも變ぜしならん。中瀨の名も、其理あるごとし。後世、北上の大水、瀨原の南にて直に衣川を合せ、河道一變す。平泉志に、

衣川中の瀨と稱し、辨慶最期(俗に辨慶立往生と云り)の所と傳へたるは、今、北上川變じて、是に衣川央より落合ひたれば、其邊なるべしとぞ、

とあるも、此意に外ならじ。

平泉志云、七高山(シチカウ)觀音堂(祠堂が森の南)瀨原にあり、比叡、比眞、伊吹、葛城、金峰、愛宕、大峰の七神を勸請し、古へは祠堂が森にありしを、中古、今の地に遷せしが、沿革に由り佛堂に歸せり、別當瑠璃光院なり、中尊寺に屬す。(七高山觀音は、已に嘉曆中の中尊寺文書に見ゆ)

讓與中尊寺御經藏別當職事、
所領骨寺、岩井郡之内在之、免田七段燈油料畠所、
瀨原村在之、屋敷一所、麓在之、同油畠所、赤岩麓

（德澤）

在之、

眞寄房幸玄所

有件於御下知別當職者、奉以金銀之泥一行交一切經書寫修、爲其本行之功、自清衡御館、經藏別當職領、其時往古私領皆寺、彼令寄進一切經藏也、爾有者幸玄之弟子等、一期之後者、蓮光之後親類、且爲同宿、皆相此讓狀、養塲房蓮心所讓與也、仍不可有他妨之狀、如件、

保延六年三月二十八日

中尊寺御經藏別當自在房蓮光（判）

安倍氏の瀨原柵址を、七高山觀音堂に擬せる說あれど、信じ難し、後の白鳥の鵜木の古關址に合考すべし。○平泉名勝志云、瀨原柵、安倍賴時の置きし柵なり、今七高山觀音堂のある所にて、隍渠の跡殘れり、其近隣の地名、皆瀨原といふ。○永正古圖に、瀨原德澤と想定せらるる路の邊、北上川の西岸に、小松館、衣關と標す。是れ、恐らくは、同地にして異名の者歟、やがて、瀨原柵址に擬すべし、今の七高山觀音堂の地には非ず。又、陣場跡とて、近地に二所あり、相望む。

陣場跡二箇所、下衣川村にあり、德澤（トクサハ）山の西畔なり、賴義の貞任等征伐の時、陣せられし地なりとぞ、陣場は、七高山觀音を十二丁餘距り、西北に方れり、賴義軍勢を張り其數を量るに、升形を作り千人を入る、今に升形の跡顯然たり、升形明神と稱し石堂あり、是即磐井膽澤兩郡の境なり。（平泉志）

もしくは、是等の遺墟に、延暦八年紀四月軍奏に、衣河の北なる三營（ミツノタムロ）と見ゆるものにあらずや。

五月、勅征東將軍曰、見比來奏狀、知官軍不進、猶滯衣川、去四月六日奏稱、三月二十八日、官軍渡河、置營三處、其勢如鼎足者、自爾以還、經三十餘日、未審緣何事、故致此留連、居而不進、未見其理、夫兵貴拙速、未聞巧遲、又六七月者、計應極熱、如今不入、恐失其時、已失其時、悔何所及、將軍等應機進退、更無間然、但久留一處、積日費糧、朕之所怪、唯在此耳、宜具滯由及海軍消息、附驛奏來、

何となれば、此の後六月の軍奏に、賊帥阿弖流爲（アトロヰ）との會戰を言ひ、阿弖流爲は今の水澤驛東の跡呂井の酋長と推斷せられ、進止行路の形狀、其三營は、膽澤郡の南方にして、衣川の近地と想定せらるるなり。海軍は河東の誤寫ならん、江刺郡の條に引ける詔文に合考すべし。

下衣川（シモコロモガハ）

今、上衣川と相合せ、衣川村といふ、平泉村管内の瀨原の西にして、中尊寺の北に一溪（衣川）を隔つるのみ。

封内記云、下衣川邑、戸口凡百八十五、有號瀨原地、歩卒二十五口、月山權現社、文明十七年、田野勘四郞者創建、或曰長治中清衡造營、勘四郞再興也、未知孰是、神明宮、有鰐口、銘記「貞治四年乙巳、卯月十五日」吉次宅跡、古昔金商三條吉次信高（或云季春）所居也、家門等之舊礎猶存、磐井郡一關山目兩驛間、亦有號吉次宅跡地、

觀聞志云、橘吉次居宅在衣川北、舊礎猶存焉、吉次奥州大賈、往昔在京師、而會牛若于鞍馬寺、約東行、携之至于平泉、秀衡相喜、賞之以貨財及第宅、此其遺趾也。○平泉志云、京三條の金賈吉次宅地趾、下衣川にあり、里俗此邊を長者が原といふ、吉次の舊跡とて、栗原郡金成驛近傍の畑村、其他所々にあり。

古壘凡三、其一號小松館、傳曰安倍貞任之叔父官照所居、而其後破石又三郞居之、按、破石亦葛西家臣乎、平泉舊蹟志曰、安倍賴時之子境講師官照所居、前太平記曰、小松柵、賴時之子僧良照所居、其二、號雪踏（セツタヤ）屋館、傳曰藤原秀衡母堂所居、其三、不詳何人所居。

觀聞志云、衣川村、近瀧布、有古壘址、永承之役、安倍貞任叔父官照者所守、小松館是也。○平泉志云、小松館舊趾、月山の麓也、境講師官照が居所なり、東鑑に「凡官照小松楯、成通琵琶柵等、舊跡、有彼青巖之間」云々。

今按、永正平泉古圖に、小松館といふを、瀨原の東北と想定せらるる北上の岸邊に標示し、其傍に衣關とふをも標示す。されば、此小松館衣關は、やがて安倍氏の瀨原柵と異名同地歟。然るに、吾妻鏡に、小松柵、琵琶柵を「並に彼青巖之間に在り」といひ、觀聞志、平泉志、並びに其跡を衣川村の西に擬す、大に惑あり。蓋、境講師官照とは、膽澤磐井の郡界なる瀨原に居れるが故の名歟。然らば、衣川村の西なる月山の麓、琵琶柵の邊に、小松柵を求むるは、誤れるに似たり。

衣館址（コロモノタテ）

古來異說ありて、未定に屬す。其河南に在りと云ふものは、平泉の高館を以て之に擬し、其河北に在りと云ふ者は、又、上衣川、下衣川の異見ありと雖、上衣川は究谷に屬し、城邑の形勢にあらず。論者、下衣川の故墟を推すもの、高館（平泉）と相對揚して降ることなし。

封内記云、衣川柵、在磐井郡中尊寺山下五六町衣川上、安倍賴時同貞任所居、而有門外列樹櫻、古木之殘、土俗呼之曰間斷（マダン）櫻、東鑑記「文治五年九月二十九日、賴朝卿歷覽安倍賴時之衣川遺跡」者是也、人皆曰衣川館者非也。○平泉志云、衣川柵址、衣川村に在り、今衣川橋より五六町許川上にして、琵琶柵と川を隔て相對せり、安部賴時が居館なり、櫻の古木あり、里俗之を間斷櫻と言傳へたり、又、柵址を並木屋敷と云ふ、凡、貞任が曾祖父六郡を領せしより、八十餘年是に住居す、月山社は、衣川柵址の西にて、其麓には、小松館址あり、此山、松樹蔚蒼として、前面三峯社下、峭崖巉巖峙てり、巖上の霜葉錦紅を晒して、風景他に殊なるを覺ゆ。

復軒雜纂云、續文粹、源賴義の奏狀に、安倍氏が强梁

を記して「數十年之間、六箇郡之內、不從國務、如忘皇威」とあり、陸奥話記に「六箇郡之司、安倍頼良(後頼時)」とあり、又「横行六郡、漸出衣川外」「以一丸泥封衣川關、誰敢有破者、遂閉道不通。出衣川關、放使諸郡、徵納官物」などあり、安倍氏の居の衣川柵なりしことも、吾妻鏡に見えて、すべて衣川を界として、以北に盤據したりしこと分明にて、六郡は、膽澤江刺和賀稗貫斯波岩手なる事も、人の知る所なり、さてその、衣川關衣川柵は、膽澤郡の南端、下衣川村に其遺址ありて、今の國道より西にあたり、續紀、延曆八年七月に見ゆる衣川營の跡に據りしなるべし、吾妻鏡に、泰衡、義經を衣川館に圍みて、義經自殺すとあるよりして、諸書に、今の平泉の高館を、頼時、貞任の衣川柵と混同するは違へり、何となれば西行法師の山家集に「十月十二日、平泉にまかりつきたりけるに、云々、衣川見まほしくて、まかりむかひてみけり、河の岸につきて、衣川の城しまはしたる、ことがらやうかはりて、物をみる心地しけり、みぎはこほりて、とりわきて寒ければ」云々、吾妻鏡に「文治五年九月廿七日、二品歷覽安倍頼時衣河遺跡、郭土空殘、秋草鎖兮數十町、礎石何在、舊苔埋兮百餘年」とあり、當時高館現存せり、豈に斯る荒凉の觀あらむや。

平泉名勝志云、衣の館跡、高さ三十丈餘、凹字形にして階段あり、東南北の三面は衣川(南股川と北股川との二川、館の下にて合す)にて圍み、西は山嶽蜿蜒す、是れ安倍氏累代の居城にして、其昔、安倍頼時の祖父忠頼、俘囚の酋長となり、父忠良は陸奥大掾となり、頼時八男三女、嫡子日井は盲目なり、次男安東太郎良宗(陸奥話記、吾妻鏡等の諸書には良宗の名見えず、茲に記せるは安倍氏の家系調に因るものなり)三男厨川次郎貞任(吾妻鏡に男子は井殿盲目、厨川次郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黑澤尻五郎正任、白鳥八郎行任とありて、六郎七郎の名見えず)四男鳥海彌三郎宗任、五男境講師官照、六男黑澤尻五郎正任、七男重任、八男白鳥八郎行任、女子は有加一乃末陪、中一乃末陪、末一乃末陪なり、其內一女は亘理經清に嫁し、後に清原武則に嫁す、他の女は伊具十郎永衡に嫁せり、頼時先業に藉りて勢益强大となり、遂に奥六郡を領し、朝貢を納めず、永承六年、陸奥守藤原登任、秋田城介平繁盛等、之を討ち敗績す、此に於て朝議あり、乃源頼義に命じて東下征伐せしむ、頼時斃る、然れとも餘黨猖獗數年にして平ぐる能はず、康平五年の秋、羽州の清原武則來りて頼義に會し、これより官軍大に振ふ、貞任走りて衣の館に入りしも、武則の奇計を以て敗られければ、鳥海柵(膽澤郡)に逃れ、又戰はずして厨川柵に退保す。○平泉志云、安倍頼時の諸子は、各書異傳なきに非ず、その四男境講師官照(義經記境冠者龍相、一書に友照とも良照ともあり、友及び官の草字體、良に似たるを以て誤れるにや)、五男黑澤尻五郎正任、六男北浦六郎重任、七男比與鳥七郎則任なるべし。

扶桑略記、引陸奥合戰記云、康平五年八月、到磐井郡荻馬場、彼此合戰、射斃賊徒六十餘人、被疵逃者不知其數、賊衆捨城逃走、則放火燒其柵了、官軍死者十三人、被疵者百五十人也、九月六日、攻入衣河、燒重々柵了、殺傷者七十餘人、十一日襲鳥海柵。○陸奥話記云、康平五年九月六日、午時、將軍到高梨宿、即日欲攻衣川關、件關素隘路嶮岨、過崤函之固、一人拒嶮、萬夫不能進、彌斬樹塞蹊、崩岸斷路、加以霖雨無晴、河水洪漲溢、然而令三人押領使攻之、武貞攻關道、頼貞攻上津衣川道、武則攻關下道、自未時迄戌時攻戰之間、官軍死者九人、被疵者八十餘人也、武則下馬廻見岸邊、召兵士久清命曰、兩岸有曲木、枝條覆河面、汝輕捷好飛超、傳渡彼岸、偷入賊營、方燒其壘、賊見其營火起、合軍驚走、吾必破關矣、久清云死生隨命、則如猿猴之跳梁、着彼岸之曲木、牽繩纏葛、率卅餘人兵士、同得越渡、即偷到藤原業近柵、俄放火燒、(業近字大藤內、宗任腹心也)貞任等見業近柵燒亡、大駭遁奔、遂不拒關、保鳥海柵、而爲久清等所殺傷者七十餘人也、同七日、破關、到膽澤郡白鳥村、攻大麻生野及瀨原二柵、拔之。

上衣川說は「今、上衣川の東部石神(イシカミ)に在りて、俗に安倍が城といふ、是れ即安部貞任の據れる所にして、東鑑に頼時(貞任の父)の故墟と爲す者なり」と、平泉關山(中尊寺)の西北二里の究山に屬す。(盛岡縣史談、十符菅薦、仙臺封內記)

(石神) 石神(イシカミ)に古祠あり、即、延喜式、膽澤郡磐(イハ)神社といふもの是也。○神祇志云、磐神社、今在上衣川村石神之地、稱荷石神。○神祇志料云、磐神社、今衣川村松山寺域內に在りて、荷石大明神といふ。

上衣川(カミコロモカハ) 今、下衣川と相合す、即、西方の山中に屬せり。

(北俣) ○封內記云、上衣川邑、戸口凡三百三十、有號南俣北俣(キタマタ)地、八幡宮、永正中、衣川城主付永寺相模守平重政、修造宮社、寄附祭田、按付永寺者、不詳何人、是亦葛西家族臣乎、石神、有雌雄石、雄石高一丈二尺、長四間半、橫四間半、橫四間、邑人以爲神所化祭之、雌石在松山寺中、高六尺餘、長一間半、橫一間二尺、荷石山松山寺、曹洞宗、羽州仙北平賀郡明坂邑香最寺末寺、文明三年三月、鐵牛祖印和尙開山。○上衣川の北俣村は、中尊寺金色堂領たりし由、康永三年文書に見えたり、正應元年文書には「衣河北俣村、爲用水垣林、散々切拂之」云々。

(母體) 又、北俣、南俣の兩溪の合流する邊を、昔母體(モタイ)鄕といへり、今も其名殘る。

讓與　平泉中尊寺金色堂御讀經田五段、伊澤郡石崎村

內在之、同屋敷一字同郡母體鄉內在之、同坊地一所東谷在之事　千歲丸所
右於議者、相副次第證文、弟子義與千歲丸者也、若弟子同行親類雖有之、不可有其妨、(中略)
建武三年十一月三日　實幸(判)(光堂文書)

霧山　上衣川の西嶺にして、一溪の最源とす、其絕頂を善城と呼ぶ、蓋、禪定の訛、往時道士修驗の場なりし也。○封內名蹟志云、霧山、登坂東西、有不測之壑、南乃層轡入雲、北又崎嶇羊腸、山下有長川之曳練、曰之廳衣川、山頂平夷、自下望之、則斷岩千尺、容易不能登、山高雲霧常晴、故曰之霧山、山下東有窟洞、傳曰、往古、夷賊姦黨、伏竄潛居之地也、(邑人方言、曰之切山、廳衣川今無知之者、)善城、名跡志曰、隔霧山一里餘、蒼林尤深、三方乃川流深谷、西方山勢稍平、大半濕地、古昔據此城、則險要待其處、仍曰之善城、或以山勢之高峻、曰之絕頂。○幸若舞曲、高館云、辨慶、舞を一番舞はうぞ、やう雖いて給へや人々、鈴木兄弟は、腰て用意やしたりけん、鼓を取り出だし、敲き上げて囃す、地體、武藏は、三塔にても、亂舞延年の上手、舞なば一手習うたり、長刀の柄をとう〳〵と打つて、調子を伺うて立つたりしが、かすみにかすんで、大きなる聲を、はつたとあげ、一聲をぞとつたりける、「嬉しや、とう〳〵と、鳴るは瀧の水、日は照るとも、何時も絕えせじ、面白や、花を流すは吉野の川、筏を下すは大井川、紅葉を流す立田川、都邊に名川、樣々多けれど、遠國ながら名所かな、きり山高嶺の殘の雪消え、谷のつららも融けぬれば、衣川の水嵩勝つて、奧方軍兵を、辨慶が薙刀にて、湊をさいて斬り流す、斬り流す」と、揉烏帽子といふ曲を、一拍子はらりて踏んで、開いた扇を、欄より、衣川へ颯と投げ入れたりけり。

衣瀧　衣川の奧にして北俣に屬す。○觀聞志云、衣瀑布、高七丈二尺、廣十三間餘、奔流轟雷、碧潭染藍。○名跡志云、衣瀑布古所謂「千尋白浪晶蒼壁、萬丈銀河舞碧樹、紫色噴成三伏雪、餘波流作萬年潮」者、宛爲出來、相傳、往昔有仙女、遊于山頭、他日濯羽衣于此河流、仍有衣川之稱。

白河鄕　和名抄、膽澤郡白河鄕。○今知れず、諸鄕の位置より推せば、衣川村にあたる如し、即、一郡の南界なり。

白鳥鄕　和名抄、膽澤郡白鳥鄕。○諸本、皆白馬に作る、されど、延喜式に白鳥驛といひ、陸奧話記に、膽澤郡白鳥村といひ、奧州後三年記にも、同く載すれば、白鳥なること疑なし。今の前澤町にして、郡の南界白河鄕の東北に並ぶ。

白鳥　今、前澤町の大字なれど、その南隣にして、白鳥川の小流を隔て、平泉、衣川の交堺なる瀨原、德澤野の東北とす。白鳥は、驛家にして、兵部省式に、陸奧國白鳥驛馬五匹とありて、後三年記に「伊澤郡白鳥の村、在家四百餘字を燒き拂ふ」とあるも此にて、四百は隣鄕をも合算せる大數歟。○陸奧話記云、康平五年九月七日、將軍武家、破關、到膽澤郡白鳥村、攻大麻生野及瀨原二柵、拔之。觀聞志云、白鳥古關、在白鳥村、安倍賴時第八子白鳥八郎行任居館也、天正中、岩淵伊賀者居之。

(鵜木)

小松栅址　今、白鳥村の南、瀨原の地に界せる鵜木の古墟、蓋是なり、陸奧話記に、瀨原柵址といへるも、此に外ならず。七高山觀音堂の東北凡一里、此地、恰磐井膽澤の舊郡界にして、官照講師之に居り、即、境講師の名あり。○平泉名勝志云、白鳥村の鵜木に、關屋敷と稱ふる地ありて、傍に、小祠を置き、關明神といふ、衣の關とは此なり。○今按、鵜木に關址あることは、觀聞志にも見えたり、永正古圖にも、瀨原、白鳥の邊とおぼしきに、衣關及び小松館を標示す。されば、何の頃にや、平泉の北方の門戶の押へとして、此間に新關おかれしこともありけん。而も、衣川の本關塞は、彼の中尊寺なる關山に置かれしこと疑なければ、彼古關を以て、此なる新關と相紊亂する勿れ。又、陸奧話記の本文に「到白鳥村、拔瀨原柵」と見えたれば、白鳥の村に近く、瀨原の柵もありしをおもふべし。

前澤　今、白鳥、目呂木を併せて、前澤町と云ふ、北上川の西邊にて、人口五千を有し、郡中水澤に次ぐの大邑なり。今、鐵道、水澤へ北六哩、一關へ南凡十哩を距つ、古簡に小前澤といふも此歟。十符菅薦云、前澤の東なる不動堂の境內に、いとふるきさくらの木ありて朽のこれり、根のわたり一丈にすぎ、その葉のさしわたしにても、三尺にあまれり、はせをの「山にふじこのみちのくの櫻かな」とほくせしがこれなり、と聞老志に見えたれど、此句奧の細道にものせたらねば、いぶかし。

(靈桃寺)

封內記云、前澤邑、戶口凡二百、三澤若狹采邑、有市店而驛也、觀音堂、在靈桃寺中、奧羽兩州三十三番中十八番札處也、號淩寺、寶林山靈桃寺、臨濟宗、初號興化寺、正應二年、佛源禪師開山、慶長中泰安禪師改號興化山寶林寺、寬文三年、義山君李子本邑主飯坂內匠宗章毀、葬於此寺、號靈桃院、而改號寶林山靈桃寺、寄附三十石、前澤邑古壘一、樫(一作柏)山彥五郞所居、中畑邑古壘一、樫山平次郞所居。○伊達世臣家譜云、三澤氏、其先雲州三澤人也、天正中、三澤賴母爲基、移于江州、其子權佐淸長、爲濃州大垣城主氏家志摩守廣定養子、慶長五年關原役之後、廣定退居于細川家、淸長從之、淸長女入爲我雄山公側室、生肯山公、万治二年、淸長子信濃宗直、始仕當家、延寶三年、升列一門、四年賜采邑千石於桃生郡小野邑、九年加賜千石移邑于伊澤郡前澤邑、後又加千石、

前澤邑去治二十七里餘。

下野郷

和名抄、膽澤郡下野郷。○今、小山村、古城村、白山村にあたり、白鳥郷の北かと疑はる、他に明證あるにあらず。陸奥話記に、國人下毛野興重あり、この郷貫にあらざりし歟、又、江刺郡司に上毛野氏あり。○地理志料云、下野郷、承和八年紀、有江刺郡領上毛野膽澤公毛人、上毛野下毛野、二氏同祖、蓋居此、復爲膽澤姓也、陸奥郡郷考、下野方駿、今小山村、有上野及中野地、蓋分此郷者、愚按、下野有小山郷、今小山村即下野郷也、按圖、亘小山、中畑、麻生。

中畑

今、闕と合せ古城村と改む、前澤驛の北なり、國道之を貫通す。古城とは、中畑の西、小山村へわたり、方八町館と呼べる廢墟ありて、近年之を膽澤鎭守府址と説く者あるによれりと。神祇志に「式內膽澤郡止止井神社、蓋在郡島村、今遷于中畑村」と、又、十符菅薦に「鎭守府跡、前澤と水澤との間なる古城村の八幡宮とて、いと美麗しき宮のある所より、戌亥にあたりて、字方八町と稱ふるあり、こゝなるべし、宇佐村にはあらじといへり、いつれならんか、定めがたし」とものべられたり。○隨鑾紀程云、或謂、府址在古城村、今察地形、宇佐愈於彼、恐不然也。

上麻生

（大麻生野）

今、六日入と相合せ、白山村と改む、白山祠あり。中畑の東にして、北上川に倚り、對岸は即江刺郡黑石村なり。

復軒雜纂云、康平五年、源頼義征軍の事は、陸奥話記に「貞任遁入衣川關、云々、遂不拒關、保鳥海柵、云々、將軍破關到膽澤郡白鳥村、攻大麻生野及瀬原二柵、拔之、云云、襲鳥海柵、行程十餘里也、官軍未到之前、宗任等棄城走保厨川柵、將軍入鳥海柵、云々、襲黑澤尻柵、拔之、云々、向厨川柵、云々」とあり、瀬原は下衣川村の内にあり、白鳥村は其北にあり、大麻生野は前澤驛の東北なる上麻生村なるべく、黑澤尻は和賀郡にあり、厨川は岩手郡にあり、皆略今の國道に當れば、賊はすべて北上川の西岸に沿ひて北退せしなり、鳥海柵、此順路中ならずばあるべからず、今の上麻生村邊より、西根村の鳥海までは、今道四里弱なれば、話記の行程十餘里也は、廿餘里の誤脱なるべし。

小山

今、小山村と云ふ、中畑の西なる山村にして、其西南は衣川村、其西北は若柳村と相限る。前澤の西二里、壽庵堰の灌漑に屬す。

封內記云、小山邑、戶口凡五百、有號上野堀切德岡中上野地、古壘凡九、其一、樫山八郎所居、其四、在號堀切地、號德息舘、不詳何人所居、其八同上、號方八町舘、其九在號德岡地、武田五郎左衛門所居。○今按、中尊寺經藏文書、嘉元二年、別當法橋朝賢の申置狀「私領、小山村惣領分以下事、女子德満御前、安具利御前、龍弟子犬若丸行賢等讓之」云々、此地歟。

壽庵堰

膽澤川の水を、若柳村の東に分派し、小山村を貫通し、前澤、中畑等に灌ぎ、剩餘を北上川に排洩せしむ、長六里許。

外交志稿云、初め、伊達政宗の耶蘇教を奉ずるや、歐人貝兒若葛拉外兒を仙臺に延て其教會の管長たらしむ、葛拉外兒、仙臺各地を巡回し、大臣後藤某の采邑見那久の地に住す、元和九年、幕府耶蘇教を嚴禁するに當り、政宗其本國に令して、教徒を擯斥せしむ、茂庭壽阿彌命を聞て大に喜び、其徒を嚴刑に處す、後藤某邑を去り、葛拉外兒死刑に處せらる。○奥羽史料云、後藤莊兵衛、世人稱して若翰と曰ふ、若翰は基督教徒の尊號なるを以て也、又五島壽庵に作る、戰功あり、貞山公、上膽澤郡大訟福原に於て采地若干を賜ふ、たまたま基督宣教師國都を巡行し、後藤の采地に至り、講談數日に及ぶ、後藤大に其教法を喜び、遂に洗禮を受く、時に後藤膽澤川を分派し灌漑に便す、其工を起すに方り、在天の主神に祈請し、幾もなくして竣工す、土人乃悅て以て天主の力なりとし、崇信愈深く、稱して壽庵堰と名づく、後、禁教の令法嚴酷を極むるに及び、壽庵出走失踪、其所終を知らず。○盛岡縣史談云、後藤壽庵、在葛西氏の臣なり、後伊達家に仕へ、伊澤郡鹽釜村に居り、食祿千五百石、其膽澤川の水を引きて溝堰を造るや、一種の運轉器を以て大石を送致し、兩岸十餘町を築成す、水路梗塞の患なし、郡民永く其德に賴る。

上總郷

和名抄、膽澤郡上總郷（高山寺本）。○今、姉體村眞城村等にして、下野の北東なる郷域かといへり。

地理志料云、上總、未審今之何地、有須江村、與上總周淮郡名相近、亘中野姉體堤尻瀬臺野谷地部鳥下谷地諸邑、或其域也、姑附俟考。

中野

（折居）（須江）

今、堤尻、瀬臺野、須江なと合せ、眞城村と改む、中畑の北にして、水澤驛の南郊とす。

封內記云、中野邑、戶口凡二百、有號折居驛、古壘凡二、其一、千田與右衛門所居、千田者不詳何人、亦葛西家臣乎、其二、號折居館、不詳何人所居、堰凡二、其一、號堀上堰、本邑及須江堤尻下姉體六日入闕中畑前澤目呂木上麻生中野凡十一邑用水、其二、號堀下堰、同上、須江邑、須江四郎所居、按須江者、亦葛西家臣乎。○東山志云、中野村、淨土宗眞城寺に、鹽釜明神の移しあり、折居村に雲南社あり。

姉體

今、姉體村といひ、中野、瀬臺野の東にして、北上川の偏岸に屬し、水澤驛の東南一里。

上膽澤郡とは、水澤以北に呼び、下伊澤郡とは、姉體中野以南に呼ぶる。

封內記云、下姉體邑、八幡宮、有周圍四丈八尺大槻樹、

社東有泉、號河出泉、上姉體邑、天神宮、不詳何時勸請、社地有號八梅、一等生八實、漸及成熟、中實一顆殘、而其條皆落、土俗呼之曰座論梅、泉在七處、甚清潔也、本邑之民、自古用此泉、禁鑿井。○寶曆中の葛西記附錄に、姉齒眞山八幡宮の別當彌勒院の古證文なりとて、左のごとし、信疑未決。

今度我々一儀に付て、其方支配中、伊澤郡山伏揃、明後十七日より祈禱可申由、尤之至存候、依之、爲御初尾、黃金三枚相納候、恐々、

九月十三日　　明家(判、柏山氏)

大泉院

常石鄕

和名抄、膽澤郡常口鄕。○原書、口は石の誤にて、卽「トキハ」とよむ。其地は、今の水澤驛の近在にて、南部田村へもわたる歟といへり。上總、上野、二鄕の北なり。地理志料云、按、常口、口恐石字脫ノ遺也、當讀云登岐波、蓋常陸常石鄕民所移居、因名、富永春部曰、常口讀爲比多久知、約呼比多知、卽與常陸同語、未精矣、立入氏以爲常鄕者譌、亦非、按圖、今有常盤村、亙水澤鹽竈跡呂井。

安土呂井

(阿弖流爲)

又、跡呂井に作る、水澤市街の東、北上河岸の小邑名にして、今姉體村の管内とす。封内記云、安土呂井邑、羽黑權現社、古昔社地方一町也、今爲邑民之地、雖舊膽澤神社之地、勸請羽黑權現以來、人皆以爲權現社地。○復軒雜纂云、續紀、延曆八年六月の北上河東の激戰に「官軍比至、賊帥夷阿弖流爲之居、有賊徒三百許人、迎逢相戰、官軍且戰且燒、至巢伏村」云々(村尾氏の校本に據る)とあり、按するに、今膽澤郡水澤町の東に接して、安土呂井村あり、是れ阿弖流爲の居なりしなるべし、西岸にあれど「比至」とあれば妨げあらじ、但し、村尾氏の校本に、阿弖流爲の「爲字疑衍」としたるは何の意なりしにか、日本紀略、延曆二十一年四月の條に「夷大墓君阿弖利爲出降」とあるは、同人なるにあらすや、巢伏村未だ考へず。○延曆八年の紀事は、江刺郡の條に合考せよ。大墓、盤具の二賊の事に、

(大墓)(母禮)

延曆二十一年夏四月、造陸奧國膽澤城使、奧羽按察使、坂上田村麻呂等言、夷大墓公阿氏利爲、盤具公母禮等、率種類五百餘人降、(類聚國史)。秋七月、造膽澤城使田村麻呂來、夷大墓公二人並從、百官抗表賀、平蝦夷、(紀略)。八月、斬夷大墓公阿氏利爲、盤具公母禮(具一本作貝)等、此二虜者、並奧地之賊首也、將軍等申云、此度任願返之、招其賊類、而公卿執論云、野性獸心、反覆無定、儻緣朝威、獲此梟帥、縱依申請、所謂養虎遺患也、卽斬於河內國椙山、(紀略)。

と舊史と載せらる。此大墓公を、膽澤郡の夷俘とすれば、盤具公も此間の豪酋なりけん。大墓、盤具、母禮、ともに他に聞見する所なし。水澤に茂井羅堰、葉場村あり、茂井羅、母禮にちかし、葉場は盤具にちかし。

日高見妙見堂

又、日高神社といひ、妙見大菩薩を祭る所とす。社邊に日高川あり、されば、日高見はもと水名に出て、夷言なるべし。北上川の古言も、日高見なるべき由、前に云へり。

北上川の事は、陸中國及び陸前登米郡に合考せよ、又、桃生郡に日高見神社あり。○縣史談云、水澤町日高神社は、そのかみ、弘仁元年、奧州三所に勸請されしもの〻一なり、天喜年中、源賴義義家當社に祈願し、東奧鎭護神と尊崇す、嘉應二年、藤原秀衡再建、寬永九年、留守宗利新造す。

(日高川)

封內記云、水澤驛、日高見山妙驗社、所祭火滿瓊分尊也、弘仁元年勸請之後、源賴義父子、征伐安倍貞任時、大雨不晴、祈此神得晴、而日亦高、故名之、日高川、在日高妙驗社邊、或號勝負川、源賴義父子征伐安倍貞任克之、濯劍於此川、故曰勝負川。○又按、延曆八年、官軍膽澤の夷虜を伐ちし日に、日上湊に戰ふ、ヒノカミ・ヒタカミ皆同語にして、各一聲の轉のみ、恐らくは此地ならん。延曆八年九月、持節征東大將軍紀古佐美、自陸奧進節刀、勅太政官曹司、勘問征東將軍等、逗留敗軍之狀、將軍等各申其由、並皆承伏、於是詔曰、

(日上湊址)

陸奧國荒びる蝦夷等を討治に任賜し、大將軍正四位下紀古佐美朝臣等は、任賜し元謀には合順はず、進入べき奧地も究盡ずして、軍を敗し粮費て、還參來る、是を法の任に問賜ひ、きためたまふべくあれども、承前に仕奉つる事を念てなも、勘賜はず、免賜ふ、又、鎭守副將軍從五位下池田朝臣眞枚、外從五位下安倍猨島臣墨繩等、頑愚畏拙にして、進退失度、軍の期をも闕怠りき、今法を撿ふべくあれども、墨繩は久く邊戍を歷て、仕奉る勞在に緣てなも、斬刑を免賜て、官冠をのみ取り、眞枚は日上の湊にして溺れたる軍を扶拯へる勞に緣りてなも、冠を取る罪は免賜て、官をのみ解賜ふ、云々、

又、その湊といはれしは、諸水雜合の大澤なりければ歟、是れ亦、水澤の地が、往時、北上西岸の大汙湫なりしてふ傳說、及び田野の形狀に合考して、悟る所あらん。又、日高村てふ名、古證判に見ゆ。

(日高)

建久十年三月、政所御下文、

下陸奧國伊澤郡、

可早以、日高村內、中尊寺尺堂寺田參町、勤行佛事等事云々、(中尊寺文書文永元年執權下知狀)

水澤

(鹽竈)

今、水澤町といひ、人口九千、一郡の治所とす。舊邑名を鹽竈といひ、近世は、仙臺藩の公族(一門)伊達留守氏の封地たり。北上川の西邊半里を隔て、磐井川の支派邑中に灌ぐ、鐵路、仙臺七十二哩、盛岡四十哩、又、東岸江刺郡岩谷堂へ一里。

終北錄云、文化五年正月廿六日、晩次水澤、二十七日、再用沐車、沐車用舍、係雪淺深、雪之淺深、似不因南北、而因高卑、故二本松以北雪淺、至此漸深、晩次花卷、○隨筆紀程云、水澤驛、舊仙臺藩老伊達將監采邑、居民數百戶、驛口有郵、宜登眺、四面平野、西望駒形嶺、東北隔川、翠巒起伏、布帆掩映、邨落相接。）按、水澤邑主伊達上野介村任は、元祿中諸侯に列し、美作守と稱し、食祿三萬石、同十二年、江戶に於て旗本の士と私鬪の故を以て、除籍せらる、而も封土は本宗へ還附せられしを以て、更に伊達留守氏の名跡を立てらる。

（福原）

封内記云、鹽竈邑、戶口凡四百、有號福原（フクハラ）地、公族伊達駿河采邑、有市店而驛也、曰之水澤驛、鹽竈大明神、傳曰、源賴義征伐安倍貞任時、祈宮城郡鹽竈社、凱旋之後、勸請於此邑、故名邑曰鹽竈、其後留守左近將監家景、居於宮城郡利府城、以本郡舊神崇敬之、其子孫領本邑、彌崇信之、寄附祭田、古昔此地有無限大湫、而澤水滿巷、故號此地曰水澤、其湫有大蛇、屢害往來之人、郡司邑長相謀、祭水神、々詫人賓云、自今而後每三年、擇牀湫上、以美女爲牲、則免其害、是以每三年美女爲牲而祭之、爾來洪水平治、而一年郡邑長號右兵衞尉（姓諱不傳）者、當其祭時、無可爲牲女、求之於諸州不得、一夜有瑞夢、得美女於肥前州松浦里、其女容姿似古佐與姬、故亦號曰松浦佐與姬、此女初在京師、故又呼之曰京之比賣、此姬自幼尊信虛空藏菩薩、朝夕拜禮不怠、既當祭日、坐湫上之牀、誦經唱咒、禮拜尊像、及半夜、大蛇分波而出、擡頭到牀下、將一口吞之、姬乃以所持之經打其頭、大蛇角及牙共落、乘雲登天、其後造堂安置本尊、此說怪異不可信、姑記里俗之所傳、觀迹聞老志所記、其事大同而小異、不知孰是、松浦佐與姬之事實、如聞老志所論、牽合附會之耳、虛空藏堂、舊在水澤館中、伊達武藏宗利移住之後、移于今地、鹽峰山吉祥寺、眞言宗、憲深法印開山、宥尊法印中興、共不詳其年月。○葛西實記に、膽澤の一名を松浦（マツラ）といふ、されば、松浦佐與姬は肥前に由るに非ず。

（松浦）

水澤（ミツサハ）城址

近世は、伊達宗の一門、留守伊達氏の居館たり。○封内記云、水澤館、往時葛西家臣八屋破鏡者所居、今伊達駿河居之。（水澤は、文祿より慶長の八九年まで、伊達の一門白石若狹居れり）

伊達世臣家譜云、留主正景、元和元年、移邑金崎、子曰武藏宗利、元和中、自金崎館移住于水澤館、子和泉宗直、秩一萬三千石、其子上野宗景、無嗣、養肯山公三男、稱之上野村任、貞享元年、有增封、併前二萬千六百石、元祿八年、肯山公分與村任三萬石、新升列諸侯、後有故收其地、其裔後仕當家、列一門、保二千石、是年公別令伊達安藝村元子、續宗景之後、稱之和泉村景、秩一萬六千石、仍舊館于上伊澤郡水澤、去治三十里。○復軒雜纂云、伊澤左近將監家景、文治六年、奧州留守職となりて、宮城郡岩切（國府の西、一里）に居て、子孫世襲せり、留守氏は、傳へて上野介政景（伊達政宗叔父）に至り、天正十八年、豐太閤に、領地を沒收せられ、伊達氏の臣となり、子孫、水澤、千六百十三貫五百八十四文（一萬六千百三十五石餘）を領し、伊達氏を稱して、一門の列たりき。

封内記云、籬島山增長寺、舊在本州宮城郡賀瀨（カセ）邑號籬島地、承元二年、留守家景造營、見佛上人開山、古者天台宗、而巡禮札處也、有同國之人所詠、

尋ねきて旅にも宿を加勢の寺浮木にだにもやとる籬島、

應永十六年、妙心寺無因興文圓惠禪師爲中興、改宗臨濟、爾後寺漸衰廢、伊達宗利再中興之、以妙心寺松屋和尙爲再中興祖、改號增長寺、無量壽山長光寺、時宗、文和元年八月、留守三河守家任剃髮、號松法師・歸依藤澤清淨光寺其阿上人、乃以上人爲開祖、造營之、森城山大林寺、曹洞宗、永正六年、留守安房守景宗造營、同慶寺（遠山和尙法子）笑翁東門和尙開山。

奧羽永慶軍記云、膽澤郡、もとは柏山中務少輔明家が郞等、大內彥三郞が住ける水澤の城の目代として、木村伊勢守の家人、松田太郞左衞門といふもの在城す、是等も非道の聞え有て、衣川の土民とも一揆を起す。○菅窺武鑑云、天正十九年、木村伊勢守の領內、百姓共に惡く當り、再度一揆起る、伊達蒲生發向の處、尙も加勢として、權現樣、景勝、兩將被仰付、景勝岩手澤へ掛て、水澤へ取著給へば、九戶を初め諸方の一揆無恙退治の趣、氏鄕より申越に付、秀吉公御內意の如く、景勝は水澤、エサシ、カシ山、三个處に城を築て、正宗歸陣の時、右の城を相渡す、卽、正宗より水澤には片倉小十郞を被指置候。

茂井羅（モキラ）堰

封內記云、茂井羅（モキラ）堰者、若柳、都鳥、新里、柳田、南下葉場、鹽竈、瀨臺野、安土呂井、上葉場、杉木、北下葉場、那須川、四丑、下河原、八幡、下伊澤、上下姉體、須江、凡十八邑用水也。（古夷酋の名に、盤貝公母禮（モレ）あり、母禮は茂井羅と音聲相近し、安土呂井に合考すべし）

（柳田）

都鳥（トトリ）

今、新里、南下幅、柳田（ヤナギタ）等と相合せて、南都田（ナツタ）村と改む。水澤驛の西にして、一里半許の山中とす。其北は桃岡、南は小山にして、西奧は若柳に至る。

寶曆中、寺崎清慶編、葛西記附錄に、左の文書あり、信疑未決なり。

今度軍功、無比類候、依之、爲忠節、膽澤郡柳田村にて二千苅、八幡村にて三千苅、可令知行者也、爲後日之證文、如件、

天文八年九月十日　明吉（判、柏山氏）

石川又太郞殿

今度爲軍功賞、伊澤郡之內四手村三千苅、新里村五千

荊、永代可令知行者也、仍達文、爲後日之如件、
天文十年三月十日　高信(判、葛西氏)
石川　丹州殿

(新里)　封内記云、都鳥邑、有號廣岡地、寶藏山寶壽寺、曹洞宗、永德寺末寺、永祿中、秀天和尚開山、四柱遺跡、前水澤所言之佐夜姫所供牲時、設架於四柳樹、而使之座處、今爲邑民所居、僅請叢祠、蝮蛇塚、或云角塚、傳云、下葉場邑搗部長者之妻化蝮蛇、瘞其骨角處、新里(ニヒサト)邑、戸口凡百二十、有新權現社、香取山正壽寺、曹洞宗、寛永八年、永德寺法弟月庵眞圓和尚開山、古壘凡二、其一號香取楼館、不詳何人所居、其二號新里館、不詳何人所居、其遺址今其爲畠。○延喜式膽澤郡止々井(トトキ)神社は、今中畑につたふれど、もと都鳥に在りしとぞ、都鳥は止々井の訛か。
(止々井)

下葉場(シモハバ)　又、下幅(ハバ)につくり、南北の別あり、北下幅は今水澤町の管内とす。南下幅は、水澤町の西一里半、都鳥、柳田などと相合せ、南都田の新號を立て、茂井羅堰の水を之に灌漑す。　封内記云、下葉場邑、潟岸藥師堂、傳曰、欽明帝御宇、本郡有富豪搗部長者、其妻爲多嫉妬、遂化爲蛇、入湖水爲祟、邑民畏之號潟岸明神、以女供牲、郡司兵衞者、求女於肥前國松浦里、號其名佐夜姫、構牀供牲、佐夜姫誦經念佛、遂免其害、是以造立方七間藥師堂、其後荒敗、今其礎石埋在土中、邑民築塚於其堂址、拜之、慶安三年秋、別當修驗正明院、繋其堂跡、得藥師床像一尺之石佛、是以再造其堂。
(幅)(潟岸)

若柳(ワカヤギ)　今、若柳村といふ、膽澤川の上游にありて、山間の小邑なり。○其驛市を下嵐江(オロシエ)と云ひ、水澤を去る凡七里、山中方數里を占め、銀鉛等を出す。(羽後雄勝郡へ山道あり)
封内記云、若柳邑、戸口凡二百六十、有號下嵐江、谷子(シトマヘ)澤、八谷、尿前、鹿合、荻森、荒刈、深野、山田、愛宕原地、南部界域、而號市野野地、封人守之、下嵐江有市店而驛也。○延喜式、膽澤郡和我叡登擧(ワカエトコ)神社、今其祠を失へり。和我は若柳の若に合考すべき歟。

於呂志閇神社(オロシヘ)　今、若柳村の下嵐江(オロシエ)村に在りて、猿山明神とも稱せらる。卽、式内於呂閇志神社なり。○封内記云、若柳邑猿山鹿島神社、不詳何時勧請、封内名蹟志曰、今無延喜式神名帳所謂於呂閇志神社、郷人曰、有呼猿山大明神者、其地曰下嵐江、謂之曰於呂志閇、其降臨樹林鬱鬱、古木森森、蓋於呂閇志與於呂志閇相近、然則郷人且知文字者、因人易曉、而爲稱下嵐江者歟、神名帳傳寫之時、却顚倒之、無疑、言於呂志閇、則言語轉而平淡也、言於呂閇志、則言語遊而讀難通也、古來郷人慣聞傳、襲而自然成方言者也、必神名帳傳寫之誤也、當以下嵐江爲正說矣、自是推之、則猿山神社、乃其本社也。○陸前栗原郡に於呂志閇村あり、二迫川(荒瀬川)に合考すべし。又、出羽國にも邑昆志閇村あり、北秋田郡荒瀬に合考すべし。
(下嵐江)

膽澤川神社(イサハカハ)　神祇志料云、本社、今、若柳村横枕屋敷川の側に在り、舊膽澤の邊に在りしが、屢水患あるを以て今地に移せり。(陸奥式社考)○神祇志云、膽澤川神社、今廢舊址、在若柳村。○封内記云、若柳邑、膽澤河畔、有高山、號明神倉、山上有小社、是乃延喜式神名帳所謂膽澤川神社也歟、按、邑人曰、今無社、古昔有猿山明神、何時移社于今地乎、不詳、是以考之、則稱伊澤川神社、亦未審。

經塚山(キヤウツカ)　中央分水脈の一支峰にして、若柳村下嵐江の北に聳えて、和賀郡に跨り、火山岩より成る、標高千四百米、その脈派は、東北に走りて駒ヶ岳に連なり、東南に延びて横倉山を起す、横倉山と經塚山の間に莫沼あり、膽澤川の一支源をなし、横倉山の東南谷に入畑沼ありて、黑澤川の遙源をなす。燒石(ヤケシ)山は、經塚の西に在りて、標高千五百七十五米、山背は和賀郡岩崎村なり。
(燒石山)

膽澤川(イサハ)　膽澤郡の主水脈にして、西界若柳の山中の諸溪を合湊して其源と爲し、下嵐江より東に流下し、幹河は東微北の方位に進み、桃岡の東に到り、黑澤川を容れ、金崎驛の南方に於て北上川に歸す、長凡十里。其支派は、壽庵堰(小山前澤の方へ灌ぐ)堰上堰下堰(中野の方へ灌ぐ)茂井羅堰(都鳥水澤の方へ灌ぐ)三堰など數條ありて、網絲のごとし、(皆若柳の東部に分流す)水利頗大なり。
封内記云、伊澤川、源出自若柳邑天笠山、而至金崎驛南、會北上。○山崎氏地誌云、膽澤川は、源を大深澤山に發し、第三紀層地を東方に流れ、明神嶽山近傍の火山岩地を過ぎて後、平原に出て、繇東流して上野原を貫き、東北に轉じ、金崎の南方に於て北上川に合す。○封内記又云、若柳邑、膽澤川橋、凡二、共長十間許、高一丈四五尺許、呼之曰筬(ヲサ)橋、竪柱二本、横亘細木、長四五尺許、數十本、以繩密繋之、自兩岸爲棧、架川、中央合繋之、而無柱、其形如筬、故云爾。
(伊澤川)

膽澤郷(イサハ)　和名抄、膽澤郡驛家郷。○延喜式に據れば、本郡に白鳥、膽澤の二驛を置かれし由明かにして、膽澤城下にも驛家の存在必せり。本書、驛家といふは、其膽澤郷の兼名なりと知らる。卽今の佐倉河村、永岡村、金崎村等にあたり、常石郷の北とす。上葉場(今佐倉川村)を、膽澤の驛家ありとの說あり、彼條に合考すべし。

永澤(ナガサハ)　今、桃岡と合して、永岡村といふ、水澤驛の西北にあたり、黑澤川、膽澤川の兩水、此間を東流す。
柏山氏の故墟あり、又、永德寺といふ名藍あり。
黑澤(クロサハ)川は、永澤の奥なる駒嶽に發し、百岡の東に至り、膽澤川へ會ふ、平泉中尊寺、康永三年文書に「別當領、伊澤郡内、黑澤村、同郡字津木沢村、同郡北俣村」云々とあり。黑澤、卽此間なりしならん、(正和二年文書にも、
(黑澤)

宇津木根村の名見ゆれど、今知れず）弘安正安中の文書にも、黑澤村見ゆ。

去月廿二日書狀、被加御披見候、葛西之內、柏山在陣、則被地普請申付、永々儀、辛勞共候、其表相濟候者、家康、中納言指圖次第、早々可令歸陣旨、最前被成御朱印侯、彌可被得其意候、猶大谷刑部少輔可申候也、

九月十二日　（朱印、秀吉）

羽柴越後宰相中將とのへ（上杉古文書）

柏山（カシヤマ）城址

（樫山）（大森）

又樫山（カシヤマ）に作る。永澤村大森（オホモリ）に在りて、大林城とも稱へたり。○封內記云、永澤邑有號大森烏海二谷地、駒形神社、天文元年、柏山伊勢守再興、本郡西根邑駒形神社之末社也、觀音堂、大永五年、柏山伊勢守再興、古壘一、號大林（オホバヤシ）城、傳曰、柏山伊勢守所居。○按、伊澤郡の舊族柏山（カシヤマ）氏は、天正十八年失邑の後に、南部家へ客仕したるごとし。又、和賀郡の舊主多田氏は、流浪して伊達家へ歸し、一時大森に寓居し、慶長五年に至り、兵を起し、舊領岩崎に割據す、而も事成らずして敗亡す。時に、柏山氏は、南部の一將として、岩崎城を守りたり、事、南部根元記、和賀郷村志等に見ゆ。又、管窺武鑑に、天正十九年、九戶一揆退治の後に、上杉景勝は、水澤、江刺、カシヤマ三个處に築城して、之を伊達政宗にわたす、云々。

明應八年薄衣狀に、柏山伊豫守重朝あり、當時一門ながら、薄衣氏と爭戰する所ありしと見ゆ。文に「斯波、稗貫、和賀、遠野、須々孫之群兵、向伊澤大村、可以列陣、且催仙北由利秋田之兵、陣于澤江寺窪邊、則縱令柏山伊豫守有樊噲之勇、我兵南北夾攻、輙成本意矣」大村とは、大森の一名か、又は森村（モリムラ）古言相通の例あり。伊達世次考云、稙宗公、永正十八年五月朔日、賜書於柏山伊豫守、求自所騎馬、且具告前月攻擊羽州處々之事、今按、柏山伊豫守、明應年中薄衣狀、所稱伊豫守重朝乎、或亦其子也、膽澤郡永澤邑大森城主、西葛西旗下也。

（大林）

奥南盛風記云、慶長五年の秋、伊達政宗は、和賀主馬を召出、內談あり、主馬大に悅び、夫より大林（オホバヤシ）の住所に歸り、用意して、相去（アヒサリ）の內、谷地小屋へ打越、密に和賀の二子（フタゴ）村へ人を遣し、一味の者を催しければ、所々に忍居たる普代の士七八人、上下二十人許、谷地小屋へ出迎、主馬を引取けるが、二子の城へ主馬を入んと思へども、年久く（天正十九年より今年迄十年）人の住ざる城とて、家も崩れ、四方の壘壁纔に殘る許なれば、普代の士筒井縫殿が居宅に入て、忍々人數を催し、花卷の城を攻んとす、云々。

成實記に、天正十八年冬、葛西大崎一揆蜂起の最始は、柏木山と錄せらる、柏山と同異如何。○伊達成實記云、天正十八年の秋、木村伊勢守、大崎葛西十二郡拜領に付、上方大名衆の家中ども、知行を取べき由存じ、暇を乞、亦逆隱て下向し、伊勢守へ奉公仕候、伊勢守は登米に在城、子息彌市右衛門は古川に在城にて候、地下の百姓、當座の無念をおこし、柏木山（カシハギヤマ）にて、最前に一揆起し、其近邊に居候上方人討ころし候由承、氣仙東山にても起候由其きこへ候、伊勢守彌市右衛門佐沼へ出合申され候處に、登米にて一揆起、古川にても起候間、大崎葛西無殘おこり候。

按、膽澤郡の柏山（又作樫山）氏は盛族なり、葛西の屬錄なれど、出自を知らず。水澤、前澤、中畑、百岡、小山にも、柏山氏の壘址を傳ふ。或は、平淸盛の孫、那次川茱に扶助せられ、鎌倉殿より本郡を賜ふ、云々。那次川は本郡の地名にて、那次川（ナスカハ）撿斷とも云へば、撿斷葛西氏の一號に外ならず、實は千葉平氏の一家歟。

奥南盛風記云、柏山は、膽澤郡（上伊澤三十三鄕、下伊澤二十四鄕）を領す、元祖は、大相國淸盛の孫也、平家沒落の時、乳母具して羽州秋田に下り忍居る、文治五年、秦衡滅亡後、奥州の撿斷、那次川左衛門下向して奉行する時、乳母出羽より來り那次川を賴む、那次川平家の舊恩有る故、是を留主葛西壹岐守淸重に相談して、鎌倉殿賴朝公に達し、伊澤郡を賜る、彼乳母幼兒を相具して伊澤西根の山伏の家に宿り、那次川が下向を待請て、同郡大林に取立居城す、柏山殿と申す、彼山伏やしき、柏山と云ひ出世の吉事なればとて、氏を柏山云ひ、幕の紋石たゝみ、旗の紋三柏なり、古の郎從馳參じ、筑紫の三田、美濃の大內、近江の蜂屋など、皆大林に來り仕ふ、天正の頃、柏山殿に中務以下兄弟四人あり、弟伊豫は下伊澤を領し、中務は上伊澤を領す、次は小山九郎、兵法の達人也、次は宮內とて、折居の城主也、中務の子を千鶴丸と云、成人して伊勢と云、家人三田は下伊澤の內前澤の城に居る、大內は上伊澤水澤の城に居る。

千葉平氏の一派か、伊澤郡百岡に土着の說あるに合考すれば、柏山百岡は一家兩名と判斷せらる。又、三柏の紋章は、葛西の用ゐしものなれば、葛西（千葉）の族黨たるや必せり。盛風記の文中に、留主淸重云々は、留守家景（伊澤）を誤る。

今度、柏山兄弟出入有之處、其方取扱候故、事しつまり候事、無比類候、依之、爲忠賞、伊澤郡下葉場村にて二千苅、下河原村にて三千苅、宛行者也、仍證文如件、

天正九年七月七日　晴信（判、葛西氏）

石川彦次郎殿（葛西實曆記附錄）

永德（エイトク）寺

今、永岡村に屬し、其地を細野（ホソノ）といふ。近世は、寺封を以て一村名にたてられ、永德村ともいへり。奥州の一古刹にして、黑石正法寺と並稱せらる、水澤の西北二里。

封内記云、永德寺邑、有號神野地、熊野神社、有神木老杉樹、周圍一丈三尺餘、至二丈五尺餘、共三株、報恩山永德寺、延文元年、道叟和尚開山、奧羽兩國曹洞之本寺、兩門葉凡四百八寺、應安五年、蒙勅許、慶長中、使門丁長老轉衣、葛西家柏山家各有寄附之地、貞山君受封之後、如先規、東限膽澤川尊敬、南限川上箕輪大北御前淵、長十八町、西自山中公林城、北至北澤山道橫六町、禁斷殺生、有君之黑印及執政蓮署制札、寺庫藏寶劍一振。○洞上聯灯錄に、永德寺祖道叟の傳あり、俗姓平氏、羽州秋田の人、能州總持寺の峨山禪師に謁し、多年苦學、後辭して東奧に歸り、膽澤郡の山廬に居る、郡主柏山氏欽仰、爲に蘭若を創し、報恩永德寺といふ、道叟、後津輕合浦に至り、高澤寺を建て、康暦元年逝去す。

桃岡（モモヲカ）（百岡）

又、百岡（モモヲカ）につくる、今、永澤と相併せて、永岡村の新前に就く、永澤の東にて、永澤驛の西北二里、八幡の西一里。

按、葛西家の時、膽澤郡に繁衍せる柏山氏は、謂ふ所の百岡次郎の裔孫に似たり。○葛西實記云、承久兵亂の後、千葉五郎兵衛晴胤の嫡男、千葉介賴胤、品有て葛西家に預られ、其聟となり、東山、長坂、伊澤、百岡、其外數所知行、依之、嫡男千葉長坂太郎、百岡次郎、江刺三郎、本吉四郎、濱田五郎、一關六郎、是葛西家中にて、千葉氏の多きは、右の六人の子孫の分家也とぞ、評曰、千葉介賴胤、御預に成たる者を聟にする、いぶかし、たとへ聟に成ても、是までの一族にいか計戰功の者も有べきなれば、數个所宛行はるべきにあらず、葛西は本千葉なれば、本家の分地と見えたり、異本に、鎌倉殿、賴胤を奧羽の探題に補せられ、長坂、百岡、兩城に下り居り、賴胤滅亡の後、六人の子息、葛西の家中となるといへり。

封内記云、桃岡邑（或作百岡）有號牡丹河原地、駒形神社、在生城寺中、前邑主柏山伊勢守勸請、不詳其年月、毘沙門堂、柏山伊勢守創建、不詳其年月、高松山生城寺、承應二年、永德寺第十六世放山天鷹和尚開山。○柏山氏は、天正の末年に至り、其舊邑を失ひ、南部家に客仕隨從したるにや、盛岡藩に、其子孫あり。永慶軍記によれば、天正十八年、伊澤郡主柏山明家、江刺、和賀の諸家と共に、其邑を去る。生城寺の柏山氏の石碑に、月星の紋章を刻するを見れば、其千葉平氏の流裔たりしや明也。

下河原（シモカハラ）（茄子川）

今、上幅、杼木（トチノキ）、佐野、八幡、茄子川（ナスカハ）等を併せて、佐倉河村と改む、水澤の北に接して、國道に沿ひ、膽澤川に至る間に在り。（茄子川、又那次川につくる、那次川撿斷、上の柏山城址に合考せよ）

封内記云、下河原邑、竈神社、天喜中、源賴義父子征伐安部貞任時、宿陣於此地、其搆廚處、後建小祠、祭竈神、光明山安養寺、今曹洞宗永德寺末寺、傳云、嘉元二年珊光和尚開山、古壘凡十、不詳何人所居、共智爲畠、三堰者、若柳、柳田、上葉場、佐野、八幡、杼木（トチノキ）、新里、下河原、凡八邑用水也、

（杼木）

金色堂免田參町、伊澤郡黑澤村在之、僧蓮心所
同御堂供養法田二町、同郡杼木鄕在之、
右以人所讓與也、但有限云寺役、云御勤勞、以不可有懈怠之狀、如件、
久壽元年三月八日　僧　蓮　光（判）

上幅（カミハバ）（葉場）

又、上葉場につくる、今、佐倉川村の大字とす。下河原、八幡の西にあたり、桃岡へ近く、膽澤川に倚る。復軒雜纂云、古の奥郡の驛路は、栗原驛より北に向ひて、磐井郡に入り、今の上黑澤は磐井驛なりしなるべく思はる、そは陸奥話記に荻馬場（アギノウマバ）とあるが、此地なるべければなり、白鳥驛は、今の膽澤郡の白鳥村にて、膽澤驛は、同郡水澤町の西北なる上葉場（ハバ）村ならむ、（其東南に下葉場。南北二村あり）葉場は馬場の義にて、驛舍なるべく、村中の心月寺は古刹なる由にて、播部長者の遺跡遺物を藏し、播部長者の事、古昔の富家として傳說す、卽、此驛長なりしなるべし、此驛の東に膽澤城址あり、凡、兵部式の陸奥國の驛次は之を極とす。○封内記云、上葉場邑、稻荷山心月寺、曹洞宗、傳曰古寺、而不詳何時何人開山、慶長二年、深窓田茂和尚中興、古昔有富家、號播部、其妻貪婪且頗多嫉妬、遂生化鬼物、死乃葬于此地、後播部亦死、寺東北有夫婦之碑、寺也有彼夫婦食盤一枚、朱內黑外金緣、又蛤蚌牙二片及笈、此笈、龜井六郎重淸東行所負之舊物也、今大敗、僅存其扉、船塚、古昔造營本郡八幡宮之後、廢運送其材木船處。○葉場を馬場の訛とし、驛家の遺徵に擧ぐるは、如何にや、未定說とするに足らじ。又、新案あり、日本紀略、延暦二十一年の盤具公母禮てふ夷酋の盤具は、恐らくはハヌバイにて、此葉場に合考せらる、（類聚國史、風俗部には盤具に作れど、紀略には貝とす）上の安土呂井、及び茂井羅堰にも參照すべし。

（盤貝）

膽澤八幡宮（イサハ）（鎭守府八幡宮）

今、佐倉川村の管内にて、其地を八幡とも呼び、水澤驛の北一里、金崎驛の南半里、膽澤川の北上に注入するの邊、其南西岸に臨し、大道に緣れり。（近年、宇佐といへるも此地なり）鎭守府（チンジュフ）八幡宮ともいふ。

十符菅薦云、水澤の宇佐（ウサ）村といふ處に、鎭守府八幡宮とてあり、たづぬれど、證となるべきものはひとつもなし、されど、東に北上川、北に膽澤川ながれて、要害の地なるからに、延暦二十一年に、坂上田村麿なしてこゝに城を築しめ給へり、膽澤城これなり、安永七年に建たる碑あれど、これ八幡宮は田村麿呂の祀れるよしのみいひて、城と府との事に及ばさず、おもふに、八幡大神の山城國鳩嶺にうつらせ給へるは、貞觀元年にて、この時よりこそ、世の中に此神のみいつも廣く

あらはれ給へれ、田村麿呂は、弘仁二年に薨られたれば、このぬしの大神をこゝに祀らるべき理はさらになし、東鑑にしかいへるは、里の老どもの言にしたがひて、古へを深く勘へざるあやまりなり。

東鑑云、文治五年九月廿一日、二品(賴朝)於伊澤郡鎭守府、令奉幣八幡宮、號第二殿瑞籬、云々、是田村麿將軍爲征東夷下向時、所奉勸請崇敬之靈廟也、彼卿所帶弓箭並鞭等、納置之、于今在寶殿、云々、仍殊欽仰、於向後者、神事悉以爲御願可執行之由、被仰、云々。

中尊寺文書、嘉元三年、中尊毛越兩寺衆徒言上に「如葛西宗清陳狀者、伊澤八幡宮放生會之時、以兩國所濟物內、宛行兩寺僧布施物之由、令自稱畢」云々、「鶴岡八幡宮別當僧正房御領、伊澤八幡宮、供僧神官等之條、御教書分明也」云々とあれば、中古に、此神宮は鎌倉八幡に並びし大祀にて、幕府の奉仕に屬したり、南北爭亂後に至り、舊儀を失ひ、遂に衰廢したるならん。又、本社の創始は、かれ源賴義父子在鎭の日に祭れる歟、坂上將軍にはあらじ。

封内記云、膽澤郡八幡宮、延暦二十年、坂上田村麻呂征伐夷賊、射殺高丸於磐井郡神樂岡、殺惡路王於膽澤郡、勸請八幡宮於此地、或曰、大同中造社、嘉祥中慈覺奉勅創建、別當峨等山安國寺、及房宇許多、天喜中、源賴義父子征伐安倍貞任時、屯於當社方八町、祈之得克、是以奉納劍及鏑矢、文治五年、源賴朝之伐泰衡、路經本郡鎭守府、奉幣當社、上古勅願所大社、而有寄附之祭田、其後中古淸野九助者、放火社堂、僧坊悉爲灰燼、惟所存者劍鏑矢而已、天正中、奉豐臣秀吉公之命、淺野彈正少弼長政下向時、問舊社之來由、造營本社及拜殿、先邑主柏山伊勢守明吉修補之、肯山君之世、寬文二年再造之、東鑑記劍鏑矢田村麻呂所納、觀跡聞老所記亦據之、與邑民所傳不合、未審、劍無銘、長二尺廣一寸、手內長四寸三分廣七分、鞘二尺九寸、柄長六寸七分、獨鈷造也、鏑矢三尺三寸四分、周一寸一分、羽長六寸、鏑長二寸周一寸四分、鏃雁股、長三寸四分廣五分、股間二寸七分、今共在邑民家、觀迹聞老志、記劍長一尺、不記鏑矢、亦未詳、柏山者不詳何人、本郡百岡邑、生城寺中、有古塚、傳曰柏山家先祖之墓也、石碑雕月星之紋、月星千葉家紋也、葛西家族臣稱千葉者多、以是考之、則柏山亦千葉之分流、而葛西家族臣乎。○明治九年東巡錄云、膽澤郡鎭守府址は、水澤驛北、宇佐村を過ぐる約一里、官道の右五町許にして八幡社あり、乃其地なり、其區題して鎭守府八幡宮と曰ひ、古藏弓矢鞭箙今已に無し、境內凡方一町、四望沃野、北に膽澤川を控き、東に北上川を帶び、頗要地を占む、官道より該社の近傍に及ぶ、凡方八町許は、古時常備團兵五千人を置きたりと云ふ。

延喜式膽澤郡石手堰(イハテノセキ)神社は、淸和實錄、貞觀四年六月、鎭守府石手堰神授位と明記すれば、本郡內の古祀なり。然るに、或は說を爲して、此祠は今江刺郡黑石村に在りといふ、疑ふべし。凡膽澤江刺は、江水を以て相限り、郡界截然として分る、殊に鎭守府とさへ冠稱せしを見れば、府址の邊に求むべき耳。

鎭守府址(チンジユフシ)

膽澤鎭守府址は、今、水澤金崎の間、國道を右に凡五町許入りたる處にありて、金崎停車驛を距ること十五町、八幡宮の現境、卽是歟と云へり。四望沃野にして、北に膽澤川を控へ、東に北上川を帶び、頗形勝の地を占む、舊史に膽澤城といへる、亦此也、俗に方八町といふ。

(膽澤城址)

古松軒東遊雜記云、膽澤郡八幡村は、奧州鎭守府の舊跡にして、街道より五丁餘、しるしの石あり、松樹繁茂し、北に膽澤川流れ、東に北上川巡り、頗要害の地にして、鎭守府を置くべき所なり、八幡宮の寶物には、昔賴義義家奉納の太刀一振、矢の根五寸あり。

(方八町)

隨筆紀程云、膽澤川、與來神川會、南涯曰宇佐鄕、有鎭守八幡祠、古者、蝦夷叛亂、設鎭守府於多賀城、玉造以北、視爲化外、桓武帝撻伐拓境、延暦二十一年、始城於此、嵯峨帝時移府焉、乃日本史兵志、以移爲創、獨據延武記「弘仁之年始建」之文、不參考職原抄及拾芥鈔、恐不免掛漏、抑多賀創建、或爲神龜二年、或爲天平五年、未知孰是、徵之類聚三代格、天平寶字三年乾政官符、天長五年太政官符、其在神龜以前無疑矣。○復軒雜纂云、膽澤城鎭守府の址は、水澤町の北一里半許、八幡村(今佐倉川村字宇佐)に遺り、今の國道は府址を貫きてあり、城址は平地にして、北上膽澤の二川を控へ、其崖共に高し、(膽澤川も、上世水田の開けざりし頃は、水量今より多かりしなるべし)南に去る十五町許に、國道を東西に橫截して、空堀の如きものあり、藤五澤と云ふ、外濠なりしならむ、外郭規模の大なりしを想ふべし、國道の東に方八町(ハウハッチヤウ)といふ遺跡あり、封內風土記に「八幡村、方八町遺跡、東五町三十八間、西六町、南五町五十二間、北五町五十七間、傳云、延暦中、田村麿呂所築、而天喜中源賴義屯軍處也、今頗頽廢、僅存其址」とあり、其四圍に、今も堀跡を認め、苗代田となりてあり、內郭なりしならむ、方八町と云ふ處、奧州處々にあり、皆賴義義家の跡と傳ふれど、上古の城柵の跡なるもあるべし、膽澤城は、延暦二十一年の造營なること、日本紀畧に見え、和名抄に「鎭守府在膽澤郡」とある是れにて、代々の鎭守將軍、此に居て邊を撫せり、陸奧話記に「源賴義爲陸奧守兼鎭守府將軍、境內兩淸、一任無事、任終之年、爲行府務入鎭守府、數十日經廻之間、賴時傾首給仕」などあれば、當時尙府の現存したりしを知る、其廢止の年を詳にせず、秀衡が平泉に居て鎭守將軍に任ぜし頃は、廢せられて旣に久しかりしなるべし、吾妻鏡には、伊澤郡鎭守府八幡宮、是田村麻呂將軍所奉勸請崇敬之靈廟也云々

など見ゆ、當時は祠のみ存して、府は無かりしならん、抑豐前の宇佐の神を、八幡大神と稱し、僧行教が始めて山城の男山に遷したるは、貞觀元年なれば、田村麻呂の此神を勸請すべき理なし、此神を武門の氏神と崇奉して諸國に遷し祀るは、賴義父子に始まれり、鎭守府の祠も、其勸請せしものなるを、當時の祠官等の誤傳せしなるべし。

續日本後紀、承和六年四月、陸奧守良岑木連、鎭守將軍匝瑳末守が奏言に「膽澤、多賀、兩城之間、異類萋延、控弦數千、如有警急、難可支禦」「多賀城者、爲膽澤之後援、不並兵數、何以救急」などあり、此文に據れば、鎭守將軍は膽澤城に鎭し、陸奧守は多賀城に居て、多賀城、即ち國府なりしこと、更に分明なり、多賀、膽澤、南北相隔たること、今道、凡二十七八里。

武家名目抄云、日本紀略曰「延暦廿一年正月、遣從三位坂上大宿禰田村麻呂、造陸奧國膽澤城、勅、官軍薄伐、闢地瞻遠、宜發駿河甲斐相模武藏上總下總常陸信濃上野下野等國浪人四千人、配陸奧國膽澤城」按、大野東人、多賀城を築きてより、彼城を以て鎭府のごとくせられしかど、爰にいたりて、この膽澤城を定めて鎭府とす、弘仁以後、鎭守府と稱するものはこれなり、和名抄に「鎭守府在膽澤郡」と見え、吾妻鏡に、田村麻呂を鎭守府將軍の中興といへるも、此鎭府を造れるを以てなり。

日本後紀云、大同三年七月勅、夫鎭將之任、寄功邊戍、不虞之護、不可暫闕、今聞鎭守將軍兼陸奧介百濟王敎俊、遠離鎭所、常在國府、儻有非常、何濟機要、邊將之道、豈合如此、自今以後、莫令更然。

類聚三代格云、大同五年五月太政官符、應舂運按察使并國司鎭官年粮事、

右得東山道觀察使解、偁、陸奧國元來國司鎭官等、各以公廨作差、令舂米四千餘斛、雇人運送、以充年粮、雖因循年久、於法無據、然邊要之事、頗異中國、何者刈田以北近郡稻支軍粮、信夫以南遠郡稻給公廨、計其行程、於國府二三百里、於城柵七八百里、非有加功、不可舂運、若勘當停止、必致飢餓、請給舂運功爲例行之者、依請。

後紀又云、弘仁二年三月、勅、陸奧出羽按察使文室朝臣綿麻呂(中略)鎭守府將軍佐伯宿禰耳麻呂、副將軍物部匝瑳連足繼等曰、去二月五日奏稱、請發陸奧出羽兩國兵合二萬六千人、征爾薩體幣伊二村者、云云、三年二月、物部匝瑳連足繼、爲鎭守將軍、四月、定鎭守官員、將軍一員、軍監一員、軍曹二員、醫師弩師各一員也。

類聚三代格又云、太政官符、定鎭守府官員事、將軍一員、軍監一員、軍曹二員、醫師弩師各一員、右被右大臣宣、偁、奉勅、鎭兵之數、減定已訖、其鎭官員數、宜依前件、弘仁三年四月。

今按、建武記に、鎭守府は弘仁三年に始建せらしかの如くに載せしは、鎭官定員の事と相渉りて、誤れるもののみ。

建武年間記云、請被加大將軍號狀、右謹考故實、陸奧國者、遠當邊境之至要、鎭備蝦夷之不虞、依之、弘仁三年、殊下勅符、建立鎭守府、擇主師之器、授將軍之號、云々。

又、往時の鎭兵の數は、弘仁六年官符に、膽澤城、德丹城、各五百人なりしを、德丹を停止し、膽澤城に、兵士四百健士三百合七百人を分番せしめらるる趣見えたり。さて、膽澤府の鎭守も、嘉保元年、藤原淸衡、將軍淸原武貞の遺跡を承くるに(平泉館址合考)に至り、平泉へ移り、本城全く廢したり。而も、平泉は、仍鎭守押領の館たりしが、文治に至り、平泉又亡滅す。建武中興、鎭守大將軍の復興ありしも、府城の定置を見ずして止めり。

吏部侍郎野美、使邊城、賜餞裝、　弘仁帝御製

歲晩嚴冬寒最切、辭庭爲國向邊城、貂裘猶暫宜羇旅、持賜卿之萬里行。

國郡沿革考云、陸奧鎭守府の始置、舊史に明文なし、蓋、聖武天皇神龜元年に在りて、宮城郡多賀城に置かれたり、

按、鎭守府の始置、國史に見えず、續紀、養老四年九月、陸奧國奏言、蝦夷叛、殺按察使上毛野廣人、多治比縣守爲征夷將軍、下毛野石代爲副將軍、阿倍駿河爲鎭狄將軍、即日授節刀、五年四月、征夷將軍多治比縣守等、還歸、六年八月、令諸國簡點柵戶一千人、配陸奧鎭所、神龜元年二月、陸奧國鎭守軍卒等、願除己本籍、便貫比郡、父母妻子共同生業、許之、云々、鎭守の字始て此に見ゆ、然して鎭所の事、前の六年八月に見えたれば、多治比縣守凱旋の時、必戍兵を置れたるならん、但、其何處に在て、何人其將に任じたるを詳にせずと雖、多賀城碑「此城、神龜元年歲次甲子、按察使兼鎭守將軍、從四位上勳四等、大野朝臣東人之所置也」(東人の從四位上勳四等に敍するは、二年閏正月にあり、此は追書せるならん)之に據れば、鎭所即多賀城にして、鎭將は東人なるべし、同年四月「以式部卿藤原宇合爲持節大將軍、宮內大輔高橋安麻呂爲副將軍、爲征海道蝦夷也」此時、東人鎭所に在て鎭守將軍に任ぜしなるべし、又二年閏正月、詔、敍征夷將軍以下一千六百九十六人勳位、各有差、授正四位上藤原宇合從三位勳二等、從五位上大野東人從四位下勳四等、諸將各位一級を進め、而て東人獨二三級を進めたり、其勳勞衆に異なるを以てこれを賞せられしなり、此亦東人の鎭所に留て將軍に任ぜしを證すべきなり、故に今、神龜元年を以て鎭守府を置くの始とす、但、其將軍の史に見ゆるは、天平元年九月、陸奧鎭守將軍大野東人等言、在鎭兵人勳功可錄、請授官位、云々、此を始となす、

稱德天皇、神護景雲元年十月、伊治城を築き、尋て鎭守府を遷す、

按、此時、鎭守府を遷す明文なし、寶龜十一年三月の條に據て之を推す、

桓武天皇、延暦二十一年正月、坂上田村麻呂をして、膽澤城を築かしめ、永く府城となす、

延暦二十年九月、征夷大將軍坂上大宿禰田村麻呂等言、討伐夷賊、廿一年正月丙寅、遣田村麻呂造陸奥國膽澤城、戊辰勅、官軍薄伐、闢地瞻遠、宜發浪人四千人、配膽澤城、(紀略) 和名抄曰、鎭守府在膽澤郡、府址、今八幡村に在りと云ふ、

高倉天皇、嘉應二年五月、藤原秀衡、鎭守府將軍に任す、之よりさき秀衡の祖清衡、嘉保元年、磐井郡平泉館に居り、奥羽を制馭す、膽澤の府城日廢せしなり、

東鑑、文治三年十月、秀衡入道、於陸奥國平泉館卒去、云々、出羽押領基衡男、嘉應二年五月廿五日、任鎭守府將軍、叙從五位下。○按、秀衡の祖清衡が、平泉館に移居したるは、堀河天皇嘉保元年といふ、清衡基衡が鎭守拜任の事、舊史に明文なし、蓋其名を備ふるに及ばずと雖、清衡は實に將軍清原武則武貞の遺跡を繼ぎしなれば、膽澤府の廢替、推して知るべし、(平泉館址に合考せよ)

金崎(カネガサキ)　(西根)

今、三个尻(ミカジリ)を併せて、金崎村と云ふ、膽澤川と宿内川の中間にありて、東に北上川を帶ぶ。鐵道停車驛にして、水澤へ五哩を距つ、舊名西根(ニシネ)なり。西根九郷は、上伊澤、下伊澤の外なる由、葛西實記に見えたり。西根とは、駒嶽の西方に屹立するないで、其山下に西根の汎稱あり、今の金崎、相去二村にわたる。

封内記云、西根邑、戸口凡四百、有號金崎、高谷、野原、遠谷、幅、長志田、平澤、下城川、目坂水等地、公族大町將監采邑、金崎、有市店而驛也、邑主大町家、鎭祀宮參州號大崎地、香坐河冠者實綱、勸請城州石清水八幡大神、爾來世世祭之、大永中、居本州刈田郡大町邑、時移此社、每歳祭日、行步射大的射禮、正保中、大町家移於金崎館、此社亦移之、古壘凡二、其一號金崎要害地、當邑主所居、而古來之壘也、按日本書紀、所謂「光仁帝、寶龜七年十一月庚辰、發奥州軍三千人、伐膽澤城」者、曰此地乎、其二、號八幡館、永承二年、源賴義、征伐安倍貞任時、所陣營也。○岩手縣史談云、膽澤城址、延暦二十年、阪上田村麿の築く所にして、一名を白糸城、又は觀音館と曰ふ、永承の頃、安部貞任の叔父河堰大夫が居城なりしが、源義家拔きて陣營となせり、後、慶長年中、伊達政宗、其臣桑折左衞門を此に置けりとぞ。○平澤氏浸遊文草云、抵膽澤川、津有二處、渡其下津、抵金崎而宿、旅舍極鄙矮、其地有諏訪祠、々在來神川上、足眺望矣、南峙之山、曰觀(ケニ)圖、曰雄岡、北岸枕川、而巍然者、曰白糸柵、昔者阿部賴時之反、以此柵爲根本、蓋南限膽澤川、北則和久川、相距二里、西方駒山之險、疊巘攢峰、數里相列、自山麓至來神川、亦復二里、四方有天險、而其間廣原可城矣、實一方之天府也、惟不知在德哉、

鳥海柵址(トリノミ)

平泉名勝誌云、鳥海柵は、安倍鳥海彌三郎宗任の居城なり、金崎驛にあり、西北二面は平坦にして、東面は一段低く、南は膽澤川に臨み、里俗彌三郎館と稱ふ。○復軒雜纂云、先輩鳥海柵を、東磐井郡の鳥海村とせしは、臆測なり、此柵址は膽澤鎭守府址の西北十四五町、西根村の字鳥海の地と定むべきなり、(初め府址より西五里、永澤村の字鳥海と考へしかど、改めたり) 陸奥話記に合考すべし。

扶桑略記、引陸奥合戰記云、天喜五年八月、前陸奥守源賴義、襲討俘囚安倍賴時之由、給官符、東山東海兩道諸國、可運充兵粮之事、公卿定申、九月二日、合戰之間、賴時流矢所中、還鳥海柵死了、但餘黨未服、

陸奥話記云、天喜五年秋九月、源賴義進國解言上、誅伐賴時之狀牒、臣使金爲時下毛野興重等、甘說奥地俘囚、令與官軍、於是、鉋屋仁土呂志宇曾利合三部夷人、安倍富忠爲首發兵、將從爲時、而賴時聞其計、自往陳利害、衆不過二千人、富忠設伏兵、擊之嶮岨、大戰二日、賴時爲流矢所中、還鳥海柵死、但餘黨未服、請賜官符、徵發諸國兵士、兼納兵粮。又云、康平五年九月六日、官軍得越渡衣川、卽偷到藤原業近柵、俄放火燒、(業近字大藤內、宗任腹心也) 貞任等見業近柵燒亡、大駭遁奔、遂不拒關、保鳥海柵、同七日、官軍破關、到膽澤郡白鳥村、攻大麻生野及瀨原二柵、拔之、十一日、鷄鳴、襲鳥海柵、行程十餘里也、官軍未到之前、宗任經淸等棄城、走保厨川柵、將軍入鳥海柵、暫休士卒、柵中一屋釀酒數十甕、士卒爭欲飮之、將軍制止云、恐賊類設毒酒欺疲頓軍矣、而雜人中一兩人飮之無害、而後合軍飮之、皆呼万歲、將軍語武則曰、頃年聞鳥海柵名、不能見其體、今日因卿忠節、初得入之、卿見予顏色如何、武則曰、足下宜爲王室立節、櫛風沐雨、甲冑生蟣虱、苦軍旅役已十餘年、天地助其忠、軍士感其志、以是賊衆潰走、如決積水、愚臣擁鞭相從、有何殊功乎、但見將軍形容、白髮返半黑、若破厨川柵得貞任首者、鬢髮悉黑、形容肥滿矣、將軍曰、卿率子弟發大軍、破堅披銳、自當矢石、破陣拔城、宛如轉圓石、因之得遂予節、卿無讓功、但白髮返黑者、予意然之、武則拜謝。○今按、朝野群載、延久六年御卜、陸奥國鳥海神合御卜、云々、この鳥海神、他に見えず。

三个尻(ミカシリ)　(尻地)

金崎驛の北、相去に至る間に、宿内川、澁川ありて、共に駒嶽に出づ。澁川の邊の民居を、三个尻とす。○封内記云、三个尻邑、有號十三佛壇地、片葉泉、在路傍、泉邊生片葉蘆、澁川、源出自本郡西根邑、千貫石大堤。○中尊寺嘉暦中の文書に、甕尻(ミカシリ)に作り、彼寺領たり

し由見ゆ。

其方事、諸公事令免許候、如先々、問屋以下、可致其沙汰、不可有異儀者也、

天正十八　九月廿九日　彈正少弼長吉（判）

三个尻加賀（南部家記錄）

政宗言昔共申由候、又切腹共申て、仙臺殊外さわぐ由、具足屋甚三郎所に居候商人、きき候て參候、うそた右に候へ共、不審に候間、一之關、金崎へ人迄つかひ候て、しらぬふりにて、可爲聞候、其許にては、何共不申候哉、不審に候、仙北も陣用意之由、下々にて申由候、御陣は今有間敷候間、自然之用意にて可有候、其元にてむざと沙汰仕間布候、恐々謹言、

八月朔日（元和中）　利直（判）

彦九郎殿（花巻城主）（南部家記錄）

駒嶽（コマガタケ）

脊梁の經塚山の東に連なりて、膽澤和賀二郡の界に聳ゆ、火山岩より成る、標高千百六十九米を有す、その東南麓は黑澤川宿内川の源をなし、山上には神社あり、登山、西根村より二里、和賀郡夏油（ゲトウ）温泉より二十五町。

（駒形神社）

神祇志云、延喜式、膽澤郡駒形（コマカタ）神社、今在西根村駒形山上、仁壽元年、授正五位下（文德實錄）、貞觀四年、進從四位下。（清和實錄）

封内記云、駒形山、或稱駒嶽、又馬峰、名跡志曰、山岳峻嶂、西跨仙北、北跨南部、東南蟠栗原磐井膽澤三郡之高山、而言其所及、則西根水澤桃岡永德寺數邑、遶山麓也、駒形山嶺、不詳祀何神、後世經隊失其傳來、依駒形之字、而安馬頭觀音、號御駒山馬峯寺、可謂背馳上世神明之旨矣、是亦淫祠之甚者也、今同之歸里、而無分明解說者、尤可嘆焉、但有一古老說曰、此岳嶺祀頂曰大日（ダイニチ）嶽、亞之者曰駒形、半腹有叢祠、日神馬社、往古有神駒兩嘗遊山嶽、雪毛質蹟、遺後塵之峯頂、立祠祭之、故稱神駒嶽、神名帳所謂駒形神社是也、其山峻極、至晩夏宿雪猶未消、其殘雪之狀、自然爲奔馬奮迅之勢、而如具首尾耳鬣脚蹄之形也、人以爲是乃精神生氣之妙、自然所現于茲矣、今望之從隣境山頭、則果現然如其所傳、於是爲地名、又山間有岩窟、濶三尺、高一丈長二間許、内藏銅堂、置馬首（バトウクワンオン）佛及大日虛空藏、山下一里餘、猶有往昔寺址、相傳、大同中、釋慈覺開基、號滿德山賓福寺、今荒廢、鄰大吾而有山、曰赤澤山、山上有鐵馬二頭、各長三寸、又有鐵佛、背負兩翼、土人曰之天狗佛、地勢形氣渾非凡境焉、後世以此山岳爲歌林所詠栗駒山也、非是、歌林稱栗駒山者、在栗原郡者是也。同書又云、駒嶽觀音堂、在仙臺南部封境之間、是以兩主相與修補造營、按延喜式神名帳所謂駒形神社是也、土俗誤傳以本地佛爲主稱觀音、忠遠神社以佛名稱之者頗多、其二號里（サトノミダウ）御堂、山上禁婦人之登拜、故建堂於山麓、使婦人拜之、其三號坂（サカノミヅ）水觀音、前邑主柏山伊勢守所創建也。

相去（アヒサリ）

今、相去村と云ふ、北上川の西岸にありて、和賀郡の界に接す、金崎の北二里半、黑澤尻（和賀郡）の南半里。

十符菅薦云、相去より南を膽澤郡、北を和賀郡といふ、天正十九年に、淺野長政、九戸の討手のさき手にてうち入しとき、この所にて、膽澤和賀の境をとひしに、里人そは瘤木とてはるかにあとなりといひしを、そこに立かへらんもむやくなり、こゝな境にせんとて、榜示ハ今の所に建させしとぞ。○膽澤紀程云、膽澤川以北、田野漸狹、連峰對峙、路多高低、相去郡與鬼柳隔一壑、舊仙臺侯鬮封界、今毀墩合爲一邑、和賀河在邑北。

封内記云、相去邑、戸口凡二百七十、有號六原大澤大清水地、南部封域、而封人守之、有市店而驛也、歩卒百二口、馬四十、有隊長指揮之、六原歩卒十七口馬五、郡司指揮之。○觀蹟志云、奈良山大悲閣、在相去村、此地往昔江刺郡地、今屬之伊澤云。○保田氏新風土記云、千貫石堤は、六原（相去村）に在り、古は甚廣かりしに、今は纔に殘れり、古の堤の内に、今人家も田畑も出たり、洪水の節破れし跡、大石轉び倒れし儘にて、其石高二間餘、廿七段にて築留たり、土手上幅二間、長三十六町餘、封内第一の大堤也しとぞ。○封内記又云、相去邑大泉辨財天堂、嘉祥中、弘法大師、自本郡西根邑嶽山經塚、往江刺郡門岡邑國見山時、飲此泉、得長一尺餘朝卷貝、大師乃號大泉辨財天、祭之、以來爲邑中田地用水之源、鎭護邑里。

六原（ムツ）

相去村の西方なる曠野にして、今軍馬養育の牧場に供用せらる。○和賀郡村志云、慶長六年四月四日、水澤の領主白石若狹、岩崎へ加勢せんと人數を出し、六原野より段々に岩崎の城へ入んとす、白石が先手、鈴木將監重信、六原野より泉福寺の東の坂へ打おろし、城へ乘入らんとす、南部方の大將、大光寺左衞門尉光親、乙部長藏、防ぎ戰ひしかば、鈴木城中へ入る事叶はず、其時信州侯（利直）是を窺ひ、時分よしと、大軍を率ゐ、鈴木が陣の後を遮り給へば、重信前後の敵に當る事不叶、敗軍して引返す所を、高島主水駈合て、夏油（ゲトウ）の川中に戰ひ、遂に重信を討取る。○關原役後にあたり、伊達家の兵が、北隣を犯せるは實也、而も（五年九月四日）政宗（當時號羽柴越前守）より、南部利直（信濃守）への狀に陽言して曰く、

其元一揆之者共、無異儀被仰附之由、肝要に候、此度之一揆に、此方の百姓も、少々相加之由、言語道斷、沙汰之限に候、併、稗貫其外以下者共、互根本好味之有筋目、少々罷越候哉、努々此方不存事に候、境目之者共も、何も家中以下召連、白石表在陣仕之間、是又曾不存候、今度以注文承通、則此方相拂可申候、（南部

宋寛政記録

餘戸郷（アマレヘ）　和名抄、膽澤郡餘戸郷。○今詳ならず、もしくは膽澤郡の餘剰を割きたる者にして、其北界和賀郡に至る間歟、やがて相去村にあたる。

江刺郡

江刺郡（エサシ）　膽澤郡の東、北上（キタカミ）左岸の地にして、其北界は和賀郡、南界は東磐井郡、共に低山を以て相限る。東嶺は即北上山脈にして、種山、蓬山等を以て、氣仙郡及び遠野（トホノ）盆地と相分つ。今面積二十七方里、人口四萬餘、十三町村に分ち、岩谷堂に治す。

江刺は、和名抄、衣佐志と注し、四郷に分つ。蓋、膽澤の分部にして、其建置は、即、延暦中に在り。當時、膽澤江刺を以て、北邊の極界とす。弘仁に及び、始めて遠膽澤（和我稗抜等）を開ける。

國郡建置沿革考云、江刺の建郡は、蓋、膽澤の後に在るべし、仁明天皇紀に、始て江刺郡見えたり、

承和八年三月、陸奥國江刺郡、擬大領、外從八位下勳八等、上毛野膽澤公毛人等、借外從五位下。

和名抄郡郷考云、江刺の刺字、續後紀（承和八年）判に誤る、節用、拾芥の兩書にも、同く誤れり、但し、節用には「又作刺」と注し、別に江差を載せたるは、重出なり、東鑑（文治五年十月）柄着差と書す。○今按、吾妻鏡の「柄著差」の着は、差と謬り、誤を累ねしなり、されば、柄差（エサシ）とも、江差とも書せるを見るべし。

（柄差郡）

今年有稼穡不熟愁之上、二品相具多勢數日令逗留給之間、民戸殆難安堵之由、就聞食、平泉邊殊迴秘計沙汰、可被救窮民、云々、仍岩井伊澤柄著差、以上三个郡者、自山北方可遣農料、和賀部貫兩郡分者、自秋田郡可被下行種子等也。

文治以來、江刺は膽澤磐井と共に、葛西氏の領知内たり。而も、小山文書に、本郡何懸郷は、野州小山氏の傳領たりし證あれば、葛西氏も、一圓知行にあらざりし也。天正十九年、伊達家の封に歸し、是より仙臺藩の北疆と爲り、以て王政維新に至れり。

江刺は夷語なり、今、北海道に江差港あり。蓋、前面の義といふ。○地理志料云、集韻、刺俗作剌、伊呂波字類抄、拾芥抄、用此體、續日本後紀、作江判、皆背之譌也、廣韻、刺針刺也、以針黹物曰刺、此訓佐志、即其義也。

（巢伏）

延暦八年六月、膽澤河東（カハヒガシ）の征戰は、官軍の失計、夷虜の強硬、形情を悉したり。故にその全文を引く。○延暦八年紀、六月、征東將軍紀朝臣古佐美奏、副將軍入間宿禰廣成、左中軍別將池田朝臣眞枚、與前軍別將安倍猨嶋臣墨繩等議、三軍同謀幷力、渡河討賊、約期已畢、由是抽出中後軍各二千人、同共凌渡、比至賊帥夷阿弖流爲（アテルヰ）之居、有賊徒三百許人、迎逢相戰、官軍勢强、賊衆引遁、官軍且戰且燒、至巢伏（スフシ）村、將與前軍合勢、而前軍爲賊被拒、不得進渡、於是賊衆八百許人、更來拒戰、其力太強、官軍稍退、賊徒直衝、更有賊四百許人、出自東山、絶官軍後、前後受敵、賊衆奮擊、官軍被排、別將丈部善理、進士高田道成、會津壯麻呂、安宿戸吉、大伴五百繼等、並戰死、惣燒亡賊居十四村、宅八百許烟、器械雜物如別、官軍戰死二十五人、中矢二百四十五人、投河溺死一千三十六人、裸身游來一千二百五十七人、別將出雲諸上、道嶋御楯等、引餘衆還來、於是、勅征東將軍曰、「省比來奏、云膽澤之賊揔集河東、先征此地後謀深入者、然則、軍監已上率兵、張其形勢、嚴其威容、前後相續、可以薄伐、而軍少將卑、還致敗績、是則其道嶋等計策之所失也、至於善理等戰亡、及士衆溺死者、惻怛之情、有切于懷」、征東將軍又奏偁、膽澤之地、賊奴奧區、方今大將軍征討、剪除村邑、餘黨伏竄、殺略人物、又子波和我僻在深奧、臣等遠欲薄伐、粮運有艱、其從玉造塞至衣川營四日、輜重受納二箇日、然則往還十日、從衣川至子波地、行程假令六日、輜重往還十四日、惣從玉造塞至子波地、往還二十四日程也、途中逢賊相戰、及妨雨不進之日、不入程內、河陸兩道、輜重一萬二千四百四十人、一度所運糒六千二百十五斛、征軍二萬七千四百七十人、一日所食五百四十九斛、以此支度、一度所運、僅支十一日、臣等商量、指子波地、支度交闕、割征兵加輜重、則征軍數少、不足征討、加以軍入以來經涉春夏、征軍輜重並是疲弊、進入有危、持之無利、久屯賊地、運粮百里之外、非良策也、雖蠢爾小寇、且逋天誅、而水陸之田不得耕種、既失農時、不滅何待、臣等所議、莫若解軍遺糧、支擬非常、軍士所食日二千斛、若上奏聽裁、恐更多糜費、故今月十日以前解出狀、牒知諸軍、臣等愚議、且奏且行、勅報曰、「今省先後奏狀、曰、賊集河東抗拒官軍、先征此地、後謀深入者、然則不利深入、應以解軍者、具狀奏上、然後解出、未之晩也、而曾不進入、一旦罷兵、將軍等策、其理安在、的知將軍等畏憚兇賊、逗留所爲也、巧飾浮詞、規避罪過、不忠之甚、莫先於斯、又廣成墨繩、久在賊地、兼經戰場、故委以副將之任、佇其力戰之效、而靜處營中、坐見成敗、差入裨將、還致敗績、事君之道、何其如此、夫師出無功、良將所恥、今損軍費粮、爲國家大害、閫外之寄、豈其然乎」。

大井郷（オホヰ）　和名抄、江刺郡大井郷。○今知れず、黑石村の邊をいへるにや、然らば、郡の西南にして、黑石、羽田、田原にわたると假定せん歟。

黑石（クロイシ）　今、黑石村と云ふ、郡の西南隅に位し、直に北上川の東岸に緣る、岩谷堂の南二里。東嶺を扇が洞

山といひ、山内川之に出で、北上へ歸す。(黑石の南は東磐井郡母體村田河津村なり)

仙臺封内風土記云、黑石邑、戶口凡二百五十、有市店而驛也、本邑正法寺山中、有石其色如黑漆、是以爲地名、好事人或爲之印璽、堅剛而彫刻難爲精巧、近邊紫石亦多、爲硯、其石麁而不能用之。

黑石寺(コクセキ) 封内記云、黑石寺、藥師堂、延曆中、坂上田村麻呂所草創也、按觀迹聞老志名跡志、共曰、大同中所建、堂宇坊舍乃飛驒工匠所造也、其餘所見作佛等、亦與今所傳者不合、未審孰是。

神祇志云、膽澤郡石手堰神社、在鎭守府、今在江刺郡黑石村、曰黑石明神、又二宮明神、貞觀四年、以正六位上預官社(三代實錄)。○縣史談に「石手堰神社、黑石村にあり、天忍穗耳命を祭る、當社は、上古より當村の產土祖神にして、日本武尊陸奧攘夷の時、鳥海山に大物忌社を草創し、、奥州一の宮と稱し、此地に石手堰神社を祭りて、二の宮と稱せり」とあるは太杜撰なり。封内記には「黑石邑二宮大明神、不詳何時勸請、所祭素盞嗚尊」とあれど、未だ石手堰の説を見ず。

正法寺(シヤウホフ) 今、黑石村にあり、奥州洞家第一の叢林にして、能州總持寺峩山和尙を推して開祖と爲す、故に永平(越州)總持に並比して、三本山の擬稱あり。

岩手縣史談云、黑石正法寺、康永四年の春、總持寺二代峨山禪師、二十五闍法の嫡弟、無底和尙、奥羽兩國の内に一宇建立の命を受けて、此地に至り錫を留め、(今に座禪石あり)時の領主黑石越後守、長部近江守、歸依の餘り、兩家戮力して、七堂伽藍悉皆造營、貞和四年五月なり。

封内記云、大梅拈華山圓通正法寺、曹洞宗、能州總持寺末寺、貞和四年、無底良韶和尙開山、邦君寄附七十五石之地、觀迹聞老志名迹志、共曰、貞和二年、道元六世無底良韶開基也、其經營備七堂伽藍、與越前吉祥山永平寺能登諸岳山總持寺相埒、爲曹洞三隖本寺、佛殿安如意輪像、長一尺八寸、佛工春日所造、釋迦文殊普賢、乃當麻作、客殿彌陀如意輪、是安阿彌作、有影堂鐘樓、寺前有古蠟梅、樹斜清香尤可愛、院中古來多珍藏、釋迦左右十六羅漢畫軸、雪舟筆、飛龍觀音、雪村筆、觀音左右林泉、牧溪筆、開山自畫賛像、後光嚴帝宸翰、宮野法印墨蹟、山中佳境、花立坂(寺院西北十町餘)董笙岩(寺西七八里、峰頭有石蓮華、其石盡白石英)瑞鹿基(寺南一町餘、往古有白鹿、常迎良韶相馴)長江流(寺前碧流)黑石巖(寺西北三里餘、有巨石、其色黑、乃如漆)菩提坂(寺西北二里餘)靈犬塚(寺前貝南一町餘、座開山所畜之犬)蛇形石(在佛殿前、形勢恰似伏蛇)瑞鳥峰(靈犬塚南、有古杉三、法鳥常來啼)水晶山(寺南五里餘、山上多水晶、所謂白石英也)怪石嶺(山阪多異石)寺中有古杉、號老婆杉、不知經幾星霜、根圍二丈二尺餘、寺中又有生虎斑竹之胡粉地、按觀迹聞老志名跡志、共爲貞和二年開山、且良韶作良詔、誤矣。○氣仙風土草云、江刺郡黑石正法寺は、貞和四年の開基也、此寺の緣起に、二世の住持月泉和尙、俗姓熊谷氏にして、氣仙濱諸上の產也と云り、今の本吉の波路上の事なるべし、此僧の時より、今寶曆十一年迄、大槪四百年程なるべし、此說を以て考れば、今の本吉郡、四百年前迄は氣仙郡なりけるにや。

今按、熊谷氏は本吉郡の豪族なり、されば、氣仙濱にあらず、氣仙沼なり、階上は海上の借字ならん、月泉は延文貞治中の僧也。

觀聞志、江刺郡所出、謂之正法寺椀、朱內漆外、或畫鶴龜、或蒔花草、飾之以金箔、其朱色煒燁、好事者傳來享之飯器、其雅物可愛、然如今省古制、與往年大異。○工業史云、蒲生氏鄕、會津において秀衡椀にならひたる漆畫の椀類をつくらしむ、世人これを會津塗といふ、秀衡椀は高倉天皇の朝、平泉の藤原秀衡が、工人に命してつくらしめたるものといひ傳ふ、其後、正平中、正法寺においても、漆畫の椀類をつくらしむ、正法寺椀の製廢れて後、二戶郡淨法寺より漆畫の椀類をつくるものいづ、故に前者を正法寺椀といひ、後者を淨法寺椀といふ、いづれも其文樣質朴にして、古雅愛すべし、當時漆畫の椀類が、茶人に賞翫せられし事は、豐臣氏が小田原陣中用ゐし所の膳椀(箱根の早雲寺にあり)、並に吉野の工人がつくりいだし、漆畫の椀類を見て、其大槪をおもひやるべし。

田茂山(タモヤマ) 今、鶯澤、羽黑(ハグロ)と相合せ、羽田村と改む、黑石の北に隣り、北上川に緣る。(岩谷堂の南一里半)伊手川、田代川は、此に至り北上へ入る。

封内記云、田茂山邑、有草井沼撮土沼、御山有羽黑權現社、大同二年勸請、而本郡總鎭守也、羽黑山千手院、眞言宗、弘仁元年、號弘智僧開山、古壘、羽黑堂對馬所居。

田代(タシロ)(黑羽) 今、土谷、石山、原體等と相合せて、田原村といふ、黑石の東北、羽田(田茂山)の東に方り、大鉢山の西麓に居る。田代川、この附近に發し、西流して羽田村鶯澤に至り、北上川に入る。(田代を俗に根子(ネツコ)町と呼ぶ)

信農鄕(シナノ) 和名抄、江刺郡信農鄕。○今知れず、もしくは、大井鄕の東北、伊手川の溪谷にあたる歟、郎、伊手村、藤里村とす。

地理志料云、按高山寺本、農作濃、似是、依信濃國例、當讀云之奈乃、亦其移民所居、大同類聚方、江刺郡人信濃連勝麻呂、蓋貫于此、陸奥郡鄕考、信農未審、今之何地、按封内風土記、伊手村有戶隱明神祠、祀手力雄命、爲近邑崇社、豈影祀信州戶隱神耶。

伊手川(イデ) 伊手村の東嶺(種山蓬山等)に發源し、淺井、横瀨(今藤里村)の間を西へ下り、石山、原體(今田原村の北部)を過ぎ、人首川の北より來るものと相

ひ、やがて北上川に歸入す、長凡四里、一名熊川といふ。伊手川の上游には、金銅鐵の諸坑ありて、種山、蓬山の一帶、所々に採掘を試みしもの多し。○地質圖說明書云、伊手鑛山、江刺郡伊手村にあり、地質は古生層を貫通したる花崗岩より成れり、鑛床は花崗岩中に胚胎し、厚さ五十尺內外にして、小牧倉、栗木山の兩區域に散在す、鑛石は磁鐵鑛に屬し、赤金及蛇之鼻等に於ては、黃鐵鑛、黃銅鑛を散點するものあり。

伊手

今、伊手村と云ふ、岩谷堂の東南二里、伊手川の上游なる丘陵の間にあり。其東嶺、種山（氣仙郡へ渉る）蓬山（東磐井郡へ渉る）の連亙するあり、戶隱明神、五十瀨明神の祠あり。

淺井

今、横瀨、餅田と相合せ、藤田村と改む、伊手村の西にして、岩谷堂驛の東南凡一里。（田代、石原の東北隣と知るべし）

伊達正統世次考に、天文五年、稙宗文書中なる江刺左衛門に注して「諱不知、住江刺郡淺井村倉迫城」といへり。封內記「淺井邑幸神館、古昔江刺三河守居之」また、明應八年の瀨衣狀に、江刺彈正大弼あり。

餅田

今藤里村の大字にして、淺井の西、岩谷堂を距る凡半里の東にありて、北に丘岡を負ふ。豐田館社あり、又、この地に高水寺陣岡の古跡を說くものあれど、附會の說、採るべからず。

（和田）

地理志料云、餅田、讀爲和田、義經記、藤原清衡居和田郡、因稱和田清衡、卽言餅田邑豐田館也、下總小塙鄉、結城系圖、作飽塙、塙餅訓和、未詳何義。

悵望山川懷古吟、天荒地老晝陰々、千年空眺豐城跡、斗氣蒼茫不可尋、　闞　元龍

豐田館址

封內記云、名跡志觀蹟志共曰、豐田館址、東西五十七間、南北三十九間、安倍賴時之壻、亙理權太夫經清居城也、貞任滅亡已後、移居于平泉、康平中經清亦戰死、其子清衡二歲、與母爲虜、賴義朝臣令其母再醮之羽州清原眞人武則、生二子武衡家衡、是也、與清衡爲異父兄弟、先是、武則令荒川太郎武貞繼其家、及其子眞衡時、武衡家衡恨猲眞衡、據仙北金澤城反、義家朝臣奉勅攻之、眞衡勤王師、其子小太郎成衡戰死于此役、於是武貞以兩國守護職屬之清衡、（是時稱御館權太郎）只不與異父弟武衡家衡二人之不軌也、義家朝臣感賞之餘、告之朝廷、以奧六郡封清衡、依舊繼貫父墟、卜居此城、後徙平泉焉、東鑑曰、賴朝卿亂後問奧羽事實於豐後介實俊、對曰、泰衡高祖父藤原清衡、以受繼父荒川太郎武貞後、領伊澤加美江刺稗貫志波磐手六郡、卜居于江刺豐田城、康保後、相攸于平泉移徙焉、自是綿綿、基衡秀衡相繼、如今至泰衡、亡滅焉。○平泉志云、清衡が移居のことは、吾妻鏡に「清衡、康保年中、移江刺郡豐田館、於岩井郡平泉爲宿館、歷三十三年卒」とあり、清衡の死は、大治元丙午といへば、三十三年前は嘉保元甲戌なり、康保にはあらず。

豐田城趾碑　　　儒　田邊希元撰

此地也、東西五十七步、南北三十九步、在昔亙理權太夫經清所城也、經清戰死平泉之役、以其子權太郎清衡、有勤王之勳、乃封奧之六郡、復居之、當時北上川在城之邊、浮梁之稱今存、東北有高水寺趾、東南鎭岡祠、白旗池、俱事詳封內風土記、多歷年所、人不知之、立碑以傳焉、

安永三年四月十五日　　江刺郡　餅田邑人建之

鎭岡神社

今餅田に本祠の古址を說けど、杜撰なり、而も他に明徵を得れば、假に此に係くと云ふのみ。延喜式、江刺郡鎭岡神社、或は値岡に作る、（雲州本頭注、鎭京貞二本作値元訓、秘釋作値、訓岡以乎加、今按、一本訓志津乎加）其訓もさだかならず。仙臺名跡志に、餅田の神岡不動堂に擬せるは、鎭岡とよめるに因る、固より徵證なし。或は吾妻鏡、文治五年、賴朝歷巡の陣岡蜂社に援引せる如き、其失考を覺らる。

名跡志云、餅田邑中、有稱神岡地、蓋所謂鎭岡、而鄉里以其訓音之近、而誤其文字者也、可知此處古昔之鎭岡也、今土人祀不動像、可惡也、是乃延喜式神名牒所謂鎭岡神社也、

從ひて、高水寺趾をも、此地に求めたるは、誤れり。陣岡、高水寺は、斯波郡の地なり。

名跡志云、高水寺遺址、在豐田館東北、今爲墟、鄉民建諏訪神社、東鑑曰、賴朝卿至陣岡蜂社、其邊有寺、曰高水寺、稱德帝勅願所、有一丈觀自在菩薩、鎭守乃走湯權現、小社乃道祖神、清衡所勸請也、幕下於是感心、乃拜禮、且見社後有槻樹、祝之以嚆鏑箭射之還、

神祇志に「鎭岡神社、鎭一作値、今在餅田村神岡、或云國見山有鎭岡觀音祠、蓋此、鎭岡今作片岡」と云ふ、亦曖昧を免れず、國見山には門岡といひ、又、片岡は餅田の隣邑なり。神祇志料には、餅田八幡宮を以て本祠に擬し「宮東五町、五位林の岡に清水涌出す、蓋、鎭岡は清水岡の轉訛なり」といふ、如何にや。

片岡

今、岩谷堂町と云ふ、卽、本郡の大邑にして、北上川東岸半里の處にありて、水澤驛と江を挾み相對す。人口六千五百餘、郡衙あり、（盛岡市へ北凡十七里）。盛街道は、この地にて二路に分れ、一は人首より姥石峠を越え、一は伊手を過ぎて種山を越え、共に氣仙郡の盛に通す。人首川は、驛市の東を過ぎ、伊手川と共に北上へ入る。

（岩谷堂）

封內記云、片岡邑、戶口凡四百、有市店而驛也、曰之岩谷堂、公族伊達數馬村富采邑、有號歌讀地、其附屬給主士步卒及家僕男女凡千八百口、多門寺、號岩屋戶山、眞言宗、不詳開創、天和二年、弘祐法印中興、毘沙門堂、永德以來在片岡氏居館之地、明曆中、移于多門寺中、藥

（多門寺）

師堂、正治中、鈴木三郎重家子重染創建、在多門寺中。

岩谷堂城址（イハヤダウ）

縣史誌云、岩谷堂城址、一名を稱館の城と云ふ、葛西七黨の一人、江刺氏の居城なりしが、天正の末、葛西氏封を奪はれしとき、江刺氏も共に亡ぶ。寛文八年、仙臺藩其一門伊達宗規に本邑を與へ、子孫傳へて慶應戊辰に至る。(宗規は、本姓岩城、卽、岩城平氏の名跡を承けしものとす)

伊達世臣家譜云、伊達岩城氏、以岩城邦君常隆嫡男(按族譜、左京大夫常隆、天正十八年七月、屬大閤秀吉麾下、死于相州星谷、時年二十八、其臣等立佐竹義重第三子貞隆、爲後、遺腹子曰長次郎政隆、家譜略記又云、常隆初無嗣、養佐竹義重子貞隆爲嗣、而後生政隆、而今其家以政隆爲嫡子者、疑非是乎、姑從其家所皆而記之)長次郎政隆爲亂、慶長十二年、政隆年甫十八、始來于仙臺、謁于貞山公、告以素意、公待遇殊渥、姑給客食百口、亡幾與田千石、後公當高將以一門之例待之、政隆只有素意不從焉、以獨族不逐官爵、時々班于朝儀而已、公嘗遺文書以敵者之禮行之、政隆不敢當、數請降一等、以家臣之例事公、公不聽、十五年、政隆介片倉備中景綱、請稱伊達氏、自此後列于伊達家一門之班、食栗原郡一迫清水邑一千石、政隆子薩摩國隆、仕義山公、無子、養公七男配女爲嗣、稱之左兵衛宗規、萬治二年賜要害地於江刺郡片岡邑岩谷堂、(先是以栗原郡一迫清水邑爲在所)秩凡三千二百石、子村隆、貞享四年、尚雄山公長女、秩五千石、村隆無子、養三澤信濃宗直三男爲嗣、爾之能登村望、村望子隆恭、延享二年、依羽州龜田侯之請、出繼其家、(龜田者、岩城之宗家也)。

葛西實記に、千葉賴胤に、葛西淸重の聟となり、其三男を江刺三郎といひ、葛西の一族として、子孫繁衍せる由見ゆ。卽、岩谷堂、淺井等の諸家ならん。○奥南舊指錄云、江刺本姓葛西、天正十八年、江刺兵庫頭重恒、岩屋堂の城を追落れ、淺野長政の取持にて、翌年、南部家へ出仕す、其一族家人なぞは隊參と申。○封内記云、岩谷堂館、一名稱館城、葛西家臣江刺兵庫信恒所居、寛文八年、賜伊達宗規、而子孫相繼居之。○奥羽永慶軍記云、元は江刺の領主なりし千葉兵庫頭が、岩谷堂の城に、溝口外記といふ者を目代として、淺野彈正長政下知として置にけり、是また本村に劣らぬ政道邪なる惡人なり、(天正十八年十月)。

片岡白山神社（カタヲカハクサン）

封内記云、片岡邑白山權現社、本郡總鎭守也、不詳何時勸請、太子堂、本尊聖德作、有上棟古牒寫二條、其一云「嘉慶元年八月十七日、施主片岡殿北方」其二云「永正八年二月吉日、施主片岡平重朝」、片岡者葛西家族臣歟、嘉慶元年創建之、永正八年再造、可知耳、達溪堂、不詳何時創建、大藏山光明寺、曹洞宗、應永中、正法寺月泉和尙開山。

奥南盛風記に、葛西江刺系圖は信け難き節多し、中に曰く、滿貞より五代、伊豆守持胤より六代、三河守重親、永正十七年に卒す、其子播磨守重任、天文七年卒す、其子重胤、永祿二年卒す、其子治部太夫輝重、天正元年卒す、其子兵庫頭重恒、天正十八年、所領召放さる、云々、此に嘉慶の片岡殿、永正中の重朝といふに合はず。

甲斐郷（カヒ）

和名抄、江刺郡甲斐郷。○今知れず、原書、大井、信農、甲斐と次第するを、地理に應する所ありとせば、もしくは、岩谷堂、愛宕、稻瀬など、一郡の西北偏にあたる歟、猶考ふべし。

信農、甲斐は、ともに國名なれば、かの延曆二十一年に、これら十國の民を移されし時、此地は其甲斐のものの占住したるならん。

人首川（ヒトカウベ）

江刺郡の主水脈にして、人首(米里（ヨネサト）村)の山中に發し、西流四里、岩谷堂驛に至り南に折れ、又一里、伊手川と相合ひ、二子町、田茂山の間にて北上川へ入る。

高寺（タカデラ）（下河原）

今、下河原（シモカハラ）、田谷、二子町を相合せ、愛宕（アタゴ）村と改む。岩谷堂の西にして、直に北上の江岸に居り、膽澤郡の諸村里と相望む。廣瀨川は、野手崎、口内の山中に發源し、西南に降り來り、高寺に至り北上に入る。(愛宕祠あり、高寺の寺號も之に由る歟、近世はその寺亡ぶ)

封内記云、田谷邑、劍潭、名跡志觀聞志共曰、往昔得雄劍于潭底、長一尺許、今藏之從徒家、而水洞流絕、潭亦亡、北上川偏岸屬本邑。○奥南舊指錄云、南部家の隊參士譜代並に、江刺(本姓葛西平氏)の家人、菊池、高屋、及川、下河原、小田代、城、大田代、これを七家といひ、菊池は九州の菊池の流なり、高屋、及川、下河原等は、源三位賴政の末流なりとぞ、(鴨澤氏も江刺菊池の流也)

角掛（ツノカケ）（懸角）

今、玉里村と改め、次丸を合す。岩谷堂の東一里半、人首川の上流に緣りて、長莪山を南に仰ぐ。(長莪は、本郡の中央にあたり、角掛、淺井、伊手の三村にわたり、其交堺とす)

角掛は、又、角懸（ツノカケ）につくる、小山文書(野州)觀應元年秀親讓狀に「陸奥國遠野保地頭職、同國江刺郡內、角懸郷半分地頭職事」云々と載せ、又、缺年月の嫡子所領目錄にも「江刺郡內、角懸郷半分地頭職事」と見ゆ。されど、此地の小山家にて領知の由緒、始末を詳にせず。又、南部文書、建武元年、南懸左衛門尉が、遠野保に入部の事見ゆ、南は角の誤か。又南字ソラ」の訓はツノに近ければ、かくも訛り言へるにや。

封内記云、懸角山瑞德寺、應永三十年、正法寺笑岩惠忻和尙開山、古壘凡三、其一號角懸森、古昔角懸四郎兵衛重勝者所居也、名跡志觀聞志共曰、往昔筑紫之產、菊池四郎兵衛者、來住于此地、性風雅而讀書、愛一白鹿、携

之常遊于松下、其庇甚濶、掛角于松枝而睡、或捨草過山林、或囀花歸遠洞、其所掛角松存、而鄕人傳其遺愛、曰之角掛森、邑名亦出此、其松今已亡、其二號本町館、古昔角懸右近少輔武重者所居也、其三號倉篠館、古昔菊池右馬丞者居也。○按、近世、盛岡の士民に、菊池を號する者多し、其所出を問へば、江刺に外ならず。されど、江刺郡に、筑紫(肥後)菊池氏の遷住の由來、全く知れず。唯角懸氏卽菊池氏に同きを推斷し得るのみ、さては、野州小山の一黨歟、猶考ふべし。

人首(ヒトカウベ)(ヒトカベ)(種山)

今、米里(ヨネサト)村と改む、角掛の東一里半、人首川の源谷に居りて、南は種(タネ)山に堺し、東は國見山を望み、北は明神森山を仰ぐ。郡の東極にありて、遠野及び盛街道の路線に方り、山中には鑛坑多く、黄金、岩鐵を出すこと、古來然りと稱す。

地誌提要云、種山原は、伊手村人首村、磐井郡中川村大原村、氣仙郡世田米村矢作村、六村に亙る、東西二里六町、南北二里二十八町、戸中(トチユウ)山、人首村に屬し、昔時黄金の採收尤多かりしも、往々水害あり、以て休業す、古(コ)歌葉(カエフ)山には、岩鐵を出す。○江刺氏は、天正十八年、故封を轉して、南部家の被官となり、和賀郡に食祿を享く。其故封退去の前日に、封内の金山役の事につきて古簡あり、兵庫頭重恒へ與へし者とす。豐臣家の諸國檢地、山河盡利の政法を立てし當時、以て想像すべし。

尙々、金山御役濟候て、可然存候、定而下々は何かと可申、葛西等躍中之ありさま、御覽候はば、分別あるべく候、以上、

金山之御役、相濟候て、砂金六文め返し申候、近日御奉行御上候、急度御濟、於我等滿足仕候、天下何も、山河兩、領主之物になゝ候、不及是非候、筑前殿御國も、越中之金山、御奉行相附申、佐渡、越後、甲斐、信濃、何もく其分に候間、我等手前計に不限候、少も如在不存候、御分別尤候、恐々謹言、

十月八日(天正十八)　南太　信直(判)

江刺殿(南部家寬政記錄)

南部士譜に曰く、

平隆之(江刺參河守)一男二女

- 隆重(江刺治部)──重恒(兵庫)──隆直(長作)
  - 女(柏山伊勢妻)
  - 女(濱田安房妻)
- 次(人首如清)
- 次(口內帶刀)

野手崎(ノテサキ)(梁川)

今、栗生澤、菅生と相合せて、梁川(ヤナカハ)村と改む、人首の西北に丘山を隔て、廣瀨川の源谷とす。岩谷堂の東北三里餘、郡の東北隅にあたる、卽、和賀郡と山峰を分ちて相堺す。

封內記云、野手崎邑、有市店而驛也、南部封境、封人守之、公族小梁川氏采邑、邑民善六、寬保二年五月、報父之讐、斬南部邑民正藏、(初曰六之助)賜五十石之地、擧爲番士、稱鈴木善六郞孝信、狀曰、善六其父作兵衞、嘗爲邑之下吏、此村、封内之北境、而與南部相接、然越國私爲糴糶矣、越正德四年甲午春二月、姦猾合謀犯禁、而賊因間道、來歸無蹤、防禦失方、作兵衞同僚甫四郞曰、吾聞之、賊者南部之民六之助、而今夜運米出于最中澤、(最中澤者、過之則南部也)以歸于南部、吾與汝伏于澤中、襲其不意、則賊可獲焉、伏俟賊之至、夜闌賊六七人至、意氣暴揚、作兵衞爲其所殺、善六于時十有五歲、家貧事母、未嘗識讐之顏面、是以擔貨賣菓、又商茶歷邑里、或設窯鬻之舖、又酒肆以延行旅、悉知讐之狀貌、竟狙周旋者二十有九年也、而讐家宗子弟多、似有不弛、善六孤立無奴婢、夫婦勤稼、母死葬之、其意謂計易淺而志難遂、刺擊之法何必學之、學之則徒使讐益有備、終不學劍、一日六之助改名正藏、伴者一人、談笑過于善六之門、善六視之、以爲此天授之、機不可後、振短刀趨出疾追、曰父之讐勿逃、正藏擴臂待之、善六終斬之、有司承旨問諸鄰、善六謹厚敦篤、孝烈溢于辭色、聞者爲感動、乃告于君公、君公嗟歎不已、以父死于職、子復其讐立大義、賜祿五十石、擧爲士矣。

增澤(マスサハ)(廣瀨)

今、鴨澤、一關、二關、三關、石關と相合せ、廣瀨(ヒロセ)村と改む。野手崎、菅生の西南にして、野手崎川、歌書川、此間にて相合ひ、卽、廣瀨川の名あり。高寺に至り、北上へ入る、長凡五里、一名増榎川といふ。

口內(クチナイ)(抓木田)

今、福岡(フクヲカ)村と改め、歌書、輕石、抓木田(ハヌキダ)、水押等を合す。野手崎の西、增澤の北にして、和賀郡界に接す、岩谷堂へ三里餘。抓、字書にかくてふ訓あり、ハヌに假ること疑ふべし。

封內記云、下口內邑、金峰山萬藏寺、曹洞宗、有門、傳曰飛驒工匠所造、古昔文字作般藏、且天台宗也、寺有牛王印、雖般藏寺、不詳何時改宗曹洞、作字萬藏也、又有上梁文、其記曰「富山千手堂、乃嘉祥三年庚午、慈覺所開」、有額長三尺、廣一尺、其文字曰水月道場、亦慈覺所書篆字也、又往昔藏大般若經一部、今所存者、二百七十卷。○江刺氏の一族に口內あり、文祿以後は、南部家へ往仕して、故邑を失へり。

今度、於元員表、諸勢及敗軍之處、其方以武略、泉田源太左衞門討取、味方及勝利候、大悅不斜候、仍爲忠賞、江刺郡抓木田之內七千苅、宛行者也、永代不可有相違之狀、仍如件、

天正三年八月十七日　晴　信(判)

石川五郞助殿(葛西寶曆記錄)

足弱之儀、夏より度々云越候處、今迄相延候事、何たる儀候哉、此廿日之內、急度可被越候、恐々謹言、

閏九月三日(文祿二)　利正(判、利直初名)

輕、臺、口內、兩三人方へ(南部家記錄)

輕石(カルイシ)

今福岡村の大字にて、口內の南なり。○封內記云、輕石邑、香石山西光寺、有男女石、附枕石、名跡志曰、

雨魄相並臥、又有石、長五尺七寸、方七寸五分、若梁柱載兩魄之石頭而不動、曰之枕石、男石長九尺七寸、廣五尺五寸五分、厚八寸六分、石頭忽圓相、下彫「延文六年、大歳辛丑、十月二日、孝子敬白」十六字、女石長五尺六寸、廣四尺、厚八寸九分、擊之則爲聲、其音如鐘、仍號鳴磐石、往昔石畔有悲閣、曰之鳴石觀音、今已亡、此兩石相並、其可怪者、不傳以何故及于此也。

歌書（ウタカキ）　今、稲岡村の大字にて、輕石の西なり。封内記云、歌書邑、高見嶽、有藏王權現社、今荒敗、存其遺址、高岩山、此山與抓木田（ハノキダ）邑明神嶽相連、古壘凡二、其一、號內館、昔歌書帶刀者所居、其二、號松館、昔江川善門者所居、古櫻在松館、不知其經幾百星霜也、其花婥約可觀、土人觀其花色、以知其年之豐凶、年旱則其色過赤、五穀不熟、則其色過白、宇留嘉（ウルカ）川、其源出自南部界、過抓木田邑明神山下、口内邑大峰山、而至本郡高寺、會北上川。

橋井鄕（ハンヰ）　和名抄、江刺郡橋井鄕。○原書一本、橋井に作る、今高山寺本に據る、其地を知らず。もしくは、郡の東北にて、人首、角掛、口内、野手崎などの舊鄕名にやあらん。一書には、サチヰの訓あり、又、輕石（カルイシ）の地名につけて考ふれば、カレヰにやともおもはる。地理志料云、按橋或橋字之譌、說文槀木枯一作橋、凡地名皆好字、何取枯橋之義、再按、舟車部、引唐韵、橋進船竿也、字亦作篙、和名佐乎、狩谷氏曰、蓋古用槀、轉注竹之無枝葉、可以剌船、亦云槀、後省木从竹、亦增木、據此橋井訓佐乎爲耶、大同頓槀方、有江刺部人槀井畜多麻呂、蓋本鄕人。

門岡（カドヲカ）　今、稲瀬（イナセ）村と改め、倉澤、三照をも合す。口内(稲岡)の西にして、直に北上河岸に至り、高寺(愛宕)の北なり。山野頗平遠にして、和賀郡立花村に遠接し、柏原、文珠森等の名あり、(岩谷堂の北二里許)。稲瀬とは、歌名所に採れる名とて、今、門岡と其對岸

相去(膽澤郡)の通津に、其標遺れり、而も、考據其正確を保するに足らず。○觀聞志云、稲瀬津渡、今門岡村相去村渡口也、土人所傳、有西行法師詠、而考山家集不見其詠、

みちのくの門岡山のほとときすいなせのわたりかけてなくらん、

中尊寺、康永三年別當領文書に、江刺郡辻脇（ツジワキ）村、同郡倉（クラ）澤村、云々、辻脇今知れず。

國見山（クニミ）　下門岡に屬し、大悲閣あり、舊仙臺藩封彊の望標たり。○觀聞志云、上門岡村、去寶堂驛二里半、國見大悲閣、在下門岡村、有寺、稱古刹、又有毘沙門堂、號金福山頃岳寺、嘉祥三年、慈覺所開、神宮佛宇頗多、僧房已七百餘字、山頭安十一面、慈覺作、今已亡、爾後改宗于眞言、稱國見山極樂寺、所存僅五字、土人曰國見山。

國觀峰巒天咫尺、翼然梵閣勢如鸞、横檻北通南部雲、飛簷南遶仙臺雨、江山村落望茫渺、騎痒腋汁臂彷徨、秋色惣高吟不盡、胸懷一洗對斜陽、　關　元龍

和賀郡

和賀郡（ワガ）　舊、南部（ナンブ）領の南疆にして、膽澤、江刺(舊仙臺領)の北に隣る、其地は、北上川の兩岸に渉り、西溪を和賀川、東溪を猿石川と云ふ。今、面積九十餘方里、人口五萬六千、十七町村、黑澤尻に治む。和賀、稗貫及び西閉伊(遠野)は、東西の二山大脈を以て其外を限り、形勢其間に相抱擁する所ありて、一區を成す。されば、本篇には、和賀郡の下に、西閉伊(今、上閉伊郡の管内)十村、稗貫十六村をも系屬したり。

和賀、稗貫等は、東境開拓の往昔には、謂ゆる遠野澤（トホイサハ）の地なり。弘仁二年、和我（ワガ）、薭縫、斯波、三郡を置かれしこと、嵯峨天皇紀に見ゆれど、此郡名は、延喜式、和名抄に載せず。因りて、「廢置の郡かとも論ぜられ」と(國郡沿革考)、當時、斯波德丹の邊城已に其北に在れば、塞外に非ず。恐らくは、記載の誤脱、以て此疑を招くのみ。

南部舊貫道聞云、拾芥抄に、陸奥三十六郡と有て、四十郡のせたるはいぶかし、是は、膽澤郡のおくのかたはしれざりしかば、なべておくを膽澤郡と呼て、さてそのうちに、つぎ〳〵に假に郡を立られしかば、和我稗縫斯波岩手の四郡は、眞郡にはあらねど、古より其名ありしかば、除きかたくて、眞郡卅六郡、膽澤郡のうちの假郡四郡をあげて、膽澤(和我薭縫斯波岩手)などと、細注にして本書にはありけんを、後に寫す者ゆくりなく本文に大字とせしとおぼゆ、此たくひのあやまり古書に多くある事なり、又、高野とある下の二行の小書に「奥四道以上不入田四萬五千七十七丁」とあり、四道以上といへる、何事とも解きかたし、四郡不入云々と有る四郡は、和我薭縫斯波岩手の四郡をさせりとみゆ。

宮本氏常陸郡鄕考云、日本後紀、弘仁二年正月、於陸奥、置和我薭縫斯波三郡とある三郡を、和名鈔に載ざれば、其成書、弘仁二年以前にある事疑ひなし、或曰「陸奥郡名は、民部式にも此三郡なければ、此三郡は蝦夷の地にて、弘仁二年以後又廢せし事ありしと見ゆ、其郡を載ざるを以て年代の證とはなし難し」と、是は深く考へざるの論なり、蝦夷の亂、陸奥に於ては、延暦の末、坂上田村麻呂、膽澤斯波の二城を築きしに止りて、賊地悉く版籍に入るを以て置れたる三郡なれば、何の時にか又廢せんや、陸奥の賊其後に至りては安倍賴時あるのみ、出羽の元慶年中、蝦夷の亂ありしと異

なり、且、民部式に三郡を載ざるは、後人傳寫の脱誤なるべし、其故は、神名帳には斯波郡あること、是破綻を露せるなり、抑、延喜式は久年の傳寫本にて、地名の顛誤多し。兵部式驛傳馬の條など、特に訛謬ありて、考訂に難しといふにあらずや。

中古、俘囚長安倍氏の、衣川關以北に盤據するや、まづ、膽澤江刺和賀稗貫斯波岩手の六郡を以て、其根本と爲したり。源頼義父子討ちて安倍氏を誅滅したりと雖、國郡の政治は、舍てゝ之を律令の舊制に復する克はず、一に豪酋の云爲に任せたり。源頼朝の、王政を變通して覇道を用ゐしや、家人を以て國郡を抑へしむ。多田某、和賀郡に知行を賜ふ、即、和賀氏の祖なり。子孫世襲、天正十八年に至る。豐臣秀吉東征の時、和賀稗貫阿曾沼等の舊家、皆籍沒せられ、鬼柳以北の地は、悉南部信直に封與す。是より北上上游、悉く南部氏の封内と爲る、以て明治維新に至れり。

和賀、名義知れず、膽澤郡和我叡登擧神社あり。○地理志料云、按、和我、栗原郡邑名、其移民所居耶、天平九年紀、陸奧持節大使藤原麻呂、遣和我君計安壘、慰喩山道夷民、和我氏他莫所見、蓋本土人。

和賀稗貫の兩郡を、方俗合稱して和稗といふ。祐清私記（盛岡藩士伊藤祐清記錄）に「和稗の郡司、花卷の城主、北左衞門佐信愛」云々。

南部

近世、南部氏の封内を指斥して、漫然、南部といひ、總て諸郡の統名と爲しこと、比々皆然り。是れ、此家が七百年來の土着の盛族なりしが故に由ると雖、抑亦、奥の一州、廣大の地、六十郡を兼ねしを以て、其十數郡の一區には、別に中間統名を要せるに非ざるはなし。初め、鎌倉幕府の時、奥州諸郡邑に、地頭を分置するや、甲斐源氏の族、南部三郎光行、糠部郡に食邑を賜はる。元弘建武より、正中まで、南部師行、同政長等、終始勤王、最功烈あり、津輕鹿角比内閉伊等の地に跨合す、之を八戸南部といふ。三戸南部は嫡流と稱す、而も其傳統詳明ならず。但し、元中中、三戸守行、南朝の正朔を奉せること、古鐘銘に見ゆ、其志概見すべし。守行、應永中、屢兵を隣部に出す、三戸南部の起る、恐らくは此間に在りけん。凡、南北爭亂の後、諸家其富强を競ひ、南部氏漸く隣近を兼併して其大を致し、雄を一方に稱す。而も其本據の糠部に在るや論なし。天正十八年、豐太閤の諸侯易置の時にあたり、岩手閉伊紫波（郡山）等の諸郡の族は、皆既に南部三戸信直の攻滅する所と爲り、和賀稗貫遠野は微弱自立に難し。豐太閤、乃是等の諸郡を擧げて信直に封與す。又、是よりさき、安東氏秋田氏振はず、大浦爲信、南部の鎭將を以て自立、津輕の全境を取りて之に據る。信直、猶、鹿角郡を保ち、爲信及び秋田氏と相拒ぐ。既にして、信直の封内に、九戸遠野和賀の數家の叛亂ありと雖、信直利直父子、上國の大援に因り之を討平す。南部の封疆仍りて定まる。即、南は伊達氏と鬼柳（山道）釜石（海道）に相分ち、西は出羽の舊管鹿角の一郡を兼有し、西北は津輕氏（大浦氏）と八甲田嶽を以て相限る、其北並びに東は海洋に盡く。南北凡八十里、東西凡三十里、（最廣四十里、最狹四里）其廣土を以て、之を當時三百諸侯中に求むれば比敵なし、（松前氏の蝦夷島は、當時荒服の狀なれば、邦内の例に準し難し）。

（奥南）

汎稱して之を奥州南部と云ひ、（修辭には往々奥南といふ）或は特に其城府の地（盛岡）を南部といへり。又、大南部、小南部の別名あり、是れ專、盛岡の本宗二十萬石（初め十萬石）と、八戸の分家二萬石の對稱と爲す。而も、其本義を推すに、大南部とは、天正の中興以來封土の擴大せるに名つけし者にして、糠部の古封土に對せば、當に新南部とも謂ふべし。

（大南部）

時俗の盛岡を大南部といふ、實は天正中興以來の新南部なり、之を他の糠部の舊領に分てるのみ。されば、八戸二萬石を小南部といふは、其地亦糠部の中に屬するを以て、古小の音訓を混通して之を唱ふる者と知るべし。

伊達世臣傳記云、南部、元來は領主六人あり、一人は和賀領主、一人は郡山領主、一人は岩手領主、岩手は今盛岡と稱する地なり、一人は遠野領主、一人は九戸領主、一人は糠野邊領主、今の南部家なり、天正十八年庚寅、豐臣太閤進發の時、此五領主參陣なきを以て、淺野彈正長政、奥州下向、五人の領地を沒收し、相併て糠野邊一人の領地となれり。○古松軒東遊雜記云、世俗の諺に、奥羽の二个國にて、海内の廣きを三として其一を持つといふは、實にさもあるべし、大南部侯十萬石、小南部侯二萬石、都合十二萬石の高にて、知行し給ふ所十郡なり、是を總て南部と稱す、予悉く見巡りてはかるに、其廣大なる事、凡中國筋の十箇國にあたるべし、尤山野原のみ茫々として、人民至りてすくなし、日本の艮の隅にて、南北長く東西に狹し、御巡見使の通行曲道也といへとも、十六宿泊にて、南部の領内をはなる、是等を以て其廣大なるを知るべし。○海門東北風談云、南部の封内甚濶し、仙臺境より津輕境迄、南北凡八十里、東西三十里にして、地脈大に蝦夷島松前に類す、鬼柳より盛岡迄十五里、稍平坦也、此間に米穀を產する僅に十萬石はかり、盛岡以北、層巒累峰、行路崎嶇、不毛の形有り、然も馬を牧し材木を出すを以て生業とす、人家尤少し、三里一驛、五里一村のみ、其國政貪甚、聚斂の臣時を得て、國窮を申立て、民の衣食を剝奪するに至る、可憐哉、於是國人悲歎、行旅に對して述懷するもの數多也、小藩か或は新藩ならば已に內亂の起る勢あれど、幸に舊邦にして民其德に浴する久し、故に或は免るゝものならん、海岸極て長しと雖、其防禦の法は絕て行はれず、而も盛岡は

繁花也、奮士の往來するを見るに、大に立派也、國の困窮するに似合はざる樣に思はる。

東遊雜記又云、奥州の奥は南部なり、人民如何にも鄙びたるのみにあらず、案外に愚なり、されば、昔の蝦夷とて、此間に住みしも、今の民の如く、さして替りし事もあるまじ、但し、中古とても、中等以上の人は、是れ亦今の世の如くにて有べし、彼の安倍貞任の武勇にして歌道を忘れず、文雅なりしを念へば、すべて此間の風俗、古今格別の勝劣はあらじと得心せらるる也。

○人類學雜誌云、南部の盲暦は、圖畫を以て暦日を示せるものにて、摺物なり、通常ザトウ暦と稱す、(座頭とは、盲目のこと)故にまたメクラコヨミと云ふ、共に文字に盲なるの謂なり、此地方の村落、小なるは拾戸大なるは六七拾戸あれど、讀書するものは甚稀にして、村中纔一二人に過ぎざるが如し、左れば年中の農家行事、播種耕耘等、必や暦日を知らでは叶ひ難く、此の盲暦の工夫は、適切有用なるものと謂ふ可し。

奥南舊指錄云、御領十郡内に、盛岡御城府の外八館あり、八戸、三戸、七戸、福岡、一戸、郡山、花卷、遠野、其上是なり、十郡、四百七十八个村、公儀御書上高十萬石、新田共に拾四萬八千石、外に八戸御分地八十三个村、二萬石、享保二十年御改高、十郡御藏入、村高合十四萬二千石、家中給所村高合十一萬三千石、八戸御領分三萬六千石。○加除封錄云、文化五年十二月、盛岡城主南部大膳大夫利敬、西蝦夷地警衞の勞を以て、貳拾萬石の封額を賜り、文政二年、一族主税信譽に新田一萬千石を分封せしめ、諸侯に列せしめらる。

南部系譜云、慶安四辛卯年。被仰付切支丹改、組合帳出來に付、承應元閏六月、惣目錄一通、宗門奉行呈之、惣人數貳拾九萬貳千二十八人、家數三萬八千七百四拾七軒、元祿八年、江戸へ御屆「領內、當夏中、冷中候間、小袖を着用仕候體にて、土用中當年計り北風强く、稻長じ不申、依之、例年三斗七升俵拾四萬程は所務仕候處、右之不作につき、四萬俵も出可申哉と存見仕候」云々。

天正十八年七月、南部信直安堵狀に「南部內七郡之事、大膳大夫可任覺悟事」とあるは、舊領知の津輕を除けるものにして、其七郡の名目は、延寶中の鐘銘に「和賀、稗貫、志和、岩手、閉伊、鹿角、階上(糠部)七郡也」とあるに依りて之を覺らる。十郡の名は、寬永十一年南部重直の安堵狀に始見す。

黑澤尻(クロサハジリ)

今、黑澤尻町と云ふ、北上川の西岸にありて、和賀川、西嶺に出で、驛南に至り、北上へ入る、和賀の郡衙ありて、人口五千五百、盛岡へ三十哩、水澤へ十一哩。此地より和賀川に沿うて、西に山道あり、平和(ヘイワ)新道と稱せられ、羽後の平鹿仙北への大路なれば、亦四通の名驛に推さる、(羽後橫手驛へ十二里)。

明治戊寅巡囘日記云、過黑澤尻、見巨流、卽北上川也、發源岩手郡、長流至陸前石卷港、長七十里餘、川身最濶處過六町、有舟楫之便云。自花卷至盛岡十里餘、大道如髮、松林相倚、無一丘埵、兩邊田野茫茫、山巒延亙、距離遠近皆同。○明治丙子扈蹕記程云、和賀河北、曰黑澤尻、岐路、左距秋田縣界十里、層山複嶺、嶮岨無比、兩縣協議、捐貲開鑿。按南部鄉村志、安倍賴時領奥六郡、使五郎正任居黑澤尻。

陸奥話記云、康平五年九月十一日、官軍入鳥海柵(中略)、卽襲正任所居斯和郡黑澤尻柵、拔之、所射殺賊徒卅二人、傷疵逃者不知其員、亦鶴脛(ツルハギ)比與鳥(ヒトトリ)二柵、同破之、同十四日、向厨川柵。

話記に、斯波郡黑澤尻といへるは、必定誤れり、鶴脛比與鳥今知れず。○和賀鄕村志(撰述年代不詳)云、黑澤尻の舊館は、北上川の西岸の上に在り、卽、安倍黑澤五郎正任の故跡なり、此より北三町許の高地を八方(ハウハウ)町といひ、源賴義の陣場といへり、河岸觀音堂は、方八町の少南に在り、本尊銅像一尺計、染黑寺に和賀山といひ、昔は禪閣につくる、山門の側に石碑あり、和賀山禪閣寺正和二年八月としるす、今は鬼柳止覺寺の末寺なり。○南部藩政の時、村里を組合(トナリ)して通と云ふ、蓋、通路に由り其區分を爲しし故歟。和賀川の南岸六村を、鬼柳通といひ、北岸十五村を黑澤尻通といふがごとし、中野保案の南部叢書內志に、この通を漢字縣といふにあてて記述せり。

二子(フタゴ)

今、二子村と云ふ、黑澤尻の北にして、北上川に緣れる小部落なり、舊稱飛驒森(ヒダガモリ)ともいひ、和賀氏の舊館址をつたふ。

和賀鄕村志云、二子森の故城、本丸跡に今白鳥明神あり、(此地に二度成栗とて、一年二度結實する老栗ありしが、近頃斬棄てたり)、今の二子宿は、古の城內なり、其極南を大門と唱ふ、本丸の東に南北三四町の宿なり、八幡は本丸と離れて東の森の頂上に在り。

岩手縣史談云、和賀氏の祖先は、刈田郡小原城より當郡に移り、初め更木村梅澤に居住す、延久中の事にて、多田式部大輔忠明といふ、其後、二子城を築きて之に移り、代々の居城となす、天正の頃、城主を和賀薩摩守義治と云ひ、天正十八年、義治城邑を失ひ家亡ぶ。○野史、南部利直傳、慶長二年、利直更城盛岡、(南部家傳)五年秋、利直封城之中、和賀故主多田忠親作亂、忠親出自大將軍賴朝子忠賴、初賴朝在豆州伊東祐親許、與祐重女通、擧一男、後予奥州和賀郡、稱式部大夫、名忠賴、建久九年、到刈田宮、以積雪路塞淹留、會忠賴卒、有子曰忠明、元久二年入二子城居焉、二十四世忠親、字主馬、天正十八年亡城邑、憑伊達正宗、潛居大森、庚子年、正宗到水澤、蒐計諭忠親曰、募兵使侵南部領地、則以和賀稗貫封之、

乃合白石若狹爲之副、給以鞍糧火藥焉、忠親大悦、秋九月、促故傳起兵、夜急攻花卷城、北松齋擊卻之、忠親走入岩崎城、利直時在最上、聞警回兵、十月、攻岩崎、以積雪罷兵、（根元記引岩崎記）六年正月利直與松齋議、再伐忠親于岩崎、攻圍踰月、忠親往田、正宗出兵救之、利直迎擊卻之、四月、利直乘風雨縱火焚壁、城遂陷、忠親出亡大森、會幕下鷹匠大矢某巡至、制止爭戰、具狀以聞幕府、利直亦怨之、正宗擅殺忠親、（家譜、根元記引岩崎記）〇伊達世臣譜略云、只野、家系不傳、故不詳其姓及出自也、舊南部和賀前主之二子也、天正中、和賀家爲豐臣大閤沒收其邑、爾後只野伊賀（初作十郎）勝吉、始仕政宗君、爲近臣、有殊寵、命著坐上坐、今其子孫領加美郡中新田邑千二百石之地。

和賀（ワガ）城址　二子村に在りて、二子森とも、飛驒森とも呼ばる、和賀多田氏の故墟とす。

（飛驒森）

南部邦内郷村志云（明和中撰）、二子村二子森、昔領主和賀薩摩守舊館、在東森下、是和賀代々居城也、天正十八年秋、淺野彈正長吉下向、處々城郭、悉以破却之、和賀領主、亦知力之不足、預使妻子逃仙北、其身籠當城受敵、一旦鏖戰、終竊出城、向仙北行、路於大鐘原被誅、或說、和賀之先祖、攝津守賴光弟多田大和守賴親之後胤也、又按、東鑑、北條時賴執權之頃、有和賀五郎右衛門、同三郎兵衛尉者。〇奥羽永慶軍記云、奥州和賀の領主、多田薩摩守義忠、山北と相戰ふ事度々なれ共、山北は大勢也、和賀は小勢なり、和賀勢利を失はずといふ事なし、此鬱憤を散せんとて、一年大勢を催したり、山北よりは兼て和賀押へとして小田島某、黒澤長門守、南鄉雄勝川を切廻し、藤倉が城に楯籠りしが、此由を聞て、横手に飛檄を以て加勢を乞ふ、小野寺遠江守景通是を聞て、旗本の武者大將足輕大將を催し指向らる（中略）此境爭事數年なりと雖、終に破れず破られざる上は、和賀山北の鬱憤も有べからず、是を幸にして和睦せばやと内談一決して、其趣をいひ遣す、いづれも願ふ所なれば互に生捕を人質と定め、兩方の大將五人宛半途にして出會式代してぞ歸りける、是より後は和賀薩摩守、山北遠江守と書札を送り音物して、永く心變らぬとぞ聞えけれ。〇同書又云、天正十九年の秋、南部の九戸謀叛につき、會津蒲生、及び井伊堀尾の三家は、九戸表に人數を押せば、淺野最上は引分れ、鬼柳より打入て、二子の城をぞ卷にける、扨も和賀薩摩守義忠、一族郎等に下知し、三日の間戰ひしが、城中小勢の事なれば、殘少なに討れ遂に落城す、薩摩守も、二子大鐘原まで逃延しも、土民のために打殺さる。（此紀事信じ難し、奥南舊指錄に「此時、和賀の舊主多田又次郎義忠、稗貫郡の舊主鈴木孫次郎廣忠根子内藏など、心を合せ與力の徒黨を催し、天正十八年十月、二子の城代後藤半七を討取り、同廿三日十八（トヤ）が崎の城代淺野庄左衛門を攻圍む」云々とあるに從ふべし）

蒲生氏郷記、南部大膳大夫が一門九戸と申者、不恐公儀、南部にも不隨、我意を振舞之由被聞召、可有御誅伐とて、討手の大將氏郷に被仰付、六月下旬歸國候て、二萬八千騎の兵を、十三段備軍法を定、七月廿四日、會津を打立、九月一日九戸端城、和賀突井と云ふ城有り、氏郷先陣蒲生源左衛門、蒲生忠右衛門に被申付、行がゝりに和賀城責落す。〇今按、十九年の九戸亂の時、和賀城を攻められしは疑ふべし。且、和賀氏は去年已に落去敗亡したり、氏郷記なる和賀、突井（穴太（アナタ）井）は、此に非じ。

伊達氏勤王事歴云、和賀氏の家傳は、同族稗貫氏の所傳に據れば、文治五年、賴朝卿奥州下向の時、刈田郡の小田島に宿す、其女、寵を得て、後に一男を生む、建仁二年、宇都宮賴綱、此子を伴ひ、鎌倉に出で、賴家卿に謁せしむ、名を多田式部大輔賴忠と與へられ、初め刈田郡を賜ひ、後に和賀郡を賜はりて、刈田の小原城より、和賀郡に移れり、云々、極めて信じ難けれど、姑く擧ぐ、而して、賴忠より十五代の間、其名を逸す、十六代民部少輔義明、其子薩摩守義治、天正八年死し、長男は早世、次男孫次郎廣忠は、稗貫氏の嗣となれり、三男又次郎義忠、四男主馬助忠親、天正十八年、秀吉公小田原陣の時、幼主なりければ、家人鬼柳織人を遣らむとせしに、南部信直、奥州者は上方衆に笑はるべし、折節、上方者、筒井三郎右衛門下向してあれば、名代としまゐらすべし、など欺きて、表裏してければ、秀吉公、和賀郡を沒收して信直に賜ひぬ、忠親之を怨み、慶長五年に至て、南部利直が上杉景勝と一味の内書を、六郷伊賀守より得しかば、伊達政宗に呈し、九月、軍を起して、岩崎城に籠る、明年二月、忠親利直に破られ、逃れて宮城野の國分寺に入れり、住持は稗貫氏の族なりしが故なり、既にして、利直、和賀一揆の事を家康公に訴へ、五月、忠親糺問せられむとす、因て政宗より「とても御忠節には、切腹被相賴度、御子孫之儀は、如在有之間敷」と言送られしかば、忠親快く諾して切腹せり、一子主馬義弘、初め江刺郡正法寺（本郡黒岩正洞寺に合考せよ）に雛僧たりしを、政宗召し祿して、子孫仙臺藩士となりぬ。（以上、仙臺舊藩士和賀系圖、記錄、及び南部家傳舊正錄等を參取す）〇和賀鄉村志云、和賀家先祖、多田と名乘るも、攝州多田源氏なればならん、建久中、刈田郡を賜り小原城に居るとか、又、母の家は刈田郡小田島氏、平姓なりとか、東鑑に、建長三年、小田島五郎左衛門尉平義春が、鶴岡社參供奉の事見えたり、是れ又合考すべし。〇今按、中尊寺、正應元年、鎌倉殿執權連署下知狀に、

陸奥國平泉中尊毛越兩寺住侶等、與葛西三郎左衛門尉宗清、伊豆太郎左衛門尉時員、葛西彦五郎親時等、相論岩井伊澤兩郡山野、並非法事、被仰下沼倉少輔次郎

入道行蓮、和賀右衛門五郎行盛之處、

此に和賀五郎行盛といふは、必定多田氏なりし（沼倉入道は栗原郡沼倉の邑主なるべし、爭訟の臨撿を比隣に命ずること、古今の常例なり）。南部八戸文書に、建武元年、多田木工助貞綱あり、南部又次郎師行と共に、津輕の國務を協議す。史料に、攝州多田院文書を引き、貞綱の攝津多田源氏たることを擧證したり。それも、多田の一族が、夙く和賀郡に食邑有て、往來消息多かりければ、貞綱の下向したるならん。

其後、依無殊子細、久不被仰候、南部以下奥方官軍、已令對治斯波岩手兩郡、責上候之間、河村一族等、其外諸方、參御方候、稗貫出羽權守一族等、宗者共數輩討取了、於御方者、無殊子細候、就其、葛西以下、和賀、滴石輩等、成一手、欲對治府中候、仍當所御勢等、悉令明開可被出候、其方事相構て急速可被取立候、同時合力可爲要樞候、（中略）恐々謹言、

四月廿日（興國二年）　　清顯在（判）〔白河文書〕

南部中館家系云、政長、六郎、後號遠江守、實師行弟、（中略）興國六年（中略）十二月廿日、報政長之告書曰、津輕安藤一族、歸降國府之事、是偏足下之功也、到明春、則和賀滴石之軍士、爲一手當攻斯波、然則可馳向於和賀稗貫邊、此等之事、達葛西一族而可也、河村六郎降參之事、足下猶能勸誘而可也、云々。

鬼柳（オニヤナギ）　今、鬼柳村と云ひ、黑澤尻の西南にして、和賀川の南にあり、直に膽澤郡相去村と境を接したり。

安永中紀行奥之荒海云、十九日、明離るゝ程に、花牧を出立ち、和歌川、いさは川、舟にて越え、鬼柳、金崎などの驛を過ぎて、前澤に宿る。

和賀郷村志云、鬼柳に、南部領と仙臺領との境往來判改所有り、南部領は鬼柳榭飯町に、仙臺領は相去町に立つ、此所を和賀膽澤の郡堺とする事は、天正十八年八月、豐太閤御名代、三好中納言秀次公下向、御先手淺野彈正長吉、古合により初て撿地打せられし時、道中筋鬼柳村の境を攻め立られ、已に和賀郡に打入、膽澤郡との境は何所と尋らるると雖、在所の者山林に遁隱れて、一人も居合せず、榭飯町の邊にて、所の者見當り、郡境尋られしに、是より南瘤木（コブノキ）と申所にて候といふ、彈正殿、今更歸るに及ばず、此に立てよとて、則兩郡の傍示を、今の境目に立定給、然れば、相去村も、昔、和賀郡内にて、鬼柳伊賀守の長子清三郎を領主として、相去清三郎と唱しなり、又、相去の西に、葛西壇あり、是は昔葛西家より、和賀郡を攻められし時、戰死の者を塚に築し所なり、鬼柳八幡宮、榭飯町の西に、四五町隔てて、田の中に鎭座す、和賀八所八幡の一にて、別當花巻信樂寺、寺領二十石。

正覺寺（シヤウカクジ）　鬼柳村に在りて、曹洞宗の名藍なり、元祿中中興す。北越耕雲四世瑚海中珊和尙の開く所と云ふも、實は、其二祖秋鶴宗俊の起す者歟、宗俊、文明元年示寂す。

和賀郷村志云、正覺寺、傳法山と號す、庭前南の山際に、いたた塚と云ふ土饅頭二あり、當寺中興、智禪和尙、享保中に成る。

江釣子（エツリコ）　今江釣子村と云ひ、滑田、北鬼柳などを併す、黑澤尻町の西隣にして、和賀川を南に帶び、平和街道村内を貫通す、其南は即岩崎村なり。○和賀郷村志云、江釣子にも館址あり、和賀殿の被官、江釣子民部住せり。

岩崎（イハサキ）　今、煤孫、山口、新田（シンデン）を併せて岩崎村と云ふ、黑澤尻の西に二里許を隔て、和賀川の南に屬す。其溪を夏油（ゲドウ）川と呼び、膽澤郡界の駒嶽、經塚山等の諸澗を合す。村西に駒嶽神を祭りて、本宮といふ。

（孫煠）

岩崎の西なる煤孫（ススマゴ）は、明應八年薄衣狀に「斯波、稗貫、和賀、遠野、須々孫之群兵、向伊澤大村、可列陣」云々とある者にして、一土豪の居邑たりしを知るべし。○和賀郷村志云、外油は、岩崎の南なる山中にて、油字などドッの設に用ゐ來る、何の仔細たることを知らず、駒嶽本宮は、山頂にもあり、仙臺領との堺に立てば、兩方寄合、半社づつ建立する例なり、駒嶽より三十里（田舍道）に、經塚の嶺あり、須々孫館は、和賀一家の持なりと、天正の末の城主を、須々孫野州といへり、故館の下を舞臺屋敷といひ、昔、館主猿樂師珍重大夫といふを抱へ置き樂ましとぞ。

岩崎城址（イハサキ）　この古城、岩崎村夏油川の西岸にあり、天正の頃、和賀氏の臣岩崎彌十郎居る、十八年、豐臣氏兵を奥羽に觀す、彌十郎其主薩摩守義忠と共に出奔す、十九年、城地南部氏に屬す、慶長五年、義忠の弟和賀主馬忠親、伊達政宗に依りて恢復を圖り、竊に修めて之に據る、南部利直攻めて之を拔き、其臣柏山伊勢を置く、後之を毁つ、方三町餘、今猶遺濠の形を存す。〔岩手縣史誌〕。

奥羽永慶軍記云、慶長五年、和賀主馬助、飯豐に皆有て、夫より相去の里に移り、軍慮を廻らし、岩崎の城を普請し急き籠城す、士民共も、舊君再び旗を上給ふと悦び、我も々々と馳參る、南部信濃守利直は、九月下旬、最上を立て急き歸陣し、和賀一揆を退治せんと軍兵を催し、十月十八日に打立て、江釣子の三月田（ミカノキタ）に宿陣し、長沼の瀨を渡て、岩崎の西兵野原に三日對陣、十月廿三日より軍始て、十一月十六日に、諸勢を引具し、鳥屋崎に入馬を納給ふ、明年三月三日、利直再び鳥屋崎に出馬して、同九日、和賀の岩崎に向ひ給ふ、主馬介今度一揆を越しける事、おのれ壹人が所爲にあらず、兼て仙臺の郎等白石母帶大内三人の者を頼みし故也、此事江戶へ聞え、政宗へ御不審かゝり、主馬介は僅に廿餘騎にて仙臺へ逃る、政宗も主馬介を申乞ひ助けんとせられけれど、內府公（家康）頻に憎ませ給へば、國分に於て、八月下旬に討れける。○和賀郷村志云、岩崎の故城は、岩崎村の南、高羽場の北東の出崎にて、夏油川の西の岸の上なり、西は平

地なれど、猶城内と呼ばれ、升形の跡二残る、年々川水の爲に、岸かけ崩れ城跡狹まる、昔は、川筋遠く東の泉徳寺前を流れたりとか、南部衆の陣城跡は、下中島に在り、堀跡悉く田と爲る。

夏油川(ゲドウ)　和賀川の支源にして、岩崎村の西南なる山間（中央分水山脈）に發源し、東北流して新田を過ぎ、岩崎に至りて本川に入る、長五里許、山中に溫泉あり。

（外道川）

伊達世臣傳記云、慶長五年庚子の十月、伊達白石相摸宗直は、和賀主馬に加勢し、和賀伊澤兩郡の境、外道(ゲダウ)川の邊に陣を備ふ、然るに、南部信濃守利直、多勢を率ゐ岩崎城を圍み、嚴しく攻戰はる、城兵は後援の勢と一になるべしと突出たりしに、寄手の大勢に隔られ、頗危難に及べり、時に宗直備を進め、敵陣に馳突し、南部勢二百餘人討死し、宗直人數も百餘人戰死す。

鑛泉志云、瀨日鑛泉は、鹽類泉にして、僅に硫化水素臭を帶び、溫度九十二度を有つ、源泉は夏油山地藏森の下に在りて、南方夏油川に沿ひ、頗嶮峻なり、岩崎新田の苅場より一里餘、泉は寬政五年に開く。

水澤銅山(ミヅサハ)　今、岩崎村の管内にて、其西一里許にあり、採塲面積三十萬坪、東部に、第三紀の凝灰岩泥板岩發達し、西部に、片麻岩層を破りて迸出したる角閃花崗岩あり、而して其の中間に、流紋岩噴出せり、鑛脈は、流紋岩及び該岩と花崗岩との接觸點に包含せられ、其走向概ね北六十度東にして、北々西に傾斜し、三尺の幅を有す、鑛石は黃銅鑛にして、少量の石英を脈石とす、去明治三十四年の製銅高は二十一萬斤餘、山の北に和賀川流れ、部落を山口(ヤマグチ)といひ、仙人鐵山の東凡一里。

（山口）

和賀鄕村志云、山口村、和賀川の岸に御前堂といふ草堂あり、此地の岸の岩壁に、一筋、鹽吹貝の殼つきてあり、又、大鏡原といふ地あり、天正十八年の秋、和賀薩州、二子城を落ち、仙北へ志し、この大鏡原にて、草一揆おこりて、討果さる。

飯豐(イヒトヨ)　今、村崎野、成田などを併せて、飯豐村と云ふ。黑澤尻、二子森の西北にして、大路之を貫ぬく。黑澤尻、花卷、各一里半。

奧羽永慶軍記云、慶長五年、和賀主馬助、飯豐に轄有して、夫より相去の里に移り、九月、軍慮を廻らし、和賀郡岩崎の城を普請し急ぎ籠城す。又云、慶長九年九月、和賀主馬介は、一揆を起し、兎が鼻より八森に引き、八森をあとにあてゝ、小川を前にして、岩田堂に陣を張りしも、南部勢にやぶられ、鋭氣も盡て、既に飯豐の東成田(ナリタ)堤といふ所に退く。〇和賀鄕村志云、昔、和賀家にて、當郡を領しける時、飯豐の城主は、誰といふを知らず、或は曰く、小田島氏、此館主也と、古き記錄に「永享七年五月、和賀小次郎と蝶孫何某と、一族の中なから確執に及び、其年の霜月下旬、蝶孫何某、稗貫羽州をたのみ、飯豐の城を攻落す」と有り。

（成田）

奧寺用水(オクデラ)　今横川目、藤根、笹間、飯豐西村の灌漑にして、幡蜿凡六里許。

鄕土史云、奧寺八左衛門定恒、南部重信公に仕へ、祿二百石を食む、一日本郡村崎野(ムラサキノ)を過ぎ、之を開墾し國利を興さんと欲し、歸りて弟清定と謀り、其親族某に因りて、金三千兩を松前藩より借り、羽州阿仁銅山の坑夫を雇ひ、横川より隧鑿して、山を貫き二坑を通す、一は千四百六十間、一は七百間、和賀川の水を引き、之を村崎野に注ぐ、寬文五年業を創め、延寶七年に至りて成る、歲を閱ること十五年にて、村崎野、飯豐、北笹間、南笹間、中笹間、栃内、横志田、成田、尻平川、横川目等に亘り、千二百石の美田を得たり。

（野崎村）

笹間(ササマ)　今、栃内(トチナイ)を合して笹間村と云ふ、飯豐村の西隣にして、稗貫郡の界に接す。其溪流を栃内川といひ、奧寺用水と共に、飯豐村へ入り、北上川へ歸す、四里許。

和賀鄕村志云、笹間邑の故館は、和賀の臣下、藤木兵庫頭、法名月齋の居れる所也、將軍寺は其牌所なりと。

（栃内）

藤根(フヂネ)　今、長沼、後藤を併せて、藤根村と云ふ、江釣子の西にて、平和新道の路線に沿ひ、和賀川を南に帶ぶ。後藤は、その東北（笹間に近く）丘陵の間にありて、不毛頗多し、後藤野の名あり、横川目の長野（柏野）へつらなる。

横川目(ヨコカハメ)　今、竪川目(タテカハメ)を合せて、横川目村といふ、もと川邊(カハヘ)といへる地ならん。藤根の西に隣り、共に和賀川の北岸に屬し、（南は卽岩崎村なり）平和新道之を過ぎ、小驛次とす。黑澤尻の西三里、絹取銅山あり、仙人鐵山水澤銅山と相望み、本村に屬す。本村の北疆に桂澤山あり。

仙人鐵山(センニン)　和賀川の南岸、岩崎、湯田の村堺の峰嶺にして、標高九百五十米、鐵坑を以て著る、黑澤尻の西凡六里。

山崎氏地誌云、仙人鑛山は、湯田岩崎兩村に跨り、和賀川の溪谷に現出する所の數多の鐵鑛床を總稱し、地質は、第三紀の凝灰岩によりて被覆されたる黑雲母片麻岩層、及び角閃片麻岩層より成る、花崗岩これを貫きて迸發し、石灰岩層又多少發達せり、鑛石は主として雲母鐵鑛にして、少量の黃鐵鑛を交へ、花崗岩と石灰岩層との接觸部に廣く胚胎し、遠平より千枚鞍、姥杉、檜戶、金屑、矢立澤に連亙す、其の走向は、北々西より南々東にして、東北東に傾斜し、接觸部には角閃石柘榴石等の鑛物を成生せり、本山に於て、將來銑鐵を製出し得べき概量は、實に四十五萬噸に上るべしといふ、去る明治三十四年の製鐵高は五十六萬貫目なり。

西和賀(ニシワガ)　和賀川の上游は、全く中央山脈の中に屬する大縱谷にして、水は北より南に流れ、杉名畑に至り、東に轉折し中游と爲る。此縱谷には、近年、西和

賀郡とも呼ばれし者にして、今は湯田澤内の二村より成す。山中、南北凡十二里、東西凡四里、俗に川舟地方、[illegible]奧和賀といふも此に外ならず。藩政の時には、澤内通といはれたり。

南部封内郷村志云、和賀郡、畝倉山、明戸山、大荒澤山、皆是澤内縣、南白木山等相接矣、總此諸山、皆之銅山也、此地素有金多、故往古有瓜子金南鐐白鑞及銅等、劉場之古鑛數十處、至今揭焉、五金中只闕鐵少而已、昔藤原秀衡、有劉金處、稱秀衡錫場、亦金商橘治、有劉採金處、名場内也、山中如蜂巣然、今窟中水滿溢而坑源廢金脈矣、故搜索其先蹤、不認得其實處、當時寶藏所密封也云、村老相傳以爲口實矣、後世應國家之洪福再興者也。

奧羽永慶軍記に「奧州和賀の領主、多田薩摩守義忠、山北と相戰ふ、山北よりは栗、相賀押へとして藤倉が城に楯籠る、掃、此所、奧羽の境にて、深山峯をかさね、人馬自在にかけがたし、相賀此境を爭ふ事數年なりと雖、終に破れず」藤倉今知れず。

川尻

今、湯田村の管内なれど、湯本温泉の南にして、和賀川に縁り、黑澤尻より横手に至る新道の一驛にして、黑澤尻七里、横手五里。

川尻の南に新温泉あり、又、杉名畑、本内などいふ部落あり。仙人鐵山は、其東にして、川尻の東南一里半鑛泉志云、湯川鑛泉は、湯之平に在り、奧中下の三湯に分れ、鹽類性に屬す、奧は三十八度、中は百四十度、下は百四十五度と驗せられ、川尻驛の南凡一里餘、奧の湯は寛政二年、中の湯は天保二年、下の湯は正德中の發見に係ると云ふ。○湯之平の南に三森山あり、標高千七百七十米、中央脊梁山脈の一高峰に推さる。

(三森山)

白木峠

川尻の西に白木峠あり、又、越中畑峠といひ、義經記に見ゆる白木山即是なり、仙北へ通ふ。○封内郷村志[illegible]嶺、此山、以嶺上東西表裏、爲南國界隈矣、[illegible]上尾[illegible]東帯下有南部關所、稱越中畑、西帯下[illegible]閣[illegible]松川、是奧羽道也、然甚險阻、不容易、[illegible]來道、名秀衡街道、最容易也、然甚江[illegible]近云、至今此地制册上、建集編一所、[illegible]

湯田

今、[illegible]川尻を合す。川尻の上游にありて、[illegible]す、即、湯本ともいふ。

湯田には、其名の[illegible]に、寛文中、田中に涌出せる湯を開きて、浴場を設けしに起るといへり。温凡百九十六度、川尻驛の北半里。湯田の北なる槻澤に鑛坑あり、金銀并びに鐵を出す。○山崎氏地誌云、湯田村赤石鑛山は、槻澤川の溪間に位し、新町より一里を隔つ、地質は流紋岩より成り、無數の細鏈を胚胎して、謂はゆる鑛染をなし、其の露頭は過酸化鐵鑛に變質し、其の一部は黄鐵鑛に變ずるものゝ如し、去る明治三十四年の産出高は、金二百五十匁、銀二百二十七匁なり。○湯田村耳取の岩窟、明和中の封内郷村志に見ゆ。

新町

(內澤)

今、大野、太田、猿橋、川舟など合して、澤内村と云ふ、湯田の北方一里半、西嶺を眞晝山、東嶺を志賀來山、桂澤山といふ。新町は、標高二百八十餘米、西和賀山中の小市店なり、其南なる大野に黄金坑あり。

(太田)

縣史談云、深澤館、太田村の北位にあり、太田十郎と云ふもの、元龜中來りて此地を押領し、館を深澤に築き居る、其子孫太田縫之助と稱し、天正中、和賀氏に從屬したり。○奧羽永慶軍記云、慶長五年、和賀主馬介が郎等、筒井縫殿助と云者は、和賀川上の奧山、太田に忍びけるが、慶長六年、岩崎籠城に利を失なはれ、主馬介を引取、重ねて旗を上んと思ひ、此奧山に城郭を構ふ、此事花卷の城に注進ありければ、北松齋急に押し寄せ、一日を過すして殘なく討れて落城す、此後は和賀の眷屬迚も無りければ、南部領いよいよ平均して治まりけり。○明應年中の滯衣状に「催仙北由利貴田之兵、陣于澤江寺莚邊」云云とある、澤江は必定澤内の謂なり、寺莚の地名を採訪すべし。

川舟

今、澤内村の大字にして、新町の北二里半、(川舟の南、太田の北に猿橋てふ大字あり)又、山中の小市店とす。此より東に、稗貫郡豐澤、西に仙北郡白岩、角館、共に山徑あり。

明治廿九年八月卅一日秋田岩手兩縣の震源につきて、川舟斷層線の走路を追跡すれば、北荣石に至り、南黑澤田子内等に及び、斷層の最も好く顯はれたるは、大荒澤、川舟附近にして、其の露出せる延長、大凡十五町(四里弱)に及ぶ、云々。(山崎氏地誌、震災豫防調査會報告)

和賀嶽

川舟の西北の峻嶺は、即和賀嶽にて、標高千四百米と稱せらるゝが、其實を詳にせず。是れ中央山脈の一雄峰にして、其生成は第三紀に屬すとされば、駒嶽、燒石、乃至岩手の諸山と相異して、迸出岩に屬せず。川舟より東北、貝澤、山伏峠(標高六百米)をわたり、岩手郡雫石の山中に通ずる間道あり。

(貝澤)

南部封内郷村志云、和賀岳、城府西南、和賀郡澤内縣即是、此山巍々巉岩聳抜、故登斯則奧羽二州在一目中、分岑東則南部、西則佐竹、兩侯封境也、北與滴石縣園見岑相聯續也、近來採藥者、偶登和賀岳、見一窟、入窟中十餘歩、暗瞑不可進、出窟至嶺上、平頂有大盤石相並、有一池方五六丈、其狀與盤同、深一尺許。○和賀郷村志云、和賀川は、水源、澤内の奧、川舟貝澤のいり、三股山といへり、此三股山の北麓よりは、雫石川流れ出、東の谷上り葛丸川出づといへり。

和賀川

山崎氏地誌云、和賀川は、和賀岳、大荒澤岳等の東側に發源し、所謂眞晝山脈の東縁、縦谷の間を南流し、兩岸に狹長なる第四紀層地を作り、川

舟、新町等の村邑を過ぎ、大葛附近より東方に轉じ、第三紀層火山岩片麻岩等の地方を貫きて峡谷を作り、迂餘曲折して、遂に再び第四紀洪積層の平原に出て、黒澤尻の近傍に於て本流に注ぐ、流路約六十粁、其の上流地方に於ては大斷層を生し、眞晝山の西麓に起りたる千屋斷層と共に、陸羽の大地震(明治二十九年)を生したることあり。

和賀川は、北上西岸の一支派にして、中央分水山脈中の縦谷(西和賀)に發し、谷中の南流凡九里、東に折れて黒澤尻驛に至り、北上に歸す、東流凡六里。是れ卽、和賀郡の主水脈にして、本郡の舊域は、專之に倚れるならん。

立花(タチハナ)

今、黒岩、湯澤、平澤と相合して、立花村といふ、北上川の東岸に屬し、黒澤尻驛と水を隔てゝ相望む。其南界は、江刺郡稻瀬村(門岡)なり、國見山てふ小巒聳ゆ。

黒岩(クロイハ)の正洞寺は、謡曲仲光に見ゆる話說を傳へ、和賀氏の祖先多田賴親が、攝津國中山寺を移し造りたりとも曰へり。是れは、和賀氏の祖先が、攝津多田源氏の屬流なりしを以て、故ありて起れる附會と做すべし。○和賀郷村志云、立花村の舊館を、多田滿仲の郎從藤原仲光の居住と說くは、甚覺束なし、黒岩村白山宮の別當門前に、丈六と名つけ、古伽藍の礎跡尙殘れり、正洞寺の北に、故城跡、及び瀧あり、正洞寺、今曹洞宗なれど、昔天台にて、美丈丸仲光幸壽丸の事を傳ふ、前太平記によれば、攝津多田庄小童寺建立の緣起なり、何に因りて、其寺を奥州に轉徙せるにや、黒岩の領主、天正中には和賀殿の二男月齋、盲人なり、其子孫は、仙臺藩に扶持せらると。

(黒岩)

更木(サラキ)

今、更木村といふ、立花の北なる小部落にして、共に北上の東岸に緣り、二子、飯豐の二村と水を隔てゝ、相望む。

更木の東に、一丘を隔てゝ、猿石川に倚れる臥牛も、今本村の管内とす。

和賀氏の家傳に、其家祖の本郡入部の初めは、更木村の梅澤館に居るといへり、南隣平澤に小田島(ヲダシマ)の館あり。○和賀郷村志云、和賀殿先祖下向の初め、更木村梅が澤に住し、又其北に城を築きたりとぞ、是は、東鑑、元久二年六月、刈田平右衛門尉義季とあるが、卽、小田島平右衛門にあたり、同書、建長三年八月、小田島五郎左衛門義春といふにも合考すべし、刈田郡小田島氏は、和賀殿の親戚なり。○今按、和賀氏の家傳に、苅田郡の小田島小原といふは、皆郡内の地なれば(後世仙臺藩の和賀氏輯撰の時)誤りつたふるに似たり。小原は、谷内祠の棟札に見え、又村名なり。

(小田島館址)

中内(ナカナイ)

今、浮田、毒澤、成島などを併せて、中内村と云ふ。立花更木の東にして、猿石川を前にし、江刺郡界の數峰を後にす。凡、この中内、谷内、十二鏑、小山田の村里は、全く猿石川の峡谷に屬し、(古生層地)古の稗貫郡の域内と推想せらる。

毒澤(ドクサハ)の朝日森に、毒水滴出の俚諺あれど、其實說を知らず、中内、種内(谷内)はともに夷言なるべし、内は溪澗の義とぞ。成島(ナリシマ)に毘沙門天堂あり、成島寺といひ、藩政の時、寺領三十石、眞言宗。○和賀郷村志云、邑老の傳に、成島村より東、晴山まで(猿石川の峡間)、昔は一面の大沼にて有しと、其證跡は、毘沙門山の半腹の岩に、水に決(サク)れ穿てる痕跡多し、年久しく流漲の衝にあたりたるに非ずんば、いかでか水ほれの痕あらんや、俗說も虚ならざるを知るべし。

(毒澤)(成島)

谷内(タンナイ)

今、鷹巣堂、小原、田瀬、倉澤、町井、館迫等を合せて、谷内村といふ。中内の東に隣り、猿石川を北に帶び、江刺郡界の山丘を南に負ふこと、中内に同じ、黒澤尻の東五里。或は種内(タンナイ)につくる。

谷内權現は、何の世よりか、不動尊を本地佛とし、大聖寺と號する僧院在りて、之を奉せり。而も、近時、多邇知彦の命など云ひ、古姓丹治の祖神と爲すの說あれど、固より信け難し。○地理志料云、黒澤尻東數里、爲谷内(タンナイ)村、有丹内神祠。祀多邇知毘古命、爲郡之宗社、谷内、卽多邇知也、今呼多牟奈伊、訛音而已。○和賀郷村志云、種内權現堂、再興五度の棟札あり、中にも、應永廿二年乙未の棟札に、草創の事を擧げて、曰く、

承和之頃、弘法徒弟日弘侍者、奉一體不動尊、來此處、苅荊棘、建權現堂、安置之、云々、

再興大檀那、前信濃守平時義、法名□義、別當、物部仲將源義實、

とあり、大檀那は、安俵の邑主歟、其後の札に「大檀那、安俵刑部少輔平重義、別當、源藏人清實、延基二年庚戌」とあり、基字は德字の誤歟、永正五年戊辰二月の葺替札には「大檀那、信濃守平重義、別當、源清實、同物部兼實」とあり、天文二年癸巳四月の棟札には「大旦那、安俵又三郎平信義、別當、小原(コハラ)備前義實」とあり、元龜二年辛未四月の札に「大旦那、安俵玄蕃頭平義重、別當、小原彦右衛門源親實」。

(種内)

(小原)

田瀬(タセ)

今、谷内村の大字なれど、其東南偏にして、西閉伊の鱒澤小友と相隣接す、されば、遠野驛へ三里。

和賀郷村志云、慶長庚子の比に、南部家の家人江刺長作、此邊の守護を承る、其頃、毒澤伊賀といふ先方衆、和賀主馬の謀叛に一味し、仙臺領へ逃去る、又、仙臺領人首村より人數を出し、田瀬村草間澤へ攻入る、江刺長作隆直の手の者十三人討死し、田瀬の館も危かりしに、長作防戰して遂に追返す、此時、安俵へも、仙臺領より攻入りしも、同く追返す。

十二个(ジフニカ)

今、安俵(アヘウ)、晴山などを併せて、十二鏑(ジフニカブラ)村と改む、猿石川の北岸に屬し、谷内、中内を南に望み、釜石遠野と花卷の通路は之を過ぎ、小驛次とす。

(土澤)

郎、土澤を其郵所とす。黑澤尻四里花卷三里。十二个の村名、頗奇異に屬す、此に鏑八幡宮ありて、村民の說に「康平年中、源賴義、阿倍氏征討の時、當社に在陣、朝敵退治祈願のため、上剣の鏑矢を砂上に立て、神籤となし、太刀一腰願書一巻本納あり、よりて、村名を十二个鏑矢と唱ふ」、寛文七年秋、公義御巡見使通過の時、村名餘り長きに失すとなし、十二个村と改む。○今按、十二个村とは、熊野十二社を祭れるに起るか、今十二个の下に鏑の言を附會するは、殊に其體を得ず、俗說因より信け難し。○和賀郷村志云、十二个村土澤の故城は、慶長中、利直公の命により、野田内匠繩張にて之を築く、江刺長作の預り城なりしが、寛文中に至り、之を破りて故跡となれり。

安俵 今、十二箇鏑村の管内にて、土澤の南、猿石川に倚れり。種内村觀音堂棟札に、

應永廿二年前信濃守平時義、永正五年平重義、天文二年安俵又三郎平信義、元龜二年安俵玄蕃頭平義重、

此に在邑の土豪の事跡に合考すべし。○永慶軍記云、慶長五年秋、南部東境、先方の城主安俵玄蕃頭が一子小五郎、過にし天正十八年以來、牢浪の身と成て有けるが、計らひを以て、南部信濃守に降り、所領一所を賜り、南部にぞ仕へける、慶長五年、和賀主馬助が許より、安俵譜代の浪人共に内通し、謀叛を進めければ、小五郎一揆を起す、云々。

小山田 今、小山田村といふ、十二个村の北にて、溪流は西北して君川といひ、八重畑村五大堂に至り、直に北上に歸す。されば、全く稗貫郡の域中に居るものとす。

和賀郷村志云、近來小山田村を以て、和賀郡安俵通代官の支配とすれど、小山田、矢澤、東本の村々は、いづれも稗貫郡の中なり、小山田の細流を君川といふ、畑屋といふ地に奇石あり、薄白、又青色の石、而も橢圓形にして、周二尺、長一二尺より四五尺に至る、百千數あれど、皆同形狀なり、長短の異なるは、折りたる者に似たり、又、民家の宅中に、鞭石と呼び、人工に成れる如き者あり、高二尺四五寸より一尺四五寸の柱にて、四本立てり、周一尺四寸、乃至二尺、是れ道祖神前の陰形にやあらん、土人は雷の鞭と說く、小山田の故館主は、稗貫爲重の弟彦九郎爲直を祖とし、天正中、五郎左衛門東善に至り、南部家へ歸服す。

猿石川 北上東岸の一派にして、其上游に遠野盆地(西閉伊)に屬す。北上山脈の早池峰山、六角牛山、仙人峠等に發源せる諸澗、遠野に滙合し、即、猿石川の名あり。以下迂回して西行し、宮守川、達曾部川を容れ、矢澤村高木に至り北上へ歸す、遠野以下凡十里、早池峰へ更に十里許。

此水は、今の行政區劃、閉伊(遠野)和賀(中内十二个)稗貫(矢澤)の三郡に出入す、錯雜甚し。蓋、此溪流は、本來、稗貫川と共に、北上東岸の脈絡にして、稗貫郡は、主として此二水に因りて其境域を定めしならん。されば、和賀、稗貫、共に北上の兩岸に迭るも、和賀は西に偏して立ち、稗貫は東に偏して居れりと論斷すべし。

稗貫和賀郷村志云、猿平石川は、早池峰山の東南の麓、生出の森に發し、遠野の城下を過ぎ、高木村に至り北上へ入る、昔、此川の水は、成島より東晴山の間、一面の大沼にてありき。○山崎氏地志云、猿石川は、仙人峠、天狗森、藥師岳等より發する諸溪流、遠野町附近に於て相會して成れるものにして、其の兩岸に、狭長なる第四紀新層の平地を開き、鱒澤附近より再び古生層地に入り、更に諸種の古火成岩地を貫き、狭深なる谷を鑿ちて西北に流れ、花卷町の北方に於て北上川に入る、長さ凡五十五町、其の中流、遠野より鱒澤に至る間の狭長なる第四紀層平地は、其四周花崗岩若しくは、古生層より成り、往時湖底たりしが如き觀を呈せり。

稗貫郡

和賀の北にして、北上川の東西に渉り、其北は紫波郡岩手郡に至る。今、面積五十二方里、人口五萬、十六町村に分ら、川口(花卷)に治む。

稗貫は、其北上西岸に、豐澤川、鍋割川、葛丸川等、皆細流なり、東岸には、稗貫、猿石の二水あり、頗大なり。而も、猿石の上游は、今、閉伊和賀に分屬し、稗貫の域内と爲さず、行政區劃が自然形狀と相背くを見る。

(稗縫郡)

稗貫は、古書稗縫、又稗拔、部貫等につくる。和賀、斯波と共に、弘仁二年の建置に始まり、元遠膽澤の夷地たり。其說、膽澤、和賀、及び斯波の條に合考すべし。

(部貫郡)

大槻氏云、稗貫(稗に艸冠あるは俗字なり)は、郡名にて、白河文書には「ア拔」に作れり「ア」は「部」の字の省にて、部拔なり、南部文書には、戶貫とも見えたり、吾妻鏡、文治五年、十月の條に「和我、部貫兩郡」とあり「ヘ」は「ヒエ」の急呼なり、舊蹟遺聞に吾妻鏡を引きて「土人、ヒエをへとのみいへれば、轉じてヘヌキととなへしまゝに、部貫と書きしにや」とあり、又、吾妻鏡同年九月に「稗枝」とある枝は拔の誤なり、又、稗縫(ヌキを、音便にヌイといひしが轉れるか)ともいへり、日本後記「弘仁二年正月、置和我薭縫斯波三部」とある薭は稗の誤、節用集に稗繼とある繼は縫の誤なり。

地理志料云、稗縫部、按當讀云比衣奴比、和名抄稗穀部、引左傳注「稗、草之似穀者」、和名比衣」縫、與抽訓通、蓋取土宜也、靈龜元年紀「陸奥蝦夷第三等、邑良志別君宇蘇彌奈等言、親族死亡子孫數人、常恐被狄徒抄略、請於香河村、造建郡家、爲編戶民、永保安堵、許之」新井君

美曰、今稗貫郡香沼村、卽古香阿地、香沼今不聞、

磐基（イハモト）（嶺基）

延喜兵部式の驛名にして、磐井、白鳥、膽澤、磐基、各五疋と載す。卽、膽澤郡の北なる、和賀、稗貫の地と推定せらる。其里程より考ふるも、稗貫郡花巻の邊と爲すべく、且、此驛の終極なるを見れば、斯波城と膽澤城（膽澤驛）の中間と判斷すべきに似たり。

續日本紀「天平寶字三年、置陸奥國嶺基等驛家」とあるは、何地にや知れず、其嶺基の名が、磐基と文相似たるを以て、或は疑似の説なきに非ず。而も、陸奥の邊境開拓の形勢を并考すれば、磐井膽澤の地は、寶字の當時には、猶賊の奥區に屬す、いかでか稗貫の邊に、驛家を建つべき。嶺基は、今其址を知らずと雖、磐基と相渉る所なきは明白とす。さて、膽澤斯波二城の中間驛のことは、後紀、

延暦二十三年正月、刑部卿陸奥出羽按察使、坂上田村麻呂、爲征夷大將軍、五月、陸奥國言、斯波城與膽澤郡、相去一百六十二里、山谷險□、往還多艱、不置郵驛、恐闕機急、伏請准小路例、置一驛、許之、

とあるは、まさしく此磐基驛にあたる。而も、古道一百六十二里は、今の二十七里許にあたり、日詰（斯波）金崎（膽澤）の間、十里許（今道）なるに合はず。是れは、原書一百六十二里の一百を刪るべき歟、驛路の古制、三十里なり。又、延暦十五年紀、伊治城玉造塞の相去、三十五里さへなかりしにも、一驛を置かれしに合考すれば、六十二里の中間に、一驛あるを要す、一百は畢竟衍文のみ。

太政官符、應驛戸給借貸并口分田授一處事、

右檢大納言兼行民部卿藤原緒嗣奏狀、偁、昔任陸奥出羽按察使日、道經東山、略問百姓之苦、天下重役、莫過驛戸、夏月飲河、不顧産業、冬日履霜、常事遞送、蹔寬免其庸徭、勤苦倍於平民、伏望諸國驛子、准書生例、毎戸量給借貸二百束、差擇驛家近側好田、混授一屯、綏令兼有雜田、換充寬村、然則當驛子有復當集、上下公使無煩稽滯、謹錄事狀、伏聽天裁者、右大臣宣、奉勅宜依奏狀者、仍須有驛馬十疋已上驛家之戸、戸別給二百束、不滿十疋者、戸別百束、其田者除百姓要地之外、隨驛子願、授於一處、

弘仁十三年正月五日（類聚國史、類聚三代格）

矢澤（ヤハバ）（胡四王山）

今、高木、高松、幸田、東十二町目を併せて、矢澤村と云ふ。北上川の東岸に屬し、猿石川は此地に至り北上へ歸す。されば、本村の北は八重畑、東は小山田、十二个、南は更木に至り、西は北上を隔てゝ、花巻、根子、宮野目に對す。

矢澤の西、北上の水濱に、一丘突起して、胡四王山と呼ばる。猿石川は、その西南を繞り、北上は其西北を繞り、二水丘西に相會ふ。花巻の驛市より之を望む、一目佳景を覺ゆべし。○稗貫鄉村志云、矢澤村に胡四王堂あり、本地佛は藥師如來なりとぞ、秘佛なれば拜觀せしめず、又、何神を祭ることを知らず、社領五石、或曰秋田湊の古四王、刈田嶺川の越王、皆北向の堂なりと、高松觀音堂、寬文中、此寺の羅漢の畫幅を、太守（南部家）へ獻じ、其賞として、寺領十石寄附せらる、矢澤の舊館「稗貫爲重の舍弟、左近廣直を、矢澤氏の祖とす、其子光直といふ、長祿年中、山内和泉守廣長、法名圓山淨公を城主とするともいへり、其後、川口丹波守輝勝の嫡男、槻木下野守光治と、矢澤左近治眞、兩大將にて、弘治三年、急が稱圖書光廣が叛逆を討つ」と、舊記に見えたり、槻木館址、今、矢澤村の屬地とす。

高木（タカギ）

今、矢澤村の管内なれど、胡四王山猿石川の南なり。更に南を東十二町目（ヒガシジフニチヤウメ）と云ひ、更木村に堺す。東十二町目は、俗に島村と呼ばれ、江上の洲嶼の狀あり、もと北上西岸の村里なりしが、中古に水流西に移り、十二町目の一村は、東西の二區に分るゝ事となり、卽、島村をば東十二町目といふとぞ。○稗貫鄉村志云、島村を、昔東十二町目ともいひ、初め、北上川の西岸に屬せしが、洪水其西を流れて島となり、遂に東岸となる、照井沼とて、今あるは、往古の北上の流跡なり、沼の邊に御前宮といふ叢祠ありて、妄誕の俗説を爲す、政直公（花巻）の御時に、此沼より古鐘を引き上ぐ、銘文僅にのこる、

圓滿禪寺沙彌（以下滅却す）

應仁二天戊子八月十三日　大檀那稗貫城主藤原千夜叉丸

この鐘は、八幡寺へ寄進せられ、延寶中までのこりしが、改鑄して、故銘をも記さず。

花巻（ハナマキ）（川口）

今、花巻町、川口町の二に分つ、北上の西岸、豐澤鍋割の二溪の合湊する邊にあたり、南北の大路を控へたり。盛岡へ二十九哩、黑澤尻へ七哩、人口八千許、郡治は川口町に在りて、稗貫十六村を統ぶ。

花巻は、もと城名なり、市巷の名には、專川口（カハゲチ）といへり。その花巻も、舊名鳥谷崎（トヤサキ）といへば、花巻は、近世、南部氏の鎮戍以來の新稱に似たり、天正十九年、北尾張信愛父子の命名とも云ふ。○岩手縣鄉土史云、花巻といふは、むかし、此の邊に花の牧と稱して、名馬を産する牧場あり、里人その馬を牽き、出羽の尾花澤に至りて鬻さしにより、花牧と名けしといひ、或は、むかし、北上川筋は、瀨川元館の邊より西に折れて、愛宕の下瑞興寺の北を過ぎ、城下を廻りて南に流れ、水深く渦巻をなし、暮春落花の候、百花繽紛飛びて水上に浮び、頗る美觀なるを以て、花巻と號けしともいふ、何れか眞なるを知らず。

稗貫鄉村志云、今、北上東岸に、高木村、小船渡（コフナト）八幡宮あり、往昔、高木小船渡も西岸の地にて、花巻と一邑比屋隣を成したり、然るに、北上川漸々西方へ片寄り、四日町二日市の東浦へかけ崩れ、城の北岸まで頻に崩る、依之、正保年中、郡代織笠齋宮下知して、小船渡

（鳥屋崎）

八幡宮の東二町の地を堀りて、新川を通さんとせしかど、地勢高く水入らず、後年に至り、又別に、小船渡八幡の西に堀りしが、それが爲め、城地は徐々缺崩る、乃それなり停止す、郡代野々村宇右衞門の時、又、八幡西の新堀を水通し、是より北上川の東を小船渡、西を川口と、二村に分つ、されど、先規の如く、二村相屬して徭役を勤む。

鳥谷崎（トヤガサキ）城址

又、花卷城と云ひ、花卷市卷の東なる水邊に在り、○縣史談云、花卷城、往古は鳥谷崎城と云へり、世建久より天正の晩年に至るまで、山内氏當郡を領す、世人之を稗貫殿と稱す、天正十八年、豐臣氏東征、稗貫殿沒收せられ、南部信直の封内に歸す、信直その宿將北主馬秀愛に、采地八千石を賜ひ、城代たらしむ、居ること幾ならずして卒す、尋て其父松齋信愛をして之に居らしむ、慶長十八年、信愛卒せしかば、南部利直、庶長子彦九郎政直に、稗貫和賀二郡の中二萬石を分ち、當城の主たらしむ、政直卒して子なし、寛永元年、更に城代を置く、後歷世之に同じ、明治六年之を毀つ、東西三町、南北三町半、丘陵に據り、東は北上川に臨み、南に豐澤川、北に瀨川を帶ぶ、今城址に神社あり、北氏父子と、南部政直を奉祀す。

花卷雄山寺は、藩政の時、齋田六十九石を附せられ、南部政直幷びに北氏父子の廟墓を守れり。

奧羽永慶軍記云、天正十八年八月中旬、淺野彈正少弼長政、秀吉公の御先手として、奧州下着の刻、稗貫鳥屋（ヤ）が崎の城にして、諸所の仕置せられけり、往昔永享年中より以來、關東は靜ならざりしといへども、當境は左のみ世の轉變も無りけるが、今度關白秀吉公東國御發向に付、古來より住せし國人等を、悉く退散せられければ、或は山林に跡をくらまし、或は他方へ遁れ、暫く時の活計を廻らす者共、關白御歸洛以後、爰かしこより蜂起す、鳥屋が崎の城には、淺野六左衞門尉重吉、目代として籠城なり、此鳥屋が崎と云は、上代、安倍忠頼が孫、太夫頼時が居住せし處也、其後安倍貞任亡びて、山北の住人清原武則、父子三代此所に住すとかや、一とせ、頼朝公伊達泰衡退治として奧州下向有しに、貞任が籠城せし厨川の柵迄御動座有て、途路の砌、安倍頼時が舊跡を見給ふ由、東鑑に記し置れしも、此城の事とかや、三方は地下にして、西一方平場なれど、其間隍を深く堀らせ、東北には北上川流廻り、切岸高くして屛風の如く、南の方は豐澤川ながれ、敵の寄場を遮り、かけ引の自在便なし、斯く守攻地の利を得たる要害なれば、容易落べきにはあらず、然るに、城主稗貫孫二郎廣忠（大和守藤原熙忠の養子）、已に本城を退散したり（中略）、同年十月、稗貫孫二郎廣忠も、一揆蜂起に加り、舍弟和賀薩摩守義忠に心を合せ、淺野庄左衞門重吉を夜討にし、鳥屋が崎城を乘取りしが、翌年の春、伊達政宗に打負、程なく落城して、秋田の方へ落行けり。

天正十八年冬、南部信直、鳥屋が崎の難義を救はんとて、敵の後を取切て、甕日野に陣取て控たり、一揆の輩思ひよらざる事なれば、鳥屋が崎の圍みを解て退き、豐澤川を隔てゝ、八反清水、物見が鼻、上館の頭に備たり、淺野是に力を得、城戸押ひらき討て出づ、南部勢は西の河原を討て下る、一揆の方過半討れて、殘る者とも、手負を中に打圍み、獅子が鼻を經て八森にて陣取ける、信直一戰に利を得て、勝鬨を作り鳥屋崎へ入り給ふと雖、籠城覺束なければ、淺野以下城兵同道して、三戸へぞ引取りける。（永慶軍記）

洋々社談云、花卷城は、舊名を鳥谷崎と云ひて、稗貫氏の居城たりき、天正中、和賀氏の子、稗貫氏の嗣たり、和賀郡の岩崎城に居れり、二氏共に、天正十八年の小田原陣に會せず、因て沒收せられて、二郡共に南部氏の有となりぬ、關が原の役に、和賀主馬、稗貫孫二郎、遺臣を募りて起り、鳥谷崎を襲ひしに、南部氏の守將、北尾張守信愛（號松齋）に敗られたり。

稗貫系圖、稗貫大膳大夫爲隆子、大和守稙直、（初藤四郎家忠）無子、養葛西武藏守宗清次男、稱之右衞門佐家晴、（初次郎信忠、又爲忠）晴家養子輝家、輝家養子重綱、天正十八年亡、

稗貫氏の家系詳ならず、其出自は明徵を缺く、瑞興寺の條にも合考すべし。蓋、藤姓にて、伊達家と同祖とす、南北爭亂の日に、稗貫出羽前司あり、足利方たり。其族黨に、十二町目、萬丁目、駒牧、湯口、杤田等あり。

南方記傳、興國三年（北朝曆應四年）八月、南方西懸寺一品親王（宇津峰宮）常陸國小田の城にいらせ給ふ、春日中將顯時供奉す、此時、奧州の宮方、伊達宮内少輔行朝、石川、石橋、河村六郎、田村の庄司、南部、滴石のともがら、一味して、斯波、岩手、兩郡へせめのぼり、敵稗貫出羽のかみ、ならびに一族を打とる。

伊達勤王事歷云、白河文書、興國二年四月、稗貫出羽權守とあるは、南部文書、建武元年四月、源貞綱の狀に、戶貫出羽前司とあると、同人なるべし、伊達世臣家譜の稗貫氏の譜に據れば、伊達氏の始祖、常陸介朝宗入道念西君が第四子、左衞門藏人爲家、建久八年、奧州稗貫郡を賜はり、下向せずして伊達郡の館にて逝去し、其子三河守爲重、始めて稗貫郡に移りて、小瀨川城に住せり、次に右衞門尉光家、藏人重泰、右衞門尉爲正、藏人大夫家重、藤三郎重任、式部少輔盛家、右近大夫爲周、右衞門大夫家孝、大膳大夫爲中、大膳大夫爲隆、大和守稙重、相繼ぐとあり、此間に、出羽權守見えず、又、其家南北朝の際に滅びたるにもあらず、家譜、又云、稙重、子無くして、葛西武藏守宗晴が次男右衞門佐晴家を嗣とし、晴家、斯波式部少輔忠道が弟大和守輝家を嗣とし、輝家、

又、稗貫爲隆守義治か次男備中守重綱(初め孫次郎廣忠)を嗣とす、天正十八年、重綱、其臣稗貫左馬助をして、小田原陣に會せしめしかど、秀吉公、重綱か自身來らざりしを責めて、領地を沒收せり、重綱因て浪人となり、子孫仙臺藩士に存せり。○蜷川記に、天文中、稗貫大和守義時と載せらるゝは、系譜の大和守義直にあたるごとし、名字の相異は疑ふべし。

邦內鄕村志云、花卷城、在河口村萬丁目村花卷村之交、古謂之鳥屋崎城、不知往古誰築之、傳曰、自建久年中、至天正晚年、山內氏領當郡、(一云、山影、又曰伊達常陸入道子孫)仍號稗貫殿、初自小瀬川舘、及絲繰城地、雖處々移居、未聞住當城、然往古爲城地揭焉、當城本丸瑞興寺、三之丸鳥屋崎圓壽寺、卽今圓城寺也、然天正十九年、淺野長吉鎭九戸逆亂、歸陣之時、南部信直公爲御見送到此處、長吉謂信直公曰、此地大境也、於家中擇其器、以北秀愛可置此城、云々、信直公乃諾之、賜八千石爲城代、此時本丸瑞興寺鳥屋崎圓壽寺、在命移於今地、加修造焉、秀愛者信愛二男也、有城不幾早世、太守有命、令父信愛護其跡、慶長十八年卒去、太守利直公以庶腹長子彦九郎政直公、令領和賀稗貫二萬石、爲當城主、此時大修造城地、追手門在西南、以瓦葺、故時俗號瓦門、搦手門名圓城寺門、按、當城濫觴、似安倍賴時在住、何者、賴時大祖忠賴等、代々爲奥六郡主、六郡者江刺膽澤和賀稗貫斯波磐手也、主人宜在其中央、奥羽軍志等古記曰、賴時居住于衣河柵、然是難謂本城、爲六郡主、何在境上、且衣河南卽磐井郡也、衣河邑屬于膽澤郡、今衣河一村中無河、謂安倍氏縱雖在之、豈非本城、蓋又淪沒北神河水歟、古老傳云、十二町目上館者、賴義公陣場也、則知此城安倍氏也、又上館東北有物見臬、是亦賴義公所名歟、東南北神川繞腑地也。

十符菅薦云、花卷の鳥屋崎城は、政吉(篤馬家司)に畫けつらへけるを見しに、城を構て築しは、安倍賴時なるべし、賴時六郡を領せしかば、此所が中央なれば、城を構へ四方の指揮し、長子貞任を栗谷川の柵にすませて、奥の蝦夷を防ぎ、五男正任をば黑澤尻におきて、南のかたに備へたりとおもはる、されどまた、衣川は六郡の南のはしながら、防ぐによき所なれば、賴時おほやけにそむきてよりは、常にそこにのみゐたりけんを、衣の舘のやぶれしより後、鳥谷(トヤ)に引しりぞけるなるべし、陸奥話記その外の書を勘ふるに、天喜五年九月に、賴時鳥海にて死にし後に、貞任も衣の舘を棄て、鳥海に退き、それより厨川に逃こもれるよしに記せれど、鳥海は衣の館よりはいたく東のかたなれば、おのがしれる六郡の中央なる鳥谷をおきて、鳥海にゆくべきにあらず、また鳥海より厨川までは、はるかに隔りたれば、鳥谷にたちもよらで、たゞちに厨川に逃退くべきにあらず、されば、鳥海とあるはみな鳥谷の誤なりと、人人のいへる說のあるが、さもやと思はるるなれ。

今按、鳥谷崎は古の磐基驛の地にして、戰役必爭の要害たるや論なし。但し、之を鳥海柵と混淆するは非なり。陸奥話記に「康平五年九月十一日、入鳥海柵(中略)、卽襲正任所居、斯和郡黑澤尻、拔之、亦鶴脛比與鳥二柵、同破之、同十四日、向厨川柵」と明詳にするに因れば、鳥海は黑澤尻の南にて、今の膽澤郡金崎の古墟に合ひ、黑澤尻と同日に破れし鶴脛、比與鳥の二柵こそ、稗貫紫波の地に探求すべし。鳥谷崎(ツヤガサキ)もしくは鶴脛(ツレハギ)に擬すべき歟、名辭も相似たる所あり。

(鶴脛)

瑞興寺(ズキコウ)　今花卷町に在りて、寺境は、古の稗貫氏鳥屋崎城の一部とす、曹洞宗、近世寺領五十石、地方の名藍たり。○鄕村志に據れば、此寺は、黑石正法寺三世虎溪の開く所にて、稗貫氏の建立なり、什物畫幅の裏に曰く、

瑞興寺殿、前黄門、傑山英公、玉鳳妙公、爲二親令寄進、

應永廿四年辛酉八月　　平朝臣瀬川政直、

舌叟妙辨代

瀬川(セカハ)は稗貫氏の一號か、圓滿寺の古鐘銘にも、(今湯口村に圓滿寺址あり)

應仁二天戊子八月十三日　　大檀那稗貫城主藤原千夜叉丸

とあれば、瀬川といふは、小瀬川舘の在名なり。されど、畫幅の裏書に平氏とあると、鐘銘の藤氏は相叶はず。又、鳥屋(トヤ)を十八にもつくりたるにより、十八を更にサカリとよみ、此地の一名をサカリといふ說あり、畢竟は十八崎(トヤガサキ)のみ。

(十八崎)

○伊達勤王事歷云、稗貫氏の家系、其詳を知らず、藤原姓にして、伊達と同族なりとも說かる、

邦內鄕村志云、稗貫郡河口村花卷城、自建久年中、至天正晚年、山內氏領當郡(一云山影、又曰、伊達常陸入道子孫)仍號稗貫殿、初自小瀬川舘、及絲繰城、終至十八城、云々、瑞興寺、瑞興寺殿前黄門云々、是可爲稗貫元祖法號乎、圓滿寺鐘有銘、應仁二天稗貫城主藤原千夜叉丸、又、大興寺、有舊碑二基、一、稗貫大和守、天正三年乙亥卒于十八城、一、稗貫左中將、按系譜、山影中納言爲家三男、參河中納言二位爲重、是爲稗貫元祖、云々、

この爲家爲重の事、前條の家譜に見えたり、左中將、中納言、黄門、二位等は、從三位中納言藤原山蔭卿の事にて、伊達氏の遠祖なり、爲家爲重に混じて傳へしならむ、和賀氏の系譜に、稗貫大和守輝家、山蔭中納言の後、天正三年卒すとあり、大興寺の大和守の牌是れなり、小瀬川館、郡中の小瀬川村にあり、十八城も花卷村にあり、サカリが城(ジヤウ)と讀むは、十八歲は、盛の意ならむか(氣仙郡の盛町(サカリマチ)も往時は「十七里」と記したりと云)、又、南部

(十八)

諸士由緒記には「葛氏、中納言山蔭卿の末葉にて、稗貫大和守の一族なり」云々、南部世譜附錄「按に昔咄傳記に、或時、一行闍僧あり、稗貫十八ヶ崎(サカリ)瑞興寺に入り、佛壇の上に昇り、彌陀本尊と並び坐せり、寺僧怪みこれを詰る、行脚僧曰、我は元是四海一天の主たり、地下人(チゲニン)と坐を同くすべからず、云々、流され王と申せしは、吉野帝長慶院の御事にて、諸國行脚し玉ふ、其頃、奥の邊は勤王たるを以て下り玉ふなるべし」とあり。○奥南盛風記云、東昔てふ傳記に曰「永享七年五月、和賀小次郎、須々孫伊賀、一家の好みを捨て確執に及び、已に弓箭に及ぶ、南部政行公、不來方(コジカタ)の福士伊賀守禪門を使として、和議を扱ひ玉ふ、然るに、黑澤尻何某、須々孫に如何なることを云けんや、須々孫再び和議を敗り、稗貫出羽守を語ひ、同年霜月下旬、和賀の家人飯豐云ん館を夜討にす、和賀小次郎、急ぎ糠部へ注進す、政行公安からず思召、人數を催し玉ふ、先糠部五郡、岩手、閉伊、鹿角、比內、津輕三郡、兩河北、和田、仙北、由利、雄鹿(ヲガ)、雫石、斯和を始め、二十七郡の勢を揃へて御出馬あり、十二月中旬、不來方の城に御着、深雪野山を埋しかば、不來方に御越年なされ、翌年二月半ば、春風に旗を靡かし、稗貫へ寄給ふ、同月十八日、寺林の實が原に陣を取、同二十七日、寺林の城を責玉へば、拐有て城主降參しける、夫より、稗貫の旗頭、高橋が湯の館を責らるべしと押寄玉ふ、（中略）是も城主の望にまかせ降參をゆるされ、三月廿二日に、稗貫が本城瀨川の十八が城に押寄玉ふ、政行公、斯波西の御所、兩旗也、稗貫城中にも、一家の董、矢澤、小山田、槻木等を始として、瀨川隱岐、北湯口豆州、新堀、寺中、小森林、大畑、湯本、圓滿寺、照井、小船渡、根子、十二丁目、其外五十三鄉の者共馳集り、中黑の旗押立、大手搦手を固め、中にも稗貫の執權八重旗豐前守、日を驚す働きして、功名を顯しける、政行公、稗貫を攻玉ふ由聞えければ、葛西伯耆權頭持信は、政行公の御聟なれば、取あへず執權薄衣美濃を加勢に遣し、鳥谷が崎に陣を取る、江刺の面々は、二子の城（和賀殿居城也）を警固す、大崎の探題斯波左京太夫持時の加勢として、先陣箕輪何某、後陣は阿下風信州、笠原等、斑(マテ)牛(ウシ)に扣へける、稗貫出羽守は、此大勢を敵に受、萬に一つも利運なき戰なれば、瑞興寺吉叟和尚を以て、色々意狀申されけり、政行公も流石一應の御咎めなれば、御宥免の沙汰に及び、先例に違はず、御旗下に參り仕ふべきに究められ、糠部に歸陣ありける」云々、（以上）今按するに、永享は、遠江守政行公より三代ののちにあたり、庄司義政公の御代也、然らば稗貫陣は義政公の事蹟なるべし。

萬町目(マンチヤウメ)　今、川口町の大字に、南萬町目あり、花卷町の大字に、北萬町目あり。往昔、稗貫氏族臣に、萬町目氏あり、卽、此に居れるに由る。

蜷川家記云、天文廿四年、奥州上洛衆、稗貫大和守義時、得御意候、黃金十兩進候、鷹御約束申、竹阜令同道下、稗貫家來、

十二町目下野守　貴殿へ得御意候
萬町目　同
駒牧內膳助　同
枋田出雲守　同
湯口大藏亟　同

根子(ネツコ)　今、川口の南なる下根子、西十二丁目、外臺(トダイ)を相合せて、根子村といふ、和賀郡飯豐村と相堺す。豐澤川は、下根子と川口の間にて、北上へ入る。

今、上根子、中根子は、共に湯口村へ入る、下根子の西隣の地なり、驛路は下根子を經過す。○人類學雜誌云、石神社は、下根子村にあり、祭神詳ならず、蝦夷塚は此社の西北に當りて、古墳纍々として、幾許を知らず、（稗貫郡傳記」。○縣史談云、蝦夷塚、上根子村にあり、小丘をなす、之を穿てば石窟あり、其口は巽位に向ふ、內に曲玉、刀劍、耳輪、轡等を出す、近時は、開拓して田圃となり、僅に一二を存す、蓋古代酋長の墳墓ならん。

十二町目(ジフニチヤウメ)　今、西十二町目は根子村の管內とし、東十二丁目は北上の東岸に離るるを以て、島村とも呼ばれ、矢澤の管內とす。稗貫氏の臣屬に、十二町目氏ありしことは、前の萬丁目に合考すべし。○杜陵古事記、天正二十年、南部信直領內、四十八城目錄に、十二町目あり、

鳥谷崎	平城	在	南部主馬持分	
鬼柳	平城	破却	同	代官鬼柳源四郎
二子	同	同	同	代官川村左衛門四郎
岩崎	山城	同	信直抱	代官藤四郎
江釣子	平城	同	同	代官川村與三郎
安俵	同	同	同	代官中野修理
十二丁目	同	同	寺前縫殿助持分	
寺林	同	同	信直抱	代官左平次
新堀	山城	在	江刺兵庫持分	
大迫	同	破却	信直抱	代官九日町七郎兵衛

太田(オホタ)　今、太田村と云ふ、根子の西方の山中にして、其溪流は皆豐澤川へ入る、其西南堺は和賀郡笹間村と山野を分ち、北堺は湯口村に交る、所々に銅鉛坑あり。三澤(ミツ)銅山は、花卷驛の西二里半、明治十四年に之を開く、地質は第三紀の角礫質凝灰岩、及びこれを貫きて岩脈をなせる流紋岩より成り、鑛脈は重に分解せる母岩片及び帶綠色の粘土にして、大小不定の塊狀黃銅鑛の團塊を不規則に包藏し、黃鐵鑛方鉛鑛及び小量の石英を伴ふ、鑛脈は其の幅一尺乃至八尺に達し、東西の走向を有し、六十度乃至七十度の角を以て西方に傾けり、去る明治三十五年の產銅十四萬斤なり。

湯口(ユグチ)　今、上根子、中根子、鍋倉、晴山、圓滿寺(ヱンマンジ)、鉛、豐澤などを併せて、湯口村と云ふ、豐澤川の上游

にして、花卷の西二里、其山中に溫泉多し。稗貫殿の臣屬に、湯口氏、蛯川家記に見ゆ。蓋此に在邑せる者とす。和賀郡村志に、平澤(今立花村)の領主は、永祿天正の交、小田島雅樂助平親光と號し、和賀殿の命により上洛し、蛯川新右衞門の弟子と爲り、禮儀のしつけを習ふ、其子孫稗貫殿へも仕へ、其禮儀印可の證文の、世に遺れるあり、云云。

當所百姓地下人等、悉令還住、耕作商賣以下可仕候、聊不可有非分之儀候之條、早可歸住者也、

八月廿日　淺野彈正(判)

ゆくち村百姓中(南部家記錄)

志戸平(シトダイ)　鑛泉志云、志戸平鑛泉頭は、豐澤川の南岸二所に涌出す、甲熱百六十五度、乙百二十七度、元祿二年の發見に係る、大澤單純泉は、甲百十六度、乙百二十四度、丙百四十六度、豐澤川の南岸に涌出す、寬政三年の發見に係る、此地は花卷驛より凡四里、車馬を通す。

鉛(ナマリ)(桂澤山)　今、湯口村の大字にして、湯口の西北二里半の幽僻とす。鹽類泉二源、甲百十八度、乙百五度、天明七年の發見とぞ。鉛の西嶺は、桂澤(カツラサハ)山といひ、標高九百二十米突、和賀郡橫川目村、澤內村、湯田村へ跨がる。山勢南北に亙りて、北なる大杉澤山に連なる、此橫嶺を絕り、澤內村川舟への山徑あり。

豐澤川(トヨサハ)　稗貫郡西部の主水脈にして、湯口村の奧なる豐澤に發源し、鉛、志戸平等の溫泉場を經、大田村の北邊を過ぎ、椹子と川口驛の間に入り、遂に北上に入る、長六里。豐澤の山中に瀑布多し、大空瀧、最偉觀なり、高二十五丈、幅一間、七層を成して落下す、桂澤の奧にして、其下流に白手瀧あり、高十丈、幅一間半、又、阿佐利瀧あり、高十五丈、幅二間、大杉澤に屬す、七倉瀧、高三十丈、幅一間、出羽澤に屬す、其他數所あり。○南部舊跡遺聞云、古は、今の膽澤郡の邊までひらけて、奧はかぎりしられざりしかば、おしこめて奧のかたなれば、膽澤郡のうちとせられしと見えたり、其故いかにとなれば、和名抄に、伊澤郡に鎭守府あるよしみゆ、これはその奧のはかり難かりしかば、おさへに此所に府を立られて、將軍をおかれしものと見えたり、是はおしはかりの考ながら、かならずしかあるべきいきほひなり、さて又、膽澤郡よりおくのかたしられ難かりしかば、其地をさして、凡に遠膽澤(トホイサハ)と呼けんかとおぼゆ、今も豐澤川といふが、膽澤川のこなたにあり、もしは、もと遠膽澤川と呼しを、トイサハトヨサハ語近ければ、後の世に豐澤の文字とせしにやあらん、豐澤とはかけど、猶地の者はトイサと唱ふるは、古語の殘れるにはあらぬか、後考ん人の爲、いさゝかおどろかしおくなり。(遠膽澤)

湯本(ユモト)(鍋割川)　今、糠塚、北鑿、湯口、小瀨川などを合して、湯本村と云ふ、花卷の西北にあたり、糠塚山、大日向山の東南に村居す。溪流は、瀨川、又は鍋割(ナベワリ)川と云ひ、花卷驛の方へ降り北上へ入る。湯本、北湯口は、共に溫泉に因める地名なれど、今涌出を見ず。近時、慶應元年、臺村に鹽類泉(熱百五十八度)を發見す、溫泉の歷世興廢あるを覺るべし、花卷の西北二里。○湯本の背嶺なる黑森、鍋倉、葛丸は、紫波郡界へ遶り、一群の火山岩成立の山峰とす。

小瀨川(ヲセガハ)(瀨川)　今、湯本村の大字とす、湯本の西南にあたり、鍋割川の北岸に沿ひて、西北に大日向山を負ふ、花卷の西北一里餘。○縣史談云、瀨川(セガハ)館、小瀨川村の東南隅にあり、建久三年、稗貫參河守爲重、築きてこれに居る、子孫世襲し、永祿中、十八个崎の城にうつり、其族瀨川某をしてこれに居らしむ。○花卷瑞興寺の畫幅の裡書に、瀨川政直、應永二十四年云云と見え、瀨川館は、即ち此歟。

宮野目(ミヤノメ)(葛)　今、葛(クズ)、似內(ニタナイ)などを併せて、宮野目村と云ふ、花卷町の北に接し、北上川の西岸に緣る。稗貫殿の族薦に、葛氏あり、葛は宮野目の北にして、八幡村江曾の南とす。

八幡(ハチマン)(江曾)　今、江曾、中寺林、南寺林、黑澤、小森林等を合せ、八幡村といふ。宮野目の北にして、石鳥谷驛の南一里、東に北上川に至り、(好地の葛丸川は此にて北上へ注ぐ)西は糠塚山を望む。明治十四年扈蹕日乘云「水驛山郵幾送迎、朝嵐暮翠路迢々、豐穰剩逐來蘇願、不怪村々古謠饒」既にして、車駕江曾村を過ぐ、男女數十人、地に坐して蘭席を織る、石鳥谷に至れば、男女麥を舂て、天覽に供せり。○江曾(エソ)は、やがて、古人の詠せる、陸奥の蝦夷の里の遺名とも見るべき歟。

夫木集、えびすの里

我思ふ人だに住まば陸奥のえびすの里もうときものかは、(月淸集)　後京極

藻鹽草云、こさとは、古人古歌にかけり、是は、えぞ、かたき(敵)を迷し、月をもくもらかさんと思ふ時、つの笛の樣なる物を吹けば、霧のやうなるもの起りて、空暗くなる也、それによりて、古人のよめるは、

こさ吹かばくもりもやせんみちのくのえぞには見せじ秋の夜の月。

寺林(テラバヤシ)　中寺林、南寺林は、今、八幡村の管內なれど、北寺林は、好地村の內に入る。中寺林に、遊行時衆の古道場あり、又、寺林館址あり。縣史談云、寺林館は、伊豫國主河野通俊の次男、伊豫守通重の、文永弘安の比に、居りし所にして、今館址に、光林寺あり、葛丸川其下を繞る。

光林寺(クワウリンジ)　中寺林に在り、林長山蓮花院と稱し、時宗の巨刹

なり。近世は、寺田百十五石を有し、志波郡赤石明神の別當職をも兼ねたり。相傳ふ、弘安二年、邑主河野伊豫守通[illegible]の子、左近通次、京都在番の時、遊行開祖上人一遍に歸依し、遂に出家隨身し、宿阿遊道と改名し、弘安三年還り、館に就きて本寺を建つと、(元祿十六年勅額を申し下す)。

態令啓上候、去年者、貴様之寺領之儀に付て、御寺へ罷越、色々御道具共見申候て、殊御振舞共忝候、當國の一揆おこり申候附て、則ワカヒヘヌキの郡、同前に有之事候、其は惣なみにて候間、不苦候、彈正下代として、少身の者殘置候處、他所郷より一揆おし入、ころし申儀承候、寺中のとがにては無之候間、早々寺へおなかり尤候、拙者は貴坊へ別而如在無候附而、ひへぬき郡、淺六、拙者爲奉行有之候事候間、自然其向後、御身上に相違之儀於在之者、我等かかり可申候、寺中陣取之者、火をむざと仕候附、則寺中悉やけ申候、則其者からめ取、今明日中にかうべをはねれ、道中にさらし可申候、早々寺中の衆を召し、おなかり候て、小屋かけをなされ、彈正被歸次第に、御禮を被仰候へ、尤候、此度兵御出候はゞ、末代、寺林之儀は不及申、奥州五十四郡、出羽十二郡之内には、御堪忍難成と存候、早々御越候て、百姓中之年貢、少にても御馳走候て、尤候、加様に申候も、去年節に御懇御座候間、扨々申入候、猶面之刻可得御意候、恐惶謹言、

九月三日(天正十九年)　淺野傳右衛門尉宗勝判

寺林住守御同宿中

南部家寬政記錄云、天正十八年冬、和賀、稗貫等に、一揆蜂起し、淺野六兵衛、及び二子の城代後藤半七等、寺林に打死し、光林寺も燒亡す、境内は伊豫守通重の居館なり、慶長六年、公儀より御預人岸田伯耆守(和州萬石大名)、其後死去、光林寺へ葬る、元和元年也。

好地(カウチ)

今、好地村といひ、北寺林、大瀬川等を合す。八幡の北、紫波郡界に接し、東に北上川に至る。葛丸川は、西嶺、葛丸、鍋倉、黒森の山中に出で、東下し來り、五里許にして、北上へ入る、好地は河内(カハチ)の訛に似たり。

(石鳥谷)

好地の驛市を、石鳥谷(イシトヤ)といふ、花卷へ七哩、日詰へ三哩。○隨鑾紀程云、車駕頓石鳥屋驛、須臾河滿鼓、味甚美、蓋土産也、離驛、少婦數十、緋衣紅襷、高吹春麥、其曲雖鄙、亦太平之音也哉。

大興寺(ダイコウ)

松林寺、長谷寺と相並び、石鳥谷驛の西一里なる山中に在り、即、北寺林と汎稱せらる。○大興寺は、曹洞禪の古跡と傳へ、今は、越前龍澤寺の末派なれど、越後耕雲寺祖梅山聞本和尚の開くとぞ。梅山、應永二十四年此山に入寂、四種の遺物(杖、拂子、珠數、佛像)本寺に遺藏す、又、郡主稗貫氏の位牌を置きたり、花卷の瑞興寺の條に合考せよ。

野史云、天正十八年秋、羽柴秀次覽淺野長政等、到鳥屋碕城、巡撫郡邑、使松田太郎左衛門守水澤、海口外記守江刺、淺野重吉守鳥屋碕城、大興寺(寺林)、置目代而歸、未幾、葛西大碕土寇群起、水澤岩井堂氣仙東山等戍皆逃走、和賀稗貫賊又起、和賀舊主多田忠親、稗貫孫二郞、根子內藏亟等黨之、將襲鳥屋碕、八重畑持部、筒井內膳、煠孫上野、鬼柳藏人等會之、是月合圍鳥屋碕、淺野重吉守禦竭力、歷日賊徒倍衆、十一月、南部信直赴援、斷土寇後路、次隱小野、土寇轉戰、相抗豐澤川、重吉得力奮擊、信直亦以八戶直榮爲前鋒入城、攜重吉歸、(永慶軍記、根元記)。

八重畑(ヤヘハタ)

今、關口、瀧田、猪鼻、五大堂などを合して、八重畑村と云ふ。北上の東岸に屬し、八幡、宮野目と水を隔て、北は新堀、南は矢澤に至る。稗貫川は、北上山脈の早池峰に發し、西下して此に至り、北上川へ入る。(花卷の東北二里、大迫の西二里)

(五大堂)(瀧田)

稗貫郷村志云、五大堂(ゴダイダウ)の別當を光勝寺といひ、眞言宗なり、八重幡の舊館は、五大堂の北にて、北上川の切岸たかし、永享年中、八重幡豐前は、稗貫家の執權たり、天正中には、八重幡美濃といふ、瀧田(タキタ)の權現堂山は、往古ハヤツチ權現の鎭座あり、此より今の早池峰山へうつり給ふとぞ。

新堀(ニヒボリ)

今、戶塚(トツカ)を合せ、新堀村といふ、八重畑の北にして直に紫波郡彥部村に堺す、其西は北上川を以て好地村と限り、最小村なり。

新堀に八幡宮あり、地方の一古祠とぞ、戶塚に立石と稱する怪岩あり。○奥南盛風記云、天正十九年、南部家より、舊江刺郡主兵庫頭重隆を扶持ありて、東境の押として、新堀に居城せしめ、家士小田代肥前は田瀨に、原帶主膳は安俵(アヘウ)に居らしめらる、慶長庚子の九月、伊達家の衆、田瀨、安俵へ亂入の事あり。

稗貫內、新堀於兩所、九百拾四石三斗三升、和賀內黑澤尻におゐて四百四十八石二斗、同田瀨村におゐて百廿八石四斗四升九合、都合千五百石、令扶助訖、全可有知行候、恐々謹言、

九月廿五日　信直(判)

江刺兵庫頭殿(南部家寬政記錄)

稗貫川(ヒエヌキ)

北上山脈の早池峰(ハヤチネ)に發し、西南下して內川目村を貫き、大迫町に至り、外川目の中居川を容れ、西行して八重畑村の關口に至り、北上へ歸す、長凡十一里。此溪山の岩石は、古生層の成立に係り、謂ふ所の北上山脈の特相を呈示す。

大迫(オホハザマ)

今、大迫町をいふ、稗貫川の古生層峽谷中の大邑にして、又、盛岡日詰と、遠野釜石の通路を扼するを以て、一驛次なり、日詰四里、遠野八里。

地學雜誌云、大迫の耕土は、大略、第四紀新層礫質壤土

にして、煙草栽培上必要なる加里分に富み、土壌の構造も、大氣及び水分の流通を促すのみならず、表土も亦理學性良好ならんと云ふ。○稗貫郷村志云、大迫の舊町場は、今の町より北に當り、桂林寺の北側より長い方へ、舊館の路をわりて、稗貫川の西岸までなるべし、元和三年、太守の達曾部山遊獵の時、大迫町場割直さる、桂林寺、曹洞宗、永祿中、武田川越領遠谷村蓮光寺六世、性翁慶守和尚之を開く、大迫氏を旦那とす、大迫の東南半里、達曾部の方に、香勝ありて、其地に諏訪伊勢、并に觀音地藏不動等の諸堂舍を置き、青山碧水の風色、詩人騷客の遊翫すべき所也。

大迫（オホハザマ）城址

鄕土史云、此の城は、もと稗貫氏の屬城なり、天正十九年大迫右京、遂に九戸政實に應し、南部氏に叛きしが、九戸氏亡びて後、逃れて江刺郡人首村に匿る、慶長五年の秋、右京が子又三郎、伊達政宗に因りて、大迫を復せんとす、政宗葛西の舊臣猪倉伯耆等に命し、兵二百人を率ゐ、又三郎を助けしめ、遂に此の地を復しけれども、保つこと能はず、逃れて岩崎城に入り、南部氏の兵と戰ひて死す。○稗貫鄕村志云、大迫館址は、東の山麓、桂林（ケイリン）寺の邊にあり。

永慶軍記云、慶長五年、家康公より、奥羽兩國の御陣觸、七月十三日の廻し文、所々に到著して、羽陽山形に諸軍馳集りしに、南部が國の留守居しける、北左衛門入道松齋が許より、南部領内に一揆蜂起し、旣に大迫の城を攻落され、城主田中藤四郞を始め、城中一人も殘らず討死仕候間、其地の御加勢相止られ、早く御歸陣有て、一揆御退治あれかしとありければ、信濃守利直、急ぎ山形を打立歸ける。○奥南盛風記、稗貫家の舊士、大迫右近は、流浪の後、重代の由緒物は、白鳳山桂林寺へあつけおき、江刺郡人首村に忍び居りしに、慶長五年の亂に、右近の二子、又三郎、又右衛門、大迫へ立戻り、一揆を企つ、伊達政宗公より、猪倉伯州加勢として亂入す、卽、政宗公書翰、

今度、其元爲加勢、猪倉伯州差遣候、境目之事者、白石藤田上郡山等申附候、其地之儀、内外碎然有之樣に、兵略專一に候、云々、

遂に大迫の館を攻破り、兄弟にて本領を取返したり、而も久しからずして退散、大迫の家斷絶す。

（桂林寺）

龜森（カメイモリ）

今、龜森村といふ、大迫町の西なる小村にして、稗貫川の南北にわたる、其北界は、紫波郡佐比内村に至る。○稗貫鄕村志云、瀧田より龜が森へ至るに、傀儡か坂あり、葛が坂とも呼ばる、ぐくつとは、俗に守子（モリコ）といふ巫女の類なり、又イタカといひ、田舍にはイタコといひ、木一片をもち、神明の御形を刻み、それに絹布のきれを覆ひ、之を舞して兒童の咒をなする女性なり、此坂に、傀儡舞して、稗貫川の上流へ、鮭登らずなりぬとつたへらる、龜が森の館主、圖書光廣は、弘治三年、其君稗貫孫六郞爲淸に叛きたる事、蕪記に見ゆ、天正中には、龜森玄蕃あり。

今度、龜森之城、何事なき儀者、其方覺悟までに候、左候へば、鳥屋崎へ其方を在府させ候間、役目之通、鑓鐵砲申附、其外は惡目錄に附、道具かり仕、此方へ可上候、一大事之つかひに候間、手まはしかるくと可申付候、此兩人申次第、萬談合可仕候、龜森人足は、其方鳥屋崎へ在府仕候附て、普請赦免之間、早々あしよは鳥屋崎へ可越候、（中略）

慶長五年十月廿四日　利直（判）

龜森玄蕃方（南部家寛政記錄）

外川目（ソトカハメ）

今、外川目村と云ふ、大迫の東南なる山地にありて、中居川の溪流に緣り、遠野達曾部への驛路之を貫通す。中居川は、達曾部村の西偏に發し、大迫町に至り、稗貫川に歸す、長三里。

内川目（ウチカハメ）

今、内川目村といふ、大迫の東北なる山地にして、稗貫川の溪流に緣り、早池峰の一峽谷なり。されば、谷の長七八里にわたり、横幅二里、乃至三里。

稗貫鄕村志云、内川目村大償（オホツクナイ）内權現、神名幷に草創知れず、早池峰一の王子の別當青陽院は、先達山伏にて、役山を開ける田中兵部の末孫のよし、二の王子は、雲南（ウンナン）宮といひ、大股小股兩溪の落合にあたる、大迫より一里半、三の王子宮は、通口といふ地にて、大迫より二里餘。

早池峰（ハヤチネ）山

北上山脈中の最高峰にして、（古生層間に迸升せる火成岩より成る）、其主頂は標高二千米、直に遠野盆地に南面して立つ。其北に中嶽（千七百餘米）、其西に毛無森、其東に躑躅山、其西南に藥師嶽（千六百餘米）環侍す。故に、閉伊、稗貫、岩手の三郡の交堺を成し、宮古、鍬石、稗貫、梁の四水、皆此山の左右に發源す。

早池峰（ハヤチネ）神社

高頂の南西なる峽谷に居り、内川目村の管内とす、大迫町より登詣凡七里。此山神、其由來を詳にせず。近世は、南部家田祿二百石を寄附して、封内の鎭とす、卽、岩鷲山と並び稱せられたり、舊別當妙泉（メウセン）寺（早池山と號す、眞言宗）なり。

（妙泉寺）

稗貫鄕村志云、早池峰權現、俗說擧るに足らずと雖、博洽參考の爲に、ほゞ之を記す、曰く、大同二年丁亥三月、遠野木内村の四角藤藏と、大迫村の田中兵部、二人の獵人、早池峰の頂に上り、金色光明の間に、初めて權現の靈容を拜す、乃是の歲六月、雪消の後に至り、二人力を合せ、其假堂を建て奉る、其後快賢といふ聖來りて山にのぼり、深く歸敬する所ありて、麓に寺を置き、河原坊といひ、嶺上に大宮を起し、假堂の本尊十一面を移し、又、假堂を改めて本宮と號し、彌陀を安置す、是より御峰に兩社あり、是れは鎌倉殿時代の事歟、寶治二年大洪

水、新山宮并に河原坊、仁王堂等流失、正中二年、越後國の國性阿闍梨登山、示現を被り、新山宮を今の地に移し再興、仁王門鳥居等をも建つ、又、麓の僧院を妙泉寺池上院と號せしむ、文龜元年、新山宮炎上し、其後修造したれど、仁王堂は絶えたり、（妙泉寺舊記）、按するに、諺に「早池峰の神は、岩鷲山の姿にして、姫が岳は本妻なり」といへり、又、「岩鷲權現は坂上田村麿を祭る」とつたへ、今も、登山の輩のおがみみ擧る詞に「田村の權現、野木の王子」と唱ふるとかや、大迫町より、妙泉寺門前まで、田舍三十里、此より河原坊までの間、萱野十里、木立十里といふも、それ程はなし、河原坊より頭垢離まで、虎杖立十里、石跳七里といふ、是もそれよりは近し、即、稗貫川の源なり、頭垢離より御峰までを、御坂七里といひ、頂に兩社まします、（享保九年八月十五日、通夜參詣の時、兩社炎上せしことあり）新山宮は、妙泉寺の南に在り、折合瀧は、妙泉寺の北二里、鷄頭山の下にあり。

西閉伊（ニシヘイ）

近時郡名にも呼ばれしが、今は、上閉伊郡の管内とす。即、猿石川上游の盆谷にして、古來遠野と汎稱せらるるもの是也。本篇、この遠野十村を、和賀、稗貫と共に、一系の下に繋ぐ。

（遠野）

遠野は、北上山脈中に、一異相を呈する火成岩の山嶽四圍の間に居り、其盤狀の平野は數里に亙り、盤中の仙郷を開く。或は曰ふ、上古は、所々に沼澤を見、夷語に湖水をトといふに合考すべしと。○地學雜志云、西閉伊郡の中心にあたり、遠野(横田)町てふ小都會あり、人家千餘、其地方恰Y字形をなせる一平原にして、遠野町は其三叉に位す、南東佐比内より遠野迄二里半、北東附馬牛より遠野まで二里半、西の方鱒澤より遠野まで二里半、其横幅は半里乃至一里なり、此平原は、海面上約九百八十尺、乃至九百九十尺にして、五里の間、殆高低なく、猿ヶ石川の上流、遲々として其間を蛇行し、水色山相、幽靜愛すべし、而も降て鱒澤の西に至り、その無生紀に屬する割岩の地層を穿ちて峽險となるや、忽奔流激湍、石を轉じ崖をかみ、白沫四散、響雷の如く、其勢滔々たり、末流は北上河に注ぐ、此遠野平原の四圍は、急峻なる峰巒を繞らし、其嶽は全く花崗石より成り、田野は薄き土壤を以て蔽はるるも、下に礫層重疊し、水脈多きが故に、井泉を得る最容易なり、地名遠野は、往昔よりの稱謂なるが、蝦夷語の湖(トウ)に通ず。○遠野は、山海二道の中間なる一區にして、後世は閉伊郡に入りたれど、王朝拓殖の初めにあたり、何狀を爲ししやを知らず。

（遠野郡）

地形は、海道氣仙郡の北なれど、溪流は西に降り、山道の和賀、稗貫に通ず。中世には、遠野保といひ、郡の系屬なし。鎌倉幕府の時代に、下野國阿曾沼氏之を領知したり、（遠野家記云、文治五年、阿曾沼廣綱に遠野郷を賜ふ）阿曾沼、又、淺沼につくる。

阿曾沼下野權守朝綱代、朝兼申、遠野保事、申狀如此、子細見狀、所詮、不日追却面懸左衛門尉以下輩、可沙汰付朝兼、使節遲引者、可有其咎也者、依國宣執達如件、

建武元年八月三日　大藏權少輔清高奉

南部又次郎殿（南部文書）

元弘建武の後、遠野保は、阿曾沼、小山、二族の相爭ふ所となる、前の文書に見ゆる面懸は、小山氏の、江刺郡角懸郷代官なり、（遠野角懸は一嶺を隔て相隣る、近時の撰述、阿曾沼家乘に、朝綱朝兼等の勤王の詳説あれど、徵據を缺く）

小山文書、觀應元年、秀親讓狀、陸奧國遠野保地頭職事、同國江刺郡内角懸郷半分地頭職事。

小山文書、缺年月嫡子所領目錄、陸奧國菊田庄、加湯竈郷定、遠野保地頭職事、江刺郡内角懸郷半分地頭職事、長楏牧。

されど、阿曾沼氏盤據して退轉することなく、天正の末年、孫次郎廣長まで相續し、終に南部家の麾下に就く。而も、庚子(慶長五年)の亂にあたり、阿曾沼廣長、自立の謀あり、兵敗れ家遂に亡ぶ。寛永中より、南部八戸氏の裔孫、此に食邑を受け、凡一萬三千石、以て明治維新に至れり。○遠野をば、戰國の濫稱に、郡ともいへる例あり。

懇々被運專使候事、本望之至候、然者、向斯波御進發之義、是又御大儀申計候、依之、及使僧候、將於半途可被及對顏之段、被及御理候、於予抃快不少候、彼是用所子細等之間、於遠野郡、令申談、萬端之儀、奉可申合候、楮餘之段、任彼才覺、令略筆候、恐々謹言、

七月十七日　晴信（黑印、葛西氏）

南部殿

追啓候、遠野進退之儀、被引請彼相立候はゞ、彌々可爲本望候、以上（南部家寛政記錄）

されど、此を閉伊郡の附屬とせる例は、未古書に見えず。本來、和賀、稗貫いづれかの管内なりけん。又、遠野を十戸（トヲノヘ）と呼ばれしかと想はるることあり、

（拾戸）

拾戸、遠野之内、東禪寺門前廻に貳拾石、稗貫郡伍大堂村に百三十石、合百五十石、遣候也、

寛永四年十二月朔日　利直（黑印）

東禪寺大恵

かく、拾戸（トヲノヘ）とも呼ばれしは、即、閉伊郡に入られし所以ともなりしならん。享保中撰祐清私記には「應永中、和賀郡遠野領主、阿曾沼秀氏」云々と載す、何に據れるにや。

（阿曾沼郡）

拾芥抄、節用集等に、阿曾沼郡（アソヌマ）てふ私號を、奥州の一郡に數へたり。もしくは、戰國の頃、此遠野保の、阿

曾沼氏領たるが故に、かゝる遠轄もありしか。然るに、此に異とすべきは、

大同類聚方（百卷本）、阿曾沼藥、陸奥國阿曾沼部縣主之方、云々。左女藥、陸奥國稗縫部主成堅方、云云。

大同は、稗縫、斯波等の郡名の定まらざる時代とす、頗疑ふべし。類聚方は、後世の僞撰なりとの評論、免れがたき歟。

大同類聚方百卷本、狂疾の部に「斯波藥、陸奥國斯波部舉木方、

キツ子ツキ病久不離者、クキノキ、ヒクチ、オケラ子、三味、煙合開鼻、自口號去」云々。

遠野（トホノ）（横田）

元、横田と稱し、今、遠野町と云ふ。西閉伊盆地の大邑にして、人口五千。今、上閉伊郡治は此に在り、盛岡へ十六里、花卷へ十一里、釜石へ九里。本邑の古城を、横田とも、鍋倉ともいひ、天正中、遠野保主阿曾沼氏の移り居れる所なりしが、近世は、南部藩の一門八戸氏此に移り鎭め、俗に遠野南部氏とも稱せられき。其祖、又次郎師行以下五世は、南北の亂にあたり、義軍に與して、英名を發したり。されば、昭代に及び、忠烈追遠の大旨に頼り、其孫棄に、特に男爵を授けらる。又、鍋倉神社を置き、五世の忠魂を奉祀する所とせらる。

此邑の鎭守社は、諏訪神なり。○十符菅薦云、南部の一族、八戸南部は、波木井師行の裔なり、寛永四年に閉伊郡遠野にうつりて、一萬三千石餘を領れり、南朝の忠臣の家の末なれば、このたび朝廷より古文書どもの保護料として、こがねそこばく給へりとか。○三閉伊路程記云、遠野は、穀町一日市裏町新町六日町を市町とし、出口三所に組屋敷町あり、御館は南山つゞきにて、其邊には給人屋敷多し、寺は大慈、慈應、大泉等、數字あり。（文化の頃の舊撰）

横田城址（ヨコタ）

縣緇土史云、鍋倉山は、むかし横田城といひ、文治の昔、阿曾沼四郎廣綱が、源頼朝より此の地をうけ、築き居りし處なり、阿曾沼氏滅亡の後、廢墟となりしが、寛永四年、八戸直義封ぜらるゝに及び、修築して居館となせしに、維新の時破壞せり。○縣史談云、鍋倉城址、天正の初め、阿曾沼孫次郎廣郷之に築き、護摩堂より移り居る、其子廣長に至り、天正十八年、南部氏の旗下となる、慶長五年、其族亂を作して、阿曾沼氏亡ぶ、南部氏、其臣毛馬内三左、月舘左京を城代とす、寛永四年、其族南部彌六郎直義に與へ、（一萬三千石）世々此に居らしむ、明治二年に至り之を毀つ。又云、阿曾沼廣長の時、關原の大役起る、（慶長五年）、南部利直公に從ひ最上に出陣、宗老上野右近、岩清水駿河留守たり、信直公阿曾沼の家臣鱒澤廣勝と親みあり、即、廣勝をして亂に乘じて事を起さしむ、廣勝、上野岩清水と謀り、廣長の歸城を拒ぐ、廣長妻子と皆氣仙郡に奔る、是に於て、阿曾沼氏の故土、皆南部氏に歸しぬ、云々。（松崎村の護摩堂城址、及び鱒澤綾織等に合考せよ）○阿曾沼家乘（宇夫方盧齋撰）云、遠野阿曾沼氏、十三代廣綱、稱孫二郎、當是時、織田信長奉王命討四方、廣綱使僕騎石田宗順獻白鷹、（白鷹出小友村、今稱其地曰鷹巣、又傍有鷹屋村）、信長謝以書、天正之初、築于鍋倉山徙焉、稱横田城、時葛西氏族江刺重恒失政、境内擾亂、廣綱乘亂往攻岩谷堂城、不克而還、七年、葛西氏遣只野氏部及川土佐千葉安房襲遠野、我兵討斃之、十八年春、豐臣氏征北條氏、聲威大振、奥羽諸侯皆往執謁、獨廣綱有故遂不往、以罪命屬南部氏、（下略）。

鍋倉神社（ナベクラ）

岩手縣史談云、鍋倉神社、鍋倉山の半腹にあり、南部師行より政光に至るまで、五世の靈を合祭す、

郎、近世の邑主八戸氏の祖先なり。

伊達行朝勤王事歴云、南部又次郎師行は、多く建武中の文書に見ゆ、八戸系圖に據れば、光行が三男實長が曾孫なり、當時、糠部八戸（石掛村八森根城）に居たり、之を八戸南部氏とす、又、同じ文書、及び中館家系等に據れば、師行は、當時國代といふ職に補せられ、建武四年曾我太郎貞光が軍忠狀中には、鹿角郡國代成田小二郎左衛門尉なども見えて、當時奥州の北部には、各郡に國代といふものを置かれたりと覺ゆ、如何なる職掌なりしにか知られねど、檢斷職の如きものにて、賞賜の地を交付することをも掌れりと見ゆ、さるにても、此時、宗家三戸南部信長、已に年二十九歳なるに（南部世譜附錄に據る）國代たらざりしは、如何なる故なりしにか、此頃は、八戸氏の方強大なりしにか、師行勤王の志篤く、國內の凶徒を平げ、後、延元三年上洛して、五月、顯家卿と共に泉州堺浦にて戰死せり、其弟遠江守政長、政長の三子、右近藏人信政、左馬助政持、兵庫助信助、信政の二子、薩摩守信光、彈正少弼政光等、南朝衰微の時に至るまで志を變ぜずして勤王せり、南部家傳實正錄には「根城、一萬五千石、八戸氏在城」とあり、是れ、其近古の封土と見ゆ、後、寛永四年に至て、孫裔彌六郎直榮（又直義）閉伊郡遠野に移りて、一萬二千七百餘石を領し、終に盛岡藩の附庸となりて、世々彌六郎を稱し、一門の上席たりき、明治三十年、師行一族が勤王の功を追賞せられて、師行に正五位を贈られ、今の戸主に男爵を授けられたり、分流に、中館氏、又其家譜あり、所傳の古文書を輯め、錯綜して綴りしものゝ如し、仙臺の齋藤維馨（竹堂）、八戸五世傳を作て、其偉績を傳へたるも、此中館家系に據れりと覺えたり。

綾織（アヤオリ）（鵜崎）

今、綾織村といひ、新里、鵜崎を合す、遠野驛の西一里、猿石川の南北兩岸にわたる。（綾織の北に石神山を望む、東禪寺の西嶺なり）鵜は雎（ミサゴ）の訛なるべし。阿曾沼家乘云、建保中、廣綱以子親綱爲閉伊郡主、族字

夫方廣房受托從遷房、合綾織村、生廣忠、廣忠彌六郎太郎、永久之後、佐親網赴京都、有二子、長日廣治、次日廣光、廣治彌太郎、居綾織村谷地館、人呼日綾織殿。（南部家寛政記錄云、慶長十七年十月、上野右近へ、遠野郡綾織、横田、島廻、細越、佐比内、梓貫郡高松村、和賀郡晴山村、小山田村にて、都合貳千石の御黑印あり、右近は遠野阿曾沼の一族也。

鱒澤（マスサハ）　今、鱒澤村といふ、綾織の西に隣り、又猿石川の南北兩岸にわたる。而も、火山岩の山勢、漸く變して古生層の岩石に成り、平流は變して峽流と爲り、北に向ひ谷内（和賀郡管）へ降り去る。

（前略）信安、世田米下向之事、來二日に治定候、依之、大儀千萬候共、世田米迄越來可候、將又、鱒澤、其口追出候に付、其方生害爲成度之由、慥傳聞候、少も油斷之儀候而者、言語道斷候、（中略）

神無月廿六日　晴信（判、葛西氏）

遠野孫次郎殿

追啓候、ます澤披官共、引入候而、其方生害なさせべきのよし候間、返々油斷すまじく候、（南部家寛政記錄）

按、鱒澤氏に、阿曾沼の一門なり、此に引ける葛西晴信の狀は、天正中の事實なるべし、當時、鱒澤氏が、其主君を除かんと謀れる形跡想ふに足る。而も、其詳を傳へず。慶長五年の秋冬の頃に至り、遂に鱒澤、上野等の被官が、其舊君を除くを見る。

奥南盛風記云、天正十八年、遠野は南部家の附屬となり、直參なれども、陪臣のごとし、遠野（阿曾沼廣長）の族類に、鱒澤左馬助廣勝とて、家中の大身あり、信直公これを手につけたまひ、親みを厚くせられけるが、慶長五年、遠野、最上陣の留守に、鱒澤左馬、上野右近等、南部へ君臣の約をなし、主人廣長を除かんと謀りければ、廣長氣仙へ落て、伊達家を頼む、翌年、岩崎合戰の比、廣長氣仙にて動靜伺ひ居る、廣勝遠野に氣仙へ働き、平田まで入りしに、濱田喜六に打取らる、其後、郡境にて數度の合戰、十一月には、樺坂に取合あり、翌六年まで、弓矢絶えず。

（増澤）

杜陵古事記所載の、天正二十年六月、南部信直領内、四十八城目錄の中に、増澤（マスサハ）、横田、板澤の三城見ゆ、板澤は今上郷村に屬す。

小友（ヲトモ）　今、小友村と云ふ、鱒澤の南にして、江刺郡氣仙郡の界嶺、物見山の陰に居る。小驛を鮎貝（アユカヒ）と云ひ、遠野より江刺郡人首への間道にあたる。（遠野より鮎貝に至り、五輪峠を踰えて、人首まで七里）

（物見山）

物見山（モノミ）は、又、國見山と呼ばれ、標高九百米、遠野（西閉伊）江刺、氣仙、三郡の交界にあたり、古生層の成立に屬し、其南は種山高原に連接す。

宮守（ミヤモリ）　今、上閉伊郡管に屬し、宮守村といふ、遠野の西北三里、西閉伊鱒谷の屬なれど、達曾部と共に、稗貫、和賀の諸村に隣接す。

遠野より達曾部、大迫への往來は、上宮守に由り、土澤、花卷への往來は、下宮守に由る。宮守川は、西流、猿石へ入る。又、宮盛につくる、盛風記、天正中、宮盛主計祐澄、また宮森主水あり。

達曾部（タツノベ）　今、上閉伊郡管にして、宮守の西北に並び接し、其溪流も共に猿石へ入る。遠野より大迫、盛岡への往來は、此に宿次し、遠野へ五里、大迫へ三里。

達曾部の西に、黑目形山あり、十二个、小山田、外川目の諸村に跨がり、猿石右岸の一峰なり。又、達曾部川の奥は、大洞山、白森山など、早池峰の支脈なり。○稗貫郷村志云、達曾部村神社の棟札に、慶長十三年三月、領主多田獵藏、また慶長十八年七月、同人の名を記せるもあれば、達曾部多田氏、南部家へ歸服して、舊邑を領したる歟。

靖清私記云、應永十九年、南部守行、大槌、氣仙を誅伐として、和賀郡遠野へ出陣す、然るに、達曾部の驛にて、大槌の兵とも、達曾部、宮守の土民と心を合せ、俄に襲掛り、守行敗軍、やがて、大迫より取て返し、敵を破りたまふ。

附馬牛（ツクモウシ）　今、上閉伊郡に入り、附馬牛村といひ、東禪寺、安居臺なども合す。早池峰の南麓にして、猿石川の發源とす。遠野町の北三里、其奥は山谷廣遠なり。

猿石川の遠源は、早池峰の東南なる躑躅（ツツジ）山の下、又市瀧に出て、下附馬牛に至り、東禪寺澤に合ふ。○奥南舊指錄云、譜代並山口氏は、本姓附馬牛、遠野孫三郎の一族にて、彼村を知行せしが、遠野沒落の後、南部信直へ降參す。

東禪寺（トウゼン）　附馬牛村の西一里なる古跡とす、南部家由緒の密教道場にして、自在山と稱し、近世は、田祿百石を有したりき。寺の西嶺を、石神山といひ、宮守、綾織の二村へ跨がる。

會津四家合考云、南部（十三代）守行、大膳大夫入道禪高法師、應永年中、持氏逆徒御退治之時、最前馳參、抽軍忠故、賜御下文、承陸奥國々司職、御教書于今有之、家幕紋元來雖割菱、秋田與南部相戰時、於軍中雙鶴舞下、得勝利、後改割菱作雙舞鶴、菩提處、遠野東善寺。○邦內志云、大勝院殿、禪高法師者、守行公也、永享年中、氣仙之凶徒、侵於封疆、故出赴彼地、悉退治而班師于大槌驛、終逝去、從臣殉死若干輩、墳塋石塔成在遠野縣東禪寺、可謂當家大勇武功英雄也。

松崎（マツサキ）　今、光興寺（クワウコウジ）、白岩などを併せて、松崎村といふ、附馬牛の南方にして、遠野の北隣にあたり、猿石川の溪流に緣る。小烏瀬川、東北土淵村より來り、之に合流す。

（護摩堂城址）（阿曾沼城址）

縣史談云、護摩堂（ゴマダウ）城址、光興寺村の北にあり、文治の頃、阿曾沼四郎廣綱此に居り、遠野を以て氏とす、數世の孫某、正平年中、南部遠江守政行に屬せしが、天文の頃叛きて獨立す、鍋倉城に移るに及びて之を廢す。○阿曾沼家乘（宇夫方廣齋撰）云、文治五年、奧州役、阿曾沼廣綱（民部丞）從軍有功、賜閉伊郡、長子朝綱嗣家、次子親綱、稱又次郎、分封閉伊郡、族宇夫方廣房、家宰高屋八郎爲之輔、時建保中也、親綱既徙閉伊郡、城遠野邑護摩堂山居之、稱藥師城、承久二年五月、鎌倉府發大兵上京、親綱從之、六月六日、先登摩免戸川、十三日、十四日、戰於宇治、皆有殊功、生公綱、稱小太郎、生公郷、稱四郎、生氏綱、稱彌太郎、生朝綱、稱權太郎、任下野權守、建武二年、陸奧國司北畠顯家、奉勅入京師、朝綱幼、家宰宇夫方親定、率兵若干從之、延元二年十月、顯家討足利尊氏、朝綱率親定及家士十七騎、從北畠顯信、擊尊氏於下野、進入鎌倉、走義詮、三年正月、顯家西上、尊氏乘虛來攻、顯信擊却之、朝綱戰有功、已而顯家與高師直戰於泉州阿部野、軍敗死之、朝綱乃奉顯信而遁、後卒於吉野、子朝兼、弱冠代父監封、老臣白懸左衛門尉、傅朝兼年少、屢侵陵之、朝兼不能制、會國代南部師行巡檢諸郡、朝兼訴狀、誅左衛門尉以下其黨數人、生弘綱、弘綱（通稱闕）繼父祖之志、勤王有功、任安房守、應安元年三月、新田義宗、脇屋義治、起於上野、募兵陸奧出羽、弘綱馳至沼田、聞義宗等既敗、收兵東歸、爲賊所尾擊、宇夫方廣義死之、弘綱得脫、生秀氏、秀氏、永享九年、討大槌降之、生光綱、光綱任三河守、後薙髮稱禪願、寶德二年八月、葛西氏大擧來犯、光綱與志和多田諸氏、合擊却之、光綱之後、守親、親郷、親廣、廣郷、廣郷天正中移居横田鍋倉城。

土淵（ツチブチ）　今、山口、栃內、柏崎、飯豐を合せて、土淵村といふ、松崎の東北なる小鳥瀨川の山谷を占め、附馬牛の東に幷び、廣遠の地積にわたる。其東嶺は、卽、北上山脈の分水界にして、金澤、橋野と向背を相異にす、山中に金坑あり。

奧南舊指錄云、南部家の豫參士に、江刺栃內、遠野栃內あり、又、細越、駒木、達曾部の三家、ともに遠野地士なり、多田源氏の末流とぞ。

（青笹）

六角牛山（ロッカクシ）　今、上閉伊郡管、青笹、上郷、兩村の間なる峻峰にして、仙人峠の北にあたる、（遠野の正東三里）、標高千三百米、名義知れず。

青笹は、今、糠前中澤を合せ、青笹（アヲササ）村といふ、六角牛の西北麓にして、土淵の南隣とす。○甲子夜話云、昔、義經高館にて自害せしと、東鑑等に記せるが、奧州の所傳は、彼處より正法寺の山路、黑石通りして、氣仙、相さり（皆地名）南部へ越え、六角牛山、甲子町、大槌濱と云に宿し、是より船に乘りて蝦洲に到れりとぞ。

（森之下）

細越（ホソゴエ）　今、佐比內、板澤、平倉、來內などと合せ、上郷（カミガウ）村と改む、遠野の東南、氣仙郡有住山赤羽（アカハネ）峠の陰にあたり、東は仙人峠に至る。されば、釜石への往來は、本村沓掛より、仙人峠を通す。溪流を早瀨川といひ、遠野町の方へ流れ、猿石川へ入る。

三閉伊路程記云、沓掛の山中に、片岩と稱するすさまじき巨岩あり、森之下（モリノシタ）は細越村の福地なり、北に六角牛山を望む。○享保採藥使記云、南部森之下村の山中より、磁石を出す、玄石も雜りて出る、分別は色にかはり有り、卽官府に納む、光生按するに、南部にかぎらず、備前國津高郡野々口村の金堀谷と云ふ所よりも磁石を出す、大さは蠶豆ほとにて、鐵を吸ふ事甚弱し、和邦所々稀れに出すといへとも、何れも鐵を吸ふ事よわし、能く針なとを吸ふゆゑに、八閩通志、建寧府の下にも、慈石の異名を攝針石と名つけたり。

細越の東南に、五葉（ゴヨフ）山あり、氣仙郡に之を揭げたり。仙人峠の鐵坑は、閉伊郡に詳にす。又、來內（ライナイ）は上郷村の管內とすれど、遠野町の南一里餘、其溪流は、直に遠野の驛中を貫流して、猿石へ入る。

（來內）

板澤（イタサハ）　今、上郷村の大字なり、杜陵古事記に、

增澤	山城	破却	淺沼忠次郎持分
横田	同	同	信直抱　代官九戸左馬助唐供
板澤	同	同	淺沼藤次郎持分

これは、天正二十年六月、南部信直領內四十八城注文にして、淺沼は、卽阿曾沼に同じ。板澤の南に、赤羽（アカハネ）峠あり、氣仙郡有住村と相限る。

（赤羽峠）

祐清私記云、和賀郡遠野の領主、阿曾沼秀氏の所領は、西は達曾部、東北は青木坂、南は赤羽脇を限り、代々横田の館に住す、應永の頃、氣仙の侍、獄波、唐鍬、赤羽脇より打入、横田の館を攻けるに、大槌孫三郎も、阿曾沼の一家の好みあるを忘れ、氣仙衆に同心す、此由、豐米（葛西）糠部（南部）へ聞えければ、應永十九年、南部守行、遠野表へ出陣ある。

佐比內（サビナイ）　今、上郷村の大字にて、六角牛山の麓とす。此邊より、仙人峠にわたり、所々に鐵坑あり、謂ふ所の釜石鐵山の區域に屬し、其露頭鑛床は、佐比內に於て最も廣大なり。

紫波郡

紫波郡（シハ・シワ）　和賀稗貫郡の北、岩手郡の南、北上兩岸に跨有すれど、分內狹少なり。今、面積二十五方里、人口四萬五千、十五町村に分ち、日詰に治む。而も形勢全く盛岡の南郊といふべく、實は、岩手郡の屬なり。

（子波）（斯波郡）

しは、俗にしわと訛る。

紫波は、古へ、子波、斯波等に作り、其子波の名は、夙く延暦中の征夷の役に見え、遠膽澤の大部落たり。官軍伐ちて此地を收め、城塞を起し、以て來寇に備へ、進取に便にす、謂ふ所の斯波城德丹城是なり。弘仁二年、斯波郡を建てられ、即、本郡を以て、當時の極界、民夷の相分つ所と爲さる。本郡が重要の邊鎭に推されしこと、想ふべし。後世、王化北漸し、岩手、糠延の地、皆王民の居と爲る、邊郡の形勢稍變す。而も、足利尊氏の覇業を建つるや、其族黨を本郡に置き、以て奥州邊疆の控制を計る、斯波氏是なり。其家は、本地を以て强大を致さざりしも、門葉の大崎、最上、并びに京師に遷れるもの、頗名聲を馳せ、室町幕府の盛族たり。天正の末年、斯波足利氏滅亡し、諸郡皆南部氏の封內と爲る。○寶龜七年紀に、出羽國志波村賊といふが見え、志波は子波に同じ、即、夷言なるや明けし。延暦八年紀には、曰く、

征東將軍奏稱、膽澤之地、賊奴奥區、方今大將軍征討、剪除村邑、餘黨伏竄、殺畧人物、又子波和我、僻在深奥、遠欲薄伐、糧運有艱、其從玉造塞至衣川營四日、輜重受納二箇日、然則往還十日、從衣川至子波地、行程假令六日、輜重往還十四日、惣從玉造至子波地、往還二十四日程也、途中逢賊相戰、及妨雨不進之日、不入程內、河陸兩道輜重一萬二千四百四十人、一度所運糒六千二百十五斛、征軍二萬七千四百七十人、一日所食五百四十九斛、以此支度、一度所運、僅支十一日、臣等商量、指子波地、支度交闕、割征兵加輜重、則征軍數少、不足征討、加以軍入以來、經涉春夏、征軍輜重、並是疲弊、進之有危、持之無利、久屯賊地、運糧百里之外、非良策也、

されば、此歲の紀古佐美の征軍は、子波の地を收めずして止めり。而も、延暦二十二年、斯波城の名見ゆれば、前年（二十年）、田村麻呂が大に蝦夷を破りし時に、是等の地を經略せられしなり。弘仁二年正月、和我薭縫斯波の三郡を新置せらる、以下の沿革、斯波城に詳にす。

陸奥話記に「康平五年九月十一日、鶏鳴、鳥海柵、行程十餘里也、官軍未到之前、宗任經淸等、棄城走保厨川柵、將軍入鳥海柵、暫休士卒、即襲正任所居斯和郡黑澤尻柵、亦鶴脛比與鳥二柵、同破之、同十四日、向厨川柵」この斯和郡は、和賀郡の誤なり、比與鳥は今知れずと雖、斯波郡内に似たり。

延喜式國郡部に、斯波郡を載せざるは、脫漏したるならん、而も、或は、眞假の說あり。南部舊蹟遺聞曰く「延喜神名式に、陸奥三十五郡民部式のうちになき斯波郡を擧たり、神名式は、神社ある郡のみを、三十五郡の內よりぬき出て、三十一郡擧られたれば、民部式國郡の部には、郡は殘らず擧らるべき事なるに、斯波郡をのぞかれたるは、いかにとも考るよしなし、心みにいはゞ、民部式三十五郡は、眞郡をのみ擧られたる成べし、斯波郡は、その比、假に立られし郡なれど、神社ある郡なれば、其神社に引れて、神名式のかたには擧られたるとなんおぼゆる、もしは、もと三十六郡にて、斯波郡も入しを、今の本にあやまりて落せるか、又は、すたれたる郡なれども、神社などには、古き傳のこれるものにしあれば、のせられたるか」云々、又一案と謂ふべし。されど、同書に、岩手郡の權置たるべきを云ひ、

此岩手郡は、もと假に立られたる郡にて、膽澤郡のうちなるにやあらん、しかおもはるゝ事は、延喜神名式に、陸奥國膽澤郡岩手堰神社とみゆ、

と論議せられしは、前後相矛楯す。畢竟するに、斯波、岩手の權置の故を以て、延喜式に擧けられずとの論は、能くきこえたり。されど、膽澤郡岩手堰神なば、岩手郡に援引するは誤れり。又、鍋田氏磐城志は、赤水輿地圖に「紫波曰郡栽、岩手曰大名門」と云へる由、擧げたり。郡栽（或作裁）大名門てふ異郡名は、林氏節用集に初出すれど、他に證明なし、信けがたし。

國郡志云、斯波郡（延喜式、一作子波、或志波、紫波亦作志和）初曰志波村、在衣川營北六日程、稱爲深奥（續日本紀）、延暦中、夷酋膽澤公阿奴志包等居此（包一作己）、遣使國府曰、己等欲歸王化、爲伊治村夷所阻、請制彼賊、以開降路（類聚國史）、坂上田村麻呂、大斥蝦夷、築志波城（日本紀略）。（今按、寶龜七八年紀の出羽國志波村は、同名にて異地なり、此志波の郡の、出羽に管屬すべからざること、形勢明白なりとす）○地理志料云、斯波、名義未攷、寶龜七年紀、出羽國言、志波村賊叛亂、與國相戰、官軍不利、發下總下野常陸騎兵、伐之、八年紀、陸奥鎭守將軍紀廣純言、志波村賊、蟻結肆毒、出羽國軍與之相戰敗退、於是、以佐伯久良麻呂爲鎭守權副將軍、鎭出羽國、當時屬出羽也、承和二年紀、俘囚勳五等吉彌侯字加奴等、賜姓物部斯波連、蓋居于此、按民部省式不載本部及和我稗縫、可知已廢之、而神名式載斯波郡者、從舊文已、下總岡田郡亦與此同、延喜式考異曰、式之爲撰、始延喜五年、成延長五年、閱歲二十三、其間總裁亦屢交替、蓋神名式從舊郡名、民部式取今郡名、以致此牴牾也、拾芥抄、加和我稗縫斯波磐手四郡、注云、以上稱奥四郡、不入式條、元祿郷帳、享保改正郡名附、作紫波、寬知集、天保郷村帳、作志和、昭代定爲紫波郡。

彦部（ヒコベ）（志和郡）

今、彦部村といひ、北上川の東岸に居り、稗貫郡新堀村と相接し、其東は赤澤村、佐比内村に隣り、日詰驛の東南一里餘。村の北偏を大巻、巻星山といひ、日詰より大迫遠野への通路、之を過ぐ。

盛岡本誓寺の開祖、是信房信明の墓は、彦部村石が森に在り、是信は親鸞聖人の法弟にて、建保三年奥州へ下向

（大卷）

し、彦部村の彦太夫の家に傳り、其法流を廣めたりとつたふ。本誓寺に合考すべし。○和漢三才圖會云、本誓寺門基、和賀是信房、家臣二人隨從、千原長左衛門、剃髪曰信圓、文永二年、於斯波郡彦部村寂、今光照寺其遺跡也、橋本作內、子孫相續。

佐比內（ザビナイ）　今、佐比內村と云ふ、赤澤の東南、彦部の東にして、稗貫郡界に接し、遠野街道の路線にあたりて、稗貫郡大迫へ、東南一坂路を隔つ。山中に金坑あり、又、郡中の古名族、河村氏の遺墟をつたへたり。稗貫郡村志云、佐比內(志和郡)の舊館側に、熊野宮あり、館主河村氏は、志和御所の軍師なりしとつたふ、其祖先は、川村千鶴丸、文治五年、奥州征伐の時の功により、所々に恩賞地を賜ふ、其子孫なり。○關城繹史云、興國三年八月、伊達行朝族、及河村六郎、田村莊司、石川、石橋、南部、滴石等、與賊戰于斯波岩手兩郡、斬賊稗貫出羽守及其族〔南部記、按櫻雲記、爲元年、且二書並云行朝自戰、然當時行朝受圍、蓋戰者其族、河村以下名闕、田村恐宗季、滴石、出羽戸澤氏之先〕

河村六郎、幷葛西一族等、大略無所殘參御方候之間、對治府中、急可有御上候、其間先被談合田村石川黨、成當國御方之樣、可被相計候、吉野殿御事、無殊御事候、心安可被存候、當方事、委賢意可語申候也、恐々謹言、

十二月二十五日　　清顯（判）

白川修理權太夫殿〔白河結城文書〕

伊達勤王事歴云、河村氏は、斯波郡中の一領主なり、吾妻鏡、文治五年八月の條に、相州住人河村山城權守秀高が四男千鶴丸、十三歲にて、潜に奥州征伐に從ひて、軍功ありしかば、賴朝卿、四郎秀清と名乘らしめしことを載せ、秀清、後に奥州斯波郡中の地を賜はりしと傳ふ、六郎は其子孫ならむ、今、同郡大巻（オホマキ）村に、河村館とてある城址は、其居城なりし由、南部郡內鄉村志にいへり、明年二月二十六日の清顯狀中の河村四郎、皆、同族ならむ、河村氏の名、白河文書中に往々見ゆ、無二の勤王の族なり、但し、後には同郡の斯波氏に臣事したり、後裔、盛岡藩士となり、大萱生氏を稱す、然るに、仙臺の封內風土記、名取郡、茂庭村の條には「茂庭數之助秀將、家傳云、秀將元祖河村四郎秀清、阿津加志山先登之賞、賜本州耶麼、名取、兩郡內數邑、住于本邑、以爲稱號」などもあり、亦、異傳なり。

赤澤（アカザハ）　今、遠山、北田、紫野などを合して、赤澤村と云ふ。佐比內の北、彦部の東北に隣り、日詰驛の東二里、乙部驛の南二里、白山宮あり、古社なりと傳ふれども、正説なし、又正音寺の開祖、大應玄徹和尙は、北畠陸奥太守顯家の庶子、太郎顯元の子なりといふ、〔岩手縣史談〕確據なし。

赤澤の東嶺を峠山といひ、紫波郡の東界なり、乃、早池峰の西支脈に屬し、稗貫郡內川目村、岩手郡簗川村砂子澤へ跨がる。

乙部（オトベ）　今、乙部村といひ、黑川、手代森、大萱生等を合す、日詰驛の東北一里半、北上東岸の大邑なり。北は、直に岩手郡界に至り、盛岡の府市まで三里。

平泉中尊寺別當領事〔中尊寺文書〕

任被仰下之旨、伊澤郡內黑澤村、同郡宇津木﨑村、同郡北俣村、江刺郡內辻脇村、同郡倉澤村、斯波郡乙部村、於役所々、相渡別當代賴禪所、仍渡狀如件、

康永三年六月五日　　平　泰　忠（判）

大萱生（オホガヤウ）　今、乙部村の大字とす、乙部の東北なる山間にありて、升澤山を東南に負ふ。山東は、岩手郡簗川村根田茂の谷なり。

（大个生）

享保採藥使記云、照任曰、奥州南部大萱生（オホカヤウ）の土中より猪苓を産す、方言にはさほどと云ふ、土の上には見る事まれなり、山中塚の所を堀て取る、光生按するに、和邦に猪苓と稱する物はほこり茸の類なり、其形、尖り長くして、華蓋の圓なるに似ず。

奥南舊指錄云、大个生、柄內、此二家、藤原秀郷の後胤川村飛驒三郎、志和御所に隨て下向、志和の家人なり、大个生の別れ江柄あり、大个生の紋は棒、柄內の紋は劍菱也。○大萱生の邊に、山王海と稱せる邑里なき歟、斯波御所の舊臣に、山王海氏あり。

永慶軍記云、天正十六年、南部大膳信直は、斯波郡へ攻め入る、斯波安藝守、今は力及はず、高清水の城を出で、稻荷堂成就院が方にぞ忍びける、其後、山王海左衛門太郎といふもの、日來親しき故、彼れを賴みてこそと、山王海が館へ落行給ふ。○奥南盛風記云、慶長五年、和賀郡岩崎蜂起、其頃、志和にも一揆起る、此時、志和孫三郎、山王海に忍居けるが、所々の騷動を幸として、譜代の者を語らひ、相圖を究め、長岡の城に取懸る、俄に鬪田與三右衛門と云者變心し、孫三郎大个生へ落行ける、是に因て一揆鎭りけるとぞ。

祐清私記云、斯波殿の侍、大个生玄蕃は、本名川村にて、藤原姓とかや、太平記の頃、上方を沒落して、當所へ來りて押領す、天正の頃に至り、玄蕃、斯波御所を叛き、南部殿へ降參しけるとなり。

長岡（ナガヲカ）　今、長岡村といひ、柄內、江柄、草苅等を合す。乙部の南、彦部、赤澤の北なる小村なり。

（犬吠森）

南部系譜附錄云、信直公の時、志和郡長岡の館主、氏家又太郎を退治せしめける、又、志和犬吠（イヌボエモリ）森の館主、志和孫三郎を退治せしめらる。○今、長岡に犬吠森の地名のこる、長岡館の一名に似たり。志和孫三郎は、郎、高清水の御所なれば、家宰氏家と相混すべからず。○奥南舊指錄云、其比、斯波に夷蜂起して、御所孫三郎、難儀

に及びけるを、越前の倉谷安藝守聞及び、斯波へ下り、蟇矢の疵を治する名方を施し、手負を救ひ、あまつさへ夷を打退けらる。是に依て、安藝を留置れける。今も志和に夷塚と云塚あり、此時安藝を西安藝と云ふ。又、孫三郎の伯父東民部と云人は、犬吹森に住居す。

江柄(エガラ)

今、長岡村の大字とす。○盛風記云、南部信直公は、時を得て、紫波を征伐の勢を揃へ、(下末方迄出馬有れば)、先手は紫波の境へ押入ける。御所大に驚き、家中を催促あれども、各身構をなして見合ける。其間に、信直公の本陣經(キヤウ)が森に屯し、先手は陣を岡(此より高水寺城まで四百間位)迄押來ると聞えける。折節、長岡にも一揆起り、江柄と杤内、私の弓箭を成して、長岡内膳介央武を攻む、此央武は、頼朝公の御供にて下向せし、川邑千鶴丸が末にて、江柄杤内同家也。杤内丹後、江柄式部への所縁、又、長岡への所縁に因て、彦部、大巻、赤澤、乙部の面々、心々に三个所へかけ集り、御所の催促に應ずるものなし。○川村氏の族黨は、北岩手の日戸、沼宮内等にも繁衍したり、合考すべし。

日詰(ヒヅメ)

(比爪)(樋爪)

もと、斯波城下の汎名にして、樋爪、比爪にも作る。今、日詰町、古館村、赤石村の三に分つ。郡の南偏にして、北上川を東に帶び、大路之を貫通す。日詰車驛は、赤石村に在り、盛岡十二哩、花巻十哩。東鑑、文治五年九月、二品(源頼朝)著御于志波郡、而泰衡親昵、俊衡法師、驚此事、燒失當郡内比爪(ヒヅメ)館、逐電赴奥方、云々、二品着御厨河之後、樋爪(ヒツメ)俊衡入道、并五郎季衡等降人、參厨河、俊衡具子息三人(太田冠者師衡、次郎兼衡、同河北冠者忠衡)、季衡相具子息一人(字新田冠者經衡)。(平泉志云、樋爪太郎俊衡入道は、法名を蓮阿といふ、鎭守府將軍藤原清衡の四男、泉十郎清綱の嫡男なり、文治五年、平泉滅亡後、尙追討を受るに際し、同九月四日、其居館(樋爪館、五郎沼の東北に其跡あり)を燒て奥地に遁れしが、同十五日、三子を具し、弟季衡と共に厨川の營所に詣て降參す、頼朝卿、その老齢にして、持誦怠なきを憐まれ、故の如く樋爪館を賜はり、安堵せしめらる。○舊蹟遺聞云、志波郡郡山の舊墟より、南のかた十四五丁斗に、街道のかたはらに、五郎沼といふあり、そこに、比爪五郎季衡の墓あり、碑石あれど、文字消えて見えず、五郎沼といへるも、此五郎が墓あるより名付たるならん、さて、延暦の時造れる志波城は、今郡山の城なりと云傳ふ、東かゝみに、比爪の館といへるは、この志波の城あとにかまへしものならん。

志和郡日爪村之内、廣福寺本坊領、差遣候、猶以帶刀佐可申候、但田數壹萬貳千四百苅也、

天正十九、十月四日　　信　直(判)

快算　御坊參(南部家記錄)

郡山(コホリヤマ)

今、日詰町といふ、即、櫻(サクラ)町の北に接し、近世日詰新田ともいへる者是れなり。日詰の全郷の中心にして、北上川の西岸半里を隔つ。四近の田野、稻穀よく實のり、一富邑に推さる。市街人口二千、紫波郡治在り。郡山とは、其名に就きて之を考ふるも、古代の郡治の地たり。樋爪藤原氏は、子波の故城に居り、稱して比爪館とも云ふ、皆郡山の地なり。而も、近世は、櫻町以南に、專日詰と稱す(今赤石村)。是れは、慶長中、南部藩にて、郡山を改築し、元和寛永の間、藩主利直此に居り、一時の城都に擬せられしに由る。而も、寛文中、郡山城を毀ち、盛衰屢易はれり。

隨筆紀程云、郡山驛、與日詰驛接、驛東崇郎、枕來神川、有古城址、日本後紀、弘仁二年、征夷將軍文室綿麻呂奏、志波城近于河濱、屢被水害、宜遷置便地、即是、而日詰俊衡兄弟所居、亦不外此也、北去十町、有源右將營跡。

西鶴一目玉鉾云、固山(コフリヤマ)、此宿、東路には人の情も深し、旅人を、とまれとて、小手招の女姿、さのみ卑しからず、髮も兵庫まげに物かたく、白粉は雪の曝を欺き、口紅は夕日に移りて、さりとはたをかし、後帶見よき所からの風俗、是れも一興みと、かり枕おもしろし。

南部家寛政記錄云、文祿年中、不來方(一云古志方)盛岡令築城、其頃高麗陣にて、御領内無人數につき、盛岡御普請難成故に、志和の高水寺城へ、利直公御移被成候、慶長二年と有之候。

只今、從花巻のろし二丁上候、政宗十二三日に被上候ときこへ候、にや今日も曉に候間、明日夜明次第可出と思ひ候、

(中略)

八月十五日(元和元年?)　　郡山より(利直)

彦八郎殿

嘉永中東北遊日記云、宿郡山、行程五里、盛岡至是、大道如砥、其直如箭、道左營者、郡山有一小墟、是爲斯波御所城址、驛續山腰、所分二部落、戸數頗多、南部鈔幣、蓋坂都豪商所出、署商三人名、雖不知其制度何如、安得非國用之缺不得已、屈膝於豪富只彌縫目前者哉、堂々大藩、不能行國鈔、而用商鈔、其如國體何哉。

郡山城址(コホリヤマ)

今、郡山(驛名もこゝに出づ)、又は城(シロ)山といひ日詰町の東傍なる一丘、即是なり。慶長年中、南部家にて改修する所ありしと云へば、俊衡の舊築は、今日遺存の規模を以て當て難き歟。慶長三年、南部利直之に移居し、寛永十二年盛岡に移り、本城廢す。後、寛文十年、全く之を毀てり。

南部封内舊蹟遺聞云、志波城は、今郡山の古城なりと言傳ふ、東鑑に比爪館といへるは、此志波城のあとにかまへしものならん。○東遊雜記云、志賀郡郡山の上に、土人御所館と稱する古城跡あり、郭内廣し、北上河の長流其ふもとをめぐり、要害の地なり、城主を知るものなし、予按るに、貞任宗任の父、安倍頼時の柵の跡なるべし。

○岩手縣史談云、志波城、又、樋爪館と云ひ、後或は高水寺城、日詰城、郡山城とも稱せり、延暦二十二年、坂上田村麻呂の築きし所にして、安元中、藤原秀衡の第、樋爪太郎俊衡居る、文治五年九月、源頼朝、藤原泰衡を追討し、本郡に至る、俊衡城を焼きて逃る、延文中、斯波伊豫守家兼、奥州探題職となり、大崎に居る、其後、陸奥守詮持に至り、其族某に本郡を與へ、當城を修めて之を置く、云々。○按、舊蹟遺聞に、また、

高水寺は、今、郡山十日市町のうしろの方に在り、これは、慶長年中、郡山の城の舊跡に、更に城を構へたりし時、うつせるなるべし、寺の古跡は、二日町の大槻のかたはらなり、

と論定したり。されば、今の郡山城址は、慶長中の改修の後に、又荒れたる者とす。高水寺殿と呼ばれし斯波足利氏は、やがて、二日町（今古館村）の地にて、各相異す。觀聞志に「比爪館、天正中、戸部御所亦在此焉、南部信直攻陷之、今曰日詰」と云ふも、郡山の事たるべきが、戸部御所とは、斯波民部詮森（家政）を指せば、亦混亂す。杜陵古事記に曰く、

西御所とは、蒲の澤の堀向、西に見ゆる柵にて、日詰より、西にあたる、是は代々部屋か隱居の住居なり、俗に戸部（コブ）の御所といふ、斯波戸部（民部大輔）は、天正十五年没落。

さて又、郡山を高水寺城址と爲す説は、杜陵古事記にも、祐清私記にも、其他にも之を採れりと雖、從ひ難し。其論證は、

郡山城の本丸の高處に、清水あり、又、城の辰の方三四町に高水寺ありて、そこを今片山といふ、云々、

の二點に在りと雖、高水寺は、吾妻鏡の明文に見えて、今の二日町の地なれば、片山もしくは郡山の北にあたる、東南（辰巳の方）に在らんやうなし。

志波（シハ）城址

今の郡山の廢墟なるべし、中世には比爪館といへるも、此歟。○國郡志云、桓武帝立、以大伴弟麻呂坂上田村麻呂、爲征夷大將軍、前後窮討、弟麻呂薄平聚落七十五所、田村麻呂亦討奥區、開地曠遠、北踰衣川、築膽澤城、又北略一百六十餘里、築志波城、西北通津輕郡、（日本紀略、參取日本後紀、類聚三代格、陸奥國圖）驅異類於荒徼、悉收東山夷地、因海爲塞、（蝦夷志志序）此後、蝦夷屏迹、渡島爲出羽所管、尋停秋田城爲郡、遷保河邊府、弘仁二年、陸奥遣寇作亂、遣文室綿麻呂征討、蕩滅無遺、邊患始息。

舊蹟遺聞云、志波城とは、今志波郡郡山といふ所に、古き城のあとある、是なり、そは、日本逸史「延暦廿二年二月、令越後國米三十斛鹽三十斛、送造志波城所、云云、三月、造志波城使、從三位行近衛中將、坂上田村麻呂辭見、賜彩帛五十匹綿三百屯、云々。○國郡志云、按、弘仁二年紀、有移志波事城、然不書其地、五年國奏、「膽澤德丹二城、孤居塞表」而言不及志波城、可疑也、考地圖、郡山北有德田村、此或德丹遺名、豈徙志波城于此、改稱德丹城、附俟後考。

復軒雜纂云、延暦二十二年二月、志波城を造られしこと、日本紀畧に見え、後紀、弘仁五年十月の條に「膽澤德丹二城、遠去國府、孤居塞表」と有り、享祿本三代格、弘仁六年八月の官符に「停止鎭兵事、合壹仟人、膽澤城五百人、德丹城五百人」などあり、志波城は、今の紫波郡の郡山なりと云ふ、德丹城は、其北六十町許なる德田村なるべし、（共に國道に當る）上代の築城之を極とす。○北齋備考云、按、里程古今の別あり、今三十六町を以て一里とす、これ田歩の制に本く、古五尺を歩として、三百歩を一里とす、古今尺に長短あり、差異なきあたはずと雖、古の一里、大抵今の五町又餘に當る、故に或はこれを六町一里と稱するものあり、奥羽の俗小路と稱す（又田舍道といふ）即是なり、さて、

延暦二十三年紀、陸奥國言、斯波城與膽澤郡、相去一百六十二里、云々、請准小路例、置一驛、許之、

と、小路一百六十二里、六町一里の積にて、今の里程に轉すれば、凡二十七里餘の里數なるべし。○今按、膽澤斯波の兩城址の、南北相距十里餘、之を古道にて計算するも、六七十里許。されば、桓武紀一百六十二里とある、一百の二字は、恐らくは衍文ならん。斯波城址の北に、北郡山といふが德田村に並ぶ。然らば、延暦中の斯波城は弘仁二年郡家と爲り、更に其北に德丹城を起されし者歟。

弘仁二年閏十二月、征夷將軍文室綿麻呂奏、今官軍一擧、寇賊無遺、事須悉廢鎭兵永安百姓、而城柵等所納器仗軍糧、其數不少、迄于遷納、不可廢衛、伏望置一千人、充其守衛、其志波城、近于河濱、屢被水害、須去其處、遷立便地、伏望置二千人、暫充守衛、遷其城訖、則留千人、永爲鎭戍、自餘悉從解却、又兵士之設、爲備非常、既無遺寇、何置兵士、但邊國之守、不可卒停、伏望置二千人、其餘解却、又、自寶龜五年、至于當年、惣三十八歲、邊寇屢動、警報無絶、丁壯老弱、或疲於征戍、或倦於轉運、百姓窮弊、未得休息、伏望給復四年、殊救疲弊、其鎭兵者、以次差點、輪轉復免者、並許之、

德丹城址は、別目に見ゆるが、其地詳ならず。今、古館村の陣岡、もしくは、其北隣なる德田村の域内に擬すべしと雖、稍明徵を缺く。

於夜志閉（オヤシヘ）

古、斯波城下の夷部の名なるべし。弘仁二年五月、「勅、征夷將軍文室綿麻呂等曰、塞下之俘、其數稍多、出軍之後、慮生野心、將軍等勤加綏撫、勿致驚擾、威惠兼施、稱于朝制、許之」、つづきて、七月の勅に、

看今月四日奏狀、具知、以俘軍一千人、委吉彌候部於

夜志閇等、可襲伐爾伊村、彼村俘夷、黨類巨多、若以偏軍臨討、恐失機事、仍欲發兩國俘軍各一千、來八九月之間、左右歳賀、前後奮□、宜與副將軍及兩國司等、再三評議、具狀奏上、國之大事、不可輕略、

とありて、城下の熟蠻なりしを知る。類聚國史、弘仁八年、「陸奧國言、俘囚吉彌侯部於夜志閇等之類、六十人、並就擒獲、事須依例進上其身、但犬羊之情、猶顧妻孥、伏望留城下、招其妻孥、許之」。於夜志は、栗原郡の遠流志別（荒瀨）、膽澤郡の邑良志別（下嵐江）、出羽の邑良志閇（荒瀨、相似たれど同語にはあらじ、今の夷言にチヤシ（精靈）あり。

五郎沼（ゴラウ）　今、郡山城の邊に、僅に其名を遺す。○增見遊覽記云、志波郡郡山の人のいふ、五郎沼は、比爪の五郎俊衡、宮古濱にやきたる鹽をもてはこばせ、人をなみたゝせて築たる塘なり、はた「旭さし夕日鏡やくそのもとに、うろしまんはいこかれおくおく」など、平泉に聞し物語の、こゝにもせりけり、云々。○隨鑾紀程云、澁彦部河、路左小御、曰五郎沼、有比爪五郎墳、文治之役、泰衡族人俊衡、與弟五郎季衡、火比爪館、北走厨河、既而出降、以後衡年老歸佛、許留茲土、以五郎去、見東鑑、今五郎有墳、不載其敎歸、蓋闕文耳。

櫻町（サクラマチ）（赤石）　今、南日詰、平澤と相併せ、赤石村（アカイシ）といふ。郡山驛の南に接し、其南界は、稗貫郡石鳥屋村（好地）に至る。郡山驛は、瀧名川、西嶺に出で、櫻町を過ぎ、北上川へ歸す。鐵道、日詰停車場は、此に在りて、郡山驛へ凡半里を隔てたり。近世、專日詰と呼ばれしは、櫻町なり。封內志に「櫻町村、東北神河、西平清村、北日詰新田（郡山）、當時此邊云郡山、日詰驛（俗稱通）可惣稱也」云々。今、赤石と改號するは、神名に取りたるなり。舊蹟遺聞云、今、志波郡郡山の邊に、赤石明神といへるあり、之を式內志賀理別といへり、こはやくより、しか定められしも、その後火にあひて、古き緣起神寶やうのもの亡たるよしなれば、いかなる證ありて定めしか、今しろべきよしなし、その定たりし比までは、たしかなるよしありけん。○舊指錄云、元德元弘の比、後醍醐院王子（尊成親王）供奉、五條前大納言、櫻町宰相、川村少將、此に配流せらる、斯波殿は、五條大納言の子孫なりと云說あり、不審なり。

志賀理和氣神社（シカリワケ）　今、櫻町に在りて、赤石明神（アカイシ）といふ、延喜式斯波郡の官社とす。○神祇志云、斯波郡志賀理和氣神社、今在櫻町村、曰赤石七社明神、仁壽二年、加正五位下（文德實錄）。

岩手縣史談云、郡山町の南に、赤石神社あり、靈體は卽石にして、赤石明神と云ふ、領主斯波孫三郎詮直、管內を巡りて、此を過ぐ、川底に赤石あり、水波紫色を呈するを見て、吉兆となし「けふよりは紫波と名つけん此川の石に打つ波紫に似て」の和歌を詠せらる、是より斯波を改めて紫波と稱せりと、或は曰ふ、明神、卽、猿田彦命なりと。○封內鄕村志云、赤石明神、卽、志賀利和氣祠也、我利視公、點檢、更命神職、而別當職光林寺、不奉公命、從寺置僧一人、僧家在堂側焉、神體石也、今在光林寺云。

二日町（フツカマチ）　今、高水寺、陣岡と相合せて、古館村（フルタテ）といふ。郡山驛市の北に連なり、中世、斯波足利氏の居館せる地とす。

東山志云、日詰町、二日町、下町、いづれも少々つつ田畑を隔つ、二日町、義家陣屋跡、木の宮八幡といふ、十日市村に至る。

高水寺城址（カウスヰジ）（高清水）　今、古館村、二日町の高水寺址、卽是なり。中世、斯波足利氏の居れる所にして、方俗に、斯波御所といへり、或は高淸水（タカシミヅ）と呼ばる。

蜷川親元記に、奥州の探題、斯波治部大輔殿、斯波三十三鄕領主といふ。三十三鄕とは、西斯波の大數にて、東斯波は、河村氏の領邑たりしごとし。○南部系譜云、信直公の時、志和の御所、雫石の御所、母衣綿の御所、ともに南部の武によりて、領內となる、故に南部の一斗五升といふ諺あり。

舊指錄云、爰に、斯波の郡主、民部大輔家政と申は、代々高水寺の（今の郡山）城に居住あり、家從等、此を御所（ゴショ）と稱し、斯波六郡（六十六鄕）領知ある、然るに、天正の始、民部大輔は隱居あり、別所に移り玉ひ、（唐名を稱號して、是を戶部（コブ）の御所と云、代々の隱居也、今蒲の澤の上に有）其子孫三郎相續して、今の郡山の城に住居ある、云々、天正十六年、南部勢、斯波へ押寄ければ、戶部の大御所、詮方なく無念の涙にくれ、稻荷別當成就院へ忍び、夫より山王海へ落られける、其後行方不知と也、民部大輔家政も、行方不知成にけり、先祖家長より家政迄、七代、星霜二百二十八年繁榮なりしも、終に此時滅亡に及びける。

近世の諸書に、高水寺城をば、郡山城と同じとするは、信け難し。又、奥州斯波家の出自も、諸書往々其說を異にす。續類從本系圖によれば、

家氏（足利泰氏第一子、尾張守、母平朝時女、法名蓮阿、斯波家祖）宗家（左近大夫、孫三郎）宗氏（又三郎）高經（尾張守、修理大夫）家長（弟曰家兼、伊豫守、號大崎）

○家長（斯波三郎、陸奥守、建武四年十二月、於鎌倉討死）詮經（兵部大輔）詮將（左馬助、法名正源）詮敎（左馬助、法名正音）詮勝（治部大輔、法名大勝）詮重（法名洞江）詮好（兵部大輔）詮元（治部大輔、法名久山宗公）詮森（兵部大輔、高水寺在城、號斯波御所）詮國（孫三郎）行詮

私先祖、足利尾張守家氏、始而奥州斯波郡下向、高水寺に在城仕候、家氏より四代、尾張守高經迄は、足利

を以名字と仕候、高經五男御座候、嫡子斯波陸奧守家長、奧州の守護職にて御座候間、顯家卿と度々合戰、其後鎌倉合戰之時、於杉本法花堂討死、家長より十代、私祖父、兵部大輔詮森迄は高水寺之城主にて御座候、天正十三年、家老梁田菜致逆心、牢人仕、江刺郡へのかけと申所へ立のき申候、淺野紀伊守殿、奧筋爲仕置下向之時、伊達陸奧守殿御執持に而、梁田被召出、切腹仕候、詮森御目見不仕以前、太閤薨去、詮森も病死仕候、私父孫三郎幼稚と申、且又石田治部少輔亂にて、奧筋騷動仕候に附、仙臺南部秋田領等に引籠罷在候、云々。

野史云、斯波郡高清水城主、斯波（永慶軍記作志和、根元記又作紫波）民部大輔（永慶軍記作安藝守）、陸奧守家長、七世之孫、里人呼曰西御所、天正中、九戸政實弟彌五郎（根元記作忠兵衞）爲民部女婿、居高田城、是出高田殿、造修比爪橋、彌五率衆赴、張帷幕監觀、斯波士上騎過之、彌五從者追斬之、民部恚將誅彌五、彌五挈拏出奔、仕三戶信直、信直授以中野城、更稱修理亮、又使福士掃部（永慶軍記作伊豫守）守新山寨（永慶軍記作慶善城）、俱爲南面備、計策招納斯波臣庶、斯波臣岩清水右京亮、恨其主、與修理通謀不軌、據岩清水寨、民部伐之不克、頃年家事悖亂、臣士乖離、莫信服者、梁田大學亦叛、信直欲乘其釁、率兵三千、抵蜂祠、民部募兵、更莫應者、氏家隱岐守、細川伯耆守、稻藤大炊左衞門三人、俱諫民部、棄城而走、民部及子孫三郎脫走、避銃于三游左衞門太郎邸、信直進攻高清水、莫敢拒者、終取斯波六十六鄉、斯波氏亡。

奧羽永慶軍記、抑、斯波の家は、足利瑞陽院高經の嫡子、前陸奧守家長より七代、斯波の御所といはれけるに、今爰にして忽亡びけり、南部信直、大勢を引具し、陣岡蜂祠より、高清水寺の城に押よせ、圍を作り弓鐵炮を射込、亂れ入りけれども、はや大將落行て、敵一人もなければ、やがて城を乘取、味方の人數を込置ける、○伊達勤王事歷云、南部家傳舊正錄には大崎詮持の子孫、志和郡に居住す、數代にして嗣子なく、越前倉谷斯波氏の子詮基、下向して相續す、など見え、詮基より七代、斯波民部大輔詮眞に至し、天正十四年南部大膳大夫信直に滅されたり、（東奧舊話集、南部世譜附錄をも參取す）又、邦內鄉村志、三、稗貫郡龜か森村の條に「慶長辛丑、春、當和賀岩崎之騷亂、志和舊領主孫三郎、天正末爲浪、隱匿々、得昨歸志和、語譜代諸士及地下人、企謀叛、云々、少荷擔之人、孫三郎失力、遁于閉伊郡」なども見ゆ。

高水寺址（カウスヰ）

今、二日町に接して、高水寺の大字のこるも、其佛堂は、郡山驛の片山へ移され、高清水觀音といふ。但し、高水寺の本號は、寬永中、盛岡城下の三割村に移置す。而も、舊鎭守走湯神社、尙二日町に遺りて、寺址を探るの指針たり。俗說、片山を舊址といひ、二日町を慶長中數年の遷地と爲すは、是非を顚倒す。

東鑑、文治五年九月九日、二品猶逗留蜂社、而其近邊有寺、曰高水寺、是爲稱德天皇勅願、諸國被安置一丈觀自在菩薩像之隨一也、彼寺住侶禪修房已下十六人、參訴于此旅店事、其故者、御野宿之間、御家人等僮僕、多以亂入當寺、放取金堂壁板十三枚畢、冥慮尤難測、早可糺明者、二品殊驚、令切件犯人之左右手、於板面以釘令付其手訖、十一日、令立陣岡給、至于今、已七箇日、逗留此所給者也、而高水寺鎭守者、本勸請走湯權現、其傍又有小社、號大道祖、是淸衡勸請也、此社後有大槻木、二品從彼樹下、稱奉走湯權現、令射立上箭鏑二給、自是厨河柵者、依爲廿五里行程、未屬黃昏、著御件館、云々。

高水寺の舊址は、二日町なること、疑を挾むの餘地なし。

（片山）

（走湯神社）

而も、或は江刺郡豐田館の邊に擬するは、誤謬甚し。但し、慶長中、舊址より南なる郡山に、南部家築城の時にや、彼地片山（カタヤマ）へ移さる。因りて、一二の異解あれど、紫波郡村志云、紫波郡二日町高水寺廢址、古時、今の栗木田にあり、後、日詰館の麓、片山に移る、（土人曰碑）、稱德天皇諸國に安置の觀音の其一なり（東鑑に據る）、大同二年、坂上田村麻呂一字の堂幷鐘樓、大鼓堂、鰐口以下、諸佛具を寄進す、康平年中、源賴義堂塔護摩殿等を建立し、且十六坊を修造す、古來の口碑也、（中略）、天正十六年兵燹に罹る、慶長の頃更に今の高水寺村に遷り、寬永の頃、巖手郡三ツ割村に遷る、明治四年廢寺となる。

舊蹟遺聞に「高水寺觀音堂は、今、郡山十日市町のうしろの方に在り、これは慶長中、郡山の城の舊跡に、更に新城を構へたりし時、移せるなるべし、走湯權現（ハシリユ）は、今も、二日町の北出口に在りて、大なる槻、その側に遺れり、卽古の跡とす」と論斷せるに從ふべし。封內鄉村志に「大槻觀音、在二日町道側東方、代々修補官巡視拜之」とあるも、是なり。されど、片山の觀音堂にも、今大槻あり、又、垂跡諏訪明神なりと說けど、皆、慶長以後の附會なるべし。

吾妻鏡に、走湯祠の邊に、大道祖神を祭るといふ、今存否知れず。○祐淸私記云、高水寺の惡僧、大莊嚴寺、新山寺、源正寺等と一味して、南部へ敵對、卽、南部の將士押寄、放火に及ぶ、此斯波高水寺は、神護景雲二年戊申の創立の大伽藍なり。

抑、此高水寺の舊址の誤解は、主として、慶長中、郡山城修築の事に因れり。卽、堂宇をも、當時、新城の傍に移されけるが、寬永中に至り、その城も寺も、皆毀廢せらる。此に於てか、南部氏居城も、高水寺も、既に盛岡へ移りければ、郡山を古跡といふも、其故あり。されど、

高清水城、高水寺の、慶長以前の舊蹟に、二日町にこそ求むべけれ、之を、郡山には係け難し。沿革再三の事情に注意すべし。此誤解の例をあぐれば、

績清私記云、高水寺の城とは、今の郡山城にて、上代には、走湯山ともいひ、山上に清水出づ、此山の辰の方三四丁斗隔て、大伽藍ある地を、片山といふ、東鑑に高水寺乾角大槻と記すも、此城の地にして、寺地にはあらず、寺は大槻より二三里程辰の方にて、北上川の端なり、近代（重信公の時）、寺を城の戌亥の尾崎へ移され、城内の諏訪明神をも同所へ移されたり、よりて、大槻は寺の戌亥にあたる、昔の寺跡は、今の下町の東にて、北上古川跡の邊にて、片山といふにあたる、大槻は享保中に猶殘り居る、云々。

されど、東鑑には「蜂社邊有寺、曰高水寺、鎮守走湯社、傍有道祖社、社後有大槻」とありて、乾角と曰はず。又、壙池には非ず。畢竟するに、高水寺も、走湯、道祖も、大槻も、二日町の地に外ならず。從って、高水寺城といふも、此間に在りて、郡山（日詰館）の片山と其地を異にす。

陣岡（ヂンガヲカ）（蜂社）

今、古館村の大字にて、二日町の西なり。文治中、源頼朝の陣所なるが、蜂（ハチ）社ありて、舊墟と認めらる。俗説には、頼義義家の營跡といふ。蓋、弘仁の文室綿麻呂の徳丹（斯波）城、亦此歟。

吾妻鏡、文治五年九月四日、辛酉、二品著御于志波郡、泰衡昆俊衡法師、聞此事、燒失當郡内比爪館、逐電奥方、云々、仍爲追討、遣三浦介義澄、并義連、義村等畢、今日、二品令陣于陣岡蜂社給、而北陸道追討使能員實政等、廻出羽國狼尻、參加之間、軍士廿八萬四千騎、但加諸人郎從等也、面々打立白旗、各々傍靡黄間、秋尾花混色、晩頭月浮勢、云々、六日癸亥、河田次郎、持主人泰衡之頸、參陣岡、召囚人赤田次郎被見之處、泰衡頸之條申無異儀之由。〇平泉志云、志波郡陣岡蜂の社、相傳ふ、頼義朝臣、貞任征伐の時、陣營の地なり、清衡此に八幡宮を勸請す、故に里俗八社と云しなりと。

舊蹟遺聞云、陣岡蜂社（ハチノミヤ）は、郡山の西八九町ばかりに、廣野ありて、其名殘れり、土人、此に義家の陣し給ふよりの名なりといふは、由ありて聞ゆ、すべて、頼朝奥州征伐の時、先祖頼義義家の跡を尋ね給へり、吾妻鏡（文治五年九月）祖父將軍追討朝敵之頃、十二年之間、處々合戰、不決勝負途年之處、遂於件厨河柵、獲貞任等首、依爲祖佳例、到當所、可討泰衡獲其首之由、内々令思案給」など載せ、厨河のみならず、所々に、義祖の例になぞらひ給ひし事見ゆれば、この陣岡も、頼義義家の軍を宿し玉ひしよりの名なりとおもはる、さて、蜂の社は、この陣岡のうちに、小祠のあるは、則これなりといひ、義家社を建玉ひしなといへれど、今考るよしなし、今は此社を八幡社なりとすれど、こは蜂の訓と八の音とおなじければ、後の世にかくは誤りしならん。〇文治征役の行途は、力めて乃祖康平中の行軍の跡を追はれしことは、先哲の所論よくあたれり。この陣岡も、康平中の比與鳥（ヒヨトリ）柵と呼ばれし故跡なるべし。陸奥話記に、

（比與鳥）

康平五年九月十一日、鷄鳴、襲鳥海柵、官軍未到之前、宗任經清等、棄城走、保厨川柵（中略）、武則郎襲黑澤尻柵、拔之、所射殺賊徒卅二人、亦、鶴脛、比與鳥二柵、同破之、同十四日、向厨川柵、

とある黑澤尻（和賀郡）、厨川（岩手郡）の位置より推しても、鶴脛は稗貫郡（鳥屋崎）に擬せられ、比與鳥の斯波郡陣岡に擬せらるるも、亦恰當（トウタウ）の觀察なり。而も、此文治康平の故跡は、元、弘仁の德丹城かとの疑なきにあらねど、今、德田てふ同名の遺存により、暫く彼方に其説を係けおく。

片寄（カタヨセ）（志和）

今、土館、稻藤、上平澤など合して、志和村といふ。日詰町の東南にして、稗貫郡好地村と相界し、水分村の南隣なり、

岩手縣史談云、天正中、中野修理と云ふものあり、九戸政實の弟にして、斯波氏の聟となり、高田村を領知せしが、故ありて斯波御所と善からず、天正十六年、斯波（直詮）の家老梁田大學、罪を獲て蟄居す、修理、大學及び岩清水右京を說き、直詮に背かしむ、南部信直大に喜び、兵を出し先陣既に陣岡に達す、直詮稻藤大炊が勸告により逃奔す、是に於て、信直修理の功を賞し、片寄村に三千石を賜はる、然れども土民悅服せざるの色あるをもって、斯波を志和となせり、云々。〇地理志料云、志波城墟、在郡山、濱北上川、與弘仁二年紀「城縁河濱、屢被水害、奏徙便地」相符、西南二里許、有志和村、倚山稍高、當時遷于此城也。

（稻藤）

新山（シンザン）

片寄の西南なる一峰にして、即、稗貫郡界の嶺嶽に屬し、新山權現の祠宇あるを以て著れ、藩邦の時に、盛岡城の南鎮に擬せられたり。〇封内志云、新山、城府正南、屬紫波郡、此山與南昌山相距、層々對峙矣、至四月雪不消盡、昔有故、嶺上營建權現宮、靈驗尤新、而毎歲祭祠不怠、尋常庶民、詣無間斷、當山素不知由來、相傳鷲嶺、姬神岳、早池峯、雖立東西北三方、而擁護城府、惟以闕南方一處、祝此山而稱新山、以爲四鎮云。

瀧名川（タキナ）

志和村の奥なる東根山に出で、東流、赤石村に至り、北上川へ入る、長五里。紫波郡に於て最長と稱せらる、或は宅繩（タクナハ）につくる。

南昌山（ナンシヤウ）

紫波郡郡山（日詰）の西嶺にして、其山背は岩手郡御所（ゴシヨ）村に屬す、標高一千一百米、第三紀層に迸出せる火成岩に成る。其麓は、今、水分、不動、烟山の三村に分つ。（郡山より西二里許）

南部系譜云、元祿十六年八月、聖壽寺の客僧、德（トク）が森（モリ）な

望みて、此山に毒氣あり、改名せば住ならんといふ、依りて、久信公、儒臣に命して、南昌山と名つけさせたまふ。

藤王閣序曰、南昌故郡、洪都新府、盛岡城南、山曰德森、(俗謂毒森也)大守曰、德之音近毒、恐後世稱毒森爾、世改之、仍名之、曰南昌山、夫南大守氏也、昌者盛也、此山有于盛岡之正南、惟大守之祥、如山高、不騫不崩、昔南傳無窮。

(毒森山)

鄉村志云、南昌山、在城南西南、屬紫波郡飯岡稅官所、相傳、當山初名毒森、昔有惡龍棲止之境、故山上時々以噴起毒氣、氣靈不斷、祷祭之、以稱崇權現。

吉水 今、升澤、松本、小屋敷、南傳法寺等と相合せ、水分村と云ふ、片寄の北、日詰の西一里。

(升澤)

封內鄉村志云、升澤村稻荷社あり、社領三十五石、斯波御所家長公の建立とぞ、

棟札　大旦那　志和孫三郎源詮直
天正十六年五月二十八日、執權、簗田中務平詮泰

(斯波稻荷社)

按、足利氏は、稻荷神を崇拜せる例なきにあらず、鎌倉なる淨妙寺は、稻荷山と稱し足利氏の菩提寺なりしに合考すべし。又、永慶軍記、并びに盛風記に、

天正十六年、斯波御所、今は力及ばず、高清水城を出て、稻荷堂成就院が方にぞ忍びける、而も其後、山王海が館へ落行給、云々、

とある、成就院は、いつこにや、此歟。

(土館)

享德三年、遠州雲林寺長現和尚、志和郡土館村に、稻荷山源勝寺を開き、斯波御所の歸敬厚し、天正十八年、斯波城滅亡の後、盛岡城下へ移され、北山に再興す。(盛岡砂子)

傳法寺 今、北傳法寺は、太田、岩清水、室岡、和味等と相合せ、不動村といひ、南傳法寺は、水分村へ入る、共に、南昌山下の邑落なり。

太田 今、岩清水、北傳法寺等と相合せ、不動村といふ。吾妻鏡に、比爪俊衡の子に、太田冠者師衡といふあり、もしくは此地名に因れるか。○奧南指南鈔云、稗貫十七の岩清水、太田、飯岡、簗田の四家は、志和殿の家人の末也。

岩清水 今、白澤、太田などと、共に不動村の大字と爲る、郡山の西一里。○永慶軍記云、天正十六年、斯波安藝守郎等に、岩清水右京亮といふものあり、主を恨る子細あり、南部へ內通す、斯波は之をきゝ、軍勢を差向無二無三に打寄たり、既に寄手の大勢、繩手半ばに打入るを見て、城中より右京亮をはしめ、總五十人、切先をそろひて、何れも必死の兵突て出、不思議に大勢を追ちらし、城中に引返す。

白澤 今、不動村の大字とす。○祐淸私記云、斯波郡大半南部殿へ歸服の後、細屋某、白澤森に立籠り、高水寺、大莊嚴寺、新山寺、源正寺等の衆徒と、一味同心して、蜂起に及ぶ、中野、日戶、福士の人々、之を聞て押寄責けれは、細屋も遂に打死す、一說に曰く、元龜三年、高信公、斯波郡へ出馬、云々。

煙山 今、赤林、矢次、廣宮澤、矢幅などを併せて、煙山村と云ふ、南昌山の東北麓に村居して、郡山より凡一里半。

(矢幅)

矢幅は、今、煙山村の東偏の大字にして、德田村に近接す、日詰盛岡の間の一車驛に立てられ、日詰五哩、盛岡六哩。○煙山とは、もとは南昌山(德森)の一號か、往時噴煙の故を以て、かく呼ばれしに似たり。

德田 今、土橋、間野々、北郡山、高田等をも合せ、德田村といふ。日詰二日町(古館村)の北に隣り、北上川の西岸に緣り、煙山村飯岡村の諸水、西北より來り此に灌漑す。

德田は、古の德丹城の遺名かと推斷せられ、殊に、其北郡山と號する地の、村內にあるも、偶然にあらじ。延曆中。始建の斯波城は、日詰の郡山にて、其後、北郡山に改築の事ありて、之を德丹城と呼ばれしにあらずや。

(北郡山)

弘仁の際には、專ら德丹柵といひ、斯波城の名なし、(北郡山は、郡山の北一里、盛岡の南三里許)。又、北郡山の南に接し、陣岡あり、是れ義家賴朝の營址なれば、綿丸の築城も、やがて陣岡にて、德丹の名は、今の古館まで及ぼしし歟。

東山志云、德田村、蝦夷森は少しの林にして、林中に稻荷の祠あり。

德丹城址 地理志料云、郡山北、有上德田、下德田村、或德丹之遺名、嘗移志波城于便地、蓋移于此、改其名耶、以地勢推之、本郡爲南斯波鄉、北爲德丹鄉、則位置克整矣、未知當否。○德丹城は、弘仁五年紀に「陸奧國言、膽澤德丹二城、遠去國府、孤居塞表、城下及津輕狄俘、野心難測、至於非常不可不備、伏望豫備糒鹽、收置兩城者、許之」と見えたれど、三代格、弘仁六年官符によれば、是歲、德丹城は廢せられしを知る。されば一二年の事にして、多賀、玉造、膽澤の諸城の久しきに比し難し。

太政官符、分番令守城塞事、
兵士六千人、並勳九等已上、白丁已上、
舊數二千人、名取團一千人、玉造團一千人、
今請加四千人、白川團一千人、安積團一千人、行方團一千人、小田團一千人、
右、此國、鎭兵之外、更點兵士、多則一万、少則二千、應機隨變、無有定例、代請更加四千人、通前六千人、分結六番、以旬相代、因循前例、可食私粮、唯勳位者、免夫妻口分租、示別白丁、
健士二千人、勳八等已上千五百人、勳九等已上五百人、
右、分結四番、一月爲番、唯歷經戰場、被褒勳叙、若同白丁、何以勵後、狀請、在戍之間、特免□□□誘士心、

停止鎮兵事、
合壹仟人、膽澤城五百人、德丹城五百人、
右、得管諸郡司解、偁、百姓苦役、無過鎮兵、當戌之年、妻子共赴、絕糧在途、無所乞貸、身迫公役、不遑耕作、未貴衣物、備資產、歸鄉之日、裸身露頂、道程僻遐、復無路糧、望其停居、應無所處、因斯規留與地長絕歸情、山川迂遠、無由按括、與地米乏、熟郡先竭、職此之由、若停鎮兵、加兵士、民無辛苦、兵得強練者、臣等議量、實有道理、何者、番上之役、兵士六十日、調庸牛輸、以何相替、無妨家業、健士九十日、各食公粮、夫婦免租、課役全脫、兼預考例、一日爲番、無長戌之憂、此民之安也、今見定課丁三万三千二百九十人、勳七等以下五千六十四人、就中簡點丁壯、家業稍可者、令馬兵俱備、□□□□□□□□兵士勒役鎮兵、論其強弱、猶婦女與丈夫、此兵之強也、前番後更、往來相代之間、兵常一倍、隊伍既定、戎具復備、縱有機急、應響可致、此兵之威也、今停鎮兵、徵兵士、相折用、度年中所剩四千一百餘束、此用之足也、安民足用、強兵威敵、臣等管見、不敢不奏、分配番上、兵士一千五百人(兵士一千人、健士五百人)
膽澤城七百人(兵士四百人健士三百人)
玉造塞三百人(兵士百人健士二百人)
多賀城五百人(並兵士)
右、城塞等、四道集衢、制敵喉領、儻允臣等所議、伏望依件分配以□、奉勅、陸奧國司奏狀如前具、任所請、適勒兵儲、不可簡略、
弘仁六年八月廿三日

高田(タカタ)　今、藤澤と共に、德田村の管内なれど、其北にして見前村へ近接す。
奥羽永慶軍記云、天正中、九戸左近將監が舍弟、高田彌五郎といふ者、志和安藝守が聟として、高田の城主なれば、皆人高田殿といふ也、然るに、高田彌五郎、斯波を背て、南部に參りける、其濫觴を尋ぬるに、安藝守より、比爪橋を作られけるときの、喧嘩より起る、云々。○縣史談云、古館、高田村にあり、今の高傳寺、其舊址なり、天正の頃、九戸政實の弟、彌五郎てふものあり、斯波直詮其女を以て之に妻し、本村を與へて居らしむ、高田彌五郎と稱す、後岩手郡中野館に遷り、天正十二年之を毀つ。

飯岡(イヒヲカ)　今、羽場、湯澤、永井等と相合せ、飯岡村といふ。
烟山の北にして、岩手郡太田村と、山野を以て相分つ、(盛岡へ二里、郡山へ三里)。
(鹿妻堰)
大鹿妻堰(オホカツマ)は、岩手郡太田村にて、雫石川を堰入れ、分派して、飯岡、見前、烟山、德田の田に灌ぐ、其利養する所最廣大なり。○縣史談云、鎌津田甚六、飯岡村の農なり、常に、岩手郡の南より、紫波郡に亙り、其土地膏腴なるも、多く火田にして、水田少きを慨し、灌漑の方法を講し、以て大に民利を興さんことを計る、一日、岩手郡上太田村に往き、雫石川を觀る、川に枕して山あり、巉岩崕をなす、甚六以爲らく、隧して之を延くべしと、因て地勢を測り、其簡を得て、之を藩主に白し、土功を興さんと請ふ、藩主其請を聽す、即、慶安二年工を起し、同四年成る、之を大鹿妻溝と云ふ。

三本柳(サンボンヤナギ)　今、見前、津志田と相合せて、見前(ミルマヘ)村と云ふ、德田村高田の北にして、飯岡村の東、北上川の岸に縣れる小村なり。されば、岩手郡本宮村と相接す。
(見前)
見前は、藩政の時にも、見前通といひ、數村の統名なりき。津志田には、安政のころ(或は云ふ、文化文政)妓家娼館の特許ありしとか、當時の邪制、八幡町(府城の北、志家山の下)の外には、遊女を置かれざりしなり。
御官所之覺
合千四百三石八斗二升六合　見前村德田村高田村
右三个所代官申附候間、年貢米無未進樣、田地念被入、用水せき、川よけ、日そん、水そんなき樣に、可申付事、肝要に候、傳馬猟役、連々仕間敷候、又、爲私、馬者壹疋、夫者壹人、禮義禮物、菜、さうちにても、取申ましく候、又、我御官所にて、何にても、かひもの仕間敷候、其外、紛たる事候者、百姓以目安、可申上由、兼而より其約束候也、
慶長十七年十月十日
又、見舞(ミマヒ)につくる、天正二十年、四十八城目錄に見ゆ。
片寄　平城　破却　信直抱　代官川村中務
見舞　同　同　同　代官日戸内膳
長岡　同　同　南部内膳助持分
乙部　同　同　福士右衞門持分(杜陵古事記)

巖手郡

巖手郡(イハテ)　北上河源の發跡にあたり、其北界は、馬淵川との分水嶺(御堂峠馬葉松山七時雨山)を以て、一戸二戸と相分ち、南に紫波郡の地を抱き、和賀稗貫と相分ち、西界、羽後の仙北鹿角、東界、閉伊、皆山脊峰頭を以て限畫す。南北約十五里、東西約十五里、陸中の大郡とす。今、面積百六十五方里、人口七萬餘を有し、一市二十四町村に分れ、郡衙を盛岡市内丸(ウチマル)に置く。
(磐手郡)
岩手、又、磐手(イハテ)に作り、其建郡の時代知れず。大和物語に、平城帝の時に、伊波夫の郡より、鷹を獻すといへど、岩手の南なる、和我、稗貫、斯波の建郡は、弘仁二年の事にして、平城帝の時に後るゝ數年なり。又、延喜式神名帳、斯波の郡名を錄すれど、岩手を載せず、疑ふべし。蓋、征夷の史蹟に通考して之を論すれば、此地は、延暦

中に、始めて我治化に歸し、大同(平城帝)の岩手郡、恐らくは權置の名にして、當時志波城(德丹城)を以て塞表と爲したり。厨川(岩手)以北の、塞外たりしや、知るべし。但し、岩手は、塞外と雖、已に權置の郡たり、山谷は、斯波郡と連接し、共に北上の河谷に屬す。されば、之を遠邊の夷地、稗縫、閉伊に比すべからず。或は、親て、眞郡と爲す、亦妨げず。俘囚長安倍賴時貞任父子の盤據に及び、厨川衣川の間、六郡を以て、其權寘と爲す、謂ふ所の六郡、磐手其一に就る。爾後、王政の弛廢愈甚しく、磐手氣仙の以北、復置郡の事なし。鎌倉幕府に及び、閉伊、糠部等に、私稱濫號起る、陸奧に合考すべし。

國郡志云、弘仁二年、征夷將軍文室綿麻呂、蕩平爾薩體幣伊二村餘蘖、夷地悉定、塞表皆歸版圖、新置和我稗縫斯波三郡、唯定區域、不徵租稅。(日本後紀、和名鈔大意)二月、爾薩體幣伊殘夷叛、出羽守大伴今人、擊爾薩體、斬六十餘人、十月、將軍綿麻呂、分軍四道、進勦賊巢。(日本後紀)、始定巖手閉伊地、(日本後紀、大和物語大意)。

大和物語云、帝(前にならのみかどとあり、則平城天皇の御代也)狩いとかしこく好み賜ひけり、みちの國岩手の郡より奉れるみたか、よになくかしこりかりければ、になくおぼして、御手鷹にし玉ひけり、名をば岩手となんつけ賜へりける、云々、みかど「いはておもふぞいふにまされる」云々。

南部舊蹟遺聞云、東鑑、文治五年九月、平泉巡視の條「藤原清衡、傳領奧六郡」といへる下の小書に、岩手もみえたれば、岩手は郡の名なる事疑なし、東鑑には、岩手郡と書べき所をも、誤りて岩井郡と書るが見えたり、又新古今集に、

前大僧正慈圓、ふみにては思ふ程の事も申盡し難きよし、言遣しける、返事に、　前右大將賴朝

みちのくのいはて信夫はえぞ知らぬかきつくしてよつほのいし文、

(陸壯)

是は、陸奧の名所をあつめよみて、一與とせしもいなるが、信夫は郡名なれば、岩手信夫とつゞけたるにても、岩手は、必、郡名なりしと知るべし、岩手は郡の名ならで、たゞの所の名のみならば、「みちのくの岩手しのぶ」と、郡名と地名をばつゞけてよむまじきものをや、

文治五年九月十二日、於岩井郡(今按、井は手の誤なり)厨川、點此所坤角儀依次之波氣、被定御館、今日、工藤小次郎行光、獻盃酒垸飯、是當郡者、行光依可拜領、別以被仰之下間、及此儀、云々、建長八年(十月改康元)六月、奧大道、夜討强盜蜂起、成往反旅人之煩、仍此間度々有其沙汰、可致警固之旨、今日被仰附于役路次地頭等、所謂小山出羽前司云々(中略)、岩手左衛門太郎、岩手次郎、已上二十四人、云々。

此岩手と名のりたるは、いかなる人ともしれず、名も見えねば、考るよしなし、しかれども、此頃は、おほく我領したる所の名を呼名とせしかば、此兩人は、岩手郡を領せしか、又、先祖抔の所領にて、後までもかく呼しか、もしは、工藤小次郎行光などの子孫にはあらぬか、今考ふべきよしなし。(厨川工藤氏の事は、厨川の條に合考すべし)○奧南舊指錄に、岩手鹿角をも、糠部郡の内と爲せるは、信け難し。簡は、地形の上にて、判知すべきのみにあらず、種々の沿革の跡に徵據せば、分明なり。南部氏は、糠部郡より起りて、岩手鹿角等を兼併したり、と謂ふべきのみ。岩手森、岩手關、岩手津の論說は、下の澁民の條に見ゆ。

盛岡(モリヲカ)　近世、南部氏の城府にして、今に陸中の治所とす、(市制を布き、盛岡市と云ふ)東西二十六町、南北三十五町、戶數大凡八千五百、人口三萬五千を有す。この地は、北上川を西に帶びて、中津川に跨り、中央に舊城址を存す、鐵道停車場は、河西なる厨川村木伏に置かる。

南部古實見聞誌云、盛岡、又作杜陵、舊名不來方。○邦内鄕村志云、盛岡、不來方城、東、上田稅官所(新庄村、志家村、加賀野村、山岸村、三割村)、北、厨川稅官所、隔北上川有地、橋云夕顏瀨、其向組屋數百戶、西、飯岡稅官所、隔北神川、云太田村、南、中津川、在市中、共云向町、其先者北上川、繫舟數十艘、爲橋渡舟、入市中、在組屋數數百戶、其外者向中野稅官所(仙北町、向中野村)也、此所郡山往還也、北上川水源、出自沼宮內稅官所御堂村、而南流、入仙臺石卷邑、天正之末、利直公初而築是城、不就、後元和元年、再修造之、同五年己未成、極爲居城、市中、其頃纔存焉、當時町數二十三。○東遊雜記云、盛岡は、南部大膳大夫侯の城にて、聞しよりは能き所なり、町の長三十餘町にて、聞しにまさる豪家、商家も數多見え、案內のものゝ申上しは、市中千七百餘軒となれ共、是は、先年より御巡見使へ申上る定りの事にして、實は三千軒餘、城は往來よりは委しく見えず、土人の物語を聞けば、要害よき大構と云ふ、上方筋の城とは違ひて、寒國故に白壁を用ひずして、板包にせり。○隨轡紀程云、盛岡縣治、此地距海二十七里、其至宮古港、山隔谷阻、棧道崎嶇、三冬積雪、人馬絕跡、近歲鑿開、更通大路、來神川、發自御堂山、繞治西、水陸四達、百貨流通、凡街衢六十餘、人家四千七百六十戶、男女二萬四千口、繁庶亞仙臺、而富商大賈、或多於彼云。○篤焉家訓云、元和元年、盛岡侍屋敷はしまる、諸士丁の始まりは上田丁にして、町の始まりは田町なり、田町は又三戶町と稱す。

盛岡城址(モリヲカ)　今、盛岡市の中央、內丸(ウチマル)の西南に、本丸跡存す。中津川の北岸なる低阜に據り、之を築き、長四町、橫二町許。之を繞れるを內丸と云ひ、方十町にわたる。今の

(內丸)

縣廳、勸業場、公園、學校等、皆この內郭に屬すと知るべし。舊名、不來方城。

慶長の初め、南部信濃守利直、不來方に相して築城し、之を盛岡といふ、而も水害あり、城市成就せず、三戶、郡山等に假府を置き政事を視たり。寛永十年、重直、盛岡入部の後、永く易ふることとなし。寛文四年、重直卒し、子なし、二弟あり、重信に八萬石を繼ぎ、卽、本宗たり、直房は二萬を分封せられ八戶に治を置く、是より二家と爲る。天和三年、新田二萬石を、本宗の封に加へ、合十萬石、文化五年、又額を加へ、二十萬石に至る、其封域は、天正十九年の檢地以後、變ずる所なし。寛文中、十郡三十三通(縣)の行政區を立て、每通に御官所を置き、以て廢藩に至りぬ。

(不來方)

奧南盛風記云、當家の元祖、三郎光行公、糠部に御下向ありし昔より、數十代、三戶に御住居なさる、信直公、九戶左近を誅討の後、左近が古城を福岡と改め、御居城になされけるが、其後、利直公不來方(コヅカタ)(福士淡路、日戶五兵衞。米內右近が居館なり)に御在城有度旨、御父信直公に達して、盛岡と改め、慶長二年より築營を始め玉ふ、同四年、信直公御逝去故、暫く福岡に住居し玉ふ、其後森岡城の石垣堀等出來に付、利直公盛岡に移住、元和年中のとか、然るに、中津川度々洪水にて、岸崩れ橋落ち、堀水押入、是を防ぐに安からず、再び三戶へ移り玉ふと雖、御心に叶はざる故、將軍家へ達して、郡山に御在城成ける、重直公御代に至り、盛岡城築成就して、寛永十二年に移り玉ふ、又、外郭造營あり、之を新御丸を申し奉る。(南部系譜云、利直公、九戶退治の後、不來方居城、盛岡と改めたまひ、慶長二年三月、普請初り、三戶より引移る、然るに、中津川度々洪水有て、寛永の初め、又、三戶の御城へ引移り、盛岡は御番手持なり、同十年、重直公、盛岡御入城。

在藩舊時鐘、高(龍頭まで)六尺七寸、口徑四尺、周一丈二尺五寸、厚五寸、延寶七年の鑄造にして、款識長文あり。この鐘、今に市役所に保管せらる。

奧州路、磐手郡、盛岡縣城北、更鑄鐘幷序、清和皇帝十一代之源流、南部牧主光行、文治五年秋七月、從軍於源二品、而有東征之功、是故以當國階上等數郡、充賞焉、自爾以降、子孫連綿、既且今二十九代、信有齊大者、終不喪其嘉名、殆向五百歲、不替其地、不減其有、斯寛文四年秋九月、二十八代大守、前羽州牽、以無其嗣、封內士民、相共欲立仲弟、然上嚴成其敢自任也、衆意攸望、公議攸同、終協天心、同冬十二月、奉鈞命系兄之緒也、督正家事、暇日修補古城、(中畧)其所領大略、所謂和賀稗貫志和磐手閉伊鹿角階上七郡也、南北相距五百里、西東又三百里、其間縣邑村落、神池寄沼、名山大澤、不可悉記焉、(下畧)○盛岡の改號年代につきて、諸說あれど、石卷齋藤文書の中に、南部信直の手簡に、盛岡の名已に見えたり、正保三年鐘銘(南部系譜附錄)にも、盛岡と見ゆ。天正二十年、領內四十八城目錄(杜陵舊事記)には、尙不來方と記す。

不來方　平城　在　福士彥三郎持分
厨川　平城　破却　工藤兵部少輔持分
下田　同　同　川村中務持分
沼宮內　山城　同　川村治部持分
滴石　平城　同　信直抱、代官八日町太郎兵衞
一方井　山城　同　安倍孫三郎持分

南部系譜云、寛文七年、盛岡城本丸普請、同八月、郡山の城を毀ち引寄る、分國物積地、三十三組に(改む)、寛文八年四月、盛岡本丸成就、三階石垣高三丈九尺、石垣より三階破風棟桁下迄三丈三尺六寸、棟桁より棟尾迄一丈二尺。

巖手縣鄉土史云、盛岡城はむかし、清原武則の甥、越方貞賴が住所なりしを以て、不來方城と稱し、工藤氏、岩手を領するに及びて、工藤氏の支城となれり、南部氏、工藤光家を討滅して後、福士氏を城代として置き、斯波の押となさしめたり、福士淡路、城を守りて功あり、因て淡路丸と呼べり、九戶の役、淺野長政、此の城を相て、南部信直に說き、自ら圖して改め築き居らるべしとて、示されけるにより、信直、征韓の役、關白秀吉に從ひ、名護屋在陣中、面のあたり許可を得て、此の城を修築せられけるが、工事竣り、慶長二年、不來方の名を忌み森が岡と改め稱せられしとぞ。○縣史誌云、不來方城、天喜五年、安倍賴時滅亡の後、清原武則が甥、迂志方太郎賴貞、初めて此に築く、因て迂志方城と稱せしが、後、工藤小次郎の一族此に居り、正慶の頃は、不來方小次之に據り、天正の頃は不來方淡路と云ふもの之れに住し、其後、福士淡路、日戶內膳、米內右近等の居館となりしが、慶長二年、南部利直公、更に此に築かれ、寛永十年、信重公、三戶より治を此に移され、後代々の府城と爲れり。

(森岡)

(福士館址)

奧南舊指錄に「甲州御譜代福士(フクシ)、本姓不知、後鵜飼(ウカヒ)となる、乳井に別る、福士氏、不來方の城に居ければ、世人不來方殿と云」とあるによれば、福士の氏號は、甲斐巨麻郡の村名に出で、南部下山の族黨たるやの疑あり。又、仁王(ニワウ)の本主南條(富士)清時に合考すべし。不來方の用字、幷びに由來は明白ならざれど、迂志方(越方、又、宇志方)の說は、附會にすぎず。陸奧話記に、「清原武則甥、橘貞賴、字志方太郎、橘賴貞、字新方二郎、吉彥秀武、字荒川太郎」と見ゆるを原據にして、字を志方と云へるにて、宇志方には非ず。福士氏の此地に居れるは、(一書に曰く、正慶二年五月、鎌倉陷り、北條氏亡びたるとき、南部右馬頭茂時は、北條貞時の外孫なりしかば、身氏高時に屬して、相摸國淸淨

（慶善館址）

光寺に自盡す、建武元年、工藤光宗、岩手郡不來方城に據りて亂を起す、茂時の弟又次郎信長、伐ちて之を降し、老臣福士伊豫入道慶善を該城に置く、茂時の訃至るに及びて、衆信長を推して嗣となす、云々）何時代よりの事にや、知れねど、福士館といひ、慶善館といへるは、實なるべし。又、不來方殿の菩提所なりと傳へらるゝ、東顯寺の古碑に「□□□次郎實光十三代不來方城主、福士五郎政長、明德二年九月五日」（此碑銘疑ふべし）とありとか。○南部系譜附錄云、今の御城は、昔淡路館、慶善館、日戸館とて三の要害なりしを合せらる、慶長六年繩張、云々。

按、南部利直、慶長元和寛永の間の治城は、盛岡、福岡、三戸、郡山、いづれと定まらず、屢其居を移されし證は、郡山、三戸の條にも所見あり。而も、盛風記、系譜、砂子の諸書、各其說を異にす、平澤氏寛政記錄にも、詳說を缺く、尙考定すべし。

盛岡砂子云、（天保中撰）元和五年、盛岡城洪水の爲に、三戸へ御引移有れど、御心に不叶、將軍家へ被仰上、高清水城（今志和郡郡山城）を、寛永二年に御再興有て、是へ御引移、重直公に至り、盛岡成就し御入部、寛永十年五月也、是より永世不易の府邑なり。

盛岡城、本丸、三重の櫓一ヶ所、二階櫓一ヶ所、先年燒失に付、如元建之事、北上川の古川、新規に水留、土手築之、新川堀之事、同所、西の方船入の石垣崩候所、如元築之事、同所船付、新規に木戸門立之事、繪圖の通、及上聞候處、以連々普請可仕由、被仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

五月廿一日（延寶元年）　稻葉美濃守

土屋但馬守　久世大和守

南部大膳大夫殿（系譜、盛風記）

歷史地理雜誌云、今の盛岡城は、北上を距る約十餘町なれども、初め、南部利直が、慶長二年、不來方に築造せし際には、其水流を利用して要害に備へ、今の新築地と稱する地より、東南を指し、城下を過ぎ、中野村大字門字眞立に至りて、現今の流路に接續せしめ、下橋の前後は、河身の横流に當れり、されば、該城の西南隅は、恰も水勢衝突の燒點と爲り、墻垣缺崩、寧歲なし、此に於てか、大堤防を築き、以て河道を變更せしむ、古流路が、近く城下を流れたるは、今も市役所に所藏する古圖にて、明かに知るを得、又、其舊跡は、現然として痕跡を存せり。

盛岡砂子云、仁王小路と、大澤川原の間は、卽、昔の北上川の跡にて、古川ともいへり、御城の下の田屋清泉を經て、今の一間堰の通りは、此流也、又今の大工小屋前、柵の內は、大なる堀にて、北上よりいかり水入て大工小屋內まで、漫々たる水湛へたり、故に、今の杉林の邊は、寛永圖に、舟入と記されたり、延寶三年に、新土手成就の後も、二十年許は、茫々たる砂磧なりしが、元祿年中より、新屋敷と爲る。

櫻山神社　今、城址の中に在り、南部家の始祖光行、中興信直を祀る。此藩祖廟は、始め淡路丸に在り（享保の頃にや、藩主利視之を建つ）維新改革の後、加賀野妙泉寺山に遷坐し、又、北山聖壽寺に移せしが、明治三十四年、舊本丸に相して、之を遷置す、今の地なり。

南部氏は、陸奥國和賀、稗貫、志和、岩手、閉伊、九戸、二戸、三戸、北、鹿角の十郡、二十萬石を領せしが、明治戊辰十二月、刈田郡白石へ轉封となり、七萬石を削られ、舊封土は政府の直轄となる。此月、陸奥國を割きて磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國を置く。己巳七月、南部氏復歸して盛岡藩主となり、盛岡藩は陸中國岩手、紫波、稗貫、和賀（和賀の內二十一村は、江刺縣、紫波郡の內五村は八戸藩に屬す）四郡を管領す、已にして藩廢せられ、舊制全く破る。戊辰の冬、南部家への勅諚に曰く、

松平容保追討に付、王軍の勅命を蒙り候處、窃に兩端を持し、恣に箱館守禦の番兵を引揚、官府の兵器を破毀し、剩へ官舍を自燒し兇暴を逞くし、今般伏罪に及ぶと雖、天下の大典に於て、其罪難被差置、依之、城地被召上、猶出格至仁の思召を以て、家名被立下、更に十三萬石下賜候間、血脈の者相選、早々可願出事。

今、城北の公園、鳳山に、目時中島二氏の碑あり、碑文中に曰ふ、「慶應明治年間、盛岡藩有烈士二人、曰目時隆之進政朋、曰中島源藏常明、共唱勤王謀反正、終殺身報國、可謂忠節之龜鑑矣、目時隆之進、歷任參政、慶應三年、幕府還大政、隆之進以藩命入京、觀察時勢而歸、詳陳勤王大義、藩主嘉納、再使隆之進、從重臣楢山佐渡上京、當此時、奥羽諸藩結黨、專建佐幕之議、佐渡與焉、獨隆之進抗辨、唱勤王說、佐渡曰、子若頑梗不服、予將有所處斷矣、隆之進察事之不可共爲、夜脫京邸、潛伏晦跡、佐渡無復所顧慮、中島源藏爲監察、俱在京邸、與隆之進同志、屢規諫佐渡、不聽、且促共歸國、源藏枉從之、至大坂客舍、慷慨語同曹曰、主家存亡之秋、而重臣如此、寧死以雪主冤、夜半挑燈作遺書、剖腹攪腸、擲之壁間、血書奸臣殺忠臣五字於紙燈、刺喉而死、實明治元年六月八日也、隆之進居萩藩邸待機、至七月、聞東北遊擊將軍久我通久之赴越後、乃就船越參謀、具陳藩情、追隨至新潟、航海赴秋田、是時、仙臺庄內賊軍來寇、盛岡賊兵亦迫鹿角小保內、放火攻擊、其勢猖獗、官軍頗苦防戰、隆之進揮淚辨疏主冤、通久深諒其志、既而奥羽形勢一變、降者相踵、通久諭隆之進歸藩圖報效、隆之進感奮馳報藩主、藩主大悅擢爲家老、隆之進盡力匡正、無幾朝廷徵藩主於東京、隆之進陪從焉、朝廷卽收藩封更賜十三萬石、治白石城、於是、藩內鼎沸、物議紛囂、以隆之進爲矯主命開禍源者、遂以藩命奪其職、錮之一室、且護送歸國、途至

和賀郡黑澤尻、就旅舍、降之遷憤施不自禁、夜著正服、坐前庭割腹、血書絹間二字於村壩、呼人託後事、日願教我子孫知忠義之可重焉、言畢而斃、時二年二月七日也、云々。

岩手縣廳（イハテ）　盛岡市內丸に在り、今十三郡一市を管治し、民口凡七十五萬、（縣管）の合計積九百數十方里、其廣大諸縣に冠たりといふ。

明治戊寅巡回日記云、盛岡縣廳、在市街北、中津川貫之、渡長橋、有公園、有物産場、紡績最盛、北上河水爲溝渠、水淸流急、城樓毀壞、基址獨存、喬樹蔚然、爽氣逼人、岩手山突兀雲表、風景絕佳、市店櫛比、街路修潔、並有建築驚目者、其規模雖不及仙臺之壯、形勝則過之、戶數凡四千二百餘、○十符菅薦云、盛岡の廳の前を過るに、高七八尺、長二丈にすぎ、幅八九尺もあらんとおぼゆる大巖の上に、櫻ひと木おひたるがあり、いと大きなる木にて、木のめぐり五尺餘もあるべし、根より二尺ばかりあがりて、二またになり、えだ繁茂りたり、土もなき石の上なるに、いかでおひ出ぬらんとあやし、さしも大きなる巖なるが、その木のたち榮ゆるに從ひて、二つにわれたり、草木のおひたつ力はいと強きものなりけり、これを櫻雲石といへり、昔の人の歌に「たれあれば岩にも松はおひにけり」とよみ、近きから人の詩に「松生絕壁不知土」などもいひて、松はさることもあれど、櫻のかかるはいとめづらし。○教育史資料云、南部の學政は、享保中、大膳大夫利視の時に、頗意を用ゐ、士卒に文武兩道を勸勵せしむ、初め、山城守重直、寛永十一年、三戶城より盛岡に移り、同十三年、盛岡城の北、御新丸と稱する地に、文武場を新築し、藩士の子弟をして通學講習せしむ、藩主及び諸公子も亦臨學するを以て、御稽古所と唱ふ、其校名を付せずと雖、之を藩立學校の始とす、文久年間、明義堂と名つけ、築造する所あり。

仁王（ニワウ）（二王）　今、盛岡市內丸（古の不來方村ならん）の西北を、二王村といへり。其地、近代公く、府城の屬街と爲り、士卒商工の邸宅に拓がる。古諺に、二王鄕といふ是れなり。仁王小路より西北に、厨川村への渡津を、夕顏瀨と稱せらる。

後藤佐渡三郎太郎基泰　岩手郡二王鄕三分二事、□御下文之旨、可沙汰附由、被仰□左衛門六郎淸時之處、南本主支□不打渡之、請付下國津輕之間□遲引也、云々、早莅彼所、可沙汰付使□代、不帶綸旨國宣者、不可許□使節及遲引者、可有其咎焉、□國宣執達如件、

建武元年九月廿七日　大藏權少輔淸高

新田孫五郎殿　駿州大石寺文書

按、大石寺の本願、南條時光は、富士氏といへり。此文書の、南條淸時は、やがて仁王の本主にて、不來方爲士氏の祖先なるべし。○盛岡砂子云、仁王小路の大勝寺、寺領百十石、羽黑山寂光寺の末寺にして、開基養海上人、勝女の建立なり、外に柳澤新田十七石を有ち、岩鷲權現の別當職を兼ぬ、新山小路の新山堂（シンザン）（岩鷲權現を勸請する所）は、自光坊の舊地なり、自光坊とは、御領內の山伏の頭にて、二百石を知行す、もと一方井氏の人にて、中興信直公の加持祈禱師なり、因りて御扶助あり、近年、志家神明宮の邊へ移る。

（盛岡新山堂）

巖鷲大權現鐘銘幷序

南部岩手郡、有嶽焉、名巖鷲、東奥名勝、而鎭護傳鄕、故祭祠其頂、稱巖鷲大權現、一鄕貴賤無不敬仰者、乃是能仁佛攸垂跡也、本願司肯承旨、治城西北之隅、創建一寺、號曰大勝、晨香夕燈、以來行薦、上太守下及闔鄕士庶選屆、催鐘供之幽冥、爰有太守令姿、生駿州而長洛陽、皆自信入法華妙門、感龍女得脫、使擁財命工、新造鉅鐘掛者樓上、（中略）

寛永二十載龍舍癸未三月如意珠日

南部二十八代太守源朝臣重直　信施功德主勝女

大勝寺住僧　權大僧都養海法印

南部系譜云、盛岡新山堂は、舊社司齋藤淡路守也、社領拾五石、昔寛永中、重直公の愛妾勝山は、大勝寺開山養海法印に歸依す、是を以、大勝寺に寺領二百石を賜て、爲別當、且、柳澤邊一圓新田に賜上、其百姓を以、當山の用とし、七騎參詣と號して登山するなり、神祇の本宮を本山と號するを以、新に一宇拜堂を建てて新山堂と號す、云々。○二十四輩巡拜舊稿云、盛岡樺火、每年七月十四日より十六日まで、三夜が間、當城下に於きて、富るも貧しきも、家なみ每に、檜あるひは松などを小く割り、樺の皮を以てこれをまき、高さ五尺周り三四尺の績松とし、構へ大なる家には、二ツ或は三ツ、小家には一ツ、軒端をつらねて、暮六つ時より火を點じ、是を相圖に、國司を始め諸士の面々思ひ〳〵花やかに出立て、壹番貳番の備へを立て、凡二百斗の人數、騎馬にて、彼樺火の中に鞭打て、縱橫にかけめぐり、四ツ頃にも至りて、次第に火の消るを限りに、城中に引取なり、家々の樺數、辻々の庵、近鄕の人民群參して、光壯觀なり、誠に武門のたしなみにて、駒の恐をとらざる、是がためならんか、餘所に稀なる盆會なり。

大澤川原（オホサハカハラ）　仁王の南、內丸の西なる汎名にして、北上川の偏岸とす。此地は、舊城の西北なる附郭にして、延寶の城市改修以後、拓きて邸宅を置かれ、其西に堤防を築き、洪水に備へらる。相傳ふ、南部氏の不來方入部の頃は、北上の水は、大澤川原と仁王の間を曲折して流れ、本城の北邊を、西へ走れりと。されば、今も、古川、淸水（田屋）などの名あるは、古の河道の址にあたるならん、元祿中より開拓すといふ。

南部系譜云、享保十四年四月三日、盛岡大火、大澤河原より出火、鷹匠小路、六日町、新町、石町、十三日町、肴

町、加賀野入口、八幡町、上小路、神子田邊まで燒失、諸士凡七百軒、町人凡七百軒、其外合千八百餘軒。

擬寶珠橋（ギバウシュ） 盛岡の城南を流るゝ中津川は、慶長中、架造の初めに刻識せる擬寶珠を、其橋柱に裝飾し、今に改めず、一名物に推さる。其由來につきては、俗說あり、固より信け難しと雖、亦舊聞の一に數ふべし。（中津川は、淺岸の淸川と、外山の濁川の合流に名つく、淸川の奥より凡五里）。○南部封内郷村志云、當家十二代六郎政行公、京都御在番、貞安年中の春、北野西山の邊にて、鹿の鳴くこと不止、達叡聞、時ならぬ春鹿の鳴く事、奇怪也、洛中洛外に觸れて、歌伏にせよとの綸言にて、春鹿と云題を出さる、政行公、敷島の道を學び玉ひ、夢菴翁に傳授也、一首を詠じ獻し玉ふ、

春霞秋たつ霧にまがへればおもひわすれて鹿や鳴らん

此歌、叡覽に備らる、叡感不斜、殊に鹿の鳴音も止となり、卽、宣旨によつて、政行公參內、邊土の武士、歌道に心を寄せ、名歌を詠せしこと神妙の旨、勅定にて、從五位下に叙し、遠江守に任じ玉ふ、且、松陰の硯拜領、今に御寶藏にあり、又、都に留る歌人なれば、何ぞ帝都の趣を在所へ移すべき旨、宣旨にて、加茂川の橋の擬寶珠を勅許也、在勤濟、御下向有て、三戶城府熊原川の橋に、擬寶珠を被爲附、欄干に金銀をちりはめて、程なく成就せしかば、隣國近郷より老若男女市をなし、見る人黄金橋と唱へしと也、かくて、廿七代利直公、慶長年中、盛岡城を築き給節、右のわけにて、熊原川橋の擬寶珠に足し加へ鑄直し、三橋御造立也と云ふ。○今、中津川の中橋、擬寶珠の欵識に「慶長十六辛亥年八月吉日、中津川中橋、源朝臣利直」上橋には、「慶長十四酉年十月」とあり。

（中津川）

志家（シケ） 盛岡の府市、その中津川以南の汎名にして、中野村に、隣接す。其東南の丘岡に、八幡山、三王山ありて、新庄山、加賀野と相連なる。其西岸（北上河）には、明治橋（舊舟橋）あり。すべて、城南隔水の市巷を、向町、又、新町ともいふ。

向町の西南を、新山河原といひ、杉土手と稱する堤防を以て、北上（キタカミ）の高水を禦ぐ。北上上下の航舟は、杉土手、明治橋以南に繫泊し、水澤、一關（狐禪寺）登米より、石卷への水運に供せらる、航路五十里に近し。

志家は、古書に汎家にも作り、又、此邊を斗米（トッコベ）とも汎稱したり。斗米の西南を、大淸水、新山川原といふ。○盛岡砂子云、大淸水の杉土手は、元和中の築立ともいへど、延寶三年、二十一町の大堤成就とも申す、延寶に至り再修せられしもの歟、昔は、北上川、大淸水の坂ノ下へ突掛て、追手御門（今新石町惣門）へ流れたり、卽、古川筋なり。

（斗米）

南部新八幡宮（ナンブシンハチマン） 志家山に在り、舊城の東南にあたり、半里餘を隔つ。藩邦以來、敬崇して一府の鎭守と爲し、今に同じ。三戶八幡の分祠にして、延寶八年之を建つ、卽、新八幡ともいふ。

明治丙子東巡錄云、盛岡八幡社に幸せらる、縣官豫め馬見所を設く、上社務所より步して之に就きたまふ、少時、村人各産馬を牽き御前を過ぎる、終始四百餘頭、次て舊盛岡藩士の軍馬技術を覽たまひ、再び社務所に復御、市人數年踊の戲を成す、猥雜甚し、少時還御を傳ふ。○明治十七年、盛岡大火、この祠宇も免れず、後その舊觀を復する能はず。八幡宮の南を、松尾山といひ、松尾明神あり。延寶以前には、八幡山に、妙泉寺と稱する早池峰別當僧在りしとぞ。

明治九年、車駕東巡、駐蹕巖手縣盛岡、以縣士菊池金吾家充行宮、庭有古松焉、鐵幹輪囷、翠蓋遮日、上愛撫無已、今茲北巡、重駐蹕於此、時方炎熱、移御榻於樹陰、淸風謖々、涼氣如水、上顧謂左右曰、朕不忘老松、寧忘朕乎、乃賜名曰見馴（ミナレ）松、勅侍從西四辻公業、詠以國詩、夫武隈云、姉葉云、詞客寄興、世猶艷稱之、況聖上至仁、遠撫邊民、鑾路所經、澤及草木、涓埃微功、亦賜美章、非獨爲吾隆恩、億兆士民亦將有聞風者矣、

明治十四年八月　一等編輯官　川田剛奉敕撰

神子田（ミコダ） 今、鉈屋町、川原町と共に、盛岡市內とす。志家の南偏にして、北上川の邊とす、舊中野村の域內にやと想はる。東南、宮古遠野よりの驛路、幷びに奥州大路（郡山より）は、皆此間に會ひ、府市に入る。

古松軒東遊雜記云、北上の渡りには、船橋かゝる、船數三十艘を、鐵の大なる鎖を以てつなぎ合せ、船の上には厚板を幅二間にもならべしきて、是も鎖にてつなぐ、いかなる洪水にても流れざる樣に、丈夫に巧みし橋にて、他國に未た見ざる橋也。文化戊辰終北錄云、盛岡城、臨磐手川、水勢湍急、不可竪柱、以鐵鎖連綴大船、爲浮梁、富庶不減仙臺。○盛岡砂子云、川原町は、仙北町への船渡なり、昔、大坂陣の時、此より、利直公御舟に召されしとか、「延寶二年、下り役者四人、始て新山船場に芝居興行」といふも、此也、新山堂、昔この地に在りしこと、天正中の軍記に見えたり、橋は、寛文三年初めて之を架す。

鉈屋（ナタヤ） 今、神子田の北、河原町の東に鉈屋町の名あり、もしくは、陸奥話記、鉈屋（カナヤ）郡とあるに合考すべき歟。

話記云、天喜五年秋九月、陸奥國進國解言上、誅伐賴時之狀、稱、臣使金爲時下毛野興重等、甘說奥地俘囚、令與官軍、於是鉈屋仁土呂志宇曾利合三郡夷人、安倍富忠爲首、發兵將從爲時、而賴時聞其計、自往陳利害、衆不過二千人、富忠設伏兵擊之嶮岨、大戰二日、賴時爲流矢所中、還鳥海柵死、

されど、奥地と云ひ、俘囚と云ひ、郡といひ、夷人といひ、岩手郡の以外にやとも疑はる。されば、同名異地歟、又鉈は古訓かなるに、今俗ナタとよむ。○盛岡砂子云、

昔、京より飾屋（ナタヤ）長浩といふ金持避國し、此地に下着し、一寺を建立す、今の菩提院なり、內加賀野の地とす、新飾屋町は、川原の新地なり、或は曰く、飾はほこと訓むナタは當に鉈に作るべしと。

中野（ナカノ）（安庭）今、安庭（アニハ）、門を併せて、中野村と云ふ、盛岡市の東南郊の小邑にして、志家山に連なれり。梁川の一溪は、早池峰に發源し、此に至り、北上河へ歸す。宮古(閉伊郡)への街道は、中野より東へ馳せ、梁川の溪に沿ひ、閉伊郡門馬、川井の方へ通ふ。(盛岡より宮古へ凡十八里)。又、稗貫遠野への直路は、北上川に沿ひ、紫波郡乙部村へ通ふ。乙部と中野の交境に、鑪䉷（タタラヤマ）山あり、州人の歌詠に、

たち上るみねの煙は消えはてゝたゝらの山の月ぞさやけき、

（遺秡山）といへり。されど、此山は噴火の歴史あるにもあらず、たゞ迸出岩に屬すときけば、硝煙とよめるも、偶爾ならぬ歟。但し、明和中の鄉村志に「吾田多㐂山、續赤前山、邦內名勝第一也」とて、萬葉集の吾田多㐂（アタタラ）に援引せるは、牽强のみ。○中野館の事は、永慶奧羽軍記に、

天正中、高田嘉五郎、今は斯波にたまりかね、妻子を引つれ、糠部へ罷越、舍兄九戶政實を賴みて、其名を修理亮と改め、不來方（コジカタ）中野城に居る、又、福士伊勢守は、慶善の城に置れける、中野福士相並て南方の押へなり、云々、南部信直、天正十六年、急に斯波郡高清水をせめんとて、三戶を打立、慶善の館に着陣し、夫れより斯波にぞ進發せらる、信直の人數、はや經が森迄向ひける。

岩手巢云、今、松尾山を飛鳥川館と云ふ事、詳ならず、天正の頃、中野館と云ふ、慶善館に居りし福士伊勢と、東西相對し、街道を挾む、信直公斯波氏征討の爲め、此處に備へたるものなりと。

經森（キヤウガモリ）（門）今、中野村大字門（カド）の一地とぞ。(奧南盛風記云、斯波御所は、建文元年に下向、高水寺城に住して、斯波郡を領す、是の陸奧守家長より七代、民部家政と、南部晴政、度々取合にて、經か瀨、楓島にて合戰あり、其後、石川左衞門高信、晴政の名代として、經が森(門村を云ふ)に陣を取攻戰ふと雖、嘗て勝敗なかりしと、云々)○南部中興記(奧南舊指錄云、天正十六年、信直公急き實連(中野吉兵衞)を招き仰けるに、其方於高信、度々經が森迄馬を出し、斯波へ働といへども、手に不入、無念なり、汝親み有る斯波士を手引き、計略すべしと仰有り、不來方の南中野に置き、名を中野修理と改む。

加賀野（カガノ）（新庄）志家の東北を、舊、新庄（シンジヤウ）村加賀野といへり。今、其地分裂して、家宅連檐の巷は、皆盛岡市へ編入せられ、離落は淺岸村へ合同す。三王山、住吉祠、櫻ん森、天神山、龍泉寺等、此間に在りて、藩政の舊時を懷はしむ。

山岸（サンギシ）（永福寺址）今、盛岡市の東、中津川北岸に此名あり、もと村名にて、三割と相接しければ、近世、街巷の擴大に因り、裂けて盛岡市と米內（ヨナイ）村とに分屬す。(中津川の水を、山岸にて分ち、三割より迂廻し、盛岡市街の北西、仁王上田に、二條の溝渠を通ぜしむ。永福（エイフク）寺、明治維新の初めに廢絕す、山岸にありて、藩政の時、八百石の田祿を給せられ、封內第一の秘密道場たりき。慶長中の興立に係ると云ふ、盛岡山と稱し、勢燄當時を傾け、高水寺、新山寺等の古刹も之に從屬せり、近地に藥園址あり。鄉村志、山莊（ヤマヤシキ）、又曰御藥園（オヤクエン）、在于山岸下小路、絕景也。此地、有中堂鐘、元祿十五年壬午、出閉伊郡大槌縣釜石浦漁人手、利視公建鐘樓、掛之、有銘字、大和元年丙寅、當本朝仁德天皇、長一尺八九寸、渡一尺餘、小鐘也、

大中大夫與威衞陣智郡
大子實善大夫賜紫金魚
袋□實珍及妻堂郡夫人
韓氏同心發恩特鑄金鐘
大中紫金拾伍懸於元院
郡善慶院○○○○　（此五字滅而不詳）
大和元年丙寅正月日

大和者、東晉成帝後趙年號也、明和三年迄、凡千三百四十八年なり。○歴史地理雜誌云、南部伯爵家の古朝鮮鐘に、世に謂ふ所の龍宮鐘と形狀を同くし、鐫刻文に、大和の年號あれど、劉宋帝奕の太和元年丙寅にあらで、高麗國熙宗の時代の物のみ、其刻文は、

大中大夫與威衞大將軍　知上部事大□□發善大
夫賜紫金魚袋□(金歟)羅　珍及妻上黨郡夫人韓氏
同心發意特鑄金鐘入　重漆拾五斤懸臨□
郡善慶院以功德者
大和六年丙寅正月日謹記

大和は、金章宗の泰和なり(我建永元年)、當時の高麗は、金に奉事したり、高麗史崔忠獻傳に、金羅珍あり、東國通鑑、熙宗七年にも、忠獻族人上將軍金羅珍ありて、丙寅は熙宗の二年にあたる、さて、此龍宮鐘の年代已に定まれば、かの三井寺圓滿院の太平十二年壬申も、遼の年號にて、共に高麗鐘たるを知るべし。

三割（ミツワリ） 今、盛岡市と米內村へ分屬すること、山岸に同し、(山岸の北隣)。愛宕山あり、舊城東北の鎭山たり、距離半里。愛宕山の神祠は、舊別當を法輪院廣福寺といひ、藩政の時、祭田三百石を有せり、近年頗衰頽す。山上に、筑前黑田家の老臣、栗山大膳利章の碑あり、寛永十年、事を以て、江戸幕府より南部家へ御預と爲り、承應元年、本府にて病死す。

報恩寺（ハウオン） 三割愛宕山の西にて、府市より閉伊郡岩泉小本に

道する海道の傍に在り。曹洞宗の大伽藍にて、末寺二百餘を有し、舊寺祿二百石。初め三戸郡に在り、僧長徹を寺祖とし、近世は、越後柏崎香積寺の屬末たりき。(此邊を松坂と汎稱す)。報恩寺、貞治年中、南部守行之を三戸城下に建て、通山長徹和尚を開山とす。慶長六年三割に移し、封内洞家の總錄たり。寺内に羅漢堂あり、七間四面、五百の大衆、中に安置せらる。

本誓寺(ホンセイ)　三割報恩寺の西にして、盛岡市街に近接す。一向眞宗、奥州流布の根本道場に推され、天正中まで、紫波郡彦部村石森に在りしを、南部家の中興にあたり、府下へ移る。殿堂は、近年火に遭ひ、稍舊觀に似ず、本尊彌陀、靈像と稱せらるる。

常陸國稲田親鸞門侶交名(寛元二年)の中に、奥州和賀是信房信明に、面授門弟なり、信明の門弟に、和賀能信ふかえ佛道、綾和覺明等あり、ふかえ綾和不審。

三才圖會云、本誓寺開基是信房者、親鸞師、在常陸稲田時、尋行爲弟子、家臣二人、千原橋本、又隨從剃髮、是信房住于奥州和賀郡一柏(ヒトツカシ)村、後移斯波郡石森、建一宇號本誓、自是奥州專修念佛法盛行、文永三年是信寂、第十六世賢勝、移盛岡城下。〇二十四輩順拜圖會、本誓寺今岩手郡南部森岡の城下にあり、二十四輩第十番、是信大德の開基なり、是信、常州小島の里にて念佛行者となる、かくて、當國斯波郡石が森といふ地に、弘法の梵字を開き、本誓寺と號す、第十六世賢勝房、天正十八年、石が森より移轉して、今の森岡城下に建立せらる。〇古松軒東遊雜記云、盛岡本誓寺といへるは、一向宗廿四輩の中にて、親鸞上人自作の像あり、日本に二體ならでは無き像とて、彼宗門信心の輩參詣するところなり、此寺の寶物にて、安倍貞任の太刀とて、身四尺五寸の太刀あり、無銘にて身もさびくさりて、鍔はもつかふ形にて、金銀の藤の丸の紋を付てあり、安倍黨の定紋なりしや、未詳、至て古く殊勝に見えし。

願敎寺は、今、北山に在りて、又、是信御房の裔孫淨信、寛永年中に之を建つ、初め、中津川の邊(下小路)に在り、寛文十年六月、洪水に漂沒し、後、北山へ移り、天保弘化の頃、藩主(利濟)の特恩を以て、殿堂修造、頗宏麗なり、蓋、予敏君の追善の爲也。〇南部系譜云、安永三年、利雄公嫡子、利謹見醫、以病也、同八年、剃髮投願敎寺、號予敏道人、日夜禮拜、文化十一年逝、壽六十九、有男曰利濟、文政八年繼家。

東顯寺(トウゲン)　本誓寺に隣り、曹洞宗、黑石正法寺二世、月泉の上足、古山良空和尚、至德元年の開山とぞ、舊寺田五十石。三石(ミツイシ)と稱する怪岩、寺庭にあり、俗に之を三石明神とおがむ。岩の高凡二丈、周圍五六丈、割れて三个となりて、猶相抱擁す。三割の村名も、これに出づ、(東顯寺初め中野にあり)。光臺寺、東顯、本誓の西にて、淨土宗、南部利直の室、蒲生氏(源秀院尼)の廟所なるを以て、百五十石の田祿を給せられき、

岩手郡之内、里東顯寺村にて、四拾五石、同向中野にて六石六斗、合五十二石六斗、爲持地分遣候也、
慶長十二年十月朔日　利　直
東顯寺　天越(南部家記錄)

盛岡砂子に、松峰山三石記を引きて、三石に鬼神の手形あり、故に岩手の名出づと說けり、淺人の妄解を試みしのみ。

北山(キタ)　盛岡府市の北岡にして、凡二十町を隔て、舊上田村の管内なり。藩政の時、多く寺社を此に置かれしかば、今に至るも、猶治下名觀の地とす。

聖壽寺(シヤウジユ)　舊藩君の廟寺なり、大光萬年山と稱す、されば、當時、五百石の齋田を給せられ、杜陵五山の第一位たりしが、近年頽破し、僅に數間の僧房を遺すのみ。(明治八年、藩祖を祭る所の櫻山神社を、此に移しゝが、同三十四年、舊地に復歸せしめらる)本寺は、初め三戸郡小向村に起立し、三光庵と稱し、三光國濟國師の法脉を承けたり。寺藏、南蠻繪の六曲屏風(會津蒲生氏の女、南部氏へ嫁與の時の裝具の一)は、今南部伯爵の保管に歸す。

東禪寺は、聖壽寺に隣り、共に臨濟宗に屬したり、建武年中、無盡和尚之を開く、近世寺領二百石。東禪の東隣は、遊行道場にして、敎淨寺といひ、又、二百石の田祿を有しき。法泉寺は、聖壽寺の西南にて、東禪の末寺なれど、舊寺祿百石、寶暦中、南部家へ御預と爲れる、飛驒國主、金森兵部少輔賴錦の墓あり。

敎淨(ケウジヤウ)寺は、初め、三戸相内村に在り、慶長中此へ移る、正慶二年、相州藤澤道場に、南部右馬頭茂時、自殺、法名正阿といふ、因りて其追善として、本寺を立つ、開祖遊行廿二代普光なり。

(敎淨寺)

三戸之内敎淨寺領拾石四斗一升五合、岩手郡之内安合寺領六十二石六斗三升二合、遠野の内善應寺領二十六石八斗九升、合百石遣候也、
慶長十七年壬十月十二日　利　直(黑印)
敎淨寺住持

上田(ワヘタ)　今、一村分れて、其南偏は仁王村と共に盛岡市へ入り、北偏は米内村へ入る。山の西北なる平郊、北上川に至る間を指す。往時の奥州大路は、府城より仁王、上田、黑石野を過ぎ、澁民村に向へり。

上田の郊外、西方に、北上の巨流を隔てゝ、厨川の安倍館址と稱するものを望むべし。高等農林學校は、近年上田の郊中に、地を相して建營せらる。〇上田門前町とは、南部信直の室(晴政の女)、高源寺尼と呼ばれしかたの、退栖せし舊地にて、其寺は後世退轉す。〇北奥道中記云(文化頃の撰歟)、盛岡城下、組町の外、升形より一丁程にて、茶屋數軒あり、並松路を行けば、右に庚申塚あり、

黒石野に人家あり、庵頭轉の崖より、長坂を過ぎ、小野松に至る、山上に觀音堂あり、胎内潜りの窟あり、川又村柳平、缺の山、此を上田通と沼宮内通の境界とす。

簗川（ヤナガハ）

今、川目、根田茂、砂子澤を併せて、簗川村と云ふ。盛岡の東南なる山谷にして、同名の溪流あり。其奥は即、早池峰山と稱す。〇盛岡より、中野村を横ぎり、簗川驛を經、閉伊の宮古港に往來す。道程、盛岡より三里簗川、七里門[illegible]、この間に甲明神（カブトミヤウジン）峠あり、一名國界峠、標高六百四十米。

簗川驛と中野の間に、大字川目あり、根田茂は其南にして、砂子澤に至る間とす。白瀧は、高四丈、川目に在り。又、此間の諺に「一に金勢、二に疊み石、三に藥田松」といひ、其石樹の奇異を稱す。

砂子澤（イサゴザハ）

今、簗川村の大字なれど、驛の南東三里なる別溪に屬し、稗貫郡川目村(大迫)と相隣る。溪流は、砂子澤より、更に東に上ること、五六里にして完まる。即、早池峰なり。されば、此簗川の一溪は、屈曲凡十里に及ばん。

淺岸（アサギシ）

今、淺岸村といひ、簗川村の北に隣り、盛岡の東一里。(新庄、加賀野は、今、淺岸の管内なれど、全く、盛岡の外郊なり、故に盛岡の條に係く) 中津川の一源清（キヨ）川は、淺岸の山中に出づ。

淺岸の東界には、南に兜明神嶽 (簗川村、并に閉伊郡門馬村、大山村へ跨がる)、北に五大堂山 (籔川村、大山村へ跨がる) あり、共に一千餘米。

米内（ヨナイ）

今、米内村といふ、盛岡及び淺岸の北にして、中津川の一源濁川の起る所とす。(三割、山岸、上田など、盛岡郊外の村里も、其地の割かれて、米内村へ入れるもの多し)。閉伊郡岩泉、小本への山道は、此を貫ぬき、籔川村へ通ず。

奥南舊指錄云、地士米内、一方井は、阿部貞任の庶流にして、紋は鷹の羽なり。〇縣史談云、一方井刑部、米内右近、栗谷川仁左衛門等、二十六代信直公のために、日戸、玉山、下田、澁民、乙部、大釜等を討伐し、信直公に服從せしかば、岩手郡是より全く南部の有に歸す。〇三閉伊路程記(編錄年代不知、文化文政之比歟)云、盛岡より籔川へ八里三十一町餘、左右山續にて、澤目田畑少少あり、山岸村ナノリ茶屋の道傍に、片手石とて、高五尺四寸、幅一丈二尺、所々に穴ある石あり、此穴に水注ぎて、片手にて押せばうごき、水こぼるるなり、其よりナノリ坂を登る、上米内村土室より明神坂へかゝる、いと高し、甲明神社の左右に、大岩相並ぶ。

外山（トヤマ）

濁川の源にあたり、山野頗廣平にして、今、米内、淺岸、籔川、玉山の四村に分屬す。近時此に牧場を置かれ、宮内省御料局の養馬所と爲す、盛岡を去る四里。

文化文政の頃と想はるる、三閉伊路程記に、明神坂、柴澤、長柄平、村木平と見ゆるは、今の外山野にあたる。

本宮（モトミヤ）　（向中野）（仙北）

今、向中野（ムカヒナカノ）、下鹿妻を併せ、本宮村と云ふ。仙北（センボク）町は、盛岡市の管内とす、盛岡の南西に、北上川を隔て、其南界は、紫波郡見前村飯岡村に至り、北界は、雫石川を以て、厨川村と相限る。

仙北町は、盛岡市向町、神子田の西に江水を隔てゝ、藩邦以來一驛市たり。即、本府城南方の門戸にして、船橋を架せる地なり、明治十年改造して明治橋と曰ふ。

奥之荒海云、朝疾く、森岡の舍を出行けば、川あり舟橋かけたるを渡りて、松原遠く行く、此原七里有となん云ふ、同じ詠に、旅の憂さぞ限りなく添たる、やゝ郡山、石とや杯云る里訪過きて、花牧の驛に著く。(安永年間紀行)

本宮の泉屋敷といふに、泉三郎忠衡(平泉藤氏の一族)の墓と說く者あれど(鶴舞家訓)、信け難し。[illegible]に、盛恩寺あり、下斗米形水 (通稱相馬大作、本名下斗米秀之進将曹、南部家臣) の碑あり。寺は、形水の遺子、僧日淳之を開く。此地は、藩政の時の刑死場なるが、大路に緣れり。盛岡出入の驛路、南北いたく難易を異にするは、其風土山川の狀態によるや論なしと雖、其南路は、江戸參覲の往來必由の所なれば、萬治中、大に修理を爲し、行樹(松)を植ゑしめられ、後世永く之に賴るとぞ。

文政五年八月、江戸御町奉行申渡　　浪人　相馬大作

其方儀「津輕越中守家筋の義は、古來、南部家臣下の筋目に有之處、當越中守代に至り、家格は勿論、官位共結構に相成、猶此上昇進も可有之趣、故南部大膳大夫承り及び、殊に越中守義、南部家同樣に可相成と、右の義を殘念に存候哉、氣鬱の上發病、致死去候」よし承り及び、殊に當大膳大夫、其比無官に有之に付、越中守よりは遙末坐に相成候間、旁心外に存じ、其方仕官の身分には無之候得共、父祖の爲には、累代の主人に付、右欝憤を晴す可しと、關良助外二人申勸め、越中守歸城の節、道筋に待受け、右遺恨申述、同人屈伏の上、隱居致候にゃ格別、左も無之に於ては、鐵砲を伏置き、打留候積り、一己の存念より、右企を致し、羽州秋田領白澤宿迄罷越候所、越中守は道を替、致歸城候故、不遂本意候得共、右企の趣露顯可致と存、妻子其外召連れ、致出奔候始末、不恐公儀仕方、不屆至極に付、靑山下野守殿、依御指圖、獄門申付之、

太田（オホタ）　（猪去）

今、太田村と云ひ、上鹿妻、猪去（ヰサリ）を併す。本宮の西鄰にして、北に雫石川を帶び、共に狹少の村里にして、大山野あるなし。而も、田土稍廣く、豐壤の名空しからず。〇縣地理云、岩手郡中に於て、太田、大更、田頭等は、米の產地なり、太田より紫波に亘れる數千町の水田は、昔、飯岡甚七と云へるもの、土功を企て、雫石川の水を灌ぎしに始まり、漸くは大に開けしものなり、

(鹿妻)

(鹿妻溝、一名穴口堰)。

鹿妻溝の事は、紫波郡飯岡を合考せよ。

下太田に、方八町と號する地ありて、俗説、康平五年、源頼義が、厨川柵を攻めし時の陣場跡といへり、(方八町といふこと、諸郡往々、此種の傳説と共に、其名をつたふ、合考すべし) 盛岡の西凡一里、其對岸東北方に柵址を望む。俗談、又。太田八幡の緣起を説き、壺水の説あり厭ふべし。

南部系譜、康平五年十二月、頼義義家、奉仰八幡神威靈德、於岩手郡下太田村林崎、奉勸請八幡宮、白旗、同六年正月、出發、北上川靈水入壺中、歸京、河内國館傍、堀井埋壺、卽號壺井。

陸奥話記云、康平五年九月十一日、入鳥海柵、(中略)卽襲正任所居黑澤尻柵、拔之、所射殺賊徒卅二人、被疵逃者不知其員、亦鶴脛比與鳥二柵、同破之、同十四日、向厨川柵、十五日酉剋、到着、圍厨川嫗戸二柵、相去七八町許也、結陣張翼、終夜守之、件柵、西北大澤、二面阻河、河岸三丈有餘、壁立無途、其内築柵自固、柵上構樓櫓、鋭卒居之、河與柵間、亦掘隍、官軍到着時、樓上兵招之曰、戰者來焉、雜女數十人、登樓唱歌、將軍惡之、自十六日卯時、攻戰終日通夜、積弩亂發、矢石如雨、城中固守、不得拔之、官軍死者數百人、十七日未時、將軍命士卒曰、各入村落、壞運屋舍、塡之城隍、亦每人苅萱草、積之河岸、於是、壞運苅積、須臾如山、將軍下馬、遙拜皇城(中略)、誓自把火、稱神火投之、是時有鳩翔軍陣上、將軍再拜、暴風忽起、煙焰如飛、云々。

雫石川

岩手郡西偏の大溪にして、岩手山、及び中央山脈の諸水を集め、北上へ注入す。古人之を厨川(栗屋川)ともいへり、下の厨川、葛根田川等に合考すべし。雫字は、我邦の制なり。

厨川

今、厨川村といふ、盛岡の西北一里、岩手山の裾野を背にして、北上川(東界)雫石川(南界)を帶ぶ、其上厨川、下厨川の二部は、共に、雫石川の北岸に並び、厨川とは、もと雫石川の本名なりしを覺らる。

(木伏)

今、下厨川の新田町堂前の南、木伏に、鐵道停車場を置かれ、之を盛岡驛と爲す。此より東へ開運橋を架し、大澤河原へ通り市街へ入る、舊城の西北半里、明治二十三年開創。

(夕顔瀬)

新田町は、夕顔瀬の橋を以て、盛岡上田町仁王小路へ通交し、近世、雫石秋田往來の門戸なりき。明治廿年、遊民に通ずる大路なるも、北上川の西岸に轉したれば、西北の二路共に此に分岐す。○夕顔瀬橋、明和二年始架とぞ。盛岡砂子に曰く「夕顔瀬は、長五十四間、昔は舟渡なり、寛永の頃に、始めて橋かゝる、小橋なれど、大石を以て中島を築きたり」云々。

(栗屋河)

南部以下奥方勢、已逃散、岩手斯波兩郡、令靜謐之、於栗屋河、與部拔鎮合戰、令打勝、著和賀郡、葛西勢等爲一手、可責國府之由、以飛脚被申候、其境へも、定被相觸候歟、相構、嚴密可合計沙汰給、(中略)、内々別可申旨候也、恐々謹言、

五月十六日(興國二)　法眼宣宗(判)

謹上　結城修理大夫殿(白川文書)

栗屋河、又家號とす、卽、工藤行光の子孫にして、天正中に、栗屋河仁右衛門(又兵部少輔)と稱し、猪邑里を保ちしが、已に南部氏に臣屬し、後廢城す、柳澤、米内等に合考せよ。○奥南舊指錄云、栗谷川氏は、工藤小次郎の末孫也、頼朝公、平泉御退治の後、伊豆の工藤小次郎行光に、岩手郡賜り、岩鷲權現の大宮司となす、栗谷川に居れるが故、子孫之を氏號とす。○祐清私記云、厨川の館を、岩手殿と號し、本名工藤、文治五年、行光(工藤小次郎)より、十一代光家まで、世を經たりしが、南部伊豫守信長と不和になり、遂に合戰に及び、光家降參し、不來方郡代(慶善館)の成敗をうくることとなる。

厨川柵址

今、下厨川に屬し、安倍館とも呼ばる。東は、北上川に臨み、斷崖數丈、西は大路に沿ひ、壘壕の猶存るあり、(縣史談)。康平五年、源頼義、阿倍貞任を此柵城に圍み、遂之を陷る。文治五年、源頼朝の藤原泰衡を伐つや、其北走を追ひて、此に至り軍を還す。工藤小次郎行光(伊豆人)、軍功を以て、本郡を賜り、乃、安倍館に居る。子孫相繼き、何の頃よりか、南部氏に臣事し、天正二十年館廢す。

今、按、安倍館は、夕顔瀬片原町の北八町許にして、古書に、厨川柵二面阻河といふに合はず。木伏の南、北上雫石の二川の會ふ邊に、別に、里館と呼ばるる一荒墟あり。ここをも、土人、古より、安倍の跡にて、殊に本丸なりと云へば、貞任の居れるは、里館ならん。夕顔瀬の北なる安倍館は、觀迹聞老志に「安倍八幡、在荒城址、蛇島、擲手松、勾當塚、在城畔焉」ともいひ、その一敗壘たるや必せりと雖、恐らくは、安倍氏に非ず。實は、工藤氏歟。近年、安倍館の西、狐森に、監獄署を建築す。

陸奥話記云、康平五年九月、官軍未到之前、宗任經清等、棄城走、十四日、向厨川柵、厨川、嫗戸、相去七八町許也、西北大澤、二面阻河、河岸三丈有餘、壁立無途、其内築柵自固、柵上構樓櫓、鋭卒居之、河與柵間、亦掘隍、隍底倒立刄、地上蒔鐵、亦遠者發弩射之、近者投石打之、適到柵下者、建沸湯沃之、振利刄殺之、官軍到着時、樓上兵招官軍曰、戰者來焉、雜女數十人、登樓唱歌、將軍惡之、云云、自十六日卯時攻戰、終日通夜、積弩亂發、矢石如雨、城中固守、不得拔之、官軍死者數百人、十七日未時、將軍令士卒曰、各入村落、壞運屋舍、塡之城隍、亦每人苅萱草、積之河岸、於是壞運苅積、須臾如山、將軍下馬、遙拜皇城、云云、誓言、自把火、稱神火投之、是

時有鳩翔軍陣上、將軍再拜、暴風忽起煙焔如飛、先是、官軍所射之矢、立柵面樓頭、猶如蓑毛、飛焔隨風著矢羽、樓櫓屋舍、一時火起、城中男女數千人、同音悲泣、賊徒潰亂、或投身於碧潭、或刎首於白刄、云云、貞任拔劔斬官軍、官軍以鋒刺之、載於大楯、六人舁之、置將軍之前、其長六尺有餘腰圍七尺四寸、容貌魁偉、皮膚肥白也、云云。

陸奥合戰記云、康平五年九月六日、攻入衣河、燒重々柵了、殺傷者七十餘人、十一日、襲鳥海柵、宗任等棄城逃走、保厨川柵、十五日酉刻、到着厨川柵、十六日卯時、攻戰終日通夜、士卒、壞運屋舍、塡之城陣、又每人苅萱草、積之河岸、壞運苅積、須臾如山、將軍下馬、遙拜皇城誓曰、昔漢德未衰、飛泉忽應校尉之節、今天威獨新、大風可助老臣之忠、伏乞八幡三所、吹火燒亡彼楯、則自把火、稱神火投之、是時有鳩、翔軍陣上、將軍再拜、暴風忽起、煙焔如飛、樓櫓屋舍、一時起火、城中男女數千人、同音悲泣、或投身於碧潭、或刎首於白刄、官軍以鋒刺貞任、載於大楯、六人舁之、將到將軍之前、其長六尺有餘、腰圍七尺四寸、貞任、經淸、重任等、一々斬生首、又經數日、宗任等九人歸降、合戰之際、義家每射甲士、皆應弦死矣、後日武則語義家曰、僕欲試君弓勢如何、爰武則重疊堅甲三領、懸於樹枝、恣令射之、義家一發貫甲三領、武則大驚曰、是神明之變化也、豈凡夫之所堪乎、十二月十七日、國解言、斬獲賊安倍貞任等十人、歸降者安倍宗任等十一人、此外貞任家族死有遺類、已上、〔扶桑略記〕

東鑑云、文治五年九月二日、二品出平泉、令赴岩井郡厨河邊給、是爲相尋泰衡隱住所也、亦親祖父將軍、追討朝敵之比、十二个年之間、所々合戰、不決勝負、送年之處、遂於件厨河柵、獲貞任等首、依曩時佳例、到當所、可討泰衡獲其頸之由、内々令思案給、云々、十二日己巳、於岩井郡厨河、點此所坤角假仗次之波氣、被定御所、今日、工藤小次郎行光、獻盃酒垸飯、是於當郡者、行光依可拜領、明日於御下之間、及此儀、云々、(自高水寺厨河柵者、依爲廿五里行程、未尅黃昏、著御件館)。

(嫗戸)

(安倍館址)

舊蹟遺聞云、厨川柵は、古へ貞任等のこもりたる城にて、賴義義家の貞任らが首を得玉ひし所なり、賴朝も、泰衡を討とき、こゝにて其首を見たまはんとおぼし玉ひける由、東鑑に見ゆる如し、さて、此厨川の柵よりひつじさるの方十六七丁ばかりに、今土人ども方八丁と唱ふる所あり、こは、義家のみ軍を屯し給ふ所なりとて、今尙土居のさま現にのこりぬ、又、柵より西の方に、土人嫗屋敷と呼ぶあり、嫗戸(ウバト)なるべし、戸は則人家をいへれば、後に屋敷とはいへる成べし、土人は多く館舍の別なく、家地をば屋敷とのみ、今もいへり、かゝれば、疑なく、嫗戸の柵、此所なるべし。○隨轡紀程云、史稱、貞任保厨河、西北大澤、東南阻川、王師攻之、又闘嫗戸柵、二柵相距七八町、蓋阻川者、滴石川、與來神川會處、嫗戸今曰嫗屋敷、有遺址云。

大八洲遊記云、盛岡縣治、出坊市、渡北上川、有橋云夕顏瀨、爲厨川村、沿川至故壘、々址凡四、各繚以壕塹、壘形皆方、濶各町餘、壕徑纔三四間、其後則枕北上川、壁立二十丈許、其北則地稍下爲水田、其東則畦圃高與壘址均、土人呼爲安倍館(アベタテ)、史曰、賴義連破貞任、遂闘厨川嫗戸柵、是也、又曰「柵西北大澤、二面阻河、柵上構譙樓、隍中樹刃、守備甚固、賴義命壞民屋塡塹、積刈草放火燒之、樓櫓壘柵一時灰燼」、今觀其遺址、隍塹狹小、豫州一炬燒之、亦不難也、唯其所謂二面者、今纔阻一面、河流與古異也、柵西南有稱方八町者、當時豫州所陣云、距今七百餘年、殘壘依然、蓋以在邊鄙也。○安倍は、奧羽上古の盛族也、其俘囚長安倍の一流、頗人口に膾炙す。而も、其系統不明、後人附會して說を成すものあり、今にして其信否を決め難し。

陸奥話記云、六箇郡之司、有安倍賴良者、是同忠良子也、父祖忠頼、東夷酋長、威風大振、部落皆服、橫行六郡、劫略人民、子孫尤滋蔓、漸出衣川外、不輸賦貢、無勤徭役、代代驕奢、誰人敢能制之、永承之頃、太守藤原朝臣登任、發數千兵攻之、出羽秋田城介平朝臣重成爲前鋒、太守率吏士爲後、賴良以諸部俘囚拒之、大戰于鬼切部、太守軍敗績、死者甚多、於是、朝廷有議、擇追討將軍。

氏族志云、陸奥安倍、姓氏錄、續日本紀、及後紀、多載陸奥人賜阿倍臣姓、而其族多出丈部(ハセツカヒ)及日下部(クサカ)奈須(ナス)三氏、皆爲大彥後、即其爲同宗、非無據、後冷泉帝時、有安倍賴時及子貞任、世居陸奥、爲六部酋長、族類太盛、皆相踵叛誅、〔陸奥話記、安藤系圖〕貞任子高星、竄匿津輕藤崎、後領其地、稱藤崎氏、〔藤崎系圖〕其族有安藤氏、〔安藤系圖〕藤或作東。

續類從本安藤系圖、

比羅夫——安麻呂——小島
- 家麻呂（出羽鎭狄將軍）——富麻呂（出羽守）——宅良（鎭狄將軍）
- 隣良（出羽郡司）——忠良（陸奥大掾）
  - 則任（法名良昭）
  - 賴良（改賴時、號安太夫、奧州合戰、二日目討死。）
    - 爲元（赤村分）
    - 官照（井殿盲目）
    - 貞任（厨川二郎、康平五年九月被討了、）
    - 春童子

┌千代童子（父同討死）
├宗任（鳥海彌三郎）─
│　┌女子（基衡妻、觀自在王院本願主也）
├正任（黑澤尻五郎）
├重任（北浦六郎）
├家任（鳥海彌三郎）
├行任（鳥海八郎）─
│　┌則任
│　白鳥太郎、實貞任子、藤原清平之子惟平養子也
├女子（平永衡妻）
└女子（藤原經清妻、清衡母、後爲清原武貞妻）

安倍氏の始末につきては、平泉（磐井郡）衣河、鳥海（膽澤郡）藤崎（津輕）等に合考すべし。

波氣（ハケ）

今、厨川村の西に、八卦の名遺る。○東鑑云、文治五年九月十二日、於岩井郡厨河、點此所坤角傔仗次之波氣、被定御館、今日工藤小次郎行光、獻盃酒垸飯、是於當郡者、行光依可拜領、別以彼仰下之間、及此儀、云々。舊蹟遺聞云、波氣、厨河野の西の方に、八卦村といふ所あり、そこにやと思はる、波氣、八卦、音通へば、後世に文字を改めしならんか、この八卦といふ所、東鑑に坤角と見えたるによくあたれり、今又考ふるに、厨河の坤の角の波氣と言所に、傔仗次之といへるものゝ家、又は領地など有を、其所を假のみたちとせられし事とみえたり、波氣を點じてと言ては、いかなることゝも聞えがたし、こは、波氣の下に家の字ありしが、落たるならんか「點此所坤角傔仗次之波氣家、被定御館」などありしならん、猶いかにぞやと思はるれど、東鑑の樣を見るに、かうやうの文勢おほし、猶よく考べし。

瀧澤（タキサハ）

今、鵜飼、大澤、大釜を併せて、瀧澤村と云ふ。厨川村の西北、雫石村の東隣にして、岩手山の裾野に屬す。本村の東北偏、鐵道線の西なる不毛に、牧坰を置かる、岩手種馬所といふも、此牧野の一なり。○大釜（オホカマ）は、雫石川の北岸に居り、厨川村の西、秋田驛路之を貫ぬけり。

（大釜）　（岩手牧場）

山崎氏地志云、奥州の牧馬業は、洪積層原野の廣きと、火山裾野多きとに由ると雖、亦藩政時代にあたりて、意を牧馬に用ひ、これを奬勵したる結果に由らずんばあらず、されば、平原山野、到る處として馬匹飼養を見ざるはなく、就中、岩手縣下の如き、農產物に於ては、稍他地方に讓る所あるも、馬匹に於ては、熊本鹿兒島地方と相並びて海内に冠絕し、其數は十萬頭に近く、南部馬の名は遠近に振へり、今岩手種馬所は（盛岡市を距る二里）瀧澤村にありて、是等產馬改善の機關に供せらる。○昔之を聞く、南部盛岡藩產馬方法の要目、數項あり、第一は人民の自由賣買を禁し、官に於て悉く之を賣買するにあり、故に、藩内數所の產地に市場を設け、每年時日を期し、藩吏出張して、遠近群集の馬商をして、二歲駒の競賣買を行はしむ、又、各村に產馬取締役を設けて、馬籍を詳にし、出入を嚴にし、若し犯すものある時は、藩の内外を問はず、追跡して必之を罰す、第二は馬種を改善して、良馬を得るにあり、故に市場に於て、最良の牡馬は選拔して之を買上け、之を人民に貸與へ、各村の取締役をして、漸次馬種の改善に從事せしめたり、云々。

雫石（シヅクイシ）

中世、雫石庄といへるは、今の雫石村、御所村、御明神村、西山村の域にわたり、卽、雫石川の源谷、南北十里餘、東西五里許を指す。今の雫石村、其中央にあたり、秋田仙北への山道を扼し、小驛市を爲す。中世、領邑の豪族の居れるも、亦此に外ならず、盛岡より五里。

雫字、また滴（シヅク）につくる、訓同じければ也、雫石氏を、一に戸澤（トサハ）といふ、戸澤とは、今、御所村安庭の地名なり。○

（滴石館址）

縣史談云、文治五年八月、源頼朝、藤原泰衡を亡ぼし、岩手郡の南部を、工藤行光に與へ、西部を戸澤衡盛に與へらる、天文九年、南部晴政、族高信をして岩手を徇へしむ、郡中諸族盡く服す、獨り滴石の戸澤政安應せず、八月、高信軍を移し、滴石を攻めて之に克つ、政安出羽に逃る。○祐清私記云、高信、雫石へ出馬、手東左衛門（由緖先祖不知、雫石の城主也）、長山、戸澤、防戰の手を失ひ、手東は打死、長山は降參し、戸澤は羽州仙北へ落行ける。

伊達勤王事歷云、平貞盛の裔、飛驒守兼盛といふ者、頼朝卿に仕へて、滴石莊の戸澤を領せりとか、天文九年に至て、南部氏に攻められて、出羽に移れり、新莊藩の戸澤氏は、其裔なり、此家は、南北亂の時に宮方たり、中館系圖「興國六年の頃、顯信將軍、南部政長に命じて、葛西和賀滴石等と共に、斯波郡を攻めしめられし」由見ゆ。○關城繹史云、正平四年三月、官軍據斯波郡滴石等諸城、吉見貞家遣兵攻之。

按、雫石氏は、天文中、南部氏に破られて散亡し、後、斯波氏（高水寺の足利御所と稱するもの）にて、雫石の遺跡を承け、卽、雫石御所と濫稱したるに似たり。それも天正十六年に、南部信直に攻滅せらるゝこと、諸書に記すごとし。また、南部士譜に「志和治部大輔經詮の長子、雫石伯耆、次男猪去兵庫といひ、伯耆の子孫、信直公に奉仕」云々。

奥南盛風記云、天正元年、九戸政實は、滴石伯州の處へ、晴山治部忠房を竊に遣し、櫛引が申せし如く、政實が口上を達しける、伯州容易く領掌して治部を返し、二百計の手勢にて、太田大釜の兩館を燒拂ひ、直に不來方の城に押寄せ、福士を攻めしかど、猶後難を恐れて引き拂ふ。○縣史談云、八幡館、雫石村の東、字古館にあり、昔、雫石伯耆詮貞（斯波兵衛尉詮高が次男

にして、雫石氏の養子）の居所たり、其後孫なほ手塚左衞門と云ふ、南部信直に叛き、天正十九年九月、城を棄て出羽仙北郡に出奔す、同年冬之を毀つ。

滴石新山神社(シヅクイシシンザン) 滴石の黒森(クロモリ)なり、近世は、社領四十五石を有し、別當を圓藏院といひ、即、岩手山の神を祭る所と爲せり。岩手山は、本驛の正西、其絕頂まで山路七里と稱せらる。

安庭(アニハ) 今、中野村の安庭に對し、西安庭ともいふ、雫石驛の南一里。近年、繫、鶯宿、南畑と相合せ、御所(ゴシヨ)村と改稱す。

（御所）方俗、戸澤御所、又、雫石御所の謬あれど、疑ふべし盛風記にも「天正の頃、閉伊に母衣(ホロワタ)綿御所、雫石に戸澤御所とてありければ、斯波御所と合せて、地下人、是を南部の一斗五升と申ける、母衣綿氏、戸澤氏は北畠源中納言顯家卿、奥州の國司に下り玉ひし時の子孫也」と云々、されど、戸澤氏は平姓なり、蓋、斯波御所より、雫石の遺跡を繼承し、即、雫石の御所とも稱したるのみ、上の滴石館の條に合考すべし、北畠の餘流にはあらず。〇安庭は、栗原郡の姉齒(アネハ)と同語なるべく、夷語歟。

（戸澤）縣史談云、安庭の戸澤(トザハ)と稱する地、南畑川岸に古塋あり、新庄藩戸澤氏（滴石氏）の祖先の葬地にして、往時は、五輪石塔數基ありしに、往々崩壞し、今僅に墳形を存するのみ。〇野史云、戸澤盛安、姓平氏、鎭守府將軍貞盛之後衡盛、仕大將軍源賴朝、領陸奥岩手郡滴石莊戸澤、後移居出羽山本郡北浦莊、保門屋角館自岩等四千六百町、忠盛移治淀河城、是爲盛安祖父、盛安稱治部大輔、居角館城、永祿天正之間、屬南部氏、武威稍張。

繫(ツナギ) 今、御所村の大字にて、安庭の東隣とす。此地、一名湯館(ユノタテ)といひ、硫黃性溫泉あり、熱百七十度、また、安庭

（鶯宿）の西なる山中にも、鹽類性熱湯涌出す、鶯宿(アウシユク)の湯（熱百三十度）と呼ばる。

南畑(ミナミハタ) 今、御所村の大字とす、安庭の西南二里、男助山と女助山の間なる溪谷を占む。南畑より西へ山伏峠を踰ゆれば、（標高六百米）、和賀郡の澤內(サハウチ)（貝澤）に入るべし。

御明神(ゴミヤウジン) 今、上野、橋場(ハシバ)を合せて、御明神村といふ。雫石村の西隣にして、中央山脈の直下に迫り、朝日、仙岩、駒形、大深の諸峰羅列す。

（橋場）橋場は、秋田仙北路の山驛なり、雫石より二里、之より三里にして、仙岩峠を陟り盡すべし。橋場の西北の山中に、國見鑛泉あり、鹽類性、溫百零四度、仙岩峠の北凡一里、駒嶽の下なり。

仙岩峠(センガン) 御明神村橋場の上方二里にして、中央分水山脈の一隘路なり。即、盛岡と秋田との通交にあたる。標高六百七十米、西降二里を仙北郡生保內(オホナイ)村とす、

犬牙接界飛峯嶺、鳥道獸蹊千屈蟠、天爲何人設重險、
羽山登易奥山難、　　　　　　詩　佛
纔下峯來便澗隈、澗流激雪響如雷、兩山壁立無行路、
一水經過十八回、

駒嶽(コマ) 仙岩峠の北にあたり、中央分水嶺の上に迸出せる火山なり。雫石驛より西北に望むべし、標高千六百米、（岩鷲山の西南に位置し、其間に葛根田の谷を挾む）。或は雄駒山(ヲコマサン)といへり、屬峰、大高倉（標高千四百米）小高倉等あり。

地學雜誌云、岩手郡駒嶽は、現時の觀察によれば、甚靜謐なる姿を呈するが如しと雖、チナメが嶽の麓なる片倉には、硫黃の堆積を存し、土人の言によれば、今を去る二十餘年前迄は、烟雲の登るを認め得たりと、チナメ嶽大燒砂長根は、噴口の牆壁をなし、男嶽、女嶽は、噴口を二分せる二個の圓錐峰にて、此噴口は西方（羽後に向ひ）に向て排開せり、本山に登るには、生保內村より男嶽に達する一細徑あるのみ、里程凡五里とす。〇享保採藥使記云、照任曰、奥州南部御駒嶽の麓に、石硫黃を産す、黃色或は白黃色、あるひは青白色なり、又、岩鷲山の内にも所々これを出すなり、光生按するに、硫黃は、鵜の目、鷹の目、火口の三種あり、鵜の目を上品とす、黃赤色なり。

西根(ニシネ) 今、長山と相合せ、西山村と改む、雫石驛の西北なる大山谷を占め、岩手山、雄駒嶽を左右にし、其背には、城森山、大深嶽、三石山、松倉山、網張山等を負へり。

（滴石窟）西根の山中に、葛根田の岩屋あり、之を滴石窟(シヅクイシノイハヤ)ともいひ、一奇と爲す。〇鄉村志云、滴石窟嗣、滴石縣雄駒岳近邊、嗣窟中寛廣、可容千餘人云、未知此境之詳、疑往昔夷賊大猛丸之倫、集其徒、居住此窟中、出以爲民害、入以匿伏焉、西田村將軍誅之乎、惟夫岩鷲嗣者、神府也、名之曰鬼城、大猛丸棲處也。

八戸系圖、興國三年十二月、國司顯信、賴南部六郎政長書に、「今度又對治雫手西根、被構要害之由、自出度」云々、長山の館址などに合考すべき歟、雫石氏、戸澤氏の事跡にも參稽せらる。

（葛根田川）山崎氏地誌云、雫石川は、上流を葛根田(カノコンダ)川といふ、源を大深岳の南西に發し、岩手火山横列の南方、駒ヶ岳火山縱列の東方を東南に流走す、其の上流の地は、第三紀層凝灰岩及び流紋岩より成り、河水の浸蝕作用頗る著しく、河岸多くは絕壁をなせり、瀧ノ上溫泉附近に於いて、溪勢俄に蹙り、英閃玢岩の岩脈、流を横切りて露はれ、流水奔下して、鳥越の瀑を作る。之れより以下、高倉山の東北麓を繞り、字松倉に到り、所謂葛根田の大岩屋の奇勝を作る、柱狀節理を有する富士岩の斷崖、川に沿ひて聳立し、水其の裂罅に從ひて浸蝕したる也、其の深さは大ならざれども、高さ數十米、幅百米に及び、壯麗の

泉、途に但馬の玄武洞の上に出づ、之れより以下、川は其の流路を南に轉し、鹽澤橋附近に至るまでは、熔岩のの好露出、絶壁をなせる所多し、其れより岩手火山の裾野を流れて、極樂野駒木野等を過ぎ、雫石町の近傍に於て、西方、國見峠附近より來る龍川を合し、之れより其の流路を東方に轉し、途に盛岡に至り北上川に合す、長さ凡四千呎あり。○岩手案云、鳥越瀧は、葛根田府より凡三里、高二十一間、幅十五間、西根源太森よりの水之に懸る、此山中、所々に温泉涌出し、里人、夏に至れば、土を劃して境を定め、浴池を造り、或は淨土、極樂、或は寒熱地獄の名を以て之に命す、田名部恐山に擬する也、近年、客舍を設くる者あり、卽、葛根田の瀧之上の湯といふ、此邊に化石を産す、木葉石と唱へらる。

網張山　山崎氏地誌云、網張火山は、岩手火山の西方に横たはり、其の最高點を、湯之倉岳と稱し、海拔千四百餘米、火山の體形明ならざれども、南方雫石村より遙に之を望めば、稍圓錐に近し、山頂には不完全の火口址あり、其の東西北の三方は火口壁を存すれとも、南壁は破壞して、玆に湯之又澤の火口瀨を開く、從て火口は箕形をなし、北方は高くして南方次第に低く、其の北方の高點を湯之倉、東方を釜倉岳といふ、此の火口内には、現今尚二三の礦質噴氣孔を有し、又、温泉の噴出するあり、本火山は、西方に於て、大松倉火山の爲に妨けられ、東方に於ては岩手火山の被覆する所となれるを以て、裾野の發達甚不完全にして、南方に稍延展するに過ぎず、大松倉は、網張の西に隣り(一四〇〇米)、其成生は更に古きを以て、外形壞破し盡し、其構造を知る能はず、山頂には、馬蹄形の火口址を存す、三石山、又姥ケ岳と稱せられ、大松倉山の西に坐し、現時其の火口跡をも存せず、只其の南面山頂に近き所に於て、硫黄噴氣孔の痕跡を留むるのみ。

網張温泉は、鹽類性、温二百度以上に達し、岩手山の西南山腹にあたりて涌出す。長山の北三里。近年(明治丙戌)大釋と稱する地に浴槽客室を設置し、熱泉をそこに引けり。

地學雜誌云、西根村網張温泉より、瀧の上温泉に至る途中、雫石川の北岸に、土俗岩屋と稱する大洞あり、岩種は澁黔色の玄武岩とす、蓋、岩石の柱狀を呈するものは、熔熱せる岩汁の冷却する際に、此構造を生したるなり。

長山　今、西根と合せ、西山村といふ、雫石驛の北一里、岩手山の南麓なる裾野に居る。○奥南舊指錄に「長山、本名土川、戸澤能登守殿の男子、岩手野長山村を領す」とあるは是なり。

縣史談云、篠ケ森館、又蝦夷館とも云ふ、長山村の南部にあり、延暦年間、坂上田村麿攻めてこれを拔く、今に至り、土を穿つもの、蝦夷石器と稱する椀を得ることあり。

小岩井　長山より瀧澤大釜にわたる開墾地の新名にして、雫石村の東北、約三千六百町の面積を占む。明治廿四年創業、小野、岩崎、井上、三氏の共力に出づ。

岩鷲山　又、岩手につくる、もと磐手山と呼ばれしを、後世改作したる者とす。雫石驛の正北に屹立し、形狀端麗、盛岡藩の、望みて封内の鎭山と爲せる者也。

俗書に、磐手を或は磐提につくりて、古名と爲すは、何の故たるを知らず、淺人の妄語歟。

觀迹聞老志云、巖鷲山、在盛岡西、高峻數十里、山勢突兀、彷彿富士山、山頭有善遊閣(藥師堂)、又、權現神祠、在山南、冥府嶺、在山北、有堂宇云。○東遊雜記云、岩鷲山、盛岡より西北の間に見えて、行程十四里、雲霧峯をかくす時は、駿州富士山に似たり、世に奥の富士と稱するは、此山の事にて、土人は南部富士と云ふ。○十符菅薦云、岩鷲山は、奥の布自といふ名もあり、岩手山是なり、岩手を、中むかし音讀にして、グワンシユといひしを、浮屠氏、佛をいつきて、巖鷲になずらへ、もじを岩鷲と改む。○南部舊蹟遺聞云、今岩鷲山といふは、岩手山なりとぞ、いつばかりの事にか有けん、手鷲の字音の通ふまゝに、ガンジユと呼て、文字をもかへたるよし、さて、大和國吉野郡に吉野山、常陸國筑波郡に筑波山あるごとく、岩手郡にある山なれば、岩手山とは號けむ、

（山手磐）（士富部南）

（山手岩）

古歌に岩手の山とよみたるは、

おもへともいはての山に年を經てくちやはてなむ谷のうもれき、〔千載〕　顯輔

人しれぬ涙の川のみなかみはいはての山の谷のしたみづ、〔千載〕　顯昭

今按、岩手の地名は伊勢紀伊攝津等にもありて、古歌に岩手山とよめるは、此とも定め難し。里、森、關には、明に陸奥といへるものあれど、山に陸奥とよめる證はなし。且、陸前玉造郡にも岩手山あり、猶、岩手の關址に合考すへし、諸氏の條下に出す。

縣史談云、岩手山は、陸中第一の高嶺にして、南部片富士の稱あり、貞享三年三月二日、頂上噴火暴裂、其後は烟熖も消えて、今は活火山の狀に非ず。○山崎氏地志云、岩手山は、その八面玲瓏、恰倒扇のごときは、卽、この山の岩手不二の名を得る所以なり、その裾野は渺茫として、瀧澤、西山、田頭、松尾、四村に跨り、その雄姿の壯大なる、旅客をして、思はず佇立顧望、天下またこの好山ありやと嘆賞せしむ、其登路(御坂)三あり、一は瀧澤村よりし、一は田頭村よりし、一は西山村よりす、而して瀧澤村口を以て最も便なりと爲す、されど、その嶮峻言語に絶す、平日登山癖ある人も、頗苦辛を告けん、山徑を十合に分ち、毎合に石標を建てて、登客をして迷ふ勿からしむ、九合目に至れば、一帶の平地あり、御不動平といひ、岩窟の中に休憩小屋の設あり、是より目前

に崛起する一峻嶺を踰え、御鉢周と稱する山頂の火口壁を辿り、それより猶少しく下れば、火口址中の低地に岩手山神社の小祠あり。

震災豫防調査會報告云、岩鷲山は、岩手火山横列の東端にありて、盛岡の西北約二十四粁、海拔二千七十米、東方より望むときは、完美なる截頭圓錐形をなす、然れども、西方には二三の小峯相連なりて起り、多少外形の美を損し、從ひて片富士とも呼ばる、其頂上は、東西に並列する二圓錐より成り、東部を東岩手火山と稱し、西部を西岩手火山と命名すべし、東岩手には一大噴火口、及び中央火口丘(妙高岳)あり、噴火口は俗に御鉢と稱す、外輪山火口壁は、北部に最も高くして、南方次第に低く、岩手火山中の最高點、藥師岳、(二千七十米)及び熊野山等は、實に北壁の一部をいふものなり、火口の內壁は、其の北部に於て絶壁をなせども、南方燒走にありては、妙高ヶ岳の噴出物に被はれて、稍緩斜をなせり、火口の外側は、二十五度乃至三十度の傾斜を有し、砂礫にて被はるゝを以て、樹木之に生ぜず、只矮草の岩陰に點綴せるを見るに過ぎず、殊に其の甚しきは、山頂の東北部にして、平笠村よりの登路は、恰も富士の須走の如く、土人之れを呼んで御砂子と稱す、妙高ヶ岳は、中心より微く東方に偏在し、火口點より隆まること約三十米、截頭圓錐形をなす、北麓の土人は、御築山とも云ふ、一火口を有し御室と稱し、火口壁の東部に硫黃岳、麓に胎內岩あり、東岩手火山の東腹に當り、燒走と稱するもの、是れ卽ち、山腹を破りて溢流したる一の熔岩流なり、享保四年正月の噴出に係り、約三粁餘を流走して、山麓の三森附近に及ぶ、西岩手火山は、其の山體、東岩手よりも大なれども、其の高は劣ること百餘米、其の成生、東岩手より古くして、東半部は全く其の覆ふ所となれり、頂上には火口丘を有す、火口は卵形をなし、東西三粁南北二粁、火口壁は、南北に於て著しき絶壁をなし、其北壁を屏風岳と總稱し、其の中に茶臼岳、米倉岳、赤倉岳等の隆起あり、南壁は鬼城といひ、其の東南部には一大岩脈、火口壁を貫きて屹立するを見る、高十數米厚二三米、著しく横走柱狀節理に富むを以て、側面より之れを望めば、恰も數千の米俵を積みたるが如く、稱して千俵石、又は屏風岩といふ、火口壁の西部に、姥岳と稱する一峯あり、千七百十四米、其內側は懸崖絶壁をなし、頂上には二三の噴氣孔あり、西岩手火山の大噴火口內中心より微く西方に偏し、中央火口丘あり、低き截頭圓錐形をなし、全山砂礫にて掩はれ、且樹株繁茂す、其の頂上に御釜と稱する火口湖を戴ける小火口丘、及び火口原湖(御苗代)あり、西岩手火山には一の火口瀬あり、赤澤といふ、源を火口壁の東南隅に發し、鬼城の絶壁下を急降し、火口壁に沿ひて西北に流れ、赤倉岳姥岳の間を破りて其の北に出づ、此の處兩岸相蹙まりて峭壁をなし、水は急湍をなして奔流し、七瀑の稱あり、以下北走し、山麓に於て、松川に合す。

(燒走)

(鬼城)

岩手山神社

今、岩手山の頂上に本宮と稱し、その遙拜所(新山宮)は瀧澤村の柳澤にあり、觀聞誌に「巖鷲權現神祠、在岩鷲山南」とあるは、柳澤の新山宮を指すにや、又、滴石の黑森祠にや、いつれにせよ山頂を指ししに非ず、或は田村神社と唱ふ。

岩手權現は、ただこの山神といふにはあらず、田村將軍利仁といへば、謂ゆる祖神なり。其新山宮といひ、出羽の羽黑の祭式習例を模したるを見れば、彼れ、出羽神、及び五社、古四王と呼ばるる者と同く、安倍氏の祖神なるべし。秋田の古四王社を、或は、田村丸と誤るに合考せらる。

邦內郷村志云、巖鷲山、相傳、當山權現、祭田村將軍利仁之尊靈者也、故登山詣拜之倫、唱「田村權現、野木王子」云云、然未知其所謂之詳也、則是奧州第一山也、巍巍乎數千仞、聳拔碧天、八方不背面向、遠望嶺上、彷彿芙蓉、絶頂凹處、若盂鉢、自其中每升騰硫黃之熖氣、與信州淺間岳不異矣、中央巖邊、現鷲鶚之貌、從古燒崩數回、暫時復舊態矣、因以爲山名云、其登山之程、至岑上臨四陲、巡行咸股栗、戰競有顚墜之懼、四時雪不消盡也、昔聞天竺鷲嶺、亦因在岩鷲以稱之、而不知其與富山異同優劣如何也、此岑上屢觀五雲之靉靆、實奇絶之靈境、邦內第一鎭山也。(同書又云、巖鷲山、神閣稱之鬼城、巍然峭聳、絶壁懸崖、雖飛鳥不能著也、嶢々層々、千丈之城郭、如鐵桶、則是天造地設、皆出神工鬼削者、而世所謂雖金湯之堅固、亦不可以比之、非神龍爭升騰以得何其眞中耶、且有峨々一大石門、登山者偶到茲、忽腥風暴發、猛烈襲人、不可近焉、故雖修驗行者之倫、僅候其門、不能升堂、而況於其室乎、相傳、上古有惡鬼大猛丸者、棲居于此、素猛悍暴惡、出而爲民害、儔於鈴鹿山鬼神、大同年中、田村將軍利仁東征、屯兵於滴石縣、以與渠對陣、攻戰數十度、大猛丸竟鬪負而逃、亡于閉伊海外、利仁追討、搜索而誅戮之于宮古月山、其屍沒海云、于今有其遺蹤、名鬼像岩、是也、利仁之古城迹、相對東西、至鬼像岩、海上舟行三十四五丁、發矢射殺云、其岩邊沒鏃挺、若血色着散染、又一異也、所謂古城、臼杵山之崖、稱楯崎、又名獅子崎是也、又曰、先是、田村將軍屯兵于滴石縣、創造黑森權現宮、皆自大同年中之舊祠也、然小說之外、不見正史實錄之證矣、故雖無更可考者、今民間口授傳來而以爲口實也、所謂大猛丸者、疑夷賊酋長、而且背鬼畜者歟。

(田村神社)

一本木野

岩手山の東麓にして、其溪流を柳澤といひ、獨自に北上川へ入る。此裾野は、東西三里半、南北二里と稱せられ、其中央に小驛あり、角掛といひ、瀧氏の西一里、(盛岡四里半、田頭二里半)。

(角掛)

岩鷲山炎上記云、貞享三丙寅年三月三日巳の刻より、當山御炎燒被成、依之、見屆のため、上下十四人、酉の下刻、盛岡出立、暗夜にて灰降る、風はなし、夕顏瀬の橋より御天（ゴテン）を見渡せば、東平燒け見ゆ、古舘（フルダテ）を通り岡見峠に着、灰積ること一尺許、御天は稻妻ことごとくして、火柱二本立ち、青雲白雲赤雲當當、以ての外なり、大石に火つき、諸木大小によらず、皆角掛へ飛落るさま、凄とも申計なし、四日の朝、長込坂へ着、旭見えず、山の端より下を見れば、土水火と交り、さんざんに流る、御假屋場の民家悉く軒埋り、死亡四人、其後十日餘、御山鳴渡り、燒石飛降る、五月廿七日、御天へ掛候者あり、御不動平の長根に、一間程割れ、御室（オムロ）に煙のぼり、拜し不申、と申事に候、又云、貞享の炎燒は、御天より燒崩れ、角掛澤へ押込申候、外に西の硫黄山、五丈餘底に燒入、平笠坂の三十六童子石も失せ申候。

柳澤新山宮（ヤナギサハシンザン）

即、岩手山の遙拜所とす、藩政の時、此に大勝寺を置きて供僧と爲し、羽黑山神と相渉りて、新山權現を以て之を號したり。此山神につきて、里人の傳説には、工藤小次郎行光の子孫、南部家に屬し、栗谷川と改め、登山祭典を執行せり、慶長年中、信濃守利直代より、領内の總鎭守と崇め、行光の後、工藤仁右衞門如光に、一寺建立の儀を命せられ、滝石村の安樂坊に別當職を授けられ、（天台宗、出羽國羽黑山若王寺末）高岳院大勝寺と云へり、云々。今、遙拜所は、山麓の下、三方面に在り、皆、柳澤と稱す、登山の者は、先此處に於て遙拜し、其姓名を帳簿に記載し、或は守札を得、冷泉に就きて浴し齋戒す、之を水垢離を取ると云ふ。祭典を柳澤祭と唱へ、盛岡市に在りては、新山小路の分社に行ふ、今に易ふることなし。

巖鷲峯記　　田口藤好撰

孔子登東山而小魯、登泰山而小天下、故觀海者難爲水、難爲大而忘其小、是以聞見之大者、自其廣胖之德也、岩手郡巖鷲峯者、陸奥之秀、而南部領國之所鎭也、登此山則信濃皆在一望中、杜少陵之詩「岱宗其如何、齊魯青未了、造化鍾神秀、陰陽割昏曉、盪胸生層雲、決眥入歸鳥、會當凌絕頂、一覽衆山小」當并按古、嗚呼去歲三月二日夜、人定之後、山自鳴動、轟然噴灰、到翌日晡時、黯然爛出、焔然火見、山腰半腹之上、頂上階級之下、盤石出溝渠、其廣數百歩、餘流出角掛、延暨松厨、河水濁混、魚悉辭泥、河水不達、但有餘日、嘗聞「延曆庚辰三月、富士之山頂自焚、其聲如雷、飛灰如雨、河水皆紅、至四月而止」彼獨如此、是則不然、烟灰綿々到于今、鬱火使之然也、人力無如之何、相傳。是山鎭祝田村滿、最爲家國之鎭也、其拜禮到今不絕矣、田村滿久在奥州、勳勞稍大、故鎭祝之者乎、其經年遠矣、忘其來由及其記錄、是山也景致無併、所謂篠木王子一庭、謂之本宮一王子、柳澤新山堂、笠七五三權現、御藏石、一矛立、劍峯、不動嶽、八葉、虛空藏、釋迦、觀音、藥師之嶽、御室、三十六童子、御祕屋、西澤之御釜、御手洗、地獄、七瀧是也、疊石、積石、其卓犖奇麗、工巧天然、惜哉、焔火未消、畏浸御室及三十六童子八葉、於是我大守源重信公、在江府、欲慰安神慮鎭神誥、以京師岡崎在番某、遣卜部兼連、而經天奏、則賜宗源宣旨、贈正一位岩鷲權現、（中略）、此山也、有三路、盛岡滝石岩手也、崎嶇羊腸而躋攀、宛如喘牛、始開大勝寺、爲此山別當職者、安樂坊也、繼受業者、高海行路養海龍海也、到今南海上人六世也、一日、上人招予曰、此山也自古昔相傳有神名神拜、倘來者之不遺忘、委蛇曲折、更演繹之、予爲記其梗槩、貞享丁卯三月。

下田（シモダ）

今、川崎、松内と共に、澁民村の管内とすれど、北上の西に在りて、一本木野の北なれば、形勢は、松川の水域に屬し、當に大更村へ入るべし。

下田氏は、日戸、玉山の一族にて、北岩手の一案たりしが、天文年中より、南部家へ降附す。又、南部門葉の下田氏あり、南遠州長義の四男。河州直政、六戸下田村に領知す、同號異家なり。

澁民（シブタミ）

今、澁民村といひ、門前寺、文道（ブダウ）、芋田、下田、川崎、松内等をも合したり。盛岡の北五里、北上東岸の小驛市とす。

澁民は、西方五里に岩手山（ガンシユ）を望み、東方二里に姫神山を仰ぐ、里人これを男女の兩神に對比す。又、此地に一岩の突兀たるありて、謂ふ所の岩手の壯、岩出の里は、是にして、郡號、山名、關名に之に合考すべしと說く者あり、いかにや。○岩手縣鄕土史云、岩手（イハテ）の森は、岩手山の麓、澁民村にあり、森の上に丈餘の大石突出す、故に岩出の森の名ありしが、後に岩手の森と改稱せり、春時、躑躅花小松の間に咲き、頗麗し、岩手の里、岩手の關等の名、古き歌文に見えしは、此の邊をいひしなるべし、（縣史談また同說なり）。

（岩手森）

くちなしの色とぞ見ゆるみのくの岩手の里の山吹の花　〔夫木集〕　大江匡房

陸奥の岩手の森のいはてのみおもひを告ぐる人もあらなん〔夫木集〕

岩手關址（イハテ）

今知れず、之を澁民、寺田などに擬するも、徵證に乏し。

みちのくにありてふ關の岩手おもふ心の奥を誰か知るべき、〔夫木〕　中務卿　親王

あづまぢやいはての關のかひもなく春をはつぐる鶯の聲、〔夫木〕　前中納言定　家

ひとめ守るいはての關はかたけれど戀しきことはとまらざりけり、〔新勅撰〕

人しれず袖の浦には波かけていはての關に日數へにけり、〔夫木〕　如　寛

岩手關は、觀迹聞老志に、今、寺田村に在りと見え、寺

田には上關てふ地字、げにのこれり。されど、寺田村は、田頭大更の北なる山中にて、路頭に非ず。要衝の形勢、毫も之を見ず。然らば、澁民村に岩手杜の傳說あるに合考して、其地に訪求すべき歟。さもなくば、厨川柵の二水の交會、三道の集衢なるに觀察して、厨川柵の別號とも論斷せん歟。今の盛岡を、古人岩手(イハテ)の津(ツ)ともいへるに合考すべし。

（岩手津）

盛風記云、天正十九年の秋、信直公より、上衆の案內として、北尾張を、岩手の津（今の盛岡）まで遣し玉ふ、氏郷を始め諸將、岩手の津に着陣、九戶への行程（十四里）路の嶮易を尋て、評議を究め、奥へ下り玉ふ。

彼れ、盛岡の名も、岩手の森に因めるやの疑あり。

門前寺(モゼンジ)　今、澁民村の大字なり、其南にして、此より玉山村の川又を經て、盛岡上田への直徑あり。北上の東岸なる山谷を跋涉し、頗險惡なり、凡四里。一に鵙逸(モズイノ)に作る。

（鵙逸）

明治內子東巡錄云、盛岡行在所發輦、上田村を經、坂路紆回、黃金水の七曲と云ふ、厥巓淸泉あり、甘冽掬すべし、此際新道なり、古道は山北にありて、座頭轉坂、長坂(ナガサカ)等、嶮惡殊に甚しと云ふ、長坂に至る、古道と合する所、御小憩、是より道倍嶮なり、上馬車を下り龍馬に御す、山間を行く數町、一坂を下る、北上川の北來するに逢ふ、かきの山坂と云ふ、岸頭の絕壁を劃開して棧路を通ず、千仭の底、碧湍逆す、甚嵐嚊あり、門前寺村千本松に至る、小檻を葺きて寢憩に備へり、坂の絕巓なり、西、岩手山に面して開く、中峯雲掩ひ、岳麓碧岬畦の如く、迤邐數里に亘る、富峰の樣に似たり、又數坂を踰え澁民村に至る、寶景殊に甚し、從來輦道未有らざる所、言語風姿、亦殆異域の人に似たる者あり。

玉山(タマヤマ)　今、玉山村と云ひ、日戶(ヒノト)、川又をも合す。澁民の南東に隣り、米內の北にあたる。外山牧場は、今、本村所管なれど、宮羅山の南麓にして、原野廣遠なり。

（日戶）

奥南舊指錄に「日戶、玉山、下田、沼宮內、川口、澁民、以上の六家は、藤原秀鄕十六代、相州の住人、川村周防次郎、奥州へ下向、子孫この六家となる」云々。柴波郡大个生、江柄に合考すべし。○北奥道中記（文化年中の撰歟）云、上田通、川俣村蠣(カキ)の山より、沼宮內通、笹平、柏木平を過ぎ、鵙逸村なり、此地、北上川に大築あり、御國第一の漁所とす、鵙逸は本名なれど、門前寺とも唱ふ。

姫神嶽(ヒメカミ)　澁民の東嶺にして、澁民、卷堀、玉山の三村に跨り（西方）、北上川を隔てゝ岩手山に對す、標高千百九十米、花崗岩より成るを以て、諸山に特異す。玉山村より一里、一名玉東山。

隨筆記程云、姫神嶽、巍然凌衆山、與岩手及早池峯鼎立、號北奥三鎭、夏秋之交、州人齋戒登賽、往々見靈異、相傳、嚴手神嘗娶姫神、伉儷不諧、姫神怨恨、隔去山谷震動、抑大地火脈、有時發洩、山崩地震、何可異之有、貞享中、嚴手山鳴動噴火、泥土自山腹潰出、溪澗魚皆反白、衆懼爲神祟、官吏奏請進神階、以今視之、神嫁神祟、五十步百步、而世獨以彼爲荒唐、何也。○享保採藥使記云、照任曰、奥州南部藪川村より樺木を出す、「しらかば」なり、御姫嶽よりも出ず、光生按するに、今和邦に「かば」と云ふは、櫻の一種にて、本艸の樺木の說に合はず、甲州、又、信州飯田などに多く生ず、土人「かんば」の木と云ふ、此木の皮を煎じ爲の膿物に用ゆる甚妙なりとて、甲州の人專云ひ傳ふ、德本が家方なる由也。

卷堀(マキホリ)　今、寺林、永井、馬場、好摩を併せて、卷堀村と云ふ。澁民の北一里餘。此に金勢(コンセイ)神社あり、奥州の古風俗の一徵として、今も世に喧稱せらる。

（槙堀）

安永中紀行奥荒海云、槇堀(マキホリ)といへる所に、金性大明神とて、わつかなる社あり、人々詣でたるに、此神、男子の性を祭りて、あらぬ樣なる捧物など、疾の憂さを、暫し忘れて、笑ひあへり。○享和中撰東山志云、卷堀村、左のかた、榆の大木八本あり、其所の民家に、金勢(コンセイ)明神を祭り、いつの頃よりといふことを知らず、神體は、唐金を以て作れる男根にて、土俗傳へて、此村の小女、十三四歲になれば、一夜夢中におそはるゝ事あり、是金勢神の淫瀆なすが故といふ、又、中古、一鐵人、この犯暴を惡みて、鐵の鎖を以て繫きたりといへども、猶その淫瀆を止めず、時々遊行をなせりといふ、一說弓削道鏡を祭ると。

（金勢神社）

陸中志稿云、卷堀村に金勢宮ありて、淫祠なり、陽神を祭る、蓋、我皇國此の神を祭ること甚古し、古語拾遺に「以て虫を禳ふ」と云へり、卷堀祠は、南部藩の醫員飯富氏に始まりしとも云へり、願ふに、此の神を祭るは、特に我皇國のみにあらず、西蕃太古傳に、盤古眞王と云ひ、印度藏志に、大梵自在天王と云ふも、卽此の神なり、と論せらる、天保中印行の陰陽石神圖に、信濃小縣郡根澤村、下總香取郡松澤村、越後三島郡石地村等なるは、皆形骨の石也、此地（卷堀）には、鐵造のものとす。○杜陵古事記云、澤田金勢明神は、寛永中苦米地刑部の建立なり、もと、刑部が家從七助の信仰にて建立せらる、其後、刑部絕家す、鰐口には「再興願主、飯富了適」とあり。

按、和州金峰（吉野山）の藏王權現をも、金生(コンシヤウ)明神と申す、是れは、産金の謂れに由る。陽形崇拜に、金生、金勢といふは、古書に經見せず。近世の訛言にて、睾丸を金玉といふに因る者歟、又、根勢(コンセイ)の通音ならん。又、我古風俗に、陽形(マラカタ)を神に供ふることは、多く見ゆれど、直に其陽形を拜みし例はきかず。古語拾遺の大年神、はた、道祖を祭る奇習、皆之を獻進するに過ぎす。蓋後世の愚俗、其本主と獻物を易置すること、猶、幣束を以て、神體と爲すに同く、（稻荷神を狐と誤るに

も似通ふ）且、佛典、大聖歡喜天の法意に習へる者歟。

○東國旅行談云、奥州南部領、三之戸岡山といふ所に、猿田彦の命と申すは、鳥居の額には金玉埊大明神とあり、すべて男子陽物あがらざる者は、此御神をいのり奉るに、かならず其靈驗あらたかなりとかや、常陸國茨木郡高原といふ所の畑中に、弓削道鏡の宮ありて、神體は石の男根なり、谷をへだてゝ亦御社あり、石の女根なり、すべて緣遠き男女は、右の兩社に立願す、又同國同郡にて、穴澤村御前山に、高さ一丈はかりなる大石に、陰門のかたち自然と形たゐが如く鮮なり、女人の願望を祈るに、靈驗あらたなりとかや、又、安藝國と備後國との國堺にも、男根女根の自然石、田の中にあるよし。

十符菅薦云、牧堀といふ處に、金勢社とてあるよし、增見巡覽記に見えたれど、所の人の、社は燒失たりといへば、尋もせで過たるに、後にきけば、いと大きなる石の陰莖にて、めづらしきものなりとぞ、このわたり、盛岡とほからぬ處なれど、いたく鄙びて、かの巡覽記「そぎ板をさゝやかにし、あるは虎杖(イタトリ)の枯たるを碎きて、ちいさき箱に入れ、かはやのくまにつりおきて、屎まるたびに用ゆるは、もろこしのふりにひとし」といへり、因て思ふに、北齊の文宣帝の、厠にゆくとき、楊愔をして厠籌を執らしめられたり、これ、みかどの尊くおはするも、猶厠籌にて、紙を用ゐず、また、法の師の厠にゆく律をしるせるに、なほ厠籌にて、紙を用ゐざりき、こをもておもへば、もろこしは、下ざまのみならで、やんごとなき人も、鄙ならで、都のうちも、ともにかゝりけん、いと穢なき國ぶりにもあるかな。

好摩(カウマ)

今、卷堀村の管内なれど、西に北上川を隔てて居り、下田に近く、松川は岩手山に發し、此地に來り、北上へ入る。近年、鐵道停車場を置かれしより、一驛次と爲る。澁民卷堀各一里、田頭二里餘。

松川(マツ)

岩鷲山の陰なる溪流にして、大深嶽（源太森）に發し、二派となり、三石、網張、幷に岩鷲以下の腰脚を過ぎ、田頭、大更、二村を貫通し、好摩と下田の間にて北上へ歸す、長凡十里、一名寄木(コリキ)川。

火山發源の溪流に、多く松川の名あり、此には松內てふ大字（今澁民村へ入る）さへあり。蓋もと、夷語に出づ。山中に温泉もあり。（夷語に、今、女をマツといふも、之を火山温泉に合考すべからず、不審）○田頭より御天(ゴテン)への山路を、平笠(ヒラカサ)御坂(ミサカ)と云ひ、此に燒走(ヤケハシリ)と稱する熔岩流あり、舊記に曰く、

貞享三年三月三日、御天炎燒、角掛澤燒崩れ、平笠御神坂の三十六童子石失せ申候、享保四年正月、三森の後燒崩れ申候

此燒走を、今、虎形、又鐘馗形と呼ぶ、享保の遺迹也。

（平笠）

田頭(テントウ)

今、田頭村といふ、岩手山の東北麓にして、松川之を流れて、田土稍廣し。北岩手郡に於て、田頭、大更を推して、米產地と爲す。大更(オホフケ)村は、田頭の東に接す、（盛岡七里）。

（大更）

田頭、大更は、密接して、形勢相分ち難し、一本木、澁民の北二里餘。此より松尾村の山谷に入り、鹿角を經て津輕への直道あり。○南部家の甲州譜代、櫻庭氏の別家に田頭あり、又、地士葛卷の別家にも、田頭氏あり。深田をフケといふも、デントウの義理はおもひです。

松尾(マツヲ)

今、松尾村といひ、野田、寄木をも合す。田頭の西北にして、其極界は安比(アンピ)嶽といひ、岩手、鹿角、二戸の郡界とす。山中の水は東南下して、赤川といひ、松川へ入る。

（安比嶽）

津輕路は、田頭より松尾二里、郡界に至る三里、二戸郡荒谷を迂回し、鹿角郡へ出で、津輕、能代に向ふべし、險惡比なし。前森(マヘモリ)山は、標高千二百六十米、安比嶽と岩手山の間に隆起す。

平館(タヒラダテ)

今、平館村といふ、田頭、大更の北なる小村落にして、松尾川、寺田川は、此にて相會ひ、赤川と稱し、大更に至り松川へ入る。

奥南舊指錄云、一戸兵部大輔政連は、一戸三千石の領主也、然るに、天正九年、政連の弟、一戸信州（平館の家を繼ぎ、千石を領知して、平館に住居）、不意に起て、政連の寢所へ亂入し、兄兵部を切殺す、（盛風記）。

寺田(テラダ)

今、上關、荒木田、帷子(カタヒラ)をも合せて、寺田村といふ、平館の北なり。寺田の上關(カウゼキ)なば、古歌に見ゆる磐手の關の所在かと云へど、形勢相合はず（盛岡の北九里）。されど此より七時雨山の西を踰え、二戸郡荒谷に出でなば、鹿角郡を經て、津輕能代の交通を得ん、猶考ふべし。

（上關）

七時雨(ナナシグレ)嶽

寺田の北嶺にして、箕久保山と相並び、二戸郡（陸奥）との交堺を爲す。

この山は、標高千百米許、火山成立に屬し、岩手山の東北七里に位置す。卽、北上河源と馬淵河源の分水界は、是等の火山、及び御堂峠（中山）、馬葉松山等の一脈に由ると知るべし。

一方井(イツカタヰ)

今、坊、黑內、土川、葉木田等をも合せて、一方井村といふ。寺田の東、大更、田頭の東北にして、沼宮內驛の西隣とす。一方井氏は、阿倍姓の舊族にて、本郡の名家たり。

奥南舊指錄云、一方井家は、阿部貞任の庶流なり、中古、一方井の女子、高信公へ嫁し奉り、直信公は一方井にて御出生、取親は同村の山伏自光坊、依之、信直公御代に、自光坊に二百石被下、山伏の總支配被仰付。縣史談云、南部信直の母は、一方井氏、天文十五年三月、岩手郡一方井に生る、母と共に召されて、三戸田子城に居る、因て田子九郎と稱す、已にして一方井刑部、米內右近、栗谷川仁左等、公のために、日戸、玉山、下田、

遠氏、乙部、大釜等の諸家を討伐して、公に服從せしかば、岩手郡、是より全く南部家の有に歸す。

沼宮內（ヌマクナイ）　今、沼宮內町といふ。北上河源の山驛にて、御堂山の南二里。鐵道、盛岡十九哩、一戶二十哩。人口二千七百。

御堂村は、今、沼宮內の驛市の四周の地を其管內とす。されば、沼宮內は、御堂の村域の中央に、町制を布く所の小區と見做すべし。

奥南舊指錄云、日戶、玉山、下田、沼宮內、川口、遠氏、以上六家、藤原秀鄕十六代、相州川村周防次郎、奥に下向、子孫六家となる。○南子東巡錄云、沼宮內の沼中より出る奇石一箇、叡覽に供す、該村大原神社の神體は、則此石なり、沼宮驛宿歇、兩山の間を行く里餘、御堂村の坂を踰え、北上山新通法寺の觀音堂に御小憩、弓筈の清水、義家の陣營等叡覽あり、水清冽、衆皆掬飲渴を慰す、又北行、長坂を登り、馬羽松坂に至る、岩手、青森縣界を分つ所とす。○十符菅薦云、沼宮內に著かせ給へりこゝよりまへに、蘆田內、江苅內（エカリナイ）などいふ村もありて、これらの內（ナイ）みなえぞ詞なれば、このあたり、むかしは、蝦夷のすみかなりけん、所のさまのかはれるも、ことわりにこそ。○隨轡紀程云、大抵、山谷細民、食稗餐藥、樵蘇耕牧、男女同業、是日、遠近來集拜幸、其婦女短褐著褸簪侍、闊步鵠立、成大字形、言語侏離、非重譯不通、嘗讀藩翰譜、日、豐臣氏始覇、南部信直欲修職貢、擇部下可使者、進止都野、其音發自鼻孔、會有京商來買鷹者、裝爲使臣、幷譯焉、竊疑其誕、今信矣。○明治戊寅巡回日記云、自盛岡以北、道狹山多、而土砂平硬、猶可行車、險處下、平處乘、頻頻下上、猶倦徒攀涉、村落稀疎、民俗鄙陋、老婦眉長齒黄、頭髮蓬蓬、一見難辨男女、踰中山嶺、卽陸奥之國、抵一戶。

（江苅內）

川口（カハグチ）　今、川口村といふ、沼宮內の南、遠氏、卷堀の北なる村市なり、北上の東岸に繞り、好摩三哩、沼宮內へ三哩。近世、此地に雪浦の松とて、行客に賞美せらるるもの在り。

北奥道中記云、川口村より丹藤の瀧へ行く山路あり、此瀧は、網をかけて、鱒のはね上るを捕る所なり、おもしろし。○奥荒海云、朝疾く、沼宮內を出行くに、雪浦（ユキウラ）といへる里あり、其處を過行けば、野中に下り松生茂りて、いと愛たう見えたり、

露霜のふりぬる色はつれなくて千代の榮えを見する松がえ、

又、千本松といふ所あり。○終北錄云、文化戊辰二月初一日、發盛岡、山路登降、左磐手而北、至柳臺、西望巖鷲、隔江巍峙於雲霧中、麓有廚川城趾、經雪浦、有老松、大三四人圍、垂條如弱柳。○東巡錄云、卷堀村、寺林村を經、川口村に至る、老松あり、路傍に挺立す、枝皆下垂、赤幹鱗甲の如く、五百年外の物なり、雪浦の松と稱す、名を得る所以を知らず、是より北路往山間に入る幽邃甚し、江刈內、葉田內等の村を經、沼宮內驛に達す。

（雪浦）

五日市（イツカイチ）　今、子抱、久保等と共に、御堂（ミダウ）村の管內とすれど沼宮內驛の西南にして、一方井村と相近接す。子抱（コダキ）に觀音堂あり。

（子抱）

大防（タイバウ）　今、御堂村の管內なれど、沼宮內驛の東、一里餘の山中に在り。大坊川は、驛中を過ぎ、北上へ注ぐ。

御堂（ミダウ）　今、御堂村と云ひ、沼宮內驛の四周の諸部をも合せたれど、もと、驛の北一里半なる、分水界嶺下の部落をいふ。此地は、北上山脈と汎稱せらるる古生層と、中央山脈と號すべき奥羽三紀層の、兩山東西相迫りて、遂に南北の縱谷を遮斷する門戶にあたり、形狀最注目を要す。

この御堂山は、岩手郡の極界にして、糠部の門戶を扼す、されば、岩手關と古人のいへるも、此にあらずや、と疑はる。北上流域と、馬淵流域の交通は、此地を以て咽喉と爲せばなり。因りて、更に、之を思ふに、寺田村の上關に對して、御堂村に下關の有りしが、後世其名を亡ぼししにあらずやと。是れ臆測の餘に出づれど、後の考究に資せずとも限られれば、暫く之を錄す。

（御堂山）

御堂山を、北上山（キタカミ）ともいふ、北上河源にあたればなり。

又、中山峠といふ。御堂とは、中山（ナカヤマ）に佛堂を置かれしよりの名なるべし、又、加美川（カミカハ）とも唱ふ。○舊蹟遺聞云、弓弭（ユハズ）清水の觀音は、岩手郡御堂村にあり、此御堂を立られしより、村の名となれりと見ゆ、此寺をば、天台北上山新通法寺正覺院といへり、こは、前太平記、天喜五年、安倍賴時征伐の條に「六月上旬さらでだに炎蒸しいと難きに、流るゝ汗漿をなし（中略）、將軍遙に本國の方を伏拜み、至信に祈念し給ける、歸命頂禮通法救世大士、擁護の手をたれたまへと、懇請を致して、しばらく禮拜恭敬あり、みつから弓弭をもつて、岩を穿ち給ひしかば、眞に大悲の感應にや、岩かどより醴水俄に涌出て、滑々として始て流る、古今希有の瑞驗なり、此水の流、加美川に落入たりける程に、此處を北加美川と名付たり、されば朝敵悉く誅伐の後、此に一字の梵刹を建て、新通法寺と號し、八幡太郎殿の髻中に被り給し觀音の小像を安置し奉る、云々」今考るに、新通法寺と號たる故は、八幡殿、河內國壺井の通法寺の觀音を、髻の中に被らせて、戰終りて後こゝに安置し給ひけん、こは、後の條に（前太平記をさして云ふ）「奥州には、納耳寺を建て、當國通法寺にては、七日の法會を修て、永く亡卒の罪恨を資させ給ふ」など見ゆれば、新の文字を冠らせし由、つまびらかにしれぬ、此邊に、摺糠（スリヌカ）村、馬不喰（ウマクハズ）村といへる有り、土人の傳に、戰のいとはげしくて、馬も勞れたるにや、糠を喰はでありしとて、かく名付たるよしにて、今に此名殘れり。

（北上山）

前太平記は、近世の軍談師の讀物なれば、之を採りて直に是非の材料と爲すを得ず。されど、觀迹聞老志にも、風く、

通法寺大悲閣、在二戸郡淨法寺以北、來神河畔、天喜中、義家朝臣所建、其像以白銀所鑄、土人謂之加美川大悲、

と載せ、二戸郡淨法寺の地に謨れるも、通法寺と云ひ、來神川と云ひ、加美川と云ふは、御堂山の傳說に外ならず。抑、義家が岩手郡の北界まで進軍せりと云ふは、固より信け難しと雖、此中山の要害に相して、加美川の名を負へる佛堂の有りしは、由來久しき事ならん。前太平記は、畢竟するに、方俗の附會を取りて錄せる者に過ぎじ。新通法寺の梵鐘、并びに陣釜は、或は鑑賞して七八百年外のものともいはれたり、いかにや、藩政の時、寺田三十石を附せられたり。

（加美川）

（新通法寺）

十符菅薦云、沼宮内より二里ばかり來て、北上山新通寶寺といふ、觀音堂あり、弓筈清水とて、岩間よりとうくと涌き出る水あり、いと淸し、こは、賴義賊をおひ來りし時、うがてるものとぞ、いとあやし、おそらくは、事好める者の附會なるべし。東巡錄云、一說に曰く、前太平記「賴義、鎭守府を出て衣川に向ふ途中、賴時の弟良昭と戰ひ、賴義乃弭を以て岩を穿つ、醴水涌出し、流て加美川に入る、故に此處を北加美川と名く」と、然るに今其地方、加美川の舊址なし、若果して今の北上川の水源を指すとせば、言ふ所の地と、行程三四日を隔つ、疑ふべし、云々。

今按、賴義が穿岩得水の事を、地理の上に合考せば、膽澤郡に求むべし、且、厨川柵址に接ける合戰記「昔漢德未衰、飛泉忽應校尉之節」と、もと、之に附會するのみ。

中山（ナカ）

終北錄云、文化戊辰二月初二日、過中山嶺、山下觀音閣、藏源將軍義家鼎、厚三寸、徑二尺五寸、閣後淸泉一泓、相傳、康平之役、官軍乏水、將軍以弓彈巖山出泉、是爲磐手水源、南流六十里、至石卷而注海、世謂之北上川、嶺上雪深丈餘、風寒特甚、下視空濶、凡一州分流、此其脊也、晚次一戸。○蓬萊紀程云、登坂數層、地崇原曠、淺黃淺碧、秋草鮮姸、四邊連山、俯瞰其頂、而岩亮凌雲、并立西方者、曰小繫嶽、曰七時雨山、北行二里、疎林荒園、間見人家、急下峻坂、頓小繫驛。

丹藤川（タントウ）

北上の一支源にして、沼宮內、川口、二驛の間にて本川に合す。而も其水は、東南遙遠の山谷に發し、曲折十二三里にして此に至るを以て、御堂山以南三里の本川に比すれば、最長大なり。丹藤の源谷は、籔川村にして、北流、刈宿、大渡に至り、笹渡澤を合せ、西に折れ、三里許にして北上に歸す。刈宿、大渡、笹渡等は、今皆、川口村の管內とす。

南部舊蹟遺聞云、北上河は、岩手郡御堂村といへる所より流出る也、こは、加美川といへる川の、北の方より流出れば、かく名付たるよし、前太平記につばらかに見えたり、そは、

醴水わき出て、この水、加美川に落入たりける、此所を北上川と名附たり、云々、

考ふるに、古、加美川といへるは別に有て、夫より北の方、御堂村より流出る水の入れば、北かみ川と名付しよしなれば、今の丹藤川をば、かみ川といひしにや、御堂村より出る流を、今は北かみ川の水もととし、かみ川といへる名は、おのつから失たるさまなれば、いづれの川をかみ川といひけんとも定めかたけれど、この丹藤川は、今の北上河と共に流合れば、これなめりと思はれぬ。○今按、御堂觀音を加美川大悲ともいへば、加美川は、即、御堂村の溪流なりと定むべし。

籔川（ヤブカハ）

今、籔川村といふ、丹藤川の源谷を占め、玉山、米內、二村の東なり。全く、北上山脈の中に開きたる盆地にして、東西に擴延し、西外山（トヤマ）より、東、早坂まで、凡七里。盛岡より閉伊郡岩泉、小本への山道は、此を貫通す。

五大堂山（ゴダイダウ）は、籔川村の南嶺にして、標高千八十米、古生層の成立に係るを以て、山勢特起せず、峰巒起伏重疊す。盛岡の中津川は、此山の西澗に發す。○三閉伊路程記云、龜橋川松崎川は、ゑそ塚にて落合ひ、北に流れ行き、丹藤川の源なり、藪川驛より松崎川を經て早坂峠、一里半遠方より此村に至り、馬待といふことをせしにより、待村といつしか呼び、今は町村と書くとか、畑に多く百合を植て名產とす、早坂への路の左の山上に、五葉倉といふ大岩あり、見るもすざまし。

（五大堂山）

早坂峠（ハヤサカ）

籔川村の東限にして、標高九百四十米、閉伊郡小川村と相堺す。盛岡府市より此に至り、凡十二里、小本の海村に至る、又、十二里。

三閉伊路程記云、早坂峠は、岩手郡閉伊郡の堺にて、此より、宮古通釜津田村分なり、みたかひの澤とて、木立ものふり、岩ほは苔なめらかなり、四里半にして、上田通門村に至る、小本川の源にして、路の西邊に、兜岩矢之根岩とて、大石あり、相向ふ。

閉伊郡

閉伊郡（ヘイ）

陸中の東偏、緣海にして、北上山脈を以て、和賀、稗貫、岩手の山道諸郡と相限る。即、海道に屬し、南は氣仙、本吉に連なり、北は九戸（糠部）に至る、此間凡三十里。

閉は、閉の俗字なり、古來通用す。

閉伊は、近世、南部家領の大郡なり。維新後、分ちて西閉伊、遠野、南閉伊(大槌)東閉伊(宮古)中閉伊(川井)北閉伊(岩泉小本)の五郡治に爲されしが、明治二十九年、更に、西閉伊南閉伊を合せて上閉伊と命じ、東中北を合せて下閉伊と改めらる。

本篇は、上閉伊郡現管の遠野十一村をば、和賀郡の下へ移したるを以て、本郡の下より除きたり。

(幣伊)

閉伊は、古郡にあらず、延喜式、和名抄に之を載せず。蓋、海道蝦夷の稱號にして、弘仁二年、文室綿麻呂の征伐の日に、幣伊村と稱せられし者、即是なり。而も、遠閉伊の名ありて、前代數度の掃除追究も、此山谷に及ばざりしを、今始めて之を征服したる旨、當時の明詔あれば、蝦夷の盤踞して拔き難かりし狀、想ふべし。

(遠閉伊)

天皇詔旨らまと、勅命を、衆聞食と宣、陸奥國の蝦夷等、歷代渉時て、侵亂邊境、殺略百姓、是以、掛畏、柏原朝庭の御時に、故從三位大伴宿禰弟麻呂等を遣て、伐平しめ給ひき、而餘燼猶遺て、鎮守未息、又故大納言坂上大宿禰田村麻呂等を遣て、伐平しめ給ふに、遠閉伊村を極て、略掃除てしかとも、逃隱山谷て、盡頭て、其傾覆勢に乘て、伐平掃治しむるに、副將軍等各同心努力、殉心以て不惜身命、勤仕奉り、幽遠く薄伐、巢穴を破覆して、遂其種族を絶て、復一二の遺も無、邊戎を解却、轄綱をも停廢つ、量其功勞は、上治賜に足らぬも御念す故、是以其仕奉狀の重輕の隨に、冠位上賜ひ治賜くと宣、天皇御詔を、衆聞食と宣。正四位上文室朝臣綿麻呂、授從三位、(下略)○遠閉伊の名は、後世まで遺りけん、遠野(西閉伊)に引ける天正年中の文書に、拾戸遠野と書す。拾戸は、八戸九戸の列次にあらず、遠閉伊なり。

已にして、山道(北上河畔の地)は、郡を建てて岩手に至る、而も、閉伊、爾薩體、都母等、海表嶺北(爾薩體都母は、其嶺北の地にして、中世には糠部郡と云へる者)は之に及ばず、塞外荒服の棄地たり、恐らくは夷俘蟠踞の巢窟なりけん。文治五年、源賴朝、其家人を以て遍く國郡に占居せしめ、號して地頭といふ。この海表に、閉伊氏起り、閉伊郡の建つ、即、此時に在り。又、其北隣に久慈郡ありて、糠部郡八戸九戸に接す。久慈の地、恐らくは、閉伊の分郡なりけん。建武以後、久慈は糠部へ合せられ、近世、九戸郡へ混す。

國郡建置沿革考云、閉伊は、古棄てて夷地と爲す、文治中、阿曾沼廣綱を其南方遠野に封し、建久中、源賴基を其北方中根(宮古)に封す。遠野家記に、廣綱、遠野郷を賜ひ、後、遠野氏と稱す。閉伊郡舊記に、陸奥守源賴基、郡北中根城に居り、閉伊氏と稱す。舊蹟遺聞、南朝の時、閉伊光賴に賜ふ所の宣旨に、「任宣旨狀、早可令領承之狀、如件、正月廿一日(年號を闕く)閉伊十郎左衛門尉光賴法師、法名覺寶代、子息親光謹言上、欲早下賜安堵國宣、備龜鑑、陸奥國閉伊郡内、呂本、閉河、〻久佐利、小山田、閉崎、赤前、以下地頭職等事」按、靈龜元年十月「於閉村、建郡家」とあるを、說者皆以て閉伊郡となす、然れども、當時陸奥の北境、玉造牡鹿に止りて、今の閉伊の地と甚しく隔絶せり、直に此郡を置くと爲す、殊に疑ふべし、後紀、弘仁二年三月「勅曰。去二月五日奏稱、請發陸奥出羽兩國兵二萬六千人、征爾薩體幣伊二村者」云云、七月「出羽國奏、邑良志閉村降俘、吉彌候部都留岐申云、己等與貳薩體夷伊加古等、久構仇怨、今伊加古等練兵整衆、居都母村、誘幣伊村夷、將伐己等」云云、此幣伊村、蓋、今の閉伊郡なるべし。

閉伊氏の出自、及び沿革詳ならず、蓋、和賀郡の多田氏と共に、攝津源氏の族流なり。太平記、奥州國司(北畠顯家)隨從の兵に、部井十郎あり、上の證文に十郎光賴といふにあたる。俗說、閉伊氏を、鎮西八郎爲朝の後と爲すは、信け難し。(宮古の根城址に合考すべし)

(部井)

(判)

由伊地壹戸主事、閉伊三郎左衛門十郎、可令領知之狀如件、弘安八年正月廿三日(石卷齋藤文書)

閉伊、名義を知らず、夷語なり、或は對向、又、顏面の義といへり。邦言の部、戸と同じと爲すは、誤れり。

尺素往來云、馬自奥州閉伊郡到來、達雁、鹿笛、飛雀、云云、纔以一匹之蓄、可播六龍之德。○奥羽便覽志云、閉伊郡は、節用集に始見す。○地理志料云、奥地、以部爲名頗多、蓋方言也、古有閉村、今閉伊郡即是、閉伊讀與稗貫、神貫、謂猶出部内以置此郡也、比内、即部内也、糠部、猶言抑部、義與稗縫同。

上閉伊郡

今、閉伊郡の南部、大槌釜石、及び遠野の盆地を合せて、上閉伊と云ひ、面積凡七十二方里、十七町村に分ち、人口五萬、之を遠野に治む。

本篇は、地形に相し、遠野の十一町村を、和賀郡の下に係けたり。北上山脈の偏西に屬し、水流は、和賀郡稗貫郡に歸納するを以てなり。

上閉伊は、南部藩政の時の大槌通、並びに遠野領の村里を總ぶ。其南界は、氣仙郡にして、舊仙臺領とす。而して、其形勢を觀るに、遠野は之を花卷(稗貫郡)に兼治すべく、大槌、釜石は、之を宮古(下閉伊郡)に兼治すべし、されば、閉伊の上下を分つを須ゐず。

氣前郷

和名抄、氣仙郡氣前郷。○今、上閉伊郡釜石大槌の舊名なるべし、即、氣仙郡大島郷の北に連なり、一岬突出、古來之を祭りて御崎明神といふ、即、氣仙の前なり、郷名之に因る。

地理志料云、氣前、調闕、按修氣仙前也、當讀云介世麻乃

佐岐、佐岐埼也、其地在郡南、斗出海中、所以得名也、塚本氏曰、氣仙方隈、氣仙沼驛存、今屬本吉郡。

御埼

又、尾埼に作る、閉伊郡の東南限にあたり、釜石町の東凡二里に斗出す。故に、釜石埼とも呼ばる。埼頭に神祠あり、舊平田村の地なり。

(平田)

水路志云、御埼は、海中に斗出すること約一浬四分之一、釜石灣の東角を爲し、陸前陸中の國界なり、此埼は、暗色を呈し、樹木あり、且、埼端は一小圓頂をなせり、而も、此沿岸中最も識別し易き角とす。○三閉伊路程記(年代不詳、文化文政歟)云、平田村は、仙臺領境目なれば、御番所あり、平田坂を以て、氣仙郡唐丹村との堺と爲し、御印杭建てらる、平田より東へ長根を通りて、白濱に至る間に、黒崎大砲場あり、白濱には、尾崎明神の本宮あり、それより枋山峠を越て、籠堂に至る、それより奥院に至る、此海岸に大砲場あり。

尾崎神社

俗に、御崎明神といふ、祭神不詳。此地、海表に懸絶し、雲濤渺茫、景象頗異なり。和名抄、氣仙郡氣前は、蓋、是れといふ。されば、由來あるや必せり。而も、俗説、閉伊頼基を祀祝すと爲す、追考を要す。岩手縣郷土史云、尾崎神社は、釜石村にあり、傳へ曰ふ、むかし、鎭西八郎源爲朝の伊豆大島に流されし時、廣澤三郎忠重の女を娶りて妻となし、男子四人を産む、第三子を爲頼といひ、島の冠者と稱す、爲朝の自殺するや、家臣親頁携へて伊豆に遁る、官求むること急なり、親頁已が子を以て爲頼に代り死せしむ、暫くありて、佐々木高綱、爲頼を養育し、長するに及び、携へて鎌倉に往き、源頼朝に謁す、頼朝宥して、閉伊郡の東部に封す、因て閉伊頼基と稱す、頼基高綱の女を娶り、閉伊郡田久佐利に築き居りしが、承久二年六月卒す、諸臣相謀りて廟を建つ、尾崎神社これなり、閉伊氏、後に南部氏に亡され、子孫南部氏に臣屬せり、云々。○今按、陸前本吉郡の唐桑埼の明神、并びに計仙麻大島神社に合考すべし、恐らくは計仙麻大島の神の一類のみ、閉伊埼にも同神を祭る。後世、閉伊氏之を敬禮す、故に閉伊氏の祖と誤るならん。

釜石

今、平田を併せて釜石町と云ふ、甲子川の吐口に位置し、濱海道の大邑なり。殊に、南部封内の東南限にあたり、海舶四集して鐵を載せ去るを以て、其名廣く世に馳せたり。遠野の東十里、宮古の南十二里。

平田は、釜石の南一里、直に氣仙郡界板木山の下也、平田より氣仙郡唐丹へ一里、御埼へ一里半。

釜石鐵坑は、市街の西四里、甲子村大橋に在りて、文政年中、始めて此に鐵を採り、今に盛大を稱す。○仙臺伊達世臣傳記云、慶長六年、南部領閉伊郡釜石邑、狐崎の城主、荒谷肥後、葛西の浪士鹿折信濃、及び金堀等を集め、一揆を起し彼城に楯籠る、中島大藏信眞、本命して退治せしむる時に、磐井郡東山の民長、白石豐後、一族十五騎、野武士三十騎、歩卒三百人を率ひて、信眞に従て出陣す、氣仙郡の民長薄井囚獄も、同郡の野武士數騎を率ひて信眞に屬す、岩出山城よりも旗本の士卒相加り、海陸二手に分て、狐崎城を攻拔き、籠城の者百六十一人を鏖殺し、註文を以て捷を告達す。

釜石港

釜石の港灣は、唐丹灣(氣仙郡)と大槌灣の間に在り、御崎遙東に突出して、其洋海を屏障す。

三閉伊路程記云、(年代不詳、文化文政所錄歟)釜石は、町屋作りにて、よき村なり、村中に石應寺、尾崎旅所、漁物十分一役所等あり、嬉石の鎌が崎には、大砲御臺場あり。水路志云、釜石灣は、御崎と馬田埼の間にある一大澳にして、其澳門は幅一海里強、西方に深入二海里、港内錨地は、水深三尋乃至八尋、泥底にして、偏東強風を除くの外、堅固なる泊處とす、澳形分裂して數灣をなし、其北西隅にあるを釜石港とす、澳頭半海里餘は沙濱にして、其南端に甲子川口あり、其北端に釜石市街あり、市街の南に製鐵所あり、此澳は、風帆船に至ては、山田港よりも入り易しといふ。

甲子川

釜石港に歸入する溪流にして、長六里、大橋鐵山に發し東下す。今、その山谷間を甲子村といふ。甲子とは、河内と同言なるべし、白河郡(岩代)にも同名の山谷あり。

祐清私記云、南部守行公、應永十九年、大槌の夷ども征伐したまふ。又云、大槌孫三郎を攻亡したまふ時、釜石浦の夷ども、大槌へ一味したりけるを、守行、直に釜石へ攻入、一揆悉打平けり。

(甲子)

甲子村の大橋は、釜石の西四里餘に在りて、坑民の邑落とす。其西一里を仙人峠といひ、遠野への山道之にかゝり、分水界を爲す。又、甲子村の南界は、五葉山の連嶺を以て、氣仙郡と相限り、北界は、片葉山、大曾山の蜿蜒するありて、栗橋村と相限れり。○地學雜誌云、釜石鐵山の東南に、甲子谷を隔てゝ、東西に長き五葉山(海拔千三百米)あり、傾斜、甲子谷に向て急なり、五葉山は、土倉山及び仙人峠に連なる、仙人峠の西に遠野盆地あり。(五葉山は氣仙郡に詳にす)

釜石鐵山

甲子川の源なる、大橋の西北の山谷にして、海内第一の富坑に推さる。片葉山を中央とし(片葉、標高千三百米)、其四近にわたる。

(大橋)

三閉伊路程記云、釜石より大渡川にそひて、甲子村へ行くを遠野道とす、右の山上に大天魔權現社あり、甲子は町屋作りなれど、至りて小き地なり、大橋は、家僅に五軒、地神社あり。

(片葉山)

山崎氏地誌云、釜石鐵山は、甲子、橋野、上鄕(遠野の屬村)の三村に跨がれる、片葉山の四麓に包藏せらるゝ、數多の鐵鑛床の總稱にして、採堀面積八十二萬坪、山岳高峻を極むと雖、本山附近より五里を隔つる釜石港まで

鐵道馬車の設けあり、本山の鑛鐵に、文政六年發見する所にして、嘉永二年大橋に吹床を設け製鐵を始め、明治の初年に至り、南部氏の藩行に歸し、同六年一旦民業に移りしが、翌七年、政府これを買上げ、釜石の鈴子に工場を設け、英吉利より六名の技師を聘して、採礦製煉を力めしと雖、好結果を收むるに及ばす、間もなく廢坑。其後、田中長兵衛に賣りて、鈴子工場に高爐を築き、大橋栗橋に分工場を設け、大に事業を擴張改善し、遂に本邦第一の鐵山となる。本山の地質は、花崗岩及び閃緑岩、古生紀の石灰岩、粘板岩、角岩を貫通し、鑛床は二條となりて、其の接觸帶に含挿せらる。即、一は仙人峠より起り、北十度西の方向を以て來り、元山を横斷し、赤岩二股に至り、延長一萬六千尺、幅平均六十尺にして、殆直立せる傾斜を有す。又、一は、大橋より片羽山の東面を經て、細越より高前檪を過ぎて、六黑見山に達し、延長一萬三千尺、横幅、諸所火成岩の遮斷せられ、平均十五六尺、鑛石は主として磁鐵にして、鑛床を開採する爲め、數多の通洞竪坑を穿ち、其内外には軌道縱横に連絡せり、製煉所は鈴子工場を最大とし、本山より四里を隔つ、其製造銑鐵は、釜石港を經て、大阪砲兵工廠、横須賀造船所等に送るもの多く、其の他一般の需用として販賣す、去る明治三十四年の製鐵高は四百二十四萬貫に上れり。○地學雜誌云、釜石は、近年、鐵山四近、地質調査に當て、新鑛床を發見するを得たる者、數所あるも、就中、大仙最も多量なり、すべて釜石四近に散衍する磁鐵鑛床より産出すべき量を測りたるに、銑鐵六千五百萬噸なれば、中國砂鐵床より當今産出するものとを合すれば、壹年四拾五萬噸の銑鐵を製出する、何の難き事かこれあらん。

仙人峠 三閉伊路程記云、仙人峠は、九十九曲といひ、大橋より凡十六町登りて、中仙人堂に達す、此間六十三曲と稱す、それより十二町にして仙人堂に達す、即、甲子村と細越村(遠野通)の堺なり。○按、奥羽所々の山路に、仙人堂とて、仙人を祭る、由來未聞く所多からず。

鵜住居 今、兩石、片岸、箱崎を併せて、鵜住居村と云ふ、釜石の北一里半、大槌の南一里、大槌灣の一隅に居る。

栗林川は、六黑見山に發し、橋野、栗林を過ぎ、鵜住居に至り、大槌灣に注入す、長六里。

（兩石）

兩石は、鵜住居の管内なれど、南に離れて、別に一灣を專にし、釜石大槌二港の中間に位置す。〔閉伊郡海嘯紀事云、明治廿九年六月十五日、午後第八時二十分頃、俄然異樣の音響あるや、海濤怒濤を起し、潮水一時に暴漲し、其高さ約四十尺以上に達す、即、海嘯の第一次にして、此時大牛の家屋を倒し、瞬間にして再び激浪襲ひ來る、是れ第二次なり、暫時にして平潮に復せり、釜石町大槌町鵜住居村、合二千七百五十一戸、其人口一萬六千七百九人の内、罹災戸數千六百五十一死亡者五千七百一人にして、就中最甚しきものは、釜石町にして、千五百戸、人口六千五百二十九の内、罹災八百九十八戸、死亡四千四十一人、現存僅に二百七戸、人口二千四百八十八に過ぎず、又、鵜住居村大字兩名石の如きは、戸數百四十四、人口九百五十八を有する部落なりしに、全部流亡に歸し、其餘す所僅に三戸百三十四人のみ、以て其慘狀を推知するに足らん。

箱崎 大槌灣と兩石灣に斗出する半島にして、東に伸ぶる凡三里、其岬端は東北に向ひ、御箱根といひ、海に入りて暗礁と爲る、即、大槌灣の門戸にあたる。(東經百四十二度を超出する微少なり)。

橋野 今、栗林と合して、栗橋村と改む、鵜住居の西にて、鵜住居川の上游に縁り、南に大曾山、片葉山を望み、北に樺戸山特起す。釜石鐵坑は、橋野の山中にも散在し、又黄金をも採るべしといふ。

（栗林）

六黑見鑛山は、橋野の六黑見澤にありて、遠野を距ること遠からず、採堀面積二十二萬坪、磁鐵鑛床中の含金を採冶する者にして、鑛床は石灰岩に被はれて花崗岩中に胚胎す、明治三十四年の産金五百匁餘。

大槌灣 大槌、鵜住居二村の廣濶にして、箱崎を以、門戸と爲す、金澤川、小槌川、栗林川等之に注入す。

水路志云、大槌灣は御箱埼と野島埼との間にあり、直に海岸より突起せる高嶺(高さ約一二〇〇呎)之を圍む、其灣門の幅狹き處約四分三海里、灣入約四海里、灣頭は廣かりて南北二澳に分る、北澳には大槌(安渡)邑あり、澳頭は距濱三鏈餘の間は淺水なり、澳口蓬萊島あり、岩嶼にして松樹二三株生し、中に一社宇あり、島の西邊は陸界六七尋、東邊は礁脈殆と陸岸に連續し、大槌錨地に對して、天然の防波堤をなせり、然れども、偏南風には逆浪を起すことあり、大槌村は、人口約六千八百、釜石に次ぐの地なり。(南澳は鵜住居なりと知るべし)○舊幕府雜誌云、吾人、江戸脱走の海陸諸軍隊は、久しく函館に居りしが、官軍の來討するを聞き、之を海上に迎撃せんと欲し、諸軍艦函館を去り、明治二年三月廿四日、窃に南部大津へ入港、回天は米旗、高尾は魯旗を揚げたり、時に數日前官艦八艘宮古港に在りと聞く、衆皆直に進發せんことを望めども、蟠龍また至らず、待ちて薄暮に及べども、遂に來らず、因て議を變じ、高尾をして甲鐵を襲ひ、回天は他艦に當るべきに決せり、即、小笠原賢藏をして高尾に移らしむ、小笠原は、去年甲鐵東號を米國より回航せしむるにあたり、之に乘り歸朝したるを以て、艦内の嚮導たらしめんとする也、此夜、回天高尾の二艦碇を起し進航す、大津港は宮古の南十里許、夜暗に乘じて敵艦に迫らんと期す、而も、高尾航走緩漫、回天宮古港外に達すれば、天將に曉ならんとす、云々。

大槌 今、安渡、小槌、吉里吉里を併せて、大槌村と云

ふ。釜石の北二里餘、(山田の南三里餘、大槌灣頭にありて、大槌川、小槌川の間に挾まり、大槌川の東岸なる安(アン)渡(ド)を併せて、一市街をなす。人口六千。

（安渡）

藩政の時、大槌通は、一縣治たり。(卽、上閉伊を總べたり) 天正以前には、遠野阿曾沼氏の一族此に居り、大槌氏を稱す。其城址は、今市街の南なる小槌(コヅチ)に在りて、城山と呼ばる。○岩手縣史談云、城山館は、小槌の上内にあり、應永の頃、遠野氏の族、大槌孫三郎此に居る、後自立して遠野氏に抗せしが、天正十八年、其裔孫八郎、南部氏に歸し、大槌館亦荒廢す。舊記又曰ふ、永享十九年春、氣仙の人岳波太郎亂を起し、氣仙城を襲ふ、城主千葉伯耆守敗れて登米に走り、葛西滿信に依る、岳波轉じて閉伊郡に入る、大槌孫三郎之に應じ、兵を合して横田城に攻む、秀氏援を南部守行に請ふ、守行大迫に至り、横田城兵と夾撃して、大に之を破り、遂に勝に乘じて大槌を攻む、而も、釜石の賊後を絶つを慮り、軍を分け兩路より進む、一軍は守行自身將として釜石に向ひ、一軍は子義政之を率ゐて大槌に向ふ、釜石の賊風を望みて潰ゆ、乃兵を合して孫三郎を大槌城に圍む、城兵險によりて固守し、久しく降らず、守行城傍を巡視、流矢に當り創甚し、營に歸りて卒す、遠野東禪寺に葬る、云々。○奥南舊指錄云、譜代並、大槌、上野、橋野、ともに遠野の別也、或は曰く、上野右近は大槌孫三郎の弟なりしが逆心して南部家へ降參す、云々。○三閉伊路程記云、大槌は、向川原町、八日町、四日町、江岸寺、大念寺、館跡、御代官處、御山役處あり、北は安渡浦につらなり、南は關坂(御廟坂)に至る。

（小槌）

大槌舊事梅莊錄云、往古、元和二辰年十月廿八日、大地震にて、津波押來候處、當所大槌は市日故、在々濱々より市遣ひの人々寄集候に付き、男女大勢流死のよし、當所より鵜住居迄の間に、數百人と申程、死亡有之候由、其後久しく地震津波のこと、諸書にも見不申候。安永三午年五月三日に、大地震、津浪は無之候へ共、地は割れて地中より泥を吹上、其節、箱崎村にては、端午市日に賣らん磯もの貝類取り候節、女子供、時々に出候處、山崩岩崩、溺死のもの有之候よしに言傳へ候、其後は、寬政五丑年正月七日、巳の刻、大地震二三度有之、大津波珊瑚島のうへを越し押來り、町內、下側は裏通り垣根迄來り、上側には變なし、向川原は板敷の上迄水上り、須賀(スカ)通は大變の由、兩石村にては、家十七軒流れ、流死十二三人有之、其あとは川原の如に相成候よし、地震は毎日二度も三度も有之、潮水も七日斗りの內は押來り候故、南北共濱邊住居のものは山に引移り、日夜家へ不歸候、地震は三四月頃迄は折々有之候、是迄は古廟山主翁記錄より寫之、安政三辰年七月廿三日、四つ過に地震兩度有之、九つ頃に大地震二度有之、最も一度は長く有之候所間もなく津波押來り、須賀通へは、寬政五年の津波位に押しあがり、納屋は保ち居候處、五度目に大汐押來り、納屋殘らず波にとられ候、八日町下側は板敷へ汐水あがり、東梅社御宮前へは五尺四五寸斗、江岸寺の門內へは二尺斗、同日、船越村の樣子承り候處、前海より汐水押あがり、浦之濱の方へ押ぬけ候に付、流家は二十七軒、潰家は十一二軒、流死は男女にて二十一人有之候、其後連日大地震有之候。〔閉伊郡海嘯記事〕○地震史料云、延寶五年三月、南部家より注進、

私領內、去十二日戌刻より地震、同夜中廿四五度、其內强地震、戌之刻寅之刻兩度、同十三日巳刻强ゆり申候、同十五日迄、晝夜度々地震仕候、然共十二日の夜ほどは無御座候、城廻破損も無御座由、申越候事、

大槌浦と申所、十二日の夜大地震、子刻浦より四五町程間御座候在家へ潮あげ、六十軒程有之家、二十軒餘り汐押込み破損仕候、人馬は波より以前山々へ逃げ上り、十三日の朝迄山に罷在候由、申越候事、

宮古浦、十二日の戌刻より、十三日の朝迄、地震九度、同子丑刻迄大波三度上り申候、同所鍬ヶ崎浦と申所、在家少少浪にとられ、相殘家共損申之由、然共浪より以前、人馬山へ逃あがり、無恙候事、〔延寶日記〕

吉里吉里(キリキリ)

今、大槌町の管內なれど、北に離れ、別に一灣を擁し、其岬角を野島崎といふ、其東北界は、船越村(下閉伊郡)に至る。○水路志云、吉里吉里灣は、水深適宜にして、漁舟の繫泊に便なり、然れども、灣口廣濶に過ぎ、波浪激動大なれば、大船の錨地にあらず、大鯨(オホクヂラ)山あり、突立して(千九百呎)大槌山田二灣の間の一日標たり。

（鯨山）

三閉伊路程記云、吉里吉里村波板に、大砲御臺場あり、西には、葉山御前、又は。大槌權現と稱ふる大山そびえたり、鯨山ともいふ。

金澤川(カネサハ)

又、大槌川といふ、大槌の西北、金澤の山中に發し、長凡七里。小槌川は、本川と並び降りて、其右方に在り、長五里許。金日内山は、兩川の間なる一峰巒なり。今、大槌小槌の源谷を、金澤村と云ふ、幽僻の境なり。土淵(遠野の屬村)小國(以下下閉伊郡)花輪、豐間根の諸村と、其山峰を分つ。○南部家寬政記錄云、永享元年、一說九年、大槌障、守行公、まづ大槌氣仙の賊を平げ、吉利々々小槌の間に至られ、不幸にして卒去、則金澤に葬る、今も御廟坂といふ。○奥南盛風記云、氣仙の者共、閉伊郡を掠め奪んとして、軍勢を出し、大槌浦に屯す、依之、守行公、御征伐として、應永十九年正月廿日、御出陣、大槌に於て大合戰、氣仙勢悉く敗北す、此時、守行公、痛手を得玉ひ、御歸陣、轉田(今の大槌)にて御不例重らせ玉ひ、同じ村片岸(カタキシ)境、山洞の大學と云ふ者の處にて逝去し玉ふ、是れ三月廿日也、又、四月九日とも云、御年七十九、尊骸を大學地內

（片岸）

に葬り、大勝院殿と申す、無盡和尚の引導なり。○遠野阿曾沼家乘云、秀氏、稱太郎、永享九年三月、氣仙郡嶽波太郎唐鍬崎四郎、叛其主千葉氏（稱安房守、居濱田城）遣使乞援於秀氏、秀氏惡其不義弗聽、而我臣大槌孫三郎應之、秀氏憂之、馳使請國司南部守行、出兵糺其罪、守行會在秋田之役、令其子義政率兵來會、於是秀氏欣然勒兵、先侵氣仙、而將向大槌、既而守行亦尋至、秀氏大喜、將急襲大槌、有二道、一爲仙嶺、一爲和山、守行率義政自仙嶺、秀氏自和山、相進圍其館、攻撃累日、館將陷、孫三郎恐怖出降、方此時、守行暴卒、囚宥其死、秀氏助義政、葬守行屍於金澤而歸、嶽波等亦爲千葉氏所滅。

下閉伊郡

今、閉伊郡の北部、宮古、川井、岩泉、小本等の廣地を、下閉伊といひ、面積凡百四十六方里、人口六萬、二十八町村に分ち、宮古に治む。下閉伊は、藩政の時、宮古通と稱せられて、一官所治たり。其北界は、九戸郡に至り、西界は岩手郡に達す。近年、宮古西近には東閉伊と云ひ、川井には中閉伊と云ひ、岩泉、小本には北閉伊といひしが、後之を合同して、今の號を建てらる。

船越

下閉伊郡の東南隈にあたり、地頸並びに半島より成り、今、船越村といふ。此地頸は、北に山田灣、南に吉里吉里灣（上閉伊部）ありて、全く低沙より成り、其半島は、山田灣の東南に横塞する所の海嶼なり、と知るべし。船越の村落は、其地頸に居り、吉里吉里の東北一里半、山田町の南一里半、其東南を田濱といふ。

水路志云、吉里吉里灣の北澳は、田野濱といひ其澳口は六鏈にして、深入一海里、水深十八尋より、漸次濱に向て遞減す、北方は僅に幅六鏈の低頸地を隔てゝ、山田港と相隣す、澳頭にある村落を船越と曰ふ、澳の東側にあるものを田野濱といふ、人口合せて二千二百餘、澳の中央田野濱の前面は、水深五六尋、沙底にして能く錨を支へ、適當の避泊處とす、又、風帆船は、山田港の出入に不便あるを以て、殊に此澳を以て要用の地とせり、但し、北東風は、低頸地より漏れ來るを以て、帆船の入津には不便なりといふ、舟越半島は、低頸地の村落より北東に向て突出したる高地、卽是れなり、其壤崖陸界裸中、最も東方に斗出する處を、龜ヶ埼と云ふ、其上部の高處を霞露嶽と稱す、高さ千六百六十呎。○霞露嶽は、山田港の望標にして、其港市の正東凡一里半にあたり、新山權現の祠あり、船越より往詣凡一里半。

（濱田）

（霞露嶽）

地學雜誌云、明治二十九年六月十五日の大津浪は、釜石灣に於て、浪の高さ十五呎乃至廿六呎、兩石灣に於て卅七呎乃至五十呎、大槌、山田、宮古の諸灣は、東北に向ひて開けたるを以て、浪跡稍低く、正東に面したる船越灣は、全村全く流失し、浪の高さ卅五呎乃至五十呎に達せり。

山田

今、飯岡を併せて、山田町と云ふ。濱海道の驛次にして、江灣を抱き、大澤、織笠の二村を左右にして、船越半島（霞露嶽）に對す。宮古の南六里、人口四千、灣內甚廣からずと雖、東北の良泊に數へらる。

寛永二十年六月、紅毛船、山田浦に漂到したる事、奥南根元記に見えたり、（縣史談云、六月十四日、南部家の官吏、山田浦に到り、漂著の阿蘭陀人十人を捕らへ、十七日、護送して盛岡城下に達し、二十四日を以て、江戸幕府に報す、幕府の上使通詞と共に盛岡に來り、蘭人を伴ひ去る）南部系譜附錄に、當時の屆書あり、唐船、長十三間、横五間、石火矢六挺、帆柱二本、云々、此時分に、釜石浦の漁師の綱に、鐘かゝり上る。

南部家寛政記錄云、山田浦へ、阿蘭陀船、人數六十人、大將名はベンテレケクルネレス、三十二歲、以下十人、盛岡へ參、江戸へ登候、殘候アンシン以下五十人は、船にて罷出候由。

三閉伊路程記云、山田、飯岡、入りまじり四百八十軒、武內神社、隆昌寺、十分一運上役所などあり。

（飯岡）（織笠）

大澤

今、大澤村といひ、山田に隣る。古簡に、大澤御牧といひ、山田六郎狼藉の事を訴ふ。山田は、卽、在名なるが、何族の人にや、有貫、守常、共に知れず、田鎖、花輪の一族か、

閉伊郡內大澤村御牧馬、幷殺害追捕以下狼藉事、右見左近大夫有貫申狀、三通、副守常解狀等、如此子細、見狀、山田六郎所行云々、急速合尋沙汰、任實正、可被注進之由、國宣候也、仍執達如件、

建武元年三月三日　大藏權少輔清高

南部　又次郎殿（南部文書）

山田港

陸中の最東方の岬角、魹埼の西南五海里に、港門を開き、船越半島を以て、大洋に屏障す。

水路志云、山田港は、南西に深入する水道を以て入津すべし、此水道の最も狹き處は、幅僅に六鏈にして、其北角を明神埼と曰ふ、埼より以內は、高千呎以上の諸高山之を圍繞し、港面圓鑑の如く、實に壯麗の觀あり、港內水深五六尋乃至三十尋、保錨甚佳なり、滿船に在ては、概して時を擇ます、安心して避泊する事を得べし、但し、投錨地は、山田村落附邊の外は、水甚深くして便ならず、港頭織笠村の前面に、樹木ある二小島、南北に並列す、山田村人口約四千、繁盛の邑なり、港の北岸上部は、地最も高く、之を青松山と稱す、高二千三百呎、是より山脈北に走り、閉伊崎に盡く、脈中最高峯を十二神山といふ、此港は、高山圍繞するを以て、風向風力常に一定せず、故に、風帆船に在りては、出入に困難なり、又、春季西風の尙息まざる間、强烈なる山颷吹下し來り、港の北東部に泊せる船舶を襲ひ、錨鎖を斷するの虞あり。

魹埼（トド）（重茂）　我日本本洲の最東方の岬角にして、東經百四十二度五分許、北緯三十九度三十三分許、山田町の東北四里、津輕石の東三里、重茂村の管内とす。

重茂の村落は、魹埼の北側に在りて、津輕石の東二里（宮古へ四里）、重茂部の部を脱失せる歟、茂はオモの近假名に似たり。○魹は海獸名なり、深毛にして、水棲、魚に同じきを以て魹といふ、近世の造字なり。もと葦鹿の類なり、夫木集に「我戀はあしかをねらふえぞ舟のよりかよらずみ浪間なそきつ」。

觀聞志云、葦鹿者、氣仙及本吉海濱所々多有之、獺身魚鰭、手足生鰭端、而無手指、首背青黑色、上有星點、下腹皆白、尾鰭短、土人言、常臥睡于海石、漁獵者擊而取之、其文字乃海獺、訓之稱安志賀、見朱氏談綺禽獸部、又、海濱有睡獺者、其形與海獺頗似、但海獺頗淺毛、睡獺尤深毛、色黑於海獺、純黑、是亦常在海島、好睡于石上、或見于人來、或聞于人跫、則入水底、故獵者測之島上、瞰熟睡而捕之、毎冬鬻市、食之甚有味、訓之魹々、取昏睡莽洋心身放縱之義、故心身忘懶之人、有好睡臥而難醒者、則詈之曰魹々、言以彷彿于此獸熟眠、小海獺之屬也。

水路志云、魹埼は、山田港宮古港の中間に在り、本洲岸最東方に斗出したる處なり、低斷崖より千百五十呎に高起す、之を魹山と曰ふ、埼岸陸界にして、水深三四十尋あり、埼の南にある斗出頭は、根埼と稱し、山田港門の北角なり、遙北にある斗出頭は、閉伊崎にして、宮古港門の東角なり、魹埼北側に一村落あり、重茂村といふ、平波の時に著岸するを得べし、凡、本洲東岸の北部は、犬吠岬より魹崎に至る迄、北偏東に向ひ、是より以北は、北偏西に向走す、故に此海岸區は、東岸中最も東方に膨出する處たり、而して陸前金華山より此に至る迄は、岸勢高き陡崖にして、直に嶮峻なる山をなし、殆起伏なき一帶の高山脈を以て岸線に傍へり、又、童山甚稀にして、山野悉く樹木繁茂す、殊に此近傍を最も然りとす、此一帶の岸線は、大約六十海里にして、船舶の繫泊に適する港灣は、船越山田宮古の三處あり、而して一帶の沿岸山脈は、其高二千呎に超ゆるといへども、起伏少なきを以て、行船の目標となすべきものなし。

閉伊埼（ヘイ）（音部）（閉崎）（月山）　重茂村大字音部の北角にして、宮古灣の東角にあたり、魹埼の北微西六海里許。埼背の一嶺を月山といふ、宮古港津の東を蔽ふ、此埼頭、又、尾崎明神あり。（古篇に、閉崎村といふは、音部にあたるごとし）

邦内鄉村志云、月山、宮古驛隔海在其東、山勢疊秀、登之則有出塵思、烟霞之勝、一覽不可盡矣、間々月之離海、漸上此山、商船以察方位、仁王窟、月山下、隔海舟行七八里、在岩邐之水際、此岩窟闢口、而往三丈許、直貫明朗、其深不可測矣、毎潮汐盈虛、噴激而波浪震動、若雷霆之轟、令人驚異、偶寄舟焉、腥風臭氣而不可近、疑蛟龍之窟宅乎。

水路志云、閉伊埼は、宮古港口の東角にして、黑色を呈す、埼端は斜坡の盡頭にして、低崖をなし、其附近に一岩嶼、及び數露岩あり、埼の南方二海里半にある月山は、高千四百呎、南東及び北東より見る時は、尖峰にして著明也。

津輕石（ツガルイシ）（赤前）　今、津輕石村といひ、赤前をも合す、宮古灣の南東岸に緣り、宮古市街の南二里。

津輕石の東に接する赤前は、閉崎と共に、古文書に見えたり。閉崎てふ村落は、蓋、今の音部なり。赤前の南嶺は、十二神山と呼ばれ、花崗岩より成立し、青松山と相並び、此間の最高頂とす、七百二十米。

閉伊郡之内、津輕石四百八十石、金濱、高濱、磯鷄、鍬个崎、三百石、大澤百八十石、高合而九百六十石、知行に遺候、以上。

慶長元年九月十五日　大膳大夫（黑印）

船越助五郎殿（南部寛政記錄）

頻聚國史、弘仁二年、筑後國夷、第五等、都加利別公阿比登といふ夷姓あり。又、津輕てふ郡名あり。今の夷語に、ツカラ（海豹）ツカリ（近傍）ウシ（地）、合考すべし。

○慶長十六年十月二十八日、大地震三度仕、其次大波出來致候て、山田浦は房ヶ澤（山田町の西二十町許）迄打參り候、二の波は寺澤（山田町小丘の後）迄打參り候、三の波は山田川橋の上迄參り候、又、織笠村禮堂（織笠の西十數町）迄打參申候、偖、浦々にて人死數知れず、鵜之住居、大槌、橫澤の間にて二十人、津輕石にて男女百五十人、津輕石は市日にて人數多く死申候、又、浦々にて人牛馬共に、其數相知れ不申候。（地震史料）

豐間根（トヨマネ）　今、豐間根村といひ、荒川、石峠を合す。津輕石と山田の間なる山地を占め、其溪流は東北下し、津輕石に至り、宮古灣へ入る。此津輕石川は、細流なれど、秋冬の候に、鮭の漁獲頗多く、閉伊第一に推さる。○邦内鄉村志云、津輕石川、入宮古江灣、此川自江口三十餘町上流、水伏而斷絕、一條川原砂礫而已。

宮古灣（ミヤコ）　閉伊埼の西岸に深入する海灣にして、閉伊川之に歸注す。灣岸には大小の村落ありて布き、閉伊の都會と爲す、宮古の名も偶然にあらず。

水路志云、宮古灣は、閉伊埼と立埼の間より、西岸に深入すること約五海里にして、其幅は廣き處一海里半、狹き處、半鏈なり、東岸は岩崖にして屈曲なく、灣首は津輕石といひ、沙濱にして一川あり、西岸は屈曲し、中央に宮古川口あり、北灣は、立埼以內水深二十尋より、漸を以て淺く、海底泥質なれども、海方に開き波濤進入の患あり、唯、宮古川口と立埼との間、即、鍬崎の部落の前面に於て、水深三尋乃至五尋の處は、稍諸風を防き、舶

（鍬崎港）

船の宿錨に適す、然れども、狹隘にして數船を容れず、鍬崎(クハガサキ)村は、岸に沿ひて櫛比す、宮古村は、宮古川口より約五鏈にあり、人口合して九千、運輸四達、其繁榮は、本州の東岸諸港中の三四に居る。○山崎氏地誌云、岩手縣は、沿海何處も皆漁利ありと雖、宮古沖を以て第一とし、主要なる漁獲物は、鰯、鮪、鰤、鱈、鮑、蛸等にして、近年三陸海嘯の大打撃を受け、荒涼たる光景に陷りたれど、其後次第に舊に復し、今は前日に倍徙せり。（この災に死者二萬二千餘、傷者四萬四千、家屋傾倒流失一萬三千棟）。

震災豫防調査會報告云、明治二十九年六月十五日、宮古測候所の觀測に依れば、大津浪の初感は、午後六時五十分頃にして、最初の地震後約十八分を經たるなるべし、其後十分時間を過ぎ、午後八時頃稍增水し、片時にして退減し、八時七分に至り、最大激烈なる者、雷霆の如き響をなして襲來し、其後、八時十五分、八時三十二分、八時四十八分、八時五十九分、九時十六分、及び九時五十分の六回に、著しき增水ありしも、勢は漸次減殺せり、而して其大慘狀を呈せしは、第二回の激浪にして、忽諸の間に幾多の生命財產を一掃し去り、往復八回、其一回期は約十分內外にして、最大波浪は、灣內に於て約一丈五六尺なり、又、普く里人の語る所を約言するに、朝來、何となく晴淡陰欝の日なりしが、暮夜に至り、二三回の微震に次で、海上悽ましき音響あるを以て、或は怪み或は恐れて、戶外に出てんとする瞬時、怒濤天を捲て襲來し、家屋を破壞し、人畜を奪ひ去れり、波の山は屏立するが如く、其倒覆するに當ては、波頭白泡を飛ばし、里人か、白光四方を照らすと思ひしは、此際に起れる燐光に外ならざる可し。

舊幕府雜志云、明治二年三月廿五日、天氣清朗、山色復を帶びて、海面靜穩なり、回天艦は偽て米旗を揭へし、（海律に曰く、軍艦は他國の旗を揭るとも、其發砲前に自國の旗と代ゆれば妨碍なしと、云々、故に米旗を用て敵を欺けり）檣樓には、水夫小銃を携へ擲彈を提げて敵射に供し、兩舷の砲積盡く實藥二彈を合裝して急發に備ふ、衆各白布を切て右肩に著け、以て徽號とし、銃を負ひ刀を拔きて、準備盡く成れり、港口を廻り、漸々進み、初て一隻を認めたり、（是れ阿州の戊辰丸）須臾にして又一艘を見る、二檣に各二桁あり、船身下濶なり、望遠鏡を以て窺ふに、是れ我渴望の甲鐵なりければ、思はず踊躍、我回天直に進んで甲鐵の左舷に向へり、船將甲賀源吾、及び荒井郁之助、教師ニコールの三氏、上橋に在り、合して機轉を禁じ、舵を右にし（甲鐵、我の右にあればなり）旗を代へしむ、（旭旗を揭ぐ）機轉止りて、舵右に轉ぜず、（回天の艦、左になめらかにして右に遊す、故に急轉に便ならず）艦頭僅に甲鐵を離るゝ數尺許、軼して其艦先に出づ、敵我艦の入港を見て、初めは實に米國艦と思ひ、皆艦頭に立て望見せしが、遂に旗を變せしを見、大に驚て號旗、（投火の號旗）を揭け、羅列の七艘倉皇戰鬪の配置を爲す、回天一たび此機會を失ひしが、事已む可からざるを以て、又艦を轉して後進する數十步、再び前進し、舵を右折して、甲鐵の左舷に乘り掛けたり、船將火と合するや否や、右舷の拿破崙砲を急發す、霹靂一聲の下に、艦頭の陸卒小銃を連發、（此時、甲鐵の艦にある人、爭ひて右舷より投水せり）今や回天の乘掛たる狀は、我が艦の敵艦に平接するにあらずして、艦尖の敵艦を横衝せるなり、加之、吾艦彼より高き凡六尺を越ゆるが故に、船上動作に熟する者の外は、綱條の助を假らざれば、容易に躍下し難きを以て、陸卒艦頭に集り、下を望んで躊躇せり、荒井、甲賀の二氏、劍を拔きてアボルダーチユ（襲入の義）と呼しかば、海軍士官大塚波次郎刀を揮ひ先登と呼びて躍り下る、諸兵續て艦頭より飛下る、敵兵甲板下に逃れ入り、艙口より彈射し、或は舷傍にあるものは「ガッテリンクゴン」を以て絕えず、艦頭の狹路より躍下せんとする者を連射し、又は短槍を以て足を狙ひ、我襲入を妨ぐ、時に四國の七艦、彈する所の銃丸、恰も飛霰の如し、吾艦も亦兩舷の砲を發して之と戰ふ、又、我艦頭の五十六斤砲を倒にして、甲鐵の甲板に擊ち下せり、戰酣にして、教師ニコール左股を傷て舷橋を下る、甲賀氏腕と脚とを傷け、猶儼然撓まず令を施せしが、其襲入の難きを知り、橋下の汽機室に向ひて後進を令せんとするとき、飛丸來りて顳顬を貫き、遂に橋上に殪る、荒井氏之を見、又後進を令して、まづ甲鐵を離れ、四顧敵に向ひ、砲擊して港を出づ、時に港頭の砲臺より一擊せし彈丸は吾舷を貫く、然も人を害せず、高尾後れ至るに會ふ、因て之に號旗を示して北に走る、凡數里にして時に回望すれば、宮古港より敵艦陸續追來るの狀あるを見たり、此役死者拾九人、傷者三十餘人、戰爭時間凡三十分許。○戊辰十月秋田藩士報告云、宮古、鍬崎、船着き宜しく、鏡岩、館崎臺場あり、地利宜し、宮古、八百軒、給人二百人、鍬崎、家數六百軒、給人五十人、防禦筋行屆候得共、給人は農兵樣のもの數多なり、怱々急變の節は、一と防戰の手當、其中に遠野花卷より援兵の部合なりと。

鍬崎(クハガサキ)

近世、崎村、浦村の二に分ちしか、今、崎村は崎山へ合し、浦村は併せて鍬崎町といふ。蓋、此名は、今の立埼（宮古灣の西角）の舊號にして、崎村は外海に向へるを指し、浦村は內灣に緣れるを指す。鍬崎町は、今人口四千、宮古町の東に接し、閉伊川口の北岸、及び宮古錨地（又た鍬崎港といふ）の西岸に臨む。

明治二十九年六月十五日の海嘯に、鍬崎の人家全く漂沒せらる、最慘愴を極む。

三閉伊路程記云、鍬崎、(崎端に双角突出、鍬形を成す)鮹の濱、左右海を見わたし、誠に面白き景地なり、穴埼(八戸穴)、田代埼(千疊敷)、淨土濱、角力濱、などさまざまの名所あり、大砲場兩所あり、浦村には、漁物十分一運上役所あり、其南の鏡岩、吉尻(ヨシカシリ)、大砲場なり、此浦村の東側の家々は、海中へ築地を張り出し、又は海中へ柱立して家作し、舟より直に家へ出入す、鏡岩の南を久館といひ、石昌寺境内に、大杉明神鎭座す、宮古鍬崎兩村の氏神なり、宮古通御官所は其近くにあり。

崎山(サキヤマ)　今、崎山村といひ、鍬崎の北部(崎村)をも合す、宮古の北一里半、東海に向へり。其海上に日出島(ヒデ)あり、化石を採るべし。

宮古(ミヤコ)　今、宮古町、人口六千、鍬崎の西に接し、閉伊川(此には宮古川ともいふ)の北岸に居り、其西は千德村に至る。本郡の治所にして、盛岡を去る二十二里。宮古は、藩政の時代官を置かれて、其治下の數十村を宮古通といへり。其地は、閉伊全郡の中心にあたり、東海の名津良泊とす。中世、閉伊氏の時も、此間に據りて自立す、其廢墟は、市街の西一里、老木に存す。○盛岡縣鄕土史云、宮古町、昔都島と稱しける由言ひ傳ふ、淨土が濱といふところあり、それより海中四五丁はかりの沖より、眞水涌き出づ、其の處を沖の井といひ、小野の小町が歌に、

おきのゐに身を燒よりも悲しきは都島への別なりけり

とあるを證とす。○按、都島と、古人のよめるは、閉伊の遠地にあらず、宮城郡多賀國府の邊なり、今も彼地に其古跡を説く。

邦内鄕村志云、沖井岩窟、宮古縣在海東涯、相傳、是出于古今集沖井也、與都島南北相並、又號八戸窟、々洞通貫于八戸之地、因名焉、八戸又有窟、曰宮古穴、未知其然否、兩地南北行程五日路、雖傳來久、不足信用、此境與宮古島相向、僅隔海百有餘歩、窟其狀如横倒酒瓶、外寬廣而内狹、至十三四歩、奥愈迫窄、從是覗視窟中、亦別如一江海、廣濶幽暝、邃深不可量矣。

（常安寺）

宮古の常安(ジャウアン)寺は、其寺傳に、慶長十三年十月二十八日、大津浪にあひ、殿堂漂失し、後再興する所といへり。館間と稱する地には、古碑あり、其文「五部大經、一石一字、雲上作之、永和第二」の十六字を、四行に刻む。文化年中、市川寛齋金石編中に之を收め、識して曰く、瘞石經銘、在南部宮古縣館間村、永和二年、雲上人者所建、擘窠書、大有李北海之風格、顧當時趙吳興之蹟盛行於緇徒之間、蓋此善學而上達也、地係奥之極北、距於南部治城三百餘里、騷人墨客遊蹤罕臻、故世人未知之、自非池五山之探尋焉、出現乎二千里外、親覩赫々之光哉、余特愛其書、定爲於寧一山碑之亞、碑高八尺五寸許、幅五尺餘、俗に宮古の經塚といふ、市街の北西、山口に至る山路の邊に在り。(鶴髯家訓)○三閉伊路程記云、宮古は、本町、油町、田町、向町、澤田、藤原の町々に分れ、北に常安寺、西に横山八幡宮あり、藤原(フヂハラ)は、川の南にて、彦明神鎭座の地なり。

（藤原）

横山八幡宮(ヨコヤマ)　宮古の鎭守神にして、横山と字する地に在り。俗説、寛弘元年、阿波の鳴門の激浪を平靜にせしめたる禰宜、之を創むといふ、其實を詳にせず。

千德(セントク)　今、千德村といひ、根市、花原市をも合す。宮古町の西に隣り、閉伊川の北岸に縁る。(南部士諸仙德(セントク)に作る)花原市の花嚴(ケゴン)院は、閉伊氏の氏寺なるが、俗説に六孫王經基の子、多田滿仲の孫、鎭西八郎爲朝の四男大島四郎爲家の建立、(岩手縣史談)といへり。是れは、攝津多田源氏の一門を、鎭西八郎の遺子と相誤れるならん。又、一戸南部の一族にも、仙德あり。天正二十年、四十八城目錄に、(野田を合考すべし)

千德　山城　破却　一戸孫三郎持分、唐之供留守

（仙德）（花嚴院）

根市(ネイチ)　今、千德村の大字なり。一書に、閉伊氏の中根城は、根市に在りと云へど、根市の南、老木なる根城址こそ、閉伊氏の遺跡なれ、根市、老木は、河水を隔てゝ相望む。

山口(ヤマグチ)　今、近内、及び田代をも合せて、山口村といふ。宮古千德の北なる山間にして、ことに、田代は全く田老村の西にあたり、其水は東下して直に大海に歸す。○山口の黑森(クロモリ)神社を、俗説、垂仁天皇の王子、(又、推古帝の弟とも)是津親王の墓といふとぞ、妄誕甚し、

南部系譜首註云、黑森棟札、

應永十一年申三月、再營、大檀那、沙彌禪高、俗名南部大膳大夫源守行、當鄕主、山口館、小笠原肥後守保信、別當按察坊道安、

又云、慶安三年、閉伊郡山口村黑森、草創は十三代守行公也、今度建立。

（黑森神社）

盛風記云、政行公御代、應安三(庚戌)年、閉伊郡黑森と云所に、觀音堂御建立也、黑森明神は、推古帝の御宇建立、天皇の御弟親王、御勘氣にて、宮古浦へ配流也、然る處、入水なされ、御死骸不見、鷄を舟にのせ尋るに、黑森にて時を立るに因て相尋、終に見出し、其處磯鷄村と云ひ、右の鷄を放ち候へば、一夜の内千羽と成り、千鷄(センドリ)村と申す。○今按、奥羽にて、黑森神といふは、羽黑(出羽)の神と同く、羽黑森の上略ならん、所々にこの祠あり。

磯鷄(イソケイ)　今、小山田、磯濱、八木澤等を合せて、磯鷄(ソケイ)村といふ。宮古町の南に河水を隔て、津輕石村の北に隣り、其東浦は宮古灣也。○縣史談云、應安三年、南部十二代政行、黑森堂を建立す、傳へ曰ふ、黑森明神は、本、推古天皇の御舍弟宮、勅勘を蒙り、宮古浦に配　、同處に入水して沒し玉ふ、死骸見えざるにより、鷄を舩に流れて尋ねけるに、黑森にて鳴き、死骸を發見するを得たり、依りて其處を磯鷄村と名つけ、明神に祭りしなりと。(鶴

〔篤焉家訓〕

磯鶏に方俗唱へてソケイと曰ふ、頭韻の自然に脱失したる者歟。又其名義につきては、黒森明神の縁起あれど、最荒唐に屬す。〇小山田に、古文書に見えて、磯鶏の西北にして、閉伊川に縁り、花輪村に堺す。

(小山田)

花輪

今、花輪村といひ、磯鶏村、津輕石村の西に隣る。

松山、長澤、田鎖、老木等、皆その管内なり。溪流は、東南下して、田鎖に至り、閉伊川に入る、長四里。

(長澤)

奥南舊指録云、田久佐利、刈屋、和井内、茂市、長澤、花輪、大澤、箱石、根市、中村（鹿穴、赤前、重茂、大川は、中村に出づ）以上十家、鎮西八郎爲朝の子、閉伊十郎行光の末也、爲朝生害の後、御子鎌倉に出て、色々御詫申ける間、賴朝公御赦免有之、仰けるは、父爲朝は朝敵なり、其子としては立がたし、佐々木四郎高綱が子となるべしとて、佐々木十郎と改む。〇今按、佐々木とは、崎の訛か、實は閉伊の崎の地頭たりければ、崎の十郎とも呼ばれけん、天正二十年四十八館注文に、

(多久佐利)

田鎖

田鎖　山城　破却　佐々木十郎左衛門、其之供留守

今、花輪村の管内にして、閉伊川の岸に由り、老木、小山田と相並び、古文書に、多久佐利に作れり、多久佐利氏は、閉伊の嫡家なりともつたふ。

奥南舊指録云、閉伊十郎行光は、爲朝（鎮西源八郎）の子なり、或曰、爲朝が子、伊豆の島に生れ、夷にならんことを悲み、日本に渡らんとて、海上難風にあひ、閉伊郡に吹付けらる、直に閉伊の領主に仕へ、領主死して後、所の者を從へ、即、押て主人となり、其子孫、田鎖を名乘る、南部信時公の時亡されしと云ふ。〇南部家寛政記録云、信時公の時代に、閉伊郡の押領士、田鎖氏一統を打亡す、田鎖先祖は、今の宮古、大槌、氣仙までかけて之を領知し、賴朝公以來の由に傳へ申候、信時公の時、御領内に相成候。〇慶長年中、南部家より「田久佐利立鴾毛」の駿馬を、江戸幕府へ獻したる證文あり。尺素往來に、閉伊の駿馬といふも、此に外ならじ。又、田鍍に作る、鍍は鎖の俗僞、誤寫に出づ。

(田鎖)

宗五大草紙云、馬をよそへ遣し候狀に、附印などの事、常の如く書くべし、或は下印、須彌盤、田鎖、彦間などならば、副狀に書くべし、先、木印を書て、同く下印を書くべし。〇貞丈抄云、印とは、馬の左の股におしたる燒印の事也、廐牧令に、官印の事見ゆ、室町將軍時代に、印の名さま〳〵あり、書札雜々聞書、尺素往來、馬具寸法記等に、琴柱、庵、丸引兩、鹿笛など、何れも牧によりて定まりたる印あり、須彌盤以下三箇の牧は、何れの國にや詳ならず、尺素往來に「多久佐里の木牧兩三疋も、須彌足井の邊、并股爪地拘所替千疋候」云々、又「大輪違者、彦間立、庵下一方は、御所御牧に候、別して可有御秘藏」云々、又、鴉鷺物語に「乘たる馬はおくのたくさり立」と見えたり、奥州の牧歟、或は手鎖につくる。

(手鎖)

(呂木)

老木

今、花輪村の大字にて、田鎖の西に隣れり、古文書に、呂木につくる。〇縣史談云、老木八幡宮は、根城館に在り、本社は、そのかみ、閉伊武者所賴基居城の鎮守として建立す、賴基は、鎮西八郎爲朝の三男、島冠者爲賴なり、文治年間、閉伊氣仙兩郡の守護たり、承久二年六月に卒す、其墓は花原市村華嚴院にあり、之を根城と稱せしは、賴基始めて城を築きしを以てなり。〇今の夷語に、ラウケ（奥處、深處）あり。

根城址

又、根城館、又、中根城ともいへり、老木に在り、閉伊氏の敗墟とす。〇縣史談云、根城館址、老木村の館が下にあり、閉伊陸奥守賴基始めて此に居る、賴基は、鎮西八郎爲朝の三男なり、建久中、幕府、賴基を以て閉伊の押領使となし、本郡に封す、閉伊氏の子孫之を世襲し、正平年中より、南部氏に臣屬せり。

陸奥郡鄕考、引閉伊舊記云、建久中、陸奥守源賴基、中根城に居り、閉伊氏と稱す。

復軒雜纂云、續紀、弘仁二年三月の條に、按察使文室綿麻呂、大兵を發して爾薩體、幣伊、二村を征せしこと、出羽守大伴今人、勇敢を率ゐて爾薩體村を襲撃せしこと、七月の條に爾薩體の夷の、都母村に居て、幣伊村の夷を誘ふこと、十二月の條に、田村麻呂が閉伊村の賊を掃蕩せしこと等を載せたり、この閉伊村は、後の閉伊郡なること論なけれど、當時の夷族の部落は、郡中の何地なりしかといふに、今の宮古灣頭の地是れなり、鎌倉の世に源爲賴（後賴基）といふ者、閉伊郡の北部を與へられ、閉伊武者所を稱し、世々宮古川の北岸の根市城に居て、後には閉伊氏を稱せり、盛岡藩坂牛氏の舊蹟遺聞に、南朝の時の閉伊氏の文書を擧げたり、左の如し（年號なし）

任宣旨狀、早可令領掌之狀如件、

正月廿一日

閉伊十郎左衛門尉光賴法師法名覺賓代、子息親光謹言上、欲早下賜安堵國宣（宣の誤）備龜鑑、陸奥國閉伊郡内、呂木、閉河、多久佐利、小山田、閉崎、赤前、以下地頭職間事、

副進　一通　讓狀　一通　御下知

右於彼所者、爲代々相傳地、覺賓任讓狀、御下知旨、當知行之上□下賜安堵國宣、爲備永代龜鑑、恐々言上如件、

書中の地名、皆宮古灣頭に現存す、宮古川の南岸に老木村、田鎖村、小山田村あり、灣の南頭に赤前村あり、其東北灣邊に戸之崎の地ありて、宮古川の舊名を閉伊川と云へり、閉は蝦夷語の Pe（水）なるべく、其閉河閉崎の地名の現存するより見れば、上代の閉伊村の夷族の部落は、此地なりしこと論なからむ、宮古より盛岡に通ずる路に、閉伊街道の名を專にするも、愈證すべし。

(宮古川)

閉伊川（ヘイ） 一名、宮古川といふ、閉伊郡の主水脈とす。北上山脈の一横谷を流下し、凡十六里、盛岡より宮古への往來は、この峽中に由り、閉伊海道といふ。○邦内郷村志云、宮古縣、腹帶潭、釜淵、大淵、在閉伊川之中、相傳、皆深潭而有靈、曾土神隔年自東升西據此云、臨其期、必疾風暴雨、下流之水族、皆相從、黠滿川、躍騰浪迴乎、其赴海、亦相同、但雖有之者、多夜間、故不分明觀認其形勢如何者、疑是鮭魚之類乎。○水路志云、宮古川は、河口より約三鏈までは、小艇を通ずべし、但し、風雨催に至れば、逆浪直に涌起す。○山崎氏地誌云、閉伊川は、兜神山に發源し、迂曲盤旋、門馬、箱石等の區邑を過ぎ、川井村に於て、南方天狗森（早池峰の脚）より來る小國川を合す、之より流稍大なりと雖、山巒迴りて起伏し、川は其の山腰を繞りて流走するを以て、屈曲蛇行し、兩岸殆平地なし、かくて茂市村に至りて、左右豁然、沿岸に僅少の第四紀層平地を作り、宮古灣に注ぐ、流路約五十五キロ。○地理志料云、閉伊川、一名宮古川、發於都西甲神嶽、背流至都、東注宮古港、宮古者都也、猶言小都會、蕃部家邑、萬葉集、謂國府爲遠朝廷、可以例。

茂市（モイチ） 今、蟇目、腹帶を併せて、茂市村といふ。峽谷中の一村にて、又、閉伊海道の小驛とす、宮古より千德を經て、此に至る三里。閉伊の一族に、茂市、刈屋、和井内等の家號別れたり。和井内川は、茂市の北東より來り、此にて閉伊に歸す、長六里。今、其山中を、刈屋村といひ、和井内てふ大字もあり。龜が嶽は、和井内の東北に屹立す。

(刈屋)

川井（カハヰ） 今、川井村といひ、古田、箱石、片巢、鈴久石、川内、夏屋等を合す、閉伊の峽中の大村なり。茂市より川井へ三里、川井より門馬へ四里。近時、中閉伊郡といひ、山中の一區を建立せられしことあり、即、今の川井、小國、門馬の三村にあたれり。

(箱石)

小國（ヲグニ） 今、江繋を合せて小國村といふ、川井の南なる支渓を占め、山中頗廣し、恰も、早池峰の東麓にあたり、嶺巒起伏重疊し、其間に東南大槌、西南遠野への間徑あり。小國川は、早池峰の天狗森に發し、東流屈折して、北流、川井驛に至り、閉伊川に注ぐ。長凡五里。○邦内郷村志云、小國村、貞任館、峩々險巖、國人倫不通之境、兩山口謂關門、每春末開之、冬時鎖之、至其開闔之期、山響動搖山岳、兩谷答響、村民畏懼、素非有敢其定日、三冬中、樵人聞之否、遂然止伐木之業、而以爲自由隣之。

川内（カハウチ） 今、夏屋と共に、川井村の管内なれど、川井驛の北に二里を離る。而も、驛路之を通ずるを以て、亦一山亭に數へらる。

門馬（カドマ） 今、門馬村といひ、平津戸、田代をも合す。即、閉伊川の源にあたり、宮古を去る十里、盛岡に至る十二里、早池峰の陰なる幽谷とす。

(兜神嶽)

田代（タシロ） 今、門馬村の管内なれど、其西偏を指す。兜神嶽（カブトウヘ）あり、標高一千米、末部の宮古、小本の二水、並びに岩手の中津川は、此山に出づ。山南の通路には、明神峠、又、區界峠といひ、簗川村（岩手郡）と門馬村とを分つ。門馬より峠まで六里。山神を、俗說に、阿倍貞任の兜を祭る云々といふは、無稽に屬す。

田老（タラウ） 今、乙部、末前、攝待をも合せて、田老村といふ、崎山の北にして、大洋に直面し、宮古を去る三里、濱海道の一驛次とす。○閉伊路程記云、田老、乙部は、續きの町屋にて、凡百六十軒、東に川原、濱原、凡二百間を隔てゝ、海なり、東北の崎を青甲といひ、海中に小島あり。○閉伊郡海嘯紀事云、明治廿九年六月十五日の夕の海嘯は、南の方陸前より、北の方陸奥に至るまで、殆皆同時刻なり、中にも田老村を襲ひたる海嘯は、實に南北より奔馳し來れる二大激潮なり、此大激潮の、南方の分は、宮古灣頭の黑崎を掠めて田老沖に來り、北方の分、亦、田老沖に來りて、兩潮相激したる大波濤は、民家より高き一丈餘の勢を以て、田老村を粉碎し、以て背後の山に殺倒するや、更に其勢を高めて、十數丈の空に漲れりといふ、其此一事實は「田老沖の海底地辷りを爲したるが爲め、其辷りたる部分だけ海潮を低からしめたれば、此低所に合せんとする南北の兩大潮を起しし」を證すべし、これ理の尤も親しき所なるのみならず、田老附近の海は、底を現はすまで退潮せりといひ、中心點の田老沖にあること、蓋、爭ふべからず。○山崎氏地誌云、明治二十九年六月の津浪、田老村の慘狀は、釜石以北に比肩の地なく、被害の殘酷なる實に名狀すべからず、此地、東南襲來の津浪は何の遮らるゝ者もなく、直ちに全村を卷き去りたればなり、當時、或は此地の慘害の他に比して大なるを見て、津浪の起因此にありと思ひし者ありしは、地形と浪の來路を研究せざるに由るのみ。

(攝待)

明神鼻（ミヤウジン） 今、田老村堀内に屬し、乙部と攝待（セツタイ）の間、海道の東が突出、凡半里、閉伊埼の北凡七浬。此角は、東經百四十二度を超出する微少なり。（角背に加茂明神の祠あり）。

南部の一族、七戸氏の枝流、久慈より攝待の家を分つといへり、此なる在名に因る歟。

龜嶽（カメ） 又、嶽山と呼ばる、田老の西五里許、標高一千米許、花崗岩より成り、群山に超出す。其東麓の諸溪は、田代川、末前川、下有藝川（攝待川）、各自に東海に歸す。但し、其南なる和井内川は、宮古川へ入り、北なる上有藝川は小本川へ入る。

小本（ヲモト） 今、小本村といひ、中里、中島、母衣野を合す。

田老の北三里なる小驛にして、即、小本川の河口にあたる、(鮭を以て名產とす)。港灣を成さゞるを以て、泊舟の便に缺く所あり。

小本、岩泉等の八村は、近時、北閉伊郡とも稱せらる一區にして、小本川の水域より成る。○山崎氏地誌云、明治廿九年六月の大津浪來襲にあたり、小本灣は、北岸四十尺、南岸十八尺、而して小本町の濤勢の衝に當らずして、却りて退水の際に掠められしは、地形上に面白き現象なり。

須賀（スカ）　三閉伊路程記云、小本は、町屋六十餘軒、其東百間餘はなれて、須賀町十六軒、須賀の入口に、御制札と鮭鹽引揃所あり、此より東北三百間計行て、大川の落口なり、湊といひ、堂島、御前堂あり、海岸には希代の大岩多し、此湊は少の湊なれとも、さゝらなみ岸を洗ひ、面白き浦也、南の山に、遠見番所あり、山根にシツカの明神社あり。

元正紀、靈龜元年、蝦夷須賀君が閉村に郡家を建てんことを請へる事蹟を載せたれど、諸家、或は山海開拓の形勢を揣摩し、當時の閉村は後の閉伊には非ずと論じ、或は、須賀の地名の考へ難きをいへり。本文に、須賀君は昆布を貢獻すといひ、延喜式、陸奧國貢御贄箇昆布云々とありて、昆布和名「エビスメ」といふ。今、小本村に須賀の地名の存在するは、亦一案と爲すに足らん。○地理志料云、靈龜元年紀、有閉村、須賀君、古麻比留、須賀地名、而今莫所攷、須賀者言洲處也、謂海濱廣斥。○隨鑾紀程云、昆布一名海布、萬葉集軍布、軍昆音近、倭名類聚抄「引本草曰、味鹹寒無毒、生東海」、倭名本草、呼爲比呂女、又衣比須女、延喜大膳式亦載細昆布縄昆布、唐書渤海傳、大曆中獻日本舞女、其俗所貴者、大白之苑、南海之昆布、南海之南、即我北海也、謝亭迷筆、引元正天皇紀「蝦夷須賀君古麻比留等、先祖以來貢獻昆布之文」爲證、邦言海草謂之女也、比呂廣也、衣比須夷也、比呂女、昆布之廣大者也、衣比須女、其產夷地者也、細昆布、其細小者、索昆布、其長似繩索者、則此種名品爲內外所貴也、著矣。

小本川（ヲモト）　閉伊郡北偏の大水にして、北上山脈の東側の横谷を流下す。源は兜神山五大堂山に發し、東北流、大川の名あり。淺內に至り、門川(小川)を合せ以下東流、岩泉驛の南を騁せ、小本村に至り海へ入る、長凡十四里。

岩泉（イハイヅミ）　今、岩泉村といひ、乙茂、二升石、猿澤、尼額（アマビタヒ）等を合す。小本の西にして、即、小本川の峽中に在り。凡、盛岡より閉伊の海濱に出づる者、凡三道、南は遠野を經て、釜石に出で、中は直に宮古に達す(即、閉伊海道の名あり)北は藪川を經て、岩泉、小本に至る。盛岡より岩泉迄、凡二十里、岩泉より小本へ四里、岩泉は、南部牛の本場と稱せられ、峽中并びに海濱、所々に畜養するもの、此地の市に牽き來て、交易せらる。

三閉伊路程記云、岩泉は、町中へ堰を通し、呑水とす、冬は、氷れるを、もつに入れ置て、解かして用ふ、家毎に薄綿を織りて名產とす、野田通りの町地なり、岩泉の源池、回五六間、もろもろと湯の煮立つが如くに涌出づ、岩穴の前には明神の小社あり、松明照して見れど奥知れず、洞中三十間位ならでは入りしものなしと。○南部邦內鄉村志云、岩泉村、有岫嶺、山勢峻高、絕壁懸崖、既無草木、雖飛鳥無更著處也、其高凡五六十丈、直下則臨深淵、俯仰其可懼矣、岩邊半腹上有岫穴、閑朗貫通、曾偶在登此者、傳山腰紆廻之危險、摩頭履咀、攀援藤蘿、入之、又曰、享保十四年、阿部友之進者、奉承台命、尋求藥草及石藥、迴巡行郡國、到此地、入此岫中、採鐘乳石若干云て

二升石（ニシヨウイシ）　今、岩泉村の管內なれど、西一里半、盛岡路にあたる、此より大川村への岐路もあり、一に二双石に作る。

有藝（ウゲイ）　今、有藝村といひ、鼠入を合せたり、岩泉の南なる山谷を占め、龜撤の背にあたれり。其溪流、一は小本川に入り、一は東に走り、田老村の攝待濱へ落つ。

大川（オホカハ）　今、大川村といひ、淺內（アサナイ）、釜津田をも合せたり。

（淺內）　岩泉の西南なる山峽、八九里の長きにわたり、即、小本川の上流とす。(此には、水名に專大川といふ、大川と、門川の二水、淺內にて相合ひ、小本川と爲る)

大川谷の西限は、五大堂山、兜神山に至る、即、盛岡の東嶺にあたり、又、閉伊氏の一族に、大川の家名あり、此山谷に據れるならん。

門（カド）　今、母衣綿、穴澤をも合せ、小川村と改稱す。

（小川）　岩泉の西、大川の北なる峽谷にして、東西四里許りの長ありて、盛岡路之に由れり。岩泉より門まで五里、門より岩手郡藪川堺の早坂峠まで三里。

門村より西北、九戶郡江苅村への間道ありて、其分界をば、國堺峠といへり。國堺峠の東方に穴目嶽あり、安家村との間に盤踞す。○三閉伊路程記云、門村は、二十二軒つゞきて、よき里なり、八幡社、並に昧庵あり、穴澤、母衣綿と三村合すくては小川三个村と名つく、穴澤村、さながら町家作りにもあられど、家よろし、井の水なし、花の森天神、岡の上に在り、其向を見わたせば、矢ごう岩とて、さまさまなる岩ほの立重れる、唐畫にもや、かかるさまはあるらんと、面白し、母衣綿には、酒屋もあり、町をなしたり。

母衣綿（ホロワタ）　今、門村の大字にて、俗に母衣を合字して、畏に作る。奧南舊指錄に「母衣綿氏、北畠家中諸士頭家來也、閉伊郡母衣綿を領知、地下母衣綿の御所と稱す」云々。母衣綿御所といふこと、其實說を詳にせず、津輕浪岡御所の遺族なるべしと想はるるも、正鑒あるにあらず。大槻氏の考案にも、判定を下されずして止めり。下に、舊

(斐綿)

説二三を擧げて、參照に資せん。

「辨誤南部八世小傳」には、南部氏十二世政行の末年に當り、北畠顯家の季子顯房(一に季)顯を、閉伊斐綿に奉ず、斐綿御所と稱す、其後裔直顯に至り、廿六世信直に仕へしが、維新後、北畠氏に復せし由を記し、又、十三世守行の時、北畠顯信の孫親能(天童丸)を、津輕波岡に奉じ、波岡御所と稱す、又、天正六年、波岡氏の裔顯忠、津輕爲信に亡され、其弟顯則、三戸に逃れ來て、南部氏に仕ふ、云々、斐綿氏系譜に、其祖、熊野權現を斐綿村に建つ、其棟札に、天文二十年とあれば、北畠氏の移れるは、天正前なること明にして、天正中に、津輕に居るべき理なし、云々、

「南部四世事蹟考」には、南部十一世政行、顯家の裔(顯家の庶子顯房の子ならん)を、閉伊郡斐綿村に奉じ、守親の裔(守親の子親能に係るか、又、其子に係るか)を津輕浪岡に奉ず、(浪岡氏の後裔顯則、信直に仕へ、子孫、今に存し、猶、其稱を襲ぐ) 太平記綱目合璧、正平七年、兒島高德、奧州に下り、官軍を募る條に、奧州の官軍、顯家遺腹の子顯房を奉じて兵を起す、とあり、而して、其段末に、顯房は僞胤なるを言へり、南部藏本系胤譜考、浪岡氏の系に、顯家末子天童丸は奧州津輕郡浪岡館に居住し、浪岡氏となる、とあり、又、同書斐綿氏の系に「顯家猶氏族、住奧州津輕、其支流移住閉伊郡斐綿村、而子孫永住于此、從是以前不相知」とあり、大日本史親房の傳に「顯信子信親、守親、守親任大納言、爲陸奧國司、子親能、其子孫在陸奧出羽者、稱浪岡氏」とあり、此に據れば、浪岡氏は顯信の裔にして、顯家の裔にあらず、然ば、天童丸は斐綿氏の祖にして、波岡氏の祖にあらざらん、一本行丘系圖を考ふるに「顯家子顯成、住奧州津輕郡行岡城」となし、顯成より、七世の支流具孝を以て、斐綿の祖とす、意ふに、顯成の津輕に來り住すと云、何に據るを知らず、但、具孝を以て斐綿の祖とす、是れ其の故なきにあらざらん、斐綿氏の系に、具氏の子直顯、南部廿六世信直に仕ふとす、具氏の父は具孝ならん、具孝閉伊に來り、斐綿氏を繼ぎたるを誤て、或は移住とし或は祖となすならん、維新後、北畠氏に復姓す、云々。

田野畑(タノハタ)

今、濱岩泉、沼袋を合せて、田野畑村といふ。

東は、洋海に面し、駒形崎その洋中に斗出し、七森山は、背に隆起す、小本の北三里。濱岩泉は、田野畑の南にして、小本驛を去る一里半。沼袋は、田野畑の西に、一嶺を隔て、岩泉の北にあたる。されば、沼袋の溪流は、北に走り、普代川の源谷とす。

閉伊郡海嘯記事云、宇利島は、田野畑村の沖合にありて、其陸地を距る海上三百四五十間、明治二十九年六月十五日の海嘯の變と共に、此小島の方向全く變じて、左方のもの右方に傾斜せるを發見せり、田之畑村島の越の汀に、盥島と稱する盤石の一角は、陸地に向ひて飛び、二百間ばかり移動せるを發見せり、タツゴチ島(小本川附近)の側に在る大盤石は、五百間近く飛び來りて、小本川の中央に屹立す、此近傍一體、地形變化して、所々に從來見ざりし大石の續々現出せると、川底の全く淺くなりたるは事實なり、而して、當地海嘯の時限は、釜石、大槌、山田等に比して、やや早く震動せるに徵しても、今回の中心點は、小本、田野畑、普代の沖合なるべく、當日海嘯潮勢の高まりしは、正さに五十尺以上なり。

普代(フダイ)

今、普代村と云ふ、田野畑、沼袋の北にして、海洋を其東北に控へ、西北は安家川を以て、九戸郡野田村と相限す。普代の鵜鳥明神は、方俗、源義經の、蝦夷島へ走るのに祈れる所などいへり。

濱海道は、田畑より普代へ三里半、普代より一里半にして郡界に達し、二里にして野田に至る。

黒埼(クロ)

又、普代埼といひ、普代村の東なる高壘なり、北徹西に野田の三埼を望み、其間に一灣を開く、卽、九戸郡の野田浦なり。

(普代埼)

水路志云、黒埼は、南北兩傍の臺形地より起りて、千四百呎に高まる(七ッ森)山麓にして、稍東に膨脹し、高く斷崖をなせり、海岸に近く航するとき、尤も著明なり、海岸線こゝにて略直角をなし、一は南走し、一は西走すれば也。(三閉伊路程記云、普代より沼袋に至り、田野畑、小本に出づる、古本道とすれど、いつの比よりか、黒埼、羅賀(ラウガ)を驛路とす、大田名部坂、フサマ坂は、普代と黒埼の間なり、黒崎に大砲御臺場あり、又羅賀にも、大砲御臺場あり、羅賀より小本へ五里、道路無類に急峻なり。

(羅賀)

安家川(アツカ)

普代村の西なる安家村の溪流なるが、末は東北に轉し、普代と野田の間にて海へ入る、長八里。

安家の山谷は、東西七里、南北三里、頗廣遠の地を占め、形勢は、むしろ九戸郡に入る者に似たり。岩泉驛より安家村、距離五里。

(安家)

羽前國

羽前國(ウゼン)

古羽州の南偏にして、其南は越後、岩代、東は陸前、西は海に至り、北は卽羽後なり。今一州十一郡、山形縣治とす。地全く最上川(酒田川)の水域に屬し、形勢完好なり。明治維新の初め、兩羽の分國にあたり、飽海(アクミ)郡を羽後に隷せしめられしは、其失政た

る詔を俟たず。本篇、羽前十一郡といふは、飽海をかぞへしなり。

羽前諸郡、最上の一水に由ると云ふと雖、高下險夷の形勢を異にするありて、平原肥土に、隨所に峽を隔てて相分ちたり。先これを大別して、山海の二段に分てば、山中の八郡は、中央山脈と羽越山脈の間なる一大縱谷なるを見るべく、卽、最上川上游、中游の地なり、沿海の三郡は、斜に前者の西北に續き、卽、最上川下游の地なり。上游には米澤平野(置賜三郡)中游には山形平野、及び新庄平野あり。下游には、庄內平原あり、海洋に臨みて開きたり。〇今の十一郡、之を古郡に對比するに、置賜三郡は元一郡にして、和銅五年、陸奧國より割きて入れらる。村山、最上の五郡は、和銅五年陸奧國より分たれし昔、又一郡のみ、最上といふ。仁和年中、最上の北を割き村山郡を置く、後世、其郡界紛錯し、近時更に五郡に分つ。田川二郡は、古の田川、出羽の二郡たり、中世、出羽の郡號亡び田川に合せられ、近時、更に二郡と爲す。飽海の古郡域は、鳥海山の北、子吉川に至れり、中古、由利郡を建てて、飽海河邊の數鄕を割取す、是より、鳥海山を以て、飽海由利の二郡を分離せり。

出羽(デハ・イデハ) (羽州)

又、修して羽州といひ、奧州と合稱しては奧羽と呼ばれたり。其の初め、出羽の國を建てられしや、大略、今の羽前の域に過ぎず。後、政化の漸く廣まるや、夷地を收めて管內に歸せしめ、以て野代に至る。蓋、平安朝代の末頃、津輕、亦當時、出羽國部下の夷地なりしと雖、管部の例には非ず。鎌倉幕府の時、津輕糠部を以て陸奧の管內と爲し、出羽の北疆定まる。明治元年十二月、出羽を分ち、羽前、羽後の二國と爲す。出羽、古言イデハといふ、そのデハ(ハ音これを唱ふるワに同じ、一般古今語言の沿革に考ふべし)と爲りて、全く彼の頭音を脫却せるは、近世初期の事なり。出羽の頭音脫失は、伊達の例に合考すべし、天正中の文書には、正しくイダテ、イデハに作れるよしの證、伊達郡(岩代)に詳にす。

出羽は元越國の屬部なり、其住居の夷虜をコシノエミシといふ。史に書して狄と爲すは、陸奧蝦夷に分てる者とす。和銅五年、狄部を定め、出羽國を建つ、蓋、飽海、最上以南を管す。

國郡志云、出羽國、古屬越後及陸奧、蝦夷所居、(舊事本紀、續日本紀)崇神帝遣大彥命、巡撫北陸、荒俗悉服、皇極帝時、越邊境蝦夷數千始內附、及其重祚、越國司阿倍臣比羅夫、帥舟師、伐齶田淳代地、降之、和銅元年、新建出羽郡、運兵器於出羽柵、將大征蝦狄也、五年、狄部悉定、始建出羽國、尋割陸奧置賜最上二郡、與齶田淳代、竝隸之、(日本書紀、續日本紀)凡夷種、在陸奧者曰蝦夷、在越後者曰蝦狄、蓋取東夷北狄之義也。〇國郡沿革考云、和銅五年紀「九月、太政官議奏曰、建國辟疆、武功所貴、設官撫民、文敎所崇、其北道蝦狄、遠憑阻險、實縱狂心、屢驚邊境、自官軍雷擊、凶賊霧消、狄部晏然、皇民無擾、誠望便乘時機遂置一國、式樹司宰、永鎭百姓、奏可之、於是、始置出羽國」按、此時幾郡を管する事、史に見えずと雖、地勢及び建郡次第を以て之を推すに、出羽田川飽海の三郡は既に定置せるならん、同年十月、陸奧國の最上置賜二郡を割て之に隸す、共に五郡を管す、靈龜二年紀「九月中納言巨勢萬呂言、建出羽國、已經數年、吏民少稀、狄徒未馴、其地膏腴、田野廣寬、請令隨近國民遷於出羽國、敎喩狂狄、兼保地利、許之、因以陸奧置賜最上二郡、及信濃上野越前越後四國百姓、各百戶、隸出羽國焉」按、和銅五年十月、既に置賜最上を分隸する事、上文に出づ、而も今亦此に置賜最上二郡あり、蓋六字誤なる可し。(拾芥抄、及び制度通に、和銅四年、割陸奧國二郡、置出羽國云々とあるは、其所由を知らず)

(出庭)

出羽、その名義を知らず、古へ出庭臣あり、越國造の祖大彥命の弟、彥太忍信命の後とす、(卽、北陸の三國江沼、伊彌頭等の國造、幷びに蘇我臣の家と同一祖なり)。惟ふに、大彥命(崇神朝)、武內宿禰(景行朝)の東北巡撫の後、其治化に向へる者を出羽の地と爲し、出庭臣の祖、之を治めしなり。伊氐波神あり、後世、羽黑神といふ、卽、出庭臣の祖廟ならんこと必せり。而も、出庭臣は中衰せるにや、越國司安倍臣比羅夫の、齶田、淳代等、遠征の日に所聞なし。阿倍臣の祖は、秋田城下の古四王神以下、諸郡邑に之を祭る者多く、羽黑神と相竝びて、越奧羽の大祀たり。

地理志料云、按神學類聚抄、引風土記、本州上古、貢鷲鷹之羽、用爲箭羽、故名出羽國、望文爲說者、一說出羽之言出端也、割越後陸奧二國置之、故名、出羽略風土記、羽黑山舊名伊氐波山、祀典所秩伊氐波神社在此、豈取之山名耶、後世省呼天波、明人譯爲迭外、姓氏錄「出庭臣、孝元皇子、彥太忍信命之後」粟田氏曰出庭卽出羽也、崇神帝以大彥命父子拜將軍、平定北陸東山、彥太忍信實大彥之弟也、故以其子孫任出庭臣、永治其地者、東大寺所傳、天平五年右京三條手實、有戶主出庭臣德麻呂、載同族十餘人、蓋分處大和也。〇出羽新風土記云、(荒井氏狩野氏改撰)出羽國、これを國史に考ふるに、大彥命越國に至り、皇德を宣揚し庶頑を化導す、故に夷人も其德化を追慕して、祠を建て之を祀る、秋田郡越王神社是なり、齊明天皇の朝に、越後國司阿部比羅夫、蝦夷を討て、齶田淳代に至り、遂に淳代津輕の二郡に郡領を置き、蝦夷を馴服せしむ、又、中國の良民を移して耕耘漁獵の道を敎へ、或は其酋長を饗賜し、或は位階を授けて奬勵す、云々。〇出羽神につきては、出羽郡、幷びに伊氐波社(羽黑山)に

合考すべく、古四王神につきては、村山郡御所社五所山、田川郡清川五所社等に合考すべし。

天平五年、鎮城を秋田(齶田)の高清水岡に遷し、従前最上河邊に在りし出羽柵を、御物河北に移されしなり。河邊郡を定められしも、此際に在り。當時の形勢、専海に沿りて開拓の途を取られしを知るべし。已にして、鎮守府將軍大野東人、陸奥國色麻郡より出羽國最上郡に入り、平戈山を踰えて、路を雄勝に開き、以て秋田城に交通せんと謀り、寳字年中に至り功を成す。雄勝、平鹿、并びに山本郡を建てられしは、此間に在り。

按、論者或は、天平五年の秋田造城を疑ひ、雄勝山北の山道開通の後、寳字年中に至りて、初めて秋田に進みしならんといへり。されど、舊史の明文廢し難し、地形の現證破り得じ、出羽郡の舊府より、海に沿ひて進み、先由理柵を建て、後秋田城に及べるや實なり。寳字三年の山道驛次は、由理柵に至り海道に合す。由理は、當時飽海郡の管内にして、飽海は和銅の舊郡なれば、山理の築城は、天平の秋田に先んぜること、亦推斷して之を知るを得ん。遺蹟の虚實、最學者の潜心を要す。

元慶二年二月、秋田城下十二村の夷俘叛亂す、津輕の獱夷亦之に應せるやの疑あり。出羽守藤原保則、鎮守府將軍小野春風之を討ち、十月に至りて平定す。舊傳に曰く「保則撫納餘種、自津輕至渡島、雜種夷人、前代未嘗歸附者、皆盡內屬」云々。されど、延喜式、和名抄、出羽國管郡十一、秋田を以て極北とし、野代以北は之を收錄せず。鎌倉幕府に至り、肥內郡の名見え、檜山、肥內、鹿角は、野代川水域に屬す。蓋、此三郡の建置は、平安朝の末期に在るに似たれど、未明證を得ず。〇近世、羽陽、羽陰の目あり、即、羽前、羽後にあたる。

置賜郡

(優嗜曇郡)

置賜郡

羽前南方の大分域にして、最上川の上游なり。中央脊梁山脈と羽越山脈(出羽山脈)を以て東西界と爲し、(信夫伊達と岩船蒲原)吾妻、飯豐の二大山に綿亙する横嶺を以て南界會津に分ち、其北界は村山郡と白鷹山の向背を以て分つ所あり。近年、三郡治を建てられ、東西南の稱あり。

小國谷は、羽越山脈中の一横谷なるが、其水は西下して越後に入ると雖、古來置賜の屬隷たり。

置賜郡は、往古陸奥國に屬す、持統天皇紀に初出する優嗜曇郡是なり。

持統三年正月、務大肆陸奥國優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻呂、與鐵折、請剔鬢髪、爲沙門。云云。

按するに、優嗜曇は宇岐多美と訓し、當時未た出羽國の建設なかりし故、之を陸奥國に繫ぐ。白石五十四郡考に「浮田は史に優嗜曇に作り、後宇多に改む」とあり、以て陸奥國宇多郡となすは謬れり。

又按、栗田氏の國造本紀考に、「浮田は、和名抄に、陸奥國宇多(宇太)郡とあるこれなり、持統紀に、陸奥國優嗜曇郡と見えたるは、此浮田にて、正しくは宇幾多と唱ひしが、音便に宇多と云如く積れたるなれば、此も宇幾多と訓べき也」とあれど、曇字をタと假れる例なし。

元明天皇の世、越後の田川、出羽等を割きて、始めて出羽國を建置せしとき、置賜郡は陸奥より分離し、最上郡と共に出羽國に隷屬す。和銅五年紀、置出羽國、割陸奥

(置民郡)

最上置賜二郡隷之」とあり。

國郡志又云、天武帝十一年、定諸國境域(按、是時蓋置置賜最上二郡)持統帝三年、陸奥優嗜曇郡城養蝦夷二人、請剃髮爲僧、許之(日本書紀、優嗜曇即置賜也)和銅二年、陸奥越後蝦夷猖獗、屢害良民、故陸奥鎮東將軍、征越後蝦夷、將軍發遠江以下七國兵征之、遞兵器於出羽柵、送兵船征狄所、(續日本紀、按、出羽柵蓋在今田川郡助川村)五年、割陸奥及越後置出羽國(舊事本紀、以齶田淳代隷之(出羽國圖)、尋析最上置賜二郡屬出羽、飽海郡建置不詳、恐在此時也」

その名義不詳、邨岡氏地理志料に「谷川氏曰、伊勢有輿玉社、祀猿田彦神、一名輿玉神、物類稱呼曰、出羽俗謂賠償曰於比太美、不知渉否」。また、大日本史國郡志「置賜、今郡中央以東有奥田、古郡家在此(和名鈔大意)、有置玉山、(米府鹿子)」とあるも信け難し。今、奥田村あり、又、小松村に置賜山と稱する古祠あれど、置賜の郡家址と其地を異にす。この名、恐らくは夷言に因れるものならん。本郡の夷俘は、耕稼を爲ししと雖、其田租を永免せられし事、延暦十一年紀に見ゆ。延喜式、置賜郡於伊太三と訓す、和名抄、於伊太美、郷六餘戸を管す。その境域、四山自限して古今の異なしと雖、中世以後、往々置民に作る。又、長井郡の私稱あり。もと郡内の庄田號に出てたり。長井氏、伊達氏領知の事は、下の長井の條下に詳にす。

伊達正統世次考云、宗遠公、康暦二年庚申、(南朝天授六年)、賜知行配分之判狀石田左京亮、其文曰、

出羽國置民郡長井莊、鵜谷郷内一字、乘願跡一字、小瀬入道(雜給藤九郎)跡一所、浮免田六段半一所、作人本願跡田段大三十步一所、田六段一所、御正作田五段大三十步一所、田貳段半一所、加倍志幾田二段一所、散田右分配之狀如件、

（卷玉郡）

慶曆二年十月八日　　涉　彌（寄嗣）

康積氏の米澤史談に「置賜、或は老玉に作るものあり、和名抄、置賜郡置戸郷は、今信夫郡に入る」云々、信夫郡の置戸（余目）は、置賜郡と全く相系屬する所なし。

羽中冬日　　平　洲

地形周匝勢如環、四壁千峯寄作山、中有天淵神造宮、渦爲氷玉落蒼顏、

長井郡（ナガヰ）

中世往々、置賜の郡名を失ひ、長井の庄名を以て之に代へし者あり。

會津塔寺長帳云、明應三年五月、會津より長井へ、松本對馬殿、御代官として御立にて、たてのもちの館を落候。○伊達世次考云、天文十六年、晴宗公賜判書於小關彦右衛門曰「先是、雖與入宇野之分、河原在家、境在家、同半在家、地下長井高遊內圓福寺分、因有難遁子細、及違變、是以、上長井下長井兩庄鋤室役、永代充行之了、仍爲後日狀、如件」。

長井は、和名抄の古郷なり、其庄園を開かれし由來は知られねど、鎌倉幕政の比、左衛門大夫大江時廣、其地頭たり。子孫傳襲、因りて長井氏を稱へ、遂に庄名の舊稱を案亂し、いつしか長井の私田を以て、全郡を御へたり。蓋、初め平泉藤原氏の拓ける者にして、古記謂ふ所の屋代（ヤシロ）庄なり。

氏族志云、大江廣元生六子、長親廣、次時廣稱長井氏、其支派、又有上田、古河、小澤、西目、柴橋、寒河江、丸澤、高屋、高嶽諸氏、（一本大江系圖、毛利系圖）。○大槻氏伊達事歷云、米澤史談に「源賴朝奥州征伐、大江時廣、軍に從ふ、泰衡の部將頁元、逃れて御館山に據る、中津川小坂村にあり、一に、小坂の柵と稱す、時廣、攻めて之を拔き、頁元を誅せしかば、賴朝、長井郷を時廣に賞賜す、時廣、始めて壘を米澤に築きて居り、長井左衛門尉と稱す、曆仁元年、其壘を增築し、松が岬城と名つく」云々、長井時廣とは、廣元の次子左衛門大夫時廣なり、但し、吾妻鏡、文治五年の從軍中には、大江時廣、見えず、（西村出羽、寒河江も、廣元の長子親廣の領なりき）其死は、仁治二年五月なると、同書に見えたり、（其子泰秀は、建長五年十二月に死せしとも、同書に見ゆ）米澤史談に又、時廣の七世廣房、至德元年（元中元年）伊達政宗に滅されたり、とあり。

俗說、長井時廣の入部の次第を云々すれど、信を考ふべき者少し。建武年間記、奥州鎮守府引付衆の中に、長井貞宗を載す、時廣の裔孫なり。南北爭亂の比に及び、伊達宗遠（八代、法名宣應）、地を略して長井、置賜の庄郷に至る。世次考宗遠の譜下に、

公繼父念存志、致忠於南朝、伐近郡及近國、或拔城取地、或下之、攻長井掃部頭入道道廣、取其地出羽國置賜郡長井莊、而入之、予時鎌倉管領持氏、令近國諸將曰「道廣本領羽州長井莊以下所〻、需已以京都命遵行、退伊達宗遠了、雖然、關後違背違亂、早可合力於道廣令其全知行之、云云」是見于具田村庄小澤伊賀守某書、書七月廿五日、無年號、今按、系圖及世傳言、政宗公時始取長井莊、因此文書之下所載永和二年康曆二年文書、則公取之也、而謂之政宗公者、思爲儲嗣親往擊、顯其功也、

と論じ、宮本茶村の伊達譜（常陸誌料）、又、

宗遠、弘和元年秋、與百理行胤（彥四郎、備前守）戰于刈田、降之（千葉大系圖）、爲人有雄略、數出兵、併呑信夫、刈田、柴田、伊具、數郡（系圖、伊達便覽志）、遂及出羽長井地（伊達年譜）、亦、好和歌、其歌、載于新千載集（伊達便覽志）、

と載す。而も、近時、大槻氏の考按によれば、

伊達正統世次考に、天授六年十月、宗遠君より、一門石田左京亮に「置民部、長井莊、鶴谷郷內」の地を配分せられし文書を載せたり、宗遠君の世に、已に、長井莊の一部を攻め取られしこと、證とすべし、持氏の軍令狀、「道廣本領、羽州長井莊以下所々、需已以京都命遵行、退伊達忠薰了、雖然、關後違背可違亂、早可合力於道廣、令其全知行之、云々」も、載せて宗遠君の條にあり、然れども、鎌倉管領持氏の職を襲ぎしは、應永十七年なれば、此一事は、其孫氏宗君の世にあるべきなり、文書中の道廣は、鎌倉九代記に「永和四年（天授四年）八月廿七日、越後、井、官途吹擧所付、長井掃部入道道廣、頭人として、始めてこれを行ふ」と見ゆる、是れなるべく、而して、此の道廣は、米澤史談、元中元年、（至德元年）、政宗君に滅されたりといふ長井廣房の法名ならむ、「需已以京都命遵行、退伊達慈薰了」とあるは、政宗君が、應永九年赤館の沒落をいへるなるべく「彼還重可違亂、云々、可令全知行、云々」の文に據れば、氏宗君の、其後、長井を復せられしを知る、

とも云はれたり。されば、九代政宗（法名儀山）の時に、長井氏を覆亡せしめて、之に代れるなり。

鎌倉覺成寺、觀應三年、出羽國小田島庄の下地沙汰付狀に、長井備前太郎とあるは、當時在住の長井氏の人なるべし。尊卑分脈には、

時廣─泰秀─時秀─宗秀─貞秀─貞懷
　　　　　　　　　　　　　　　├廣秀
　　　　　　　　　　　　　　　├擧冬─氏元─氏廣─宗廣
　　　　　　　　　　　　　　　├賴元─元冬
　　　　　　　　　　　　　　　└氏賴
　├泰重（六波羅）─貞廣─廣泰
　├泰元　時元（太郎）
　├泰經（上山）
　└泰茂（出羽守）

と見え、上にいへる廣房、又は道廣にあたるはいづれ

にや、詳ならず。

さて、屋代庄とて、夙く古記に見ゆるは、後の上下長井及び北條を兼ね、即、置賜郡の私田の總名なりけんと想はる。其故は、郡内に、大江氏入部以前の事跡として、多く平泉藤原氏の族黨の在住を認めらるゝに合考すべし。殊に、

台記、仁平三年、厩舍人長勝延貞、爲使下向奥州、先年可増年貢之由、禪閤（忠通）被仰基衡曰、屋代布二百段漆二斗馬三匹、本數布百段漆一斗馬二匹（中略）、基衡申曰、不得増所仰之數、可増進屋代布百五十段漆一斗五升御馬三匹者、云々、

と明記して、屋代庄の地頭職は、平泉の基衡たりしこと、既に決まれば、俗說、大江時廣、文治五年、基衡の孫泰衡の部將頁元を伐ちて入部すといふは、最情實を得るが如し。又、和名抄長井郷は、後世の下長井なり。されば、時廣以下、累代の地頭所も、下長井なるべし、館址今傳へず。上長井の松崎（米澤）を以て、長井氏の地頭所とするは、俗說信け難し。伊達十七代政宗（法名貞山）の時、天正二十年、長井を去り、米澤城は、會津蒲生氏に屬せしめらる。慶長三年、上杉氏、蒲生氏に代り、同六年、上杉氏會津削封の後は、米澤を以て治城と爲し、以て今代の初めに至れり。

去月晦日、至于長井著陣由書狀、令披見候、路次通、城々へ人數入置罷通由、尤候、辛勞に思食候、其面事、仕置等入念申附候者、中納言、家康次第に、可歸陣候、猶追々注進肝用候、委細増田右衛門尉可申候也、

八月十八日（天正十八）（朱印、秀吉）

羽柴越後宰相中將とのへ（上杉古文書）

被仰出候趣、國人并百姓共に、合點行候樣に、能々可申聞候、自然不相届覺悟之輩於在之者、城主にて候はゞ、其もの城へ追入、各相談、一人も不殘置、なできりに可申付候、百姓以下に至るまで、不屆に付ては、一郷も二郷も悉なできり可仕候、六十餘州堅被仰付、出羽奥州迄そさうにはさせらる間敷候、たとへ亡所に成候ても不苦候間、可得其意候、山のおく、海はろかいのつゞき候迄、可入念事、專一候、自然各於退屈者、關白殿御自身被成御座候ても、可被仰付候、急と此返事可然候也、

八月十二日（天正十八）（秀吉朱印）

淺野彈正少弼とのへ（淺野文書）

今般、葛西大崎被下候、過分之至候、此爲替地と、本領之内、會津拘近所を五六郡進上仕候へ由、內々御諚に候、未御地分者無御座候、進上可申所、田村、鹽松、信夫、小野、小手、此邊に候、自然在所長井抔へ被入御手候ては、進退相果分に候、殊屋敷被下、半普請にくはたち申候刻、若在所など移申に付而者、萬可爲迷惑候、以分別御心得御最に候、恐々謹言、

二月廿五日（天正二十）　政　宗（花押）

淺野彈正樣人々

倚々、長井相違仕候へ者、家中之者第一に迷惑仕事に候、屋作普請も罷成間敷候、弓矢八幡、毎日共々貴殿御事、存知忘たる事無御座候、

松川

最上川上游の別名にして、置賜郡人專之を唱ふ。其遠源は吾妻山の大日嶽に發し、北に降り、米澤府市の東偏を過ぎ、堀館川（左岸）羽黑川（右岸）を容れ、始めて平流と爲り、糠之目驛を過ぎ、鬼面川（左岸）を合せ、西北に進み、屋代川（右岸）犬川（左岸）を合す。此間に至るを、米澤平野と爲す、河水の長凡十五里。其長井平野（西置賜郡）に移るや、白川の南微西より降下するに遭ひ、相合ひて更に北微東に向ひて進み、長井町に於て野川（左岸）を容れ、荒砥、鮎貝、二驛の間を過ぎ、忽兩岸山勢の局促する所と爲り、峽流に變ず。此間平流、凡五里、以下、大瀨川、五百川の峽流、再變して最上中游と爲ることは、最上村山郡に之を詳にす。

松川の漕運は、糠之目を以て米澤の河津と爲す、（米澤市の北三里）以下六里を小出（長井）とし、以下三里を荒砥とす（以上、標高二百米、乃至百九十米）、荒砥以北の峽流は、大瀨川（二里、西置賜郡に屬す）五百川といひ、上游中游の階段にあたり、危險多し。元祿中峽流の岩石を斬除せしより、始めて舟筏の上下を見る。

南置賜郡

置賜全郡の東部を占め、米澤平野の南一半の地なり。故に、三山の諸水、各高きより下りて、皆北に向ひ去る。今、面積凡三十二方里、人口六萬、一市十一村、市郡ともに米澤に始む。

本篇は、南置賜現管の中津川村を、西置賜へ移す、西置賜の白川の上游に屬すればなり。○又、形勢を大觀するに、南置賜、東置賜の二郡は、其治を分つを必要とせず。既に一平野を共にするに止まらず、鐵道之を貫通し、相遠隔する所なし。當に此二郡を合せて、之を米澤に治すべき也、

南置賜は、中世の上長井庄の七八分、及び下長井の若干を合せたる者とす。近世、藩政の時には、此間に上長井、山上、谷地、宮城等の郷名を唱へたれど、濫稱にして、定まる所ありしにあらず。

米澤平野　最上川上游の沖積地層に名つく、即、置賜の沃土豐壤を指す。されば、今の三郡の諸村にわたる。而も、其東南二郡は、田土全く相屬して分つ所なきも、西置賜は、稍離れて其西北に在り。此二者、必しも合稱を要せず。されば、前者には之を米澤平野と云ひ、後者には長井平野と云はん。前者には松川（最上川上游）、北微西の方位に進み、後者には松川北微東の方位に進めり。

米澤平野は、米澤（南）、高畠（東）、宮内（北）、小松（西

の四名邑、各其一方に居り、其廣平は東西三里、南北六里に及ぶ。四周の溪水、松川の一脈に滙合し、西に決して長井平野へ移り去る。

米澤（ヨネザハ）　今、米澤市、戸五千五百、口三萬五千、置賜全郡の都會なれど、其盆谷の稍南に偏し、地勢高く（海潮面二百五十米）吾妻山を負ひ、西北に糠目、小松、宮內、宮等の大小邑落を下瞰す。市內は、立町、荒町（アラ）、大町を主眼の街衢とし、南置賜郡役所、米澤市役所あり。鐵道停車場は、東郊花澤（ハナザハ）に在り、福島へ二十六哩、山形へ二十九哩。又、山路、若松へ十八里餘。（ヨネ澤の唱呼或はヨナ澤といふ）

庄內古事抄、元和八年、小野藤兵衞覺書「小田原陣以後、よなさわに罷在候時、もがみへ働御座候」云々。

米澤は、中世、上長井庄內に屬し、永祿年中、伊達氏が之に築城せるより始めて著る。近世は、上杉氏の城府たり、士民共に奮勵其業務に勉めしを以て、藩邦大ならずと雖、富庶の名あり、儉素力食の餘風、今に之を見るといふ。○息軒紀行云、達米澤、投車街逆旅氏、午飯膳羞蝦、予不能食異味、卻之、悵然而退、地少海物、蓋以爲珍耳、米澤地勢、略與會津類、但山無峰巒之秀、水無猪湖之廣、巖無糊津之奇、四山又稍逼、要之、二國皆居山巒萬重之中、搬運極艱、世治不足貿易以富其民、世亂不足縱奢以闘其境、然會津有藩祖神公、遠貽翼子之謀、米澤則有鷹山公、振起祖業、皆以儉素立國、流風善政、本守不敢失、東西內荒、奧羽之民、死者數萬人、二國則無一人凍餒、而米澤尤得、乃知國之貧在政、而不在地也。（天保壬寅）○東巡錄云、米澤は、舊藩中興の祖治憲、深く士民生業の艱を察し、自ら蠶糸の適否を驗し、此法存して今に益ある者鮮からず、廢藩の後、士族の舊戶數六千に近く、質素節儉夙に風俗を成し、割祿に逢ふも、各自力食の道を立て、他縣の士人に比すれば稍得色あるが如し、亦偏に其先勵の餘風を存せるに因る。（明治丙子）○明治戊寅巡回日記云、路入置賜郡、山麓水涯、桑樹鬱鬱、幹皆老大、蠶事之盛可知也、赤湯以南、山開田闊、大道如髮、抵米澤、投荒町、日猶高、散步近街、人家矮陋、市肆蕭索、戶數凡五千餘、過士族居地、家屋儼然、機聲相聞、絹帛之產、爲東國之冠、其授產之法、出於舊藩主鷹山遺澤、士於至今不墜其恒產云、方今天下士族之窮已極矣、窮而濫者人之情也、其放辟邪侈無所不爲者、或將蹶起焉、安得有如鷹山其人、而統理內務之任。○產業事蹟云、米澤藩、上杉治憲の力を殖產に盡されしや、一にして足らず、而も最奏功せるは蠶織の業とす、初め安永年中、藩政の大方向を殖產に取りしが、收支不給を以て、天明七年、國產役場を廢止し、殖產の道半途にして衰況を呈せり、然るに、寬政年間、藩政釐革の時に及び又謂へらく、富國安民の基は、到底殖產興業の一途に在りと、再び國產の諸局（國產所、蠶桑方、山林方、馬方、漆方等なり）を起し、役員の配置、其他の方法、概、安永の舊規に由り、益精密を加へたり、就中、蠶桑は民利の第一たるを以て、家老莅戶善政は最此を主張し、藩主亦居城の內庭、及び餐霞館に於て、自身蠶業に從事し、伊達信夫より熟練なる養蠶師を招き、養蠶手引の書を印行し、普く封內の農家に頒つ、即、城內外士民の邸宅、社寺の境內に至るまで、皆桑樹ならざるはなし、又、藩士の女子等をして恒產を得せしめんと欲し、織工數名を上國に招き、絹布を織ることを敎へたるより、此業年を逐ひて盛大に赴き、（治廣の時）君臣著用の織物一切、從前上國より購入せるを止め、袴地、羽二重等、總て國產品を用ひしめ、巧に綾織浮織の類をも造り出すを得たり、終に、江戶、京都を始め、諸國に流布し、米澤糸織とて其絕品を稱す、爾來今日に至りて其聲價愈高く、士民貴賤專心之に從事し、共に產業に饒なるを見ることを得る者、皆治憲公の遺德なり。○米澤は、廢藩維新の日、金十七萬圓、穀十萬俵あり、之を舊士族に遺賜せらる。戊辰前後の變難の餘に、猶此剩貲あり、藩君遺德の厚き想ふべし。

米澤城址（ヨネザハ）（松崎）　米澤市街の中央に在り、平城（ヒラジロ）の制に成り、舊名松が崎といへりとぞ。相傳ふ、曆仁中、鎌倉幕府の執權大江因幡前司廣元の次子、時廣、初めて之を築く、子孫長井氏を稱し、數傳して廣房に至り、至德中、伊達政宗（前代）の滅ぼす所となると。此間の事跡、明徵なし。天文永祿の比に至り、伊達氏來り此に居り、遂に大邑と爲る。天正二十年、伊達政宗（貞山）退避、會津蒲生氏鄉の族、四郞兵衞鄉安此に居る。蒲生氏野州移封、慶長三年、上杉景勝代り、その臣直江兼續を置く、封土三十萬石。慶長六年、景勝削小に及び、僅に米澤一城を保つ、（上杉氏舊封高百三十萬石）封土三十萬石。寬文四年、景勝三世孫綱勝病卒、嗣子なし、卒後、吉良上野介義英の次子喜平次景隆を以て家名を嗣ぐ、因りて十五萬石を削らる。慶應二年、十二代齊憲の時、封內治蹟太著明との故を以て、三萬石の封額を加へらる。已にして戊辰の亂起る、米澤藩は仙臺藩と相謀り、東北諸藩を聯盟し、以て西軍を拒ぐ。五月より兵を隣疆に出し、越後、白河、磐城、仙北、各處に戰鬪あり。九月に至り、齊憲西軍に降る。十二月朝命あり、

松平容保征討に付、至重の勅命有之候處、却て容保に黨與し、伊達慶邦と共に奧羽諸賊私盟の魁首と爲り、大兵を出し、屢王師に抗衡、兇逆悖亂を逞し候條、屹度可被處嚴刑之處、諸賊に先ち悔悟、自首督府軍門へ出、謝罪哀訴に及び、命を奉し賊徒勦絕の爲盡力し、實効を表し候段、其情實被聞食、出格至仁の思召を以て、領知の內四萬石被召上、

齊憲（曦山公）退隱、子茂憲繼ぎ、幾年ならず藩を廢され

けれど、明治六年、悉く城郭を破毀し、尋てその址を以て四民偕樂の園となせり。川渠四方を繞り、園の入口、舞鶴橋のある所、これ往時大手門なりと云ふ。○米澤の名義知れず。鶴城地名選に曰く「此地は飯豐山の麓にて米穀豐饒なればなり」と、米澤事跡考に曰く「本城郭外に井あり、水白きこと米汁の如し、名つけて米井と云ふ、米澤の名是に由る」と、共に牽强の說のみ、うけ難し。又、地名選に「往古、松川、長門の東を流る、故に松ヶ崎の稱あり」と、又曰く「此城、鶴翼を開くが如し、舞鶴の名是より出づ」と。

事蹟考云、本城三の郭の外、艮の隅に、米井といふ泉あり、白濁米汁の如し、大善院と稱する修驗宗大先達此に居る、世祿五十石。

海上松洲萬里濤、仙臺東望望空勞、非爲白鶴城頭客、那向天邊假羽毛(本留別米澤侯)　平　洲

米澤鹿子云、最親傳說には、米澤城は、往古、松ヶ崎四郎左衛門尉元充住す、松ヶ崎以後、長井左衛門大江時廣、曆仁元年居之、七世孫出羽守廣房に至る、其後伊達政宗、廣房を掠めて、明德元庚午年、米澤屋代鄉に城を築き、一族長臣を置く、天文以來、遠藤山城守基信を居らしむ、天正十九辛卯年迄は、伊達家數代の領地成しが、秀吉公より蒲生飛驒守氏鄉に賜り、伊達大膳大夫政宗は、岩手山の城に移り玉ふ。

按、松崎氏とは、即、長井大江氏の別號ならん、長井氏の事は長井郡の條下に合考すべし。伊達氏の長井庄を略取したるは、蓋、天授(弘和)中に在りて、九世政宗の時なり。而も、其明德元年に築きしは、高畑の屋代城にて、十三世成宗の時、屋代城を館山(米澤の西一里)に移す。伊達氏の長井城と稱するもの、即此とす。之よりさき、長井大江氏の居館は、上長井、下長井、いづれにや知れず。恐らくは、下長井歟。而も、

(堀館川)　(新川)

米澤松崎城は、古人之を新川城とも云ひ、即、白子新川村の地なるべし。永祿中、伊達十五代晴宗之を築く。

信達郡村志云、天文中、伊達左京大夫晴宗大森城に在り。後、羽州置賜郡米澤の城(夏刈村の城なるか、成島村矢子の城なるか、考ふべからず)に徙り、後復、福島城に徙り、天正五丁丑年卒す。(墓は、通十五丁目東、寶積寺に在り)子輝宗、孫政宗、米澤矢子の城(成島村)に在り(福島城相傳記)。又云、晴宗は、永祿の初年、米澤本城を輝宗に讓り、身は徙りて新川城に住し、是より道祐と稱す。

其新川とは、松崎の西畔を流るる堀館川の舊名なるべく、堀館の名も、此城塁と溝渠の因緣を表示するにあらざるはなし。(堀館の水源は、李山に發し南下、城西を過ぎ、末は松川に合せらる、長三里餘、事跡考、塹柵につくる)。伊達正統世次考に曰く、永祿五年五月晴宗、賜書於上郡山景爲曰「故啓、就遷于新川邑、造作普請已下、依託之於卿等、中居稍將出、因命費牆并壁塀於各所、差遣代官、而代官不納得於時宜、亦不得不然、因差遣太宰内匠助、費牆可止之、壁造作之事、依賴而已、自其許告喩之於代官輩、於其所不足者、賴於卿等之外無佗、巨細太宰内匠助在口上、不具、五月十日、上郡山民部太輔殿、道祐(押黒印)」今按、公永祿之初、讓米澤本城於輝宗公、自徙住於新川邑、道祐稱法名也。此新川の新城は、全く晴宗の初築に係る。又、晴宗が伊達より長井に居を移せし次第は、世次考に「今按、天文十六年六月、稙宗公晴宗公父子之間、起於姦臣之讒訴、乍爲天地不容大逆亂、不獨姦臣之所爲、諸部大家亦皆各挾其私懷其利、而締構怨隙釀成内禍、誠非一朝一夕之故、有迫於其勢之不得已而然焉耳、抑亦係於衰世時運大變乎、噫夫此亂也、上下相與在父子兄弟親戚之際、鋒盾相分爲讐敵、一時延及於奥羽諸家之爭亂、歷年連戰無已矣、自十一年迄十七年之夏、稙宗公、始住梁川、天文元年遷於西山、其後復徙於梁川、而晴宗公居于西山城、晴宗公謂公稱御東、以梁川在西山之東也、天文十五年六月朔、晴宗公出西山城而入於白石大和實綱邑(刈田白石城)、於是公再入於西山、自稱歸城、蓋以伊達之本城也、其前年中、或陣于懸田、或陣于石母田梁川杉目八町目等、晴宗公徙于白石城之後、或亦引入於羽州長井也」とあるにて概見すべし。既にして、天文の末年に及び、晴宗(保山公)輝宗(性山公)父子不和、内訌數年、永祿の初めに至りて、晴宗退讓遂に新川城に老す。當時の事情に就きては、また世次考に、永祿中、晴宗公賜書於磐城臣鹽左馬助隆長曰、「去年冬、輝宗就家中事(今按、角田城主田手宗光叛)出馬、半途既越年、予聞之竊以爲憂、欲計和平、往在石母田、爲之諫言、時中野常陸介稱浮說以結構、還於米澤、在々處々作爲營壘、伏甲於新川近邊、日中置斥候、剩將拘愚老於石母田、緣其支度無疑、不圖移馬於保原、且陳對輝宗、毛頭無異志之旨、以光明寺示誓書、曉告之、而未有返答、翌日纂來擊當城、是以不及料簡、已成鋒楯之形也、唯所願在其地和平之事也」云々、按公父子不和作亂、其年時不詳、抑天文内變起於牧野中野等之所爲、今亦如此、終至元龜、皆據城以叛、取敗以出奔、彼等先祖數代執兵馬權、以至宗晴宗仲、强僭之甚、再離間主君父子之間、令群臣分析、而我家幾至衰微焉、嗚呼殆哉、と論述せり。天正中に至りては、米澤松崎を以て專本城と爲ししにや、天正十年、輝宗の退讓するや館山に隱居したり。成實記に米澤といふは、皆今の松崎ならん。されば、米澤は、永祿中晴宗の築城より起り、天正中政宗之に據り、米澤の名始めて著る。(松崎に、伊達氏の臣遠藤氏の據れること、明

徵なし)さては、又、むの世次考に「天文十七年九月、晴宗公承家、此後遷住長井庄米澤城、今按公遷米澤年月無所考、然南公和睦之時、西山城幷懸田城亦同見毀没乎、然則是年夫徙于米澤焉、前此亂中假遷米澤亦有矣」とあるは精からず。晴宗が、天文十七年より弘治を經て、永祿五年までの居城は、館山にて、米澤に非ず。(伊達政宗の、長井を去りて岩手山(陸前玉造郡)へ移りたるは、天正二十年(文祿元)なり。諸書、或は十八年、或は十九年と爲す、皆精からず。其十九年、二十年の當時、政宗が米澤築城に從事して、移邑を議したる證、上の長井郡の下に文書あり。

鹿子又云、天正十八庚寅年、蒲生飛驒守氏鄉、會津居城、釆地百五十萬石、于時、當國には、家臣蒲生四郎兵衞鄉安(四萬石)を居らしむ、慶長三戊年正月、氏鄉長男秀行代、野州宇津宮に所替、同年三月、中納言景勝、越後より會津へ國替、于時、米澤の城に直江山城守兼續を居らしむ、本城、本丸四方八九十間、二丸北方百七十間南方百八十間東西二百間。(地名選云、舞鶴城、蒲生氏以前には松ヶ崎城と云ふ、是れ、松河表門の東を流れ、その洲崎なればなり、慶長六年十一月、舞鶴城と改めらる、時に城は一重堀にして、本丸計りなり、外曲輪は同十三年普請、所謂、都命門(東)、陽明門(同)、待懸門(南)、唐クリ門(同)鎮守門(北)、勢生門(同)、陰幽門(西)單門(同)、菅封橋、外屏、武者溜、ミノ門まで、悉く此時に備はる。

上杉景勝年譜云、慶長六年秋八月十六日、公大坂に至り玉ふ、西の丸に於きて、家康の下知として、奥州會津仙道等、高百二十萬石餘を轉し、羽州置賜郡米澤、及び奥州福島に於て、三十萬石を領知有べき旨傳へらる、公は伏見に歸り、本多佐渡守に因て論談の差圖を受玉ひ、廿日、直江山城守を召し、今度會津を轉し米澤に移し、武命の衰運、今に於ては論ふべきに非すとて、右書を會津に差下さる、

從其地、米澤へ引越者之義付而、從本多佐渡守受差圖、今度平林藏人島倉孫左衞門兩人被差下候、能々承知可有之候、委細兩人可有才覺候、相替儀者、追々可有注進候事、

米澤侍町地下町共、三人へ御請取、夫々可被相渡候、先在諸幷當替相立候者共へ、無邊所被相渡、其外者成次第、在家へ成共、可被遣候事、

仙道所々在城者、直に伊達信夫へ被遣候、其内米澤屋敷之入者可有之候、可逐吟味候事、

知行之儀者、取米三分一宛可被下候條、信夫米澤而取合可被出候事、

長井郡中仕置之儀萬事、春日右衞門申付候條、能々被相尋、可被申付候事、

八月廿日　直江山城守兼續

岩井備中守殿　水原常陸介殿　安田上總介殿

同十三年五月上旬より、米府城外に隍壍を掘らしむ、山城守兼續に命せられ總監とす、直江大和守(勝吉)長尾右衞門(鶴城地名選には長尾左衞門となり)、この兩士に命し、米府福島の人夫をして普請を司らしむ、十月中旬、東西二方の隍壍成就す。

米澤史談云、慶長六年、景勝入城、當時米澤の地は、狹隘凹凸にして、市街も一村落たるに過ぎず、居城亦低曠淺濊にして、外郭の設けあらず、慶長十三年、置賜、伊達、信夫三郡の民を役して、城郭を修繕し、又新に外郭の濠を鑿り堤を築き、城西に溝渠を穿ち、川を以て堀に代へ、之を堀立川と稱す。

上杉神社(ウヘスギ)　今、別格官幣に陞せられ、米澤舊城(松崎公園)の中央に在り。初め、慶長中、不識庵を城中に置き、上杉輝虎の廟堂とす。明治四年、上杉治憲を配祀し、殿宇を改造し、神號を更む、境内に治憲の紀功碑あり。

野史云、米澤城主上杉治憲、祀平洲を迎へて籍田法を學び、田一町を定め、盛服して泥中に入り耕を爲し、老臣以下亦此の如くし、以て農民を奬勵す、天明五年、老を請ひて鷹山と號す、文政五年卒す、歲七十二、治憲興讓館を城下に建て、俊秀の士十二人を擢でゝ教誨せしめ、又上足十人を擢び、鄕里に派し以て教導せしめ、庶民因りて其風に化し、農國を勵み孝悌を勸め、閭閻定しきに至れりと。(歷譚日乘云、上杉氏に勇武を以て起り、士馬精強なりしも、後、提封頓に減じ、君臣窘乏、鷹山の時に至り、率先節儉、農桑織紝の業を勸め、治國富民の政を力め、士皆拮据衣食を計る、謙信景勝の餘風此より一變、鄙吝の習を兆すと云、然れども、今に方りて、士の啼凍餒を免るゝを得るは、明君の遺澤、遠しと謂ふべし。

安井息軒紀行云、米澤城下、觀國黌、廟堂祭執盡其虔、其大聖殿圖、卽鷹山公所書、昔人思其人則敬其樹、況於手澤乎、公好學尤敬重師儒、其師紀德民皆來米澤、公南歸迎之於郊曰、今日爲先生前驅、屏去騎從步而導之、且行且顧以至于城、觀者如堵、皆歎公忘其貴而平洲以道自重也、至其政績、府朝賞之、與人論之、今且摘逸事、以見其治之有自云、既而至一小室、教授坂千丈輩來會焉、觀古本漢書、模印精明、注家盡具、每葉欄後著稿名、其紙堅韌、無蔵紋、朱紙裝之、乃宋板佳者、聞之、文祿中、其大夫直江氏、勇而好學、與藤惺窩諸人交、壬辰役、慨然語其徒曰、我師獨善其辭如何首、是何所用、我將攫至寶以幸萬世、取書數笥而歸、直江氏亡、其書歸於公、卽此本也、其裝蓋直江氏所改云、宋板漢書、役中既亡、以予所聞、漢書善本、宇宙間惟有是書、信乎萬世儒者之幸也、又有左傳史記等、亦直江氏所齎歸。

教育史資料云、米澤藩は、上杉綱憲(第五代)の時、矢尾板三印、儒醫の職に在り、聖堂を其邸地に創造す、元祿十年、綱憲、聖堂の側に學校を建築して、之を三印に附す、三印に繼て儒職に昇る者を片山元僑と云ふ、元僑の子孫相繼に學職に居る、重定(第九代)の時に衰頽す、治憲繼ぎ立ち、大に之を憂ひ、安永五年學校を復し、名けて興讓館と云ふ、細井甚三郎を招請して學事を諮問す、(甚三郎、姓は紀氏、名は德民、平洲と號す、尾張の人)是に於て國中學事を盛に興し、農兒商童、唐詩を吟して街巷を行歩す。(上杉(本姓長尾)輝虎(謙信公)が、戰國亂離の當時ながら、尊王の志の特に篤かりしは、亦著錄に足る。今、其遺廟の官幣に預かるも、其以を悟らる。下に援けるは、近衛關白前間(陽明殿)の御湯殿上日記の文なり。

永祿三年六月、ひろはし大納言、ながはしまでまいりて、ゑちごのながを、せんくわうの御時、御しゆりの事おほせ出され候すへとて、御しゆりの儀に、御れう所あまた、國に候とて、みやうがのために、御れう所しん上、申入候はんずるほどに、はやく人をくだされ候へとて、ひろはしより、人くだり候事にて候、同九月、越後のながをより、はやみうこんのぼりて、きんらんひき十てうの、御返しに、ゑちご十たんまいる、御れう所は、春とて、いまはまいらず、同九年十一月、越後のながうより、とし〴〵の御れう所まいる、御なか、ゑちごいろ〳〵七千疋のぶんまいる、むまよろいもまいる、ひろはしひろうなり、

是れ、長尾景虎(輝虎の初名)が後奈良院、正親町院の御字にあたり、朝廷窮乏甚しかりしを觀て、御修理の御料所を獻したる證典とす、(但し、此御料進上も、織田信長の京師に入れる後は、其貢路斷ちし也)。又、景虎が、永祿二年上洛して、天顏を拜せし事は、年譜に、長橋の局の女房奉書あり。

先度、長尾景虎御覽せられ候、御盃御劍たび候につきて、別て奉公いたし候べきよし申候、神妙に覺しめし候、殊に長々在京し候、御懇の事にて候由、能々仰きかせられ候べく候、

廣橋中納言殿

不識庵(フシキアン)址　麻績氏米澤史談云、景勝の時、牙城の東南隅に不識庵を建築、慶長十七年成る、因て謙信の遺骸を藏し、其右に善光寺如來、左に泥足毘沙門を安置し、僧侶をして其供養を主らしむ、さて、此謙信故廟移轉につきては、二說あり、その第一說に「越後より直に米澤に移す、慶長六年八月二十四日」と記錄す、第二說は七年八月といひ、景勝の手書をも備ふ、曰く

慶長七年八月、謙信公尊骸御迎として、奉行三人出張、御棺は本手明組奉昇、景勝公御直書被遣之、今大乘寺に在り、

御廟發元へ移候儀、其元衆節々催促に付て、無是非此方へうつし申候、左樣に候へば、路中又其元爲始末、岩井山岸差遣候、樣子是迄申附候得共、御棺堀出し、くふてんさせ、其儘御棺を入候て、路中もたせ候樣にと、堅く申附候、兩三人衆も、俗はいろ被申聞敷候、能化衆並まてなる出家衆、雖て能被仰付、かのものにも申樣に可被成、少も大かたにみへ候はゞ、勿論御ばちおあたり可有之、能々念を入尤に候、身の罷越ならば、直にも其段可申付候處、左樣ならぬに付き不及是非、そふかふ見候て御申附候如く、能々念を入肝要に候、猶又五郎にも申含候以上、

八月五日　景勝判

大乘寺　妙觀寺　寶藏寺(以上)

今按、米府不識庵の武尊(ブソン)廟は、嘉永中火災にかゝり、其後改祀して上杉神社と爲す。越後居多(コタ)神社の傳說にも、謙信墓所を會津へ移したりといひ、大乘寺も一時會津に居れりと云へば、會津より更に米澤へ移しゝ者とす。卽、上に引ける景勝の敎令は、慶長三年越府より會津へ移遷の時の者とす、上杉年譜に合考すべし。

上杉年譜云、慶長三年八月、越府不識院より、謙信公尊體を會津に移さる、其のため、岩井備中守、山岸中務少輔、廣居又五郎へ公命あり、同月中旬、旅途恙なく會津へ御着、城內西南隅に假殿造營ありて、安置したまふ。

而も、年譜に、會津より米府への移遷を錄せす。當時の事情に參考すれば、慶長六年八月二十四日こふ說に從ふべき歟。次に、新廟營造の事は、年譜に詳なり、曰く、

慶長十四年六月、御本城の東南に廟堂を經營あり、外面に隍池を鑿闢し、隍口三間許、高丘を築かしむ。同十七年、米府御堂の御本殿造營の旨仰出され、三月御法事あり、閏十二月御堂壁書三條仰出さる。

米府は、藩邦の時、その城中に敎院大乘(ダイジヨウ)以下、凡九寺を置かれたり。藩祖謙信が、特に密敎に歸依篤かりければならん。廢藩革邦の際、これらの敎院、皆地を轉して城外へ移さる。○事跡考云、春日山大乘寺は、城中に在り、眞言の道場也、元信州川中島原町に在りしが、永祿の頃、長海法印、之を越府春日山の城內へ移し、慶長四年、會津へ移り、同六年、今地に轉す、寺領五十石、その外、眞言の寺院、

(大乘寺址)

寶珠山藏王堂、長日護摩所料五十石、越後長岡より移る、金剛院は能生より、敎王院關山より、妙觀院五智より、寶藏寺新發田瀧谷(タキダニ)より、延壽寺加茂より移る、また大聖院は、元信濃國小菅山の別當にて、小菅元隆寺といへり、安養院は、川中島稻荷山八幡宮の別當なり、皆慶長六年に米府に移る、云々。

伊勢神明宮(イセシンメイ)　事蹟考云、伊勢神明遙拜所、三の郭の外に

在り、禄料八十三石。上杉家にて、伊勢神明祭事に篤かりしは、越府以來の先蹤なり。文祿征韓の役に、船頭神木を奉じて往來したる如き、最も意氣を想ふに足らん。

藏田又五郎方、春中御年頭之砌、太神宮大神樂被進候處、今度不圖御渡海被成候間、任御吉事、則、御船相立神木、又五郎方供奉候、高麗國撫平事被成候、則、熊川と申所御普請候て、上様（豐臣秀吉）の爲御名代、屋形様（上杉景勝）の御渡海候得者、來秋中可爲御下向歟、其内彌御陣中之御祈禱、油斷有之間敷候、恐々謹言、

五月廿八日（文祿元）　泉澤河内守　久秀

御師藏田左京亮殿（上杉年譜）

林泉寺（リンセン）　今、市街の南、堀館川の西邊に在りて、曹洞宗の名藍、上杉氏の廟寺なり。初め、越後春日山に在り、慶長中會津へ移され、又從ひて此地に轉し、元和年中に修造せらる、寺域凡八千坪。直江兼續、杉原親憲等の墓も亦寺中にあり、（越後林泉寺を合看せよ）。

米澤鹿子云、春日山林泉寺は、文明年中、長尾信濃守能景の建立、能景の父信濃守重景は、應仁元丁亥卒去、法名林泉寺殿實溪正眞、開山は一州正伊大和尚なり、相繼て曇英惠應、是を開基とす、上杉景虎君の經學の師は、六世天室和尚なり、鎭守春日四所明神、寺内に在り。○事跡考云、林泉寺常法幢は、元和中、萬安和尚再興、爾來連綿絶ゆるなし。○杉原常陸介親憲は、若年より、謙信公に奉仕し、勇才他に勝れて武略有り、士卒の懷き屬く事比類なく、天晴れ軍將と世人擧げる也、去ば沒して後威不凡、林泉寺に古墳の僅に殘けるに、瘧疾に苦しむ者、其石牌を削て呑めば忽快愈す、と云云の諺あり。（常山紀談、東國太平記）○福聚山龍言（楞嚴）寺は、城北信夫町に在り、越後上田の城主長尾越前守房景の故廟なり、慶長中、上田より移す、常安寺、城南寺町に在り、越後栃尾（トチヲ）より移す、廣泰寺（三用山）、城北寺町に在り、越後大場庄大高山涌光寺の後名とす、涌光寺は、應永二十九年、長尾上野介光景入道性景建立、弘治二年廣泰と改め、後米府へ轉す。（米澤事蹟考）

谷地神社（ヤチ）　古來一宮（イチノミヤ）と稱し、松崎の南、堀館川の東邊、馬喰町に在り。此邊を昔、谷地村といひしが、今其地皆米澤市内に歸す。○米澤鹿子云、一宮大明神は、長居鄕谷地村に在り、藏王權現を祭るといひ、別當神宮寺。○谷地の東、松川の邊を福田（フクタ）村といへり、天文年中の文書に、長井福田鄕と見ゆ。

（福田）

米澤事跡考云、谷地明神は少彦名神なりといへど、詳ならず、古へは、今祠の西の田畝中にて、破壞の後、寛永十五年改修す、舊地は林泉寺の北なり、又傳ふ、本社は當郡の一宮にして、藏王權現なり、故に今に、谷地の邑民の小兒の匍匐するに、右の足を屈す、即、藏王の體相也云々、寛文中より、城府を二分し、二郭以南の士庶は當社を產土祠と定めらる。

（谷地川原）

一宮の南を谷地川原（ヤチカハラ）といひ、今、山上村、南原村へ分屬す、谷地川原は松川の上流にして、源を吾妻山より發し、隨時雨水漲溢すれば、激流の觸るゝ所、決潰常なし、西北に奔下すれば、直に米澤城下を衝突するを以て、慶長年中、直江兼續、堤塘を築き決溢を防ぐ、其激衝危險の地を赤崩（アカクヅレ）と爲し、城内及び市街へ引水するの堰口此にありて、大石を据ゑ猿尾留と云ふ、安永二年、家老竹股當綱、獨斷して之を除く、石背に龍師火帝の刻字あり、後果して大水溢し堰口潰崩す、故に復舊再修の事あり、藩主鷹山公之を巡視して將に堤に上らんとす、曰く諸士の手を以て積みし堤防、脚を以て踏むは無狀なりと、親手を擧て土を戴き、而して後堤にのぼれりと、爾後益堅牢の築堤となる、云々。（產業事蹟）

（赤崩）

極樂寺（ゴクラク）　事蹟考云、城東（寺町）の往生院は、寺領二十五石淨土宗、越後國上田より移し建つ、景勝公の室、四辻殿（桂岩院）の靈屋あり、寛永六年、林泉寺より改葬す。

米澤鹿子云、東寺町西生寺、天正六年、越府御館の時、喜平次景勝の御敵、三郎景虎、鮫尾（サメガヲ）に生害、法名西生院光心と申奉る、三郎君の首は、宇野與四郎景貞打奉りけるに、景貞以謂、一旦主君とも賴奉るを害し申事、無勿體、せめては御跡を弔ひ申度、一途に決定し、文祿年中、主命にて伏見御普請に罷登在京致し、既に歸國の御暇賜、即宿願の如く、本願寺敎如僧正に拜顏して弟子と成り、落髮して閑齋と號しける、其後、奥州福島に一寺を建立し、其後、慶長の末、福島より米澤に引移しけるとぞ。

法音寺（ハフオン）　今、市の西、館山口御廟（ゴビヤウ）町に在りて、眞言宗の巨刹なり。寺中に上杉家の廟あれば、しか呼ばるゝ也。此寺、初め越後魚沼郡長森の藤原に在りて、繁城山と號したり、開創の由來は知れねど、上杉長尾二家に由緒深かりしこと疑なし。（魚沼郡にも、舊址に、同名の寺を存す、合看せよ）

米澤鹿子云、法音寺は、越後上田八海（ハッカイ）山より移す、中與能海法印、寺領五十石、御菩提所にして、眞言宗の惣錄司也。○事跡考云、法音寺は、當地へ移りて後、三代照海法印の時、正保二年、大覺寺御門跡より、院家兼帶、領内法中上座の令旨を賜る。

館山（タテヤマ）　今、米澤市の西偏を、汎稱館山といひ、大樽（オホタル）川、鬼面（オモノ）川に至る。其南方に丘陵あり、之を矢子（ヤゴ）山といふ、伊達氏之に居住したり、館山の名之に因る。近世、丘畔の巷市を屋代（ヤシロ）町、大樽町、横町、片町、矢來町、三十軒町、などいひ、御廟町（法音寺）の西に連接し、若松路、田澤玉庭の往來とす。明治十年、片町に製糸場を起し、地方の模範に推され、今に然り。其西方は、鬼面川大樽川を隔てゝ、成島村田澤村に對す、南方は小野川村（三澤）に連なる。

（屋代）

米澤鹿子云、上長井館山、今の諸士屋敷、屋代町を城址といへり、不審なり、伊達大膳大夫政宗（九世）、明徳年中、長井庄を掌握して、此地に城を築きたり、西は鬼面野河を帯び、東は市街に至る、尤要害の大城なり、西山上に又城址あり、今、城山といふ、昔は、千疊敷の大厦を建てゝ備へ置かれしと也、黄門政宗、天正十八年、奥州大崎に封を移され、其後は城なし、一説に曰く、稲山は九代政宗の曾孫成宗の築く所にして、黄門政宗に至ると。〇山形縣地誌提要云、小野川の北、箭子山に霞（カスミ）城址有り、明徳三年、伊達大膳大夫政宗築城す、煙霞常に城郭を蔽ふを以て名つく、子孫數世之に居る、天正十八年、中納言政宗に至り、廢城と爲り、今尚基礎を存せり。

藤續氏史談云、伊達氏の故城を按するに、今の館山町、一之坂（イチノサカ）の下、並松と云ふは、その外郭にして、南は赤坂より、北に鳴島街道に至る、諸所に堤濠の趾存す、並松以内、館山通町南北の田園、及び田澤、赤芝、遠山、古志田の地は、皆當時の諸士邸なり、又、遠山、田澤より水を堰き揚て、城中に通す、其濠址今に存す。

按、館山に二遺墟を採求すべし、一は屋代町の館城にて、一は矢子山の霞城なり。矢代を居館とし、矢子山を非常の要害として備へけるならん。されど、天文以前には、伊達氏の居館は、伊達郡西山（赤館）、梁川の二所に擇まれければ、此長井の館には、其屬臣新田氏を置かれたり。米澤鹿子に、田澤村の條、

新田城は、平泉の御館將軍基衡の弟、泉十郎清綱の孫、新田冠者經衡の居城にて、苗裔數世、永井氏に屬す、新田遠江守、同美濃守に至て、伊達政宗に屬す、其子孫、天正年中に、新田安房守といへり、旗本山館山寺（曹洞宗）は、新田氏の建立にて、位牌に館山寺殿虎山咸公、文祿元壬辰九月、云々、

と載す。謂ふ所の新田城は、やがて館山を指す、別地にあらず。仙臺藩にて、此新田氏を中村氏といひ、近世、栗原郡岩崎（三迫）の邑主たり、乃祖の、長井庄館山に居りしことは、其譜にも見ゆれど、平泉藤氏の族黨なりと言はず。されど長井氏、入部以前には、平泉藤氏の族黨の、屋代庄内に占住繁茂せるは實なり。從ひて、新田中村氏を、平泉族黨の後裔と誤るも、其謂ひなきにあらず、猶考ふべし。

伊達世臣家譜云、中村（本稱新田）、姓源、不知其先、以新田三河守某爲祖、三河守子遠江景綱、歴仕于直山保山性山三公、爲執政職、天文二十二年正月、保山公時、賜采邑若干、元龜元年四月、性山公時、景綱携其子四郎義直叛之、公討之、先是、中野讃岐某、及其孫常陸宗時、世爲當家執權、驕奢日甚、公稍疎之、宗時懼禍及身、密聚親戚引兵欲反、新田義直、宗時之女婿也、與之、而義直欲諫之父、宗時恐謀漏強之、義直不得已從之、既而告父、景綱怒且泣、勉之以忠貞、義直不聽而出、景綱抱刀追不及、急率從者數十人至館山城、義直時居店、（景綱嘗居館山城、先是告老退居從小）在城下浴室、景綱入而喩士卒、嚴閉大門、伏兵於後小門、以待義直歸、義直著浴衣、騎馬入大門、既閉、將入後小門、伏兵起而捕之、宗時等聞事已發、放火於其第宅及城外人家、所餘唯一山城而已、公乃帥小梁川安房宗秀及景綱等、急攻小松城、此役也、宗秀先入門被創而死、景綱將百餘騎力戰、宗時等以城兵五百餘騎出、奔於相馬、景綱請賜死於義直、公命義直自裁。

又、伊達儀山（九世政宗）が長井の地を略して築城したることにつきても、其築城の地は、館山なりとも、高畑なりとも、兩說あり。館山に屋代町の名を稱ふるを見れば、初め儀山屋代郷高畑に築城を築き、四世孫成宗の時に、之を館山に移せり、と判知せらる。

米澤史談云、伊達政宗、大江廣房を滅して長井を取り、明徳二年、其屋代郷高畑に築き之に居り、其家人遠藤基信をして松岬（マツガサキ）城を守らしむ、政宗、氏宗、持宗、成宗、四世高畑に住す、長祿年中、會津の城主蘆名盛高、其部將金上兵庫頭をして兵七千を以て高畑城を襲はしむ、成宗之を聞て驚き、直に手兵を引率して舟坂に防きしかとも、衆寡敵せず、退て牛森原に陣す、此時高畑の援兵馳せ至り拒戰す、蘆名の兵敗れて會津に逃歸す、成宗曰く、蘆名數我地を犯す、山河の要地を擇ますは、後臍を噬むも及ぶ無しと、遂に箭子山を開き、城郭を築き櫓櫓を峻くす、成宗の子を尚宗といふ、其子植宗、其子晴宗、其子輝宗、其子政宗なり。

木場（キバ）　今、米澤市の西北を汎稱す。木場川と稱する一溝ありて、堀館川（東）と鬼面川（西）を通突せしむ。成島、小松を通して、小國もしくは宮、鮎貝に赴くには、新町、木場より郊外に出づ、吹屋敷（フキヤシキ）とも云ふ。（郊外の吹屋敷は、今別れて三澤村の管内とす）

白子（シロコ）**神社**　俗に明神堂といひ、木場の東、松崎公園（舊城）の北、寺町の南、堀館川の岸に在り。

白子祠、在米澤城北、小野春風所建云、平洲
置郡松杉古、蕭條一廟宮、上梁何代字、唯剩野春風、

米澤鹿子云、上長井宮城郷白子神社、羽州飽海郡大物忌神之垂跡也、和銅中、依大物忌神示現、此地産蠶兒、食于桑林、望之如雪、郷人因名此地曰白子、則建神祠祭之、後元慶年中、鎮守府將軍小野春風、伐羽州賊、屯軍於此祠邊、私請祈山城國愛宕神、奉幣於此祠、從是愛宕神與大物忌神合殿、暦仁年中、長井左衛門尉江時廣、領此郷、再興、稱長井宮城惣鎮守、既及五百年、長井家至掃部頭宗秀、四代而去此、明徳年中、伊達大膳大夫藤政宗修之、稱置賜郡總鎮守、文祿年中、蒲生飛驒守藤氏郷、爲米澤鎮守、至今依舊。〇米澤事跡考云、白子大明神、米澤城

(白子)

三郭外鎭座、別當大行院には、和光山寶珠寺と號す、大物忌神の示現にして、白鷺の義なり、往古、長井出羽守小野寺道俊の時、云々。景勝年譜云、慶長十八年八月、米府白子村、同神の社域外に於て、追廻の馬場を經營せしめらる。

(脂利古)

持統紀に「優嗜曇郡、城養(キカフ)蝦夷、蔣大肆脂利古男麻呂(シリコヲノマロ)云々」、脂利古は、此なる白子と同語か。又、男麻呂は、小野菜と傳ふると、疑似の點あるにあらずや。今、俗說、白鷺食樹の葉を蠶ふるに、白蠶を白子といふは、白色の病蠶(俗俗合羽(シヤリ)といふ)にて、農家養蠶の者、頗之を忌む、豈之を祝禱せんや。且「養樹の事」といふに因れば、木飼(キカフ)の語に想到すべく、謂はゆる「城養の蝦夷、脂利古の男の麻呂」の名辭を誤り傳へて、食樹白蠶の陪會を爲し者歟。さて、城養とは(齊明四年紀には城養につくる)遠江城飼郡の條に註する如く、馬城(牧場)の牧夫の義なるべく、蔣大肆は當時の賣位四十八階の第三十六階なれば、異數の表旌と知るべし。又、本文「男麻呂與鐵折(カナヲリ)、請剃鬢髮爲沙門、詔曰、麻呂等少而閑雅寡欲、遂至於此、蔬食持戒、可隨所請出家修道」とあるを熟思するに、謂ふ所の狂狄の類に出でゝ、閑雅の習性に歸し、途に修道の人と爲れりとは、最異とすべし。蔬食は夷俗の噉肉を停むるものなれば、持戒も至れりと爲すべく、我邦木食の祖ともいはん歟。又、是の歲に「越蝦夷沙門道信、賜佛像一軀、灌頂幡鍾鉢各一口、五色綵以下、陸奥蝦夷沙門自得、賜金銅藥師觀音各一軀、鍾沙羅寶幢香爐幡等物」の記事あるに合考すれば、東北夷狄の、歸化歸敎の端緖の如何な[illegible]る所あらん。後の修驗(山伏道)の流派が、羽黑、鳥海、保呂羽、男鹿(本山、新山)等の諸山に繁榮し、東北の寺社の、專修驗道の下に維持せられし形勢は、蓋、是等夷僧修法の由來に待つ所ある如し。後世、共信傳を失ひ、後小白を以て宗祖に擬す、亦一變を經し者のみ。

法泉寺は、白子祠の西にて、寺領五十石、臨濟宗、寬文四年、定勝公の愛姬(加州前田利明室)遠行により、之を建てゝ追弔せらる。觀音寺、今城東寺町に在り、もと白子祠の邊に在りしを、慶長四年、城外東北へ移され、後今地へ移る。建長年中、伊達粟野次郎藏人義廣(法名覺佛)の創立。大永五年、伊達左京大稙宗、米澤城北に移建、云々。(今按、觀音寺、伊達郡西山赤館に在りしを本とす)

相生橋(アヒオヒ)

市の東、今町にて松川に架す。近年、上流に萬世橋、下流に佐江橋、割出橋を架せらる。即、伊達信夫への往來にあたり、俗に大橋といふ。鐵道車驛は、橋東の花澤に在り。

米澤家臣稽式云、城下入口に大橋と中橋有之候、雪消の大水に損じ、年々物入不少、諸士中谷、白川遠山より石を引出し、右の橋を石にて作り改む、當主鷹山公、右の橋前にて下馬、橋の下へ入り、手を上て戴き被申、扨も見事に作りたり、痛入骨折なるぞと被申候て、歩行にて橋を御渡候に付、近習の面々御乘被成候樣にと申聞候へば、諸士の手作の橋を、馬の足にかけて渡り初は成まじと被申候、承り候者及落涙候。

花澤(ハナザハ)

相生橋の東、松川、羽黑川の交會の邊を花澤といひ、今巷街(信濃町)を開き、市内に編入せらる。○厄蹕日乘云、佐氏泉は、花澤村の東南、佐藤正信宅址にあり、予繼信忠信はこゝに生ると、古松五六株泉水を環り、殊に風致あり、蓋、亦當時の物ならむ、小邱あり月見山と呼ぶ、佐藤氏翫月亭の址といふ、今公園となる、酒樓二三戶、稍南して僧菴あり、常信寺と號す、繼忠兄弟、義經の爲に死し、正信亦尋て歿す、其母尼となり此に住し、其人二子の爲に冥福を修すと、門中に石祠あり、三社と稱す。○佐氏泉の傳說疑ふべし、繼信忠信の父祖は、信夫庄司とも、湯庄司ともいひ、信夫郡飯坂に、遂に、舊址儼然として存す。花澤の八木橋館(ヤギハシ)は、佐藤當信(或作正信)と傳へらるるは、もしくは、信夫の庄司の族黨にて、別に此地に居りしにや、八木橋、又柳橋につくる。

(八木橋)

片子(カタコ)

今、梓山、桑山等と合せて、萬世(バンセイ)村と改む。されど、羽黑川の西岸にて、全く花澤の南に在り。

梓山(ツサヤマ)

今、萬世村と改め、片子、桑山、金谷、堂森等を合す。米澤市の東南一里半、福島路栗子(クリコ)山道の小驛とす。此邊の廣野を牛森原、大石原といひ、小黑川之を貫流して北に去り、上郷村(東置賜郡)へ入る。北嶺を櫻山といふ。

(牛森原)

縣誌提要云、梓山村に、原野二有り、牛森原(ウシモリ)、東西四町南北二町、大石原(オホイシ)、東西六町、南北二町、牛森原に古戰場有り、原頭古墳二三を存す、之を穿てば皆白骨なり、延寶六年、花澤村の住民、牛森の畑畔に大石有るを見、人を會して之を穿つ、丈餘にして石櫃を得たり、内に大なる髑髏一、砂鉢樣の者二、大刀二十本、匕首、矢鏃數百を藏す、皆最古の器物なり、按ふに、桓武嵯峨の朝に、東奧蝦夷屢叛く、紀古佐美坂上田村等擊て之を誅す、此戰場墳墓、或は該時の事に屬す。○產業事蹟云、米澤藩は上杉治憲(鷹山)の時に當り、百年疲弊の後を承け、財政の困難實に言ふべからざるの極に達せり、藩主深く之を憂ひ、竹股當綱、莅戸善政等を任用し、專力を殖產の政策に竭し、民力を愛養するを以て救濟の主宗となし、民に調賦を加へずして、遂に能く其目的を達し、富國の基を開きたり、初め、安永四年、竹股の議を以て、新に國產役所を開き、樹藝總裁の官衙となし、漆方、桑方、楮方、三局に分ちて、各百萬本づゝを栽植せしめんとす、漆は、古昔より米澤の名產にして、明曆元年總て、封內の漆樹貳拾六萬三千本、後漸々衰耗し、安永元年の調査、僅に拾九萬本に過ぎず、而も今再び此業を興復し、百萬本を栽

植し好結果を得ん時は、一年の收實拾萬俵、之を臘に製すれば拾壹貫目を得、凡貳萬七千五百兩を收むべし、云云、因て傾心を植漆に盡し、牛森原を首として各所の荒蕪地を開墾せしめ、一漆樹を植うる者には、錢貳拾文を給す、而て桑楮の二木も亦蕃殖を圖り、荒蕪は云ふに及ばず、士民の宅地、寺院堂社の境內に至るまで、成田を除く外何地と雖之を栽培せしめ、其收獲する所は、高價を以て之を買上ぐべき旨を諭示せり、植樹已に畢る、而も其政務中絶せしが、寬政五年、漆薬取締の爲め漆目明十五人を置き、漆搔方の世話、枯損木植繼の撿査、役木、及び安永百萬本の植繼等の事を調理せしめ、殖産富國の政初めて擧れり。

堂森（ダウガモリ）　（桑山）

今、萬世村の大字にて、桑山と共に羽黒川の東岸、卽、牛森原の西なる籬落なり。森とは丘埵を指す、昔、慶長中、花澤に信濃町を開き、信州歸屬の士卒を住居せしめ、其東に善光寺如來堂を建てて、堂が森といへりともつたふ。

苅安（カリヤス）

梓山の東一里半、栗子山の麓とす。山道は、栗子の外に、東南板谷に走るものあり、赤濱越といひ、險峻二里半。

栗子山（クリコ）　（杭甲山）

或は杭甲山につくれり、信夫郡(岩代國)堺の長嶺にして、板谷峠と共に、第二紀層に屬し、遙南に吾妻火山を望み、標高九百米突。近時、山中に新道を開き、隧洞を通すること八町、號して萬世隧洞といふ、今、山西の村名に萬世と命する、亦之に由る。苅安より登攀一里、以東凡五里、福島驛市に達すべし。而も山谷元險危、雨雪の至る毎に、行旅殆絶え、板谷の鐵道成りしより後、此山谷の通行者愈稀少なり。

隨鑾紀程云、從苅安原、南攀峻坂、孤峯凌空、爲栗子山、山外卽福島縣界、尤爲直捷、明治九年開山道、伐木塡谷、破巖石、終歲不廢役、五閱寒燠、寶道曰栗子、四百八十二間、上却板輿、歩入寶道、左右點燈、猶尙昏黑、咫尺不辨、一行數百人、唯聞跫音而已、行可八九町、豁然別開一天、蓋栗子山道、地破天荒、奇觀百出、不可名狀、姑以畫法言之、初也峻拔、次而幽邃、又次奇峭、又次而開朗。○大八洲遊記云、已出栗子隧道、又攀坂道、盤紆數折、山愈高、登盡又降坂路、數折降盡、道稍坦、曰瀧澤、自隧道至此里許、又行一里、有村曰苅安、又有隧道長三十六間、行半里有館頗美、模洋製、蓋爲主上所憩息、過梓山桑山高木數村、將入米澤、有吾嬬相生二橋、長五十間、二流皆最上川上流也。

山上（ヤマガミ）

今、大澤、關根、三澤、大小屋、板谷、赤崩などを合して山上村と云ふ。米澤市の東南、羽黒川の山谷を總べ、長五里にわたる、卽、板谷山道なり。

按、山上とは、中世鄕名にも呼び、上長井庄山上鄕の名は、天文年中の文書に見ゆ、今の南原村へもわたれるが如し。○事蹟考云、白旗八幡は、山上村の白旗に在り。

關根（セキネ）　（白旗）

今、山上村の大字にて、片子(萬世村)の南、羽黒川の左邊にあたり、鐵道停車場あり、米澤へ三哩。鐵道は此より屈折して東南に坂坡を上る、卽、板谷の山口なり。「關根鄕內、杉下在家、自飯田赤瀨買地」云々と、永正十年、湯村助十郞安堵狀(伊達稙宗より附與)に見ゆるは、此歟。

羽黒川（ハグロ）

板谷峠に發し、大澤、大小屋、關根を過ぎ、栗子山苅安の一溪をも合せ、北に折れ、片子、花澤の東を流れ、松川へ入る、長凡六里。

大澤（オホサハ）

今、山上村の管內にて、關根の東南二里、板谷峠の下なる小部落とす。正南に、吾妻の大日嶽を望む。

紀平洲雲邃泉記、米澤城南里餘、松川有橋、里餘白旗原、赤松成林二里許、有神祠、曰羽黒堂、堂前酒店可憩、去得阪曰尾先、得水曰赤石川、度橋右轉、羽黒川也、五里許見兩三家、曰一野、里餘又橋、卽、赤石川上流、至大澤驛。

板谷峠（イタヤ）

山上村大澤より西南二里、卽、分水界に當る。今、峠の東なる板谷驛も、山上村の管內なるを以て、州郡界は尙其東に在り。此山隘は、古來、信夫置賜の通路にして、天正中の伊達成實記にも、板屋の山驛が、當時の往來なりし由見ゆ。近年、奥羽西線の鐵道を築造するや、板谷の險阻を開き、以て其門戶と爲し、奥州山道と羽州山道(最上置賜)の連絡を爲せり。頂界標高凡七百五十米、その洞通のトンネル壯觀を極む。

明和辛卯紀平州紀行云、過佐佐木野庭坂二驛、自此至板谷驛三十里、山路奇險、漸上至霧辛、老樹怪巖、熊羆所伏、壯士猶難單行、栗子正熟、山民爭拾、或有婦女男妝負簣出入險惡中者、余危之、馬夫曰、舍之無生、我婦昨出遇熊、今又往、余不覺嘆驚曰、世唯謂蜑婦苦、豈知亦有山婦乎、人爲一生不避危殆、不啻此輩、過李平村、踰鬼刎脊轉在藤諸險、及昏達板谷驛、我米澤東南界也。

鳥道盤回掛翠微、子規啼處白雲飛、羽山纔入峽陀谷、莫助鄉愁漫促歸、

天保庚子遊草(失名氏)云、米澤東境曰中山、有關嚴察出入、入國者必持關符、告諸府下判所、入境則桑樹漆樹井井爲列、田疇開墾、民屋無荒廢者、昔鷹山公時、格例繁多、國計不支、乃曰儉生於簡、改宿弊從簡易、見接之禮、唯君稽首而拜、大小臣士相接不稽首、封內田大率一收、無餘糶他邦者、多種蕎麥蘿蔔等、地不宜麥、皆化爲蝶云。

板谷（イタヤ）

今、山上村の大字にして、鐵道停車驛たり、板谷峠の隧道の東なる溪中に在り、米澤十哩、福島十六哩。其溪水は、信夫郡松川(阿武隈の一支源)の源にして、前川といふ、此邊標高凡四百五十米突。

板谷の山中に瀑布多し、布引は高六十餘丈幅數尺、羽陽第一の飛泉と品題せらる、其他、三階瀧、大瀧等あり、皆前川に流入す。この山中又温泉あり、二所。一は五色湯

(五色湯)

といひ、新古の二源に出づ、古湯は温九十度、新湯は百五十度、共に鹽類性に屬し、板谷宿の南一里。滑川湯は西南二里、炭酸泉、温百十度、寛保中之を發見す。五色の古湯は、役行者小角に假託せらるれば、其發見も最早かるべし。滑川の南に攀づる尚一里、宇婆(姥)湯あり、直に吾妻山の陰に在りて、幽深を極むる地なり、酸性泉温百十度。

雲婆湯(ウバ)　即、姥湯(ウバユ)なり。○紀平州雲濤泉記云、大澤驛西南二里許、日浦尾川、徒渉右轉、日牛立原、二百許歩入澗、澗中水石漸險、兩崖如壁、緣以通徑、雜樹茂密、不見天日、往往多炭竈、右極則左渉、左極則右渉、左右皆極、褰衣水行、是曰四十八渉、石多成凹、大者如臼、小者如盆、蛟龍垂尾過云、水激鳴、如擊鉦鼓、如吹笙竽、數里左踏崖而上、上而下又左渡澗、渡澗又上、其山崔嵬、水響漸漸遠、左日蜂嶺、右卑多百合花、二里許樹翁鬱、蔦延蔓磴、僅受趾、行三里許、五度飛棧、長者五六十歩、

(滑川)

右一嶺而下、忽聞迅雷、滑(ナメ)川之引千澗東也、水中之石皆赤、崖下平坦可坐數千人、而壁立、而潭碧、左崖上行數百歩、有人家、温泉湧其傍、即滑泉、泉白如醪、泉所西南、丹嶂如削、已度嶺、則陀四塌稍濶、諸峯層層環列中外、正南一峰雲霧隱見、突兀特秀、即雲婆也、高倉峯左盻、岩嶝刺天、二三里踰一壑、面層嶺而上、曰熊坂、屈曲盤旋、援枯株攀磈石、傴僂匍匐、極四支之勞、而後得嶺、遊者以爲第一之險、已得嶺、右無底谷、棧道上行、行里餘初得泉、泉湧乎石間、清瑩見底、作舍以待浴者、亂石爲柱、生草爲屋、僅可息數十人、七八月之交、將雪捐去、失候則見壓、泉之西爲藏雲峯、一石形如嫗、泉之所以取名也、其左有窟可容數十人、其右爲瑠璃峯、是稱吾妻西大嶺(ニシダイテン)者、廣平三百餘歩、多石南花、其樹皆偃、其石皆赤、戒疾聲高蹈、影響少揚、暴風急捲、間有不知所之者、月山、旭嶺、瀧野諸山北見、如臚中之物、西有待藏峯、空海藏經處、東對彌陀峯有窟、其背爲吐雲峯、如所名、其間積雪皓然、即東大嶺也、四面岩嶢、神秀奇怪、不可彈狀、前□險惡殊甚、巨石爭怒、翠松皆盤、數百歩而右下、深谷瞑眛、翠霧徹宵、左雌削立數百仭、其質潔碧如紺、其下環如雲層者數十尺、中腹如雪層者五六十尺、比及帶爲潭、潭溢爲飛瀑、怒衝無底、爲奔雷、不知其幾千尺、是泉第一壯觀也、蓋山靈之妙造、其狀與陰晴開闔、故遊者往々異觀云。

(西吾妻山)(大日嶽)

吾妻山(アヅマ)

置賜郡の東南界の大山にして、信夫會津(、耶麻)の二郡へわたるを以て、岩代國へ垂出せしむ。古人思(オモヒ)の山とも云ひ、噴火山なり。(米澤の人、或は之を以て不忘(ワスレズ)山と爲すは誤れり、不忘は藏王嶽の古名にて、山形に屬す)。數峰東西に連亙し、其西吾妻山(ニシアヅマ)(西大嶺)は、米澤の南微東に屹立し、標高千九百米、仰望最著る。燕(ツバメ)流あり、即、松川の源とす、其東なる大日(ダイニチ)嶽といふ。

山形縣地誌提要云、吾妻山、其最高の處四有り、東大嶺、中大嶺、西大嶺、大日嶽是なり、而して大日を伯とす、姥湯より東大嶺まで四里、高湯より西大嶺まで亦四里、直立凡一里、奇木異草は其名を知らざる多く、珍禽怪獸は唯聲を聞くのみ、積雪早くして消雪遲く、且、白雲常に峯巒を鎖して、周年全面を見ること稀なり、其山脈、東の方家形山に連れり。

(大平)

大日嶽の麓なる相生(アヒオヒ)湯は、鹽類性、温百十度、寛政中之を開く。大平(オホタヒラ)の民家を去る二里の絕地にて、冬季雪深きを以て、浴槽客館の設完からず。相生湯と大平の間に佐原(サハラ)澤(サハ)温泉あり、安政中此に浴場の設備を爲ししも、近年洪水に漂蕩せらる。大平は、今南原村の管内にして、米澤を去る三里半。○紀平州遊記云、太平村、即吾妻之西北陲、自府至此、兒指仰而漸漸上、不覺其高也、村之東南西皆仰石巖、巖樹鬱鬱、疊疊層層、聳爲兩嶺摩天、是曰西東大嶺、村南北長、西背澗、其源發于兩嶺之間、北注出于府城東、爲松川云、村南又過一澗、引藤蔓懸崖而下、下極甚險、寛僅十餘歩、石峙水激、架雙木爲梁、編樹枝爲緯、是曰筏橋、以形名、匯蹈徒涉、危不可言、達西雌之下、峭不可登、懸繩爲級得登。排莽右回東向、潭深碧如藍、惴惴股栗、雌之半一平石僅受席、潭形如盆、徑可十四五丈、東南西三面一壁、西南最削立、一怪石擘壁而立、高十四五丈、右肩吐水、腹受而激之、如雪之崩、是爲飛瀑、直下衝潭、爲雪爲澤爲渦、其壁之左凹處吐一泉、乍掛乍斷、掛也如下簾、斷也如脫蜜、亦洗擘爲雪、與飛瀑交獻奇、潭自筏橋北瀉、曲曲成淵、自此至嶺、瀑大者數十丈、是其最小者云。

送竹俣大夫歸米澤藩、　　紀　平洲

予規啼送曉雲間、千里思穿匹馬還、路出毛州草如海、
天邊何處不忘山、

(南原)

李山(スモモヤマ)

今、關、赤崩、綱木、大平等と相合せ、南原(ミナミハラ)村といふ。米澤の南一里半、關根の西一里、松川の左邊の平郊を占む。笹野(サヽノ)町、石垣町、猪苗代町等の小巷之に屬す、標高凡三百米。

南原とは、米澤南方の山麓なればなり、李山鄕の名は、古文書にも見ゆ、高寺(長泉)あり。○伊達世次考云、稙宗公、永正十五年秋八月、賜判書於近江曰「自卯花對馬方、本錢返之買地、上長井莊李山鄕内一宇、下見門在家、自西樣所買、上長井李山鄕内西在家一宇、知行於末代不可有相違也、仍狀如件、近江殿、(三字共用假名書登乃邊)稙宗(稙字用假名)」今按、近江或婦人或僧徒假名也、西樣蓋父尚宗公也。○明和辛卯紀平洲遊記云、米澤城、出郭門、得板橋、橋以南爲郊、過黃壇、至諸佛村里餘、得岐、右則可踰檜原嶺、至會津、左取篠野街、次新街、街西里許名南原、士人之處于野也、是曰原衆、其俗敦朴。○天保庚子遊草(失名氏)云、米澤封土每々減削、而臣下

仍舊、是以小祿士、仕於山野者凡八團、々二百人餘、耕稼雜作、傭賃自給、此曰原衆(又稱原方)、常時無隊將有司、唯有社長耳、十五歲入社習武技、或語曰、原衆筋力三倍城下之士、城之內外、士大夫家、大率養蠶織帛、陸地皆植桑、機聲札々滿巷、近年絹帛多產、金銀之入三倍于昔時、由是市井稍兆奢侈之風。

關(セキ)(舟坂)

今、南原村の大字にして、李山より舟坂(フナサカ)、立石を過ぎ一里半にして之に達す。大樽川の上流なる溪中に在りて、檜原山道の小驛なり。故に關町といふも、殆ど驛次の實なし。關の南東二里餘に高湯と稱する鹽類泉あり、西吾妻嶽及び東鉢山の麓にあたる。

長祿年中、會津人の長井を侵しし時、伊達成宗は、之を舟坂に防戰したりとつたふ。

綱木(ツナギ)(繫)

又、繫(ツナギ)にも作る、關の南一里餘、檜原峠(ヒバラ)の下なる孤村なり。會津往來の喬驛なれば、多く世に知らる。今、南原村の管内とす(關と綱木の間に檜峠(トラ)あり)

或は曰ふ、往昔、長井伊達氏の時に、隣鑑の防備として關塞を置けるは、關村是也と、(關村の新驛を關町といふ、此にも沿革ありけん)。繫といふも、關繫の義に出づれば、長井と會津の通交の上よりの名なること著し。近世、上杉家の時には、繫に番所(關塞)を置きたり。

天保壬寅息軒紀行、七月十八日、檜原嶺、爲奧羽之界、降嶺嶮甚、盤屈以殺其勢、猶且無一停足之地、降一里、地形漸易、有關、乃米澤所置、譏察頗苛、關下卽驛也、午炸渴甚、喫瓜過多、頗覺停滯、飯後一吐、乃愈、夜無蚊、十九日晴、亦行山坂、登一而降二、始得平坦、多漆林、桑柘尤盛、乾位遙望一秀峰、如開摺扇而倒之、曰旭岳、一名尖(トガリ)山、隸于庄內、艮位亦有巨岳、容劣焉、而高廣倍之、乃仙臺藏王岳、皆高出衆山之上。

會津七年史云、戊辰歲八月二十二日、大鳥圭介等の江戸脫走兵は、石筵口に敗れ、殘兵を檜原に集め、二十四日綱木に行きしが、米藩の既に變心せるを察し、恃む可らざるを怒り、二十六日、轉じて鹽川に出でしに、二十九日、越後口の西軍、山三鄕(ヤマサンガウ)柴崎に入るを報じければ、圭介兵親二百を率ゐて之を赴き、九月一日より、各兵其向ふ所を定め、接戰數日、時に米澤既に叛き、戈を倒にして檜原に入るの風聞あり、八日、圭介は隊將古屋作左衞門等相議し、九日、小田附を發して會津を辭し、沼尻峠を越て、十二日福島に達し、遂に仙臺へ去る。

檜原峠(ヒバラ)

綱木の南三里の險を攀ぢて、頂界に達す、卽、會津耶麻郡檜原村との交堺とす、標高千百米、米澤市を去る凡七里。

舊幕府雜誌云、江戸脫走の諸隊は、母成口敗戰の後、離散の衆を檜原に集む、八月廿四日、土方歲三は予(大鳥圭介)に告げて曰く、是より庄內(酒井氏)に行き藩論を定め、公等に通ずべし、其間予が兵隊の周旋を賴むと、松本良順も庄內に赴きたり、予は諸兵隊を集め、檜原を出、險坂を上り、米澤の關門に至りし處、容易に通行を許さず、於是、米藩の已に變心せしことを察せり、數日前まで、同盟軍攻擊のことに附、種々評議せし時は、我輩を恃むこと神の如くなりしが、今は仇敵の取扱なり、嗚呼人心の翻覆賴むべからざること、浮雲草露の如し、桑名侯杯も同行せられしが、是へも同じく不敬の振舞を爲し、傍より見聞するも氣の毒なる有樣なりき。

明治戊寅巡廻日記云、自米澤南赴若松、舟坂綱木坂皆險、上檜原嶺、路徑險、雲霧四塞、只聞前人語聲、有石倚崖、有水擲岩、雲入襟袖、淵淵有聲、渾身皆濕、淸絕疑入仙境、上絕頂、蹊攀近二里、無尺寸坦地、蓋陸羽第一之險路也、絕頂有民屋二戸、夾路相對、製木器爲生業、四壁皆以纖聯板、不施釘、蓋便遷徙也、凡深山有材、運輸無路之地、窮民寄寓、製杯棬盂盆雜具、負戴出市、謂之木地(キヂ)師、村盡則易處、猶太古人民逐水草遷徙、農家傾產流落者、多從事於此云、其婦迎客語曰、冬間積雪丈餘、絕無行客、猪鹿之聲高在屋上、饑猿或爪板闚隙、兒輩慣聽嘻嘻相笑、不復覺其寂、人生不凍不餓則足矣、比之豪農之患水旱、富商之憂火盜、官吏之驚寵辱、則甚安矣、余聞其言憮然、曳杖而去。

上長井(カミナガヰ)

中世の庄名、長井の南方を指し、大略、今の南置賜郡にあたる。近世も上長井鄕といひ、米澤西近の汎稱としたり。明治二十二年、米澤の南郊なる笹野、古志田、遠山を合して、其村名に上長井と命ぜられたり、古今廣狹の別あるを忘るべからず。

古志田(フルシタ)

今、笹野、遠山、相合せ上長井村といふ、直に米澤府市の東西の平郊を占め、堀館川は李山(南原村)より來り、此を經て市へ入る。長明寺は、遠山の古精舍なり。

遠山西望西明寺、緬憶最明投宿秋、暮月林間將懸上、無端夜色滿溪流、　直江　城州

伊達世臣傳記に、天文中、小梁川日雙に、遠山、吉田、古志田等の諸村を知行したることを載せ、世次考にも、天文十三年(伊達稙宗公紀)、

賜判書於小梁川日雙曰、今般糺正理奉公、悅喜甚深、然任所望、小梁川尾張守所抱一圓、上長井莊內奴加濃女鄕、非谷野目、山上鄕西方二箇所內岡所分、相副之、爲遠山鄕之代地、同莊網田鄕韻松裁配分、可知行之、

とあり。遠山(トホヤマ)は古志田の西北に鄰り、館山の東に並ぶ。

(遠山)(篠野)

又、篠野(ササノ)(笹野)は、同書、明應四年(伊達尚宗公紀)の條に見えたり、

八月三日、賜大町三河守采地證判曰、因此度戰功、上

長井篠野郷、本見知行之分、并苅田郡見澤庶田方知行所、和田相當之分、爲替地渡進之。

事蹟考云、上長井に、羽黒を三所に勧請す、其一は笹野（山上村赤芝村にも）なり、別當明義院、大先達として、慶長年中、直江殿の祈師たり、後還俗して佐野芝暴と稱ふ、羽黒堂、今は觀音堂と爲る、祭日に柴燈護摩を行ふ、赤芝村羽黒社棟札、文明八年云々。同書又云、笹野権現堂の前に、六角の石碑あり「永祿二年三月日、タカハシ筑前」の十三字を刻す、筑前は大江秀行といひ、當時伊達家の老臣なり。

赤芝（アカシバ） 今、小野川、簗澤、田澤、並びに館山、吹屋敷等を合せて三澤（ミサハ）村と改む。古志田の西に隣り、丘陵を隔つ、米澤市の西南一里半、大樽川に縁れる山村なり。但し、其館山、吹屋敷は、府市の西郊なれば、赤芝の北なりと知るべし。

（大樽川）

大樽川（オホタル）は、西吉野山の西北に發し、關村を經て、小野川湯の邊に至り、更に綱木川を合せ、館山の西に至り、小樽川と相會して、鬼面（オモノ）川と爲る、長八里許。

小野川（ヲノガハ） 今、三澤村の大字にして、赤芝の南半里、大樽川の岸に縁れる村里にして、温泉あり。○鑛泉志云、小野川湯は、鹽類性、温百四十度許、源泉は數所ありて、村家六十戸、旅店十餘宇、浴槽數十、蓋泉脈縱横、到處地を穿てば温湯を得る者歟。○小野川の西、簗澤（ヤナザハ）の山中に銀鑛ありといふ。

（簗澤）

田澤（タザハ） 今、小野川、赤芝等に併せられて、三澤村の管内とすれど、其西なる別渓にして、小樽川の山谷なり。南北曲折七里の長きにわたり、會津耶麻郡田附（タノキ）への便道あり。米澤より田澤まで二里半、第三紀層の高原地とす。

田澤の新田館は、館山の條に合考せよ、館山は小樽（ヲタル）川と大樽川の交會の東にして、田澤の山口とも謂ふべし。○田澤の西に大荒澤山あり、中津川（ツガ）村並びに耶麻郡熱鹽村との交界とす。○事蹟考云、小樽川は、其源、田澤村の奥、大荒澤（オホアラサハ）山に出で、館山村にて面野（オモノ）川と爲る、水清く石奇なり、此渓中に逍遥するもの、奇石を採りて盆に移せば、以て遠山の勢を縮む、亦一雅觀なり、山上村の七渡にも盆石を採るべし。

（小樽川）（大荒澤山）

大峠（オホ） 田澤（今三澤村）の奥、八谷の南嶺にして、即、小樽川の源なり。會津耶麻郡界と相分ち、（檜原峠の西二里）一通路とす。田澤より八谷二里、八谷より峠まで三里餘、一名鹽地平越（シホチダヒ）といへり。

八谷新道は、近年修理して、頂界に六十餘間の隧洞を作りたり、檜原峠に比すれば、稍近廻すと雖、險阻多からずと稱せらる、峠の西峰を大森といふ。

（鹽地平）

米澤家臣格式云、鷹山公の時、江戸屋敷焼亡に付、城下より七里山の奥に、庄司平（シャウジダヒ）と申す險阻成山より材木を切出す、宰老竹俣美作、自身見分に参り、其身も二十五日の間、むしろこもの上に起ふし仕、諸士をはげます、二十五日の内に、大木一萬本を切出し、大山をくりおろし、會津領津川と申所より川下げ致し、東海を積廻し、江戸南屋敷の材木とす、會津侯にても、米澤諸士の忠誠を感じ、津川通りに被申付、筏差支無之様にと、深切に下知有之候。

庄司、又鹽地は、もと樹名なり、鹽地平とは、大峠の山林の名なり。此峠を、伊達成實日記には、猿倉越といふ。

八谷山に鉛坑あり。

玉庭（タマニハ） 今、玉庭村、朴澤、大舟、奥田を合す、田澤の西北二里、東置賜郡小松町、中郡村に接し、村内の水は、北流して、小松川（大川）黒川といひ、末は松川へ入る。

（大舟）

大舟（オホフネ）、奥田は、玉庭と小菅の間にて、黒川の細流に縁り、山丘起伏す、此地は、中世、下長井庄の内とす。○伊達世臣家譜云、中目、姓藤原、不知其出自及其祖、世家兵庫頭廣長以前、系譜不傳、廣長仕于羽州下長井大船、廣長子日向守（初稱左兵衛督）長政、弘治四年七月、保山公時、善其忠勤、始列一家、賜親筆判物。（伊達世次考、明應六年文書、下長井玉庭郷、中村靖云々とあり）○玉庭の山中に瑪瑙を出し、渓流を玉川といふ、犬川といふもの之に同じ。

奥田（オクタ） 今、下奥田は、中郡村の管内（東置賜）へ入る。此奥田をば、置賜の郡名の所出なと說けるもあれど、採り難し、奥田は田土につきたる名目にて、沖田の類なり、オイタミウキタミに非ず。

小菅（コスゲ） 今、成島、小山田と相合せて、廣幡（ヒロハタ）村といふ、玉庭の東にして、米澤の西北一里半。（小松へ一里半）

天文年間の古證文に「下長井庄こすけの内、佐々五郎兵衛分、あさみ在家一間、草苅在家一間」を、嶺刑部丞知行のこと見ゆ、あさみ草苅は、共に小菅の地なるべし。

（越家）

小菅神社（コスゲ） 又、越家（コスケ）につくる、正訛いづれなるを知らず、地方の古祠とす。

米澤鹿子云、小菅大明神は、一名越家社、上長井宮城郷小菅村に在り、今は虚空藏菩薩の佛堂と誤る、和銅年中飽海郡小物忌神を勧請し、越家邑に移し奉り、一宮といふ、或記又曰く、暦仁の頃、長井時廣再興し、其後宮内大輔宗秀（掃部頭ともいふ）に至るまで、修葺怠らず、永德三年の秋、伊達彈正大弼宗遠再建、云々。○事蹟考云、小菅村の明神、今虛空藏堂といふ、また、吾妻鏡に奥州平泉の笠卒都婆の事を載す、今米府の邊、小菅の山上より、東北の村里に雁行して、屋代に至る間、五六基の石碑あり、即、笠卒都婆也、又、府城の西南田畝の際、又外郭巷街の中にもありて、大略、石の高さ五尺より七尺許、其面に彌陀の種字（梵訓吉利倶）を勒し、或は佛像を

形る。〇按、米澤にて、白子社を大物忌、小菅社を小物忌と爲すは、近世神道者の、延喜式當國飽海郡の物忌神に附會せるにて、固より信け難し。又、此間中古の笠郷邊の村里散在のものを以て、平泉南北の大路に樹てしものに類比するも、其要領を得ず。

成島（ナルシマ）　今、廣幡村と改め、小菅をも合す、小菅の東南一里。鬼面川に繞り、米澤市街の西郊（館山、吹屋敷）と水を隔つるのみ。

成島に長井八幡宮あり、今の廣幡の新名は、即之に因れるなり、伊達政宗仙臺に封の後、彼城下にも大崎八幡宮を建て、成島龍寶寺實範を召して社僧とす。龍寶寺、蓋、成島八幡の舊社僧なり、慶正年中、滎海法印中興とぞ。

長井八幡宮（ナガヰ）　成島に在り、長井氏の置ける所にして、近世、上杉氏の時も、社領二十石を附與せられて、城下の軍神と仰がれたり。

米澤鹿子云、成島八幡宮は、正安二年、長井掃部頭大江親秀建立し、明德元年、伊達大膳大夫藤原政宗再興す。〇一書に、成島八幡を、源義家が岩清水神を移せるものといひ、又、寶龜八年、征東大將軍大伴駿河麿が建立などあるは、共に荒唐の語のみ、鎌倉幕府の家人、長井氏が、鶴岡八幡を分祠せる者たること、諸州郡の例に照らして之を知るべし。

伊達世臣家譜云、片倉氏、姓藤原、不知其先、保山公（晴宗）時、米澤八幡宮神職、曰片倉式部少輔景重、有二男、季曰小十郎景綱、近仕貞山公（政宗）、毎從軍有功、慶長七年、賜白石城。〇伊達世次考云、天文十四年九月、晴宗公、賜書片倉伊賀、宮越、手水、神峯、三所棟役田錢諸公事、五年闕之。

一漆（ヒトノウルシ）　今、蟲、長橋、桐原等を合せて、六郷（ロクガウ）村と改む。

成島小菅の東に接し、鬼面川の西岸に繞る、田野頗平夷なり。（鬼面川は、一漆と窪田の間に於て東遷したる形迹あり、近世の事か）

（蟲）

蟲（トドロキ）に、伊達正宗の異母弟、遠藤正壽の邸址ありと縣誌提要い

（面野川）

鬼面川（オモノ）　又、御物、面野に作る、大樽川、小樽川の合流に成り、館山以北に於て專此名あり。東北流三里、簗野目の北、平柳に至り、松川へ入る。鹽野、藤泉、江俣、尾長島、蛇口、小其塚等の村里は之に繞る。

オモノは、羽後の大水名にも之を見る、其義知れず、夷言オムナイ（塞（フサ）り川）あり、オニモノに近し。

鹽野（シホノ）　今、宮井を合せて、鹽井村と改む、米澤府市の西北郊にして、御物川の右邊に居り、舘と水を隔てたり。

山形縣誌提要云、黑井氏（忠寄）、盡力を水利に盡す、寬政六年、溝渠を穿ち、最上（カミ）川の水を治城の北郭に洄らし、鹽野川に會同して、藤泉村の古渠に達し、小瀨村、鹽野村等に漑ぎ、良田を開く若干町、翌年、黑井堰の擧ありし。〇此に鹽野川といふは、堀館川の一名ならん。〇明和中紀平洲遊記云、米澤城、出郭里餘而橋、日芳讀、自此至丹泉（アカユ）、正北行三十里、除路如髮、右衆嶺、南繞晋萋、北走數十里、如濤、其足距大路六七里、如十餘里、曰石山曰一年房（イチネンバウ）、有異僧修法石窟中一年、因名、又曰松山、曰朝河、其東北曰龜岡文珠、又其東北紺碧横天、曰藏王、奥之巨鎭也、左亦杭高岩嶷伏、而西南、曰大荒澤、出其背絡秀、正西曰飯豐、西南諸山宗焉、西北隅如鋒鋩、曰尖（トガリ）山、如背柱天、曰朝日、奥羽之山、是先受暾、故名、西北諸山朝焉、諸山是距此十二三里、如十七八里、馬首又得一瀑、曰瀧野、盧笠藏也、一瞬環匝、望天盆中、斷長補短、方百里而大、是爲米澤封域矣。

窪田（クボタ）　今、中田、小瀨、藤泉、江股（エマタ）、矢野目（ヤノメ）などを併せて窪田村と云ふ。米澤平野の中央にありて、鬼面川と松川との間に介在す、米澤へ凡一里半、簗野目へ凡半里、この地に千眼寺、及び保呂羽神社あり。

（矢野目）

天文廿二年古證文に、上長井庄窪田郷と載せらる、即此なり。又、永正十一年、上長井矢之目郷、天文十三年同谷野目とあるは、今の矢野目とす。

伊達世次考云、稙宗公、永正十一年夏四月、賜判書於中納言日、出羽國上長井矢之目郷内一字、館在家一字、加美在家一字、宮下在家貢地、爲輪王寺寄進、請判形、因出之、於末代不可有相違、證狀如件。

事蹟考云、窪田村保呂羽（ホロハ）權現は、本地釋迦にて、稲州金峰を根本とす、別當千眼寺の傳に曰く、天正十八年八月、上杉景勝公、羽州仙北の仕置として出張あり、片殘りにて歸國、色部修理長眞を留めて、所々の人質多く取らしめらる、而も男女を一所に集めば、却て禍出來んかと患ひ思ひ、仙北の明神保呂羽に祈念し、悉く人質を返す、之により其親族の人々、色部の恩情に感じ愈懷き從ひけり、仙北の仕置も思のまゝに仕果し、やがて歸國す、色部、是れ皆保呂羽の利益なれば、我本領地に崇め奉らんとて、御正體を取出し歸國、其後色部氏窪田村を領知しければ、堂を建て安置、云々。

宮城郷（ミヤギ）　和名抄、置賜郡宮城郷。〇今米澤の府市より西北、小菅、田澤、并びに窪田、榛之目、渊之島等にわたり、中世に上長井庄といへるは、大略、此郷域なりけん、全部の東南隅に占位す。

米澤鹿子に、宮城郷小菅村と記せるは、古傳に出づるならん、亦一證に供ふべし。地理志料に、

按、宮城郷、依陸奥宮城郡例、當讀云美也岐、亦其移民所居、米澤鹿子云、小菅神祠、在長井莊宮城郷、傳謂和銅中、祀小物忌神、蓋郷鎭也、按圖、有小菅、玉庭、大舟、奥田、長橋、時田、堀金、吉田、小松、大塚、伊佐澤、梨郷、漆山、宮内諸邑、分隸東南二郡、曰長井莊梨郷、蓋其地也。

と論せるは如何にや、信疑相半也。

東置賜郡

米澤平野の北方大半を籠絡し、其治所高畠は東偏に在り。今面積二十三方里、人口七萬、二十一町村に分つ。

東置賜は、中世の屋代庄、并下に上長井、下長井、二庄の諸村里をも容れたり。屋代庄は、上長井庄北條といふに同じ。近世は、屋代郷、北條郷、梨郷、中郷(中郡郷)等の諸稱あり。蓋、梨郷中郷は、下長井の庄內なり、漆野日平柳等は、上長井庄內の舊屬なり。

屋代郷

和名抄、置賜郡屋代郷。○今、高畠南北の諸村にあたり、中世には、上長井北條、また屋代庄といへるも、この郷域に外ならず、全郡の東偏とす。屋代の遺名は、後世に至るも存在し、其地方明認すべし。但し、米澤の街巷に屋代町の名あるによりて、米澤をも屋代郷の舊域と爲すは謬れり、米澤屋代町は、伊達氏の時、高畠屋代城下の士民を移住せしめし地のみ。

舊記に見ゆる屋代庄とは、上下長井、北條をも兼ねたる總號なり、長井郡の下に詳にす。中世、屋代庄といふは、北條と其實を同くすると見えたり。上長井の北條と適書せるは、未た明證を得すと雖、形勢を推して、米澤の上長井庄といはれしは、即、南條にあたれば、其由來自然に解き得べし。然るに夙く、上長井、北條、下長井の三个庄と對稱せしめしは、亦別に故あることならんぞかし、追考にまつ。

伊達成實記云、天正十七年六月朔日に、大森より、原田左馬助を長井へ被差越、最上境、下長井の人數は指置、ホウデウと上長井の人數召連、大森へ働可申候様に、と仰付られ候、

近世に至り、北條、屋代、ともに郷名に呼ばれ、寛文以後は、高畠附近の三十餘村、幕府に收められしものに、殊に屋代郷と日へり。謂ふ所の屋代三十五个村、三萬七千石是也。

置賜軍記云、東置賜郡、土沃物饒、昔隷米澤藩、有高畠茶臼、訴其苛政於幕府被誅、百藩主小笠削封三萬七千石、織田氏代領之、其後織田氏北徙、幕封復舊、民猶不服、連署嗷訴、因刑主謀十七人、而訴者與不訴者今猶[illegible]、貞泉寺宥證、爲上下所歸依、百方解論還壽命、既而中實喪滿、大波[illegible]、物情貼然。(田口氏人名辭書云、高梨(或云島津)利右衛門は、屋代郷二井宿村の名主なり、屋代郷三十五村三萬七千石の地は、當時江戸幕府直轄の地なり、寛文四年、米澤上杉氏へ預地となる、上杉氏領に聚斂を事とし、種々の名稱を以て徵收し、且其誅進を趣するに苛酷を極めたり、利右衛門、事情を陳して上杉氏の所管を免んとて、三十五村連判を以て、奥州信夫郡の代官に訴出、更に江戸に訴出、皆受理せられず、乃一計を案じ、金蒔繪の一箱を製し、之に三葵の紋を附し、(三葵は德川氏の徽章也)內に願書を入れ、之を一茶店に置き遁け去る、茶店主驚き之を町奉行へ届出でたるに、利右衛門の訴狀なり、是に於て、上杉氏の暴政は、幕府の默過すべからざる事となり、屋代郷は舊の如く、御料所となりぬ、然れとも、利右衛門は預主を相手取り公儀を驚かしたる罪科に因り、上杉氏に引渡され、磔刑せられしと。)[illegible]提要云、高畠三十餘村は、天保元年、織田氏天童へ移れる後、之をば上杉氏に附し、尋て加增地と爲されしに、上杉氏政治の改革、其舊領地と同しきに服せず、人民黨を結びて抵抗し、土豪を屠る等の暴動あり、事幕府に聞え、主謀者十二人を刑す、之を高畠騷動と稱す、文久三年の事に係る。されば、北條郷といへるは、收公の諸村以外の汎名と爲れり、と知るべし。

上郷

中世の屋代庄の北偏にして、上長井庄に接する村里を指せり。今、川井、長手、新田等を合せて上郷村と云ふ、即之に因る。

古の屋代上郷とは、今の上郷村、及び和田村にわたるがごとし。

川井

今、上郷村の大字とす、米澤市の東一里、羽黑川を隔て、小黑川は牛森原(南置賜郡[illegible]村)より來り、川井の東を北方へ流る。

伊達正統世次考云、天文十三年、晴宗公賜判書於上野與四郎曰、二平與次六分一圓分內、屋代莊河井郷內、大明神社領、本年貢貳貫文、從石母田宮內少輔買地、竹井內古古不在家、本年貢一貫文、塚田內切田、年貢一貫三百文、云々。

(竹井)

竹井とは、川井の東に其名のこる、

新田

今、上郷村の大字にて、河井の北なり。羽黑川は、新田の西にて松川に歸し、小黑川は、新田の北にて松川に歸す。

小黑川

栗子山に發し西下、牛森原を貫き、漸く北に折れ(以上南置賜郡に屬す)、竹井長手の間を過ぎ、松川へ入る、長凡五里。

長手

今、上郷村の大字とす、河井の東半里。此より和田窪岡を經て、高畠町まで凡二里半。

上杉景勝年譜云、蒲生秀行移封の時、その家臣、松崎城主蒲生四郎兵衛、并に家從等、引越に付て、伏見に在て、直江山城守、石田治部少輔に相議し、人夫傳馬を出し、松崎より半途まで送り届くべき由、文を差下す、

一蒲生四郎兵衛并家來荷物傳馬人足之事

築澤村　傳馬二十匹

川井村　傳馬　八匹　人足廿三人

[illegible]山村　人足　二十人

長手村　　人足十人

傳馬二十八匹馬追共　人足五十三人

右之傳馬人足、那須之内芦野まて行程可送届候（中略）

慶長三年三月四日

和田（ワダ）

今、和田村といひ、馬頭、佐澤をも合す。（本和田は今上郷村へ入る）長手の東北なる山村にして、七嶽の西麓とす。其溪流は西に降り、入生田、露藤（ツユフヂ）に至り、松川へ入る。

和田は、高畠の南一里半、米澤の東北三里。此より岩代信夫郡茂庭飯坂への間道あり、稲子峠、又、中澤峠といふ。

（露藤）

佐澤（サザハ）

今、和田村の管内にて、其南に倚り、長手へ近し。佐澤の東南に櫻（サクラ）山あり、南置賜郡高世村（梓山）へわたる。

伊達世次考云、稙宗公、永正十八年四月、賜判書於資福寺曰、自深悪買地、屋代荘佐澤郷内云云、其外總成敗之事、任本狀、永代不可有相違、仍爲後日、證狀如件。○上杉年譜、

被下置知行目錄　　佐澤村之内

百五十石　高津刑部　　七十石　静田彦兵衛

右之通、可有收納候、仍如件、

慶長四年十月廿八日　　春日右衛門

龜岡文殊堂（カメオカモンジュ）

和田の北隣、龜岡村に在りて、地方指屈の靈場とす、松高山大聖（ダイシャウ）寺と云ひ、近世、眞言宗新義派に屬して、齋料田百石を有したり、高畠の南一里。

米澤文珠とて、松高山文殊院は、天照太神に本地の昵を慕ひ、引導の光明に寄給へば、般若巖の窟中、諸佛發母の乳石體、赫々と拜れたまふ、信に本朝一二の驗佛者なり、（下略）

利根水の月も佛の母乳呑てん　　三千風

龜岡文殊の縁起、宣化天皇の時、伊勢國度會郡神乳山に、佛身出現、大同二年、之を此山に移す、開祖徳一上人云云、これは、大戌經（先代舊事本紀）にも出でし說なれど、妄誕謂ふばかりなし。されど、延喜式（主税）出羽國の條の中に、

文殊會料二千束

と特載せられ、月山物忌の神祭料、四天王五大尊等の供料と並び見えたり。此文殊會は、何地の寺院の事か、今定かに知れねど、龜岡の文殊の、獨すぐれて本州に名たゝるを見れば、是ぞ式内の舊精舍にやと疑はる、猶考ふべし。堂邊に古檜樹あり、其幹の外皮に、蟲蝕の痕跡、彷彿として文殊駕獅の像を成す、善男女之を拜して、蟲食の文殊と云ふとかや。

（大聖寺）

仙臺封内風土記云、寶光院、在城下舊寺小路、傳言長海上人開山、不詳其年月、長海初住于羽州長井莊龜岡文殊堂側、性山君夫人（保春院）召之、有應祈文武忠孝兼備之子於湯殿山之命、長海登山祈之、何幾夫人有孕、永祿十年卯八月三日、生貞山君、長海乃爲假子、號竹天丸、爾來崇信湯殿山、每歲四月二日、使長海登山代拜、後絶其祈之、至今連綿登山代拜、寄附五十石地。

置賜紀維云、龜岡村有大聖寺、入山門、左右列石燈籠、拾礎有級、老杉四圍、古祠巍々、曰文珠堂、々側銅盤畜水供盥嗽、徑九尺餘、有石碑、漫滅不可讀、元祿十一年、幕府寄祀田百石、慶應中降爲勅願所、寶庫藏古文書、試觀其一册子、集元天間零雄筆跡、又不易多獲者矣。

高畠（タカバタケ）

今、高畠町といひ、泉岡、鐙森、安久津、高安等を合す。即ち東置賜郡の治所とす。此地は、米澤平野の東偏にあたり、陸前刈田柴田への通路を扼し、且、中世以來、長井北條の治所なりければ、近世も屋代三萬七千石は、此に管理したり。今に至ても、沿襲して改めず。米澤三里半、赤湯二里、屋代川は驛市の北を西へ流る。

長井北條（屋代庄）は、慶長以來、上杉氏の封内なりしが、寛文四年削封の時、長井北條、並に信夫郡、合十五萬石の地を收公せらる。而も長井北條三萬七千石は、舊に依り上杉氏の吏員をなして管理せしめらる、即、御預所なり。二井宿名主高梨利右衛門の强訴は、此際に在り。明和四年、上州小幡城主織田氏改易、更に高畠に封與せられ、天保元年に至るまで六十四年、其知行に屬したり。

竹森（タケノモリ）

今、三條目、柏木目、本柳、河沼、深沼等、高畠驛の西郊諸村を合して屋代といひ、大略、屋代川の南北に綿れり。

時澤（トキサハ）

今、屋代村の管内なれど、竹森の北一里半、赤湯町の東にあたる。

高畠城址（タカハタケ）

初め、伊達氏之を築けりと云ふも詳ならず。近世、明和中、織田氏、上州小幡城より轉じて、此に封せられ、舊墟に就きて居れり。天保元年、村山郡天童へ移り、本城廢す。一名屋代（ヤシロ）城といふ。

縣地誌提要云、高畠城は、承安年間、御館權守秀衡の臣、樋爪五郎高衡城築す、其狀鐙の如し、因て鐙城と名くと、後六正中、小簗川貞範之に居る、明和四年、織田氏、上州小幡より移り、六十四年間居住す、天保元年天童に移るの後、上杉氏に預けられ、尋て其の加增地となれり。○縣史談云、高畠城は鐙の城と稱せり、伊達正宗、屋代城と改む、其の四代孫成宗、霞の城に移り、子弟をして守らしむ、後、一族小梁川貞範之に代る、上杉氏の時、春日右衛門之を守る、明和以來織田氏の居城たりしが、天童に移るに及びて廢址となれり。

（屋代城址）

按、伊達氏の九代政宗（儀山公）は、長井庄を略取して之れに居れり、と云ふは實なるべし。（樋爪俊衡云々は、妄誕勿論也）其墓は、刈田郡湯原東光寺に在りて、高畠を去る遠からず、（二井宿の嶺東二里）。下の仙翁嶽、長井峠に合考すべし。天文中の文書に、多く高畠の名見内。小梁川貞範は、泥蟠の諱にて、中務盛宗の道號と知るべ

し晴宗の女婿なり。(伊達郡小簗川を合考せよ)。
伊達世次考云、天文十三年、晴宗公書に「長井、首邪北條郡野々理先、悉皆出仕、三本柳、高畠、志多貫主、橋島、各令仕、可以爲大慶」、十六年七月、晴宗書に二井宿無違變、特亦逐遠片岸豈見哉、自高畠至新宿、畫服從、宮之地出日攻之、敵無可出置之様」云々。
小簗川泥蟠斎の弟は、鹽森兵庫といひ、鹽森は高畠町の大字にのこる。されば、政宗の後、氏宗、成宗の二代、高畑に都城の事は明證なし、(伊達郡赤館、並びに梁川に合考せよ)、抱持の支鎭に外ならず。成宗館山築城の時、屋代の士民を移居し、即、上長井にも屋代の里名を見る。

(鹽森)

屋代八幡宮 今、高畠町の東半里、大字安久津に在り。境内森蔚、その千年松と呼ばるゝは、殊に老幹なり。米澤鹿子云、屋代八幡は、阿久津村に鎭坐、社領五十石は、現米にて給與せらる、三重大塔あり。○安久津の邊に、小郡山にふ大字のこり、郡家址かとも疑はる。本郡には宮内町の邊にも郡山ありて、置賜の郡家は、沿革する所ありしと判知せらる。

(安久津)

金原 今、高畠町の管内なれど、市街の東南一里、仙翁嶽の下なる孤村とす。永正十年文書に、置民郡北條、金原郷内、云々と載せらる。

仙翁嶽 又、龍嶽と呼ばる、高畠の東嶺にして、(片麻岩の成立に係る)、信夫、刈田、及び置賜の三郡にわたる。金原より山頂まで凡三里、新宿、不動峠の南二里、標高七百餘米なれば、峻峰とは云ひがたし。觀聞志云、湯原驛、里餘、有仙翁嶽、峻極聳秀、奥羽之封疆也、嶽南山路謂之七曲坂、是古所謂屋代嶺也、昔我九世政宗君、率兵屢軍於此、或冒深雪、或過大霧、常嗜和歌、眥耽雅騒、忽發感興、詠朗吟曰「中々につづらなりなる道たえて雪にとなりの近き山里」、「山あひの霧はさながら海に似て波かときけば松風の音」。○伊達系譜云、政宗、[illegible]大、法名[illegible]寺、東光寺、此代長井庄入手、應永二年逝去、保宗二十二年、於屋代峠之陣[illegible]、其北、新宿今[illegible]、彼入之。
今按、近世、專屋代峠と云へるに、新宿の不動峠なり、即、屋代庄内より刈田郡への山路にて、仙翁の北道とす、南道の金原峠も、一名合子峠といひ、信夫郡茂庭村へ通す。奥羽觀蹟聞老志の趣によれば、金原をを以て、古の屋代峠とする歟。

(屋代峠)

二井宿 今、二井宿村といひ、高畠の東二里なる小驛とす。即、仙臺白石への大路にあたり、其州郡界を不動峠(又、屋代峠)といふ。二井宿は、天文、天正、乃至慶長以後の文書、皆、新宿に作れり、屋代新宿の義に出づ。驛北に屋代明神あり、俗説、出雲の大社といふは、屋代の號に附會せる者歟。小湯山は、新宿の東北にあたり、置賜、村山、刈田、三郡の交界とす、新宿の田圃民戸は、多く小湯山の西麓の溪中に散在す、屋代川、即此間に發源す。

(小湯山)

新宿峠 一名不動峠、二井宿の東一里半、標高五百餘米、之を降れば刈田郡湯原驛まで一里半。新宿峠は、刈田郡に重出せしめ、矢代峠と標せるものに同じ。伊達世臣傳記に曰く、
天正三年乙亥八月十六日、輝宗君の世、敵地新宿(羽州置賜郡屋代の莊の新宿か)に於て、足輕鐵砲迨合あり、此時牛越藤五郎戦死す。

(不動峠)

社川 二井宿村の奥、小湯山に發し、不動峠、金原峠等に出づる者をも合せ、高畠に至り、始めて大なり、以下西流、吉野川を合せ、大橋の西に達して、松川へ入る、長凡六里。

筑茂 今、大橋、夏苅、石澤、福澤等と供に、糠野目村へ合すれど、松川の左岸にして、社川の南方、古の屋代庄内とす。筑茂、實は、米澤平野の中心点にあたり、米澤三里、小松二里、高畠小湯各一里余、四通の辻と號す。筑茂、大橋は、伊達氏在府の時、某時湯目氏の采邑たり。(大橋は、筑茂、北半里、社川の南岸をいふ)
伊達世次考云、天文廿二年、晴宗公、賜湯目丹波重久采地證判、其略曰「桑七郎左衛門分、除與大川原後藤二人之地、下長井庄深淵三本柳白山、此三所、其外不殘、上長井庄窪田内、屋代庄筑茂郷、棟役田銭諸公事如前代免除之畢」、按、湯目氏者筑茂郷領主也、重久孫曰重康、其子景康、[illegible]其[illegible]、改氏津田、後稱豐前、貞山公時、命[illegible]。○伊達世臣譜略云、津田、姓藤原、舊稱湯目、不詳其出自也、其先世住于羽州置賜郡長井莊大橋城、第九世政宗君之世、丹波某(名不傳)、始屬當家、爲臣、其數世孫丹波重久、移住于同莊筑茂城、其子曰豐後重康、重康子曰豐前景康、十七世政宗君之世、文祿中、豐臣秀次公謀叛、此時流言曰、君亦與之、是以君爲秀吉公所疑、景康憂之、迎秀吉公於城州伏見油掛邑邊津田原、諫肝無逆意、此後秀吉公疑心解、而待君如初、是以君感賞忠誠、增賜采地、且命改湯目稱津田、景康此時二十八歳也、後爲國老。

(大橋)

夏苅 今、糠野目村の大字にて、筑茂の西、松川の東岸の邑落とす。其西岸は、洲島村なり。伊達氏の舊廟、慈雲山資福寺在り。○資福寺は、慶長年中、仙臺城下北山へ移建せらる。されど、此なる舊址に、十六代輝宗の墳塋存す。(但し、九代儀山公政宗の墓の、此にも傳ふるは疑ふべし、刈田郡湯原東光寺に合考すれば、此なるは九代夫人の眞墓にやあらん)
伊達世次考云、永祿三年、晴宗公、出判書於資福寺曰「自無一軒可樂居士寄進之地、伊具莊於以哥崎郷西光寺分、知行之事、永代不可有相違、又如當門前、可爲守護不入矣」。○伊達世臣家譜云、宿老遠藤氏、不知其先、

貝役行者流傳坊（傳云、伊達郡八丁目西、水原西光寺住職）之子、遠藤山城守（初稱六郎、又内匠）基信爲祖、基信幼有大志、周流四方、性山公（輝宗）時、從來米澤、欲仕公、而無因、乃爲宿老中野常陸宗時走隷、基信好歌、以故數得見公、於是公知基信云、宗時與牧野彈正宗仲、圖不軌、公幕基信於徽臣之中、任以大事、宗時等賜告日甚、事泄發覺、宗時等走小松城、（宗仲邑也）、當是時、直理重宗放兵攻小松、宗時宗仲走相馬、相馬將納之、基信出奇計、間遣宗時、相馬疑之不納、宗仲餓死于道、宗時亦不知死生云、天正四年、基信爲奉行、自此列宿老、天正十三年十月、性山公薨、基信殉死、時年五十四、葬于羽州夏刈邑資福寺公墓側、

米澤鑑子云、夏刈資福寺は、歴代墓にあり、伊達氏の菩提なり、今もなけれど、五輪の石浮圖四基あり、政宗并びに輝宗の夫妻、及び老臣遠藤山城守基信のものなり。

○山形縣通覽云、至徳中、伊達政宗松崎城を襲ひ、長井廣房を亡ぼし、高畑の城に居りしが、應永十二年九月、高畑に卒し、遺骸を夏刈に葬る、傍に夫人の墓あり、應永十二年七月云々の文字を刻す、米澤史蹟云、慶長十六年、中納言政宗、藩府より越後高田城普請の總奉行を命ぜられしが、經營既に成り、土木業終り、歸國の途、曩昔の遺跡を尋んものと、尾拵嶺(チフリ)を越て米澤領に入り、彼處此處を彷徨して、其日は小松村常念寺に宿しけるが、其の山菜の赤、昔幼時行御眺望せし所なれば、頗に懷古想得の情を催し、

　ふる里は夢にだにさへ疎からず
　　現になどかめぐり來にける

　こし方のおもひ旅寢のふる里に
　　つゆおきまさる草枕かな

是より又、夏刈の墳墓に參詣しけるが、今日此頃まで幾然たる伽藍の資福寺も、今や唯舊礎の存するのみ、庭石碑に殘るも、閲歲久しく果て人の香花を供するなし、政宗今昔を俯仰して、感慨禁し難く、

　ある時はあるにまかせて疎けれど
　　なき跡をとふ草まくらかな。

（資福寺址）

福澤(フクザハ)　今、糠野目村の管内なれど、其北に松川隔て、筑茂夏刈の南とす、喜多院に、黒井半四郎（忠寄號幽量）の灌田紀功の碑あり。（縣誌提要云、黒井堰(クロヰ)は、米澤藩士黒井忠寄の功績に係る、窪田村の少東、松川に堰して長渠を鑿つ、廣一丈二尺、深七尺、長數百歩、大樋を以て水脈を接續す、廣七尺、深三尺、糠野目橋の西に架す、凡六十歩、福澤村を左にして、堤塘に尾す、凡七十歩、末流分派し、一は赤湯地方、一は梨郷地方に灌ぐ、是に於て北條郷始めて蘇息す、其初、北條郷土地皆瘠と鹵、水利に乏し、藩の君主鷹山公、時に民瘼を謀する毎に、語必之に及ぶ、黒井氏建議して、自其事を負擔し、人夫を役する十万六千六百餘人、工匠を役する二万餘人、其業寬政七年の事とす、享和元年に至り、北條郷三十三村の人民、相共に協議し、碑を建て、其顛末を紀し、之を不朽に垂る。

（黒井堰）

糠野目(スカノメ)　今、糠野目村と云ひ、上平柳、鐘口、小其塚、及び筑茂、福澤等を合す、鐵道、米澤六哩、赤湯四哩。

糠野目は、今東置賜郡なれど、中世には上長井庄内たり、松川、羽黒川の合流を以て、上長井と北條（屋代庄）を分ちしを知るべし。（天文二十二年文書に、上長井ぬかのへの内、山路平左衛門分、きり田四千八百苅に、嶺刑部丞領知の由、見えたり）（米澤鑑子云、上長井糠之目村、山王權現は、康曆二年、遠藤大和守勝平建立とぞ、又、奥州北畠國司に隨從したる長井貫永の再興ともいへり。

（按、縣史談に、糠野目村に勝壤ありて、往昔、伊達氏の臣伊達周防守の居館たり、明應年中、（縣地誌提要云、明應三年）、伊達尚宗、子稙宗と相恨み、松川を挾みて戰ひしが、蘆名氏（會津）後を襲ふと聞き、互に兵を收む、その址近傍に存す、尚宗、父成宗の後を襲きて高畠城にあり、稙宗高畠にありしが、遂に家を嗣がんことを謀る、故に父子相恨み此に及べり、云々。

此記述する所疑ふべし、伊達世次考に合はず。事跡考に「糠野目村山王權現は、康曆二年、遠藤大和守勝平建立、其のち齋藤別當實盛十代の孫、長井庄司實長再興、云々」長井大江氏を、長井齋藤氏とあやまるに似たり。○紀平關遊記云、糠目驛、驛東橋架、曰松川、川發源吾妻、自此左轉、入最上、爲最上河、曰筑茂村、曰丹泉驛、驛亦負大阜、有溫泉。○大八洲遊記云、米澤之爲地、四面皆山繞、唯東北通山形十數里間、勝平地、田野開闢、然其土不膏、北馳四里、過糠野目、至赤湯驛、有溫泉。

洲島(スノシマ)　今、吉田、下平柳、尾長島(ヲナガシマ)と相合して、吉島(ヨシシマ)村と改む。糠野目の西に鬼面川を隔て、低平にして、洲島の名義克く合へり。高島一里半、小松一里半。

洲島は、中世、上長井の庄内たり、下長井は其西隣にて、栖島(スノシマ)にもつくれり。長福といふ眞言道場あり、長井氏の創立とつとふ。〔事跡考〕。

（栖島）

伊達世次考、稙宗公紀云、湯目雅樂允、諱重武、式部重澄子、而爲嫡兒、丹波重久養子云、住長井莊洲島邑、其子半内實廣時、有罪而見收祿、半内弟、爲後藤四郎兵衞信家養子、稱後藤孫兵衞信康、後改肥前、貞山公之時、命軍旅奉行、有智謀而大顯。

平柳(ヒラヤナギ)は、其上村、今糠野目へ入る。○伊達世次考、天文十二年の條に見ゆ。（鬼面川は、平柳にて松川に入る）。

（平柳）

晴宗公、賜制書於大波二郎曰「今度就再亂、抽心底、

以瀬上平三郎備前之、長宮言、同上長井下平柳、公議分、不破賜之、於兵庫助方、塚目名代、如前直披之」云々。

(尾長島) 平柳の南なる尾長島(ヲナガシマ)は、南置賜郡六郷村、江俣、藤泉に境を接したり。稙宗判書、永正十年、湯村助十郎知行、上長井庄女島(ヲナジマ)郷内、云々。(事蹟考云、尾島八幡宮は伊達家の臣湯野目肥前守の再興とつたふ、寺中の湯殿あり、「嘉應二年四月三日、津島村」の十一字を彫る。)

吉田(ヨシダ) 今、洲島と相合せ、即、吉島村といふ。洲島の西にして、中郡村と誕生川(小菅の南より来る)を以て相分つ。八幡堂、地蔵堂と称する部落あり。○伊達世臣傳記云、小梁川日嘆は、稙宗君の時、羽州置賜郡長井荘遠山、吉田、古志田、奥州信夫郡山田、柴田郡滑木、以上五邑に於て、采地三百七十貫文を賜ふ。

置賜郷(オイタミ) 和名抄、置賜郡置賜郷。○今、赤湯以西、宮内、漆山等にわたるならん。即、屋代郷の西北にして、長井郷の東にあたり、松川の左邊の諸村とす。中世には、下長井庄内たり。置賜は、郡家の所在とす、而も、今、郡山の名は、宮内の南なる沖郷村にのこるを見れば、宮内附近を以て、本郷に擬定すべし。但し、一書に、屋代郷高畠の近地にも、小郡山あれば、そこなと云へるは、採らず。又、赤湯を以て赤井郷に擬せる説あれど、誤れり。赤湯、郡山は、相去一里許、其間に二郷を分つ能はず。

赤湯(アカユ) 今、赤湯町、戸数六百、二色根、長岡、烏柳、椚塚等を合す。米澤平野の北端にして、宮内町と共に、吉野川に繞り、羽州山道の名驛とす。殊に、温泉あるを以て、世に著聞す。鐵道、米澤十哩、上山二十一哩とす。此温泉は、二源に出で、浴槽數多に分導す、客館四店路を挟みて櫛比す。一源は硫黄泉、一源は鹽類泉、共に熱百度以上。○赤湯は、藩政の比、封内惟一の娼館免許地なりき、それも、安永中には禁止せられ、後又沿革あり。(方言、オナベ)

(湯目) 俗傳に、赤湯を、正和中發見、又天正中開創など云へるに、疑ふべし。伊達氏領郡の比に、湯村、湯目(ユノメ)の二氏ありて、豪族とす。蓋、此地の舊名、即、湯村湯目なり。(湯目は湯戸の義に出づ)

葉山、浴丹泉、湯出于、東正寺(トウシヤウ)見月、平湖
法界秋光在日觀、滿庭樹影露高茵、雲邊鶴影僧中字、
徑上樵歌識處人、日暮層巒看氣動、風清高樹月明新、
丹泉浴罷心神爽、不怪塵跡脱世塵。

(東正寺) 事蹟考云、赤湯村の石窟に、梵字佛像を刻む、又「天正二年米野與三右衛門」の十一字を彫る、東正寺は、慈覺大師の開基とつたひ、中古より曹洞宗となる、丹波湯森湯の二泉、寺中に在れど、今功能すくなし、或記に曰く、正和元年村老の夢に、二色根薬師の告ありて、觀音堂の森の湯を開く、云々、又、天正二年、米野某今の赤湯を開くと。○同書又云、赤湯村に古碑四基あり、一は東正寺の北山麓にして、永仁二年、一は深山の北にして、又永仁二年、一は林清觀音堂の前に在り、彌陀三尊の種字を彫り、光明遍照四句、及び「元弘三年十月廿日」云々、一は嶺上の岩窟、皆有御所の地に在り、彌陀種字、及び「建武四年十月」云々と刻む、元弘は三年にして正慶と改元し、建武は三年にして延元と改元なり、されど、邊土にはその傳へ、遅引せしにや、かくの如し。

白龍湖(ハクリユウコ) 舊名赤湯沼といひ、赤湯驛の東北十町、周径百五十町許、驛路の右傍の野中に在り。此湖池は、流れて南内に降り、吉川に入れど、此より北する數町、溪流皆北行して、前川へ歸す。されば、置賜最上の分水堺は、白龍湖上の坂路にありと知るべし、之を取揚(トリアゲ)坂といふ。

(取揚坂)

二色根(ニイロネ) 今、赤湯町の大字にして、市街の西に接し、吉野川の左岸に繞る。○奥地誌提要云、二色根村に城墟あり、山蔭中納言十二世の孫、粟野次郎義廣(ヨシヒロ)居住す、二色根、金山の邊を粟野の里と唱へしは、之に因れり。○粟野義廣は、伊達氏の祖先なり、伊達郡粟野に其説あり。置賜なるは、義廣に係くべからずと雖、伊達の一族に、粟野家號を稱せる者が、此に移居せるのみ。川樋にも、粟野氏の館址あり。事跡考には、

(粟野) 二色根館主粟野喜右衛門は、天正中、上京して秀吉公に仕へ、木工頭秀用と稱し、累進して伊豫國柾木十三萬石を賜り、四位侍從に任官せしが、文祿四年死を賜り、家跡絶ゆ、云々。粟野秀用、他に所見なし、訛謬に似たり。

中山(ナカヤマ) 今、元中山、花窪、小岩澤、川樋を合せ、中川村と改む。赤湯驛、取揚坂の北なる峡中をいふ。峡(マヘ)中の水は、北東流して、村山郡上山驛に向ふ、即前川の源なり、此間凡三里。中山三里の峡中は、西南より東北に開通し、其左方の山を岩部(イハベ)、右方の山を黒森といふ。今、中山驛は赤湯を去る二里半餘、(元中山、花窪は驛の南に属す)、第三紀層高原性の山谷間に在り。但し、黒森は突兀たる形狀、明に火山岩に成り、虚空藏山の南方に雄視す。

縣誌提要云、中山驛に城跡あり、蒲生氏の時、蒲生左文、又、上杉氏の臣横田旨俊居住す、驛北の路頭に怪石あり、驅入石と曰ふ、高三丈許、周圍三十餘歩、其下窟を爲す、數十人を容るべし、旨俊嘗て、最上義光と戰ひ尾撃せらる、若林織部佐、此石の陰より突出防戰す、旨俊因て城に入るを得たりと。

紀平洲遊記云、升泉北行、右大沼上坂、曰川樋驛、驛北林中得泉、曰不老泉、清冷無比、側立蹲方祠、曰小岩澤、曰中山驛、有關合符過、過度橋、得怪石、曰懸、可高二三丈、周二三十歩、其下嵌窟、可避風雨。

川樋(カハトヒ) 今、中山と相合せ、中川村の名を命せらる。峡谷の

南にして、小岩澤と共に、中山赤湯二驛の中間にあたる其東嶺を岩部山といひ、二井宿の小湯山の西北に連亙す。村家に、多く葡萄を培養し、風味甲州産に同じ。事跡考云、川樋村、不老泉あり、岩石峙て屏風の如し、清泉其下に出づ、泉底水晶を生ず。

金山（カナヤマ）（吉野）

今、太郎、釜渡戸、荻、小瀧と相合せ、吉野村といふ。中山の西に隣比する所の峽谷にして、南北四里にわたる。其溪水は、南下して吉野川といひ、宮内赤湯を過ぎ、社川へ入る者、長六里、一名遠川。金山は、元中山の西一里、宮内の北一里、明應六年、伊達尙宗より清村信濃へ與へし證狀に、長井北條金山鄕と見えたり。

荻（ヲギ）（小瀧）

今、吉野村の大字にて、峽谷の中央に居る。東は黑森山、西は高鳥屋山、其秀を競ふ。小瀧は、荻の北にして、（金山より一里半）、白鷹山（虛空藏山）の麓にあたり、山形の長谷堂、幷びに西置賜の荒砥、鮎貝への捷徑あり、即、東置賜の極北界なり。

宮内（ミヤウチ）

今、宮内町といふ、人口三千、金山、吉野の山口にあたり、赤湯驛の西北一里。米澤と南北相對して、各、平野の一隅に倚れり、其間四里餘を隔つ。近世は、人參、薄荷の特産ありて、一名邑に推さる、熊野神社あり。

宮内の熊野權現は、地方の古祠也、米澤鹿子に「宮内町に熊野山證誠宮あり、社領二十五石、鰐口の銘に、藤原朝臣、粟野美濃守政國、明應十戊午六月六日」とある粟野は、伊達の一族にして、本郡二色根合考すべし。而も一書に、

熊野神社、其地小閑にして風致あり、傳へ云ふ、三位中將平惟盛建立と、惟盛の一族、源氏に亡さるるや、獨窃に紀州の那智浦に逃れ、樹を白して平惟盛入水と記し、僞となりて熊野に隱る、然るに搜索嚴なるが故に、當國に逃れ來り、此地に潜居す、云々、又、宮内城は、伊達氏の時、大津土佐守居住す、子孫繁殖となり、今に存す、云々、

平惟盛の語は、妄誕論するなくして可なり。伊達氏の閥遠藤、一に宮内と云ひ、即本邑の舊主なり。平惟盛、又、大津土佐など傳ふるは、皆遠藤の遠祖の事を訛れる歟。○伊達世臣家譜云、遠藤因幡守（初稱四郎、又修理亮）盛房、住于羽州置玉郡長井庄宮内邑焉、盛房爲羽州南方奉行人、盛房子、肥後守（初稱因幡四郎）盛兼、永享十年、關東大亂之時、關東管領足利持氏、持氏敗績後、屬于天海公麾下、是時賜采地六百餘町于宮内邑、盛兼子伯耆（小字又四郎、又稱右馬介）盛俊、文明中、瑞岩公時屢有戰功、盛俊子、中務（又稱吉馬）盛貫、歷仕瑞岩香山兩公、爲執事、延德二年三月、香山公時賜田六千石、移住于刈田郡内親山。盛貫無子、養宮内因幡宗成子爲嗣、稱之伯耆（小字新四郎、又稱采女、薙髮號誠齋）宗實、永正中、公與奥羽二州諸軍挑兵之時、宗實爲先鋒、屢有戰功、十二年、保山公賞賜刈田郡内十邑、宗實子、中務（小字新五郎、又稱修理亮、又式部、老號節齋、按延寶故牒作因幡）宗忠、（初名重清、直山公時賜諱字）、天文二十一年正月、保山公之時、命一族班、此時奉命爲宮内氏。

郡山（コホリヤマ）（沖鄕）

今、萩生田、蒲生田、落合等と相合せ、沖鄕村と改む。宮内の南、赤湯の西にして、松川左邊の低平なり。沖鄕とは、米澤平野の中心なれば、古來この俗諺あり、標高約二百十米。

郡山とは、諸州郡の例によれば、古代郡衙の所在なり。而も、本郡には、高畠町、又、小郡山の名あり。古文書に、上郡山、下郡山をいふ族稱もありて、稍判別に苦むと雖、今見名によりて、此を郡家址に推すべし。

漆山（ウルシヤマ）

今、漆山村といひ、羽附、片岸、池黑をも合す。宮内の西南半里、高鳥居の南峰、大鷹の麓に倚り、沖鄕、梨鄕の田野に連接す。寺あり、珍藏といひ、山門標石して「僊鶴留毛傳軼事、古經存寺是珍藏」とあり。

（珍藏寺）昔時、漆山村に金藏と云ふ者あり、極めて貧窶にして、樵蘇を業と爲す、一日宮内に到る、鶴を籠にし、鬻ぐ者あり、金藏之を憐み、其負薪に換へて之を購ひ、途にして之を放つ、一夕女子あり、金藏の家に到る、容色絶美、妻と爲らんと乞ふ、金藏辭するに、家貧きを以てす、女子曰ふ、患ふる勿れ妾爲す所ありと、同室に居る數日、絹布を織成し、金藏をして售らしむ、十五金を得たり、悅び家に歸る、妻は則亡し、剩布の機に在る者、悉く羽毛なり、是に於て始めて鶴の化身なるを知る、金藏大に感じ、遂に出家遁世すと、今傳什物に鶴の毛織を稱する者あり、山號を鶴布山と云ふ。（縣誌提要）

（片岸）伊達世次考云、稙宗公、天文四年、別書於湯村將監曰「以下長井片岸鄕内八間在家、年貢二十貫文之地、自乙未至己酉、十五年期、所賣之於百貫文也、自庚戌年可以見返」、同十四年、別書於湯村將監曰「聞今度奉公無二、任其望、平新介所帶、幷片岸鄕内所裁配之地、於末代不可有相違也」云々。

梨鄕（リンガウ・リノガウ）

今、村名に轉じて、梨鄕村といひ、砂塚、竹原、和田をも合す。漆山の西山にして、一里を隔て、松川の右邊に居り、丘陵を負ひ、其東は、沖鄕と田圃交錯す、高畠を去る三里。

梨鄕の名義知れず、頭音にラ行を戴くものは、本邦語に非ず、最奇異を覺ゆ。或はリノガウとも云へば、イリノ鄕の頭音の脫失にやともいへど、此は地形入と云ふべき者に非ず。りんごうの名は、已に大永八年の舊錄に見え伊達氏の將士、此に居館したり。其本鄕は、酒町、中卷、

（銅町）橫道、銅町など稱する部落の惣名なり。然るに、近世、上杉藩治の時、梨の鄕統稱をば、宮内、漆山より、河南の小松、玉庭、小菅、吉田へも及ぼししは疑ふべし。

慶長以前の梨郷に、大路今の村落に過ぎし。（米澤の方俗、荒町、新町といふべきを、荒町といふ、特に字書粗未也と載す）

會津塔寺長帳云、大永八年四月十三日、伊達さくら田殿、長井へとりのき召れ候て、同六月死去、又、りんごうの館にて、かさい殿病死、九月、りんごう館おち申候、此時腹切討死の人數知らず、此館へ伊達殿合力當方の御勢、四番につもり御立、其後二番御立候時、館落候。

伊佐澤（イサザハ）　今、伊佐澤村といふ、梨郷の西北に小丘を隔て、高鳥屋、大舘の山中なる一谷を占め、南に開きて、松川に至る。其西北界は、山峰を以て、西置賜郡の諸村と相分つ。

（林郷）事實考云、林郷正八幡宮棟札に「明應十年辛酉六月十四日、大檀那藤原朝臣持時、別當寶光院」とあり。

上伊佐澤に蟠龍の老樹あり、周圍三丈五尺、高四丈八尺、枝は十六間四方に擴偃す、之を久保櫻、又、阿王櫻といふ、俗説あれども、要なければ省く。

大塚（オホツカ）　今、大塚村といふ、伊佐澤、梨郷の南に松川を隔て、小松驛の北一里。其西界は、西置賜郡の河井今泉と、林野を以て相分つ。村民生業を力め、眞糸を出す。

伊達世臣家譜云、大塚左衛門佐宗頼、住于置賜郡長井庄大塚城、子日攝津守諸行、其子伯耆守高暢、仕貞山公、列一族班。○大塚と今泉の間なる林野を、陣峰といひ、米澤平野と長井平野の分界を爲すも、僅に隆起する所あるのみ。されば、島山の狀を成し、其北傍に、松川の峽流を見る。（陣峰）

小松（コマツ）　今、小松町、犬川村の二に分つ、米澤平野の西端の大邑にして、大塚の南に連なる。米澤、高島、各三里、又、小出（長井）へ二里半。○上小松、中小松は犬川の右岸に緣り、街市を成し、人口五千、下長井并びに小國より、米澤、高島に赴く者、此に會ふ、即、置賜三郡の交會とも稱すべし。今の小松町是なり。下小松、高豆蔻（カウヅク）、黑川は、小松と大塚、并びに中郡の間に在りて、今、犬川村と改む。

小松は、下長井の小出と并稱せられて、米澤繭糸産地の二燒點といふ。小松は、殊に眞繭を出すを以て名あり。

大光院は、小松の巨刹にして、眞言宗に屬す、方俗出羽の高野山なりと稱す。○小松の西嶺を諏訪峠といひ、小國（越後出道）への通路を扼す。二里にして手ノ子（テノコ）驛に達すべし。又、諏訪神社ありて、小松の産土とす。清和紀貞觀十二年、出羽國白磐神、須波（スハ）神社に從五位下を授けらる。白磐は、今、最上の葉山の神にして、山下に白岩村あり。須波は知れず、もしくは、此小松の舊祠にあたる歟。（須波神社）

事實考云、小松村諏訪社、々務八島氏、別當大光院は、眞言宗なり、惣門の額に、「置賜總頭」の四字をあらはし、古の置賜郷なり。

此諏訪社を總頭といふは、郡中に冠たる謂ひか。

小松城址（コマツ）　伊達氏の時、元龜年中、其家臣牧野彈正、中野常陸等之に據り、其君輝宗に叛きしことあり、由來詳に知れず。

伊達世臣家譜云、大町氏、不知其先、修理亮貞繼、始仕伊達七世念海公、住于長井庄小松鄕、無子、養伊達藏人家定次男定賴、稱之右馬助家繼、其子駿河守定輔、歷仕稙宗公晴宗公、爲大老職、子孫移住于長井庄內弓田當、明應中云、天文中、大町式部輔康、移于刈田郡三澤鄕、至今號其墟、曰大町館。○今按、念海公とは行朝なり、當時、長井庄は、未た伊達氏の略有を經ず、此に「住念海公住小松鄕」とあるは疑はし。又弓田部の鄕村名、今知れず。○伊達世次考云、天文年中、晴宗公賜判書於片倉彌五郎曰、今度奉公無二、不時忠節、因、下長井莊小松鄕內、片倉伊豆分、大于堂田、年貢壹貫五百文之所、下賜之云々。

伊達世臣傳記云、性山公の世、元龜の初め、逆徒中野常陸介宗時、牧野彈正忠久仲を誅戮の爲に、小松城に出馬せらる、小梁川日雙先登し、城戸に乗入れ武者一騎を擊取、頻に奮闘して創を蒙り、終に戰死す。又云、叛逆の一黨悉く牧野が居城小松に入て楯籠る、此城行程近きを以てなり、宗時、久仲、何の用意も無く、不圖籠城す、因て久しく保ち難し、大勢の攻寄せざる前に、相馬に奔らんと思ひ、一方を打破り、刈田郡湯原に、中野が采地ありけるを便とし、遂に此山中にかゝりて逃行けり。○伊達世臣家譜、亘理元宗譜云、元龜元年五月、性山公時、會伊達宿老臣中野常陸宗時等據小松城叛、以衆出、將奔于相馬、公使人追之、且令諸城主遮而擊之、元宗與其子俱屯兵于刈田郡宮、邀擊破之。

犬川（イヌ）　玉庭村の山中に發し、北東方位に流下し、小松驛の西より、北へ轉り下小松と高豆蔻（カウヅク）の間を過ぎ、黑川を合せて、大塚村に至り、遂に松川に歸す、長六里。今、村名にも轉用し、下小松、高豆蔻、黑川を合稱するものとす。

（黑川）黑川（クロ）といふも、水名にして、又、村里に號せらる。其源は、玉庭村、大舟の奥、潤井谷に發し、大舟、奥田を經、高豆蔻に至り、犬川に歸す、長六里。○高豆蔻（カウヅク）の名義知らず、豆蔻とは舶來藥種なれば、それに因めるにはあらじ、近世に至りてかゝる文字を充當したるならん。（高豆蔻）

堀金（ホリカネ）　今、高山、荏（ノヅキ）、時田、下奥田と相合して、中郡村（チユウグン）といふ。小松の東南にして、吉島（吉田）六鄕（一漆）小菅等と、低平相依屬し、米澤平野の最中とす。（荏）

（中郡）中郡は、藩政の時、鄕名に呼びたり、されど、古文書には見えず、其地域も梨鄕と、相渉り、或は中鄕とも唱へ

られたり。（莅は、戸字を添へても、戸をよます。

時田（トキタ）　今、中郡村の大字にて、奥田とともに、大舟の山口にあたり、地勢稍高し。米澤小松間の道路之を過ぐ、米澤へ二里、小松へ一里。

（鴇田）時田は、古へ鴇田（トキ）につくれり。伊達世次考、天文十六年、晴宗公賜判書於南飯田紀伊曰「鴇田郷内、萩生田道一垣内、縫令有本地返、不用先判、下賜之」云々、又、康暦二年、伊達宗遠の石田左京亮に與へし知行配分状にも「置民郡長井庄、鴇谷郷」と云ふがあり、トキタニとよみ、鴇田とあひ訛る者歟。

西置賜郡（ニシオイタマ）

置賜全郡の西一半にあたり、長井平野、幷びに小國谷の二區より成る。今、面積七十餘方里、人口六萬、十八町村に分ち、長井町に治む。

本篇に、南置賜郡の現管中津川村なるも、西置賜郡の下に列せしむ。長井平野の上游なればば也。

西置賜は、中世に、下長井庄と號せる分内とす、されど、下長井は稍廣く、南置賜、東置賜の西偏をも籠絡したりと知るべし。○白川及び松川（此に最上川に同じ）の峽谷、手之子以南、結貝荒砥に至る七里間は、東西の沖積地層、半里乃至一里半に及び、桑麻稻粱の沃土を開く、稱して長井平野といひ、以て米澤平野に分つべし。此二平野は、斜に相連接し、大塚今泉の低丘を以て界線とす。

白川（シラ）　西置賜郡南方の急灘にして、飯豐山に發源す、東南の方位を以て降り、添川村に至り、初めて長井平野に入り、以下二里にして、松川へ合す。其上游、凡十里、豐川村、中津川村といふ。

中津川（ナカノカハ）　白川上游の郷名なりしが、今郷内諸村を二分し、手之子、松原等を豐川村と爲し、其奥を中津川村と爲す。南北十里、東西二里、乃至四里の山谷を占む、大略第三紀層に成る。

今、豐川村は、西置賜郡の管村なれど、中津川村は、南置賜郡の管内とす。

中津川とは、もと白川上游の一名にや、山中の水の義なるに似たり。或は疑ふ、置賜の松川と、小國谷の横川の中間なれば歟。

須郷（スザウ）　今、屋地、岩倉、竹屋、廣川原、小屋等と相合せて、中津川村といふ。即、白川の奥なり。米澤の西、玉庭を經て七里、小出の南八里。

須郷とは、菅生の訛なるべし、岩倉、屋地を經て東下する白川は、須郷にて、廣川原、小屋の澗流を合せ、北に向ひ降下す、此地、海湖高距凡三百二十米。○小坂（コサカ）の御館（タテ）山は、舊說、八幡太郎義家が賊を伐ちし古跡と謂ふ、鹿子、事跡考ゝ雨も、近時、御館（今泉藤原氏を指す）の族黨の居と謂す　縣誌提要に、

（小坂）

御館山は、小坂村に在り、往古大郎松人と云賊魁、此山中に棲めり、源義家之を討鋤す、後、秀衡の父、御館五郎基衡住居す、文治年間、泰衡朝命に從はず、源右府之を討す、其殘賊眞元と云ふ者、逃れて茲に據る、右府大江時廣に命じて之を討す、時廣勝を奏するに及んで、之に長井郷を賞與す、

といへる、是なり。源右府とは、右大將の誤にて、賴朝に外ならず。されど、此中津川の地たる、幽僻の山谷なれば、決して、御館氏もしくは其代官の治所には非ず。文治五年、御館方（泰衡は基衡の孫なり）の人々の、此山險に據りて、鎌倉勢を防ぎし者歟。畢竟するに「御館氏が、屋代庄を治めしも、文治五年、鎌倉勢に攻滅せられしを傳へし」訛聞なり。吾妻鏡、專奧州の戰を錄し、羽州は省筆に從へり、故に是等の事跡も、正證を缺く、惜むべし。

（御館山）

廣川原（ヒロカハラ）　今、中津川村の大字にて、須郷の南一里半、其極界は、大荒山、大塚山、赤崩山の諸峰、（皆火山岩に成る）東西にわたり、會津耶麻郡と相分つ。

大塚山（オホツカ）　中津川村の南界の主峰にして、火山岩に成る、山南は會津北方（キタカタ）の盆谷なり。此山は、飯豐山の東に離れて全く別異に屬す。雨も、世俗誤りて、飯豐の屬と爲すものあり、彼れ「飯豐の穴堰は、黑井氏の起功なり、寛政十年、飯豐山の富壁を鑿つ、凡一百步、玉川を引て、大船奥田の諸村に漑がんとす、規模已に成り、黑井氏卒す、後二十年を經て、文政元年に至り、始めて其功を竣る」と記されしも、實は大塚山、中津川の水脈を、犬川、黑川の方へ利導せる也。

岩倉（イハクラ）　今、中津川村の大字にて、須郷の西南一里半。（其間に屋地、宇津澤、遲谷の諸區あり）。飯豐山への登路は、白川に沿ひ、竹屋を過ぎ、西南に上る、凡五里と稱す。竹屋より四里は、全く空谷に屬す。

（屋地）

伊達世次考云、天文十三年、晴宗公賜書中津川助兵衛曰、急啓、聞小國違變、與下長井相約、去廿日、擊其地中津川彌五郎、打入於岩藏、而其地堅固保守之、無比類之計策忠節、前代未聞、五三日間、必可首中野常陸介其外兵衆遣之、與此等相謀、爲堅固之防、是專一也、其間警戒計策、聊無懈矣、今度之擧動、誠無比類之忠節也、

按、中津川助兵衛居住之地、不知、小國、上郡山常陸介景經之領地云、下長井、非指一人而言、有數人之采地也。

赤崩山（アカクヅレ）　岩倉の奥、南に進む凡三里、分水界に達す、之を赤禿峠といひ、赤崩山と七森山の中間なる隘部（鞍部）とす、標高凡千米。山南は、會津耶麻郡一之戸川の空谷なり。飯豐の大山は、赤禿の西微北に望むべし。

廣瀬郷（ヒロセ）　和名抄、置賜郡廣瀬郷。○今、松川、白川の交會を河井といひ、河合の義。沙磧平布し、川原一帶、廣瀬の言義に合ふ、恐らくは、此地の舊號のみ。されば、豐田、豐原、添川、豐川（以上西置賜）、井

[illegible]に大塚、小松等(以上東置賜)にあたる。置賜郷の西南宮城郷の西北にして、全郡の中央に居る。

廣瀬、河合の名義は、大和國の廣瀬郡河合に合考すべし一書に「按、武藏有廣瀬郷、下野又有廣妹郷、豈其移民所居耶、出羽風土略記、廣瀬方廢、按圖、西置賜郡有大瀬村、蓋其遺名」とあるは信け難し、大瀬は廣瀬の名なれど、廣瀬の義に協はず。

手之子(テノコ)　今、松原、小白川、高峰、大鹿を合せて豐川村といふ、須郷の北四里、小出(長井)の南四里。

手之子は、越後道の一驛とす、即、小國谷の關門たる宇津峠の東麓なり。沼澤驛三里、小松驛三里。高峰、大鹿は、手之子と須郷の間なる峽中に在り。

小白川(ヲシラカハ)(高峰)　今、豐川村の大字にて、手之子の北一里、白川の左岸なる部落とす。(同名の溪流、柴倉山より發し、此にて白川へ注ぐ。)右岸は、即、松原にして、松原、添川以北は、川原若荘、謂ふ所の長井平野を開く。

宇津峠(ウツノ)　手之子驛の西一里半、其頂界(標高五百四十米)は、即、小國谷諸水と、長井平野諸水を分つ。西降一里半を沼澤驛とす。

宇津は、詞人修して之を鬱紆嶺に作れり、越後口の大嶮なり。凡、越後より陸前、仙臺に往來するにあたり、其置賜郡を横断する直徑は、鬱紆峠、手之子より添川、大塚に出で、赤湯驛に達し、上山、山形に向ふを、最捷とす。

添川(ソヘカハ)　今、添川村と云ひ、手之子の南一里半、白川の右邊の平郊を占む、標高凡二百二十米。

添川の東一里餘を小松とす、其間に諏訪峠あり。諏訪峠より東望すれば、米澤平野を一眸入中に收めらるるが、北望せば、又、長井平野を俯視すべし。遙北、鮎貝驛まで直徑五里、桑麻蔽野の語を以て、之を狀するを得ん。

今泉(イマイヅミ)(河井)　今、歌丸、河井等を合せて、豐田村と改む、添川の西北に接し、白川の西岸とす。即、東置賜郡の大塚村の上郷(陣峰の原野を負ひて相分つ)なり。

今泉の北を河井とす、即、白川の松川會合する所なり、されば、河井とは、河合の訛なること、自覺すべし。因りて、更に思惟するに、和名抄、置賜郡廣瀬郷といへるも、此松川白川の、會合の地勢に外ならず。

歌丸(ウタマル)　今、豐田村の大字なれど、今泉の西、直に白川の岸に在り。歌丸の新田塚は、至徳の頃に、伊達勢が新田勢を破りし古跡とぞ(米澤鹿子)、其始末知れず。新田とは、館山、田澤などに居れる族黨なるべし。

伊達世次考云、天文十四年、稙宗公賜判書於歌丸又七曰「聞今度奉公無仁、以爲大悦、任望、下長井荘歌丸郷内、中野常陸介分、切田千刈、同郷内六立目分、徳島在家年貢二貫文之地、與之」。

時庭(トキニハ)(鴇庭)　今、今泉と合せて豐田村と改むれど、白川の左岸なり、長井の南一里。時庭の北を泉といひ、又、豐田村の大字とす。白川は、此地にて松川へ合す。

(前略)下長井鴇庭之内、八おさ八百苅、上長井ぬかのへ之内、山路平左衛門分、きり田四千八百苅、同庄こすけの内、佐々木五郎兵衛尉分、あさみ在家一間、草苅在家一間、みやの内半在家、同きり田千苅、各下置所、永代不可有相違者也、仍證書如件、

天文廿二年癸丑正月十七日　　晴　宗(判)

讃　刑部丞殿(仙臺長倉文書)

鴇は鴾の俗通なり、トキ、正しくは桃花鳥ならん、鴇は字書雁屬也とあり。

長井郷(ナガヰ)　和名抄、置賜郡長井郷。○今、長井町(宮、小出)附近に外ならず、南は廣瀬郷、北は赤井郷に至る。此に、小出とは、小井出の訛にして、井出は堰に同し。即、此地、野川の堰の水を、長井とも稱へしに由る。宮は、長井の總社の所在なればなり。

長井は、鎌府の時、大江時廣の宗家となり、其庄田に、廣く置賜全郡に涉りしを以て、遂に郡名を没して、下長井に易へたり。事は置賜郡の下に述ぶることとし。但し、其地頭代官の治所、乃至長井氏の居館は、上長井、下長井、いづれにやありけん。古の長井郷は、中世以降、専下長井と呼ばれ、三長井の一方の治邑たりしことは想像せらるるも、其詳を知らず。

椿(ツバキ)(黒澤)　今、黒澤、萩生、中村と相合せて、豐原村と改む。時庭の西南に接し、其西嶺を小平山といふ、長井より椿へ二里半。

椿の南、萩生に至るの間を黒澤とす、仙臺國分文書、文明十二年、高光賣與狀に「下長井庄くろさはかう內、くらすみ在家一宇」云々、同明應七年のもの「くろさはの郷内たかやなき一宇、まくいけ一宇」云々。又、伊達世次考、永正十年、稙宗公賜湯村助十郎判書曰、

自桑折五郎方買地、出羽國置賜郡北條庄原郷内云云、自西大塚宗保買地、下長井荘玉庭郷内云云、自飯田東瀬買地、同長井荘杉下在家、自土屋上野所買地、瓜島内江上在家一字、自寺島河内方買地、下長井黒澤郷内云云、自國分彦三郎所買地、波岐宇北方内云云、自濱田淡路方買地、上長井宮島郷内云云、右各任狀、末代不可有相違者也、

此文中はハキウは、即萩生なり。

萩生(ハギフ)(中村)　今、椿、黒澤等と合せ、豐原村と改む、時庭の西にして、山丘に倚り、民家櫛比、ほゞ街市の狀を成す。小平川、西嶺より出で、白川分派の諸水と共に、其田園に灌漑す。すべて、この萩生、今泉の間、一里半、古の廣瀬郷河合の名によくかなへり。

萩生は、古證文に其名夙く見えたり、萩生の北なる中村(酒町)も、舊邑なり。○伊達世次考云、尚宗公、明應六

年、賜湯村信濃守判二通、一曰「自桑折方替地、長井北條金山鄕內云云、皆如本狀知行、無相違者也」、一曰「從西大枝方替地、出羽國下長井玉庭鄕內云云、從泉澤方替地、出羽國下長井玉庭鄕內云云、從泉澤方替地、下長井中村鄕內云云、各如本狀、知行不可有相違者也」。

出羽國置賜郡長井庄萩生鄕、四十九貫八百四十八文、當分限、云々、

右所配分之狀、如件、但本闕分狀、不請取之由候之間、逐任本目錄、判行候了。

嘉慶二年七月四日　　兵部權少輔(判、伊達政宗)

國分　彥四郎入道殿(伊達國分文書)

出羽國置賜郡長井庄萩生鄕內、北方內ゆつり狀、

一きさしやうし九郎二郎さいけ

一こいけやしき　一しんとうやしき

一みもりやしき　御あんいちごののち

一たかしまやしき　一こうすいた

一あうきやしき　一はらのみやうふやしき

一いしはつこ　一にたく

一大くらの神田　一きつしやうじ八まん田

そのほか、うきめん、山河ともに、二郎綱信にゆつりわたす所、實也、　重阿[illegible]信(判)

應永十二年きのとのとり二月一日

(栗之本)

九之本　今、平山と相合せ、平野村と改む。萩生の北にして、長井驛の西一里、古文書に、久乃本、又、栗之本につくれり。

伊達世次考云、成宗公、應仁三年十月、賜判書於大町氏業、見除知行役、其略曰「下長井栗之本鄕內、知行分、自田役棟別之外、諸公務爲不入、於末代不可有相違、爲後日狀如件」稙宗公、天文十四年正月、賜判書於片倉九郞右衞門曰「今度奉公無二、因任望、佐藤右馬助所帶、井副役貫地、又下長井莊久乃本鄕內、谷地寺在家年貢二貫文、同鄕內丹後屋敷四貫文、同鄕內彌七在家壹貫五百文、同鄕內瀧倉田七百苅、同鄕內富塚近江守分切田七百苅、以與之」。

平山　今、平野村の大字と爲す。九之本の西にして、野川の山口にあたる。樵徑あり、平山より小平山に攀ぢ、金目山、柴倉山へ、峰つたひにつたひ行き、小國谷の金目澤、五味澤に到るべし、凡十里。

伊達世次考云、天文十八年二月、晴宗公、賜判書於松岡源三郞曰「下長井庄平山內、近江屋敷田町二千苅、年貢三貫五百文、棟役其外諸公事、并地頭役共、任先祖之例、於末代闕之者也」。

(下長井)(小出)

長井　今、長井町、人口五千、西置賜郡の治所とす。松川の西岸に倚り、謂ふ所の長井平野の中心にあたる。標高百九十米突、米澤へ十一里、山形十二里。

長井は、近世、下長井村と呼ばれたり。下長井庄の大邑にして、鎭治とせられたれば也。而も、宮村、小出村の二區分ありて、相合して一市街を爲せり。明治二十二年改めて長井町と稱へしめらる。大路交通の衝に在らずと雖、繭糸絹織の產出盛大なるを以て、一方の都會に推さる。(小出の名義は、長井鄕の下に說明したり)

事蹟考云、小出村白山宮、本地彌陀、勸請年代不知、棟札あり「天正十二年甲申五月、本願桑島將監、取持小松藏人」云々。

(宮村)

總宮神社　長井町の北偏に在り、此に宮村の名あるも、之に因れり。古來、下長井の總社に推さるゝを以て、總宮といふ、其由緒明かならず。

俗說に、總宮は天兒屋根命、大己貴命、稚倉魂命の三所といひ、延曆中、坂上將軍の創建といふに、近年の附會に過ぎす。米澤鹿子は、

赤崩山神は、下長井に在り、社領昔五石、神供に鮭を獻す。社邊の村民は、鳥を食はす、禁忌とす、本社に、安倍氏の建立と傳へ、社人菅氏なり、本地佛馬頭觀音堂、本尊は運慶作、堂の棟札「文保二戊午九月十日、前長門守春朝再興」(大意)と載す。赤崩とは、朝日嶽の舊名にやあらん。(中津川の奥には、現に赤崩山あり、山上村にも、赤崩の大字あり、名義は赤土の崩頹をいふごとし)其高峰を、西方に仰ぎたり。

(赤崩神社)

事蹟考云、宮村赤崩山神社には、一社五座、本地觀音堂は其東に在り、或はいふ、赤崩山とは、今上長井の上山村赤崩といふ地より遷座し奉る、又、安倍貞任の女、尾上の靈祠なりと、不詳、○再考、赤崩山神は、秋田男鹿島の赤神山神に合せ考ふべきに似たり。彼れも、安倍氏崇奉の古祠にして、一社五座なり。近時、此に總宮三所といふは、古意を失へるのみ。

山形縣地誌に、宮村は、天正中伊達家の臣片倉小十郎景綱の居邑にして、小櫻館といへりと述ぶ。されど、片倉家譜に據れば、景綱は專ら奥州山道に征役し、米澤に居れること多からず。而も九之本の條に引ける文書に、天文中、片倉某の知行地見えたれば、片倉氏族の人にて、下長井に居住せる者もありけん。○宮村遍照寺、下長井の古刹にて、應永年中、賓日法印中興といふ、其詳を知らず。

野川　下長井、西根の大溪なり、朝日嶽の東南澗に發源し、南下凡七里。柴倉山、金目山と葉山の間を過ぎ、東に折れ一里、平山に至り、始めて山峽を離れ、東北流二里、宮村の北に至り、松川へ入る。宮村左右の田野は、此水を分派して灌漑し、卽、野川鄕の名あり。

伊達世次考云、晴宗公、天文十八年、賜判書於今村長門曰「今度承以前義理、可勵忠節之旨、於晴宗不堪歡喜也、此事於治定、則本領不有相違、然又野之川鄕、除高木出雲分、其外不殘、下賜之。」

成田（ナリタ）　今、五十川、北兎と相合せて、長井村といふ。宮村（長井町）の北一里（野川を隔つ）、民戸は路を挾み長街を成す、其東傍は松川に近し。

白兎（シロウサギ）　今、長井村の大字にて、成田の北に連檐し、共に一村市を成す。伊達世次考、稙宗紀、享祿元年、賜判書於舟生右馬助妻曰、自舟生伊豆守所、所買地、下長井莊白兎郷内、戸隱在家不殘、任本狀、永代不可有相違、仍爲後日證狀如件、大永八年十二月晦日、

五十川（イカガハ）　今、長井村の大字にて、白兎の北、草岡の東、淺立の西なり。されば、東根（高島屋）西根（葉山）の双峰を左右に仰ぐ。

伊達世次考、西湖山龍島院、在柴田郡村田邑、稙宗公、永正十七年、賜知行判書於龍島院曰「自大立目四郎左衛門所買地、下長井莊横越郷内、自松木方買地、下長井莊五十河郷内、自岡左衛門所買地、同郷内、各任本狀、永代不可有相違」云々、晴宗公、天文十三年、賜判書於内馬場但馬曰「下長井莊伊加川郷内、小牧山、年貢四白文、伊加川内、土屋在家六貫文、任本狀、於永代不可有相違」云々。

草岡（クサヲカ）　今、寺泉、川原澤、勸進代と相合せ、西根村と改む。長井町の西北二里、朝日の兒孫なる葉山の麓とす。

伊達世次考云、稙宗公、天文十三年、賜判書於船生右馬助曰、今般奉公無二、因任望、市川信濃所帶内、除所與市川新左衛門地、并添下長井莊草岡郷内韜卷在家一軒、以賜之。

（川原澤）草岡の南を川原澤とす、元龜元年、伊達家の叛臣牧野中野討伐の功に依り、長井庄内川原澤を、亙理元宗に賜はりし由、伊達亙理家譜に見えたり。寺泉は、更に川原澤の南にて、平山と野川を挾みて相對す。

勸進代（クワンジンダイ）　今、西根村の大字にて、草岡の北、葉山の直下の地なり。葉山は枝峰の義にして（端山に同し）、朝日嶽の枝葉なれば也。神祠あり、もと葉山權現といへり。○勸進代とは、古の葉山の僧侶の職名に出づる歟。（葉山）

淺立（アサタチ）　今、廣野、畔藤と相合せて、東根村といふ。松川の右岸に屬し、高島屋山の西麓なり、長井町東北一里半。

淺立の南なる森村は、東置賜郡山佐澤と山丘を分ちて、松川の岸邊に緣れり、今、長井村の管内に歸す。

畔藤（クロフヂ）　今、東根村と改め、淺立、廣野をも合す。淺立の西北一里、荒砥町の南半里、古書には黑藤にもつくる。

（黑藤）伊達世次考云、稙宗公、天文十三年判書曰「一、下長井莊黑藤郷内、曰理分、五間在家、一、飯野棟役段錢、此兩條所下賜、永代不可有相違者」。○事蹟考云、畔藤村熊野權現宮棟札に「永祿四辛酉年、當村檢帶、桑島三郎左衛門時興」云々。

高島屋山（タカトヤ）　東置賜の郡界にあたり、白鷹の南三里許に屹立し、舊火山岩に成る。卽、長井平野の東嶺にあたるを以て、東根と呼ばる。荒砥町の南に望むべく、宮内、漆山（東置賜郡）よりすれば、北なり。高島屋とは、中古近古に、鷹棲を諸山に定めたる遺名なり。（東根）

荒砥（アラト）　今、荒砥町、人口二千、石那田、馬場、菖蒲の三區より成る。鮎貝町と、最上川を挾みて、其東に居り、長井平野の北偏の大邑なり。長井より三里、山形へ七里。最上川は、荒砥以北、左澤（西村山郡）に至る間七里、左右崖岸局促して險峽を成す。

（石那田）荒砥とは、もと郷名なりと云へど、詳ならず、城名に呼びたり。村名には、石那田といひ、其馬場と相合して一市と爲れるは、近世の事とす。○息軒紀行云、天保壬寅七月二十一日、晴、發米澤、正北望一巨山、形如弦月、而積雪罨之、不問知其爲月山也、米澤勤於農桑、本年淫雨彌夏、民慮其或不稔秀、而比日殘炎爍金、田稼勃興、如鋪青氈、土最宜桑、葉大如巨人掌、行村鎭間、繅車雷鳴、達於四境、廊田以北則旱田中多種苧、所謂越後寧樂諸布、皆貢於此、又每數十步、置石於路傍、高廣二尺餘、厚半之、謂之憩石、蓋山民擔運、負而不擔、疲則安打苞於石、倚身以息、凡奥羽山中皆然、而此獨置之、亦足以見政令之修矣、是日熱、渴甚、乞茶於店、輙酌水與之、曰封内暑月無煮茶者、雖巨室亦然、果然夏日則飲水矣、宿新硎、去府城十里。

荒砥城址（アラト）　石那田に在り、此地は、白鷹山の陽にして、長井最上の疆上の要害なり、數條の間道を扼し、攻守必由の門戸たり。○伊達世次考、天文十七年文書「長井庄者、北條、鮎貝、青斗之外、皆出仕于晴宗」云々、青斗、もしくは荒砥の訛言にや。○縣誌提要云、荒砥城趾あり、一に八乙女城、又、石灘城と云ふ、伊達氏の時、來島和泉守、大達日遠江守、同修理之に居る、蒲生氏の時、水野三左衛門尉住居し、後上杉氏に屬し、番城となれり、遂に廢す。

八乙女八幡宮（ヤヲトメ）　荒砥町に在り、祠邊に馬場の村名の起れるも、祭儀の調馬に起れるならん、創建沿革しれず。一書に、當社は、寬治年間、源義家軍器を納めて、石清水八幡宮を遙拜し、八の乙女をして舞樂を奏せしめたる地なりとあり、古來荒砥郷十二箇村の總鎭守として、今猶先例に從ひ、八乙女の樂を奏する神事あり、境内老松鬱茂す。（馬場）

事跡考云、荒戸稱名寺、本尊不動明王、寺内に辨財天堂、阿彌陀堂もあり、正月と極月に、彌陀會式ありて、南部二月堂の行事に似たり、昔は法相宗なりしを、至德年中より、眞言宗と爲ると。

十王（ジフワウ）　今、十王村といふ、荒砥の東に接し、白鷹の山口とす。瀧野川は、白鷹に出で、南西に降り、十王に至り西に轉じ、荒砥町の北にて、松川へ入る。○十王より、東

置賜郡吉野村の小瀧を經て、長谷堂、山形への間道あり白鷹の南を横斷す。(十王とは、此地に十王十體堂あればなり)

白鷹山（瀧野山）

米澤領最上領の望標にして、一名虚空藏山、又、瀧野山といふ。今、東置賜、西置賜、南村山、東村山、西村山、合せて五郡の交界を、此頂點に分つ、高距九百十米突。中央脈の藏王活火山と、羽越脈の朝日嶽の中間に隆起し、火山岩に成る。

事蹟考云、白鷹山求聞持堂は、本尊虚空藏菩薩、二十五菩薩脇侍す、別當大藏院、小瀧村(今吉野村)に在り。

萩野（中山）

今、中山、瀧野等、山麓の村を合せて、白鷹と云ふ。荒砥驛の西北一里、中山は更に其北一里にあたり、白鷹は、中山より攀登一里といふ。

中山より、白鷹の北面の山腹を過ぎて、南村山郡柏倉に出づ、之を狐越といふ、又、東村山郡山邊に出づる別徑ありて、之を畑谷越といふ。慶長五年九月、十月、直江兼續の山形侵略は、實に此山路に由れり。○日本戰史(關原役)云、慶長五年、景勝已に家康に抗せんと決心するや、使者を山形に遣し、義光に言はしめて曰く「今度秀頼公の爲め義兵を擧げ、贊成を得ば江戸に向ふの先鋒を托せん、貴國は隣境なり、殊に懇親を希望す」と、義光、乃長子義康、老臣楯岡光直等を會して曰く、吾内府恩を受くる多し、今此使を斬り兵を會津に進めんと欲す汝等以て如何と爲す、鮭延越前曰く、命の如きは誠に壯なり、然も上杉は東北第一の大國なり、今宜しく姑く時機を待ち、同意を表して使者を還し、而して之を内府に報告す可し、若し上杉の兵來り擊たば、上之山、長谷堂、兩城に支へ、守戰日を延き、深く誘致して決戰すべし、是れ必勝の策なりと、義光之に從ひ、使者を還す、八月、家康の軍白河口を撤し去るに及び、景勝兼續は若松に歸りしが、米澤の人相傳へ云ふ、義光は伊達南部等と謀を通し、將に來り攻めんとすと、兼續之を聞き、前田利太、水原親憲等と謀り、其來らざるに先たち、我より攻撃すべしと爲し、密に合して之を準備す、是より先、秋田實季、六鄕政乘等、皆家康の命を受け、兵を率ひて山形に至り、義光と共に米澤に向はんとせり、既にして、家康八月廿一日の書至り、自西上するを告げ、且皆兵を收めて居城に歸り再命を待つべしと云ふ、實季等之に從ふ、時に兼續は西軍伏見囲邊を陷れたるの捷報を得、又、山形に集まりし秋田仙北諸將其邑に歸るの情報に接するに及び、機會失ふ可らずと爲し、景勝に告ぐるに、最上を伐つを以てし、九月三日、親憲と共に米澤に歸る、上泉泰綱、本村親盛等も仙道より來會し、其向ふ所を議す、親憲曰く、先上之山を拔き、急に山形を陷れ、根本既に拔かば枝葉自凋落す可しと、兼續聽かず、其備あるを避け取り易きを先にせんと、先畑谷に向はんとす、蓋、米澤より山形に至る十四里許、二道あり、一は上之山に出で、一は畑谷に出づ、而して上之山最も近く、道路も亦狹隘ならず、畑谷は之に反すればなり、其部署左の如し、

第一　直江兼續　色部光長　春日元忠
　上泉泰綱　水原親憲　溝口左馬助
第二　本村親盛　松本善右衛門　横田旨俊
　篠井泰信

八日、春日元忠、上泉泰綱等先發し、兼續は、九日、其父樋口兼豐を留守となし、自第一軍(二萬餘人と稱す)を率ひて米澤を發す、親憲軍監たり、是夜小松に宿し、十日萩野に屯し、斥候を縱ち敵情を偵察し、十二日畑谷に逼る(中略)、十月朔日、兼續兵を畑谷に收め、義光の追擊に備ふ、時に米澤兵は大半已に米澤領内に退却す、三日、兼續荒砥に退き、四日、米澤に歸る、畑谷留後の兵も、十八日に至り守を撤して退き歸る。○上杉景勝年譜云、慶長五年九月廿九日、急度言上、仍今日申刻、敵兵取出申候處追崩、數多討捕、其外手負無際限仕出、一段之首尾候、定而御心元可被思召上存、申上候、彌堅固之備仕候條、乍恐御心安被思召候由、御披露頼存候、恐々謹言、

　九月廿九日亥刻　　直江山城守兼續
　　清野助二郎殿

十月朔日、山城守は、昨二十九日敵兵を追退け、彌軍事を油斷なく守り、高峰の山腰に弓炮を備置、峯々谷々にも兵を伏せて、諸勢を引揚げべき用意をす、(中略)同八日、山城守米澤に歸陣。

大瀬

今、荒砥町の管内なれど、驛市の北二里半、中山の西にして、最上川の峽中に屬す。卽、本郡の極北界にして、西村山郡五百川村と相分す。○大瀬と荒砥の間に、下山、坂下、佐野原等の孤村あり、今皆荒砥町の管内たり。

（大瀬川）（黑瀧）

最上川を、荒砥以北にて、或は大瀬川といひ、一急灘を爲す、之を黑瀧とも稱す。此大瀬黑瀧は、西村山郡七里の峽流の南口にして、元祿年中、黑瀧の岩石擊破の後、初めて舟を通ず、其事功は下の如し。

元祿中、京都の富商に、西村久左衛門といふ者あり、米澤藩上杉氏の御用達を勤めたり、又、屋代御料地の御年貢米の請拂をも命せられたり、而も、最上川の河運に由る能はず、因りて、下長井黑瀧の岩石を開鑿し、荒砥より村山郡長崎に至るの舟便を開き、諸商品の出入を便にし、國益を起すを以て、上杉家に請願す、官或は船路を開けば國益と云ひ、或は黑瀧を斬落さば、自然土地の膏油を流し去り、土地瘠薄に皈し、五穀の登熟を害すべしと云ふ、然も後に、國益の論に決し、沿岸の諸藩通議の末、幕府の許可を得て、西村久左衛門に開鑿の事を命ず、是れに於て、元祿六年春工事を始め、同年七月中に至て落成す、總費金壹萬七千五百

八十三両、是れより、最上川を經て酒田港に達するの便を開きたり、其得失を合せば、此開鑿の爲め、松川羽黒川、鬼面川の淵は淺瀬に變じ、白旗の松原枯凋し、郡中の漆木は成長せざる等の損害あるも、亦大に諸所の水害を減じ、下長井河原前の桑畑を開き、永世通船の便益を得しは、其損する所を償ふに餘ありしとぞ。〔産業事蹟〕。

赤井郷

和名抄、置賜郡赤井郷。○今、鮎貝はこの赤井の訛なるべし、長井郷の北にして、東根、荒砥の諸村にわたる歟、即、全郡の北限とす。

赤井は、今の東置賜の赤湯と疑似せらる。されど、赤湯は熱泉に出でし號なれば、古人之に井字を充て、ユをヰと爲すことなし。且、湯(ユ)を伊(イ)に轉せる例はあれど、井に訛ることなし。然らば鮎貝の地に擬すべし、最上郡にも合海あり、或は相川に作る。蓋蝦夷語に出でしに似たり、夷唱アカヰなどいへるに、邦言赤井を充當したる歟。

鮎貝

今、鮎貝村といひ、高岡、深山、杤窪、黒鴨等を合す。荒砥の西一里、最上川を隔て、長井の北二里半、下長井の二名邑とす。

（鮎貝城址）

縣誌提要云、鮎貝城址は、伊達氏の臣、鮎貝藤太郎盛宗居住す、後、蒲生氏の臣、高井極右衛門之に居る、上杉氏に至りて、中條與次三盛、本莊出雲忠長等交番して之を守れり、後廢す。○伊達世臣家譜云、鮎貝、姓藤原、不知其先、以鮎貝(稱呼闕)定宗爲祖、(家譜略記曰、兵庫盛宗以前、家系不傳云)定宗世住于羽州置賜郡下長井莊鮎貝城、因氏焉、定宗子兵庫頭盛宗、天文中、事于保山公、公所賜親書二道(天文二十二年、弘治三年)今藏于家、盛宗子安房(初稱兵庫、老稱日競斎)盛次、(初稱宗重)、天正十二年、性山公告老、將營館山城(在米澤)住之、姑主盛次家、此時報賜親書數道、今皆藏于家、盛次有二弟、一曰茂兵衛某、其裔今亡、茂兵衛嘗住于羽州下長井莊高玉城、因氏高玉焉、四世而家亡、一曰左近宗俱、天正中、適京師、無嗣家亡、(宗俱有女子、嫁冷泉中納言爲側室、後水尾帝時、改冷泉稱今城、其裔稱今城侍從某是也)盛次有二子、長稱攝津守(初稱藤太郎)忠旨、(或稱宗信)、次稱兵庫(初稱長七)宗盛(初稱宗定)、天正十五年春、貞山公時、忠旨爲屬最上侍(出羽守義光)叛、事發覺、公遣兩將(菊松主殿某、屋代勘解由某)攻鮎貝城、於是、忠旨出奔于山形、(傳言、忠旨無子、養掛田氏子爲嗣、稱之太郎兵衛某、元和八年、最上家内亂時、從最上義清適水戸、其裔未詳)此時、盛次與次男宗盛、以兵屬于公、公賞之、始賜二百石之祿、使宗盛承家、宗盛、貞山公時命班于一家上坐。○伊達世臣譜略云、鮎貝氏、當家一家之臣而上坐也、第九世政宗君之世、長井莊服從、此時屬麾下乎、蓋一家之上坐者、他門之士從當家之始乎、抑以名族乎、未詳其由也、今其子孫領千石之地、住于本吉郡松崎邑。

寶淵川

鮎貝村の北なる溪流なり、黒鴨の奥、朝日嶽、並びに葉山の間なる壑中に發し、深山を經て、高岡に至り最上川に入る、長六里。米澤鹿子云、深山觀音堂は、下長井郷深山村に在り、天正十三年、清宗と云ふ人より「みやまい神田三百苅」寄附の狀あり、伊達家の臣なるべし。

（高岡）（深山）

黒鴨

今、鮎貝村の大字にて、其北一里半。此より西村山郡への間道あり、一は最上峽流の諸村(五百川)に通し、一は西北朝日嶽の山谷を跋陟し、大井澤、月山澤に達す、月山澤まで凡十里。

横越

今、田尻、高玉、山口と相併せて、蠶桑村と改む。鮎貝の南半里、長井平野の沃土にして、五十川、勧進代に連接す。

事跡考云、高玉村瑞龍院は、寛正六年、伊達持宗建立、越後耕雲寺三世物外之を開く、山中に瀑布あり、近世遠州大洞寺の末山と爲る。

　定　　横越村新町(史料、上梠文書)

本役の家は、公儀御役儀、貳ヶ年用捨、但給人役、傳馬宿送之事、

本役の外之者は、役儀御免之事、

他所より罷越候者、同前之事、

市之日、三日八日、六斎たるべき事、

さは之外、河原おこし候となり、三ヶ年開作たるべく候事、

右條々不可有相違者也

慶長十一年四月廿八日　　春日右衛門尉

朝日嶽

羽越山脈中の一雄峰にして、月山の南、飯豊の北、恰も置賜村山の郡境を分ち、其餘勢の西に延くものは、三面嶽、以東嶽と爲り、田川郡岩船郡(越後)の分界を爲す。其高頂は、距海二千百五十米と推算せられ、蟠踞方十五里と稱す、(西村山郡に重出す)。事蹟考云、朝日嶽、一名劍頭山、又雨告山といへり、峰尖天に倚る、仍て劍頭の目あり、最上の人望みて雨告といふ、朝日とは、晨光初めて射る時、先此高巓を照らすを以て也。

曉衝寒霧發城隈、旭日天晴旭嶺開、奥路千山何杳渺、
馬頭唯指碧崔嵬、(曉發米澤)　　平　洲

（劍頭山）

今按、この山の一名ケントウとは、俗語の見當にして、望標の義に出づ。

小國谷

今、西置賜郡の屬にして、西村に分ち、面積五十方里許、人口は合八千五百、稀疎思ふべし、飯豊、朝日、二大岳の間なる山谷にして、其水は合湊して西に去り、越後岩船郡の荒川と爲る。

小國とは、山中自然に一疆域を作せるものに名づく、此

の際の事情は、加茂眞淵の詞に「和帛の、熟夷てふは、出羽なる、秋田小國に、住まいつつ、服從たるぞ」云々とあるに合考すべく、小國の地名は、越後にもあり、(本州最上郡、田川郡にも同名あり)。又、古へ蝦夷棲止の徵は、延暦十一年紀「勅、永免、出羽國平鹿、最上、置賜、三郡狄田租」などあるにも参稽すべし。

餘戸鄕　和名抄、置賜郡餘戸鄕。○今知れず、何鄕の餘剩にや、もしくは小國谷にあたる歟、いづれとも知れずと雖、暫く小國谷の次に係く。

荒川　小國谷の主水脈にして、羽越山脈の横谷なり、東方宇津峠に起り、西方玉川の合流に至るまで、凡十里。下游は、越後岩船郡に重載す。

荒川は、上游には沼澤川といふ、横川を容れ、小國驛を過ぐるを以て、或は小國川と呼ばる、已にして、舟渡川、玉川を合せ、州郡界を出づ。

沼澤　今、白子澤、市野々等と合併し、津川村と改む。横川の上流なる山驛にして、手之子驛の西三里。其間に宇津峠の分水界あり、別に所見あり。

沼澤より小國驛に至るに、南北の二路あり、北なるは横川に沿りて降り、南なるは白子澤、市野々を經由す。前者は、近年の修造に成り、後者は藩政時の古道とす。蓋、沿水の路は、雨雪の時に危險を見ること多きを以て、古人は却りて、櫻峠、黑澤峠の高峻を通して、細徑を擇びしならん。○白子澤は、沼澤の南半里、或は城養蝦夷脂利古の遺號かと論せらる。

(白子澤)

地理志料云、齊明四年紀、蝦夷詣闕朝獻、因授柵養蝦夷二人位一階、持統三年紀、陸奥優嗜曇郡城養蝦夷、脂利古男麻呂、鐵折二人、請剔鬢爲沙門、許之、城柵亟訓爲岐、城養蓋地名也、按圖、西置賜郡有小國村、稱其四十餘村、曰小國鄕、屬邑有白子澤、與脂利古語相涉、必有由也、古事記成務段、定大國小國之造、脂利古官至務大肆、可以知鎭一方夷酋。小國之名於是乎起、姑標備考。

而も、今米澤府邑に白子神社あるに通考せば、城養蝦夷の事蹟は、彼地に研究するも可なり。

送林周逸還小國

百里山廻小國分、地形遙想絕塵氛、蘿葭澤裏經靑嶂、菟芋峰頭入白雲、提蓋不妨眠藥圃、帶書隨意就耕耘、秋風好値香醪熟、爲我携來吏一醺。　紀平州

市野々　今、叶水、大石澤、瀧村を合せて、津川村と改む。櫻峠の舊道に屬し、沼澤より二里半、小國驛へ三里、横川の峽谷中に在り。

(櫻峠)

櫻峠は、市野々と白子澤沼澤の間に在り、黑澤は市野々と黑澤小國の間に在り、藩政の時の驛路は、専之に由れり。

戊辰北征、入羽州、　奥平謙輔

北征半歳未曾閑、復率孤軍入羽山、立馬溪頭時一笑、野禽浴水々潺々、

横川　荒川の一支源なり、飯豐山の屬なる地藏嶽に發源し北流す、(卽、羽越山脈中の一縱谷なり)、長八里。飯豐登攀の險路あり、溪流に沿ひ、漸く地藏嶽に上り、峰頂を南行、二里にして切合といふ、會津耶麻郡よりの登路と交はるを以てなり。

伊佐領　今、綱木、朝篠等と共に、小國本村の管內なれど、本村驛の東二里半、沼澤の西二里半。

沼澤川、横川の交會の邊なる小驛亭なり、頗幽僻に屬す。

(黑澤)

黑澤、杉澤、種澤等は、伊佐領と本町との間、荒川左岸の部落なり。其黑澤の西嶺は、一里半の險阨、往時の驛路にして、市野々、櫻峠へ通ず。杉澤の溪流を、小倉川といふ。

小國　小國の親里は本町といひ、小坂、西村、北村之に倚附し、荒川の兩岸に渉る。今、四近の諸部を合せ、小國本村といふ、長井の郡治を去る十二里、越後關谷(下關)に至る七里。

(小坂)

小坂は、朴峠の下にて、荒川の左岸に屬す。本町、北村、西村は右岸に布置し、大宮、町原まで長一里、幅半里の小平夷を見るべし、標高百二十米。

米澤鹿子云、小國館は、上杉家の時、松本大炊助助義之に居れりと。○縣史談云、小國町に、栗野田備中守の城址あり、其の子備後守に至り、家衰へて之を廢す、近傍に小坂館址あり、泉十郎淸綱の子、小國太郎俊衡之に居る、後、伊達氏の臣、上郡山民部之に代り、蒲生氏の時、佐久間久左衞門尉之に代りしが、上杉氏に至りて、松本伊賀居住せり、後廢す。

今按、粟野田氏其始末知れず、平泉の御館藤原氏の一族を、小國氏の祖と爲すは、信け難し。伊達家の時の上郡山氏の事は、伊達世次考にも載せられたり、

上郡山、一族也、領羽州小國邊、住上郡山城、因爲氏、本大友云、家系不傳、天文中、上郡山常陸景經。

されど、上郡山の名字の由來疑ふべし、小國の地名に由れるにはあらず、恐らくは屋代庄の郡山に出でしならん。米澤事蹟考所引、貞享中撰小國大宮緣起に「永祿二年、伊達家臣上郡山民部少輔藤景、再興之」云々。

町原　今、小國本村の管內なれど、本町と伊佐領の間にして、岩井澤、松岡と共に、荒川の右邊に緣る、水を渡り黑澤へ凡一里。

小國子易神社　今、小國本村の北、大宮の地に在り、この小國谷全鄕の總社とす。子易とは、産兒の祈禱によれる名にやあらん、社家には産靈の神と謂す。

(小渡)

米澤鹿子云、相傳す、小國の山谷は、往古滿水渺々たりしに、天平勝寶の頃に、山崩れ水去ぬ、是れ偏に大神の巨劈に賴れるなりとて、今の小渡村の西山に神を祭り、置場と稱へたりしが、後此に移す、今も大宮村婦人産屋

は、必之を增岡村に擇みて誕生を爲す、亦大神の禁忌を守る者とぞ、(大意)。

金目　今、小國本村の管内なれど、本町の北東二里、卽、金目川の峽中に在りて、船渡の東一里。

金目川は、祝瓶嶽の南に出でて南下し、桑倉山、金目山の下を過ぎ、漸く西に轉じ、遂に船渡に至り、五味澤川に合ひ、船渡川の名あり、長六里、山谷頗廣し。其金目山は、千二百米と測算せられ、朝日嶽の南支脈の望標とす。

(金目山)

船渡　今、北小國村と改め、樋之澤、折戸、鷲、五味澤等、五味澤川の山谷に散在する諸部を合す、小國本町の北一里。

船渡の西嶺を白布山といひ、卽、州郡界にあたり、山背は關谷の八口村なり。船渡川とは、此に五味澤川の一名とす、南下一里して、荒川(小國川)に歸す。

樋之澤　今北小國村の大字にして、舟渡の北一里半、此より西に州郡界(樋峠)まで二里、更に危險を冒せば、越後村上へ達すべしといふ、其間凡七里。

折戸　今、北小國村の大字にして、樋之澤の北半里、此より二里にして蕨峠といふ、卽、州郡界なり。山陰は三面谷と稱し、朝日嶽の山麓に屬すと雖、越後岩船郡の管内なり。

五味澤　今、鷲、長澤、石瀧等と共に、北小國村の管内とす。樋之澤より東に一里餘、卽、小國谷の最北の部落とす。

五味澤より北東に、朝日嶽を望み、溪澗はほゞ同方向に開くを以て、水に沿りて登るべし。されど、絕頂を究めし者少し、獸徑凡八里。

祝瓶嶽　朝日嶽の南支脈の高峰なれど、金目山の北微西にあたり、五味澤の東北凡三里。石瀧川、金目川は、其南に發源し、西北は五味澤川の大谿なり。此山、一名尖と呼ばれ、標高千三百五十餘米。

事蹟考云、祝瓶(伊波々加咩)山、一名尖峰、劍尖天に懸る千仭、崔嵬として朝日と昆弟たり、俗間に小旭とも呼ぶ。

(尖山)

五味澤川　荒川の支源なれど、最長大なり、朝日嶽の西南澗に出で、五味澤に至る八里許、西に轉し一里餘、樋之澤に至り、南走一里半、金目川を容れ、船渡の南を過ぎ、一里餘にして小國川(荒川)に合す。

玉川　今、南小國村と改め、亦山驛とす、小國本町の西南二里半にして、同名の溪水に緣りたり。

玉川は、飯豐山切合の北谿に發源し、大嶽の陰なる諸水を併せて北行し、驛路に至る、凡十里、尙北行一里半にして荒川へ歸す。

戊辰の役、越後征討の官軍、九月二日、小國口玉川より道を求めて米澤に入る、五日、藩主上杉齊憲、書を出して降を乞ふ、是れ、八月下旬、土州藩士の(二本松より使者を遣して)之を諭告せるによると云ふ、然れども、米澤が同盟を離れたるは、早く、七月下旬、越後の東軍敗衂せし時に在り、當時、米將上杉主水、及び千阪某、甘糟某、會將佐川官兵衞、莊將石原多聞、桑將山脇十左等、見附に會し、相議して曰く、「新發田叛きて我糧道を絕たば、腹背敵を受けん、我兵寡くして分つに足らず、今の計を爲す、河西の軍を河東に徙し、退て信濃川を扼し、先新發田を擊つに在るのみ」と、乃各使を發して急を國に告ぐ、此時、米軍越後に在る者、倉皇戍を撤して國に就かんとし、先鋒已に八十里越を過ぐ、會桑及び長岡の人、之を途に要して曰く「貴藩先戍兵を撤すれば、我軍孤立し、河西の兵士悉敵に餧せん」と、米將千阪曰く「聞く、仙道海道同盟の諸城累に陷り、敵兵將に米澤に入らんとす、故に藩主命を傳へ、越後の師を還し、以て國境を守らしむ、今亦如何ともすること無し」と、此時既に歸順の意を決せし也、而して八月下旬に至り、官軍已に米澤の國境に逼り、且、土藩の勸告ありければ、遂に奧羽聯合の誓約に背き、官軍に降るに至る。(維新史料、戊辰戰史)

足野水　今、南小國村の大字とす、玉川驛と小國小坂との中間の孤村なるが、樽口川の溪流に因れり、(樽口川は、玉川へ歸入す)、されば、足野水と玉川の間を、萱峠といひ、小坂の間を朴峠といふ。

尾折峠　又、折峠といふ、玉川驛の西嶺にして、卽、州郡界なり。登路凡一里、更に三里半にして、越後の關驛に達す。(折峠、越後に前出す)

近年、新道は、折峠の險峻、車馬を馳せ難きを以て、之を避け、小坂町より荒川の水に沿ひて下り、直に岩船郡堺に出で、川口驛に至り舊路に合し、關驛に通す。○小國谷の諺に、十三峠といひ、東長井の宇津峠より、西、尾折峠に至る、水複山重、十三山を蹈破すと爲せり。後世、岩を穿ち棧を架し、築造力を惜まず、以て車馬の馳走に妨なからしむ、かの十三峠の名も、今は空しといふべからむ。

飯豐山　小國谷の南極にあたり、會津越後の州郡界をなし、雄大朝日に對比すべし。會津耶麻郡、越後北蒲原郡に亘出せしむ。頂點を三國嶽といひ、凡千八百八十米、其西南に別峰あり、西嶽、又、大日嶽といひ、全く越後に屬す。

玉川驛より南に上る三里半を小玉川といふ、猶三里にして湯之澤に至れば、熱泉あり。炭酸性、溫百三十度、夏日拜山者の過浴するあれど、屋室完好ならず。此より危險を冒し、南東に攀ち上れば、五社王子の祠前に達す、卽、三國嶽なり。其東南を御秘所、切合、劍峰といひ、會津、幷びに中津川より登詣する者は、此間に達す。地藏嶽は本山の東北なる別峰にして、横川の源なり。劍峰は、中津川(置賜郡)一之戸川、奧川(耶麻郡)實川(東蒲原郡)の

(小玉川)

交界にあたり、今、羽越會の州界と定めらる。

小玉川の山中に、梅花皮の瀧あり、高二十丈、(梅花皮の語意、不詳なり) 又此に、寒水石を出すと、一書に見えたり。

事跡考云、飯豐(伊比天)山は、米澤四郷第一の大山なり、秀抜險絶いふばかりなし、四時雪白く、玉を削るが如し、絶頂に大權現を祝し、毎年八月、農家の老壯、淨行別火して之に詣す、年穀の豐を祈るなり、山上人至れば必雨降す、山下の岩倉村民、毎年六月、氷雪をを採りて之を府に献す。

最上

最上 (㝡上郡)

最上川中游の汎稱を最上といふ、即、上游の置賜(長井、又は米澤とも)下游の庄内(大泉)に對比す。其地は、今、南村山、東村山、西村山、北村山、最上の五郡と爲り、連山四圍して、境域明白なり。而も、其上中游の峽流を五百川といひ、(或は大瀬)中下游の峽流を白糸(舊稱山之内)と爲す。又、中游の中に隘灘(隼瀬)阻障、(猿羽峠)の在るありて、更に山形平野、尾花澤、幷に新庄平野の區域を見るべし。

地理志料云、按延喜式、最作㝡、高山本寺伊呂波字類抄同、千祿字書、㝡最上通下正、名義未詳、一說、蝦夷語謂巖爲毛、謂寄爲加美、其地巖石奇峭故名。

仁和以前の最上郡は、最上川中游全體を指せり、仁和二年、其北一半の地を割きて村山郡を建てらる、而も、戰國に及び、村山の郡名亡び、通して最上といふ。

㝡上郡(和名抄毛加美、延喜式同之)和銅五年紀、割奥陸國最上置賜二郡隸出羽國、仁和二年紀、分出羽國最上郡爲二、(延喜式省註曰)、仁和二年、分最上郡、置村山郡、(高山寺本和名抄云、

最上郡　郡下　山方　最上　芳賀　阿蘇
八木　山邊　福有(諸本、有作間)
村山郡　大山　長岡　村山　大倉　梁田
德有

塚本氏國郡沿革考云、延文二年、足利氏、其族斯波兼賴を最上郡に封して、出羽管領となす、後、最上氏と稱し(最上系圖)、村山郡を併せて一郡と爲す、文祿年中、村山郡を復置し、僅に其北隅の地を最上郡と稱す、正保圖以後皆之に仍る。○風土略記(進藤氏撰、寶曆年中)云、今の村山郡は、四方皆山を以て境とす、大郡にして四十萬石餘あり、村山は本一郷の名にして驛路と見えたり、其山形府四方十里程の間を最上郷と稱す、又、最上郡と書たる物數多あり、村山郡と改稱せらるる後も、土人呼びなれたるを以て最上郡とも最上郷とも唱しにや、八九十年以前の書物には、十が七まで最上郡と書き、村山郡と書きたるは稀なり、百四十年前、慶安元年、山形の吉事宮兩所權現へ下されたる御朱印にも、最上郡と有り、貞享年中より、初て村山郡山形兩所權現と書下されけるとぞ、近年、此郡内の御公料は、寒河江料(寒河江の村に御陣屋有り)柴橋料、長瀞料、尾花澤料、漆山料、落合料、延澤料、大石田料、藏增料、長崎料、白岩料、東根料等也、皆代官持也、私領は、上之山領(松平山城守、三萬石)山形領(松平和泉守、六萬石)松山領(酒井石見守、左澤に陣屋あり)肥前國島原領(戸田因幡守、沼木村御陣屋)宇都宮領(松平主殿頭、吉原御陣屋)奥州棚倉領(小笠原土丸、柏倉御陣屋)高畑領、山野邊領、新庄領、佐倉領等入合の領分あり、山形城を最上山形府と稱す、延文年中の斯波朝臣より、元和の源五郎殿まで、二百六十年程の間、最上を以て氏とし、此地を領知ありし故、城名の上に最上の二字を置き稱へけるが、例なりたるにや。

近世、村山の郡號を、最上の南境に建てられしは、何時にや。一書、文祿中とすれど、信け難し。恐らくは、最上斯波氏(山形城主)滅亡の後にして、寛永正保の際にやあらん。

山形平野 今、南村山郡、東村山郡、西村山郡、北村山郡等、四郡の美田を開くもの、之に屬す。即、最上川中游左澤より鹽川に至る、左右兩岸の平衍をいふ。南北十里、東西廣きは五里、狹きは二里、大抵、第四紀層に屬す。上山、山形、天童、山邊、寒河江、谷地、東根、長瀞、楯岡等の大邑、皆此平野に在りて、富庶、羽前一州を傾く。

最上川 (酒田川)

羽前の大水脈にして、上游には松川といひ、下游海口に近づけば、酒田川と呼ばる。其上游中游には、南より北へ流れ、米澤、山形、幷びに新庄の平野を開き、下游には、庄内平野を開く、舟楫灌漑の利を爲す大なり。

寛永六年八月、最上に著きける時、

最上川早瀬に月も流されて暫し浮き世にすむかひもなし、　澤庵

最上河舟中、　高陽

蒼山懸路絶、丹壁曲川通、斷驛臨流樹、孤帆欲暮風、北溟雲浪接、南望水烟空、探勝從茲過、狂生途未窮、

松川は、置賜郡に係けたり。松川の山形平野に降らんとするや、五百川峽流と爲り、左澤に至り初て曠夷に就く、乃、須川(右岸)、寒河江川(左岸)、亂川(右岸)を容れ、碁點、隼の急瀨を經、尾花澤の丹生川を合す。漸く西北に轉して、猿羽峠を過ぎ、舟形川(右岸)、烏川(左岸)、

鮭川（右岸）を合す。此間を新庄平野とす。白糸峽流は、中下二游の分界にして、羽越山脈を横斷するものとす。立谷川（左岸）を合し、復平野に入り、酒田湊に至り、赤川（左岸）と共に海に注ぐ。上游凡二十里、五百川峽流凡七里、中游左澤より大石田まで凡十二里、本合海まで九里、白糸峽流六里、下游凡七里、（合六十餘里）。

もかみかはのぼれば下る稲舟のいなにはあらず此月はかり、〔古今〕

色葉集云、此歌、河は出羽の國の館の前に流れたり、それより、郡々の稲を積みて上るに、河の早くて、上りては下り、のぼりてはくだりすれど、ついには上れば、かくよめり。

按、出羽の府館は、後世其地を失へど、出羽郡に屬し、最上川の南岸なりしや疑なし。されば、之を河邊府ともいへり、其河海の相會ふ地を國府の湊といふ、袖の浦、坂田の津、即それなり。但し、此地、歷代變遷ありて、水陸相替りしこと多し、其論は、田川郡飽海郡の各條目の下に詳にす。

西行上人、ゆかりなる人の、あやまちありて、參らざりけるを、ゆるし給ふべきよし奏してければ、

もかみ川綱手ひくともいな舟のしばしが程はいかりおろさん、〔山家集、夫木集〕　崇德院

風土略記云、最上川は永居にては松川といふ、米澤領の米穀、船にて川を下す、山形領にては、山形の西を流るゝ須川の川際に船町といふあり、此川の船に乘て浪にゆらるゝ貌、人に答ふるに手を振てイナと答る貌に似たり迚、イナ船と云ふ故に、最上川に限てイナ船を詠ぜしとぞ。

芭蕉奥細道云、最上川は、みちのくより出て、山形を水上とす、ごてん、はやぶさなど、おそろしき難所あり、板敷山の北を流れて、果は酒田の海に入る、左右山覆ひ、茂みの中に船を下す、是に稲つみたるをや、いな船とはいふならし、白糸の瀧は、青葉の隙々に落て、仙人堂岸に臨て立ち、水みなぎりて舟あやうし、

五月雨をあつめて早し最上川、

暑き日を海にいれたり最上川。

甲子夜話云、最上川は、往古より絶えず沙金ありといへり、或人、川中にムシロを浦てこれを取しが、月を經て少々づゝを得、年を累て十餘兩に當る程なりしと、其色は黄ならずして白きかたなりと。○又云、先年、醫師多紀安長の話ししは、佛氏彌勒の世を說く、これ妄言とも謂れず、紀州熊野の山中にて、大骨を見出せり、全く獸骨なり、羽州家上川の水濱より、同く大骨出づ、共に象骨なるべし、然れば、吾國にも、上古此大獸骨有りて、今は無くなりしものか、云々とありき。

最上山稲かけせしより心ありてこもりかへせるやたかなの鷹、〔歌枕〕　家　持

南村山郡

南村山郡

山形平野の南部をいふ、今、面積凡十五方里、人口九萬、一市十七町村、其郡治は上山町に在り。山形は、別に一市治を爲す。而も、形勢を達觀すれば、南村山、東村山は、合同して一治に歸せしめ、共に山形に統ぶべきや明なり。

南村山とは、近年（明治十三年）の分郡なるが、其村山といふも、後世の命名に出づ。初め、仁和二年、最上郡の六郷を割きて村山郡と爲さる、（今の北村山郡、最上郡の地）、即、北を村山とし、南は舊に依り最上といふ。中世最上斯波氏の崛强にあたり、村山郡の地を併せ、合稱最上郡といふこと、仁和以前の舊きに同じ。近世の初めに及び、最上郡の南方大半を以て村山郡と爲し、僅に北隅に最上郡の名を遺す。此に於て、最上と村山の名實、全く相倒置し、古今に於て、南北の交代を見る。今の南村山は、大略、和名抄最上郡山方、最上、阿蘇の三郷にあたる、即、最上郡の南偏なりと知るべし。

川口

今、石曾根、高松、藤吾、阿彌陀地等と相合せ、西郷村と改む。上山町の西南一里、置賜郡中山驛の東一里即、羽州山道の小驛とす。前川は、中山の方より來り、驛路と共に曲折して、上山に向ひて去る。

西郷とは、上山の西なればならん、石曾根に名馬池月の口碑をつたふれど、池月は奥州玉造郡の産といへるを信とす、此なるは訛舛を免れず。○山形縣地誌提云、石曾根村は、名馬池月の出處なり、往古は大沼あり龍蛇宅す、因て龍馬を產し、駒か池と號すとて、今尚小池水を存せり。

（石曾根）

藤吾

今、西郷村の大字にて、川口の東半里、阿彌陀地、小穴、細谷等と共に、三上の西なり。置賜郡二井宿村に往來すべき間道あり、中山大路の東凡一里。

藤吾とは、東郷の謂たること必せり、されば、石曾根の東郷の義か、徵證なければ、猶疑を免れず。

前川

酢川の支源にして、中山の峽間に出づる故に、川樋の東鐙坂より中山峠（標高一四五米）に至る二里半は、置賜郡に屬す。以下、本郡に入り、藤吾川を容れ、上山驛市の東を過ぎ、東川を合せ、金瓶に至り、藏王嶽の小戸川高湯川と相合せて、即酢川の稱あり。中山峠より金瓶まで凡二里半。

關根

今、三上、皆澤、相生、楢下等と相合せて本庄村と改む。藤吾の東にして、上山驛の南にあたり、

卽、金山峠の驛路にあたれり。

此に、本庄の名を唱ふるは、何の故にや。最上義光記に「上野山邊の餉澤」云々、餉澤の名今聞かず、此邊にあるべし。

楢下

今、本庄村の大字にて、三上の南なり、上山より凡二里。東川の左に縁り、小山驛たり。楢下の東微南に番城山を望む。

山形軍記云、義守公は、貞宗の御太刀を取出し玉ひ、抑此太刀は、一年吾十七歳の時、ならけ口に於て鬮を取、其場にて亡尊父より得たる太刀なり、然るに此度、義光の働き、先例と尋ければ、則褒にて譲らんとて、云々。(義光物語少異、楢下口につくる)

須田板

今、牧野、原口、小笹及び菖蒲等と合して、東村と改む。卽、東川の右邊、及び番城山の麓にわたる。

(東川)

○東川は、菖蒲の山中なる菅平川と、金山川の合流に成り、上山驛の東に至り、前川に入る。

菖蒲

今、東村の大字にて、楢下の東南一里、番城山の下なる幽谷を占む、卽東川の源なり。

(番城山)

山崎氏地誌云、藏王山の餘波、西南に延びて又一山を起す、名つけて番城山と云ふ、高さ千三百六十米、其の基底は花崗岩にして、西南より東北に走れる一大裂罅に沿ひて噴出せる、變朽富士岩より成れるものなり、登路は西北菖蒲村より、僅に之れに通ずるあるのみ。○番城は、又、萬上、或は萬次郎につくる、奥羽諸郡に同名の山峰多し、名義不詳。

金山

楢下の南一里半にして、中央分水山脈の一隘路なり、標高六百二十米。山形、上山より奥州刈田郡(白石)信夫郡(福島)への往來とす、南へ降れば七个宿村湯原なり。

金山峠に不動堂あり、此山の南西にして、置賜郡二井宿より湯原への峠にも不動堂ありて、名さへ不動峠と命せらる。金山は往時貴金坑ありしに由る。金山と不動峠の間なる小湯山は、村山置賜の郡界なり。○東國旅行談云奥州白石より羽州への通路は、楢下二十八町坂を下れば宿なり、是より上山城下まで二里、其間に西の方みれば屏風を立てたるごとくにして、其高さ三丈あまりと見ゆる山あり、長さ一町半もあるべし、此山よりむかし螺とやらむいふ物出て、山裂破れて大洪水をなしけるより、草木を生ぜず、水の流るる如き竪すじを殘しけるとなり、今も水流れ來るかと見るに、物すごし。

宮脇

今、金生、生居と相合して宮生村と改む、上山の東南一里、東川の右邊にあり。宮脇とは、此に八幡宮在るに由る。

(生居)

生居川は、藏王山の南支なる二森に發し、宮脇に至り東川に歸す、長四里。

金生

今、宮生村の大字なるが、宮脇の北にして、上山驛市の東微南の望標なる、葉山、三吉山の下に在り。この山は、藏王の西裔なれど、共に第三紀層に屬す。

上山

今、上山町、人口七千、鐵道は驛東を經由し、山形七哩、米澤二十一哩、最上平野南偏の名邑とす。(十日町、二日町、鶴脛町、新町、浦町、北町、長清水、河崎の諸巷あり)前川(酢川)の西岸の高丘に倚り、大地高距一七〇米、正東に藏王火山を望む。

上山とは、上の山方の義なるべし。而も或は曰ふ、古來温泉あり、此温泉、道西の山頭に出づるを以て、もとそれを名つけしにや、近世、湯をば鶴脛とのみ唱ふれど、舊號にはあらずと。

(鶴脛)

鹽類泉、市街の西、一段高き地、湯町の北、日枝神社の傍より湧出し、旅舍は大抵筧を設けて遠く之を屋内に引き、以て遊客の澡浴に供せり、會津の東山、庄内の湯之濱と共に、奥羽地方の三樂園と稱せられ、一年の浴客三萬人に及ぶ、俗諺あり「出羽で庄内、最上で上之山、此は會津の東山」驛邑の滋潤想ふべし、大士堂あり、湯上觀音といふ。

縣誌提要云、上山温泉は、名を遠邇に得たり、この地近く西に擬んずる者を白禿山とす、山麓に寺あり長祿院と曰ふ、温泉の源此に發す、傳へ云ふ、長祿年中、僧月秀、山下に留錫し、野鶴日々脛を洞水に浸し、久しうして去らざるを見て、其靈驗を知り、此泉を得。○明和辛卯紀平洲遊記云、中山驛、右阜樹蓁々、左山石磊磊、曰川口驛、上山南界也、曰石曾根、得岐、右爲公迂、左爲私捷、取私、沿水穿村、邪迷田、入上山府、乃宿市居、頗富、亦有温泉、多倡、歡笑徹夜、益增我痛。

上山城址

(月岡)

湯町(鶴脛町)の丘にして、月岡の名あり。最上家の盛時には、其支族之に居り、上山氏を稱す。天正以後、最上家の宿將里見氏之を守る、慶長五年九月、上杉氏の兵を拒ぎ、遂に之を退く。近世、城主數易し、元祿十年、松平(藤井)越中守信通以來、子孫傳襲して明治維新に至る。今、月岡社あり、卽、藤井松平氏の祖廟とす、舊封二萬七千石。

縣誌提要に「上山城は月岡城と呼ばれ、天文四年、武衞義忠之を建築し、居るもの三世、天正八年、里見氏之に代り、慶長二年に至る」云々。武衞とは、山形の斯波武衞の族類なればならん、されど、天文中に初めて此地を領知したるにや、之を詳にし難し。上山の名は、伊達世次考所引の永正大永中の文書に見えたり。最上斯波系圖に上山氏なし、最上山邊系圖に、最上三世滿直の季弟を泉出殿兼義といふ、泉出の地名他にきかず、(上山溫泉に合考すべし)。風土略記に、鳴澤殿兼義といふ、亦一異傳なり。最上家譜には、滿直の次弟天童賴直の三男を、上山殿兼義と爲す。

伊達世次考云、稙宗公、永正十八年秋九月、擊最上、相馬次郎顯胤、使郡左馬助慰勞之、十八日、公賜書曰、就此地出張、辱使者、快悅無極焉、漸覃寒氣、於調畫

始末、則將入馬也、長谷堂、上山要害、至于今堅固、可以見安心。〇永正中、伊達稙宗、長井庄より最上へ兵を進めしことは、世次考に、又、

（年缺）夏四月、公自師兵伐羽州上山義房、攻入其城、緣義房逆心顯形也、進陣于天童及高楡、斬殺太衆、

と、文書を引きて擧げらる。當時、上山は、伊達の麾下に服從せる者歟。同書の按に曰く、

上山城主義房、未知其氏名、或曰武永義忠之父也、義忠子曰義節、其子義政、爲里見所殺云、

武永といふは山形武衛なり、恐らく、天文以後の三四代に止まらず。俗書に、多く、上山滿兼といふを以て、天正中の人とすれど、最上家譜によれば、上山の家祖にして、永享の比にあたる。

會津塔寺長帳云、永正十七年、最上陣あり、會津の御勢、一番につもり、伊達殿の合力にて、御立候。

風土略記云、上山城は、羽源記によれば、天正の比に、筑前守源滿兼居住せられし跡なり、最上兼賴の支別にして、義光の伯母聟なれども、其中不和にして、伊達照宗を頼んで義光に背き、伊達殿一旦滿兼に加勢し戰はれしかども、義光の姉聟なれば、内室の諫によりて義光へ和睦す、義光の臣氏家尾張守、智謀を以て滿兼を殺し、滿兼の臣里見民部へ上山領下さるとあり、義光物語の上山合戰の條下に、里見越後守在城するとあるは、是なるべし、慶長五年、直江山城守に攻め圍まれしが終に陷ず、後、里見の家一門、不殘五百餘人、義光公の勘氣を蒙り立退く、是より義光の五男兵部大輔義直、（一云光廣）二萬千石領して上山氏と號す、本家改易の時、領知被召上、元和八年、松平丹後守重忠（能見家）に賜り入部あり、其子丹後守重直まで二代、三萬二千石の領知とぞ、寛永二年、松平中務大輔昌勝に賜る、同五年、土岐山城守賴行に賜り入部あり、同左京亮賴長、同伊豫守賴隆と三代領知、元祿年中、松平越中守信道入部。〇屆蹕日乘云、慶長庚子の役九月、最上の軍、上杉の兵を上山城下に敗る、上杉其十五將三千人を亡ふ、其塚驛中に在りと。

（上之山）

（物見山）

關原戰史云、上之山（カミノヤマ）、畑谷、長谷堂の三城は、最上義光の所領にして、山形城の西南に棋布し、上杉景勝の封地米澤（長井）に接する連山の要所を占め、米澤より來る道路（上之山は本道上に在り、長谷堂、細谷は間道に在り）の咽喉を扼す、是の歲、景勝の會津米澤に據るや、義光は德川家康の命を奉じ徑に國に就き、仙北諸將（南部、戸澤、六郷、秋田、本堂等）と共に米澤に向ひ準備を爲せり、當時、上之山は里見越後の居城なるが、此越後は軍監に任せられ山形に在り、其子民部、及び義光の援兵、草刈志摩守等之を守る、上杉の兵上之山城に向ふは、其第二軍にして、本村親盛第一隊に、篠井泰信第二隊に、横田旨俊（中山城主）第三隊に將たり、兵凡四千餘、十六日兼續の命を受け中山城に會し、十七日出發焚掠して進む、上之山城兵は、敵の來り逼るを見て出擊を議す、民部曰く、此城は地の利を得たり、畑谷の攻易きが如きに非ず、嬰守數日を經過せば、又奇策あらむ、妄に出て戰はゝ、或は尾擊躡入に遇ひ、不測の禍を蒙らん、其弟主水曰く、敵兵險を陟り來り、疲勞知るべし、且先後兩隊の距離甚遠く、而も地は山谷深岨なり、之を擊たば克たん、民部之を善とし、志摩に謂て曰く、足下奇兵を率ひて迂回し、物見山（モノミヤマ）に至り、戰酣なる時吶喊すべし、敵兵後を遮斷せらるゝを恐れ、必退かん、其時急に追擊し、之を谷に擠すべし、又其後軍來援せば、之を近く引致して俯擊すべしと、乃、精兵三百餘を志摩に附し、間道より赴かしむ、上杉の將親盛は、此城の輙く陷れ難きを見、援兵を乞ひ徐に攻んと欲す、泰信は、第一軍の畑谷城を抜きしを羨み、攻擊を急にせんとせしに、二人の議一定せず、城兵夜に乘じ吶喊して出つ、親盛は奮勵之を禦かんとするも、疲勞の兵部署定まらず、退て後方の隊に合せんとす、是を以て先鋒一時に崩潰し、爭ひて物見山に登る、志摩の兵之を迎へ、大石巨木を投下す、上杉の兵多く之に死し、餘は小徑を取て走る、此徑嶮峻、山に傍ひ川に臨み、馬蹄の通ぜざる凡五十町許、親盛馬を返し奮戰之に死す、泰信、旨俊纔に殘兵を收めて中山城に退く、上泉泰綱敗報を聞き部兵を率ゐ來援す、志摩等側面より瞰射し、五六十人を斃す、正面の兵尋て至り共に之を擊退す、泰綱竟に兼續を諫めて聽かれざりしを以て、近臣二十餘人と與に返戰し、遂に之に死す、殘兵四散して走る、十八日、民部は敵將以下の首級合四百餘を山形に送る、義光大に悅び、其父越後を召し之を告げ襃賞す。〇仙臺藩祖成蹟云、庚子歲九月下旬、留守政景、未だ最上に達せず、最上氏の使至る、曰、義光、上杉氏の將穗村造酒允、椎野彌七郎を鈎取山麓に要擊して之を破り、馬上百五十餘騎、步卒三百人を討て、之を獲たりと。

白兀山（シロハゲ）　上山驛の西嶺にして、火山岩に成り、白鷹山の南に屹立す、白兀の支峰に虛空藏森あり。

縣誌提要、虛空藏森の館址は、鶴脛町の西に在り、小梁川貞範、里見氏の鋒鋩に脅して此に敗滅す、貞範は伊達氏の門葉なり、貞範の暴虐人民痛苦する久し、貞範の亡ぶるや天正八年九月十三日に在り、闔鄉大に喜悅し、毎歲是日に値へば、比屋餅を搗き相賀す、之を福田の餅と云ふ。

按、小梁川泥蟠は、伊達家の宿將にして、高畠城主なり、此に貞範につくり、其暴虐の說ある、疑ふべし。之よりさき永正中、伊達氏の兵最上へ入り、小梁川中務大輔親朝が、長谷堂城を守れることあり。

長清水（ナガシミヅ）　今、上山町の管内なれど、離れて前川の南に在りて、關根、藤吾に近し、金山峠への通路にあたる。一書に、猪鼻口（ヰノハナ）といへるは、此歟。

永慶軍記云、天正十一年の頃、羽陽上野山の住人、右馬頭滿兼とて、心猛き勇士あり、山形義守には姝聟なれども、義光と中違ひて戰やむ事なし、身不肖なれども度々の軍に負を取らず、家の執事、里見内藏介、常に主君滿兼を諫申けるに、上野山には、長井口、猪鼻口、松原口、此三方の敵一度に起つて、是に取懸候はゞ、手分して防べき勢はなし、と云ふもきかず、剩、山形を亡さん謀を廻らされける、云々。

長井口とは、河崎(同上山町の南をいふ)にして、庚子役に代を設けし物見山といふも、この河崎高松の邊也。高松、長清水の邑民、紙を抄造す。

(河崎)

金谷　今、泉川、仙石、高野、小倉、永野等と相合して中川村と改む。上山の北東一里、良好の蠶糸を出す。

(小戸川)

藏王川　小戸川とも呼ばれ、藏王の西南澗を源とし、永野高野を過ぎ、金谷に至り前川へ入る、長五里。藏王へ上るには、此溪の奥オスズ峯より、峰傳に到るべし。

硫黄倉爆裂火口は、藏王嶽馬の背の西側にあり、馬蹄形をなして西方に開き、火口内には岩壁あり、馬背狀をなして横たはり、硫氣蝕壊作用によりて、灰白色を呈し、岩質緻密となる、土人之を呼びて傾城岩といふ、中丸は其の南方にある一小寄生火山にして、其の南に仙人澤の深谷あり、兩岸の絶壁高さ數百米、こゝに熔岩の好露出ありて、火山内部の構造を明にせり、仙人澤は、蓋一の裂罅線なるべく、其の甚深刻なるを以て、土人恐れて容易に之に近づかず、其の下流は、硫黄倉と相合して小戸川となり、遂に酢川に入る。(地學雜誌)

(仙人澤)

(金瓶)

半郷　今、金瓶、成澤、飯田、上野等と相合せて、堀田村と改む。金谷の北にして、酢川の右邊に縁り、山形府市の南二里半許。金瓶は、半郷の西南にて、前川、酢川、小戸川の交會とす。

風土略記云、成澤の近村半郷といふところに、安養寺あり、義光物語に其名出づ。

成澤　(氏家館址)(鳴澤)　今、堀田村の大字にて、半郷の北なり。龍山を東に仰き、酉は酢川也。○風土略記云、氏家館は、成澤の館ともいふ、山形より一里餘、巳午の方に當る、最上兼頼朝臣の五男兼長、鳴澤殿と稱す、此人在城の跡にや、義光朝臣の代には、氏家尾張守住居の館なり、永祿元年八月十日、上山城主滿兼、伊達輝宗と心を合せ、柏木山にて合戰の砌は、成澤道仲(氏家尾張守の父なりとぞ)籠城せり、慶長五年九月に、會津勢直江山城守兼續、長谷堂と上山との兩城に取懸し砌は、當城に成澤惣七郎、五百餘騎にて籠城、會津勢上山を攻めおとし山形へ攻めいらば、横合に懸入らんとの仕度なりと、義光物語に見えり。○蜷川親元記に、氏家を誅し、

羽州探題内、氏家伊豫守宗政、樽十五盃進之、

とあるは、最上義春の時の事なるが、即、最上家の執事を世襲せるを識るべし。山邊系圖には兼義を泉出殿と注し鳴澤と見えず、疑ふべし。最上家譜には、鳴澤殿兼義の子を清水備前守滿久と注す。

高湯　今、堀田村管内なれど、半郷の東へ、酢川の幽谷に入ること二里半、藏王熊野嶽の下、龍山の南にあたり、熱泉涌出、山中の一仙郷と爲す、一名酢川湯。鑛泉志云、酢川温泉は、酸性泉にして、温百二度、之を導きて五所の浴室に通す、民屋四十餘戸、浴客を留宿するもの其半に居り、一年平均萬人に及ぶ、泉の發見は、土人傳へて貞觀以前なりとぞ。○風土略記云、高湯は、刈田藏王岳の背にあたる、山形より五里、寶德元年、この温泉を開きて療養所と爲し、今に絶えずとなん。

永慶軍記云、最上義光、十六歳の時、父義守とひとしく、高湯温泉に入り給ふ、近里の山賊之を見て、彼所に押入り寶を奪はんと議して、七十餘人夜半に高湯に押寄、上下の假屋に火をかけ、我討とらんとぞ進みける、義守かねて武邊に怠らぬ人なれば、假屋といへども用心稠く、遠侍を置れければ、なじかは恐るべき、皆太刀押取、夜討の者ともに向ひける、義守父子も小具足をかため、手づから防ぎ給ふ、就中、義光太刀を提出、賊將と覺しき大の男を、眞甲二つに割、次に鎧を以て向ふ男をも、肩さきより乳下まで切下らる、盜人とも思の外に仕損し、はふ〳〵にぞ逃たりける。

高湯爆裂火口は、北藏王火口の西北側に在りて、略楕圓形をなし、東南より西北に長く、長徑三百米、短徑二百米、四周絶壁を回らし、北方に赤倉、瀧山、大釋、東方に鷄冠、地藏、三寶荒神、南方に井戸倉、鷹鳥屋等の隆起點あり、火口底は概して平坦なれども、多少凹凸ありて、其間に高湯沼、カタカヒ沼、獨鈷沼(大沼)、小沼、菖沼等の小湖を作り、又井戸倉の北の平地を蛇河原といひ、雞冠の南の平地をナカコバといふ、火口の殆んど中心に温泉場ありて、此處には毎年地辷り起り、人家之れが爲めに其の害を受くること少なからず、殊に小學校附近を以て最甚しとす、火口は、北東南は絶壁をなし西に開くを以て、火口内の水は西流して三途川となり、温泉の聚れる酢川の水を合せ松川に入る、火口壁は歷世陷落、以て今日の大火口をなすに至りしことは、阿蘇火口、箱根火口に於けるが如し、高湯の西北に在る晒樂岩(現今陸地測量部の三角點あり)の如きは、必近時の陷落に因りて生じたる火口棚なるべし。(地學雜誌、山崎氏地誌)

酢川温泉神社　今、高湯の北峰、龍山(山徑半里)の頂上なる一祠を之に擬定す、明治十一年の事也。この神名は、清和實錄、貞觀十五年六月、出羽國酢川温泉神授從五位下と見えて、六國史現在の古社なるが、後世之を失へり。高湯の泉畔に、藥師堂のあるを思へば、かしこにやと疑はる。泉神を山頂に祭るは、古義にあらじ、殊に、龍山に

靈山寺の奥院なれば、いよいよぷかし。

藏王山

最上平野東界の大山にして、本郡(南村山)、柴田郡、刈田郡(陸前)の交堺にあたる。古名刈田峰といひ、中世以降、専藏王と呼ばる。或は不忘山の名あり、陸前へ重出せしむ。(一書に、これを多波志根とも云ひて、奥州の歌名所に附會せるは何の意にや)、絶頂、熊野嶽、凡一千九百六十米。

縣志提要云、藏王山は、高湯より登路凡三里餘、山頂に湖あり、御釜、又藏王沼と云ふ周圍凡一里、この山、噴火の爲めに、峯巒淺潮五彩をなして、塗粧濱染せるもの如し、又、山頂に藏王權現の神祠あり、その高嶺を熊野といふ。(藏王山の登路は、東麓遠刈田並びに青根よりするもの、西方高湯、西北方寶澤、西南方藏王川(小戸川)のオスズ峰よりするもの等あり。而も、その東方よりするもの、最も登攀に宜しく、高湯を經て至る者は、爆裂火口を過ぐるを以て、頗る險を感ず。山上には、中央火口丘五色嶽、及び御釜火口湖在り。熊野嶽は、火口湖の西北に聳ゆ。明治二十八年九月二十七日、五色嶽噴火し、岩石灰砂を飛揚せしめたり。馬之背とは、火口湖の西南の脊梁狀の山嶺に名づけらる。五色とは甑の訛なり、五彩に附會するは、古言を知らざるに坐するのみ。

藏王神秀白雲間、駐馬先疑難可攀、行行且喜迅村驛、一路如環傍此山、(望藏王嶺)　平　洲

(熊野嶽)

山方郷

和名抄、最上郡山方郷。○今、南村山郡上山より金谷、成澤等の古名なるべし。即、酸川の上游にして、最上郡の南極なれば、山方の語意によく協へり。後世、山形に作る、而も、其北隣の最上郷と相混し、最上城をも山形城と呼び、最上家を山形ともいへり。遂に近世に至りては、最上の郡郷名と、城市名を并び失ひ、唯山形を以て之を指目す。

山方の遺名は、上山に合考すべし、即、上の山方の義なり。近世の山形城市は、古の最上郷にして、又最上驛たり。斯波兼頼之に據きて之を最上氏といへば、山方郷は其南域たるべきこと、推斷して明白なり、塚本氏國郡沿革考に、今の山形を山方郷と爲せるは、誤謬を免れず。○追考、上の山方といふに對し、下の山方を求むれば、今の山形市は下郷なり、然らば、下山方なば最上郷とも呼ばれ、和名抄にも、しか記されしもののごとし。

最上郷

和名抄、最上郡最上郷。○今、南村山郡山形市の東西にして、瀧山村へも渉る。延喜式、最上驛馬十五疋とも載せたれば、驛を兼ね、陸奥柴田郡小野驛より承くる所ありて、次驛村山(今北村山郡小田島村)へ傳へしを知る。

塚本氏國郡沿革考に、今の山形城市を山方郷に擬したるを以て、最上郷をば、東澤の山中、新山關澤に推し定めたり。而も、山中の狹里之を一郷と見る能はず。殊に、本郷は、郡名の因りて起る所にして、斯波兼頼の初めて其居宅を相せし地なれば、形勝たるや必せり。されば、山形の城市を除きては、他にその地の在るなし。蓋、山形とは、もと最上南隣の郷名なり、其移りて最上の城市に浸潤せるは、何の時代にや。最上山野邊系圖に、兼頼最上郡府中山形入部と記するが如きは、追修に成れば、現證と爲す能はずと雖、其初め、汎名山形の地を、上山方下山方に分ち、下山方を最上郷と定められ、上山方を山方郷と定められ、和名抄にもしか載せられしを、中世に至り、又みだれて、下山方を専山形と呼ばれし歟。

龍山

又、瀧山にも、靈山にもつくる、藏王火山の西北の屬峰にして。山形城市の東南にあたりて、主峰の前に侍す、標高四〇〇米。

風土略記云、山形辰の方に當り、龍山てふ高峰あり、岩石巍々として登かたし、自然の石橋あり、洞穴其深さ知る入なし、六七月の頃、此洞穴の口にて、夜に入り光現る事數度あり、誰人の燒といふことを知らず、土人龍山の火といふ、昔慈覺大師登山ありて、千座の護摩修行せしといふ所に土壇あり、護摩堂山とも呼傳へり、山の頂上に龍山權現の鎭座なり迹、小祠有り、祭神詳ならず、山の麓に、南北二十丁程東西廿丁程の平地あり、三千の寺院の跡なりと、又、針生沼三本木沼神尾沼有り、針生沼の水、一條の川となり流るゝなり、北の麓は土坂村、草矢倉村、神尾村、八森村迹、山内の郷村あり、是より下れば岩波といふ山口の村に出づ、此より壹里程西に元木村と云ふは、護摩堂山の神門なり迹、石の神門有り、柱の廻り八九尺、高さ壹丈程、古代の華表なり、龍山の西の澤をサチツといふ、サチチは澤落、又、澤内の轉訛したるにや、龍山の裏口と見えたり、此所にも三千坊舍の跡なり迹、古き石橋、燈籠、石塔抔あり、是より澤を下れば、成澤村に至る、此村に三條院と云ふ修驗あり、彼三千坊の内也しが、破却の節、此所に引とて、又、櫻田村に瀧山寺あり、是古の山寺なりしが、後世此村に引かれしといひ傳へたり。○按、靈山寺は、清和貞觀九年紀に、

出羽國最上郡靈山寺、預之定額、

と見えたり、即、瀧山寺なるべし。リヤウ(靈)ロウ(瀧)近きが爲めに、後世之を訛れる歟。されど、靈山は經の本文に出で、此に之を瀧山といへるに比擬命名したりと解く方まされり。何となれば、山家集に、瀧の山とありて、今も之を呼ぶことあり。彼れ山内の神尾、八森、土坂、岩波の諸村に、元木、櫻田、青田、小立等をも合せて、瀧山の新村を命せるも、之に因る。(山形より神尾まで二里、東へ龍山の頂まで一里)、この寺、後世頽破して、舊址明ならねど、岩波の觀音堂を以て遺蹤をつたへしむ。岩波は櫻田の東に接し、千年山の南なり。

瀧山寺は、岩波村にあり、觀音の長け五尺、和銅年中

(護摩堂山)　(靈山寺址)　(瀧山)　(神尾)(岩波)

行基の草創にして、貞觀年中、慈覺大師の再興なりとかや、最上三十三番の札所なり。〔略風土記、新風土記〕最上義光分限帳に、八十六石護摩堂とあるは、瀧山の事歟。又、最上置賜の堺嶺なる白鷹山をも、瀧の山と呼ぶことあり。

櫻田（サクラダ）　今、瀧山村の大字にて、元木と共に、岩波の西、青田の南にして、酢川の平夷を占む、其南は成澤に接す。○昔、西行が、瀧の山に櫻よみたりと云ふも、此地の名にちなみなきにあらず。

風土略記云、山形の西南三里程山内に、龍山あり、古代は大寺にて、一山に三千の坊舍有し古跡なりと傳ひ瀧山寺と號す。西行法師の詠歌、出羽の瀧山にてよめり、と見えたり。○山家集云、又の年の三月に、出羽の國にこえて瀧の山と申す山寺に侍ける、櫻の、常よりも、薄紅の色こき花にて、なみたてけるを、寺の人々も、見くらしければ、

たぐひなき思ひいではの櫻かなうすくれなゐの花のにほひは、　西行

元木（モトキ）　今、瀧山村の大字にて、山形の南郊約一里。○縣誌提要云、元木村に石の華表あり、路傍草萊の間に立てり、何神の門口たるを知らず、頗古色あり、荒谷村六田村にも、類似の者あり、徒に最上三華表の名を存するのみ。○元木の鳥居は、地中に埋沒して僅に上部笠木のみを露出す、その形頗幽雅なり、傳へて、弘法大師の、藏王山を封ずる爲めに建てたるものなりとも、龍山護摩堂の神門なりともいへり、その他にも、かの荒谷にあるは面白（オモシロ）山を封ずるもの、六田にあるは甑岳を封ずるものなりと傳ふ。

青田（アヲタ）　今、瀧山村の大字にて、元木の東に隣る、古簡には栗生田（アオタ）につくれり。

出羽國最上郡之内、栗生田鄕之事、渡之候、任先例、可有知行之狀如件、

文正二年十一月吉日　千代松丸

國分河内守殿〔仙臺國分文書〕

此千代松丸は、何人にや、一説、伊達十三代尙宗といへり、されど、伊達氏が、最上に知行安堵狀を下す理由なし、山形、上山等の武衞氏の者歟。

（栗生田）

千歲山（チトセ）　山形城市の東南一里なる小峰巒にして、標高四三〇米、藏王山、龍山の尾とす。今、瀧山村平清水（ヒラシミヅ）の管内に入る。近年、其水石花卉を修整して、士女遊覽の公園と爲されしか、幾もなく荒廢す。

大八洲遊記云、山形街東有園、名曰千歲、縈以流水、兩岸甃以天然石、高五六尺、水廣二丈深二尺、極淸澈、園形如圓月、雜植花卉、中有堂頗大、亦有噴泉、混々沸出、山形以地近山、無地不水、無水不石、故以水石實園池、尤易下手。

風土略記云、千歲山、赤はげといふ麓に、大佛堂あり、近世、山形の金銀細工人齋藤某の建立せしとぞ、其次に觀音堂あり、（淸水の觀音と云ふ）此麓に耕龍寺あり、平淸水は阿古屋姬の隱れ住み玉ひし村なりと說き、慈覺大師の作大日如來の堂あり、別當は天台眞言兼帶にて平泉寺といふ、大佛堂觀音堂の間に二つの大石あり、此岩石に小なる穴ありて水常に湛へ、如何なる炎天にても涸るゝことなしとぞ、之を土人中將姬の鐵漿石、硯石と稱せしなり、又、大佛堂の南に雞山といふあり、每年三月上巳には、誰れ敎ふるにあらざれども、子供大勢集り雞鬪（トリアハセ）をなせしが、今は止みたり、又、耻川（ハツカシ）（淸水川）といふ小川あり、阿古屋姬の越え玉ひし川とて、川水地下をめくり、流れ忽形を隱し、福の神と申所にて地中より涌出で流るるなり、故に耻川といふ。

（平清泉）

元祿中紀行陸奧千鳥云、千載山、おのつから松一色にして、山の姿圓なり、麓に大日堂、大佛堂、後の麓に晚鐘寺、境内に實方中將の墓あり、佛前の位牌を見れば、「右中將四位下光孝善等」あこやの松、此寺の上、ちとせ山の岨に有りけるを、いつの頃か枯れうせて、跡のみ也、はつかし川は、ひら淸水村の中より流れ出つる、

永慶軍記、慶長五年、戶澤盛安妻女のみちゆきの詞中に「天童を過ぎ、山形千年山にぞ著にける、是なん、奥羽いまだ分たざりし時、陸奧の阿小屋の松と詠せし名所也、今はそれとも見えわかず、其麓に流るゝはづかし川を渡るとて、斯ぞ讀みてける、

水かゝみみるもやつれて俤のはづかし川を渡りこそすれ、笹屋峠の難所を越て、川崎、猿个花、勝田宮などいふ宿々を打過き、云々。耻川とは、方言に、洑流をいふに似たり。

（耻川）

阿古耶（アコヤ）　千歲山の舊名なるべし、後世、才媛の名に擬し、種々の韵事をかたるも、箇はおのつから別異に屬す、彼れ古歌の、

みちのくのあこやの松にこかくれていづべき月の出やらぬかな、〔夫木集〕

とあるに原つくも、地名たること明白なり。○風土略記云、今、千歲山の頂上にあこやといふ地あり、卽、阿古屋の松のある所なり、萬松寺の後の山際に、阿古屋姬の石塔、東向に立てり、阿古屋姬は右大臣豐成卿の息女にして、中將姬の妹なりとも傳ふ、豐成卿流罪となり玉ふとき家の子あり、主君の姬君のお供して難を避け、生國なれば出羽へ逃下り、當山の麓平淸水に隱れ住みしに、姬君末期に及んで、此山の頂に葬り、印に松を植ゑたべとて、和歌を詠じ、終に空しくなり玉ふとぞ、村老の申傳へには、

消えし世の跡問ふ松の末かけて名のみは千ゝの秋の月かげ、

と詠じ玉へりとか、凡阿古屋に登山するものは、松に紙を結付て印とする事、國の習はしにて今なほ然り、昔石碑に彼歌を刻し山の頂にありしが、いつの頃にかありけん、山より轉落して石缺けたり、此故に麓の萬松寺の堂の後に立置く、寺に阿古屋姫の影像あり。○縣誌提要云、千歳山に阿古耶松の古蹟を遺せり、古歌有り、載て萬葉集に在り、里俗傳ふ、奥州信夫の牧主、藤原中納言豐充に女有り、阿古耶と曰ふ、私夫有り、綠衣玄裳、狀貌甚秀偉、自言ふ十八公の長にして、千歳山に住すと、一夜愀然として曰く、今より後、復相觀るを得ざらん、死せば只卿の導引を要するのみと、瞥然として見えず、姫追蹤せんとす、時に片雲月を吐て、窓に庭松影を印せり、當時國人、名取川橋梁修理の擧ありて其材を選む、千歳山の古松、枝幹巨大、其用に適せり、乃斧斤之に及び、松樹終に斬伐せらる、然るに衆力動かす能はず、姫之を聞き深く感悟する所あり、往て爲に路を啓く、是に於て其材始て運搬に就く、姫死するに及び、其遺言に依りて、山上の樹根に葬り、更に一松樹を植て其墓を表す、松に阿古耶の名あるは之に由れり、姫の死、慶雲四年二月十六日に在りと云ふ。○今按、阿古耶の古諺は、其詳を傳へず。木かくれの歌は、古事談、平語に之を載するも、萬葉に見えず、而も道奥の阿古耶といへば、和銅以前の舊語歟。俚俗の傳唱、訛を化れずと雖、木かくれの句意に據り、僅に、其悼亡展墓の作たりしを知るを得ん。

弔藤公實方墓　源　君美

昔日藤公宅、禪林一逕深、東陲千里涙、北闕百年心、
蒲葉無人識、松聲幾處尋、山中墳四尺、空有綠苔侵、

古事談云、一條院御時、實方をば、歌枕みてまいれとて、被任陸奥守、於任國逝去、云々、實方經廻奥州之間、爲見歌枕、日々出行、或曰、あこやの松見んとて、欲出之處、國人申出、あこやの松と申所こそ、此國中に候はれと申之時、老翁一人進出申曰、君は「いづべき月のいでやらぬかな」と申す古歌を思食て、被仰下候歟、然ば、件の歌は出羽陸奥未界之時、所讀之歌也、被界兩國之後者、件松出羽國方に罷成候也、と申けり。○平家物語云、今、東に聞ゆる陸奥國も、昔は六十六郡が一國なりしを、十二郡を割分て後、出羽國とは立てられたり、去ば、實方中將奥州へ流されし時、「陸奥の阿古屋の松に木隱て出べき月の出もやらぬか」(八坂本云、出もやらぬに、云々)と云歌の心を以て、當國の名所阿古屋の松とは御尋ありしかど、其は昔兩國が一國なりし時讀侍りし歌なり、十二郡割分て後は、出羽國にぞ候らん、と申翁ありければ、さらばとて、實方中將も、出羽國に赴てこそ、阿古屋の松をば見てける。○風土略記又云、千年山阿古屋の松は、山形城下と新山(シンザン)驛の間に在りて、實方中將の石塔は萬松(バンショウ)寺に在り、山形より辰巳の方にあたり、麓は仙臺街道、寺領八十石、開基知れず、始は天台宗なりしが後に眞言宗となせり、又臨濟宗になり、歷積轉に及べり、文明年中に至て、平清水村耕龍寺六代の住僧、金庭眞和尚、寺院取立再興ありて開山となる、今は曹洞宗にて相續せり、先住祖庭春曉禪師、夜々石上に座禪せし所に、實方中將の亡靈現れて、禪話の問答ありしとぞ、實方朝臣は、陸奥國歌枕修行し、阿古屋の松を尋ね、名取郡笠島の里にて終に空しくなり玉ふと雖、此故にて、其石碑も、今は阿古屋姫の石塔に並べて立置けり。

（萬松寺）

姑射神仙綽約容、千年山上只遺蹤、瑤琴似聽當時調、
日暮秋風入古松、　平　洲

小立(コダツ)　今、瀧山村の大字なれど、平清水、前田(マヘタ)と共に、千年山の麓にして、青田の北なり。前田は、直に山形市街の東南に接したり、熊野神社あり。此邊に陶戸あり、文化年中に之を創め、千年山燒といふ。

小白川(コシラカハ)　今、東澤(ヒガシサハ)村の大字なれど、千歳山の西北麓にして山形七日町の東に接す、即、仙臺路笹谷峠の山口なり。西光寺あり、其庭園は、茶伯小堀遠州の築く所とつたふ。愛宕山は、小白川の北、馬見崎川を隔つ)にして、山家(ヤマヘ)(鈴川村)の南なり、盃山(サカヅキ)に連互す。

風土略記云　寛永年中、鳥居左京亮忠政、山形城主たりし時、小白川村の北なる山の頂に、愛宕山權現を勸請ありて、別當を新白雲寺と稱し、知行二百三十石寄付ありしと、古老の語り傳たり、然れども、山高くして城下城内一目の下に見えはべる故、今は山の中程に遷座あり、山頂には小祠を立て、之れを古堂と唱ふ、岩山にて景色よろし、天狗岩、材木岩といふあり。

小白川天神社(コシラカハ)　縣誌提要云、小白川村は、七日町に接せり、拂鬼城の古蹟あり、日本武尊東征の時、陣營の地と云へり、今天神社あり、其境内蓋是なり。○最上分限帳に、二百石天神別當とあるは、何寺社にあたる歟、小白川に非ずや。

妙見寺(メウケンジ)　今、小白川、釋迦堂(シヤカダウ)、寶澤(ハウサハ)、滑川、新山、關澤なと相合して東澤村と改む。山形市の東凡一里にして、馬見崎川に緣り、千歳山の東北にあたり、笹谷驛路にかゝる。唐松(カラマツ)觀音あり(最上札所五番)、山腹に高く寶閣を架し、その風致、宛然京都の清水寺に類せり。(分限帳、新山觀音領四十七石とあるは、唐松歟)妙見寺の名は、もと妙見菩薩奉祠によりて起れるならんが、後世はたゞ觀音大士をのみ說けり。佐久間氏觀聞志に「山形城邑、其南山陰峠一青山、是自古所稱千年山、其下所謂阿古屋松是也、其北山曰蜂澤山、其地有大悲閣、曰唐松山觀音、是所謂有也觀音也」蜂澤は寶澤に同じ、有也無也の說は笹谷峠に合考すべし。妙見寺の東なる釋迦堂は、法號法來寺といひ、大雄世尊の像を安置す。北方の橫嶺を杯山といふ。○平洲松島紀行云、釋迦堂村、左崖上有閣、曰唐松觀音、其地可想、村之半、左取幽篁、

（釋迦堂）

草盡溪流、架筬橋、橋幹經緯枝、形如織之筬、故名、危甚、達峭壁下、壁長二三十歩、高十餘仞、一石、所謂石翁也、刻其左稜如階、階窮乖崇於梯、縋上不見人、獨木大士屹坐、闊方二丈、傾仄甚、隨歩動、觸其肩、攔之壁、抱柱而俯、所見樹巓與雲瀨、目眩歸矣。

（關澤）

新山（シンザン）　今、東澤村の大字にて、沙見寺の東一里、此より二十四町にして關澤（セキザハ）、更に三十町にして笹谷峠の分界に達すべし。關澤は、藩政の時、御番所のありし地なり。一名、關根といへり。

天保七寅息軒紀行云、山形、秋元侯治焉、商家三千、最上氏之遺也、地又據奥羽孔道、以故、覈殺傾六萬石、猶不失舊貫云、離郭一里、雲如潑墨、雷聲殷然、是日山行、心頗患之、既雲淡雷止、風自西來、極與衛嶺爲宜、山麓曰關根、置關征行旅、士人則否、贏驚入吳、少下有大士堂、老俯守之、蓋自羽關根至奥笹谷、登降三里、惟此可築宅、而煙火絶遠、非平民所能栖、仙臺先侯憫行旅之勞、特置此庵、以供茶烟、或遇風雪、亦得投宿以免凍死、是可法也、笹谷亦有關、乃仙臺所置、法與關根同、晡後雷雨大至、宿川崎驛。

笹谷峠（サヤ）　今、東澤村（關澤）の管內にして、山形仙臺の大路とす。山形より凡四里。東に下る一里を笹谷驛とす（仙臺へ十里）、其頂界は標高九百六十米。其北峰を仙人嶽といひ、標高一千百六十米。〇此峠は、古名大關山（オホセキ）といひ、又有也無也（ウヤムヤ）の關と呼ばれたり。延喜式に據れば、陸奥柴田郡小野驛より、出羽國最上郡最上驛に傳ふるを制と爲せり、古道の此山を過ぎしも亦久し。小野は笹谷の東に其名遺り、最上は卽今の山形なり。（大關山、有也無也、陸前へ重出す）

（伊奈關址）

有也無耶の關をば、古人、伊奈（イナ）の關ともよばれしにや、義經記に、合川の津より最上郡にかゝりて、いなの關越え、宮城野の原へ出づべき由を載す。いなの關、他に聞見せず。されど、夫木集に、いなむや關、うやむや關、幷び擧けたり。又義經記の一所に「むつの國は、いかほどの廣き國ぞととひ給へば、大邊の國にて候、常陸の國とみちのくにとのさかひ、きんたの關と申、出羽と奥州とのさかひを、いなんせきと申、其中五十四郡と申」云々。

（有也無也關址）

有也無也（ウヤムヤ）の關址なるは、今飽海郡と由利郡の堺なる三崎に擬せる者あれど、採り難し、彼條合考あれ。〇奥州道管鑑抄云、むや／＼の關は、又、うやむやの關といふ、其跡とさす所二个所あり、「武士の出さ入さにしなりするとや／＼とりのむや／＼の關」或說に「此山に鬼神住みてなり／＼出て、道行く人をとる、鳥ありうやむやと啼て其の鬼神の有無をしらしむ、行人其の聲を聞き、鬼神の有無を知て往來す、故にうやむやの關といふ」と、今謂ふ所の關跡、一个所は、由利郡象潟の南、小砂川と云ふ里と、吹浦驛との間の海邊に、關村といふあり、是なりといふ、一个所は、歌林良材に八雲御抄を引て「むや／＼の關はみちのくと出羽との間にあり、但し、關は出羽の方にあり、草木しげりて、行人しなりして行く」といへり、是は今笹屋越と云て、木深く物すごき所なり、按するに、關の名をむや／＼といふは、もと木草のむや／＼と生ひ茂りたる故なるべし、故に行人のしなりする也、うやむやとは、音のあやまりより、有無のひゝきにかゝはり、終に鬼神の事など取り合せたる妄說ならんか、上に云ふ象潟の關村の邊は、海きはの平地にて、深山にあらねば、いにしへとても、林木のしげり、ゆく人の迷ふべき所に非す、況んや、鬼神などの住まん地ならば、「出さ入さにしなりする」とよむべきいはれなし、然れば、良材集にいふ「みちのくといではとの間」今の笹屋越なるものを、此關の正跡とすべし。

伊達世次考、天文十三年某月日、最上義守、贈書稙宗公曰、先日辱註進、卽及愍答、至耶否、抑聞、其地變亂、轍出張于笹谷邊、爰去廿八日來書、至本月六日到着、因審、懸田家中有逆意之族、徒於石母田之時、見及一戰、斬獲數多、滿足無極矣。〇野史云、天正十五年三月、鮎貝太郎（永慶軍記作藤太郎）通山形而畔、伊達正宗遣人攻之、太郎棄壁奔山形、義光與之食邑、率兵出陣于笹谷。

平洲松島紀行云、新山驛、山形東界也、又行曰關根驛、笹谷嶺西麓也、宿鈴木氏、其居取石呼水、多幽趣、主人誠愨甚謹、山民敦朴、往往有若人、既有坂、舍馬而歩險甚、坂窮廣平如原、記石曰奥羽之界、所謂有耶無耶關也、或曰、在蚶潟、左右毎歩而棧、雪中逐之以行、霧深風寒、覺腹背粟起、走投茅茨、曰千壽寺、奥之所立以憩行旅也、屋破漏穿、一僧俯佛、衆隷環火而食、見客走讓火、煖酒以進、問所爲生、則採藥於山中云、因語、此中有仙人瀑、險惡難至、一石數十丈、爲橋于淵、又有名石柱數枚、徑四五尺、長二三丈、如四五丈、其積之如橋材、固非蹤跡之所及、又非人力之所能、偶有得至者、怖不敢近、將指其處、雲霧大起、寺有鐘、曰大雪撞以警迷者。

寳澤（ハウザハ）　今、東澤村の大字にして、妙見寺、釋迦堂の東南なる別溪を占め、馬見崎川の遠源とす。卽、龍山の陰にあたり、藏王山の連峰、草倉山、其東を蔽へり、山中に銅坑あり。

風土略記云、寳澤村住吉明神は、金買吉次か父藤太といひし翁なりといへり、別當を石寳山吉藏坊といふ、苅田藏王嶽の北麓にして、刈田嶽は滿山黄金なりとて、金峰（和州吉野藏王宮の山號）と稱し、此澤をも文字をば寳澤と撰むなり。〇按、藏王の産金は、刈田郡の條にも合考せらる。俗諺に、吉次の父を炭燒藤太といふにつけ、此山の産金と製炭の事に附會して、一說を搆へしと見ゆ。されど、藤氏の子にして、橘氏と曰ふは、何等の滑稽ぞ

又、寶の字も、古は甫なり、川名に因りたるを、寺號に附會して、佳字に改めしならん。

馬見崎川

酢川の一支源にして、或は小白川といふ、而も其源は同じく藏王山に發し、西北流、山形市街の東北邊を過ぎ、漆山、成安の間に至り、酢川に合ひ、又、最上川へ歸す、長九里。

馬見崎は、鳥居侯藩主の時まで、今の市中大橋の下を流れたるを、幹河とせしが、更に沖原の地へ河道を改めらる。

馬見崎川の源は、即寶澤なり、妙見寺より東南一里、更に東南四里の險峻を跋めば、藏王山に到るといふ、山中に瀑布多し。此一溪、寶澤と妙見寺の間にて、滑川（笹谷峠に發る）を容れ、山形市の北一里半、七浦（今出羽村）に至り、高瀨川に合ふ。然らば、高瀨川を以て大白川と爲す歟。○風土略記云、馬見崎川の左右兩側は、上流は小白川の莊にて、而も其下流の三條目、成安村邊にては、此川を白川と云ふ、又、三條目村白川寺と云ふあり、此白川によそひて號すと、然らば其より所なきに非す。

山形

今、山形市、五千五百戶、即、羽之前州の治府にして、其城營は兵勇を屯駐せしむること舊時に同く、而も其盛大繁華は新政に及び愈加ふる所あり。鐵道は、城營と市巷の中間を過ぎ、福島五十五哩、秋田（久保田）百三十二哩。又、陸前仙臺への山路あり、距離十六里（其水運は、長崎を以て河津とす、西北二里半）

寛知集に、山形侍從（松平下總守）知行の郡村領、村山郡百五十六个村の內。

下條村　十日町村　横村　蠟燭村　楯町村　七日町村　三日町村　楮物村　二日町村　東河原村　旅籠村　地藏村　五日町村　八日町村　上町村　鐵砲村　小荷駄村　北番町村　火行川原村　羽木村　塗町村　銀子町村　皆川村　小橋村　弓町村　藥師村　相姓村　專稱寺村　柳町村　新町村

とあげられし、皆城下の巷里なり。

此地は、古の最上郡最上郷にして、驛家を置かれ、陸奧柴田驛小野より承けて、村山驛へ繼けり、即出羽の首驛たり、要衝想ふべし。延文年中、奧州探題斯波家長の舍弟大崎家兼の次男兼頼、來りて羽州を鎭め、最上に築き、即最上氏といふ。而も、或は之を山形城といへるにより、近世は專山形の稱を唱へ、遂に正號を失ふ。山方郷、最上郷に合考すべし。

按、山形とは郷名に出で、山方最上、并びに和名抄に載せたり。而も其境域を探求するに、山方は最上の南隣にして、今の山形城邑は、和名抄山方郷にあらず、最上郷にあたる。

天明九年東國旅行談云、羽州最上の山がたの町は、入口より出口まで家々軒をならべ建續二里餘、當所の名產とする物は、漆、晒蠟、紅花なり、中にも紅花の市とて、夏の花さかりには、古坂より橋下まで十一里が間、在在谷々みな紅花を作て營とする故（是を山の內花といふ）朝ごとに摘て此町の花市へ持きたりて、金銀穀物と交易す、老若男女群集をなして夥し、此紅花を買取人を花師といひて、諸國より入こみ、俵にして、京都大阪、または御當地へも送る事なり。○近年、山形は薄荷を以て名產とす。

山形縣廳

今、市街の中央、旅籠町に在り、羽前一州を管治す、人口八十五萬、十一郡二市とす。

明治維新の初め、廳舍に、舊藩主の城內三之丸邸を以て之に充てたり。明治十年、今の地に相し建築す。裁判所及び諸官署、學校等、相前後して此邊に起さる。○明治戊寅巡廻日記云、山形、街衢通溝渠、水聲淙淙、市店屈曲相連、長一里餘、大抵茅屋矮、而學校病院官舍之建築、尤穩雄然、摸洋製、庭園樹木蓊蔚茂、猶毬鎮之一鎮、隊驚人目。戶數凡四千百餘、日有蕃殖之勢、按、三陸兩羽舊稱之七州、土人言語古朴難通、余經過舊誤代陸前陸中、亭路旅亭不復苦對話、且由此縣以入人民交通智識新開也、至陸奧羽後、則地與里程物產大略耳、今入羽前、語言又通、因思、風俗言語之異、非由地形然、由政治爲之區畫也、今王化彌及遐邑僻陬、乃知風俗言語海內歸一、蓋在近矣。

山形城

（最上城址）

山形市街の西なる平衍を占め、大地標高約百五十米、酢川と馬見崎川の間にあたれど、水の迫る所たらず、壘壕を造りて防拒と爲す。往昔、最上氏の據りて羽州の探題館と稱せる者なるが、近世（最上氏、元和八年改易）は、城主數易、殆驛舍に似たり。而も、形勝の宜に居るを以て、藩封を撤去せらるゝも、猶城營たり、今步兵第三十三聯隊の駐所とす。

山形縣地誌提要云、山形城は霞城と號す、天平年間、大野東人創築すと、延文元年、斯波兼頼、奧州大崎より移住し、城郭を修理して之に居り、子孫最上を氏とす、十四代義俊に至り、長臣等相爭ひて政理亂れ、遂に改易となる、之を元和八年とす、同年十月鳥居忠政、二代、寛永十三年保科正之、同二十年幕府料となり、正保元年松平直基、慶安元年より松平忠明、二代、寛文八年より奧平昌能、二代、貞享二年堀田正仲、同三年松平直矩、元祿五年松平忠雅、同十三年より堀田正虎、三代、延享三年松平乘佑、明和元年松平正容へ附し、復幕料となる、同四年より秋元凉朝、四代、弘化三年より水野忠精、同忠弘、領主たり、封五萬石、明治二年六月、忠弘江州朝日山に移封、尋いて廢藩となり、本城は縣治とせられ、後陸軍省へ屬し、兵營を置かる。○風土略記云、山形城は最上家の先祖斯波兼頼の築かせ給ふ、義光物語に「兼頼在職二十四年、兼頼より義光迄は八代なり」と、續太平

記に「兼頼を按察使に任して出羽國に下されしに、故の國司、北畠中納言顯家の末、天童丸とて、弱冠の有けるを、實の主君の如くに仰て、今の守護國司をば敬はず、依之、武家方宮方と二つに分れて、國中に干戈の鳴止時なかりし」とあり、又「奥羽兩國には、往比武家草創の初、斯波尾張守直持を鎮守府、同修理太夫兼頼を按察使とし、兩國彼下知に隨ふ」云々、(直持は兼頼の舍兄にて、大埼氏也)「羽州には、最上修理太夫政家と、伊達の勢と相挑て、一日に七度、見るめが原にて戰ふ」云云、政家は兼頼の子孫にやあらん、また、山形の城は、天平年中に、大野東人築給ふ由、印役村太神宮の縁起に見えたり、續日本紀によれば、東人、奥州賀美郡より新に道を開き、出羽最上郡玉野に來りたまふこと、詳細に見えたり、さて最上家は、天正年中、義光(出羽守)の時代に、最上村山兩郡の不服の諸家を劇夷し、大泉庄内、由利、仙北まで武勇を示しゝが、豐臣家天下一統の時、所領を安堵し、慶長五年、上杉を破り再び庄内由利を切取、同十九年卒去、駿河守家親相續の後、元和六年卒去、源五郎義俊、十二歳にて相續有しに、家老爭論に及びて、將軍秀忠公の台聽に達しけるに、悲哉、忠臣第一なる松根備前守、申所無證據の由御咎を蒙り、立花家に御預け、最上家改易、領知六十一萬石被召上、堪忍分とて近江三河の兩國の内にて壹萬石被下、義俊高家衆となり、江戸屋敷住居、延文元丙申、按察使兼頼、最上へ入部以來、元和八戌年迄、二百六十七年也　山王宮は、山形城本丸の奥にあり、羽源記を見るに、兼頼國司に補せられし時、江州日吉の祠に詣て、任國平均なるべくんば、忽瑞異を與へ玉へと申す、其後夢あり、當館を築て、山王を鎮守とす、永正三年、最上家臣荒田左京、社中に本地佛を置き、中館山永正寺と號す、云々、社領椹澤に在り、義光物語に三百石とあり、舊記曰、永正五戊辰年、義淳朝臣建立なりと。

（探題館址）（府中）

最上系圖云、斯波伊豫守家兼二男、兼頼修理大夫、出羽大將、延文元丙申年八月、最上郡府中山形入部、康暦元年六月八日卒、兼頼男直家右京大夫、應永十七年卒、直家男滿直修理大夫、應永卅年卒、滿直男滿家、嘉吉三年卒、滿家男義春右京大夫、文明六年死、義春男義秋修理大夫、文明十二年卒、義秋男滿氏治部大輔、明應三年卒、滿氏男義淳左衛門佐、永正元年卒、義淳男義定修理大夫、永正十七年卒、義定男義守天正八年死、義守男義光出羽守、天正十九年任侍從、慶長十六年任少將、同十九年正月十八日死。

按、最上山形城を、大野東人に係けて說くは、牽強の語勿論耳。霞城といふも、俚談採るに足らず、昔は探題殿（タンダイ）の中館（ナカダテ）と呼ばる。室町幕府御内書案に(康正年中)、出羽探題右京、同修理とあるは、最上系圖の義春義秋父子にあたり、蜷川親元記に、羽州探題右京大夫とあるも義春なり。同記又「氏家伊豫守宗政、羽州探題内也、漆十盃進之」とありて、氏家は最上家の執事を世襲す、成澤館に居れり。さて、最上城は即探題館なれば、往時の俗に、府中（フチユウ）ともいへるにや。諸書に府中山形と記するものあり、蓋、中館の義歟。又、出羽の國府は、往時出羽郡に在りしが、中世屢變災に逢ひて、終に其地を失ひければ、國人探題の中館を呼ぶに、府中の擬稱を以てせし歟。(安倍親任出羽府城考に、寛治年中に、已に最上へ府城を移すと說けるは、確據明證あるに非ず)又、最上斯波氏の同祖の家なる、京都尾張越前等に繁榮せる武衛氏は、足利幕府の管領職を帶び、最盛名あり。これによりて、最上の門葉も、武衛の氏號を冒しにや、諸書に往々斯波最上といふべきを、武衛、武永と記したり。兼頼を按察使といふも、正稱にはあらず、探題の異號のみ。

庄内之儀、日々京都へ申上候處、委被達上聞、無御別條、可被仰附之旨、其方へ被成御書候、先度富田より返書之間、即爲一覽、近日重而可被得其意候、(中略)

三月十七日(天正十八)家康(判)

山方出羽守殿(最上家譜)

六椹八幡宮（ムクヌギ）

俗說、大野東人、或は源頼義に托すれど、信け難し。蓋、最上氏、其宗族源家の氏神なるを以て、之を置けるのみ。市内鉄砲町に存す、境内に椹の大樹六株あり、即六椹の俗稱あれど、本號は最上八幡ならん。天保年中撰、山形道記に「六椹八幡宮、寶永の鐘銘に、東羽最上郡府、山形、云々」。○風土略記云、山形八幡は、六椹八幡宮と云ふ、別當六椹寺、朱印地高四百八十石、山形の城主累代の祈願所たりき、同所に觀音堂あり、志津觀音と稱す、往古は今の山形城内吹張に在りしを、義光の世に、城南へ移されしなり。○縣誌提要云、山形八幡宮、六椹と稱す、康平年間、源頼義奥州征討の際、此地を本營とす、地名、昔時は陸奥苦抜（ムツクヌキ）に作れり。○最上分限帳に、二百石八幡神主八郎、二百六十石米吽坊云々。

寶光院（ハウクワウ）

六椹八幡と共に、鐵砲町に屬す、最上山王(日吉神)社の社僧たり、彼社は、近年まで、城内本丸に在りし。○風土略記云、寶光院、天台宗なり、山王別當にて天台宗妙園山形照寺寶光院といふ、社領二百七十八石、慶安年中より御朱印を賜ふ、此等古へは山形より北の方一里に在り、天正年中、山形に遷す、今に中野村北宿といふ所に古跡の林あり。(分限帳、法光院二百四十石)行藏（ギヤウザウ）院は熊野藏王兩權現の別當にて、金剛寶寺と稱し、修驗當山派の大先達職たりき、最上分限帳に二百五十石行藏院と載するもの是也。凡山形城下の寺社は、近世合五千餘石の朱印地黑印地を知行し、寛永以後、城主はさのみ強大ならざりしも、僧祝の權勢によりて、頗本邑の名聲を保持したり。

光禪寺（クワウゼン）

今、市内三日町にありて、最上氏中興の祖、義光

の墓廟とす。〇風土略記云、光禪寺、朱印二百五拾石、曹洞一派の錄所にて、天瀧山慶長積林光禪寺と號す、慶長年中、義光の開基にて、始め慶長寺と號す、後に光禪寺と改む、義光、家親、義俊、三代の石塔、并に殉死四人の石塔あり、寛永五年までは、城の東七日町にありける所、鳥居左京亮忠政山形へ入部有りけるに、奧州岩城より長源寺を召請有り、光禪寺の客殿を可被明渡由種々に被申、光禪寺是非なく公訴せんと上山まで出られける時、曾人を被遣、三日町にて寺地を給はり引寺となる、やがて最上家の浪人侍五六百人集りて、義光の尊骸、三日町へ再葬ありしと、古老の言傳へなり、當寺の寶物、義光の枕屛風一雙、(大坂落城の圖、玄宗部落の圖なり)武具馬具等ありしが、今は紛失したりと、長源寺、淵寶山と稱し、鳥居忠政の廟所なり、寛永五年之を建てられ、今に城下禪宗四个寺の一とす。

光明寺（クワウミヤウ）　遊行時宗の古道場也。風土略記云、遍照山光明寺、古は城門にて大手御門の向にあり、寛永年中鳥居氏本城を修築のとき、城の東(寺町通)にて地を賜る、今の境内是れなり、最上修理大夫兼頼、永和元乙卯年、遊行十代の上人を戒師として落髪あり、其阿上人、成覺龍公と號し、當寺を草創ありて隱居所とし玉へり、此故に城内にありしとぞ、寺領千七百六十石、近年石碑を立つ、其表に按察使將軍源兼賴公と刻す。

山野邊系圖云、出羽大掾、修理太夫兼頼、伊豫守家兼次子、延文元丙申年八月、最上郡府中山形入部、光明寺殿成覺就公、康曆元年六月八日逝去、

法祥寺（ホフシヤウ）　風土略記云、瑞雲山法祥寺、寺領御朱印二百石、曹洞派四个錄所の一にして、初めは城内鈎御門の際に在り、義光朝臣、城下町割の時、今の地へ引かる、當寺は最上三代滿直朝臣、應永年中の開基なり。

山野邊系圖云、最上修理大夫滿直、法祥寺殿念叟公、應永三十一年逝去。〇分限帳、法性寺二百石とは是れか。

龍門寺（リユウモン）　御朱印百八十石、曹洞派の錄所四个寺の一なり、兼頼五代の孫、右京大夫義春、當寺にて葬式あり、今此地を皆川町と云ふ。

山野邊系圖云、右京太夫義春、龍門寺殿天眞源公、文明六年逝去。又云、右京太夫義守、後龍門寺殿羽與榮林、天正八年逝去。

專稱寺（センシヨウ）　今、七日町に在り、殿堂莊麗、近世最上領内一向新宗の巨魁に推されたり。開基不詳、文明年中、山科本願寺蓮如の弟子賴正を寺祖とするとか、今、眞宗東派に屬す。風土略記云、專稱寺は、本願寺八世蓮如上人の弟子某、文明年中當國に下向し、高玉村に一寺を建立し、慶長元年山形に移る、(旅籠町、今の覺生寺是なり)義光物語に曰ふ「義光公御秘藏の御娘、年十六、おいまの御前と云ふがあり、奧羽兩國に並びなき美女の由、關白秀次公聞及ばれ、頻りに御所望なされ候故、京都まで遣されける處、對面さへなきに怪事出來り、秀次公高野山にて御切腹、公の思ひ者三十六人、六條河原にて害せられ玉ふ、義光公の御娘も其内なり、辭世の歌に、「深き罪なみだのつるぎにかゝる身の何か五つのさはりあるべき」、義光公は之を聞召、御愁傷限りなく、旅籠町に有ける專稱寺に其菩提を弔はせ、更に地を給はり、堂塔廡廊不殘建立あり、爾來一向一派の觸頭たりし。〇縣誌提要云、專稱寺本堂の四隅に木偶有り、梁を舁上る狀を作す、體度活る如し、胸膈に傷痕有り、傳へ言ふ、曾て獵者有り、視て以て怪物と做し、一再銃撃したるに因れりと。

山形兩所宮（ヤマガタリヤウシヨ）　鳥海山月山兩所の遙拜殿にして、今、宮町天狗橋の傍に鎭座し、一に武門吉事宮と號す。或は、康平六年、源頼義の勸請する所といふは、固より信け難し。舊別當柏山寺境内の古井を金井と呼び、金賣吉治の事を誌す、即、吉事宮の語緣に附會せるなり。

(吉事宮)　(成就院址)

風土略記云、山形兩所宮、舊號は吉事宮といふ、二座は飽海郡大物忌月山兩社の勸請にして、十一座は城輪大明神(地主の明神と云)、山王、摩利支天、若宮、八幡、藥師堂、熊野權現、辨才天、稻荷、天滿宮、印鑰神明宮(是は山形城の東を距る十九丁、印鑰村に在り)鳥居額裡に「文祿四年霜月、出羽少將源義光建立」とあり、翁面一枚、鎧二領、太刀一振、また少將殿奉納也、慶安の年より、六百八十九石の御朱印を下され、別當社家等配分、別當は眞言新義にして、平地山成就院建立寺と稱す、舊記に「承安年中、源義經奧州に下向の時、金賣吉治信高に同道し、吉治に命じて再興」云々、土俗、吉治が再造營を誤りて吉治が靈社と心得、大物忌神、月山神、城輪明神の三社をさして、吉治吉內吉六の兄弟三人が靈社と云ひ傳ふとかや、義光物語に、金賣吉治が勸請せりと書したり、正月十五日印鑰祭といふあり、印役村攝社の長床に社家集會して、酒肴饗宴を獻す、吉事宮は、往昔神主を留守氏といひしに、天正中に斷絕す、羽源記に、月山鳥海山兩所に、羽黑をも加へしは大なる誤なり、又一記に曰く、慶長五年九月、直江山城守山形へ亂入の節、高處へ登り、當城を伺はんとせしに、霞覆ひて見ること能はす、義光公此驗を眼前に見たまひ、是れ全く武門吉事宮の冥加守護に疑ひなしと、深く神德を感心有て、當城を霞が城と改名し、當時戰國の砌なれば、飽海郡兩所權現の御神躰を供奉し奉り、山形に遷座ありしなり、云々。〇成就院は、最上義光の祈禱師たるよし、山形軍記に見えたり、分限帳に、五百六十石成就院と載す。又、兩所宮の諸給人は、里見、印役、田所、穗深、行事、大夫、稅所(宰相)、結城等、二十家計を載す、大社たりしこと知るべし。さて、此祠を吉事宮といふは、武門祝福の嘉號に外ならざるべきも、印鑰祭の遺例、(印鑰とは國府の

官印官鑰なり）及び國分寺の此地に存在するを想へば、本祠は國分の惣社に擬すべし。蓋、中古、出羽國の舊府廢亡し、斯波兼頼の探題館を此に置くや、國人視て府城と爲し、舊府（出羽郡）の惣社（鎮所宮）國分寺等も、最上城下に來遷したる者歟。されば、最上府中の稱あるも、其故なりと覺ゆるに非ずや。

（柏山寺址）

國分寺　今、兩所宮とともに宮町にあり、傳へて天平敕願の舊址なりといへど、沿革の次第詳ならず。近世は全く柏山寺に屬したりしが、嘉永年中、律僧宥海中興の後、頗面目を加へ、維新後柏山寺亡び、（柏山寺址は、今開きて、公園並びに招魂廟とせらる）國分寺自立す。寺中に妙見堂あり、又、鴻池あり。

風土略記云、國分寺藥師堂は、山形町續東の方に在り、御朱印三百二十石、別當を國分寺柏山寺と稱す、國分寺に藥師を安置する事、諸國通例なり、柏山寺は兩所宮三寺の本寺なり、院内を柏町と唱ふ、聖武皇帝敕願にて、往古は尼寺附きて有りしが、いつ頃よりか山伏となりしとぞ。

續日本後紀、承和四年六月、佐從五位下勲六等小野朝臣宗成請、勅聽出羽國最上郡建立濟苦院一處、又宗成所、同國分二寺、本造佛菩薩像、並寫得雜經四千餘卷、並令附官帳、不紛迷、事具官符。

按、小野氏は當國由緒の名家なり、濟苦院は今知れず。國分寺は諸州の例には皆國府の近地に在り、而も當國に出羽郡に國分寺なく、最上郡にこれあり、異例と謂ふべし、吉事宮の下に合考すべし。

元亨釋書云、安慧、事小野寺廣智（下野國都賀郡）、廣智俗之號菩薩者也、智異其才器、携附台嶺傳教、々寂、從慈覺、承和十一年、爲羽州講師、時管内皆學唯識、不知台教、自慧開講、州人棄相歸性。

（濟苦院址）

吉原　今、沼木、南館と相合せ、南沼原村と改む、山形城市の西南郊にして、酢川の畔に至る。東界は櫻田、元木に接し、米澤、上山よりの大路之に出る。風土略記云、吉原陣屋は、野州宇都宮城主松平主殿頭、八千石十个村を支配す。（安永三年以後に廢す）。○縣誌提要、吉原片谷地の間、須川北流す、通船は船町以上溯る能はざりしが、近年有志の徒、兩崖の荊棘を闢き、船を曳きて、逆巻に到り、架梁石橋に改作す、其製螮蝀の狀に擬す一奇觀なり。○大八洲遊記云、未至山形里餘、有川曰坂巻、有石橋架焉、曰常盤橋、下爲假月形者凡五、工作精緻可愛。（逆巻の石橋、後十年許にして洪水に破れ、漕運も通せずなりぬ、逆巻の下流に堀込といふ一區あり、山形より長谷堂への渡津にあたる）○明和中紀平洲遊記云、松原驛北、曰須河橋、曰芳原、曰南楯、而山形府也、草昧之時、最上氏所都、市井殷富、遺俗尚存、方奥羽未分、刺史居焉、有女阿姑射、美而早夭、刺史造寺求冥福、慶雲中事也、有女塑像、樹其生髮、阿姑射松、蓋其墓木也、枯已久。

（逆巻）

沼木　今、吉原と合せ、南沼原村と改む。山形城の西南一里なる平郊にして、慶長庚子九月の陣地跡也、正面に白鷹山を望み、酢川を隔てて長谷堂へ一里餘。關原戰史云、慶長五年九月、上杉氏の兵、最上義光の封内を侵す、伊達政宗、其將高森政景をして最上を援はしむ、廿一日に至り、政宗更に大條景頼をして、兵を率ゐて山形に赴援せしめ、且書を政景に與へて、速に笹谷嶺を越え前進せしむ、（政宗の母最上氏も、亦十九日を以て書を政宗に與へ、速に山形に來るを求めたり）廿二日、政景小白川に進み、其兵を新山、釋迦堂等の各所に配置し、廿三日、長谷堂の敵兵退却の色あるを望み、部下各隊長と共に山形に赴き、義光と議する所あり、廿四日、沼木に進み、酢川の右岸を占め、若干の兵をして川を越えしめ、敵の動靜を試む、春日元忠の兵之に應じ、水田溝渠の間に戰ひ、暫時にして交綏す。（長谷堂、柏倉に合考せよ）○沼木の鎮守を大鷹明神といふ、奥州刈田郡にて藏王の山神を祭りて大鷹といふと同き歟。明和安永の頃にや、沼木に肥前國島原藩主戸田氏の陣屋ありて、十六村を治めたり。

飯塚（椹澤）　今、飯塚村といふ、沼木の北に接し、山形城の西に連なれり。椹澤は、更に飯塚の北にして、東村山郡金井村志戸田に接す。

阿蘇郷　和名抄、最上郷阿蘇郷。○今詳ならず、諸郷の已知の位置より推すに、長谷堂、柏倉、村木澤の邊の舊名なるべし。即、山方郷の西北、最上郷の西にして、山邊郷の南なり。地理志料に、阿蘇とは、下野國阿蘇郡の移民の居れる所かと曰はれたり、或は然らん、而も、其地を上山に擬せられしはいかにや。

金井　舊庄名なりと云へど、明徵なし。近世は、山形城の四邊に金井庄を唱へたれど、濫稱のみ。今、南村山郡、東村山郡、共に金井の新村名を立つ、淺薄惜むべし。

風土略記云、山形兩所宮に金井といふ泉あり、金井庄といふは、東、寶澤村より山内の諸村、城下の邊を廣く指せり。○義光物語の奥書に「寛文十三年三月、最上郡金井庄、鈴木氏書寫」、云々。

松原　今、片谷地、黑澤、津金澤、谷柏等と相合せて、金井村と改む。地形の南二里、上山の北一里半、酢川の右岸にして、長谷堂の東隣なり、驛路之を通す。○山形軍記云、義光公すでに柏木山近邊迄打出玉ふ處に、敵は成澤に押へを置、此方へ働くの由告來る、照宗公も、敵柏木山の麓に陣取たると聞玉ひ、上山滿兼を先陣にて押寄、松原と云處にて互に先手懸合せ、半時ばかり相戰ふ。

永慶軍記云、山形勢は柏山の此方に陣をとり、上野山

（柏木山）

勢と柏山を隔て、其間纔に三丁餘なり。（山形軍記、義光物語にも大同少異なり、柏山今知れず）○義光物語云、府中より五十餘町南なる、吉原と云ふ所に着しかば、既に敵も上野山より一里許北の山、黒澤と云ふ所迄發向する由告げ来る、去程に、先手の能登は、成澤より十七八丁北に當る元木と云ふ田原に控へて、馬に草飼居たりけり、二陣に打たる尾張は、上山より山形へ本道なる片谷地（カタヤチ）といふ所に待ち、吉原よりは片谷地迄五六丁南也、元木より片谷地へ十五六丁隔ちけり、山形の大將は、吉原より少し南なる酢川と云へる大川を馳せ越えて、本道より二里程西なる門傳と云ふ所に備を立つ（中略）黒澤坂の下口に、二重堀切せ、其間に逆木引せ、陰に鐵砲二百挺置き、又黒澤村の茂見の中に三百騎、能登に相添置れけり、西の手には菅澤山と云ふに物見を揭げ、山下には鐵砲三百挺置て、柏木山に三百騎、尾張に添て、菅澤山の後詰に置て、義光府城へ歸陣有り。

（片谷地）

（黒澤）

紀平洲遊記云、達上山縣西北里餘、曰四屋（コソヤ）、茅店絢門、藏王（ザワウ）晴峯、近來染衣、右阜左原而上、西北一舉曰月山、行數里、東折行揖藏王、而其麓距此可十里、雲稜村出水白、宛然畫中之物也、半下茅店兩三家、曰黑澤（クロサハ）、東北數峯如餌、西北平田如海、下極曰松原驛、山形南界也。

谷柏（タニカシ）

今、金井村の管内なれど、松原の西にして、長谷堂に近接す。慶長五年九月、上杉兵の屯守して、最上、長谷堂、上山の三城の通路を扼せる地とす、或は谷粕につくれり。

（粕谷）

關原戰史云、九月十四日、直江兼續、畑谷より東に下り、其兵を進めて谷粕（タニカス）に屯し、山形の通路を斷ち、長谷堂上之山の二城に向ひ、同時に之を攻擊せむとす、蓋二城の距離僅に一里、其相應援せむことを慮ればなり、十五日兼續谷粕に在り、義光、其弟光直、三千清水氏満をして兵八千を以て長谷堂を援けしむ、大關親憲、仙道の兵を以て防ぎ、斬首三百餘級、遂に之を擊退す、（中略）上杉の兵長谷堂を圍む已に十餘日、功なし、廿八日、兼續衆と議して曰く、兵を一城の下に頓するは長策に非ず、宜く移して傍近を焚掠すべし、城兵必出て救はん、則之を擊つべし、然らば城は攻めずして陷らんと、而も軍未發せず、關原の敗報至り、廿九日、兼續兵を收めて去る。

長谷堂（ハセダウ）

（本澤）

今、菅澤、仁位田、前明石と相合して本澤（モトサハ）村と改む。山形城府を距つる西南凡二里、本澤川に緣り、三面峯巒に圍繞し、頗幽閑の境也。舊城址あり、又觀音堂あり、乃十一面像にして、相州泊瀨に擬すといふ、創建知れず。

本澤川は、白鷹山の南東溪に出て、丸森、狐森の地を過ぎ、東北に下る。長谷堂は、即。其峽口にあたる。谷粕と仁位田、前明石の間に至り、酢川へ歸す、長四里。

寒河江系圖云、左澤兵部少輔政周、永正甲戌二月、長谷堂に討死、山形義定御入部延引の故也、同日、館岡、山邊、長瀞、其外千餘人討死、かの城には、稙宗の代官小梁川大輔籠る、其翌年有和與、從伊達、義定御臺有御越。○伊達世次考云、稙宗公、永正十一年甲戌二月、與最上兵合戰、於長谷堂大克、斬楯岡、長瀞、山邊式部、吉河兵部已下、敵一千餘人、拔長谷堂城、留小簗川中務親朝守之、（見寒河江氏記錄）。

長谷堂は、永正大永中の古書に見え、最上長井置上の必爭地にして、上山と并稱せらる。されば、最上家の將士の常に屯戍せるや、知るべし。慶長五年九月の役は、世に最も聞えし大戰なり。元祿行囊抄に「破戰道（ハセンダウ）、自上山到此、二里半、慶長年中、最上出羽守義顯と上杉喜平次景勝と合戰の地也」、云々。當時の城主を志村伊豆守光安といふ。

長谷堂城址（ハセダウ）

長谷堂より南に上り、小白府（コシラフ）越に至れば、長井（米澤）の荒砥（西置賜郡）宮内（東置賜郡）、いづれへも降るべし。されば長井の南軍は、每に長谷堂の動靜を伺ひ、上山の本道と相待ちて行進しけん、最上の搦手の切所ともいふべきは、即長谷堂なり。○風土略記云、長谷堂城は、義光の代、志村伊豆守居住せられし跡なり、羽源記に曰ふ「四方嶮岨にして峰高く、麓には川流あり頗る深し、一方は少し明間あり、堀を深く堀り切り、山の内廣し、大木數多生茂り、水澤山にして要害よし、嶺に十一面觀音あり、長谷の觀音を勸請す、山形より行程三里坤の方に當れり、南方は山内にて、すがり田、猪森等を經て、米澤口の往來なり、巽の方は山麓を經て、上の山へ往來する道あり」、義光物語に曰ふ「直江山城守は畑谷城を攻め落し、勢を二手に分ち、上の山長谷堂の兩城を攻めらる、九月十六日、長谷堂へ押寄、城より十一丁隔て、菅澤山に陣す、廿九日、義光も長谷堂まで出馬ありて、五十丁隔てゝ陣する處、家康公より早馬來り、關原合戰に石田を始め關西の諸侯悉く敗軍の由告來る、義光公、急に、敵勢必らず引取る間、各油斷あるべからずと、陣々に觸れ渡さるゝ間に、會津勢の陣所燒立る火の色ほのめき見えければ、すはや敵は退くと進み玉ふ、會津勢これを見て取て返し戰ひけれども、終に追ひ崩され、長井境まで引きけるを、追懸け／＼、一千餘人討捕る、翌十月朔日の曉に、大將直江山城守は、向の峰へ足早に引きけるが、忽にして返し、追ひ亂れたる山形勢を右往左往に打まくり、心靜かに米澤に歸りける、其日打取る首級千五百八十餘と印しけり、味方も六百二十餘人討れたり」、云々、長谷堂合戰、上山合戰の事、北越軍記、東國太平記にも見えたれども、軍立の樣、地理に合はざる事多し、先づ其一二を言へば、上山より長谷堂畑谷までの間に、廿一の館ありと書きたり、上山と長谷堂の間

（馳堂）

一里半、長谷堂と畑谷との間亦一里半、殊に山中にして館を造るに所なし、又、長谷堂の城に濠を作るとあり、長谷堂は山合の城にて、濠水を湛ふるの地なし、又、酢川を渡り東に引退とあり、酢川を渡り東に行くときに成澤の城あれど、米澤會津の往來にあらず、義光書翰には、長井境まで合戰すとあり、此說地理に合へり。其外上山口の合戰に、四里四方の苅田するとあり、上山より米澤往來の山中に、三里四方の苅田する地なし

如御賢意、當方之義、從會津被相働候、何も如御存知、南間之義々行々御破却之砌、於當方、城々被却取置候處、長井境目荒屋と申候地へ取陣、十一日より十三日迄責候間、令護落候、然者、當方川西之者共、主主皆此地に相詰候處、思之外被棄戀候而、不意に下々百姓共、敵陣へ罷出候間、彌味方無人數之體にて令迷惑候處、馳堂と申候地へ取陣候、於此方も敵を押詰近陣仕候而遂一戰候處、不思議の天道を以て、得勝利、會津宗徒之者共五十騎討取、且又後日に遂一戰、此時又敵三十餘騎討取候、敵馳堂へ働く義曾以不罷成候故、敵手を廻候而、長井境に候中山と申地より、上山と申地へ相働候、其節者、彼山に加勢一人も不籠置候處に、地之者計にて中途へ罷出、五百餘騎搓候處へ、無手切懸候而追崩、馬上計百八十七騎、步立以下之事者不知數、討取候、左候而得大利候處に、政宗より爲加勢、一勢被立置候條、備彌堅固候間、敵陣箭楯仕候體を見屆候而、右に申候河西之替候者、替返候而、河西に庄內長井の者共籠居候を、二百三百、先々數个處より討取參候、去月廿九日朝より打續候而、今朔日迄、不嫌晝夜馘共持來候事、幾等と云不知數候、左候へば、敵陣不時に、朔日令敗北候條、此節又追懸候而討候間、雜兵共七八百討取候、都合三千餘討取事に候、(中略)

十月十三日　出羽守(判)

竹貫參河守御報〔會津四家合考〕

（菅澤）

關原戰史云、義光は、畑谷城陷り、附近諸寨の守兵皆退却するや、上下大に震怖するを以て、十四日、使を馳せて援を政宗に乞ひ、又十五日、子義康を送り質とす、義康其夜北目城に達し、政宗に謁す、政宗曰く、山形には吾母あり、(政宗の母は、最上氏にて、義光の姉なり)義として棄つ可からずと、伊達政景をして騎步三千餘人を率ゐて赴援せしむ、十六日、兼續は菅澤山に、春日元忠上泉泰綱は山麓に至りて、共に長谷堂城中の動靜を伺ひ、杉原親憲は其北なる戸上山の東方に位置す、長谷堂は志村伊豆高治の居城なり、援兵小國大膳等と共に之を守る、菅澤山は城を距る僅に二十一町、城兵望み見て、皆出擊を希ふ、是夜風雨晴黑、高治、精兵二百人を二分し、山下の營を襲はしむ、營中大に亂れ死する者無數、乃收めて城に入る、十七日、伊達政景砂金(柴田郡)に來り、旗を笹谷嶺に樹つ、是日、兼續銳隊をなして長谷堂を攻擊せしむるも未た拔く能はす、十八日、元忠等、一昨夜の敗を懲惑し、精兵をなして竹柵を持し、進みて外濠に逼らしむ、城兵櫓上より射擊して之を卻く、(中略)廿九日、關原の敗報兼續の陣に達す、是の日、兼續全軍を十三隊に分ち、退却の路に就かしむ、凡、畑谷、上之山、長谷堂、三城の戰、最上の兵死する者六百二十三人、而して首級を獲ること千五百八十餘、上杉の兵は死する者三千六百餘人、而して首級を獲る二千百餘級と云ふ、此戰死斬首の數、兩軍の錄する所吻合せす、彼此並に夸稱する所あらん、其詳得て知る可らす。

狸森 今、丸森、小白府と相合せて、山元村と改む。長谷堂の南西に、陸中一里半、之に達す。白鷹山の幽谷にして、上山の西北又一里半、麻案を出す。

狸森とは、老獸栖止の洞穴あるに由る、それを狸內狸ともいへり。

（小白府越）

小白府 今、山元村の大字にして、狸森の西一里餘。此より、直に標高四五〇米の險阻を過ぐれば、置賜郡吉野村小滝に降る。山路は更に二分して、黄砥(石那田)宮內に通へり、之を小白府越とす。白鷹山の南麓にして、頂下凡一里。

柏倉 今、門傳を合せ、柏倉村といふ、長谷堂の北一里に滿たず。其間を菅澤といひ、庚子の役に上杉兵の陣地たり。

柏倉は、延享三年以來、久しく棚倉藩小笠原氏、佐倉藩堀田氏の陣屋ありしが、維新の際に至り廢す、支配地凡二萬石。

戸上山 又、富神に作る、柏倉の西にして、沼木、門傳より直路白鷹に登るもの、此山丘の背を過ぐ、謂ふ所の虛空藏越是なり。

風土略記云、戸神山毘沙門堂は、柏倉村戸神山に在り、最上家分限帳に四十九石毘沙門領、是れなるにや、直江の陣所跡なり。○伊達世臣傳記云、最上へ加勢の時、伊達高森上野介政景を大將として、沼木邑に陣を張れり、然るに九月廿九日、上方に於て石田敗績の事聞え、兼續退口を大切に思ひ、新道を三條に造らせ、十月一日、今朝深霧に紛れ、陣屋に火を放て軍を回す、大關常陸、溝口左馬助等、三百餘騎を率て後殿す、時に義光の陣所より多勢打出て是を追ふ、故に敵兵菅澤山の北、戸上山の東の麓に於て返合て相戰ふ、伊達の援兵の諸將も、沼木邑の陣所より須川を越て、戸上山の艮より柏倉邊に打出て、最上勢と、南北より敵を圍て攻擊てり、兼續は岨道を經て、畑谷の方へ旣に數十町退くといへとも、後殿の人數討捕らるゝに因て、馬を回して伊達の援兵に切掛り、長岡山と戸上山の間に於て、苦戰數時を移す、惡所なるに因て、敵味方艱難に及ぶといへとも、味方漸く勝利を得て、兼續敗北せしを追擊す、畑谷まで三里程の間敵十

四度返合て相戰ふ、午の刻より酉の下刻まで、敵數百人を討て、首百餘級を獲たり、味方も數百人戰死す、既に夜に入り、敵味方共に武別す。○元和八年鶴岡先方侍(北條三郎右衛門)覺書云、慶長六年十月朔、長谷堂より山城守揚口に、はせだう山形より人數仕絶申候、背敗軍申候、千騎の人數九百騎は先手にことごとくあげ申候、山城手廻り小姓共ばかり、以上七八十にて返し申され候、戶上(トガミ)山の下に小川御座候處に、馬を捨後申候て鶴岡田中文書)

門傳(モンデン)　今、柏倉村の管内なれど、其北にして、山形より沼木門傳を一直線に、鬼渡谷に入り、白鷹山に登るべし。山形二里、白鷹へ三里。

關原戰史云、九月廿五日、義光稻荷塚に出陣、長谷堂に應援す、兼續の陣と相距る五十町許、政景も亦進て門傳に至る、此日、政宗書を政景に與へて方略を授け、及び狀況を諮詢す、

我陣地を選定する、宜く良好の地物に據るべし、敵兵未退かざれば、必決戰の日あるべし、其準備を懈る可らず、荒砥口の交通自在なりや、否や、

會津には、關ヶ原の敗報、廿九日に到達し、景勝卽日兼續に令し、兵を收め還るべしと云ふ、是日、兼續全軍を十三隊に分ち、元忠を先驅とし、親憲を殿後とし、明朝軍を收めむとし、且曰く、門傳以西、山路狹隘、進退に便ならず、若し追擊に遭はば、多く我兵を損せむと、青場元眞、反町大膳等をして、騎八百卒二千を以て路を修築せしむ、最上の兵見て退去すると爲し、爭ひて之を擊つ、因て針生熊藏月岡八右等に兵六百を附し赴援せしめ、竟に猛烈の銃射を以て之を郤く。

虛空藏山(コクザウ)　又、白鷹山といふ、山形市の西に屹立して、山形平野と米澤平野を分界す、置賜郡へ重出す。○此山の東北面は、今、南東西の村山三郡に分屬し、山路は凡三とす。南なるは長谷堂より、狸森小白府越に通ふ者、中なるは門傳鳥渡よりする者にして、專虛空藏越と呼ばる。北なるは狐越、又、畑谷越と呼ばるる者にして、村木澤、山邊より登れり。慶長庚子、直江兼續の山形亂入の時は、今の中路北路に由り、退却も之に由れる如し。此二路は、相合して、下長井の荻野、荒砥に達すべし。

關原戰史云、十月朔日昧爽、兼續、長谷堂包圍陣地を撤去し、其營舍に放火して退却せんとす、義光火光を望み、急に諸隊を率ゐて追擊す、親憲(水原)三百餘人を以て戶上山(菅澤の北)の嶮巇に據り、最上の兵の近つくを待ち、俯瞰射擊し、殺傷甚多し、時に義康(義光の子)は峰を隔てゝ他方に在りしが、義光の苦戰を聞き、急進して敵の側面を擊ち、伊達の兵は沼木より酢川を超え柏倉に至り、小國大膳等八十人も城を出、共に敵兵の右方を過ぎ其後を絕たんとす、親憲等遂に大に敗れ退却す、最上伊達の兵競ひて之を追躡し、前田利太僅に力支す、兼續之を聞き、畑谷より馬を返し、其麾下三百人を以て、長關戶上雨山の間に激戰す、此間、其兵の大半は已に長井に退却し、最上伊達の兵亦擊退せらるゝこと廿餘町、兼續日暮れて畑谷城に入り、敗兵を收拾す、二日、兼續畑谷城に留り、義光の追擊に備へ、三日荒砥に退き、四日米澤に歸る。○縣志提要云、柏倉村富神山北を過き、虛空藏山を經て、置賜郡中山、荻野に出づ、之を虛空藏越と云ふ、此山一に白鷹山と名く、祠あり、里俗之を界の虛空藏と稱す。(最上分限帳に、二十二石虛空藏領とある、は、此寺領なりしにや、未詳)

村木澤(ムラキサハ)　今、村木澤村といふ、柏倉門傳の北に隣り、大曾根村(東村山郡)と共に、酢川の西邊に緣れり。山形二里、山邊一里半。其溪流は、畑谷の山中に發するものにして、東下す。

畑谷(ハタヤ)　又、島屋(ハタヤ)に作る、村木澤の奥二里、白鷹山の北谷とす、沼池三あり。○畑谷は、今、鐵澤、北作と合併して、作谷澤村と改め、東村山郡の管内とすれど、形勢全く白鷹(虛空藏山)に屬するを以て、特に此に係く。慶長中、此に要砦ありて、沼池を利して之を造りしこと、諸書に見ゆ。

(島屋城址)

風土略記云、畑谷館に、慶長年中、山形殿の臣江口五兵衛、八千石を知行し、下長井荒砥口の防として居住せし所なり、庚子の役に、直江山城守兼續當城を攻め、首級三百五十餘を取る、義光物語に「山形の西の手の道筋に上畑屋と申す小城あり、近邊高山多くして、大軍を引請、利を得べき地にあらず」云々。○關原戰史云、慶長五年、最上義光、領内の諸寨を修し、上杉に備ふ、而して畑谷上之山の二寨其要衝たり、九月、兼續等の兵荒砥より來ると聞き、以爲らく、畑谷は狹隘、大兵を拒くべき地に非ずと、人を遣し城主江口道連を諭し、城を舍て山形に歸れと云ふ、時に城中の兵百餘人なり、道連從はずして曰く、危を見て退くは男子に非ず、此僅々の兵、生を偷み山形に歸るも、豈んぞ其强を增すに足らんと、其子延等と共に嬰守し、溪流を引き城外に氾濫し、壘壕を修して敵を待つ、兼續の兵、九月十二日を以て畑谷城に迫る、色部光長先鋒と爲り畑谷に抵る、城外に湖水あり、延袤凡五丁許、夜半、水原親憲人をして堰堤を決せしむ、十三日黎明、光長等吶喊、先を爭ひ壘に逼る、城兵門を開き出戰、是に於て、兼續弓銃手三百を以て、城後の山上より瞰射せしむ、城中防ぐ能はず塀を踰て走る、衆之に乘じ亂入す、道連等腹を屠て死す、防戰凡二時にして陷る、十三日、兼續既に畑谷城を拔き、光長をして之を守らしめ、人馬を休憩す、築澤等の諸寨之を聞き、皆守を棄て走る、是夜、上泉泰綱、兼續に議して曰く、家康既に西上す、西軍必ず之を途中に邀擊せん、東軍果して敗るれば最上等皆來り降らん、區々攻城に勞するは策の

得たる者に非ず、今幸に一城を抜けり、宜く此を以て口に藉き兵を收め去るべしと、景續曰く、兵を發して敵地に入り、僅に一小城を抜き歸らば、後人の嗤笑と爲らん、進取せざる可らずと、遂に進みて長谷堂城を圍む、力攻抜けず、十餘日にして功なし、十月朔、景續引走、先畑谷に其兵を收む、三日荒砥に歸る、而も尙畑谷城に留まる者あり、是月十八日に至り、遂に城を燒き、全く兵を撤し去る。

東村山郡

東村山郡（ヒガシムラヤマ）

山形平野の中部にあたり、今、面積十三方里、人口九萬、二十四町村に分ちて、天童に治む。

東村山は、之を西村山より見れば、方位稍當る所ありと雖、最上川中游、ことに山形平野の上より遠觀すれば、中部とこそ云ふべけれ。且、其村落の布置は、南村山郡と相倚りて、專、山形の城府を以て中心とす。されば、之を南部に合するを以て、其所を得たりとする歟。〇東村山は、和名抄、最上郡、山邊、那可、芳賀三郷の舊域とす。

山邊郷（ヤマノベ）

和名抄、最上郡山邊郷。○今、東村山郡に山邊ありて名邑とす。されば、其南北にわたり、大曾根、長崎、大藏等にあたり、酢川の西邊とす、位置最明白なり。

山邊（ヤマノベ）

今、山邊町といひ、人口五千、酢川の西岸に倚り、山形市の西北二里、或は山野邊（ヤマノベ）につくる。最上氏の世には、其一族之に居り、山野邊氏といふ。近世には、文政以後、棚倉藩阿部氏の陣屋ありて、近地十二村を支配したり。

（山野邊）

伊達世次考に引ける寒河江記錄に、永正十一年、山邊式部と云ふ人見ゆ、其系屬は詳ならずと雖、最上家の將士なり。慶長元和の比に、山野邊右衞門大夫といへる、最上の公族にて、本家改易の後は、水戸德川家へ仕へたり。○出羽風土略記云、山邊館は、續太平記に、當國勢の內に山邊とあり、最上家知行附に、一萬九千三百石山邊右衞門とあり、當館の主なるべし、山形より二里ほど西の山際なり、義光公の四男山野邊義忠、山形改易の時、水戸侯へお預け、其子孫に一萬石賜り、御客分にてありしが、近代家老職勤めらる、最上家改易の根元は、此義忠、最上家の相續を望む惡心起せし故なりとて、忠孝第一の松根備前は、立花家にひそみて終に顯れざるは何事ぞや、世の中とは云ひながら、口惜き事ならずや。○縣志提要云、山邊村に、最上義光の四男山野邊義忠の城址あり、元和八年以後幕料となり、文政八年より明治二年に至る、阿部氏の陣屋を置けり。

古館（フルタテ）

（大曾根）

今、反田、常明寺、芳澤、瀧之平等と相合して、大曾根村と改む、山邊町の南一里餘。大曾根（オホソネ）とは、古館の舊名といへり、然らば、大曾禰莊とて、台記に見ゆる大莊も、此間にありしか。大曾禰莊は、平泉藤原氏滅亡の後は、如何に沿革しけん、鎌倉時代のものには見えず。尊卑分脈に、安達（秋田城介）景盛の弟を、大曾禰次郎兵衞時長といひ、鎌倉評定衆の一員とす、即、此庄の地頭職を繼ぎしにあらずや。時長の子孫は、元弘亂に至り絕ゆること、秋田城介の家に同じ。足利尊氏が、其族類斯波兼賴に與へて、最上の家を開きしは、恐らくは大曾禰庄の補闕歟。

台記、仁平三年、廐舍人長騎延貞、爲使下向奧州、先年可増年貢之由、雖開被仰基衡曰、大曾禰布七百段、馬二匹、本數布二百段布二匹（中略）基衡申曰、大曾禰布二百段、水豹皮五枚、御馬二匹、仰曰、本良、遊佐、屋代、三箇所、所申非無其理、依請、至高鞍大曾禰兩莊者、田多地廣、所増不幾、猶減本數、可進高鞍馬三匹金二十五兩布五百段、大曾禰馬二匹、布三百段也、今日任此數、延貞持來、三箇年々貢。

高鞍莊は、今陸前栗原郡なり、大曾禰莊は必定最上郡ならん、されど、此に年貢水豹皮とあるは、疑ふべし。水豹は（和名抄阿左良之）海獸なり、延喜式陸奧出羽交易雜物の中にも、「葦鹿（海獺）、獨犴皮、數領」と注せらる類なれば、本莊の所出にあらずと雖、本國隣近に得るに隨ひ、交易して進上せしめし者と爲せば、疑惑もなき歟。

類聚三代格、延暦二十一年太政官符、禁斷私交易狄土物事、右被右大臣宣偁、渡島狄等來朝之日、所貢方物、例以雜皮、而王臣諸家、競買好皮、所殘惡物、以擬進官、仍先下符禁制已久、而出羽國司寬縱曾不遵奉、爲吏之道豈合如此、自今以後嚴加禁斷、如違此制、必處重科。

瀧之平（タキノヒラ）

（瑜伽寺址）

今、大曾根（オホソネ）村の管內にて、古館の西一里、山麓の孤村なり、瑜伽（ユカ）寺の廢址あり。○新風土記云、貞觀八年出羽國瑜伽寺、預定額（清和實錄）、瑜伽寺は、今東村山郡瀧平村に舊址あり、其塔頭寶塔院は、後移りて山形城下の地藏寺と爲るといへり。

作谷（サクヤ）

今、簗澤、畑谷に相合し、作谷澤村と改む、瀧之平の西一里にあたり、虛空藏山の北壑に屬す。此山中に、玉蟲沼、烏帽子沼等の小池あり、畑谷の沼池と共に、地學者謂ふ所の火山裾湖の類歟。（畑谷は、南村山郡村木澤の下に出す）

上杉景勝年譜云、慶長五年秋九月上旬、志駄修理亮より、

早馳を以て「秋田最上兩家の軍士重て發向し、坂田城を攻るよし」告しかば、止む事なく、最上表へ我兵士を出す、直江山城守軍將たり、相從軍士には、春日右衛門、前田慶次、水原常陸介、上泉主水正、本村造酒丞、椎野彌七等を始め、同日十一日の黎明に、米澤を發し、義光の領地畑谷邊に着陣す、十三日、畑谷城乘崩し、簗澤城明逃により放火、長谷堂へ攻寄せらる、

（簗澤）

去十三日、最上領畑谷城乘崩撫切申付、城主江口五兵衛、父子共、首五百餘討捕候、簗澤城も明逃候、卽在令放火、昨十四日、向最上居城、在陣候、然所、山形近邊之城五六箇所、是も明逃候内、二三箇所降參候條、仕置丈夫申付候、近日際明可申候、可御心安候、此旨可被達上聞候、恐々謹言、

九月十五日　　景續

根際（ネギハ）　今、大塚、要害と相合せて、相模（サガミ）村と改む。古館と山邊の間にして、山邊驛市の西南半里。根際の東なる三河尻は、今、山邊町の管内とす。

大寺（オホデラ）　今、大寺村といひ、北垣、杉下をも合す。山邊町の西北半里、小鶴川と稱する細流、西嶺に出でて此を過ぎ、酢川へ注入す。

（安國寺）

風土略記云、當國の安國（アンコク）寺は、村山郡大寺村に在り、夢窓國師の開基にて、足利家建立、六十餘國、一國一个寺の一なり、臨濟宗にて、長松山安國寺といひしが、中古頹轉の後、曹洞宗となり、太平山安國寺といふ。

小鳥海山（コテウカイ）　大寺の西凡一里、小稻なれど、形狀、鳥海山の富士に似たるに彷彿たり、火山岩に成立す。山邊町より小鳥海を望み、杉下を經て、大蕨、宮宿に向ふを、五百（イモ）川（ガハ）路とす。

大蕨（オホワラビ）　今、北山と合せ、中村と改む、小鳥海山の南麓にあたり、山邊町の西一里半。尚、一里半を五百川鄉の宮宿とす、卽、東西村山郡の堺上にあたる。（北山とは、小鳥海の北麓に居れば、其名あり）

長崎（ナガサキ）　今、長崎町、人口五千五百、山邊の北一里餘、最上川の南岸に臨み、河漕の便利を有す。山形城市の西北二里半、河北は、寒河江町に至る一里半。酢川は、長崎の東北半里に至り、最上川に合す、其地を落合（オチアヒ）といふ。

（落合）

最上川中游（最上平野）の水運は、長崎を以て咽喉と爲す。上游（米澤）、五百川、左澤の險を冒すもの、及び山形、上山の貨物は、皆此津を經由す。而も、近時鐵道の通せるにより、水運の狀態漸く變せんとす。

風土略記云、長崎館は、最上家分限帳に、長崎城主里見民部とあり、又、七千石中山玄蕃、七千石長崎式部少輔とあり、按するに長崎式部少輔は、中山玄蕃の子なるにや。○縣誌提要云、長崎村の河岸は、上鄉の咽喉と稱す可し、大船の通運する者、此河岸を限とす、都て此地に於て荷物分配の取扱を爲せり、須川の東岸に、寺津河岸船町河岸あり、須川に泝入して漕運するを小船造と云へり、支村落合は川之口（カハノクチ）とも呼ばれ、須川の、南より下りて、西より來れる最上川に注ぐの地なり、東岸は寺津村なり、戊辰の役、閏四月四日、官軍（山形藩士）此に陣し、莊内勢と戰ひ、將校斃れ餘兵皆散す、賊兵も亦殺傷あり。

達摩（ダルマ）　今、長崎町の南郊の名とす。○義光物語云、山形勢、中野に著と聞へしかば、長崎に籠りたる寒河江勢も、用意仕て、達摩か原へ出向ふ、山形勢も、中野に著て、暫く息を休め、馬に物飼ひ腹帶しむる、其隙に、大將の義光は、異風野伏を召寄せ、汝等は、酢河向ひの草の深みに伏せよ、と申付たまふ。

土橋（ツチバシ）　今、金澤、柳澤、岡、小鹽（コシホ）等と相合して、豐田（トヨタ）村と改む。長崎町の西嶺に倚り、部落南北に散在す。小鹽は、最上川の南岸に屬し、長崎より左澤への通路にあたる。

酢川（ス）　又、須（ス）川に作る、山形平野南部の巨派にして、高（タカ）湯（ユ）川、小戸川、前川等の合流になる、而も專、高湯川を以て本源に推す。其高湯の上游凡六里は、全く山溪に屬し西流す、合流以下は、北に向ひ中游となり、山邊、中野、長崎の諸名邑を過ぎ、馬見崎川、立谷川を容れ、凡八里にして最上川へ歸す。山形平野の美田沃土は、大半此間に屬す。

（須川）

酢川溫泉の神は、淸和實錄に見え、卽、高湯の荐祠なり、酢川とは、其酸性熱湯の混入に因れること、知るべし。

那可鄉（ナカ）　和名抄、最上郡郡可鄉（高山寺本、郡下鄉）、○原書、郡は那の誤なるべし、卽、中の義なり。村岡氏「諸國有那珂鄉、皆中也、在郡中央、因名、」按、圖山形城北二里、「有中里」云々。然れども、中里は山麓の僻村なり。酢川、馬見崎川の交會に中野（ナカノ）ありて、最上鄉の北隣の田郊を占む、恰全郡の中央にあたる、恐らくは此のみ。されば、今、東村山郡大鄉（中野）、金井、漆山、長町（千歲）、山家、風間等にあたり、其北界は芳賀鄉に接したり。

中野（ナカノ）　今、大鄉（オホサト）村と改め、船町、成安、今塚、見崎等を合せたり。山邊の東に酢川を隔て、山形の西北一里半、最平坦の田野を占む。白（馬見崎）川、酢川は、中野の左右を流れ、其北方成安（ナリヤス）に至り相合ふ。

中野の西、酢川の河津を船町（フナマチ）といふ。最上川より之に至る、溯流二里、航漕自在なり。又、山形より中野船町を經て、長崎、寒河江に往來す、卽、庄内六十里越の路次にあたる、船町の名徒爾にあらず。

（船町）（成安）

風土略記云、中野は山形より一里北の方にて、庄内六十里越の街道、大鄉にて船町へ續く、兼賴三代の孫、修理大夫滿直の次男、民部大夫滿基（金葉院殿と號す、中野殿といふ）始て城を築く、其子民部大夫滿氏、山形義秋の家督となり、中野山形兩知行せり、（山形中野長瀞の三城

は古來より山形持也）其子義淳も亦兩知行せしが、其嫡義定を山形の家督とし、二男義建を中野の領主とせり、然るに、義定子なくして、義建の子義清、其子義守をして山形の家督を續がしめ、義清は中野に在城ありて、亦兩知行あり、義守の後見し玉へり、義清死去の後、嫡義光に山形を領せしめ、二男義時を中野の領主とせり、然るに、兄弟不和にして、兄義光を亡さんと企て、中野山王別當寳光院、山形吉事宮の神職大宮司と、兩家にて調伏の祈禱ありけるに、其催し既に顯れ、義光大に立腹ありて、義時は切腹被仰付、中野殿亡びたり、是れ天正二三年の事なりとぞ。

吉野宿（ヨシノジュク）　今、江俣、陣場、志戸田、鮨洗（スシアラヒ）、内表等と相合して、金井村と改む。中野の南にして、山形より山邊への路邊なり。

志戸田（シトタ）　今、金井村の管内なれど、吉野宿の南にして、酢川の東岸に緣り、櫟澤（クヌギザハ）(南村山郡)へ隣る。

落合（オチアヒ）（長町）　今、長町（ナカマチ）と合せて、千歳村（チトセ）と改む。中野(大郷)の東に白川を隔て、山形市の北郊と爲す。卽、民家は驛路を挾み、馬見崎橋より一從、漆山まで相望む、凡二里、長町の名もむなしからず。

馬見崎橋を、近年、千歳橋とも呼ぶにより、更に村名に轉せり 安永の頃にや、落合に、江戸幕府の寒河江代官の出張陣屋をおかれしことありと、此邊を俗に花立川原（ハナタテカハラ）ともよぶ。○義光物語云、府中の町、北の外れに、長町河とて川原有りし、其五丁計りも東なる河原に、壇を飾て花を立て、尊海同宿を引具して出で、川に向ひ、辰の刻まで修行嚴重なり。

山家（ヤマベ）（双月）　今、鈴川村（スズカハ）と改め、印役、双月（サウヅキ）、大野目、高原等を合す。落合長町の東にして、盃山（サカヅキ）の下とす。金勝寺と稱する、最上氏の舊廟に、羅漢堂あり、山形の東北一里。

山邊系圖云、最上二代、右京大夫直家、金勝寺殿月潭光公、應永十七年逝去。○分限帳、七十五石金勝寺。

（金勝寺）風土略記云、佛母山金勝寺（コンショウ）は、山家村に在り、曹洞派にて、最上氏の元祖兼頼朝臣の嫡男、直家、應永年中の開基なり、義光朝臣の時には、山家河内守、領知三千石、金勝寺の山つゞきに其館跡あり。○鈴川とは、もと山家の溪名ならん、高瀨川と共に、馬見崎川へ入る。

印役（インヤク）　今、鈴川村の大字にて、山家の南なれば、山形宮町の北に馬見崎を隔つるのみ。印役明神社あり、印役は印鑰の訛なり。古へ、國府國司の政治にあたり、其掌持の印鑰を崇祀すること、當時の典禮なり。此には、最上氏の羽州探腰たりし頃、古禮を修して、印鑰の祭をも爲ししならん、山形兩所宮に合考せよ。

風間（カザマ）　今、青柳、青野、十文字等と合して、楯山村と改む、山家の北なり。山形より立石寺への捷路は、山家、風間を走過す、凡三里。

（青柳）青柳（アヲヤギ）は、風間の西なり、高瀨川、野呂川（鈴川）は、此にて馬見崎川へ合ふ。○永慶軍記云、天正年中、天童の旗下なる延澤、既に叛きて、山形へ内通しければ、轟崎左衛門尉も、山形の味方と成て、風間の要害に楯籠る。

漆山（ウルシヤマ）　今、千手堂、七浦と相合して、出羽村と山む。長町の北にして、大路にかゝり、小驛市を爲す。鐵道天童、山形、各四哩。立谷川は、面白山、二口峠の諸澗を源とし、驛北を過ぎ西へ去る。

大八洲遊記云、山形市北、有水曰馬見崎川、長橋長七十餘間、左月山而馳、月山帶雪玲瓏如銀、至漆山村、有橋長如前、橋之下沙石占大半、水深纔及腰、意春時雪融、或大雨後、溢爲川、三里。

風土略記云、漆山館は、最上三代修理大夫滿直の三男、右馬頭滿頼住居の跡か、義光の代には、鈴木備後居る、今江戸御公料の陣屋は、其館跡に在り。○按、山野邊系圖に、滿頼を大窪殿と曰ふ、大窪は今北村山郡の屬村也。漆山の出張陣屋は、弘化三年より、館林藩秋元氏の支配となり、明治維新に至れり。

人類學會雜志云、明治十三年、漆山村築道の時に、觀音屋敷と稱する畑を、凡二三尺程堀取りしに、腐朽せし鐵片出て、猶堀下ぐる事五六尺にして、果して長さ一丈二尺巾三尺程の丸木を、斧にて造りたる如き櫃を得たり、之を開き見るに、内は一體泥土にして、多く朱を交へ、名づけ難き種々の寄品と、脳骨とを存在す、又其畑のまはりより、陶器或は瓶盃を出したり。

奥南盛風記云、慶長五年の秋、和賀一揆の事、南部利直公へ言上す、利直公は羽州漆山滯陣なりけるが、山形へ申入れられ、一先歸國あり、十月八日、三戸へ到着したまふ。○會津七年史云、戊辰閏四月下旬、奥羽列藩の聯合方に成り、米澤藩の兵をして、新莊在陣なる澤副總督を護衛せしめ、薩長二藩の兵を斥けんとす、たまたま長州人桂太郎、新莊を發し漆山に至り、天童藩士吉田大八此の村に潜伏すと聞きこれを訪ふ、吉田曰く、奥羽一同已に賊と爲り一藩の勤王する者無し、而も我一身は天童藩の存亡に繋る、去就豈苟もするを得んやと、桂曰く、足下一時の屈を忍び此地を去れと、吉田依依として決するに忍びず、桂乃辭して新莊に歸り、參謀大山格之助に告げ、急に新莊を去らんとす、廿九日、澤副總督新莊を發し、五月朔日、秋田領院内驛に入る。

千手堂（センジュダウ）　漆山驛の南を千手堂といひ、七浦に接す、中野の東一里。此に、吉祥院と稱する古精舍ありて、卽、千手大士を奉安す。吉祥の院號は、千手と相協はず、疑ふべし、寺號は圓福なり、本尊は觀音とす。

永慶軍記云、天正五年三月十七日、山形を立て天童八楯にぞ押寄ける、大手の大將は義光、搦手の大將は同左京義尙、兩手の軍勢、命を限りに攻けれども、城中の軍勢

に突立られ、百餘人討死して引退く、城中勝に乗り、息なもつかせず突出、山形勢は千手堂に支たり、云々。

澁江(シブエ) 今、中野目、灰塚と合せて、明治村と改む。漆山の西にして、馬見崎川の滸川に會する邊とす。此にて、馬見崎を白川ともいふ。

灰塚、中野目は、澁江の北にて、立谷川を隔てたり、即、高楡、寺津へ接續する所あり。

芳賀郷(ハカ) 和名抄、最上郡芳賀郷。○今、高楡村に大字芳賀(ハガ)あり、されば、天童、成生、藏増、寺津より、山寺の方までを其舊域とす。

芳賀は、墓壙の義歟。或は、下野に芳賀郡あり、常陸、上野等には芳賀郷あれば、彼の郡郷の移民の居れるに名つけたる歟、ともいへり。

(高楡)

高楡(タカタマ) 方俗、楡を橋に誤る、今、清地、長岡、芳賀等と相合す。天童の南西一里、漆山の北なれど、驛路の西に外れたり。

橋、諸字書之を載せず、楡の誤りか。楡は、和名ニレなり。而も、東北の方俗、ニレをタモ、またタマと呼ぶ、故に此に楡字を用ゐたり。(上國にタモタブといふは、藪肉桂(ヤブニクケイ)なり、それと全く異なり)

伊達世次考の稙宗紀に「永正年中、公自率軍、攻最上高楡城、破之、見寒河江氏記錄」と云ひ、又、文書を引き、天童高楡を攻められて、大勝の事を錄す。山野邊系圖にも、最上二代直家の四男を、高楡殿義直と錄せり。

風土略記云、高橋館は、最上兼頼の三男、義直住居の跡なり、義直を高橋殿といふ、又、倉増殿ともいふ、始め高橋に住して、後に倉増に住せしにや、高橋村は、山形より二里半ほど北の方にて、大郷なり、義光の代には、齋藤伊豫守、宮崎内藏亟住居す。

清池(シヤウチ) 今、高楡村の大字なれど、芳賀、長岡と共に、其東にして、大路に由れり。

(荒谷原)

山寺(ヤマデラ) 今、荒谷馬形を合せて、山寺村といふ。清池、漆山の東二里、立谷川に縁れる邑落にして、名高き立石寺此に在り。○山寺は、陸前名取郡へ通ずる二口峠の麓にして、一驛次なり。其西を荒谷(アラヤ)原、南東を馬形(マカタ)谷といふ。山は、第三紀層に屬し、凝灰岩種々の形相を呈して、奥羽の異境に推されたり。

奥細道云、奥州より出羽の村山郡へこえしが、山形領に立石(リフシヤク)寺と云山寺あり、慈覺大師(圓仁)の開基にて、殊に清閑の地也、一見すべきよし、人々のすすむるによりて、尾花澤よりとつてかへし、其間七里許也、日いまだ暮れず、麓の坊に宿かり置て、山上の堂にのほる、石に巖を重て山とし、松柏年舊り土石老て苔滑に、山上の院々扉を閉て物音きこえず、岩をめぐり岩を這て佛閣を拜し、佳景寂寞として心すみ行くのみおほゆ、

閑かさや岩にしみ入蟬の聲。

平澤氏漫遊文章云、立石寺、在天童驛西、路陟而嶮岨、礙道羊腸、乃抵中堂、古人有云、勝槩多爲釋徒所占、信然、亦媢嫉之言耳、若令不有佛寺乎、高山之巓誰能尋討、況亦文物風流歸于釋徒久矣、此山在僻地而開、立石寺倉印、篆法奇古。○岡氏山寺攬勝云、立石寺、成於貞觀二年、故本稱貞觀寺、猶叡山成于延暦年間稱延暦寺、三代實錄曰、貞觀六年甲申正月十四日、天台第二祖圓仁和尚入定於松島貞觀寺岩嶋、年七十一、是也、大師始闢此地、村山四郡、汨洳卑濕、每霖潦瀰漫如湖水、自西根至東根舟楫往來、両寺地隆起如島嶼、故有松島之稱、大師相地勢卜寺域、先使弟子心能義圓及本木富樫今野三姓、鑿岩石疏通最上川、無復瀰漫之患、汨洳不毛一變爲沃田、郷人浴其澤、納新獲米、稱初穗、至十一月作餈餅、供養大師、心能吏以所納之初穗興一寺、號安養寺、正平中移檜下、元和中移半郷、黑澤楯岡御殿諸邑、戸納稻一束、稱地代、昔源於初穗者、御殿今作恭點、天正中寺主日圓海、當涉於爭亂之世、振起頽墜、復輪奐之舊、稱爲中興開山、寬永十一年寂、壽一百十八歲。○按、三代實錄に、圓仁松島貞觀寺の文なし、これらすべて、例の虛誕なるべし、釋徒往々此事あり、厭ふべし。

(貞觀寺)

立石寺(リフシヤク) 俗に山寺といふ、門前を河原町といひ、小驛市を成し、立谷川の北岸に縁る。俗說清和勅建貞觀(チヤウグワン)寺の舊基といひ、奥羽稀覩の貴刹なり。天台宗に屬し、僧圓仁(慈覺)を開祖とす、叡山の別院なりければならん。

出羽國立石寺院主職、并別當職、任先例、可令領知之狀件

建武三年十二月八日　尊　氏(判)

立石寺識乘坊、中竹御坊　寺藏文書)

風土略記云、三代實錄に、出羽國貞觀寺預之定額と云ふは、立石寺の事にや、山寺狀の序に「寶珠山立石寺は、慈覺大師、清和帝の勅を奉し、貞觀二年創開する所也」と見ゆ、是說據あるに似たり、山寺狀は、延寶年中、松山一笑軒の作にして、其序は、享保中一笑軒の弟子、田宮梅境の撰なれど、棄つべからず、近世の列國巡禮納經請取帳には、圓乘院とあり、又當山に外ならず、山形城の東北三里、境内危石怪岩空洞等羅列して、奇景實に愛するに堪へたり、中に聳へて高き石ある故に、一山の寺號を立石寺といふ、天台宗にして、山内に寺家十八院あり、寺領千四百二十石、代々將軍家より御朱印下さる、守護不入の御文言ありとぞ、土俗奥の高野といふ、諸人卒都婆を供養し碑を建つ、永世を期する故なりとぞ、高澤越と山寺越、此所にて一所に(仙臺街道)なる故、二口越といふ、入口の原を寺原といふ、一溪の村名を院號に呼べり、地藏堂村を地藏院、川原町を安養院、馬形村を馬形院、千井村を千手院と稱す、又此所の川を立屋川とも云ふ、源は面白山より出づ、貞觀年中に草創故、貞觀

(五大尊堂)

寺と稱すべき由申傳へたれども、詳説なし、古は最上中の自他宗共に寺家の董出仕連判の證文、今に有之由、是又、貞觀寺の定額の故にや、總て此寺は、叡山の神佛を勸請すと見ゆ、堂社最多し、又按するに、延喜式、出羽國正税の條下に「五大尊常燈節供料五千三百束」と載せられしも、當山の事なるべし、即、五大尊(ゴダイソン)堂あり、緣起にも、慈覺大師燈明料田を定めおかるる由見えたり、土人云ふ、昔此山に萬事(バンジ)伴三郎といふ翁住みけり、慈覺大師登山ありて、伴三郎に面し、我此山を開きて佛法を弘むべき間、此山を我に貸し玉へとありければ、伴三郎得心して岩間に引籠りたり、今此岩を伴三岩といひて、岩石屏風を立てたる如し、五大尊堂の岩間に萬事伴三郎が像とて木像あり、又萬事岩の北の方の山中に、自然の石橋あり、幅二間程、長さ二十四五間程に、厚さ六寸程に見え、かたくは山に付、橋の中央にて石を接たるが如く見ゆ、橋上に大木生茂り土に埋れたり、山寺より溪澗を傳へ行く、此を土人鸚鵡澤といふ、此所より峰を隔てゝ面白山といふ溪澗あり奥深し、按、根本中堂は東の方に在り、中堂の脇に清和天皇の石塔あり、奥院は東北の山入にあり、常住燈を掲く、此火消ゆる時は叡山の火を取寄せ、又叡山に消ゆる時は此山より傳ふと云ふ事、土俗の常諺なり、又清和天皇より立石寶印の銅印を賜りしとて、今にこれを藏す、然れども、貞觀年中に下されし事なりせば、貞觀寶印とこそあらまほしき事なり、立石の二字いといぶかし、天花岩は、奥の院の西北の間に在り、此岩勝れて高し、立石の寺號是より起りしにや、岩の形奇異にして前に洞あり十六羅漢の像を置く、其下に觀音堂あり、「長閑さや岩にしみ入る蟬の聲」此句石に彫刻して立置けり、三伏の頃登山すれば、蟬の聲岩にしみ入る如く聞ゆる景色なり、山の頂に釋迦堂あり、此堂より山寺一溪の地不殘見ゆる絕景なり、其傍に十四五丈敷くほどの洞穴あり、之よりまた岩間を傳へ辛苦して始めの處に還るべし。(縣志提要云、寶珠山立石寺、まづ門前東に山王日枝神社あり、右に二の宮三の宮あり、左に聖如堂、念佛堂あり、梵音間斷なし、枕石、手懸石あり、總門より中腹に至り、磴路を登る凡六七町、漸高く漸嶮なり、溪澗に棧橋を架す、左側に彌陀洞あり、橋を過ぎて石門あり胎内竇と云ふ、背後に堂あり梯して屋上に昇る、又堂あり、堂後鐵鎖を垂る、鎖り以て陟る、嵓上に松樹蔚茂し、釋迦堂あり、此邊眺望佳なり、溪に沿ひて降る、嵓窟に觀音の立像を置く、小泓あり血池と名く、又登る數十步位牌堂あり經堂あり、上頭に佛堂あり、前に一井あり獨鈷水と名く、此を此山前面の極と爲す、總門より北すれば入定窟あり、傍に開山堂あり、築造頗壯麗、天狗岩高百尺餘、大柱を樹る如し、寺の背上に當れり、寺號之に緣ると云ふ、傍に松樹あり、緣壽嵓上に陟るを得べし、嵓の前面に洞あり羅漢の像を置く、其他、山の中外、佛堂僧院點々散布す、烏帽子嵓、甲嵓、塔石、龜石、燈籠嵓、皆形狀を以て名く、連理山茶花、安樂梅、垂水の觀音、七番碑洞等あり、然れども、この表山のみを見て、以て山寺の勝を說くは未たし、東北山に入る深ければ、境愈嶮にして、景愈奇なり、彼面白山、石橋、七瀧等、即是なり、但その嶮なるが故に、探るもの稀なりといふ、山中に柱石を採るべし、大小長短あれど、皆方正、殆人工を經し者の如し、亦奇材なり。

二口峠(フタクチ)

一名、山寺(ヤマデラ)越といひ、山寺の東南二里を界嶺とし、倚三里にして野尻驛(陸前名取郡秋保村)に達す、標高一千米。(陸前へ重出す)

二口とは、山寺と高澤(高瀬)兩道、此に會ひ、名取へ越ゆるが故とぞ。高澤は、山寺の南なれば、笹谷峠、仙人山の北と知るべし。又、二口の北には、東山(アヅマ)、面白山の連互するありて、其東(アヅマ)は、標高千五百米、面白よりも高しといふ、七瀧は東の山中なり。

(高瀬)(高澤)

東山(ヒガシヤマ)

今、大森、中里、幷びに高澤(タカサハ)と相合して、高瀬(タカセ)村と改む。山寺の南一里なる別溪に屬し、即、風間の東なり。東山の奥を高澤と爲し、二口峠まで一里半、溪流は高瀬川といひ、四里許にして、馬見崎川へ入る。

高瀬川と小白川(馬見崎)の合流に、白川の名あり、されば、高瀬の一名は、大白川なりと推定せらる、如何。

縣誌提要云、東山村は、二口越の一路に屬せり、三寶岡の風立寺に、彌陀の木像あり、郡中に著名す、猪鼻山に廢館址あり。

面白山(オモシロ)

山寺の東北に屹立する峻嶺にして、陸前名取郡に跨り、標高千三百米、火山岩より成る。

一に之を山寺の奥の院と稱し、山祠あり。

縣誌提要云、面白山は、山寺千手院の東北五里にあり、岩角に縋り樹根を攀ぢ、四十八瀑布に沿ひて躋る、溪間に鐵漿の如き者出づ、即、面白權現の寶前なり、又登る五十町許、地藏流あり、瀑底一線水を噓て上ること丈許、其奇比類少なし、山上に湖あり、周圍三丁許とぞ、石橋(シャクキョウ)は、馬形(マカタ)の鸚鵡(アウム)澤より(前崖に洞穴あり、人語返響して相應答する者の如し、因て名くと云ふ)溪澗に沿ひ岩石を攀登し、或は縋下す、凡三里、幽邃駭くべし、一大石有り、前に當て橫はり、谿脈を塞く、之を前石橋とす、其下一町許、所謂石橋なり、長七八十間、中間幅四五間、左右幅三四十間、兩邊直立削るか如し、中央に丈餘の方穴有り、溪流穴を穿ちて直下する二丈許、一大瀑布を爲す、橋上古木繁茂す、樹間を來往するを得べし、橋の後面甚高からず、前面は峭峻天を掩ふ、皆神構鬼鑽、實に奇怪と稱するに足れり、左右崖壁直立千仭、此に至て人跡全く究まる、此地二口越の正北に當る、七瀧は馬形の東三里許にあり、此瀑布七層をなす、故に名とす。(岡氏山寺攬勝云、七瀑、與楓川、石橋、爲山寺三大奇觀、

(石橋)

西楓川諸瀑以幽邃勝、石橋、七瀑以奇偉勝、實天下絶多獲者、唯其地僻當、距人境漸遠、深林幽谷、纔通樵逕、非好奇次骨者不往探、故其名亦不大著、特爲可憾而已。

立谷川(タチヤ) 面白山、東山、二口峠の諸澗、山寺に會し西下、漆山驛の北を過ぎ、諸江原塚の間に至り、須川へ歸す、面白い奥より凡六里。○縣誌提要云、立谷川に、田樂渕の名在り、奔流層嵓を囓て珠を噴く、亦景色有り、其方山間に發する諸水、皆此に注ぎ一道となりて下る。

奈良澤(ナラサハ)(荻野戸) 今、荻野戸(ヲギノト)と相合せ、千布(ホシヌノ)村と改む、山寺村の西北一里、貫津と共に天童舞鶴山の東なる溪谷を占む。其水は屈曲して、成生、藏増の方へ降り、荒川と共に、最上川へ歸す。

貫津(スクノ) 今、山元と相合せ、津山村と改む、奈良澤の北、天童の東に舞鶴山を隔てたれば、其溪水は北流す。村民養蠶を力め、貫津糸の名あり。

天童(テンドウ) 今、天童町と云ふ、人口六千、東村山郡の治所とす。鐵道、山形八哩、楯岡八哩で、又、西は寒河江谷地の兩市、共に三里を隔つ。最上氏の時、一城邑なりしが、後廢し、天保元年、織田氏復城郭を修め、以て大政革新に至れり。

天童の名義知れず、天童子堂あり。或は、其孤立の丘陵あるが故に村山の説を爲し、之を延喜式村山の驛に擬するは、誤れり。○山形天童には、近世薄荷の養植を爲し、已に一名産に推されしが、近年は殊に其摘製に巧を加へ、年額十萬圓に上る。

風土略記云、天童は、山形の北にて驛路なり、續太平記に見ゆる天童丸(北畠中納言の末なりけるとぞ)の居城なりしにや、俗に天童千軒と云ひ、月に十二日の市ありて繁昌の地たり、館山の東の方は面白山に續きたるなり、館山の南の尾崎に天童子の社なりとて、小祠あり、村老曰ふ、古は山の四方皆村にて、村中の山なる故中の山といひしを、中を略して村山と稱せしとぞ、今は東南北は田畑なれども、田畑の字を七日町十日町などと呼べり、古の町家の跡なりとぞ、又曰く、延喜式驛馬條下に、村山とあるに此驛にて、郡名の起る所なり、後世に、北畠國司顯家卿の子息、天童丸住居の地なる故、地名を天童と號せしとあり。○平氏澤漫遊文草云、天童一大邑、關之、應仁年間、土人立北畠氏後、號曰天童子、與斯波諸族相抗、其城址今猶見存、遂爲邑名。○岡氏山寺攬勝云、或曰、元弘三年、北畠顯家任鎭守將軍、奉義良親王東下、開府伊達郡靈山、賜院主與圓立石寺別當位及金剛杵、寺田悉仍其舊、建武二年、顯家巡出羽、討抗命者、與圓率其徒盡力王事、顯家陣沒後、圓秀忠圓相繼奉國司北畠顯信爲南朝、文中年間、長慶上皇潜幸東奥、北畠顯成奉之津輕行宮、義寛潜匿羽黑山、此時、北畠天童丸在村山城、白津、氏家、畠山、日野、菊池、那須諸姓、皆奉南朝、天童丸、顯家孫、定顯幸子、村山城稱天童、蓋取其名也。○按、北畠天童丸の説、浮誇信ずるに足らず、又、村山驛は此地にあらず。

天童城址(テンドウ)(舞鶴山) 今、舞鶴(マヒツル)山といひ、驛市の東なる孤立獨基の山丘にして、田野(標高凡百米)より隆起、凡百五十米、周圍一里許、遙西に月山を望む。縣誌提要云、天童の城山、一に愛宕(アタゴ)森と號し、又、舞鶴山と名く、天正年中、城主天童賴久、最上氏の命を奉ぜす、天童、延澤、成生、飯田、長瀞、尾花澤、楯岡、六田、之を八館と稱す、各勢威あり、賴久當時其旗頭たり、延澤の館主日野能登守、梟勇にして智略あり、後山形に貳す、賴久遂に沒落、天正十三年山形に屬す、明和以來織田氏の采邑たり、天保元年、置賜郡高畑より移治し、新に居館を建築し、三世之に居る、今の田鶴町是なり、戊辰の役、莊內兵の侵掠に當り、閏四月四日、兵燹の爲めに、館阯市街共に燒亡せり。○天童の家系、諸書異同あり、山野邊系圖にに、最上二祖直家の次男、左京大夫賴直を天童殿とし、(法名保國寺殿、桃林源公)即、應永年中の人とす。俗説、應仁年中に、北畠天童丸之に據れりといふもの、攻めずして自破る。奥羽永慶軍記に、天童甲斐守賴澄は、最祖大納言兼家卿入國より廿世なり、然るに天童十代に當て子なし、山形修理大夫滿定の二男、右京大夫賴直を以て子とす、今甲斐守迄十代なり、父は天童治部少輔賴貞と號す、母は奥州宮城住人國分能登守盛氏の妹なり、此腹に子あり、一女は山縣出羽守義光に嫁す、二男賴澄幼稚にして政道を行ふ、賴澄思ふには、我城は後に嶮山を構へ、三方は地下りにして、數萬の軍兵を催して攻るとも落べきやうなしと、是より山形と天童不快に成り、義光は天童を討たんと、晝夜謀をぞ廻らしける。

此説は何に據れるにや、天童氏を斯波最上(山形)の家よりも以前に在邑したりと爲す者とす、信け難し。仙臺藩に仕へし天童氏傳には、

元祖伊豫守賴直(按、賴直一作貞家、今從最上家系譜)以來、住于羽州村山郡天童城、以爲稱號、元龜初、十六世嫡宗君時、賴直十餘代孫、和泉守賴貞、始屬當家麾下、其子甲斐賴澄(初稱三郎賴久)、與其姉婿最上義光不和、連年有戰、天正十二年甲申十月、天童城陷、賴澄以國分能登守盛氏外孫故、奔投國分、其後寄寓于秋保彈正直盛、文祿中仕當家十七世政宗君、準一家、今其子孫領千三百石餘之地、住于宮城郡八幡邑、(伊達世臣譜略)

といふのみ。伊達世次考の稙宗紀に、

(年闕)夏四月、公自帥兵伐羽州上山義房、攻入其城、或斬殺或退散、遂以拔之、緣義房逆心顯形也、九日、公徒

馬於山形、廿七日進陣于天童及高楯、晦日於天童城邊一戰、得首一百餘級、斬殺太衆、自是所向皆靡矣、(見文書)、

今按、上山城主義房未知其氏名、或曰武永之父也、義忠子曰義節、其子義政、爲里見所殺云、天童城主伊豫守頼尭、始名曰式部少輔頼道云、永正年中矣、

與奪盛衰の沿革、其詳を盡し難し。〇風土略記云、最上二代直家の二男、左京太夫頼直、始て天童に在城、是れ天童氏の祖なり、義光物語に曰ふ「天童の城主、我は是れ、古より代々下筋八館の旗頭なり、今更義光に可順謂れなしとて、籠城に及び、下筋の城に觸れければ、馳せ集る兵には、延澤城主日野能登守、成生藏人、飯田攝津守、長瀞左衛門、尾花澤藤左衛門、楯岡上總助、六田兵衛、(原註、土生田播磨守、天童の旗下にや、此人を加ふれば八楯となる、天正と慶長と間近し、土人或は覺誤にや)右の人々手勢引具し馳せ来る、山形勢は氏家尾張守を先陣にて、都合其勢三千七百餘騎、天正六年、天童を攻めしも陥らず」義光は延澤を降し、其後に至り漸く落城に及びたり。(最上家譜に、頼直の長子は、中務頼勝、次男は治部頼泰、三男は上山殿満榮、また頼泰の子を頼基と標すれど、疑惑あり)〇永慶軍記云、天正八年五月四日、山形の軍兵、延澤能登守を大將として、七百餘騎押よせけるに、草刈孫九郎、大將の馬印を風になびかせ、天童甲斐守藤原頼澄、生年廿歳、只今討死するぞ、延澤父子はなきか、首取て義光が見参に入よといふまゝに、大勢に割て入しが、取籠られて討れ、首をば笠間與左衛門取にけり、大將の裝束なれども、首は正しく草刈が首なり、扨は主の命に代りて、頼澄をば、夜前おとしてこそあらん、追かくるも叶まじと、城中へは軍兵を入置、山形に注進す、頼澄は、夜前已に關山越して、奥州宮城郡國分の方へ忍びおちにけり。

建勳神社(タケイサホ)　今、天童城址に在り、織田氏の祖廟、明治三年之を立つ、傍に藩士吉田大八守隆の影堂あり。〇隨筆紀程云、天童驛東、故城、文政中、織田信美所築、戊辰之役、其子信學屬先鋒、爲賊兵所敗、一藩危懼、欲與連和、獨吉田守隆固執不可、遂賦絶命詩、自刃而死、烈矣哉。

舞鶴山、以形假名、延文中、斯波頼直城於此、子孫傳業、爲最上氏所滅、山下愛宕祠、最上氏所崇祀、幕府付祀田千三百七十石、今收其田、仍列縣社、山上有建勳神祠、信學祀其太祖右大臣信長、傍設招魂祠、祀守隆及死事者

〇風土略記云、天童舞鶴山の愛宕權現は、當城の守護神なりしとぞ、羽源記に曰く、延澤某が、義光へ降參の時、此神の靈驗新なることを申上ければ、信仰ありて、千三百石の田地を寄附し、殿閣を建立せらる、云々、別當眞言宗法幢寺。(義光物語云、義光は、寶幢(ハウドウ)寺圓海、祈念の威力、存分に相叶により里見が拜所、佛向寺領一圓を愛宕山の社領に附らる。義光分限帳、千三百七十石寶幢寺)佛光寺は天童に在りといふ、山形の光明寺と並び稱へられて、時宗遊行道場の古跡とす。

(愛宕神社)　(寶幢寺址)

北目(キタメ)　今、天童町の南偏に其名存す、即、舞鶴山の麓にて莚谷原町の北なり。此地、藩政の頃、常陸國土浦土屋氏の陣屋ありて、近地十八村を支配したり、寛文三年以来とぞ。(風土略記、縣誌提要)

山形軍記云、慶長十七年正月十五日に、義光公被仰出しは、「當四月の比、天堂原(テンダウ)にて、馬揃御覽あるべき也、已に其日にも成しかば、寅の刻より天堂原へ相集る、近年稀成馬揃、見物貴賤群集す、騎馬の員數三千七百廿七騎と記したり。

(天堂原)

老野森(オイノモリ)　今、天童町の北偏をいふ。老野森の東北を、久之本といひ、天童原といひ、北村山郡山口への岐路あり。貫津、荻野戸の山中より来る溪流は、老野森を過ぎ、成生、藏增の田野に灌ぐ。

若松(ワカマツ)　又山元(ヤマモト)と云ひ、今、貫津と合せて津山村と改めらる、觀音堂あり、天童の東北一里。〇風土略記云、若松觀音堂、別當は天台宗にて、衆徒十餘坊あり、此山隨分大木あれど、松は古来より大木とてはなし、皆若松斗りなり、故に地名を若松村と稱すと、古老の云傳へたり、繁昌なる佛閣にて、山寺より古跡なり、行基自作の靈像の由、春秋祭禮あり、貴賤群集非常に賑へり。

成生(ナリウ)　今、成生村といひ、高木、小關、大清水等を合す。天童の西なる田郊を占め、頗廣平なり、天童より谷地への通路あり。

後宇多院御領目錄に「出羽國成生庄、御臺分」と載せられしは、此地なり。蓋、芳賀郷の西北に開かれし墾田にして、成生とは、猶熟田といふがごとし。其後の沿革は知れねど、伊達世次考、大永五年文書に、成生十郎といふ將士あり。義光物語に、成生藏人ありて、是れ下筋八館の一なり。今の藏增、寺津へもわたりて、領知せる豪族ならん。(永慶軍記に、成生氏なく、藏增安房守あり)曰く

藏增安房守は、義光の仰を承り、小國の領主細川三河守を退治したる軍功により、其跡を賜りて、嫡子日向守光基は、小國を名のりけり、云々、

又、一所に、八森安房、成尾藤兵衛などいふも、成生藏增氏の屬類。

藏增(クラソウ)　今、藏增村といひ、矢野目、高野邊、窪野目を合す。天童の西にして、寒河江への通路にあたり、成生の南なり、本來は成生庄内歟、最上川は村の西半里を流る。

藏增の名義知れず、藏增川は奈良澤の末流にて、屈折して高野邊、窪野目を過ぎ、成生今町の西北に至り、亂川と共に、最上川に歸す。奥羽の方俗に、邊目戸部といふは古言家に同じ。高野邊は高處の住家にて、窪野目は低

(藏增)(矢野目)

地の羅落をいへり、矢野目は谷にちなめる歟。○風土略記云、倉津館に、最上義種の三男、義直住居にして、倉場殿といへり、其孫を小國日向守光基といひ、其子を親景といふ。

窪野目（クボノメ）　今、蔵増村の大字とす。○戊辰戦史云、四月下旬、荘内藩主酒井忠篤は、澤鎮撫副總督の新庄に至り將に我を伐たんとするを聞き、家老松平甚三郎をして清川口に、酒井兵部をして大網口に、石原倉右衛門をして吹浦口に屯せしめ、且藩封内に滯在せる旅人商賈を悉く境外に逐攘して、其出入を禁したり、既にして官軍清川口進撃の報を聞くや、急に令して援兵を發せしめ、又、大網口より村山郡に入り、舊幕領なる寒河江、柴橋、白岩、慈恩寺等の諸村に出沒して、官軍の勢力を分たしむ、新庄駐在の副督府は、諸藩を指揮し、山形兵及び佐倉兵をして、寺津、長崎、左澤の三津口を、館林兵をして船町口を、土浦兵高山兵をして野田口を、天童兵をして田井高關南津口を守らしむ、天童藩士吉田大八、窪野目口に於て、諸軍を監督す、庄將酒井兵部之を見て、閏四月三日、急に河東進撃の令を傳へ、翌日昧爽、三小隊を以て、最上川の上流を渡り、直に達磨寺に於る山形兵を衝く、敵支へずして走る、荘軍馳驟猛虎の如く、當る者皆摧けざるなし、長驅更に天童に迫る、天童兵倉皇として西土手に出て之を拒くも、寡少支へ難し、諸臣其主織田信學を勸めて城を出てしめ、俱に東山に走る、吉田窪野目に在り、驚き馳せて城邑を救はんとす、荘軍壤塞、飛彈驟雨の如く、織い進くへからず、僅に身を以て新庄藩に投ず、八日、副督府、薩長の麾下兵を發し天童の敵を撃たしむ、官軍猿羽嶺を越ゆるとき、荘軍長瀞に在りと聞き、之に至れば則敵兵一人も見ず、之よりさき、酒井兵部は已に天童を陷れ、大勝を得しも、もと侵略の志あるに非れば、速に兵を大網口に收めしなり。

寺津（テラノツ）　今、寺津村といふ、蔵增の西南、高楯の西にして天童を去る二里。最上川と乱川の交會、東岸に在り。されば、寺津河岸の名ありて、長崎、中野（船町）と併び稱せられたり。

西村山郡

西村山郡（ニシムラヤマ）　山形平野の西北部、及び其西南なる山谷を以て郡域とす。今、面積五十二方里、人口八萬、二十一町村、之を寒河江（サガエ）に治む。

（西川）

西山村郡は、俗に川西（カハニシ）と呼ばれ、形勢、自山形平野に分つ所あり。中世以來、寒河江郷の汎名ありて、長井大江氏の族これを領知し、天正年中に至れり。○川西は、和名抄、最上郡、八木、福岡の二郷の地歟、明徴なし。

五百川（イモカハ）　最上川の峡流の名に出でて、峡中の諸村の汎稱に移れるものとす。今、東五百川、西五百川の村名を立てらる。

（五百川峡流）

五百川峡流は、置賜郡荒砥（アラト）驛より、本郡左澤（アテラザハ）驛の間、南北七里にわたる、（荒砥標高百九十米、左澤標高百米）。元祿中、大淀、黒瀧の急灘を治め、始めて舟筏を上下せしめしこと、置賜郡の内に概見す。此峡中は、古の最上郡山邊郷の屬歟、其西方に連續する所あればなり。中世以來、五百河郷といひしと見えたり。○風土略記云、五百川は郷名なり、五百川とは、中に最上川あり、其兩邊を云ふ、其東に、小鳥海山、白鷹山、（虚空藏岳とも云ふとぞ）あり、溪谷皆流れ落ちて、最上川に會す、西に月山、旭岳の崔嵬なるあり、溝澮しば／＼落合ひて最上川に入る、故に其詞をゆたかにして五百（イホ）川といふ、伊毛（イモ）といふは、誤れるなり。

（花押、顯家）

爲五百河内徒對治、所差遣軍勢也、早相催庄司一族、令發向、可致對治沙汰由、鎭守大將軍御所也、仍執達如件、

延元二年三月廿九日　軍監有實　奉

大藏權少輔殿（白川結城文書）

（花押、顯家）

五百河内徒對治事、先度被仰候也、方々餘類等驗集之間、伊達、庄司輩、逢合戰之最中也、相催一族、急可令馳向給之由、鎭守大將軍仰所也、仍執達如件、

延元二年四月九日　軍監有實　奉

大藏權少輔殿

此に、五百河内徒といふは大疑あり、其凶徒の氏族、始末、他に詳見せず。且、奥州安達郡（今岩代國）にも、五百川の地名あり。白川、田村（庄司）、伊達の人々の馳向を以て之を推せば、奥州の事にて、此羽州にあらぬか。

山形縣誌提要云、左澤南西五十餘村、最上川の東西に沿ひて散布し、西五百川、東五百川と曰ふ、生糸を産す、青苧に主眼の産物なり、其上等品を七軒（シチケン）苧と號して、大沼村地方を最とす、越後小千谷にて製する有名の縮は、即、専此地の苧に資れり、又、此地、大舩木（オホフナギ）村より左澤に至て、最上川の水程凡十里、中間漁獵の爲に簗を架する、其數五十餘、其魚は鮭、鱒、鮎、鯉、鰻、鮠、利を得る少からずと雖、通船の妨碍無きを保たず、然るに大瀧村の大瀧簗、左澤ドメキの簗の如きは、却て船筏の溯泝を助く、川形該地に至り中洲有りて分流し、一路堰淹の設あらざれば、兩路共に舟行に難ければ也、すべて、最上川は上流に至るに隨ひ、水路險惡多し、元祿中、西

村業財を投して大に修繕を加ふ、西村氏は西京の商、米澤上杉氏の用度を達せし者なり。

八木鄕（ヤキ）　和名抄、最上郡八木鄕。○今詳ならず、諸鄕既知の位置より推究すれば、五百川の峡中は、山邊鄕の西に一境を開く、もしくはそこか。卽、今の西村山郡東五百川、大谷、左澤の諸村とす。

宮宿（ミヤシユク）　今、上鄕、和合(大隅)、送橋など、五百川峡流東岸に屬するものを合せ、東五百川村といふ。宮宿を以て其驛市と爲し、郡治(寒河江)を去る五里、荒砥を去る五里。

(豐龍社)　風土略記云、豐龍權現は、宮宿村に鎭座、祭神豐玉姫命なり、當社を東五百川の惣鎭守とするが故に、社僧を東守寺と稱す。○按豐龍權現とは、陸前陸中に、法量といふものに同じ、由來知れず。

送橋（オクリハシ）　今、東五百川村の大字にて、宮宿の東一里、此より大厳を經て、山邊驛へ二里。白鷹山より流れくたれる溪澗、此を過ぎ、最上川へ落つ。

上鄕（カミゴウ）　今、東五百川村の大字にて、宮宿の南二里、更に一里にして置賜郡大瀬へ達すべし。○上鄕を内野といふ、

(内野)　慶長五年九月、米澤の上杉勢、大瀬(大椎)口より、宇都野に入り、五百川城を追落す、五百川城とは、宮宿に在りしならん。

九月十二日、吉岡右近、土橋維貞等、士卒四百人を率ゐ、大瀬口より進み、宇都野を過ぎ、五百川を攻め、其守將關三郎右衛門を逐ひ、赤兒外記、北條右近等、兵五百人を率ゐ、鮎貝、栃窪口より進み、大舟木を過ぎ、八沼の寨を攻む、吉岡等も亦八沼を攻む、守將望月隼人之に死す、吉岡等勝に乘して進む、左澤、山邊の諸寨、皆戰はずして退く、是に於て吉岡等、直江兼續の本軍に合す。〔日本戰史〕

松程（マツホド）　今、常磐、太郎、三中など、五百川峡流、西岸の諸部を合せて、西五百川村と云ふ。宮宿の西南一里半、内野と水を隔てたり。松程より南、大船木、栃窪を經て、置賜郡鮎貝驛へ四里。

(大船木)　縣誌提要云、大船木の北に、字クヅレと云ふ地有り、百餘年前大に崩る、故に其名有り、近年、慶應の度に又崩れ、最上川を塡塞して、一時水路を斷つ、今に至て尙時時小缺落を見る。

常磐（トキハ）　今、西五百川村の大字にて、松程の北なり。朝日川は、此間にて最上川へ入る。常盤の西を太郎といひ、亦山中の大聚落とす、太郎とは樹名タラに出づる歟。タヲ生、トチ生などいへり。

天保壬寅紀行云、新硎驛以北、路小多石、磽确艱步、山勢至此一束、而最上川奔於其間焉、大椎有關、致大街所與傳、始許過關、上杉氏之地盡於此矣、又里曰内野、買漁舟渡最上川、至待程村、得一異橋、兩岸埋巨木三、而横出其端、如此者三層、上出於下各四五尺、幅如橋廣、架三大木於上層、横敷厚板、長十餘丈、不施一柱、予嘗經岐岨、其橋亦如之、蓋山水暴漲、悍如奔馬、非是無能耐久也。

立木（タツキ）　今、西五百川村の大字にて、常磐の西一里半。北に山谷を横斷して、七軒村貫見への捷徑あり。又、立木の西一里半を木川といひ、鮎貝驛より、大井澤、月山澤への間道之を過ぐ。又、朝日嶽への登路は、猶西へ方位を求むべきも、空谷無人の境なれば、其程知れず、朝日川は長凡七里。

三中（ミナカ）(八沼)　今、西五百川村の大字にて、常磐の北一里、宮宿と最上川を隔てたり。舊名八沼といへり、卽、五百川鄕の舊主殘志美作守の館址をつたふ。

風土略記云、八沼館は、西五百川に在り、岸美作守館なり、美作は、天正年中、最上義光招き玉へども肯かず、依て討手を向けられ、小關嘉左衛門、羽黑山石礫の辨寬等、美作に加勢す、されども多勢に無勢なれば、辨寬を始め三百餘人討死し、美作も降人となる、左澤、五百川等は當時美作の領なりしとぞ、委しくは羽源記に見えたり。○今、西五百川村に大字白倉存す。

庄内古事抄、元和八年石山勘兵衛覺書云、治部少亂の時、最上八つ沼の内、しらくらと申所、夜かけに打破申に、敵にしたはれ候に附、たはれ澤と申所迄、河内刑部しんがり、其より我等請取、人數あげさせ申候、長井のものあまた存候。

これは、慶長五年の秋、直江が長谷堂城を攻め、庄内の諸將が川西へ亂入せる時の事にて、下長井口より、五百川鄕へも、一隊の奇襲を試みしを見るべし。

旭嶽（アサヒ）　又、朝日に作る、西置賜に連出す。羽越山脈の雄峰にして、月山飯豐と其秀を競ふ。登路は、東面朝日川の溪中立木よりするを便宜とす、立木より凡五里。嶽神は、卽、清和紀所見の須波神かといへど、明徵なし。

風土略記云、旭岳は、西五百川鄕八沼の西六七里を隔て、大高山にして、三代實錄に貞觀十二年、出羽國須波神に神位を授け玉ふとあるは、此の山の事なり、八沼村の南西に布山と云ふあり、土人、旭岳權現の社僧三千坊の跡なりと傳へたり。○朝日川、二源あり、朝日岳に發するを旭俣と云ひ、小朝日岳（一名黑倉山）より發するを黑俣と云ふ、相合して東流し、湯之瀨の東にて、置賜の葉山より發源するヌル又川を會す、朝日嶽は、山勢東北に起伏して、前朝日、庄司、大小檜原、石見堂、大越、大小仙人、姥岳、仁田山、八館、地藏森等の諸山相連絡せり。○按、越羽諸郡、修驗の祝詞の句に「朝山、葉山、羽黑の權現」といふ、朝山とは旭嶽のことにて、アサヒ山の訛に似たり。

大谷（オホヤ）(朝山)　今、玉之井(粟木澤)、中澤、大暮山、大澤等を合せて、大谷村といふ。西五百川の屬なれど、其北

にして、宮宿へ二里、左澤へ二里。

大谷より、宮宿往來の架梁は（西岸栗木澤、東岸大隅）、明治九年初めて成る、長三十六間の刎橋なり。最上川、古來架梁なし、其の之れに架せるは、此に始むとぞ。大谷より左澤に至る路上に、明神禿（ミヤウジンハゲ）の赤崖あり、一奇勝に數へらる。

（大沼）

浮島沼（ウキシマ） 今、大谷村の西南一里半なる山中に在りて、大字を大沼（オホヌマ）といへり。古來出羽の大沼とて、其湖上の島嶼浮動自在なるを謳せり、（八沼の西北一里）。池沼の廣、東西二百間、南北三百五十間。

奥羽觀迹聞老誌云、大沼神祠、在左澤、池中小島二十四、各有其名、自春三月至孟秋、天霽波穩則島嶼浮蕩、周旋予湖上、土人試屬意于某島、占志願之吉凶、則必有其效驗感應、以四月八日祭島神、領百二十石。○風土略記云、大沼は山形より八里、湖上に稲荷神を祭る、別當大行院と云ふ、湖中に樣々の小島あり、中央に菜原島あり、岸に波朧松あり、土俗に曰、此島は水上に浮び、古は六十六ありて、日本の國數に象りしが、今は半數にも足らず、其大なるは徑一丈二三尺、小なるは一二尺程ありて、葭蘆松柏山ぶきつゝじの類生茂り、或は風に隨て東西し、花の色、葉の緑、寒水に映して美麗なり、常には其島も汀に片寄りてあれど、浮出て動く時は、自然に揺き初むる也、近年浮島の大明神と崇めたり、是は神造の不思儀な聞けばならん。○南谿東遊記云、大沼山大行（タイギヤウ）院は修驗道にて、緣起を聞けば、白鳳年間役行者の開基にて、稲荷（イナリ）神勸請の地なり、此神のみたらしの大池あり、大沼と名付く、池の形大の字に略似たる中に島ありて、其島時々水面を遊行す、島の數六十六、日本成就の形相といふ、昔或人、ぜひ其不思議をも見届けんと、二日池の邊に待暮せど島遊びなし、三日目に池の面を見渡したるに、きのふ見たりし七八尺許の二つの小島見えず、こは怪し

（浮島神社）

さるにても動けばこそと、空賴母しくまち居ける程に、こなたの岸根少し動くやうに見ゆるにぞ、さればこそと、目もはなたず詠居るに、岸根より一つの島のわかれて浮み出つゝ、靜にはなれ行くさま、いと目ざまし、又しばしありて、向ふの岸根はなれ出で、こなたに浮み來る、かくてそこゝより浮み出る程に、池の中に數々の島出來て、遊行往來す、其さま、物有りて島を負ひ廻るが如し、目さめ心動きて、悦しさいはんかたなし、中にも二三丈餘にも及びて、いと大きく、其島の上には小松生ひ茂り、藤の花咲かゝりて、つゝじに色を爭ひながら、浮み出て遊行するさま、不思議といふもあまりあり、終日見居たるに、いかなるゆゑといふをしらずしてかへれりと。○諸國里人談云、出羽國大沼村に、毎年四月八日、芝（シバ）祭といふあり、其所に大なる池あり、一山の山伏、池の邊に臨んて祈る時、かたはらの芝四五尺ほど裂て、池にうかみて漂泊す、これを芝舟といへり、其時寛々と御遊び給へと呼はれば、少時猶豫す、程なく本の所へたゞよひ歸りて、地に癒付く、事前のごとし、ふしぎの祭なり、當所は藥師佛を安置し、一山四十八个寺、みな山伏持の所なり、此日近國よりの見物群集す。（東國旅行談、之と大同少異なり）○息軒紀行云、至大沼、其寺曰大行、有鹽田百二十石、子院三十六、皆道流也、既飯、觀浮島、院主使雛冠導、沼長三町、廣四分長之一、有四灣、正南一灣、張綱限之、導者曰、是爲奥院、諸島不得妄游、有老道士、開店賣消麪、聞之吐舌三寸、顧予而笑、時觀者數十人、忽一人絶叫曰、前嘴出一島矣、注視久之、微動東徙、心方異之、既而東南灣亦出一島、皆大一丈許、彼此相近、一小島又出其間、悠然而東、將相觸擊、忽復相避、若有物使之然、良久、西灣東渚、復各出一島、往來浮游、不常其鄉、皆大如初、其未游也、蘆叢尨茸、與岸無別、翕然而離、則島也、衆人益神之、念呪禮拜、以祈福田、殊可厭也、日夕西風大至、蘆葦水浪、群島爭奔、須臾盡著東岸矣、案、漢土嶺外、地狹田少、土人縛木爲筏、編竹爲簀、敷土於上、種以蔬菜、久爲草木生之、筏朽簀腐、則根荄封之、遂成浮洲、謂之葑田、蘇東坡嘗聽盜田之訟、以其可移動已、葑會意、言草封也、今事雖殊、而理則同、豈方士狡獪、預施是術、以愚後世乎、其浮游往來者、風因地而轉、島因風而轉、故北風向北者、必西南灣也、西風向西者、必東南灣也、地變、風亦隨而變、其不相觸擊者以此、獨正南灣曲而遼、島入不能出、是以張綱限之耳、顧而請道士、復笑而不應、將歸、一巨島出西南灣、廣二丈許、東徙太疾、會日已沒、割愛而去、宿大行院、雛冠頗喜文字、請書所賦詩、辭以兆拙、堅執不可、時餘興未盡、漫書與之。○縣志提要、大沼は山形より九里餘、崚坂仄徑にして、丘壑幽僻なり、只猿聲鳥語風籟溪響を聞くのみ、其沼時有り大小の浮島集散離合す、小島の雙々相並ぶは、鴛鴦の翎を交へ波間に戯るゝ如く、大島の徐々漸移るは、巨鼇の山を負ひ洋中に浮ぶに似たり、南に浮島神社有り、四崖の山勢は甚高からず、位置最好し、松杉の古樹、櫻花楓葉亦觀るに足る。

（百目木）

左澤（アテラサハ） 今、左澤町といひ、富澤、深澤、藤田等を合す。五百川（イモカハ）峽流、及び月布（ツキヌノ）溪の口にあたり、左岸に屬す。アテラの原語は知れざるも、左字を充當せしは、蓋之に因る。寒河江驛の西一里半、戸數五百、河西の大邑なり、（諸大字を合せ人口五千）大地標高約一百米。

河野氏（通章）云、左澤は、山形より六里餘の山市なり、其東岸岩崖壁立し、形柏葉に似たり、即、澤に柏瀞（カシハトロ）の名あり、之に對し西岸（百目木（ドナメキ））に酒樓あり、溪鮮を捕りて客に供す、左澤の字義につきて、風土略記に「左をアテラと訓むは、最上川を本體とし、右方（コチラ）左方（アチラ）と澤々を指ししに起りし」と述ぶ、されど、土人の說には、寒河江の城主大江親廣入部の初め、

長岡山に上り、西方の山谷をさしてアチノサハと呼ばれしより、アチラ澤アテラ澤の名起り、特に左をアテラと訓す、云々。

(左澤城址)

風土略記云、今、左澤本郷領一萬二千石、松山酒井石見守殿領知、市町繁榮の地なり、加藤肥後守忠廣、寛永九年六月、御勘氣を蒙り、酒井家へ御預の節、左澤一萬二千石を肥後守に附玉ふ、是れより左澤は酒井家の領となる、土人の相傳に、建久年中、右大將源頼朝卿、大膳大夫大江廣元が嫡男親廣に川西を賜ふ、初て此地に入部あり、廣廈を設て在城の地なる故に、名けて本楯村といふ、廣元第六世彈正之時（或は元時、或は政勝に作るは、共に非なり）初めて左澤に移住し、左澤を以て氏とす、廣元が八世大藏大夫時氏、今の地寒河江に居城す、大系圖に、時氏を寒河江の元祖とし、其兄之時を左澤の祖とす、其後孫を政周といひ、最上義定の命に應じ、永正中、長谷堂の合戰にて打死す。〇縣誌提要云、左澤に城址あり、大江廣元の七世彈正之時創築す、相傳ふる八代、世々左澤を氏とす、政周に至り、最上義光に服事、嗣なくして絕す、最上氏、日野光綱を城代と爲す、元和八年以後、酒井氏に附し、慶安年間に至て、又酒井氏の分知松山領に屬す、以て近年に至れり。

〔尊卑分脈〕

親廣-廣時-政廣-元顯-元政┬時信
　　　　　　　　　　　　├時茂┬元時(左澤)
　　　　　　　　　　　　　　　└時氏

〔寒河江系圖〕

元時(彈正太郎四郎)┬氏時(式部少輔)　從大寶寺
　　　　　　　　　└冬政(號狭袋)
寶幢寺大寧時公
滿廣(伊與守)-時高-賴廣-政勝
┬賴久(銀山太郎次郎)
└滿政(左澤彥三郎)-氏政(大寶寺跡)

（又云、滿政舍弟、吉川八郎五郎政周相續、號兵部少輔、永正甲戌二月十日、長谷堂にて討死、山形義定入部延引之故也、同日、館岡、山邊、長瀞、其外以上千餘人討死、かの城には、稙宗代官小梁川大輔籠る、其翌年有和與、從伊達、義定御輦有御越）

富澤（トミザハ）

今、左澤町の管內なれど、其南一里、（最上川西岸）大谷への通路にあたる。

富澤は、往時在住の土豪あり、伊達世次考、稙宗紀に「永正年中、（未詳第幾年）公自率軍、攻最上高楯城破之、捕虜七人、高屋修理亮某、同宮內少輔廣春、鄕日右京進、富澤太郎三郎、安彥薩摩、同內匠助、鈴木讃岐也、後五年而見許還去。（見寒河江氏記錄）」この人々は、寒河江の族黨なりけん。

息軒紀行云、自大沼下山一里半、地勢始平、曰大矢村、西北望月山、近在肩宇上、距此十有餘里、高可知矣、至左（阿阿天艮）澤、渡最上川、路益易、涼風徐來、比之昨日冒暑攀險、不啻霄壤、然殘山剩水、無足記者、天與人半、不與人全、世事常然、勿怪焉爾。

月布川（ツキヌノ）

一名左澤川、左澤驛の西南十里、朝日嶽に發源し、七軒（シチケン）、月布の山谷を經て、終に最上川に會す。七軒の奥には、漆川（ウルシ）といふ。

本郷（ホンガウ）（顏好）

月布の溪中左澤驛の西一里を本郷といふ。今、所部（トコロブ）顏好、十八才（ジフハツサイ）、小釿（コテウナ）、月布等と相合して、本郷村と改む。月布は、本郷の西更に一里半、其中間を顏好（カオヨシ）とす。

七軒（シチケン）

今、貫見、勝生（カツヲヒ）、柳川等を合せて七軒村といふ。月布川の源地にして、第三紀層の山谷頗廣し。風土略記に「七軒とは鄕名なり、古へ此に鄕司七人ありて、黎民を治敎したり、故に總て七軒鄕といふ」云々、其實を知らず。

貫見（ヌクミ）

今、七軒村の大字なるが、山驛とす。左澤より三里、南は勝生を經て、西五百川村の立木へ三里、西は大井澤の中村へ三里半。

寒河江系圖云、寒河江太郎四郎高基、無男、養最上義光之長子義康爲嗣、後與義光有隙、天正十二年六月二十八日、戰爭中野原大敗、走於貫見村松田俊高家、遂自殺、殉死臣十五人、墳墓現存、廟曰光學院。（寒河江志參取）

大井澤（オホヰサハ）

(笈澤)

或は笈澤（オヒ）に作る、今、大井澤村といひ、南北五里、東西二里。羽越山脈中の一縱谷にして其水は北流す。而も月山澤に至り、忽然東に轉じ、白岩、寒河江の方へ降る、（下游には專ら寒河江川といふ）。されば、山谷は第三紀地層に成るも、其南には、朝日嶽の舊火成岩を負ひ、北には月山の新火成岩を布く。六十里越月山澤の南三里、羽前に於て窮僻の最とす。

縣誌提要云、大井澤、一に笈澤に作る、大日（ダイニチ）寺有り、笈澤口と云ふ、亦三山七路の一たり、山中の民、上等の紙を製す。〇三山略緣起云、七口の一なる大井澤は、應永二年の開道にして、大藏坊大日寺あり、湯殿山の法流たり。

龍嶽（リヨウ）

大井澤の西嶺は、卽、田川郡大鳥谷との分界にして、龍嶽、障子嶽、石見堂山等、兒孫連綿して、旭月の二大宗の間に在り、共に花崗岩に成り、標高千三百米許。

月山澤（グワツサンザハ）

今、砂子關（スナゴセキ）と共に本道寺（ホンダウジ）村の管內とすれど、其西二里にして、寒河江川の屈折點にあたり、月山の南微西麓なり。山頂へ約五里、郡治（寒河江）を去る九里。

月山澤より北に登る一里半を志津（シヅ）といふ、志津より西に走る一里半、月山湯殿山を左方に望みて、橫嶺を踰ゆる、これを大越峠（オホゴエ）といふ、標高千百米、（月山澤、標高四百米）。卽、田川郡大綱へ下る、凡六里、謂ふ所の六十里（ロクジフリ）の絕險是なり。或書に「志津大綱の間、凡六里、大山越とす、嶮岐言ふ可らず、通常の路程に比すれば其勞十倍、故に字して六十里越と號す」とあるは信け難し。本道寺より大綱注連寺まで十里の今路、卽古路の六十里なり。

(大越峠)(六十里越)

又、一書に、此山道を延喜式の最上郡より出羽府への往來なりと云へるも、失考のみ。要するに、三山登詣の行路に外ならず。（志津）○縣志提要云、志津(シヅ)村、一に清水に作る、冷泉出づ、寛永年中、砂子關村より民戸十四を移し、以て行旅に便にす、志津より湯殿山に登拜す、幽徑頗險なり、石バネと云ふは、嵓石を跨躡して陟る、故に名く、姥月光に出づ、ガックグダリと稱する有り、神嶽を降るの謂なり、處々鐵鎖數條を垂れ、縋りて以て陟降す、御前に至て凡三里。

本道寺(ホンダウジ)　今、本道寺村といひ、寒河江の峡中なる名邑とす。月山の正南麓にあたり、三山道士、眞言流の住坊あり。舊村名、保土打(オトウチ)を轉じて、本道寺てふ法號に易へたりと、山頂へ約四里。

（保土打）三山略縁起云、本道寺口は、大永五年、羽黒衆徒林光坊開く。○風土略記云、本道寺は、昔保土打村といふ、今は本道寺村といふ、古老曰ふ、古へ羽黒山より湯殿山詣の先達一人、此村に來りて住居したりしが、遂に一寺を建立し、慈恩寺の末寺となり、本道寺と稱し、保土打村を改めて本道寺村といふとぞ、然るに、寺家我意に任せ、縁起に弘法大師の念佛庵室など、と書きなしたり。○本道寺修驗は、近世、眞言宗當山派に屬し、湯殿山法流四个寺の一たり、(慈恩寺は、眞言兼學なり)。戊辰の兵亂に、本道寺焚かる。

岩根澤(イハネサハ)　今、海味(カイシホ)、綱取、横岫(水澤)等に會せて、西山村と改むれど、海味驛と本道寺の間なり、海味へ二里。

（沼平）（綱取）岩根澤は、月山の裏口と呼ばれ、月山の東南澗を占む。小澗なれど、稍平夷を見、沼平(ヌマタヒラ)の稱あり。山頂へ五里、又南へ一里にして、六十里越の驛道なる綱取(ツナトリ)に達す。○風土略記云、岩根澤村に日月寺あり、慶長元年開基、三山の裏口にして、之を岩根澤口といひ、他の本道寺、注連寺(大網)等と并比す、温泉あり。○縣志提要云、岩根澤村沼平館は、白鳥十郎の家臣、東海林(シヤウジ)の隼人、天正年中に住せし地とぞ。○奥羽越戰記云、慶長五年九月、六十里越より白岩に押出せし庄内勢、廿日の戰に駈負て、討洩されし、長尾式部、下條監物、木次出雲、留守遠江等、海味の陣屋に引退しかども、勢折けて再び寒河江へ寄ること不叶、谷地へも後詰し難く、遲々する處に、志田が許より早馬を以て、上方敗軍、直江陣拂の旨告來りければ、其夜、綱取道に掛り、庄内へ引入しと雖、此旨、谷地の下次右衞門方迄申し通し兼たり。(庄内古事抄)

横岫(ヨコクキ)（水澤）（八聖山）　岩根澤、綱取の西にして、本道寺の東一里、八聖(ハッシヤウ)山と號し、三山隷附の一淨境なり、此間を水澤(ミツサハ)ともいふ。風土略記云、三山寺家説に、八聖山不動明王、横岫村に在り、本尊は自然涌出の尊像なり、此山の勝景たるや、四山崔嵬中に、一の峯聳ち晴に五大尊の勢あり、傍に八丘ありて、八大童子の羅列に表す、又、百尺の瀑布山頂より落ち、一帶の溪流北より來る、其源は湯殿山より當岳に横たふ、故に横岫といふ、八大金剛垂跡の靈地なるが故に、八聖山と號す、或は八峰なるをもつて八葉といふ、是れ卽ち利物の方便なり、云々。

海味(カイシホ)　今、西山村と改め、山驛なり。寒河江より四里半、本道寺より三里。戊辰の歲、東西の軍此間に對抗し、四月より九月に至れり。

此海味の名、頗奇異なり、鹽味の語に據り、味字をシホに假る歟。○戊辰戰史云、閏四月四日、酒井兵部天童を陷れしも、直に兵を返し大綱口を警衞す、時に官軍之に追尾し來り、十日左澤に入り、十一日、長州筑州二隊、山形四隊、天童兵を併せて本道寺に向ふ、莊軍水澤村に在り、白岩川を隔てゝ之を拒ぐ、官軍進みて入間村に至れば、莊軍高きに據り、且戰ひ且退く、十二日、官兵本道寺に至る、莊軍已に六十里越を踰て其國に返る、時に大山參謀追ひ至り、上山兵を以て八聖山を守り、山形兵を分て白岩の要地を守り、再寇に備ふ、九月廿日、莊内の使節、海汐の官軍に就き、降伏謝罪の事を請ふ。

沼山(ヌマヤマ)　今、入間、原、吉川と相合せて、川土居(カハトヰ)村と改む。海味、横岫の南、卽、寒河江川の右岸の諸部落とす。其南界は、月布川、左澤の山谷と相分つ。

吉川(ヨシカハ)　今、川土居村の大字にて、海味驛の南に水を隔てたり。伊達世次考に引ける、寒河江氏記錄、永正十一年、吉川兵部といふは此なる在名とす、寒河江系圖には、吉川八郎五郎あり。

白岩(シライハ)　今、白岩村といひ、田代、幸生、宮内等をも合す。寒河江、海味、各三里、其北嶺は卽葉山なり。白岩川とは、寒河江川の一名也、白磐神は、葉山を祭る者とす。

風土略記「白岩鄕は、山形より行程六里餘、乾の方に當る大鄕なり、四五百戸あり、町屋作りにて、一三六の日市立つ、凡此近邊を白岩の鄕と稱す、延喜式驛馬條下に、白谷七疋、同傳馬の條下に白谷三疋、船五隻とあるは、此の驛路の事なり、北は磊々たる白巖なるが故に、白岩と號く」云々とあるは、失考なり。すべて、六十里越をば、古驛路と爲すは誤れり。彼れ「最上川のぼればくだる」といへるごとく、最上より出羽の府まで、河水に沿り、船にも馬にも便宜して往來せり。殊に、白谷驛といふは、秋田城の通路にして、由利の北なれば、秋田御物川の渡津なり、此なる白岩に擬くべからず。

(寒河江系圖)

元政(少輔、彦太郎、因幡守)─┬時茂(分脈、上總介)─
　├覺如(高屋天神別當)
　母村上修理七郎頼治女(分脈、頼清)
　童名千鶴丸、羽州宮方にて討死、
　└茂信(式部大夫、羽州寒河江主)─
　添川にて自害、一類六十人、(分脈、時信)

—家廣（溝延城主、備前守）—元家—教廣—賴元（伊與守）
—政廣（岩田）
—千法師（二人同時白岩麓石田にて自害斷絶）
—修理亮

白岩城址（シライハ）

風土略記云、白岩館、是れ白鳥の十郎武任の支別、白岩帶刀居住せし跡とぞ、武任沒後、白鳥、白岩、共に松永右門とふい人預ると、羽源記に見えたり、按するに、此人は帶刀の家士や、妻子を人質とし義光の手に屬す、大系圖を考ふるに、大江廣元の九世に、岩田三郎政廣といふ者あり、是れ白岩の元祖ならん、村山郡に岩田の地名を聞かず、田の字は白の字の誤にて顚倒する如し、且、此政廣、溝味村に退隱せる者にて、松根氏に害せられしは其苗孫ならん（或記に、白岩の大江備前は、庄内松根備前が爲めに害せらるゝといへり）義光の代には、義守の五男、義光の弟松根備前守光廣、一萬二千石にて領せり、白岩備前守と稱す、此光廣は妾腹にて、母は六十里越の松根村の女なり、義守に請ひ古鄕にて養育せし故、松根にて成長せり、故に松根備前守と號す、最上家に忠臣第一の人なれども、不幸にして最上家改易となり、一萬二千石の地、並に白岩の館被召上、立花飛驒守へお預けとなる、改易後庄内領となる、其後、谷地寒河江白岩の三个所公料となり、左澤本鄕は庄內松山領となれり。○蜂志提要云、白岩は、元和以後、庄內酒井の一族長門守之に居る、政治暴虐多く、下民堪る能はず、黨を結び亂を作し、領主に逼るに席旗竹槍を以てし、然る後之を幕府に訴ふ、長門守病卒嗣なし、家終に滅ぶ、寬永十二年の事とす、爾來幕料となりぬ。○關原戰史云、慶長五年九月、上杉氏の大夫直江兼續、米澤より山形を使すや、親ら長谷堂を圍む、又仙南仙北の將士に命じ、山形を攻めしむ、是にかて、志田義秀（酒田城主）は最上川より、下吉忠（大淸城主）は六十里越より、共に進みて谷地城を攻む、守將齋藤伊豫戰はずして退く、義秀其兵を二分し、一は寒河江を攻め、一は白岩を攻む、寒河江の守將中山玄蕃、白岩の守將白岩肥前等、皆寨を棄て遁る、兼續、乃、義秀に寒河江白岩を、吉忠に谷地を守らしむ、兼續にして兼續敗れ走り、諸城皆最上氏に復せらる。

向最上出陣（中略）、敵働候付而、則乘出、敵之首二百餘討捕候、飛脚如見分候、追々可及注進候、庄內人數、白岩寒江齋請取在陣候、以上、

九月十五日　　直江山城守（上杉年譜）

按、直江の手簡「白岩寒江齋」の文字疑ふべし、「白岩、寒江、齊（ヒトシク）」のあやまりならん。

宮内（ミヤウチ）

（熱鹽）

今、白岩村の大字なれど、驛の西半里、幸生川此に來りて寒河江川へ入る。山王祠あるを以て、宮內と云へど、舊名は熱鹽（アツシホ）なり、寒河江系圖に溫鹽に作る。

出羽國北寒河江鄕、あつしほの鄕之內、瀧の在家、年貢五貫文、並に二貫五百文之在家一字、渡進之處實正也、仍爲後日之狀、如件、

應仁二年七月二日　　賢　　頁（判）

國分河內守殿（仙臺國分文書）

風土略記云、山王權現は、白岩鄕宮內村に鎭座、又熱鹽鄕ともいふ、別當は善行院養水寺といふ、白岩城主、大江備前入道沙彌賢頁の嫡、修理亮大江賴廣、文明五年、神殿を再營ありて、木簡を納む、其木簡今に在りと云ふ。○寒河江左澤系圖に、時高、賴廣あり、時代吻合す、賢頁は時高の法名なりと知らる。

幸生（サチフ）

今、白岩村の大字にて、宮內の北なる溪中とす。此を經由して、葉山の西嶺を橫斷して、最上郡南山肘折への間道あり、險阻凡八里。山中に銅坑あり、天和二年發見、今に產鑛あれど、さのみ盛大ならず、又研石を採るべし。

田代（タシロ）

今、留場と共に、白岩村の管內なれど、驛北の溪中に在りて、葉山の南麓とす。一書に「田代村の東北に、二の關嶺あり、葉山の一脈なり、前九年の役、賴義東嶺に陣し、貞任西關に陣す、激戰數日、貞任戰疲れ糧盡て、白貴制留し關を越えて遁る、因て貴遁山の號あり」云々、荒唐一笑に附すべきのみ。

葉山（ハ）

（白磐神社）

白岩村の正北にあたり、今、西村山、北村山、最上、三郡の交界と爲す。標高千五百米許なれど、月山の東に突出して、山形最上の雨平原を下瞰す。白岩より登路五里、富並（北村山郡）より登路四里。

風土略記云、葉山權現は、國史に白磐（シライハ）神といふに當る、白岩の館の守護神なりけるにや、白岩の正北五里ほどに在り、白岩の鄕の內にて、葉山といへど、高山なり、山伏入峯の古跡にて、葉山入の山伏とて一派を立つ、三代實錄に「貞觀十二年八月、授出羽國白磐神、須波神、並從五位下」須波神とは朝日嶽の事なり、古は社領三千石ありしが、亂世の時に失ふ、今は土人葉山の藥師と稱せり、別當も藥師佛なりと言ひながら、守札等には葉山大權現と書す、當山舊記に曰ふ「葉山三山苗代社、地主權現、本地は十一面觀世音、草創は役の行者、中興開山は台嶺の沙門葉上僧正榮西なり、別當を醫王山金剛日寺大圓院といふ、奥の院は五里程の幽岳、藥師佛の鎭座、山伏入峯修行秘密の道場なり、云々。

寒河江川（サカエ）

又、白岩川とも、月山（グワツサン）川ともいふ、朝日岳の陰なる大井澤を遠源とし、月山の陽谷の淸水を合す。其大井澤の北流は、凡五里、月山澤に至り東に屈曲し、更に十里、西根溝延の間に至り、最上川に歸す。

古簡に、北寒河江の鄕名ありて、白岩の峽口以西をいへり。されば、南寒河江の鄕名もありて、八鍬以東の下游に名つけけん。寒河江とは、もと此溪流名に出でしも知

れず、名義未考。鮎貝に合せ稽ふれば、或古にや、サツカイ(簪)、サク(夏)ケイ(場地)あり。○縣誌提要云、寒河江川、砂金を産す、其採出の方は、鐵鏟を以て水底の石を掬ひ退け、「カッサ」(鐵の如きもの)にて、砂を「ミッカイ」(箕の如きもの)に移し入れ、之を水中にて「ネコ」(筵の如きもの)の上に流せば、砂は流れ散して、金と鐵とを留む、乃之を淘板に載せ、又水中にて淘汰し、鐵砂を流し去て、純金を得と云ふ。

八鍬(ヤクハ) 圖 今、米澤(コメザハ)、谷澤(ヤザハ)を合せて、高松村(タカマツ)と改む。白岩の南、寒河江川右岸の村里なり。寒河江より一里、橋を架して白岩へ往來す。

縣誌提要云、寒河江の西北、八鍬村に橋有り、長百間許、水患を避ん爲めに、杭柱を施さず、川北十六村協同の造構に出づ、臥龍橋と名く、北岸は嵓石嵯峨たり、其橋を架するの所、中斷して車馬を通ずべし、崖頭古木蓊鬱として空を蔽ひ、洞窟に入るが如し、橋を望む頗佳、橋より望む亦佳なり、石出で水激し、雪を濺らし花を爽し、一碧となりて流る。○高松とは、もと堰渠の名なり、寒河江三溝の一とぞ。

谷澤(ヤザハ)(高松) 今、高松村の大字なり、八鍬の西一里、寒河江、柴橋より、米澤、谷澤を經て、古川、海味に至るべし。

柴橋(シバハシ) 今、柴橋村といひ、松川、中郷、平鹽を合す。寒河江の西半里、左澤の東一里半。

新風土記云、戊辰の亂後、村山郡散在の幕府公料百餘村を收め、柴橋、尾花澤の二村に、民政局を置かれしが、久しからずして停廢す、之れよりさき、寶曆十一年、公料代官の陣屋を柴橋におかれしなり。○戊辰戰史云、三月晦日、仙臺在陣の總督府より、天童藩へ令して曰く、

柴橋陣屋へ、庄內人數入込居り、且最上川筋當年の收納米等差押候由相聞へ、朝敵同樣の致方に付、討手被差向候、云々、

四月三日、薩長筑仙四藩の兵隊、天童城下に着到、天童藩より嚮導を以て柴橋陣屋に申達したるに、代官の答ふるは、當支配所村々の儀、二月九日、老中稲葉美濃守殿申渡しにて、酒井左衛門尉預り所と成りたれば、代官に於て引受け難し、物成等は、支配中に取立てたる物なれば、如何樣にしても仰付られに從ふべしと申す、然るに此夜、四藩兵隊急に進んで、寒河江柴橋等に討入りしも、庄內兵士を見ず、六日、仙臺兵を殘し置き、薩長筑三藩の兵は引揚げ、仙臺へ歸陣す。

(金谷原) 柴橋の西、金谷原(カナヤハラ)に、長者屋敷といふ、壕塹のこる、土人曰く、是れ、古の出羽の郡司、小野良真の宅なりと。〔風土略記〕○刊本蜷川親俊日記緒言云、親俊は、新右衛門尉親元の曾孫にして、其世職たる、室町幕府の沙汰人を勤め、光源院義輝に仕へ、後に大和守親世と改稱す、實名を按ずるに、永祿十二年十一月十四日、出羽國村山郡に於て死し、法名を道哉といひ、同郡金谷原村土佐林に葬る事を記すも、其他の事蹟を詳にせず。○柴橋、八鍬は、中世、寒河江の一族之に居る。

〔寒河江系圖〕

親廣─佐房┬高元
　　　　　└廣時─政廣─元顯┬元政
　　　　　　　　　　　　　├懷廣(柴橋)
　　　　　　　　　　　　　├顯廣
　　　　　　　　　　　　　└僧(八鍬)

(分脈云、親廣┬佐房
　　　　　　├廣時
　　　　　　└隆元)

懷廣(彌三郎、柴橋)─直千(宮内少輔、添川自害)─廣氏(柴橋、下野守)─廣顯(柴橋、彌三郎)

平鹽(ヒラシホ)(中郷) 今、中郷(ナカガウ)と共に、柴橋の村內とすれど、最上川を隔て其南に在り。即、東は長崎、小鹽(東村山郡)に達接し、西は左澤驛と相望む。寺齋錄に、村山郡平鹽寺といふは、此なる熊野社の供僧たり、

風土略記云、熊野權現、平鹽村に鎮座す、此土總て鹽氣故に、平鹽と號する也、社領百五十石許ありて、祭時に田樂を舞ふ、還城樂、太平樂などいひて、いろ〳〵の番組あり、種々の面を着、種々の裝束にて舞をなす、又、甲冑を帶し劍を拔て舞ふ、之を太平樂を奏すといふ。

寒河江(サガエ)(寒江) 今、寒河江町、人口八千、西村山郡の治所とす。最上川左岸の平夷を占め、其南北に小丘あり、北を長岡山、南を高瀬山と云ふ。山形へ四里半、天童へ三里、谷地へ二里、皆水を阻す。

諸書、延喜式佐藝(サキ)驛を以て、寒河江に擬定し、或は「佐藝之青埼也、謂曲岸也、寒河江至此會最上川、故名」と曰へる、皆誤れり。佐藝驛は、今の田川郡清川村にあたる。○寒江にてもサガエとよむ。

縣誌提要云、寒河江は、最上川以西の名邑なり、原郷名にして、一に佐藝に作る、古昔は單に西根とも呼ぶ、村山郡中に於て、東根と共に早く開けし地なりと云ふ、其後、楯西、楯南、楯北等の諸村を併せて、寒河江と稱す、楯西に八幡の宮あり、楯南に郡役所あり、道路四通し、街衢繁華なり、中央に城址を存し、北に寒河江川有り、最上川に入る。○風土略記云、寒河江は、山形の乾四里半に當る、石川(イシカハ)村、君田村、楯北村、楯西村、楯南村を寒河江の郷といふ、寒河江千軒とて、町屋作りにて、半の日毎に市を立て、繁榮の地なり、谷地は此郷より丑寅に當る故に、北寒河江の郷といふ。○應慶年中寒河江志(菅井氏撰)、寒河江は、昔佐藝といひ、いつの頃よりか今の如く書す、承久年間、既に寒河江とかけるよしいひつたふ、又一說に、毎年春の末、雪消の頃、沼川の水漲りて、八幡原の邊、一面大江の如くなりし故に、寒河江といふ、云々、今、寒河江の堰三なり、上なるを新田堰といふ、是は、寛永年間、上杉家の浪人佐藤成政、新墾のために築けるなり、中なるは高松(タカマツ)堰なり、是は文曆年間、大江

家の士高松氏、養田のためにす、下なるは石川の二之堰といふ、いつの頃に成れりとも知り難し。

寒河江(サガエ)城址　今、寒河江町の中央にあたり、郡治の在る所、即そことぞ。寒河江大江氏の居館址は、今驛市の東南にも在りて、本楯(モトタテ)と呼ぶ。本楯より此に移れるは、何代にや、南北亂の比にて、八代大藏大夫時氏ともいへり。○風土略記云、寒河江太郎の城墟、今は土民の居宅となる、昔大江廣元始て寒河江郷を賜り入部、今の谷地寒河江兩所なり、今の寒河江を南寒河江と稱し、谷地をば北寒河江と稱せしなり、大系圖を考ふれば、大江廣元、陸奥守出羽守たることを書す、廣元六世の孫、因幡守元時、其弟柴橋修理懷廣、柴橋は寒河江の隣邑なり、元時の子時茂、其子時氏、之を寒河江大藏大夫といふ、其弟を高屋六郎元全といふ、今高屋村の橋跡、此人の居宅なり、時氏六世の孫、法泉寺太郎四郎宗廣といふ、今も法泉寺のこる、又、時氏が男に萩袋(ハギフクロ)冬政といふもあり、此村今は左澤(アテラザハ)に屬す、最上義光に臣屬したる寒河江四郎隆基は、廣元より十九代の孫とぞ、當時、羽柴勘十郎といふものあり、剛强にして、寒河江の城において諸事を取行へり、又、一族城取十郎といふもの、谷地の城に住せりと。○縣誌提要云、寒河江城は、大江親廣築造して、子孫十八世に傳ふ、寒河江四郎隆基に至り、最上義光に侵掠せられ敗死、臣族皆降り、所領悉く山形に歸す、爾後、寛永二十年、幕料となる、以て維新に至れり。○寒河江系圖、廣元嫡子親廣、右大將家他界之時出家、法名蓮阿、承久參院御方、依關東御勘氣之後、有御免、號式部入道、遠江守。○寒河江志云、親廣、承久之役、屬上皇、而不克、薙髮得宥、而蟄居寒河江庄。また、系圖、

親廣-佐房(法名通阿)-高元(修理亮、因幡守親實爲聟、三十而死、依無子、後家一期知行之後、闕所、寒河江北方也)○尊卑分脈には、隆元を、佐房の舍弟（親廣の三男）と爲す。

時氏(寒河江太郎四郎)-元時-元高-高重-爲廣-知廣(太郎四郎、澄江寺殿)

長享元年、以大内殿判、寄寺領長州大寧寺澄江院全岩和尚、(和尚元高舍弟也)、其後、天甫和尚、羽州下向、改澄江寺、

寄進、大寧寺、長州豐東郡厚西郡内拾石地事、右地者、出羽國住人、寒河江出羽守大江知廣、爲二親追善、寄附於當寺、旁奉對當住全岩和尚、羽州申遂、云々、

-宗廣(法泉寺殿、永正元年七月)

-孝廣(陽春院殿、享祿元年二月)

文龜三年、宗廣相續、二歳也、山形義定二度入部、永正十七年十一月也、同十八年七月、伊達稙宗、高瀨山より八幡原まで張陣す、彼山雖稙宗陣、寒河江一類相談之間、八月引陣、

-廣種(富泉寺殿)(孝廣の弟か、)-兼廣-高基

-高廣

天正十二年四月、高基、於貫見村松田彦次郎館自害、寒河江家斷絶。

按、寒河江氏は、天正十二年一旦廢亡の後、更に最上家にて、寒河江の家號を、其臣下に稱せしめられしに似たり、天正十八年、寒河江外記あり。

今度、寒河江外記術被差上、芳翰委細預示、殊若大鷹給候、爲悦之至候、兼又庄内之儀附而、自殿下被成御書、如御存分被仰附、一段御懇之御様體、雖盡紙上儀共に候、誠御本望目出候、然者其方御上洛之儀、遲延候ても不苦由、御意候間、御領内無異儀候樣に御仕置、肝要存候、(中略)、

五月三日(天正十八？)　家康(判)

山形出羽守殿(最上家譜)

長岡山(ナガヲカ)　縣誌提要云、戊辰四月、莊内兵村山郡へ侵入し、奥羽川西、天童其他を略し、頗氣燄を張れり、同五月、奥羽同盟以來東軍は長岡山に守衞す、九月二十日、官軍來りて之を攻む、迎戰して終に敗散す、寒河江の北方の丘垤なれど、慶應年間、幕府代官の農兵を募れる時、操練場を置きし地なり。○國郡志に、和名抄、村山郡長岡郷を解き、

長岡、按今本郷村有長岡山、屬寒河江郷、蓋其遺名、有佐藝驛(延喜式)寒河江志曰、今寒河江村、呼曰佐賀衣、即佐藝之轉、

とあるは、殊に混亂甚し。寒河江郷(本郷)は、和名抄、最上郡の域内にして、福岡といふにあたる。

法泉寺(ホフセン)　寒河江に、前邑主大江氏の建立にかゝる寺院の遺基頗多し、法泉寺は、寒河江太郎四郎宗廣の開基、(宗廣は文明の比の人か)、近世八十八石の齋田を有せり。澄江寺は、百三十七石の齋田を傳へ、明應中の創開といへば、法泉寺宗廣の父、知廣の廟也、陽春院は、齋田四十七石、法泉寺殿の子、孝廣の開基とぞ。

本願寺(ホングワン)　寒河江南町に在りて、遊行時宗の古道場とす。弘安八乙酉年草創、無阿を開祖とす。近世は、寺領百三十石、天童佛光寺の末屬に列し(風土略記)、日遊山と號す。

寒河江稻荷神社(サカエイナリ)　舊城址に在り。○風土略記云　楯内稻荷は、社領百八十三石、別當は眞言宗總持寺(三光山遮那院)なり、七日町祐林寺にも稻荷社あり、(寺は、曹洞宗に屬し、開山青山秀天和尚、長享二年遷化)。

本楯(モトタテ)　今、寒河江町の管内なれど、驛市の東南半里、最上川に近し。此は、寒河江氏の祖親廣より、五代元時まで居れりともいはる。寒河江、左澤の兩城址に合考すべし。

高屋（タカヤ） 今、寒河江町の管内なれど、驛市の南一里、最上川に臨み、長崎村に對せり。相接して島村あり、又、高瀬山と呼ばるゝ丘垤あり。高屋は、寒河江大江氏の族名にもあり。尊卑分脈に曰く、

寒河江時氏―┬元時
　　　　　　└元詮（高屋六郎）―元朝（助三郎）―元勝―元佐―元安―知政（修理亮）〇寒河江系圖云、知政二子、知近、孝政、又、高屋天神別當、林間庵覺如云々。

西根（ニシネ） 今、西根村といへど、寒河江町の東北郊にして、距離一里に滿たず、君田、石川、日田等の區分あり、之に屬す。

（君田） 君田（キミタ）、石川は、南寒河江五个村の中なりしを、他の橋南橋北橋西三村を本郷と呼び、近年更に寒河江町と定められしにより、別に西根の汎名を採りて、君田石川等の新稱に立てられしなり。

日和田（ヒワタ） 今、箕輪、慈恩寺を合せて、醍醐（ダイゴ）村と改む。

（醍醐） 寒河江町の西北一里、白岩の東、谷地の西にあたり、葉山を負ひ、寒河江川を前にす。醍醐といふも此間の舊地名にて、慈恩寺の境内たり。風土略記に、延喜式の驛名野後（ノシリ）を谷地に牽強し、避翼（サルハネ）を日和田にあてたり。避を音讀し、羽を訓讀し、異字を再三析してヒハタと爲す歟。さるにても、避羽田共なれば、共を何とかせん、駭くべし。（此地向陽なれば、ヒナタの義に出づ）

慈恩寺（ジオンジ） 寒河江第一の大伽藍なるが、山寺開創の歴史詳ならず。近世まで、天台眞言兼學なりしが、今は禪僧住持す。維新の日まで、二千九百石の大祿を貯へければ、彌勒塔、講堂、藥師堂、彌陀堂、不動堂、釋伽堂、婆羅門堂、大黑天堂、樓門、寶藏、及び僧院數字を備へ、衰殘を經たりと雖、猶化城たるを失はず。風土略記云、慈恩寺は、山形より西北に當り、行程六里程、寒河江より川を隔て乾の方に當る、瑞寶山といひ、御朱印二千八百八十九石、守護不入の地なり、本堂は彌勒尊、三重の塔也、別當は天台、妻帶にて、最上院といふ、一山に妻帶の衆徒四十四ヶ坊あり、學頭華藏院、寶蔵院、聖武天皇の勅願所、婆羅門僧正、神龜元年開基なり、本尊往古より秘佛なり、末社堂塔多し、毎年九月八日祭禮にて、男女群集をなせり、一山の衆徒種々の田樂あり、番組も色々ありて、平鹽寺の舞樂といふに同じ、又御身洗といふ事あり、年老ひたる男女二人、精進齋戒して、夜半丑の刻に本堂に入り、暗やみにて彌勒佛の秘像を掃除す、其外種々の法會ありて、筆紙に盡しがたし、或は云ふ、是れ六國史著名の往古の瑜伽寺長安寺などにてはなきや、年月久しければ、詳に知りがたしとぞ。〇一書に曰く、慈恩寺は、神龜元年草創布置の後、天仁元年、願西上人、鳥羽天皇の勅を奉して再興、保元元年、弘俊阿闍梨の時、寺宇を造營す、故に弘俊を以て中興開山とす、元和年中、最上義俊、修理を加へられ、江戸幕府より寺領朱印を賜はる、云々。

谷地（ヤチ） 今、谷地町といひ、人口七千、寒河江の北一里半、最上川の西岸に縁り、富庶寒河江と伯仲たり、東北楯岡（北村山郡治）へ三里、大地標高約七十米。

谷地は、寒河江南郷の域内なりけん、一書に、谷地を北郷とするは疑ふべし、何となれは、北郷實は西方にして、東方をすべて南郷といへり。〇古刀銘鑑に「出羽國村山之郡、北寒河郷、谷地住人、俊吉作」とも「月山、谷地俊吉作」と見ゆれば、月山鍛冶は、彼高峰に栖めるにはあらず、月山は家號なるべし。系圖に、建久年中に、初代月山存在すといへり、而も「羽州住、月山、明應九年」と刻みたる者あり、又「奥州住、月山謹誦」と刻む者もあり。〇戊辰戰史云、四月廿四日、清川一戰の後は、酒井兵部、大綱口より押出し、寒河江、柴橋、白岩、慈恩寺等の諸村に分屯して、河東の官軍と相對す、廿八日、谷地村代官陣屋火あり、燒亡し、兼て總督府より河西警備として置かれたる仙臺兵は撤去す、莊内兵愈振ふ。

谷地城址（ヤチ） 永慶軍記云、天正中、羽陽谷地の住、白鳥長久が嫡子、十郎義國といひし者、いかにもして、山形を亡し、最上三郡を手に入、國中の大將に成らばやと、明暮心に懸けるが、兎角、信長將軍にまみえ媚をなし、其後一揆を起さんと、まづ人を以て申けるは、出羽國の大將白鳥十郎義國、御幕下に屬せん、云々。〇山形軍記云、谷地の城主城取十郎に、義光公に討取られしと雖、寒河江の領主羽柴勘十郎は、猶城取殿の家來を集め、度々の合戰あり、有時、勘十郎中野（ナカノ）といふ城まで働出ければ、義光公も多勢にて打出、勘十郎不叶とや思けん、新城まで引取、云々。

寒河江志に據れば、羽柴勘十郎（羽源記橋間）は、大江隆基の家老なり。又、城取十郎は、白鳥在名の人なれば、共に大江氏の臣屬なりけん。然に義光物語、永慶軍記等に城取十郎をば、川西の豪酋、大江氏の總領のごとくに記せるは、信け難し、訛謬歟。

元和八年藤田丹波覺書云、最上谷地の城に、下對馬籠城仕被申候時、鐵砲の玉藥無御座、七日の間、城堅固に持被申候得共、直江山城は陣を引被申、折角におよび候、原美濃、中澤志摩、拙者才覺仕、對馬運を開、大山の城へ二度本意被申候、（庄内古事抄、大泉叢志）

關原戰史云、十月、米澤の兵既に退散す、庄内の將下對馬、獨谷地城に據る、義光、志村（伊豆）高治に謂て曰く、對馬（下吉忠）は武名あり、吾將に之を誘降し、酒田を攻むる先鋒と爲んと欲す、汝之を圖れと、高治人を遣はし城に入り之に説く、吉忠其厚意を謝し、且曰く、直江の我を敵中に棄てたるは恨なきに非ざるも、上杉氏の恩は背く可らず、一たひ快戰して之に報ぜん、説客曰く、足下にして死せば衆も亦死せん、一人恥を忍びて衆を助く

亦吉忠に報ずるに非ずや、吉忠曰く唯吉首を刎ねよ、衆之を聞て曰く、請ふ一死を共にせん、何ぞ主公を棄て去るに忍びんやと、議決せず、説客之を高治に告ぐ、高治曰く、然らば吉忠を山形に留め、衆を縦ちて庄內に歸さんと、吉忠乃出城して入寺す、高治之を護衛し、衆に歸國を命ず。○留守文書、慶長五年十月九日、政景狀に「此度、山形へ爲御加勢、御代官に罷越候處、敵雖相除候、卽押懸覃一戰、出羽殿御備、我々手前、合三百餘人討捕得勝利候、開召可爲御大慶候、敵一騎一人不殘、皆々長井へ引除候間、今八日開陣仕候、又最上川西、寒江□□□□義光へ無奉公申候得共、替返、庄內警固之者數多討捕、忠節仕候、谷地一城計候、彼地之事者、在地悉御奉公にて、內館計、庄內代官衆相籠、于今持合候、併庄內助成も不罷成候間、則落居可仕候」これは、尙對校すべき資料あり、情實頗詳見す。

(上略)川西に谷地(ヤチ)と申地に、庄內物主にて候、下(シモ)次右衛門と申者、人數二千五百程にて、在陣仕候なも、相捨逃候條、彼等一人も不洩押取籠候而、手痛責候條、彼者共色々泣喚候而、佗言申候、其次目には、庄內を取候而くれ候はんと申候條、先任其意召出候、下次右衛門に人長敗者共三十餘人を、當方に伺公爲成候而、其外雜兵共家老之者一兩人差添候而、庄內に指立候間、坐庄內之事も入手裡候儀は、程有間敷候、然而於御當方も、佐竹へ被仰合、仙道表へ御手立之由、自何以可然儀に候、上樣へ御奉公此時候、又、此書狀、石田治部、小西攝津守、安國寺以下、虜に被成候由、被仰下候、於其元も御滿足推量內候、右之儀共條々岩城殿へも可被仰聞候、猶期後時候間、不能一二候、恐々謹言

十月十三日(慶長五)　出羽守(義光)

竹貫參河守殿、御報(會津四家合考)

(前略)秋中、直江殿當方に御働被成、拙者在城、はせ堂へ進陣候處、度々及合戰、數輩討捕申候、依之、御張陣難叶候て、十月一日、御陣衆引拂候、其刻、庄內より被越候人衆、當川西四五个所に御籠候而、皆共討留申候、下殿、谷地に籠城、跡に直江殿音信もなしに御開陣候、然者、小澤和泉守殿噯之以、下殿身命被相助、其報恩として、庄內川南抱に出□□□□□雜々申通候而、志駄殿、兵藏殿へも爲書中申入候、(中略)同くは當方へ御談合候而、□□(下略)(大泉叢志所引、龜崎城繊火繩反古文書)(これは志村伊豆守光安の書に似たり)

溝延(ミゾノベ)　今、溝延村といひ、田井(タヰ)を合す、谷地の南一里、寒河江川の最上川に交會する地に在り、東岸は、東村山郡藏增の高野邊、窪野目なり、延も野邊野目と同言に出づ。

(寒江河系圖)

家廣——元家┬敎廣
　　　　　　└滿敎(三位公、備前守、從伊達稙宗、妹有御越、山形義定妻)-滿廣(白石六郎五郎、修理亮、從義定、溷鐙鄉御忍下、御入部忠節故)-宗廣(號溝延)

三泉(ミイヅミ)　今、三泉村といふ、溝延の西にして、谷地の西南郊なり。

西里(ニシサト)　今、西里村といふ、谷地の西にして、山丘に緣り、醍醐の東なり。寒河江川を遶入れて、西里を通し、谷地町に入るところの一溝洫あり、西澤の北を澤畑といふ。

吉田(ヨシタ)　今、岩木と相合せて、北谷地村といふ、驛の北半里。卽、西村山郡の東北限にして、北村山郡大久保村を去ること一里。

福岡鄉(サキチカ)　和名抄、最上郡福岡鄉。○今詳ならず、高山寺本には福有に作れど、隣行なる村山郡德有と相渉りて譌するのみ、訓みてサキチカといふか。顯宗帝三年紀、置福草部、私記「福草、此云佐岐久佐(サキクサ)」とありて、弘仁姓氏錄にも、福にサキの訓あること、其例證見えたり。而て、其地は卽、寒河江にて、サカエとサキ、元一語の相轉ならん。寒河江の長岡は、獨其孤立して著明なり。卽、今の西村山郡の寒河江、谷地より、白岩などを、福岡鄉と爲すべし。寒河江の名義、並びに語源につきては、明解なし、恐らくは、邦語に出でしにあらず、夷言ならん。此に錄してサキてふは、嘉字を充當せられしか故のみ、乃、稍傳音に遠きも、止むを得ざるなり。近年、北海道の夷言地名に、多く此類例を見たり。或は、福岡を楯岡の譌かといへり、されど、楯岡は村山郡村山鄉の北なれば、最上郡の諸鄉と相涉るに由なし。

北村山郡

(村山郡)

北村山郡(キタムラヤマ)　山形平野の北部、及び尾花澤(ヲバナザハ)の小平野を以て境域とす。卽、最上川中游の中なる一間域とす。今、面積三十八方里、人口十萬、二十五町村、之を楯岡(タテヲカ)に治む。

北村山郡は、和名抄(高山寺本)村山(ムラヤマ)、長岡、二鄉の舊地たるべし。村山郡は、仁和中、最上郡の北方を割きて之を建てらる。

光孝紀、仁和二年十一月、分出羽國最上郡、爲二郡。○延喜式首注云、分最上郡、置村山郡。

和名抄(高山寺本)によれば、大山、長岡、村山、大倉、梁田、德有の六鄉ありて、延喜式の村山、野後、潼翼の三驛、亦之に屬す。村山の郡號は、中世之を失ひ、其大半は最上斯波氏の有たるを以て、通して最上といふ。其北部に眞室庄ありしが、永祿中に在り、眞室(鮭延)亦最上氏の有に歸す。既にして、近世の初めに至り、村山郡

の舊號を復せしめらる。蓋、寛文、正保の際に在り。卽、猿羽峠の南、山形平野をも籠絡し、全く最上郡の舊域を沒す、其境域最廣大なり。明治維新後之に仍り、更に東西南北の四郡を分つ。されば、此最上、村山の沿革分合は、頗錯雜する所ありと知るべし。

寒河江誌(慶應中撰)云、村山郡とは、村山といふ山有るを以てつけたる歟、天童山なりとも、長岡山なりともいへど、此說牽强附會なるべし、村山は群山にて、多くの山々の有るをいふのみ。

(郡山)

村山郷

和名抄(高山寺本)、村山郡村山郷。○今、北村山郡の南にして、最上河兩岸の地なるべし。東根、楯岡より大久保、白鳥にわたる。東根の邊なる小田島村に、郡山の大字の遺るは、卽、村山の郡家の址とす。又、延喜式に、最上、村山、野後と次第し、村山は驛馬十疋と錄す。是れ、最ら、村山の驛の地點を決する所の明證たるべし。

地理志料云、按村山、村山郡家在此、因名、兵部省式出羽國村山驛馬十匹、蓋自最上經此、至野後也、大同類聚方、郡山藥、郡山郡人郡山長岡所傳方、塚本氏曰、村山方醫、今北村山郡有郡山村、是郡衙之遺名。○國郡志に「最上郡最上、今郡山村、屬村山郡、在郡中央以東、古郡家所在、(和名鈔大意)有最上驛(延喜式)」とあるは、失考甚し。

小田島

中世の庄名にして、今の北村山郡の南部にあたる、卽、東根、長瀞、四邊の村里なり。今は、特に郡山、蟹澤、野田、島大堀を合して小田島村といふ、古の成生庄(天童)の北に隣る。

小田島庄の始末詳ならず、鎌倉實成寺、觀應三年文書に「出羽國小田島庄內、東根孫五郎跡(寺附)」の事見え、東根城主は、卽、小田島を家號とす。又、東根龍興寺所傳の梵鐘の銘文に、

羽州中央、小田島庄、東根境致、白津之郷、云々、正平十一年、大檀那前備前守平朝臣長義。

されば、東根氏は平姓の家なり、奥州和賀郡(今陸中)にも小田島館址をつたへ、東鑑、建長三年、小田島五郎左衛門尉平義春をば、此小田島氏の一祖かといふ。因りて惟ふに、小田島平氏は、此羽州村山郡なるを根本とし、奥州へも移れるならん。其興敗の跡詳ならずと雖、奥羽の名門なりしや、想察に餘あり。鐘識に、羽州中央といふ、此長井最上より、仙北の方までを、或は出羽の中山道といへる證あれば、それに合考すべし。又、正平十一年てふ、南朝の正朔を奉書したるは、最異とすべし、應永の比に至り、小田島氏亡滅す。

蟹澤

今、小田島村と改む、東根驛の西一里、谷地驛(西村山郡)の東北一里半、最上川右岸の廣平にして、野川、白水川、其南北を流る。最上紅花、臙脂の産地なり。

山野邊系圖、最上三代の季弟義直を、蟹澤殿とす、卽、此村を知行せしならん。(一書曰、義賴四男蟹澤義直)

まゆはきを俤にして紅粉の花、　芭蕉

羽入

今、荷口、藤助と合併して、大富村と改む、蟹澤の南にして、成生村(東村山郡)亂川の北とす。清泉、地を穿つ數尺、必之を得、最澄潔なり、神町原の西端にして、最上川の右岸半里許。

(荷口)

荷口、藤助は、谷地驛を水外に望み、本郡の西南極の地とす、郡治を去る三里。

亂川

陸前宮城郡界の關山の山中に發して、西流、川原子、道滿を經て、驛路(東根と天童の間)と交叉し、押切川を容れ、荷口の南西に達して最上川に歸す、長八里。

亂川と野川は、南北に並行するが、其間隔凡半里、砂礫廣く布きて、一大荒野を見るべし。神町原は、其西偏にして、驛路に當る。亂川村は、神町の南にて、今山口へ合併せらる。

神町

今、東根町の大字とすれど、其南に一里餘を隔て、亂川と野川の間なる荒野に居る。南(天童)北(楯岡)の大道にあたれるのみにあらず、東は關山、西は谷地に通し、十字街を成す。天童一里半、楯岡二里、關山三里、谷地一里半。

神町原とは、卽、若木原にて、若木山は、神町の東傍の丘垤なり。永慶軍記に、

天正八年の比、延澤能登守は天童に叛き、山形へのよしみに、急ぎ八楯を攻落さんとて、軍兵をぞ催さる、天童賴澄も是を聞て、憎き能登守が振廻かな、打とらんとぞ議せられける所に、家臣草刈將監、八森安房承て「飯田、六田より東は、みな〳〵延澤に一味す、轟崎左衛門尉も、山形の味方と成て、風間の要害に楯籠り候、如斯味方に楯突いもの罷出候得者、相殘る軍兵纔にて候、一先奥州の方へ御立退、國分能登守殿を御賴あれかし」と申せば、賴澄力及ばず、夜に紛れて天童を立出、大佛山の腰を經て、東根の里の奥、關山の難所へぞいそぎける。

大佛山とは、若木山の一名歟。同書、戸澤盛安が妻の道行の詞によれば、大佛はチサナキと訓むべし、中世の氏號に大佛あり。

音に聞えし羽黑山、月山を遥に伏し拜み、夫より飯田楯岡を過れば、道の邊りに稚木の森とて、一村の木立あり、盛安が妻かくなん「名にしおはゞことゝひもせめうき旅を我も伴ふ稚木の森」。

(稚木森)

若木原

神町東西の荒野にして、關山、羽入の間三里餘、南北は亂川、野川を涉り、半里乃至一里。若木山は、野中の一丘なり、相望みて、野川の北には、大森山あり、稍大なり。○縣誌提要云、神町の東に、若木原あり、幅

凡一里、長三里餘、若木山は、一岩石の土を負へる者に似たり、山腹に穴あり、胎内竇といふ。最上家譜、義光分限帳に、領内二十五城の一を若木とす、この若木山に築かれ、神町など邑落と爲しにや、陣町の義歟。

(川原子)

山口（ヤマグチ）　今、山口村といひ、川原子、道満、亂川を合す。神町の東南一里、亂川の南邊に居り、天童より關山への通路にあたり、山口の名、其實にかなへり。川原子（カハラコ）は、山口の北、亂川の岸なる部落にして、天童關山各二里、道満（ダウマン）、亂川は、山口の西にして、若木山の南にあたる。○出羽新風土記云、國史所見(貞觀十三年)の利神社は、今、北村山郡水晶山鎭座にして、川原子村大和神社は、その遙拜所歟。

(水晶山)

田麥野（タムギノ）　今、田麥野村といふ、山口の東南なる山谷を占め、其溪流は押切（オンキリ）川と爲りて西下し、成生村の北に至り亂川に合す。田麥野の奥の水晶（スヰシヤウ）山は面白（オモシロ）山の支峰なるが、關山の瀧澤山の南にあたる。縣誌提要云、川原子の東、水晶山あり、一山姫松多し、山上に大和神社あり、社傍に水晶石あり、牡丹花に似たり、石側に嵓穴あり、水晶を孕むと云ふ、古來其深さを知る者なし。○地理志料云、貞觀十三年紀、出羽國利神敍從五位上、在川原子村水晶山。○東國旅行談云、天童、竪岡（タテヲカ）より、奥州の別れ道を關根越といふ、此邊の山すべて水晶を生す、然れども、俚諺に、水晶を堀取れば山神たゝりをなすと語る、げにや、關根越の山中に弘法の洞穴あり、其中を伺ふ時、日に向ひて見れば、牡丹、芍藥其外四季の草花を彫付あり、日に輝き映じて、其ひかり五色をもつて彩色したる如く、美しき事いふばかりなし。

關山（セキヤマ）　今、高崎（タカサキ）村と改む、即、關山越の小驛にして、楯岡の東南五里、山路盤曲數折、二里半にして頂界に至るべし。關山越は、谷地、天童、楯岡、東根などより仙臺への通路にして、其頂界は、標高六百二十五米、明治十三年、隧洞を穿つ、二百間許、以て車馬の往復に便にす、東に下る四里、作並驛(陸前宮城郡)に達す。○關山驛の東一里を小屋（コヤ）原といひ、四山の水此にて合湊して西下す、即、亂川是也。小屋原の西南に、瀧澤山あり、標高一千米を過ぎ、峠の正面に屹立す。山麓に莨菪多し、關山煙草といふ。

觀音寺（クワンノンジ）　今、高崎村の大字にて、關山の驛西半里なる聚落なり、地理志料に「貞觀七年紀、出羽國觀音寺、列定額寺、蓋是乎」といふ。此地の東北に、山峰重疊し、其高頂を觀音岳と名つけ、標高一千三百餘米、白水川の起る所とす。

五所山（ゴシヨ）　又、五聖（ゴシヤウザン）山につくり、觀音寺山の東嶺（ツネ）をいふ。即、中央山脈の脊梁にあたり、陸前なる船嶽と相表裡す、其西南澗は亂川に歸し、西北澗は延澤川に歸す。五聖とは、他州郡にて古四王（コシワウ）越王といへると同く、古四王子を祭れるにより此名あり、郡内正嚴村には、御所（ゴシヨ）祠といふ。縣誌提要云、五所山は觀音寺より頂上に至て凡七里、辨天岩あり、即、御前（オマヘ）と稱す、雌雄瀑あり、共に高さ十五丈、其他四十八瀑あり、胎内竇有り、日光月光等、都て五峯、故に五所山と名く、頂邊の姫松、烈風の爲めに挺立する能はず、枝幹地に俯伏して蟠延し、郭橐駝の手を經る者の如し、樹上踏歩するに足る所有り。○五所山は、陸前加美郡にて荒神山といふものと同じき歟、船嶽の西北なり。

猪野澤（ヰノサハ）　今、沼澤と共に東郷（ヒガシガウ）村の管内とすれど、亂川に倚り、關山と川原子の間とす。瀧澤山、其東に峙つ。煙草の産地なり。

野川（ノカハ）　今、白水（シラツ）、萬善寺等と相合せ、東郷村と改む、關山觀音寺の西にして、東根驛の東南凡一里。○野川、白水は、共に溪流の名に因る、二水並びに觀音寺山に發源し西下、最上川へ歸す、長各五里。野川村の西に大森山あり、標高二七五米、若木原の中に突起し、東根市街の南半里餘、野川、白水の二流、之を挾みて西馳す。

(白水)

東根（ヒガシネ）　今、東根町といひ、六田、神町等を合す。楯岡の南一里なる邑名にして、甑岳の西南麓に居り、白水其南を流る。中世、小田島氏之に築き、最上の一盛族たりき。

圓頓寶戒寺雜掌申、出羽國小田島庄内、東根孫五郎跡事、早任寄附之旨、沙汰付下地於雜掌仁、可被執進請取之狀、如件、
觀應三年七月廿二日　(判)
長井備前太郎殿(相州文書)

伊達世次考、大永五年、稙宗より東根殿へ與へたる狀ありて、東根は、即、山形なりと注せらる、疑惑あり。蓋、すべて河東を、川西に對して東根といひ、山形、天童、小田島、皆東根と稱するに妨けず。

南方之事、擊岩城白川兩家、進攻共至其城、而時方寒風酸、因兩所留守衆、爲轉番而還、去月十五日已歸陣焉、且聞、成生十郎退出播磨守爲同盟、且絕言語、雖然承首于中野、其莊過半、特天童同心合體、尤爲肝要之至也、又聞、長谷堂上山如已前相約、再三見告喩、必一點無異議乎、格餘時々申述之、
東根殿(最上修理大夫義守)　左京大夫稙宗

今按、最上義守者、義定之養子也、實中野義清二男云、中野者、最上三代修理大夫滿直次男、滿基爲元祖矣、義定、永正十七年三月卒、義守繼家云、東根者山形也、

抑、小田島東根氏の事は、前の小田島に見え、舊說「應永の頃より、東根は、山形天童等の、源氏一門にて占住

す」といへば、小田島平氏の東根を亡へるは、應永以前なりと爲すべし。○風土略記云、東根館は、小田島庄白津郷にあり、山形より五里餘艮の方にて、七千石の大郷なり、貞和年中は、小田島備前守平長義住居の城なり、應永の頃、最上探題兼頼の子、直家の次男、左京大夫頼直（天童の元祖なり）の四男、阪本頼高（養源寺殿と云ふ、是東根の元祖也）居城とす、其子孫七代相續し、里見薩摩守景佐、慶長年中より、最上家の命にて城主となる、元和七年改易、其後御公料となる。○新風土記云、安政二年、館藩松前氏、村山郡にて領知三十九村、東根に役所を置かれ、以て明治に至る。

東根城址（ヒガシネ）

縣誌提要云、東根村の中央に城墟あり、東西百十七間、南北七十間、五稜形をなし、濠壘の舊樣を存す、正平二年、小田島長義建築す、應永以後、最上氏に屬し、元和中城廢す。

永慶軍記云、天正八年、東根の城主二郎三郎は、天童の次男なりしが、家臣里見源右衛門尉心がはりして「東根を打て御味方に參り候らはん」と山形に注進す、義光聞給ひて、楯岡の奥山より歷廻りて、里見が要害、野川へ加勢を入れらる、此時天童の郎等、藏增安房、鈴木新左、遠藤觀音寺の者共逆心替れば、里見が勢程なく二千餘人と成て、天童、東根、同時に落城しけり。縣誌又云、東根村鶯の森は、慶長五年九月、上杉氏（庄內勢）の侵掠にあたり、守將里見氏の應戰したる地なり。○今按、永慶軍記に、天正十六年の比、越後の本庄繁長が、大泉庄內を略取するの後、更に兵を率て最上川を泝り、東根に到りし事を載す、他書に之を云ふものなし。蓋、訛謬に屬す、恐らくは、慶長五年の九月、庄內駐屯の上杉氏の兵が、最上の境に入り、川西を掠め、長瀞、東根等を侵ししことを誤る歟。

本庄重長入道雲林齋は、庄內を攻落し、松根、黑川、清川等に番手を居置、最上の內に攻入るべしと案をめぐらし、庄內先方に里見を間、此者共申けるは「最上領內へ働給はんには、湯殿越、中々思ひよらぬ事に候、但、最上川を上り合海より陸を押行、清水の城を餘所に見て、飯田、館岡、東根杯を攻候はゞ、一日にも落城仕べく候、此は奥州國分の外に敵する者なく候が、國分能登守老病にて、今は留主居の外は有間敷候」と申ける、重長聞て、早々打立候へしとて、酒田の湊より川舟百餘艘を催し、最上川を逆上り、合海より陸に上り「先東根の城を乘取り、夫より人數を分ち、館岡、飯田、長瀞、清水を攻落し、庄內の通路を自在にして、兵粮續く程ならば、置賜邊迄、一年の內にも手を入べし」との內談を極め、東根に押寄たりしに、案にたがい、頼切たる郎等數多討せ、馬物具舟兵筋悉く敵に奪れたり、庄內を出る時は五千餘の人數たりしが、纔に百人に足らず引具して庄內に逃歸けり。

東根八幡宮（ヒガシネ）

(白津)

市街の東北丘に在り、俗說、康平年中、三浦下野守之を建つといふは、其故を知らず。小田島氏が「三浦平氏の一派なりし」を傳ふるもの歟。風土略記云、東根村若宮八幡宮、城跡より五六町隔て、艮の方山の麓に在り、長義の納められしてふ鰐口あり、銘に「羽州村山郡、小田島庄、白津（シラツ）郷東根、若宮常住、正平十一年夷則十七日、小田島備前守長義」とあり、正平の年號を用ふるを見れば、長義は南朝の臣下なりと見えたり。○東根龍興寺の古鐘銘、

羽州中央　小田島庄　東根境致　白津之郷
山號佛日　寺號普光　鑄鐘六月　林鐘時當
借爐炎熱　通冶風凉　一樓鯨骨　萬斛銅湯
大解脫器　吸空肚腸　圓滿覺口　吐等外方
天曉告報　地久天長　日暮扣發　槇信吉祥
正平十一年丙申六月廿四日　住持比丘閑雲叟
大檀那前備前守從五位上平朝臣長義
願主　比丘湖頑　大工　左衛門大夫景弘

東根の正平十一年の二金器、共に平長義の造進に係る、其、今龍興寺に傳ふるは、佛日山普光寺の舊什なるが、何の沿革ありしや知れず。

六田（ロクタ）

今、東根村の管內にて、其西に接し、驛路にあたる、名義知れず。もしくは、六反田、六供田などいへるが訛りたるにやあらん、白水川の南北に渉る。最上の三鳥居とて、六田、元木、荒谷に各一基あり、其六田なるは、飯嶽の神門なりとかや。進藤氏の風土略記に、最上の平原は、往古湖澤なりとの一說を載せ、六田の西北は、皆水底なりと爲す。曰く、

上古は、最上「山形の古名」村山「天童の古名」斗陸地にして、六田、楯岡、大石田邊まで七八里の間は、湖水なる故に、最上、村山、野後（今谷地）避翼（今日和田）佐藝（今寒河江）白谷（今の白岩）は往來にて、六十里越して、田川郡に出しと見えたり、此時分は、相貝、古口邊の山合、大瀧有て、最上川水たゝえ、湖水となりしが、自然と山合の瀧切り落て、湖水も庄內へ流れ去り、跡湯もなく、今の平野とはなりしにや、湖水の下流、古口にて、大瀧となりて落し比には、船の通路もなかりしといへり、延喜式の驛路は、野後、避翼、佐藝、白谷等には、馬の外に、船の備附あり、云々。

是れ極めて妄誕なり。古の村山は、即、六田の邊にて、天童に非ず、野後は大石田なり、避翼は猿跳（サルハネ）にて、佐藝は出羽郡清川驛なり、白谷は由利郡の北、御物川の渡津なり。且、其野後避翼佐藝の船は、即、最上川の水路にして、延喜式の當時の形狀は、今世と大差なし、六十里越を古道と爲すは返す〳〵も誤れり。○義光物語、天童八楯の一を、六田兵衛といふ。

長瀞（ナガトロ）

今、長瀞村といひ、松澤（マツサハ）を合す。六田西北半里、

楯岡の西南一里、最上河邊の平夷を占む、田野頗廣し。往時、最上八館の一なりしが、近世中廢の後、寛政十年より、米津氏一萬石の陣屋あり。

風土略記云、享保八年、通用金吹替の時、古金一歩を新吹の一歩にて取遣の勘定に及ぬれば、内には損徳多くあること故、騷動にも及べきと推察あつて、陣屋にて之を隱し置きたるに、其事既に世に聞え、百姓ども徒黨に及び「お觸はなくとも、江戸表よりの被仰付なるに、代官衆、有德の者には御贔負の沙汰と覺えたり、御觸流は無之とも、新吹の金も古金も同樣に可遣」迚、既に有福の百姓の宅へおし入、勘定に及ばんとす、依て、金子請取方には大なる損分有之候故、陣屋本へ御願申上たり、堀田家(山形城主)卽、陣裝束にて長瀞村に馳向ひ、頭取のものども召取り、江戸表へ爲御登候處、御吟味の上、國本長瀞村に御下し、罪の輕重に隨て、打首、獄門、礫等の罪科に行る、これを長瀞騷動といふ

長瀞城址(ナガトロ)

村の中央に在りて、四字の廢墟を成す。寛政十年、米津氏、武州久良岐郡金澤より轉封し、長瀞に陣屋をおく、明治二年、上總國山邊郡大網へ轉邑し、尋いて廢藩と爲る。

伊達世次考云、稙宗公、永正十一年甲戌春二月、與最上兵合戰於長谷堂、大克、斬楯岡長瀞山邊吉河已下敵一千餘人、拔長谷堂城、留小梁川中務親朝守之、(寒河江氏記錄)

風土略記云、長瀞館は、山形の北七里、驛路の西にして、東根の西、楯岡の近地なり、當時は御公料にして、五千石餘の陣屋なり、昔は斯波兼頼朝臣の曾孫、左京太夫滿家住居の城なり、是を長瀞殿と稱す、應永三十二年逝去、禪會寺に葬る、嫡子式部太夫頼宗も、長瀞に居城、嘉吉元年逝去、此時、最上家は、山形、中野、長瀞と、三城の中に住居と見えたり、按するに、天童下筋の領主頼久の旗下、八楯の内に、長瀞左衞門尉あり、此支別にや。○長瀞殿滿家は、最上四世の君なり、山野邊系圖によれば、法名虎山威公、嘉吉三年逝去す、之より先に一子頼宗早世す、依りて嫡孫義春の相續すと爲す。、義光の時、次弟新八義保を長瀞に分封したり、家譜に見ゆ。○安倍氏筆餘云、元和八年熊木長左衞門覺書「九月十七日、最上長とろ城前にて、いい田將監と申者打申候、十月朔、やちの二丸迄敵押込申候處、押返、云々、下對馬家中の者共存申候」是は、慶長五年九月、川西谷地より長瀞表迄動きし證なり、河上十左覺書には、長渡呂に作る。(庄内古事抄)

楯岡(タテヲカ)

今、楯岡町、人口八千、北村山郡の治所とす。鐵道、山形十六哩、新庄廿二哩、山形平野の北端にあたる。其東嶺を甑嶽といひ、西、最上川の岸を去る一里餘。古城址は、山麓に遺れり、池塘あり、湯澤沼といふ。(楯岡、或は館岡、又、立岡にもつくれり)

隨變紀程云、楯岡驛、天正中、最上氏驍將楯岡甲斐所居、戶口倍於尾花澤、蓋此地高燥、數旬不雨、田疇龜拆、今有富民、鑿大池於驛東、畜水以供灌漑、名曰溜井、三面循山、一方築堤、百四十間、其費金一萬三千圓、溝渠所通、秋稼如雲、皇上倚欄騁目、殊有喜色。大八州遊記云過六田驛、至楯岡驛、居民四千、又、爲大邑、此際諸邑每戶種烟草、摘葉曬檐下、或有別設屏障乾之者、其價可知矣、世之所謂最上烟草者是也、然其品則不太佳云。○風土略記云、楯岡は大鄉にして町屋作なり、最上兼頼の曾孫、伊豫守滿國住居して、楯岡殿、といひ、子孫相續、義光公の代には、舍弟甲斐守光直、楯岡を相續せられ、一萬六千石を領知せられたり。○山野邊系圖、最上三代光直の四男、伊豫守滿國を、楯岡殿といふ、又、十一代義光の舍弟甲斐守の名を義直に作り、

義直(楯岡殿)—忠親(孫一郎)—定直(七左衞門)

と載す。又、義光物語に、天正中、天童八楯の一を楯岡上總助といふは、滿國の子孫なるべし。仙北由利の鎭將として、當時に英名ありし楯岡豐前守滿茂は、上總助の名跡歟。(滿茂、慶長中、由利本城五千石を分封せられたり、最上家第一の大身とす)

甑嶽(コシキ)

楯岡の東嶺にして、標高一千一百米許、(楯岡にて凡一百米)、登路一里餘。觀音寺山、五所山の兒孫なれど、西方に伸出して、川西(西村山郡)の葉山に對峙し、共に火山岩より成る。

三千風行脚集云、楯岡村法恩寺に、常念佛上人に閑談せしが、此山寺無雙寂寞の所なり、緣起眺望の一軸、望によりて書し、折ふし、雪の岨路を凌ぎ、

　鉦の音の法のしるしを竿にして道はまよはず雪の山寺。

楯山(タモヤマ)

今、林崎(ハヤシサキ)と合せ、大倉(オホクラ)村と改む。楯岡の北一里、驛路に係る、又東北延澤村への山道あり。

楯山より、土生田まで二里は、山形平野と尾花澤平野との分界なる峽路とす。此峽路と最上川との中間なる、第三紀層丘陵は、名取山なり。○楯字は楡字の譌なるべきよし、東村山郡高楡に繫けたり、方俗、ニレ(楡)をアカタモと呼ぶ。

名取(ナトリ)

今、長島、大淀、杉島、鹽川など相合して、西鄕村と改む、楯岡の西なればなり。

名取の北嶺は、直に最上川の右岸に起り、甚高からずと雖、甑嶽と葉山の間なる峽谷中に屹立し、山形平野北方の限端を爲す。此山の西側は、江水曲折して崖趾を洗ひ、水中岩石出沒、最行舟に危險なり、卽、最上川中游の難所なり。

鹽川(シホカハ)

名取の南にして、楯岡驛の正西一里、楯山の三澤川は、此に至りて最上川に歸す、一名逆川といふ。○縣誌提要云、鹽川村、元鹽貝と名つく、古井有り、其水頗鹹

(碁點)

し、村西の津渡を碁點（ゴテン）といひ、對岸は大久保村なり。奥細道菅菰抄云、最上川は、米澤より出づ、原書「みち奥より出、山形を水上とす」とあるは、須川と云ひて別なり、須川も最上川に劣らぬ大河にて、山形領のうち、長崎といふ村にて、なほ最上川に落ち入る、翁は、川下よりやうやく山寺の邊まで曳杖ありて、其上の川筋を見玉はぬ故に、人の云ふにまかせて、かくはしるされたるなるべし、ごてんは碁點と書く、川中、あなたこなたに、大岩六つ七つ散在して、碁を打ち散らし點したるが如し、はやぶさは隼と書く、鳥の名なり、此處は、水底に磐石ひし〳〵と有て、晴天にも逆浪たち、水勢至て早く、隼の落す如し、何れも大石田より上なり、別して、隼は最上河中の大難所にて、快晴の時と雖、未の刻より後は船を乗らずと云ふ。○縣誌提要云、最上川に三難所有り、其一は鹽川村(東岸)の地先にして、字を碁點と云ひ、その水中に突出する許多の巌石、大小形狀の異ありと雖、碁子を點するに似たり、川の中心、其幅七八間、乃至二三十間、其深百尋、長凡五六百間、兩側悉く磐石にして甃の如し、磐上平水二尺に滿たず、故に船深き處を行く、委曲回旋、沿泝共に難し。

長島（ナガシマ）

今、西郷村の大字にして、鹽川の北西二里、最上川の屈曲して西に張れる內彎にあたる水村なり。江水此に至り急灘を爲し、舟行の一阻たり。縣誌提要云、最上三難所の其二は、三河（ミカハ）の瀨と曰ふ、東岸、長島村の南に在り、磐石出沒多く、淺湍にして、瀑布の如き者三層、故に名つく、亦惴々其れ恐るるの所なり。○三河瀨より、屈曲して下る一里ならずして、隼瀨に至る、右岸の孤峯を羽黑といひ、名取山の西に連なり、水は峯の南より、西に迂回して又北に出づるを以て、峯頭の攬勝頗る廣し、羽黑の東南麓は、大淀の村落にして、名取を去る二十四町。

隼瀨（ハヤフサ）

最上川の一險にして、鹽川の北一里半、(大淀羽黑山の險なり)、富並村の南にあたる、此より大石田驛まで二里。

縣誌提要云、最上三灘の第三は、隼の瀨と號す、其名之を水勢汪流の急なるに取る、川形磊礫の渊を爲す者、二道二層とす、併せて長凡二百間許、船を挽て其中流を直過す、船一たび操執を失ひ、僅に欹仄すれば、百方進む能はず、亦保持する能はず、是時に臨むや、速に其索を斷ちて船の奔逸に任す、然らざれば、索を執るの水夫も倂せて、漂沒の患あり、左に蟾蜍岩あり、右に黑岩、屛風岩等有り、奔逸の船之に觸れば忽然破碎す、是を以て隼の瀨を難中最難とす、若し彼ビキ岩除却するに及ばば、中流を行かずして西岸に由る、易々たるのみ、故に近年頻に力を摧鑿に勞すと雖、未だ全く其功を遂げず。

大久保（オホクボ）

今、大久保村といふ、最上川の西岸の名邑にて、楯岡より一里半、谷地の北より同里程とす。

山野邊系圖に、最上三代直家の三男、右馬頭滿賴を、大窪殿とす。卽、此に在館したるならん、而も一說、滿賴を漆山殿と爲せり、猶考定すべし。

湯野澤（ユノサハ）

今、岩野と相合せて、富本（フモト）村といふ。大久保の西一里、葉山の麓なれば也。

稻下（イナクダシ）

今、大槇、櫓石、長善寺と相合せて、戶澤村と改む。大久保湯野澤の北なり、其間に一丘陵あり、南北に長し。櫓石川は、葉山の東南澗なり、大槇に至り最上川へ入る、長四里。大槇の渡津は、碁點瀨と三河瀨の中間なり。

白鳥（シロトリ）

今、富並、横山などと相合せ、大高根（オホタカネ）村と改むれど、富並の南に小險阻を隔て、全く大久保、稻下の平夷に連なる。卽、大久保の北一里、三河瀨の南半里。風土略記云、白鳥村の山際に城址あり、績太平記諸國征伐の沙汰並に朝敵揃の條下に、白鳥冠者義久とあるは、

(城取)

當城の主なりしにや、羽源記を見るに、義光の比は、城（シロ）取（トリ）十郎といふ人居住し、土俗屋形と稱す、家の子に橋間勘十郎（異本に羽柴ともありたり）曾根門彌とて勇士あり、一門には、加藤權右工門、東海林市郎兵衛、平澤源之丞、白岩帶刀とて、何れも近邊の館主なり。○按、山形軍記、羽源記等に、谷地城主城取十郎といふなば、寒河江大江氏の總領と爲す。寒河江系圖に、天正十二年、大江高基滅亡といひ、此高基と城取十郎の關係知れず、高基なば、其一族門葉の城取氏と誤るに似たり。

富並（トミナミ）

今、大高根（オホタカネ）村といひ、田澤、横山、並びに白鳥をも管內とす。葉山の東麓、最上川左岸の大邑なり。楯岡を去る三里、隼瀨を以て其南渡の津とす。

(大高根)

大高根とは、富並の北嶺にして、標高五百米突餘、葉山の兒孫のみ。大石田驛の西なる高峯、卽是也。又、葉山は、富並より登路凡四里。

縣誌提要云、富並村は、三面江水に圍繞せられ、亦形勝の地なり、城墟有り、鬼甲城と號す、兩羽中に於て最古なりと云ふ、富並の北凡一里半を横山（ヨコヤマ）村とす、最上川に接し、大石田と水を隔てゝ相對し、渡船場なり。○最上家譜、義光記等に、領內二十五所の一城を、留並（トメナミ）といふ卽定なり。

(横山)(留並)

最上家譜云、慶長五年十月、白岩、寒河江、長崎、富並、於所々上杉方千五百人、討捕候。

土生田（ドシヤウダ）

今、本飯田、五十澤を合せて、袖崎（ソデサキ）村と改む。富並、田澤の對岸にあたり、驛路にかゝる。卽、楯岡、尾花澤の間なり。(南界楯山に接し、驛路は小峽中を通過す)

土生田の名義知れず、其北なる五十澤は、朧氣川に近接す。○義光物語に、天童下筋八楯の一城主を、土生田播磨守と爲す、飯田（イヒダ）攝津守も、其一城主とす。永慶軍記に、飯田五郎三郎の名を載せ、天童東根(山形の別流)の門葉

(飯田)

とす、又、最上分限帳に、領内二十五城の一を飯田とす。

大石田（オホイシダ）

今、大石田町、人口二千五百、最上川の水驛なり、鐵道亦之を過ぎり、楯岡八哩、船形十哩。村市は、最上川の右岸、朧氣川の兩岸に布く。東北一里に尾花澤の山驛ありて、陸前大崎地方よりの交會にあたる。(標高六十米)

縣誌提要云、大石田驛は、最上川樞要の河岸場なり、舊幕政の時、川船役所を置き通船を檢査す、故に大小の舟常に輻輳せり、今も一葉の船、朝に發して暮に酒田に達す、至便と云ふ可し。○河野氏云、大石田は、水陸の集會なるが、近年磐根新道を開かれしより、旅客は多く其陸行車を馳すべきを擇べり、而も貨物の重量なるは水運に依ること舊日に同し、其水程廿二里、便風なれば朝發夕臻の快速を見るも、其機會や稀なり、十六里清川松嶺に達するを得れば、上運と謂ふべし、往々風雨惡ければ、下江の舟と雖、三四日を費す、又上江は挽きて溯る、凡五日路とす。

風土略記云、大石田館は、最上家分限帳に、二千石、朝比奈讃岐守と載せたり。○戊辰戰史云、九月廿日、庄内藩形勢の日に不可なるを覺り、降伏の使節を命す、使節大網口の官軍海汐の陣に至る、乃、みちひかれて海汐を發し、夜半、大石田驛に赴き、參謀黑田了介に就て、歎訴の情を述ぶ、黑田曰く「今や我兵將に進行せんとす、採否の如何は答ふること能はず」と、直に舟に乘じ大石田を發して清水驛に向ふ、使節吉野遊平從て清水に至り、開城を三日の中に約す、翌日(廿四日)吉野鶴岡に返り復命せしかば、藩主恐惶、廿六日を以て城外の寺院に屏居し、盡く兵士を近傍村落に移し、國境の守備を解かしむ、廿七日、諸道の官軍進みて鶴岡城へ入る。

元祿二年紀行奥細道云、最川上のらんと、大石田と云所に日和を待、爰に古き俳諧の種こぼれて忘れぬ花のむかしをしたひ、蘆角一聲の心をやわらげ、此道にさぐり足して、新古ふた道にふみまよふといへども、みちしるべする人しなければと、わりなき一卷殘しぬ、このたびの風流、ここに至れりといふべし。○元祿九年紀行陸奥千鳥云、大石田へ出て、坂田への乘合を求め下る、爰こそ後の最上川、聞き及びたるよりも、川幅廣く水早し、左右の山續きに瀧數多あり、中にも白糸の瀧けしきすぐれたり、此川筋阪田迄二十一里、その中に、船關は、なぎ澤、清水、古口、清川、此四个所なり、

　みしか夜を二十里寐ねたり最上川。

大八洲遊記云、發大石田、赴清川、清川距此十六里、乘船同乘者七八人、篷下蹲居、下川二里、天明、寒甚不敢出頭、日高始出立舷上、兩岸層巒複嶺、陂陁不斷、秋樹經霜、猩紅映日、翠杉青松、粧點其罅、龍田紅楓世之所稱、未知孰伯仲、川流曲折、繞山而流、遙望唯視高巒聳天、水勢如窮忽又渺漫無涯、柳子厚所謂、舟行如窮忽又無際者、蒞成大嘗履其地云、碧流深瀦不可杭、春還或可杭、然則子厚語之妙、實不知其境也、河崖有地出石炭、石炭間地、逶迤連延、不絕如帶、有人發掘之、至合海村、有崖色白如雪、側立千尺、紅樹翠蔓、掩映其上、猶如一大絹上畵秋樹紅葉、眞可稱奇絕、至他則其色稍帶紫黃、唯此崖樹殷紅如火、不知何故、北岸本係戶澤侯封地、岸上諸山皆種杉、枝柯夭矯偃蹇、不似他邦杉林直摻天、石山之使然耶、將其土之不應杉耶、其木理亦輪囷爲紋云、下合海數里、有白絲瀑布、紅樹隱映亦可愛、夕至清川驛。

野後（ノシリ）

延喜兵部式に見ゆる驛名なるが、蓋、後の大石田にあたる。或は之を今の谷地驛に擬するは、誤れり、又、之を古の玉野驛に同じと論する者あれど、精しからず。玉野は、今の丹生正嚴（ニフシヤウゴン）の地にて、丹生川を一に野尻川といふ。而も、式に謂ふ所野後は、最上川の水驛をも兼ねしこと明文あれば、初め玉野なりし野後驛を、今の大石田に移し、舊に依り野後を以て登錄せられしなり。

丹生正嚴には上宿下宿の遺名あり、又、大石田に今宿の遺名あり、合考すべし。

按、天平九年、陸奥加美郡より始めて最上郡玉野への新道を開かれ、尋いて雄勝柵を建てられ、玉野より避翼、平戈等の驛を置かれしことは、天平寶字三年紀に見ゆ。而も後に至り、平戈雄勝の驛家を停止せられければ、延喜式には、雄勝の山道を載せず。謂ふ所の野後、避翼、佐藝は、村山郡より出羽郡への驛次なり。此改廢の年代詳ならねど、其際に、野後、避翼の舊山驛を、水岸の地に移されしならん。卽、玉野原の野後を大石田に移され、船形峠の避翼を合海に移されしならん。是れ沿革の眼目なり。

兵部式　出羽國驛馬　最上(十五疋)　村山　野後(各十疋)　避翼(十二疋)　佐藝(四疋船十隻)　遊佐　蚶方　由理(各十二疋)　白谷(七疋)　飽海　秋田(各十疋)

傳馬　最上五疋　野後三疋船五隻　由理六疋　避翼一疋船六隻　白谷三疋船五隻

尾花澤（ヲバナザハ）

今、尾花澤町と云ひ、朧氣、二藤袋を併せ、人口五千、大石田の東北に隣れる山驛なり。延澤川、丹生川、其左右を流れ、陸前加美郡の通路を扼す、卽、仙臺山形新庄の三道此に交會す。

尾花澤にて、淸風と云者を尋ね、かれは富るものなれども、志いやしからず、都にも折々かよひて、流石に旅の情をも知たれば、日比とゞめて長途をいたはり、さまざまにもてなし侍る、〔奥細道〕

　涼しさを我宿にしてねまるなり、　芭蕉

縣誌提要云、尾花澤は、越後高田と飛驒高山を併せて、世に日本三雪の稱あり、此地、冬季に積雪、動もすれば

三四丈に至る、窓櫺牖戸に當る所、穴を穿ちて僅に明を引くのみ、家屋全く雪に埋却せらる。○東遊雜記云、尾花澤驛は、年々大なる馬市を立つ、奥羽の駒數千百疋を牽き來りて、此地にて交易するなり、其賣買をするに、口入のもの、此馬何兩何分何百と直段して、馬主その直段にて賣らざれば、口入人手を以て馬主を擲く、一打が百文、二打が二百文、打倒せば一歩つゝ直段のあがるなり、まけろ〱と云て打擲數にて増減あるなり、此故に喧嘩の如く、中には頭などを強く打れて、是非なく賣る人もあり、逃走るもありて、賑々しき市なりと、土人の物語なり、すべて奥羽にては、何にても賣買をするに、打擲するが、其の風俗なり、世にはをかしき事もあるものなり。○羽源記に、天童頼久が旗下、八楯の一を、尾花澤の藤左衛門尉といへり。又、縣誌提要に「此地に澤渇澤の古碑とて有り、高四尺許、

・表に　陸奥のをはなか澤の人なればおもたかすりの衣きなまし

裏に　長暦二戊寅年四月藤原實方興立

是れ、藤原實方が、陸奥の地に歌枕見にまかりて、柿本人麿の歌を石に刻みて立てしもの」云々。もと、何人の惡戯にや、世を欺く甚し、而も今も往々此類あり、慨すべし。

一筆申入候、然者主水仕合に付、爲見廻、釆女殿被罷上候、誠に遠州心付候通、別而忝存候、則年中に可罷下之由、被申候へとも、寒氣之時分、路次中如何、尤殘多故、留置申候、乍去、何の馳走をも不仕相下候儀、殘多候、將亦其元堅固之由承、目出度存候、古への儀も于今相忘不申候、此分何も無事に候樣子、釆女殿物語可有之候間、不能具候、恐惶謹言、

二月十一日（慶長中？）本城豐前守滿茂（花押）

尾花澤和泉殿（羽柴氏最上文書）

牛房野（ゴバウノ）　今、尾花澤町の北、野尻川、森岡山の下に此名のこる。義光分限帳に、最上領二十五城の一を、牛房野とす。尾花澤は、もとこの牛房野の城下町と見ゆ、近世、驛市を其南（丹生川の南）に建てしは、驛路の一變なるべし。

朧氣（オボロゲ）　尾花澤驛の南をいふ。此にて延澤川を朧氣川ともいふ。その源は、五所山に發し、西北流、甑獄の陰を過ぎ、延澤の村を經て此に至り、西南に折れ、大石田に至り、最上川へ入る、長凡八里。

二藤袋（ニトウフクロ）　今、尾花澤町の管内なれど、驛の東北二十四町、丹生川の南岸に緣り、正嚴町と相望めり。

延澤（ノベサハ）　今、常盤（トキハ）村と改め、細野、畑澤、六澤、鶴子を合す。尾花澤の東南一里半、玉野原の南緣にあたる山村なり。

延澤の南に、甑嶽、小野森の二峰峙つ、各一千餘米。細野、畑澤は其山谷の中に屬す。六澤（ロクザハ）は玉野原の中に入る、觀音堂あり、鶴子は更に其東南の山谷に屬し、鶴子川は丹生川へ歸す。○風土略記云、續太平記に、延澤冠者昭光とあるは、延澤楯の先祖ならん、山形の北十里、城址猶存す、義光分限帳に野邊澤（ノベサハ）二萬石と載せたり。○奥羽永慶軍記云、天童の家臣にして、八楯の一城址、延澤能登守信景、大剛の者なるが、殊に力人に勝れたり、此處に吉次信高が鑄させたる大鐘あり、二三十人してもたやすく持難きを、能登守、龍頭に手をかけて安々と我領所に携ひ來り、鶴子村の一つの古寺に寄て、末代の物語にせんとて、銘を延澤信景が試力鐘とぞ切たりける、天童山形合戰の時、山形義光の思ふ樣には、延澤を味方となさずば、天童の城落ることあらじ、延澤の嫡子又五郎に緣を結ばゞ、能登守はよしみに依て味方に參る事もやあらんとて、姫君十五歳に成り給へば、延澤へ送られける、是は關白へ參らせ給ふおこまの前の姉にて、雙なき美人なりき。○同書又云、延澤は天正八年、最上義光へ歸伏しけるが、延澤か老臣に、有地但馬、笹原石見といふ者、山形殿こそ、我主の信景を討んと内心に思ひ給ふよ、と察してければ、何地にも行時は、究竟の郎等共を具して用心嚴しかりければ、何者かしたりけん、其門の扉に、一首の狂歌をよみて、短册を張付る、

信景に有地笹原なかりせば山形殿へ首を延澤。

管窺武鑑云、天正十九年、奥州葛西大崎再一揆蜂起につき、上杉景勝公、越後春日山を、打立、赤谷越して、會津へ出、夫より野邊澤、三の迫、平泉、高館へ掛て、水澤へ取附たまふ。

按、義光物語、延澤城主日野能登守と見えたり、されば舊族稱を日野といひし歟。

（六澤）

（野邊澤城址）

鶴子（ツルコ）　今、常盤村の管内なれど、延澤の東南一里半。此より、五所山の北方を横斷して、陸前加美郡小野田への間道ありといふ。

玉野（タマノ）　又、玉野原といひ、尾花澤以東、銀山（ギンザン）越に至る空野をいへり。延澤川、鶴子川、丹生川等之を貫流す、約東西二里、南北一里半。○玉野は、今村名に建てられ、原中散在の柳渡戸、母袋、原田、鶴巻田等の總名とす。其北偏は、宮澤村（丹生）、南緣は常盤村（延澤）なり、原田（ハラタ）は、尾花澤の東二里。（玉野驛は野後に合考すべし）

風土略記云、玉野は、尾花澤の東、延澤の北の原にして、賀美郡輕井澤へ越る道筋なり、當時銀山越といふ、六澤村、原田村、柳渡戸村、二藤袋村の邊をいふ。

（田原）

天平九年春正月、先是、陸奥按察使大野東人等言、從陸奥國、達出羽柵、道經男勝、行程迂遠、請征男勝村、以通直路、於是、詔持節大使藤原麻呂等、發遣陸奥國、夏四月、麻呂等言、以四月一日、從部内色麻柵發、即日到出羽國大室驛、出羽守田邊難波、將部内兵五百人、

歸服狄一百四十人、在此驛相待、以三日、與將軍東人共入賊地、同月十一日、東人廻至多賀柵、自道、新開通道總一百六十里、從賀美郡、至出羽國最上郡玉野八十里、雖總是山野形勢險阻、而人馬往還無有艱難、從玉野、至賊地比羅保許山八十里、地勢平坦、無有危嶮、從比羅保許山至雄勝村五十里、其間亦平、唯有兩河、云々。

原田村の中に、將軍大野東人の屯營址を說けり、又、天正中天童一黨の兵號に、原田あるを見るべし。

山形と天童已に不快になれば、賴澄か家臣草刈將監、油斷しては叶はじと、俄に要害三所に構ひ、猶楯籠る者には、延澤能登守信景、飯田五郎三郎、東根次郎三郎、轟左衛門、藏增安房、八森阿波、草刈將監、成尾藤兵衛、里見九郎兵衛、横倉八郎、遠藤、佐藤、伊藤、原田、鈴木、小泉を始、究竟の兵五百七十餘騎、領內の兵粮を運入、土民等迄驅集りける。〔永慶軍記〕

銀山越（キンザンコエ）
（柳渡戸）（上畑）

玉野原の東嶺にして、其頂界は四百米許、原田より半里にて柳渡戸（ヤナワタト）、又半里にして銀山、又一里にして州郡界に達し、加美郡輕井澤に下る又一里、第三紀層の成立に屬し、太險なし。銀山とは、往昔採鑛の地にして、溫泉有り、硫黄性に富む、卽、溪流を江澤（エサハ）といふ、湯澤の訛なり。

銀山越の山里は、上畑（カミハタ）、新畑、柳渡戸の三所に分つべし。上畑最東極にして、加美郡界に臨む、一書に上畑を以て、古の玉野驛に擬するは、信け難し。

風土略記云、銀山村に溫泉あり、鳥居左京亮忠政領主たりし頃、(元和中)、當村の山より白銀多く出でたり、故に銀山といふ、此時力限りに堀り崩したる故、山陷入りたり、今も白銀多少は出れど、水甚多くて、堀出す事能はず、奥州賀美郡への街道にて、大野東人の開き玉ふ往還なり、銀山越と之を呼ぶは、近世の事ならん、古人は延澤口と申しし。

奥羽永慶軍記云、敵は、笹屋口、關山越、輕井澤口より寄來る人に候、幸ひに候へば、輕井澤の敵をば延澤の切所に防留候べし、御人數少々賜はり度候、

縣誌提要云、銀山は、延澤郷の支村なり、延澤銀山と稱す、開礦は慶長中に在り、採出は寛永年間を至盛とす、日に七百貫目を出し(山形城主鳥居氏の時)移民次第に增加し、其數三千餘人に至れりと。

母袋（モタイ）

今、玉野村の大字にして、柳渡戸の北半里、原田の東北一里、此より、吹越山の南を、陸前加美郡への間道あり、沼平（ヌマタヒラ）、國見越と稱し、銀山越の北凡一里半、標高五百米。

按、天平九年、大野東人の開通せる新道は「自道、新通道總一百六十里、或剋石伐樹、或塡澗疏淳、從賀美郡、至出羽國玉野、八十里、雖總是山野形勢險阻、而人馬之往還、無大艱難」と曰はるるが、今の母體越、銀山越、いづれか正しく其舊跡にや。母體越の沼池は、舊史に塡澗疏淳といへるによくあたれり、又、國見の名もゆかし。されば、母袋の沼平、國見越を以て、舊道と論定すべし。

丹生川（ニフ）
（富山）（瀨名坂）

玉野原の北なる溪流にして、鶴子、銀山、母體の諸澗皆之に入る。其本源は、東北山刀切（ナタギリ）峠に發し南に下り、玉野原に到達し、西に折れて尾花澤驛の北を過ぎ、海谷、深堀の間に至り、最上川へ歸す、長凡六里。

丹生川の上游は、押畑、高橋、富山（トミヤマ）、市野々、岩谷澤、等、今皆宮澤村の管內とす。山刀切峠は、或は瀨名（セナ）坂と呼ばれ、小國(最上郡)への通路なり、尾花澤より富山を經て、小國へ五里。

押切（オシキリ）

今、中島、行澤、丹生、正嚴等と相合せて、宮澤（ミヤサハ）村と改む、すべて、丹生川の北岸なり。

正嚴（シヤウゴン）

今、宮澤村と改む、尾花澤驛の東北一里餘、丹生川を隔てゝ其右岸に在り。上宿、本宿(下宿)、丹生、安久戸等の區分を爲し、一名邑とす、御所（ゴシヨ）神社在り。

按、舊史に玉野驛といふは、此地か、宿の遺號に注目せらる。又、正嚴の西、森岡といふ圓丘の邊に、野尻（ノジリ）川てふ細溪ありて、玉野を野後ともいへるに合考すべし。

（野尻）

玉野に、驛家を置かれしは、天平寶字三年の事にして、延喜式には、玉野なく野後あり。今、正嚴宿に野尻川あるに因り、玉野野後の同驛たるを知る。而も、延喜式に、野後驛には船五隻備へしこと見ゆれば、此なる驛家も、寶字以後延喜の間に、移りて最上河の渡津となれるなり、大石田に通覽せよ。

地理志料云、野後、當讀能志利、上野又有野後郷、兵部省式「出羽國野後、驛馬十匹、傳馬三匹、船五隻」其地背玉野原、沿最上川、故置船以濟之、蓋自最上村山由此、至避翼者、因謂、野後舊名玉野、天平九年紀、鎭守將軍、新開道路、從陸奥賀美郡、至出羽玉野、天平寶字三年紀、始置出羽國玉野、避翼、平戈、横川、雄勝、助川驛家、蓋、從鎭守府、通秋田城也、後置上野移民于此、改今名者、塚本氏曰、延澤尾花澤間、有玉野原、是其遺名。〇今按、野後とは、玉野の後の水名に因れる驛名と見て、よかるべし。

大室（オホムロ）
（森岡）

今知れず。蓋亦、玉野の地にして、正嚴の西に森岡（モリヲカ）ありて、大室岡の遺名かと疑はる。此岡は、尾花澤驛の北半里、丹生、野尻、兩溪其下にて合流し、形勝を占む、岡西を牛房（ゴバウ）野といふ。

天平九年四月一日、將軍大野東人、帥判官紀武良士等、及所委騎兵二百人、鎭兵五百人、當國兵五千人、歸服狄俘二百五十人、從部內色麻柵發、卽日到出羽國大室驛、出羽國守田邊難波、將部內兵五百、歸服狄一百四十人、在此驛相待、以三日與將軍共入賊地、且開道而行、但賊地雪深馬芻難得、所以雪消草生方始發遣。

此に大室驛といふは、原書後段に玉野といふと同地異名なること、通讀すれば明白なり。寶龜十一年、陸奥栗原郡伊治城に、賊寇の起れる時も、出羽國大室塞は、要害たる由の勅語あり、卽亦此地なり。

寶龜十一年十二月、征東使奏云、賊在窟房、宜察有徒、或巧言適誅、或窺隙肆毒、是以遣二千兵、經略鷲座楯座楯石澤大菅屋柳澤等五道、斬木塞徑、除溝作險、以斷賊首窟之要害者、於是、勅曰、如聞出羽國大室塞等、亦是賊之要害也、每伺間隙、頻來寇掠、宜仰將軍及國司、視量地勢、防禦非常、

此に鷲座(ワシクラ)以下五道といふは、其地明詳ならねど、大略、賀美郡、玉作郡より、栗原の賊巢への通路と覺らる。されば、賀美郡の西なる玉野、大室の驛家に、塞柵の設ありし形勢、指掌して知るべし。地理志料、並に國郡志に、

按、大室驛、蓋今村山郡上畑村、所謂銀山越也、比羅保許、今最上郡及位驛、玉野今屬村山郡、稱尾花澤、延澤諸村曰玉野原、

とある稍精からず。

御所神社(ゴショ) 正嚴に在りて、俗傳、帝王の子孫を說き、且、阿倍氏の祖といふ、卽、越君阿倍臣等の祖を祭れるや、徵見すべし、越の王子の訛なり。本郡の五所山(ゴンコ)、及び出羽國(出庭)の條下に合考すべし。

風土略記云、御所の王の本宮は、玉野原の東、正嚴村宮內に建つ、御所宮と稱するもの、近里に多し、順德院の陵なりといふ、帝の妾阿部氏、皇子を生む、之を阿部上四郎吉房といふ、宮廟の側に舊宅存す、吉房は皇子なり、故に人之れを尊びて御所の王といふとぞ、二藤袋村に阿部と稱する者二十餘家あり。

鷹巢原(タカス) 尾花澤の西北の曠野にして、最上川の右岸に布き、方一里半許。荻袋、海谷、野黑澤、蘆澤等の部落に、皆原中に在り。

（福原）

丹生川を以て南限とし、森岡、午房野の西、北界は名木澤に至る、一名福原(フクハラ)といふ。

（萩袋）

蘆澤(アシサハ) 今、野黑澤、萩袋(ヲギフクロ)、寺內、南澤、名木澤等と合同して、福原村と改む、尾花澤の西北一里半。

大八洲遊記云、村山郡蘆澤驛、有原頗曠、近新開墾、蕓胡桃栗木數種、原中有開墾事務官宅、前安一化石、周以竹籬、蓋供皇上御覽也、石高丈餘、圍亦一丈、化石之大者、世不多有、原盡過萩袋、有丹生川、有橋長八十間、而水流居十二三、

海谷(カイヤ) 今、鷹巢、駒籠、岩が袋、深堀等と相併せ、龜井田村と改む。鷹巢原の西南部にして、直に最上川の岸に緣る。尾花澤の西一里、大石田の北一里。

名木澤(ナギサハ) 今、福原村の大字にて、蘆澤の北西半里。更に一里半、猿羽根(サハネ)坂を踰ゆれば、船形驛(最上郡)に達すべし、卽、北村山郡の北限とす。名木澤の西南に、最上川の屈曲兩回して降下するを見るべし、猿羽根は、直に最上川の回流の上より起り、一險阻を爲す。古史に避翼、すなはち猿羽根なり。○大八洲遊記、船形驛、有川、橋架焉、長八十間、出驛登坂、爲猿羽根嶺、又係新道、登數町、有一小亭、今上憩息之所、新道皆緣山腹、紫回紆折、山多戴土、剗石通路者、居十二三、比之栗子新道、難易亦非同日之談、陟嶺半里許、過名木澤、至蘆澤驛。

次年子(シネコ) 今、龜井田村(海谷)の管內とすれど、川前、富並と共に、最上川左岸の地なり。卽、大高根山の北にあたれり。次年子の西隣は、堀之內村にして、最上郡(新庄)の管內とす。ジネンコとは、シヌ(篠)根子の謂なり、卽篠竹をいふ。

毒澤(ドクサハ) 次年子の北にあたり、最上川の岸に迫れる水村なるが、今、福原村の管內とす。水を隔て、避翼坂を北に望み、東は名木澤の驛路へ半里許。木賊草(トクサ)(毒草)てふ植物によれる名ならんか、知らず。

長岡鄉(ナガヲカ) 和名抄、高山寺本、村山郡長岡鄉。○今詳ならず、古鄉の位置、及び一般の形勢に考ふれば、もしくは、北村山郡尾花澤、大石田、富並の邊にあらずや。卽、天平九年紀に玉野といはれし大室塞、野後驛等は、共に本鄉內に屬するごとし。

最上郡

最上郡(モガミ) 最上川中游の北部なる、埴質平野(新庄)(シンジヤウ)を以て其中心とし、四圍の山谷を總べたり。今面積凡百五十方里、人口六万五千、十九町村に分ち、新庄に治む。近世は、戶澤氏の封土たり。近世の最上郡は、汎稱最上の屬なりと雖、中古の最上郡にあらず。和名抄、村山郡、大山鄉大倉鄉梁田鄉德有鄉等にあたるがごとし。中世最上斯波氏の強盛にあたり、小國(大倉鄉)清水(大山鄉)は、最上族黨の略有に歸し、問室(マムロ)庄は、仙北小野寺氏の兼併する所と爲る。天正中に及び、大寶寺氏の兵來りて是等の地を爭ひしが、後皆、最上氏の有と爲る。されば、豐臣家奧羽檢地、之を最上郡と曰ひ、村山の舊號の失はれしや久し。天和中最上氏亡ぶ、戶澤氏入部、問室(鮭延)、清水、小國等、其封內に歸し、舊に仍り最上郡といふ。後、猿羽(サハネ)峠以南の最上領を村山郡と改定せられしも、戶澤の藩封、獨最上の郡稱を改めず、以て今に至る。

風土略記に「最上郡は、六万八千石、戶澤殿(新庄城主)の領知にて、四方山々連なりて大郡なり、地利を

（五个所）

見るに、當郡は上方故に、最上と稱しけるにや」と論す、上方故との解説あやまれり。

闇室庄なば、往時、鮭登五个所ともいへり。五个は、古言空閑の訛なるべければ、鮭登川(卽闇室川)の山谷中の、空閑を開墾したるを、五个庄とも稱したるを悟るべし。大寶寺義氏樣御代には、庄內御領不及申、鮭登五个所さはれ山、又、下は滴利迄、御持にて候、〔大泉叢誌、慶安二年田尻組村訴狀〕、羽黑舊記に、鮭延領五个所云々、この五个所といひならすは、往昔、五个所に楯持有て、一黨を爲しゝが、近世の最上新庄十萬石是なり。〔安倍氏筆餘〕

新庄平野　最上川中游の平原は、三區域に分たる。山形平野最大、且肥豐にして、南に在り。中區は尾花澤平野、最小なり。新庄平野は、最北に在り、最上川屈折して東南より西北に流るゝの邊、其右岸に屬す。大半は、埴質壤土に成るを以て、耕耘の利甚大ならず。南北凡七里、東西凡三里。近世、或は新庄十萬石の目ありしも、瘠薄その實なし。

大山郷　和名抄、高山寺本、村山郡大山郷。○今詳ならず、仁和三年紀、大山郷保寶士野に國府を移さんことを請へる奏議あるに因れば、今の最上郡八向、舟形、南山等の汎名と疑はれ、避翼驛之に屬す、卽、此に係く。村岡氏の地理志料に、

按、越前有大山郷、武藏、常陸、美濃、越中、有大山郷、亦移民所居也、仁和三年紀、出羽國言、國府在出羽郡井口地、往年地震、形勢一變、請遷最上郡大山郷保寶士野延議不許、後宇多院御領目錄、御管領出羽國大山莊、相馬系圖同、風土略記、大山郷廢、大山村存、塚本氏曰、大山村今入最上郡、按圖、亙大山、古口、白須賀、南山諸邑、其故區也、

と述べらる。されど、大山の村里名は、今、古口の邊に之を見ず。(又、中世、大山庄といへるは、此最上郡にや、はた田川郡に大山の村名現存すれば、彼方かとも疑はれ、判定し難き所あり)追考を要す。

保寶士野　國郡建置沿革考云、仁和三年紀、五月、先是、最上郡保寶士野、國府遷置の國奏あり、而も、仁和二年十一月、既に最上村山を分ちしなれど、此に村山郡大山郷といはざるは、分置以前の建議を載せしなり。

仁和三年紀五月、先是、出羽守上言、國府在出羽郡井口地、卽是、去延曆年中、據大將軍坂上田村麻呂論奏、所建也、去嘉祥三年、地大震動、形勢變改、既成窪泥、加之、海水漲移、迫府六里所、大川崩壞、去隍一町餘、兩端受害無力塞、堙沒之期在於旦暮、望請、遷建最上郡大山郷保寶士野、據其險固、避彼危殆者、太政官因國宰解狀、討覈事情曰、避水遷府之議、雖得其宜、去中出外之謀、未見其便、何者、最上郡地在國南邊、有山兩隔、自河而通、夏水浮舟纔有運漕之利、寒風結凍曾无向路之期、況復秋田雄勝城相去已遠、烽候不接、又擧納秋饗、國司上下、必有分頭入部、率衆赴城、若沿水而進、泝水而還、有徵發之煩、更倍於尋常、運送之費、將加於黎庶、晏然无事之時、縱能兼濟、警急不虞之日、何得周旋、以此論之、南遷之事、雖可聽許、須擇舊府近側高敞之地、閑月遷造、不妨農務、用其舊材、勿勞新採、官帳之數、不得增減、勅、宜依官裁、早令行之、

保寶士野の地、今知れず、或は彼れ舟形村長者原に、福壽野の名、そこかといへり。因りて更に考ふるに、論奏に、其遷府險固の地形、沿水して達し泝水して還る、といへば、福壽野の西北一里なる、合川(今八向村)の津驛、延喜式に避翼といへるこそ、最要衝を得たれ。且、保寶士野とは、合川東方の名にして、今の福壽野を、其遺徵とするも、頗以あるに似たり。進藤氏は、保寶士は乾の義かいはれたり。

堀之內　今、堀之內村といふ、最上川の南岸にして、南山郷の東限にあたる。卽、北村山郡の次年子、毒澤と相隣接す。新庄を去る四里、船形へ二里。堀之內の溪澗を、松橋川といひ、葉山の支峰、大畑に發し、北流二里半、されば山谷亦狹小なり。

南山　今、村名に呼び、烏川の山中なる永松、肘居、熊高、白須賀等を總ぶ。もとは、最上川南方、月山、葉山の陰地の汎稱なりければ、堀之內、角川まで被れるなり。今の南山村は、赤松村と共に、大藏(清水)の兼治する所とす。

白須賀　烏川の、最上川に入る邊にして、清水町への渡津あり。卽、新庄より直路、月山に詣らんには、之を渉るべし(新庄三里、肘居四里)。白須賀の東を赤松といふ、

（赤松）

赤松川は、堀之內の松橋川と烏川の中間を下り、其源は葉山に屬す、長凡五里、烏川と共に最上へ歸す。

清水城址　今、白須賀の水濱に僅に遺る、慶長年中、最上義光の三男、大藏大輔光氏(山野邊系圖、氏滿)、之に築き、卽、清水を家號としたり。元和二年、光氏、大坂(豐臣秀賴)へ內應の嫌疑を以て自刄、三十三歲。或はいふ、最上元祖兼賴の五男兼義を清水殿といひ、卽、家祖とすと。○近世の清水町は、城下の民家と、合川の舊驛を合同して、新に北岸に建てられしならんが、其沿革の詳を知らず、清水に合考すべし。

烏川　一に銅山川といひ、南山の大溪なり。源は、月山の牛が頸、清川根に發し、東北に降り、葉山、高倉、地藏森の諸澗、亦之に合流し、肘居に至り、一條に束ねられ、湯野平、蕨野平を限ぎ、白須賀、赤松の間に達し、最上川に歸す、長十里。烏川は、砂金を採るべし、又、永松銅山あり、葉山と、

(永松銅山)

地藏森の間にて、肘折の正南三里の斷谷に屬す。今も、黄銅鑛、年額數十萬斤といふ。白岩銅山(西村山郡)の山陰なり。○縣誌提要云、南山村永松の銅鑛は、延寶七年發見、天和年間殊に盛なり、一周年採出一萬餘個に及ぶ、寛政より明治に至て凡百二十年間、其業微々たり。

肘折(ヒヂヲリ)

(聖居)

又聖居(ヒヂリ)につくる、南山の名邑なり。温泉あり、又、採鑛登拜の人の往來必由の所とす。肘折の西嶺は高倉(タカクラ)といひ、月山の隔脈なり。月山に登拜せんには、西南六里、最險惡なり。

鑛泉志云、肘折に數泉あり、其一、疵湯は炭酸泉、温百五十度、人家三十餘其傍に居り、連檐櫛を作る、涌出最盛大なり、創始知れず、疝氣湯(センキ)、炭酸性、温亦上に同じ、文化六年之を開く、石抱湯(イシダキ)は、疵湯の南二十丁、鹽類性、温百度、屋舍なし、元文年中發見す、諺に曰ふ、此泉に浴するに、石を抱かざれば、身浮泛すと。○三山略縁起云、七口の一なる臂折口(ヒヂヲリ)は、明徳元年の開道にして、阿咩院之を司り、近世は羽黒の支配をうけたり。○庄内沿革志云、慶應四年閏四月、二十七日未明に、我鶴岡藩兵は、間道を越て最上郡古口村近傍に至るに、新庄勢八十人防支す、我軍直に山上に兵を配りて之れを撃つ、敵周章逃げ去る、又、林中より肘折に向て進む、敵あり半時餘戰ふ、後胸壁を棄てゝ走る、依て肘折を取る、翌日、新庄藩使來て曰く、昨日の戰者輩輕忽の所爲に出づ、故に之れを謝すと。

角川(ツノカハ)

(高倉山)

今、角川村といひ、南山の西なる山谷を籠絡す、古口村の南にして、肘折の西北なる幽僻とす。同名の溪流は、高倉山(タカクラ)(標高千餘米)、火打(ヒウチ)獄に發し、迂曲して北に下り、古口に至り最上川へ入る、長五里、山西は田川郡立谷澤(羽黒山)なり。○縣誌提要云、肘折より西北一里、今熊(イマクマ)の温泉有り、泉質は、硫黄に金を混ず、又鹽氣有り、疥癬に宜し、蛇蝎多し、此地、角川村に屬し、高倉山の奥三里に在り、雪深くして常住するを得ず、夏秋の際僅に草廬を結び浴客を待つ、其設け極めて粗鄙なり、然るに神驗の稱あるを以て、來り浴する者每歲萬人に下らず。○鑛泉志云、今熊野湯、炭酸性、温九十三度。

古口(フルクチ)

(磐根新道)

今、古口村といひ、藏岡をも合す。最上川白糸峽流(中游下游の分界を爲すもの、一に山之内(ヤマウチ)と云ふ)の南岸に屬し、小驛市を成す。新庄を去る四里、水路、本合海(モトアヒカイ)二里半、淸川(田川郡)三里半。近年、此峽間、南岸に新道を開通し、卽、磐根(イハネ)新道と命名せらる。白糸峽流六里の險、之に因りて初めて車騎を通す。

最上義光の時、古口には兵戍を置きて庄内を押へしと見えたり、天正十三年の比の文書に其證あり。

隨鑾紀程云、封建時、新莊藩西境、塞險扼要、行旅來往、唯由舟楫、而巉巖嶔崿、風雪寒凓、動輙致阻絕、今通車騎、名曰磐根新道。○人類學會雜誌云、古口町より、岩根新道を行くこと十丁許、岩丸と云ふ地に、精巧の石器を拾ふことあり、卽、石世の遺址なるべし。○奥細道菅菰抄云、最上大石田より、庄内へ出つる迄は、皆山路にて、其の中を最上川流れたり、故に「左右山覆ひ、茂みの中に船を下す」とあり、稲舟は、古今集「もかみ川のぼれば下るいな舟のいなにはあらず此月ばかり」とよまれたり、白糸の瀧は、往還相見と古口との間に見えたり、仙人堂は、常陸房海存を祀ると云へり、海存は、義經の臣にして、義經平家を亡ぼすの後、身退き道を修し、終に仙術を得て長生す、近き頃まで常奥羽の三國を經廻して、折々人の見る事あり、と民間の口實に殘れり、此堂の下を仙人が瀨と云ひ、是又難所なり、故に「水漲て舟あやふし」とあり。○古口の西南、角川の溪流に緣り、石灰岩の呈露を見る、又、貝殼の化石種々あり。

藏岡(クラヲカ)

今、古口村の大字にて、其東南一里、江水に倚り、其北岸なる津谷(ツヤ)は、鮭川の合湊する所とす。○岩根新道は、本合海の渡津に起り、藏岡、古口を經て、淸川驛に向ふ。又、藏岡の東南は、南山村にして、白須賀へ一里半。

高屋(タカヤ)

今、岩根新道の通ずる所にして、古口驛の西凡二里、北岸の外川(トカハ)部落と相對す。此間を高屋の瀨といひ、白糸峽中の一古跡とす。○義經記(判官物語)云、

最上川岩こす浪につきさえてよるおも白き白糸の瀧、

と口すさみつゝ、鎧の明神、兜の明神伏拜み參らせて、たかやりのせと申す難所を、登らせわつらひておはせる所に、上の山の端に、猿(マシラ)の聲のしければ、北之方、かくぞつゞけたまひける、

引きまはすうちはは弓にあらねどもたかやに猿(サル)を射て見つるかな、

かくて、差上せたまふ程に、みるたからたけくらべの杉などいふ所を見給て、矢向(ヤムケ)の明神を伏拜み、あい川の津に附給、云々。此に「引き廻す團扇(打羽)は弓にあらず」云々とよめる意は、峽中を山の内といへるにかけての業ならめ。次に、みるたから丈競べの杉といふは、古口の近地の事ならんが、今知れず。高屋を、昔は、タカヤリともよべる也。

草薙(クサナギ)

(土湯)

今、岩根新道高屋の西半里、江水相迫る間に四五の亭舍あり、是なり。温泉(熱六十七度、硫黄性に屬す)あれば、方浴土湯(ツチユ)といふ。西、淸川驛を去る一里、北岸に瀑布の垂下するを望む、卽、白糸の瀧とす。

隨鑾紀程云、拜草薙神祠、祠東洞穴、靈泉出焉、居民數戶、待客爲活、曰土湯鄕、沿最上川、隔水望白糸瀑、時急雨一過、水勢頓加、與往日所觀稍異其趣、此距古口二里餘。

(鎧神社)

義經記に、兜明神、鎧(ヨロヒ)明神といふは、今、外川(トカハ)にても之を傳へて、日本武尊の由緒を說けど、彼書中に、白糸瀧より高屋の瀨に溯る間の地とすれば、之を土湯の草薙神

に擬すべし。外川も、土湯も、ともに、日本武尊の草薙の武德に附會して、靈異を談ず。

板敷山(イタシキ)

古口より立谷澤、清川への間道之を通す。凡古口より西微南四里の險阻を跋渉し、木野澤(キノサハ)に達す、羽黑山の下とす。木野澤より清川驛へ二里、手向村へ一里半。

みちのくに近きいてはの板敷の山に年經てすむぞわびしき、〔夫木〕(松葉、山に年經る我ぞわびしき)

奥細道菅菰抄云、板敷山は、古口、清川といふ、兩驛の間に有り。○縣誌提要云、古口より、板敷越を經て、田川郡陣ヶ嶺の半腹を北に回り、清川に出るの一路有り、藥鑵轉、大德寺泣等の嶮ありて、僅に一身を通する耳、從來、最上郡より田川飽海の地方に至るは、最上川の船路のみ、物品の運輸に便す、然れども、隆冬の際、河水凝結して舟楫其便を失ふ、故に板敷の險を冒して往來する者ありき。○板敷越は、延喜式の避翼佐藝二驛の間なる山路にして、此間水陸時宜に隨ふべき制なりしにや、馬匹船隻を并び備へられたり、避翼は(本合海(モトアヒカイ))合川(アヒカハ)に、佐藝は清川に合考せよ。○戊辰戰史云、四月、官軍參謀大山格之助以謂く、まづ副督府の護衛薩長小隊を以て清川に討入り、庄内の動靜を試みんと、兼て和田五左衛門、桂太郎等に牒し置き、四月二十三日、新莊に至り、急に清川口に討入らしむ、薩長兵は元合海より舟にて下り、古口村土湯邊に上陸し、夜中名に負ふ板敷越の嶮岨を攀登り、足を早めて行く程に、漸く立谷澤の東腹卷岩(ハラマキ)に近附けば、砲墩二處あり、其番兵を打拂ひ、腹卷岩の上に到りし頃は、夜もほの〴〵と明渡り、遙に清川驛を見渡さる、此時、驛中の庄内兵慌てゝ防戰す、鼎の沸が如くなりしも、次第に備を立て、御殿林に陣を取る、長將桂太郎、分隊を引て立谷川の上流を渡り、眼下に打込みたれども、莊兵少しも屈せず、時に狩川村農民數百人、寄に官軍背後の山に登り、大に喊聲を揚げ、其後を襲ふの勢をなす、官軍は之に氣後れし、其歸路を絶れんことを恐れて、匆卒に引げたり。

猿羽峠(サハネ)　(猿跳)(澤根)

今、最上郡の東南界にして、北村山郡名木澤(ナギサハ)と舟形驛との間なる橫嶺なり。標高百五十米(舟形七十五米)の低山なれど、直に最上川の北岸に壁立し、第二紀地層の嶺脈、小國の黑森の方へ蔓延し、尾花澤盆地と新庄平野との分界を爲す、(峠の西を高栗山といふ)或は澤根(サハネ)につくる。

古の避翼の驛家は、此嶺名と相因り、互に發明する所多し。羽は跳字と同訓なれば、もと猿跳(サルハネ)なり。奥州逆隈川の峽流(伊達郡伊具郡の交堺)に猿跳の名あり、甲州の猿橋も猿走の義あり。瀨田(江州)宇治(城州)の急灘、岸の最迫る所を鹿飛(シシトビ)と名づく、又同義なり。然らば、避翼の名も元此なる峽流の兩岸迫蹙して、山猿も一跳して渉るべきに起る歟。この灘名は、やがて上方の山道の名と爲り、又山下の驛家の名ともなれるならん。而も、其驛家に、又沿革ありしことは、舟形と本合海の條に論辯する所あり。

舟形(フナカタ)　(紫山)

今、舟形村といひ、富田、長者原、紫山、長澤等を合す。驛路にあたり、北村山郡界猿羽峠の下なる村市とす。鐵道、大石田へ八哩、新庄へ五哩。小國川は、東北の山中より來り、驛北を過ぎて、最上川へ入る。此には船形川ともいふ。水北を紫山(ムラサキヤマ)といひ、平蕪、柏木原へ連れり。

隨槎紀程云、小國河、發自黑森山、合衆溪、入最上川、板橋長四百六十尺、製做實樸、尤爲奇巧、橋外荒蠻、戊辰官軍與賊鏖戰處、曰舟形驛、驛南絶頂、有地藏堂、最上莊山兩郡所分。○舟形は、古の避翼の驛家なるべし、天平寶字三年紀に、出羽國玉野、避翼平戈、云々と見えて、雄勝の方へ通へり。避翼は、猿羽の嶺名に取り、其山下の驛に及ぼされしなり。而も、其後、出羽郡(今田川郡)の國府、并びに秋田城への驛路を定めらるゝ時、雄勝の舊道は之を廢停し、野後、避翼、佐藝と、出羽郡の方へ、水路を開かる。卽、延喜式に、この數驛には、船を備へしこと明に載せられたり。然るに、船形は水驛の形勢に非れば、必や之を他に移して、白糸峽流上下の便宜に適應せしめし者と判知せらる。蓋、本合(モトアヒカヒ)海歟。舟形の西二里、最水陸の津會たり。延喜式謂ふ所の避翼、恐らくは、本合海(相川)の地ならん。

地理志料云、避翼、當讀云佐留波禰、蓋猿跳之義、日向有去飛驛詞相渉、天平寶字三年紀、始置出羽國避翼驛家、兵部省式「避翼、驛馬十二匹、傳馬三匹、船六隻」、夷姓有去返(サルハネ)公、返蓋反轉之反、訓波禰、又波奴、或出于此、寶字六年紀、有越前加賀郡佐利翼津、亦同語、內藤廣前曰、今雄勝郡有猿半內(サルハナイ)村、是避翼之轉呼、然其他僻在山間、似不堪置驛、塚本氏曰、按驛次、玉野、避翼、平戈、宜在最上郡、郡東南有長者原(チヤウジヤハラ)村。究知集、新庄戸澤氏の領村の中に、猿羽根(サルハネ)の名あり、これ卽、船形の舊名か。

(去返)

富田(トミタ)　(猿羽山)

今、舟形村の管內なれど、驛の西南一里半、小國川と最上川の交會の邊にして、水南に堀之內村を望む。富田の東北なる高栗山は、猿羽峠の西なる峰巒なり。

長者原(チヤウジヤハラ)　(福壽山)

今、舟形村の大字にして、富田の西北に小國川を隔てし部落なり。其荒野を福壽野(フクジユノ)ともいひ、清水町の東に連接し、最上川は、其西邊を過ぐ。

長者原は、檜柏多く、野蠶を飼養すべし。土人の口碑に、此地は、往昔、富豪の住宅にして、卽長者原の名ありと。○福壽野は、萬延元年、墾田、今に猶茫漠の不毛廣し。○上の大山鄕保寶士野に合考すべし。

舩形川(フナカタ)

一名、小國川、又、瀨見(セミ)川といふ。小國の盆谷の諸水、合同して一派と爲り、黑森、瀨見

（長澤）

の峡中を貫流し、舟形驛を過ぎ、富田に至り最上川に歸す、長十五里。

船形川、上游には小國川と云ふ、二源あり、一は矢桐山の陰に發す、之を赤倉川と云ひ、一は大柴山、中山に發す、之を明神川と呼ぶ、二流、富澤の南にて相會し、西北流して、向町の南にて絹出川を會し、西流して、月楯にて滿澤川、法田川(白川)を容れ、大堀にて鵜杉川を會し、流向を西南に變して、瀨見の峡流と爲り、長者に至り、稍平夷に就く。長澤は、今舟形の管内にして、驛の西北一里半、龜割山を北に望めり。

小國　船形川の上游の盤谷にして、山中の別天地を開く。

今、東西の二村を立てて、諸部を合撮す。蓋、中央山脈内に屬する一盆谷にして、其北に木像嶽禿嶽等の舊火山あり、頗峻險なり。東方の分水界は、標高二百九十米の山隘を以て、陸前玉造郡に通ず。谷中の低平は、東西三里餘、南北一里、乃至半里、標高一百八十米、乃至二百二十米。

縣誌提要云、小國は、新庄の東、山中の郷村にして、古昔より、小國郷と總稱す、馬を産す、或は野飼の者あり、形狀短小にして、氣勢頗猛悍なり、之を小國駒と稱して輸出最多し、又、村民斧鑿を職とする者多く、之を小國大工と稱す、猶、昔時、木匠の飛驒を稱せる如し、出でて諸部に營作す。○小國中山越は、奥羽の分界山系中、最低卑なり。昔は、源判官義經の、平泉に走るや、實にこれを過ぎれりといふ。古より、東西必由の一路たりしこと、想ふべし。

龜割山　舟形村長澤の北なる峰巒にして、瀨見川の右岸、標高三百米。小國の門戸にあたるを以て其名著る。合海、新庄の方よりは、此山の南面を横過し、舟形、長澤よりするものは、山脚を繞り、其東南にて、二路相會して瀨見へ向ふ。(新庄の東微南二里半)

義經記云、あいかは(合貝)の津につき、かなよりの地藏堂、(今不知)、かめわり山をこえて、昔、出羽の郡司が娘、小野の小町と申者の住ける、玉造むろの里と申所を尋ね云々、あい川の津に附給時、判官「より道は二日なるが、みなと(今按、みやぎ)にかかりては、三日まはる道にて候に、かめわり山を越て、へむらの里、姉羽の松へ出には、直に候間、いづれをか御覽じて通らせ給ふべき」と仰せられければ、「名所々々を見たけれども、一日も近く候なれば、かめわり山とやらんにかゝりてこそゆかめ」とて、かめわり山へぞかゝり給ける。又云、北之方、龜割山にて御産あり、是より平泉へは、さすがに程遠し、其日にせひの内と云所にて御泊り、一兩日御身いたはり奉る。○縣誌提要云、龜割の山中は、文治年、源豫州の室、途上分娩の地と稱して、土人千枕石の古跡を説く(俗説、瀨見温泉を、その産湯といふは、義經記に會ふ)。東鑑、建久元年三月、大河次郎兼任、從軍者、悉被誅戮之後、獨迫進退、匿華山千福山本等、越龜山、出於栗原寺、云々。この龜山は、いつこにや、もしくは、龜割の一名歟、華山云々の地理明白を缺き、推論に由なし。

瀨見　今、西小國村の管内にて、龜割山の東、長澤の東北三里。温泉出づ、三十餘戸ありて、其四五戸は客を留む。瀨見の東西四里は、峡隘僅に一綫路を通ず。すべて、小國川の水に縁れり。義經記に、せひの内とあるは、蓋此地にして、俗傳産湯といふに會す。昔は、瀨火と唱へしならん、ヒミ相轉の例證多し。夷語狹淵をセプといひ内は例の語なり。

龜割山にて御産あり、是より平泉へは、さすがに程遠し、其日はせひの内と云所にて、一兩日御身いたはり明れば、馬を尋ていせ奉り、その日はくり原寺に付給ふ、それよりして、龜井の六郎、いせの三郎を御つかひにて、ひらいづみへぞつかはされける。

瀨見の南に、一峰突起して、黒森といひ、六百餘米、小國峡路の一望標とす。○温泉志云、瀨見藥研湯は、鹽類泉にして、温百五十四度、小國川の南岸、岩石の間より湧出す、筧を以て之を導き、懸泉と爲し、又一筧を架して冷水を引き、相和せしむ、浴室二槽を置く、一は木板を以て造り、一は岩石を鑿開す、形の似たるを以て藥研湯と稱す、又ヒセン湯は、硫黄泉硫化水素臭あり、温百五十三度、藥研湯を距る僅に數十歩。

大堀　今、鵜杉、若宮、月楯、法田、志茂等を合せ、西小國村といふ、即、小國盆地の西部なり。瀨見より此に至る二里、更に一里半にして向町に達す。大堀の北なる木像嶽(或は木葛に作る)は、舊火山岩の成立に屬し、三里にして到るべし、州郡界なる禿嶽と東西相連なりて、小國の鎭山たり、鵜杉川之に出づ。

（木像嶽）

滿澤　今、西小國村の管内なり、大堀の東南なる一溪を占め、別天中の別天とす。北村山郡宮澤村、富山、押切の方への間道あり、山刀切越といふ。

向町　今、東小國村と改む、即、小國山中の驛市なり、新庄を去る九里。

向町の北を黒澤、又、前森といひ、禿嶽の南麓とす。東驛は本城といひ、中世の小國館の在りし地とす、鎭守神を熊野といふ。○風土略記云、小國郷本城村に館址あり、最上職增殿(義直)の孫を小國日向守光頼といひ、其子親景、此一流之に居る、前太平記には、最上出羽守義光に、小國日向守勝頼を付く、出羽國に留置るゝとあり、新庄の城より東南に當る、八千石の地、山中十一ヶ村あり、昔、最上兼頼の五男義直、倉增と小國を兼帶領知、共に館跡あり、今は、此村に陣屋を作り、新庄より代官來り住居し支配せり、馬を多く野に放し置き、入用の時は野より牽來り用ゆ、百姓多くは大工を家職とす、山形

（本城）

邊へ多く來る、是を小國大工といふ。

永慶軍記云、天正八年の比、小國領主細川三河守も、天童頼澄勇也ければ、天童に力を合せ、本望を遂せんと計略を廻らすよし聞えければ、山形より大勢を指向、終に退治をせられけり、此時、藏増安房守、軍功をはげますに依て、小國をぞ賜ひけり、依て藏増が嫡子、小國日向守光基と名のりけり。

禿嶽（カブロ） 向町の東北三里許、中央山系に屬し、陸前玉造郡鬼首村へ跨り、標高千三百米許、二峰に分れ、頂上不毛にして禿首に似たり。鬼首にては、之を鏑嶽（カブラ）といふとぞ。○禿嶽の南を通過して、向町、黑澤より鬼首へ至るものを、花立越といふ。絹出川、法田川、共に此山に出づ。

赤倉（アカクラ） 今、東小國村富澤の屬にして、温泉出づ、向町の東南二里。赤倉の東南嶺を矢柄山（ヤガラ）、戶澤山といひ、州郡界（北村山郡、并びに陸前賀美郡）にあたる。矢柄山の北を、陸前賀美郡へ通ふ山徑あり、荷石峠（ニイシ）といふ。

鑛泉志云、赤倉湯は、鹽類泉、温百二十七度、享保六年之を開く、近く日山湯あり、酸性泉にして、温百度、文政四年發見す。

堺田（サカヒタ） 今、東小國村の大字にて、向町の東三里、中山越の驛次にて、此より陸前玉造郡尿前へは一里半、山路平易なれど、行客稀なり。

元祿中年紀行陸奥千鳥云、出羽の國へ心ざす、危き舟渡し、彼十いなの渡し是なりや、と農夫に問へどもしらず、川向に尿前（シトマヘ）と云ふ村あり、則しとまへの關とて、きびしく守る、越え行けば、笹森、うすぎ、此間にかめわり坂あり、小〻により新庄への脇道なり、尿前より關屋まで十二里、山谷嶮難の徑にて、馬足不立、人家纔にあり、米穀常に不自由、別して飢渇の折節、宿を不借、可食物なし、二度とは可通所にあらず、漸〻日暮に及び關屋に着く、檢斷を尋れ歎きよりて、一宿明かす、

　おそろしき谷を隱すか葛の花　　桃　隣

此文中に、笹森といふは、界田と富澤の間にて、鵜杉は西小國の大堀の邊なり。關屋とは、新庄城下の巷名にもあり、それか、尿前より十二里といへば、新庄の地にあたる。

尿前越（シトマヘ） 又、中山越（ナカヤマ）といひ、堺田より半里程にして、東西の分水頂に達す、標高二百九十米。我東北地方に於ける、中央山系にして、卑低此の如きを見るは、一異傺といふべし。最上川の一支ある小國川（船形川）と、北上川の一支なる玉造川（江合川）は、此第三紀層高原に於て相接近す。即、奥羽は、此鴻溝に依りて、南北に二分せらるゝの形狀あるをも想ふべし。

元祿二年紀行奥細道云、岩手の里、小黑崎、みつの小島を過て、なるこの湯より、尿前の關にかゝりて、出羽の國に越えんとす、此道、旅人稀なる所なれば、關守にあやしめられて、漸にして關を越す、大山にのぼつて、日既に暮ければ、封人の家を見かけて舍をもとむ、三日、風雨あれてよしなき山中に逗留す、

　蚤虱馬の尿する枕もと、

あるじの云ふ、是より、出羽の國は、大山を隔て、道さだかならざれば、道しるべの人を頼て越べきよしを申、さらばと云ひ、人を頼侍れば、究竟の若者、反脇指よこたへ、樫の杖を携へて、我々が先に立て行、けふこそ必あやうきめにあふべき日なれと、辛き思をなし、後について行、あるじの言にたがはず、高山森々として一鳥の聲きかず、木の下闇茂りあひて夜行が如し、雲端につちふる心地して、篠の中踏分々々、水を渡り岩に蹶て、肌につめたき汗を流して、最上の庄に出づ、彼案内せしをのこの云やう、此道必不用の事有、恙なう送りまいらせて、仕合したり、とよろこびてわかれぬ、跡に聞てさへ、胸とどろくのみなり。○此紀行に「出羽の國は、大山を隔て、道定かならず」と云はれしは、小國より最上への險阻、瀨見龜割の山路なり。尿前越の北にあたり、大柴山（オホシバ）あり、標高一千一百米、頗峻絕なり。小國川の遠源之に發す。

（大柴山）

大倉鄕（オホクラ） 和名抄（高山寺本）、村山郡大倉鄕。○今詳ならず、されど、大倉の名義は、大谷なれば、小國盤谷に擬すべきや明かなり。倉は、古言谷に同しきこと、近くは、東小國の赤倉に合考すべし。

新庄（シンジヤウ） 今、新庄町、人口一萬二千、最上郡の治所とす。埴箕平野の中心に位置し、標高一百十米、萩野川の數派、驛市の內外に灌流す。舊城は西偏に在り、其東なる小田島町は、即、驛市なり。又、五日町、十日町、金澤町、及び關屋、大福田、小月野、大田、山崎、飛田等の部落あり之に屬す。鐵道、山形へ三十八哩、湯澤三十九哩。

龜甲綾と稱する絹織を名產とす、又、陶器を出す。

新庄とは、眞室（マムロ）新庄の義なるべし、眞室の舊邑は今の新（シン）町にして、鮭延城の所在とす。中世、この鮭川平野の大邑落は、專、眞室を推し、即、本庄なり、新庄は沼田といひ、其屬たり。○東遊雜記（寬政中）云、新莊は、戶澤侯の城下なり、人物言葉、山形邊よりも劣れり、最も最上川に船の往來ありて、酒田への通行よく、上方への便りも自由なり、市中みな〳〵草ふきの家居にて、甚見苦き町なり。○隨鑾紀程云、新庄、市街一條、草舍連檐耳、而西南遠扣最上川、田疇平敷、部落相接、封建時戶澤氏之所治焉、戊辰之亂、戶澤政實、爲賊兵所攻、衆寡不敵北奔秋田、城址今闢爲市坊、驛北招魂社、祀戊辰戰死者。

新庄城址（シンジヤウ）（沼田） 縣誌提要云、近世、新庄城二の丸と稱せしは、沼田の古館址なり、沼有るを以て名つけ、最上山形氏の一族、日野將監居住せり、元和八年、戶澤政盛、常州松岡より轉封し、其初、眞室の城に居り、寬永二年、此古館

址に據りて建築し、更に新莊城と名く、鳥居忠政の擴張りと云ふ、爾來十世に傳へ、戊辰の役、戸澤氏大義を張り、奥羽同盟を變崩す、是に於て、合從の徒忿に新莊を攻む、七月十四日、城郭市街一時に燒亡す、天神社は、舊郭內に在り、戸澤氏の氏神とす。

最上家譜、義光分限帳等に、領內二十五城の名を錄せど、新庄なし。新庄館主日野將監は、慶長中、山形義光の爲に之に駐在す。されど、元、山形殿の一族にあらざるべし。日野は、延澤と同姓なるのみならず、鮭延も近江源氏と稱すれば、日野は、近江の國(蒲生郡日野)に出でし者に似たり。天正の初め、日野左京あり、蓋、將監の父祖にして、鮭延典膳と相並び、眞室五个所の豪族なり、共に、山形義光に抗敵したり。されば、新庄日野氏の義光に降伏したるは、鮭延落城の前の事ならん。

頃日自其元節々音問、附而每度之書面快悅候、仍先日者其口忿劇始末之樣、可有如何之旨、申屆之所、連々山形手劇候樣、大切之由存知候間、和與等之儀一向罷成間敷候、當座他家之聞さへ、度々覺の事共候條、定而可爲其分別由、合識縣候、伊達口之事不及申候、天童筋、寒河江、白岩、其外邊無油斷由、縱弓矢永々相支擬肝心候、內々自是可及手合候得共、少々存意候事故、使才覺之旨候間延引候、尙巨細任日話候、恐々謹言

八月十六日　義　氏

日野左京亮殿(羽柴氏大寶寺文書)

此古簡は、天正八年、天童滅亡以前にて、當時、大寶寺氏が、小野寺氏と共に、鮭延五个所を保護せる時の證文たるべし。

風土略記云、新庄城は、經始の年紀詳ならず、元和八年迄、山形最上氏の領地也、同年改易の時、秋田在戸澤と云ふ所に、戸澤左京亮平政盛と云ふ者の住せしを、新庄城を下され、仙北戸澤より入部有りて、今に連綿す。

按、戸澤氏は、今陸中岩手郡滴石村を舊里とす、即、滴石氏の一族にて、後(天文中といふ)仙北(近世の秋田領)角館(カクノタテ)に移る。慶長七年、戸澤政盛、常州多賀郡松岡(手綱)四萬石を賜り轉封、既にして元和八年、加封二萬石、此地へ入部す。慶應四年五月、新庄も列藩同盟に入りしが、八月背きて西軍に應ず。庄內藩來攻、戸澤氏城邑を燒き秋田へ走る。平定の後、朝廷戸澤氏の功勞を錄し、一萬五千石の特恩あり。

戊辰八月、新莊藩戸澤家臣御屆書云、七月十三日五ツ半頃、城下より路程二里半、往還筋、舟形町へ、庄賊千五百人許押寄候段、注進有之、兼而二小隊、右道筋鳥越村へ出張致し居候に付、薩長肥小倉四藩へ諜合、左右の山手より長肥、本道小倉、敝藩二小隊進擊、川を挾み砲戰、賊兵遂に敗走に及候、然れども地理不宜、殊及晚景候に付、一先、鳥越村舟形町中間、二ツ屋迄引揚申候、同十四日、二ツ屋爲斥候備置候二小隊、右山手へ埋伏罷在候處、辰刻頃、庄賊近く押寄せ來り候に付一戰仕、漸鳥越口臺場迄引揚候處、臺場左右の山手より、薩長肥小倉四藩の兵隊押出、及烈戰、敝藩の兵隊共々進擊仕候に付、賊兵大に敗散、然とも別手の賊兵、城下近在、角澤村、仁間村、飛田(トビタ)村、其外數手に分れ、頻に襲來候に付、夫々分隊仕、必死及激戰候得共、追々城下へ差迫、右村々始町家城內迄放火、少人數之儀、殊に及疲勞、如何共防戰不行屆、無餘儀、秋田表湯澤迄引揚候、

(飛田)

瑞雲院(ズヰウン)　新庄十日町に在り、曹洞宗、戸澤氏の廟寺とす。舊裔田五十石、開基は、明德中、九皐宥鶴和尚にて、戸澤家盛の創起とつたふ。又、圓滿寺あり、一向新宗の大坊とす。

金澤(カネザハ)　今、金澤町といひ、新庄の南に水流(金澤川)を隔つ、鐵道停車場此に在り。龜割山、小國への便道は、金澤より市野々、休場を經て、瀬見まで凡四里。○寛知集に、戸澤家領邑の名を錄したる中に、

新城十日町村　同五日町村　金澤町村。

松本(マツモト)　今、鳥越、福田、仁間、角澤等と相合して、稻舟村といふ、新庄金澤町の南なる野中に屬す。

鳥越(トリコエ)　今、稻舟村の大字にて、金澤、松本の東南なり。即、驛道にあたり、龜割山より來る溪流は、之を過ぎ、鳥越川といひ、本合海の方へ走れり、一名宮野(ミヤノ)川。○鳥越には、新庄の南一里、更に二里を船形村とす。其間に柏木原(カシハギ)てふ不毛あり、紫山に連なる。柏木原の西を角澤(ツノサハ)といひ、此間は戊辰七月の戰場址とす。

(柏木原)(角澤)

戊辰戰吏云、七月十一日、莊內兵船形に入る、此日、金澤在陣の東軍、敗衄の餘、逃れて船形に入る者あり、驛內爲に雜遝す、十三日、新庄駐守の官軍は、既に鳥越本道を經て進み、二屋(フタツヤ)村に陣し、船形川に至る、庄內兵窃に一隊を分ち官軍の後に出て、二屋の本陣に襲侵しければ、官軍大に驚き敗退す、十四日昧爽、酒井吉之丞(庄將)長者原より進みて鳥越に近づけるに、官軍大砲を群發して之を拒ぐ、莊軍進むこと能はず、兵を收めて船形に退く、而も別將松平甚三郎は、間道角澤に由り、勢に乘じて、馳驟福田(フクダ)に至る、時に肥豐の兵來りて新庄兵に應援し、力を併せて莊軍を擣つ、酒井後陣に在りしか、之を見騎を馳せ返戰を令して曰く「新莊城を蹂躙せよ、退く者は斬らん」と、兵士皆踊躍、先を爭ひて進み、遂に火を福田仁間飛田の村々に放ち、遂に城市に入る、而も其夜退きて仁間村に宿し、翌日陣を西山村に移し、不虞を戒め人心を安んじ、又人をして敵情を窺はしむるに、敵は及位田代大瀧の諸村に屯し、鹽根坂の險に據り砲壘を築き之を守る。

(二屋)　(福田)　(仁間)

大田（オホタ）　今、新庄町の管內なれど、驛市の北にして、泉川の南邊なり。

維新史料云、戊辰七月十四日、舟形屯集の賊二千、鳥越より新庄を急襲す、官軍諸隊、兵を左右杉林中に伏せ之を拒む、既にして、賊清水道より急に城下に薄る、此間地平衍、賊兵充滿、哺時鏖戰、烟煙天に漲り物色を辨ぜず、居民驚擾鼎の沸くが如し、官軍殊死して戰ふ、忽後面に砲聲を聞く、諸隊頗危疑を生ず、乃兵を收めて太田村に退く、新莊侯の飛騎至り曰ふ、賊勢猖獗、折衝策なし、城に火して退んと、既にして城中火起る、侯城を開て出で、太田より北に走りて院內峠を保つ。

泉田（イヅミタ）　今、萩野村の管內とす、太田の北にて、泉川の北岸に縁り、金山驛路にあたれり。

鹽野原（シホノ）　今萩野村の管內にして、泉田の北なる空閑なり。方一里半許、頗荒涼の風色を留む、驛路之を貫き、金山へ通す、鐵道は西偏を馳す。

六月朔、新庄道中、望鳥海山、　詩佛

曉風猶覺袷衣寒、十里松林十里山、恰是江城簽雪日、來觀鳥海白厓顏、

萩野（ハギノ）　今、萩野村といひ、新庄の東北二里、泉川の上游なる山谷を占め、木條嶺の西麓なり。萩野の溪流は、降下して、新庄市街、及び近郊の溝洫とす。

清水（シミヅ）　今、大藏（オホクラ）村と改め、新合海（シンアヒカイ）をも合す。新庄の西南二里半、最上川の岸方に縁り、本合海の南一里に當り、南山の白須賀（シラスカ）と相望みたり。○清水は、近世、清水城下の邑民と、合川津の驛家とを合せて置かれしものといふ。（清水の城址は、南岸、白須賀に存れり）新合海は、俗に合海町と云へど、古の合川津にあらず。本合海、今も江上の要衝に推さる。然らば、合海町を此に移されしは、清水大藏大夫氏滿が、慶長年中の事歟。已にして、清水城廢しければ、河南の遺民をも、北岸に移され、以て今の形勢の為て、寛永中の事とす、即、新庄戸澤氏入部の後也。

（海合）

東遊雜記云、新庄を出て三里、清水と云ふは、最上川にのぞみ、是より酒田へ航路十九里あり、抑、此もがみ川海內第一早き流にして、恰も瀧のし、左右は大山峩々として天に聳えたれば、舟の危きこと限りなし。○縣誌提要云、清水城は、最上川の南岸にあり、寛永年間、居民北岸に移轉す、今の清水村是なり、而して今尚南岸に住する者有り、向清水と云ひ、十戸に過ぎず、清水村、從前は繁華の地なり、凡最上川を沿泝する者、行客運輸、皆此地に由れり、然るに水路次第に開け、通船上流よりする便有り、加之、近年水勢の變換に因り、清水河岸は船の泊所に遠ざかりて、揚荷の運搬に勞せり、清水より下流凡三十町、本合海の河岸は、新莊、船形、古口等に通ずるの道路新に開け、近年愈欣榮の色有りて、清水は之に反せり。

我々家中號清水地、自大寶寺依致處外、清水之者共及其報戰候間、少々加勢、從日過半屬手之旨に候、就取紛、其口物遠候、如何共打納明隙、當表へ毎々申承度念望許、可萬々重而自是可申入候、先以早々及御報候、此段賴入候、合期後音候條、不能具候、恐々謹言、

六月十四日　　義光（判）

三坂越前守殿（會津新風土記）

此文書、年代不知、三坂は岩城郡の舊姓なり、大寶寺云々の文意を以て之を推すに、天正十年三月、惡屋形義氏敗亡の歲の事に似たり。又、大寶寺文書の、義氏手簡に「油利口の事、當春中に如何共一途相極候て、路次明之、自諸口急度可申屆候旨存候處、兎角過來りて、于今相支候、一兩月以往、鮭延の事、如存意靜謐に附て、自清水口二三个所申樣候條、何分にも早速相治、油利中の儀、是非共可加退治候段存候。」これは、義氏が、鮭延平定の證文なるが、天正十年以前、八九年比歟、四月三日の日附也。

風土略記云、續太平記、當國勢の內に清水とあり、庄內物語「慶長六年、四月にも成ぬれば、雪も消、山も通路し、川々の往來も自由なれば、義光は川北を（飽海郡）手に入んとて、最上勢に、大梵字大浦の兵を合、三男清水大藏大輔、并に楯岡甲斐守を大將として、志村伊豆守、下治右衛門等に、五千人を相添、月山越をかゝり、狩川を夜間に打過し、酒田の城を攻む」云云、又按するに、兼賴の四男兼義、其子滿久、初て當城の主となる。○今按、山野邊系圖には兼義を泉出殿といふ、清水となし、疑ふべし。最上家譜には、鳴澤殿兼義の子を清水滿久とも、注す、又、義光の三男大藏大輔は、諱を氏滿とも、光氏とも、注せらる。清水城址に合考すべし。

本合海（モトアヒカイ）　今、八向（ヤムケ）村と改む、新庄の西南二里、清水の北一里、鳥越川（此に宮野川といふ）東より來り最上川に會ふ。八向山とは、水驛の西北なる丘陵にして、直に最上川の上に屹立す。本合海は、古の合川津（アヒカハノツ）にして、或は鮎貝（アユカヒ）につくり、水陸の要衝にあたるを以て、今に不易の名邑とす。○盤根新道、古口へ二里半、水路大石田へ九里、清川へ六里。

（川合）

隨鑾紀程云、合海又作鮎貝、義經記謂之合川津、北崖綠樹蒼蔚、培塿倚岸、曰矢向山、山盡而野、鮭河來會、水成丁字。

（貝鮎）

合貝（アヒカヒ）は、白糸峡流の門戸にして、東口といふべし。峡流は、田川郡清川驛まで凡六里、俗に山之內（ヤマノウチ）といふ。合貝の名義につきては、置賜郡赤井鄕、鮎貝に通考するを要す。

（貝合）

判官物語（一名義經記）云、出羽の國大いづみのしやう大ぼんじを通らせ給ひて、はぐろのごんげんをふしおがみ參らせ、きよ川といふ所に着て、すぎのなか舟に

(避翼)

さはさして、おひかはの津につかせ給て、みちは又二つ也、もかみのこほりにかゝりて、いなのせきを越てみやぎのゝ原、つゝじの岡、ちかの鹽竈、松島と申、名所々々見給ては、三日よこみちにて候、かなよりの地藏堂、かめわり山をこえては、むかしではのぐんじがむすめ、なのゝ小町と申す者のすみ候ける、玉つくりむろのさとと申所(中略)かゝらせ給へ、云々。

文中に、すぎなかといふこと知れず、最上郡のいなのせきとは何山にや、宮城の原へ赴くなれば、笹谷峠有也無耶の關に合考すべし。合川は、延喜式に、避翼、驛馬十二疋、傳馬一疋、船六隻といふにあたり、東南、野後より西北、佐藝への間なる亭舍なりけん。抑、避翼の名は、猿羽の峠今ものこりて、初め、彼坂路の邊に其驛を置かれ、天平寶字三年、玉野避翼平戈と定められたる雄勝道は、正しく猿羽峠の下(今の舟形)ならん。而も其後、秋田城の通路なれば、白糸峡流(出羽府經由)に改定せられしなれば、延喜式は、野後避翼佐藝、三驛に、馬匹船隻を雙び備へしめらる。卽、避翼の山驛を、合川の水驛に改め、而も舊名を以て官公に用ゐらる。揣摩虛實、沿革する所、蓋斯の如き者有らん。文獻徵に乏しと雖、形狀の在るありて、行路の迂直遠近を稽ふれば、自理會する所あり。

史料所引、元弘三年七月文書、岩松兵部大輔經家(上野國住人)へ新恩地頭職執達狀に「出羽國會津、顯業跡」と載す、會津もしくは會河の誤筆にあらずや。

(矢向神社)

八向山 本合貝の西北なる峰巒にして、水涯に峙立し、中腹に神廟あり。頂は、天正中、合貝志摩守と稱せる土豪の壘址とぞ。江上舟行の客の、毎に顧望する所なり。廟は小字、岩洞中に在り、矢向神といふ。

風土略記云、矢向明神は、合貝村の邊に在り、三所明神ともいふ、此地を、義經記にあひかはといふ、三所は、古社にして、田川郡五所王子と同體、御諸別王を祭りしにや、三代實錄に「貞觀十六年閏四月、出羽國授天向神從五位下」とあり、此神今國中になし、按するに天の字に一畫を加れば矢の字なり。○淸和實錄、天向神は、類聚國史、矢向につくるに從ふべし、射向の義か。古人、弓箭を神祇に奉して之を祝せり、諸州郡に矢筈の社といふもの、亦矢向の訛に出づるごとし。

義經記云、最上川をのぼり、たかやり(高屋)の瀨をさしのぼらせ給ふ程に、みるたから、たけくらべの杉などといふ所を見給ひて、やむけの大明神をふしおがみ奉り、あひ川のつに付給ふ、はうぐはん、よりみちは二日なるが、みなとにかゝりては、三日まはる道にて候に、かめわり山を越て、へむらの里、あねはの松へ出ては、すぐに候、云々

この文中に、みるたから、たけくらべの杉、今知れず。

白糸峡流 最上川の下游(飽海田川二郡に屬す)と中游の分界にあたり、羽越山脈の横谷なり。其東口は本合海に起り、淸川(田川郡)を以て西口とす、其間凡六里。稱して山之内と云ひ、北方には鳥海山、南方には月山あり。峡中僅に一綫の水路の曲折して之を貫くのみ、崖岸壁立して容るる所なし。但、其江流は、東口に於て標高四十米、峡中(古口村)三十七米、西口に於て二十七米許、故に小艇の上下するに妨げず。古より輕舟を以て此間を往復せり、稱して最上川の稻舟といふ。又、南岸の山は、路の全く通ぜざるにあらず、延喜式、避翼佐藝の兩驛に、馬匹船隻を並び備へしにて之を知る。板敷越といふもの、卽是なり。近年新道を修築し、專南岸の水際を通せしむ、磐根新道と稱せらる。

もかみ川のぼればくだるいな舟のいなにはあらず此月ばかり、(古今集)

色葉集云、最上川は出羽の國の館の前に流れたりそれより郡々の船に稻をつみて上るに、川の早くて、上りてはくだり上りては下りすれども、つるにはのぼれば、かくよめり。

義經記云、きよ川の船頭を、いやごんかみとぞ申、御舟支度して參らせけり、水上は雪しろみかさまさりて、御舟を上せかねてぞ有ける、是や此ぼろちうさのせうくしやうの、「さらしまといふ所にながされて「月かげのみよするは、たなかい川の水上、いる舟のいつらしかは、もがみ川のはやきせ、そこともしらぬひはのこゑ、霞のひまにまぎれる」とうたひしも、今こそ思ひしられけれ、かくて、御舟をのぼする程に、ぜんぢやうより落たきる瀧あり、北のかた、是をばなにのたきといふぞと問給へば、しら糸の瀧と申ければ、北のかた、かくぞつゞけ給ふ、

も上川せゝのいは波せきとめよらでぞとほる白糸のたき、

最上川いはこす浪に月さえてよるおもしろき白糸のたき、

と口すさみつゝ、よろひの明神、かぶとの明神、ふしおかみ參らせて、たかやりのせと申難所を、のぼせわづらひておはする所に、上の山の端に、ましらのこゑのしければ、きたのかたかくぞつゞけたまひける、

ひきまはすうちはゝゆみにあらねどもたかやにさるないて見つるかな。

かくてさし上せ給ふ。○合川の津より、舟にて降れば、矢向山を僅に離るれば、金打坊、津谷(右岸)、鮭川は北より來り、此にて本川へ注入す、南岸は藏岡(左岸)なり。屈曲して皿島(右)、眞柄(左)を經て、古口の津(左)に達す、峡中の名邑なり。今、北岸の山谷、皿島、岩花より柏澤まで、皆古口村の管內とす。古口より一里半許くだれば、背喚、外川といふ部落、北岸に屬し、水際僅に田宅

(皿島)

(外川)(仙人堂)

を拓く。

外川（トカハ）に山廟あり、兜明神、鎧明神といふ、(南岸の草薙にも同神を祭る)。外川の西に仙人（センニン）堂あり、山居坊（サンキヨバウ）とも呼ばれ、芭蕉の元祿二年紀行にも見えたり。此邊の急灘は、判官物語にたかやりの瀨とよまれて、今も南岸に高屋の地名存る。

風土略記云、今、飽海郡最上郡の境に、仙人澤といへる景なる山に、仙人堂あり、俗諺に此所に仙人住むと云ふ、此山に糸瀧といへる、水の流れ落ること、白き麻糸をちらせるが如し、此邊にたかやりの瀨といふあり、按するにたかやりは鷹遣ならん。

白糸瀧（シライト）

外川より西にくだる一里許にして、北岸に一瀑を望む。南岸は、土湯とて、民家あり。此飛泉、さばかりの奇觀ならず、蓋、峽中の水石、滿目の幽趣を生ずるが中に、詞人の題詠にあたり、たまたま此瀧を取りて與を遣れるのみ。(この瀧二層に落下す、高七丈幅二間)

もかみかはおちまふ瀧の白糸は山のまゆよりくるにぞありける、

もかみ川瀧の白糸くる人のここによらぬはあらじとぞ思ふ、〔夫木〕　源　重之

風土略記云、白糸瀧は、鎧明神の下、川端に在り、小にして、飽海郡升田の飛泉の類にあらず。○漫遊文草云、清河驛以東、以船行、兩山之間、急流駛快五里、且挽且刺、與瀫川之渊洄相似、但水淺山不峻、是以境亦不甚奇、然兩岸蒼翠、時々襲人衣、有飛泉、曰白絲瀧、土人云、此地有四十餘瀑、皆在川左右。

柏澤（カシハサハ）

白糸瀑布の西半里にして、近く清川驛を望む、即、最上飽海の郡界とす、其北嶺を欄山といふ。

縣誌提要云、古口より下流、柏澤村に至る凡四里餘、川幅約十町、是を山の内と總稱す、兩岸名所多し、稍下る三十町、北岸水に接して巨石三有り、各周圍數十間、相擁抱する者の如し、之を抱石と名く、南岸にカツパ淵と曰ふ有り、狙岩は盤の如く、仙人瀞は水淀して流れざるに似たり、北岸仙人澤に仙人堂有り、常陸坊海存の遺跡と傳ふ、堂の後山樹森々として殊に幽邃なり、古來不伐と稱す、此一山禽鳥到らず昆蟲生ぜず、奇と云ふ可し、岸を距る七八尺、二石有り水面に突出す、其礎の狀をなす、之れを華表石（トリヰ）と名く、此邊の南岸、懸崖壁絕、高數百尺、長さ數千丈、船を挽くべきの路なし、加之、水深くして藍色一碧、其底知る可からず、棹を崖壁に拄撑して漸々泝上す、座頭撫の稱呼有り、土湯村の北岸、不動尊を安置す、瀑布有り、白糸瀧と名く、巒上より直下し、長短二層をなす、長くして纖し、景狀眞に奇、其他兩岸大小併せて四十八瀑有り、而して白糸、大瀧、界瀧等、殊に著名とす、又杉の古木多し、其紋理槻に似て如輪を存し、或は黑柿の如く鶉斑有り、他に其類希なりとす、不動堂より凡一里、柏澤村とす、此を國界と爲す、凡山内五六の小部落、皆古口の支村に係る、村の男女小舟を以て酒茶菓肴を賣る、亦一の産業なり、船舶の上下するや、四集して相衒ふ、淀川の舟幽靈なる者に類せり。

鮭川（サケ）

新庄平野の西偏を流るゝ大溪にして、上游には鹽根川といひ、黑森山の西北に發源し、西、及位（ノゾキ）驛を過ぎ、漸く南に轉向し、鮭延(新町)に至り、中田川、金山川(左岸)、を容れ、又、大澤川(右岸)を容れ、佐渡に至り、曲川(右岸)泉川(左岸)を容れ、岩清水に至り金澤川(左岸)を容れ、津谷(八向山の西)に至り、最上川へ歸す、長凡十六里。佐渡以下三里は、舟楫自在なり、一名眞室（マムロ）川。

永慶軍記に、鮭登（サケノブ）川といふは、即是、もとサケの魚の溯流に由りて名つけしにもあらじ、詳にし難し。

(眞室川)

津谷（ツヤ）

川の最上川に入る地にして、本合海の西一里。

今、名高、岩清水等と相合せ、戸澤（トサハ）村と改む。鮭岩清水は津谷の東に鮭川を隔て、八向山に倚れり。津谷の山野に、前史時代の石器土器を拾收すべし、ことに、一民宅、其地即原人の遺墟なりと云へり。〔人類學雜誌〕最上川橫斷峽谷の門戸にあたり、段丘の生成は、津谷の邊に見るべし、凡五段、百米、五十米、三十米、二十米、十米の諸層也。

名高（ナタカ）

今、神田（カンダ）、松坂、津谷等と共に、戸澤村を立つ。津谷の北、鮭川の西岸に依り、新庄を去る三里。西方の山谷は、又、三里許ありて、飽海郡小林と嶺脊を以て相分つ。

(神田)

升形（マスカタ）

今、八向村(本合海)の管内なれど、本合海の北一里半、金澤川と泉川の間なる原野の中に屬す。即、東は新庄、西は名高、各一里半。

川口（カハグチ）

今、向居、佐渡等と相合せて、鮭川村と改む、升形の北一里、泉川と鮭川の交會とす。

泉川（イヅミ）は、木像山の北東、大禿嶽、軍澤（イクササハ）山の中に發し、西南に降り、新庄の北郊を過ぎり、此に至りて鮭川に歸す、長凡十里。○川口は、近世、新庄領の郷名によばれ數村の汎稱にも唱へられき。

(泉川)

佐渡（サド）

今、鮭川村の大字にて、川口の北一里、中渡は其西にて、鮭川を隔て、曲川の谷に屬す。鮭川は、庭月、佐渡以下に於て、舟楫の利あり。

曲川（マガリカハ）

鮭川右岸の一支溪にして、山中に部落數多あり。谷口を中渡といひ、羽根澤、蘆澤、西都などいふ小溪あり。其西界は、飛口山、增田山といひ、飽海郡田澤村と相限る。一徑あり、葡萄峠といひ、東西七八里の山道とす、大淨（タイジヤウ）山越の名あり。

庭月（ニハツキ）

今、京塚、石名坂、及び曲川の諸部落を合せて、豐里（トヨサト）村といふ、佐渡の北なり。近世、新庄領の郷名にも呼ばれて、近村を汎稱したることもありき。京塚（キヤウツカ）は、庭月と共に、鮭川の東岸に屬し、稍大邑とす。

(京塚)新庄の西北凡二里半、曉野原の林野の西界にあたる。○凡、鮭川の中游は、庭月より木之下まで南北一里餘、東西稍減す、頗平衍の沃土を見るべし、即、鮭延氏の故封とす。

眞室(マムロ)(新町)(間室) 今、眞室川村といひ、新町(シンマチ)、內町、木之下の區分ありて、其新町に鐵道停車場あり。新庄十哩、釜淵六哩、鮭川の東岸に綠り、其南は內町なり。木之下は西岸にして、大澤(安樂城村)の谷口にあたる。

眞室は、又、間室(マムロ)につくり、中世の庄名なりしが如く、由來知れず。天文年中、仙北の領主小野寺中宮助輝道、及位峠以南の地を征略し、間室庄を取る。當時の分域詳ならずと雖、大抵、金澤川以北を其庄內とす。乃、其將佐々木典膳を以て眞室を鎭壓せしめ、鮭延城を築きて之に居らしむ。永祿二年、最上氏の兵來攻、典膳力盡き出奔、大梵寺氏(大泉庄內)に倚る、眞室庄は皆最上氏に歸す。慶長元和に及び、鮭延越前守あり、眞室の本領一萬餘石を知行す。蓋、典膳の子にして、大梵寺氏の滅亡後更に最上氏に來仕して、其舊封を享けしものとす。○鮭延の名字、はやく興國年中の文書に見えたり。

依暴冬下向、自五月中、路次更不通之間、不申承、悒鬱無極候、坂東事殊不審候、定被聞食及候歟、委細可承候也、次、當所合戰事、凡雖儀無申計候之處、悉令退散候之條、併天運所令然候歟、始終之儀、彌憑敷被存候、又、西國等事、如法御方得理由、謳歌之間、目出候也、猶々、常州事不審之間、此小僧罷可通之由、御含候、路次等事、能々可令相計給候、抑、先度便宜之時、茶を莫太送給候ける由、返々爲悅候、但擧冬下向之刻、□□間於鮭延邊、悉被奪取之由申候て、御狀許到來、無念無極候き、當所合戰事、此僧に委細可有御尋候也、每事期後音了、恐々謹言、

八月廿四日　沙彌(判、白川爲興)

修理大夫殿(結城親朝)(白川文書)

白川爲興の事は、田川郡立谷澤、飽海郡河內に合考すべし。

鮭延城址(サケノブ)(木之下)(鮭登)(內町) 一に眞室(マムロ)城とへいり、今、內町の地歟、一說、木之下(キノシタ)かといへど、內町の名稱の、壤內といへるに出でしを想へば、木之下にはあらじ。風土略記、之を兼山(カネヤマ)といはれしは、天正十年の後に、鮭延越前(典膳)が金山に居城せる者と相涉りて誤れるなり。金山眞室相去三里。又、鮭登(サケノブ)に作る。

鮭延鮭登は、原はサケ之戶かの疑あれど、漆延(スカノブ)といふ夷名もあれば、邦言には非ず。

縣誌提要云、眞室城は、眞室川の東、內町(ウチマチ)新町の邊に在り、佐々木典膳之に居れり、後、最上義光に屬し、鮭延越前と稱す、此地は鮭延の莊たり、因て氏とす。○奧羽永慶軍記云、天文年中、小野寺中宮助輝道は、鋒先を以て、最上置賜を切取、置賜の郡(今按、置賜にはあらず)間室の庄を切取て、鮭登の城に、一門佐々木典膳を居置けり、天正中に及び、山形義光打て之を破り、今の典膳生年十六、力なく、合海(アヒウミ)の津まで落行き、庄內へ走る、去程に、鮭登典膳は、庄內に來り、大山大梵字の兩家に於て、何方を賴んと思ひしに、其頃大山は以の外微運たりと聞へければ、大梵字へぞ行ける、云々。○梓山峯之嵐云、天正十年、仙北の領主小野寺義道が思ひけるは、我先祖、中宮介輝道、鋒先を以て、最上置賜を取り、間室の鮭庄登の城に、佐々木を居置き、遠江守景道まで、典膳仙北に從ひけるに、今、最上義光之を攻め臣となしたり、いで之を回復せむとて、數度の合戰あり。○風土略記云、兼山(カネヤマ)城は、今新領庄內にて、飽海郡大淨山の後にして、三方は山聳へ、一方は鮭川といふありて、要害の地なり、最上出羽守殿時代まで、佐々木典膳居住せられし跡とぞ、此人近江源氏にして、佐々木入道譽の末葉なり、兼山城は鮭延館とも名づく、義光物語曰「斯て義光公、御威勢日々に强大になり、國中御手に不付と云ふことなし、爰に鮭延典膳重綱(一云秀綱)、兼山に在城して、義光公の御下知に不隨間、以使者急出仕可仕由、被仰ければ、典膳、昔より終に山形に出仕したる例なし、思ひも不寄と、使者に對面せず、しかし油斷しては叶ふまじとて、山を堀切、逆茂木稠敷結廻し、鮭川の橋を引て、寄來る敵を待居たり、案の如く、永祿二年九月五日、山形勢兼山に押寄、近所を燒拂ひ、其夜は野陣を取り、未明に城の體を見渡せば、三方は鮭川にて、折節水增りて、船ならでは難叶ぞ見えたりけり、東一方は大山に續き、所々堀切、屛逆茂木をひきかけ、中々可攻樣もなし、已にして典膳力盡き、庄內へ落行けるが、大梵字惡屋形滅亡の後、山形へ歸參したり、此人誠に武勇のみに非ず、才智勝れたれば、本領を下され、鮭延越前守と號す、後に野心をさしはさみ、山邊右衛門太夫義忠と心を合せ、主家へ甚不忠なりし故、元和八年改易となり、越前は土井家(古河(コガ)城主)へ御預となる、分限一萬一千五百石なりしとぞ。○古河大堤の鮭延寺を合せ看るべし、越前諱を秀綱とぞ、正保中に卒す。

元祿年中撰語傳仙北次第云、天正十五年、役內(ヤクナイ)合戰の前には、最上鮭延は、仙北屋形の分に候處、典膳心替り、山形義光公へ奉公被致候。

鮭延氏の庄內へ遁れ、惡屋形(大寶寺義氏)に依れるは、天正十年の比歟、天正八年天童亡び、天正十年の惡屋亡滅にて、之を推斷すべし。風土略記、鮭延落城を永祿中に兼山城云々と爲すは、錯誤に出づ。(又、秀綱の諱を一書に宗長に作る)、さて、天正中、大寶寺氏の兵の此鮭登眞室に入れるは、小野寺氏を援けて、山形勢を擯斥せんが爲と見えたり。其年月に知れねど、義氏の手簡あり、之を證す。(羽柴氏大寶寺文書)

今度まむろ前にて、ひろいなきはたらき、尤其方手たてにて、今度七拾一名之高名仕、其しやうこ相いはせ候、則ちーけんにおよび候、依之、米百俵進之候故、以來に奉公可申候、委は前森藏人申候、心易可有之候かしく、

(月日缺)　　　　大浦より　義氏

(表書)乙坂左近殿

進藤氏風土略記に「鮭延七所明神は、社領三百九十石、福壽山無量壽院といふを別當職とす、緣起あれど、佛者の僞作信用するに足らず」云々。この祠は何地にや、追考を要す。

川之内（カハノウチ）　今、眞室川村の大字なれど、新町の北一里、谷口川の鮭川に會する邊とす。鐵道線路にあたれり、川之内と釜淵の間に、栗屋澤、關澤、春木等の部落あり。

大澤（オホサハ）　今、安樂城（アラキ）村と改む、眞室の西北なる山谷にして、其奥を差首鍋といふ。其山谷、南北七里、東西三里、乃至二里もあらん。新町(眞室)より差首鍋まで三里、差首鍋より西川(木賊（トクサ）山)の南なる山脈を横斷し、飽海郡青澤へ五里。鳥海を西北に、丁嶽を正北に望む。

(鍋首差)

縣誌提要云、差首鍋（サスナベ）の高坂より、三石澤を經て、飽海郡青澤(木賊澤)に至る、凡五里、大澤村には、格子嵓と名くる山有り、甚大ならず、嵓窟有り、廣數十人を容る可し、板敷の處有り、或人其板を撤して歸り、他日往て之を見れば、其板皆妥貼して舊の如し、後屢之を試む、悉く然りと云ふ。〇大澤の野崎山に石灰岩あり。

丁嶽（ヒノト）　大澤の奥にあたり、即、最上、飽海、並びに羽後由利、以上三郡の交堺たり。鳥海を西北四五里以外に望み、山脈綿亙して、共に火山岩に成る。又、東に連接せるは、甑峠、杉峠と爲り、最上郡の北方の分限を爲せり。

金山（カネヤマ）　今、金山村といひ、上臺、安澤、山崎、有屋、飛森、谷口、中田等を合す。新町(眞室)の東北三里新庄の北四里。近世は、專此を經て、及位、雄勝へ往來したるを以て、山驛たりしが、鐵道の開通以來、形狀一變し、金山は行旅を見る稀なりといふ。

(山谷)(山銀)

金山は銀山（カナヤマ）につくる、金坑ありし地にや。今も、驛西の藥師嶽の陰に、谷口（タニグチ）銀山の名ありて、廢坑を見る。

又、金山は、近世郷名にも呼ばれたり。

金山城は、鮭延と共に、仙北小野寺氏の鎮所なりしが、天正中に至り、已に最上氏に歸し、其將、丹輿三左衛門之を扼守す。天正十六年、最上の兵の仙北を侵すや、金山より急に有屋峠を踰え、八口内（ヤクナイ）に入れり。又、慶長五年の秋の事にや、永慶軍記に曰く、

爰に、最上義光の臣等、丹輿三左衛門は、山北の境なる金山の城主なりしが、山北所々の加勢、山形より歸陣する由をば聞て、中途に使を遣して申やうは「今度會津を攻んとの御加勢として、山形迄進發せらるゝ所に、一戰にも及ばず御歸陣の事、いかさま、上杉殿と御一味と覺候へば、得こそ通し候まじけれとも、今諸國騷動の時なれば、加勢の面々、領内を心許なく思ひ、歸らん事是非に及ばず、急き關をひらき通すべし」と、領への關を開てぞ通しける。

最上分限帳に、高橋といへる城蹟を載す、もしくに金山の城號にあらずや。又、寛知集に、

金山内　　七日町村　　十日町村　　古城前

と載す。されば、近世、新庄築城(寛永二年)以前の鮭延の邑鎮は、金山なり。戸澤氏の元和入部、並びに佐々木典膳の最上氏へ歸伏(天正十年歟)の後の居城は、皆金山と悟るべし。

戊辰役長州藩御屆書云、當藩一中隊、過七月十日、秋田領湯澤出足、院内休足、夕七つ時より、兼て手組の通り、肥前藩一同、銀山間道より金山へ進擊の處、道路至て嶮絕、鏡澤村にて天明、大瀧村へ斥候差出候處、仙賊一小隊當出張致居候由に付、新庄藩と密策を合せ、暫時に打拂、兵根相認候内、本道筋及位村に於て頻に砲聲相聞、賊直に發足、嬉野村にて休足、八つ半時探索の者相歸、賊金山入口へ大砲を構へ、致根據候段申出候に付、即刻發足、道程十四丁進候處、上之山米澤兵と相見得、左の山の手より要擊致候に付、不取敢及答戰、暫時に打拂、既に金山村へ取付の坂へ進擊、勢に乘じ、急鼓を鳴し、直に金山の宿鼻へ進軍の折柄、役内道相進候薩州肥州の兵、金山宿より相圖の旗を揭げ候に付、味方益勢を勵し、南方より賊を包み相迫候處、賊大に狼狽、手足を措く處を不知、山谷或は稻田に逃隱れ、仙賊梁川播磨始首級三十餘、死傷不知數、云々。

平戈（ヒラホコ）　天平寶字三年、出羽國玉野、避翼、平戈、横川、雄勝等の驛家を定めらる。平戈は、蓋後の金山驛にあたる。避翼は、今の猿羽峠の下なる舟形にして、横川は今の雄勝郡横堀なるべければ、金山を以て其中間驛次と爲す。或は、及位に擬する者あれど、稍北に偏す。後、此驛廢停せられ、延喜式には見えず。

(山許保羅比)

天平九年紀、持節大使藤原麻呂言、四月二日、將軍大野東人、至出羽國最上郡玉野、三日、從玉野至賊地比羅保許山、八十里、地勢平坦、無有危險、狄俘曰、從比羅保（ヒラホコ）許山、至雄勝村、五十餘里、其間亦平唯有兩河、毎至水漲、並用船渡、四日、軍屯賊地比羅保許山、云々。〇玉野は、今の尾花澤の東にして、正嚴の地に擬せらる。されば、八十里の平坦に、鶴巣原、柏木原、饑野原等の荒蕪を指し、八十里の古道は、今の十二里と比して大差なし。雄勝村は、今の中村(役内)なるべければ、五十里はやがて有屋峠の山道にて、今の八里と見て大差なし。兩河とは、一說に、役内川、院内川かといへど、彼二澗は細流舟を要せずして渉るを得ん。此に用船といへるは、

玉野より以北の事にかかれば、今の小國川(船形)、泉川(新庄の北)と判知すべし。即、北羅保許山以南の二水なり。

上臺(カミダイ)　今、金山村の大字なれど、金山驛の南一里、鹽野原にあたる。上臺の東の山中に、安澤、下野明、升澤等の部落あり。

平岡(ヒラオカ)　今、眞室川村の管内なれど、金山驛の西南一里半、有屋川の邊とす。平岡の北なる杵山、飛森は、藥師嶽の麓にして、今金山村へ入る。

有屋(アリヤ)　今、金山村の大字にして、驛の東一里。有屋川は、即、金山川に同じ。黑森、有屋峠の東なる軍澤に起り、西南流凡十里にして、鮭川に歸す。凡、最上雄勝の山道は、二あり、西は杉峠(及位)、東は有屋峠是なり、而も杉峠は直にして太險、有屋は迂にして稍易なり。されば、古來の行旅、其便宜に依りて之を擇べり。有屋より役內(八口內)を經て、横堀まで凡八里。野史云、天正十六年、最上將丹與三左衛門、守金山城、八月、最上兵一千餘、到金山、小野寺義道聞之、將出禦之於八口內、先使人斷截有屋嶺路、不克、最上兵進入中村。

(雄勝山)

有屋峠(アリヤ)　金山驛の東北凡四里、北に降れば雄勝郡内なり。二里。近世は專、杉峠を官道と爲せど、慶長以前には、多く有屋を以て通路とせる事證あり。されば、古の平戈(チカチ)の山道といふも、恐らくは此のみ、義經記には雄勝山といふ。

永慶軍記云、文祿五年三月、最上の立岡滿茂は、山北軍急なりと聞ければ、晝夜を分たず打程に、金山を巳の刻に通りて、午の刻には有屋峠の嶮路を手々に攀をばはきてやう〳〵と打越え、八口內の谷に下り、其夜中に湯澤の城へ着かれける。〇戊辰戰史云、七月十九日、松平甚三郎は、莊軍二小隊、山形兵三小隊を率ゐて、本道中田に進、鹽根坂の官軍に備へ、大砲隊を蟻谷(アリヤ)に進め、役內間道を控制し、酒井吉之丞は、嬉野に轉して大瀧の官軍に備へ、而して諸隊長を金山に會して、進取の策を議す曰く、「杉峠院內の本道は、虛勢を張りて攻擊するが如くし、鹽根川を溯り、中俣を經て、中村越間道より侵入すべし」と、廿七日夜半、松平甚三郎は、及位を發し鹽根川に沿て進み、赤倉に至り夜明け、中村越間道に入る、官軍四百餘人、左右の山に屯して、莊軍の來るを待ち、一齊に之を砲擊しけるも、莊軍力を奮て角戰し、大に之を敗り中村に入る、米將本莊大和は、蟻谷より黑森の險を攀ちて之に登る、官兵百五十人支へずして逃る、米軍北ぐるを追ひ又中村に到る。

(蟻谷)

中田(ナカタ)　今、金山村の管内なれど、其北二里にして、別溪を占む。(此溪流は、漆野を經て春木に至り、鮭川へ入る)、更に二里半、鹽根(シホネ)峠を踰えて及位驛に至る。(釜淵停車場は、中田の西凡三里)

(鹽根峠)

維新史料云、七月十二日辰下牌、官軍(秋田藩)及位の山驛より其一小隊を分ち、鹽根坂間道を繞り、三小隊は本道鹽根坂に向ふ、賊巳に夜に乘じて逃る、金山驛に至る新庄の飛報あり、我兵の急に新莊に至らんことを請ふ、乃夜を冒して馳せ、子牌新莊城下に達す、庄內の賊兵大に至り、十四日新庄城陷る、官軍退きて及位大瀧の山險を扼す。〇明治十三年、盛合、鹽根、雄勝、三嶺の改修道路成る、盛合とは中田と金山の間なる坂嶺なり。

及位(ノゾキ)　今、及位村といひ、大瀧、釜淵をも合す。鮭川の上游なる深奥に居り、兩羽の交通の山隘を扼す。鐵道、新町(眞室)十三哩、院內(羽後雄勝郡)六哩。

及位の文字疑ふべし、訓義、或は假借の上より見るも、類例を見ず。或は乃作にて、舊名ノゾキなりし歟、或は莅字を古人多く用ゐてノゾムと訓みたれば、莅を誤りて、廾位の二に分ち、再び廾を及に誤れる歟。今孰れとも定め難しと雖、其舛譌を經しや論なし。及位は、近世、最上仙北の山道必由の地となりたれど、慶長以前の往來は、有屋より役內、中村へ入れり。されば、及位院內の通路は、全く近世の事歟。及位驛の北一里にして、杉峠の絶頂に至る、州郡界なり。又、東に中俣越あり、四里にして役內に達すべしとぞ。

莅峠(ノゾキ)　一名杉(スギ)峠といふ、坂路に矢立(ヤタテ)杉ありて、古來征人旅客の行途を祈る所とす。即、最上仙北(雄勝)の分水界にして、標高四百六十米。

仙臺藩戊辰史云、明治史要に曰く、七月四日、副總督澤爲量、久保田藩士と謀り、仙臺の使を斬り之を梟す、云々、思ふに、佐竹氏の節操に乏しく、其薄志弱行なるは、今日に始まるにあらず、常陸以來の歷史に徵して明なり、戊辰の歲、我公至仁、彼をして武門の面目を保たしめんと欲し、特に使節を遣はし、諭すに、同盟の實を擧げ、奥羽二州唇齒輔車の關係をして、益親密ならしめん事を以てす、然るに、彼れ無禮にして、敢て妄に我使節を斬りて、不義を逞うす、其心術の卑劣なる男子の恥づべき所ならずや、七月十一日拂曉、秋田兵雄勝峠より及位を襲擊す、我兵米澤藩二小隊を併せて之を防禦す、敵火を民家に放て疾く攻む、是時に當りて、新庄も反覆して敵に通じ、我を挾擊す、我軍苦戰、午後七時に至る、我兵中田金山にある者、亦敵の爲めに襲はれ、巳に敗走すと聞き、西南間道を求めて、庄內領坂本村に退く、此日、我軍金山にある者、米澤、山形、上山、天童等の兵を合せ、諸方に分れて防戰す、利あらず、大隊長梁川播磨以下三十五名戰死、十二日、庄內藩兵大に至り、新庄城を攻めて之を拔く、形勢是より一變す。

(大瀧)

釜淵(カマフチ)　今、大瀧と共に、及位村へ入れど、其西二里を大瀧(オホタキ)とし、大瀧の南二里を釜淵とす、共に鮭川溪に屬す。近年、鐵道の開築にあたり、眞室より鮭川に沿ひて其線路

な擇まれ、釜淵に停車場を置く、及位へ七哩、眞室へ六哩、近山に石灰岩あり。

戊辰戰史云、七月下旬、庄内仙臺等の東軍、秋田院内に迫る、廿二日、米澤藩本庄大和七百餘人、天童兵、上山兵も來り加はり、總軍二千餘人と爲る、廿四日、庄將長坂右近助建議して曰く「本道は虛勢を示して之を攻むるの形を爲し、窃に二大隊を以て大瀧道より攻入り、鹽根坂の後に出でん」と、是に於て米澤兵蟻谷口に屯し、中田に在る莊軍鹽根坂の敵に備へ、仙臺兵は留まり金山に陣す、此夜松平令を傳へて、大瀧の間道に赴き春木に至りて酒井隊に合し、入式臺に於て夜を徹し、翌曉釜淵より進みて大瀧の壁壘に逼りけるに、官軍支へずして逃る、莊軍追て及位に至る、二十七日、赤倉越の莊軍嶮を冒して進みしが利あらず、及位の莊軍朴木澤より進みしが是れ亦利あらず、酒井吉之亟は、鏡澤を發し銀山間道を襲ひたる亦志を得ず、遂に岩坂山の麓に退きたり、二十八日、諸路合期并進、院内を取る。

孟秋下八、發鏡澤、　酒井　了恒
三軍分路向銀山、曉出棘門意氣閑、喇叭一聲千嶂月、
七星旗動宿雲間、

飯山　或は小子鬼に作り、大瀧の北嶺なり、其東峰には女小子鬼、西峰には男小子鬼の特稱あり。此の山の西方を踰えて、羽後由利郡笹子村への間道あり、飯越といふ、或は小式につくれり。

梁田郷　和名抄、(高山寺本)、村山郡梁田郷。○今詳ならず、或は新庄の舊名をば沼田といへば、もしや梁は沼の譌かなどとも想はるれど、それとも牽强し難し。下野梁田郡あれば、そこの移民の建てしにや、又、谷の田の義に出でしにや、いづれとも分ち難し。地理志料には、新庄、萩野の諸邑に擬す。

徳有郷　和名抄、(高山寺本)、村山郡徳有郷。○今詳ならず、トクウともよむ歟、他に類例なければ推し定め難し。されど又、夷語にも出でし歟、本邦の語言の正格としては、ウ音の語尾に在るべき理なし、トクのク韵にウを添へたる者歟。都宇は其實都にして、紀伊は其實紀なりと云ふの類なり。さるにても、是は一音の地名を、二字に成さんための添加なり。トクの二音は、當に添加を要せざるべし。もしくは須有などにて（スウ）須を徳に誤る歟。村岡氏は、福留、又は福頁の僞かとまでいはれたり。今、いづれとも定め難し、其地域は眞室南北にや。

田川郡

田川郡

(南川)

羽前西偏の大郡にして、庄内平原、川南の地をいふ。川南とは、最上川の南を指し、飽海郡を川北といふに對す。今、東西の二郡に分ち、大略、赤川の一派を以て之を限る。但し、赤川上游は、東田川に屬し、山濱は西田川に屬す。

川南、川北の名は、義光物語、羽源記等に見え、今も庄内の二區とす。天正慶長の比の古簡にも、早く見えたり。

田川は、和名抄、多加波と訓す、日本事跡考に、田川は鷹羽を修す、古この物を貢し以て箭羽に供す、故に名くとあり。されど、是れもと「鷹の羽のいで羽」とふ諺の蛇足的解說にすぎず。田川の村里、幷びに大田郷、田川郷等の地理を考ふるに、田川は今の大山川(矢澤川)の舊名とす。されば、田川出羽の二郡幷び立つに及び、俗諺に「たかはのいでは」とも唱へしのみ。田川其建郡の事史に見えずと雖、出羽郡の新建以前に屬す。抑、天武天皇十一年紀に、「越蝦夷伊高岐那等言、請以俘人七千戶建爲一郡、聽之」とありて、其建郡の地を言はず。然るに、孝德天皇四年、已に越後磐船柵を築く事見えたれば、天武紀の俘郡とは、卽是れ、田川郡を磐船の北に置かれたるを知るなり。當時、越後國に屬す。和銅五年、出羽國を建てらるるや、田川、出羽、飽海の三郡、蓋之に隷す。
(國郡建置考、國郡志)

(部岐沙羅柵址)

齊明紀四年七月、淳代津輕の郡領に頒給の條に「授都岐沙羅柵造(闕名)位二階判官位一階、授淳足柵造大伴君稻積小乙下」云々、この都岐沙羅柵今知れず。淳足、磐船の闕歟ともいへど、臆想にすぎず。淳足柵は越後國信濃會津二水の交會北岸に在りて、沼垂郡に屬したり。沼垂郡の北に磐船郡ありて、磐船柵此に置かれ、淳足、磐船、出羽の三柵は、沿海の一道の上に布置す。都岐沙羅も、當に此一線の上に外るることなかるべし、もしくは、後の越羽の堺となれ念種關などに擬すべき歟。かくて、淳足、磐船、都岐沙羅の三柵は、已に天智帝以前に制置する所ありしとすれば、天武帝の俘郡は、必定念種關(都岐沙羅に擬せらる)の北、卽、田川郡とす。和銅元年の出羽郡新建は、更に田川の北なるべき次第、愈明なるを得んとす。(俘郡の戶數七千と、原書に見ゆるは、疑ふべし、七十の譌歟)

和名抄、田川郡五鄕を管す、其舊域は、西湯濱より東伊氐波山(羽黑)に至る一線を以て出羽郡と相分ち、田川、赤川、中川(荒川)の平夷、其南方は田川郡、北方は出羽郡に屬したり。中古に及び、郡內に大泉庄を立てられ、出羽郡の田をも籠絡し、遂に田川出羽の二郡號共に亡び、槪して、大泉庄內といふ。地頭武藤氏は、大寶寺と稱し、又、羽黑山の別當職をも兼帶しければ、眞俗二途に涉りて勢威を振へり、之を大寶寺(或作大梵寺)屋形と號す。天正中、越後上杉氏の兵庄内に入り、武藤氏亡ぶ。慶長

元和の際には、最上氏の封土たり、田川櫛引と稱す。酒井氏鶴岡入部の後、川南を以て田川郡と爲す。蓋、寛文中の事といふ。明治十三年、東西田川の新區劃を見る。

最上義光分限帳に、庄內田川郡御藏入四千石、又、田川棈尾山領などと云へば、慶長年中、田川櫛引の號を竝べしが、正保圖には櫛引郡と爲す。

地理志料云、文政年中白井固靏須佐美曰「出羽郡、初割越後置之、疆域宜相接也、今田川郡與越後相接、蓋後世更本郡爲田川也、州有伊氏波神社、伊氏波卽出羽也、其祠應在本郡、而延喜式繫之田川、是郡名改更之證也」、然承和六年紀有田川郡、仁和三年紀有出羽郡、卽二郡本自別、況民部省式並列二郡、倭名抄亦載二郡各舉鄕名、則非更名明矣、式以伊氏波社繫田川郡者、其社地跨兩郡也、白井氏說未中肯綮、要之、坐不深繹古鄕所在、學者無取焉可也。

進藤氏出羽國風土略記（寶暦中撰）云、田川郡は今、京田通、山濱通、櫛引通、中川通、狩川通是也、五通に屬する所の村々詳ならず、按するに、五通は鄕名にや、土俗に八鄕八村と云事あれども、今其數詳ならず、五通の内櫛引を郡と云へる事、土人の古記に數多あり。

出羽郡（イデハ）　中世夙く其名を失ひ、其地大泉庄に混し、或は其北偏に餘部（アマルメ）の汎稱を立て、又、櫛引の私稱あり、近代に至り、悉く其地を田川郡に合す。

地理志料云、田川筏曰「今、飽海秋田二郡間、有由利郡、是或出羽郡舊地」、然、據貞觀十七年島夷使寇之文、飽海秋田境壤相接、其間不可容他郡、按由理本屬飽海郡、爲一鄕名、中世由理氏據此、私稱爲郡耳。

出羽は和名抄、以天波と注し、五鄕を管す。和銅元年紀に「越後國言、新建出羽郡、許之」と見え、城柵ありて、蝦夷に備へ、越後北疆の邊界たり。已にして出羽國を建て、出羽、田川等之に屬す。

塚本氏國郡建置沿革考云、出羽は、古へ蝦夷の居る所謂ゆる邊遠の國なり、延喜式に遠國と注す、その邊夷を化服して郡國を建置せられし跡を探るに、崇神天皇の時、大彥命北陸道を巡撫し、荒俗悉く服し、漸く夷地を收め、これを越國（コシ）に屬す、皇極天皇の時、越邊の蝦夷數千內附の事あり、齊明天皇の時、越國守阿部臣比羅夫舟師を率て蝦夷を伐つ、途に飽田（アヌカタ）、渟代、津輕の三郡を建て、渡島（ワタリシマ）の夷を招き、肅愼を伐ちて歸る、その事書史に詳なり、而も後、前に收めし北海の夷郡は皆離畔したるが如し、和銅元年紀「九月、越後國言、新建出羽郡、許之」この時新に狄部に建郡し越後に屬す、出羽の名始めて見はる、翌年三月、越後蝦狄を征するの軍起り、諸國に令し兵器を出羽柵に運送す、凡夷種の陸奧にある者を蝦夷と云ひ、越後出羽にある者を蝦狄と云ふ、和銅五年紀「九月、大政官議奏曰、建國辟疆、武功所貴、設官撫民、文敎所崇、其北道蝦狄、遠憑阻險、實縱狂心、屢驚邊境、自官軍雷擊、凶賊霧消、狄部晏然、皇民無擾、誠望便乘時機、遂置一國、式樹司宰永鎭百姓、奏可之、於是、始置出羽國」この時、出羽國管郡の事國史に見えず、然れども地勢及び建郡次第を以て之を推すに、出羽、田川、飽海の三郡を管せしなり。

（庭出）

出羽の名義知れず、或は箭羽を出すが故といへど、妥當ならず。古書、或は出庭（イデハ）につくり、出庭氏あり、越國の盛姓阿部と類屬を同くす。又、伊氏波神ありて、後世、羽黑（ハグロ）權現と唱へられ、東北の民今に崇祭して其靈驗を仰ぐ、蓋出庭臣の祖を祭る。

和名抄、以天波と注す、その名義、神學類聚抄は、風土記を引き、本州上古鷲の羽を貢す、用ひて箭羽となす、故に出羽國と名くと云ふ、名義考（齋藤氏）には越の道の尻、また道の奧などよりの、出端（イデハシ）のよしなるべしとあり。弘仁姓氏錄に「出庭臣は、孝元天皇の皇子、彥太忍信命の後」とあり、栗田栗里氏、出庭は卽出羽なり、崇神天皇、大彥命父子を以て將軍に拜し、北陸東山を平定す、彥太忍信命は實に大彥命の弟也、故にその子孫を以て、出庭臣に任し、永くその地を治めたるものか、と云はれたり。

正倉院文書、天平五年右京計帳、三條三坊戶主、出庭德麻呂の戶內に、子女、出庭姓のもの十二人を錄し、末に「文進、中務史生、出庭臣乙麻呂」と署す、姓氏錄に載せられしも大和國在住の家なり。但し、かの家名に因りて、この地名を定められしにや、其先後の關係詳にし難し。

櫛引郡（クシヒキ）　天正慶長の比の私稱にして、今の東田川郡、諸所に之を唱へたり、由來知れず、寛文中に至り之を停めらる。

最上家分限帳に、庄內櫛引郡、御藏入三萬三千餘石と見え、今も赤川の一名を櫛引川といふ。されば、戰國の頃に、庄內三郡といへるは、田川、櫛引、遊佐なり。風土略記云、昔、田川郡の內に櫛引鄕といふがあり、土人誤りて櫛引郡と書きしこともあり、天正十三年の古文書にも見ゆ、案するに、古、最上川南の內に、田川出羽兩郡ありしを、後世に至り、出羽郡を櫛引郡とし、飽海を添へて庄內三郡と言ひけるにや、と思ふ心なきにしもあらねど、延喜式に伊氏波神社田川郡に屬すれば、出羽を田川郡と改稱したるも、往古の事にて後代の事とは見えず、且、櫛引の號六國史に所見なし、元祿五年、下餘目組高田麥村にて公訴したる書付に、櫛引郡丸岡領高田麥村とありしとか、是よりさき、寛文四年に、江戶御公儀にて、田川飽海兩郡と定められし趣を知らざりしならん。

出羽國大寶寺分同庄內三郡事、最前如仰付候、其分合

糺明、大谷刑部少輔相談、如上方、可然樣、可被申付候也、
八月朔日(天正十八)(秀吉判)
羽柴越後宰相中將殿(景勝年譜)

出羽國御檢地條々
上田一段　永樂錢二百文宛　中田一段　百八十文宛
下田一段　百五十文宛　上畑一段　百文宛
中畑一段　八十文宛　下畑一段　五十文宛
屋敷麻畑者上田幷年貢可取事
漆木見計年貢可相定事
河役相改御代官可被仰付事
田畑共一段に附て五間六十間可相定事
以上　御朱印　木村常陸介
天正十八年庚寅八月日　大谷刑部少輔

羽陰史略云、或記錄に、正保二酉年、出羽一國十二郡の繪圖、幷に高帳を、義隆公(佐竹)に被仰附、十二郡は、
置賜郡　村山郡　最上郡　櫛引郡　遊佐郡
油利郡　雄勝郡　平鹿郡　山本郡　豐島郡
秋田郡　檜山郡。

安倍氏筆餘云(慶應年中撰)川南、櫛引田川二郡の分界、古繪圖によれば、凡、今の山濱京田を田川とし、櫛引川狩川を又一郡とすれど、大略水掛を以て分界せしと見え、京田の地にも、櫛引川の掛は卽櫛引郡とす、(庄會幹正庄內要覽)と聞けり、惟ふに、其古圖は、慶長元和の比のものにて、當時の大山領、六十三村二萬石を田川郡とし、其餘を櫛引と爲したる歟、古代、出羽田川兩郡の經界には非ず、(慶長十六年鶴岡山王宮鰐口銘に、櫛引郡とあれど、古の和名抄、田川郡大泉鄕なりしに注意すべし)慶長十七年檢地、川南八萬石、(田川)川北六萬石(遊佐)、合十四萬石計。(最上義光分限帳には、庄內十六萬石とあり)

安倍氏筆餘又云、慶長十七年、最上義光、日野備中に命し、三郡檢地、寺社領黑印凡三千九百石、濱通には棹を入れられず、或は曰ふ、義光佛神に佞媚して多く黑印免除せらると、其實は非也、庄內昔より寺社領過分なり、大方は寺社の所務なりし、天正の檢地に、寺社領多く沒倒せられ、猶殘れるを慶長に至り再棹入、隱田を改め、寺社懸命の地を與へおかれしのみ。

庄內(シヤウナイ)

近世、田川(川南)飽海(川北)の兩郡の地を總稱していふ。もと、大泉庄內の義にして、大泉は川南の庄號にして、和名抄、田川郡大泉鄕、私墾庄田に起る。大泉庄は、東鑑幷びに義經記に見ゆれば、文治以前に立てられ、大寶寺武藤氏其地頭たり。戰國割據に及び、大寶寺氏漸く川南の諸部を併せ、後遂に川北を取り、最上川南北を混一す、乃庄內を以て此一區の平原を呼ぶこととなる。田川飽海の二郡號を復稱するの後と雖、公私通して、多く庄內の名を用ゐたり。此平野は、西は大海に盡き、南北、皆重嶺大山を以て(最上山形、越後、由利)相限る、境域最明白なり。平原、南北凡十五里、東西五里乃至二里。(或は酒田(サカタ)平原とよばるることあり)

(酒田平原)

從殿下其方へ被成御朱印候之間、自此方も書狀差添候、然者庄內之儀附而、本庄横領之段、能々被遂上聞、聊無御別儀、可被仰付旨に候之條、於樣子者、可御心安候、委細小關に申含候間、不能詳候、恐々謹言、
三月十七日(天正十八?)　家康(判)
山方　出羽守殿(最上家譜)

小寺氏庄內物語云、古來、庄內士人誤て庄內三郡、櫛引、田川、遊佐と云ひ、領主も其舊稱に依て鄕村帳にも記し被出候處、寬文四辰年、江府より吟味有て、田川飽海兩郡に定被仰渡、按ふに、庄內の地勢、平面皆水田なり、三方を山環り、其山の間、山縫を往く事、或は三里或は五里、皆谷に附て田地有り、最上川其中央を流れ、枝川縱横にわたりて、米穀を運送するに人力を費さず、まことに中華の書にいはゆる水國といふもの是也、米を產する事、地面の量に過たり。○出羽國風土略記云、庄內は大泉庄內の略稱也、源平盛衰記十八卷に、丹後國保津庄を指して庄內といひ、又東鑑第一卷に、信濃國東條庄內、太平記二十一卷に、安居庄內とあり(安居は越前なり)、貞永の式目を見るに、「國衙庄內神社佛寺領は、國司領家の成敗にて、不及關東御口入」とあれば、本武家より綺給ふべき地にあらず、故に其分內の百姓庄內の二字を美名として用ひけるにや、義經記大泉庄とあり、飽海田川兩郡をいふにや、又田川郡のみをいふにや、古書の趣を考ふれば、田川郡斗を大泉といふにや、東鑑、承元三年、出羽國地頭大泉次郞氏平とあるを初めとし、慶長三年七月、羽黑山五重塔棟札に、出羽國大泉庄とあるを證據とす、義經記を見るに、義經田川太郞實房の許を去りていひ、詞に「かくて田川をも立給ひ、大泉庄大梵寺を通らせ玉ひて」とあるを見れば、大泉庄といへるも、當時郡中に押廣めての名にはあらず、土俗、出羽國庄內田川郡、或は飽海郡と書けるは違なり、寬文四年、江戶より小笠原山城守永井伊賀守奉行として、庄內領は田川飽海兩郡といふ事、御判物にも正しく記されける。○按、進藤氏の大泉庄內と釋かれしは、固より鐵案なり。されど、貞永式目を引き、國衙庄內云々の論證は誤れり。鎌倉幕府にて、庄公平均に口入ありしと雖、寺社領及び權門勢家領にのみ、或は之を避けられしなり。又、庄田は、もと郡鄕散在の私墾の總名なれば、郡域を以て之を指し難し、大泉庄は、其田川郡大泉鄕(後の鶴岡)內の私田を本として拓きたる事、推斷し得べきも、其町段の數を傳へず。又、三庄の目ありて、砂越大寶院年代記に「天文元年、弓矢起、大寶寺內亡處となり、三庄中動亂」云々、三庄とは大泉、櫛引、遊佐の三ならん、天正元和の間の文書

にも多く見ゆ、此に補引庄の由來知れず。總じて、庄內制は、戰國割據に及び、全く破れたれば、當時の庄內とは、川南川北の汎稱なり、鎌倉幕府の昔に比擬し難し。

安倍氏筆餘云、元和四年、龜崎八幡棟札に「出羽國三庄、湯坐郡、龜个崎云々」。

安政中東北風談云、酒井氏鶴岡に居城せり、邦內殊に潤し、十四萬石とはいへど、其實四十萬石も收まるなり、國廣民多、無用の武士甚少し、城下千軒に過ぎず、於是大に富めり、民の窮するもの一人も見えず、其爲士者、富貴に成長して、多くは懦弱也、文武行れず、然も民其德に服する甚深し、一旦緩急の時は、士よりも百姓が反て役に立べし、今天下の諸侯、上下隔絕して、民の艱苦を知らず、只百姓町人と輕蔑せらるゝこと甚其意を得ざる也、今にも國家存亡の時に至ては、人々自ら悔らるべし、惜哉其時は已に及ばざるべし。○庄內沿革誌云、明治四年七月、廢藩置縣、庄內二郡、酒田縣の管轄に屬す、酒井忠寶公藩知事を免せられ、家老松平親懷酒田縣參事に任せらる、明治七年、舊藩士金井質直、及び酒田の町人森藤右衞門等、縣治維新の際、藩政の儘未だ改正せられざる弊竇を擧て、之を政府に訴ふ、已にして該事件に關し、金井等犯罪の嫌あるを以て、縣廳合して金井以下を監倉に拘置す、其黨與之を聞きて、無智の衆民を煽動し、遠近騷擾、大庄屋及び肝煎等に迫り、或は其邸宅を毀ち、又酒田縣廳にも迫らんとする狀況あり、縣廳、急に後田開墾士族に命して之を鎭撫せしむ、騷擾數日にして漸く寧靜す、金井以下亦解放せらる、明治八年五月、該事件の爲め、政府は鶴岡に臨時裁判所を開き、特派の判事兒島惟謙その長となりて、官民を審糺す、人心因りて靖し、終に明治十一年に至り縣廳の敗訴に決し、縣治に屬すべからざる金穀若干を償却すべき旨宣告せらる、之れを「ハツパ」騷動と云ふ、「ハツパ」は村民稼業の際飯を盛る容器にして、初め衆民訴訟に勝たば、其飯器を「ハツパ」にて配分せん、と唱へしより起れる名稱なり。

西田川郡

庄內平原、川南の西一半の境域にして、大海に臨み、赤川の長流を以て、東郡と相分つ。其南方、越後岩船郡に連なる山濱地方は、金峰、摩耶の嶺脈を以て、東郡と相分ち、山谷重複して、直に海涯に盡き、平夷を見ず。今、郡內面積凡三十方里、人口八萬、十九町村、鶴岡に治す。

西田川郡は、古の田川郡甘彌、田川、大泉、并びに出羽郡大田等の諸鄉なるべし。其北極なる井上鄉(出羽郡)は江海の會合にあたり、赤川の東南に迻れりと思はるるが、古今幾度の地變に遭ひ、最桑滄陵谷の變を見るべし。

鼠關

(念珠關)

今、念珠關村といひ、小名部、早田、岩川、槇野代等を合す。本州郡の東北限にして、越後岩船郡大川村(府屋)と相并びて、海崖に居る。本郡治鶴岡の西南十里、岩船郡村上へ十五里。○鼠關、北陸道より羽州に入る首驛なるを以て、古來其名著る。吾妻鏡、文治五年八月、源賴朝の奧州征伐の時、比企、宇佐美の諸將、共に越後より念種關に入ること見ゆ。慶應戊辰の秋、酒井氏の兵、鼠關東西の山海を扼守して、西軍を支へ、九月下旬に至れり。此地に關を置かれしは、越後より出羽を割かれし昔よりの事歟、近世も、庄內の南方の固めたりき。溪流を關川といひ、其海中に一島ありて、小港澳を抱く。古關址は溪北に在り、溪南を原海といふ。

(念種關)

齊明紀四年の都岐沙羅の柵は、磐船、出羽の中間にして、やがて、鼠關に擬せらる、田川郡の條下に合考せよ。

(根矢浦)

里人談云、越後出羽の界に、根矢浦といふ所、海中に圓き高き大石あり、徑百㴑餘、これを根矢の鉾立といひ、此石に寄生蟲這ひ上り、石の頂に至れば天上すといひつたへたり、皆半途より落るとなり、贅に寄生の空貝眞砂のごとくにあり、又根矢浦より三里、出羽のかたに、鼠關といふ濱あり、此所の石すべて鼠の喰たる跡のごとくにして、穴あり。(鼠屋濱は、岩船郡へ屬す) ○古松軒東遊雜記云、鼠關の辨天島は、普く世に知れたる勝景なり、地方を離るゝ事五丁余、人の功を以てならべしが如く、自然なる岩は飛石となりて、辨天の堂ある島に至る、前後左右雅なる巖𡸴立ち、其風景筆に盡し難し、西の方大海にて波打來ると雖、辨天島邪魔を引廻せし如くにて、江を見るに齊し、水深からずして色々の海魚浮遊し、漁船數々網引釣する風情いはん方なし、予諸州をめぐりて名有勝景を見しに、すべて倭國の風俗にして、うつくしくも見ゆれども、唐畫に山水を寫せしが如きはなし、此所の風景は、倭國の風俗を離れ唐畫の山水を見るが如し、また、婦人の體粧、皆手拭を以て頭を卷き、手拭の端を左右へたらし、衣服は紺に總模樣を付て、昔繪の如し。

(原海)

○出羽風土略記云、鼠關は、當時領主より關守を置く、西に辨財天有り、潮の滿ち來る時は、島居海中に有り、風景の地なり、關を越へて暫く行ば、原海村有り、義經記にハラカイと云ふは是也、カイハ海の字をかな文字に誤れるなり、此所の南の方に越後出羽の國境有り。

義經記云、越後の國も瀨波、荒川、岩船といふ所に着かせ給はばすとうとみちは、雪しろ水に山川まさりて叶ふまじ、いはひが崎にかかりて、おちむつや、なかざか念種の關、大泉の庄大梵字を通らせ給ひて、羽黑の權現を伏拜み參らせ、云々。又云、越後の國岩船、せなみといふ所、ひたりやなくゐ(左錄)みきうつぼせんがかけはしなどいふ、名所々々を通り給ひしも、ねんじゆの關守きびしくて、とほるべきやうもなければ、いかゞせんと仰せられける、武藏房申けるは、おほくの難所をのがれて、是までおはしましたれば、今

はなに事か候べき、さりながら用心はせめと、判官をば、下司山ぶしに作りなし、二ちやうの笈をかさだかにもたせ奉り、辨慶大のしもとつえに、しとゝうちて「是はくまのゝ山伏にて候が、これに候山伏は、しゝさうでんのものにて候を、きやつがうしなふて候つる、此程見付て候間、いかなるとがをもあてゝくれうずる、たれかとゞめ給ふべき」とて、急ひまなく打てぞ通りける、關守ども、是を見て、難なく木戸をあけてぞ通しけり、程なく、出羽國へ入給、其日ははらかいといふ所に着給。○按、義經記に載する所の地名、知れざる者多し、ハラカイの如きも、之を原海と判斷せらるゝも、位置に相違あり、原撰の訛誤に出つ。そもく、義經が奥州落は、吾妻鏡に「文治二年三月、前伊豫守義顯、日來隱住所々、度々遣追捕使害訖、遂經伊勢美濃等國、赴奥州、是依恃陸奥國秀衡入道權勢也、相具妻室男女、皆假姿於山臥并兒童等、云云」其山臥に假粧して、辨慶以下數輩を随へしは、他にも證あれど、其沿途の詳を語るは、義經記の一書に外あらず。此書本演義に屬す、言ふ所一々に信を取り難しと雖、亦一古典なり。幸若曲には、義經奥州下を「笈さがし」といひ、中に曰く、

かくて、御座船を、いづくともなく押よせ、上りて問せ給へば、越後の國寺泊と申す、里人が申しけるは、これより先は、ねすみつきの關とて、世の初より候が、鎌倉よりも、判官殿の御姿と、御内の辨慶の姿を、繪圖に寫し、關所の前に高札を打つて、關守井澤の與一が候、

ねすみつきの關とあるは、傳誦の訛なるべし。猿樂の「安宅」は、「笈さがし」の換骨脫胎に成るものなるが、義經打擲の事を、加賀國安宅關と、かへて作れり。

羽源記云、天正年中より、上杉家の申附として、鼠が關、加茂浦の者共へ、出判、關所の役錢を、非道に貪取て、往來の道者を責め、數多の軍勢に追立かりつかはれて、民の愁苦を成したる故に、越後會津の政道、神慮に違へるにや、一統最上の領と成て、湯殿山參詣の道ひらきけるぞおそろしけれ。○庄内沿革志云、戊辰八月十一日、村上城陷る、該藩重臣鳥居三十郎、内藤幸吉、遺衆を以て、庄内に投す、時に中村三内、鼠が關に砲壘を築き正に成る、此日、西軍の一蒸汽船海岸に至り發砲六七彈、我兵之に應する所あり、忽にして敵船逃去、十七日、西軍來追、二十二日、山道海道戰起る、二十二日、又一蒸汽船の海上に現るゝあり、二十六日、我兵中濱に放火し、西軍駭き搖く、小鍋、小俣、雷、大島の所々に急戰あり、時に西軍の後援連に到り、卷席の勢あり、東軍鼠關より雷村に至るまで、保壘を要地に羅列し、勇を奮て之に據る、西軍數攻利あらず、九月十日、西軍更に方向を轉して、專、山道(關川及び雷村)に進撃せんと欲し、諸兵を中繼村に集合して部署を定め、夜暗を衝て進み、天明の頃大代村に達し、此地より分進す、卽、薩長及び高鍋の兵は關川に、土州岩國の兵は雷村に向ふ、其關川に入りたる西軍、先鋒撃して壘を拔く、雷村に於ては、東軍險阻に築きて之に據り、力拒屈せす、西軍之を拔くこと能はざりしが、關川の西軍直に進みて其背に迫るを以て、東軍遂に支へずして退く、而も海道鼠關の守、毫も失ふ所なし、十二日、東軍雷村を回復せんと欲し、越澤口の森林を繞り、正面及び側面より環攻す、西軍戰甚苦みしが、東軍多く關川及び雷村の戰に力むるを以て、小名部の東軍其數甚寡なし、是に於て、此方面の西軍俄に進みて横射せしかば、東軍右方を顧視し、遂に敗退す、十六日より二十六日に至るの間、東軍屢逆襲しけれども、西軍皆撃て之を卻く、兩軍對抗、以て二十六日に至り、酒井氏降伏、鼠關の守拒を撤退す。(維新史料、戊辰戰史)

安倍筆餘云、もと越後板貝知行の先亡士、大野彌太夫元和八年覺書に「庄内本庄切ちかい申候時、庄内の仕置仕候中山玄蕃と申仁、濱通の者共引連、我等知行所へ船にて調儀仕候」云々、是は天正十六年の事ならん。

早田（ワサタ） 今、念珠關村の大字にて、鼠關の北半里、海岸の小部落なり、煮鹽竈若干あり。海中幾多の亂礁危岩ありて、激浪常に怒るを見る。○人類學雜誌云、明治廿二年、鼠關寺坂下の磯にて、貝類を碎きたる凹石の發見せる後、同處辨天島早田、都合四个所より同種のものを多く發見し、尋いて早田なる前澤と、大岩川の向山と、兩所より石鏃石斧の類を數品發見せられたり。

小名部（ヲナベ） 今、念珠關村の大字にて、鼠關の東一里半、關川の山峽中に屬す。小名部の北は、小國谷にして、南は大川谷(岩船郡)なり、其大川谷小俣への山路を、堀切峠といふ。○小名部、又、小鍋につくる。夏日記(管窺武鑑)には、尾鍋に作り、尾鍋城主上山田某が、本庄重長の大軍を支へんと擬せる事を錄す。

（鍋尾）

管窺武鑑云、天正十八年、小田原落去の後、奥羽兩國檢知として、高原越をして、七月下旬、會津の若松城へ景勝着也、此は先年旗高を追拂て、伊達正宗居城なれども、此度秀次公を此城に置まいらすべき爲に、景勝の請取故、正宗は城外へ退、米澤城をば藤田能登守、最上山形城をば、泉澤河内守請取、最上出羽守も城外へ出居也、八月の初、三好殿若松着陣故に、景勝城を被明、米澤は山内對馬守松下石見守、山形は木村常陸介に渡し、景勝は羽州野邊澤へ押行、それより赤谷峠を越、下越後の黑川相川へ移り、蒲萄が谷へ懸り、庄内へ被打出、蒲萄が谷の内小國の城には、下沼田豐前守、チナヘの城には恩田越前を被指置。○管窺武鑑にのべし景勝の征途、羽州野邊澤より、赤谷峠を越えて、下越後へ出たりと爲すは、疑ふべし、恐らくは會津(若松)より赤谷峠を越えて、下

越後に入りしならん、野邊澤は最上領なり。

關川（セキ）（雷峠）

鼠關の溪名にして、東方摩耶（マヤ）山、雷峠に發し、原海に至り、海灣に注す、凡五里。其源頭の谷中に、部落あり、又、關川と呼ばる（今福榮村の屬地）、小名部の東一里半。此より、南北の間道は、大川谷の雷（西田川郡）と、木野俣へ通す。凡、北陸道は、海岸の本線の外に、雷（イカツチ）峠、木野俣の東線と、小名部、小國の中央線、合三道ありと悟るべし。

關川、摩耶山の東は、大鳥谷にして、東田川郡の屬なり。

維新史料云、明治元年八月廿八日、庄内賊襲我雷村砲臺、報大鳥之役也、我兵死傷頗多、我將士建關川進擊之議、攀葛藤披荊棘、跋渉一晝夜、九月十一日達關川、賊恃險不備、我兵一鼓奪其險、十四日、賊來爭擊、却之、十六日、賊又大至、凡越羽之境極絶險、官軍以之逗撓不能進。

按、越後村上の本庄氏が、天正の末年に、大寶寺氏に代りて庄内を掩有したるに、前書に詳にす。而も、之より先、永祿十一年、本庄繁長が越後國主上杉輝虎に叛きて居城に據れる日にあたり、大寶寺氏の兵は本庄を援けんが爲に關川口より大川谷へ侵入せる事あり、永祿十二年正月、大川三河守より、越府の長臣への注進狀に合考すべし。

御慶以各不及御音信候間、雖無題目候、急度令啓述候、仍、大寶寺の人數、去十三被相動候間、同日手合候、然者城内に手合候輩有之條、一兩夜取請候得共、彼行顯形の間、結局一兩輩、於城中爲生害候、不及是非次第候、併其儀納人數候事、口惜候間、五日も十日も可相詰之由、雖存詰候、後手の備如何候間、早々可引返之段、仁中三出頻而催促候、某事若輩之儀候間、旁々任御意見候而、翌日燕倉へ引返申候、此之上の事、黒川俣燕倉中次三个所之極普請、藤懸へ可令進陣由存候、無申訖候得共、御番手之儀無退轉被成御置候様、御取成所仰候、殊而又私領之者共、所緒之儀、秋中に藤懸無一物納之候間、某之事は無是非候、以前退散之者共、扶持之儀不叶候、萬事迷惑候、有在所如斯之申事、憚千萬に候得共、昨今迄御幸飯を申請候間、今度之儀も申請度候、被懸御意御調可給候、畢竟賴入候、萬吉重疊、恐々謹言、

正月十七日　大三　長（花押）

直大（直江大和守）

鯵清（鯵坂清助）

山孫（山吉孫次郎）

御陣所（上杉古文書）

文中の藤懸、燕倉の地は、大川谷の中ならん、中次（ナカツギ）、黒川俣の名は今も存在す。「仁中、三出」は二人の同僚ならん、略書にて本名を知らず。

岩川（イハカハ）

早田（ワサダ）の北なる部落にして、大岩川、小岩川の二區に分れ、海隈に在り、驛路之を過ぐ。鼠關より大岩川へ二里、更に溫海濱へ一里とす。大岩川の溪流は、木野俣（小國谷）より來り、槇野代を經、此にて海に歸す、凡五里。庄内沿革志云、戊辰八月廿二日、流船一艘、鼠關沖に來り、陸を距る十八九町にして、大砲を發する事再三、夫より轉して、沿海、早田、岩川、加茂、湯濱等を脅かし、秋田へ向け去る。

溫海（アツミ）

今、溫海村といひ、一復、五十川、戸澤等をも合す。海岸なる小驛亭にして、鼠關と三瀬の中間に居る。驛南に溫海川あり、其南を釜谷といひ、驛北を暮坪といふ。熱泉は、溪中に屬し、驛の東南二十丁許、稱して湯溫海（ユアツミ）といふ。故に驛をば濱溫海とよぶ。山中に石灰岩呈露す。

湯溫海は海岸（釜谷（カマヤ））を去る半里、人家八十餘、樓閣亭臺煙雲の間に涌起し、宛然たる洞中の仙宮なり。泉は硫黄性、色微濁を帶し、熱百五十度、年々遊客凡六萬とぞ。

東遊雜記云、溫海の山村、家毎に湯壺ありて、旅人を入るるなり、娼家亦數軒ありて、一軒に三四十人も賣女の居るとぞ、村の上には峩々たる山ありて、溫泉が嶽と稱し、風色至りてよろし。〇菅薦抄云、あつみ山は、袖の浦より十里ばかり南、溫海と書く、溫泉流れ出て、海水おのづから溫氣ある故の名と云ふ。（今按、アツミは熱水のみ、海邊なれば海をミに假れるなれ、海水溫といふこと、俗談信すべからず）。

溫海嶽（アツミ）（祠藏湯）

溫海驛の東にあたり、溫泉（ユヤ）の北に峙つ、即、火山岩に成り、容姿秀麗なり。山麓に熊野神社あり、或は之を以て、延喜式由豆佐賣と爲せど、田川村の溫泉にも、湯殿山にも同神を説く、今審定し難し。

神祇志云、田川郡由豆佐賣神社、佐下一有乃字、今在月山山中、溫海村溫海嶽、稱熊野權現、山中有溫湯湧出、故名溫海、由豆佐郎湯出澤之義云、傳曰祀豐玉姬命（出羽風土略記）、仁和元年、以有石鏃之怪、敕國司特祭之、（三代實錄）

風土略記云、溫海嶽の下に祭る所の熊野權現は、式内由豆佐賣神とぞ、舊記、寶永元年領主へ上げたる者有り、其文に「嘉祿二年、溫泉嶽鳴動し河漲り、其中に溫油湧出し、小聖上人、藥師如來を安置し、萬の難病を助けんと誓ひありて、奇瑞樣々ありし」云々、今、湯屋にて念佛を禁す、嶽參詣にも念佛を申さす、正面の湯といふより上に、地藏の湯有り、東の山際に藥師堂、享保元年に鑄たる鰐口有り、湯藏（ユザウ）大權現堂、溫泉山長德寺と彫刻す、熊野權現には、社家一員修驗四家あり、社家は濱溫海村に住し修驗は嶽の麓平清水に住す、一山の總號を熊野山運福寺と書けり、平清水より嶽の神祠迄一里程あり、古

木繁茂し拔石高く甚險阻なり、運福寺緣起有り、附會の事多くして、由豆佐比賣の事は見えず、社家に僅の記有り、其文曰「阿部美濃、由豆佐比賣神社、勸請之次第、弘安四年夏、蒙古已宦兵船、筑紫博多海滿、旌旗日耀、仍降伏之爲、云々」其詞甚野なれ共、由豆佐は湯出る澤の略語かといへる說、可に近し、勸請とは誤也、三代實錄元慶四年の條下に、田川郡由豆佐姫神有り、弘安より數百年以前に御鎭座の事明白也、羽黑山舊記に「文永十一年蒙古對馬に來る、出羽黑大權現に御祈願」と見へたり、已宦の二字にはイツウと假名を付たる事、其心を知らず、寶永元年肝煎等書上に、藥師と斗記して、熊野權現と云ふ事なし、此嶽芭蕉翁行脚の頃、袖の浦にて「あつみたけや吹浦かけて夕すゞみ」古は、湯泉瀧となり流落、よりてあつみ瀧とは云けるにや、又、由豆佐を湯藏と轉訛し、湯藏を龍藏と轉訛し、地藏と附會せしにや。○紀州熊野の神を音讀、或は湯谷(ユヤ)に改作したり、依りて湯澤神を熊野權現ともあやまれるなり。

一霞(ヒトカスミ)　今、温海村の管內なれど、温泉の東一里。此より南は小國へ、北は五十川への間道あり。又、東へ淺流の源を極むれば、温海川といひ、一部落あり。凡、關川、小國川、温海川、菅野代川の四水は、幷びに東に起り西流、狀勢全く相同し。

小國(ヲグニ)　今、木野俣、菅野代、關川等と相合せて福榮(フクエイ)村の新名を建つ。而も、山谷散在の部落、之を合するも、實力は自治に勝へず、且、形勢、全く三村(念珠關、温海、福榮)の一治に統ぶべきを見るべしといふ。○小國は岩川の山中にて、温海の東南にあたる。中古は土豪あり此に據り、山濱の盛族なりしといへば、小國といへるも、往時は廣く羽越境上の汎名なりけん。庄內史(藤岡氏)云、小國城は越後堺の要害にして、先手小鍋村より切通(角間灘)の切所を隔て二里餘內也、武藤氏時代には、小國因幡守此處に在城し、神馬澤峠の山畠が闇ヶ俣邊、皆與力の部將を置き、一手を以て此境を守る、此村民古來射法を習練し、毎年正月十七日、大的祝儀と名けて、一村の百姓集會するを例とす、僻邑なれば村民自衞のため、萬一の變に備へたるか、(安倍氏筆餘)、明治戊辰の役、莊內兵壘を此に築きて國境を守る、越後地方戰場となるに及びて、兵を出して村上藩を援け、八月、薩長の軍國境に迫るに及びて、小名部、鼠ヶ關に防ぎ、互に勝敗あり、薩長の軍終に國境を破ること能はざりし、九月二十六日、莊內藩歸順の報あるに至りて、漸く戰鬪を止めて撤去す。○小國氏は舊族なり、下の飽海郡田澤河內に援引する、與國五年七月十三日、春日宰相中將顯信の執事、盛胤奉書に「抑當國事、依爲合戰難義、大略屬凶徒、雖然、御方志異于他者歟、就中、四頭內、一方大將白河出羽權守、幷小國兵庫頭、未違變、但凶賊對治事、相待時節者也」とあるにて、當時羽前勤王四家の一なり。天正中には、小國因幡、小國彥次郎など舊記に見え、慶長元和の際には小國攝津あり、最上家へ奉仕したり、最上家改易と共に退轉したる歟。

三浦關又次郎入道覺圓申軍忠事(色部文書)

右覺圓老體之間、以子息等爲代官、爲當國(越後)先守護上杉民部太夫憲顯余黨退治、今年壬二月十六日以來、屬惣領三浦和田下野權守茂實手、於當國黑河城致軍忠畢、次同八月八日、爲小國以凶徒退治、茂實致發向同國濱中之時、子息孫五郎長義、同令發向、致軍忠畢、然早爲賜證判、言上如件、

觀應三年十一月廿九日　(承了、判)

越後國白河庄山浦條地頭、大見能登權守代、加治關兵衞四郎政光申軍忠事

右凶徒白河與五爲氏、同一黨、幷小國兵庫助、同一族等爲對治馳向、大將佐々木近江權守景綱、云々(中略)、

(國尾)

建武三年二月

管窺武鑑云、天正十六年、景勝公佐渡御陣、九月渡海也、此渡海前に、本城重長、御留守中に庄內動入申度由言上し、村上へ罷歸用意を爲す、抑、庄內の屋形大寶寺は、弓箭の甚、大力量の人にして、惡義氏と申慣しに、子なきによりて、本城の二男千勝を養子として迎取、然るに、一門酒田東禪寺の被申は、當家の內に幾人も子息あるに、他國より被迎事、近頃遺恨なり、昔當家も上杉の幕下なれとも、御館亂の後自然に絕えぬ、云々、一門衆碎砕し、天正十四年戌の暮に、俄に大寶寺城へ取掛、屋形を切腹させ、東禪寺を屋形に取立、最上へ無事を入て其旗下に成る、此時、千勝は瀨野尾杉井といふ士に抱られ、恙なく村上へ逃歸る、右の意趣を以て、重長庄內へ發向す、十六年八月十六日、五千六百の人數にて、葡萄が谷を押へ、尾國(ヲグニ)城へ著、是は村上より、押への番手の取出なり、此事早く尾鍋城主上山田某より、千安城東禪寺屋形へ注進す。

最上義光、天正十□年五月、由利郡小介川氏へ與へし書に、「莊內就屬手裡、小國事、越後境に罷退候了、依之、我々相理候分は、三莊之諸士、皆以當方相守候條、罷歸、各同意に奉公可然候由、雖相理候、無合點、于今境目に有之、越衆引卒及于亂候、併如存罷成候、雖然、乍此上、東筑、中玄、窮屈之儀於之者、早速可被相懸詞事、所希候」云々。是れは、十五年の事にて、管窺武鑑に、十四年冬義氏敗死といふは、義興を誤る。當時、小國氏が、東筑(東禪寺)中山玄蕃に服せず、越兵に同盟せしを知るべし。

此度、其許不思議之事出來候て、志村九郎兵衞初、各相果候由、笑止千萬候、就其、兵部者其方屋敷へ走籠、火をかけ候處、向にもおよはず、早々參城之由、奇特心付、別而大慶候、かしく、

六月六日(元和中)家　親(花押)

小國攝津守とへ(羽柴氏最上文書)

奥羽永慶軍記に、小國氏を小池氏に作るは誤ある歟、曰く、「小國が城には、小池因幡が一族に、小池五郎左衛門尉頭、越後より本庄重長來ると聞えければ、鼠關近邊の土民共を催し、藏野の要害に押寄せたり、藏野には中山玄蕃が下知にて、最上勢五百人籠置けるが、小池急に取懸攻ければ、何かは堪ふべき、我先と逃げたりしに、東禪寺右馬頭が嫡佐久間兵助、五十川、温海川の者共を催し、藏野攻軍の人數を合て、再押寄たり、此は天正十四年四月廿八日なり、廿九日越後の大勢は小國に着けり」云々。藏野は今其名を聞かず、關根城主植野某の訛關にあらずや。

木野俣(キノマタ)　今、福榮村と改め、温海、鼠關の東方山中を總ぶ。小國の東南にて、温海、鼠關、いづれへも四里餘、越後堺なる雷峠より、此を經て、田川村への直路あり。

永慶軍記に「岩川の城主岩川宮内丞、木の又の城主相田源藏、田川の城主飛驒守、三人一所に、温海の温泉に入湯し、密に語けるは、宮内丞妹聟の小國日向守は、東禪寺にも縁類のよしみ深ければ、勢を催し相圖を定め、大山に押寄せん、云々、義氏今は力なく、終に腹をぞ切にける、日來の積惡故に、天正十二年三月六日、歲三十三にして滅しぬ」云々、此事實、亦訛謬に屬す。

風土略記云、天正十三年、莊内衆最上へ隨從し、大寶寺殿義勝頼々しければ、義勝の實父本莊越前繁長是を憤り、佐藤備中と示し合せ、又莊内を取返んと、越後勢を催す、越後勢攻入ると聞へしかば、義光八千の勢にて尾浦へ加勢し、莊内勢合て壹萬八千、鼠關、木の俣、雷の嶺、又は温海川、所々に砦を構へ關を付て、南口の敵を防がしむ、繁長奇計を廻らし、間道を歷て莊内に攻入、莊内勢討るいもの八千八百人、是を千安中野の合戰共、十五里原合戰ともいふ。○越澤(コエサハ)は、木野俣と關川の間なる小部落とす、戊辰の役、九月十二日、官軍關川村を燒き、其衆境上に滿つ、十三日、東北同盟瓦解の報あり、十四日、東軍會戰、越澤を扼守し、以て二十六日に至り退散す。(越澤)

温海川(アツミカハ)　今、福榮(フクエイ)村の大字にて、木野俣の北、菅野代の南なる溪中の聚落なり、即、温海驛の東凡四里。○津輕一統志云、豐臣秀吉公御代に、津輕より獻鷹の事あり、其驛路の朱印狀に、

秋田領(中略)

景勝分國　ふくら　さか田　大浦　あつみ川
中つき　さる澤　岩舟　したい濱
にひかた　竹のまち　とまり　いつも崎
(下略)。

今按、此にあつみ川といへるは、即この地なり、中繼とは越後岩船郡黑川侯の山站とす、當時山道を擇びしを知るに足る。

(鬼坂)菅野代(スガノダイ)　今、福榮村の大字にして、木野俣、温海川の北、五十川の谷奥にあたれり。菅野代の北を鬼坂(オニサカ)峠といひ、田川村の分堺なり、標高三百四十米。凡、鬼坂以南、雷峠に至るまで、數坂あれど、之を鬼坂に比すれば、皆卑小なり。されば、出羽と越後との分堺は、實は鼠關雷峠の一線にあらで、鬼坂、波渡(ハト)岬なりと論せらる。

東遊雜記云、田川の湯村を出て、越後國へ向けて行く、鬼峠といふ險き坂あり、上下一里餘、頂に地藏堂あり、古へ、北方より鬼渡り來て、人民を捕食ふ、地藏尊出戰して、此坂より追返させたまふ、云々と、案内のものの物語なり、此坂を越ゆれば人物賤しげに見ゆ。

五十川(イラカハ)　今、温海村の大字にて、驛の北二里。菅野代川は戸澤山村を經て、此海濱に至る、即、湯澤山、鬼坂より發源するものとす、長五里。

濱五十川村御年貢事
合百壹石七斗八升七合者
右皆濟狀依如件
慶長拾四歲次ノ閏二月廿四日　原美濃守(印)
肝煎藤左衛門へ(最上文書)

(暮坪)暮坪(クレツボ)は、今温海村の管内にて、驛路に出り、五十川に至る間也。○風土略記云、暮坪村は海邊也、立岩とて數十丈高き岩峨あり、上に喬木繁れり、四方に登るべき便見えず、古戰國の時、村中心を合せて、落武者を頂上に隱し、命を助けしとぞ、當所に矢除(ヤノケ)明神と云ふあり。○東遊雜記云、温海より北一里半に、暮坪といふ濱あり、此の濱に世に名たかき鉾立(ホコタテ)石と稱ふる者あり、高さ十八丈、竿を立たるが如し、奇峭海内第一の石なり、茅葺の小社あり、矢除明神と稱す、地方を去る五十間許、沖の方にも羅漢と稱ふる石數百あり、遠見石佛を見るが如し、海面雅なる岩數限りなし、目を驚す計也。○南谿東遊記云、出羽國温美(アツミ)の驛のあたり、街道の兩方に、岩の聳えたる所には、幾所ともなく、岩より岩に必しめ繩を張り、其しめ繩のもとに、木にて細工よく陰莖の形を作り、道の方へむけて出しあり、其陰莖甚大にして、長七八尺ばかり、ふとさ三四尺周りも有べし、あまりけしからぬもの故、所の人に尋れば、是は往古より致し來れる事にて、さいの神と名付て、毎年正月十五日に新敷作り改むることなり、神の事なれば、中々麁略にはせず、たとひ御巡見使又は御目附等の通行の節も、此まゝにて、若きもの〻戲れなどにあらずと。

三瀨(サンゼ)　今、大波渡(オホハト)、堅苔澤、小波渡、並びに由良を合せて、豐浦村と改む。温海の北四里半、海に面へり。驛路は、此より海を離れ、東に矢引坂を踰え、鶴岡へ向ふ。

奥羽觀蹟誌に、歌枕を引きて、羽州に夕葉(ユフハ)山ありとい

（笠取山）

ひ、一書には、澄田川、夕葉山は三瀬村にありと爲す。又、義經記によれば、三瀬念種關の間に、笠取山ありといふ、今の波渡山の舊名にや。○安倍氏筆餘云、三瀬の西、笠取山の南に、ォイ橋てふ古蹟あり。

義經記云、念種が關も、何なく木戸をあけてぞとほしけり、程なく出羽國へ入給ふ、其日ははらかいといふ所に着給ひて、あくればかさとり山などいふところすぎ給ひて、たかはのこほり、三世の藥師堂に付給ふ、是にて雨ふり水まさりければ、二三日御とうりうありけり、ここにたかはのこほりの領主、たかはの太郎さねふさといふもの、代官に大内三郎といふものを、三世の藥師堂へ參らする。○南谿東遊記云、源九郎義經、身の置所なきまゝ、辛うじて出羽の國三瀬といふ所まで落着玉ひ、作り山伏の姿も是迄なりとて、皆解き玉ひぬとぞ、今に、三瀬の社に、義經主從の負ひ給ひし笈七ッ殘れり、此三瀬は鼠關を出て六七里、姿を改給ひしもげにとぞおもはる、軍書には十二人の作り山伏といへるに、其數の足らざるは子細もあるべし、平泉中尊寺に、龜井六郎が笈なりとて今只一ッ殘れり。○按、東遊記に謂ふ所の、義經の笈を所藏する古社は氣比神ならん、今に地方の名祀とす。されど、判官物語に三世藥師堂といへば、氣比明神の本地堂なりしか。

（三世）

風土略記云、三瀬村氣比宮、社領三十五石、祭禮の時、神輿を巡幸の後に、芝居に坐を設け、簀を引きめぐらして酒を獻す、之を簀卷神事といふ、故實あり、上古の風俗、今に遺れりとおもはる節々多し、氣比宮より西南に葉山あり、十町許隔つ、義經記に見ゆる藥師堂は山の裾にて海濱なり、今は畑を開く、宮と寺は格別也。

（氣比神社）

堅苔澤 今、豐浦村大字にて、三瀬の南一里、此邊を大波渡小波渡ともいひ、波渡埼は、其西南にあたりて、西北へ突出す。

波渡埼 火山岩(玄武岩)を以て成り、西北方に突出する數丁、其西方に岩礁あり、ヨトアンと呼ぶる。凡、此波渡埼より、海岸は南西南に馳せ、瀬波、岩崎(越後岩船郡)に至るまで、凡三十五海里、險岩危礁亂立す。越後にては海府浦、桂矢浦といひ、羽後にて溫海浦といふ。此岸勢は、猶北東に延び、湯之濱に至りて盡く、又十海里、其間に由良、油戸、加茂の奇勝あり、皆火成岩及び第三紀層の、波濤に浸蝕せられしに由る。

由良 今、豐浦村の大字にて、三瀬の北半里、海山の間に介在す。其港灣は、一岩嶼の北方を屏障するありて、形狀鼠關に彷彿たり。岩嶼を大島、又、八乙女島といふ、羽黑神初現の時武內宿禰望拜の地なりと、俗說にいへり。

庄內志云、由良村八乙女窟は、海上の孤島に在り、窟中船を入るべく、船を泊して穴中に步行するも、極處に達し能はずと、傳へ云ふ、羽黑權現は、此所より瑞光を發し、山頂に移り給ひしと、或は云ふ、昔羽黑社に奉納の爲め、上方船、石鳥居を積下けるに、此浦の沖にて破船せり、これ八乙女窟なりと。(風土略記、三山雅集)○羽黑山舊記云、景行二十年庚子、武內宿禰、依勅、崇北陸神社時、至由良巖窟、而天樂響海陸、宿禰敬畏而欲至窟中、鹽土翁忽然出現、問云、何故來此、宿禰答云、依勅宣崇北陸神社、奇哉天樂響如何、翁答云、畏嶺者鸕鷀草葺不合尊鎭護之移峯也、震麗者玉依姬基瑞之靈場也、艮頂者豐玉姬有鎭坐淵水也、於茲奏伎樂告終而去、宿禰奏帝、而創瑞籬、于時二十一年辛卯六月十五日、是號皇納原三神。

藤倉山 今、豐浦村三瀬の東南一里、鬼坂峠の西に連なれる一峰なり。三瀬川(一名宮口川)は、藤倉に發源す。北麓の中山村は、今、上鄕村の管內へ入る。

甘彌鄕 和名抄、田川郡甘彌鄕。○高山寺本彌を禰につくる、カネカミ、いづれか是なる、諸州加美の郡鄕多きに合せ考ふれば、上田川鄕の義にして、三瀬、溫海より鼠關に至る、海山一帶を指すごとし。今、上鄕と稱ふる村里は、古の甘彌鄕の北隣にして、實は田川鄕の西偏なれば、相及ぼして、上鄕とも呼ばれしを、村名に建てしなり、近世、此地方を山濱組といへり。

（山濱）

地理志料云、按高本彌作禰、今從高山寺本、當讀云賀美、卽對中下之稱、甲斐武藏常陸有賀美鄕、或其移民所居、出羽略風土記、甘禰今亡、一說云、甘禰、訓阿麻泥、今餘目村蓋是、餘目卽出羽郡餘戸之地、故舍之、據關推之、郡西南有溫海鼠關邑、屬溫泉組、疑其域也。○嘉永中東北遊日記云、入羽州田川郡、有關、乃庄內侯所置也、驛名鼠關、過濱熱海、離大道入村里半里許、有溫泉、是謂湯熱海、云熱海亦以爲鄕名、至三瀬離海濱入田間、碁石(越後州岩船郡邑名)至是海岸、皆有山臨海、路繞山腰、崎嶇升降、其間山阿瘦平者、有驛市村里及溪澗、形勢比々皆同。

田川鄕 和名抄、田川郡田川鄕。○今、西田川鄕の田川村、湯田川村、大泉村、上鄕村、大山村、加茂村等にあたる。卽、甘彌鄕の北にして、大泉鄕と接し、大田鄕の南なり。

田川とは、もと大田川に出でし歟、卽今の八澤川、大山川の舊名とす。出羽田川の二郡分立するに及び、大田鄕は出羽郡に留まり、田川は田川郡の治邑と爲る。今、大山の北に下川村と云ふは、蓋田川の下鄕にして、大田鄕といふに同しかるべし。

加茂 今、加茂町といひ、油戸、金澤、宮澤、湯濱をも合す。由良の北二里なる地にして、鶴岡の西北二里半、小港灣ありて、加茂大潤と稱せらる、人口五千。

水路志云、加茂港は鼠關の北方約十五海里にあり、港口北西に向ひ、廣からずといへども、千石積以下の和船は、南東の暴風に避泊するを得、加茂町港首にあり。

（加茂港）

○近時、加茂に築港の議あり、二千噸の汽船二三隻を容るるの計案なりと。

（顔湊）

風土略記云、諸國の廻船、加茂の湊に入津す、俗に加茂浦といへり、和爾雅に、出羽の郡に顔湊（カホノミナト）と云ふはこゝにや、領主より役人を置き、出入の船を改む、又唐船番屋有り、左右岡嶺海中に突出し、北に岡石の觀音堂あり、貞安二年、武藤家の草創、寛永九年、天瀧行人再興、南の嶺頭に春日神社有り、續きて荒崎は眺望絶佳風景の地なり。（北崎を鐵砲といふ、唐船番屋の砲を備へしに由る歟）。○縣誌提要云、加茂湊は東西二百四十間、南北百八十間、深二仭三尺、暗礁あり、南を鄂纜、北を西道纜と云ふ、湯の濱に至るの海岸、眺望最奇なり、無數の嵓石波間に出沒し、潮汐の出來に因て大に其觀を異にす。

加茂村之内、今度御立之新町、諸役等、三年御用捨可在之由被仰出候、肝煎以才覺、家等急度爲作可申者也、仍如件、

慶長十二年二月十三日　　原　八左衛門

肝煎善右衛門

加茂之内、新開町、諸役共に、當年ゟ三年の間免作致之候、但地子之儀は、三石に相定候者也、仍如件、

慶長十九年正月十一日　　原　美濃（印）

納屋彦右衛門肝煎三郎右衛門とのへ

油戸（アブラト）　今、加茂町の大字にして、加茂の南凡一里、大海に濱す、その小灣頭に、炭坑あり、面積百七十萬坪、第三紀の凝灰質礫岩、砂岩、泥板岩等より成り、褐炭は三層となりてその中に介在し、三尺乃至五尺の厚を有す、採堀高は十數年前平均六千噸に上りたるも、近年は三千噸に過ぎず、今之を佐渡鑛山に輸送すといふ。

湯濱（ユノハマ）（宮澤）　今、加茂町の東北一里、相接して宮澤（ミヤサハ）、金澤の二部落あり。此地は、第四紀沙丘（西濱）と、第三紀山丘の分界にあたり、舊火山迸出の痕跡を留め、花崗岩、玄武岩の聳立を見る。又、海汀に熱湯湧出し、温浴冷浴自在なり、東半里の田村を下川（シモカハ）といふ。

鑛泉志云、湯野濱鑛泉は、硫黄性に屬し、上湯（温百十七度）、下湯（温百十三度）は、海潮面上凡六十尺の丘上に湧出せり、又上湯の西南にあるを新湯と稱す、俗に茶釜湯と云ふ、三湯皆浴室を設く、海岸人家浴客を留宿する者、凡十五六戸なり、俗に、天喜中、本村の漁夫、大龜の傷を負ひて、沙上涌泉の處に伏するを認め、之を發見す、故に舊名を龜の湯と稱すと云ふ。○宮澤濱は、大山椙尾神の大祓の祭場たり、承和六年、田川郡西濱に石鏃を獲たること、濱中（ハマナカ）の條に合考すべし、蓋此地の事とす。

大山（オホヤマ）（大浦）　今、大山町といひ、友江、栃屋、菱津、中楯等を合す。加茂、油戸の東一里、鶴岡の西二里、庄内平野の西南隅に在り、戸數八百（人口六千）、舊名大浦（オホウラ）といへり。

市街の北に連接する馬町（椙尾神社）、下川（善寶寺）は、方俗通して大山といふ、今西郷村に屬す。○大山は、近世釀戸多し、佳酒芳醇を以て、東北の名産地に推さる。蓋、元祿の比に起り、當時千石以上の造釀あり、寛政十年、初めて之を江戸に輸送す。之よりさき、下關（長州）に廻漕して好評ありしを以て、更に東部に輸載せしめたるなり。享和元年、松前箱館への御用酒を特命せられ、是より販路大に張り、慶應三年には、約一萬石の造釀を見たり、大半は之を北海に送る。明治十三年の頃には三萬石の多釀を見しも、後稍衰退の憾ありともいへり。

風土略記云、元和八年、酒井家へ庄内を給ひて後、正保四年、酒井宮内大輔忠勝の庶子、備中守忠解に、大山一萬石を分賜し、城山の下を屋敷とせしが、寛文八年忠解病死し、繼嗣なきにより收公せられ、その後陣屋を建て代官を置れしが、尋きて之を酒井家へ御預とせらる。○荘內史云、天保十三年五月、田川郡の公領村々、御預を停められて、最上尾花澤陣屋御代官の支配となる、酒井侯特に布告して、諸事謹愼を旨とす、然るに、天保十五年二月、又之を酒井侯の御預所となさるゝや、公領の民大に騷擾し、東上して事情を開陳す、其趣意に曰く、田川郡六十五村、飽海郡三村、由利郡二村、御料所小前役人惣代、大山村御陣屋附の者ども奉申上候、私共村々の儀は、御預所之事故、兎角私領村々とは取扱之振合、隔意有之候樣相見、是迄數十年中之内、村々用水掛、惡水拂、或境地等之義に付、私領村方へ相掛引合候義、度々有之候得共、何れも私領村々而已之勝手宜樣に取捌相成、貸金、賣掛、買米滯、又は緣組、喧嘩口論、奉公人等之出入も間々有之、毎度私領村方にて辨理筋能相成候」云々、俗に之を大山騷動と云ふと雖、是れ固と大山のみの騷動にあらず、御料と私領との多年鬱積せし爭論が、遂に此時に破裂せしなり、同年七月十一日、幕府急に命を傳へて、八州吟味役の吏員をして大山に派し、夜に乘じて首魁の家に就き之を逮捕し、次て公領各村の名主等を捕へて、皆之を越後の關野町に移し、吟味を遂げ、引致せらるゝもの道途相望み、絡繹として絶えざりしとぞ、遂に主謀者五名を江戸に監送し牢死、事漸く止み、爾來七十三个村は御預地となり、文久三年全く酒井侯の私領に歸せしめられたり。

大山とは、中世の庄名にこれ有り、されど、田川郡にも村山郡（近世の最上郡）にも同名あり、奥州相馬家傳に、

出羽國下大山庄内陳山鄕□□座內、門田飯前明□□事、八月十七日任御教書旨、大泉下野守相共、相馬讃岐守代下地渡附候畢、仍狀如件、

貞治三年九月十一日　　沙彌　眞秀

奥相秘鑑に合考すれば、陳山は漆山の譌なり、飯前は

館澤前の譌なり、而も滐山以下の郷村名後世聞かず、又、大山庄と大泉庄の分別を知らず、出羽國大山庄の名は、早く後字多院御領目錄にも收めらるれど、頗晦昧に屬す。

尾浦城址（ヲウラ）即、大浦城なり、今、大山市街の間に其跡を尋ぬべし。大寶寺武藤氏、天文天正の間之に居り、庄内三郡を治めたり。

風土略記云、大山城は大浦城とも尾浦城ともいへり、經始不詳、天正十二年迄武藤家持之、上杉景勝、最上義光城代を置き、後遂に廢す。○庄内史云、尾浦は天文年中武藤氏の移居に方り、初めて新城を取り立て住せしなりと、案ふに、椙尾神社は其以前よりの舊祀にして、武藤氏の此處に移るや、羽黑の別當職を兼ね居たれば、春秋二季、椙尾に於て部内大小の神祇を勸請し、祭典を行ひしと云ひ、尾浦を改めて大山と名けし代を考ふるに、最上氏の莊内を併領したる時なり、元和元年、枝城破壞の台命あり、是に於て大山の牙城を毀ち、僅に二の丸に殿舍を遺す、今の殿町より大平山に至る間に小塹あり、幅二三尺、俗之を御堀と稱ふ、是れ牙城の溝池なり、盛時の大山城は、今の大山町の西方、田圃の中より正法寺境内を掛けて二の丸にして、三の丸の外構は遠く友江（トモエ）川の外部にありしものか。（友江川とは、八澤川、大戸川の合流にて、即大山川とも呼ばる）（安倍氏筆餘）

（友江）

風土略記云、高楯山（タカタテ）は大山城の上に有り、土人曰、古はこゝにも城有りて、惡屋形義氏の門葉、大瀧月休、城代たりしと、續太平記を見るに、奧州管領斯波大崎左京大夫政直、將軍義政公へ加勢の爲軍勢を促され、當國の武士二十三人有り、其内に大梵寺、酒田、高楯と有り、然ば土人の話も據なきにはあらず。○安倍氏筆餘云、尾浦城は西山の尾崎にして、田川郡内を一目に見はらし、後方左右に大塘を控へ、前に大山川を取まはし、十五里原には中野川千安川の二筋を帶び、此三流共に切岸高く究竟の要害也、本丸は燒けれど、二丸三丸は分内廣く、後には高館山、松倉山、八森（ハツモリ）山を背負ひ、その高館は加茂濱中より酒田まで見下したり、松倉の半腹に寺跡のこる、天保中、此より「建武二年五月四日」と銘したる五輪石塔を堀出す、里俗之をば武藤屋形の墓と爲せど、信ぜられず、武藤屋形に、天文中に始めて此に移居すといふに非ずや、又、武藤義氏の天正十年新山森に自害といふは、今の城北下堤の前、正法寺の境内ならん、寬永年中に至りそこに石碑を建立せり。

野史云、大寶寺晁領、十七世晴持（兵家茶話作晴時）、本名時氏、初字四郎、三十五歲、述職京師、大將軍義晴賜諱字、任左京太夫（歷名士代、永慶軍記）、晴持子明氏、明氏子義氏也、（義氏最上記作光安、今從茶話、夏目記、物語）左京太夫、繼家領田川飽海平鹿三郡、居尾浦城、義氏、暴戾不仁、士民乖離、衆呼惡屋形、爲越後上杉氏所掠畧田川半郡、支族光安又爲最上義光所亡、義氏僅保田川半郡而已、士民猜疑懷貳、仙北七黨以川登畔、天正十二年（茶話作十年）三月、義氏使東禪寺筑前守（或作右馬助、今按、右馬助後爲本莊繁長所斬、故不取）率兵伐之、出次與那坂、鮎川宮內丞謂筑前曰、屋形暴惡狠戾、攻伐無暇、士民困窮、方今兵食共備、奚爲衆不廻計焉、筑前曰我亦嘗所憂、整旅旋兵、縱火急圍尾浦城、義氏僅脫圍、逃走新山森自殺、於是武藤氏一族羣臣胥議、迎義氏弟義興於丸山、（永慶軍記作丸岡）、擁立爲主、稱兵庫頭、慈仁愛人衆悅服、而多病無子、族臣再議、請上杉氏臣本莊繁長男千勝爲嗣、是爲義勝、字四郎二郎、最上義光餌莊內士庶、謀令殺義勝、家人佐藤備中獨盡心、諭義勝潛行令逃去、義勝居小國因幡許二年、莊內遂屬最上氏、中山玄蕃爲尾浦城代、一云、天正十三年、酒田尾浦城主東禪寺右馬頭、與中山玄蕃議、告義光請攻大山、義光遣兵與右馬俱圍大山城、城中防禦力屈、義興携義勝、遁越後、按、野史の紀事、杜撰甚しと雖、今擧げて其訛闕を廣むるのみ。又、永慶軍記は、尾浦大山を異地と爲す等、誤謬多し。「越前の住人監物太郎賴方、大泉の庄に入部して、七代の孫播磨守師氏迄は、大梵字に住居す、師氏舍弟松尾小次郎は、鎌倉の公方に仕へ奉り、松尾右京亮と號す、同八代の孫氏平に至て大山の城に住す」と同書にあるも大謬なり。惡屋形の敗亡は、天正十年と決むべきごとし。

砂越大乘院年代記、天正十年、義氏繁昌、前森無本、床中一等、大浦落城四方より發火、急に燒却、則義氏切腹、次に丸岡兵後守、號義興、國主三年、次に範州と功輪兵亂起、義秋極出馬、三床まちまち、大浦落城、源蕃守國主二年、次に越國繁長打入、平安三年。

大寶寺城の下に引ける、最上義光卯月朔の手簡に合考して、前森謀叛の情勢を見るべし。又、丸岡義興繼立の後、越後へ懇親を結びし事は、上杉年譜、天正十三年六月、景勝より繁長へ與へし書に「自大寶寺使僧被差越、附而添狀、具披見候、義興並東禪寺よりも、一段入魂の趣、其方隣邊肝煎故と祝着候」云々とあるにて知るべく、當時の義興の手書に源姓を稱したるは、最上氏の門葉に列したる儀なるべし。次に、東禪寺筑前再亂、義興敗亡の次第は、稍明白を缺くも、蓋天正十四年秋冬の交の事なり（管窺武鑑）、年代記に「範州と功輪兵亂起」とあるはそれなるべきも、詳說を得ず。蓋、範は筑の訛にて、即ち筑前なり、功輪は杖輪の誤歟、藤島城主土佐林杖林あり、大浦落城とは義興の敗亡をいふごとし。

來章喜悅之至に候、仍今月朔日、片小に對談の由可

然候、其口無何事候而尤候、田澤に新佐在番之由、此方へも其聞候、萬端察入候、隨而山形莊内無爲成就、然處に東筑企再亂、義興筑前守在所へ令懸入候由、其聞候、畢竟自出表裏乾候、愚拙無事始而取扱、一年不暮、如此之儀、世上覺絶言句候、併何事も〱可抛不足乾候、其口靜謐候共、此方へ近日役發候儀先不可然候、恐々謹言

追而、如此可取亂莊内、一度無事に取扱候事、不思儀に存候、さても〱愚拙面目失事、難書紙盡候、已上、

拾月五日　　政宗

白石（庄内古事抄、奥羽文書纂）

此伊達政宗の書は、天正十四年のものたるべし、義興の末路詳ならず。

於是、繁長將攻莊内、義光聞之、分兵八千、爲尾浦後援、自率師尚八千、築越[illegible]溫海等寨、繁長屢征路、入莊内、次于本住寺、縱火於尾浦城中、城兵敗走、羽兵在大寶寺者、出屯中野、繁長發砲入寶之、潛兵於高田、以俟昧明、發喊鳴鼓進兵、羽兵辟易潰亂、東禪寺右馬助犯繁長軍、揮刀與繁長相搏、繁長被傷猶力戰、竟獲右馬助、義光兵死者八千八百、實天正十三年秋、世謂之千安中野戰、或云十五里原戰、羽兵二千猶在尾浦、聞敗遁走、中山玄蕃亦遂最上河還山形、莊内悉歸上杉氏、義勝見關白秀吉、任出羽守、後賜食邑于信濃、（永慶軍記、莽話、物語）。

（大浦城址）

風土略記云、庄内物語に、諸士評議して、惡屋形の弟丸岡兵庫頭義興を大浦（オホウラ）の城に移し、武藤の遺跡を繼がしむと有り、荒澤過去帳に「義氏之甥義興、依無實子、本庄繁長之子義勝、爲養子」云々、義勝は荒澤過去帳、又羽源記にも、被移信州とあり、其後城代、大浦は椙屋嘉兵衛松本信濃にて、下治右衛門を大梵寺城に置れし也、尾浦と云ふは、椙尾浦と云へる畧語にやく

上杉景勝年譜云、天正十六年三月下旬、本庄繁長は、公命を經ず、私として庄内に出張し、山形勢と一戰に及び、軍事頗勝利を得、敵將東禪寺右馬頭を、繁長自身に打留め、五月下旬に歸國す、此時、庄内大寶寺千勝丸上洛、家臣平賀彥五郎、白川對馬守、門田修理亮、同道、千勝實は本庄繁長の二男にて、左京大夫義興の家督なり、越府を經て入洛、秀吉公に謁し、任官して出羽守豐臣義勝と號す。

繁長の庄内出張、十五里原合戰の年月、諸說紛紜す、或は天正十三年秋（庄内物語）といひ、又、十六年三月（上杉年譜）とも、其秋（夏日記）ともいへり。上杉古文書、在京天徳寺寶徹より越府への狀に「御歸國以來、出羽國庄内被達御存分之由承及、目出珍重令存候」云々、無年號なれど正月とあれば、天正十四年、景勝上洛歸國の後の事にして、十五年の正月にや。されど、十五年は越後中郡下郡大亂、新發田が景勝に抵抗爭戰の時にあたる、本庄もかゝる忽劇の際には、恐らくは隣邦へ進征し難かりしならん。されば、十六年といふに從ふべき歟。之につきては、羽後渴保文書、閏五月中山播磨守光直の狀に「出羽の内へ、自越後口、被取結弓矢」云々、閏五月は天正十六年なり。又、中山光直は當時尾浦の鎭將にて、謂ふ所の玄蕃と同人ならん。然らば、越後口の爭戰は、十六年の春に起り、秋に至りて本庄繁長の大舉決勝となれる者歟。

態染筆候、仍山形出羽守領分與哉覽、庄内城主本庄乘取由申越候、事實候哉、雙方被遂御糺明、可被仰出候、年内無餘日候間、至來春、山形茂可被召登候條、其刻本庄茂可被差上候、樣子被聞召、理非次第可被仰付候、其中互仁手出不可有之旨、山形仁茂仰遣之條、下々猥之儀無之樣可被刷候、其上往還之輩無滯樣堅可被申付候、增田右衛門尉、石田治部少輔可申候也、

十二月九日（天正十六）秀吉

羽柴越後宰相中將殿（上杉景勝年譜）

されば、十六年五月、大寶寺義勝の上洛も信け難し、翌年歟。

其莊、仙勝丸就本意、及使者候、仍音信虎皮一枚遣之候、巨細丸田掃部助可有口上候、謹言、

十一月二十四日（天正十六）景勝

本莊越前守殿（庄内古事抄、本莊家譜）

安倍氏筆語云、天正十六年の秋、本庄繁長庄内を攻破し、二男四郎次郎、先年惡屋形義氏に養はれしに依り、之を立てて大寶寺出羽守と爲し、屋形の舊臣を懷かしめしが、明る十七年の冬、豐太閤の命有て、義勝も此地を退轉す、

庄内古事抄云、天正十七年春、大寶寺義勝上洛す、同十九年の冬、庄内藤島土民蜂起、政治不屆の故を以て、本庄繁長、大寶寺義勝、父子の封土を沒收せられ、之を上杉氏の直領と爲さる、父子上洛、和州西之京に寓居す、征韓の役、二人竊に出て渡海從軍す、豐太閤其の忠節を嘉賞し、越後の舊邑を繁長に復賜せしめらる、義勝は本姓に復し、名を充長と改む、文祿三年也、大寶寺此に至りて絕祀す、慶長三年、上杉氏の會津へ移封するや、繁長父子は仙道森山城（田村郡）を賜ふ、同五年福島城（信夫郡）へ移る、同十八年繁長卒し、充長嗣ぐ、元和九年充長卒す、（本庄家譜、上杉家記）

十八年の春、上杉家の下知として、三郡は川村彥左衛門奉行職として下向、尾浦には嶋津淡路守矩久入道月下齋を入置かる、然るに、十月に至り當庄所に々一揆蜂起、東禪寺の須田、大寶寺の木戶、藤島の栗田等も、皆尾浦に籠みたり、庄内先亡の面々、皆當城に、押寄危く見えけるに、仙乏在陣の上杉景勝、寄計を以て吹浦口川北より後詰せられ、一揆の面々敗走す、景勝暫く當城に逗留、

（大山城址）

下次右衛門尉秀久（一名康久、後對馬守）に當城を預けられ、極月に至り、景勝歸越なり、

今按、上杉氏の諸將の庄內入部、及び義勝父子上洛の次第、前後不審の點あり、砂越大乘院年代記に、

天正十八年九月、御本主御登、宋中大寶寺城番イモカワ、大浦カゴシマ殿、東禪寺スタ殿、云々、床中一氣起動搖、十月五日、十一月五日平安、

とあるによるべき歟、イモカワは芋川越前守、カゴシマは島津淡路守ならん。

慶長庚子の動亂にあたり、尾浦の城主下治右衛門秀久は、米澤直江の軍令に從ひ、川南勢を率ひ、白岩筋より山形の搦手へ押出し、谷地城を乘取る、後故有て秀久山形へ降伏、返涙打て、尾浦城を取る、庄內物語に、松本信濃落城の後は、再築せずとあるは、誤れり、

庚子役戰史云、十月、米澤の諸將、皆最上より退く、下吉忠（對馬、一云治右衛門）谷地城を取り之に居り、最上の兵に圍まれ、其邑大寶寺城に還るを得ず、最上の將志村高治（伊豆）、謀略を以て吉忠を誘致し、其餘衆を散歸せしむ、衆皆曰く、請ふ吉忠を歸せと、義光曰く、大浦城代松本信濃を斬り來らば之を返さんと、衆悅びて信濃を誘說す、信濃聽かず、攻て之を殺し、其首級を獻す、義光遂に吉忠を宥赦し、庄內の舊領を與ふるを約す、是に於て、仙南の地大寶寺大浦の二城、皆義光の有に歸したり、翌年、最上の兵吉忠を以て先鋒と爲し、酒田城を陷る、義光、吉忠を大浦に封し、一萬二千石を與ふ。

下對馬秀久城主の比には、郡代は原美濃守賴秀にて、川南の本賦收納を預れり、秀久の子秀實（次右衛門尉）、慶長十九年六月、鶴岡にて橫死、義光公の六男內膳正光回を以て大山（オホヤマ）城主とせらる、內膳正更に筑前守に補任し、分知二萬石、別家の格なるも、元和の本家改易に連座す、大山城永く廢す。

一書申下候、殊今度、源五郎樣御身上相果候事、定而無心許候、其元へ御座被成候御方樣へ、能々今より御奉公をも可申候、かしく、

八月二十六日　　筑前守光（花押）

溫海村八郎左衛門殿

最上家譜に、義光の六男治部大輔光隆を、大山城主二萬石と注し、元和八年改易の後、安藝廣島城下に自殺といふ、卽、尾浦の事ならん、又、分限帳、二十五城の一を大山と錄す。

椙尾神社（スギヲ）（馬町）　今、大山町の北なる馬町（ウママチ）に在りて、西鄕村の管內とす。されど、尾浦の舊名は椙尾の山裔（ヤマウヲ）（浦は邊裔又は末梢の義に出つ）なりとも說かれ、地方の古祀なれば此に係く。祠は馬町の西丘にして、丘西は、卽、加茂の海隈なり。

風土略記云、大山御料馬町、杉尾大明神は、武藤家代々崇敬の社にして、一山の格法、古來の儀也、寺社領畧記に「椙尾山神宮寺大明神、社領百七十石」、吹浦村の古記に、第一王子杉尾大明神とあり、按するに、飽海郡三神、道程を隔てゝ參拜ならざるが故に、當地に三社を勸請し、武藤家の守護神に仰ぎ奉りけるにや、石の鳥居あり、彫刻の文言「慶長十六年辛亥七月吉日、大檀那下治右衛門尉實秀、并施主、於越前國北之庄作之」、鳥居の表裏に唐金の額あり、表には杉尾山、裏の額には神宮寺とあり、本社の北に彌陀堂ありて、寺家修法の道場なり。

小中（コナカ）　今、大山町の大字なれど、市街の南郊にて、西目に接す。元和八年、仲左門覺書云、庄內へ本城越前守致出馬候時、大山の城主中山玄蕃、せきれを固持候所を、原田右京と某兩人にて打破、其きほいにて、小中と中所まできりつけ、次の日玄蕃籠城致候時、大手の門へ先がけ致、しやく（柵）の木を越、內へ入、火をかけ、其勢にてしんさん森迄取、本丸計に致候、其時我等鐵炮にてむねを射られ申候。安倍氏筆餘云、天正十六年八月、玄蕃、町田川の楯原（タテハラ）に出張一戰、支兼て尾浦へ引く、明くる日、越後勢尾浦の外曲輪を破り、此曉天に中野原に合戰、庄內勢皆殺にせられ、尾浦も落城す。

西目（ニシノメ）（大戶）　今、上鄕村の管內なれど、枋屋、菱津、下小中、中橋などと共に、大山市街の南郊とす。西は油戶山を負ひ、大戶川（オホト）、八澤川（ヤサハ）、其田野を貫通す。

國郡志云、田川鄕有田川館、址今存、文治中、有藤原泰衡將田河行文（東鑑）、其子弟屬鎌倉、世居此、風土略記」、有阿保登關址、在大戶村、清田川（スミダ）（古今六帖）、夕葉山（夫木集）、在三瀨村。

出羽なるあれとのせきのすみた川なかれてもみん水やにごると、（六帖、夫木）　　壬生　忠峰

（清田川）

西目の荒倉（アラクラ）神社は、地方の一名祀とすれど、由來を明にせず、保食神を祭るともいへり。進藤氏略記に、竹野浦荒倉權現、大同中の草創といたい、緣起あれど信用に足らず、古木繁茂して、殊に勝れたる山勢也、云々。○安部親任筆餘（慶應中撰）云、予が家は、遠祖厨川次郎貞任以來、數十代この庄內に連綿し、中興の祖職人頁貞は、尾浦屋形義氏の長臣として、西目八鄕を領したりしが、其頃最上郡鮭延領神田の合戰に打死す、子孫に至り三郡の亂離にあひ、先亡地侍として遂に舊邑に潛居す。

（荒倉神社）

水澤（ミヅサハ）　今、大廣、矢引、大荒、西目、中山等と相合して、上鄕村（カモガウ）と改む。大山の南方、高きに居れば也。鶴岡、大山より三瀨、溫海に赴く大路は、此にて分合す。大山一里半、鶴岡二里。水澤は、田川、鬼坂の谷口にあたり、大廣と相接し、八澤川其東傍を流る。

矢引（ヤヒキ）　今、上鄕村の大字にして、北陸道の驛路にあたり、

水澤の西半里、此より小讃を越え、三瀬へ一里餘。

田川（タガハ） 今、田川村といひ、少連寺（セウレンジ）、關根、東目、砂谷、坂之下、大机等を合す。水澤の南なる山谷にして、印、八澤川の源とす。中古、郎族田川氏の據守せる所にして、其館址あり。近世、其舊館下なほ町田川（マチタガハ）と云ひ、又、田川村と呼べり。湯田川村を經て、鶴岡へ二里半。田川谷の東嶺、母狩（モカリ）嶽、謂然、金峰山にて、南北に連互し、今、東西田川郡の分界を爲す、西嶺は勝倉山なり。

（川田町）

俗說、町田川を、清原武衡家衡と八幡太郎の合戰場といふは信け難し。八幡宮には、最上分限帳に「五十九石、庄內下田川八幡」と云ふ者是也。又、羽源記に、田川八幡宮の神領を、義光寄進のこと、及び其社內に梅の靈木ありし由を錄したり。

田川の八幡へ、大社に附て、四千苅被啓置候、若鶴に被思召方御座候者、彦左衛門方へ御尋、御尤に候、以上、

正月廿一日(天正十九)　黑澤　繁信

八幡太夫殿

尙々、但、四千苅より、六わりに廿四俵は、御公方に可被出候、

（田川館址）

風土略記云、田川館は、田川村の山際に在り、町田川とも云ふ、田川部司の居住せられし跡なり、今は田畑となりて僅に土手のみ殘れり、義經記、田川郡の領主田川太郎實房、云々、又、太郎を指したる詞に、「是れは秀平が知行の所にて候へば、定て是れも祗候のものにて候はめ」と云々、東鑑、奧州泰衡貴の條下に、「泰衡、遣田川太郎行文、秋田三郎致文、警固出羽國」云々、當村の內蓮花寺の宅地に大なる石塔二基あり、土人太郎殿石塔といふ、

（田川八幡宮）

八幡宮、町田川村の下にあり、往古は坂之下村に御鎮座、中古此所に遷座、社領百石、川原に兄弟の石塔とて二基あり、古風にして近代のものとは見えず、水陣山の上に高流山不二軒といふ寺あり、古き木像二體、彫刻甚精也、寺僧武衡家衡の二像なりといふ、土人寺家の邊を靈堂といふ。○庄內史云、文治三年、源義經は北陸道念珠關を通り、三瀬に出で、田川館に入り、田河太郎實房に依り、大寶寺を過ぎ清川に出で、遂に陸奥の平泉秀衡に投ず、その道路田川を通じ、實房は秀衡の臣下たりしこと瞭然たり、文治五年七月、賴朝奧羽追討の事あり、軍を分けて二となし、一は白河の關を過ぎ、一は念珠關に向ふ、此時出羽軍の將たりしものは、比企藤四郎能員、宇佐美平次實政にして、上野國の高山、小林、大胡、左貫の輩ひて、越後より念珠關に出で、泰衡、田河太郎行文、秋田三郎致文をして出羽國を警固せしむ、八月、行文致文等破れて梟首せられ、實政進んで由理郡に入り、由利仲八郎を生虜す。

義經記云、かくてたがはたも立給ひ、大いづみの庄大ぼんじを通らせ玉ひ、はぐろの御山をよそにて拜み玉ふ、云々。○吾妻鏡、文治五年八月十三日、比企藤四郎、宇佐美平次等、打入出羽國、泰衡郎從、田河太郎行文、秋田三郎致文等梟首、云々。

坂之下（サカノシタ） 今、田川村の大字にて、鬼坂峠の下とす。水澤より町田川を經由して、此に至る凡二里。峠の南三里にして、木野俣、五里にして温海驛に達すべし。

（關根）

安倍氏筆餘(廢城考)云、關根城跡は、鬼坂峠の手前に在りて、越後小國街道の押と見えたり、天正十六年、越後勢侵入の時、中山玄蕃は石山に本陣すゑ、關根坂の下まで先手を出ししも、支へ得ずして敗軍す、夏目記に、天正十六年八月廿二日、本庄は、相備相川治部少、大川主殿の異見により、嫡子豐後(光長)、二男千勝を、菅野臺に殘し、自四千五百の人數にて、關根に取附、城中の加勢酒田民部、木戸押開て之に突懸り、續て城主樋野左衛門尉も繰出し、云々、殊にも詳に錄したり、されど、此戰は庄內先亡の人々の記錄には見えず、疑惑なきに非ず。

湯田川（ユタガハ） 今、湯田川村といひ、藤澤を合す。田川村の東に丘陵を隔て、金峰山(東田川郡)の西北陰にあたり、其溪流は北に降りて白山川と爲り、京田村に至り大山川へ入る。○湯田川は、舊名田川湯、又たゞ湯村ともいへり。鶴岡市の西南一里半、湯泉は鹽類性に屬し、温約百十度、浴舘二十家許。

風土略記云、田川湯村は、六十有余家あり、村の中程に湯泉あり、家々に內湯あり、功能温海に及ばずと雖、瘡毒には卽功ありといふ。○東遊雜記云、湯村は庄內城下に近し、百軒計のよき町にて、溫泉凡十六个所、家々奇麗なる湯坪あり、此町は庄內一郡內の遊里にして、娼家多し、娼を女郎とも、チバとも稱ふ。

由豆佐乃賣神社（ユヅサノメ） 今、田川湯の湯藏（ユザウ）權現に擬定せらる、由豆佐とは、湯出澤の義なり。中世、僧徒之を改稱して龍藏（リウザウ）權現と爲し、土人訛りて湯藏といふ。湯殿山とて、羽黑三山の一に數へらるるも、其名稱は由豆佐の神、龍藏權現の訛言に出でしごとし。由豆佐の古祠は、地理歷史の上より之を考ふれば、田川湯を推すべし、或は之を温海に說き、また大綱の山中(湯殿山)に祭る、皆後の事ならん。○庄內史云、由豆佐賣神社、或は温海嶽の熊野（ユヤ）權現に擬せらる、古來其所を定かになし得ず、或は黑森山中にありしと迄云ひたるものありしが、今は田川湯村龍藏權現なりと定まりて、社標も延喜式內由豆佐賣神社と公示せり。

（龍藏祠）

光孝實錄云、仁和元年紀、出羽國秋田城中、及飽海郡神宮寺西濱、雨石鏃、陰陽寮言、當有內狄陰謀兵亂之事、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神、月山神、田川郡由豆佐乃賣神、但成此恠、祟在不敬、勅令國宰、恭祀諸神、愼警固。

風土略記云、湯村の龍藏權現は、また湯藏と稱へられ、由豆佐の姫神と、國史に見ゆるもの是也と、小寺氏の說也。寺家には、專龍藏といふ。別當長福（チヤウフク）寺は、大日山妙幢院といひ、寺領百五十五石、此寺昔は福原村に在りしともいふ。

（長福寺）

白山林（シラヤマハヤシ）　今、大泉（オホイヅミ）村と改め、清水、井岡、寺田、淀川、矢馳、布目等を合す。田川湯の北にして、鶴岡大山兩市邑の中間なる平郊にあたり、白山川之を貫流す。

鶴岡より越後への北陸道は、寺田、白山林、清水を經て、水澤、三瀬に向ふ。淀川（ヨドガハ）、布目の二部落は、鶴岡大山の通路にあたれり。さて、大泉とは中世の庄名なるが、和名抄、大泉郷は此地にあらず、田川郷の域內たるべし。

（淀川）

近世は、淀川組と稱せられたり。○十五里原記事云、本庄繁長、分軍先追海道、自向山道、擊諸砦、連戰皆勝、進軍西目、將攻尾浦、東禪寺右馬乃率兵二千餘人、出陣十五里原、草刈虎助別陣千安、黃昏遣邏騎三人、覘越後軍狀、過越後邏騎十人於毛披橋、共闘皆爲所殺、右馬不知也、兵士以右馬爲怯、不用其令、軍中無規律、通宵飲讌諠嘩、不可制、時城將佐藤備中、竊出城在越後軍中、建策曰、今夜密遷軍於寺田（テラダ）（一に高田につくる）、黎明襲十五里原、必大勝矣、繁長從之、乘曉霧襲擊右馬軍。（庄內物語、山形軍記）

（寺田）

井岡（ヰノヲカ）　今、大泉村の大字にして、もと白山林の東南なる孤圓丘に名つく、卽、鶴岡市の一西南里、湯村路の傍とす、遠賀神社あり。

神祇志料云、式內遠賀（ヲカ）神社、井岡村遠賀野井山にあり、（一宮巡詣記、神名帳打聞）按、今井岡村に井岡寺あり、長祿四年扁額一面を藏む「井岡大權現御正體、大山祇命」の文あり、此寺或は本社の神宮寺などにて、古より社務を掌りしを以て、この額面を藏めしならむ。

遠賀（ヲカ）**神社**　神祇志云、田川郡遠賀神社、後世稱井岡權現、今在井岡村遠賀野井山、祀大山祇命（長祿四年扁額）。風土略記云、井岡大權現、寺社領略記には「大日山不動院井岡寺、領高百七十二石、社家二人」と有り、延喜式神名帳に載せたる遠賀神社なり、中世以降、神佛混淆し、天長二年に至り、大伴親王の御子基貞卿、源榮上人、梵刹を創設し、阿迦井坊遠賀野井寺と云ふ、傍近に古井あり、天正年中、兵燹の爲め堂宇不殘灰燼、當時、及榮上人、寺內東南の山上に七間四面法の陵を築き、灰燼を納め、法鬼神靈正降所の碑を立てしと云ふ。文化中操觚乃貞佐美（白井氏）云、井岡觀音堂に、古き鑄物あり、一は圓徑一尺二寸、三十三觀音の形像をあらはし、一は佛像一體をあらはし、徑一尺五寸（いふ所の懸佛なり）、此鑄物の蓋の樣なる銅器に刻文あり、其一に、

大日本出羽國於大網　旦那武藤、渡野邊四郎重吉
地主岡大權現御正殿　執行別當遠賀野井寺
長祿四年庚辰三月十八日　山主　沙彌如海

其二に曰く、

岡大權現御正體　大山祇命
執行別當遠賀野井寺　山主　沙彌如海
長祿四年庚辰三月十八日

鶴岡（ツルガヲカ）　今、鶴岡町、人口二萬、庄內平野南偏の都會なり。

近世は、酒井氏の治所にして、其城府あり、卽、庄內藩と稱せられ、東北の雄邦たり。維新後、城市頹廢、頗衰色あり、而も猶一繁華たるを失はず。市東に近く赤川（一名大梵字川）の流を帶び、月山、旭嶽、鳥海峰、三方に鼎立して、西の一天海洋を開く、依然たる一富强なり。山形縣治を去る二十七里、酒田港を去る七里。

東遊雜記云、庄內鶴か岡城下、寒國雪多き故、市中も板葺草ふきなり、會津の若松、二本松、白川、米澤、何れも十餘萬石の城下なれども、鶴が岡にくらべ見れば、北陸道より上方筋への便りもよく、坂田の津より廻漕すれば、大に勝劣あり、海魚も自由なり、下民と雖平生米を食し、まづしき者共は、サガの葉を米穀にしまじへ喰ふ、土人ツクナシとも、ウツキともいへり、外の木にはあらず、在家十軒に八軒まで土間也、敢て貧しきがために板を敷かざるに非ず、寒風の殘りしなるべし、城下市中、赤川の水を堰入れて舟通行し、最上川へ出して酒田の港に往來す、大概備前國岡山につゞく所なり、邊鄙なる故に、諸品の自由は岡山にも劣りし樣に見へ侍りしなり。

○大八洲遊記云、從藤島驛將至鶴岡（ツルガヲカ）、有川曰覺字、發源於湯殿山、三橋連架、長者百間、其二各七十間、然橋下水流纔十之二、沙磧占其七八、而架以橋者、蓋備雨後水溢也、至鶴岡、問酒井侯城墟、曰已犂爲田園、郡署所在是也、坊市東西一里、南北亦然、居民二萬五千、北地一都會、明治八年移酒田縣治於此、明年又廢之屬山形縣、廛閈甚盛、少有衰色。○鶴岡は、古の大泉郷の地にして、中世大泉庄の立つや、其治所なり、地頭大寶寺氏之に居り、故に城名を大寶寺、又訛りて大梵寺ともいへり。慶長年中、最上義光兼有の時、舊號を忌み改めて鶴岡（ツルガヲカ）といふ、而も方俗大泉庄內の舊治なりしを以て、通じて庄內といへり。

（大梵寺）

義經記に「田川をも立たまひ、大泉の庄だいぼんじを通らせたまひ、羽黑の御山をよそにて拜みたまふ」、大寶寺を訛りてだいほんじと唱ふるのみ。羽源記には「慶長五年、（中略）大梵（ダイボンジ）寺の宿を切破り、苅川の館を押取」云々。○安倍氏筆餘云、羽黑山舊記に「欽明帝五年、大泉庄司入國、大寶元年、大寶寺始」云々、是れ後世野僧の所記、信を取るに足らず、義經記に大梵寺と書し、後世或は大法（ダイホフジ）寺と書す、是れ唯音の近きまゝに異記したるなり、其の始め大寶といふ道場の在りしや論なし、流水梵字を浮むといふも、浮屠の妄誕なり、大寶

（大法寺）

寺川なること論なし。

鶴岡（ツルガヲカ）城址 今、鶴岡市巻の中央（少偏西方）に在り、赤川の分派、内川苗津川を引きて濠と爲し、又壘塚數重あり、吉字に似たり、元大寶寺城と號し、或は大梵字に訛る、庄内城といふも亦同じ。王政維新廢城に歸せる後、其本丸に庄内（シヤウナイ）神社を置き、酒井氏の祖、左衛門尉忠次、同家次、宮内大輔忠勝を祭る、傍に稲荷の舊祀あり、大地標高二十三米許。○元和八年、酒井宮内大輔忠勝、庄内入部封土十四萬石、天保中、少將忠器の時、移封の命ありしが、人民の愁訴に依り之を止めらる。文久三年、左衛門尉忠篤、江戸市中警衛の功勞を以て、三萬石を加賜せられ、會津藩と幷びて、幕府の保持に力め、其兵強精、頗る西南諸藩に忌憚せらる。既にして、慶應三年、大勢一轉、戊辰の正月、伏見鳥羽の變あり幕府崩解す、西軍尚追究、庄内會津二藩を期するに、賊魁必誅を以てす。庄内の士民之を聞きて、服せず、一は其藩邦を固め、一は隣敵（秋田藩）を攘し、抗爭するところあり。七月、八月より、九月半に及ぶまで、勢焰頗揚る。後屈伏、西軍に降り、天裁を請へり。

（庄内神社）

羽州莊内罪狀の儀に、德川慶喜、奉對天朝暴發、關東へ遁落の後、尙恢復を主張し、剩へ舊冬關東見廻役の節、無故嫌疑を以て、諸藩邸内へ砲擊致し、燒拂候に由る者也、

戊辰四月　督府參謀大山格之助

鎭撫總督府より、弊藩御征討被仰出候樣承り、及驚愕候、全く天童藩にて偽言を巧み、弊藩を惡さまに申立、奥羽の騷擾を釀候次第、果して勅諚の儀に候はゞ、御不審の條々御糺明の上、被仰出候儀と相心得罷在候内、去月二十四日、領分淸川口間道より、竊に襲擊の始末、王者討罪の師と心得不申、又大網口へ人數差出置候處、天童より發砲、不得止及接戰候、然處、別紙御書附の通り、賊魁松平肥後其他の内徒に與候云々と、何等の事蹟を以て、御不審相成候哉、云々、

戊辰閏四月七日　莊内藩　酒井忠篤　家老連名

當春、王師東下以來、德川慶喜に於ては、退去謹愼候處、其方儀居城に據り、脱藩無頼の徒を招集、奥羽諸賊の私盟に與し、兵を四方に出して、兇暴を逞くし、其後賊鋒追々挫衂に及び、自力不能爲を知り、終に開城伏罪候條、於天下大典、其罪難被差置、依之、城地被召上、猶出格至仁の思食を以て、家名被立下、更に十二萬石下賜候間、血脈之者相選、早々可願出事、

是歲移封の命ありしが果さず、翌年、大泉藩と改稱し、五年廢停す。○風土略記云、大泉庄は、大梵寺武藤氏亡び、天正十二年より最上家の領有となり、城代を置かれしが、翌年上杉家に破られ、十六年間は越後の將下治右衛門之を守る、慶長六年より最上家に再屬したり、元和八年最上家改易せられて、初めて酒井宮内大輔忠勝（成覺公）に、鶴岡龜崎二城、十三萬八千石を賜はる、爾後二百年、藩封連綿たり。

大寶寺（ダイハウジ）氏の歷代詳ならず、蓋、武藤次郎左衛門尉氏平、初めて大泉庄司として入部し、兼羽州の守護たり、俗傳、氏平を助平と誤る。

兵家茶話云、平維盛臣、武藤義郷、平氏亡後、仕鎌倉府、以熟射禮、賜出羽大山、又說曰、義郷者監物太郎賴方弟也、東鑑「三浦四人、武藤小次郎資賴者、監物太郎賴方弟也、善射術」按資賴與義郷似混同、資賴者鎭西守護、不可在奥羽之地、東鑑載建長八年武藤少卿景頼、景頼者鎭守府將軍秀郷八世之孫也、奥羽永慶軍記云、監物太郎賴方、初入出羽大泉庄、賴方七世師氏、住大梵字城、師氏子氏平住大山城、十七世晴持、云云。

（大寶寺城址）

○風土略記云、庄内物語に「武藤景頼は源平合戰に生捕れしが、弓馬の達人たる故に、梶原景時に預られ、後赦免ありて、出羽國司を賜ひ諸士の旗頭となる」とあり、東鑑に見ゆる資賴の誤なるべし「文治五年三浦介預四人、武藤小次郎資賴、彼弓矢事、得故實之由發言」云々。（按、東鑑、承元三年、建保六年、大泉次郎左衛門尉氏平見え、尊卑分脈に、武藤賴平の子氏平ありて、奥州守護と注せらる、即、大寶寺氏の祖なり、奥州は羽州の誤のみ。其大泉庄入部は、文治五年、平泉藤氏の臣屬たりし田河太郎（東鑑行文、義經記實房）の闕所に補任せしものと判知せらる。

景頼（駿河權守景親二男、稱島田次郎）
- 能成 — 能直（大友）
- 賴平（猶子、依爲武者所號武藤、或曰賴義朝臣傔仗賴氏之後胤也）— 資賴（鎭西少卿）
  - 賴高（五郎）
  - 氏平（奥州守護、左衛門尉）
  - 宗平（京都守護）

風土略記云、大寶寺城は、其武藤氏入部以前の事跡を尋ぬるに、三代實錄、元慶五年、出羽國は一府二城を以て非常に備ふ、元慶の頃、朝家より築かせ給ひし城にや、但、酒田の城より後の事歟、扨阿字の流るゝ故に大梵字川と云ひ、此川の水、城の東を流るゝによりて大梵字の城と云ひ、轉じて大寶寺ともいふとは、附會の說成るべし、國史に一府二城とあれば、其一城なるべし、（今按、元慶の二城とは、秋田、雄勝なり、大泉にはあらず）小寺氏の庄内物語に「昔源義家、後三年の合戰に、武衡家衡誅伐の時、大泉に陣し利を得給ふ、地の利宜きより、藤原光廣に此所を賜ふ、其後承久二年、平義時、後鳥羽院を隱岐國へ流し奉る時、光廣が三代の孫大膳亮廣行、其子刑部大夫廣正を鎌倉へ召、蝦夷が島へ配流の由、龍峰道程記、王代古選記に

あり」と云々、又、羽源記には「古へ光衡といひし人、出羽國司となりて在せしに、羽黒衆徒の叛逆により切腹」云々。

庄内物語云、大寶寺は、元祖武藤氏の次に出羽守助平、相續て播磨守盛氏、出羽守氏影、播磨守秋氏、出羽守長盛なり、六代長盛を、土人説に、大梵字に住す、故に大梵字出羽守といふ、大梵字又大寶寺とも申して、武藤代々在城、次は左京大夫師氏、或は左京亮ともいひ、實は長盛弟也、松尾小次郎といふ今の鶴岡と尾浦との間、松尾大明神有り、此所に住せられしにや、出羽守氏平(八代)播磨守親氏、播磨守教氏、出羽守經氏、右京亮建氏、左京大夫政氏(或は讃岐守、羽黒五重塔棟札に、應安二年政氏建立と有り)四郎次郎澄氏、四郎氏説(實澄氏弟)左京亮某(又左京太夫、實氏說弟)左京大夫晴時、新九郎某、出羽守義氏、累代家を繼ぎ職を守て、田川飽海平鹿の三郡を領す、三郡の諸士代々武藤屋形に膝を屈しけるが、義氏の代に至て欲をほしいまゝにし、近郡を侵し、無罪をせめて所領を奪ふ、庄内諸士遂に地一揆して、尾浦の城を攻め義氏自害、天正十壬午年三月六日也、一説に、仙乏(一作仙北)に七黨とてあり、是を討亡さんとて、東禪寺何がしを大將にて人數を出しけるに、よな坂に至り議しけるは、義氏は無道也、早く亡して諸士安堵すべしとて、俄に叛逆の志を現し、立歸て大山城を責て、終に義氏を攻亡す、云々。

今按、大寶寺の歴代は、庄内物語の傳へも錯亂甚し。又、羽源記に「國司光衡、大寶寺に在城、羽黒衆徒叛逆に依り、大中島にて切腹、やがて、時の關白殿下公達の中を、出羽の國司と成されて下し給ふ、後深草院の御宇とかや」云々、光衡は氏平を誤るに似たり。安倍氏筆餘に「二代助平は氏平の誤にて、二代八代同名異人か」といへり。○藤間氏庄内史云、大寶寺屋形の歴代は、世俗に義氏の先祖書を傳へ、又、小寺信正莊内物語に其系譜を掲げ出すも、皆信すべからず、此地はもと川名に因り大梵字と稱へ、郡司庄司等の居館なりしなるべく、武藤氏の大泉地頭の職に拜するや、此處に居て以て庄務を處理し、兼て羽黒山の別當をも務めたりしなるべし、羽黒山中與覺書に曰く、

別當職、武家持にて、武藤氏也、下大寶寺とて、今の鶴岡卽居城也、云々、

武藤氏は始め大寶寺城に住し、大泉次郎氏平は、實に武藤家先代の主たりしこと疑を容れざるも、其相傳の繼統は明かならず、遠藤氏風土記は、莊内物語等を引いて、羽黒山五重塔棟札に「大寶寺、武藤讃岐守藤原政氏、應安二年」とあり、同山荒澤念佛堂過去帳に「武藤左京大夫政氏、戒名淨雄、道號法山」とあり、政氏より系譜始めて信に近しといふ。○又按、酒田東禪寺八幡宮の經卷は、嘉曆年中、大寶寺出羽守長盛の家臣藤原隆明の書寫寄進とぞ、されば、長盛は氏平より四五代を隔てて、應安の政氏より二三代以前の人とす。蜷川親元日記に、寬正六年、大寶寺出羽守見ゆ、又、大寶寺被官土佐林とも載す、これ又、政氏の後三四代の人、經氏、建氏などにあたる。卽、過去帳の政氏は、文明永正の間の人にして、應安の政氏と同名異人なりと判知せらる。(羽黒舊記には、應安の政氏を氏家と爲す)庄内物語に、澄氏、氏說等を兄弟相及ぼせしといふは、信け難し、錯亂を免れざるに似たり。又、最上の寒河江大江系圖の中に、廣元より九世「式部少輔氏時從大寶寺」とあるは、大寶寺氏に隨從したる義にや、又之を隨從せしめしにや、いかにとも知れず。安倍氏筆餘に「十代敎氏、この人は足利將軍家義敎の諱を授けられしなれば、永享中なること勿論也、今も羽黒御正體の銘に、永享二年源義敎の名さへ明に見ゆ、又、荒澤念佛堂過去帳、

政氏道號法山、子息晴時、天文十年他界、其子新九郎天正九年終焉、其子四郎義氏、命日三月六日也、

新九郎は義增なり、大浦へ移轉は晴時の世なるべし、羽黒舊記に、永正七午年義增公他界、同九申年義氏公代、大寶寺砂越一亂とあるは、天正の誤ならん」云々。

この末項、永正の大亂は、澄氏氏說の時代たるべし。足利幕府の諱字を賜りたる上より見るも、敎氏、政氏、澄氏、晴時の四代は、稍推す所あるべし。又、義氏(惡屋形)の創立は、元龜四酉(天正元)たるべき説あれば、羽黒舊記の永正七午は、永祿十三年(元龜元)の誤也、大寶寺經氏(出羽守)建氏(右京亮)の事は、猶大泉鄉に合考すべし。

天文中、大寶寺晴時移りて尾浦に居る、爾後最上氏、本庄(越後)氏の附庸と爲る、事は尾浦城址に合考すべし。

○庄内史云、大寶寺武藤氏の季世にあたり、移りて尾浦城に居る、天正十年、大寶寺城代前森藏人、惡屋形義氏を除き、更に新屋形義興を擁立し、最上家へ結びて謀る所ありしが、越後勢の亂入に遇ひ、千安原に死し、臣節を完くしたり、左の一書は最上家より古口(フルクチ)在番へ送りし者にして、前藏が結托後圖を爲しし一證とす、天正十年四月の書也、

其以後は、其元之樣子無其聞之間、内々無心元候處、態々音問大悦之至候、依之、今度其方以取成、大寶寺所持之刀、前藏を以被相登、誠以外聞之覺、我々本望不可過之候、隨而運々如申候、無意趣候處、大寶寺向當方相成等閑候紛に、前藏以計策令切腹者、累年之散遺恨候、如此之上者、向後互に可致懇切之旨、令遍塞候、就中、庄内之儀も、出羽の國中に候條、萬一自越後筋奥口へ亂入候者、於其節、我々自身着甲可及其防之條、心易可被存候也、前藏へ傳達頼入候、依之、自今以後

之儀、當方へ取寄、無別心懇切被申、永庄内之風波不立様に、評議可然候、隨分目安許可致介法候、(中略)

卯月一日　義光

古口殿

又、斷簡あり、最上家臣より、大寶寺屋形の家臣へ與へたるものなり、

又東禪寺同前に、當方へ被讒合候者、出羽も別て御取成可被下候、累年御入魂之見首尾、不殘心底申入候、於御信用者可然存候、

既にして、庄内最上の諸士、本庄繁長の爲に敗らる、尋いで遺將木戸玄齋當城を守り、檢地騷動の折には、玄齋尾浦へ退保し、當城は一時一揆の有となりしが、間もなく騷動止み、庄内は越將直江兼續の封土たり、

當城大寶寺在番附、爲堪忍分、當所於三千俵之所、自河村彦左衛門可被請取者也、仍如件、

天正十九年六月六日　直江山城守兼續

本村　監物殿(上杉年譜)

於靖島村、二十石之處、本領之外に令寄進候畢、永可被所務者也、

天正十九年霜月廿三日　直江山城守

長泉寺

庚子の役、川南の守將下秀久は、直江、本村と共に最上義光に迫り、連戰皆勝ち、將に山形を襲はむとせしに當り、關ヶ原の敗報に接す、從輩之を秀久に告げざりしかば、秀久遂に義光に降り、兵を反して莊内に亂入し、直に討ちて尾浦大寶寺を略し、翌年遂に東禪寺を攻めて之を陥る、莊内全く最上氏に歸す、是に於て義光當城に移住せんとし、從來只平城のみなりしを、二の丸を造り、本丸の殿舍を修築し、山形より士民を移して、以て城下に住せしめ、其町名は多く山形の町名によりて命す、義光當城に老後を樂み、慶長八年鶴ヶ岡と改め、同十九年正月城中に卒す、城代は新關因幡守久正なり、以て元和八年に至れり。

安倍氏筆餘云、莊内物語に「天正十年、仙芝七黨叛く、屋形義氏、東禪寺右馬頭に打手を命す、然るに東禪寺前森筑前と逆心し、尾浦に攻寄、屋形に詰腹を切らす」云々、東禪寺は筑前と號す、右馬頭勝正は其弟なり、前森は藏人と稱す、共に屋形の宿老なり、藏人は、天文中より大寶寺城代たり、天正十六年秋、十五里合戰に死し、其子近江守は最上家へ仕へ、孫筑前守氏永は、元和中、再庄内に在番す、慶長十九年の春、最上家上山里見一件の頃の文書あり、當時一萬石の分限なりき。

大泉日吉神社(オホイヅミヒヨシ)　今、鶴岡の市北(荒町)に在り、小丘に縁り、老樹泉池あり、草創不詳、最上氏の時修理とか、俗に下山王とよばれて、小眞木山王に對稱す。

出羽國庄内櫛引郡、鶴岡山王之靈地、久怠亂遽、加再興、殊奉納鰐口上下之社者也、慶長十六年辛亥四月□

少將出羽守義光敬白、

又、市東に春日神社あり、(二百人町といふ)、舊大寶寺武藤氏の氏神にして、慶長以前には城中に在りしと。○風土略記云、大寶寺下山王、社領九十八石、春日社は土俗四所宮といふ、社領四十四石、天滿宮社領十石(門前村)。

大督寺(ダイトク)　舊城内新町に在りて、淨土宗の大伽藍なり。元和中、酒井家入部の初め之を建て、遂に廟寺と爲す、故に歴代の墳塋あり。又、戊辰戰死者招魂碑あり、舊寺領百五十石。

鶴岡現勢云、舊藩侯酒井家の祖先忠次公、三州吉田の城主たりしが、天正十八年、總州碓井へ所換せられ、同年發願して一宇創建、大信寺と稱し、三州大樹寺の僧逵譽慶閑を請待して住職せしめ、慶長十年十月、忠次公の内室逝去、法名を大督といへるにより、取りて寺號を改む、忠次公の子家次公、碓井より上州高崎へ所替、元和三年越後高田へ所替、同五年家次公の子、忠勝公の代、高田より信州松代へ所替、其都度當寺も各地移轉、元和八年、忠勝公松代より當莊内鶴岡へ所替の節隨從し來り、四世繁譽堂宇を建立す。

常念寺(ジヤウネン)　鶴岡現勢云、常念寺、淨土宗にして、南町に在り、初め大永三年、嶽譽上人一日市町に建立し、天翁寺と稱す、最上義光入國に及びて、常念寺と改稱し菩提所に定められ、寺領百三十八石餘を寄附せらる、寶物は義光寄附の梵鐘、志津三郎兼氏作の薙刀等あり、龍藏寺(リユウザウ)は、曹洞宗にして、吉住町にあり、永正年中、量山善恩和尚の創立に係る、當時千安村に在り、慶長九年、百間堀端に移り、元和年中、酒井公入部の節、三の丸取擴めの爲め、現今の處に轉す。

(龍藏寺)

庄内物語云、天正十九年、九戸より歸陣の時、上杉前田の兩將は、酒田より濱中村へかゝり、大浦城の北なる善法寺山にて夜明を待つ、大浦城兵是を見て悅び、内より切て出、終に一揆を討散し、大將平賀善可入道を、龍藏寺より尋出し、火あぶりに行ける、是庄内にて火罪の始也。○風土略記云、鶴岡城下の新山通照院龍覺寺、々領十二石、鶴岡山圓通院常念寺、々領七十九石、此寺は最上家以後の草創にや、華藏山光明院極樂寺、々領二十七石、寶雲山龍藏寺、々領七十三石、大寶山般若寺、々領五十三石、圓珠山善龍寺、寺領三十一石、鍾山長泉寺、々領百二十九石、大龍山高安寺々領百五十三石

本住寺(ホンジユウ)　鶴岡七日町に在りて、日蓮宗たり、加藤忠廣の墓あり、忠廣事に因て本領肥後國を沒收せられ、酒井家へ御預となり、承應二年卒するや、家臣等、遺言により、忠廣の母正應院の墳墓、丸岡邸内にあるをも遷したりと、寺に忠廣及び其父淸正の遺物數件を襲藏す。

長泉寺(チヤウセン)　時宗の遊行道場なり、此なる元龜四年(天正元)の

屋形義氏の判書によりて、義氏の總立は、即、元龜四年と推斷せらる

長泉寺分、於赤川壹萬苅、殿内島に六百苅、并於荒俣島壹貫地、大寶寺之町に寺家屋敷一間、任先例筋目、不可有相違者也、仍如件、

元龜四、九月七日　　義氏（花押）

長泉寺宛〔羽柴氏大寶寺文書〕

高安寺（カウアン） 風土略記云、鶴岡高安寺、昔は加茂浦に在りて、惡屋形光安殿の追善所なり、光安は惡屋形義氏の法名にや。○高安寺記傳住す、或は、慶長中、龜崎城代志村伊豆守光安い、子孫非命を弔へる所歟と論ぜらる。奥羽永慶軍記には、妄誕の記事多きが、高安寺につき、「羽陽大梵字の城主、駿河守藤原光安は、大山の太守、武藤出羽守義氏の、一家の座上たり、然るに、彼光安、政道邪にして今は大山にも從はず、義氏又大惡無道の人にて、一門おのつから不和、大山大梵字間近き所にて、たかひに遺恨止事なし、最上義光、やがて彼庄内の人々を語らひ、光安義氏を除かれて後、義光は川越中務に大梵字の遺跡を續べしと宣へば、川越畏て申けるは、光安義氏餘り惡行有によつて、衆人の歎き止時なし、夫を救はんとこそ思ひ立て候へ、今は此世に思ひ置事候はず、御免なされ候へとて、直に剃髮染衣のすがたと成て、諸國修行に出にけり、其後、光安が女比丘尼に成て、加茂といふ所に尼寺建立して、大梵字殿金峰山光安寺と名付る、此後宗は天童頼長が女なり、最上義光是を憐みて、寺領を宛行ふ、即川越中務入道が訴に依てなり」と述べしは、甚しき杜撰なり、志村父子の事跡を誤り説ける歟とも疑はる。

般若寺（ハンニャ） 今、曹洞宗にして、高畑町に在り、創立年代詳かならず。藤原秀衡、先考の菩提を弔はれんが爲めに、建立せしものなりと云ふ。

安倍氏筆餘云、慶長中まで、鶴岡本丸に新山權現、富士權現、古四王堂ありしを、新山富士は龍覺寺へ移さる、元和八年十月、當家越後道にて御入部、高畑の假殿に住居あり、逐々普請せらる。

今按、般若寺は、砂越大乘院年代記に「天文元年、弓矢起、崇禪寺、般若寺、炎上、其外大寶寺内亡處と成る」と載せらるるものの歟。崇禪寺の名は、後世聞かず、古書に羽州崇禮寺とて、十刹に數へられしも、即是歟。蔭涼軒日錄云、出羽國崇禪寺、以有先例、始爲十刹列、新命周佰西堂、御判即出矣、（永享七年九月）○和漢禪刹次第云、出羽崇禪寺、龍島山、開山普明國師、

（崇禪寺址）

番田（バンダ） 今、稻生（イナフ）村と改め、柳田、八日町、島村をも合す、すべて鶴岡の南郊の聚落とす。即、東田川郡の黄金、齋（イツキ）の諸村里に接し、又、田川湯、井岡への通路なり、古へ番手（バンテ）に作る。

番手村御年貢之事

合百七石三斗三升者濟

此外壹石四斗九升者　新堤堀申候に付當年引

貳石三斗者　畑の荒地當年引

拾石四斗六升者　身賣三人前代

右重而可致算用者也

元和五年未三月廿五日　中山七左　原美濃

肝煎右近へ〔庄内古事抄〕

（番手）

上山王權現は、荒町の下山王に對し、舊神領六十八石、小眞木（コマキ）村に在り、今稻生の管内とす。

奉寄進鐵鉢一雙、羽州庄内鶴岡山王、上下之社御寶前、慶長拾六年辛亥四月拾四日、少將出羽守義光、大工吉田兵庫昌時、

安倍氏筆餘云、庄内、昔は杉なし、檜のみ多し、義光の時に、杉苗を上山王社、其外に植立らると、今は郡中に檜も切盡したるにや、多からず。

（小眞木）

新齋部（シンサイブ） 今、新形と共に、大寶寺村の管内とすれど、鶴岡市街の西郊にして、大山往來にあたる。○青龍寺川（シャウリュウジ）は、湯澤山より起り、金峰の下より、番田新齋部を過ぎ、京田の方へ降り二派となり、末は櫛引川、大山川へ分歸す。此川には、赤川の一派をも合するを以て、田野の灌漑に利すること最大なり。長凡六里。

青龍寺川疏水碑云、工藤勘解由左衛門君、家道豐富、覃思民利、嘗疏鑿水無川、又濬山谷、以開拓原野、即掃部君之父也、勘解由左衛門君歿、水亦壅涸、掃部君數往來乎櫛引田川之間、測其川原、遂知梵字川可疏鑿、乃請之代官原美濃守得允、實慶長某年也、川發源於櫛引郡熊出村江口、乃西導經田川郡青龍寺村、循金峯過鶴岡北、至青山村、再入于梵字川、又多疏支流、溝渠四達、拮据經營數歳竣功、二郡無復水旱患矣、稱曰掃部（カモン）川、今之青龍寺川是也、二郡藉以墾闢歳加、以今計之、其田四千二百二十六町餘、村落七十一、戸口稱焉、子孫因世監其河渠、家再罹災、家乘多逸、故至其起工歳月、及人衆工費之詳、則不可得而知也。〔羽柴氏庄內碑文集〕

（青龍寺川）

大寶寺（ダイホウジ） 今、鶴岡北郊の村名に轉せらる、もと、大泉庄地頭武藤氏の兼帶せる、羽黑山俗別當職の法名に出づること、上の大寶寺城址、并びに大梵寺の條に見ゆ。

鶴岡邑市の東に、赤川に架せる三河橋あり、明治十年始めて之を造り、藤島平向等への往復に便す。○市中、三日町口の大橋の擬寶珠の刻文、

羽州鶴岡垂虹、從山形令造立之畢、元和四戊午霜月吉辰。

安倍氏筆餘云、武藤氏羽黑別當をも帶せしを以て、大寶寺城下に鳥居を立て、一の鳥居といへりと、文政中、不圖、鳥居河原（トリヰカハラ）の鳥居山常源寺の後に、古鳥居の礎二基を堀出したり、仍一碑を置き之を記す。（今鳥居町）

（鳥居河原）

新形（ニヒカタ） 今、大寶寺村の管内とす、或は新潟につくれり。安

信氏筆録云、昔は九ヶ町、熊出村江口の締切より、直に番田筋に向ひ、へ、より西北、井岡前、大山路の邊より北へ押廻し、新堀村、道形沖迄も、その川跡なり、中古迄、此川跡大方は温沼にして、人馬足不入の所也、又、丸岡の中島より、藤嶋、福津を經、城下の東を押廻し、鶴岡より常念寺後、三百人町、天王前、古川跡と見ゆ、凡て昔は堤防川普請といふこと少ければ、流水等と見るべし、大寶寺城も、水流の中島の如し、其後に至り、高坂村よりの逆水口、下河原を經、上肴町を横切、本城の周廻を堀とし、百間堀より大手前、溜池、山王前迄、縦横に押流したる歟、天文中、屋形の尾浦へ移られしも、此水難を避けられし者歟、慶長中に至り、最上家にて、熊出村の江口を締切、共字川を青岩木村の方へ落し、城下の水難を除かれ、鶴岡永く都會の地と爲る、此普請に、石を畳み堤を築き、大石を以て番田筋の水口を締切られしも也。

文下（ホウダン）　今、道形、茅原と共に、大寶寺村の管内とす、其北にして、酒田街道にあたり、鶴岡町を去る一里半、文下より梅田村に至るに、新街道あり、赤川に架す。文下をホウダシに假る、其故を知らず。

京田（キヤウデン）　近世は、郷名また村名に呼ばれて、鶴岡城府の西北なる諸村里に通稱せしめたり、即大泉庄の美田の最にして、方二里許。蓋給田の謂にして、元大泉庄内の諸給人各別の恩地なりしが、村里に荒井京田、平京田、小京田など呼べり。

貞永弍年新補追加、寶治元年執達状に「諸國地頭等有限年貢進濟之外、於庄官百姓等名田畠者、可進止下地之由申之、雜掌者有限年田加徴、地頭雜役之外、至名田畠之下地者、自往古本所進止之地勿論也、地頭更不可綺之旨、及訴訟云々」、この地頭の給田加徴の事は、同書貞應二年弊宣符に「自今以後、庄公田畠地頭得分、十町別給免田一町、井一段別加徴五升」云々とあるに明なり。

風土略記云、羽源記、三山雅集等に、京田は經田にして、古へ國十二經田有て、羽黑權現の領たりしといへ共、經田とは僧會の說にて信ずるに足らず。

（高田）**荒井京田**（アラヰキヤウデン）　今、淨岸寺、高田（タカタ）、平京田、中野京田、安井、林崎、豐田、福田等と相合して、京田村といふ。鶴岡の西北一里、文下（ブンゲ）の西、大山の東にあたり、青龍寺川、此田野を貫流し、大山川へ入り、一派は東郷村青山に至り赤川へ歸る。

縣誌提要云、地安川に、青龍寺川の分流なり、大山川に入る、此邊古戰場とす、上杉氏の侵入に當て、東禪寺右馬頭此川を隔て、戰ひ、大に破れて遂に死す、今尙古墳五六を遺せり。〇庄内物語云、大寶寺より尾浦まで三里に近し、今は川三筋流る、其東は千安川、中は中野川、西方尾浦の城下を流るるを大山川といふ、此邊を中野十五里原といへど、正しく所定れりとも見えず、地勢をのぞむに、両岸一丈計、川幅廣からず。又云、十五里原合戰の時、騎兵は馬の舌をゆひ、轡を卷て、中野へ忍び行き、高田村にかくれ居て、最上勢を待ちたりける。（高田一作寺田）〇十五里原合戰は、天正十六年の秋なるべし、夏日記「天正十四戊年の暮に、最上勢庄内打入、天正十六年八月、本庄勢庄内へ打入」、然るに龍峰記に、本庄勢打入を天正十五年とし、義光も出張して、彌陀ヶ原を越て、羽黑大堂に陣し、大先手は藤島へ、作大將中山は尾浦に籠る、三瀬表已に破れ、尾浦以下落去しければ、義光進で千安川に陣を立つ、云々、とある、皆附會杜撰の說なり。

地安川（チヤス）　青龍寺川の一派なる細溝にして、京田の田野を流る、或は千安につくり、天正中の古戰場なり、（千安京田村は今西郷村へ合す）此邊を十五里（ジフゴリ）原ともいふ。

（十五里原）

會津の物語云、最上義光に、足利庶流斯波の家にして、代々武勇の名あり、先年、本庄越前守重長と、境目にて數年取合、千安、天童、野邊澤、方々の合戰に、本庄に打負け、既に庄内十五萬石の地を、本庄重長切取候。（今按、天童野邊澤の戰といふは疑ふべし、恐らくは誑謬に屬す）〇莊内物語云、最上義光、謀を巧にして莊内の侍を懷け、志を義光に通ぜしめ、密に義勝を殺んと謀る、義勝出奔ありしかば、莊内おのづから義光の手に入、尾浦の城代には、最上より中山玄蕃を遣し、庄内の仕置を司とらしむ、義勝が實の父、本庄繁長之を憤り、いで再び庄内を取返んと、越後勢を催し庄内に攻入と聞へしかば、義光八千の勢にて尾浦へ加勢し、庄内勢合て壹萬八千の人數、本の侯嘗の壘、所々に小砦を構へ柵を付て、南口の敵を防がしむ、繁長奇計を廻らし間道を歴て庄内へ亂入す、庄内勢越兵に討るゝもの八千八百人、是を千安（ヤスナカノ）中野の合戰共、十五里原合戰ともいふ、東禪寺右馬頭、繁長に討れ、中山玄蕃は只一騎最上川を馬にて乘渡し、荒瀬郷青澤村へかゝり、山越に最上へ落行けるとぞ、又不日の合戰に、黑瀬川にて最上勢八百餘人越兵に討れける。〇安倍氏筆録云、夏日記に、庄内の本城大寶寺を、千安と心得て書きしは全く誤れり、千安は城下の合戰の地なり。〇管窺武鑑に「天正十六年八月、本庄へ働き、同廿五日前後三日の内に、三郡を手に入る」云々とあり、されど、重長の出兵は、十六年の春よりの事にて、大擧決戰を八月に見たるなり。

（千安中野）

大泉郷（オホイヅミ）　和名抄、田川郡大泉郷。〇今、西田川郡鶴岡町、大寶寺村、稻生村、京田村、蓋是なり。田川郷の西北に鄰り、北は出羽郡大田郷、南は田川郡新家郷たるべし。

義經記に「義經、田川太郎實房の許へ入らせ玉ひ、かくて、田川をも立給ひ、大泉莊大梵寺を通らせ玉ひて」と

あり、東鑑に「承元三年、出羽國羽黒山衆徒等群集、是所訴地頭大泉次郎氏平也」とあり、蓋氏平は此大梵寺（大寶寺）に居りて治を爲す、その所部を稱して大泉莊內と云ひ、又單に莊內と稱し、遂に後に至り、田川出羽飽海三郡の地を併取し、又莊內を以て之を呼ぶこととなる。○大寶寺氏は、又大泉を家號としたり、中古、此大泉庄の領家は誰氏なりしやを知らずと雖、大寶寺武藤氏が、累代の地頭たりしは、想察に餘あり。然るに、足利室町幕府にて、本庄を山內（上杉）憲顯に給はり、憲顯（道昌）より憲方（安房入道）憲實へ傳領せしこと、上杉文書、嘉吉中の憲實裏判に明なり、是れ即、領家職の相傳なるべし。

鹿苑院殿御判

出羽國大泉庄、越後國上田庄事、亡民部大夫入道々昌所給、康安元年十月二日御下文紛失、云々、而相傳之上者、不可有相違之狀、如件、

明德五年二月廿二日

上椙安房入道殿

裏判上椙憲實（長棟）

その後、數年（享德文安の際）にして、鎌倉管領成氏と上杉右京亮憲忠（憲實の子）の不和より、東國の大亂と爲る、

成氏對治事、度々雖被仰遣、未事行之間、重被仰下候、所詮不移時日、相催一族被官人等、別而抽戰功者、可被得勸賞、委曲尙貞親申候也、

十月廿一日　花押（義政）

大泉右京亮殿（羽柴氏大寶寺文書）

この大泉右京亮は、庄內物語、系譜の右京亮建氏（玉川寺の建立檀那）にあたるやも測られず。羽黒舊記に、上杉建氏と錄するは、其由緣を詳にせずと雖、或は領家本所の家號を賜りたる者歟。

羽黒舊記云、寬正元年庚辰八月、上杉右京亮殿、中島虛空藏獄、有五穀成就御祈禱、應仁元年丁亥正月、上杉右京亮建氏殿、最上御發向。○この上杉號につき、安倍氏筆餘に、建氏は武藤十二代なり、上杉の一門より當家を相續したる歟、又後人上杉憲忠に擬して誤れる歟、井岡寺長祿四年の鐘銘に「旦那時官領司武藤」とあるも、此人にあたるか云々と論ぜられたり。されど憲忠は、之よりさき享德三年に、成氏に殺害せらる。蓋、大泉氏が、地頭職より一變して、領家職を兼有し、一方割據の雄族と爲れるは、やがて此間なるべく、當時、關東管領上杉の號を假賜せられて、四近に誇りしやも知れず。又、大永六戊年、上杉右京亮殿、添川樓澤殿の城へ隱る、云々（羽黒舊記）、これも大寶寺屋形の十六代、右京亮某（庄內物語）にあたり、晴時の父歟。又、相馬家傳、貞和三年文書に、大泉下野守てふ出羽大名あり、これは六代長盛か、七代師氏にあたるに似たり。

大山川

上游には八澤川といひ、田川村の母狩獄、鬼坂峠、藤倉山の諸洞を以て其源を發く。北流、大山町に至り、大戸川を容れ、東北に折れ、白山川、地安川を容れ、京田の諸村里を過ぎ、黒森（袖浦村）に至り、赤川へ歸す、長凡七里。

大山川は、田川の郡號の由りて起れる者とす、舊名は田川と呼ばれしならん、大田鄕の名に合考すれば、大田川ともいへるごとし。

大田鄕

和名抄、出羽郡大田鄕。○今詳ならず、蓋、田川郡大泉鄕田川鄕の北にして、今の西田川郡榮村、西郷村、東郷村にあたる、即、國府所在の井上鄕の南なり。

大田とは、其田土の廣きに因れる歟、又は大田川の義にいづる歟、二者その一に擇ぶべし。近世の京田組諸村里は、大田、田川、大泉の三鄕にわたる。

下川

今、馬町、千安、長崎、面野山、西沼等と相合せて、西郷村といふ。大山町の北半里、其間に馬町ありて、人家門戸にや相望みてあり、鶴岡へ二里、湯之濱へ半里。

下川とは、蓋、田川の下鄕の訛にして、下鄕とは、やがて大田鄕にあたる、大田鄕、田川鄕に合考すべし。形勢を觀るに、下川以北は、海岸は一帶の沙丘、漠々として最上河口に連延す、其丘背の廣野は、皆沙質土壤にして川澤所々に横溢し、頗卑低なり。古、田川出羽の二郡を相分するや、此間に之を限れること、以て洞察すべし。

○馬町の椙尾祠は、大山の下に係けたり。

善寶寺

下川に在り、曹洞宗、寺中に龍藏權現を祭る。此寺社は、緣起明かならず、古跡にはあらずといふ。近時に至り、龍藏神の靈驗遠近に喧傳し、香火の盛、羽黒三山に亞ぐ。海上往來の船客舵師の崇敬最厚く、讃州金毘羅神と其靈驗を齊くすと稱せらる。北海道、秋田、新潟、佐渡、越中等の遠きより來り賽す。

東國旅行談云、大山善法寺の七不思儀の一つ二つは、天燈、龍燈なり、いつといふ日も定まらず、天氣快晴つづき、ひとしほうらゝかなる夜は、子の刻より丑の刻までの間に、かならず天燈のくだる事、開基より數百年の今も、猶むかしのごとし、また龍燈あがるは、滿月のころ、夜光朧々として、風波すこしあらき時とかや。

面野山

今、千安、京田、辻興屋と共に、西郷村の管內とす、下川の東北半里餘、大山川の西邊とす。

長崎

今、西郷村の大字にて、下川の北一里、池沼あり、南北半里、東西百間許、沙丘の內方に瀦渟せるものにして、所々の斥鹵地方には、多く此種の池を見る、此地にも大小數所ありて、長崎沼最廣し。長崎の東半里、大山川を挾みて、西沼東沼てふ名あり、今や沼池を見ず、渟水を排開せるならん。長崎の西北一里を西濱とし、其間に沙丘あり、標高三十米。

播磨

今、本田、小京田、中京田、湯野澤等を合せて、

榮村と改む、荒井京田の北、文下の西にして、大山川に縁る、亦、京田組の村里とす。大山町より文下、横山への通路は、之を過ぐ。

湯野澤は、播磨の東にして、獨赤川の岸に倚り、鑛泉の湧出す、沖積平野に在りて、熱五十度許。

神花

今、東郷村と改め、青山、東沼、猪子、成田等を合す。播磨、湯野澤の北にして、長崎の東なり。赤川の左岸に倚り、大山川其西を流る、鶴岡を去る二里半。

黒森

今、坂野邊と共に、袖浦村の管内とすれど、沙丘の西方に屬し、赤川の西岸に縁る。(大山川は此に來りて赤川に歸す)鶴岡西四里半。黒森とは、丘上の樹色の黒きに因る。

山崎氏地誌云、明治二十七年十月二十二日の地震に、飯森山の崩壊と、其南の黒森村の全倒焼失、慘状の極點に達したるを見て、世人は一時この附近に震源ありと流言せり、されど、砂丘の崩裂は斷層の故にあらずと知るべし。

風土略記云、廣野の西、黒森の下手より、飯森塚の南、猪山の邊を、酒の邊と云ひ、往古は人の住たる所と傳へり、十里塚村の地内たりしに、先年、黒森村の何某に賣渡し、今に賣状の案文抔、彼地に殘れり、廣野新田開發の頃、賣渡せしにや、此地昔は廣野の内にありしを、近代赤川の末堀替たるにより、今は川の向になる、古の出羽郡井上郷の國府轉遷の跡を考ふるに、酒之邊の内に榎の古木あり、土人是を鷺の木と云ふ、昔は鷺の此木に集りたるを取りし故とぞ、夫より十七八町許上に、葛岡林といふあり、古老の唄に「葛岡林に鷺を待」といふ、鷺雁を待て是を取て貢としたる風俗殘れるもの也、太平記評判三卷、「出羽國酒部の里とかやに、耕作の夫あり、先祖よりの作徳を地頭に取られ、近き井戸が淵に身を投て空しく成し」云々、井戸が淵の上に一淵有しに、今はあせたりとぞ、井上の淵とは夫を云ひけるにや。○安倍氏筆餘云、坂邊新田は、近世の開墾なれど、酒部の名は舊し、昔は已に村里なりしが、一旦覆沒して後、又開かれたるなり。

(坂野邊)

黒森以北は、古の出羽郡井上郷の屬なりけん、江海の風浪相激蕩するの所にして、幾度の變りを經しと想はる。井上郷并に國府址に合考すべし。○黒森の北を坂野邊新田といふ、一書之を鮭延氏の故里かといへり。されど鮭延氏は最上眞室庄に居れり、此地は其故里に非ず。而も、鮭延氏(佐々木典膳)、一時、眞室を去り、大寶寺氏に寄食したることあれば、かれ天正の際に、此地に寓居し、依りて坂野邊の新田名を遺すか。

濱中

又、西濱といひ、黒森、長崎の西なる海濱、即是れなり。今、袖浦村の管内なれど、宮浦の南三里、湯濱(加茂町)の北一里半、沙漠中の一邑なり。濱中と宮浦の間の一邑を、十里塚といふ、蓋十里須賀の訛にて、須賀は古言洲處の義なり。又、西濱とは、宮浦より宮澤まで、五里の汎名なり。

(十里塚)

風土略記云、椙尾明神の神幸御旅所は、湯濱、濱中、十里塚、宮浦など、西濱の村々に在り、舊史に、田川郡西濱といへるは、此地にあたり、酒田秋田への通路なり。

(西濱)

仁明紀、承和六年、出羽國言、管田川郡司解偁、此郡西濱、達府之程、五十餘里、本自無石、而雷雨無止、雷電闘聲、經十餘日、乃見晴天、時向海畔、自然隕石、其數不少、或似鏃或似鋒、或白或青、或黒或赤、凡厥狀體、鋒皆向西、莖則向東、詢于古老、所未曾見、國司商量、此濱沙地、而徑寸之石、自古無有、仍上言者、其所進上、兵象之石數十枚、收之外記局、勅曰、陸奥出羽、并太宰府等、若有機變、隨宜行之、且以上言、宜制權變、令禦不虞、又轉禍爲福、佛神是先、宜修法奉祭。

今按、仁和紀に、田川郡西濱とあれど、西濱に出羽郡へも渉り、其南偏湯濱は、田川郡田川郷の屬とす。されば、達府之程五十餘里とは、湯濱より出羽郡井上の國府までの距離にして、今道七里許歟。舊府の地、漂沒を經て、後世之を詳にするを得ずと雖、宮浦の東二里許の所たること、本文に據りて之を推定すべし。兵象石と此にいはるゝは、前史時代の遺器なり、今も郡村所々に之を拾ふべし。

風土略記云、今の西濱、徑寸の石もなければ、其地國史の文言に符合す、いにしへ六町を以て一里としたる事は、六十里越、或は十五里原など、詳なり 義經記に「彌彦大明神を拜し奉りて、九十九里の濱にかゝりて、蒲原の館を越て、八十里の濱抔と云所を行過て」とあるも、六町を以て一里としたりし時の事也。

宮浦

今、袖浦村と改號し、濱中并びに黒森、坂野邊等を合す。西濱沙丘の最北端にして、最上川の大江は、南東より來り、此地の沙嘴を西側と爲して海洋に放つ、されば、酒田市街を東に望み、江津の廣さ半里、謂ふ所の酒田港是也。

縣誌提要云、宮野浦村は、本郡西北の極隅にして、酒田港と相對向す、鶴岡より六里餘、渡船場なり、漁戸多し、其漁は鰯を最とす、又川口の船路時として變換すること有り、故に入船を導くを以て業と爲す者在り、之を水戸教と云ふ。○又云、最上川の河口は、飽海郡と相對して澪を爲し、其狀雙袖の如し、故に袖浦の稱あり、浦頭の距離僅に八町許、水勢引括す、故に湃然として奔瀉し、海に入て凡三十里の流道をなすと云ふ。○酒田の港を袖浦といふこと、白石の海運記に見えたり、されど、歌名所によめるは、此とも定め難し、

(袖浦)

袖の浦の湊入江のみなつくし朽ずば猶や浮きに立つら

ん、〔夫木〕　失名

白たへの袖の浦浪よろよろにもろこし船やこぎわたるらむ、〔夫木〕　家定

この歌この地の事にはむらじ、机上の空詠、實を失ふに似たり。

かほるとはこゝらの風か袖の浦、　桃隣

（山戀）

今の酒田日和山、日枝神(山王)は、昔此湊に在りて、宮浦の名はそれに縁るといふ。蓋、椙尾山王の分祠なり、此袖浦を、奥羽觀迹聞老誌に「屬酒田津、近乎戀山(コヒノヤマ)、袖湊同處、或曰今酒田乃古之地也」と載せ、戀山をも、近地とす。恐らくは、飯盛山を指す。同書又曰く、「羽州酒田津、此地商舶輻輳、漁獵集會、競交易、專貨利、夜泊遊戲之處也、天下之行旅至茲、東西之商賈宿根、而尤繁華富庶之津也、戀山、陽酒田、其西海曰之袖浦」。今按、佐渡國々府の海をば戀浦といふ、戀は國府の訛なり、伊賀國府中村の柘植川にも戀の湊の名ありて、夫木抄に、

人をのみこふの湊によるなみは袖をのみこそうちぬらしけれ、

とよまれたり。然らば、出羽國府の西峰を國府山といひ、詞人之を戀山とよみ、其湊津に袖浦の名を命ず、皆古代國府入部の、京紳文雅の人々の風懷に出でしならん。諸書、即出羽の名所とす。近世、之を湯殿山に說くは、其故を知らず。

笹原(ササハラ)　安倍氏筆餘云、一說、昔袖の浦笹原野の笹を切拂ひ、一鄕を成し、ヒラタ船を以て、最上川を上下して、商賈運送の便とす云々〔庄內昔雜談〕、この笹原とは、宮浦飯森の舊邑をいふごとし、案に、中昔、川南にも川北にも、兩岸に船手の便によりて都會を成せるならん、殊に、笹原は梵字川上下の船手を差配し、其後兩岸一領と爲りてより、川南の船手も、川北の酒田にて差配し、笹原の津は亡びしならん、抑、最上川の河流は、寛永中まで、新井堀村より、鶴渡河原に走せ當り、青原寺の後、大手前より、酒田町裏を西に流れて、宮浦に至りて、銚子口となりしを、寛文中に改變して、新井堀村下より、直に飯森山へ新水路を立て、以て今日の川筋となれる也、されば、享保中までは、宮浦にも海船到着して、運漕の事を扱しなり、今に宮浦に問屋株二三軒のこれり。

飯盛(イヒモリ)　宮浦の東南にあたり、沙丘中の一峰をいふ、酒田の津市の正南にあたり、稍著顯す。赤川(大梵字川)は南より來り、此東傍に於て最上川へ歸す。或は曰ふ、往昔赤川の水は、飯盛山の南を劈破して、獨自に海に放ちたるを以て、飯盛も赤島山なりしが、後世山脈水流共に變すと、未だ明徵を得ず、尙後の考にまつ。

縣誌提要云、酒田川と赤川に濱して、小巒あり、其狀稍秀にして飯を盛りたるに似たり、故に飯盛山と號す、一說、往古國府の井口に在りし時、烽候を設けし地にして、火守山と稱せしを訛傳せしならむと。

地學雜誌志云、庄內平原の西は、幅廣き砂丘海岸に沿ひて連亙し、宛然日本海の怒濤に對して、平原を擁護する天然の堤防の如く、又實際に於て風波を防ぐの効をなす、砂丘は時に一列、時に三四列にして、普通は二列をなす、全幅三十町乃至半里、(大略、南部に最廣く北部に狹し)高さ(海面上五十米)百六十尺以下にして、東側は傾斜三十度に及ぶも、西側は極て緩にして甚長く陵夷し、其上に在りては殆傾斜を感ぜざる程なり、砂丘の上には時に少許の畠ある外は、一般に松樹を以て蔽はる、飯盛山あり、往時、赤川が其西方を繞りて流れしが爲めに生ぜし、截頭圓錐形の砂山あり、砂丘の內側に沿ひ、舊河の遺物として、數多の小沼の并列することは、常例の如し。

風土略記云、酒田の南、川の向に、飯森塚といへる山あり、其形飯を盛りたる如くなれど、よく山の形を見るに牛の背に似て東西に長し、又一說、往古弘法大師、此所に於て祈せしてふ山にして、祈り塚也と、羽源記、庄內物語等に、飯森塚と計書て、祈塚とはなし、庄內要覽云、仁和三年、出羽郡井口の國府の遷否の論奏の文中に「秋田雄勝兩城、相去已遠、烽候不接」云々、舊府の烽火(ノロシ)をあげしは、今宮浦の飯森山歟、地理符合するにや。

酒田津址(サカタノツ)　今、宮浦の地にして、飯盛山の西北とつたひ、中世、最上川、赤川の水道變し、北岸の今地へ移ると。されば、近世の酒田を、向坂田とも呼ぶ。按ふに、酒田津は、延喜主計式に「出羽國、海路五十二日」と載せし埠頭にして、北陸道の洋上を航走して、越前國敦賀津に會ひ、京師に至りしなり。此津市の北遷の年代、及び水陸の變狀、詳說を得ずと雖、蓋、中世數度の事にして、主として震災に因れるならん。

庄內物語云、正德年中、秋田郡印內臼市村兵次郎と云し百姓、百六十六歲の齡にて語り置きし詞に、百七十年以前迄は、酒田は最上川の南、飯盛山の西にありしが、今も泉流寺林抔と云所、知る人多かるべし、今の酒田は纔に家居有しが、次第に川を越て北に移り住む、と云けるとぞ、正德元年より百七十年以前は、文明十四年也、其頃、酒田の民家、悉川南に在りしには有べからず、既に川を隔て城壘を移す、黎民の居宅なくして、城下に人少くば、何を以て萬用を調ふべきや。○按するに、義經記に、出羽國酒田次郎殿といふ豪族のありしこと見え、殊に、辨慶法師が越中國如意渡、船頭平權頭を威したる辭に、

和殿の樣に、我に當らば、出羽國へ一年二年の內に來らぬ事はよもあらじ、酒田湊は、此少人殿の父、酒田次郎殿の領なり、只今當り返さん者とて威しけれども、權頭、何とも言給へ、船賃取らずば、得こそ渡すまじければとて渡さず、云々。

又、幸若舞の本には、直江津笈さがしの圖の中に、

役に立つたる大夫殿、見知らぬ顏には居たれども、六挺舟の船頭。七月の始、あいた。酒田を漕ぎ出だし、八月始、越前の國とかや、敦賀の津に聞えたる、せいしが本を宿として、七里半あらちの中山、かい津の浦より舟を立てて、大津の上り、大津のおう太夫が許を宿として、一年に一度づつ上り下りし給ふ、六ちやう舟の船頭と、見ないた事に、空事か、

これら狂言綺語に出でたりと雖、亦史料に供用すべし。

但、安倍氏筆餘に、酒田城は、天平勝寶年中、房崎の元徒轄築造、寛治中、佐藤某之に居り、酒田次郎と稱し、子孫鎌倉幕府に仕ふ、云々、(庄内要覽、萬年草)又、東北朝の亂に、新田脇屋の人々、酒田城に栖籠、云々、(萬年草)の類は、採り難し。

風土略記云、今酒田の林昌寺鐘銘に曰く「永祿三年、華鯨一口、令造鑄、出羽國田川郡大泉庄酒田湊」とあり、此に依ても、當寺、永祿年中まで、川南の古酒田に在りしを知る、又酒田港の川南なりし一證なり。

東田川郡

庄内平原、川南の東一半の境域にして、赤川下游右岸の沃土、並びに上游の山谷を以て之を成す。旭嶽、月山の雄偉、大鳥池、湯殿澤の險奇あり。今、面積凡六十方里、人口八萬、二十八村、藤島に治す。

東田川郡は、古の田川郡新家郷、那珂郷、出羽郡大窪郷、河邊郷、餘戸郷、及び井上郷の舊域ならん。其井上は、出羽の城柵、並びに國府を置かれし地なりと論定せらるゝも、屢變異を經て、形迹茫昧なり。

赤川

一名大梵字川、又櫛引川といひ、庄内平野南方(川南)の巨流なり。其水源二あり、旭岳の大鳥池を正源とし、大鳥川といひ、月山、湯殿山及び其南方諸澗を合せたるを傍源とす、而も傍源に大梵字の名を專にせり。

(大梵字川)(櫛引川)

大鳥川は、山谷十里餘にして大綱村に至り、大梵字に合せ、以下漸く平夷に就き、鶴岡市巷の東を過ぎ、文下、横山、神花、押切、黑森等の諸村里を經て、飯森に至り、最上川へ注ぐ、此間十里。鶴岡以北六里は、小航自由に上下す。

羽黑山をたちて、鶴が岡の城下、川舟に乘りて酒田の湊にくだる、

あつみ山や吹浦かけて夕すずみ、　芭蕉

庄内史云、大梵字川とは、此一川、水面に波紋梵文阿字を畫がきて流下す、故に名づくと。又、之を赤川といふは、湯殿山の阿迦灑布の末なればにや。○大梵字とは、大寶寺の訛にして、之を梵文浮現と爲すは、例の牽强のみ。赤川とは、湯殿山の鑛泉之に混じ、水色赤きを帶ぶるが故にあらずや。(櫛引は、中世の私稱郡名なり)赤字、又垢につくり、水中游鱗の[illegible]物を、俗に垢といふ、別に一義あり。又、此水源は[illegible]山出入の門戸にあたり、登拜者垢穢を離るゝ俗に垢離といふ、創祓川の義に同じ。

(垢川)

羽黑傳記云、天文三年、余目安保殿、御一門御家人共、垢川にて百餘人、討死。

大鳥

今、大泉村と改め、荒澤、田澤、倉澤、松澤等を合す。赤川の正源なる大鳥川の山谷を占め、最廣遠幽僻の地なり。南北八里、東西二里、乃至四里。朝日嶽の西北澗を承け、其南界の峰嶺は、以東嶽、泥俣山といひ、越後岩船郡三面谷と相分ち、西は岩船郡大川谷、及び西田川郡木野俣、東は西村山郡大井澤、皆險峻を以て限れり。鶴岡を去る九里、藤島十一里、近時この山中に銅を採る。

縣誌提要云、大鳥村は、平氏壽永の敗後此に栖居すと說かる、蓋、昔時平氏の沒落するや、彼脫黨散して處々に潛匿し、遂に部落を爲す者、肥後の五家、越後の三面、其他尙有り、此村の如きも亦然り、言語風俗、自別種たり、戶數凡四十に過ぎず、又大鳥太郎の館址あり。○今按、諸國平氏の遺族と傳ふるもの、大抵浮說、信を取り難し、此なるも同じ。言語風俗は、幽僻の地皆異あり、必しも平氏に由るに非ず。又、大鳥太郎賴遠は、陸奧話記に見え、淸原光賴の子とす、羽後山北に其遺跡を探るべし、田川郡には非ず。置賜郡下長井より、庄内川南(田川郡)へ間道ありて、此大鳥を通りて修造せられたりとの俗說あれど、又信け難し、大鳥より下長井への山谷は、約二十里、險阻重複し、今日に至るも殆徑路を見ず、いかでか古人軍旅の往來に便するを得んや。たゞ、西南岩船郡大川谷への交通あり、甚困難ならず、故に天正十六年、慶應四年の兩役、越後の兵之より來侵したり。

安倍氏筆餘云、龍峰奥羽道程記に「慶長五年七月、直江、八千の兵を引き、黑鐵五百人、能斧三百人、鶴嘴鎌等のもの千人を先に立て、長井より山を切、谷を埋、無滯、大鳥池の北に打出」とあるは疑ふべし、是よりさきに、庄内往來の山道を披かれしを傳へ誤れるなり、又、菅原舊記に「慶長五年十月、志田修理、米澤より大鳥越して酒田へ入城す」とも錄す。○莊内史云、慶長二年、上杉家の將直江山城は、米澤三十萬石を領し、兼て庄内川南を督し、尾浦城代下次右衞門を以て旗頭となす、此時、下長井より大鳥村を經て莊内への古道を修め、以て往還を便にす、此道、武藤氏の頃よりありしなるべく、大鳥川に架せる橋を今にオトラの橋と云ふは、或は尾浦に通ずとの意なるにや。

維新史料、戊辰八月廿六日、官軍誘土人、爲嚮導、踰越羽境上絕險、進擊大鳥邑、燒其村落、邑係庄内封域。

大鳥池

大鳥の民家の南東凡四里に在り、朝日嶽は尙其東南三里に在り。池は歪形なれど、方一里許、湖南の大嶽を以東といひ、標高一千六百餘米、越後三面谷へ跨がる。

(月東嶽)

縣誌提要云、大鳥池、南北二十四町、東西十九町、群山突兀の地に際し、頗高度に居れり、瀉下十七瀑を爲し、高さ合せて凡三百六十尺、幅五尺許、下流は卽大鳥川なり、一に櫛引川と名く。〇大鳥鑛山は、大鳥村の南三里、白竹澤に在りて、泥俣(ドロマタ)山の下なり。

(麻耶山)

田澤(タザハ)　今、大泉村の管內にして、大鳥の北二里、本鄉村の南三里、其西嶺を麻耶(マヤ)山といひ、標高九百餘米、山濱鼠關と大鳥谷との交界なり。縣誌提要云、田澤村、大鳥川、四五里の間、峯岑嵯峨、水且崖嵌を行く、盗橋あり之に架す、尾浦橋といふ、橋上より下瞰すれば、幽深懸絶、寒からずして粟慄す、或人水を覆して距離を試む、其滴瀝未だ流面に達せざるに瓢は空し、此橋は本莊重長の創建せし所なりと傳ふ。〇新編風土記云、天正十三年、越後本莊繁長の莊內に入るや、奇計を廻らし、間道を求め、竊に磐船郡雷村よりして、本郡大鳥村に出て、田澤に至り、俄に大鳥川に橋を架し、不意に尾浦を攻め、千安中野十五里原の戰となり、終に尾浦を落す。

(湯澤山)(熊出)(行澤)

本鄉(ホンガウ)　今、本鄉村といひ、大針、砂川、行澤(ナメサハ)、名川、熊(クマ)出(イデ)をも合す。大鳥山谷の口にあたり、鶴岡の南四里。梵字川は、東より來り、此にて大鳥川と相合ふ。本鄉とは、岩本、湯澤の本鄉なるべし、對岸を東岩本といふ。西嶺を湯澤(ユザハ)山といひ、標高一千米突、母狩嶽と並び花崗岩に成る、鑛泉は本鄉の北なる熊出に屬す。又、山中の澗流は、青龍寺川の源とす、大梵字川の水を之に堰き入れ、以北五六里の田土に灌漑せしむ。〇本鄉村の川內大明神、舊祭田十六石、熊出村船の臺に、佐藤楯あり、羽源記に、義氏時代の地侍、熊出半太、同半次あり。〇安倍氏筆鈴云、上野將右衛門安縄は、もと櫛引鄉なめ澤村の百姓なり、屋形義氏に仕へ、地侍と爲り、後、上杉家へ仕へしが、牢人と爲り、終には歸農し、子孫行澤に土着相續す。

名川(ナガハ)　今、本鄉村の大字にて、其東に隣れる東村は梵字川の谷口にあたれる村里なり。或は、名川を以て、和名抄田川郡那津鄉に擬す。地理誌料云、那津、津恐河字之譌、當訓云奈加、卽中也、最上郡又有那可鄉、武藏常陸有那珂郡、越後有那珂鄉、蓋其移民所居、傳寫河譌作川、門音都、片假字作ツ、或作川、見續日本紀萬葉集、釋日本紀云、川音都者、出肥人書、背以川爲都、再譌那津也、按圖、今東郡有上名川、下名川、本鄉、名川卽那河之轉、而本鄉其鄉司所治、されど、此僻境、恐らくは古鄉の地にあらず、別に一解あり、那珂(ナカ)鄉に合考せよ。

此中は、櫛引郡の內は五三个所、最上へ手を合候所、賀長樣之御馬を被寄候に附、二三个所卽時に降參、其上田澤と云地利攻落候、其後、名川と申地利に、最上人數千計取籠候處、越後衆、川南衆、此等勢揃、其外を以、晝夜之無嬢韘候て、老若男女地の者共々、一人も不漏、被加成敗候、然條櫛引郡之御備も全候、殊更今度、自大浦御上洛に附ては、川南之御留守として、賀長之嫡男に候上田豐後守、號顯長、川北之御備五三騎相添、(中略)丸岡殿と申御同心、昨日御着、二三日中に、逆徒之館に可有御進發候、(中略)

六月二日　來次氏秀(觀音寺館主)

小介川殿(由利郡矢島館內)

進藤氏風土略記云、櫛引郡にて、越後衆最上衆の取合は、天正十三年酉の夏なり、賀長、顯長、丸四など云し人は未だ考へず。(今按、此狀は、天正十七年の夏にて、賀長は繁長(本庄)の誤なり、丸四も越後衆丸田ならん、顯長は大寶寺義勝の舍兄にて、當時上田長尾氏の名跡たり、是歲義勝上洛す。

東岩本(ヒガシイハモト)　今、東村と改め、大綱(オホアミ)谷(湯殿山)をも合す。熊出の東にして、大梵字川に縁る。西岩本とは、やがて熊出にあたり、此邊の汎名本鄉(藩政の時本鄉組とよぶ)は、岩本鄉の謂ひに外ならず。東岩本の南なる越中(エッチウヤマ)山は、曠漠原野廣し、大館氏、溝渠を開鑿して大綱川を分注し、烏帽子形に至りて一大瀑布を爲す、煙見瀧と號す、堰路幅七尺深三尺、屈曲長五千五百間餘、灌漑の利を得て、墾拓百町餘、其業天保三年に起りて同八年に成れり、故に之を天保堰と名く。(縣誌提要)

(越中山)

大綱(オホアミ)　今、東村の管內なれど、東岩本の東南なる大山谷を占め、月山西邊の一壑なり。大略、月山並びに仙人嶽、大越峠、石見堂山の山脈を以て其東界とし、西村山郡大井澤、月山澤(本道寺)と相分ち、南界は朝日嶽の支峰障子嶽、并びに大鳥山に至り、西北の二界は、低卑の諸嶺綿延自限る。南北凡八里、東西三里、乃至五里湯殿山の靈場之に屬す。又、米澤、山形の便路之に由り、六十里越と稱せらる。

戊辰當閏四月、庄內藩呈書云、去月二十四日、領分清川口間道より、何方の兵士にや、窃に襲ひ入、發炮に及候始末、王者討罪の師とも心得申さず、一藩の士民倍々疑惑を生じ、一同憤勉防禦自救の心得にて、大綱口外へ人數差出置候所、天童藩は、品々ある間敷所行の上、發炮に及候に付、不得止接戰に及候、併し鎭撫總督府の御指揮在せられ候官軍に有之候はゝ、恐懼の至りには奉存候得共、右樣名義不分明の御征討相成候に付ては、武門の慣、是非なく防戰仕候。

大綱の民家は、谷の北偏に相聚れり、南方は數里、全く荒莽の空山なり。障子嶽より北流の溪流は、湯殿山の八聚(ヤクハ)川、月山の金剛川(田麥俣)を合せ、注連寺の南に達し、西に折れ、名川の村里を過ぎて、遂に大鳥川に合す、梵(ボン)

（梵字川）

字川と云ふ。〇縣誌提要云、大網の村民、梵字川を隔てゝ耕作を爲す者有り、懸崖奇險、橋を架するに難く、又素より構造するの資力無し、葡萄蔓を綯合して大索を作り、之を樹根に約して兩岸に亙す、長凡三十尋、手足索を攀し傳繞互遞して來往す、之を猿子渡りと云ふ、又其索に籠の如き者を貫架す、猶ほ兩邊に綱あり、以て運搬す。

（猿子渡）

注連寺（チユウレンジ）　大網に在りて、湯殿山舊別當職の僧坊なり、今に三山巡拜者の集會する所とす。鶴岡より此に至る五里、注連掛口と呼ばる。〇安倍氏筆餘云、長祿年中、井岡寺の鏡銘「時日那、官領司、武藤家宿老、渡野邊云々」この渡野邊は、今も大網に注連寺大聖坊といふ、されど、官領司云々の語は疑ふべし。

（注連掛）

心齋先生遊記云、鼠關以北、係鶴岡酒井氏封內、沃野數十里、兼有海運之便、所謂戸口多富贍、過其城下里餘、路岐得石碑、題曰「西金峰、東三山」東渡梵字河、宿注連寺、翌日鷄鳴嚶々、聞馬嘶門、導客促裝、駕而登山、至第四合、捨馬而少、導引之深溪中、踏石取步、高唱佛名、令客和、凡溪中所見、山之秀、岡之奇、洞之邃、泉之躍、皆目觸標現、導以爲神、我以爲勝、意雖相異、仰之一也、已而水勢嚙脚、揭步稍艱、時聞奔雷、到則見瀑高數丈、傍又有一石門、飛泉躍出自其中、傍架鐵梯、垂鐵索、援索躋梯、足酸目眩、拾級盡之、上得一緒石、大數圍、其下石質如鍊鐵、檻泉懸湧、踏之熱、流注岩竇、標爲湯殿山神、淺涯石根如氷柱、或將逢石髓如傷。（弘化丙午歲）

三千風行脚文集云、羽州樾山の內院、大日大梁權現の開根を尋ねれば、高野大師渡天の時、五葷山に分いり給へれば、文珠菩薩、飛龍の首に現形して曰、日域東北にあたり、種子三摩耶形の靈山あり、と告給ひしを承引、歸朝の日、北陸にかゝり、天鏡の驗影は、水面に應ずる物なればとて、尋さがりたまふに、此最上川の末、禍の浦風に漂て、梵文、波上に光明赫々と拜れたまふ、其水上を尋のぼり、今の注連寺にして、百日百座の柴燈護摩を修しませば、あやまたず、正身兩字の主靈に對面まして、互に敬禮の御手形石、今に嚴然としてあり。

大日坊（ダイニチ）　湯殿山舊別當、當山四个寺の一なり、大網村內なれど、注連寺の東半里。

羽黑山天台宗寶前院と、湯殿山眞言宗本道寺、大日寺、注連寺、大日坊、湯殿山法流之儀就異論、度々令糺明之處、双方雖無證文、眞言之四箇寺申所、理運相聞之條、近代之通、湯殿山法流、可爲眞言宗、爲後鑑、兩山へ成下知者也、仍如件、

寛文六年三月廿二日（老中連署）（吹塵錄、安倍氏筆餘）

本道寺、大日寺（大井澤）は西村山郡に屬す。相傳へて、月山七口の第一、大網口也、仁壽二年、羽黑衆徒瀧水坊之を開き、大日坊と爲る、第二注連掛口は、天長十年、羽黑衆徒渡邊氏之を開き注連寺と爲ると。近世、羽黑山改めて天台宗に依屬することゝなりしにあたり、大網、注連掛、大井澤、本道寺の四口は、古來の法脈眞言宗に屬すと主張し、終に羽黑山と分離したり。〇風土略記云、湯殿山別當は、注連寺、大日坊、共に廣大也、外に衆徒あり、一山の總號を日月寺と稱し、眞言宗なり、中にも注連寺は根元執行と稱す、三山雅集に「湯殿山垂跡、大山津見命也云々」羽源記に「湯殿山、大日應身覺王也」又、寶永年中板行の傳來記に「大日靈女の尊靡、八大金剛童子、御本地大日如來、天長二年、弘法大師開基也」と載す、羽源記の趣は、月山を金剛界（右）と立て、湯殿山を胎藏界（左）と立て、月山に伊裝諾、また葺不合の尊といへるに對して、湯殿山は伊裝册、また火々出見の尊と答へしなり、羽黑山舊記、能除太子の皇納原（スヲロガハラ）の三神の中には、湯殿山の神は見えず。

田麥俣（タムキマタ）　大網の東南一里、金剛（コンガウセン）山川に倚れる小部落の名なり、繼越溫泉あり、溫七十度。金剛山川は、月山の西補陀落（ブダラク）に發源し、西下三里許にして此に達し、末は梵字川に歸す。

（六十里越）

田麥俣より、山路は尙東南に一嶺をわたり、之を細越（ホソコエ）といふ、險艱二里にして、八桑川の溪中に、笹小屋（ササコヤ）と稱する部落に達す、即、大越（オホコエ）峠の下とす登路又一里にして、月山澤、志津（西村山郡）に達す。田川郡より山形米澤への捷徑、之にすぐるはなし、六十里越（ロクジフリ）と稱す、西村山郡に垂出す。湯殿山への道路は、笹小屋より東に、溪流に沿りてのぼる。

湯殿山（ユドノサン）　山谷の汎名にして、又、神祠の稱とす、されば、古言由豆佐（ユヅサ）（湯出澤）の再三訛かと論ぜらる。月山西南の澗中に屬し、大網を去る凡四里、南傍の山峰を仙人といひ、溪流を八桑川といひ、末は梵字川へ入る。又、此より月山の絕頂へ凡二里、方俗、御濱（ミサハ）淨土口といふ。

（御澤）

心齋文集云、謁湯殿、更試登月山、右折攀亂石、白雲過脚下、疾如奔馬、飄渺似登天、得一店憩之、地有鍛冶宅趾、抵絕頂、又遇一店、即宿、時雷起山下、雨皆橫飛、夜寒如冬、黎明起謁大物忌神祠、遂搆高望日出、朝氣肅靜、綿雲布下、寂然不動、四山高者惟露髻少焉、（弘化丙午歲）

（仙人嶽）

地學雜誌云、湯殿山とは、月山西南の半腹にあたれり、されば、月山山頂より齋藤（サイトウ）が森を過ぎ、西南に向ひて下る、道の左に當りウバが嶽（ガク）あり、之に連續して、西方に、（湯殿山の谷の北方に當り）仙人（センニン）嶽あり、（各獨立の噴出火口を具へしものと考へらる）ウバが嶽を過ぎ、甚深なる小谿流中へ、鐵鎖に助られて下る、湯殿澤是なり、此澤は齋藤が森の南側に發し、南に流れ後西に流れて、六十里越道の笹子屋を過ぎ、梵字川に入る、此間の一境を含滿（ガンマン）と稱し、火成岩よく露出す、其岩石分解して、長石の斑

晶に昔噴去し空隙を存す、蓋、昔噴氣孔又は熱泉の迸りし痕ならんか、谷に沿ひて少しく下れば、湯殿山祠に達す、湯殿山、山には非ず、月山より落つる溪谷の一局部の名に似たり、此處に安山岩塊を含む所の泥岩（輝石富士岩の塊片を混する泥堆）中より温泉湧く、其沈澱物は、水酸化鐵のため、黄褐色を帶ひ、堅質にして鱗狀に積み重なり、岩石を蓋ひ、或は隱し、美麗なる小堆を作る、道者連の、神體として敬拜するものは、此に外ならず。○縣志提要云、湯殿山は、田麥俣村を經、左折して登る、仙人澤に小屋二囘あり、行李を小屋に託し、輕裝して出づ、數步にして路線絶す、水石混淆の間を躍步する凡二十町、御澤と名く、先達必相誓めて、勿言勿語と云ふ、蓋、山の形狀を秘して其信を固くするなり、既にして溪極り當石壁立す、鐵階三件を直架す、長さ各三百尺許、猿攀して登る、階盡て御囲に達す。

湯殿山錢ふむ道のなみだかな、　曾良

かたられぬ湯どのにぬらす袂かな、　芭蕉

（淨土口）

諸州採藥記云、月山の麓志津村に旅宿し、湯殿山へ行く、淨土口六十四里臨と云ふ（六丁一里也）、此所を過して裝束小屋にて、衣服を改め、金銀其外所持の品をこの所におき、是より先の樣子、人に語る事を堅く禁ず、道の傍に靑錢沙の如し、參詣の輩一心に稱號を唱るばかりなり、然るに、かの靑錢、旅人の差置る金銀荷物等、盜賊時々來りて盜み取る、依て彼賊を防がんが爲に、槍の鞘をはづしいかめしき番人あり、裝束小屋より湯殿山の奧の院まで、二十丁許りも下りて、衣服改め、また誓言場あり、道筋に鐵の鎖數个所、諸の地獄ありなどゝいへり、奧院を拜するに、梵天を立並べ垣の如くにして、此内に彌陀一體（長は三尺程）外に二體あり、左右靑錢瓦石の如くつもる、冥途への文など、婦女の說に落入輩、この所に數多これを置く、此邊蚤虱ありて（藥草の名なり）、俗にぼんでん草と云ふ。○風土略記云、湯殿山は、當國はいふも更なり、北國、東筋、奧州より參詣の道者、淨衣に山谷を白くす、一度此山に登れば、父參詣の思ひを起さずと云者なし、來迎佛を拜し、或は死たる妻子に逢ふなどゝ、人口に膾炙する所也、山路に入れば人々錢を蒔散し、寶前に至ては金銀を惜まず熱湯に投入、積る事宛も山のごとし、近年の附句に「花は何金のうへ漕ぐ湯殿山」といひしは是也、諸人此山に入ては、所持の金銀を惜まざる事、一奇也。

湯殿山神社　中世以來、羽黑月山と并稱して三山と爲し、世に崇敬せらる。蓋、羽黑を[illegible]の後、既に月山を開きて驗所と爲し、更に背後下降の路に就きて、湯殿山を開く、もと熊野三山に擬して之を立てたり。名義は、湯出澤といへるに出でたり。田川郡由豆佐の神、早く光孝紀、延喜式に見えたれば、彼神號と相渉る、視て同體となすべし。卽、熱泉涌出の奇岩に就きて、之を祭禮す、殿屋なし。（近時、大已貴少彥名神の祠あるは、神道者の當故、措きて問はずして可なり）今、三山並びに國幣に列す、宮司以下は、羽黑に居り、三山を兼帶す。

湯殿山の開闢、その年代を知らず、熊野と吉野（大峰）頂道の峰入の先蹤に合せ考ふるに、熊野を羽黑にうつし、大峰を月山に立て、吉野を湯殿山に擬し、其湯殿山より峰入するを逆といひ、大網の山伏の皆、眞言宗當山派三寶院（醍醐聖寶流）に屬せるは、深き所以あることならん。室町幕府時代に成れる、臥塚物語にも、此意を探るべし。

ある眞言師の曰く、大峰は、奧州湯殿山と金胎兩部の山なり、此山至て高く、諸木枝をつらねて茂れるによりて、輙く日光をだに觀る事あたはず、昔役君開闢の後、一旦は蛇毒のために人跡もたえ、延喜のころは、此山すでに魔界となりて、參詣する人もなければ、聞つたふるのみなりき、去かるところ、醍醐寺の聖寶といふ修纏の僧、此山の靈驗、鬼蛇のためにうしなはん事をなげきて、一朝發起して入山をせられ侍る。

和讃謌云、湯殿山大權現神託、一切の衆生、世のことわざを捨て、日に月を重ねて、身を清め心を盡し、我前に來らば、現世に淨土を拜ませ、今生の願一として意のまゝならずといふことなし、我日本に隱れすみて、大日遍照の德に迎へんがため、外に淨不淨の行を立てて、內には大悲の日の光をかゞやかす。

風土略記云、月山の南を經て、遙に西へ下れば大なる澤あり、澤邊に熱湯の涌出るあり、是を湯殿權現の寶前とす、夏月、諸國より參詣の人、五色の幣を納め、散錢積て山の如し、散錢の上に鎰を持せて番人を置、祭神諸說區々にして詳ならず、社頭社家なし、大網村に兩別當あり、或記に、「此山、大已貴命彥火火出見尊を崇め奉る、故に己火の山とも云ひ、大梵字川の河上にて、有五味藥湯、晉湯殿山」と、云々、後來文字の雅ならざる故に、戀の山と書たりとなり。○新風土記云、湯殿山大權現は、月山より西に下る凡二里許に鎭座、寶前と唱へ社殿なし、山路高低、巉巖絶壁を昇降し、或は鐵階を蹊り、或は鐵繩に縋りて、往返共に艱難を極む、又、此山を戀山と云ふ、一度此山に歩みを運びては、年月を重ねても慕はるゝより、斯くも云るなど申傳ふるになん。

（戀山）

出雲風土記によれば、神門部に戀山あり、又、古來歌名所としてよまるるは、大伴家持家集に、

誰をかは戀の山邊の時鳥夢の枕にたびたびは鳴く

とあるを本とする歟、湯殿山の事にはあらず、中世の諸詠に、

戀の山しげきに篠の露わけて入初むるよりぬるゝ袖かな（新勅撰集）　神祇伯　顯仲

戀の山ぬれてくるしき道ぞとはふみそめてこそ思知りぬれ（新千載集）　前中納言有忠

これら皆、人間意想の事にかけて、山とよみたれど、もとより何地の何山と定めて其實あるにあらず。觀聞志には、酒田の津にありと爲すは、國府の山の訛なり、合考すべし。

三千風行脚文集云、明れば、月山の禪定より御澤へ下る、漸々追分の杏風に落つき、六根懺悔の頭垢離をかき、清淨白衣にあらため、是より秘密門、淨土口に入る、名もいかめしき鐵瀧十餘町さがり、はや御前に成りしかば、あふぎ見れば、大毘盧遮那は自然涌出の蓮花湯に座し、湍然として巍々たり、諸尊八萬八千の形相、巍然として唐々たり、都て、滿[illegible]蒼松は、色心不二の曼陀羅を見せ、風聲水音は聞聲悟道の眞言を唱たり。陸奥千鳥云、羽黒山へ登るに、麓は晴天、山は雨、漸く月山に詣て、雪の嶺、牛が首といふ廟に一宿、早天、湯殿山奥院へ詣づ、諸國の參詣人、峰溪に滿ち／＼て、懸念佛は、方四里風に運び、時ならぬ雪吹に、人の面見えわかず、黄なる息を吐く事二萬四千二百息、凡三山は登り下り凡十五里、都べて七口、尊き光を得て、幾何の人民、身命を繋き豐かなり、志津といふへかゝり、山形へ出づ。○觀聞志云、世俗多信鬼慢神、求冥福覓僥倖者衆、就中崇敬羽州湯殿尤甚、沼々天下是也、斯山也釋空海所開、特說靈驗、大傳奇怪、或誇說三尊之來降、或妄誕百魅之集會、是以愚民信仁妄奄其誕、每歲夏日精進潔齋、齋金負糧而凌嶮登山、値晴天白日者、爲身心淨[illegible]之驗、遇陰雨晦瞑者、爲邪志妄念之著、若歸來、有說山岳之狀、溪洞之態、神感之驗、物怪之變者、則目眩舌縮、立蒙其罰、面得其祟、是以畏怖、無敢說其實者、且祖先一修此行、則其子孫永不得脫却之了、故愚夫部俗因循不能革其非、敗産廢業、離郡踰境、登此山岳、其耗費殆不可枚擧焉、我親族有今邑勝長者、平日疾之、以爲說破其妄、解喩其僞矣、於是多日敢止沐浴厚身垢、食猜鹿深臭氣、直入彼山中、人或詰之、則便對、予適欲啓後蒙而斷將來之疑、何憚之有、憤然獨行、上下跋涉、數日經歷、具試世所說之故、果成妄誕虛譎、無一有也、唯山峙雪深、水流路嶮、而濕雲沾衣、寒霧瞑目耳、妖僧役徒之屬說奇談妙、以欺愚民耳、嘗試之兩同、其所說者如此、於是、令人永革崇隱行怪之弊、醒天下古今之昏、可謂雄偉不常者也

月山（グワツザン、ツキ）

（牛首）

羽前の中央にあたれる大山にして、謂ふ所の羽越山脈の一雄峯なり。南に朝日嶽、北に鳥海山を望み、標高約二千米。山頭に神祠あるを以て、夏時、登拜者山中に絡繹することあり。裏口大網より湯殿山を經て之に登る凡六里、表口手向より羽黒山を經て之に登る九里、又、東方最上村山より登るべし、すべて七口と稱す。月山を、俗に牛が首と稱す、されば、牛頭山と命すべし、而も犂牛山ともいふ。月山の名は、半月狀の形容あるを以てにや、後人、更に葬禮新月の說を爲し、又、月讀尊に附會す。本義は榮山か。

（出羽三山）

新風土記云、月山は形狀臥牛に似たり、四時雪を戴き、極暑斑紋を見る、山脈起伏して、田川、最上、村山の三郡に跨れり、湯殿山、羽黒山、是が麓たり、之を三山と稱す、三山雅集曰「犂牛とは、山の形牛の横に倒れたるに似て、四時雪消果ず、斑色を帶るによそへたるが、牛が首と云へるも、又便有る名也」凡この三山參詣道には古來七口と稱し七線路あり、一は羽黒山より登るを本道とし、之を羽黒口と云ふ、二は注連掛口、三は大網口、此二口、東西田川郡より順路にして、田麥俣を經て仙人澤に至る、四は本道寺口、五は岩根澤口、六は大井澤口、此三口は、村山郡よりの順路にして、六十里越に係り志津を經て裝束場に至る、七は肘折口と云ひ、最上郡よりの便路なり。○越後の方言に、出羽三山を御下といふ、上方、熊野吉野の峰入に對し、乃至 上 方 參に比して、出羽なるを下と指したるなり。

登月山　　長保久　赤水

攀盡三山頂、崢嶸如柱天、路隨烏鵲跡、人犯斗牛邊、月窟千秋雪、靈場五色烟、更疑入兜率、親自謁金仙、

（齋藤森）（補陀洛）（彌陀原）

地學雜誌云、月山は、之を山形平原より仰ぐも、其屬峯葉山の連嶺の横さまに出づるありて快目ならず、且、尋常火山の特相たる圓錐狀の外貌を缺き、庄内平原より之を眺望すれば、傾斜極めて緩慢にして、彼の鳥海の如き峻嶮なる山容を呈せず、裾野は北西兩面に最も廣く曳けるを認むべし、その頂部は唯幅廣き山脊の南北に走るのみ、神祠の在る處の下に、少しく平夷處あり、此邊に立て西方の谷を下瞰する時は、舊噴火口に關して、想像の念頭に浮ぶものあり、月山最高部の山脊と、稍南方に當り西方に分出する低き一山脊とを、相連結する山脊は、舊火口壁の痕を示すものにして、（月山最高部と、南西支の齋藤が森とは、連りて半圓狀をなす）月山の名稱の起りは、其半月に似たるにありと聞きしが、火山構造に着眼せば、半月形の山脊を發見するに難からず、此山脊に圍まれたる溪谷の一に金剛澤あり、齋藤が森の北を過ぎ西流、田麥俣に出づ、此谷の奥に（齋藤が森の北）二谿流の會合に近く、西補陀落と稱し、熱信なる道者の參拜する處あり、是れ恐らくは一の爆裂火口の痕にして、今も微温の鑛泉湧出し、廣く近傍の岩石を白變し、成分鑛物の溶解脫去したる孔隙は、盡く硫黄にて充たさるるを見るべし、神祠の北方一里餘、彌陀原の東に、東普陀洛と稱し小澗水あり、四邊絶壁を爲す、亦一の爆裂火口の痕跡あらん。（彌陀原標高千四百米、北に下り二里を立谷澤とし、標高四百米許）○縣誌提要云、月山の牛が首に、石炭坑有り、今は廢せり、其北に鍛冶屋敷と稱する有り、刀工月山丸參籠せし跡と傳へり、本社の左方に沼有り、甚大ならず、小屋數所有り、石を重疊して礎と爲し、巨木

を縛して之を造り、茅を以て屋を葺く、各二三十人を容るゝに足り、且風雨を避く可し。

月山鍛冶とて、古刀に其作多し。月山は家號ならん、必しも月山に栖止せる人に非ず。古刀銘鑑に「羽州住月山近則、永正九年」また「月山兼永、天文十一年」「月山正次作、文龜五年」「月山寛安、永祿三年」などとも刻む、西村山郡谷地を合考すべし、系圖には、初代月山を、建久年中の人とす。

(禪定)

月山(ツキヤマ)神社　月山の絶頂に在りて、古人之を禪定(ゼンヂヤウ)といへり、又、御室(オムロ)といふ。其創祀を知らずと雖、蓋、延喜式飽海郡月山神の本つける大嶽にして、中世、羽黒修驗者の行道所とす。故に、後に至るも、其祭儀登拜、皆羽黒山に由れり。今、國幣中祀に列す、手向村羽黒山(伊氏波神社)より七里、大網村湯殿山より二里、俗に三山懸越九里と稱す。

郡乃須佐美(文化中白井氏撰)云、式に月山神社を飽海郡と載せられてあれど、此山は、今も田川郡にて、其頂に社あり、されど、いと高き山にて、六七月の間ならでは、たやすく登りかたし、かくては、祭所にたよりあしければ、鳥海山の大物忌の祭とともに、吹浦に行はれしなるべし、主稅式に、既に、月山大物忌の祭料二千束を分けず、延喜以前より、飽海郡吹浦にて、兩所の祭を行れしにより、其地につきて飽海郡と記されけん。

(御室)

風土略記云、月山神社は、手向村の南五里餘に在り、山路崎嶇として峻險を極む、頂上に本社有り、境内は石圍ひにて御室(オムロ)と稱へ、寶殿を幕禮山月山寺と號す、義經記に「此清川と申は、羽黒權現の御手洗なり、月山の禪定より、北のこしに流れ落けり」と有れば、近代より月山と稱するにも有らざるにや、羽黒山舊記に「由良之巽嶺者、葺不合尊鎭護之移峰(ウツミネ)也、」羽源記を見れば「金剛界上品上生之阿彌陀、伊奘諾尊にして、月山の頂上に出現」と有り、これ、佛家、葺不合尊は伊奘諾尊の再誕生、諸尊は彌陀の再誕なりと、例の三世に附會したる說なるべし、三山雅集に、月山を延喜式飽海郡月山神社と心得けるにより、三山を飽海郡の三岳と書けるも、三山は田川郡にして、羽黒は伊氏波神社たる事をしらざるが故なり。

○月山は、形勢巍々、鳥海と共に庄内の鎭なり、古人の夙く之を望拜したるも、其故あり。然るに、延喜式に飽海郡と注せるを以て、山神異同の論說多し。或は、河南の地をも、古の飽海郡ならんとさへ惑へるあり。

庄内物語、杉山氏注云、羽黒山の御朱印狀、家綱、綱吉、二代のものには、飽海郡羽黒山と書せらる、されど、延喜式、田川郡伊氏波社は月山の西北麓に介在し、飽海郡は、月山の大嶽に及ぶことなきや、論をまたず。然らば、新抄格勅符に、寶龜四年、出羽地二戸を月山神の封と爲としたるに合考して、田川郡の月山神を、飽海郡に祭るは、封戸の所在に就ける者、と判斷するを得ん。和名抄、飽海郡屋代郷の名見え、承久二年文書に、鳥海山(大物忌)月山の二神を兩所宮といひて、吹浦に祭れること明なれば、神名帳の月山大社は、寶龜四年に飽海郡屋代郷の二戸をその神封に寄せられしより後、吹浦の望拜所を以て直に大社に擬せられし者とす。

(狩籠池)

月山、羽黒山の修驗行道は、越前の泰澄法師の門葉に起りしならんと想はるる事多し。中にも、月山の彌陀原、狩籠(カリコモ)池は、白山(賀州)にも同名ありて、山中の靈跡に數へらる。狩籠明神は羽源記に見え、風土略記には、新山權現の狩籠の池、八大龍王の佛水の池、など見えたり。

三千風行脚集云、月山は、北の麓羽黒より、漸々八里を步びて、來迎を待彌陀か原、神船うかぶ誓(チカヒ)の池、南の岸は補陀落山、塵にまじはる濁(ニゴリ)澤、日月光の窟を過くれば、おぼえず頂上、月山權現の石室に着たりし、雲の褥や霧の襖は、さながら葉尾の天驛に行暮れて、七夕つめに宿かる心地す、あくれば、御澤下りの道すがら、四大の籠(カリコ)山には、心の鳥も栖くみ、五蘊の犢(ウシ)が頸には、念の車もたてかれたり。○奧細道云、羽黒より月山にのぼる、木綿しめ身に引つけ、寶冠に頭を包み、强力と云ものに道びかれて、雲霧山氣の中に、氷雪を踏てのぼる事八里、更に日月行道の雲關に入かとあやしまれ、息たえ身こゞえて、頂上に臻れば、日沒て月顯る、笹を鋪篠を枕として、臥て明るを待、日出て雲消れば、湯殿山に下る、谷の傍に鍛冶小屋と云ふ有、此國の鍛冶、靈水を得て爰に潔齋して劍を打つ、終に月山と銘を切て世に賞せらる、彼龍泉に鍛へて淬すとかや、干將莫耶のむかしをしたふ、道に堪能の執心あさからぬ事志られたり、岩に腰をかけてしばしやすらふほどに、三尺ばかりなる櫻の、つぼみ半ばひらけるあり、ふり積雪の下に埋て、春を忘れぬ遲ざくらの花の心、わりなし、炎天の梅花茲にかをるがごとし、行尊僧正の歌の哀も、殊に思ひ出で、猶まさりて覺ゆ、總て、此山中の微細、行者の法式として、他言する事を禁す、仍て筆をとゞめて記さず、坊に歸れば、阿闍利の需に依て、三山順禮の句々、短册に書きつけし中に、

雲の峯幾つ崩れて月の山。

吹越(フキコシ)　風土略記云、峯入堂は吹越にあり、八間に十二間、酒井家の御建立なり、山伏峯入は、毎年七月廿日付揃あり、同二十二日に入峯、別當上先達の道場を、隔年に一の宿とす、行法の間に火鉢を置て、硫黃番椒どくだみと云ふ香の惡敷草を燒き、烟に咽せて死する者あれば、屏に乘せて庭へ舁出し、厚朴(ホホ)の實を食せ、活して又くろしむる事五日、夫より吹越の堂へ移し、難行する事更に五日、夫より大滿小月山を三の宿とし、三鈷(サンコ)澤といふ所に

(三鈷澤)

かよひて苦行する事五日、澤に瀧あり二筋に流れてイ偏に似たり、右に小山二つあり垂れる形大の字の如し、其山の背に谷あり、伏の字の點に似たり、又縄切と云ふ苦行は、藤つるを縄とし、新客の山伏を谷底へ釣下げ、中途にて切て落すといふ、役者四人(導師一人、小木先達一人、閼伽の先達一人、狩の先達一人)寺家より出る、苦行五日に滿れば退下、三鈷澤は月山濁澤の下にして、大滿へ三里、吹越へ六里あり。

黒川(クロカハ)　今、松根、寶谷、馬渡(ウマワタリ)等を合せて、黒川村といふ。大網、東岩本の北にして、赤川東岸の村落なり。大網より三里、鶴岡より二里。黒川の東方は、羽黒山に至るまで四里、火山禰野の形狀歴々たり、所々に牧牛牧馬を爲す。

(新山四所神社)

風土略記云、黒川村四所(シシヨ)明神、社領五十六石、一説に、新山(シンザン)權現といへり、社僧に永樂寺といふ。○庄内物語云、湯殿山西の麓に黒川村あり、黒川明神鎮座也、緣起不詳、此社、毎年正月三日、夜より朝まで神事能有、社家百姓相傳て、或はシテ、ワキ或は笛鼓の役とて、其家々に取傳て、猿樂の能與、農業のいとまなき、又は城下に奉公する者も、其役をすてず。(按、和論分國記に、出羽國、セツタイ、羽黒、黒川延年、湊入の四篇の名を錄す、其篇章今傳へず)○安倍氏筆餘云、黒川とは、今十餘村の總名なり、瀧の上の舊家上野氏に古簡あり、

今度、庄内一揆蜂起之處、立屋喜兵衛、書分以介法、身上無異候得済候事、神妙に候、因茲、自今傳馬宿送普請棟役等、永代免許者也、仍如件、

天正十八年十一月十日　直江山城(黒印)

上野　源左衛門殿

松根(マツネ)　今、黒川村の大字にて、其南に在り、東岩本に接す。湯殿山六十里越の驛路にあたり、其衝嶺は十王峠といひ、大網の門戸とす。

慶長元和の頃、最上の大臣に、松根備前光廣あり、西村山郡白岩城址に合考すべし。安倍氏筆餘云、松根古城の中に、最上院といふ僧庵あり、正保三年、松根備前有緣のもの之を立つ、備前は最上家の老臣にて、元和元年此に城を築き知行一萬石、主人家親卒去の後、鮭延備前の二人の罪惡を幕府へ訴訟す、八年九月、備前を筑後立花家へ御預と爲され、尋いで最上家改易と爲る。

寶谷(ハウヤ)　今、黒川村の大字にて、松根の東、禰野の中に屬す。○莊内史云、寶谷村の大峰と稱ふる山中に、人穴の異跡あり、山腹七十尺許の間に、七穴並列し、穴口は山稚に滑りて東北面し、幅三尺許の徑路、僅に洞穴前に通じ、以外は斷岸削るが如く、四五十尺の下に、溪流瀉湲たり。○人類學雜志云、寶谷村の人穴は、明治二十四年之を探り、四處に二十七穴を得たり、皆土室、山腹に横入す、大峰に八穴、中平(ナカヒラ)に四穴、跡(アト)坂に五穴、七釜(ナナツカマ)に十穴なり。

〔木荒〕代(アラノキダイ)　今、田代と共に、黒川村の管内とすれど、其東方月山禰野の中に屬し、松岡、高寺の南にあたる。多藏川此間に出でて北流し、末は藤島川へ入る。此水、元來直に赤川に注ぎしを、櫛引平野に灌かんが爲に、土功を加へ、今の形を成す、稱して因幡(イナハ)堰川といふ、別項に詳にす。○荒の木平、木名アララキ(水松)あり、それに因みし名の訛れるなり。

新家郷(ニヒノミ)　和名抄、田川郡新家郷。○今、黒川山添など大泉郷(鶴岡)の南なる諸村里なるべし。山添に荒屋(アラヤ)の大字ありて、新家と其義を同くす。新家は新居と同く、古言爾比夜、又爾比乃美(新部ならん)又阿頁爲とよめり。河内國の諸郡に數多あり、又遠江國濱名郡新居郷荒井に合考せよ。

(荒屋)

安倍氏筆餘云、東荒屋の楯は、大網口の堅めと見えたり、龍峯奥羽道程記に、

最上家にて築立られし熊出(クマイデ)、江口の土手切拂時は、是より北、鶴岡まで、湖水の如くならん、依て、松根、東荒屋、西岩本等に、小城を取立、十王峠より内へ敵の越さぬ樣になさる、云々。

山添(ヤマソヘ)　今、荒屋、西片屋、板井川、丸岡、鳥飼島等を合せて、山添村といふ、赤川の西岸にして、鶴岡の南一里半。

風土略記云、山添八幡宮は、田野の中に在り、社領九十三石。(最上家分限帳、庄内下山添村、八幡領七十石九斗八升)○此邊にて、赤川の水を分派せしめ、鶴岡の方へ引き、灌漑の利多し、内川、番田川といふも、其枝條なり。○寶曆中撰、鶴岡昔日談云、山添八幡宮に、加藤肥後守忠廣奉納の繪馬の額あり、又、成覺院樣(酒井忠勝)の鷹の繪「寛永十五年寅八月吉日、忠勝、奉納寶前、諸願成就」と識されたり、又「元和元年、石原半右衛門」と識せる繪馬もありて、當家御入部の翌年の奉納なること明けし。

板井川(イタヰカハ)　今、山添村の大字にて、本郷村熊出に接す。吉祥寺あり、禪宗、僧徹山開基、正平元年創建、寺背の高峰を母狩(モカリ)といふ、北は金峰、南は湯澤山につらなる、舊寺田十三石。

丸岡(マルヲカ)　今、山添村の大字とす。○安倍氏筆餘云、丸岡は、前に内川、後に番田川を帶び、昔は此邊、赤川(荒字川)縱横に流れし跡なれば、泓沼多く、平場なれど、最上口の松根、長井口の大島の固めにて、要害の地なり、されば、大寶寺屋形の一門、此に在城したることあり、今村内に楯跡四あり。

風土略記云、丸岡館は、大寶寺兵庫頭義興爰に住居す、或武庫屋形ともいひ、惡屋形義氏の弟にして、義氏滅後大山に移る、加藤肥後守、寛永九年、酒井家へ御預の節村山郡の内左澤一萬石を肥後守へ附給ひ、此に居所を構

へ任せしめ、酒井家の家士をして守らしむ、加藤[illegible]病死の後、丸岡領一萬石は公收せらる、又、慶長(十二年歟)の比、最上義光の嫡子、修理大夫義康殿、高野に入らんとて庄內へ下り、北國より登らんとす、然るに、山形より、丸岡村に伏兵を置れ、戶井半左衞門鐵砲にて義康を討取、首を山形に奉る、義康の供したる東海林三郞兵衞宗長、伏兵數多切殺し終に討死、大山善法寺に火葬せらる、云々、羽源記に見えたり。

砂越大乘院年代記、天正十年、大浦義氏切腹、丸岡義興同十三年、次に藤州と功輪兵亂起、國中亂、最上山形義秋樣出馬、三床まちまち、大浦落城、源齋守國主二年、次に越國繁長打入、平安三年。

筆餘又云、大浦屋形義氏の舍弟兵庫頭氏高、丸岡に居り、其子義興は藤島に在城したるが、後屋形を相續す、羽黑山の當職慶俊も、義興の舍弟と見ゆ、夏日記に天正十六年丸岡圖書助とあるも、氏高の遺跡ならん、今此村に修理塚(義光物語)といふはなし、一里塚あり、是れぞ最上義康主從の墓か、此時、上山城主里見越後守の一族も改易せられ、後、丸岡にて切腹す、大山專念寺過去帳に、慶長十九年二月と載す。

金峯(キンボウ)　山添の西一里、標高五百米許、而も鶴岡市街の南方に近く屹立するを以て、仰ぎて鎭山と爲さる。

和州吉野金峯藏王權現を移し祭れるを以て、今山麓の流澤、金谷、谷定、民田(ミンデ)、高坂等を合せて黃金(コガネ)村と改む。(瀧澤の飛泉は、高八丈幅三間、千金(センキン)瀑布と稱せらる)

(民田)

縣誌提要云、金峯山は、鶴岡の南二里許に在り、直立一千三百尺、勝景の地なり、上古七葉山と號して神跡なりと、山中に大穴澤、金倉山、玉谷山、玉平等の名有り、大和金峯山の祭神を移し祭る、年月詳ならず、久安六年、藤原秀衡社殿を再建す、山上の砂礫悉く金色を帶ぶ、故にこの名あり。○風土略記云、樽引通青龍寺、金峯藏王權現領高百四十三石、[illegible]院を本尊とす、山中より下に如意輪觀音堂あり、其下に僧坊數个寺あり、南頭院を上首とす、眞言宗にして修驗兼帶、北の上に六所大權現といふあり、其外一山の內社堂多し、不動堂の邊、山水頗明媚、[illegible]の跡あり、[illegible]の羽を[illegible]けたる處にして、伊氐波(イツハ)神社は[illegible]、其跡なし。○青龍寺は、金峯の寺家の法名なりしならん、近世は村名に呼ばれ、又水名に負はせたり、最上家分限帳には、百二十六石金峯領と見ゆ。(安部餘香(親任)の論述に、金峯青龍寺を南朝の[illegible]の據有せるものと爲し、南常[illegible]あり、專、高坂洞春院の開祖能勝和尚(傑堂)の行實に援引す、されど、行實に浮誇の辭多く、援斷を採るべからず。

(青龍寺)

高坂(タカサカ)　今、黃金村の大字にて、金峯の北麓にあたり、鶴岡の南一里餘、新山鑛泉あり、低濕にして清からず。洞春院あり、曹洞禪家に屬し、越後瀧谷慈光寺、杜澤耕雲寺等の開祖、能勝傑堂和尚の創基といへば、玉川寺(國見山)と共に、高坂越後守文選の本願なるべし、縣誌提要云、金峯山の北麓、高坂村は、楠氏の黨與潛匿の舊跡なり、地名に赤坂あり、山名に河內あり、皆本國の稱呼を移せり、洞春院は、應永中、楠能勝の開基とす、能勝は正儀の子孫と云へり、寺に楠公が小楠公に與ふる所の書を傳ふ、當時秘する所有り、故に世人知る者少なし。○山形縣史談云、金剛山は田川の東面にありて、古へ七葉山と稱せり、後花園天皇の時、楠氏の一族此麓に遁れ、山號を金峯山と改めたり、文安中、吉野朝廷の遺臣楠正儀の孫能勝入道、云々。○安部氏筆餘云、高坂村清水寺は、金注連と號し、稻荷社の別當なり、弘法大師開基と稱したり、最上家寺社領帳に、四石三斗、金注連領、是也。

高坂館址(タカサカ)　羽源記に、天正中、高坂の小笠原左金吾が、故屋形義氏の弟、丸岡義興を主君に立つること見ゆ。○縣誌提要云、高坂館は、大寶寺屋形武藤義氏の老臣高坂中務居住す、義氏暴逆にして、人民怨を吞む久し、高坂屢諫れども聽れず、最上義光之を聞き、家臣草苅備前に謀を授けて之を逐ふ、備前高坂に依り說て謀を共にす、義光兵を率ひ松根に出て、義氏を攻む、備前等火を放て內應す、義氏支ふる能はず、終に自刃す、天正十二年の事とす、此地既に平ぐ、義光高坂を臣屬と爲んとす、高坂固辭して曰く、義氏主と雖暴なり、人民を如何せん、而して今日の事、公を助けて然るに非ず、吾歲六十且子無し、豈獨り榮花を保つに忍んやと、後復面せず、途に家士族從に金貨財物を分與して去らしめ、其身大和國金剛山に入て世を遁ると云ふ。(義光物語、羽源記、風土略記)

高坂氏の出身歷代は知れねど、一名族たりしことは、洞春院玉川寺等の條に合考して之を知るを得。天正中の高坂中務は、[illegible]軍記に川越入道心濟と爲し、其事歷を述べたれど、信け難き節多し。當時、高坂の一跡は、小國彥次郎へ附與せられしこと其證文あり、而も始末悉し難し。

就今度之兵亂、藤島之城[illegible]開之儀、一事に其方に憑入、其外本莊口之子細迄申合候間、爲一廉之褒美、高坂之名代、尤自先祖之本領無異儀、舍弟之猿黑丸方へ宛行之上、自今以後可被抽忠信事、可爲肝心者也、仍如件、

天正十四年五月二日　義　興

小國彥次郎殿參(羽柴氏大寶寺文書)

安部氏筆餘云、高坂の寺門前の山を城跡とす、土俗赤剝といふ、昔は赤川近く城の下を流れ、當城も初め其流に倚り、今の天王社の邊に在りしを、水難を避けて赤剝に引しともつたふ、夏日記に、高坂玄蕃が越後へ內通の事見ゆ、玄蕃は義光記の中務の子歟、又、義光記、中務逝懷の詞「屋形義氏、十二歲の折、越後村上へ軍を出し、高坂が采配にて、武名を近國に揚ぐ」云々、永祿四年の

事歟。

我老林（ガラウバヤシ） 今、勝福寺、外内島（トノウチシマ）、齋藤原、遠賀原、苗津等を合せて齋村と改む。山添村の北に接し、直ちに鶴岡市巷の南に居る、東は赤川に臨みたり。

本領之旨、依傾々御懇望、於勝福寺千苅之所、永渡進、
可有所務者也、依如件、
元龜四、九月七日　　義光花押
長泉寺　参（羽柴氏大寶寺文書）

勝福寺（ショウフクジ） 今、齋村の大字にて、我老林の南（鶴岡を去る一里半）なり。此にて、赤川の水を塞きて溝となし、苗津川といひ、鶴岡城市へ導引せり。○風土略記、泉大明神、勝福寺村の泉山にあり、實は平地にして山にはあらず、社領三石七斗、祭神詳ならず、按ずるに、往古此の井泉を祭りて明神と稱し、夫れより大泉の庄といへる名も出でけるにや、義光分限帳、和泉權現。

那珂郷（ナカ） 和名抄、田川郡那津郷、○本書那津とあれど、津は古書の例に、訓讀してツに假る者なれば、此に那の音讀ナといふと相叶はず。諸州郡に、那珂の郷名多きに參稽して、津は珂の誤寫に出づと判定しつ。而も今、泉村に中里の大字あるに由り、且は田川出羽の二郡の形勢に觀察して、後田（今廣瀬村）より手向へ渉り、月山裾野の地を以て、本郷の舊域に擬す。其北は、田野平廣にして、出羽郡大窪郷に接す。延喜式、出羽神（伊氏波につくる）を、田川郡内とするを見れば、那珂郷とは、出羽山と赤川との中間なれば歟。此神社、今手向（タムケ）村に屬す。又、中川とは、今の荒川の舊名にして、近世、藤島の西近を中川郷と云へど、藤島は、古の出羽郡大窪郷なれば、那珂郷は藤島の南と判定するを得ん。

（東山）
今、藤島の東なる東山（ヒガシヤマ）と汎稱す、古書に、羽州東山光明寺といふは此に在りしか、後世きこえず。○臥雲日件錄云、嘗有惟肖和尚頌軸、就而視之、則曰「起東山臥佐中山、一枝清風不得閑、昔讀汾州餘侍僧、今擬濟祖看新顏、滂沛從是週學囊」蓋聰西堂住羽州東山光明寺時、送行之頌也、頌之前序後跋、自述其由者也。○慶長五年七月、直江兼續より下秀久に與へし状、

其地、先年追放之者共、東山内外、一揆起于所々、其後、藤田寺右衛門藤島へ押寄、近邊之在郷相靜、注進仕、路次添川之城責破、緑合彼指越候事、無比類候、
（下略）
七月廿六日（安部氏筆餘）

後田（ノシロタ）（廣瀬） 今、廣瀬（ヒロセ）村と改め、高田、松尾、赤川、細谷、狩谷野目、富澤等を合す。赤川右岸、月山裾野の下なる平夷にして、鶴岡の東一里餘。廣瀬川は、裾野の一溪にして、梲代、寶谷（黑川村の屬）の山中に發し、後田に至り、以下屈曲一里餘、渡前村に至りて藤島川へ歸す。是れ全く、近世の土功に成り、世に因幡堰川と稱せらる者也。

元和八年仲左門覺書、庄内うしろ田と申所にて、最上出羽守、本城越前、出合一戰の時、たがひに名乘合、高名致候、云々。（庄内古事抄）

因幡堰川（イナバセキガハ） 安部氏筆餘云、最上家の時、新關因幡守久正、此堰を知行したり、其昔、笹川の一流にて田地に灌ぎしも、水不足せし故、久正、黑川村の多嚴川（月山に出づ）を揚げて、馬渡、後田の山腰を廻し、黑瀬より古郡まで、大道の堤壘を築立、荒川に樋を掛渡し、大普請を企てしも、成功せずして役家改易と爲る、依て、元祿二年、郡民再此遺誌をつぎ、荒川を二流に分ちて、そこに兩樋を掛渡し、初めて其志を遂す、即、其創業の名に基づきて、因幡堰と號す、後又改修する所あり、殊に寶永二年の改修により、萬代不易に潤澤を流すことと爲る。

赤川（アカガハ） 今、廣瀬村の大字にて、後田の西、大梵字川の岸に縁る、即、水名に取れる名なり、鶴岡より羽黑への直路は、赤川、後田より荒川、野荒町と次第す。

細谷（ホソヤ） 今、廣瀬村の大字にて、赤川の北、大梵字川に縁る、鶴岡より渡前、藤島、狩川への驛路は之を經由す。即、山形への大道なり。

狩谷野目（カリヤノメ）（黑瀬） 今、廣瀬村の大字にて、黑瀬と共に羽黑路にあたり、赤川と荒川の間、天正十六年、羽越合戰の舊跡なり。○野史云、天正十三年秋、越將本庄繁長、大捷于十五里原、山形兵五千、駐屯黑瀬（クロセ）、繁長率兵二千、次狩谷野目抗衛、進兵二萬餘、羽兵自潰走、踰羽黑山月山而遁、繁長追擊、獲首八百餘級、莊内悉歸上杉氏。（兵家茶話）安部氏筆餘云、越後先亡中左門覺書「庄内後田と申所にて、最上出羽守、本庄越前守、出合一戰の時」云々、是は天正十六年八月、千安合戰の後、黑瀬川に再戰ありしをいふ。

猪股（ヰノマタ）（後田林） 今、廣瀬村の大字にして、後田の南、月山裾野の裔にあたり、新墾田とす、故に後田林（ウシロタハヤシ）とも稱す。縣誌提要云、鶴岡士族三千五百餘名、協力して墾開の擧あり、明治五年七月創業、高寺後田數村入會の官林（後田林と云ふ）を官に請ひ、新圃二百七十八町を開き、桑茶を培植す、猪俣新地に家屋を設け、移住數十戸、之を松岡（マツガヲカ）組と云ふ、七年、政府更に賞典金三千圓を下賜して、之を竣成す。

（松岡）
○隨鑾紀程云、松岡社者、舊鶴岡藩士同盟所開荒蕪也、明治四年、藩解常備兵、兵士罷、商業營利、士類所恥、不如墾田耕耘、自食其力矣、鑄兵器鑄農具、五年、請月山東麓後田林地得之、分其徒三千餘人、爲三十隊、其地榛莽蔽空、纔通兎徑、擧烽火相示、伐木刈茅、作小舍、各宿其中、晨出昏歸、力作益勵、大約三十餘萬坪、其松樹圍六七尺者、每區有七八百株、盤根錯節、鋤犁頗難、奮力不已、六旬成功、六年、擬行雪中、運搬糞料、俟雪消、植桑苗播茶種、漸進及高寺馬渡黑川三林、

荊榛繁茂、擧闢維難、勉爲不屈、闢地六十萬坪、合計前後墾地、得百萬坪、是冬、造蠶室於後田松岡東、八年冬、有告縣令私士族者、元老院議官大書記官沼間守一按問、九年、按縣令罪、收其所附縣士桑苗桑種費銷、罰士族違法者有差、士族倖源、併賞縣廳、至是見奪、十年春、宮城鎮兵來戍鶴岡、以西海有亂、慮士族應之也、十一年、衆愈憤、請獻墾地廢其業、内務卿慰諭留之、乃止、其後衆推松平親懷爲總代、從事如故。○加藤肥後守忠廣、丸岡謫居の時の家屋は、忠廣の卒去の後、之を撤去して、藤島村の本陣(酒井家の休憩所)に移されありしが、維新の後、無用物となりしかば、鶴岡士族の開墾地(後田村)松岡へ更に移されたり、忠廣邸内の建物にして、今尚保存せらるゝものは、此一棟のみなり。(羽柴氏忠廣謫居事蹟)

高寺(タカデラ)　今、松尾と共に廣瀬村の管内とす。○風土略記云、高寺山權現神領五十三石、土俗高寺(法名照光)千手觀音といふ、松尾村、貴船明神あり。

荒川(アラカハ)　今、泉村と改め、仙道、野田、川行、金森目、中里、野荒町など十餘部落を合す、後田の東一里。同名の溪流は、月山の支峰、雨告山に發し、仙道野田を經て、此地に至り、笹川と合せ、渡前村へ降下す、即、藤島川なり。

(雨告山)　雨告山(アマツゲ)は、月山の西北面の一屬峰にして、亂山起伏の間に在りて、稍拔起す。

野荒町(ノアラマチ)　今、泉村の大字にて、荒川の東半里、手向の西一里、笹川の左邊とす、北は藤島驛に至る一里半。

(笹川)　笹川(ササ)は、一源月山彌陀原の西谿に發し、一源表坂の右谿に出て、相合して、川代、大口、市野山、野荒町等を經て、荒川に會ひ、藤島川と爲る、長凡七里。

中里(ナカサト)　今、町屋、戸野、染荒野、小増川、金森目、川行と共に泉村の大字なれど、羽黒路の北なり。○この中里は、やがて、和名抄、田川郡那可郷の遺名なるべし。或は、此間を、汎稱東山といふ。

玉川(タマガハ)　今、泉村の管内にして、野荒町の東、手向村に近接せる村里なり。一名國見山(クニミヤマ)村といへり、玉川寺在り。

(國見山)　風土略記云、玉川寺は國見山村に在り、寺領四石、古の節婦玉刀自の故里歟「大荒木臣玉刀自、出羽州田川郡人也、夫死後、廬於墓之側、歸念佛理、守節不移、貞觀十三年春二月、叙位二階、免戸内租、表門閭」と、三代實録に出たり、案するに、國見といふ村名は、貞節を門閭に表して國民に見せたるゆゑにして、玉川寺は玉刀自の牌所にや、開山は法明尼とす、この寺は近代越後村上耕雲寺に屬す。

會津舊事雜考云、康正元年乙亥、南英、興於羽州玉泉寺廢、是雖固辭、京兆不止、故茲歲春三月初旬、又遣華族延後守高坂文道切望、英不得止、秋八月、到國見玉泉寺、所築建一宇、曰玉瀬軒、軒前開一池、門外有川曰玉川、其源出月山也、寺稱善見山玉泉寺、改爲國見山玉川寺、其制太備也。

南英は、耕雲寺傑堂和尚(能勝)の弟子にして、越後種月寺の開祖なり。京兆は、蓋、大寶寺家に右京亮建氏といふ人にあたるごとし、大泉郷に合考すべし。

手向(タウゲ・タムケ)　今、手向(タウゲ)村といひ、鶴岡の東三里(藤島の東南二里)、月山裾野の一溪、祓川の西邊なる坂坂の上に在り。其東嶺には、羽黒の神祠あり。此一村は、古來神祇に奉仕し、巫覡修驗の業に從へり、謂ふ所の羽黒山臥なり。今に三百餘戸、三山登拜の賽者に賴りて其生を爲すといふ、亦一異境なり。

手向とは、此坂上に、羽黒及び月山を遙拜したるに由る歟。古の最上と出羽國府との通路は、最上川の水程、及び其南山の板敷(イタシキ)越に依賴したるが、其板敷越は、羽黒山の東なる立谷澤に屬す、又以て手向の形勢を察見するの一件に數ふべし。○風土略記云、羽黒山の手向に、鷹待小屋と云ふ地ありて、古へ鷹を待たる所也、出羽の名も此より起る歟、今に、手向の鷹と、金峰の鷲とて、名産の稱を存す。

奥細道云、元祿二年六月三日、羽黒山に登る、四日、本坊において俳諧興行、

　有かたや雪をかをらす南谷、

五日、權現に詣づ、當山開闢能除大師は、いつれの代の人と云事をしらず、延喜式に、羽州里山の神社と有、書寫黒の字を里山になせるにや、羽州里山を中略して羽黒山と云にや、出羽といへるは、鳥の毛羽を此國の貢に獻すると、風土記に見るとやらん、月山湯殿を合せて三山とす、當寺、武江東叡に屬して、天台止觀の月明らかに圓頓融通の法の灯かけそひて、僧坊棟をならべ、修道行法を勵し、靈山靈地の驗效、人貴び且恐る、繁榮長にしてめでたき御山と謂つべし。○元祿九年紀行陸奥千鳥云、六月十五日は、羽黒山祭禮、三所權現神輿御出、幡鉾傘鉾計りにて、境内纔に一丁程も廻り、其の儘本社へ入らせ給ふ、繕はぬ古例、謂ある事にや、近郷群りて詣づ、

　五十間練るを羽黒のまつりかな、

　吹螺に木末の蟬も鳴き止みぬ、

手向町より神前まで四十丁、石の階半途に、祓川、此所にて垢離をとる、森々たる杉の間より瀧落つ、水の烟はくりから不動の腰を廻る、修驗修行の珠數の音、邪欲煩惱の夢を覺ます、遙かに見れば、五重の塔、是は鶴岡城主の建立なり、別當は若王寺、高山の岨を請けて、おびたゝしき一構、風景いふに及ばず、同隱居、南谷の庵室、風呂の用水は瀧を請けてたゝへ、廁は高野に同じ、

　水無月は隱れて居たし南谷。　桃　隣

東遊雜記云、羽黒山は、近世、江戸東叡山寛永寺の直末に列せしめられ、天台宗なり、山中に淸僧凡三十一坊、

山伏四百餘坊と稱し、(座主なし)學頭は寶前院若王寺と稱す、一山の制度此寺よりして取り行ふなり。寺領千五百石、手向町といふは、殘りなく山伏にて、無官の山伏は國中へ配札なし、或は祈禱をなし、或は參詣する人々の先達をし、又は商をする山伏も多しと云ふ、二王門に入、櫻峠と稱する凡三丁、夫より樓門に入て、常念佛の堂、五重の塔あり、此所より登り坂、石の壇を上る二拾余町、本社に至る、十四間三尺四面、茅ふきながらも念の入りし堂宇にて、内陣の飾り美々しき事なり、之を九州豐前の彦山にくらべおもふに、勝劣なき靈場にて、山伏の風俗粗似たり、但し、彦山は高峻にて、當山の及ぶ所にあらず、さて、月山湯殿山へは、百年以前まで、參詣する人も至つて稀なりしが、いつとなく登山し、和州金峰山の如く、羽黑山湯殿山月山、三つの山と稱して、數度參詣せるものを先達と稱し、俗にても寺號坊號をつけて祈禱すること、今に至て大に流行すときけり、湯殿山月山には諸堂一字もなし、柴堂と號して登るものゝ休息所のみなり、手向町よりの馬牽人足、總髮のまゝ鬚などをかくは不似合なるさまにて、人々笑ひし事なるが、皆山臥にてある也。○三山雅集云、手向念佛堂(稱名山蓮華寺)に、あまたの墳墓あり、中に「元應二年三月、藤原氏」と刻める古碑あり、黃金(コガネ)堂は應化堂ともいひ、三十三觀音を安置す、土肥次郎實平奉行として建立、廿播備後守中興とつたふ、堂の後を蝦夷(エゾ)館といひ、往昔夷人の來り住める跡とぞ。○安部氏筆餘云、羽黑山舊記、信け難き節多し。中に、

　應永二乙亥、烏崎下居宮、伊弉諾森へ移す、是れ黃金堂の東なり、烏崎とは、櫻小路黑澤宮の事也、
　天文六酉四月、羽黑上旬下旬父子討死、
　天文十一寅、羽黑下旬滅亡、

など參考すべし、羽黑長吏上旬殿は添川に住し、中旬殿は、手向中之坂(赤坂)に住し、下旬殿は櫻小路に住し、今稻荷堂の前、別當里坊は是也とぞ、下旬家老眞田氏は、在廳とも呼ばれ、近世、一山の執政職は此家にて行ふ、元和の比、大坂の勇將眞田幸村が庶子宥清此家を繼ぐ、舊記に、天正十九年、眞田式部清鏡といひ、名跡を源次郎宥清が繼ぎたる如し、然らば、天正十年の甲信崩の比、眞田清鏡その本國を牢人して、當山の在廳と爲れるにや。(在廳眞田のこと、下の羽黑山にも合考せよ)

　砂越大乘院年代記、天文十八年三月一日日蝕、四月十三日羽黑下旬生害父子同、上旬中旬は越山し、羽黑悉滅亡。

黃金堂

祓川(ハラヒ)

　手向村の東なる溪谷にして、羽黑山は、之を前に帶びたり、登拜者の禊所とす。水源は、月山表坂の西なる大瀧に發し、北に下り、羽黑を過ぎ、平野に至れば、京田川といひ、灌漑の利頗大なり、藤島川と合するもの、即是也。

　近年、手向執行坂の下に、酸性泉を得て、浴場を開く、低温五十餘度なれば、火熱して供用せらる。

羽黑山(ハグロ)

　手向村の東嶺にして、月山表坂(スモテサカ)の北に連縮する一脈に接續すれど、全く第三紀層丘陵に屬し、其成立を異にす。高距三百六十米、西溪を祓川といひ、東溪を立谷澤川といひ、山丘の横幅約一里、狩川、清川の二村は、此第三紀丘陵の北端を占め、二里半を隔つ。

　すゞしさやほのみか月の羽黑山、　　芭蕉

　赤水東奥紀行云、羽黑山、本社倉稻魂(ウカノミタマ)神也、草創推古帝時也、舊記曰、崇峻帝第三皇子、幼名參拂理、歸佛門、師聖德太子、法名弘海、勇猛有凌雲志、依天童之諭、往羽山、修捨身行、特信般若經、常誦能除一切苦之文、故人呼曰能除仙、飛揚月山及湯殿山、其間五十四里、今俗謂之懸越九里者。

　羽黑山伏は天台宗を奉したりと雖、全く本山派聖護照高の兩門跡にも屬せず、自立して羽黑方といへり。されば、近世、江戸幕府も、之を東叡山(寛永寺)に附帶せしめたり。此一山繁昌の由來は、詳ならざるも、夙く中世以前に起れり。寺家說に、能除大師と云ふは信け難し、或は、白山と同く、越大德泰澄かといへり、(羽源記、風土略記)亦明徵なし。もと、伊氏波(イデハ)神に奉事せるなれば、社家は勿論、國府の官人(在廳と稱す)も之に交りて、祭祀したるならん。大寶寺屋形が、社務別當職を兼帶せるは、中世(恐らくは鎌府以後)の事なるが、初めは社務の爲、寺務の僧、并び在りしこと、推斷すべし。

　羽源記曰、出羽國庄内領主を(義氏)惡屋形と申す、代々相續して羽黑山の社務職たりし、當初、武藤左京大夫政氏、其子四郎入道諭昌迄は、正敷羽黑山の社務たり、義氏の代に當りて、家運盡ぬべき時至りけるにや、神官を嫌ひ、一向に武家の身持にて、羽黑山の社務職には、前森筑前と云ふ者を代役とす。○風土略記云、荒澤念佛堂過去帳に「羽黑別當職命日近代之覺」と書し、政氏より義氏迄の戒名を記し、義氏の下に「三十歲之時、天正八年、屋形號を申受、相捨別當、成武家、依爲門葉、別當職相讓藤島殿」と云々、羽源記には、社務職とし、過去帳には別當とす。○今按、俗說、大寶寺義氏の政治暴横なりしが故に、惡屋形と申すとも云へど、屋形の號は義氏に始まれるにあらず、大寶寺京兆、大寶寺羽州など、諸書に見えて、鎌府以來、有土の名族とす。奧州宮城郡國府の留守所伊澤氏が、鎌府の家人として、兼ねて國衙の社務を帶びしと、同一の狀態なりと悟るべし。○安倍餘香曰、羽黑舊記に、建武三年、國司顯信上洛、大山氏隨兵、羽黑山伏粟原法印云々、これは國司顯家の上洛に、大寶寺氏の隨從したるならん。

　風土略記又云、三山雅集曰「古來は宮司ありて大宮と

稱し、諸國の禰宜へも免狀を附與せしめしに、今は絕ゆ」云々、今、藤島に羽黑山の社家とて、神祇官吉田殿の下知を受けざるものあり、假名を兵部太夫、長門太夫、刑部太夫、泉太夫抔と稱しながら、羽黑山より院號の免狀を受て、修驗道を兼帶す、凡庄內諸山、寺家勢強して社職を是准せんとし、社家勢微にして寺家の下に屬するさま也、羽黑山の神子（ミコ）は、今も左（七日町にあり）寄木（仙道にあり）とて兩女、其給料六石三斗宛なり、羽源記に「仙道の寄木、大梵寺の左などいふ神子共、一生不犯の行體にて加持しけるに」と有り、源平盛衰記、安元三年、殿下の御拜御立願の所に「出羽の羽黑より上たる、身吉と云ふ童御子の籠たりけるが、十禪師の御前にて、俄に狂ひ出て舞乙で」と有るに參考せよ、在廳とは、眞田何某代々其職を傳へて失はず、今勢微にして知行もなし、一山會席の時は、三先達の次にて、前寺家の上に座す、神事法式の席へも上下を着して出づ、先祖に眞田金重郎と云し人ありけるに、寺家と不和にて、一山の舊記緣起を帶び、大鳥村の山奥に隱れ、二度出でずとぞ、云々。

大寶寺屋形の祖先は、卽、大泉庄地頭氏平なりと論定せらるるが、氏平の時に、羽黑山の衆徒と權勢を競ひ、當時鎌倉は、氏平山內の事に干涉せるを戒飭したり、武家不入の地たりしを見る。而も、其武家社家寺家の混同したるは、其後何の時にや、猶考究を要す。一說、藤島の土佐林氏、羽黑別當職たりしを、武藤（大寶寺）氏に讓りたりともいへるは、授受を誤る。

吾妻鏡云、承元三年、出羽國里山衆徒等群參、是所訴地頭大泉二郞氏平也、仍今日爲仲業奉行、遂一决、當山先例、非地頭進止、且可停止入取追捕之旨、故將軍御書分明之間、山內令安堵之處、氏平或顚倒爲八千枚福田料田、或於山內事致口入之條、無謂之由、衆徒申之、氏平無指陳謝之間、背先例張行、無道事不可然之趣、被仰下。○本文に、出羽國里山とあるは、出羽々黑山の誤なるべし。又、羽黑の山伏法師と衆徒の鬪諍の事、幸若うたひものの中に見ゆ。一山の山伏法師の外に、衆徒のあらん理なし、是れも武家を誤りつたふるごとし。

幸若曲おひさがし云、抑、羽黑山と申すは、役（エン）の行者のこけの道、山伏の秘所なり、爰にしゆとと名付けて、我が儘にふるまふ方あり、山伏これを嫉み、瞋意の怒絕えせず、これに因つて、武具弓箭を持たぬ法師が有らばこそ。

羽黑山中興覺書云、

一當山往古、莊內三郡社領にて、衆徒所々方々に居住、清僧修驗社人禰宜神子等、都合七千餘坊あり、大山たるに依て、徒黨蜂起絕ざれば、鎌倉將軍家、出羽國司に訴へ、惡事奢侈有時罰之、西明寺時賴公の廻國の時、三ヶ年此山に來、夏中本社の承仕役を勤玉ふ、

一西明寺歸國の後、當國探題として梅津中將殿を遣さる、御子三人有り、長吏職に補せられ、一月十日代に仕置を致さる、因之衆徒山伏等、上旬中旬下旬と、三長吏に配分にて伺公す、上旬家老太田氏、中旬家老三澤氏、神林氏、下旬家老眞田氏吉住氏也、上旬中旬子孫斷絕、下旬末葉、寬文年中迄有之、知行三十石にて女別當役を勤め、神子社人を支配す、常喜坊是也、（進藤氏云、三山雅集曰「女別當職と云ふものありて、諸國の巫女を司とり、神託勘辨の家業なりと云々」最上郡新庄七所明神にも女にて奉仕す、秋田城內の稻荷にも、女にて奉仕す、女別當と稱せしは此の類なるにや）

一別當職、武家持にて、武藤氏なり、下大寶寺（シモダイハウ）とて今の鶴岡卽居城也、武藤末葉、空山、法山、守壽、慶壽と號し、四代目の慶壽、俗名義氏、此時屋形號を申請、羽黑山領少分に宛行れ、自分放逸奢侈たるに依て、惡屋形惡義氏と、國民之を申す。

羽源記云、羽黑衆徒は、其長者を上旬と名づけ、僧道の事を執行はせ、中旬とて賢者を一人定めて政務を司らしめ、下旬とて武きを一人立て、刑罰を司らしめたり。

天正の末年に、大寶寺氏亡び、上杉家の領國となり、羽黑は全く武家と絕緣す。慶長中、最上義光の領國にあたり、大に堂塔を修造し、以て新附の僧侶民衆の心を攬る、而も、一山の貫首其人を缺き、古來自立の羽黑方山伏、今や其統御に難んず、此山の衰ふる、此時に在り。

羽黑山中興覺書云、武藤義氏屋形に改らるゝ時、別當職、長吏職、院主職、夏一職、寶前坊執行慶俊法印へ付與兼帶に定らる、慶俊は丸岡の城主武藤義興の子なり、義興は義氏の弟なり、文祿の頃迄は、天下大に亂て、越後景勝より莊內被攻奪、武藤家滅亡、所々に城代を被置（中略）、大將直江山城守爲下知、養藏坊清順を押て別當に定め、一山執行す、清順は妻帶たるに依て、瀧水寺の院主屋敷に在住し、麓の衆徒に課役を掛米舂迄相觸る、此年の前後、當山、越後と最上雙方へ掠取られ、本堂の內陣まで切破り、寺寶家財を奪れたり、其後景勝勢終に敗北し、最上義光の命に依り、羽黑一統加勢、義光庄內を切取、政道を爲したまふ、米澤の修驗清順（羽源記明鏡）出奔す、さて、慶俊執行の遷化ありて、弟子宥源相續す、別當兼帶なり、宥源は義光の長男駿河守家親の御局の弟也。○按するに、三山略緣起に「羽黑山別當は慶俊、次を宥源、次を宥俊、次を宥譽とす、宥譽、江戶東叡山天海僧正の門弟に列し、名を天宥と改む、（別當由來記）乃、三山を擧て東

(若王寺址)

叡山に屬し、眞言の法流を改て天台に歸す、實に寛永十八年なり(三山年代記)、と述べしは疑ふべし。羽黑山伏は、本來は獨立一流の修驗なり。三山雅集に「昔、日本東三十三國は羽黑持、西廿四國は熊野持、九州は彦山持」といへるも、其勢焰を想ふべく、本山(天台)當山(眞言)以外に、羽黑方と稱し、自立自治したる現證は、下の貞享延寶の訴訟によりても明白なり。羽黑方が、舊來の眞言流を改む、とは言ふべからず。すべて、古へは、羽黑に限らず、諸州の大山の衆徒は、流派混雜を常とせり。羽黑方に、台眞の混雜ありしも、異むに足らず。慶長以後は、諸山諸寺の宗派制一變す。元和中、最上家斷絶し、酒井氏鶴岡入部の後、寶前院天宥、一山の執行と爲り、若王寺(ニヤクワウ)(又作寂光)の號を建て、顯中興の力を致す。湯殿山法流眞言四个寺と論訟せるも、天宥の時なり。而も、天宥故あり退院し、是より執行の上首なし。東叡山より院代を差下して、一山を治めしむるも、羽黑方三山統一の舊制すでに破れ、眞言法流の衆徒を籠絡する能はず。

風土略記云、執行は寺家の上座なりと、羽源記に見ゆ、寛文七年、天宥三事を訴出たる書に「羽黑山執行寺」又「別當寶前院」と有り、近時、伊弉諾山若王寺と云ふは、天宥の草創なり、天宥豆州に配流以來、全く東叡山の下に屬し、院代を下して一山の上首とし、若王寺に住せしむ、影堂は天宥執行の條なり、天宥、寛文年中始て御朱印を頂戴し、山中の石階を作り、甚當山に功あり、其弟子宥玄之に配祀す。

惟ふに、江戸幕府が、修驗道を天台(本山方)眞言(當山方)の二流に分屬せしめしは、一大武斷也。羽黑方の末派、諸國散在の徒は、最も方嚮に迷へるならん。彼れ湯殿山四个寺の、羽黑方を離れて、當山方に歸せるも、恐らくは慶長中の事ならん。されば、寛文中の論爭や已に晩れたり、羽黑方の敗訴と爲りしも勢のみ。

修驗道之事、從先規有來之山伏、任筋目、可致入峰、當山本山各別之儀候條、諸役等互不可混亂、自今以後、堅守此旨、無爭論樣、可有下知者也、

慶長十八年五月廿一日

三寶院殿(德川禁令考)

既にして、一山中興の執行を追却せらるるのみに止まらず、諸國郡散在の羽黑方の霞場(カスミバ)も、悉皆本山派(天台)に附屬せしめらる。霞とは、國郡地方の、修驗道の張行區域をいふ、猶繩張といふがごとし。是に至り、數百年來、東北化服の壁教、全く地に墜ちたり。後、羽黑方の號は、僅に囘國斗數の者に限られ、諸國郡散在の末派は、皆泯滅す。唯、僅に登拜歸依の旦那に勸進して、一山を維持したるなり。

一羽黑方、於住居本山霞場者、可受本山年行事之支配事、

一羽黑方山伏、金襴地結袈裟不可令着用之、雖然、於受聖護院御門跡補任狀者、可爲制外事、

附羽黑山伏、自今以後、旦那場不可稱霞事、

一羽黑山伏、大峯客峯之時者、從本山方不可受補任、又本山之山伏、羽黑山客峯之節、從羽黑方不可出免許事、

一羽黑山伏羽黑山入峯之事、可爲如前々、從本山方不可妨之事、

一旦那之義者、相互不可奪之、勿論、可任願主之歸依事、

右條々可相守、仍爲後證書記之、雙方出置者也、

貞享元子年七月四日 (老中奉行連署)(吹塵錄)

一自今以後、羽黑山伏、不可住本山之霞場、但一所不住廻國之輩者、不苦事、

一羽黑山伏、金襴之諸袈裟、不可着用、雖然、於申受照高院御門跡補任狀者、可爲制外事、

一羽黑山伏大峰客峰之時、從本山方不可受補任狀、本山之山伏又羽黑山客峰之節、從羽黑方不可出免許狀事、

右條々可相守、此旨若違背之輩於有之者、縱雖令後日露顯、御穿鑿之上、依科之輕重、急度可被仰付者也、

延寶四年六月日 (德川禁令考)

三山略緣起(明治三十三年板行)云、三山とはもと一の月山あるのみ、故に古より月山に登る者、地方の便に依り、七口よりす、即、羽黑、大綱、注連掛、大井澤、保土打、岩根澤、臂折等なり、而して大綱口は、仁壽二年、羽黑衆徒瀧水寺之れが開基にして大日坊と號し、注連掛口は、天長十年、羽黑衆徒渡邊氏之れが開基にして注連寺と號し、大井澤口は、應永二年開道にて、大藏坊と號し、後大日寺と改む、保土打口は、大永五年、羽黑衆徒林光坊之れが開基にして本道寺と號す、岩根澤口は、嘉慶元年の開道にて、日月寺と號す、臂折口は、明德元年の開造にて、阿吽院と號す(湯殿山七口開基)、天宥の天台改宗に當り、岩根澤、臂折の二寺は羽黑山と共に天台に歸入し、大綱注連掛等の四寺は、天宥の專横轍く法脈を紊るを憤り、連合して羽黑に背き、湯殿山四別當と自稱して天宥に抗したり(中略)、明治維新、神佛を分離せしめ、三山は國幣社に陞列せしめられ、羽黑に於て專其祭事を爲す。

(伊氏波神社)

羽黑(ハグロ)神社

近時、國幣に列せしめられ、伊氏波(イデハ)神社と復號す、延喜式、田川郡の官祀たり。祭祀の由來知れず、中古にあたり、役氏の流(山臥と稱せらる、即修驗師なり)、僧徒と共に之に奉仕し、熊野、金峯、白山等の靈場と相依倣して、種々の造設を爲し、遂に東北無比の祭壇を開く。其崇仰の多き、財寶の盛なりし、實に奧羽坂東北陸を傾けたり。近世に至り、衆徒に天台

（出羽神社）

眞言の内訌あり、湯殿山羽黒の屬隷を以て之と相競ひしと雖、三山一統の觀念は猶羽黒を推して主長と爲せり。明治維新、神佛の混淆を禁じ、役氏の一流を停止せらる、之に因り、三山の舊制遺俗、頗變革し、勢焔往日の十が一にすぎずといふ。

新風土記云、三山は羽黒山に於て之を總祭す、中古佛法の盛なりし頃は、殊に繁昌を極めたりしが、明治維新の際に、神佛混淆を分ちしより稍衰ふ、手向村より下り、祓川の橋を渡り、直ちに石階を登る、左右松杉蔚翳して五重塔あり、本社は最も宏大にして、即出羽神社なり、(銅造鳥居門二丈二尺、本社桁行十三間二尺梁九間二尺、大塔は、本社と共に、慶長中、最上義光再修、鐘樓の華鯨は、建治丙子の舊鑄とて、境内に蜂子祠、東照宮等の攝末多し)攝社蜂子は、崇峻天皇の御子にして、能除太子と稱せらる、當山に於て修法して一道を開かれ、羽黒派と號す、後、照見大菩薩を諡す。

神祇志云、伊氏波神社、今在羽黒山、稱羽黒權現、古在皇野、中移之阿久谷、後又遷于大堂、即今地也、羽黒山舊名伊氏波山、後世爲修驗者所崇奉、漸失古名、出羽風土略記曰、本堂當存古額、題曰伊氏波神社、亦可以爲證也、相傳祀玉依姫命。

風土略記云、三山は羽黒山を本主とす、而て延喜式神名帳に田川郡伊氏波神社と有る、是也、羽黒山の寺家より出たる羽源記、三山雅集等の諸説を合て考るに、祭る神玉依姫命にして、景行天皇の世に、始て皇野に祠り、其後阿久谷と云ふ所に鎭座し、羽源記、庄内物語を考ふれば、今の大堂は本地堂と見えたり、寺家、阿久谷を本羽黒といふを聞けば、彼より今の羽黒へ遷座共見えたり、中世神佛混してより、伊氏波神社在所分明ならず、唯二百年以前迄は、羽黒本堂額に伊氏波神と有しといふ耳、東鑑、義經記の類、已に羽黒と稱して、伊氏波神社と云ふ事なし、三山雅集、僧正胤海の歌に、貞享年中、當山を「出羽の奥の山寺」と詠し、又芭蕉も登籠せられ「珍しや山を出羽の初茄子」といふ句を殘せるにすぎず、抑、伊氏波神社を、羽黒三所權現と稱するは、いと後世の事なるべし、義經記「羽黒權現の御正體、觀音」とあり、此頃迄は三所と云ふ號なしと見えたり、今のごとく「羽黒湯殿月山三所にして、彌陀大日觀音也」といはゞ、義經記に何ぞ觀音一體を羽黒權現の御正體といふべき、又、永享二年の納物に「羽黒山三所權現」と有れば、近代の事共見えず、大堂は西南に向て、曲尺十七間東北へ十三間、參詣の人内陣を見る者少し、或はいふ、本地御正體は圓鏡八尺許、佛像三體鑄付たる物なり、其外に額有り「南無羽黒山三所大權現、大將軍義教、大檀那細川持氏、永享二年八月一日本願律師」と有りと、案するに、月山大權現は月山の頂に社あり、湯殿山には社なしと雖、彼れ湯出る所を神體とすれば、羽黒權現は本一座にして、二神は後代の勸請と見えたり、第五十世の別當天宥以前、荒澤經堂院の草按したる羽源記を見るに、月山湯殿兩權現を勸請したる神は、別殿に二社ありし也、又「今の大堂は、慶長十二年、出羽守義光建立也」と三山雅集にあり、其紋章は六目結にて武藤の家紋也、是れは大寶寺の昔のものを取れる也、

羽源記曰、大本堂と申は、推古天皇の御願也、聖德太子の詔命に因て、曾我大臣承り、能除大師を開基の導師と仰ぎ、吉貴年中の草創也、本地堂は阿閦佛、又赤龍神共申也、

此文を味ひ侍れば、古は大堂本地堂格別なりしにや、五重の大塔は、大堂の西、祓川念佛堂の上手に在り、棟札に曰く、

出羽國大泉庄、羽黒山五重塔棟札、天慶年中、平將門、以本尊地藏菩薩之像、荒澤安置之刻、五重塔建立、其後平高時、正和二年建立、人皇九十代後光嚴院御宇、應安二年八月、大政大臣道家末葉、大寶寺武藤讃岐守藤原政氏再興、人王百一代後圓融院御宇、永和二年六月、入佛、本尊大日在菩薩、南都忍慶作、慶長十三年七月二十七日、出羽守義光修造、志村伊豆守光安、下對馬守康久、(庄内物語)

また羽黒記に「羽黒大黒堂御供殿、右には月山、湯殿、鳥海山、三の御殿並びたりと」云々、是を以て考ふれば、今釋迦堂と稱するは湯殿山大權現、五智堂と稱するは鳥海山大權現なる事明白なり、義經記曰「羽黒には誰と申す人ぞ、大黒堂別當讃岐の阿闍利と申す者にて候」云々。

○羽黒の大塔建立は、本山舊記に、

應安五子年、拂川五重塔建立、檀主前駿河守藤原氏家云々、

とありて、棟札と合はず、又一說、

砂越大乘院年代記、正和元年羽黒塔柱立、康曆元年九月羽黒一切經供養、二年八月羽黒塔供養、

後の考に備ふるのみ。

（能除堂）

蜂子神社

舊開山能除堂といひしが、今も出羽神社の境内に在りて、羽黒開山の傳説、全く之に係る。○新風土記云、蜂子王の墓所は、出羽本社の西南に在り、中央小丘樹木の生る所、柵を以て圍まる、俗に魔所といふ。

蜂子神社々記略云、皇子は崇峻天皇第三王子、又の名を參拂理、法名を弘海と申し奉る、容貌陋醜、性質は勇猛なるを以て、蘇我馬子、讒を推古帝に入れ奉り、終に北海の濱に放ち奉る、故に皇子京城を出で玉ふ時に、片羽八尺の鳥飛び來りて曰く、我はこれ羽黒神なり、汝をして吾山を興さしめんと、王子靈鳥の教に從ひて此に到り、皇野に年久しく艱苦の行を修し、大に三山の神德を宣揚す、其功德の盛なるを以て、世人皆神仙に仰ぎ、後の世まで尊敬しける、御墓は出羽神社

本殿南方二町の處にあり、かゝる尊き王子に坐せば、朝廷にても、文政六年、三山開基照見菩薩の諡號を授け、明治七年六月、社號を蜂子神社と改められ、墓掌墓丁を置かれける。(伊達郡村誌)

羽源記云、開山能除太子と申は、上古出現神通自在權化の聖者にて、聖德太子の御從弟也、父は泊瀨王子とて、崇峻天皇のいまだ春宮に立たまはぬ以前の御子にて、御形異相、偏に夜叉の容なりければ、幼稚の時鄙へ捨遣らせられたるを、誌公と云し異人、之を仙境へ誘ひ行き、夫より以降四十余年を經て、敏達天皇御宇(聖德太子御年十四の時)照勝四乙巳年、弘海大德と名乘りて、其御年四十一にして北海奥羽八乙女浦に至り給ふ、用明帝丁未年六月、蘇我馬子、弘海大德を尋ね、精舍を營み進せんと欲すとあり、鞍部多須奈下りて、弘海に謁して馬子の壇意を議しけれども、弘海不肯、推古天皇吉貴元癸丑、馬子、聖德太子と議して上に奏し、官符を弘海に賜はり、靈鳥の奇瑞に因て、山を羽黒と名づけ、一乘妙典の正體、普門德益の淨刹也とて、即、寂光寺と號し、靈應崇敬の故に、能除大師と賜號せらる、云々。○風土略記云、羽源記に據れば、推古帝の時、月山の嶺に聖翁弘海有り、鞍部多須那下向、彼仙に逢て大に信心をまし、山溪の景氣を殊に披露しけるによつて、勅命により弘海を請し奉ると、云々、推古紀を見るに「多須那、爲橘豐日天皇出家、恭敬佛法」云々、司馬達等の孫にして、佛工鞍作鳥が子也、また羽黒山舊記には、

崇峻天皇第三王子參拂理、依形質頗爲暴荒、相放北海濱、然王子反直歸佛門、詣而師聖德太子、以薙髮染衣焉、法名弘海、心性勇猛、偏有凌雲志、且離京城棲遯濱、往攀羽山、修捨身行、住阿久谷三秋、衣以藤皮、食以樹果、平日無他辭、信般若經、力誦「能除一切苦」文、又誦「能所一切空」文、故時俗呼曰能除仙云々、又曰、能除至羽峯時、樹陰深鬱、而殆迷岐路、時有翅八尺靈烏三足、導能除、臻月山、歡然歎曰、

宮木もれなのが羽黒の山烏頭の白くならむ世までに

と述べたり、然るに、羽源記には「敕使參拂理臣、當國大梵寺の館に到來し、能除太師に謁して官符を授る」とあり(三山雅集は參拂理を能除とす)實況の遺也、又或記に推古天皇の勅にて、泰澄に謚し、能除大師と云ふともあり。

今按、開山能除を蜂子王といひ、之を皇親に附會するは、信け難し。一般の歷史地理の上より見れば、開山は越前の泰澄法師の餘流歟、白山の神佛與立の跡に合考して、覺る所あるべし。又、能除の名は、元慶中の弩師秦能仁に合考すべし。元慶五年、出羽國司言、去元慶元年、穀稼多損、調庸不備、二年、夷俘反叛國內騷擾、義從俘囚、及諸郡因夷、兼渡島狄等、或捉於微戒、或慕化遠來、開用不動穀三千二百三十七斛、以充大饗、不先言上、責在牧宰、至是勅免除、出羽弩師從八位秦位忌寸能仁、叙從五位下、元慶二年、國遭賊亂、能仁以私穀助軍粮也。蓋、この能仁は、富豪多財、乃、聖弘海と力を協せて、羽黒の堂塔を起したるにあらずや、而も弘海が泰澄の流派なりしをも想ふべし。

皇納原(スメロガハラ)(統野) 風土略記云、皇納原また統野(スノ)とも書き、大堂の東北の下に有り、羽源記に統野究竟院と有り、又「統野導師究竟院澄空、或夜の夢に、能除太子と覺しき人來て、庄内は最上義光が手に屬すべきよし告給ふ」と云々、此地即、羽黒三山の根本なり、羽源記に「景行天皇二十年、武內宿禰、勅を受給ひて、北海道に神社を崇め給ふ時、由頁の宿に至給へば、伎樂の音あり、宿禰窟に入らんとし給ふ時、忽然として老翁あらはれ、何故に此處に來るや、巽の嶽は葺不合尊鎭護の移峰也、東の麓は玉依姬基瑞の靈場也、艮頂は豐玉姬の鎭座し給ふ湖水有り、於茲、伎樂を奏すと、告終て去らせ給ふ、此趣を帝に奏して、翌年六月十五日、皇納原に三神の社を草創す」と有り、按するに、巽の嶺とは月山の事にや、由頁より巽に當る、震麓とは羽黒山を云ふ、庄內の山代諸神勸請の古本に「羽黒權現の垂跡玉依姬」と有り、新本には「羽黒大權現、正觀音、軍茶利、妙見」と有り、基瑞靈場といふは、當山の火石水石をいふにや、火石といふは油こぼしといふ坂の上に有り、夜中光を發する事有りて、海船等は遙沖にて光を見る事度々有と云ふ、水石は山奥に有りて水を出し、耕作の用水となる、艮頂の豐玉姬は、今狩籠池の上に新山權現あり、又、佛水池に八大龍王あり、それらの事歟、されど、皇納原の三神に、湯殿山とおぼしきは見えず、かくて、元皇野に祭たる三神の內、玉依姬は伊氏波神社にして、後に本羽黒に移し、又後は羽黒へ移したり、殘二神は、葺不合尊、豐玉姬尊、後世、手向荒澤二个所に移したる如し。○今按、由頁の艮位は鳥海山なり、進藤氏之を月山の山中に擬せるは失考甚し。皇納原の三神とは、伊氏波に、月山鳥海を合祀したる意なりと覺らる、進藤氏が、湯殿山與からずといはれしは、卓見なり。

阿久谷(アクヤ) 風土略記云、阿久谷は、今東照宮の後にあたり温湯出づ、古來秘所と稱して、參詣を許さず、羽源記曰「阿久谷が洞、是て權現生身にて垂跡し給ふ、本地は久遠成道の大士和光日尊、下生、伯禽鳥姬(トリミマヒメ)、地神五代葺不合尊、第三の御娘、胎藏界の示現也」と、又當山舊記に「弘海(能除)攀羽山、修捨身行、住阿久谷三秋」と云々、按するに古歌に、

陸奥のあこやの松に木かくれて
出へき月のいてやらぬかな、

とよみしは此處にや、三山雅集に「能除太子は蜂子皇子

也」と有り、崇峻紀に見ゆるに、蜂子皇子の誕生の事は有れども、終焉の事見えず、疑らくは、崇峻帝馬子に弑せられ給ふ頃、王子も遁れて此國に下向し給ひ、捨身の行をし給ふ事をあはれみて「出へき月の出やらぬかな」とよみけるにやとおもふ由も有り、阿久谷の北の方に小山有り、本羽黑（モトハグロ）と云ふ、中古まで權現の神祠、僅の禿倉にて此所に有しとぞ、故に本羽黑と云ふ名を殘せり、今は高森共いふ、又、羽源記の文、

右は南方無垢觀世音大士、天照太神宮、羽黑山權現、普門得益の日輪天子也、久遠の昔、大士の誓約有しかば、扶桑の王化を助んとて祖神と成給ふ、宿世の功益に催されて、當初、地神五代苗裔鸕鷀葺不合皇女、伯禽島媛と現し、阿久谷に垂跡し給ふ、星霜をふる事數萬歳千歳、

これは、寺家の説「觀世音は天照太神宮と現れ、天照太神、又下界には伯禽島姫と現し」三世を立たるにや、葺不合尊、其姨玉依媛を妃として四男を生せ給へども、女子を生せ給ふ事見えず、玉依媛をかく誤れるならん。〇今按、阿久谷の松の古跡、最上山形城東に傳へ、古の陸奧の邦域なれば、山形なるが其實を得る如し。彼の古歌「いづべき月のいでやらぬかな」は、此なる伊氏波の神にかけて「出庭の月の」とよめる者歟とも疑はれ、また王子韜晦の衷情によそへしならんと説かれざるに非るも、共に穿鑿に過ぎたり。抑、伊氏波の語原は、湯庭にて、出庭、出羽ともに其本義に違へる假借なり。阿久谷に、今も溫湯の痕跡を傳へ、近地所々に鑛泉散在す、昔は盛に涌出して、湯庭の名に負かざりしが、後世湯も冷め且涸れたる者と見做すべし。諸州に其例多し、伊豆國の走湯山の如きも、之に匹似す。さて、其湯庭の地に祭られしは、何神にや、出庭臣が其祖神として之を仰ぎしは實なれど、其何神といふことは、固より知れず。女性なりしことは、諸説に通考して之を確證すべし、倉稻魂（宇賀神）といふ如きは、全く古意にあらず。又、統野と阿久谷の兩古蹟、所傳明白を缺けど、阿久谷は出庭臣が祖先の墓廟にて、統野は、中古に、三神合祀の壇場に似たり。

荒澤（アラサハ）

羽黑本社の南十八町、常火堂あり、中に不動明王を奉安し、晝夜不斷に灯明を續くを以て此名あり。又、念佛堂あり、念佛堂過去帳は、史料に供用せらる。

三山雅集云、荒澤中興開山心淨坊勝尊、延慶三年入滅。〇風土略記云、常火堂は荒澤にあり、小橋ありて、擬寶珠の銘曰「奉建立、出羽國羽黑山麓之御橋、施主直江山城守兼續、文祿二年癸巳五月吉日、天下一道仁作、本願下野佐野養藏坊淸顧」

三千風行脚集云、羽黑山の佛閣僧舍、軒を廣にかされ、坊中修驗の門々は、楣を雲につゝれたり、是より十二里の嶮路、石面梯、胡桃坂、岩鼻の加持水、何れも奇異の貴物也、されば、不變眞如の梵字川は、空劫無始の指圖をみせ、荒澤明王の常火は、三會の曉に燒つゞく、云々。

羽黑山舊記云、嘉保元戌、杉森坊主、南流山禪定寺、本尊彌陀、卅坊の衆徒羽黑山上に引、康和四壬午、杉森學頭南流院、執行西坊、不殘羽黑に引之、元永元戌、皇野坊主北院、本尊釋迦、荒澤に引、天治二巳、峰中本尊造立、淸衡公國土安穩の爲、中臺瀧に不動、中島嶽に虛空藏、三鈷澤に大日を供養あり、衆徒四百人出、承安元年、羽黑本社修造、秀衡公、奉行田河次郎實房、

立谷澤（タチヤサハ）

（立谷川）

今、立谷澤村といひ、科澤、木野澤、肝煎等を合す。羽黑山の東南にあたり、月山の北淵の名なり。其源は、牛が首、行者石の東北なる來迎谷に發し、彌陀原の東麓を北へ降り、末は淸川驛に至り、最上川へ入る、長凡八里。羽越山脈中の一縱谷と見做すべし、古人の稱して淸川といへる水名は、卽是の一溪なり。

（淸川）

義經記云、此淸川と申すは、羽黑權現のみたらし（御手洗）なり、つきやま（月山）の禪定より北のこしに流れおちけり、熊野には岩田川、羽黑には淸川とて、流れきよき名河也、是にて垢離をかき、權現を伏拜み奉る、無始の罪障も消滅するなれ、

立谷澤の民家の西嶺に、卽、羽黑より月山への登路にあたり（凡二里半）、淸川驛よりも之に登れば（凡五里）、立合の義なるべし「のぼり立てる者の、會ひ合ふところ」なり。登山は、立谷澤以上に於て、最急峻の坂路なり。左右絕壑幽深、一綫の石徑、木に攀つるの想あり（凡二里半）。彌陀原に達すれば、初めて山脊の平鋪するに遇ふべし。〇立谷澤の三鈷（サンコ）山に沙金を採るべし。

明治丙子東巡錄云、鶴岡縣酒田市民本間光輝、三組金盃一具を仙臺行在所に獻し、奏すらく、盃は立谷澤の沙金を以て造る所、願くは一たび御盃に供し、下賜を得て更に之を學校に獻納せんと、上其志の嘉納し、每齋酒を注ぎ親ら之を傾け、其縣令をして之を傳へしむ、

安倍氏筆餘云、立谷澤村瀨（セ）場は、寬永の頃に、信州瀨場の衆の來り住して採金したる所なり、今は民家十九軒、役銀百五十二匁を上納す、古文書、天正中、武田家の奉書以下數通を傳ふ、

瀨場谷に於て、鉛山見立申上候、彌情を入、つるにつき候樣、普請可申候、若脇より申上候共、承引申間敷候、山繁昌には、褒美可申附者也、

子卯月二日（寬永三）武右、甚十、但馬（家老連判）

立谷澤城址（タチヤサハ）

今詳ならず、貞和三年（正平二）の比に、吉野方の官軍此に據りしこと、白河結城文書に見えたり、

結城顯朝、貞和四年言上曰、去年、靈山宇津峰御退治之剋、致軍忠、其上、於羽州立谷澤城、手者松田太郎殞命以來、至于今數个度軍忠、云々、

闕城釋史に「貞和三年四月、松田太郎據出羽立谷澤城、

應官軍、結城顯朝攻陷之、[illegible]「白河文書」と成文したるは、官賊の位置を倒にしたり。伊達勤王事歴には、此立谷澤ならば、鎭守府將軍北畠顯信の潛居せられしにやといへり。顯信は、正平中、出羽に在りしこと、其證多けれど、所在を詳にせる者なし。正平二年、陸奧國宇津峰城より、守永親王を奉して、出羽國へ遁れ、六年、再び兵を發して陸奧の國府へ攻め入り、

關城繹史云、正平六年、源顯信在出羽、與其相馬親胤、以復顯家時其所管南奧道河軍官領、招之、相馬文書、按義親胤所補之、顯信乃擧兵、三月二日、吉良貞家子貞經、奉陸奧既當赴戰、白河文書、相馬文書、飯野文書、四月至五月屢戰、勝負不決、飯野文書、八年、顯信去出羽歸吉野、相馬文書、相馬家傳、按顯信歸年月不詳、據十二書倶在今年、伊勢卷云、正平七年八月、與清顯秀倶歸時、但不知王之伊勢、然八年五月猶在陸奧甚疑、関其詳自明、又按、守永親王後事無得考」、後在行在云、

同八年、陸奧國府又陷り、顯信再三守永親王を奉じて、出羽國へ遁れ、導いて吉野行在へ還られしこと、宇津峰(岩代田村郡)、多賀國府(陸前宮城郡)等に合考すべし。されば、貞和三年の立谷澤籠城は、顯信の出羽に入りし時にあたる。大槻氏は、即之を以て、宮と將軍の事かと判斷したり。

立谷澤村は、羽黑と月山との間なる幽深の境なり、當時、斯る地に據る者誰かあらむ、宮將軍の潛匿の地なるべきこと必せり、さるにても、何人か奉じたりけむ、小野寺氏か、武藤氏か、今之を詳にすることを得ず、再び案ずるに、延元元年四月、結城道忠の讓狀中なる出羽の領地は、出羽國餘部内尼有村清河村、同國狩河郷内因在家とあり、清川村は、今も、右の立谷川の最上川に落合ふ所にあり、其西に接して狩川村あり、其西に餘目村もあり、(此領地は、白河文書、應安二年顯朝の讓狀にも見えたり)飽海郡吹浦村の一の宮に、正平十三年八月の、前内大臣源朝臣の寄進狀ありて、「爲天下興復、別而陸奧出羽兩國靜謐」、此の源朝臣は顯信卿に疑ひなし。(伊達勤王事歴)

因りて尚之を推すに、立谷澤は、當時、清河村の村内なるべし、立谷澤川の古名は清川なり。又、白河文書の中に、缺年歲の白川出羽權守爲興の二通あり、結城親朝へ報せしものなれば、正平貞和以前の事とす。一通には、使者最上郡館延通路のことを錄したれば、爲興は出羽在住の結城白川の一族と判知せらる。一通には、爲興河内城に引籠れる由を述べたり、

未入見參候之處、御使悦入候、抑當國合戰、國境兩御方心替仕候之間、用飼破候へ、御敵國中亂入、面々城雖引籠候、猶以甲人にて罷出、國人大略合上洛候、雖加樣候、爲興斗、河内城に引籠候、猶後日打出候事、不可有子細候、將又東國樣、委細承候者、此方合力之御音信と、目出悦入候、無指事候とも、便宜之時申承候はゝ、本意候、恐々謹言、

七月十三日(興國中)　白川出羽權守爲興

修理權大夫樣、御返報(白河證古文書)

河内(カハチ)といふもの、或は立谷澤の一名にあらずや、山谷幽深の地を河内と呼ぶこと、其例多し。但し、親朝は官軍に純屬の人にあらず、爲興の書狀は、年代を缺き、文意詳悉に由なしと雖、「國人大略上洛」云々の語氣より推せば、京都方にはあらで、吉野方の人なるべし。正平中に及びては、親朝の子顯朝は、全く北軍に依れるに、立谷澤に、南軍の孤守するを見るは、必定、爲興の一黨なり。顯朝、松田某をして之を攻めしめしも、一族相背きて其志向を異にすれば也。此始末、闡明を得ば、清川の水涯、八郎正明の奇傑を近世に出せしに止まらず、往時早く白川權守爲興の忠義を、此山谷を借へしを見んとす。

川北(飽海郡)に、平田河内の名遺る、結城爲興の據守せるは彼地歟とも疑はる、後の考定をまつのみ。

科澤(シナサハ)

今、立谷澤村の管内なれど、其北一里、手向の東南二里許、此に尼公屋敷と稱する廢墟ありといふ。○新風土記云、尼公屋敷は、科澤村下郷に在り、平泉秀衡の妹德尼公故有て當所に隱れ居たまへりとて、泉水の跡、銀杏の大木あり、其邊の川向にも屋敷跡有り、近年土中より風鈴など出しとぞ、隨身したる家士孫の居住せし跡にや、羽黑山大堂の内に德尼公の木像あり「岩城次郎太夫則道は、陸奧守秀衡の妹、とくあまと云女を妻として、岩城郡の平に城を築て住す」とあるは、此德尼公の事にて、其始め則道に嫁すと雖、兄秀衡死し泰衡滅びて、奧州に居る事も叶はず、田川郡司は親族の好あれば、之を便りて竊に遁れ來り、此所に隱れて世を忍びしなるべし。

木野澤(キノサハ)

今、立谷澤村の管内にて、羽黑山の東麓にあたり、科澤と肝煎の間とす。此邊を中村ともいふ。古の羽黑山より板敷越して、最上へ出づるには、此間を通りしなり。

肝煎(キモイリ)（中島）

今、中島(ナカノシマ)と共に、立谷澤村の大字にて、木野澤の北、清川驛の南一里許にあたる。肝煎の東、立谷川に緣り、南北二里餘にわたれる石灰岩層を見る。

風土記云、板敷山は、清川の東にあり、最上川を登れば南の方にて、常に人の行く山にあらず、冬月大雪の頃は船路絕るが故に、此山を道とす、土人是を板敷越と云ひ、中の島と云へる所より、鮎貝へ出る山越也。

大窪郷(オホクボ)

和名抄、出羽郡大窪郷。○今、東田川郡藤島左右の平郷なるべし、即、田川郡那珂郷の北なり。近世、或は此間を中川郷といへるは、那珂郷の北隣にあたれば也。

大窪の遺名、後世に聞く所なし、自餘諸郷の位置の判明せるにより、之を推定するのみ。井上郷の出羽國府、闇沒を被れる後は、府を大窪郷に移されしにや、藤島に合

考すべし。

添川（ソヘカハ）

今、東榮村（トウエイ）と改め、鷺畑、川尻、槃、平足、蛸井、無音等を合せたり。手向の南一里餘、藤島の東南一里半、藏川は、村内を貫流して西北に向ひ去る。

羽黒舊記に「大永六戊年、上杉右京亮殿、添川梅津殿の城に隠る」云々。この上杉は、大寶寺屋形にて、十六代左京亮某（庄内物語にあたる）、砂越大乘院年代記に「大永七年、大寶寺、中將殿、同名五人生害、三月四日」とあるに合考せば、屋形と梅津（中將）は敗死したりと知らる。

最上寒河江系圖に、因幡守元政、羽州宮方にて討死、その孫式部大夫茂信、添川にて自害、一類六十人、また、柴橋宮内少輔直干、添川自害といひ、時代は南北爭亂の比と思はるるが、其詳を知らず。大泉の武藤氏と、寒河江左澤の大江氏は、共に鎌倉家人の筋にて、累代親姻の間からなりしと想はるるも、今知れず。〇風土略記云、添川館とつたふるは、羽黒山の三長吏の一人、上旬殿の館跡也、上旬は俗名梅津中將、其子孫寛永年中に絶すと、今庄内の諸山、二位、三位、左中將、右中將、宰相、少納言、侍從抔と稱する法師あり、是皆私の儀なれど、諸國にも此例昔より多し。（藤島城址合考）

添川兩所神社（ソヘカハリヤウシヨ）

風土略記云、添川村兩所權現は、飽海郡吹浦兩所を勸請し、社務兩所院は、羽黒方の修驗なり、羽源記、慶長五年二月廿六日、羽黒山より末寺末山への牒狀の文に「上杉管領家、恣竊國務、懷亂島民、掠奪神領、是故衆徒咸憤恨之處、去頃、歎有兩所權現託宣而責衆徒」云々、兩所權現とあるは則添川兩所なり、三山雅集に「修驗入峯の頃、吹越より葉山へ、兩所宮太夫原にて生湯（ウブ）つかふ」といふ事見へたり。

藤島（フヂシマ）

今、古郡、大川渡、中野目、三和、須走等を合せて、藤島村といひ、大邑なり。卽、東田川郡役所在り、鶴岡は西南二里、酒田は西北五里、山形縣治を去る凡三十里、庄内川南平野の中央に位置す。

藤島川は、荒川、笹川の合流にして、驛市の西を過ぐ、之を中川と呼ぶは、赤川、清川（立谷澤川）の中間なればか。卽、此邊に中川鄕てふ汎名もあり。藤島城は、大寶寺武藤氏の被官土佐林氏の舊館たり。土佐林氏は、寛正中の蜷川記に、大寶寺出羽守披官土佐林と載せられて名家なり。或は、大寶寺武藤の一門と爲せど、もと羽黒山別當職たりしとも云へば、古の出羽國府在廳の後裔歟。

羽黒舊記云、文明九年酉正月、藤島殿退治、同六月、平賀殿一亂、文安二年丑、羽黒御本社修造、當國主土佐林和泉守氏光殿、御建立也、

天文元辰年、砂越殿大將にて、土佐林御追討有、同十年十一月、晴時屋形卒去、土佐林以下百餘人落髮、

此に謂ふ所の天文元年の亂は、砂越大乘院年代記にも見えて、

天文元年、弓矢起、同六年、弓矢收、同桃井殿、茶莚島に始て住す、同七年二月再亂、同十年十月、桃井殿生害也、

桃井殿、茶莚島、今詳ならず。

今度、雖延ヘ之人數、爲可相立、藤島之地江罷越候、從其許も、乍御太儀、被相立候へ由、杖林從々被申越候由候、さ樣候に、明朝早々被相立尤候、各者御自身被爲之候、若御手之衆斗被相立方も候は、一番之所可賴入之由、被申候事に候間、從其許も、以御分別、其御心得可爲專一候、爲其態及御音信候、委御報待入候、恐々謹言、

菊月十七日　　土　宮内少輔氏庋

狩川殿御宿所（羽柴氏大寶寺文書）

此文書は、天正十年、大寶寺義氏敗死以前のもの歟。土佐林宮内少輔は、甲斐入道杖林の子息なり。又、砂越大乘院年代記に「天正十年、丸岡義興國主三年、次に籠州と功輪兵亂起、山形義秋樣出馬、三床まち〳〵、大浦落城」とあるを熟思するに、籠州は東禪寺筑州の謂にて、功輪は土佐林杖林の謂なり。蓋、天正十四年の秋冬の比に、杖林は山形軍に破られ、土佐林氏此に亡びしを知るべし。（義興も大浦にて敗亡す）

去十四日、羽州藤島内徒等、寄來當國候處、同日酉刻、被打落大川彦次郎持長楯候間、須土字山當平申所へ、持長引退了、因玆、當莊人々相共可罷向候、卽時、先岩船まで可有御出候、明日は御敵山内へ打入候由聞候、急々可有御合力候、以此趣蔵王堂令申了、恐々謹言、

十二月十六日（康永二?）　　藤原　公房

謹上　和田四郎兵衛尉殿（庄内古事抄）

これは、南朝興國四年の比、宮方（官軍）が藤島に據り、越後岩船郡に進軍したる事と聞こえたり、始末詳ならず。

藤島城址（フヂシマ）

風土略記云、藤島館は村の西にあり、構の土手堀跡等僅に殘れり、構の内に八幡宮有り、羽黒山荒澤念佛堂過去帳に、藤島殿は武藤家の門葉也と有り、但門葉とは義興の事にや、羽源記、庄内陣の條下に、武藤兵庫義興、丸岡藤島兩所を領すと有り、又、上杉景勝庄内を領したる時は、木戸三竹と云ふ人に此館を預らる、大梵寺改名の時、新關因幡守に藤島鄕にて七千石被下、鶴ヶ岡の城代にてと有り、大梵寺改名は最上家の時也。〇莊内史云、藤島城は往來の西にありて、今は土居堀跡等僅に存す、土俗曰、當城往古より土佐林氏之を領し、羽黒の別當職を兼ねたりしが、後、武藤政氏、土佐林氏を壓倒し、羽黒山の別當職を務め、土佐林氏（甲斐守）之が家臣となりしと、莊内の上杉氏に占領せらるゝや、天正十八年、上杉氏檢地の事あり、藤島城を修し、栗田刑部を以て不虞に備ふ、果して郡内大に騷擾し、武藤氏の遺臣蜂起、大寶寺を襲ひ尾浦に逼る、已にして藤島城遺臣の

根據となり、金右馬允を以て大將とす、上杉氏の將直江兼續招諭、起請文を草し他なきを誓ひ、遺臣意稍解く、十九年右馬允に城を棄てゝ去る、慶長五年、上杉氏徳川氏と隙を構へ、莊内亦大に亂る、武藤氏遺臣の所在譜代せるもの相糾合して急に藤島を襲ひ、添川の橋に據る、下次右衛門之を討ちて、漸く鎭撫に歸す、七月十日。○管窺武鑑云、天正十八年の秋、奥羽両國検知の時、庄内に平賀と申、覺ある地士、一揆大將となりて、人數を催し、十月廿五日の夜より、大浦城を取巻、島津總路を攻る由、坂田へ注進ありければ、景勝公不移時後詰、一揆を取包、前後より切掛る、一揆悉敗北して、生捕二百許、打取首五百七十餘也、就中、大將平賀をも尋出し、大浦の原にて火焼に被仰附、此時、藤島の栗田永壽には、大浦へつぼみしを、其留守に一揆の大將長蝎、藤島を攻落し之を抱へたり、景勝之を聞召し、藤島は先無御構、大浦の仕置被仰附、極月三日、春日山(越府)へ御馬入也、藤島は來春を待たず、長蝎城を開て行方不知に逐電す。○南部信直文書、天正十八年の断簡に曰く、

山利のふるきより遂の者歸候、山北何も路次なくり申され、無相違罷上候、殊に越後直江殿、大寶寺まで被下候、景勝も近日に御下と申候、彌々路次よく有之候、庄内藤島之一揆、千許相殘候、えちごより是をせめられ(以下缺)、

庄内古事抄云、天正十九年、土寇復藤島城に集る、横田三郎左衛門、同右馬允等魁首たり、景勝直江兼續に命し之を討せしむ、四月、兼續莊内に抵る、三郎等恐れ清野清壽軒木戸元齋等に縁り降を請ふ、兼續之を許し、命して其城を破却せしむ、上業小國、留守、來次、土佐林、佐田等皆歸降す、兼續は將本村造酒亟親盛等をして大寶寺を修築し之を守らしむ、五月、兼續東禪寺城を巡視、二十三日、元齋、大石播磨守に答報して曰(歴代古案、上杉家記、伊佐早氏集錄)

藤島之儀、樣々詫言申候間、清壽軒合談合、引出御訴訟申候、彼地清破却申付候、我助御陣候間、可爲御滿足候、

大寶寺本城、被取立、御普請被仰付候、庄内東禪寺有御見廻分候、來月十日時分、御歸陣可被打立候、可御心易候。

六所神社(ロクシヨ)　今、藤島驛の西に在り、是れ恐らくは出羽國府の總社の遺號を傳ふるならん、同名の祠は羽黒山にもあり。

羽黒舊記云、永長元丙子年、藤島宮目寺學頭切腹、羽黒山阿迦坊行、云々、建保四丙子年、宮目寺建立、羽黒より供養、御戸入、云々、

風土略記云、六所權現は、藤島村のはづれ、橋を渡りて西に有り。大物忌、月山、小物忌、遠賀、由豆佐咩、伊氐波の六所を祭ると云ふ、社領高七石六斗。○三山雅集云、羽黒山六所社は、諸神集會の靈場也、六所は伊豆、箱根、諏訪、伊豆比古、月山、鳥海山の諸神也。○羽源記、最上義光羽黒山參詣の條に「羽黒三所大權現の御鎭座所に登り、四面の廻樓に付、當りの殿閣社壇を見物しけるに、先御前に靈池あり、浪青湛にして景趣妙也、浪の上に舞臺あり、左の方に三體の觀世音御座を並給へり、六所の宮とて、六道能化地藏菩薩の垂跡、和光の方便にて、變化の神と現し給へるを、能除大師祭置給へるとかや」云々。

古郡(フルコホリ)　今、藤島村の大字にして、驛南半里の部落なり。恐らくは、古の出羽郡の郡家の址にして、郡家廢し、即、古村を以て之を呼べるなり。

安倍氏筆餘云、藤島の修驗千手院は、土佐林氏にて、同姓外にもありて、皆古の羽黒別當の子孫也、上町分に、古郡入作二百石の地方ありて、古郡梢は、初め土佐林氏の住居なりしに、後藤島へ移すとも云ふる。

按するに、風土略記に「出羽の摺號、後に國號と成し以來、出羽郡を田川郡と改稱せしと見たり、藤島組の内に古郡村あり、新郡に對する名にや、此所は羽黒山に近し、羽黒は伊氐波の神社也、伊氐波は出羽の萬葉書也、此神延喜式に田川郡に屬す、是改稱の證據か」とあれど、いかにや。

八色木(ヤイロギ)　今、小中島、豐榮と相合せて、八榮島(ヤエシマ)村と改む。藤島の北半里、荒川と藏川との間なる田土を占め、餘目、酒田への通路にかゝる。

渡前(ワタマヘ)　今、渡前村といひ、平形(ヒラカタ)、上藤島、和名川、喜野内、大半田等を合す。藤島の西南に隣り、鶴岡への通路にあたる。

(平方)

風土略記云、平方館(ヒラカタ)に、藤島館の北に在り、土人館主を傳へず、庄内物語に、天正十九年、庄内の地士、平賀入道善可を大將として、大浦の城を責めたる事有り、山北の平賀郡の人とは見えず、又、慶安二年、平田郷西澤組庄司氏公訴したる書付の内に「清川村は砂越殿御領內、片町は平賀殿御分」と有り、然れば、此人庄内の地士たる事疑なし、今平方と云ふは、平賀の轉訛にして、平賀殿の館跡にや。○安倍氏筆餘云、平形の城主金氏は、藤島殿の家老にて、先祖は安倍の一黨金爲時に出で、天正中、金右馬允あり、庄内崩の時、土一揆の大將たり、其子(右馬允)佐渡へ逃れ、後歸村土着す、家傳に、

藤島籠城仕候處、大谷殿、景勝樣、御歸の時分に、廿日許御支被成候共、御責破被成候事不罷成、御引揚被成候、其後、九月より明る三月迄、色々御手立被成候、直江山城殿、木戸玄齋、本村監物、云々

横山(ヨコヤマ)　今、横山村といひ、助川、横内、横川(ヨコカハ)等を合す。藤島の西一里半、赤川の東岸にありて、小驛市を成す。(鶴岡の北二里)、藩政の時に、横山組といへるは、

今の押切村へわたれり。

風土略記云、横山村に、大寶寺屋形武藤の支族の別居せし邸館あり、沒落の年季詳ならず、天正年中迄、武藤茂兵衛と云ふ人居住せしとぞ、泉藏寺は碑所にして、其構の内にあり、八幡宮も此村に有り、武藤家の鎭守、社領六石七斗。○安倍氏筆餘云、横山城主は、丸岡より移り、押切備前守といひ、天文比の人歟、その後、藤島より横山を攻め、押切備前に代る、之を横山大膳といふ、永祿中歟、天正中に惡屋形、大膳を殺し、茂兵衛之に代る。〔地藏堂緣起、菅原氏舊記、平藤氏舊記、羽源記〕

助川（スケカハ）　今、横山村の大字にて、其南に在り、赤川の右岸に倚りて、鶴岡大寶寺と水を隔てゝ相對す。國都志、助川村を出羽柵の所在と爲すは、何等の證據に出づる歟、疑ふべし。羽源記に、大泉庄司介川縣の傳說あれど、其實を詳にせず。

地理志料云、助川村、卽出羽柵所在、羽源記、有出羽國司介川某、永慶軍記、有助川館主助川圖書頭、已廢城柵、爲一聚落、可知。

風土略記云、助川館は、往古、朝家より官人を仰せ下して指置いたる地とぞ、羽源記「大泉庄國司、介川縣、袪侵病、醫陰の兩道驗なし、三年也ければ、官任の上洛を怠けるに、諸卿疑ふて、綏貢の怠のみにあらず、逆謀の與類にやと僉議有之、馬子宜く其實否を驗者に仰て糺さんため、推古帝の詔として、其國月山の嶺に聖翁弘海有り、彼仙を招て加持すべしと宣下せらる、是は往古に、鞍部多須那下向の時、彼仙に逢大に信心をまし、山溪の景色を殊に披露しけるによつて、一は又國司上洛せず病と稱して逆謀の心有るにやと思召てなり、國司歎速、則勅命により弘海を請し奉ると」云々、推古記を見るに「多須那、爲橋豐日天皇出家、恭敬佛法」云々、司馬達等の孫にして、佛工鞍作鳥が子也、一書曰「助川の館主助川圖書頭、文龜元年死、戒名道森」と有り。

押切（オシキリ）　今、押切村といひ、横山の北一里、藤島川と赤川に迫まらるゝ低野を占め、廣野（ヒロノ）村に連なれり、西岸は西田川郡神花、猪子とす。

藤島川（フジシマ）　上流は荒川といひ、月山に發して北流し、藤島驛を過ぎ、押切の東に至り、京田川に會ふ、凡十里。一名中川（ナカ）といひ（末流には落合川と爲る）、中川鄕とは、近世藤島四近の汎名に立てられたり。

（川中）

長沼（ナガヌマ）　今、長沼村といひ、押切の東、八色木の西北に隣り、藤島川と京田川に縈遶せらる。

井上鄕（ヰノウヘ）　和名抄、出羽郡井上鄕。○今、東田川郡廣野村、新堀村、栄村、並びに西田川郡神油村の北方一半に逹れるに似たり。卽、大窪鄕、大田鄕の北にして、最上川、及び大海を以て限り、東に餘戸鄕を分ちし者とす。後、地震水災の爲に、形勢大に變し、境域多く漂沒して、遺す所少し。往時の出羽柵、及び國府、坂田津、皆此鄕内に在り、一國の都會、萬民の殷賑想ふべし。而も、後世に至りて、沙丘松矮に、葑田蘆高く、一目茫然所見なし、幾度桑滄陵谷の變を經たるを想ふべし。坂田の津民は、移りて北岸に新市を起すの外、城柵府邑の遺墟之を尋ぬるに由なし。（或はいふ、今小出村の邊に、井上淵とて、最上川の曲潭の名のこると）

衰れとは思ひわたれど最上川淵をも瀨をもえこそ定めれ、〔六帖、夫木集〕　よみ人しらず

仁和三年紀に「出羽國府、在出羽郡井口地」と見えたり、井口（ヰグチ）は、井上と共に井に因める名なれば、もと溝洫に緣れるに起る。井とは、古言井手といひ、卽溝洫なり。而も、井口の地變水災を經し狀態は、先、

光孝實錄、仁和三年五月、出羽守坂上茂樹上言、國府在出羽郡井口地、卽是、去延曆年中、陸奥守小野岑守、據大將軍坂上田村麿論奏、所建也、去嘉祥三年、地大震動、形勢變改、既成窪泥、加之、海水漲移、迫府六里所、大川崩壞、去隍一町餘、兩端受害、無力隄塞、湮沒之期、在於旦暮、望請、遷建最上郡大山鄕保寶士野、據其險固、避彼危殆者、

とあるにて、嘉祥仁和の際の光景を見るべし。「海水、漲移迫府六里所」とあれば、府西にあたれる大海の漲移して、六里（今道一里許）の近きに迫り來りたり。舊府は今の廣野、新堀の北にして、宮浦、飯森山の東と知るべし「大川崩壞、去隍一町餘」とは、最上川の南邊なりし城隍（出羽柵）が、崩壞に瀕せるを見る。然れども、當時の災害は、太政官議、猶其移府の請を聽さざりしを想へば、未だ甚しきを見ざりしならん。官奏には、

最上郡南遷之事、難可聽、須擇舊府近側高敞之地、閑月遷遞、不妨農務、用其舊材、勿勞新採、云々、

といへり。かくて、其後も地變を被りしなれば、城府の跡全く沒し、其年代、舊說、特に傳ふる所なしと雖、計較して稍之を悟るを得ん。坂田津の北移、並びに坂田、平田、廣野の一帶が、近世今時、數度の震搖を被れる事實は、正しく嘉祥以來の災害を繰回すものにして、亦此地方特異の現象を證明すと謂ふべし。危殆の形勢、世を累ねて改むる所なし。

地學雜誌云、羽前國田川飽海の二郡にわたる庄内平原は、往古大海の入江なりしが、鳥海月山の諸山より、日夜に流下せる土砂の爲に、淺洲と變し、遂には乾陸を生成したるものなり、されば、現今の地面は、海洋水準と大差なき低平にて、軟輕粗鬆の地質なり、文化元年、天保四年、二度の地震は、川南の廣野、川北の平田、災害最も大なり、明治二十七年十月二十日の地震は、相川斷層の辷りたるものなるべし、所々の砂丘壞裂せり、凡、庄内平原は、其東方の山麓、並びに西方の砂丘に近く、斷層あるを認知すべし、卽、初め陷

没を經て、後に低平を致し所の遺跡なり、云々。

國郡志云、井上郷、今不詳、古國府在井口地、(上口恐有一誤) 嘉祥地震之後、受河海侵害、漸將埋沒、至仁和中、請遷別地(三代實錄)、府址今不詳、按本書、海水漲溢道府、大川崩壞侵隍、大川蓋謂最上川、據之、府在最上川上、去海不遠、風土略記曰、今川南有廣野村、與海相近、近時土人開其地、多出古石塔類、蓋地震所陷沒者云、其東有井戸淵、疑古井沒爲淵者、故有此名、是或井上遺名、而古府所在乎、附以備考。

出羽柵址（イデハノキ）（征狄所址）續紀、和銅二年に始見し、一に征狄所（セイテキショ）とも號したり。水陸の會集にあたり、邊界の要害に居る。蓋、後の國府即是なり、出羽郡井上郷に屬す。

元明紀、和銅二年二月、陸奥越後二國蝦夷、野心難馴、屢害良民、於是、以左大辨巨勢麿、爲陸奥鎮東將軍、民部大輔佐伯石湯、爲征越後蝦夷將軍、內藏頭紀諸人爲副將軍、出自兩道征伐、因授節刀并軍令、七月、令諸國運送兵器於出羽柵、爲征蝦狄也、又令越前越中佐渡越後四國、船一百艘、送于征狄所、八月、征蝦夷將軍佐伯石湯、副將軍紀諸人、事畢入朝、召見加優寵、

舊說、或は田川郡助川村に在りといひ、或は河邊郡に在りと爲す、今取らず。越後渟足柵、磐船柵、及び陸奥名取鎮所、多賀柵等の形勢に合考せば、悟る所あらん。天平五年、出羽柵を秋田郡に遷置す、即、秋田城なり。論者曰く、秋田遷置は、天平中議ありて未だ果さず、寶字三四年の頃に至り之を移造せるならんと。

國郡建置考云、天平五年紀、十二月、出羽柵遷置於秋田村高清水岡、又於雄勝村、建郡居民焉と、國史に見ゆ、この條誤れり、天平九年四月を以て、始めて陸奥國より雄勝に通ず、秋田は更にその西北にあり、この時柵を遷し郡を置く能はざるべし、蓋、共に天平寶字三四年の事に係る如し、延暦二十三年紀、出羽國言、秋田城建置以來、四十餘年とある、また以て證とすべし、天平中遷郡の議ありて未だ果さざりしなり、是より先き、出羽柵は田川郡助川村にあり、出羽略風土記に「和銅元年云云、此頃は今の助川村に在りけるにや、土人、此村、大寶寺酒田より先に建たる所といひ、館跡あり」云々。○地理志料云、按、蒲生氏曰「秋田城古稱出羽柵、和銅二年、令諸國運兵器于出羽柵、爲征蝦夷也、柵在邊郡、七年、勅割尾張上野信濃越後民二百戸以配出羽柵、養老三年、以東海東山北陸民二百戸亦配焉、官之所顧方如此、固其邊要也、天平五年、徙置出羽柵于秋田村高清水之岡、蓋有議未果、至寶字三四年而徙焉、故延暦二十三年、出羽國奏、秋田置城以來四十四年、言是也」寶龜十一年、鎮狄將軍安倍家麻呂、以城下俘囚之欵奏聞、可棄斯城、將依舊置戍、報曰、秋田城是前朝將相僉議所建、故年來保民禦寇、今一朝而棄之非良計也、宜遣兵士以鎮撫焉、因差使若國司一人、以爲專當、若夫由理柵亦那之要害、而秋田則兩道承之、宜遣兵相助防禦、寶龜初、其國司言以秋田難保河邊易治爲言、然當時所議緣治河邊、至於今尙未敢徙則民之重遷可知矣、延暦二十三年事、以殘史觀之、秋田置城以來四十四年、土地境埆、不宜五穀、加以孤居北隅、無隣相援、請永停之、以保河邊者、於是廢城爲郡。然れども、寶龜中、秋田の鎮城より府治を河邊に遷すことありて、之よりさき府治をも秋田へ移されしや明なり。されば、延暦二十三年紀の國奏に、秋田城建置以來四十餘年といふは、そのかみ、府治を城柵中に定められしことを傳ふるのみ、下の國府の條に合考すべし。

國府址（コフ）（井口）今詳ならず、舊新の二府有りて、舊府は井口（ヰクチ）と稱へ、最上川の南岸、大海の東二里許にやありけん。されど、河水に浸蝕せられ、後世其地を失へしなれば、舊位置は北岸に移り、今飽海郡鵜渡川原、西平田の邊に擇るべき歟。仁和三年官裁により、新府を近地に遷造す、而も新府址、又後に傳ふる所なし。蓋、仁和の府邑、何の時や、更に大震陷沒にあひ、其地を失ふ。近世、廣野新田を古跡と說くは、新府の廢墟に似たり。且、藤島に六所祠ありて、南北爭亂の頃には城塞たり、廣野の新府は、再三、藤島に移されしやの疑あり。

出羽府は、もと城柵にして、和銅中初めて之を置き、軍政民事共に之を視たり。天平五年、出羽の鎮城を秋田郡へ移さる、而も府務は、之を舊城に行ひ、河邊府といふ。寶龜中、秋田保ち難きを以て、之を河邊に移すの議あり、而も百姓の遷居を重り之を決めず。河邊は出羽郡最上河邊の舊府を指す。論者或は、其名を望みて、河邊郡と誤れど、河邊郡は秋田郡の水南にして、土地境埆孤居無隣、形勢、水北と幾許の差異ある。且、延暦二十三年、河邊府を保つとの明文を、仁和三年「出羽郡井口國府、即是延暦年中論奏所建也」とあるに對照して、河邊府、即井口の地たること、火を望むよりも瞭なり。

天平寶字の比に至り、府治をも秋田郡へ移さる。寶龜中に及び、又國府を鎮城に分ち、河邊府を復す。事は、寶龜六年、同十一年、延暦二十三年の府城司の奏言に徵據すべし。

日本後紀、延暦二十三年十一月、出羽國言、秋田城、建置以來卌餘年、土地境埆、不宜五穀、加以孤居北隅、無隣相救、伏望、永從停廢、保河邊府者、宜停城爲郡、不論土人浪人、以住彼城者、編附焉、(類聚國史、建置以來四十四年云々)、この國司の奏言につきて、四十餘年を逆數すれば、寶字年中とす。依りて、論者、秋田の城柵をば、天平五年紀の建置に非ずと爲すあり。今按ふに、此に謂ふ所の建置以來四十餘年は、もと柵城の上の事に非ず、國府を彼城に兼ねし事と相誤りし者

のみ。秋田には、國府をも經れしが、寶龜中に、その府をば出羽郡の南へ復せし事は、六年紀、十一年紀に明文あり。寶字中の國府北移の明文は、舊史にこれを見ずと雖、以上の事迹に通考して、之を判知すべし。

寶龜六年十月、出雲(羽の誤なり)國言、蝦夷餘燼猶未平珍(殄なり)、三年之間、請鎭兵九百九十六人、且鎭要害、且遷國府、勅差相摸武藏上野下野四國兵士發遣。○寶龜十一年八月、出羽國鎭狄將軍安部家麻呂等言、狄志良須俘囚宇奈古等款曰、己等據憑官威久居城下、今此秋田城遂永所棄歟、爲番依舊還保乎者、下報曰、夫秋田城者、前代將相僉議所建也、禦敵保民、久經歲序、一旦擧而棄之、甚非善計也、宜遣多少軍士、爲之鎭守、勿令彼觖歸服之情、仍差使國司一人、以爲專當、又由理柵者、居賊之要害 承秋田之道、亦宜遣相助防禦、但、以寶龜之初、國司言秋田難保河邊易治者、當時之議、依治河邊、然今積以歲月、尙未移、徙以此言之、百姓重遷明矣、宜存此情、歷問狄俘幷百姓等、具言彼此利害。

嘉祥三年十月、當國大地震、府城傾頽し、山谷處を易たり。當時の國奏に「城柵傾頽」云々、仁和三年國奏に「井口地、海水漲移、迫府六里所、大川崩壞、去隍一町餘」云々。隍は卽城隍にして、前代出羽柵塞の故實に據れるを見るべし。新府は、舊府近側高敞之地に遷造せらる、其遺跡明徵なし。

文德實錄、嘉祥三年冬十月、出羽國上言、地大震裂、山谷易處、壓死者衆、十一月詔曰、出羽州壞、偏應銅龍之機、邊府黎甿、空被梟禽之害、邑居震蕩、蹈厚載而不安、城柵傾頽、想艱虞而徵恐、咸須子視、或至死傷、獨作母臨、何懈拯救、宜馳星使就展恩光、其被災尤甚不能自存、使國商量蠲免租調、幷不問民狄開倉廩貸、賑其生業、莫使重困、崩墻毀屋之下、所有殘屍露骸、宜爲收埋、疾中優恤、庶俾痿凍者、知挾纊之溫、阻飢者、得厭牢之飽。○三代實錄、仁和三年五月、先是、出羽守坂上茂樹上言、國府在出羽郡井口地、卽是去延曆年中陸奧守小野岑守、據大將軍坂上田村麻呂論奏所建也、去嘉祥三年、地大震動、形勢變改、旣成窪泥、加之、海水漲移、迫府六里許、大川崩壞、去隍一町餘、兩端受害、無力隄塞、堙沒之期、在於旦暮、望請、遷建最上郡大山鄕保寶士野、據其險固、避彼危殆者、太政大臣左大臣右大臣參議左大辨、於左仗頭、召民部大輔惟宗高尙、大膳大夫小野春風等、問彼國遷府之利害、所言參差、同異難定、更召伊豫守藤原保則、以高尙等詞問之、保則言、國司所請非无理致、保則高尙等元任彼國吏、應知土地之形勢、故召問之、太政官因國宰解狀、討覈事情曰、避水遷府之議、雖得其宜、去中出外之謀、未見其便、何者、最上郡地在國南邊、有山而隔、自河而通、夏水浮舟、纔有運漕之利、寒風結凍、曾无向路之期、況復、秋田雄勝城相去已遙、烽候不接、又擧納秋變、國司上下、必有分頭入部、率衆赴城、若沿水而進、泝水而還、有徵發之煩、更倍於尋常、運送之費、將加於黎庶、晏然无事之時、縱能濟、警急不虞之日、何得周旋、以此論之、南遷之事、雖可聽許、須擇舊府近側高敞之地、閑月遷造、不妨農務、用其舊材、勿勞新採、官帳之數、不得增減、勅、宜依太政官議、早令行之。

元慶二年、出羽國兵亂の際の諸文書を査閲するに、「元慶二年十月十二日、出羽國司飛驛奏言、秋田營申牒偁、八月二十九日、逆賊三百餘人、來於城下、願見官人」とある如く、城營と治府の、二地たること明白なり。然るに、保則卿傳に「小野春風、少遊邊塞、能曉夷語、卽脫甲冑棄弓梓、獨入虜軍、具宣朝命、夷虜叩頭拜謝云、異時秋田城司、貪然暴獷、谿壑難塡、若毫毛不協其求者、楚毒立施、故不堪苛政、遂作叛逆、今將軍幸以天子恩命而誨之、願改迷途歸幕府、於是、饒以酒食餼饗官軍、其豪長數十人、相率隨春風、至出羽國府」とあるは疑ふべし。春風は、直に賊地に入り臨戰す、豈賊徒を隨へて國府に還ることあらんや。必定、秋田の城營(幕府)の事を、出羽の國府と誤りたるにて、傳記者の失筆なり。

元慶五年三月の紀に「先是、出羽國言、太政官、去年六月下國符偁、彼國解偁、兵士鎭兵總一千六百五十人鎭兵六百五十人、每人充日粮一升六合、或二城兵士一千人、充日粮八合、分結六番、直於國府、而承前國吏、以健兒爲戎、兵士鎭兵無置一人、仍令諸郡進勇敢者、但鎭兵者舊有長上之料、無煩調練、兵士千人給長上之粮、一府二城以備非常、待三箇年、將蒙許聽、勅聽二箇年、而今年十二月滿限、始自明年復舊、望請重被待二箇年、勅聽一年、云々。一府は卽出羽郡河邊にして、二城は秋田雄勝の兩鎭なりしこと明なり。然るに和名抄に「出羽國府、在平鹿郡、行程上四十七日、下二十四日、管郡十一」と載せ、而も又、出羽郡の下に國府と注す。前の平鹿は誤謬のみ、仁和三年、平鹿に新府を移ししにはあらず。延喜主計式「出羽國、海路五十二日」、蓋、北陸道の海上を航走し、越前敦賀津に至り、京師に達せる者にして、亦、出羽郡の府西なる坂田津を、其發程の埠頭と爲せる也、古今集に載せし、

もかみ川のほれは下るいな舟のいなにはあらす此月はかり、

在府官人の詠にして、府廳の最上河邊に在りしことも想察せらる。色葉抄に「最上川は、出羽の國の館の前に流れたり」云々とあるは、不抜の明證なり。又、源重之の白糸瀧の歌詠も、重之在國の時、稲舟などにて上りて、彼瀧見しなるべく。重之は、兼忠(淸和帝の三世孫)の姪にし

て、圓融院一條院の御代の人なり(長保年中卒)、仁和の新府も、舊府の近地たりや明知すべし。

安倍氏筆餘に、出羽府は、寛治の比には、已に最上郡へ移されしが、云々とあるは、無稽甚し。

而も、後世其府址を傳へず、或は曰ふ、藤島に六所神社あり、國府總社に似たり。されば、仁和の新府も更に變遷して、其東南數里の地(藤島)に移りたる歟。南北朝の爭戰にあたり、南朝黨は一時藤島に據る、又、土佐林氏藤島に居り名族たり、大寶寺武藤氏に亞ぐ、在廳人の類歟。蓋、國府の政治衰へ、遂に全く其府邑の名をも失へるは、南北爭戰の際ならん。斯波兼頼の山形(最上郡)へ入部し、出羽探題と號し、府を以て山形を稱せるも、亦此時に在り。又、大寶寺武藤氏に、鎌倉幕政の時より、往々出羽守に補任せられたりとの説さへあれば、府の廢するや頗久し。

羽黒の長吏職、并びに飽海郡の留守所(ルスショ)は、正しく舊國府の遺官にして、何の頃にや離散したるならん。恐らくは、鎌倉幕府の世歟。

地理志料云、國府、在出羽郡、和名鈔作平鹿郡、而出羽郡下又注云國府、其謬可知矣。今依拾芥抄訂、伊呂波字類抄大八州記作平鹿郡者、蓋承本書之謬也、府阯在出羽郡井口、其地今屬田川郡、爲廣野村。

東鑑、文治四年二月宣旨、出羽守藤原保房言上、仰東海東山兩國司、并武勇輩、被追討其身、源義經及同意者等、亂入當國、以毀破宣符、僞號當時宣旨、致謀叛事、云々、院廳下、陸奥出羽兩國司等、應任宣旨狀、令前民部少輔藤基成、并秀衡法師男泰衡等、且召進義經身、且當川國司及莊役使等事、云々。

廣野(ヒロノ)　今、廣野村といひ、福岡、大淵を合す、押切の北、新堀の西にして、赤川と落合川(京田川)の交會にあたり、最上川の南一里、近代の新墾にかゝる。相傳へて、古國府の地なるが、變革を經て、再び田宅を拓くといふ。仁和以後の府邑にして、何の世にか又大震陷沒に會ひしなり。仁和の官裁に、高燥之地とあるに合考すべし。西方、赤川を隔て、黑森の沙堆を望む。

鄉誌提要云、今京田川西岸に、往古井口と名けし地あり、嘉祥年間地大に震動して、形勢變革す、此地、今を距る百六十餘年前に、酒田廣野の號あり、榿(ハンノキ)樹林をなせり、故に又榿谷地とも稱せり、正德年間、新田開發の事あり、古石碑の類を鑿出し、之を以て道路を作れりと云へり、廣野村是なり。○風土略記云、正德四午年、酒田の町人、越後屋九兵衛、鈴木伊右衛門と云者金主にて、横山村の土民兩三人を語らひ、新田開發の願を申上、榿(ハンノキ)木林の中へ分入、民居を建ける頃は、林中枝葉陰闇く方角を知らず、歩行、橋をはかざれば、泥に落て働く事ならず、小屋を建てしも、水勢に柱根浮て居付ず、長木を結束て重とし、枝葉を敷て座臥す、或時、稻十四束刈許の場所より、木の根五棚堀出けるとぞ、芦葦の類の菜草もなく、八九年が間、鳥雀の類も來らず、漸く堤を立て田畝を拵へ、水を切流しければ、土もかたまり、人馬往來も自由に成て、開たる田地は享保二年に高盛ありしに、凡九百六十七石、廣野新田といふは總名にして、上村、中村、十五軒とて三村とす、開發の頃、石塔數堀出し、是を集めて上村の御藏の西より中村迄の街道を作りしと、これにて、嘉祥年中、大地震動形勢變改せし事、目前に見るが如し、往古居を定むる時に、和漢共先井を堀る事なり、井口の名是よりおこる歟「堙沒期在於旦暮」とあれば、其地うつもれ果て、古今のかはりあれば、今其地のなきは、あやしむべきにあらず、酒田廣野に、落合村より流るゝ川あり、川筋に五郎まんた、大曲、井戸淵、座頭淵の名あり、五郎まんたくるまた共云、由緒知る人なし、大曲とは川筋の曲れるを云ふ、井戸淵は井口の井のうつもれて淵と成たるをいふにや。安倍氏筆餘云、仁和三年の國奏に「海水漲移、迫府六里所、大川崩壞、去陸一町餘、兩端受害、無力塞之」とあれば、最上川と梵字川の中合に孕まれし地にして、廣野即其跡なりと、古人の曰はれしは的説歟、今も此地は、海岸に近く、土中往々鳥居墳墓を發見し、往時の都會の跡を止む。○今按、廣野には、土中往々石塔を出すといへば、是れ、中世の埋沒に由る。仁和以前、嘉祥の當時の風俗に、石塔の事、疑ふべし。必定、鎌倉時代の逆修追修の碑石の埋却せられしならん。されば、廣野の一帶は、嘉祥の一變の後、鎌倉時代に再變を被りし地と判斷すべし。

廣野谷地之事(庄内古事抄)

大山町之者、被搶申候間、湯濱之三郎右衛門、太郎左衛門、貳人之者に、末代地に相渡申候、爲其、一筆如斯候、

元和七年十月十五日　熊久茂左衛門　判
清藤　源内　判

天保四年十月廿六日、庄内地震、川南には廣野新田最甚し、家屋の崩るゝもの六十七戸、死傷多し、同時に山濱に津浪到り、鼠關より湯濱の間に、流失家屋百六十戸、死者四十人、破損家屋三百餘、船を失ふ三百餘艘。明治二十七年の地震にも、廣野は大害をうけたり。

落合川(オチアヒ)　廣野と宮曾根、新堀の間を西北に流れ、赤川と共に最上川へ入る、即、藤島川と京田川の合流にして、凡二里。或は、呼びて中川といふ、中川は、藤島川の一名なり。

安倍氏筆餘云、京田川は、ことの外屈曲せる流にて、僅の雨にも溢れ、下流には水湛へ、押切、長沼の邊、誠に難澁す、因りて、寶曆元年の秋、一萬の人夫にて、二十日の間御普請あり、上は京田橋より赤川口まで、都合三

十七个所の屈曲を堀通さる、廣野谷地には、幅七間長千間の堀通しありて、下流は赤川と別ちて最上川へ落さる、是より永久水害を免る。

宮曾根（ミヤソネ）　今、高田麥、家根合、杉浦をも合せて、榮（サカエ）村と改む。廣野の東、新堀の南にして、落合川の右邊に縁る。鶴岡より酒田の驛路には、押切、宮曾根、局、新堀と次第す、池あり金沼といふ。

（高田麥）　風土略記云、高田麥には、村の建始に植たりとて、產土神の前に、百五十年以前まで三尋に餘れる松ありしとぞ、古地勢大に變し、泥海と成けるに、代を經て深きは沼と成、淺きは洲と成、廣き萱原と變りしに、段々に村居を建て水田を開きたり、按するに、此邊稍地高にして、初て麥を蒔きたる所なるゆゑに、高田麥村とは名付しにや。○今按、木にタモといふがあり、高田麥は高タモキ也、東村山郡に高楡といふも之に同じ。

新堀（ニヒホリ）　今、新堀村といひ、門田、局、木川、丸沼、落野（オチノ）目を合す。最上川の南岸に倚り、小驛を成す、藤島へ三里半、酒田へ二里。近年、新堀の西なる落野目にて、最上川に架橋し、南北の往來に便す。

（落野目）　大八洲遊記云、從鶴岡赴酒田、沿赤川堤北走、堤左蘆葦爲叢、與田圃相交、聞之、墾爲田圃則大費人力、且年有豐凶、蘆葦則反之、其徑更大云、行五里餘、新堀村渡家上川。○山形軍記云、最上の軍勢は、山形を打立、月山の嶽を越、狩川を夜の間に乘渡り、酒田の城へ押寄、其比、酒田の城には、上杉より河村兵藏、志田修理亮を籠置かれけるが、城を出て、最上川を前に當てぞ陣取ける、山形の先陣川岸に打望、渡さんとしけれ共、瀧波早き河瀨、一里計川下は漫々たる大海なれば、一向可渡やうもなく、河邊に控へ渡船を求る處に、川上より舟十四五艘漕ならべて「今度先驅の下次右衛門にて候」と名乘り、旣に向の岸近く成しかば、舟に引付泳かせたりし馬共に、ひたく／＼と打乘、次右衛門眞先に懸上たり。（慶長六年夏）

餘目内新堀村御年貢事
合六拾九石七斗壹升壹合者
此外壹石五斗者　肝煎免二引
右皆濟狀仍如件
慶長七年十二月二十三日　下　治右衛門
肝煎　掃部助參（庄内古事抄）

元和八年五十嵐甚五左衛門覺書云、長谷堂表引陣の時、山城人數あげ參候に附、敵したひ申候を、拙者一人殿仕、大勢鐵炮にて射申候、龜崎籠城の時、餘目と申處にて、拙者先かけ仕、敵大勢討申候、其後渡場口よりは、庄内衆陣執申候、某直江所へ使者に參、上下仕候て、籠城仕候、志駄修理存被申候。

丸沼（マル）　新堀の東南なる池沼にして、跡（アト）沼と並ぶ。○風土略記云、往昔、庄内半は沼なるべし、前にいへる廣野の内にも數多の沼あり、又、丸沼、跡沼、門田沼、山掃部沼あり、秋冬より翌春迄水鳥多く集る、土人網にて是を取、市に鬻ぎ、運上を捧て、餘分を以て飯料の助とす、そのかみ地勢變改の後、年を經て漸々水を涸し、沼のあせたるは谷地となり、其後民村も建て田地を開發したるか、土人に聞に、百四五十年前迄は、狩川村より跡村迄三里餘の間、廣々たる葦原にて、草を結び道しるべとし、僅に往反をしけるとぞ。

門田（カドタ）（局）　今、新堀村の大字にして局（ツボネ）、木川と共に、驛の南なり。古記に門田の名見ゆるは此歟。

出羽國下大山庄内陳山鄉□□庄内、門田、飯前明□□事、八月十七日、任御教書旨、大泉下野守相共、相馬讃岐守代、下地渡附候畢、仍狀如件、
貞治三年九月十一日　沙彌眞秀（相馬家傳）

奥相秘鑑云、明德より應仁の間に、相馬家には、出羽國大山庄内漆山、門田、飯澤、陸奧宮城郡國分鄉半分高城、赤沼、名取郡内南之方をも、他にかすめらる。兩書を對校するに、陳は漆に作るべく、前は澤につくるべき歟。下大山庄漆山は其地を確認する能はずと雖、大泉庄内門田たけは推知せらる、相馬家傳一本には、
出羽國下大山庄内漆山山鄉□□□
庄内門田飯澤前□□□事。

餘戸鄉（アマルヘ）　和名抄、出羽郡餘戸鄉。○今、東田川郡餘目（アマルメ）村現存す、常萬、八榮里へもわたる歟。井上鄉の東、河邊鄉の西にして、最上川の南岸に縁る。餘戸は、諸州郡に同名多し、後世は餘目に作り、東鑑、文治五年、陸奥國餘目三所など見えたり。すべて、剰餘の田宅にアマルベの名あり、此なる餘目鄉は、もと、井上、河邊、いつれかの域内に分置せられしものなるが、中世に至り、却て、井上、河邊の鄉名に代り、東西の比隣、皆餘目と稱したり。

清川餘目間之堤、普請仕由、雖大儀候、可然事不被申候、迚も／＼精を入れ候て、急度人足とも上被給候、旁外にも無心元候間、爲見廻、弁久庄太夫相下候、委は彼仁可申候、謹言
五月十五日　出（黑印、最上義光）
小關津の守とのへ（羽柴氏最上文書）

餘目（アマルメ）　今、餘目村といひ、跡、千河原、提、廿六木等を合す。新堀の東南にして、藤島を去る二里半、川南の大邑なり。又、餘部（アマルベ）につくり、餘戸鄉の遺唱とす。餘目に安保氏の館址ありて、或は、之を太平記に見ゆる阿保肥前の族黨かといへり。されど、太平記なるは、武藏國丹黨の名家にて、坂東に隱れなき武門なり、彼國兒玉郡安保の條々に合考すべし。此なるは、其兒玉の一族の分れて移住したりしこと明證あり、土人の口碑亦棄て難きを知る。○隨樂紀程、餘目村、南北朝時、阿保氏居此、今乘慶寺靈牌、題曰「至德丙子霜月十六

（阿保館址）

日、安保太郎吉形」按、安阿音通、當時武臣有兩阿保氏、一稱入道々塔、從新田義貞、戰死於分倍河原、一稱肥前守忠實、屬高師直部下、立功於四條河原、太平記、忠實答人、有「吾生長東國、逐鹿山野、捕魚江河」之語、以地勢年代考之、吉形蓋忠實之子弟。

風土略記云、餘目館は、餘目郷枋方新田に在り、俗に館村といひ、其構大に廣し、土人阿保殿舘といふ、乗慶寺に位牌有り、先祖は關東落人にて、代々此所に居住し、十六代目を阿保與太郎、高野聖に見咀せられ、天正三年、疫病にて死去す、舍弟は與次郎とて、田尻村の舘主たりしに、大寶寺與屋形と合戰し、助川と堂形村との間にて流矢に中りて死す、妹小糸は千川原殿へ嫁せしと云傳へり、餘目は一村の名にして、又一郷の名なり、三つに分て、餘目、上餘目、下餘目とす、安保家滅後は、家臣梅木何某相續し居たりけるに、其後、最上家上杉家へ渡り酒井家へ下され、餘目領、酒井牛之助へ分地、正德三年、大山料所と成る、一萬六千石。○史料所引の安保文書、

（餘部）

建武三年下知狀、

安保丹後權守光泰法師(法名光阿)

可令早領知武藏國安保鄕內屋敷在家、同國枝名內鹽谷在家、同國太郷、出羽國海邊餘部內宗太村、播磨國西志方郷、信濃國室賀郷等、地頭職事、

右任代々讓狀、井正安三年十二月十日、正慶二年二月廿九日、外題安堵狀等、可領掌之狀、如件、以下

建武三年十二月十一日　源朝臣(花押、直義)

此に海邊とあるは、疑ふべし、もしくは河邊の譌歟、卽、東隣の鄕名なり。宗太の村名は、今傳へねど、居館の地の舊號なること、論なし。白河結城文書、延元元年、宗廣入道々忠の讓狀にも、出羽國餘部內、尾青村、淸河村とあり、尾青今知れず、青は安保と相渉れど、いかにとも決め得ず。一說、

（青尾）

庄內瑞史云、南北朝の際にあたり、大梵寺政氏は足利方にして、羽黑山と遊佐氏は宮方なり、應安年中、高師直の臣安保直實庄內に來り、餘目の地を押領す、これ、訛謬あるを免れず。○風土略記又云、餘部白山大權現は、與野村に有り、修驗持なり、古は館村の內に有て、阿保家崇敬の神祠也、永錢十五貫、外に成谷地神領なりしに、最上家へ召上られ、替地として梵天塚を寄附せられ、高四石八斗餘の黑印を給はりしとぞ、鰐口に別當梅命寺と有り、先年、額を白光山大權現と書く、光字を加へずしても可なるべきに。

跡（アト）

今、餘目村の大字にて、其西なり、跡と新堀の間に、沼池二あり、路を挾みて、其南北に居る、狩川用水の末游之に灌す。○風土略記云、天滿宮、跡村にあり、社中に梅木あり、其實他に異なり、指の痕跡に似たるあり、土人、菅天神のつまみて投給ひたる梅也と云傳へり、舘村白山別當を梅命寺と號し、乗慶寺を梅枝山と稱し、阿保家の臣梅木何某と云傳れば、深き由緒もあるべきにや、尋れども古實の事知る者なし。

千川原（チカハラ）

（廿六木）

今、餘目村の大字にして、其北一里、最上川の岸にあたる。此邊に廿六木（トトロキ）といふ大字もあり、北岸は、飽海郡飛鳥、相澤なり。

風土略記云、二宮八幡宮、千川原村に有り、先年禪律院德峯と云ふ寺僧、當社の別當職となり、享保二年、最上郡へ行脚の頃、鮭延の庄內新庄の鎭守、七所明神の緣起を聽聞し、之に附會して、千川原二宮は、應神天皇第二皇子大山守命と誣ふ、寺家猥に說を作りて人を惑はす事歎くに堪たり、新庄七所は、社領二百九十九石の古跡なり。

常萬（ジヤウマン）

今、常萬村といひ、福原、堀野、新田（シンデン）を合す、餘目村の東に隣接し、最上川に近し。

文化元年十月四日、夜十時頃、大地震、西は宮浦黒森廣野より、東山狩川の邊まで其害を被る、餘目鄕には千河原、樋木、最甚し、死傷人あり、天保四年十月廿六日午後四時、大地震、文化に比すれば稍輕微なり、明治廿七年十月廿二日、午後五時半、大地震、其最烈震區域は、川南には、赤川中川の下游、押切村以北の東西一帶なり、大地所々に龜裂を生し、又、土砂泥濘及び半炭化の埋木を噴出したるあり。

吉岡（ヨシヲカ）

今、拂田、島田、茗荷瀨、大野等と相合して、八榮里（ヤエサト）村と改む。餘目常萬の南にして、藤島、八色木の北なり。西は宮曾根、東は廻館につらなり、田圃頗低平なり。

河邊鄕（カハノベ）

和名抄、出羽郡河邊鄕。○今、狩川村左右の地にして、淸川、廻館（大和村）前田野目（十六合村）にわたる如し。餘目鄕の東南、大雍鄕の東北にして、最上川の左岸に倚り、白糸峽流の口を扼す。

餘目の條に引ける、建武中の文書「出羽國海邊餘部」とある海邊、疑はくは河邊の譌なり。

廻館（マハタテ）

今、大和（ヤマト）村と改め、古關、南野、小出、浮等を合す。餘目の東南、狩川の西北にして、藤島を去る二里。最上川は、廻館の北半里なる小出に於て、大屈曲を爲す、對岸は飽海郡山寺（松嶺）なり。

狩川用水は、淸川驛に起る、狩川、古關、廻館を過ぎ、餘目村の方へ通ず。慶長年中の土功に成り、長五里。文化十年、其紀功碑を立つ、碑文に曰く、

狩川淸川二邑、最川岸高、困乎灌漑、水歲則歉、旱歲則哭、故最上侯臣北舘君、食采狩川、而主二邑政、始爲二邑闢渠、引舘谷溪之水、從淸川而疏乎狩川之野、時海內息戰、轉餉者當休、創病者始復、而北舘君建議與大役、國老以非時宜且地形叵成、沮之、北舘君陳利害固爭之、侯從其計、慶長七年、最上仙北由利飽海田川之民七千四百人、屬北舘君、命龜崎城衞志村光安、尾浦城衞下實秀等數人、各帥其衆、與北舘君雜作、勞

山壕壑、築堤疏水、光安妬其功、私易約束、渠殆弗成、北舘君大怒、乃請侯曰、新渠臣所謀、臣願獨專從事、三載不成、臣請擧領矣、侯忠之、命光安等、一聽其政、於是、北舘君勵衆、親執而作力、不舍晝夜者三年、而始成、發自舘谷、至于赤川最川間、五十里許、實爲田川郡東北一大渠矣、二邑終無旱患、由是墾闢者數百千頃、歷二百年以至今、渠下田租凡三萬石、戸口稱是、北舘君功德加此矣、故二邑民嘗建廟狩川、歲時祭祀、而今記其功德於碑、以垂永世、君諱利長、稱大學、世仕最上氏、數積職功、受祿三千二百石、最上侯國除、其子某仕莊內侯、子孫經顯云。

安倍氏筆餘云、廻舘は、相馬某とて、奥州海道相馬家の一族の居れる所とぞ、最上家の北楯大學、狩川在城の頃その與力に、相馬隼人あり。〇庄內に、相馬氏の知行地ありしことは、門田に合考すべし。

小出 今、大和村の大字にて、廻舘の北半里、最上川の傍岸に屬す。此村里は、近世の初めまで、川北(飽海郡)の地なりしこいへり、河水の變遷に依りてかくの如し、對岸は松山市街なり。

態令啓候、仍其口敵之樣體如何候哉、無御心元候、一昨日天氣に候とて、砂越、又宮內所より、足輕を山內へ差越、城前迄罷越候由候、從內二三百斗取出申候、相互無何事引除候、定而敵は城內に相籠候歟、一向不見由申候、將又清川に足□有之由候、是なきりはき候て持、女子共の事は其城へ入、男斗入候て可相持由申候、依之、人足□候間、小出近邊より其元へ入候(二三字缺)被仰付、清川へ被指越候はゝ可然候、小出其外之事、それ〴〵にもたせられ候所に候間、被仰付にくくおぼしめし候はゝ、奉行を指越、(下缺失)(羽柴氏大寶寺文書)

此一箇は、藤島城主土佐林甲斐入道杖林の書なりとぞ、天正中の事歟、始末知れず。〇安倍氏筆餘云、太平記評判に、井戸淵といへるは、今清川驛の下、小出の邊にのころ、和名抄井上郷はそこならん。

京田川 羽黑山祓川の末にして、千本杉以下に於て、專此名を以て呼ばれ、末は押切、宮曾根の間に達し、落合川といふ。〇京田の名は、西田川郡の村里名にも呼ばれ、或は給田の語に由る歟、其說彼地の條に揭げたり。又惟ふに、經田歟、讀經功德の料に、寺僧に寄附せられしにあらずや。吾妻鏡に、羽黑山一萬八千枚の福田料田と載せしも、想ふべし。

前田野目 今、大眞木、千本杉、吉方、西袋、小野方等の十六小村を合せ、十六合村と改稱す、廻館の南、狩川驛の西なる郊野とす。

千本杉 今、十六合村の大字にして、狩川より藤島の驛路は之を過ぎ、此にて京田川を橫絕す。

狩川 今、狩川村といひ、添津、三个澤を合す、藤島の東北二里、最上峽口の大邑なり。清川驛へ一里、羽黑山へ二里。

狩川は、白河結城文書、延元元年宗廣入道の讓狀に、出羽國狩河郷內田在家と載せられ、彼家の知行とす。南北擾亂の際に、結城氏の一族、此間に在りて勤王せしとの案は、立谷澤の條に合考すべし。〇風土略記云、狩川村に八幡宮あり、最上義光御狀の文面に見へ侍る、是也、社領高十八石、前に松の大木枯果たる跡有り、阿古屋の松とぞ、附會の說にや、又當社より上に阿古屋清水と云ふあり。〇大八洲遊記云、發清川、循林西馳里許、狩川驛、出驛道岐爲二、右趨酒田、左則鶴岡、卽左、土地平曠、瀰望水田平疇、無一邱垤、間有聚落、灌木成林、舊酒井侯十萬提封、殆在一望中、地亦膏腴、出山形上、唯田旁往々蘆葦叢生、田亦有蘆芽茁生者、蓋屬近時開墾。

狩川館址 風土略記云、狩川館、出羽郡司小野某の住したる處にや、古は小野千軒とて、大邑なりしと言傳へり、今は修驗一人おくま堂と云ふ小社を守護す、社地の左に古墳あり、小野塚と云ふ、或は日光緣起を引きて曰ふ、有字の中將と言ける人、勅勘の身となり、陸奥の小野郷に至り、旭長者の許に止り、此中將狩獵を好み給ひしより、狩川とは稱しけるにやと云々、如何にや、又、羽源記庄內退治の條に「去程に、庄內には、去四月半より、羽黑山の神領を掠めたる恨とて、川南の國人氏子、彼山の衆徒一味にて、別當明鏡を追却し、剩へ大梵寺の宿を切破り、苅川の館を押て取りしかば、會津方の領主甘糟備後守、種々手立を以て和談しければ、暫くは靜りけれ共、猶國主の掟に不隨」と云々、是は慶長五年九月の事なり、其後最上家へ屬したる時、北館大學助利長に此館を下され、元和の後廢す。

慶長十六年、北館大學助、立谷川の流を引て、狩川山の腰より堀入れて、此水を以て開きたる田地二萬六千石、普請の始、最上川岸鈂込み、大堰塞成就せざりければ、諸神に誓ひ、秘藏の鞍に石を結付けて沈めければ、不日に成就す、今其處を青鞍と云ふ、清川村の西なり、今も此水下の百姓、大學助、紫の頭巾を着せられ、輕衫を着、杖を突き、大堰見分し給ふ體、繪に寫し、出羽守殿御狀の文言を賛として、掛物にして禮拜し、其年の年番に是を預るとぞ、

其元堰普請、大分之儀出來仕、貴殿晝夜の苦勞察入申候事、就夫、堰出來、水卓山河より通候由、首尾能成就、大慶の至候、右企の時分、其元の八幡宮へ貴殿立願掛申、大分之儀存候通出來、末世迄之重寶、末には其水を用ひ、新田何萬石出來可申や、自今以後、八幡宮雖有存、狩川の者共參詣申候樣に可申付候、神領の判形、先日辨久庄兵衛持參申候、則大輔へ相渡候由、無油斷日夜勤行可相勵之旨、可申付候、

然れば河風寒く候間、頭巾一進申候、委くは重而可申入候以上、

三月十五日　　少將出羽守(判)

北館大學どのへ

三个澤（ミカサハ）

平泉中尊寺、嘉暦二年文書「羽州狩河以下、八个所寺役、一向退轉、云々」、此間に中尊寺領のありしならん。

今、狩川村の大字にして、驛の南一里、添川に近し。此に如來堂ありて、信州水内郡善光寺の靈佛を移置すと謂す。新風土記云、善光寺如來は、三ヶ澤村にあり閻浮檀金の如來と云ふ、酒井氏元和八年、信州松代より入部の時に、家士栗田某、携歸安置せりと、此堂は、今高照寺之を司る、昔は孟蘭盆節とて、七月二十三日、土俗參詣して亡靈菩提を弔しとぞ、中頃絶たりしに、近年寺僧是を取立、諸人群集することおびたゝし。

安倍氏筆餘云、信州先亡栗田氏は、子孫鶴岡に仕ふ、彼家の先鶴壽、天正九年、遠州高天神城に戰死、翌年甲信破れ、鶴壽の子永壽は、家臣大須賀一徳に抱取られ、徳川家へ頼み、我藩祖忠次公に引取らる、即、永壽の母は忠次公に近侍し、其腹に一子あり、久恒と申す、當家々老職松平(爲釜)甚三郎の祖なり、此緣にて、永壽も當家に隨從し、元和入部の後、此村に善光寺を建つ、云々、再考、永壽の男源右衛門、初めて當家に仕ふともいへば、疑あり、且夏目記によれば、

栗田刑部は、越後上杉家に仕へ、一時、庄内にも居り。慶長五年の春、故あり會津を立退かんとして、白川にて打留めらる、

されば、刑部の子の源右衛門は、白川の災難を免れ、年經て後に當家へ歸參したるならん。○羽柴氏云、安倍氏の考案誤れり、栗田別當鶴壽の弟を光壽といひ、刑部は即光壽なるを詳にすべし、三个澤善光寺は、刑部光壽の置く所に非ず。

定（庄内家士栗田氏藏）

善光寺、於御堂、坊中、並町屋敷等の義、可爲栗田計之上者、不可有他綺之事、但、仕置等有相違之義者、可加下知之事、

町屋敷諸役義、向後令免許事、六月之高棚、上町打之者、諸法度以下、可爲栗田計事、

佛前拜趨之僧、上下共に、不可致普請、但於無據義者、爲町來衆救之間、若輩之人、可相勤事、

從信州、本善光寺來集之僧俗、或令罪科人、或出闕錢等之役義、一切停止之事、但有佞人隱置盜賊、又背國法者、可行嚴科事、

右條々、以法性殿御直判、被定置之者、自今以後も、彌不可有相違者也、仍如件、

天正九年辛巳七月四日　　勝頼(判)

栗田永壽殿、其外善光寺衆、〔兵家茶話〕

清川（キヨカハ）

今、清川村といふ、狩川の東にて、最上川白糸峽（シライト）流の中なる一驛とす。最上川を北に帶び、月山、羽黑山より降下の一溪、此に來りて之に會す。今、立谷澤川とも呼ぶも、舊名は即清川にして、驛名は之に取る。水陸の航走を兼ね、鶴岡六里、酒田七里、本合海（モトアヒカイ）六里。

新風土記云、明治十年、清川新道（磐根新道）開通の擧あり、立谷澤川に橋を架する長さ一百間、東雲橋と名づく、腹卷石の北面を切崩し、最上川の南岸に沿ひ道を開き、最上郡古口驛に至る、危險の舟路を變して、坦夷の車道となす。○大八洲遊記云、從清川至木合海、路程五里、皆係新道、先是超山形者、至此買舟、至本合海、明治十一年、縣令三島君、始開此道、此川路梢近、且無風波之憂、凡此峡路沿最上川、兩岸峰巒相屬、昔人爲天險不肯開道、至此君始起役、險狹難通者爲隧道、車騎始通云。

○風土略記云、清川村は、庄内より最上米澤仙臺江府への往還にあたり、川岸に御番所有り、領主より役人を置かる、此より船路十二町上れば、柏谷澤といひ、庄内領と最上郡新庄領の堺目なり。○東遊雜記云、新莊戸澤侯の御領分を見るに、豪家もなく、人足に出づる者も亂りにして、制度正しく見えず、清川は舊地にして、古書に顯れ、此に五聖王子とて、義經記にもあるき神社あり、此社に義經公奉納の太刀あること聞及し故に、土人に尋ね見る所、今は燒失して無しと云ふ、清川よりは酒井侯御知行所にて、豪家も見えて、風俗もよろしく侍りし、人足に出るもの、衣服賤しからず、馬までも肥ふとり、形も美々敷、山川草木、上々國の風土なり。

清川八郎傳云、羽州清川邑に巨族あり、齋藤を氏とし代々治兵衛と稱す、天保元年、齋藤氏子あり、元司といふ、諱正明、(薩の大久保甲東、長の吉田松陰と同甲子)少壯四方に客遊し、遂に江都に寓居し、兵學劍技を以て生徒に講習す、氏名を清川八郎と改む、文久元年、水戸藩兵起るを聞き、慨然として曰く「今日之事、蓋天子、奉錦旗、而號令于天下、則樹回天之大業矣」と、寓宅を撤去し、密行西上し、竊に同志を糾合す、奔走一周年、事頗條料にあたる、二年四月、家父へ書を贈りて曰く「去冬中、京師に上り鎭西に罷下り、肥後豐後等の諸有志輩と相結び、尊王攘夷の義兵を勸め、蘇秦張儀の周旋したる如くに說諭致し、今春を以て、日本未曾有の義兵を掲げ候事に期約致候處、幸なる哉、薩摩侯の實父久光と申す御方、軍兵を引連れ東都に御下りの由申來候に付き、京師にて共に義兵を掲げ、奸賊を斬り、皇威を復古し、攘夷に及可申との事にて、不容易次第と相成候爲め、關東にても諸方に告注進もある由にて、隱なきことゝ相成申候、最早此一擧にて、天下も瓦解震動可有之候、九州諸大名殘らず薩州に一味、天朝を奉することに相成候間、固より天下の人心相背き居るより起り候次第なれば、德川家も必らず大

動揺可有之、然らば国元太守家に於ても晏然相成間敷事に候、然るに關東人は我と安積五郎ならでは無之候と雖、此迄の苦辛にて實に同夫の倡始と相成り、各邦義士にも推戴せられ、天子にも此迄の子細を長文に認め封事にて獻上仕候、萬事主執、決して人下に立不申罷在候間、必らず御安意可被下候、何れ錦旗の下に身を委し、必死を期し罷在候へ共、此度は井伊安藤を切りしなどと事かわり、天子を奉ずる大義擧に付き、天命に叶ひ、生あらば綸天下に周旋、緣あらば再會可仕候」云々、而して八郎が此義擧は、伏見寺田屋に於て薩人と志士の血闘によりて、其事は敗れたり、六月六日、八郎劔を仗き颯然京都を去りて江戸に還る、曰く「去冬東國を去るや、誓つて義氣を關西に倡へんと欲す、今の京師を辭するや、又將に故舊と相約し、機を察し變に處し、更に東海に奮起せんとす」と、東歸の後、山岡鐵太郎、高橋伊勢等の劍客と往來し、更に東國の浪士を集め之を指揮、畫策する所あらんとす、三年四月、幕府旗下の士、八郎の形迹に疑ひ、遂に途に要して之を斬殺す、歳三十四、其招集の浪士、後幕府之を扶持して新選組と稱せしむ、八郎の死前一日、又家父に呈せる書あり、曰く「浪士一條にては、善惡とも、小子及山岡而已に相拘候間、關西の浪士、此方共の御召出に相成候こと、志望と存不申爲、議論沸騰、幾度も危難に相迫り申候へ共、固より正大公明の心事なれど、兎角不如意のみ多く、且此方名前は頗る高く相成候爲め、何に付ても此方身分而已被申倡、殆當惑仕候、人間の運も限あるもの故、古今未曾有の次第に相成候上は、更に殘る所無之、在世の中は兎角論の定まらぬもの、蓋棺の上は、積年の赤心も天下に明白可相成候」云々。

白河結城文書、延元元年、宗廣入道々忠の所領譲狀に、出羽國餘部内尼寄村清河(キヨカハ)村とありて、彼家の食邑たりしなり。又、清河の奥、立谷澤に、官軍據守の遺跡ありて、結城氏の族葉の事歷、之に關係する所あり、後の追補を竢つ。○義經記に、

大泉の庄大ぼんじを通らせ、羽黑山へは(中略)果れをなして、辨慶ばかりを御代官に參らせらる、殘りの人々には、つけのたかうらへかゝりて、きよ川に着玉ふ、辨慶はあけなみ山にかゝりて、よかはへまいりあふ、その夜は五所の王子の御前に、一夜の御つやあり、

文中につけのたかうらとあるは、今聞く所なし、あけなみ山亦然り、よかは、よの上にきを脱することし、清川也。

又、本文のつづきに、

清川の船頭いや權頭、御船支度して參らせ、すぎなか舟にさほさして、あひかは(合川)の津に着かせたまふ、

すぎなかといふこと詳ならず、あひかはは今最上郡矢向村の本合海を指す。さて、清川、合川は、其地白糸峽流の出入の門戶にあたり、古來不易の要津とす。延喜式の驛路、亦此一線を取り、

避翼(驛馬十二疋、傳馬一疋、船六隻)
佐藝(驛馬四疋、船十隻)

と載せし避羽(サルハネ)は合川に當り、佐藝(サキ)は、清川に擬せらるべきは、必至の數とす。此佐藝より、直に出羽國府に達せしなり。されば、清川は傍溪の名の轉じたるにて、其舊地名は佐藝なり。蓋、水濱に突出して崎を成せばならん、亦、此地の實を得るに似たり。風土略記に、

避翼、佐藝、白谷、三所共に舟割當あれば、大川へ便り有りし所と見へたり、

とまで推論したれど、詳說を缺きたり。

もがみ川おちまふ瀧の白糸は山のまゆよりくるにぞありける、
最上川たきの白糸くる人の心よらぬはあらじとぞ思ふ、(重之集、夫木集)

(佐藝)

五所王子(ゴショワウジ)神社 (御所社) 清川村に在り、五所王子と稱へられ、或は五聖、御書に作る。卽、奥州、越後にて、越王、五社王子と號するに同じく、越の盛族安倍氏の祖、大彦命を祭る。舊說、御諸別命といひ、御諸の解あれど、通せず。

地理志料云、五所王子祠、風土略記、五所蓋御諸之轉、景行紀、御諸別王、出鎭東國、會蝦夷騷動、王卽擧兵擊之、賊師足振根等叩頭請罪、是以東方久無事焉、豈其廟耶。

風土略記云、五所王子、御書共書く、祭神詳ならず、鳥居に金華山と云ふ額有り、社内の額には五光殿と有り、守護する修驗曰く、往古何の時にや、王子此處に下らせ給ひ、常樂と云ふ所にて薨去し給ひき、土人靈社を建て五所王子と崇め奉る、緣起傳記等なし、佛像數體有り、外陣に仁王の朽果たる有り、享保元年まで六百年經たりと、

義經記曰、かくて田川をも立給ふ、大泉の庄大梵寺を通らせ給ひ、羽黑の御山、餘所にて拜み給ふにも、御參籠の御志はおはしましけれども、御產の月已に當らせ給ふに、萬恐をなして、辨慶斗り御代官に參らせらる、殘の人々はつけのたか浦へかゝりて、よかはへ參りあふ、其夜は五所の王子の御前に、一夜の御通夜有り、此清川と申は、羽黑權現の御手洗也、月山の禪定より、北のこしに流れ落けり、熊野にはいはた川、羽黑には清川とて、流れ清き川也、是にて垢離をかき、權現を伏拜み、無始の罪障を消滅するなれば、爰にて王子々々の御前に神樂など參らせ、おもひ〳〵のなれこまひし給へば、夜もほの〳〵と明にけり、頓て御船に乘給ひて、清川の船頭をいやごんのかみとぞ申候、御船支度して參らせけり。

此文句に、王子〳〵とある、神殿五所ありしと思はる、

なれこまひとは田樂の事とぞ、船頭いやごんのかみと云ふものの末裔、近年迄有りき、延喜式典藥の條下に「出羽國二種、甘草五斤、羚羊角四十具」和名抄に「甘草、和名あま木、奥州にありと云々」當國にもあるべき事勿論なれども、今は和名だに知る人なし、羚羊は深山稀に見る人もありとかや、羽黒山、五所王子等にて、實物の中に今駒の角と云物あり、疑ふらくは羚羊角にや。

御殿林（板敷山）（腹卷岩）　新風土記云、清川の東は森林鬱々たり、御殿林と曰ふ、林を繞るを立谷川とし、川を隔て腹卷岩屏立し、板敷山、陣ヶ峯等の峯巒相連り、北方に最上川を挾んで黒岩岬有り、田川飽海二郡の咽喉と稱すべく、從來東西の通路、必最上川船往來となせる故、頗要衝の地たり、戊辰の役、四月廿三日、東山道鎮撫使副總督府、官軍を率ゐ新庄に着し、即夜、參謀大山格之助、二小隊許、元合海より乘船し、土湯にて上陸、腹卷岩に陣し、廿四日拂曉發砲す、庄内兵御殿林に據り之に應し、銃戰酣なる中、清川の南山に、官軍數人忍び來り、庄内勢の後を打ち、互に殺傷、苦戰二三時間、官軍利あらずして退く、之を奥羽戰爭の端緒と爲す。○隨響紀程云、腹卷山、有懸瀑、稱界瀧、即田川最上兩郡分界處、戊辰之亂、鶴岡軍據御殿林、王師渉河進擊不利、蓋是時同盟抗命者二十餘藩、大抵觀望勝敗、獨鶴岡出兵、遠侵鄰境、設令仙米歸順遲在數旬後、則兩羽二十郡需戰有、亦未可測、危矣哉。

戊辰孟秋、受命東行、過清峽、
清峽關前津吏迎、千軍停馬々悲鳴、棹歌齊唱連帆發、
是不尋常傷別情、　酒井了恒

飽海郡

飽海郡　庄内平原の北部にして、最上河の水北なるを以て、俗に川北とも呼べる。其北界に鳥海山峙ち、其餘勢、西は海に盡き、東は丁嶽に連なる。丁嶽南北は、謂ふ所の羽越山脈にして、本郡と最上郡を分つ。今、面積三十二方里、人口十萬、二十七町村に分ち、酒田に治む。

（川北）　明治新政の初め、川北の地を鶴岡藩より沒收し、酒田縣を立て、乃、川北を羽後に隸し、川南の羽前と相依することを勿らしめたり。蓋、當時の治方の權略に出づ、而も天與の形勢に背きたるを以て、後復、一縣治に歸せしむ。○川北の名は、最上分限帳、義光物語、庄内物語、乃至兵家茶話にも見え、天正文祿の比の文書にも散見す。奥南盛風記に「慶長年中、奥州の葛西掃部頭義清、羽州の一揆誅罰して、暫川北に居住、川北殿といふ」云々、その始末他に所考なし、もしくはセンボクにて、山北を誤る歟。

飽海は、和名抄、阿久三と注し（延喜式同じ）、八郷を有せり。其建置の初めを知らずと雖。或は、和銅五年出羽國を置かれしの際か、と論せらる、當時の管郷、由理の北に至れり。

塚本氏沿革考云、和銅五年出羽國管郡の事、國史に見えざれども、地勢及び建郡次第を以て之を推すに、出羽、田川、飽海の三郡は既に置かれしならむ、寶龜十一年紀に「出羽鎭狄將軍安倍家麻呂等言、由理柵者、居賊之要害、承秋田之道、亦宜遣兵相助衆」とあり、由理柵は飽海に屬て、和名抄に飽海郡曰理郷とあり、蓋由理の誤なるべし、延喜式に由理驛あり、その遊佐、蚶方、由理の驛路次第を考ふるに、由理郷、即由理驛の所在にして、古の由理柵の地なり。

（遊佐郡）（湯坐郡）　中世に及び、鳥海山背の三郷を割きて、由理郡と爲す。又、郡内に遊佐庄起る、後、地頭遊佐氏割據して、川南の大泉（大寶寺）氏と競ひしも遂に敗れ、文正年中、川北皆大泉氏に併せられしとぞ、庄内の汎名は水の南北に被及す。或は、遊佐郡と稱したり、蓋、天正檢地の際に、遊佐の庄號に因りて郡號を命したるなり。元和四年、東禪寺八幡宮棟札に、湯坐郡に作り、正保圖には遊佐郡に從へり。寛文中に至り、飽海に復す。酒井氏、郡内を平田郷、荒瀬郷、遊佐郷の三地方に分ち、郷の下に組を置き村里を統攬したり。○飽海は其名義を知らず、荒井氏の新風土記に、

遠藤氏の舊説に「酒田吹浦の間六里の程、皆砂地にて歩行に倦ぬ人なし、況や、風烈しき時は砂を吹立て、海水足下に漲る、往返長途を飽かずと云ことなし、故に飽海と云ふ」、是れ飽字に就て强て説をなすに似たり、案するに、往古飽海村あり、今の鵜渡川原に當れり、或書に、本郡往古の地形は、女鹿山より飛島まで地續きにして、西南に阿古の入江とて、東西十里、南北二十里許なる海あり、嘉祥三年以前に係る、其後數度の大震を經て、桑田碧海に變し、女鹿の地續も陷沒して海となり、其岬角なる飛島のみ殘り、阿古の入海は凸起して砂磧となれり、人民の干潟に居を移し、漁鹽の利に就きたる處を、直に砂潟と號けしなるべし、此れ酒田の地なり、飽海村も此と同しく、阿古海の干潟となりたる地に、人民早く住居せし故に、土俗阿古海村と言しを訛りしならん、と見ゆるは、妄想の極なり。飽海郷飽海驛は鵜渡川原に

あらず、郡山(南平田村)を其遺跡とす。次に、阿古入海といひ、砂潟といふ、全く荒誕に屬す。地理志料には「傳言、太古有阿古入江、後世淪桑、變爲沙磧、民就魚鹽蕃成聚落、名曰阿古海村、曰眞潟(サカタ)村、眞潟今酒田也、阿古阿久一聲相通、飛驛又有飽海郷、不知孰否、按本郡及田川出羽雄勝諸郡、初屬高志深江國造、大化初、并之越後國也」と論せらるれど、而羽を深江國と爲すは、證跡薄弱なり、渟足磐船等の、邊塞經營の歴史に背くにあらずや。

松嶺(マツミネ)

（松山）

今、松嶺町、人口三千、飽海郡東南の一邑なり。酒田を去る四里、白糸峡流の口なる山驛にして、清川驛へ二里半、最上川は其西南を曲流し、東に山を負ふ。舊城松山(マツヤマ)といひ、近世に、鶴岡酒井家の支封、二萬石の小藩たり、維新の際、豫州松山藩と相犯すを以て、松嶺と改め、遂に邑名と爲す。

松嶺の郷社を中山(ナカヤマ)といふ、文政中、中山社内に酒井家の祖廟をおきしが、近年、祖廟を改祀して松山神社といひ他處へ移す。○戊辰の亂に、松山藩の解兵請書あり、下の如し、

今般、御鎭撫樣御入來、奉畏候、然處、本家之儀、御鎭撫樣より御征討役仰出候段、一向其罪を辨兼、伏罪之儀にも難至、武門之習、四境相守居候處、既に先月廿四日、本家領分清川口襲擊相成候ては、闔國士民彌憤勵、守衛罷在候儀御座候、依ては、本家御征討の趣意柄、委曲奉伺候上、如何樣にも伏罪可爲仕候間、御解兵の儀奉願候、一般の人心居合にも至候者、早速御巡覽被成下度、右御請書旁如斯御座候、以上、

閏四月十二日　酒井紀伊守年寄連判

新莊御在陣、奥羽御鎭撫府參謀御役官

松山城址(マツヤマ)

（中山）

新風土記云、松山は昔中山(ナカヤマ)といひ、總光寺といふ淨土宗の一字あり、至德元年、中山城主佐藤上野守信の建立とつたへたり、酒井家入部の後、慶安元年、宮内大輔忠勝の二男、大學頭忠恒分封の地なり、忠恒の居館を築て住せしより、中山を松山に改む、是は鶴岡龜崎に對し、近傍なる田尻村を竹田村に改め、以て祝意を寓する者也、安永八年、幕府の命を得て新城を築き、明治二年、松嶺に改め、松嶺藩と稱す、繼て廢城となる、城跡南西最上川に對し、北は山に接す、東西二町南北二町三十間、今尚同字形を存せり。酒井氏知行二萬石、飽海郡に八千石、村山郡左澤に一萬二千石なりと。

（總光寺）

慶安二年田尻組山寺村訴狀に「中山に總(ソウ)光寺領、同片岡は大山圓妙院領」なりし由をいひ、砂越大乘院年代記には、

至德元年總光寺立、應永七年二月四日總光寺開山示寂、
天文元年三庄中動亂總光寺破、

と載せたり、其詳を得ず。

山寺(ヤマデラ)

今、上郷村に合すれど、直に松嶺町の南に接したり。○風土略記云、慶安二年、山寺村民訴の文書を觀しに、「衆徒十八坊、神領、安倍、八幡、山門、熊坂、四聖の衆知行、山寺四个村」云々、今は唯、觀音堂を存するのみ。○此地方に、石器時代の遺物を出す、安倍氏築館に、頭邉といひて、石器を載せしも、即是也、

上郷(カミゴウ)

（大川渡）

今、上郷村といひ、山寺、臼澤(ウスガサハ)、地見興野、大川渡、新興野等を合す、松山の東南一里半、南は最上川を隔てて狩川村(東田川郡)に對す。上郷の大川渡(オホカハト)は、最上川の一水驛たりし故に其名ある歟、近世は一寒邑、何の所見なし。○平澤氏漫遊文草云、自山寺至淸河、重嶂夾路、嶂漸相迫、遂夾江水、乃以船行、兩山之間、急流駛快、且捲且刺。

新興屋(シンコウヤ)

今、上郷村の大字にて、清川驛の對岸也。○風土略記云、志村伊豆守、酒田の城主たりし時、山寺より新道を作り、清川の向に新興屋を建て、最上川上下の舟四艘を預け置きしとなり、上古酒田の川南にありし時の路は、酒田より大淵村へ通り、押切村へ懸り、狩川を經て清川へ出で、夫より最上へ舟にて上りしと。

柏谷澤(カンヤサハ)

今、上郷村の大字にして、全く白糸峡流の中に屬し、上郷の東南一里半、清川驛と水を隔て、上流凡十町にあたる。飽海、最上、二郡の交界此に在り。(新興屋の東南半里)

土淵(ツチブチ)

（引地）

今、竹田、引地(ヒキチ)、北目、中棚、相澤等と相合せて、内鄕(ウチガウ)村といふ、松山の北方散在の部落なり。相接して、茗荷澤、餅山、小見等の大字あり、土淵の長湯は、硫黄性、低温四十七度なれど、浴室の設あり、文政十二年之を創むと。○慶安二年山寺村訴狀云、義氏樣御代、田澤の儀は條目安武殿舍弟次郎御居館、知行は茗荷澤引地中棚眞木島御持被成候、土淵坂場は本木孫次郎御分、中山は總光寺の寺領、同片岡大山圓妙院寺領に御座候。〔大泉叢志〕

竹田(タケダ)

（田尻）

今、内郷村の大字にして、松山の西に近く、最上川に緣れり。舊名を田尻(タジリ)といへるを、松山改號の時、共に改めたりと。竹田の北なる一丘は、沖積層地の中に介在する島狀の第三紀層にして、南北の長さ半里、其西麓を相澤(アヒサハ)といひ、田澤川は、回流して、相澤山の北より西を繞りて、最上川へ入る。

（相澤山）

心齋遊記云、過鳥海山下、至竹田、賃輕舸、泝最上河、雨水黄濁、不辨石灘、梢子猿狙、汗身死心、兩岸皆山、々際時々見村落、至古口、舍舸、跨矢筈坂、宿相貝驛。

田澤川(タサハ)

飽海郡東南の一山溪にして、田澤村の奥、小林の大森山飛口(トビグチ)(飛口は最上郡界に在り)に發し、西流、又北流、山元川、楯山川、中野俣川などを合せ、更に屈折して西に向ひ、山谷川を容れ、漸く南に傾き、相澤(内郷村)に至り最上川へ入る、長凡六里。一

（河内）

に相澤川といふ、又、すべて此山中を、河内(カハウチ)と呼ぶ。安倍氏筆餘云、北俣、中之俣、杉澤の三河内を、平田河内ともいひ、砂越は此の河内の咽喉とす。されば、古簡に砂越河内ともいへり。

自是致後御使之處、專使尤御本意候、抑當國事、依爲合戰雜義、大略屬内徒、雖然御方志異于他者歟、就中、一方大將白河出羽權守、並四頭内、一方大將小國兵庫頭、未□□、但□□討治事、相待時節者也、國中□淳素之條、定不可有程歟、先年一所御合戰之間、無御等閑候、定被同心申歟者、宰相中將家御氣色所候也、仍執達如件、

七月十三日　　治部少輔盛胤奉

（あて名は缺けて無し）（庄内故事抄）

求入見參候之處に、懇御使悦入候、抑當國合戰、國競而御方心日仕候之間、川飼候へ、御敵國中亂入間、面々城營引籠候、猶以甲人にて罷出候、國人大略合上洛候、雖加樣候、爲與計河内城に引籠候、猶後日打出候事、不可有子細候、將又東國樣委細に承候者、此方合力之御音信と目出度悅入候、無指事候とも、便宜之時申承候はゞ本意候、恐々謹言、

七月十三日　　白河出羽權守爲興

修理權大夫殿（白河結城文書）

今按、此二簡は興國中（北朝康永）のものと判知せられ、白河爲興の、此間に在りて、義軍の統領たりし狀明かなり。されど、其據守せる河内城とは、何地にや、凡溪中皆この名を負ふ、南北隨所に在り。而も、此平田河内の生石山に、幾多の南朝紀年の古碑存在するを見れば、是に徴して、結城氏據守の地を訪求推定すべきに似たり、暫之を此に係け、（結城氏の事は、川南の立谷澤に合考、且、小國、藤島にも傍證あり）後の論證に貫く。

田澤(タザハ)　今、田澤村といひ、即、松山の東北なる山中に在り。藩政時、田澤組といへるは、北俣、内郷、上郷の諸村にも及ぼせり。松山一里半、酒田四里半。

新風土記云、鹽水神社、田澤村字鶴の澤に鎭座す、その境内に鹽井ありて、鹹き水湧出づ、謂ゆる山鹽なり、寛政年中までは、現社の巽方に鹽水堂あり相傳ふ、胎藏(タイザウ)山藥師神社へ參詣の諸人、此水にて眼を洗へば、眼病平癒すと。○田澤村高畑、石世遺跡は、村の西北六七町、東は山を負ひ、西は相澤川の上流に臨み、面積僅に二町許の畑地なり、然れども其遺物の種類に富める、莊内に於て屈指の所なり、此地又土偶頭あり、石器土器のみにて鐵器は絶えて無し。（人類學雜誌）

楯山(タテヤマ)　今、田澤村の大字にて、其東西半里、溪流を楯山川といひ、增田山（最上郡界）胎藏(タイザウ)山に發し、田澤川へ歸す。

（小椋女祠）

○新風土記云、楯山小椋女祠、三代實錄に「俘部小椋(チクラメ)賣者、出羽國飽海郡人也、伉儷亡後、廬於墓側、爲尼持戒、苦行精進、貞觀十五年六月、敍位二階、免同戸租、旌表門閭」、本朝烈女傳には、惟小椋女、性質木訥、伉儷謝世、細君薙髮、永矢守節、念佛明發、日夜苦行、澤及朽骨」とあり、此節婦の靈なば、楯山村草創の頃より產土神とす、舊社は東北山間二町餘の地に在りしを、參詣不便の爲、平田本へ遷座す、境内は樹木森蔚たりしを、近年開墾して大に地景を變したり、風土略記に、田澤村の升田に、おしめ樣と稱する神社あり、女體にして、胡麻からを持給ふ故に、氏子胡麻を植ゑずとあり、即小椋女祠なり。

胎藏山(タイザウ)　楯山の東二里、樹木蒼々として、絶頂に祠あり、藥師といひ、山下の民、神水此に出でゝ、田野に灌ぐを德と爲し、水旱には之に祈る、或は大淨山に作る。

龍峰奥羽道程記云、酒田より坂本大淨山の尾先にかかり、新庄領境迄七里半、之を六十里越ともいふ。

山元(サマモト)　今、田澤村の大字にして、楯山の南なり。山元川の奥に赤瀧溫泉あり、硫黄性にして、熱七十三度、天保四年之を發見すと（鑛泉誌）。此山谷を通して、最上郡曲川村へ幽徑あり、之を太淨(ダイジヤウ)越といふ。

（太淨越）

坂本(サカモト)　今、田澤村の大字にて、其南一里、新山(ニヒヤマ)神社あり、松山町の東一里半。

（新山）

風土略記云、新山大權現は、坂本村にあり、神領二十七石、別當を新光山最勝寺といひ、衆徒九坊、土人新山毘沙門と唱ふ、羽源記に、東禪林成政は、新山最勝寺といふ山坊に馳入て、早鐘を打て村里に告けるは、明後日か明晩か、山形義光公御出陣あるぞ、百姓も侍も寄合給へと觸れしかば、尾浦より馳參りし兵共、又京田より逃れし兵共、荒瀨、平田の者とも、名主、政所を始て、我も〳〵と馳集る、云々。

新風土記云、坂本村新山の祭禮に、社家衆徒氏子等、宮廻とて社壇を三巡し、獅子を舞す、其後、兒舞、田樂、番組數多あり、大概、吹浦、高寺の田樂に同じ、拍子も最古風なり、新山とは、富士山十三名の一なれば、祭神木花咲耶姫命なり、此神の本地毘沙門と習合す。○今、按、新山權現は、羽州奥州諸郡に之を祭る、何地を根本とするにや。羽黑山にも此神を祭れど、由緒明白ならず、狩籠地（月山の半腹）に在り。鳥海山にも同神ありて、火山新成の說あれば、一證跡歟。富士の異名に呼ぶも、火山新成の義に合考せらる。

小林(コバヤシ)　今、田澤村の大字にして、坂本の南半里、此より更に南へ一嶺を踰ゆれば、一里にて上郷村地見興野(ジミゴウヤ)に達すべし。又東へ二里、大森山に至るべし。大森(オホモリ)は標高七百三十米、群山の東に拔んず、即、田澤川の源とす。（此には杉澤(スギサハ)川と呼ばる）

（大森山）（杉澤）

安倍氏筆餘云、川北より鮭延への山道は、杉澤越、これは神田村へ出る、坂本大淨山越、これは曲川村へ出る、又青澤越あり、これはサスナベ村へ出る。

中之俣(ナカノマタ) 今、田澤村の大字にして、其東北一里、其溪流は北俣川と相合せ、田澤川へ歸す。中之俣の山谷を、東に踰み、横嶺を絶すれば、最上郡曲川村の奥に達す。

北俣(キタマタ) 今、北俣村といひ、中之俣の北なる山谷を占め、山背は青澤村なり、西嶺は鷹尾峰なり。新風土記云、十二の瀧、貴布禰神社は、下北俣村の奥山に鎭座す、社傍に十二層の瀧あり、其瀧の下流は耕地に灌漑するを以て、村民殊に尊信す、瀑の大なるもの、河原瀧、高三丈三尺幅一間餘、四の瀧、高三丈二尺幅一間、ひやけ瀧、高三丈八尺幅三尺、南瀧、高三丈五尺幅一間二尺、其末流を北俣川と云ふ。○慶安二年田尻組山寺村訴狀、屋形義氏樣御代に、北俣は油利相川殿御分、云々。

鷹尾山(タカヲ) 田澤村の北一里、北俣の西嶺なるを以て、直に川北平原の上に聳ゆ、(普火山岩に成る)。山頂を嚴平、又神(ジン)の峰といひ、一條、平田の村落を下瞰す。樹木稀に、岩石巉々たり。

(高雄)

風土略記云、鷹尾の社領は、天正年中、上杉家に沒收せられ、今は山中に社字もなく、住捨たる跡のみ僅殘れり、羽源記には高雄(タカヲ)と書し「羽黒の辨寛、高尾の源覺抔、一人當千大力の兵」と云ひ、又「高雄山源範謀略の事」といふ箇條ありて「高雄衆山徒勝福坊阿闍梨源範」と云ふ、又、東海林成政、高雄に陣し、小平といふ山寺の藥師堂に通夜したる事見ゆ、是は天正十三年なり、是年庄内は景勝の手に入る、勝福寺は荒瀨鄕下安田村にあり、小平は平田鄕生石村の屬なり。○鷹尾山の南腹に山谷(ヤマヤ)澤あり、其水は大町溝新井田川(オホマチホリニヰダ)の源とす。山谷村は、今、南平田村の管内とすれど、形勢は田澤村に屬す。

(山谷)

享保中撰庄內昔聞書云、川北東善寺城へ、越後の甘糟備後守來りたまひ、此城用水なきにつき、東田澤村の入より堰をあげ、水を取可申とて、川北の人足不殘あつめ、大町へ水を通され候、用水成就の後は、平田の村々大形開發し、土民の悦ぶこと限りなし、備後守申され候は、庄內のかざりなれば、城の名をば龜が崎とつけよ、龜は壽命萬劫なり、云々。(大町溝を合看せよ)

考古界雜志云、平田鄕山谷村八幡森の山畑に、文化十一年、古碑二基を堀出す、一は「元弘二丑二月時正、一念彌陀佛、卽滅無量罪、現受無比樂、後生淨土」云々と刻み、一は「應永辛巳八月日」と見えたり、天保十二年、同地より瓶二堀出す、口徑一尺九寸深二尺二寸、太刀其外あれど腐朽したり。〔大泉叢誌〕

大原鄕(オホハラ) 和名抄、飽海郡大原鄕。○今詳ならず、諸鄕既知の位置と、山野分堺の形狀に觀察して、松嶺、田澤の諸村里に擬せらる、卽、飽海郡の東南隅なり。一書に、大原の名を望みて、荒瀨の大簇に擬したり。されど、大簇は、荒瀨川の幽谷に屬し、一鄕の地たる能はず。

飽海鄕(アクミ) 和名抄、飽海郡飽海鄕。○今、南平田村、東平田村、蓋是なり。大原鄕の西にして、中世は、平田鄕へ混入す。さて、飽海鄕は郡家の所在にて、今南平田村に郡山(コホリヤマ)の大字の遺れるは、疑もなく其徵證たるべし。延喜式には、飽海驛といふを載せしも、此地なるが、其路次については、多少の考察を要す。

(郡山)

延喜式に、最上、村山、野後、避羽、佐藝とあるは、陸奧柴田郡より、出羽國府(出羽郡井上鄕)への驛次なり。次なる遊佐、蚶方、由理、白谷は、國府より秋田城への驛次なること、亦明白なり。然るに、白谷の下に、飽海、秋田、各十疋とあるは、稍位置を失へり。因りて之を思ふに、飽海は佐藝(今の淸川)より遊佐への直徑にあたり、國府の傍路に屬す、故に後に於きて追錄せる歟、秋田驛は、秋田城下なり。新風土記、鶴殿河原を以て飽海鄕といへる、信け難し。

震災豫防調査會報告云、明治二十七年十月廿二日の酒田大地震には、川北には、飛鳥、砂越、及び東山々邊の村落を破壞し、日向川の邊には、法蓮寺、大島田、大久保、豐岡、小原田まで激動を被れり、因りて、崩壞の家屋合二千七百七十七戶、燒失家屋千四百八十九戶、死亡男女七百二十三口の損害を生ず、さて、其震源については、生石村の矢流澤に斷層の呈示ありて、此斷層の震陷によりて、大災を起せしを判定せらる、矢流澤(ヤナレサハ)の斷層を延長せば生石と山楯の間を貫き、郡山、櫻林、天神堂より砂越の西端に觸れ、最上川床に入り、新堀(ニヒホリ)及び落目に達するの豫想あらん、卽此地方を檢するに、文化年度の災に於ける如く、最も地割れに富めり、郡山、櫻林、天神堂には地割れ北東より西南に走り、人家は南より微しく東に捩れ若くは反對の方に傾く、砂越の西端には、地裂け道路と斜行し東北に走り、一町の凹所、三尺下降せるは、此邊の著例なり、之より西南には、河畔に長き龜裂同方向を有し、地盤の凹凸錯雜を極めたり、川南の千河原より餘目の間にも、東北に地裂走行す、新堀村亦慘狀を呈し、大小の割裂河水に並行し、落目村も同樣なり、かくて、最多の裂線方位相符合するを以て、矢流澤斷層延長の西端は那邊なりと問ふに、新堀の西に止まり、黑森砂丘には達せざるが如し。

飛鳥(アスカ) 今、砂越、楢橋、山楯、三宮、郡山、天神堂、堀野內等を合せて、南平田村と改む。最上川の北岸に臨み、田澤川を其東傍に控へ、砂越と連接す、酒田を去る二里半。新風土記云、飛鳥村の明神は、社領二十三石余、平田鄕の總鎭守なり、社家五人、別當觀音寺社頭にあり、古の寺屋敷は、社地より西の方、八十餘丁の畑となりて、今は名のみ殘れり、羽源記、天正年間、最上氏の臣東海林

成政昌盛兄弟、最上川を下り、船より上りて西の方を顧れば、陰森たる林あり、中央に兩金剛、高さ壹丈許なるが立給へり、奥に社壇あり、音に聞ふる飛鳥權現にてや、社僧と覺しきもの來るに問ひければ、平田郷飛鳥權現、本地は十一面觀音なりと答申けると」云々、兩金剛は今も門に立る仁王の事なるべし、慈覺大師の作と云ふ、身長一丈二尺程なり、其儀貌端嚴にして威あり、千歳の古色を帶びて稀世の靈物なり、元祿の火災を免れしものとす、

各寺領合高貳拾三石六斗壹升貳合者、但半物成寄進候、永寂滿安可被抽當家延長之懇祈者也、仍如件、

慶長十七年六月四日　少將出羽守義光印

莊內河北飛鳥觀音寺衆徒中。

砂越(サゴシ) 今、南平田村の大字にて、飛鳥の西に接す、大寶寺(武藤)氏の一族此に分占して、砂越氏を稱したり。

蜷川親元日記云、文明十年十月、大寶寺砂越信濃守藤原氏雄、受領御免、御禮御馬二疋。

砂越大乘院年代記、永正十年十月、砂越殿生害、同十五年、砂越名代立。○大乘院は、舊修驗師なり、近年復飾伊藤氏を稱す。

新風土記云、砂越城墟は村の北方に在り、昔時、砂越殿二千貫の地を領し、築て居住せり、其姓名年代詳ならず、永正十年、城主故ありて生害す、其家臣共再興したるも終に沒落す、天正年間に至り、尾浦の城主武藤義氏の弟氏信、此に居りしともいふ、方今、諏訪神社の社地たり、

慶安二年田尻組山寺村訴狀に、

義氏樣御代には、御一門武藤萬才丸、砂越城に御座候云々、川南清川も、片町は砂越殿御分、云々。

安倍氏筆餘云、永正九年、大寶寺砂越一亂、東善寺合戰大寶寺主從千餘人討死、同十年十月、萬歲丸殿、家老父子共、於田川被討、天文元年、砂越殿大將にて、土佐林御追討有之、云々(羽黒舊記)、武藤屋形の門葉萬歲丸は初め遊摺部に在城、洪水のために砂越へ移る、天正中、千安合戰の砌、東海林四郎大夫成正、同新左衛門昌盛か爲に砂越落城(羽源記)、天正中、餘目の安保殿と砂越殿、度々合戰、云々(奥羽越戰記)、ここに東海林が事をいへるは、全く作りものがたりにて、事實に非す。

砂越山內之儀、被差越見手、可被仰越之由申候、依之被仰付候處、樣體如何候哉、別行風情迄も同聞敷之由申候とて、不被得貴意旨候、不及是非候、委細之儀、自杖林所可被申候、抽手事當地へ被申付候條、唯今着陣、御使に於中途致見參候間、早々及御報候、此口御用之儀可被仰越、不可有疎儀候、恐々謹言、

八月二十日　竹井大和守時友(花押)

狩川殿御報(羽柴氏大寶寺文書)

(この一簡、天正中頃、大寶寺家の家臣の往復にて、杖林とは藤島城主土佐林甲州なり、砂越山內とは、田澤の河內に同じかるべし)

山楯(ヤマダテ) 今、南平田村の大字にして、飛鳥の北半里、生石の南なり。藩政の時、山楯組といへるは、今の南平田村にあたる。

新風土記云、山楯村は莊司四郎兵衛尉の館跡とぞ、東海林成政の暫く柵を構し所なるべし、此人もと最上郡沼平の城主にて、天正十三年尾浦合戰の時、最上より拔懸して尾浦へ來り、越後の兵と戰ひし人なりとぞ。○安倍氏筆餘云、山楯は庄司四郎右衛門の在住せる所とて、今も東海林姓の舊家此間に在り、古文書、東海林隼人介へ、氏家尾張守よりの書通によれば、東海林はもと最上黨にして、慶長六年、山楯を給りて此地に寄居を造りし者歟、俗間の書に、東海林四郎大夫兄弟、天正十三年此邊を走廻て武功を立てしといふ、全く僞作なり、又、昔は東海林と書きてシヤウジとよみたり、今はトウカイリンとよむ。

小物忌神社(ヲモノイミ)　(三宮)　今、山楯に在りて、三宮明神(サンノミヤ)といふ、又、三宮、郡山の二大字は、山楯の西なり。

神祇志料云、小物忌神社、楯村三宮に在り(巡拜舊祠記)。○新風土記云、小物忌神は、今山楯村の山添に在り、近世元文五年に中興す、此神は延喜式飽海郡の小社にして、元慶二年、出羽守藤原保則の奏請によりて、大物忌神と共に授位の事、國史に見えたり、中古には大坐明神といひ、社地は三宮村內なりしが、近時之を移す。(風土略記云、三宮を大坐(ダイザ)大明神と稱す、或人曰く、大坐は小物忌神社の別號にや、中古、社頭兵火の爲に燒れ、神體煨燼す、臺座の燒殘たるを安置せし故に、臺座と云ふよし、吹浦村の古記に、第一王子楯尾大明神、第二王子城輪大明神、第三王子大座大明神とあり、寺家曰く、城輪を二宮と稱するは、二王子宮の略語なり、三宮も同く三王子宮の略語なりと、當社領に、永正年中砂越萬歲丸沒收せし後、社家もなくして村人守護しけるに、近年山楯村の長久寺別當となり、飛鳥の社家神樂修行しけるが、又一宇の佛壇を構へ念佛修行の道場とす、悉皆寺家の謀ひたるにより、觀音とのみ稱せり。

生石(オフシ)　(大石)　今、東平田村と改め、北澤を合す、飛鳥、楯の北にして、鷹尾山の西麓とす。小平、矢流川、金生澤、關、橫代等の部落之に屬す。生石、又、大石(オホイシ)に作る。

新風土記云、生石村矢流川(ヤナレカハ)八幡は、北澤朝日館の舊領守なり、慶長六年、館主池田讃岐守沒落の後、山麓の矢流川へ遷し、近世、延享年中、また舊址を擇びて之を建つ。

○風土略記云、生石明神は、大名持少彦名を祭るならん、其山は平田郷の勝地なり、播州生石子の岩屋を摸したるにや、境內に觀音堂あり、別當を延命寺といふ、凡此寺社の境內に、奇石多し、麓の田畝にも奇石あり、寺號を延命(エンメイ)寺と稱するは、醫術の祖神なれば、信仰の人を延命に守らせ給ふとの心にや、此山の草創千載に近し、大石

(延命寺)

に梵字を彫付て、脇に碑多し、承和、延久、元亨、康永、興國、建武、正平等の年號、苔に埋れて見へ侍る、盃、當寺は鷲尾山拜處繁榮の時表口の別當にして、享保七年、寺内の池より「生石山延命寺赤湯坊、建武二年」と銘ある鰐口出たり。

考古界雜誌云、生石神社、及び延命寺の境内に、延元五年、興國五年、興國七年、正平三年、延文四年の刻識ある古碑五基あり、庄内地方には珍しき遺物、ことに南朝の年號を存したるは、注意すべき事なり。

1(梵字)右先考先妣爲作、延元五年三月日、沙彌意心敬白。(碑高五尺四寸幅三尺餘、梵字は不動種子と云ふ)

2興國五年甲申壬二月、聖八道圓、日那挑造(碑高一尺九寸横廣二尺三寸五分)

3(彌陀種子)右志者、爲沙彌善阿逆修、伺願諸有爲妄執等、讎無爲眞□□。(藥師種子)右志者、爲氏女一分會得、願依修善等、龍女之作佛矣、興國七年仲夏中旬、施主敬白。(碑高三尺餘幅一尺六寸、界線四局をなし、種子願文を刻す、字畫剝蝕、明詳にし難し)

4(八小星、一大月を圍み、各圓中梵字あり) 夫塔婆者、萬法總持、妙作衆生、成佛之指南、云々、以此、沙彌佛善先考先妣、并妙眞禪尼先考、頓證菩提、(中略、存滅凡五十字許) 正平三年六月中旬。(碑高凡六尺幅三尺三寸許)

5(八小星、一大月の外緣に、識文あり)若人求佛惠、通達菩提心、父母衆生身、即證大覺位、孝子敬白、右志願、爲善阿幽靈、成等正覺頓證、延文四年己亥二月十五日。(碑高二尺八寸横二尺八寸厚五寸六分)

(羽柴古香所藏搨本)

按、この諸碑に南朝の年號を用ゐしは、當時宮方の人々、此間に屯守して、偏安の一邦を爲しを知る。而も、上の河内(田澤)の條に引ける、白河結城氏の事跡に合考して、最發明する所あるに足らん。

山崎氏地誌云、明治二十七年十月二十二日の大烈震方域に、田川郡の赤川中川の畔、押切以北を包括し、廣野のごときは最も慘狀を極めたり、最上川筋は廻館松嶺以北、殊に飛島及び砂越等を最劇と爲す、猶これより以北、所謂東山の麓一帶より、日向川畔の法蓮寺、大島田、大久保、豐岡、大原田等、被害せざるはなし、其北吹浦一帶の地は、別に獨立せる震域を作れり、地盤濕軟にして、沼澤所々に散在し、震搖の度甚强烈なりし爲めなり、此地震の原因を追究するに、酒田港の東方山麓に生石村あり、矢流澤(ヤナガレサハ)を登りたる平に達する間、半途に明瞭なる一の斷層あり、其方向は北五十五度東に走る、此斷層線を東北に延長すれば、大森、青澤、皆その衝に當りて、大地龜裂、家屋破壞、實に慘を極めたるを探査し得たり。(震災豫防調査會報告)

(矢流澤)

朝日山(アサヒヤマ)　今、東平田村北澤の屬にして、戰國時代の壘址あり。羽源記、朝日山の軍の條に、東海林兄弟、尾浦を落し折は、主從三騎に成しか共、朝日山に楯籠り、砂越を討隨へ、近隣を攻取和與して後、手藏田、横代、熊出、飛島、久保田、漆曾根、布目、高雄山、一條、青澤、觀音寺、青龍寺、若王寺、新田目抔と云在所共、不殘隨ひ附しかば、兵粮人夫澤山にて、一千餘人を引率して、暫く日をぞ重ねける、城の本人は池田讚岐なり、云々。

於當朝日山、八幡大菩薩奉勸進之間、別當職之儀、所申付、神領少々令寄附者也、仍如件、

善勝坊　(羽柴氏大寶寺文書)

天正四丙子九月十日　義氏(花押)

安倍氏筆餘云、朝日山は矢流川村に在り、池田氏累代の城址にて、當時川北の大身なり、慶長二年、朝日山皆濟狀に「池田讚岐三千丁、與力七百二十丁」と載す、子孫、元和中より土着して、多く新田を開き、郷村の肝煎を世職とせり、元和八年大島市之丞覺書「志田殿、河北朝日山合戰」云々、是は庚子亂に、志田宗胤、朝日山嘯集の土寇を討伐したるならん、諸書に所見なし、此一書獨之を記す。

北澤(キタサハ)　今、東平田村の大字にて、生石の北なり。新風土記に、北澤村空澤に、高泉神在りといふ。神祇志に、

城輪神社、高泉神社、二社、今竝在飽海郡、城輪社在宮形村、稱二宮、高泉社在北境村、貞觀七年、倶自正六位上進從五位下、元慶四年、加封七等城輪神從五位上。

と云へる北境は北澤の譌なり。されど、秋田郡高泉郷にも名祠古四王明神ありて、即高泉神かと論せらる。○新風土記云、北澤村より山林に入る事十八町、山の中腹に一丈許の瀧あり、即神座なり、風土略記に「瀧の前二十間程に、長五間幅二間程の拜殿跡あり、六七十年以前までは、高泉參とて諸人群集せり、舊記に鷹尾山勝福寺の瀧とあり」云々。

秋田郷(アイタ)　(平田)

和名抄、飽海郡秋田郷。○今、中平田、北平田、鶴渡川原より、酒田へ渉るごとし。飽海郷の西にして、近世一般に平田(ヒラタ)郷と稱したる廣土なり。秋田の名義は、開田(アイタ)なるべし、平田といふにも相通ふ。平田は、今東西中南北の五村名に分てど、古の飽海郷の域をも兼併したるなり。川北の沃土、此を最と爲す。○國郡志に、飽海郡秋田郷を解き、

秋田、今郡西南有酒田城、秋田町屬之、最上川抵此歸海、有酒田港、爲本國要港、其岬曰金華、與田川郡宮浦相對、

といへり、酒田の萃名秋田(アキタ)に本づける者とす。地理志料には、更に延喜式秋田驛を以て此と爲せり、又別解とす、

秋田訓國、按依秋田部例、當讀云阿伊太、兵部省式出羽國秋田驛馬十匹、蓋此、風土記酒田城下有秋田町、

是郷名之遺也。
東鑑、秋田三郎致文あり、文治以前本郷の豪族なりけん、田川太郎行文と並稱せらる。

漆曾根(ウルシソネ) 今、中曾根、牧曾根、青渡、圓能寺等を合せて、北平田村と改む。生石北澤の西にして、酒田市街の東北一里、頗低平の田野なり。
藩政の時、漆曾根組といへるは、今の東平田村(生石)へもわたれり。荒瀨川の東派は、市條より來り、漆曾根を經て、生石川を合せ、西に轉して西派と混一す。○安倍氏筆餘、天正十七八年の比、本庄繁長庄内を持ちしことは、論もなけれど、其一證に、元和八年、繁長舊臣、稻葉名兵衛の覺書あり、
本庄にて昔は、米百俵、今の高に積り二百石程に御座候哉、庄内にては、川北、漆それ、中の曾根なと申所知行に取申候、米八十俵ほと御座候へ、高二百石の積に可有之候哉、信州川中島の内、饑崎、かすか井にて四拾貫の所取申候、米四百俵程御座可有候哉、景勝少しんに彼成候間、牢人仕り、庄内に罷越、云々、
これによれば、本庄の一黨は、文祿の後に及び、信州川中島に賜封の由も明なり。

手藏田(テクラダ) 今、熊野田、土崎、勝保關、小牧等の十有六を合せ、中平田村といふ、酒田の東一里半、飛鳥、生石の西なる廣平を占めたり。
熊野田村に、正平七年の識文ある古碑遺存す、高四尺幅二尺五寸。
生石川、平澤川の末は、手藏田の北に灌ぎ、大町溝(新井田川)は手藏田の南を流れ、並びに西行す。

濱田(ハマダ) 今、中平田村の管内なれど、直に酒田市街の東に連なる。荒瀨生石の諸水、相合して之を過ぎ、南に下り新井田川へ入る。

小牧(コマキ) 今、中平田村の管内なれど、手藏田の南一里、最上川に近し。酒田より飛鳥松山への驛路は、之を過ぐ。

遊摺部(ユスルベ) 今、西平田村と改め、大町、大宮を併す。小牧の西南に隣り、最上川の岸に在り。川南の餘目新堀よりの驛路は、大宮、鵜渡川原を經て、酒田へ達す。
安倍氏筆餘云、遊摺部村は、川南にて、楯跡もありしが、近世、最上川に突當られ、村居なり難く、川北の五丁野の置上地へ引かる、されば、城跡も、今は川の中となる、嘉永年中の事也。
新風土記云、大宮村、白鳥神社あるを以て其名を負へり、遊摺部村は、昔時楯村と云ひ、武藤氏の臣某此に住す、舘趾は最上川に沿て殘りしが、近年地形を失す、嘗て河水暴漲し沿岸崩壞するに際し、此より井桁瓦碑等の出るありて、往時の一市街なるを想像せりと云ふ。○今按、小牧、遊摺部、大宮、一帶の沿河低平の地は、往時出羽郡井上郷の域内にやあらん。遊摺部の土中に、遺物の發見ありしと云ふは、邑里湮沒の現證とす。又、近年まで由摺部は田川郡の管内なりしも、元河南の地なればならん。
風土略記云、大宮村は、六十餘年前(寶曆より)迄、最上川より南に有しに、川筋曲り水吐よからざるに依て、直に堀替ければ、此村も川を隔て北とはなれり、然れ共、本川南にして下餘目七个村の内なる故に、田川郡丸岡御料所也、大宮村の田地、大方川より南、落野目新堀村の邊に在り。

四興野(ヨツコウヤ) 今、西平田村の大字にて、遊摺部、大町、鵜殿原の東なり。或は、文正以前の東禪寺城は、四興野の南に其跡を留むといへど、地震洪水に遭逢して、陷沒を經し餘なれば、其探索の便なからん。
風土略記云、享保中に撰述せる庄内物語に「東禪寺城經始詳ならず、文正年中迄は、今の新堀村の北、五町野と

いふ所、大川より北に在りて、六七拾年前までは、今の四興屋村の南に城跡の土手堀形少し殘り、並木の根株なども有し也、其邊より鵜渡川原の東迄を東禪寺と云ひ、田畑の下名にも、今以て東禪寺畑などある、是證據也、文正年中洪水にて、川北水を湛ふる事七日、其時東禪寺の城壘破壞しけるを、遊佐太郎繁元、今の城地へ移し、酒田の城といふとかや、此洪水を俗に白髭水と言傳ふ」云々、もしくは、嘉祥年中の地震の後に、出羽郡(河南)の國司の居城(國府)を、川北へ移されたるにやあらん。
○安倍氏筆餘云、最上川は、昔、今の能登興野の方へ流れ海へ入りし、との説ありて、五町野より酒田の東を北へ流れ、小湊へ落し跡、今も歴々探るべし、されば、酒田も當時、田川郡(川南)の中なりし歟、されど、最上川の宮浦へ落しも、中世の事にはあらじ、文正洪水以前すでに然り、小湊へ落しは、最も上代の事と見えたり、又、東禪寺城とは、大寶寺屋形の一門、東禪寺氏が此に居住しけるよりの名なり、菅原氏傳記に、酒田城は川獄と爲るといへるは信ずるに足らず、東禪寺城、即酒田城なり、又、東禪寺畑てふ下名は、近世、東禪寺家先亡の地侍が賜りし、田園の謂なり、城跡を開きたるには非ず。

大町(オホマチ) 今、西平田村の大字なれど、直に酒田市街の東傍に在りて、鵜渡川原の北なり。藩政の時に、大町組といへるは、今の中平田へもわたれる。大町の西に東禪寺城址あり、地名も、かの城下の街巷なりければ、しかいへるなり。
安倍氏筆餘云、酒田の古城は、即大町の南の廢跡なり、大町の名も、當時の城下の街巷なればなり、遊佐氏が中世築きたるは、今の龜崎(東禪寺)なり、これなも酒田城といへり、又、四興野の古跡は、龜崎の出丸ならん、上古には、最上川も五丁野より北へ流れ小湊へ落たれば、天正以前に、此古川跡は泓沼にて、之をば龜崎の防と爲

したり、されば、古川跡の中なる四興野の塁跡は、慶長五六年の比の出丸なり、東禪寺の東口にて砂越新堀の渡口を支へし所歟、

（小湊川）

龍峰奥羽道程記曰、酒田城、辰巳午迄古川（フルカハ）有て、人馬可越共不覺、卯辰、鵜渡河原表に殻堀有、卯の方大町の前後、丑寅に至迄、深田谷地續き、本道の外、土民も是を恐る、軍馬可通とも覺えず、新井田橋越て、西より戌亥の隅迄堀あり、要害に尤なり、南に最上川流れ、舟ならでは通はず、又北に小湊（コミナト）川流れ、水深には船にて越す。

龍峰は、慶長中、上杉家の隱密を勤めし士にて、老盲の後に、其談話をつづる、即本書なりとぞ。

（大町溝）

大町（オホマチ）溝沿革誌云、龜崎城將甘糟景繼、心を民事に注ぎ、酒田の市巷を修正し、神佛の造營を爲す、山谷堤（今云泉谷池）を築かれしも此際に在り、蓋、天正十七年起工、文祿元年に成れる者のごとし、延寶中、鶴岡藩の奉行關氏、更に山谷池を築き、水源涵養の諸法度を布きたり、此溝路凡四里、灌漑田一千四百町。

鵜殿（ウトカハラ）河原

今、鵜渡川原（ウトカハラ）村といふ、一名鵜川（ウカハ）、酒田の津市の東南に連接する大邑にして、川南、井びに松山より、酒田へ入るの門戸にあたる。最上川は、村の南より西を繞り、海洋に放つ。されば、對岸は飯森、宮浦なり。

（鵜渡川原）

新風土記云、鵜殿河原は、舊酒田城の外郭にして、其東南に接す、中古、平田郷に屬して、東禪寺を以て地名とす、一説「和銅七年十月、尾張國愛智郡の頁民二百戸を移住せしめ、開墾す」と、應仁武鑑、武藤氏の條に見へたり、其後年代知らず、鵜殿河原の稱を用ゆ、酒井家領の時は、二百戸餘の足輕を此に置き、酒田城の守衛をなさしむ、明治九年三月、水呑作村を合す、又一説に曰く「鵜渡河原は、和名抄、飽海郷の地方なり」と、この地、酒田川三の瀬あり、中瀬下瀬[illegible]子瀬と云ふ、引網を以て鮭を漁する最も盛んなり。

鵜殿川原の青源寺に、志村伊豆父子の墓あり、伊豆光安は、最上氏に仕へ、長谷堂城主たり、九郎兵衛と稱す、慶長五年九月、直江兼續の軍を拒み、武名を馳す、六年酒田城を略取し、功を以て其城代と爲る、封三萬石、同十六年卒す、子九郎兵衛光惟、其後を承く、同十九年六月、光惟鶴岡に至る、新關因幡之を要殺す、蓋君（最上義光）の密命に出づと。

庄内物語云、東禪寺城は、後堅固にて深沼足入らず也、近來涸て多く田地となり、最上川も城南を近く流れ、青源寺の裏より新井田川へ落入、酒田町裏を流る、むかしの川路跡は今も有り、古戰場などを以て論ずれば、今の地に甚違ある事此故なり、

龜崎（カメガサキ）城址

（東禪寺城址）

舊名東禪（トウゼンジ）寺城といひ、又、酒田の津市に近きを以て酒田城ともいへり。鵜殿河原の北、大町の西にして、津市の東南なり。荒瀬郷平田郷の溝洫の下游なる、新井田川を帶び、壘壁の形狀辨ふべし。往古の經始知れず、蓋遊佐氏の遺墟なり、大寶寺氏、川北を兼併したる後、東禪寺氏、其被官たり。天正十六年、越後の兵庄内に入り、最上氏之を避け、大寶寺氏亡びければ、上杉氏の將之を衛戍し、慶長六年に至る。最上氏領國の時、城代を置き、東禪寺の舊名を改めて、龜崎といふ、以て鶴岡に對せしむ。元和八年、酒井氏入部、特に番城と爲して毀壞に附せず、以て明治戊辰に至れり。

（新井田川）

新井田（ニヰタ）川は、南平田村の野水の末なるが、酒田の東郊に至り、荒瀬川の諸派を合せ、龜崎城の池溝と爲り、津市倉郎の南を過ぎ、港灣に歸す。天正文祿の頃、上杉氏の將甘糟之を改修せしより、大町溝（オホマチホリ）といひ、灌漑の利頗大なり。

新風土記云、酒田東禪寺の城は、鵜渡川原村の地内に在り、其西三町三十五間南北四町、回字形をなす、此城の經始創建詳ならず、源頼朝、武藤氏を大泉の庄司たらしむ、其頃、坂田次郎、此に居て本郡を管りしならん、又其後、遊佐太郎繁元は、五町野（ゴチヤウノ）と云處に居りしが、水災に係り、文正年中、當地に移る、巳にして、武藤左近將監滿氏遊佐氏を滅し、天正年中、武藤氏其臣東禪寺右馬頭をして之を守らしむ、武藤氏暴虐にして士民服せず、最上義光謀を以て其地を略取す、右馬頭最上氏に屬す、巳にして庄内上杉氏の領地となり、慶長二年、川村彦左衛門來て川北の政を視る、同五年、彦左衛門佐渡國に于役す、其子兵藏に志田修理亮を添て、當城を守らしむ、同六年、最上義光の兵庄内に侵入し、上杉氏の將卒を逐ひ、其臣志村伊豆を當城に移し、本郡を治めしむ、後番城となり、元和八年、最上家國除かれ、酒井忠勝封を庄内に受く、爾後城代を置き、卒二百人を鵜殿川原に備へ、之を守衛せしむ、明治戊辰の役後、廢城となる。○庄内史云、義經記に、辨慶主從、北陸道を竊に下る時の詞に「是は、酒田の二郎殿の公達、昆王と申す羽黑の兒にて候」と載せ、又「酒田湊は、酒田次郎殿」と云ふ語あるを見れば、文治年間には、川南の田川氏は亡びしも、酒田氏猶川北を支配し居りたること瞭然たり、文治六年、頼朝上洛の折、諸士着到の中に、坂田三郎の交名あり、降て文明の頃、最上政家、軍勢催促の着到を見るに、出羽豪族の中に酒田大寶寺の二家あり、是に依て推考すれば、初め酒田氏田川氏と共に莊内を分知し、其後遊佐氏の興るに遇ひ坂田之が爲めに討滅せられしなるべし、是れ何の時代にありしやを詳にせずと雖、文明より三四十年後にあるべし、〔安倍氏筆餘云〕

今按、遊佐は川北の大庄なり、坂田はもと川南に屬して、出羽國府の湊なりといふに非ずや。されば、義經記に見ゆる坂田氏を、東禪寺城の下に係け難し。遊佐

氏文正中此に移るといふに從ふべきのみ。且、東禪寺と稱するも、もと遊佐氏の家名歟、安倍氏、藤間氏が「河南武藤氏（大寶寺）の家臣東禪寺某、伐ちて遊佐氏を滅し、之に代る」と曰はれしは如何にや。東禪は本來此地の寺號たること、川南の大寶寺に同じ。

一說、遊佐氏、酒田氏を討平し、其支族を以て此を守らしめしに、大寶寺屋形は、其部將東禪寺氏をして川北を征略せしむ、酒田城を居り、是を以て本據とし、遊佐大楯に向て進み、遂に之を陷れ遊佐氏亡ぶ、武藤氏、郎、酒田城を東禪寺氏に賜ひ、以て永く川北の鎭たらしめんと、或は然らん。○安倍氏筆餘云、夏日記に「東禪寺を屋形に立つ」とあるは、固より誤りにて、東禪寺筑前は屋形義興の妹聟なり、古金口の銘に、

八幡宮大淨山東禪寺、

奉懸者、一王子御寶前、享祿五年壬辰八如意日、松岡

源左衛門尉能秀敬白、

とあるによれば、東禪寺氏は、永正大永の比に遊佐氏に代り、三四代もつゞきし如し、大寶寺の一門として、川北を鎭めしなれば、此時に南北統一したるや、されど、彼鰐口の銘文に疑しきふしあり。

今按、東禪寺八幡宮の金口に「奉懸一王子御寶前」といふは疑ふべし、且、松岡能秀は何人にや。又、羽黑舊記に「永正九年、大寶寺砂越一亂、東善寺合戰、大寶寺主從十餘人討死」の語を玩味し、砂越は大寶寺の一族たり」闕讚別にあれば、大寶寺屋形が、南北を統一したるは、夙く十二代右京亮建氏（應仁以前の人）の比と推定せられ、舊說に「遊佐氏、文正中東禪寺城へ移る」といふ者は、郎、建氏の川北を繼併せる時の事歟。東禪寺氏は、やがて遊佐の名跡に似たり。又舊說に「大寶寺滿氏の時、遊佐氏を滅す、云々」是れは、天文七年、大寶寺晴時の時ならん。（永正中の澄氏、氏說の亂の後）

砂越大乘院年代記、天文七年十二月、東禪寺破、名體斷絕、又稻津同名四人生害、

かくて、遊佐東禪寺の名跡も、沿革する所ありて、天正中の東禪寺筑前守、舍弟右馬頭に及ぶ。筑前は、天正十年、前森藏人と共に、其主義氏（惡屋形）を弑し義興を立てしも、諸臣僚和せず。砂越年代記に「義興國主三年、次に筑州と功輪兵亂起、山形義秋樣出馬、大浦落城」とあるに據りて、之を考ふるに、筑州は筑州の訛にて、功輪は藤島城主佐林杖林にあたる。（杖を功に誤り、輪林音通）。天正十四年、義興杖林と筑州の間に爭鬪起り、最上義光、筑州を援けて、義興杖林を滅却したる事實を得べし。之につきては、天正十六年の秋、越後の本庄繁長の出兵にあたり、義光が岩城の三坂越前守へ與へし書狀に徵見すべき者あり。

遠境是迄の往進、一段喜悅之至に候、隨而先日は以自筆書問に候、一感味御頭、存外憑筆、則我々以自筆及返答處に候、右筆跡亦被失間敷之段、今度被露書面快然之至候、從其元之一封なる誓被出候て披見、參會無二に存候、將亦庄內之義、無心元之由候、彼郡に東禪寺筑前守と號人、去々年中三庄取起之時分、既及切腹候刻、我々依相憑、從當方加助力念比、如己存分平均に相成候付而、從此方詰頭、武頭五人三人づゝ指遣、彼郡之仕置等悉皆新に雖申付度候、左候へば、彼東禪寺、爲抽忠功ものを、ないがしろに致候に相似候に付而は、三庄一圓に彼仁に相任せ候處、油斷を以、不慮に取亂、結局其身迄討死候條、何之無申事候、乍去、爲侍者一人も心替之義者無之候、不慮に被押懸、心弱きもの一兩輩越國へ罷出候、其外上下萬餘人、此方へ引退候間、彼もの共を先立、到明春者、一途可相稼之存念に候、恐々謹言、

十月十一日（新篇會津風土記）

砂越大乘院年代記、天正十八年、管伯關東御出陣、七月南方落城、次て出羽奥州見地、東海道（中略）伊達殿先立、中山道（中略）山形殿先立、西海道、越後影勝三千騎、大谷刑部少輔殿一千騎、大寶寺殿一千騎先立、同年九月十七日、御本主酒田御下向、同廿三日御登、伴五百人、十月五日、庄中一衆起動搖、十一月五日平安、東禪寺スタ佐加美殿、同十九年東禪寺城番甘糟殿、川北一等に虜領す。○夏日記云、天正十八年秋、上杉景勝庄內へ巡見、藤嶋の長堀が在所に搔揚を拵て、栗田永壽を被指置、大浦城に嶋津淡路守、酒田の城に須田相模守、大寶寺に木戸源齋、如此御人數を被指置て、庄內の繩打被仰附、景勝は直江藤田泉澤四組、御旗本共に五備にて、行ながら所々の樣子を御覽に成、歸掛に繩打可仰付とて、大寶寺より酒田へ被付、三崎山を越て、油利郡へ打入たまふ。

○今按、砂越年代記、天正十八年九月、御本主酒田下向同御登と云ふは、大寶寺屋形義勝が、一日歸國の後、再上京して封國を奪れしを指示する者。

庄內河北坂田城領之事

合定納七千六百九十六石餘　城領分

右之外、增分竝三十五石、每年藏納、同坂田町年貢、船役共、嚴重可令算用者也、仍如件、

文祿二年十月十二日　景勝

甘粕備後守殿（上杉年譜）

安倍氏筆餘云、慶長五年の秋、山形表の合戰落着し、下秀久敵に降り、返り波打て南へ入り、松本信濃父子を尾浦に殺し、酒田の川村にも開城を勸めしかど、川村兵藏取合はず、閏十月の初めに、信田修理（胤宗）、米澤より忍びて歸りければ、彌手切に及び楯籠る、翌年四月廿四日、調議開城す。

元和八年藤田丹波覺書云、四月廿四日、出羽拾貳郡の

（坂田城址）

人數を以、龜崎を責被申候時、拙者町口へ最前に着、一番舟より五番舟のつき申迄取詰、町口押破、城際迄押込燒拂申候、〔大泉叢誌〕○上杉年譜云、慶長五年八月下旬、秋田城介實季は、坂田(サカタ)城を攻圍む、城主志駄修理亮、兼て支度の事なれば、炮烙火を城中より放ち掛る、寄手大勢燗死する者多し、されば遠まきして對陣す、尤、最上義光が軍兵も、千餘人を以て、城介に助勢すと聞へける。○今按、秋田勢が坂田城を攻圍したる事、他書に未だ經見せず、疑ふべき也。又、永慶軍記「酒田尾浦に城郭を構へ、東禪寺甚十郎を居置かれ、中山玄蕃をぞ指添らる」云々、是は酒田と尾浦を混同して誤れるなり。

羽源記に、尾浦城代、越後より甘粕備後守打越し、數年成敗を司る、文武兼備したる侍にて、羽黑手向應化堂を造營し、神社を敬ひ百姓を撫育し、云々、庄内記、甘粕尾浦城代の事見えず、酒田城中に殘る兵器の中に甘粕備後守組と附札せる數の具足あり、然ば酒田城なること疑なし、最上記に、庄内二郡の代官、赤尾津由利の時に、酒田湊より大龜迄上りたるを、山形の城下に注進しければ、最上駿河守悦び、大寶寺を鶴岡と改め、酒田城を龜崎と改められ、兩郡七日が間酒盛興行を許さる、然れども仕置私ありけるにや、落書に、

鶴龜と悦び立る莊内も由理崩されて出羽は赤尾津、

羽源記には、赤尾孫次郎、由理大膳、叅詣の砌、酒田の濱より長さ七尺許なる龜上りけると有りて、其說相違す。〔風土略記〕

東禪寺八幡宮(トウゼンジハチマン)　新風土記云、酒田城内に鎭座、嘉暦年中、大梵寺城主出羽守長盛の家臣、藤原隆岡の自書して奉納せし大般若經六百卷あり、天正十六年、最上出羽守義光、堂社を造營し、神前掃除料として高二十四石寄附あり、爾來酒井家に於て造營せられたり。○風土略記云、今大淨山東禪寺八幡宮といふは誤也、大淨山は鳥海山の東に有る高山の名也、別當、鶴渡川原に有り、成就院と云ひ川北熊野派山伏の觸頭也、近年一派伴僧の導師を勤む。○安倍氏筆餘云、東禪寺八幡宮、舍口、長祿五年の作なり、又棟札には「元和四年、出羽國三庄、湯坐郡龜个崎」、云々。

酒田(サカタ)　今、酒田町、人口二萬二千、東北の名津にして、新潟、伏木、土崎と并び稱せらる。最上河口、右岸の廣平に布置し、沙丘は其西を屏遮す。荒瀨、平田、兩郷數派の灌漑は、市街の東郊に至り合流し、龜崎の舊城を繞り、街南を過ぎて大江に歸す。酒田は、又、坂田に作り、もと南岸出羽郡の屬とす。中世、江海港をなし、北岸に移るといふ。近世、城市は、鶴岡藩の有なりしと雖、米澤山形數郡の商貨、亦皆河運に由り此にて出入したり、形勝知るべし。維新の後、舊藩府破れければ、庄内三郡の富庶は、獨酒田の商賈を推すといふ。明治二十七年十月廿二日地震、寺院民家頽壞崩の災にかゝる。

寛知集に、濱町、内町、酒田町、米屋町、濱島、濱田とあげらるるは、卽今の酒田の市街にあたる。何故に、米屋町を特に酒田町より分ちて、其名を擧げられしにや。

新風土記云、酒田町、龜崎城の西に在り、南は鶴渡川原村に接す、戶數三千七百、街衢井然として碁局の如く、六十餘の市坊あり、船舶輻輳す、古時、最上川の南笹野(ササノ)にありて、田川郡に屬したり、天文の頃、川北に移り、本町通、秋田町等の市街始て成りしとぞ、其跡飯森(イヒモリ)山の西に在り、今は泉流寺林と云ふ、文字は古昔、砂潟、坂田の字を用ふ、元和以後、今の酒田に書替へたり、此町に三十六軒の舊家ありて、川南より移れりといふが、今に其子孫二十軒餘のこれり。○大泉叢誌云、延寶貞享の比、酒田湊、米直段引上候へば、十兩に附十五俵、引下候ては、三十八俵位、元祿八年、惡年にて十兩廿五俵の高直に候、寶永四年、酒田湊船入役出役、運上金一个年二千五百兩づゝ可指上、荷物百目に附四分づゝの取と申上、卽御評議有之候、然るに、商船入津減少、諸品高直に成り可申とて、停止也、されど此後に至り、口錢方と申物始り、諸商賣荷物海船は勿論、最上より河下の米穀、何品なりとも、百兩に附何匁何分と、役銀を被仰附候、酒田の町人問屋の内にて之を勤役し、一个年二千五百兩の引請也、然るに商品不足の爲にや、上納金滯勝に附、本間四郎三郎へ被仰附、二千三百兩にて口錢方勤役いたす、四郎三郎勤役十年、其廻時を得候故にや、米直段十兩に十俵替の年もありて、一个年に一萬三千兩備候と承及候、其後、餘人にて勤役、大損致候者も有之候、寶曆元年三月、酒田大火、二千四百軒、高野の濱御用瀨戶船十隻、燒死八十人、此後、文化文政の比にや、町人白崎猪右衞門（諱政）火消の法を立て、又瓦を造る、庄内の瓦は此時より始まる、此人、又、市中の小便酌取の法を立て、ただ棄てしものを民用にいたしたり。〔郡司氏記、松雲居夜話〕

酒田阻雨、留宗持寺、　仲　高陽

勝地茫々海山重、久雨烟泥着屐慵、閑向高林尋廢跡、空然聽盡暮朝鐘、

大八洲遊記云、酒田、維新初置縣廳、後移治鶴岡、舊廳極雄偉、有樓三層、今郡官所居、登上層下瞰、人煙稠密、繞以最上川、水南則遡望平田、卽鶴岡諸邑也、背觀鳥海山、峨々峙雲表、西望港口、海山縹緲、矚望極佳、廳東有本間氏居、本間以豪富聞於天下、其所占田圃、多於舊酒井侯邑云、今觀其居宅、不甚閎麗。

坂田の津市を、河南より河北へ移せし年代知れず。進藤氏は、「酒田、古は川より南に在し事は、土人も能知る所也、嘉祥年中、國司の居城を川より北に移たる頃、酒田

の町家も大方は川北に移る」と述べ、亀崎城を國府に擬し、同時に津市も移轉すと爲すは、採り難し。(〇莊內史云、俗諺、平泉奉衡、源頼朝の爲に滅せらるゝや、其妹泉流尼、白馬に騎り三十六名の侍を從へ、秋田を經て酒田に來らんとす、馬途にして倒る、秋田郡に葬る、白馬寺是れなり、遂に酒田に至り、庵を結びて居る、即、泉流寺なりと、此時酒田は川南にあり、其後地勢の沿革によりて、民舍皆川北に移る、三十六士の子孫、一町を結びて住す、是れ今の本町なりと、林昌寺の鐘銘にも「永祿三年、華鯨一口、令造鑄、出羽國田川郡大泉莊酒田湊」とあり、然らば、昔時酒田と名けし處は何れなりしやを尋ねんに、是れ想像に過ぎざる臆說なれ共、元來最上川の河道は、幾多の變更をなして、遂に今の銚子口に落るに至る、其初めには鶴渡川原の東を繞り、酒田の北を流れ、小湊にて海に朝せしが、中古大洪水によりて、酒田の中央を貫流、以て酒田を川南と川北とに分ち、向酒田(ムカウサカタ)町の名稱も起りしものにはあらざるか、云々。(安倍氏筆餘)

庄內物語云、慶長六年四月、最上勢は、酒田の川向、飯森(イヒモリ)山に大筒をしかけ、酒田城へ打入るなり、又、鮭延越前をして、鳥海山を越え、遊佐郷の菅野舘を攻落さしむ、やがて、酒田相木山に陣取りけれど、(砂山、濱田の西にして、今千日寺の邊也)、後あつかひになりて、此寺も事故なく、酒田城に入と也、士人說、此時酒田城兵三手に分て、一手は最上川の堤にて防ぐ、今の四興野村五丁野の邊也、一手は濱手をふせぐ、西濱にて今かうやの濱、袖の浦と云所、川南よりわたり口也、今一手は、上林若狹、酒田の地士三十六騎に、人數をさしそへ、女鹿礪浦の敵をふせぎしに、由利秋田勢に此口破られ、濱手(今小濱村に戰死の塚あり)より馬町通へ亂入、火をかけ城近く押詰め、內町通の入口城兵討死多し、(今酒田町人、其討死せし者の子孫あり)、諸方の寄手勝ほこりて、城近く陣をとる、爰に於いて、最上勢よりあつかひを入て、志田川村を降らしむる、今の、大町口、荒拔口、內町口、北の口、井町口、一の口、中の口等は、いにしへの外郭の入口也、其後も形斗のこれり。

安倍氏筆餘云、酒田の津邑は、昔川南なりとの說は信け難し、笹原野は、河海の間の積洲にして、進退不便の地なり、且、東禪寺の城は、即、酒田の頭所なれば、古來不易といふべし、但し、川北に梵字川上下の船手を差配したることもありけん、永祿三年の鐘銘に、田川郡酒田湊とあるは、其川南たるべきに論なけれど、古來の酒田湊は川北にて、永祿の比には、兩岸共に酒田湊とよばれしのみ。(大意)

酒田平原は、最上川の下流、第四紀層の低地にして、田圃よく開け、人烟稠密なり、而も地盤の構造薄弱にして古來地震多く、殊に明治二十七年十月二十二日の地震の如きは、最慘害を極めたり、是れ、矢流沢(ヤナガサハ)斷層の變異に起因し、(震災豫防調査會志、震災區域、南北七里餘、吹浦より押切まで)、東西六里餘(袖浦より上郷まで)、震災の情況は、二十二日午後五時三十五分、酒田に於て西北(或は西南なりとも云ふ)、松嶺、吹浦に於ては西南、大山町、鶴岡町、藤島村に於ては北方より、俄然鳴動を聞き、百雷の一時に落ちたるが如く、之と同時に震搖を起し、大上下動を爲す凡七分間にして止む、時恰も晩餐、點燈或は焚火を爲し居る刻なるを以て、老幼男女は倉皇僅に身を以て免かれ、或は戶外に逸出するに暇なく、家屋潰倒、猶幸に壓死を免れ、辛くして屋上を破出、或は梁柱の罅隙より這出たる者、幾千人なるを知らず、而も遂に壓死燒死したる者七百餘人に及ぶ、是れ家屋潰倒とともに火災四方に起るを以てなり、地裂は皆北十度西に向ひて、數線の並行するを見たり、蓋大地基盤の斷層の、陷下滑走に因る。(地學雜誌)酒田市街燒失家屋千七百五十棟、崩壞家屋五百棟、死傷四百八十五人。

文化元年甲子六月四日、庄內大地震、酒井家屆書曰、私領分、羽州莊內田川郡飽海郡之內、當月四日の夜より、同七日迄、地震甚敷、地面所々裂候て、泥水湧出、地形或高或低相成候處數所有之、右に付、龜崎は城傾き、玄關廊下臺所など震倒、櫓塀橋所々痛み、地面三四尺斗、長五七間程宛裂、泥水湧出、土藏百間程之所沈、大手堀土居、置揚百八十間程之所闕に相成り、士民の潰家三千三四百、潰寺二十七、痛家數千、死人男女百五十人、斃馬百四十二疋、田畑四萬七千六百七十三石餘損毛、云々。

林昌寺(リンシヤウジ) 酒田の東北偏、千日前(センニチマヘ)町に在り、沙丘に倚る、淨土宗。〇新風土記云、林昌寺、もと川北袖の浦に在り、天文中、酒田港盛に開け、商船輻輳し、諸職工來聚り、民屋千を以て數ふ、岌源和尙、即、袖の浦の一宇を上野山に移す、鐘銘に曰く「永祿三年、華鯨一口令造鑄、出羽國田川郡大泉庄酒田湊」とあり、此に依りても、當寺、永祿中まで川南に在りて、酒田市街も亦川南なりしを證す。〇按、上文に、天文中に河北に移るといひ、又、永祿三年河南の識あり、疑惑を免れず。

安倍氏筆餘云、「丑の四月廿四日、坂田城攻の時、由利衆瀧澤四郎左衞門高名仕候、林生寺と申すもの、原美濃を可討と仕候處助合、林生寺を門內へ追入候」、云々と覺書に在り、林生寺を、永慶軍記には、僧顯譽と出す。

泉流寺(センリウジ) 酒田の東偏、十王堂町に在り、林昌寺の南にして、又沙丘あり、チチヤマといふ、隣比に海晏寺あり、(奥州膽澤郡永德寺二世、理元和尙、應永年中開基と稱す)。而て、泉流寺は、坂田の舊姓三十六家の主君、德尼公の

號と稱せらる。○風土略記云、酒田に卅六の舊家あることを言傳たり、今に二十軒餘殘れり、鐙谷、上林、二木、西野、永田、長濱、松田、尾關、成田、山田等、皆其子孫なり、庄內物語に、此三十六人は、平泉押領使秀衡の妹、德尼公に隨ひ來りし、奥州侍の末なりと有り、泉流寺住職代替りの時、三十六人衆より布施物あり、古來の格式なりと云に據れば、由緒なしとも言ひ難きか。○新風土記云、里俗の傳ふる所に據れば、平泉秀衡の妹德尼公、故ありて庄內に來り、死して此寺に葬る、牌面に洞永殿水庵泉流大禪定尼、五月十五日とあり、田川郡稻澤に德尼公の住み給ふ跡あり、一書に、奥州秀衡の後室、家來三十六人を從へ、此地に來り、泉流比丘尼と稱し世を終る、後其庵を續ぐ者、長祿年中、海晏寺の客末となれり、云々。○天正寺、蕉領十七石、泉流海晏等と同宗なり。

酒田秋葉堂（サカタアキハ）　風土略記、及新風土記云、羽源記に「酒田の城を乘取る事、偏に志村伊豆守武勇に依れり、是併ながら人力の及所にあらず、愛宕山の勝軍地藏を、年來念し奉りける奇特なり、其頃、伊豆守の陣所に、不動袈裟懸たる、面は鳥の如くなる客僧出來て、軍評定懸引の指圖し、天狗の受領太郎坊勝軍の化身なり、此形を模して一字に安置すべく、火難刀難を拂ひて七福を授くる神なりと示し給、伊豆守夢覺たり、やがて信心の肝膽を碎き、則時の驗者を用て、夢中に示し給ふ勝軍の像を模し、社壇を造營し供料を寄附し、青雲寺と號す」とあり、今に郡中に火除札を出し初穗を受て神供料とす、羽源記の趣疑なきにあらずと雖、志村氏尊敬せられし事を知ふ、而も貞享年中、酒田二十一町、町每に禿倉を建て、秋葉山大權現と稱し、火災消滅を祈る、感應なくして却て大火に逢ふ事數度、三才圖繪を見るに「遠州秋葉山、本尊觀音、鎮守三尺坊、大天狗」とあり、淫祠也、淫祠は福なしと經書にも出たり、淫事の風俗歎くべし。

瀧巖寺（リユウゴン）　酒田山瀧巖寺は、寺傳に、文明年中、僧智通開基といへど、羽源記によれば、慶長年中「酒田の湊に、密地を建立し、談義所と定め」とあるにあたる、眞言宗にて、近年まで、酒田諸寺家の首席たり、一向眞宗淨福寺（ジヤウフク）は、羽源記に見えず。○新風土記云、淨福寺、開基明順は、俗姓菊地肥後守武光なり、武光、本願寺第八世蓮如法主に歸依し僧となる、文明の始め、大谷一亂の時、蓮如法主越前吉崎に下向、同五年、明順師命に依て出羽奥州、松前蝦夷地を化導せし砌り、同七年、田川郡宮ノ浦に一字を建立す、當寺是なり、云々。

（淨福寺）

坂田山王神社（サカタサンノウ）　日和山の東北に並べる丘上に在りて、今日枝神といふ。坂田の舊津、水南に在りし時は、此神も宮浦に鎮坐したりと傳ふ。蓋、田川郡大浦の杉尾山王の分靈か、西濱一帶には、杉尾明神の神事旅所、所々にありとも說かるれば也。○新風土記云、坂田日枝神は、貞觀十七年、坂田の津頭（當時河南に在り）に勸請す、依りて宮ノ浦の名あり、其後何頃の領主にや、[illegible]寺境內に遷坐し、之を崇敬せらる、慶長年中、山王堂町に遷坐し、其後數度洪水に逢しより、寬永十三年、近江町に社地を卜して遷坐せり、日和山（ヒヨリ）の神社は、更に當社の神靈を勸請せし所なり、文化十三年、本間四郎次郎光丘松林紀功碑は、日和山社邊にあり。

夫酒田之爲地也、南對宮浦、枕最上川、東則原濕衍沃、村落碁布、月峯鳥嶽左右對峙、羽黑胎藏廻合數十里外、山水淘美、積粱百萬、賈舶輻湊、富商豪民、莫物不備焉矣、實是北方一都會、但西北之交、遙承北海、相距數十里、平沙渺々、無有寸木尺草生植其間者、冬間朔風一起、簸揚細沙、瀰散霧漾、其所堆積、或施及酒田、乃屋舍傾倒、市門絕路、況加以雨雪、其勢不可禦焉、邑民患之久矣、本間君宗善、家住酒田、富累巨萬、爲人好善、不啻賙貧恤窮、國家之利無不爲、然而於彼沙之難、憂其若之何矣、既而大興人徒、使爲築砂數百萬、累之積之、高數十尋、長數百間、突然如邱、俄然成山、就其最高頂、遷山王祠、新修堂宇、又植之以稚松數百萬株、滿山蒼然如草新生、而每一經冬、根露枝枯、或爲沙所埋、存者十一二、然竭力不已、百方施術、漸及平沙、數年後竟興成一大松林、於是風沙之患頓止焉、一邑安堵、市人樂業、種麥栽蔬者、間就其陰、刈楚刈樵以備薪者、時入其中、莫往不利、邑民大喜曰、此是本間君之賜也、則人一過其松林、莫不稱歎其功者。

日和山（ヒヨリ）　酒田市街の西北なる沙丘は、高砂山（タカサゴ）といひ、延長して小湊まで、凡三十町にわたる、橫幅五町許、高二十米許。而も特に丘南の山王祠邊、江頭特起の一岬を、日和山といひ、海客の登望、津民の遊覽所とす。

新風土記云、日和山は酒田川の北にあり、水面より高きこと五丈餘、海濱に近く突起し、眺望最も宜きを以て其名あり、又船問屋、相場師時々來り登て入船の多少、積荷の如何を判定し、商況の進退を試るといへり、其山下を新町と云ふ、新町に接するを高野濱（カウヤ）と云ふ、（富士神社あり）今金華崎（キンクハ）と稱す、高野濱より港口までの間を俗に大濱（オホ）と唱ふ、金華崎は田川郡宮浦と相對す、青松白沙相映して畫くが如し、所謂袖の浦の名處なり。

花の今町もみぢの新地、すすみ坐町、かすみの出町、
沖をながむる日より山、（庄內俗謠、いさやまき節）

（高野濱）

羽源記に、最上秋田由利の大軍、龜崎に押寄ると聞えければ、上杉方は、總軍三手に分れ、一手は酒田の町口に櫓を結廻し、櫓を上げ塀矢挾を拵へ、高野濱を左に、富士の社を脇になし、濱地に陣を堅めけるとあり、慶長六年四月の事なり。

酒田港（サカタ）　酒田市街の西、最上川口をいふ、俗に銚子口（テウシグチ）といひ、又、袖浦の汎稱あり。小船は之に入

（銚子口）

泊するも、大船は港外一里餘に停止して、艀艇を以て便用す。〇水路志云、酒田港は、最上川の注口たり、酒田町は、河口より内方約一海里、北側にあり、此處水深約二尋以下にして、千石積内外の和船を容る、然れども大汽船は常に沖掛とす、燈臺は河口の南側に建置せらる。

酒田にまかりし時よめる　　小田島允武

楫枕さぞなうきねのさむからん袖の浦吹く八重のしほかぜ、

新風土記云、最上川の下流、（酒田に近き邊）を酒田川と唱ふ、其海に注ぐ處　大港灣をなす、港口は高野濱の西十餘町に在り、俗に銚子口と唱ふ、口狹くして内の廣きに當へたるなり、港内は東西十三町南北八町、深一仞一尺、港門北少西に向ふ、海船入津の時は、小舟を出して本船に綱を附け導き入る、之を水戸教（ミトオシヘ）と云ふ、年々水尾筋變換に依り、瀬の淺深あるを示す爲めなり、船舶港内に入れば、船場（フナバ）前に碇泊すべし、船場町は、寛文年中より、江戸幕府の貢米置場となす、陣屋と唱ひ、其中を分て五河戸（カウド）となす、一番は尾花澤河戸、二番は漆山河戸、三番は寒河江河戸、四番は柴橋河戸、五番は大山河戸なり、米澤、最上、村山其他の收納米をも此に積置き、海船を以て江戸大坂等へ運漕す、之を御廻米（ゴクワイマイ）と云ふ、鶴岡藩の倉庫は新井田川岸にあり。〇東遊雜記、酒田は羽州第一の大湊、市中三千戸、皆商工なり、人物言語も大概にして、諸品にともしからず、年々九州中國及び大坂より廻船交易のために來る者、此津に泊して國中の産物を積出すなり、大船は宮の浦の川口に寄せ、酒田までやう／＼三百石積の船ならでは入べからず、酒田より川口まで三十五丁あり、東方は砂山連々として平沙廣大に、見も知らぬ北狄の地も、かほどには有まじと思ふほどなり。

隨鑾紀程云、寛文年中、河村瑞賢掌海運、本州官糧、小舟漕最上川、至袖浦、接載海舶、事見奥羽海運記、酒田邱南、即袖浦、然平沙曠漠、無曲防風濤、彼唯記大略、若擇碇泊地、則捨島息於袖浦數等矣。〇海運記云、寛文庚戌、辛亥、連歲、河村瑞賢奉命、一新奥海漕政、東運已有効也、尋有北運之命、壬子之歲、又起羽州漕事、瑞賢思、羽州在東北隅、最爲邊遠、其漕道若北海、轉過門與、經南海、達于江都、迂回遙遠、八千餘里、環六十州沿海、殆一周矣、其間歷險冒危、不知幾所、漕運之策、不可不深長思也、乃遣人偏歷其間、訪問傍海居民、至漁戶鹽丁、其漕道利害、島嶼險夷、港灣便要、備採窮捜、逐一開寫回報、又遣人羽州酒田、驗袖浦形勢、是乃海船始發之港口、而區畫措置、宜預爲之處也、先是、最上郡官糧、以河船漕最上河、至酒田、僦商民塲屋收貯、再分載小舟、撑出河口、接裝海船、發丁夫船隻、挽引護送、其勞費居民甚困、乞自今而後、官給脚價、海船自袖浦開洋、各給官幟等項、並如東海運船事例、先是、北陸海道諸港、有稅運船者、船夫無知、唯倖稅之計、不泊此等港次、伴程兼行、不遑占視風候、只逆止、動輒中途遇風覆敗、自今而後令所在港次、莫得稅官運船隻、沿途澳港、如佐州小木、能州福浦、但州柴山、石州湯津、長州下關、攝州大坂、紀州大島、勢州萬坐、志州畔乘、豆州下田等處、乞置務場稽察糧船、夏五月次第起運、於是瑞賢發酒田、巡訪沿海諸國、歷按各港務場、還江都、海陸行程九千三百里、跋涉之勞可謂勤矣、秋七月運船鱗次相踵而達于江都、交卸倉無隻船斗糧覆敗沈溺者。

風土略記云、今袖浦の上、大川の脇に柵を構て、最上置賜村山等の城米（ジヤウマイ）を積圍ひ、上を筥にて覆ふ、土人是を隨軒藏と申す、川村隨軒と云ふ人、公裁を請て經營せしとぞ、夏月海船を以て江戸大坂へ運送の便り、近國に比類なき湊也、河水海へ漲り落る所を銚子口といふ、水勢の早き事銚子の口より水の落つるに準へて云ふか、思ふに、此湊あせる事なく、諸國の大船入津し、無事に繁榮すべき事を、田村丸東征の頃見立給ひ、出羽郡に國府を建給ふべき事を請奏したまへるならん、古今不易の形勢と謂ひつべし。

六月廿八日之來札、去廿二日、田名部より相屆、令披見候、舟被下候付、爲御音信、若狹榑五給、滿足申候、如每年之、舟役之義用捨候樣申附候間、御御心易候、恐々謹言、

七月廿七日（慶長中）　南部信濃守御判

坂田　加賀　[illegible]門殿、（南部家寬政記集）

元和八年藤田丹波覺書云、景勝領分之時、米船に七乘仕り、石見國湯津へ參候、七月七日に、舟衆地の者とけんくわ、地の者三千許にて取出、五百計の舟衆を、一人も不殘殺候樣に取組候、拙者敵の中へまぎれ入、岡越中と申代官を取詰申に附、船頭舟方たすけ申候、其上湯の津の諸役破申候事、中國北國の船頭共よろこび申候、此儀は、龜崎、加茂の者共も精く存候、次の年、景勝上米舟六十そう餘、越前の浦にて損し申候、右の船に、佐渡銀子六貫目入の箱六百餘登申候處、浦の者共銀も米も取散し、其上、上乘船頭共迄はたかに仕候、拙者は、新保と申津へ船十そうつけ、米二千石、らう、うるし、蠟引迄藏入仕り、其夜十そうながら打破申候所、地下の者三百許押懸藏を破可申由承、肝煎おとな四五人の女を證人に取、鐵砲にて、舟衆百人餘召連、藏の番をさせ、直江山城方へ飛脚つかひ、山城方より治部殿へ被申上候へば、御所樣より、越前浦々へ御人數被遣、御せんさく、所々の代官肝煎とも百人餘はたものに上候。（大泉叢志）

藤塚（フヂツカ）

今、高砂（小湊）、酒井新田、穂積（市神）、宮海等を合せて、西荒瀬村といふ。酒田の北一里、沿海の斥鹵に屬し、由理秋田大路之に由る。

（小湊）藤塚の西に、砂丘中斷して、一沼を挾み、今日向川の一分派、穗積より南下し、西に折れて之に入る。蓋、往時の荒瀨川の河道なるべし。其沼南を小湊といふ、坂田の大津に對比せるなり。此間の江湖の遷轉、最考究を要す。或はいふ、上古には、最上川も今の酒田市街の東を回流して、此小湊に朝宗したりと、年代知れず。

安倍氏筆餘云、最上川に、昔、今の能登興野の方へ流れ海へ入りしとの說ありて、五丁野より、酒田の東を北へ流れて、小湊へ落し跡、今も探るべし、されば、酒田も田川郡(川南)の中なりしか、されど、宮浦へ落しも、中世の事には非じ、文正の洪水以前、すでに然り、小湊へ落しは、最も上代の事と見えたり。

山形縣地誌提要云、酒田より吹浦驛に至る五里餘、其間砂礫の地とす、秋冬風殊に暴烈にして、砂を卷き石を飛し、或は溝渠を埋沒し、或は家屋を壞損す、其勢禦ふ可らず、民庶業に安んずる能はず、有司も爲す所を知らず、天明年間、本間氏土功を起し、植るに穉松數百萬株を以てす、其初め、砂を布囊に充て、之を累ね積み、高數十尋、長數百間、一の丘壟を作る、年を經て松樹林を爲し、今風砂の害を除けり、其地、南は日和山に連り、北は小湊の邊に至る。

市神（宮海）又、穗積といひ、今、西荒瀨村の管內なり。藤塚の北半里、日向川の南岸とす。市神の西を宮海といひ、沙岳によりて、大海に面ふ。日向川は宮海と比子(白木)の間に至りて朝宗す。

新風土記云、初め、日向川、水勢急駛、且川路屈曲して回流するが爲め、大雨或は雪消の際には、漲水激溢して、川幅百二三十間に過ぎ、近村水害を被らざる事なし、安政二年、今野梅津二氏、川路を藤崎比子村に鑿り、辛苦勉勵七年を經て功を奏す、爾後舊流路を變して、五十餘町步の耕地を加ふ。

荒瀨（荒瀨川）近世、川北の郷名に呼び、平田郷の北、遊佐、日向川に至る間に汎稱したり。卽今の大澤、一條、觀音寺、上田、本楯、及び西荒瀨にあたり、飽海郡の中央に擴延したり。

荒瀨川は、青澤の山中に發し、觀音寺市條に至り、下游と爲り、平夷に就く。今は三派と爲り、其東派は、市條、政所より漆曾根の方へ流れ、西派は、刈屋より本楯を經て南に下り、二派相合して、酒田の新井田川へ歸す。而も又、北行の一派ありて、日向川に會合す、今は專北派を以て排水の本路と爲す。惟ふに、荒瀨の古道は、今の西派より藤塚、小湊に排闥し、酒田日向の二水の中間に一川を成ししならん、其沿革の歷程考證を要す。

本楯（新田目）今、本楯村といひ、隣近の十餘村を合す、藤塚の東北、日向川の南岸にあたる、舊名新田目といへり。（庄內物語、荒田目）

新風土記云、新田目館跡、本楯村にあり、古時、出羽國府留守所の館跡なり、現今塹壕の跡尙存す、留守所の後裔を今井又三郎とて、久しく彼村にあり、羽源記、會津勢退散の條に庄內侍留守遠江とあるにも合考すべし。○風土略記云、吹浦の社記に「寬治年中、八幡太郞義家、東國征伐之時、賊勢甚强、義家自知難能勝、而禱勝大物忌大神、終有感應、後討賊也、於是、歸陣之日、使侍臣須藤某、殘留奉仕、後稱之曰留守殿」云々、今、東鑑、其外舊記等を考れば、留守は其國の事を檢斷する人と見へたり、神事は國政の本なれば、大社へ參仕は勿論の事なり、今の世の神職の樣に心得るは誤なり、

（留守所址）當國檢注之間、可被倒所々地頭間之事、尤驚聞食、於出羽陸奧者、依爲夷之地、度々新制除訖、偏守古風、更無新儀、然者件閑田等、何被停廢哉、有公田之外閑田者、如年來不可有相違之旨、依鎌倉殿仰、執達如件、

十月二十四日　前因幡守

出羽留守所（東鑑文治六年）

留守に本新の二家あり、新田目村は本留守なり、新留守は遊佐北目村にあり、今井氏に最上出羽守殿より留守所へ被遣たる書狀あり、又、酒田城代志村氏の家老齋藤筑後より、慶長十六年八月、新田目那須大炊助に渡されたる、年貢皆濟狀の內に「高二石六斗八升、吹浦兩所神領內八升は見出し、同壹石壹斗六升、矢鏑馬免、內五升は見出し」とあり、元和八年庄內酒井家へ相渡り、本高見出共に拾五石三斗なりしとぞ。○留守所は、國司代官なり、陸奧宮城郡(今陸前)留守所址に合考すべし。また、砂越大乘院年代記、應永十六年、留守殿塚淵沒落、天文七年岩見州銀場出、同十五年三月、留守殿錢甕堀出百貫、弘治元年四月、カリガハにて留守太郞殿打死、文祿二年六月、越後人衆に、庄內、來次、留守、小國、高麗陣立足、

などあるにても、其名家たりしを知らるるなり。○安倍氏筆餘云、留守今井氏の先祖は、丸岡民部大輔にて、一宮の社人にして、紋は丸の中に一引を用ひたり、最上家の一通を傳ふ。

當方在城之內、別而懇切之取成も無之くらし、于今殘多存候事、隨而歸路之砌も、直に被罷越、玄蕃詞ても懇られ候由承候、殊に由利中への書札等、被指越候由、不及是非事候、（中略）

二月六日（天正十二）　義光（鼎印）

新田目留守殿（大泉叢志）

城輪神社（宮形）（木野內）今、本楯村の東なる宮形に在り、出羽國城輪神、高泉神、幷びに貞觀七年元慶四年に授位あり。○風土略記云、城輪大明神は、宮形村にあり、近所に館內村あり又木野內村と云ふもあり、往古、此邊に官人の居城ありて、城外に祭れる神を城輪と稱し、城地の內を城の內と稱せしを、後世城を木に改めけるにや。○今按、三代實

鎮所見の城輪高泉の二神は、秋田城所在の鎮護なりけん、秋田城は、秋田郡高泉郷に屬し、名義明瞭あり。されど、此なるもあながちに棄て難きに似たり、井手郷に合考せよ。

新風土記云、宮形明神は、古來、大物忌神社に次て二の宮と唱へ、毎年兩度に物忌祭の古式あり、往古は神領數多ありしに、兵亂を經て衰頽に及たり。今に社頭の東西な衆徒屋敷寺屋敷と云ひ、田畑の下名に正月油田、鳥居畑、物忌田、玉田、倉稲田、直會田、笛吹免、大鼓免等の唱あるは、往古の神領なる由也。

（古川）

安田（ヤスダ） 今、上曾根、吉田、古川（フルカハ）等を合せて、上田（ウヘダ）村と改む、本楯の南にして、荒瀬川の古流、二派の間の平夷なり、酒田より一條への通路は之を經由す。

藩政の時、荒瀬郷古川組の一黨あり、古川とは荒瀬川の東派を指す、平田郷漆曾根組の北とす。

（前川）

市條（イチデウ） 今、一條村と改め、島田、政所、法蓮寺、前川（マヘカハ）、寺田、平澤等を合す。酒田の東北三里、荒瀬山谷の口にあたり、北は觀音寺と溪流を隔つ。

新風土記云、市條村水上に鎭坐する八幡宮は、實峰重喬奉納和歌の序文に、後陽成院の御宇より此地に祀れるとあり、社家五人、小野葉上首たり、社領四十九石。（天正六年、來次孫四郎知行、前河廿三貫云々と、古簡に見ゆ。

平澤（ヒラサハ） 今一條村の大字にて、其南半里、生石の北澤に隣る。山中に溜沼數多あり、鷹尾山の西南麓とす。

（政所）

島田（シマダ） 今、一條村の大字にて、其西南なり、藩政の時、荒瀬郷島田組といへるは之に本づく。相接して政所（マンドコロ）てふ大字あり、風土略記に、

政所は、古昔國造より官舍を設け、吏員を置き、政事を執行せしあたる處なり、今は村名となれり、

といひ、齊明紀後方羊蹄政所の文を引けど適切ならず、此政所は、中世の遊佐庄の下司ならん。○明治二十七年十月廿二日、酒田大地震、村里には、飛島、法蓮寺（ホフレンジ）、大島田など、最も激動を受け、合計、全潰家屋二千七百七十七戸、死亡人員七百二十三口、全燒家屋千四百八十九戸なり。

（法蓮寺）

井手郷（ヰデ） 和名抄、飽海郡井手郷。○今詳ならず、されど、其名義の溝渠に因れるを想へば、即、近世、荒瀬郷といへるにあたる歟、飽海郷秋田郷の北也。

日本後紀、弘仁四年、出羽國田夷、置井出公部廣呂等十五人、賜姓上毛野緣野直と載せられ、置井出は此井手に合考すべきに似たり。されど、置といふこと詳ならず。田夷（タエビス）とは、耕作を知り、田土に食する所の俘囚なり。それに、上野緣野郡にちなめる氏姓を賜へるは、一時、上野國遷住安置の田夷なりし歟。和銅七年、養老元年には、上毛野國の民を出羽柵戸（キノヘ）に配せられ、靈龜元年にも、上野國百姓出羽國に遷隷する事、舊史に見えたり。又、荒瀬郷内に、木野内（キノウチ）村、城輪明神を祝き、柵戸の遺跡かとも疑はるる節あり。

（麓）

觀音寺（クワンオンジ） 今、村名に呼び、大久保、常禪寺、麓、岸田、塚淵、小泉等を合す。一條の北に荒瀬川を隔て、其西北は日向川に至る。觀音寺は、今村驛の名なれど、驛北の麓と字する地に、觀音寺舘址を遺し、寺も其法號を圓通といふ。

風土略記云、觀音寺舘は、麓（フモト）村にあり、來次（キスキ）出雲守氏房の居住せし跡なり、當所の圓通寺は、來次家の菩提所にして、曹洞宗、寛永年中、快繁和尚之を開く、按るに、來次家は、大寶寺殿の臣下にて、庄内の上杉家へ渡りし頃は、彼の手に屬し、最上家へ責取られし頃は、その家へ屬しけるにや、山本宗佐の實記に、觀音寺殿におきて白芥子を題すと書て、「咲く花は外面の雪のけしき哉」と發句あり。宗佐は、酒田城代志村氏等へ俳道の師範せし人なり、又、麓村の武家に、雲州殿の書れしといふ腰越状の奥には、慶長二年九月氏秀とあり、（氏秀は氏房の子か）、又、來次出雲と記せる書状に、手跡花押の同じからざる者多し、羽源記に「高坂の小笠原左金吾、觀音寺の舘築後など、寄々總而十五舘の殿原等を語ひて、武藤の一家を捨ん事を悲み、種々に取扱和睦せしめ、丸岡兵庫頭義興を屋形と仰ぎ」云々、會津勢退散の條に「庄内侍の留守遠江、觀音寺來次（キスキ）など、跡にさがりて手負を助け、馳後れたる者共を待受け落引」云々、天正十九年、關白秀次公奥州陣の砌、大谷刑部少輔、石田治部少輔、吹浦迄發向あり、其砌、上杉景勝爲名代、直江山城守兼續以下、櫛引の山路に張陣して、高坂、藤島、刈川、觀音寺以下、庄内十五舘の一揆を鎭め、景勝の領内となる、

（來次館址）

年恐令言上候、屋形様道中御機嫌能、去十五日御下着被成候、此方御殿作、一段入御意候、十九日には出御廣間、侍衆被召寄、自將軍様御拜領之御鷹之雁御振舞被成候、近日御能可有御覽之由に候、隨而來月者御廣間御作事可被仰付旨に候、大殿様御上可被成様に申候、可被貴慮候、猶千坂伊豆守可被申候由、可預御披露候、恐々謹言、

十一月二十二日　　來次出雲守

千坂藤松殿

羽黒荒澤念佛堂過去帳を以て、武藤家天正の末年の事を考ふるに、千勝丸十七歳にて上洛とあり、雲州の書中に御下着とあるは、千勝の御事なるべし、千勝後に義勝と改む。○安倍氏筆餘に、來次より千坂への書状なれば、慶長七年以後、最上義光（大殿）、子家親（屋形）の事に係ると爲す。又、羽柴氏大寶寺文書の中に、來次孫四郎といふには、氏房の父氏房にあたるごとし、

今度逆心仕以來、手前之慮外、以分別、在城並舘前之地、兩河内、其外之所指揚間、遂吟味之上、前河廿三貫

之所、江地四十貫之所、竈七貫五百之所、遠賀藺十八貫之所、下宮田十貫之所、宛行之、向後別而可抽忠功者也、仍如件、

天正六年極月十五日　義氏

木次孫四郎殿

（新町）

館前とは、その在邑をいひ、兩河内とは、青澤、黑川の兩溪なるべし。天正十四年、最上勢の來攻にあたり、觀音寺新町に爭鬪あり。

元和八年中野覺後覺書云、出羽守代に、氏家尾張代官として、川北の内觀音寺を攻申候時、あら町と申所打破、云々。元和八年平藤仙右覺書云、某廿一の時、最上出羽守代式として、氏家尾張殿、大軍にて一戰、七月三日、觀音寺新町にて、赤塚大膳を打取申候、九月三日、新田目板橋にて、今井兵庫を打取申候、某廿三の時、二月十一日、との村にて安倍彥右を打申候、最上より安食大和奉行として、餘延の人數八千計御座候て、敵方も五千計にて候。（との村は外野なり、此戰爭他に合考する所なし、天正十六年の春の事とす）

又、砂越大乘院年代記に、天正十八年九月、越後上杉家の將士、庄内鎭戍の頃に「觀音寺々碓殿打死」と錄す、不審なり。また同書、

天正十九年十月、國々大名上洛、御前方御登、庄内一氣之者越國、引登者在所々居住、留守、木次殿、越國在府、御かた同前、文祿二年、高麗御陣、越後人衆に、庄内、來次、留守、小國、六月六日立足。

塚淵（ツカフチ） 今、觀音寺村の管内なれど、その西北半里、荒瀨の北派と、日向川合流の處にあたる。砂越年代記に「應永十六年、留守殿、塚淵沒落」云々。

青澤（アヲサハ） 今、大澤村と改め、大蕨を合す、一條、觀音寺の東二里。卽、荒瀨川上游の山谷に在り。大蕨は、青澤と一條の間にあたり、鷹尾山の北澗を占む。

（大藏）（砥草山）

青澤の主溪水を大俣といひ、砥草嶽に發し、西南に下る、凡五里にして青澤に達し、以下二里一條驛に至り分派す。砥草嶽は、最上界にあたり、丁嶽、及び鉢森、鷹口の諸嶺に連瓦して、二郡を分つ。○風土略記云、天正中、最上勢十五里原敗軍の時、中山玄蕃は、只一騎酒田の湊に至り、最上川の銚子口を馬にて渡し、荒瀨鄕青澤村へかゝりて、山越に最上へ落行きし、青澤越は、青澤村より（八森山の險を跋み）最上郡堯首鍋村（西川）へ越る、四里十二町、峻嶮にして車馬通ぜず、青澤村に番處あり、鶴岡より役人を置く、昔は最上新庄より酒田へ通路にて、觀音寺村は其頃の馬次也、寬永正保の頃より、此通路停止せらる。

黑川（クロカハ） 今、南山、新出、泥澤、赤剝、草津、升田等を合して日向村と改む。日向川上游の山中にして、鳥海の南麓にあたる。石辻の東一里半、鳥海（新山）登山凡四里。

（草津）

黑川の東、草津、升田（第三紀層丘）に石腦油を出す、黑川の名も、もと此油の溪流を汚染して黑色を呈せるに由る。越後國の油田に、草津といひ、黑川といひ、古人夙く其名を命したり、是れ偶爾にあらず。（溫泉一所あり）○新風土記云、石腦油田は、草津の字湯の臺に在り、山中處々に井を鑿り油を取る、發見は明治元年にして、凡一年の出油五十石、六年より休業す、升田の茂木澤山の中腹にも石油を出す、明治八年の發見に係る。

升田（マスタ） 今、日向村の管内に入る、黑川の東一里半。升田より鳥海山の東なる橫嶺を絕り、羽後由利郡直根村（百宅）への間道あり、凡七里、柴倉越とも呼ばる。

（玉簾瀑）

新風土記云、升田村の東なる大森山に飛泉あり、玉簾と名く、高さ四十六丈五尺、幅一丈八尺、人家を距る僅に三四町なれども、岩石屛立、巨樹森蔚、庄内第一の瀑布なるべし、其流末は日向川に會す。

日向川（ニッカウ） 又、日光につくる、鳥海山と丁嶽の間なる諸澗を源と爲し、升田村に達し、以下西方に流れ、二里にして漸く山を離れ、平夷を流る又三里、宮海白木の間に至り海に入る。

（日光川）

日光川は、今、荒瀨川を合す、されど、此日光荒瀨の二水は、分合遷轉幾度の沿革を經たるならん、未だ其詳說を得ず。

遊佐鄕（ユサ） 和名抄、飽海郡遊佐鄕。（今、日向川以北、鳥海の西南麓の平廣にあたり、遊佐の名目現存す。卽、遊佐町、川行村、稻田村、南遊佐村、一條村、西遊佐村等とす。

遊佐は、延喜式に驛名として、遊佐驛馬十疋と載す、出羽國府（出羽郡井上鄕）より遊佐、蚶方と北行して、秋田城に赴けるなり。中世には、遊佐庄起り、本郡北方の村里を籠絡したり。古記によれば、遊佐庄は攝籙家の私有にて、平泉基衡其庄司たり。

仁平三年、廐舍人長勝延貞、爲使、下向奥州、先年可增奥州高鞍庄以下年貢之由、禪閤（關白入道忠通）被仰基衡、曰、可高鞍庄、金五十兩、布千段、馬三疋、（本數金十兩、布二百段、細布十段、馬二疋）、大曾禰布七百段、馬二疋、（本數布二百段、馬二疋）、本良金五十兩布二百段、馬四疋、（本數金十兩、馬二疋、預所分金五兩、馬一疋）、屋代布二百段、漆二斗、馬三疋（本數布百段、漆一斗、馬二疋）、遊佐金十兩、鷲羽十尻、馬二疋（本數金五兩、鷲羽三尻、馬一疋）、基衡不聽、仰曰、本良遊佐屋代所申非無其理、依請、至高鞍大曾禰兩庄者、田多地廣、所增不幾、猶減本數、可增進、云々。

當時、黃金五兩、鷲羽三尻、細馬一疋の貢進を爲し庄園とす。其後も、彼家に傳へ、鎌倉幕府の頃には、

出羽國兩所宮修造之事、不終其功之由、神主久永訴申之間、去建保六年十二月、爲催促、雖被差遣雜色正家

故右大臣殿御大事出來候間、正家不遂其節歸參、然而有限修造、依不可默止、爲催促、所令差遣雜色眞光也、任僻意可終其功之狀、仍陸奥守殿御奉行執達如件、

承久二年十二月三日　三位藤原　三位三善

北目地頭新留守殿（庄内物語）

北目新留守氏の地頭たりし庄田は、やがて、此遊佐庄ならん、猶採るべし。

（上寺）

蕨岡（ワラビヲカ）　今、蕨岡村といひ、鹿野澤（カノサハ）、平津、杉澤等を合す。遊佐驛の東南一里、一條觀音寺の北一里。其山丘は、東北、鳥海の裾野に連なり、山神遙拜の祠殿あり、兩所權現の表口、上寺（カミテラ）と稱したり。

新風土記云、安倍氏の墟、蕨岡鳥海山神社の東にあり、東西四十間南北五十間、高燥の地にして、回字形をなす、眞任の墟と言傳ふ、其後何人の住たるか詳ならず、今に土を鑿つもの、往々古器を得る事あり、先年石櫃を堀出したるに、大治二年の紀名を存せりと云ふ。○安倍氏筆餘云、上寺中堂の上馬場の邊に、享和二年、土中より石函を堀出す、蓋銘に曰く、

右宮　勸進僧眞慶　大工春日末弘　小工平秋道

旦主　僧永範　大治三年十月十七日

函中には、銅佛、并びに劍を容れ、兩側には陶器を出す、又、觀音堂には、暦應五年、萩原守重寄進の鰐口あり、銘文鮮明なり。

（松岡）

鳥海山神社（テウカイサン）　今、蕨岡村の松岡（マツヲカ）に在り、吹浦祠と并稱せられて、鳥海の里宮と爲す。昭代、仍りて隔年國幣の例を定めらる。杉澤蓬萊山を經て登攀す、新山まで凡五里。

奉懸鳥海山和仁口一口、右意趣者、萩原守重、息災延命、如右故、暦應五年壬午七月廿六日、白、（蕨岡祠金口銘）

新風土記云、鳥海山大物忌神社は、上蕨岡村松岡に鎭座す、創立の原由は詳ならざれども、鳥海新山に鎭座せる大物忌を本社とし、當社を拜殿とす、慶長年中、最上義光神領寄附あり、酒井家よりも寄進あり、元文の度には、畏くも櫻町天皇の叡信に依て、正一位の神階、并に勅額を賜りたり、明治十四年、當社を鳥海山國幣中社口の宮に定められ、官祭は吹浦村と隔期に執行する事となり、禮式最も嚴なり、龍頭寺、松岡に在り、開基は慈照上人、其年代詳ならず、近世、鳥海山表口別當たるを、明治三年神佛を分しより、別當學頭職を止め、眞言宗を以て相續す、此寺昔は松岳山と號し、三十三坊あり、上首を觀音寺光岩院と稱す、領高百八十八石、明暦元年以後、鳥海山龍頭寺と改稱す。○風土略記云、蕨岡の上寺は、觀音堂衆徒別當居住の地にして、一山を松岳山といひ、三十三坊ありて、「觀音寺光岩院」と寺社領略記に見ゆ、此寺三寶院御門跡の末派にして、三月十八日入峯の作法有り、衆徒行列して觀音堂三巡す、堂の前に大幣を立て田樂數曲あり、元祿十六年、由利郡矢島領より、蕨岡衆徒を相手とり、鳥海山の堺を論じ、江府へ出訴し「山頂藥師堂は、由利郡の内也」と云ふ、蕨岡衆徒は「鳥海山は、大物忌神社にて、飽海郡に鎭座の儀、國史に明白也、彼社建たる山、飽海郡に紛なし」と云ふ、矢嶋方申は「大物忌神社は、羽州一宮にして、飽海郡内吹浦村に有之、先代より吹浦神主、一宮と書たる祓札、彼郡内引き配り來れり」と申す、蕨岡方は「吹浦村大物忌神社は、鳥海山より勸請の社にて、鳥海山は本也」と答ふ、之に依り、矢島方申分不立、また之よりさき、蕨岡と吹浦方の、訴訟あり、吹浦方訴ふる所は、「一宮神宮寺は、古來鳥海山の別當也、然るに今松岳山觀音寺にして、みだりに鳥海山と書出すは甚不法也」となり、蕨岡方には「吹浦兩所山神宮寺衆徒、鳥海山へ道者を引く事法外也」と論す、依て雙方より公裁を仰ぐ、即、領主酒井家より御扱ありて、雙方へ覺書を以て被仰渡、其文如左、

（觀音寺址）

一蕨岡觀音寺午王には、松岳山と書し、守札には鳥海山と書來候事、證據有之候間、向後も鳥海山と守札に可書出事、

一吹浦より登山の道者、古來より道筋有之義、御穿鑿被遣、御糺明被成候間、向後吹浦より登山の道者、蕨岡より押へ申間敷候事、

一如此御扱之上者、以來互に致和順、申分仕間敷事、

石原半右衛門　長谷川權左衛門

明暦元年六月　末松　吉左衛門

今度、蕨岡觀音寺並衆徒中、吹浦神宮寺並衆徒中、公事仕、江戸寺社御奉行中御裁許御書附を以、於庄内鶴岡、攝津守樣被成御扱、三ヶ條之御書被下、忝奉存候、奉隨御意之上者、自今以後少も相違申間敷候、若相違之儀御座候はゞ、何樣之曲事にも可被仰付候、仍而如件、

明暦元年九月　蕨岡　觀音寺判　總衆徒連判

吹浦　神宮寺判　總衆徒連判

今按、蕨岡は、觀音寺なれば、もと、鳥海山本地藥師の供僧にはあらず。然るに、最上義光分限帳に「百七十九石庄内鳥海領、蕨岡杉澤別當」と見えたれば、慶長以來、鳥海山已に分れて、吹浦方蕨岡方と爲り、蕨岡は吹浦（兩所領百四十二石と該帳に錄す）神宮寺に競して、鳥海別當と稱せるを悟るべし。是れらの盛衰代謝、猶察るあらば、其所以を悟るを得ん。後世、觀音寺を龍頭（リョウトウ）寺と改めしは、吹浦兩所宮を一に兩頭宮といへるに依り、更に其文字を變して、蕨岡を龍頭とし、他を背尾に擬したる作意なり。又鳥海の山形、並に鳥海新山（荒神岳）兩靈場の關係を按ふに、登山の表口は、畢竟吹浦にて、杉澤、矢島、小瀧等は、皆裏口のみ。蓋、其初め山上には祠宇なかりしを、中世鳥海（トリノミ）に一字を置き、新山にも一字を置く歟。鳥海は吹浦小瀧の便道にて、新山は矢島杉澤の便道なり。

（龍頭寺）

近世、龍頭寺勢熖最も張り、遂に表口の號を冒し、新山を本社とし、鳥海を遙拜所とす、以て今日に至る、古義にはあらず。

杉澤（スギサハ）（鳳來山）

今、蕨岡村の管内にして、東北一里半、鳥海裾野に屬し、月光川の上游にあたる。登路は、先東嶺蓬萊（又鳳來（ホウライ）に作り、黑川草津の北にあたる）山（サン）に達し、北に攀上す。

風土略記云、杉澤熊野權現は、今上寺衆徒の一なる寶義院之に奉仕し、社領は三十二石、上寺（蕨岡）黑印高の内也、土人は、上寺よりも以前に立たる所といへり、按に、上寺の觀音は、この熊野權現の本地佛ならん、吹浦神宮寺の寺實舊記に、「鳥海山有三道、以兩所爲本、三道者吹浦杉澤山瑘也」と云ひ、今に杉澤別當坊、山上藥師堂の鑰を所持す。○凡、杉澤村より一里餘にして、鳳來山八王子祠に達し（著宮（ハシノミヤ）ともいふ、赤瀑あり）、此より八丁坂の險を攀ち上り、河原宿に至る一里半、月山森の東傍にして、小廬あり、之より筋坂を上り東北一里にして、千蛇谷を渡り、新山に達すべし。

心齋先生遊記云、弘化丙午六月二日、達鳥海山下、宿瀧水坊、三日、夜半蓐食、[illegible]而發、過杉澤村、鷄初號至第三合、舍馬[illegible]而步、雜樹叢籠、惟聞南邊溪聲淙然、登蓬萊之巓、日出矣、西顧千里、莫所遮隱、又行有閣、以榜登山人、過之右折、谿中逛祠、以充巖老者詣賽云、直登山路、得白絲瀑、又行過一店、溪水西與[illegible]合、西下爲日光川云、出店行、遙見鳥海湖於左、其下有一懸泉、東注爲月光川云、蹈雪行里餘、雪盡山益瘦、樹短如[illegible]、路險不可言、陸[illegible]直折、[illegible]側顚絕、消水行其脈、或淳或濁、踴步踏石稜、喘息々突胸、仰而望、則[illegible]雲[illegible]、著物上入霄、至筋坂、綿雲作布、鳥海湖上、卽現如白虹、所謂大圓相光、卽是耳、倏然油雲横遮、不復覩咫尺、苦步達峯頂、草盡苔斑、沙石隨步崩、碌々有聲、右旋登岩頭、絶鐵索而下峯、中間鍋附[illegible]之、巉岩懸上、心遽脚忙、凡三百步許、永雪滿地焉、上則有洞焉、陰闇無窮底深、達山腹、[illegible]傍有祠前、祠後之一峯、無樹無草、蓋前年所自燒、亂石錯落、橫坼縱坼、四面皆坼、而白雲縫之、降路峻急、如建瓴、心留[illegible]、日官極劇、達山下、猶黃昏。

石辻（イシツジ）

今、三川（ミツカハ）、小松、大内野目、長橋等を合して、一（イチ）郷（ガウ）村と改む。蕨岡の西南半里、日向川に緣り、一條へ一里、遊佐へ一里（近年豐岡ともいふ）。藩政の時、石辻組二十餘村は、遊佐郷の中心にあたれり。

小松（コマツ）

今、一條村の大字にて、長橋と共に、遊佐驛の南に接す。もしくは、遊佐の古驛の遺名か、驛庭の義に通へり。

宮内（ミヤウチ）

今、南遊佐村と改め、附近の數村里を合す、石辻小松の西にして、藤崎の東なり。藩政の時、宮内組といへるは、遊佐郷の西偏の諸村をすべたり。

新風土記云、宮内村は、古へ鳥海兩所の神領なるが、故に宮内と稱す、館は丸岡民部少輔居住せし跡にて、地形等殘れり、土人は大物忌神社の神職なりといふ、思に然らず、神領地頭職を兼帶せし人なるべし、應仁天正の兵亂に一宮の封戸も減し、丸岡氏も名のみとなれり、此村の水帳に、「田合六萬百三十壹束二把刈、此米五百四十五石九斗四升七合、居屋數百五間、家數九十一」とありて、帳面表紙に慶長十六年九月、進藤但馬別とあり、内一千三十餘束は兩所神領と注せられたり。

服部（ハツトリ）

今、岩川、大井、福升等を合せ、稻田村と改む、宮内の北、遊佐藤崎二驛の中間とす。

遊佐（ユサ）

今、遊佐村といひ、飽海郡北偏の大邑にして、鳥海山下の平地を占め、月光川は驛北を流る。近世の兩羽驛路は、遊佐の西一里藤崎を亭舍となしたれど、古は此地を經由したり。驛東には遊佐氏の墟あり、大館（オホタテ）といふ。

地理志料云、倭訓栞、田舍[illegible]、[illegible]兒、兒若泣則搖、以止之、名曰由佐、[illegible]俗[illegible]之樹枝、泣則搖之、雜[illegible]部、引古今著聞集云、[illegible]以紙[illegible]中、以爲戲也、和名由佐波利。

遊佐は、古の郷名にして、又庄名なり、前の郷名の條に合考すべし。○震災豫防調査書云、文化元年六月四日、大地震、家屋潰崩、酒田湊に千三百七十軒、死十人、平田郷に四百五十軒、死六人、荒瀬郷（一條、觀音寺、本楯諸村）に八百三十三軒、死九人、遊佐郷に千四百六十八軒、死五十人なり。

小原田（ヲハラダ）（遊佐館址）

今、遊佐（ユサ）村の管内にして、其東に接したり。○新風土記云、遊佐大膳址は、今、小原田村の字大館にあり、應仁の頃、遊佐某、出羽守護代となり、其子太郎繁光の居館なりと、其跡村民の宅地、或は田圃となり、地形を失へと、遊佐町は當時の驛庭たること明なり、延喜式驛馬の條に遊佐十疋とあり、庄内物語に「遊佐太郎繁元、古酒田の城を、今の城池に移したり」と記せり、小原田の東に、又平津（ヒラツ）館跡あり、只遺塚を存す、殿塚蟲正の居館といふのみ、何人なるを知らず。

藤崎（フヂサキ）

今、西遊佐村と改め、白木、青塚、十里塚を合す。酒田秋田の驛路之を經由し、酒田三里半、吹浦二里半、又、遊佐へ一里。西は沙丘連亙し、大海を去る半里、もと茫々たる斥鹵の地なるが、近世、樹を植ゑ溝を通し田圃を拓き、民家初めて安集すといふ。

新風土記云、藤崎南北の砂山は、茫渺たる沙漠、海上雲捲き風至れば、砂塵天を蔽て飛び、田圃溝渠を埋沒す、延享年間、領主酒井氏之を憂ひ、草木を植附け風砂の害を除く者を募る、佐藤々藏首として其募に應じ、沙漠四十餘町の地を乞て、貧民を雇使し、炎暑凍寒を厭はず、夏は草根を培ひ冬は松苗を護し、數年經營して、四里に

松林を成就す、(鄙乃酒佐美)○安倍氏筆餘云、延享二年、佐藤氏西濱の砂山に藤崎村を立て、植樹耕稼を力め、寶暦四年、其村中に栽松山門葉寺と稱ふる精舍を置く、同八年三月、郡代々官六人の連署を以て、新村繪圖に裏書せらる、

飽海郡遊佐郷田畑砂除の爲、延享二年、西濱に人家立置、藤崎村と號し、年々費用米錢を與、木を植附林を作る、爰に酒田町人佐藤藤左衛門、其子藤藏、右砂山四十丁申下し、町家を去此處に住居、年々自分米錢を費し、數萬の木を植附、追年新林漸茂り、其功顯然に候、依而今度繪圖の通境を定、後年境内田地新發□□□□丁歩を改、年貢並高役を免すべし、村里を置者、藤藏支配たるべし、仍爲後證如件。

比子（ヒルコ）（青塚）　今、青塚（アヲツカ）(白木)と共に、西遊佐村の管内にして、藤崎驛の西南一里、大海に濱し、日光川は此に至りて朝宗す。

庄内古事抄云、酒田三十六黨永田氏の文書に、西濱煮鹽につきて、

濱通竈役鹽之事

合而貳百八十俵一斗二升五合　但貳斗入

此外十一俵七升五合　めかの秋竈おつるに附引

三十俵　青塚村火事に附引

右算用相澄者也

慶長十七年二月二十二日　(印　志村光安)

永田勘十郎どのへ

十里塚（ジフリツカ）　今、西遊佐村の管内にして、藤崎驛の西北一里、大海の濱に居り、吹浦の南二里とす。十里塚の名は、田川郡の西濱にもあり、何の故にや。縣誌提要云、酒田の人、曾根原氏、安永年間、從來所有の財産を賣却し、家を擧け十里塚に移住し、耕漁を集めて米金を給與し、先樹木植附に盡力する年有り、終に風害熄て村落をなすに至る。

江地（エチ）（宮田）　今、宮田（ミヤタ）、樋島等を合せて川行（カハツラ）村と改む、遊佐驛の西北にして、月向川の南岸に縁る。藩政の時に、遊佐郷江地組といへるは、酒田の北より吹浦、女鹿浦まで、北陸大路經由入諸村里を籠絡したり。(天正六年文書、江池四十貫、下宮田十貫の邑里は、木次氏の有とす)

新風土記云、宮田館は宮田村にあり、内楯外楯とて、館跡二所あり、肝煎石垣某、今内楯に住す、堀形等殘れり、大物忌社記に、當所も古神領なりしと見へたり。○南谿東遊記云、酒田を出て、吹浦と云ふ里を心ざし行く、其間六里にして、路傍に人家少く、又田畑も見えず、左は大海、右は鳥海山にて、過る所は渺々たる沙場なれば、道路もさだかならず、其間三五十間程づゝに、柱を建て道の目印とせり、酒田より一二里も來ぬらんと思ふ頃より、北風強く吹起り、沙の飛散る事おびたゞし、初の程は彼印の柱をたよりとし、又は人馬の足跡、あるひは草鞋馬の沓などのある方へ道をいそぎしが、次第に風吹つのりて沙を吹起すにぞ、天地も眞黑に成り、目當の柱の見えざるのみか、前後をだにわきまへずなりき、總じて此所のみに限らず、越後出羽の二个國は、街道北海にほとりして、百六七十里が間に、一日も沙原を通らざることなし、歩行するにも足首迄は常に沙に埋れ、すゝめども只退くやうにのみ思はれ、「道はかどらぬ越の長濱」とよみしもおもひ出られぬ、殊に九月頃より三月までは、日として風吹ざるなく、沙塵常に天を覆ふ、唐詩にいへる「北風動地」とはかゝる景色ならん、其吹ちらす沙、風の吹廻しによりて、所々に吹たまり、或は堤の如く塚の如く、日々に其形變す、其上、北地の草木は、秋の末より青き葉は無く、渺々たる沙漠に、白草の風に動く體、かの塞外流沙の事作れる詩に、少しも違はず。

月向川（ゲツカウ）　鳥海山南面の諸澗を源とし、杉澤以下、西流二里にして、遊佐町に至り、更に北西に進み、吹浦に至り二里、以て海に入る。其遠源絕頂なる鳥海（トリノウミ）より測らば、七里にも及びなん。鳥海の鍋森、月山森の間の諸澗、集りて美豆（ミヅ）の俣とよばれ、大瀧(一之瀧、二之瀧といひ、杉澤村の北凡二里)と爲り、杉澤村に至り平衍に就く。

吉出（ヨシデ）　今、野澤、京田等と相合せ、北遊佐村といふ、遊佐驛の北に月向川をへだて、鳥海山麓の平野を占む。○新風土記云、吉出村佐々木氏の祖先は、江州蒲生郡の人にて、石見守綱利と云ふ、法華宗僧日陣が宗旨取立の爲め、出羽國羽黑山へ下向の節、俗緣を以て附添來り、この地を開墾す、應安三年なりと。

野澤（ノサハ）　今、北遊佐村と改む、遊佐驛の北一里、其溪流、鳥海山より下るを龍卷（タツマキ）澤といふ。(新風土記云、野澤村藏王權現は、又龍澤權現と云ひ、古鉾を藏す銘に「承久二年、神主一字代」とあり、往昔は、古四王明神をも祭りしが、永祿十年の兵亂に絕たり、今其跡のみ存す、鰐口の銘に「天文四年小四王明神」とあり、龍澤館趾も藏王神社の境内にあり、土壁門墻馬場等の跡存す、貞和二年に、藤名左衛門なるもの此に住し、其子孫五郎左衛門に至て、永祿十年五月、社内に於て流鏑馬神事あり、其混雜に由利郡仁賀保の領主に襲擊せられ、不意の戰にて敗北し、終に亡さる、藤名の子孫該村にあり、舊記と鉾を傳ふ、鉾の銘に「文治三未天、出羽大泉庄正字代」と記せり。

屋代郷（ヤシロ）　和名抄、飽海郡屋代郷。○今、吹浦村、高瀨村蓋是なり、郷内に名神大物忌の祠壇あるに取る、遊佐郷の北なり。中古、由利郡を分たれしより、飽海は本郷を以て其北限とす。此なる屋代の郷名につきて合せ考へらるるは、吹浦兩所宮の創建年代なり。吹浦は、もと鳥海山を大物忌神と稱

へて、其屋代と定められたる望拜の壇場なり。而も、寶龜四年、月山神に封戸二を寄進(新抄格敕符)したまへる事情を以て、更に之を推論するに、是れ卽、田川郡の大岳の望拜場が、其封戸の所在(飽海)に置かれしを證明する者歟。されば、兩所宮の創建は、寶龜以後に在らず、吹浦寺社家に、大同中に山下に勸請すといふは、年代相違す、一說には天平中といふ。論者或は貞觀十三年の國奏に「大物忌神社在飽海郡、山上巖石壁立、人跡稀到」の文あるを引き、「社在山上」と解くは、牽强の語にして、句讀を知らざるに坐す。

北目（キタメ）（高瀬）

今、丸子（マルコ）、萬部、當山（タウヤマ）、菅野、升川等と相合せて、高瀬（タカセ）村といふ。遊佐の西北一里、吹浦の東南一里、宮田野澤に接す。高瀬川は、鳥海山の鍋森に發する一溪にして、末は丸子にて月向川へ入る、一名を龍卷澤といへり。此溪を登りては、山上靈地の南岸に到るへし。

風土略記云、北目村に新留守氏の館跡あり、此村にも大物忌の神領ありて、新留守氏は鳥海神事の日には參仕したり、寛永年中まで、九石の神領此に遺れり、下塔村に劍龍權現あり、別當劍積寺、本尊藥師如來なり、落伏永泉寺も、劍龍山と稱す。○北目地頭新留守所の承久二年文書は、遊佐鄉の下に出たり。留守家は、戰國時代に今井氏を號したりと雖、本姓は丸岡（マロカ）又丸子といへり。相傳して、鳥海山神の裔孫にして、社司をも兼ねたり、と說かる。

升川（マスカハ）（桑野森越）

今、高瀬村の大字にて、北目と直瀬の間にあたる、之より鳥海山の西尾を横斷して、羽後由利郡への間道あり、桑野森（クハノモリ）(觀音森)越とよばる。

升川の溪流は、鳥海の笙嶽に發し、西南下し、落伏澤、木之目澤を合せ、吹浦へ注ぐ。夫の鳥海山の西方に分立する笙嶽は、頂上近傍に急傾斜をなし、下るに隨ひ緩となり、三崎に終る。中腹には一個の圓錐丘あり、之を觀音森と稱す、其上方に當り二個の小突起あり、猿穴と云ふ。

慶長十四年菅原左馬助政次覺書云、昔は北國海道、升川村を通候て、桑の森より由利へ越候、其後、庄內屋形樣、桑の森を切りふさぎ、三崎山に海道を通し、升川村の百姓半分引越候て、野澤村にて致し、菅原左馬助へ、關を据申候、山々の仕置は、三千苅代々被下候事、無其隱候。(菅野城は、桑の越の固めと見えたり、砂越年代記、天正十八年九月、庄內一揆の事を錄し、

觀音寺寺確殿打死、スカノ一川殿雖破却、床中一氣起動搖、十月五日、十一月五日平安。

菅野の下なる一川殿云々とあるは、其詳を知らず。○安倍氏筆餘云、菅野と丸子の間に、城跡僅殘れり、吹浦口由利の押と見えたり、天正十八年九月、庄內大一揆起り、川北のものは、景勝の歸國を支へんと、菅野の古城を取立、吹浦に人數を出し、三崎の難所を固む、景勝小砂川（コサカハ）に着れしかど、此敵に支られ四五日逗留、桑の森を越え庄內へ押入る、庄內物語に、此時「景勝利家南旗」といふは誤れり。

落伏（オチフセ）（直瀬）

今、高瀬村の大字なれど、北目、升川の北にして、吹浦の東半里、鳥海の尾續の山に倚れり。永泉寺あり、之を直瀬山とも唱ふ。

三千風行脚集云、臨越村を過、扁浦を出、大內伏永泉寺は、玄翁和尙の墳墓、蛙を符じたまふ七不思儀の靈跡なり、奇かな、那須野の狐石は、白拂に打碎かれて、尾火の三熱をさまし、永泉池の水鷄は、一棒の下に聞の話をぬきたり、

一棒いたくや惡意ともいはぬ夏蛙。

新風土記云、永泉寺、昔弘仁十四年、慈覺大師、鳥海山の中腹に興聖寺を建つ、中世に至り、山寺衰頽せるを、玄翁和尙再興し、永德二年、曹洞宗に改む、其後、應仁の兵亂に罹り、山を下りて現地に移し、明應六年永泉寺と改號す、巖石峰峨として、風景頗村山郡立石寺に似たり、故に小山寺の稱あり近代、寺領高二十八石、護摩堂跡、胎內窟、鼓岩等の七不思議を談じ、本尊藥王菩薩なり。○直瀬山は、出羽の歌名所として古より數へらるるが、其地知れず、夫木集、

宿世山などいなむやの關なしも隔てて人に音ななかすらん、(永久四年百首)　源　俊頼

と見え、最上の笹谷越をば、いなむやの關と論ぜらる。而も、此鳥海の麓、大師崎、小砂川(由利郡)にも有耶無耶の說あり、合考すべし。

箕輪（ミノワ）

今、落伏の西、吹浦に至る間の一部落なり。箕輪館は、慶長中の山本宗佐記に見ゆ。○新風土記云、箕輪館は、箕輪村の北森池の邊にありしにや、此邊より瓦缶の類を堀出すことあり。○人類學會雜志云、箕輪館の丸池の邊に、石器を出すこと多し。

菅野（スガノ）

今、高瀬村の大字なれど、北目、丸子の西北にして、吹浦驛の南十町。藤崎よりの大路、此にて遊佐路と合ふ、民家は月向川の兩岸に散在す。

注進狀到來、披見候、仍庄內衆へ相働、始菅城て城々責崩、敵數多討捕、殊被燒拂粉骨段、誠感思召候、猶本多彌八郎可申也、

五月三日(慶長六)(御朱印)

仁賀保兵庫頭殿　(慶元古文書)

羽源記云、慶長六年の夏、酒田の城には、上杉家より川村兵藏、志田修理助、兩人籠居けるが、川北三鄕(平田荒瀬遊佐)の地士百姓等を駈具して、五千餘人三手に分て防きける、一手は菅野城に介楯逆茂木を引、堀切を拵て引籠れば、一手は酒田の地侍卅六騎に、町勢合せて五百餘人、在鄕人夫二千餘人、女鹿、瀧野浦、吹浦口の切所を前に當て、菅野館を後陣に賴み、大鐵砲を懸並へて、

陸路三崎より宮に入、[illegible]下知勢、菅野を防がしむと
す。[illegible]云、最上勢は、[illegible]の一手、鳥海山
のこ[illegible]、新庄[illegible]より打越、[illegible]内、
菅野等代と[illegible]に陣し、[illegible]を攻落す。

(吹浦)

吹浦(フクウラ)

今、吹浦村といひ、湯之田(鳥崎)、瀧之浦、女鹿(メガ)浦をも含す。鳥海山の西麓、海山相迫るの處にして、月光川[illegible]海に注ぐ。[illegible]といふ、岬角を[illegible]崎といふ。南北大路[illegible]にあたり、酒田[illegible]、[illegible]島(由利郡[illegible])五里、又、[illegible]に[illegible]、[illegible]の形状あればにや。

由緒記云、吹浦は二百軒計の湊にて、五六拾石積の海船ならでは入津ならず、此村に大物忌の社あり、古き跡なり、すべて此海濱は、[illegible]にて、草木更になし。海士の磯家發かしこに隠れ、荒濱立重る。見下[illegible]、[illegible]、宮家より入らせ給ひ、[illegible]、しばし御休みありて、四方の風色を見玉ひ、是より先にも國ありやと宣ひ、聲をあげて歎き玉ひしとぞ、實にも[illegible]、○[illegible]云、吹浦村に[illegible]、西北崖に居り、往還にあたる、窟の北なる丘に兩所宮ありて、鳥海山、大物忌、月山兩社を祭る、宮前は十字街をなせり、由利秋田への往還なり、村の背をフコといふ、封戸の遺稱にや、(上の屋代郷の條の月山神の封戸に合考すべし)。○新風土記云、昔時、吹浦(月向)川は、村の南側に流れ、橋を[illegible]と名く、[illegible]、後に川筋を[illegible]、[illegible]、酒井家藩政の時まで、唐船番屋を設けたり。

(封戸)

安倍氏[illegible]云、吹浦に[illegible]三十[illegible]あり、一は[illegible]上にて、戰國時代、菅野の出張と見ゆ、二は宮中本陣の後にて、[illegible]と呼ぶ、高貴の官人を、南側の[illegible]の古跡といふ、三は[illegible]と呼ばれ、○今按、諸國の國府大社等に宰相といふは、税所といふ給人下司の職名なり。

(月山神社)

大物忌神社(オホモノイミ)

今、吹浦にありて、月山神社と合祀して、鳥海山兩所宮又、兩頭(リヤウトウ)宮といふ。○新風土記云、大物忌神は、昔、鳥海山の頂上に鎮座ありて、月山神社と共に、山下に遷[illegible]、兩所宮と[illegible]、[illegible]、神宮寺を置[illegible]、[illegible]となり、明治十四年、之を鳥海山大物忌神社[illegible]、口宮に定められ、春秋二季の官祭は、吹浦と蕨岡と兩年に執行ふ、月山神は今境内[illegible]社たり、

神祇志云、飽海郡月山神社、舊在鳥海山上、後移之吹浦村大物忌神社之西、自古二社相竝、故併稱兩所明神、[illegible]、在田川郡月山、[illegible]、延喜式同名神と、明記[illegible]、[illegible]志[illegible]、月山神社、今[illegible]月山に在り[illegible]宮[illegible]、貞觀[illegible]年十月、出羽國[illegible]二戸[illegible]、[illegible]、貞觀[illegible]年[illegible]月、[illegible]位[illegible]、[illegible]月山神[illegible]位[illegible]、十八年八月、正三位を加へ、元慶二年七月、軍を發す毎に國司をして此神に[illegible]、[illegible]封二戸を増加へ、本封と合せて四戸とし、八月、[illegible]に[illegible]、四年二月、從二位[illegible]、[illegible]、國司に勅して、殊に此神を祭らしむ、石鏃の怪あるを以てなり(三代實錄)、[illegible]、祭料[illegible]を充給ひき。○月山は、河南田川郡の大岳なり、而も之を河北[illegible]に祭るは、[illegible]、鳥海山下に[illegible]、[illegible]、實[illegible]同年、月山神に封戸[illegible]、[illegible]に屋代郷[illegible]、月山[illegible]、鳥海山神のおはす屋代郷内に置かれしなも惜るべし。さて、此兩所宮創建[illegible]、[illegible]に、天平年中[illegible]、[illegible][illegible]あり、吹浦[illegible]には、大同元年に山頂より大物忌神を奉遷すといへる由にて、明暦元祿兩度の公訴の時にも、吹浦方は大同奉遷(即勧請)説を提供し、却りて[illegible]方に[illegible]、惜むべし。本來、鳥海山にも月山にも、山上には祠廟なかり[illegible]、是れ[illegible]、富士山[illegible]、然るに、中古以來、山上に[illegible]す、此には薬師堂といひ(月山には彌陀堂といひ)、富士山の大日堂に擬す、是れ密佛の所爲に外ならず。此に於てか、山下[illegible]、延喜式、鳥海山月山の兩社を、飽海郡に係けたるは昭乎として明なり、兩所の宮に、[illegible]に在りしのみ[illegible]、貞觀十三年五月、國[illegible]、吹浦[illegible]忌神[illegible]、山上[illegible]山上有火、燒土石、[illegible]料に、「鳥海山上[illegible]中古[illegible]」と云ふ、又「月山神、今月山に在り」などいふは、此間の研精を缺く。神祇志には、「月山神、舊在鳥海山上、後移之吹浦」とあるも[illegible]。古人にも、享保中小寺氏が、庄内[illegible]に「鳥海山[illegible]に、山の西、神宮寺、吹浦村にあり」の方は前面にして、東南北は山の背也。今、神宮寺大物忌神社を勧請之地也と云ふは、地勢未[illegible]を委細せざるに似たり」といはれしは傾聴すべき所あり。

(南宮)

神祇志料云、大物忌神、古は鳥海山上に鎮坐す、中古に至り山麓の海邊吹浦村に[illegible]、[illegible]、一宮巡詣記、延喜式[illegible]記、神名帳打聞、山上[illegible]、岩窟あり、又鳥海洞あり、大物忌神に、月山神を配祭るを以て、兩所宮

と云ふ。(兵家茶話引承久二年文書、巡拜舊祠記)、大物忌神には、稻倉魂神を祀る。(大物忌社家說、一宮記)、卽、出羽國の一宮なり、(兵家茶話引正平十三年文書、一宮記)、承和五年五月、從五位上勳五等大物忌神に正五位下を授奉り、七年七月、殊に使を遣し、從四位下を授け神封二戶を充奉りき、初め朝廷に物怪あるを以て之を卜ふに、大神崇を成給へり、加之、遣唐第二の舶還來て、去年八月、南海の賊地に漂て戰ふ時、彼は衆く我寡く、力足らざりしに、儻其敵に克たるは神の冥助あるに似たり、と申せりし、月日を計るに、正に神崇ありし時に符合へり、是大神の威稜を遠地に耀し給へる事著きを以てなり、(續日本後紀)、元慶二年七月、軍ある每に國司必す此神に祈奉るを以て、神封二戶を增加へ、本封に併て四戶とす、八月、勳三等を加ふ、初め、右中辨兼權守藤原保則奏言けらく、大物忌神、上古の時より征戰ある每に奇驗を顯し給へり、然るに是年五月、賊徒襲來て戰を挑む時、雲霧甚冥く、營中頓に亂れて、官軍遂に敗れし事を卜求るに、神氣賊に歸給ひて、我祈請に應感なきを以て也、今國宰齋戒して懇懃に祈請し、其爵級を增給はゝ、必靈應あらむと云ふを以て、勅して勳位を增給ひ、四年二月、從二位を授く、(三代實錄)天慶二年四月、太政官符を下して、鎭守正二位勳二等大物忌神、神山燒るの怪を卜はしむ、(本朝世紀)、承久二年十二月、將軍藤原賴經使を遣して神殿を修造しめ、正平十三年八月、從一位前內大臣源顯信、(按、本書、顯信の名闕け、其官階も亦諸書に考ふる所なし、然れとも南朝諸家傳に、正平十三年正月顯信內大臣に任とある者、稍本書に符へるを以て其名を補ふ)由利郡小石郷乙友村を一宮兩所神に寄して、朝廷を興復し、陸奧出羽二國の寧靜を祈る、(兵家茶話引本社所藏文書)、凡、每年正月十月第三の寅日より七日齋あり、之を大物忌と云ひ、又、六月十五日濱出祭を行ふ、

(神宮寺址)

(巡拜舊祠記、鳥海山由來記)。○風土略記云、兩所宮の明證は、本宮所藏の文書に、

奉寄進、出羽國一宮、兩所大菩薩、由利郡小石郷乙友村事、右爲天下興復、別予陸奧出羽兩國靜謐、所奉寄進之狀、如件、

正平十三年八月二十日　從一位行前內大臣源朝臣

とあり、又、神宮寺は、延喜主稅式に「神宮寺一千束」とあり、三代實錄に「仁和元年、出羽國秋田城中、及飽海郡神宮寺西濱、雨石鏃」とあり、神宮寺の一號を光勝寺と稱す、又、元和年中に亡びし文珠坊は、文珠會ありし寺とぞ、社の西北の山下にて、今は畑地となれり、延喜式に「文珠會料二千束」とあり、二十五坊は田樂法師なり、近世、神領百三十石を附けおかる、本地佛は彌陀(月山神)藥師(大物忌)なり、寶曆二年、神主進藤氏、故あり退去す。

兩所宮は、義光分限帳に百四十二石の寺社領を附せられたり、されど、當時蕨岡杉澤別當へも百七十九石の鳥海領を授け、又、山形吉事宮に兩所を祭りて、別當成就院五百六十石、社家、里見、田所、印役、行事、宰相(稅所)、以下に四百石許を與へ、義光庄內平定の折に、吹浦兩所の神體を山形へ移したりとの傳說さへあれば、吹浦方の衰頹想ふべし。寶曆中、進藤和泉、吹浦方の不振を慨きたるにや、事を以て神宮寺(社僧)と爭ひ、殿譴を得て所職を奪はれ、各所流寓の間に、出羽國風土略記の撰述あり、其識見忠誠概見すべし。評家或は、進藤氏に僻見あるをいふと雖、大醇に妨げず、必しも小疵を問はずして可なり。

按、鳥海山の神靈を大物忌と稱へしは、其敬事に最齋戒を要すればならん、畢竟するに、山嶽を望拜するにあらざるなし。而も、古來、祭神の異說あり。奧羽觀迹聞老志のごときは「鳥海山、最峻嶮、四時戴雪、籠烟帶雲、封內之大嶽也、靈洞仙窟尤多、山下有鳥海山社、鄕人曰、往昔祭鳥海彌三郞之靈也」云々、彌三郞とは安倍宗任に涉り、其無稽殆一笑に直せす。又、大鳥生人の說あり、兩所宮古記に「吾朝御影現時、乘大鳥兩翼、從雲路飛來、左翅有二卵、右翅有一卵、左產兩所大菩薩、右產丸子元祖、其鳥於此國儲人孫、再化本鳥、飛沈北嶺池」云々、吹浦村の氏子、往古より鳥を食用せざるは、此神を崇敬する餘り、鳥類迄に推及すの心にや、またその丸子元祖に、當郷內丸子といふ村に住みけるにや、彼村のあたりに管館有り、かの元祖草創したる所歟、後世も其氏人は彼館の下に住み、丸子親王の子孫と稱し、家紋は二鳥翼と嘴を合せ圓くしたり、(風土略記)此說は、丸子氏の祖神と爲す者とす。丸子は、古姓氏にして、殊に其族類は東國奧羽に繁衍したりとおもはるれば、此山下在住の丸子氏が、山神を崇拜したる後、其元祖を鳥海にかけて、かくも寓言したるに過ぎさし。諸國一宮記に、祭神を稻倉魂命といひ、神道者之を云々するも、古義に協はず。

風土略記云、大物忌神社は、稻倉魂命にして、五穀の靈神なり、桂齋(山城國鴨縣主)曰、昔者伊弉諾尊爲大八洲國初、齋祀風穀二神、奉之靈號焉、夫天地之生氣者風也、生氣之相續者穀也、國之所以建、人之所以活、莫不因二神之恩化矣、是以有廣瀨龍田之二社、盡祭祀、祈豐稔者也、坐于羽州飽海郡大物忌小物忌二社、亦此神、而其奉物忌之號者、良有以哉云々、さて、正月第三の寅日寅刻より、申日申刻まで七日の物忌あり、人死しても葬らず、病を問はず、喪を弔はず、穢物を洗はず、冠婚の禮を行はず、又、春冬二季に行ふ祭日には、天氣荒續きて、日和ある事稀なり、神の島渡りし給故なりと、飛島の小物忌神社は風神なり、風穀二神互に神力を通し給ふとの傳もあれば、國民の諺も謂な

きに非ず、月山神社は月讀命なり、古記に、天平年中、其荒魂を表し給ふ、大物忌神社と並べ祭る、延喜主税式に「出羽國月山大物忌祭料二千束」とあり、同所に祭るが故に祭料も書分ざるなり、兩所宮と稱するも同所に祭る故なり、郡中の山代守子等の祭文に、吹浦兩頭權現と稱し、當社へ參詣するを兩頭(リヤウトウ)參と云ふ、慶長三年、羽黒山より神主進藤へ遣したる書狀にも、吹浦兩頭大夫とあり、此二神は當國九神の上首なれば、兩頭と稱し來るとぞ、大物忌神社は東にして一丈四方の社なり、月山神社は西にして同く一丈四方なり、兩社相隔る四間、慶長十七年棟札に「並造宮殿一宇」とあり。

(兩頭宮)

又、羽黒山傳記には「由良浦之長項者、豐玉姫有鎭座潮水」といふ、又一說なり。此說によれば、羽黒の三所權現に、式內伊氐波神に、月山、鳥海山の兩所を加へしものにて、湯殿山を數へず。是れ中古に於ける一舊傳にして、彼れ稻倉魂と談するものに比すれば、稍採擇の價あり。

鳥崎(トリサキ)

(湯田)

今、吹浦村の大字にて、驛の北半里、海涯に在る部落なり。溫泉あり、故に湯田(ユノタ)とも呼ばる、炭酸性、熱八十二度、文化中より浴槽客室の設備あり、猶半里にして瀧之浦に至る。

女鹿(メガ)浦

鳥崎瀧之浦の北にして、驛路にあたる、吹浦を去る一里半。女鹿より由利郡小砂川に至る一里の坂路を、御崎越といひ、鳥海山の西尾突出して此間にて海に沒す。新風土記云、戊辰七月十六日、由利郡に屯せる官軍、曉霧に乘して三崎に押寄せ、女鹿村に入り火を放ち、又瀧浦村を燒く、吹浦村の賊軍急に押來り、必死砲戰す、官軍林に倚て之を防ぐ、其地守禦に便ならざるを以て、日暮兵を引て歸る。

大師(ダイシ)埼

(御崎)

又、牝鹿(メガ)崎とも、御崎(ミサキ)ともいひ、自然に羽前羽後の境を限る者、即是なり。南は田川郡加茂、由良の岬角を望み、北は由利郡象潟鼻を望み、形勢馬牛の尾端に喩ふべく、鳥海は即頭首の昂起せる者なり、三森(ミツノモリ)桑野森の山脊は、駝背の雙峰歟。埼背に大師堂あり、佛像を安置したり、近時改めて三崎神社と爲す。新風土記云、三崎神社は、素盞嗚尊を祭る、其創建は詳ならず、太古國土經營の時の神跡なりと傳ふ、中世木像を造り褒隱にし、三崎大師堂と誤稱し來れり、明治以後復して三崎神社と改む。風土略記云、大師堂は三崎山にあり、俊頼家集に宿世(スクセ)山と讀しは此處なり、五輪塔數多あり、極て古代の物なり、此邊の土俗、橫死の者あれば、鹽越の神子神職を賴み、亡者の菩提を祈る、之をみさきはなしと云ふ、近年浮圖の徒之を見て神職の業に非ずと譏りしより、近世、此事稀になれり、按するに、宿世山と云は、大師崎の事にして、かくの如く施物を受て菩提を資たるに因るべし、又幣の垂紙に鳥を切るも、有耶無耶關に云傳たる三足の鳥より附會したる事なるべし、天正十九年、上杉景勝、九戸陣より歸國の時にや、庄內の地侍一揆を起し、三崎山に待伏し、其不意を討たんとす、景勝之を知り、密に三崎の上なる樵路を求て兵を通し、一揆等が後に出たりとは、觀音森を越し事なり、三十年前、吹浦村の樵夫、彼邊の岩穴より陣鍋を拾得たり、內に耳ありて、常に異なり。

(宿世山)

三森(ミツモリ)

鳥海の西半腹なる、觀音森、猿穴森の三突起をいふ。○新風土記云、鳥海山の西麓、女鹿村三の森(モリ)の下なる、岩山と云處に、有耶無耶(ウヤムヤ)の關屋ありと、里俗口碑に言傳れども、未た其證跡を得ざりしに、明治九年、新道開鑿の時、線上の岩山に於て礎石を見出したり。○風土略記云、有耶無耶關、昔、三崎山に手長足長と云ふ鬼住み、山に踞し手を延し、往還の人を取喰ふ、爰に三足の鳥飛來りて、鬼ある時は有と鳴き、鬼なき時は無と鳴く、人其啼聲を聞て通行す、故に關の名とある、云々、是れ山賊を手長足長と呼びし歟、今由利郡關村を有耶無耶の關跡なりと言へども、古歌の體にて考れば、地理似合しからず、俊頼家集に「宿世山などうやむやの關をしも隔てゝ人に音を鳴かすらん」此歌にて、宿世の山口に有耶無耶關ありと見得たり、去れば、宿世山は今の大師崎にや、舊老傳來りし檜山と云る舞の神歌に「越もせず過せもやらぬ三の森とや〱とりのうやむやの關」又「武夫の出さ入さの歌を、八雲御抄に註して、「陸奥出羽の境」とあるは、由理飽海の境を聞誤りけるにや、慶長十三年三月、山本宗佐象潟一見の爲下りし頃、各所古跡を尋て吟したる發句の中に「入るさ出さ遲き日影の關路哉」前書に「有や無やの關にて」と有り「武士の入さの」古歌を以て趣を取たるなり、武士の出入せしは、昔時、出羽國府にして、秋田山北等の武士、此道を往來したること、延喜式驛馬の條に、遊佐蚶方由理等の驛馬傳馬の定あるにて知るべし。

鳥海(テウカイ・トリノウミ)山

(北山)

飽海郡の北界にあたり、山背に由利郡なり、即、羽前羽後の自然界限なり。(明治元年分國にあたり、飽海を羽後の域內に定めしは、失當甚し)大活火山にして、庄內平原を俯視するを以て、殊に人目を射映す。其東峰新山(シンザン)、標高二千百二十餘米、西峰笙(シヤウ)嶽一千六百餘米、兩峰の間に小湖あり、鳥海(トリノウミ)といふ。

鳥海山の一名を北(キタ)山といふ、兩所宮古記に北嶺、羽黒山古記に艮頂とあるも、同言異文のみ。進藤氏は、義經記、羽源記等に北山(ホクサン)といふをも此に牽きしは、正しからず、そは佐渡島の北山(金北山)をさせり。鳥海山の名の、ものに見えてふるきは、蕨岡暦應五年の金口銘ならん。○此大嶽噴火の事は、貞觀十三年紀に見ゆ

(大物忌山)

るが、又、延喜十五年紀(扶桑略記裏書)、七月十三日、出羽國言上、灰雨高二寸、諸郷農桑枯損之由、云々。これも出羽國府の位置より推考して、此山の降灰と判知せらる。つゞいて、天慶二年四月の太政官符(本朝世紀)、出羽國鎭守、大物忌神、神山燒といふは、亦著明なり。其後の記錄は、中絕すれど、元文享和の爆破は、新山に詳にす。

風土略記云、大物忌の神山を、土俗北の山といふ、鳥海以前の號にや、三代實錄、延喜式等に鳥海の名なし、庄内村々、夏月參詣の爲に講を結び御北講と言ふ、義經記五卷に、忠信吉野山合戰の後、義經の行衛を慕ひたる詞に「西は鎭西、博多の津、北は北山、佐渡が島、東は夷の千島」とあり、羽源記八卷に、最上出羽守殿、軍師山名一運を御供にて、主從二人羽黒山に詣給ふ時、案内しける山伏の詞に「浪間に浮ぶ島あり、飛島、淡島、佐渡が島、北仙の嶽とぞ語ける」とあり、是には北仙と記し、義經記には北山とあれども、鳥海山の事にして、北國に勝れたる高山なるが故に、斯のごとく稱せしと見えたり。

新風土記云、鳥海山は飽海由理二郡の間に峙ち、周廻三十二里、日本第四の高山なり、山脈は三崎の岬角より起り、中央突兀として、高く雲際に入り、四時雪を戴く、頂上は童禿にして巖石峙ち、大物忌神の社地たり、登路五條あり、最上郡に一路、由理郡に二路、本郡に二路、總て險なり、只吹浦村の線路稍易なりとす、三代實錄に、貞觀十三年五月、出羽國司言、從三位勳五等大物忌神社在飽海郡、山上、巖石壁立、人跡稀到、夏冬戴雪、禿無草木、去四月八日、山上有火、燒土石、又有聲如雷、自山所出之河、泥水溢、其色靑黑、臭氣充滿、人不堪聞、死魚多浮、擁塞不流、有兩大蛇、長十丈許、相流出、入於海口、小蛇隨者不知其數、緣流損者多、

(千蔵谷)

或染濁水、臭氣猶不止、聞于古老、未嘗有如此之異、但弘仁年中見火、其後不幾有事兵仗、決之龜筮、並云、彼國名神因所禱未賽、又冢墓骸骨、汚其山水、由是發怒燒山、致此災異、若不鎭謝、可有兵役、此日下知國宰、賽宿禱、去舊骸骨汚穢、

とあり、文中に大蛇流出とは、山背由利郡にて、新山千蔵谷より押下しし含熱、海口とは三森川(白雪)なるべし、元文五年五月上旬にも、山上の瑠璃壺、不動石、硫黃谷と云る處、東西三百間南北八十間程燒たり、一年の間烟氣立登る、又、底へ燒拔けて大なる穴出たり、硫黃明礬の氣、谷川へ流入り、四五年の間川筋に魚類を見ず、此流を引て田水とせば作毛を害し、三森川の川口には海藻もなく、海邊の石皆白くなれり、鳥海山の號は、國史に見る所なし、和論語に、鳥海山大明神と出つ、三代實錄には、飽海郡の山とありて、山名を記さず。(和論語は、後鳥羽院の御宇、清原良業の作なりと)○東遊雜記云、鳥海山は、數十里の外より見ても、其雅なる所いはん方なく、富士山につゞく名山なるべし、諸州高山多しと雖、風雅なる此山に及ぶなし、昔酒田浦に算者ありて、山の高さを積る、鳥海山の高さ十七丁五十八間五尺一寸二分、月山の高さ十四丁五十六間餘、是れ今度御案内のものより御巡見使へ申上る所なり。○地學雜誌云、鳥海山海拔二千百五十餘米、羽後(北)より之を遠望すれば、端然たる圓錐形を呈すれとも、南羽前の地より望めば、其形狀牛の臥すに似たり、是れ北方には、舊噴口壁崩壞し、其中央に膨起せる最高峰新山を表出するも、南方には舊噴口壁猶存して、仰望を遮蔽するが爲なり、其噴口は二所あり、吹浦より山頂迄九里の行程と稱すれども、其實六里に過ざるべし、遙拜殿の所在の峯に達すれば先其一噴口壁に到れるを覺るべし、脚下には鳥の海と稱する池あり、噴口内の凹處にて、側に錐等あり鍋山と稱す、更に東に進めば第二の大噴口壁に達す、(鳥海の最高點新山は、其中心にそびえ)神祠即此に在り、祠殿の後に突起するものは、新山と稱し、燒岩の重疊せるものより成り、其間孔隙多く、往々巨人の通過し得べき洞孔あり、今を去る四十年前迄は、此山頂より時々水蒸汽を吐くことありしといふ、第二噴口壁は、僅に其南邊の一部を存するのみにして、餘は悉く崩壞せられたるも、甚巨大にして、第一噴口に數倍せり、而して第一噴口は南西に向て潰裂し、第二噴口は北方に潰裂す。○山崎氏地誌云、鳥海山頂には祠あり、その登路三條、蕨岡、吹浦及び由利郡矢島より通す、時々噴火爆裂の活劇を演し、今休息の期に在り、最近の噴出は享和元年なり、酒田よりこの山を仰望せば、山頂二に分れ、西に笙岳、東に新山、相對坐す、笙岳の西腹に長森、觀音森、猿穴(石鉢澤)あり、新山の東南方面を繞りて七高山聳え、更にその前に月山森座す、又、由利郡鳥越近傍より之を觀察せば、新山の前に稻村嶽侍坐す、山體の構造此の如く、複雜なれど、大要、二個の二重式火山より成り、更にその山腹に寄生火山を有す、七高山は、外輪の一部をなし、新山の中央火口丘を擁し、笙岳もまた月山森と共に外輪山を成し、その中に鍋森の中央火口丘、鳥の海の爆裂火口を有す、前者は新噴出に成り、後者は舊成生に系る者とす。

笙森(月山森)　鳥海の西嶺にして、月山森、扇子森等と共に、鳥の海を擁す。○鳥海の舊火口は、笙森(西)月山森の連峯ありて、鍋森鳥の海を圍繞せり、物忌神遙拜社はこの舊火口の北壁にありて、標高一千六百七十米、笙森は西壁を成し標高一千六百餘米、その一部は西北に蜿蜒して鳥の海の北を擁し、その東面は急峻なる絕壁を作れり、絕壁の下タツマキ澤の小流あり、鍋森との間を南走して、一の火口瀨をなす、(月向川の源)月山森は、舊火口の東南壁にして、標高一千五百二十米、鍋森は中央火口丘にし

(鳥海)

て、北は直に低下して鳥の海に沈む、その底水を湛へて圓形の小湖をなす、所謂眼湖にして開口なし、されど、地下を流れて南方に排水するを以て、古來水の充溢を見ず、湖東に一小圓錐山あり、扇子森と呼ぶ。(震災豫防調査會報告)

新風土記云、鳥海(トリノウミ)は山頂より一里半許下りて、西方にある湖水にして、深さ三丈、周廻一里、鳥海山の稱亦是に據る、鶴間池は、頂上より三里許下りて東南の方にあり、深さ二丈五尺、周廻三十町餘、池中に一箇の嶼あり。

今按、鶴間池といふ者、詳ならず、杉澤口の事歟、さて、吹浦より東北に登山、一里許にして木之目澤を渉り、又一里にして中島臺門に達すれば、標高七百米、北方に觀音森猿穴森を望む、此より東に攀つるを傳石坂といひ、頗嶮峻なり、此間一里、笙森は路の右方に在り、此間にて吹浦口と小瀧口(由理郡)相合ひ、鳥海の肩に至る、又半里、新山は、更に東一里餘に居り、千蛇谷(センジャ)、注連掛(シメカケ)を隔つ。稻村嶽は近く北方に突出し、距離半里、其間に蟻の戸渡(トワタシ)の危險あり。

(七高山)

新山(シンザン) 鳥海山の最高峰にして、笙森鳥海(トリノウミ)の東一里許。大噴火口ありて、直徑百二十米、深八米、中央に岩塊孤立す。○山崎氏地誌云、鳥海の新火山は、七高山、新山、荒神嶽より成り、その七高山(シチカウ)は、東南の二方面を擁する所の外輪郭にして、其峰巒は長嶺(ナガネ)連珠の如く、風岩、蟲穴(ムシアナ)、行者岳、伏拜岳、文珠岳、御峯(オミネ)等の數峰に分る、新山、荒神岳は、中央火口丘にして、其新山は、享和年間の噴出に成れるを以て、享和岳の稱あり、標高二千百二十三米、山勢急峻側るが如く、常に白雪を戴き、樹木その跡を絶つ、荒神岳(クワウジン)は、新山の西に接し、標高大約新山に同しと雖、その生成は遠く史前にありしならん。(震災豫防調査會報告)○鳥海近世の變災は、庄内史に、

(荒神嶽)

鳥海の噴火は、遠く元文五年一度起り、享和元年再び至る、然れども未だ大に地方をば害せざりき、其四年、即文化元年、六月四日、大震動と共に爆發し、川南川北害を蒙ること尠からず、殊に川北を以て甚しとす、とあれど、時に、庄内平原の彼の斷層震動を誤認して、噴火の餘響と爲す者あるに似たり、再思を要す。

庄内略史云、文化元年六月、鳥海山破裂、砂石を飛ばし、大地を震し、三千五百餘家壞倒し、死者百五十餘人を出せり。○新風土記云、鳥海の新山は、古時一夜に噴火此峯を生ず、故に名づく、其年曆詳ならず、中古以來、數度噴火し、弘化の度にも、數月間黑煙絶えず、峯頭の白雪も其色を變ずるに至る、其餘波に係る川流、魚介悉死せしは、世人の知る所なり。

又、新山とは、權現の一名目にして、鳥海明神の寄屬と稱せらるれば、昔より其名あり、元文享和の最近噴火をまたず。但、今は新山と荒神嶽を分ちて名つくれど、古人は新山權現の一名を荒神といへるにて、(荒神とはアヂブルてふ古語にて、活動火山の狀に取る)二者分別なし。而も、元文享和の變は、專荒神嶽の中央火口と、其東側(七高山の西)破方口(ヤブレカタクチ)に起り、中央火口の形狀改易して、今の新山となる、即新山の中の新山なり。然るに、近年或は、新山の西方の山肩をば、特に荒神嶽と爲すは、誤れり。元文、享和の山燒の舊記に參考すべし。

(瑠璃壺)

震災豫防調査會報告云、傳說に、荒神が嶽東側に、瑠璃(ルリ)の壺(ツボ)と稱する深嶺ありしと云ふは、切頂圓錐丘の上に於ける噴火口の跡なりしが如し、或書には、元文の噴火によりて生せしと云ひ、又或書には、元文の當時既に存在せしと云ふ、又、此圓錐丘の東北方、七高山に至るの間には、細長き岩石の秀立せるありて(集塊熔岩なりしと思はる)是を不動石と稱せりと、而も、此瑠璃壺不動石、共に最近噴出物に蓋はるる歟、全く見えず、されば、新山の生成は、蓋、享和噴火の當時にして、瑠璃の壺より起りしが如し、故に新山は一名享和嶽とも稱す。

大泉叢誌云、元文五年申六月十日、瑠璃の壺と申所、並びに近き不動石と申所、土石燒け、煙炎立昇、麓よりも相見申候、殊に燒候近處へ參り候へば、殊の外鳴動申候、右場所東西三百間南北八十間、荒神嶽の御本體へ九十間程有之候。○鳥海山煙氣控云、寛政十二年庚申の冬、霜月中旬、降雪深き中より煙氣立ちそめ、あくる享和元年辛酉三月、煙氣次第に強くして不止、瑠璃の壺の邊よりやけ始たりと申し、筋坂の邊まで大石或は灰泥一面に降りたり、荒神嶽本社の邊、山谷の形大に變し、瑠璃の壺よりやけ始め、西南の方角文珠嶽の下、千歳谷迄燒通し、仁賀保道筋注連懸(シメカケ)の下にも穴でき、八九尺程と相見候、又、荒神岳の邊少しつゝながら、一面に煙出て、穴其數を知らず、其より日々夜々煙氣盛にして、六七年間晝夜を分かたずやけたり。(震災豫防調査會報告)○享和燒氣見分記云、寛政十二年庚申冬より、山上の白氣馬の尾の如くなびくも、深く心をつけしものなし。翌十三年辛酉春に至り、晴天にも猶不絶棚引故、煙氣なるかと疑ひ、三月八日、衆徒登山見分するに、荒神が嶽の邊、八个所煙立ちありしと、七月一日、予も同行四五人にて登山、二日、快晴にて四方澄渡り、象潟邊眼下に望み、景色譬る方なく面白かりける、さて、故の本社の邊拜覽せんとて行くに、本社は飛び去りて跡もなく、長床は大石の爲打碎かる、燒跡の堀穴は、谷の如く深さ測られず、荒神が嶽の西大に煙氣立ち昇り、千歳か谷下にも一个所立昇る、煙氣は、譬て言ば燒石に水を掛けるが如く、ヂリヂリヂリと鳴音する也、夫より七高山に登らんとて行くに、廣さ六七十間程もあらん、雪消えて眞黑なる地あり、先達坊の「あれは一兩日中に燒拔申べく、昨日までは个

樣の進行覺」と申にぞ、氣味悪しき心地にて、近寄りけるにとんと山嶽震動して、只眞暗に成て、クワラ〱とひゞき凄しく、灰はさら〱と降り、雪に濕りて泥となり、六七寸位も深ければ、田の中を走るに等し、今しも抜けたる所、黒煙重々と厚く、大風にも吹散べくも見へず、立ち昇る勢甚く、煙の中の大石小石吹き上ること、誠に以て團子の湯釜の中に沸々たるが如し、幸に七高山に向て燒抜けたれば、此方は風上なり、無難にて下山す、六日、荒瀬郷の者共十二三人參詣、七高山へ行かばやとする道にて、谷下より燒抜け、八人の若者石に打たれて散々に横死、堂番の衆徒に聞くに、予が參詣の折よりも百倍強かりけるとなり、七日、雨降り出水す、灰水と共に流れて、川中の魚死したり、十三日、又山上燒抜け音雷の如く、其頃四五日煙氣覆ひ、十日許も過ぎて少しく煙滅きければ、何時の間にか七高山と荒神嶽の間に、新山を生したり、云々。

飛島（トビ）

今、飽海郡に屬し、鳥海山の西にあたり、吹浦より凡七里の海上に在り。火山岩に成り、島頂稍平に其、法木浦、大浦、勝浦を合して飛島村と云ふ。戸數百七十、人口千百五十。大浦勝浦は、島の東面にして、勝浦潤は東南に面す。法木は、島の東北にして、後に高森山を負ひ、その西北岬を八幡岬と云ふ。大小の巖礁は、島の周圍に羅列し、その中最大なるものを御積島（オツミ）と云ひ、西南に在り、洞穴幽深、金色の鱗形を見ると稱す。

（浦勝）

水路志云、飛島は、粟生島の北々東四十五浬、距陸十五浬にあり、其長一里半にして、島頂稍平坦、其高一二〇呎乃至一五〇呎、島周には險崖纏遶し、處々沙濱を交ゆ、南東側の勝浦（カツウラ）村の前面に投錨地あり、日本海に流行する所の各風を避くるによろし。

新風土記云、飛島は、今飽海郡に屬す、酒井家藩政の時、何の故にや、正徳年間より田川郡に屬したるを、明治三年、舊に歸して飽海郡とす、該島へ渡るには、吹浦潤より渡るを最便とす、其幅員は東西十一町、南北廿四町、周回一里三十町、戸數百五十七戸（明治十七年）、島中に僅の田畑あり、海藻乾魚の類を遊佐郷に賣り、代米を集て年中の飯料とせり、勝浦港、小船二百艘を容るべし、風波の難を避るに宜しと、遠賀美神社は、笹山に祀る、巖礁の洞窟を以て神座となす也、浦村、舊宅の外に家作すべき餘地なく、別家を殖すことならず、一家に三夫婦も四夫婦も居り、弟は兄の下男の如く働き、緣組は三村互に嫁娶す、酒田鼠越邊より來る者あれとも、甚稀なり、烏賊漁の多き時は、老人病者は家に居て兒孫の世話をなし、七八歳の童も釣船に乘る、皆暮方より出づ、乳呑子は襁褓に包みて之を母が連れ行くことあり。〇風土略記云、飛島は、延寶年中まで飽海郡に屬せしが、其後は田川郡に屬せしめらる、小寺信正曰く、名寄に、出羽の名所、別れの島あれど明ならず、出羽の濱邊に此名なし、或は曰ふ「昔、鳥海山の戌亥の隅、飛び別れて海中に入る、是を別（ワカレ）の島といふ、六帖に、

別るれとわかるとおもはず出羽なるつるちの島の絶じとおもへば　讀人知らず

とあるも、此島なり」と云々、月座社に鰐口あり、銘曰奉納、飛島、阿久海之郡、藥師寶前、延寶七己未八月八日、鑄物師、鶴ケ岡三日町、佐藤四郎右衛門家勝、寄進者、鈴木多郎左衛門、當村衆中」とあり。〇今按、別島、つるち島の說、進藤氏、白井氏等に異說あれど、共に信けがたし。畢竟、津輕島といひ、渡島（蝦夷島）をさしたるのみ。又、飛島の劍峯大宮を、風土略記に、

（島別）

大宮の神像、男體にして、烏帽子を着す、甚粗にて腰以下は最粗なり、風神と云傳へり、寶永四年、吹浦村の神主より公儀へ「大物忌神社は五穀の靈神にて、稻倉魂命、小物忌神社は風神級津長彦命にて、飽海郡飛島に御鎮座」と書上しは、則大宮の事なり、

と載せられ、その說をうけて、國郡志にも、小物忌神は飛島にありと記したり、亦うけがひ難し。

羽後國

羽後國（ウゴ）

古羽州の北偏にして、其南は羽前、東は陸中、西は海に至り、北は陸奥なり。今、一州九郡、秋田縣治と爲す。其三郡は御物川の上游に在りて、之を山北（センホク）といひ、河邊秋田の二郡は其下游に屬す。而も由利の一郡は、西北の一區を爲して、山北秋田に倚附す。野代三郡は、別に北方の水別脈を占めて、一區を爲す。明治維新の初め、兩羽の分國にあたり、飽海郡は本國の管内に入れられしも、已に久年の歷史に違ふのみに止まらず、竝びに形勢に背く。鹿角郡は、中世以來、南部氏の有と爲り、沿襲して陸中に入れるも、山河の自然分堺に非ず。故に、本篇は、飽海を羽前へ移し、鹿角を本國の下に復せり。

近世秋田藩有の六郡は、秋田（今南北の二と爲す）河邊、仙北、平鹿、雄勝、山本是なり。されど、仙北は古の山本にして、山本は古の檜山（ヒヤマ）（即野代）なり、北秋田は古の比内（ヒナイ）なり。由利は中古飽海の北偏と、河邊の南偏を混合して之を成す。近世は、龜田、本庄等の小藩家に分封せられき。鹿角は、檜山、比内の上游にして、野代川に縁る、南部（盛岡藩）の舊有と雖、上下の運漕は、常に此水に賴みたり。

秋田城記云、（元祿十三年木村松軒撰）羽州、本國東北

面之一巨州也、領郡十二、南曰羽陽、北曰羽陰(ウイン)、本城郡隷焉、羽陰其地、南北三百里、東西九十餘里、去西京千五百里、(三百六十步曰里)、北距于靺鞨不遠、地僻寒多、人悍庶少、進野平鹿仙北、謂之仙北三郡、蓋割郡也、四顧皆山、南陲一道、關山相屬三十六里、出于最上、乃得平地、其途草木蓊蔚、日色晦冥、或逆阪如緣垣、或欹石如升階、臨不測之谿、蹈無窮之嵯、激湍雷轟、危橋消魂、詭石虎蹲、怪木龍蟠、一夫當關、萬卒難進、河邊山本隷于本郡、謂之秋田三郡、四塞皆險、峰横嶺倒、岩崇崖峯、飛鳥難過、走獸苦攀、西濱大海、逆浪浸天、所謂天府之國也、昔王室之隆也、築秋田雄勝二城、以爲東北之管轄、云々。

由利郡

由利(ユリ)郡 今、秋田縣治の西南の大郡にして、西は海、北は河邊郡、東は仙北三郡、南は鳥海の大山を以て、飽海郡(山形縣治)と相限る。面積五十六方里、人口十萬、三十一町村、本庄(ホンジャウ)に治む。

本編には、由利の現管大正寺(ダイシャウジ)村を、河邊郡の下へ移し載す。

由利は、中世に及び一郡號に建てらる、蓋、和名抄、飽海郡湯河、由理、餘戸の三郷、并びに河邊郡中山、川合、邑知以下、五六郷を合せたる者とす。由理郷は、柵寨と驛家を兼ね、海道(出羽府より秋田城に通ず)の要衝にあたり、東は中山郷助川驛を通して、山道(陸奥國より雄勝城に至る)をも受け、天平前後の羽州邊鎭は、實に由理を以て内外の分界と爲したり、今の本庄驛是なり。

古驛或は、由理の古柵驛なれば、本庄の南なる平澤(ヒラサハ)驛に擬す。然れども天平寶字三年紀の雄勝、助川、二驛、延喜式の蚶方、白谷、秋田、三驛の、前後次第を考覈すれば、平澤にあらずして、本庄なるを悟るべし。

東鑑、初めて由利郡の名あり、蓋、之よりさき已に分置せられしなり。平泉藤原氏の家人、中八郎維平之に居り、武勇を以て世に著れたり、郡司もしくば庄司歟、子孫世襲、戰國に至れり。

東鑑に「建暦三年五月七日、勳功事、今日先被定之、云々、由利中八郎維久、被召所領、陸奥國由利郡、大貳局」とあり、然れども陸奥に由利郡なし、文治奥羽征伐の叙述に合考すれば、其誤を悟るべし、猶郡内の西目(ニシメ)濱館、瀧澤等を見よ。○寛永中撰矢島十二頭記云、瀧澤利部殿と申は、幾代と申事不知、乍去、由理の中八郎殿の末葉には、紛無之、鳥海山へ鉢を納候にて知れ申候。

進藤氏風土略記云(寶暦中撰)、延喜式、由利郡なし、由理驛あるのみ、此比は郷里の名にして郡名にはあらず、上古は秋田郡の内なるべし、近世、郡中一保十四郷四通有り、一保は仁加保なり、十四郷は小友郷、内越郷、西目郷、石澤郷、瀧澤郷、鮎川郷、子吉郷、(以上本莊領、但、内越(ウテエチ)郷の内二村は龜田領にて、内越通と稱す)玉米郷、篠子(ジネコ)郷、直根(ヒタネ)郷、大澤郷、川内郷、前郷、老方郷(以上矢島領)なり、四通とは内越通、川大内通、大正寺通、下濱通(以上龜田領)是なり、往古は、由利中八郎の子孫、由利殿にて、當郡主なり、其宗沒落の後、應永元年、鎌倉殿にて、十二ヶ所に武士を置て、郡中を警固す、之を十二黨と稱す、十二黨とは赤尾津、鮎川、子吉、仁嘉保、内越、潟保、石澤、瀧澤、矢島、玉米、下村、岩屋是なり、一記に、玉米(タマヽイ)を除き羽根川(ハオカハ)を加ふる說あり、慶長中まで十二黨連綿せしが、今は僅に仁嘉保殿の遺跡相續するのみ。

由利の諸黨は、矢島十二頭記に概見す、されど、明確の史料を傳へず。其入部は、應永元年とも、應仁元年とも說かれ、信濃國小笠原、大井(源氏)、根井(ネネ井)(滋野氏)の流派なりとぞ。而も、耽奇漫錄に收めし、元德三年(元弘元)鳥海山元宮の銅棟札に、

本願、於羽州由利郡津雲出郷、十二神將、云々、

大旦那　源正光　并　滋野行家

とあるに參考すれば、其津雲出の郷名は、矢島の舊名也、十二神將といひ、源氏といひ、滋野氏をいふ、皆矢島十二頭に干係する所あるや必せり。恐らくは、鎌倉幕府の盛時にあたり、信濃の名家の子弟が、由利庄の地頭、(もしくは大貳局の代官下司)として、來住したるならん。應永、應仁の後世を待たず。

古書に、郡名を百合(ユリ)、油理(ユリ)、由理等に作る。正保圖は、油利領に作り、寛知集は、由理に作り、元祿中由利郡に改む、後皆これに仍る。○荒井氏の新篇出羽風土記に、郡之須佐美を引きて、由利郡は、古の出羽郡にして、國府もそこに在りしといふ說を載す。されど、和名抄、及び國史に合考すれば、由利を出羽に誤るべからず。田川笯に、由利は秋田郡の分域かといへるも、和名抄を熟讀せざるに由る。

管窺武鑑に「上杉謙信公の斬隨へられし國々には、十國許にて、出羽の國庄内三郡不殘、由利三郡の内二郡」云々とあれど、謙信が由利まで平治したることは信ぜられず。大寶寺義氏の盛强にあたり、已に鮭延(最上郡)に兵を出し、由利をも征服せんずる計畫ありしことは、天正八年の頃、義氏より仙北大曲の前田薩摩守へ「油利口之事、當春中に如何共一途相極候而、路次明之、自諸口急度可申屆旨存候處、兎角迴來候而、于今相支候、一兩月以往、鮭延之事如存意靜謐に付而、自清水

口二三ヶ所申樣候條、何分も早速相治、油利中之儀、是非共可加退治候段、存候間、最屬本意候は、彌甚深に可申承覺悟候、其元皆々首尾不相變候樣に被成、可爲□悅候」〔大寶寺文書〕と言ひ送りしにて明なり。且、其出兵して、一時、由利郡を制伏せしことは、矢島に接ける證文あり。

雄波(ヲナミ)郷

和名抄、飽海郡雄波郷。○今、由利郡西南沿海の村里にして、鹽越、金浦、平澤等にあたる。卽、飽海郡屋代郷の北に連り、其北界は由理郷、東界は餘戸郷に至る、地形を觀察して之を判知す。○地理志料云、雄波はヲナミとよむべし、名義知れず。○地理志料云、雄波、訓闕、按當讀云乎奈美、體源抄、昔岐伯雞波壁造鼓、有桴音高、比之男波、左桴音低、比之女波、俗間亦有雄波雌波之語、此地瀕于北海、豈取波濤奔騰邪、越中有礪波郡、越後有利波郷、或類語也。

仁(ニ)賀(カ)保(ホ)

元領名にして、今、平澤、金浦、象潟、院內、上郷、上濱の六村に涉る。俗說、應仁元年、小笠原大和守重擧、由利十二黨の旗頭として、居城を院內に築き、仁賀保氏と稱して、世々傳領したる地なりと、慶長七年に至る。

由利郡、郡人相傳す、文治中、源賴朝は藤泰衡を滅し、其黨中維平を虜にし、宥して由利郡の地頭とす、傳へて惟貫に至る、其世數詳ならず、正中元年、鳥海彌三郎、兵を發し惟貫を襲殺し其地を奪ふ、彌三郎の子常滿の時、其臣進藤遠邊、常滿を弑し其地を分つ、二人亦戰爭して已まず、正平十七年、二人相繼て死す、於是、由利主宰なきこと數十歲、隣寇侵略、盜賊縱橫、土人之に苦む、應仁元年、鎌倉に訴へ地頭を置んと請ふ、幕府乃信濃士十二人を遣し、郡內を分封し各其地頭とす、曰く仁賀保、矢島、赤尾津、子吉、芹田、打越、石澤、龐居、潟保、鮎川、下村、玉前、是を由利十二頭と稱し、各地に因て氏とす、仁賀保重擧、十二氏に於て鉅族たり、子孫大和守を襲稱す、〔仁賀保系圖、永慶軍紀、十二頭記〕天正の初め次郎あり、叛臣の爲に殺さる、弟宮內少輔嗣ぎ、十一年、子吉氏其婿を以て嗣たり、十四年赤尾津氏の子を嗣とす〔十二頭記〕、慶長六年、仁賀保兵庫兵を出し上杉景勝に備ふ〔關原後記〕、七年常州武田一萬石に封せらる、〔系圖、十二頭記〕、元和八年、最上義俊封除かれ、由利黨從て亡ぶ、獨仁賀保打越二氏猶存し〔永慶軍記〕、九年、復仁賀保一萬石に封せられ、三崎關を守る〔系圖、由緒書〕寬永九年、仁賀保打越除封、仁賀保の庶流、平澤三千石を傳へ、明治維新に至れり。

野史云、仁賀保、姓源氏、出於大井朝光、天正四年、仁賀保擧久伐矢島、矢島逆擊擧久、戰于根井(ネノイ)吉郎殺之、上門布施小松等、奉擧久遺孤二郎丸爲後、是爲擧長(或作安重)、五年八月、擧長起兵伐矢島、不克而死、從父弟院內重擧繼其後、稱宮內少輔(按仁賀保家譜、作擧長子重擧)、稱大和守、始稱宮內)十一年七月、上門小川等、引矢島兵、弑重擧、重擧有女無男、一族子吉氏男八郎嗣之、名擧晴(或作重勝)、十四年十月、起兵攻矢島、滿安邀擊、擧晴死之、當是時、最上義光傳令平由利亂、使赤尾津道俊二男、繼擧晴後、實兵庫頭擧誠也、(或曰勝俊)。

仁賀保名義を知らず、或は說を作して、某々の二箇(ニカ)の保(ホ)の合名なりといへり。

上(カミ)濱(ハマ)

元仁賀保領內の郷名に呼び、今、川袋、大砂川(オサカハ)、小砂川(コサカハ)、中野澤、關などを合して上濱村といふ。本郡の西南隈にして、鳥海山の西北麓にあたり、越羽の大路之を過ぐ。

嘉永中東北遊日記云、過女鹿(メガ)關登山、石路硌确、是爲武(ム)也(ヤ)々々關、乃鳥海山伸脚于海濱者、關望飛島甚近、土人曰、離陸五里、島人家二百五十戸、多產魚物、又有好馬頭、係庄內所領、下關經小砂川、行海濱平砂、至鹽越、人家頗多、而比屋以小板葺戸、昔曰百姓菜大工菜流□菜等、又曰松前出稼業者甚多。○南谿東遊記云、出羽の國にて佐川(サカハ)といふ所に至らんとする頃「此程は、此あたりに鬼出て、人をとり食ふ」ときいて、鬼の人をとり食ふ、昔噺の草双紙などに有事にて、三歲の小兒も、今の世には、信ざる事なりと、笑ひしに、鬼とは實は猿のことなり、きのふも、此向ふの。ウヤムヤの關の者に、鬼のかゝりしとかや。

(佐川)

うやむやの關むやむやの鬼人草、　　桃隣

小(コ)砂(サ)川(カハ)

今、上濱村の大字とす、川袋の南にして、飽海郡界大師埼、三森山の北とす。卽、山形縣治吹浦村女鹿を去る一里、本莊(本郡治)を去る十里。

漫遊文草云、小砂川、有無關故趾在焉、絕嶮十餘里、馬足無所措、乃貫尖而行、步々擇石而踏、猶且將失足者數矣、名曰三崎、其巔有小堂、貞觀年、僧慈覺所窩、或謂宿(スク)世(セ)山卽此、未知然否。○小砂川より東に攀援すれば、三森を經て笙が森の舊火山に達すべし、一書に、桑の森(觀音森)は鳥海の西腹にあり、稻村が岳の西に位せる一小隆起にして、蓋寄生火山の一なり、標高僅に六百四十米、猿穴(サルアナ)(石鉢澤(イシハツ))は、桑の森の東にあり、東西並立、標高七百六十米、また寄生火山にして、頂上に各小火口を存す、云々。○戊辰の役、閏四月十八日、久保田本庄等の藩兵、庄內征伐の朝命に因り、三崎口に至り、二十日、二十一日、二十三日、連に挑戰、決せずして交綏す。

(猿穴)

安倍氏筆餘云、菅原氏舊記に、天正十八年の秋、景勝一揆追伐の事を錄し「九月廿四日、仙北より小砂川村へ御着候處、三崎山にて五日支へられ、山道御尋に候、油利百姓申上候者、大鋼元年に、佛神に起請文を書入堅申候故、夫より以來、馬は通不申と也、卽乘物にて

「御通」云々。

川袋

今、上濱村の大字にて、大須郷、大砂川、洗釜等と共に、上濱の中心を占む。小砂川一里、鹽越二里、砂川袋の義ならん。

（中野澤）

川袋と關の間を中野澤といふ。戊辰の役、官軍、關、中野澤、小瀧等の諸村へ分隊出張したるに、八月朔日、賊兵本道山手兩道より襲來る。中野澤村にて砲戰、官軍前後に敵を受け引揚げ、關村に撤兵防戰す、賊は多勢にて、本道觀音森濱手と、三方より押來り、官軍も必死防戰したれども、衆寡敵する能はず、遂に諸隊を引揚げ、金浦に於て軍議し、本庄まで退く。〔出羽新風土記〕

關

今、上濱村の大字とすれど、鹽越驛の南にして、奈曾川の左岸に屬す。奈曾川は一に關川といひ、鳥海の稻村嶽蟻戸渡に發源し、西北に下る、長四里。

進藤氏風土略記、關より五丁過て飢渇木、暫く行けば、休石あり、天和年中境論あり。關より休石境目と申、鹽越よりは飢渇木境目のよし申、此木砂中にあり、豐年には隱れ凶年には顯るゝが故に、土俗ケカチ木と云ふなり、諏方明神、關村に在り、毎年七月祭禮、社頭に砂を盛り、其中に幣を立て、當秋の風の强弱を卜ふ。〇新風土記云、關村は、住古有耶無耶關の跡なりと、土人言傳へり、果して然りや、明治九年、三崎新道に、其關跡を見出したりとの說あれば、此にあらざるに似たり。

奈曾川

關川の舊名とぞ。〇地誌提要云、奈曾瀑、小瀧村の西南にあり、白絲瀑の下流にして、關川となる、高七丈幅四間。〇新風土記、奈曾白橋は、奈曾瀑の上に架け、古歌に所謂「出羽なる奈曾の白橋」是なり

出羽なる奈曾の白橋なれてさも人をあやなく戀渡るかな、〔夫木集〕　讀人不知

千早振る神は誓ひの綺たすきかけてぞ渡る奈曾のしらはし、〔夫木集〕　讀人不知

拔、奈曾の白橋、その白橋とは故を知らず、古の驛路にあたりけれど、其名もあらはれけん。然らば、關村より鹽越の間なり、後世其橋名を失ひ、僅に上游の飛泉によりて傳へらるゝ歟、海道より奈曾瀑（小瀧）まで、一里許を隔つ。

小瀧

今、横岡、本郷、長岡、大森、大飯郷等と相合して上郷村といふ。上濱の東、鹽越の東南にして、鳥海の裾野に屬す、登山路あり、脇口と稱す、鹽越より小瀧、簸峰を經て、凡七里。

風土略記云、小瀧村、奈曾の瀧、藏王權現あり、龍山寺と云ひ、年々夏月、鳥海參詣の宿坊なり、廻國納經受取帳に、鳥海山龍山寺と書す、獅子頭あり、正月中、仁嘉保を巡行す。〇小瀧の南に、石名坂溫泉あり。

横岡

今、上郷村の大字にて、小瀧の東なり。鳥海の蟻戸渡、西大澤より降る澗水、此を過ぎ奈曾川と爲る。此より遙南に二里餘を隔つる峰上に、白糸瀑を望むべし、一異觀なり。

地誌提要、白糸瀑、鳥海山の西北にあり、嶮峻にして人跡到らず、高幅其詳を得ず、中央巨巖を挾み、二層に下る、水漲の時は、二里を隔て之を望むべし、下流奈曾川と爲る。〇震災豫防調査會報告云、白糸瀧は、鳥の海遥拜所の北傾斜にあり、積雪融解する時に於てのみ、白糸の掛るを見る、山麓横岡村より遠望するを得、此絕壁に熔岩層明に露出し、凡十二の互層を表す。

（白糸瀑）

稻村嶽

鳥海の舊峰にして、笙が森の舊火山の北に峙つ。蓋、火口壁の殘存して、離立の狀を爲せるものとぞ。

新風土記云、鳥海山は矢島町より登るを裏口と唱て、仁賀保より登るを脇口と呼ぶ、裏脇共に七里にして最嶮なり、西北に稻村嶽あり、東北に湖壺七釜の景あり、裏口より降る事三里、祓川に一茅屋あり、休憩處とす、佳

（鳥海山）　（蟻戸渡）

景の地なり、稻村嶽は、一名平家森と云ふ、横岡村より登山三里餘。〇山崎氏地誌云、稻村嶽（稻倉嶽）は、鳥の海の北に聳え、標高一千五百二十米、笙嶽、月山森と伯仲の間にあり、關川の上流、西之大澤は、その南西麓を繞り、東之大澤は、その東麓を劃せり、蓋、舊火口の殘壁なり、即、この東西の大澤は、障子の如き一脈の絕壁にて隔てられ、里俗、是れを蟻戸渡と稱す、一奇觀なり。〇諸州採藥記云、鳥海山、日本第四の高山なり、麓の村より山上まで道法六里餘、四里程登りて、四季ともに雪消すといへり、實に雪にて築立たる山の如く見ゆ、享保六年七月朔日、午の刻、山の六七分に至る頃、大風雨起り、山鳴り谷響き、砂石を飛して面を搏ち、起居動靜心に任せず、雨水巖を洗ひ千尋の谷に落る、所在瀧の如し、此山上に方一里程の湖水有り、かゝる嶮難の深山にて危難にあはば十死に一生を得がたし、如何しけん、予忽谷へ吹落さる、傍に從者一人もなし、其外荷物人夫等、その行方をしらず、あまりにつよき風雨、せんかた無して、腰帶を解き岩の角に引掛け、是を力にひつしと取付、兼て貯へ持たる朝鮮人參を口に含み、漸く氣力を補ひ、烈き風雨を凌ぐ、懷中の品用具等も打捨て、心中、日域大小の神祇、尊敬の佛名を念ず、實に露命は風前の灯の如く、唯死を待ばかりにして他念なし、翌日に至りて風止む、未の刻まで一向無食にして、深山に前後を忘れ居れり、此は山の半腹より少し上の方雀かなる所なり、昨日登りたる節の人數、都合貳百人許も有りしに、皆散々になる、人夫等の内にも怪我人多し、即死の者はなく追々登着す、是ひとへに公用の御蔭を以て、神佛も憐を垂れ給ふと、誠に御恩澤身に餘り心肝に徹す、六郷伊賀守領分内、鹽越村より、山上へ白粥様の物を荷はせて來る、此時に至りて初めて飢渇を養ふ、夫より山の麓へ下り、鹽越村に暫逗留す。〇耽奇漫錄に、鳥海山元宮の銅棟札

の欵識を模載す、

奉鑄於羽州由利郡　大旦那　源正光
津雲出郷十二神將　竝　滋野行家
意趣金輪聖王天長　佛師七郎兵衛
地久御願圓滿兼又　本願一親一阿上阿
本願大旦那二世悉　本願金剛佛子心海
他結緣合力除苦與樂　大旦那沙彌長心明心
元德三年大歲□未六月□日

中之島平（ナカノシマタヒ）　鳥海山正北の大麓にして、北は冬師原に連なり、白雪川の源なり。○震災豫防調査會報告云、横岡村の東南、中之島と稱する臺地より大岳を望むに、新山の前方には稻村嶽ありて、新山の西麓を蓋ひ隱す、七五山連嶺は延びて西方に至り、益垂下し遂に三崎に至り盡く、中腹に觀音森を認むべし、新山の千蛇谷（センジヤタニ）は、注連掛（シメカケ）より急に斜下し、西北方に向ひ、稻村嶽の東側に及ぶ、是れ新火口丘の火口瀨なり、谷の兩側、火山噴出物の互層最明確也、之を東大澤といふ、中之島平地に達すれば地勢曠平、此に「イロマタ」の發する所、叢林內に一小池あり、直徑十米突、一の小爆裂口歟、池水は硫質なるが故に「イソマタ」の水は水田に適せずと云ふ。

（千蛇谷）

三代實錄曰、貞觀十三年夏五月、先是、出羽國司言、從三位勳五等大物忌神社、在飽海郡、山上巖石如立壁、人跡稀到、夏冬戴雪、禿無草木、去四月八日、山上燒土石、又有聲如雷、自山所出之河、泥水溢、其色青黑、臭氣充滿、人不堪聞、死魚多浮、擁塞不流、有兩大蛇、長十丈許、相流出、入於海口、小蛇隨者、不知其數、緣流損者多、或染濁水、臭氣猶不止、聞古老、未嘗有如此之異、但弘仁年中見火、其後不幾有事兵仗、決之龜著、並云、彼國名神、因所禱未賽、又冢墓骸骨、汚其山水、由是發怒燒山、致此災異、若不鎭謝、可有兵役、是日下知國宰、賽宿禱、去舊骸汚穢。

風土略記云、貞觀中の鳥海山、大蛇流出の川筋は、今の新山千歲谷より流出し、その海口とは三森なるべし、元文五年上旬にも、山上の瑠璃壺（ルリノツボ）、不動石、硫黃谷と云る處、東西三百間南北八十間程燒たり、一个年の間烟氣立登る事、一片の雲の如し、山上、麓へ燒拔け大なる穴出たり、硫黃明礬の氣、由理筋へ流入り、四五年の間、川筋に魚類を見ず、此流を引て田水としたる地は、作毛を害し、三森川の河口には、海藻も枯れ、濱邊の石白くなれり。

鹽越（シホコシ）　今、象潟（キサカタ）町と改む、羽越海道の名驛とす。本庄の南七里、飽海郡吹浦へ五里。象潟の廢址は、驛の東北なる小床齒是れなり。延喜式に蚶方（キサカタ）驛といひ、遊佐、由理の間なりしも、卽此とす。驛西は、地勢突出して、磯岬を成す。

（象潟）

地理志料云、和名鈔龜貝部、引唐韵「蚶、蚌屬、狀如蛤、圓而厚、外有理縱橫」、和名岐佐、本草作魁蛤」谷川氏曰、蚶殼有縱橫文、如刻成、故名岐佐、今俗呼阿加賀比、其肉色赤也、按、象亦訓岐佐、故蚶象二字互用、象牙有文似橡木理、故名岐佐、詳於遠江國象島（キサシマ）鄕條辨之。○寬文の知行朱印集に、由利郡五十个村の外に、鹽越を擧げて、新村の由を注す。古驛の荒廢せるを、其頃に至り再興せるならん。慶長中、津輕爲信、鹽越に於て盜に會ひしを見れば、當時已に驛舍なりしことは知られたり。

其後者、以書中不申入、無音之至候、隨而、春中拙子罷上候刻、於鹽越、盜賊に相申候儀、內々可申入と存候處に、貴所喜大夫に御物語被仰、盡明白候、兎角之儀不申入候、如以來罷通候間、可然樣に、豐前守殿へも被仰候而可給候、萬々御才覺可有之候間賴入候、恐々謹言、

九月廿九日　津輕右京亮爲信（判）

大和泉讃岐守殿　（阿保氏舊簡）

風土略記云、鹽越は仁嘉保の大邑にして、仁嘉保兵庫頭居住せられし所なり、今は、本庄城主より奉行人を置く、當所の東北に潟あり、歌書に載する蚶潟といふは是れなり、芭蕉翁の奧の細道に「松島は笑ふが如く、蚶潟はうらめるが如し」といへり、延喜式、出羽國驛馬の條下に蚶方（キサカタ）由理、十二疋とあり、古は由理と蚶方別所にして、今の樣にはあらず、さて、蚶潟といへるは、蚶といへる貝あるが故とぞ、蚶潟の西は海にして其間に大鹽越といふ村あり、地勢卑し、按するに、古、大汐の潟へ打越したることありて、村の名としけるにや。○新風土記云、工藤傳作は、鹽越村の農夫なり、文化元年六月の大地震に蚶潟變して平地となり、年々葭茅茂生するを見て、開墾の志を起し、本莊の商鎌田藤右衛門と謀り、七年三月を以て着手す、旣にして其事漸く序あり、歲月を逐ひ竣功するに至れり、尋て赤石谷地を開鑿し、松を植て風沙の害を避る等、種々に心を苦め、遂に良田美壤を得ること前後百町餘、土人今に之を稱す。

（蚶方）

汐越城址（シホコシ）　風土略記云、汐越古城跡は村の東北にて、元蚶潟の汀なる小濱町にあり、東西二町南北三町、本丸は東西三十三間南北二十七間、高さ一丈五尺あり、城堡は石を以て疊み、壕を二重に廻したり、元和九年、仁賀保兵庫頭擧政の築く所なり、初め仁賀保氏の居城は院內村にあり、慶長年中常州武田に封を移されし時廢城となる、二十餘年後、仁賀保氏舊封を復せしに時、院內の城跡、草木繁茂し容易に修補し難きを以て、別に蚶潟の傍に新城を築き此に住す、兵庫頭、嫡子藏人の外に、妾腹の子二人あり、內膳內記と云ふ、寬永三年、本高一萬石の中より三千石を庶子に分知して別家となし、共に幕府の旗下に屬せしむ、同八年、藏人病死して嗣子なく、七千石の家蹟絕えて、汐越廢城となる、別家のみ平澤三千石を

領知す。

東遊雜記云、汐越、世人の普く知れる象潟の勝景、即此地なり、市中五百餘軒、商家漁家交りて大概の町なり、船入自由ならずして、大船は五六艘ならでは入らず、象潟は世に名高く、八十八潟、九十九島、一眼に見へ渡りて、風景松島に續きて、無雙の勝景と賞美せる所故に、予久敷一見の大望なりしに、幸を得て此日委敷一覽するに、百聞一見に及ばず、兼ねて思ひしとは大に違ひて、名高き程の勝地にあらず、蚶滿寺の境内よりは、八十島一眼に見ゆる所なし、干潟は無雙の草茂り、枯木われ竹など打散りて、汐入僅かなるに依り、漫々たる波浪に非ず、蚶滿寺などぐる〳〵とりまはして、島々の風景廣く、あしき所にはあらざれ共、名に聞へしよりは惡し、定めて、風景古へとはかはりしものなるべし。

冠石（カブルシ） 今、鹽越町の巷名にのこる、冠石町といへり。〇元和八年秋保出雲覺書云、慶長七年極月十三日、油利仁賀保國替の時、百姓一揆仕候時、參合候て、一揆の物主打取申候、津輕の缺落ものを、油利の內かぶるしと申所にて打取申候。〔大泉叢誌〕

蚶潟址（キサカタ） 新風土記云、蚶潟は古よりの名所なるが、始見を知らず、一說に、嘉祥年間の地變に因り出來と云へり、斯る名勝も、文化元年六月の地震に搖蕩、忽然水涸れ沙現れ、僅く島嶼のみ殘りて、岸高く松繞に、その大景は曩昔に彷彿たるも、農夫等の開墾にて今は良田と成り、風光も頓に失なんとす、舊圖書を案ふるに、蚶潟は東西二十町南北三十町、其內に八十八潟九十九島あり、南を荒谷と云ふ、其次を冠石町とて烏帽子の如き石あり、其東を青塚と云ふ、青塚を過れば兩寺あり（南は長仙寺、北は千手院）東に妙見島（妙見社を置く）續いて三壇島、稻荷島、入道島、彩石島、支海島など並び見ゆ、千手院を過ぎ往けば、一の高橋を架す、是湖水の西海に注ぐ處なり、橋北に伊勢熊野の二社あり、其西を宮崎と云ふ、橋東に杭島、惠美島、躑躅島、雄島、板取島など續く、橋を渡り熊野社の前を過れば、汐越町家なり、此より北涛に出れば八幡神社あり、其西磯中島と云ふ、此より長堤を往けば、左に塞神（サイノカミ）の祠あり、祠前に烏島あり、祠下より細徑曲折、又別に緩き坂あり、何れも干滿寺へ往くべし、坂の西なる磯を伊勢崎と云ふ、坂を登れば板橋あり、此を渡て山門に入る、皇宮山干滿珠寺なり、境內の壯嚴に、總門あり中門あり、鐘樓經藏佛堂石碑など左右に排列し、本堂は巍峨として中央に秀て、園庭樹石の潔きも賞するに足れり、堂の北なる島に古櫻あり、之を西行櫻と唱ふ、法師が「きさかたの櫻は波に埋もれて花の上こぐ海士のつり舟」と讀まれしは此處とかや、堂後の幽徑を往く、小島に橋を架し十王堂を建つ、又寺より南に曲徑を通し、普賢堂善逝堂あり、其南石磯に至る、無數の楊樹ありて碧潭に臨む、太郞島、福島あり、夫より前路に返り、山門を出て北行、何橋を過れば叢祠あり、袖裂（ソデサキ）と稱す、是なん往古より蚶方明神と稱するなるべし、袖裂以北に櫓島、鹽燒島、雙方（フタカタ）島、大鹿島、捲蓋島、蘆島、藍嵩島、鷗島列り、西行以東には榴花濱（ザクロハマ）、龍虎島、鶺鴒島（サキ）、水島、絲毛（イトゲ）島、壽松（ヒマツ）島接す、其東汀に霜白山、夫婦（メヲト）島、豹紋（マダラ）島、蜆（シジミ）島あり、其側に巫山、宰相灣等の名あり、門前より西に返りて北行し、曲岸回汀稻田蘆洲を經て大森村へ往くべし、其水濱鯨灣を過ぐ、西に一大島あり、斷崖千尺、青螺愛すべし、（高泉島）其南は松崎なり、鯨灣の東に優島、篠島、虎山二島、及び古郞、大潮、霜樹、南蕩平、北蕩平、相並び、其他、燕島、枯島、給川島、蘆島、辯天島等碁布し、大小の松疎々密々に粧點し、綠波清く白沙明に、水の深き所も丈を踰えず、以て魚介の游泳するを觀るべし、又北東の岡上に菅相公の神廟ありて、神門は綠汀に臨みたり、其左右に沼あり、南を雄潟、北を雌潟と云ふ、汀を遶ること數町梅林あり、鳥海山は屹然と南東に聳え、雲烟吐呑して朝夕其觀を異にするも亦奇なり、されば、古來此間の風光、詩歌に詠し絹素に寫して、奧の松島に比べたりし、誇言に非ざるなり、云々。

出羽の國にまかりて、きさかたといふ處にてよみ侍る、

世の中はかくても經けりきさ潟の海士の苫やを我宿にて、〔後拾遺集〕　能因法師

きさかたや海士の苫やの藻鹽くさ恨むることの絕すもある哉、〔色葉集、堀河百首〕　通房卿

堀河院の御時、百首歌たてまつりけるころ、旅の歌とて、

さすらふる我にてあればきさかたのあまの苫やにあまた旅寢ぬ、〔新古今集〕　顯仲朝臣

相傳ふ、往昔、象潟の邊に栖む人の娘あり、陸奧の東なる松島の或る家に嫁さけるに、中秋月明の夜に値ひ、其良人が、名にし負ふ松島の月は如何に、と誇りかに言けれければ、婦心に喜ばずして、一首の歌を詠みしとなん、

まつ島や雄島の月もなにならずたゞきさかたの秋の夕暮、〔奧羽觀蹟誌〕

奧羽觀蹟誌云、蚶潟、歌林或作象潟、如今在由理部、此所有寺、曰皇宮山蚶滿珠寺、經酒田女鹿地、而過本夜半夜闇山、至于玆地、多景衆美、天下之絕境、就中、鷗島、松島、辨才天島等、尤勝地也、凡有九十九島八十八潟、春來白櫻酒花影、青松落翠陰、佳興殊甚、鳥海山截然聳東南、西方向大洋、其好景與東海松島相表裏焉。〇三千風行脚集云（天和四年）已に六江を立て、保呂波山に通夜して、本城の船津を過ぎ、鳥海山の腰を週る、當山は功名の靈地なれども、いまだ雪深く禪頂の時ならねば、不登し侍

り、漸々蚶象にいり、蚶滿寺欄前、湖水を跳望す、向に鳥海山高々と聳、「花のうへこぐ蜑の釣船」とよみしも、げにとうちゑまるゝ、寺院の傳記什物見て、

西行ざくら木陰の闇に笠捨たり、・

毛を替ぬ雪の羽をのす鳥の海、

波の精實のるや蚶が家ざくら。

干滿寺、在象潟水中、近時繫塡洲渚、多爲田畝、漸損勝景云、　高　陽

香境依海岸、停棹入林蹊、群島年多沒、勝區蹤半迷、烟汀耕馬廣、竹屋習師棲、不必悲精衞、滄洲入佃犂、

象潟の地變は、續皇代略記「文化元年六月四日夜、至七日、羽州庄內地大震」、溫故年表「文化元年甲子六月四日、出羽國大地震、山潮津波、人多溺死、山崩象潟爲平地」など見えたり。されど、其變異の現象の次第明微なく、溫故年表に、山崩れにて象潟平地と爲るとあるは、誤傳なり。蓋、此淺湖の水涸れしは、多年漸次の經過（泥沙漂堆）に由れるにて、必しも文化元年六月四日の庄內地震を待たず。寛政中の紀行に、既に象潟の淺淤をいへり。世俗往々急激の語を爲し「鳥海山の噴火に因りて、象潟變して陸地と爲る」とさへ曰へど、信け難し。畢竟するに、變形の大原因は多年の泥沙漂堆に在りて、小動機は一朝の地震に在り。

震災豫防調査會報告云、象潟の淺水湖は、「文化元年六月の震災に、地盤隆起し、湖水の進退自由を失ひ、田圃に變形せり」と傳ふ、地震に伴ひ、地盤の昇降するは、隨分有り得べきことなれども、此地方果して全部隆昇せしか、又は、潮水の海に注ぐ所（一虹橋阿邊）或は少許の突起、或は岸崩れなど、いづれに歸す可きやは、今となりては之を知るに由なし。

八津島（ヤツシマ）神社　風土略記云、八津島神社は、和爾雅に蚶方の神とある是なり、吹浦大物忌神社の舊記に、鳥海山神十眷屬といふがありて、當社は其一なり、夫木集に「蚶潟、島中有神、

天にます豐岡姫にことゝはん幾代になりぬ蚶潟の神

と詠みしも當社の事なり、近年蚶滿寺に板行したるものに、蜑（アマ）にますと書きたるは誤なり、心は天上に座す豐岡姫といふ事なり、岡は宇賀の轉なるべし、八津島（ヤツシマ）は當社の地名なり、又、昔より出羽の名所に八十島あり、八津島の誤にや、外に八十島といふべき所、この國中になし。

象潟神祠碑銘并序

出羽國由利郡象潟之洲、神在焉、曰豐岡姫、祠而祭之、不知其初蓋自上古云、然戰國之間、失其祭典、鄕人不復知爲何神、歲時伏臘、蘋蘩僅存矣、（下略）寛政八年歲次丙辰二月朔日、

八十島、八津島は一語の相轉なるべし、夫木集、色葉集等に、出羽の國の八十島を名所とす、卽此なり。されど、奥州鹽竈の浦にも八十島、浮島とよめり、皆其島の數々多かりしに名つくるのみ。

いではの八十島に舟乘てあそぶ、（元眞家集）

八十島の浦の渚に數へつつ泊れる年もあまたへぬべし。

干滿寺（カンマン）　風土略記云、蚶滿寺、近年繪圖に干滿珠寺と改めたり、古繪圖には蚶滿種寺とあり、今禪家なり、古は眞言宗にして梵字のカンマンを寺號としたり、寺中に能因の腰掛石、西行櫻などいふあり、汐の滿つる時は、花水上にうつり「象潟の櫻は波に埋れて花の上こぐ海士の釣舟」と詠まれしなり、近代芭蕉翁も「蚶潟の雨や西施が合歡の花」と吟せり、上古、神功皇后、三韓征伐の時、此所より渡海發船（故に皇宮山と稱す）海中に干珠滿珠二顆を得たまふなといへとも、皆附會の說にして信ずるに足らず。○干滿の寺號は、もと驛名蚶方の文字を取り、直にカンハウとよみしを、方字と万字の相似たるにより、蚶万に更めてカンマンの名も起りけん。之を干滿に轉して、潮汐の光景に湊合したるは、猶後の世の事ならん、而も干滿の由來をば、神功皇后の獲珠の故事に附會したるは、愈甚し。又、蚶滿種に作るは、梵の含滿種字に托したる意なりけん、紛更極まれり。○元祿二年紀行奥細道云、江山水陸の風光數をつくして、今象潟に方寸を責め、酒田の湊より、北の方に山を越え、礒を傳ひいさごをふみて、其際凡十里、日影やゝかたふく比、汐風眞砂を吹上げ、雨朦朧として、鳥海の山かくる、闇中に莫作して雨も又奇也とせば、雨後の晴色又頼もし、と蜑の苫屋に膝をいれて、雨晴るるを待つ、其朝天能く霽て、旭花やかにさし出る程に、象潟に舟をうかぶ、先能因島に舟を寄せて、三年幽居の跡をとふらひ、むかうの岸に舟をあがれば、花の上こぐとよまれし櫻の老木、西行法師の紀念をのこす、江上に古陵あり、神功皇后の御墓といふ、寺を干滿珠寺と云、此處に行幸ありし事いまだ聞す、いかなる事にや、此寺の方丈に座して簾を捲けば、風景一眼の中に盡て、南に鳥海天をさゝへ、其影うつりて江上にあり、西はむや〳〵の關路をかぎり、東に堤を築て秋田に通ふ道遙に、大海北にかまへて、浪打入る所を汐こしと云ふ、江の縱橫一里ばかり、俤松島にかよひて、又異なり、松島は笑ふがごとく、象潟はうらむがことし、寂しさに悲しみをくはへて、地勢魂をなやますに似たり、

象潟や雨に西施がねふの花、

汐越や鶴はきぬれて海涼し。

菅薦抄云、寺、蚶潟のほとりに在る故に、本蚶滿寺と號したるを、いつの程にか干滿と書き改め、終に神功皇后の時、干珠滿珠の兩顆を獲給へる事を附會し、皇后の御陵をも造立しけるにや、既にこゝの汐越川の中に、烏帽子岩といふ石ありて、芭蕉行脚の時に、「むかし誰岩に烏帽子を着せぬらんかた〳〵としてよい男なり」と、ざれ歌の詠ありしに、其後、此石を寺の庭上へ移して、親鸞

上人の腰掛石と名つく、皇后の御陵も、亦或は此類の處妄なるべし。

松島や雄島しにかま見つつきてここに哀れをささかたの浦、　親鸞

金浦(コノウラ)

今、金浦町と云ふ、鹽越の北一里半にありて、小港灣を抱く、環の如し、方三町許、小艇漁舟の繫泊に可なり。附近の村里、赤石、前川、大竹、飛等之に屬す。

金浦を、俗說、貞永元年に開港となつたふ、何の本據かある、金浦の南に赤石川(アカイシ)あり。〇秋田縣地理、我西海岸には、土崎、古雪の二河港と、鹽越、金浦、平澤の三海港あり、而して、土崎古雪の二港は、河口に泥砂積り、鹽越平澤は、風浪を遮るものなし、獨金浦は斷崖を以て包まれたる良港なれども、灣內甚狹小なり。〇鑛泉志云、櫻湯は、金浦村鹽焚濱により、硫黃泉にして、温五十九度、文化元年象潟地變の後に涌出すと、明治十二年浴室を創設し、燬め、、澡浴に供することとす。

津輕一統志所載の、豐臣秀吉朱印狀、津輕より嶽艫の驛亭名に、

ゆりの内　あこつ
にかふ分郡　ふるき　このうら
景勝分領　ふくら　さかた(下略)

赤石(アカイシ)

今、金浦町の大字にて、驛の南也。〇矢島十二頭記云、天正十五年六月中旬頃、潟保との鮎川とのと御中分にて、仁賀保殿矢島殿御和睦被成候、爲御祝、仁賀保殿より赤石與兵衛殿、芹田伊豫守殿被遣候。

芹田(セリタ)

今、平澤町の管內なれど、金浦の北一里、白雪川の海に注ぐの處、左岸に屬す。海岸は、上濱、鹽越より南北に平行する一線、芹田に至り屈折し、東西に平行する一里餘、平澤驛に至り又一轉す。されば、芹田は外角を作り、平澤は内角を作るといふべし。

芹田川は、白雪川の一名なり、芹田氏は、仁賀保十二黨の一なり。〇新風土記、昔時の芹田館主は十二頭の中なり、元龜天正の間、伊豫守、與兵衛尉、十內重清抔、其名顯れたり、奧羽[illegible]書記に「由理芹田町裏に古城あり、最上殿御家來、芹田伊豫守」、又、一雲より宗佐へ遣したる書狀中に「伊豫守樣へ御見舞可然存候」慶長元和の頃と見ゆ、最上家沒落の後は、其跡如何なりしや詳ならず。

白雪川(シラユキ)

鳥海の七高山、新山、稻村嶽の諸流を源とし、中之島平を廻り、大竹、立井地(タツヰチ)を經、西北流、芹田、三森の間に達し海に注ぐ、長凡七里。一名三森川、又芹田川といふ。(中之島平、千蛇谷を合考すべし)

新風土記云、明治戊辰の役、八月五日、官軍(肥前兵)平澤村に着す、三森に出したる斥候隊は、芹田川を隔て賊を砲擊す、賊兵金浦指て敗走、忽にして盛返し、鹽越屯在の大軍を以て、東南へ押廻し來り、砲丸破裂して三森村に火起る、賊之に氣を得て一齊に奮進す、官軍支る能はず、本庄城に引退く。

伊勢居地(イセヰヂ)(小出)

今、水[illegible]、畑、寺田、立井地、田抓等を合せ、小出(コイデ)村と改む。金浦の東、平澤の南一里半にして、田野、白雪川の水域に屬す。近世、此に生駒家の陣屋あり、小出は、此間の鄕名たり。

寛永十七年、讃岐國主生駒壹岐守高俊、政治を失ひ家臣と相爭ふ、乃、十七萬石を除封せられ、嫡子刑部高法に、矢島伊勢居地以下一萬石を賜ふ、高法、伊勢居地二千石を舍弟俊明に分祿し、傳へて大政維新に至る。

新風土記云、永仁六年、由利仲八郎政春、西目の濱館に移り住し、由利郡五萬八千石の旗頭と仰かれたり、其頃、二箇保伊勢居地に、鳥海彌三郎の末孫ありて、栗山館に住す、應長元年、事に因りて爭論を起し、政春の家臣、栗山館に火を放つ、正和元年、鳥海の家士等、濱館を燒亡す、政春は福田村の鳴澤館に移り、尋て小石館に移住す、正中元年、鳥海彌三郎は、小石館を圍みて政春を滅し、途に當郡を押領す、其子常滿律師に至て、觀應元年、家臣進藤渡部の爲に殺され、二人逆威を振ふ、後二人又矛楯となり、進藤は小出の柵に據り、渡部は栗山の城に籠り、康安元年より合戰息時なし、其弊に乘して、貞治二年、生內因幡守、中老□助の二人、兵を起し渡部進藤を殺す、後三十年、郡內主宰者なく、盜賊横行す、矢島十二頭の諸將來り之を鎭め、村里初めて靖し。

矢島記云、正中元年甲子、仁賀保鳥海彌三郎殿、由理の中八郎殿を責る、中八郎殿城落る、則切腹、同二年乙丑より、由理中、鳥海彌三郎殿領分に成る、中八郎殿子孫なし、建武四年丁丑、鳥海彌三郎殿御子、出家にて代を續き、名を常滿利師樣と申なり、家老進藤長門守渡邊隼人兩人有り、此者とも心替して、利師樣貴落す、觀應元庚子四月九日、利師樣御命日也、就夫、由理中は長門守隼人兩人の支配也、國中何角さわがしく、康安元辛丑、三月晦日より四月中旬頃まで、進藤と渡邊と合戰有り、長門守は仁賀保小出待居館に籠り、隼人は伊勢井地栗山の館に籠り、度々軍有て勝負なし、貞治二癸卯五月、長門隼人共に打死、其後國中百姓とも村々引分れ合戰有り、其時分由理郡は地頭なしにて、物事我儘なりし。

十二頭記以下の書に、由利、鳥海、及び十二頭の人々の事跡を傳ふれど、其永祿以前は、概して採り難し。

畑(ハタ)

今、小出村の大字にて、伊勢居地の南なり、白雪川に緣る。一書、「大瀑布あり、牛瀧といひ、高十七丈幅三間」云々、如何にや。

冬師(トウシ)

今、院內村の大字なれど、其東南二里、白雪川、鮎川(子吉川の支源)の間なる高原を占めて、鳥海の裾野の中心たり。矢島の西二里半、標高四百米。

（幅野）（冬至山）（釜鑿）

新風土記云、幅野(ハバ)は、土人單にハバと唱ふ、何義なるを知らず、東西二里半、南北五里、鳥海山下に原野多しと雖、此野より大なるはなし、冬師村の近傍にして、諸村牧芻を刈るの地となす。○矢島十二頭記に、冬至(トウシ)山といひ、仁賀保矢島の其境上を爭ふにあたり、常に此間に兵を出せり。冬師山の南一里半を釜鑿(カマガダイ)といふ(今院内村に屬す)、亦院内二里。十二頭記に、谷地澤山と云ふは、今冬師の西なる八澤(ヤツサハ)の古名に似たり。

天正十四年二月中旬、仁賀保領冬師のもの、矢島領谷(ヤ)地澤(チサハ)山の内の大杉盗取候ゆゑ、早速木盗人討留候よし被仰遣、四月中旬まで數度の御使を相立候得共、雙方申つのり、五月廿日、仁賀保殿も、ふなの木もちまて出逢候て、御戰被成候處、赤宇津殿後詰被成候よしにて、矢島殿御引陣被成候。

又同書に、蛇口、不動澤云々とあるは、鳥海山の幽澗なるべし。

天正十六年正月、仁賀保矢島境、近頃は彼是と取亂、改不申候間、雪消候はゞ、先規之通、古人百姓立合、境改置度趣御物語有成候、其後四月朔日、蛇口、不動澤、段ヶ森、鬼之倉石、すのふ、桑谷地頭、桑坂、はなれ森、前森、笹長根、ふなき、もふち、大谷地頭、大森まで、踏分之、廣大場に、大石有之を、雙方より人夫を以て南北へ溝を割、わり石と名を附候而、先規中興之趣相究申候。

院内(ヰンナイ)

今、小國、馬場、冬師をも合せて、院内村といふ、伊勢居地の北に接し、平澤の東南一里、仁嘉保氏の故里とす、鳥海山の里宮あり。

新風土記云、仁嘉保城跡は、院内村に在り、應仁元年、小笠原大和守重擧の築く所なり、重擧二箇保を領す、故に仁賀保氏と稱す、時に仁賀保以下十二家相親睦し、郡中靜謐なりしが、年を經て、或は嫌隙を生し、弓箭の爭に及ぶ、殊に、永祿三年、仁賀保矢島の確執より、遂に干戈二十餘年、院内禪林寺矢島高建寺の兩僧、往來數次にして、僅に互に人數を引揚げ、小康を得たり、後又約を變して合戰に及ばんとす、時に太閤秀吉の陣觸にて、由利十二黨は、最上義光の下知に隨ふべきの御下文あり、續て朝鮮征役の事起る、矢島滿安病を稱して、出陣せず、由利の諸將協力して矢島を攻落す、是により由利仙北爭亂又起る、已にし慶長八年、由利郡最上義光に附せられ、仁嘉保勝俊常州武田へ移され、五千石の領主となる、其後最上氏亡び、(元和九年)勝俊舊領仁賀保に於て一萬石を賜ふ、依て院内城跡を檢するに、其荒廢修理に難きを以て、鹽越村に新城を築かれしとぞ、禪林(ゼンリン)寺は、今城跡前に在り、開基は直翁選機和尚、應仁年中上杉山に創建し、仁賀保氏の祖大井伯耆守より、代々の菩提所にて、慶安四年この地に移す。

（禪林寺）

仁賀保館址(ニカホ)

風土略記云、院内館、又根城とも云ふ、十二黨の内、仁賀保殿居住せられし山城なり、續太平記、奥州鬪の條下に、仁嘉保とあるは是なり、義光物語に「近國の諸將、山形加勢、仁嘉保兵庫、百八十五人」とあり、是は慶長五年の事なり、又山本宗佐の家紀に、

仁嘉保舊跡を見て
移る世の類や見する花の色

といふ句あり、慶長十五六年の事なり。

注進狀到來披見候、仍庄内表へ相働、始菅野、城々責崩、敵數多討捕、殊被疵竭粉骨段、誠感思召候、猶本多彌八郎可申也、
五月三日　(慶長六)　(朱印、家康)
仁賀保兵庫頭殿(慶元古文書)

野史云、由利郡、中世由利氏鳥海氏前後亡滅、郡内擾亂、正平以後一百餘年間、或爲最上領、或屬秋田山北、士民困窮、當應仁元年、邑人懇太田道灌、請守護十二人鎭平之、伯耆守大井友擧(或作大和守重擧)居仁賀保城、大膳大夫大江義久、據矢島城、赤尾津、子吉、芹田、打越、石澤、岩屋、瀉保、鮎川、下村、玉前、分據爲十二黨之祖、初由利維貫之亡時有孤成長、後歷三四世數請幕府、得由利內瀧澤地、稱族瀧澤、宇忠八郎」凡十三家。○矢島記云、仁賀保殿、天正三年、矢島陣にて、大和守次郎父子自害、宮内少輔殿相續、八年三月、仁賀保百姓とも心替仕、矢島殿へ手引仕候ゆゑ、ふなの木もふち迄御出陣、九年四月、矢島殿右の通手引ゆゑ、仁賀保へ攻入、三の木戸迄責入候處に、赤宇津道盛殿「子吉殿後詰被成、矢島殿引退、十一年、宮内殿切腹、八郎殿子吉の家より智名跡入る、十四年切腹、兵庫頭、赤宇津殿より名跡に入る、慶長八年御國替にて、常陸之内武田へ登り、元和九年仁賀保一萬石知行被成候て、打越左近殿、六郷兵庫頭、岩城但馬守、四頭一度に由理中へ下り、兵庫頭は象瀉鹽越御居城、寛永八年、養子の出入にて絶家す。

小國(ヲグニ)

今、院内村の大字とす、鳥海山麓の褥野なれど、第三紀層丘陵此に呈露して、石腦油を出す。

隨筆紀程、石油多產於信越遠三州、羽後亦有之、其礦脈連亙山本由利南秋田三郡、近歲土人爭先採掘、至六十餘井之多、然大抵狡獪貪奇利、作輟無常、獨由利郡小國邨、南秋田郡濁川邨、較有所得、惜製煉逃法、火光不甚明、

地學雜誌云、小國油田は、平澤村より溪谷に沿ひ、東南二里許、採掘の坑業を起したるは明治七年にありて、爾來鑿下したる油井七十口に追び、多くは十五間至三十間に至り、最も出油の永續したるも、四年の間に追々減少したりと。

平澤(ヒラサハ)

今、平澤町といひ、本庄(四里)、金浦(一里半)の間の小驛なり。其海岸は彎曲して、ほゞ灣港を爲せど、全く西北の風を防ぐ能はず。且、海中礁多く、船

繼の寄泊するものなし。

平澤氏漫遊文章に「平澤村、通由利氏故墟」と云ひ、進藤氏の風土略記にも、此地を由理の古驛とす。由利中臣氏の事は、論爭の明證を缺くも、由理驛は、蚶方、由理、白谷と次第して、秋田城に達せるなれば、平澤を以て由理に擬すれば、蚶方を去る近きに失ふ。形勢を稽ふるに、本庄、卽由理の古驛のみ、本庄にも由利氏の舊墟を說くにあらずや。又、最上家諸義光分限帳等に由利城といふは、皆本庄城を指す。

風土略記云、平澤村は、古由利殿居住せられし所となり、延喜式驛馬條下に、蚶方由利各十二、同傳馬の條下に、由利六疋とあり、今の如く由利郡の內に蚶方といふ所ありしとは見えず、此頃までは秋田郡の內と見えたり、三代實錄、仁和元年、「出羽國秋田城中、及飽海郡」とあり、及の字、飽海は秋田郡の隣郡たるの意味あるにや、一記には、瀧澤館を由利殿の館迹なりとあれども、延喜式の文義を考ふれば地理相違せり、由利は古へ秋田への通路なりしを知るべし、義經記に「出羽國に聞ゆるせんとうの大將に、由利太郞と申す者」と云々、東鑑には「由利中八維平」とあり、太平記評判、建武元年、奧州國司顯家卿の手に屬して合戰したる人、由理助は忠宗と號す、羽源記、谷地原町合戰、並に會津武者討死の條下にも、由利十郞とあり、同十二の卷にも由利十郞忠勝とあり。(由利氏の事迹は、西目館址に合考すべし) ○新風土記云、由利郡は、慶長中、一旦最上領となりしが、元和九年、最上家斷絕につき、仁賀保兵庫頭本領を回復し、寬永三年、兵庫頭、其庶子內膳に二千石、內記に千石を分地して末家となし、平澤に陣屋を置きて支配せしむ、是より本末共に德川旗本に列し、江戶定住たり、同八年、本家藏人良俊死して嗣子なく、家跡絕す、故に末家のみ連綿して、明治維新に至る。○戊辰の亂に、仁賀保氏、其舊邑平澤、三森、院內、小國等を保ち、秋田藩に倚賴して存立を謀る、八月、庄內藩の爲に其封邑を掠取せられ、九月故に復す。

仁賀保孫九郞　仁賀保兵庫

其方共儀、方今奧州列藩名分大義を失し、大藩の暴威に隨從、致盟約、更に方嚮なも不定、抱二心、紛紜の折柄、斷然勤王の忠志を貫き、不顧微領、出兵先鋒、且獻米迄も願出、別て奇特の至に候、就ては微領の儀に付、出兵人數の儀は一と先引揚、領內尙嚴重に相守候樣申付候事、

七月十五日　奧羽鎭撫總督府

三森（ミツモリ）

今、琴浦、鈴村、兩前寺と共に、平澤町の管內とす。三森は、平澤の西牛里、白雪川の海に入る處、右岸に屬す。此地の高寺緣起、景行帝の時、飽田神を祭るなどいへるは、甚しき妄誕なり、

由理鄉（ユリ）

和名抄、飽海郡由理鄉。○原書、日は由の譌のみ、今の西目村、本庄町、子吉村、鮎川村等にあたる。雄波鄉の北にして、子吉川を以て、河邊郡の諸鄉と相限る。子吉川の上游も、本鄉の屬にして、餘戶といへるに似たり。

國郡志云、由理柵、承秋田道、最爲要害(續日本紀)、其地在國府秋田之間、有由理驛(延喜式)、藤原黍衡將多田維中壘此、爾由利氏(風土記)、址今尙存、文治之役、維平爲害、源賴朝愛其勇武、赦爲家人、後與大河兼任戰死之、其子維久、以事奪邑(東鑑)、維久孫政春、正應中復故地、居濱館(風土記)、址在西目村。○由利中八郞を、多田源氏と爲すは、進藤氏風土略記に見ゆれど、信けがたし、中といへば、中原か、中臣(チウ)の族葉なり。

西目（ニシメ）

近古の鄉名にして、平澤の北、本庄の南、海西の地に之を呼べり。今、出戶(デド)(大西目)、沼田、潟之保、海士剥等を合せて、西目村といふ。出戶は海濱に在りて、本庄の南西二里許。

（出戶）

新風土記云、西目鄉大西目の濱館は、由利氏の古跡なり、由利仲八郞維久の孫政春、正應四年、飽海郡より故鄉に歸り、西目に居館を構ふ、鎌倉殿の命により本領を復せるならん、家老村上帶刀木內民部等之を輔佐して、由利郡五萬八千石の旗頭と仰かれたり、其頃伊勢居地に鳥海彌三郞の末孫ありて、栗山館に住す、應長元年、院內大物忌神社の祭禮に、其從士と政春の家臣と大に爭論せし事あり、政春の家臣栗山館に火を放つ、翌正和元年、鳥海の家士等、當城に忍入り八方より火を掛け、一時に燒立たり、是に於て、政春避けて鳴澤に移る、鳴澤は福田村の地なり。

潟保（カタノホ）

今、西目村の大字にて、出戶の東南一里、福田(鮎川村)の西一里、林中に鑛泉數所あり。矢島十二頭記に、潟保殿あり。

矢島記云、潟保殿先祖、兵衞とも外記とも申候、文祿四年潰れ候、此時潰れ候衆中は、潟保、石澤、鮎川、玉米、下村、太閤樣より御潰被成候。

如芳札、其後杳々絕音問、御床敷存候處、示給、本望候、仍此間、從關白樣爲上使、金山宗洗公、當地へ着、山形へ上越候條、致案內者、不計罷上候、定而於其許各可御心得候間、可申屆候處、俄事候間、無其儀候、彼方迄屆申、則罷歸候間、此程遂御音問候、然者、彼御使節之御意趣、天下一統に、御安全に可被執成之段、被思食候處、出羽之內へ、自越後口弓矢を被取結由、達高聞、不謂之旨、並義光出羽之探題職、被渡進候、國中之諸士、被隨山形之下知候哉、如何、如斯之儀を以、被指下候、依之、山形之威機を、宗洗公被聞之、一昨日此方へ入來候而、卽昨日越國被指遣、使者之樣體如何可有之哉、返答候者可申入候、將仙北干戈之儀、

從山被執刷之處、未落着之由候而、垂而寺民被指下之由候、其許各より、横手へ被及御内意之由候、返事到來候。可有注進候、恐々謹言、
閏五月十一日(天正十六)　中山播磨守光直(花押)
潟保治部大輔殿　御返報
又々、山形よりの使、赤宇曾に在城之由候、自其元も入魂可然候、次に向後之儀、分而可有懇意由候、尤不可有疎意候、用所之儀可承候、

新風土記云、潟保館（カタノホ）跡は、潟保雙記齋、由理十二頭の一人なり、天正より慶長の間に、潟保治部大輔、處々の戰に名顯れたり、後、最上義光に仕ふ、最上家沒落の後、莊内酒井家に仕て、子孫連綿せり。

海士剝（アマハギ）　今、西目村の大字にて、出戶より本庄驛に至る通路にあたり、西目潟の水、此に至り海に放つ。

新風土記云、本庄の南二里に、西目潟あり、廣袤凡十町、卑濕荒蕪、之を耕すべからず、文政十一年、本庄藩士淵名孫三郞、潟保の農佐藤重左衞門、古雪町の商鈴木七郞右衞門等、智計貲力を盡して之を開拓す、初め孫三郞、沼池淳滯するは、海風常に軟砂を簸揚し、水路を埋め流脈を壅塞するがためなるを察し、先つ飛砂を防ぐに、合歡、茱萸、稚松等の、砂漠に生植すべき草木培養を專とす、次に川路を檢し、流脈を快駛ならしむるは、泛濫の水を一路に歸するに在るを計り、沍寒の天、氷雪の上を利して、大に人夫を發し、土砂を氷上に運搬す、長十餘町、翌春氷雪消解するに及て、運搬の土砂、左右堤防の形となる、因て深く其中間を浚ふ、水一路に歸して、流勢矢の如く、河道全く成就せり、(海士剝川是なり)、此より沼澤漸次涸竭して、荒廢の舊田復開け、更に新田を墾開すること九十六町、前後費す所の資金は、悉く七郞右衞門の支辨する所にして、其家產を敗るに至る、藩廳其功に報るに、毎歳廩米百石を以てす。

本庄（ホンジヤウ）　今、本庄町、人口一萬、由利郡の中央にあたり、海陸四路の走集に居る、郞郡治の處とす。秋田十里餘、横手十五里、子吉川の注口にして、其口を古雪（フルキ）港とす。

（古雪）

新風土記、古雪港、出戶町にあり、子吉川の落口にして、港內東西二町三十間南北八町二十間、港底深き所は一仞三尺、開きて北少西に向ふ、故に未申の風には船入り惡し、且、大風には碎砂を簸揚して、港口を塡埋す、故に港底年々に淺く、大船出入すること難し、土人之を患ひ砂を浚ふ數次なれども、其功少し、造船場あり。〇古雪は、由利本庄の一名にして、天正中の古文書に散見す。當時專、驛名にフルキといひ、城壘には由利本庄といへるに似たり。而も、フルキとは、もと古柵（フルキ）の義にして、王朝時代の由理柵の遺號に出づる歟。

本庄は、古の由利郷由理驛の地にして、由理柵も恐らくは此地ならん。子吉川、古雪湊を以て前阻と爲し、秋田城出羽府の連絡を保維したるなり。進藤氏、赤尾津の舊名を以て本庄に擬せしは、誤れり、赤尾津は、龜田に其名遺る。慶長中、最上氏の將楯岡豐前滿茂來り鎭め、本庄に城を築き、赤尾津の士民俗を移し、新赤宇津（シンアカウツ）ともいへり、故に相混淆する歟。

（新赤宇津）

十二頭記云、豐前殿は赤宇津に御居城の處、慶長十五年、本庄の城被築成候。又云、十七年、本赤宇津より新赤宇津へ御引越、由利中の人足普請に出、御城出來仕候。

高四萬五千石　本城　豐前守(最上分限帳)
九十騎　弓五十　鐵砲二百二十　鑓五百四十

最上家譜、義光分限帳等に、領內二十五城の一を由利とす、郞本庄を指す。又古木（フルキ）と呼ばる、南部家記錄、天正十八年文書、

（古木）

由利のふるきより、途の者歸候、山北何も路次をくり申され、無相違罷上候、殊に越後直江殿、大寶寺まで被下候、景勝も近日に御下と申候、彌々路次よく可有之候、庄內藤島の一揆千許相殘候、ふちごより是をせめられ、(以下缺)

又、大泉氏(楯岡滿茂の家臣)へ、秋田藩梅津氏よりの古牘に曰く、

先度蒙仰候、古雪町次兵衞妻子之事、尋出し候條、人頭四人返し進之候、其元より五人と被仰遣候間、彼女房に尋候へは、壹人は於其地、人に出し候て、さし置由申候、儘に御請取可被成候、早々申附返可進之處に、拙者事仙北に罷在、五三日中罷歸候條、延引背本意候、尙御用之事候者、可被仰越候、恐惶謹言、
壬六月十三日(元和元)　梅　半右(判)
大　讃州様　人々中(阿保氏舊簡)

風土略記云、慶長七年十月、(矢島記には十七年とす、再考すべし)、最上義光、其臣日野備中進藤但馬の兩人をして、本郡を檢地せしむ、水帳總高五萬四千八百五十石、土人之を備中棹と唱ふ、其法都て何束刈何斗何舛とのみ記せり、稻百束刈は今の一反步に當る、翌八年八月、楯岡豐前守滿茂本郡に入部す、與力手勢五百騎、物勢三千人にて赤尾津城に住す、同十五年赤尾津城の狹隘なるを以て、子吉郷に新城を築て移住、之を本莊と云ふ、或はいふ、三崎の城とは本莊の異名なりと。

本庄城址（ホンジヤウ）　今、本庄市街の南なる丘陵に倚り、其廢跡を探るべし。其草創知れず、或は、由理柵の故實に就ける者歟。慶長十五年、最上氏の將楯岡豐前、修築して之に居る、封凡四萬五千石、元和以後、六鄕氏の居城と爲る、封二萬石。

（由理柵址）

由理柵（ユリノキ）は、寶龜十一年紀「出羽國鎭狄將軍安倍家麻呂等言、狄志良須、俘囚宇奈古等欵曰、己等據憑官威、久居城下、今此秋田城、遂永所棄歟、爲番依舊、還保

爭者、下報曰、夫秋田城者、前代將相僉議所建也、禦敵保民、久經歲序、一旦擧而棄之、甚非善計也、宜遣多少軍士、爲之鎭守、勿令衂彼歸服之情、仍差使國司一人、以專當、又由理柵者、居賊之要害、承秋田之道、亦宜遣兵相助防禦」と見えたる外に明文なけれど、驛にして柵を築きしには、其山海の形勢に相て之を知る。彼れ、天平寶字三年助川驛を置きて、雄勝城に連絡せしめられしも、由理柵なるべく、當時、邊疆の內外に、海道由理、山道雄勝に分ちしを推斷すべし

大河次郎兼任が兵を擧げし時、中八維平が棄て去りしと(實は、城を出て兼任を迎へ戰ひしなり)誤報せられし由利城は、何處にや。やがて、古の柵城にて、今の本庄に擬すべき如し、後孫に至り、西目濱館へ移る歟。文治六年正月十八日、二品御坐伊豆山、而御奉幣以前、葛西三郎淸重去六日飛脚、自奥州參着、申、兼任與御家人等箭合已訖、御方軍士之中、小鹿島橘次公成、宇佐美平次實政、大見平次家秀、石岡三郎友景等、所被討取也、由利中八維平者、兼任襲至之期、棄城逐電」云々、飛脚差進二人之處、一人依病留途中、二品仰曰、「使者申詞相違哉、中八者定令討死歟、橘次者逐電歟、兩人共兼日知食其意趣之由、暗可察事也、先被發遣軍士訖、無殊事歟、各不可有驚動」云々、大見平次注進此間事、其狀沒後到來、云々、十九日、淸重飛脚、病已平減之間、今日參會于伊豆國府、言上合戰次第事、同于去十八日參着使之口上、但兼任相向小鹿島之期、橘次者逃亡、中八者、依得最前之使、馳出合戰、損命畢之由、申之、御旨忽以符合、嗚呼、云々、或曰、兼任向鎌倉方合首途、於秋田大方、逢使者於由利中八許、云々、仍中八馳向小鹿島防戰、云々。(吾妻鏡)さて、橘次公成の居邑は、秋田郡の湯川、湊、楊田等の地にて、卽古の秋田城の守衛にあたる。されば、中八維平が由利の故城に居りしことも、推斷して之を知るべし、河邊郡の毛々左田に合考せよ。

風土略記云、本庄城は赤尾津豐前守住せられしとぞ、羽源記、義光勢揃の條下に、赤尾津孫次郎二百人とあり、此時、由利十二黨、義光に屬す、又一記に、楯岡豐前とあり、前には楯岡、後には赤尾津、又本城とも稱せしなり、義光物語、本城豐前守四萬五千石とあるは此人とぞ、(新風土記云、本庄城は尾崎城とも、鶴舞城とも呼ばる、東西二町南北三町強、本丸二の丸に山、三の丸は平地なり、長慶年中、由利氏の臣、佐藤井上、尾崎山の麓清水に住居せしといへり、慶長十五年、最上出羽守の臣楯岡豐前守新に築く所にして、西は愛宕山の險を帶び、南は山續きにて大沼を負ひ、東北は子吉川を以て外塹となし、要害堅固の城池なり、滿茂本姓は原田氏、初め赤尾津(龜田の古名)に住す、本莊に移るに及んで、僧侶人民多く之に從ふ、故に赤尾津の稱は本莊に殘りて、今に古雪以東の市街の稱となれり、元和八年、最上家沒落し、滿茂又當城を去る、尋て本多上野介(正純)に賜ふ、同九年、上野介所領を沒收せられ、六郷兵庫頭正乘封を當城に受け(其祖は仙北郡六郷に出づ、慶長の始め關原の役に、正乘、戸澤鬼九郎と共に東軍に應じ戰功あり、德川氏賞して、佐竹氏の舊封、常陸府中に於て、二萬石を食せしむ、元和九年、由利に移封)二萬石を領し、子孫相續す、十一代兵庫頭政鑑、明治元年勤王の功に依て一萬石加賜せらる、同二年封土を奉還す、尋て城池は廢毀す、今中に六郷氏の祖廟を置き、本庄神社と名づく。

元和九年、本多正純羽州配置、仙北の横手、本郡の大澤に合考すべし。○尚嗣公記、正保元年十月、傳聞、六合伊賀守居城、九月十八日、大地震破損、云々。(地震史料)

戊辰の役、八月朔、酒井兵部(莊內藩將)の兵鹽越に入る時に佐賀藩鍋島上總、五百餘人を率ゐて來り、五日、莊軍の先鋒と三森(ミツモリ)に戰て之を走らす、酒井敗報に接し、大隊を率ゐて來り、佐賀兵を芹田川に敗る、佐賀兵本莊に退く、六日莊軍本莊城下に入る、是より先き一日、藩主(六郷兵庫頭政鑑)は敵勢猖獗防ぐべからざるより、家族を從へて秋田に赴けり、此に至り、本莊城莊軍の手に歸す、時に龜田藩士、莊軍の先鋒たらんと請ふ、而も酒井は、本庄の地形其宜きを得ざるを以て、猶鹽越に陣す、已にして、矢島口、仙北口、連戰連勝の報を聞き、十三日、酒井は鹽越を發して子吉川を渡り、龜田領に入る、松平權十郎は矢島(七月二十八日矢島を陷ゐる)より打越に入る、尋て酒井は長濱を取り、松平は女米鬼を侵襲せんとす、秋田藩震駭す。

永泉寺(エイセン)　新風土記云、龍洞山永泉寺は、僧道叟の開基にして、傳領主六郷家の菩提所なり、本庄本町の南に在り、曹洞宗峨山派にて、陸中國膽澤郡永德寺末なり、元和九年、出羽國仙北郡六郷村より移轉す、境內に、戊辰の役に戰死せる家老金澤權大夫の墓あり。

內山(ウチヤマ)　風土略記、內山、本莊町の西南にあり、高十二丈許、周回二里、頂上より四分して、東南は藥師堂村に屬して、樹木鬱蒼たり、南は藤崎村、西は海士剝、北は出戸に屬す、溜池より登る、十六町許、數條の溪水湊合して、溜池となり、出戸、藥師堂、兩村の用水となる、方言、溝の大なるを出戸といふ。

子吉(コヨシ)(藥師堂)(小石)　元、鄕名に呼び、今、藥師堂(ヤクシダウ)、藤崎、埋田、葛法などを合して、子吉村と云ふ。本莊町の南にして、子吉川の西なり。正平十三年文書に、小石(コイシ)鄕乙友村と見ゆる乙友は、今、子吉川の東岸とす。小石、又子吉に同じと知るべし、或は小吉にもつくる。

天正十九年春、子吉兵部少輔、鮎川筑前守、説矢島滿安、與仁賀保擧誠講和、滿安率兵攻子吉城、兵部使人

乞援于芹田、擧戒發遣兵二千赴援、到則城陷。（野史）
矢島十二頭記、子吉殿、若名は次郎、老名は兵部、何代と申す事慥ならず、今くわしくは所の者も存せず。○新風土記云、子吉館址、今其地を失ふ、館主を兵部少輔と云ひ、慶長の初まで子孫連綿したれども、勢小にして一方に雄峙するに足らず、天正年中、次郎、仁賀保氏を助て矢島を討つ、文祿元年、兵部少輔、由利諸將と共に矢島滿安を攻落す、又、兵衞尉、修理など云ふ人あり。○寛知集、六郷家由利郡五十村の第一を子吉とす、寛文中まで、村名によびしが、後改廢の事ありしなり。

埋田（ウメダ）　今、子吉村の大字にて、本庄の南一里半、西目の北東にあたる。埋田の南に宮内、玉池、葛法（クズノリ）など大字ありて、福田に至る

福田（フクダ）（鮎川）　今、鮎川（アユカハ）村と改め、町、立井地、堰口等、鮎川の溪流の諸部を合す。埋田の南一里、矢島の北四里。
○鮎川は、冬師山稲野（鳥海の稲野）に發し、福田に至り子吉川へ入る、長六里。
天正十六年、鮎川殿より、先規之通、境改の事、矢島殿へ直に御物語被成候而、古人共出逢候て、大谷地頭、石森、土淵、取上石迄、先規之通踏分改、又取上石に石を重ね置申候。（矢島記）
新風土記云、鳴澤館、一名鳴瀬館は、福田村にあり、由利仲八郎政春の居城たり、政春、鳥海家士等が爲に、濱館を燒れ、正和元年當館に移り住す、然るに要害堅固ならざるに依り、同四年、又移りて小石郷に住すと、鮎川館、今所在を詳にせず、館主は卽十二頭の中なる鮎川筑前守にて、當郡最上家へ屬せし以後は、子孫如何なりしや詳ならず。○按、矢島記に、また
鮎川殿、筑前と申候、若名は瀨兵衞と申候、矢島五郎へ緣者の由申傳候、何代とも知れず、尤、羽根川殿を十二頭の内へ入て呼申候も有之候得共、鮎川が實正と存候、家來筋も未だ大分有之候、（大寶寺文書、天正年中、鮎川山城守といふ、由利衆の名見ゆ）文祿四年潰申候、
といひ、鮎川は矢島と比隣なりし也。されば、今の鮎川村並びに西瀧澤村（川西）を以て、鮎川領とすべき歟、疑惑多し。

餘戸鄕（アマルヘ）　和名抄、飽海郡餘戸鄕。○今詳ならず、由理鄕の地形より推せば、其南なる矢島、瀧澤の村里とす。卽、子吉川の上游、鳥海山、丁嶽（ヒノト）の陰なり。

矢島（ヤジマ）（八島）（津雲出）　今、矢島町といひ、元町、城内、七日町、荒澤、小板戸、木在、新庄等をも合す。子吉川上游の大邑にして、戸數一千五百、本庄を去る六里、鳥海への登山路あり。（矢島口と稱し、新山へ凡六里）。近世は、生駒氏八千石の陣屋あり、或は八島（ヤジマ）に作る、八森、新庄の二壘址あり。
矢島の舊鄕名を、津雲出（ツクモイヅ）といへり、上の鳥海山（稲村岳）に掲ける、元德三年の銅器識文に見えたり。又、十二頭記の落書（文祿元年の事か）「津雲いで矢島の澤をながむれば木在杉澤佐世の中山」とよまれたり。木在、杉澤、中山、ともに小村の名なり、佐世（サヨ）は詳ならず。
矢島十二頭記云、（寛永中撰）、矢島初代、義光公と申候、御嫡男を光久公、其嫡男光安公と申候、御本名小笠原なり、右三代大井名字を御名乘り、光安公、大井大膳太夫殿とも、矢島五郎とも申候、（光或作滿）。又云、由利十二頭は、應仁元年に、何も鎌倉より御下りの由、一統に申候、仁賀保殿旗大將と申なし、信濃より下り來る、矢島先祖義久の由來は、應安元己酉より應仁元丁亥年迄の内百年に成ると申候、根之井と申侍、浪人分にて矢島へ下り、地頭迹もなく、百姓共我勝なる樣子見屆、信州木曾義仲公の末葉、小笠原大膳大夫義久を遣下り、矢島の地頭に立て、根の井も矢島を三つ一知行致候。又云、矢島大膳大夫義久、信州より初めて下り、嫡男太郎義滿、嫡男五郎滿安と申、大力人、長六尺九寸、臍より胸迄熊の如く成る毛さかさに生へ、大刀は四尺八寸、三つ指に抓みて尾花を切る、食は米三升つゝ一度に喰て、四日も五日も不喰、文祿元年七月廿五日、西馬音内へ落て、極月廿八日切腹、矢島は仁賀保兵庫頭知行に成、男子はなく女子お鶴と申すを、兵庫頭の子に妻はす。（鶴女、一に藤につくる、城址に合考すべし）○今按、天正中、大寶寺義氏の強盛なるや、由利も其制伏する所と爲りたる事は、仁賀保の下に注したる如し、矢島も之に同し。
庄内古事抄云、金右馬允覺書、義氏屋形の時代、油利の内、瀧澤城攻に、二千越被申、城主八島圖書を討取、卽、八島無事になり申候。
今度矢島事、爲致還住之間、五三人之身上、可改之旨申斷に付而、此莊内之内五貫文之地出候、早々馳上可抽奉公者也、仍如件、
天正十四、正月九日　義興（花押）
小幡善兵衞とのへ（羽柴氏大寶寺文書）

壽慶寺（ジユケイ）　新風土記云、戊辰役、七月下旬、庄内藩の賊軍は、竊に鳥海山女郎倉の險を越え、矢島領内を侵す、官軍（久保田藩、矢島藩）之を覺り、急に木境口に出兵し迎戰す、賊は絶嶮を越來り、直に矢島に突入る、此時矢島には、本道百宅（モモヤケ）口と仁賀保口に出兵して、手薄の折なれども、殘りの守兵、秋田藩一小隊と合し、陣屋前と町端なる壽慶寺に據て之を防ぐ、賊、正面の官軍は容易に破り難きを見て、又分隊して、山後の草籔を潜り崖壁を下り、竊に壽慶寺を襲はしむ、官兵散亂して逍去る、賊徒市中に入て放火す。
壽慶寺は田屋下に在り、日蓮宗、元祿十六年、生駒主殿頭親興之を建つ、僧日行開基。近隣に龍源寺あり、

元和九年、打越氏之を建て、常陸長國寺芳底和尚開基、打越氏絶家の後は、生駒氏の菩提所たり、曹洞宗也。

矢島十二頭記云、天正十五年四月、矢島五郎殿、大勢にて、ふなの木もち割石に陣取、仁賀保兵庫殿も押出し合戰あり、仁賀保方負、檜渡川向坂まで引返す、仁賀保の禪林寺、矢島の尊建寺、兩僧扱、互に陣を引く、同十七年七月、又不和となり、兵庫殿大勢催、矢越八幡堂へ陣取て、五郎殿居城へ押寄す、此八幡は、小笠原大膳大夫義久、信州より初て下り八幡諏訪兩社を移し奉る、云々、慶長五年の秋、關原御陣の頃、矢島士四十人之者一揆、八森へ押込乘取、御普請福王寺へ登候を、福王寺へ攻入戰申候へば、笹子より仙北へ落行、兵庫頭御開被成、打越左近引連、八森へ攻向ひ、四十人の者とも八森を攻落されて、笹子赤館へ籠城、兵庫頭は川内より攻入る、瀬目が峠より峰筋新道を爲切候て、赤館へ直に押寄被成候、打越との赤字津殿は、直根口よりかまちひらへ登り、目の下に城を見おろし攻候、云々。

八森（ハツモリ）城址　矢島には、八森、新庄の二壘ありて、文祿中の仁賀保氏、元和寛永中の打越氏は、共に八森に住居すといふ。近世の生駒氏、又之に仍れり、即河西の故壘也。

新風土記云、矢島八森城は、大江義久の築く所なり、東西百五十間南北百三十五間、矢島莊三千石を領す、其子孫光久、義満、満安と相續す、満安を五郎と稱す、勇猛にして血戰を好む、隣近皆之を畏る、永祿の始、其一門瀧澤刑部少輔、義満を恨みて、仁賀保大和守明重を頼む、是より矢島仁賀保の確執となり、合戰止む時なし、天正の始、満安、秋田城之助實季を助けて、湊九郎友季が土崎城を攻落し勇名を顯し、又、仁賀保明重と戰端を開てより毎戰勝利を得て、明重、安重、治重、重勝と、四代を十年の間に討取る、

(根井館址)

(杉澤)

矢島の根井（ネノヰ）館は、河東に在りて、河西の新庄城に對峙したりといふ、八森と同異知れず。○十二頭記云、矢島殿は、根之井をば大切に仕候得共、満安代には、元根之井は木曾の家臣筋に候へば、三分一の知行も押取り、根之井館より米之澤へ押込、百宅、米之澤、上猿倉、三个所わづか許知行させ置、天正三年八月下旬、仁賀保殿は矢島新庄を攻めんとて、已に根之井館に御陣被成、其手立は、仙北小野寺遠江守殿へ「神代山にてかゝり燒、其節、山の手より御加勢被成度よし」の御状、行人に爲持被遣候處、矢島勢見附、行人を討取、其書状を矢島殿へ差上る、仁賀保殿より、或曉、神代山にかゝり燒く、矢島殿、御舍弟太郎殿を城に殘置て、築館へ廻り、一勢は新庄より責寄る、仁賀保親子、根之井館へ御控被成候處、和州殿御切腹、子息次郎殿は川を下り、杉澤（スギサハ）へ御引被成候て打死、新庄之城より郷内へ寄せ、仁賀保加勢大川下り前杉小坂へ引と雖、小坂廻り造石まで追打仕候て、首數貳百餘取、矢島の勢は三十人許討死す。○杉澤は、今矢島の北方の大字なり、前杉といふも其邊歟。

満安寡謀、唯勇に誇り、由利諸黨と和せず、諸黨相議して、其不道を訴へ、郡民塗炭の苦を救んことを、富國の旗頭最上義光に請ふ、義光、満安を招きしが、其勇猛を感し之を殺すに忍びず、此時、太閤秀吉朝鮮征伐の陣觸あり、満安由利諸將の其後を襲はんことを恐れ、病を稱して發らず、文祿元年七月十一黨力を合せて矢島を攻む、満安西馬音内へ走る、同二年、十一黨相議して、小野寺遠江守義道を欺き、西馬音内城を攻しむ、満安自殺す、其後、矢島の遺臣等、竊に満安の遺孤鶴姫を奉し、家を興さんと謀しが、却て仁賀保勝俊の爲に擊破せらる、慶長八年、由利郡は最上家の封邑と爲り、仁賀保の兵矢島を退去す、

慶長五年六月、會津臣志田修理亮、在酒田城、遣人招矢島遺黨、募舊好士四百餘人起兵、九月攻八森城拔之、代據其城、尋上國敗聞至、遺黨者四十餘人、分據笹子赤館、仁賀保擧兵赴攻悉陷之〔永慶軍記〕、又受東照宮命、與小介川孫二郎、俱備會津。〔野史〕○十二頭記云、慶長八年、由理は最上殿御領分、四萬二千石は楯岡豐前守との、一萬石は瀧澤殿、矢島三千石は楯岡長門守殿御知行に罷成、矢島四十人之者の取斗にて、故五郎殿の息女お藤殿をば、楯岡長門守殿奥方様に差上候、元和八年、最上殿御潰也。○風土略記云、慶長十七八年の比の、山本宗佐記に「由利下向、館岡長門守殿にて發句、

　こす涙もなびき添ひけり川柳」

この長門守外に所見なし、居館は川の邊と見ゆ。

元和九年、打越左近三千石にて此處に移る、寛永十二年家蹟絕え、同十七年生駒刑部高法の所領となり、一萬石にて讃州高松より轉封し、八森に居り、是より陣屋と唱ふ、後其舍弟俊明に、伊勢居地（イセヰチ）二千石を分知し、共に江府旗本となる、十二代讃岐守親敬に至り、明治元年藩屏の列に擧られ、四年廢藩、今城址に矢島神社あり、生駒氏の祖廟とす、又金毘羅祠あり。

木境鳥海（キサカヒテウカイ）神社　新風土記云、大物忌神社は木境に鎭坐、鳥海山の靈を勸請し、矢島領の鎭守と尊崇す、昔鳥海山入峰修驗十八院、當社に於て安穩豐饒を祈禱し、毎年五月笈渡祭ありしが、明治二年修驗復飾、祭式も廢絕す、抑、鳥海山裏口は、矢島町より起りて、仁賀保越の路線中、雄石澤と云ふ處より左折して、花立野及び木境山等を經て、七高山に登る、六里餘、最も險絕なり、金井川溝の水源は、鳥海山鳥形より起りて、木境山の溪水二條を合し、八坂に至り八派に分れて田地に注ぐ。十二頭記云、慶長十九年五月、瀧澤院主意風、鳥海山頂

逆の出入に付、出羽十二郡の領内頭、最上行藏院へ罷登候て、訴狀指上候ほ志、矢島領修驗頭善樂院罷登、役行者開基、聖寶尊師再興の品々申上、先規の通被仰付候、依之、意趣は最上より上方へ浪人仕候。

新庄(シンジヤウ)　矢島、河東の部落に、新庄、坂之下、中山、木在等の名あり、八汐山、神代山の麓とす。永祿天正中の矢島氏は、新庄城に居る。

十二頭記云、天正三年八月十六日、仁賀保大和守殿、矢島新庄の館を責る、大雨降て郷内の渡り洪水にて、三日まで御待被成候へども、雙方ともに空しく川を隔、四日日に歸陣被成候、其後、大和守殿より、五郎殿責落さん迚、玉米の領主小笠原信濃守殿へ後詰御頼、天正四年四月、矢島へ押入、五郎殿の手立に、神代山難所の通口に、亂杭逆茂木を引、人馬の通難き樣にせき止め、根之井右兵衛を付置、身は後切をせんため、芥川攝津を召連れ、日暮れ運しとさすか瀬へ廻り、玉米相圖の火を似せて、館の後手に篝火を立申候、其時和州殿新庄へ爲押向、根之井館に控被成候を、五郎殿ときの聲を上げ責給ふ、云々、十六年霜月、矢島五郎殿、最上へ御禮の留守に、舍弟太郎殿(一云與兵衛)仁賀保の使者と内談、御心替被成て、五郎殿の子息を打殺被成候故、奥方は西馬音内へ落被申候、五郎殿神代山より、直に新庄へ可被込入處、猿倉に四五日逗留、在郷侍御集候て、八日に新庄城に御切込、城中皆々逃落、太郎殿打死、轟目木(トドメキ)にて獄門に上る、其より仁賀保へ御支度、八森へ御出被成候、仁賀保殿も前森へ押出被成候て、夜軍有之候、下旬に、仁賀保赤宇津打越渇保以下の大勢相催して、新庄の館へ押寄、五郎殿打負落城、手負候て西馬音内へ御落被成候、其時五郎殿の御歌に、

津雲いでやしまの澤を詠むれば
木在杉澤佐世の中やま、

由利の大勢、猶も西馬音内へ押懸候て、御たゝかひ、終に五郎との極月廿八日討死、小野寺殿より無事候間、由理の諸勢引取、仁賀保より矢島八森の城へ、城番役差遣候。〇按、十二頭記に、矢島滿安の敗死を、天正十六年とも、天正二十年(文祿元)とも、兩說を并載し、且、新庄を荒倉(アラクラ)館と書したり。

文祿元年七月、由理十一頭相談の上、矢島五郎殿、兎角は討潰し可申之由風聞す、荒倉の館と申は、西大手高くそびへ、南は小川切入て、鳥も難通、北は朽澤とて、猶以澤深く、後は東の山續成ども、堀切、橋を振り、館の内場廣く、究竟の地形にて、急には落がたき要害なり、

(履澤)

又、向矢島履澤(クツサハ)(朽澤、又栗澤)といふ異名もあり、新庄の邊なり。

向矢島に、秋田浪人に、履澤左兵衛殿と申候て、根井が情を以、小城を築き居住、五郎殿を打潰計略有之由、五郎殿聞召、大瓦別當普賢坊に計略の事を申含め、永祿元年戊午極月、履澤城へ押込燒捨る。(履澤一作沓澤)

風土略記云、矢島は、大井五郎跡也と說くも、眞僞をしらす、天正年中は、小介川殿の領也、山本宗佐の家記に、小介川瀨兵衛にて、

見し春に山も替るや木々の花、

亦、天滿宮法樂、

神のます八重垣つくる霞かな、

とあり、前の句は、山奥雪深く、花の盛も餘所より遲きをいふ歟、天滿宮、矢島の家中に在りて鎭守也、又小介川瀨兵衛より、大泉讃岐中風を煩ひけるに、湯殿山へその快氣を祈られ、獨吟に百韻を綴り、宗佐へ點削を賴れし返事のはし書に「今度、豐州山形へ御登に附、其序に此二卷誂申候」と、末文に「豐州にも達訴御すき候間、此方にも是非御下り有りたし」とあり、赤尾津山城にての發句は、此紙面を得て、其後由利へ下りての作也、義光物語、知行高付の條下に、大泉讃岐守、本城豐前守内五千石と有り。〇新風土記云、按に、風土略記「矢島館、天正年中小介川殿領之」とは誤なり、小介川は矢島五郎滿安の一族にて、數度滿安に從て仁賀保と戰ひ、文祿年中滿安亡て後は、其從弟赤尾津孫二郎を賴て居たる人なり。

一、此方伊達間之儀、諸境堅固に持詰、追日如存罷成候、南筋は佐竹會津仙道岩城相馬一味を以、伊領へ日々相働、被得勝利候、然條政宗逼迫可有識察候、

一、大崎之儀、氏家一城に有之、種々令悃望候、少々被拋不足、可有赦免由、義隆へ及諫言候間、定急度可爲落着候、

一、中與之儀、此方へ人質渡置候面々、何も無二心致奉公候、當口之儀萬々心易可有之、委後舌頭に相含候、

恐々謹言、

五月十七日(天正十四?)　義　光(瓶印)

小介川治部少輔殿(羽柴氏最上文書)

今案、小介川を、十二頭記には芥川に作り、五郎滿安の長臣芥川攝津守あり、疑ふべし。

(木在)

八汐山(ヤシホ)　矢島の東山領にして、雄勝郡田代村に跨がる、山麓の新庄、木在等を、俗に向郷といひ、矢島市街を前郷といふに對せり、子吉川の溪を隔つ。木在はよみてキサラといふ、何の謂なるを知らす。

一　百五拾石分者　(印)　矢島村
此田方、五千五百苅者木皿村、此外五百苅者右之内也、渡口、四つ物成、百姓前者 拾物成にて算用也、
慶長九年菊月廿八日　滿　茂　判
境　縫殿助殿(庄内古事抄)

風土畧記に、矢島領前郷、大澤郷云々、大澤郷とは向郷

の一名なるか、前鄕は卽館邑の所在をいふ、又同書に、川内鄕八瀧山、觀音堂あり、云々。

川内（カハウチ）　（平根）

今、川内村といふ、矢島の南東二里、伏見、手越、小川等の大字之に屬す。東嶺（障子山といふ）に赤瀧と稱する瀑布あり、小川には溫泉あり、驛亭を平根といふ。

下川内川は、一名鶯澤といひ、鳥海山矢島口の中腹に發し、矢島伏見の間にて子吉川へ歸す。○慶長六年、矢島四十人衆は、笹子赤館をしつらひ、瀬目が峠、難所なれば、柵を振りて大石を積置、家の森、竈地山にもこもる、兵庫殿、瀧澤殿、川内口を受取、瀬目が峠へ御向被成候、打越殿、赤尾津殿は、直根口より御向ひ候て、瀧に陣取、云々。〔矢島記〕

直根（ヒタネ）　（才之神）（猿倉）

今、直根村といひ、百宅、猿倉、才之神を合す。川内の西南にして、直に鳥海の新山の下に居る。其溪流は伏見に至り子吉川へ入る、南流凡四里、法體川といふ。新風土記云、檜山瀑は、下直根村にあり、高さ五十丈幅三間、其狀瀧々として直下すること、一條の白布を天上より垂るゝが如し、其下流は河熊川に注ぐ。○猿倉は、川内の南凡一里半、直根の西偏に屬す。溫泉數所に涌き頗盛なれど、もと幽寂の境にして浴客少し、西南に鳥海山を仰ぐ。

百宅（モモヤケ）　（法體瀑）

今、直根の屬にして、最鳥海の山根に迫れり、此より飽海郡（庄内）升田への間道あり。○地誌提要、七釜瀑は百宅村山中にあり、巖崖七層、高各八九尺より一丈餘に至る、每層潭をなす、下流白瀑となり、法體川に注ぐ、高凡十五丈、幅凡二間、法體瀧は高十六丈幅五間。戊辰の歲、秋田藩は、莊内藩を伐つべき朝命を奉ず、閏四月下旬、秋田の隊長梅津小太郎、矢島に至り、鳥海山の險を經て升田口に入らんとす、莊内兵の支ふる所となり果さず、七月下旬に至り、三崎百宅院内の三道より莊軍來り犯す、百宅口は、廿八日莊軍の破る所となり、矢島城陷る。○矢島十二頭記「慶長五年の秋、矢島四十人衆、酒田の志田殿の下知に隨ひ、誓文書いて、百宅の山入、田また越をして逃りたり」云々、田また越とは、今の升田柴倉越の舊名に似たり。

篠子（ジネコ）　（笹子）

今、笹子村といひ、川内の南二里、子吉川の源此に發す。山道は、南に甑峠を踰え、最上郡及位村大瀧に達す、東に山伏峠を踰え、雄勝郡院内銀山に達すべし、各六七里許。又東に立石峠を踰え、仙道を過ぎ、雄勝郡西馬音内に到るべし。○篠子は、羽陰史略に篠根子につくる、篠を土俗ジネと唱ふるにて、篠竹を地竹と訛る。一書に遺子に作るは、其故知れず。篠は、和名抄、志乃（神功紀志奴）小竹散々ともありて、俗用の笹字は、古書に見えず、何の比よりの流通にや。

（笹根子）

永慶軍記云、天正十九年、岩屋右兵衛朝繁、山形殿に暇をこひ、由利郡へ歸らんとする所に、舍弟播磨守朝祐より飛脚到來、最上川を船にて下り、酒田の湊より、金浦を餘所に見て、舟にて歸られて候へと告たりけり、朝繁是を聞て、風波心に任せざる折から、舟にて廻らん事もよしなく、三崎の難所馬の通ひなければ叶はず、山北を通て、西馬音内に討れんよりは、矢島こそ道も近くあれと、尾花澤、柏木原を過ぎ、能登川を渡りて、及位の宿より笹根子海道の難所を通り、矢島五郎が領内を打過て、日數八日にして岩屋の城にぞ着にけり、云々、由利の郡矢島先方の武士、先年仁賀保に討洩されし四十騎の面々、慶長五年九月、一揆起し、上杉黃門の臣、酒田の城主志田修理亮が許へ「今度、矢島本領殘らず鶴姫に宛行はるべし」と、百宅の山入田股越して申送り、八森の城へ押寄、一時に勝利を得しも、日をへて會津負軍と聞しより、笹子赤館に籠城す、去程に、仁賀保の人々、酒田落城して歸陣し、先手民部坂の上に見えければ、一揆のもの共驅出、我々武運盡ぬる上はとて、一同赤館に引退きけり、此赤館は、瀬目峠、家の森、竈地山とて、三方に道ありといへとも、並びなき難所なれば、四十騎のもの共三方に手分して相待たり、仁賀保兵庫頭、十月十二日より攻寄、俄に作りたる外郭の塀役所、火矢を以て燒破る、云云。

庄内古事抄、元和八年石澤作左衛門覺書云、丑年、由利の内ぢれこと申所に一揆おき、城こもり申候を、東の方より破候、同年、仙北大森の城、秋田由利の衆攻申候時、搦者手は二の丸迄打破申候。

新風土記云、上笹子村に金坑、銀坑、鉛坑等あり、昔時は相應の出鑛もありて繁昌せり、方今皆癈坑なり。○笹子金山は、最上庄内矢島三領の交界なる、丁嶽の下にあたる。

山伏峠（ヤマブシ）　（丁嶽）

或は、松本峠といふ歟。○風土略記云、由利郡矢島領遺子村、家百軒程あり、最上郡佐樹まで六里の中央に、山伏峠ありて、兩郡の境とす、又女コシキ、男コシキといふ山あり。

子吉川（コヨシ）　（境川）

由利郡の主水脈にして、其上游には矢島川といひ、北流、福田鮎瀨に至り、鮎川、石澤川を容れ、川口に至り芋川を合せ、本庄市街の北を、西に向ひて流れ、大洋に注ぐ。海口には古雪湊と呼ばる、長凡十五里。矢島川の源谷に於ては、丁嶽、甑峠（小子鬼山）等の諸澗は、まづ笹子川の一派となり、鳥海山の直根川と相合ひ、初め幹河を爲す。矢島町の大地標高凡六十米、以下七里舟楫僅に通ず、福田以下三里は稍自在なり。○按、新風土記に、子吉川、一名境川、舊時、本庄龜田兩藩の分堺とする所なればか、

とあれど、切實ならず。往昔、飽海河邊二郡の分堺をなせるなればならん。

瀧澤（タキサハ）

もと鄕名にも呼び、矢島の北、子吉鄕の南にして子吉川の兩岸に涉る、今、東西の二村名を建つ。瀧澤殿、矢島諸頭記に見え、由理中八郎の孫裔にて、十二頭外の一家なり、其館址は、東瀧澤村前鄕にのこる。○矢島十二頭記、瀧澤館、瀧澤刑部と申、幾代と申事不知、乍去、由理の中八郎殿の末葉には紛無之、鳥海山へ鉢を納め候にて知申候、最上源五郎殿御旗下になりて、由理五萬八千石の內、四萬八千石は豐前殿に、一萬石は瀧澤知行候處に、元和八年、最上殿御潰被成候時、瀧澤殿も潰れ申候。

最上義光分限帳　瀧澤領　由利中檢地

本地三十一萬千八百二束苅

此米四千百十三石五斗七升七合

出目六百八十二石一斗八升三合五夕

此米（脫漏）

苗代七千八百六十六束苅

此米百二十石二斗八升六合

本米四千五百二十八石二斗六升三合

出米八百八十六石五斗六升八合

屋數七百三十三軒　家數七百七十

野手
山手　合七石一斗四合

漆木二千三百九十一本

右之外、荒地四千四百九束苅、村々に在之、

川西（カハニシ）

又、米山といひ、今、吉澤、森子、明法、黑澤等と相合せて、西瀧澤村と改む。矢島の北二里半、前鄕の西南なり、此にも由利氏を說けり。○新風土記云、根城館跡は、川西村に在り、由利仲八郞政春の築く所なり、政春始め西目村濱館に住す、正和四年、小石鄕根城館に移住す、正中元年三月、伊勢居地鳥海彌三郞根城を圍み、政春を殺す。○寬知集の、由利五十村の名字に、河向、河東、河西等あれど、後世、その河向河東の名なし、河東とは東瀧澤にて、河向は小友村にあらずや。

森子（モリコ）

今、西瀧澤村の大字にて、明法と共に、前鄕の西にあたり、鮎川村に隣る。八乙女神社あり、鳥海山の遙拜所とす。

新上條（シンジヤウデウ）

今、東瀧澤村の大字にて、前鄕の南、前鄕矢島各一里半。

矢島十二頭記云、永祿三年、矢島殿より瀧澤殿を攻る時、先陣は平根與左衛門、高名す、石澤後詰被成候に付、勝負なし、矢島殿勢廿人討死仕、雙方相引、陣場は上條なり。○新風土記云、明治戊辰七月下旬、賊軍（庄內兵）矢島を陷れ、吉澤村に至る、頻に北進の勢を示す、八月朔、官軍吉澤村に迫る、賊兵山林に撒布して防戰し、日暮、進みて川を涉り新上條村に入る、此夜、官軍は刀槍組を以て新上條の賊營を衝きしが、賊急に民家へ火を放ち防戰し、官軍地理を得ずして死傷多く、進擊する能はざるを以て、退て前鄕村まで引揚け、尋いて濱手危難の報を聞き、本庄城下まで引揚ぐ。

前鄕（マヘガウ）

今、東瀧澤村と改め、曲澤、大水口、久保田、五十土（イカソチ）、新上條等を合す、本庄を去る四里、東北は石澤村に隣る、瀧澤鄕の親里なり、其館址存す。

新風土記云、由利仲八郞維平の子維久、建曆中故あり飽海郡へ移り、其子正重、正應中再由利西目に遷住、其子政春、正中年間、鳥海彌三郞の爲に川西に殺され、其子孫民間に流浪す、應仁年中、鎌倉府の許可を得て、瀧澤鄕を領知す、之を瀧澤仲八郞政久とす、政元、政安、政家と連續す、政家、文祿年中、十二頭の諸將と共に矢島氏を亡ぼししに、矢島殘黨蜂起瀧澤を襲ひ、政家自害す、其子仲藏、最上山形へ登り、出羽守義光に奉仕し、其子を刑部政道と云ふ、慶長八年、當郡義光の領地となるに及び、政道舊領瀧澤の城主となり、一萬石を領す、慶長十四年、政道家臣等の爲に害せらる、其弟家跡相續、兵庫頭政範と稱す、元和八年最上家沒落の時に、政範亦此地を退去す、依て廢城となる。

高壹萬石　瀧　澤　兵　庫（最上分限帳）

二十騎　弓十張　鐵砲五十挺　鑓百二十本

庄內古事抄、慶長六年、瀧澤主膳惟仲の書翰あり、前の仲藏にあたるか。

(瀧澤城址)

中山鄕（ナカヤマ）

和名抄、河邊郡中山鄕、○今詳ならず、恐らくは由利郡石澤川の溪中にあたり、雄勝郡への通路に由れる村里歟、卽、河邊郡の舊域の南極にして、飽海郡由理餘戶に隣接す。法內に、中山八幡宮あり。

國郡志に「河邊郡中山、按遊覽記、由利郡矢島東有中山村、屬矢島莊、蓋是」と述べたれど、矢島の溪谷を河邊郡とするは、形勢合はず。

天平寶字三年紀に、助河驛（スケカハ）あり、蓋、陸奥國玉造郡より、出羽國最上郡雄勝郡を經て、由理秋田の兩城に到るの驛家を定められし者にして、助河とは、

建置沿革考、天平寶字三年、九月、始置出羽國雄勝平鹿二郡、玉野、避翼、平戈、横河、雄勝、助河（スケカハ）等驛、按、此條脫誤ある可し、玉野避翼平戈三驛は最上郡なり、横河助河は平鹿郡なる可し、皆秋田城に通ずるの路也。○今按、横河は雄勝郡なり、助河の一驛を以て秋田へは達し難し、由理柵へは方に一驛路なり、助河は當に河邊の郡內たるべし。塚本氏は、前行に「始置雄勝平鹿二郡」の文あるに拘執して、横河助河を平鹿郡內歟と疑へるは誤れり。秋田由理の二城は、旣に海道飽海河邊二郡の驛路に由る、今の新驛は、雄勝を經て由理に至る者のみ。

恐らくは、河邊郡中山鄕の山站ならん。今其驛址を傳へずと雖、玉米、下村の間に求むべきに似たり。又、由利

(助河)

土豪の一家に、小介川(コスケカハ)氏あり、舊誌に、其邑里を明記するものなしと雖、其在名の家號は、諸書に散見す。助川とは、蓋鮭川の義にして、鮭に大介小介の異號あること、常陸國助川郷に合考すべし。されば、國史に助河驛といへるは、方俗に小介川といへる邑里に外ならずと悟りて可なり。

矢島記、永慶記等に、小介川孫次郎、小介川攝津、小介川治部(天正十三年最上義光文書に小介川治部少輔)などあり。風土略記には、小介川氏、矢島館に居たりと爲す、矢島の一門たること疑なし。慶長八年以後にも、小介川瀬兵衛とて、楯岡豊州に隨從の地侍あり、或は芥川に誤る。

石澤川(イシサハ)

子吉川の一支源にして、雄勝郡院内銀山の陰なる仙道村に發し、北に流れ田代を經て玉米村に至り、西に折れ石澤村鮎瀬萬願寺に至り子吉川へ入る、長凡十[illegible]里。

石澤川の源なる仙道田代の二村、今雄勝郡の管内とす、山川を異にすと雖、雄勝郡治へ近ければなり。

玉米(タママイ)

或は到米(タウマイ)、賜前(タマヘ)に作り、石澤川の山谷の汎名なり。

今、雄勝郡仙道田代を上玉米とし、中玉米は即今の玉米村なり、次は下村也。玉米殿は、矢島記に見える「玉米殿、小笠原信濃守とも、若名介兵衛とも申候」云々。玉米村の館前(タテマヘ)、館合(タテアヒ)を其舊邑とす、本庄八里、横手八里。

矢島記云、玉米の領主、小笠原信濃守義滿殿に、男子無之、仙北の山田五郎殿の三男小介と申を、聟名跡に御呼候、其後、信州殿に男子出る、信州殿は須郷田村へ隱居して、平城をかまへ居住す、然處、信州殿家老杉山宗右衛門心替にて、永禄二年十二月、小介殿を謚取山田へ遣す、同三年五月、山田殿大軍を發し、杉山案内にて信州殿を責る、信州殿自身働き討死す、嫡子介之進殿山田へ生捕、其後、小松計策にて、介之進を山田より遣出、永禄六年の秋、玉米養田の館を築、七年正月十五日の夜、山田五郎殿より養田へ押寄、玉米無勢にてすでに養田の館おつべき樣子に御座候處に、西馬音内より無事を入る、矢島五郎、元龜元庚午九月十七日、大勢を催し玉米信州殿居城、水上城へ押寄、下村内藏人との後詰のよし聞候て、五郎引取申候。○玉米は、由利雄勝の通路にあたる。

奥羽永慶軍記、天正十年八月、由利勢は、家々の旗をさゝせ、大津山に陣を取る、小野寺是を聞、其勢八千餘人、家々の旗風に靡し、敵陣に取懸りしも、小野寺の負軍也、

大津は、大澤の誤にて、館前と大澤の境峠(サカヒ)をいふごとし、古郷名の中山も之を指すか、近世は之をばアンササ峠ともいふ。

東遊雜記云、老方村を出てアンサ、峠あり、頂を町屋とす、左右を見るに、山連々として見る目もおそろしき深山なり、生駒侯の御知行所高八千石にて、方十里ありと云ふ、大澤より東、又田野開けて人里も多し、案内に出るものは庄屋名主なるに、此邊には無筆の者あり、言語も解し難し。

黒淵(クロフチ)

今、玉米村の管内なれど、館前の南二里、山谷雄勝郡田代村に連なる、(田代は即上玉米なり)、七面山(シチメン)あり。

老方(オイカタ)

今、藏(クラ)、法内、宿等を合せて、下郷村(シモガウ)といふ。館前の西半里、更に半里を藏といひ、下村館址あり。この下郷、下村といふは、ともに玉米の區分に出づ。

矢島十二頭記云、下村殿(シモムラ)、小笠原藏人、若名彦六と申すなり。○新風土記云、下村館跡は藏村にあり、岩館の諏訪神社の社地なり、館主は下村彦次郎とて、十二頭の内なり。○語傳仙北次第(元祿中原撰)、慶長三年秋、大谷刑部少輔殿代官三人、北國より、秋田仙北迄めぐり候な、仙北にて討果申候、又、大谷殿由利へ下着、先手百騎、玉米下村にて、一人も不殘討取とも申候、大谷殿一分にて不叶、最上由利秋田等の加勢にて、仙北へ打入、大森を被責候と雖落城せず、横手屋形より御訴訟ありて、霜月歸陣。

法内(ホフナイ)

新風土記云、金峰山は下村郷法内村にあり、領主より祭料として田地千刈寄附し、別當を極樂寺と云ふ、羽黒派の修驗なり、平鹿郡保呂波山(ホロハサン)の脇口にして、藏王神を祭り、午王符を出す、八幡宮は、元中山(ナカヤマ)に在り、元和七年、今の地に移されたり、天和二年、領主生駒家の臣小介川治郎右衛門、法内山より材木を伐出し、下村郷、法内藏宿(ジユク)三个村にて再建す、安政年中も其例による。○宿をば、俗に宿大琴村とも呼ぶ、宿とは古の助河驛の遺唱に出づるにあらずや。

十二頭記云、元龜三壬申四月上旬、下村の領主小笠原内藏人殿の根城へ、石澤作左衛門殿押寄、内藏人家來に眞木新左衛門、鐵炮上手にて、敵七人まで討落、其日は軍なく、石澤勢大琴山に陣を取り、其翌日未明に押寄る、云々。

石澤(イシサハ)

今、石澤村といひ、柳生、烏川、鮎瀬、烏目田等を合す、下村郷の西、前郷の北にあたり、本庄を去る三里、小驛市を成し、館(タテ)と呼ばる、石澤館址あればなり。子吉川其南を流れ、近地に一温泉あり。

新風土記云、石澤館は、昔當郡十二頭の内なり、其子孫、元和年中に莊内酒井家に仕へ、今に連綿す、太閤秀吉の判物あり、

出羽國由利郡石澤村三百九十八石五斗事、令扶助訖、
全可領知也、
天正十八年十二月二十四日(判)
石澤二郎とのへ

矢島十二頭記云、石澤殿、作左衛門殿とも申、何代とも

知れず、文祿四年潰れ候、此時潰れ候衆中は、作左衛門、潟保外記、鮎川筑前、玉米介兵衛、下村彥六、太閤樣より御潰し被成候。

庄內安倍氏筆餘云、由利黨石澤作左衛門書、慶長六年丑四月廿四日、坂田を、最上由利庄內仙北の軍勢を以て御破りの時分、搦手の者共二三百召連、北の方より破入、云々。

野史云、天正十年、由北小野寺景道之朝京師也、以子義道爲留後、在橫手城、狐疑國人、命收質子、由利黨或遣志於秋田、初石澤氏母、矢島下村玉前三氏約女、及赤尾津、岩屋、仁賀保、擊越、瀧澤等子弟爲質、皆在橫手、石澤母及赤尾津等五人質子、遺書自殺、於是、赤尾津左衛門、打越孫二郎、仁賀保重擧、芹田重淸、石澤左衛門尉、瀧澤刑部助、淵名親成、玉前式部、下村彥二郎等兵總二千、八月、揭旗於大澤山、(永慶軍記)。

川合(カハアヒ)郷

和名抄、河邊郡川合郷。○今、由利郡打越(ウテエチ)、岩谷、小友の舊名なるべし。南打越村の大字川口は、芋川と子吉川の會流にあたる。されば、飽海郡由理郷(今の本庄)と水を隔て、其北東の村里なりと知らる。

小友(ヲトモ)

(荒町)(乙友)

近世、鄕名にも呼びたり、石澤の北、子吉川の東岸なり。今、館前、金山、荒町(アラマチ)、三條、二十六木、萬願寺等を合せて、小友村と改む。(今、西岸を子吉村とするも、中古には兩岸に涉りて小石鄕といへるごとし)

風土略記云、今小友鄕小友澤村に、稻荷神社あり、往古は乙友(ヲトモ)村と稱して、小石鄕に屬す、今は子吉といふ、小石の轉語にや、南朝より、飽海郡吹浦兩所宮へ御寄進の地なり、兩所とは大物忌と月山とをいふ、大物忌神社へ御寄進の地に、倉稻魂命を祭る事、寔に故あるかな、

奉寄進、出羽國一宮兩所大菩薩、由利郡小石鄕乙友村事、

右爲天下興復、別陸奥出羽兩國靜謐、所奉寄進之狀、如件、

正平十三年八月晦日　從一位行內大臣源朝臣

大澤(オホサハ)

今、小友村の大字なり、元和中、江戶幕府の執權本多正純の左遷幽居したるは、此里ならん。○矢島十二頭記云、元和八壬戌年、本多上野殿、由理中御知行被成候て、御下向被遊候、同年御領國衆入被成候、同九年亥之夏中、大澤千石の所へ御所かへ被成候。○本多上野介正純は、野州宇都宮十五萬石を囘收せられ、由利五萬石を賜り下國せしが、其封を辭し、村居して謹愼す、寛永元年、更に府命ありて、山北橫手(ヨコテ)へ移され、佐竹氏の監護をうく、橫手正平寺を合せ見よ。

二十六木(トトロギ)

(轟)

今、小友村の大字にて、本庄を去り一里、石澤へ二里、雄勝道路にあたる。十十六木(トヲトヲロギ)とは奇字といふべし、或は廿六木につくる。

慶長三年秋、太閤秀吉薨、大谷吉隆爲出羽巡撫使、遣人馳廻山北、山北人作亂、卽發山形及仁賀保芹田淵名等兵、總一萬人、先遣子弟、岡本、石澤、吉隆自隊已到大澤、小野寺道親等出高寺(タカテラ)、迎戰、玉前下村等內應、擊破前隊、而拒于下村寨、吉隆大怒、進到大澤高寺、[illegible]營、時小野寺康道據大森、秋田戶澤六鄕氏分作三隊、圍攻大森、十月、吉隆傳令薄壁、芹田子吉等擊陷高寺、諸從門進、康道擊卻之、歷旬日遣僧乞成、吉隆回軍。(野史)

川口(カハグチ)

(打越)

今、土屋、谷地、福岡、橫山、柴野、大浦等を合せ、南打越(ミナミウテエチ)村といふ。本庄町の東に子吉川を隔つ、內越館は、川口の東なる長者屋布に存れり。

風土略記云、內越館は、內越鄕長者屋敷村にあり、柴野村の近所にして、川耳にあり、義光物語、內越孫次郎、六十五人とあり、一記に、打越左近三千石、寛永十二亥年死去、上り高とあり。○矢島十二頭記云、打越殿、太郎、若名孫四郎、宮內少輔殿、今龜田領打越にて、二千石知行被成、其後、關東へ國替にて、又千石御加增にて、矢島へ元和九年に下り、寛永十一年逝去、子無之、跡不立、潰れ申候。○鐵泉誌云、岩倉鐵泉は、福山村岩倉(イハクラ)にあり、鹽類泉、熱六十六度、源泉は方六尺深數丈にして、其底を測る能はず、此泉は、往昔、由利の豪族打越左近居る所の館傍に涌出せしが、打越氏滅する後、天明中、其藥師堂を別處に移すに及び、更に今の地に涌出すと云ふ。

(岩倉)

石脇(イシワキ)

今、本莊町の管內なれど、古雪川の北岸とす。卽、川口の西に芋川を隔て、秋田驛路にあたれり、新山(シンザン)と稱する一丘あり、上に一祠あり。

平岡(ヒラヲカ)

今、中館、深澤、黑瀨、赤田等を合せて、北內越村と改む、川口の東北一里半。

平岡の東南に、笹森山、東光山あり、山下を赤田といふ、上川大內への間道あり。

(內越)

新風土記云、內越(ウテエチ)、打越とも書く、館主を打越左近と云ふ、平岡に居館を築き、寒風館と云ひ、十二嶽の內なり、又、岩倉館(福山村字長者屋敷)に住せし事もあり、其子孫打越孫四郎とて、天正の頃に其名顯る、慶長七年當郡最上氏の領となりたる時、仁賀保氏と共に、常陸國に移さる、元和九年再び當郡へ還り、矢島に住し、三千石を領す、寛永十二年、左近死して嗣子なく、家跡斷絕す。○大寶寺義氏の書狀、內越なば小介川(矢島方ならん)より略取したる由、見ゆれど、字句誤謬ありて詳にし難し。

態々來翰、委披覽、本望候、仍就爰元之仕合、頓速被及音信處、依路次不通、從半途罷歸候事、誠懇意不淺候、隨而內越之儀、小介川方被則候はゝ、事覺知候條、今更非驚候、然者其表之儀、無他事被遂奉公之由候、頃菜之儀若罷候間、自他之別、枚林改候條、不存前後故、不及其意候、尤左樣首尾候間、此堺不被替筋目、

猶於入魂者、可爲大慶候、猶巨細旨從竹井可被申越候條、不具、恐々謹言、
卯月十八日(天正中)　義　氏(花押)
鮎川山城守殿(羽柴氏大寶寺文書)

岩谷(イハヤ)

(岩屋)

今、德澤、麓、米坂、大倉澤等を合せて、岩谷村といふ。內越の東北にして、小驛市を成す。本庄を去る三里、龜田へ一里半許、或は岩屋につくる。矢島十二頭記云、岩谷舘、忠兵衛とも內記とも申候、何代と申事知れず、知行所は、今龜田の、岩谷、打越と續申所也。○風土略記云、岩谷は由利十二黨の內なり、內越邊岩谷村に本楯といふあり、一記に、岩谷右兵衛後に左兵衛といふとあり、三千石の領主にして、元和八壬戌年沒落す、本楯と云ふは、何方に對したる名にや、麓村諏訪明神、古社なり。

最上義光分限帳　由利中檢地　岩屋忠兵衛領分
本田六萬九千三百四拾三束苅
　此米九百三拾九石八斗八合二夕
出目一萬八百七拾六束苅
　此米百四拾八石三斗六合
苗代千八百拾七束苅
　此米二拾七石六斗一升八合
畠拾四石二斗一升五合
出目六斗七升三合
本米九百五拾四石二斗三升二合
出米百七拾六石三斗二升四合
屋敷百四拾四軒　家數百五十三　此米三石八斗九升
鮭九本　但留役
漆木五百七十四本
　右之外荒地六千四百三十三束、村々に在之

新風土記云、岩谷舘跡は、岩谷町にあり、元龜天正の頃に、右兵衛朝策、或は播磨守朝祐、或は重次郎と名乘る人ありて、處々の戰陣に出張せり、慶長年間、岩谷右兵衛、三千石にて最上義光に仕ふ、元和八年、最上家沒落の際に此地を退去せり。

德澤(トクサハ)

今、岩谷村の大字とす、德澤川とは、芋川の一名なり、之を過ぐれば也。

邑知鄉(オホチ)

(川大內)

和名抄、河邊郡邑知鄉。○今の由利郡上川大內、下川大內にあたる、卽、川合鄉の北にして、芋川の上游とす。

邑知は、於保知とよむ、同名平鹿郡に在り、又能登國に在り。此に、川大內といふ、川內に同じ。河邊郡の邑知なれば、之を比隣の平鹿邑知に分たんがため、川邑知といひ、更に川大內、川內となれるごとし。

新澤(アラサハ)

今、下川大內村と改め、中帳、高尾、中俣、松本、葛岡、平岫等を合す。岩谷の東北一里、此より尙東北三里にして、雄物川の邊なる新波(大正寺村)に達すべし。

(高尾)

新澤、高尾の北嶺を、高尾山といふ、山下に金峰藏王神を祭り、俗に保呂羽山の本宮と談す、近世神領十石。○一書に、和名抄河邊郡田郡鄉とある、田郡をタコホリとよみ、高尾に擬したり。されど、タコホリの訓の疑ふべきのみに止まらず、此山中は邑知鄉內なれば、田部鄉に援引すべからず、田部の訛かともいへり。

小栗山(ヲグリヤマ)

今、中田代、岩野目澤、羽廣等と合せて、上川大內村といふ、新澤、葛岡の東南にして、芋川の源なり。東嶺に屋敷森、祖父森等ありて、仙北の外小友村、大澤村に分界す。龜田領藩政の時に、川內通、又川大內通といへるは、今の上下の二村なり。

(川內)

羽廣(ハビロ)

今、下川大內村の大字とす、其東南に保呂羽山あり、て、平鹿郡に屬し、仙北由利の大祀と仰がる。本庄の東五里、新澤の東南四里。

風土略記、保呂波山神社、羽廣村に在り、平鹿郡保呂波山の裏口にして、領主岩城家より社領三十石を附す、當社より出せる午王卷數に金峯山と記す、保呂波山は金峰山と同體なるか、俗に下居堂といふ。

芋川(イモ)

由利郡東北の巨浸にして、第三紀層の高原を洞流す。其遠源は、保呂羽山、幷びに日住山、笹森山に起り、北流、小栗山を經て西北に轉し、高尾より來る小關川を容れて、西南に折れ、岩谷、打越を過ぎ、川口に至り子吉川に歸す、長凡十里、一名德澤川といへり。

田部鄉(タノベ)

和名抄、河邊郡田部鄉。○今詳ならず、原書、田郡は田部の譌なるべし、田部の名、諸州郡に多し。其地は、由利郡龜田、松崎などに擬すべく、川合鄉の西北なり。

天平九年紀「持節大使兵部卿從三位藤原麻呂等言、以四月一日、從部內色麻柵發、卽日到出羽國大室驛、出羽守正六位下田邊難波、將部內兵五百人歸狄一百四十人、在此驛相待、以三日與將軍東人、共入賊地」もしくは此國守田邊の氏號に取る歟。

松崎(マツガサキ)

今、松崎村といひ、本庄の北三里半、秋田驛路にあたり、龜田の西一里半なる海濱とす。

新風土記云、松ケ崎村、龜井山八幡宮は、龜田城主岩城家の氏神にして、初め奧州岩城郡飯野山に勸請し、社領八十八町を寄附せり、元和九年、岩城家當郡に移封せらるゝに及び、寛永元年、龜井山に淨地をトし、永く岩城家の守護神となす、社領三十石。

親川(オヤカハ)

今、神个澤、藍川の諸村と共に、松崎の管內とす、松崎の南にて、石脇本庄に至る沙濱に屬す。

龜田(カメダ)

今、龜田町といひ、四邊の諸村里を合す。本庄の北東五里、山間の大邑なり、人口凡五千。舊名を赤尾津といひ、由利十二黨の一なりしが、近世、岩城氏の藩封と爲り、龜田と改めたり。溪流を衣川といひ、西

（赤尾津）

に流れ松崎に至り海に注ぐ。

龜田は、古書に其名を聞かず、岩城氏就封の後の改名に出づ。進藤氏風土略記に、赤尾津を以て本庄の舊名かと論ぜられしは失考なり、同書本庄の條に曰く、

　蔭高し復の上に三年の松（山本宗佐記）

といふ句、その詞書に「赤尾津山城に於て」とあり。最上殿軍師一雲より宗佐へ遣し侍る書狀「赤孫殿、彌藤次殿、御登之由、御太儀に候得共、可然御事」と有、赤孫は赤尾津次郎の略成るべし、慶長年中の事也、或は曰く、本庄の古城主を赤尾津殿とも稱せしと、又、龜田領蜷田村に赤尾津八幡といふあり、興善寺を赤尾津殿菩提所とも言ひ傳へり、按するに、赤尾津殿、本庄龜田二城を要害とし、當所を本城とせられけるを、後に城を庄の字に書き改めけるにや、津とは船着の所を云ふ、龜田は船着にあらず、本庄は船着なり、之を以て考ふれば、當城は赤尾津殿本城にして、龜田の城には同姓を置かれしならん、續太平記二十九卷、當國軍勢を催されたる中に、由利、仙福、戸澤、六郷、金田、本堂、仁嘉保、打越、大梵寺、酒田とあり、金田本堂は龜田本庄の誤にや、（金田本堂、國人の内に見えす、）

この論中なる金田は仙北の增田なれば、龜田と相涉るべからず。赤尾津氏は、慶長八年、舊邑沒收せられて終に絕家す、本庄（古雪、新赤尾津）と涉る所なし。

最上義光分限帳　由利中檢地　赤尾津領

本地百九萬八束五把苅
　此米一萬五千五百八十二石八斗五升四合
出目二十一萬五千四十束八把苅
　此米三千百九十二石七斗六升七合四夕
苗代二萬八千八百十六束四把苅
　此米四百五十四石六斗八升一合八夕
畠百九十一石六斗九升四合三夕
出目五十一石五斗六升六合
　本米一萬五千八百十五石六斗四升三合四夕
　出米三千七百九十八石一升七合四夕
屋敷四千五十八軒　家數四千六百四十九
野手山手合錢四百十二貫九百六十文　但由利錢也
竈役之鹽千百二十八俵一斗九升　納三斗二升入
漆木五萬千四十八本
炭四百八十八俵　竈役之炭也
　右之外代物十二貫文　但由利錢也
獵船九十三艘　但一艘に付君魚は八十本鱈は四本宛
　此外錢二十四貫文
鮭三十六　村留役
夜廻錢百九貫五百文　但內市由利仁賀保
　右之代物五百五十八貫四百文
右之外
荒地九萬二千五百六十三束四把苅　村々に在之
荒畠一萬石五斗五升

永慶軍記云、山北大曲城主前田又左衞門道信は、小野寺幕下の將也、天文元年、由利の赤尾津羽川と戰ひ、流矢に當て死す、其子又二郎、天文十年、由利に働き赤尾津羽川が館に押寄、牛角にして歸陣す、是を始として、每年羽川赤尾津と戰ふ、終に元龜三年、赤尾津左衞門を討取、天正二年に、羽川二郎を討取、年來の欝憤を散したり、同十年、山北衆上洛の隙をや伺ひけむ、赤尾津が一子二郎、羽川が一子金剛丸を大將として、由利勢大曲の城を攻め落す、前田兄弟神宮寺の城に引取、後終に亡滅す。○赤尾津は赤宇津（矢島記、羽陰史略）、又赤津にも作れり、

（赤宇津）

津輕一統志云、豐臣秀吉公の時代に、津輕より獻鷹の事あり、當時の使者の驛次宿泊の朱印狀に、秋田領湊（土崎）の次に

　ゆりの內　あこつ
　にかふ分領　ふるき

天正十□年八月廿日、前田利家より南部信直の狀に「秋田表、從赤津合亂入、其競、以津輕及行、御家中にも致逆之輩有之由、粗其聞候（中略）、秋田之儀、當年は爲御藏納、貴所に上杉方より遣奉行、被爲所務候樣にと、被仰出候」（南部文書）

（赤津）

南部家寬政記錄に、天正十五年、南部家の使者、京都より歸國の時、酒田浦に着し赤澤より途を請て仙北へ出し由を載す。赤澤は赤津の誤寫なるべし。又、大寶寺文書、義氏、天正中の手簡に、多く赤宇曾とあり。

（高館）

龜田城址

二あり、一は高館といひ、赤尾津氏の舊壘なり、一は龜田陣屋にして、岩城氏の居れる所とす。

最上義光廿五城の一を高館といふ（分限帳、家譜）、此地。風土略記、赤尾津殿の居られし高館は山上に在り、岩城殿は高館の下に築かる、云々。○柞山峯嵐云、元和九年、岩城吉隆赤尾津へ入部し、龜田と改む。○按、岩城吉隆、幼名四郎次郎、其父貞隆、實は佐竹義重の三男なり、寬永三年、佐竹の家を繼ぎ、秋田少將義隆と曰ふ、岩城の家には、弟左兵衞宣隆之を繼ぐ、一書に曰く、寬永中、秋田家へ幕命あり、龜田は秋田の分家の格たるべしとありければ、是より武鑑にも、秋田龜田を並べ記さる。然るに、其後、二藩の間に山野の爭論あり、又、伊達家の門葉より龜田へ養子相續等の事ありて、秋田龜田の交際疎遠になり行きぬ、云々。

新風土記云、赤穗津高館城址は、高城山の麓にあり、東西百間許南北七十間許、應仁元年、鎌倉より十二人の武士を下し、當郡の地頭となす、其中なる赤穗津孫九郎此處に住す、其子孫、元龜天正の頃より、慶長の初まで、孫次郎、孫八郎と稱する者あり、慶長五年の亂、孫八郎、

最上義光に會して山形に在り、異心を抱き、告けずして當に歸邑す、後義光孫八郎の罪を糺し其地を沒收す、同八年、義光の臣楯岡豐前當城に鎭す、同十五年、當城の狹隘なるを以て、子吉鄕に新城を築き、赤尾津の町家寺院等多く之に從て移る、元和八年、最上氏國除かる、豐前守も退去す、同九年、岩城修理大夫吉隆、信州川中島より二萬石にて移封せられ、龜田陣屋と稱す、嘉永五年、陣屋を昇せて龜田城と稱す、明治元年、奥羽列藩に同盟して王師を拒みたる罪に依り、祿高の内二千石を削らる、同二年封土を奉還す。○秋田沿革史大成云、戊辰役七月、龜田藩の進退疑ふべきもの多し、官軍庄内口へ進發にあたり、一書を投して之を試みる、

一翰相投候、其御方事、此度不審之趣有之候に付、討入之手筈相棠罷越候間、其御用意可有之、乍併、何ぞ申開きの廉も有之候はゝ、急速御重役一人、拙者共旅宿迄可被罷出、其節委細可及御尋問候、以上、

辰七月七日　　奥羽鎭撫總督府軍監役　某々

岩城殿御重役中

今般、羽州庄内御征討の趣奉窺、小藩微力とは乍申、元來勤王の御趣意一途に相心得罷在候に付、不苦儀に御座候はゝ、御追討爲先鋒二小隊出兵仕度奉存候間、以格別儀、御許容被成下置候はゝ、孰れも相擧て抽忠功度奉存候、此段具向可然御執達奉願上候、以上

七月八日　　大塚織部　大平伊織

岩城左京太夫家來

已にして、三崎表の官軍利あらす、龜田藩の擧止常なし、八月六日軍議、龜田藩の裏切も難計、到底本庄の營を保持し難し、因て總軍長濱に退き固守すべしと決し、直に引揚ぐ、而も、本庄の賊巢たらんことを恐れ、火を放ち去る、此日、龜田藩主岩城右京大夫隆邦は、漁船に便し、從士四五人を從へ、石脇より乘船、仁賀保平澤へ上陸、夫より鳥海越なる酒井兵部の陣所に至り、兵部に面會し、翌日三崎を經て庄内に入る。

藥王寺（ヤクワウ）

風土略記、滿願山藥王寺、眞言宗にて、寺領百石、岩城氏の祈願所也、菩提處を曹洞宗、龍門寺と云ふ、寺領百石。○按、藥王龍門の二寺、皆岩城郡より移す。

道川（ミチカハ）

今、道川といひ、二古、君野（キミガノ）、勝手を合す、松崎龜田の北一里半。西は大海にのぞめり、煮鹽場あり、下濱へわたり、年々二三千石の産額ありと稱す。

（君野）

道川の東、君野（キミガノ）に瀧宮神社あり、風土略記に「寶光山大權現は、下濱道君野村にあり、大同二年、田村將軍の建立にて、七月十七日祭禮あり、土俗觀音と云ふは、本地佛と習合したるなり」とあるは、此神社の事にや。

勝手（カツテ）

今、道川村の管内なれど、其北一里、御嶽（ミタケ）と稱する一峰あり、和州吉野金峰藏王權現を勸請せる者にして、勝手は金峰の攝末社の名なり。○風土略記云、勝手村御嶽、養老元年の勸請なり、源氏物語細流を考るに、御嶽山とは金峰山を云とあり、平鹿郡保呂波山は、近郡の大山にて、山口三箇所あり、八木澤村を表口とし、當郡川内通羽廣村を裏口とし、同下村郷寶内村を脇口とす、三箇所より午王を出す、皆金峰山と書く、然れば、保呂波山は金峰山と同體なること明白なり、御嶽三所の内、勝手村を最初と云傳へり。

大泉鄕（オホイヅミ）

和名抄、河邊郡大泉鄕。○今詳ならず、恐らくは、由利郡に入り、道川村、下濱村等に擬すべし、暫く揭けて後の定めを竢つのみ。

出羽郡志云、河邊郡大泉鄕、今由利郡有今泉村、屬下濱鄕、或是、

下濱（シモハマ）

もと、由利郡北方の海濱に汎く此名あり、龜田領下濱通といへり。今は羽川、長濱、桂根、八田、若荷澤等を合せて下濱村といふ。道川村の北にして、本郡の北極とす、河邊郡濱田豐岩に隣接す。

今、稲山、黑瀨の二部落も、下濱村の管内とすれど、雄物川の左岸に屬すれば、形勢全く由利郡に非す。

羽川（ハネカハ）

今、下濱村の大字とす、道川の北二里、戰國の比、土豪あり羽川氏といふ、或は由利十二黨の一とす、秋田の南三里半。又、其系譜を設きて新田源氏と爲せど、信け難し、（新田羽川の本居は、越後中魚沼郡なり）或は羽根川（ハネカハ）に作る。

（羽根川）

新風土記、羽川館主を羽川小太郎義稙と云ふ、其先祖は新田義貞の一族なるが、義貞亡て後は流浪し、其子孫、義稙に至り、當郡羽川を領す、然れども、郎從數多にて之を扶持するに足らざれば、專ら强盜を事として年月を送りけり、天正十六年、秋田城介實季に加勢して、小野寺遠江守が先陣へ夜討し、勝利を得、其後、赤尾津の二男九郎が爲に謀られて、仙北六鄕を手に入れんと、非分の軍を仕掛て却て打破られ、其所領を九郎に奪取られ、浪牢の身と成果たり、此より九郎は當城主となり、羽川九郎と稱し、由利諸將の列に加る、德政夜話に、赤尾津九郎は、羽川小太郎を追落して其城を領し、羽川主膳正と名乘とあり、其他諸書に、羽川孫市、又羽川新助ともあり。（赤尾津に合考すべし）

長濱（ナガハマ）

今、下濱村の大字にして、羽川の北に接す。○新風土記、明治戊辰八月、官軍は長濱村山海の間に陣營す、賊兵は道川村に本營を置き、長濱に迫る、十八日、賊軍兵を兩道に分ち、羽川村を奪ひ長濱に集る、數ケ所の爭戰となり、官軍長濱羽川等の要處に宿陣す、二十九日、官軍は賊營を襲撃せんとて兩道に分れ繰出、上新屋村勝手村の間にて雙方打合となり、濱手官軍は奮戰したれど、賊の防戰も嚴しくして進兼たり、山手官軍は君野村まで亂入し放火したれども、賊は險に據り發砲するにぞ、官軍も左右なく進み難く、總勢長濱まで引揚、九月十二日、賊兵長濱村に忍を入れ火を放ち、官軍不意

を討れ、長濱を捨て敗走せしが、途中にて備を立直し防支する内、援兵を得て奮戰す、賊軍散々に潰走、續て山手の賊も敗れ、官軍尾撃して羽根川に至る、又一隊の賊兵は、雄物川に傍て、百三段新屋を襲んとせしに、長濱の敗報を聞て引退し、君野櫻澤等へ逃入りたり、此一戰の後、長濱に於ては雙方戰爭なく、同十九日、濱手の賊兵盡く引退き、續て降伏謝罪となる。

國見山(クニミ)　下濱村桂根の東北に隆起する一峰なり、卑小なれど、眼界廣し。西は大海、東は雄物河、北は秋田の府市、南は數里の驛路、一望の中に集まる。

山北

山北(センボク/センボウ)　羽後の東南の大縱谷にして、御物(モノ)川の上游なり、其平野は南北二十里、東西五里乃至三里、雄勝、平鹿、山本(近世の仙北)の三郡に分ち、形勢、羽前の米澤山形等の平野に亞比し、其大を加ふ。

山北は、平戈(ヒラホコ)山の陰の義にして、天平年中まで、夷虜の栖窟たり。平戈の山道を通し、雄勝の塞柵を築かれ、其平鹿郡を建てられしは、寶字年中に在り。されば、山本郡を拓き、以て秋田の城下に至りしは、寶龜延暦の際に在りけん。天慶二年、秋田城下、蝦夷俘囚叛亂するや、三郡幸にして事なきを得たり。而も、同四年紀に、

出羽國言、管諸郡中、山北、雄勝平鹿山本三郡、遠去國府、近接賊地、昔時叛夷之種、與民雜居、動乘間隙、成腹心病、頃年頻不登、憂在荒飢、若不優恤民夷難和、復調庸二年、將休弊民、勅復一年、又不動穀六千二百石、給三郡狄俘八百三人、

と見え、狄俘安集の邑里と爲せるを以て、爾來民夷雜居、政令これに遍からず、殆化外の棄地たり。清原氏の俘囚の長と爲り、途に割據の勢を招致せるも、其源は此に在り。

元慶二年三月、出羽國飛驛奏、夷俘叛亂、五月、右中辨藤原朝臣保則、拜出羽權守、清原眞人令望爲權掾、茨田連眞額爲權大目、三人並發遣出羽國、擬討反虜、勅令東海東山兩道諸國、擧勇敢輕鋭者、須待出羽奏請應機奔赴。○陸奥話記云、源朝臣頼義將軍、以甘言説出羽山北俘囚主清原眞人光頼、舍弟武則等、令與力官軍、光頼等猶豫未決、將軍常贈以奇珍、光頼武則等漸以許諾、康平五年七月、率子弟萬餘人兵、越來於陸奥國、將軍大喜、率三千餘人、以七月二十六日發國、八月九日到栗原郡營崗、(昔田村麿將軍征蝦夷之日、於是支營軍士、自其以來、號曰營岡、迹猶存也) 武則眞人先軍此處、邂逅相遇、互陳心懷、各共拭涙、悲喜交至、同十六日、定諸陣、押領使清原武貞爲一陣(武則子也)、橘貞頼爲二陣、(武則甥也、字志萬太郎)、吉彦秀武爲三陣、(武則甥、亦聟也、字荒川太郎)、橘頼貞爲四陣、(貞頼弟也、字新爲二郎)、頼義朝臣爲五陣、五陣中亦分三陣、(一陣將軍、一陣武則眞人、一陣國内官人等也)、吉美侯武忠爲六陣(字斑目四郎)、清原武道爲七陣(字貝澤三郎)、云々。「扶桑略記」○山北清原氏の世系知れず、清原系圖に、出羽掾令望を缺き、一本清原系圖に、肥後守深養父の五世孫、兵部大輔光方を以て、光頼武則二人の父と爲す、光頼の子を大鳥山太郎頼遠といふ。

康平中、源頼義の陸奥俘囚長安倍の族黨を伐つや、山北俘囚長清原の族黨は、頼義を援助し、以て蕩平の功を奏す、(之を前九年合戰といふ)。武則仍て鎭守府將軍に任ぜらる、其子武貞(字荒川太郎)、其子家衡、相續きて二州を威服す。家衡の時、一族不和内訌あり、源義家之を討ち(之を後三年合戰といふ)、家衡の異父弟藤原清衡を推して將軍と爲す。清衡、平泉に治邑を定め、二州を押領し、四世に傳へ、文治五年泰衡に至り亡ぶ。

地理志料云、元慶之亂、清原令望爲權掾、討賊有功、清原氏居本州、蓋昉于玆、至康平中、其裔武則、從陸奥守源頼義、平安倍貞任、以功拜鎭守府將軍、徙居陸奥、寛治中、其孫家衡、與兄眞衡有隙、與叔父武衡、據仙北郡金澤柵作亂、陸奥守源義家擊平之、以藤原清衡爲陸奥出羽押領使、其子孫終擁有本州、傳至泰衡、文治中、源頼朝東征、遣比企能員宇佐美實政徇本州。

○史學雜誌云、後三年役につきては、古來より議論あり、後三年合戰繪詞には「永保三年に起て、寛治五年に訖る」と爲す、これを計算するに、前後九年なり、これ果して後三年の役と稱すべきか、大日本史、中右記によりて、寛治元年を終極となす、されど猶五年を要し、三年役と云ふに合はず、岡田氏これを論じて、兩者の誤を辨じ、後二條師通記の「應德三年九月廿八日、殿下、藤大納言、召左衞門督、陸奥兵起事、義綱出羽可使如何」とあるによりて、兵亂の起原を應德三年九月となし、終りは大日本史と同じく、寛治元年と爲す、これを合戰繪詞及び大日本史に比するに、尤信據するに足る、然れども、この説に隨へば、前後二年にして、猶後三年の役名に合はず。

文治五年の十二月より翌年正月にわたり、大河次郎兼任の叛亂あり、其與黨海邊(アマベ)庄にも山北郡にも蜂起したり。而も、兼任は小鹿島秋田再戰の後、山北大關山の進軍計畫を變し、津輕に返り宇佐美實政を殺し、奥州路を取り平泉栗原に到りしも、鎌倉兵の來討に遭ひ敗退し、更に津輕より花山山北の羽州路を取り、再び奥州栗原に到り、途に捕虜と爲れり。

奥州故泰衡郎從、大河次郎兼任以下、去年窮冬以來、

企牧逆、或號伊豫守長經、出於出羽國海邊庄、或稱左馬頭義仲嫡男朝日冠者、起于同國山北(センボク)郡、各結逆黨、逢兼任相具嫡子鶴太郎、次男於幾内次郎、並七千餘騎向徒、向鎌倉方、合首途、其路經河北秋田城等、越大關山、擬出于多賀國府、而於秋田大方打融、志加渡之間、氷俄消而五千餘人忽以溺死訖、蒙天譴歟、爰兼任送使者於由利中八維平之許云、古今間、報六親若夫婦怨敵之者、尋常事也、未有討主人敵之例、兼任獨爲始其例、所赴鎌倉也者、仍維平馳向于小鹿島、大社山、毛々左田之邊防戰、及兩時、維平被討取畢、兼任亦向千福山本之方、到于津輕重合戰、殺戮宇佐美平治云々、二月、兼任于栗原一迫挑戰、渡北上河逃亡、云々、於外濱多宇末井梯引籠、云々、三月、大河次郎兼任、從軍皆、悉被誅戮之後、獨迫逃退、歷花山千福山本等、越龜山、出於栗原寺、云々、「吾妻鏡」

（千福）舊辭往々暢達せざる所あり、山北千福(センブク)は同言異辭なり、小鹿島に由利維平を斬り、後津輕に再戰したるは、窮冬の事なり、されば、「千福山本之方」の亦は不の誤なるべし。三月、更に羽中路を取りて奔竄せる文中に「歷花山千福山本等、越龜山」花山は津輕(外濱)と千福の間なるべく、檜山の舊名歟、龜山は最上郡の龜割山歟。

砂石集云、中昔、常州田中庄と云處に、高觀房と云山臥有けり、又山臥の種績んとや思けん、隣に藤追(フヂオヒ)と云百姓が妻の本へ通ける、忍とすれども、自滿聞て、口惜思けれ共、先達なんどする名人なりければ、耻かましき有んもよしなし、唯難所なば去にしかじと思て、先達熊野へ詣たる隙に、妻を打具して、奥州の千福と云所に、ゆかり有者の本へ逃去て住にけり、高觀房熊野より下向して、戀而彼宅へ行て見れば、人無し、淺間敷思て、人に問共、本より行方を隱してければ、人是をも知らず、心細く覺て、栖屋の邊をたゝずみ見れば、妻が手にて、柱に歌を書置けり、

　　戀敷は問てもはせよ高觀房千福に有るぞ藤四郎の本

高觀房哀に覺て、いつしも彼が見るべきにあられども、心ざしの行ゝ處、返事せんと思て、柱のそばに書きつける、

　　出で行かばかくとも云はでうたてなや、藤追の女房、
　　千福の藤四郎のもとも我しりたらばこそあらめ、

萬葉のころならば、是も集に入べくや。

（仙乏）戰國時代には、仙北に上浦、北浦の汎稱ありて、大略、雄勝なば上浦郡ともいひ、角館なば北浦郡といへり。信長記千福、越後治亂記、管窺武鑑仙木、箇川集、仙道表編仙乏(センバウ)につくれり。正保圖、寛文集、雄勝平鹿山本の郡名を復せしが、後寛文四年、山本を以て仙北と改め、今に至るも之に因る。

（仙北）羽陰史略云、寛文四年、江戸表に於て、秋田仙北(センボク)の郡數の儀御詮議あり、佐竹殿、慶長七年御國替の御朱印、秋田仙北二郡と被仰候間、六郡之總名を、秋田仙北と申候由申候へば、南部の一の部二の部と云樣にて候半と被仰候間、又申上候、正保中出羽國繪圖、修理太夫に被仰付候時も、十二郡之內修理太夫領分六郡と書上候と申候へば、猿樂配當米などは何程被差上候哉と、被仰候間、二十萬石の高に、郡附け秋田郡、檜山郡、戸島郡、山本郡、平鹿郡、雄勝郡、此六郡に候と申候へば、それは當用集にて被見候か、和名抄に見候かと被仰候間、所に申來候名にて、繪圖にも書上候と申候と雖、相違候間、今度可直候、檜山郡戸島郡と云は出羽に無之郡名に候、是を山乏郡に直し候へと被仰候故、猶申上候は、東鑑などにも現れ候仙北金澤と申所、此山本郡之內に有之候、檜山郡戸島郡を仙乏に仕候ては、古來申傳に合不申候間、迚も直し可申候はゞ、山本郡を仙乏郡に仕、檜山郡を山本郡に仕、戸島郡を河邊郡に可仕哉と申候へば、其通にて一段可然候、何方にても郡名違有之候を、今度改候由被仰候、卽、六郡領地の高目錄、

　總高合三十一萬九千八百四十七石、
　　內二十萬石　　御役高
　　同五萬九千四百六十六石　　古田之高
　　同六萬三百八十一石　　新田
　外に下野國にて五千九百石、

梅津政景日記、寛永三年目錄、秋田八萬六千餘石、仙北十三萬三千餘石、右本田分六つ物成、云々、一萬四千石新田分云々、御領內知行定、一畝附斗代は、

一上田一斗五升	一中田一斗三升	一下田一斗
一下々田七升	一畬田七升	一薭田五升
一苗田一斗五升	苗代一斗五升	一屋敷一斗
一上畑五升	一中畑四升	一下畑三升
一下々畑二升		

御藏入御物成定は免次第に取り、給分は免に高下あれども、高百石に付六つ成りに候故、六十石の御定なり云々。

雄勝郡

雄勝(ヲカチ)郡　羽後の東南隅に居り、山北三郡の南郡なり。郎、御物川の發源にあたり、連山環繞し、其北界獨排開して平鹿郡に連接するを以て、水流を以て相分てり。今、面積凡五十七方里、人口八萬、二十五町村、湯澤に治す。

雄勝は和名抄、乎加知と注し、四郷を錄す、名義不詳、

(男勝郡)

夷地に屬す。天平中に至り、初めて郡家を建て栅城を築き、以て陸奥國より當國由理秋田の二城に通せしむ、元夷地なり。天平五年紀「十二月、於出羽國雄勝村、建郡居民焉」。同九年紀「正月、從陸奥國達出羽栅、道經男勝(ヲカチ)、行程迂遠、請征男勝村、以通直路」とあり。又、天平寶字元年「四月、子弟宜配陸奥國桃生、出羽國小勝、以淸風俗、亦捍邊防」とありて、男勝小勝並用せらる。天平寶字三年九月に至り、雄勝平鹿初めて眞郡と爲る。中世、郡名を失ひ、山北を以て雄勝平鹿山本に汎稱す。鎌府覊政の後、小野寺小笠原の諸氏、此地方に雄張す。文祿中、最上氏の兵來り鎭す、慶長七年、佐竹氏秋田へ移封、山北は其封内に歸せしめられ、寬文年中に至り、雄勝の郡號を復す。

地理志料云、雄勝郡有城、謂之答合、按雄勝又作男勝小勝、白井眞澄曰、東鳥海山有雄勝宮、祀雄勝尊、郡名蓋本于此、天平五年紀、於出羽國雄勝村、建郡居民焉。

(上浦郡)

戰國の頃には、仙北に上浦(カミウラ)、北浦の二大區分ありて、雄勝をば上浦郡とも呼びしに似たり。浦とは海灣にのみ之を呼ばず、山丘に包裡せらるゝ平郊をも浦といふ。

急度預芳札、具披見、仍此口永々在陣、萬方心遣可有御察候、舊冬以來、別而入魂不淺候、將又從京都義光、其地へ如被仰越旨、仙北三郡之內、上浦一郡、御朱印拜領之段候哉、依之、仙北上郡之通、可爲貴所仕置之由承候、併至于今、京都從御奉行中、上浦郡山形へ被下由不申來、大谷殿如書面者、上浦郡之儀、如前代、小野寺殿へ被下置之段、承之候、(中略)

二月十三日(天正十九)　色部次郎兵衛長眞

鮭延越前守殿　御報　〔上杉年譜〕

中村鄕(ナカムラ)

和名抄、雄勝郡中村鄕。○今、秋宮村、院內村、横堀村、小野村、須川村等にあたる。本郡の南偏にして、一州の東南極とす。秋宮村に、中村てふ大字のこれり。

中村鄕は、院內、役內の兩溪在りて、御物川の水源にあたり、羽前最上より本州に入るの門戶を扼す、其重嶺を雄勝山と云ひ、及位(院內)有屋(役內)の兩路を通す。○中村とは、雄勝中村の義にして、雄勝郡家と相分つゝ天平九年紀に、

從最上郡玉野、至賊地比羅保許山八十里、地勢平坦、無有危險、狄字曰、從比羅保許山至雄勝村五十餘里、其間亦平、唯有兩河、每至水漲、並用船渡、

と載せられし雄勝村は、卽中村なり、郡家(和名抄雄勝鄕にて、城驛の所在)に非す、平戈(ヒラホコ)より五十里といふにて之を知る。亦、用船の兩河は、玉野平戈の間にて、山北に屬せず。

院內(ヰンナイ)

今、院內町といへど、實は山村なり。上院內、下院內、番場、松根、南澤、銀山等の數區に分れ、上下の二區を驛市とし、山谷凡三里許。鐵道、秋田六十五哩、新庄(羽前)二十八哩、院內溫泉は、下院內を去る凡三十町、單純性、熱百六度。

風土略記云、下院內館は平地の館也、秋田殿より家士を置く、上院內村より二里上りて杉手向(スギタウゲ)といふあり、最上新庄への道路にて、新庄領と秋田領との境堺なり、秋田殿より番人を置く。

(雄物澤)

隨鑾紀程云、雄物澤(ヲモノサハ)、卽戊辰戰場、右有城址、天正中、小野寺氏驍將眞崎五郎居之、爲部兵所殺、土人呼爲五郎館、從此以南、羣山對峙、中通一徑、深林蔽溪、日色晦冥、踰四坂渡五橋、至籠洋、仰望院內嶺、大路盤空、蛇蟠蚓屈、蜿蜒九折、每折設欄、巖崎崖角栅防崩壓、騎者連轡、車者並軌、步者比肩、徐行半里、不覺太息、此地舊秋田藩南境、萬山疊重、石徑木棧、世稱天險。

(松根)

永慶軍記、雄勝郡院內の住人眞崎五郎成方は、小野寺殿に隔隷して院內の奧松根(マツネ)といふ所に要害を構へ、年月を送る、所の土民とも極めて傍若無人にして、しかも其心あくまで不敵の奴原なり、一日眞崎を誘ひ花見をなさしめ、一揆催に起りて眞崎を殺す、一揆の土民目出度々々と我在所々々に歸けるが、夫より打續き雷電のなる事夥しく、數年の內に、一揆一人も殘らず子々孫々絕たりける。

(長安寺)

久保田領郡邑記云、院內は、慶長年中には、箭田野安房守皆く守備したり、愛宕權現、古社なりといふ、領內十二社の一にして、別當長安寺(チヤウアン)(眞言)、信翁院(禪宗)は、今の在番、大山氏の牌所にて、大山氏は、延寶八年より、知行千石、家士給士五十戶餘。

法領館は、最上仙北和睦のとき、仙北の抱として、山田治部を置く、四山峯々續き、草木鬱蒼として、巖石階を登るが如く、危橋魂を消すべきの要害なり、慶長七年、佐竹家遷封の際、家臣矢田野安房を此城に居らしむ、後廢す〔秋田沿革史大成〕、長安寺は銀山に在り、貞觀九年紀、出羽國長安寺列定額といふ、同名也〔新風土記〕

慶應戊辰の歲、閏四月、秋田藩の家老戶村は、白石の會盟に參し、西軍の入境を拒むべきことを、雄勝由利の駐守諸將に告知したり、其書に曰く、

以自筆致啓上、拙者義白石へ出張の儀、途に切迫の形勢に立至候、薩長人數新庄表より立歸り、御國或は矢島本庄まで罷越候も難計、時情能々御尋可被成候、若松前箭館へ罷越趣申出候ても、奧羽列藩申合の次第有之、雖相通旨御斷可被成、尙暴動及候はゞ、御諭可被成、其上手に餘り候時宜に至り候はゞ、御打拂可被成

候、參謀並使節等、如何樣、庄内へ打入候樣申聞候共、御斷可被成候、右、久保田表同職中より相達候趣と、引違候哉も難計候得共、薩長人數滯留爲致候儀者、決して不相成候間、御心得可被成候、右に付、小太郎殿一手、院内叉は横堀へ御轉陣可被成候、大山若狹へも申達、不都合無之候樣御取計可被成候疋田八彌は大澤へ出張候樣申傳可被成候、若叉矢島本庄へ薩長參動に及候はゞ、内膳殿小傳治殿手にて御應援可被成候、右之譯合御承知無之ては、御取受被成兼候哉も難計候得共、其義は委曲追て可申候、只今切迫に至り、右要旨而已申達候、以上、

壬四月二十七日　戸村十太夫判

澁江内膳殿　小場小傳治殿　梅津小太郎殿

而も、秋田の君臣、其方嚮未定まらず、頗迷ふ所あり、其二十九日、新庄最上の形勢漸く變したるを以て、澤副總督(爲量)秋田に倚らんと欲し、薩長等の將士に護衛せられて、院内驛に到る、卽、秋田藩の情實を採り、且戸村の通知を漏れ聞く、薩長の將士激怒して曰く、「其儀ならば、一戰を試む可し」と、鬪爭將に起らんとす、大山若狹副總督の旅館に赴き、遂々王師を迎ふるの意を通す、而も澤副總督の心いまだとけず、曰く「薩長の護衛は朝命なれば恣に之を分離するを得ず、我等將に秋田より津輕を經て、松前に渡航せん耳」と、五月二日北に去る、秋田藩主大に憂ひ、先仙臺藩主に向ひ、白石盟約の不承服を告ぐ、曰く

先達而白石於御陣處、御家來共相談致置候一義、甚難心得仕末柄の事故、此方承服不仕候間、家中共へも申含置候、貴樣如何に御座候哉、朝廷御味方不仕候得ば、御同然武家の本望を失ひ、且者國家の一大事、貴樣曾津へ御味方之儀、御延引可然候、云々。

秋田沿革史云、戊辰の役七月、院内口の官軍は、初め勝を得て最上新庄に至りしも、庄賊猛進新庄を襲ふの後、我兵院内峠を守るも、廿八日諸口一途に賊侵入、賊は黑森を越え院内を襲はんとす、廿九日賊已に中村に侵入、新庄藩並に梅津小太郎隊、薩長豐前等の兵大に奮戰、而も利あらす、退きて院内横堀の邊を扼守す、賊は戰はずして院内峠の難を越え院内村に迫る、八月一日、大山若狹も其居館を自燒して退去す。○一書に、

八月一日、秋田國境の險隘已に破れて、官軍遠く横手に退く、二日、莊米の兵上下院内に據る、時に仙臺の中村總三郎五百餘人を率ゐ、鬼首(オニカウベ)の嶮岨を經て來り加はり、馬場に陣す、此時、越後路の東軍の勢日に熾まり、白河口破れ、二本松亦陷るを以て、米澤藩本莊大和、俄に其兵を率ゐて國に歸る、

此仙臺兵の鬼首より來會したりといふは疑ふべし、馬場は院内驛の東北の地なり、役内鬼首への山路を扼す。蓋、仙臺兵に、初め其一隊新庄に來會し、院内に進み、後、鬼首口、鵰澤口等への後路を開きて、往來進退したる者也、

院内銀山(ヰンナイギンザン)　院内の西山に屬し、別に大聚落を成し、銀山町といふ、驛を去る二里。近世、海内知名の銀坑なりしが、今代に至りては、稍衰へたりといふ。

(東安山)

山崎氏地誌、院内鑛山は、東安山(トウアン)(大仙嶽)の東北麓にて、採堀面積百八十七萬餘坪、事務所、製煉所、撰鑛所等は長倉に、坑夫課は銀山町に、水力發電所は秋宮村にあり、本山の鑛業は、慶長十一年、濱人村山宗兵衞、採堀を試みたるを濫觴とす、爾後一盛一衰、二百餘年を經、文化年間に至り、秋田藩主佐竹氏の有に歸す、降て明治八年官有となり、工務を改良する所ありしが、兩三年にして中止し、同十七年至り、古河氏の借區に歸し、以て現今に至れり、鑛脈は主として粒狀富士岩と第三紀層との接觸部に存在するもの〻如し、其主要なるものは、本楯及び是より分岐したる厚身鏈、薄身鏈、五郎城鏈とす、明治三十四年の產出高は金一萬七千八十匁、銀二千百三十匁に上れり。○地學雜誌云、院内鑛山、其脈絡各所に散在すと雖、皆粒狀安山岩に胚胎せらる、目下採堀に係るものは、本楯鏈、五郎城坑、大澤銅山にして、本地の主體たる本楯鏈は、創開以來今に絕ゆるなし。

羽陰史略云、慶長十二年、雄勝郡院内銀山の事、公儀へ注進有て、運上銀此年より始る、因て駿府への使者を信太兵部へ命ぜらる、元和三年、山々御運上銀拜領の分諸士へ賜る、都合銀五千四百餘枚、同四年、將軍家より返し給ふ處の運上銀百十三貫目、諸士卒に須ち賜はる、(慶長寬永の比、國内金銀多出、寬永七年、凡一年間、江戸にて、小判一萬五千六百兩餘遣はせ給ふ、内銀灰吹銀三百六十三貫目、此小判直六千九百兩、云々)寬文元年、運上金六兩二分、銀六貫七百目餘、貞享四年、院内大葛銀山、三百文目御運上。○按、江戸幕府が、諸藩領内の鑛山より運上を收めしは、豐臣秀吉が「海内の金銀山は、悉皆公儀御山たるべし」と定めたる遺法に出づ。されど、諸國の鑛山も、寬永に至りて衰滅し、運上の舊制も空名を留むるに過ぎざりき。一書に、院内は文化年間佐竹氏の有と爲るといふは、其意を得ず、受負山を御稼山と改めたるを誤れる歟。

院内銀山、大路沿溪、所在廠舍、洋式石造、運機器以火力水力、此地舊係秋田藩封境、萬山繚繞、獨東面開一路、初慶長中、採得鑛穴、鳩工開採、其業漸興、後二百載、至文政元年、藩命禁私業、爲官坑、中興礦藩、文政以還至此、所獲金銀三萬二千九百七十貫。(隨鑾紀程)

產業事蹟云、院内銀礦開採の業は、慶長十一年以來、盛衰一ならず、業師(ヤマシ)交替數人の手に移り、享保年間採礦漸衰へたりと雖、文化四年再び富饒の兆を呈せりと云ふ、文

化十四年より藩主の行業する所となり、事を繼續して天保年間に至て銀量最も多く、一月の產概して百貫目に超ゆること十年、既にして明治維新に會し、藩主之を放棄し、工部の所管となり、同十二年獨乙人を招聘し採礦精錬の方法を計畫す、同十五年、雷氣製銀を始むと雖、其宜に適せず之を停止し、小坂銀山の式に依り和爐溶法を採用す、文政元年より明治十三年に至るの六十三年間の採堀、金三百二十貫目餘、銀三萬四千七百貫目餘、每月の平均四十七貫八百四十目餘を產出せりと云ふ。

雄勝山

院內の南嶺にして、其高頂を口曲といふ。

東西に山路あり、西なるは院內峠にして、東なるを役內峠とす。義經記に、雄勝山といひ、古史に平戈山と載せしは、役內峠を指せるごとし。

義經記云、康平元年、將軍賴義は厚借ゑの城を追落す、安倍貞任シカラザルにかゝりて、イサム關を攻越て、最上の郡に籠る、源氏つゞいて攻給しかば、チカシの中山を打越て、山北金澤の城にひき籠る。(チカシ郞チカチ之訛)○明治戊寅巡廻日記云、上雄勝嶺、路甚險峻、有穿山腹作隧道之擧、土石脆鬆易崩壞、今廢之、別經營鑿開新道之擧、此地有金銀坑、採堀甚盛云、踰絕頂、卽羽前之國、過及位、又踰峻嶺、驛馬痛馬夫疲、休憩者數回、中田以南新道漸成、剷山塡谷、巧作平路、遇頑石火藥摧之、令不阻車行、蓋人民之富生於物產之興、物產之興生於運輸之便、運輸之便生於道路之平、縣官之用意其在於斯歟。

院內峠

又、杉峠といふ、最上にては及位峠といへり、院內驛の南に登る二里を州郡界とす。近世は、院內、及位を以て驛路に定められしも、慶長以前には、役內、有屋を以て大道とせり。增見遊覽記には、杉峠を日暮山といふ。

久保田領郡邑記云、院內と最上領の御國堺の峠に杉あり、左右ともに古木なり、卽峠の名とす、正保五年より役內の舊道を停め、此を以て本道と定めらる、すべて此山、杉の外、桂楓の佳木多し、院內御番所より峠まで一里半、南烏帽子山を以て見當場とす、他領の遠境までよく見ゆる所を見當場といふなり。

役內峠

(有屋峠)

又、有屋峠といふ、雄勝山の東路にして、今、秋宮村役內の南一里半にして州郡界とす。

增見遊覽記(文政中編)云、宇須久內は、有屋峠北麓の小村にて、役內村より入る、秋田郡邑記に「南には最上新城領村山郡有屋村、黑森の峰に境あり」といへり、院內の日暮山の路ひらけざりしむかしは、此有屋峠を踰て往復せしよし、慶長七年のころ、佐竹義宣公も此山路をわけて、柴野渡りをし、土崎の浦につき給ひしよしな、人每に語る、續日本紀に載せられし平戈山は、神室が嶽(大嶽跨奧羽、其水則落最上郡)にやあらん、大神室、小神室あり、蕪山なども書きなしたり、小神室は宇須久奈伊に在り、大神室はみちのく境に在る山なり、その山にたくひて戈立、また石兜などいふ名ところあり。

(黑森山)　(平戈山)

按、平戈とは、有屋峠にあたる、黑森山は峠の東嶺なり。黑森の南にあたり、奧羽の西界にわたり、鑓嶽(又禿につくる)、白井氏謂ふ所の神室嶽あり。されど、神室は道路の由る所に非ず、平戈驛は最上郡に屬し、今の金山にあたる。天平寶字三年紀に、平戈橫河雄勝とある橫河驛は、今の橫堀なるべし。

天平九年紀、陸奧國言、四月十一日、將軍大野東人、廻至多賀柵、自道新開通道、總一百六十里、從賀美郡至出羽國最上郡玉野八十里、雖從是山野形勢險阻、而人馬往還無有艱難、從玉野至賊地比羅保許山八十里、地勢平坦、無有危嶮、從比羅保許山至雄勝村五十里。

郡邑記云、役內より有屋黑森まで三里、昔最上小野寺の古戰場なり、山中水なし、此故に、正保年中、驛路をば院內へうつさる。

役內

(八口內)

今、中村、川井、湯之臺と相合せて、秋宮村と改む。院內の東なる山谷にして、役內川の發する所とす。橫堀の東南一里半、古書には多く八口內に作。

永慶軍記云、天正十四年、小野寺義道軍勢を催し、荊和野迄發向す、時に八口內尾張守定冬が許より、飛脚到來す、其意趣は、最上の臣鮭登典膳大將として、大勢を引率し山北に攻入らんと、既に金山有屋に陣を張り候、其地の出陣を相止られ、八口內口を防かれ候へ、とて告たりける。又云、義道は、近年最上か爲に間室の庄數个所を奪はれぬ、是を取返さんと、天正十四年五月二日に、所々の一族郞從陣觸をなす、同三日四日の兩日に、最上境のこなたなる八口內迄、我劣らじと馳參る、義道爰にて陣所を定めける、先手は山田孫兵衛尉淸道、關口の城主佐々木嘉助春道、八口內尾張守貞冬、御返事左近三郎貞之、云々。

川井

今、秋宮村の大字にて、役內の北、中村の東なり、又、川合につくる。野史云、天正十四年五月、小野寺義道、抵最上境八口內、兵總五千分作八隊、布陣於河合八口內、最上義光聞之、親對山北境、遣長子義康旅滿茂等、陣在屋、八日接戰、八柏道爲指揮所部、迎擊敵于嶮岨、獲首一千餘級、山北兵死者僅三十八人、明日義光使義康駐軍、親自引去。

湯之岱

(須金嶽)(燒山)

今、秋宮村に屬し、役內川井の東二里、溫泉三所あり。此地は、陸前玉造郡鬼首村への間道にあたり、北に高松嶽を負ひ、南に軍澤嶽、東に須金嶽等峙てり。○須金は、菅根にも作り、標高一千百米、陸前栗原郡へ跨かれり。高松嶽は燒山とも、呼ばれ、小安山の西南に並ぶ。

郡邑記云、川井村の燒山は、村の東にあたり、岩石溪流、

至りての景地なり、上に觀音堂あり、嶽(タケ)と呼ばる、湯の華の混泉は、役銀年々百十六文上納し、人家十七戸、湯錢毎七日百四十文づゝ收めおくとぞ、小安山の下なり、此より奥州仙臺領鬼切部へ、七里の山道、大難所なり、道留御番所をおかる。

中村(ナカムラ) 今、秋宮村と改む、即役内の西南にして、和名抄の古郷名の遺徵とす。

柞山志(ははそ山みねの嵐)云、草井崎故館は、中村にあり、南西は大澤越、新庄領村山郡及位村と境す、天正年中、小野寺氏の臣菅内記之を守り、最上勢を拒ぎたり。○地理志料、中村有神宮寺、寺田二十六石、未詳何社祠僧。

郡邑記云、中村より新庄領鬣根川へ間道ありて、役内を經す、往々忍び通ふものありと。

横堀(ヨコホリ) 今、横堀町といひ、寺沢(テラサハ)を合す。役内、院内二路の交會にあたり、小驛市を成す、人口二千。鐵道、院内二哩、湯澤七哩。

(寺澤) 郡邑記云、横堀の寺澤(正法寺といふ山伏也)に、應永七年の刻字ある石碑を見るべし、高九尺餘。○羽陰史略云、横堀村、増田村等に、切支丹御改札所あり。

(横河) 今横堀は、古の横河(ヨカハ)驛なり、天平寶字三年紀に、平戈、横河、雄勝、助河の數驛を置かる、平戈(今最上郡金山(カネヤマ))雄勝に合考すべし。○戊辰の役、七月廿九日、莊内兵將松平甚三郎、まづ横堀村を取て、院内の後に出でんとし、昧爽進みて材櫃山に至る、薩兵應戰善く當り、兩軍相持して下らず、夜に至りて砲撃纔に罷む、官軍勢支ふべからざるを知り、夜に乘じて當に退く、八月朔日、莊軍横堀に至り、兵を分ち院内を伺はしむ、院内の鎭將大山若狹、其館を燒き退、山田村を保す。

小野(ヲノ) 今、小野村といひ桑崎(クハガサキ)、泉澤をも合す。横堀驛の北半里なる孤村にして、役内川の右岸なり、産土を走神といふ。

(御返事) 小野村の中に御返事(ゴヘンジ)てふ里名あるごとし、永慶軍記、戸澤が妻女道行の詞に「明れば山田、深堀を打過て、關口、合川、御返事の里、敵の領中を難なく忍び通りて、小野の舊里、小町の廟所を弓手になし、横堀の橋を打渡り、八口内に入れば、日は早暮にけり」云々。

又同書に、天正十八年、最上勢一千餘騎、八月十五日、雄勝へ切入り、小野の庄にぞ陣取ける、爰に小野寺が郎黨、御返事三郎貞久と云者あり、敵來らば一戰鬪さんと、女房稚き者をば、昨日稻庭に落して、小野寺上野介を賴、百餘人を引具し、敵の大勢に驅入、從横無盡に切り廻り、討死す、最上勢は、其翌日、御返事より北の方二里を隔て、小笠原能登守高恒が籠る合川(アヒカハ)の城を攻たりける。

風土略記云、雄勝郡小野村をば、小野小町の出生地なりと傳ふれども、別に證とすべきものなし。○里人談云、院内湯澤といふ驛は、出羽郡司好實の住居地なるよし、其小野は小野小町の出生の所なりといへり、小町の宮あり、その流といひつたふる家は、女子ばかり産れて男子を生さず、代々聟をとつて相續する事、今以てかはらず、又田畑の畔に芍藥九十九株あり、小町の植られし種といひつたへき。○永慶軍記、天文中、小野寺中宮助輝道、武威を振ひ、大曲、苅和野、神宮寺、角館等の要害を攻落し、増田の城主小笠原信濃次郎光冬、松岡の城主柴田平九郎を討、由利十二黨、最上置賜郡閭室の庄も悉く切隨へ、小野の城主姉崎四郎左衛門尉を故なくして誅戮し、彼が城を己が三男に與ふ、其政邪にして惡逆超過す、云云。

相川(アヒカハ) 今、酒蒔、高松、藤倉等を合せて、須川(スカハ)村と改む。

(須川) 小野の北一里にして、亦驛路にかゝる。須川とは、高松嶽に發し、相川にて役内川に會す、一名、松川、三途(サンヅ)川といふ。

(鮎川) 野史云、天正十八年八月、最上兵屯金山驛、以伺八口内、小野寺義道將出禦之於八口内、本堂樹岡等未到、使支族小五郎先發、抵八口内、兵士會者僅五十人、奥山左衛門脫走、八口内貞冬特不撓、斷截花屋嶺路、拒而死之、最上兵進入中村、菅内記拒之草井嶺鬪死、山形兵進入雄勝小野莊、御事返貞之亦禦死、合川城尋陷、小笠原高恒死之、山北震懼。

此度、鮎川城掛候而、度々勝利を得候、附而小野五間、關五間、永代遣候、手柄次第、堰下は其方可爲知行候、委細之儀者、關口能州申渡候、爲後日如件、

九月十七日(慶長五)　小野寺遠江守義道

村岡宮内殿(安倍氏庄内筆餘)

元和八年村岡六郎左衛門覺書、木村伊勢守奉公、奥州佐沼籠城の時、十月十六日より、三十八日の間度々切て出、十一月十八日より、一揆人數重り候故、堅固に被持候、廿四日、木村運を開き、みやうと申城へ、氏郷一所に被成、又三十日籠城被成候、次の年、一揆共佐沼籠城、伊達衆八千餘切捨申候、其後仙北へ牢人仕り、小野寺殿に被抱、直江殿最上へ被爲懸候手合に、境目鮎川(アイカハ)と申城を夜籠に取可申由被申附、則打入申候、本は破却の城にて候を、夜の内に尺木を結ひかかりを立、堅固に持申候處、明日本城豐前守二千餘にて働、小野寺家老西野彌十郎、中途にて出合切崩されしが、城より見合ては乘合不申、鐵炮人數二百程にて馳附、彌十郎たすけ引取申候、左候て麓の八日町に戰、(中略)朝四つ時より七つ比迄に、百人餘手負死失候と雖、君發能登守、我等有故、城落不申候、五日過、山田殿關口へ働、鮎川より二百人程にて、横馬を入、鈴木内記のさしもの射折、物別仕候云(大泉叢志)

○小野寺義道の鮎川軍忠狀にて、庚子役、小野寺氏が、先年最上氏に侵略せられし城邑を復せんと欲し、上杉氏

に應じて兵を擧げし事跡明也。

藤倉 今、須川村の大字にて、高松の東一里、稻庭村の西南にあたる。○作山志云、藤倉城は、天正年中、奥州和賀勢の押として築かる、深山峰を重ね、石巖峙にして、前後道を塞ぐ十餘町、人馬自由ならぬ地也、和賀領主多田薩摩守義忠、仙北と戰て不得利、憤りのあまり多勢を催し押來る時、之を拒きたり。〔永慶軍記〕

東鳥海山（雄鬼骨山） 郡邑志云、相川村の東に東鳥海山あり、登り三十六丁、頂に池ありて、鳥の湖といふ。増補遊覽記云、東鳥海の嶽、いにしへ雄鬼骨山といひし地にして、雄勝尊を齋ひ奉り、本社は雄勝の宮といふ、釣栗の大木ひし〳〵と生ひたちて、峯も林をなせり。○隨筆紀程云、高松嶽東、有田神嶽、古稱雄鬼骨山、以其西與羽前州鳥海山相對、又稱東鳥海山、絕頂古祠、祀雄勝尊、陰晴雨暘、州民登攀、修祭祈年、山脊與大室長嶺接、嶺下故道、間見礎石、續日本紀所謂、天平八年、狄俘八百四十九人、從部內色麻柵發、即日到出羽國大室驛者、蓋此也。○今按、大室驛は、最上郡玉野の地なれば、今北村山郡內とす、雄勝郡に錯ふべからず。雄勝尊といふことは、陸中磐井郡市野々邑にも之を說きて、保呂羽山、又忍骨山といひ、神を吾勝命と謂す、古諺由來する所あらん。

高松嶽（燒山） 今、須川村に屬し、相川の東南四里許、湯之岱の北に峙てる熄火山なり。松川と稱する酸性の溪流は之に出づ。四近に熱湯數所あり、又硫黃を採るべし、一名燒山といへり。小湖水は貝沼といひ、嶽東の皆瀨村に屬す。郡邑記云、高松村の川原毛地獄、硫黃山へ行かんには、必水筒を持ち行くべし、硫黃の煙にむせび絕息することあらば、水をそそぎて蘇生せしむべし、山中は烟を吹くことを禁す、峰を麹袋といひ、怪異多し、田螺沼ケタクラ沼あり。

川原毛（泥湯） 高松嶽の西麓に、溫泉二所あり、川原毛湯は、硫黃坑の西北にして、溪畔に噴湧す。夏日、泉池に就き浴を取る、熱凡百度。其北に大瀑あり、高五丈幅五尺、其水酸性なり。泥湯は、川原毛湯の東なる狹谷の中に出づ、三竅あり、熱百六七十度、夏日登浴の客あるを以て、小亭館三四あり、小野村の東凡三里。

役內川 御物川の源にして、秋宮村湯之臺の奥なる須金嶽（陸前栗原郡へ跨がる）に發し、諸澗を合せ西北流し、役內、中村を過ぎ、横堀驛に至り院內川を容れ、北に向ひ小野山田を過ぎ、湯澤驛の西北杉宮に至り、凡十里、岩崎川と會ひ初めて大なり、以下專御物川といふ。

餘戶鄉 和名抄、雄勝郡餘戶鄉。○今詳ならず、恐らくは中村鄉の北にして、岩崎川の上游か、稻庭、皆瀨、成瀨の諸村里とす。

岩崎川（水無瀨川） 御物川の一源にして、役內川の東北に隣れる山谷に發す。即、栗駒嶽（酸川嶽）に發し、西北流、小安、早坂（北皆瀨村）を過ぎ、稻庭驛西より北に向ひ、稻庭川、又皆瀨川といふ。成瀨川東より來り之と合ひ、共に西流、岩崎驛の北を過ぎ、八幡村に至り、役內川と合ひ、御物川と爲る、長凡十里。一名、水無瀨川といへり。

稻庭 今、稻庭町といふ、横堀驛の東北四里（湯澤驛の東南四里）岩崎川上游の名邑なり。中世、仙北の豪家たりし小野寺氏の舊墟あり。相傳ふ、文治年中、下野國都賀郡の住人、小野寺四郎重道、平氏追討の功に依りて、雄勝一郡を賜り、稻庭城を築き住す、十六代の孫植道に至り、漸く勢を得て、平鹿沼館城に移り、この城を次子晴道に與へ、道綱、道勝の三代住居せしが、文祿四年、最上義光の弟清水義康に攻められ、力竭きて戰死し、その跡絕ゆ、晴道三代の位牌は、この地の廣濟寺に存す。○仙臺藩戊辰戰史云、八月朔日、我兵雄勝峠に戰ひ、敵兵敗走す、隊將亘理大吉峠を越て院內に進み、止まること二日、庄內藩と議し、我軍は男安口稻庭に向ひ、庄內上山は本道口湯澤に向ひて進軍す、七日拂曉、院內を發して山路五里程、午後四時、男安川を渡り、稻庭の町裏に至り、兵を左右に分ちて進む、敵兵は隻影を見ず、之を土民に質すに、皆云く、今朝馬鞍村を指して北ぐと。

（小野寺城址）

小野寺氏の事迹、最曖昧なり。親元日記、寬正六年の條に「奥口南部、與小野寺依確執、無通路」云々。南部は糠部より岩手に及ぼし、小野寺は仙北三郡を總攬せるにより、邦境を接し、相爭ふ所ありしを想ふべし。また、建武中、小野寺彦次郎入道々享あり、栗原郡（今陸前）の沼倉氏と、平泉（磐井郡）中尊寺の事につきて、其名を傳ふ。

中尊寺建武元年文書、當寺修理、先於關東被經御沙汰、沼倉少輔三次隆經、小野寺彦次郎入道々享、遂檢見、捧注進狀處、依京都鎌倉念劇、自然令延引訖、今亦仰役兩使、以起請文被召置、云々、

語傳仙北次第（元祿年中記錄）云、仙北屋形御入部は、賴朝公御代、西木戶一門破候て、下野國小野寺より移り、稻庭に居城被成、小野寺四郎道綱と名乘被成候、同時に御連枝一人庄內遇泉へ御入部、後に仙北雄勝郡に移り、家臣となり、泉源八と申候て、鮭延典膳內に居被申候、仙北屋形、稻庭より沼館に御移り、年代相知不申候。又云、仙北屋形、小野寺中將殿、京都にて逝去、本國に實子無之候と雖、京都に一人候て、將軍義輝に奉公、小野寺中宮亮輝道と名のり、後に遠江守輝道と申す、輝道沼館へ下向の後、家臣三春信濃守居城の湯澤へ御移り被成候、然るに、金澤金乘坊と申す山伏逆心し、横手佐渡守

と内談、湯澤を責破候間、屋形御切腹、嫡子四郎丸やうやう立除き、羽黑山へ御忍び、其後最上庄内由利の加勢にて、佐渡守金乗坊を討果し、歸國被成候て、横手に居城し、遠江守景道と申候。○永慶軍記云、こゝに仙北小野寺が當國を賜りし古を語り傳ふるに、鎌倉前司太郎道綱、下總國古河に居住す、其頃上洛の旅宿は姉が小路なりしに、一年、道綱の五男四郎重道、五條河原の邊に遊歩して、稻荷山の狐の危きを救ひければ、狐其芳恩を報せんと、一包取出し、重道に與へて「是神仙の妙藥なり、此德を以て今年所領の主と成給はん」とて忽失ぬ、重道不審に思ひながら、其頃御門の御惱頻にて、御平愈なし奉るものには、褒美は望みたるべしと相觸らる、此時重道件の妙藥を上げ奉る、頓て出羽の山北を望しかば、望に任せ給はりぬ、夫より子孫繁昌し、卽、小野寺の家にて稻荷を祭る事此故なり、又、小野寺の幕の紋に瓜を用る事、累代吉左右の故あり、夫より先は牛の紋を用ひしと傳ふ。○同書又云、沼館城主小野寺植道の子輝道は、横手に屋形を移し、やがて又湯澤城へ移り武威を振ひしに、横手佐渡守、金乗坊、二人心を合せ、金澤六郷楢岡角館本堂堀田白岩の勢を催し、其勢三萬餘人、湯澤の城に取懸、散々に攻立、天文廿一年七月、輝道身づから驅出防戰、流矢に中り討れにけり、嫡子四郎丸既にかうよと見えし所、其臣八柏兄弟、關口落合が謀にて、稻庭に落しけり、猶も敵追驅しに、八柏二郎踏止て、大將四郎丸と名乘りて主の命に代て討死す、八柏太郎、四郎丸を伴ひ奉りて、小野の里より八日内に忍び出て、有屋金山を打越し、合海の津より船にのり、最上川を下りて、清川より陸に上り、十餘日に羽黑山に入、夫にて三年の春秋を送りける」(横手を合考せよ)○小野寺氏の故郷は、下野國都賀郡小野寺郷なり、之を下總古河と爲すは、誤謬のみ。河野氏下野國志には、應永の比に、小野寺氏去りて仙乏へ赴く、かの如くに書せるは、採り難し。文治建久の往昔に、早く此へも移住したるなり。出羽新風土記に收めし古簡に、稻庭殿といふがあり、

雖未□一行候、以事之次申述候、仍連々横手者別而入魂申事候間、其許へも無他事可申承存處候、預啐啄者、可爲悅候、何様近日中參候而可申入候、□□事使之者可申□候、恐々謹言、

七月二十二日　　義　興(花押)

稻庭殿

義興は、大泉庄内の大寶寺屋形にて、初め丸岡に居り、後尾浦に移り、天正中の人なり。されば、此に横手といふは、小野寺景道にあたり、稻庭は小野寺道勝父子にあたる。語傳仙北次第に「小野寺の連枝一人、遇泉(アフイツミ)へ入部」云々、其說を詳にせず。

三梨(ミツナシ)　今、三梨村といひ、宮田、飯田をも合す、稻庭の北半里。○永慶軍記云、山北三殿の住、小笠原信濃の二郎義冬が末葉、光冬が子、太郎左衛門尉道英、三梨、沼田の城に楯籠り、文祿五年、最上勢に敗らる。

川連(カハツラ)　今、川連村といひ、三梨の北半里、八面(駒形村)の南なり、舊壘あり、大館といふ。○永慶軍記云、文祿五年、雄勝郡には、稻庭、川連、三梨とて、小野寺の一族三个城あり、湯澤の東五十里隔てし所也、一度最上義光に降りしと雖、深くは下知に從はず、川連は小野寺景道が三男飛驒守が嫡子なる經道が子、藏人道基なり。(又、川津頁(カハツラ)にもつくる)

上杉景勝年譜云、天正十八年九月下旬、仙北の諸給人百姓等、今度大谷吉繼檢地の事につき憤り、一揆を起し在在所々を放火す、角田、山田、川津頁と云古壘に、二萬四五千の人數を催し籠城す、景勝公の大森陣へ此由注進ありければ、急に押寄せ先角田を攻めたまふ、山田川津頁より援兵を出し防戰す、川津頁への中間に小川あり、之を隔てゝ矢砲を放つ、公御下知有て「川津頁の後詰勢を遮り取り、後城を攻むべし」と、健士三十餘人に仰含められ、忍びて川を越え、樹間に隱れ、貝を相圖に總軍一度に攻しかば、忽敵三百餘打取り、殘兵も悉く川中へ追入られ、川津頁父子、山田も、館を賴みて助命を乞ひ、軍門に降參しけり。

(川津頁)

畠等(ハタラ)　近世の莊名にて、今其庄内、川向、小安、早坂を合して皆瀨(ミナセ)村と改む。稻庭の東南にして、四面山巒を繞らす。其奥は栗駒山に至る、南北凡六里、早坂と云ふ地を以て、四方の交會とす。所々に熱泉騰上し、頗異觀を呈す。凡此間、溪壑山色、亦尋常にあらず、洞中別天の趣あり。

(皆瀨)

川向(カハムカヒ)　今、皆瀨村の大字なれど、近世は、畠等、川向、幷びに皆瀨山中の庄鄉名に呼べり。

鑛泉誌云、川向村樹が臺の藤七湯、又橡(トチ)湯と呼ばれ、單純性、二源、甲温百八十度、乙二百八度、小安嶽山腹の赤土に涌出する二所、甲は浴場を距る凡三十間にして筧を以て之を引く、涌處、浴場より高きこと三間許なり、乙は甲を距る僅に二三尺の處に在り、其涌勢盛にして騰上する凡一尺、飛沫全熱なるを以て、池畔に近づくを得ず、發見年月詳ならず、或は明和年中の發見なりとす。

貝沼(カヒ)　川向の山中なる小澗にして、燒(ヤケ)山(高松嶽)の東麓にあたる、水は皆瀨川へ排く。

小安(ヲヤス)　今、皆瀨村の奥、温泉の所在にして、湯元と呼ばれ、栗駒嶽の下とす。男安(ヲヤス)嶽は西に峙ち、高松嶽に連接す。

增見遊覽記云、河向庄小安河原湯(割(ワリユ)温泉)、吹き出る事一丈許、或は二丈許、時として強く、其音雷鳴のごとし」。(圖に依れば、泉岩穴より横に迸出するが如し)

鑛泉志云、小安湯は炭酸泉、温百四度、陸中磐井郡陸前栗原郡への間道に由り、海面より高きこと約一千尺、其温湯は尋常の涌泉に異なり、地中處々温氣を蒸騰す、故

(男安嶽)

（蒸場）に樋を通して清泉を蒸氣中に導き、其溫なるを待て澡浴に供す、之を元湯新湯と名づく、又、蒸場と稱する者あり、病者に蒸氣發生の地に臥して患部を温む、湯戸十餘字あり、稻庭を距る三里餘、浴場を創設せしは慶長年間なりと云ふ。

栗駒嶽（クリコマ）　陸前陸中羽後の三國に跨り、或は駒が嶽と稱し、雄勝地方にては、酢川嶽と云ふ。二重式層狀火山にして、その最高點は千六百餘米、されど傾斜急ならず、溪野の發達も著しからず、且、火山たるの形容稍明ならざるの觀あり、その外輪山は僅に南壁を存して、略東西に亙れる連峯をなす。（陸前栗原郡に重出す）○吾妻鏡に、建久元年三月、大河次郎兼任、從軍者、悉彼誅戮之後、獨迫進退、歷花山千福山本等、越龜山、出於栗原寺、云々。龜山とは、最上郡の龜割山とも疑はるれど、又栗駒山にやとも疑はる。

田子内（タコナイ）（成瀬）（言語同斷）　成瀬（ナルセ）川の溪谷なる大邑にして、稻庭の東北四里（湯澤五里）。今、岩井川、手倉川原、椿川、五里臺、天鄕等を合せて成瀬村と改む。其東界の大森山土合山の連峰は、卽中央脈にして、陸中膽澤郡と相分つ、北界は平鹿郡と相分つ。

手倉を、方俗、言語同斷（テクラ）にも作る、何の故たるを知らず。

田子内銀山は、元和寛永の頃始めて開坑し、天保年間に至るまで繼續稼行し、明治十九年、採礦法を改めて再開せしが、事業振はず、明治三十三年の產出銀凡五十貫目なりしも、翌年には僅に六貫目に過ぎず。

岩井川（イハヰカハ）（時宗山）　今、成瀬村の大字にして、田子倉の東、大森山の下とす、山中に鑛瀧あり、高十丈、砥村を出す。

大森山は、一書に時宗（トキムネ）山といひ、陸中膽澤郡和賀郡に跨がる。

慶長五年九月、山形兵歷由利入大澤口、攻大森城、轉攻吉田城、時楯岡滿茂攻樹田城、獲首四百八十三級、又從役田子内手倉岩井川、西有東照宮命、義光號ト、悉賜其[illegible]、（藩史）

猿半内（サルハンナイ）　今、荻袋、熊淵、吉野等と合せ、西成瀬村といふ、田子内の西南一里許。○續紀考證（村尾氏）に、避羽驛を以て此に擬せられしは、地理を失へり、避羽驛は最上の郡内に屬す。

駒形（コマカタ）（又三）　近世は庄名に呼びしが、今、八面、大門、東福寺、三又、戶波等を合せ駒形村と命ぜらる。成瀬、皆瀬、二水の交會にして、湯澤驛の東二里、稻庭の北二里、岩崎增田へも遠からず。

東成瀬村田子内、駒形村三又（ミツマタ）、三輪村貝澤の三所は、明治廿九年八月地震の時、郡内の最大被害地なり、前年地底深く堀り下したるに、三十尺に大木の横はるあり、又堀進すること拾尺にして、蘆葦の朽敗せる泥炭層に達し、水を得たるも臭氣ありしと云ふ、察するに、往古地妖を經たる沼澤にして、蘆葦繁茂の地一朝陷落し、其間降せる所に自然土砂の沈積したるものなれば、今回の地震に際しても、殊更搖蕩の劇かりしにあらずや（地學雜誌）

八面（ヤツオモテ）　今駒形村の大字なり。○仙臺藩戊辰史、八月八日、我仙臺兵、稻庭町より進み、十一時頃八面に至る、敵二三丁の間に展開し、發銃勇戰す、時に瀨上主膳、本道口湯の臺にあり、砲聲を聞き河を渡て來援、敵敗走す、我軍追擊して增田に至る、敵火を放ちて北走す。

大津鄕（オホツ）　和名抄、雄勝郡大津鄕。○今詳ならず、中村、郡家の位置より推せば、湯澤、岩崎にあたる、卽、本郡の中央にあたる。或は、之を西馬音内の大戶に擬したれど、大戶は郡家鄕内なり。

湯澤（ユサハ）　今湯澤町、人口八千五百、仙北の名邑にして、雄勝郡治在り。鐵道、院内九哩、秋田五十六哩。（仙北平原の南端にあたり、標高六十米）

[illegible]地理云、湯澤驛、舊稱雄勝郡、負山帶澤、地占形勝、古者於此設二鎭、曰秋田城、曰雄勝城、續日本紀、天平五年、於雄勝郡建郡居民、三代實錄、雄勝城、置校尉六人、旅帥八人、火長十六人、列士二百二十人、鎭兵二百人、加士二百五十人、卽是也、天文中、小野寺氏居此、後爲最上氏將楯岡滿茂所據、及秋田藩建、使功臣多賀谷宣家、率兵屯戍、既而公族大夫佐竹義種代之、子孫世襲、食一萬石、中興撤藩、士庶仍舊、戶口與橫手相若、林樹蔚積、古祠倚郭、祀火結神、慶長重修、自路上望、層牙高啄、隱見樹間、宏壯可知。○今按、湯澤城を雄勝城に擬するは誤れり、古道の由る所と、雄勝の驛家、幷びに答合（タカホ）の城柵の遺址に就きて、郡山の邊に其遺址を探るべし。○地理志料、雄勝郡有城、謂之答合、答合卽所謂雄勝城是也、按圖、湯澤驛東有田子内村、讀云多古奈伊、多古卽答合之急呼、方言謂澤爲奈伊、田子内蓋答甲澤之義、攷其地勢、湯澤屬陸奧路、古史所謂承十道衝、最爲要害者、舍此不可他求、故以湯澤爲答合城址、後世小野寺氏砦于此、雄視一方、亦據其故實也。

郡邑記云、湯澤は家居千餘戶、南殿、知行高五千七百石にて之を守る、家士百三十戶、給士以下二百戶許、清涼寺は（禪宗）南殿の菩提所なり、城郭は山上の古館、元和八年破却せらる。

湯澤城址（ユサハ）　風土略記云、近代、湯澤一萬石、佐竹淡路守殿の領にして、酉は深田、後に小山ありて、尤も要害の地なり、三代實錄に雄勝城といふは是れなり、今秋田殿に四家と稱するは、方角を以て名とし、佐竹山城殿を御東と稱し、湯澤殿を御南、角館殿を御西、比内鄕大館殿を御北といふ、湯澤殿に湯泉寺といへる祈願所あり、寺領二十石、天台宗なり。

秋田沿革史云、文祿四年の頃、最上家の大將楯岡滿茂、湯澤城を攻取り、雄勝平鹿二郡の内百餘鄕の領主となり、小野寺の一門と合戰す、諸山の神主和を入れ兩年靜なり、同三年秀吉公薨せられ、將軍(家康)より國中政務を施さんがため、大谷刑部、由利を經て仙北へ入り、湯澤城に逗留ありて、制法を觸渡さる、慶長七年の秋、楯岡滿茂、由利郡本庄城へ替り、佐竹家の將士入部、湯澤には多賀谷左兵衛宣家を、増田には南左衛門義種を置かれ、後増田を停め、義種を湯澤へ移され、元和六年に至り、其山城を破棄し、山下に假館を置かる。

秋田仙北の城々破却候樣に相究候間、正月松過候はゞ、先城々の家を破候樣に可申理候、檜内式部居候所は、城の樣に候間、家をも可破候、十二所は城にも無之候間、先其分にも可指置候、角館、檜山、横手、湯澤、此城とも何も家を爲破可申候、横手は須田居候所をば爲破可申候、湯澤は、山に居候分をば、無殘爲破、下へおろすべし、檜山も其分可有候、城主々々は下國の上、窪田にやしき相渡可差置候間、其分に可申理候、かりわのなどは、城にも無之候間、いつもの分にて可指置候、謹言、

十月十五日(元和五)　義　宣(判)

梅津半右衛門殿(義宣公傳)

永慶軍記云、雄勝郡稻庭の城主小野寺中宮助賓道は、わが譜代の郎等三春信濃が、湯澤の城に居住せしを、我城に移し替へんとせられしも、三春敢て其下知に隨はず、終に彼を討、湯澤の城にぞ住しける、之に依て金澤の住役(エンシ)氏金乘坊、密に横手佐渡守を語ひ、中宮助を討ちこれを殺す、天文廿一年なり、嫡子四郎丸羽黑山に入り、三年の春秋を送り、やがて父の敵を討んとて、近鄕の兵を語ひ、二手に成て、一手は最上路を經て、八口内表より押寄る、又一手は由利を廻りて石澤玉前の切所を歷て、大澤表より押懸たり、されば小野寺の郎等爰かしこより馳集り、四郎丸の勢に加はり、横手佐渡金乘坊以下、一騎も殘らず討れにけり、夫より四郎丸の下知として、湯澤の城には矢柏孫七道房を居置、小野寺の家名を免許し、其身は横手を居城とし、遠江守景道と名乘ける。又云、文祿年中、義道は最上の謀に迷て、家臣八柏を討ち湯澤の城をも落され、孫七郎兄弟をも討れ、其上一門皆心替最上に隨ひ、剩岩崎の城主原田大膳、今は横手を攻落さんといふ。○野史云、文祿四年八月、最上義光、誘佐佐木春道、西馬音内茂道、山田高道、柳田治兵衛、松岡越前守、深堀左馬等、皆叛而應山形、九月、湯澤城陷、支族孫七自殺、義道憤怒、愬義光於太閤、秀吉不問、義道憂憤、率兵六百攻岩碕、六鄕政乘兵五百爲後拒、原田大膳出岩碕城、迎戰于小瀬川、義道弟孫七郎死之、政乘亦與山形通、及軍潰先衆而退、縱火于横手、猛焰覆天、義道震慴、與政乘戰、及日沒突殺入城、義光聞岩碕捷、使楯岡滿茂修葺湯澤城、以備敵。

上杉景勝年譜云、天正十九年二月、最上の老臣鮭延越前より、仙北大森城在番の色部方へ申來る趣は、仙北三郡の内上浦は、義光(最上)拜領につき、上浦の通、鮭延仕置すべしとなり、然れども、上方大谷より色部への紙面には、上浦郡の事、小野寺中務少輔に賜りし由なり、云々。○譜傳仙北次第云、文祿二年、山形義光公より、仙北役内口を破られ、湯澤迄最上勢押入、館岡豐前守滿茂居城と致す、次に岩崎を取られ、原田大膳居城す、是は文祿四年とも考候者有之候、仙北衆湯澤を責候事、度々候と雖、最上大勢にて落城せず、扱に成り申候。

關口(セキグチ) 今、上關下關と合して、三關村と改む。小野の北にて、湯澤の南一里、西は御物川を隔てゝ、山田に對す。古へ關塞の設ありし地にや、明徵なし。

郡邑記云、關口村にケダニといふ毒蟲の人を害することあり、炎天野山にて之にさゝるれば、死に及ぶこと多し、其蟲にさゝれし所たやすく知れず、股の邊腋の下などやはらかなる所をさす、山田、深堀の邊にも此蟲害あり。

永慶軍記云、鮭登典膳、先年、山北の領内、八口内中村寺澤院内横堀御返事等數个城を攻落し、我手に入しが、典膳は元山北小野寺の士にて、山北に一門多く有て、皆不快なり、中にも關口の城主佐々木喜助春道といふ者あり、鮭登思ひけるは彼を語らひ味方となさば、山北を攻るに心安かるべしと、文祿四年八月密に飛檄を以て是を語らふ、春道何の異論もなく一味をぞしたりける、夫より春道が計らひとして、西馬音内肥前守茂道、山田民部少輔高道、柳田治兵衛尉、松岡越前守、深堀左馬の五人、心替して最上に組す、爰に最上よりの大將に楯岡豐前守、先手は鮭登、山北降參の人數に、由利の加勢、合て八百餘騎、九月廿一日、湯澤の城に押よせて、三方より打圍む。

山田(ヤマダ) (堀深) 今、深堀、松岡、石塚等をも合す、湯澤驛の西南一里、御物川の左岸とす、深堀(フカホリ)は、山田の北に隣る。○山田米とて、山北産稻の第一に推さるゝは、此なり。

郡邑記云、山田村は炎天々ダニの害ありと雖、其田頁米を出し、御膳用としてこれを獻す、最禪寺、禪宗、田三十石を有す、又、清原武衡は、金澤柵より逃れ、此村にて死すとの傳說あり。

越後治亂記云、天正十八年、小田原落城の下、太閤より奥羽仕置を賴入との義にて、油理仙北は景勝受取也、八月下旬、仙北大森城へ入給ふ、かゝる所に、所の一族起て、大森より二里隔、南なる山田の城へ、川津頁と云者を大將として、二萬餘り取籠る、山田城は大河流れけるが、川を隔て矢戰あり、景勝手たてを以、敵をかけ惱ま

し給ふ、川津貝父子在所の寺へ逃入、出家をなし御佗申、命助りたり。○語傳仙北次第云、文祿二年、最上勢役内口より亂入、湯澤を責取、つゞいて柳田落城、關口增田は降參し、馬倉(高倉にもつくる)は責候と雖無事、院内法領館は山田城主孫兵衛尉(又曰民部少輔賴道)持分にて無事、稻庭三个城は落居申候、慶長六年仙北改易、山田殿は奥州仙臺へ牢人被成候。

松岡(マツヲカ)　今、山田村の大字にして、西馬音内村の床舞へ隣り、南は畑山を踰ゆれば院内へ到るべし。白山祠あり。○永慶軍記云、天文年中、小野寺中宮助輝道武威を振ひ、增田の城主小笠原信濃次郎光冬を討、松岡の城主柴田平九郎を討、由利十二黨、最上間室の庄も悉く隨ふ。松岡銀山は、往時院内と並び稱せられしといへり、何の頃よりか廢坑と爲り、近年、更に山中委棄の舊鑛石を拾集煉製し、年々銀數萬貫を得るといふ、鑛脈は凝灰岩中に發見す。

岩崎(イハサキ)　今、成澤を合せて、岩崎町といふ、湯澤驛の北一里半、其北界の岩崎川は、平鹿郡の十文字村と相分つ。

明治維新の初め、此に岩崎藩を建てらる。初め、寛文十二年、秋田藩主義隆、其次男壹岐守義長に分封、二萬石、而も城館を別置せず。慶應年中、河邊郡椿臺に新館を起す、未成らずして戊辰の役起り、役後、岩崎に新館を築く、明治四年に至り廢停す。

隨墾紀程、岩崎村、文祿中、原田大膳所據、一日大膳出師敗歸、其妻開城門、庭列巨榼、呼敗卒勸酒曰、妾欲雪主帥零恥、汝輩豈無意相助耶、衆踴躍請從、乃與二婢、被甲上馬、渉川斬敵將黑澤某、餘兵辟易潰散、父老至今說其勇。

森(モリ)　今、角間(カクマ)(河熊)、二井田(新田)、杉澤等と相合せて、辨天(ベンテン)村といふ。岩崎の西、湯澤の北西にして、八幡、柳田と相近し、文祿五年三月の大島野合戰とは、此間とす。北に溪流を隔て、、平鹿郡植田村に對す。

永慶軍記、小野義道、湯澤へ進發、岩崎を其まゝ差置ば、後詰もせんとて之を押へ、我身は(文祿五年三月)淺舞に在陣して、翌日植田川熊を押通り森山に陣せらる、夜叉(ヤシヤ)鬼山の神主大友遠藤、百餘人を具して馳來り旗本に加はりける、敵味方、大島を中にして十餘町を隔て合戰あり、湯澤勢、猶も小野寺の本陣を追立てむと襲ひ來るを、燕橋にして防とめ、時をうつして戰ひしが、小野寺も細砂(マサゴ)川を渡し、植田に引取りける。○戊辰の役、院内湯澤に到れる庄内酒井隊は、八月七日、淺舞道に徒入し角間に至る、官軍植田に在り、莊軍の來るを見て、志摩村川原に進み散兵を布く、八日、官軍の一將石田英吉、長崎振遠隊を率ゐて來り、莊軍を横擊す、戰最劇し、時に十文字口敗衄の警ありければ、官軍大に勢を失ひ、途に植田に退く。

八幡(ヤハタ)　今、柳田、倉内と相合せて幡野(ハタノ)村と改む。岩崎の西二里、湯澤の西北一里半、役内、岩崎の二水は、八幡の西方に相合ふ。

柞山誌云、柳田(ヤナギタ)の古城は、小野寺家の臣柳田治兵衛居る、文祿五年十月二十二日、最上勢押寄す、柳田の地形、東は大川、北は深田なり、城兵圓通院、强弓にして、元一向宗の僧なり、大男を脇挾み、川へ飛入り、水底にて死す、(其處を圓通院淵と云ふ)、卽落城す。○秋田沿革史云、慶長四年、上方より、奉行大谷刑部少吉繼、隨兵六十四人を具し、庄内より由利を經て雄勝に至り、湯澤豐前守滿茂の城に駐泊す、代官與力の士三人、仙北中を回村し、法令を觸れしめたり、然るに、其旨意地士の心に恊はず、故に柳田治兵衛同志を集め、其三使を害せんことを企て、先其一人を殺したる時は、其處にて狼煙を揚んと約す、而して淺舞にて柳田氏自身一使を殺し、狼烟を立てたりけり、云々。○增補家忠日記、最上義光注進狀、慶長五年十月、仙北柳田城攻落、城主父子始、男女共五百餘人撫切仕候、云々。

杉宮(スギノミヤ)　今、大久保、貝澤、赤袴等と相合せ、三輪(ミワ)村と改む。柳田、八幡の西、役内川を隔て、西馬音内の東一里半、湯澤の西一里半。

風土略記云、三輪大明神は、杉宮村に在り、社領百石、別當は眞言宗なり、社地は四方一里程、小川あり、由理矢島と秋田領の境より落る。○今按、矢島領境より落るとは院内川にて、役内川へ落合ふものとす。又、里人談に、

院内より五里かほど南に、杉の宮といふあり、三輪明神のやしろにて、此所の杉、一夜降りくたりたりといひつたへ、凡一萬本ほどの杉、梢切そろへたる如くにして少の高下なし、尤他木なし、ふしぎの林なり、

南は北の誤なるべし。

三輪神社(ミワ)　杉宮の一名なり、今の村名これによれり。○地理志料、杉宮村有三輪神祠、祠僧曰養老寺、僧行基所建、藏大永元年小野寺經道再興梁牌、及直江兼續寄附額。○東遊雜記云、雄勝郡西馬音内より卅町東に、杉の宮村、三輪の明神あり、巡見使御改めの所にて、別當を吉祥院と號して、佐竹侯より五十石寄附あり、多數の寶物あり、佛體に雅なる木像多し。○郡邑記云、杉宮、小野寺家幷びに御當家より獻納の寶物多し、中にも奉納札、

天文二十年、奥州葛西住、赤荻宮内少輔重祐、

繪馬には、

文祿三年菊月吉日　小笠原家次、納

天正二年八月吉日　高田右馬介、納

又、鏑矢には、

天正十九年辛卯霜月二十日、越後、甘糟備後源朝臣景繼、有宿願納之、

などと見ゆ、別當吉祥院、眞言宗也。○甘糟景繼に、當時大泉庄内坂田濱龜崎城主たりと知るべし。然るに、永慶軍記に、杉宮の緣起を述べんとて、之を弘治中に係けしは牽强耳。「越後の甘糟近江守、弘治年中、聊の用事有て、山北に來り、當社の開闢緣起を尋るに、昔年、山北に七黨あり、其旗頭に山北左衛門九郎吉定、承平元年卒す、是三輪明神の化身として、今杉の宮明神と崇めらる」云々。

貝澤(カヒサハ) 今、三輪村の大字とす。○地學雜誌云、三輪村の貝澤は、明治二十九年地震、周圍村落震動甚しからざるに似ず、四十餘戸の內、全潰八戸、半潰十八戸の慘狀を呈す、思ふに、此地は御物川の上流に位み、春秋雨季常に氾濫の禍害を受けし爲め、其表土を洗滌し去られ、地皮を去る二三尺の地に、泥炭の積層を見るに至る、故に放散せる田畝の餘水、多くこの泥炭層に浸潤し、地盤頗脆弱にして動搖し易き爲め、今回激甚の震動を感ぜしならん。

郡邑志云、貝澤村は、富める里なり、昔、貝澤太郎といふもの居れりとて、屋敷跡のこる。○陸奥話記に「將軍源賴義、定諸陣、淸原武道爲七陣、字貝澤三郎」云々、この淸原の一族は、羽州仙北の占住なれば、貝澤といふも、もしくは此地歟。

西馬音内(ニシモナイ)(前鄉)(ニシマナイマヘカウ) 今、西馬音内町といひ、大戸、床舞、鹿内等を合すれど、實は山村のみ。湯澤を去る三里、俗に前鄉といふ。

西馬音内は、必定、蝦夷語に出でしならんか、其もに馬音の字を假借せしは、殊に異とすべし、初めマヲンをマオに假りし也。○野史云、仁賀保擧誠、欲伐矢島滿安、告西馬音内城主小野寺義道曰、滿安與茂道謀亂、將襲横手矣、義道怒使弟康道率兵、迫西馬音內、代滿安、滿安闔兵到自盡、且明茂道無與謀、文祿二年十二月二十八日也。○西馬音内の古城は、前鄉の南にて、今堀廻といふ、即是也。

佐藤椿園に、西馬音内前鄉の人也、家世醫を業とす、高祖父歡庵、人民凶荒の爲めに、餓死する者多きを歎き、慨然自奮ひ、始て農政の學を修む、曾祖父元庵(不昧軒)父玄明高、皆克く遺業を繼て各發明する所あり、以て椿園に及ぶ、五世二百餘年にして、途に其家業を大成す、椿園天資豪邁、毀譽得喪を以て意に介せず、曰く、吾說今日に用ひられずと雖、後世大英雄の君起るあらば、必吾我家學を以て宇内を一新すべきなりと、其四方に奔走し、歷世故に際する、殆寧處に遑らず、而も膏油を焚き晷を繼き、手に管を釋てず、畢生の心力大半著作に遺り、無慮三百餘種、嘉永三年江戸に沒す、享年八十二、淺草森下町松應寺に葬る、近年朝廷追賞の典ありて、正四位を贈らせたまふ。椿園、諱は信淵、字は元海、又融齋と號し、通稱は百祐なり。

田澤(タザハ) 今、西馬音内町の大字にて、南方一里の山中とす。○郡邑記云、田澤村の岩井堂(本尊觀音)は、一山赤岩にして、清泉出て流れ、岩石に往々貝殼を挾み、又洞穴あり、靈場といひつべし。

堀廻(ホリマハリ) 今、飯澤を合せ、元西馬音内(モトニシモナイ)村と云ふ、前鄉の南にて、仙道村に近く。山谷は起伏繼續一ならず。堀廻とは、古城址に因れる名なり。

郡邑記云、堀廻村は本木(モトキ)村ともいひ、田地良し、御膳米六石二斗を獻すること、山田村に同じ、鎭守は御嶽權現なり。

(本木)

(西馬音内城址)

語傳仙北次第云、天正十八年、小田原陣の時、横手屋形、西馬音内殿御同道にて發向、十九年、九戸へ出陣、同二十年、文祿になる、西馬音内茂道名代として、同姓市正高麗陣發向、文祿二年(或曰四年)、最上衆亂入の時、深堀貝澤赤袴等より西馬音内へ番手を入れ、堅固に持候、慶長六年、横手屋形石州へ流人と被爲成、茂道は西馬音内自燒被成候に附、最上衆は川内池麓に宿陣致候處、先方衆百姓一味仕り、最上衆六十餘人打取候由、翌年御當家(佐竹)入部につき、最上衆は赤尾津(由利郡)所替と相成候、元和八年、戸澤殿最上新庄へ御越の時、西馬音内茂道の子息式部、客人分として、新庄へ御頼み奉公の由中候。同書又云、西馬音内茂道殿、若名孫三郎と申候、嫡子市正、二男孫六は、慶長六年城亮候前年に死去、三男八之亟は、茂道同前に庄内へ牢人、光安寺に逗留、最上義光家中土肥半左衛門を頼み年を送候内に、土肥切腹に及び、八之亟は土肥姬同道、新庄戸澤殿へ御越、其後三代目の六郎左衛門新庄を去り、唯今西馬音内前郷に被御座候、西馬音内御嶽堂、西藏寺と申し、慶長七年、四千三百五十苅充中候、棟札に、

天文二十二年四月十五日、大旦那藤原朝臣肥道、

と有之候、古城は今堀廻村八幡宮有之候、家臣とも住居の地は、川内池と申候、上町と申も、堀廻の内に御座候、八幡宮禰宜小松、獅子舞田三千苅被預候由候。○秋田沿革史云、西馬音内古城は、東の山上にて、小野寺義道の二男、肥前守重道住居す、義道短慮にして、三男大森康道をして、重道を伐たしめしは、一家破滅の端なりき。重道が遺臣、黑澤甚兵衛は、御當家へ出仕し、梅津憲忠に寄り功を立て、二百石を賜はり、重道の遺子を介抱す。

足田(タラタ) 今、新成(アラナリ)村と改む、西馬音内町(前鄉)の北半里。○郡邑記云、足田村能持院、禪宗、寺領五十石、十二所(比内)の茂木氏の菩提所なり、郡山は困乏の村里なり、御物川の洪水のために年々損亡す。

郡山(コホリヤマ) 今、糠塚、足田、高尾田、島田等を合せて新成(アラナリ)村と改む。前鄉の北にして、御物川の左邊なる低野を占め、古の雄勝の郡家址なりしを知る。八幡、杉宮の西一里、

大澤村の東南二里半

高尾田（タカナダ） 今、足田と共に、新成村の大字にて、郡山の西なり、和名抄に、雄勝郡答合城といひ、答合は高尾と其音相近し。又、相接して郡家の遺號あれば、偶然にはあらず。高寺、高倉などいふにも參稽すべし。

雄勝郷（ヲカチ） 和名抄、雄勝郡雄勝郷○今、西馬音内、新成（アラナリ）、大澤などにあたり、大澤郷の西なるべし。謂ふ所の雄勝城、并びに郡家、驛家は、此地にて兼ねしなり。○和名抄「雄勝郡有城、謂之答合（タカホ）」と載せ、答合は別號なるべし。今、雄勝郡家址の西に、高尾田村あり、もしくは答合の訛歟、其廢棄は、年代を知らず、蓋清原氏俘囚長となり、山北に土着する前に屬す、其遺址明白ならず。

(答合)

(雄勝城址)

雄勝城經略の始末を考ふるに、まづ天平九年紀「正月、先是、陸奥按察使大野東人等言、從陸奥國、達出羽柵、道經男勝、行程迂遠、請征男勝村、以通直路」とあるは、最奥羽二邦の大勢を洞觀するに足る。但し、本文「經男勝」の上に、不字を脱する歟、文理通せず。當時の東奥は、多賀城を本據と爲し、玉造柵、牡鹿柵等を以て邊界となし、色麻郡より出羽最上郡玉野(大寶)に通したり。而も、出羽國、其由道は、平戈山を以て賊地と相分ち、男勝は未だ之を收めず。海道は出羽郡に國府にあり、最上河南に屬す。柵城は、初め國府と同地なりしが、之よりさき四年、すでに、

天平五年十二月、出羽柵遷置於秋田村高清水岡、又於雄勝村、建郡居民焉、

と載せられたり。されば、秋田城、當時海北に孤立し、出羽府より由理柵を經て之に到るべしと雖、陸奥國多賀玉造の諸城と相懸絶し、形勢交通に不利なり、是れ男勝直路の議を要せし所以なり。但し、天平五年の雄勝建郡は、其實效を致すなかりしと悟るべく、又天平九年の雄勝直路は、其詳説舊史に備はり、築城開道の計畫、遂行する能はずして止めり。(天平中の雄勝村は中村郷にて、寶字の築城は中村郷にあらずと了知すべし)

天平九年四月四日、征軍屯賊地比羅保許山、先是、出羽守田邊難波狀稱、雄勝村俘長等三人來降拜首云、承聞官軍、欲入我村、不勝危懼、故來請降者、東人曰、夫狄俘甚多奸謀、其言無恆、不可輙信、而重有歸順之語、仍共平章難波、議曰、發軍入賊地者、爲教喩俘狄築城居民、非必窮兵殘害順服、若不許其請凌壓直進者、俘等懼怨、遁走山野、勞多功少、恐非上策、不如示官軍之威、從此地而返、然後難波訓以福順、懷以寬恩、然則城郭易守、人民永安者也、東人以爲然矣、又東人本計、早入賊地、耕種貯穀、省運糧費、而今春大雪倍於常年、由是不得早入耕種、天時如此、已違元意、其唯營造城郭、一朝可成、而守城以人、存人以食、耕種失候、將何取給、且夫兵者見利則爲、無利則止、所以引軍而旋、方待後年、始作城郭、先之、爲東人自入賊地、奏請將軍鎭多賀柵、今、新道既通、地形親視、至於後年、雖不自入、可以成事者、夫東人久將邊要、尠謀不中、加以親臨賊境、察其形勢、深思遠慮、量定如此、謹錄事狀、伏聽勅裁、但今、閑門無事、時屬農作、所發軍士、且放且奏、

二十餘年の後、天平寶字に至り、雄勝城成り、雄勝平鹿の三郡を定められ、陸奥國色麻郡より出羽國最上郡玉野、避羽、平戈を經て、雄勝郡横河に入り城柵に達し、更に河邊郡助河を經て由理柵に達するの直路を通す。

天平寶字元年紀、四月勅、古者治民安國、必以孝理、百行之本、莫先於茲、宜令天下家藏孝經一本、精勤誦習倍加教□、百姓間有孝行通人鄕閭欽仰者、宜令所由長官具以名薦、其有不孝不恭不友不順者、宜配陸奥國桃生出羽國小勝、以清風俗、亦捍邊防。○同二年十二月、徵發坂東騎兵鎭兵役夫及夷俘等、造桃生城小勝柵（ヲカチ）、五道倶入、並就功役、三年九月勅、造陸奥國桃生城出羽國雄勝城、所役郡司軍毅、鎭兵馬子、合八千一百八十人、從去春月至于秋季、既離鄕土、不顧產業、朕每念茲、情深矜憫、宜免今年所負人身擧稅、始置出羽國雄勝平鹿二郡、横河雄勝助河等驛家、又遷坂東八國并越前能登越後等四國浮浪人二千人、以爲雄勝柵戶、四年正月勅曰、昔先帝數降明詔、造雄勝城、其事難成、前將既困、然今陸奥國按察使兼鎭守府將軍惠美朝獦等、教導荒夷從皇化、不勞一戰造成既畢、云々

(小勝柵址)

元慶二年、秋田城下夷賊群起す、山北俘虜亦搖く、而も慰喩勉勵事なきを得、雄勝城固守す。

元慶二年七年、官軍見到兵六百餘、屯秋田河南、拒賊於河北、又秋田城下賊地者、上津野、火内、榲淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉刀、方上、燒岡、十二村也、向化俘地者、添河、霜別、助川、三村也、令此三村俘囚并夷民三百餘人、拒賊於添河、次攻雄勝、後將使府、其雄勝城承十道之大衝也、國之要害、尤在此地、仍遣左馬大允藤原滋實、左近衞將曹兼權大目茨田[illegible]等、以雄勝平鹿山本三郡不動穀、給郡内及添河霜別助川三村俘囚、慰喩其心、令相勵勉、於是、俘深江彌加止、玉作正月麻呂等、誘率三村俘囚二百餘人、夜襲殺賊八十人、燒其糧食舍宅、感恩賽也。○元慶五年紀、雄勝城鎭兵二百人、秋田城四百五十人といひ、延喜式、出羽國鎭兵六百五十人といふに相合ふ。元慶二年七月の本文「拒賊於添河」の下に誤脱あり、恐らくは賊謀陷添河、次攻雄勝、後將使府、などあるべき歟。

田代（タシロ） 今、田代村といひ、輕井澤、到米（タウマイ）をも合す、西馬音内の四里。由利郡石澤川の上游にして、玉米村の南に連なれり、もと一管の村里なりけん、玉米到米同

(到米)

訓なり、或は玉前鵙前にもつくれり、(由利郡矢島の東にあたる)

入汐山は、到来の西嶺にて、今由利郡界は、此南北の脈絡に由り分つ。

仙道（センダウ） 今、仙道村といふ、田代の南にして、石澤川の源にあたり、院内銀山の北に一嶺を隔つ。

高寺（タカデラ） 近世、新町（シンマチ）といひ、今、大澤、堀内、林崎、摺鉢等と相合せて、明治（メイヂ）村と改む。西馬音内の西北二里、御物川西岸の田野を占めたり、其西嶺を七面（シチメン）山といふ。

(新町)

永慶軍記云、慶長三年、太閤秀吉公逝去の後、大谷吉継巡見使として廻国の折、十月、山北徒黨蜂起、大谷はかゝる事出來せしとも知らず、打入けるが、此注進を聞き、急ぎ大澤に陣を居ければ、敵は高寺の住人小野寺甲斐守道親にて、玉前下村は一味の事なれば、裏切して由利より攻めにけるも、敵なく敗れ、大森の城にぞ籠りける、今は下村玉前高寺落居すれば、西馬音内大森の兩城のみ残る。○秋田沿革史云、小野寺甲斐守通親、高寺甲州ともあるは、地名を名乗りしなるべし、又高寺觀音、邦内三个所あり、峰吉川村高寺山高善寺、内小友村高寺山福王寺、雄勝郡新町高寺、是れなり。

文祿五年四月、山形將楯岡滿茂攻高倉、守將高倉右兵衛尉棄城奔横手、滿茂攻川連三梨二城陷之、西馬音内茂道與山田松岡深堀柳田議、募兵分隊、攻川熊鍋倉植田新田日襲、尋復之、進攻高倉城、獲守將伊具丁貞平、義道所部平賀等諸戌兵援戰、連日不解、滿茂亦與山田使關自能登守爲高倉城守、山形兵攻増田稲庭岩崎、與西馬音内等挑戰、殆無虚日、羽黒別當遣人勸山北山形行成、初義道世領山北平鹿雄勝三郡、至是雄勝半郡爲最上氏所奪、楯岡滿茂在湯澤鎮焉。

語傳仙北次第云、文祿二年(或曰四年)、最上衆役内湯澤へ押入、馬倉(一に高倉、又高寺)を責候と雖無事なり、慶長六年、小野寺家改易、高寺甲斐守(又新右衛門)は、由利郡へ牢人被致候。○高倉（タカクラ）とは、大澤の鷲座山に合考すべし。

(高倉)

七面山（シチメン） 七高山とも云ふ、新町の西一里にあり、標高四百五十餘米、由利郡界に方り、北方は境峠に連接、仙北より大澤を經て由利に至る古道なり。山中多く稲蒿草を產す、佐藤信淵の六部耕種法に、丈七八尺の稲蒿草、七高（シチカウ）山の谷に生ぜりと見えたり。頂上に七高山神社あり、古へ高寺の城主小野寺甲斐守道親の崇敬せし旧祠とぞ。

(七高山)

大澤（オホサハ） 今、明治村の大字とす、新町の北半里、御物川の西岸に位し、川を隔てゝ平鹿郡の深井と相對す。横手湯澤の二路、此にて合一し、由利郡へ赴く、巡見道といふ。天和元年、佐竹氏、大澤郷小村十二を上野臺の小松原に移し、本莊龜田兩藩、及び幕府巡見使、日代等の上下の宿驛と定めらる。大澤の南、天下屋敷と稱する地をば、古の雄勝城址なりと云ふ説あり。

大澤は上法（ジャウボフ）寺とも呼ばる、鷲峰（ジュホウ）、もしくは上品、淨法などの訛ならん。○進藤氏風土略記云、大澤村上法山に、阿夏波々岐權現あり、土俗、摩利支天を祭るといふ、古木多し、社領百石、修驗喜藏院持也、御番所は、由利と秋田領の堺也。○郡邑志云、大澤村、天和元年、本庄龜田への宿驛に定めらる、古城あれども、誰氏といふことを知らず、御境口番所あり。○語傳仙北次第(元祿中原撰)云、天正十年、小野寺遠江守景道、御上洛の留主をねらひ、由利衆仙北へ働く、景道の子息孫十郎殿、西馬音内殿、山田關口稲庭川連三梨、皆々大澤に出陣合戰、十二黨敗軍仕候。

(上法寺)

大澤山（オホサハ） 大澤驛の西、由利郡玉米村への道路之にかゝる、境峠ともいひ、近世も巡見使經由の例ありて、古道とす。天平寶字三年に定められし雄勝、助河、二驛の中間に屬す。

野史云、天正十年、小野寺景道、朝京師也、其子義道爲留後、在横手城、由利諸黨以事憤怨、發兵二千、揭旗於大澤山、義道大恚、募兵與族彌五郎、及西馬音内茂道、河連綱道、稲庭經道、西野道房等、步騎八千、攻大澤山、義道戰無利。又云、慶長三年秋、太閤秀吉薨、大谷吉隆爲出羽巡撫使、遣人馳到山北、山北人作亂、即發山形及仁賀保芹田等兵、總一萬餘、充塞于轟岡本石澤、吉隆前隊已到大澤、小野寺道親等迎戰、玉前下村等内應、擊破前隊兵、而拒于下村寨、吉隆大恚、進到高寺淨梵寺、藉陣營、時小野寺康道據大森城拒之。

鷲座山（ワンクラ） 大澤の西北嶺にして、平鹿郡二井山村、由利郡玉米村へわたり、境岸の北なり。一に足倉（アンクラ）、又高倉（タカクラ）といふ。山中に鳥屋（トヤ）の森の名あれば、古へ鷹栖をせし地なるべし。山腹に和州金峰を模し、藏王を祭れり、其別當を上法寺といふ、蓋鷲峰寺の訛のみ。

一書に、此なる鷲座を、寶龜十一年紀、伊治城に賊據れる時、官軍、鷲座楯座楯石澤大菅屋柳澤等の五道を經略せりとの記事に援引す。されど、當時經略の地は、陸奥玉造栗原長岡の諸郡にかゝり、出羽國最上郡大室塞へも連なれど、雄勝郡と懸絶す。

いてはなるひらかのみたか立かへりおやのためにはわしもとるなり、〔新選六帖〕

平鹿郡

平鹿郡（ヒラカ） 山北平原の中央の一郡にして、御物川は其西偏を貫流す。今、面積凡に十二方里、人口九萬、二十五町村、治所は横手に在り。

地理志料云、平鹿、訓比良加、按加之言處也、如住處訓須規加、在處訓阿利加之加、比良加卽平處、取之地勢也、郡於本州獨爲平沃。

平鹿は、寶字三年紀に、始置雄勝郡平鹿郡と見え、雄勝築城の日に、其北に拓かれしものとす。延暦二年紀に「出羽國言、雄勝平鹿二郡百姓、爲賊所略、各失本業、彫弊已甚、需建郡府、招集散民」云云、同十一年紀に「永免平鹿郡狄田租」云々、元慶四年紀「出羽國言、管諸郡中、山北、雄勝平鹿山本、三郡、遠去國府、近接賊地」とありて、當時の邊鄙、民夷雜居の形勢を想ふに足る。和名抄に、平鹿郡、比良加と注し、國府と記したり。されど出羽郡の國府、明證歷々たれば、平鹿府といふは誤れり。又、郷名を擧げ、山川、邑知、大井、三郷の外に、山本、塔甲、御船、錦刀、餘戸の五郷をも、本郡に屬せしむ。されど、高山寺本に、山本郡といひ、山川山本等六郷（餘戸を除く）を掲げたるに合考し、實は平鹿三郷、山本四郷なるを判知すべし。中世以降、南北概して山北の汎稱に就き、平鹿の郡名を失ふ。寛文年中に至り、復舊して郡名に建てらる。或は曰ふ、正保圖已に不刈郡に作れりと。

國郡志云、出羽國府、初在出羽郡（三代實錄）、後徙平鹿郡、距京師行程上四十七日下二十四日、海路五十二日（延喜式、和名抄）按、三代實錄、國府在出羽郡、和名抄、爲平鹿郡、又出羽郡下注國府二字、頗可疑、然實錄載遷府事、云宜擇本府近傍便地遷之、蓋無幾地、故北移平鹿郡、以與雄勝秋田二城爲聯絡乎、然則出羽郡下注說、存舊文也、附誌後考。○平鹿府は誤謬、論を待たず。進藤氏出羽風土略記に、庄内物語を引き、武藤氏は田川飽海平鹿三郡を領すといへば、平鹿をも果して兼有せるにやとの說あり。然れども、平鹿は小野寺氏の領邑にて、地勢田川飽海と懸絶す、庄内物語に庄内三郡に數へし平鹿は、自一郡にして（田川郡平方村あり）、山北の平鹿と同名異地歟。

（平賀郡）

藻鹽草云「出羽なるひらかのみたか立かへりおやのためにはわしもとるなり」此歌の心は、むかし、出羽の平賀より、逸物なりとて鷹を帝へまへらす、此鷹はなれて常に八幡へまいりて、鳩のいくらもある中にまじりいれおるきけり、後には鳩も鷹とつれてうせにけり、其後日數へて、此鷹内裏へ參りたり、通身に血つきたり、其後月をへて出羽より註進しけるは、先年内裏へまいらせたりし鷹、巣おろしの鷹なりしが、子を取て後、其母わしにくはれたりしに、今年の秋、此鷹鳩をつれて出來り、此母とりし鷲の栖山に入て、鳩と相共にかの鷲をくゐころして失たりと申す、そののちいく程もなく、鳩もやはたへかへりけり、此鷹をその後、鳩屋と名づけさせ給ひて、鷹飼にあつけさせ給けるなり、といへり。

大井郷

和名抄、平鹿郡大井郷。○今詳ならず、恐らくは郡の南偏にして、增田、淺舞、深井等にあたるならん。岩崎川、御物川の北岸にして、雄勝の諸郷と水を隔つ。

增田に平鹿てふ字の遺るを見れば、大井郷、やがて平鹿の郡名の起れる地歟。

增田

（益田）

今、增田町といひ、人口五千（龜田、八木をも合す）實は一大村のみ。岩崎川（水無瀨川）の北岸にして、驛路の東一里（十文字より）、雄勝郡岩崎驛の東北一里、横手驛の南三里、禪院あり滿福といふ。（羽黑山舊記に、益田につくり、神領五百束云々）梓山誌（峰の嵐ともいふ）云、增田の古城、西東百五十歩北南百二三十歩、土居堀の跡今に在り、往古、土肥相模道近居り、小野寺に屬す、慶長中、最上家より城代を置かれ、佐竹入部の初めには、岩城忠次郎貞隆公へ、增田一萬石を分進す、元和の初め台命ありて信州川中島に拜領あり、故に增田を佐竹家へ返進せられ、城は元和八年破却なり。○久保田領郡邑記云、增田城は村の西南に在りて、城主土肥次郎道近、文祿中、小野寺家に叛き最上家へ内通し、最上より長瀞内膳を置かる、佐竹家入國の後、岩城忠次郎、東將監（義賢）在城、元和中也、縫殿新田は、小原縫殿開發す、慶長七年、小野寺戸澤等の牢人一揆の時、小原は、角館の高橋四獄、小友の三浦治部共共、佐竹家へ忠勤ありければ、各祿を賜り、小原は新田を開きたりと。

越後治亂記云、天正十八年、太閤小田原征伐終て、迚もの事に、奥州の仕置を頼入とて、秋田津輕は前田利家、油理仙臺（管窺武鑑に仙木につくる）は上杉景勝受取也、景勝の横目には大谷刑部少也、七月十一日、小田原を打立、八月下旬に仙北大森の城へ入給、一里半隔て北に有增田の城へには、七手組の内指向らる、かゝる所に、所の一族起て、大森より二里隔南なる山田の城へ、川津良と云者を大將として、二萬餘り取籠る、山田の城は大河流れけるが、川を隔て矢戰あり、景勝手立を以て敵を惱まし給へば、川津良父子在所の寺へ逃入、出家を爲して御詫申し助りたり、景勝已に山田を攻落し、增田へ馬を寄られければ、是も降參して城を渡す。○永慶軍記云、文祿五年二月、横手最上の對陣、岩崎と增田が間纔廿餘丁を隔て、晔の聲鐵炮の音、山に響き手に取樣に聞えけり、元來增田二郎道近は最上に隨ひければ、岩崎の後詰せむと、手の者七十餘騎、水無瀨川を渡し、横手勢のうら切をせむとすれども、かなはず。又云、道近は岩崎に軍始らば、横合に突て出むと、其勢決然として控たり、小野寺義道之を聞て、淺舞を通て湯澤へは寄せんと、謀られたり、云々。

仙臺藩戊辰史云、八月九日、我兵增田より進軍す、道路

は險惡に、樹木は繁茂して敵の動靜を察すること能はず、故に火を農家に放ちて、馬鞍村に至る、敵山上を本陣として中腹より銃を放つ、我兵彈丸を徒費せんことを恐れて、審に兵二小隊を山麓に止め、後方より漸次繰引して增田に歸る、十日拂曉、再び馬鞍村に進軍せしに、敵兵復影を見ず。

平鹿（ヒラカ）（龜田）　今、增田町の東龜田（カメダ）に平鹿の字遺れり。凡、增田の地、本郡の東南隅にあたり、雄勝郡成瀨、皆瀨の山溪の口にあたる、初め平鹿の郡名を建てられしは、此山溪に取れる歟。延喜式に美囊をピリカといふ、亦此地の形勢に合考すべし。

地理志料、延曆元年紀、平鹿郡民爲賊所略、彫弊殊甚、更建郡府、招集散民、今龜田屬邑有平鹿村、蓋郡府阯也。○按、和名抄に平鹿の郷名なし、寶字建郡の初めに、其郷名もありしを、寶龜の亂に亡び、さては再度招集の後は、大井郷とも改めしに似たり。

延曆二年六月、出羽國言、寶龜十一年、雄勝平鹿二郡百姓、爲賊所略、各失本業、彫弊已甚、更建郡府、招集散民、雖給口田、未得休息、因茲不堪備進調庸、望請蒙給復優、將息弊民、勅給復三年。

增見遊覽記（雪之出羽路）云、平鹿村は增田の東に在り、民家古は五軒、今八戸あり、村後麻當（マタウ）山あり、俚俗眞人（マット）との城跡といふ、その趾絶頂に在り、清原武則眞人の古城蹟なり。

（眞人山）　郡邑志云、龜田村は、元和八年、增田、明澤（アキサハ）の空地を開きたるものともいふ、支郡に平鹿村の名のこる。○平鹿のマト山は、唯その清原眞人の稱謂と相涉るが故を以て、清原氏の遺蹟と爲すは、臆斷の嫌あり。されど、仙北三郡に、後世清原氏の遺跡を傳ふるなければ、暫く眞人山に清氏系圖を繫ぐ。

續類從本清原系圖

- 深養父（内藏允肥後守）
  - 春光（下總長門等守）― 元輔（肥後周防等守内藏頭）
    - 致信（太宰少監號清監）
    - 女子（清少納言）
  - 重文（周防守）―― 基貞（筑前守）
  - 業光（左京權大夫）―― 光方（兵部大輔）
  - 光頼
  - 武則　羽州山北主、康平六年二月、依安部貞任追討之功、任鎭守府將軍、故號清將軍、
    - 武貞（荒川太郎）
      - 家衡（武衡同時被滅、藤原清衡異父同母弟）
      - 貞衡（海道小太郎）
        - 成衡（小太郎、實平權守安忠子、源頼義婿也）
    - 武衡（將軍三郎、住奥州岩城郡、寛治五年滅亡）
    - 公清（新清太）―― 公家（音博士）
    - 女子（吉彦秀武室）

清原系圖、仙北の住人光頼武則を係けしもの、二三種ありと雖、皆信否詳ならず。一說、元慶中の出羽城司兼權掾清原令望といふを以て、仙北清氏の祖なといへり。蓋、武則は將軍に任せし人なれば、當時膽澤府に在住し、武貞、武衡、其遺跡を承けて、專奥州に居り、羽州山北は家衡武衡など庶子季弟に附與せしめて治めし如し。後三年物語の記載詳明ならねど、眞衡清衡等は奥州に居り、家衡及び吉彦秀武の羽州に在りし趣は、おぼろげに見えたり。武衡は岩手郡住か、岩城にはあらじ。

十文字（ジフモンジ）　今、十文字村といひ、古內（佐賀會）梨木、腕越等を合す。增田の西一里にして、仙北驛路にあたり、近世の新聚に屬す。北は醍醐村、南は岩崎川（水無瀨川）に至る。

戊辰の役、八月五日、庄內藩將松平甚三郎、一擧して湯澤を取り、八日岩崎に向ふ、此時、官軍の先鋒梅津大山、兵を率ゐて岩崎川を涉る、莊軍林間より突出し、飛彈雨射、官軍退きて增田十文字に據る、是に於て莊軍更に進みて古內村を占め、勢威愈張る。

鍋倉（ナベクラ）　今、上鍋倉、十五野、淨蓮院等を合せて、三重（ミヘ）村といひ、十文字の西に接す。下鍋倉は、淺舞町の管內へ入る。

安部氏筆餘云、元和八年河上十左衛門覺書「仙北一揆の時、增田にて高名云々」是は、夏目定房記に合考すれば、天正十八年十月、上杉大谷檢地の折にて、一揆の大將鍋倉四郎、景勝手に打取、首千六百、味方も討死二百餘とあり。〔庄內古事抄〕

淺舞（アサマヒ）　今、淺舞町といふ、人口六千、本郡南偏の大邑とす。橫手二里半、湯澤三里、大澤三里。

淺舞八幡宮、元龜中、小野寺光道（淺舞刑部とも云ふ）、宿館の守護神となせしが、小野寺氏亡び、城廓も全く破壞す。○郡邑志云、淺舞の古城は、小野寺義道の子、左京光道居すとか、又、慶長中、茂木監物之に居すとつたふ、今は郡方の役所あり、龍泉寺を小野寺氏の牌所とす。

野史云、文祿五年二月、小野寺義道、將攻湯澤城、楯岡滿茂傳聞、乞救于山形、長瀞光忠小國光基赴援、三日到湯澤、與滿茂謀、爲西馬音內山田松岡柳田深堀共出使伐、由利大森又殖兵守備嚴成、而自督七百餘陣前森、義道亦割兵壓岩碕、歷淺舞植田、抵森山布陣、淺舞刑部爲前鋒、兵總五千、分作七隊、八日交銃矢、大戰于大島野、死傷造多。○山崎氏地誌、及地學雜誌云、淺舞附近卑濕の地は、表土の下僅に二三尺にして、泥炭の層三四米に及び、往時、湖中に繁茂、深積したる植物、（主に禾本科及び莎草科）の埋沒炭化したるものなれば、明らかに往時湖底

たりしを示す、尙泥炭地と相離れ、卓狀をなせる地に於ても、湖沼の遺跡ありて、瀦水の存する所あり。

植田（ウエダ）〔古四王神社〕　今、植田村といひ、淺舞の南西一里、水無瀬川の北邊に緣る。

地理志料云、植田有古四王祠、古四王寺記之、眞澄遊覽記曰、秋田郡寺浦、雄勝郡役內、仙北郡小貫山、本郡寺內、各有四王祠、越後五十公野亦有此祠、傳謂崇神帝遣大彥命鎭高志國、因祀之曰越王宮、後世浮屠附會護世四王、塡今字也。○野史云、文祿中、最上義光、往使掠山北、河熊、植田、南部、鍋倉、新田目、今泉、岩崎等、諸寨皆陷。

木下（キノシタ）　今、植田村の大字とす。○考古雜誌云、大八洲雜誌曰、「往古、出羽の國府、小勝郡にあり、續日本紀、三代實錄等に、小勝に柵戶、城司を置かれたるにて思へば、押て知るべきな、和名抄には、國府平鹿郡にありと見えたり、其は、小勝郡を裂き平鹿の郡を置れたるよりなるべし、平鹿郡木下村御庫前は、古く寶藏のありし地なるより、其名起れるよし、隣村木戶は、嘉吉年中まで、正しく柵戶と古文書殘りて、いと〳〵明らかなる例證ありとす、のみならず、此兩村より、土器石器の類、年久しく發見しありたるに、明治十九年、牛が首(御庫前の邊)にて、盂瓶の屬夥多發堀せしものありしが、二十九年、石鏃、盂瓮、或は石劍など、數百點發堀せしは、古史の所謂府址にして、夷俘より收集せしを藏したるものなるべし」云々、牛頸は、淺舞町の西半許里、平澤よりは西四五町を隔つ、穿堀僅に二尺許、土器は四五俵もあらん、石器は少し、土器模樣、雲形と雨脚の如きものと、算木形の如き物とのみなり、器底に赤色のもの附きてあるあり、此等の事實に徵すれば、牛が首の盂瓶の屬等は、石器時代の遺物のみ、國府兵庫と相涉る所なしと判定すべし。

今泉（イマイヅミ）　今、眞木、別明、下堀、谷地等と相合せて、睦合村と改む、植田の西、道地、西野の東にして、御物川の北岸に屬す。

三山雅集云、羽黑山舊記に、仙北神田、横手四百束、錦田五百束、幡屋三百束、鮎川四百七十束、今泉二百束などあれど、何の世の事にや、近世は全く斷絕す。(鮎川は相川、幡屋知れず)

東里（トウサト）〔造山〕　今、造山、樽見內、砂子田等と相合せて、里見村と改む。植田の北にして、淺舞より大澤への由利(本庄)路は之を經由す。造山とは、古墳の存在に由れる名に似たり。

雪之出羽路云、造山村、蝦夷塚といふあたりより、村民の堀得しとて、勾玉あり。○人類學雜誌云、東里村、廻館、十三塚に石器を出す。○語傳仙北次第云、文祿二年(或曰四年)、最上衆仙北亂入、砂子田まで攻寄候と雖、伊勢守よく持堅、無事に候。

深井（フカヰ）〔砂子田〕　今、南形、道地、柏木、常野、西野等を合せて、福地村と改む。造山、今泉の西にして、御物川に緣り、本郡の西南限とす。(御物川は、南及び西を過ぎて、北方へ走る)。大澤驛へ半里、淺舞へ二里半、沼館へ一里。

郡邑志云、深井村は、御物川の端にて、舟宿あり、近鄕の御物成は、皆是より舟にて積下す、西は大澤村より由利郡への通路あり、渡世によき地なり。

〔深江〕地理志料云、眞澄遊覽記、深井村、郡邑記作深江、因謂、類聚國史、承和五年三月、授夷勳六等深江枚子外從五位下、元慶三年紀、出羽俘囚深江三門、授外從五位下、賞軍功也、二年紀、三門作彌加止、或本土人、陸奥話記有深江是則、屬源賴義、斫小松柵有功、豈其後耶、又按舊事本紀、有高志深江國、崇神帝時、以素都乃奈留美命任之國造、蓋大彥命子也、先輩以爲越後古志郡深江村、然本紀別有高志國造、是居古志郡、鎭越後南半、深江國造鎭越後北半、卽今之羽前國也、郡有古四王祉、古四王卽高志君、凡國造裔必稱君若直、是祀國造祖大彥命者。○今按、深江國とは越後蒲原郡の舊號なるべし、淳足(沼垂)以北にはあらず。

西野（ニシノ）〔道地〕　今、福地村の大字にして、福井、道地の南なり。雄勝郡山村(新成)と御物川を隔てたり、御物川は、此間にて、西流より轉して北流と爲る。

天正中、小野寺の家老に、西野氏あり(雄勝郡相川、仙北郡六鄕に合考)この在名を稱へしにやあらん。

邑知鄕（オホチ）　和名抄、平鹿郡邑知鄕。○今、詳ならず、郡の西北部にして、御物川の兩岸にあたり、大森、阿氣、沼館等にあたる歟。

邑知は、河邊郡にも見え、能登國邑知の鄕名あれば、彼地の移民によりて名づけられしにや。國郡志には、「按、邑知訓於保知、與雄物訓相通、郡西南有雄物川、疑邑知川之轉、沿岸諸村曰沼館鄕、蓋其地」といへり、されどオホチはヲモノに遠し。

沼館（ヌマダテ）〔今宿〕　今、沼館町といふも、一大村のみ、御物川の東岸に倚り、横手の西四里半、大塚、今宿等之に屬す。

郡邑記云、今宿村、市立、月に六度、家居宜し、首塚とて、八幡太郎義家の故事をつたふ、沼館へつゞく。

沼柵址（ヌマノシャク）　進藤氏風土略記云、沼館村は、今横手村の西なり、古、安倍貞任兄弟此に楯籠り、其後、清原武衡兄弟楯籠りし處とぞ、近代、小野寺遠江守居住せしとも云ふ、奥羽軍記に「武衡がいふやう、金澤柵といふ所あり、夫はこれより勝りたる所なりとて、二人相具して、沼柵を捨てゝ、金澤へ移りぬ」といふは沼館の事なり。

増見遊覽記云、享保中、岡見靑龍堂の秋田郡邑記によれば、沼館城廻村、家員百拾八軒、昔莊司次郎居城、中古小野寺遠江守居城となり、慶長五年落城とぞ、故

城の跡に、眞言派嚴光院とて寺あり、云々、いにしへ此處にいといと大に、深さはかりもしらぬ水沼あり、そこに柵戸ありしかば、沼柵とも沼館ともいひつる地にこそあらめ。

史學雜誌云、應德三年九月、源義家、陸奧守兼鎭守府將軍となり、兵を發し淸原眞衡を援けて、吉彦秀武を攻む、武衡家衡、秀武を援けて義家に抗す、寬治元年九月、義家數萬の兵を發して秀武武衡を討す、弟義光官を辭して赴き援く、終に大に敵兵を破り、武衡を斬る、尋て其黨四十八人の首を梟し、奥羽の地悉く平定す、本朝世紀に「寬治元年十二月廿六日、陸奧守義家朝臣言上、斬賊徒武衡等首之由」とあり、中右記又はゞこれに同し、世俗之を稱して後三年の役と云ふ。（仙北郡金澤城址に合考すべし）○後三年物語を考ふるに、昔應德の比にや、陸奥の國司義家、淸原眞衡并びに秀武淸衡等を國府に召て、私の怨を含み干戈を動すまじと下知し給へば、家衡は眞衡が館の圍を解き、出羽國沼柵に引籠り、國司の勢を待受、雌雄を決せんとしけるこそ不敵なれ、かくて其後、家衡は、義家國境巡見に出給ふと聞、天の時を得たりと悅び、途中まで出むかひ一戰せんと備へたり、國人密に是を告るに依て、義家速に國府に引歸し給ふ、家衡が叔父武衡は、家衡沼ノ柵にありて、義家將軍を一戰にも及ばず追返したる事、誠に奇特の武畧なりとて、且感し且悅び、叔姪同し、屍をさらし武名を後代に殘さん事、是にまさる本望はなしと、互に淚をおしぬぐひ、籠城の評議せしが、此沼柵は狹小にして大軍をこむる便りよろしからずとて、軍勢を引具し金澤へぞ移りける。（三河後風土記）○永慶軍記云、小野寺四郎重道は、鎌倉右大將に仕奉りて、勳功を盡し、羽陽雄勝を賜り、稻庭の城に居住す、重道十六代の孫、小野寺中書、稻庭の城より平鹿沼館の城に移り、將軍義晴公の時上洛、八幡の旅宿の主の娘に契りて、男子を一人設く、其子、弘治元年、義輝將軍の時、輝の字を賜ひ、中宮助輝道と號し、國に下り武威を振ひ、大曲苅和野神宮寺角館等の要害を攻落、由利十二黨、最上間室の庄も悉く切り從へ、終には湯澤の城主三春信濃守を殺して彼城に移り住みしが、家臣に謀られて身をも亡ぼせり。○同書又云、羽陽山北の郡、角館の城主戸澤九郎平盛安、武威盛にして近邊の城主從はずといふ事なし、是に依て、小野寺孫十郎義道、戸澤が振舞を怒て、退治せんと企ければ、盛安傳聞て、忽小野寺に楯突つゝ、北浦近邊の棠城を攻動す事數度也、終には沼館を攻んとぞしたりけり、抑、此城はもと小野寺中宮助輝道住れけるが、要害はかく〱しからればとて、我身は湯澤の城に入、そこには末子をぞ置れける、今の城主は夫より三代、大築地織部と號す、盛安は角館を出馬して六鄕を過、大楯の渡を越、布晒の里を經て、阿氣野を前にして陣を取り、やがて寄合せ、手痛くぞ戰ける。

薄井（ウス井）　今、薄井村といひ、宮田を合す、沼館の北一里、御物川の東岸の田野を占め、阿氣村に連なれり。

大森（オホモリ）　今、大森町といふも、小驛市のみ。沼館、薄井の西北に御物川を隔て、保呂羽山の東に居る、横手四里半。城址あり、又古精舍あり、大慈寺といふ、又大森寺（大平山寶嚴院）あり。

風土略記云、大森は平鹿郡の西山に在り、舊迹は大森五郎の住みし處とぞ、金化山八幡宮あり。○郡邑記云、大森村大慈寺（禪宗）の背山を城跡とす、小野寺康道居せり、（一說、義道の三男孫五郎、其子康道とぞ）十日町を城下の古街とす、劍花（ケンガハナ）山八幡宮あり、社領十石、大慈寺はもと阿氣村に在りしとか。○上杉景勝年譜云、天正十八年七月、小田原陣より、直に羽州油利仙北の仕置被仰付、御横目は大谷刑部少輔吉繼に命ぜらる、八月上旬、仙北に御下着、大森城に入りたまふ、吉繼は大森より行程十五里餘隔て、横手城に入る、公大森在陣中、奥州小野田の城主大崎左衞門督義隆へ御書遣さる、

懇合染筆候、仍殿下近日就伐任儀歟、國々諸士無殘所上洛候、其方事、當隣州付、上洛可及催促之段、有內證、自石田治部少輔方、到于大寶寺、使者被差下候、洞中如何樣之儀有之共、被拋萬事、急度可被遂上洛儀專一候、恐々謹言、

八月十六日　景勝

大崎殿

同九月、仙北秋田表の檢地、過半相濟、十月、大森には色部次郎兵衞を殘し、越國へ歸府したまふ、猶後日を慮り、地下の諸士商客百姓等より、差立たる者の證人を出さしめよと觸廻され、色部やがて點檢して、二十餘人の老若妻女を大森に拘へ置かる。

仙北秋田表之儀申付候由尤候、能々入念候て相濟候者可罷上候、長々在陣辛勞に被思召候、猶以無由斷堅可申付候、猶木下半介可申候也、

九月十八日　（朱印、秀吉）

羽柴越後宰相中將どのへ

雖未申通候、令啓達候、仍舊冬以來、其表御在陣之由、誠以御苦勞奉察候、早々以飛脚可令申之所、郡中一揆令蜂起、兎角延引非本意候、到當春茂、同心共二三人令逆意、二十里三十里之間、毎日掛合體候、就中、京都之御人數被差下之由、必定候哉、此表程遠御用候故、慥不相聞候、御樣子委示預候者、可爲本望候、猶使者可申入候條、不能再三候、恐々謹言、

二月廿八日（天正十九）　南部大膳大夫信直

色部次郎兵衞殿（上杉年譜）

管窺武鑑云、天正十八年、奥羽檢知として、景勝、米澤山形より庄內繩打被仰付、大寶寺酒田へ着、三崎山を越、由利へ出、九月中に仙北（センボク）へ下着有て、大森城へ被納御馬、

大谷刑部少輔、井筐江泉澤共に如此、安田上總介は六郷兵庫頭居城六郷の館、藤田能登守は戸澤右京亮居城の角の館を請取有て、諸方の繩打を申付る、然處に、十月の初、於六郷一揆、大谷衆、雜兵五六十人にて打殺し、山山へからまりかゝる、是に內々伊達正宗惣大將をして、十月十四日、方々にて一度に一揆蜂起仕る筈に相定し處に、六郷にて大谷衆繩を入候時、百姓共頻に訴訟申候を、大谷衆猛強にして、見せしめの爲なりとて、其場に三人斬捨、五人に繩を懸たる故、十四日迄不相待して、大谷が被官共を殺也、右の一揆のかくれたる所、何方共不知故、景勝は此事に、静に相待候へ、一揆共定めて打寄る所可有之との義也、案の如く、增田の館に、鍋倉四郎と云者大將と成て、二千許楯籠の由聞えければ、大森には大谷衆を殘し、十月十四日辰上刻、景勝御旗本共に五備、一萬二千の衆にて、增田の館へ被取詰し（仙北土寇の事は、越佐治亂記に「天正十八年秋、上杉景勝は太閤殿下の仰をうけ、由理仙北の仕置に下向す、横目には大谷刑部少輔（吉隆）なり、七月十一日、小田原を打立、八月下旬に大森の城に入給」云々、此時なるべし。又、野史に載せしは「慶長三年秋、大谷吉隆爲出羽巡撫使、到由理、仙北人作亂、吉隆進兵、到大澤營焉、小野寺康道據大森城拒之、秋田戸澤六郷氏分作三隊、攻圍大森、十月、康道及葉庇康邦佐貫直秀奮勇拒戰、吉隆傳令瀕壁、芹田子吉等攀崖踰嶮、由後門進、康道擊卻之、歷旬日、遣僧乞成、吉隆罷軍」云々。天正十八年の後、慶長三年にも再蜂起ありし也。

永慶軍記云、大森の城主康道、其心惡逆不敵にして、弓矢を取ては無雙の兵也、然るに今度山北の一揆に一味して、大谷刑部少輔の先手を討しと聞えければ、吉繼安からず思ひ、先づ大森を退治して、其後横手吉田を責むべしと、人數を組み手分をぞせられける云々。

梓山記云、慶長五年十月、最上家の大將清水大藏大夫は、酒田より大澤へ着陣す、秋田城之介陣代湊二郎五郎、其外由利十二將、同十七日、大森へ寄せ圍を作り、王箭を飛はす、城主小野寺康道固く守りしが、酒田能登守は柳田城を拔き馬倉城を攻めたりしも、大森城甚つよし、依て十月二十三日迄戰ひ、廿四日寄手を解き、康道亦城を出て。江戸の命によりて退散す。八槽華史之に同じ、又云、大森は堅固にして攻め拔き難き折柄、伊達正宗台命を傳へ、奥羽合戰止むべしと、因て十月二十三日まで戰ひ、城の圍みを解き、大澤山路、由利を經て、庄内に歸陣す）（今按、慶長五年十月の大森攻は、六年小野寺家改易の時の事にあらずや、疑ふべし。矢島十二頭記に「慶長六年七月下旬、仁賀保とい、仙北の大森の城攻被成候時、矢島より入大出る」云々。

矢神（ヤカミ）

今、仁井山と共に沼館町の管内なれど、西山に屬し、大森の南大澤（雄勝郡）の北なり。一書に、矢神八幡宮に、天喜五年、八幡太郎義家、千屋莊沼館にて、賊徒討伐の祈願あり、康平五年、賊徒悉に伏す、其報賽として社殿を建立し、赤桐垣の神像を安置す、沼館城主庄司次郎をして守護せしむ、云々。この地の西嶺鷲座山は、大澤の下に係く。

上溝（カミミゾ）

今、八澤木（ヤサハギ）村の大字にして、大森と矢神の間とす。○地理志料云、貞觀六年紀、出羽國觀音寺預之定額、出羽風土略記、寺在上溝郷舊神村。

八澤木（ヤサハギ）

今、八澤木村といひ、上溝、猿田、坂部等を合す。大森の西一里にして、西山散在の部落なり。近世、八澤木庄といへり。

保呂羽山は本村に屬し、羽後第一の嶽神に推さるるも、其山卑小なり。此南北の連峰を、山北平野にて、一般に西山と呼ぶ。○雪之出羽路云、八澤木村、山崎の狐平に、石磬の出る畠あり、又、保呂羽山、二の神門の邊の石塚より。石斧石鏃を出せることあり。○永慶軍記云、慶長三年十月、大谷吉繼の軍兵、大澤村の要害を破り、大森城へ押寄れば、康道は其敵を勞せしめんと、城外四五里の内自燒したり、西八澤木十一郷、敵入り難き地なり、東に城廓大川の要害あり、北に劔鼻の嶮あり、十八日、三方の寄手近付、連日合戰の後、二十四日扱となる。

保呂羽山（ホロハ）

八澤木の西北に聳えて、或は夜叉鬼山（ヤシャキザン）と呼ばれ平鹿仙北北由利の三郡に跨り、標高は僅に四百三十米に過ぎざれども、山頂に保呂羽神社あるを以て著名なり。八澤木を表口とし、由利郡の羽廣を裏口とし、同郡の法内を脇口とす、八澤木より一里餘。

（夜叉鬼山）

永慶軍記云、夜叉鬼山の緣起を尋るに、天平寶字元年、平鹿郡夜叉鬼の城主大友右衞門太郎藤原吉親、夢の告有て、西方の嶽に分入、山中にて獵師に逢ふ、由利の住人遠藤次太郎といふ、二人共にのぼりしに、老僧一人忽然とあらはれ「金色の光ある所こそ、汝が尋ぬる嶽なり」と、先達して、時の間に至り、後光ある木の中に、佛像をさしていたまふは「世界の獨尊、釋迦如來、末世の衆生を濟度せん爲飛降り、日本和州吉野の郡に、金峰山藏王權現と現し給ふ、今又此山に社壇を創し尊崇せば、一度參詣の翟は七難三毒を消滅し、利生を蒙らしめん、我は此山鎭護の地藏菩薩也」、と忽消失せ給ふ、兩人ふしぎの教に隨て伽藍建立す、其靈地に鷲の羽多く飛來れば、保呂羽山と號け、又兩人始て御山に通夜せし時、藤次太郎圓き器に飯を入れ來る、大友は角なる器に飯を入れ來り、共に御鉢と名付て、權現の寶前に備しが、其例今に殘り、子孫兩別當是なり、又或說に、大友遠藤山路に迷し時、山鳥の羽多く有し所に社を建立し、保呂羽山と名付、故に當山の使者山鳥也と、一の鳥居仁王門より、本社迄廿里を隔てぬ、其間廿餘郷有て、兩別當の領地なり云々。

神祇志云、平鹿郡鹽湯神社、今在八澤木村鳴見御嶽山、

曰御嶽權現、波宇志別神社、今在八澤木村保呂羽山、本郡及雄勝由利三郡民稱氏子、供奉祭祀云。今按、保呂羽は又幌羽につくり、羽奥諸郡各處に之を祭る。其由來を詳にせず。近世、或は式内波宇志別神と爲すも、明徵なし。

波宇志別神社（ハウシワケ）

（守屋）

今、保呂羽山の祠是なりといふ、中古以來、專和州吉野藏王權現を招祭し、金峰（キンボウ）と稱したり。

郡邑志云、保呂羽山、社司二人、大友守屋といひ、御領内社人の頭領なり、當山權現は、秋田郡浦大町の高嶽より遷座するともいへり、猿田村八位（ハチイ）山、鉢井權現、社領三石八斗。

風土略記云、波宇志別神社は、延喜式出羽國九神の內なり、此神始は守屋（モリヤ）村に示現、天平寶字元丁酉年、八澤木村保呂波山に御鎭座、社領二百八十石、此山平鹿由利兩郡に跨り、八澤木村を表口とし、由理郡龜田領羽廣村を裏口とす、而して同郡矢島領官內村を脇口とす、三口より午王を出す、古版にて皆金峰山寶印とあり、按するに、波宇志は膀示の萬葉書にして、山に膀示を立て、境を別けたるを以て、膀示別神社とは稱しけるにや、山上の神祠五間四方コケラ葺なり、年中數度の神事、守屋村本宮において修行す、神宮の外に境古人といふ役五人あり、按するに、此役は古膀示を立て嶺を別けたるの名にやといふ、山上神祠に保呂波山と書たる額あり、又天國寺といふ。

神職勤方

一湯立釜打拍手神事　一屋地祭鎭火祭
一伊勢神迎門日繩　一新年新嘗夏越
一船所禱獵祭　一新宮遷宮氏神祭
一疫神祭鹿島祭　一舞獅子
一釜祭山神水神祭　一日待月待庚申待
一日和祭雨乞雨留神事　一田地蟲祭稼納祭
一春祈禱每月朔日並晦日祓

此外、病者祈禱、御符、諸社の先立等は、旦那之存寄次第相勤め申候、右之通相違無御座候、以上、

元文四未年正月二十三日　總組頭判
一社神主連判

大友治部少輔殿　守屋宮內少輔殿

袴形（ハカマガタ）

今、十日町、百目木、坂井田、松田を合せて、川（カハ）西（ニシ）村と改む。大森の東北二里、御物川左岸、卽西山に屬し、仙北郡小友村と相隣れり、橫手へ四里。

雪の出羽路（文政九年編）に、袴形村の立石（タテイシ）なば、寶龜十一年紀の、伊治城五道の一なる、楯石澤に擬せるは、從ひ難し。

立石神、袴形村の艮の方の山にませり、此石神の道は、弓手の方に子守山とて墓地あり、其麓なる秀衡橋（古へ平泉の秀平の渡けるよしをいふ）を渡り行くなり、神石の高二丈許の大岩なり、續紀三十六卷に「經略鷲座楯石澤大菅屋柳澤等五道、斬木、塞谿、除溝、作險、以斷逆賊首鼠之要害」云々と見えたり、此立石は、文字かはれど、ところ〴〵に多し、また石神澤の南に柳清水あり、また猿田村の鉢位山とて、此處より遠からず、その山の麓わたりに、柳澤てふ名も聞えたり、そをもて考ふれば、此五道の一二は、ここにありけるもの歟、猶尋ぬべし。

阿氣（アゲ）

今、阿氣村といひ、中島を合す、袴形の南東に御物川を隔て、沼館の北一里半。天正中、戸澤九郎盛安、阿氣野に出陣して、小野寺と合戰の事、沼館の條下に見ゆ。

雪之出羽路云、阿氣村に、油川とて、一日三度ばかり油の流るゝよし稱へらるゝ流あり。

角間川（カクマガハ）

今、角間川町といひ、人口四千、一水驛なり。阿氣の東北に隣り、橫手川の、御物川に歸する地にあたる。對岸は、川西村（袴形、松田）、藤木村（仙北郡）とす。橫手の西北三里、水運は大曲二里、標高六十米、御物川上游の水驛とす。

仙臺藩戊辰戰史云、八月十三日、仙庄以下、其兵を併て角間川を攻め、之を取る、此日、書を以て盛岡藩の出兵を促す、其略に曰く「昨一擧して橫手を拔けり、將に進みて角館を屠らんとす、貴藩速に角館の背後生保內（オボナイ）を衝け」と。○秋田沿革史云、戊辰の役、八月十三日、午前、甲山隊長谷川隊之進、角間川より進みて木內村に戰ふ、稻留隊之をたすく、賊僞り走り我背後に顯れ、又側面に突出して砲射す、我が兵敗れて角間川村に退く、此村背水、橋なし、因て先に船橋を架し進退を自由ならしむ、然るに此敗走に際して、總軍先を爭ひて、一途に船橋を渡る、該橋破損、兵士水中に沒す、游泳して退くもの稀なり、大半溺死す。

延寶九年六月、仙北流寓の浪人小野寺休意道繩訴狀（義道の女、松崎某に嫁し、道繩を生む）に曰く、

昔源賴朝公の時、小野寺重道、從下野國、此境入部、遠江守義道迄、羽州仙北、由利、最上之內酒信（サカノブ）三个所之守護、則居城今橫手也、然處、家康公濃州青野原出陣之砌、義道病甚敷、家賴共斗爲指登、依之、家康公御不審無究、逸洗無鹽之罪、石州津和野城主へ被預、嫡子左京共々死去、某者現在遠州母方の孫にて、父松崎將監は、小野寺の分れにて、駿河大納言殿へ奉公仕候者に候、沒落後は、某小野寺と名のり、七年以前の飢饉に、困究の餘、仙北秋田の往古の披官、先祖の領分を尋候て、角間川と申處へ罷下候、於城下、黑澤甚兵衛、今泉曾右衛門以下、小野寺家人の子孫に候、云云。

郡邑記云、角間川は、給士六七十戶あり、昔、大森城主小野寺康道の家人なりしを、慶長七年、梅津憲忠召出し、

組下と爲し、田地を開かしめて、之に給恩す。

山川郷 和名抄、平鹿郡山川郷。○今、横手より黑川醍醐までわたるごとし、卽郡の東北部なり。

近世は、横手に山川庄の私稱ありて、其古を徵するに足れり。

高山寺本和名抄に、山本郡山川郷とあるは、此平鹿の郷名の重複せるならん。

横手川 一名旭川、平鹿郡の東界、山内村に發源し、横手驛市を横斷し、西北流、平鹿仙北の郡堺を盡しつゝ、吉田川(左岸)、金澤川(右岸)を容れ、角間川驛に至り御物川へ入る、長凡七里。

黑川 今、黑川村といひ、百萬刈を合す、角間川驛の東南に隣り、横手を去る二里。

黑川とは、もと水名に出づるならん、其地は横手川を吉田川の交會にあたり、いづれに因れるや、俄に判ち難し。或は曰ふ、此間の山野、往々石腦油の滲漏を見る、黑川とは、混油の爲に、水に黑色を呈するに因る歟と。○百萬刈とは、百曲の義にて、吉田川をいふ。永慶軍記に、黑川城主、西野修理亮道愛(一作道俊)云々。

(百萬刈)

境 今、境町村といふ、黑川村の東南に隣り、八町をも合す、近世は境郷ともいへり。

秋田沿革史云、慶長八年十月、佐竹家入部の時、小野寺舊領、仙北先方の殘士蜂起して、六郷の義重公居館を襲ふ。其魁たるものは、秋田兵庫介、眞壁久左衛門、茂木左衛門、鳥海彌八郎、戸波惣右衛門、照井八郎、境善太郎、猪野岡又太郎、大御堂彌五郎、岩甚九郎等千餘人、二手となり攻め寄せけるを、義重公悉追ひのけたまふ。

按、横手に引ける天正十八年文書に、眞壁内膳正、大御堂能登守あり。

田村 今、根田、櫻森、八柏等と相合せ、田根森村といふ。黑川村の西南にて、阿氣の東、横手の西凡二里半。

雪之出羽路云、平鹿郡田村に、根子といふものを産す、他所にては其名を異にす、雄鹿の浦の賀須、津輕の猿毛、越後の谷地賜、また三河尾張の岩木、こは皆石炭のたぐひなり、また南部の海邊にて石炭をいしずみいはずみなどいへり、伊賀のくになんどにて宇通、上品を石宇通、下品を綿うにといふとぞ。○郡邑記云、田村は田地至りてあしゝ、薪木に乏し、土を焚く、此村の野土を切りとり乾して焚く、灰は白し、香氣あしし、此土に燃附きて野をやくことあれば、通行にもたばこを吹くことを禁む。

八柏 又、八栢につくる、田村の南にて、沼館の東二里許。○郡邑記云、八柏村に八柏大和守の城跡あり、平地なり、大和守は、小野寺の忠臣、智勇無雙のものなりしが、敵の反間の謀にかゝり、大和守害にあひ、小野寺氏衰ふ。野史云、文祿四年、最上義光、使楯岡滿茂、倂作謀書、譖湯澤城戍將八柏道爲懷異圖、小野寺義道以爲信、誅道爲。○秋田沿革史、戊辰役、大澤口在陣古内氏一隊は、八月八日、角間川邑に引揚げ、十一日晩天、獨進みて淺舞の賊を襲んと欲し、八柏村に至りしに、敵あり、會戰利あらず。

吉田 今、吉田村といひ、本郡の中心にあたり、横手驛の西南二里、淺舞驛の北半里。醍醐村の野水は、本村の田野に灌ぎ、北に流れて百萬刈(黑川村)に至り、横手川へ入る。

柞山誌云、吉田は小野寺の一家吉田孫市郎陳道が城なり、慶長五年十月、最上勢亂入の時、延澤遠江守吉田を攻めしが、孫市郎之を拒ぎたり。○語傳仙北次第云、横手の仙北屋形小野寺遠江守景道公は、後に吉田に隱居被成候て、戒名宗眞と申候、此御子息五人、西馬音内の肥前守茂道(後に式部大輔殿と申す)別腹なり、次は孫十郎義道、家督なり、次は大森孫五郎康道、次は孫市秀道(後に陳道と申す)、吉田隱居跡をとり被成候、慶長六年仙北改易、吉田南部領へ牢人被致候。

塚堀 今、赤坂、赤川等と相合せて、旭村と改む、田村の東にて、吉田の北なり。

上杉景勝年譜云、天正十八年十月、檢地の時、地下より證人を取りおけとて、北浦、小猿田、野澤、小田河、塚堀、かくま、中山、横町等の郷長、檢斷等の老弱を點檢して、大森城へ押へ置かる。

赤坂 今、赤川、猪岡、三本柳等と相合せて、旭村といふ。吉田の東北にして、横手驛の西南郊と爲す。

地理志料、横手驛西有猪岡村、郡邑記作井岡、或大井郷遺名、遊覽記曰、猪岡館、猪岡某居此、屬小野寺氏。

(猪岡)

醍醐 今、石成、樋口、馬鞍、明澤等を合せて、醍醐村といふ。吉田の東にして、山北大路之を貫ぬき、横手の南二里、增田十文字の北一里許。

地學雜誌云、明澤山は、山の東面を北に環り、曲玉狀の凹谿を控へて、中央山脈と明澤山の間に、宛然たる外隍を描き、又其外面に長さ十町幅三丁の弧形を畫する窪地を見るべし、傳説によれば、昔時巨人あり、鳥海山巓に棲みしに、明澤嶽圓錐狀をなして、其形貌酷鳥海に彷彿たるを忌み、一脚をあげて之を踏却せんとし、誤て其北麓を踏み、足痕この窪地を爲せりと曰ふ、所傳無稽の説なりと雖、已に詩歌的趣味に富むのみならず、亦科學的説明に藉する所のものあり、是れ亦一奇なり。

(明澤山)

馬鞍 又、馬倉につくり、今醍醐村の管内なれど、驛路の東にして、山谷に屬す。

永慶軍記云、文祿五年の春、最上勢仙北へ攻入、まづ湯澤城の近邊には、川熊植田今泉鍋倉荒田目の五城、楯岡滿茂に落されたり、此次に馬倉の城を攻めむと、四月十九日、馬倉にぞ寄にける、此城後は深山につゞき、大木透間もなく生茂りて、九折なる坂を登る事一里餘なり、本

(馬倉)

丸より下三方に、數百軒の役所を作り並べ、所々に矢倉をあげたりしが、之をも攻め落す。○梓山峰嵐云、馬倉は、慶長五年の亂に、小野寺氏の兵之を守る、最上勢、十月廿三日攻寄せけれど、善く拒ぎたり。○戊辰の役、仙臺兵は、稲庭口より進軍し、八月七日、增田村に於て官軍と鬪ふ、決せず、八日、官軍馬鞍村に退く、横手城の近郊に早く敵兵の出沒を見る。

横手（ヨコテ）

今、横手町、人口一萬二千、仙北一の都會に推され、平鹿の治所とす。鐵道、秋田四十三哩、湯澤十二哩。又、陸中國和賀郡黑澤尻への通路あり、俗に平和（ヒラワ）街道といふ、驛中の溪流を旭川といふ。（一名横手川）增見遊覽記に、横手は蓋横提にして、寶字三年に置かれし横河驛は此なり、驛中に大堤あり、など說かれしは、從ひ難し。横河驛は、雄勝郡の山中にて、横堀に外ならず。

風土略記云、横手より久保田まで十八里、金澤六郷大曲花立神宮寺刈和野など、街道筋なり、秋田縣家士戸村十大夫殿之を居城、不虞の備とす、戸村氏は大阪陣の時に手柄したる家也、城邊に蛇崎橋とて三十六間の橋あり。○隨筆紀聞云、横手驛、在旭河上流、人煙稠密、街衢齊整、天正中、小野寺義道居此、領雄勝平鹿仙北三郡、與秋田氏最上氏爭雄、關原之役、黨西軍國除、寬文十二年、秋田藩封功臣戸部義連、食一萬五千石、隷以騎士五十歩卒三百、子孫襲業二百餘年、戊辰之亂、爲叛兵所陷、城郭皆燬、城外有上野今本多正純館址、曰上野臺。○南部家記錄、

尙々、横手秋田檜山悉陣參用意に候、伊達殿身上は、當座よきやうに候へ共、つめはあひはてべきとさた候、越後ははや〱庄内へ被下候、北國は大谷刑部少輔奉行に御下候、近日と申候、

これは、天正十八年の書なるべく、横手とは小野寺氏なり。○三千風行脚文集云、横手村の郡司、戸村氏は、秋田佐竹家の長臣として、文武兼備の雄士、ことに風雅の逸人なりしが、余が行脚を傳へ聞給ひて、雁章をたびし、願國の期に見れば、世をはやうし給ふとか、現生の志を感じて、碑銘のかたみ、黄泉の灯となしぬ、

落穗あり秋田に下りよ旅の雁、
入しほ見せぬ蚶潟の月。

郡邑志云、横手は家居凡二千五百戸、戸村十大夫知行高六千三百石にて之を守る、家士給士凡七百戸、城山は高十八丈、小野寺氏退轉の後、御當家の伊達三河守盛重、須田美濃守盛秀より同主膳盛久まで三代、寬文十二年、戸村十大夫義連より以後、代々居城たり。○仙臺藩戊辰史云、八月十一日、横手城を攻めて之を抜く、初め諸方の敵兵悉く横手城に聚り、夥しく纏馬標等を樹て、塀涯に簾を二重に張り、鳴を靜めて我兵の至るを待つ、同盟各藩三方より城を圍み疾く攻む、城兵土居の前後より銃を發して應戰し、橋の中央を切斷して通路を絶ち、我兵渡ること能はず、庄内兵城樓に向ひ、發砲すること數回、巨彈着發、城中火起る、時に西北の強風熖炎天に漲る、庄内兵木材を橋下に架し、直に大手口に迫る、我藩兵搦手に向ふ、瀨上主膳衆を勵まし、率先橋を渡て搦手門に迫る、敵兵皆銃を捨て刀を揮ひて接戰す、幾時ならず城中兵解して、間道より城背龍昌院に退かんとす、我兵火を龍昌院に放つ、城遂に陷る。

一筆令啓達候、今般各藩及出兵候儀、佐竹家違約の廉より、不得止事儀にて、同盟中干戈に及び、人の社稷を滅し、民の塗炭を不顧儀者、素より好む所に無之候、貴家の儀は、盟約を被守御宿志の趣承知致候、則御主家の存亡を御取計被成度候はゞ、周旋方も可有之候に付、當陣處迄即刻御使者に預度、若左も無御坐候はゞ、無止事儀に付、於砲火之間、御面會可申候條、否や御報可承、此段得御意候、恐惶謹言、

酒井吉之丞了恒
八月十一日　松平甚三郎久厚
戸村大學様　參人々御中

（安田原）

秋田沿革史云、戊辰の春夏の交、仙臺米澤等の列藩隣邦の間に奔走し、遂に白石會盟の事あり、五月、我君其會盟の非を聲明し、戸村大學を召還す、戸村久保田に至る、其子大學に舊に仍り横手城に居り、報効を力む、八月十一日、仙臺庄内の賊軍來り迫る、大學兵二百を率ゐて籠城に決し、防戰數時、賊は城外に充滿して大小砲を連射す、惜むべし散彈破烈、一城火となり黑烟天を覆ふ、大學止むなく兵を率ゐて搦手より突出、道を切り拔け賊數人を倒し、金澤村方向に退けり。○戸村大學横手城留書云、當九日、賊徒彌相迫候に付、澤督府様へ申上、組下並に新組召連、安田原（ヤスダ）へ出陣致候處、賊勢強く相迫候に付、澤様より官軍無殘御引揚の段被仰出候間、拙者にも引揚候様申來候に付、暮六つ半時、安田原引揚申候、十一日五ツ時頃より、赤坂村邊に山崎へ賊勢押寄せ、夫より段々八幡村、關根村邊へ相廻り候に付、拙者儀武器溜へ出張、組下家人共合二百八十餘人、夫々手分け申付、防禦手配致候處、山縣三郎龍越、籠城の儀に候得、少勢故、防戰無覺束、立退可然旨申聞候得共、拙者存慮の趣及挨拶候處、此上は、大鳥井山へ出兵致候趣申聞、退出致候、云々。

横手城址（ヨコテ）

市街の東北にして、山丘に緣れり、小野寺氏の盛時には、其被官横手佐渡守之に居る。天文年中、横手佐渡其君を湯澤城に弑し、擅に國事を視しも、弘治元年佐渡敗死し、小野寺景道立ち、移りて横手に居り、山北三郡を統ぶ。文祿中景道の子義道、屢最上氏と爭鬪せしも、猶城邑を保つ。慶長五年に至り、又最上氏と鬪ひ、遂に悉く舊封を失ひ、家亡ぶ。是より佐竹氏の長臣之を

成り、封內五城の一とす。戊辰の亂に、東軍の陷る所と爲り、後廢す。一名朝倉城といへり。

秋田沿革史云、横手は又平城と稱し、相模治郎遠光、正慶元年壬申八月、般若寺坊中と所領を爭ひ、合戰し、寺を燒く、後横手佐渡守居城とす、佐渡守、小野寺泰道と戰ひ、平城敗亡せしは、長祿中なりとか。

永慶軍記、天文の末に、仙北の領主小野寺中宮助輝道は、湯澤城にして、其家臣金澤金乘坊横手佐渡守のために打たれければ、其子四郎丸、逃れて大泉庄內羽黑山へ走りかくれき、三年の後、弘治元年、小野寺四郎丸、父の敵を討んとて、近郷の兵を語ひ、一手は最上路を經て八口內表より押寄せ、又一手は由利を廻りて、石澤玉前の切所を歷て大澤表より押懸たり、此時、前田薩摩守、檜岡三郎、六鄕父子、堀田治部丞、本堂六郎、一千餘騎にて金澤を攻破り、四郎丸が加勢として横手源正坂に陣を張、四郎丸は庄內由利勢を率し、吉田赤坂八幡の間に陣をとれば、先手は馬倉增田山田關口岩崎深堀等、七百餘騎、石川を渡して横手町橋に攻入、已に關町に放火すれば、石町本町荒町數百軒、焰烟天をかすめて燒亡す、今は叶ふべきやうもなく、横手を始金乘坊、一騎も殘らず討れにけり、夫より四郎丸は横手を居城とし、其名遠江守景道とぞ名乘ける、其後、織田信長京都に於て將軍になり給へば、其幕下に屬せむと、諸國一統に思ひける中にも、小野寺景道は、嫡子孫十郎義道に領內を預け上洛す、義道横手に在て留守の政道をせしに、元來みだれし世なれば所々の幕下より人質を取にける、中にも由利の石澤が母を人質として受取、矢島下村玉前より幼き女を取、赤尾津岩屋仁賀保打越瀧澤よりは、男子舍弟等の童を取にける云々。○關八州古戰錄云、天正十八年、山芝（センボウ）の小野寺遠江守綱隆は、金澤、六鄕、本堂、仁賀保、赤尾津、打越、岩屋、檜岡など、旗下十二人を羽翼とし、三十七萬石餘の分限異なる大名たりしが、此時改易せらる、去共角館の城主戶澤平九郎光盛、其外五六輩、元の如く安堵す。（天正十八年の仙北檢地、正員小野寺孫十郎義道、當時上京にて、留守の城番、幷びに地士より呈出せる文書數通あり。

今度仙北之內、御藏納分、在々所々、御帳面之高、二千六百七十五貫文收納之儀、涯分致馳走、可相濟候、亡所之儀者、追而可申入候、聊不可存油斷候、急度相極進納可令申候、仍如件、

天正十八年十月九日　松岡伯耆守　一野佐渡守　關口備中守
篠森豐後守　泉　大和守　金子筑前守
眞壁內膳正　宇佐美源助

色部次郎兵衛殿（上杉景勝年譜）

態令一書候、其地永々御辛勞察存候、仍小野寺孫十郎父子御身上、對御前、御禮被仰上、一段之御仕合候、則御知行等被遣候條、來春者早々被罷下、其地城共、悉孫十郎殿請取可被申候、今少之儀候間、諸事無油斷樣尤候、（中略）

極月十八日（天正十八）　大谷刑部少輔　吉繼

色部修理大夫殿

起請文之意趣者、今度爲御城番當地有之上者、毛頭無御後闇儀、一命親子兄弟相捨、御奉公可致之候、縱正印對貴殿雖異議存、於我等一點如在存間敷候、若爲一事於僞者、（神名略）

天正十八年十月廿五日　戶澤信濃守　道茂
青川兵庫頭　道房

仙北北浦郡横手分者、御缺米未進之事、

合三百二石七斗四升者　京升

右之御米、兩二人而早々相取集、大森御在番色部殿へ慥手渡進納可申候、聊以不可致如在候、仍如件、

天正十八年十月十九日　大御堂能登守
二平七助

大谷刑部少輔殿

語傳仙北次第云、慶長六年、仙北屋形義道公は、石田三成一味の由、讒言により、石州へ流人、最上衆大勢にて、五十餘の城を受取申候。

態與令啓上候、仍今度横手爲御仕置、御下向之由、御太儀存候、然者東禪寺之儀、今に相支候に附而、近日御陣立之儀、被仰附候條、雖留主中候、定而承合候而、無如在可遂參陣候、自然此方御方之子細御座候者、可被仰附候、毛頭不可存如在候、猶期後音之砌候、恐々謹言、

三月十三日（慶長六）　瀧澤主膳正惟仲

縫延典膳樣　志村伊豆樣（庄內古事抄）

正平寺（シャウヘイ）　地誌提要、正平寺は横手町にあり、禪宗にして僧宗萬開基し、長祿年中、小野寺泰道之を創建す。（觀音寺（眞言宗）、龍昌寺（禪宗、戶村氏の菩提所なり）なと、其外あり。

佐竹義宣公傳云、元和八年、本多上野介正純、宇都宮十五萬石を奪はれ、由利の地五萬五千石を與へられしが、正純敢て新恩の地を受けず、子出羽守正勝と共に、由利の大澤に屛居す、寬永元年四月、幕府より正純父子を秋田に流罪の命あり、公、梅津政景を大澤の屛居に遣はし、命を傳へ携へて横手に至り、城代須田盛秀父子をして之を守らしむ、城南、今上野臺（カウツケ）と稱する地あり、卽、正純の居跡なり、寬永十一年二月卒し、正平寺に葬る、正勝は七年五月、父に先て卒せり。

大鳥山（オホトリ）　横手城東北の山名とす。○秋田沿革史云、大鳥居山、又大鳥山といひ、昔大鳥太郎淸原賴遠之に居ると、横手正平寺古記にあり、又、天武天皇の御宇、小野寺朝臣大德冠中納言毛人公、國司として下向、此所に城を築

く云々、清原吉村より連綿、大鳥山の城主なり、云々、武衡家衡滅亡の時、共に落城、寛治五年、奥羽二州の領主、御曹司太郎清衡の二男正衡入部、大鳥城主の子孫此時に滅亡す。○今按、陸奥話記に、

安倍正任、初隱出羽光頼子字大鳥山太郎頼遠許、後聞兄宗任歸降由、出來了、僧良照已至出羽國、爲守源齊頼所擒、

光頼は清原武則の舍兄なり。

大屋(オホヤ) 今、安田、婦氣、外之目(ソトノメ)等を合せて、榮村(サカエ)といふ。横手の南郊にして、醍醐に至る間とす、進藤原(シンドウ)あり。永慶軍記云、仙北金澤の住役氏金乘坊、密に横手佐渡守を語らひ大將となし、數萬の軍兵を率し、既に中宮助輝道を討んとす、中宮助是を聞て、天文廿一年六月、横手の城に取懸、散々に攻む、城の内より飯詰と金乘坊、一番に顯出防ぎ戰ふ、湯澤勢悉く敗北す、此時、増田淺舞心替、横手に一味すれば、輝道引退くと雖、佐渡守はげしく追驅ければ、小野寺の内に八柏大和守、君の旗をさして、手勢三十餘人、進藤原に控て、さし詰引詰散々に射かけ、主の命に代て終に討死しけり。

(進藤原)

杉澤(スギサハ) 今、杉目、八幡、静町等と相合せて、朝倉村(アサクラ)といふ。横手の北郊にして、仙北郡金澤村に至る間とす。横手八幡宮は、小野寺氏、及び近世戸村氏の時も、神田をつけおかれたり。

(朝倉)

山内(サンナイ) 今、村名に呼べど、近世は鄕名にして、内山とも いへり。横手川の源にあたり、陸中和賀郡界の山谷、南北凡四里、東西凡三里。

大澤(オホサハ)は、今、山内村の大字にて、横手の東半里、旭岡明神あり。土淵は、大澤の東南にして、鳬澤溫泉在り、馬鞍へ近し。

(大澤)

平野澤(ヒラノサハ) 今、山内村の大字にて、筏、南郷、三又等と山中に散在する所の部落とす。

三森山は、和賀郡界に跨ち、標高一千餘米、中央分水嶺の一峰にして、第三紀層に屬す。

小松川(コマツカハ) 今、山内村の大字にして、大澤、土淵の東なる一溪に屬し、平和街道之に通す、横手より凡一里半。郡邑記云、小松川村、白木峠、南部領への街道にして、御境口番所あり、此村は、南部領よりの商物駄賃を以て得益とす、牛を以て駄送し來る、されど、御國よりは出荷物はなし。

黑澤峠(クロサハ) 松川より一里半、國郡堺にあたり、平和街道之に通す、嶺東二里にして川尻驛(陸中和賀郡)に達す。古名、白木峠(シロキ)(山の北に割倉山あり)、分水界標高三百五十米。白木山は、判官物語(義經記)に見えたり。○義經記云、康平元年四月廿一日、あつかしゑの城をおひおとす、しからざるにかゝりて、いさむ關をせめ越て、もがみのこほりにこもる、源氏つゞいてせめ給ひしかば、おかしの中山をうち越て、せんほくかなざはの城にひきこもり、それにて一兩年をおくり、たゝかひけるほどに、かなざはの城をもおとされて、白き山にかゝりて、衣川の城にこもる、三年六月廿一日に、貞任は大事の手をおひ、くちなし色のきぬをきて、いはでの野べにぞふしにける、弟宗任は降人となる、さかひの冠者を、後藤内いけどりにして、やがてきられぬ。

(白木山)

御嶽神社(ミタケ) 今、山内村大松川の北凡一里半、仙北郡金澤村へ涉れる山中(鳴見澤)に在り。或は之を以て、式内平鹿郡鹽湯彦神社に擬せりと雖、明徵なし。山中の堂舍は、全く紀州那智に模して、本地佛は白瀧觀音といふ。

風土略記云、鹽湯彦(シホユヒコ)神社は、横手より三里ほど山入なる御嶽山に鎭座、延喜式内の神なり、近代、秋田殿より祭料三十石寄付、保呂波山神主兼掌す、南に澤あり、水西に流る、平鹿郡なり、北の流は平鹿仙北兩郡の境なり。○郡邑記云、大松川の御嶽は、役行者の開山とつたひ、山中に靈異多し、頂上まで二里、白瀧觀音堂、三十三所の第一にして、行者住止の岩山あり、別當八澤木神主兼帶、下禰宜三梨氏、山に大木良材多し。

(鹽湯彦神社)

仙北郡

仙北郡(センボク) 山北平野の最北の大郡にして、御物川は此に至り玉川を合せ、西に折れ、船岡川を容れ、西北に進行し去る。今、面積百七十餘方里、人口十二萬、三十九町村、大曲に治む。

本編は、河邊郡現管の船岡村を、本郡の下に移したり。

今の仙北郡は、寛文中の改定に屬し、古の山本郡の地なり。山本は、其建置の始を知らず、元慶年中の紀文に見え、延喜式又之を錄す。蓋、天平寶字以後、延暦に至るの間に在り。

按、一書に「山本郡とは、駒形山下にあるを以て名づく、郡名は、元慶四年紀に始めて見ゆ、是より先き、天平寶字三年、助川驛を置く、當時驛は平鹿郡に屬す、里程を以て之を推すに、蓋、山本郡、今峯吉川の邊にあり、即知る、平鹿を割き山本を置き、尋きて其北方の地を收めしを、而して、建郡の時代も、天平寶字以後にあること、悟るべし」云々。然れども、駒形嶽(田澤村)は僻隅にして著顯せず、進藤氏風土略記に「仙北郡馬蛭(マヒル)嶽は、士人、鬼住む山とつたふ」と見え、馬蛭嶽の西麓は、六郷、本堂、大曲等の邑里遍布し、一郡の望山とす。貞觀紀に、眞晝神といふ是れなり、山本の名恐らくは之に因る。又、助川驛を以て、本郡の城内と爲すは信け難し、助川は古の河邊郡中山郷、今

(山本郡)

の由利郡玉前村(もしくは下郷村)と推斷せらる。元慶中、雄勝平鹿山本の三郡を、汎稱山北(センホク)といへるより、後世郡號を失ひ、尋山北(仙北、千福等同じ)を以て之を呼ぶ。近世に至り、正保圖、初めて三郡の分堺を復し、山本郡を標示す(寛知集之に同じ)。寛文四年、幕府令して、山本を山北に改む、元祿圖に仙北に作る。後代皆之に仍り、野代の地を以て山本郡と爲し、頗古今同異の錯亂を招きたり。○山本郡は、和名抄郡郷部に之を誤りて平鹿郡に混す、郎後郡下に、山本、塔甲、御獄、錐刀、餘戸の五郷を載す。山本は郡名郷を名に誤れるものにして、塔甲以下の四郷を以て、其管内とす。高山寺本には、平鹿を山本に誤れりと雖、合考して覺る所あらん。○戰國の頃、北浦(キタウラ)郡といへるは、横手(平鹿)より、一書

御藏納御年貢收納之事、其外、兩郡之儀、爲覺、申入候、北浦戸澤方へ、御用の儀、此切紙被遣可被仰附候事、

今度、北浦郡、御年貢之外、八木相返候、殘所者、横手之年貢出請取候間遣候、可有御請取候、就中、當納小野寺遠江守請分、貴物右同前候、(中略)

十月二十五日(天正十八)　吉繼(大谷刑部)

色部殿　〔上杉文書〕

戸澤(古山本、今仙北)へわたる、上浦郡の對名也。頗從本安藤系圖、貞任宗任の舍弟に北浦六郎重任あり、亦此地に因れる家名ならん。近世には、北浦通と呼ばれしことあり。

今度、江戸へ、式部大輔殿、田屋佐兵衛殿、爲御證人、御上被成候間、比内道、橋搆俵可仕旨、從久保田御老中、御飛脚被遣候、尤北浦通の儀は、苅和野衆、角之館衆、被罷出、奉行可申様、被御附候、(久保田領六郡郡邑記云、比内花岡村の舊家に、年月名字なき書狀、慶長寛文の間のものたるべし)

塔甲(タカフ)郷

和名抄、平鹿郡塔甲郷に(高山寺本、山本郡)し本書、山本、塔甲等の五郷を、平鹿郡に合せしは、誤れり。山本は郡號にして、塔甲等の四郷を管せるなり。高山寺本には、平鹿の郡號を山本に誤り、塔甲を脱すと雖、亦對較、以て發明する所あるに足らん。富永氏和名抄郡郷考云、平鹿郡の郷名の内に、山本とあるは、山本郡なるを郷名に混ひたるなり、されば、塔甲、御獄、錐刀、餘戸の四郷は、この山本郡中の郷名也、神名式にも山本郡副川神社と見え、三代實錄、元慶年中にも、雄勝、平鹿、山本、三郡云々と見えて、今も同じければなり。○山本郡の塔甲は、「雄勝郡有城、謂之答合」とあると同名にして、共にタフカフなり、訓みてタカフといへるにや。雄勝には高梨の遺名あり、本郡には高梨、高關等の名のこり、塔甲の灘、塔甲關と判知せらる。今、本郡の東南なる大曲、六郷、金澤の諸邑にわたる如し。

月之出羽路に、塔甲の地を解きて曰く「仙北の郡[illegible]宮寺村若林の愛宕神に、荒床(アラトコ)邑の鎮守社たり、荒床今は破滅しはてゝ、地字のみ殘れり、荒床は新床にして、古床(モトトコ)といふ村ありしより、新床の名もあらむ、倭名鈔に、山本郡塔甲郷といへるは、是歟」云々。論證明達せず。

金澤(カネサハ)

今、金澤町と云ふも、一大村のみ、大曲の東南四里、横手の北二里許。東に山嶺を負ひ、西は田野廣し。近世は、郷名にも呼び、六郷村、畑屋村、藤木村まで之に屬せり。

方俗カネサハと云ふ、判官物語には「かなさは」とあり、古來兩唱ある歟。

文化五年終北錄云、過金澤、後負重山、前俯平疇、天然建都之地矣、昔人城此有以也、永保中、清原武衡家衡據柵叛、源將軍義家、攻圍連年僅而克、即此、遺址在山上、八幡祠在焉、蓋義家所建也、出驛路、左有鎌倉景正墓、最上郡殉國、忠勇可嘉、宜後裔子今享茆土、米澤侯本姓長尾、按梅花無盡藏、長尾侯出于景正。○隨筆紀程云、過金澤郡、層巒疊嶂、綿亘數里、茅舍一簇倚山脚、阿彌陀堂安置木像一軀、堂前深厨河、左攀磴道、嶄巖嶮側、松杉刺天、史稱、寛治元年、清原武衡家衡等作亂、據險金澤、源奥州發師環攻、賊衆死守、對壘連歲、遂克之、即此地矣、絶頂八幡祠、額字莊嚴、佐竹氏重修、寄祀田、山西古瀞、蘆葦叢生、奥州見飛雁亂行、知有伏處、稱大沼、沼東十餘町、深草沒澤、武衡潜匿就擒處、稱蛭(ヒル)藻沼、然此種名目、大抵傅會史傳、世歷滄桑、孰辨是非、至其以廚河爲厨河二郎貞任故跡、則謬妄殊甚、嘗徴之陸奥話記、今昔物語、東鑑諸書、前九年之亂、賊軍所有、止陸奥一州、所謂厨河者、偶與此同名、其地在今陸中岩手郡。○風土略記云、八幡宮、金澤村にあり、源氏の將軍勧請し玉ふ社とぞ、社領三十石、社地に甲石唐櫃石などいふあり、陣所とし玉ふ時、甲と櫃とを置きたまへる心なるべし。

慶長九年棟札に「出羽國六个郡之鎮守、仙北郡金澤古城鎮坐、正八幡宮、佐竹太守公、發大願力再興」云々、寛治七年癸酉、源朝臣義家公、同義光公、爲羽州太平鎮護、奉建立」云々。

金澤(カネサハ)城址

今、金澤本町に在りて、八幡(ハチマン)宮といふ、神祠あればなり。或は之を孔雀(クジヤク)柵ともいひ、又厨川館ともいへり。應德年中、陸奥守源義家が、將軍三郎武衡、四郎家衡を討滅せる古跡とす。

久保田領郡邑記云、金澤八幡山は古城なり、寛治中、義家此を攻められしに、武衡は打死と僞り、雄勝郡山田城に逃れ、家衡は秋田郡八龍湖の邊に到りて死す、義家山田城へ逐ひつめ、武衡防ぐに術盡て死す、その後金澤權太郎之に居る、六郷兵庫頭が壻なり、慶長七年、佐竹義重公暫く金澤に住居あり、梶原美濃、此を

以て本城とせんことを言上す、公用ゐたまはず、六郷に居を轉じたまふ、梶原何の故にや出奔して浪人となる、云々。

厨川(クリヤ)は金澤村の溪名にて、末は西南に落ちて、横手川へ入る。陸中磐手郡なると同名なれど、異地とす、混淆する勿きを要す。○風土略記云、金澤は村名なり、今戸數三百餘、奥州軍記に、金澤の城とあるは是れなり、當所の西を流るゝを厨川といふ、土人、貞任の居城せしと云傳へり、義經記に「金澤の城をもおとされて、白木山にかゝりて、衣川の城にこもる」と、此人(貞任)厨川を假名としたれば、當城の主たること疑なし。○月之出羽路(金澤遊覧記)云、金澤八幡宮の宮山、清原武衡家衡の古城蹟なり、其方角及び間數の大略、

本廓　八幡宮の本社より辰巳の方に中り、其舊跡、東西四十間餘南北三十間餘也、

二の廓　東西八十間餘南北四十間餘也、北の廓十五間餘、

西の廓　安本館(ヤスモト)といひ、東西三十間南北百間許、追手口は、栗谷川の橋より社までの間六町、道齊壹丈許也、金洗水は本丸の東の澤をいふ、いにしへは朝夕城中にての要水なり、そこにて砂金を洒ひ、金濯澤てふ事の省て、金澤といふ名をも負ひつれ、一間四方の岩清水也、搦手口は、御本社より寅卯の間にあたれり、古城、巡り五拾町許、權五郎景正高名塚、坤の方に在り、往復の道の傍也、大杉一樹あり、寶暦の頃までは松も生ひたりしと、記録に見えたり、

源平盛衰記、昔八幡殿の後三年の御戰に、出羽國千福金澤城を攻給し時、生年十六歳と名乘て、眞先かけ、弓手の眼を、兜の鉢附の板に射附られながら、其矢をぬかで、當の矢を射返し、敵射落し、勸賞蒙り、名を後代に上たりし、鎌倉權五郎景正、云々、

(蛭沼)

蛭沼(ヒル)は、又の名を、眼子菜沼(ヒルモ)、八幡山の南方へ十七八町許も隔たる、此あたりも、いにしへは城中にてやありつらむ、後三年記に「武衡逃て、城の内に池ありけるに飛入りて、水に沈み顔を叢に隠してをる」と見へたり、此蛭藻沼の事ならむと、もつはら語り傳ふる也、中野村に屬す。

後三年軍記云、武衡家衡食物悉つきて、寛治五年十一月十四日の夜つひに落畢りぬ、城中の家ともみな火をつけつ、煙の中におめきのゝしる事地獄のごとし、四方にみだれ蜘蛛の子をちらすに似たり、將軍のつはもの之をおひかけて、城の下にて殺す、又城中へ亂れ入て殺す、にぐる者は千萬が一人也、武衡にげて、城のうちに池のありけるに飛入て、水にしづみてかほを叢にかくしてをる、つはものども入みだれてこれを求む、つひにみつけて、池よりひきいだしていけどり首をきらる、將軍これをみて、二年の愁眉けふすでにひらけぬ、但なほうらむるところは、家衡が首をみざる事をといふ、城中の宅ども一時にやけほろびぬ、戰の場、城の中に、ふしたる人馬麻をみだせるがごとし、縣小次郎次任といふものあり、當國に名を得たるつはものなり、城中の者のにげ去らむとする道をしりて、遠くのきて道をかためたり、戰の場を遁て脱るゝもの、皆次任にえられぬ、其中に、家衡あやしのげすのまねをして、にげんとて出來たるを、次任これを見て打ころしつ、その首を斬て將軍の前に持來れり、云々。

史學雜誌云、源義家の後三年役の年代に疑惑あり、まづ後三年軍記(後三年合戰繪詞ともいふ、玄慧法師の序文に徴すれば、玄慧の作なるべし)永保三年の秋に起り、寛治五年十一月に訖ると爲す、九个年なり、大日本史は後三年記に據ると雖、寛治五年の説を取らず、別に藤原宗忠の日記、中右記の「寛治元年十二月廿六日、進陸奥國解也、「守義家朝臣追討停止了」の文に從ひ、永保三年より寛治元年まで五年なり、而して永保三年に義家奥州に赴きしことは、後三年中記のみならず、吾妻鏡にも見ゆ、曰、「白河院御宇永保三年九月、曾祖陸奥守源朝臣義家、於奥州、與將軍三郎武衡、同四郎家衡合戰」とあり、又保元物語に「八幡殿、後三年の合戰に、出羽國金澤城を攻給ひし時、云々」とあり、後三年役の名稱は、確實なる年限を示すものとすれば、役の起りは實に應德三年に在り、後二條關白師通の日記に「應德三年九月廿八日、殿下、藤大納言、召左衛門督、陸奥兵起事、義綱出羽可使歟、如何」とあり、堀河左府の水左記、甘露寺爲房の日記も同一なり、吾妻鏡の記者は、應德三年九月をば永保三年九月と失考せしものならん、其間は二ヶ年なれども、大略に後三年の役と呼びしものと斷定すべき歟。

飯詰(イヒツメ)

今、飯詰村といひ、深井、佐野(サノ)、天神堂、熊野堂等をも合す。金澤驛の西一里、厨川此を流る。塚本氏國郡建置考に、飯詰村に山本てふ支村名ありて、郡號もこれに起る歟といへり。鐵道、横手大曲の間の亭舍とす。

郡邑記云、飯詰村、田の中に森あり、古城にして、飯詰、又、久米を稱へたりと雖、二階堂出羽入道の末裔とす、此飯詰某、六郷の家臣と爲り、子孫、由利郡本庄に在り、深井村藥師堂の園、三間四方許、一園に小石布き、石毎に梵字を書きたり。

西根(ニシネ)

今、西根村といふ、即、金澤の西方なり。(根とは、元嶺の義なれど、此には東嶺に對し、西野をば西根と漫言せるのみ)飯詰の南にして、厨川此にて旭川(横手川)に歸す、長四里。

藤木(フヂキ)

今、藤木村といひ、金澤西根の西北に隣り、御物川の右岸に屬す。其南は横手川を隔てゝ、平鹿郡角間川驛に對し、北は大曲を去る二里、此を六郷西根と

(甘部)

もいふ。

地理志料云、後三年合戰繪詞、寬治元年九月、源義家自將數萬騎、攻金澤柵、敵設伏於甘部(カヒベ)待之、義家望見雁行亂、曰是有伏也、縱兵搜索、獲殲之、謂衆曰、兵法言、鳥亂者伏也、我不學則殆矣、白井氏曰、今六郷西根村、有甘部地。

六郷(ロクガウ)

今、六郷町といふも、實は一大村のみ、金澤の西北一里半。明治二十九年八月三十一日、山北大地震、六郷最甚なりき。

明治二十九年八月三十一日、陸羽大地震あり、初め震動は九日前に起り、毎日弱微震あり、以て三十一日午後五時の大震に至れり、區域は羽後の大部分(北方の一部を除く)、陸中の西部にして、その大烈震區域内に屬せるは、羽後に於て仙北郡の東南部、平鹿郡の中央、雄勝郡の北方一小局部にして、就中、全村丸潰れの被害を受けたるものは、仙北郡千屋、畑屋、横堀、長信田、豐岡、高梨等の部落なり、而して六郷町は市街全潰、慘状言語に絶す、飯詰、藤木、境町、黑川、金澤、西根、田根森、吉田等亦甚しく、平鹿郡雄勝郡に波及す、陸中に於ては、岩手郡の西南部と、和賀郡の大半、ことに和賀郡澤内村の大志田大荒澤大田、川尻村の越中畑野々宿等にして、岩手郡の雫石上野等亦大破せり、この地震の性質は、純然たる斷層地震に屬し、其原因は、中央に縱走せる眞晝山脈の兩側に於て、山脈に並走せる斷層を生じ、各々其の外方に向ひて地辷を起したるに起因す、卽、山脈の東部の地は線の東側の地陷落し、西部の地は西側の地陷落せるを以てこれを知るべし、この二條の斷層線を命名するに、その好露出地の名を取り、東にあるを川舟斷層と言ひ、西にあるを千屋斷層といふべし。〔地學雜誌、震災豫防調査會報告、山崎氏地誌〕

風土略記云、六郷は戸數八百餘、昔、六郷兵庫頭殿當所に居住し玉ふ、當所六郷を以て名とする事は、上深井、下深井、天神堂、野荒町、西根、東根、此六郷を以てなり。○増見遊覽記云、六郷といへる名は、六郷三ヶ村をはじめ、西は飯田村より、東は六郷東根まで、村々の記錄等に、六郷某村とある村々にわたりて、凡廿个村ほどもありけるよしいへり。

永慶軍記云、天正中、戸澤九郎盛安は、角館を出馬して、六郷近邊大橋の渡を越、布晒の里を經て、岡氣野を前にして陣を取。○布晒今知れず、六郷と金澤の間なる野荒町をいふにや、大橋とは六郷館にて、渡とは邊(アタリ)を誤りて渡となしたるごとし。(六郷の東を　、今明傳野といふ)

隨筆紀程云、戊辰之役、賊軍陷横手城、進至於六郷、將取大曲、王師設伏大敗之、斬其將士數十人、驛北故城、慶長中、六郷政乘所居、及佐竹義宣就封秋田、其父義重營菟裘焉、一夕土寇千餘起攻之、守衛甚少、驅市人、放弓銃、拒戰、已而援兵四集、寇輒敗亡、遺跡在今熱田祠邊、又有善證寺、寬喜中、兵庫頭源賴政、曾孫宗房、爲見眞大師弟子造之。宗房九世孫明吉重修、建子院八十餘宇、今存十餘宇。

(善證寺)

二十四輩順拜圖會云、善證(ゼンシヤウ)寺は、秋田領六郷に在り、二十四輩弟子第十番の席をもつ、眞光寺も六郷に在り、緣起詳ならず、二十四輩弟子第二十一番の席を持つ。○仙臺藩戊辰史云、八月十四日、同盟軍横手を發して大曲に向ふ、我涌谷勢先鋒となりて行くこと十四五丁なりしに、敵兵不意に村落農家の陰より顯る、我兵驚きて散亂す、庄内藩松平甚三郎之を救ふ、敵兵退く、我軍六郷に駐止す。

六郷熊野神社は、佐竹藩政の時の、邦内十二社の一にして、社領三十石、金澤八幡と並びて、仙北の名祀たり。

○月之出羽路云、六郷安樂寺の古跡、畠の中より古泉六種堀出す、富壽神寶(本朝弘仁九年鑄之)、貨泉(新莽鑄之)、半兩(秦皇鑄之)、五銖(漢武鑄之)、小五銖(梁代鑄之)、各一枚なり。

六郷城址(ロクガウ)

今、六郷町に在りて、元館と呼ばる。慶長六年、城主六郷兵庫頭政乘は、德川家に報効する所あり、常陸國府中へ移る(舊領は四千五百石とぞ、後元和九年、當國由利郡本庄二萬石を賜はり、子孫世襲す)、佐竹氏入部の初め、六郷の舊館に假寓したることあり。

郡邑記云、六郷村、凡千二百家、諏方神を鎭守とす(社領十石)、大桂寺は濟家の禪院にて、慶長七年、義重公暫此に居住あらせらる、永泉寺は、奧州永德寺(膽澤郡)の末派なるが、同開祖にて、本郡飯詰村久米氏の子、出家して永德永泉等を開くとぞ、古城は東北に在り。

秋田沿革史云、二階堂信濃守行光、鎌倉右府に仕へ、行光の十代山城守忠行、寶德元年四月、政所に補せられ、執事評定衆となる、忠行の七代河内守某の時、出羽國仙北六郷に住し、依て六郷を家號とし、其男兵庫頭正乘なり。○野史云、六郷政乘、姓藤原氏、二階堂信濃判官行忠之後、道行爲出羽仙北六郷地頭職、因以爲族、道行生通行、通行生政乘、政乘初字長五郎、隸小野寺義道、天正十六年閏五月、從義道、與戸澤盛安等陣于白瀧長峰、與秋田實季戰、山北兵敗潰、政乘赴由利、相議講和平、義道貿季行成、政乘時弱冠、智度過人(永慶軍記)、後稱兵庫頭、保有舊邑、爲山北七人之一員。

天正十四年と判定せらるゝ、最上義光の書簡、小野寺義道の家老西野修理へ與へしものに、當時六郷政乘が背盟の事見ゆ。

莊内就手裡候、從御正印不取敢預注進、殊逸物馬被爲引、祝着之至候、依之爲其一禮、伊良子大和守指遣候、

(中略)六郷道意に間面、彼及干戈候、無據候、然、當分之所存を以、被討果候共、連々後悔可有之候、我々六手前も、度々左樣之覺も候有之申事候、當意之枝相捨、不足免許候者、果而者横手之御用に相立候はで不叶事に候、此段曖昧之上被及諫言、早速被引出候樣に取成可然候、如此申理候付而、六郷へ兼而通用も有之、今度申達候樣に旁々可被存候歟、毛頭無其儀候、其郡一輪に候而、當方へ入魂有之、他邦之防をも候樣に致し度存分を以申事候、此旨分別之上、異諫專要候、萬々伊大可申届候、又彼者能々引同、毎事異見頼入候事候、恐々謹言、

霜月二十四日　義光(瓶印)

西野修理亮殿　(羽柴氏最上文書)

夏日記云、天正十八年九月、景勝公仙北檢地として、大森城に滯留、安田上總は六郷館を受取、藤田能登は角之館に在りて、大谷刑部少輔共々御在陣の處、六郷の土民大谷衆と喧嘩、それより事起り、一揆蜂起し(今按、仙北檢地の時の土寇は、專横手領の蜂起なるべし、而も夏日記に、六郷に蜂起と爲すは疑ふべし、追考を要す)(作山誌云、六郷の故城は、高野村に在り、城主二階堂兵庫頭政乘、初め小野寺義道に從ひ、智勇の將なり、慶長四年、大谷吉繼の大森城攻に上方勢に屬す、神岡奥羽陣關の時も早速三百人にて出形へ馳参、(慶長五年九月)東海道馳上り、關原の戰功に因り、常州府中を賜ふ、慶長七年、佐竹義重公、政乘が故城へ移り住し玉ふ、八年十月、仙北前方の殘士千餘一揆を企て、公の御館を攻めけるも、悉く追退けしむ、同十七年、義重公此館にて卒去、後廢す。

慶長八年十月、仙北先方一揆の事は、平鹿郡境(サカヒ)に合考すべし。佐竹義重(北城殿)は、入部の時、秋田城(土崎)の近邑に寄寓のつもりなりしが、如何しけん、仙北六郷館へ入ることとなる。慶長七年六月、佐竹義宣より和田安房守昭爲への状に、

仙北へは向遠(須田盛秀)と伊勢(川井忠遠)相越、堅可申附候、其方秋田相越、北城御事も、御遠可被成候、内の衆をも一人同心申すべく候、先秋田の内に御座候樣に申すべく候、以來は遠くも越し申すべく候へ共、先當座は御無人たるべく候間、秋田の内に御宿光に候、何れ二里三里町場我等屋布へ隔て候處好くこれ有るべく間、見斗得申べく候、秋田に於て在々所務等などは申付間布候、手前下り候まで、下々別儀ある間布由、制札相立、差置べく候、

畑屋(ハタヤ)　今、畑屋村といひ、安城寺、東根等を合す、六郷の北に隣れり。東根は、卽東山の麓をいふ。(畑屋、或は畠谷につくる)

安城寺(アンジヤウジ)　今、畑屋村の大字にして、大曲驛の東一里。貞觀十二年紀に「出羽國山本郡安隆(アンリユウ)寺列定額」と載せられ、後世、寺亡び跡を失ふ。或は安城寺を以て其訛と爲して論す。一説、大曲驛安養寺を以て之に擬す、いづれか是なるを知らず。(地理志料、眞澄遊覽記)

(安隆寺址)

大曲(オホマガリ)　今、大曲町といひ、飯田、戸蒔、東川等を合す、人口七千五百。御物川の右岸、南下の大水の西流に轉する處にあたる。一郡の中央に居り、水陸の交會なるを以て、近年治所に定めらる。鐵道、横手十一哩、秋田三十二哩。

隨槎紀程云、大曲、西瀕寶川、舟楫來往、戸口繁庶、戊辰役、官軍之屯於此也、賊率死士、乘夜來襲、連發銃丸、事出不意、衆寡不測、一嘗蹈藉、死者二十餘人云、驛中有五層石塔、崇七尺五寸、三面梵字、其文銷滅、唯「元亨三年七月、爲虎王丸」一語、略約可辨、虎王其人未詳、按、織田氏覇時、羽州千福前田薩摩守獻鷹、事見信長記、千福卽仙北郡。〇大曲大川(ダイセン)寺は、舊名大溪寺といひ、初め仁王村に在りて、眞言宗に屬せしを、應永中、日山真旭和尙此地に移して、禪宗洞家に改む、元亨三年の石塔あり、(地誌提要、地理志料)。伊勢大神宮あり、飯田村舊伊勢領なりともいふ。(郡邑志)。〇秋田沿革史云、戊辰の役、八月二十三日午後、神宮寺松倉角館、三个所合圍して、一途に進軍す、黑煙十三个所に見れ、賊大に敗れて大曲に退く、而も薩藩隊長島津新八郎久徵は、部下と共に花立村に到り失途、賊に捕られて死す。

(大川寺)

大曲城址(オホマガリ)　野史、山北大曲城主前田又左衛門尉道信、小野寺氏屬下也、天文元年、油利赤尾津羽川之戰、中矢死、有子曰利信、字又二郎、稱薩摩守、天文十年、與舎岡六郷荒川刈和野等、伐油利、攻赤尾津羽川、元龜三年、擧赤尾津左衛門獲之、天正二年、伐羽川二郎、報父之讐、天正十年、最道携淺利義貫前田利信等、造京師、赤尾津二郎羽川金剛丸等、起兵狙虛隙、襲大曲城、利信弟又四郎又五郎禦戰、不克城陷、二弟脫走神宮寺城、明日利信歸到、入神宮寺、利信尋以老病死、其子左兵衛尉、迨天正十七年、爲赤尾津氏被擒亡、(永慶軍記)

懇啓□□、其後無心元候條、重而可及□□旨存候處、細々差下候儀も、無遺之樣亦及候間、延引被致候、近日其口之儀、如何候哉、如以後者、和與に落着候由、先以目出候、但無申迄候へど、年月橫手赤宇曾秋田口之手刷、可有覺之儀候者、一旦手前之難儀に付而被取靜候共、和與候上、自然之取拔不被知儀候條、畢竟左樣之構可爲專要候、(中略)

四月三日　義氏(花押、大寶寺氏)

前田薩摩守殿(羽柴氏大寶寺文書)

(この文書は、天正十年以前、元龜以後なるべけれど、甲子を推決する能はず。其前田氏が、隣境と爭鬪せし概略は、之を得べし。然るに、下に引ける大曲內城由緖記の所說は、頗る之と枅格す、疑惑あり。又、地勢を

見るに、大曲は河東にて、赤尾津と隣地す。恐らくは、前田氏は大友などの邑主にして、大曲の城主にはあらじ）

（高畑）大曲内城由緒記（元祿中撰錄）云、内城刑部、先祖に賀州富樫一家にて、文和年中、仙北神宮寺村へ參着（系圖曰、富樫左衞門佐義白）、古川を堀に引入居館を築、則内城と申也、氏神白山宮實藏寺を建立す、其後（系圖曰、義白より六代、孫五郎忠之）、大曲へ移り、天文五年、戸澤殿の臣下と爲る）、大曲村の内土屋館を築き、居住、天文五年、戸澤殿本公、北浦頭（戸澤）と六郷（義顯）境目に付故、數度兵亂あり、高畑（タカバタケ）の地に孔雀の館を築き在城候、（系圖曰、正之の子、太郎左衞門勝家、元龜元年、高畑孔雀城を築く）、其比、六郷より此城を責候には、古四王の宮へ火を掛、爲寄候、と承候、慶長六年、戸澤殿仙北北浦頭分を替させられ御登候、我先祖刑部（系圖、勝家の子、大學安盛）は、二男を戸澤殿へ奉公させ、當所に罷在候、云々。

高梨（タカナシ）

（鞠子川）今、高梨村といひ、堀田（ホツタ）、橋本、上野田を合す、大曲の東半里。〇高梨は、塔甲の領の訛かといふこと、塔甲郷の下にいへり。高梨の北に鞠子川ありて、對岸に高關村なり。

（堀田）鞠子川は、長信田村の東嶺に出て、西南に降り、荒川を合せ、大曲驛の北へ達し、御物川へ入る、長五里。〇地學雜誌云、水源を千屋村山中に發し、大曲に到り御物川に合する所の、丸子川は、高梨村に於て、明治廿九年八月の震動の爲、川床を凸起すること四尺、其延長前後通して八百間、この川床隆起は、川身に變遷を生じ、流勢堤防を決潰し耕田を橫流すること約六百間、堀田（ホツタ）村字境田に於ては、堤防川床其處を異にし、水路折れて陷落したる地裂線を決流し、其深さこと測るべからず、爾後沼澤とならんかといふ。

花館（ハナタテ）

今、花館町といひ、人口二千の小邑なれど、大曲の北に鞠子川を隔て、一市を成す、其西傍には御物川あり、北半里に玉川あり。

（高關）花館は、高關下郷といひ、花館山あり、傳に、中古奥羽の名族安倍兵此に居る、山に櫻樹多かりしを以て、花館と稱へらる、云々（雪見遊覽記）。高關上郷は、今四屋村へ合す。高關（タカセキ）は、塔甲關の義なるべきこと、塔甲郷の下に附載したり。

四屋（ヨツヤ）

今、四屋村といひ、高關上郷、新谷地、及び松倉（マツクラ）を合す、花館の東北一里、角館街道への通路にあたれり。

（松倉）松倉は、街内に屬すれど、四谷の北に玉川を帶ぶ。仙臺藩戊辰史云、八月十六日、同盟軍六郷を發して大曲を取る、薩兵太平山及び神宮寺、角館の三所に陣して我軍を防ぐ、故に大曲に止りて進擊の策を講す、十八日、先四谷を取る。

横堀（ヨコボリ）

今、横堀村といひ、福田、坂見内、堀見内を合す、四屋の東に降り、大曲の東北凡二里。鞠子川は、長信田村より來り、横堀、高梨を貫流し、大曲に至り御物川へ入る。

若林野（ワカバヤシ）

六郷以北、角館に至る空闊の汎名にして、長五里と稱せられ、東西一里乃至半里。玉川水脈と中央山脈の中間にあたり、洪積層の荒貫土に屬す、所々に田宅散在し、數派の横溪もあり。

眞蒜嶽（マヒル）

中央分水（脊梁）山脈の一峰にして、和賀郡（陸中）に跨がり、標高一千餘米、第三紀層の成立に屬す。嶽下を善知鳥（ウトウ）といひ、和賀郡澤内新町へ間道あり、「眞蒜、一に馬蛭（マヒル）に作る。

（善知鳥）（馬蛭嶽）馬蛭は、土人說きて鬼神栖止の山と爲す、山本の郡名、蓋此に出て、一郡の鎭嶽なり。神祇志に「出羽國熊通男神、石通男神、眞蒜神、三社今並不知在何郡、貞觀四年、三社共自正六位上陞從五位下」といへり。その眞蒜に、此山なるが、（熊通男石通男は知らず）今眞山（シンサン）權現と稱せらる。

（眞晝山）地學雜誌云、眞晝（マヒル）に、山の南角嶮峻なる處に於て、山肉落ちて剝落し、遠くこれを望めば、山骨を露白すること、四周の山嶽よりも一層顯著なるを以て、明治廿九年八月地震の當初には、眞晝山を震動の根源と臆斷したるものあり。〇山崎氏地誌云、眞晝山脈は、脊梁脈の一部にして、栗駒嶽の北に起り、駒嶽の南に及び、主として第三紀層の砂岩泥板岩と輝石岩より成り、所々に火山岩及び花崗石の露出を有す、山勢比較的嶮峻にして、其の峯頭は一千米以上に及び、大深澤山（一千二百五十六米）、三ノ森山（一千百六十八米）、眞晝嶽（一千百三十三米）、和賀嶽（千四百四十四米）、大荒澤嶽の如きは其の著しきものなり、然れども此の間二三の峠ありて、御物川平原及び北上川平原を連續し、交通甚不便なるにはあらず、即、增田より水澤に至る大荒澤の峠（八百八十五米）、横手より黑澤尻に通ずる白木峠（三百四十七米）、角館より盛岡に達する仙岩峠（六百七十二米）等ありて、此の山脈を横斷せり、明治廿九年八月地震の中心は、實に此の地にありしものにして、山脈の東西に於て、略南北に走れる川舟斷層（陸中國和賀郡）、及び千屋斷層（羽後國仙北郡）の生ぜしに起因せしものなりといふ。

千屋（センヤ）

今、元本堂、堀廻、土崎、善知鳥、荒川、今宿等を合せて、千屋村といふ。大曲の東二里、金澤の北二里、眞晝嶽の東麓にして、若林野の南端にあたる、仙屋にも作る。

千屋斷層は、眞晝山脈の西麓を沿ひて走り、遠く仙岩峠の西麓生保内村に發し、西南の方向を指して走り、千屋附近裂罅崩落頻多く、岩塊流水を止め、長さ五百行の湖水を造るに至れり。蓋、玉川峽流の北に沿ひて走り、白岩に於て最もよく露出し、千屋六郷東根を經て金澤村の

北端に至り、一度絕え、横手の西方に至りて、再び現はれ、淺舞附近に於て全く其蹤跡を失ふも、延路は猶羽前の國境近く進むものなるに似たり、而して、其延長凡六十里（十五里）に及ぶ、彼は、二十七年、庄內地震の震源たる矢流澤斷層は、實にこの千屋斷層と相連絡せりと信ぜらる。（山崎氏地誌）

荒川（アラカハ）　今、千屋村の大字とす。陸奥話記に、荒川太郎武貞などいへる在名に、この地に因るにあらずや。又、郡西淀川の邊にも、同名の村里あり。

本堂（ホンダウ）（廻城）　今、千屋村の管內にて、上本堂を元本堂ともいひ、下本堂を城廻（シロマハリ）といふ、山北舊家の一なる本堂氏の古邑と爲す。慶長六年、常陸國へ移封し、江戶旗本に列す、交代寄合衆といひ、格式は大名に同じ、子孫世襲して、幕府瓦解に至れり。

郡邑記に「本道能登守の城址は、村の西にて平地なり能登守、天正中、六郷に移る、是れ即六郷兵庫頭の祖先」云々。本堂氏と六郷氏に、全く異姓に屬す。

新篇常陸國誌に云、本堂氏、相傳ふ、源賴朝の長子忠賴の後、初め鬼界島に謫せらるや、伊東祐親の女に通じ男を生む、祐親之を遠國に送り、人に託して鞠育せしむ、後忠賴と曰ふ、陸奥和賀郡に居る、其三子忠朝、仙北中郡に徙り、本堂の地に居る、因て本堂氏と稱す、後十六世伊勢守忠親、天正十八年、豐臣秀吉に小田原に謁し、十九年南部氏郡に從て九戶を攻め、其子茂親（一日茂親）、慶長五年、最上義光と謀を通じ、城に據て堅く守る、是年小野寺氏の遺領內に於て一揆起る、茂親、六郷政乘と共に、戰ちて是を平ぐ、同六年、本堂の舊領を轉して、新治郡の內志筑八千五百石を賜ふ、七年、中佐谷村の陣營に移る。○按、本堂氏は、奥州和賀氏の庶流にて、蓋、多田（攝州）源氏の末裔なり、之を賴朝に係くるは信け難し、和賀郡、二子、更木等に合考すべし、最上家譜、慶長六年軍役、本堂源七郞四百人、云々。

日本史の賴朝傳に、本堂家譜を引て、賴朝の子千鶴、實は死せず、子孫、本堂氏となりし由を記せり。寬政藩士に本堂氏あり、南部士譜「本堂氏、大和和賀分、本堂伊勢親永、爲公義御旗本、八千石、次男源右衛門親相、信直公に仕ふ」などあり、石鳥谷の條、和賀氏に同じ。

庄內當手程（中略）、仙北、就横手六郷兩人之儀、當冬伊賀守大和守指遣、當仕事之寄合候、本堂源七と同、任取刷之由有之、於横手も彼等異見候、横手曲存候、何篇仙北郡安全之儀肝要に存候間、不及見角候き、今度又横手山田關爲可引直、重而及取成候處に、是も無信用候、口惜次第候、作去、自然事外之儀有之は御敷候條、由利中並秋田へ憑入候、彼此事調法之所要見、何分にも我々手持能候樣に取成任入候、就之彼等崎民部少輔指越候、委碎可及才覺候、（中略）

五月十七日（天正十ヵ）　義光（最上）

小介川治部少輔殿（羽柴氏最上文書）

（この書狀は、前の六郷の條のものと合考すべし、小介川氏は由利郡の名士なり）

横澤（ヨコザハ）（原見國）　今、國見、駒場、中里等を合せて、横澤村といふ。本堂の北、横堀の東にして、春林野の中に屬す、大曲の東北三里。

佐竹家譜戊辰史云、八月二十一日、我仙兵は角館に向ひ、大曲、四谷を發し、横澤に至る、二十三日午前六時、國見原に至る、渺々たる郊野にして、一望際なし、敵兵草中に埋伏して發銃し、我兵多く死傷す、瀬上主膳、率先して戰ふ、午後敵兵遂に敗走す、我之を追擊する一里餘、兵を收めて横澤に歸る、此日獲る所斬首三級生擒五人銃三挺、而て我兵戰死七人、二十四日、斥候來り報じて曰く、敵兵國見原の左右より押出せり、凡十旗、右手の山中に入れり、其狀我を林中に誘はんとするものゝ如しと。

長信田（ナガシダ）　近世は、庄名にも呼びたり、今、川口、今泉、大田、小神、菅內、永代等を合せて、長信田村といふ、横澤の東にして、山麓に居る。

地學雜誌云、仙北郡長信田村大台山（一名太田臺山）は、眞晝山の北に位し、平地を拔くこと一千尺に近く、山貌崢嶸として、山頂より南北を界して斷裂し、其西に面せる一部は陷落すること約三百尺、而して其土石は斷崖の下に堆積し、徐勢延て山麓に走り、宛として高原をなす、この高原と斷崖との接際には、八尺有餘の罅隙ありて、當時斷裂せる痕跡を止む。

大田（オホタ）　今、長信田村の大字とす。○郡邑記云、大田村の北鳥海權現は、御嶽ともいふ、古城は大田左五郎秀賴の居れる所とぞ、本堂の家臣にや。

鎰刀郷（カギノタチ）　和名抄（高山寺本）、山本郡鎰刀郷。（一本書、鎰刀）平鹿郡の下に塔甲、鎰刀等を係くれは、錯亂に出づ。其鎰刀は、カギノタチとよむべく、即、本郡の北偏にして、角館上下の地にあたるが如し。

地理誌料云、鎰刀讀若加岐波部、日本紀兵衛訓加伊登利、見延喜式及大神宮儀式帳、立入氏曰、鎰刀讀若加岐波伊登利、或作鎰取、蓋此。（國郡志云、鎰刀、今郡中有角館、蓋此、鎰刀角館國讀相近。

長野（ナガノ）（野鶴）　今、鶯野（ウグヒスノ）、鑓見內（ヤリミナイ）、長戶呂等を合せ、長野村といふ。玉川の東岸に屬し、南に四屋村に接し、北は角館驛に至る三里、（大曲二里）此邊に、八乙女（ヤヲトメ）庄の稱號あり、其故知れず。

羽陰史略云、慶長七年九月、義宣公秋田入部、土崎湊に至りたまひ、義重公は仙北六郷在城、北又七郎義廉は同長野紫島城に在城す。○郡邑志云、慶長中、北又七郎義

廓に、紫島に入城し、明暦中まで子孫在住す、其角館へ移れるは、明暦二年、義降の時なり、されば、長野村今に町家の風ありて、市は月九齋に立つ。

沖郷（オキノガウ）　今、野口、黒土、金鐙（カナブミ）、大藏等を合せて、清水村といふ。長野の東にて、横堀村の北に接す。

八幡林（ヤハタハヤシ）　今、東長野、葛川、野田、乙森、櫻田等と合せて、豐川村と改む。長野の東にて、沖郷、國見の北なり。若林野の中なるを以て、不毛所々に現在す。

栗澤（クリサハ）　今、八日市、椿、小沼、大神成等相合せ、豐岡村といふ。八幡林、葛川の東なる山麓とす。卽、北は白岩村、南は長信田村に至り、藥師嶽、彌陀嶽等ありて東を限る。

白岩（シライハ）　今、白岩村といひ、花園、釣田、廣久内等を合す。八日市、葛川の北にして、角館驛の東南一里半、生保内川の南邊にあたる。山中に銅坑あり、又鯱（シヤチアシ）足の瀑布あり。和賀嶽は、群嶺に超出して、一雄峰にかぞへらる。

角館（カクノタテ）　今、角館町といひ、岩瀬、勝樂等を合す、人口五千。玉川の上游に居り、(生保内、鉄瀬二水の交會)大曲を去る五里、南部路(生保内口といふ)と同じく鹿角への間道此に會ふ。

風土略記云、角の館は一萬石、佐竹圖書殿之を領す、土俗御北殿といふ、町のはづれに川あり、南部境より流れ落る、丑寅の山入に生内村といふあり、南部の往還なり、往古、八幡太郎殿奥州より出羽に移り玉ふは此途筋とぞ、邊に上りて田澤村とて、湯本あり。○郡邑記云、角館、家居凡二千、北殿千五百石知行にて之を守る、家士百戸餘、給士組下二百六十餘戸、天寧寺は禪宗、蘆名義廣會津より移す、寺田百石、常光院同宗、北家の牌所にて寺領百石。

按、蘆名義廣は、實は佐竹義宣の弟なり、又盛重とも、義勝ともいふ、幼字喝食丸。初め、白河義親か養子、後、蘆名盛隆が名跡となる。天正十七年六月、伊達政宗の爲に會津黒川の城を攻め落され、常州に歸る、同十八年、豐太閤より常陸國江戸崎領四萬五千石を與へらる、慶長七年、兄義宣封を移さるゝのとき、應領を沒收せられ、家臣に列し角館に居る、子孫相承、明暦に至り此地を失ひ、北佐竹氏之に代る。

彌勒寺（ミロク）（源大寺）　北家の祈願所なり、源大寺（ゲンタイ）は、今彌勒寺の末なれど舊跡なり、清原武衡家衡の首を堂下に埋葬すとつたひ、又、此寺は、昔より郡内毎戸につき籾穀一升を乞ひあつむ、其免許の證文ありとか、共に眞言宗とす。

角館城址（カクノタテ）　角館は、戰國の頃、戸澤氏之に據れり、奥州岩手郡滴石氏の後とす、(滴石は、角館と重嶺を隔て、凡十三里)。慶長五年、戸澤安盛東軍に屬し戰死、其子政盛、常陸に移封し、元和中に至り、最上郡新庄に移封せられ、子孫七萬石の諸侯たり。○永慶軍記云、羽陽山北の郡角館の城主、戸澤九郎平朝臣盛安、元祖より父能登守忠直迄、奥州に住居して、南部家の幕下に屬しけるが、子細有て今は此所に立越城郭を構へ、小野寺遠江守景道にも從はず、山北一方の旗頭にぞ有ける、天正十八年、豐臣太閤に謁見し、本領安堵、(一書に、本領四萬石とあるは信け難し、一二萬石ばかり歟)、慶長五年、東西合戰の時、戸澤治部大輔盛安は、六郷兵庫頭政乘と評議一決して、兩家の一門家の子を催して、八月十五日に山北を立て、九月三日江戸に着にけり、爰にて聞に、内府公は一昨出馬し給ふと答ふ、卽刻江戸を立て、後陣の勢に追付、晝夜を分たず打程に、駿河國鞠子の宿にして、夜半大井川を渡り、金谷宿に到り内府に謁見し奉り、やがて關が原手合の合戰に粉骨を盡す、しかるに此盛安忠死を遂し事、遠國といひ、妻子の許には未だ知れず、唯誰云ともなく風聞に、戸澤は出羽國山北の大將と名乘て、御陣に高名掲焉、其恩賞として小野寺が所領共に戸澤に賜り、近日入國すと聞えけり、小野寺是を聞て大に怒り、戸澤は近代稗貫の郡より來て角館十餘郷を押領せり、然るに今、大將と僞り、小野寺が所領を奪取らんとするこそ奇怪なれ、其儀ならば先戸澤の本城角館にある妻子を誅せんと罵る、此事、角館留守を守護しける戸澤七兵衛尉傳聞て、盛安が一子右京政盛は、未だ十五歳なりしを忍びおとし、江戸に至り本國の委細を言上す、内府公御父子、右京を召出され、父盛安が忠死を感じ給ひ、戸澤が本領子細なく、角館の代りに常州松岡の城を賜りけり。○語傳仙北次第云、奥州戸澤九郎五郎、或年仙北へ働き、角館を落し、卽居城に被成、小野寺屋形の旗下になり被申候。

野史云、戸澤盛安、姓平氏、貞盛之後衡盛、仕大將軍賴朝、領陸奥磐手郡滴石莊戸澤、後移居出羽小浦莊(在山本郡)門屋角館、保白岩碕澤等四千六百町、(藩翰譜備考系圖、或作平繁盛子孫云)、衡盛十七世忠盛、移治淀河城(在山本郡)是爲盛安祖父、父曰道盛(永慶軍記作忠直)、盛安初字九郎、後稱治部大輔、(備考、系圖)居角館城、世屬南部氏、永祿天正間、懷獨立之志、屢掠郡邑、小野寺景道怒將來伐、盛安傳聞、急起兵邀侵伐郡縣、攻沼館城、視武而歸、威名大振、人呼曰夜叉九郎。

按、戸澤氏は、天文年間に角館に移封したる歟、野史に、小浦庄と云へるは、北浦の誤也。近世は、乙森庄角館といへり、由來亦知れず。

最上家譜云、慶長六年八月、羽州並近國人數書、三番に組み、御朱印被下候、

一番　南部信濃守　五千人

二番　戸澤九郎五郎二千五百人　本堂源七郎四百人
六郷兵庫頭三百人　秋田藤太郎六百五十人　赤
尾津孫次郎二百五十人　丹賀保兵庫百八十五人

流澤刑部少輔六十人　打越孫太郎六十人
三番　最上修理大夫　六千六百人

羽陰史略云、天和元年、今宮攝州義教組下の儀に附訴訟、義教五代の先祖永義は、義篤公庶兒にて、秋田御國替の後、光永、道義、二代は増田に被差置、其後、角館に罷在候、組下九十人餘、此度右訴訟不屆に被思召、押込、依之、修驗（三寶院門跡配下）社人（吉田殿配下）之儀も、攝州より取放し、寺社奉行支配被申附候。（今宮は、もと奥州高野郡の修驗の家なり）○仙臺藩戊辰史云、八月廿八日、同盟軍角館を攻む、我隊將瀨上主膳先鋒たり、庄內藩松平甚三郎、長坂右近介、一大隊を率ゐ、上の山藩砲隊を併せて後援たり、我兵はまづ鶯野に敵の埋伏せるを狩立て、總軍河原まで進擊す、烈戰午後十時に至り、遂に兵を米澤に收む、廿九日曉四時頃、再び角館を攻む、本道並に白岩へ庄內藩、鶴田河原鶯野へ仙臺藩、各方面を分て進擊す、敵川を隔てゝ之を防ぐ、同盟軍如何に働くとも功を成し難し、仍て繰引をなし又兵を米澤に收む、九月二日、盛岡藩約の如く角館の背後生保內を攻め、敵兵五十餘人を殺す。

（梅澤）**卒田**（ソツタ）　今、神代村と改め、宮田、梅澤（ウメザハ）、前郷等を合す。角館の東二里、生保內口の小驛なり。南は白岩村に至る一里半、眞崎野の平曠あり。

赴小保內途中作　詩　佛

山間一路屈蟠通、楓樹霜紅細雨中、推起轎窓看不厭、水晶簾隔錦屏風。
前面峯巒送欲窮、向西向北曲還東、何論錦障七十里、半日山程霜葉中。

（小保內）**生保內**（オボナイ）　今、生保內村といひ、刺卷を合す、卒田の北東三里。陸中岩手郡への通路にあたり、仙岩（センガン）峠を以て交堺とす、登路又三里、或は小保內（アボナイ）に作る。

生保內は、玉川上游の一盆谷にして、盛岡への山道にあたり、俗に生保內口といへり。其仙岩峠は、標高六百七十餘米。生保內川は、玉川上游の別名にして、角館以北に於て此稱あり、山中水澤（ミツサハ）に黑湯（クロユ）あり（硫黃性熱凡百七十度）。

（遠保內峠）三千風行脚文集云、陸奧出羽の境、遠保內（チボナイ）峠、上下七里の峻坂、劍岩衆山、幽谷重瀧、卯月の末に、五尺の深雪に埋わたりし、からうじて仙北角館にいる。

南部家寬政記錄に「天正十五年、信直公の使者、北信愛上洛、能登より船に乘り、酒田の浦に着し、赤澤より途を請て、仙北より庄內山越て、糠部へ歸る」云々。庄內山とは、今其名を聞かず、生內山（オホナイ）の訛か、赤澤は赤津の訛とす。○永慶軍記云、天正十五年二月、北左衛門佐信愛上洛、七月中旬迄逗留し、加州へ下り乘船し、羽州酒田の湊に着船す、夫より陸に上りて、由利を經て行けるに、猶も兵亂止事なく、通路心にまかせざりしに、信愛によしみ深かりし赤尾津左衛門尉、大勢を催し、同國山北迄送ぬ、夫より小野寺が領地を通り、角館戶澤九郎盛安が城下を過て、

（產內山）產內山（ウブナイ）の難所を越て、八月の末つかた、陸奧糠部の庄に着にける。○秋田沿革史云、戊辰の役、生保內口は、一時南賊進入せしに、直ちに擊退せしも、又進戰するを得ず、南賊更に十二處口に侵入、十二處城乍猛火となる、賊進みて大館を襲ひ、我兵退て荷揚場に營し、賊は坊澤に迫りたり、其後賊勢漸く衰へて退走、九月二十七日曉天より、官軍は生保內の峻嶺を越て敵地に討入れば、敵橋場村の砲壘に據て我を防ぐ、官軍兵を分て右山の半腹に廻し、雙方より攻立れば、敵耐兼て敗走せり、續て盛岡藩降伏に付、停戰の命あり。

田澤（タザハ）　今、玉川を合して田澤村と云ふ、生保內の北にして、廣遠の山谷を占め、鹿角郡界に迫る、南北五里東西四里。

田澤は生保內の北一里餘、其東二里なる先達澤（センダチ）に鹽湯あり、鹽類泉、溫百三十度、近傍に黑湯新湯あり、又鶴湯あり、源泉三所、硫黃性、溫百四十餘度、涌出最旺なり、創見知れず、浴室客舍數戶あり、駒嶽の北麓にあたる。田澤潟は、村の西方一里、其水は西明寺村に灌ぐを以て、彼村の管內とす。

駒嶽（コマ）　一に小駒形（ココマカタ）といひ、田澤の東に聳え、陸中岩手郡に跨り、標高千六百米、截頭圓錐形をなし、頂には楕圓形の噴火口を有す、長徑約千四百米突、短徑約九百米突、火口內には更に二個の中央火口丘を生し、一を女嶽（メタケ）と稱し、一を横嶽といふ、舊火口は西部開放して、茲に檜木內澤の火口瀨を作れり、外輪山は西北部に於て最高く、その最高點を男嶽と云ひ、火口壁懸崖をなす、東南兩部は削磨崩壞して舊形を留めず、厚く樹林の蔽ふ所となる、外部傾斜は概緩にして、西面には美しき裾野を有す、その南方には第三紀層より成れる仙岩峠の背斜山脈あり、又北方にはこれより以前に噴出せる烏帽子（エボシ）嶽あり、乳頭に

（烏帽子嶽）似たるを以て乳頭（ニウツムリヤマ）山と稱す、その成生古きを以て、山體缺損して噴火口僅に四方の一部を殘し、火口丘上には噴火口址と思はるゝ一小湖の存するあり。〔山崎氏地誌〕

城森山（ジヤウモリ）　駒嶽、烏帽子山の北方に、大城森、小城森、荷葉嶽等の消火山ありて、前代噴火の盛大を想到せしむ。

玉川湯（タマカハ）　又、鳩湯と稱し、田澤村の北三里半、大深川と澁黑川合流の南に在り。硫黃性、溫百二十五度、浴舍客室僅に人を容るゝのみ、享保中の開場とぞ。

（澁黑）震災豫防調査會報告云、玉川は其上流に澁黑（シブクロ）溫泉あり、泉中に含有する毒素の爲め、大凡二十里餘の河床には、一切の生物生育を遂げず、又其沿岸の水田にして、玉川の水を灌漑せば、田螺の類に至る迄死滅し、特に水田に雜草の堆肥を投ずるも腐敗せず、各村の收穫年々減少すと、蓋是れ澁黑の湯、大サカビ、小サカビ等の硫黃泉に含有する酸類、及び其中に溶解せる有毒礦物等の、河水

に混じて流下するの故に、其酸性を帶びたる水、稲田肥料の腐敗を起すに必要なる黴菌を毒殺するが故ならんか、又、玉川の河岸には、所々に磁鐵鑛砂の沈積せるあり、昔鳩の湯の南、田澤村附近に採鐵に從事せるものありしと云ふ、此邊砂鐵と混じて時々少量の砂金をも産することあり。

大深嶽　玉川の源頭にあたり、源太森と共に陸中岩手郡堺に跨り、岩手山の西方に對峙し、駒嶽、城森の北に連なり、標高稍減し、一千四百米許。

小和瀬野　玉川湯の東西に、小和瀬野、小野平等の牧あり。○秋田縣下には、馬の飼養數六萬五千頭に達し、仙北郡強首野、小和瀬野、小野寧野、及び北秋田郡比内、阿仁等に其飼養盛んなり、本縣産の馬は、輕捷なる乘馬としてよりは、馬車用運送用等の骨格逞ましく、力強きを要する輓馬多し。(山崎氏地誌)

燒山　今、仙北郡の北境にある火山群を總稱す、約千米内外にして、敢て峻嶺高峯にあらず、されど起伏重疊、森林蔚茂して、人跡を絶つ、玉川湯の北一里餘、鹿角郡花輪の南七里。

地學雜誌云、仙北と鹿角の郡界に位置せる活火山あり、燒山と稱す、其山頂に登れば、西方には森吉山の雲際に聳ゆるを見る、亦東方に硫烟を發散する洞坑諸所に散在し、連綿として岩手火山群に達するが如し、燒山の頂には南北凡七八町東西五六町、楕圓形の噴火口あり、噴口壁の北西二部は隆起を爲し、其内方には熱水の沼池あり、盛んに硫氣と蒸氣を放散す、噴口壁の近傍は硫黄の堆積に富み、古來採掘、現時尤盛なるは、南方石假戸と稱する地にして、巨額の産出あり、精製したる硫黄は、鹿角郡花輪より、舟楫の便により、能代港に輸送すと云へり。

(硫黄山)

檜木内　今、檜木内村といひ、田澤の西に隣れる山谷を占め、玉川の一支源、鰍瀬川の源頭にあたる。即、角館の北四里、山谷東西凡四里、南凡北五里、山中に鑛坑あり。檜木内の西北は、北秋田郡阿仁荒瀬と、山峰を以て相限る。間道あり、大角野峠を踰え、銀山(阿仁)に至る凡十里。○秋田沿革史云、戊辰の役、九月八日、軍務の副總督澤殿は、隨兵百二十人餘を率ゐ、角館に轉陣、十四日角館より最明寺大學野(檜木内)の山路を越へ、阿仁麻生より舟に便し、荷揚場より陸路、二十日久保田の本營に到り、九條殿下に會し、大に軍議せらる、此時、新庄藩主同行、隨兵八十人餘、而して神宮寺の官兵は、皆小杉山松合等に一陣す、是れ、賊の淀川に進入せるに因り、神宮寺の後を絶たるゝを以てなり。

門屋　今、西明寺、小山田、荒井、小淵野等と相合せて、西明寺村と云ふ。檜木内の南にして、角館の北二里、鰍瀬川に縁る、(或は門家につくる)。俗説にいへるは、角館西明寺村に、「三七日山釋迦堂あり、弘長中、鎌倉殿の執權職北條時頼の建立に係る、時頼その愛妾唐絲姫の死を悲み、一七日山釋迦堂を北秋田郡釋迦内村に、二七日山光明寺を土崎綱坂庄に建て、その追福を修め、またこの地に來りて、三七日を弔ひこの堂を建てたりしと、妄誕何の故たるを知らず。

(西明寺)

小山田　今、西明寺村の大字とす。○郡邑記云、小山田村眞山寺、眞言宗、昔戸澤氏の祈願所にて、古經卷あり、古城跡には今八幡社をおく、戸澤氏初め此に居り、後角館に移る、時代不知。

秋田沿革史云、戸澤の祖は、平經基より出て、壽永の亂に、經基西國に落る、愛妾佐野京に殘り、懷胎なれば恐れて出羽に逃れ、仙北郡佐野村に住す、男子を生み九郎といふ、九郎奥州南部に寓泊し、後復出羽に歸り、上檜木内支郷戸澤に小城を築き之に居る、又小山田に住すること三代、上總助に至り、角館に移り、八代豐安勇名あり、世に鬼九郎といふ、子孫いよいよあらはる、或は曰く、戸澤は奥州稗貫郡より來り、角館十餘郷を押領すとなり。

田澤潟　門屋の東二里、田澤、生保内、雨村堺の山中に在り、圓池直徑一里許、一名田子潟、又槎湖。○秋田縣地理云、田澤湖、本縣第三の大湖にして、水清きこと十和田湖の如く、沿岸に雪の白濱とよぶ勝地あり、十和田田澤の二湖は、共に火山の作用によりて成りたるものにして、其岸より急に深きはこれが爲なりといふ、西に決潰して鰍瀬川へ一派を通ぜしむ。○山崎氏地誌云、田子潟圓形をなし、周圍凡二十哩、湖面に海拔三百米にして、四周の山は湖面より高きこと百五十米内外に過ぎず、或は論じて楯形陷落地に外ならずとし、或は之を(maar)ならむとする人あり、湖水清冽、多く鱒魚を産す。

(田子潟)

槎湖の西岸には、相内、春山、田子之木、大澤、潟尻等の小村落あり、村民は沖積地を耕し、魚類を漁りて生計とす、溪流大なる者なし、南岸に富士岩の露出ありて、火口湖の如く思はるゝならんが、決して然らず、北半部は第三紀凝灰岩層より成り、相内村の東方に一大凝灰岩盤の突出せるありて、御座の石と云ふ、直立の斷岸なるが故に、湖水急に深し、又これら凝灰岩を檢するに、多くの裂罅あり、大體湖岸の曲線に沿ひて彎曲す、即、桶狀陷落地なるべきことを推定し得べし、又こゝに浮木の明神と尊稱する所の、非常に大なる埋木、時々浮み出づ、漁夫等言ふ「湖底は、所に依りて、大なる木幹の林立せるが如きあり」云々。(震災豫防調査會報告)

(浮木湖)

山谷　又、川崎といひ、今、河原、小勝田と相合して、中川村と改む。門屋の西なる山中に屬し、角館の西北二里、日三市鑛山あり、其西界は、河邊郡岩見三内村と峰を分ちたり。

（日三市）日三市鑛山は開坑年代知れず、近時は、明治十年の再開以後、三菱社にて之を稼行し、毎年銀二百貫匁、銅百島斤許を獲るといふ。

大石嶽 日三市山の北なる峻嶺にして、花崗岩に屬し、第三紀層成立の諸山の上に特起す、標高九百米。

鍬瀨川 玉川の一支源にして、檜木内村に發し南に降り、門屋に至り、田澤湯の末を合せ、角館市街の西を過ぎ、日三市川を容れ、尋いで玉川に歸す、長凡八里。

雲然 今、西長野、八割、下延等と相合せ、雲澤村と改む。角館の西南二里、玉川西邊の山谷を占め、長野村に對す。雲然の山中に、銀銅脈を潜む、北には日三市、西には船岡、南西には荒川銅山、皆富坑の名あれば、雲然にも之を探るべき歟。

玉川 仙北北方の大溪流にして、田澤村の燒山に發し南に降り、生保内村を過ぎ西に折れ、角館の南西に至り、鍬瀨川を容れ、南西位に進み、神宮寺花館二驛の間に至り、御物川へ入る、長凡十六里。玉川の上流に、澁黑の湯(一名酸湯と稱す)ありて、硫質酸性の温泉を流出する夥しきを以て、漁介跡を絕ち、沿岸の稻田、其害を被ること鮮少ならずといふ。

神宮寺 今、神宮寺町といふ、御物川の北岸に緣り、玉川は町東に達して玉川に入る、一名驛とす。鐵道、大曲四哩、刈和野五哩。玉川橋、明治二十年創架、長三百七十間(鐵道架梁二千四百餘呎)。風土略記云、神宮寺村、八幡宮あり、社傳によれば、延暦の昔、坂上將軍建立、其後、安部兄弟柵を構へて戰し處なり、當所の隣に本堂村、是亦貞任が館を搆し所なりと、神宮寺村より一里ほど東に、玉川とて急流あり、船渡なり、南部境より落つる、川向南に神宮寺嶽あり。〇隨鑾紀程云、神宮寺驛、貢川溶溶、隔水孤峯、祀六所明神、稱神嶽、北岸一帶、人烟聚簇、有八幡神社、殿宇古朴、神庫藏種々寶器、並不足信、祠典每歲上元祭神、爲溪歈曳綱戲。〇月之出羽路云、凡仙北の郡にては、神宮寺村の高野の石等ぞ名たれ、山の麓の白田より出づる也。(神宮寺城は下の大友に合考せよ)〇仙臺藩戊辰史云、九月十三日、庄内藩酒井吉之丞、小舟を集めて神宮寺刈和野の間に進擊し、兵を左右に分て疾く攻む、敵大河を恃みて數日支持したれども、一朝不意の襲擊に會ひ、遂に支ふること能はずして北ぐ、仙臺兵は花館より進み、小杉山、神宮寺を攻擊す、十五日、庄内兵境村に進擊し、一關藩之に應援す、十六日、我軍秘計、火を角館に放ち、一擧して之を屠らんとし、兵將に發せんとするに際し、大町勸解由、主公の命を奉し、馳せ神宮寺に來り、戰を止め國に歸らしむ、

秋田沿革史云、戊辰の役、莊仙の賊山北を侵し、我兵不利、八月十五日、總軍神宮寺村に引揚げたり、澤殿は同村官舍(御役屋)を本營とし、上は角館の南大威德山より、下は四小屋迄、河の北岸に砲臺を築き、又濱手は石田坂より長濱まで、山間の凹凸を以て砲臺に替へ、嚴に防守をなす、角館より長濱まで大約十八里餘、是より彼我相持して九月八日に至る、澤殿(征討副總督)去りて阿仁野代を迂回し、久保田の城府に入り軍務を執る、

此日(十六日)拂曉、庄内兵は、峰山の險に備へて官軍の追尾を拒かしめ、諸隊神宮寺に返り、仙臺隊長中村宗三郞等に告ぐるに歸國の事を以てす、此庄内兵、六郷を過ぎ横手に至りて宿し、十八日由利郡に去る。

副川神社 今、神宮寺驛の八幡宮蓋是なり、延喜式「山本郡小一座、副川神」と載せられ、副川は、もと御物川の別名に似たり、水南の靈山を神宮寺嶽と稱す。地理志料、神名式、山本郡副川神社、副訓須介、郎助川也、出羽風土記曰、今在神宮寺村、曰八幡宮、玉川舊名副川、至此會雄物川、神祇志爲秋田郡浦大町山本宮、恐非と云々。〇副にスケの義なきにあらざるも、神名帳の舊訓ソヘと傍注し、且、秋田城下にも添河の地名あれば、(此添河は元慶二年紀に始見す)ソヘといふに從ふべし、助河驛は、天平寶字三年紀に見ゆれど、此には非ず、雄勝より由理への通路にあたる。書紀通證に「阿倍比羅夫所祭齶田浦神者、副川神也」云々、齶田浦といへば海上に屬す、浦神はこの山本郡副川神と同じからず。

神宮寺嶽 神宮寺驛の南に、御物川を隔て、大曲驛より西、亦水を隔てたり、標高二百米、火山岩に成る。神宮寺八幡の傳說には、此山神を六所といひ、八幡に分つ、然れども、八幡といひ、六所といふ、皆中世以來の改祀に出で、もとは副川神を祭れるに外あらじ。〇仙臺藩戊辰史に、

九月十日、我同盟軍議して「角館は只遠卷として、急に太平山の敵を追擊するに如かず」と決し、庄内藩酒井吉之丞、夜密に太平山の背後に繰込み、我軍は角間川に向ひ、但木左近以下を後援に備へ、涌谷勢を大曲の押となして、太平山の麓を燒き拂ひ、酒井吉之丞山背より攻め上る、敵兵暫時防戰せしかど支ふること能はず、山を下り川を渉て神宮寺に走る、茲に於て悉く山中の陣を燒く、此役、有名なる三吉權現の堂宇も灰燼に歸す、云々。

此に、太平山三吉權現とあるは、神宮寺嶽を誤れる耳。

蛭川 今、大曲西根と合せ、大川村と改む、神宮寺嶽の東にして、大曲驛の西に御物川を隔てたり。

小友 又、大友に作る、今、內小友、外小友の二村に分つ、其內小友は神宮寺嶽の南にして、平鹿郡川西

(內小友)(大友)

村(袴形)の北に隣れり、雷電山あり。

永慶軍記云、山北楢岡が領内大友(オトモ)といふ所に、財寶みちて眷屬大勢の土民あり、羽川義樟之を夜討にせんといふ儀に、自身出立、財寶を思ひの儘に運び取て、夜討のならひ、火を放ちて退く。○大友の邑主は、前田氏ならん、永慶軍記に、前田氏を大曲城主とするは疑惑あり。何となれば、此前田氏が、久年、赤尾津羽川(由利郡)の鄰敵と戰ひしは、必定、接比の地に居れば也。而も、大曲は楢岡大友の東に河水を隔て、由利郡の境上に在らず。然らば、前田氏の舊邑は大友耳、大曲に非ず。且、前田氏の破るゝや、神宮寺を退保すと云ふものは、大友大澤等、河水左岸の地の、由利人に掠取せられたればならん。

永慶軍記云、天正十年の春、山北の大將小野寺、比內の住人淺利、秋田の名代楢山、大曲の城主前田薩摩守利信等、打列上洛、油利勢其際を伺ひけん、赤尾津が一子二郎、羽川が一子金剛丸を大將として、大曲の城に取懸、無二無三に攻る、前田薩摩守は、大曲落城せし翌日下國しけるが、本城も燒亡すれば神宮寺の城に居住、年六十にあまれば程なく病死す、其子前田左兵衞尉、先祖の敵を討んと、神宮寺より勢を催し戰ひけるが、同十七年、赤尾津がために生捕れけり、云々。

外小友(ソトヲトモ)

今、外小友村といふ、內小友の內にして、平鹿郡保呂羽山の陰にあたり、由利郡川大內村と山嶺を以て分てり。溪流は北に走り、南楢岡村に至り、御物川に歸す、溫泉あり、鹽類性熱百十度。(大曲を去る五里)

(楢岡)

南楢岡(ミナミナラヲカ)

今、南楢岡村といひ、神宮寺嶽の西、御物川南岸に屬す、(北岸は北楢岡村なり)。戰國の頃、土豪楢岡氏之に居れり、大友神宮寺の一族なり。

語傳仙北次第云、戶澤五郎殿は、元奧州戶澤の城主に候處、不意に仙北へ働き、角館落城、卽居城に被成、小野寺屋形へ諾言有之、其旗下に被成候、其後戶澤殿逆心なされ、沼館へ働き候と雖打まけ、岡氣野より歸陣、此時仙北の郎等、堀田、梅澤、白岩、門家、大野(ダイノ)、本堂など心替いたし、戶澤に一味す、楢岡殿、六鄕殿も一味のよし、又寺々御投有之候て、御無事にて候。

强首野(コハクビノ)

南楢岡の西、御物川南岸の廣野にして、中に高城(タカンヂヤウ)池あり。今、大澤村、强首村に分屬す、東西凡一里、南北半里、牧馬場となり、神宮寺種馬所を其號司とす。

大澤(オホサハ)

今、宿村、北日、皆別當等、高城と相合せ、大澤鄕村といふ。南楢岡の西にして、刈和野驛の南一里餘、御物川を隔つ。

戊辰戰史云、九月八日、庄內軍初めて河を渡るや、酒井吉之亟は「苅和野を取り、神宮寺を破りて大曲の路を開く」を以て急務とし、十日、下淀川を發し、中淀川に至り、敵を走らし、上淀川に入る、其先鋒一隊は境驛より舟岡村に入り、一隊は峯吉川に至り、夜苅和野を襲ひ火を縱つ、官軍退きて神宮寺を保す、松平甚三郎は大曲に在りしが、十一日、角間川を經て大澤に至る、時に酒井吉之丞よりの急使に接し、翌日大澤を發し峯吉川に至り戰略を議す、酒井曰く「余は久保田を屠るの策を運らさん、足下宜く神宮寺の敵を掃ひ、之に繼くべし」と、松平乃苅和野に赴き、翌日仙臺兵と共に神宮寺に進む、又利あり。

月之出羽路云、高城(タカジヤウ)村の上野臺(ウヘノダイ)の白田に、石弩を出す、黑白の二色あり、また袋石、長石の品あるなり、强首野の禪念坊畑よりも、石弩を出す。

(高城)

强首(コハクビ)

今、强首村といひ、金山澤、木賣澤、大卷、九升田、寺館等を合す、强首野の西にして、河邊郡大正寺村に界す。

羽陰史略云、寬文十二年、當領寺館尻引村、强首村、九升田村と、矢島領、龜田領の堺、藪臺の爭論あり、公儀へ訴訟、御裁許あり。

御船鄕(ミフネ)

和名抄(高山寺本)、山本郡御船鄕。○今詳ならず、蓋、堺甲鄕の西にして、神宮寺苅和野等にあたる」白井氏に、船岡村を以て御船鄕の遺名と爲せり、苅和野の北に連接す。

國郡志云、御船、今有船岡村、入河邊郡、蓋此、傳言、太古此地瀰海、有神乘船來止、故名、有苅柴關。

餘戶鄕(アマルヘ)

和名抄(高山寺本)、山本郡餘戶鄕。○今詳ならず、蓋、御船もしくは堺甲の餘剩にして、南楢岡、小友、强首等にあたるごとし。

刈和野(カリワノ)

今、苅和野町といひ、人口三千五百、御物川の北岸に屬し、乘部川其東北嶺より來り、驛邊を過ぎて御物へ入る。鐵道、大曲九哩、秋田二十三哩。(大地標高約三十米、水路土崎湊へ凡十里)

野史云、天正十四年、永井廣治以豐島太平城畔秋田、來歸山北、小野寺義道納之、募兵出軍苅和野、親對秋田境、戶澤六鄕本堂等兵三千、陣白瀧長峯、秋田實季濟水軍唐松野、十六年閏五月接戰、山北勢敗北、迫山路階懸崖死傷者多、廣治又爲由利兵所敗。

隨變紀程云、苅和野驛、天正中小野寺氏部將苅和野某所居、其城址曰寄騎館、戊辰之役、澤副總督、率薩長筑豐兵、自秋田移營、叛黨四起、勢頗猖獗、于境驛、于淀河、于苅和野、轉戰累月、互有勝敗、而此當其衝殭屍山積、流血漂杵、今十餘年矣、六龍所過、謳歌載塗、兵氣銷爲日月光、盛哉。○明治戊寅巡囘日記云、發秋田數里、田野大開、道路甚平、自境至苅和野三里、山勢羊腸、苅和野以南道路、大修土功、削高塡低、變曲爲直、可謂盛擧也。

(市神社)

月之出羽路云、苅和野、舊名狩場野、町の一民家に、市神(イチノカミ)の社を齋奉れり、陰陽二柱の木形也、としごとに正月十五日沐浴させ奉り、また化粧とて米粉のを振りかけ、粉にまみれ奉りしとき坊中(マチ)に揭もて出づ。○

(狩場野)

今按、久保田の幸神祭とて、小兒の行列にて、神の巡幸をなす、其神體は、社人之を笛に納れて負ひありく、亦陰陽の形相を本主とするに似たり。○郡邑記云、苅和野は、鎭守浮島明神、給士三十餘戸常住して此地を守る、足輕數十人之に屬す、清光院、寺領三十石、當家の祈願所の一なり。

奥南盛風記云、應永十八年正月、南部守行公、羽州へ御出陣有て、秋田の安東氏と、仙北狩場野に挑戰、已に七八日に及んで勝利なく、暫く戰を止め神に祈り、二月九日、御相伴八人、八皿古事にて酒盃を傾け玉ふに、二つの鶴舞來り御盃に影を移す、佐藤儀太夫古例を引て賀之、頓て御勝利有、敵地三分一を得玉ふ、是時より家紋二鶴と定まる。○語傳仙北次第云、天正十六年の比、秋田藤太郎殿仙北へ御働。横手屋形(小野寺)は苅和野迄出陣、秋田勢敗軍して峯より歸る、戸澤九郎五郎殿は、仙北旗下にて出陣、高名往致候。○戊辰戰史云、九月十五日、松平甚三郎は、一關兵をして苅和野を守らしめ、自身境村に進擊せしが、此日、角館口の官軍、其不意に乘じ苅和野を襲ひしかば、一關兵器械を委てゝ逃る、酒井吉之丞峯吉川に在りて此急報に接し、其大隊をして苅和野を復せしむ、官軍善く防ぎ、夜已に明けて戰歇まず、酒井病に臥せしが、之を聞き轎に乘じて戰場に臨み、諸隊に令して曰く「昨我軍境の戰に死傷する者多く、今又一關兵敗れて苅和野の彈藥之を敵に委す、我軍僅に明日の糧を儲ふのみ、死中生を求むる此一戰如何に在り、諸君其れ奮勵せざるべけんや」と、諸軍猪突死屍を越て堅陣を摧きければ、官軍支ふること能はず、小杉山に向て走る、酒井苅和野に入り、諸隊長を集めて其勞を慰し、且班師の意を告て曰く「聞く、米澤盟約を變して、西軍將に我國境に逼らんとすと、因て今夜急に兵を収めんとす、諸君請ふ之を亮せよ」と、將士相顧みて愕然たり。

北楢岡(キタナラヲカ) 今、北楢岡村といひ、苅和野驛の東南、神宮寺驛との間とす。(苅和野一里半、神宮寺一里)俗に神宮寺新村といふ。

郡邑志云、北楢岡に、戸澤の家臣楢岡豐前の城跡あり、戸澤氏の祖、初め楢岡に居り、後角館へ移ると。○永慶軍記、天正の比、戸澤の一族、楢岡城主小笠原右衛門尉あり。

(土川)

半道寺(ハンダウジ) 今、小杉山、杉澤、心像、今泉等を合せて土川村といふ。苅和野驛の東にして、北楢岡神宮寺の北なる山谷に屬し、雲然と相連なれり。土川とは、近世此間の俗稱庄號なり。溪流は合して垂部川と爲り、苅和野に至り御物川へ入る。

郡邑記云、戸澤能登守、角館を鬼九郎に讓與し、半道寺村に隱居せる頃、小杉山の民家の女子を納れ、一男を生む、關原役に鬼九郎(盛安)の戰死するや、家臣楢岡豐前、小杉山の母子を以て幕府に請謁し名跡を繼ぐ、上總介政盛是なり。○秋田沿革史云、戊辰の役、九月十四日、角館在陣の官軍、大村平戸薩州の兵、苅和野を襲はんとて出發、十五日、半道寺村に達す、先鋒は苅和野村端にて、まづ敵を打拂ひ、忽苅和野を取る、此夕、峯吉川駐屯の賊來襲せしも之を退く、翌日、賊皆南走して忽其影を沒す。

(杉澤)

心像(ココロヤリ) 今、土川村の大字とす。○心像の北は荒川村にして、鑛山あり、東方の杉澤、幷びに雲然にも鑛山あり、心像、又心鏡につくる。

秋田沿革史云、慶長十九年、運上金百枚、是は杉澤、檜木内、早口、大葛、赤澤の五个山の方にして、遷封後同年迄のもの、(僅少なるときは年分五枚、惡布處は五兩、或は三兩の外出でざるを以て、前記少數なり)又、銀二百八十貫目餘を獻る、是は一に院内銀山より出でたるものなり、外に、荒川、阿仁、增田、畠にも銀鑛を堀り得しと雖、甚些少なり、檜木内は、戸澤盛安角館に在て支配せらるゝ時より開堀、早口大葛は秋田藤太郎比内を領せし時より開堀せりと、杉澤は慶長十三年の頃より開堀、赤澤は同十六年の頃より開堀、節事を幕府へ具申すべき旨、梶原政景に命ぜらる、是より年を追ひて鑛山發見、大に鑛業を盛んならしむ、其名山たる阿仁板木澤銅山寛永十年より開堀、小澤銅山は寛永十四年より開堀、大澤銅山寛文六年開堀、三枚銅山同七年開堀、萱草銅山同十二年開堀、眞木澤銅山寛永三年開堀、二之又銅山同年開堀、市之又銅山同七年開堀なり。

高寺(タカデラ) 今、峯吉川村の管内なれど、苅和野驛の西數町、觀音堂なり、緣起不詳、法號高善寺。

永慶軍記云、秋田實季は、金谷澤を打越、淀川に陣を取、由利よりの加勢には岩屋十次郎、赤尾津半左衛門、打越二郎、岩屋の濱路を經て實季の陣に馳加る、時に天正十六年閏五月三日、山北の先手と秋田の先手と、巳の刻より、鐵砲軍始り山北勢峯の陣を逃下り、高寺邊に支へたり、秋田勢は白瀧の高峯、廿餘町に陣取ける、扨も大平廣治は秋田勢の迹を遮らんと、雲島の城を妻手に見て、寺間迄馬を早めて追來る、既に其日も暮れたれば、互に馬を入るゝなり、小野寺義道は高寺徒和野の間に陣を取られ、城介は白瀧長峯に備給ふ、小野寺は軍終て諸士も歸陣の後、かれて聞及びし峯の白瀧一見し、宿願や有けん、高寺の觀世音に參詣し、神宮寺八幡宮拜禮ありしとぞ。

(白瀧)

峯吉川(ミネヨシカハ) 今、峯吉川村といふ、苅和野の西北一里、其背嶺を長峯、又三棍山と呼び、藥師堂あり、瀑布之に懸る、白瀧、又白糸瀧といへり。永慶軍記に高峯といへるも此山なり、一名勝とす。

隨筆紀程云、峯村、有不動明王祠、懸泉二百尺、稱白絲瀑、瀑南高善寺、伽藍頽廢、施藥殿觀音堂尙存。○白瀧は、三層におち高二十五丈幅三間、山中に温泉あれど、

低熱且涌出盛ならざるを以て、浴客多からず、又鑛坑あり、銀銅を出す。

(畑銀山) 畑銀山は、慶長年間の開坑に係り、元祿時代隆盛を極めしことありと云ふ。鑛床は、第三紀層中に、鑛脈或は鑛染の狀をなして存在し、鑛石は輝銀鑛、方鉛鑛等にして、黃鐵鑛、黃銅鑛等を混す。

船岡川（フナヲカ）

又、淀川といひ、仙北郡西偏の大溪なり。荒川、淀川、船岡の三村之に屬す。苅和野、和田、二驛の間の山路は、此船岡川の溪中を迂回し、以て秋田に達す。

(土出) 船岡川の山中に多く銀銅を出す、源は大石嶽に出づ、西南に流下、凡八里にして小種(淀川村)に至り、御物川に歸す。近世、山中を汎名土出庄ともいへり、其故を知らず。

荒川（アラカハ）

今、境、上淀川、并びに稲澤をも合せて荒川村といふ。船岡川の一支、稲澤川の溪峽に屬し、峯吉川、土川、二村の北とす。

氏族志云、吉彌侯部氏、出自奈良君(姓氏錄)、初作君子部、孝謙帝時、換以今字、其族中葉居陸奥者甚衆(續日本紀)源賴義征奥之役、有出羽人吉彥秀武、吉美侯武忠者、秀武稱荒川太郎、武忠斑目四郎、蓋是族也(陸奥話記、後三年軍記)。

(稲澤) 郡邑志云、荒川稲澤の境に古城あり、昔戰國の比にや、諸方に野武士一揆横行して、村々を亂妨す、因て村々にも城を築き置き、敵の寄來る時は、此城に老弱妻子を籠め、壯者は出て敵と戰ふ、かるが故に此城の備ある村里は犯し難し、今村落所々に城主の名知れざる者多きは、皆此類なりと、村老の物語なり、此言大に是なり。

(唐松) 永慶軍記云、天正十二年秋田勢は、山北の境を越て唐松に向陣を取けるに、戸澤九郎盛安が領地、荒川の要害に、進藤筑後守乘以といふもの有けるが、飛脚を以て是を告ぐ「古より秋田と山北數代戰ふといへども、終に山北の不覺取たるとも承り及ばず、我若年の頃、父祖の物語を聞き候ひしに、一とせ秋田勢散々に打負て、松前の蝦夷を語らひ、大勢を以て毒矢を射かけ攻來るをも用ひず、蝦夷八百を討取て山に埋し處、今にありと申せし事の候ひぬ、今度城介大軍を以て攻來とも恐るゝにたらず」云々。○地理志料、荒川支邑有漆原村、又曰漆村、白井氏曰、寶字元年紀、徙浮遊百姓於出羽膝村柵、膝恐漆字之譌、然官本作小勝村、似是。

境（サカヒ）

今、荒川村の管内なれど、一山驛とす。鐵道、苅和野七哩、和田八哩。

隨鑾紀程云、境驛、田疇民貧、戊辰兵燹、瘡痍未復、分遣衆員、就館隣里駐蹕焉、驛内有韓松神社、永慶軍記、天正十六年、秋田實季發歩騎一千、渡舟岡川、據韓松野、與小野寺氏先鋒戰、蓋此地也。○風土略記、苅和野の北三里に、境村あり、此所に唐松神社あり、村の内に橋あり、橋より上は仙北郡なり、橋より下は河邊郡なり、故に境村といふ。○月之出羽路、堺村の須波社、鳥居門の内に、一丈餘の石を立て、石面に青面金剛童子の畫を彫り、また三疋の猿を刻みたり、此碑の下の方に、自然生る二尺許高き忌瓮あり。

秋田沿革史云、戊辰の役、九月十五日巳の刻、上淀川と境村(官軍)と砲戰、官軍頗困難防戰を勉む、日沒に至らんとするの折柄、四州兵境村西方より進擊、此を以て賊敗れ唐松川を越えて山手に退かんとす、夜陰敵味方の區分を知るを得ず、接刀奮戰、亂軍實に極れり、夜半に至り官軍船岡に退く、賊は唐松社より川を渉り、元唐松社の嶽の邊に退き、或は中淀川に遁る、十六日、官軍境村に至り、大小砲を連射す、賊漸次苅和野に退く、十七日、賊軍陣を撤して遁る、庄賊は神宮寺より大曲を經、大森、西馬音內、大澤等の諸口より引退き、仙賊は横手(黑澤尻)、院內、役內等の諸口より、皆其國に潰走、官軍之を尾擊す。

夜發峯吉川班軍、　酒井了恒
妙音山上月婆娑、營外向南炬火過、千古傷心壯士淚、夜深四面楚歌多、

荒川銅山（アラカハ）

境驛の東二里、舊名嗽澤（ウガヒサハ）といへり、羽後屈指の盛坑にして、近時産銅年額百萬斤以上あり、岩崎氏(三菱)の經營に屬す。

(嗽澤) 嗽澤銅山は、元祿十三年、秋田の商人川村某の創始する所にて、元文三年藩廳之を回收して官營を爲す、以て寛保二年に及べり、爾後變易數度、明治維新の後、全く民業に移し、二十九年より三菱社の借區と爲る、地質は第三紀層と第四紀層とより成り、夥多の鑛脈は第三紀層中に胚胎し、嗽澤大𨫼は本山の主脈たり、鑛石は重に黃銅鑛にして、常に黃鐵鑛を混す。(地質調査書)○隨鑾紀程云、境驛上游、有荒川礦坑、寛文延寶間、鳩工採掘、置驛焉、居無何、其業頓衰、享保郡邑誌所載、驛戶僅六十、今經兵火、生理蕭條、然近者豪商請官、復興礦業、歲得銅五十萬斤。

淀川（ヨドカハ）

今、上淀川村は荒川村へ合し、中淀川、下淀川、小種、福部羅を合せて淀川村といふ。境驛の西南にして、峯吉川村の西に隣り、船岡川下游の峽谷也。小種、福部羅は、直に御物川の岸に屬す。

月之出羽路云、往古の仙北秋田の往來は、船岡和田を通らず、今の河邊郡四小屋より、御物川に添ひて、柴野、平尾鳥山（ヒヨドリヤマ）にかゝり、山本郡なる白岩の里(今いふ中淀川に在り)にかゝり、下淀川の中宿、恐懼坂（オフカナ）(東强首村、西下淀川村)、湯澤（ユノサハ）にかゝり、片平（カタヒラ）の里(今いふ峯吉川なり)を經て、狩場野に出しといふ。○永慶軍記云、天正十六年、仙北秋田會戰の時、荒川の城主進藤筑後は仙北

に一味し、嫡子十郎忠以、此邊の案内能知りたれば、秋田勢が、唐松の陣より、下淀川へ、十四五騎落けるを討とめんといふまゝに、手の者打つれ跡を慕ふて追かけたり。

福部羅 小種と共に、御物川右岸の部落にして、淀川荒川の二村の間に介在す。戊辰の役、庄内兵は、左岸（强首、大澤、大正寺）より福部羅へ渡涉し、以て秋田山北の通路を分斷して、一時の勢焰を揚げたり。

（船澤）

船岡 今、船澤を合せ、船岡村といひ、河邊郡管と爲す。されど、山川全く仙北郡荒川、淀川と相抱擁するを以て、之を仙北郡の下に係く。境驛の西北半里、和田驛（河邊郡）二里半、此間に船澤の峠あり。○野史云、天正十二年、秋田實季來侵、陣於唐松、戸澤盛安出戰克之、獲首三百餘級、實季脫走入船岡。（永慶軍記）

眞澄遊覽記（月之出羽路）云、享保郡邑記「境邑八十五軒、驛馬上淀川へ八町、豐島元町へ三里二十五町、船岡村合貝野、刈谷澤、水落街道橋隈」と見ゆ、此邊は古刈柴關と云し地ならむ、船岡山を下りて小流あり、刈柴川とぞ、安永の始、播磨國の僧玉屑、出羽に來て刈柴關を尋ね煩ひて、刈和野の宿に至り、此處を刈柴の關址ならめ、究竟し尋得たりとて「刈柴の關は名にふれ秋の風」と云句を詠たりしは、此と相違す、土出庄と云ふことを考るに、太古此邊、海洋の潮汐の來寄せし世に、磯邊に差出たる地なりけん、今も船岡村合貝野の河岸、貝小淵の邊は、種々の貝殼出る、中に帆立貝、ミルクヒ、濱蟇なんど出づ、此は海の遶りたるならむ、神の御船を埋たる地に神祠を建て船霊神と齋き奉れば、其處を御船岡と云ひ、和名抄、山本郡御船郷とあるも是なりけむ。

龜山森 今、船岡村の東三里なる山嶺にして、雲然山に連なる。近時、此に銀鉛を採る、荒川銅山の北二里。○大石嶽は、龜山森の北四里許、船岡川の遠源とす。

河邊郡

河邊郡 仙北郡の西、御物川の西岸に涉り、其南は由利郡、北は南秋田郡に至り、西は大海に盡く。今、面積四十二方里、人口四萬、十五村に分ち、牛島に治す。

本篇は、河邊郡現管の船岡村を、仙北郡の下へ移し、由利郡現管の大正寺村を、河邊郡の下へ移したり。○河邊の一郡、狹地にして寡口、固自立の力を備へず、當に之を南秋田に合併すべきに似たり。

河邊は近世の改定に成る、故に古の河邊郡と、大小南北、大に差異す。古の河邊は、専秋田河（御物川）以南、子吉川以北の郷里を總べ、由理（飽海郡）雄勝、秋田、三城の中間に居れり。和名抄、加渡乃倍と注し、管郷八、由理より秋田に至る白谷、並びに雄勝より由理に至る助川の兩驛は、實に本郡に隸す。本郡の建置、蓋秋田城由理城の造立の初めに在りて、恐らくは天平中の事に屬す、助川驛は天平寶字三年紀に見えたり。

承和十年紀、出羽河邊郡人奈貢已智豐繼等五人、賜姓大瀧宿禰、とあるが、國史上の郡名始見なれど、建郡は天平中ならん。河邊の舊名につきて、古人の見解甚信け難きものあり。進藤氏の風土略記のごとき、曰く「河邊郡は秋田郡より割きたるにや、河水山北より來り本郡を貫き、民居は水の兩岸に在り、河邊の名此に因ると見ゆ、郡名は寶龜の初め既に見えたり、寶龜十一年紀に「安倍家麻呂言云々、寶龜之初國司言、秋田難保、河邊易治者、當時之議、依治河邊」云々、とありて、形勢上にも、河邊は秋田より先に王化に服せし地なるべし、又、延曆二十三年「出羽國奏、秋田置城以來、四十餘年云々、伏望永停之、以保河邊者、於是城廢爲郡、不論土人浪人、其住城者、悉編附焉」とあり、此時秋田城を廢して、人民を河邊へ移されたりと見ゆ」云々。この論、首に民居西岸に在りと云へど、河北は秋田郡なれば、南岸とこそ言ふべけれ。又、城府遷置の河邊を以て、本郡と爲すは、最紛錯なり。抑、河邊府とは、出羽郡最上河の南邊の、井口（井上とも）の府邑に外ならず。秋田の形勢已に守り難き危殆に臨まば、河邊郡何ぞ獨安きと爲すを得んや。延曆二十三年、一時秋田城を廢し、郡家に編附せられしも、即秋田郡にして、今之を河邊郡に牽引すべからず。大日本史國郡志には「河邊郡稲城舊、今郡南有女米木村或此、有平澤壘、臨川依山、蓋古府城也」と述べられたれど、平澤は水北に在りて、土地の磽埆、形勢の孤立、秋田（土崎）に比して何の所得なし。且、平澤の古跡は、城府の徵證毫もこれなし、失考甚し、學者此間に迷ふことなきを要す。

元慶の亂に、河南（河邊郡）及び山北郡は、賊の寇掠をを免れたり、其後、由利郡を置くの比に、全郡沒して由利、秋田に割取せられ、河邊の郡名亡ぶ。

正平十三年文書、由利郡小石郷乙友村、云々。乙友は、古の河邊郡川合郷の屬なり。（百三段に合考すべし）

近世に、寛文中、豐島郡を改號して河邊郡と爲し、河南の舊地數村（古の河邊郡の屬）を由利郡より割きて之に合す。

（豐島郡）

御制札拜見、本望之至候、先度者笹子村山落の同類、成敗仕樣子申入候處に、御禮狀忝入候、（中略）、其元より鬪落の百姓、當領豐島の内まつこのと申所に有之由

（邊海）

承候、侭村へ相移、追而自是可申入候。此種書の内にも居申候由、是又岡前に申遣、追而自是可申入候以上、〔慶長十九年佐竹家老向宣政與由利本城大泉某書〕

されば、今の河邊郡は、秋田郡の分郡豐島に、古の河邊の二三郷を合せるものとす。又、豐島を河邊の舊地と誤る勿かれ、河北は一帶に古の秋田郡とす。東鑑、文治六年大河兼任謀叛の條に、河北秋田城といへり。

荒井氏新風土記云「東鑑、文治六年正月、大河次郎兼任以下、窮冬以來、企叛逆、或號伊豫守義經、出於出羽海邊庄（アマベ）」云々、風土略記に「海邊庄は河邊庄の誤なり」と、此說是なるに似たり、大河次郎は河邊太郎の弟なる歟。○今按、海邊庄はアマベとよみ、餘戸と通す。されば、河邊郡餘戸郷の事にて、河南の百三段の邊をいふごとし。されど、河邊太郎高經は、奥州信夫郡の人なれば、それと相渉るべからず。

芹泉郷（セリイヅミ）

和名抄、河邊郡芹泉郷。○今詳ならず、或は百三段、豐卷の邊歟とうたがはる、即、秋田川（御物川）の左岸、河海に挾迫せらるゝ邊とす。其南なる下濱、松崎（今由理郡内）は、河邊郡大泉郷歟。

白谷（シラヤ）

延喜式の驛名にして、今百三段の地に擬せらる。兵部驛傳の條に、

驛馬　蚶方由理十二疋　白谷七疋
傳馬　白谷三疋船五隻

と載せらる、本文、蚶方（キサカタ）、由理の次驛に白谷を擧ぐれば、秋田河南の地たること推斷すべし。今道、鹽越（シホコシ）（蚶方）より本庄（由利）七里、土崎（秋田）十二里の路程は、河南に一驛を要すること明白なり。而も、此驛は河津にあたるを以て、船隻をも備へしを見れば、百三段の形勢に恰當す。蓋、勝平山の下より、秋田城（今寺内）へ航渡したるならんが、勝平山下の地は、歷世妖變ありしなれば、遺址尋ね難きか。

送人歸秋田　紀平洲

羽山何杳渺、冬月雪如煙、驛路傷華北、郷園鳥海前、
馬鳴寒日落、猿嘯暮雲懸、但有還家客、駸駸不住鞭、

餘戸郷（アマルヘ）

和名抄、河邊郡餘戸郷。○今詳ならず、前の芹泉の餘剰にあらずや。河邊の郡名は、中世之を失ひ、近世、河水の南北に舊名を復するも、出入する所多し。

さて、芹泉、餘戸は、鎌倉幕治の頃に、海邊庄（アマベ）と稱せられ、且、河邊の郡號は之よりさき既に停廢して、海邊百三段等は秋田郡の所管たりしごとし、合考すべし。

百三段（モモサンダン）

今、新屋、濱田、豐岩三村にかゝれる汎名にして、近世藩政の頃には、組名にも呼びたり。中世、郡名紛亂の時には、秋田郡に入り、又由利領へ入りしが、之を秋田領に復せしは、元和中の事とぞ。

新風土記云、新屋村、濱田村、石田坂村を百三段の三个村と稱して、新屋は其首村たり、往古は勝平山の麓に在りしが、砂崩れ住居ならずとて、現地に移轉せり、當三个村及び豐卷村は元和八年まで由利郡に屬し、最上氏の臣酉間豐前の所領たり、最上氏改易に際し、佐竹氏其地の久保田城下に接近し、要害守衞に便ならざるを慮り、江戸幕府に請て、本郡下黑瀨村、仙北郡強首の邊の宿村、木資澤村、北野目村、館村、尻引村を以て此と交換す、爾後本郡に屬して秋田藩の領地となる、百三段地方は、西海に瀕して廣漠たる沙場なれば、草木生せず、時々暴風飛沙を簸揚して、民家を沒し田畑を埋む、藩主は歷代其風害を防止せんが爲に松樹を植ゑしと雖、悉く風沙に蹂倒せられて長生する能はず、文化年中、胡頽樹を栽て流沙を留め、夫より松苗を植付け、千辛萬苦の勞を積て、始て松林繁茂、其功を奏するに至れり。

南秋田郡柳田に擬ける嘉禎四年下文に「秋田郡内楊田、豐卷、百三段、小鹿島」云々と見えたり。當時、橘公員の所領とす。此に御物川左岸の豐卷、百三段なら、秋田郡内と爲されしは、疑惑あり。古の河邊郡なれば也。蓋、河邊郡の南は由利に併せられ、北は秋田に沒し、嘉禎中、河邊の郡號已に停廢したる者とす。○吾妻鏡、文治五年の十二月より翌正月に渉れる大河兼任亂の時、橘公業（公員の父にて小鹿島公成と稱す）は其邑を棄てゝ逃去し、由利維平は其城を出でゝ、兼任を要擊す。本文に「仍維平馳向于小鹿島、大社山、毛左田之邊、防戰及于兩時、維平被討取畢、兼任又向千福山本之方、至津輕重戰、殺戮宇佐美以下御家人云々」。

（毛毛左田）

毛左田は、一本毛々左田（モモサダ）につくれば、橘氏の知行所の百三段の異書のみ。因りて當時の戰迹を推すに、兼任は、野代郡に起り、大潟を經て南下したるに、公業は逃走し、維平は小鹿島に至り、大社山に防戰、又退きて毛々佐田に再戰し、終には此にて戰死したるなり。されば、兼任は當然千福に向ひ、奥州國府に進軍すべき筈なるに、「至津輕重戰」とあれば、千福には向はずして、北に軍を返したるなり。

寬永中撰矢島十二頭記云、永祿三年、瀧澤矢島中惡、百三段の市場へ、百姓共の運送までも妨る、矢島五郎殿無念に思召、天正二年六月中旬、瀧澤へ押寄被申候。○永慶軍記云、天正中、羽黑の衆徒評議あり、御山は奥羽二州の鎭護として、和州の大峯、紀州の熊野、出羽に羽黑とて、我朝に名高き三つの靈地なるを、今秋田城之介破却せんといふこそ遺恨なれ、秋田へ逆寄、一戰に勝負を決し候らはんといへば、三山に名を得し惡僧客僧千餘人起り立て、忽忍辱の衣を脫し甲冑を帶し、庄内藤島、大山、六梵字の武士ども一味して、海陸二手に分れて秋田にぞ寄にける、秋田方には、泉、川尻、八柳、豐卷、高岡の者共、大川を渡し赤尾津の境に陣を取り、太平は大將として、諸勢に下知して備を立てたり、此陣後に大河

有て流れ、西には渺々たる大海也、軍に負るとも退く便なし、是非討死と思定たり、海上は押として、湊土崎、男鹿、野代、三个所に要害を構へたり、中にも男鹿の大將浦本五郎親季、氣の早りたる若者なれば、其日、敵の帆影の見ゆるとひとしく、小船に取乘て、羽黒の先手數十艘、滸ならべたる兵船に向ゝ矢を放つ、同島の住人岩倉右近、此樣を見て大將を討すなと、百餘人小船に打乘押出る、同國山の別當永言院、光飯寺、兒法師二百餘人、舟を片帆にして纜を早めに打積、敵味方の兵船こきみだれ入れ亂れ散々に合戰ふ、已に羽黒若王寺の船より、熊手を以て男鹿日積寺が船に引かけ乘移けれど、秋田勢後の浦かしこの濱より、五艘十艘づゝ乘出し々々相戰へば、羽黒勢叶はずして、赤尾津の湊に船よせ、陸の味方と一所に成る、秋田勢も男鹿の浦々に歸陣す、即、仙北小野寺の扱ひとして、兩陣弓箭を納めけり。

瀧之下（タキノシタ）（田濱）

今、濱田（ハマダ）村の管內とす、卽新屋驛の南にして、由利郡國見山の下なる海濱とす、羽川湖へつらなれり。永慶軍記云、天正十三年、羽川の浦に男女大勢乘りたる舟數艘着たり、浦の者共立寄て、何國より來ると問へば「我々は加賀の者なり、能登の大將畠山殿亡びてよるべなく、宮の腰浦より舟に乘り、今日此所へ着岸、兵粮もなく、水も盡きて候ぞ、情を懸させ給はれ」とぞ口說ける、羽川長橋聞て、それは不便なる事ともなりと、みなく舟より上げ、瀧之下に屋數を構ひ、五十餘軒の家を作りならべて、彼等を入置、皆々我手の者となしければ、彌大勢と成て、夜討强盜をのみ隙なくぞ仕たりける。○一書に、濱田、雲崎館主小野筑後守、八千石、文祿中の事といへば、最上の被官本庄(楯岡)豐前の家人なりし歟。

新屋（アラヤ）

今、新屋町といひ、北內、中村をも合す。御物川左岸の沙丘に縁り、西方は卽大海なり。北一里、勝平山に至りて沙丘盡き、河水の海に歸するを見る、土は、水外に秋田城市を望む、距離一里半。

新風土記云、新屋山王(日吉神)は、往古、勝平山の麓に在り、後永治年間現地に遷座す、由理中八郎維平の郡主たる時、社領七千石を附す、赤尾津光善も社領七千石を附す、元和六年、楯岡滿茂は社領二千刈を附す、佐竹氏は社領稟米三石五斗を附し、寛文九年社殿造營あり、郡邑記に、山王社別當桑王院、眞言宗妻帶なり、毎年四月祭禮、神輿を濱に渡して、其額自ら前に向ふ時輿を出す、土俗新屋の山王背任せと云ふ諺は是より出たり、云々。○嘉永年中東遊日記云、雲處以北、本庄龜田二封地、皆以四十八町爲界云、至長（ナ）村離海入村、自是係秋田所領、行新屋、有御物（オモノ）川、々雪水方漲、潤可八町、渡處舟川口一里、而大船可泝而至此、宿久保田、是佐竹左京大夫二十萬石之都城地、因憶、近數日間、見土人往還者、皆裹首冒頭、僅露兩目耳、比々皆然、亦土風之可笑者、新潟至是、大抵海岸沙漫々請々、行步頗困。○秋田沿革史大成云、戊辰の八月、庄內藩の賊兵由利郡を侵す、鹽越本庄龜田等皆賊有と爲る、七日、我邦君義堯、親兵を率ゐ新屋口に陣す、諸隊長濱小出一帶に據り防守す、同八日、邦君新川口入役處に宿陣せらる、十七日、儲君義修代りて出馬、川尻村(上野)東光寺に營し、專心新屋口を警備す、九月十八日新屋に轉陣、舊例に因り諏訪神輿新屋口に神行せしむ、昨十七日賊退走すればなり。

勝平山（カツヒラ）

新屋驛の北一里、第三紀層の孤峰にして、河海の間の沙丘の上に屹立し、土崎市街の正南一里、一に小平（カツヒラ）に作りたり。

勝平以北の沙洲は、御物川の河口の遷徙によりて、時々の變革を經しならん。しかるに、俗說或は、今の新屋を以て古の河口と傳ふるは、疑ふべし。但し、天長七年、秋田城下地震、山丘崩れ河流の變したること、舊史に見ゆる如し、其際、箱岡勝平の一帶に崩壞湮淳せしなり。

男鹿名勝誌云、昔、秋田郡大震、山崩れ谷埋まり、陸地の陷沒したるは、水漲して湖となり、又凸起したるは、原野となりし、仙北川も新屋の海に入りしならん、仙北川の如今土崎濱に入るは、近世、梅津將監が勝平山を切開き、舟楫を通し商沽の便を謀りし故なり。久保田領郡邑記(寬政中撰)云、新屋村は、昔勝平山の下に在り、然るに砂に埋れ山崩れて、今の地に家居を移轉したり。(舊村百三段といへるを、今の地に移し、新屋といふ)○新風土記云、勝平山は高十丈、砂質なればにや今草木少し、只山南に松樹及び小柴を生ず、昔時樹木蔚茂せりと、口碑に殘れり、勝平某の住せし館跡あり、享保十四年の古記に出づ、黑甜瑣語に、京都三十三間堂の棟梁は、我藩の小平山より出づと述べたり、今按、古記舊圖に、此山の樹木ありし事は見えねども、沙中には古木の根を堀當ることあり。

霜別（シモワケ）

元慶二年秋俘亂の時、城下向化の三村の一にして、後世其名を失ふ、但し、霜字、一本霸に作り、類聚國史霸別に作れり。其地震記事に「霜別添河兩岸、各崩塞」といへば、秋田河の右岸には、添河村の箱岡(川尻)、左岸には勝平の崩れしにて、霜別とは此間の舊村名とす。謂ゆる白谷驛、岸巢郷、百三段の舊地か。

類聚國史、天長七年正月、出羽國驛傳奏云、鎭秋田城國司、正六位上行介藤原行則、今月三日酉時牒偁、今日辰刻、大地震動、響如雷霆、登時、城廓官舍、並四天王寺、四王堂舍等、悉皆顚倒、城內屋仆、擊死百姓十五人、支體折損之類一百餘人也、歷代以來未曾有聞、地之割劈、或處三十許丈、或處二十許丈、無處不劈、又、城邊大河云秋田河、其水涸盡、流細如溝、疑是河底劈分、水漏通海歟、吏民騷動、未熟尋見、添河霜別兩岸各崩塞、其水汎溢、近側百姓、懼當暴流、競陟山崗、理須細錄損物馳牒、而震動一時七八度、風雪相並、迄今不止、後害難知、

宜合坦守、不能禅鋒、夫邊要之関、只備多本、今已頽落、何支非常、何須差南部援兵、相副見兵、備不虞者、且差援兵五百人、配遣雄勝、隨賊言上。〇シモワケのワケは、男鹿島の磯分(南磯分、北磯分)に合考すべく、百三段より長濱の邊に、シモ濱の名あるにも合考すべし。

豐巻(石田坂)　今、石田坂、小山と相合せ、豐岩村と改む。新屋の東南一里、濱田の東にして、御物川の左岸に縁れり。石腦油滲出の地あり、對岸は牛島(郡治)、仁井田なり。

新風土記云、豐巻古城、一名白旗城は、安東信中守秀村の住する所なり、元龜天正の頃、秋田城介實季に從て戰功あり、其子孫佐竹氏に仕ふ。(史料所引の橘姓譜江氏由來書に、禰公業、奥州征伐の勳功により、賴朝公より秋田郡楊田、豐巻、小鹿島等の地を賜はる、云々。

小山　今、豐岩村の大字とす、長濱の西凡一里。〇戊辰の役、九月十一日、夜半、庄内兵長濱を襲ひ之を克つ、隊長水野彌兵衛、火を小山村に放ち、尚官軍の新屋口本營を衝かんと欲し、豐巻に於て佐賀兵と會戰し、交綏して退く。〇秋田沿革史云、戊辰の役、仙北三郡皆賊の侵掠する處となり、川邊郡椿臺城は、僅に空屋寡兵を置き守禦するのみ、賊に其近傍椿塚森を奪はれ、久保田城に逼る二里、又、荒屋口は、長濱(龜田領)を防守し、城下を去る一里、砲聲彈烟城中より望み見るを得、されば、小山椿田以南、皆賊の侵掠する處となる。

黒瀬　今、上黒瀬、椿田は由利郡下濱村へ入り、下黒瀬は川添村(河北)へ入れど、御物川左岸の村里にして、豐巻の東南二里、女米木の西北一里半。

稻城鄕　和名抄、河邊郡稻城鄕。〇今詳ならず、女米木村、大正寺村などにやともいへり。邑知鄕(今由利郡川大内村)の北にして、芹泉鄕の南東につらなる。

女米木(戸賀澤)　今、戸賀澤、相川と相合せて戸米川村と改む、黒瀬の東にして、御物川の左岸に縁れり、新波(大正寺)の西一里。

高尾山は、女米木の南に聳え、由利郡川大内村の北にあたり、龜田町の東に望むべし。風土略記云、女米木權現には、本村の山林の中に在り、祭る神詳ならず、古は三目鬼と書せしとぞ、田村麿呂夷征伐の時、軍を屯して祭り玉ふ、其邊に座主の山と云ふあり、古へは宿坊も數多ありける由云ひ傳へり。〇新風土記云、高尾山藏王權現は高見澤に在り、山を薪森、又は金峰といふ、里俗の説に、女米木嶽に、往古賊首大瀧丸の楯籠りし處なるを、田村麿呂に攻落され、大平嶽へ逃込しを、又も追討され、阿仁山中へ逃入たりと云ひ、又、男鹿島へ逃れたるを追て討取れりと。〇郡邑志記云、戸賀澤の路傍に、異形の石あり、高四尺圍三抱、その中うつろなり、女米木村大王寺は、高尾山權現の別當なり、神領四石五斗。

新波(大正寺)(繋)　今、繋、碇田、萱澤、神个村等を合せて、大正寺といひ、由利郡の管内とす。而も、女米木の東に連なり、御物川の左岸に屬すれば、當に河邊郡の下に係くべし。其東界は仙北郡強首村に至り、南界は由利郡川大内村に至る。

新波五箇村は、近世龜田領にて、大正寺通の名あり。〇進藤氏風土略記云、大正寺通繋村の羽黒權現、牛王古板の裏に、承保元年出羽神社とあり、是れ羽黒權現は卽伊氏波神なるべき一據也。〇新風土記云、戊辰の秋、莊内藩三番四番二大隊を以て由利郡に侵入し、雄物河以南は盡く其跳躑する所となる、八月十八日、莊内兵女米木村を放火し、河水を隔て大小砲を亂發す、淺江内膳兩隊を指揮し防戰甚勤む、九月八日、莊内四番隊長松宮源太夫、龜田藩の周旋にて川舟三十餘艘を得、二番隊長酒井吉之亟と相約し、河を渡り進入するの策を決す、是日黎明、(陣賀)四番隊陣賀村を繰出し、鈴木村の溪間より川舟七艘を以て次第に諸隊を渡し、進て仙北郡福部羅小種の間に衝入る、守兵其河を渡るを知らず、此に至て倉卒應戰防ぐ能はず、續て二番大隊は本營澤村より河を渡り、下淀川村に入る、四番大隊は已に小種村を奪ひ、向野村に逼りけれど、筑前秋田二藩の兵防戰、僅に之を退くるを得たり。

成相鄕　和名抄、秋田郡成相鄕。〇今詳ならず、恐らくは河邊郡へ入れる豐島、和田、北手、四小屋などにあたる歟。山本郡御船鄕の西北にして、秋田郡添川鄕の東南とす。

成相は、讃岐國香川郡成相に訓奈良比とあると同じ、雙の義か、添川の東に並べる、岩見川の溪村に名つくるものゝごとし。

平尾鳥(種澤)　今、種澤、佐手子、小野と相併せて、種平村といふ。女米木の北に水を隔てゝ、御物川の右岸に屬し、牛島の東南四里、其東界は仙北郡淀川村に至る。

(糠塚山)　新風土記云、戊辰の亂、九月八日、庄内兵二番四番の兩大隊、河南より河北淀川村、小種村(仙北郡)へ侵入す、官軍寡少、之を拒ぐ能はず、其夜退て種澤村に宿す、九日官軍悉く退て椿臺に據る、莊軍は氣揚り無人の境を往く如く、二番隊は仙北郡刈和野村に向て進行す、(莊内一番大隊、八月十五日仙北郡大曲村に據りし以來、謀を運し術を替へ、攻戰數回に及ぶと雖、官軍神宮寺渡を防禦し、未た川を渡るを得ず)四番隊は進て向野村に入り、別に四小隊及び龜田藩を分派して種澤に至らしめ、明日將に椿川新城を攻んとす、十日、四番隊椿川を攻撃せんとて未明より繰出し、平尾鳥村の糠塚山を爭ふ、黄昏に及び安養寺村に退く、此日崎龜隊(酒田農商兵十六小隊)

來り議して「明日、龜崎隊は平尾島より進擊し、戸島本道に出て、四番隊は椿川城を拔き、共に久保田に入らん」と約せりとぞ、九月十一日、莊軍は今日こそ椿川城を陷れんと、諸隊を手分し各處より押出せど、豈圖んや、官軍一夜の中に胸壁を連ね築く事南北一里許、莊兵之を事ともせず、兼て期したる如く大砲小銃を亂發し、飛丸彈聲疾風甚雨の如し、其中に薩摩秋田兩藩一隊の兵くゞり進み、姥塚山を奪ひとる、時に龜崎隊より新手を以て、又も姥塚山を取返さんと來り爭ひしかとも、官軍左右より押迫り揉立たれば、莊軍は數日の烈戰にて大に疲困し、次第に引去り、處々へ若干の守兵を殘し置き、過半は雄物川を越て前川村陣賀村、又は向野村等へ退きたり。

平澤（ヒラサハ） 今、川添村の大字にて、平尾島と椿川の間とす。此なる一墟を、或は河邊府址に擬するは、無稽のみ。〔國郡志云、河邊府古城、今稱府有安來村、或此、有平澤壘、址在平澤村、臨川依山、蓋古府城也、〔續日本紀大意〕、有豐島山壘、址在戸島村、傳言足利氏時黑川氏所據〔風土略記、國圖〕、按後世稱本郡曰豐島郡、足利末畠山氏領本郡、據豐島城稱豐島氏、其改郡名、蓋在此時也、附以備考。○郡邑志云、平澤の古城、平根七郎居る、時代知れず。

椿川（ツバキカハ）（椿臺） 今、田草川、芝野、平澤、妙法等と相合せて川添（カハツヘ）村と改む。平尾島の西北、戸島驛の西南にして、御物川の東岸に縁る。戊辰の役、秋田兵の死守して來寇を禦ぎし古跡とす、（秋田城市の南三里許）普名椿臺（ツバキダイ）といへり。

新風土記云、明治戊辰九月八日の曉、莊軍窃に雄物川を渡り、久保田本城を襲んとて、椿川新城に迫る、椿川は久保田を距る三里許、其砲臺本城に徹して市民動搖す、於是常用の吏員に至るまで盡く繰出し、牛島又は四小屋村を相固め、椿臺に應援の勢を張り、賊の衝入るべき要路に當る、最堅かりし、そも新城はこの度建築する所なり、城郭未だ全く成らざれども、賊の衝路に當り、頗其進勢を挫きたる、一此城あるに依る、後勝す。○戊辰九月下旬、秋田藩屆書云、八月初旬より、庄內仙臺等の賊兵、大擧して當領へ亂入に及び、既に、新屋口龜田藩も賊と相成、本莊矢島は押潰され候得共、飽迄長濱邊にて喰留申候、然るに、仙北亂入の賊と一手に成り、御物川を渡り、淀川荊木邊を打破、一手は境村を燒き立て、（久保田を去ること六里斗）、川邊郡船岡まで進み、一手は久保田を去ること三里斗、椿臺迄打入り、必死を極め久保田を目掛け相迫候に付、殊に其鋒猛烈當り難く、九月十二日、長濱椿臺の兩所大合戰有之、砲臺本城久保田を震動致候、此時賊徒手を揃て大事既に定ると申由に御座候と雖、長濱椿臺とも遂に賊を擊退し、賊兵船岡を燒拂ひ境の方へ引取申候、而も神宮寺前後に敵を受け、官軍是非なく角館へ引揚申候、依之直に神內船岡より直道勇戰、賊退て椿山長根の處に據り相守候處、官軍又進て烈しく之を攻、角館へ引取候官軍も刈和野へ進み、賊の後を襲擊、十五十六兩日合戰、數々前後より、攻立候處、死する者數百人、陸下一敗賊再び不振、御三郷目出度御凱陣被成置申候。

芝野（シバノ） 今、川添村の管內にて、椿川の北なり。岩見川は、芝野と四小屋の間にて御物川へ入る。芝野溝は、戸島村にて、岩見川を分ち、芝野の田野に灌漑す。

戸島（トシマ）（豐成）（野田） 今、豐島（トンマ）村といひ、畑屋、豐成（ヨナリ）、北野田、松淵等を合す。椿川の北東にして、岩見川の溪流に倚り、牛島の南三里なる小驛とす。秋田仙北の路次なり、一名野田（ノダ）といへり。

明治戊辰九月十一日、莊內龜崎隊、襲ひて戸島村を破り、直に久保田へ衝入らんとす、官軍（薩州隊矢島藩）上臺に於て之を要擊し、苦戰時を移し、遂に打退けたり。

戸島氏あり、俗說、常陸國より來住すと云ふも、其徵を見ず。戰國の際、私に豐島郡と稱す、慶長六年、佐竹氏入部の後も之に仍り、近隣の數十村を統ぶ、正保圖之に從ふ。寬文中に至り、河邊と改め、河南の十數村を合す、而も古の河邊郡は河北に非ざれば、同名異境とす。

豐島館址（トシマ） 新風土記云、豐島館址に東西九町南北十町、草木繁茂して其跡彷彿と存するのみ、二之丸に寺屋敷塁處あり、古老の言傳に、畠山玄蕃頭、常陸國より來り、當城を築て住す、子を豐島次郎重村と云ひ、仁賀保大和守が姬を娶り、秋田城介と鉾楯の事あり、其力微にして秋田に敵對すること能はず、由利に遁れたりしが、四五年過ぎて、仁賀保赤尾津の訴訟に依て、城介の心も解け、豐島城に歸る、其子勘十郎重氏は、天正年間、秋田城介の爲め仙北小野寺氏の押となり居たりしに、由利の羽川九郎と中惡くなり、羽川より太平左近將監方へ遣したる使者を、豐島の家士討果したるより事起りて、遂に太平羽川の爲に當城を攻落さる、其後、重氏の弟新內、豐島城を回復、秋田實季に屬して本郡を守ると云々、「永慶軍記」戸澤記に、永正元年、秋田城介、豐島城を攻めらる、城主黑川肥後、秋田に降て旗下に屬す、長男縫殿光元は、窃に豐島を忍出て角館へ落行けりと、此に據れば、豐島城は畠山氏より前に黑川氏の住せしなり、今、瀧澤山滿藏寺は、戸島村の南傑島に在り、曹洞宗、開基は豐島玄蕃頭、天正四年九月卒す、開山は存慶和尙、永祿元年、玄蕃頭常陸國より來る時、存慶を同行し、豐島館の西に創建す、其後現地に移轉す、云々。

今度極虎申入候付而啓候、春中者申遣候處に、懇答祝着候、仍去年貝落寒齋、秋田一和之取刷之儀、申告候つ、內々至子當春、指人體重而可申談處、當郡逆心之者依有之、其取亂故遲延候、心外候、併當方本意程有

間數候間、少罷賃者、使者指下、其元申合可及取刷存分候、將亦油利中之儀、樣々之儀子細も候つれ共、其郡へ申合首尾、今日迄は靜之分に候、大慶之至候、向後も猶於御入魂者、可爲本望之由、被相意得可有候、隨而豐島へ自春中可及音信由存候へ共、路次不自由故無其儀、彼口堅固候哉、無心元候、猶金治部少輔申含候間、令省略候、恐々謹言、

五月二十日　義氏

最上對馬守殿（羽柴氏大寶寺文書）

按、この書は、庄内大寶寺氏より仙北小野寺氏の家老へ與へしものとす、冒頭に輝虎と見ゆるは、小野寺輝道かとも疑はるれど、輝道は天文中に死し、其子義道、弘治元年相續ともいへば如何にと決め難し、再案を要す。

和田（ワダ）（高岡）　今、和田村といひ、諸井、高岡、神内、大張野、赤平等を合す、戶島の東一里なる小驛とす。鐵道、境（仙北郡荒川）八哩、秋田八哩、岩見川の溪峡に屬す。

和田は、武田宮崎とも云ひ、豐島家の領邑なりしとぞ。八幡宮を、豐島城主永祿中勸請とつたへ、又館址あり、相州三浦平氏和田の族類の居れる處といふも、履歴詳ならず。〇新風土記、神内古城は、豐島勘十郎の子玄馬の住する所なり、始め諸井村に住す、豐島落城の後當城へ移り、此時、猿田源太と云ふ者も猿田村の館に移ると、云々。〇永慶軍記云、天正年中、羽黑山の使僧、國中大小名へ守札を配りし事より、秋田城之助（檜山）怒をなし、其幕下太平、豐島の逆心疑ふべからずとて、先豐島を逐落し、高岡の城を攻ければ、高岡但馬降人に出にけり。

大張野（オホハリノ）　和田驛の北東一里なる廣原にして、鐵道線其南を過ぐ。隨藩紀程云、河邊郡、岩見川迂回、貫注戶島和田二驛間、曠原渺漠、曰大張野、近郷民牽馬三千餘匹來、供于御覽、老幼攜扶、遠至自數里外、賣餳者、賣瓜菓者、張繖陳貨物者、松下巖畔、立錐無地、向之望鈔曠原者、頓成一大市場。

岩見（イハミ）　今、三内を合せ、岩見三内村といふ、和田の北東三里なる山村にして、方四五里許の廣さにわたる。大平山、大瀧山、大佛嶽、大石嶽等、南秋田、北秋田、仙北、三郡の山嶺と相分界す。大張花崗岩に成るがごとし、山谷間萓村美林の名あり。

三内（サンナイ）（筑紫森）　岩谷の西北の溪流に名つけ、筑紫森、大平山、白子等之に屬す。筑紫森の下なる岩屋に、穴薬師神社あり、筑紫森の千本槿とは、稜石の重疊して、下垂すること、垂木の如くなるをいふ、山中に金峰神を祭る。

白子森（シラコ）　大平山の東、筑紫森の北なる一峯にして、標高千二百餘米、頂上尖鋒を望むがごとし、近海船舶の常に目標とする處なり。

岩見川（イハミ）（助川）　岩見村の奥、仙北、阿仁（北秋田）の交堺なる大佛嶽に發し、西南流、三内川を容れ、和田驛を過ぎ、戶島村に至り、梵字川（右岸）を合せ、四小屋芝野の間に至り、御物川に歸す、長十里、或は戶島川といふ。

元慶五年、秋田津輕の狄俘叛亂の時、城下の添川、覇別、助川の三村の歸服狄俘は、官軍に與して、賊寇を添川に拒ぐといへり。添川は今の旭川に擬せらるれば、助川は、必定、岩見川の舊名とす。此水邊の部落をば、當時助川村と呼びしなり、和名抄成相郷歟。

猿田（サルタ）（北澤）　今、上北手村と改め、隣近の數部を合す。戶島驛の北（岩見川右岸）なる高原を占め、四小屋、仁井田の二村に接す。

藩政の時、猿田十六村は、北澤組と稱したり、今上北手下北手の二村是なり。

郡邑記云、猿田村山王權現は古社なり、別當百崎寶山寺、北澤十六个村は、土産を久保田の城府に鬻ぎて、專生業を助く。

御所野（ゴショノ）　又、鹿野平といひ、今、上北手村の大字にて、猿田の西、驛路にあたれり。石器時代の遺物、多く此野中に發見せらる。

御所野は、天和二年、佐竹家にて、驛亭のため民戶を移し、仁井田戶島の間の行旅に便宜せしめし者とぞ、御所とは、古西王てふ神祠の名による歟。

櫻（サクラ）（北手）　今、下北手村と改め、猿田の北西なる諸部を合す。東は和田村、西は大平村（南秋田郡）に連なる。〇櫻村の萬雄寺は、曹洞宗、寛永八年に建つ、佐竹家の勇將梅津半右衛門憲忠の私廟なり、舊寺祿五十石。

四小屋（ヨノゴヤ）　今、四小屋村といひ、松本、末戶、小阿地等を合す。猿田の西にして、御物川に緣り、仁井田の南とす。對岸は豐卷村にして、本豐卷の支村なり、水流の變移によりて更に一村を立てらる。

新風土記云、四小屋はもと豐卷村の野方なり、昔時、御膳川の河道曲折して、百三段の諸村其水害を被りければ、川筋を直し河道を堀替らる、依て川向の地に豐卷村所屬の萱野出來しを、仁井田村の者濫りに萱艸を刈る故に、豐卷村より番小屋を掛て之を禁む、始め交番守防せしが、後には三四家を移住せしめて定番となす、漸次移住するもの多く、遂に一村をなす、四小屋と名つく、云々。〇考古界雜志云、四小屋村小阿地の南端、堰堀の上なる丘陵の土中に、劍四枚、土器二三枚を得たり、明治三十四年の事なり、往時土豪の宅址にやともいふ。

仁井田（ニヰタ）　今、仁井田村といひ、目長田を合す、西小屋の北にして、猿田の西、牛島町の南に接したり。

新風土記、仁井田溝は、俗に牛右衛門堀といひ、戶島村にて岩見川を堰き入れ、猿田四小屋の間を過ぎ、仁井田

に灌漑す、長岡里、仁井田と牛島町の間には大池あり、二居潟、又海老沼といふ。

牛島（ウシジマ） 今、牛島町といひ、楢原を合す、秋田市街の南に連接する村落にして、人口二千、河邊郡治を置かる。

牛島は、舊城市の街北口にあたり、楢山、添川（旭川）の南に接し、和名抄、秋田郡添川郷の屬域なりけん。○新風土記云、慶長壬寅の九月、義宣公秋田入封の初め、近村を巡見せられしに、いづれの村にも貯蓄もなく、農民疲疾に羸るを見、意大に樂まず、不毛の地に入り野蠻と群する心地有らせしが、牛島に至りし時、葎深き村店に、古き腰鼓の傷み裂しが傳に出たるを見て、斯る處にて誰か嚮しやとて、夫より心も直り笑ひ興し給と、古老の物語を聞けり、其頃の開けざる樣を思遣らる、延寶天和の頃まで、蠟燭、鐵脊の寶貨もなし、鑑照公手揃の髻結とて武庫に殘れり、其世の風俗推量るべし、竹原に三光稻荷神社あり。

御物川（オモノ）（雄物川）（仙北川） 又、雄物（オモノ）につくり、或は御膳の字を用ゐ、貢川と修辭するものあり。其仙北三郡を貫流して、秋田城下に至りて海に入るを以て、仙北川（センボク）、または秋田川の別稱あり、河線三十里、實に羽後の主水脈とす。

郡邑記云、仙北三郡の貢物（御物成）なれば、舟にてつみ下す川なれば、御物川と申す。○御物の名義知れず、雄勝郡にもオモノ（鬼面川）あり合考すべし、天長七年紀には秋田河といふ。

河野氏云、御物川は雄勝郡役内院内の二水の合流を源とす、此二水横堀驛に合流して、山北平野に出て、湯澤の西北に至り、岩崎川を容れて、雄勝平鹿二郡の界を西流し、平野の西邊、丘陵の麓に沿ひて北に走り、角間村に至りて横手川を入れ、大曲花館を過ぎ、玉川を合せ神宮寺に達す、この間は所謂縱谷をなす、沿岸低地多く、河畔堤防少なきに因り、川床屢その位置を變す、又河岸階段地を有する所少なからず、神宮寺以下は水路西に轉し、縱走山脈を貫きて横谷を作り、河はその間を紆曲折して流れ、南岸に沼澤卑濕を生ず、荒川を合し河邊郡に入り、漸く西北流し、岩見川を合して初めて峽谷を出で、秋田市の西を過ぎ旭川を合せ、土崎港に至りて大海に注ぐ。

南秋田郡

南秋田郡（ミナミアキタ） 今、久保田舊城府の西北、三倉崎に至る地、及び男鹿島を以て一郡治と爲し、南秋田といひ、土崎に治む。面積凡七十五方里、人口十五萬、（秋田市を含む）三十五町村、秋田市は別に自治を爲す。

南秋田は、古の秋田郡にあたり、謂ふ所の秋田企治城（キチ）は、寺内村に其跡を存す。平安朝の置郡、蓋此に北限を爲せり。中世、其北に檜山（野代）、比内（ヒナイ）、上津野（カツノ）等の諸郡を開き、近世、其比内なる秋田郡と呼べるに因り、秋田の南北の別を生ずることゝなれり。明治十三年、南秋田、北秋田の稱號を公定せらる。

秋田郡（アイタ）（齶田浦） 秋田は、和名抄、阿伊太と註し、郷六を管す。今の南秋田郡（男鹿島を除く）、及び河邊郡河北の地にあたると知るべし。

古史、秋田を齶田（アイタ）、又飽田（アイタ）に作る、蝦夷の地なり。齊明天皇四年紀に「夏四月、越國守阿陪引田臣比羅夫、率船師百八十艘、伐蝦夷、齶田渟代二郡蝦夷、望怖乞降、於是、勒軍陳船於齶田浦、與其蝦夷恩荷盟、乃定渟代津輕二郡々領而歸」とあり。齶田浦は、後世其地をつたへず。蓋、男鹿島の地歟、恩荷男鹿音相近し。

擬說三あり、秋田河口にして土崎港か、是れ其一。男鹿島にして、北浦、南浦（船川）のいづれかならん、是れ其二。八郎潟にして、率浦（イサウラ）てふ舊名あり、今の大川村三倉崎の邊とす、是れ其三なり。○齶田名義知らず、閉田の擬說なきにあらねど、渟代津輕と並稱せらるれば、恐らくは夷言なり。

（飽田郡） 又、同五年紀に「三月、阿倍臣、又率船師伐蝦夷國、因簡集飽田渟代二郡蝦夷二百四十一人、大饗賜祿、云々」とあり、この時既に飽田渟代津輕、三郡の權置ありしなり。然るに、王師西北海表に敗れ、形勢一變、權置の諸郡、皆淪みて夷地と爲る。已にして寧樂の朝政に及び、東北の開拓年々に進み、天平五年を以て、秋田村高清水岡に城柵を創む、出羽の鎭守にして治府を兼ねたり。當時、雄勝山北（センホク）の路未通せず、專、由理（ユリ）の海道を以て、秋田保持の大幹と爲せり。寶字中に至り、雄勝道全く通じて、陸奧の諸鎭城と緩急相救ふを得、頗機宜に合ふ、而も、寶龜十一年出羽國奏に「寶龜之初、國司言、秋田難保、河邊易治者、當時之議、依治河邊」と云ふに據れば、秋田河の北は蝦夷の勢猶盛にして、之を馴服するに難かりしを知る。（河邊とは、出羽郡の舊府をいふ、詳は秋田城址に見ゆるごとし）、元慶中、野代、上津野、津輕等の夷俘亂を作し、秋田城陷り、河北全く賊地と爲る。藤原保則、小野春風、伐ちて之を平定す。已にして、安倍、清原、藤原の三姓、私家の力を以て、かはる／＼俘囚を制馭し、奧羽の諸郡皆之を仰ぐ、秋田城司の任空し。鎌倉幕府の時、安達（小野田）氏は、秋田城介に任補し、橘氏、湊小鹿島等の要地を知行す、而も其事跡傳ふる所少し。安東秋田氏の事は、土崎、及び男鹿島、檜山所々に

傳ふる所あるも訛舛多し。〇肥前國杵島郡濫江(小鹿島)文書、地頭橘薩摩守公業の讓狀に曰く、

はゝりわたす所りやう、いではのくに、あいたのこほりのうち、ゆかは、さはのうち、みなと、ならびにをかしまのうち、井のもり

くたんのところ／＼は、なくいりの御かせんのとき、こうれんくんうこのしやうに、こたいしやうとりより給て、いまにいらんなし、(中略)、

延應元年六月　日　　沙彌　公蓮

みちのくの秋田(アイ)の山は秋霧の立野の駒もちかづきぬらむ、〔曾根好忠家集〕　好　忠

近世、佐竹家にて六郡領知の時には、其封内を汎稱して秋田といへり。されど、之を二分しては、秋田仙北といひ、その秋田は、河邊(豐島)、山本(檜山)の二郡をもこめての稱號にして、天正慶長の際の秋田(上國(カミノクニ) 檜山安倍)氏の封域なり。

出羽國之內、秋田仙北、兩所進置候、全可有御知行候也、

慶長七年七月二十七日　　華押(家康)

佐竹侍從殿

出羽國、秋田、山本、河邊、仙北、平鹿、雄勝、六郡、二十萬石、下野國、河內都賀兩郡之內、五千八百石餘、都合二十萬五千八百石餘事、如前々充行之訖、全可領知之狀如件、

寬文四年四月五日　　華押(家綱)

秋田侍從殿

添川(ソヘカハ)郷

和名抄、秋田郡添川郷。〇今、秋田の府邑東西にして、川尻、牛島、太平、旭川の諸村にわたるべし。添川は、府邑を貫流する所の旭川の古名なり。されば、本郷の東は成相郷、西は高泉郷に至り、北に直讀田限り、南は秋田河に盡く。延喜式に秋田驛といふも、蓋、此地にして、當時の鎭城は、高泉郷に在りければ、添川は其比隣に在りて、驛家を兼ねしなり。

元慶二年紀、二月、秋田城並郡院燒損、云々、城北郡南、皆悉燒殘、云々。添川郷に郡院ありければ、郡南といふ歟。

添川は、延喜式に山本郡副川神社と云へると、同名異地なり。元慶二年紀に、

七月、出羽國飛驛奏、云云、秋田城下賊地者、上津野、火內、榲淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉刀、方上、燒岡、十二村也、向化俘地者、添河、霜別、助川、三村也、令此三村俘囚並良民三百餘人、拒賊於添河、賊攻雄勝、後將使府、仍遣將士、以雄勝平鹿山本三郡不動穀、給郡內、及添河霜別助川三村俘囚、慰喩其心、令相勸免、於是俘囚深江彌加止、玉作正月麿等、誘率三村俘囚二百餘人、夜襲殺賊八十人、燒其粮食舍宅、感恩賞也、

賊地十二村は、秋田城北に屬し、向化の三村は、東南にして、山本(仙北)河邊(由理)に接壤すること、判斷すべし。何となれば、賊を添河に拒ぐといひ、山本三郡、並びに河邊以南の完かりしに徵考せらる。又、天長七年紀、秋田城下大地震の記事に、

地之割辟、或處三十許丈、或處二十許丈、無處不辟、又城邊大河云秋田河、其水涸盡、流細如溝、疑是河底辟分、水漏通海歟、吏民騷動、未熟尋見、添河霜別兩岸、各崩塞、其水汎溢、近側百姓、懼當暴流、競陸山崗、理須細錄損物馳牒、而震動一時七八度、風雪相並、迄今不止、後害難知、官舍埋雪、不能辨錄、

是れ蓋、今の川尻舊河と河南勝平(百三段)の一線に起れる崩塞にして、霜別(シモワケ)とは、河南の古名なること、由りて悟るべきに似たり。

秋田(アキタ)　(久保田)(窪田)

舊名、久保田(クボタ)といひ、近世佐竹氏の城市たり、今、人口三萬、市制を布き、秋田市といふ。御物川の右岸に近く、旭川の東西に布置す。大略、旭川の東を內町といひ、舊城、兵營、官衙、士邸之に屬し、西を外町(ソトマチ)といひ、商工庶業之に聚まれり。鐵道東驛は內町兵營(谷地町といふ)の東に在り、山形百三十哩、青森百十六哩。

今の秋田城市は、全く慶長七年佐竹義宣の開く所とす、元和中の文書には窪田(クボタ)といひ、以て從前の秋田城府に分ちたり。奈良平安朝の秋田城は、今の寺內村にして、戰國時代の秋田安東氏は、湊城(土崎)に居る。されば、佐竹氏入部の初めに、專、秋田の城市と指目せられしは、湊の邑里なり、故に後に至るも、秋田の久保田城と稱したり、近時更に久保田を秋田と改む。

秋田沿革史大成云、慶長七年九月、箭留(ヤトメ)山を切り開き、總社の神社を川尻村へ移り、御城を築かれたりと、神主豐前守居舖は、今の濫江內膳の居舖の所(下の中城に在り、本丸の南)にして、西南東の方は家中の諸士居舖とし、西をば商家町とし、湊町住居の町人も、元和元年卯の春より、久保田へ移り、通町(トホリマチ)に日市(朝市)を立て、士農工商の區別を正し、萬代不易の府となりて上下萬歲を唱ふ、毘沙門天神社、今珍寶神社とするは、北鐵砲町の鎭守たり。

元祿十三年撰秋田城記云、先時受戰爭之餘、民人流散、土地荒蕪、寇賊衡行、商旅避之、沍寒積雪、僻在荒遠、故世指本州爲陋州、仕者不肯來、行客不肯遊、雖有小鹿島勝景、世無知者、慶長七年秋、羽林中郎將佐竹公、自常州遷、封於羽陰六郡、乃招流民、與水利、闢田數萬頃、指揮將士、驅斥群盜、禁民挾兵器、坑于山獲金銀銅鉛之利、貢於海有魚鹽蜃石之饒、材木不可勝用、禽獸不可勝食、關譏而不征、澤梁而無禁、仕者世祿、卒伍以上皆賜

宋地、官無冗員而政事治周用足、於是、經國之者去、而四方遊士願立于其朝、商賈爭湊于其浦、技工雲聚、行旅蜂來、而故城在土崎浦、以壤地稍少不足以容衆、且非要害之地、卜地於東南久保田縣神明山、以築新城、方一里、郛郭匝之、引流爲池、闢河爲市、作亭於城南南嶺、以臨池上、每登覽之頃、必有深思、觀城池之高深闔門之嚴固、必思以禦寇安民而武備之不可弛也、見市廛之駢闐街衢之縱横、必思以既庶且富而文教之不可廢也、望南畝必知稼穡之艱勤、顧東郊必憫徭役之勞苦、西望風帆浪舶出入於洋濤煙靄之間、必嘆商賈之射利而忘危、北聞樵歌牧笛響和於深山曠野之中、必歎卑賤之安分而樂業、至若筥岡之花、鳥海之雲、太平山之雪、小鹿島之月、獲之樂之者、君恩之優渥、民力之所致也、云々。

久保田城趾

今、秋田府市の東北なる丘陵にして、近く旭川を右に帶びたり。慶長七年、藩祖佐竹義宣、常陸國より移封の時、此に相して新城を起す、舊名矢止山、中央を本丸、二之丸、帶郭、別郭といひ、北郭、兵庫郭、中城、土手郭、外郭等の區庭あり。其北を保土野、手形野といひ、南を龜野、長野、築地、楢山といふ。明治四年廢城、近時、本丸は拓きて公園と爲し、千歳岡といひ、中城 南北の地に相して、更に兵營練場等を定めらる。

久保田昔物語云、只今の御城は、其頃(慶長七年)迄は總社の宮有之、矢止山と申候由、向飛驒屋舖の邊は百姓の家有之、飛驒屋敷は野薊屋敷と承り候、于今飛驒書院の庭に大なる躑躅有之、是は其砌よりの木なりと申候、天英公様は直に土崎湊へ御著、今の神明の社地は假御殿の跡也、夫より今の城地を御見立被成候、總社は川尻村へ遷し、其跡に御城を築役成候、天守の無之事は、出しの書院を天守の代に思召にて、天守は御普請無之候、御國替の以前者、戸島より湊への街道は、戸島、田唐川、松崎より赤湯、手形へ出し由、久保田御築の後、戸島より御所野、横山、牛島、矢橋、寺内、今の街道を新に御付被成候よし也、總じて、御國中の街道の幅を狭く被成候事者、思召の有之候ての事と承り候。○秋田沿革史云、久保田城址の規模、本丸高八丈餘、東西六十五間南北百二十間、卯辰の方に表門あり、寅卯の方に裏門あり、北方帶曲輪、戌の方に埋門あり、又二の丸高さ四丈餘、東西六十五間南北百二十間餘、東の方東門と云ふ、上中城追手へ出る虎の口あり、又北門ありて手形に通し、又南門あり下中城に通し、又西の方捨曲輪あり、此處に武器庫を建つ、東西四十二間南北百二間餘、又北方に別廓あり、東西六十四間南北三十四間、此處に鎭守大八幡小八幡稻荷の三社を建てたり、此廓の北の方を北の丸と云ふ、東西二百間餘南北大約百間餘五十間、此處に作事木屋、穀倉を建つ、西の方を八幡坂といふ、これより寺庭町に出づ、又、中通、長野町以西、長野通まで土手内を三の廓とす、龜の町土手内を四の廓とす、楢山、保戸野、手形等を外廓とす、又、士商住地を大別し、士卒住地を内町とし、商家町を外町とす、又、士卒を區分して其住地を異にせしむ、是れ又[illegible]の一端に因る、中城手形上町等は、門閥の士邸とす、上中城追手門は、南北両門と云ふ、下中城、南を搦手の門、西を穴門と云ふ。則古川堀反町に架橋ありしを穴門橋と云ふ、又、城は要地、楢山(金照寺山)高さ十三丈、本丸より五丈高し、本丸まで十九丁、楢山富士(標山)高さ七丈七尺、寺内山高さ八丈、本丸に同し、距離三十二町、泉山高さ十六丈八尺、距離十七町、大澤山(手形山)高さ十四丈四尺、距離十二丁四十間なり。

秋田縣廳

舊城の南、土手町に在りて、外町と旭川の一脈を隔つ。

縣廳の西(提岸町)に秋田八幡宮あり、初め、佐竹氏之を城内(本丸と北丸の間)に祭り、歴代崇敬する所ありしが、近年此に轉徙す。

佐竹大八幡社は、別當一乘院、社領二百七十石、元祖昌義朝臣の勸請する所なり、八月十五日、楢山(俗云金照寺山)に神幸す、供奉には武將足輕を引率す、正八幡社は、中祖義人朝臣の勸請する所なり、四月五日、寺内村の小八幡に神幸あり、稻荷社は、義人朝臣五狐靈夢に感じて、勸請する所なりと、社領五十石、別當金乘院、神女禰宜。(沿革史)

又、藩學明德館址は、師範學校と爲りて、八幡宮の南に存す。○教育史資料云、秋田藩は、寛政元年、京師の鴻儒村瀬嘉右衛門(名は元熙、號は栲亭)を招聘し、尋て學校建築、其設立に盡力せるは、執政疋田齋(號柳塘)、祭酒中山文右衛門(號菁莪)等なり、文化年間に至り、藩主佐竹義和、躬行奬勵、斯文の隆盛なる是時を最なりとし、文政天保之に亞ぐ、藩内、横手、角館、湯澤、檜山、十二所、能代、大館、院内の各地に郷校を設けたり。○東根小屋は、本城四丸の虎口にあたり、此に佐竹四家の第一、東家の舊邸あり。東は、天正中の中務義久の末にして、世祿五千五百石の家たりき。

楢山

今、秋田市の東南の汎名にして、舊城の南にあたり、太平川東北より來り之を過ぎ、旭川に會ふ。河邊郡牛島町は、太平川の水南に屬す。

楢山の北、赤湯は、今、秋田鐵道停車場の所在と爲る。其東なる廣面、蛇野の二村も、市内に歸したり、大平川右岸の地なり。

外町

秋田市旭川以西の汎名にして、專商工店舖を設くる處とす。

那波三郎右衛門、慶長年中、久保田城下に來り、藩邸の御用達を命ぜられ、子孫連綿業を世にす、文政の頃、外町(商家町)貧窮者を救濟する目的を以て、有志者を結合し、準備金を募集し、一講社を組織し、感恩講と

(秋田兵營)

(蛇野)

稱す、藩主も之を賞贊して金員を賜ふ、明治十四年御巡幸、久保田に行在の當時、特に那波氏を召して謁を賜ふ」沿革史一

隨鑾紀程云、文政十二年三月、秋田藩御用商人那波祐生等、創設感恩講、以賑恤鰥寡孤獨、祐生稱三郎右衛門、家以織紺爲業、慈惠篤實、爲鄉里所推重、至明治十三年、歷五十三年、受賑救者二百四十萬四千餘人、施米七千十四石、金六百十五圓、本會所有、田十一町二反餘、金五萬三千六百七十圓、米千八百九十六石、而那波氏嫡孫三世、所捐金七千九百圓、所買收官祿三百四十一石、可謂多矣、祐生有心計、以茲土多桑、欲長蠶織絹、文化十二年、大與其業、而織法亦出新意、販之都會、頗得聲價、文政二年、藩吏金秀興掌財政、祐生說以解法禁、招商賈、植桑樹等事、秀興納其言、秋田織之名初著」(秋田織は、謂ふ所の畝織にして、黄八丈と共に、國產に推さる、年額合三萬匹とぞ)

誓願寺（セイグワン）

誓願寺　秋田外町の西偏を寺町といひ、寺院南北に門を連ねたり、中にも誓願寺、鱗勝院、龍泉寺、久城寺、西善寺等を大なりとす。

誓願寺(淨土宗、舊寺領四十五石)、慶長十年、僧文閑開基、鱗勝院(曹洞宗)、龍泉寺(遊行派、舊寺領五十石、北鐵砲町の聲體寺も同宗にて、舊寺領三十石)共に、佐竹家の時、君公御參詣の寺院とて、世に重んぜられたり。

○秋田沿革史云、久保田の城下、下米町二丁目には遊廓を置き(年月不明)、之を揚屋と唱ふ、凡、本藩遊廓を置し所は、能代、寬永年中傾城免許地たり、又、土崎湊稲荷町、舊遊廓あり(年月不明)、後文政四年辛巳年、新柳町を開設す、此町各編には、遊女を置くを禁す、院內銀山は、慶長年中特に傾城を免許せらる。

返々、御國替之後、藤澤之儀も、寺領其外千萬、數々數遣候、夏中御上洛待入候、以上、

其元御移之後者、以書狀不申頼事、本意之外候、此度龍泉寺被罷下候、不相替御懇切處、其揚僧可爲本望候、其國、此下末寺等數多退轉候、哀候、一个所成共被及御建立、龍泉寺被爲指置、源信御位牌所被成候者尤候歟、諸國末寺等不殘被滅迷惑候條、乍憚如此申入候事候、龍泉寺被申達候、穴賢々々、

二月二十日　　他阿彌陀佛

佐竹御閑居　人々御中」

龍泉寺之道具、如常念寺、此外牛疊樂兩種所令免許之也、猶寺繼命、不可有宗儀異路之狀如件、南無阿彌陀佛、

文祿三甲午年六月五日（印）　遊行三十二世他阿

僧　阿彌陀佛」

(龍泉寺)

川口（カハグチ）

川口　外町の南にして、旭川の御物川に合する渡津をいふ、即、川尻村に連接す、海道、由利郡より百三段新屋を經て入府するものは、川口、川尻の渡口に由る、箱岡は舊藩別莊の地なり、八橋に近し。

(川尻)

沿革史云、秋田總社、古は舊城地神明山に在り、慶長建築の際、川尻村上野に遷す、因りて、楢山足輕組一統の氏神となさる、元文二年、我藩錢を鑄ること、幕府の許可を得、川尻村の川口に鑄造所を設け、之を執行すること數年なりき、大砲鑄造所は、箱岡(元御休所)に設置し、嘉永の度大砲數十門を鑄造したり、箱岡の西方に大砲を据ゐ附けられ、また勝平山の東面に(雄物川岸塘)的場を設け發射す、距離十四丁」

(上野)

(前略)御公家衆花山院殿、ゑそヶ島御下向之由、就之、板倉伊賀殿より、以御書附、同途に御通由承候、尤每日御左右可承仰候、湊川端まで人を出し可申候、從元于今何方よりも御到來無御座候、仍其元へは何方より御左右御座候哉承度候、替儀も候者可蒙仰候、恐々謹言、

(箱岡)

極月二十六日(慶長十四)　向右近宣(花押)

大　讃州樣(岡保氏舊簡)

此に、湊川といふは御物川にて、川端とは川口に同し。

錦靄亭排律　詩　佛

大道當村市、孤亭傍釣磯、彎環一水抱、重複島山圍、
上瀨舟如駐、賣魚人似飛、酒因經身釀、膾爲入秋肥、
興旺頻杯把、詩成筆欲揮、須知今日是、果附昔年非、
前度劉夢得、重來丁令威、桃花定安在、城郭有相依、
莫起異時感、唯應盡醉歸、天公亦既醉、滿眼帶斜暉、

保土野（ホトノ）

保土野　今、其一部は割けて市內に入り、一部旭川村へ入る。舊城の西北にあたり、旭川の右岸に屬す。保土、多く保戸につくる。金砂神社(東清寺)あり。

沿革史云、諏訪神社は、保戸野諏訪町にあり、神主は二方上總富家の主君出陣每に、神璽を奉じ、從軍故に、戊辰戰爭の際にも、其例に依り新屋口に神輿を進め、日ならずして賊潰走せり。○同書又云、寬永八年、旭川堀替、昔は、添川村より來り、北の丸下に流れ、鷹匠町を通り、穴門前を流れ、上長町より亀の町堀反の西に通りたるを、中島に土手を築き、新橋町より保戸野川反町通、今の川筋に堀り替へらる。

天德寺（テントク）

天德寺　今、旭川村大字泉に屬し、保土野の北なり、舊城を去る半里程、萬古山と稱す。舊藩政の時の定書に曰く、

一天德寺　寶鏡院　一乘院
　右三ヶ寺諸士敷居外可致事
一正洞院　闐信寺　鱗勝院
　右三ヶ寺諸士上席斟酌可致事
一其外諸寺院諸士の下席可致事

提要、天德寺は泉村にあり、禪宗にして、開基創建年月詳ならず、慶長七年、僧正伊再興す。○風土略記、天德寺、寺領三百石、(新開五十石)古記に「久保田より十町

（泉）

岩北に、新田山と云所ありけるを、人足を以て取崩し寺中にならず」とあり、依て考ふれば、佐竹氏入部以来の建立にや。（泉村五輪山に石油井あり、明治十二年創業、數井あれど、專業するもの少し、出油微々たればなり。

紅葉河　　詩佛

青山三面四圍降、寒竇潺潺穿翠璅、坐看一條流白練、聽來百尺下礀响、水中磐石宜當榻、樹畔莓苔好作茵、洗我塵纓南新賞、不嫌涼意過衣巾、

手形（テガタ）

今分れて、一部は秋田内町に入り、練兵場と爲り、一部は旭川村に屬す。舊城の東北にして、旭川の左岸に屬す、名士平田篤胤の墓あり。（天保十四年閏九月卒）。隨纂紀程云、秋田城北廣澤山（一日正洞山）、有平田篤胤墓、今上遣侍臣祭之、賜金遺族、篤胤、舊秋田藩士、少游江戸、講究國典、晩年歸藩、弟子益進、蓋所謂國學者流、大抵事記誦詞章、獨荷田東麿呂志在古道、欲排儒釋東門邪教、加茂眞淵起而繼之、至本居宣長、始集大成、篤胤汲流溯源、才大學博、著述五百餘部、聲譽藉藉動朝野、但強辯喜勝、蹈或見疵瑕、要非豪傑不能爲之。○手形休下町に、眞言宗寶鏡（ハウキヤウ）院あり、舊佐竹家の祈願所、寺祿二百石。又、曹洞宗闡信寺（舊寺領二百石）正洞院（同上）、ともに手形村に在り。

（寶鏡院）

柳田（ヤナギタ）

今、八田（ハッタ）、目長崎、中關、山谷等と相合せ、大平（オイダラ）村と改む。楢山廣面の東にして、秋田城市を去る凡一里、大平川の峡中に屬す、八田の鈞糸（ツルシ）瀧高十丈。

（八田）

郡邑記云、柳田村古城跡あり、誰氏の居にや、百姓の中に、鎌田、嵯峨を氏號とするものありて、古城主の氏族とつたふ。○史料云、橘姓澁江氏由來書、建久元年（文治五年の誤）泰衡誅伐之時、頼朝より公業勳功の賞として、出羽國秋田郡内、楊田（ヤナギダ）、豐巻、小鹿島、伊森、桃河、吉田、瀧河、砥分、大島を賜ふ、又、小鹿島系圖には湯河、澤内、湊をも同時に賜るとあり。（湯河、湊に合看せよ）

（楊田）

將軍家政所下　　橘公員

可令早領知、出羽國秋田郡内、楊田、豐巻、百三段、小鹿島内、瀧河、磯分、大島、肥前國長島庄内上村、

右人、任親父公業法師今年十月廿八日讓状、可領知之状、所仰如件

嘉禎四年十二月四日　案主　左近將曹　菅野

知家事　彈正忠　清原

令　左衛門尉　藤原

別當　修理權大夫　平朝臣　御判

前武藏守　平朝臣　御判（小鹿島文書）

目長崎（メナガサキ）

今、大平（オイダラ）村と改む、即、柳田の東一里、櫻村（河邊郡下北手村）の北に隣り、大江平氏の古跡あり。

（大平）

永慶軍記に「永井八郎五郎大江廣治とて、秋田城介の幕下にして、同國大平の城に居す、心元來不敵にして、利欲に耻る曲者なり、或日の徒然に、城介の館に至り申けるは、近年山北小野寺一家の者共不和なり、取懸候はゞたやすく攻破り候べし、早々思召立せて候へと、手に取るやうにぞ申ける」云々、大平左近將監大江廣忠は、豐島勘十郎重氏には一族なれ共、豐島の城を落せるより、兩人合戰あり、其後に扱和睦をなさしむ、慶長七年、目長崎城破却す、「梓山峯之嵐」云々。大平（オイダラ）は、もとオホタヒラにや、又大江平にや、又夷語に出づるか。

大平八幡宮（オイダラ）

久保田領郡邑記云、（寛政中撰）堀内に若宮八幡社ありて、此を永井氏の鎭守といふ、先祖は、源頼朝公より忠賞として、大平城を賜ふ、天正中の城主右近將監廣忠、秋田實季と不和になり、援を小野寺氏に乞ひ、遂に峯吉川に於て、仙北秋田兩勢の合戰となる、六郷兵庫扱を入れ、廣忠の一子仙鶴を秋田へ送り、即其臣下と爲る、御當家に屬りて、指紙二十石を若宮領として賜り、領内十二社の一とせられ、別當蓮昌院（山伏）、禰宜並に永井由緒の家あり、永井氏の城跡は、此邊町々に之を傳ふれど、いづれか確ならず。

太平山（タイヘイ）

今、大平（オイダラ）村字山谷（ヤマヤ）の北二里半、舊藩府の鎭山と仰かれし者とす、標高一千餘米、秋田市の東北にあたる。（山谷には秋田を去る三里）、大平川の源にして、南秋田、河邊と北秋田、三郡の交界なり、山中に鶏（ケイ）鳴瀧あり、高十六丈。

（山谷）

大平は猿平（オイダラ）とも說く、目長崎の條に合考すべし、大平山は一名蛇根（オロチネ）といひ、又、三本嶽とも呼ばれ、土俗三吉（サンキチ）權現てふ山神の栖宅と說く。○久保田領郡邑記云、山谷村は、三内（河邊郡）より一里半、北山越横道といひ、林中猿多し、夜行に怪我あり、獨歩するものなし、大平嶽權現は、高山登り三里にして到るべし、別當久保田保戸野町の大乘院なり、六月八日登山、林間に蛭多く、人の往來を伺て木の上より飛下す、黒澤勝手明神は、軍神なりとて、甲冑馬上の像十七騎、祭日には生にて物を獻ず。○沿革史云、寛永元年八月、大江平（オエタラ）山下に狩を催さる時に、足輕九百人、町人足三百人を出して鳥獸を追ひ巻き捕へしむ。

（三吉神社）

山崎氏地誌云、大平山脈は、羽後國の中央より少しく西方に偏し、南北に縦走する褶曲山脈にして、主に第三紀に屬する凝灰質泥板岩より成り、御物川及び能代川の横谷によりて斷絶せる所ありと雖、南は鳥海山の麓より北は遙に泊嶽連山に達す、一般に波狀の起伏相接し、高さ概ね四百米、西方次第に低下す、鳥海山に接せる地方にては、地形稍複雑し、所々に火成岩噴出し、八塩山（八百六十八米）の如きあり、御物川以北に至りては、太平山、白子森と其の峰巒を爭ふ高さ千餘米、此山脈西側、砂岩泥板岩の地に、石油を胚胎し、又、土瀝青を出だす

所あり。

大平川(ナイタラ)　大平山に起り南下、山谷(ヤマヤ)に至り西南に進み、檜山に至り、秋田市街と牛島驛の間に入り、終に旭川へ入る、長七里。

旭川(アサヒ)　水名にして、秋田の府邑を貫流す、其源は仁別の奥なる本瀧山、大平山に出で西南下し、山内、泉、保戸野等を過ぎて、府邑に入り、川口に至り大平川を合せ、御物川へ會注す、長九里。別名添川、また仁別川といふ。

羽後國名所詞云、城の下に川ありて旭川と名けたる、俗にには保戸野河といふ、その水源は仁別山、流るゝ水はいと清く、恰も鏡の如くにて、遂に御物川には落合ひぬ、町の南の端には渡り場ありて、俗にこれを新川の渡りといふ、この川即ち御物河、これを渡れば新屋村、云々。

濁川(ニゴリカハ)　今、旭川村の大字にして、泉村の北に接す、石油井あり。〇地質調査書云、濁川油田は、秋田市の北一里、明治六年の創業以來、手堀油井を穿つこと十七八口、盛榮の時に於ては平均一日四石を汲み取りたれども、目下(明治二十七年)三四井よりの出油は、一日一石五斗を超えず、概して三十二間以下に至りて出油多量なるが如く、表土の次に赤岩、次に青岩、次に方言「カナザク」と稱する堅盤を敷層す。

添川(ソヘカハ)　今、旭川村の大字にして、濁川の東北に隣る。〇人類學會報告、添川の字トヒラカに石器を出す、濁川の雷岱にもあり。

風土略記云、類聚國史、天長七年、出羽驛傳言、大地震動、響如雷霆、城郭官舍、竝四天王寺、丈六佛像、四王堂舍等、悉顚倒、(中略)、又城邊之秋田河涸盡、流細如溝、添河霜別、兩岸崩塞、云々、添河は城下の近村なり、霜別といふ所今はなし、缺け崩れての後、名も失ひ侍るにや、但、三代實錄、元慶二年の條下に「向化者、添河覇別助川三村」とあれば、其後別に名を改めたるにや、助川といふも今はなし。〇郡邑記云、添川村の湯澤は、今温泉なし、古城跡ありて、昔耳岡相摸守居れりとつたふるも、何の時なりや知れず。

山内(ヤマウチ)　今、旭川村の大字にて、添川の北なり、一に松原(マツバラ)といひ、補陀(ブダ)寺と稱する古禪院あり。〇補陀寺は、正平四年、月仙眞印和尙開基、秋田郡司安倍守季の創建とぞ。然るに、土人の說に、二世無等良雄勝和尙は、卽萬里小路中納言藤房の出家韜晦したるなりと。

郡邑記云、山内邑は、添川泉村等の用水なり、女夫石(メウト)は男女相並の狀ありて、造化の妙工なり、龜像山補陀寺は、今曹洞宗、能山の末寺にて、輪番住持の大坊なり、慶長年中、十二世和尙は、秋田實季の二男なりしといふ、今寺領二十石、一山松杉繁茂す、藤倉(フロクフ)觀音堂、堂領二十石、三浦和四郎建立す、鎭守府將軍義家の臣下なりしとか、不詳、寺號は長命なり。

(補陀寺)

(藤倉)

藤倉觀音堂は、藩政の昔、いふ所の御國十二社の一なり、觀音を指して神社と爲すは異むべしと雖、方俗此例往々あり。〇鑛泉志云、山内村女夫石の鑛泉は、温四十八度、里傳に、弘仁中之を發見すと、此地は洪水汎濫、大石巨木を流し、浴場を埋沒せしこと往々あり、今の浴場は安政元年七月の重造に係る。

仁別(ニベツ)　旭川の源谷にして、今旭川村の大字とす、秋田を去る三里。大平山、馬場目嶽、新城山、見上嶽の諸峯秀を競ふ、山中方二里許。

秋田縣地理云、秋田縣は山地多きを以て、松杉檜栗等の培養に從事するもの多けれど、現今の山林は、大抵舊藩時代の奬勵植立にかゝるものにして、仁別官林(南秋田郡)、馬場目官林(同上)、小阿仁官林(北秋田郡)長木澤官林、生保内官林(仙北郡)等は、尤も有名なるものなり。

〇郡邑記云、仁別は山中田不足なれば、人家三十戶、皆山林を以て恒の產と爲す、山は澤奥水干まで三里餘、中之澤は御園山と被爲、御材木は御用の時すべて此より切出す、薪炭も此より出づ、川下にて泉村に山役所あり、毎年材木二萬本、炭十二貫入四千俵。

八橋(ヤバシ)　又、矢走(ヤバセ)、谷橋につくり、秋田市の西に隣れる村巷なるが、今は寺内村に合すれど、其東に離れたり。

(矢走)

八橋山王祠は、相傳へて、古へ新城笹岡村に鎭座し、元亨二年に社殿を修造し、應永二年五十目村に遷し、天正中飯島村に遷し、元和元年、更に今の地に移す、云々、其實を詳にせず。全良寺(臨濟宗)、普門寺、寶塔寺(法華宗)等の名藍もあり。壽量院東照宮、近年廢頽、殆其跡を失ふ。全良寺に、戊辰役、西軍の墳墓多し。

沿革史云、元亨二壬戌年、秋田安信、飯島村に山王勸請、日吉山延命寺と唱ふ、又十禪寺とも唱ふ、天正十七年秋田實季修造して、神領高二百九石寄附、元和元年、飯島村より八橋村の狐森に移す、神領四十石、次て久保田商家町の生土神となす、三階塔は、元祿年中青木某の建立なりとぞ、元祿十三年七月、矢橋歸命寺に、德川家東照公の靈屋を立てられ、寺領五十石、藏米二百石を與へらる、延享中壽量院之に代る。

郡邑記云、八橋、又谷橋につくる、山王社は、久保田商家町の產土神にて古祠なり、鐵砲大筒稽古場及び獄門場、村内に在り。

戊辰の變、奥羽の列藩の使者、白石に會議、盟約する所あり、佐竹家の老臣戶村十大夫之に與り同盟す、已にして藩内異論起り、藩主義堯又戶村の復命を納れず、七月一日、總督府の一行秋田に投次す、三日、砲術所諸士、藩主に逼り官軍先鋒として出戰せんことを請ひ、又城下滯在の仙臺藩使者を要殺せんことを告ぐ、義堯

之を諾す、即夜仙使の旅亭を襲ひ、一行數人を殺し之を梟首し、其遺骸を草生津刑場に埋む、後明治三年、寺内西來院に改葬せられ、今仙臺藩殉難云々の碑を樹て標示せらる。(沿革史云、戊辰七月朔日、仙臺使節志茂又左衛門等、上下十餘人にて秋田に到る、大旨は「鎭撫使三卿を請取り、之を伴ひ歸らん」云々、藩廳重役、評定所樓上に於て密議す、小野岡右衛門は「仙臺使節の要請を容れず、兵を出し賊を討すべき旨を、藩主に上言せん」云々、平元正其議を拒んで曰く「奧羽列藩の盟を破りて危を踐むは智にあらず」と、戸村十太夫及び内官等皆之に附和す、外官等屈せず主君義堯に迫て裁決を請ふ、義堯之を可とす、是夜長野下砲術所の壯士數十人相集り、因循奴を誅戮せんと血誓し、竊に澤副督に請ふ、大山參謀聞て之を危ぶみ「仙臺使節を誅し、彼と交を絕つを示さば、國論自然一定し、因循家も亦膽を破るべし」と誨ふ、四日の夜、壯士茶町の使館を襲ひ「總督府の命を受け、賊使を誅戮す」と喚はり、即坐に斫倒さるゝもの六人、其他は捕縛せり、翌朝に至り、城下五町目橋側へ、又左衛門以下の首級を梟示す。

八柳(ヤツヤナギ)　今、神田、水口、笹岡と相合せて、外旭川(ソトアサヒカハ)村と改む、八橋の北一里。旭川村(泉)の西に隣り、寺内、湊山の東半里。一沼池あり、其水は八橋に至り、御物川へ注ぐ。

高田盡處又低田、路繞叢祠接市廛、秔稻收花知歲熟、炎涼適候覺晴堅、庭園秋露滋鶏舅、籬落西風老鳳仙、不啻詩村賺人眼、青帘招醉渡前川　詩佛

高泉郷(タカシミヅ)　和名抄、秋田郡高泉郷。○今、寺内村、土崎町、及び外旭川、飯島、新城等の諸村なるべし。添川郷の西にして、江海の交會、南北の走集にあたる。天平中、秋田城を建られ、爾後、一州の鎭所たること數百年、沿革する所ありと雖、今に其要害たるを失はず。

(高清水岡)

秋田高清水岡(タカシミヅノヲカ)は、天平五年十二月、出羽柵を遷されし地なり、今の寺内古城山、その遺址とす。又、貞觀七年紀、出羽國高泉神城輪神授位、云々、城邊の神廟なるべく、今の古四王社は、その高泉城輪いづれにかあたる、考へ定めがたし。

羽後名所詞云、寺内村の高清水、世には希なる清水あり、また同村の古四王社、その勸請を尋ぬるに、崇神天皇の御代なるが、四道將軍の其ひと方、大彥命、東國に發行ありしその時ぞ、大同年間に、田村麿呂、奏聞のうへ再建す。

秋田城址(アイタノジヤウ)　今、寺内村高清水の地に遺趾あり、本丸と覺しき處は偃月形をなして、南北六十間東西十五間許あり、二之丸は二丈許低し、俗に古城山ともいふ、蓋中廢の後天正中にも、郡人の此に守備せしことあり。

鹽澤紀程云、秋田城者、在今高清水岡、置校尉七人、旅師十六人、火長二十四人、列士三百人、鎭兵四百五十人、加兵士三百五十人、其城司、例以州介充之、稱秋田城介、昌泰以還廢置不一、鎌倉開府、安達氏世任是職、既而群雄割據、安東實季、居于土崎、自稱秋田城介、及德川氏興、實季移封、佐竹義宣代領茲土、始城於久保田郷明神山、號秋田城。

(企治城址)

秋田城は、和名抄に「秋田郡有城企治(トチ)」といひ、企治はキチとよむ歟、天平五年の創置とぞ。舊史に「遷出羽柵於秋田村高清水岡」と云ふ、是れなり。寶字中に至り、此柵城に、國務をも視しが、寶龜の初め、治府を出羽郡(河邊)に復し、兵鎭舊に仍る。

論者或は、延暦二十三年の論奏、建置以來四十餘年の文を援き、秋田城は天平五年之を移すこと能はず、實は寶字中にあらんといふ。(風土略記云、延暦二十三年、出羽國言、秋田城建置以來四十餘年、土地墝埆、不宜五穀、加以孤居北隅、無隣相救、伏望永從停廢、保河邊者、宜停城爲郡、不論土人浪人、以住彼城者、編附焉、云々、今此文義を見るに、當城を建て玉ふは寶字なるべし、天平五年の條下に「出羽柵遷置於秋田村高清水岡」といふは、當初城地の企ありて假に柵を構へ、寶字五年に至り、本城成就しけるにや、天平五年より寶字五年まで其間二十九年也。地理志料云、天平五年紀、遷出羽柵於秋田村高清水岡、蒲生氏曰、蓋當時有議未果、至寶字而從焉、延暦二十三年紀、建秋田城以來已四十餘年、可以證)、今按ふに、寶字の建置といふは、專國務に係けて曰へるにて、兵事の上の柵城は、早く天平五年に此に定められ、後、國府をも此地に移されければ、延暦の國府の奏言に建置以來四十年といひ、又河邊の舊府(出羽郡)を保たん云々と曰はれしなり。さて、其寶字中の國府北遷の明證は無けれど、寶龜中の國府南遷には明證あり。

寶龜六年十月、出雲(羽の誤)國言、蝦夷餘燼未平、三年之間、請鎭兵九百九十六人、且鎭要害、且遷國府、勅差相摸武藏上野下野四國兵士發遣。

此に遷國府とあるは、秋田の府を河邊(出羽郡)へ南遷せしむるをいふ、舊史誤りて出雲國と寫せるが爲に、論者之を援くに及ばざるに似たり。又、副證あり。

寶龜十一年八月、鎭狄將軍安倍家麻呂等言、狄志良須、俘囚宇奈古等欵曰、己等據憑官威、久居城下、今此秋田城永所棄歟、爲番依舊還保乎者、下報曰、夫秋田城者、前代將相僉議所建、禦敵保民久經歲紀、一旦擧而棄之、甚非善計也、宜遣多少軍士爲之鎭守、勿令衂彼歸服之情、仍差使國司一人、以專當、又由理柵者、賊之要害、承秋田之道、亦宜遣兵相助防禦、但以寶龜之初、國司言秋田難保河邊易治者、當時之

議、依治河邊、然今積以歲月、倘未移徙、以此言之、百姓重遷明矣、宜存此情、歷問狄俘並百姓等、具言從此利害。

此に「寶龜之初依治河邊」とありて、南遷の事をいひ、又百姓重遷とありて、秋田城の舊に仍りて保存せられしを見る。並藤氏、蒲生氏以下、偏に延曆二十三年の論奏を擧げしは、觀察洽からす。

延曆二十三年に至り「秋田城者、土地墝埆、不宜五穀、加以孤居北隅、無隣相救、伏望從停廢、保河邊者、宜停城爲郡」の明裁ありて、一時停廢せられたり。而も、邊防の要衝、固より之を要するや必せり。天長中に至り、秋田雄勝の二城の名格文に見えたれば、久しからずして復置せられしなり。其七年には城下震災あり、添川霜別（シモワケ）（河邊郡勝平山）に合考すべし。

類聚三代格、太政官符、天長七年閏十二月、出羽國守從五位上勳六等少野宗成等解偁、此國頃年戸口增益、倉庫充實、稽于往初、寔爲殷繁、又雄勝秋田等城、及國府、戍卒未息、關門猶閉、配此數處、國司少員、方今雖干戈不動邊城靜謐、而豺狼野心不可不愼、望請准人數增加官員者、聖人垂教、沿革在於適時、元后臨民、法令貴於便物、然則雖設職命官既煥乎舊典、而權宜改易寧歸乎財成、臣等商量所定如右、伏聽天裁、云々。○類聚國史、天長七年正月、出羽國驛傳奏云、鎭秋田城國司行介藤原行則牒、今月三日辰時、大地震動、如雷霆、城郭官舍、並四天王寺、丈六佛像、四王堂舍等、皆悉顛倒、城内屋仆、擊死百姓十五人、支體折損、一百餘人、地之割辟甚多、大河涸盡、流細如溝、云々、夫邊要之固、以城爲本、今已頹落、何支非常、仍須差諸郡援兵、相副見兵備不虞者、國未審商量、事在意外、仍且差援兵五百人、配遣准令、馳驛言上、但損物色目細錄追上。

元慶二年二月、城下賊俘起り、津輕蝦夷と相通し、攻めて鎭守を陷れ、城營を燒亡す。六月、賊遂に城營に入り、上津野、火内、榲淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉刀、方上、燒岡、十二村を據有す。秋田城以北淪して賊地となり、國内大に擾る。藤原保則出羽守に任し、征討一歲にして、平定するを得たり。

史、元慶二年二月二十九日、出羽國守飛驛上奏、夷俘叛亂、今月十五日、燒損秋田城、並郡院屋舍、城邊民家、仍且以鎭兵防守、且徵發諸郡軍士、三月四日、出羽國守飛驛奏言、秋田郡城邑、官舍民家、爲凶賊所燒亡之狀、去月十七日上奏、厥後差權掾小野春泉、文室有房等、以精兵入城合戰、寇黨日加、彼衆我寡、城北郡南、公私舍宅、皆悉燒殘、殺掠人物、不可勝計。

參議保則卿傳云、元慶元年、任右中辨、二年二月、出羽國蝦夷反亂、攻秋田城、々司良岑近者、不能城守、脫身伏竄於草莽之間、賊放火燒城、軍資器械、一時蕩盡、逆徒蟻聚、分兵圍諸城戍、國守藤原興世、弃府城逃走、時太政大臣昭宣公攝政、乃勅陸奧國、發兵三千人、赴援出羽國、於是、陸奧守得精騎千人步兵二千人、其送鎧甲續備者將萬人、以大掾藤原梶長爲押領使、令與出羽軍討擊賊虜、出羽掾藤原宗行、文室有房、小野春泉等、亦發國中步騎二千餘人、相共屯秋田河邊、時賊徒千餘人、乘輕舸隨流俄至、梶長等率兵對戰、天時大霧四面昏暗、賊衆數百人、持兵欻至官軍後、同聲大鬨、奔突官軍、官軍大駭狼狽散走、賊徒乘勢前後奮擊、官軍大潰、遂斬出羽國弩師神服眞雄及兩國偏裨數十人、軍士被殺虜數百千人、軍實甲冑悉被鹵獲、遂相蹈藉死者不可勝數、文室有房被創殆死、小野春泉潛伏死人之中、纔得免害、藤原梶長深竄草間、五日不食、賊去之後、步逃去陸奧國。○史、元慶二年六月、出羽國守藤原興世奏言、權掾小野春泉等在秋田營、去四月十九日、遣最上郡擬大領伴貞道、俘魁玉作宇奈麿呂、將官軍五百六十人、須候賊類形勢、路遇賊三百餘人合戰、射傷賊十九人、官軍被傷七人、貞道中流矢而死、二十日賊衆增加不可相敵、會暮賊罷引軍還營、明日凶徒挑來接戰、賊死者五十三人、生虜七人、官軍死傷二十人、今月七日、重遣宇奈麿呂登高候望、俄爾遇賊、宇奈麿呂沒於賊手、其後有俘囚三人來言、賊請秋田河以北爲己地、自後賊徒猥盛、侵凌不息、官軍征討、无由摧滅、是日重飛驛言曰、權介藤原統行權掾小野春泉等、進至秋田舊城、蓄甲積粮、陸奧押領大掾藤原梶長等所將援兵、與本國兵卒合五千餘人、聚在城中、賊出不意、四方攻圍、官軍力戰、賊勢轉盛、權介統行等戰敗而歸、權掾有房昧死而戰、殺賊數人、賊矢中左脚、被瘡迴歸、軍無後繼、挺身逃歸、權介統行男、從軍在戰、及權弩師神服眞雄並戰而死、甲冑三百領、米糒七百碩、衾一千條、馬一千五百匹、盡爲賊所取、自餘軍器什物、一無存者、賊鋒强盛、日增暴慢、國守警所、視無去意。七月十日、出羽國飛驛奏曰、權守藤原保則到國、察向前之行事、運之籌策、遣權掾清原令望、上野押領使權大掾南淵秋卿等、率上野國見到兵六百餘、屯秋田河南、拒賊於河北、又秋田城下賊地者、上津野、火内、榲淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉刀、方上、燒岡、十二村也、向化俘地者、添河、霜別、助川、三村也、令此三村俘囚、並良民三百餘人、拒賊添河、次（賊歟）攻雄勝、後將侵府、其雄勝城、承十道之大衝也、國之要害尤在此地、仍遣左馬大允藤原滋實、以雄勝平鹿山本不動穀、給郡内及添河霜別助川三村俘囚、慰喩其心、令相勸勉、於是俘囚、深江彌加止等、誘率三村俘囚二百餘人、夜襲殺賊八十人、燒其粮食舍宅、感恩發也、或云、津輕地夷狄、或同或不同、若不同者、以上野國軍將得討滅、途同者雖大兵難輙制、上野下野陸奧三國

軍士總四千人、其陸奥軍先既亡歸、上野軍且來六百人、下野軍雖入境首、未知強弱、津輕夷俘其黨多種、不知幾千人、天性勇壯、常事習戰、若連逆賊、其鋒難當、請常陸武藏兩國軍合二千人、以誡備非常。是日勅符曰、去月二十八日奏狀、今日到來、賊中消息委曲具至、指其事實、足可見知、夫以夷狄攻夷狄者、中國之利也、今覽來奏、給雄勝郡俘囚、以官米穀、多破賊徒、豈此一擧計之上者也、亦來奏、以爲津輕夷虜天性麁獷、若連凶類、實爲難制、塞下流言、南北異口、同否未審、若果不同者、所率見兵可得摧破、加之、小野春風、坂上好蔭等、各領精兵、行當到着、宜待共征、振其威武、但豫勅諸國、令簡勇士、若有危急、馳傳上奏、隨即差發、赴救非晩。九月、勅符出羽國司曰、若當國之力足以制賊者、移告而返陸奥之兵、且津輕渡嶋俘囚等所請之事、以夷撃夷古之上計、但野心難馴動靜易變、偶生佗意復恐難制、宜量事勢隨便進止、至于饗會狄俘、則令擧城燒亡無處會聚、但拔有功加其賞賜、足以勸勵戎士、何必大饗、更致騷動乎。十月、出羽國司飛驛奏言、秋田營中牒偁、八月二十九日、賊三百餘人來於城下、願見官人、時得乞降、權掾文室有房、右馬允藤原滋實二人、單騎直到賊所、賊先中心要、次乞降、有房等雖不被明詔、而豫聽其降、是日、陸奥權介坂上好蔭、率兵二千人、自流靈道至秋田營、賊乞降之日、好蔭鼓躁而來、盛建旗幟、示威賊虜、論之當時、似有遠略、又鎭守將軍小野春風、九月二十五日率軍四百七十人、來着秋田營以北、即言曰、春風重含詔、先入上津野、敎喩賊類、皆令降服、賊首七人相從同來、從去八月、乞降之賊、相續不絶、野心難量、抑而不許、今春風自入賊地、取其降書、亦其首豪隨而共來、以此見之、知有降心、但義從俘囚等申云、奉從國家、爲賊所怨、若不殄滅、後必報仇、臣等不知所裁、謹佇明詔。十三日、勅符出羽國司、得今奏狀、具知賊虜乞降之由、凡狂悖反亂爲損甚多、殺略頁民、燒亡城邑、然則義從俘囚之言不可不反覆、觀德耀兵、隨機可施、莫信其虛詭貽悔於後。

按に、保則傳に「春風少遊邊塞、能曉夷語、即脱甲冑棄弓楉、獨入虜軍、具宣朝命、於是、夷虜叩頭拜謝云、曩時秋田城司貪慾暴獷谿壑難塡、若毫毛不協其求者楚毒立施、故不堪苛政遂作叛逆、今將軍幸以天子恩命而詔之、願改迷途歸幕府、於是競以酒食饋饗官軍、其豪長數十人相率隨春風、至出羽國府」云々とある國府は疑ふべし。本史に「來着秋田營北」とあれば、出羽國府には非ず。

元慶三年正月、出羽國飛驛奏言、去年十二月十日、凶賊悔反逆之過、致束手之請、保則春風殊加慰納、綏其殿誅、又渡島夷首百三人、率種類三千人、詣秋田城、與津輕俘囚不連賊者百餘人、同共歸慕聖化。勅符出羽國、授俘囚深江三門外從五位上、大伴辟法、玉作正月丸、並外從五位下、賞軍功也。凡元慶二年夷虜所燒盜、穀穎三十二萬、兵器若干、官舍一百六十一字、城櫓二十八字、柵櫓二十七基、郭柵櫓六十一基、云々。○保則傳、春風到軍時、有渠帥二人、不肯歸附、公語諸豪長云、二虜不來、於汝心如何、豪長等俱陳云、殊自有謀、願暫垂寬暇、後數日遂斬兩夷首以獻之、公即發使者撫納餘種、自津輕至渡島、雜種夷人、前代未曾歸附者、皆盡內屬、於是、公復立秋田城、凡厥營柵樓塹、皆倍舊制、三年改權守爲正、守右中辨如故、有勅暫留鎭撫之、此國民夷雜居、田地膏腴、土產所出珍寶多端、豪吏並兼、無有紀極、私增租稅恣加後賦、又權門子弟來求善馬頁鷹者猥聚如雲、邊民愚朴無知告訴、唯隨其求不言煩費、由是隴畝之民皆苦貧窮、奸猾之輩多數富溢、公施以朝典、敎示百姓、嚴張憲法、勿令侵犯、若更有不法者、捕而案之、由是百姓安堵、夷道清平、時陸奥國夷狄有訴訟者、皆到出羽國而取決。

秋田城司は國介之に專當し、武門名譽の拜任とす、鎭守府將軍の亞なり。昌泰に至り、此任中絶（元慶亂後二十年）、永承中、平繁盛之を拜し、其子孫城氏を稱す、（越後信濃等に繁衍す）。後數年にして、安倍賴時父子の亂あり、奥羽騷擾、秋田城營の廢頹、其年代を詳にせず。蓋、清原武則、俘囚長より起身して、陸奥出羽の押領使と爲り、鎭守府將軍に補せらる、是より兩國の兵權私家に歸し、藤原清衡、其故貫を承けて奥御館と號し平泉に治む、寛治嘉保の際とす。されば、鎭府諸城營の廢頽も、此間にやありけん。

權記、長保二年正月、秋田城、立用不動、可作官符、附甘葛煎使、逐出羽守義理朝臣許。○古今著聞集、伊與守源賴義朝臣、貞任宗任等を攻むる間、陸奥に十二年の春秋を送りけり、鎭守府を立て秋田城に移りけるに、雪はたれにふりて、軍のなのことものよろひ、みな白妙に成りにけり、云々。

文治五年、源賴朝の奥州征伐にあたり、其將宇佐美、大見等路を分ち羽州を平定す、而も、舊史缺逸、秋田諸城の事傳ふる所なし。橘公業、戰功を以て湊、百三段、柳田、澤內、湯河、小鹿島等の地を賜はりしを見れば、高泉の故城は、公業の知行に屬せるに似たり。建保六年、安達景盛城介を拜す、揭名の空號なり、而も子孫傳襲して家名に同し。

東鑑、建保六年、藤右衛門尉景盛、於御前賜聞書、範高於御前更書寫之、是任出羽城介故也、景盛恐悅彰于顏色、當職者、醍醐天皇御宇昌泰二年以來中絶、而至後冷泉院御時永承五年、平繁盛始任之、其後亦無補任人之處、今被興絶之條、尤可謂珍重歟。尊卑分脈、城氏系を考るに、城介景盛の父は、小野田安達の藤九郎

盛長にて、其父は小野田三郎兼廣なり、兼廣の父を出羽介國重と爲す。景重恐らくは出羽國に扶植する所あり、小野田（オノタ）といふも羽前の在名にあらずや。又、景盛の弟を大曾禰（オホソネ）次郎兵衛時長といひ、鎌倉評定衆たり、子孫累代相續し、元弘亂に至りて絶ゆること、城氏の族類に同じ、大曾禰も羽州の庄園號なり。

南部八戸文書、元弘四年二月「朝敵餘黨人等、小鹿島、并秋田城、今湊、楯築所々」と載す。戰亂の日には、舊壘に楯籠れるものありけん、今湊とは土崎なり。

永慶軍記云、天正十四年、檜山勢、寺内を落さんと寄ければ、寺内の砦へは、湊より神宮寺掃部介、濱田久左衛門、岩城半治、千餘人にて後詰す、寄手は大平、豐島、豐成、八柳、高岡、泉、藤倉等、千八百餘人、兩陣五日の間屯を張り戰ふ、檜山勢遂に利なくして南の方勝ける事は、寺内權現に祈誓申せし故とぞ聞えける。

人類學會報告云、寺内村の古城山に、石器時代の遺物多し。仁和元年、出羽國秋田城中、及飽海郡神宮寺西濱、雨石鏃、陰陽寮言、當有内狄陰謀兵亂之事、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神月山神、田川郡由豆佐賣、倶成此怪、祟在不敬、勅令國宰祀諸神、兼愼警。〔光孝實錄〕

寺内（テラウチ）

今、寺内村といひ、秋田の西北一里、土崎港の東南二十七町許、御物川の右岸に縁り、古の秋田城柵の敗墟在り。寺内とは、城下、四天王寺の寺内の民家に名づけしに因る。

永慶軍記に「湊九郎友季は、檜山を攻落さん事も案の内に候、されども寺内の敵いまた退かず、屯を張て控候へば、我是を討ちらし候べしとて、猿个鼻を前に當てゝぞ陣取ける、檜山勢四千餘人、新手を入替〳〵、三日が内相戰ふ」云々。猿鼻（サルガハナ）は、寺内村の西地にやあらん、また、名家略傳に「羽州秋田の家士にて、那珂宗助といふ人あり、水利に熱して、常に川普請を掌り、川を浚へる器數多製作したり、或年、龍の形勢あらはれたる靑石を得たりければ、件の石を龍神に祀りしとかや、その神祠は、城下より土崎へ通ふ路なる、枯葉山の頂に在て、土俗は龍神堂といふ、（枯葉山、譚海には根笹山に作れり）。

古四王神社（コシワウ）

寺内村に在り、近時國幣小社に班す。蓋、越君の祖廟なり、秋田城營の時、四天王寺を此に置かれ、鎭護の修法を爲さしめられしに因り、越君を訛りて古四王と曰ふ。

出羽新風土記云、國史所見（貞觀七年紀）の高泉神は、和名抄、秋田郡高泉郷とあるに合考すれば、即、高泉の古城の邊なる古四王神なるべし。○今按、貞觀七年、出羽國高泉城輪の兩神並び見えたれど郡名なし、飽海郡にも高泉城輪の兩神に擬せらるゝものあり、是非定め難し。

玄同放言云、久保田城より西のかなたなるを土崎湊道とす、街道に坂あり油殿坂といふ、坂より巽に阜あり、阜上に古四王の神社（北向）あり、その雜栖は街道のかたに立り、古四王神社より北をすべて寺の内といふ、今は村里の名なり。○風土略記云、類聚國史、天長七年の條に、秋田城下四天王（シテンワウ）寺といふは、多聞、增長、持國、廣目の四天王を安置したるなるべし、延喜式、出羽國正税の條下に「四天王修法僧供養、並法服料、二千六百八十束」とあり、今の古四王權現の事にや、古四王社、今寺内村に在りて、彼書天長七年の條、又四王（シワウ）堂舍とあるは是なるべし、祭神四座、甕速日（ミカノハヤヒ）、熯速日（ヒノハヤヒ）、經津主、武甕槌命也と、神祇管領の御留帳にありとぞ、社領五十石、社家二人、上社家高橋隱岐といふ、下社家同姓なり、社僧一員、當所を寺内村といふは、四天王寺の境内といふを略したるにや、本書、又「四天王寺丈六佛像」とあり、是れ古四王の本地堂なるべし。○奥州筋巡見日記云、天明八年、七月十日、久保田御立、古四王社鳥居の内に末社六有、田村社、神明社、大日堂、住吉社、釋迦堂、本社七間四面、別當東門院、神主高橋勘守。○杜陵古事記云、稗貫郡、矢澤村胡四王は、北向にて、本地藥師なり、其謂れ知れず、秋田郡の湊、苅田郡齋川にも胡四王宮あり、皆北向なり。

（四天王寺址）（四王堂）

隨鑾紀程、古四王社、相傳、推古帝時、祀武甕槌命經津主命、配以崇神朝四道將軍、日本紀所謂鰐田浦神者卽是也、然果祀六神、何稱四王、況村曰寺内、類聚國史、又有「天長七年、本州地震、四天王寺、四王堂舍、皆顚倒」之文、則四王舍訛爲四王社、亦未可知。○古事類苑云、天長七年、出羽介藤原行則の奏狀中に見えたる「四天王寺、四王堂舍等、皆悉顚」とある四王堂舍を以て、古四王社のことなるべしと云へど、四王は四天王の堂舍にて、古四王社のことにあらず。○今按、鰐田浦神は夷神なり、小鹿島の赤神、浦大町の高嶽神などにあたるごとし。然るに、赤神にも五社堂ありて、古四王を祭れば、中古より已に華夷並び祭らると謂ふべし。天長の四王堂は、夙く越君を四王と轉換せしめたる、其證跡なり。後人、其本末を誤り、四王四神の說あれど採り難し。四王といひ五社いふも、畢竟するに越君（安倍高橋など）の祖神一座に外あらず。檜山（今山本郡）の、秋田安倍氏の舊邑にも、古四王堂あり。

郡邑記云、古四王山を寺内山ともいふ、高さ八丈、古社あり、香島香取の四神を祭り、聖德太子建立、田村將軍再建す、賊徒退治の祈願にて、當時鬼罰坂上セイキリ長根は、田村將軍の居城なり、其東に路あり、古四王十八古跡は、

姥が懷（矢橋路）、高淸水（名泉）、伽羅橋（香木を以て造りしを、後之を毀ち賣る者あり、子孫乞丐と爲り、

カワロキと呼ばるは其後裔)、梅湯居、兒梅、櫻梅、錦小路、旭森、雀池、塚原、

社司高橋氏、下禰宜二人、別當東門院、神領六十石、田村堂、龍神堂、(那珂惣助建立)あり。○新風土記云、古四王神社、昔崇神帝の時に、大彦命北陸を巡撫せし時、こゝに武甕槌神を祭れり、その後、阿倍比羅夫來りて蝦夷を征し、その祖大彦命を配祀して、古四王神社と稱す、古四は越の和訓にして、越の國を鎭撫し給ひしを以てなり、延暦二十年、阪上田村麿東征してこゝに來り、武渟河別命、吉備津彦命、丹波道主命を合祭す、その後僧徒の手に歸して、佛說四天王に附會し、大に古傳を亂りしより、茲に一千餘年なりしが、明治維新に至りて、始めて佛を去り正眞に復するを得たり、同十五年國幣小社に列す。

土崎(ツチザキ)

今、町制を布き、土崎湊町と云ふ、秋田市の西北凡二里。御物川の河口右岸に臨み、東西五町南北三十町、戸數二千二百、人口一萬三千、南秋田の郡治とす。鐵道、秋田五哩、能代三十一哩。

土崎は、寺内の西に接し、俗に湊町とのみ呼ぶ、又、秋田安倍氏の舊城壘あれど、之を以て中古以前の秋田城營にまがふべからず。

風土略記云、土崎湊町、東鑑、延應元年の條に「出羽國秋田郡湯河湊」とあるは當所の事にや、今は土崎の湊といふ、城跡あり、平城にして、水堀二重、土手所々にあり、大手は申酉、搦手は北にあり、是れ秋田城介殿の古城なり、六十年以前に破れたれば、城内に草木生へ茂り、葎長けて道を塞ぎ、堀土手斗り見ゆ、陽成實錄に舊城とあるも、當城の事なるべし、桓武紀「延暦二十三年、秋田建置以來四十餘年、土地墝埆、不宜孤居」といふは墝埆地なり、埆は造道なり、平地に土を置立たる城地にして、土に忍なく罷むことを考へて、永く停廢せんことを言上しけると見へたり、依て高淸水に新城を築き、又當城をも廢せずして、夷賊の備に兵士を置き玉ふ故に、舊城とも書れるにや、(元慶二年六月、權掾小野春泉文屋有房等、進至秋田舊城)由來此地々勢卑ければ、古代は湯の出る所ありて、湯河湊とも云ひけるにや、埆は造道と訓ずれば、濕地に土を置て道とせし事疑なきなり、今土崎といふも、土を置きたる故より出でたる名にや。○今按、東鑑、湯河、湊は、兩地にて、湊とは卽土崎なるべし。然れども、元慶亂の時の舊城は、卽高泉の柵城なれば、土崎に混すべからず。墝埆の字義に、土を置くと解くは、殊に牽强甚し。

(湊)

平澤氏漫遊文草云、秋田城故址、在湊村、史稱、天平五年、遷置出羽柵於秋田村、後有沿革、其他不可詳也、延暦年奏曰、秋田城孤居北隅、爲夷所燒亡、於今則儼然一都會、行旅往來、不知可警也、湊村、乃東鑑所謂湯河湊、今呼土崎、湊者阜頭之謂也。○北海史論(今井氏)云、土崎は往時湯川湊と稱せる地なり、其西邊、羅漢堂の北山を、高淸水と稱し、古趾猶存す。○男鹿名勝誌云、東鑑、延應元年、出羽國秋田郡湯河湊とあるは、戸賀灣なるべし。

可早任前薩摩守公業法師(法名公蓮)後判讓狀、令男公員領知出羽國秋田郡湯河、澤內、湊、地頭職事、

右如公蓮今年六月日讓公員狀者、件所者奥州合戰時、依軍功、自故大將殿所給也、雖讓給伊豆守妻(公蓮二女藥上)不孝□公蓮死去畢、彼女房子共非可知事、悔返之、立公員於嫡子所讓給也、被載式目畢、公蓮計定事、聊不可有相違云々、(以和字、略漢字)、如賴定朝臣所進狀者、公蓮、元久元年九月、成給下文於已妻藤原氏女、承元四年七月、藤原氏女讓女子藥上(賴定妻助局)狀者、公蓮所加判也、就彼狀、貞應元年十二月言上二位殿之間、不可有相違之由、給御返事、寛喜三年四月所給御下文也、從助局、去四月八日俄令他界畢、雖無讓置之狀、三人子息見存也、尤可相傳之處、公蓮忽讓他子之條、難治之恐也、二位殿御時被定置事、不可改之由、有御沙汰歟、何限此事、可有相違哉、云々者、如被定置狀者、代々將軍二位殿御成敗事、本領主與當給人事也、更非父與女子之篇、凡處分男女子等事、可依後狀之旨、具載同狀畢、然且任彼定置狀、且任傍例、可任公蓮後判讓狀、令公員領知湊地頭職之狀、依仰下知如件、

延應元年十一月五日　前武藏守平朝臣　御判
修理大夫平朝臣　御判

(蒼龍寺)

今按、この小鹿島文書の湯河、澤內、湊といふは、三名三地なり。湯川は今の井河、上下井河村にあたり、澤內は新城上下村にて、新城澤內の名のこれり。本書末段に、湊地頭職といひ、澤內湯河をいはず、脫文ある歟。さて、橘公業公員の子孫は、何の世まで此地を領知したるにや、肥前小鹿島氏の所傳にも明證なし。蓋、南北亂の比までも及びし歟、元弘建武の際には、すでに安東氏この湊邑を占取す。

郡邑記云、土崎湊は、畑十三石、免三なれど、家居二千戸、上下新町、肴町、菻町、酒田町等の街巷ありて、泊舟の津なれば、住民合して一萬口とぞ、鎭守は伊勢大神宮、社人四家、川口氏を湊町肝煎とし、御當家入國以來、累代の奉仕人とす、相染新田は、寶永二年開拓、龍神社あり、寺院多し、金光寺、遊行派なり、蒼龍寺、禪家にて、昔湊城主の牌所たり、

關東諸國兵亂、於是、北海夷狄、起動不止、時康季及其弟庶季、帥兵誅夷賊、有大功、重而賜將軍康季庶季、兩將共司夷狄征伐之事、依之、伏願、當社者羽黑山權現、湯殿山月山鳥海、三峯納請、所祈二世安樂のために、建立一社一字禮拜之間、此事載棟札者也、應永三

乙亥歲四月朔日、願主、湊東太郎安部康季判

在る古書は、中野大龍寺にあるべきを、此寺に移しあり。

〇沿革史云、明暦元乙未年、我邦初めて大船東海回しの事を圖る、是よりのち米穀を運送するに、土崎湊より松前の瀬戸を過ぎ江戸に至る、之を唱へて東回（ヒガシマハリ）と云ふ、之より先は、土崎より長州に至り、南海を經て江戸に至るを常とす、天保三年四年、凶作飢饉、天保五年正月、藩士をして越後新發田并に長岡より米穀數萬石購求せしめ、新潟港より、春寒風雪の難を犯して、直ちに土崎港に回漕し、以て四民を救助す、四十三萬五千二百六十二人、此飯米一人一日三合宛の積り、千三百五石七斗八升六合、三十日にて三萬九千百七十三石五斗五升、是を巳年十二月より午年九月新穀を得るまで、三百日間の豫算高、三十九萬千七百三十五石五斗八升、此內七萬千六百三十二石は藏入借上給分共、同二十一萬四千八百九十六石農民作德分、同壹萬石は麥同上、同一萬石沖入米、同壹萬石古米等にて現在、殘七萬五千二百七石五斗八升不足、云々、慶應四年戊辰、東北戰亂、八月初旬、庄內仙臺南部の諸藩、我疆土を侵す、時に英國汽船、土崎港に來泊、新銃五千挺、彈藥四萬斤、玉十萬發を載せ將ち至れり、曰く「秋田に御買上ならざるに於ては、庄內へ賣却せん」云々、因て其買取を約す、此代金拾萬兩、廿五日に授受を爲す。

寺內と土崎兩邑の間に、兩津山（リヤウツ）あり、その八幡社に兩津の名負す、龍神の訛か。丘阜を五輪山といひ、海山の眺望佳し、此に戊辰役官軍陣亡招魂祠ありしが、近年燒失す。

郡邑記云、兩津八幡宮は、田村丸將軍肌に附けたまへる尊像を安置す、馬上の像一寸八分、大雁俣の矢一本奉納、開基は寶龜十一年、大友駿河丸ともつたふ。〇沿革史云、土崎兩津の北方、高陽の地を選み、五輪の大石塔を建立し、定夜燈を設け、以て土崎港灣船舶出入の便を圖る、其高さ凡七丈、文化七年八月二十七日の地震、此塔崩れたり、明治十四年御巡幸の際、此邊に行在所を設けたり、又、文化中、穀保町虚空藏社境內に竿灯籠建設す、是は港口より東方に望見するが故に、大に出入船舶の便となりしが、明治十三年頃より此竿も廢絕す。

(津兩)

湊（ミナト）城址

隨鑾紀程云、土崎、舟車四通、貿易繁昌、天正中、秋田實季在檜山（ヒヤマ）、使其族友季守此、友季叛、乃攻拔其城而徙焉、實季嘗謁太閤、太閤問歲入幾許、對以五萬石、及德川氏秉政、移封奧州三春五萬石地、然閱文祿壬辰秋田氏分限牒、公室所收、及士祿祀田、合計得米九萬八千石餘、而魚鹽銅鐵雜稅不與焉、則封境廣大、城郭規模、蓋有可觀者、今神明祠邊、卽其遺址云。〇沿革史云、秋田湊の城は、永享八丙辰、安倍康季、勝軍野西北の方へ築く、其末子右近大夫居る、慶長七年まで百六十六年なり、平城にして、今東北に堀の跡水滿ち、相染新田の水源となれり、佐竹家、今の秋田城を築き、慶長九年八月移徙、後此城を破却せらたり、元和六年、神明社を建立し、今尙城壘の形跡を存す

今按、秋田安藤氏は、又湊氏といひ、南北亂以前に已にこれあり。元弘四年二月文書に、小鹿島、秋田城、今湊（イマミナト）とあるは、皆津輕（藤崎）安藤氏（庶流五郎といふもの）の族黨なり。南部八戸文書、同年（建武元）六月のものに、湊孫次郎祐季と明記す。

曾我太郎光高（童名乙房丸）謹言上、（陸前齋藤文書）

欲早任重代相傳知行被成下安堵國宣備龜鏡、津輕平賀郡內岩楯大平賀沼楯村々（中略）、當知行于今無相違。

爰津輕大光寺合戰朝敵餘黨人等、小鹿島、并秋田城今湊構築所々、可亂入津輕中由有其聞之間、國中給主御家人、令集會大阿子鄕、一口之爲防戰、令相待凶徒之由、承及之上は、可然者被成下安堵國宣、全所領、彌爲抽合戰忠勤、恐々粗言上如件。

元弘四年二月　日

(湊今)

小山內氏津輕考云、安東貞季の子、盛季、庶季、兩家と分れ、秋田上國（カミノクニ）と稱せしは、庶季、湊の城を取て後稱せし號なり、依て城介、上國と稱しければ、兄盛季が藤崎の城を、下の國と稱せるよし明白なり、藩翰譜なる秋田系圖に「盛季を庶季の子とし、成季、惟季、照季、定季、定季二子あり、一を友季、二を愛季と云、天正十六年九月、秋田湊の城に卒す」と、會津四家考合の說には「貞季が嫡男盛季、二男庶季」とあり、系圖に載る處と大に異なり、然も我藩舊記に見ゆる處と、四家合考の說とは、粗相似たり、何れか是ならん。

赤神本山（男鹿島）緣起によれば、建長五年安部盛季、其族裔、元德三年の高季、延文元年の政季、應安五年高季、永享三年の盛季、永正十五年の堯季等見ゆ、同名異世の人も多し。建長の盛季は湊在住にはあらざるべし、津輕下國在住ならん。

永慶軍記云、南部の庄司義政の代に、秋田城介、聊逆意の子細有に依て、南部庄司安からず思ひ、康正二年大軍を率ひ羽陽秋田へ押寄る、其頃葛西伯耆橘守持信は、義政の聟たるに依て、加勢として舍弟四郎信敏を五百餘騎にて差遣す、義政此勢を合せて、秋田其比の居土崎に取懸、散々に攻戰ふ、城介防に其力なく、色々和を乞ひたり。〇松前家譜略云、天文十五年、森山季定亂を作す、伊駒尋季之を伐つ、松前季廣赴き援く、季定自殺す、湊東九郎左衛門尉茂季より、松前へ物を贈らる、茂季は湊左金吾堯季の後裔なり。

野史、秋田愛季傳云、愛季初字下國安東太郎、繼同族友季後、併領秋田湊及檜山地、稱秋田城介（一本秋田家譜）、及織田信長起、遙送款通信、毎歲不絕、迄關白秀吉不變焉（藩翰譜）、天正五年秋、叙從五位下、（歷名土代）

今按、奥羽永慶軍記曰、義祖繁季、住奥州津輕湊、與國中、足利尊氏授以秋田比内三郡、迨實季歷二百餘年、藩翰譜載、實季五世祖、安東太郎鹿季、應永中、自陸奥外濱移居出羽秋田湊、自稱秋田城介其子成季、成季子惟季、惟季子昭季、昭季子定季、世字安東太郎、稱秋田城介、生二子、長友季、次愛季、云云、

先是、羽黑山別當記卷數于國中、天正十年、到豐島有浮言、羽黑衆徒與豐島通謀、欲襲秋田、愛季起兵攻豐島、轉攻高岡城下之、羽黑山徒鬪之、與湯殿山議、募兵於莊内、海陸分路而進、愛季隊長大平五郎屯于赤尾津境、與男鹿隊長涌本親季、掩擊山徒于海上、山徒戰敗遁走、十五年九月愛季卒、(藩翰譜傳考系圖)、子實季、居檜山城、使品川重氏守豐島城爲山北備、同族修季居男鹿涌本城、友季居土崎湊城、友季故城介定季弟友親子也、幼而孤、叔父修季撫育之、謀反計、築諸砦輸嘗藥兵、實季怒、率涌村義包、淺利則頼、五城目季盛等、攻土崎、前鋒戰于下刈、斬關拔寨、明日進圍湊城、無利而還、再發兵攻修季於涌本城、復不利、明年、實季分隊于南北、而攻湊城、會淺利則頼畔而應友季、與修季通謀、實季退次于大久保、友季修季、軍于猿鼻、實季進兵接戰、三日未決而罷、實利怒則頼懷貳、攻扇田長岡城、皆不克、十七年、實季慶攻湊而不利、遂乞援于由利山北、歩騎四千餘軍于大久保、豐島重氏、六郷政乘等兵、陣于寺内、由利兵二千餘、以軍艦二百餘、自土崎湊合攻、連銃巨礮、拔寨三處、由利人矢島滿衡、請先登、竟乘外郭、縱火攻擊、城陷、友季修季出走、實季徙治湊城、令弟實泰居檜山城、族勝盛守比内城、時永井廣治只大平城畔、小野寺義道援兵、出軍于苅和野、屯于白瀧長峯、實季分兵歷太平、使岩倉右近爲先鋒、踰金谷嶺而出于淀川、湊船岡川屯于唐松野、天正十六年閏五月、先鋒接戰、山北兵壓崖、死傷者多、實季部下羽川義植、歷樵路夜襲山北二陣本堂義親等、縱火掩擊、明日六郷政乘赴由利陣、肯議講和、實季與義道行成、又諭廣治降之、十八年、南部將北信愛入比内庄、實季擊之、復大館城、會關白豐臣秀吉征伐小田原、置戍而還、進謁秀吉、安堵舊領、

急度令啓上候、仍昨日南部殿御禮被申上候、一段御仕合、近比之我等式迄本望候、供仕候而罷上候得共、增田右衞門尉殿御かゝへを以、御禮不申上候、某身上之儀、萬端任恐存急之條、可然樣任置候、猶此旨得貴意候、恐惶謹言、

七月七日(天正十八?)　湊九郎　通季

(この一通、淺野文書の中に在り、通季は當時實季の被官として、湊の家跡を承けし人ならん、增田かゝへを以て御禮申上すとあれば、殿下の謁見を得ざりと見ゆ)

慶長五年六年、亂平之後、最上義光有憾于實季、訴江戸幕府曰、實季黨三成、乃召義光實季于東府按驗、實季陳曰、臣嘗莫貳、攻自然古城(在由利郡八島莊)斬敵百餘人、又攻三成黨大森宗近于雄勝郡陷其城、臣如懷異圖、奚爲攻伐矣、義光曰、若夜攻戰、聞東西軍決、變前盟伐與黨、公曰拔二城者在何日、答曰攻自然古者八月下澣、取大森者九月五日也、臣聞關原之戰九月十五日、設令雖與寇通、何可得千里外察敗滅於一旬之前、而廻奸計乎(藩翰譜)、或曰、實季嘗被出兵命、而辭曰、臣封域中有淺利與一者、誘土寇起亂、今寇未平故不能、東照公聞之曰、彼有多邑、託土寇辭兵、不可不戒、以爲故家、徙邑于他邦云。(落穗集)今按、自然古(篠子)、大森の役の年月、疑惑あり、九月十五日以後に屬す。

慶長七年六月、佐竹義宣入部に先んじ、其家臣に敎へて、秋田へ到らしめし時の書に曰く、「惣別下々亂れなき樣に堅く申觸るべく候、常陸より相越候者共、在々に差置かず、秋田町中に一處に相集め差置くべく候、右にも申遣す如く、給人屋布へ主付候事停止仕るべく候、手前下り候迄は、町宿に居可申候、殊に知行により候て、舟役山役等、役是小物成、跡々の儀還に相調申べく候、北城御事は、先當座に、江戸の館に御座候分に候」、此に町とは即湊町なり、北城とは父義重を指す。

土崎港

即、御物川の海口にして、土崎市街の南、勝平山(河邊郡新屋町)の北にあたる。男鹿島の船川港を、西北二十浬に望む。

沿革史云、土崎の港口、寛文八年、勝平山の北麓を切拔き、新水戸を開きたり、是より、穀保町の虚穴藏堂の直西の方位、嘉永年間まで不變、元文三年四月、水戸淺せて其深さ四尺に滿たず、故に藩府之が摑渫に從事せしむ、而して舊水戸は漁船たり共通航を禁じ、嘉永年間までは其形を失はざりしが、其後雄物川の流勢北方に水心を變じ、當町荷揚場なきに至りしを以て、明治十八年、波止場を築造す、又、寛文切割は、伊勢國大和屋某銀主となり、開通の功を奏す、其後は、常に水戸敎を置き、旗を振りて入船に信號す。○水路志云、雄物川口の幅約二鏈なり、此邊地勢低く、海岸は一帶の沙濱にして西に面し、川口は北西に向ひ、水深一尋乃至二尋なり、是より水深は定率あり、距濱一海里二鏈に至れば十尋界に達し、其底質は沙泥なり、土崎町は、川口の上流一海里にありて、右岸に沿ひ、人口一萬二千餘、秋田市は土崎の南東方三海里にありて、其間馬車鐵道相通ず、錨地は雄物川の前面にあり、七八百石以下の和船小汽船等は、皆風波を避けて川内に碇泊す、冬季(北西風期)の外、貨物積卸の爲めに寄港する者多しと雖、一時假泊の錨地に過ぎず。

飯島

今、穀町、飯田を併せ、飯島村と云ふ、土崎港町の北にて、堀川に緣り、海岸に近し、驛路之を貫

ぬき、土崎一里、大久保二里半。

堀川は、新城山に發し、西南に下り、飯島に至り、獨自に海に朝宗す、長四里。新城川ともいふ。

新城（シンジヤウ）　飯島、中野以東の汎稱にして、今、上新城、下新城の二村を建てらる者是なり、堀川は卽其溪流なり。

赴雄鹿途中作　詩　傳

一徑直如髮、何須去問津、沙乾覺路遠、田瘠識村貧、孤島異風俗、居民多朴淳、往來路傍拜、不復相知人、

（澤内）新城を澤内（サハノウチ）ともいひ汎名とす、秋田郡及び土崎湊の際に、小鹿島文書を擧げて澤内とあるは、卽此地なるべし。○郡邑記云、新庄澤は、山奥三里餘、杉林なり、小又、白山の兩派、合して新庄川と爲り、堀川橋に至り海に入る、此間の村里を新庄(又城につくる)澤内といひ、古城は保戸野に在り、新庄半治居れりと、又石名坂（イシナサカ）の城をば、阿彦佐七の居とつたふ。

中野（ナカノ）　今、笠岡、青崎、小友、岩城等と相合せて、下新城村といふ、飯島の北、金足村の南なり。

（追分）中野の追分（オヒワケ）は、能代路と男鹿島、船越路の岐分する處とす、停車場あり、鐵道、秋田八哩、大久保五哩、俗に榎の岐（エノキマタ）ともいふ。

郡邑記云、中野は正保三年開發、もと笠岡（カサガヲカ）村の支郷なりしを、山伏桂昌院秀慶之を開き、羽黒堂をも移し、後堂號を大龍寺と改む。

岩城（イハキ）　今、下新城村の大字とす。○郡邑志云、岩城村は新庄川に綠り、八幡宮あり、卽古城跡とす、新庄半治の居とぞ、天正年中、湊秋田家の臣下なり、一曰、新城右衛門大夫安則。

五十丁（ゴジツチヤウ）　今、道川、保多野（ホタノ）、白山（シラヤマ）等と合せて、上新城村と改む。飯島の東二里なる山中にして、仁別と山峰を以て相限る。北方の一嶺を、特に新城山といひ、上井河村へ跨がる。

（白山）道川に鑛泉あり、浴場を開けど、低温にして、設備も亦完好ならず、白山にも鑛泉あり、又銀坑を開く、其鑛脈は數多にして、第三紀の凝灰岩、若くは頁岩中に脈絡せる、鑛石は輝鉛鑛、閃亞鉛鑛、黃鐵鑛、黃銅鑛等なり、云々)

方上郷（カタノウヘ）　和名抄、秋田郡方上郷。○今天王、大久保、井河など、八郎潟の東南岸の地なるべし。方上は、卽潟邊の義にして、高泉郷の北なり。元慶二年、秋田城北の十二村賊地と爲れるものを擧げて、其末に、大河、提、姉刀、方上、燒岡と云ひ、燒岡は今の金足村高岡なれば、大久保などを專と方上村といへるを悟るべし。

北野（キタノ）　今、天王村の管内なれど、中野追分の北、金足村下刈、八丁目の西なる沙斥をいふ。

男鹿名勝誌云、北野は典農（テンノウ）村の東なる廣き砂原なり、東西三里半南北餘里餘、眞澄遊覽記に「立野の牧は北野を指して云へみるにや、津輕の瀧の澤を、信野の牧場といへど「陸奧の飽田（アイタ）の山は秋田の立野の駒も近つきぬらし」といふ古歌の秋田山は、杜（モリヨン）の岳にして、立野は此の山に近き山を詠し也、云々、此野は渺々たる沙漠にて、往來の人民、夏は炎暑に苦しみ、冬は風雪に難みしを、典農村の人兒玉庄三郎、天保元年、私貲を抛て松苗二萬五千本を植付たるが、漸次に繁茂して、方今三里半の間鬱蒼たる松林をなし、行旅の便宜となる、路の傍三町許の距離にて、三十三箇の石碑建たり、此は其始め松林のあらざりし比には、茫々たる沙漠なれば、雪中などには路程も分明ならず、旅人の道標にとて建てられし所なり、天神社、寛文年中、藩主義處公建營したまふ、菅亟相を祭る。○郡邑記云、男鹿船越村の支郷出戸（デト）の天神社棟札「奉再興、出羽國秋田北野山天神一宇、大檀那源義處、寛文七年」云々。

近世まで、北野天王を男鹿島の分内とし、殊に船越村の支屬と爲せるを想ふに、船越天王の間なる水脈は、近世の前代に於て潰决したるならん。卽、中世まで、船越天王北野は、一條の砂堆連續し、八龍湖は西北に潰決したる者と考定すべし。

永慶軍記云、天正十四年、檜山城之介は、湊の軍に打負、かされて評定せられけるは、兎角涌本五郎右内は、湊落城する事難かるべし、涌本は纔の城なりといへども、八郎潟を前にして、人馬たやすく近付かたし、又湊へ取懸候はゞ、涌本先日の如く敵の後を切らんと出べし、然らば北野の霑き所に勢を伏置、舟越の在家に火をかけ鬨を上るに於ては、例の脇本修季、八郎潟に船を浮べ押渡さんは必定なり、前後を取切之を打取らん、云々。

天王（テンノウ）　或は、典農（テンノウ）につくれり、今、大崎、北野を合せて、天王村といふ。追分の西北なる沙嘴にあたり、卽、八郎潟南方の大堤塘を成す者、是なり。民家は、嘴端、男鹿島船越村と相對する邊に聚まる。(秋田七里)

（典農）郡邑記云、天王村は、もと男鹿島船越の支郷にして、寶永年中より別れて一村と爲る、船越へ渡海六町餘、土崎より五里。○男鹿名勝誌云、典農村は、男鹿島の灣口にして、船越村と一帶の水を隔てゝ相對す、八龍橋なき時は舟渡なり、故に昔時當村をも船越と云しを、近世兩村同名にて混淆し易きを以て、牛頭天王の稱號に依り、天王村と稱せしを、明治維新の後、典農の字に改む、銚子口古戰場は、典農の支村江河の海岸に在り、傍に陣營森あり、天正年中、秋田城介實季、脇本五郎修季と合戰の時、實季此森陰より銚子口を渡り、脇本城を襲んとせしに、修季も兼て松山の舟越と云處に備ありて防き支し故に、實季八郎湖の淺瀨を渡り、寒風山の麓を廻り脇本城の虚を窺ひ、其不意を討て之を責め落せりと傳へり、八龍

橋は、明治十一年、橋基を水中へ築出し、二百八十間餘の長橋を架す、昔時此處に岡田の橋とて遠州著名の橋にも斉しき長橋の架りしを、何頃の戰爭にや其橋を取毀ちたりと。（秋田覽古編云、天王村有神廟、祀素盞嗚尊也、祀典用尊斬蛇故事、按尊斬蛇處、在出雲國、不與此地相係、而祀廟東有龍湖、湖南有足摩乳祠（祠在三抜岬、稱祖父宮）、湖北有手摩乳祠（祠在鷹崎、稱姥御前宮）皆涉尊之故事、可謂奇矣、出羽國舊與越之所割、尊之戮八岐蛇、其神威震耀于北越、遺武遠被于後世、則今此地祀尊併祀足手二神、亦似不偶然矣、不知湖神稱八龍、亦或無因此祀廟而名歟。

大久保（オホクボ）

今、大久保村といひ、天王の東、飯島中野の北にして、湖澤の東南岸に屬す。鐵道、土崎八哩、五城目五哩。

八龍湖　　賴三樹

鹿山粘水遠模糊、幾葉漁舟出柳蒲、一醉何妨少時睡、夢魂飛入洞庭湖。

永慶軍記云、天正十四年、居田の淺利兵部少輔則賴は、去年涌本攻の以後、城之介實季に中違て有けるが、今年は湊と涌本に内通し、檜山勢の跡を追て來りしが、北野に鬨の聲聞えければ、湊の後詰は遲からず、先涌本の敵を追拂はんといふまゝに、北野を指て押よする、かくて城之介、前後に敵を置ては始終勝利を得がたしと、大久保に人數を引とりけり、湊九郞友季は、淺利涌本に對面し「此上は檜山を攻落さん事も案の内に候、されども寺内の敵いまだ退かず屯を張て控候へば、我は是を討ちらし候べし、御邊達は大久保へ向ひ給はり候」といふ、淺利涌本聞ていと安く候とて、湊の城を打たち、猿ヶ鼻を前に當て、入替〳〵三日が間相戰ふ。

下苅（シモガリ）

今、八町目、岩瀨、黑川、高岡等と相合せて、神足（カナシ）村といふ、大久保の南なり。神足は又金足（カナシ）に作り、野水の名なり、八郞潟へ歸注す。

（金足）

高岡（タカヲカ）

今、金足村の大字にて、小泉、濁山、長岡と共に、新城村へ接近せり。元慶二年紀、秋田城北の賊地十有二村を、上津野（鹿角）の北より數へて、方上、燒岡を最終とす。燒岡は、タケチカとよみ、今の高岡恐らくは是なり、常陸國燒山關（常陸久慈郡）を、タケヤマと訓めると同例也。

郡邑記云、小泉村に、男潟、女潟てふ二池あり、灌田の堤と爲す。

（燒岡）

黑川（クロカハ）

今、金足村の大字なれど、大久保の東一里、石油滲出の地とす、地名亦之に因る、北は龍毛（リユウゲ）に近し。〇郡邑記云、黑川村松杉林植立あり、古城は村東にて、昔岡彦右衞門尉といふもの住せりと。

蚶川（アブカハ）

今、上蚶川は豐河村と改名し、下蚶川は金山、和田、妹川、飯塚と合して、飯田川村と改む。大久保の東北にして、驛路にあたれり。上蚶川には銀坑あり。郡邑記云、和田（ワダ）村に羽立といふ、支郷あり、古城を鷲尾館といひ、三浦黨和田五郞盛末の居とぞ。

（和田）

態中遣候、仍而。慶長二年之代官所之高、千九百石餘の物成、五百四十石に相究、内三十五石未進仕候由、言語同斷之事、云々（中略）、

正月十一日　　實季　判

門間　兵左衞門かたへ

御代官所御物成、御算用目錄、

四百四十八石三斗八升七合　　妹川村　和田村
御物成出口四百五十石四斗三升
三百五石五斗七升二合　　蚶川村
御物成出口（原缺）
六十二石八斗六合　　砂原村
御物成出口九石八斗四升
百十石四斗九升三合　　まふみ村
御物成出口二十八石四斗五升五合
五百三十石二升一合　　飯塚村
御物成出口百四十五石九斗一升
四百六十一石七斗七升　　大今戶
御物成出口百六十石二斗八升　　小今戶
右之總高千九百十九石六斗四升九合
此物成五百四十一石六斗四升五合

十月十九日　　門間　兵藏

湊　兵右衞門殿

郡邑記云、龍毛村極樂館は、秋田家の山田喜兵衞の居なり、八龍湖を見下して、至景なり。

龍毛（リユウゲ）

今、上蚶川、槻木（ツキノキ）、船橋等と相合せて、豐河（トヨカハ）村と改む。下蚶川の東なる丘陵に屬し、土瀝靑の露呈を見るべし。

（槻木）

隨筆紀程云、土瀝靑、俗名臭土（クサウヅ）、寬政中、土人始知其功用、造油烟、歲久業廢、明治五年復之、土脈起南秋田郡槻木邨、連亘龍毛岩瀨二邨、據近日概測、其容積大約三百五十萬立方尺、他如同郡脇本邨、及山本郡駒形邨、亦有墳起地上者、蓋歐米諸國、用此營治道路、車馬不毀、霜雪不凍。〇山崎氏地誌云、龍毛、槻木の西なる丘阜、及び其の附近の第四紀古層中より、土瀝靑を產す、丘阜は第三紀の新しき凝灰質泥板岩より成る、土瀝靑は或は凝固し、或は半流動狀を呈して、表土或は草木の根莖と相混容し、一尺乃至三尺の厚をなして、約二十萬坪の間に播布せり、近年、黑澤氏此の丘上に居を卜してこれを採掘製煉す、其製品は大阪東京へ販賣し、此地方にても道普請用、漆喰用に供し、又は屋根を塗り、或は船底に塗抹して、介殼の附着を防ぐべし。

濱井川（ハマヰカハ）

今、下井河と改め、今戶、小竹花（コタケハナ）、川尻、坂本を合す。下蚶川の北にして、大河村の南、

湖岸に緣れり、もと溪流の名に因る。

（井河）（湯河）

上井河村は東方の山中にして、蒞田、保野子、宇治木、井内、黑坪等を合せたるものとす。この井河は、小鹿島文書に、湯河といふ村里にあたり、吾妻鏡「延應元年十一月五日、薩摩與一公員、與伊豆前司賴定、相論出羽國秋田郡湯河事、今日於御前遂一決、散位康連奉行之、被付公員云々」とあるも此に外ならず。然るに、湯河と湊をば同地一名と爲して、土崎の古名歟と疑ふものあるは、失考とす。

今戸（イマド）

今、下井河村の大字となす。直に湖岸に居る。○郡邑志云、今戸村眞言宗寶相院の門前に、高四尺程、横一尺八寸位の自然石に、梵字并に「曆應二年云々」の刻字見ゆ、又、寺中の庭上に、高二尺程の石に、梵字并に「厂應四年四月二十三日」云々と刻む。

（姉刀）

元慶二年紀に、大河、堤、姉刀、云々とある堤は、或は提につくり、之をばヒサゲとよむは、いかにや。恐らくは、堰の誤にして、卽井河の地か。姉刀は詳ならず、今井氏北海史論に、潟の東北に姉又てふ村名のこるとあり。されど、濱井河にも羽立てふ地名あり、(郡邑志云濱井河支鄕羽立村)アネタチ、アネタチ、轉訛の條理を認むべし。

蒞田（ナモミタ）

今、上井河村と改む、濱井河の東一里。蒞は草名ナモミなり、和名抄、菜耳、奈毛美と載せたり。

（井内）

郡邑記云、井内は虹川山内の北にて、井川の上流にあたる、山中杉松おびたゞしく、奥は檜にて、凡三萬本といふ。

率浦鄕（イナウラ）

和名抄、秋田郡率浦鄕。○今、大川村、面潟村、五城目、馬場目などにわたるごとし。方上鄕の北にして、往時の郡鄕制定の限界は、此に盡く。率浦とは、砂浦の義歟、湖東の地にして、今も面潟村に浦町の名のこれり。齊明紀四年の條に見ゆる齶田浦神も、此浦に在りしにやとの說あり、されど、これは浦といふ名字につきての事なり。○郡邑記云、慶長年中、澁江内膳同行の時、下筋の在々は、海邊近く、八龍湖あり、且、山に遠からず、又能代湊あり、阿仁銀山あり、魚鹽の利あり、而も田地人數より不足也、故に業に不意、奢侈あるべからず、人の言語夷蠻に近し、然とも質直にして不僞、實に賴もしき民家の風あり、と云へりとぞ。

大川（オホカハ）

今、大川村といひ、西野、石崎、樋口等を合す。井河の北に隣り、馬場目川は、此にて湖灣に歸す。

大川とは、もと此溪名に出づる歟、長五里。

按、元慶二年七月、出羽國奏言に「秋田城下賊地者、上津野、火内、榲淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉刀、方上、燒岡、十二村也」とあり、この大河は、今の大川村たること明亮とす。(文治中、平泉泰衡の郎等に、

（大河）

大河次郎兼任あれど、同名異地ならん)。永慶軍記、湊檜山合戰の時、大川殿左衛門佐は、檜山方として、郎等蛸浦某と共に打死、云々と載す。○地理志料云、東鑑有藤原泰衡將大河兼任、蓋大川邑人、泰衡滅後、收合餘衆、僞稱源義經、略出羽海邊莊、徇仙北郡、聲勢稍張、初泰衡之敗、其將由利維平降賴朝爲親兵、兼任致書曰、古報六親之仇有之、未聞復主之讐者、今我始爲此擧、將以申君臣大義也、轉戰竟死、可謂義人也。(下の大方、并びに鵜川の條に合考すべし、兼任は大方以北の住人なり)

一日市（ヒトイチ）

今、一日市村といひ、大川村の北、面潟の南なる村驛にして、大久保二里半、鹿渡(山本郡)三里、五城目停車場の南半里。

郡邑記云、一日市、家居二百戶、青原寺、禪宗、浦大町の城主三浦兵庫頭盛永が菩提所とぞ、盛永、天正中、檜山の大高相摸守に殺され、其子五郎盛末、押切に居る、卽一日市の地なり、既にして、盛末其臣小和田甲斐に弑せられ、三浦氏絕ゆ、三浦氏の石塔のみ遺り、世に石頭寺と稱しけるが、其後靑原と改む。

五城目（ゴジヤウメ）

今、五城目町といふ、一日市、大川の東一里、馬場目川の北に緣り、一名邑とす。鐵道停場は、町の西北半里、夜叉袋(面潟村)に在り、土崎十四哩、鹿渡七哩。○五城目城址は、山内に屬す、通考すべし。」

永慶軍記に「天正十六年、元南部の郎等たりし大光寺左衛門尉は、不實に逆心の名を得て、戰ひに利を失ひ、津輕を落て、比内の城に有けるが、五城目兵庫は、主君秋田實季を恨める子細あり、大光寺はかれて五城目と朋友のよしみあれば、幸にして五城目を語らひ、比内を南部の手に入、我身の科をもゆるされ、本領安堵せんと思ひ、密に五城目を語らふ」、云々。この五城目氏は、比内十二所の城主にて、南秋田には非ず。

高崎（タカサキ）

今、久保、館越、槐等と合せて、馬川村といふ。五城目の東南にして、馬場目村の西、上井河村の北なり。

馬場目（ババノメ）

今、馬場目村といひ、馬場目川の源谷とす。五目城驛の東南二里、山嶺は、阿仁、仁別の幽僻にわたる。

郡邑記云、馬場目村白山權現宮、棟札のうつし二枚あり、建長の年號は、安倍太郎吉定、弘安は藤原久綱とあり、貞和、應永、慶長の三枚は全く遺れり、昔は大同の年號の鰐口ありしといふが、今はなし、城跡は大釋寺といふ地にあり、此村の奥凡四里、大平嶽と表裡し、諸木欝蒼たり。○永慶軍記に、秋田實季の一族、馬場目安東五郎季宗といふ名見ゆ。

中津又（ナカツマタ）

今、富田、山内等と相合せ、富津内村と改む。五城目の東一里半、小阿仁(北秋田郡)へ間道あり、笹森峠を越えて往來す、(小阿仁沖田面へ四里)。

（淺見内）

淺見内は、今内川村と改む、中津又の北にして、五城目の東一里半。硫黃泉あり、熱七十七度、僅に澡浴の設備を爲すのみ。

山内（サンナイ）　（五丁目城址）

今、富津内（フツナイ）村の内なれど、五城目の東に接し、五丁目城址あり。

郡邑志記、五丁目（コチヤウメ）城は山内村に在り、圓通寺は五丁目釆女正の牌處なり、十三騎堂は、昔南部の士十三人、此にて切腹しけるを祭る者なり、十三騎の像を安置す、前平の城山は、釆女正亡びて後、秋田右近盛秀居る、古城の側より、元弘元年とほりたる石碑を發見し、洪武通寶四貫文を獲たることあり、（元弘の碑は、羽黑山湯殿山月山と刻み、今村内高性寺に安置す）、釆女正は、湊友季敗北の時、逃れて蝦夷島へわたり、今松前に寶塔寺といふは、圓通寺の末寺なり、或は、松前侯の先祖は、即五丁目釆女正なりとつたふるものあり。○沿革史云、山内の五城目釆女正は、檜山實季と湊友季が一亂のとき、友季に味方し、友季戰負けて生害せしかば、釆女正は松前に落行りとぞ、實季分限帳に「山内右衛門」、又、眞澄の記に「山内村、右衛門尉櫓跡あり、圓通寺に牌あり、天光願清大禪定門、享祿二己巳年」云々。

浦（ウラ）　（夜叉袋）

今、浦大町、浦横町の二區に分れ、眞坂、夜叉袋、小池、川崎等を合せて面潟（オモカタ）村と改む。五城目の北、一日市の東北一里許、驛路は夜叉袋（ヤシヤフクロ）を經て、眞坂三倉山に至り、山本郡へ入る。

梓山誌云、浦大町浦横町、元一村にして、高嶽神社の邊に故城あり、城主は三浦五郎義包と云ひ、秋田實季の幕下なり、義包が叔父三浦九郎、南部へ一味しければ、實季之を擊ち二人共に死す、一說、三浦兵庫盛永は（一に盛家に作る）湊九郎に一味、檜山殿に逆ひ、竟に自害す、其子義包（千代若）享祿二年、歲七つ、坂田の湊迄落ち、愛季公へ罪を謝し、男鹿の内、舊地三百町賜る、即、押切へ還住しけるに、又謀反を企るとの疑にて、天文九年、秋田家より殺さる、云々。

高嶽神社（タカタケ）

今、浦大町に在り、或は之を以て式内山本郡副川神社に擬するは、誤謬、論なし。蓋、近世、高嶽の陰なる檜山郡を山本郡と改定せるに因り、此說も出てしならん。

神祇志云、山本郡副川神社、今在浦大町村高嶽山、曰山本宮。○或は曰ふ、式内副川神を浦大町に定められしは、正德四年の事なり。抑、本祠は廢絕年久しく、その趾を知る能はず、秋田藩主佐竹義格、長臣茂木知教に命して舊趾を搜索せしめ、これを仙北郡の神宮寺に得たり、然れとも遠く秋田城を距るを以て、更に今の地に建築し、社領三十石を寄附すと。○郡邑記云、白水澤村保呂羽權現、前年、寺社奉行茂木氏、此山の靈異を上聽に達して、副川神社と崇め、堂宇を立られ、社領三十石附けらる、寛文中かといふ。

眞坂（マサカ）　（三倉崎）

今、面潟（オモカタ）村と改む、浦町の西半里、湖岸の山坂に緣り、津輕能代への大路之を通り、南秋田、山本の郡界は、其三倉崎に在り。○此眞坂三倉（ミクラ）崎の通路は、野代往來の一險阻なり、昔は之を避けて、小鹿島を迂回して、驛次を定めたり。

八龍湖晚望　　田口江村

北風吹起捲湖雲、雲裏日脚雲外透、只疑八龍將行雨、起立各向前村走、須臾雲破日開顏、萬斛黃金瀉波間、紅酣紫醉山一座、上着縹渺靑螺鬟、山趾漸分湖容正、望湖亭主（亭在三倉鼻）前望寒風雄鹿（二山）笑相迎、玉鱠斗酒不俟謀、霜葉酡顏相輝映、五行到處皆隨緣、水枕好作壓湖眠、倚欄吟盡湖上景、殘照全收山蒼然、

三倉崎は御鞍岬につくり、八龍湖、男鹿島の勝景は、此に之を總攬すと稱したり。明治十四年、車駕北巡の時、駐蹕登望の趾を、南面岡と命名し、碑を立つ。

燒山（タケヤマ）

三代實錄、元慶亂の時の古戰場にて、秋田城と野代營の往來要害の地也。今、其名を傳へず、恐らくは、湖東の直路（小鹿島を迂廻せず）にして、浦町の高嶽の山麓ならん。

元慶二年四月、出羽國奏言、賊徒彌熾、不能討平、且差六百人兵、守脊隘口野代營、比至燒山、有賊一千餘人、遮出官軍之後、殺略五百餘人、脫歸者五十人、城下村邑廬舍、爲賊所燒損多、

やがて、今の眞坂三倉鼻の孔道にあたる、形勢殊に南北の阻障たり。然るに、燒山の直路は、其後閉塞せられしにや、文治五年十二月の大河兼任は、男鹿島を經て南下したり。近世の初めまで、三倉鼻は驛道に非す。此の路開閉の沿革、なほ尋繹する所あるべし。

八郎潟（ハチラウガタ）　（琴湖）

又、八龍（ハチリユウ）湖と云ふ、古人單に大方（オホカタ）と稱す。男鹿島に掩蔽せられし內灣の、一變して斥鹵と爲れる者とす。或は琴湖（コトノウミ）といふは、其由來を知らず、琵琶湖の對名にや、東北第一の大湖澤にて、南北六里東西三里。

地學雜誌云、湖澤の生成を考ふるに、大地構造の內力に基因し、斷層陷落して生ぜるは、琴琶湖、十和田湖の如き皆然り、八郎潟の成因は、風の作用にあれども、陷落も亦これが副成因なりと云ふべし、凡斷層の爲に生ぜるを陷落湖と稱す、但し、地下水の爲に空洞を生し、上部落ち込みて湖池をなせる者も、陷落の一種なるが、これは外力に由れるなり、此種の湖は我邦にはなし。山崎氏地誌云、八郎潟、南北二十六粁、東西十二粁あり、周圍は凡六十粁、北は一條の砂嘴によりて大海と隔て、西は男鹿島に蔽はれ、南はまた砂嘴を以て海と隔て、僅に船越天王の間、狹き水道を通し潟口をなす、その最狹き所は二三百米許にして、流極めて淺く、小舟を通するのみ、この水道の北端に一長橋を架す（八龍橋と云ふ）、湖內の水甚淺く、その中央最も深き所にても僅に二尋半なるのみ、その沿岸は洲渚低原相連る、この湖もと男鹿島を前面に控へて南北に開口せる一灣（海峽）たりしが、多年御

（八龍湖）

物能代二川が降遂したる土砂、風浪の爲めに此の間に滯流堆積して、遂には帶狀の砂丘を生し、以て外海と分離し、今日の狀を成せし也。○俗說、御物川は昔八郎潟へ注入したりといふものあり、されど、何時代の事にや、荒唐信を取るに足らず。地震陷沒の事は實なるべし、秋田河（仙北川、卽御物川）の地變は、添川鄕勝平山等に合考すべし。

地學雜誌云、俗說に由れば、八龍（ハチリユウ）湖は上古十三餘の村落あり、仙北川は此地を經過して能代海に注ぎしが、大同二年二月八日の夜、忽然水湧出して潟となりしと、現今此水底より竪、松、杉等の半は朽ちたるものを出す、住民之を乾して薪料に供す、又史籍に據れば、承應二年には、脇本浦字赤平より大戻まで六町陷落せりと云ひ、又文化七年の地震には、同所四百間餘の地湖中に落入れりとぞ。

男鹿名勝志云、八郎湖の卷網、三尺許の小網なり、舟にて鯔を見付け、棒もて水を打叩き追廻す、其狼狽して逃げ走るを、網に付けしタモにて汲取る、是は淺瀨に限るなり、又冬日堅氷を穿ちて、曳網の法あり、最奇也、

八郎湖中作　大窪詩佛

晩向海門觀打魚、西風纔起欲波初、四山金碧斜陽裏、萬頃玻瓈秋雨餘」。二舟下網截江迴、一舸驅魚噪打波、三艘次第令來處、千百銀刀似擲梭」。發硎快乃水光清、出網鮮鱗雪色明、斫作膾材汲潮洗、金虀不用倩香橙。

湖邊の方言に、狐館といふは、彼の蜃樓鬼市の如く、春夏の交に、白氣の空中に顯出し、幻影を生するを云ふ。

○終北錄云、文化五年九月初一、次森岡、初二日、行循八郎潟、相傳、昔有三人樵於山、八郎者得三魚於溪、欲待其友而食、試食其一味珍甚、途食而盡、忽不堪渴、俯飲於溪澗矣、友來見而異之、顧曰我將爲異物、爾等急去、言未已身化爲龍、拔山簸海、乘風雲而去、由是有此潟、廣三里袤八里、終日行而不離潟、鳧雁鷗鷺滿水面、鴻荒之世怪誕說、不可詰以常理、舍人親王尙筆而不削、諸國亦往々多此類、奥羽猶亡而不存、八郎潟事可以補風土記之闕也、晩次大久保、初三日、次土崎、初期宿久保田城下、因土人托事故而辭、次于此、旣而聞秋田藩制不許他國師舍于城下、若有過城下者設備於城內、待其過而撤、海出雷魚（ハタハタ）、魚初出常洋、及佐竹氏徙羽、絕于常而產于羽、土人神之、爲制鰰字。○詩佛の長句の中に、八龍湖の凍合を詠して、

又聞秋城寒威緊、洪河凍合及太湖、太湖周回三百里、洪河廣袤十里餘、氷合水面厚幾尺、來往直通馬又車、雨雪一冬積幾尺、埋沒人家家欲無、云々。

永慶軍記、天正十年。心濟修行の條に曰く、

出羽の國秋田へも來にければ、此に大なる湖水あり、是なん八郎潟といふ、里人に由來を聞に、むかしいまた湖水の無りし時、此所山林なりければ、近き里人三人木樵に入る、八郎といふもの一人澤邊に魚を三つ取て、幸なり三人して食はんと思ひ是を燒く、其匂ひ芳しくして堪難ければ、兎角堪忍ならずして、獨にて三つの魚を悉食ふ、然るに咽の渴く事限りなし、八郎澤水に浸りて、一滴も洩さず呑ほさんと這臥たり、二人の木樵來て八郎が姿を見るに、其さま替りぬ、八郎二人に向て、我はしかくの次第にて、今は大蛇となるべし、早く里へ歸れとつげしが、見る內に姿替て、廿尋の大蛇と成、崖谷を崩し此湖水と成す、故に八郎潟といふ、湖水の長さ七十里、横二十里、或は三十里と申ける。

大方（オホカタ）

（秋田潟）

八郎潟の古名にして、吾妻鏡に見えたり、秋田大方といひ、卽秋田潟の義なり。○風土略記云、東鑑、文治六年正月の條に曰く、

故泰衡之郎從、大河次郎兼任以下、去年窮冬以來、企叛逆、或號伊豫守義經、出於出羽國海邊（アマノベ）庄、或稱左馬頭義仲男朝日冠者、起于同國山北郡、各結逆黨、遂兼任相具嫡子鶴太郎、次男於幾內次郎、幷七千餘騎之凶徒、令首途、其路、歷河北秋田城等、越大關山、擬出于多賀國府、而於秋田大方打通、志賀渡之間、氷俄消而五千餘人忽以溺死訖、蒙天譴歟、爰兼任遣使者於由利中八維平之許曰、古今間、報六親若夫婦怨敵之者尋常之事也、未有討主人之敵之例、兼任獨爲始其例、所赴鎌倉也、仍維平馳向于小鹿島、大社山、毛左田之邊防戰及于兩時、維平被討取畢、兼任不向千福山本之方、至津輕重戰、殺戮宇佐美平治以下、御家人雜色澤安等、云々、

今按するに、海邊は河邊の誤にや、大方といふは大潟なるべし、土俗八郎潟といふ、幅四里長八里あり、方言氷を志賀といふ、寒氣甚しきときは、江河一片に氷となり、人其上を往來すること常なり、是を志賀渡りと云ふ。○大河の村名は、今も湖東にのこれば、兼任は此地の人かとも疑はるれど、由利維平が、之を小鹿島に拒ぎしを見れば、大方以北の人也。志賀渡は、もと氷上渡渉の義なり、今は湖水の東北に鹿渡（カド）てふ村名もあれど、それに牽强すべからず。（山本郡の鵜川、二井田に合考せよ）

男鹿名勝志云、眞澄遊覽記に「天王村の邊は昔千町川の流れて、渟代（ヌシロ）へ落し處にて、其渡を緒形と云へり」と記せり、案に、八龍湖を東鑑に大方と書けり、方は潟の義なり、此に岡田の橋と言ひ傳へしは、大方の橋と云ふことなるべし。

論大河兼任戰跡　青山延壽

鹿渡（カド）驛、屬秋田縣陸奥孔道、在山本郡、隨鑾紀程云「抵鹿渡浦、右見八龍湖、史稱、建久中、大河兼任、欲爲主復讎、聚兵七千、鎌倉出師來伐、過秋田志賀渡、會氷陷死者五千人、志賀鹿音相近、卽大湖也」甕江以鹿渡爲志

賀渡是也、然據此語、則溺死者鎌倉兵、非兼任兵、誤矣、且志賀東鑑作志加、音同、大日本史兼任傳云「兼任向地山北郡、有衆七千餘、由河北歷秋田、踰大闕山、過多賀國府、比濟志賀渡、俄而冰釋、溺死五千餘人、時由利維平、及橘公成、守小鹿島、兼任進攻之、公成棄城走、維平戰死」今云過多賀國府濟志賀渡、據此志賀渡在陸奥、非秋田、是亦誤矣、案東鑑云「兼任相具內徒、向鎌倉方、令首途、其途、歷河北秋田城、越大闕山、擬出于多賀國府、而於秋田大方打融、志加渡之間、氷俄消而五千餘人以溺死訖、蒙天譴歟、爰兼任送使者由利維平、云々、仍維平馳向于小鹿島、大社山、毛々左田之邊、防戰、及兩時、被討取畢」云々、明言擬出于多賀國府、非眞至國府者、日本史誤刪擬字、竟以志加渡爲陸奥也、所謂大闕山者、今最上仙臺間有關山越者是也、今以漢文言之、東鑑擬字宜在其途字下、文字顚倒、故致是謬誤、其實兼任嘗言、將歷河北秋田城、從大闕山出於多賀國府也、故其下云「於秋田大方打融、志加渡之間、氷俄消而五千人忽以溺死」大方即大潟、隨據耙程爲八龍湖是也、今推東鑑文意、濟志加渡、攻維平、蓋皆一時事、而非別時、唯其中間序蒙天譴等言、故使文義不相屬、所謂小鹿島、今云男鹿島、在大潟西、突出爲半島地、三面皆海、其屬大陸處、地形如蜂腰、若置守兵於此、則非航湖不能攻也、是役維平必以兵扼此地、兼任陽遣使諭大義、潛從鹿渡乘冰、攻維平於男鹿島破之、不然、所謂鹿渡灘屬大陸、別無可渡之水、而兼任亦無不見散濟湖之理、是必從此地乘冰襲維平、無容疑、是役奥羽飛報、維平走公成死、倉皇之狀可見、兼任濟湖、蓋有死者、何至五千人之多、是唯傳聞之誤、兼任兵七千而失其五千、不能復軍、何有此理、留守兵忌敗報勝、古今多然、故有少溺死者、張皇爲五千、歸罪於天譴、亦可笑也、賴襄外史云「兼任轉入陸奥、維平戰死」是以維平死爲陸奥、但見紀事本末、亦襲本史誤、其源出於拔刪擬之一字、其弊輾轉至此、語云差之毫釐、謬以千里、豈此之謂乎。(今按、本論に、鹿渡をば志加渡てふ說に擬きたるは、從ひ難し)

(小鹿島)　(島郡)

男鹿島

今、南秋田郡に屬すれど、八郎潟を隔てゝ其西北にあたり、海中に居る。東西五里、南北三里、乃至五里、十村に分ち、人口凡三萬五千。島の東北は、沙嘴山本郡に連なり、東南には八郎潟の狹水道ありて、天王村と岸を分つ。

風土略記云、男鹿島は今秋田郡に屬す、城下より此島北浦と云ふ所まで十七里、秋田の地方に天王村、男鹿の方に船越村といふあり、渡海の所なり、此島、能代よりは地續なり、國史を考ふれば、上古は渟代に屬しけるやに見えたり。

齊明紀「四年、阿倍臣伐蝦夷、陣船於齶田浦、齶田蝦夷恩荷進而誓曰、不爲官軍故弓矢、但奴等性食肉故持、若爲官軍以儲弓矢、齶田浦神知矣、將淸白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上」とあり。恩荷は、蓋その居に因りて名と爲せしものならん、後、男鹿、小鹿の字を用ふ。浦神は今の赤神のことにや、東鑑に「建久元年正月、爰大河兼任、遣使者於由利中八維平之許、云々、仍維平馳向于小鹿島、大社山毛々左田之邊、防戰及兩時、維平被討取畢」と見ゆ、大社山とは赤神山歟。石卷齋藤文書、延文中のもの「曾我上野介時助中、出羽國小鹿島事」云々とあるも、此地なり。○男鹿名勝誌云、男鹿は今秋田郡に屬すれど、此地を島郡と稱せしこと、康永年中、安部兼季が北浦の山王神社へ納めし棟札に記したれば、往時は別に一郡とせしにや、其名の顯はれたるは、三十八代齊明天皇紀に齶田の蝦夷恩荷、問菟の蝦夷膽鹿島とあり、男鹿は蝦夷の酋長の名なるを、後に島の名に喚なせしか、又元より島の名なるを、其地の酋長なれば、直に己が名に呼しか、詳かならざれども、嚮に鹿島と云を以て見れば、島名なるが如し、又、延暦年中に、大將軍坂上田村麻呂が、夷賊の巨魁大瀧丸を仙北郡女々木嶽より追討して、太平の邊を過ぎ、男鹿島へ追込み討取りたる由を、里老の口碑に傳へ、其舊跡の處々に殘りあるを見れば、其事の虛ならざるを徵するに足れり、近世（享保の頃の記錄に）までも、山中或は北磯の邊に、蝦夷の骸骨、又は兵器などを堀出せし事のありし、方今も處々に石鏃を得る事あり、此島濱邊の村々は、專漁獵をなし、傍農業を兼ね、中央は山嶽重疊、草木繁茂して耕地少なし、常の言語はなはだ高し、之を浪打聲と云ふ、島民の唄ふ唄多羅とふものあり、

聲はすれども姿は見へぬそれかあらぬか蟋蟀、

早苗雨とて戀しのばせていまは代田の落し水、

男鹿山の鹿は、秋田家(安部氏)の領地たりし時に、曾て狩絶せしを、佐竹家となり、慶安二年、鹿三頭を山中に放たしむ、其鹿の蕃殖して後には、田畑の害をもなしたるより、時々鹿狩ありて除きたり、方今に至りては銃獵の禁なきより、鹿も減少する計也、舊檢地高一萬石、直隸にて御直百姓と稱へられき、又、男鹿は海防の要地なりとて、寬政癸未六月、戸賀、小濱、北浦、船川に、唐船番所を置きて、警備を司らしめたり、今戸數四千百五十、人口二萬七千七百あり、(嘉永中、人口一萬三千六百)

樂亭退閑雜記云、羽州秋田の城より北にあたり、海中へさし出たる地あり、遠くのぞみ侍れば島山の如くになんあるといふ、此地よりいづる杉を、世もて秋田杉とぞいふなる、此島を男鹿山と言ご、そのうちに赤神山といふあり、其山上に神を五社まつり置く。

享保採藥使記云、重康曰、奧州又羽州ォカの島邊に、ハタハタと云ふ魚あり、其形鱒に似て七八寸斗、光生按す

るに、此魚の鰤なフリ、、と云て賞味す、土人曰、此魚、佐竹氏の領する所、何國へもうつり生る、故に一名佐竹魚とも云ふ、九十月雷の鳴る時必多く是を捕る、中華にも雷の鳴時出る魚あり、與州に雷穴と云ふ所あり、雷の鳴る度に其穴より魚多く流れ出るよし、圓機活法にも引けり。

船川港の鰰漁は、毎年小雪の頃より捕り始む、天保元年、手繰網と云を製して之を漁せしより、其便利を得、男鹿第一の漁業とす。又、佐竹氏入部の時、土崎の假殿へ、ハタハタの目指七百串を、男鹿島より獻したるよし、ものに見えたれば、入部以前に、既に此魚の漁獲せられしなり。

恩荷(オガ)

風土略記云、今の男鹿島は、齊明紀齶田蝦夷恩荷の居住せし地にや、此人に小乙上の位を賜り、又淳代津輕二郡の管領に定められし事、同紀に見えたり、又、義經記、吉次が奥州物語の條下に「兩國の大將軍をばおかの太夫と申ける、(按するに、恩荷の子孫なるべし)彼が嫡子栗屋川の次郎貞任、次男鳥海三郎宗任、のりとふ、重任とて」云々、承久記に、奥の岡の島橘左衛門といふもの、關東勢の内に見えたり、何れも恩荷の氏人にして、當島に居住しけるにや、義經記を見るに、おかの太夫と云しは、安倍貞任等の親なり、安倍家傳の說を考ひ合すれば、近代まで秋田を領せられたる城介殿も、恩荷の末なるべし、安倍傳記に「長髓彦の兄安日(アビ)は、神武天皇の時追放せられ、津輕に住し外濱安東浦を領す、齊明帝御宇に蝦夷亂る、阿倍臣比羅夫を將軍として差向けらる、此時安日が末葉に安東といふもの、比羅夫が陣所に來り告て曰く、我は是安日が末葉なりと、乃ち先鋒となすに大に功あり、比羅夫其功を賞して安倍氏を與へ同姓とす、是より安東安倍とも號し、始祖の名に通じて安日とも書す、其後夷また亂を起せしに、安東が末孫致東之を打平ぐ、其賞として將軍の號を賜ふ、一條院の御宇に蝦夷等襲來せしを、致東が末葉國東、松前に至り、上道下道より向ひて、數百人を打殺し、其首魁四人を虜にして歸る、國東が子頼貞、其子安東太郎頼貞、後に頼時と改む、奥羽二州を押領す、貞任の父なり」云々、按するに、安日か末葉安東と云ひしは、齊明記に見え侍る恩荷に同じき歟。

(島岡)

○按に、恩荷の安倍氏の此島に在住し、本山、眞山、赤上五社は彼の氏神なるべき事は、下に詳說あり。島の郡ともいへる由は、上にも見ゆるが、陸奥話記に合考すれば、橘氏の人々の在住も、數代に渉りたり、之を志万(シマ)ともいへり。

陸奥話記云、將軍頼義、定諸陣、出羽國住人清原武則甥、橘貞頼爲二陣、字志万太郎、橘頼貝爲四陣、貞頼弟也、字新万(シマ)(原書誤方)二郎。

(万新)

文治五年の、源頼朝の奥羽平定にあたり、橘薩州公業が、秋田の湯河、湊、小鹿島、楊田の數所を賜りしことは、別に所見ありて、此公業の子孫、何の頃にや此地を退轉したりと雖、肥前に封邑を保ちて、小鹿島氏を稱したり、古文書世につたふ。承久記に、岡の島橘左衛門といふも、公業なるべし。而も此公業と貞頼頼貝(陸奥話記)の關係を知らず。○進藤氏風土略記に引ける、天正十三年文書、

扠暫打過、無音意外之至候、仍、小鹿、檜山御加、爲御救、其許より被指下使者之段、最上より承候き、(中略)自其御郡中、檜山之爲御加擔、近々可有進發之由、必定候哉、(中略)使衆、秋田湊に相抱候由に候、是は可有僞説候之由、令推量候、(中略)

六月二日　來次氏秀(判、飽海觀音寺)

小介川殿(由利矢島館)

(鹿小)

船越(フナコシ)

今、船越村と云ふ、男鹿半島の東南端にありて、八龍湖の門戸に臨む。對岸は天王村にして、その間に長橋を架す(二百八十間)。八龍堂あり、湖神八龍天部を祭ると稱す、土崎を去る五里半。

按、諸州郡の例、船越とは地頸の蜂腰を成せるに名つく。前海後江、水脈の通するなきが故に、舟を丘に馳せて之を越すが謂ひのみ。依りて知る、昔は此湖、西北宮澤に決潰し、船越天王の間は、沙洲連續したる歟。今の如く、船越に斷ち宮澤に續くは、後世の變に由る者のみ、北野天王に合考すべし。

水路志云、八郎潟は、周廻十三里の淡水湖にして、南北に長く、中央の水深は二尋半に過ぎず、生花(ナヘバナ)埼の東方約三海里半)にある狹口に由て海に通ず、該狹口の最窄部は、幅僅に一鏈餘にして、水深四分一尋に過ぎず、少しく南西風あれば破浪起り、漁舟も出入しがたし。

拂戸(フツト)

今、福川を併せて、拂戸村と云ふ、船越の北にして、八龍湖の西岸に沿ひ、寒風山を西に仰ぐ。

ふつと船越りやうばのいで入候、ふつと村の者申分をきゝわけ候、前々のごとくにりやう可致者也。

慶長六年四月五日　寶　季　判

ふつと村百姓中

ふつと村船越村りやうばのさかひ有之よし、船越村の者御公儀へ申上候所に、ふつとの者さかひ者無御坐由を、御公儀へ罷出、たかひに法かい候節、ふつと村の者の申所きこしめしとゝけられ候、以來は先々のごとくにりやうを可仕にて候、後日いらん有間敷ため、墨付渡可申よし御意候間、一書如此候者也、

慶長六年四月五日　秋　田　右　近　判

大高又兵衛　同

ふつと村勘助方へ(郡邑記)

(森飯)

寒風山(サムカゼ)(カンプウ)

男鹿島の高峯にして、拂戸の西なれど、脇本村の管内とす。山麓を繞り、飯森(イノモリ)、大倉、浦田、樽澤、百川(モモカハ)、瀧川、仁井山等の部落散在す。○飯森、百川は、肥前小鹿島氏の文書に其名見えて井のもり(延

(百川)

應元年讓狀)桃川云々とあり。

下　乙王丸

可早領知伊豫國宇和庄内小立間重貞名、出羽國秋田郡小鹿島内、桃川、吉田、已上地頭職事、

右人、任親父前薩摩守公業、寛喜二年七月日讓狀、可領知之狀如件、

寛喜三年三月十□日

男鹿名勝志云、寒風山、古へ妻戀山とも、又羽吹風(ハフカゼ)山とも云へり、此山大小の石材を斫出し、家倉墳墓の用に供す、石質堅緻なるを以て名産とす、藥師長根とは此山の絶頂なり、高さ八尺餘九層なる石の塔あり、記録もなければ其年代を知らず、昔藥師堂ありて、脇本城主安東脩季の崇祠せし所なりとぞ、山中に池あり東西一町四十間南北三十間、地震供養塔は、寒風山の南腹に在り、文化七年庚午八月二十七日の地震に、山崩れ谷塞がり、家屋潰れ棟落て壓死のもの百六十三人、其他傷害に罹るもの勝て數ふべからず、於是佐竹藩主大供養を執行し此塔を建たり。○山崎氏地誌云、寒風山は、男鹿半島の第三紀層を貫きて噴出せる火山岩より成る、山頂稍圓くその高さ僅に三百七十米、長く緩なる裾野を曳き、頂上に火口址あり、直徑六七百米位、尚一の火口は、大火口壁の一部を破りて生し、その直徑凡四百米あり、火口底の西方に直徑百餘米の小池あり、寒風山最近の噴出は、文化七年庚午八月十六日に起りたりと。

私領分、出羽國秋田郡男鹿之内、去月廿七日山燒と相見え、地下鳴動、晝時過に至、山崩大地震にて、秋田郡本郡山村々之内千軒餘潰家、并怪我人等有之趣申來候、猶委細之儀は追而御屆可申上候、以上、

九月十六日(文化七年)　佐竹右京大夫

一先月二十七日、男鹿寒風山鳴動致し、大地震にて、不少潰家有之、死人怪我人不少、男鹿御百姓共可及難儀被思召、依之爲御救、人參秋田へ被差下候、

私領分、出羽秋田郡男鹿之内、去八月二十七日、山燒崩、大地震にて、秋田郡山本郡村々之内、潰家并怪我人馬等取調之覺、

潰家　千四百三十二軒

破損家　四百八十軒　燒失家　六軒

社寺潰　十二處　破堤　三所

土藏潰破損共　二百四十八ヶ處　板藏　十所

怪我人　百二十二人　死男女　六十一人

死馬　十四疋

右之通御座候、此外田地所々砂埋、或地裂等にて、收納不相成場處も有之候得共、損亡高之儀者、收納之上追て可申上、此段致御屆候以上、

十月二十四日　佐竹右京大夫

(生花崎)

脇本(ワキモト)

今、富永、田谷澤、浦田、百川、樽澤等、寒風山の地を併せて、脇本村と云ふ。船越の西凡一里、南は海に面し、北は山を負ふ。古城址あり、生花(スヘハナ)(一作雄猪鼻)埼に在り、海崖突兀として、船越津、船川港の間に高起す。

(涌本城址)

男鹿名勝誌云、脇本城跡は脇本村の西五町許、一名太平城といふ、元龜天正の頃、安東五郎脩季の居城なり、海上に斗出すること數町、究竟の要害なりしを、天正年間、城介實季之を落したり、城墟は分内狹からざりしが、承應二年海濤に打碎かれ、又、文化七年の大震に缺落て、前後四百間餘の地海中に沒し了ぬ。○涌(ワキ)本城址、東西十九町南北二十三町、往古は大鼻山(今生鼻)と云ひ、安藤五郎脩季の居城なりしが、廢城後も、十町餘海中に斗出し、自然の山城なりしに、承應二年、西は赤比羅(アカヒラ)より東は犬(イヌ)戻(モドシ)まで、六町四方位分裂して、本丸も悉く海に落ち、文化七年地震の節、また五町餘も分裂缺潰す、されど家臣の居宅の迹、土手井の迹今猶存す。(日本新聞)

(腋本)

○元慶二年、賊地十二村の中に、腋本(ワキモト)、方口といふあがり。腋本(ワキモト)は即脇本に外ならず、當時、男鹿島の汎名にも呼ばれしに似たり。方口(カタクチ)とは、湖水の海洋に通ずる門戸をいふ、然らば宮澤の地歟。

船川(フナカハ)

今、船川港町といひ、人口五千、(比詰、二井山、金川の三村をも合す)脇本の西南一里半。東南遙に土崎港に對し、西北に山峯を負ひ、艦船の寄泊に可なり。

男鹿名勝誌云、船川港、西は本山眞山を負ひ、北は寒風山を負ふ、前面(東南)自然の港灣をなす、延寶の頃までは、一町餘沖に居村せしが、漸々激浪に打れて地陷り、山を開鑿して居所とす、灣内は東西一里南北方五町、深さ滿潮二丈餘、汐干一丈八尺、水底淤泥にして投錨に宜し、戊辰戰爭の秋、軍艦の來泊に始りて、爾來汽船の往來絶ゆることなし、廢砲臺二所、港の左右二あり、明治二年藩主之を建造せられしが、幾年ならずして停止す、保量神社あり。

船川港(フナカハ)

水路志云、船川港は、其灣東南に向ひて開き、其幅は二海里七鏈、灣入すること一海里だに滿たず、近傍の山は適度の高さにして、多くは樹木繁茂し、海濱は低き壤岸と沙濱とを交え、水深は遠淺にして不齊を極め、底質は大抵軟脆の岩なり、夏期偏南風の頃は安泊の地にあらずといへども、冬季は附近沿岸中第一の好泊地たり、故に土崎辺りの船貨は、約十一月乃至三月の間は、此處に積卸をなすといふ、灣の北西濱に沿ひ船川町あり、濱岸には一小棧橋を設く、其北東の隣村を金川(カネカハ)といふ、三所に棧橋を架設す、大潮升一呎半、小潮升四分三呎、根の埼は船川灣の西角にして、海岸凹凸危險なるを以て、之に近づくべからず、燈臺あり。

(金川)

増川(マシカハ)

今、南磯分と改む、船川の南半里、其岬角を根崎、又根島といひ、船川港の西南限を成し、岬上に灯明樓あり。根とは暗礁の方名にして、海中に百間瀬と稱する奇

(磯分)　(大島)

險あり。

今、平澤、増川より以西、女川、臺島、椿、雙六、小濱、門前等の數村を合せ、南磯分といふ、島の西南隈也。古來、磯分の稱あり、柳田に引ける澁江小鹿島文書、嘉禎四年下文「小鹿島内、瀧河、磯分大島」云々、公業の子公員へ讓與せらる、大島は即今臺島なり。

男鹿名勝志云、増川八幡の祭神、宮若丸は、安部氏の祖なり、村の西濱に葬り、兒子墓と云ひしを、何の頃か、社堂を村後の高地に移せり、眞鍮扇一柄「享德四年乙卯閏四月吉日、男鹿鮮川村、願主泰春敬白」とあり。

女川

今、南磯分村の大字にて、増川の西南に隣る。○男鹿名勝志云、南磯とは赤神本山の南麓の濱をいふ、安部寂藏古宅跡は、女川村にあり、寂藏はこの島の長者にて、貞和の頃此村に居住して、本山の社堂を修復し、又觀應二年に、寺内村の古四王堂を修復せり、其子孫にや、弘治年中に、安部基季あり、本山の社堂を修復するとぞ、鵜の崎は女川の南方に突出す、此濱邊二十丁許の間は、海上に巨細無數の石礫、棋子の白戰ひ黑爭ふが如く、海中に錯置し、波濤相激して、畫工も其眞を寫すこと能はず、亦奇景と云ふべし、女川村の西、臺島村に、本山權現の神門あり、一の鳥居といひ、是より以内を御坂七里と爲す。(七里とは、門前までの古里程、六町一里のつもりならん)

雙六

今、南磯分村の大字にして、船川港の西南一里、北嶺を大場平といふ。南海には、崖岸繡錯、岩洞水石の奇、千狀萬態なり、西、門前村に至る凡半里。

探勝尋奇晩下程、荒村投宿近香城、長風捲海秋濤怒、缺月臨山夜鹿鳴、蛋婦待舟扉未掩、寺僧禮佛火猶明、遊人亦有閑公事、記水銖櫓過二更、　狩野　廣居

本山

今、南磯分村の管内にして、新山の南に並び、男鹿島の兩神山と爲す、標高七百米、門前より登攀、一里半にして頂上に達す。頂上を俗に袴腰といふ、富士に似たる山容なれば也、火山岩より成ること、寒風山に同じ。

本山新山の名は、紀州熊野山に、本宮新宮あるに擬すと云ふも、妥當せず。且、奥羽諸州郡に、熊野兩所を多く祭ると共に、本山新山の兩所を祭れば、二者比擬すべしと雖も、其祭神を同一なりとは爲し難し。又、日吉山王(比叡山)に擬する者あれど、牽強のみ。熊野日吉には、諸王子を請すれど、本山新山の如くに、主と五社王子を崇仰せず。本山赤神縁起に説きて、

當山赤神廟者、漢武帝祠也、舊記曰、景行天皇二年壬申、赤神天降、駕白鹿、建赤旗、與西王母倶至、時五鬼化爲五彩蝙蝠從之、武内宿禰巡視北陸道、歸奏、此島有神且靈異、於是天皇使皇女來祭之、號曰、赤神皇女、死建祠、曰赤木明神、五鬼者、曰眉間、曰逆頰、曰眼光鬼、曰首人鬼、曰押領鬼、云々、

とあるを惟ふに、必定寺内村の四王堂(古秋田城下)、淸川村(羽黑山)の五社王子等、羽奥越の諸州に越王、御聖など稱する者と同一なり。而も、此には五王五鬼を從祀とし、本祀を赤神といふは、特に異事に屬す、即男鹿島の本山たる所以ならん。彼れ、阿倍臣が討伐の日に、齶田浦神といへる、恐らくはこの赤神歟、後人之を漢武と稱するは、蕃神なれば歟。

門前

今、南磯分の大字にして、本山五社堂、及び僧坊の在所なり、其門前に聚落せるを以て、門前村の名起る。本山頂上は、尙北に登ること一里半。

五社堂

今、之を以て赤上神社と云ひ、本山の主廟とす。○男鹿名勝志云、小濱門前村は、本山永禪院の門前をいふ、二王門存す、元龜三年、石塚季滿、女川景季の建立せし所にして、其時の棟札あり、門の左右に立てる金剛力士は、鎌倉佛師雲慶の作なり、按するに、之よりさき建長五年、安部盛季、二王門を建つ、元龜に至り再修したるならむ、五社堂は、建保四年、鎌倉殿の祈願として之を建つ、今比叡山山王七社權現に擬せらる、赤神堂(大堂)、幷びに柴燈堂食堂あり、鐘樓多寶塔は亡びてなし、また舊別當は、赤神山日積寺永禪院なり、明治維新の際に復飾して、本山氏を稱す、相傳ふ、貞觀二年庚辰、慈覺大師の創建にして、紀州熊野の本宮新宮に擬し、金胎兩部の峯として、本山新山と稱す、建保四年丙子、別當圓轉、鎌倉將軍實朝公に訴ふる所あり、堂塔伽藍を修理し、盡く叡山に擬せしむ、慈覺より二十八代までは天台宗なりしを、二十九代賴吽法師に至り、明德年中、改宗して眞言に轉す、秋田城介實季より神領八百石餘を寄附し、佐竹藩領となりても、寺領百七十石を寄附す、今や佛乘退轉して伽藍も消滅し、景勝も亦從て零落し、僅に荊棘草莽の間に於て、其蹤を想像するのみ、寺寶に漢武帝畫像、(縱六尺餘幅四尺許、作者姓名年代共に詳かならず、其圖に玄冠翠衣、雲車に乘り白鹿に駕するは、漢武帝なり、其側に紅顏翠黛、霓裳を曳き綾袖を飄し、手に桃實を擎げたるは、西王母なり、五色の蝙蝠は車の左右上下に翱翔せり)胎藏金剛兩界の曼陀羅二軸(縱五尺餘幅三尺許、弘法大師の筆)、法筐印塔(長三寸横一寸五分許、弘法大師護摩の灰にて作れる物にて、當山第一の寶物なり)、眉間逆頰二鬼の牙、(箱入にて之を開くことなし)等なほ多し、又、元祿七年、佐竹藩執事梅津半右衛門藤原利忠が、本山舊記に依り、口碑を併せて撰定せる、本山縁起別傳あり、

(永禪院址)

當山赤神廟者、漢武帝祠也、舊記曰、景行天皇二年壬申、赤神天降、或曰日本武尊薨爲白鳥、迎漢武帝、駕白鹿建赤旗、與西王母倶至、五鬼化爲五彩蝙蝠從之、實景行天皇十年庚辰冬十月也、天皇嘗遣武内宿禰巡視北陸道、宿禰歸奏、此島有神且靈異、於是天皇使皇女

來祭之、號曰赤神(蓋其火德色尙赤故云)皇女薨、建祠曰赤木明神(今號社連掛宮)、五鬼者、曰眉間、曰逆頰、其父母也、旣死、曰眼光、曰首人、曰押領、其子也、分住于男神嶺海邊窟云、按武帝崩于崇神天皇十一年甲午、先于景行天皇十年、蓋百六十七年、而武尊之薨、卽景行天皇四十一年辛亥也、其與武帝崩先後相距凡百九十九年矣、謂迎武帝者、不惟於理爲迂、紀年亦太謬、史記曰、武帝好神僊、屢遣方士東入海、求蓬萊、當此時、方士或有來此島者、若徐福來熊野矣、夫雄鹿之爲島也、三面帶海、一面襟湖、山秀水潔、自隔塵寰、不死之藥可採、如意之珠可拾、所謂鼇頭靈山也、故方士之來往者不忍去、而爲武帝立祠以祭祀焉、是漢武之祠所以存于此也、日本書紀曰、景行天皇二十五年乙未、遣武內宿禰察北陸道及東方諸國之地形、且百姓消息、所謂宿禰奏神異者、在此時矣、其後有能閉大師滿願上人者、來詣此山、而配祀十二神將、延暦三年甲子、詣道法師(卽滿願上人也)分祀赤神々靈於下野國日光山、同七年戊辰、傳教大師亦分祀於山城國比叡山、(傳教者後漢獻帝之裔也、故祀之歟) 貞觀二年庚辰、慈覺大師來、建社堂造寺院、號曰赤神山日積寺永禪院、又依古傳、寫武帝飛來圖、以示神體、且以智光上人髑髏作藥師像(其大一寸二分)、以瑠璃龕納諸石函、而安置頂上、慈覺復至窟口捧幣祈神、謂之御幣島、爾後有本地垂跡之稱、曰赤神權現者藥師如來也、赤木明神者不動明王也、眼光鬼者普賢菩薩也、首人鬼者文殊菩薩也、押領鬼者阿彌陀如來也、同五年癸未、遣營工華而歸叡山、是爲中興之祖。

今按、元祿別傳の論者、方士東渡して漢武を迎祭すと爲は、穿鑿にすぎたり。安倍氏崇奉累世の久しきを見れば、西蕃方士の齎し來れるにはあらず、安倍氏蝦夷化服の事歴と相渉る者のみ。その從祀の五鬼は五社にして、五社は卽胡四王なれば、安倍氏の祖神越王たるべきは、諸州郡に已に其證跡明著す。殊に此に、五鬼の首を眉間といふは、越後の彌彦(伊夜日子)神なれば、安倍氏の氏神たること、愈おもひあたるべし。奥羽永慶軍記に、彌彦の明神をば、古人眉間尺の靈鬼として畏敬せりと書したるも、この一案の傍證たるを得ん。

越後に、彌彦神を、何の比にや、吳越春秋なる眉間尺「割柱獲劍」の故事に附會したるにより、後世の讀々者流は、之を神武紀の高倉下(天孫本紀、天香山命)が「開倉取劍」に紛更したり。男鹿島には、五社五鬼の說より一轉して、山王七社の說に誤られ、近年は山王神道の雜說を引き紛更甚し。されど、之を寺內の古四王祠に合考し、歴世安倍氏の崇仰せる事蹟拔き難ければ、越後の彌彦神と同く、安倍氏の祖廟なりと判知せらる。

されば、赤神は蝦夷敬事の齶田浦神歟、「齊明帝四年、阿陪臣比羅夫伐蝦夷降之、齶田蝦夷恩荷進而誓曰、奴等持弓矢者、但爲獲肉、若執之抗天兵者、齶田浦神必罰之」云々。かくて、近古まで、安倍氏(阿倍臣裔)夷俘の長として、中外の間に介立す。その始め夷俘、敬事の神と雖、國土人民の安寧歸仰に效驗あれば、宰司も從ひて之を祭り、官府も從ひて之を錄す。是れ卽、我邦の神敎、祠を立て民を率ゐし古俗也、何ぞ獨、齶田浦の赤神に疑はんや。緣起別傳又曰、

應德元年甲子、安倍貞任、納藏田三町、以爲神田、嘉保元年甲戌、清原武衡、納北冷水田三町、永長元年丙子、安部安任、納副田々三町、永德二年戊寅、藤原清衡、納井森內幅野磨崎、箱井夷田々十一町、康和年間、又加以大部田々三町、與小友田四町、嘉承元年丙戌、藤原基衡、納北浦芹澤田一町、天仁元年、又加以金河糠田一町八段、深田一町、此年、賴綱納小鮮河田二町三段、大鮮河田七段合三町、天永元年庚寅、秀衡納鹽釜田五段、同三年、又納楹田々一町、長寬二年甲申、源秀欽供一切經、東限雕河、西限荒野楹宮前冷水、南限海長立、北限坪穴走大道、號爲經田、箱其地所出、以充貲額、建久四年癸丑、紀次郎証遠、納今澤田一町、橋公業納少石山崎田六段、建暦元年辛未、納大鮮川田七段五合、(不知何人所納) 建保二年甲戌、修藥師堂、(亦不知何人所修、疑是公業所爲歟)同四年丙子、別當圓轉夢有所感、因請鎌倉右府實朝公、修堂社寺院、盡倣叡山、今所存五社、則山王七社也、(別當堯鈺曰、二社合于五社中矣、其五社爲赤神赤木及三鬼者皆非是矣) 建長五年丁丑、安部盛季建二王堂、貞應元年壬午、又納以桃川田一町、元德三年辛未、安部高季建多寶塔、貞和元年乙酉、女川寂藏、修理大小堂、觀應三年壬辰、平季門納中野田一段、延文元年丙申、安部政季、納雄勝郡東馬音內糠塚村田若干、應安五年壬子、安部高季修五社堂、船越賴季、建觀音堂、安大士像三十三軀、明德二年辛未、別當賴咋法印、鑄梵鐘一口付之、始脫天台宗而入眞言宗、永享三年辛亥、安部盛季納井森瀧川兩村之田租、以爲神領、永正十五年戊寅、安部堯季、修多寶塔、天文十六丁未、石塚次郎左衞門安部季滿、重修大堂、弘治元年乙卯、永禪院燒失、同三年丁巳、女川安部基季復修大堂。

赤上(アカカミ)神社　又、赤神といひ、本地藥師佛、本山の頂上に在りて、卽一山の主神と仰がる、由來不詳。或は曰ふ、齊明紀、越國守(コシノカミ)阿部臣征伐の時、恩荷と云ふ夷酋が誓詞せる、齶田浦(アイタノウラ)神は卽この赤神なるべしと。されど、山下には五社堂あり、越君阿部氏の祖(大彥命)を祭ること、古四王神社に同じ。又、緣起には赤神は漢武帝を祭り、五社五鬼は從祀なりと誌す。蓋、夷神にして、越國守の征討の故を以て、後の民夷、夷神に配享するに、越君の祖神を以てせるなり、武帝五鬼は附會の語のみ。

(齶田浦神社)

風土略記云、赤上神社は、男鹿の島にあり、本山新山兩所に祭り、祭神不詳、或漢武帝を祭ると云とも、不知眞僞、吹浦村古記に、大物忌神社の十眷屬有り、赤上神社も其內也、本山社領百石、新山社領卅石、新山に神主有り、東鑑小鹿島大社(オホヤシロ)と有は當社の事か、

文治六年正月、大河次郎兼任、從秋田大方打通(中略)、遣使於由利中八維平(中略)、仍維平馳向于小鹿島、大社山、毛佐田之邊、防戰及予兩時、維平被討取畢、

但大の字を加るは、記者の誤也、當國九神、大物忌月山兩社の外大社なし、土俗大社小社の譯をしらず、修造廣大成ば皆大社と覺來り、東鑑に大社と書たるも、土俗の詞に任せけるにや、山毛左田、未考。○今按、東鑑の文、大社(オホヤシロ)山はやがて赤上山にて、毛左田は百三段(河邊郡)なり。

(大社山)

蒿雀(カウジヤク)窟

男鹿島の奇勝は、古來蒿雀窟を推す、本山の西崖に在り。之を探らんには、門前、もしくは小濱より舟にて到るべし、凡二里、戸賀村加茂の南一里。神石、强石、孔雀にもつくれり。

一書云、男鹿の島巡(シマメグリ)は、門前村小濱などにて出船、鹽瀨崎をめぐり、帆掛島をすぎ、これより西に五郎投石、エグリ島、屛島、垢取島、砠島、油石を經て、龍藏岩あり高さ十丈、門前の西にあたる、龍藏岩の西に御幣島あり、廣袤三十間許、此邊黑海苔を產す、御幣海苔と稱し、美味を以て著はる、其他、小鹿島、緈島、大館繰(オホタテクリ)、小館繰、福立島、龜壇、孔雀岩、權現岩、宮師窟、鉾立島、烏帽子岩、夕陽(ユフヒ)窟、甲島、舞臺岩、白子岩、蝙蝠窟、志賀坂、髮水瀑、闇箕島、白立鉾等を經て、阿字が島に抵る、岩上平坦にして眺望に富む、この島の東方、本山大瀧あり、高さ十八丈の飛泉にして、之に近く蒿雀窟あり、窟の前は峭壁駢立して屛風の如く、海濤相激して恰も雪山を崩すに似たり、窟口は高幅共に二丈餘、中は空洞にして暗し、入ること二十間許、砂磧あり、左右に二坑を開く、暗黑にして深さ幾許なるを知らず、云々。○諸國俚談云、男鹿島は、五六里がほど海へさし出たる所なり、本山(オンザン)新山兩山の間に、男鹿村といふ湊あり、此山の麓、海涯に岩窟あり、神石(カウジヤク)窟といふ、俗に鬼が窟、方十間の洞にて、上は五色の大石、洞の口に覆ひたり、船にて入る事一町餘り、奥に少の平地あり、左に方八九尺の穴あり、先年山伏兩人、此穴に入る、松明にて凡一里がほども行けるが、猶その奥はからずして歸りたりといひつたへたり。○南谿東遊記云、秋田の城下より北に海中へさし出たる地あり、遠く望めば島山のごとく、是れを男鹿島といふ、產物も多く出る、風景も他に異にして、其中に蒿雀の岩屋の奇は、世上の人も知る所なり、此男鹿島の赤神山に祭る所の神五座、內一つは漢の武帝を祭り、一つは蘇武を祭る、外の三社は我邦の神なりと、「此地の海向ひは匈奴の地にして、蘇武が牧羊は、此男鹿山」と、いつの頃よりいひ來ることにや、されど珍らしき話也、附會の說ながら、此邊の風土氣候にては、蘇武が事もさもありなんといふやうに思はる、夏の頃は、秋田、湊、野代の人、船に乘り島廻りとて此麓をまはり、色々の奇境を探る事なりとぞ、されど少しにても風波あれば至り難き所なり、又庄內と秋田領の境にも、女鹿(メガ)といふ所あり、男鹿と相隔たる事二三十里なり、男鹿女鹿といふことも由來あることのよし、彼國の人語れり、扨此男鹿山の內にて、第一の奇境といふは、蒿雀の岩屋なり、山の麓海面に近き所に洞あり、八月の頃、海潮高き折を見合せ行事也、潮洞穴に及ばざる時は、絕壁にて至りがたし、潮高く此洞に及ぶ時、小船に乘り替て、洞穴の中へさし入る、半道計にして、自然と洞の中明らかになり、漸々潮淺く成り、舟すゝみがたき時、猶奥深く遙向ふを見れば、天地明らかにして、遠山連り樹木うるはしく、人家のごときも見へ渡る、其景色別に一世界と覺ゆ、されど遊人は歸路を失ん事恐しく、又乘捨置きたりし舟を思ふがゆゑに、かの洞の廣くなるあたりより先へは、つひに至り見る人なく、足早に歸り出ると也。○風土略記云、男鹿本山の麓の海邊に、帆石、御幣(オンベ)島、舞臺石、龍頭石、强石(ガウジヤク)岩屋、山居橋(サンキヨハシ)などいへるありて、勝景多し、北に水島とて、廣八丁長さ三十四丁のはなれ島あり。

(神石窟)

(御幣島)

加茂(カモ)

今、青砂と共に、戸賀村の管內なれど、其南一里半にして、本山の西なる海涯に居る、伊勢神明宮あり。

自加茂、到門前、舟中作、　　賴　三樹

鴨村々下借仙槎、峭碧奇靑出海潮、崖樹陰冥老鶻睡、洋風空濶大濤驕、窟開鮫殿黑無底、石卷龍身天有橋、男子一搜雄鹿島、松洲始覺屬妖嬈、

南磯、門前より二里餘にして北濱、加茂に至る、其間に觀るべき處は、前に出せるが如し、加茂より戸賀の灣に至るまで一里半、山路險阻なり、船行の穩かなるに如かざれども、日和惡しければ亦危し、船行すれば、山脚を巡り、或は巖間を通りて、靑壁丹崖奇を呈し巧を獻し、畵中を行くが如く、前に比すれば却て巨巖大石の壯觀あり。〔名勝志〕

戸賀(トガ)

(外鹿)

今、戸賀村といひ、青砂、加茂、鹽戸、濱中等を合す。男鹿島西北の名邑にして、一港泊を有するを以て、海上往來の便あり、(本山新山は戸賀港の東南にあたる)。或は外鹿(トガ)にもつくれり、北浦の西一里半。

風土略記云、凡男鹿島の內、湊四ヶ所あり、船越の湊幅七十間、金川、女川兩所の湊、船懸り惡し、外鹿の湊、第一に深し、西南の風に船入よし、唐船番所あり。○男鹿名勝志云、戸賀港は、南東北三面、山もて圍みたれば、港內圓形をなして、風浪險難の害を避け、船舶の停泊に尤宜し、故に佐竹藩の時に、海防を警められし、古き紀行に、此港に昔遊女のありし體を記して「此津に船多く、

家ごとに賑はへるは、波のうれ〳〵浮れ行く浮れ女の唄なりけり、恐しげなる船頭水主を慰めんとて、手を叩き戯えありさま可笑、同し世渡る業ながら、朝は草を苅り日中は海藻を掻き、夕は化して遊女となり、世を渡ましく送るは、彼の爲康が記にも、是らは洩しつらんと、最と哀れ深し」（眞澄遊覽記）云々。〇水路志云、戸賀潯口は西面し、其幅三鏈、彎入約七鏈、ほぼ圓形を成し、岸際多くは沙濱にして、水深は一尋乃至八尋、底質は沙或は岩なり、潯口に五座の礁石あり、爲に潯口は縮りて二鏈未滿となり、出入危險なるを以て、大舶の泊地に適せず、唯此地に熟知せる船舶は、風波を避くる事あり、人口僅に七百。〇松前舊事記云、天正十五年、蠣崎政廣公、密々國を出て、商船に乗り、戸賀沖より惡風に被吹離、七日七夜沖に漂流す。

入道埼（ニフダウ）（島）　男鹿島の西北斗出の岬角にして、戸賀港の北凡一里半。埼背の民村を畠（ハタケ）といひ、今北磯村の管内とす、燈臺あり。

水路志云、入道埼は、男鹿半島の北西端にして、北に斗出せる低き陡崖角なり、數多の露岩隱岩之を圍繞し、埼上は平坦にして雑草叢生す、水島（礁）は入道埼の北微西三鏈にあり、南北長三鏈、稍橢圓形にして平低の盤礁なり、其高纔かに一二呎にして、水面に洗ふ、西風には波浪激衝して全面を掃蕩す、此礁と入道埼の間は、其中央に幅一鏈の航路を通す、能く熟知せる和船は、此間を通過し、畠村の前面に歸泊す。

北浦（キタノウラ）（北磯分）　今、北磯分（キタイソワケ）村と云ひ、畠、平澤、黑崎、湯本、野村、水口、相川、安全寺等を合す。男鹿島西北の大邑にして、舟越を去る四里、其南嶺は卽新山なり。男鹿温泉は、北浦の西北一里半の海涯にあり、入道埼へ近し、炭酸性、熱百三十度、湧出頗盛なり。

男鹿名勝誌云、北磯、或は北浦といふ、温泉あり、遠近の浴客常に絶ゆることなし、正保二年に、佐竹壽主鑑照公、萬治元年に、同く德雲公の入浴せられし事ありとぞ、俗に男鹿の湯と云ふ、星辻神社は湯本村に在り、昔は龜尾山妙見社と稱す、秋田安倍氏の時、神領七十石を寄附し、慶安五年に至り、佐竹氏社堂再建、享和二年雷火に燒かれ、以後は衰廢す、當社山門の金剛力士は、風霜を經て、其彩色も剝脫し、身に完膚なきも、今に保存せらる。

相川（アヒカハ）　今、北磯村の大字にして、古へは染川と云へり、北浦の東隣にして、康永年間、安部兼季居れりと、海に臨みたる高岸に、城廓の跡今尚存す。〇眞澄遊覽記、俗說、金野（コンノ）小鹿介は、染川に赤髮大明神の社地を定む、後に及び本山に移す、云々。

眞山（シンザン）　又、新山につくり、本山の北に並び、標高七百二十米、本山より稍高し。北浦より、南一里半にして、頂上に達す。此山の北西谷に一池あり、（一之目潟（イチノメ））、方三百間許、澄清鑑のごとし。

按、神社往々本新の目を立つるも、本宮必しも舊きに非す、此に新山本山の別あるは、其實を詳にせず。殊に新を眞にもつくり、眞假の對稱に擬す。赤神本山を假と爲すもの歟、疑ふべし。越後沼垂白山神社の鰐口の銘、

貞治□戊申、羽州秋田郡寶□山常住、法主慈覺將來之末流□□□□律師胤秀□主敬白

奉懸鰐口□□羽黑新山御寶前、右元意如件

磨滅僅に判讀すべし。中に秋田郡寶□山とあれど、其地を知らず、慈覺末流といひ、新山といへば、男鹿島新山に擬すべきも、羽黑とあるは、其以を知らず。尚、土崎の蒼龍寺羽黑堂にも合考すべし。

新山神社（シンザン）　北浦の新山に在りて、五社王子を祭る、卽、秋田城下の古四王社と同く、越君の祖神を祭れるなり。之を赤神山と相對せしめ、本新の名を立てしは、何の世の事にや。奥州の諸郡にも、新山權現とて、所々に崇拜するは、皆此を本據とする如し、中世盛大を致しゝことと想ふべし。近年、本山と共に、瓊杵尊を祭ることゝするは、濫なり。

男鹿名勝誌云、眞山神社、或は眞を新に作る、本山の東北なり、赤神山遍照院光飯（クワウバン）寺は、眞山の別當職にて、維新の際に復飾し神職となる、漢武帝を祭ること本山に同じ、熊野新宮に擬し新山と稱す、垂跡客人（マラウト）本地觀音、寛永十八年、佐竹義隆公、山麓の田四十石を寄附し、安永三年、佐竹義幹公、神領九十石を寄進す、大峯道とは眞山より本山へ越る道を云ふ、其險阻なるは、菅江眞澄の遊覽記に見ゆるごとし。

瀧川（タキカハ）（間口）　今、間口（マクチ）、山田、町田等と相合せ、男鹿中村と改む、北浦の東なり。其間口は海濱なれど、瀧川は新山と寒風山の間に在りて、島の中村の名に負かず。其溪流は、本山新山の間に發し東流、更に北に折れ、間口に至り海に注ぐ、長三里。

肥前遊江氏由來云、建久元年、奥州征伐の時、橘薩摩守公業、勳功の賞として、出羽國、秋田郡内、

楊田　豐巻　小鹿の島　伊森　桃河　吉田　瀧河

砥分　大島

を賜る、後肥前國へ下向し、公業の八男、十郎公義の嫡子、左衛門尉公村、遊江氏と改む、杵島郡内長島庄内潮見の麓に居住、云々。〇男鹿名勝志云、瀧川村の三森台に小沼あり、その形比目魚に似たるを以て、比目魚（カレヒ）沼と云ひ、その中に浮島あり、寒風山の西北麓なり。

鮪川（シビカハ）（箱井）　今、箱井（ハコイ）、石神、中石、谷地、琴川等と相合せ、五里合（イリアヒ）村と改む。間口の東、寒風山の北麓にあたる、北浦より二里、舟越より二里。

箱井は、赤神本山舊記に「永德二年、藤原清衡、納箱井夷田々十一町」云々とある地なり。

鵜木　今、角間崎、松木澤、本内、福米澤、及び野石、宮澤等を合せて、潟西村と改む。八郎潟の西岸にて、鮪川、中石の東、拂戸の北なり(舟越の北凡二里)。其野石以北は、全く江海間の一衣帶洲に屬す。

(福米澤)　津輕一統志所載の豐臣秀吉朱印狀、津輕献鷹の驛路宿泊の次第に、

秋田分領　八森　のしろ　ふすへ澤　舟こし
みなと
ゆりの内　あこつ

と記す、ふく(原書すに誤る)へ澤は、此なる福米澤にて、當時、迂路と雖、男鹿島を經由して、鹿渡、眞坂の山陰を避けたるを見るべし。

(宮澤)　**野石**　今、宮澤と共に潟西村の管内なれど、鵜木の北一里餘。是より、山本郡蘆崎まで二里は、橫幅十町餘の沙丘連續し、以て外海内湖の阻障を爲す。其橫幅の最狹き宮澤は、六町許のみ。今は、八郎潟、船越を以て注口と爲せど、昔は船越に地脈連續し、宮澤に水道を通じたりやの疑ありて、元慶二年紀、賊地十二村の一なる方口も、此間なるべしといふ。

(方口)　今井氏北海史論云、方口村は、八郎潟西北の地なるべし、提村と濱田の中間にして、古昔海水の潟中に疏注したるより、潟口の名を生出したるもの歟、提は今之をヒツサケ訓み、八郎潟の北西に在る村名なり。按、提村、方口村の名、今も湖の西北に在りといへるは、山本郡濱田と、男鹿島宮澤の間、大口蘆崎の邊をさすに似たり。然れども、提村は又湖東の大河村の邊と悟らるるなれば、方口の邊と爲し難し、猶索るべし。

山本郡

(淳代郡)　**山本郡**　南秋田郡の北にして、羽後の西北隅とす、即、能代川の下游沿海の地にして、古の淳代郡にあたる。今、面積百有十方里、人口九萬、二十六町村、能代港に治む。

淳代郡櫂置の事は、齊明紀、越國守阿倍比羅夫の水軍遠征の條に見えたり。されど、幾年ならずして、棄てゝ夷俘に委せられ、復郡の事、舊史に見えず。寶龜中、渤海國の使船、賊地野代湊に漂到せるを記し、塞外の一要津たりしや想ふに足る。元慶二年二月、秋田城下夷俘叛亂、四月、鎭兵は賊の隘口野代營を守らんが爲に進發せしも、途に敵に遭ひ大敗したる由、國奏に詳かなり。當時、棄地と云ふと雖、秋田城の前門にあたりければ、營を置きて城柵に準せられしこと、知るべし。元慶亂平きける後、寇賊の警全く絕ちしも、野代、猶王制の外に置かれ、延喜式、和名抄之を載せず。中世、檜山の稱あり、蓋、安東氏が本郡檜山城に居り地方を治めしを以て、專檜山郡と號す。近世、正保圖亦之に仍る。寛文中、秋田藩、幕府の命を奉し、山本郡と爲す。而も、古の山北三郡の一なる山本に非ず、同名異境とす。是れ古號を復するの盛意に出でしに似たりと雖、指示其實を失ふ者は、畢竟するに誤を累ね惑を增す所以なり。此種の失政、今に於ても往々之を見る、歎惜に勝へず。

(檜山郡)　羽陰史略云、寛文の比、此方樣、御公儀役人小笠原山城守樣の御振舞に御出、御咄しに「領分の郡分け、山本郡は仙北郡に成り、檜山郡は山本郡に成り、戸島郡は川邊郡に直り候事、大繪圖とは相違の段」、小笠原樣へ御直に御尋被遊候得ば「少も不苦儀に御座候、御判物直り候分、所々の郡名直り候處多御座候」と御物語の由に候。〇野代を何の頃にや、合浦郡ともいひ、檜山館を合浦館とも云へりとつたふれど疑ふべし、合浦とは津輕外濱の一號也。

齊明紀四年、齶田淳代津輕の三郡を櫂置せられし狀を考ふるに、

夏四月、阿部臣(闕名)率船師一百八十艘、伐蝦夷、齶田淳代二郡蝦夷望怖乞降、於是勒軍陳船於齶田浦、齶田蝦夷恩荷進而誓曰、不爲官軍故持弓矢、但奴等性食肉故持、若爲官軍以儲弓矢、齶田浦神知矣、將淸白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上、定淳代津輕二郡々領、遂於有間濱、召聚渡島蝦夷等、大饗而歸、秋七月、蝦夷二百餘詣闕朝獻、饗賜贍給、有加於常、仍授柵養蝦夷二人位一階、淳代郡大領沙尼具那小乙下(或云所授位二階使檢戸口)、少領宇婆左建武、勇健二人位一階、別賜沙尼具那等鮹旗二十頭鼓二面弓矢二具鎧二領、授津輕郡大領馬武大乙上、少領靑蒜小乙下、勇健者二人位一階、別賜馬武等鮹旗二十頭鼓二面弓矢二具鎧二領、授都岐沙羅柵造(闕名)位二階、判官位一階、授淳足柵造大伴君稻積小乙下、又詔淳代郡大領沙奈具那檢覈蝦夷戸口與虜戸口、

船師は先齶田浦に至りしに、酋長恩荷迎へ降り、前後して淳代の夷亦望み降り、津輕まで歸順す。やがて、有間濱に至り、渡島の遠夷を招降す、有間濱、恐らくは津輕郡の西浦なりけん。當時の淳代郡は、齶田と津輕の間の山海を包有するなれば、檜山(今山本)、比内(今北秋田)、鹿角の總名なりしと知るべし。

賀茂眞淵長歌に「和帛の熟夷とふは、出羽なる秋田小國に、住まひつゝ服從ひたるぞ、藤衣荒えそとふは、

淳代よりやゝ道さかり、うとかりしえそなりけらし、遠えそといふは遠けき、都賀留てふなくにありて、鹿自物木の根に臥せり、土蜘蛛の穴にも居つゝ、千早振事をしなせば」云々、

鹿渡（カド）

（天瀬河）

今、鹿渡村といひ、猿田、鯉川、天瀬川等を合す。本郡の南陲にして、三倉（ミクラ）崎を以て、南秋田郡(眞坂)と相分ち、鐵道、秋田二十四哩、能代十哩。

鹿渡は、東に山を負ひ、西は湖に臨む、或は、吾妻鏡の秋田大方に打通り志賀（シガワタリ）渡の間云々の文を曲解して、志賀渡とは氷上渡渉の義なるを忘れて）、此地の名字に附會するは、信け難し。天瀬（アマセガハ）川村は、鹿渡驛の南一里。〇鹽鑒紀程云、史稱、建久中、藤原泰衡遣臣大川兼任、欲爲主復讐、聚兵七千、鎌倉出師來伐、過秋田大潟志賀渡、會冰陷、死者五千人、志賀與音相近、大潟卽大湖也、天瀨川村、有内大臣織田信雄謫居遺址、小圃雪瓜田、信雄只右府胤子、受制家奴、竄豚犬耳、村南日三倉鼻、崇岡臨湖、湖圍二十五里、牡鹿島在其西、本山眞山寒風山鼎峙爭雄、而東南平遠、荻浦稻田、循水環遶、其缺口一派注海、宛然一幅活畫圖也。〇今按、

久保田領郡邑記に「天瀬川村は、昔秋田郡馬場目村より移りて建てたりと、三倉鼻藥師堂など、手名乳標現とも說く、男鹿天王社の緣起に見えたり、鹿渡村は文祿年中に開發とぞ、肝煎川村氏は傳家なり」、云々、（寬政中撰）とありて、

鹿渡天瀬川の驛路は、近世の開通に似たり。卽、往時は三倉鼻を以て中外の阻障と爲しゝなり。織田信雄謫居の事、他に聞見なし、追考を要す。

森岡（モリヲカ）

今、森岡村といふ、鹿渡の北にして、三谷川に緣り、一驛市を成す、鐵道鹿渡へ四哩、能代へ六哩、湖汀を去る凡一里。（又盛岡につくる）

明治戊寅巡回日記云、貿徧形、七里山路崎嶇、抵森岡乘車、有大湖日八郎潟、一名琴湖、東西三里南北七里、水濱皆稻田漁村相連、過大久保、出海濱、沙路漠漠、車輪半沒。

津輕傳記（元祿中撰歟）云、元祿五（七の訛？）年五月廿七日朝、大地震、秋田領内所々潰家出火、人馬死傷、飛根村百一軒、内八十六軒潰、十五軒半潰、死人六、鶴潟村百十四軒、内六十七軒燒失、四十七軒半潰、死人八、檜山村二百軒、内四十二軒半潰、四戸橋村四十三軒（缺文）野代村千四百五軒、内八百軒燒、六百軒半潰、死人三百、津輕御藏三燒失、四千五百俵入の由、きんかうし村百八十一軒、内七十七軒燒、五十軒潰、四十七軒半潰、死二十三、盛岡村三十軒、内六軒潰、六軒半潰、ときは村百三十軒、内三十軒燒失、七十三軒半潰、死人二、鹿渡より南は痛少し、小繫より盛岡の間、道路の左右の山々皆崩申候。

鵜川（ウカハ）

（大河）

今、鵜川村といひ、川尻を合す、森岡の西にして、八郎潟の北岸の村落なり。其川尻は、三谷川の湖中に歸する所にあたれり、此左右田野稍廣し。

鵜川は、昔大河（オホカハ）とも呼ばれて、大河二郎兼任の在名の因りて起りし地にあらずや。兼任は、文治五年九月、肥内郡贄柵に於て、故主泰衡最期の後、十二月、兵を擧げたり。（兼任の同志者は、海邊庄、山北郡にも蜂起し、或は伊豫守、或は朝日冠者と僞稱して、黨與を結べり）、東鑑の本文に、

大河次郎兼任、相具嫡子鶴太郎、次男於畿内次郎、并七千餘騎凶徒、向鎌倉方、令首途、其路、歷河北秋田城等、越大關山、擬出于多賀國府、而於秋田大方打融志加渡之間、氷俄融、而五千餘人忽以溺死訖、（中略）由利中八維平馳向于小鹿島、防戰、云々、

とあれば、其大方小鹿島以北の地、卽野代に、兼任の居れること著明なり。されど、大河の邑里名なし、今は、之を鵜川に擬して、後の考定を待つ。又、兼任の子息の字を、鶴といひ、於畿内といふ、共に在名に由る歟。鶴形村、扇田村あり、稍相渉る如し。兼任の兄弟、新田三郎二藤次の事は、二井（ニヰ）田に其說あり。

三谷川（ミタニ）

上流には岩川（イハ）といひ、即、上岩川村の奥に發し、西北流四里、森岡驛に達し、更に西南に屈し、一里許にして八郎潟に入る。

岩川（イハカハ）

今村名に呼び、下岩川は森岳の東一里、上岩川は更に東南一里半、北秋田郡小阿仁の沖田面への山道あり。

志戸橋（シトハシ）

今、金光寺、豐岡、外岡と相合せて、金岡村といふ。森岡の北一里、丘陵起伏の間に村居す。

一書に、元慶二年、賊地十二村、上津野、火内、榲淵、野代、河北、腋本、方口、大河、提、姉刀、方上、燒岡とあるに注解して、

河北は豐岡檜山の中間の村名なり、燒岡は今明かならず、豐岡と能代の中間に外岡（ソトヲカ）村あり、（北海史畧）

と見ゆれど、從ひ難し。河北はまさしく同名なれば、暫く之を措く、燒岡は、方上鄕（今南秋田郡大久保の邊）に依屬せる高岡なり。すべて、原書の十二村名は、上津野、火内より、路程地勢に因りて、次第して之を擧げたり。されば、河北も、野代の北岸を汎稱せる者と見做すべきにあらずや。

金光寺野（キンクワウジ）

（外岡）

今、金岡村（外岡）より能代港への間の空闊に此名あり。淺内村、榊村へもわたり、東西一里、南北三里と稱せらる。

濱田（大口）

今、大口、蘆崎、釜谷等を合せて、濱口村といふ。鵜川の西隣にして、外洋と內湖の間に挾まる、低洲沙丘の地なり。能代港町の南三里、森岡驛の西二里。

濱田の西南、大口、蘆崎より、男鹿島の宮澤、野石へ、沙丘連續すと雖、僅一衣帶の横たふるのみ。往時、八郎潟、此に排路を穿ちしやの疑ありて、元慶二年、賊地十二村の一なる方口は是ならん、大口の地名も亦其緣なきに非ず、男鹿島の宮澤に合考すべし。一書に、方口、方止、提の三村は、湖の北西に在りとも云へり。國郡志の如きも、

野代東有鰪淵村、一作榲淵、呼曰加伊頁介布知、所謂榲淵蓋是、其南一里爲外岡村、古名燒岡、後嫌燒字更今名外岡、東爲檜山村、其南有河北村、外岡南二里有姉又村、姉刀或姉叉之誤寫、姉叉西爲方口村、其西爲提村、當時地名略約可知、

といへど、確據と爲し難し。大河、提（堤の誤ならん）、姉刀、方上等は、秋田郡内に探るべし。

寛政中久保田領郡邑記云、濱田村は、もと大口村と一にて、潟端村と呼ばれしを、慶安年中に分つ、釜谷濱は、砂山違に崩れて害を爲せしを、前年栞萸木を植しより其害止む。

蘆崎

今、濱口村の大字にて、外洋內湖の相迫れる砂嘴の上に居る。○郡邑記云、蘆崎村の姥御前宮は、足名乳を祭る、三倉鼻の手名乳と共に、男鹿天王社の緣起に見ゆる古跡なり、舊家、門間氏に古證文あり、

潟東之內百六十石壹斗貳升、浦田村、小竹花村宛行所、如件、

文祿三年八月吉　　實季判

門間兵藏かたへ

浦田は、今虻川村の地とす。

淺內

今、河戸川を合せて、淺內村といふ、濱田の北二里、外岡の西にして、能代港町の南一里。池沼あり、淺內沼といひ、東西三町半南北十五町、金光寺野に屬し、下流は北に走り、能代川へ入る一里餘。

機織（二井田）

今、大內田と相合せ榊村と改む。淺の內北にして、能代市街の東南郊とす、鐵道停車場ありて、能代驛と稱す。

郡邑記云、大內田村は、二井田ともいひ、倫勝寺あり、禪宗、もと秋田家の菩提所國淸寺の跡にして、寺領百三十石を有せり、播磨寺は、山伏にて、舊邑主淺野播磨守の子孫と稱す、寛政九年、二井田の東なる蝦夷塚を發き枯骨を出す、倫勝寺に移し收めて森を築く。○大河兼任の兄弟に、新田三郎、二藤次の二人あり、此新田は直に二井田に合ひ、二藤次も二井田の藤原次郎の義と解くを得ん。

東鑑、文治六年正月、去年、奧州四人二藤次忠季者、大河次郎兼任弟也、頗不背物議之間、已爲御家人、仍有被仰付事、下向奧州、於途中聞兼任叛逆事、今所歸參也、是雖爲兄弟、全不同意之由、爲顯貞心、云々、殊有御感、早馳向于奧州、可追討兼任之旨、被仰含云云、忠季兄、新田三郎入道、同背兼任參上、云々、彼等參上之今、始依聞食驚之、可被發遣軍勢之由、及其沙汰。

能代（野代）

今、能代港町といひ、人口一萬二千、米代川の海門、南岸の大邑とす。（鐵道停車場は、邑の東一里機織に在り）、舊野代に作り、古書渟代に同じ。邑南の沙丘を般若山といふ、八幡神を祭る。

渟代の名、早く齊明天皇四年に見ゆ、即「越國守阿倍比羅夫伐蝦夷降之、即定渟代郡領、饗賜之」とあり。寶龜二年紀に「渤海國使壹萬福等、駕船十七隻、著出羽國賊地野代湊」とあり。元慶二年紀に「四月、賊徒猖獗、不能討平、且差六百人兵、守彼隘口野代營、北至燒山、有賊一千餘人、逸出官軍之後、殺略五百餘人、七月、藤原保則到國、率上野國見到兵六百餘、屯秋田河南、拒賊於河北、又秋田城下賊地者、上津野、火內、榲淵、野代、河北、腋本、方口、大河」云々とも載す。營とは兵屯にして、當時秋田を城營といへば、野代にも寨柵の在りしなり。其遺址明徵なし、此地、流沙洪波の變、歷世にこれありて、水陸の沿革多し。○野代山王社由來記云、昔米代村と唱へし時、人屋五十軒、鉾才山の東北の麓に住せしが、年經て川岸缺け流れ、土沙に吹埋められ、住居成り難く、所々に離散す、大永享祿の頃に至り、日和山の北麓、姥懷に村を成す、天文二年、淸水治郎左衛門政吉、村長を務められしに、夢の告にありて、日山城主尋季公へ訴へ、山王權現を勸請し、姥懷の東北、川中島の八幡社の側に一字を造立す、八幡は、田村將軍北夷征伐の時勸請と申したり、弘治年中、川筋變地し、中島缺崩、兩社危きにより、八幡を愛宕山へ移し、山王を川向北の野中小館塚の後へ移す、今落合村の田中なり、此時、人家百餘姥懷を引拂ひ、東の野中を開き移住す、今の大町上町なり、永祿年中、山王社を日和山へ移す、文祿年中、大光院榮長を別當職に任せられ、般若山へ山王社を移さる、又、永祿以來、專介町後町民家市中になりたる故に、慶長年中に至り、愛宕社を東の野中へ遷座し、八幡社は般若野に遷座す、寛永中、更に山王社を惡土野に遷座、寛文四年再建す、大光院の三代尊爲の舍弟利生院尊信、惡土野の別當職を分け讓られ、金松山蓬萊寺といひ、護國山般若寺（大光院）と兩家になる、云々。

（野代營址）

（般若山）

能代故實記云、上古は今の能代の南にあたり、大森山より西南二里餘に、人家住居候處、追年濱砂風に飛散し、海水近く寄候故、住宅を移候、今の沖の口御番所の西南の住居をば、其後姥个懷へ移候、風あらず暖な

（米代）

る故にかく申候、今の下濱にて候、弘治二年、城介實季の家中清水治部兵衛政吉、始て今の野代へ引移候より以來、追々人家多くなり、祝ひて米代と申す、寶永元年四月、野代地震の災にて燒亡し、野原の如くなり候へば、實にもと申候につき、能代と書改められ候、野代は昔より秋田につきて、國主安倍殿の御成敗にて、安倍とは日本書紀の阿部臣にて、近世の實季公の先祖にて可有之候、實季公は安東藤太郎盛長の後胤と申候て、郎等大高相模守勝澄は、檜山城に居住し、野代を扱申候故、檜山郡野代と申す、永祿の頃、檜山と湊合戰の時、野代住居のもの暫く小舘へ移候、野代湊はむかし青柳の湊と申す、御當家入部以後、砂崎湊と被仰達候、初めは柳雜木茂り候へしを、追年減少し、砂崎になり候故に御座候、人家は清水治郎兵衛の時十五家、追年ふえ候て、大光院樣長時代に六十八家、鮭鱒を漁し材木を商ひ、已に隆田を作りて、慶安年中には、畠高二百石までになり、諸方より商船入りきて、繁昌秋田に第一になり申候。(以上大意、享保年中原撰)郡邑記云、般若寺八幡は、齊明紀、阿部臣が祭れる鶚田浦神なり、昔は此地を渟代、野代、米白とも書しを、寶永元年より能代と定めらる、沖之口番所より材木場まで、東西十七丁南北七丁餘、米白川南北三町餘、水向き甚危く、洪水溢れたらんには、三千の町地も島とならん、年年御普請ありて之を防がる、住民いふ、能代の患は地震よりも洪水に在り、水向きの向はんとする砂丘には、水滴ありて、即河川と爲る前表ならん、云々。風土略記云、野代湊は、久保田に次げる大邑にして、今も船着也、久保田より十六里、家三千五百軒、家士百人、町奉行一人、足輕百五十人指置かれ、不虞の備とす。○梓山峯之嵐云、慶長年中の記錄には、羽州合浦郡米代古川湊とあり、元祿七戌年五月廿七日、大地震、家千二百二十七軒、倉百六十二戶潰れ、燒失米大豆一萬五千九百石、男女三百餘人燒死す。○羽陰史略云、寶永元年申四月廿四日、大地震、山本郡能代、家屋千百十三軒破損、內七百三十一軒燒亡、男女五十八人死亡、土藏潰百十六戶、米四千七百五十石燒亡。○秋田沿革史云、戊辰の變、六月、鎭撫副總督澤殿は、我比內大館に滯留あり、藩主(義堯)使者を以て陳情する所あり、而も澤殿猶危惧に勝へず、能代港に到り、函館に航去せんと欲す、隨從の隊長和田桂の二將は、奥羽各藩の形勢を洞察し、能代に於て決戰し、我墳墓地となさんと云ふ、二十七日、澤殿は大館を發し、船場村より米代川を下り、能代に泊す、此時南部藩陣九條殿より、使節能代に來り、總督今將に秋田に移らんとす、依て面晤すべしと告げらる、依て、七月一日、澤殿久保田城へ轉陣し、東北形勢一變す。

貿易備考云、羽後の能代塗は、延寶の比、飛驒國の漆工山打三九郎、能代に來り始めて之を造る、其色淡黃にて透明、人之を能代春慶と曰ふ、飛驒春慶と共に春慶塗の冠たるものなり、其之を塗る細塵の點汚を忌む、工人舟を海に泛べて之を塗る、製造する器具は棚、廣蓋、重箱、折敷等なり。○產業事蹟云、秋田の特產乾鰰、往昔は製造の方法を知らず、ただ一二郡の生食に供するに過ぎざりしを以て、多漁の際は空く網引を止めて捕獲せざりしが、天保年中より、乾製するの便を得て、其販路大に擴り、毎年、能代、土崎の兩地より諸國へ輸出す。○近年、能代に挽材廠の設けあり、汽力を運用し、大機械を以て木材を挽割す。されば、古來秋田材と稱せられし杉檜(羅漢柏)は、其造材の上にも、販路の上に、發達進步を見るに止まらず、植樹養林の政策にも、幾多の上達を呈示せりと。

能代港（ノシロ）　米代川の河口なり。○水路志云、米代川は、其長大約五十三海里とつたひ、川口は左右より露沙堆斗出、其間に門洲あり、洲上航路の幅僅に一鏈半、水深は十呎乃至五呎にして、通常は八呎ありといふ、能代湊は此川口內にあり、町は上流左岸に布置し、人口一萬三千餘、船舶は米代の河流を避けて、其南方距濱約一海里、水深六尋乃至八尋にして、底質沙泥の邊に投錨す、又吃水五六呎の小蒸汽及び七八百石以內の和船は、河中南側に繋泊す、總着にして四五十艘を入る、此錨地に凡て土崎に等しく、唯船舶一時の寄泊港に過ぎず。

（野代湊）

寶龜二年紀「六月、渤海國使靑綬大夫壹萬福等、三百二十五人、駕船十七隻、着出羽國賊地野代湊、於陸奥國安置供給」とあるは、當時の中外民夷の分界は、秋田野代の間に定められしを證明し、又、渤海國使來航の方位を推し、且、其人數船隻を記せるは、最考信に足らん。同十年紀「九月、渤海鐵利三百五十九人、慕化入朝、在出羽國、令屬嚴寒、海路艱險、若情願留滯、宜聽之、十一月、太政官處分、渤海通事高說昌、遠涉滄海、數回入朝、言思忠勤、授以高班、云々、十二月、檢校渤海人使言、乘船損壞、歸計無由、伏望朝恩賜船九隻、令達本蕃者、許之」ともあるは、出羽の何地に到着したるにや。又、延曆五年紀「九月、出羽國言、渤海國大使李元泰、已下六十五人、乘船一隻、漂着部下、被蝦夷略十二人、見存四十一人」ともあるは、夷地なれば、野代湊にやあらん。同十四年紀にも「十一月、出羽國言、渤海國使呂定琳等、六十八人、漂着夷地志理波村、因被劫掠、人物散亡、勅宜遷越後國、依例供給」とあり。志理波の村名、今知れず、前後の事情を以て之を推求するに、野代の地に似たり。又、志波村あり、志理波を促呼すれば、志波と爲る。

（志理波）

寶龜七年五月、出羽國言、志波村賊、與國相戰、云云、同八年十二月、初、陸奥鎭守將軍紀廣純言、志

(波志)

波村賊、蟻結肆毒、出羽軍兵與之相戰、敗退、云々。これ又、出羽の賊地なりしと見ゆれば、秋田城以北なるべく、山海の形狀に考察して、野代と判知せらる。然るに、陸奥にも同名の地あれど、延暦年中、膽澤郡を定められし後、子相村、斯波郡の名國史に見ゆ、固より異地に屬す。地理志料、陸奥國斯波(シハ)郡の下に「斯波名義未攷、寶龜七年紀、出羽國言、志波村賊叛亂、與國相戰、官軍不利、發下總下野常陸騎兵伐之、八年紀、陸奥鎮守將軍紀廣純言、志波村賊、蟻結肆毒、出羽國軍與之相戰敗退、於是以佐伯久良麻呂爲鎮守權副將軍、鎮出羽國、當時屬出羽也」とあるは、採擇し難し。

野代(ノシロ)川

(川白米)

或は米白(ヨネシロ)につくる、蓋訛言に因る。鹿角郡田(タ)山(ヤマ)川を遠源とし、北秋田郡に入り、以下西に向ひて流れ、扇田、大館、鷹巣を過ぎ、阿仁川(左岸)を容れ、二井(フタツイ)鶴形等を過ぎ、能代港に至り海に放つ、河線凡二十五里、羽後北偏の大水なり。扇田(標高七十米)以下十三里、扁舟上下す。

能代川流域には、毛馬内、大館、鷹巣の三盆地ありて、互に小山脈を以て相隔て、僅に水路によりて相連絡す、鷹巣盆地の如き、極めて平坦なる原野を成し、南に進めば、臺地の上には、更に數階の段丘次第に現はれて、明かに水湖水準の變遷を示す(山崎氏地志)、凡此流域には、森林二十一萬町、銀銅數十坑あり、年額合百萬圓とぞ。

○明治戊寅巡回日記云、自大館傭舟下能代川、水勢或緩或急、清澈可掬飲、老楊夾岸、稻田相連、設堤河身、蓄水供灌漑、中缺一角通舟、水勢奔放如懸瀑、舟子請客上陸、以油紙掩貨物、一人在首一人在尾、各操楫倒舟而下、水怒浪立、餘沫呑舟、須臾舟浮中流、舟子全身皆濕、到緩流處、杓水載客、危險不可名狀、如此者二回、山漸開水漸濶、舟行甚穩、晩抵鶴形上陸、行程十三里餘。

羽陰史略云、寛文中、黒澤味右衛門覺書、野代川上村村山林は、良材も有之、御用御挽木共、多分は右の山より伐取いたし候に付、下筋村々へ御入附、百姓收納の内御差引に成候へば、收納運上の筋も無之、營の儀勢に相成候、惣じて郷役御定の品々、最初は村々より納役弁候事に有之、以後、糠わら縄炭等も受負相立、岩見山内十歩一薪、御臺所御用を、御挽下にも相成、遂後、添川の薪、眞木山の御挽材木、村々御入付始り申候。

向能代(ムカヒノシロ)

(北河)

今、須田、眞壁地、朴瀬、荷八田等を合せて、東雲(シノノメ)村と改む。能代川の海口右岸の名邑にして、元慶二年紀、賊地十二村の野代、河北(カハキタ)も、此間より八森塙へかけての汎名なりけん。

向能代は、港町の對岸なれば、河海出入の便多し。近時、丁鋼製錬所を置き、上游並びに近地諸坑山の粗鑛を運致して、此に精錬す、年額約六千噸とぞ、古川氏の經營に屬す。

郡邑記云、向能代は、享保年中より港と爲さる、もと鹿(シカ)之丞(ノジョウ)村といひしを、延寶年中に、向能代と改名す、舟着の津なれども、川缺のために危し、年々御普請あり。○沿革史云、野代は、慶長年間、羽州合浦郡米代古川港と唱ふ、向能代の古城は、高平と云ふ所にあり、阿倍鹿季築しにや、古名鹿の城、又鹿之丞といふ。

水澤(ミツサハ)

今、沼田、目名潟(メナカタ)と相合せて、澤目(サハメ)村と改む。向能代の北にして、西は大海に面せり、能代より二里半、八森へ一里半。○郡邑記云、水澤錦山、享保元年より初まる。

水澤銀山は、東北の山中三里餘に在りて、近時富鑛の盛名ありしも、幾年ならず、頓に衰運に傾けり、鑛床は、第三紀層と浮石富士岩の接觸部、或は富士岩の裂罅間に、籠(コモリ)となりて存在す、鑛石は黒物を普通とす。○地學雜誌云、水澤銀山は絶谷に在り、四周は急峻なる斷崖壁立して、傍近に交通すへき村落なし、明治二十年の起業後、忽然豐富なる良鑛に切當り、八森椿鑛山と相並びて、俄に世にあらはれ、毎月六萬貫の粗鑛を採掘し、其平均の含銀品位は萬分十四、一時富鑛を稱したるときは、千分の二に位したりと云ふ。

塙(ハナハ)

今、石川、荒巻、鳥形、强坂等と相合せ、塙川村といふ、水澤の東なる山村にして、向能代の東北二里餘。

八森(ハチモリ)

今、八森村といひ、津輕大間越海道の一驛とす。驛背の溪中に、白(シラ)布(フ)の瀑布あり、高五丈幅七間、壯觀比なし。八森驛の北西、茂浦間瀬(マセ)川に至る間に、椿(ツバキ)と稱する部落あり、海山相迫り、石出て波碎け、亦奇勝に推さる。其山中に銀坑あり、明治二十二年の比一時富鑛の名ありしが、久からずして衰へたりと雖、猶水澤銀山と共に、數萬貫の年額を見る。○秋田郡邑記云、八森の不動瀧、飛瀑千尺、天空より落るがごとし、不動堂の鐘銘おぼろなり、應永の年號あり、銀山は、元和中すでに之を掘り、今に稼ぐ、四十餘戸の金子(カナコ)あり。○往昔の秋田路には、福米澤舟越を經て、土崎湊へ出でし由なり、當時、鹿渡三倉鼻の山阻を避けしと見えたり、津輕路は、いふまでもなく、八森より深浦へ往來したり。

御鷹儀、津輕右京亮被仰附、差上候條、泊々宿、並鷹之餌、入念自其所々、可申附候也、

十月　晦日　　秀吉公御朱印

　　秋田分領　八森　のしろ　ふすへ澤

　　　舟こし　湊　(下略)(津輕一統志)

天正の頃(十年より前)、庄内大寶寺氏より、仙北大曲の前田氏へ贈りし書状に、津輕兵が檜山(秋田氏)領分の八森を侵せる事を載す、此始末他に合考すべからず。

(前略)乍卷說申來候は、津輕の手前相募候而、檜山堺、

號八森地侵求之由候、必定に候哉、無心元候、餘儀皆の間、諸口へ及音信度候へ共、遠路と云、其口路次番難測候と云、遲延候、乍去諸方へも爲懇意候間、以事之次成共、脚力一人被相透候而可預候、於其儀者返答具可示賜候、(中略)

四月三日　　義　氏　花　押

前田薩摩守殿(羽柴氏大寶寺文書)

岩館(イハダテ)

今、岩館村といふ、八森の西北にして、本國郡管の極限とす。能代より六里半、更に一里半にして須後埼の榜示に至り、西津輕郡(青森縣内)大間越村へ入るべし、國郡界の高峯を泊嶽(トマリ)といふ。

隨筆紀程云、羽後帶河瀕海、多産魚介、其漁場推山本郡八森岩館、及秋田郡船川北浦爲最、其魚鰮鯡鰊居多、兩郡所獲、歲得金十五六萬圓、而由利河邊二郡亦次之、八森産鰊魚最多、其地瀕海、居民六百戸、歲製胴鰊及鰊油鰊粕一萬四五千石、其直不下八九萬圓、鰊魚他州所無、故又稱秋田魚。○秋田沿革史云、文政の頃、勘定奉行、松前より鰊の孕みたるを移し、之を岩館邊海に散布せしが、追々繁殖し、嘉永年間、岩館にて初て鰊を漁し、後男鹿の邊にも漁し、爾來大に漁法を改良し、當時すでに藩内の需用に充て、安錘を見るに至れり。

須後埼(スゴ)

野代(山本郡)津輕の自然堺にして、東西に綿亙せる山嶺、此に至り海洋に沒入す。北は西津輕郡大間越驛へ二里許、埼背の山路を明神(ミヤウジン)坂といふ。

水路志云、須後埼は、米代(ヨネシロ)川の河口の北微西十三海里にありて、秋田津輕の國境を分つ、埼背を大鉢(オホハチ)山といひ、樹木蒼黑、高二千呎、又此埼の北約九海里に一間灣あり、岩崎村といふ。

檜山(ヒヤマ)

(母體)

今、檜山町といふも、實は村里のみ、民口三千。能代の東二里半なる山麓に在りて、田床内(タトコナイ)、中澤、大森、母體等の部落を分ち、其東嶺を母體(モタイ)山といふ。中世、安東氏此に據り、秋田以北の民夷を制御したるを以て、其名史書にあらはる。

風土略記云、檜山に館ありて、古城主は詳ならず、近代は一萬五千石、佐竹殿家士多賀谷將監殿之を領す、土崎の湊より檜山まで十三里ありて、能代へは近し、今民間に流布する檜山といへる舞は、此所より出でたる田樂の番組とぞ。○郡邑志云、檜山は、近世多賀谷下総、知行四千石にて檜山に在番し、家士百戸、組下百餘戸、愛宕宮を多賀谷氏の祈願所とし、又、胡四王宮ありて古社とす。

檜山館(ヒヤマ)址

今、茶臼(チヤウス)山といふ、卽、秋田安倍氏の故墟にして、往時之を上國(カミノクニ)ともいひ、津輕の下國に對稱したり。

檜山、或は日山につくる、又、此城を合浦(サノボ)館と號すと、一書にいへり。合浦は津輕外濱の俗稱なるに、此にも同名ありし歟。

(合浦)

桙山志云、安東五郎兼季は、津輕十三(ジフサン)湊に住し、康永の始め、足利尊氏卿より、秋田比内三郡を賜はり、爾孫實季の頃には、此檜山に居城し、處々に要害を構へ、境目支城へは門葉の家臣を籠置て、夷を守り民を治む、天文年中、土崎の湊九郎友季逆意、實季、湊城を攻拔き移り住み、その後元和六年四月、檜山城破却す、今町の北西の方茶臼山といふ卽是なり。○永慶軍記云、秋田城介實季は、前代より檜山に城廓を築き、所々に要害を構へ、山北小野寺が押として、畠山勘十郎重氏を豐島の城に、五郎修季、海上の押として男鹿浦本に、九郎友季土崎湊に居城、其近邊に八柳兵三郎、新庄三郎、北國路の末由利口の押也、幕下淺利兵部少輔頼則扇田に居住、米内澤に加成常陸介、阿仁播磨守、五城目內記、岡本の城に安藤備前守季村、馬場目の城主安藤五郎季宗、三浦の城主浦村兵庫頭義豐、岩倉、飯岡、佐々、上杉、堤等、南部津輕の押也、云々。

(上國)

按、津輕安東氏に、上國(カミノクニ)下國の二流兩館ありて、其上國とに、秋田野代に居れるよりの號にして、檜山館の一號也。この上國下國の二流は、渡島(ワタリ)(蝦夷島)へ移植せる黨類にも、截然相分ちて、各本支の次序を守りたり。卽、蠣崎家譜には「下國安東太盛季の從孫、上國伊駒政季は、信廣(若狹武田信賢の次男)と共に渡海、之を上國館主とす」といへり。伊駒(イコマ)といふこと、檜山安東氏の別稱にや、家語(松前蠣崎)に又「檜山館主伊駒尋季の子舜季」といひ、松前舊事記「天文十九年六月、河北檜山の郡司、宮内少輔舜廣」とあるを道考するに、舜季舜廣は同人にて、天文十九年に、上國(檜山)氏其本邑を失ひ、渡海して身を保ちしと見えたり、(蠣崎松前氏は、元祖信廣、上國館に倚賴し、其家を起す)。されば、檜山へ上國の別流湊氏の入れるは、天文年中の事にして、愛季の父定季などの時歟。又、松前舊事記に河北(カハキタ)檜山といひ、檜山の邊に河北の小村名あること、國郡志、北海史論にも見えたれば、檜山を河北とも呼びしに似たり、或は阿北(アキタ)の誤字にて、秋田の異書にや。

沿革史云、慶長七年、佐竹氏遷封のとき、秋田實季の臣大高相摸、檜山に居り、佐竹の家臣今宮攝津守之れを受取、小場式部大輔義成へ渡し、慶長十三年、小場氏比内一揆を平定せし功に依り、大館城へ移さる、多賀谷氏之に代り、元和六年城を破却、(茶臼館、一名霧山)、此城、康永より天正迄安東氏代々居る、天正の末、大高康澄守りしとき、攻られて火を掛けらる、又「建永元丙寅年、安倍氏初て移り、代々之を續く、云々」元文五年池内治

雄の記にあり、白坂高寛の記に、永祿中安東實季之を築くとあり、建永元年より慶長七年遷封まで三百八十年。

其方事、同名親類等、並檜山之城主以下、令同心、可上洛之由、聞食候、路次無異議之樣、對越後宰相、被仰遣候、猶羽柴加賀中將、淺野彈正少弼、可申候也、
八月二日　（朱印、豐臣秀吉）
南部大膳太夫殿（南部文書）

淨明寺（ジヤウミヤウ）　郡邑記云、檜山淨明寺は、一向宗、開山を西道といひ、安倍氏なり、秋田安東家の由緒ありて、古證文もあまたあり、

於檜山中、從前代附來候旦那等之儀、於以來茂、無別條可相隨者也、
慶長二年八月十二日　實季判
成就坊

此成就は、淨明寺四代なり、實季の判は、拂戶の文書に相違す。

(扇田)

鰍淵（カヒラケフチ）　今、扇田（アフキダ）、道地と相合せ、扇淵村と改む。檜山、田床內の北にして、能代港より鶴形飛根への通路にあたる。○北海史論に、元慶二年紀、賊地十二村の一なる榲淵を、鰍淵に牽强し、辯して曰く、

秋田城下賊地者、上津野、火內、榲淵、野代（中略）、十二村也、云々、榲淵の古訓分明ならず、されど、今これを「カエヲケフチ」と呼び、榲字を用ゆるを見れば、敢て古名の異ならざるものゝ如し、或は鰍の字を用ゆ、能代の東小道に沿ひ、景色絕佳の閑ある處なりとぞ。原書、榲淵を火內と野代の間とすれば、之を野代の東方に求むるは實に然り、而も、火內を今の大館とすれば、此中間には、鷹巢の好平野ありて、まさに一村名を要す。鰍淵は、野代に接近し、古人大略の言を以て之を擧ぐるに、豈狹少鰍淵を數へて鷹巢の大を遺すべけんや。恐らくは、榲淵、卽鷹巢地方の古名のみ。且、古書用字の例を考ふるに、榲は、和名抄木類、

杉、音衫、須岐、見日本紀私記、今案、俗用榲字非也、榲於彩反柱也、見唐韵。○箋注、榲見類聚紀、按集韵云、榲杉木、非皇國俗用也、玉篇榲柱也、

とあり、スギフチと訓むべきこと明白也。後世、其名を失ふと雖、之を鰍淵に擬すべからず。字書に、鰍は黃魚とも黃頰魚とも解き、會玉篇にキギの和名あるの外、明解なし。此にカヒラケの訓あるは、其例證を知らず。(或はいふ、鰍は俗にウグヒとて鯇（アメ）に似たる細魚にあてらる)○郡邑記云、鰍淵は、もと田尻村といへるを、延寶七年、今の名に改む。

鶴形（ツルカタ）　今、鶴形村といふ、檜山の北東一里半、能代の東二里半、米白川南岸の小驛なり、又、鶴潟、釣方、につくる。

南谿東遊記云、秋田の北、既に津輕に近き所に、鶴形、飛根などいふ村あり、山の姿川の流れ、頗要害の地形なり、山甚高からずして、或は川を前に受け、或は兩山相對し、或は數里一望に見はらし、すべて其山の上甚平にして、古城の跡嚴然と備れり、然れども、他所の城跡に異りて、地面甚廣大にして十町二十町に連れり、或は、中に一山高く、四面は山の姿、堤のごとくめぐれる有り、或は、山連り屈曲して、所々に通路の道を開けるも有り、山は何れも頂上平にして、人作にて山を引ならしたるものなり、天然の山の姿にはあらず、此あたりにて、何人の城跡にや、尋るに、知るものなし、又古書傳記にも、かく廣大の城郭を構へ住たる人を聞かず、上古の世蝦夷の住たる時、格別の豪傑ありてかくのごとき事をなせしや、いぶかしき事の限りなり、博物の人に見せば考ふる所もあらんかし。○郡邑記云、釣方（ツルカタ）村、古城數所あり、花立には高橋左近、比丘尼には赤坂左太夫といひ、芹澤館、高館、赤館は其主をつたへず。

(釣方)

飛根（トビネ）　今、駒形（コマカタ）、羽立と相合せて、富根（トミオ）村と改む、鶴形の東に並び、共に米白川の南岸とす。

一書に「齊明天皇五年紀、阿倍比羅夫、進軍至肉入籠（シシリコ）時、問菟（トヒウ）蝦夷膽鹿島、菟穗名、二人進曰、可以後方羊蹄爲政所焉、比羅夫從之、遂置郡領而歸、本注、問菟、此云途毗宇、今井氏曰、問菟今亡、能代綴子（ツノレコ）、中間有飛根（トビネ）村、疑問菟之轉呼、姑從之」と載す、從ひ難し、北秋田の綴子に合考せよ

郡邑記云、駒形村のクソヅ谷地に、油湧き出づ、よく燃ゆるときけば、多く出なば、村の益のみならず、國の寶ならん。○沿革史云、元祿七年五月廿七日卯下刻、大地震、

(鶴形)

死失男女三百九十四人　野代森岡鶴形飛根其外
怪我人男女百九十八人　飛根並に其外近邊所々
家數二千百七十九軒　野代森岡檜山鶴形飛根
千四百七十三軒震崩　八百五十九軒崩燒
四百四十七軒破損
土藏百九十五軒　野代飛根並に其外
十五軒破損　四十四軒震崩　百三十六軒燒失
米穀一萬八千三百二十石餘、野代にて燒失、
久保田居城、並に城下、侍屋敷、町屋等、破損これあり候得共、差立候儀に無之候。

仁鮒（ニブナ）　今、切石、小掛、田代等と相合せ、響（ヒビキ）村と改む。飛根の東にして、北秋田郡界の七座（ナナクラ）山の西とす。小掛、田代は遠く南方の山谷に在り、南北四里餘にわたり、母體山、岩川山の東なる縱谷を占めたり、北岸は二井驛なり。

今井氏北海史論、齊明天皇五年記に「問菟蝦夷膽鹿島、菟穗名（ウホナ）二人進曰」とあり、仁鮒に菟穗名と聲相近し、これ居地を以て名とするものなり、云々。されど、問菟は津輕以北の地にして、恐らくは渡島の部落なり、菟穗名

を此に求くべからず。

切石（キリイシ） 今、響村の大字にして、米代川の南岸に縁る。○郡邑記云、切石村に、山岩を採り石村とす、甲明神は奥州平泉泰衡の遺甲は、今なし、前年公儀（佐竹家）へ收められしとぞ、鹽井あり、桶側を伏せ、屋根をかけおく、今俗諺を考るに、甲明神は切石にあり、鎧の明神は薄井に有り、而も泰衡鹿角（カヅノ）より落來りて、津輕松前に至り、義經の迹を追んと欲する者たり、然れば切石薄井は可往の道に非ず、既に逃路を求めつつ、舊臣川田が贄柵に至て、忽に命を落せり、一說、甲胄ともに二井田（ニイダ）にありしを、薄井切石にて乞請て祉を建たると云ふに從ふべき歟。

常磐（トキハ） 今、槐、久喜澤、二日市、刈橋、外割田、天内等と相合せて常磐村といふ。比井野の西二里半、向能代の東二里半、鶴形の對岸とす、或は床岩（トコハ）につくる。」大柄湯は、常磐の北二里の山中に在り、硫黄泉、溫七十度。梅内（ウメナイ）は、今種村（タネムラ）と合併して、種梅村と改む、天内と薄井の間に在り。○郡邑記云、常磐村は、もと床岩と書きたり、種村の古城は、秋田實季の家士、檜山作兵衛居る、其位牌は福壽院（曹洞宗）にあり、梅内の修驗の家に、今磐石、長三尺五寸、厚五寸、異香を發す。

（種村）

比井野（ヒイノ） 近時、薄井（ウスヰ）と相合せ、二井村（フタツヰ）と改む、米白川の右岸に屬すれど、河水此地を曲折して繞り、東西南に水を帶びたり。今、鐵道車驛と爲り、二井の名多く世に傳播す、能代十哩、鷹巢八哩。薄井と、響村切石の間に、米白川に鐵道架梁あり、長九百尺、羽州線に於て最大と稱せらる。○郡邑志云、比井野に、種村の東半里、荷上場の西六町、家居一百餘、慶長年中、梅津半右衛門政景の開發地と云ふ、仁鮒の五社明神を産土に仰ぐ、薄井村、家居六十、鎧明神あり、藤原泰衡の遺鎧を祭るといふ、今は其鎧なし。

（二井）（薄井）

荷揚場（ニアゲバ） 今、荷上村と云ひ、加護山（カゴヤマ）を合す、比井野の東北半里、藤琴川は、北より降り、此にて米白川へ注ぐ、亦一水驛とす。嘉永中東北遊記云、至飛根、々々荷上場之間、舟濟野代川、而雪水方漲、不通載馬之舟、故驛不發馬、因步而行、荷上場小綱木之間一里、舟泝野代川、亦以漲甚不通人、因取小路、舟濟小川、越籠山、山下有製銀銅所、郎阿仁坑所出云、披蒙茸拔荊棘、登山二町許、始至其嶺、又下數町、得平地、山中殘雪尚多、宿小綱木、騎行八里、步行三里。○郡邑記云、荷上場は今山驛とす、昔町館（マチダテ）といひしが、驛家を改め建てられ、荷上場といふ、家居一百、高岩觀音堂あり、籠山に十步一番所あり、銀銅の吟味方なり、阿仁の山銅を此なる小屋（小屋五十戸、役所、室所等）にて銀をしぼり、平銅に造り、能代湊へ下し、大坂へ廻漕す、藤琴の鉛も、籠山にて製錬す。

加護山（カゴ） 今、荷揚場村の管内にて、藤琴川の東岸に屬し、北秋田郡小繋村と其山頂を分つ、又籠山（カゴ）に作る。隨筆紀程云、白井眞澄遊記、盛稱加護山奇絕、謂文人狡獪、蜃氣現樓、其實不必如彼、今始闢門戶、未窺堂奧、既已覺所見愈於所聞矣、過小繋驛、攀馬揚坂、怪石奇巢、虎踞獅拏、筋骨怒張、不見寸膚、矗若攢劍、銳若植圭、老松古檜、皆生白石罅、橫枝倒垂、欲與石偕墜、爲葛藟所纏、一髮挽千鈞、岌乎殆哉、已而坡陀、而旬靡、右逼崚嶒、左俯深邃、進至絕頂、巨巖中析、成凹字門、門外郭公坂、地勢急下、斜徑曲折、米白川來自小繋、奔湍激怒、與石相搏、餘勢淡々西注、遠達野代港、而奇峰競秀、山脚水岐三叉、藤琴川發源津輕郡界、南流十餘里、逕郭公坂下、至此與米白川合、白沙清流、長橋伏波、舟筏來往、水禽聚散、沿涯有村、南曰荷揚場、行旅買舟、是日上御板輿、前騎後乘、綏轡陟降、紅旗閃々、隱見乎古木怪巖之間、士女來拜威儀者、從川畔仰瞻、恍如群仙乘雲行空、僉稱爲未曾有也。

（籠山）

藤琴（フヂコト） 今、矢坂、大澤をも合せて、藤琴村といふ。荷揚場の北三里なる山中の大村なり、其西方の別溪を粕毛（カスゲ）といひ、亦一村とす。藤琴溫泉は、鹽類性、熱百度許、泉畔に一瀑布あり。又、北二里餘銅鉛坑あり、太頁（タイラ）と呼ぶ。もと、阿仁銅山と共に、秋田藩の官行に屬せしが、明治維新の初め、政府の直轄に歸し、製錬所を置かれたり、後停めて之を古川氏に貸與す。山質を相するに、三紀層及び富士岩より成り、數多の鑛脈を胚胎し、方鉛鑛、と黄鉛鑛を採るべし、故に俗に鉛山といふ。津輕の目屋谷へ通ずる山路あり、釣瓶落峠を頂界とす、標高六百五十米。○郡邑記云、藤琴の平鉛山、その初めを知らず、今は阿仁と共に大坂屋武平に山師を仰附させらる、金子七十戸斗あり、粕毛の矢櫃山にも鉛を出すが、道遠ければ今休山とす。

（粕毛）（太頁）

北秋田郡

北秋田郡（キタアキタ） 能代川中游の峽谷にして、鷹巢、大館の二平野に分れ、鷹巢の南を阿仁といふ。今、面積凡三百方里、人口十萬、三十二町村に分ち、鷹巢に治む。

北秋田は、古の渟代郡の屬域なりけん、山水を共にすれば也。元慶二年、秋田以北賊地十二村の名に、上津野、火内、榲淵、野代云々と載せらる。上津野は即鹿角郡なれば、火内、榲淵は、北秋田に擬すべし。火内ヒナイと訓む歟、（上訓下音は古法にあらずと雖、攝津（セッツ）の如き、上音下訓の例も、これあるや久し）。今に、大館平野に比内（ヒナイ）の汎稱のこる。榲淵（スギフチ）、恐らくは鷹巢平野及び阿仁の舊號

（火内）

（比内郡）（肥内郡）

ならん、其說、別項に見ゆ。東鑑、文治五年七月比内郡、同九月肥内郡と云へば、之よりさきすでに建置せられしなり、舊史闕逸して之を紀せず。

白石の五十四郡考、幷に洞岩の觀聞志に、比内郡を二戸（ニノヘ）部に擬したり。されど、二戸は糠部郡の地にして、糠部は東鑑に數見すれば、混同し難し。また國郡志に、「肥内部（東鑑。肥一作比）後稱二戸部（奧羽觀迹聞老志）、東鑑糠部郡、南部磐手郡、西至鹿角郡、北至三戸部、有贄柵（國郡全圖、有二戸村。蓋其地）、藤原泰衡戰敗、將遁蝦夷、投其將河田次郎贄柵、次郎殺之、獻首於賴朝、賴朝責其不義誅之（東鑑）、按一說云、泰衡墓在山本郡檜内村、因以檜内爲贄柵、然與東鑑地理不合、故不取」とあるは、最地理に背ける論斷なり。廣瀨氏五十四郡考補遺に、比内を山本郡と爲せるは誤なれど、此に山本郡檜内の泰衡墓と說けるも、今の二井田の事跡なれば、肥内、比内、檜内は、皆今の北秋田郡に外ならず。

便覽志（洞岩）に「陸奧國比内郡、節用集作河内非也、古贄柵、今號二戸」とある初中二段の判別に善し、節用集の河内は比内を誤れるにて、贄柵此に在り、されど、末段の「今號二戸」の一解は、採り難し。

比内郡、何の頃よりか陸奧の所管とす、蓋、岩手、糠部より、鹿角、比内を經て、津輕への捷徑あり、古來最征旅の便道とす。されば鎌倉府の時、津輕、比内、鹿角等は、出羽の部屬を離れて、已に陸奧の所管となりしと判斷すべき歟。

近時、二井（フタツヰ）村を贄と混淆するものあり、曰く「相傳、文治之役、藤原泰衡欲奔蝦夷、過此至比内二井柵、爲部兵所戕、土人憐之、建祠藏遺兇、稱兇神社、東鑑作比内郡贄柵、二井贄音相近、今羽州有比内莊無比内郡、卽徵之延喜式倭名類聚抄、亦不有也、然康永中、足利尊氏封安東鹿季、以秋田山本比内三郡、則當時或建爲一郡、伴氏陸奧郡數考、特據切要集、屬之奧州、誤矣、路左有鹽井、然熏煉成鹽、薪炭功費、得失不相償」（隨鑾紀程）。兇明神とは、切石村に在り、二井の西南に野代川をへだつ、杜撰厭ふべし。

陸奧國比内南河内事、太田孫太郎行綱代行後申狀、如此、子細見狀、早可被沙汰付之由、國宣候也、仍執達如件、

元弘四年二月二十二日　大藏權少輔清高

南部又次郎殿（南部文書）

この文書、南河内といふは、何地にや、米内澤などの形狀にあたるごとし。

戰國の際には、南部（糠部）、安東（秋田）の爭地たり。天正十八年、秋田安東氏之を回收し、爾後羽陰の邦域と定められ、秋田の郡號を以て之に被及す。而も、其地は秋田郡と隔離する所あるを以て、方俗、私に比内といへること、舊の如し。明治十三年に至り、北秋田郡と命名せらる。

南部家寬政記錄云、天正十七年、秋田城介の弟忠次郎領分、比内郡、信直公に屬す、是れ家士大光寺左衛門が計策によりてなり、則北信愛をして比内を守らしむ、翌年、九戸津輕の亂に乘して、秋田より之を攻め、北氏無勢にて、秋田へ取返さる。

七座（ナナクラ）山（麻生）

又、七倉につくり、能代川南岸に屬し、山本郡仁鮒と、北秋田郡麻生の界嶺なれば、水を隔てゝ加護山に對す。標高僅に百四十米にすぎずと雖、一嶺七峯に分れ、神山と仰がる。今、麻生（アサフ）に北岸の小繫、今泉、前山、黒澤等を合せて、七座の村名を建つ。阿仁川は、麻生の東を過ぎ、能代川へ注ぐ。

山崎氏地誌云、麻生にコロボックルの遺跡あり、麻生村の南にして上野といひ、阿仁鑛山通路に當れる小丘なり、俗に矢拾場（ヤヒロヒバ）と稱し。第四紀層に屬する高平の地たり、遺物を出すは、西南に面して傾斜せる所にして、上部は黑色の土壤、次は茶褐色を帶びたる粘土層にして、遺物は多く此の中間より出づ、土器は土偶、面形、香爐形土器等にして、石器には石劍、岩盤、打製及磨製石斧、石鏃、石匙、紡綞形石器等なり。

七座（ナナクラ）神社

今、七座村小繫（コツナギ）に在り、卽七倉山の北岸なり。土俗、天神七代を祭るといふに、巫祝の常談に從へるならんが、一書に、之を齶田浦神に牽強したるは、殊に厭ふべし。

一嶺七峯は、卽、正面座、烏帽子座、蓑座、柴座、三本杉座、松座、大座是れなり、祭りて神と爲すも、この七峯に外ならず、國史を引くは何の要かある。

終北錄云、文化五年八月二十九日、次綴子、三十日、過龍泉廢、米白沿水而行、既而山合路窮、於是呼舟下米白、七倉山遠駢峙於左方、相傳、是山舊有八峯、巨靈擘其一峯、昇海爲湖、邦人呼湖爲潟、卽今八郞潟是也、自後山爲七峯、主衛揭而登岸、再渡米白、徑烏帽坂、次飛根。

○神祇志云、齶田神社、今在秋田郡、小繫村、稱七座山天神、爲秋田能代綴子三村鎭守神、按三村卽所謂飽田渟代肉入籠之地也、齊明帝四年、阿陪臣比羅夫、伐蝦夷降之、齶田蝦夷恩荷進而誓曰、奴等持弓矢者、但爲獲肉、若執之抗天兵者、齶田神必罰之、明年比羅夫復征蝦夷、大會齶田渟代等夷酋、以船一隻與五色采帛、祭其土神而還（日本書紀）、卽此也。○按、齶田神社、原書に浦神といふ、七座の山中、豈浦神を祭らんや。原書、浦神を祭るは、齊明紀四年四月の事にして、肉入籠に進軍して土神を祭れるは、五年三月の事とす、二事相混すべからず。又、肉入籠は、津輕以北の遠地にして、野代の近地にはあらず、綴子の條に合考すべし。○七座山を、秋田能代

綴子三村鎮守と述べしも誤れり。

郡邑記云、小繫村七座天神、別當は綴子神宮寺(山伏)なり、縁起曰、七座天神、第一國常立尊乃至第七伊奘諾伊奘册尊、齊明天皇祀曰、四年阿部臣率官軍、云々、七倉を、觀音の札所には、三十番と數へ、七坐の佛ありといへど、今なし。(寛政年中撰)

小繫(コツナギ)（今泉）　今、七座村と改む、驛路にあたり、北秋田郡の西極、山本郡加護山、荷上場に接したり。大館、能代、東西各七里。今泉(イマイヅミ)、坊澤を經て、綴子へ三里。

近時、七座天神を、齊明紀なる齶田浦神に牽強し、當時、阿部臣の舟師は此地に來泊し、其船隻を繫ぎたるを以て、小繫の名ありと云々と謂す、狡獪甚し。○戊辰の亂に、南部兵、鹿角口十二所雪澤の南道より、久保田藩の封内を侵略し、小繫に到る。當時の形勢は、久保田藩の御屆書に曰く、

八月十一日、橫手は落城仕り、澤將始め總軍仙北郡神宮寺へ御引揚げ、賊は川を隔て淨谷、壘壁砲臺相望て長城の如く、殿軍に相向ひ、官軍追々到着、檜山神宮寺角館の間に相連り、頻に逆擊を圖り候得共、賊徒仙北三郡の中に蔓延致し、逆戰格別の勝敗も無之、月を踰へ進退候所、南部其虛に乘し、東は生保內、北は十二所、兩口より攻來り、十二所大館の兵士死力を奮ひ、一應は打勝候得共、倍々賊兵侵入、終に不能支、十二所大館共に賊火の爲に焚かれ、十餘里の間盡く掠奪致され候。

防澤、大館、十二所の條に合考すべし。

鷹巢(タカノス)　今、鷹巢町と云ひ、民戸五百、北秋田郡の治所とす。鐵道、秋田五十四哩、大館十一哩。大地標高三十米、能代川の北岸に縁り、其北は綴子村に接す。鷹巢は、能代川峽谷中の一區の中心たり、其平野は、米內澤、七日市にわたり、東西三里南北四里。元慶二年、

（榲淵）

賊地十二村の一なる榲淵(スキフチ)は、蓋、此平野に在り。後世、其名を失ひたりと雖、原書、上津野(今鹿角郡)、火內(今大館)、榲淵、野代とあるにて、次第明白す。此鷹巢平野の一區は、東に早口峽ありて、大館に分ち、西に加護七座の峽ありて、野代(山本郡)と相分つ。○今、大野平の中、米內澤に近く杉村あり、阿仁川に縁る、杉淵の遺蹟にあらずや、夷言ペッは卽川也、又小阿仁にも、杉淵の古城名あり。

坊澤(バウサハ)　今、坊澤村といひ、鷹巢驛の西に接する小村なり。大館、野代の驛路は、坊澤、綴子を經由して、早口に出づ、鷹巢は近廻の嫌ありといふ。

郡邑記云、坊澤の坊に、昔伊勢堂の東にて、愛染院といへり、伊勢堂は、寛永八年建立す、其時土中より鏡と鰐口を堀出す、鏡は三體の像をほりつけ、徑五寸三分、鰐口は徑九寸三分、「應永二十三年丙申」云々と刻みたり。

沿革史云、戊辰八月二十二日、大館守を失ひ、佐竹大和は退きて小繫の險を扼守す、二十五日、久保田より肥州小城隊三百餘、其他合兵五百餘、大砲數門來援す、此時に方り、賊は入寇、綴子、坊澤、今泉、前山等に至り、官軍は荷揚場比井野等に陣す、廿九日、官軍進みて賊を擊ち、坊澤にて會戰之を破り、岩瀨村に至り、導いて大館を復す。

綴子(ツヅレコ)　今、綴子村といひ、鷹巢驛の北半里にして、廣く北方の山谷を管す。田子澤、岩屋等の部落あり、滿俺鑛を出す。

永慶軍記云、檜山勢は、淺利則賴が落行く途を半途にて討んと、綴子に待居たり、則賴は家臣共が心變りなば夢にも知らず、扇田迄出けるが遂にうたれたり。(天正初年?)○大日本史神祇志に、肉入籠を此綴子に擬し、國郡志にも同說を爲したり、是れ大失考と謂ふべし。原書、齊明紀四年四月並に七月の條に、渟代津輕の二郡を樹置し、郡領をも定められしこと見え、翌五年三月紀に至り、再度の船師遠征を叙して、曰く、

遣阿倍臣(闕名)率船師一百八十艘、討蝦夷國。阿倍臣簡集飽田渟代二郡蝦夷二百四十一人其虜三十一人、津輕郡蝦夷一百十二人其虜四人、膽振鉏蝦夷二十人於一所、而大饗賜祿、(膽振鉏、此云伊浮梨娑陛)、卽以船一隻與五色綵帛、祭彼地神、至肉入籠、時問菟蝦夷膽鹿嶋、菟穗名、二人進曰、可以後方羊蹄爲政所焉、(肉入籠此云之之梨姑、問菟此云塗毗宇、菟穗名此云宇保那、後方羊蹄此斯梨蔽之、政所蓋蝦夷郡乎)、隨膽鹿嶋等語、遂置郡領而歸、授道奧與越國司位各二階、郡領與主政各一階、(或本云、阿倍引田臣比羅夫、與肅愼戰而歸、獻虜四九十人)

本文の旨意、其飽田はいふに及ばず、渟代津輕の地に郡領を任せられ、今度は更に、膽振鉏(イフリサヘ)といふ新附の夷部さへ簡集せらる。其賜饗の地は、蓋膽振鉏部にして、從前馴服の渟代津輕の北なるべきこと、推斷して疑を容れず。今、北郡佐井村あり、或は鉏の遺名歟。已に初段に「討蝦夷國」といひ、其次膽振鉏に至りて、大饗祭祀を爲し、次に「至肉入籠(シシリコ)時、問菟蝦夷云々、可以後方羊蹄(シリヘシ)爲政所焉云々、遂置郡領而歸」と述べられしは、文理明亮、津輕膽振鉏以北の遠地に、蝦夷を討たれしを知るべし。されば、肉入籠といひ、後方羊蹄といひ、皆海北の地にして渡島に屬す。蝦夷國蝦夷郡の語、其旨や深し。翌六年三月紀には、

遣阿倍臣(闕名)率船師二百艘、伐肅愼國、阿倍臣以陸奧蝦夷令乘己船、到大河側、於是、渡嶋蝦夷一千餘、屯聚海畔、向河而營、營中二人進而急叫曰、肅愼船師多來、將殺我等之故、願欲濟河而仕官矣、

と載せられ、更に渡島以北の遠地(肅愼國)にさへ、進航

せんずるなれば、當時經略の遠大想ふべし。今もし、肉入籠を以て野代の山中、火内の峡口に擬すれば、一百八十隻の船師は、米白川を泝りて、津輕海に出でたりと爲さざるを得ず。舟を山に行る、何等の完辭ぞ。而も國郡志、秋田郡の下に「肉入籠、今野代東有綴子村、蓋是」と云ひ、又、渡島の下に、後方羊蹄政所をいふ、首尾一貫の解なきに似たり、惜むべし。

地理志料云、本草和名、羊蹄和名之乃爾、萬葉亦假羊蹄二字爲之、今俗呼野大黄者是、日本紀通證曰、疑是今蝦夷島志利倍知也、有山曰尻別嶽、先輩多從之、今非敢駁之曰、後方羊蹄之地、固在出羽北邊、炳焉正史、今比羅夫進入肉入籠、膽鹿島等言云云、即知去肉入籠不太遠、肉入籠即今綴子也、以地理推之、今之大館村或是歟、大館一名比内鄕、館之言堡壘也、當時置政所故名。

大野平（オホノタヒラ）　鷹巣平野の中央にあたり、能代川の南方阿仁川と小猿部川の間なる荒蕪に名つく。今、上大野村、下大野村の號を立て、野中散在の部落を統ぶ。

山崎氏地誌云、鷹巣平野は、約二百三十平方粁を有し、第四紀古層より成れる大野臺、其の大部を占め、西方に蟹澤山(百二十六米)あり、之を地形地質上より考ふるに、大館、鷹巣、二區の平地、何れも第四紀時代の湖底にして、二湖は狹き水路によりて相結ばれ、達子森（タツコモリ）(二百十四米)、蟹澤山は、湖中の島嶼たりしなり、大館平野、約百三十平方粁。

木戸石（キドイシ）　今、増澤、八幡臺等と相合せて、下大野村（シモオホノ）といふ。鷹巣の南西二里、阿仁川の右岸とす。増澤は、阿仁川の左岸にて、麻生の南に連なれり。

郡邑記云、木戸石村樹温寺、天然木の佛像あり、増澤は、舊名惡間村といへるを、寛文十一年改む。

川井（カハヰ）　今、杉、道城（ダウジヤウ）と相合せて、上大野村といふ。木戸石の東にして、大野平の最中心に位置す、米内澤の北一里半許。この杉（スギ）は、元慶二年紀の楓淵の遺名にあらずや、淵は夷言ペツに同しく、溪流の義なれば、阿仁川の舊號歟。

(杉)

郡邑記云、川井村の西山麓に石碑あり、高五尺幅一尺八寸、上に梵字、下に「延慶二年己酉二月十二日」左に「右志者、爲過去松石殿」右に「乃至法界平等利益」と刻み、此間なば、今も松石殿の館跡とつたふ、延慶より寛政の今日に至り、已に五百年を經たり。

米内澤（ヨナイサハ）　今、米内澤村といひ、本城、浦田、根小屋をも合す。即、阿仁川の兩岸に渉り、阿仁の山谷の口にあたる。鷹巣の南四里、銀山へ五里。禪院龍淵寺あり、又、阿仁嘉成氏の館址あり。

柞山誌云、阿仁庄米内澤の古城は、嘉成常陸介貴清、嫡子右馬頭貞清の居館にて、貞清は天正十六年、大館を南部氏より攻取れり、慶長七年、佐竹義宣公、秋田へ遷封の時、赤坂下總守朝光、米内を受取守護す、同年八月、秋田先方の舊士とも一揆を起し、米内澤を攻む、朝光勇士なれば、一揆の輩多く討取られ退散す、同十月再び大阿仁の庄に一揆起る、朝光馳向て退治す、後城廢す。○加成氏を、諸書往々、加茂に誤る、永慶軍記に、葛西の末葉加成といへば、陸奥栗原郡金成（カンナリ）村の舊族の此に移りしならん。(前田に合考せよ)

米内澤城址（ヨナイサハ）　郡邑記云、本城（ホンジヤウ）館は、松橋高知といふ人、慶長中まで居れりと、肝煎秋元氏は、鹿角四家の一派にて、故あり松橋の家臣となり、子孫此に相續す、米内澤は、大川の舟着にて、又市立あり、家居三百五十、外に支郷多し、龍淵寺は、舊嘉成氏の牌所にて、其臣族奈良岡氏中興す。○同書又云、天正年中、(永慶軍記十六年)南部より秋田湊を責んとて、先鋒櫃森判官と云者、五百の勢を以て、加成が居城を責む、加成父子、父を馬頭貴清と云ふ、其子貞清三百の勢を率て出戰、(貞一作季)强勇を賴て深入し、陣場と云所にて討死す、十二所の五十日兵庫、二心を抱て不戰、貴清戰負けて城中に逃入る、櫃森追て城に至る、奈良岡監物謀略にて、城の南の谷地(今は田となる)におびき入て、つひに櫃森を討つ、南部殘黨悉く退散す、慶長七年、秋田御國替、義宣公湊御着岸の時、比内の浪士等一揆をなす、監物是を制して曰「今天下の命あつて秋田の新主たり、又從ふ處の士皆勇力智謀、我々が及ぶ處にあらず、不如、城を避けんには」と、皆是に服して、或は逐電し或は百姓となり、數城悉く燒亡して迹なかくす、此時沙汰有て、阿仁比内に赴かしむ、監物赤坂氏に謁して右の事を語る、朝光監物が功を賞し、上聞に達して高五十石を賜ふ。

阿仁川（アニ）　北秋田郡南方の大溪にして、阿仁の山中に發す。凡二源あり、一は大又（オホマタ）川と云ふ、荒瀨村の東、森吉（モリヨシ）山と燒山の間に淵源し西流、又北流、銀山町を過ぎ、前田に至り、小又川に合ふ(此間凡十里)。小又川は、前田村の東南、森吉山と燒山との間に濫觴し北流、又西流して大又に會ふ。以下西北に進み、米内澤村を貫き、李臺に至り、小阿仁川を容れ、麻生に至り能代川へ入る、前田以下凡六里。

小阿仁（コアニ）　小阿仁川の山谷を總稱し、大阿仁の對名とす。今、落合、下小阿仁、上小阿仁の三村に分ち、南北十二里、東西二里餘の縱谷を占む、夏林の名あり。小阿仁川の源は、太平山の陰に出づ、即、南界は南秋田郡太平村、河邊郡岩見三内と相限る、林木繁茂、美材を出す。○郡邑記云、小阿仁澤は、山中杉ならぬところなく、木材億を以て數ふべし、總じて、阿仁銀銅山の餘勢を以て渡世し、田地多からず、薪炭を出す。

李臺 今、扇田、新田目、羽根山等を合せて、落合村といふ。米内澤の西二里、大阿仁、小阿仁の會流にあたり、木戸石の南一里。

小阿仁杉淵城跡、今何村にや。○沿革史云、北秋田郡の古城、杉淵(小阿仁)は、加成播摩守、同右兵衛尉、共に秋田分限帳に見ゆ、又、應永五年の頃、楓淵播摩守菜居るとぞ。

三木田 今、根田、芹澤、三里、鎌澤等と相合せ、下小阿仁村といふ。李臺の南五里、鎌澤は更に其南に隣る。

沖田面 (佛社) 今、佛社、小澤田、五反澤、小田瀬、南澤等を合せて、上小阿仁村と改む、三木田の南二里。小阿仁の山中に於て中心に推され、西嶺を横絶して、森岡驛(山本郡)、又は五城目驛(南秋田郡)への間道あり、東嶺は銀山町を隔つ凡四里。

梓山志云、小阿仁沖田面村、小田瀬山、延享二丑年二月中旬に、鳴動甚く、山中洪水わきいづ、小田瀬山の山頂は二つに分れ池を生す、凡三百八十間餘の潟なり。

郡邑記云、先年、阿仁金銀銅鉛山盛りの時、沖田面の往還をひらかる、今の吉田道なり、雪中吹き倒れの危難あり、獨行するなかれ、もと山本郡(野代)の支配なりしともいふ、小澤田の西山に城跡あり、天正中、淺利家の嘉成三七居れりとか、無雙の景勝なり。

阿仁 (大阿仁) 近世は庄名にも呼び、北秋田郡の南方の山谷を汎稱したり。其水脈に因り、西の一溪に屬するを、特に小阿仁といひ、東方の大溪には大阿仁とも稱す、今に然りと爲す。山中の富庶は、專銀山に依頼し、其地、又大小阿仁の中心に占位す、今の阿仁合町是なり。荒瀬、前田の二村之に附す。

(風張) 郡邑記云、阿仁の吉田は、もと風張といへる村なり、元祿七年改めらる、水無村(千二百口)、銀山町(二千口)は、元家居つゝき、俗に千軒といふ、今は銀出す銅山なり、小澤、眞木山の二所に之を掘る、中にも小澤は八个山の第一に推され、大澤、二之又、萱草の三山は、小澤の支配なり、三枚、一之又、木立澤は、眞木山の支配なり。

津輕一統志云、大浦爲信公は、關白秀吉殿下へ參向せんとて、鹿角まで進まれしも、南部信直宿怨ありて行路を塞ぐ、秋田へ出んとすれ共、秋田實季同く之を拒みければ、阿似の大かさはりと云ふ所より津輕へ引返さる。

產業事蹟云、佐藤信景は、出羽國雄勝郡の人にして、醫を業とす、曰く「醫の業たる猶小にして、普く衆を救ふに足らず、願くは、物產を開き百工を興し、製造を巧にするの諸方を明にせん」と、遍く列國を歷遊して、高名大家の門を訪ひ、老農老圃を始め、石工、玉師、坑戸、礦夫、窰戸、瓦匠、漁夫、醫師、楮戸、織匠、染屋、鑪戸、鍛冶、杣人、漆匠、茶師、捲栝匠、醸家、滷丁等迄に詢ひ諮り、各其業の實理を精究し、且又深山幽谷を潜行し、江湖河海を跋渉し、金穴を探り、玉井に入り、研究すること四十餘年、足跡殆天下に遍し、享保十八年、阿仁の銅山に卒せり、曾て著す所の開國新書十二卷、山相秘錄二卷あり、開國新書は、經濟の要旨開物の蘊奥を說き、家學の基本なり、山相秘錄は、金、銀、銅、鐵、錫、朱砂、水銀及び美玉、寶石、扁青、綠青、硫黄、明礬等の出る山の相法を說き、山形と土石の色相性質を觀て、其何物を含有するやを知り、且其諸金の苗を索るの法より、鑛脈連續の條理を講究し、諸種含藏の多少と、其所在の高下深淺とを鑑定し、其穿採の難易を前知するの秘訣を辨し、又、山上山下自然の形勢に依て、水脈通利の經絡あることを審にし、大切を開て諸坑を乾燥する大義を示す、是に於て、我邦從前未曾有の山相法、始て正經徵すべき學となれり、今に奥羽諸州、伊豫、但馬、石見等に、彼山相の學を傳ふる者あるは、蓋皆信景の末派なり、信淵は其孫にて、家學を以て盛名あり。

銀山 (水無) 俗に銀山町、又銅山町といひ、阿仁の一支、大又川に繞り、鷹巣驛の南九里なる小繁華なり。水無、吉田、小淵、小様の四山村、並びに眞木澤、三枚、一之又、小澤、二之又、萱草、向山等の諸鑛氏を合せ、人口凡一萬、今阿仁合町といふ。

銀山町の西、大又川を隔てゝ向山鑛山あり、銀山町の東には三枚山あり、一に中澤峯とも云ふ、その西北麓に眞木澤鑛山あり、銀山に接す、又その北麓に三枚鑛山あり、一之又鑛山は、三枚鑛山の東南にして、二之又鑛山は、一之又の南、石堂山の北麓なり、三枚山の南西麓に小澤鑛山あり、銀山の東南にして、萱草鑛山と南一嶺を隔つ、萱草鑛山の北を流るゝ溪水は、萱草川と云ひ、大又川に落つ。

山崎氏地誌云、阿仁鑛山は、今採掘面積二百六十六萬餘坪(内石炭坑凡五萬坪)、東西二里、南北三里にわたる、本山鑛業の起原は、寛文十年、浪華の商人高岡八右衛門伊勢屋小平次、小澤の銅脈を發見したるを始とす、降て元祿十五年、藩主佐竹氏自營し、爾後引續きて明治四年に至り、秋田縣廳の經理する所となり、同八年工部省の官行に移り、洋風を移して大に事業を振起したりしが、同十八年に至り、遂に古河氏の稼行に歸す、乃益事業を擴張して今日に至れり、鑛脈は概略凝灰岩と輝石富士岩とに胚胎し、數百條の多きに達するも、要するに三種の走向に區別せらるゝ如し、即、萱草鑛區にては南北に走り、小澤及び眞木澤鑛區にては東西に走り、三枚北之又にてはその中間の走向を保ち、傾斜一般に急にして時としては直立せるものあり、但向山鑛區は凝灰岩中の鑛染なり、鑛石の重なるものは黄銅鑛にして、黄鐵鑛、閃亞鉛鑛、方鉛鑛等を伴ふ、向山鑛區よりは自然金輝銀鑛等

な出す、現時採鑛中の鑛區は、銀山町の東南凡一里にある小澤、最南に位せる萱草と、大又川の西方凡一里にある向山なり、而して、各採掘所よりは鐵道或は板道を馳せ、車輛馬匹を以て運搬す。

荒瀬(アラセ)　今、荒瀬村といひ、阿仁銀山の南方の山谷を總べ、仙北郡、河邊郡と、山嶺を以て相分つ。東西七八里、南北四里乃至二里、卽大又川の源谷にして、幅二十間高五十丈の大飛泉あり。

荒瀬の西南、根子山、幸屋山に石炭を採るべしといふ、根子山の西は小阿仁に屬す。○荒瀬は、古史に見ゆる出羽國邑貢志閇の夷村なるべし、陸奧國に同名二所あり。其栗原郡なるは後世荒瀬といひ、膽澤なるは下風江(オロシエ)とつたふ、合考すべし。今の夷語にアラチ(靜和)といふがあり。

(邑貢志閇)

弘仁二年七月、

出羽國奏、邑貢志閇村降俘、吉彌侯部都留岐申云、己等與貳薩體村夷伊加古等、久構仇怨、今伊加古等練兵整衆、居都母村、誘帶伊村夷、將伐己等、伏請兵粮先登襲擊者、臣等商量、以賊伐賊、軍國之利、仍給米一百斛、奬勵其情者、許之、

貳薩體(ニサツタイ)は今二戸郡、都母(ツモ)は今上北郡の夷村なり、合考せよ。〇郡邑志云、寛文中、大坂の山師北國屋吉右衞門、荒瀬村に分け入り、阿仁の金銀山を見つけ出す、是れ阿仁八个山產金の初めにて、北國屋を高岡氏ともいふ、荒瀬の山中は凡十里、すべて銅山の餘勢にて渡世し、凡千口はあらん、木村には富めど稻田なし、粟稗蕎麥をつくり、楢(ナラ)實、栃(トチ)果をも採りて食ふ、冬は熊を逐ひ之を狩り取るに、遠き山々を踰えさはる、又、鹿、猿、羚の類を取ることあり。

前田(マヘタ)　今、前田村と云ひ、五味堀及び小又山中の數部落を合す。銀山町の北にして、大又・小又の兩派合湊の地にあたり、米內澤村の東にとなる。

(神成)

郡邑記云、前田村大川に神成(カンナリ)の渡船場あり、古城は鳥海某の居せるを、天正の初めに、加成(カナリ)資淸之を亡ぼせり、今八幡宮の社地卽是なり、小又川此邊にて阿仁川に會ふ、小又或は衣田と書く。

小又(コモタ)川は、東西七里許、砂子澤の一派之に合す、南北の山谷の廣四里乃至一里半許とす。森吉炭坑は、前田の東凡二里許に在り、砂子(スナコ)澤溫泉(硫黃性熱九十六度)は、更に其東三里、大葛村に近し。○森吉炭田は、山間に散在せる小炭田にして、第三紀頁岩中に厚さ七尺に達する無煙炭の一層あり、その安山岩脈に相接する部分は骸炭に變す、炭層中夾み甚多く、露出は湯尻澤、明り又、及び大澤に在り。(地質調查報告)

森吉山(モリヨシ)　阿仁(アニ)山谷の東偏なる熄火山にして、仙北郡の燒山の西北に、近く相並べり。(燒山は鹿角郡へまたがり、硫黃山とも呼ばる)

郡邑記云、森吉山は、御境方見當(ケンタウ)山と云ふ、見當とは、見當盤と云ふもの有て、磁石を以て方角を定め遠近を見る、口受ありとぞ、麓より砂子澤、小又澤まで五里、砂子澤より赤瀧假戸(けとゝ云は、御境方囘山のとき、小屋をかけてとまる處を云)まで三里、赤瀧より冷水假戸まで三里、冷水より三つ又境まで三里、東に南部硫黃山あり、又湯沼とて一丁ほどの湯の涌立池あり、景地なり、南部花輪の據人(コヒト)と、砂子澤の據人と立會、御境通道を拂ふ、或は竊に忍び者越ゆる者有りとも、容易には通難き道なり。

この山は、樹木茂生し、傾斜甚急峻ならず、頂上三峯に分る、一を向嶽(ムカヒダケ)と稱し中央に占坐し、他を檜葉倉嶽(ヒハクラタケ)及び前嶽といひ、東西に侍す、前嶽、檜葉倉に、外輪山の一部にして、向嶽は卽中央の火口なるべし、前嶽はまた前御殿と稱す、向嶽の西方を擁して、南北に走れる馬背狀山峰の總稱にして、最高點は千二百米に達し、石森、一之腰等の小隆起點あり、石森は最南に位し、一之腰は最北を占む、この連峰は稍彎形をなして、向嶽との間に鳥居の澤あり、檜葉倉嶽は、向岳の東面を繞りて南北に亙り、高さ千二百米に達し、前嶽に相似たり、滿山樹林鬱茂して人跡到らず、東方は連峰相接して、燒山に綿亙したり、向嶽は又奧御殿と稱す、前記二つ連峰の間に聳え、完全の圓錐形をなし、密樹これを蔽ひ、夏なほ溪間に殘雪を存す、高さ千四百五十餘米、實に森吉火山中の最高點にして、山側に美麗なる傾斜を示す、頂上は狹くして火口と認むべき者を有せず、東西外輪山との間には、連瀬澤鳥居澤あり、この二流は向嶽の北麓にて相合し、外輪山を破りて火口瀨となり、北走して小又川に入る。(地學雜誌、山崎氏地志)〇地學雜誌云、湯ノ澤溫泉は、森吉村にあり、第三紀の古代に屬する砂岩、粘板岩の累層中、無烟炭を介する地層と、火山岩との接境より涌出す、元來微溫湯なりしも、明治九年八月震災當時、卒然溫度を增加せり、聞く、安政の大震に際しても、一時高溫となりしが、爾來冷下したるに、今回又此異狀を生したりと。

七日市(ナノカイチ)　今、七日市村といふ、米內澤大野平の東北にして、小猿部川の上游に居り、鷹巣平野の東偏に當る、鷹巣驛の東南凡二里。

七日市の東二里、湯臺(ユノダイ)に炭酸泉あり、熱七十度、大館驛の南凡五里。〇郡邑記云、小猿部澤內の七日市村、寛政のころ、岩石に妙工を施して、用水を通し田地に灌ぐ。

脇神(ワキガミ)　今、小森、中屋敷、舟增、川口等を合せて、澤口(サハクチ)村といふ。七日市の西にして、小猿部川は、之を過ぎて能代川へ入る。鷹巣より阿仁への驛路は之に出る、鷹巣一里、米內澤三里。

麻當(マタウ)　今、大澤を合せ、榮村と改む、脇神の北なる小村にして、早口村と能代川を隔てゝ、其左岸に屬す。

沿革史云、戊辰の役、官軍は一旦退きたりと雖、再擧、

八月廿九日、小綱木本道、並に大澤口、米内澤口の三方より進軍、本道は佐竹大和、大砲二門を先鋒とす、又、肥藩六小隊、大砲三門を進め、急に前山を砲撃す、南賊狼狽戰はずして逸走、九月二日岩瀬村を取る。

早口（ハヤクチ）　今、早口村といふ、長坂、外川原を合す。綴子、鷹巣の東北に隣り、鐵道、鷹巣へ五哩、大館へ六哩、平瀧牧場あり。

(外川原)

早口の北は、山谷凡六里、津輕と峰を以て分ち、其間に大野、深澤、李嶽等の部落あり、外川原（ソトカハラ）は、早口の東南に、能代川を隔てゝ、麻當に連續す。鷹巣盆地の大館盆地の限界は、此早口外川原の一線に在りて、山峽の形勢迫蹙して、東西の平野を分つ。

岩瀬（イハセ）　今、山田と合せて、山瀬村と改む、早口の東にして、能代川の右岸、驛路經由の村里とす。其山谷は、津輕郡界の三川（ミツカハ）峯に至り、凡七里、赤川、田野澤、越山等の部落あり。

戊辰の役、九月二日、官軍岩瀬村を力攻して之を取る、南部藩兵東に走り（大館、扇田等を棄て）、其封疆に據守す、是より、片山、雪澤等に小戰あり、十二日、官軍十二所村を回復す。

山田（ヤマダ）　今、岩瀬に合せて、山瀬村と改號す。○郡邑記云、山田村の茂居山は、岩石角柱に同じけれ、直に取りて切石に代用す、帆立澤には貝の化石あり。

庄内古事抄、元和八年石山勘兵衛覺書「秋田ひない陣に立申候時、山田の城を攻落し候」云々、田村六左覺書「秋田城助殿に罷在候時分、秋田比ないの内、山田と申城貴落され候時、しやかないと申者、鑓下にて、高名仕候」。

赤石（アカイシ）　今、板澤、大披（オホマキ）、櫃崎、小袴等と相合せて、眞中（マナカ）村といふ。岩瀬の南、米白川の左岸の村里にして、大館の西南一里半、二井田村の西隣なり。

(板澤)

郡邑記云、板澤（イタサハ）村は米白川に倚り、船子となりて渡世するもの多し、上は扇田、下は能代まで通船す。

大館（オホダテ）　今、大館町といひ、人口八千、山間の一都會なり。米白川、長木川の間なる高原に位置し、津輕と鹿角の兩路を扼するを以て、要害の稱あり。鐵道、秋田六十五哩、弘前二十八哩、又、鹿角經花輪街路八里。

大館は、本名比内（ヒナイ）館と云ふ、比内の首邑とす、其四周の平野は方三里許、之を鷹巣に比すれば稍小なり雖、亦山中の一邦なり。比内の地、鎌倉時代より、淺利氏ありて、一郡の渠帥たりしにや、郡司とも呼ばれたり、扇田の條に合考すべし。

八戸系圖云、南部師行、延元元年八月、尊氏之黨淺利六郎四郎清連、及曾我貞光之屬、曾我左衛門次郎光時等、圍成田小次郎賴時所守鹿角郡大里城、傍近有師行之管地、家士小笠原四郎鳴海三郎太郎等、乃率兵赴援賴時、賊敗退。

又、天正中に、秋田實季の舍弟忠次郎、南部氏を娶りて、比内大館に在り、蓋舊主淺利義政を放逐して、之に代れるならん。

松前舊事記云、天正十一年三月、比内之郡司淺利左衛門尉義政を、當主慶廣手打にす。（永慶軍記、天正十年、淺利與次義賢）

されば、扇田の淺利則賴は、庶流歟、津輕一統志には、比内の舊主淺利修理大夫賢儀、天正の末年に滅亡云々、とあり。郡邑記云、比内庄大館は、家居一千五百餘戶、城は西殿知行、七千七百石にて之を守らしめたまふ、先祖義成、御國替入部の時、檜山に在城し、慶長十三年、比内一揆蜂起の時、義成は赤坂朝光（米内澤）を援け之を討つ、打杭淨應（ジヤウオウ）寺（今、大館に在りて、一向宗の僧なり）扱を入れ、義成大館に入り、郡内平定す、後十五年大館城を義成にに賜ふ、家士百五十戶、足輕六十戶、玉（ギヨク）林（リン）寺、宗禪寺（共に禪家）、淨應寺（今西殿の菩提所）等あり。

(淨應寺)(玉林寺)

沿革史云、淺利の紋、十本骨の扇なり、後雁金に改む、淺利則賴は與市郎義賢の子とぞ、鎌倉のとき、與市義遠と云へる勇士の末孫なり、則賴鳳凰山玉林寺を建立す。○淨應寺は、明應年間の創立にして、僧蓮如の法弟、譽田道願の開基と稱し、地方の著名寺院なり、明治戊辰の兵燹に罹り、堂宇多く烏有に歸し、舊時の壯觀に及ばず。

戊辰の歲五月、鎭撫副督澤三位、最上より秋田に入り、津輕に到らんとす、十六日、大館に次る、弘前藩矢立杉峠の險を扼し、防守する所あり、副總督の一行、進退に究し、玉林寺に滯溜數旬、已にして、七月一日、久保田藩一行を迎納す、八月、南部兵來寇、届書に「八月二十日、賊大軍を以て扇田へ來侵、官道及び山道川道、三方より陸續攻入に付、茂木筑後川を渡り根下戶村へ引揚候、此時須田政三郎も大葛より引揚候、途上に扇田の兵火を見、依て山路を經て鷹巣村へ轉陣、二十一日、十二所葛原より侵入の賊兵、大舉大館に押寄候に附、佐竹大和闔郷の兵隊を繰出し、多賀谷長門、小場小傳治、其外津輕藩一小隊を以て、金谷村并釣山等へ出張爭戰致し、夫より山王臺へ遷り大戰爭と相成り、終日終夜大小砲の聲山野を震動、猶雪澤口よりも賊兵侵入、數村へ放火、廿二日には、已に市中放火、砲彈城中へ亂射、諸方分散の兵隊、一時城中へ纏集、終に城を燒き引揚け、綴子村に於て諸隊長來會、防守の地勢議論も有之候へども、小繫の險阨に據て防戰の事に相成候、廿九日昧爽、小繫より佐竹大和兵進擊、坊澤に於て會戰、賊坊澤を放火して逃去候に付、諸隊、綴子鷹巣米内澤より、七日市、脇神村等に散在の賊を驅拂し、九月二日、三道より進擊、賊遂に敗走、片山野に至り、猶又爭戰と相成り候へども、諸兵勝に乘し奮戰、賊徒益退去、已に大館まで可追入勢の處、

賊等も又死力を以て防戰、林叢の中に屯伏し、砲銃放射雨の如く、且黄昏に及び、餅田村宿陣、板澤道一戰にも及ばず、驅逐して扇田村に至り宿陣、四日、五日、大館へ迫る、賊又應戰、夜中途に城を出で遁逃、六日早曉、諸隊入城致候、云々。

（比內館址）（檜內）

大館城址（オホタテ）　卽、比內館址なり、市街の南に存す。俗說、一名桂城といへり。十二所を北比內といふに對しては、南比內ともいへり。

國璽紀程云、大館驛、舊秋田藩公族大夫佐竹義純采邑、戊辰之亂、盛岡兵來襲、義純力戰死之、邸第市廛悉爲灰燼、今驛背高阜、禾黍離々、卽其城址、而士庶家復舊者千四百餘戶。○風土略記云、大館は比內鄕の內也、一萬三千石、佐竹帶刀殿之を領す、土俗御北殿と稱するは是なり、此所より津輕に通する山を矢立峠といふ。

元和六年佐竹義宣書狀に「檜內式部居候處は、城の樣に候間、家を可破候」式部は小場義成なり、卽御北殿の祖。

奥南盛風記云、天正十年壬午の頃、羽州比內郡大館の城主、秋田忠次郎盛愛（秋田城之介實季の弟にて、信直公の御聟也、系圖に季隆とあり、盛愛の奥方は季姬と申す）病死あり。久千代殿幼少なれば、伯父太郞實季の代官、比內を治めたり。○永愛軍記云、秋田城介實季の舍弟を、比內忠三郞實泰迚、同國比內の庄の領主として、大館の城に居住、是は南部大膳大夫信直の聟なり、天正六年、實泰死去の後、比內は自然南部のものとなり、天正十六年、大館の城へ北左衛門信愛をぞ籠置る、秋田の押用心の地なるゆゑ、與力百騎足輕百人添られ、信直には、勝関を取行ひ、三戶に歸陣せらる、

天正十六年、初、南部家臣大光寺左衛門、走比內、倚比內城主、勸成田秀兼叛秋田、屬南部、秀兼應諾、（根元記、作十八年十二月晦、左衛門與徒共謀、急襲大館城、擒佐々與左衛門殺之）、信直悅率兵七百、九月次亦澤、攻比內一回、城代和田內膳大驚、秀兼及左衛門內外挾擊、內膳與其徒七十餘人皆殲焉、比內地悉屬信直、信直賞左衛門、以比內地（野史南部信直傳）

同十八年、秋田城介實季、比內を討取らんと、所々の軍兵を催され、大川の宿へ打て出づ、北左衛門も打出て合戰あり、殿して引けるが、大館をば、土民共が遮りて攻落し、はや入替りて防ければ、城へ引事叶ずして、直に西道より鹿角にぞ引取ける。（今按、津輕の大光寺左衛門の遺族が、津輕を退去せるは、永祿中の事なるべし、其遺子にて、鹿角比內に居れるは、名を光愛といひ、信愛には非ず）

（片山）

餅田（モチタ）　今、片山、立花、川口と相合せて、下川沿村と云ふ。大館の西一里、下內川と米白川の交會する所にて、岩瀨山田に近接す。

維新史料云、戊辰九月四日、津輕口の官軍、夜を以て竊に矢立峠を踰ゆ、五日、其一隊先進して、片山村に出て、大館城を襲ふ、晩に及び兩軍交綏し、官軍は釋迦內に兵を收めたり。

（餌釣）

根下戶（ネカト）　今、池內、小館花、餌釣、山館等と相合せ、上川沿村と云ふ。大館の南郊にして、米白川の右邊なり、餌釣、山館は、扇田鹿角への通路にあたる。

郡邑記云、餌釣村、輕井澤村及び猿間、葛原、田地に水不足す、是は昔、鹿角郡より米白川の水をせき入れしに、御領分境目論有之候後、水上の堰根南部領と爲れるが故なり、年々南部領へ通達して水を取る、甚煩しき事なりとぞ、延寶三年九月、境目のパツカイ澤の苅萱の爭にて、雙方より多人數押出し、山擄人一名卽死、翌年江戶御役人巡見、五年六月、御老中御奉行の裁許あり。

（下內川）

釋迦內（シヤカナイ）　今、釋迦內村といひ、沼館、商人留、松木、松峰を合す。大館の北一里半、長木川、下內川は、村南に相合ふ。○下內川は、矢立峠に發し南に下り、松木にて長木川を合せ、尋て米白川へ入る、長七里。

平澤氏遊漫文草云、釋迦內村、村之爲名、未知何義、蝦夷呼澤曰乃伊、夷中地名、有世多乃伊、世多狗也、乃伊澤也、其地有石之似狗故名焉、津輕地方、以乃伊名村里者居多、蓋夷俗之遺也。○郡邑記云、松峰村觀音堂、古迹なり、天明中、堂宇燒亡、別當傳壽院、寺領九石、寶物驛鈴を秘藏す、山下に祓川ありて、月山權現とも申す。

（松峰）

花岡（ハナヲカ）　今、花岡村といひ、釋迦內の西北なる孤村にして、白澤驛の西なる山中に在り。

郡邑記云、花岡村信正寺は禪宗なり、昔は白澤の女神男神の別當にて、眞言宗、森昌院といひしを、淺利左衛門定賴、之を花岡にうつし菩提所としたりと、館址あり、定賴、天正二年、秋田勢と山田村に戰ひ死す、肝煎鳥潟氏（本姓淺利）の藏書、

態々一書令申候、仍而、此間、其元米指越候處、無何事御通、忝次第候、又今度、鹿角へ用所にて、米指越申候、此等之趣、淺利殿へも斷申候而通候條、不相替、今度計御通候はゞ、可爲恐悅候、阿越へも重而可申達候、恐々謹言、

四月二十三日　　尾崎左衛門佐　治家判

しやか內　殿　御宿所

尾崎は津輕の邑名なり。

白澤（シラサハ）　今、橋桁と共に、長走に合せて、矢立村といふ。釋迦內の北一里、今鐵道車驛と爲り、大館四哩、陣場四哩。○白澤より、鹿角郡小坂鑛山へ、十一哩の鐵索、五哩の鐵軌を布き、貨物を運搬す。

嘉永中東北遊記云、經釋迦內、宿白澤驛、宿主爲擄人方、職主南部津輕封疆之事、因其所語、頗知村間之事、本村有肝煎一人長百姓十二人、肝煎每村一人、而長百

姓、四村大小多寡不同、代官近改爲御役、每郡一名、御投役逗留歲四次、春謂馬調、檢馬數也、夏謂人調、檢人口及宗門也、秋謂評馬、駒馬二歲者定價市之也、往年駒馬至三歲賣之牝馬、今則至二歲耳、冬謂落牒、在錄現也、田地方十間或十五間、田地四境廣狹不同、是出一人役、大率獲米二石許、徵租二斗五升至三斗、每邑內有稟、其法以十村爲部、村數多寡、各處不同、民一口歲出粟五升、或米三升或之、老疾者鰥、八歲以下七十歲以上者免之、始于天保甲午云。

津輕一統志云、天正の末年、津輕秋田は隣國の好を結ぶ、比內領主淺利修理大夫賓儀は、其頃秋田家と不和なりしかば、兩旗を以て比內を責伐べき旨、秋田家より津輕へ報あり、即出兵に及びけれども、賓儀速に切腹したりければ、津輕の御人數は白澤と云所より引拂られける。○國學紀聞云、之政中、有下斗米將監者、與死士數人、潛匿白澤驛、謀要擊弘前侯寧親於途上、事覺出奔、將監者、盛岡藩士、任俠善武藝、初藩祖南部信直、疾津輕爲信背己設公割據一方、以此先修貢豐臣氏、列爲諸侯、不得加兵、吞恨以殁、至是爲信十世之孫寧親、遷秩祿四位任侍從、而信直後裔利用、年少爵卑、將監憤懣、因有此舉、乃津輕家傳則曰、爲信八世祖秀則、與其子威信孫元信、並爲南部氏所害、爲信報讎、竟復舊業、非叛主攘地、兩家子孫至今聚訟、爲一大疑案、修史者宜直筆無左右其祖可矣。

長走（ナガハシリ）（陣場）

今、矢立村の大字にして、白澤の北一里、尙一里餘にして陣場（ヂンバ）に至る。乃鐵道車驛なり、矢立山下に居り、津輕郡碇關へ七哩。

續泉志云、陣場村下內澤の湯は、溫有度強、下內川の渊中に出て、泉側別に行路なく、川流に沿ひて渊中を往來す、大澤の湯は、八十七度、前泉と一山を隔つる溪間に在り。○嘉永中東北遊日記云、出白澤驛、至長走里、有關、過四十八川、是地兩山迫挾、水近回如走蛇狀、而無修路之政、過各涉川凡數十次、是所以有四十八川之稱也、雪水奔湍、往々沒膝、冷不可堪、久保田至鐘子大館、稍有寬曠之地、漸北漸迫、至四十八川而極、乃有矢立嶺、川流發源于此者、皆注野代川、嶺小深尙有二尺餘、杉木蒼翳、其嶺爲奧羽界、川與嶺共之所據奧羽、而佐竹侯不修其路者、亦似非無故、然津輕已不善于南部、則其往來江戶、不得不必由此、兩道路況實如此、交隣之道果何如哉。○沿革史云、戊辰の役、南賊來寇、八月廿二日大館敗るゝに方り、我久保田駐在の督府、津輕藩に命じて、急に援兵二百人を出さしむ、然るに賊已に白澤（杉峠の近邊）に進み、津輕藩は長走陣場等に陣取り、其碇關には本營を措置ながら、傍觀始終一發の砲火なく、兩端二心あるが如く見えたり。

矢立峠（ヤタテ）

陣場の北嶺にして、標高三百米、秋田津輕の境路は、此を以て分水界と爲す、本名矢立杉なり。

終北錄云、文化五年八月廿八日、踰矢立嶺、相傳、坂征東謂此地當中國之鬼門、乃禮射以厭勝、其箭中杉、俗謂中爲立、因名焉、絕頂老杉一株、樹柵護之、云分此樹半身、界奧羽、奧羽之爲莫非不足於地、而國界爭樹半身何也、下嶺則峽漸開、平疇漭然、嶺以北稻未刈、嶺南則收獲已了、僅隔一山、而氣候不齊如此、次大館。○享保採藥使記云、臨任日、羽州矢立峠より升麻を出す、方言にまいこなかせ、先生拔するに、和邦古ありけるや、延喜式貢藥の内にも見えたり、中世絕えたるが、寬永年中、江府卜齋、朝鮮より升麻の實をとりよせける由、羅山文集に見えたり。（吉田松陰東北遊記云、往年（文化四）、南部遺臣下斗米秀之進（相馬大作）、欲要擊津輕侯此矢立之險也、土人曰、曾事覺日、下斗米黨數人、徘徊村里、土人爲之疑懼、又使仙臺人某鍛大刀數把、不顧其直、是其實以致殷盛也、下斗米之事、余曾聞之山鹿素水、云之安藝五藏、內在水府、曾與日夜之助皆著傳、今又聞之土人語、感其志、惜其事不遂、慨然作詩曰、

兩山壁立如屏風、一溪屈曲流其中、山窮水極欲無路、矢立之嶺當其衝、杉檜掩天晝亦暗、天以絕險限二邦、問此文政辛巳歲、津輕就藩過此際、南部遺臣某壯夫、糾合徒黨要道衝、幾日徘徊窺人觀、敗露終空費年計、想有人利兩待之、自謂籌畫万全遺、依舊奇謀出意外、一侍每與百兩圖、君不聞翁針上乘存一句、初如處女後脫兎、

下嶺漸得入關、乃津輕所置、驛日碇關、有溫泉浴湯、浮於阿仁、亦有溫泉。

長木（ナガキ）

もと、六館の東北なる溪名にして、今は村名に立てられ、雪澤、茂內（モナイ）、代野、橋澤、赤澤、水澤等を合す。

長木川は、津輕の界嶺に出て南に下り、赤澤に至り西に轉し、大館市街の北を流れて、下內川へ入る、長八里、山谷の林木頗美なり、南部日遊記に「秋田城下より十八里隔りて、長木が澤といふ所あり、其澤に生ずる露は其七尺に及ぶ、ふとさ平皿に滿る程なり」云々とあるも、此山谷歟、されど秋田より四十里許とす。○郡邑記云、長木澤は御國第一の杉山なり、山中七里、澤々八百八あり、年々御材木入、用木切出すと雖、盡ることなし、杉の外雜木なし、されど、欅、椎の立山あり、又、寬永年中、此山中に大蕗を獲て獻上す、葉は馬上葉掛柄油紙ほどにて、莖は一尺二寸まはり、高一丈二尺に及びしと。

先刻者、信濃守方へ御返事承御候、我等以書付可承候處、奈存候、仍長木澤に、先年此內の者取置候材木、毛馬內の者取申候由、承仰候に付、其段御事に候間、湯澤火野にても申附、左樣之紛紛無之樣に、皆致可申附由、信濃守申候間、其道申入候處に、左程遠、信濃

守御進於在之者、晉置迄、無之候間、義宣様へ被仰上可相延申旨、畏入候、委細の段使者に申含候條、不能悉候、恐惶謹言、

七月十日(慶長十四)　櫻庭安房

澁江内膳様

雪澤(赤澤)　今、長木村の管内にて、大館の東二里、長木川に緣り、其東一里を赤澤といひ、鹿角郡界に近く、毛馬内への捷路あり。戊辰の役にも、盛岡藩兵は、此より此内大館を襲へり。

郡邑記云、大明神岩とて、大石二つ雙び峙つ、又佛岩とて佛像に似たるのあり、すべて、雪澤、茂内の山谷、景色のすぐれたるところ多し。

祐清私記云、天正十七年八月二日、秀吉公御朱印を被下候に付、加賀宰相より添狀あり、

(上略)上洛之儀、卽披露候處、尤之旨被成遣御朱印候、越後へも、路次等可有馳走之由、被仰出被成御朱印候、先以珍重存候、此度、御迎可進所、秋田表從赤津令亂入、以其競、津輕及行、御家中にも叛逆之族有之由、御祖其聞候、千萬無心元次第に候、此上無越度樣に、御調談專一候、當秋中か、來春は、早速上樣被進御馬、出羽奧州兩國之御仕置、堅可被仰付旨御掟候、北國之人數、悉揃有被相付、爲先手至秋田面、可致出馬之條、近年御內存之鬱憤、無所殘可屬御本望候間、手堅被相備、隨分御油斷有間敷候、秋田之儀、當年爲御藏納、於貴所にて上杉方へ申遣、奉行所務候樣と被仰出候、於樣子者、木村杢之助淵底存知候儀に候間、可被申拔候、猶寺前縫殿助可申候、恐々謹言、

八月七日　羽筑利家

南部大膳大夫殿

今按、此に「秋田表、從赤津令亂入、以其競、津輕及行」云々は、寬政記錄に、津を澤につくる、恐らくは此雪澤赤澤口をいへるならん。赤津とせば、由利郡赤尾津(龜田)に合考せらるにも、文意に叶はず。又、文意を推すに秋田實季が大浦(津輕)爲信と合力して、南部信直に當りしなれば、永慶軍記「天正十七年、秋田勢、南部境に出陣、赤坂に陣取て待處に、はや南部勢は白根西道を經て押寄、秋田勢終に討負叶はずして、赤澤大明神まで引退く、信直は赤澤大明神の一の關迄切取、所々に要害をかまへ、關をすゑ人數を籠置き、南部にぞ歸陣せられける」とあるにも合考せられ、下の獨鈷の條にも證文あり。

扇田(長岡)　今、扇田町といふ、人口三千五百、大館の南一里半、米白川の南邊にして、才川は、其西に至り、米白川に注ぐ。比內の舊邑にして、戰國の比に、豪族の據れる所とす、一名長岡とぞ。

梓山志云、天正中、比內扇田の城主、淺利兵部少輔則頼は、秋田城之介の旗下にて、先祖より數代此處を領す、先に湊九郎左季道心に一味す、城之介大勢を以て淺利が居城長岡を圍み攻働くと雖、落城せざりけるに、家人ともに叛き、則頼討死す。(永慶軍記)○扇田淺利氏は、鎌倉殿の御家人、甲斐國淺利與一義成の末孫とぞ(野史)。是れ、糠部の南部氏、鹿角の成田奈良秋元阿保などと、同時に移住せし土豪なり。延元中、淺利六郎四郎源清連、鹿角郡大里城を攻めしことあり(南部中館系圖)。○永慶軍記云、秋田城介實季、兩年が間、度々湊を攻るといへども、戰いまだ勝利を得ず、其故如何となれば、淺利兵部少輔則頼、湊の味方に成て防げり、是によりて、先淺利が居城の扇田長岡を攻めんとて、長岡に押寄せたり、則頼もかねて其用意しける事なれば、途中まで突て出づ、寄手は阿仁、上杉、堤、五城目、爰を破られじと戰ふ、淺利方には今井、片山、佐藤、山田、杉淵等、爰を專途と防ぎしも、戰ひ屈して新田にぞ引取、實季檜山に歸陣せられたり。(天正十年の比歟)○沿革史云、戊辰の役、八月九日、南賊十二所を襲ひ、三哲山を根據とし、大手本道より進み來る、官兵之を支ふる能はず、陣を舉げて扇田に退き岩瀨村に保む、十二日、扇田には南賊七百人屯集の報知あり、茂木筑後、四羽生村より人數を繰出し手配最中の折柄、神明社へ賊五百人許現れ、十二所より賊の應援千人繰出し、三方より迫り來るも、味方二百四十人餘の小勢にて、とても防戰なり難く、一と先とて、早口村へ引揚たり。

本宮野　今、二井田村の管内にて、扇田の南西郊なり。○郡邑記云、本宮野は廣原、凡一里四方もあらん、水至りかたきを以て、今に開かず、

二井田(新田)　又、新田につくる、今、本宮、大子內、杉澤、寺崎、比內前田等を合せて、二井田村といふ、扇田の西に隣り、赤石の東なり。

東鑑、文治五年九月、平泉泰衡、到于肥內郡贄柵之處、數代郎從、河田次郎、忽變舊好、令郎從等、相圍泰衡、梟首、とあり、贄柵は、今二井田の地か、其田圃中に泰衡の墓なりとて遺る。○增見遊覽記云、文化十三年六月、比內贄の柵見に、はる〳〵と行ば、二井のやかたもやゝ近く見やられたり、その墳とて、みちのほとりの田の中の、出向といふ處のちいさき杜に、猪心山櫻の生ひまじり、小松のふたもとに、鷄居あらそひたてり、こは花の樹好きたまふ塚ゆゑしとて、花咲く樹のみ植て手酬ける也、里の人は、西木戸太郎國衡のこゝにてうたれたりけるとおもふにや、吾も人も西木戸塚といひて、田の神とあがめまつる、うちひさす都にすめる伊藤善韶の書ける、ふみはあれど、いしふみいまたならずして、たゝましろげなる石を立たり、泰衡のうたれたりし其日は、なが月の二日ながら、こゝには三日にかんわざをするなど、田草採る女ともの語りぬ、二井田は贄田のゆゑにや、贄の

(寺埼)

柵(シヤク)の址や、此あたりをいふらん、はた八幡の神籬をこそ古館といへれば、そのところをやいひつらんかし、遠き昔は、こゝに牲をやつなきけん、贄殿やありけん、二井田のやかたもやはら過て、高邑といふこなたの、白洲穴といふ草のいや高う茂りたるところにたちて、巖松山濕泉寺を田つらに見わたして、やゝ暑さ忘るゝばかり時うつれば、八角坂(ヤスミ)にかゝりて、むかしはいくさの篩庭たりし陣(ヂン)の越(コシ)も見めぐり、寺埼村(テラサキ)にいたり、五輪堆に來いたりぬ、こゝに、伊達次郎泰衡の孀あかつまの、行衛をしたひ來て篠原の中に身をかくろひて二日三日ありつるほどに、泰衡うたれしと聞より、のんどにつるぎつきたてゝ身まかれりとなん語つたふ、そのしるしとて、今この村の民家の苑に、五輪石のくだけちりまろびうせて、三残りたるを層ねて、堂を作りてなさめ、奥津城とぞせりける。○東鑑の本文、

泰衡從僕數千兵、爲遁一旦命害、隱如鼠、退似鶂、差夷狄島、赴糠部郡、此間相恃數代郎從河田次郎、到于肥内郡贄柵之處、云々、

河田次郎は、此肥内の在住と見えたり、或書に、大館をば河田次郎の築けるものともいへり。

郡邑記云、昔、陸奥出羽の押領使、藤原秀衡の子、泰衡、平泉を落城して、比内贄田しがらみの城に、川田次郎行文と云者居す、元秀衡が披官たり、是故に鹿角より落來て、是に寄て居る、頼朝之に書を送て、泰衡が首を獻する者、所領望にまかせんとなり、川田此書を得て不臣を抱く、泰衡事の叶はざるを見て自害す、時に三十五齢、九月三日也、行文首を打取て鎌倉に至る、將軍事の子細を聞て、泰衡を討つはよけれども、彼は主なり、不忠の臣いつくんぞ、後の鏡となさんやと、川田を鎌倉にて討捕しむ、依之しがらみの城破却す、里民泰衡の骸を收て、一基の主となす、今田の中に森ありて、石のしるし花表あり、又、後世村中に不思議ありしに、里民評議して産土神に祭り、諏訪の社地を轉して泰衡八幡とす、一个年に三祭するとぞ。○此記に川田次郎を田川行文に混淆す、又、柵をシガラミと訓むは正しからず、上古言キ、中古言シヤクなり。

八木橋(ヤギハシ)

今、西館村の大字にて、扇田の南一里餘。○郡邑記云、八木橋村五輪臺といふ地に、五輪の古石塔ありて、村民これを奥州藤原の泰衡の婦人の墓と說く。

笹館(サヽダテ)

今、八木橋、達子(タツコ)、片貝等を合せて、西館村と改む、扇田の南一里、龍森川に緣れり。

笹は漢字典に見えず、蓋、本邦中古、僧家の離合文にて、竹葉に取る。竹葉は文選、色葉抄に見え、酒名也。邦言サヽを俗にササともいひ、笹字を造りササと爲す、〔拐海一得、頃粲名物考〕。されば、篠字ともと相別つべし、近世の俗、笹を以て或はシノにあつるは全く誤れりと雖、流通止むを得ざるが如し。

(大巻)

地學雜誌云、大巻銀山(オホマキ)、西館村に在り、二百餘年前、一時盛大に稼行したる口碑を殘すのみにて、其所在を詳悉するなく、明治十九年の頃に至り、偶然探知發見す、毎月平均六十貫の出銀あり、其歩止りは原鑛に對して約萬分の四と云ふ。○龍森川(リユウナモリ)は、阿仁堺の龍森山に發し北流、大巻鑛山の邊より西北に向ひ、眞中村板澤に至り米白川へ歸す、長六里、龍森山、一名湯澤山。

獨鈷(トクコ)

(十狐)(淺利館址)

今、新館、味噌内(ミソナイ)、中野等と相合せ、東館村と改む。扇田の東南にして、笹館の東なり、或は十狐(トクコ)につくる、淺利館址あり。

郡邑記云、獨鈷村、昔は十狐とも書す、大日堂、神龜年中建立、大永に至り、淺利信頼再興、境内に沼池ありて、浮島方一丈許、蘆生てあり、古城は淺利(アサリ)與市則頼、天文中之に居る、其子民部勝頼は、大館、扇田(長岡)の兩城を築き、片山駿河をして長岡を守らしむ、秋田實季、片山をすかし勝頼を討らしむ、天正十年五月、勝頼長岡に至り、片山に欺き殺さる、勝頼の子頼廣、津輕に走り、大浦爲信に倚る、爲信卽之に加勢して、頼廣を獨鈷の城主とす、後頼廣大坂へ登り、秋田實季の不法を訴ふ、慶長三年、頼廣客死し、其子頼治在國す、實季攻めて其邑を陷れ、頼治仙北に走る、後頼治御當家(佐竹)に仕へたり、庶流に高屋氏あり、淺利先祖は、頼朝公の時、甲州より來るともいへり。

津輕藩史云、天正十四年秋九月、爲信公、帥兵伐比内獨鈷城主淺利實義、公以闔郡旣復、欲平秋田仙北、且接境于最上氏、合勢以經營北國、先伐比内淺利氏、道路險惡、乃作新路於矢立嶺、以向比内、淺利氏不出、乃受其老臣松尾左衛門四郎之降而還、十五年夏六月、公帥兵二千、將陸路赴上國、到鹿角、南部信直遮路、不果而還、十六年春正月、公欲假道于出羽如上國、秋田城介安倍實季不聽、公猶欲犯進、重臣諫之、乃到安仁、笠張而還、十七年夏四月、安倍實季請成、且約共伐獨鈷城、公帥兵到白澤、實季違約、先使其臣嘉成九兵衛襲之、淺利實義窮困自盡、公聞而怒、因撫綏其近侍而還、爾後白澤以北、悉歸于我。

津輕年代記云、天正十七年四月、秋田にて、城介殿と比内の淺利與市殿と取合御座候處、爲信公より秋田へ加勢、嘉成九郎兵衛と申者に人數を被添候て、與市殿切腹被成候、是より津輕秋田中直り申候、

大葛(オホクズ)

今、大葛村といふ、獨鈷の東南にして、才川の源なる山谷にあたり、其東堺は鹿角郡尾去澤に至り、南界は阿仁に達す、尾去澤へ一里半。大葛銅山は、舊藩(佐竹家)の開坑に創り、維新後には尾去澤鑛業所の經營に歸し、後尾去澤と共に三菱社の借區と爲る、近時年額銅三萬斤金銀若干。○地質調査書云、大葛鑛山は、慶長九年の創業に系れり、地質は、三紀凝灰

岩升に輝石安山岩にして、幾多の鑛脈は三紀層中に胚胎せらる、走向は北乃至北東にして、北西に急斜するもの最も多し、幅は二三尺に達するものあるも、一尺未滿を普通とす、鑛石は主に母岩及び粘土より成り、之に黃銅鑛を多産し、黃鐵鑛、石英、稀に閃亞鉛鑛を混す。

十二所

今、十二所町といひ、道目木、曲田、葛原等を合す。扇田の東二里、本郡の東限にして、十二所口と稱して、兵備を置けり、花輪へ四里半。

藩政の時は、南部領の鹿角に直接せるを以て、十二所口と稱して、兵備を置けり、花輪へ四里半。

風土略記、十二所は一萬石、秋田殿の家士白川主膳（茂木氏なり、白川に非ず）之れを領す、足輕百二十八御預け、不虞の備とす、此所より南部境石脇まで七丁。○羽陰史略云、慶長七年御入國の時、六郡の諸城へ將士出張、小場式部は比内城を請取、或は、義成を初檜山城に居しめ、後比內城に居しむと云、其後鹽谷伯耆をして北比內を守らしむ、今十二所と申、南比内を義成に守らしむ、今大館と申す、其後、元和六年四月、角館城、十二所城、檜山城、湯澤城を破却す。

按、元和五年十月義宣の文書に「十二所は、城にも無之候間、先其分にも可指置候」、

郡邑記云、十二所村、家居二百戶、北比内ともいふ、慶長御國替の初め、鹽谷伯耆義綱此に居城し、後梅津五郎左衞門之に代り、又茂木筑後知恒に代らしめられ、それより代々茂木氏知行、二千五百石、家士組下百六十餘戶にて守備せしあらる、十二天の大社あり、長樂寺（眞言）、茂木氏所願所にて、長光寺（禪宗）は、鹽谷氏の舊牌所とす、古城は秋田實季の時、五城目兵庫之に居り、叛きて南部の大光寺左衞門に隨從したり、米內澤の加成右馬之を怒り、十二所に押寄合戰、（天正十九年）五丁目敗北す、或は初め淺利の臣十二所信濃居るといふ。

從義宣樣頂御書候、阿仁比內と、鹿角境目之儀、破仰下候、比內召連申候者に相尋候へば、山を越申而、十文字野と申所境目のよし申事に候、定而比內の古き百姓共委可存候、推察かましき申事に候へ共、御新地にて御座候間、何方も境目むさくさなる申分可有之、御無心察入候、（中略）

彌生　二日（慶長十四）　澁江內膳樣　秋田城之助判　（郡邑記）

(北比内館址)

大瀧

今、十二所町の管内にして、西半里、能代川の南岸の小村なり、溫泉ありて、恰驛路にあたるを以て、其名あらはる。○鑛泉志云、十二所村大瀧の湯は、鹽類泉とす、源泉三所、路の南側に在り、甲を鶴湯（百四十五度）、乙を芒湯（百四十三度）、丙を新湯（百三十六度）。

葛原

今、十二所の管内なれど、輕井澤、曲田等と共に、米代川の北岸の地にして、其東は直に鹿角郡の白根山（小眞木山）に連接す。

沿革史云、慶長十四年、澁江內膳政光、比內十二所界の沼澤金山、大館界の赤澤金山等、札立場巡見、時に南部の金堀等葛原に來集、因て南部家老楢庭安房に談示して之を退かしむ、後此境上に數爭論の事あり、戊辰の變に、南部兵三哲山に陣し、遂に葛原、澤尻（十二所町の直東）等より來寇したり、當時の屆書に曰く、

七月以來、南部國情不測、形跡可疑事共有之候處、八月九日曉、彼より大小砲を放射、澤尻、別處、葛原の三路より侵入、茂木筑後衆寡の勢敵し難く、十二所引揚、岩瀨村に遷陣、是日大館城東、雪澤境へも賊兵侵入、大館城近地まで迫り候に附、佐竹大和、鬼城山下にて戰爭致候上、十二日、扇田へ出陣、十二所恢復の事を謀り、筑後も扇田に轉陣致候。

鹿角郡

鹿角郡

今、陸中の國管とすれど、地形は當然羽後に屬すべきを以て、秋田縣治に入る。能代川の上游にして、其流谷は、南北十里、東西半里、乃至二里の沖積平野を成す。其山には、金銀銅鉛の寶貨を出し、窮絕の地と雖、亦殷賑の狀を呈す。面積凡百十餘方里、人口四萬、十町村、花輪に治む。

本篇は、陸奧國二戶郡田山村を、本郡の下に移載す。

鹿角は、元慶二年紀に、上津野と始見し、當時賊村たり。（或は曰ふ、上津野は、野代川の上游なれば、上野の義かと、而も夷俘賊村なるを見れば、邦語を以て之を律すべからず）、同年紀なる八月、出羽國奏に「小野春風阪上好陰等、取陸奧路、入上津野村、與兩國兵、夾攻首尾」とあり。陸奧路は、卽今、陸中岩手郡より直徑（流霞路）して鹿角に入り、賊の後背を襲擊するの謂なり。後建てて鹿角郡といふ、蓋、平安朝時代の末にして、比內郡と同時歟。舊史闕けて明徵なし。建武中興の初め、郡內の地を、陸奧糠部の名族南部氏に賜ふ。

鹿角郡闕所少々、彼宛行地頭等也、任御下文之旨、可被沙汰居之由、依國宣、執達如件、

建武元年三月二十一日　大藏權少輔淸高奉

南部又次郎殿（南部文書）

後、南部氏終强、全郡を併せ、之を陸奧の管郡の一に數ふ、林逆齋州集に見ゆるごとし、近世に至るも、南部氏の有たりければ、之を陸奧に數ふ。維新分國の時、陸中に編入せしも、形勢、比內、野代に連接するをもて、秋

(上津野)

田縣治へ屬せらる。

塚本氏國郡沿革考云、南部氏舊記、鹿角郡は、秋田氏より併せたりとあれば、古は出羽に屬せしなるべし、其後安東奧季の秋田郡を取るには、應永三年にあれば、其後に鹿角を併せたるか、未詳。○今按、鹿角比内は、其地理上の位置、當然、出羽に屬すべし、而も、元弘建武の際の文書、既に陸奧國と爲すもあり。又、津輕も、上古は淳代秋田と共に、出羽國の管内なりしに、鎌倉幕府の時に及び、陸奧國津輕某郡といはれしを見れば、岩手郡七時雨（ナナシグレ）路より、鹿角比内を經て、津輕外濱に至る一途は、夙く此鎌府時代より、陸奧國管内と定められしに似たり。

曾我太郎貞光謹言上、兩年合戰忠節事、

一、去年八月一日、鹿角郡國代、成田小二郎左衞門尉爲對治、御發向之時、親父曾我彌三郎光俊、爲代官、馳向大里楯、致軍忠候了、

一、今年七月十一日、又打入鹿角郡、被打落二藤次楯、當楯、大豆田楯、三个所之時、若黨鹽孫三郎鎮治、爲代官、屬御奉行御手、致軍忠候了、（中略）

建武四年八月　日（史料所引南部文書）

此文書に見ゆる二藤次（一本に倉實と判讀せり）、當（一本に雷と判讀せり）、大豆田の地詳ならず。或書に曰く、當時、鹿角には、成田、安保、奈良、秋元の四氏ありしも、昔南部師行に征伐せらる、云々、又、征伐は師行の時に非ず、守行の時と爲す者あり。

南部家親常記錄云、守行公の時、道を鹿角郡に取て、秋田を擊つ、葛西詮滿の子、滿信來り會して助兵たり、或は曰ふ、滿信の子、伯耆守持氏、刑部大夫信敏來り援くと、（今按、詮滿、滿信、持氏は、牡鹿郡石卷城址の條に引ける、滿貞、滿清、持重にあたるごとし）、應永十八年とも、正長元年とも傳ふ、又、康正二年、義政公の時にも秋田陣あり。

（皮投嶽）（京郡）

又、寛政中の久保田領郡邑記に「鹿角は、もと秋田郡の地なり、其證に、鹿角梨子木（ナシノキ）峠より東の奧州には、木通の葉三つ、白百合なし、鹿角には、出羽と同じく木通の葉五つ、白百合あり、又、米白川の水は、鹿角に出づ、是等を以て見れば、鹿角は秋田郡の地なり、或は奧州五十四郡の中に鹿角の名ありと云へども、昔の鹿角は今の二戸なりときゝけり」云々、附會淺陋の論なり、鹿角には、方俗の舊語を集録せる由來記あり、元祿前後の撰述と申に、「往古此郡開けざる昔、花輪の嶽へ、奧部二戸より鬼來り、鹿を捕り皮はぎ棄ておきける故に、皮投（カハナゲ）嶽と申けり、此嶽より川目見おろしければ、鏡の如くなる沼あり、鬼之を田畑に開かん者と、山より下り、柴内（シバナイ）村より切開き、此村柴立故に柴内と名づく、又、鏡沼を抜き鏡田（キヤウタ）と申す也、夫より田方多く開け、三百町となり、川筋の流れ、鹿角に似たる故に、鹿角郡と名づく、又、京都より公卿御下向、都に似たればとて、京（キヤウ）の郡鹿角の庄と名附けられ、三百町に細布三百反年貢に指上げさせらる、之を狹（ケ）布とも申す」（この他、錦木塚、田山の長者、小豆澤大日堂、米白川などの縁起も本書に見ゆ）」などいへり。多少の採るべきあれど、訛舛を免れず。

（狹布郡）

狹布の由來は、陸奧の邊郡の土人の調庸におこる者とす。「弘仁元年、東山道觀察使藤原緒嗣奏、陸奧浪人調庸、與土人同、輸狹布、但黑川以北奧郡、浮浪、不在差科之限」（類聚三代格）とあるにて、之を知るべし。然るに、中世に及び、奧郡狹布（セバヌノ）をみづきける法意を失ひ、狹布を以て一郡の名と誤り、狹布郡の濫稱あり。鹿角の土人、即是我郡なりといふ、野邊地（陸奧北郡）にも狹布里の説あり。

袖中抄云、けふの細布とは、みちのおくに出くる幅せばき布也、せばければ狹布（ケフ）と書て、やがて音にけふとよみて、訓にこそぬのとよむ也、其音訓を合てけふの細布といふ也」（無名抄云、此けふの細布と云は、みちのおくに、鳥の毛して織ける布也、多からぬ物にて織る布なれば、はたばりもせばく、ひろも短かければ、上にきる事はなく、小袖なとのやうに下にきる也、されば、背計をかくして、むねまではかゝらぬよしをよむ也」（奧義抄云、けふの細布とは、みちの國のけふの郡より出くる布なり、はたばりせばき布なれば、むねあはずとはいふ也、又件の布は、兎の毛を物のふたにいれて、尻にはそき穴をあけて、それより苧を通して引出せば、それにうの毛のつきて出るをよりつけて織布也、うるさくわづらはしき物なれば、せばくはそき也、たてには例の苧をして、其毛をばぬきにするよし侍りき、武則眞人歌曰、

賤の女がしつはた布のぬきにうの毛の布の程いせばさよ。

國郡志云、鹿角郡、有狹布里（舊蹟遺聞、今古川村）、出細布（東鑑、古今六帖、新撰六帖）、按、奧羽鈔曰、細布、本國狹布郡所出、五十四郡考補遺、古有狹布郡、後降爲里、屬三戸郡、誤矣」

流霞路（ナガシグレチ）　陸中巖手郡より本郡に入り、津輕に通ふ直路の舊名にして、今も、密岡花輪の驛路は之に出る。即、巖手郡大更（オホフケ）、松尾、荒屋（今二戸郡）、田山と次第す。されど、古道は大更より寺田の七時雨（ナナシグレ）山の西を踰えて、荒屋へ出しと判知せられ、流霞（七時雨）の名を負ひたり。

元慶二年八月勅符、出羽國司俾、鎮守將軍小野春風、陸奧權介坂上好蔭等、取陸奧路、入上津野村、夾攻首尾、今如來奏、已得要略、云々、十月十二日、秋田城營中牒稱、八月廿九日、坂上好蔭兵二千人、自流霞道、至秋田營、密建旗幟、又小野春風、九月廿五日、率軍四百七十人、來着秋田營。元慶三年三月、出羽國司奏

言、去年九月十五日、好陵來自流霞路、二十五日、春風來自上津野、是時道路混雜、風寒蕭烈、經過嶮阻、云々。(三代實錄)

元慶三年紀に、流霞とあるは、霙を霞に誤寫せる者とす。二戸郡の流霙山、并びに巖手郡の七時雨山、寺田、上閇に合考すべし。色葉抄霙シグレ時雨也。

松山(マツヤマ)　今、土深井、神田、寶田、濱田、小枝指等と合せて、錦木(ニシキギ)村といふ。鹿角郡の中央にして、直ちに北秋田郡十二所驛の東に連なり、大路にあたる(凡一里を隔つ)、東北は米白川を踰え、毛馬内へ一里半、南は尾去澤銅山へ一里半。

鹿角由來記云、神田は、鹿角四姓の一、成田氏也。○北奥道中記(文化中撰)云、松山村七間倉、秋田領境界なり、米白川の北岸に、秋田家より南部家に地借りして、用水を堰入れられし處あり、七間倉より南、銅山(尾去澤)の方へ、御領分堺を御墨引(スミヒキ)といひ、至てむづかしき御定也、延寶年中、兩家領堺の爭論ありて、終に公儀御吟味になり、委細に裁許あり、故に御墨引といふ。○秋田沿革史云、官軍已に大館を回復し、九月十二日、十二所を逆襲む、賊猶三哲(サンテツ)山に據る、同十九日、進みて澤尻村に放火す、二十日、三哲山の南賊、書を送り我軍門に降らんとす、其書に曰く、

今般、從京師、重臣三戸式部歸國、朝廷御内命之儀も有之に付、進軍相扣候之間、尊藩よりも御進撃御見合可被下候、委細は追て可及御應接候條、此段不取敢得御意置候樣、從弊藩表申附越候、以上、

九月二十日　盛岡藩　向井藏人
檜山佐渡
秋田御藩御出張御隊長中樣

(三哲山)

乍恐奉歎願候、先刻委曲申上候通、來三日迄、降伏謝罪書可申立旨、猶又私儀此許へ罷出候間、夫より何分御沙汰御相待成下度、奉歎願候、

九月二十五日　三戸式部
鎮撫總督府

錦木塚(ニシキギ)　今、松山の東一里、古川(フルカハ)といふ地に、一塚壠をなして、之を殘せり。○地理志料、錦木塚、見袖中抄、藻鹽草云、凡夷俗求婚、先立錦木其女之門、曾有男女許嫁、未成婚而死、里人哀之、作塚合葬、故名。○觀聞志云、錦木塚、相傳在南部封境、其地不分曉。○永慶軍記云、天正十九年夏、九戸表へ、出羽國より寄せし軍勢は、まつ鹿角郡に打入、狹布里、錦木塚を經て、花輪の里に充滿て、大手の相圖を待ける(原注、錦木箱柳也)。○東游雜記云、鹿角郡大湯村より南一里廿丁に、錦木塚あり、御巡見所なり、錦木塚と稱ふる所、小さき山にて、方四間餘、高三尺五寸餘にて、傍に岩一つ有、杉の大樹一木繁茂す、外は小杉生ひたり、狹布(セバヌノ)の里といへるも、此邊の總名なり、狹布の里と稱ふる事は、昔より此近郷、横幅の狹き布を織出して名産とす、今にても、一村に一人か二人ならでは昔を習ふ者なく、皆々拙筆なれば、手紙かくの、文のといふ事はなし、婦人の男選びて染木を立てしといふも、遠き世にはあらじ、今も南部領に繩を結びて心覺にするとききぬ。

(古川)

藻鹽草云、錦木は、奥の夷、男女よばはんとては、文をやることはなくして、一尺ばかりに木をとりて、その女の門に立れば、あはんとおもふ男なれば、程なくとり入る、遲く入るれば、しひて猶立。千束を限て立れば、誠に心ざしありとて、取て逢といへり、或は、千束に成てもとりいれねば、見たられといへり、又、千束になりて猶おほくもたつるなりと(袖中抄)、或説には、かの夷薪をこりて、日毎に一束、其女の門に立る木と、云々。○奥儀抄云、灰の木にて、錦の絲なども染れば、にし木々といふ、又「あら手くむ門に立たる西木々はとらずばとらす我やくるしき」あらてくむと云は、山がつの卑き宿のめぐりに、垣なして水くみにしたるわらはくみにて、そのかきなしめたるをいふ也。○和語抄云、夷は、女はらみれば、なんな子ならばわが女にせむ、をのこ子もたるものは我聟にせん、男ならば我婿にせんなど、約束して、此木を門に立る也、其孕たる時より立れば、にしき木と云也ともいへり、又五色木共云ふと云へり、此外灰の木を錦木と云説あり、

北奥道中記(文化中撰)云、毛馬内の南、大湯川を渉れば、古川村といひ、之を過ぐれば、路の邊に森あり、物ふりたり林の中に、にしこりと云ふ木、又銀杏、楓など交る、一石あり、之を錦木塚のしるしとす、御巡見使通行の節は、此にて錦木の縁起、並に狹布を差出す例也、塚の別當は、古川村の民にて、彼家に一子相傳、數日潔齋して、布を織出す由緒あり、森の傍に稲荷社あり、此より室田に至れば、金勢(コンセイ)堂あり、爰に近年、比翼連理木出來ければ「彼の錦木塚の故事に、男女千年經れば此木出來ると申す」など申し、あやしき事也。

谷内(タンナイ)川　鹿角郡南方の主水脈にして、仙北郡界の燒山に發して、北に降り、宮麓に至り田山川を容れ、花輪、尾去澤の間を流れ、神田(錦木村)に至り毛馬内川と合し、西に向ひ決潰し去り、乃、能代川(米白)と爲る、長凡十里。谷内、毛馬内の二流の合する處、右岸を男神岩といひ、左岸を女神岩といひ、屹然對向して、水勢を緊束するの狀あり。

尾去澤(ヲサルサハ)　今、尾去澤村といひ、三矢澤(ミツヤサハ)、狐平、鏡田等をも合す。谷内川の左邊にして、花輪驛の西に水を隔て、相去る一里。近世、著名の銅坑あり、直に村西の山に開坑す、舊名西道(サイタウ)金山といへり。

東遊雜記云、松山宿の南二里に、尾去澤山、繁昌の銅山にして、古へより盡くる事なし。今山中住居する者三千餘人、何れも金穴かせぎを以て業とす、南部侯の番所は、銅山、眞材、駒、黄連、此の四産を以て御世帶となることゝ物語りしなり。〔尾去澤に、傳説、和銅年中開坑といへど、記錄に據れば、慶長年間より金を、寛文年間より銅を採堀したるに始まるものゝ如し、爾來屢〻業者に移り、又南部氏の藩行に歸す、明治維新後は、三菱社の借區と爲る、鑛區は四部に別たれ、北を内道、南を田郡(タコホリ)、東を赤澤、西を元山と稱し、鑛脈は第三紀の泥板岩、及び西方下澤(シタサハ)の富士岩中にその露頭を散見することを得べく、走向傾る錯綜せり、鑛石は主として黄銅鑛斑銅鑛なれど、元山と田郡は金を産するあし、明治三十四年の産出は、金一千七百匁、銅百五十八萬斤なり、事務所を獅子澤に置き、本山と大葛鑛山を管理す（山崎氏地誌）」

(西道)

永慶軍記云、天正十六年、南部勢七百餘騎、三戸を打立、鹿角郡を經て、西道山を打越て、赤澤大明神にて陣を取る、間もなく比内は南部の手にぞ入にける。〇祐清私記云、奧州鹿角、白根(サイソウ)、西道等の金山なれば、北十左衞門、不思儀の緣にて、後見立、慶長七年春の頃より掘ければ、七百目に、金四五拾目より七八拾目を限り出る、其金色厚く清し、仍而不來方(コジカタ)の下知以、領内の山子共を集、日々夜々に堀ければ、此事諸國へ風聞し、近國は不申及、上は京大坂堺を始、商買なければ行衞も知れぬ流浪者、或は油々の船頭共、當座の渡世有ざれば、僕金山へ來り山子と成て堀程に、慶長九年の夏の頃に、みよしと云小爹、或は火石、大豆程の金入交り、樋へもかけず直に俵へ入ける、如斯の繁昌、開闢以來、日本無雙にて有へしと、諸人申合りし、又云、北十左衞門、鹿角金山奉行の時、殊の外財寶を貯へ家富みしが、故有て當國を勘當せられ、慶長十九年大坂の城中へ籠りける、其頃、沙金五匁一兩に、永錢五貫五百文より六貫文に高直仕候、笹葉、又は碁石の金は、直段少し下り候、錢も永錢一貫は水戸錢十二三貫にて替候、水戸錢とはビタなり、前々は永一貫文に水戸錢十貫替、金は一匁五貫文替の由に候。

(田郡)

北奥道中記云、銅山は、今稼處、田郡(タコホリ)に七十三軒、元山に七十六軒、赤澤に六十軒、獅子澤に四十七軒、外に笹小屋五十三軒、合三百餘軒、山内東西一里二十丁南北一里程、そもそも鹿角比内の堺は、慶長中、佐竹家入部の昔より、爭論數度ありて、延寶中公儀より御裁許あり、而して此銅山の内にも、西脇なる田郡は、秋田領三矢澤村の澤奥にて、水は西へ落つる、然るに、御墨引は、峰割に御裁許なく、山陰の三矢澤に御定め、之に因り、銅山は皆御領分に入り、萬歲の安心といふべき也。

(三矢澤)

鏡田(キヤウダ)

今、尾去澤村の管内なれど、谷内川の右岸にて、花輪町に近し。此地を以て、或は古歌に見ゆる狹布を産せる希婦(ケフ)の里と稱すは、信け難し。

地理志料、袖中抄狹布(ケフノホソヌノ)細布、陸奥狹布郡所出、東鑑、作希婦(ケフノホソ)細布、古充調庸、國郡全國、狹布里、在花輪村東、按鏡田即狹布田也。〇延喜式、出羽國調庸、輸狹布米穀」云々と載せらる、意は、各郡その所出の土宜に隨ひ、狹布にても、米穀にても輸貢せしむるなり。故に、狹布を貢納する郡をケフの郡と呼ぶも、もとより地名には非ず、産物の名のみ。さて、當時此布を織りしは何郡にや、奥羽兩國、いづれも、奥の郡の事なりけん。（上の鹿角郡の下なる狹布郡に合考すべし）、但、狹布の土産は津軽の終にもなかりしに非す、もと土人專種の製品なれば也。近世にても、會津の南山に、狹布を織りしこと、新風土記に見えたり。

三个田(サンガタ)

今、長内、夏井、松館、石鳥谷(イシトヤ)、白欠等と相合せて、曙村(アケオノ)といふ。尾去澤の南にして、谷內川の西方の山谷を占め、北秋田郡の大葛、前田の二村と、其山嶺を分つ。

天文中の津軽郡中名字に曰く「鹿角三百町、國侍は奈良、成田、安部、秋元也、成田は田内、三个田、夏井、名越、雖獲の五人に別れ、安部は大里、柴内、鼻和の三个所に別る、丹治氏なり、秋元は高瀬、長内、小枝邊の三个所に別る、公任卿の末孫也」云々。

長牛(ナガウシ)

今、曙村の大字にて、三个田の西なり、大葛鑛山に近し。一に名越(ナゴシ)につくる。

(名越)

南部叢書、長牛縫殿助覺書云、秋田下國近季信、阿仁(アニ)嗣に、神成馬頭稱代に被指置、鹿角郡切取、永祿八年七月也、安保の三人衆、大里備中、花輪、柴内之に加り一味す、石鳥谷、長牛、谷内、小枝指、毛馬内は加判せず、九年九月、秋田勢は由利松前の衆と石鳥谷(イシトヤ)城へかゝる、長牛、谷内共に籠城、岩手勢後詰悉被討取敗北、十年二月、縫殿助討死了、縫殿助一族三戸へ引越す、後三年に、信直公大湯御陣也、九戸殿大將にて、鹿角郡悉被切取なり。

(石鳥谷)

八幡平(ハチマンタイ)

谷内川(ヤチ)の源なる嶺岩の高原にして、鹿角、仙北岩手、三郡に走る、谷内川の南六里にして、方六里と稱せらる。

秋田縣地理云、火山群に、鹿角仙北二郡の、岩手縣に接する處なり、鹿角北秋田二郡の、仙北郡に界する處に蜒蜒す、一線は八幡平（鹿角郡）より南に走りて、源太森、大深嶽、烏帽子嶽となりて、駒ヶ嶽（御駒山ともいふ、上仙北郡）に達し、一線は八幡平より西に走りて、燒山（硫黄山(ユワウ)ともいふ、鹿角仙北二郡の境）となり、更に大佛嶽、森吉嶽、湯澤嶽の三派に分る。（鑛泉志云、熊澤(クマサハ)湯は鹽類泉にして、熱百九十度、八幡平の麓に湧出す、標高凡三千三百餘尺、熱湯は方三町許の平地所々に沸騰し、其聲人語を擾だすに至る、天將に雨らんとするときは、

(硫黄山)(熊澤)

磐石甚しく、紹烙大に亙れり。諸泉中著名なる者三あり、浴客最多きを黒湯と稱す、浴室總べて四所を設く。又地上溫氣を蒸騰する處あり、病者莚を其上に布き、偃臥して患部を燻す。俗に之をフカシ湯と云ふ、此地は積雪丈餘に及ぶを以て、客舍七戸ありと雖、十月に至れば之を毀ち、翌年春暖を待ち復之を構造す、近地に赤川、鐵川の二所、又熱泉の湧出あり。○燒山の硫黄は、古來之を採燒せらるゝが、今も年々數百萬斤を出す、中にも切留平の採硫所、最盛大なり。

長峰（ナガミネ）　今、田内、川部、並に小豆澤、大里等と相合せ、宮川村と改む。三貫田の東にして、花輪驛の南二里、谷内川、田山川は此地にて相會ふ。田内は、長峯の南又半里、其山中に温泉多し、熊澤の黒湯稍著る。

（田内）

鹿角由來記云、長嶺下總は、鹿角黨成田氏の一族なり。

宮麓（ミヤノフモト）　今、長峯、谷内等と合せて、宮川村と改む、長峯の北半里、花輪より二戸郡岩手郡への山道にあたるを以て、小驛家を成す。舊名小豆澤（アヅキサハ）、近年大里と相併せて、宮麓と改む。五宮嶽の麓也。大日堂を、俗説、延暦年間、坂上將軍創建、大日靈女尊を祭ると云へり、何等の誤解に出づるなり、一名、五宮（ゴノミヤ）權現といふ。其宮嶽は、小豆澤の西嶺にして、標高一千餘米。

（小豆澤）

小豆澤神社（アヅキサハ）　今、宮川村に鎭坐、五宮（ゴノミヤ）、大日堂と呼ばる、創建の由來未詳。

南部系譜云、永享十三年、南部大膳大夫政盛、繼家、奥州鹿角郡小豆澤御大日堂（ダイニチ）、破壞、以自費營建山善徳寺添之、文明十八年丙午、修復之。○南部家寛政記錄云、文明丙午（十八年）、鹿角郡小豆澤大日堂破壞につき再建、是れ繼體天皇の御願也。北奥道中記云、小豆澤大日堂、別當明光坊、八十四石餘の堂領を附せられ、本堂九間四面、高十三間、四本の大柱にて持つと謂せらる、奇妙なる普請なり、境内松杉皆古木なり、昔、繼體帝の御世、田山に蜻蛉長者あり、其娘を京都に貢き進す、宮妃となり、皇子を産み奉る、母子故有て故郷に歸り、五百反の田賜る、皇子薨して後、之を大日と祭り、妃の紅顏に擬して面を造り、掃拜し奉る、坊家六人、公家の衣裳にて祭事に仕へ、其式餘所に異なり、文明十八年、南部政盛公修補、私に曰ふ、此妃の事は、花筐といふ謡曲に似通ふごとし。

（大日堂）

大里（オホサト）　今、宮川村の大字にて、小豆澤と花輪の間なる舊邑とす。大里は、鹿角四姓の隨一なる成田氏の在邑にて、南部中信系圖「建武二年十月、有岡田吉祥師名日、是下交會成田六郎泰次、可以相謀焉」など見ゆる成田氏の居れるなり。鹿角由來記には、大里上總介は安保丹治氏にて、湯瀬宮田も同姓なり、又、小豆澤駿河守は秋元氏なりといへり、されば、一邑を四姓にて分ちたるならん。

建武四年八月曾我太郎貞光言上、去年（建武三）八月一日（中略）馳向大里楯（中略）、一同十四日、大里楯押寄致合戰之時、若□□□□屬御手毎度合戰、抽忠勤候了、同□□□□尾館致合戰之時、中間源七左肩被射拔候了、此外所々爲合戰致忠節候事、不可勝計候、右兩年中之合戰候間、親類若黨等抽忠勤、宿直警固、所々伺候、無申計候、所詮賜大將軍御判、備後證、爲施弓箭面目、恐々粗言上如件。

南部中信系圖云、延元元年八月一日、淺利六郎四郎源清連、攻曾我太郎貞光之族臣、曾我左衛門次郎光時等、攻圍成田小二郎左衛門尉時所守之鹿角郡大里壘、而南部師行之采地、亦在此邊、故師行命其家士小笠原四郎鳴海三郎太郎等、率兵以救之、於是敵無利而退矣、然亦翌年七月再來起兵、同月十四日同晦日、於所々合戰。

湯瀬（ユノセ）　今、宮川村の大字にて、小豆澤の東南一里、更に溪流に沿ひ一里なる、二戸郡田山村堺とす、硫黄泉、熱百五十度、四所に湧出す、湯戸數字あり。北奥道中記云、小豆澤大日堂より、一之渡橋をわたり、更に天狗（アマグ）橋わたる、共に橋柱なし、梁を兩岸にかけ、板しきたり、大材ならずばかなはず、めづらし、湯瀬には入湯のたよりに、長屋の設あり。○津輕中山年代記云、天正十五年、爲信公初めて上方へ御登可被成由に候處、鹿角領にて、南部信濃守より、津輕の者には、大小に不寄、宿仕候事停止の由申故、無是非其夜は野陣を張り、明朝天狗橋より歸被成候。○今按、天狗橋は大工にも作る、陸中五串（イツクシ）にも同名の架橋あり、すべて同制とす、甲州猿橋、會津闇川橋、越後桁橋、皆是なり。

（天狗橋）

田山（タヤマ）　今、田山村といひ、陸中國二戸郡の管内とすれど、其山谷は全く鹿角郡に屬す。花輪の東一里、南北六里に渉り、中央分水山脈中の一谿地なり。其谷中に古生層岩石の造層を見るといふ。花輪を去る五里、福岡（二戸郡治）を去る十里、盛岡十六里。岩手津輕の直路、七時雨通の小驛次なり。

津輕中山年代記云、元龜二年八月二日、南部八戸殿、此度、大浦殿より、石川大膳殿を夜打候を、無念に被存、宿川原通、三千餘騎にて押寄候處、九戸甲斐殿は、八戸の留主を幸に、其城を乘取らんと相催候間、依て、八戸殿、當摩（タイマ）より歸り候。○此に當摩とあるは、即田山なり。八戸殿は、三戸殿（信直）の誤なり。鹿角由來記に「田山左京は安保姓、花北内藏丞は成田姓なりし、此山中、後、糠部の淨法寺畠山氏に代る」といへり。其時に、鹿角郡を離れたるならん。

田山川は、米白川の清源と爲す、村北四角嶽（三戸郡來滿峠につらなる）に發し、南に降り、漸く西に轉し、湯瀬を經て、小豆澤に至り、谷内川へ入る、長六里。

（盲暦）

北奥道中記云、田山は鄙邊鄙の村にて、昔は文字知る民もなかりしにや、田山暦などといひて、判じものゝ暦、

又は心經なども、同じかたに滿りたり、此事は、奥道記に載せられければ、世上に能く知る所なり。然るに、近年は、殊の外打開け、百姓の中にも、商賈巧者のもできき、農作の手入もよく心得、あまつさへ經書などに心を入るゝものも出來たり、されど、元來邊土の山村なれば、今に自餘の村里と同じからず、田山村の北の澤に、大日堂ありて、長者前と字す、即、小豆澤大日堂の縁起に見えたる舊跡なり、米白川の源は此に發す。

花輪（ハナワ）

今、花輪町といふ、人口七千、山中の小都會なり、即、郡治あり、(秋田三十八里、大館八里、盛岡二十一里、)西は尾去澤鑛山に連接し、人家相望む、藩閣藩政の時、本郡は毛馬内、花輪の二通、合二萬石と爲して、村里を統治せり。

鹿角由來記に、花輪村なば、そのかみ、安保氏の領邑といふ、古館跡は、天正二十年六月、南部大膳大夫領内四十八城注文の中に、

花輪　平城　在　大光寺左衛門佐持分

とあれば破却せず、城名を停めしは、元和中の事ならん。大光寺氏は、南部の一族なれど、津輕大光寺に居れるを以て、實名とす。天文中の津輕郡中名字といふ書に、南部遠州源政行とある者の子孫にて、天正の初めに、左衛門佐光愛、幼弱の時、大浦爲信に攻められ、瀧本某と共に、津輕を退去して、鹿角へ來投したり、此信愛と混淆する勿れ。

奥南舊風記云、天正中、鹿角上端の五邑、花輪、尾去、三ケ田、石鳥谷、夏井、三千八百石は、大光寺左衛門光愛知行地。○永慶軍記云、天正年中、南部彦次郎信直の女を、秋田忠次郎實季に送られける時、引出物として、鹿角の郡にて三百町を付られける、然るに實季夫婦卒したる後、幾者有て、信直と秋田城介實季と不快に成て、實季怒り「實季に付られたる所領なば、是より送り返すべきに、一旦の斷もなくして信直取返しぬるこそ遺恨なれ、此返報に南部領分に働ておもひ知らせん」といひ、秋田勢はすでに鹿角口より攻入、花輪にて陣取ける。○野史に、

天正十九年、最上義光、與群將伐九戶、自鹿角部入花輪、八月開諸將攻一戶口、小野寺義道、及戶澤、六郷、本堂氏、俱與櫛引清長、戰于馬別川、奮撃破之、

是れは、最上由北の人々、豐臣家の號令を奉じて、花輪へ入りしなり。秋田領を經て、野代口より進軍したるにや、由北より陸山を越えしとは想はれず。○遺村に、建武四年八月、曾我太郎貞光上の一項、

一、去年(建武三)正月十三日、大將軍國中御進發之時、應于將軍家御教書、最前令參御方候、同廿日押寄鼻和郡(陸中鹿角郡に花輪あり)船水楯、夜合戰之時、若黨羽鳥次郎兵衛尉重泰、右肩被射□候了、中間二郎五郎、左膝被射抜候、

鹿角郡花輪の注釋は誤れり、鼻和郡、今中津輕郡にあたり、弘前の近地に船水の村名のこる、鹿角には非ず。○享保採藥使記云、照任、曰奥州鹿角郡花輪と云ふ處あり、其山皆浮石なりと云ふ、或曰、信州輕井澤に浮石多く出る、故にかゝる澤と云ふ。○北奥道中記云、花輪は、鹿角二萬石の都會なり、館は南部吉兵衛持にて、秋田口を警め、又御代官所あり、明護寺、寺領十一石。

花輪稻荷神社（ハナワイナリ）

花輪の一古祠とぞ、鹿角由來記に「鹿角郡三百町へ、眞傳、安保、秋元、成田、奈良の四家の人々降り、四十二人の伴類ありて、村々を領知しけり。其氏神總社は、花輪の稻荷明神にて、四十二櫃の明神なり」、云々。

柴内（シナイ）

今、小平、鶴田、高市等と相合せ、柴平村と改む、花輪の北一里餘。細地銅山あり、借區面積四十萬坪、年々數萬斤の出鑛あり。

南部士籍云、柴内、丹治姓(安保氏)なり、鹿角郡柴内村六右衛門久充、重信公の時、百石被下置、同作右衛門久義、百四十四石。○曹洞宗、萬松寺あり。

毛馬内（ケマナイ）

今、毛馬内町と云ひ、人口四千、瀬田石、豐澤等を合す。松山の北にして、花輪を去る二里半、大湯川、小坂川の交會にして、(此に毛馬内川といふ、更に南數町にして谷内川に會ひ、米白川といふ)、標高百三十米。

奥南深秘抄、南部政康公の五男靱負秀範、毛馬内館に居り、毛馬内氏となる、毛馬内氏の別れ大渦、茂市等とす。○秋田縣史略、鹿角郡の柏崎館は、天文十七年、南部二十二代右馬頭政康の五男、武田秀範の來り鎭せし所にして、正保元年、四代の孫範氏、幼稚にして國境を守る能はざるを以て、秀範の二男直次之に代り鎭す、明暦三年、南部家の大臣櫻庭兵助光英、二千石にて之に代り、其後代々之を領し來りしが、明治維新に至り止む。

天正二十年、南部領四十八城注文に「毛馬内、南部大學持分」といひ、當時破却の列に非ず、後、城の名を停めて館といへるは、元和中の國法に依る者歟。

北奥道中記云、毛馬内は、東に御官所、及び古町、廣瑞寺、仁叟寺等ありて、柏崎館跡は、即今の御官所也、下町、は本町、後家(ウシロカワ)町、五軒町等に分れ、月山宮は、西の峰の上に在り。○羽陰史略云、寛永十六。今年の秋、大猷君、台命を諸國に下して、耶蘇宗門の山林に棲む者を驅らしむ、義隆公、澁江内膳光康を大館に遣して、小場式部義易と相議し、南部氏(奥列)の毛馬内權介某と相約して、共に士庶を出して山中を驅らしむ、時に南部の士庶皆某を劫かす、義隆公、由方能登政豐を南部に遣し、大猷君に訟しむ、島田幽也其訟を聽きて、私に南部氏を論して、毛馬内氏を逐しめ、且家人三人及び郷民五人を斬しむ、仍無事を得たり。

小眞木山（マギ）（白根（瀬田石））　又、白根山といひ、今毛馬内瀬田石の管内なりと、其西南一里、松山の北なる峰續なり。南部家開坑の初めには、尾去澤と並稱せられ、專黄金を出せりといふ。一旦、中絶し、近時、明治十三年、再び採鑛を始し、銀銅を獲、毎年銀五十貫匁、銅十萬斤と稱す。（鹿角由來記、瀬田石は、四家の一、奈良氏也）

南部家記錄云、鹿角郡白根金山に、慶長初年より始む、慶長九年より始候共、古昔に見得候、其節の金山奉行、北重左衛門たるべし、但、尾去澤銅山も、白根始候只後成べし（史料）。猪清私記云、北十左衛門、鹿角郡金山見立、上方者と内談し、大津堺伏見大坂所々に問屋を定め、鹿角郡米代川より川舟に而、秋田領能代の湊へ下げ、爰にも問屋を定めて、或は北國廻し、東國廻し迚、上方へ爲登、金銀を引替ける、末世に至りて目出たかりし事共なり。○東遊雜記云、松山宿の西の方へ川流れ降る、川向にのぞみて、白根と稱ふる銅山あり、昔は黄金出し山なれど、今はすこしのものも出すと、案内者のいへり、詳ならず。○享保採薬使記云、照任日、奥州南部白根村の銅山より、膽礬を産す、其色青緑色、又白緑の色もあり、山穴の上よりトる、其毒あり。

大湯（オホユ）（不老倉）　今、大湯村といひ、一本、風張、腰廻、幕畑等を合す。毛馬内驛の東北一里半、之を經て陸奥三戸部に出つるを、來滿路といふ。硫黄性の熱泉（凡百六十度）、三所に湧く、湯戸客舍十餘家あり。

大湯の東三里半、不老倉といひ、來滿峠の下なり、半里にして絶頂に達す、路南に銅坑あり。南部領の時、天和中より明和の比まで採鑛せりとぞ、近年又採鑛に從事し、毎年四五十萬斤の産額あり。○大湯川の源は、十和田湖の南なる小國平に發し、錢子瀑布と爲り南下し、毛馬内に至り、小坂川と共に、米白川へ入る。

北奥道中記云、大湯、今町寞に館あり、南部壹岐御領、家士足輕とも在勤す、湯坪は、薬師堂下に二つ、河原に三つなり、長屋數軒、入湯者を宿す。○南部士譜云、大湯五兵衛昌忠は、利直公の時、二千石被下、長男昌光、三代懸之助早世絶家す、次男四郎左衛門は、津輕家へ奉公、二百石知行とぞ。○鹿角由來記云、大湯は、四姓の一、奈良氏なり。

來滿峠（ライマン）（四角嶽）　今、大湯村不老倉の東半里を頂界とし、陸奥三戸郡三戸驛を去る十里。八戸藩部と、能代比内との交通は、專之に由る、標高六百三十米。

北奥道中記、來滿は、三戸領關村より二里二十丁にして、山中宿に至る、其間、毛文字を鹿角郡の堺とす、山中宿は、只一軒家にて、往來の助として、官より建置かる、此より柴峠、明神峠等を經て、三百十六丁にして、大湯村なり。

峠の北に來滿嶽あり（標高九百四十米）、南には四角嶽あり、正しく中央分水脈にあたれり。

小坂（コサカ）（七瀧（荒川））　今、小坂村といひ、毛馬内の北二里半、其間を七瀧村といひ、萬谷、荒川、大地、長者久保等の大字あり。此山間に、飛泉の七層を成して落下するあり、又、大地銅坑あり。小坂銅山は、村の北東一里。

南部士譜云、成田氏、紋花澤瀉、先祖鹿角郡荒川村住居、成田平左衛門長知、初屬北信景、知行二百石。

地學雜誌云、小阪鑛山、文政十二年起り、最初は鉛鑛なりと誤認したるが故に、杉原鉛山と稱す、慶應二年に、南部藩の直營となり、明治三年官行に屬し、同六年洋式を採用し擴張の端緒を開き、爾後、或は南部家或は官府の行業する所となり、十七年民業に歸し、是より盛行す、其創業以來、明治廿四年比迄の産出、純銀二萬貫、純銅一百萬斤許、平均金銀萬分の三、銅千分の四に割合す。

小阪鑛山（コサカ）　今、坑民凡八千、借區面積八十萬坪、明治十七年、大坂府の紳商藤田氏の私營に附與せらる。初め銀山なりしも、三十年頃より銅山となり、爾來日益大に赴く、鑛石は大別して黑鑛、黄鑛、硅鑛の三とす、坑の内外には鐵道を敷設し、水力電氣を應用して重車を行ふ、工場は規模廣大、設備精新を極め、大熔爐の如きは、自家誇りて世界無比と稱す、三十五年の産出高は、金八千五百匁、銀七百九十六貫、銅五百餘萬斤、合計價格約百八十萬圓、電氣は之を東南四里半を距つる大湯川上流の瀑布に仰ぐ、本山と、奥羽西線白澤驛間には、延長四里に達する架空索道を設け、貨物運搬に供し、又五里を隔つる大湯村扇平よりも索道を設け、薪材の運搬に充つ。

濁川（ニゴリカハ）　今、小坂村の大字にして、銅山の西なり、濁川山に炭酸泉あり、又、此地と小坂の間に、砂子澤温泉あり。○鑛泉志云、濁川村（湯ノ平）炭酸泉は、山腹平坦の處に湧出し、泉池數所あり、皆井狀を成す、其大なる者は徑七八尺、深六七尺にして、湧力は水面より騰上すること五六寸に至る、本村の人家を隔る凡一里、明治十四年に發見す。

清水峠（シミヅ）　濁川の北嶺にして、津輕との分界此に在り、碇關驛に達すべしといふ、南北凡四里。

十和田湖（トワダ）　小坂村の東北三里にして湖岸に達すべし、此湖澤は、本郡と陸奥上北郡の交界にあたり、今、湖水の西南岸を以て本郡の所管とす、故に、上北郡の條に詳にす。且、其水は東北に降り、上北郡の相坂川と爲る。

十田輪の湖水は、約三里四方と見るべし、汀線曲折出入して、俗に十灣の説さへあれど、實は四五の灣入ありて、湖面は、海潮面上標高四百五十米と測らる、其中海の邊、頗勝景に富む。○東遊雜記云、大湯村の北、三里餘の山陰に、廣卅七八町の湖あり、十和田の湖と云ふ、青龍權現と號する小社、湖の傍に有り、言傳ふ、昔時僧有り、婦人をうらむる事ありて、此湖に入て惡蛇となり、

婦人の一族を取り殺す、依て其靈をなだめんが爲に、小社を建て、樵山と號す、此由來にや、湖中の魚はいふに及ばず、一も生類のものなし、鳥獸にても湖に入れば必倒死す、夏月は、近郷の者權現へ參詣するも、恐れて湖の傍に至らずと、土人の物語なりし、予按するに、すべて此邊の山中には、熱湯の湧く地多し、何れをきゝても、硫黄湯なり、十和田も、硫黄水なる故に、魚蟲なしとおもはれ侍るなり、十和田より少し西に、鹿角秋田津輕三ヶ所の堺木山中に在り、定杭建かへの節には、三藩の役人會合して改む、などいふをもきけり。〇十和田の湖中に、もと栖魚なかりし、是れ、相坂川よりの魚道に、大瀑布ありて、上下の路無きが故なり。近時は、鱒、鮒、鯉等の幼魚を放生したれば、湖村には、鑛坑の外に、農漁を兼營するもの、五六十戸に及べりといふ。

十和田(トワダ)鑛山　湖水の西岸にして、小坂鑛山の北四里餘、近時、小坂と共に、藤田組の借區と爲るも、採鑛は休止しつゝあり。〇地質調査書云、十和田鑛山は、三紀層を被覆するに火山噴出物、并に洪積層の粘土を以てし、又三紀層を貫きて輝石安山岩の迸發せるあり、鑛床は三紀層に胚胎せられたる粘土脈にして、鑛石は輝銀鑛、黄銅鑛、少量の金分を含有す。

陸奥國

陸奥國(リクアウ/ムツ)　陸中并びに羽後の北にして、即、日本本洲の盡くる處なり、海峡を以て渡島(ワタリ)(北海道、又北洲(ホクシウ)といふ)に相隔つ。中央に海灣及び山脈の重阻あり、糠(ヌカノ)部、津輕の三方面と爲す。今、糠部は二戸、九戸、三戸、上北、下北の五郡に分ち、(中世以來、南部氏の封邑なりしを以て、通して之を南部領ともいふ)、津輕は東西南北中の五郡に分ち、縣治を青森といふ。

(後陸)

今の陸奥は、古の陸奥の北端の偏地なり、二、陸前(リクゼン)、陸中の新號と并び立てられしなれば、宜くリクアウと訓むべし、ミチノクムツの古言を以て、新域に稱呼するは、名同くして其實を失ふの憾あり。又、前中二州の例に準して、陸後(リクゴ)を以て之を呼ぶ、最適切なを覺ゆ。是れ等の事、一家の私言に出づる者と雖、之を理に考へ世に問ひて、通行する所となれば、何ぞ公定に擇ばんや、乃錄して之を問はんとするのみ。〇或は曰ふ、古人丹波を分ちて丹後を置かれしと雖、丹波を改め丹前と爲すことなし、陸奥の分國亦應に此例を以て論すべしと。而も、丹波は其主要にして、且、廣大なる地域を保留して、舊名を負はしめ、邊陬の狹地を割きて、丹後と命名す。陸奥の分割せらるゝや、之と異なり。狹少の偏地に舊名を存す、頗穩當ならず。且、陸奥の奥字は、盡頭の義に出る、近日の版圖、北海道を開くの時にあたり、特にミチノオクを以て、糠部、津輕を目するは、形勢の變移を知らざるに似たり、又、人心に慊らざる也、陸後の新名を擇むに如かず。

明治維新の初め、古陸奥を五國に分つや、其北端を陸奥と爲し、糠部(ヌカノブ)の二戸三戸北の三郡、并びに津輕を以て其管郡とす。後、青森縣を以て之を治するや、二戸を岩手縣治に附す。明治十三年、北郡を上下二郡に分ち、津輕を東西南北中に分ち、合して八郡なり、而も、二戸九戸は、三戸北と其地理を同くす、論考、宜く合して之を視るべし。本篇之に慮り、二戸九戸を陸後(青森縣治)の下に復し、管郡凡十と爲す。〇糠部津輕は、東西方を異にするも、固より比隣の域なり。近世の藩邦、津輕は大浦氏の新封、糠部は南部氏の舊封、二封其境を接して、而も相好からず、やゝもすれば、呉越仇讎の想ありき。今や一縣同舟の治下に就くと雖、時に人心の和衷を缺くことあり。畢竟、二藩各家、歴史問題の熱情焦思に出づ、而も其大德の事實を究明するに、二家の唱導して固執する所、幾多の附會牽強を經て、愈誇大極甚を致す。則靜心平意に、家國興廢の跡、土田開拓の由を訪求せば、自釋然たる者あらん、必しも怨謗を爲さずして可なり。

(讃隂武)　(米漢宇)

糠部郡

糠部郡(ヌカノブ)　中世、岩手郡閉伊郡以北の汎稱にして、又都名に呼びたり。今の二戸、九戸の大半、三戸、北の諸郡に渉り、西は鹿角、津輕と山脈を分つ。蓋、古蝦夷の地にして、延曆弘仁年中征討の爾薩體(ニサタイ)、都母の村落に屬し、其北は大海に盡きたり。

日本後紀、弘仁二年三月、勅曰、去二月五日奏請、發陸奥出羽兩國兵二萬六千人、征爾薩體幣伊二村、云々、七月、出羽國奏、邑良志閉村降俘云、己等與爾薩體村夷伊加古等、久構仇怨、今伊加古等練兵整衆、居都母村、誘幣伊村夷、將伐己等、云々。二戸郡の仁佐平(ニサヒ)上北郡の都母に合考すべし。類聚國史に「延曆十一年十一月、饗陸奥夷俘爾散南公阿波蘇、宇漢米公隱賀、俘囚吉彌侯部荒島等、云々」この爾散南は、所考未得ず、雖(津輕の舊邑十三(フサシ)に合考せらる)、次なる宇漢米は、ウカヌメと訓むべければ、糠部と一語の相轉たること明亮とす。されば、是間の夷酋が、延曆中より歸服せるを知るべし。弘仁二年の邊疆動搖にあたり、爾

散南宇道來は、官軍に轉效したるに似たり、同三年紀海外從五位上宇道來公邑男、爾散南公獨役等、特賜爵會入京」云々と見ゆ。

又、安政中小山氏津輕考に「糠部とは、今の五戸六戸より下、海岸までを指すと見へたり、民間舊記にはヌカツプとも讀み、カツプとも云へり、これ郡名にもあらず、昔より呼び來りしこと其故をしらず、民間の舊記に津輕奉土の濱邊をもカツプと記したるものあり、文字は合浦なり」云々、疑ふべし。糠部は、一戸九戸以北、皆之を以て呼ぶべし、五戸六戸に限る所なし。又、ヌカノブ、マキノブの轉聲は、然るべしと雖、合浦に混淆すべからず、合浦は津輕及び野代の地に於て之を唱へしのみ。

吾妻鏡に、文治五年、六年の條、糠部郡始見するも、其建部の年代知れず。蓋、王朝政治の末季に在りし歟。鎌倉幕府の時、家人南部(甲斐國住人)、工藤(伊豆國住人)以下來りて鎭め、津輕と相竝びて、邊要の地たり。執權北條氏の一門、亦郡内の九戸を領有せり。且、奥州に於て宮城と對稱せられて、大郡といはれ、良馬の産ありき。

大槻氏伊達事蹟云、糠部郡の訓は、永正年中餘目記錄の文中に、漢字にて糠延と記し、假名にて「ぬかのぶ」とまで記してあり、(元來は、蝦夷語にてあらぬか、出羽の地名に、鮭延などもあり)されば、吾妻鏡、文治五年九月の條に、糠部駿馬五十匹、同六年、一月に、外濱與糠部など傍訓せしは、誤れりと知るべし、又、同書、同五年九月の條に、赴糠部郡とせしなどは、誤寫に誤訓を附したるにて、笑ふべく、陸奥郡郷考に、東國記を引て「南部光行、賴朝奥州征伐の先陣して、軍功あり、其恩賞として、糠夫、其外數所を賜はり」、などあるは、論するに足らず、

奥州餘目記錄、吉良、畠山、數度の取合に、兩所たいぐんにて、一度は無事に御談合をもつて、奥州を半づゝ國わけをし給ふ、其時は、糠延郡とみやぎをば、一郡を半分づゝわけ給ふ、そのゆへは、ぬかのぶは、大郡といひ、しゆく〳〵のこほりたるゆへなり、みやぎは、國の府中にて、昔より、國のあるじ、在所たる間なり、

「ぬかのぶは大郡といひ、しゆく〳〵のこほりたるゆへ、云々」は、種々の郡の意ならむ、此郡の、夙くより數部に別れてありしこと知らる、盛岡藩の舊蹟遺聞に、糠部は、今、二戸郡に、この名のこりて、糠部の郷といへり」云々「二戸郡糠部といふ所に」云々などありて、一小地名の全郡名となりしなり、因に云、盛岡藩の舊記中に、賴朝より給與の地を、糠部五郡と記したるがある由なり、されど、糠部五郡といふこと、更に解せられず、會津四郡、仙道七郡などいふが如く、糠部は、此地方五郡の總稱なりしかとも考へらるれど、當時、糠部の下に五郡の地なし、或は、糠部五郡とは、糠部等五郡の義にて、糠部の外に、津輕、鹿角、岩手、閉伊をも含むと誇張したる說もあり、されど、鎌府の初より、閉伊郡の南方は、阿曾沼四郎廣綱(後、遠野氏)之を領し、北方は、閉伊武者所賴基、之を領し、岩手郡には工藤行光、滴石兼盛あり、鹿角郡には、安保、秋元、奈良、成田の四氏あり、(四氏、後に、南部守行に征服せられぬ)すべて、奥州北部地方は、泰衡の領地を、賴朝の攻め取りしものなれば、其後を給せられし者は、皆領主にて、別に領主ある莊園に、地頭として置かれたる類にあらじ、津輕郡も、安藤五郎(後、藤氏)が、北條義時の代官として置かれたる由、保曆間記に見ゆれば、北條氏の領なりしが如し、されば、南部氏の領なる糠部郡は、右の四郡の外の地なりけむこと明らけし、而して、糠部郡とても、全部、南部氏の領なりしにあらず、南部文書に據れば、工藤氏、横溝氏も、此郡中を領してありしなり、廣瀨典の五十四郡考補遺に載せたる白河文書(秋田白河氏藏)には、元弘三年十二月、結城親朝にも、南部郡内九戸、右馬頭茂時(北條氏)が跡を領知せしめ給ひし趣を記し、又、國府の評定衆二階堂信濃入道行珍は、糠部久慈の地頭たりき。○白石五十四郡考に、糠部は甚部にて、部は、三戸二戸の戸と同し、といへるは、誤甚し。

元弘建武の際に、南部又次郎師行、其子六郎政長ありて、勤王、最軍功あり、國代に任せられ、糠部を專管し、鹿角、比内、津輕、閉伊等の事をも視たり、(三戸郡根城に合考すべし)。南部の管領糠部五郡と曰へるも、恐らくは、師行所部の名數なりけん。

自是懇欲被仰之處、條々注進之趣、具披露畢、當郡内、内徒逆散、軍有其數歟、心苦敷被思食、先以靜謐之條、併奉行高名候、方々注進被取整、可被經御奏聞候、定可有御感歟、凡郡内事、如先々被仰、被憑思食之上、獨可被致其忠節候、内徒餘類等、心之所及、可被加搜索也、(中略)

闕所地事、注進披露畢、於土民等者、不可有罪科、先令安堵、不可荒地下之由、可被相觸、雖可被付給人、奉行器用、猶可被廻御思案、且御邊も可被差申便宜之地、何村も當郡内有所望者、可申歟、

當郡給主等中、參御方輩注進、一戸新給人横溝孫次郎(淺野太郎跡)、三戸新給人工藤三郎(合田四郎三郎跡)、八戸給主工藤孫四郎、同孫次郎等名字不見、何樣候哉、可被注進候、注進外、三戸新給人岩澤大炊六郎入道(大瀨二郎跡)、津輕內徒與同候也、可被得其意候、(中略)

津輕事、石川楯無殘責落候、日出候、持寄城郭護候御

心元候、尤被打向彼城之條、難可宜部内事無左右、又難被闕之間、未被仰候也、且可被隨事體歟、中條には早可向之由被仰了、(下略)(建武元年六月、國司宣入清高與南部師行書)
鹿角郡闕所、所被宛行地頭等也、任御下文之旨、可被沙汰居之由、依國宣、執達如件、
建武元年三月二十日　大藏權少輔清高奉
南部又次郎殿」
多田木工助貞綱、令下向津輕候、先打向糠部、使節等相共、可尋沙汰之由、被仰含候、忩令會合、令靜謐部内之樣、可被計沙汰者、依國宣執達如件、
建武元年四月十三日　大藏權少輔清高
南部又次郎殿」
陸奥國比内南河内事、太田孫太郎行綱代行俊申狀如此、子細見狀、早可被沙汰付之由、國宣候也、仍執達如件、
元弘四年二月二十二日　大藏權少輔清高
南部又次郎殿」
尊氏直義等、去五月、雖亂入京都、官軍依致防戰、尊氏以下數十人、七月十五日自害、爰當國一二三迫凶徒等、與奪之旨、有其聞之間、所被差遣軍勢也、定早々可令靜謐歟、糠部軍勢無左右不可參府、且可靜謐部内之由、鎭守大將軍仰所候也、仍執達如件、
延元元年八月六日　軍監有實奉
南部六郎(政長)殿
關城繹史云、興國四年五月、官軍與賊山路左衞門尉、戰于陸奥糠部郡、(白河文書)。
師行、政長の後を、八戸南部といふ、後衰ふ。別族、三戸南部あり、應永年中より、漸く强盛、近世の盛岡大南部の家、卽是なり。戰國以後に至り、糠部を階上(ハシカミ)といひ、移りて海上(カイジヤウ)部の濫稱あり。
國郡沿革考云、東鑑、文治五年九月、泰衡、差夷狄島、赴糠部郡、到肥内郡贄柵之處、云々、南部家譜曰、文治五年七月、光行陸奥國糠部五郡を賜ふ、按、糠部、後、海上(又、階上に作る)を分ち、又、二戸、三戸、九戸、三郡となり、共に四郡なり、其五郡と云ふ者は、鹿角を加へて追稱せるならん、肥内卽二戸なりと云ふ說あれども、二戸郡桂淸水天台寺鐘銘曰「大日本國奥州糠部郡、桂泉八葉山天台寺云々、于時元中九年壬申」云々とあれば、二戸は糠部の分郡たること明なり、且、肥内東鑑の外所見なし、今之を郡數に列せしめず。○大槻氏云、糠部は、後世に至りて、其北方を割きて、海上郡を置き、(或は階上、後、北郡と稱す)其殘部を二分して、三戸九戸の二郡を置けり、(永祿天正の頃ならむ)是に至て、糠部三郡とは稱すべきなり、二戸郡は、元祿年中、信濃守行信の世に、更に九戸郡を割きて置きし所なりとぞ。○村岡氏云、海上郡、或作階上、創建未詳、意者皇化東漸、土辟民殖、至戰國時、權稱郡者不壹、而是階上以音呼之、遂用海上字也、續日本紀曰、延曆四年、置階上郡、是昔宮城郡科上鄕、與本郡自別。
今按、肥内(比内)は今の羽後北秋田郡(大館)にして、鹿角の西隣なり、之を二戸郡の舊名とするは採り難し。階上は詳ならず、林逸節用集に、階上を載せ、糠部を見ず。南部深秘抄(一名指南錄)に「階上といふは、北郡なり、古來、七戸田名部といふ」とあれど、信け難し、恐らくは糠部の別名にすぎず。延寶七年、盛岡城下の報時鐘識の文中に「和賀、稗縫、志和、閉伊、岩手、鹿角、階上七郡」と云ひ、階上を以て二戸三戸九戸(久慈)北の諸郡を總攝すること見るべし。又、深秘抄に「行信公被仰立、九戸郡を分ちて二戸郡を置かる」とあり、行信は元祿中の君なり、而も寬知集已に二戸の郡名あれば、寬文以前早く二戸三戸九戸北の分郡を爲さる、疑ふ勿れ。○明治新撰陸奥國誌云、寬政重修諸家譜に「九戸、閉伊、鹿角、津輕、糠部を軍賞として、南部光行に給はりし後、糠部郡を割て三戸北郡と爲し」と記されたるは、何の頃のことなりけん、糠部は天正の頃にも呼し郡にて、(南部軍鑑、天正中、九戸政實二戸の城に據し、信直公は三戸を居城とせられしに、共に糠部郡とあり、近代になりても糠部郡と記せしものあり)糠部郡と廣く云しが、其郡の廣きまゝ、二戸、三戸、北など私に分ちて、その原なる糠部郡は失たるなるべし。○再按、南部家譜、盛風記等に、糠部五郡の語あれど、信憑に足らず、後人臆度するも、畢竟徒勞耳。たゞし、津輕郡中名字(東日流傳記所載)と題する古書に「糠部六郡といひ、閉伊始め七郡といふなり、南部の知行は百八十年、云々」とあり。此書は天文中の逸文なれば、考據の直なきに非ず。六郡とは、蓋、師行政長等申沙汰の遺跡ある諸郡(鹿角、比内、津輕、久慈)の外に、岩手なども數へし者とす。元弘建武より天文まで二百年、南部知行百八十年の語、亦大差を見ず。

近世の初め、糠部、階上、並びに久慈の號を停め、二戸、三戸、九戸、北の四郡を立つ。
近世、大南部、小南部の稱ありて、岩手郡盛岡の本藩を大南部といひ、八戸の分封に小南部といふ。而も、此名義の由來を推すに、大南部とは、蓋、天正の中興以來、封土の擴延せるに名つけし者にして、地理上には、岩手より和賀に至るに呼ぶべし。而も、小南部、實は古南部にして、南部の舊封に之を呼ぶべし。○大日本國郡志には「糠部郡(東鑑糠一作糟誤)建置未詳、源賴朝授本郡於南部光行、(南部家譜、會津舊事雜考、按後分爲海上二戸三戸九戸四郡)東至海、南隣閉伊巖手二郡、西交肥內部、北接三戸郡(國圖)、有九戸地、九

戸茂時領此、世貢馬匹、元弘中授之結城親朝、貢馬仍舊、（五十四郡考補遺引白川文書）後、更曰九戸郡、（奥羽觀迹聞老志、按日本全圖及國郡全圖、本郡有糠部村、蓋其遺名）云々とあるは精ならず。肥内郡を以て二戸に擬せる舊說、及び國郡全圖に糠部を村名とする者に誤らる。凡「北接三戸郡」といふは失考甚し、九戸茂時の說、亦要を得ず。

（九个部）

糠部の九个の戸は、古代の貢馬分牧の區劃に出づ、二戸郡の條に論ずるごとし。九个戸、又九个部につくれど、尋常の郷と同言同義に非ず。

古今要覽稿云、凡御牧の馬、二歳になれば、その年九月、國司と牧長と對して、左髀の上に官字印を押し、その後毛色齒をしるして官に奉る、（厩牧令）、室町將軍家の時、進物の折紙に、馬の毛付および印を書載たるをみるに、雀目結、兩目結、重雁（家中竹馬記）十文字（伊勢貞忠亭御成記）鹿苗（三好筑前守亭御成記）などあり、又永正五年八條近江守房繁がきたる、糠部九个部燒印圖といふものあれば、それより前にはやく用ふること有しをみるべし。

糠部九个之部馬燒印圖云、右九个之部、一个部の七个村宛、合て六十三个村也、此中に東西南北四門を立らる、九部に一部並依、何を奥ともいひがたし、又何を口ともいひがたし、然間、只一二の名を次第として、あらあらしるす、次、印の事、糠部馬のこんほんのかれは、有文字、來文字、かた車、並くわかた、いほりの中のすぢかへ、雀、二部の四目結、是也、是外、あるひは鳥井、よみとり、こばんのせいもく、くつかた、鴨形、口繩、相いかた、千鳥、さくさい以下、さういん百姓等がわたくしの印、これおほし、其かずをしらず。

九个部、又四門の別あり、一戸二戸を南門、三戸四戸五戸を西門、八戸九戸を東門、六戸七戸を北門と爲す。近世、北郡の名は、この北門の故稱に由れり。

伊達五郎入道善惠申、糠部郡南門內、横溝六郎入道淨圓跡事、任御下文之旨、任彼所可沙汰付善惠代、縱稱本主、捧關東下知以下證狀、雖支申、不帶綸旨國宣者、不可許容、使節遲引者、可有其咎者、依國宣執達如件、

建武元年七月二日（南部文書）

（この四門の證例は、下の葛卷、伊保內、南門、東門等に詳にす）

按、九戸四門の制、其建置の年序を知らず、格式には、諸國の御牧を錄すれど、奥羽に及ばず。當時は、奥羽の貢馬、禁斷して、之を出さしめず。源平武人の驍强にあたり、糠部の名駒、遽に世に聞ゆ。されば、大略、前九後三役の後、平泉三衛の時代に起る乎、如何。

禁斷出馬事、陸奥出羽按察使、巨勢野足奏狀偁、軍團之用、莫先於馬、而權貴之使、豪富之民、互相往來、搜求無絶、遂則託煩吏民、犯強竊獄、國內不肅、大略由之、非唯馬直踊貴、兼復軍馬難得、仍去延曆六年、下勅符、立科條（中略）、奉勅、宜強壯之馬堪軍用者、勿出國堺、但駄馬者不在禁限、其出羽國宜准此、

弘仁六年三月（後紀、三代格）（貞觀三年三月にも同意の官符を下さる）

奥郡

古人、奥州の奥地奥郡と呼びしは、其境域もとより一定する所なし。今、之を糠部に係けて、其方位に叶はしむといふのみ。

奥州奥郡爲御仕置、江戸大納言、尾張中納言、越後宰相、其外被遣御人數候、然者南部家中企逆意族、可加成敗之旨被仰出候條、大谷刑部少輔申次第、其方事可相動候也、

六月廿日　秀吉公御朱印

津輕右京亮どのへ（津輕古文書）

陸奥話記云、天喜五年秋九月、進國解言上、誅伐賴時之狀偁、臣使金爲時下毛野興重等、甘說奥地俘囚、合與官軍、於是鉋屋、仁土呂志、宇曾利、合三郡夷人、安倍富忠爲首、發兵將從爲時、而賴時聞其計、自往陳利害、衆不過二千人、富忠設伏兵擊之嶮岨、大戰二日、賴時爲流矢所中、還鳥海柵死、但餘黨未服、請賜官符、徵發諸國兵士、兼納兵粮、悉誅餘類焉、隨賜官符、召兵粮、發軍兵。（本文の鉋屋、仁土呂志、宇曾利、其地を詳にせず、今二戸郡似鳥、北郡宇曾利あり）

我ことは奥の郡のえひすかけとにもかくにもひきちかへつゝ（夫木）　民部卿　爲家

みちのくのえびすの身よりいたす血のことうちなれやあはぬ戀かな（袖中鈔）

顯昭曰、奥の夷は、我子人の子定めんとするに、父が血と子の血とを合するに、我子なれば、親子の血一つにあひぬれど、人の子なれば、血ひとつにならずといへり、さて「ことうちなれやあはず」とはよめるなり。

新撰國誌、凡奥郡に、山に材薪多く、海に漁網の利あり、菌蕈蔬菓亦乏しからず、而も田疇廣からず、しばしば稲穀不登の患あり、已に産物豐富ならざれば、黃白の流通少し、大賈も尙稗を常食す、平民雜工粗食知るべし、藜草橡仁昆布をカテとし、粟を上食とし、釀して酒と爲す、黃精の煮たるものを店頭に賣り上菓に充つ、男女蠻蔥を好喫す。

二戸郡

二戸郡（ニノヘ）　今、陸奥國の管郡にして、馬淵（マベチ）川の上游の山谷なり。岩手縣治に屬すと雖、御堂峠中山の北なれば、形勢は正しく青森縣に入るべし。面積八十餘方里、人口四萬、十五町村、福岡に治む。域内平夷に乏しく、地味最瘠薄なり。

本篇は、二戸郡現管の田山村を、羽後鹿角郡へ移し、九戸郡現管の葛卷、江刈、二村を、二戸郡の中へ歸せしむ。

二戸は、古の糠部郡の南方の地にして、一戸二戸を以て、近世、二戸郡と定めらる。戸は、或は部、日、又は帑、邊にも假る。本來イへの義にて、此には數戸數烟の聚落を指せる稱となす、東國奥羽の方俗なり。而も、糠部に於て、一戸より九戸まで、順次に其邑名を立てしを見るに、蓋、貢馬置牧の制法に基因する者とす。

猿樂狂言うつぼ猿の小歌に「一の帑立、二の帑（ニヘ）たて、三のへたて、三に黑駒、信濃を通れ、專當殿こそ勇健なれ」云々。古の駒引の事を詠したるものならんが、一の帑立とは、一戸にそだて（養育）たるをいふ。

糠部内九戸事、國宣案、下糠部郡、
可早令結城參河前司親朝領知、當郡内九戸（右馬權頭茂時跡）事、
右件人、令領知彼戸、於貢馬以下者、無懈怠可致沙汰之状所仰如件、
元弘三年十二月十八日　（白川文書）

一戸二戸を、別號南門（ナミサン）いへることは、上の糠部郡九个部、并びに下の葛卷、伊保内などに合考して、之を知るべし。

奥羽便覽志（佐久間洞岩、觀聞誌同之）に「比内（ヒウチ）郡、節用集作河内非也、古贄柵、今號二戸」と曰へるより、二戸を以て贄の訛と爲して、之を承けし說多し。是れもと、東鑑なる、

文治五年九月三日、泰衡被圍數千兵、爲遁一旦命害、隱如鼠、退似鶂、差夷狄島、赴糟部郡、此間相侍數代郎從河田次郎、到于肥内郡贄柵之處、河田忽變年來之舊好、令郎從等相圍泰衡、梟首、云々、

の解釋如何に因れる者なるが、肥内（比内（ヒナイ））郡贄柵は、出羽國野代川の中游に其地あれば、二戸には非ず。又、便覽志に「糟部郡、今號九戸」とあるも誤れる者にして、糟は當に糠に作るべく、一戸より九戸、田名部をも籠めし統名なり。されば、

凡奥地、以閉爲名者多、肥内即閉内、而二戸即二之閉也、本郡有一戸二戸、糠部郡有三戸六戸七戸、北郡有八戸、又有九戸郡、蓋古泛稱磐井以北地、爲閉伊郡者耶、（地理志料、白石五十四郡考）

とあるが如きも、解說その當を失へり。又、一戸二戸のへは邦語なれど、閉伊、糠部、肥内等は夷言に屬す。

新撰陸奥國誌云、へとは經の義にやあらん、一戸より數をへて七戸に至り、又逆に（北より南へ）八戸九戸の名あり、考ふるに、こは其頃、郡宰邑長の下を治むるの便宜により、地名は一より九までありても、郡はそが宜きに從て、設けしより、其統名となりしなるべし、この一戸二戸等は、名駒の出し所にして、諸書に見る所あり、一之部黑（異本平治物語）一戸黑（太平記）若白毛、一名町君（源平盛衰記）一戸鹿毛（本朝細馬集、織田家譜）など世に聞こえたり。

(二之帑)

中山（ナカヤマ）　今、小鳥谷（コヅヤ）村の管内なれど、其南なる一驛にして、陸中岩手郡界の御堂（ミダウ）峠の北麓に在り。中山とは、もと此界嶺の名なり。鐵道、沼宮内驛（岩手郡）八哩、小鳥谷十哩。小繫（コツナギ）は、中山、小鳥谷の間なり、山道の危險、無雙の惡地なり。

中山驛は、海拔千五百呎と稱す、俗說、中山以北の險難を、奥の細道といふ、亦故なきに非す。されど、或名所に擬し、或は西行の詠とて「あづまちのあひの中山ほどせばみ心の奥の見えばこそあらめ」とつたふるは信け難し。〇永慶軍記云、天正十九年、氏郷は、九戸の城普請成就して、十月始に、九戸を立て「又越へしとおもひきや命なりけり」といひしは遠江小夜の中山、爰は「始て陸奥」の中山越て見渡せば、西に一つの高山あり、あれなん奥の富士と聞ゆる岩鷲山、歌には「陸奥の岩手の森の岩つゝじ」と詠るとかや、誠に突出したる山のすがた、奥の富士とも云つべし、翌日は不來方に到着す。

十符菅薦云、岩手より北は、道の傍にすら尻かくべき家もなければ、まして左も右もけうとき草原のみにて、人のかよふあとも見えぬばかりなり、中山坂をこえ小繫に至る、

東路長松翠色濃、水車聲裏夕陽春、原頭立馬人煙少、只見山峰千萬重、

東巡錄云、中山嶺を踰ゆ、四顧目力の盡くる所、山に非ざるなし、絕えて人烟を見ず、中山村に達す、猶嶺上を行く一里許、興の坂に至りて峻下九丁餘、壑底に落るが如し、下り極て村を得る、小繫驛と曰ふ、桂泉天台寺への捷路あり。〇享保採藥使記云、照任曰、奥州仙臺ホツノキクボと云ふ所より、辰砂を出す、又、仙臺の内勝田と云ふ所よりも出る、又、南部のコツナギと云ふ所よりも少々出る、金山の内の洞穴より採り出すなり。〇小繫嶽は、一名摺糠（スリヌカ）嶽とも呼ばれ、御堂山の西なる別峰なり、中山驛の西南に望まる。

(小繫)

平糠（ヒラヌカ）　今、宇別（ウベツ）と共に、小鳥谷村の管内なれど、其南二里にて中山川、宇別川は、此地にて相合ひ、猶小繫川を容れ、小鳥谷驛に至る。〇農史云、天正十八年九月、陸奥國平糠村に於て、豐臣秀吉の軍監淺野長政、制策を立つ、當

(宇別)

等戰後の百姓地下人等、悉く還住せしむべし、聊非分の儀有るべからず、早々歸住すべしと。〔武德編年集成〕

小鳥谷

今、小鳥谷村といひ、高屋敷、小繫、中山、平糠等を合す、一名驛とす、鐵道、福岡十七哩なり。小鳥谷の東南に、姉帶、葛卷の峽谷あり、馬淵川の諸源は、皆小鳥谷の北にて相會す。

隨筆紀程云、山徑蜒蜿、一登一降、谷旋坂轉、左傍峯巒、右見灌木、陶底千尋、奔瀨北注、即馬淵河也、踰險得邨、曰小鳥谷、茅茨散處山谷、男植漆製蠟、女業蠶織、閲享保中稅册、闔境漆木凡二十萬株、每株納稅銅錢七文、而不管桑樹、養蠶織業、起於近世也。○東遊錄云、小繫より赤羽根坂、荒戸花坂を踰ゆ、屈曲登降、路亦沙乾き石出づ、牢确甚し、小鳥谷村に至りて小憩、扈從堂坂を登り、日陰坂に至る、老松數株あり路を蔭ふ、前面懸崖百尋、馬淵川潤石に激し噴白勢あり、末の松山亦望中に來ると云ふ。○岩手縣史談云、小鳥谷村の上里に五月館址あり、往古五月といへる蝦夷之に住居せりと。○人類學雜誌云、小鳥谷村、野中の停車場邊、石器時代の遺物を出す、想ふに斯民は、或は馬淵の鮮魚を漁し、或は中山の鳥獸を獵し、以て其口腹を飽かして生活したるならん。

胡四王堂

東山志云(享和元年紀行)、小鳥谷村右の方に闇部地川あり、小正堂の祠あり、胡四王堂にもつくり、下向村名にも呼ぶ、昔、京方より流罪の君達三十八人、下向の故迹の由にて、今に其墓あり。

北奥道中記云、小鳥谷驛より十八町、尻引坂こえて、小性堂村なり、入口に鳥居あり、胡四王堂なるべし、東北に折詰嶽を望む、此より一戸町入口まで一里程。

姉帶（穴太井）

今、南岸を合せて、姉帶村といふ、小鳥谷の東方、葛卷川の峽中の山村とす。或は穴太井といふ、蒲生氏鄉記、穴太井を突井に誤る。

永慶軍記云、天正十八年九戸亂の時、大將政實が從類、姉帶大學兼興、舍弟五郎兼信といふものあり、己が手のものに九戸が加勢、合せて百餘騎、姉帶の城に楯籠りて待掛たり、寄手の先陣會津氏鄉之を聞き給ひて、やさしき姉帶が籠城かな、先手の軍神の血祭りにと、踏潰さる。○岩手縣史談云、古戰場、美濃木澤と云ふ、小鳥谷村の中部、古屋敷にあり、天正十九年、九戸征討の際、此地に戰ふ、今は陸田となれり、又、穴田井根曾利の兩城址、小鳥谷一戸兩驛の東方、馬淵川の右岸に在り。○按、蒲生氏鄉記に、

九戸と申者、可有御誅伐とて、討手の大將氏鄉に被仰付、天正十八年六月下旬、京より歸國候て、二萬八千騎、十三段備の軍法を定、七月廿四日、會津を打立、不移時日、至糠夫發向す、九月一日、九戸の端城和賀行がゝりに責落す、和賀の城より上方道三里ほどのあなたに、突井の城有、突井の者落、九戸へ一つになる事も可有と被存、夜中に新國下總なんど、九戸と突井の間へ越、人數を隱し相待、先手の蒲生源左衞門、蒲生忠右衞門、蒲生四郎兵衞、町野新左衞門相加り、又行掛に突井を責る。

此に、突井は穴太井の誤たるべきこと、攻めずして自破れん、和賀といふは、疑ふべし。天正二十年六月、南部領內四十八城目錄に、

姉帶　山城　破却　野田甚五郎持分

野田も、一戸南部氏の門葉なるが、亂後、姉帶へ替りたる歟。

冬部

今、田野と合せて、田部村と改む、姉帶の東南にして、葛卷川の溪中に屬し、平糠の東に一嶺を隔てたり。

北奥道中記云、一戸より福岡の邊、山畑、澤合に、到る所、漆木をうゝる故に、蠟を產することおびたゝし。

葛卷

今、九戸郡の管內なれど、小鳥谷驛の東南五里にして、馬淵川の遠源は此間に發す、久慈を去る十里。

横溝孫六重賴申、糠部南門內、横溝六郎入道跡、中里村事、爲伊達彥五郎朝退跡之由、載注文候間、先日被充行重賴候條、奉行人等忘卻、誤宛給彥三郎等候、而中買不便歟、仍於彥三郎者、被行他所、如元所還付重賴也、早可被沙汰付、抑被執申狀、葛卷村候也、於被載之重賴狀、中里村に候、兩通令參差了、然而就重賴申狀、所被經御沙汰也、可被存其旨者、依仰執達如件、

建武二年九月六日　修理亮

沙彌判

南部又次郞殿（南部八戶文書、祐淸私記）

（中里）

文書に、南門內とあれど、門川疑似す、齋藤氏五世傳には、南川內と爲す。中里は葛卷の一名にあらずや、兩通參差云々とあれば、異名同地と推斷せらる。されど、一戸驛の西山にも中里(今鳥海村)あり。(南部深秘抄に、葛卷氏は工藤の族にて、名久井と同祖の家といへり、此に横溝といふも、卽、工藤の族黨の一家號にあらずや)、尙、此南門內、南川內の異同を校するに、八戸系圖「糠部郡南川之內」、中館系圖「糠部郡南川內」と爲す、今いづれと判ち難し、暫く南門の名を此に揭げ、後の定めをまつ。

（南門）

一戸の別名歟、二戸三戸の南なる山谷を占む。

横溝彥三郎祐貞申、糠部郡南門內、横溝彌五郎入道跡事、早任御下文之旨、不日可沙汰附下地於祐貞使節、遲引者可有其咎之狀、依國宣執達如件、

建武二年二月二十一日　大藏權少輔淸高　奉

南部又次郞殿（南部八戶文書）

史料には、南門と定め、八戸の湊に擬したり。されど、同文書同時のものに「久慈郡幷東門」とありて、東門は如何に訓むべき歟、往時、久慈郡に近き九戸を、東門と呼

びしにやと想定せらる。○再考、永正五年糠部郡九个部馬焼印圖に、九部六十三村を、又四門に分つと述べて、九个之部、一个部の七个村宛、合て六十三箇村也、此中に東西南北の四門を立らる、云々、

とあれば、積疑以て氷解を得たり。卽、南門(ミナミモン)とは、大略、一戸二戸の汎名にして、東門は九戸(伊保內、輕米)八戸なるべし。

砂金壹兩慥請取候、過し方之奉公不淺存候、我等當座之大事いかれ候、又葛卷も身上相續之事、其方が分別一に有之事に候、わきく何を云候共、少も不苦候間可心安候、葛卷とち不附に候時、彥六、櫻庭方へ越候文、予今有之事に候、はやく世上しづかに候、只今予共之內を何かと云候者、河內可有迷惑と存候て、手を不借候、向後之儀も、其方分別次第に仕候はゞ尤に候、以上、

二月六日　信　直(黑印)

葛卷河內方へ(南部家寛政記錄)

此文書に、河內といふも、受領(河內守)にあらで、地名とおもはる、いかにや。又、葛卷工藤氏の事は、天正二十年、南部大膳大夫領內四十八城注文に、

葛卷　山城　破却　工藤播部助持分

これ、卽前の横溝氏の子孫ならん。

江苅(エカリ)　今、江苅村といひ、九戸郡管に屬し、葛卷の東南二里、卽、馬淵川の源の發する山地とす。江苅より東南六里、國界峠を踰え、陸中閉伊郡門村(小川)に到るべし。

平庭嶽(ヒラニハ)　又、平岩に作る、江苅、葛卷の東嶺にして、標高一千百餘米、謂ふ所の北上山脈の、古生層中に迸出せる花崗岩に成る。

一戸川(イチノヘ)　馬淵川の上游にして、其淨法寺川の會流以南に於て之を呼ぶべし。江苅村馬淵山より、一戸驛鳥越へ凡十三里、西北に向ひ流る。

一戸川、淨法寺川、共に其水濱に廣き洪積地を見す、故に到る處岸崖壁立、山野荒茫、往々平夷を呈するも、瘠薄の地なり。

一戸(イチノヘ)　今、一戸町といひ、高善寺村と合す。馬淵川上游の名邑にして、鐵道、福岡(二戸)四哩、小鳥谷三哩、人口三千。

明治戊寅巡囘日記云、八月十八日、侵曉霧雨發一戸驛、四面蒼茫、疑出曠野、而路漸險峻、樹漸深蔚、旭暉破霧、身已在深山、此間山巒攢蹙、澗谷深阻、驛亭之外、絕無人家、欲乞水火不可得也、山腹稍扁平處、編菅鋤嶺、菽粟蕎麥、蕃茂甚美、遇耕夫問其家、則遙指谷底、溪路迂回、來往殆費半日云、民力之勞可知也。○南谿東遊記云、一之戸より沼宮內まで一驛の間、道中記にしるす所七里なり、か樣に宿より宿へへだゝり、人馬の繼場無き所、他の國にはあらず、全體此邊人民甚少し、一之戸より北の方へかぞへ、段々、一の戸、三の戸、五の戸、七の戸、野邊地とて、戸の字の付たる地多し、戸の字を皆へと讀むなり。皆三里五里、或は七八里を隔て、山に據り川を受て要害の地なり、多くは城跡と見ゆ、今にても戸の字の付く所は、皆町作りて賑なり、往古蝦夷を防し關所木戸なりと覺ゆ。

地理志料云、涙打嶺南、爲一戸村、此間多牧、太平記有一戸(戸、一作部字)驪、坂東第一見稱、蓋産於此。○今按、戸の名義は、白川結城文書、元弘三年十二月のものに、

下　糠部郡、可早令結城參河前司親朝領知、當部內九戸、有馬權頭茂時跡事、

右件人、令領知彼戸、於貢馬以下者、無懈怠可致沙汰之狀、所仰如件、

とあるにて、方言、部落邑里を指す、城柵にあらず。又、夷言に非ず、もと我古語のみ、古書に其證多し。

南部文書、國司家人清高奉書(元弘四年の頃歟)に「當郡給主等中、參御方輩注進、同披露畢、一戸新給人横溝孫次郎、(原注、淺野太郎跡)云々、また同時代に多田貞綱狀に「一戸工藤四郎」云々。

中條出羽前司時長申、糠部郡一戸事、任御下文之旨、莅彼所、可被沙汰付時長代使節、及遲引者、可有其咎、依國宣執達如件、

建武元年十月六日　大藏權少輔清高奉

南部又次郎殿

といふ一通もありて、一戸には數家の給主ありしこと見るべし、八戸に合考すべし。○永正五年糠部九个之部馬焼印圖云、一の部七个村、兩印雀すぐれたり、此兩印雀、閉伊の馬なるよし、二說有り。

一戸館址(イチノヘ)　卽、一戸城なり、驛東に遺り、北館とも唱へらる。南部邦內鄕村志云、一戸舊城、一名北館、又一戸館、光行公長男、彥太郎行朝、鎭於一戸、而住于此館、云々、後天正中、北左衛門尉信愛、二男以主馬助秀愛、令爲城代、十九年、淺野庄左衛門、同主馬助、居于此城、同年三月、九戸政實、夜來而襲一戸營、後秀愛有戰功、賜八千石、移於鳥谷崎城。

奧南深秘抄云、一戸氏は、南部三郎光行公の長男、彥太郎行朝、始め大光寺遠江守の養子に成、遠江守實子出生後、彥太郎は津輕淺石村に住居、千德院殿とも云ふ、一戸氏の祖也、一戸氏の家別れ、長牛(一戸彈正左衛門よりいづる)平館、堀切、近內、野田(五道氏蜷川より繼ぐ)谷內、中村、荒木田、金田一等なり、

津輕一統志云、元龜二年八月、南部信直は、大浦爲信を攻むべしとて、八戸を發し、同國絕間(タエマ)と云ふ處迄出張す、然る處に、九戸修理亮政實、能き幸と喜び、日頃大浦へ申約せし時節は爰なるぞ、此際に信州が手足と頼める一戸の城を責落し、城主南部大和守に腹を切らせ、其威に

乘して、信直が居城八戸なも追落さんと謀りければ、信直空しく八戸へ歸る。

此に信直、八戸に居れりとするは異とすべし、一戸もしくは三戸の誤聞ならん。細間とは、一戸より鹿角津輕への途にあたれる田山(タヤマ)驛をいふ。

東日流傳記云、時に元龜二年未五月六日、石川破軍す、爲信公御年廿二歳、其後大膳殿家老五人は他國の由に候、扨、石川落城、大膳殿切腹の事南部へ聞ゆ、依て八戸た□大勢を引卒し、大膳殿吊合戰として出陣致し、既に先勢大鰐鍛ヶ鼻の下宿川原と申所に陣取候、又、南部の内たいまと云所へ八戸出陣す、九戸此儀を聞、留守の間に一戸を責落べしとて、人數を催し九戸を打立し由、八戸方注進ある依て、たいまより取てかへし、一戸へ懸付る、此旨九戸へも聞て歸陣す。

南部系譜云、天正十八年、秀次卿下向奥州、信直爲御迎、發向白川表、則先陣也、淺野長政、稗貫郡鳥屋崎下着、葛西表悉退治、同名庄左衛門殘置鳥屋埼、奥筆部迄退治、而歸洛、然鳥屋崎無人數故、和賀稗貫者共、日夜押寄攻戰故、難持城旨、信直傳聞、急馳參、致後卷、一揆者共悉追拂、鳥屋埼暫在陣、雖然城中不人數故、十月下旬、庄左衛門同道、歸南部、足澤城被差置云々。〇奥南盛風記云、天正十九年の春、北主馬秀愛、一戸に在城せしを、九戸勢之を襲ひ攻めしが、此に淺野庄左衛門重吉、去年足澤へ來り、一戸に在城なり。

(足澤)
足澤(タルサハ)とは、一戸の近地なるべし、南部士譜にも、二戸郡足澤といひ、又、南部四戸の別家に足澤あり、其地詳ならず、又樽澤に作る。

永慶軍記云、天正十九年の春、信直は和賀郡一揆蜂起につき、急ぎ後詰して、鳥屋崎を引拂ひ、樽澤の城にぞ、淺野重吉を置にける、此樽澤の城に置きし事を、政實遺恨に思ひ、先ふ淺野を討たんと怒ければ、重吉樽澤にたまりかね、北左衛門が一戸館にぞ退ける。〈天正二十年〉四十八城注文に、

一戸　平城　破却　信直抱　代官石井新助

と載せ、一戸孫三郎は、當時閉伊郡千徳城主たりし事も見ゆれば、之よりさきに、一戸氏は千徳へ移ると知るべし。

實相寺(ジツサウ)　縣史談云、實相寺、永曆元年、洛陽惠心院源信和尚の法弟、圓意僧都の門葉、圓忍僧都〈俗姓は京極殿無官有忠卿〉當郡金田一村に來り、一字を建立し、實相寺と號し、不斷念佛の道場とす、開基より二十七代迄は天台宗なりしが、二十八代眞滿上人は、明應年中、京都知恩院より來りて之に居り、堂宇を再造し淨土宗となす、天文中浪打山の麓に移し、天正年中一戸に移轉す。

根反(ネソリ)　今、檜山、岩館、鳥越等と共に、浪打村の新名に就く。一戸驛の東南に在り、蒲生氏郷記に、穴太井の近邊、根曾利といふ城、云々とあるは此なり、

態申入候、仍此表之儀、中納言樣御意を以、羽柴忠三、堀尾帶刀、江戸大納言殿より井伊兵部少輔、各致同道、今度南部表へ相働申候、去朔日にあなたい、ねそりと申城、二ヶ所直懸に責崩申候、依之、端城共開退、九戸へ楯籠候の處を、去二日より執卷、早堀際まで仕寄申候處に、九戸髮をそり走入申付て、卽中納言樣へ、九戸同妻子共召連、進上申候、雖然、悪徒人共事は悉刎首、頸數百五十餘爲持進上候、楯引と申者も走入申候、是も妻子共、中納言樣へ進上申候、如此上は、奥口無殘所相濟申候、只今南部方居城の普請、各令相談申付候、是又近々可爲出來候、爾仕置等堅申付、頓而可罷上候、御次も候はゞ此通御物語候樣に被仰上候て可給候、委細最前羽柴會津少將殿より御注進被仰上候間、不能委細候、恐々謹言、

九月十四日(天正十九)　淺野彈正少弼長吉

長束大藏大輔殿御陣所(淺野文書)

檜山(ナラヤマ)　今、浪打村の大字にして、又、成山(ナラヤマ)につゞる、一戸驛の東半里、其東嶺は江刺家(エサシカ)嶽と稱す。〈奥南指南鈔云、康政公の三男、石龜紀伊守信房の三男を、檜山氏の祖とす。

南部士譜云、石龜紀州高次(信房とも)の次男、檜山帶刀義實は、劍帶とも、五左衛門と稱す、二代直隆、慶長八年御證文に、南部五左衛門とあり。

(外越)

鳥越(トリコエ)　今、檜山、根反等と相合せて、浪打村と改む。一戸驛の北一里、浪打峠の下なればなり。鳥越觀音堂、法號東福院は、近年廢址と爲る、鳥越一に外越(トコエ)につくる。

鄉村志云、鳥越觀音堂、登山四五里、山中楓樹松杉多、中道、右鐘樓、左御手洗水、又三四町、而至于岩窟之所、上階、下數百歩、而入巖窟、大悲閣、竪四間許、横三間許、安置尊體、以九月十七日、乃爲祭祠日、四方連山絶景不可極矣、

三番、奥州糠部、三十三所之順禮、觀光上人、

永正九壬申六月吉日

右鳥越觀音堂中之書記、自永正九年、安永三年迄、二百七十三年、草創不傳。〇永慶軍記云、天正十九年八月廿三日、蒲生氏鄉、淺野長政、諸軍勢に相ふれ、九戸へ押寄る所に、南部信直、一族北左衛門佐信愛を使として、不來方(コジカタ)迄參り、氏鄉長政に對面し「九戸の大手波打長嶺(ナガミネ)の敵多勢にて待掛候、この波打長嶺といふは、白雲峠を埋て谷深く、萬仭の碧巖空に峙ち、九折を攀躋の事數十町、石徑斜にして馬蹄躊躇す、絶頂左右の岩には貝殼多し、故に波打山とはいふなり、絶嶮の地にして、函谷關ともいひつべし、實に此處の案内を知らざる上方勢、向ひ給ふも難義也、然るに一戸より右、山の峡傳(カヒ)ひに、九戸が城の上、中山を直に押かけ候はゞ、難なく九戸に攻入る事安く候べし、此處は常に人も通らざる所に候」と

申ければ、案内者には、不來方の城主中野修理をせられける、波打長嶺に、九戸より十一里を隔て、、大手口なれば、是れより攻るやうに、敵に見せんがため、諸勢三萬餘騎、差向て陣を張らせ、其外の軍勢は、一戸より向ひ、波打の本道より西の方、外越の觀音堂の前なる山中を、北さして押通る。

浪打峠（ナミウチ）（末松山）　一戸と福岡、二驛の間なる坂路にして、馬淵川の東岸に峙立す。近時、水に沿りて、山脚に驛路を開通したりと雖、往時は專嶺道を上下したり。嶺上の第三紀層露出の形状、波濤の土砂を淘汰せるに似たるを以て、浪打の名あり、且、之を歌名所に附會す。されど、古歌に「末の松山浪越さじとは」とよめるは、陸前宮城郡の事にして、此地には非す。

地學雜誌云、浪打峠は、地質を觀るに、第三系に屬し、貝砂の海底に沈積累積し、、砂岩層を造出するに當り、水勢急激にして、流向の變換極なかりしを示し、其状恰波濤の岩石を浸し、波打寄せたるが如くなれば、土人之を奇とし、波打の名を命ずるに至りしならん、斯る不規則の層理を、地質學者は偽層と稱ふ。○同層紀程、浪打山、路傍石壁、往々見螺殻、著大塊變化、水陸易地、大抵在混沌未判之前、徵諸洪儲、天笠有山、高一萬八千四百尺、螺蚌碎粉、與泥沙凝結、此稱殭石、其質成於水底、形爲層累、地學家目爲水層石、又以其有生物跡、目踏層。○東巡録云、浪打嶺は、又末の松山と稱す、陂路羊腸顚嶮し、古歌に末の松山波越すと詠する者是なり、蓋、必無の事を擧て盟誓するの意に出づ、後人或は以爲らく、是山遠望すれば其上を越え海濤を見る、故に云ふと、或は云ふ、往昔實に波濤の浸す所なり、其岩石貝殻の固着するあるを以て證すべしと、未だ當否を知らず。○十符菅薦云、浪打坂と、峻き山路あり、此を末の松山といへり、おもふに須崇は地名なるべきを、此あたりにさる字もきかれば、強ちおぼつかなし、今も貝の化石の出るをもて、むかし波のこえたりしよしなどかこちいふは、わらふにたへぬ事にて「君をおきてあだし心をわがもたば末の松山波もこえなん」とよめるは、波のこゆる事なき譬にこそあれ。○終北録云、文化戊辰歳二月初三日、踰末松山、盤折而上、絶頂曰波打坂、路傍崖石間、潮痕現存、往往含蠣殻、要是滄桑以前之物、而其形未壊、則覺天地開闢未久矣、亦可以證、邵子元會之説也、歴福岡、上簑坂（ミノサカ）、次三戸。○南部邦内郷村志云、浪打嶺、今在福岡縣、一戸與福岡、在其中間、

相傳、混沌之太古、高波打而升騰此嶺上、因以名焉、一嶺首尾西北十里餘、山勢段々層々、皆有波瀾起伏之形状、而些無其差也、加之堀崩其崖、數品之貝殻、至今路矣、山中都然、是其證也、行客適所見也、此地頭二邊百六十里、地勢尤高、邦内四方之中土、而與末松山南北相並、嶺上非敢低也、實寄觀之地、此山即奥街道也、歴此山嶺往來、但邦不難有同名、杜撰不足論、勿信用。

西法寺（サイホフ）（鳥海）（澤内）　高善寺と共に、一戸驛の西なる山村名とす。今、女鹿、小友、中里と相合せて、鳥海（トリノウミ）村と改む。この山中に、不毛の荒野多し、澤内（サハナイ）野、燒山野などいへり。中里は、葛巻に合考すべし。

永慶軍記云、九戸政實は、淨法寺口へは、櫛引河内守清長を大將として、一千五百餘騎、出羽の人數を防がれよと差向らる、鯖内（サバナイ）坂へは、二千餘騎を引具し、自馳向ふ。

月館（ツキタテ）　今、鳥海村の大字にて、一戸驛の西三里、出留（イヅル）と共に、淨法寺村の御山（オヤマ）の東に嶺を隔つ。

永慶軍記云、天正十九年三月、南部信直、扨は七戸櫛引も、九戸に一味しけるが、急ぎ九戸に押寄退治せんものをと、一戸月舘に在陣し、斯波、岩手の軍勢を催さる、されども、南方の勢一人も來らず、云々。

淨法寺川（ジヤウホフジ）（安比川）　馬淵川の一源にして、荒澤村の安比嶽（岩手、鹿角、二戸、三郡に跨かる）に發し、南下、荒屋驛に至り、東北に折れ、淨法寺村を過ぎ、似鳥（御返地）に至り一戸川に會ふ、長凡十二里、一に安（アン）比（ヒ）川といふ。

永慶軍記云、九戸討手として、出羽國の軍勢三萬人、鹿角淨法寺を打越て押寄にけり、天正十九年八月下旬、上方勢一戸より攻ると聞得ければ、九戸勢千五百餘騎、五備、馬別川の此方に陣取て、出羽勢を待居たり、寄手の先手、角館九郎富安、五百餘騎にて軍始り、山北小野寺勢、首數多討取たり、櫛引河内守散々に敗軍して、九戸にぞ引退く。

似鳥（ニタトリ）（御返地）　今、安比、福田（フクダ）と相合せて、御返地（ゴヘンチ）村と云ふ。一戸驛の西北、福岡驛の西南、各一里半。淨法寺川の、一戸川に會し、、馬淵川と爲る邊とす。

地理志料云、似鳥（ニトリ）村、陸奥話記曰、天喜之亂、氣仙郡司金爲時、招諭州内俘囚、時鉇屋、仁土呂志（ニトロシ）、宇曾利、三郡夷俘等、推俘囚長安倍富忠爲首、以隨官軍、攻殺安倍頼時、當時標置三郡乎、似鳥或仁土呂志之轉。

福田（フクダ）　今、御返地村の大字にて、似鳥と淨法寺の間とす。

○野史云、天正十九年三月、九戸政實擧兵、攻一戸城、三戸信直遣南中務淨法寺修理、爲一戸後援、自率八戸、毛馬内、東、櫻庭等、次月館、政實出軍波打嶺、抗衡累日、吉田兵部福田掃部、走屬政實、斷三戸通路、信直屬下機風、政實兵威日張、久慈備前淨法寺修理等、又叛屬政實、信直日夜挑戰、兵力彌減。（根元記、永慶記）

淨法寺（ジヤウホフジ）　今、御山、漆沢、大清水、駒嶺等を合して、淨法寺村といふ。福岡の西南五里（似鳥の西）にして、鹿角郡への間道にあたり、一名邑なり。

岩手縣史談云、文治五年、源頼朝、奥州を平けて後、畠

山庄司次郎の二男を下し、二戸郡を賜ふ、淨法寺松岡修理の祖、本田次郎近經の二男供奉し下り、淨法寺の内を領す、依て本田村あり、淨法寺と云へるは、松岡氏の二男僧となり、鎌倉淨法寺の住持たりしが、松岡氏の長男急病を以て死したるが爲め、還俗して其後を繼ぐ故に、淨法寺と稱するぞ。（畠山氏の遺孫、俗説猶採るべし）（奥南舊指録云、淨法寺は、畠山重忠の末子、鎌倉淨法寺にて法師となる、父重忠誅せられし時、鎌倉を落ち、奥州二戸郡に來り住す、則姓淨法寺と改め、子孫永く爰に住す、修理代に、岩崎退治の後、利直公岩崎城代被仰附といへども、修理したがはず、則領知召放され、家斷絶す。淨法寺氏の家別れ、松岡マツヲカ、太田、（松岡別れ）、吉田（同上）、駒嶺コマミネ（同上）、大森（同上）等あり。

（松岡）（駒嶺）

鄕村志云、淨法寺氏、畠山重忠枝葉也云、按東鑑、重忠長子六郎重保、二男小二郎重秀、末子爲僧也、外不記有子矣、重忠弟長野三郎重清、在信濃、同六郎重宗、在于奥州矣、蓋重宗子孫、逃遁而住于此地歟。〇文化中奥道中記云、淨法寺村の福藏寺は、寺領三十石を安堵す。

近々、近々に、彈正殿御下候、さやうに候はゝ、音信可仕候間、總御人數にて、我と御越しに候、以上、

飛閣こし候、上衆、平泉迄御下候、津輕京兆も罷下候、御先手專用意に候、定て其方へも聞得可申候、上へ近日に北兵衛爲上候、用所の儀御誂可然候、又も吉田、福田おはり候、淨法寺大館、松岡手堅候、聊無御心元有間敷候、くはしくは自東殿可申被候、閉伊には此分可有音信、小輕米の番、作時分に候間、急度分指置候て願度候、恐々謹言、

七月二十二日（天正十九）　三戸（信直）上

野田　殿　（南部家寛政記錄）

（淨法寺館は、天正二十年四十八城目錄に「淨法寺、山城、破却、畠山修理持分」と載せたり）

貿易備考云、南部椀は、赤漆のもの多し、其古作は、往往六七百年前の器物尚存す、或は曰ふ、陸奥守藤秀衡、工人に命して創製せしむる所なり、故に後世此器を稱して秀衡椀と曰ふと、此椀、内は朱色にして外は黑色なり、又黑漆の上に朱漆（青漆、黄漆）を以て、花卉、鳥獸を畫き、處々に小截したる金箔を附着し、最も雅致あり、染戸其花章を模倣して布帛を染れば、乃之を稱して南部模樣と曰ふ、以て世人の愛翫せしを知る可し、其古製のものを稱して、正法寺椀と云ふ、江刺郡の正法寺に製せしものなり、後世、二戸郡淨法寺村に漆器を製するものあり、亦南部椀と曰ふ。

稻庭イナニハ嶽

淨法寺村の西北嶺にして、三戸郡上鄕村（茂市）へ跨がる、標高一千百餘米突、火山岩より成る。

桂清水カツラシミヅ

今、淨法寺村の舊名か、御山天台寺に其清泉在り、又、古牧の名なり、糠部馬燒印圖に「一之部七个村の内、桂清水村、印片車、大馬オヤマ在之」云々。

天台寺テンダイ

（御山）

今、淨法寺村の御山に在り、俗に桂泉カツランミノ觀音堂といふ。〇岩手縣史談云、八葉山天台寺桂壽院は、淨法寺村にあり、安置せる觀音の古像は行基の作なりと、多く古器物を藏す、寺後に泉あり、桂樹の下より湧出づ、因て桂泉と稱す。

北奥道中記云、御山、寺領三十石、別當桂壽院、妻帶僧也、衆徒五坊、七十七石の田地、租税半免、山内山下、ともに殺生禁斷の地なり、仁王門、二間三間（七尺一間）、本堂五間四面、祭禮七月十一日より十六日まで、淨法寺五器と唱へ、近鄕隣村の民參詣群集し、種種の器財雜具を商ふ、皆此邊の土產也。

歷史地理雜誌云、天台寺には、正平十八年、大旦那源信行の銘ある鰐口、元中八年五月の鐘、最も古く、今も現存す、次に元中九年、大檀那源朝臣守行と銘せる鐘、今に傳はり、元中九年は、南北合一の年なり、此時に於て猶南朝の年號を奉せる見るにも、南部氏は終始南朝に純なりしを證す、元中の二鐘には、共に幹緣沙門阿闍梨道尊、前天忠比丘釋明恩とあり、さて此寺は、近世、明暦三年、南部重直再修、萬治元年閏十二月工成る、當時の建築記錄猶存し、木材二十五萬本といふ、もと此寺には、俗別當兵衛佐といへる者あり、其系統を以て世襲し、以て今日に及べり、中世、法名覺祐住持の時、一代毎に杉苗二百本づゝ植うべき規定をなす、爾來世々之を遵守し、今寺域の鬱蒼たるもの卽是が故といふ、明治三年十二月、青森縣官出張し、觀音堂一宇を存する外、此の間に燦爛として竝列せる藥師堂以下、四十の堂宇を悉く毀壞し、安置せる神體佛像の類を燒却す、其大門運慶の作と稱せらるゝ仁王は、斧鉞を用ゐて之を破毀せらる、其亂暴驚くべく、彼れ南部與福寺の塔を二十五圓に賣らんとせしと、好一對の談といふべし、尋いて地租令公布せられ、寺領附屬の山林、徵證不十分なりとの故を以て之を取上げられ、却て小作人の私有として地劵を下附、凡四十石餘の寺領の内、僅に十石を住職私有の地となす、爲に寺院は荒廢、雨淋風打せられ、古來傳來せし梵鐘の如きも、今一个を殘存するのみ、識文の長き大鐘は之を失へり。

大日本國奥州糠部郡、桂泉八葉山天台寺、鐘銘幷序、當山、廼聖武帝之勅建、行基師之權興也、年序遥遠六百五十六載矣、爰住侶道尊、募諸緣、鑄鉅鐘、永鎭山門、仍徵銘、々曰、

維天之象　則之而然　縣于方隅　鏗乎渾圓
包容群有　震驚大千　慶喜寶疑　羅云乘權
寅兮夕兮　扣擊弗愆　就兮殷兮　敎令明宣
佛運浩々　帝道平々　庶期來刧　永鎭桂泉

于時元中九年壬申三月二十六日

(桂泉)

幹緣沙門　土佐阿闍梨道尊々誌
長久住持　義山叟　釋明見謹撰
大檀那左馬權頭源朝臣守行　大工　七郎　沙彌

(南山巡狩錄云、南部郡桂泉天台寺の鐘銘、元中九年と南方の正朔を刻みたり、云々)

郷村志云、桂泉觀音堂、別當桂壽院、八葉山、天台宗、今盛岡法輪院支配、妻帶僧住持也、寺領三十石、登山三四里、至于仁王門、左右浮居氏一二家、是警衛於當山者也、所々在稱末社者矣、有老桂樹、桂根咫尺、清水湧出、故名桂清水、

鰐口　正平十八年五月四日　源　信　行
同　貞治六年丁未十月三日　六郎太郎源重盛。

按、天台寺文書、永享四年、前伊勢守親經の執達狀(津輕田舍郡平內鄕寄附)、同五年、修理亮源家行の(津輕鼻和郡目谷、內川田代二村、及び平賀郡目照田村)寄進狀等あり。

荒屋 今、淺澤と相合せ、荒澤村と改む。淨法寺驛の西南四里、鹿角山道の小驛なり。岩手郡より、鹿角を行く、津輕への捷路も、亦之に由る。卽、盛岡十五里、花輪(鹿角)六里。

荒屋の南には、七時雨山、櫻松山、及び安比嶽等、東西に亙り、實に淨法寺川の源とす、櫻松山に不動流あり。

流霙山 元慶二年紀(三代實錄)に、秋田城北の夷俘叛亂の時、陸奥の官軍は、流霞道より上津野へ進入したり。上津野は、後の鹿角郡なれば、流霞道は、荒屋、田山に由りしこと、地形の上に判斷すべし。而て、流霞はナガレカスミと訓むべきも、其名を得ず。蓋、流霙の誤なり。卽、ナガシグレと訓み、七時雨はその訛のみ。

元慶二年八月四日、勅符出羽國司云、鎭守將軍小野春風、陸奥權介坂上好蔭等、取陸奥路、入上津野村、夾攻首尾、今如來奏、已得要略、云々。十月十二日、秋田城營申牒併、八月廿九日、坂上好蔭兵二千人、自流霞道至秋田營、催進旗幟、又、小野春風、九月廿五日、率軍四百七十人、來着秋田營、云々。元慶三年三月、出羽國司奏言、去年九月十五日、好蔭來自流霞路、二十五日、春風來自上津野、是時、道路泥深、風寒肅烈、經過嶮岨、云々。

さて、岩手郡より、荒屋、田山への山路は、近時、松尾より七時雨山の西を橫過すれど、古道は、寺田より直に七時雨の西傍を通りしこと、諸圖書に參據して之を知るべく、且、今も最捷路を擇べば、寺田より七時雨を行くといふ。又、寺田の上關なば、岩手關の古跡と說き、「奥羽觀蹟聞老誌」形勢相ひ宜し。

みちのくにありてふ關のいはておもふ心の奥を誰かしるべき(夫木)　中務卿　親王

又、シグレを古人霙と書せし例は、
和名抄、風雨類「霙、小雨也、漢語抄之久禮」と見え、箋注に「之久禮、萬葉多見、新撰字鏡、霖雨、并訓志久禮」
といふにて明白ならずや。

梨木峠 荒屋の西にして、田山村との分界なるが、卽、中央分水山脈にあたる。田山村、今本郡の所管なれど、梨木峠の西にして、全く羽後の米白川の水源にあたれば、本篇、之を本郡より除き、羽後鹿角郡の下に係けたり。

福岡 今、福岡町といふ、人口三千、馬淵川の東岸に綠る。鐵道停車場は西岸に在りて、青森八十三哩、盛岡四十四哩。二戸郡役所あり、古名二戸といへる邑里、卽此ならん。

一戸、三戸の間に、今二戸の地名なくして、福岡館あり。九戸氏之に居れるを以て、九戸館とも呼ばる。されど、一戸より七戸までは、大路に沿り、南より北に進み、八戸九戸は、別に輕米川(雪谷川)の上下游を分ちて、其東に在り。輕米川の上游伊保內を、九戸氏の舊墟と爲す。然らば、福岡は必然二戸の舊邑のみ。或は、此を宮野ともいへるにや、奥羽永慶軍記、并に奥南舊指錄「糠部の領主糠部大膳大夫信直、三戸の城に在て、天正十九年を迎ひしに、一門九戸政實は、去年の春より違例と號して、三戸に出仕をもせず、其故を尋ぬるに、先年南部遠領相續の儀に依、舍弟九郞實親を討れて、其憤未散せず、其上、去年大崎の一揆起し時は、和賀稗貫の者共同く起て、鳥屋が崎の目代淺野庄左衞門尉重吉、戰負て生害に及ぶべかりしを、信直後詰して、一揆の徒黨をば退られけるを、恨に思ひ居るもの也、抑此政實、代々九戸の城に居住し、所領二戸郡宮野三千石を知行して、不足無き身なるが、逆心を企て、此に於て一門櫛引河內守清長、七戸彥三郞家國を語らふに、皆一味同心しければ、先一戸、苫米地、傳法寺、此三城を夜討にせんと軍兵を發す」云々。○石卷齋藤文書、南部信直の手簡に、福岡の名多く見ゆ、文祿中には、已に福岡と改號せられしを證す。宮野は卽伊保內也、福岡に非ず。一書「福岡驛、白川結城古文書の糠部部九戸鄕と云へる者卽此の地なり、此に城址あり、往昔安倍貞任の族、白鳥三郞高任の築きし所なり、後南部氏に歸し、光行の孫、右馬頭茂時此に居る」云々とある、亦誤れり、白鳥氏といふは明徵なし。

終北錄云、福岡、一名九戸、九戸政實之據邑叛、豐關白乃命三好黃門東征、令蒲生氏鄕會奥羽之兵、討平之、卽此、政實與津輕大浦爲信、同時叛主、而一倖一誅、雖有天命、亦可以見豐臣氏政令無恒矣。○漫遊文草云、至福岡、其際可記者、涙打坂、福岡之大城也、自中山、傍小流而北行、是卽馬淵之上流也、流漸大而小濱時有奇景、

行五里、登一嶺、曲不減木曾棧道、相傳古昔所斫木松山即此、山腰頽仞水爽哉、此亦蒼海所經耶、越坂愈荷嶺、天正年、百萬兵不能破者此耶、即東將南正實之將略、遂爲淺野公所欺而見蹟、是可惜矣、馬上四顧、四圍皆山、而福岡市中央之高岡、號爲天府、不多讓也、而馬淵之崖、自然成城、甚奇異、石壁十數丈、其長一里以外、如是削成、不生一草、壁上列樹、望之如坡堤之柳、青々可愛。○隨鑾紀程云、福岡驛、列肆四百、左沿馬淵川、東望折爪嶽、而重巘束簡、南接波打嶺、巖邑也、天正十九年九戸政實據險作亂、嬰城戰死、不傷殘武、其城址在驛東、攻守得失、可據地而論。

二戸（ニノヘ）　福岡の舊名なり、糠部九个之部馬焼印圖に「二部七个村、南印、雀、雀姫二文字、一天下の人賞玩比類なし、おひかこ、即四日講、本主佐々木庶子、號佐々木之部、今不知行」云々。このおひかこいの村里名、今聞かず、訛文あるか、米澤（マイサハ）に佐々木氏の遺事をつたふ。

村松（ムラマツ）　福岡五日町の南を村松といひ、數十戸の聚落にて、波打峠の下なり。盛風記云、天正十九年九月七日、政實は安危を兩端に懷きながら、本丸を出て二丸へ下城しけるを、寄手より鐵砲にて射殺す、政實が妻子は落人に紛れ出けるも、又搦取られ、村松の後の森にて殺害せらる、やがて本丸二丸、四方より追込み、火掛けられば、老若男女、猛炎の中にいまる、云々。

（九戸城址）

福岡城址（フクヲカ）　今、福岡町の東に在り、天正十九年、九戸（クノヘ）政實之に據り、上國の大軍に圍攻せられしを以て、九戸城ともいふ、實は二戸城と稱すべき也。政實、是歲九月を以て敗死し、南部信直、三戸より移りこに治す、號して福岡城といふ。慶長三年、信直の長子利直、家を承け盛岡城に治す、同五年信直卒し、福岡は城代を置きこを鎭せしめ、後廢毀す。一書に「利直、重直、福岡に居り、寛永十年、盛岡へ移る」と云ふは誤れり」南部重直は、天正年中、九戸政實は二戸の城に住し、信直は三戸を居城とせらる、云々。

福岡壚　　關　元龍

淺見舊護邑、終移上國軍、城荒千樹合、池涸一蹊分、雷月留弓影、露花凝血痕、于今風雨夕、鬼哭不堪聞、

縣史誌云、福岡城、白鳥城、又は九戸城とも呼ぶ、天正十九年、九戸政實城に據りて反す、豐臣氏、蒲生井伊淺野堀尾等をしてこれを攻めしむ、政實誅に伏す、即、該城を修繕せしめ福岡と改稱し、南部信直に返附せしむ、信直三戸城より移住、子利直嗣て此に居り、寛永十年、其孫重直、盛岡城に治するに及び、當城には城代を置きしが、後之を毀つ、西は馬淵川を控き、北に白鳥川を帶び、塹壕依然として猶存せり。○永慶軍記云、天正十九年九月、上方勢、九戸政實か居城に押寄、蒲生氏郷は城より四町遠さかりて、村松に陣取り、淺野長政、城より北の方へ六町を隔て、八幡の社前に陣せらる、井伊兵部少輔直政は、城の北に當て、上野といふ所に陣を張る、堀尾帶刀先生吉晴は、長政の陣に並て控たり、秋田太郎實季と、津輕右京大夫爲信は、本城より巽の方、若狹舘に向て、穴手と云所に陣を打、仁賀保の十二黨は搦手に陣取けり、南部信直は、城の東、猫淵澤を隔てゝ陣を取、此所は城より一段高き所なれば、城中の有樣を見下て、各役所を構ひ陣々を固む、抑九戸の城といふは、猫淵、白鳥、馬別とて三の大河流れ、切岸高く、石壁數十丈、屏風を立たる如くあり、後は峨々たり高山に連り、其間を深く堀切、大手を高く築上げ、本丸の外に松舘、外舘、若狹舘とて、三つ丸を構へたり、かくて、落城に及べば、政實の首、長光寺にて送られける、住持此首を受取り懸に弔けり。

氏郷記云、九戸陣の時、堀尾帶刀、井伊兵部少輔、九戸の責口、一方被渡可給と被申、九戸の繪圖を以て、南人の殺へ是かゝり能方を相渡し、鐵砲數千挺を以て打すくめ候處に、城中及難義、こらへかね降參仕る。

津輕年代記云、天正十八年、相州小田原合戰へ、爲信公御發の支度有り、然處、南部九戸一亂につきて、翌年三月上旬、彼大へ可發向と御上意有り、三千餘騎にて、九戸領長抗迄押詰、陣取候内、上方勢段々下向、六月下旬、九戸當着仕候、扨、南部殿、淺野彈正殿へ參被申候者、津輕右京亮事は、我等先祖の敵にて候間、幸爰にて討取申度由被頼候得共、彈正殿、左樣の上意不存と被申候、蒲生飛驒守殿は、南部殿の舅なれば、同道にて被參候と雖、無是非候、彈正殿より、爲信公へ御內意には、貴方早速陣拂候樣にと有之、大浦へ御歸陣被成候、依て當年上方御發足引候。

東日流傳記云、天正十九年三月十九日、淺野彈正殿より、飛脚參候て、南部殿より、九戸不義の旨をば言上、彈正天下の見附に被仰付、堀尾茂助、池田三左衛門、蒲生飛彈守、右四人出陣に候、就夫、近邊津輕執權者共、九戸表へ可罷出旨、上意の趣申來る、依て、爲信公御人數二千人にて、四月中旬に御出陣、同六月末に九戸破軍。

津輕右京爲信、九戸會兵の事は、名久井の條にも見え、殊に松岡に引ける、七月二十二日、南部信直の自書にも「京兆罷下候、御先手専用意に候」とあれば、形情想ふべし。然るに津輕年代記に、信直が爲信を要求したる由を錄せるは、疑惑多し。恐らくは、後人の臆説を、舊年に懸けしものゝみ。

祐清私記によれば、羽柴忠三郎氏郷（蒲生）より、信直へ誓紙ありしは、十九年九月十五日とあれど、其事故を詳にせず。信直の文書に、其子利直の爲に、蒲生氏の女を納れし由をいへるは、文祿元年のものとす。而

も、上の二記に、蒲生を男といひ、又、九戸落城を六月とする、皆誤れり。

北奥道中記云、福岡は、南の入口を在府（ザイフ）小路といひ、東方、歸府坂より古城へ登るべし、在府小路とは、文祿慶長年中、信直公御在城の節、諸士交代住居の巷なり、五日町の東に、稻荷社あり、古城、松丸の下にあたる、北に隣り安養寺、八幡宮などあり、天正十九年の陣に、蒲生は村松に、淺野堀尾井伊は西八幡に旗を立てらる、（村松にも八幡あり、東八幡か）、五日町と九日町の間に、白鳥川流る、岸に岩窟あり、觀音堂を建つ、九日町の東に、川又町、御官所（落久保）、愛宕宮等あり、善道寺は下町なり、北端を田町といふ、水晶川と稱ふる細流あり。

石切所（イシキリドコロ）

今、石切所村といふ、福岡の南にして、馬淵川の西岸に綠る。鹿角路は、此より似鳥、淨法寺に向ひ、又、一戸よりの新驛路も、波打峠の嶮を避けて、近時之に由る。

郷村志云、石切所村、馬淵川、有圯橋、村多石工、石臼爲名物、有朝日觀音堂、三十三番札所之一也、巖窟縱六七間、横二間、安置觀世音于其中矣、慶長二年、地頭法妙院修造之、東南高山、所謂絶景之地也、其眺望不可極矣。

米澤（マイサハ）

今、斗米村の管内なれど、其東にして、馬淵川の西岸に綠り、福岡驛に對す。○郷村志云、米澤に佐々木の壘址あり、傳へ云ふ、源賴朝、畠山次郎、佐々木三郎をして、奥地の逋逃を搜索せしむ、其の裔竟に此に留住すと。

佐々木五郎泰綱、召進横溝孫二郎入道子息龜一丸、同六郎子息熊丸事、暫可召置候歟、六郎且下獄、猶尋搜之後、可有沙汰哉、且又、隨事體可被計沙汰也、六郎妻女事、問食畢、同可被召置候旨、被仰下候、仍執達如件、

建武元年十二月七日　大藏權少輔清高奉

南部又二郎殿（南部八戸文書）

（佐々木部）

深秘抄云、甲州譜代、三上櫻庭の二氏は、本國近江にて、宇多源氏佐々木の庶流なり、四目結の紋なれど、櫻庭氏は故ありて一目結とす。○二戸の佐々木部（サヽキベ）の牧は、上の二戸の條に見ゆる如し、卽此山野なりけん。一書に、甲州より下向南部主從八騎の內、四天の侍、三上、櫻庭、神、岩間、云々。

（櫻庭）

津輕一統志、同一統志等に、永祿四年、津輕堀越の武田甚三郎守信は、三戸（信直）、九戸（政實）の爭にあたり、出兵して、櫻庭（サクラバ）の城にて、堤孫六と共に打死、云々。

櫻庭とは何地にや、今皆此に係く、但し、此傳說は、南部家になきがごとし。

斗米（トマイ）

今、斗米村といひ、上斗米、下斗米の別あり、福岡の西二里、似鳥と金田一の中間なる一溪に占地す。○指南錄に「下斗米氏は、平姓、相馬將門の末葉なり」といふ。文化中、盛岡藩士に、下斗米將眞あり、相馬大八と假稱し、津輕藩君を擊んと謀れること、諸書に其論說あり。

白鳥（シラトリ）

今、爾薩體（ニサツタイ）村の大字にして、福岡驛市の東南一里半、江刺家嶽の下なる山村とす。其溪流は、福岡城址の邊に至り、馬淵川へ入る。

堀野（ホリノ）

今、仁佐平に合せて、爾薩體村といふ、福岡町の北に接したり。其山中に上野（ウヘノ）瀑布あり、一名水晶瀑、高五丈。

（武內神社）

縣史談云、堀野神社は、舊別當大善坊と曰ひ、人王十七代仁德帝の建立にかゝり、武內（タケノウチ）大臣を祭る、壽命を祈る神なり、田村將軍、大同二年再興す、此地は、昔、武內宿禰、奥夷征伐の時、居住せられし所なり。○郷村志云、仁佐平の隣村、堀野に、武內大明神あり、社領高三石許、社傳曰、南部信直公、天正中緣起を尋問せらる、武內大臣、老年の後、北海の夷日本へ障碍をなさんとするにより、大臣此地に下向して、永く鎭座したまふ、云々。（下の仁佐平を合せ考へよ）

（爾薩體）

仁佐平（ニサタヒ）

今、爾薩體（ニサツタイ）村といふ、卽、福岡の東北一里半、輕米への山路にあたる。古書に謂ふ所の爾薩體村は、閉伊と幷せ稱せられて、岩手東北の夷部の二大區分にして、其爾薩體は、馬淵川水域の全體にわたる。卽、今の二戸郡三戸郡にあたる、糠部郡の條に合考すべし。

日本後紀云、弘仁二年三月、勅曰、去二月五日、奏請、發陸奥出羽兩國兵二萬六千人、征爾薩體、幣伊、二村、云々。

郷村志首註云、爾薩體は、日本後紀古本にニサチテとかなあり、されど、今二戸郡に仁佐平みえ、彼地にて、土人に質せしに、此は呼てニサタイと申す由云り、これにて、體は平なること、平をタヒとよむこと分りたり。○復軒雜纂云、爾薩體は、今の二戸仁佐平に合せ考ふべし、仁佐平は「にさったひ」と訓す、此邊の地名の下に平の字あるもの、皆「たひ」との訓みて「ら」を云はず、村內に小山と稱する小丘あり、夷酋の居なりし由を傳ふ、此村の東に折爪嶽（ヲリツメ）あり、其麓に夷森（エゾモリ）と云ふあり、蝦夷の居なりしならんと、盛岡藩の邦內鄉村志に見ゆ、同書に、又、仁佐平の西なる、堀野の武內明神の、天正十九年の緣起を載せて、武內臣が下向して、蝦夷を征せしを祀れる由を云へり、弘仁二年に、此地を征せし佐伯宿禰耳丸、大伴宿禰今人などの宿禰を誤傳せしなるべし。

（折爪嶽）

寬知集に、本郡の村名を擧げたれど、仁佐平なし、その頃には、福岡、堀野などに隣るが故に、合攝せられしにや、疑惑なきに非ず。

弘仁二年三月勅、陸奥出羽按察使文室綿麻呂等曰、去二月五日奏偁、請發陸奥出羽兩國兵合二萬六千人、征爾薩

體幣伊二村者、依數差發、早致襲討、事期殄滅、不得勞軍以遣使煩、又得三月九日奏、知減軍士一萬人、將軍等憂國之情、中心是深、然而搜窮巢窟、衆力是資、故依先奏、不勞減定、將軍等宜知之勠力同意、相共畢功、于時、出羽守大伴宿禰今人、謀發勇敢俘囚三百餘人、出賊不意、侵伐襲伐、殺戮爾薩體餘黨六十餘人、功冠一時、名傳不朽也。

金田一（キンタイチ）（湯田）　今、金田一村といひ、釜澤、野々上をも、合す。福岡の北一里、馬淵川の西岸に縣る、東岸に溫泉あり、湯田（ユタ）といふ。

鑛泉志云、湯田溫泉は、鹽類性、熱九十五度、水濱の田圃の中に涌出す。○地學雜誌云、金田一村の湯田は、三方皆高丘、西方の一面は、卑き岸を以て馬淵川に枕す、一溪流の東より來りて馬淵川に入るの處、即村落なり、藥師を祀れる小丘の傍に、一浴舍ありて、其噴水孔は、時々變易す、其發見年代は、寛文十年庚戌にして、泉質最も疥癬に效驗あり、湯田の溫泉を距る東方三町、細沼に時々地變ありて、淤泥溫水を噴出し、大地の凹凸朝夕を測るべからず、是れ、全體、此地盤には破れ目多く、既に溫泉涌き出づるに於ては、其通路に衝る軟弱の頁岩、溫泉と地水の侵蝕を被るに因る、當時の近村に比し、地味膏腴にして、五穀野菜の生長早く、秋獲多きは、溫泉の作用に由り、地體溫煖なると頁岩中に存する石灰と、燐酸分は溶解せられて、偶然肥料となりしの二因に歸せざるべからず。

安永六年小磯氏紀行奧荒海云、三の戸より野山打過ぎ、みの坂といへるに掛り、この嶮しきを越果れば、金田市と云る里ありて、馬淵川を舟にて渡る、福岡、一の戸など云る里を過て、今宵は沼宮内の驛に泊る。○天正二十年、四十八城註文に「金田一、平城、破却、信直抱、代官木村木工」云々。

釜澤（カマサハ）　今、金田一村の大字にして、其北一里、一嶺（府金（フカネ））を隔てたり。野々上川は、西方の山中に發し、此に來り馬淵川（左岸）へ入る、釜澤の北は、即三戸郡留崎村目時なり。○野々上川は、海上川とも呼ばる。

南部系譜云、光行公第四男、四郎宗朝、領四戸、金田一城主也、野々上、櫛引、山口、足澤、金田一氏之祖。

北奧道中記云、釜澤村月山の社は、神さびたり、北へ行き、蓑か坂へかゝる、至て切立の岩山故、遙に望めば中々道あるべうも見えず、峨々たる坂をつゞら折に登る、馬淵川は此岩山の下を折廻し、三戸の梅內村に出づ、○隨筆紀程云、過金田市、頓釜澤、巖手縣界盡於此、渡蟹澤圯橋、入青森縣、峻坂九折、螺旋而登、停駕坂頂、俯瞰原路、長川滾々、從坂下東走、不見所終、舌崎雨崎諸邨、近在目下、仰瞻名久井嶽於雲表、洵絶景也、陟板澤竹林二坂、次三戸驛。

九戸郡

九戸郡（クノヘ）（久慈郡）　今、陸中國の屬にして、岩手縣治に入ると雖、形勢全く二戸三戸と相抱擁して離るゝなし、故に本篇、之を陸奧國の下に係く。面積凡九十方里、人口六萬、二十町村、之を久慈に治む。

本篇は、九戸郡現管の葛卷、江苅の二村を、二戸郡の下へ移載す。

九戸郡は、陸中閉伊郡の北にして、大海に臨むを以て、或は古の幣伊の部內かと疑はる。抑、九戸郡は、近世の更定に由り、糠部の九戸に、久慈（クジ）郡を合せたるものとす。久慈郡は、大海に沿り、閉伊と糠部（九戸八戸）の中間に居る、其の初め、閉伊郡より分ちしも知るべからず。

信濃前司入道行珍申、久慈郡事、申狀如此、子細見狀、早可被沙汰居代官於彼郡之由、國宣候也、仍執達如件、

元弘四年二月十八日　大藏權少輔清高

南部又次郎殿（南部文書）

久慈郡、幷東門事、當給人辭申候、仍未差遣代官歟、無沙汰之條、以之外也、當時有御問答之子細、猶辭申之、急可被附給人候、（中略）　大藏權少輔清高

六月十二日（元弘四、即建武元）

此二通に依れば、久慈郡は、狹地なりと雖、已に鎌倉幕府の時に建てられ、他の閉伊郡、糠部郡と相分てり。建武中興の初めに、久慈郡を二階堂行珍に附與せられしに、何故にや、之を辭退したれば、南部師行に命して、更に代官を定めらる。恐らくは、久慈郡の、南部家の手に歸せるは、此時に在り。亦以て、久慈は、糠部の域內ならざりしを見るに足らん。而して、輕米、伊保內等の山谷に至りては、謂はゆる九戸の地にして、南部の域內たること、必しも明證を待たず。是れ等久慈を、九戸に合せ、九戸郡の名を建てしは、近世寛文の事なれど、是れよりさき、南部氏久慈兼管の初め（建武中）私に久慈の郡號を廢し、通して糠部を以て呼べるも知るべからず。永正中の馬燒印圖、九之部とくじの部相分つ。

鍋田氏磐城志に、赤水輿地圖を引き「二戸曰比內、三戸曰海上、九戸曰金原」云々。九戸に金原の號あること、疑ふべし、岩代伊達郡に金原保の名あり。

又、前の文書の中に「久慈郡、幷東門」、東門は糠延郡の九个戸の四門の一なれば、輕米川、湊川の水域にして、即、八戸九戸にわたるべし、下の伊保內に、其說を附載す。

地理志料に「九戸、爲糠部郡中一郷、後廢糠部郡、爲九戸郡、而統其地也、寛知集、元祿郷帳、有九戸郡、

國郡全圖、載糠部村、而今則亡、按圖有久慈港、大川目邑屬之、蓋其地也、因謂、久慈者常陸郡名、或其移民所居乎。久慈港を、糠部村に擬するは、失考也。

輕米川（カルマイ） 北上山脈の、北部の縱谷を北流して、八戸に至りて、海へ入る、即、湊川の上游なり。今此上游の六村は、久慈の治下に屬するも、其地形は二戸郡に入るべきに似たり。但し、此峡谷あるが故に、九戸の郡號も立てられしなり。

（雪谷川）輕米川は、又雪谷（ユキヤ）川といふ、戸田村に發し、北流凡八里、輕米村に至り小輕米川に合す。以下、三戸郡に屬し、東北流して八戸の湊川と爲る。此溪流は、まさしくは九戸川と唱ふべきに似たり。

輕米（カルマイ） 今、輕米川といひ、上館、高家（カウケ）、長倉等を合す。福岡の東五里餘、久慈の西北九里、假山中の大邑なり。

（高家）輕米の南に角掛山あり、北は三戸郡島守、市野澤に連なり、一帶の古生層高原地なり。〇人類學雜誌云、九戸郡輕米村を去る北の方十町許にして、狄塚（エツカ）森と稱する地あり、石鏃土器を出す。

小輕米（コカルマイ） 今、小輕米村といひ、圓子、蛇口（ヘビグチ）を合す、輕米の南東二里。東界大野村、南界山形村、西界江刺家、伊保内、共に山峯を以て相限る、或は古輕米に作る。

（圓子）（古輕米）奥南深秘抄云、小輕米氏、江刺家氏は、九戸五郎行連より分る、圓子（マルコ）氏は安保親王の末なり。〇圓子は、古姓丸子か、安保云々は詳ならず。南部文書に、信直が、天正十九年の東の比、種一、久慈、野田の人々に、小輕米城番を命ずる書狀數章あり。中に、「野田、久慈、談合にて、小輕米へ急度御立待入候、此方より高家、晴山兩口かせぎ候はば、一方は理運たるべく候」これは、九戸政實亂の時なり、攻守の形勢、以て想ふべし。天正二十年、領内四十八城注文に、

古輕米 山城 破却 古輕米左衛門佐持分、

晴山（ハレヤマ） 今、晴山村と云ひ、輕米の西にして、雪谷川に綠る。觀音林を、村中の驛亭と爲し、福岡三里半、輕米一里半。折爪嶽は、村の西南に峙つ。

江刺家（エサシカ） 今、江刺家村といひ、山屋を合す。晴山の南に隣り、伊保内の北なり。江刺家嶽は、村西に峙ち、一戸驛の東に望まるゝ者、即是れなり。

伊保内（イボナイ） 今、伊保内村といひ、雪谷、長興寺を合す。輕米の南六里、葛卷の北三里。即、湊川の源谷にして、九戸の舊邑是れなり、久慈へ七里。南部古實見聞志云、往古、九戸といへるは、今の八戸領に在りて、伊保内の邊、長久寺のことなり。〇岩手縣史談云、熊野館は、伊保内村の北にあり、九戸氏の居れる所とぞ、村の中央には、大館の名のこる、天正年中、九戸政實の弟正行の居れる跡とす。〇奥南深秘抄云、光行公の五男、五郎行連を、九戸の祖とす、九戸氏より中野別れ、中野より高田別れ、江刺家、姉帶、小輕米も九戸より別る。〇按、古實見聞志に、長久寺といふは疑ふべし、伊保内なるは、長興（チヤウコウ）寺にて、長久寺は久慈なり。

（長興寺）盛風記云、天正十九年九月、九戸が菩提所、長光寺住僧、薩天和尚は、寄手の口上をうけたまはり、城中へ入り、政實に降參を勸む。〇永慶軍記云、九戸既に落城に及べば、政實の首を長光寺へ送られけるに、住持此首を受取て懇に弔ひけり。

糠部郡九戸事、國宣案、

下 糠部郡、可早令結城參河前司親朝、領知當郡内九戸（右馬權頭茂時跡）事、

右件人、令領知彼戸、於實馬以下者、無懈怠、可致沙汰之狀、所仰如件、

元弘三年十二月十八日（白河文書）

南部系圖「光行九代孫、右馬頭茂時、正慶二年五月、於鎌倉切腹」と見え、嫡流の家なり。而も、九戸と稱せしは、其故を詳にせず。建武中興の初め、九戸を結城氏に附せられしに領收せざりしにや、同年の清高書狀に「糠部郡内三浦介入道、并結城七郎等代官者、不參候哉、注進之面々、不見御不審候事候」とあれば、事情想察せらる。又、久慈郡の下に引ける文書「久慈郡、并東門事、當給人辭申候」とあるに合考し、東門とは、やがて此九戸の一名なりしと悟らるゝに非ずや。さて、是等の文書にて、久慈、九戸（東門）の八戸南部氏の領知に歸せる次第もほゞ推斷せらるゝが、系圖に茂時とあるは、大疑を免れず。太平記に、鎌倉北條殿の一門、南右馬頭茂時が、正慶二年五月、高時滅亡の際に切腹の事見え、北條諸系圖にも之を載す。されば、白河文書なる茂時は、南部氏の人には非ず。南部系圖は、信僞相錯の痕跡掩ふ能はず、三戸の條に參照せよ。

宮野城址（ミヤノ） 九戸伊保内の大館にて、九戸氏の遺址なり、或は今の福岡を以て之に擬するに誤れり。〇盛風記云、爰に南部の一族、九戸左近政實と云者あり、始の名は修理と云、先祖は五郎行連の嫡流、九戸右京信仲が子にて、代々九戸郡宮野の城に居住し、知行三千石を領す、然るに、此度南部の續目に附て、一族の内には大身、間近き緣もあれば、政實相續有て可然筋目也と、皆人云ひ、其身も我社と思ひしに、北信愛等が計にて、田子九郎信直相續し玉へば、政實深く憤り、謀反自立の企をなしける、天正元年の事也、政實一味の者共には、姉聟河內、一族には櫛野、江刺家、圓子、晴山、長內、蛇口、久慈等の輩馳せ集る、此由三戸へ聞ければ、信直公も急ぎ人數を可集由仰出されたり。〇九戸政實、天正十九年、二戸福岡城に栖籠り、大軍に迫られて滅亡したるは事蹟、最著顯す。之よりさき、信直嗣立の際にも、九戸、三戸（信直）の爭鬪あり、年月詳確を缺く。或は天正元年、天文

五年などいふ、天文は天正の誤ならん。

野史云、九戸實親、當欲奪宗家、迫信直立快々、竟挾異圖、七戸家國黨之、天文五年三月、勅信直觀射于馬場野、信直赴觀之、實親欲襲不意、事洩、信直遽歸三戸、實親赴馬場野也、途過三戸城下、信直縱兵狙射、實親斬戮其徒、〔永慶軍記〕

戸田（トダ）　今、戸田村といひ、山根を合す。伊保内の南にして、窮谷の地なり、其葛巻村との間は、又一嶺を隔てたり。

東門（ヒガシモン）　建武元年、南部文書に「久慈郡、幷東門當給人」云々と見えたり。往時の官牧、九戸の四區の一にして、九戸八戸の合名なるべし。さて、其九戸とは、八戸の湊川の上流なる輕米、伊保内の山谷の牧名なりしことは、

永正五年糠部郡九个之部馬焼印圖、九个之部は、一个部七个村、合せて六十三个村也、此中に東西南北の四門を立てられ、九戸（クノヘ）に一部並依、何を奥ともいひ難し、又何を口ともいひかたし、云々。

「九部に一部並依」とあるにて、明白に辨識せらるべし。

（九部）

野田（ノダ）　今、野田村といひ、玉川を合す、郡の南東隅にして、閉伊郡普代（フダイ）、安家（アツカ）二村に界す。其東は大海にして、稍灣形を成す。西嶺を和佐貝美（ワサラミ）山といひ、古生層より成り、男女の二峯に分つ。

水路志云、黒崎（閉伊郡普代村）より宇部の三崎に至るまで、開きたる灣形をなし、沿岸は壊崖或は沙濱にして、灣の北部に野田村あり、西に二峯あり、高二千五百呎、和佐貝美山と稱す。○三閉伊路程記云、和佐羅比山は、戸鎖、宇部の村堺なり、峠の南北兩峯に、各權現社あり、御手洗を御泉水（オセンスイ）といひ、此地、四時増減なく、大雨にはあふれて七八間流るれば、忽地中へ吸込行くところを知らず。

（和佐貝美山）

（野田城址）

天正二十年南部領内四十八城注文の中に「野田、山城、破却、信直抱代官久慈修理」と註す。當時の久慈の鎮戍は、専ら此地なりしを悟るべし、野田氏は一戸姉帯へ替る。

盛岡藩政の時、郡内の諸村、皆支藩八戸領にて、野田六百石のみ本藩領たりき。○南部士譜云、一戸彦太郎行朝の末裔に、仙徳伊豫守行重あり、或はいふ「南部伊豫守といへる野田住居の人、醫書を寫たしること、古證文あり、是れ即、仙徳行重ならん」云々」野田、千徳、荒木田の元祖なり。○三閉伊路程記云、野田通城内の東北、松坂に大砲場あり、（御臺場といひ）、此地を湊ともいふ、湊より小町屋（宇部久慈への山道の口なり）経て、城内に至る山上に、虚空藏堂あり、城内は七十軒、折廻四丁程の町なり、此を十府の浦、野田の江の舊跡ともいへり、城内の南に玉川村あり、三十軒、海岸の風景おもしろし、岩壁は白きに、黒き石所々に打交れり。

土人、野田、及び玉川の地名に因り、古歌を此に引きて、其舊跡に擬するは、附會甚し。すべて、野田玉川井手に十府浦は、陸奥國府の近地に屬し、宮城郡に在る者とす。

玉川（タマガハ）　今、野田村の大字にして、其南なり。久慈を去る凡四里、小本（閉伊郡）へ九里、海濱の沙中に琥珀を混在す。

南部邦内郷村志云、玉川、水出西山、同榮西行師之菴跡、以入滄海、洲渚有鹽釜二三戸、後嶺矮松數千株、皆女蘿曲徑幽處、樵夫牧童往來不斷焉、松風瑟々、每和濤聲、山光翠色、映滄海、目前供萬里長風之煙帆、決眥眺望、水天一碧、茫々不可究其極矣、可謂翫水鏡中無雙之勝也。

岩手縣鄕土史云、野田の玉川、（海濱にあり）河口の左岸に高三四丈の巨岩あり、岩上平坦、翠松數株、樹間より大洋を望めば風景頗佳なり、名けて西行屋敷といふ、河邊多く玉の如き石を出すを以て、斯く名つけたる由いひ傳ふ。

宇部（ウベ）　今、宇部村といふ、野田の北、長内（ヲサナイ）の南にして、其東方に、山岬突出して、一角を成す、野田久慈の二灣の分界是なり。三埼、又魹島（トドシマ）埼といふ。（三閉伊路程記に宇部町といふ、小驛をなしければならん）

水路誌云、三埼は、高崖角にして、約七百呎、海方に突出する一海里半、其海中に一小白岩あり、白島（シロシマ）と稱す、高二十呎、魹の此に群集するを以て、又魹島ともいふ、此島と埼との間は、數箇の隱險あり。○この埼背は、平蕪にして、三崎野と呼ばる、藩政の時、十三牧の一なり。

三閉伊路程記云、三崎の御牧には、蒼前社、野守の家、左右にありて、木立も打茂り、蒼前（サウゼン）林とよばる、久喜浦に爽堂あり、此より赤磯島、屋形の崎など見渡さる。

永正五年馬焼印圖に「くじの部の立、とりえらび注之、大戲、小戲、印、いほりの中にれんせん、耳しるし二刀切」云々。この大戲、小戲は、近世の牧名村名につたへず、宇部に小倉山ありて、三崎牧に連なる、されば、此牧野の舊名ならずや。

（三埼）（白島埼）

長内（ヲサナイ）　今、長内村といひ、宇部の北、久慈の南半里、久慈灣の南西岸、大半は本村に屬す、小袖浦の名あり。長内川は、西南の山中に發し、此に至り久慈川に合ふ。小山内（ヲサナイ）にもつくり、氏號によばる、

三閉伊路程記云、小袖（コソデ）の浦は、ところせまきに、家多く軒をかされたるは、賤の田舍には、まれなるあはれなる里なり。

小久慈（コクジ）は、今、長内村の大字にして、長内の溪中の部落なり、琥珀の産地とす。○貿易備考云、琥珀は、燃鑛油の

（小袖浦）

類にして、蓋、前世の針葉樹（松杉の如き木を曰ふ）脂なりと曰ふ、土中、或は海濱より産出するものにして、小塊を含有するものは甚高價なり、産地は、陸前國氣仙郡末崎村大舊浦、陸中國九戸郡小久慈村、大川目村碁石山、能登國羽咋郡直海村、石狩國厚田郡ふらとより濱等なり。

戸鎖(トグサリ)（細野）今、細野(ホソノ)、木賣内(キウリナイ)、深田等と相合せて、山根(ヤマネ)村と改む。長内川の上游にして、大川目の南、野田の西なる山中とす。されば、其南界は、閉伊郡安家と峰頂を分つ。三閉伊路程記云、戸鎖村に失水(ウセミツ)といふことあり、谷川の水忽失せて地底れ入る。そこに高さ六七丈の岩ありて、其下に差渡一丈許の穴あり、彼谷水悉く之に流れ入る。〇永正五年馬焼印圖に「くしの部の立、おさなゐ、印二、遠騰、耳三刀切」とあるは長内牧なり「ほそ田、印、さかさまなる遠騰」ほそ田は、野を田に誤るか、今細田なく細野あり。

久慈(クジ)（下大川目）今、久慈町、人口四千五百、下大川目、門前（長久寺）の二區に分つ。北岸は門前にして、南岸は下大川目。久慈川之を經て、河尻は北に曲折し、夏井村に至り海に入る。閉伊海邊の一都會に推され、郡役所在り、福岡へ十四里、八戸へ十六里。

久慈は、もと中世の郡號にして、其首邑を大川目といふ、即、久慈河邊の聚落の義なり。今、上下の大川目を相分ち、湊邑は夏井へ合す。

信濃前司入道行珍申、久慈郡事、申狀如此、子細見狀、早可被沙汰居代官於彼郡之由、間宜候也、仍執達如件、
元弘四年二月十八日　大藏權少輔清高
南部又次郎殿（南部文書）

牧名には、久慈部(クジノヘ)ともいへり、永正五年馬焼印圖に、糠部九个の部、并びに閉伊南北の外に、くしの部立の一類を置く。

久慈館址(クジ)　岩手縣史談云、久慈館は、新町(アラマチ)にありて、新町館といへり、承久二年、南部三郎光行の三男三郎朝清に、本郡の半を與へて之に居らしめ、久慈を以て氏とす、後、七戸氏に還し、其族久慈某を此館に置く、天正二十年六月に至りて、久慈修理の時、之を毀つと。〇奥南舊指鑑云、七戸氏は、南部光行公の三男、太郎三郎朝清の末也、七戸氏の別れ、久慈（文明年中、久慈を領す、後、[illegible]信實、九戸一味故、本家斷絶す）並村、野邊地、久慈よりは松原、攝待別る。〇今按、七戸朝清の子孫は、久慈の給人代官の類歟、又、前に引ける元弘四年文書に合考し、當時、八戸南部の有と推斷すべし。南部系譜に、一戸行朝の字を久慈三郎と爲し、居住糠部内久慈とあるは信け難し。系譜には、又、久慈與三郎信實あり、文明應の比の人にて、二十祖信時の舍弟なり、その他にも久慈家號の人多し。

深秘抄云、久慈、本苗は、昆（金、今とも）なり、譜代並になりて、紋は劍花菱を用ゆ。（南部士諸云、久慈、家紋もと割菱、今は左首一巴絹なり、久慈修理、實は晴政公の子にて、久慈の聟と爲り、津輕に住居、其子獨六重房、三戸へ歸住し）〇庄内物語云、天正十九年七月奥州九戸城主九戸修理政實逆心す、櫛引三左衛門、七戸彦三郎、久慈中務、大隅四郎左衛門等力を合せ、秀吉公一統の下知に隨はず。〇種市にも久慈氏の舊館あり。

天正中、久慈修理の鎮所は、野田城なり、天正十九年、九戸に擯ひ新町館は、別に一家也。（野史云、津輕爲信、父稱久慈三郎左衛門、嘗爲南部八戸領久慈港土豪、累世住太田邑、初稱久慈、「松窓漫錄、逸史」又稱大浦（南部根元記、永慶軍記）。〇關八州古戰錄云、津輕右京爲信、初め久慈次郎左衛門と號し、元は久慈の湊の郷士にて、數代吉田(ヨシダ)の邑に住居有しが、爲信武勇の鋒先を以、南部の分内を代捕にし、終に津輕領百三十村を劫略して、弘前に城を築き是に移り、一幡の家を起されたり。〇一說に、津輕大浦爲信の世系、疑ありて考信に由なし。「其先藤原秀榮、領津輕六郡、居十三城(トサ)、八世孫左衛門秀則、爲南部守行所誘、幽于下久慈、憤悶絶食而死、子威信、及長、南部光政妻以之其女、生一男曰元信、文明二年、光政托事發兵、威信遭害、元信娶久慈某政女、城于下久慈居之、津輕舊臣多往歸焉、後稱信濃守、長享元年、元信欲訴公視寃於上國、潜發下久慈、南部氏伏兵戕之鬼柳、其子光信在下久慈、及長、以金澤家信女配之、既而南部氏欲慰光信憤怨、賜舊故土、延德三年、光信乃率舊臣復歸于津輕、城種里而居焉、其玄孫爲爲信」云々（他山遺稿）、など見え、津輕郡種里、十三城等の諸條に合考すべし。爲信の祖先の數代、久慈に居り、南部の被官たりしは、諸書異辭なし。其世系の次第、並びに叛服離合の詳說は、之を得ず（下久慈とは夏井村か、猶採るべし）と雖、天文中の逸書、津輕郡中名字に「今、津輕三郡大名は、鼻和郡三千八百町、大浦南部信州源盛信」といひ、又「信州は、久慈備前守の子」と載せ、盛信光信元信の三世皆信州と稱す。されば、久慈備前の子の大浦信州は、大抵、文明中の人にして、恐らくは元信歟。（十三城主秀則、威信を子とす、などいへるは、有るべき謂れなし）

長久寺(チヤウキウ)（門前）今、久慈町の北岸の村巷をいひ、又、門前(モンゼン)と呼ばるゝは、寺前の市區なればならん。聖壽寺、元和四年寺領證文に、久慈長久寺門前五十石も、其分内たるよし見えたり。〇佑清私記云、長久寺住持森山は、元中九年、桂泉の鐘銘を造れり、三戸三光坊の弟子とす。

上大川目(カミオホカハメ)　今、繋(ツナギ)と相合せ、大川目(オホカハメ)村といふ。久慈、下大川目の西一里。此地、碁石山に琥珀を産し、方言クリ

ノコと稱へらる。

（大川目）（山口）

久慈八幡宮は、上大川目村山口(ヤマグチ)に在り、相傳へて、村上院の御世にあたり、彌平太義高、豐稔を祈りて、其寶兜を獻納祭祀したる所也といふ（岩手縣史談）、由緒不詳。○山口は、古の久慈郡の一牧なり、永正の馬燒印圖に「山口、印、いほりの中、一文字也、云々」と載せたり。

久慈川(クジ)

今、九戸郡東偏の巨溪にして、古の久慈郡の主水脈なり。北上山脈の一峯、平庭嶽の東北に發し、東北凡十里にして、夏井村に至り、海灣に入る、其河口を久慈湊と稱ふ。

山崎氏地誌云、久慈川は、低夾なる古生層の丘陵地を東方に流れ、久慈町に於て、西南より來る長内(オサナイ)川を合せ、之れより東北に流れて久慈灣に入る、長さ約三十粁、其下流第三紀層地方には、沿岸に狹少の平地を開けり。○日本水路志云、久慈灣頭は、大概低沙濱にして、其内方三四海里の間に、平坦なる水田あり、又此沙濱の盡くる處に、久慈川口あり、此川は、漲潮の時、漸く漁舟を通するのみ、此川口より南西二海里に、久慈町あり。

川井(カハヰ)

（小國關）

今、日野澤、戸呂松(ヘロマツ)、荷輕部(ニカルベ)、霜別、小國等と相合せて、山形(ヤマガタ)村と改む。久慈川の源谷にあたり、南北五里、東西三里の廣遠にわたる、久慈の西五里。西嶺を黑森といひ、伊保内と山峯を阻隔し、凡二里。小國關(ヲグニゼキ)は、川井の南三里許にて、久慈川の遠源即此に在り。細澤山、稻庭嶽等、其南に連亙す。岩手郡より、葛卷村を横絕し、小國關に出で、以て久慈に達する一路あり。藩政の頃は、專之を久慈驛路と爲したり、久慈へ六里、盛岡へ二十里。

夏井(ナツヰ)

（閉伊口）

今、夏井村といひ、早坂、黑沼、大崎、湊、閉伊口(ヘイクチ)、鳥谷等を合す、久慈町の北半里。一溪あり、其西山に發し、閉伊口に至り、久慈川に合し、共に海灣に注ぐ。辨天鼻は、閉伊口の東一里に斗出す。

度興こし候、上衆平泉迄御下候、津輕京兆も罷下候、御先手專用意に候、定て其方へも聞得可申候、淨法寺大館、松岳、手堅候、聊無御心元有間敷候、くはしくは自東殿可被申候、閉伊口へ、此分可有音信、小輕米之番、作時分に候間、急度被指置候て願度候、恐々謹言、

七月二十二日（天正十九）　三戸（信直）より

野田殿（南部家寛政記錄）

（久慈港）

水路志云、久慈灣は、南角三崎と、北角辨天鼻とに由りて成り、開濶して、全く大洋に面し、風浪に暴露せらる、故に辨天鼻周圍を除くの外は、二鏈を距れば隱險なしといへども、底質多くは岩なるを以て、錨地とす可からず、但し、海上穩なるとき、辨天鼻の半島の南西方に、和船の假泊する事あり、俗に此假泊處を船戸(フナト)と稱す、灣の南側は大概險崖にして、少沙濱を交へ、岩石羅布す、其三崎と小袖浦の間は、險岸上に松樹等ありて好景を呈す、久慈川口は、漲潮の時漸く漁舟を通するのみ、久慈町、人口約四千、三崎以北、鮫港に至る海岸中、日用品を辨すべきは此町あるのみ。○明治二十九年六月十五日、三陸海岸大津浪の時、久慈灣には大崎、湊村、門前の三所最損害を被りたり。長内、小袖は、被害稍輕しと雖、猶浪跡十尺に上れりとぞ。

鳥谷(トヤ)

（琥珀山）

今、夏井村の大字にて、閉伊口の東北に接す。○地學雜誌云、久慈町枝成澤、及び夏井村所產の琥珀(コハク)は、第三紀の砂岩中に出で、前年、一團塊十二貫目ありしが、現今は大形のものを產出せず、小形の上品、虻入の奇品を出す、野田の濱邊には、砂石に混じ美麗の琥珀を產出す。○享保採藥使記云、照任曰、奥州南部久慈村より琥珀を出す、其色黑し、所の者は是を薰陸(クンロク)と云ふ、或は黃白色の物もあり、山を穿て堀り出す、兩傍大石ありて、其間に脈理の如く長く續くと云ふ、其山は樹木なく燒山の如しともいふ。

侍濱(サムラヒハマ)

今、侍濱村といふ、夏井の北にして、海岸に緣れり。其東南の崖角を、辨天鼻といひ、久慈灣の北角とす。辨天鼻より北三里の間、崖壁危立して中野村に至る。

（北野）

山崎氏地誌云、辨天鼻より以北は、花崗岩の大岩瘤にして、臺地をなし、其頭に、北野築塲(ツクバ)野の荒原あり、海岸線出入少なく、臺地の邊緣は急に峙ちて、一帶岩礁亂立、風少しく吹かば、激浪奔騰、其壯觀云ふべからざるものあり。○侍濱白前の山野は、古の北野の牧なり。永正馬燒印圖に、「北野印、二引兩の丸、これは先代のながさき方印同前、此外、鴨形鶯形駒形板に立たる駒形等は、皆くじ印なり、いほりの中の左鐙、いまだ見およばざる印なり、然れども、ことにすぐれたるたちのよし、聞およぶによつて、大がいこれをしるす、鐙の觸ちがふ所有べきなり、くじの部の立、遠雁馬は、たぶん馬の心さいとくしなく、おさなゐ、なつい印遠雁也。」

有家(ウゲ)

今、中野、小子と相併せて、中野村といふ、侍濱の北にして、海道に當り、久慈驛を去る四里、種市三里。有家川は、大野村の山中に出で、此に在り海へ入る、長凡六里。

大野(オホノ)

今、大野村といひ、水澤、帶島、阿古木をも合す。有家川の上游なる山谷にして、輕米、小輕米と山野を分つ。久慈夏井より、帶島大野を經て、八戸二戸への通路をなすを以て、大野は一山驛たり。久慈五里、輕米四里、島守（三戸郡）六里。大野の山中に、滿俺鐵坑あり、年々四五十萬斤を採るといふ。

帶島(オビシマ)

今、阿古木と共に、大野村の管内なれど、大野の東、

佐渡村鑒場野の西とす。

種市（タネイチ）　今、種市村といひ、有家大野の北なる大村なり、其東北は海洋に面し、本郡の北端にあたる。

種市氏あり、工藤の流とぞ(奧南深秘抄)、何の頃にか邑主替り、久慈氏之に居る。天正二十年、南部四十八城注文に「種市、山城、破却、久慈孫三郎持分」と載す。

(種市嶽) 種市嶽は、村の西三里餘、階上村(三戶郡)へ渉り、階上嶽の南に連なりて、共に北上山脈の嶺脊を成す。標高八百米、東側は花崗岩、西側は古生層に屬す。○種市南北の海岸は、(南は久慈へ七里、北は鮫埼へ七里)風波四時惡く、漁舟の出入さへ艱む。種市村の南なる八木（ヤギ）をば、

(八木) 八木の船戶と呼び、稍漁舟出入の便ありと稱するも、畢竟するに荒寥の海隈たるを免れず。

三戶郡

三戶郡（サンノヘ）　今、二戶郡、九戶郡の北、馬淵（マベチ）川の中游、下游の地をいふ。其北界は上北郡に至り、東は大海、西は鹿角郡(羽後)なり。面積八十方里、人口十二萬、三十二町村、之を八戶に治む。

本郡は、古の糠部の中央、三戶、四戶、五戶、八戶の舊域とす。之に三戶の郡名を定めしは、近世の初めにあり、寬文知行集に三戶郡と明記す。一書に「三戶、舊曰海上（カイジヤウ）」とあるは精からず。又中古の九ケ戶（クカノヘ）、四門の組織には、三戶四戶五戶を西門（ニシノモン）とし、八戶は東門に入る。

源平盛衰記(異考本)東國馬揃條云、陸奧國三戶立の馬、秀衡が子息、元能（モトヨシ）冠者(按藤原系圖、有秀衡子本吉（モトヨシ）三郎高衡)が進せたるなり、太く逞きが、尾髮あくまで足たり、此馬鼻強して人を釣ければ、異名には町君と附らる。

本郡は、近世藩政の時に、泉山、相內、妙野、又重等の諸牧ありて、產馬の名あり。村高二萬七千石の中、三戶通、五戶通、八千餘石は盛岡領なりしも、其餘は八戶領にして、長苗代通、濱通、名久井通の別あり。

南部文書、元和年中利直消息云、上方の女子共、りこんすぎ、口をたゝき候間、見苦く候間、心にあはす候、とかく、女の心は、三戶まはりにましたる事なく候、志和（シハ）より南、秋田、せんふく、つかるは、はやあしく候、とかくぬかのふ奇特なる所に候、其も早二十年こなたは、りこん立をなし候て、あしく候、昔の心に、女ともたしなみ候へと、可申候。

馬淵川（マベチ）(間別川)　又間別（マベチ）に作る、糠部の主水脈にして、二戶郡江苅村の山中に發し西北流、小鳥谷（コツヤ）驛に至り、中山川(宇別川)を合せ北に向ひ、一戶二戶(福岡)の間にて淨法寺川(比安川)を容れ、三戶郡に入り、三戶驛にて田子（タツコ）川を容れ、東北に轉じ、尻內に至り淺水川を合せ、八戶市街の北を過ぎ、九戶川(新井田川)と共に鮫港へ注ぐ、長凡二十五里。

馬淵川は、北上川と相背馳して、北に向ふと雖、共に北上山脈中央山脈の間の大縱谷を成すものとす。而も、北上は河道頗長く、沿岸に廣平の沃壤多し、馬淵には美田少し、三戶以北稍低平ありと雖、二戶一戶の如き、亂峯絕壑、烟火蕭條の寒邑と爲す。

三戶（サンノヘ）　今、三戶町、人口四千、該郡の南境にして、馬淵川に緣り、一名驛なり。鐵道、八戶十五哩、福岡十一哩。中世、南部氏本宗の居れる所にして、糠部の舊邑に推されど、亂山四周し、肥美の田土を有せす。其南嶺を簑坂（ミノガサカ）といひ、兵家の謂ふ所の要路の險なり。

(簑坂) 隨鑾記程云、三戶驛、戶口倍往昔間、驛中、與馬淵川合、斷岸削立、喬木刺天、有南部氏城址、近歲建祠、祀南部光行、號糠部神社。○漫遊文草云、三戶、此是南部先公所居、今倚邊地之應富也、其墟在邑北、邑前有簑（ミノ）坂、乃要路之險也、馬淵之水、向坂而流、當坂而東、又轉而南、巧作一大玦、其崖數十丈、土色赤白爲間、一奇也。○按ずるに、建武中の南部文書、國府官人清高奉書「當郡三戶朝給人、岩澤大炊六郎入道(大瀨次郎跡)、津輕凶徒與同候也」云々とあり。又「三戶新給人、工藤三郎(合田四郎三郎跡)當郡中參御方輩、注進披露、不見其名字、何樣振舞候乎、可被注進候」云々「三戶橫溝新五郎跡」云々。岩澤、大瀨、合田、橫溝等の諸氏知れず。工藤氏は、南部諸家と共に、糠部岩手の郡邑に繁衍したる盛族なり。

工藤三郎景資申、糠部郡三戶內、會田四郎三郎跡事、早任御下文之旨、可相渡景資候節、遲引者可有其咎之由、國宣所候也、依執達如件、

建武元年九月六日　大藏權少輔清高奉

南部又次郎殿(南部文書)

南部家寬政記錄云、利直公御代中津川度々洪水にて、盛岡城普請不成就、依之、郡山、福岡、三戶に、替々に御在住被成、御移徙の儀も極りなし、元和五年には、三戶より盛岡へ御移徙と申、元和五年六月、在江府の利直公より、彥君への狀にも「路次無事に、十二日下着之由喜に候、盛岡に一日休候て、鵜遣候由、尤に候」云々、當時三戶へ下着と見えたり。○奧南餘錄云、光行公以來數十代、三戶住居、信直公、九戶左近誅伐の後、福岡へ御移、利直公は初め不來方（コヅカタ）(盛岡)在城也、慶長四年、信直公逝去故、暫福岡住居、又盛岡築城ありて移り坐と雖、洪水にて安からず、再び三戶へ歸り玉ふと雖、御心に不

叶、將軍家に申出て、郡山に在城となり、重直公の代に至り、漸く營間に築城成就して、寬永十二年移り玉へりとぞ。○文化年中北奥道中記云、三戸は、同心町に寺院多し、二十八日町を八日町といひ、二日町在府小路は古城の下なり、熊原川には黄金橋かゝる、六日町、川守田町、久慈町これより松並木の原にて、本木平といふ。○陸奥誌云、三戸、王政維新の初め、會津若松城主松平容保の闔容大を此に封して三萬石を賜ひ、改めて斗南藩と云ふ、城址あり、天險の地にして、馬淵川、北より城を衝き、東し、又轉して南す、熊原川、城の西北を繞り馬淵に入り、地勢一大塊を成し、壁崖數十丈ありて、城は其の上に建つ、是南部氏の祖先の據りし所なり。○三戸悟眞寺、會津藩士招魂碑文、

天地否塞、日月晦冥、萬馬驍突、干戈紛亂、當此時、有道而死、無退生、是食祿事主者之忠節也、荷信忠節、則元氣衰替、國不能爲其國也、明治戊辰之亂、我會津藩受敵四方、防戰于野于壘、旣而國境失守、藩兵孤城、無一援兵、然猶且死守數旬、婦女成隊、白虎結團、奮戰健鬪、曝骨原野者幾千人、可謂爲主盡忠節者矣、亂平後、藩執政菅野長修代衆屠服、以謝抗王師之罪、於是生者皆蒙一視同仁之澤、衣食於聖世、而死者獨不得浴其恩、淘可悲也、雖然、爲臣盡忠、固其分、不爲死生榮辱變其節、亦何遑顧他日蒙恩澤與否哉、若畆死諸士、人臣龜鑑也已矣、可謂振起元氣者也已矣、今玆爲其二十七回忌辰、舊藩士移住南部三戸者、胥謀將建碑錄其事以傳後世、且招其魂祭之、托舊藩相内藤氏、徵余記、嗚呼余亦與諸士同食主祿遭其亂者、而幸免一死浴聖世之澤、列朝臣之末、遂不能成一事對諸士、豈無忸怩哉、乃係以銘、其辭曰、

旣爲人臣　豈顧其身　古曰勇士　不忘喪元　又曰君子　殺身成仁　俯不怍地　仰不愧天　雖命則短　名

播千春

明治二十七年八月　教授正六位勳六等南摩綱紀撰

三戸城址（サンノヘ）

（東部神社）

三戸町の東なる丘陵にして、熊原川西より來り、丘陵に於て馬淵川に合ふ。○按するに、南部氏の三戸城は、向村の馬場、平良崎なとも指せは、同名三地とす。その遷替の說、明徵なし、古書に三戸と云ふもの、此三地いづれにあたるべきやは、一々に詳にし難し。近年、城址に糠部（ヌカノブ）神社を建立し、南部氏の祖先を崇祀す。北奥道中記云、三戸の古城は甚高くして險阻なり、東に馬淵の流を廻らし、其斷岸を留（トメ）が崎（サキ）といひ、馬淵へ落らあふ。○三戸城は、南部光行以來と傳ふれど、其詳を知らず、三戸南部の盛大に爲りて、八戸に代り糠部津輕に雄視せる、蓋應永の守行（十三代）の時ならん。されど、其歷代の興衰沿革の跡、頗晦昧にして、系譜又疑ふべし、最識者の鑑定を要す。其天文天正の後の時代の事跡も、紛紜判ち難きものあり。三戸城は、元和年中、利直の時まで之に居れり、後發す。本三戸（モトサンノヘ）を合せ看よ、十二代政行の建てし三光院存す、蓋中興の家祖なり。

南部系圖

光行（南部彥三郎）
文治五年七月、鎌倉殿供奉、爲征討泰平、奥州發向、家幕紋割菱、菩提所寶樹院、牌名照山輝公、○初名信濃三郎、建久元年十一月、上洛供奉隨兵、號信濃三郎、承久元年十二月、發足甲州、大巡乘兵船、人數上下七十五人、着八戸浦、於相内觀音堂越年、「南部系譜」○系譜首註、光行公、八戸浦着の事、舊指錄、舊話集等に、實朝公より御下文賜り、承久元年十二月着岸といへど、實朝は、是歲正月に弑せられたまふ、建久元年の誤なるべし、秘錄には建久元年といふ、

實光（彥次郎）
雖二男、續家、菩提所三光院、牌名鶴林素公、
行朝（彥太郎、依別腹、不續家）一戸祖
實長（三郎）八戸祖
宗朝（孫四郎）四戸祖
行連（五郎）九戸祖

時實（又次郎）
法名實顯、建長五年四月、宗尊親王鶴岡御參詣供奉、牌名德雲明公、

政元（孫次郎、牌名俊巖發公、系譜、政光）。
政行（次郎）○系譜云、東次郎政行、二子、師行、政長）

宗實（孫三郎）

宗經（彥次郎）
菩提所西來院、牌名直山示公、○系譜、實政元季弟、

宗行（彥五郎、牌名逸山俊公）

祐行（彥次郎、牌名常樂海公）

政連（彌三郎、牌名善林明公）

祐政（彥六郎、菩提所成就院、牌名寶山英公）

茂時（右馬頭）
正慶二年五月、於鎌倉切腹、菩提所、藤澤淸淨光寺、牌名正崗蘭陀佛、

信長（伊豫守、牌名天嚴秀公）
○聞老遺事に、信長の文書三四通を收む、僞託に似たり。

-政行（遠江守）
就軍忠、本領不可有相違之由、尊氏將軍、兩度御教書有之、牌名淨嶽清公、

○南部系譜、時實と信長の間の世代は下の如し。

時實─政光─義光(庄司)─義行(彦太郎)
　└宗經
　-祐行（七祖）
　-政連（八祖）
　-實連（孫四郎）
　-宗行（六祖）
　-祐政（九祖）
　-茂時（十祖）
　-信行（六郎、建武二年、山邊合戰、將軍尊氏賜感狀、延文二年、屬細川清氏戰死、一名祐時）
　-信長（十一祖）──政行（十二祖）

今按、三祖時實は、弘長元年に卒し、十祖茂時は正慶二年に卒す、この間凡七十三年四世(七代)とす。其世代の數には異とすべき者あらねど、兄弟四代相續の年次、并びに事情に於て不審多し。○巖風記云、信長公の舍弟、六郎祐時、建武年中、山邊の合戰に感狀を賜ふ、廣橋修理亮經泰、沙彌宗哲、奉之、延文二年、京都合戰に、細川相模守清氏の手に屬し討死、同く舍弟左近將監仲行、(又茂長、又爲長)雅樂介信忠は、吉野官軍と成て戰功を立玉ふ、

○系譜、信長の季弟、仲行、茂行の二人ありて、共に吉野方の軍忠者たり、仲行は左近將監、一名茂長とも爲長ともいひ、興國六年三月、民部少輔清詮承の感狀を傳ふ、茂行は「雅樂助、參候吉野皇居、奧州津輕郡安堵、前左馬權頭清詮承之、正平十五年六月、證文于今有之」

巖風記又云、八戶の先祖へ、津輕に宛行はれしと云ふを以て考れば、工藤の家を繼げる破木井政長は、此雅樂介殿ならんか、或は六郎殿か、いぶかし、太平記曰、正慶二年、相模守高時の弟、泰家入道慧性、鎌倉を落て奧州迄下りける時、南部六郎祐時、伊達某郷導すると、云々、又破木井六郎政長の室は、此六郎祐時の妹也。○南部家寬政記錄(平澤親常撰)云、六郎祐時の證文、

參御方、致軍忠者、可抽賞之狀如件、
曆應四年二月七日　　（判　足利尊氏）
南部六郎殿

參御方、致軍忠者、本領不可相違之狀如件
貞和二年四月十一日　　（判　尊氏）
南部遠江權守殿「祐清私記」

これは政行公への證文なり、○伊達家歷云、南部氏三戶城は、天文八年六月、二十四代晴政の時、火災に罹りて、圖書、什器、烏有となれり、されば、宗家には、古文書の徵すべきもの、今極めて少し、八戶南部氏の師行は、又次郎、遠江守を稱し、其弟政長は、六郎、遠江守を稱し、而して三戶南部氏の、信長も、又次郎、遠江守、伊豫守を稱し、其子政行、も六郎、遠江守を稱し、政行の季父信行(又祐時)も、六郎を稱せり、すべて、南北朝の頃の南部氏の書類を讀むものは、善くせずば惑ひぬべし、心すべきなり、○八戶五世傳云、師行、其間日政長、先是、宗家南部茂時、從北條高時死於鎌倉、子信長、落魄無所歸、師行父子共給用度、使免窘乏、以待時至、信長既死、子政行仍寓在于此、師政長之生父也、政長說政行曰、足利威力漸通天下、兒屢遭其招降、然我家浴朝恩二世、今不可遽貳心、若大人則不然、宜自致於足利氏、以興家聲也、乃出沙金七千兩、以供其資用、政行大悅、招集義故、出仕足利氏、遂復南部舊封、實政長之所致也、（再按、政行は、正平中、三戶に三光院を建つ、即、八戶信光、七戶政光等と時を同くす、いかで、八戶師行、同政長(信光は政長の承祖、嫡孫なり)兄弟の父と爲すべけんや。されば、師行政長の父は、十二祖政行には非ず。系譜には、四祖政元の弟、政行を以て師行の父とす。然れば、師行は光行の五世孫にして、此間世壽長きに失するの疑あり。又、貞和の尊氏教書には、信長へ與へし者ならん。又、建武二年の南部六郎など、祐時とも、政長とも、兩說あり。八戶中館系圖に「建武二年夏、北條二郎時行、名越時兼等、企謀逆、起兵於東北國、彼黨奧州に居多矣、顯家卿令政長擊之、政長帥奧兵兵戰于所々、遂討亡之、九月、卿命執事修理亮經泰沙彌宗哲、裁書以感政長之忠功」云々。左近將監、雅樂助といふ人も、其實を詳にせず、不審いと多し。

-守行（大膳大夫）
應永中、鎌倉殿持氏、道徒退治之時、最前馳參、賜御下文、家紋元來雖割菱、秋田合戰之時、於軍中雙鶴下舞、仍得勝利、後改紋作舞鶴、菩提所東禪寺、永享九年卒、

下、南部大膳大夫守行入道沙彌禪高法師、陸奧國々司職事、右於彼職者、今度御發向、最前馳參抽軍忠者、全當國鎭首、不可有相違、雖然、國司領之事、如先例可被知行者也、但國中沙汰仍御代官、任法可有計、此與構野心輩者、一向可同敵對、然而背禪高法師國人等者、不可及是非沙汰者也、仍爲後代、證文令領掌之狀如件、
應永十八年辛卯水無月朔日　　（判）

-義政（南部庄司）

永享十一年、持氏亂之時、破大手口、致軍功、普廣院御感狀被下、被許渠保呂、菩提所高雲院、牌名旭山東公、

―政盛（大膳大夫、牌名芳林傳公）

―助政（與次郎、牌名陽山景公）○實政盛弟

―光政（彥三郎、牌名梁山棟公）○實政盛長男

―時政（彥次郎、牌名布山夷公）○實政盛次男

―通繼（彥次郎、牌名一峰大公）

―信時（左衞門佐、牌名勝山景公）

―信義（嫡子、早世）

―政康（右馬頭、菩提所瑞雲院、牌名傑山昌公）

―某（野澤與九郎）○重義

―某（彈正左衞門、津輕郡堤浦知行）○光康

―安信（右馬允）

永正五年卒、歲三十三、治國二年、金剛院（系譜）

―晴政（彥三郎）――晴繼（早世）

天文八年、三戸居城炎上、此時累代相續證文等燒却、大慈院、○天正八年正月四日卒、里民稱四日殿、治國七十三年、一說、永祿四年卒、治國五十五年、（系譜）○盛風記云、晴政公六十五歲、元龜三年八月八日卒去、里民四日殿と稱すと、或は、天文中薨去、晴繼公治國三年と、即、南部中興記の說也、或書に永祿六癸亥年三月十八日卒去（聖壽寺留書）、又、永正五年十一才にて、家督、天正十年正月四日薨去と、

―高信（石川左衞門）

津輕郡代（晴繼幼弱、視其家事、晴繼天正十三年卒、一說、永祿七年卒、高信天正九年卒、牌名祖巖芳公、石川鄕有廟、（系譜）○津輕年代記、同一統志等、皆云、元龜二年五月五日、石川高信破滅、

―某（淺水遠江守）○長義

―某（石龜紀伊守）○信房

―某（馬毛內靭負）○秀範

―信直（大膳大夫）

依晴繼早世、繼家領、慶長四年卒、壽五十四、治國十四年、（關老遺事云、天文十五年生、

南部家寬政記錄云、天正八年、晴政公卒去、田子九郎殿（信直）御相續の後に至り、田子殿馬場の館の的會に赴かせたまふ時、九戸の人々討取奉らんと謀る、之を九戸初度の亂といふ。○盛風記云、天正元年、晴政公、御婿信直公を世繼に定められしと雖、信直公いかゞ思召けるにや、田子の館におはします、然るに、晴政公中年に餘り、三上が娘の腹に男子を儲け、寵愛限りなし、御名鶴千代と申し、後彥三郎晴繼公と申ける（中興記）また、永祿八乙丑年九月、信直公鹿角陣、御利運とも申し傳ふ、年代前後、不審晴れがたし。○南部軍鑑云、三戸晴繼、元龜三年八月卒去、子なきにより、北左衞門の計ひにて、田子九郎を迎取て家督とす。○津輕異聞錄云、永祿廿三年、田子九郎信直、南部本家を相續につき、其姉婿九戸左近將監政實以下騷動に及ぶ、依て津輕横內の提孫六、堀越の武田甚三郎（守信）出陣、二人櫻庭にて打死、扇子樣（爲信）五歲の時也。永慶軍記云、天正十五年、關白秀吉公九州陣、八月下旬に御歸洛、前田利家より糠部の庄に使者到來して「南部信直、遠國にて幕下に屬せんと、言上の段、御喜悅淺からず、前代より押領の地、閉伊、磐手、柴、鹿角、稗縫、津輕等の數郡安堵」の御朱印を給はる、十六年の春、五戸七戸立の、牧下し逸足の馬、勝りて十疋奉りける。○祐清私記云、秀吉公より被下候安堵狀の寫、天正十八年七月二十日、末文切候て不見候、

一　南部內七郡之事、大膳大夫可任覺悟事

一　信直妻子、定在京可仕事、

一　知行方、令檢地、臺所入丈夫に召置、在京之賄相除候樣、可申附候事

一　家中之者共相抱諸城、悉令破却、則（以下缺失）

羽柴忠三郎氏鄕公より、信直公への誓紙、天正十九年辛卯九月十五日なり、前田筑前守利家公誓紙は、天正十五年六月なり。

今按、天正十八年安堵の七郡は、糠部、鹿角、閉伊、岩手、斯波、和賀、稗貫なり、永慶軍記、天正十五年の安堵といふもの、明徵なし。

蜷川親元日記「寬正六年、御馬召飛脚倂、奥へ被立、南部殿、南部伊豫守殿（中略）、奥口、南部與小野寺、依確執、無通路」云々。これは、系譜によれば、十八祖時政の時代とす、伊豫守は野田の城主なり。

蜷川親俊日記、天文八年閏六月、奥州南部商人掃部助時吉、貴殿へ懸御目之爲、御樽代百疋、御太刀代進上、御肩衣拜領、御盃被下之。○大館常興日記、天文八年七月十五日、御使來臨、奥の南部と申輩被掃、南部もともとより承及たる隨分の者にて、御字かやうの遠國より申請候段、尤珍重に存候由申上候、南部彥三郎、御禮御馬など進上候て、一段の躍と見候。

天文八年の彥三郎は、晴政なり、幕府の晴字を賜はりしや明亮とす。これより前代には、幕府の一字を賜りしと、思はるゝ者無し。

川守田（カハモリタ）　今、三戸町の大字にして、熊原川の北岸なり。南部舊指錄に、

三代時實政公の三男、孫三郎宗實は、三戸城の北に屋

數あり、世人北殿と稱し、北の別れ、北守、乳井、梅田、足澤、とある北守は、川守の誤にして、梅田も梅内の誤にあらすや。又、野史に、

南部(三戸)無嗣、支庶八戸彈正、東朝政、南宗政、北信愛、石亀信房等、與諸老議、或謂以九戸實親爲嗣、信愛不可、曰有田子信直在、何求他之爲、衆議乃決、天文五年、信直繼家、葬晴政於聖壽寺、歸途有賊縱銃掩擊、信直避入川守舊第、及日暮賊益迫、信直自前擊卻之(根元記)、信直者、晴政弟高信之子也、

永慶軍記、河森田(カハモリタ)に作る。文中、天文五年繼家は、天正の誤なり。

（河森田）

盛風記云、天正十九年、九戸の亂の時、淺水殿の軍勢、法師岡に於て敗北、信直公、三戸馬場の館におはして、此事聞し召し、無勢なればとて、川守田の館へ移りたまふ、猶忍び出て、田子館へ入りたまふ。

北奥道中記云、川守田は、三戸の中なり、其北二町許に舊館址あり、天正年中の亂に、信直公、川守田常陸入道の居館へ入らせたまふ、此に今、入道が等身の墓碑ありて殘る。○川守田に、法泉寺、熊野神社等あり、又字藤(ウトウ)坂、府金(フカネ)坂あり。府金は、川守田と向村の堺にあたり、馬淵に臨める一險崖なり。

（府金）

梅内(ウメナイ)　今、目時(メトキ)、泉山と相合せて、留崎(トメサキ)村といふ。三戸古城の南、二戸郡金田一村に隣り、蓑坂之に屬す。

深秘抄云、甲州譜代、神、岩間は、藤原氏にて、津村、津島、目時之に同じ。○按、神は信州諏訪の神孫にして、有賀、守屋など、皆其一類なり。されば、糠部の神も藤原氏には非ず、津輕郡中名字に「甲州糠部下向、主從八騎の内、福士、安保、對馬は三官領、神岩間三上、櫻庭は、四天の侍也」云々、對馬は津島に同じ。

（留崎）（目時）

東巡錄云、金田一驛より北望漸く開き、田疇數頃、雞犬相聞ゆ、然も官道猶阪路に在り、府金(フカネ)坂、雀坂等を經て、袋が坂預花立場に至る、坂舊盛岡の治下に於て第一の嶮と稱す、往來輿馬必憩息する所、故に此名あり、東望稲岡嶽巍然、北面奈久井嶽峙立、馬淵川南來して坂下に至り、又東流して南に向ひ、遂に又東流して去る、環の如き者あり、環中皆田疇、秧綠麥黃、棊局の如く花氈の如し、未有の觀となす。○永正五年、糠部九个之部馬燒印圖に「三之部立、むへない、印、雀、かやもり、印、くわかた、十文字」云々。むへないは今の梅内なり、かやもりは貝守也。泉山、小袖、河森田、相内も、同圖に載せて、印は來文字といへり。小袖、今其名をきかず、小向の譌か。

泉山(イツミヤマ)　今、留崎村の管内なれど、馬淵川の右岸、名久井嶽の西麓とす。藩政の時の舊牧にして、住谷野(スミヤノ)ともいひ、野瀬觀音堂あり。

（住谷野）

隨鑾紀程云、三戸驛東、大向部民佐藤春松、就縣吏請奏覽、長慶帝陵石及系譜一卷、石橢圓長一尺五寸、廣七寸、刻帝諱、系譜載其臣七人姓名官職、且曰、帝弟明尊爲僧、建寺部内住谷而居焉、建德二年、帝讓位潛行、與武士七人來投、弘和二年三月六日崩、留御製歌二首、其陵曰有末光塚、七家子孫今尚存、而傳遺物、春松即其一也、按、帝即位史無明文、學者分袒聚訟、爲一疑案、況號爲陵墓者、于丹生、于多氣、于安石、于波岡、于紙漉澤、于丹波山中、地勢懸隔、崩殂歲月亦不符合、余讀當時實錄諸書、竊有所考、以事係皇統、未敢臆斷、今覽系譜、曰議事方曰軍事方、當時恐無此職名、至御製二首、則鄙俚下調、視之新葉集、相距不啻霄壤、然此非春松輩所能辨、特可與識者道耳。

十符菅薦云、三戸に馬の墓とて塚あり、是は二百年ばかり昔(享保年)の事とかや、波斯國(ハルシヤ)より細馬奉りたりしを、こゝの牧につかはして、種馬とせしがたふれしを、埋めし處なりとぞ、其の上もかゝる事に意を注ゐたりけり。

○農史云、元和元年、南部藩は、三戸泉村に、牡馬十一頭を精選して放牧せしむ、(南部三郡牧馬記)是れ、十三牧の隨一なり。

本木平(モトキタヒ)　北奥道中記云、三戸の北のはづれ、松並木の路邊を本木平といひ、唐馬の墓あり、昔波斯國(ハルシヤ)より渡せし馬を、公儀(江戸幕府)より被下、即住谷野の父馬になされしに、寛保二年、馬死ければ此に埋め、一字を建て、宗善(ソウゼン)(奧羽の風俗、馬畜を祈る祠を、宗善、又、蒼前、相膳といふ)と祭る、其墓印に植たる松に奇特あり、其枝葉皆南にばかりさしなびく、是れ胡馬と雖ハルシヤの故國を慕へるが故ならん、此唐馬墓の向ふ側に、葉分(ハワケ)の松といふがあり、東の枝は二葉にて至て薄く、西枝は三葉にて繁れり、珍らし。○元木平の寛保三年石碑に「奉新造、馬頭觀世尊、異國春砂追善」云々。

（宗善塚）

本三戸(モトサンノヘ)　又、馬場(ババ)といひ、元木平の北にして、小向(コムカヒ)に近し、三戸八幡宮あり。蓋、三戸南部氏の舊里にて、後何の時にか熊原川の頭に、築城移居したるものとす。八幡宮、承久緣起あり、後人の僞作とす。

（馬場）

北奥道中記云、三戸町の北郊元木平より、府金(フカネ)坂を過ぎて馬場村に至る、古老曰く、馬場館は、昔堀の水不足にて、要害上よろしからぬ故に、城主の仰せに、誰にても水入るゝものあらば、其望みに任すべしとあり、館の西北の鱒(マス)沼の明神之を聞き、城主の姬に意ありければ、一夜沼の水を溢れさせて堀へたゝへ、その時姬を取りて失せにける、云々、馬場と小向の間を、本三戸とも、本八幡ともいふ、八戸と五戸への分れ路なり、八幡宮は、社領二十石、別當花巖坊、本三戸、櫛引、兩社の寶物、今馬場氏宅に御預也。(盛岡遷府後、八幡も彼地に與さる)

（三戸八幡宮）

○南部士譜云、馬場三之亟先祖、光行公糠部下向の時、從ひて八幡宮を三戸(サンノヘ)に勸請し奉る、信直公の時、三之亟

宗當、二百石知行、後故あり減知。○永慶軍記云、天正五(元?)年、七戸彦三郎は、田子信直を進め、馬場野の館にイサナヒ、的射の遊を催しけり、信直かゝる企ありとも露しらず、馬場野の館に出らる、云々。

(向)

小向(コムカヒ)(田)今、大向と相合せて、向村(ムカヒ)といふ。三戸町の北半里なれど、三戸停車場は、向村の住谷野に在りて、馬淵川の右岸なり。(永正燒印圖に三之部立、向村、印、いほりの中のすちかへと載するは、此牧馬なり)

隨離紀程云、踰府金坂、小向村、有南部信直墓、及其子利直祠焉、猿部川遶其北、而東與馬淵川合、北岸曰門前、村北古城址、曰平頁崎。

永慶軍記、天正五年、田子信直、三戸の城に入り、南部の二十六代の家督を繼れ、晴繼の死骸を聖壽寺に送り、禮を厚して葬ける、誰とは知らず、勢の程百四五十騎、後の森の陰よりかけ出、聖壽寺と河森田の間にて、三四度追返し、日既にくれければ、信直河森田館に入給。○東山志云、小向村、今聖壽寺なし、南部侯の廟(元和元年、寛永八年)兩所は現存す、いづれも殉死の墓もあり。

(三光院)

十符菅薦云、小向村なる三光(サンクワウ)院に、南部信直の墓あり、文治年中に、南部三郎光行がすみし、平が崎の城跡も在り。○三光院は、南部二代、彦次郎實光の法名とか、而も、正平十六年、三光國濟國師の開基にて、文祿二年、信直の時、關山派の石門和尚を、松島瑞岩等より聘して中興すといへば、實は實光の法名によれるに非ず。又、三光國師(覺明)は、出雲國に雲樹寺を立てたるを想へば、光行をば雲樹といひ、實光を三光といふの類は、皆後世の追號なり。祐清記錄には、政行、嘉慶二年卒去、曰三光院と載す。又、久慈長久寺住持、三光坊の弟義山は、桂泉寺の鐘銘を作る、云々。

南部系譜云、信直公、天正十九年、領內平定之後、居福岡城、慶長四年十月、卒於福岡城、葬于聖壽寺。北奥道中記云、聖壽寺村に、三光庵あり、境内に信直公、利直公、利康君(利直四男彦八郎)の廟を置く。

平良崎(ヘヲサキ)　今、平頁崎村といひ、玉掛(タマカケ)、相内、赤岩なども合す。小向の北半里、馬淵川の西岸なり。此地を沖田面(オキタモテ)ともいひ、南部氏の故墟あり。

(沖田面)

糠部五郡小史に、平頁崎、留崎、馬場の三古城の外に、聖壽寺館、鎧神館を數へ、三戸の五个城といふ、鎧神館は住谷野の北也。されど平頁崎をば、殊に古館と思惟せらるゝは、其證あり。(無年號、南部師行の判なれば、建武中のものなるべく、

わせたのみのくちの二たん、そへて進候也、ひしやもんたうの地の事、おほむかゐのうち、やすた二郎が屋しき、をなしくそのまへに候はたけ、そへて進候恐々、

二月二日　　　　師行(判)

たてのひしりの御房」

早田(ワセタ)、大向は平頁崎の近地に其名のこり、毘沙門堂とは、恐らくは永福寺(嶺松院)を指す。館の聖とは、其寺僧なるが、寺邊に南部家の邸館ありしが故に、かくも呼ばれしを覺るべし。

永慶軍記云、奥州糠部の領主、大膳大夫信直は、先祖南部三郎光行、糠部階上の數郡を下し給はる、是に依て、建久二年、本國甲陽南部の庄より、此所に入部して、平頁崎を居城と定けり。○野史云、建久三年、南部光行初入三戸、是冬臘月二十八日、到糠部相内邑、時歳晩且建小月也、更爲建大月、迎新年、築平加碕城居焉、(永慶軍記、根元記)光行十世茂時、稱右馬頭、屬北條高時、正慶二年五月、從高時自殺(系圖、根元記)茂時孫政行、從足利尊氏有功、授本領、(武家譜、藩翰譜)政行子守行、剃髮號禪高、應永中、屬足利持氏樹功、(系圖、藩翰譜)、應永二十三年、秋田之戰、陣中斟酒、筵上有雙鶴翱翔影入盃中、戰又有利、因以爲旗記號。(根元記、永慶軍記)

隨離紀程云、小向村、猿部川遶其北、而東與馬淵川合、此岸曰門前邸、邸北古城址、光行所築、曰平頁崎、一路沿川、人煙斷續、踰大堀平坂、石壁削立、俯臨奔流、隔水曠原、遠連名久井嶽麓、耕牧之盛可想。

(比頁崎)(玉掛)

北奥道中記云、門前(モンセン)とは沖田面の南にて、永福寺の舊地なり、今も嶺松院といふは、其故跡にして、三丈五尺廻の槻の古木ありしが、寛永年中に打倒れしとか、新羅明神、早稻田(セタ)觀音、同境内に建立、比頁崎(ヒラサキ)館は、沖田面の民家より北、百間斗入りてあり。○赤岩に、熊野十二權現祠、玉掛(タマカケ)に諏訪明神社あり。諏訪社に、承久三年の梁牌あれど、(糠部五郡小史)信けがたきところあり。玉掛とは、岩石に、念珠を掛けたるさまあるに因れり、其石稍瑩朗なり。

高山峠(タカヤマ)　平頁崎の北一里、淺水(四戸)五戸への舊驛路にあたり、劍吉驛の西嶺を横絶するものとす。

東巡錄云、三戸驛より出で、川守田村を經、稻荷坂、越邊坂、長坂等を踰え、高山坂に登り、坂巓に憩ふ、遠眺甚宜し、七戸、田名部等の數峯、皆杳渺の間に在り、東北亦滄瀛を天末に見る、連日峽複巒重の間を行く、氣象窘隘なるものあり、此に至りて始めて開豁の思を爲せり、數坂を下り淺水驛に達す。

相内(アヒナイ)　今、平頁崎村の大字なれど、其東北一里、劍吉驛に至る間にして、馬淵川の左岸なり。地狹けれど、膏腴の名あり。

既將正朔論私大、三代制由三代爲、珍重邦基屹不動、
春風一日入城遲。　　　江幡　梧樓

奥南舊指錄云、承久元年十二月、南部三郎光行、上下七十三人にて甲州を發し、大巡、由井濱より兵船に乘り、同二十八日、奥州糠部郡八戸浦に着岸、相内村觀音堂に

て越年、月迫なる故、月小なるを大に直し玉ふ、是私大の始也、夫れより百姓の家に入りたまひ、一夜掘をほらせ玉ふ、惣米居、猿山等はからひける、田子より佐々木氏、原氏、斗內氏、福田氏、豐川氏、日澤氏等、來りて隨ひ奉る、翌年雪消ければ、平良ヶ崎を見立て居館を構、內徒等悉誅罰なされ、法度を糺明し玉へば、漸く平定にぞ成ける、是より子孫代々住居有て、當國を押へ玉ふ。〔癡風記〕○北奥道中記云、相內村御野牧あり、一夜堀の館は花見館ともいひ、往還より西方三丁程入り、跡に御館神と稱して一宇あり、又、觀音堂(清光寺)在り、昔御先祖御入國の古跡也、此より比良崎(沖田面)の間に、龍之口の諏訪明神、社領二十八石を附けらる、玉懸村、往還より北に屬す。○按、南部氏入部の俗說、信を取り難し、海路下着といふこと、殊に疑ふべし。又、一說あり、

天文中撰津輕郡中名字(東日流傳記所收)云、糠部六郡といひ、閉伊始め七郡といふなり、南部の知行は百八十年といひ、主從八騎にて、甲斐國より下りて、六千八列の甲となる、富士、安貞、對馬は三宮領なり、三上、櫻庭、神、岩間、四天の侍と云、中馬□□太郎、相內兵衞太郎と云、一戸九戸等、是を五人の親類一家といふ、其後、久慈備州來る、大浦信州は備前守の子也、又其後、東殿西殿出生也。

この說によれば、南部氏入部を、南北亂の頃と爲し、彼れ、八戸師行の七郡を申沙汰しける時にあたる。されど、八戸以外なる南部の諸族、夙く工藤氏と共に糠部へ土着せるものありしやも知れず。彼れ、一戸乃至九戸の諸族は、皆南北亂以後に繁衍したりとも論斷し難し。甲州七士は不來方(岩手郡)、米澤(二戸郡)、目時(三部郡)、奥瀨(北郡)に合考すべし。舊指錄に、三戸地士とて、相內、豐川、石澤、川守田、河內、津田を擧げたり。

熊原川（クマハラ）　一名三戸川、鹿角郡界の來滿嶽に發し、東北流し、田子、斗內を過ぎ、三戸驛の東北に達し馬淵川へ入る、長凡十里。三戸より、鹿角毛馬內への驛路を、來滿越といふ、熊原川に沿りて往來す、一名田子川。

斗內（トナイ）　今、豐川と合せて、斗川村と改む、三戸の西二里、熊原川の峽中に屬す。武士澤といふ支落あり、毒澤とも書す、毒澤にブシあり。

北奥道中記云、豐川村より、犬子岩倉を過ぎ、斗內村に至れば、伊豆御嶽權現社あり、日澤、貝森村への近路あり。

田子（タッコ）(相米)(達戸)　今、田子村といふ、日澤、相米之に合す、來滿山道の一驛にして、三戸を去る四里、熊原川の北岸に緣る、毛馬內へ九里。曠原を小國平といふ。

南部信直、其宗家を繼承せざりし時は、田子と名のれり、又、達戸につゞく。南部軍鑑に「石川左衞門佐高信は、三戸右馬允安信の弟にて、津輕石川の城にありて、總郡を司令す、ときに安信の子晴政、晴政の子晴繼早世して子なし、高信の子、田子九郎信直を以て家督とす」云々。

北奥道中記云、田子の上村に、牛尾館跡あり、信直公御弱冠のみぎり、在住あらせらる。

舊指錄に「光行公八戸着岸の時、田子より佐々木、原、斗內、福田、豐川、日澤の人々來り隨從す」といひ、系譜附錄には、甲州より下向の節、隨從の士は、田子侍、佐々木、原、斗內云々と載せ、其說相異す。○新撰國志云、永祿六年、南部晴政卒去、子晴繼相續、永祿八年正月早世につき、田子信直跡を繼ぐ。

石龜（イシカメ）(茂市)　今、原、茂市、山口、關、夏瀨等を合せて、上郷村といふ。田子の西、來滿嶽四角嶽の下なる山谷なり。

南部舊指錄云、康政公の四男を石龜紀伊守信房といひ、石龜村知行ありて、其別れに下田、西越、楢山等あり、又、康政公の五男、毛馬內靭負秀範の別れに、大湯、茂市等あり。○北奥道中記云、原村より石龜への路、右に龜崎とて、奇形の岩山あり、急流樹茂りものさびし。

關（セキ）　今、上郷村の大字にて、石龜茂市の西、田子より三里、猶三里にして來滿峠に到るべし。

東遊雜記云、三戸の關町は、大概の一筋町なり、北にナノヒヶ嶺あり、此宿にて、巡見使衆泊あるべきよしにて、亭主を呼び出し線香を求む、暫らくにて出家一人參りて線香をのせて、亭主を以ていふやう、只今線香を御附、則持參仕となり、人々あきれて、ものも云ふ人もなく、心中のをかしさたへかたし、されども出家の前に笑ふ事用捨して、御念入りし事と挨拶して歸し、大笑ひしぬ、此所にては死人ならでは線香の入るといふ事なし、線香の入るといへば死せし人ありと心得る風俗にて、今夜は亭主以下所のもの共不審をして、評判とりどりの中へ、附廻りのもの、盛岡城下より觸にては、死亡の人なくしても線香を平生用ふる、といひしらせければ、それはいまいましき事なりとて、所の者は笑ひしと聞きぬ、いろいろの風俗も有ものならずや。○永慶軍記、天正十九年九戸亂の條に、

九戸政實は、敵よする由を聞き、波打長峰に打て出、日喰嶇を前にあてゝ陣を張り、人數を金田市へ出し、日夜の爭止事なし、信直急ぎ京都に言上せんとて、使者を發し、三戸を打出、彦內の峠を越、有屋峠の難所を過ぎ、最上川に便船し、酒田の津に出て、夫より陸地を歩み、日數積て洛陽にぞ着きにける。

彦內峠、今知れず、有屋峠は、今羽前羽後の境界なり、彦內は來滿峠にあたるに似たり。(來滿峠、鹿角郡に詳す)

貝守（カヒモリ）(來滿峠)　今、袴田、蛇沼を相合して、猿部村といふ、田子の北に一嶺に隔て、別溪を占む、其澗水は、東に

（猿部）

降り、小向、沖田面の間にて馬淵川へ入る、長六里、之を猿部川といふ。
永正の糠部馬焼印圖に「三之部立、かやもり、印、くわぶた、十文字」と載す。かやもり訛りて、今の貝守となれる也。○貝守より西北、十輪田（トワタ）山への參詣路あり、凡七里。

名杭嶽（ナグヒ）

三戸の東なる峰巒にして、標高は七百米に達せずと雖、形容秀拔にして、四方の望と爲る。北上山脈の古生層と、第三紀丘陵の間に、迸出せる火山の熄止せる者とぞ。今、其北東麓を、名久井村といふ。」名杭の巓には、月山權現、本地藥師如來を崇めたり、又、中腹に荒澤不動堂、長谷觀音堂等を置き、麓には惠光庵あり。近年、此惠光庵を、長慶天皇の開基などといふは、何等の誤傳にや、住谷野の有末光塚をば、皇陵などとさへ唱ふるものあり、不稽厭ふべし。

名久井（ナグヰ）

（長杭）

今、名久井村といひ、法光寺、鳥舌內、鳥谷等を合す。名杭嶽の北麓、馬淵川右岸の村里なり。三戸の東北三里、八戸の西南三里、又長杭（ナガクヒ）に作る。南部深秘抄云、名久井氏は、本苗工藤なり、昔、伊豆國住人、工藤左衛門尉祐經が長男犬房、奧州八戸に下向、二人の子あり、嫡子は上名久井の祖にて東氏也、下名久井は今有所の工藤にて、八戸氏、葛卷氏に同し、又、南部三代時實公の二男政行、名久井工藤の家を繼きて、三戸城の東に其屋敷ありければ、世人東殿（ヒガシ）と稱したり。○津軽一統志云、天正十九年（九戸の亂の時）、諸國の軍勢催促あり、淺野彈正九戸表へ出陣に附、南部近隣の大小名、各彼表へ參向す、六月、八月、兩度御書到來、爲信公も大浦御首途ありて、平內、小湊口より、南部の內長杭と云所まで、其行程三日に押詰させ、上方の勢參着をそ待せ給ひける、是れ爲信公關白殿下の初めて參內なり、既にして、九戸誅伐の後、南部信直は津軽の罪惡をも問はれんことを請へども、聽されず。○名久井の東南部氏は、

八戸系圖、元龜二年八月、八戸政義、始率兵向櫛引、東政勝請約、助櫛引、政義進戰克之、遂取櫛引氏四村、東氏七村、

政勝は民部と稱せし人にて、天正二十年四十八城の一に「名久井、平城、南部中務持分」といひ、破却せられず。中務は民部の子歟、其後に至り廢す。

幸便候條申入候、九戸櫛引逆心之由、無是非次第候、皆々何と分別違にて、如此之手立候哉、縱奧州一篇に候とても、可被仰付儀安事に候、右之始末、沙汰之限に候、然所、其方對南部大膳大夫殿、御馳走由尤候、今度（中略）、津輕、仙北口よりは、北國之御人數令出、葛西、大崎表へは、家康中納言殿可被成御働由候、（中略）、
卯月十四日（天正十九）　長吉（淺野彈正）
東殿御宿所（南部家記錄）

法光寺（ホフクワウ）

今、名久井村の大字にして、直に名杭嶽の下にあたる、同名の古精舍あり。○南部邦內村志云、名久井法光寺は、建長年中の草創にして、糠部第一の舊刹と傳へらるゝも、詳説なし。○新撰國誌云、白花山法光寺、永正年中、越後柏崎香積寺通山長徹和尚中興、南部東家の牌所とす。

鳥舌內（テウシタナイ）

今、名久井村の大字なれど、嶽の東麓にして、市野澤村に近し。溪流を如來堂（ニョライダウ）川といひ、名久井に至り馬淵へ歸す。

劍吉（ケンヨシ）

（虎渡）

今、虎渡、斗賀と相合せて、北川村と改む。名久井村の西に、馬淵川を隔てし小驛次あり。鐵道、三戸へ六哩、尻內へ七哩。
虎渡（トラト）は、劍吉と相內の間にして、其西嶺は高山峠へ續き、三戸より四戸（淺水）の往來は、直路を彼間に取るを以て、劍吉、尻內を迂回せず。○南部系譜云、劍吉左衛門尉愛正の子、北松齋信愛は、信直公の家老なり。○八戸勝義（天文中の人）へ與へし、三戸晴政に文書に、見吉森（ケンヨシ）といふは、劍吉山ならん、

（見吉）

態致音信候、四戸殿、人馬別々被立馬、見吉森の腰へ被打立、かせき被申候、其御方も、ぬさ口なりとも、何方成共、御出軍被成候者、可爲本望候、

四戸殿とは、淺水の南氏なり、ぬさ口今知れず、野澤歟。
天正二十年四十八城注文に、

劍吉　平城　在　南部衛門尉持分　居住

と見え、北信愛の居館とす、其後に至り、破却せらる。蓋信愛、和賀郡花卷へ移鎭の時歟。今、村內の陽廣寺は、信愛の開基なりと説かる。

斗賀（トガ）

（靈驗堂）

今、北川村の大字にて、劍吉の北なり。○伊達勤王事歷云、三戸郡斗賀村、靈驗（リヤウゲン）堂、鰐口の銘に「大旦那、大信明尊、正平二十一年三月三日」とあり、相傳ふ、明尊と云は、長慶帝の皇弟にて、帝に先たち、三戸へ下り、先つ名久井山長谷寺を建て、後、帝を奉迎し、相共に蹕を此に止められ、崩御の後、三戸城の東、並王ヶ崎に奉葬せりと、今櫛引八幡社に、桐章の兜、菊花文鋲金の甲を藏し傳へり、云々、（南部世譜附錄）此の記事、固より荒唐なるが、南部の泉山氏に傳へし長慶帝御世譜とて、明治三十一年、史學雜誌に出でたるものは、是等の説に因て作れるものならむ、他の實錄に對して證明すべきもの更々無ければ、採るべくもあらず。○斗賀の靈驗堂は、北斗妙見菩薩の祭壇にして、靈符驗示の故に、靈驗堂ともよばるゝ也。南部家には、雙鶴に九星を畫繪して紋章とす、星辰の靈驗に歸依せること、想ふに足る。松館（八戸）田名部、横內（青森）等にも、妙見の古祠あり。又、明尊の事は、津輕藤崎城址に合考すべし。

苫米地（トマメチ）

今、片岸、高橋、小泉等と相合せ、地引（チヒキ）村と改む。名久井の北、劍吉の東北にして、又、

(人馬別)

馬淵川の左岸に倚れり。天正十九年、九戸櫛引亂の時、苫米地城は、九戸櫛引衆に奪はれり。櫛引の西南一里餘の隣邑なり、或は人馬別に作る。

天正十九年正月、九戸政實、自去年稱病不出、恣涉獵山野、調練兵馬、及信直救淺野重吉於烏屋碕携歸、政實恚、將擧兵擊重吉、重吉聞之、走北信愛邸、政實與櫛引淸長七戸家國等議、三月擧兵、攻一戸苫米地淨法寺三城、信愛時在三戸、二男秀愛守一戸、拒擊却之、聽人告急、苫米地淨法寺又固守不撓。

(渡𡉕)

福田(フクタ) 今、田部村と改め、法師岡、樺木、𡉕渡(ゴミワタリ)等を合す。苫米地の東にして、櫛引の南なり、即、名久井の東北に連なれる田野を占む。𡉕渡は、福田の南にて、名久井嶽の裾野にありたる、𡉕字疑ふべし、ゴミに假りしなれば、埃の寫歟。

慶長十八年、[illegible]文に「[illegible]村三百八十七石、三戸の内にて四十三石四斗、六戸の内長屋村にて十七石五斗、七戸の内根井村三斗六升」云々。𡉕澤、今知れず、𡉕渡と渉るなき歟。

法師岡(ボチヲカ) 今、田部村の大字にして、櫛引に隣接したり。○南部系譜云、淺水遠江守長義、有二男、長南彈正盛義、次與膳秀氏、與櫛引河内、度々合戰、天正十八年八月、於法師岡戰死。

櫛引(クシヒキ) 今、館村と改め、苫米地と八戸町の間なる諸部落を合す。其沼館、根城、贄市、澤里等は、直に八戸の西郊に屬す。文祿元年、南部四十八城の一「櫛引、平城、破却、信直抱、代官櫻庭將監」とあるも是也、或は串引(クシヒキ)につくる。(櫛引の村民、馬淵に矢倉留(ヤグラトメ)と號する漁渠を造り、鮭鱒を捕る、古來の風俗也)

南部深秘抄云、光行公の四男、孫四郎宗朝は、四戸の祖なり、四戸の家別は櫛引なり。()南部系譜云、天正十九年、九戸退治の後、領内の櫛引の小笠原氏を退治せしめらる。○按ふに、天正十九年、九戸政實謀叛の時、一門なりし櫛引の河内守淸長、之に與力同心す、(永慶軍記)

北越軍記に、

九戸修理亮、櫛引三左衛門遁心、奥州動亂につき、大軍發向、九戸城、二ヶ所の敵城に、上杉景勝出馬にて、一時乘に二ヶ所を攻取、(新撰國志、櫛引左馬助政淸)

ともあり。氏郷記には、九戸、福岡の外に、穴太井、根反二城の事見ゆれど、櫛引城はなし、永慶軍記の趣も之に同じ、櫛引氏は福岡へ籠城すと、見えたり。八戸家傳のには、八戸直榮、櫛引城を攻め拔くといへり、留守の城邑を攻略せるならん。

(引串)

爰元爲御見廻、預使者候、殊小袖同服八送給候、被寄思召、遠路一入祝着之至候、將亦南部表之事、霜臺以御才覺、早速於九戸串引殘黨等悉御成敗候、左樣に候へば、奥表役明隙候之間、頓而可爲上洛候、可御心安候、定而虚々にて可有御對面候條、御大慶令察候、委細罷上、以面積儀可申承候、尚使者口上相含候、恐々謹言、

十月五日(天正十九)　　家　康(花押)

淺野左京大夫殿(淺野文書)

又、櫛引氏は、本號小笠原氏なりとの說は、系譜に見ゆるが、彼の四十八城注文にも「中市、小笠原孫四郎持分」とあれば、此間に、小笠原氏の存在せるや明なり、中市は五戸なり。又、新撰國志、櫛引八幡宮は、小笠原石見入道宥鏡、貞應年中之か別當たり、小笠原安藝長則とて南部家老の舍弟也、故に此家を安藝とも稱す、即普門院の祖、云々。

櫛引八幡宮(クシビキ) 櫛引の北にて、八戸市街の西一南里半、尻内の南に、馬淵川を隔て、凡半里。

南部邦内鄕村志云、櫛引八幡宮、別當普門院、神領千三十石、衆徒六坊、神主松田氏、社人八乙女等十數戸奉仕。○東遊雜記云、八戸より一里半西南に、八幡村有り、此所に社頭有り、千三十九石、南部侯よりの御寄附、寶物數多にて、新羅三郎義光の甲冑あり、總金のかなものにて、あたりもかゞやくばかり、なかなか當世にては黃金の澤山なることにして、かゝる甲冑を製したるならんと、人々目を驚かせし、是は國君へ召し給ふ甲冑とは更に思はれず、外にも三領あり、よき甲冑なり、太刀も多く、飾りも念の入れて拵へたり。○隨蹤紀程云、馬淵西涯二邨、曰櫛引、曰八幡、東南有八幡祠、光行自甲斐徙、祀其太祖義光、子孫重修、更加宏壯、寄祀田千三百石、例祭、大射、行流鏑馬儀、封建廢、今存餼羊耳。(近年、此八幡にも、長慶天皇の寓止を說き、彼れ寶藏の甲冑など、帝の御遺物などゝ附會するとぞ)

北奥道中記云、櫛引八幡宮鰐口銘「應永二十年八月吉日」重興棟札は、慶安元年重直公の時修造「南部元祖以來、世々相續而後、太守守行、應永二十年再修造」云々。

遠野南部彌六郎呈書(享保年中)云、櫛引八幡祭禮の儀は、私先祖、御家興隆、爲御祈禱、社領如先例寄附、且又、流鏑馬神事仕候、其後御先祖政行公、就彼聞御家運、右鏑流馬彌延斷絶被仰付候得共、射手參向次第、幷手札等相渡候事、專當家の射手掌之主、今舊例之通に御座候、最御家の爲の神事故、手前祈禱は、於在所別に神事相勤候事、信直公の代、九戸一揆、幷大浦右京津輕押領仕候節、薩摩守政榮、彈正直榮、倂父子忠節、御家無恙、信直公其志を御感被成、末孫迄御疎意有間敷御誓詞被遊候て、三戸八幡宮へ御納被成候、云々。○新撰國志云、櫛引八幡神宮寶假面、今九枚存れり、斗賀の古面と相似たり、鰐口は、鄕村志に「應永十二年八月吉、奉行野田源右衞門直旨、大工濃州長門藤原宗次、小工津國渡邉藤原家房」云々と欵識すといへり、今所見のものと符合せず、

識文(陽起)列讀し難し。

根城(ネジャウ)　今、館村の大字にして、櫛引八幡の東北一里、八戸市街の西郊にして、澤里、賣市と相接比す、八部南部氏の舊墟なり。

隨筆耙程云、根城者、八戸氏遺跡、蓋八戸氏之先曰實長、即光行次子、居甲斐、領波木井(ハキヰ)、御牧飯野三莊、稱波木井氏、四世孫師行、延元三年、從鎭守府將軍顯家西上、戰死於安倍野、五世政長、六世信政、七世信光、八世政光、并仕南朝、及南帝傳神器於北朝、來住此地、更稱八戸氏、十九世直榮、九戸氏之亂、攻敵於櫛引城拔之、二十三世直義、移閉伊郡遠野、食邑一萬三千石、今其家三十三世、家藏南朝綸旨四通、口宣三通、國宣十九道、選故可謂故家矣。

八戸南部系圖云、建武元年、北畠顯家爲陸奥國司、就任宮城郡、師行爲國代、始到陸奥、館于糠部郡八戸石掛(イシカケ)村(掛石)八森、顯家曰、是地當爲本郡鎭護之根城、乃與以食邑萬石、因稱其地曰根城、師行又建八幡宮祠焉云。○八戸五世傳(齋藤竹堂撰)云、師行、八戸氏、稱又次郎、南部政行次男、出承同族長繼家、長繼系出自南部光行三男實長、實長至長繼三世、居甲州波木井、元亨二年、奥人安藤堯勢、叛北條氏、高時遣兄立時光往之不克、先是、長繼討凶徒於奥州糠部郡事平、會時光乞援、即馳赴之、與畑時能相議、夜襲安藤氏、獲堯勢及族將數人、驍名大著、長繼子貞繼夭、遂納師行配女爲嗣、建武元年、源顯家任陸奥國司、居宮城郡、師行爲國代從之、始築城於糠部八戸居焉、顯家謂曰、是蕩平本州根本之城也、因號根城、遂賜根城近傍地、以爲采邑、適鹿角郡地頭有闕、又併賜之、於是師行巡視諸郡、以捕賊滌滯冤、部内大治、二年、顯家奉詔西上、以國中未服屬、故留師行父子守之。

按、南部系譜に、四祖政光(系圖政元)の次弟、東次郎政行の子を、又次郎師行六郎政長とす。東殿(ヒガシ)とは、名久井工藤氏の家號なれば、その謂れあるべし。されど、又次郎師行に、元弘建武の世の人なれば、東次郎政行に混淆すより三四世の後孫ならん、(三戸の十二祖政行に混淆すべからず)又、東の名義に就きて考ふれば、八戸九戸な、當時牧制の上に、九个部の東門と唱へしに注意すべし。師行政長は、其父祖の時より、夙く糠部東門を知行して、工藤氏以下と相並びし家と推斷せらるゝに非ずや。

京都事、雖有巷說、府中無殊子細、南部又次郎下向之程、可被警固奉行郡内由、國宣候也、仍執達如件、

延元元年十一月十五日　　鎭守軍監有實奉

南部六郎殿(南部文書)

時長、師行、政長等中、甲斐國南部鄕内村々以下、地頭職事、召出實行、急可被尋究之由、所仰候也、恐々、

十月二十六日　　重　泰

大宮大夫判官殿」

(今按、時長は中條氏なり、大宮氏は駿州富士の祝にあらずや。是れ、師行兄弟が、甲州と奥州、二州に知行せる證跡なり)

延元二年八月、顯家將討尊氏、飛檄募兵、從者雲集、乃發府、所向皆風靡、三年正月、從鎌倉赴京師、會今川心省三浦義高、率四千餘騎、踰阿字賀川而來、師行等帥二千餘騎、進當之、鋒鋩頗厲、敵兵大潰、我遂北擊之、敵兵溺於河死者無算、師行部下西澤行廣獲首級凡十一、至泉州阿部野、與高師直會戰、顯家敗死、師行亦力鬪致死、從者者凡百八人、師行弟曰六郎政長、襲後賜七戸地、任遠江守、正平十五年病卒、有三子、長信政、次政持、三信助、政持稱左馬介、與父兄勤王、以功食邑於甲州倉見山(子孫稱新田氏)、信助兵庫助(中館氏祖)、信政稱三郎、母師行之女也、延武二年、國司顯家西討尊氏、信政以父祖留國故、挺身從顯家、屢有戰功、暨顯家東下、信政亦從焉、興國六年、任達智門院右近職人、亡何卒、有二子、曰信光、曰政光、信光少字力壽丸、後稱三郎、以父信政早死、正平五年八月、承祖政長襲家、轉任大炊助、又備廳守、十二年、後村上賜綸旨、褒其軍功、

按、八戸系圖、一說に、政光を甲州波木井在住と爲し、家傳にも「正平二十二年、信光在波木井、擊神大和守、得其冑、奏之芳野、帝下詔日、大和之叛蓋僞未決、而見其寇鄕則眞矣、宜發兵問其罪、信光乃率西澤光廣三上質親福士宗隆等、往攻碑城、拔之、命三上西澤爲城代、安堵士民、同奏之、文中元年、信光蒙襃號聖光、永和二年卒、有二子、曰長經、曰光經」云々。而も、古文書に、正平十一年十一月、信光薩摩守輔任の擧狀、同十六年、相傳領掌狀等には、南朝の國司北畠顯信の判を具ふ、奥州在住の故ならん。家傳には、信光政光の時迄、甲州在住の事をも記せど、疑ふべし。當時、糠部兵馬縱横、巳に割據の勢を成せしは、甲州の舊邑は、南北合一を侍たずして、別家へ附與せるならん。

「陸奥國糠部郡内、八戸右彼ところは、くんこうのしやうたるあひだ、政長知行せしむるを、信光に讓あたふる物なり、彼讓狀をまほりて、にいりやうすべし、

正平五年戊丑八月十五日　前遠江守源政長(判)

(八戸文書の中に、信光の母かいすが、其父よりの配分證文あり、貞行とは、津輕黒石の工藤氏也)

ゆづりわたす、ひたちの國田むらの村、みちの國いくのしやう、かなはらの保のうち、かた山の村の御たいくわんしき、ならびにかまくら西御門の地事、右ところ〲、むすめかいすこせんにゆつりわたす所也、(中略)元亨三年十一月三日

右衛門尉貞行(判)(南部文書)

（正平十七年正月十八日、京都合戰の捷報を、國司顯信より、南部薩摩守信光、并に七戸に傳へられし一通あり、又、其頃の一通に）

其後無指事候間、不申遣候、兼又上田城事、成和與之儀候之間、遣此邊候軍勢、御方よりも無相違ひかせて候、就其者、且此仁申遣子細候、被思案候て、可承左右候也、狀如件、

六月十八日

（上田城といふは何地にや、始末知れず）

年來軍忠之次第、叡感不少、猶殊可抽貞節者、天氣如此、悉之以狀、

正平廿二年六月廿五日　右大辨（判）

南部薩摩守館

政光稱四郎、後彈正少弼、又薩摩守、初受七戸城於祖政長、召之、與兄信光割土有年、天授二年、信光病卒、以子長經幼、故立政光爲嗣、

讓渡　陸奥國糠部郡內

右彼ところは、くんこうのしやうたるあひだ、信光ちきやうせしむる□□政光讓あたふる物なり、此うち二日いちさかいたをは、しやうせう殿、しやうさく殿、しやうけん殿、三人讓なり、せんさい、たけまつ二人には、女子のごとくに、はいぶんすべし、もしさいけにならん時は、はいぶんにあつべからず、彼の讓狀たまはりて、はいりやうすべし、

天授二年丙辰正月二日　前薩摩守源信光　判

明德三年、南北媾和、車駕齎器還于京師、各國官軍皆降足利氏、於是、宗家南部（三戸）守行謂政光曰、子家世忠於芳野、今朝廷歸一、將致節於何人哉、不若納降於將軍也、今而不降、罪不可測矣、此言非吾所敢私、實出將軍之意也、子熟慮之、政光辭曰、荷公厚意、然奧中之地、皆芳野朝廷所賜、今得足利氏之券而全之、萬不爲也、假令從朝廷所出、則尺寸之地亦足矣、守行不得止、告足利氏曰、政光孤忠不知適時宜、敢請全奧中所領之地、不更賜券、而收甲州舊邑、則政光致仕、而子將出仕矣、義滿許之、明德四年、政光舉族輸甲而入奧、立姪長經爲嗣、而自老於七戸、經歲乃卒。（今按、五世傳の、八戸政長が三戸政行を救ひ、三戸守行が八戸政光に報へる說は、後人捏造の痕跡を認む、識者は當に採らざるべし）

南部深秘抄に「八戸は、光行公の六男、波木井六郎實長の庶流、工藤掃部が聟と爲り、八戸を知行し、南部と稱し、後八戸と稱す」と載す。八戸には、もと工藤氏の知行あり、工藤氏の聟と爲れるは、師行政長いづれならん。南部系譜には「師行之弟政長、繼兄家領、爲八戸領主工藤將監秀信養子、娶其女、號八戸彌六郎」と述ぶ。將監秀信、古文書に見えず。建武元年八月、國司（顯家）津輕下向宿次の注文を、師行と工藤右衛門入道の二人に命ぜられし證ありて、工藤が八戸の強族たりしことは論なし。享保中の遠野（八戸）彌六郎手書に「工藤秀信の女於勝、破木井六郎政長、その入聟として、八戸一圓に知行」云々。盛風記には、南部六郎祐時の妹、八戸政長に嫁すと述べ、太平記を引き、祐時をば三戸信長の舍兄とす、諸說出入參差す。竹堂の五世傳には、政長の妻を、師行の女と爲す。

八戸南部系圖云、康正中、田名部邑主蠣崎藏人作亂、掠略近傍、政經（八戸河內守、初政長季子信助、稱中館氏、其孫政經、繼八戸之後）發兵伐之、

兩國へ被成綸旨、是又珍重、同事書寫遣之候、內裡段錢之事、先度被仰出候、然者太田大炊助使節候、定近々其方へ可下着候、速沙汰候者、可目出候、恐々謹言、

六月十一日（康正中）　教兼（判、大崎左衛門佐）

八戸河內守（政經）殿

同書又云、八戸政義（一作政榮、或曰政繼、稱彈正、又薩摩、實新田義長男、母櫛引將監女）天文十七年、勝義歿無子、遺言以政義爲嗣、年尙幼、祖近江守盛政、及父左馬助行義輔翼之、至十五歲、始親事、永祿元年、稱彈正少弼、十年正月、行義歿、政義親臨喪于新田館、家士多從之、櫛引將監之子（彌六郎）窺其虛、率兵來襲根城、焚掠城下村落、城兵留守者出拒却之、盛政聞東政勝密援櫛引、大怒欲必報之、十二年八月疾革、誡政義曰、待吾大祥忌、必斬櫛引首、以祭吾、政勝聞政義恨己、依盛政之族作田相模、贈書謝其先異志。○新撰國誌に、根城を、寛永四年八月直義までの居城と爲すは、誤れり。天正二十年の四十八城注文に「八戸、破却、南部彥次郎（直榮）持」とあるに非ずや。

賣市（ウルイチ）（澤里）

今、館村の大字なり、澤里（サハザト）と共に根城に接し、八戸市街の西郊なり。

糠部五郡小史云、寶曆十一年、七月下旬より、八戸井水涸渇、十一月に至り、小震時々あり、十二月十六日申の刻、大に震動し、翌朝に至り大小十七度に及べり、爾後引續き小震止まず、正月十九日大震、城中土手崩れ、城下の家屋破壞夥數、二月朔日、湊村、津波にて民家人馬の流亡あり、三月四月に至るまで小震止まず、七月上旬冷氣を生じ、九月下旬の候に似たり、八月十五日暴風雨、洪水汎濫し、澤里村賣市村の邊は、堤防破壞大海の如し、馬淵川新井田川出水二丈餘、下組町一面の川となり、湊新町、人家牛馬を押流せり。○南部雜纂八匣由緒云、八戸四家とは、新田、田中、中館、澤里なり。

八戸（ハチノヘ）

今、八戸町、人口一萬五千、糠部の都會にして、青森弘前に抗衡す。馬淵川の海口にあたり、其東には鮫（サメ）の港灣あり。鐵道幹線は、三哩の支線を以て、河西の尻內に通す、青森六十四哩、盛岡七十哩。

今、八戸の下町を、特に新井田（ニイタ）町といひ、每八の日に

市を立つ、古より然り。されば、此地は八戸新田(ニヒタ)の中館にあたり、南館（今大館村）と湊川を隔つと知るべし。

東遊雜記云、八戸は、小南部侯の御在所にて、市中七八百軒、よき町にて、大川には土橋かゝる、長百八十間、さて小南部は、表高は二萬石なれ共、數萬石の領分と云ふ、此邊馬多ければ、巡見使には、地方の小吏に其事を問はれしに、此者恐れ入りし體にて、何やら懷中より取り出すを見れば、御巡見使より御尋の品々御答申覺書にて、其終りに、此外の事を御尋あらば、存不申と御こたへ申せとあり、領主役人より渡されし書付なり、此書付に馬の一件なかりし故に、存じ不申と答しなり、皆々大に笑ひて興となりぬ。○寛文十二年、八戸分知、八十餘村、六代官支配なり、

九戸輕米代官七千石、久慈代官五千石、八戸長苗代七千七百石、濱通七千五百石、名久井三千石、紫波郡片寄稻藤土館三个村五千七百石、此高合三萬六千石餘、

〔指南錄〕

八戸は、鎌倉幕政の時に、糠部郡東門の内にして、岩手郡工藤氏の一族にて之を知行したるごとし。後、南部東氏の手に歸せることは、上の根城の條に注したりと雖、其委曲を推す能はず。而も、八戸南部の文書の中に、八戸は工藤氏の闕所跡たる證歷々たり。

糠部郡闕所事

一戸工藤四郎左衛門入道跡
同子息左衛門次郎跡八戸上尻打
八戸工藤三郎兵衛尉跡
三戸横溝新五郎入道跡

南部又次郎殿、戸貫出羽前司殿、河村又二郎入道殿、兩三人預申候、脇々郡内可有御警固候、諸事御談合候者可宜候、恐々謹言、

建武元年四月晦日　源貞綱（花押、多田木工助）
南部又次郎殿

工藤三郎兵衛尉間事、河村俟間出之、搜取之旨神妙候、時長未及委細注進、沙汰之時は可得此御意候也、件三郎兵衛尉父子事、召進之條、有事煩、御邊相共可計沙汰之由、被仰中條筆、隨而御邊にも其趣被仰候き、先日便宜不被申、御邊事御不審之間、重欲被仰候つる、時長申云、件三郎兵衛尉就謀叛、與同軍事有申間、猶可召進國府之由、重難申之、路次間も非無其煩、所詮兩御使相共尋問、被起請詞可注進、於其身兩人相談猶可計沙汰之由被仰筆、得其意可被加催促、御邊所被預之兩人事、子細同前候也、

建武元年六月　大藏權少輔清高

又同年の比と想はるゝ清高より師行に與へし消息に、

同年三戸新給人工藤三郎　合田四郎三郎跡
八戸給主工藤孫四郎、同孫次郎、
右名字不見、何樣振舞同乎、可被注進候、

是れ等にて、當時、南部八戸氏の、厚く國司の依賴を被りて、糠部地方の事に當りしをも見るべし。但し、伊達光西の知行（尻内を看よ）は如何なり行きしか、伊達の遺跡、後世聞く所なし。恐らくは皆、南部八戸氏の兼併に歸せしにやあらん。此八戸氏は、近世の初めまで、一萬五石千を領して、根城に住したり、寛永四年、遠野へ轉邑す。

八戸(ハチノヘ)城址　寛文四年、南部左衛門尉直房、二萬石分祿、八戸在住、後城主格に陞る。其邸址は、市街の北に在りて、今、三八城神社を置く（三戸入部の大祖光行と、八戸分知の家祖直房を合祀すればとぞ、命名雅馴ならず）舊名柏崎。

南部系圖云、山城守重直、寛文四年逝去、依無男子、舍弟重信直房二人、徵於江府、而繼家領十萬石、內重信賜八萬石、直房二萬石、直房居城八戸。

戊辰十月秋田藩士報告云、八戸二萬石、勤王純一、此節は謹愼も不致、海は雪中通船無之由、宮古より八戸鮫湊迄（鮫浦とも云ふ）、路程五十里餘、濶無之候、當領主遠江守、一昨年より中風煩、若殿十歲、春中より、の一件は、盛岡へ關係無之、勤王一致の由、大山格之助より、毎度使者にて、勤王鼓舞の樣子、且、盛岡とは本分の事に付、今に至るまで確執の樣子也。

（新田城址）

近世の八戸城は、天正以前の舊址なりや否や、天正二十年四十八城注文に、

八戸　平城　破却　南部彥次郎持、唐供代彌十郎
新田　平城　在　同　人

と見ゆ。此に破却せられしは根城にて、彥次郎は彈正直榮の字也、彌十郎は新井田氏也、新田(ニヒタ)城は、文祿以後の八戸氏館にて、やがて寬永に至り中絕し、寬文以後、又營館となりしもの、恐らくは是れならん。

享保十四年遠野（八戸）彌六郎呈書云、天正十八年、秀吉公小田原陣の節、彈正直榮參陣の御催促到來の所、津輕九戸叛逆に付、信直公御登被成候得共、御國直榮留置、達而御賴、直榮儀者、於小田原宜可仰上由、御約諾被遊、御登首尾相調、依之、御國無恙、其後直榮死去、左近直政も年若にて候去仕、後家淸心代より、段々御支配に相成、譯御座候て、利直公達而御賴被遊候て、遠野へ村替仕候、（淸心は直政妻にて、信直の女子なり）

（中館）

但し、新田に中館(ナカタテ)、南館の二所ありて、今の八戸柏崎城は其中館ならん。政長の長子、信政の嫡流を根城とし、庶流、次男政持を南館氏、三男信助を中館氏とす。

八戸系圖云、政長三男曰信助、兵庫助、興國六年、以國司顯信薦也、又曰刑部丞、中館氏祖、

信助―政助―政經

政經(後名行吉)、瑞河内守、繼刑部卿守清後、(守清、有永享四年補任狀)、實守清姪也、

俗說、或は、柏崎なば、寛永中の利直新築と爲すは、文祿中直政(八戸)の修理合同(根城、南館)を、誤り傳ふるに非ずや。寛永に、城池新築を禁斷せられし時代なり、いかでか大法に背き得ん。

新撰國誌云、八戸城は、寛永の初めまで荒蕪の地なりしを、八戸彌六郎遠野へ移りし後、南部信州(利直)、放鷹に托して地理を熟覽し、遂に築城せらる、本丸は元廣淵の池塘なりけるを、埋沒して營造あり、其東法靈(ホウリヤウ)神社の地を柏崎、又部壘といへり、寛文四年十二月、南部直房入部、城下の市街も、寛永六年に、利直繩張といひ、上町(三日町、十三日町、二十三日町)は根城の人民を移され、下町(八日町、二十八日町)は新田の人民を移され、其餘の町なも出來ず、當所を世に小南部(コナンブ)といふ、盛岡を大南部といへるに對す。

長者山(チヤウジヤ)　八戸市街の西南の丘陵にして、根城に近し。今、東南の櫻塚、中居林、田向、類家(ルヰケ)等を合せて、長者村といふ。

(類家)

長者山の新羅神社は、俗に祇園(ギヲン)ともいふ、延寶六年、八戸藩主直房之を建て、南部の遠祖新羅三郎義光を祭るとつたへらる。南宗寺、長者山の半腹に坐す、濟家、延寶三年創立、藩主の菩提所たり。大慈寺、洞家、元祿中、藩主直政、乳母岩野氏の爲に營築せる者とす。〇俗說、長者山は、文治五年、源義經北航の途次之を過ぐ、云々、訛傳に非らずんば捏造のみ。

小中野(コナカノ)　今、小中野村といふ、八戸市街の東、湊川に縁れる部落なり。鮫入港の船舶には、逆旅客棧を小中野に求め、酒樓妓館の類多く此地に設けらる、居民凡六百戸。

湊川(ミナト)　九戸、雪谷川の下游にして、北に向ひて流れ、輕米(カルマイ)より三戸郡に入り、新井田に至り東に折れ、小中野、湊村の間より西北に轉し、馬淵川と共に海灣に注ぐ。輕米以南の上游に於て凡八里、以下本郡に入り凡六里、一名新井田(ニヰタ)川。

湊川は、當に九戸川と稱ふべし、北上の山脈の盡端なる、古生層の山谷に發し、其中游は第三紀層に屬し、下游新井田以下二里に於て、第四紀層に屬す。

新井田(ニヒヰタ)　今、大館村と改め、妙野、松館なも合す。八戸の南東半里、湊川の右岸の村里なり。

南部深秘抄に「新田は、もと七戸といひ、七戸家國の家人なり」云々とあるは、疑ふべし。新田は、八戸の庶流にて、中館南館の遺跡明白なり。八戸八日町は、新井田小十郎の館下の人民を移したりといふ。〇天明卯辰の凶歳に、新井田の近地、凡二百七十戸の空屋を、見餓死七萬人、八戸領内にて、人口六萬、其半を失ふとつたふ。

史徵墨寶考證云、正平中、住吉行在綸旨を賜りたる南部左馬助は、甲斐南部の一族にて、陸奥七戸を領し、其子親光に至り、明德四年、甲斐を去り糠部に來り、八戸新井田に居る、因て新田を氏とすと、八戸系圖に見ゆ。〇岩手郡仁王の條に引ける、建武元年文書の、新田孫五郎も、甲州南北の一族とおもはる、此地の在名を呼ばれし歟、系圖には見えず。

八戸系圖云、南部破切井六郎政長、其次男曰左馬助政持、與父兄勤王有累功、正平十六年十一月、賜忠節綸旨、二十二年六月、甲斐國倉見山三分一、中野入道跡知行、賜綸旨、子曰親光(彦次郎、近江守)、明德四年春、去甲斐來糠部、居八戸新田邑、因氏焉。〇今按、南部文書、正平十六年住吉綸旨は、薩摩守信光へ給はる、政持にはあらず。

今度合戰、致忠節之由、被聞食畢、尤以神妙、御感不少者、天氣如此、悉之以狀、

正平十六年十一月九日　左中將(判)

南部薩摩守館

さて、今の新井田は、南館の地にして、中館とは、今の八戸なり。昔も、八戸の廣邑なりしかど、治所にはあらず。近世、新井田の中館をば鎭城と爲し、そこを專八戸といひ、新井田の邑里は狹少になりぬ。〇糠部五郡小史云、貴福山對泉院は、新井田村にあり、曹洞宗、遠野大慈寺の末にして、天文二年、開山用室存心和尙、此地は建武の頃の新田左馬助行親南館の跡にして、彼の子孫繁昌して、祖先の冥福を祈らんが爲め、館の傍に建立せるなり、寺祿百石は、近世盛岡府より給せられき。(對泉は、寛永中、遠野へ移る、此なるは林南洞和尙重興)

松館(マツタテ)　今、大館村の大字にて、新井田の南なり。昔、此に大慈(ダイジ)寺あり、寛永中、遠野へ移さる、而も舊跡にも院宇を保存す。八戸南部文書、應永十九年壬辰、大慈寺奉加帳に、

(大慈寺)

糠部郡八戸松楯、大慈寺鐘勸進奉加帳事、

馬一疋　沙彌　聖守　馬一疋　近江守親光

馬一疋　式部大輔親經　馬一　修理助光經

馬一　在近將監長經

(此に聖守とあるは即三戸守行なり)

新撰國誌云、松館村の北、籠田に月山神社あり、慶長拾年棟札「奉湯殿月山大權現、大檀那八戸將主源政依亞跡、云々、中興者福聚山大慈寺三世桂甫代、云々」享保中撰錄縁起曰、應永十七年十月、南部三戸守行公は、八戸左近長經、子修理光經兩人へ御談義、秋田へ攻入とあり、翌年正月、秋田陣、八年勝敗軍、此時光經、湯殿月山へ立願、新田左馬助行親夢想の故ありて、遂に勝利となる、即、雙鶴九曜の紋を定めらる、其後、永享八年、八戸左近長安、月山を當所下城村に勸請し、九星寺建立、云々。

〔八戸系圖、南部雙鶴八皿由緒〕

妙野　新井田の東半里、鮫埼の南なる高原にして、蒼茫たる荒蕪なり。之を貫きて、道佛、種市へ通ふ直路あり。此野は、古來盛名の堈牧にて、永正五年糠部九个部馬焼印圖云、八部印、へいん、並大文字、丸黑馬、雀吉、めう野九千疋のまき也、印雀、有文字、小十文字、大文字にはましたる也、とあれば、糠部久慈にて、第一の大牧に推されしを見るべし。近世は牧を停められ、形勢僅に辨ふべし。

島守（是川）　今、島守村といひ、頃巻澤を合す、新井田の南三里、湊川右岸の山村なり、階上嶽其東南に峙つ。頃巻澤は、湊川の左岸に屬し、名久井村の東にあたる、頃巻澤の北に是川村あり、八戸より、是川を經て、島守へ四里許。

盛風記云、天正十九年、八戸薩摩守政榮は、九戸と近き親類なれば、一味を賴けれども、聊承引せず、信直公に從屬し、櫛引が九戸へ一味せしを聞て、八戸の根城と櫛引と、其間近き故、兵を率して出て、櫛引が別れ、島森の館を攻破り、夫より櫛引が居城をも攻め閙む。○島守處空藏堂、貞享四年、八戸直政建立、龍興山高松寺といふ。村民、耕耨の餘に、蘿蔔等を以て、筵、蔗、箕、籠等をつくる。

市野澤（中野）　今、中野、泥障作、大森等と相合して、中澤村と改む。島守の西南、湊川左邊の山村にして、九戸二戸の郡界に近し。○深秘抄に「九戸五郎行連の子孫に、中野修理あり、中野より高田わかる」云々。中野は、市野澤の中野なるべし、されど、九戸郡有家にも、中野あれば、いづれと定めん。

階上嶽（島谷部）　九戸の種市嶽の北に連なり、八戸の南凡五里、古生層と第三紀層の接際にあたり、標高七百餘米。今、其西麓の田代、晴山、北麓の平内、島谷部、金山澤、角柄折等を合せて、階上村と命稱す、中世の階上郡と係由する所なき歟。八戸聞見錄に、金山澤に洞窟ありといへるは、坑穴にや、又、蛇拔穴、物見窓など云ふもあり。階上嶽、一名を八戸嶽といふ。

道佛（小船渡）　今、階上村の大字なれど、嶽の東北三里、海濱に近し、夷語トペチ（湖川）あり。八戸より四里、九戸郡種市村と境界を分つ。其海汀の繫舟處を、小船渡といふ、鮫埼を去る、七海里。鹽を煮、昆布を採りて、物產と爲す。

水路志云、凡、久慈辨天鼻より鮫角に至る、二十三海里の海岸は、北方に向走し、大彎入なく、內方よりは山脈漸下し、海岸附近に至て五十呎以上三百呎以下の臺地を爲し、岸に達して急降す、岸邊は沙礫多しと雖、水涯は總て亂岩羅布す、夏期に於ても僅に帆走に適當の海風ある時は、其濱に激する漲花の高忽十呎餘に至る、該地の漁獵期、五月より十一月に至る、半年の間、出舟の日は其半を得ず、此海岸中數村落あり、而して上陸處は二个所あり、土俗船戸と稱す、其一は辨天鼻の北八海里にある八木村にして、其二は此船戸の北八海里にある小舟渡村なり、二村の間に種市村あり、西に種市嶽あり、直立二千三百呎。

鮫埼（鮫港）　又、鮫角といひ、八戸市街の東北二里に當り、北方に斗出する險岩角なり、凡半里、其岬畔に蕪島（天妃廟あり）、及び幾多の岩嶼碁布す。埼の西、馬淵河口に至る間、東西一里餘を、鮫港と爲す、港內にも四五の岩嶼出沒す。

鮫港より宮古へ六十七浬、函館へ浬、横濱（東京）四百三十浬。

水路志云、鮫角は、小斗出の險岩角にして、鮫港の東角を作し、岩石其前に羅布す、此角は內方は向ひ漸次高まり、山上に一小奇岩あり、物見石と曰ふ。○地誌提要云、鮫港、東西十三町、南北十町、深十五仞、一に八戸港といふ。

濱通（鮫）　藩政の時、鮫湊村以東、白濱、大久喜、金濱等へわたれる汎名なり。今、鮫村、湊村の二村に分ち、鮫埼より東南をすべて、鮫村と爲す。

湊　今、湊村といひ、八戸市街の東半里、湊川の右岸、鮫港の港首にあたる、人口三千、春夏の季に到れば、出入の船舶多し、港灣の東側は鮫埼に蔽はれ、西側の沙嘴に小丘あり、日和山、又舘が鼻と稱へらる、舊砲壘あり。此地より八戸を通し、尻內に至る鐵道支線あり、凡五哩、以て海陸漕輸の連絡を厚くす。

史料、建武二年二月の條に、糠部郡南門とある古簡に、三戸郡の湊と注し、南門をミナトと訓まんと擬したり。されど、湊を殊に南門と書せるは、既に疑ふべく、東門もありて、不通の論なり。

奥南旧風記云、建久二年十二月、光行公、上下七十二人にて、本國甲州を打立、大迴り、由井が濱より船に乗り、同二十八日、奥州糠部（註、北郡三戸郡九戸郡岩手郡鹿角郡を糠部五郡と云ふ）八戸浦に着岸、去れども御宿なく、相內村觀音堂に御入あり、月迫に及びければ、今年十二月小なるを、大に直して越年、此時甲南の火を糠部に持參したまふ。

祐清私記に、八戸南部氏の來住を說きて「破切井六郎は、武田晴信に所領をせばめられければ、我總領南部殿が、奥州糠部住居の地へ尋參らんとて、甲州を立退、北國へ廻り、木曾路へ懸り、仙北より舟に乗り、八戸浦へ着岸、所の領主工藤殿の城を乘取、つゞいて苫米地館をも責落し、三戸へ參り、南部安信公に對面」云云。時代、人物、地理、紛亂して條理なし。すべて、光行の下向も、政長の下向も、信を取り難し。又、八戸の浦には、工藤氏の祖を、魚祖大助小助と混淆して、

之を祝拜し、又次郎師行にも混ず。○盛風記云、破木居政長、甲州より奥州に下り、三戸南部殿の仰により、工藤大助が家を續き、子孫は八戸南部氏となる「身延山縁起曰、實長より十代、破木居三河守政實、大永七年、武田信虎のために、一門衆悉一擧の城にて生害なし、義實より三代、次郎實春は、天正十一年、信州高岡寺にて戰死、此時甲州破木居氏永く斷絶すと」云々。

（大祐神社）

宗教風俗志云、三戸郡湊村大祐明神あり、工藤右衛門子犬房丸大祐を祀る、昔、大祐の此地に來るや、其從者又次郎及び長才てふ兄弟あり、漁を以て其主を養ひしが、二人共に其業に巧みにて、或る時二人の兄弟、新井田川に於て、又次郎は鮭千本、長才は八百本を漁せしことありとて、今も漁夫等、大に鮭を得るときは、惠比須穗にて其魚頭を打ち「千魚又次郎、八百長才」の九字を唱へ、以て大漁を希ふの神呪となす」（向鶴）（新撰陸國誌云、湊大祐明神、寛文三年の棟札に「再建、大祐明神、漁事滿足」云々、別當和泉院の説に、工藤犬房丸祐長、故有て當地に下向、奥瀨氏を娶り、館崎（三崎ともいふ）に居る、男子二人、長は南部東次郎政行の養子と爲り、次は工藤大祐と稱し、辨財天を勸請し、子孫其別當と爲る」云々、

長苗代（ナガナハシロ）

八戸の西北、馬淵川下游左岸の汎名にも呼ばれ、藩政の時は、長苗代通といへり、稻田頗廣し、今上下の二村に分つ。

（河原木）

長苗代の舊村は、今下村に屬し、河原木（カハラキ）と尻内の間にして、八戸より半里、大橋を架して往來す。河原木は、其北東に半里、東北に臨み、市川の南一里半、一名、八太郎（ハッタロ）濱といふ。

尻内（シリウチ）

今、上長苗代村と改め、根岸、大佛等を合す。近年鐵道停車場を置かれしより、一驛と爲り、八戸鮫港への支線は、此に分岐す、劍吉七哩、下田七哩。

糠部郡國所事

一戸　工藤四郎左衛門入道跡　　八戸上尻打

同子息左衛門次郎跡　　多田木工助貞綱

（中略）建武元年四月晦日

八戸の條に、全文を引けり。

伊達大炊助三郎次郎光西申、八戸工藤左衛門次郎跡事、任御下文之旨、可沙汰付光西代、縱僻本主、捧闕東下知、以下雖帶支申、不帶綸旨國宣者、不可許容、使節及遲引者、可有其咎者、依國宣執達如件、

建武元年七月廿一日　　大藏權少輔清高奉

南部又次郎殿

根岸（ネギシ）

今、上苗代村の管内也。○八戸系圖云、元龜二年八月、八戸政義、始率兵向櫛引、東政勝渝約、助櫛引、合兵防政義、政義累戰克之、遂取櫛引氏邑四村（屋澤、水口、尻内、田茂木）、東氏邑七村（正法寺、根岸、熊澤、切屋内、高屋敷、上市川、下市川、凡千五百石）、令中館宮内少輔政直、守尻内城」○永正馬焼印圖に「四部、印、大略雀、蓮松皮也、河底、大藏」と二枚名を擧げたり、河底は、根岸の訛文なるべし。

七崎（ナナサキ）

（豐間内）

今、尻内より西、七崎まで一里半、野澤川に傍り、田土稍開けたり。七崎は、今豐間内（トヨマナイ）と合せ、豐崎村と改む。愛染明王堂あり、普賢院と稱す。又、觀音堂あり、今神祠に改め、素盞嗚尊を祭る。昔、糠部津輕の方俗、大半、觀音廟に鳥居を立て、神佛堂舍を分つことなし、以て近年に至れりといふ。○隨筆紀程云、發八戸驛、渡馬淵川、過根岸邨、右旋登七崎坂、天霽雲開、縱望曠野、鳥谷部（トヤベ）山獨立於數里外、滄波浩渺、行里餘、踰大渡坂、則五戸驛、列肆夾道、中道一水、曰市川。

野澤川（ノサハ／ヌサ）

西越の山中に發し、東に下り、淺水、七崎を經て、尻内に至り、馬淵川に合す、長八里、一名淺水川。

此一溪は、三戸と五戸の間なる横川なれば、當に四戸川と稱ふべきものゝごとし、舊名を失へる歟、下の淺水西越の條に引ける、ぬさ云々の論によれば、舊號はヌサにて、ノサハにあらず。

淺水（アサミツ）

今、扇田と合せて、淺田村と改む。野澤川に縁れる小聚落にして、八戸の西四里、南北の舊驛路は、三戸へ四里、五戸へ一里半。淺水長根とは、三戸五戸の間なる高山（タカヤマ）峠の一名なり。

安永中紀行奥北游云、傳法寺、五之戸など過ぎて、あさみづといへる處、古へ旅人を留めて、其夜にはかならずそれを害して、調度ども黄金様の物を盜み取ぬ、此里に舍れる人の、朝を見る事難かりけるを、所の名に呼ぶと云傳ふるよし、斯る所こそ、鬼こもれりやと問へば、いかゞ答へん、知らずかし、高山（タカヤマ）といへる處、色青ぬ松杉の生續ける樣、いとおどろ〳〵しき陰を詠めて過行き、三の戸に枕をかる。○按、後世、四戸（シノヘ）の地名なし、地理を推せば、野澤川の溪谷にあたり、淺水、七崎の地と判知せらる。南部深秘抄に「光行公の四男、孫四郎宗朝に、四戸の先祖なり、家別に櫛引あり」云々。又同書に「康政公の三男、遠江守長義、五戸、淺水を知行して、淺水氏と稱し、三戸城南に屋敷有ければ南殿といふ」云々、四戸淺水の訛にあらずや。

（四戸）

態致啓信候、四戸殿、人馬別々被立馬、見吉森之腰へ被致打立、かせき被申候、自其御方も、ぬさ口成共、何方成共、御出軍被成候者、可爲本望候、七戸にも、五戸米田口、無透御契之由承候、先日只□佗入候時も、預奉公候、一家同意と承候間、始末と申、畢竟頼入候、新田殿へ別紙可申上候へども、相替儀無之候、（中略）

拾月十六日（天文中）　　晴政（南部氏）

八戸殿（勝義）参（南部家記錄）

盛風記云、天正十九年、淺水城主南遠州康義は、九戸一

味の掛引河内が城を攻めんとて出張あり、然るに、北信愛、先年領地出入により、南と不和なりしかば、苫米地に控へ、両旗合期せず、南殿の軍勢、法師岡の野中に引返し、敵に取巻かれ、嫡子二男共に打死す。○又按、盛風記に「九戸乱の時、信直公出向給ふと雖、福田吉田も叛逆、三戸の通路を絶ちければ、心ならず九戸へ付者多く、味方は日々に減少す、信直公も不安思召、先一戸を退き、四戸に移り、所々の軍兵を招かせらる」云々。然るに、天正二十年四十八城注文に、四戸淺水なし、疑ふべし。

西越（サイコシ）　今、手倉橋を合せ、野澤（ノサハ）村と改む、淺水の西二里、卽野澤川の源なる山村とす。村の西南二里、温泉あれど、浴客少し。○天文中の文書に、ぬさ口とて、八戸より四戸（淺水）への通路とす。蓋、野澤川の水域を指し、當時は、今の根岸七崎などを、ぬさといへるに似たり、今の野澤村には非ず。

（前略）昨日、淺水へ打立仕候へ共、不被罷出候間。一人も不打候、然共、城前までをしつめ矢を仕候而罷歸候、今日も斗賀の作をなぶらせ申候、明日御馬を被出候て、ぬさ、淺水口おかせき候はゞ、可爲本望候、然者、斯波殿より預候文披見のため着越候、いかゞ御返事可申哉、（中略）

七月二十一日　　晴政（南部三戸氏）

八戸殿（勝義）參（南部家寬政記錄）

八戸系圖、勝義、天文八年繼、十七年歿、族子政義繼。南部深秘抄に「康政公の四男、石龜紀伊守信房の別れに、下田氏あり、信房の二男、西越村を知行す、卽下田の祖なり」また「信時公の三男、與九郎重義、野澤村を知行して、野澤（ヌサ）氏と爲る」云々。

（野澤）

五戸川（ゴノヘ）　又、市川（イチ）といひ、戸來（ヘライ）嶽に發し、東北五戸驛を過ぎ、市川村に至り海に入る、長十二里。鮭を捕る、美味糠部第一と稱す。

永正馬焼印圖に、五部の七个村、へらい、なくい、石澤、中伊手、またしげ、やうい、はねさきの名を擧ぐ。なくいやういはねさきは、後世更改したるにや、聞かず。

五戸（ゴノヘ）　今、五戸村といふ、五戸川南岸の舊驛なり、八戸を去る五里、藤島（上北郡六戸）へ二里半。（北岸川原町之に屬す）

三戸より、五戸七戸を經て、野邊地に至る街驛路は、近年、鐵道線と相參差するを以て、南北往來の旅客殆絶えたり。五戸驛の東南を地藏平といひ、曠野、七崎に達す。○東遊錄云、五戸驛外に於て、村民の耘中を覽たまふ、是より平開曠野、三面開濶、遙に八甲田山の天表に聳ゆるを見る、殘雪嶽に點じて、淡雲峯に簇ふ、縹緲の致あり。○史料、建武二年九月文書に、三浦介平高繼に、勳功賞として、糠部内五戸を賜りたる事見え、同年比の南部文書、八戸又次郎師行へあての消息に、

條々猶被仰落事候歟、所詮惡黨人等事、能々致沙汰、可被靜謐也、罪科輕重、依異儀ノ輩事者、只速可討沙汰、國府へ召進之條、有事煩之上、難義多候也、久慈郡并東門事、當給人辭申候、仍未差遣代官歟、無沙汰之條、以外之次第也、當時有御問答之子細、猶辭申之、急可被付給人候、當郡內三浦介入道、并結城七郎等代官ハ不參候哉、注進之面々不見、御不審候事候、又追可被仰之由候也、恐々謹言、

六月十二日　　大藏權少輔淸高

三浦氏が、實に五戸を領知したりや否やは、他證なし。今、五戸の館をば、慶長中まで、木村某居るとつたふ。奥南舊指錄に、五戸の又重戸來の二家は、木村氏にて、紀名虎の子孫と載す。

市川（イチカハ）　今、市川村といひ、五戸川下游の村里にして、海濱に近し、八戸の北二里半、五戸の東三里。（上市川へ對して下市川といひ、上北郡下田村に接す）

東遊雜記云、市川はやう／＼三十軒斗の在所にて、八之戸へ二里廿八丁とぞ、此邊より南は少しづつ人物もよくなり、五十軒三十軒の村里も、所々に見ゆるなり。○文化五年の終北錄に、市川へ巨鯨逆流して上るもの七十三、土民徒手にして之を捕らへしよし記したり。

切谷内（キリヤナイ）　今、上市川と相合せて、川內村と改む、五戸の東一里半、下市川の西にて、同く水瀬の地なり。

八戸系圖云、元龜二年八月、八戸政義、取東政勝（名久井）邑七村、所謂正法寺、根岸、熊澤、切屋內、高屋敷、上市川、下市川。

又重（マタシゲ）　今、中市、石澤と相合せて、倉石（クラインシ）村といふ。五戸驛の西なる山中にして、二里餘を隔てたり。又重の馬牧は、藩政の時に之を開かれたり、西越（野澤）の北二里。

南部産の良駒に、近世五七馬の諺あり、五戸七戸の駿足を出すをいふ、中古には、三戸五戸最勝れたり。○盛風記云、爰に信直公より、又重の館を預りし木邑伊勢（後剃髪して了淸といふ、先祖は南部譜代木邑因幡ならん）一味催促度々に及けれども、同心せざるに依て、九戸政實是を怒り、天正十九年三月、人數を遣し又重の館を攻る。

中市（ナカイチ）（石澤）　今、倉石村と改む。○永正馬焼印圖に「五部、印、大略ひゑをさかさまに焼く、石澤（イシサハ）、印、片車、領主佐藤方の印也、中伊手、印、雀、またしげ、同前」云々。中伊手は、後訛りて、中市となる。石澤の領主佐藤氏、天正二十年南部四十八城注文に、

中市　平城　破却　小笠原彌九郎持分
洞田　平城　在　佐藤將監持分

とあるに合考すべし、但し、洞田の名地に見えず、尋ぬべし、五戸城の舊名歟、小笠原氏は奥瀨（北郡）に合考せ

よ。

戶來(ヘライ) 今、戶來村といひ、又重の西三里、五戶川の源にあたり、廣邊の山谷を占む。

戶來嶽は、村より西五里許に在りて、十輪田湖の東に峙つ、標高千百四十米、安山岩に成る、嶽神ありて、ミタケとも呼ばる。○永正馬燒印圖に「五部、へらい、印、すぐれたるいほりのすかへ、なくい、印、雀」云々、なくいの名今聞えず。

北郡

北郡(キタ) 今、上下の二郡に分つ、三戶郡の北にして、津輕郡の東に並び、大海(今日津輕海峽)に至り盡く。其上北は南にして、下北は北に居り、明治十三年之を分つ。

北郡は古書に見えず、蓋、糠部九个部の牧に、四門を分ち、六戶七戶を北門(キタノモン)と號せしに由る、年代知れず、近世、寛永中歟。塚本氏國郡沿革考に「南部舊記に、古の海上郡は、今の北郡の地と見えたれば、蓋糠部を割きしものならん」と述べたれど、時代を言はず。寛知集(寛文知行朱印集)已に北郡といへば、其以前に屬す。而も又、延寶七年(寛文の後)の盛岡城下報時鐘の銘文中に、和賀稗縫志和岩手閇伊鹿角階上の七郡といひ、糠部を言はず。階上、卽海上なれば、海上は分郡にあらず、糠部の別稱に過ぎずと知るべし。

(海上郡)

海上、階上、其名義詳にせず。今も三戶郡に階上嶽(ハシカミ)あるを想へば、もとはハシカミの郡といひしが、又通して之を音讀したるにや。されども、海北の極地なりければ、渓風に海上と名づけられしにや、證迹ともしくして、判斷に苦む。ハシカミてふ前段の說まされる歟。

糠部四門の說は、糠部郡九个部(クカノヘ)の條に明なり。

按、奥南盛風記に「秀次卿の御先手、淺野彈正長政は、奥北郡松前まで巡見有て、鳥谷ヶ崎に立戻り、暫く滯留有、奥筋を下知殘る處なく、國郡大方治りける、天正十八年の秋也」云々と述ぶれど、北郡は追書なるも知れず。最信憑すべきは、寛永十一年の朱印狀なり。

陸奥國北郡、三戶、二戶、九戶、鹿角、閇伊、岩手、志和、稗貫、和賀、十郡、合十萬石、目錄在別紙、如前々、全可令領知之狀如件、

寛永十一年甲戌八月四日　(判、家光)

南部山城守殿(系譜、寛文判少異)

近世、盛岡藩三十六縣(方俗通(トホリ)といふ)の七戶、野邊地は、上北郡にあたり、田名部は下北郡にあたる。(糠部七戶野邊地といふことは、建武年中の文書に明記せられ、中世迄糠部の域內たりしことは詳確なり)。古檢高、北郡五十村六千石、享保中內改高、二萬千石。

新撰陸奥國誌云、糠部は、そのかみ最廣地なり、二戶三戶までは、假にも郡に建て、尙その北にも廣大なる土地あれど、さまで細々には分たず、只北とのみ云しが、そのまゝ郡名となりしなるべし、或は北郡は本は北部(ホクブ)と云ひ、南部に對せし名と說るは穿てり、此郡、その北は蝦夷峽角なり、方境は本國を二分して、津輕郡其の西に居り、其の東半を二分して、其の一は北郡の地なり、風俗不同あり、七戶、野邊地、田名部には富商あり市街をなす、中にも田名部は、近歲斗南の藩府たりし時より、凡百の生業開け、川內村邊の在々に至ても、稍文事を好む者あれども、半島沿岸、七戶海灘等の村々に至ては、鄙野絕倫、然れとも、此間に農を勉め漁獵をなし、材木を出し、家產を建る者を見る。

上北郡(カミキタ) 南は三戶郡、北は下北郡、并びに斗南灣(陸奥東支海灣)、東は大洋、西は山嶺(八甲田山)を以て津輕と相分つ。今、面積百五十八方里、人口七萬、十六町村、七戶に治む。海濱に斥鹵廣く原野多しと雖、地味薄く、大半は放棄して荒蕪に附せらる。

東津輕郡の現管なる狩場澤(東平內(ヒガシヒラナイ))小湊(中平內)は、夏泊埼の東にして、海山全く野邊地と相抱すれば、上北郡の分內に入る、故に本篇は、之を上北郡の中に移し、東津輕郡より除きたり。

六戶川(ロクノヘ) 相坂川(アフサカ)、下田川、又奥入瀨(アウイラセ)等の別名あり。上北郡の南方の橫流にして、十輪田湖の末なり。相坂驛、下田驛等を經て、百石村に至り海に注ぐ、長凡十六里。

隨鑾紀程云、六戶河、又名相坂河、出自十和田山、東流十六里、入海、九十月之交、多產鮭、聞山中太湖瀉爲瀑布、欲往探其奇、以日暮途遠止。

十輪田湖(トワダ) 六戶川の源にして、奥瀨村より西南九里にて到るべし。高峯重嶺の間に在りて、一大鏡面を開き、今其西南は鹿角郡の管內に入り、東北は本郡の管內とす(羽後鹿角郡へ重出す)。此湖山の奇勝、從來往訪の人太稀なりしに、近時稍世に知られたり、而も猶上下の艱難を憚る者の如し。

(十渡沼)

天文中撰津輕郡中名字云、(東日流傳記所收)、津輕と糠部堺の壇の嶽に湖あり、十渡(トワダ)の沼と云、地神六代より始る也、大同二年、斗賀の靈驗堂の衆徒南藏坊と云法師、龍を追出し十渡の沼に入なり、今、天文十五年に至て、八百餘歲に及也。○新撰國志云、奥瀨村十和田神社は、湖水東南の岬、御中山に在り、危岩穴洞、種々の名目ありて、湖中又島嶼を見るべし、御參供打場とは、岬端の斗絕處にあたり、鐵鎖をすがりて之に攀ちのぼる、

（十澪湖）下は深淵に臨む、詣者米錢を投して、農作の豊熟を祈る、祭神、今倭武命といへど、舊は青龍權現と稱し、大同二年、南祖坊之を創むと、例典、五月下旬より登山す、籠堂(長床とも)凡十棟、方三四間許、炊食止宿の處と爲す。○十和田權現は、もと熊野神を祭りたる者とす、東津輕郡油川熊野十二所、永祿二年再興棟札に「十二所權現、勸請於十灣寺、南藏坊、時勸進、小幡東覺坊」とあるに參據し、法號を十灣寺といへる由も明なり。斗賀南藏、其時代知れず。

南部邦内鄕村志云、北部十灣(トワダ)湖、在奥瀨嶽之半腹、而南戸來嶽背後、縈回彎曲、總分十處、故稱之十輪湖、其周圍未知幾百里程也、土人諺曰、鹿角郡八里、十輪湖千町、云々。○夷語にトハ湖、ヲタラは岩なり。

（子之口）地學雜誌云、十和田湖は、海拔四百五十米、其四近の高原は、湖水面を拔くこと三百米突内外なり、其水東流して相坂川となり、其河口を子の口(ネノクチ)と云ふ、河口を下ること幾何ならずして瀑布あり、故に湖中魚介を産せず、近來魚苗を移植するの計畫あり、沿岸は屈曲に富み、俗に十個の灣ありと云ふ、湖の西岸に銀山あり、銀山の南方に鑛山あり、八甲田山(一八五〇米突)、戸來岳(一二一十米突)十和田嶽、皆四近の高原に突出せる熄火山あり、思ふに斯る高原に、其深さ六百米突、周圍僅に十里に及ばざる圓形なる窪地の存するものは、是れ流水の浸蝕、或は周圍の隆起に因るに非ず、只地體一部分の陷落、即桶狀斷層(ケツトルフオウト)に基くのみ、今湖水の沿岸を見るに、盡く絶壁を爲し、其陷沒は全く斷層に起因するを證明す、此のごとき凹沒地中より、火山の發生するは、噴火論上最注意すべき所とす、如何となれば、本邦著名なる噴火山を見るに、大抵、地體陷落より突出せしもの〻ごとくなればなり、試に看よ、岩木山は弘前平原に峙立し、鳥海山は古生統花崗岩の陷落より起り、三瓶山も亦花崗岩陷落より起り、又富士帶に屬する諸火山は其成生皆地體陷落に患因せざるなし、十和田噴火山もまたその一例にして、其の生成の跡較著なること、これを掌に指すごとし、

（中海）中海(ナカウミ)は其中央の水深三百尺を超え、周圍は盡く峨々たる斷崖にして、全く噴火物の累層より成る、其口唇は一方缺けて十和田湖に續くも、猶五の岩と稱する淺所あり、鮮苔を被れる五個の奇岩(安山岩集塊岩)水上に表はさる、即缺唇の一部なりと悟らる。○山崎氏地誌云、十和田湖、東西凡九粁餘、南北十粁、周圍五十粁ありて、其水面は海拔四百五十米、其周には花部(ハナブ)山(九百六七十米)、十和田嶽、戸來嶽(九百九十米)、の諸峯を繞らし、北方更に、八甲田群山の巍然として雲漢を摩するを見る、水邊に峭壁直に起り、(湖水は僅に根之口の一隅を開き、銚子(テウシ)瀑を作す)屈曲に富み、殊に其南岸に御中山、御藏(ミクラ)山の長岬突出して、内湖、中湖、外湖の三灣を擁す、此の長岬の根は原野をなして、休屋平、萱野平、迷平等、漸次隆起して一帶の山脈をなし、南下して又一原野を作る、之れを小國平と云ふ、故に小國平の水は皆南走す、(能代川の上流、大湯川に注ぐ)此湖四周の高地は、主に富士岩凝灰岩の累層より成り、湖岸多く絶壁をなして、第三紀層中に多くの斷層を認むべく、(東北西の三方は岸に沿ひて走り、南に於ては中湖(ナカノウミ)を離れて山腹に存す)、故原田理學博士に據れば、か〻る大窪地の生ずるは、流水の浸蝕、或は周圍の隆起に歸し難し、實に著しき一個の桶狀斷層なりとせり、然れども、湖形の略圓に近きこと、四周に火山岩層の多きこと、絶壁を以て取り圍まる〻こと等より觀れば、蓋一のマール(maar)にして、其後中湖の噴出あり、遂に現今の狀を呈するに至りしならむ、此湖山を尋ねんには、東は五戸戸來より、西は弘前黑石より、南は小坂大湯より、いづれにしても太險なり、一徑の樵路、寂寞の氣人に逼り、轉た仙境の趣あり、殊に夏時は荊棘繁茂して細徑屢絶えなむとし、溪流時に暴溢して、遊子往々之れに苦む、然れども踏盡きて湖畔に出づれば、十和田、休屋、宇樽部(ウタルベ)の三村あり、炊烟迷離、一面の明鏡と相對して、頗幽邃の趣を極む、若し夫れ、扁舟を浮べて、中山の岬端に至り、東方御藏山を望まむか、熔岩、火山灰、集塊岩の累層、絶壁をなして水汀に起ち、晴緑の松樹倒に影を湖心に投す、微風時に徐に動けば、藍綠の漣波交代す、土人之を色分(イロワケ)と稱し、肩を聳かして他郷の人に誇る、亦以てあるかな。

奥瀬(オクセ)

今、澤田、法量と相合せ、法奥澤(ホフオクサハ)村と改む、六戸川の峽中に屬し、藤島驛の西二里。

（法量）（奥入瀬）奥瀬の山中に赤倉に蔦湯あり、熱百度以上、又、六戸川の北岸法量(ホフリヤウ)にも温泉あり、ともに遐遠の境に在るを以て、浴客多からず。法量川は、西北八甲田山、赤倉嶽に發し、六里許にして六戸川へ入る。(奥瀬又奥入瀬(アウイラセ)に作る)○奥南深秘抄「甲州譜代、安藝、本名小笠原、奥瀬村を知行して奥瀬氏となる」云々、津輕郡中名字「甲斐國より下向、南部主從八騎の内、富士、安藝、對馬は三官領なり」云々。此小笠原奥瀬氏は、天正二十年四十八城註文に、中市城主たり、沿革する所ありしならん、櫛引も同族也。

切田(キリタ)

今、三本木村の管内なれど、奥瀬澤田に接して、峽中の里落なり、或は氣多に作る。

澤田(サハダ)

今、法奥瀬村の大字にて、温泉の東半里、六戸川の南岸なる孤村なり。南部領四十八城注文に、澤田城、惠比奈氏とあるは此歟、他に所見なし。

八戸	平城	破却	南部彦次郎持分	唐供
中市	同	同	小笠原彌九郎持分	
新田	同	在	南部彦次郎持分	
澤田	同	同	惠比奈左近持分	
洞田	同	同	佐藤將監持分	

七戸　同　破却　信直抱　代官横濵左近
野邊地　山城　在　七戸將監持分　唐供
城數四十八个所、此内不破十二个所、此外諸城有之者
此判形のものとも へ可被加候、
天正二十年六月十一日

藤島（フヂシマ）　今、相坂と相合せ、藤坂村と改む、六戸川の南岸に在りて、舊驛路にかゝり、七戸の南四里、五戸の北二里。

終北錄云、文化五年二月初四日、早發三戸、踰里上山、始見海水於北方、縹緲如雲烟、午後次五戸、聞去此東北三里、有市川、一夕鯨逆流而上、漁而擒焉、徒手得七十三、故軍行無日而不飽肉、初五日、渡六戸水、自此地勢平曠、一望無際、惟西方群山騈列、積雪挿空、望之若銀臺玉闕、晩次七戸、南部地稱戸者、自一至九、不審其由、闕首戸與閉伊通、則知古閉伊郡地也。

相坂（アヒサカ）　今、藤島に合せ、藤坂の新村名に就く、藤島の北に、六戸川を隔てたり。○人類學雜誌云、相坂驛の東、六日町の西方に、西の館（ニシノタテ）と稱する處あり、南は河に臨み、東は泥濘にして、背は矮小の樹木叢生せり、此丘上に卅有餘の竪穴、河流の方向に沿ひて連ること二三町、背後に頹夷したる土堤あり、凡此地方に、俚俗蝦夷館（エゾノタテ）又は館跡と唱ふるもの、諸處に之あり、皆丘陵に沿ひ一區を構へ、堀を回らし段を設く、其外容は、姥澤、中志（チウシ）の遺蹟の如くにして、唯此間、異なる所は、其竪穴の有無是なり。

(蝦夷館)

傳法寺（デンボフジ）　今、四和（シワ）村と改め、米田、瀧澤、大不動を合す。藤島の南にして、三戸郡五戸村と、其山野を分界す。安永中の紀行奥荒海に「七の戸の宿をつとめて出行き、六の戸川、舟にて越え、傳法寺、五の戸、なといへるを過ぎ、あさみづに至る」云々。梓山峰之嵐には、天正十九年の春、九戸の左近將監政實、内に逆心を含み、一戸、苫米地、傳法寺、三ヶ城を夜討せむとす、七戸彦三郎、先、傳法寺の城に押寄ける、傳法寺傳右衛門尉は、弓鐵砲を飛して防ければ、不利して退く、云々。（永慶軍記）

傳法寺、今に觀音堂ありて、其法號なりといふ。（近年更に八幡神社と改號す）傳法寺の城は津村某居ると（新撰闔志）、津村に、目時津島等と族類を同くす。

米田（マイタ）　今、四和村の管内なり。○天文中南部晴政文書に「七戸にも、五戸、米田口、無透御契の由承候」云々、此間を米田口といへる歟。

犬落瀨（イヌトセ）　今、吉田、折茂、鶴喰等と相合せて、六戸（ロクノヘ）村と改む、傳法寺、相坂の東一里半、六戸川の南北にわたれり。

文化中（？）北奥道中記云、傳法寺、藤島、ともに淋き村なり、奥瀨川、繰舟の渡なり、相坂村は福地と見え、酒屋あり、東方、折茂、犬落瀨、百石へつゞき、田畑ひろくひらけたり、相坂より北は廣き野平へつゞき、五戸七戸の御官所支配の堺あり。

三本木（サンボンギ）　今、三本木村といふ、相坂の北一里、七戸の南二里半。村の東南は大牧馬場にして、古間木（フルマキ）停車場の西に望むべし、近年軍馬育成所を置かる。

北奥道中記云、三本木村は、家四十許、昔は廣々たる野原にして、實に不毛の地なりしが、近年下田物集女、多く松及び雜木を植立て、風除のために、屛風の如く土手を數々築立たり、其木幾度となく枯れしも、押て植續きければ、漸々に木立繁り、當時殊の外によき林となれり、水の手も追々出來、新畑を開き、家も年ことに數加はりぬ、東は木崎野、小川原沼へつらなれり。○嘉永中東北遊記云、凡南部氏封境、七戸而南、稍有村落田園、然要之亦皆荒原也、國中無菜無麥、不見青蒼也、只存稞蕎稗株、蓋收穫之後、不復墾也、道傍間有植樹木、非不繁茂、用心于稼穡種植、赤地悉可爲良田茂林、惜哉地曠而人不足、五戸七戸、有地着之士六十名許、率皆樣貴族、散在村里、以耕爲生、多產大豆、灌于大坂者、皆馬載致之野邊地、牧場數所、產野馬、是日所過荒原、亦連于牧場、凡南部之地、多產良馬、名於天下、而其利多在官而不在民、民家產壯駒、至二歲官爲貯定其價、以價之半賜民、遂之價逞貢于向所定、而官皆收其利矣、官之所收歲二萬兩云、田間闃無牛馬耕者、問之、云土質堅牢、非鐵不可墾、果然否、農人常有守古之癖、田畯之誨、或有所未盡歟。○三本木稲生町の橋欄干銅版に、新墾偉績の記を刻識す、長文にて萬延庚申の作也。

(三本木原)

東遊錄云、（地誌提要、三本木原、東西八里、南北三里半）藤島の驛外一水を渡り、水外一坂を登る、是より新墾の地に入る、土黑くして粘す、一道平直砥の如し、三本木驛に達す、三本木の開墾は、舊盛岡藩士新渡部傳の私業に係る、安政中の事なり、其牧者は舊斗南藩士廣澤安任の業なり。○隨鑾紀程云、三本木驛、大道坦夷、四顧空闊、左望戸來奥瀨諸山、青巒入雲、右則曠原漠々、青草連天、茲地多風、秋冬暴颺、倒樹捲屋、距今數十年、人烟僅六戸、舊盛岡藩吏有下田物集女者、多植松栗雜樹、以防風、樹輒僵枯、隨枯隨植、遂成茂林、農夫來住者四十戸、安政中、新渡部常澄、與宮良助等百二十餘人、議金闢田、先講水利、欲引六戸河上流資灌漑、大石盤踞、乃鑿竇方五尺深一丈、從地底旁通二千八百九十間、接以長渠、四千三百餘間、廣六間深一丈、間有及一丈七八尺者、迂餘曲折、達於此、名曰稲生河、已而畎澮縱橫、芟蕪闢荒、移民歲加、漸成聚落、慶應元年丈量、凡墾田九百七十餘石、近歲編審農戸三百六十五戸云。○農史云、明治八年、舊斗南藩（會津移封）士族の三本木野開墾事業を停め、更に金穀若干、及び家屋農具等を給與して、各自營の途に就かしむ、初め授產の法を定め、五年壬申より九

(稲生)

年内すに至る、五年を期して、年米一萬八千石の代金を給與し、以て開墾に從事せしめしも、士族等力耕に堪えず、漸次他に方向を轉じて解散するもの多く、當初一萬二千五百人の移住者、僅に一千五百餘人を殘す、是に於て、將來成業の目途なきを察し、更に自營の方を立てしむ。

南豁東遊記云、南部の地は、廣大無邊にして、何れの國といへども、此地の廣きに比すべき所なし、殊に、七の戸邊に、三本木臺といふ野原あり、只平々たる芝原にて、四方目にさはるものなし、東西凡二日路南北半日路程あり、其間に人家もなく、樹木一本も見えず、實に無益の野原なり、雪中には、熟知の人といへども、四方に目印なければ方角見えず、五七日も往來やむ事ありとかや。（天明三年紀行）

下田 今、下田といふ、六戸川の南岸にして、海濱に近し、藤島の東三里。近年停車場を置かれ、一驛と爲る、尻内七哩、古間木六哩。

（百石）下田の東北を百石村といひ、六戸川の海に注ぐ處にあたる、本郡に於て東南隅の地なり。（南部士譜云、南遠江守長義の四男、河内守直政、信直公の時、六戸下田村千百石賜り、家號下田といへり。○南部五郡小史云、轟木神碑は、轟木より百石村に至る坂路の上り口、山の中段より稍下にて、碑の高さ二尺二寸、幅二尺五寸、厚さ二尺、地中二尺餘あるべし、天然石にして、苔蒸、點々豆の如き穴あるのみ、字體見えず、其由來を詳にせず、此地の字を風穴といふ、近傍市川の邊を多賀の浦といふ、俚歌に「とゞろきのちびきの神のいにしへもつたへて久し道のいし文」。

古間木 今、六戸村の管内なれど、下田、沼崎（七戸）の間の鐵道停車場とす、三本木原の東部の孤驛なり。

（木崎）古間木を、木崎の牧ともいへり。永正五年、糠部郡九个之部馬焼印圖に「六部、印、大略千島、ひおふき、黑馬也、きさき八千疋の牧なり、印有文字」云々。以て古來の名牧たるを知る。○北奥道中記云、三澤村は、木崎の御野守の家宅あり、よき村里なり、木之下といふ地に蒼前堂あり、此邊にて大社なり、やがて馬を守りますとて、祭の節は、遠近の民、各馬を飾りて率き來る、参詣おびただしき事也。○天明八年撰木崎野馬護神祠堂記云、寛永十六年、建堂宗祖、方言所謂馬護神蒼前也。（新撰國誌）

三澤 今、三澤村といふ、元岡三澤ともいへり、古間木の東北にして、小河原の南なる高野に屬し、寥々たる寒邑なり。三澤の東一里は、大海の濱なるが、其散在の部落には、

（川目）川目の稱ありて、一川目より六川目までを數ふ。

小河原沼 一名倉内澤といひ、七戸の東、海に竝び、沙丘を以て圍まる。南北四里、東西一里餘、七戸川之に注ぐ、北方に決口ありて海に通す。

東遊雜記云、小河原の沼は、東西五里南北三里、横幅狹き所に淺瀬ありて、人足を始め歩行立のものは、沼の中を裸となりて渡る所五町餘、御巡見使へは船を出されて、士以上は船にて渡りし事なり、船と云ふも漸く二艘ならでは出さず、南部侯十萬石の御家にて、御馳走役人も數人附てあれども、此海道にては、船のオ覺も自由ならず、海のほとりにても獵船もなし、何れの沼も海へつゞきし潟なり、是より少し行けば、佛の沼と云ふあり、方三十七八町、往來は沼と沼との間を通行せり、此邊原野數十里つゞきて、開田せば五十萬石もあるべき歟。

山崎氏地誌云、小河原沼は、七戸の東方、海に近く、南北に長くして、最長十二粁、東西三乃至六粁に過ぎず、七戸川及び其他の諸水之に注ぎ、東北隅の天ヶ森附近より、長さ約五粁の水路によりて、直に海に通す、湖面は殆外海と同高にして、最深點は二十米に達す、湖岸灣入して南方に姉沼、西方に甲田沼、北方に内沼等の小灣をなせり、尙、小河原沼の北方に、平沼、一柳沼、鷹架沼、尾鮫沼等あり。○人類學雜誌云、七戸は、原野荒蕪、人間生活に佳適の地といふを得ず、所謂地文の利に乏し、獨り其の奥入瀨河の沿岸と、小河原沼の周邊は然らず、就中後者の一區は、河を受け海に臨み、潮沼多く、人類の居を營むに最便宜なり、蓋、小河原沼は元これ一個の海灣にして、其の水尙深く入り込み居りしならん、沼の邊に石器時代の遺址多し。

根井 今、三澤村の管内なれど、其北にして、小河原沼と海洋の間なる沙丘の上に位置す。古間木へ三里、天森へ三里許。

谷地頭 今、三澤村の管内なれど、根井と天森の間にして、佛沼の南なり。此佛沼及び北南方の低平は、もと小河原沼より分離したる支灣の、乾涸して變化したる者とす。

（佛沼）○東巡錄云、谷地頭は、舊斗南藩士廣澤安任、牧畜法を設くるの所なり、其地東は大洋に臨み南は陸地に連り、西北限るに小河沼を以てし、曠原あり林叢に接し、水草の便最も牧牛場に適せり、明治五年壬申之を創む、開牧社といふ。

天森 今、三澤村の管内なれど、北に去る五里、谷地頭と共に、小河原沼東北の斥鹵を占めて、田宅を開けり。沼澤の水は、天森と倉内の間より、一里半許の川脈を、海洋に通す。

地學雜誌云、小川原沼を港泊と爲すべしとの計畫あり、此沼は、水深六十六尺に達し、其水面は海面と高下の差なし、且、大河の此沼澤に注入するなければ、後年と雖、水深を變することなかるべし、即、北隅の東側天ヶ森の狹地に、出入の通路とすべき溝渠を開鑿するに於ては、該四岸環繞の地勢、もとより充分に風浪を遮蔽し得べき

により、安全無比の一良港となるや疑ひなし、然れども茲に一の障碍あり、該地方には親潮と稱する寒冷海流ありて、夏季にあたりて霧を起すを以て、艦船の航行に意外の困難あり、云々。

沼崎 小河原と共に、大沼の南岸の部落なるが、今、浦野館村の管内とす。鐵道停車場ありて、七戸へ二里(古間木七哩、乙供四哩)。上野、大浦、新館の三村は、沼崎と七戸の間に在り、今合併して浦野館村と改むる者、是なり。(新撰陸奥國誌云、七戸見町に在りし住吉社の本地堂、長福寺の棟札「應永三年丙子、地頭源南部延光、大旦那平時康、大工沙彌信濃」云々、又、七戸の東半里なる新館八幡宮には、永祿八年の棟札あり、ことに奇なるは、鐵鉢(口徑一尺二寸、高七寸六分)、朱漆を以て花菱と三巴の紋章十餘を散點し、永正十二、二月二十五日、源盛經、在泊書、と識す。

洞内 今、深持、大澤田、八斗澤等と合せ大深内村と改む。七戸の南東、三本木原の北部の荒野なり、北野水は東北流して皆沼澤に歸す。東山志云、洞内の邊、雪中往來のもの、難儀におよぶところなれば、領主より茶屋を置かれて、御手當あるよし、目坂より七戸までの間を木崎牧といふ。

七戸 今、七戸村といひ、人口六千五百、沼崎驛の西二里なる舊邑にして、驛路は三本木へ二里半、野邊地へ五里。上北郡役所、馬政所在り。七戸川は、八甲嶽に發し、驛中を貫流し、東北小河原沼へ入る、長七里。七戸藩は、文政二年、盛岡藩の分封にして、表高一萬千石。初め、南部重信の二男、主殿政信、六千石を分地せられて別家す、其六代孫、丹波守信鄰の時、文政二年、更に五千石を加へ、幕府に請ふ所あり。即、諸侯に班せられ、柳間詰大名に陞せらる。文久三年、其在所を七戸と定む。

利直
- 重直……重信
  - 行信(盛岡藩)
  - 政信(七戸藩遠祖)
- 重信(初七戸養子)
- 直房(八戸藩)

建國紀程云、三本木原、堀野曠潤、秩芳曠沿、雖牧、探然成群、牧人又牽龍頂數百匹、來供御覽、當歩延喜式、古者置御牧於甲信毛武、又歳徴馬匹於駿遠常總畫據防長諸國、願不及此、豈非以蝦夷所居羈縻治之耶、七戸驛居民四百五十餘戸、舊盛岡侯別封、南部雄麻呂所治。

源平盛衰記、東國馬揃の條に「生唼とは、黑栗毛の馬、高さ八寸、是も陸奥國七戸立の馬、人なら食ければ、生唼と名附たり」とあり。然るに、陸司玉造郡に、池月の地名ありて、又生唼の産地と説かる。

糠部郡七戸御牧御馬事、追越方々、云々、爲事實者、太不可然、早尋搜之、可被返遣本牧、若又有申異儀之輩者、可被注進交名者、依國宣執達如件、

建武元年十二月十五日　大藏權少輔清高奉

南部又次郎殿(南部文書)

永正五年糠部郡九個之部馬焼印圖云、七部、印、有文字並雀、吉、十文字ひあふきは黑馬也。

南部深秘抄によれば「七戸氏は、光行公の三男、太郎三郎朝清の末也」とあり。されど、八戸又次郎師行も、七戸に食邑ありしこと、系圖に見ゆ。又、八戸五世傳には「政長稱六郎、後遠江守、自幼雄偉非常、師行奇之、養以爲子、配女、元弘三年、新田義貞擧兵、討北條高時、招政長、政長牽部下赴之、至武州鎌倉、見義貞、從鎌倉之役、戮力、家族死者若干、建武元年、後醍醐帝賜甲州倉見山近邑、國司顯家割糠部郡七戸、結城七郎左衛門尉遺地、皆酬其功也」と述べたり。今、南部文書に、

袖判　(顯家卿)

糠部郡七戸內、工藤右近將監跡、被宛行伊達左近大夫將監行朝畢、可被沙汰付彼代官者、依國宣、執達如件、

建武元年七月二十九日　大藏權少輔清高奉

南部又次郎殿

伊達大夫將監行朝申、糠部郡七戸事、任御下文之旨、莅彼所、可沙汰付行朝代、若有本主、子孫雖帶印、不可許容、使節及違引者、可有其咎者、依國宣、執達如件、

建武元年九月十六日　大藏權少輔清高奉

とあるに合考すれば、工藤跡を伊達、結城へ沙汰附すべき地の、八戸氏へ歸附せるものとす。

下糠部郡　(顯家卿在判)

可令早糠部六郎政長領知、當郡七戸、結城七郎左衛門尉跡事、

右人爲勳功賞、所被宛行也、早守先例、可被其沙汰之狀、所仰如件、

建武二年三月十日(南清臣記、明曆三年判物抜書)

讓渡　陸奥國糠部郡內　七戸

右かのところは、くんこうのしやうたるによりて、政長知行せしむるあひだ、後家に讓所也、但政光せいじんせば、半分はたふべし、いま半分をば、一期ののち、二人のこどもの中に、心さしあらんにたふべし、

正平五年戊刀八月十五日　南遠江守源政長(判)

上の諸説に通考して、七戸の諸村里は、八戸氏と七戸氏にて分領せしやもと思はるれど、其詳を知らず。舊書、天正十九年、九戸政實に與黨したる七戸九郎家國、並びに久慈備前某は、朝清の末葉と傳へらる。家國の遺子、太郎慶高の胤は、盛岡へ仕へたりと、其外にも、七戸家號のものあり。

南部士譜云、七戸伊勢守慶道、紋割菱、九戸一亂之節

斷絶、一子左衛門慶通、室長館と爲る、其後、淺水へ歸住し、慶長九年、知行百石賜る、一女は八戸彌六郎義長妻なり。(寛永中、南右馬助正勝の子、隼人正直時、七戸知行、又七戸と號し、二代重信は本宗を繼ぐ)

(七戸城址) 天正二十年南部領四十八城注文に「七戸、平城、破却、信直抱、代官横濱左近」と載せ、當時の七戸將監は、野邊地に居邑と見えたり。○享和中東山志云、七戸の西の山手に陣屋あり、要害の地と見ゆ、足輕町ありて、地士百八十餘人のよし。○北奥道中記云、七戸、凡二百七十軒、西方、古城内に御殿、矢倉、御代官所あり、遠く見える、其南に瑞龍寺、寺領五十石、七戸隼人正直時の墓所なり、青岩寺、寺領二十石、本町に在り。○新撰陸奥國誌云、瑞龍寺、寛永十年建立、曹洞宗、その後正德中再修す、本堂方十四間。

八幡嶽(ハチマン) 七戸川の源にあたり、八甲田(東津軽郡へ出づ)と共に、中央山脈の雄峯とす。○山崎氏地誌云、八幡嶽は一名雄嶽、高千百五十米、傾斜甚緩なり、其山頂よりは、最も好く八甲田火山群の大勢を窺ふを得、彼此の間、廣漠たる卑濕の平野横はるを認むべし、頂上に八幡祠を安んじ、毎春之れに賽する輩きを以て、一條の登路、七戸より通ずれども、平時は荊棘深く之れを蔽ふと云ふ。

天間館(テンマタテ) 今、榎林、二森等と合せ、天間林村と改む。

七戸の北一里半、坪川の南邊にして、驛路に由れり。坪川を一に天間館川といふ、七戸川へ合流す。

北地風煙秋色闌、飛霜落木攪征鞍、驚然不是歸心切、無奈從來旅夢殘、猿子林(地名)邊明月老、天魔館(邑名)上宿雲寒、蝦夷海外何山間、孤客空歌行路難、

天魔館　關　元　龍

東山志云、傳馬館に古櫃跡あり、川は坪川の末なり、千引村、俗に石文村ともいふ。○八戸系圖、康正年中、天魔館五郎といふものあり、八戸河内守政經に討滅せらる。

榎林(エノキハヤシ) 今、天間林村の大字にて、天間館の東一里、七戸川の北岸にして、乙供驛の南なり。(二森) 其東半里なる二森(フタツモリ)は、七戸川の小河原沼へ入る吐口にあたる、鐵道徑由す。

人類學雜誌云、七戸驛の東北凡一里、榎林村より北西、更に一里許にして、(蛇澤) 蛇澤と稱する一小僻村に至る、野水は小河原沼に瀦ぐ、此邊丘に一座の丘阜あり、所々に凹窪散在す、此一部域の丘岬は、溪澤を抜くこと五六間、丘上の廣さ東西三拾間南北二十間許、不規則なる弧三角形を作り、一方は堀を以て限り、三方は溪澤に臨み、其半腹に當りて、一帯の階段幅五六尺のものを折り廻し、兩端は共に堀に合す、其形勢宛然たる小堡なり、堡内竪穴合せて二十二、其穴の徑大なるは四間、深五尺、通常のもの徑二三間、深二三尺とす。○新撰陸奥國誌云、(貝塚) 榎林の東半里、千曳川の邊を貝塚(カヒツカ)と字し(甲田沼の西半里)、土中蠣蛤蜊蜆等の殻多く出づ、由ある古墟なるべしと云ものあれど、このつか山は、一里塚、棟塚、炭つかなど云ふが如く、昔人家ありて貝殻をこゝに捨しが、冢のごとく積堆せし跡なるべし。

甲田沼(カフダ) 甲地村の西南にして、榎林二森との間なる一澤なり、南北三十町、東西十町、東に水路あり、二十町許にして、小河原沼へ通す。○甲田沼の上に、蝦夷館(エゾダテ)と稱へらるゝ異族の壘墟あり。

新撰陸奥國誌云、七戸、野邊地の間の諸村里は、大山の下、大洋に續きし曠原なれば、時ならず疾風有て、草木秀でず、民舍は小山の隅、林叢の陰に住居すれば、原上は空濶にして四方民家を見ず、田園も皆小山の下、卑澤汚地の所を選び、民舍は五戸十戸に分れて、大邑太希なり、これ専其水畔耕耘の便に倚ればなり、風俗甚粗野、婦女の如きも裝飾を知らず、食に粟稗を頁とし、漁獵はなせども、別に産業を爲すに足らず、地味淺薄なれば作得少く、男と雖二口を字養する能はず、因て多くは北海道に出稼す。

都母(ツモ) (坪) 蝦夷の舊村名にして、蓋、廣く七戸の地に占住せる部種に名附けしならん。今、天間館の西北に坪川、坪山、及び坪村等の名のこる。

大槻氏云、都母村は、今の上北郡の七戸の北に、坪村坪川とてある是れにて、例の名高き坪の石文ありし由傳ふる地なり、袖中抄にも「みちのおくにつものいしぶみあり、云々、そのところをばつぼといふ、云々、それをつもとはいふなり」とあり、「つぼ」は(文彦云、蝦夷語 chipo なり)「船に乗る」義、今の倉内川(坪川か)の渡津に家居せし故の名なりと、松浦武四郎氏が壺碑考に云へり。

北奥道中記云、七戸より一里、中野にて路二つに分れ、左は坪村を經て野邊地への近道なり、古は本道にして、天魔館、千引村(石文川)、夫雑原、長者久保を過ぎて、野邊地へ至るべし。○新撰陸奥國誌云、坪川は俗名天間館川なり、此に坪といふは、大坪山小坪山より發する川なればなるべし。

(壺) 總北錄云、文化五年二月、初六日、渡壺水、過壺村、旁近有石文明神祠、相傳、阪征東、東征至此、勒日本中央四大字於石、所謂壺碑是也、今失其所在、而世人以多賀城碑充之、誤矣、奥爲中國東陬、此又東陬盡頭、而征東稱爲中央者、蓋包蝦夷言之也、當時奥羽未全入版圖、而爲言如是、可見規模宏遠、與夫勒石燕然標銅交趾、以自畫者異矣、今也皇化遐覃海外、窮荒絶域、罔不服從、幅員之廣、殆倍上世、則始知中央之言得其實、而非苟爲大而已矣。○游奥曆云、安永戊戌五月九日、至七戸鄕、聞坪村碑、里正但言坪村坪川及石文村、而不知碑所在、遂到坪村、村傍一水曰坪川、土人曰、距此數里、有小祠名千

曳、是爲石文社、乃往、唯一小祠耳、不見石、問之野夫、則曰埋石於祠下而祀焉爾、去之尋野邊地而行、其地一都會也、乃就逆旅主人而偵焉、有人知碑所在者、距此十數里、有石文村、村後有小山、山巓有古碑、文字破壞不可讀也、余聞而神飛、急辨捐具、以待明日、鄙語曰寧乞以眞之僞、勿說似僞之眞、其然豈其然乎、余啻疑已久、今聞坪村而心怪之、又有石文村、而謂有古碑在、翌日早起、借鄕道以發野邊地、唯恐損打一日不終功也、行十五六里、抵石文村、乃入民家而憩、因開所齎小尊、而欲延主人而觴焉、徐々問古碑所在、主人但說千曳石事、其說憒々不足聞、余謂土民不知古物也、叮嚀反覆以申我意、翁曰、父老之言未之前聞、恐謬傳也、余始知見欺爾、石文村僅五六家、且無有後山、何以求其彷彿乎、似眞之說誤人如此甚、〇南部郡內鄕村誌云、千曳明神は甲地村に在り、俚俗傳へて曰く、明神は石の精にて、昔、男となり、壺子と云ふ女に通ふ、或夜復男暇乞とて落涙す、壺子何故なりと問ば、我は石の精なり、明日土中へ埋よし也、しかしたとへば數千人にて引とも動くこともよも非じ、但其方出て引ならば、心の儘に引るべしと云ひて失せぬ、翌日大せいにて彼の石を引けども不動、村の者怪み、壺子を呼出し引せけるに、心の儘に引かれたり、依て壺の石と云ふ、明神の堂の下七尺斗掘り、右の石を埋む、女の住處を壺村と云ひ、今天滿館村の小名なり。俗傳は、延暦中、坂上將軍の時、之を征定せられしならんか、其詳を傳へず。弘仁二年の文室將軍、爾薩體(ニサツタイ)幣伊再討の時に及び、始末概見す。後紀、弘仁二年七月十四日、勅、征夷將軍陸奥出羽按察使、文室綿麻呂等曰、省今月四日奏狀、具知、以俘軍一千人、委吉彌侯部於夜志閉(ヘイ)等、可襲伐幣伊村、彼村俘、黨類巨多、若以偏軍臨討、恐失機事、仍欲發兩國、俘軍各一千、來八九月之間、左右張翼、前後奮□、宜與副將軍、及兩國司等、再三詳議、具狀奏上、國之大事、不可輕略。出羽國奏、邑良志閉(オラシベ)村降俘吉彌侯部都留岐申云、己等與貳薩體村夷伊加古等、久構仇怨、今伊加古等、練兵整衆、居都母(ツモ)村、誘幣伊村夷、將伐己等、伏請兵粮、先登襲擊者、臣等商量、以賊伐賊、軍國之利、仍給米一百斛、奬勵其情者、許之。既にして征軍路を分ちて進擊し、斬獲遺類なきを期したる事實は、「十月、勅征夷將軍文室綿麻呂等曰、省去九月廿二日奏狀、臨機量便、更分四道、士卒數少、充用應多、加以霖雨無息、轉餉有滯、不如歸軍、恐乏兵食、伏望點加陸奥國軍士一千一百人者、依奏、又勅、省今月五日奏狀、斬獲稍多、歸降不少、將軍之經略、士卒之戰功、於此而知矣、其蝦夷者、依請須移配中國、唯俘囚者、思量便宜、安置當土、勉加教喩、勿致勞擾、又新獲之夷、依將軍等奏、宜早進上、但人數巨多、路次難堪、其強壯者步行、羸弱者給馬」の本文あり。而て其奏功の結果は、十二月の宣命あり、最勳業の偉大なりしを徵す。

天皇詔旨らまと、勅命を、衆聞食と宣、陸奥國の蝦夷等、歷代渉時て、侵亂邊境、殺略百姓、是以、掛畏柏原朝廷の御時に、故從三位大伴宿禰弟麻呂等を遣て、伐平しめ給ひき、而餘燼猶遺て、鎭守未息、又故大納言坂上大宿禰田村麻呂等を遣て伐平しめ給ふに、遠閉伊村を極て、略掃除てしかとも、逃隱山谷て、盡頭て、究殄こと不得なりにたり、因茲、正四位上文室朝臣綿麻呂等を遣て、其傾覆勢に乘て、伐平掃治しむるに、副將軍等、各同心勠力、忘殉心以て、不惜身命、勤仕奉り、幽遠く薄伐、巢穴を破覆して、遂其種族を絕て、復一二の遺も無、邊戍解却、傳餉をも停賜ひ、量其功勞は、上治賜に足となも御念す、故是以、其仕奉狀の重輕の隨に、冠位上賜ひ治賜くと宣、天皇御詔を、衆聞食と宣、正四位上文室朝臣綿麻呂授從三位、從五位下佐伯耳麻呂、大伴今人、坂上鷹養、從五位上。

赤水東奥紀行云、南部北郡野邊地と七戶の間に、坪村石文村坪川有、昔、いし文は坪川のきしに在しを、いつの比にか有けん、其鄕の主の感ずる事有て、此碑を山の中へ引て埋め、其上に祠を立て、石文明神と祭たり、石甚重かりし故に、千引の石共云しとなり、〔元祿中丸山可澄紀行〕、さて、袖中抄に、

石ふみやけふのせはぬのはつ〳〵にあひみても猶あかぬ君かな、

顯昭云、石ぶみとは、陸奥のおくにつもの石ぶみ有、日本のはてといへり、但、田村將軍征夷の時、弓のはずにて、石の面に日本の中央のよしを書つけたれば、石文といふといへり、信家侍從の申しは、石の面長さ四五丈許なるに、文をゑりつけてあり、その所はつぼと云と、云々、それをつもとはいふなり、私云、みちの國は、東のはてといへど、えその島はおほくて、千島といふは、陸地をいはむに、日本の中央にても侍にこそ、

或書に、四五丈は四五尺か字誤れるべしといへど、千引の石と云なれば、丈字疑ふべからず。〇羽太正養邊策私辯云、壺の碑といふは、南部領七ヶ戶と野邊地の間なる、壺河の源に在りて、日本中央の文字ありとぞ、今考ふるに、此地より西南は九州の果まで、凡六百里、西北はカラフトの奧までも六百里なれば、誠に日本の中央といふべし。

田村將軍建碑圖　拙堂

徒何爲者犬羊群、敢敎頑々敗將軍、日本中央標塞北、
千秋誰解纖奇勳、

今按、都母の建碑を、坂上公にかけて、傳ふるは、固何にや、弘仁二年十二月の宣命に「田村麻呂、遠閉伊村を

極ゝ、略掃除てしかど、山谷に逃隱て、頭を盡て究殄すること、得ずなりにたり、茲に因りて、綿麿等を遣て、遂ゝ伐ち」云々とあれば、正しくは、文室公の事跡に屬するに似たり。

坪川（ツボ）　七戸驛の北一里半、天間館川の一名なり、其沿水の部落を坪村とし、北半里なる尾山に、千曳神社あり。水源は、八幡嶽、三角嶽の間に發す、長六里。蒿蹊子閑田耕筆云、重厚なる人、東奥行脚の話に、七の戸より野邊地の間に、壺川といふに壺といふ小村も有、其傍に千曳の社といふもの、是壺碑を納めし所也といへるは謬にて、千曳の石といふものを埋めて祭れるなり、碑は百年あまりさき大水に流れたり、砂石に埋れしならんと傳ふるとぞ。〇奥荒海云、壺川越行けば、千曳の明神、取あへず幣奉りつゝ行く、壺村と云へる所もあり、壺の石文もあたり近しと聞けど、旅の長路の物憂くて立ちも得寄らず、

　とめよりて見ることさへも難ければ只名のみきく壺の石文、

未の時過る頃、七の戸にやどる(安永九年紀行)。〇文化四年松前紀行云、(堀田正敦撰)、七の戸を過ぎ坪河をわたる、村の名もいしぶみといへり、千曳明神といふをまつる宮の内に、大なる石ありて、其御山に日本中央の四字みゆれど、末は文字消てさだかならずといへり、行見んとおもへど、今は土に埋みてみえずといへばやみぬ、千賀の鹽釜に行道の多賀城の碑を、世に壺のいしぶみといへど、川の流村の名もいちしるしければ、是やまことの石ぶみならんと、ゆかしけれど、埋りて知られざるもわりなし。〇扈蹕日乘云、壺村、僅に廿七戸、此間山水橋彴、皆壺を以て呼ぶ、即古へ壺碑の地とす、碑今所在を知らず、明治九年東巡の日、縣廳數百金を散じ之を捜して得ず、或は言ふ、壺川杉淵の底に臥石あり、長六尺許、彷彿として字形あるが如しと。

千曳神社（チビキ）　今、甲地村の管内、乙供停車場の西一里半、尾山の下に在り。(野邊地の南二里なれど、何の故にや、彼町の管内なり)

　よろこびやすき(慶安)四の年、尾山の明神に詣て、昔のことをきゝて、

名にし負ふ千引の石にあとしめて動きなき世と神やまもらむ、　南部侯　重信

北奥道中記云、七戸より一里、中野より左へ近路を行けば、坪川を渡り坪村に至る、尾山頭といふ、右方に大なる林ありて、中に宮あり千引明神と申し、野邊地通の支配地なり、別當齋岩坊、巡見使の代參所なり。南部邦内郷村志云、千曳は甲地村の小名にて、明神あり、七戸と野邊地の堺也。〇東游雜記云、千引明神の社、二間に三間、檜皮の屋根にて、その上に草ふきのすやをなしてあり、びやう〳〵とせし平地にして、諸木の森凡百間餘、神さびて殊勝の處なり、神主は敎岩坊といふ山伏にて、古へよりの御巡見所なり、山伏を召され古來の事御尋ありしかとも、一字不通の文盲人にて委しからず、彼れが家に於て代々言傳ふる事には、神代の時に石の札を立て、其石を限り、北方の國々より渡り來る鬼を追返さんとせし事なるに、惡鬼來りてその石を土中へ深く隱せしを、神たち集まりさがし出し給ひし所、今の石文村にて、其石の建しところ坪村にてありしを、坂上田村丸來り給ひ鬼を殘りなく殺し玉ふ、故に此石をば無用とて此に埋め、其上に社を建立なされて候、さて其石を坪村より是まで引取るに、數千人にて引しを以て、千引大明神と申、歌に、

　みちのくの千引の石と我戀は荷なはすなりに中やたへなん、

右之通、敎岩坊が口上にて物語のまゝを記すなり、をかしくもきこゆれ共、予はたのもしく思ひし事なり、鬼と稱せるは蝦夷なるべし、但し、神代に建、千人にて引しとは、埒もなき論にして、既に今の壺の碑と誤る多賀城の碑も、行程の知れかたき文面、埒もなき事にして、知れ難きを面白く思ひ、夫を僉義して理をいふ者も、好事家の慰、遊人の友ならし、予の思ふは、昔天智天皇の太子たりし時、安倍比羅夫を征夷の大將軍として、北蝦夷を征し、肅愼國を降伏せしめ、靺鞨（マカツ）國に日本の界を建て、地廣くなりたる事を、外國の人にも知らするために立たる碑なり、古人は素朴なる故に、文字も簡に、日本中央の四字を記したるならん、其心顯昭法師の袖中抄に見へたり。〇增見遊覽記云、千曳明神おはしませる尾山とかいふにわけ入ば、大明神の雞栖の額は、盛岡の東皐文眞といふ人の手なりとか、ひろ前に至てぬさとり奉る、この社の下に、千曳の石を、千重のあらこもにつゝみて、ふかく埋て神とはいはひ奉る、その石や壺の碑ならんと人のいへり、尾山の麓を尾山頭（ヲヤマカシラ）といふ、小村なり。〇十符菅薦云、坪村に至り土人に石文の事尋れば、さいつ頃も縣の參事下向、千曳の社の邊を堀り探らせられたれども、彼の石碑はあらぬよしなりといふ、そこより六七町來て鳥居あり、八九丁も入しに社あり、そのあたりにいと大きなる穴をいくつも穿ちたり、むかし仙臺に多賀の碑をほり出しが如く、猶ひろく物したらむには、たづねあたる事もありなん、されどいさゝかにても民の煩をいとはせ給ふおほん事なれば、みすてゝもとの道にかへりて、また草ばかりの廣野をわけてゆく、

　みちのくの野をも山をもわけ過ぎてむかしをしのぶつぼのいしぶみ、　岩倉具視

（尾山頭）

石文（イシブミ）　今、甲地村の管内にて、尾山頭の東半里なる地をいふ。之を坪の石碑の遺號に引くは、偶然石文の名あればならん、もと彼事に干係なきに似たり。本名千曳とい

ふ、地低の[illegible]
南部[illegible]村志云、石文の說は、古昔公家方何の中納言やらん、奥州此處に配流の節、京都の事を思出し、泉水にて平石に心中を書く、都の屋庭へ出て見るに、石にありへと文字あらはる、其泉水にて石へ返事を書くに、此方の石へ文字顯はる、依て石文と云ふ、後世其石は湖へ落ちたりと、公家屋敷の跡今になし、但俗の說尤難信。○漫遊文草云、發野邊地抵石文村、乃入民家而憩、主門同所齋小簞而飲、延主人同觴焉、徐々問古碑所在、主人但說千曳石事、其說憒々、不足聞、余謂土民不知古物也、叮嚀反覆、以申我意、執曰、古碑之言未之前聞、恐謬傳也、余始知見欺爾。○増見遊覽記云、坪といふ邑に至る、つほ河かちわたりして、石ふみやいつこにかとゝへば、石文村へいきてたつねよといふ、さらばとて、馬を野はらに引やらせて至れば、家二つおちくぼなるところにありて見るに、とひ入てとへど、碑ありたるは、いづこともそのありつる址だにしらず。○東遊雜記云、凡七戸のあたり、野邊地より引の道筋に、村と稱ふる所もあれども、村高といふ事もなく、漸く一村に三軒五軒ならでは、人家もなき事なり、千引明神の社ある尾山村といふも、人家は五軒の村也、古への事を思ふべし。○陸奥部郡考云、或曰、南部三戸郡久野山の奥に坪碑あり、土に埋れたる所三四尺、あらはれたる所五尺、幅三尺ほど、石面なめらかにして割たる所多し、字畫みえわからず、天龜□運□行之□など見え、二寸程の大字也、又曰、北郡坪邑石文邑あり、日本中央の碑は、今山中に埋めて、明神の祠を建つと。

甲地(カッチ)　今、甲地村といひ、七戸驛の東北四里、小河沼西岸の荒野の中に居り、其鐵道停車場を乙供(オツトモ)といふ、野邊地九哩、沼崎四哩。

(乙供)

乙供の西一里半を尾山頭といひ、千曳神社あり、又、石文村は、尾山頭の東一里、是等、地は、皆甲地の管内なりしも、入垣雜誌云、甲地の館跡は、土俗これを松前藩主の渡海前に居りし處なりといふ、奇怪の謬說あり。

八十八山　新撰國誌云、甲地の曠野に、林樹青叢、遠く望むときは洋中の細連參差として起伏あるが如く、村落は林叢の隅に隱れて、纔に煙を認め其民家あるを知るのみ、其山と稱するは圓原上小堆の地、林樹叢生する所を斥す、土俗こゝに八十八个山と云ふも、碁布の茂林灌莽、僅に凸堆なる所を算するのみにして、別に山峯有にはあらず、中にも饅頭長根(マンヂウナガネ)と呼ばるゝ、亦原中の小丘なり、この地を掘穿てば拳ばかりの𢌞き石あり、打碎けば中に黑土あり、依て饅頭石と呼びたり、凡て長根とは峯のことにて、山頂平に長く延廣がりたる所を云ふ。

(饅頭長根)

中志(チユウシ)　今、甲地村の管内にて、其北二里、倉内の西一里餘の部落なり。○入垣雜誌云、甲地村より東北に行くこと二里許、中志と稱する地あり、小河原沼と内(ウチ)沼との挾間なり、兩沼の相連る所、水淺くして徒涉すべし、之を中志の渡といふ、渡頭左方に蝦夷館と稱するものあり、屹然たる丘陵の鼻端(其高さ二十丈にも餘らん)、一區を劃ること、蝦夷の穴居墟に同じ、但此には中腹に段を設けざるの差あるのみ、而して其要害に至りては、天然の地形彼に勝れり、堡内の廣さ東西二十五間南北十四間、穴の數は五個、大なるもの徑五間深四尺許、此の如き穴は、獨此館のみならず、内沼平沼等の頭に尙許多ありと聞きぬ、抑、今日北海道諸所に現存なる竪穴に二種あり、甲に於ては、海濱にもあれ、丘上にもあれ、區域を限らず散布す、乙に於ては、丘岬に溝を堀りて郭を造り、竪穴は郭内に群集す、甲は平時の用に充て、乙は戰時の備を爲せし如し、乙のものを蝦夷語チヤシコツ、古昔の堡砦といひ傳ふ、中志(チウシ)も或は其轉訛か。

(沼内)

板橋原(イタバシ)　甲地村石文より、野邊地村一之渡(イチノワタ)、宇頭(ウトウ)坂に至る高原をいふ、驛路及び鐵道此を貫通せり。清水目(シツメ)川は、西嶺(三角嶽鳥千山)に發し、野邊地へ注ぐ。○南部東遊記云、野邊地より七の戸迄、五十丁道四里半ありて、其間の荒野、東西は猶廣し、只一面の芝原なり、西に八ツ幸田山あり、西南には十三四里を隔てゝ三の戸嶽見ゆ、東南は八之戸嶽見ゆ、又遙の南五十里隔てゝ盛岡の岩鷲山見ゆ。

(一之渡)

野邊地(ノヘチ)　今、野邊地町といひ、人口八千、馬門及び有戸を合す。陸奥(リクアウ)灣の東南隅の一海市にして、直北に斗南(田名部)の大湊を望み、西南には山峯重疊津輕郡と相分ち、東北は荒野茫漠たり。鐵道は、南方盛岡自哩、西方青森二十六哩。

野邊地は夷語なり、地を清み乃別(ノベチ)とよむにて、邦語と其格を異にするを見る、清水目(シツメ)川の夷名をノブペチといへる歟、即野水の義なり、白石五十四部考の舊說誤れり。○五十四部考云、東邊以部爲名頗多、蓋方言也、二戸、九戸、及野邊地田名部、其義皆同、稱邊曰、緣邊地只部名者、不獨東陲、紀伊南邊有田邊、切(キリメ)部等、皆濱海之地、義與邊同、不只部同。

(清水目川)

明治戊寅巡廻日記云、抵野邊地、出海濱、波濤洶湧、眼界豁然、可望北海道之山影、過濱村、路上鋪海扇、其殼如雪、其肉如餅、割而串之、排曬曝炙、味甚甘、其殼大者可爲鍋。　文化五年終北錄云、二月初九、午次野邊地、由是東北去佐井、西北去津輕、驛正直其衝、北則大海浸天、遠通松前箱館、初十日、發野邊地、由西路右海左山而行、遞夫不足、使軍士勠力轉運、午次平内、賜酒勞軍士。○安永六年紀行奥荒海云、青森の舍を立ち、野内、あさむし、柏崎、小湊、馬門など云里を過るに、日も暮行けば、野邊地といへる驛に宿る、

あすは又いつくの野へに枕せんえぞが千島も遠くなり行く、　小磯氏女

つとめて野邊地の舍を出で、いとたど〳〵し、野路遙に山路を越え、獨りごちつゝ行く程に、けふの里を過ぎ、搗衣の音しげく聞えければ、

麻衣けふの里の子打つ音にかへす〴〵も都をぞ思ふ。

今按、小磯氏紀行、野邊地七戸の間に、希婦の里を過ぎたりと載せられしは、異とすべし。抑、希婦は古來紛紜の說あれど、狹布をふ土産の出づる地を、或は狹布の里と呼べるに外ならじ。野邊地の近村に、今此名を傳へざるも、小磯氏の時、かゝる話說を聞かれしは、蓋、謂ふ所の道途記いみ、十符菅薦紀行に、野邊地に十符の浦ありと載せらるゝも此に類す、〔東山志云、野邊地、古へ十符の浦といへり〕

野邊地にて、十符の菅薦のことを問ふに、そは近き所に、とふの浦とて侍り、今もそこにて菅薦をあみ侍るとなり、とふとは十節の義にて、萬葉集に「天なるさゝらの小野の七相菅」とあるふもふしなり、浦人いも、、來るを見るに、幅二尺五寸ばかりあり、そい編目十あり、いとあら〳〵しき物から、ふるめなるさましたり。

十符の菅薦、狹き細布は、いづちにもあるべし。されど菅薦めにとて、布持てばとて、其地を十符の浦、狹布の里とは定め得ず。新撰國誌に、野邊地、千草橋の十符の說あり〔南部叢跡遺聞〕又採りがたし。

野邊地城址　新撰陸奥國誌云、野邊地の城蹟、當村の西南の方、神明町にあり、東北は町屋布に續き、西南の方は土地一段卑く遠望すべし、東と北に堀を繞らし、西南の方は淸水目川の流を界とし、切岸高くして要害よろし、北に入口ありて、門西に向ふ、何の頃の建築にか知れず、或は云ふ元和中の繩張と。同書又云、慶應四年戊辰八月中旬、盛岡より四小隊、八戸より一小隊、七戸より一小隊併て六小隊、野邊地に出陣す、其頃、肥前藩の蒸氣船八戸浦にて破損、其兵八戸に上陸せしが、更に船を得之に乘せしめ、野邊地港より出帆せしむ、然るに同九月十二日、肥前藩蒸氣船、不意に襲來り暴く、發砲す、榮長これに驚き周章狼狽す、盛岡砲兵之を見て應射す、其其帆繩を斷たれ逃れ去る。

伊達五郎宗政申、糠部郡七戸內、野邊地事、任御下文旨、彼役所、可被沙汰宗政使節、緩怠者、可有其咎者、依國宣執達如件、

建武二年二月三十日　大藏權少輔清高

南部又次郎殿

此文書、伊達行朝か七戸を賜りしに、合考すれば、宗政も行朝の一族なりと思惟せらる。されど、此沙汰附の實際もいかゞなりなりしにや、野邊地、伊達氏の事を傳へす。南部深秘抄に、七戸氏の別家、野邊地氏ありと載す。天正二十年、四十八城注文に、野邊地、出城、現在、七戸將監、云々。

國郡志云、北郡〔五十四郡考〕又稱海上郡〔南部舊傳記〕、東至海、南接三戸郡、西突東角津輕二郡、北斗出海中、與津輕東北濱對、內擁奧海、外控蝦夷、〔奧地全圖〕、有野邊地港、古蝦夷所居遺墟尙存〔仙臺名所記〕。〇新撰陸奥國誌云、閉伊と唱る所、一戸より九戸までありて、十戸なし、然るに、奧戸と呼ぶ地あるを以て按ふに、野邊地は十戸とも云ひし所なるべし、津輕田名部の岐路の要津なれば、肆街富莊にして、百貨經備り、殊に奧羽に富戸と呼ばるゝ現名の商賈あり。〇野邊地を十戸といふは誤れり。

馬門　今、野邊地町の管內にて、其西牛里。盛岡藩の時より、津輕藩との分堺に、馬門と狩場澤の間に在りて、今も郡界を此に分つ。

中央山脈の頂背は、三角嶽より夏泊埼へ通し、小湊〔今中平內村〕、狩場澤、口廣〔今東平內村〕に、形勢全く上北郡に屬し、津輕の城內と爲し難し。

烏帽子山　馬門の西南嶺にして、三角嶽の東なる高峰なれ、今郡界の目標と爲る。山麓に鑛泉あり、二源、甲熱百四度、乙熱百二度。

狩場澤　今、東津輕郡の東部にして、口廣、清水川、外童子等と合せ東平內村といふ。されど野邊地の西に隣り、山海の形勢、全く相倚り、上北郡の內たり。鐵道、野邊地西四哩、小湊七哩。

津輕志留遍云、文祿元年七月、豐臣家東奥巡檢使、津輕の地を發す、爲信公之を狩場澤まで送らる、東方の境目此時に定まる、四年、諸國地圖可差出下知あり、依て津輕より苅場澤二本股を以て境とする繪圖を差出したる處、南部家よりは、平內地方を悉く我分領として差出せしかど、九戸叛亂落着後、未だ年を經ざるに、又も境界の爭論之ありては不可然と再考に及び、南部家にても狩場澤境目と定めらる。

維新史料云、戊辰の歲、東北動搖、津輕南部の兩藩、各自觀望、其封疆を守り相伺ふ、已にして津輕官軍に歸順す、九月二十三日、狩場澤の津輕兵、夜を以て發し、暁天野邊地關を襲ふ、南部兵敗走す、津輕兵火を放ち橋を毀ひ、、野邊地の村舍に入る、南部兵力拒戰せず、遂に敵を擊退す、兩軍死傷各數十人。〇津輕郡中名字に「外濱（中略）、山口、小湊、狩場澤、小豆澤、平內、清水川、不具取、品木澤」と見えたれば、小湊、狩場澤の、津輕の城內と定められしも舊し。その山口小豆澤は、今の西平內村なり、不具取、品木澤、今知れず、東平內に松木あり。寬御集には、狩場澤、小豆澤なし、小湊、童子、山口、茂浦あり、童子は今の外童子ならん。

(子童)

清水川　今、東平內村の大字にして、狩場澤、小湊の間なる海濱にあり。其溪流は、又外童子川といふ、峽間に外童子てふ支村あれば也。

隨纓紀稗六、淸水日川、踏有有眞常、戊辰之亂、弘前兵攻野邊地、云々、死者二十七人、葬於此、法上場川、封疆時、弘前盛岡國境にて分ち、一路衢海、法明松筆、道家農舍、舊雜成稿、小湊舊驛の東田志云、鈴川村、雷電社あり、此座淸雪とし、並の芝居あり、村の人々贊首など支度して見物に來るとて、如何なる事にや知らず、小湊にも雷電社ありて、加茂明神とぞ。一説に坂上田村丸を祭るともいふ。(野内の東嶽の上にも雷電社あり)

(雷電社)

小湊(コミナト)

今、東津輕郡の所管にして、内童子、田茂木、藤館、淺所、田澤等を合せて、中平内村といふ。鐵道、靑森十五哩、野邊地十一哩。

小湊は舊名平内(ヒラナイ)といひ、港灣あり、東に向ひて開き、田名部の大湊と共に、斗南海灣中の小泊なり。内童子川は、南方の三角嶽、東嶽に發し、小湊驛に至り灣に注ぐ。○津輕年代記云、明暦三年、十郎左衛門信英公へ、黒石並に小湊にて、五千石分譲し。

(平内)

田澤(タザハ)

今、中平内村の大字にして、小湊の北西三里、夏泊埼の南東の濱なり、椿山と稱し山茶花多し。

新撰陸奥國誌云、南部と津輕は、其士民、言語人事飲食の好惡に至るまで、其習を異にす、すべて、彼れ是とするは此れ非とし、互に相敵視す、舊藩政の時は、商買に至るまで、嫌却の意深し、故に津輕にては南部の産物を入れず、依て南部よりは仙臺、又は秋田の名を冒し往來、神佛の參詣湯治等にも、界を踰て南部に入ることを禁し、若し違背すれば殺さるゝを大法としたり、

以て兩邦の善隣ならざりしを察すべし。

有戸(アリト)

又、蟻渡(アリト)につくる、今、野邊地町の管内なれど、驛市の東北三里にして、斗南路の小驛なり。陸奥海灣の一岸にして、村里の東は荒野、南北に連互し、吹越山より板橋原まで凡七里、第三紀層の埴土岩礫に成る。蟻渡野(アリトノ)といひ、舊藩十三牧の一なり。

地學雜誌云、野邊地より以北、木明(キミヤウ)の濱に至れば、瑪瑙の他の石に混ずるものあり、蟹田に至れば其數を增し、有戸附近最も多し、是れ上方茫々たる原野をなせる洪積層)の砂中に礫礫となりて存するもの、海波の浸蝕に逢ひ、種々淘汰せられて、遂に波打涯に露布せしもの也。

東遊雜記云、野邊地より二里餘、有戸村は、漁家のみにてあしき所なり、此海濱美石を産す、黄赤の色を帶びて透通り、其美なる事、母衣月(カロツキ)の舍利石よりも美しく、また赤豆石(アツキイシ)、靑石もあり、中々他國にはあらず、世に津輕の舍利石とて、母衣月濱の石の事は、他國にも石好の人の稱せる事なれど、此有戸濱の石を知らず、思ふに、至極の邊鄙故に知らざる事なり、奥州ばかりもなき廣大の國にて、此外いかほど奇石異木などの有まじきにもあらず。○東山志云、奇妙(キメウ)村には鎭守なし、げに奇妙なり、有戸の海濱に美しき石あり。

(蟻渡野)

百日木(ドヲメキ)

吹越(フッコシ)山の下にして、横濱村の南なる小部落也。○北奥道中記云、野邊地より田名部まで、入海際を廻り行く所、始終同じ淋敷道筋也、右は野畑小山なり、吹越と百日木の間、垂水(タルミ)は御巡見使の小休場なり、高架、尾駮等へ越る間道あり。

平沼(ヒラヌマ)

今、倉内、鷹架、尾駮、出戸、泊等と相合せ、六(ロク)个所(カショ)村と改む。野邊地の東五里、大洋に面し、天(アマ)森(モリ)の北一里半。小河原沼の吐口は、此地に屬す、倉内川といふ。

平沼はもと池沼の名に出づ、六里半許、倉内川に通す、一柳(イチヤナギ)沼は平沼の北にして稍小なり、又倉内川へ排水す。

倉内(クラウチ)

今、六个所村の大字にて、平沼の南一里半、小河原沼の北岸に屬す。沼澤の水は、此より一條の川脈となり北行、一里半にして、海洋に朝宗す、倉内川といふ。天森は、倉内の東に、一川を隔てゝ相對す。

北奥道中記云、倉内村にて、小川原沼を望むに、廣大限の及ばざる所也、沼尻の船渡三百六十間、此に番ありて步行にもわたるべしといへど、其舟の在りなむ心得ざれど道あらん。

鷹架沼(タカホコ)

平沼の北二里なる大澤にして、東西二里、南北十町許、有戸濱の東一里半、其水は細流を以て海に通ず、

尾駮(ヲブチ)

鷹架の北一里半、同名の沼ありて、東西半里、南北八町、東海に通す、一に尾淵につくる。

東海雜誌記、尾駮といふ所は、やうやう十二軒の村なり。尾駮沼と稱して、三十餘町、横八町許狹き所は三町、此を歩行渡りして行くなり、鯡(ニシン)を取る床をあけし所あり、是れ蝦夷松前の海に遠からざる故に、此邊の内へ少さつ大浪にて打上るを取る、鰯もとるよ云ふ。○地理志料に「野邊地、古蝦夷蟻渠、遺墟多存、港東爲尾駮村、古官牧在焉、尾駮駒、見後撰和歌集」云々。

みちのくのをふちの駒も野飼には荒こそまされなつくものかは、(後撰)　よみ人不知

袖中抄云、陸奥の駒の、小駁なるを、をふちの駒といふ、○奥儀抄云、陸奥の國のふちといふ所より出來る馬を、をふちの駒といふ、昔井の歌に「をふちの駒引」云々。

古歌によめる牧は、此地とも定め難し、陸前牡鹿郡牧山(マキヤマ)にも、小駁の古跡を說かる、されば歌名所は此には非ず。

吹越山(フッコシ)

(出戸濱)

斗南半島の地頸に突起せる息須火山にして、之を喉佛(ノドボトケ)に喩ふへし、標高五百米、山勢は北に引き、下北郡奥内の大尺山に至る、南北凡九里、横幅凡三里、西麓には横濱、東麓には出戸(デト)濱、泊浦の民村あり。

東遊雜記云、尾駮より泊浦に至る路の邊は、一面限りもなき、大原に野て、月の入る山もなしとよむは、武藏野

の事には有まじ、此所にならんとげに思はるる程にて、左には沖々とせし東海、荒礒より四五町も沖へ、大なる岩石屏風を建し如く、凹凸の石數百並び立し有樣、圖にもなし難し、沖より強く打かゝる浪の岩のこなたへ落るありさま、瀧の如く迸りて、見る目をおどろかす、浦人の言に一日風吹けば十日も浪しづかならずといへり、是はかぎりもなき大洋よりおくりし浪故に右の如し、名所集に奥の海と有りて、奥州東の海六十六濱をさして名附しなりとか、常盤井入道の歌に、

尋ねてもあたりこゝろの奥の海はあらき礒邊によるもなし、

とよまれしも、この邊の事にやと思はるる計也。」(新撰國誌、泊浦のドソトアゲは、海潮石渠に沿り、逆騰激奔、一奇觀也。

泊浦(トマリウラ)　今。六个所村の大字なれど。平沼の北凡六里を隔て、上北郡の東北限なり。下北郡東通村白糠の南一里、小港灣を有し、東海岸の一名地とす。水路志云、鮫角より尻矢崎に至る五十六浬の海岸は、殆一直線をなして北方に向走す、而して鮫角より泊村に至る三十四海里の間は、一帶の沙濱をなし、處々に沼澤及び數河の注口あり、其濱背は總て低き沙丘をなし、其内地十海里餘は漸次に高まり原野となり、遂に山脈の麓に達す、又沿濱處々に村落あり、泊村に至り初めて岩壁を見るべし、其北方二海里半の間は高き斷崖岸にして、其背後は急起して高陵となる、是より尻矢埼の南三海里の險崖角、クキドウの埼に至る(十六海里)間は、殆直線にして、背後に高く且險なる山丘(千呎以下)を負ひたる沙濱をなせり、これ等の海岸は、尻矢埼の大根を除き、距濱半海里以外に於て未だ一の礁險を見ず。

橫濱(ヨコハマ)　今、橫濱村といふ、有戸の北五里、吹越山の西麓にして、斗南地頭の眞中にあたり、上北郡の北限

とす、田名部の南六里、此橫濱南北の海邊には、一線岸汀に沿ひて走り、風雨の日、雪霜の天には、往々行人の蹤を絕つことあり、沙中の行路、固より其常なく、路邊に人家稀に、望徑に村里を見ざる所あり、又、淺流多くは橋梁無く、徒涉して之を過ぐるを要すればなり。北奥道中記云、橫濱九个村とは、吹越より當田までを數へたり、家數凡百八十餘、貧き村里なり、法量堂あり。○橫濱に大關八幡宮あり、又、七戸氏の館址をつたふ、山に檜材を出す、橫濱村南と稱す。

下北郡(シモキタ)　上北郡の北なる半島狀の地なり、故に下北半島、又斗南(トナミ)半島と呼ばる。今、面積百八十三方里、人口三萬、十一町村に分れ、田名部に治む。下北は、南部藩政の時、田名部通と稱せられたりし。○南部東遊記云、田名部の地は高五千石、然るに北海へ出張りたること五十里計、中國西國の一个國の地面よりも廣し、總南部領内に、海廣く、山深く、平地も廣漠なれども、新に開きだにせば、田畑幾千百萬石を得べし、只檜運出のみ、人民これにみたずして、當時纔に拾貳萬石の地と定められたり。○青森縣地理書云、斗南半島、右に斗出して、陸奥内海を抱き、北方津輕海峽を隔てゝ、北海道渡島と相對し、東は太平洋を受く、噴火脈は北海道より來り、斗南半島に入り那須噴火脈に接し、宇曾利山、釜伏山、朝比奈嶽等の諸山と共に、半島の由來をなしゝる。(新撰陸奥國誌云、北郡半島に、海關の南僻、士民往々蝦夷の服裝を爲し、男女辨し難し、小兒に絹服せしむる、又アツシ樣の裁縫を以てす、男子は稍出行するを以て言語通ずる所多し、婦女に至りては解すべからざる者あり、近年、斗南藩教化を布き風俗を矯め、頗變易す。

斗南灣(トナミ)　又、陸奥東支海灣といふ、即、斗南半島によりて其東北を圍まれ、西は青森灣(陸奥西支海灣)と、寄浪埼(キナミ)、

夏泊埼の間の水道に依り、相通ず、灣の南岸は平内、小湊(東津輕郡)、野邊地等(上北郡)あり、東北隅には安渡の大灣あり、或は北部灣といふ。

田名部(タナブ)　今、田名部町といふ、人口五千、斗南半島の大邑にして、即郡治の處とす、大湊(安渡)の北西半里なる沙床を占め、西方四里に恐山を望む、青森へ二十三里(海上拾五里)、野邊地十三里。田名部は、南部藩政の時、田名部通と稱し、下北郡の諸村を統べて、一奉行の治所たり。明治維新の際、南部藩削封せられ、會津藩は更に三戸七戸田名部等三萬石を賜り就封す、即、斗南(トナミ)藩と稱せしが、幾歲ならずして廢す。斗南とは「北斗以南皆帝州」の義にて、北邊の新藩に命名す。○東巡錄云、舊會津藩士族凡六千戸明治己巳の年斗南藩を置かるゝや、悉皆該地へ移住、而も廢藩の後は、自由去就を聽され、六年の春に至り、故鄉若松へ返るもの二千戸、是等素より無祿無產にして、又家屋なし、旦夕の生活に迫らる、乃強壯の男子は、或は傭業或は工職に從事し、婦女は針線縫紡を務め、而も、今や、其甚しきは日傭等の賤業を爲し、僅に口を餬す、又、初め斗南に移住せずして、直に歸農をゆるされし者あり、困窮中稍佳なる者とす、されば若松舊城下復歸の士族に對し、三本木開拓場に下附せられし現米九萬石の内、一萬八千石の殘數を轉移して、授產の方法を立てしめらる。

東山志云、田名部は、民家三百、町の中に帆柱の如くなる木一本建てゝ、驛寄をなしたり、市の標なる由なり、大畑村にもあり、大川、一里餘にして安渡湊に到る、故に入船多くして、繁昌の地なり、南部侯の代官所あり。

新撰國誌云、斗南(トナミ)舊名田南部(原註、里人タナンブといひ、昔は田鍋に作る)、北郡半島の都會也、盛岡藩の郡署ありしが、明治維新、會津松平氏に封ぜられ、斗南と改

む、即郡署を以て居館とす、既にして落廢し、又田名部の舊舘に傍ふ、圓通寺、新町に在り、永祿中、八戸南部守政榮建立、初め僧榮寮（下總國結城安昌寺）插草、久、釜臥山、宇曾利山の僧宇を開く、大永二年也、二世僧笠質に、八戸氏の子といふ、政榮之が外護たり、正徳三年鐘銘に「陸奥國田名部郷、吉祥山圓通寺、郎庵一派之吉道場、南部宏智學聚開山也」云々、八戸氏先代の名蹟あり、神明町八幡宮は、舊示現太郎明神の社地なり、近年合祀す、明神の寶物鰐口、康永の寄附也、徑七寸「康永四年卯月日、奉施大鰐口、□主兵部公」寶前の最花に崇敬あり、近年、藩士開墾して一村を闢き、斗南村といふ（舊稱新谷）、北辰神社あり、八戸河内守政經、康正中に再建などつたふ。

田名部城址　田名部信譜、宇隠内北に繞り、東南岸高く、城虚低地あり、里人の傳記に、北畠國司下向、南部信守初領使の時、副將十六人の中武田信理、赤星五郎を富時の目代せらる、後日蠣崎藏人違亂、赤星を鏖すと云々。○城澤合考、○北奥道中記云、田名部町の入口は、陣場平、谷地原より松並木を過ぎ、右に金勢堂、左に熊野堂、暫にして圓通寺、新町に達す、本町、柳町の西を城内といひ、御官所は岡の上に在り。

熊中入候、仍其方家中、たなぶのやすみと申人、くりこし可然馬所持之由候間、所望申度候、貴所遣ひなせ候可給候、恐々謹言、

九月二十日　　淺野彈正少弼長吉（判）

八戸殿（政榮）御宿所

八戸南部系圖云、康正中、田名部蠣崎藏人叛、作亂掠略近傍、政經（八戸河内守）以事奏于朝廷、發兵伐之、三年春、政經獻捷於朝廷、後花園帝賞其功、賜藏人邑田之、又賜功臣二十人官名、（補任状、署山科左衛門尉教豐押）八戸氏自是併田名部地三千石、通故邑凡合二萬石、卒葬予田名部圓通寺　法號證永仙公。

八戸系圖附錄云、康正三年二月、田名部攻の時、討取敵の姓名あるもの、

天内舘五郎、蠣崎平左衛門政友、七戸六右衛門綱尚、伏谷東馬、大畑與三左衛門秀光、淺川瀬兵衛、石川淺右衛門、早川飛右衛門、甲斐田與惣八、其外雜兵は數を知らず、

右の戰中、武功の家士、新田、中舘、田中、三上、福士、類家、西澤（橋氏）など二十人、山科左衛門佐教豐氏の補任状賜る。○今按、教豐は大崎探題なり、之を山科と爲し、且、朝廷奏聞といふは、何等の謬外に陷れる也。

同書又云、傳曰、八戸氏久領田名部、其地開港、諸國商客多輻輳、頗致繁熱、以故每多訟事、又隔八戸頗遠、不便於檢察、慶長中、清心數聞於利直公取決、元和三年三月公詣清心曰、土人侍女主故備、宜姑以其地附于我、俟汝得養子而返之、下書曰、姑假田名部之地、換之八戸邑內、山澤川澤之諸稅、一切汝管之、自是八戸氏食邑七千五百石已、

享保年中遠野南部孫六郎呈書云、田名部は、河内守政經代、康正年中、蠣崎藏人退治拜領、其後、左近從宗清心代に至り、利直公より、田名部御借上被成、于今御返不被成候、

一說曰、政長繼師行後、留家族於甲斐、自來南部、客於宗家、領田名部地、居宮内、又曰、南北合一之後、甲斐還有兵亂、乃率士卒于陸奥、娶八戸邑主工藤將監秀信女、生兩子、□家云、今按、田名部は、新田左中將義貞の孫、八幡丸の封を受けし地にて、其五世孫、新田民部大輔の時に、蠣崎氏の亂ありたりとつたふ。新田とは、八戸南部の分家號なれば、それを誤りまぎれし也、下の嶽、淨ヶ澤二に蠣崎に合すべし。八戸南部系圖、康正三年、政經攻田名部城、陷之、蠣崎藏人逃匿、乃宿新田盛政、守城而還、云々。

金屋（カナヤ）　今、田名部町の西南をいふ。或は、陸奥話記に見ゆる鉋屋、宇曾利の舊邑を以て此に擬すれど、明徵なし。○北奥道中記云、田名部より安渡へ一里十三丁、金屋村、大平村を過ぐ、金屋は田名部川の端にて、大平に至り海へ落合ふ、右へ恐山へ道あり。○國郡志云、北郡、有宇曾利山（今作恐山）、有鉋屋邑（今金谷村）、天喜之役、夷鉋屋宇曾利應官軍（陸奥話記）。

大湊（オホミナト）　今、大湊村といふ、大平、宇田、宇曾利、安渡を合す。田名部の西南一里、舊名安渡といひ、港泊あり、最平安の名あり。近年、海軍要港に定められ、北門鎖鑰の樞軸と爲る。

（安渡）（蘆埼）

港灣は、內外の二區ありて、蘆埼の岬嘴之を限り、相隔つ、卽ち、內港は西に在りて狹く、宇曾利川之に注ぎ、外港は東に在りて廣く、田名部川は其北方に注ぐ。○水路志云、大湊の港口は、陸奥灣の東支灣北東隅にあり、門口南に開き、水深は港首に向ひて淺す、好錨地は內港角なる蘆埼東南にあり、此內港に入らむと欲する船は、蘆埼對面まで水道の中央を航し、夫より北西岸に接航して、宇田村の對面に到るべし、潮流、陸奥灣中第一にして、其速力一節四分之三に達す、大潮升一呎半、小潮升一呎半。

南部家覚政記録に、元和中の利直公書状に「紫の事、早々可買候、但、田名部へ上り、二三さうより外不登候由、左候てかひ手なく候にて、來年までも待こし候ても不苦候、秋田にても可買候、田名部へは何と、蠣不下候哉、不審に候、但し越前の事いろ〳〵に申候に附、蠣不下候哉」と、また、一通、田名部之船出入候共、諸役之事有之間敷候、我等定宿之儀に候間、右之通候、以上、

五月九日（文祿中？）（南部大膳大夫御印）
坂田加賀與助殿

北奥道中記云、安渡は、釜臥山の下にて長き町なり、入海を前にし、蘆崎の松原氣色甚よし、繁昌の湊也。〇安渡てふ港津の名は、閉伊郡大槌、津輕郡深浦にも之をよくり。此には、安渡を濱町、大平を本町といひ、合稱大湊也。

宇曾利（ウソリ）　今、大湊村の西南、城が澤に至る間に、宇曾利川あり、釜伏山の水之に入る、宇曾利てふ部落もあり。されば、恐山といふも、此宇曾利の名のうつれるにや。陸奥話記に、宇曾利部には、往時此半島を汎稱したるにや。諏訪縁起に、蝦夷の千島の中に、宇曾利、鶴子洲、萬堂満伊犬の名を錄し、夷語にウシユロ灣の義也。

北奥道中記云、かゝり村、此まで安渡の入海なり、蘆崎の松立の鼻まで、里八丁、今、出崎なり。

地理志料云、田名部邑、有宇曾利嶽、山下有宇曾利村、陸奥話記、宇曾利鉋屋、仁土呂志、三郡夷俘、應官軍、即此、仁土呂志在爬円部、鉋屋蓋在津輕郡乎。

城澤（ジヤウガサハ）　今、大湊村の管内なれど、田西一里半、川内に至る間の里落なり。此に、八戸（新田）氏と、蠣崎氏の攻戰の事をつたひたり。

新撰國誌云、城澤、昔は順法寺といへりと、北に山を負ひ南は海なり、泉澤と名づくる地に、館跡あり、里人の口碑に曰く、北畠國司下向の時、南部十六將の内、武田修理大夫、赤星五郎、田名部の目代として置れ、其後新田八幡丸入部あり、其五世新田民部の代に、武田修理の末裔、蠣崎藏人信純、民部が妹聟として、大臣なりしが、謀叛を企て、民部の子を殺害し、其家跡を奪ひ、赤星氏をも除く、康正二年、八戸河内守政經來討、蠣崎氏敗れて順法寺に入る、八戸の兵追撃、其巣窟を抜く、蠣崎氏是より永く北蝦夷に移る、云々。俗説、新田八幡丸を、左中將義貞の後とするは、八戸新田氏の事をおもひ違へる也。

奧内（オコナイ）　今、田名部町の管内なれど、東南に去る三里、中野澤と共に、上北郡界の海村なり、横濱（上北郡）へ三里。奥内の東に、大尺山、川代山あり、吹越山の北につゞきて、同一脈に屬し、斗南半島の頸地に屹立す。

蒲野澤（カバノサハ）（目名）　今、東通（ヒガシトホリ）村の大字なれど、田名部の東三里なる山村にして、砂子又（スナゴマタ）、田屋、目名（メナ）、大利等と共に、田名部川の源谷に布置す。蒲野澤に沙鐵を出す、又、砂子又に石炭層を認めらる、砂子又の東一里半を海濱とす。〇新撰國誌云、目名の熊野社の棟札「慶長拾年乙巳、大檀那新田彌六郎、兩宜三光坊、奉行藤原盛重」云々。

小田野澤（ヲダノサハ）（白糠）　今、東通村と改め、白糠（シラヌカ）、老部、猿森、尻屋埼、及び蒲野澤、砂子又等を合す。田名部の東五里、大洋に向へり。泊浦（上北郡）の北四里、其間に白糠あり、尚北六里にして、尻矢埼に至るべし。東遊雜記云、小田野澤村は大海を東にうけし浦にて、漁家十三軒、なか〳〵人の住居するといふ樣の所にあらず、小田の澤より泊浦まで三里半、浪打きはの濱邊から道と稱すべきにあらず、年々破船あり、船道具に木の葉をちらせし樣に、濱一面にある事にて、見る目も哀を催す、何とて捨置かるゝ事にやと尋しに、破船の道具を拾ひとれば、死亡せし婦人のその家へ祟をなすといひて、拾ひとらぬ事といふ、此邊の婦人、櫛かんざしといふ事もなく、おどろの髮を亂し居れども、心根更に見苦敷まし、言語はチンプンカンにて、十にして二ツ三ツならで解せず、すべて御巡見使は、盛岡城下より通辭のもの一人附給ひしに、此所に於ては、通辭も解し得られざる事のありて、大に笑ひしなり。

尻屋埼（シリヤ）（尻勞）　斗南半島の東北の斗出角にして、南北凡三里、岬背の峯頂（尻屋山）は四百餘米。尻屋、尻勞（シツカリ）、岩屋の三部落ありて、今皆東通村の管内とす、埼頭には燈明臺あり。

尻屋山は、古生層より成るといふ、即、前代の陸界には一島なりしならん、東麓は海に迫まり、斷岩削立して、クギトウ崎をなし、西は岩屋崎をなし、東北は稍次第に低く人形山と爲り、燈明臺に至りて盡き、餘脈は海に入り、大根、鮐島等の亂礁と爲る、西北に渡島の惠山（エサン）埼（距離二十六海里）、西に大間埼（距離二十三海里）を望見す。〇水路志云、尻矢埼錨地は、尻矢埼の南二海里の處、尻矢村の前にありて、津輕海峽を經て西方に航する船舶が、一時逆風潮を避くる爲に、已むを得ずして取る所の泊地なり、尻矢埼は海峽の東口角に當り、北々東に伸出せる狹長角なり、角端の南約一海里の間は埼背平低にして、夫より漸次に高起して尻矢山となる、饅頭にして高さ千三百呎あり。

南部東遊記云、昔は、奥州も半ば蝦夷人の領地なり、猶近き頃まで、夷人の住所なりしと見えて、南部津輕の地名には、蝦夷名多し、外が濱通りの村の名にも、タッピ、ホロヅキ、内マツヘ、外マツヘ、イマベツ、ウテツ、などいふ有り、又、田名部の地方にも、ナコベ、オホマ、シリヤ、など、其外村々在々の名、多くは皆蝦夷語なり、今にてもウテツなどの邊は、風俗もやゝ蝦夷に類して、津輕の人も、彼等をばエゾ種といひていやしむる事なり、余思ふに、ウテツ邊に限らず、南部津輕の村民、大かたはエゾ種なるべし、只、早く王化に服して、風俗言語も改りたる者は、我先祖より日本人の如くいひなし居る事と思はる、故に今も禮義文華のいまだ開けざるは尤の事なり、南部の邊部には、いろはをだにしらずして、盲居といふものあり、般若心經

などをも、めくら暦の法にて論ずると聞きぬ。○今按、シリヤは夷言シリ(天氣)ヤ(陸地)あり、されど、南谿の、ホイナ(入間)なる夷言と疑ひしは、如何にや。

（志利屋）北奥道中記云、志利屋崎、濱岸折廻し凡二里、物見の鼻に大砲場をおかる、沖三百間にトド島あり、此より西南志利屋村へ二千間、村の東南岩山の沖に猫島あり。

岩屋（イハヤ） 今、東通村に屬し、尻矢崎の西南に、海に面す。石決明(鮑)、昆布等を採り、眞品と稱せらる、外濱昆布、獻上昆布の名あり。

奥の海やえぞが岩屋の煙だにおもへばなびく風は吹くらん(新千載)　爲相

（外濱）新撰國志云、蝦夷岩屋とて、岩洞海岸にあり、洞中を往來して路と爲す、古歌によめるは此と限るべからず、干鮑、年額凡十俵(一俵十六貫)、昆布三百駄(四千石許)、今は舊産に倍するといふ。

大利（オホリ） 今、東通村の管内にて、目名と共に其西北に居り、關根に近接す。(新撰國志云、昔は、白糠、尻勞、尻屋、岩屋、大利、目名を東六鄕といひ、蠣崎藏人の領分内なり、藏人滅亡の時、常人は大利濱より蝦夷島へ出船したりと。

關根（セキネ） 今、田名部町の管内とすれど、北に二里を隔て、大畑、尻矢への通路にあたる。其海は彎形を爲せど、嶮潮に過ぎて、風波を避くるの利なし。大畑二里、尻矢六里、濱北に渡島の惠山(エサン)を望む、外濱昆布の採拾場なり、外濱を外南部ともいふ。

（外南部）北奥道中記云、田名部より女館、桃山を過ぎて、關根に至る、野山廣く田畑少し、關根の出戸といふところに至れば、海濱に近し。

正津川（シヤウツ） 恐山の湖水の末にして、東北流五里許、大畑村の南東一里の沙濱に達し、海に入る。此濱を正津川、又正塚(シヤウヅカ)といひ、三途河(サンヅカ)奪衣婆の祠を置き、

（正塚）恐山冥府の門戸に擬す、もと精進(シヤウジン)川の末にして、登山者の齋所に名づけしがごとし。里人、貞觀中、慈覺大師の置くと爲すは、信けがたし。

享保採藥使記云、照任曰、奥州田奈富(タナブ)、正津川(シヨウツカハ)に昆布を產す、大きなるもの三五丈、幅は三四尺あり、土人屋上を葺き、暑雨を除くとぞ、光生按ずるに、昆布は東海に生ずるを上品とす、殊に蝦夷松前に生ずるは丈甚長く、柔軟にして味亦美なり、津輕の產は厚くして味佳ならず、尋常の食ひ或は湯熬とするに可なり、南部の產は色青黑にして味劣れり、何れも若州に傳送す、小濱の市人よく調製して四方に送る、今は京師にても其製法を能くするなり。

（姥堂）北奥道中記云、正津川村姥堂(ウバダウ)、きれいなり、是より大畑村へ至る、大砲御臺場あり、金勢堂の邊也、エビス森にも大砲場あり、當町に御陣屋あり。

恐山（オソレ） 又、宇曾利(ウソリ)山ともいひ、斗南半島の島山即是なり。活火山にして、山中種々の奇異あり、田名部より四里、大湊より三里、大畑より四里、山中硫黄を採製、年額四五十萬斤。

（宇曾利山）享保採藥使記云、照任曰、奥州南部オソレ山より硫石を出す、其色淡紅なり、土人說、此石生ずる所、鳥類蟲類、上を過ぐるに乍ち落て死ると云ふ。○東國旅行談云、奥州南部領恐山、大畑村より登る、絶頂に時として一陽の炎おこり、猛火熘々として燃あがり、煙雲を拂ふ（燒山）有樣なるが、又時いたれば消て常の如し、因て燒山といふ、山上みな石にして、諸の地獄をかたどれり、三途川あり、賽の河原に小石を以て塔をつみ重ねたり、修羅道は石の面皆血に染たり、劍の山はさながら鋒鋩のごとくに尖る、其外地獄いろいろあり、六道(ロクダウ)の辻には、石佛の地藏菩薩一千體あり、慈覺大師の御作とかや、中尊の御佛は身たけ五尺餘、二三寸圓頂、然るに、此所かしこに持ゆき、隣村他鄕へ安置して不足せしを、近き頃圓空といふ僧きたりて、其不足を作りたし修補し給ひけると。

（朝比奈嶽）恐山の中央は、即湖水の在る所にして、其北岸には硫氣孔及び溫泉等あり、朝比奈(アサヒナ)嶽は西北を蔽ひ最高し、七百九十餘米、釜代山は東南に峙ち、七百八十米、其他數峰環立す。○山崎氏地誌云、恐山は高七百米許、頂に火口址を遺し水を湛へ、湖は稍東西に長く、周圍約五町、其北岸には溫泉及び硫黄製錬所あり、四周は火口壁たる峰巒相連なり、南方にあるは北國山(七百七十四米)にして、西方には大盡(オホツクシ)山(七百二十米)小盡(コツクシ)山、天狗山あり、佛說蓮華八葉の靈峰と稱せらる、火口湖は北方に開け、湖水こゝより流れて北走、正津川となる、火口内には數多の硫質噴氣孔を有し、殊に北畔に於て最著しく、硫煙常に騰りて臭氣甚し、從ひて火口内は草木必無し、岩石全く分解變壞せられて、白色の泥土狀のものとなれり、火口以外、諸山森林深く、岩石の露出少なし、其東南側には一の寄生火山釜伏嶽あり、北國山の東に接し、高さ七百八十四米、完全なる圓錐形をなし、其頂上には火口なく、只熔岩塊の累々たるを見るのみ、恐山の西北方は巒嶂相連なりて海に逼り、火山四周の海岸には、段丘好く發達し、土地昇騰の跡所々に存するを以て見れば、蓋、往時一の火山島たりしならむ。

釜伏湖（カマフセ） 恐山の火口址の、湖池と化せる者にして、上東に釜代山あれば、しか名づく、又、恐山湖といふ、釜代山には、大湊村の直西にして、登路一里許。

（釜代山）南部邦内鄕村誌云、釜臥湖、在北部田名部縣西方、縱横十里餘、列嶽群山翁鬱環峙、圍拱四表矣、曾有人自此山中伐採材木、以筏掩賦之、而待爲木、其大可知矣、盤潴水也同潮水、有潮汐盈虛干滿之候、只其氣味不鹹而已、是大嶽頂上、非海水交接之地、而若斯、都當山之靈、詳于

三才圖會、猶多湯脈焉、奇怪之遺蹤、千狀萬態、不遑枚擧、普觀之人便不驚異、登斯山必生出塵想云、山中有菩提寺、

地藏堂（ヂザウ） 恐山の天造地設の奇異なるを利して、佛説地獄冥府の形相を嘯示し、以て慈覺濟度の大悲を勸めんと欲する者也。釜伏湖の北にして、寺中に溫泉數十所あり。貞觀中、慈覺大師の開山と稱すれども、享祿三年、田名部圓通寺、宏智聚覺和尚中興の後は、曹洞宗に屬す。

（圓通寺）

綿村志云、田名部縣溫泉、在宇曾利之山中、又稱花染湯、浴後膚容而成紅色、疑是朱砂泉乎、香川藥選中擧之、以甚賞焉、大凡雖中華朱砂泉最稀、而於日本此外不聞有朱泉、然則可謂天下之名湯乎。○鑛泉志云、宇曾利山の硫黃泉は、古瀧の湯(溫百六十一度)、冷拔の湯(溫百七十六度)藥師の湯(溫百四十七度)花染の湯(溫百六十五度)新湖の湯(溫百八十六度)、湖畔平坦の地に發し、小池狀を成す、泉傍の土質は硫黃を含み、淡黃にして粗鬆なり、此を距る四町許、浴室五所を設け、渠を鑿ちて源泉を引く、浴室の傍一精舍あり、圓通寺と稱し、此に參詣するもの、皆之に沐浴す。

里人或云、燒山は、大畑より登る事三里半、時として燒る事あり、嶺に地獄あり、修羅道は地面みな石にして、長二十五丈、幅六七丈、其石に血色のごとくなるもの散り染りたり、鹽屋の地獄、酒屋、麴屋の地獄といふは、それ〳〵の色をあらはせり、大師此山にて護摩修行ありし時、薦席なかりければ、柏の葉をとりて石のうへに敷給ひしとなり、その石方二丈ばかり、柏の葉の文理あり。〔三才圖會〕○新撰國誌云、恐山地藏堂の境地、樹林鬱蒼、その間所々熱湯涌出し、雷鳴の如く、蛩音の如く、或は沸騰し或は煙昇す、(浴槽五湯の外)皆地獄を以て之を目す、中にも、麴屋地獄は、長四尺橫三尺の磐石に、硫黃花附着して麴に似たり、此に方七寸許の孔あり溫湯出づ、鹽屋地獄は、方一尺五寸許の泓池、熱湯鹹味を帶ぶ、血池は水色殷紅、八萬地獄は東西十三間南北十間、其水白濁、池周泥濘、深淺知れず、農人地獄、東西二十三間南北三間、水清淺にして淨沙平布す、稻田に似たり、金堀地獄、岩間に黃烟噴氣を見るのみ、湯水なし、其他數十所。

（地獄）

大畑（オホハタケ） 今、大畑村といひ、正津を合す。田名部を去る四里、東に尻屋崎を望み、津輕海峽の一岸に居り、市街を成す。

大畑の西、山間三里許に、藥研湯あり、熱百二十度、鹹類性、朝比奈獄の北澗にあたる。又、西北二里、大赤川の海濱にも一湯あり、同性なれど溫稍低し。○新撰國志云、大安寺は、慶安三年、異實和尚中興す、寶曆年中の鑄鐘銘識に曰く「奧州階上郡圓祥山大安禪寺、州之圓通五世命庵和尚之神足、一東實公揷草之地」云々、此地海汀に緩濱といふは、一最勝に推さる。

下風呂（シモフロ） 今、易國間、蛇浦（ジヤウラ）と合せて、風間浦村と改む。大畑の西北三里、海崖壁立、殊に劍矛列植の狀を爲す、熱湯あり。

鑛泉志云、下風呂の硫黃泉は、高熱百四十度より百六十度の間に在り、泉竅數所、村の中央なる大湯と唱へ、南の山腹なる新湯と稱す、共に覓を架し、浴室に導く。

易國澗（イコクマ） 今、風間浦村と改む、下風呂の西二里にして、蛇浦と隣接し、大間埼の東南二里半の孤村なり。○凡大畑より西北に向ひ、斗南半島の北端大間崎に至るの間は、後に山を負ひ、海岸は峭壁岩礁多く、且、此地方に於てヤマセと稱する偏東風の吹き荒みて、激浪常に岸を拍つを見る。赤岩鼻(尖峻壁)、甲崎、燒山崎等は、其間にある著名なり嚴角なり。

北奧道中記云、異國間、大砲場あり、前年利敬公(齊閫君公)御巡見、當地止宿の節、大浪來り民家へ打懸りたるにより、山上へ轉宅すべき旨仰渡されしと跡、猶品々中上元の如し、但、異國の異の字宜しからずとて、易字に改めさせ給ふ、(新撰國志云、易國間、又湯之濱とよばる、昔、アシタカといふ夷此に住み、イコンダ村と名づく、アシタカの子孫は奧戸に遷る)

大澗埼（オホマ） 斗南半島の西北角にして、即、津輕海峽東門の南角なり、之を日本本土の上より觀るも最北にあたり、北緯四十一度十二分許、北方渡島の汐首崎に對し、距離十浬、海上防備の必要處とす。而も、從前臣塡の遠射も、之を守禦するに足らずと爲しが、今や器械の日新月就、將來の峽門海防、復當に舊日の比にあらざるべし。

北奧道中記云、大間野牧、柵立廻し、所々に木戶番あり、海際に至れば、鳥居の崎、辨天島の上に、御大砲場あり。

水路志云、大間崎は、本洲の最北端にして、平低の沙嘴により成る、辨天島は、大間埼の北方約四鏈に在り、高四十三呎、島頂に一社宇と小松二三株あり、周圍は石垣を以て圍繞す、大間埼と辨天島との間なる水道は、潮流急激にして、水面常に渦旋の狀をなす、大間埼より南東方、大畑附近の諸村に至る海岸は、此近海にて最強暴なる偏東風(俗稱ヤマセ)の衝擊に當り、且、海濱に沿て岩礁散布し、善舟を得るの地殆稀なり。

大間（オホマ） 今、大間村といひ、奧戶（オコツペ）を合す、大澗埼の岬背にあたり、其小灣奧は西に向ひ、僅に數隻の漁舟を繫ぐべし。西北十八浬外に函館(渡島)、西方二十三浬外に矢越埼(渡島)を望む。

大間、奧戶の兩村に、南部藩政の時に、埛牧に定められ、封内十三牧の其二なり。○水路志云、大間港は、大間埼の西側にあり、港内狹く且水淺しといへども、三四百石の和船には、地方第一の良港として、常に三四艘の碇泊するを見る、戶數約百戶。

奥戸（オコツペ） 今、大間村の大字にして、其南一里、西は海に向へり。奥戸の南北四里にわたり、山谷を廣く占めて舊藩の牧場たりき。○人類學會雜誌云、三本木牧の牧人廣澤安任は、元文寛保の年間まで、津輕の外が濱、南部の大間奥戸に、アイヌ住みたるよし言はれたり、然らば、アイヌが本州を辭したるは、やがて百三十年許以前のことなり、今該地方に現存せる古蹟、何にもあれエゾ引合に出すこと多し、蝦夷館又は館址と稱へ、所謂チャシコツに似たる遺跡は其の最たるものなり、口碑は一々信用すべからざれども、中には參考とすべきこともあり。○南部東遊記云、田名部のサイ、或はチコベより、松前の箱館邊は甚近くして、天氣よければ、海を隔てゝ衣類のほしてあるも見ゆ、サイ、チコベの邊は、三馬屋よりも大に北東へ出たる地なり、三馬屋より北の方は、藍の如き山山遙に見ゆる、是蝦夷地の山とも、チコベ邊の山なり共いふ、其邊實に日本東北の限りなれど、湊にもあらざる故、他國の人は名をだにしらず。

佐井（サイ） 今、佐井村といひ、大間の南三里なる名邑とす。川内を經て田名部へ十六里。

（鉏） （膽振鉏）

陸奥國誌考云、鉏は、今の佐井なるべし。「齊明紀、五年三月、遣阿倍臣、率船師一百八十艘、討蝦夷國、阿倍臣簡集飽田渟代二郡蝦夷二百四十一人、其虜三十一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、膽振鉏蝦夷二十人於一所、而大饗賜祿、（膽振鉏、此云伊浮梨娑陛）即以船一隻與五色綵帛、祭彼地神、至肉入籠時、問菟蝦夷膽鹿島、菟穗名二人、進曰、可以後方羊蹄爲政所焉、（肉入籠、此云之之梨姑、問菟、此云塗毗宇、菟穗名此云宇保那、後方羊蹄此云斯梨蔽之、政所蓋蝦夷郡乎）隨膽鹿島等語、遂置郡領而歸、授道奥與越國司位各二階、或本云、阿倍引田臣比羅夫、與肅愼戰而歸、獻虜四十九人。」按、膽振鉏今知れず、白石の蝦夷志に「今渡島、東瀕形如荷葉云、周廻三里許、下流入海、地名曰イプツ、蓋國史所謂膽振鉏郎、此西瀕周廻十二里許、下流入海、地名曰イシカリ、是河、夷地水最大者」とあるも信けられず。膽振鉏は、渡島の地あらず、肉入籠後方羊蹄こそ、或は海外ならんかし。

東山志云、佐井は前立へ渡海八里餘、矢根森八幡社あり、小高き山の上にて、又箭根八幡といひ、境内より箭根石（正字通曰、青石鏃、肅愼氏鏃通、漢書、邑婁國以青石爲鏃）出すとぞ。○地誌提要云、佐井港、東西十町南北五町、深十尋、西南に向ふ、箱館へ十二里、松前へ十七里。○水路志云、佐井村は沿岸中の小繁盛にして、戸數三百餘、函館に通ずる海底電信接續所あり、また湯之川村を經て内南部河内に通るの道路あり、稱して湯之川越といふ、此地は時として青森函館間の航路汽船、距濱約一鏈の處に假泊することあり、佐井村の南側、辨天島（平低岩嶼）と海岸との間は、低潮時には小舟も通せず。

元祿十一年八月十九日、大風、田名部の内、佐井濱にて、諸國の商船破損、二十七艘、死亡五十七人、（奥南盛風記）

七艘佐久島船、四艘三河船、各二艘仙臺船、江戸船、尾張船、伊勢船、越前船、各一艘津輕、能登、眞柄、神保、兵庫、宮古。

寶暦三年（西暦一七五四）、佐井港の船頭竹内德兵衛等十六人、漂流して東察加に到り、露西亞人に救助せらる、其一行中の二人、遂に彼國へ投化して妻子あり、日本通詞に擧げらる。（外交志稿）

新撰國志云、佐井は、昔頗繁昌の湊にて、文化頃までも、商家妓樓多くあり、富有と稱せらる、すべて、大船汽船にて、青森より渡海することゝなりしより、佐井、大間、大畑等は衰へたり。

矢越（ヤコス） 今、佐井村の屬にして、其西南半里の部落なり。更に南二里を長後といひ、又佐井に屬す。海上一里、小岩嶼あり、チコ島と呼ばる。○地學雜誌云、佐井村の矢越に、兎の耳の如く二峯に別れ峭然として高く斗壁をなせる神懸岩あり、石英粗面岩に屬し、五角又は六角の稜々たる石柱より成りて、（玄武岩の如きもの）千百尚の材木を竪又は横に積重ねたるが如し、數多の岩礁其崖下に横はり、波浪常に之を激し、偉觀極りなし。

（長後）

牛瀧（ウシタキ） 今、佐井村長後の南二里牛、海岸の小部落なり、其東嶺に縫道石と稱し、標高六百六十米、火山岩中の一雄峰なれど、此山は別に古生層に成立すといへり、峰下に佛宇の瀑布あり、高五丈。

（縫道石山）

北奥道中記云、牛瀧村は漁ありて、海上の所業自由なり、山間にも畑ありて、渡世にはよろし、されど、大難所の山越して往來すれば、陸地とはいひ、實は離れ島に同じ、山の木切りて流し下す、ヌヒド山（縫道石山）、燒山などいふ高山あり、燒山は赤き岩切り立てたる如く、其下は海なり、近く漕ぐ船も、その岩壁の下へは寄らず、此邊南北の海山、景色尋常にあらずと雖、最難所にて、通行の人少し。

脇野澤（ワキノサハ） 今、脇野澤村といひ、斗南半島の西南隅、陸奥灣（斗南灣）に臨みたる一村なり。田名部へ十里、南方八里の外に、津輕平内の夏泊埼を望見す。北奥道中記云、脇野澤、町造りのよき村也、日利村に大砲御臺場あり、此より九艘泊へ通る、總じて此邊難所にて、僅に九艘泊へ至るべし、山道も牛瀧まで大難所なり、九艘泊より外海を廻るにも、風向至てむづかしき渡船とす。

（寄濱埼）

脇野澤の西南角を寄濱といひ、角頭に亂礁あり、又、其西に九艘泊の小港あり、脇野澤より佐井の方へ山道あり凡十四里、寄濱其比と稱せらる。○寄濱埼と夏泊埼の一線は、陸奥灣の東支（斗南灣）西支（青森灣）を分つものと

す（寄浪崎に舍利石を拾ふべし）

九艘泊 今、脇野澤の所屬にして、其西半里、小澄泊あれと、岩礁滿面、船客之を畏る。此地は斗南半島の西南端にあたり、西は津輕の平館に對し、凡七海里、卽、平館海峽の名あり。

宿野部 今、川內村の大字なれど、其西一里半、脇野澤の東二里半、海濱に居る。山中に畑が澤鑛泉あり、又、西濱蠣崎に藥師水と稱する鑛泉あれど、皆低溫にして、火を加へて後澡浴すべし。

蠣崎 今、川內村の管內にて、宿野部の西に接す、著姓蠣崎氏の舊里也。○新撰國志云、蠣崎村の西、香の木浦畑に、高六丈の老杉ありて、姬杉と呼ばれ、松前氏の祖先の宅址と說かる、他に城館の跡なし（安渡の城が澤に一說あり）昔、蠣崎藏人が南部政經に滅却せられしは、此に居れる時歟、又、封內村志に「寶德三年八月、武田信廣、去田名部蠣崎村」云々。

北奥道中記云、蠣崎村、八幡宮の境內に、姬杉といふ古木あり、是はむかし、松前氏の先祖、この所居住の節、植しものといふ、村はづれ地藏堂あり、此邊に蠣崎殿の館跡あり。

八戶南部系圖云、康正中、田名部邑主蠣崎藏人作亂、掠略近傍、政經以事奏于朝廷發兵伐之、三年二月、先鋒三上筑前富安、類家豐後行末、西澤民部行重、發八戶港、就赴田名部上陸、卽日攻城陷之、藏人逃匿、遂留新田盛政守城而還。○新撰國誌云、昔北畠國司下向の時、南部十六將の內、武田修理大夫、赤星五郎の二人、田名部の目代として置れ、後、新田八幡丸入部、其五世孫、新田民部大夫の代に、武田の末裔藏人信純、民部の妹聟として、蠣崎を配分し大臣たり、遂に民部の子息二人殺害し、謀叛を企てければ、八戶河內守討手として下向し、藏人敗軍、云々、是より、蠣崎武田氏は、永く北蝦夷島へ移る、云々。○三部小史云、樣部光政、文安中家を繼ぐ、時に八戶工藤大房丸の餘裔、田名部を兼領す、田名部河內守政經と號す、横田五郎行長の子孫、又蠣崎村に食み、蠣崎藏人と稱す、康正二年、工藤蠣崎の兩氏相攻擊し、蠣崎氏敗れて松前に遁れ、松前氏の祖となる、工藤氏遂に其地を併す。○地理志料云、北海道奧後島、東西三里南北五里半、有武田信廣城墟、享德三年、信廣與其臣佐佐木繁綱工藤祐長等、自陸奧田名部來、城于此、後徙上國。○按、松前氏の先祖は、田名部蠣崎を以て其發跡とすること、諸書一致する所あり。

松前舊事記云、寶德三年八月二十八日、新羅氏信廣、佐々木三郎兵衞尉繁綱、工藤九郎左衞門尉祐長、兩人相隨ひ、田名部より當國へ渡る、新羅三郎義光十七代の後胤也、天川（一云天王川）に住居、勝山館主蠣崎修理大夫と號し、明應三年逝去（北海道要覽云、蠣崎信廣、長祿元年、上國在城）○松前志云、西部上國花澤の館主の養男たりし、我始祖、信廣公、卽開國創業の君にて、享德三年の事なり、白石翁蝦夷志に「嘉吉三年、信廣越海入夷」とあるは誤れり。

當時、渡島には蝦夷管領安東氏、兩所に分れ、上國、下國といふ、蠣崎黨は、其西部上國（今檜山郡）の一佐領たり。而して、新羅源氏の孫裔信廣が、佐々木工藤など、樣部の著姓と共に北航せるは、以て其入海の事情を想ふべく、又、信廣が蠣崎の名跡を繼きて、（蠣崎季繁の婿、一說、上國安東政季の婿たりと）大に其家聲を揚げたるは、以て田名部蠣崎黨の素因ありしを推すに足らん。蠣崎の本姓出自其詳を傳へず、八戶系圖に、康正中、南部政經、田名部蠣崎氏を伐つといふ、卽信廣の時にあたる。蓋是れ、田名部に逐斥せられて、渡島に重興する者也、此間の事跡、諸書異同ありて、訛傳互出すと雖、大略、渡黨の一家蠣崎が、田名部に發跡して、子孫遂に夷島の主と爲りしは、（山本郡檜山の上國の條、津輕郡十三の下國の條に合考せよ）異辭なからん。舊說「信廣は、新羅源氏の孫裔なれど、樣部南部の族人に非ず、若狹守護職武田氏の子」といへり。夫の若州は遠隔の地、而も海上往來の便宜あり、則、信廣單身來投の事、亦必無を保せず。信廣の子孫に至り、若州交通のこと、松前舊事記に見ゆ、

天文十六年夏、小林三左衞門良道を使として、若州武田信豐へ書札を以て通ぜらる。

盛岡人の說に、蠣崎氏の先は南部守行の舍弟某なりといふ（一書に横田五郎行長）、世代を以て之を推さば、信廣の養父季繁より二三世の前祖たらん、確證如何。土人並びに松前人說、蠣崎本來武田の氏族なりといふに通考せらる（上の田名部、城澤に參照）。而て、其信廣投荒の事跡については、寬永系譜には、單身、若州より商船に便乘し來りて、渡黨に加援すと爲し、

寬永諸家系圖傳、松前、先祖蠣崎の稱號をもちうといへども、志摩守公廣（慶長十八年）、改て松前と號す、又、武田の氏族といふことは、昔、夷の千島に住するものを、和多利黨と號す、此時松前より東廿日路、西廿日路、人宅民家ありと雖、夷蜂起して、志法の城主太郞左衞門、箱館の城主加賀守、松前の城主相原周防守、其外所々の城郭悉攻取れたり、下國の城主茂別治部大輔、上國の城主蠣崎修理大夫、此二人猶堅固に城を守て之に居す、其折節、若州武田大膳大夫國信の嫡男太郞信廣（公廣の七世祖）父と不和の事有て、若州を立去て、商人の舟にのり松前に來居す、此時夷又蜂起して、下國上國の兩城を攻めとらんとす、信廣其えらびに當りて、武者奉行と成て、夷の渠魁二人を討取、賊徒數輩を切殺す、是によりて凶徒悉敗走、其後、治部大輔、下國より上國に來て會合、修理大夫の女を信

廣に讓せしめて家督とす、是によりて、武田の氏族と稱するものなり。

松前正系譜略、松前舊事記等と合はざる所あり。然らば、蠣崎武田氏も、畢竟、糠部南部氏の庶流なるが、其攻逼する所と爲りて入海、子孫島主と爲る、即、南部に抗衡して、異流を稱する者歟。

天明中撰松前志、正系譜略云、信廣、生于若州、實武田國信之兄信賢子也、寶德三年、有故出若州、來于關東、享德元年三月、又來于奥州田名部領蠣崎、時以蠣崎武田爲氏號、同三年八月、始祖與伊駒安東太政季等解纜於大畑、乘東風來于松前、長祿元年五月、蝦夷叛亂、茂別八郎式部宗政、花澤館主蠣崎修理季繁固守焉、季繁亦若州人、即武田氏族、先是有故來居焉也。

南清私記云、松前氏先祖は、當南部家十三代守行公の舍弟と聞く、田名部の内柿崎（カキザキ）を知行して居館を構へ、夷を退治なしめられ、夫より松前の夷を悉く従へ、やがて島の主となり、子孫繁昌す、幕の紋割菱なり、右の仔細、南部系圖にものせず、古人申傳へし事を記すのみ、

乍恐、以書狀申上候、仍御郡中彌御靜謐之由、可然奉存候、然者、去年以來不申上候御事、本失本意候、隨而隼之御鷹一連進上候、誠以奉表御音信之一儀許候、猶八戸監物致御披露候、恐惶謹言、

九月二日　　蠣崎民部大輔慶廣

進上　　三戸參人々御中

右は天正十七年の一通なるべし、松前家の元祖慶廣（信廣九世孫）なり、愚按に、田名部通の内に蠣崎と申古館あり、そこより松前渡海、以來は往古よりの領主の譲をうけて、松前の本主に擢り候儀と見え候、又當家御留書の中に、

承應二年九月、重直公御代に、藏米三百俵を、松前千勝殿へ、於五戸進せられ、船にて御遣、寛文三年九月、同三百俵、松前志摩守殿へ御遣、此御由緒は、彼家の先祖、御領内蠣崎より松前へ渡海の御方故と奉存候、當家は古き御筋にて次第連綿たれど、松前の親き御取扱のわけ、古書にも不相載候、右の慶廣書翰の趣は、御家臣にもひとしき有樣にて、惣じて當家尊敬の儀に相見申候、彼家「生國若狹」と申せど、畢竟舊家と見せ候樣にとの事たるべし、當家の割菱の紋を、彼家へ被進候とも傳說候、「生國陸奥」と可有之候。

川内（カハウチ）

今、川内村といひ、檜川（ヒノキカハ）宿野部、蠣崎等を合す、田名部の西六里、恐山の南にあたり、斗南灣の北岸に於て、大湊に次げる夏泊とす。

川内川は湯川（ユノカハ）ともいひ、恐山の西方の溪流にして、南下七里許にして海に入る。此溪に沿り、川内と佐井の往來を爲すを、湯川越といふ。○鑛泉志云、湯川鑛泉は、鹽類性、カラ湯（熱百二十三度）、向湯、藥師湯（共に百三十度）、下湯（熱百二十七度）、新湯（百三十四度）客舍六戸、皆農樵の家なり、延寶中より湯戸を開く、米麥に乏しきを以て土民或は檜實を以て食料に充つ。○北奥道中記云、川内はよき町なり、至りてきれいにて、川湊繁昌の地也、此川上に檜山ありて、材木の留場大造なり、津輕の夏泊は、海を隔てゝ未の方に見ゆ。

津輕郡

津輕（ツガル）郡

津輕は、秋田、渟代の北なり。齊明帝の時、越の國司阿倍臣、舟師を以て初めて此に到り、郡領を定む。後、出羽國を建てらるゝや、津輕は其部下なりと雖、普郡の列に居らず。又、津刈、都加留につくる、中世の詞書、多くツカロとよめり。

えぞがすむ津かろの野邊の萩さかりこやにしき木のたてるなるらむ（夫木、六、安百首）　親隆

齊明紀、元年七月、於難波朝廷、饗北蝦夷九十九人、東蝦夷九十五人、仍授柵養蝦夷九人、津刈（ツカル）蝦夷六人、冠各二階。同四年四月、阿部臣率船師一百八十艘、伐蝦夷、齶田渟代二郡蝦夷、望怖乞降、於是勒軍陳船於齶田浦、齶田蝦夷恩荷進而誓曰、將淸白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上、定渟代津輕二郡々領、遂於有間（アリマ）濱、召聚渡島（ワタリシマ）蝦夷等、大饗而歸。（こゝに有間濱といふもの、後世其名を失ふと雖、津輕外濱の一津口なり、下にその一目あり）七月、蝦夷二百餘、詣闕朝獻、饗賜（アヘ）贍給、有加於常、仍授津輕郡大領馬武（ウマタケ）大乙上、少領青蒜（ヒル）小乙下、勇健者二人位一階、別賜馬武等鮹旗二十、頭鼓二面、弓矢二具、鎧二領。同五年三月、遣阿倍臣率船師一百八十艘、討蝦夷國、阿倍臣簡集飽田（アキタ）渟代二郡蝦夷二百四十人、其虜三十一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、膽振鉏（イフリサヘ）蝦夷二十人、於一所而大饗、賜祿、云々（中略）、是歲七月、遣小錦下坂合部連石布等、使於唐國、仍以陸道奥（ミチノオク）蝦夷男女二人、示唐天子、伊吉博德書曰、唐天子問、此等蝦夷國、有何方、使人謹答、有東北、其類有三種、遠者名都加留（ツカル）、次者麁蝦夷、近者熟蝦夷（ニキエミシ）、今此熟蝦夷、毎歲入貢本國之朝、其國無五穀、食肉活存、無屋舍、深山之中、止住樹本、天子重曰、朕見蝦夷、身面之異、極理喜怪、難波男人書曰、蝦夷以白鹿皮一、弓三、箭八十、獻于唐天子。

奈良朝廷、秋田城を置き、出羽の邊境を鎮む。是れ專、津輕を備ふる者とす、延暦弘仁年間、坂上文室等の諸將、閉伊爾薩體（ニサタイ）都母等の栖窟を討平せられ、夷地悉く定まると稱す。而も、津輕は兵を聞かす。蓋、都加留種は、遠

地と爲し、夙く化服する所ありて、討伐殺亡を免れし歟。

筑後國安置の俘囚に、都加利別公あり。

類聚國史、弘仁二年、筑後國夷第五等、都加利別公阿比登、叙外從五位下、賞輸私稲、云々。津輕の夷酋を、彼地へ移されしにや。○蝦夷志(源白石)云、夷多種落、曰渡島蝦夷、其在東北海中者、曰北蝦夷曰東蝦夷、其居于内地者、北謂越國、東謂陸奥國、曰齶田(一作飽田、今作秋田)、曰渟代、曰楊養(一作城養)、曰津輕(一作津刈、又作都加留)、皆東北之別也、宋書曰毛人五十五國、唐書曰、倭國東北限大山、其外卽毛人、總言其内外種落也、夷種分居内外、其始不可得詳、景行天皇征東詔曰、東夷犯邊界、以略人民、往古已來未染王化、由是觀之、其侵犯内地、蓋由來既久矣、而叛服亦屢矣、齊明天皇四年、遣阿倍臣率船師伐蝦夷、齶田渟代酋帥迎降、渡島蝦夷亦來會、乃定渟代津輕二郡領而還、五年、遣使率陸奥蝦夷以聘于唐、唐書曰永徽中我行人與蝦夷偕來、卽此也、時高宗問我行人曰、蝦夷幾種、對曰類有三種、遠者都加留、次者麤蝦夷、近者熟蝦夷、今此熟夷、所謂三種、擧其在荒服及内地者言也、都加留卽津輕、是其在内地而遠者也、麤猶言荒也、是其在荒服、卽次遠者熟、謂其居内地而近者也、(中略)歷世用兵、至其驅之荒徼、悉收東山地、因海爲塞、則征東將軍阪上大宿禰田村麻呂之功、蓋其爲大也、史闕不傳其事、可勝歎哉、嘗聞之津輕人、阪將軍行營之地、往々而有焉、土人亦説其事猶如前日、唯其文獻無足以徵者云。○栗田氏纂訂古風土記逸文に、津輕蝦夷を、日本武尊征討の事、白河八槻宮の舊記に見えたりとて、援かるゝも、今輕信し難きを覺ゆ、逸文の出處に疑惑あり。又、白石蝦夷志は、本來の想定とてし、夷種は北より出て南へ犯せるものと爲したり。是れ大疑問なり、別に深省精究を要す、其説長し。近時諸家の論議を通考するに、其始不可得詳とするも、蝦夷點住以前に、別種(古風土記の貪貝人、蝦夷傳説のコロボククル)の存在を追跡するに足る。されば、本邦歴史の二千年は、專此蝦夷の北走を觀るものとす。阪將軍の津輕の遺跡は、岩楯熊野堂(大坊)に參考すべし。

(東日流)

元慶二年、秋田城下の俘囚亂を作し、上津野、火内以下の十二村賊地と爲るや、津輕夷狄又賊に應したりやの疑あり。出羽國司の奏言に「津輕地夷狄或同、或不同、若不同者、以上野國軍、將得討滅、逆同者雖大兵難得遏制、津輕夷俘其黨多種、不知幾千人、天性勇壯、常習戰、若迎逆賊、其鋒難當」云々、又「津輕夷靈天性彪獷、若遭内類、實爲難制、塞下流言、南北異口」とありしかど、其實、津輕夷狄は叛亂に與せず。卽、奏狀に「津輕、渡島俘囚等、所請之事、以夷擊夷、古之上計、隨便進止」とあり。元慶三年紀には「渡島夷首百三人、率種類三千人、詣秋田城、與津輕俘囚不連賊者百餘人、同共歸慕聖化」云々。藤原保則傳に「公撫納餘種、自津輕至渡島、雜種夷人、前代未曾歸附者、皆盡内屬」と述べたり。而も延喜式、和名抄には、津輕郡を收めず、出羽の部下なりしと雖、荒服の地眞郡には非ず。

新撰陸奥誌云、或説に、往古、蝦夷とも松前島より渡りて、此國の津を借て栖みけるにより、津借と呼ばれしか、云々、凡、皇國は西北の端に津島(對馬)ありて、古語に「百船の泊る津島」ともよまれたり、されば津輕にも百船のとかけてよまるべし、又、俗に東日流とも書す、日本を日東ともいひ、禮記に「千里之外曰流」とあるなどに因り、其文を作しゝ如し、されど東日は上下を倒にし、字音と訓義を合せたるは、古例に背きたり、(以上大意)。○高屋豐前東日流傳記云、日本の終、東日流、當字に津輕と書、鎌倉先代、將軍守邦親王の時、三郡と書下る也、弘長二年、最明寺日記に被對時、有准中原外記當字に書、本跡は東日流なり。○東日流の眞贋疑ふべし、南津輕郡岩楯に引ける承久貞應、乃至建武年間の諸書に、津輕某郡といへば、守邦親王、又は北條時賴(最明寺)の時に云爲するものなし。ツカルは夷語歟、今の夷語トカリは海豹なり。

或は傳ふ、康平中、陸奥の俘囚長阿倍貞任の子高星、逃れて津輕藤崎に至り、其地を領すと。又曰く、貞任の孫先祖、もと津輕安東浦(一說、十三湊)に居る、故に高星の敗走して、故里に潜歸するや、子孫安藤を以て家號とすと。文治中、源賴朝之を收め、宇佐美平二實政等を遣して、内三郡を領知せしめ、(後、曾我氏之に代るに似たり)又、安藤氏の後を以て、蝦夷に專當し、且、外三郡を掌せしむ。外三郡は外濱にして、又十三湊と稱ふ、江流末、馬、興法の名あり。内三郡は平賀、鼻和、田舍是なり。津輕の、出羽より離れ、陸奥に就けるも、此際の事とす。其謂ふ所の六郡は、庄園の類、私田に外ならず。

國郡志云、津輕郡有藤崎邑、安倍貞任子高星居此、世領其地稱藤崎氏(藤崎系圖)、源賴朝平定本國、使宇佐美實政大見家秀鎭本郡、適大河兼任起兵出羽、轉入本郡、殺實政家秀、奥羽經略(東鑑)、後賴朝以藤崎氏族安東秀信本郡守護(安藤系圖)。○吾妻鏡、文治六年正月の條に、大河兼任亦至津輕重職、殺戮宇佐美平治以下御家人、井雜色澤安等、云々とありて、鎌倉家人悉く亡びしに似たれど、平賀郡に、曾我氏(津輕左衛門殿)の存在するにて、内三郡の地頭は、更に鎌倉家人を定補せられしを悟るべし。外三郡は京役王領と傳説す、蓋、其地頭は、鎌府以前より安藤氏の所帶にして、其本家は京都の權門なりしならん、津輕は近衛家の由緒ありとの俗説も、此に合考すべし。殊に、鎌倉役三郡の舊語を考ふるに、當時の執權北條家の嫡統に傳へ

し得宗領は、此三郡をも龍蓋したるを知る。其證は、白河結城文書、建武二年八月、結城道忠へ「得宗領、津輕田舍郡內云々」の明文あり。又、藤崎滿藏寺は、北條貞時を大檀那としたり。

津輕一統志云、津輕三郡、鼻和は花輪にも作り、三千八百町ありて、鎌倉役なり、夷中は田舍ともかき、二千八百町ありて、鎌倉役なり、平賀郡二千八百町、又鎌倉役なり、十三湊郡は猶三に分る、奥法二千郡餘町、馬郡三百町、江流末郡五百町なり、是は京役にて、王領なり。（津輕郡中名字）○郡中名字に「總合、津輕六郡といひ、或は六郡の外に四郡、合十郡といふ」とも述べたり。古書に山邊郡（奥法の分れ）、西濱、外濱等の名見えたれば、六郡以外にも濫稱のありけん。又、六郡の境域も、東日流傳記に其說明あれど、紛糾の嫌なきに非ず。本來、此郡邑は、私田封土の性質に出で、歷代與奪伸縮のことありけん、今其時を盡し難し。

鎌府の末期にあたり、安藤氏の族人相爭ひて攻戰す、鎌府軍を出してこれを鎭定す、數年にして僅に功を奏す。而も幾何もなく海內大亂、奥羽連に兵を搖したり。

諏訪緣起繪詞（卷三）、當社の威神力は、末代なりと云へとも、揭焉なること多き中に、元亨正中の比より、嘉曆年中に至る迄、東夷蜂起して、奥州騷動することありき（中略）、根本は酋長も無りしを、武家其濫吹を鎭護せんために、安藤太と云者を蝦夷管領とす、是れ上古に、安倍氏惡事の高丸と云ける勇士の後胤なり、其子孫に五郞三郞季久、又太郞季長と云ひ、嫡庶相論の事ありて、合戰數年に及間、兩人を關東に召て、理非を裁決の處、彼等が留守の士卒數千、夷賊を催し、外濱內末部、西濱打差（一本折曾）關に城郭を構て相爭ふ、討手宇都宮の家人、紀淸兩黨の輩、多以命を墜所に、當社の明神現し給、季長の從人忽に城郭を破却して官軍の陣に降る。（神明鏡、元亨四年、奥州の俘囚又起て、嘉曆二年まで不鎭しかば、宇都宮に仰て追伐す）○北條九代記云、爰に、前代義時の世に、津輕に居置かれし安藤八郞の末葉に、五郞三郞某と、同名又太郞助淸と云は、從兄弟にて、門族に相續しける處に、領地に附て境目を論し、鎌倉に訴ふ、內管領長崎新左衛門尉、雙方より賄過分の財寶を取り、決斷さらに落去せす、彼兩人中々退屈して訴論を棄、津輕に歸り、兩家軍に及び關八州の騷動と爲る、是れぞ天地の命を革むべき危機の初めなる。

國郡沿革考に「應永の末に、南部氏津輕を併せ、田舍平賀鼻和の三郡に分ち、戰國の時、又奥法（又沖穩）眞野、入間（又江流末）三郡の稱あり、津輕六郡と稱す、其津輕一郡に復するは、蓋文祿檢地の時なるべし」と載するは、誤謬甚し。南部氏の糠部を治め、其西隣、鹿角、比內（共に出羽の舊郡內）より、津輕まで風靡せしめしは、南北朝の初に已に其事實を見る。

津輕舊事記として、安誕甚き一書あり、關洽物語と號し、合浦の解、蝦夷の說以下、田光の珠、國安の珠（岩木山の安珠姬）など喋々する所あれど、不經怪異、人をして嫌惡に勝へざらしむ。是れ、高屋豐前の、東日流傳記を本として、更に附會捏造せし者歟、（大浦氏以降の事は見えず）享保以後の作なるべし。又、寬政中の異聞錄、是は舊事記に優れる所なきに非ず、されど、東日流郡司の說、炭燒藤太の事、舊事記と其陋を同くす、國侍諸家の傳も、信疑相半す。○北氏南部叢書の津輕自立由來は、寬永年中の跋文を具ふれど、さのみ古書にはあらず、（寬政以前のものに非ず）、該書に「津輕は、文治中、南部光行公の御領內に無紛、」と申傳」云々。

史徵墨寶考證云、鎌府の執權北條義時、安藤五郞を蝦夷の代官として、津輕に置きしに、後醍醐帝の時、其後胤相爭ひて大亂に及びたり、武州稱名寺文書に「當寺祈禱事、蝦夷已靜謐之間、法驗之至、殊感悅候、謹言、文保二年五月」とあれば、其亂已に文保に起れり、其後「嘉曆元年三月、工藤右衛門祐貞、蝦夷征伐として進發、二年六月、宇津宮五郞高貞、小田尾張權守高知、蝦夷追討使に下向」と北條九代記、結城文書に見ゆれば、此時、南部氏も津輕征伐として、一族を差向けしならん。（藤崎に合考すべし）

抑、糠部の南部氏が津輕の內外を威服したる事蹟は、元弘建武の際の八戶又次郞師行の諸文書に徵してこれを知るべし、而も當時、曾我、工藤以下の諸家、內郡に占據土着し。安東氏が夷部外郡の酋長たりし事情も、洞見に足る。後、南部氏にも武力盛衰のあるありて、津輕も南部氏に離れしやの疑あれど、南部の中祖守行の時に、兵馬盛強と傳へ、其子義政（應永永享年間）の時、下國安東氏を破り、下國衆は渡島へ逃るといふ。されば、南部氏は、波岡御所（北畠國司）を庇保して、歷世津輕を制御したるを想ふべし。天文十五年の津輕郡中名字に「都鍛流三郡大名は、鼻和郡三千八百町、大浦南部信州源盛信、平賀郡二千八百町は大光寺南部遠州源政行、田舍郡奥法郡二千餘町、沼澁保內一千貫、浪岡御所源具永卿也、」云々、南部の門葉、大浦大光寺の二城に駐守せるを見る。（盛信の孫爲信、自立して一邦を成す、天正中の事也）、然るに、此南部氏津輕征服につきて、諸家異說あり、各自極端を持して相下らず。

南部家寬政記錄云、（平澤親常撰）、二十一代政康公御代に、津輕三郡を切隨へさせ給ふ、政康公、文龜三年御相續、是歲津輕を討ちたまふ、云々。○奥南盛風記云、•右馬允安信公は、右馬頭政康公の御家督にて、津輕三郡を切從へ玉ふ、其頃（元龜三年八月合戰）、津輕は葛

西の一族領しけるに、舍弟左衛門高信へ仰有て、征伐の軍勢を催し、小本圓齋、金濱修理を添られ出陣、やがて津輕の城主葛西何某（南部中興記に、津輕は光行公より以來の御領にて、城代を置玉ふ、此頃の城代相川掃部祐房、西野内匠宗治と挑戰云々、不審）を打取、津輕を乘取給。○新渡戶傳藏杜陵古事記（天保中撰）云、津輕郡代は、南部雅樂助より始まる、其後家門衰へしに、二十代信時の時にあたり、津輕又歸伏し、四男達戶(タツコ)彈正康時を郡代として、堤浦(ツヽミウラ)に柵を構へしめ、引續て政康公の時代には、彥次郎政信郡代たり、晴政の時に、政信の執權として、大浦、汗石、大光寺の三人あり、此三人互に爭ひ、大光寺比内へ出奔、汗石は病死す、大浦獨我儘に政道取行ふ、元龜三年、相川西野といふ新參の侍、郡代の柵へ夜討して、津村主水を殺害し、慷部より高信討手に向ひ、二人を誅伐あり、秋八月に、高信、石川に居城せらる。

紛々定まらず。ことに、伊藤祐清私記の如きは、文治の昔日より、津輕を南部氏の知行內なりと曰へり、虛誕信け難し。

祐清私記云、奧北津輕は、文治五年の秋、元祖南部光行公御領分の內と定められしが、五代宗經公の時威勢衰へ、僅に糠部を持つ、十代茂時公、奧東奧北の本領一統に治められ、絕て久しき津輕三郡も御手に屬しぬ、則三男雅樂助を郡代として被指置、十五代政盛公の世に、領內亦亂れしが、左衛門佐信時、武功の人におはし、遠近之に歸服す、郎信時の四男達子彈正康時（一云光康）を郡代として、堤が浦に被据、康時死後も、門葉一族を以て政事あり、領內靜謐なり、或は、津輕は御館(ミタチ)奏衡(ウタウ)が頃には、善知鳥奏方之を支配すといへり、

雅樂助（十一代信長公の弟）證文、

陸奧國津輕田舍郡冬井日野間兩鄉、並外濱野尻鄉事、
任相傳、領掌不可有相違者、依仰執達如件、

正平五年六月五日　前左馬頭清詮　奉

南部　雅樂助殿（以上）

南部十代茂時の本領一統、三男雅樂助の郡代といふは、何に據れるにや、出典を缺く。三戶、堤浦、野尻等に合考すべし。信時の事は、大光寺城址に合考すべし。善知鳥安方は、善知鳥神に合考せらるゝも、寓間言にすぎじ。近世、弘前藩人は、其藩祖が南部の庶流ならざるを辯じ、考證頗力むと雖、其十三(ジフサン)藤原氏の、沿革して大浦氏と爲れる次第は、正確の語と爲し難し、架空の嫌多し、其論駁所々にこれを見せしむ。

兼松氏津輕辯書云、大浦爲信の家は、本來、南部が被管にこれなき子細は、爲信の曩祖は、鎭守將軍藤原基衡の第二子、下郡(シモコホリ)左衛門尉秀榮なれば、康和中、秀榮をして津輕江流澗郡十三(トサ)の地を領せしむ、乃下郡、又は十三とも稱したり、秀榮の子、次郎秀元の代に至り、文治五年、源賴朝、秀衡の子泰衡を伐亡して後、南部光行に糠部五郡を與へし事なれば、秀榮が津輕を領せしは、南部より遙かに以前のことなり。（外崎氏辯書）○安政中小山內氏津輕考云、昔、津輕の地は專、藤崎安東氏と十三左衛門尉の領する處にして、其他考ふる處なし、後世、左衛門尉殿の家威盛衰ありといへども、統續不絕、處々に移り、割據の世となりて、葛西一族この地を押領し、大光寺の城に據り、しばしば南部家と戰ひ、遂に南部安信の爲に亡びたり、このとき猶、藤崎の安東氏下國と稱してありしが、是又南部の爲に亡び、秋田上國のみを保ちたり、これよりして津輕全郡南部家の指揮に從ふ、故を援て、この地舊來の家といへども、ひとへに被官の如くなりたるなり云々、然るに、古人も、津輕濫觴實記に「御當家の遠祖、左衛門尉秀榮公は、藤原家衡の後胤、又安倍の內麻呂の後胤、大納言盛季の嫡流とも、又田村將軍の末孫とも、又鎌倉最明寺の裔ともいふ、如斯多說にして、決しがたしといへども、正敷安東の裔にして、秀衡の舍弟の御末孫たるを、正說となすべしと」云々、津輕一統志にも「安倍藤原の盛季」と書たり、餘りに文盲なる說どもなり。○葛西氏は、奧州の檢斷職として、其一族の北上川流域に繁榮せることは、世の知る所なり。其一派の津輕に入れりと傳ふるも、其理あるに似たり。されど、建武元年合戰預人降人の交名（大光寺に援載す）に、葛西を見ず。俗說、葛西を小笠原ともいへる（一統志、異聞錄）由、傳ふれば、正しくは笠原なるを、葛西と訛り、小笠原と誤りたる歟。建武の合戰降人の中に、笠原宗清、同長清あり。さるにても、全部押領の大家には非ず。尊卑分脈秀鄉流系圖、平泉中御館基衡の子は、秀衡一人のみ、秀榮なし。

戰國割據の季世にあたり、大浦爲信、豪爽にして權略多し、遂に自立して一邦を立つ。其事跡、弘前盛岡の二藩人、各其說を異にするも、大抵、弘前人の記錄に、委曲の實を傳ふる者多し。

石川（大佛鼻）、堀越、賀田（西根大浦）、大光寺、波岡等に合考すべし。

文祿元年、豐臣氏の檢地使津輕を巡行し、高四萬五千石と積りたり。後新擧大に加ると雖、公儀軍役高は其舊に依り、寬文中の朱印狀「津輕郡一圓二百三十三村、四萬五千石」と記せらる。文政□年に至り軍役高（表高）十一萬石（內一萬石支封）に倍加し、明治廢藩の際、現租十四萬九千餘石、廣邦沃野想ふに足る。

津輕藩史（工藤氏）云、天和元年、封內村數七百廿、水田租法、有上中下三等、上田一段、脫粟米五斗四升爲貢、九斗爲民食、下田一段、脫粟米一斗七升爲貢、三斗三升爲民食。（年代記、天和元年領內百姓、合一萬三

千軒)、天保五年、幕所合開墾田地皆以貢籍申上、封內總合三十一萬七千石、八百四十二村、十一年、三上應識爲倉計司、建議曰、官倉二十四所、貯粟充十六萬六千苞爲期、(一人一日以米四合爲準、藩士及輕卒一年食糧)、自是年々蓄二萬苞、至嘉永四年充其數、後年々一萬苞新陳交換、至無倉稟可納、以倉貯之、是以明治戊辰之役雖軍費夥多、而國用無所闕、嘉永二年、後藤門之亟爲郡令時、封內一年民食、非有米七十八萬六千苞、則不能支也、乃檢現在貯穀、鄕貯粟二十一萬四千百八十苞、村貯粟十一萬六千五百苞而已、門之丞憂之、欲大增貯蓄、廢鄕貯粟、合併爲一、單稱村貯、大約每年七萬五千苞、以十五年爲期、其初民不服、說諭收之、至慶應三年、有粟八十餘萬苞、以故及函館之役起、官軍仰糧食於我、加之有翌年內饑、而軍費無所闕、一民不飢、皆由此村貯粟也。

津輕紀聞云、津輕は東西三十里南北二十五里と申し、田地高凡四十萬石もあらん、御巡見使へは二十萬石と申上る由、廣き國なればにや、人氣も寛優なり、田作にならぬ遠方は、畑にも開發せず、作料飯代にもならぬ故也、山は多く兀なり、百姓私用の柴木、何山にて勝手次第に切出す、昔は木はへしといふが、今は深山ならでは材木なし。○山崎氏地誌云、津輕平原は、岩木川の灌域にして、泊嶽連山の北方、八甲田群山の西に開き、日本海に至る、南々東より北々西に長く、面積約一千餘平方粁を有す、灌漑の利最も宜く、萬頃の稻田遠く連なり、市邑人口の密度亦大なり、然れども、其北方に於ては沼澤卑濕の地多く、第四紀新古兩層中、泥炭の層を挿む、(石器時代の遺物を出す)泥炭は二層ありて、已に成生を終りたるものと、現に成生しつゝあるものとの別あり。

有間濱(アリマノハマ) 後世其名を失ふ、蓋、津輕の西濱北濱の地歟、鰺澤港、十三浦、小泊等に擬すべしと雖、明徵なし。齊明紀「四年四月、阿倍臣率船師一百八十艘、伐蝦夷、齶田渟代二郡蝦夷、望怖乞降、於是勒軍、陳船於齶田浦(中略)、定渟代津輕二郡々領、遂於有間濱、召聚渡島蝦夷等、大饗而歸」とあれば、津輕の域內にして、渡島(ワタリシマ)への津頭たるべきことも推斷せらる。卽、

養老四年正月、遣渡島津輕津司從七位上諸君鞍男等六人、於靺鞨國、觀其風俗、

とある津輕の津も、恐らくは同一地ならん。或は疑ふ、有間は、後世江流末(エルマ)惡瑠磨と訛る者、卽それ歟と。江流末は、西濱十三湊の一名なり。地理志料に「今渡島松前郡福山、有大松前小松前二街、隔水相對、大松前舊名津輕津、蓋養老中置渡島津輕津司于此」とあるは、いかにや。

渡島は、津輕と共に、古の越國(コシ)の部屬なるべきことは、記紀の古典に依りて之を悟るべし。殊に、出羽國を置かれし後は、其部內たり。されば、寶龜十一年、勅出羽國曰、渡島蝦狄、早效丹心、來朝貢獻、爲日稍久、方今歸俘作逆、侵擾邊民、宜將軍國司賜饗之日、存意慰喩焉(續紀)、延曆二十一年官符、渡島狄等來朝之日、所貢方物、例以雜皮、而王臣諸家、競買好皮、所殘惡物、以擬進官、仍先下符禁制已久、而出羽國司寬縱、曾不遵奉、爲吏之道豈合如此、自今以後嚴加禁斷(格)、など見えたり。凡、渡島は、齊明四年紀、六年紀、持統十年紀(越度島(コシノワタリ))、養老四年紀等に見え、當にワタリシマとよむべし。原書古傍訓に、りとあるにて、之を證すべし。神代紀一書に越洲(コシノシマ)とあるも、越度島とあるにて、其同一なるを見る。村尾氏續紀考證に「渡島、其地必渡海而至、因爲名、又冠以途之所由、曰越渡島」云々。然るに、明治元年北海十一國の新置にあたり、渡島の南極に、渡島てふ一國を立てゝ、其舊稱を存ぜしめられしは、慮深き事なから、之を訓みてヲシマと爲されしは疑惑多し。抑、ヲシマは小島、尾島、いづれの義にや知れねど、奧羽の方俗にて、蝦夷島を指しゝ言葉也。而も、これは、渡島と、明に其文字語源を異にせり、豈混同すべけんや。地理志料には、

渡島、乎志廉、按日本紀同訓、拾芥抄人名部、濟字訓乎、播磨國渡谷村、訓毛乎太爾例也、其義未詳、

と論ぜらるれど、從ひ難し。○小山內氏津輕事實考云、松前の地を、むかしより押しなべて渡り(ワタ)島と申、今總稱して松前と申、城下を福山と申、福山箱館江差の三所、皆正民の居住にして、三所の地七十里ばかりの處は、蝦夷五部と云ふの外なり。○新撰陸奧國誌云、津輕郡は、上古は越の域中なりしを、後に割きて出羽の國を置れし時、その境內に入りしが、はるか後の世に至て、今のごとく陸奧の屬郡となりしなり、また、渡島は今の蝦夷が島のことにて、日本紀に越度島とあるは、越の屬島なりし證明にして、津輕も、もし今のごとく陸奧域中にて、その屬郡にあらましかば、度島は陸奧境內の一地を隔て、別屬とせらるゝことになるべく、これまたたゞしかるべくも思はれず、これを以ても、往古は、津輕も野代も度島も、皆共に越の國中にてありとしるべきなり。

白石蝦夷志に、渡島の津輕津を論ぜるやうは、「蝦夷在東北大海中、依山島爲國、地多山險、僅通鹿徑、夷人輕捷驍健、且善沒水、行不見阻、此間之人、往來所由、唯其水路而已、故夷地幅員廣袤不可得詳、我東北海岸、距蝦夷南界不甚相遠、而其間海潮駛急、(蝦夷東南地角、突然而出者、名曰シラカミ崎、相距津輕地方、只隔一衣帶水而已)自津輕之地小泊發舟、北行八里而到松前、亦由御廐(ウマヤ)津西北行、十四里而到松前、(四時此路常通)前者夷地之南界也、國史所謂渡島津輕津者、蓋此」云々。小泊は十三湊の北に權現埼を隔て、相距三里。本文、渡島津輕

津は、渡島の南界とも解き得べきも、津司は諸君較男といふ、位階さへ帶べるを見れば、渡島在住の人とは想はれず。津輕の地にして、渡島への津を司れる官吏と見るべきならむ。中世の事なれど、出羽の歌名所に、津輕《ツカロ》の島とよめるは、卽渡島をさすに通考せよ。

別るれどわかると思はずいではなるつかろの島のたえじと思へば、(夫木)　よみ人しらず

(六帖に、此歌をひきて、つるかの濱に作れるは、誤れるものとす)

津輕より、彼島への往來は、絶えざりしてふ諺、などに係けての詠なり。進藤氏出羽略記に、つるぢの島と載せられしは、誤れるのみ。

國郡志云、建久元年、源頼朝之征陸奥、藤原泰衡、戰敗將避渡島(東鑑作夷狄島)、途爲其下所害、而其將士多超海逃匿、世稱曰渡黨、以別於土人、源實朝時、定爲放流之地、從是民夷雜處、言語稍通、(東鑑、諏訪緣起繪詞)、先是、安東氏據秋田城、爲津輕守護、兼管夷地、夷民始渡海、與内地交易、元亨嘉曆中、有日本《ヒノモト》唐子、渡黨、三類不和、互相爭鬪、(諏訪緣起繪詞)。諏訪緣起に「蝦夷が千島といへるは、我國の東北に當て、大海の中央に在り、日の本、唐子、渡り黨、此三類、各三百三十三の島に群居せり、今二島は渡黨に混す、其内に宇曾利、鶴子洲と、萬堂宇滿伊犬といふ小島どもあり、此種類は多く奥州津輕外の濱に往來交易す、日の本唐子の二類は、其地外國に連て、形體夜叉の如く、變化無窮なり、人倫禽獸魚肉等を食として、五穀の農耕を知らず、九譯を重ぬとも、語話を通じ難し。渡黨は、和國の人に相類せり、但鬚多くして、遍身に毛生せり、言語俚野なりと雖、大半は相通ず」云々。按、日本《ヒノモト》狄は、恐らくは本邦より敗退北移せる種類にして、之に對し、唐子は遠地南下の異族ならん。齊明紀に見ゆる肅愼、養老紀に見ゆる靺鞨、卽唐子《カラコ》なりけん。渡黨とは、熟化の俘種、并びに雜居投荒の邦人也。松前舊事記に「文治五年、奥州追討の節、津輕、糠部より人々多く此國へ逃渡」云々。松前蠣崎家譜に「實朝將軍之時、强盜海賊之從類數十人捕捕、下遣奥州外濱、被追放狄之島、渡黨《ワタリ》云者、渠等末孫也」ともいへり(中外經緯傳)。東鑑には、敗兵の狄島へ逃げんとせる趣明に見ゆるも、放流地と定められし事は載せず。又、安東氏の一派は、津輕より秋田へ移れど「據秋田城、爲津輕守護」とは謂ふを得ず、國郡志に此種の病多し。

我かたはそむきの島の人なれば知らす心の奥の荒海、(建保四年百首)　後九條

外濱《ソトノハマ》

津輕沿海の地にして、西方并びに東北の二區あり。西北は深浦、鰺澤港の一帶にして、中世專之を西濱といひ(今西津輕)、江流末郡之に屬す。而も、江流末の内方、岩木川右岸の平野(北野と稱し、今の北津輕郡)も、地勢連續して、山峯の阻障なきを以て、眞野郡與法郡と稱せられ之に屬す。東北は、龍飛より平館、油川(此間を上磯、又北濱)、烏頭(青森)等の一區にして、津輕内外六郡の列に非ず、之を東外濱といふ(今東津輕)。此北濱は、近世まで夷種遺存し、專外濱《ソトガハマ》の名を負へり。されば、外濱の泛稱に、廣狹東西の別ありて、往々同からず。

東鑑云、文治五年九月、自白河關至外濱、二十餘箇日行程也、同六年二月、於外濱與糠部間、有多宇末井梯、云々。建久四年七月、横山權守時廣、引一匹異馬、參營中、將軍覽之、有其足九(前足五、後四)是出來于所領淡路國國分寺邊之由、去五月頃依有告、乍怪召寄之旨言上、仰左近將監家景、可表放遣陸奥國外濱、云々、五年六月、獄囚數輩、自京都被召下、其身可流遣奥州之由、被仰左近將監家景眼代、是强盜之類、云々。

〇曾我物語云、去るほどに懷島平權守景義すゝみ出て申けるは、藤九郎盛長が夢想、佐殿左の御足に、外の濱を踏せ給ふは、東は殘る所なく、秀衡が館まで御知行有べし、右の御足、鬼界が島を踐せ給ふは、君に貴られ奉りて、平家都を落ち、四國西國に迯下り、終に其一族を亡し、西も殘る所なく御進退有るべし、と申ければ、佐殿大に喜ばせ給ひつゝ、云々。(源平盛衰記にも、大同小異の詞あり「東は外濱、西は鬼界迄、天下歸伏し奉らん」云々)

陸奥はおくゆかしくぞ覺ほゆる壺のいしふみそとの濱風、(夫木集)　西行法師

みちのくの外の濱なる呼子鳥なくなるこゑはうとふ安方、(夫木集)　定家

又、糠部にも、其田名部《タナブ》に、外濱の俗稱あり、其廣泛想ふべし。もと、すべて外方に居り、大海の風波に暴露せるに名づけしなれば、さもありなん。大抵、津輕には内三郡の墾田成り、糠部には九戸四門の牧野分れしの際に、剩餘以外の棄地は、外濱と指斥せられし如し。

新撰陸誌云、外濱とは、今青森の上磯下磯にのみ呼べど、昔は北海九十餘濱を、すべて外濱といひしが、後世は此にのみ其名殘る、北部尻屋崎の岩屋村にも、外濱の傳説ありて、外濱昆布の産地也。

(率土濱)

或は說を爲して、外が濱とは宛字にて、其實は率土《ソト》が濱ならん、そは、詩經の「普天之下、無非王土、率土之濱、無非王臣」の句より起りしものにて、此海岸は王土の終なるが故なりと談じ、又、曲亭馬琴は蘇塗《ソト》と書くべしとて、後漢書を引きて、自著の玄同放言に論じたるなど、皆要領を得ず。

(合浦)

地方の諺に「津輕合浦《ガツポ》外濱」と唱ふカツボ恐らくは夷言にして、外濱の別稱にあたるならん。カムパラ(外方)、カムポロ(綫)あり、猶、東津輕郡に合考せよ。

南谿東遊記云、青森、三馬屋、其外、外が濱の湊々に、

丹後の人を忌嫌ふ、當國岩城山の神は、岩城判官の娘にして、彼れ安壽姫を祭るとか、此姫は丹後の國にさまよいて、三庄太夫にくるしめられしゆゑ、今に至り其國の人を忌嫌ひて、風雨を起し荒給ふとなり、外が濱通り九十里餘、昔多くは漁獵、又は船の通行に、世渡ることなれば、此説隣境にも及びて、松前、南部等にても、湊々にては、多くは丹後人を忌て送り出す、さばかり人の恨は深きものにや。

今按、岩城判官の物語は、岩城郡の事なれば、同く奥州なれど、南北相去る遠し。津輕の山神、何ぞ判官の女に渉る所あるべけんや。但し、幸若舞の本に、常陸國信田（シダ）庄司の息男が、人買の手にかゝり、外濱へ轉賣して到れりと語る。それらの物語の、傳説混錯したるがごとし。

幸若舞の本信田云、陸奥の國外の濱の鹽商人、ある年常陸の國おや（大屋）の湊より、一人の童をおさへて、舟にかへ取り、船に打乘せ、十八日と申すに、外の濱にぞ上りける。（中略）かの浦の領主、鹽路（シホヂ）の庄司といふ人、鹽燒く童を見たまひて、世にある人を携へ來りたる、と覺うるなり、我が子にせんと宣ひて、押して養うて取り、嫡孫と號せしむ、折節國司下り給ひ、たがの郷に着かせ給ふ、在廳御家人馳せ集り、日番當番を勤む、云々。

鹽路聞く所なし、痴人の夢のみ。○享保採藥使云々、重康曰、奥州ソトガ濱あたりには、毎年秋鷹の來る比、此所にて羽をやすめ、嘴に一尺斗の木の枝を含み來しを捨て置き、又南方へ飛去る、來春歸る頃、捨置きたる木をふくみ北海へ歸る、然れとも歸る鷹は稀にして、木枝殘れる數多し、彼所のならはしにて、件の木枝をとり聚め風呂を燒き、諸人に浴みさせしむ、他國にて人の爲に捕れたる鷹の供養なる由、毎春の例とせり、是を俗に外が濱の鷹風呂湯と曰ふ。

中津輕郡

中津輕（ナカノツガル）郡

岩木川の上游の平野、及び山峽を以て域内と爲し、今、面積七十方里、一市（弘前）十六村、人口凡十萬、郡治は市治と相分ち、弘前の南西郊富田（トミタ）に在り。

本篇は、孔道の關係に鑑照し、現南津輕郡管の石川、大鰐、藏館、碇關の四村を、中津輕の首に冠せしむ。此四村は、平川の上游なる峽中に在りて、秋田及び岩手よりの通路を承け、津輕の咽喉なり。

（鼻和郡）中津輕は、東北の方面を除くの外、皆山峰を以て他國郡と相限る。其南津輕との交堺は、平川の中游、及び其岩木川との合流の一線に分つ。大略、中世の鼻和（ハナワ）郡の地とす、但し平川上游の地は、平賀郡の舊域内とす。

（花輪郡）津輕一統志云、鼻和は、花輪（ハナワ）にもつくる、三千八百町ありて、鎌倉役なり。

東日流傳記（寛文年中、高屋豐前撰）に曰く、

津輕左衞門殿御代には、平賀、花和、田舍、この三郡御領分にて、鎌倉御勤役、花和郡は駒越川より西の方、田舍郡は、北は黑石川限り、東は山峰、西は平川限り、平賀郡は、鷹ヶ岡、駒越川限り、碇關迄、南は山岸迄にして、津輕三郡、大光寺旗下のよし申傳なり、云云。

謂ゆる津輕左衞門殿は、即大光寺（ダイクワウジ）の館主にして、曾我氏を指す。鎌倉幕府の時、曾我氏、三郡の雄族たりし情形は、大光寺、岩楯等に通考すべし。近世、或は曾我氏を以て、大浦爲信の祖先に綺更せんとするものあり、舛謬甚し。

平（ヒラ）川

堰塞川ともいひ、碇關の山中に發し、西北流、大鰐、藏館等を過ぎ中游と爲り、黑石川を合せ、弘前の東北を迂回し、岩木川へ入る、長凡十里。中世、平賀郡といへるは、此一水の沿邊を汎稱したり。

（平賀郡）平賀（ヒラカ）郡は、今の中津輕郡弘前（鷹岡）、并びに南津輕郡尾上以南、即、平川の上游に當り、けだしに似たり。曾我文書、承久四年平賀郡と明記せられ、郡鄕の地頭給主は曾我氏なり、領家知れず、其中世までの沿革等あり。

津輕一統志に「平賀郡二千八百町は、鎌倉役なり」云云。鎌倉北條氏を領家とする意か。郡中名字に「平賀郡を上浦（カウラ）といふ、山邊には奥關」云々。上浦とは、鼻和郡大浦への對名なり。

（上浦）平賀上浦を東根（ヒガシネ）ともいひ、鼻輪大浦の西根に對す。

（東根）東根は、津輕に於て古田、凶歳なしと稱す、藩史に「天明四年、自客歳秋、至今年六月、餓死男女八萬千七百餘人、斃馬一萬七千二百十餘匹、水田荒廢一萬三千九百九十七町五畝餘、陸田六千九百三十一町、而獨平賀莊六鄕、村民無一人死者」といへるにも合考すべし。○明治三十五年凶荒、青森縣、平年稻田五萬六千町の收穀七十三萬石、減少して僅に三十四萬石を得、窮民四萬八千餘口を賑恤したり。

碇關（イカリガセキ）

今、碇關村といふ（南津輕郡管）、津輕の南境、秋田鹿角口の山驛なり。鐵道、弘前十三哩、大館（秋田）十五哩。矢立峠は、驛の南に攀登凡一里半、即國界なり。

隨筆紀程云、碇關驛在山間、比屋二百、驛外地壁、巖崢石縫、斜徑高低、與溪轉折、一橋已過、一橋復來、峠嶙對峙、頭戴一線天、轉路入雲、一步一喘、螺旋而登八町、踰矢立嶺、則坂峻、舉趾急降、勢如轉丸、昔者、

（國上寺）

弘山藩稜陵設案、佐殿東嶺、淺間天前、流路四十八流し（續泉志云、碇關鑛類泉は、驛の北方平川の岸、赤粘土より涌出す、海面より高きこと凡五百六十尺、二泉あり、甲を熱の湯（百四十一度）と云ひ、乙を冷の湯（百三十八度）と云ふ、共に浴室を其側に設く、）

南部東遊記云、碇が關の山の小口に、矢倉の跡、或は城門の跡など、嚴然と殘りて見ゆ、他國の名高き古城の跡抔よりは格別に大なれども、何人の城跡にやと、所の者に尋るに、知る者なし、今に土中より太刀鍔等種々の兵器を堀出す事多しとなり、されば纔に二三百年か、五六百年には過ざらん事を、文華無き國なれば、書傳ふる人も無かりける事にこそ。○東日流傳記に、天正十四年、比内淺利へ出陣、一軍御あて歸陣、其時、碇關通御開被成候。

比内淺利とは、今北秋田郡にて、大館を淺利氏の故跡とす。

古懸(コカケ)　今、碇關村の大字にて、驛の東なる部落なり。國上(コクジャウ)寺あり、近世、津輕五山の一にて、本尊不動明王。新撰國志云、國上寺、眞言宗の大伽藍なり、津輕信牧の時、秘密瑜伽の道場として、田土山林を寄附し、規格を定めらる、舊記に、推古帝の時、圓智上人、阿闍羅山に不動堂を建てしを、後世此地に移したりといへど、詳ならず。○津輕のしるべ云、藩邦の時、碇ヶ關口には、古懸村に國上寺を建立して寺領二百石を領せしむ、是れ名は寺院なるも、事有る時には、陣屋になさんためと聞えたり。○維新史料云、戊辰年八月十七日、鎭撫使醍醐忠敬卿弘前藩に抵る、津輕氏乃兵を發し、軍を秋田の國境に進む、杉山某之に督し碇關に陣し、別に一隊を唐竹村に置き東方を掩ふ、醍醐卿は佐賀藩兵を宿衞となし、古懸に行營を建つ、九月四日、津輕藩主陣に臨み、二小隊を遣し追取越より秋田の大館を襲はしむ、一小隊は早瀬野より嶺を踰え花岡村に出づ。○戊辰の役、弘前藩、東西の形勢を觀望し、七月下旬に至るも決する所なかりしに、八月に至り、盛岡藩兵鹿角(カツノ)口より秋田領内に侵入し、十二所、大館等を取る、弘前兵猶矢立峠を嚴守して動かず。九月二日、秋田の官軍連に盛岡兵を破り大館に至る、津輕兵初めて山を踰え官軍に應援し、四日、與に大館の盛岡兵を擊つ。されば、當時、秋田の人、弘前藩の依違を怒りたりといふ。

（一口）

久吉(ヒサヨシ)　今、碇關村の大字にて、（近代の新驛といふ）驛の東南一里半、平川の遠源にあたる。此より鹿角郡小坂(コサカ)への間道あり、清水が峠を踰え、凡四里、高峰は巖掾と呼ばる。

矢立峠(ヤタテ)　羽後北秋田郡（大館白澤）の通路にして、即、津輕南方の咽喉なり。（北秋田郡へ重出す、野代川、岩木川の分水界なり）糠部鹿角の奥州路、并びに秋田路より津輕に入る者、古今專之に由る。

元弘中の文書、大阿子一口といへるも、矢立峠を承くる大鰐にて一口(イチノクチ)とは咽喉の義也。

津輕一統志云、天正十四丙戌年、大浦爲信は豐臣家の號令に從ひ、小田原進發の事初に、比内淺利修理大夫實儀を攻らるべきにぞ定りける、此時、上浦（平賀郡大鰐より碇が關迄を云ふ）より比内迄、始て道を開かせらる、矢立の杉と云ふ）大切所を切通し、數の谷峰を徑て、谷川に添て岨を繞て、比内郡に打出る、則羽州と當國の堺にして、雙なき嶮岨なり、堺の此方に高陽の地有、關所を建て警衞す、今の碇ヶ關是なり。○明治戊寅巡回日記云、發弘前數里、行田隴之間、抵碇關倩馬、此行騎馬是爲始、馬苦繩虻、狂躍欲倒、馬夫勒制甚謹、上矢立嶺、老杉鬱鬱不見天日、斧斤之聲遠近相答、踰絕頂、即羽後之國、林木益美、下嶺、田野開村落連、穀蔬蕃茂、林樾點綴、其間道路甚修潔。

（大阿子）

津輕年代記（平山日記）云、天正十七年九月、碇ケ關の道切開可申由、相究候、十八年、御家中町在共、系圖改め御觸あり、碇ケ關道切開、人夫在々割附、過分にて難儀仕候と雖、此道筋開申候者、往來可有宜と、人人申候、此道拵人夫の内に、物書候者一兩人、相詰候様御觸に候。○津輕比内の山道は、元龜天正中、其險隘を利用して、一時之を閉塞したることあり。蓋、大浦爲信が、南部比内秋田等の隣敵に備へし所以なりけん。されば、爲信自立以前には、南部氏常に矢立峠より出入云爲せり、と知るべし。

大鰐(オホワニ)　今、南津輕郡大鰐村といひ、早瀬野、宿川原、居土、虹貝等を合す。藏館村と相接して、共に溫泉ありて、平川の左岸に屬し、小驛家を成す。鐵道、碇關六哩、弘前七哩。

岩館曾我光高、元弘四年二月注進狀の中に「朝敵餘黨人等、小鹿島、並秋田城、楯築所々、可亂入津輕之由、有其聞之間、國中給主御家人、令集會大阿子(オホアコ)郷（一口）之爲防戰、令相待凶徒之由承及」云々、大阿子は大鰐の古稱ならん、一口(イチノクチ)と注す。

大鰐鹽類泉は、數源あり、河原湯（百六十五度）、熱湯（二所、一は百四十九度、一は百五十六度）飛湯（百四十一度）、大湯（百四十七度）、瀧の湯（百六十三度）、御假屋湯（百五十六度）橋本湯（百四十五度）あり、諸泉皆平川の沿岸所々に涌出す、河原湯は泉池の四周板を以て造り、其底砂礫を布く、又山中に滿俺坑あり、年々數十萬斤を採製す。

津輕年代記云、慶安元年八月、大鰐へ屋形建立、湯坪とも御普請、大層なる事に候。

郡中名字に「平賀郡上浦の山邊には、嗔關(イカリガセキ)、伽藍寺(ガランジ)、近代唐牛と書也、長谷堂、大安國寺、近代大鰐と當字を書也、西峽水日内、近代三日内と書也」云々。大安國寺をか

ホアニとあてしは、別に故ある歟。本書好みて奇僻なてらひ、異字を書す、往々乖戻に陥る。

藏館（クラダテ）　今、藏館村といひ、小邑にして、大鰐の東北に接したり。此なる大日堂に萩桂と稱する老株あり、（大圓寺、又高伯寺）。

隨櫻紀程云、大鰐村、觀所謂萩桂樹者、枝葉扶疎、繚以木柵、本居宣長玉勝間曰、大鰐大日堂、有靈樹、高十丈、大四圍、花葉似萩、枝幹似桂、即是也、或謂是杻也、爾雅釋木疏、杻一名檍、此地、阿闍羅山盤踞其南、長溪縈回、有温泉出焉、居民待浴客爲活。

鑛泉志云、藏館湯は、鹽類泉にして溫百五十四度、道路の中央、二所に涌出し、丑の湯と唱ふ、盛暑丑日に當れば、來浴する者最多く、千人に超ゆるを常とす、湯槽三個を置く。○按、大鰐をは鰐倉ともいひ、倉は古言溪谷を指したり、（鑛泉志、一統志）鰐（阿子〈アネ〉）は蓋夷言なり、其義を知らず。

長峰（ナガミネ）（唐牛）　今、藏館村の大字にして、其東南に隣る。又、長峰の南なる苦木、唐牛（カラウシ）、又東なる駒木、今皆藏館村の管内とす。

注進、津輕平賀郡岩楯、大平賀、兩郷、曾我太郎光高知行分田數事、

岩楯郷分

定田、捌町伍段三百四十五步（除十分一御免定）、此内陸反、曾我孫太郎知行分、一丁孤森女子跡、

大平賀郷分

除田五町捌段　○○長峯村曾我小二郎跡

定田貳拾捌町漆段半四十五步（除十分一御免定）、此内壹町曾我左衛門三郎入道知行分、參段曾我孫太郎知行分、

建武元年八月十三日　曾我太郎光高

虹貝（ニジカヒ）　今、大鰐村の大字なり、虹貝川は、即早瀬野の峽中也。○津輕年代記云、天和元年、諸村木出所、今別山、蠶田山、碇關山、虹貝山。

早瀬野（ハヤセノ）（阿闍羅山）　今、島田と共に、大鰐村の管内なるが、南方一里餘の山村なり。其秋田堺の山峰は、田代山、阿闍羅（アザラ）山等、矢立峠の西に盤踞す。

阿闍羅山は、頂に平地あり、窪池の狀を爲し、之を小（コ）十和田（トワダ）湖といふものあり、又、山中に昔三千坊の僧舍ありと談すれど、明ならず、早瀬野藥師堂ありて、高倉山（西南三里）の塔の峰をば其奥院とす、岩石峙立、高十間、周六十尋、塔に似たり、其下に洞窟あり、此邊に金坑あり、又砥を伐り出す。（新撰國誌）

津輕年代記云、元祿二年、津輕兵庫樣、大鰐湯治中、七月一日、上下五十三人にて、早瀬野山より、比内領山田村へ拔越の由、久保田より御屆につき、御詮議稠敷成候て、番組衆三百餘人にて、久保田へ發向、兵庫樣迎取、則押込被成候。（維新史料云、戊辰九月四日、碇關の官軍（津輕兵）、進て大館を伺ふ、別隊は早瀬野より險を踰え、花岡村に出つ、大館の東軍（盛岡兵）已に去ると聞き、六日、松木村小茂内の邊を占領す。

宿川原（シユクカハラ）（三目内）（居土）　今、大鰐村の大字にして、藏館の西北半里、驛路にかゝる。宿川原の南の溪中に、三目内（ミツメナイ）、居土（キツチ）の部落あり、早瀬野の西なり。○一統志云、元龜二年八月、南部信濃守信直、父の讎其儘差置くべき儀にあらずと、衆議一決して、鹿角郡花巻の勢を合て、勢多石隱岐を大將とし、先陣巳に大鰐宿川原に陣を取る、敵地深く押入たることなれば、大光寺へ成合ひて瀧本と相議し、大浦を可責とて、人數を纏め大光寺へ通らんとしける處に、爰に高畑の城に有ける乳井大隅、此由を聞て、射手を進ませ待懸たり、しかのみならず、南部信直、九戶が逆意により、絶間（タエマ）より引返され、先陣當表を引拂へと下知ありければ、勢多石籠中を出し鳥の如くに、跡をのみ歸り見ながら、鹿角をさしてぞ引入ける。

石川（イシカハ）（大澤）　今、石川村といひ、（南津輕郡管内）、大鰐、藏館の西北一里、碇關峽路（平川の上游）の山口とす。弘前へ二里、柏木へ一里半、平川に縁れり。

大澤（オホサハ）、今、石川村の管内とす、天文の郡中名字、及び寬文の知行集に載せし古村なり。

隨櫻紀程云、踰百年坂、涉水、即平川之上流也、淺沙淸瀨、岐爲三脈、各架小橋、南崖嶄絶、古木森立、津輕舊記、永祿十二年、大浦爲信、襲攻南部高信於大佛鼻城、即此矣。○南部八戶文書に。

津輕事、石川楯無爲責落候、目出候、持寄城靜謐無御心元候、尤被打向彼城之條、雖可宜、郡内事無左右難被閣之間、未被仰候也、且可被隨事體歟、中條には早可向之由、被仰了、（中略）

六月十二日（建武元）　大藏權少輔淸高

石川楯は、當時、武家方にて、曾我貞光の黨與これに據れり。

曾我太郎光高、五月廿一日石河合戰事、

分取頭、

安五郎六郎頭　曾我與次之若黨、惡黨名人也、四月十三日打取畢、御奉行平賀請取在之、

曾我彥三郎頭　同與次若黨頭、號赤河次郎

同中間四郎太郎頭　同中間又三郎頭、號安藤太

其外頭二、不知名字、

次、光高家人打死手負注文、

惡藤孫七（若黨、蒙疵畢）　孫三郎　（中間、打死畢）

右、合戰注文如件　建武元年六月　日

光高は蓋曾我の嫡家にて、貞光は庶流なり、大光寺に合考せよ、石川楯とは、やがて大佛鼻城ならん。

大佛鼻城址（ダイブツガハナ）　今、石川村大佛山の古墟をいふ。○大佛が鼻は、樹木茂れり、慶長年中、弘前城建築の時、此より

多く伐採せり、東方は平川の水岸を打て流れ、岩石峨々として峙つ、西北は漸く卑く、本二三の三廓ありて、堀を廻らし、西と北に追手搦手の二門あり、本丸に登る時は、眼下には激水城を洗ひ、漸く流れて白布を散布するの觀あり、東西に耕田、岩木の二大山を望み、北方は堀越城を眼下に見下す。(新撰陸奥國誌、津輕知邊)

永慶軍記云、往昔より津輕三郡は南部氏芻牧の地なり、中比に至り陵谷の變ありて南部の指揮に屬せず、南部右馬頭安信の時なり、やがて舍弟左衛門尉高信をして退治せしめ、天文の始より、高信津輕三郡の政道を執し、石川の城に居住す、信直の世に至て、舍弟彦三郎政信を津輕郡代と相定められ、波岡の城にぞ置れける。○一統志云、南部家の指揮として、平賀郡石川大佛ヶ鼻と云所に城郭を構へ、左衛門尉をして津輕の政事を司らしむ、其外、淺瀨石、大光寺、和德、田舍館、外濱、尾崎、新屋、上下葛原は、皆石川の命を受けたり、云々、石川大膳大夫高信は、智勇備りたる老功の主將にして、近くは大光寺、淺瀨石、和德等の股肱の助あり、遠くは南部を腹心として、佛鼻又其咽喉にあたる、云々。(津輕異聞錄(寛政中撰))天文二年、南部高信、大光寺に於て葛西を討取、大淵が鼻に城郭を構ふ。

東日流傳記云、大浦爲信公、平賀郡石川大佛鼻に住居の南部大膳殿迄度々御出、大膳殿へ被仰上候は「町井飛鳥屋敷廻り、見苦敷候間掃除致し度由」被仰上、大膳殿「其通可被成由」にて、御手前の人足百人被遣候、爲信公少少普請い樣にもてなし御城築せられ、御城内に人足百人斗隱し被置、其後最上吉秋殿へ、對面は無之候得共、度々御狀の取かわせ、上方信長公御手立の樣子、此吉秋殿より節々爲信公へ御通し「上方へ未知れ不申間、其邊に異議申者候はゞ、御切取可被成由」申來る、依て石川大膳を討とられん爲、先五人の家老を、大浦へ御振舞として呼寄せ、三日の間晝夜馳走にて、御暇の節、奥の間に召入、「此度、大膳殿を討取申覺悟に相究候、皆々此方同心可有や」と被仰、客人とかうの返事に不及、爲信公仰には「何とて返事無之や、我覺悟を何れもへ申渡候上は、此座を立せ申間敷」と被仰、次の間に武具着たる者數拾人隱被置、五人の者申上候は「三代の主君にて候へば、同心仕事御免可被下」と云、爲信公「其儀に候はゞ、此方へ敵致まじく旨、一々證文可致」と被仰、何れも畏入候て、數通の記證文に、熊野牛王を呑、卽、石川へ御出陣可被成由、五人のものに堅被仰渡、是れ元龜二年五月四日の事也、同五日暮時分に堀越の城へ御忍、同六日の夕方、大佛ヶ鼻の城へ押寄、鯨波を作て攻かゝる、城内侍一人も無之而、大膳殿切腹せらる、依て石川城板垣に御預、爲信公堀越へ御歸陣。

南部系譜、奥南盛風記等に、石川高信、天正九年二月卒とあるは、此と合はず。又、高信の次男政信の事、波岡に合考せよ。

(大淵崎)

津輕年代記(平山日記)云、元龜元年、豐作、七月七日、石川大淵(ダイフチ)が崎(サキ)にて流火燒、諸人見物、大浦殿時の家老、

小笠原伊勢　兼平中書　森岡金吾

元龜二年正月元日出禮、三日石川殿へ御供にて參、四日七ツ時歸り申候、五月五日、八幡宮の競馬、諸人見物、昨夜、大浦殿五百騎程にて、石川大淵が崎へ押寄、大膳殿を落し候由、同日、和德讃岐殿も落し候て、諸人驚入候、尤大浦殿は堀越町居飛鳥殿の城へ被入候、八月二日、南部八戸殿、此度石川大膳殿を被打候を無念に被存、宿川原迄三千餘騎にて押寄候處「九戸甲斐殿は、八戸の留主を幸に、其城を乘取らんと相催候段」聞候て、八戸殿當瀨より歸られ候。

小山内氏津輕考云、大佛が鼻の城主石川左衛門佐高信、(信直の父)何の頃よりこの地に居住せしにや、舊記不詳、落城は元龜二年五月なり「南部家にて、石川に築しは寶德のころなるべし、同四年猿倉の城せめ落さる」と、舊記にみえたれば、そのときより津輕を押領せるものなり、南部軍鑑に、石川高信の次男政信が、波岡にて天正十六年死去の事を錄するも、元龜二年高信生害の事を曰はず、蓋彼家にて忌みて載せざる者歟。○南部諸家の記錄に、石川高信の敗死をいはず。すべて、津輕の自立を以て、天正十年以後の事跡と爲す、異とすべし。

八幡館(ハチマンタテ)(森山)　今、鯖石(サバイシ)、森山、小金崎等と共に石川村へ合す。石川と宿川原の間にして、弘前黑石の二路は、此にて分岐す。猿賀緣起に、森山(モリヤマ)毘沙門堂といふは、福王寺也。」郡中名字云、平賀郡森山、岩館、惡馬沓、何時詞館、大淵鼻、長內、乳井(嘉承山福王寺)、日照田。

乳井(ニオヰ)　今、石川村の大字にて、其東一里、八幡館の北に隣り、柏木の南一里。下乳井なば、藥師堂ともいひ、上乳井には多聞堂あり、近年皆神道に改祀す。一統志云、天正の頃、平賀の郡に乳井福王寺と云領主あり、其由來を尋るに、根元は役の小角の餘流を汲み、有驗の碩學也、妻帶にて數代相續し、且猿賀山深砂大權現の別當職をも兼帶したりける、東奥擾亂の頃、衆を懷けて領主と成り、剩慈悲忍辱の衣の上に、惡魔降伏の六具を帶して、其頃武門に立並びしかば、時の人乳井殿とぞ稱しける、往古より此處に一つの井泉あり、則多門天の供水、色白くして偏に、乳汁の如くなるにより、世を擧て乳井と名付たり。○新撰國誌云、乳井毘沙門堂は、田村丸の建立なりしを、中古承曆二年再興の後、康永二年炎上、近世、藩主の祈願所となり、承應三年、五間四方の大堂、及び諸殿宇を建造す、別當修驗の先祖を、南藏坊と號し、延曆年中、煉壇(カウダン)獄の八龍を退治したる驗の師なりとて、村民今に多く南藏坊の異跡洪德を談す。

講史云、乳井建富、爲大隅、福王寺支蓋之子也、支蓋素修驗者、而甘昔住乳井多聞堂及續貫藥砂罰、領二社近傍地、北自武門、天正中人也、

乳井福王寺は、建武元年文書に、毘沙門堂(式部阿闍梨)とあるにあたる。又、奥南舊指抄に、乳井氏ありて、

北氏は、三代時實の三甲、孫三郎宗實を以て祖とす、其居敷三戸城の北に在りければ、世人北殿といふ、津輕浪人乳井は是より出づ、

と選ぶ。又、大光寺左衛門佐(一書に光愛)を北殿ともいふを見れば、永祿元龜の頃まで、北殿の流派、大光寺、乳井等の、津輕に繁衍せるを想ふべし。奥南盛風記に、津輕の六奉行、大浦、大光寺、汗石、乳井、築平、波岡といへり。南藏坊は、外濱の妙見、多門、并びに糠部の斗賀、十和田などをも開きたりと稱せらる。(乳は字音ニウなり、此にニオといふに假れり。俗說、白濁乳汁の解、及び稱稼(ニホ)の論(乳濃に合考せよ)、共に通せず。

堀越(ホリコシ) 今、堀越村といひ、門外、取上をも合す、石川の北にして、弘前市街の東南郊、平川の左邊とす。(此に平川を堀越川とも呼ぶ)、大浦爲信の城構址あり、町(マチ)居(キ)飛鳥(アスカ)殿の舊館といふ。

部中名字、平賀郡新里、堀越、角懸(カトケ)、近代門外と書也、待明日、取擧、云々。待明日は町居飛鳥なり、飛鳥(アスカ)殿は卽堀越武田氏なるべし、東日流傳記の記述に疑あり。此武田氏は、種里にて金澤氏と號せる者と同家ならずや、後の定めを待つ。又、大浦爲信の先世にあたり、大光寺堀越に在住したりやの說は、大光寺、十三、種里等に合考すべし。

津輕異聞錄云、爲信公、九戸と申合せて、石川高信を打、元龜二年五月なり、南部家記には、天正二年とす、堀越の戊亥、三味線川原に高信を埋む、今大刀森といふ、此事一統志に載せず。

堀越城址(ホリコシ) 津輕志略通云、堀越城は平川の西岸に其跡あり、もと武田氏之に居る、武田氏の先は、初め我光信公と共に津輕に來り赤石に居り、其後南部の幕下となりて、堀越に住せり、武田紀伊守に至り、子なきを以て、政信公の子を養ひ家を嗣がしむ、甚三郎守信と稱す、南部殿の戰に討死、子扇君繼ぎ立つ、其後扇君は大浦の養子(爲信公)となるを以て、自然堀越領も大浦に合併せらる、文祿三年、爲信公大浦より當城に移り、商工亦多く移轉し、一國の城府と爲りしが、慶長十五年、弘前に新府を建てられ、堀越廢す、今の國道として往來する所の大路は卽、舊城の追手の堀跡なり。

東日流傳記云、大浦政信公、嫡子信濃守爲則にて、次男は堀越紀州、御子爲信公也、(中略)天文十九年、爲信公誕生、御名を扇子君と申、御父は武田甚三郎樣と申養父は種里赤石兩所の領主にて、大浦信濃守樣と申、甚三郎樣爲には舍兄也、南部に合戰起り、信濃守樣へ南部より加勢の儀申來、其時、代官として甚三郎樣出陣、南部門樓庭と云所にて討死、其後扇子君は堀越町飛鳥殿へ御養子、此飛鳥殿は、平賀郡大佛鼻に居城、甚三郎樣出陣の時「我等此度討死と存候、依て扇子事其方へ預置候間、成人候はゞ取立跡をも繼せ給はるべき由」被仰置、飛鳥殿に御預、又、扇子姉樣は築平中將方へ御嫁入、爲信公十八歲の時、伯父信濃守樣は、家老盛岡金吾、築平中將、葛西伊勢、三人の者被召出、我等病氣重り相果候はゞ、子息未幼少にて、近邊の武士共憎しめ可申、就夫、甚三郎子息爲信、堀越飛鳥方に養立、器量人に勝れ候樣に聞及び候、此爲信を聟に取り大浦を繼せ候事、如何可有や」と被仰出、其時三人の家老申上候は、爲信樣常ならぬ御間御座候により、いかにも大浦可被繼由、一同に被申上、依て飛鳥方へ被仰遣候得ば、御首尾相調候間、爲信公も信濃守樣へ御聟入、夫より大浦右京樣と申、信濃守樣逝去、御忌明後、領内人數集御觸被成候へば千人餘に候、軍法初を被仰、野崎村に押寄、家々に火をかけ勝時作りて、歸陣也。○津輕異聞錄云、永祿(一作天文)廿三年、田子九郎信直本家を相續につき、其姉婿九戸左近將監政實以下騷動に及ぶ、依て横内の堤孫六、大浦の爲則公の舍弟武田甚三郎(守信)出陣、二人櫻庭にて打死、扇子樣五歲の時也。○武田守信の死去は、上の二書已に相違あるに止らず、寛永諸家系圖傳には、永祿十一年十月、一統史(享保中蕃撰)には永祿四年の事とす。又、東日流傳記に「飛鳥殿、大佛鼻居城」云々、大佛鼻は、爾時、南部高信の居城ならずや、條理通せず。

新撰國誌云、津輕左衛門尉秀則、應永三十四年、八戸下久慈にて歿し、子威信倚幼し、南部の支族金澤右京亮家光、仙北金澤より來て、堀越城に據り津輕を後見す、金澤が子家信もまた後見たり、文明二年、南部光政津輕を襲ひ、高陣場津輕坂に戰ひ、當城を陷る、威信は自害、子光信嗣ぎ、長享二年光信害せられ、子光信下久慈に在て、久慈景政に養はる、信濃守と稱し、延德三年、南部より氏號紋章を與へられ、永く親藩たるべしと約して、津輕の西陲種里に遷居せり、云々。○一統志云、大浦爲信公、或時石川大佛ヶ鼻に至り、南部高信に申す樣は、數代大浦に居して領民を安さに置事、是併なから貴家仁德の餘光也、然とも領内の堀越町飛鳥の屋敷城、壘溝殆荒廢すと慈陳しければ、高信、堀越の舊城修補の事を諾す、斯て爲信は敵を思ふ儘に謀に落し入れ、已に堀越修理の上は、組手人數を差添られ堅固に守らせ、爰にて人馬の機を養ひ、遂に石川を夜討にし高信を殺す、此時太守爲信公二十二歲、大佛ヶ鼻落城して、平賀郡大半御手に入られける、元龜二年なり、

津輕年代記云、天正十五年、堀越の御城、所々築直し、

人夫多く出る、大工小屋多く掛申候、

後、文祿四年、爲信公堀越を擴張して、築城の事あり、邸宅寺社、みな大浦より引移さる、慶長五年、東西軍起る、爲信兵を率て江戸に赴く、堀越城内留守衆、徒黨して殺傷あり、金小三郎之を伐ち平定す、（深浦に合考せよ）慶長十五年、弘前へ移鎭せらる。

取上（トリアゲ）　今、堀越村の大字にて、其西なり、弘前和徳の南一里。○一統志云、元龜二年五月、大佛鼻落城して、南部高信自害しければ、爲信公、此競に乘じて小山内讃岐守を討取べしと仰られ、取上村に至て、軍勢の手分あり、一手は森岡金吾信元を大將として二百五十餘、一本柳より西の方田の中を押通し、稻荷林の下に伏せて、旗本の相圖を可相待、一手は小笠原伊勢信淸を大將として百五十餘、日金林に備を立べし、和徳表の狼煙を見ば、讃岐が親永春法師、人數を率て救來るべし、信元が手にて押隔て討散さば、永春必田舍館へ退べし、（田舍館千德掃部は、永春が聟なればなり）其半途を討ん爲、日金林に待伏べし、旗下は五百の人數にて高崎口より本道を押詰、町屋に火をかけ燒揚べし、左あらん時は讃岐必定町口へ打出戰ふべし、其戰ひ半ならんを見證し、田中へ廻りたる信元が一隊、敵の後へ押出し、半は城中へ押入火を掛く可く、半は城と敵との間を取切、讃岐が後を喰止べし、相構へて此圖を外すべからず、云々。

小栗山（コグリヤマ）（千年）　今、松木平、淸水森、原ヶ平、大和澤、一野渡等を相合せ、千年（チトセ）村と改む。堀越取上の西南にして、弘前の南なる山麓に屬す。○藩史云、貞享二年、塞堀越道、新開千年山道路、傍列栽松樹。小山内氏津輕考云、天正の頃までも、江戸將軍家より鷹匠來りて鷹を選びし由、その頃は小栗山に於て鷹を待ちし、古記に見ゆ、鷹は遠く松前よりわたり、山林の生繁れる處を見て來るものなれば、今後も諸方の林木すかざるやうにありたき事なり。○隨筆紀程云、啓蹕弘前、渡蓮華橋、平野曠闊、目千代松原、天和中、藩侯過此、見沙礫滿地、無樹可倚、乃起徒修路、移栽稺松數萬株、今綠葉成陰、行旅取涼、遺惠及人亦遠矣哉、路右有邸、稱千歲山。

大和澤（オホワサハ）　今、千年村の大字にて、その大和澤川の源を、朝影山といひ、弘前正南の鎭嶽とす。○藩史云、元和七年十月、信牧公率八千人、狩猿於樫木林（カシハキ）、適年飢饉人民多死亡、公欲托狩猿檢其人數、乃調士民男子十五歳以上、會者八千人、分爲二隊、一則兼平信秋帥之、從桔梗ヶ峠、一則乳井日向帥之、從大和澤、各以螺鼓爲號、公陣大淸水指揮之、圍樹木林而狩猿、是日獲猿四狐兎無數。

淸水森（シツモリ）　今、千年村の大字とす、寛知集に、小栗山、大和澤、淸水森、ともに見ゆ。○藩史云、慶長六年春三月、設場於淸水森、作假佛殿、會衆僧、行大乘妙典千部法、元龜以來死歿鋒鏑者、不問彼我、一切書其姓名、享祭其靈魂、凡七日、金信則司之、貴賤老少悉來集拜焉。

和徳（ワツトク）　今、和徳村といひ、弘前の東郊なり。一部は割きて市中に編入す、堀越の北一里餘し。郡中名字に、平賀郡和徳、箕和田（キワタ）、樋口（ヒノクチ）といひ、別に弘前にあたる村里名なし、蓋、和徳の城内たりし點、箕和田、今其地をつたへず。新撰國誌云、和徳町は、靑森道にして、繁盛の街なり、家數五百軒、北の末に升形あり、昔此の町末に、小山内（ヲサナイ）讃岐某と云ひ、南部家附屬の者の居し館ありしと見ゆれど、今何れの所にか定かならず、稻荷神社の社地、館迹とも見ゆれども、或は町末東裡なりとも云ふ、稻荷より北の方田圃の中にありしとも云へども、それと定かならず。○つがろしるべ云、和徳城址は、今弘前の市中なる和徳町に在り、戰國の際には、小山内氏の居館なり、元龜二年五月、爲信公石川合戰の後、此城も大浦勢の急襲する所となり、城兵百四十餘人討死し、城主小山内讃岐は十二矢又五郎の爲めに討れ、一朝にして落城、[illegible]の後までも、横町熊野宮の東に一小林ありて、小さき堂宇あり、讃岐が墓なりと云ひ、此堂に參詣して、武藝の上達を祈願するとて、絶えず數十本の木太刀奉納ありしは、老人の認むる所なり、讃岐が肖像、西茂森町常源寺に存在せり。○異聞錄云（寛政中撰）、和徳へ南部内戸の城代として、小山内永春法印下向、其子讃岐、一族、元龜二年打死。○東日流傳記云、大浦三代信濃守政信、於和徳討死、天文十年六月九日。

新里（ニヒ）（外崎）（福村）（小比内）（境關）　今、小比内（サヒナイ）、外崎（トノサキ）、福村（フクムラ）、境關（サカヒセキ）等を合せて、豐田（トヨダ）村と改む。和徳と堀越の間にして、平川の西邊なり。○津輕志留遍云、福村城、弘前を距る二里にありて、森岡金吾の築きたるものなりと云へり、土居の形は今尚依然たり、金吾は爲信公の家老とす。郡中名字に、平賀郡新里、小比内、大廊、小栗山、大澤、和徳、箕和田、樋口、云々。寛文知行集に、境關、福村、小比内ありて、新里なし。福村城は、慶長十年に建築、大浦越中守信牧居れり。○東日流傳記云、元龜二年五月、右京爲信公、石川大膳居城を即時に攻落し給ひ、森岡金吾を被召出、人數少も不散、くらかいつかせ可申由被仰出、依て總人數へ申渡、支度相調候段申上げれば「此利に乘て、和徳讃岐守を踏つぶし候義、如何おもふ」と被仰出、金吾承り「御意御最に候、此勢にて和徳手に入事掌に候、扨手立如何可仕」と申上、爲信公「其儀は、金吾、取上村にて分れ、一本柳口より田中へ廻り、稻荷林根に待伏可致、伊勢は小比内（サヒナイ）より境關（サカヒセキ）へ廻り、日金林に待伏可致」云々、旗本勢已に高崎口より押寄、町屋を燒立らる、其時讃岐守兄弟子共譜代の者共、上下五拾人許にて町へ出向戰ふ處に、金吾人數敵の後より押寄、旗本勢と前後より取卷、一人も不殘討取、讃岐守討死、和

德隆居永春、和德町の火の手を見て懸付けれども、金吾に被隔、無是非田舍館へ引候處、目金林の待伏起りて、一人も不殘討取、扨爲信公和德內へ御入、金吾を召、其方働無比類手柄に候、仍和德知行其方に宛行の旨被仰渡、津輕野より上は、境關村、堀越の內半分、大澤、湯口、清水森、小栗山、大和澤、相園、小沢の邊、森岡金吾年領の地なり。

百田(モモタ) 今、撫牛子、津賀野(ツガノ)、清野袋等と共に、和德村の管內なり。其北にして、弘前東町より、濱岡青森への孔道に當り、平川を隔てゝ、藤崎村と相對す。

（津輕野） 津輕野(ツガルノ)は、郡中名字に、田舍郡內とす、蓋、往時は平川の東岸なりしが、近世、河水の變革ありしより、西岸と爲る歟。○新撰國誌云、撫牛子は「ナンヂヤウシ」と訓むがごとし、弘前の東北郊にして、田圃廣く、水陸共に宜し、土淵川此にて平川に落ち合ふ、

（撫手子） ゝ撫牛子は寬翻集に載せらる。

清野袋(セイノフクロ) 今、和德村の大字にして、百田の西南に接す、岩木川の東岸に倚り、弘前市街の北郊なり。平川は此に來り、岩木川に合す、土地膨脹の名あり。

弘前(ヒロサキ) 今、弘前市、人口四萬、津輕の舊府なり、中央に城壘の跡をのこす。岩木川城北を流れ、土淵川城南を通し、廛衢熱鬧は東南に多し、市區の廣さ方一里許。鐵道停車驛は、東郊和德に在り、青森二十三里、秋田九十三哩。

弘前の舊城市は三區に分つべし。城壘及び本町、茂森(シゲモリ)町、鍛冶町、白銀町、元寺町、龜甲(カメノカフ)町等を上町(ウハマチ)と總名し、即中區なり。其西は西濠池を以て下町(シモマチ)の一區に分ち、東は土淵川を以て東町(ヒッシマチ)(河東)の一區に分つ。下町は岩木川に瀕り、鰺澤、大浦、駒越への路を扼す。河東(カハヒガシ)は、秋田青森の大路を控き、土手町、代官町、和德町、富田町の諸巷、之に屬す。

明治戊寅巡囘日記云、弘前、市街屈曲、道路高低、本町一條、市街美麗、紺舖陳列、頗有都樣、其他街衢不潔、滿渠汚穢、家屋矮陋、無足觀者、街北城址、喬樹鬱蒼、青草沒膝、戶數凡六千九百、仙臺以北第一之大邑也、產出米穀、其額巨大、輸出北海道、利徒甚多云。○一統志云、弘前は舊廣崎(ヒロサキ)につくる、三才圖會にも廣崎とあり、

（廣崎）（二石） 初め慶長十五年、大浦信牧此に築城す、當時二石(フタツイシ)といへる地なりしを、更に高岡と改め、後又弘前と稱す。○藩史、慶長十六年正月、築城於鷹岡(タカヲカ)二石而成、自堀越移治焉、更名弘前、瑞祥公嘗與沼田面松齋議相攸、有城於此之志、既略營市井、未果而卒、公與服部康成相議、繼先君之志、大興土木、撤大光寺淺瀨石二城舊材營作、至此而成、定士民居宅、神祠佛寺亦逐年轉移。

（高岡） 津輕年代記云、慶長八年、高岡(タカヲカ)へ町割、屋敷割派立(ハタチ)被遊候、同十年、越中守樣福村(フクムラ)の御城被築成候、則右京亮樣の御繩張に御座候、十一年、鷹岡へ引移候者に、仮料被下候間、段々町作申候、同十三年、越中守樣御跡取に相定、八幡宮も弘前へ引越申候、同十四年、淺瀨石より愛宕宮引越申候、此地元來二石(フタツイシ)と申、其後高岡と申候處、又弘前と改む、當國十三の崎より沖、松前迄の間に大灘あり、之を尾呂(ビロ)といひ、昔より十三の崎を尾呂が崎と申す、是れ結構なる名の由にて、其名を取りて、弘前城と可申由御沙汰候、同十六年、鷹岡の町割、御城普請、大方成就、御引移の儀式御座候と

○津輕しるべに、俗說を錄し「堀川院の御宇、白鬚水とて山海の津浪あり、津輕六郡の內、奧法、江流末、馬の郡、其外大に崩れ、外濱、田名部の間も海となる、藤崎より下通りは皆倒れ、凡五郡の地斷絕す、然共、阿闍羅(アジヤラ)山は別條なく、水押上らざる故、此所の八幡を浪よせずと云へり、又、浪の中より岡になりたるを浪岡と云ひ、崩れたる土の積りて岡となりたるを高岡と云ひ、古の津輕に斷絕して、今の新土生して、前より廣しと云意にて弘前と名づく」云々、近世の流言なり、膚淺聽くに堪へず。

藩史又云、寬政四年、公降藩士土着令、先之、公深憫天明內荒黎庶多死亡、勵精圖治、或人進城下藩士八百家土着之策、然公猶恐動搖人心、未敢命、至此行之、乃定賜金例、祿二百石賜一貫目、五十石錢五百目、又依距里遠近有多寡、每里二文目、隨口數多少給之、別給營室木材、祿二百石長一丈圍二尺材六十五本、使藩士土着、賜市井游民於士農也、十年五月、發土着士歸弘前之令、其賜金如移於村里例、文化五年、檢藩士祿給及廩米俸給者、石給七萬二千四百十石、苞給四萬千四百九十苞、俸給七千二百三十六口俸、(一月一斗五升爲一口俸)。

横井氏工業史、津輕塗は、弘前及び造道村において製す、元祿十年、池田源兵衞(二代)の發明せし所にて、昔世にこれを韓塗と稱す、此人世々津輕侯の漆工也、曾藩主の命をうけ、江戶にいでゝ青海勘七の門に入り、ここに韓塗を發明す、(かれて青海波の漆器をよくす、これより世々青海をもて氏とす)、其技法若狹塗に彷彿たり、數層の彩漆を疊塗して、雲形の花章をいだせり、但金銀箔を用ゐざる所、若狹塗と異るのみ、近年錦塗と稱する裝法を施し、其上に雲鶴、或は鐵線花などの模樣を出す。○新撰國誌、凡津輕の民俗は、國富家豐なるを以て、產業を勉めず、職事に怠るが故に、土產絕てなく、皆他の致す所を待つのみ、當所名物韓塗と稱する漆器あれども、已獨稱譽するのみにして、他の國人の好尚せざるものにして、會津能登紀州等の漆器に似る可もあらず、尙田舍にては、二戶の淨法寺漆器は、麁なりと云も價の廉なる、この韓塗の上層にあり。

津輕大地震、明和三年正月廿八日、城內所々破損、潰堂

社二十七ヶ所、侍屋敷在町ともに、潰家六千九百四十軒燒失寺四十ヶ寺、侍屋敷町在とも燒失家二百五十二軒、死亡千廿七人、燒死三百八人、怪我百五十三人、斃馬百四十七疋、〔地震史料〕。

弘前城址（ヒロサキ）　廢藩の後　本丸は拓きて公園と爲る、隨時登覽すれば、山海の勝色、一眸に聚まる。二丸三丸は、陸軍兵器廠舍を置かれ、內外の壘礎壕池、大抵舊に依る、城樓四基猶存れり。○隨幰紀程云、弘前市街、中央一阜、爲木成林、慶長年中、津輕信牧所築、東西五町四十間、南北八町四十六間、石壘三層、壍濠四周、牙城以外、又有五郭八樓十三門、西隔巨川對岩木山、阡陌連秀、初信牧父爲信、豪爽多權略、用兵拓疆、東至狩場澤、南達碇關、西北限以大洋、土壤肥美、加以魚鹽之利、豐閤自遣前田片桐諸將來檢地、爲信不告以實、德川氏秉政、定諸侯封邑、秩僅四萬七千石、及爲信玄孫信政襲封、起徙闢荒、疏溝洫、築堤防、所墾田十四萬石、并算舊田、有二十九萬六千餘石、而秩尙仍其舊、雖後世增至十萬石、名實未稱、王政維新、列藩納土、賜其主、以舊封租額十分之一、於是津輕氏亦藩、亞所謂十八國主者、宜乎城市殷富、東奥推爲一都會也。○新撰國誌云、弘前の舊城は、上町の西の方中程にあり、平山城にして外郭なし、南を大手とし、西に岩木川あり、東は市街にして次第に低く土淵川に至る、南に池を築き、北は水田なり、昔此の地を鷹岡（タカガヲカ）と云ひ、城を二石（フタツイシ）と稱したり。

東日流傳記に「鼻和郡は、駒越川の西の方、平賀郡は、鷹ヶ岡、駒越（一本堀越と誤る）川限り」云々。駒越川とは、岩木川（目屋、村市川の合流）なり。されば、鷹岡は、古の鼻和、平賀の郡界にあたる、と知るべし。

（岡鷹）

土淵川（ツチブチ）　青森の市中を、西南より東北へ流る、卽上町と東町（川東）を界分す。源は小澤（コサハ）の奥久度寺山に發し、坂本、小澤（今淸水村）、富田を經て、街巷の間に達し、百田（モモタ）に至り平川へ入る、長四里。○一統志云、弘前土淵川の水邊に、瑪腦石、及び矢根石、天狗斧等の奇品を出す。

弘前城の西河は、昔岩木川二つに分れ、一は茂森町の裏に出て、城に添ひて流れ、紺屋町に出て、城北を流れたり、土淵川は、此時大川にてありし、南の方には、西より東に流るゝ小川ありて、今の樋屋町に流れ、土淵川に入りしを、慶長十九年、堤を築て東方を塞ぎ、今の南溜池是なり、大圓寺と慈雲院との間を穿り割りて水をさゝり、大堀として南方の險とせらる、岩鬼山藥王院（ヤクワウ）は、茂森町にあり、東照公を祭る社にして、寛永元年之を建つ、土淵川に添へり、近年いたく廢れて、今は僅に其形を存するのみ〔津輕志留邊〕。○按するに、藥王院、舊寺領二百九十石、社家六十石、この宮寺建立の由緣につき、津輕家深秘錄と題する一書あり。爲信公臨終の遺言として「吾邦は、南部家の怨靈甚猛ならん、死後の憂是を切なりとす、天海僧正に値遇して敎をうけよ」とありければ、信牧公、乃天海に謁し、其弟子本祐を請て、加持祈禱の師と爲し、又天海の勸請により、將軍家の養女を納れて、其內族に列し、幕府へ無二の忠を勵ます、信牧公後遂に天海の戒法を受け、僧都寛海と曰ひ、城中に津梁院を建て、東照三聖大權現を勸請し、以て永代の計を爲す、寛永中に至り、城外に宮殿を改造し、本祐をして之に別當たらしめ、叡平寺藥王院といふ、或はいふ、東照宮建立は、幕府之を津輕にのみ許容し、盛岡に許されず、是れ東照宮鎭座の地へ、弓を射る輩は、やがて朝敵なれば、之を以て南部衆の津輕に寇するを拒がん秘策なりしと、云々。〔新撰國誌〕

（院王藥）

大浦八幡宮（オホウラ）　今、弘前の北郊田（タ）町に在りて、城市の總鎭守とす。

八幡宮、熊野社、東照宮、春日社、神明社等は、上町の北偏に、南面して並び居り、南溜池の佛寺と對向す。熊野社の神主、長利總大夫は、越守阿倍比羅夫の後裔とぞ、系圖あれど信け難し。又、大杵山王と稱ふる小祀あり、杵とは禰宜の訛なり、禰宜町に在り。○津輕志留邊云、田町の八幡宮、昔は鼻和庄八幡村（今大浦村）にありしが、天正元年、爲信公之を堀越城の北に遷座し、慶長十七年信牧公の時、今の地に勸請して、弘前の鎭守となす、卽、眞言宗最勝院をして、三百石を賜はりて、當社の別當たらしめ、且津輕全郡百十餘所の社人を統督せしめらる、境內に四院八房の僧宇あり、神主は小野氏、僧祝各三十石を賜はる、天和二年より、毎年正月、御吉兆神事とて射打あり、又、八月此日は藩公の命により當社內に渡て、神輿渡御の例祭、隔年に執行せられたり、維新後は壯觀なる堂宇も大半破壞せられ、最勝院は大圓寺跡に移さる。

茂森（シゲモリ）　新撰國志云、今の地理を以て思ふに、南溜池の邊は、昔日は一汚地にして、新茂森町裏手の方より、銅屋町樋屋町の方まで打開け、一道の水脈ありて土淵川に流れ入りしならん、その流を溜て城の要害に構へ、池の東に堤を築き、水末を最勝院と慈雲院の山間を通して、土淵川に注ぎしなるべし。○津輕藩史云、慶長十九年六月、興役夫一萬人、穿大池於城南、此地間窪下、有小流、因穿地蓄水、以設要害、又剗平茂森岡、初弘前城既成、而其南方有茂森岡、岡上可下瞰城中、故大發役夫夷之、（年代記云、茂森の觀音堂、金澤坂へ引越、森を切り平け申候）元祿四年四月、開演劇場於茂森街、我邦在東北遐陬、風俗朴野、絕無都雅之風、公憂之、開劇場化民俗、以爲敎養之資、文化六年三月、購鯉鯽鱲於上國、放之南溜池、欲其繁殖也。

松峰山大行院は、西茂森町に在りて、領內修驗の觸頭なりき、卽大先達と稱し三十石賜りたり、近年、本尊不動明王を停め、菅原天神に代へ、道士も復飾して神官と爲

る。

最勝院(サイショウ) 舊大圓寺(祇園社)ともいひ、弘前市(新寺町の東)南の阜頭に在り。大塔あり、木造五重、寛文八年、藩主信政の置く所とす。此地、土淵川と南溜池の間に挾り、形勢孤立、市街を俯瞰す。○按、大圓寺は、蓮光山と稱し、眞言宗、初め大浦種里村の一森に在り、文祿中、堀越村に移り、正保四年、今の南溜池の上に移され、寺祿現米百俵。明治維新の後、大圓寺は、祇園(八坂神)と分離して、藏館村へ移り、最勝院(舊和八幡別當)を更に此に移さる。

藩史云、寛文七年、大圓寺五層浮圖成、塔以寛文四年興功、至此而成、其費極夥、此地高爽可望觀四方、故造之以備于遠望、其宅寺觀宮社之營造、皆託以林樾崇壑、以爲防備也。○年代記云、元和元年正月より七月まで、毎日千人の夫役にて、茂森の山引退け、古川へ土賦り申候、此歳凶作、國中の稲不殘枯申候、町家在家ともに明屋多く、御城の邊にも行倒れものあり、城中にも其様ばかり米の飯をおあがり、其外は蕨の根、大豆、河骨根などにて命をつなぎ、餓死者日にあてられず候、卯辰二年の間に、出生の男女、國中にて、四人ならでは無しと申候。

報恩寺(ハウオン) 新寺町に在りて、大圓寺(最勝院)の西なり。○新撰國誌云、明暦元年、津輕家三代信義卒す、卽其遺言により、天台教院を立て、一輪山報恩寺といひ、東部寛永寺に請ひ、僧本好を以て開祖と爲し、又四代信政の舍弟二人、並びに遺言に任せ、出家して台教を學習す、一は慈天といひ、後京都養源院に住持し、一は文幸といひ、城下藥王院(東照宮)に住持したり、されば津輕の台家信仰非常にして、與造善美を盡したり、齋田三百石。

報恩寺の北隣に、慈雲と稱する黄檗禪院あり、享保中建立、千體佛を置く、又堂前に石敢當あり。圓明寺は、報恩寺の西隣にて、一向宗東派、もと外濱油川に在りし在家道場なり、卽念西房といへり、寛永中寺號をたて、慶安中今の地に移る。

藩史云、延享三年、信壽公以疾卒于弘前城、遺命曰、長勝寺(光信)公以來累世墳墓所在也、而自津梁公後、數公皆葬于津梁院、以故徒重報恩寺、而長勝寺日以疏矣、可不悲哉、若吾不起則葬焉、群臣乃奉遺命、葬于長勝寺、於是、報恩寺以其違前例、訴于東叡山法親王、法親王議之、七月遂改葬于報恩寺、其改葬、移墳墓土一撮而已、遺骸實在長勝寺云。

貞昌寺(テイシヤウ) 新寺町に在りて、本行寺、法立寺(共に日蓮宗)の西なり、淨土宗。初め大光寺村に建立、永祿中、岩城專修寺岌禎上人の開く所、慶長中此に移し、津輕爲信が室月窓尼の廟所と爲す。後、一宗の總錄と定められ、寺領六十石を給せられき。梵鐘識に曰く、

請此洪鐘、陸奥津輕大主、越中守藤原朝臣信牧公、枝葉繁榮、國家安全、而於平河郡高岡、新築城郭給而、朝暮皈敬神社三寶、依而御養母様爲御菩提、御寄進、云々、

元和四年戊午五月十五日、施主敬白、

貞昌寺の西隣、貞教寺は、一向宗東派にて、舊一派の總錄たり、慶長中、僧淨理之を開く。大光寺の古鐘を寄附せられ、之を襲藏せしが、寛文中損傷するを以て、之を改鑄す、卽舊新の二銘を刻す。

(古銘云)紀州牟漏郡、富田庄、若一王子鐘
朝來金屋治左衞門藤原家次
大工 北之彌七藤原家任 藤原家久
願主 三栖八郎兵衞尉 本願 弘安寺 同眞妙
永祿六癸亥年十二月一日敬白 龜千代女戒名了心
(今再與銘云)奧州津輕郡、高岡庄、弘前、法輪山眞教寺鐘銘並序(下略)

長勝寺(チヤウシヨウ) 今、西茂森町に在り、曹洞宗の名藍なり。舊大浦種里村に在りて、享祿年中(或曰大永年中)、大浦盛信、其亡考光信のために之を建て、通幻派の僧梵壽(菊仙大禪師)を以て開山と爲す、(光信の法諱長勝隆榮)。後、堀越村、賀田村に移轉し、慶長年中今の地に移る。○津輕志留遍云、長勝寺、舊齋田三百石、光信公(甲冑の像)、爲信公の靈像を安置す、市と院との間は堤を築て相分ち、境内樹木鬱茂し、樓門は高八間、太平山と扁す、左右の回廊各十六間、右は庫裡、左は僧房、左の方に嘉元四年丙午鑄造の華鯨を懸くる大鐘樓あり、正面に巍然として本堂屹立す實に地方第一の大伽藍たり、南の方には津輕先代の墩廟あり、境内の僧院は、耕春常源以下三十字許、南方の阜上に觀音堂あり。

嘉元の古鐘に、藤崎滿藏寺址に合考すべし。

東日流傳記云、津輕の由來を尋るに、昔、南部殿の若君、二番目三番目の御子二人連立て上京なり、昔は公方と申奉が、京都に御座有て、日本諸大名不殘在京す、南部殿、遠國より若年の公達同道の事、一段御懇思召折節、御兄弟官位御望の所、則右京佐左京佐と御頂戴、代々被仰傳候、扨、南部殿も下向有て、秋田仙北の郡司に被立候處、折節仙北侍共、百姓に至迄相かたらひ、七月中旬頃、右京殿へ取かけ候に附御切腹、其時我等先祖大林(大曲)和泉守、奧へ走入、三歲被爲成候若君を抱き、其場を忍び出、滴石越と申山路を經、早々南部へ參り、右の次第具に申上、若君を屋形へ入置、一入滿足に思召御養育、扨又右より被遣于下久慈申候、津輕は下國殿候知行に候處、南部殿下國殿□被成候て、當津輕御配分被成、諸山諸一家被遣之候砌、御郡司一分、並に右被遣候久慈ともに被持候て、津輕へ御越被成候、其君は光信公と申、津輕の開基なり、

光信公 信濃守、御子、長男信濃守盛信、二男兼平豆州也、大永六年十月八日逝行、臨終に及んで、盛信公に

遺言被仰置候は、我死華者、甲冑を着せ、腰にほらの貝を付、手に太刀を持せ、立形にして可埋、我屍あらん内、下國の者共容易に師を出まじきなり、又大浦山海藏寺は、古來より我寺なれども、別に我爲に一精舍を起て、子孫の寺となすべし、と仰終て御遠行、戒名は長勝隆榮と申す、

二代盛信公　天文七年九月二十六日御遠行、御子政信公、二男山城、今盛岡主膳の祖也、

三代政信公　信濃守、於相徳討死、天文十年六月九日、前拾遺天津光公、御子爲則、二男堀越紀州、御子爲信公也、

四代爲則公　信濃守、永祿四年(一云十一)閏三月十三日御遠行、仙洞御所御父也、御家督は御聟爲信公也、

五代爲信公　御三十九津輕御一和被成候、實父は武田甚三郎殿なり、町井飛鳥(アスカ)へ御養子、其後爲則公へ聟入、御年十七。

大浦津輕氏の歴代譜は、種里海藏寺址に合考すべし。(仙洞御所云々は、藤崎城址に其說あり)東日流傳記によれば、光信は、死に臨むも、宗家南部の爲に、下國安藤氏を防ぎ、津輕を保護せんと力めし者也。近世之を覆して、南部に積怨深怒ありと爲す、顚倒甚し。○藩史云、長勝公光信、幼少在下久慈、娶金澤家信女納之、延德三年、公率舊臣復歸于津輕、城于種里而居焉、而南部氏監我地如故、公常欲復父祖讐、招儁傑勸農耕、務圖富庶、又築賀田城、然而時未至、齎志卒、實大永六年也、臨卒、屬族人老臣曰、我有積怨深怒于南部氏、欲使子孫必報之、請擐吾以甲冑、帶刀劔、腰螺貝、向巽位而瘞葬焉、乃奉其遺命、葬種里二城。

江戸町(エドマチ)　弘前の西區、下町の別號なり。○新撰國誌云、下町、此一區は本城の西にありて、本町より地面一段低き故に、下町(シタ)と云ふなり、貫屬農商相半し、東は城池に添ひ、西は岩木川流れて村里に界ひ、南は上町の地也、北は岩木川を隔て、川向に濱之町あり雜居す、苑町、又岡羅町と書しが、今新町と改む、江戸町とは、凡て新町の一號にて、江戸往來の街道なりし故の名也、橋は町の東の方、茂森町坂上り口二階堰に架す、長九間欄干あり、もとは江戸橋とて(元祿以前)江戸街道なりし頃、鐵鑄の擬寶珠あり、今の土手町(川東)土淵川の橋柱に冒すものこれなりと。

河東(カハヒガシ)　東町ともいひ、弘前城市の東方にして、土淵川を以て上町と相限る、青森秋田の大路通す。○新撰國誌、上町と東町の界、土淵川に架梁す長十間、欄干鐵鑄の擬寶珠、慶長中初造、寬文中に再修せしとて、寬文中の寶珠二柱今に殘れり、餘は皆安政中に改鑄せし所なれども、古銘をそのまゝ寫せしものと見え甚古雅なり、この寶珠、もとは、城西下町、江戸町に通ずる堰渠に架せる所にして、その橋を渉て江戸町に出て、濱の町より鰺澤の方に往く、江戸往來の爲に設けられし者と知るべし、何の頃よりか、その江戸往來止み、今の橋に遷せしなり。

富田(トミタ)　今、惡戸、小澤、湯口等と相合せて、清水村といふ。弘前の西南の郊村にして、其南は山麓に及ぶ、中津輕郡役所此に在り。

寬知集に、富田の村名なし、小澤、坂本、湯口を載せたり、邑里興立の前後に注意すべし。

明治二十九年、第八師團新置、其司令部は富田に置かれ、步兵(第三十一聯隊)、騎兵(第八聯隊)、砲兵(第八聯隊)、工兵(第八大隊)、輜重兵(第八大隊)等の諸營舍は、四近諸所に建造せらる。○津輕志留遍云、住吉神社は富田村に接し、寬永五年の創立に係る、一境にして住吉、松尾、五穀神の三社あり、土淵川の橋を渡り此に至る道路は、天保年間迄、其左右深さ丈餘の沼にて、四月八日、其年の豐凶を卜せんとて、おさ蒔と唱へ、百姓思ひ〲に米を沼池に投ずる常例あり、後、五穀神の前にて執行すと云ふ。○茂森大圓寺の祇園社は、寬延中の創立といへば、舊祀にあらず。寶曆中の三神功德碑に、

弘前府城東南二里許、有部落、曰富田、其土爽塏、淸流深澗於其側、寥廓清曠、洵可觀、有一神祠、其神三座、一曰住吉之神、二曰稻荷之神、三曰護穀之神、三神並有靈譽、爲人所奉、云々、

とありて、下に江戸の湯島の米商狩谷定夫、青森弘前へ度々往來し、三神を信仰し、田二千五百餘步を買ひ、神祝山部子に與て修繕の料と爲す、云々。(新撰國誌)

(弘前兵營)

小澤(コサハ)　今、富田村の西なる小部落にして、山中に久渡寺あり、土淵川の起る所とす。○藩史云、慶長五年、森岡信元歿、信元以宿將功臣、領七千石、居小澤館、寵遇殊深、嘗方經營邦土之日、公勵信元曰、汝須盡力經略焉、事成應以邦土之半賞汝焉、信元驗其言、頗懷缺望、常快快不平、至是歿矣。

久渡寺(クド)　今、富田(清水)村小澤の西、山中に在りて、門前を坂本といふ、弘前を距る一里半、護國山觀音院といひ、眞言宗に屬す。○新撰國誌云、久渡寺は、何の世にか、僧圓智、小澤山救度寺と稱して創立、慶長中、僧寬海中興改造し、元和元年、津輕侯田園百石を寄進し、小澤興福寺の圓智坊寬榮をして別當たらしむ、之より地方の名殺たり、寬政四年、一山燒亡、堂宇灰燼となる、津輕侯田園五十石を增寄し修造せしむ、文久三癸亥正月十四日、山中鳴動し、堂宇傾轉、爾後更に近地假造する所あり。

唐内坂(カラナイ)　今、富田村の南北にて、常盤坂といふ。○つかるしるべ云、富田村唐無坂、昔藩主此地に亭を設けられたり、弘前より惡戸(アクド)に至る道路にあたり、今常盤坂と云ふ、其風景の佳なる、唐の國にもなしと云ふより名を取れりと。

(惡戸)

藩史云、享保十年春、築別亭於悪戸村唐内坂、文化十三年三月、公遊于富田別業、其殿廊庭園、風流華麗、假山九十九、引泉水注池溝、叢樹間設瀑水、近則接南山、遠則望岩城山、其結構奇絶、風景不可言、四月試兵於字和野。

（袋宮）（樋口）

津輕年代記云、元龜四年、唐内坂飛龍權現建立、後に袋宮（フクロノミヤ）と申、元和六年、袋宮へ天台宗別當被定候。（藩政の時、弘前の四山とは、岩鬼山藥王院、一輪山報恩寺、猿賀山神宮寺、那智山袋宮寺（タイクウ）是なり。袋宮寺は、田祿五十石、熊野飛瀧（ヒロウ）權現を祭れり、樋之口村に在り、近年寺號を停む、近地に戊辰役官軍招魂祠あり。（郡中名字、平賀郡樋口、袋宮（フクロノミヤ）、湯口、石堂とありて、今の弘前にあたる地名はなし）

湯口（ユクチ）

今、分れて、一部は清水村（シッ）へ、一部は相馬村へ入る、溪流を栩内川（トチナイ）といふ。（人類學雜誌云、弘前の西を距る一里餘、湯口村に遺跡あり、宮を「さがり山」といふ、石匙、石鏃、石劍の缺、石皿、土器、琥珀石、黒曜石、土偶の缺、獸骨等を出す、土器には木炭及び純朱もて內を塗るもの多し。○湯口の青柳館址、方百間、栩内の岩木川へ落ち合ふ邊に在り。

相馬（サウマ）

（紙漉澤）

今、相馬村といひ、湯口山の西南の一溪峽を占む、弘前を去る三里餘。其溪流は、秋田堺の連嶺（三川山（ミツカハ））に出で、北下、四里にして岩木川（右岸）へ入る。相馬村の管內に五所（ゴショ）、紙漉澤（カミスキサハ）、黒瀧、坂市、藍內等の大字ありて、其紙漉澤に、長慶天皇の事跡を說く、野人の妄語のみ。但し、昔も高貴を詐稱せる惡黨人のありし例は、八戸南部文書、建武元年六月のものに、外濱明師狀入見參華、重々述懷申歟、式部卿宮と自稱候し惡黨人、最前相憑之由、載白狀間、雖不能御抽賞、如今合申沓、致忠節之所存候歟、然沓爭無別御沙汰哉、且云當時、云向後、可致忠之由、內々猶可被加教訓候、と見えたり。今の紙漉澤に、種々の僞書を造り、天下後世を欺かんとする者も、白狀に載せさせて教訓ありたきことにこそ。

五所（ゴショ）

今、相馬村の大字とす。○津輕年代記云、慶長元年二月、淺瀨石大和討取、是より諸方の小館段々落され申候、國吉館、相馬館、五所館、湯口館、宮館、獨狐館、其外下在（シモザイ）の小館なり、同二年、爲信公御威勢日增月增に强く相成申候に付、小館持の面々無異儀、國中不殘御家人に相成、靜謐無言計候、同三年、津輕國中平安に相成候間、獅子狩の御遊として、當前、湯口山等へ、時々御出被成候。

持寄城址（モヨリ）

今知れず、郡中名字に、鼻和郡、卑間（サウマ）、持寄、小渡、紙漉澤とあれば、今の相馬村の內とす。津輕舊事記にモヨリと注す。

合戰目安（建武元年飯野社文書）

陸奥國岩城郡好島莊西方御家人、伊賀式部次郎光俊、差進代官小河又次郎時長、相伴總領伊賀三郎盛光、去八月六日罷立府中、同二十一日馳著彼持寄城、種々致合戰上、九月二十三日竭忠節、云々。

開城釋史云、建武元年七月、高時餘賊、名越時如、安達（前秋田城介）高景、據津輕持寄城、八月、顯家發兵討之、廿一日、賊兵出戰、九月廿三日、廿四日、連戰、十一月十九日、官軍復攻城、時如高景束手出降。（元弘日記、飯野八幡文書）

目屋川（メヤ）

（村市川）

岩木川西南の支源にして、長凡七里、山谷の橫幅四里許。今、峽中に東目屋、西目屋の二村を立つ、一名村市川（ムライチ）といひ、泊嶽に發源す。二戸郡桂泉天台寺文書、永享五年、修理亮源家行の寄進狀に、津輕鼻和郡、目谷の內、目谷川、田代の二村名見ゆ。目谷川とは、今の東目屋村國吉の舊名歟。○小山內氏津輕考云、民間舊記に、藤崎は當郡第一の古城にして安倍氏これに居ると見へたり、又、狼倉（オイクラ）の城と云ふ名見ゆれども、何れの地と云こと知るべからず、或說に、今の國吉の邊とも、又は百澤の邊とも云へり、この城には、安倍義季居住せしが、南部氏の爲に攻落さると云へり。○郡中名字に、鼻和郡目屋澤、望石、大秋、砂子瀨、村市云々と載せ、望石を舊事記にクニイシと傍訓す、其故を知らず。

國吉（クニヨシ）

（櫻庭）

今、櫻庭、米が袋、中野、中畑を合せ、東目屋村といふ、紙漉澤の西一里（弘前を去る三里）。目屋川と湯澤川の交會にあたり、北に岩木山を望む。櫻庭（サクラバ）に、清水觀音堂あり、山勢延築、すべて京都清水寺に模し、田村麻呂將軍の建立とさへ說く、由來不詳。○國吉より北一里にして、百澤の山廟に詣るべし、其間に三本柳微溫泉あり。

田代（タシロ）

（雌谷）（乳瀑）

（新穗瀑）

今、白澤、大秋（ダイアキ）、村市、居森平及び砂子濱、川原平等を合せて、西目屋村といふ、國吉の西一里半。田代の村名は、永享五年文書に見ゆること、目屋川の條にいへる如し。

工藤他山遺稿云、當弘前城坤位、山谷間十餘村、總言之曰雌谷（メヤ）、其一田代村、南崖有飛泉、名乳瀑、高百餘尺、落於怪巖絶壁之窪處、供夏日之觀、未足以甚爲奇也、唯嚴冬沍寒之日、下垂之水、凝結爲氷柱、寒甚則彌大、其狀似積禾形、玲瓏玉立、尤爲奇觀、故田家以之卜年之豐歉、亦一奇事也、所以名之曰乳瀑者、以其形狀也、土俗田家積禾、必作婦女乳房形、呼之曰乳、乳字音仁字、以字於縱音相通故、唱之爲仁於爾、東山之麓有乳井村、以其泉白濁似婦人乳水、故名其村曰乳井、上音仁於井可以證矣、又鳴然先輩不知其出於字音、或以爲方言、或換以新穗、字、蓋皆臆說也。○今按、田家積禾の山を成すは、新穗（ニヒオ）の山也、即ニホとす。乳の字音に取るに非ず。此に田代

の讀は、新穗の約ニホなるべけれど、乳井の村名は同例に非す。

旗野氏云、ニホは積熟穗の上略なり、萬葉、遊仙窟に、艷をよみて、丹穗の字を當てたるに合考せば、悟る所あらん、近世の書に、近松の三勝道行に「稻にほかげの小路」嵐雪が句に「稻ニチの蔭も月見のまはり道」などいへり。

中山氏常陸國誌云、稻を刈て積置をニホと云ふ、ホの音チの如し、蓋新穗の意なり、江戸にて稻村と云ふ、篇川集に稼をニホと訓せり、これなり。

村市（ムライチ） 今、西目屋村也。○津輕考云、凡津輕の寺社、大同のころの創造にて、田村將軍の古跡と傳ふるは、

乳井毘沙門堂　村市毘沙門堂　浪岡八幡宮
入内觀音堂　春日内觀音堂　古懸不動尊
横内妙現堂　深浦觀音堂　百澤寺　細越山王宮

これ其あらはれたるもの也、今に於て皆靈驗の地なり。

砂子瀬（スナゴセ） 今、西目屋村の大字とす。○藩史云、瑞祥公時、茆帽隊八十餘名、皆着茆帽、以三尺布爲帕、各提六尺樫、小栗山左京、砂子瀬勸解由左衛門爲之首領、當時所謂野武士者也。

延寶三年、開尾太銅坑、是坑始開於大同年中、爾來多歴年所、屢有廢興、年紀不可考焉、至此置官司、掌鑛事。〔藩史〕○古銀幣に、尾太の刻印せるものあり、チプト歟。

尾高金山は、西目屋村砂子瀬の南嶺にして、羽後山本郡大良山と相表裏す。

暗門瀧（アンモン） 今、西目屋村川原平の奥に在り、田代の西南五里、徑路險惡、訪客少し。飛泉は三段落、一段毎に形勢を異にせり、第一段は高さ二十餘丈、幅二十間、第二は高さ十八丈、幅二十間、第三は高さ十二丈、幅十六間、云云。

泊嶽（トマリ） 目屋川の起る所にして、今中津輕、西津輕、山本（羽後國野代）の三郡は、此を以て分界す。山西は大海にして、岩館（山本）、大間越（西津輕）の村里在り。

岩木山（イハキ）（津輕富士） 一名津輕富士といひ、弘前の西北三里なる熄火山なり、山南に百澤神社あり、山靈を奉祀す。絶頂標高千五百九十米、俗に西根ともいふ。（山頂の小祠を御室といふ、或は禪定いふ、毎三年に改造す、風雪の破る所となればなり）

東日流傳記云、慶長五（一六〇〇）年六月十三日、地震ゆり出、晴夜に成、小石土ふり、同十五日、天明て見候へば、岩木山南方燒崩、寛永十七辰年、津輕百澤の大堂、三年にて成就、入佛、同七月十四日より大地震、晝夜二十度ゆる、岩木山鳴渡、十五日より灰降る事三日、國中闇のごとし、同八月より雨降大嵐、次年も嵐にて飢饉、人多く死亡す。○津輕年代記云、元祿七年五月二十七日、百澤硫黄山へ火附候を消し申候、此日大地震、地の底ゆるき所は、割れ候て砂吹上、割口幅二尺位、長五七間より四五百間にも及び、沼跡などは最強く割れ申候、二十八九日へかけ、二十度も震動申候、然共怪我一人も無之候、右の地震にて、秋田領野代にて大損亡有之候由に候。

（赤倉嶽）

震災豫防調査會報告云、岩木山は三峯に分る、北方に在りて、鋭尖なる一峯を巖鬼山（又、赤倉嶽ともいふ）といひ、南方に見ゆる小突起を鳥海山といひ、中央にあるを特に岩木山と稱す、西南側は傾斜急に、山頂に近き所は三十五度に及び、東北側は稍緩に、二十三度を超えず、且、二三の小隆起によりて、端莊を亂されたり、是れ蓋、西南に偏して第二次の噴出ありしによるなり、抑此火山の構造は、外輪なる巖鬼山及び中央火口岩木山の外、十餘の爆裂火口址を有し、二重式層狀火山に屬す、中央火口丘は、海拔千五百八十八米、完全なる圓錐形をなし、山頂には噴火口なく、岩塊累々たり、この山腹には爆裂作用盛んに起りたるを以て、多少原形を損し、今爆裂火口の跡と認むべきもの、約十一あり、其著顯なるを擧ぐれば、種蒔苗代（爆裂火口）は山頂より西南約百五十米の所にありて、百澤よりの登路其傍を通す、低處に水を湛へ、徑五十米、深約一米の小湖をなせり、其の西に隣りて鳥海あり、圓筒形にして、四周絶壁をなし、徑五十米、深二十米、往時は水を湛へたりと傳ふ、赤澤爆裂火口、其北に在りて、中央火口丘の東方に位し、形不完全にして、其底には硫質噴孔址あり、（中略）、種蒔苗代は、神聖の場所として、登山者は初穗を捧げ、以て年の豐凶を卜す、鳥海は、慶長九年正月の爆裂以後潴水せず、其東北に巨岩二片に破裂せるものあり、金倉と呼ぶ、之れに次て風穴と稱する洞窟あり、皆爆裂に際して生ぜし裂罅に外ならず。

岩木山神社（イハキヤマ）（百澤）（下居宮） 今、岩木村大字百澤に在りて、舊百澤寺權現といへり、弘前を去る二里半、國吉の北一里半、此より山頂、登跡凡一里半。近年國幣小社に班し、祭神宇都志國魂命、大山祇命、宇賀能賣命云々と爲すは、其故を知らず。俗稱下居宮といへり、（本宮、拜殿、樓門、并びに中門、垣墻、頗壯麗なり、拜殿は、舊大堂といひ、三尊佛を安置したり）絶頂を御室といひ、又小倉あり。

百澤寺は、樓門の側に在り。

一統志云、岩木山は一名鳥海と云ひ、山上に岩木權現を祭る、祭神未詳、頂上池あり御手洗と名づく、又種蒔苗代と名づく、山下の百澤に下居宮あり、本地堂あり、彌陀藥師觀音を安置す、是れ當郡の鎭守にて、靈驗最勝の威德なり、山門に五百の羅漢像を藏す、貞享四年、太守政信公の修造なり、結構莊嚴、中央に冠たり、古歌に「白妙の雲かと見れば道奥の岩木が獄の雪のあけぼの」、初

め、慶長年中、大守爲信公、下居宮及び大堂を起し、寛永年中、信枚公山門を建て、羅漢像を置き、護摩堂を增築せられ、貞享四年に至り、大に修營を加ふ、寺社の領田高四百石なり、百澤寺と稱し、眞言宗を奉ず。○人類學會報告云、文久元年六月、津輕郡岩木山元宮といふ地を堀りて、石櫃ともいふべき者を得たり、其蓋底を合せて高さ二尺、圓筒にして徑九寸。

津輕年代記云、百澤の南の山中に鐘を鑄る堂（承應持堂）建立、是は連年色々の天災地變相續候故、大切の法執行被成候由、寛永五年、百澤の山門建立、十七年、大堂成就、貞享三年、折居堂再建。○新撰國誌云、百澤の大堂方五丈（五間）、楼門東西五丈二尺（五間）、南北三丈九尺、高七丈七尺、登山は陰暦七月二十五日より、八月十五日まで登山を許され、五色の幣持ちてのぼれり。

東日流傳記云、原夫、岩木山の初は、あそべの森とて、小森有しよし都へも聞ゆ、篠原の國司花の長者の子花若殿と申有て、熊野住吉天王子の御夢想にて、上下六人、當國深浦といふ所へ下着、それより大浦へ御越、奥州勢を催し、山を狩せられけれども、旗印なければ、右山に逗留、岡あんじ錫杖を旗印にして、鬼神を攻めたいらげる、鬼神の娘一人助命有て起請文を書く、今の赤倉に住よし、其後、岩木判官正氏の娘あんじゆのまへ、飛來明神と顯れ、大山に成よし、右の次第に依て、御當家にまんじ錫杖御用ひのよし、扨花若殿鬼神をしたがへられしより、花和の郡と申傳る由也。○新撰國誌云、岩木山は、昔、阿曾部の森と號す、妖賊妖魅の巣窟にして、蒼生を傷害す、延暦年中、坂上田村麻呂、勅命に因て之を征討し、妖賊妖魅の黨悉皆鎭伏せり、其時神を當山に奉祭すると云ふ、祭神五座の中、左の國安珠姫命は、田光(タビカ)の海の童女也と、而も田光の沼は、遙に後の世、白鬚水と云ふ洪水の折に成れるよしなれば、當時田光沼のあるべき理なし、凡て佛者怪奇を語り、神を佛に混じ、愚蒙を僞弄するものならん。○今、百澤(ヒャクタク)寺、護摩堂、天保中の再建なり、僧房、庫裡、泉井、なかなかに清く且廣し。寶物、弘法大師の刻印ある上佛、舞樂面七枚、大鼓、懸佛、牛王刻版等あり、刻版の背に、

元龜四年癸酉十二月吉日　眼尊（判）　盛季（判）

と刻まれ、寺誌には、眼尊此寺を中興し、大浦爲信を大檀那とするといへり。されど、かく盛季を連名し、盛季は安藤氏ならん、再考を要す。

(百澤寺)

常盤野(トキハノ)　今、岩木村の大字にして、百澤の西二里、此より北へ、西津輕郡鰺澤、赤石への山道あり、鰺澤迄五里。温泉あり、嶽の湯、段の湯といふ。此地、恰分れ界にあたり、東溪は目屋川へ歸し、西溪は北流して中村川（鰺澤）へ歸す。嶽は硫黄性熱百三十度、段は鹽類性熱百度許、共に浴室客亭あり。

湯澤川は、岩木火山の爆裂火口に發し、溫泉嶽の東を過ぎ、大秋(ダイアキ)川を容れて、國吉に至り、目屋川と合ふ、岩木川の名あり、湯の段の溪流は、西流、中村川の源と爲る。

(大秋)

新法師(シンホス)　今、岩木村の大字にして、百澤の東に隣る、羽黑山神を勸請せる堂字あり、傍に清泉涌出す。

郡中名字に、新岡、上田、香子田、假橋、葛原、新坊寺、百澤などいへり、葛原、今岩木村の大字にのこれりと。

高照神社(タカテル)　今、百澤の神馬野に在りて、津輕藩四世祖信政の廟なれど、春日神を配祀す。信政は、寶永七年十月卒す、遺命して、神道の儀に準し、廟を建てしむ。その境内、鬱蒼として松杉茂り、本殿、幣殿、拜殿、屯所、神樂殿、寶藏、中門以下、金碧彫繪の莊嚴いはんかたなし。

藩史云、寶永七年十月、信政公以病卒于弘前城、年六十五、以遺命神葬于岩木山麓高岡、建廟祀之、日高照靈社、公天資英邁、勵精爲政、殆五十年、修城郭築堤防、經營神社佛寺、制官職、設禮法、興文學、修兵備、定田租、勸農桑、使至山林土木之政、凡守文事業、悉皆無遺、百具、治績可則、功臣稱賢者、國號新田也。

(大浦)

新岡(ニヰヲカ)　今、宮地、葛原(クズハラ)、五代(ゴダイ)等と共に、岩木村の管内とす、鼻和（大浦）の西に接し、直に大浦の下に當る。

永祿十一年十一月、爲信公狩于岩木山下、公素有大志、既立欲匡復疆土、乃密傳檄於族人舊臣、新岡、篠森、獨狐、三世寺、折笠、宮館、櫻庭等、召之告其意、皆應之、於是、公乃召兼平綱則、森岡信元、葛西信清曰、余欲一日狩于岩木山下野崎村西部、以閲兵馬、（藩史）此野崎といふも、やがて新岡の邊なるべし。五代には、大浦城の廢墟を存し、築館は篠森と呼ばる、宮地には羽黑神社あり。大浦の一族に新岡氏あり、本姓源なれど、

異聞錄云、金備前は、上新岡下新岡の先祖なり、上新岡但馬源到貞（一貞忠）、下新岡出雲源保就、爲信公の宿老なり。

大浦南部（源姓）より入嗣して改姓せるなり、種里城址に合考すべし。

鼻和(ハナワ)　今、賀田(カタ)、八幡(ヤハタ)、高屋(タカヤ)等を合せて、大浦(オホウラ)村と改む、岩木山の東南麓にして、弘前の西北一里半、百澤の東一里半、田野頗美なり。中世に鼻和の郡號、庄號ありて、此地を首邑と爲せり、後長根(ウシロナガネ)川此に灌漑す。

鼻和は、花輪にも作り、俗に花輪三千八百町といへるは、中世鼻和郡の田數を傳ふるにや。今の中津輕郡は、水田合六千町と注せらるゝに合考すべし。

鼻和を、大浦とも呼べり、大浦は平賀の上浦に對する稱にして、内部の廢地の義に出づ、海浦の義にあらず。されば、一書に、大浦城は盛信公の代に至り、種里より大浦に移れり、昔は西浦を西浦と云ひ、大鰐より碇關を

内浦と云ひ、賀田邊を大浦と云へり」云々。天文中の津輕郡中名字には「大浦七鄕は、本鄕蒔苗(マカナヘ)といふ也」と載せ、本鄕とは今船澤村なり。

奥南盛風記云、大浦右京爲信は、津輕の西根大浦に居る、是れ南部の庶流、久慈(深秘抄云、光行公の三男、太郎三郎朝清の末、七戸氏の別れ久慈氏は、文明年中、久慈を領知し、後備前の時に、九戸に一味し、本家斷絶す)備前が弟也、始め久慈彌四郎爲治と云、此時津輕の六奉行は大浦、大光寺、汗石、乳井、兼平、浪岡なり。

今按、久慈備前とは、爲信の五世祖、信濃光信の舍兄ならん、光信初めて大浦と稱へし由は、可足筆記にも見ゆるごとし、明應永正の比の人なり。而て津輕郡中名字に「久慈備州來る、信州は備州の子也」といへば、光信の兄も、父も、備州と呼ばれしがごとし。

他山遺稿云、大浦城、文龜二年、津輕氏遠祖長勝公光信所剏築也、公以延德三年三月、始免虎口、脫羈絆、復歸舊土、僅城種里而治焉、而此地在嶽陰溪谷間、宜潜匿不宜用武、乃週察形勝、其一擧可以取敵城恢復舊境者、莫賀田鄕若焉、於是城于此、而爲經營邦土之根據、謂之大浦城、使世子盛信居焉。

(吉田)

賀田(カタ)

今、大浦村の大字にて、八幡、高屋と共に、鼻和の南なり。或は曰ふ、賀田古人よみてヨシタといひ、又吉(ヨシ)田(ダ)に作れりと。

一統志云、弘前城、鎮守八幡宮は、舊鼻和郡八幡村にあり、別當最勝院は、天文年中、堀越村にありて、爲信公の時に至り、八幡宮及び猿賀山をも兼帶し、寺領三百石を賜はる。(賀田は、郡中名字に見えず、東日流傳記に、

三つのはさま三百丁とは、高野邊に百丁、吉田に百丁、新城に百丁、合三百丁は、吉次の領分、是も六郡の外のよし、云々、

此吉田は卽賀田歟、吉次は、金賣橘次と混じて、傳唱せらるれど、中別所弘安十年の碑銘に、橘範綱あり、合考すべし。

(大浦城址)　(後流川)　(五代)

西根城趾(ニシネ)

津輕志留遍云、大浦城故跡、弘前の西一里半なる賀田にあり、津輕氏四代の居城なり、爲信公此城により起り、津輕全部を平定し、文祿元年堀越に移る、慶長中弘前城建築の際、大浦(オホウラ)の追手門を、三の廓より四の廓へ出る所へ移し、賀田門の名、人の普く知る所なり、又諸屋宇は、長勝寺貞敎寺藥王院等の建物に充てらる、一說、賀田に居城せられし頃は、町の延長一里に及び、旣に津輕中の都會にてありきと。○新撰國誌云、吉田大浦城は、五代、賀田、門前、三村へわたり、今も賀田村には、街道を夾み兩側に連り、閭巷にふさはしからぬさまなる市店あるは、昔の名殘なるべし、本丸の趾は東西四十八間南北三十八間、東に虎口ありて石垣のこれり、北西にも出入の口あり、南の堀幅三間、西へ押廻て八間、二の丸址本丸の東にあり、東西四十六間南北九十六間、南と東に入口あり、北の方は後流川(ウシロナガレ)、一段卑き所を流れ、其上一段高ければ、凡て城構の便なるべく見ゆれども、閭閻開かれ或は川決等ありて、方向明ならず、其城址今專五代(ゴタイ)村に屬す、凡古城、歷然として當時の形勢を想像すべきは、當城と堀越なり、按に、彼にも此にも舊藩の時火藥庫ありて、司掌の小吏を置しなれば、自餘に違て舊形の存せるなるべし。

永慶軍記に「浪岡の津輕彦三郎政信が後見として、大浦右京亮、大光寺左門佐、二人南部より差添られたり、右京亮は西根城に居住し、大光寺は上浦の城にて仕しける、されば兩雄は必爭ふ習なれば、軍兵三百餘騎催して、大浦右京亮は西根の城を出馬す」云々、浪岡政信の事信け難し。諸書往々此說を擧げ、大浦爲信が浪岡を取るを以て、天正十六年の事と爲すに至る、誤れり。蓋、六年の事のみ、又、北畠顯村と南部(石川)高信に係る事跡を混して、浪岡政信と爲すに似たり。

舊指鑑録云、天正十六年三月(根元記十八年)、津輕の郡代彦三郎政信、浪岡に卒去、信直公は南右衛門楢山獻帶を郡代として、櫻庭兵助を添られ、浪岡の城を守らしめ玉へば、大浦右京も此人々の下知を請る、其頃世上の取沙汰、政信の病死は、右京鴆毒を進らする由、專風聞す、右京之を聞て、身の危難を恐れ、大光寺が歸國と云ひ、彼是其身滅亡の期來るを恐ひ、此上は逆意を企運を天に任せんと、先人を以て秋田城助に助力を頼みたり、秋田も比内を奪れ鬱憤を懷て折なれば、容易領掌し、二百餘の加勢を忍々に遣しける、右京頼て津輕中の四民に仁愛を施しける故、悉く右京に從ひなびき愈謀叛の躰を顯しける、秘して傳ふ、當郡代南氏計ひとして、津輕三郡商人役、面役、鰺釜役、獵師役、立網役、津入役等の新法を立て、諸人憤る、云々、時に天正十八年三月、急に浪岡に取掛攻かゝる、寄手は日々に勢加り、城兵次第に減少し、剩さへ兵粮乏く、永の籠城なり難し、信直公急ぎ救はんと兵を催し、先陣已に七戸野邊地迄出張す、其内に早浪岡は攻敗られ郡代三戸迄引退く。○武德編年集成、天正十八年、久慈彌四郎爲信、浪岡の城代を追落し、猛威を奮ふゆゑ、南部信直より大光寺左衛門を以て、是を擊しむれども不克、剩へ信直が姻族九戸修理政實は、久慈備前、櫛引河内等を相語ひ、蕭牆の中に生しければ、信直津輕へ出馬することを不得間に、大光寺再び彌四郎が爲に敗績し、彌四郎爲信遂に津輕の地を押領す、今年上京して近衛某公に媚を求め、藤姓を賜り杏葉の紋を許され、彼吹擧を蒙りて、小田原に至り、太閤殿下に、津輕の領主右京爲信參陣する由を稱し、遂に本領安堵の印章を賜て歸國す。

嘗、大浦爲信は南部の本宗に叛きて、津輕の一郡を領し、此事情を推し、其年代を求むるに、天文十五年には、大浦大光寺浪岡の三城鼎立して、郡内を綏服せし由なれば、爲信が元龜二年に、石川の南部高信を敗り、大光寺城を取りしには、即南部に叛くの現證とす。是の後に及び、高信の子政信は、浪岡に安居するを得んや。且、浪岡は北畠國司の後裔にして、大浦大光寺、乃至石川和徳の如き南部の門葉にあらず、形状披識別を要す。さて爲信が天正十八年の小田原陣に、豐臣家より津輕本領を安堵せしめられしは、浪岡御所(北畠氏)滅亡の後十三年、南部に絶ちて獨立せるより已に二十年、治化威勢一郡に洽かりしを以ての故ならん。もし、天正十八年の春に、爲信初めて南部と絶ちしならんには、いかで豐太閤より本領安堵を聽さるべけんや。舊指録の如き、南部より、今度爲信津輕押領の由、前田利家を介して申告しければ、

利家大に驚き、津輕の郡主大浦右京病氣に付、老母を名代に參陣せしめ、幕下に屬せんと訴ふ、公老母が志を感賞あり、早速津輕安堵の御朱印を出され、老母も暇を賜り、三日以前に下向す、津輕は貴殿領内たることも、今始て承る、已に右京に朱印を賜しこと、某知ながら、今又上意變易の旨も申上がたし、後日宜しく台聽に達せん、今度は堪忍し時節を待れ候へ、云々、

と述べしは、信じ難し、此間の事情は、武徳編年集成に、

南部信直より、津輕、九戸が悖逆の委曲を言上し、其征伐を請へども、津輕は先達て參陣、別て殊勝の家たる旨を稱し、本領安堵の印章を賜はる上は、今更渠を追討にあたはず、

とある方、やゝ穩當にあたらん。而も、九戸政實の三戸信直に對する干係は、大浦爲信と一律に論じ難し。(北氏南部叢書中なる津輕自立由來の一篇は、寛永中の跋文あれ、信直…大略、根し記、其指録等の後出の撰書いみ、爲信、信直、津輕、地理、國郡、風俗、割據差樣の戰史、祖先考し來らず、南部氏、失敗、大浦氏の勃興、當に自其首以あるを信ずべし、)

藩史、天正十七年、公(爲信)遣八木橋備中里貝於關白豐臣公、贈馬及鷹、且陳遠路梗塞不能躬往之状、關白乃賜以封地之璽書、是時有津輕氏、備中此行取道路、十八年春三月、公謁關白豐臣公于駿州沼津而還、是行公從親臣十數人、南間行達謁云、是月關白大學征北條氏、天正二十年、豐臣公遣巡檢使前田利家等、來檢封内地、公館利家於大浦城、前田利大同利政於堀越、臨崇片桐且元小野木縫殿助館於淺瀬石城、禮遇甚渥、

去夏、木村木工助方、被指上御状之趣、令披見候、仍御上洛之儀、即致披露候處、尤之旨被成遣御朱印候、越後へも路次等可有馳走之由、被仰出、被成御朱印候、先以珍重存候、此度御仰可注之處、秋田表從赤澤(借清私記、赤津)令亂入、以其競、津輕及行、御家中にも叛逆之族有之由、雖相聞候、千萬無心元次第候、此上無踐度之樣に、御調儀專一候、當表中糺、來春は、早速上樣被進御馬、出羽奧州兩國之御仕置、堅可被仰附之旨御諚候、北國之人數、悉被相附、爲先手、至秋田面可致出馬候條、近年御內存之鬱憤、無殘害可屬御本意候間、可御心安候、其內少之間手堅相備、隨分御由斷有間敷候、(下略)

八月廿日(天正十七?)　羽筑　利家(判)

南部大膳大夫殿　參御返報

此書中に「秋田表亂入、津輕及行、家中叛逆」といふは、秋田津輕の兵、北内鹿角に動き、家中九戸櫛引等の叛逆を指す。是より以前、已に津輕は南部の領有に非ず、爲信自立以來、十數年を經けん。

(上略)高麗仁心かはり候て、れんみん候へば殊にそむき候、おどし候へば山々へ逃候、御知行になるべき樣なく候、擁切に仕候へ、御人數可入可有之候得出候、(中略)

秋田へ、蓬田内膳下候間、文通候、其後何篇無心元候、九戸若衆に候得者、在府萬端任之方も可有之、左候之人は先々其分に可然候、我々下候者談合可仕候、檜山殿若輩に候へ共、「南部下國等閑候へ、、先に申達の旨々思慮に成候事、不入候候へ共、先代之意趣候て、不取直、迷惑之由、親も不斷被申候、今度御陣參會仕候て、入魂成衆も被云候間、樣々堅敷申成候、今之事には無之候、代も替候旨、一廉可云合」と被云候、津輕も入魂成度と、宗康御噯被望申候、筑前殿へ家康御斷候て、其道に仰候、「南部は某可有次第に候、右京表裡仁之間、其分御意得可然候」と被仰候、何とぞ今日迄に其儀不被仰候、

極月晦日　信　直

劔帶　(檜山)へ　(南部家寶政記錄)

此書は、文祿元年、肥前名古屋在營陣中のものにて、其て南部と津輕(下國)の交情を下知するに足る、前段檜山(秋田)實季が、南部(信直)下國(爲信)の隔意怨憤を和げんと欲せる言説中に、「先代之意趣」といへば、爲信は天正十六七年に至り、始めて自立せるに非ざるを見るべし。後段、津輕は旁徳川家康に依頼し、南部は専前田利家に歸信せる樣子見え、利家の言「右京は表裡の人物」、是爲信を想ふべし。

東日流傳記云、文祿二年三月下旬、爲信公發足、上方へ御登、公方樣へ御目見相濟、其上淺野彈正殿へ馬鷹被進候、津輕安堵の御印頂戴、其節、近衞家御子孫の由にて對面、牡丹の御紋拜領、京の御屋敷、敦賀の藏屋敷御求め、其頃高麗陣御見廻として、三川兵部少輔を使者にて、百人許にて、名古屋迄被遣、即同三年

に下着、同年に大浦の御城町なり。堀越へ御引被成候。

津輕年代記云、天正二十年、文祿と改元、爲信公上方御登支度の處、御巡見の衆、上下六百人の積にて下向、前田孫左衛門樣に大浦、前田孫四郎樣、同長谷樣は堀越、片桐市正樣は淺瀨石の城に被成御座、爲信公御領分は不殘巡見、無事に相濟、四萬七千石と御定被遊候間、當年よりは御國の殿樣と御成被成候へ、天下御はれ被遊候。翌文祿二年四月、爲信公御登、太閤樣へ御目見、津輕三郡安堵の御朱印頂戴、閏五月近衞樣へ御參、御由緒等も御座候由被仰下、御懇に被成下、牡丹丸の紋被下候。

文祿二年、爲信初めて上京す、近衞家落胤説は此時より起る。蓋、新藩立邦の扶植に資益せるものゝみ。藩史に「明應六年、近衞公(尚通)來當津輕、我長勝(六光信)館之賀田、使女阿久侍、擧男曰坊丸、信政公、乃子養之云」、如是落胤説は、種里の條に論辨あり。

高屋(タカヤ)　(熊島)

今、熊島(クマシマ)と共に、大浦村の管內なれど、賀田の東、駒越の西とす。

史局本慈天師可足記附錄云、妙心院樣(信政、貞享中か)御代、南部傳宮也と、世上噂有之候に附、御詮議の折、御家門大臣の面々、密々書上、高屋弁に盛岡書上には、元南部家より養子の子孫と申觸に有之候得共、實否詳ならず、天守雷火の後は、高屋氏舊家に誇り申唱候と雖、右密々書上を以て見れば、光信樣は、古來十三左衛門樣の御續に相違無之候、佐々木小太膳認置云々。○津輕信政傳云、寛文の比、高屋豐前、祖宗以前の遺聞を輯錄して之を上呈せり、卽、東日流記、同後記是なり、佐々木小多膳日記といふ、公家支族の一なる對馬彌右衛門も、其家記を贈寫して之を呈す、津輕大實記と名づけし者是なり、後年、津輕一統志、奧富士記、津輕沿海記、同遊覽記等、藩史、一葉集、積蹟を接す

勝軍地藏堂(シヨウグンチザウ)　(田植)

今、大浦村の大字植田(ウエタ)に在りて、俗に愛宕(アタゴ)と呼ぶ。弘前を去る西方凡二里。○新撰陸奥國誌云、植田愛宕權現宮は、慶長六年、津輕爲信之を淺瀨石山に勸請す。十四年、信牧更に之を賀田(大浦)の山頭に遷座し、士衣累世、寶七年當宮結構成る。此山は東に廣平の地を僧し、城堞市街を樹の間に望み、壯麗の淨域たり、本尊勝軍地藏の像、騎馬天狗十餘體、五條大貳法眼の作、別當橋雲(キウウン)寺時住持。近年神佛混淆を停止せられ、社寺分離の時、當郡に種々の變改復古ありしが、此橋雲寺別當は、毅然として佛典に依り、愛宕の稱を去ると雖、多く舊式を保持したり、之に因り世俗の崇仰往時に加りたりと、亦達觀の奇僧といふべき歟、六衆徒もと修驗なりしが、これも眞言の淸僧になれり。

船澤(フネンサハ)　(蒔苗)

今、鼻和の北を船澤村といひ、蒔苗、富榮、折笠、細越(ホソコエ)、宮館、中別所等を合す。

郡中名字に「鼻和郡大浦七郷は、木纈、蒔苗(マカナヘ)といふ、征平、切懸田、鎌貝、後河、一町田、八幡、植田、向越、不寄堰、樺根川、豐內、町田、獨狐、蓧森、船水、尻引、三世寺、名久井河、鬼澤、高杉、宮館、斯土澤、縫笠」などいへり。

宮館(ミヤダテ)

今、船澤村の大字なり。

可足記云、大光寺左衛門佐秀光殿の二男、芝山玄蕃佑高、弘安年中より中別所に居られ、三男西畠式部秀助、宮館に居られ、津輕の兩管領と申候。

可足記は、不信の書なり、鎌倉時代の大光寺殿は、曾我氏なり、兩管領といふも、事理に合はず、下の中別所に合考せよ。

中別所(ナカベツシヨ)

今、船澤村の大字にして、賀田の北一里、獨鈷、高杉に隣接す、斷碑數基あり、考古に稱す。○津輕考云、岩木山の麓、新岡村と中別所村との間に松山あり、其岡森と云ふ、田村將軍このところに陣所を建られしと云傳ふ、其岡の名奇なり、船岡と云ふ所の畠の中に、古碑數枚あり、文字の見るべきもの弘安二年の碑最古し、碑銘を考ふるに、郡の人の爲に建たるものなり、思ふに、津輕は奧地なるを以て、世を忍ぶ人の來り住めるなるべし、昔は兩濱の往來は、賀田より愛宕の下を通り、折笠、宮館へ出、高杉へ行しと由舊記に見ゆ、船岡の一碑に、高杉郷主安倍の季慶と云文見ゆ、其餘傳ふるもの、何にせよ考索のたよりあるものも有べし、今の長勝寺の境內寶積院は、この中別所より移れり、今も別所山と號す、村中に古き其跡現在す。○新撰陸奥國誌、中別所村の東、フネン澤の畑中に、石碑四十餘枚あり、大なるは一丈に餘る、頭の方に梵文を鐫り、脚の方に識文あり、往々磨滅して、讀むべからず、誰人の墓所にや、口碑さへ傳へれば詳ならず、按に、津輕譜に、

左衛門尉秀光が時、津輕洪水、居城十三破壞しけるにより、大光寺に移築す、正平四年秀光卒し、宮館に葬る、舍弟を芝山玄蕃頭祐高といひ、中別所に居り、季弟を葛西式部少輔秀輔といひ宮館に居る、云々、

とも見えたれば、是等の人の内域なるべし、さて四十餘碑石、草莽榛棘の裏に沒し、傾倒毀壞狼藉を極む、又、祉石礎石などに持ち去られし者幾十枚なるを知らず、今見る所の碑に、高杉郷主安部季慶と誌すもの、又、

正應元戊子年七月二十三日、永仁六戊戌年三月二十一日、元應三……、元亨三……、延文三……、

など僅によむべきものあり、稍完きは、一碑、高七尺六寸幅一尺六寸厚八寸、梵文二字と四句偈(諸行無常)を刻し年月なし、一碑、高一丈六寸幅一尺三寸厚九寸、

右志者於現當爲二世之追善石塔
(梵)三本立之以餘薰普及法界衆生而已

弘安十年丙寅八月日　紀中納言太孫盛範制敬白

一碑、高六尺八寸幅一尺八寸厚八寸、上に梵文あり、其四方に識文あり、下にも四行あり、

光明遍照十方世界　正
南　和
無　二　右志之旨爲□□後追善
阿　年　□□大日之眞形於石修著
彌（梵）　十　提之因□□此切生上□等導
陀　一　弍切耳　僧道明　謹立
佛　月
念佛衆生攝取不捨　日

一碑、頭首折れたり、悲母十三廻忌に建てたる趣の文にて「延慶二年正月一日、孝子等敬白」と見ゆ。

寛政中撰の津輕圖譜云、弘長年中、京役は宮舘村に居住、鎌倉役は中別所に住居す、宮館の古碑、延暦年中紀中納言太孫盛明制敬白とあり」、按、可見記、津輕譜、異圖録等、兩奉行の説あるは、甘信け難し。なほ、長文の部中台字に、津輕は京役鎌倉役の別ありと傳へしにより、後人之を誤解し、更に宮舘中別所の間に、古碑の遺存するに附會して、かゝる説をもいひ出せるならん。

駒越（コマゴシ）　今、駒越村といひ、眞土、一町田、鳥井野（トリヰノ）等を合す。鼻和の南にして、岩木川の北邊に縁り、弘前の西北半里。その一部は割きて市區に入り、駒越町といふ。

（如來瀬）　藩史、貞享元年、城西河傍地、定宅里民居、號駒越村、千住戸、云々。（鳥井野、如來瀬（ニヨライヤ）は、駒越の西偏にして、湯口の北、相馬川岸西山麓の口にあたる。

眞土（マツチ）　今、駒越村の大字とす。（藩史、延寶二年、穿擲岩木川、又築堤防、自駒越村至十三湊口數十里、先是、岩木川上流、至眞土村岐爲二、一經駒越村、一過弘前城麓、至此命備引孫次郎（後改武田源左衛門）、大越役、實城麓一派、合爲駒越一道。

兼平（カネヒラ）　今、駒越村の管内にて、如來瀬の北、宮地の南也。

元祿八年、築弘前城壁、取巨石於兼平山及石森山作之、〔藩史〕

津輕紀聞云、弘前より西三里計に、兼平といふ所あり、其山に石を切り取り、堀取る、厚二三寸、長幅はいくらにても望みしまゝなり、石の面平にして磨きたるがごとし、○大浦信平光信の次男は、兼平伊豆守と稱す、蓋、此に在住すればなり。奥南落風記に、津輕六奉行の一家を兼平といふ、則天文永禄の比の兼平豆州を指す。

一町田（イノチヤウダ）　今、駒越村の大字とす。○一統志云、大浦家の元祖信濃守光信は、西濱種里城に住して、花輪郡を掌握せらる、其子は盛信なり、舍弟は一町田壹岐守と稱す、光信、大永六年逝去、云々（種里海藏寺址に合考）

藤代（フヂシロ）　今、藤代村といひ、船水、石渡（イシワタ）、七堂、町田、萢（ヤチ）、中（ナカ）、三世寺等をも合す。駒越、鼻和の東にして、弘前の北半里、岩木川の西邊の田野を占む。鯵澤、木造への通路之を貫ぬく。

（中當）　新撰陸奥國誌云、津輕にて萢字をヤチと訓す、他邦にて谷地といふに同し、沼澤叢莽の地をいふ、萢字出所詳ならず、邦人の説に「萢訓ヤチ、以六書例之、從草水包、含水之地」云々。

華秀寺（カクシウ）　藤代村に在り、慶長十三年、長勝八世格翁和尚開基、寺中に瑞祥廟あり、津輕藩祖（爲信）の祠堂なり。津輕志通志云、華秀寺は、御靈堂宇、結構壯麗を極めたるも、維新後其規模を縮少し、大方破壞せらる、但、靈屋に至ては、古色蒼然として、三百年の當時を追想に足れり、又公の畫像、刀槍等、遺器若干を藏む。

船水（フナミツ）　今、藤代村の大字にして、其東、直に岩木川に倚り、向外瀬、清野袋（和徳村）に對岸す、

曾我太郎貞光、目安言上、兩年合戰、致忠節事、去年（建武三）正月十三日、大將軍御進發之時、應于將軍家御教書、最前令參御方候、同二十日、押寄鼻和郡船水館、致合戰之時、若黨馬羽次郎兵衛尉重秦、右肩深疵射通候了、中間二郎五郎左膝被射抜候、云々。

（外瀬）　寛知集に、藤代、船水の村名なく、外瀬（トノセ）、町田、中崎あり。されば、外瀬はもと岩木川左岸の村里なりしに、轉遷したるなり。船水は古村なるに、寛知集に載せざるは、當時田租なかりければ歟。

三世寺（サンセイジ）　今、藤代村の大字なるが、中崎、大川と共に、船水の北一里餘、木造驛路、岩木川西岸の部落なり、

（中崎）　岩木山の後長根（ウシロナガネ）川は、宮地、賀田より中崎（ナカザキ）に至りて、岩木川に注ぐ、長四里餘。

高杉（タカスギ）　今、高杉村といひ、獨狐（トツコ）、前坂、小坪（こむつぼ）等を合す。三世寺の西、鼻和の北東にあたり、藤代より獨狐を經て、高杉に至る二里、鯵ヶ澤への驛路に當り、岩木山の東麓の緒野なり。

（獨鈷）　高杉の西北なる鬼澤、大森（賀野村）には、今中津輕郡にあれど、木造川の源にあたれば、之を西津輕郡の下へ移す。〔郡中名字に、鼻和郡三世寺、獨狐、高杉、或位、青女、小友、中別所の名を錄す、其位、中別所は、其名をかへしならん。

種市（タネイチ）　今、青女子（アヲナゴ）、小友、笹館等と相合せ、新和（ニヒワ）村と改む。三世寺の北一里半、（弘前四里）木造の南二里半、岩木川の西岸に屬す。

（青女子）　藤代村中崎にて、後長根川を堰き上げ、北に渠道を通し、三世寺、青女子、種市の田に灌ぎ、末は木造新田の方へ排かしむ。

南津輕郡

南津輕郡（ミナミツガル）

岩木川の支源、平川東岸の平野にして、其境域もと中津輕と相抱擁す。今、面積八十四方里、人口十萬、二十町村、黑石に治む、津輕沃野の最と稱せらる、

本篇は、南津輕現管の石川、藏館、大鰐、碇關の四村を、中津輕郡へ移載す。

（田舍郡）（夷中郡）（興法郡）

南津輕は、中古の田舍郡、及び平賀郡、興法郡の地とす。其猿賀、黑石は田舍郡、藤崎浪岡は卽興法郡なり。柏木大光寺の南方に、平賀郡の域内にかゝる。

津輕一統志云、夷中郡は、田舍郡にもつくり、二千八百町、與法郡二千餘町。〇東日流傳記云、昔、津輕左衛門殿御代には、平賀、花和、田舍の三郡御領分にて、鎌倉御勤役、田舍郡は、北は黑石川限、東は山峯、西は平川限、與法郡は、藤先より下迄、西は大川、東は十川、(南は)黑石河、中郡と申す、內程御領分の由、浪岡は、北畑大納言信雄の領分にて、高倉の明神の案文、宮澤の奥に有よし、與法り郡の內、なつひの庄とて、鶴岡の近所に有よし、右波岡は六郡の外と云傳なり。〇興法はオキノリかとも疑えれど、他に憑依なし、塚本氏は一作沖穗といへば、オキホ歟。他山遺稿に眞野郡一名中郡と爲すは誤れり。地形に觀するも、興法の中郡たるべきこと明なり。(古俗草體、與を奥に混ずることあり、されど奥法にはあらじ)

結城上野入道々忠知行、得宗領事、
參河國渥美郡內　牟呂　草間郷
陸奥國津輕田舍郡內　河邊櫻葉郷
右注文如件（建武二年八月白河結城文書）

糠部天台寺文書、永享四年、前伊勢守親經の執達狀、津輕田舍郡、平內郷寄進」云々、これは、糠門の教書の體裁なれば、疑はくは浪岡御所北畠氏のものならん。又、鶴崎家譜に「浪岡御所顯慶卿の時、稻我郡潮潟、野田を知行す」云々。而て、その平內、潮潟、野田の地は、皆東外濱、北外濱の村里なり。蓋、浪岡御所の盛時に、東北外濱なも、田舍郡の管內と定めしことありしのみ。(浪岡城址に參照せよ)

（稻我郡）

柏木（カシハギ）

今、柏木村といひ、高畑、石郷、石原、小杉、大坊、岩館等を合す、黑石(郡造)の南一里半、大光寺町に接し、俗に柏木町といひ、小驛市たり。大鰐、弘前、各二里半。

（原田）

津輕平賀郡內柏木郷、御年貢、曾我與一左衛門尉貞光知行分事、
合參貫文者
右所請如件
貞和三年十月二十二日　常久(判)貞賴(判)

この一篇は、八戶南部文書の中に在り、始末知れず、又、南清私記に、建武元年三月下文、(北畠國司顯家の判ならん)、津輕平賀郡上柏木郷、可令早安藤五郎太郎高季、領知、云々、(糠部桂清水文書「永享五年、修理亮源家行、津輕平賀郡、日照田村、寄進」云々。日照田(ヒデリタ)は、近世村名に見えず、天文中の郡中名字に、日照田、高畑、岩館、柏木云々とあれば、柏木の邊の舊村名とす、寬知集に柏木の村名なし。

（日照田）

高畑（タカハタ）

今、柏木村の大字にて、石川村乳井の北に隣り、大鰐への通路にあたる。

一統志云、元龜の頃、乳井大隅は、大浦の御味方に參上せし日より、芳情他に異なりければ、喜悅の眉を披き、高畑の城を、大隅、己の才覺を以て攻落し、其身入代、自守之、犄角の威をなす。〇東日流傳記云、元龜二年五月、石川大膳破軍す、大膳家老五人は他國致候由に候、扱大膳切腹の事、南部へ聞ゆるに依て、弔合戰すべしとて、南部の先勢、大鰐鍛が鼻の下、宿川原(シヨクカハラ)まで押入りしが、南部には九戶打立に依り、取て返申候、大鰐宿河原に陣取りし先勢は、大光寺へ引入、一所に可成支度しければ、乳井大隅、高畑城を攻落仕居候に附、大光寺迄行候て、宿河原高畑の城を責けれども、鐵炮はげしく打懸られ、難叶、鹿角野の勢を南部へ引取候。

（岩楯）

岩館（イハタテ）

今、柏木村の大字となれど、其西一里、平川の東岸により、石川村堀越村に近接す。中古、津輕の名家、曾我氏累代の所領にして、大平賀といへるも、此間の數村の汎稱なり。曾我氏文書、近年、陸前石卷齋藤氏に保存せられ、貴重の史料とす。文書中に、世系をも備へたり。(郡中名字に、「岩館、惡馬首、何時語館」云々、惡字の下文不詳)

曾我檢校時廣─眞光(小五郎)─助光(太郎兵衛尉)
└惟重(小次郎)─光廣(彌次郎)─泰光（余一）─光賴
(法名光稱)─光高(乙房丸)

元祖時廣の地頭入部は、蓋、文治六(建久元)年、大河兼任の亂後ならん。此曾我氏、嫡庶二分、大光寺(太郎助光)、岩館(次郎惟重)に占據す。領家は、鎌府の北條執權(義時)なり。

津輕平賀郡內平賀郷、曾我五郎次郎沙汰方所知事、任親父曾我小五郎之時例、爲別納諸所、有限之所當、無懈怠令可勤濟之狀、如件、
承久四年三月十五日　(有袖判)(石卷齋藤文書)
津輕平賀本郷內、曾我五郎次郎惟重知行分、村々事、

任祖父曾我五郎之時例、令停止檢非違所政所下部等亂入、可令安堵百姓等之狀、如件、
　貞應二年八月六日　在御判」

「陸奧國平賀郡内岩楯村地頭職事、任故陸奧前司入道殿御時之例、曾我泰光可令知行給之由所候也、仍執達如件、
　貞應三年九月廿一日　　左兵衛尉盛綱
　　　　曾賀次郎殿」
（此に陸奧前司とは、即、北條義時をいふ）

「可早爲當所、津輕平賀郡岩楯村事、
右光弘請文云、如貞應二年檢注目錄者、定田玖町玖段陸拾歩也、所當布四十九端二尺三寸三分、并紫四升九合六夕也、而今加廿端一丈六尺六寸七分之間、都合布漆拾端、并御衣面壹切（紫染衣料地絹）、被停止諸方使入部者、不論損亡不作、毎年無懈怠可令究濟也、云々者、任申請、可爲當所之狀如件、
　延應元年三月二十八日」

讓渡、奥州津輕平賀郡内、大平賀岩楯、并なとりのこおり四郎丸、おたかせの村内、小若円所名等事、
右かの所々者、光稱重代相傳の所領、知行于今さないなき間、子息曾我乙房丸に、段歩のこさす、（中略）
　正慶三年五月十五日　　沙彌光稱在判」

正慶（元弘）の亂に、曾我乙房丸（岩楯光高）は、宮方として動きたり。嫡家大光寺は、武家方として、稍合力支したるに似たり。

　注進、元弘三四兩年、津輕平賀郡大光寺合戰、手負突名人等事、
豐島三郎二郎時貞、左小腕被射拔候了正月一日、
曾我彌三郎光貞、自左小腕脇下以長柄被指通候了、
羽取二郎兵衛尉重泰、右腕上被射拔候了十二月十日、
幡指彥太郎、右曾利股被射通候了正月八日、
矢木彌二郎、以矢利被胄突半死半生了正月八日、
印東小四郎光付、左膝口被射拔候了正月八日、
　此外仁人從多當被疵候、少々計者不及注進候、
右手負注文如件
　元弘四年正月十日　　我曾乙房丸代泣房」

曾我太郎光高童名乙房丸謹言上、
交津輕大光寺合戰時、光高家子若黨等被疵、負手被疵半死半生之間、奉行人阿井新左衛門尉（へ建武記、奥州三番引付衆中に安威左衛門尉あり）方、令備進手負突名處、如返答者、在國合戰奉行人令遂覽注進之時、可令備進手負注文之由申、被返復手負突名目安之了、（中略）、元弘四年二月　日」

然るに、大光寺太郎父子は、建武元年十二月降人突名にも見え、尋いて翌年三月、曾我與一太郎貞光と稱し、岩楯の次郎跡を安堵せんと宮方に請へり。蓋、故ありて乙房丸光高亡び、其一跡を貞光に兼併せられしなり。

曾我與一太郎貞光代、惠藤三光範謹言上、
欲早任先代貞應二年八月御下知狀旨、被停止檢非違所以下輩入部、津輕平賀郡木郷内、曾我五郎次郎惟重知行分跡付之間事、
　副進　一通　先代下知狀案（權大夫殿）
右曾我五郎次郎惟重、檢非違所政所下部等不可入部彼所之由、自被成御下知狀以來、知行分村々者、到于今無背其法者也、所詮支證等如此上者、任先下知狀之旨、爲拜領國宣、粗言上如件、
　建武二年三月　日」

貞光は、幾なく宮方に叛き、足利尊氏に屬し、南部氏と相鬪ふ。八戸系圖に曰く「南部又次郎師行、建元元年正月、津輕平賀郡岩楯邑主、曾我與一左衛門尉平貞光、應足利尊氏作亂、師行父子、與成田六郎奉次議、分操津輕之藤崎平内、以拒之、是月七日、貞光與其黨安藤五郎次郎家季、合兵來攻、師行等逆擊敗之、貞光被創走」云々、

大坊（ダイバウ）

大光寺の條に合考せよ。
今、柏木村の大字にて、岩楯の北に隣接す。曾我氏古文書（帝國大學藏某文書）に、放光寺熊野堂といふは、此なるべし。

　任此狀、可致沙汰之狀如件、
（北畠顯家花押）　建武二年正月二十七日、

津輕平賀郡岩楯鄕給主、曾我太郎貞光謹言上、
欲早申賜國宣、被成御願稱抽御祈禱精誠、岩楯鄕内熊野堂事、
右當社者、田村將軍造起之所也、雖然、燈油料田令不作河成、悉以隱沒、而可令御祈禱退轉之間、光貞去年奉爲朝敵退治、今上無爲、國家安寧、奉寄并拜讀之地參町於當社、令付別當供僧等、毎年不闕之大般若會、并毎日轉讀大般若、于今無退轉、而抽御祈禱之忠節者、然則可爲御願之由、賜御注進、達上聞、被成下國宣御寄進者、別當供僧等、彌欲致御祈禱之忠勤、恐々言上如件、」

津輕平賀郡岩楯村地頭、曾我太郎貞光知行分、所々神社佛寺注文事、
　岩楯村分
一所　熊野堂、右所有子細、別賜御寄進國宣畢、
一字　放光寺、武藏前司入道殿時建立也、御下文、
　　　元弘三年十月三日夜令燒失了、
　大平賀鄕内
一字　地藏堂、右所同令燒失了、
　法師脇鄕内
一字　提沙門堂、右所令賜御恩賞候之間、御下文不
　　　存知候、
右注文之狀如件
　建武二年八月七日　　平　貞光

新撰國志を按ふるに、今岩館に神明社ありて、熊野社は

(脇師法)

大坊に屬す。されば大坊とは放光寺の遺名にて、熊野堂即是なり、後世衰頽して、僅につたふるのみ。法師脇毘沙門堂は、もしくは乳井福王寺の舊名歟。大平賀堰嵓堂、知れず。坂上田村丸の古蹟といふは、土人所々に稱けど、

白石蝦夷志云、嘗聞之津輕人、坂將軍造營之地、往々而有焉、土人亦說其事、猶前日、唯其文獻無足以徵者矣、

今は、大坊に、之をさへ忘れたり。

大光寺

今、大光寺村といひ、柏木の北に接し、尾上の南にて、引座川(六羽)、村中を、東より西へ流れ、平川へ入る。中世の平賀郡内の沃野にあたり、(平川の西は堀越村なり)、水陸田ともに豐熟の名あり。」大光寺の寺院は、由來あることなるべけれど、未其說を得ず。建武興國中、南部政長(八戸師行の子)津輕を定めんと欲し、兵を以て平賀郡に入り、曾我氏と戰ふ。當時、大光寺に城塞ありて、南北兩軍の爭點たり。

八戸五世傳(二世政長譜)、建武二年、是歲、北條時行名越時兼、叛於東北、其黨之在奧者、一時蜂起、顯家命政長討之、政長卽發兵擊殲凶徒、顯家賜書褒之、延元二年、從師行討曾我貞光於津輕、奮戰有功、八月顯家下令曰、尊氏敗於京師、殘黨逃至本州、宜遣兵討之、三年顯家戰死、弟顯信繼爲國司、九月貞光據平賀郡岩楯、將脅近邑、政長往攻之、獲首數級、方此時、後醍醐既崩、後村上新立、官軍不振、屈節於足利氏者亦衆、尊氏日諭政長使降、書三至、政長遂却之不報、興國元年、貞光黨據津輕大光寺城、政長同武後五郎成田賴時、往攻之、遂拔外城、貞光及淺利清連來援、相持閱月、雌雄不決、竟解圍而旋、三年六月、曾我師助受尊氏命、俱與貞光、大舉來攻、至翌歲、敵兵愈倍、我勢漸屈、城殆陷、政長躬執戟開門而出、部下從之、從橫奮擊、敵兵大潰、師助死之、後村上偉其功、賞賜刀及甲冑、六年顯信加賜甘美郡。

之よりさき、正慶(元弘)の亂に、津輕の武家方は、專大光寺城に據り以て糾合力支す、城主は卽曾我檢校時廣の孫、太郎兵衞尉助光の後にして、太郎兵衞入道道性といふ、(道性は滿藏寺嘉元の鐘銘に見ゆ)、其子左衞門太郎重經、其子太郎貞光なるべし、

(包紙)建武元年十二月十四日、師行獻書草稿、

彼留置津輕降人交名注、

工藤左近二郎子息孫二郎義繼　同孫三郎祐繼
若黨分　彌彦余三郎
矢部彦五郎　四方田彦三郎
氣多彦太郎賴親　高橋三郎右衞門入道光心
同子息三郎重親　長尾孫七景繼
新關又二郎　長尾平三入道
乙邊地小三郎光季　荻原七郎
秦五郎四郎是季　山梨子彌六入道
野邊左衞門五郎　十一月二十三日死去了
惠蘇彌五郎　死去了
野内彌七郎光榮　以上十七人安藤又太郎預之
曾我彌房光圓　小川彌二郎入道預之
内河三郎二郎
同又三郎右眞　兩人瀧瀨彦二郎入道預之
工藤治部右衞門二郎貞景　安藤彌五郎入道預之
同舍弟孫次郎經光　安藤五郎二郎預之
氣太二郎太郎貞親　大沼又五郎預之
小國彌三郎秦經　結城七郎左衞門尉預之
工藤左衞門次郎義村當參　稻賀右衞門五郎預之
吉良彌三郎貞鄉　部檠彦四郎入道預之
工藤六郎入道道光
同三郎二郎經貢　中務右衞門尉兩人預之
金平別當宗祐　兩人武石上總介代預之
弟子智道
曾我左衞門太郎重經　十二月一日死去了
子息彦三郎　淺利六郎四郎預之
曾我太郎兵衞入道道性
同兵衞太郎　兩人彈正衞門尉預之
殖松彦二郎助吉　倉光孫三郎預之
相馬入道子息法師丸　毘沙門堂式部阿闍梨預之
小河六郎三郎　小河二郎預之
笠原彦四郎宗清
同四郎長清　兩人二宮治部左衞門太郎預之
工藤四郎二郎　中村彌三郎入道預之
村上孫三郎政蓁　曰坂持部助入道預顯
同八郎入道眞元　内紀七郎入道妙覺
道正房　以上五人安藤孫二郎預之
工藤又三郎　工藤六郎預之
在富八郎宗廣　十一月二十三日死去了
小出左衞門尉　十一月二十一日死去了
子息太郎　高下倶注置之
小松中務入道　同倶注置之
曾我孫二郎貞光同子息與三當參　貞綱預之
右粗降人等交名注進如件
建武元年十二月十四日

此交名を觀るに、まづ、當時の武家方は、工藤曾我の二名族たるを知るべし。而も、工藤氏事跡他に考ふべきなし、闕逸に屬す。(黑石に一說あり)曾我氏は、幸にして遺書の在るありて、其始末を概論すべし。(書中に、兵衞太郎といふは貞光なれば、孫二郎貞光は師助を誤ることし、貞綱は多田源氏、當時の奉行人也)。蓋、貞光、興國中に至り、南部(糠部)、成田(鹿角)等の宮方を擊退して、地方を靖定す、大光寺(曾我)氏の勢焰是なり復揚る。

暦應三年眞岡にし、貞光大光寺合戰忠節目安は、南部文書の中に載せらる。「去三月、爲大將軍、先代越後五郎、南部六郎頭雅、并成田小次郎左衛門尉、同六郎、十郎中務右衛門尉對馬守等、安保小五郎、倉光孫三郎、瀧瀬彦次郎入道以下、御敵等亂入國中、大光寺外構打當之處、貞光馳向、最前致合戰、一族孫次郎師助代官等合力候處、經三ケ月、令退散了」云々。（越後五郎とは、先代北條の貞將、もしくは仲時の遺類ならん）

後世に至るも、津輕左衛門殿と稱せらるゝは、此大光寺曾我氏に外ならず。而も、其後、南部氏と相親する所ありけるにや、南部黨の村里は、大光寺南北所々に散在す。戰國時代に至り、南部氏の子弟を以て、大光寺を稱せしむ、是に於て、曾我の舊姓亡び、其故實氏號、皆南部の子弟之を享けたり、

青森縣に、曾我氏の事には、平姓をも書せり、されば、相州の曾我平太大宿家の後裔なり。然るに、永慶軍記には「津輕大光寺が先祖は、駿河國有度の領主、伊原左衛門尉が末葉とかや」と述べ、後の定めをまつ。

大平賀（オホヒラカ）　中古、曾我氏の據頭たりし頃、其總領知行分に、特に此名ありしごとし、即、大光寺四近を籠めし汎稱也。

注進、平賀郡大平賀郷、正和四五兩年御年貢結解事、
合、總田參拾漆町漆段半三十歩　建長五年目錄定
除田五町捌段　長牛村
定田三十一町玖段半三十歩内
三町一段三百四十五歩　十分一御免
殘定田貳拾捌町漆段半四十五歩
分白布百四十三端四丈六寸四分　五丈一端
代錢漆拾壹貫九百七文　延應元年下知
紫二端　代米一斗四升　（下略）

大光寺城址（ダイクワウジ）　津輕志留遍云、弘前を距る二里十町餘、四方平地にして、城址は少し高し、何人の築きたるや詳ならず、或は鶴西新滿築けりとも云へり、安東師季久しく此城に住す、其子教季の時、文龜二年に、南部の軍來り責む、教季敗れて秋田に走る、南部より城代として同姓遠江守政行を居らしむ、其後、子左衛門尉死し、二子あり六郎七郎と云ふ、共に幼稚なるを以て、瀧本重行をしてこれを守らしむ、天正三年正月元日、爲信公之を討ち、重行城を致して去る、後公の女婿左馬助建廣居る、慶長八年、建廣夫人死亡、爲信公之を悼み、三重大塔を建立す、同十二年建廣罪あり追却せられ、本城廢す、寛永十年雷火、大塔燒亡す。〇津輕藩史云、慶長四年、以鎭倉人左馬助建廣、爲理祥公女壻、以大光寺城、十二年十二月、公京師客中而薨、群議異妨、嫡孫大熊妨繼襲爵、信枚遂爲三子而長、光因鎭鎭之地、雖其年少任之、大光寺建廣、首欲令嫡孫大熊爲嗣、落乞寂言、翌年建廣伴大熊赴江戶、依本多正信正純父子、訴幕府日、嫡世子喪、而有嫡孫大熊在焉、廢嫡立庶非禮也、請改救命、不聽、其黨據大光寺城、將動干戈、堀越留守高坂藏人、率衆討平之、十三年四月、信牧公始就封、十四年正月、幕府處建廣于遠竄、其黨仍不服、據于村市館拒命、公命松野信安、率衆討平之。

寛永諸家系圖傳（醫道）、津輕、本姓は大河內源氏なり、建廣が時に至て、津輕に改め、藤原姓となる、建廣の父以三、三河の國人にて、松下道慶に從ひて、外科の醫術をまなぶ、其子四人、長男出家して増辨僧正といひ、鎌倉淨國院に住す、次男以倚、外科を以て北條美濃守に仕ふ、三男本眞、外科を以て、岩附十郎を仕ふ、建廣初め北條氏政に仕へ、後、津輕右京大夫が聟となり、慶長六年、左馬頭に任し姓氏を改む、其後、本多佐渡守の背疔を療治し、東照大權現に召出され仕へ來、又古館氏殿に出て切米を給ふ、寛永十七年死、子左門建次遺跡を繼ぐ、〇新撰陸奧國誌、大光寺建廣は、鎌倉の醫家、今大路氏の子なりしとぞ、此建廣が造りし藥師堂（今八坂神社と稱す）の棟札に「慶長十一載、奧州津輕平賀郡、施主津輕左馬頭藤原建廣、大工山城國甲賀宗忠」云々。

新撰國誌云、大光寺遺址、本村の東にあり、郭三つ一二郭の間に隍形遺り、各郭五十間四方、東北の方は平田にして、南より西北の方は民家續り、壕蹟は一段高く、四方の區域も髣髴と殘れども、案内に粗れて、土手堀の形全からず、昔、津輕左衛門尉秀季、十三にあり、子左衛門頭秀光が時、海嘯ありて大破せしかば、當村に移り、秀光は正平四年五十五歲にて死したる由、然らば元弘前後の事なるべし、此時城を築きしにや、或は、元弘建武の頃、下國師季、建文の頃には其子師季、其子義季、其弟教季なり、教季勝先に遁り、明應六年、南部左衛門（二十代信時）と戰ひ退去し、同年南部遠江守政行來るとあれども、何れか是なるを知らず。

可足記云、津輕の舊臣、曾我信次郎藤原秀榮の後裔、下郡藤太賴秀の時、家衰へ、藤崎の安東宗季強くなり、新庄の戶建澤に隱る、其子秀季は、宿曾に屬し奉り、安倍野に討死、おん子左衛門佐秀光、大光寺に居候、おん子左衛門大夫秀信と申して、威勢奧羽に輝候、秋田なも大平併せ候由、此頃羽州秋田家、并に南部と、慶御合戰有之、御家既に衰弱に及ひ、南部より後見合浦右京亮見繼候て、縁者となり、南部の二三男に準せられ、家紋をも用申候。〇按、南北大亂の時に、大光寺津輕左衛門尉は、曾我貞光なり、安藤氏、南部氏（大浦の祖）には非じ。東日流傳記に「津輕左衛門殿御代には、平賀花和田舍、この三郡御領分にて、鎌倉御勤役、（中略）津輕三郡、大光寺旗下のよし申傳なり」と

あるも、曾我津輕氏の事を錄しけるなり。但し、其曾我大光寺氏が、何の時、何の故にて、南部大光寺氏に襲りしにやは、未だ其徵を得ず。

大光寺大浦の兩城は、明應の比より、南部氏の支鎭にして、兩家は共に南部の族黨たること、推斷すべし。其詳說は、今之を盡し難しと雖、天文十五年の郡中名字に「平賀郡二千八百町、南部遠州源政行、鼻和郡三千八百町、大浦南部信州源盛信」とあるにて、大概を了すべし。政行は諸系譜に見えず、奥南深秘抄に「光行（始祖）の長男彦太郎行朝を、大光寺遠州養子と爲す」は信け難し。南部系譜「二十代信時の季弟、彦九郎行實を以て、大光寺祖とする」に從ふべき歟。

糠部五郡小史云、南部信時の四男、田子彈正左衞門光康、津輕郡代となり、堤浦に居り、子息彦四郎經行、其子遠江守景行に至り、大光寺村を食む、因りて大光寺氏となる。

奥南盛風記云、葛西三郎滿良の舍弟、四郎大夫淸宗は、伊澤に居住、津輕夷征伐として下向、津輕柏山勝方に住居し、津輕葛西ともいふ。○此に、柏山勝方、今知れず、文字誤謬あるか。津輕の將士に、葛西氏多けれど、其由來を詳にせず。葛西賴淸の事は、津輕藩祖略記にも見ゆれども、明證あるなし、曾我氏の事と相錯するに似たり。かの「石川高信、三戶城主南部安信之弟也、而爲信直父、初天文二年、高信襲大光寺城主伊豫守葛西賴淸而滅之、乃城石川居之」といふは信け難し。

又、大光寺氏の幼弱が、此地を去り（乳井合考）、鹿角比內に退守せる始末につきても、諸書其說を異にす、但、退去の狀は平山日記に詳備す。

一統志云、大光寺の城と申は、南部家の股肱として、大佛ヶ鼻に差續たる三郡の首席なり、城主は南部遠江守政行の後、南部左衞門佐（實名不詳）とぞ申しける、左衞門佐死去、子六郎七郎未幼稚也しかば、南部より一族瀧本播磨守重行を以て城主に代らせ、當城を守らせけるが、天正三年正月三日、重行は、時しもこそあれ、思ひ圖らざる大浦の大軍を引請け、かなはず降參す。

○北氏南部叢書、津輕自立由來云、天正九年、石川高信死去の後、大光寺左衞門滿愛、汗石隱岐守正吉、大浦平藏爲信、三人を波岡政信の後見として、附置れしに、天正十年滿愛逐電す。

東日流記云、天正三年、爲信公御年二十六、此時大光寺破軍す、正月朔日、家來瀧本播磨と云者候て、爲信公御難義被成候。○津輕平山年代記云、天正三年八月十三日、大浦信濃守殿、大光寺瀧本播磨殿へ押寄、合戰に及候處、大光寺の勢、以の外强候て、大浦殿漸く歸り申候、同四年正月元日、晴天、出禮相濟、暮方より雪ふり、昨夜、大浦勢大光寺へ押寄、諸家中出禮の處を、城へ切込候由、依之諸方騷立用心仕候、二日、大光寺殿兄弟の人、南部へ參度由申候に附、小湊口へ送候由にて、大浦殿より大勢にて道ふみ立、雪船にて參候、瀧本播磨甲冑にて太刀不持、次に瀧本妻女、其跡に馬壹疋、但鞍置、次に瀧本子供、同弟刑部左衞門并妻、是は田舍館掃部妹なる由、次に馬壹疋、其外相應の道具衣服、家來少々御座候得共、無腰にて候、大浦殿よりの役人、馬上にて、參候もあり、依て人々大浦殿を恐れ申候。

大光寺北氏の遺子、六郎七郎の二人ありて、其七郎は、後光愛といひ、天正二十年、鹿角に居ること其明證あり。而て此大光寺北氏は、往々劍吉北氏と混ぜらるることあり、天正慶長中、南部信直の輔佐たりし北松齋信愛は、劍吉城主にて、大光寺氏にはあらず。津輕藩史の如き、三戶城主南部晴政卒、其子晴繼甫十三、患瘂、石川高信往省視之、晴繼尋夭、高信卽以己子信直嗣、大浦爲信疑之、氏族九戶政實、櫛引淸長、武田從安、大湯正親等不服、各唱義討之、故高信久留八戶而不還、乃使其族北信愛居大光寺城、又次子政信監北畠氏于波岡城、其姿父小笠原信淨副之、永祿十二年三月、政信暴死、高信詰之信淨、信淨對以信愛之所爲、信愛畏懼、出奔出羽、是以高信復來居石川城、是歲使瀧本重行居大光寺城、云々、

此に、北信愛といふは、永祿中の左衞門佐（一統志）なれば、大光寺光愛の父を誤りて、信愛と書せるならん。但し盛岡人の撰述には、皆波岡政信の死を、天正十六、又十八年といひ、大光寺北氏の退去を、天正九年石川高信卒去の後と爲す。今此兩說を對比するに、弘前人の所傳に信憑多きを覺ゆべし。

祐淸私記（盛岡藩士撰）云、天正十年三月、津輕大光寺左衞門故なく歿滅す、之よりさき、元龜年中、津輕に西野合川叛逆し、去年（天正九）は石川高信公卒去したまひ、大浦右京亮信ありしわざ、三戶殿の御不審あり、大光寺名を光愛と申し、爲信の讒訴により立退、云云。

ことに津輕年代記（平山日記）の記事に徵し、當時の形勢目睹の想あり、之に從ふべし。

津輕年代記云、天正七年、北山の大勢、茶磨館に籠候處、無何歸り申候、又、北山六郎、金木村にて捕共有之候。○藩史云、天正七年秋七月、公帥兵討賊于茶臼館砦、賊徒奔潰、初公滅石川和德、尋陷大光寺、平浪岡、闔郡大半屬于我、先是、故大光寺信愛子、檜山六郎、同七郎、率兵三百餘侵我地、逐茶臼館砦將出町豐前、而入保焉、所在殘黨、瀧本重行、波岡左近、三浦某及比內、淺利黨二千餘來屬、兵勢猖獗、公遣塗部地新七、范中忠光等討之、

新田（アラタ） 今、大光寺村の大字にて、荒田につくる、大光寺の東、柏木の北とす。○津輕年代記云、天正二年正月、猿賀町に權現堂供養、三月、乳井村福王寺玄蕃、猿賀へ參候を、大光寺の勢待伏仕候て、新田（アラタ）村にて討取候、人々理不盡の至と申候、依之、大光寺を惡み候者多有之候、

瀧本（タキモト） 大光寺城代瀧本播磨守重行が在名の地にて、大光寺の近里とす。郡中名字に「大光寺、瀧本、原田、蛙皐川（一云蛙皐）、荒屋、十津、尾崎、近代牛心と書也」云ふ。

館田（タテタ） 今、苗生松、松崎、松館、杉館、館山等と共に、大光寺村の管内、其西なり。平川の沿岸にして、堀越村と水を隔つ。一統志云、天正二年八月、爲信は大光寺を追伐あるべしとて、堀越に着陣、乳井先陣として、七百餘人にて、籠田口より打向ふ、其の刻に、爲信自身も堀越より押出し、樋川の取出をを打破り、館田村へ押込む、大光寺の勢逆寄せして激戰、遂に相引となる。

尾崎（ヲサキ） 今、尾崎村といひ、新屋（アラヤ）、町居、李平田森をも合す。柏木、大光寺の東半里なる山麓の村落とす。津輕年代記云、天正十一年、大浦殿、大光寺幕下の尾崎三郎左衛門を攻破申候。○藩史云、天正四年、尾崎城主喜藏、新屋城主源次郎、各以城歸降。○津輕系圖、右京亮光信の舍弟、尾崎三郎右衛門と云ひ、尾崎喜藏の祖と記す、羽後北秋田郡花岡の條に引ける古證文に、尾崎左衛門佐治家あり、此津輕尾崎の主家なりけん。一統志云、天正二年八月、爲信は竊大光寺を御追討可有にぞ相窮り、諸軍手合有、若浪岡より後詰するとも可有とて、下德大和父子、其勢七百餘にて、浪岡口を差塞せらる、又、新屋尾崎には押を置き、堀越に御着陣、兼て御定有し事なれば、乳井大隅先陣として、一町田、深浦、八幡の勢を合せて七百餘、籠田口より打向ふ。南部文書、暦應二年、曾我貞光軍忠狀に「十月、尾崎合戰之時、分取五人仕了」云々。

（新屋）

町居（マチヰ） 今、尾崎村の大字にして、沖館、新館（ニヒタテ）に近接す。古文書に、中の町居郷の内、沼楯（ヌマタテ）村といへるは、沖館、新館のいづれにか擬すべきに似たり。共に寛知集に載せたれば、古村也。

ゆつりわたす、れうばうのぶんの所りやうの事、
駿河の國かまたのかうし職半分、みちの國なとりのこほり、ひらおかの郷の内、やまのうち入道さうぶん一町、きうでんたるべし、并に屋舗共、ひらないこほり、なかのまち井の内、ぬまたての村、れんぐ佰貫文さたすべし、筑前國のなわけの庄、こほうしまるの名、并にかな丸へうふんしきの事、

（中略）

正應五年三月廿六日　　中務丞惟秀（判）

（沼楯）

下　津輕平賀郡

可令早曾我餘一太郎貞光、領知、當郡法師脇郷內、野邊左衛門五郎跡、并沼楯村事、

右爲勳功賞所被宛行也者、早守先例可致沙汰之狀、所仰如件、

建武二年三月二十五日

沖館（オキタテ） 今、新館、廣船（ヒロノネ）、唐竹（カラタケ）、及び小國谷を合せて、竹館村と改む。尾崎の南に隣れる山村なり。廣船の觀音堂は、近年、八坂神社と改祀す、曾我文書、延慶三年譲狀に「みちのくに平賀の郡、なかのまちゐの郷の內、ぬまたてい村地頭代職」云々。町居の南に、今、沖館、新館（ニヒタテ）ありて、沼楯はなし、後世沿革せるものならん。

（廣船）

納　津輕平賀郡內、曾我與一左衛門尉貞光知行分、大平賀郷御年貢拾玖貫文、岩楯郷肆貫文、法師脇郷三分二肆貫文、沼楯村參貫文者、

右所納、如件

貞和三年十月二十二日　貞賴（判）　常久（判）

（新館）

郡中名字、平賀郡弘船寺、藤森、合歡花川、唐竹、三把澤、云々。合歡花を、一本ヤマフキと注す。

唐竹（カラタケ） 今、沖館と相合せ、竹館村と改む。唐竹より東へ、黒倉山を越えて二里、小國谷（肉町、葛川などに屬す）に往來す。卽、十和田山の通路なり。されば、今、小國谷も竹館村の管內とす。

平賀郡加土計郷、除曾我小次郎內河又三郎知行分、依爲朝敵跡闕所地、本京都御左右程、被預置也、仍執達如件、

暦應四年七月七日（曾我）左衛門尉師助（判）

曾我與一左衛門尉殿（貞光）

加土計（カトケ）は唐竹の舊名なるべし、朝敵とは宮方を指す、京都は足利家なり。

（加土計）

尾上（ヲノヘ） 今、尾上村といひ、高木（タカキ）、久米、追子野木（オノコノキ）を合せて、大光寺の北半里、黒石の南半里餘。其西に猿賀村、田舍館村なり、小驛市にて、七社明神あり。

尾上、金屋等は、寛知集にも見えず、此間は、全く近世の新墾なるべし。

（高木）

金屋（カナヤ） 今、田中、李平と相合せ、金田村といふ。尾上の東にして、尾崎、新屋の北なり。山形村の方より、淺瀨石川の水を分ち、金屋、尾上の田野に灌ぐ。

猿賀（サルカ） 今、猿賀村といひ、八幡崎、日沼、中佐渡等を合す。尾上の西、黒石の西南一里、弘前の東一里半）、大光寺田舍館の二村に間す。俗說に、仁德天皇五十五年、蝦夷叛す、田道將軍（上毛野君）、勅を奉じ之を討ち、蝦夷の爲に創を蒙り、汗石の川上に於て薨去、齊明帝の時、阿部の比羅夫、蝦夷及び肅愼國を討伐せし時、之を祭て鎭國の神とす、猿賀深妙明王是なり、云々、牽强、論ずるに足らず。○津輕年代

記云、天正十四年正月、爲信公、猿賀神宮寺御所繕所に御領被成候、依之御堂建直し、十二坊取繕被成候、社内に森有之、是に田村麿呂將軍、岩木山の惡鬼を誅し、其頭を此所に埋候故實に、、毎年正月十一日、森の上に鬼の面を懸置、弓を射候、見物多く參候。

猿賀（サルカ）神社

藩政の時、神領百石、別當脩坊を神宮寺といひ、眞言宗の擁護神、深沙（シンシャ）大王と習合す。近時、或は説を爲して、田村將軍、又田道將軍を祭るといひ、遂に僧徒の手を離れて、猿賀神社と改む。

東日流傳記云、天正十五年、爲信公神宮寺を破却す、是迄は猿賀郷山高木三个村、寺領五千石餘有之、此に至て神宮寺并十二坊、天台宗退轉す、跡へ眞言坊を入置給。

一統志云、猿賀の神號、往古より秘して知るものなし、傳曰、古へ阿闍羅（アジャラ）山寺と云ふあり、即此地なりと、又曰、延暦中、田村將軍東夷征伐の時、斯神現はれ夜叉形を示して、將軍を援く、深妙大權現と稱す、靈胡人なり、又、神兵あり將軍を援く、故に明神なりければ、今に境内に其祠を存す、或曰、其深沙權現、初め鹿角郡に在り、後此に移ると（鹿角郡錦木村濱田にも猿賀神の俗説あり）

大同二戊戌年八月十七日、坂上田村麿呂再建立、
治承二戊戌年、大檀那秀衡公修補、
建武二乙亥年閏十月、國司源顯家卿造營、
延文四乙亥年八月、守護安倍師季再營、
康永十八癸卯年三月、同安倍教季再興、教季退散後、
從南部、七十五年、文龜二壬戌迄、當領令云、
文龜二壬戌年七月、閑明坊源雄闍利造營、
天正十五丁亥年、爲信公有故而破却、神宮寺改替、
元和年中、信牧公再興神宮寺、復天台宗、此時有造營、
賜寺領百石（一猿賀神社修補記一）

新撰陸奥國誌云、猿賀神社、今田道の靈と誤す、元祿中の新宮寺縁起には、深砂權現といひ、寛永六年猿賀山縁起には、坂上將軍、延暦十二年八月、於津輕田舍郡、討蕭深砂權現、於外濱建妙見堂、於平賀郡森山造多聞像云々、寶物、田道の佩劍にて、又靈代とも稱へらるる者は、長三尺二寸、中心の銘に「三國神秘、唯一弓兵之名人、一戸三之助宗則、六十餘歳指用之」又背には、「將軍利仁、天國」と刻む、疑惑多し、神石は、本祠の東九十間許に、長二間幅九尺高三尺餘、之をサルカ石とて、里人甚尊敬し、毒虫の眞代と誤したり。（按、蝦夷語にサラカは震動の意ありて、サラクカムイは、變化神なりといへり。）

日沼（ヒヌマ）（蒲田）

今、猿賀村の大字となる。寛知集に、日沼、蒲田（カマタ）あり、蒲田は日沼に接す。

陸奥國津輕田舍郡、冬井、日野閑、雨鄕、并外濱野尻鄕事、任相傳、領掌不可有相違者、依仰執達如件、

正平十五年六月五日　前右馬權頭滿顯　奉

南部雅樂助殿（南部文書）

冬井、今知れず、郡中名字「平賀郡汗石、去珂、近代猿賀とふ」、新瀬、櫻園栗木、近代名不知木といふ、干沼、中村、河合」云々。汗石、猿賀は、形勢、田舍郡に屬す、本書往々此種の錯亂あり、中村河合今知れず。

田舍館（キナカダテ）

今、大曲、大根子、高樋、畑中、垂柳などを合して、田舍館村と云ふ。猿賀の北、黑石の西南にして、淺瀨石（アセシ）川（南岸）の、平川（東岸）に合流する處にあたる、西岸は和德村なり。

古文書に、田舍郡（又夷中につくる）といへるは、淺瀨石川の南方にわたり、平賀郡の北なり、郡の首邑をば田舍館といひ、今にのこれるなり。○隨筆紀程云、黑石東南有千德氏城址、昔者千德政氏、叛南部氏、屬津輕爲信、族人政武、據田舍館城、不降、爲信大擧來攻、乃與壯士三百三十四人逆戰、皆死之、後十餘年、爲信悉令隣敵、設法會、祭役我將士戰亡者、有一婦人、登壇則論祭文、伏刃而死、即其妻小山内氏也。

一統志云、永祿中、石川城主南部高信、當代武勇の譽れ高く、麾下には、大光寺に瀧本播磨守重行、田舍館に千德掃部、和德に小山内讃岐守、淺瀨石に千德大和守、外濱油川に奥瀬善九郎、其外小城主の士、高信の指揮に應して、互に無二の忠志を競ひ（中略）、掃部は、天正十三年まで、己が城池を守り居りしが、遂に大浦爲信に攻崩され戰死し、津輕一圓此に及びて爲信の所知と爲る。

東日流傳記云、天正十三年五月廿日、田舍館の城主千德掃部破軍、此謀者、浪岡と同前、掃部打死、此方にて二本柳三郎右衞門と申者、田舍館少知行にて御預置。○按、千德は南部の一族なり、津輕年代記に「元龜二年三月、田舍館千德左近太郎殿病死」云々、蓋掃部の父祖ならん、千德もと閉伊郡の邑名なり。

大根子（オオネツコ）（垂柳）

今、田舍館村の大字にして、其西北半里、平川（南より來り）淺瀨石川（東より來る者）此にて合流す、黑石二里、弘前一里半。

郡中名字云、田舍郡高樋、垂柳（タレヤナキ）、踏館、八反田、戰藤、諏訪堂と書也。

淺瀨石（アセイシ）（汗石）

今、高賀野（カウガノ）、中川を併せて、淺瀨石村と云ふ、黑石の西南半里、追子野木、（尾上）を西隣とし、高賀野を東隣とし。淺瀨石川の南岸による。一に汗石、淺石につくる。

郡中名字に、汗石を平賀郡、中川を田舍郡とすれと、共に田舍部ならん。

一統志云、平賀郡淺瀨石の城主千德大和守は、（天正年中）南部の命を背き、大浦に志を通しければ、南部信直より速に誅罰可有とて、天正十三年四月、下長杭日向（シモナクヒ）を大將として、其勢三千餘、猿賀の堺なる蝦境の猿とヒルカ井二山の中間、鳥長根と云大切所を打越、黃柴か平へ掛け、

黒森山の麓、黒石の東、[illegible](ウツクイノ)に陣を取る、淺瀬石の堺は究竟の要害、其北二十町計を隔て、大川あり、其流甚早くして輙渡ることを不得、南は深山に續て道もなき嶮岨也。西一方は平地にて、味方大浦の通路也。かくて兩軍は度々合戰ありて後、大浦爲信公、千五百の着到にて、四月四日、高木村に陣す、日向守は之を聞き「天の與へ此時也、爰にて京兆を討取るべし」と、勇戰しけれども果さず、外の濱小湊口より辛うして本國へ引入ける。○津輕志留遍云、淺瀬石の古城は、弘前の東四里、古賀野に在り、丘陵に緣り、千德大和之に居り、時勢を察して爲信公に屬す、後大和不軌を謀り、事露顯に及び、爲信公の爲めに誅せられて、千德家亡ぶ。新撰國志云、汗石城跡は、村の東南の山足に在り、舊説に、[illegible]壇が嶽とあるは、今の耕田山なり。

南部系譜云、石川左衛門高信、爲津輕郡代、天正九年卒、二男、長信直、次政信、政信爲津輕郡代、居波岡、天正十六年三月、謀臣右京弑之、葬汗石村信叟寺。○奥南深秘抄云、南部光行公の長男、彦太郎行朝、始大光寺遠江守養子に成り、後淺石村に住居、千德殿といふ、長牛、淺石、平舘、堀切、通内、野田、谷内、中村、荒木田、金田、等これよりわかる。○津輕異聞錄云、汗石は、千葉の流、千德隱岐守下向、其子は大和守なり、田舍舘は、千德掃部の父左近太郎、元龜二年に下向す、紋所は星なり。○津輕年代記云、天正十三年五月五日、田舍舘の千德掃部殿をば、大浦殿も勞敷思召候得共、降參の心無之故討取候、爲信公御手勢千餘人、小笠原伊勢五百餘人、淺瀬石大和六百人、新聞出雲、前田、黒出、櫻庭の勢千餘人也。

山形(ヤマガタ)　今、山形村といひ、花巻、牡丹平、溫湯、二庄内、沖浦などを合す。黒石汗石の東なる山谷の中に屬す。黒石を去る一里、[illegible]部への間道あり、蛭貝(ヒルカヒ)山をなす

ぐ。

郡中名字に、田舍郡山邊には、袋、馬音内(マオナイ)、峨々峰次、熱後湯、板留、石雞坂、甄田、四家内云々。恐らくは、此山形にあたる。本書時に奇僻の文字を當てしなれば、其訓にくるしむもの多し。寛知集には、山形、溫湯といひ、爾餘の名なし。

小徑一條有向東、直如簡又曲如弓、草頭承露紫茸濕、樹末[illegible]霜淺淺紅、飛瀑二層天造出、石神三體自然工、胸襟對此塵消盡、滿耳溪聲滿面風、　工藤 他山

山形の東嶺を中野(ナカノ)山といひ、秋日紅葉の美觀ありと稱す。享和中、藩主百種の楓樹を擇みて植ゑられしより、弘前黒石の士女の登覽今に絶えず。六角柱狀の石材を出す、架平石に并び稱せらる。（中野山）

溫湯(ヌルユ)　今、山形村の大字なり、鹽類泉あり、熱百十度、汗石川の北岸に緣り、湯戶數字あり。板留にも溫泉あり、所々に古生層の岩石を認知せらる。

沖浦(オキウラ)　今、山形村の管内なれど、其東南一里の奥にして、峽谷中の孤村とす。

小國(ヲグニ)　今、切明(キリアケ)、葛川と共に、竹館(舊竹沖館)村の管内なれど、沖浦の東南一里にして、汗石川の峽中なり、切明には湯泉あり。（切明）

新撰國志云、切明は、地味薄く、山氣強く、菜蔬すら實ならず、薪炭を以て米穀に代へて糊口す、兎尻(ウサギシリ)山を越えて、鹿角郡へ間道ありし跡、藩政の時は、通行を嚴禁せられたり、今に蹊路を成さず、溫(ヌル)川を尋ね上れば、膳棚(ダナ)山、樅峰、蘆柄(アシカラ)山等に至る、山の南は十和田湖なり、山中に金銀坑あれど、今採るものなし、膳棚を、一名花部、又大神樂(ダイカグラ)といふ。

汗石川(アセシ)　十輪田湖の西嶺、膳棚山蘆柄山に發し、西北流、切明、沖浦等を過ぎ、溫湯以下漸く山峽を出で、黒石驛の南を過ぎ、川部大根子の間に至り、平川へ注ぐ、長凡九里。一名黒石(クロイシ)川。

新撰國志云、淺瀬石は、急湍水淺しと雖、岸を崩し石を流し、其名字虛ならず、其源は切明村の汗石山なり。○按、黒石川は、昔、田舍郡と奥法郡(中郡)の境界、此に分れたりといふ、東日流傳記にされど、古文書に田舍郡黒石、また河邊といひ、北岸へも田舍郡わたれり、沿革のありしことならん。（黒石川）

黒石(クロイシ)　今、黒石町、人口七千五百、舊弘前藩支封の治府なりしが、今も南津輕郡役所あり。弘前の東三里半、青森の西南八里半、川部停車場へ二里。黒石川は、十輪田山に發し、黒石の南を過ぎ、川部に至り平川へ注ぐ。

隨筆紀程云、黒石驛、列肆齊整、人口六千、汗石川發自南岑盧柄兩山、西流經驛前、遥藤崎、入岩木川、田土肥沃、所産嘉穀、推爲本州第一、明曆中、津輕藩信政[illegible]、割地五千石、封叔父信英於此、[illegible]萬石、中興納上、七民[illegible]、祀信英、號黒石神主、○南部八戶文書によれば、黒石郡は、興國正平の頃に、南部信政の妻(か[illegible]す御前)了(万壽丸信光)に傳領せり。是地、工藤右衛門尉貞行より、其遺妻(しれん尼)に分配せらるともいへば、信政の妻は、即工藤貞行の女子なり。山邊郡二想志に引ける文書に、貞行は元弘建武の兵亂に宮方たりし由も見えて、當時有力の津輕[illegible]の一族たりと知らる。大光寺合戰降人注文に、工藤右衛門尉貞景といふは、貞行の親族なりけん、工藤道光、同舍實南人なる、中務右衛門尉預とあるこそ、此貞行ならん。されば、田舍郡には、工藤氏、鎌倉御家人として補任せられたると爲すら、聰想にあらじ。

ゆかりわたす、くろいしの所りやうの事、
さたゆきのゆつりに、いつれの所領も後家一期、(中略)
ちやく女、なんふといへ[illegible]うかいすこせんに、[illegible]

いたなかきり、ゆつる、（中略）
こうこく四れん六月二十日　あましれん（判）」

ゆつりわたす、りきしゆ丸、（包紙云、信光幼名力壽）
つかゐいなかいこなり、くろいしのかう、
おなしき、まん所しきの事、
右所は、こくとうゐもんいせうきだゆき、ざうたいの所りやうたゐあひだ、しれんかのごけとしてさうでん（中略）ちやくそんりきすす丸にゆつりあたうる也、（中略）、
こうこく五れん二月十三日　しれん（判）
（判、國司顯信なるべし）」

陸奥國津輕田舍郡黒石郷、井與和郡日谷郷等事、任相傳、領掌不可有相違者、依仰執達如件、
正平十五年六月五日　前右馬權頭清顯　奉
南部　薩摩守殿」

黒石城址（クロイシ）　市街の東南、高陽の地にして、淺瀨石川其下を流る。明暦二年、津輕十郎左衛門信英、黒石五千石を分封せられ、此に陣屋を定めたり。（信英は、信牧の三男なり、信牧の嫡孫信政を輔けて功勞あり）、數世の後、甲斐守親足、文化五年、宗藩加封と同時に、五千石を加へられ、列侯に陞せられ、柳間詰と爲る、されど城主格には進ますして止みき、今陣屋址に一廟を置き、家祖を祀る。

慶長七年春、天藤菜等四人作亂伏誅、先是、世子信建居堀越城、有元孫、曰大熊、公鍾愛之、育於黒石館、一日誤火傷、世子命四人令將來、時公不在、夫人謂火傷不可風、不聽、事頗遲緩、世子忿恚甚、輙殺四人妻孥、四人歸路會撃妻孥屍、忽大怒、揮刀入世子宮、宮女納世子於櫃中鎖鑰、四人不察走出、到處多傷害人、東海吉兵衛執弓射而悉斃之。（藩史）

川部（カハベ）（河邊）　今、前田屋敷、東光寺、十矢倉等を合せて、光田（クワウデン）寺村と改む、黒石の西、藤崎村に接し、汗石川平川の交會にあたり、鐵道中驛とす、弘前三哩、浪岡六哩。

白川文書、延元元年四月、結城宗廣讓狀に「得宗領、津輕田舍郡内河邊（カハベ）桜葉郷」と載せしは此地なり。櫻葉は、河邊の隔名と判断せらる、實際に就きて遺名を探るを要す。又、東日流傳記に、田舍部と奧法部の堺は、黒石川と明記せば、此川部は奧法部内とす、古今の沿革ある歟。

藤崎（フヂザキ）（藤先）　今、藤崎村といふ、或は藤先（フヂサキ）につくれり、川部の北に接し、平川の右岸に縁り、弘前より浪岡青森への通路にあたる。安東氏の故墟なりといふ、其正説を知らず。

津輕志留遍云、堰神福田宮は、藤崎村にあり、堰八太郎左衛門安高を祭る、堰八は村名なり、安高、慶長年間、藤崎堰破れて、水下の困難せるを救はんと、人柱となりて死せり、云々、石碑あり、堰口は川部の東、境松（サカヒマツ）に在り、其文、「藤先堰、在于汗石上流、相傳堰八安高者、其旁邑人、司堰務、其先蓋出于安倍高星云、慶長中、邑堰荐潰、民患之、安高奮袂、誓衆曰、吾聞壊以人築則必成、將以身作柱、爲公等永護水利、既更服衣帑、葬于河、直仰臥乎決口、令生杭其腹以築焉、實慶長十四年四月十四日、厥後堰弗復潰、民以爲神乃俎豆之、爲立祠號曰福田堰神、政府賞其偉功、賚以祠田若干、子孫氏堰八、隷祠部、距今茲文化丁卯、既百九十九年矣、堰下民永受其賜、明年夏將有事乎堰神、於是邑宰豫請銘石、云々。

地藏鐘驗記云、往日、鎌倉に安藤五郎とて、武藝に名を得たる人ありけり、公命によりて、夷島に向發し、容易夷敵を亡、其貢をそなへさせければ、日本の將軍とぞ申ける、されば夷とも年毎に貢をぞ奉りぬ。（藤崎安藤氏の一派と傳へし、常陸國白鳥邑主の古系圖あり、其昧の嫌ありと雖、合考すべき所あるべし。此藤崎系圖は、夙く寛文中に、會津舊事考に引かれ、藩翰譜にも之を採り、彰考館にも常に、典據と爲したれど、錯亂甚しき贋譜なり。（西濱安東浦に合考せよ）

○大毘古命　安部將軍、是安倍姓元祖也、
　兄安日王
　弟長髓彦、人皇之始、有安日長髓（以下十一行、文字不分明、故不記之）安東浦等是也、
安東、安日後孫、初姓安日（以下十三行不詳）守防東北夷狄矣、
致東、應神天皇（以下二行不分明）日下將軍云、
長國（天平寶字比）
高丸（一説家麻呂、寶龜之比、爲羽州賊秋將軍）
安兜（延喜比之人、到此、舊記錯亂、日持又不詳、故采撫易見分者一二、而爲相續姓系略記）
國東
一條院御宇（以下二十二行文缺殘、敢無僞後之意、
賴良——賴良
良宗（安東太郎早世）
貞任
羽州雄勝郡廚河城主、（以下十七行不分明）、國人毎歳敬祭、
千代童子丸（與父一所戰死）
女子（八幡太郎義家三男義國之母）
高星
三歳時、乳母懷之、逃津輕、後爲藤崎城主、

堯仲
藤崎領守、安東太郎、
高任
〇〇〇〇〇〇
元爲藤崎城主、然近日院御宇、從津輕引多勢
士卒、發向於常陸國、(以下三行不分明)氣掠
天授地也、
光任
同領白鳥十二網、居白鳥城、(以下略之)
時永正三丙寅年八月日、應藤崎右京佐殿需、舊記紙
破、文滅字亡、依難見分、正之書此也、義獄道人、
以常州札邑人藤崎氏家藏本寫之、彰考館、

藤崎城跡（フヂサキ） 津輕志留邇、藤崎村は弘前を距る二里、平川に添ひ、其古城の跡、土居の形存する所もあり、地形に依て之を觀れば、當地方古城址中、最大なるものなり、昔、安部貞任が二男高星丸り津輕に至り、藤崎に居る、卽邑主となり、其後代々安東を稱し、元亨中、安東五郎三郎の居城なりしが、從弟又太郎と、境目の爭よりして合戰に及び、五郎三郎は亡び、又太郎も亦亡びて、安東太教季の舍弟、藤崎伊勢守が領する所となる、其後、南部氏横領し、弘治元年、人夫を募り古城の修繕をなす、三年交代に城番を置て之を支配せりとも云ふ。津輕異聞錄云、天文二年、南部右馬亮安信の舍弟高信、藤先の城主下國教季を伐ち、教季打死す。

藤崎城墟碑文〔奥羽史料〕
陸奥國南津輕郡藤崎邑者、安東氏之城墟也、安東氏之遠祖安日、神武帝時、以弟長髄彥故、被遷津輕西濱肯也、其裔安東、崇神帝置四道將軍時、代安倍河別命、討平東夷、復姓安日、任將軍、其子致東、應神帝時、奉詔征東夷、以功賜日下將軍號、其子長國、天平寶字中、討藤原仲麻呂有功、其五世孫國東、一條帝時、征伐東夷、其四世孫則高星丸也、始城于此以居焉、勸請八幡宮、寬治六年也、其五世孫曰安東太郎堯勢、武名頗振、首被北條氏、從新田義貞擧義旗、其子貞季、屬鎮守府大將軍北畠顯家勤王、延元三年五月、戰死于泉州安倍野、爾來子孫世爲藤崎城主、其間、津輕氏及葛西氏等屢交戰、至應永年間、南部氏勢稍盛、安東氏漸衰、天文弘治間、門族潰散、天正中、津輕爲信使弟五郎六郎居焉、同十三年三月、二弟溺死、城廢爲墟云、今檢其地、城墟南北四百間、東西百十間餘、或爲邑里家宅、或耕爲田、僅存形蹟耳、故記其概略、以垂諸永世。

安倍安東氏は、上古より中世に至るまで、東北錚々の盛族にして、民夷皆之に歸附し、一藩邦の如し。而も其事跡に顯晦あり、斷續一ならず。津輕は、鎌倉幕府の時に及ぶも、夷俘雜居の地なり、當時、安東氏の城柴、以て異類を管領したるは何地ぞ。諏訪明神繪起絵詞には「外濱內末部、西濱折曾關に城塀を構て」云々と見えたり。內末部は內眞部(今東津輕)に擬すべく、折曾關(一本打著關)は關村(今西津輕)に擬せらるれど、明徵確據を缺きたり。今且、俗傳に從ひ、下に安藤氏の事跡を附錄し、後の識者に問ふのみ。十三、檜山(羽後)等に合考すべき所あれ。

津輕年代記云、天正十三年六月、藤崎城主二君、堀越の計儀にて、船遊溺死の由承候。〇藤崎の二君とは、大浦爲信の義弟にして、大浦氏の嫡統なり、それを爲信か殺害したるなり。卽、小山內氏津輕考に「永祿年中、爲則公の御子五郎君六郎君、藤崎の城に在ませしこと、人の知る處なり」とあるが如し。此二君なば、千德殿ともいへるにや、東日流傳記に「四代信濃守爲則公、仙洞御所御父也」云々、御所とは濫甚し。

安藤館址（アンドウ） 安政中に成れる津輕考に「八册武鑑、安東太郎貞季之男堯季、其男愛季、移十三湊、愛季男堯勢、其男貞季、有二子、兄盛季、弟鹿季、鹿季討取秋田湊、爲秋田城主、稱湊家、盛季稱下國家、從盛季連綿、而康季、義季、政季、忠季、尋季、舜季、愛季、皆稱下國安東太郎、愛季之時、湊家八代孫友季死、而依無嗣、以愛季爲秋田城之介、從是二家合爲一」云々、此說にて、元亨年中、津輕の安東氏、五郎三郎、又太郎といふを合せ考ふるに、季長の名見へず、堯勢の名ありて、愛季の男とす、五郎三郎は季長にて、又太郎は堯勢なるか、會津四家合考に依れば、貞季を堯勢が子とす、八册武鑑の說これに同し、何れか是なる、惟ふに愛季が湊家(即上の國秋田湊の城)を嗣しより、藤崎(即下の國津輕藤崎の城)は如何なりしや、家族などをして守らしめたる歟、永祿のころまでも廢城ならざることは、舊記等にも見ゆ」云々。此に論して、藤崎を以て下國となされしは、疑ふべし。八册武鑑の本文にも「愛季移十三湊、男堯勢、男貞季」云々とあれば、安東太郎は早く藤崎を去り、十三湊に、こそ下國嫡流と稱したるなれ。藤崎は、恐らくは、他の庶流五郎太郎の之を保ちし者のみ、其敗亡は何の頃にや。蓋、永祿以前にて、明應中南部信時が安東氏(藤先教季とも、又藤崎伊勢ともいふ)を伐ちしとは、卽藤崎の亡滅にあらずや。

安東太郎の嫡流は、夙く鎌府の初めに、內三郡を鎌倉武士に避進して、十三に退き移れるに非ずや、藤崎は內外の交界にあたる。〇再考、秋田系圖に、鹿季（シカ）(一名或は祐季（スケ）庶季に讓る)とふは、建武中の文書に、湊祐二郎祐季といふに同じかるべし。されば、先に湊城址に、祐季を藤崎五郎の族黨といへるは精からず、實は貞季の従兄弟なりしならん。

津輕安藤氏の始末は、郡號の條に概見す、由來最久し。鎌倉執權の季世にあたり、安藤氏嫡庶相爭ひ、夷吠を援

いて亂を作す、數年にして僅に平定す、

當寺祈禱事、蝦夷已歸降之間、法驗之至、殊感悅候、謹言、

五月二十一日（文保二）　高　時（花押）

稱名寺長老（武州文書）

保暦間記云、元亨二年の春、奥州に安藤五郎三郎、同又太郎と云者あり、彼等が先祖安藤五郎と云者、東夷の堅めに、義時が代官として、津輕に置たりけるが末也、此兩人相論する事あり、高資數々賄賂を兩方より取りて兩人へ下知をなす、彼等が方人の夷等合戰をなす、是に依て關東より打手を度々下す、多くの軍勢亡びけれども、年を重て事行す。○異本伯耆巻云、奥州津輕の住人安東又太郎季長、同郎從季兼と、同又三郎と云者、所領の事を論ずる子細あり、兩方訴へけるに、高資賄賂にふけり、理あるを非とし、惡さまに下知しければ、兩方下知を背、及合戰ことあり、此安東と云は、義時が代に、夷島の押として、安藤が二男を津輕に置ける、彼等か末葉也。○北條記云、元亨二年、出羽蝦夷蜂起、度々及合戰、自去元應二年蜂起、云々、正中二年六月、依蝦夷蜂起事、被改安藤又太郎、以五郎三郎補代官職訖、嘉暦元年三月、工藤右衛門尉祐貞、爲蝦夷征罰使進發、七月廿六日、祐貞虜季長歸參、二年六月、宇都宮五郎高貞、小田尾張權守高知、爲蝦夷追討使下向、三年十月、奥州合戰事、以和談之儀、高貞高知等歸參。

其嫡家は、蓋、又太郎季長にして、庶流は五郎三郎（伯耆記又三郎）季久（諏訪緣起）なり、季長を或は堯勢に作るは、誤歟。

八戸南部五世傳云、元亨二年、奥人安藤堯勢叛、北條氏高時、遣足立時光征之、不克、先是、南部長續、討內徒於奥州糠部郡、事平、會時光乞援、即馳赴之、與畑時能相議、夜襲安藤氏、獲堯勢及族將數人、驍名大著、長續子夭、從納族子師行、配女爲嗣。

元弘建武の亂には、安藤は嫡庶諸族、皆宮方に屬したり。大光寺合戰の注文に、又太郎、五郎二郎（家季）、孫次郎（高季）等、其功を錄せらる、又、五郎太郎（高季）の證判あり。

忠（[illegible]考證云、元弘三年十二月、官軍曾我乙房丸、津輕平賀郡大光寺に戰ひ、建武元年四月、國廳、多田木助貞綱を津輕に下向せしめ、八月「津輕御下向路次、糠部郡內宿々、御雜事用意、御宿次、并人數以下、注文一通、遣之」との國宣を下したれば、國司顯家も下向せんとしたるなり、二年三月、山邊郡政所に下せる國宣に「津輕中事、爲有尋沙汰、所被下南部又次郎師行也」とあり、是冬、尊氏叛き、南北の亂となり、師行兄弟は鎭守府に從ひ、安藤は足利氏に附き、奥州北部綏からす。

下津輕平賀郡、（顯家卿花判）

可令早安藤五郎太郎高季、領知當郡上柏木鄕事、」

右爲勲功、所被宛行也、任先例可致其沙汰之狀、所仰如件、

建武元年三月十二日（結淸私記、明暦三年判物拔書）

（建武元年六月、國司顯家卿執事、淸高與南部師行書）

安藤五郎二郎家季事、所存之趣、旁以非無疑貽候、所詮外濱を押領之志候歟、足利方へは、自國方預由を申、國方へは自足利方預之由構候歟、彼密事一箇條も旁不審無極候、京都へは具被申華、忠重閒事、先度被仰畢、相構被失候にて、可被召進候、且自京都も被召事も候歟、猶々必可被進候也、就之、五郎二郎も別心候はで、存報國之忠者、外濱等事も、公家へも足利方へも被申談はなど、一方をも無御計之道候哉、而如當時いかさまにも有異心歟、然而湊孫次郎祐季、并明師等、不同心合力者、家季一身無指事歟、內々得此意、可被廻方便歟、且異其候也、多田貞綱は、彼堺事不知案內歟、平賀は多田にも不和、結句又安藤五郎二郎とも不和事出來歟之由、其聞候之間、被召返候也、所詮、當時安藤一族強異心候之由歟、而家季一身造意、非無疑、國之御大事に候へば、能々可被廻思案候、如何ざまにも、兩師方を能々可被誘仰歟、由思食候也、念以應用可被方便候、云々。（南部文書）

足利尊氏の叛背に及び、安藤分裂し、五郎二郎家季は外濱に割據す、（明師とは何歟、三戸郡斗賀村靈驗堂鰐口銘に「大旦那大信明尊、正平二十一年」など見ゆるに合考すべし）。かくて、祐季及び明師、並びに南部の人々の協力にて、宮方の頽勢を保持する所ありしも、家季は曾我氏（平賀）と共に、藤崎城に官軍を圍みたることあり。

中館系圖云、延元元年正月七日、南部師行父子、與成田泰次相謀、而分麾下津輕藤崎平內兩城、時曾我與貞光、安藤五郎二郎家季、從尊氏卿之指揮、而相與來攻之、然城兵不屑之、却追討貞光等而走之、此時貞光受白矢於左膝而敗北、云々、同三月、顯家卿爲鎭守府將軍而下向奥州。

當時藤崎城主として、南部、成田（鹿角）の兵と與に防守せしは誰歟、五郎太郎高季歟。之を要するに、藤崎は嫡流太郎の家にはあらで、庶流五郎の一派ならん。興國中に及び、形勢も一變し、安藤の諸流擧りて宮方に歸順したりと判知せられ、安藤一族歸降の事は、南部政長の功勞なりしといふ證文あり。（男鹿島赤神緣起に、元德三年、安倍高季の名あり、又、尻八館址に引ける文書に、宮方の安藤四郎あり）

八戸系圖、興國三年十二月二十日、國司顯信回翰（據政長書）、左近將監政長奉書也、

共十一月七日御状十二月十八日到來
一、津輕安堵一篇事、云々、
一、當所合戰、守護被致忠節、云々、
一、今度又對治磐手西根、被構要害之由、日出度、云云、
一、着到入見參了、云々、
一、官途所望之類、無子細、云々、
一、曾我三郎左衞門尉出羽侍之事、聞召了、云々、
中務系圖又云、貞和三年十二月、國司與南部政長（師行子）書曰、津輕安堵、嫡子降子國府之事、足傳足下の功也、但天皆勇幹被者乎、到例春則、和賀滴石之軍士等一手、皆攻斯波、然河可馳向於和賀稗貫邊、此等之事、請葛西一族而可也、河村六郎降參之事、足下猶能可有可也、云々
・若、斯波の子孫、波岡に居り、傳安の本來、數世の永きに及ぶもの、一に安藤と南部との關係に由る。而も、其詳説、之を能る能はず、二者の係累なりと雖、信憑するなし、後の補考にまつ。

滿藏寺跡（マンザウ） 津輕志留通云、藤崎より北、板屋野木（イタヤノキ）に至る道路大川の清岸小高き所を、唐糸御前の舊跡と傳ふ、最明寺殿一なとぞ。○津輕一統志云、藤崎に唐絲前の墳あり、相傳ふ、唐絲前は鎌倉の執權最明寺殿、北條時頼の妾にて、後山寺流に隠れ逝去す、往昔、平等教院と云ふ寺あり、常陸國關より住し、大興雅麗にして、鎌倉南北朝の文書なども多く藏せし、此寺頽廢し、護國寺、又護國寺など云ふ禪刹再興したりしも、近代に及び皆亡び、今弘前城下の滿藏寺と云ふは、藤崎の故院を繼ぎたるものとぞ。

（弘前長勝寺古鐘、高三尺七寸口徑二尺五寸）

皇帝萬歲　重臣千秋　風調雨順　國泰民安
嘉元四年丙午八月十五日
大檀那　相模守平朝臣崇演
當寺住持　傳法沙門□□
施主見阿　見阿彌陀佛、沙彌行忍、沙彌行卓、平高直、安倍季隆、沙彌行心、沙彌道性、丹治宗貞、平經廣、源光氏、僧證嚴、沙彌道法、藤原宗直、藤原宗氏、沙彌覺性、勸進都寺僧頁秀、大工大夫入道了口。

小山内氏津輕考云、藤崎の郷に唐糸の古跡と云ふあり、世に傳ふ、唐糸御前は、藤崎の館にて、北條時頼の妾となり、後讒言へて津輕に謫住、今に古碑なりとて存す、文字讀べからず、唯口に傳ふるのみ、今長勝寺の寺内なる萬歲寺は、藤崎より移し、萬歲寺に懸し鐘を長勝寺につたふ、施資せる檀那の名、今に於て考へ能なしといへども、北條貞時入道崇演以下、皆當時の歷々とみへたり。嘉元の古鐘、地方稀有の寶器といふべし、されど、刻銘に寺號なし、後人削滅せしにあらずや。唐糸御前の事は、其實を知らずと雖、貞時を大檀那といふを以て之を推せば、得宗領（北條家の領分の名）の邑内なりしこと悉すべし。田部に擬ける文書、

得宗領、津輕田舍郡、河邊櫻庭郷

櫻庭とは、藤崎の別名なりし歟、河邊藤崎相連接す。施錢檀那見阿、やがて此地の領主なりしならんが其人を知る能はず、可足記に萬藏寺は炭燒藤太の開基といへ、哀臆のみ。當時、田舍郡には、工藤氏の一族の盛大なりしに合考せて、更に想ひおよぶ所もあらん歟、

可足記云、昔、近衛殿の姫君、乳母の讒により、外濱へ流僑住ひ、炭燒藤太に嫁房契を結びける、鎌倉時頼入道の時なり、卽本領安堵の上、網代の輿、并に屋形號を免許と承候、頼秀の母、唐糸の前は、始時頼の妾にて、當國へ配流、後秀直殿室に成候由、此時既に懐妊の由に候、唐糸の前卒去、其冥福を祈候て、萬藏寺開基、云々、

郡中名字云、奥法郡に、藤先の郷には、若門寺、唐糸の前、爼淵（マナイタフチ）、溝沼、云々。（藤先は奥法郡田舍の堺にあたる）若門寺といふも、別所は、寺内門前寺に名つくる例なれば、滿藏寺の村名なりけん。

林崎（ハヤシザキ） 今、舘田、横澤、三味等と相合せて、林崎村といふ。當寺の北一里、奥法郡榊木（北津輕郡）の南なる新田なり。

水本（ミヅモト） 今、久井名舘、富柳寺と相合せ、富木舘村といふ、藤崎の東北一里半、黑石の北一里半、本郷川（十川）の邊なり。因って村里なし、皆近代開拓の新田なり。郡中名字に「奥法郡清淵、清水、淺瀬地、清生沼、新堀、平地、黑石」など載す、清城は則水本ならん。

矢澤（ヤザハ） 今、水沼、俵升、中野目、亀岡、石両等と相合せて、十二里（ジフニサト）村と改む、水本の西北にして、藤崎の北なり。郡中名字に「奥法郡見清、溝沼、長門、清城」など見ゆ。溝沼は、水沼也、寛記集に、矢澤村を擧ぐるのみ。東日流傳記に「奥法郡、なつひの庄とて、亀岡の近所に有よし」云々。

徳下（トクゲ）（亀岡）（沼水） 今、若松、柳、常盤等をも合せて、常盤村と云ふ、水木の南なり。寛知集には、徳下の村名あり、その餘なし。

馬場尻（バシリ）（内） 今、中野村村と改稱し、富山（トビナイ）、日内澤、野淸等を合せ、水木の東にして、黑石の北になる新田なり、郡中名字に「奥法郡黑石、鶉蟲野、富内、二本平、長谷清、黄黎平」云々。寛知集には、日內澤、東目、小屋敷、久味木云々。久味木、今の紫道木にて、小屋敷と共に中郷の管内とす。

野添（ノゾヘ） 今、馬場尻、唐内等に合せ、中郷村と改む。○津輕志云、天正十三年四月、津輕の下石川日向守、貴族三千餘、津輕堺の榊墳の嶽と、舌貝内の中間、烏長根といふ

大切所を打越へ、黒瀧か平へ掛り、黒石山の麓、黒石の東、鬱蟲野に陣取、花瀨石の城を攻めんとす。

(竹鼻)(二想志)

高館（タカダテ） 竹鼻、二ツ屋、三島、赤坂、上十川等と合して、六郷村と改む。馬場尻の東にして、山麓に居り、十川(本郷川)の源にあたり、黒石の北東一里餘。寛知集に、高館なし、竹鼻を録するのみ。南部八戸文書に、山邊郡二想志郷といふは、今の二雙子なり、郡中名字に二卑至と書す。

讓渡　女子加伊壽御前分
一所　津輕山邊郡、二想志郷内下方
　爲大光寺合戰勳功、所々拜領貞行中也、
一所　田舍郡郡上冬居郷拾分壹
右所讓與加伊壽御前也、御下知并證文等者、預置于女(原注、數子母)許、自然有違目之時者、任彼證文等、可明申子細、但向後若出來男子者、改此讓、可配分之狀如件、
　建武元年八月二十一日　　貞行(判)

加伊壽は、本書の包紙に信光母と題せられ、即、南部信政(政長の長子)の妻室なり。貞行は工藤氏、田舍郡の鎌倉家人たりき。(黒石に合考)

津輕中事、爲有尋沙汰、所被下南部又次郎師行也、應催促、相催郡内輩、可致忠節、若有緩怠之儀者、宜被處罪科、且隨事體、可計沙汰之由、所被仰付師行也、殊可合存知者、依國宣執達如件、
　建武二年三月二十三日　　大藏權少輔清高奉
　　　山邊郡　政所(南部文書)

(山邊郡)

此山邊郡は、他に見えねど、東日流傳記に「波岡は六郎の外なり」と述べ、郡中名字には「奧法郡山邊には、浪岡七郷、云々」と載す。田舍奥法、二郡の東方をいへるならん。されど、是の定めも時々沿革しけん、田舍郡浪岡といひ、外濱までも田舍郡といはれし例證あり。

本郷（ホンゴウ） 今、中野、吉内、相内等と相合せ、五郷村と改む。高館の北にして、浪岡驛の東南一里、十川は其西を過ぐ、即本郷川の名ある所以なり。

(吉内)

郡中名字「奧法郡山邊には、浪岡七郷、本町、本江、吉澤、皂淵川、百々郷、喚所寺」云々、又「大飛鳥、吉内、湯化」と見ゆ。寛知集には本江村、吉内村といふのみ、とも、山邊の本郷の義なりけん。

浪岡（ナミオカ） 今、浪岡村といひ、鐵道、弘前九哩、青森二十哩。大釋迦、五本松、南峡谷の口にあたり、一要衝とす。正平以降、天正に至る迄二百餘年間、北畠國司の子孫之に居り、御所と稱せり。亦津輕の故跡と謂ふべし。浪岡御所の事蹟、紛紜多し、土俗無稽の附會、最厭ふべし。「昔は、行丘と書しに、堀川院の御代、白髭水と唱へて大洪水あり、浪の中より土の積りて岡となりたるを以て、浪岡と唱へたりとも云へり」といふの類なり。郡中名字に「行居郷、達鳴(一云達曳)昨浪岡と書替、御所、本名は中院源氏、北畑殿、在京の時萬里小路といふ、奧州國司顯家卿、有大臣の沒後、閉伊吉惑御所と云、大臣領、多田、水津(一云濱)二人は譜代侍也、奧寺、廣田、二人は重代侍也、三宅、品川、浦佐、横溝、櫻庭、播磨、神、穴澤、船越、大浦、鶴取(一云呼)、松橋、木參侍、本參侍八人、當參侍八人、以上十六人(中略)、今、都殿鶴三郎、大名は鼻和郡大浦信州、平賀郡は大光寺政行、田舍郡奥法郡沼讒(一作泥認)保内一千貫、浪岡御所源具永卿也」、云々。是れは、さすがに、天文當時の舊記だけに、頗重要の含蓄あるを覺ゆ。たゞ傳證なきを以て、多く語るを得ず。

隨鑾紀程云、浪岡驛、上游有城墟、天正中、北畠顯村居之、爲大浦氏所滅、驛内岐路、有通藤崎、有安東氏古墟、左過村元坂、石塔聳立田間者二處、往年土人闘光發掘、石毀字滅、或爲長慶帝陵、或稱北畠氏墳塋、皆臆度耳。

〔明治戊寅巡幸日記云、横過津輕坂、道甚險、浪岡、田野渺瀰、稻花黃入、岩木山突兀西北、張翼數里、其狀[illegible]、世稱津輕富士、宛然大嶽之兒孫也、同[illegible]、關城繹史云、大將軍源顯家、有男女子、男曰顯成、[illegible]、或云至從二位權大納言(櫻雲記紀傳、按西園寺稱本、亦云弘和三年薨)、稱行意、南朝補任云、元中三年薨)居津輕浪岡城、世稱波岡御所、子孫因以氏焉、相傳至天正中、(波岡系圖)女適安東太郎貞季、(會津四家合考、按顯家女事見于白河文書、波岡系圖云、女適南部三郎)按波岡系圖、顯成有三子、親成、定永、定顯、親成有三子、忠具、親具、親特、忠具至權大納言、有子俊具、至左中將、有子具運、具顯、具成、具運、至式部卿、無子、弟具顯嗣、具顯至民部大輔、有二子、具永、顯忠、具永至大納言、有子具愛、具愛逃走南部、津輕記云、天正六年、津輕爲信滅波岡氏、歷名七代云、忠具康正二年從四位上、具統天文九年侍從、具永天文九年彈正大弼、十七年正五位下、二十一年從四位下左中將、具運二十一年從五位下式部少輔、系圖無具統、具運、宗有異。〕(伊達行朝勤王事歷云、北畠顯信、守親、父子が、正平八年に、田村莊、宇津峯城を出でゝ出羽へ奔らる、其後の消息、分明ならず、然れども、文書の存するものありて、顯信卿の如きは、正平十七年までは、奧州に居られたる確證あり、巡狩錄追加に、大物忌神社の寄附狀を載せて、正平十三年八月、從一位前內大臣源朝臣判とあり、南部文書に、顯信卿の御判にて、正平十五年六月、南部薩摩守(信光)宛の國宣あり、同文書に、又、正月十八日、(正平十七年)、花押、(在奧州顯信卿)、南部薩摩守(信光)宛の書あり、(太平記に、正平十四年、筑後於保原戰死者中の春日中納言は、顯信にあらずと、史徵墨寶二篇の考證にいへり)證迹、此の如し、たゞし其在所を詳にせず、蓋、浪岡に居られ

て、南部氏、安東氏、之を奉じてありしなるべし、南朝公卿補任、細々要記、南方紀傳、其他の諸書に、顯信卿、守親卿、共に、後には吉野へ歸らると見ゆれど、全くは信じ難き書なれば、此に記さず、大日本史の源親房の傳には「顯信子守親、任大納言、〔爲陸奥國司〔新葉和歌集〕〕其子親能〔尊卑分脉、北畠系圖〕其子孫、在陸奥出羽者、稱波岡氏、〔靈岡雨號〔關城書裏書〕〕」とあり、其氏族志には「中院家、又曰北畠、顯信子大納言守親、〔爲陸奥國司、子孫世襲其職、久而不絶、世稱波岡御所〔關城書裏書、歷名土代、新葉集〕〕」とあり、又、北畠顯家卿に、一女兒ありて、其養育を結城親朝に託せられし事、白河文書の、延元四年のものに、三四通見え、又、會津四家合考に、顯家卿の女は、津輕の安東太郎貞季に適きし由も見えたり、然れども其後を詳にせず、さて、此波岡御所の系譜には、すでに、

親房┬顯家─顯成─親成
　　└顯信、守親、親能〔尊卑分脉〕

顯家卿の後なりと論せるもののあるのみならず、其興廢離合の迹、紛紜としてきはめ難き所多し、盛岡藩士鳥山氏の記には、顯家卿が末子、岩手郡雫石（シヅクイシ）に於て、戸澤御所と稱したりと云ひ、又、大永四年、津輕に亂を起こし者ありて、浪岡御所の裔顯範自盡し、其族顯則、具氏、二人、三戸に逃れ來れるを、閉伊郡甕綿（カロウタ）村に住じて、甕綿御所と稱せしと傳へ、又、浪岡に現在する山崎氏も、北畠氏の裔なりと云ひ、又、天正中、浪岡本宗の滅びし時、一族慶好逃れて秋田氏に寄寓し、秋田氏を稱せりと云ふ、大略、浪岡氏世代は、歷名土代に見ゆるもありて、北畠の子孫の、浪岡に遺りたりしは、疑ひなし、而も其記せる所區々にして、何れを信據とすべきか、正平より天正に至るまでの世系、次序し難し。

秋田の湊安東氏は、後秋田氏と稱す、天正中、浪岡氏の亡ぶるとき、其族慶好、秋田氏に投じて賓待せられ、秋田氏の、慶長七年常陸の宍戸に移り、正保二年奥州の三春に移れるに從ひて、遂に其臣籍に入り、維新前までは、秋田氏の一門首席にて、秋田采女を稱して、三百石を領し、其宗今も三春に住して〔維新後に波岡氏に改稱せり〕紫に窠（クワ）の紋ある幔幕を藏し、國司の時よりの傳來にて、極めて崇重したりと、土人の談に存す。

津輕古今雜記類纂〔奥羽史料〕波岡城主、北畠系圖、大將軍從二位顯家の男、正二位權大納言顯成、正平二年、奥州靈山城陷る、云々、文中二年、子賢王丸〔後、從三位權大納言〕顯元、及び其臣僕を率ゐ、神貫を經て、船越より行岳に來る、是は、藤崎城主安東太郎、大光寺堀越城主津輕氏の招請に因る、時人稱行岳御所、顯成は應永年九年薨、法號惠林道山、顯元は同二十年薨、其子顯邦、一書忠具とす、文安五年薨、其子顯義、一書俊具とす、左近衛中將、明應二年薨、號大昌院、補佐赤松隼人、沼山備中、和田五郎左衞門あり、此時代屢戰爭あり、春日少將顯信の裔も落來りて同居すと、猶よく可考なり、顯義の子顯具、一書顯實とす、稱次郎左衞門、和歌を善す、其子具統、侍從四位、此代も屢戰爭あり、天文二十一年卒、法號寬了、其子具永、一書顯永、從四位下左近衞中將、永祿年中卒、二男具信、即水木利正祖也、具永の男具運、從四位左近衞中將、永祿五年正月元日遭害卒、一書弘治二年とあるは誤也、法號悟本窓山、二男顯範、稱左衞門尉、俵井瀧井の間に城築、今の館越村是也、顯村を補佐して忠勇の名あり、天正三年八月卒、女は顯村室、具運の男顯忠、孫左近顯則、慶好、顯佐、顯行等あり、具運の子顯村、又顯宗、稱三郎兵衞尉、善和歌蹴鞠等、天正六年七月、爲大浦爲信落城自害、館野越村洞禪庵に葬る、代々菩提所京德寺、顯村舍弟二人未詳、一女あり、後に顯佐を配し、嫌を避て山崎氏と改む。

古刀銘鑑に「奥州津輕住森宗」また「波岡住森宗」と見え、大永年中の作なり、又「津輕住人森近、文明三年」の銘あり。

波岡（ナミヲカ）城址

史料通信叢誌云、浪岡城は、八幡社の東六町、大豆（マメ）坂街道の南にして、北に梵珠嶽を負ひ、西南は開けて田園のみなれど、市街の舊址には、三日市、四日市、八日市、寺町などと唱ふる字あり、傍に浪岡川の一線を通じ、東西北の三方は二重の壕ありしが、近代古水涸れたり、城の西隅には、加茂八幡祇園春日の四社ありしが、春日は何の時にか廢せり、城址の中に大御所と唱ふる跡あり、また、浪岡川を隔て丶二町餘り、川原の御所は、南の御所とも唱へしよし、落祖略記に、北畠氏は浪岡に據り、門地を誇り、搢紳を學ぶ、土人之を御所と稱す、津輕氏の浪岡城を襲ひしは、天正六年にて、北畠顯村は博徒の爲めに執られ、西記の禪院に送られ、遂に自害、云々、浪岡御所の初めを考ふる、文中二年、北畠大納言守親卿、下向しておはしゝに、吉野新帝長慶院、海路を造らせ、歳の十一月、津輕外が濱に着御ありて、行岳城に入御在しまし、政しろし召すこと七年、天授五己未年、朝の深揚にかくれさせ給ひ、行嶽が崎に葬り奉り、御緒太を齋ひ祭りて小祠を建て、天皇社と崇めぬ、かくて官軍振はずなりゆきしも、閉伊津輕の諸軍は、御所を尊み奉り、卿の子孫は世つたはりて、天正文祿の頃まで連綿たりしが、世遷り物變り、御陵はさらなり、卿の子孫ありしことも知る人稀になり、土民等は天皇をあやまりて、牛頭天王、或は祇園社など唱へ來りし、云々。○小山内氏津輕考云、北畠國司の子孫、津輕に來りて何代相續せしにや、具永以前は舊記不詳、此永正年中の具永も、何代目の人なりしや、顯村、具運の名もみえ、大御所、川原御所とて、兩館に分る、この

川原の御所、強正大弱と云し人、いかなる故にや、大御所へ切入、相互に討死す、大御所の子三郎殿とて、五歳なりしを、大御所の弟左衛門尉秋忠これを守立しが、程なく秋忠病死、子左近忠を聞て補佐するといへども、遂に亡さるとぞ、此波岡御所の後裔、秋田家へ仕へ、今も三春藩に其家存在し、其菩提所京徳寺も三春に在り、三春京徳寺僧の語に因く、

波岡氏先祖は左近と云へり、京徳寺に今緣起もなく、寺記もなし、只古き靈牌に、享德大居士の號あり、これ則北畠顯家卿の戒名なり、この寺波岡にありしを、後今の地に移したり、云々、

今、弘前長勝寺の中に、京德の寺號を傳ふるものは、慶長中濱岡よりうつせし者とす。

松前舊事記云、永祿五年の夏、蠣崎四代若狹守季廣、息慶廣を使として、津輕濱岡の御所の幕下として、野田を領知す。(蠣崎家譜に、濱岡御所顯慶卿の時、稻我郡、潮潟野田を知行、云々)○濱岡御所は、下國(十三)安藤氏の離散に方り、其郡邑を攙拓したることとし、舊、南部氏の後援協力に由れるなるべきも、盛と稱するを得ん、永享中、東外濱は濱岡領たりし證跡あり。又、郡中名字に、田舍郡、興法郡、沼澁保(これは眞野、江流末郡)を濱岡領といふ。かくて、此濱岡の領分をば、すべて田舍郡といひ、他の花輪(大浦)、平賀(大光寺)に對立して、最廣大なりしを知るべし。

一統志云、濱岡殿は、北畠顯家公の孫具永卿より以來、御所と稱しけるに、(原注、其姓名不傳)世の盛衰掌をかへすが如くなれば、南部守行武威を振ひし頃、北畠家も其令に隨ひ、數代名家のあと、聊輕かりしにより、南部家より濱岡にも宗徒の氏族を附て、田舍郡を守らせける、天正の初め天運循環して大浦家の鋒先、恰龍の雲を得たるが如くにして、石川落城して南部高信生害ありし後、濱岡家時を待て、舊領田舍郡自然と我手に返り入りければ、恰も中古の威に栄んとす、則重臣を以て吉方の警衛せしむ、平賀郡の押として淺瀬石山を持堅め、大光寺を以て外濱の押とし、原子平内兵衛は原子村に住せり、吉町彌右衛門は白銀村を領し、各要害に居し、花輪の押として、西根大浦口を相守る、此頃、御所の叔父に、彈正大弱と云者あり、同志を催し城内へ切入り御所を襲はんとす、されど、濱岡普代の者、御座に大弱父子を討取、御所の弟に左衛門秋忠、兎角して騷動を靜め、御所の幼息を立て家を相續させ、己が娘を以て其妻たらしめ、息男左近秋間代て家の事を司りける、かかりし騷動によりて、諸士の心一和せず、爲信公此旨聞召て、先白銀村吉町彌右衛門方へ内應の計略を施し、天正六戌寅年七月、大浦を進發して、本郷竹鼻口、赤茶口、十川口、三方より押よせける、城内には北畠左近は所用有て、外濱油川の館へ赴き、折節有合はず、即、御所を捕へ切腹させ奉る、御所最後の時に、

古郷を夢に出來し道芝の
露よりもろき我命かな

北畠家數代の假名、時に盡きぬ、伊達行朝勤王事歴云、

津輕藩祖略記に、

天正六年秋七月、公取濱岡城、具城主三郎兵衛尉北畠顯村而還、先是、公令濱岡博徒、約期合圍、入城中縱火、我兵乘之鼓譟、城中狼狽、莫敢抗禦者、博徒導顯村而至、乃追之西麓禪院、尋而自盡、北畠氏、陸奥國司顯信之裔、南來據此地、自爲門地、驕過儒弱、徒以搢紳、士人稱之御所、南部氏乘其衰弱過之、而蠶食其地、僅領濱岡近傍、至此遂亡、

右の註に、日本史の源親房の傳の顯信、守親、親能の系を引て「親能以下無所考、我諸記、作顯家之裔者、訛也」又「按歷名土代、記濱岡具運、蓋、顯村具運之子也」ともあり、南部世譜閲錄には、二十三代實信の世、大永四年(原註、舊記多くは永正四年とするは誤れり)三代主水といふもの、亂を津輕に起しかば、安信、其弟高信をして伐て平げしむ、初め足利氏の盛なるに當りて、北畠氏の子孫陸奥にある者、身を容るべき所なし、南部氏其舊好を思ひ、其裔天童丸(原註、家季と云、今在京)を津輕に處し、濱岡御所と稱せしに、三代主水の亂に、濱岡御所顯綱自盡、正統は絶えたり、其一族顯則、具氏、三戸に逃れ來れるを、閉伊郡甕綿村に奉じ、甕綿御所と稱せり。○野史云、南部安信、使有馬允、津輕三郡管爲南部蒭牧之地、頃聞拒命、安信令弟高信伐之、高信平賊、後遂占平之、居石川城、實天文初年也(根元記、永慶軍記、○按、高信卒、南部信直、使弟政信爲津輕郡代、居波岡城、大浦爲信爲之相、特管三郎、信直使石清四郎間爲、天正十六年(根元記作十八年)四月、政信死、有女無男、或謂爲信鴆殺之、信直遣楢山劍帶南右兵衛、與爲信俱執事、爲信優而武、能撫愛士民、衆皆懷服。(永慶軍記)

諸書に、南部政信を、濱岡在城と爲し、天正十六年の比まで、津輕の國主たるやに記せるは、信け難し。北畠國司の裔孫、天正六年に亡びし者と相混りて、此誤を致すごとし。南部系譜に、石川高信の次男政信(信直の舍弟)あれど、群書類從本には政信なし、晴政(南部二十四代)の次男某「彦次郎爲津輕城代、居濱岡之郡、早世」と載せたり。此彦次郎は、信直室の舍兄なれば、永祿の比の人とす。卽、濱岡の國司の警衛として、南部より駐守せしめし者なるべし。津輕記に、永祿十二年、波岡政信頓死の說あるに合ふ。されば、二十五代晴繼の弟、彦次郎政信が、永祿中、濱岡に駐守したることありと定むべき歟。

津輕記云、爰に大光寺左衛門は、元來波岡政信が後見し

たる處に、去歳、大浦家を石川高信より賴まれける由を聞きし大浦殿は他姓の人なり、殊に心中計るべからず、大浦に後見賴まるゝこそ無念なれ」と、偏執の心を起し、頃、合戰に及ばければ、高信出馬して、扱を入れ和睦に及べり、其頃浪岡の旗頭久の方とて、堤彈正が娘なるが、政信の妾となる、或る日、大光寺より送りし肴を、政信給りて、心中あしゝといふ處へ、大浦家の家老小笠原信淨携たる酒肴をも給たれば、嘔吐瀉甚しく、頓死に及ばれぬ、是永祿十二年の事とかや。

南部家寛政記錄云、天正十八年二月下旬、大浦右京爲信、逆心を企て、波岡城代政信公(信直公の弟)を毒害す、僧田劍帶、南右兵衛無勢にて、爲信に被打取、爲信本姓久慈なり、此時、秋田實季爲信へ加勢し、比内を横領す、或曰、政信公卒去、天正十六年三月。○津輕實門記云、弘治二年、石川高信の次男彦次郎政信、浪岡御所の後見にてありしを、爲信公小笠原伊勢(葛西氏)と申合せ毒殺す。

津輕年代記云、天正六年七月二十日、堀越勢、浪岡の御所を落し申候。○東日流傳記云、天正六寅年、爲信公二十九歳の御時、浪岡の御所、七月二十日破軍す、又云、爲信公、浪岡御所をば、細越に被仰付、其方請取、秋田へ讓可申、其方にて切腹さすべき旨御意に候、但天正六年の事也。

行岳八幡宮(ナミヲカハチマン)　一統志云、行岳八幡宮は、田村將軍の建立とぞ、古縁起に「津輕荒磯郷、行岳如意山寶妙院」とあり、今世傳ず、記錄のみ存す、(小山内氏云、浪岡八幡宮棟札、荒磯郷如意山寶明院と云々)久留米小史云、金光上人は、圓光大師に親炙、淨土の蘊奥を極む、故を以て圓光之に命じ、奥羽地方を行化せしむ、其故跡今尚東奥の國に存す、津輕郡弘前貞昌寺は、該地第一の巨刹なり、塔頭に金光の故跡あり、今尚、金光諸持の偈偈

(西光院)

袈裟念珠を存す、又弘前を距る五里許、浪岡村西光院(サイクワウ)の側に、金光の墳墓あり、石碣大小八基を墓上に立つ、其崇敬知るべし、銘に曰「蓮社良聲金光上人、建保五年丁丑五月二十五日示寂、享年六十三」又、陸奥要覽云、弘前往生寺は、金光が田夫野人を教化せる地にして、宗門圓光の等身背像を安置し香火を供す、蓋、奥羽の庶民念佛門に歸し安心立命の旨を知る者、金光布教傳道の力に係る多し。

郡中名字に「行岳郷荒磯野、諍野(アラソヒノ)と云也」、又行岳の近地とおもはるゝ村里名、

吉內、濕化(シッケ)、鶴谷、泥澁、押切、院花、勝先澤、末(マ)、鄕內(コナイ)、休息(ヤスメ)、長峯、日內澤田、堺田、増光寺、石山、石橋、天狗平、宿城、長沼、野端(ノツペ)、高陣場、十川端、釜野田、鬮澤、

あれど、近世其名を亡ぼせしにや、明白ならぬが多し。

(十川)

女鹿澤(メガサハ)　今、女鹿澤村とひい、下十川(シモトカハ)を合す、浪岡の西半里、水木に至る間とす。寛知集に女鹿澤なし。

一統志、浪岡家の時、吉町彌右衛門は、白銀に仕して花和郡西根の押とす、然るに、天正六年七月、大浦爲信公より、白根に居城せし吉町方へ内應の計略を施し、本郷(トゴウ)、竹桑口、赤茶口(女鹿澤と本郷の間)、十川口、三方より浪岡へ押寄ける」云々。白銀は女鹿澤の北にして、女鹿澤は卽十川口なり。

(白銀)

楮澤(カジサハ)　今、吉野田、白銀(シロカネ)と相合せて、野澤村といふ。浪岡の西北半里。寛知集、白銀なし、吉野田あり、

津輕年代記云、元龜四年二月、杉白銀吉町殿、橋曾禰、當年初て橋懸り申候、四月天正と改元、天正六年、浪岡の御所落申候。同十七年七月、白銀に角力あり、群集致候、稻作不作相應。

五本松(ゴホンマツ)　今、王余魚澤と、共に浪岡村の管内なれど、其東半里、高田青森への岐路之を通す。五本松より半里を王

(王余魚澤)

余魚澤(レヒサハ)といひ、更に半里を貝が森といふ、卽、東津輕外が濱と分界とす。

一統志云、天正六年七月、北畠左近將監は、浪岡沒落ときゝて、最早力なく、姉君を尋ねんと、千町田を伴ひ、津輕坂の西東、王余魚澤の北南を行きつくし、倦りに尋ねわびければ、入内の觀音堂に通夜して、云々。○津輕年代記云、元龜三年四月、王余魚澤の奥、かうべ塚鳴動、見物に行候、右首塚は、田村丸鬼神を退治し、其頭を此所に埋申候所成とて、然るを鳴候故、人々不思儀に存候と。

(東津輕郡入內を合考せよ)

(杉澤)

大釋迦(オホシャカ)　今、杉澤(スギサハ)、高屋敷、德才子等と相合して、大杉(オホスギ)村と改む、浪岡の北一里半なる山驛にして、鐵道停車す。更に東に一里を頂界とし、津輕坂といふ、卽東津輕郡新城(シンジャウ)村と分堺す。

大釋迦の溪流は、南に下り、三里、浪岡驛に至り、五本松川を合せ、西に迂廻し、末は十川へ入る。○郡中名字に「奥法郡浪岡七郷、杉澤、近代向、強清水(コハシミヅ)、木賊(トクサ)、鶴田、杉澤、苗代澤、小野、小黒木、西萱野(ニシカウヤ)、大飛島」云々。木賊は德才子なり、寛知集には、杉澤、高屋敷を錄し、大釋迦の名なし。

西津輕郡

西津輕郡(ニシツガル)　今、西方沿海の地、幷びに岩木川下游左岸の平野を合して、西津輕郡といひ、鰺澤(アヂガサハ)に治む。

積凡百十五方里、人口七萬、二十町村に分ち、

本郡は、中津輕郡現管の裾野(スソノ)村(大森、十腰内等)を、

（西濱）（江流末郡）

西津輕郡に移載す。

西津輕は、古書に西濱(ニシハマ)と汎稱し、外濱の夷部の域內とす。鎌倉幕府の世には、江流末(エルマ)郡といはれしも、此地にして、十三湊以南の七里濱は、卽江流末にして、鰺澤より西南、野代（今羽後山本郡）に至る山海を、特に西濱と呼べるごとし（津輕郡有間(アリマ)濱合考）

諏訪縁起に「外濱內末郡、西濱打差闕」とて、二城塞の地名を揭ぐ。此西濱は、今も其名しるく、闕村もあり。內末郡は詳ならず、或は、入末(イルマ)にて、十三の別稱かと疑はる。而も一本には、內末部となし、北斗濱の內摩部と制定すべき歟。○東日流傳記に「奧法郡、南は妙堂崎、西は浮田、北は十三館限り、東は大川限也、奧法、馬、惠流摩の三郡は、內裡御領分のよし、其後、南部の領分と爲る」云々。惠流摩、また入間に作り、下郡とも稱す。〔津輕旧事記、他山遺稿〕

西濱を、汎稱深浦ともいひ、西濱と合せ稱へては、兩濱と呼ばれたり〔小山氏津輕考、平山氏津輕年代記〕津輕郡中名字に據れば、西濱をば鼻和城大浦の屬とせしにも似たり、其深浦左右を、ことに下磯、或は海浦(カイホ)といふ。

（海浦）

大間越(オホマゴシ)

津輕西海道〈西濱〉の門戶にあたり、泊獄(トマリ)の下なる海崖に在りて、小驛家を成す。今、岩崎村の管內なれど、其南三里、羽後山本郡八森驛を去る五里。

大間越の南一里を菅生埼(スガフ)（須後にも作る）とし、卽、國郡界とす。泊獄は、其東に峙ち、中津輕郡目屋川の源とす。〔津輕藩史に「慶長八年、遣一町田森請于久保田、賀佐竹義宣移封土于秋田、爾後修隣好、是時、以出羽白澤以北之地、易深浦以南之地、各取便云」とあるに據れば、今の岩崎村は、慶長八年以前には、秋田の分內なりしに似たり。但し、天文中の津輕郡中名字に、

（菅生崎）

吹浦、深浦）、眞內、横濱、金川（一云橫內、金澤）といふ、眞內、橫濱、金川の三村は、今の岩崎村の舊部名と疑はる。寬知集には、深浦岩崎の二村を擧げ、他の小部落をいはず、民居已に村里を成すも、藺租の熟田なかりしを以てならん。

岩崎(イハサキ)

今、岩崎村といひ、久田、正道尻、森山、松神、黑崎等、大間越に至る諸部落を合す。艫作埼の東南なる港湾に臨み、灣頭の怪岩險崖、一奇勝に推さる。鰺澤（郡治）を去る十一里。

津輕一統志云、西濱の岩崎深浦の二所ともに、溫泉ありて、岩崎には笹內の湯と名づく。○岩崎の山中に、滿俺鑛を出す。是れ、明治二十三年の發見に係り、同二十六年十二月に、初めて採鑛を爲し、年々數百萬斤の產あり。

艫作埼(ヘナシ)

岩崎深浦の西方に張り出せる高崖の端にして、羽後の男鹿島以北に於て、最斗絕す。埼邊の部落、艫作、月屋、橫磯等、今皆深浦の管內とす。

水路志云、艫作埼は、須後埼の北々西十一海里半にあたり、深浦港の西南三浬なり、埼端に、遠望小嶼の如き小丘あり、椿山といふ、須後埼及び艫作埼沖に於ては、海流は北方に向ひ、一里乃至二里の速力を以て走る、然れども、時に猛烈なる逆流を起す事あり、是多くは天候不良の前兆とす。〇同書又云、久六島(キウロク)は、艫作埼の西微南十七海里にあり、草木なく又淡水なし、其最大岩は西に位し、平低にして長六十二碼幅三十三碼、而して海面上十八呎の二瘤を有す、他の二岩は此岩の東微北約一鏈にありて、高十二呎乃至六呎とす、遠く此岩嶼を望むときは、恰も難破せし艦船の如し、該地方の航者に聞くに、霧または濛氣等の爲め、時として、帆舟と誤認すといふ、此航路の一大險となす。

（久六島）

深浦(フカウラ)

今、深浦村といひ、廣戶、追良瀨、及び艫作の諸部を合す。西濱の大邑にして、小港泊を有し、灣內方五町、口は北に向へり、一に吹浦(フクウラ)につくる。

青森縣地理書云、東浦は、昔安東浦と稱し、津輕四港の一なり、近年此山中に滿俺鑛を採取す。○水路志云、深浦は艫作埼の北東なる小灣にして、灣口北西に面す、灣の內外暗礁多きを以て、錨地甚狹し、然れども此沿岸數十里間は、他に繫泊地なきを以て、喫水淺き船舶、若くは和船の逆風に遇ひ進行し得ざる時、其假泊所となすべし。

（吹浦）

深浦は弘前を距る十八里、昔は安東浦、或は西浦(ニシウラ)と稱せり、港口西北に面して、幅百五十間、山を後にして、港內波靜にして湖水の如し、昔は松前に航行する船、必此港に碇泊して日和待をなし、薪水等の準備を整へ、後解纜せる故、出入頻繁にして頗繁昌せり、港口右方に燈明臺ありて、白光九里の遠を照し、海岸に舊砲壘ありて、丘上に圓覺寺あり、氣候は津輕中最も暖き地なり。〔津輕志留遺〕

小山內氏津輕考云、深浦觀音は、古佛なりと傳ひ、別當修驗なり、古き額面あり、文字は彫たるものにて、金色も消え幾年を經たるものともしらず、古はこの邊を安東の浦と申しゝ由舊記に見ゆ。

（西浦）

津輕一統志云、天正十八年、小田原陣の時、大浦爲信は、參向の爲め、八月末つかた、二千五百の着到にて、大浦を御進發、鰺ヶ澤にて勢揃あり、夫より深浦にて渡海の順風を待せ給ひける處、頃しも秋の半なれば、風雨甚しくて便宜なかりけるにより、數日此湊に御逗留、九月の末に至り、漸く風吹止て、數百の兵船荷船帆を東風に揚て、渡鹿(トガ)沖迄至らせ給ふ處に、如法季秋の事なれば、逆風頻に吹來り、船流されて松前へ至る、其頃、松前は羽州秋田太郎の持下也ければ、陸地逗留遠慮なきにも非す迚、御船共を沖にかけ、三馬屋に御着岸有て、其年は上方進發止にけり。○津輕藩史云、慶長五年夏、瑞祥公

（爲信）、日已赴于德川公召、而公俄庵所師之兵寡、命尾崎喜藏多田之善長垣兵部松野信安等、各率兵至上國、四人奉命、到深浦續應、既而之喜藏兵部等密議曰「東西勝敗不可知焉、何則上杉氏起於東、石田氏起於西、首尾相應、則德川氏必敗矣、是危急存亡之秋也、不若割據三郡以應合於石田氏」、信安察其有異志頻促之、而三人遂延不發、信安獨發、尾崎等三人遂不發、更還堀越、殺留守將三千、閉牙城門拒之、金信則居西郭、傳檄募兵、士民多應之乘衛、牙城與相挑、信則弱冠有才略、應機靑防、有法事宗僧日建言、「且尾崎有師儀之契、信則喝之、入說三人曰「東西勝敗未可知、而卿等暴動甚可怪、若翻心改圖、則庶幾予免罪矣」、其言頗惻惻、三人由此止發砲、會德川氏薦上之橋但馬來、三人就聞上國狀、但馬具告曰「西兵敗績、三成伏罪」、津輕侯攻大垣有勳勞、敢賞之」、三人相顧失色、且從關之往々潰散、兵部將赴石川城、信則途而斬之、會城中失火、火藥迸發、樓櫓爲壞、之善焚死、信則及喜藏後乘之攻牙城、斬喜藏、事平。○秋田沿革史大成云、戊辰（慶應四）七月初旬、庄内藩（鶴岡酒井氏）、竊に津輕藩の出兵來援を促し、其帆船千石積の一隻、男鹿沖を北行したるの報あり、眷府因て之を糺さんとし、直に壯兵を撰拔して津輕に赴かしむ、同月十四日、深浦港に到る、果して帆船あり、船内を査するに、庄藩人船中に在りしも、稍に遁走、因て銃砲（ミニヘル）二百挺其他を得、船は同港なしめ、二十一日船川港に着きたり「鐵砲は、庄賊より津輕家へ進物に相送候所、未請取候」云云との情報、蓋信すべし。○青森阿保氏所藏の一簡、深浦口逆意云々、事跡知れず。

御音札畏入候、於深浦口、逆意之方候間、驚顯仕候條、何も被致成敗、無何事候、可御心易候、將亦縫殿助殳元相はつれ、亦宇曾日より金澤へ被罷越候刻、即被爲生害候由、承之候、左様之趣、及披露、一段祝着之由被存候、臣細小鴨備中可申候條、不能詳候、恐々謹言。

二月十五日　　（石郷岡）氏　景（判）

六　郷　殿　御報（阿保氏舊簡）

圓覺寺（エンガク）　津輕西濱の古精舍也、藥師觀音の二堂在り、近年、寺僧、此地を以て、阿部比羅夫の古蹟、有間濱、後方羊蹄政所と爲し、其說あれど、信け難し。○深浦沿革志云、此地、舊名安東浦（アンドウ）、次に海浦（カイホ）と稱し、後世深浦と呼ばる、圓覺寺は、貞觀中、圓覺法師（慈覺大德の弟子、淨定の資）建立、內殿は方五尺許、奇巧目を駭す、梁棟の下の作なり、本尊藥師は、朽木の如く、形像分明ならず、覆堂の棟札。

永正十五年、葛西木庭袋伊勢守賴清再建、大日本奧州、鼻和郡海浦、別當春光山圓覺寺持地院宗恭。

又、觀音堂の懸佛には「文明十九年奉納、平繼久（シリヘシ）」云々と刻識せらる、寺域に接せる岡崎山の麓、後志見山、有間濱に、地中より古土器を出す、後志見山は、今日和山と呼ばる、後志見は後方羊蹄の訛歟、有間濱は、村の東北にして、砂礫五采燦爛として錦を敷くが如し、今吾妻の濱と呼ばる、云々。

安東浦（アンド）　深浦の古名とぞ、阿倍安藤氏の故里なりとの說、藤崎系圖、會津四家合考に見ゆ。○會津舊事雜考云、崇神帝朝、蝦夷强大爲亂、帝令安倍河別命（帝兒大毘古命、爲安倍氏祖、河別者大毘古命之子也）爲將軍征之、每戰無利、有安東者請曰「我是宇麻志麻治命之臣、安日之裔也、曩祖得罪於先帝、鑿于東邊、竟無赦免、冀今得赦、委命爲先鋒、河別奏請、以安東爲先鋒、大有功績、故賞授安倍姓、且賜將軍號、守防東北夷狄、是東安倍氏之祖也、後稱安東氏者、因始祖之名也、應神之朝蝦夷爲亂、安東之裔致東征鎭焉、帝賞賜奧州日下將軍之號、一條院御宇蝦夷又叛、致東之裔國東至松前、自上下兩路侵入、大鎭戰爭、捕其首數人歸、自食麼濱、彼所出丙、或自食黑豆、彼與黑石、故爲異俯悉伏、後至今屬木邦云。○糠部の下北郡田名部の大湊も、舊名安渡浦といへり、又閉伊郡山田浦にも安渡濱の名あり。

追良瀨（オヒラセ）　今、深浦村の管內なれど、其北東二里、東南の山中に發する溪流にて、此に至り海に注ぐあり。○追良瀨と

（行合埼）

深浦の間に、行合埼（ユキアヒ）と稱する一岩岬あり、此海上の風候、驗作崎以南には、野代ダシと稱する南東風强吹し、大戶瀨以北には、松前ヤマセと稱する北東風强吹するを常とし、行合埼風合瀨には、此兩風の交會のために、無風の狀を呈すること多しとぞ。

（廣戶）

郡中名字に、鼻和郡下磯の村里に、轟木濱、飛泥途（ヒロト）、泥東、吹浦、云々。廣戶（ヒロト）（行合埼）は、泥途なるべく、泥東知れず。

轟木（トドロキ）　今、風合瀨、金澤（カネガサハ）等と相合せて、大戶瀨村といふ、追良瀨の北一里、風合瀨埼の南半里。

轟は、字書に甫作切（ヘウ）、衆馬の走る貌をいふ、トドロキの義なし、蓋、もと驚響に轟の字に出で、三馬に誤れるなり。トドロキは、古言涌泉をいふ。

風合瀨（カザハセ）　今、大戶瀨村の大字にて、其海上に島居崎と稱する岬角あり。此邊は、地方恒吹の南東風と北風の交會して、無風の態狀を呈する所といふ。

大戶瀨（オホトセ）　もと、金澤、田澤（タノサハ）の海崖の名なるが、今は村名に立つ、卽、轟、風合瀨、關、柳田等を合す。鰺澤驛の西四里、北方に海波たうけ、南嶺を飯盛といふ、崖岸汀濱の風色、頗奇偉なり。

（金澤）

金澤（カネサハ）は、赤石村の金澤に分ち、北金澤といひ、小驛を爲し、關村と相望み、岬角を荒崎といふ、藩政の時砲臺を置けり。凡、大戶瀨の崖角より、東赤石に至るまでの海は、小灣を爲す。

關（セキ）　今、大戶瀨村の大字とす、信州諏訪明神祭起緒詞の西

（折曾）折曾關は此歟、一本に打岸關につくる、寛知集に關村を錄す。

（下磯）按。天文の津輕郡中名字に「西船關、下磯、風合瀬」云ふと。西船關とは、今の關なり、下磯とは、此關の汎名なるべし。オリイソと訓む歟、即諏訪緣起の折曾と符合す。さて、折曾關は、元字の津輕領に、安藤又太郎季長の構築せりと思惟せらるゝが、其地理に疑惑なき能はず、下の十三（福島城址）に合考すべし。

（然嶽）**赤石**　今、赤石村といひ、姥袋、金澤、日照田、種里、鬼袋、小森、一森等を合す。鰺澤驛の西南一里。南方、泊嶽、然ヶ嶽より降る所の溪流は、曲折七里許にして、赤石に至り海に注ぐ。姥袋以下の諸部は、皆峽中に屬す。郡中名字、鼻和郡大浦のつゞきに「赤石、立里」云々、立里は種里也。岩木火山西側の地帶は、丘陵にして、西方に然ヶ嶽の人目を惹くあるのみ、基盤は流紋岩より成る、赤石川は遠く泊嶽に發し、北々東に流るゝこと約四十町、然ヶ嶽に至りて北に轉じ、更に第三紀層を貫き、中村川と平行して流れ、赤石村に至り、海に入る、長さ約三十餘町あり。○[illegible]。○寛知集に、赤石、種里、金井澤の村名を收む。

（金澤）**種里**　今、赤石村の大字にして、其南一里、金澤に接し、[illegible]川（赤石川）の峽中に屬す。○津輕志留遍云、種里城址は、弘前を去る十二里、是れ、光信公が下久慈より歸邦の時居られたる城にして、前には赤石川あり、後は高山峙ち、山の麓に高陽の地ありこれを本丸とす、本丸の後の方に小さき丘あるは、則光信公の墓所なり、村中八幡の社あり。

他山遺稿云、曾拜信州公之墓、墓在種里邑西南重嶮稍平坦處、溪環山峙、古樹[illegible]、綠蔭欲滴、俯仰感慨、追思往時、先世三公、爲南部氏所魚肉、其慘毒有不忍言者、公誓欲復讎、而時尚未會、所以有擐甲[illegible]之命、其玄孫瑞祥公（爲信）能繼其志、投機一擧、殲世仇掃群兇、遂得恢復舊封矣、而積威所壓、記者忘讎名失實、遂使同一視戰國梟雄略地拓境之擧、加之、自藩當局一傳曾說、追史野史諸書傚尤附會、或以爲南部氏支族、或以爲臣屬、至顛倒錯亂及傷祖我、何其荒田妄也。

一統志に、津輕大浦氏の祖先につきて、一異說を擧げて曰く、「光信公は甲斐源氏南部の支流也、其祖父右京兆は、羽州仙北の領主として、金澤に在住、國人背き火急に城へ取懸り、防戰不期せずして、右京兆生害、從臣大曲某（高屋曲前が祖）、其幼息を抱き取り、適石越を経て南部へ引退き、其後、件の幼息成人して、下久慈を領掌し、其子息光信公津輕へ越し給ふ」云々。此說は、高屋氏の東日流傳記に出づ。されど、金澤とは、仙北には非ずして、此津輕西濱の金澤ならん。仙北は、古來糠部（南部）よりも、津輕よりも策治したることなし、地理歷史全く隔絶す。可足筆記には、從臣補佐の大曲某を、金澤右京亮といひ、「大浦光信は、初め、此金澤右京亮の名跡を繼ぎたり」といふ、亦合考すべし。可足記に、大浦の先祖を、平泉鎮守府將軍（藤原氏）幷に十三館安藤氏、大光寺曾我氏等に附會して說を立てしは、採り難しと雖、其金澤右京亮の名跡を、光信が承けしといふより以下は、大略實を得る者とす。

可足記云、秀信殿（津輕大浦諸系譜に、秀信の子秀則、其子成信とす）の後に至り、御家遂に衰弱に及び候、然れば、南部より後見、金澤右京亮と申、當家を見繼候、成信殿の御子元信殿、御子光信殿、御二、金澤右京亮の娘娶られ候而、金澤の名蹟に相成、南部二三男に被準候、爾號家紋をも用得申候、津輕古代の紋形は卍字、蒸紋は錫杖にて候、世人の申候通り、田村丸軍陣に用候古例により、左衞門入道殿當郡入部以後被用候由承知いたし候、光信殿には御領知請り、津輕と不被名乘候故歟、大浦と名乘候、光信殿南部と緣類に成候に付、津輕大浦へ入部候而、種里に被居候、初、元信殿光信殿御父子、南部のため人質に被差候由、元信殿には南部下久慈と申處にて被果候、光信殿初而津輕へ夜討、花和一部領知候故、恨深き旨承候、即信濃守殿と申候而、爲信樣には高祖父に當り申候。○小山内氏津輕考云、舊記に「應永廿五年、安東盛季の子、敎季の時代、南部より軍勢を催し、下の國を襲ふ、このとき敎季敗軍退散す、是より南部の下知に從ふ、南部家にて二男左京を秋田の城に置、三男右京を仙北に置しが、秋田前代の侍とも一揆を起し、忽に秋田仙北ともに取返す、右京自殺、左京南部に退き、再び秋田仙北安倍家の手に入る」と見ゆ、これを以て考ふるに、このときより安部家津輕をば捨て秋田のみを保ちたる歟、寶德四年、安倍義季が狼倉の城も南部の爲にせめ落さると云ふに、合考すべし。

寬政中撰異聞錄（引古記）云、文明の末に方つて、十三左衞門信直の末裔といふ老人、大浦種里に住み、娘有て男子なし、故に下久慈より右京亮光信公を申受て、聟にす、一說聟には非ず、大曲、木崎、小山内、三上、神、八木橋、幷びに舍弟（一町田壹岐守）以下、大勢附て遣さると、云々。

されば、彼れ藩史に「大光寺左衞門佐秀光、子曰秀信、秀信子曰秀則、稱左衞門尉、城于堀越而徙焉、爲南部守行所誘、幽于下久慈、憤悶絕食而死、子成信尙幼、南部氏使金澤宗光監之、及長武名籍甚、南部光政畏之、妻以其女、生一男曰元信、文明二年、光政托好會、來襲我不虞、元信遺害、有臣大曲和泉者、抱幼主而遁、夫人歸于南部、日夜悲泣、念幼兒而不措、光政聞之、乃索納上、城于下久慈使居之、我臣多往歸焉、稱信濃守、南部氏以

且族久慈氏政女配之、使爲津輕家信監我地、實爲之也、長享二年四月、信濃守歿於上國、潜發南部、南部兵代更歿之鬼柳、其子日光信、即長勝公也」とあるはうけかひがたし。さりとても、野史に「爲信父、稱久慈二郞左衛門、嘗爲久慈港土豪、累世住大間邑、初族稱久慈三戶、逸史、又稱大浦、南部信直、使弟政信爲津輕郡代、居波岡城、爲信爲大光寺左衛門爲之佐、兩雄遂與相鬪、左衛門慍走羽州、天正十七年、政信暴死、或謂爲信鴆之、信直仲南右兵衛檜山劍帶代政信、爲信密賂、乞援于秋田實季、十八年三月募兵於管內、圍波岡城、右兵衛劍帶棄城而走、爲信遂有津輕三郡地、城弘前居焉(根本記、永慶軍記)、信直討之不克、爲信潛往京師、依賴近衛家、因得達關白秀吉(逸史)以津輕爲族稱(藩翰譜信考系圖)」、とあるが如きも精しからず、多く事實を失へり。さて又、近衛家倚賴の一條につきて紛紜あり。そは下の海藏寺の條に附す。

海藏寺址(カイザウ) 今、寺を弘前へ移さる。(一統志云、津輕大浦家の菩提所址は、種里村にありて、海藏寺と云ふ、明應年中の創立なり、大永年中、更に長勝寺を建て、海藏は之に歸せしむ、今并に弘前城下に在り、大浦信濃守光信公、種里に居住し、花輪郡を掌握す、大永六年に逝去、長勝寺に葬る、二祖信濃守盛信は、天文七年逝去、其子政信相續す、政信、近衛前關白龍山公尚通に親昵し猶子たり、是を以て、寛永年諸家系譜を官撰の時に、近衛殿より「政信は龍山公(後法成寺殿)猶子にして、藤氏たるべき」由の一封をつけらる、政信の長子を爲則と曰ひ、次男を守信と曰ふ、守信紀伊守と稱し、幼名甚三郎、爲則死し、守信の子武田爲信を以て嗣と爲す、永祿十年なり(「長勝寺に合考せよ」)

寛永諸家系圖傳に合考するに、當時、津輕家より幕府へ申達せる圖傳の太簡なる、駭くに勝へたり。近衛殿の猶子なれども、實父は知れずと明記す、即、爲信三代祖以前は全く缺けたり。

藤原氏支流(登七)、津輕、家紋牡丹丸、

○政信
　家傳に曰く、近衛殿後法成寺尚通の猶子となる、この故に藤氏と申す、いまだ其實父つまびらかならず、天文十年五年九日に死す、法名天津含陽。
　爲信
守信
　永祿十一年十月九日死、法名顯學壽宗、

されど、其後に至り、舊記を搜索せられしにおぼしく、寛文中の東日流傳記に、「南部氏の庶流光信、政信と曰ひ、頗發露する所あり。既にして、南部庶流是非の論、藩邦內に起り、延寶元祿の間に、數多の修撰藩中に成る。彼れ、十三左衛門尉秀榮の後裔と宣示する可足記、并こに古系圖は、此際に出づ。其秀榮十一世の孫、盛信以下は左の如し、

盛信 ── 元信 ── 光信(稱大浦)
├爲元(金備前守)　├某(尾崎)　├信建(八丁田)
└則元(津島傳中)　└某(佐々木近江)

盛信 ── 政信 ── 爲則
└盛純(從卒)　└守信(堀越紀州) ── 爲信

帝國大學史局本、津輕舊記錄抄に載せらるゝ者、即是なり、延寶可足記の附圖も之に同じ。可足記は、專十三左衛門の後胤を說けど、近衛殿の猶子、もしくは私生なと曰はず。但し「當家當火の後、舊記無之由、尤に候、拙僧とても逐一には承知無之候、高屋豐前當家の處より書立一作、何共分明無之由、是又尤に候、南部二三男にては無之歟との儀、少々心得違居候と覺候」云々と縷說し、力めて南部二三男といへるを排擊したり。享保中の津輕一統志に、南部二三男說を排せり。而して、「信濃守光信、種里在城以前の御家系は詳を缺く」と斷言して、可足記、并に十三秀榮以下の歷代系譜を採らず。

藩翰譜に至り「世に傳ふる處、津輕は近衛殿の庶流とぞ、いつれの時にか、津輕の地に流されし人の、爰にて設けられし息男の後なりと」云々、是には、ことに信を取り難きもの耳。一統志にも述ぶる如く、猶子の儀として、龍山公が爲信に其家系を附與せられし由明白なれば、政信が近衛殿の自胤にあらざるや論なし。されば、之を支流に準ぜしむは可なり、落胤を唱ふるは誤れり。蓋、政信猶子の事は、尊卑分脈、之を云はすと雖、何の時にか、(大浦氏根城址合考、文祿二年歟)津輕京役の由來。又は執奏門流の故實などにつけて、近衛殿の支流に準せられ、且其理由として、遠祖(政信)を猶子と追定せられし者歟、往時の習俗、かゝる例もありけん。

津輕系圖事、龍山筆跡也、然者不及注ー細、其政信、後法成寺殿猶子事、不可有其疑者也、
　初夏二十六日(判、信尋)

右は、寛永十八年、幕府に於て、諸家系圖を取調られたる時、林道春、津輕系圖に不審の念を懷かれ、津輕家へ尋問に及ぶ使節、松野某を使者として、京都へ差遣、近衛殿へ伺はしめ候處、信尋公より前記の證判を下附せられたり。(外崎氏津輕家祖辨論)

さては、盛岡藩にてもてはやす杜陵古事記「大浦爲信は、久慈備前の末子にて、幼名彌四郎、永祿の頃、近衛前關白、越後上杉家に食客したまひしが、其舍弟前賴と申す人は、秋田津輕の邊土まで漂流して、終に爲信が家に食客と爲り、爲信叛逆の尻押とならせ、因りて爲信も近衛家の分れと申立て、豐臣太閤より本領安堵の朱印を下し賜る」云々とあるが如き、亦詭妄に過ぎず。又、寛政改

撰南家系圖に、近衛尚通を尙信と誤り、爲信の譜に註して、

爲信(始名久慈彌四郎)

南部記錄曰、天正中、爲信企謀叛、討津輕城代、其後上洛、而以賄賂取入近衛殿、入系圖、授家紋、云云、是故南部津輕兩家、代々不通音信、不快也、云云、

とあるも杜撰、江戸幕府の官書に似す。而も、同時代に、津輕藩士の撰中、政信胤落の事を說きたる者あり、

異聞錄云、明應六年、近衛樣松前へ流され、當國へ御出の時、大浦盛信公の女懷姙、男子出生、信州政信公と稱し奉る、近衛樣、永正十年御歸洛、

是等の諸說、對較し來れば、紛糾も亦甚し。之よりさき、落胤說は、已に元祿中の藩翰譜に見えたれど、享保中の一統史には、猶子契約說を述べて、

政信公の時、近衛殿津輕へ遷され給ひける折、猶子の御契約ましまし、其後、寬永中、諸系圖改めさせ給時、江府より御達、近衛の末葉に相違なしと進達あり、

と判したれは、落胤說は信用固より立たず。而して、猶子說に至りても、尙通左遷(津輕とも蝦夷島)を云々するは、大に事實を失ふ。當時、京都亂離の世にあたれりと雖、前關白左大臣の左遷、小故には非ず。而も、當史一も之を載せず、(明應永正の間、京紳縉紳の諸牒記錄、一も之に及ばす)、則、誣ふるものと謂ふべし。公卿補任は、歷々として、散位尙通の在朝を錄し、諸州下向、又は在國を註することなし。殊に、この左遷說は、

菅原爲學(近衛家々禮)記(一名拾芥)、近衛殿關白再任詔書、寤寐所希、幸今得亘佐、名聲超世、官階絕倫、居藤門之棟梁、奇才惟異、固禁闕之藩屛、諫言無私、特賞功勳、再授重任、(永正十年)

其超世の名聲、特賞の功勳を亡失せしめて、重任の亘佐な刑餘の侍臣に陥る者、豈異説せざるや、かくて、弘前藩人も、近時更に構架する所ありて、左遷說を打消して、遊覽下向といひなし、近衛家々司進藤式部少輔記錄てふを以て證言に充つれど、もと後人糊塗の漫書なれば、採るべからず。彼書「明應六年の頃、京夷共に騒亂の折なれば、四月、尙通公左大臣を辭し給ひ、蝦夷が島を詠められん爲、北國より出羽に出て、夫より津輕に下り、合浦幸士の濱に遊覽せらる、其安東吹浦の領主、信濃守光信といふ者、藤原の宗統下られたるを悅び、大浦といふ處に旅館なしくらひ、長女於久をして妾たらしめ、日夜襲懸を盡し奉りぬ、居らるゝ事五年にして、二子を設けられける、即坊丸政信、於次丸爲治なり」云々。掩蔽の痕跡、愈露る。又、嘉永中に至り、津輕家系に、近衛家の跋書を加へられ、支流猶子を改變して、庶子の追認を爲されしといふ。

嘉永三年、近衛忠凞跋書、津輕家始祖政信者、實後法成寺關白尙通之庶子也、而舊來稱猶子、有其子細、寬永年中、關白信尋之消息書爲猶子、文政中予之文書亦隨先蹤而記猶子者、蓋先代爲淺位之間、憚於稱當家庶子、而相承如是耳、

追認の庶子、蓋俗說を實にせんと欲せる者のみ、是れ豈考信に足らんや、淺位有憚と云ふ、亦嫌疑を累ぬるに過ぎず。

爲信は、近衛惠雲院准后植家の子にて、母は、津輕より都一見にて上りし女房なり、永祿八年の比に、母と共に津輕へ下向、云々、(津輕藩舊記)。爲は又一新說にして、山上の山、愈異なり。

鰺澤(アヂガサハ)

今、鰺澤町、人口五千、西濱の大邑なり。其港泊は、東西十八町、南北十五町、北方は露開し、中村川灣中に注ぐ。弘前を去る十里、西津輕の都治なり。洞上聯燈餘に、東奥鰺澤郡永德寺道愛和尙は、晚年、津輕合浦に至り、其風景を愛して、高澤寺を建て之に居り、康曆元年逝去といへり、而も今鰺澤に高澤寺あり(一統志)、即道愛の遺基歟。〇津輕年代記云、元和二年、鰺澤堀切成就につき、新町派(ハタチ)立申候、右成立のため、地子錢御免被仰付候、寬永三年、白鳥宮建立、寬文九年、松前蝦夷亂につき、御人數七百發向、九月七日鰺澤出船、同八日松前着岸、同十二月弘前へ歸着。

津輕紀聞云、鰺澤は、領内第一の場所なり、十三は川船のより所にて、御年貢米は十三へまはし、更に百石二百石位の船につみ鰺澤へまはす、海底に岩多し、晴天には松前の山見えわたる、深浦はよき港なれど狹し、米穀の津出の便あしゝ、例年二萬石江戸大阪廻し、四萬俵松前送りと申す。〇つがるしるべ云、鰺ヶ澤は、明治の初年まで、當國第一の港津にして、上方西國への廻米、悉く當港より輸出せり、又諸國より輸入する物品も、大方此港によれる故、春三月より七八月の頃迄は、商船出入絕ゆる事なかりしが、維新後海上交通の法一變し、青森へ滊船の通ひし以來は、衰頹の色あるを免れず、市街の後は山にして、僅に海岸に添ひ、本町、七石(ナナツイシ)町の一路ありて、其兩端は稍廣く、田中町、三屋町、濱町、新町、漁師町等あり。

東日流傳記云、天正十三年、(今按十七)御船にて、越後路迄御登の御支度に候、小田原の城破軍有之由、最上吉秋殿より吉左右被仰越に付、八月末方、鰺ヶ澤御立、登加(トガ)沖無風にて、既に御大事に相見へ候、其時沼田面昌齋申上候は、御命乞に何成共御秘藏の道具海中へ打せらるべき旨申上候得者、御手前より大原眞盛の太刀投出し被成候、晝夜三日の惡風に候、慶長二年辰正月、町在にて人多死、國中に米一切無之、越後米二百俵、船にて鰺ヶ澤へ着岸、同月七日に七百俵着船、町人共思々に買可申旨御觸有之、銀一匁に米七合也、越後にて御拵領の御

米一萬石、五月中旬に御國へ下着し、一人ニ付米八升づつ被下候、其年も種籾惡敷不作、然ども御國譜代の赤稲と申種籾持合、作り候者能作仕候。

中村（ナカムラ）（黑坊沼）鰺澤の南なる峽中をいふ、南北三里にわたり、岩木山の西北麓の一洞を占む。蘆谷（アシヤチ）を經て、常盤野、百澤（中津輕郡）への捷路あり。又、登山路の間に、筬森、黑坊（クロバウ）沼の奇あり。

震災豫防調査會報告云、黑坊沼は、岩木火山の西北側、筬森の下に、海拔約五百米突、第三紀層と裾野との境に在り、長方形、東西二百四十米突、南北二百米突、水深平均六米突、浮島あり、面積二十五米突、樹木繁茂し、風に從ひ、或は逆ひて浮遊す、溢水は一小溪に依り中村川に注ぐ、この沼は筬森の生成と同時に、第三紀層と筬森の間に、一窪地を生じ水を堪へし者なり。

舞戸（マウド）今、舞戸村といひ、鰺澤驛の東に、中村川を隔て、海濱に居る、凡、西濱は舞戸より以北、十三湊に至る七里は、平沙一線、岸江の出入を見ず、丘陵（屏風山）の低く內方に相遠なるを見るのみ、鰺澤以西の曲汀險崖に似ず。

浮田（ウキタ）（鳴澤）今、湯舟、長平（ナガタヒ）、建石等を合せ、鳴澤（ナルサハ）村といふ、鰺澤の南一里、鳴澤といふ溪流あり、岩木山の正陰にあり、登路は湯舟、長平を經て五里。富士の鳴澤ともいふべし。

さぬらくは玉の緒ばかりこふらくは布自の高根の奈流佐波のごと、（萬葉駿河國歌）藻鹽草云、富士の山の峯に大なる澤あり、其水と火相剋して、烟と水氣相和して立昇る、火もえ水湧きかへる音、常に絶えず、されば、鳴澤といふなり。

（建石）山崎氏地誌云、建石（タテイシ）の大平に、原人遺跡あり、岩木山の中腹にして、凡二千尺許、多數の土器石器を出す、此地は、近村より二里餘、其間一條の通路だになく、溪流を迪り丘陵を越えて行かざる可かず、不便極まれり、何故に石器時代人民が、斯かる僻地に住せしかは、又研究すべき、疑問なり。〇郡中名字、桑和郡大浦のつゞきに、鰺ヶ澤、浮太刀、猿房（マウフサ）とあり、猿房は今知れず、舞戸か。寬知集に中村、浮田、鰺澤はあれど、森田、床舞、舞戸はなし。

森田（モリタ）（山田）今、森田村といひ、浮田の東一里半、木造の西一里半、岩木山の北麓にあたり、大館、床舞、山田（ヤマダ）、中田等を合す。大館池は、床舞の西なり、岩木山の背面、扇要（アフキノクヒ）の溪流之に注ぐ。

山崎氏地誌云、森田の竪穴を見るに、皆圓形（八十五箇中、二箇は橢圓にして、他は皆圓形なり）にして、其の周圍多少高くなり、土堤を築きたる如きもの多し、而もこの土堤多くは、東南若しくは東に面する部分缺け、入口を爲す者の如し、その穴の直徑、最大なる者は三十尺にして、最小なるものは十五尺たり、深さは、最深二尺六寸にして、最淺きものは五寸なり。

（大館池）地學雜誌云、森田村大館（オホダテ）池の邊より、多數の石器時代の遺物を出すが、竪穴はこの池の西方、八重菊（ヤヘギク）と稱する所にあり、其地は極て緩なる傾斜丘陵にして、僅に小松及び芝を以て被はれ、七十九箇の竪穴散布す、地勢は、南に津輕富士を負ひ、西は遙に日本海を見渡し、風景絶佳なり、近時此竪穴五箇を發き、殊に其一箇は殆全體を堀り返せしが、地下一尺許は黑土にて、何物をも發見することなし、尚堀ること數尺にして土器を得たり、土器の下に石塊六個程ありて、夥多の燒け土、木炭、灰等を發見す、されば此石は當時の竈を構成せしもの歟、已に飲食物を容れたる土器あり、又火を燒き物を煮たる竈あり、是れ原人此中に寢食したる證據にあらずして何ぞや、さて此邊より發見せし遺物、其種類の點及び數量の點に於て、龜岡に劣らざるなり、第一、土器には皿の如きもの鍋の如きもの、椀の如きもの、徳利の如きものあり、就中珍奇なるは土偶なり、顏上に假面様のものを被りしもあり、又、口の周邊に入墨、若くは特飾様の者を爲せしあり、眼に雪目鏡の如きものを附け、頭に一種の被り物を冠し、頭部一體に防寒具を纏ひし様を示したる如きものあり、次に石器には、矢の根石、石斧、石棒あり、石棒には巧みなる彫刻ありて、所々に朱を塗り、青色の小石に穴を穿ちしものあり。

木造（キヅクリ）（廣次）今、木造村といひ、相野（アヒノ）、廣次（ヒロス）、玉水、蓮花田を合す。鰺澤の東四里、弘前の北六里、田野廣く開け、岩木川左邊の大邑なり。（北津輕の五所川原へ二里）文政三年の秋、木造村に官舍を建させて、數年刻苦したる、新田開拓の業なれるを祝ふとて、近習側用人家老などの中に、詩歌俳句を作らせたりし時に、

刈入るゝ千町の田面おくれじとあらそふ民の秋の賑はひ、　津輕寧親

津輕志[illegible]云、元和八年、藩祖信枚公、龜岡に築城の事あり、大に土木の役を起す、此時、廣次より龜岡の往來の路に、材木を埋めて築立てられし故に、木造村の名をつけらる。〇新撰國誌云、木造なば、日本紀に見ゆる楉造（キヅクリ）などいふは覺束なし、是地は、古の津輕三郡の一なる田舍庄なりしに、何の頃にか、白髭水といへる洪水に村里皆沈み、田光沼も出來りぬと語りつたふ、今を以て之を見るに、いかにもさもありしにや、木造以北に、皆寬文以來の新墾なり、而も、所々の土中より、鐵具木具斷礎などを出せば、變革を經しや明なり、云々。〇郡中名字に、江流末郡の相原、山田、鶴椋等の村名見えて、相原は今の相野にあらずや、他に相原なきかず。

（相野）青森縣地理書云、木造以北、十三潟に至るまで七里、屏

（廣須新田）

風山の蔭林、其西を繞れり、此間田圃多けれども、往々水又は風の害を蒙ることあり。○史料通信叢誌云、廣須新田、地勢平坦、土壌肥沃にして、毎歳産する所の米穀、拾萬石に下らず。抑此地は、東に大川ありて北流し、西方に幅一里許の砂山あり、海岸は七里長濱と稱して、大海に枕し風烈く浪高し、昔此丘陵は兀禿にして、草木生せず、實に荒漠の野に過ぎざりしが、天和二年、藩主（津輕信政）之を憂ひ、樹藝に精き者をして、接近の村民を驅役、西より北に折れ、幅一里長十里の丘に、松及び雜木を播殖し、森林を作らしむ、一は以て海岸の潮風砂を防ぎ、一は以て岩城山の嵐に備ふ、因て名けて屛風山と云ふ、其沙山の樹木繁茂するに從ひ、漸次戸口を增加し、墾田に從事するもの多く、天和より寶永に至るまで二十年間、開墾する所の田畑八千三百餘町、元文に及び、始めて此地を打量し、平年收穫の幾分を以て貢租を賦す、之を元文の竿入と云ふ、天和より元文まで、遠きは五十餘年間、近きは二十餘年間、全く毫厘の賦税なく、元文の竿入と雖、頗薄賦なりし、天明六年の飢饉には、津輕最甚く、住民爭ふて屛風山の樹木を伐採し、之を販賣して纔に流離の苦を免れたり、而も其後害を田園に被及し、已に再荒蕪に屬せんとせしを、藩廳早く方法を設け、屛風山に樹殖せしむ、寛政より天保三年に至る、四十年間、更に開く所田一千町、嘉永六年又四百町を開く、是に於て開墾の事業全く卒り、新舊耕地を合せて殆壹萬町、是を以て觀れば、屛風山森林の繁茂すると同時に、田園を開き聚落を爲し、遂に能く今日の富庶を致したるものなり。○木造實相寺に、天明天保兩度の飢饉の年の死亡者の叢塚あり。

（砂堂崎）

廻堰　今、砂堂崎、木筒、野木等と相合せ、水元村と改む。木造の南にして、岩木山の麓に接す。廻堰池あり、方十餘町、褐野の溪流之に灑合す。

岩木火山の北方にある廻堰池、猫淵池、山田池、大館池、浮田池等は、第四紀古層の臺地と、新層の低地との間に在りて、一部人工を加へて堤防を作り、此處に水を渟溜せしめたるものなり、夏期用水盛なる時は、屢干凋することあり。○郡中名字に、鼻和郡「鬼澤、野端、馬山、廻關、俵升、遠寺內」云々、野端は今の野木にて、遠寺內は十腰內なり。

（野木）

大森　今、中津輕郡管にして、褐野村と改め、鬼澤、十面澤、十腰內等を會す。廻堰の南にして、岩木山の東北麓なり、弘前、高杉より、之を經由して、浮田、鶴澤に至る捷路あり。山崎氏地誌云、石器時代の遺物は、岩木山の北麓、十腰內、約千五百尺の所より發掘せらる、其の區域の廣き、其の遺物の夥多なる、其製作の比較的精巧なる、龜岡に劣らざるなり。○小山內氏津輕考云、昔は岩木山に三个寺あり、一は光明院百澤寺、一は觀音院西法寺、一は最光院永平寺と云しよし舊記に出づ、今は百澤寺のみ殘りて、兩寺の舊蹟不可知、西法寺は北の方、永平寺は南の方、百澤寺は中央にて、今の十腰內の觀音は西法寺の古佛なり。○寛知集に、木造、廣須、廻館、大森等の村名なく、僅に十面澤、十腰內あるのみ。

（十腰內）

（十面澤）

鬼澤　今、大森、貝澤等に合せ、褐野村といふ。此より岩木山（岩鬼山）への登路あり、溪流を赤倉といふ。

（赤倉）

赤倉爆裂火口趾は、木火山外輪の東北側、頂上に近くあり、馬蹄形をなし、深さ百米突以上に及び、幅約五十米突に達す、赤倉澤此所に發源し、深谷を形成し、火口内部の構造を知るに便なり。

桑野木田　今、柏村と改め、古川、鶴坂を合す。木造の東にして、岩木川の西岸の田野を占む。津輕信政傳云、萬治の比まで、桑野木田村より下は、蘆萱生茂れる荒野にして、十三潟迄は大湿地にてありし、寛文中、新田開發の節、近國、南部、秋田、仙臺は勿論、關東、北國邊迄聞傳へ、次第に參集、分量に應じ、田畑を開き、村毎に其子孫繁昌致したり。

古川　今、柏村の大字にて、岩木川の沿岸に居れり。津輕信政傳云、廣須の內、古川、相野、床前、并に五所川原、前々より小知行派立御座候へ共、用水無之、段々田方捨り申候を、寛文中、御蔵派立に取立、過分なる用水溝、水貫、十ヶ普請迄出來、村々派立申候。

川除　今、川除村といひ、小曲、蘆沼、蓮川等を合す。木造の東北一里、謂ふ所の木造新田の地に屬す。

柴田　今、柴田村といひ、福原を合す、木造の西北一里にして、新墾の田野廣し、山田川此をつらぬきて、北に流れ去る。

越水　今、吹原、丸山等を合す、浮田森田の北にて、直に海濱沙丘の內方に居る、鰺澤二里、木造二里半。

田光沼　屛風山の內方の瀦澤、東西十町、南北二里、岩木山東北の淺流數條之に灌ぎ、岩木川は、沼地の東辺に一里餘を隔て、而も北に貫流し、二里餘の一溝を通して、十三潟に注ぐ、一に遠瀬につくる。田光沼の四周は、皆低野にして、近世の開墾なり、謂ふ所の廣須木造新田之に外ならず。今、沼の西を館岡村、東を稻垣村、南を出精村、北を車力村とす。○新撰國誌云、田光沼は、東西三十町、南北一里、水深平均三尺餘、山田川を初め、大小の放流（溝渠）これに注ぐ、其衆派の歸入する所を、上銚子口といひ、又下銚子口あり、北に一川となりて、十三潟に赴くものをいふ、（下銚子も又山田川と呼ばれ、長二里、此沼に魚なし、只細小の蜆あるのみ。（新撰國誌云、寛文六年八月、起役夫十萬人、穿通田光沼、注岩木川、又起役夫數萬人、穿岩木川及五所袋等、其他屢起大役、皆爲新墾田也。

林　今、土瀧、兼館、善積、出野里等と相合せて、出精

村と改む、田光沼の南にして、木造の北二里半なる繁田なり。

出野里(イデノサト)には、林の東に在り、岩木川の左岸に臨し、川元村の北に連なれり、十三往來、往年、土中より甲冑、刀劍、古鏡、鋼のものなど掘り出せりと、北津輕郡地誌の説の條に合考せよ。

（沼崎）

沼崎(スマサキ) 今、沼崎、下年、豊川、穂積、繁田等を合せ、稲垣(イナガキ)村と改め、田光沼の東北、岩木川左岸の低平なり、木造村の北凡四里。

館岡(タテヲカ) 今、館岡村といひ、菰槌、大湯、亀岡(カメガヲカ)、筒木坂、平滝等を合す。田光沼の西、沙丘に倚れる村里なり、木造の北凡四里、菰槌は、館岡の南一里、林村に接し、田光沼の南にあたる。

（菰槌）

菰槌(ツモツチ)は、下部の古村なり、郡中名字に、薦槌、十符菅鶴の古跡たりし由を述べたり、是は、鶴といふ地名につき、附會ならん、〔郡中名字に、奥法郡馬郡と、下郡江流末の村里名相錯亂せる所あり〔奥法郡の大段、原子以下の五村に、金、馬郡にて「馬郡には相原、山田、薦槌」云々は、下の「江流末郡十三湊」の行へつづくべし〕寛知集に、十腰内、浮田の北に、唯一の十三(リ)村ないふのみ、廣須、薦槌の諸新村、之を錄せざるや闕たし。

（大湯）

津輕志留遺云、元和八年、藩祖信牧公、領内巡見として、十三港へ往かれし時、亀岡を見立られ、築城に着手せしめらる、田光の沼添に土堤を築き、水を入廻し、西の方、城地と町屋敷との間、堀の廣さ四十間許、道路の幅十間許、大湯町、本町大湯と有閘門の開拓せるを以て名付けしと云へり、土功全く成らざるに、幕府より一國一城の法令出るを以て、築城を停止せらる。

亀岡(カメガヲカ) 今、館岡村の大字にして、其北に接し、近年、土器を其丘下の田中より出すを以て、殊に世に著はる。

（亀岡）

書云、元和八年、公巡視封内、至十三港、相視亀岡(カメノヲカ)、地築城、擘経市宅街路畢、會有一國限一城之令、土功中止。〔一統志云、大守信枚、元和八年、十三巡見の節、亀岡の地を相せらる〔一名近江澤とも曰ふ〕、即築城の繩張あり、田光沼に堤を築し、邸宅の地を定めらる、已に、幕府令あり、築城を廢さすと、功果さずして已む。

平滝沼と、亀岡沼の間八百間、一溝を通し、之を呼通堀といひ、此水を以て東方の新田に灌ぐ、即亀岡村濱立なり、文化中の事とす、〔新撰陸奥国誌〕人類學雜誌云、東羽に石器期の遺跡多し、而も其古器を出すの最は、津輕亀岡を推さゞる能はず、亀岡發堀の始めは、之を詳にせずと雖、文化六年の隨意錄に曰く、

有一門人、歸東奥津輕、語曰、津輕海邊有地名亀陵、(加米能於加)其陵自古多甕、其徑或六七寸、或八九寸、且其陵土多塊石、異寶附著焉、土人嘗得之者往々在焉、云々、下略。

されば、文化の頃より已に有名なりしを知るべし、岡は、東に田光沼を隔て、岩木河畔の沖積層に臨み、西は洪積層の丘陵を以て大海に瀕し、其遺物を出す所は、亀子山と稱し、丘陵の斜面の地の直下、低濕なる田地なり、而して殊に注意すべきは、丘陵の斜面及び之に沿ふ低濕地の如きも、其西北に向ふ所は、全く遺物を出す事なく、只其東南に面する所のみ、遺物を出すこと是なり、而して又、其石器時代の遺跡中、更に之を分類すれば、此地は竪穴にもあらず、貝塚にもあらず、所謂遺物包含層なり、又、金屬器使用の疑を起さしむる痕跡、及び遺物現出の有様、大にその趣を一般既知のものと異にす、此遺物埋沒の原因を推すに、その包含土層の一部、及び其下層は、泥炭層なるを以て、石器時代の當時は、既に沼泥の地なるを知るべく、蓋、此時に當て、大地震日本海中に起り、洪濤は十三湖の海口を通して、此沼澤に侵入し來り、高く亀岡の築地に達し、此に土器を製造し、石器を磨き、或は怪き珠玉を造り居りし人民を衝撃し、其勢急劇にして猛烈、人民之を避くる遑あらず、無殘なる浪に、石器、土器、其他凡ての者を、其地盤の一部と共に洗ひ去り、之を低地に落せしものと考へらる、〔太陽雜誌云、亀岡南北七里の沙丘は、同一地形なれど、田小屋野を除くの外、別に此間に遺物を出す所あるを聞かず、思ふに其實は必無きにあらざるべきも、遺跡發見の目的を以て踏査するもの無きに由るなるべし、今亀岡遺物埋沒の状を追考するに、上部一尺許の處は黑色の泥土にして、次に黄色の泥炭層あり、方言「サルケ」と稱し、之を乾して薪炭に代用せしむ、其厚さ一尺五寸乃至二尺許なり、次に灰色の砂質泥土層、厚さは八寸許、次に紫褐色泥炭層、厚さ三尺許、遺物層は、此砂質泥土層の下部と、紫褐色泥炭層中なり、次に黑色泥土層あり、此層に至ては全く遺物を出さず、遺物はかく第三層と第四層の間より出でゝ、石器人民の住居せし時代は、第五層漸く成りし時にして、第四層より以上は、其後に成生せし者の如し、而して又、石器時代人民生存以後、當地が如何に變遷したるや、其泥土の層あるは、以て其水底たりしことを知るに足るべく、其砂質粘土の層あるは、以て多少の水其上を流れたるを知るに足るべく、泥炭の層あるは、以て其の沼澤たりしを證するに足るべし、從來、我日本にては、泥炭層中より、石器時代の遺物を出すこと、曾て見聞したることなく、其之あるは、實に亀岡を以て嚆一となす。

屏風山(ヒヤウブ) 西津輕郡浮田より、十三湊に至る沙丘の汎名なり、南北凡七里、内方には、越水、館岡、車力の諸村ありて、直に丘に倚る。

產業事蹟云、西津輕郡木造廣須兩郷の新田は、地勢平坦、

土壤肥沃、近代所產の米、每年十萬石、其西方海岸は南北七里、風烈く波高し、昔、此丘陵兀赭にして草木生せず、西風砂を卷き耕耘に堪へざりしが、天和二年、津輕藩主信政近里の住民を驅り、松及び雜木を植栽し、森林を造らしめ、一は以て海岸の潮風飛砂を防ぎ、一は以て岩城山の山麓に備へ、名けて屏風山と云ふ、此山の樹木繁茂するに從ひ、漸次戸口を增し、新田開墾に從事する者愈多く、天和より寶永に至る二十年、開墾せし所の田畑八千三百餘町、天明六年飢饉、津輕最も甚し、住民屏風山の樹木を伐り、僅に流離の苦を免れしも、其害田園に及び、再び荒蕪に屬せんとせしが、藩廳早く方法を設け、森林を繁殖せしめ、更に開墾する一千町、新舊耕地を合せて一萬町歩に達したり、現時の村數六十六、戸數四千八百餘、人口三萬餘、斯の如く富庶を致したるは、一に屏風山森林の繁殖に由るものにして、其樹藝の功實に偉なりと云ふべし。

車力（シャリキ）　今、車力村といひ、牛潟（ウシガタ）、富萢（トミヤツ）を合す、館岡の北二里、田光川の西、沙丘の東に居り、十三村の南一里半。

車力の東は、田光川、岩木川の流派ありて、低野二里餘にわたり、北津輕郡中里、尼別を、旁腰山の下に望む。其北は渺々たる十三潟の碧灣にて、諸郡百水の朝宗する所とす。

豐富（トヨトミ）　今、車力村の大字とす。〇藩史云、嘉永五年、新墾十三湖南地、初曰千貫崎、其地濕潴生蘆葦、此役穿溝七里餘、役夫十五萬八千五百餘、馬五百八十匹、其費百三十一貫四百目、雜費不可勝計、從今年六月、至安政三年而成、其田二百町餘、其收米一萬苞、新成一村、名豐富、其他賴新溝餘潤、墾田增戸亦多、乃以其租穀換金、納之內庫、後戊辰之役、購求大小銃砲及彈藥、其費巨萬、皆資於此云。

十三（ジフサン）（十三湊）　今、十三村といひ、西濱の名邑なり。屏風山沙丘の北盡頭にして、內灣と外洋を東西に控す。卽、十三湊（ジフサンミナト）の稱あり、（古は十三をトサとよめりともいふ）、弘前を去る十五里。

十三、その名義を知らず、俗說「津輕大小の河水、凡十有三派の水、此地に落合て大湖と爲る、而も各河川固有の水色を失はず、その異景、三王坊といふ人の書きたる十三往來に詳なり」〔一統志〕などいふ。

湖海の通路の南側、村落の西に、小灣入ありて、之を港泊と爲す。五百石以下の小船は之に入り、木材米穀を載せ去るといふ。されど、强風には、湖口浪高く、往々沙堆を造りて港を閉塞することあり、前潟（マヘ）と名つく」

（前潟）

明和元年二月二十八日、十三湖水自與海通〔藩史〕、云云。これは、如何なる義にや、前潟の事にや、又、東の大潟の事にや、疑ふべし。

新撰陸奧國誌云、十三村、西に大海と前潟あり、（前潟とは沙洲中の小沼なり）、北は港口に限り、東は大潟に臨む、地境狹く、稻田なし、又漁網の利なし、僅に行旅舟舶の聚集をまちて、市店を開き衒賈す、昔は、津輕大浦氏の祖秀榮、此に都邑せりといふも、所謂白髭水に洗沒せりとて、遺蹟定かならず、又「興國元年八月、興風起り、糠部津輕の地漂沒して、死亡十萬人、此時十三城も破壞す、城主十三（トサ）左衛門尉秀光、大光寺へ移る、弟玄蕃頭宥高、式部少輔秀輔は、中別所へ移る、之を津輕の兩管領といふ」云々、今、村中に神明社、湊迎寺、願龍寺等あれど、舊事を傳へず、前潟は二あり、各南北七八百間、東西百間乃至五十間、水深一丈二尺を超えず、池南の沙丘に廢廟址あり、故に明神沼ともいふ、先年、此廟址より御正體百餘枚を發見したり、（懸佛ともいふもの）、徑一尺乃至一尺三寸、佛像を鑄たる者なりと。〇十三の漂蕩を經しといふは、其事實を詳にせずと雖、此湖海の間の斥鹵沙丘の形勢を觀るに、傳說欺く所なからん。時々の變遷は、洪溢と流沙に因りしや必せり。十三往來と稱する遺詞は、妙見堂三王坊の作と傳へ、往時の風土を遺べたり。蓋、安藤氏城邑の時の詞にして、げに室町府時代の文藻に屬す。

津輕十三の湊（中略）西は滄海漫々として、夷舶京船群集して、艫先を並べ舳を調へ、湊に市を成す、又、濱の大明神の社堂、神殿の床は十四丈に嚴り、遠く鳥居を立て、其間に切石を疊み、瑠璃の甎に異ならず、東土世界の敎主、醫王善逝、十二大願の綱を法界の海に張り、無緣の群類を救んが爲め、濱邊に跡を垂れ給ふ事、寔に悲願頼敷靈社也。北は深山堂塔を連ね、圓宗の修學禪林寺、過現未堂三千佛、光明赫々として、靈山淨土とも覺ゆらん、亦、龍興寺の躰爲く、後に青山峨々として、前には瀧の水漲り落て、床禪の睡を驚かす、阿吽寺の鐘の聲、是亦殊勝の景物也、新町は棟を並べ軒を飾り、數千軒家を造り、商人賣買心に任せて、民の煙は稔り、相內（アヒウチ）の河水淸うして遙に惠瑠磨明神の社堂を拜し奉れば、前に海邊を望み、岩窟峯に峙つ、此に熊野の權現跡を垂れたまふ事年久し。

（濱明神社）

此文中、今、其跡を探るべきは、濱明神（ハマノミヤウジン）社のみにて、藥師堂、禪林寺、龍興寺、阿吽寺、并びに新町といふも、所在知れず、（惠瑠磨神社は別項に見ゆ、卽十三潟の北岸なり）湖北の今泉、相內に合考すべし。（可足記に、禪林を檜林につくり、源義經此に寓すといふ）

下國（シモノクニ）（下部）（十三湊郡）　又、下郡（シモコホリ）といひ、もと津輕の別號にして、秋田を上國（カミノクニ）といへるに對す。されど、秋田安藤氏（檜山）が、上國の號を專にせるが如く、津輕安藤氏を、特に下國、下郡といへり」卽、地名として廣狹不定なるに止らず、之を家號にも轉用せられたり。何の頃よりか、津輕安藤氏十三（ジフサン）湊（ミナト）に居り、卽、十三湊郡の稱あり。今、遺聞を拾ひ、零

說を從め、ほ、安倍氏の始末を揭ぐるも、前後貫通せざる所あり、追補にまつ。

古人のいへる十三とは、十三湖の北岸、相內、今泉へもわたり、其城館は、今泉に在りしと判知せらる。一統志云、十三湊都を三に分る、興法郡二千餘町、馬部三百町、江流末郡五百町なり、此は京役にて、王領也、他の三郡（平賀、鼻和、田舍）は鎌倉役にて、關東知行なりしとぞ。

十三湊は、津輕の舊邑、蓋古の蝦夷酋長爾散南（ニサナム）公の古據の地歟、十三は爾散南の訛に似たり。中世に至り、安藤氏之に居り、十三湊郡の私稱あり。是れ恐らくは、平安朝の俘囚存恤の故例に因れるものにして、鎌倉幕府が、安藤氏を以て蝦夷管領に任せしも、舊慣に仍れるにすぎじ。後に、文治五年、平泉征伐の後に至りても、奧羽は殊に意を用ゐ、

「出羽陸奧者、依爲夷之地、度々の新制にも除訖、偏守故風、更無新儀」（東鑑）

新制を布かずして止めり。されば、津輕の京役といふも、已に鎌府以前の世に始れり、安藤氏の管領亦其久しきを想ふべし。而て、津輕の內三郡の鎌倉役となれるを考れば、初め、津輕は內外を分たず、共に安藤氏に委任せられしが、文治六年、大河兼任の亂に、宇佐美大見の諸將津輕に戰死す。此に於て、內三郡を割きて鎌倉家人を配置し、安藤氏は其北偏なるのみ治め、十三湊郡の名も起りけん。謂ふ所の、藤崎を避りて十三に移れるは、鎌倉武士の入部と相待しや必せり。郡中名字に「昔、日下（ヒノモト）將軍安倍に諸吉齋季、下國殿とて、知行の時は、津輕六郡に四百八十人の侍、七千騎と傳ふ」云々とあるも、文治以前の俘囚長の事ならずや。

飯田氏野史、援引會津四家合考云、神武天皇入大和國、安日長髓彥拒之膽駒山、長髓彥伏誅、兄安日被放竄東北、居津輕外濱安東浦、子孫相繼、崇神天皇遣安倍河別命伐蝦夷、而不克、安日遠裔安東浦目、我祖被罪放逐、永爲東隅之流氏、如得蒙赦命、爲朝伐蝦夷、以贖卸祖先之罪、乃奏、詔可、遂伐大克、賜姓始爲安倍、又云、安日爲安倍也、應神天皇朝、蝦夷又亂、安東後致東酋伐平之、賞賜日下將軍、一條天皇朝、蝦夷又亂、致東後裔國東（一作關東）、率兵渡夷地、分上下二道向攻擊、捕魁首三四人而歸、國東子賴貝、子賴長、爲安東太郎、爲奧羽二州押領使、賴長有多子、二男時明二郎貞任、源賴義征伐滅之、貞任有二男一女、嫡子千代壽與父亡、女子適賴義子義家、二男萬千代、生僅三歲、乳母懷之、偕逃津輕藤崎、是號高星、其子堯恒、住藤崎、世以安東太郎爲通字云。

さて、此蝦夷管領の安藤の家系は、さきに藤崎系圖を載せたり、此には安藤系圖を收めて、比較に供へん。二書全く其事實を異にせず、奇怪の至なり。其貞任の遺子に出づといふは契合すれども、高星、則任、相同じからず。

則任──和任

白鳥太郎、貴厨河次郎貞任子也、藤原清平之子、惟平養之也、

季任

安藤太郎、本姓安倍氏、養父藤原、合二氏、號安藤、出羽奧州之安藤先祖也、

季俊

安藤小太郎、賴朝奧州合戰之時、屬幕下、

季信──季村

安藤次、津輕守護人　安藤七郎

季長

又太郎、嘉曆二年六月、郎等季兼起謀叛、自鎌倉今打手小田常陸介發向、及合戰、季長并季兼以下悉被誅、

季綱

安藤次郎、出羽國秋田住人、

季道（秋田安藤次郎、檜山方、後稱秋田氏）

此系圖は、曾て秋田安藤氏の由來を示さんと欲せる者なれど、不備の點多し。秋田の檜山、土崎（湊）并に藤崎に合考すべし。季長兵亂の事跡は二三の徵依すべき記錄あり。されど、十三の地名に言及する者なく、季長の黨は西濱折曾關といふに據守したりといへり。

安藤又太郎季長、郎從季兼以下、與力惡黨誅伐事、不日相催一族、差遣子息尾張權守於津輕戰場、可被抽軍忠之狀、依仰執達、如件、

嘉曆二年六月十四日　相模守　修理大夫

小田常陸入道殿（諸家文書纂）

（南部文書、建武元年十二月、大光寺合戰の時、安藤又太郎は、外濱秋田の一族と共に、官軍の大將として忠功をあらはしたる由、所見あり、南部文書に謂ふ所の貞季にして、季長の子ならん）

諏訪大明神繪詞云、元亨正中の頃より、嘉曆年中に至るまで、東夷蜂起して、奧州騷亂する事ありき、蝦夷が千島と云ふは、我國の東北に當て、大海の中央にあり（中略）、根本は、酋長もなかりしを、武家其濫吹を鎭護せんために、安藤太と云者を蝦夷管領とす、其子孫に、五郎三郎季久、又太郎季長と云は、從父兄弟なり、嫡庶相論の事ありて、合戰數年に及間、兩人を關東に召て、理非を成決之處、彼等が留守の士卒數千、夷賊を催集之、外濱內末部、西濱折曾關、城郭を構て相爭ふ、兩の城、嶮岨によりて、洪河を隔て、雌雄互に決しがたし、因茲、武將大軍を遣して征伐すといへと

も、內徒彌盛にして、討手宇都宮の家人、紀淸兩黨の輩、多く命を隕し、漸深雪の頃に及びぬ、貞任が討の昔のごとく、年序をや累んと、衆人怖畏をいたす所に、季長が從人、忽に城廓を破却して、甲をぬぎ弓の弦をはづして、官軍の陣に降す、三軍萬歲を稱して、則關東に歸りける。

此に、內末部とあるは、入末にて、卽十三（入澗ともいふと）にやとも疑はるれど、一本、內末部に作り、北外濱に內眞部村あり。且、西濱に關村の名を遺せば、嫡流季長は、折曾關に楯籠りしと判斷せらる、其地十三と相連なる。庶流季久の子息と思はるゝ五郞二郞家季は、南諸文書建武元年のものに見え、「外濱押領の志候歟」と疑はれしに合考すれば、庶流は、建武以後、足利方と爲り、十三及び南部氏と爭ひしと知るべし。

今十三村の北東二里、今泉（北津輕郡）に、十三城址、又、塩竈神社あり。

下國の家系、異傳錯出して定むる所なし。文治中の貞長は、一書貞季といひ、一書季俊といひ、其子藤次季信を以て、北條義時推任の蝦夷管領に擬せらる。而も保曆間記、地藏菩薩記、共に藤五といひ、諏訪緣起には藤太と爲す、いづれか正しき。男鹿島赤神緣起には、延長年中、安倍盛季あり、津輕部中名字に、下國殿盛季といふはこれか。又、中祖貞季といふものあり、南北朝の頃にあたり、季長（俗傳に堯勢といふにあたる）の子なるべし。貞季の後に又盛季あり、祖孫同名の人多し。後の盛季は、南部守行、同義政の世にあたる、季長より四五世の裔孫なり。嘉吉年中、下國盛季は、南部義政に破られて渡海す。

野史云、今按會津四家合考、安部高星子、堯恒之後、安東太郞貞季、當後鳥羽天皇建久中、高麗國獻鷲羽、貞季以有武名故、時召而截鷲羽二枚於檜扇賜之、因更號檜扇鷲羽、以爲記號云、花園天皇正和中、相模入道高時、募兵伐蝦夷成、貞季令堯勢、應其募、堯勢與貞季、配圓田顯家女、屬官軍、貞季嫡子盛季、嫡季、八世舜季、舜季子愛季、移住出羽、先是貞季二男、安藤二郞鹿季、伐出羽秋田移住、其後九世而絕、愛季併領之、按一本秋田家譜、愛季爲下國安東太郞舜季子、繼上國云、又、貞季二子、長曰盛季稱下國、次曰鹿季（盛季子康季、康季子義季、義季子政季、政季子忠季、忠季子尋季、尋季子舜季、舜季子愛季、世稱安東太郞）、鹿季住秋田湊爲城主、稱湊二郞、鹿季子成季、成季子惟季、惟季子昭季、昭季子宗季、宗季子宣季、宣季子定季、定季子友季、友季無嗣、下國安季繼之）、四家合考所謂湊併下國者、有差錯、如下國併者也。（按、安東の衰ふるや、下國氏、上國檜山館へ倚り、其一跡を混し、後更に湊家を併す。

而も、盛季猶空名を擁して之を子孫に傳へ、子康季は津輕に客死す、後數世、渡島を保ち、秋田繁衍の族人と共に、津輕を爭ふ。永正年中、渡島は蠣崎義廣に略取せらる、下國の子孫離散、或は秋田の檜山、湊に在り。此に於て、從前の上國（檜山）下國、湊、渡島の諸流、皆上國の地に退保し、嫡庶流派の混淆辨じ難し。其渡海せるものも、初め、上國下國、族黨を分ち樹立する所ありしが、亦破らる。伴氏蝦夷考に、此渡島上國下國の始末を述べて曰く、

蠣崎松前家譜の趣は、昔、津輕に安日（アビ）長髄彦の裔なりといひ傳へたる安日の氏人ありて、世々其地の十三湊に住て、其わたりを領き居て、蝦夷を併せ知りたりけるが、安倍盛季、安東太郞といふが時に、嘉吉三年、南部義政に襲破られて、其地を棄て、蝦夷島に逃れ渡り、其島を治め領り、其部內を上國下國と分ち、まつりこちて世を終けるよし見えたり、この阿倍氏は、はしめ安日といへりといへど、阿倍を阿日と唱誤り來にたるを、後にその本稱に改たるなるべし、但し、阿倍安部の字の差などは論ふべきにあらず、三春秋田系譜にも、長髄彦の後にて、先祖は攝津國安部野に住り、年代久遠にして詳ならずと、藩翰譜にしるされたり、さて、その盛季の後の事は、松前家譜などをとりてすべて考ふるに、盛季の從孫政季（字牛駒安東太郞）、若狹の武田信廣等を率て渡り、盛季に繼て其島を領き居り、政季死りて後は、一族某等の子孫下國を治め、また信廣の子孫（家號蠣崎）上國を治め、二門に分れて其地を領りて世を歷ける、又、前に盛季の弟に鹿季と云が、內地に留りて、安藤の嫡家を再興し、（外濱より移りて、出羽の秋田湊を討從へ、みづから秋田城介と名のれる由、藩翰譜に見ゆ）子孫出羽の秋田に住て、檜山屋形と呼て在けるを、なほ蝦夷の島主と崇めて、（松前家譜に「天文十九年六月屋形舜季公爲巡見來給、此謂東公渡島」と見えたり、東公は安東公を崇めたる由の稱ときこえたり）、其おきてを奉てありけるに、後にその安倍の族の宗は衰、蠣崎の宗は榮えて、上國下國を併せ領り、出羽陸奥のあたりは、ことに甚しく亂にみだれて、いはゆる檜山屋形も衰へゆきて、其在狀もいたく革りけり。

這般の事、また松前舊事記に詳なり、曰く、「嘉吉三年十二月十日、下國安東太盛季公、南部大膳大夫義政に討負、小泊より當國へ逃渡、云々、文安元年、盛季死去、同三年、下國盛季の子安東太康季、津輕を攻め陣中に於て病死、寶德中、安東太定季渡海、相原周防守政胤、河野加賀守政通一同なり、明應五年、松前の守護、下國山城守恒季殺害せらる、是は定季の子也、行跡甚荒きに依る、相原村上松前を守護す、永正十年、大館合戰、守護人相原彦三郞季胤、村上三河守政義自害、同十一年三月、蠣

崎氏部太夫眞廣、百八十四歳にて、天之川より松前（大館）へ引移る、云々」。大館は即下國にして、後の松前山の地なり。天之川を上國といひ、後の江差の近地とす。津輕安藤氏の浪人は下國なり、南部の蠣崎氏武田氏等の南後して投寄したるは、皆上國（天川）なり。武田（蠣崎眞廣、上國下國を混同し、松前の號起る。

上國氏の渡海、其初めを知らず、松前家譜によれば、盛季の從孫政季は、即上國の館主なり。寶德三年、武田信廣天川に至り、政季の女を娶り、蠣崎氏の名跡を承く、其孫を義廣とす。蓋、盛季以後、上國下國の兩流の繼嗣綜錯は、今辨識し難し。

爾散南　十三の古名なるべし、延暦弘仁年間の俘囚の魁帥に、此號を負へるもの多し。

類聚國史、延暦十一年六月勅、今聞、夷爾散南公阿波蘇、遠慕王化、情望入朝、言其忠款、深有可嘉、宜路次之国擇壯健軍士三百騎、迎接國界、專示威勢。十一月、阿波蘇、隠賀、並授爵一等、荒島外從五下、以懷來也。詔曰、蝦夷爾散南公阿波蘇、宇漢米公隠賀、俘囚吉彌侯部荒島等、天皇朝に參上仕奉て、今者、已國に罷去て、仕奉むと白と聞食坐て、冠位上賜ひ、大御手物賜くと宣。又宣く、自今往前も、伊佐乎しく仕奉ば、益々治賜物ぞと宣、大命を聞食と宣。

弘仁三年、夷外從五位上宇漢米公色男、外從五位下尓散南獨伎（狩ッ）、播磨國印南郡權少領、外從五位下浦田臣山人等、三人特聽預會入京。

弘前藩人、近時或は說を爲して、十三は古訓トサにて、元慶安の頃、藩主土佐守信義の爲に忌みて、之を改むと、而も元祿一統志に、十三派會湊の說を採るを見れば、トサといふは根據なし、獸名所土佐湊に擬せるのみ。

十三潟　十三村の東北なる濶澤にして、東西一里半、南北一里乃至二里。岩木川、及び田光沼、内潟等の諸水之に湊合し、西方に小口を開き、海洋に通す。

（東潟）

水路志云、十三潟は、鰺澤の北方約十六浬、一大淺湖にして、岩木川の下流なり、湖内、東半部は淡水なり、湖口南側に狹長の灣入所あり、其東側に村落あり十三と名づく、約百戸を有し、年々木材二三萬石を輸出するを以て五百石以下の和船入泊す、但冬期は舟路通せず、此地東風強吹するときは、湖水大に減し、西風強吹するときに、湖口を閉塞、一年二三回に及ぶ、又嚴寒の時は湖面氷結すといふ。○つがるしるべ云、十三村は、弘前を距る十五里餘、一大湖水あり、周圍は大約八里餘、十三の潟と稱せり、是は當國大小の河川、其數十三、皆湖に注ぐを以て名づけたりと云へり、米穀材木等多く此港より輸出す。○新撰國志云、東潟は、方三里許、中心にて深さ九尺といふ、十三村の東なればその名あり、此沼澤、昔は木造の邊まで汎濫しければ、此間をば入潟部といへり。

北津輕郡

北津輕郡　今、岩木川下游右岸の平野、并びに十三潟以北、龍飛埼に至る沿海の一區を以て、北津輕と爲す。面積七十方里、人口七萬、二十三町村、五所川原に治む。

（馬郡）

北津輕は、古の外濱の東部に屬し、内郡の列に非ず、蓋興法郡馬郡といふにあたる。郡中名字に、

十三湊郡は猶三に分る、興法郡二千餘町、馬郡三百町、江流末郡五百町なり。京役にて王領なり、云々。（津輕一統志）

（北野）

二千餘町とは、北野の荒野開田數と見えたり。弘前藩政に及び、累世北野の荒蕪を闢き、今や水陸田一萬二千町と稱す、變化の大なるを見るべし。北野とは西濱の舊稱なり。

（眞野部）

今按、興法或は興字を奥に誤るは、草體の錯書に因る。馬は眞野につくる。○津輕には、下國（十三）安藤氏敗亡の後に至り、平賀（大光寺）、鼻和（大浦）、濱岡鼎立の形勢ありしこと、諸書に見え、其濱岡などは、專田舍郡といへり。されば、興法、眞野、江流末（西濱を除く）は、共に田舍郡に合併せられ、外濱にも田舍の郡號を被及せしめたるごとし。

（奥法郡）

東日流傳記云、奥法郡は、藤先より下迄、西は大川限、東は十川限り、中郡と申、馬郡は、原子の館より下迄、山岸限り、南は十川限り、西は大川限、下は今泉迄、惡留憐部、南は妙堂崎、西は淨田、北は十三館限り、東は大川限り、十三迄三郡に、内裏御領分のよし、其後南部の領分と成る、又、昔、高倉の明神と岩木權現と宗合有て、海つなみ出て、其時津輕退轉のよし。

えぞが住む津輕の小野の莪露こや錦木のたてるなるらん。（夫木抄）　親隆

津輕の外三郡は、治亂の迹を精しといふ考察は、稍々あれど、其歷史年代を確徵せるもの少し、後の考にまつ。

小山内氏津輕考云、昔、白髭水とて大洪水ありて、津輕郡北方の村居ほとんど退轉に及べり、今時のやうなりて見るにさも有ん歟、凡金木新田、木造新田など、皆これ寛文より延寶までに墾開せし地なり、其ころまでは、木造村より下は渺々たる蘆原にて、其限を不見と云へり、然るに怪むべきは、木造よりはるかに下の村に、先年、馬洗場の土中より短刀やうのもの、或は鐵の類、甲冑の如きものを掘出しことあり、又、この近

村にて、猿毛と云ものをほり取て、薪にかへて常に炊焼の用とす、其猿毛をほり取る土中に、韮の乳現然とあらはれ、一間許りの橋に、欄干のそこゝに付たるが、朽たれども其形備はりて堀出さる、三四十年前のこととなり、今時の理を以て見るに、斯る物のあるべきとも思はれず、又、十三の潟際に、石をたゝみたる處、或は礎石と思しき、所々に現在す、水中にもあると云へり、今時打見るときは、唯々寛文のころよりして始て開けたるやうなれども、全く然るにあらざる歟、其古は、木造より下方にも、人家多く村里數多ありしなるべし。○震災豫防調査會報告云、津輕平野の洪積期には、往々泥炭層か砂層の間に入り來るありて、猶草根莖の判然侭態を存せるものあり、泥炭層を覆ふ砂層の中には、流木入り來り、鑿井を爲す時、應埋木の層に會することあり、沖積期に至りても、所在沼澤多かりしを以て、泥炭は間斷なく生成したるならん、今日到處盛に採堀さるゝ猿毛は、沖積層中に挾在せるものなり、龜岡泥炭層中より、石器時代住民の遺物を發見せしに合考せば、泥炭は、現今に於ても、所在の沼澤に生成せられつゝあるなり。

藩史云、寛文十二年、開拓新田百三十七村、先是、以北野多荒蕪地、命有司、開水田、立村里、明和三年正月二十八日、地大震、人家倒者五千四百九十餘、壓死千餘人、所在發火、燒死亦三百餘人、馬死者四百四十頭、堤防崩壞者三千五百八十間、其他官廠寺社橋梁、敗壞者頗多。

岩木川

津輕の主水脈なるを以て、土人は専大川といふ。岩木山の西南麓に出づる一派と、目屋川の合流を以て幹河と爲し、東北流三里、弘前に至り、北に流るゝ一里餘、平川(汗石川を合す)を容れ、以下北徼西に向ひ十里、十三潟に入り海に通す。(下游十里は、舟楫の利あり、目屋川の奥まで上游凡十二里)

岩木川下游の兩邊は、低野頗廣し、西岸には木造廣須の新田といひ、東岸は北野開といひ、大略、近世弘前藩の開拓に係る、水陸田合二萬町許。

津輕藩史云、凡津輕郡北野數十里、地味肥饒、而時有水患、故未舉闢、信政公欲除其害興大利、決意起役、築堤防於兩岸、以使無浸溢之患、又多堰河水而通大溝、以便灌漑、數年而功就、是役費財夥多用功莫大、然其澤被于萬世、非英主安能之、所謂因民所利而利之、擇可勞而勞之者也。又云、武田源左衛門、豪傑之士也、才力絶倫、尤長釋游、雖夜不安臥、起坐焦思研慮、依地質厚薄、定郷里品位等別田位、又、除岩木山外、山林原濕、寸地尺土、悉制貢法、工商營業、亦皆定税、則至各署所須筆墨薪炭、莫不有規程、其功垂後世、利被封内、至今五尺之童艸蕘之愚稱武田、至寛文十二年、所墾闢者百三十七村、其後、又闢廣須木造郷、天和中置假宮於木造、時々親臨而督勵之、當時新田奉行一町田建雄、亦孜々勉厲、墾開數千町田云。

板屋野木

今、板屋野木村といひ、北津輕郡の北端にして、岩木川の右岸、弘前の北三里。

イタヤノキとは、槭樹なり、板柳にも作る。鉄落林、小幡、赤田、三千石等の小村は、皆板屋野木の大字と爲る。又、大俵、高増、松木、狐森、五幾形等は、今、小阿彌村と改稱す、板屋野木の東北一里半。大俵は、寛知集に録せられ、北野に於て唯一の古村なり。

(大俵)

津輕年代記云、正保元年、板屋野木村に町立可申由にて、御繩張相定り、船渡も切替申候。

赤田

今、板屋野木の大字となりて遺る、藩政の時には、赤田組とて、隣近の數村を統べたり。明和三年の大地震には、赤田組の災害最大なりき。

明和三年正月二十八日、暮六つ時地震、弘前の東北方、藤崎浪岡より、油川後潟の邊の震動最大なり。青森、三廐、西浦には損傷少し。舊記によれば、

和徳組潰家十二死亡二　堀越組潰家十八死亡四
大鰐組潰家二十七　尾崎組潰家四十六死亡五
駒越組潰家六　藤代組潰家百七十二死八
高杉組潰家七十六死二　猿賀組潰家六死亡二十九
大光寺組潰家四十四燒家四死亡十一
田舍館組潰家二百七十六燒家五死亡三十五
藤崎組潰家三百三燒家四死亡四十七
常盤組潰家二百九十一燒家五死亡三十七
増館組潰家五百三十五燒家十二死亡百四
浪岡組潰家六百三十六燒家十四死亡百二十八
赤田組潰家六百七十一燒家十三死亡百六十一
柏木組潰家二百三十三燒家八死亡三十四
油川組潰家燒家四百十二死亡百十九
後潟組潰家七十燒家六死亡七十一
廣田組潰家七十四死亡五　俵元新田潰家二十九
金木新田潰家二十八死亡二　金木組潰家六十八死亡七
飯詰組潰家百五十死三十一　廣次組潰家五十二死十二
木造新田潰家十九

鶴田

今、大巻、菖蒲川等を合せて、鶴田村といふ。板屋野木の北一里半、岩木川の右岸に縁り、郡治五所川原の南一里半とす。

(胡桃館)

胡桃館、山道等を合同して、今六郷の村名を立つ、鶴田の東に隣接す。

常海橋

今、瀧井、館越、五林平、夕顔關等と相合して、沿川村と改む。板屋野木の東北二里、十川(本郷川)の西邊に縁る。館越は、浪岡北畠氏の一族の居れる所と説かる、浪岡の西北一里半を去る。

(館越)

梅田

今、瀬良澤橋范に合せ、梅澤村と改稱す、常海橋の

北、鶴田の東南にて、又十川に緣る。

原子（ハラコ）（高野（狄館））　今、羽野木澤、前田野目、高野等と合併して、七和（ナナワ）村と改稱す。常海橋の東北なる山麓にして、五所川原町へ二里半を隔て、大釋迦（ダイシャカ）驛よりの通路ありて、一里半を隔つ。

東日流傳記、原郷は、原子の館より下迄、山岸限り、南は十川限り、西は大川限、下は今泉迄。（寬知集に原子、高野の二村を錄す。

人類學雜誌云、津輕郡高野村に狄館（エゾタテ）（蝦夷館）といふ古跡ありて、今土人イナ館といふ、古昔蝦夷住居せし所にて、往々土器等を掘出す、小高き丘に至れば、空壕を周匝して、內部外部を分つ、郭內縱橫各二町餘、內部一町餘にして、今皆畠となり、中に一の老松あるのみ、而して北は持子澤川の一線を帶び、南は大沼に臨み、東は梵珠嶽に連なり、西一方は遠く開け、陸田連綿たり、土器の製作紋理甚雅にして、此所に尙朱を存留し、瓶岡の產に比すれば、孰れを上品と鑑定する能はず、種々の石器も出たり。

東日流傳記、津輕三千坊とは、あざらに千坊、高野に千坊、十三に千坊と申、三つのはさま三百丁とは、高野邊に百丁、吉田に百丁、新城に百丁、合三百丁は、吉次の領分、津輕六郡の外也。

前田野目（マヘタノメ）　今、七和村の大字にて、原子の南東、大釋迦に近き間也、松倉神社は、前田野目にあり、大釋迦を距る一里、松倉觀音堂是なり、田村將軍の建立に係る云ふ。（いぶかしるべ）

梵珠岱（ボンシユタイ）　山崎氏地誌云、一條の山脈、津輕半島を縱貫して、南々東より北々西に走れるを見る、其の基底は石油を胚胎する第三紀層より成れども、火山岩之を破りて所々に隆起す、而も九百米を超ゆるものなく、東方は青森灣に沒し、西方は平原に盡く、此の山脈の南端に於ては、梵殘平山（六百餘米）を起し、更に北方に蜿蜒して袴腰嶽（六百餘米）となり、更に西北に延びて增川嶽（七百二十四米）に及ぶ、其の先端は海に沒して、爰に龍飛岬を作る。增川嶽の東方に丸屋嶽あり、平館海峽に接して起る。

（中山）津輕信政傳云、封內山林、其性質に由り類別六種となす、曰く本山、曰く田山、曰く見繼（ミツギ）、曰く仕立（シタテ）見繼山、曰く遣（ナゲ）山、曰く抱（カカヘ）山、而して本山は全く官有にして、五大林區となし、上山通（碇關より目屋澤まで九个山）中山通（前田野目より小泊まで十八个山）外濱通（鶴坂より宇鐵まで四十二个山）西濱通（中村より大間越まで十八个山）抱合山（淺瀨石山林にして、黑石家と同じく管理す）見なり、田山は水源涵養を目的とし、禁伐林に屬す、見繼山は、本山の內、樹木伐盡しの個處、特に山下村民に見繼を命じたる者にして、伐木の際は相役錢を納めしむ、仕立見繼山は、人民の自費栽培に力を盡したるを以て、特に伐木の際は相役錢を免する者とす、建山は官の營植といふ、抱山とは全く私有にして、納稅の義務を負ふ者とす。

松野木（マツノキ）（神山）　今、神山（カミヤマ）、野里、淺井等と相合せて、長橋村と改む、原子の北に隣り、金山池の南なり、其東嶺は梵珠と稱す。

神山は、寬知集に錄せられ、北山通の古村の一なり、原子と金山の間とす。

十川（トカハ）（姥萢）　又、六綿川といひ、南津輕郡（山邊郡）高舘村の山中に發し、西北流、浪岡川を合せ、北津輕郡に入り、五所川原の東を過ぎ、藻川に至りて岩木川（大川）に歸す、長凡八里、灌漑の利廣し（汗石川の一派を分ちて、十川の水源に加へらるゝは、近世の土功に因る）

今、姥萢（ウバヤチ）、湊、廣田等を合せ、榮（サカエ）村といふ、十川の屈曲する所にあたり、五所川原の東南一里、原子の西一里半。○津輕年代記云、正保二年、湊村派立、此は十川尻の落合にて、船の往來荷上場なれば、湊といふ、後に至り、慶安二年、十川を東の方へ堀替、田地を開かれ候に附、牛田村と改名、正保三年、廣式姥袋へ大川堀替。

廣田（ヒロタ）　今、榮村と改む、十川の邊、原子と五所川原の間也。

○津輕年代記云、寬永年中、廣田村初り、十川橋なゝり、下柏木初り、後梅田村と改む、又館跡を開きて七部村といふ、姥萢は永岡村と申、派立候節、十川縁之候、天和の頃、十川堀替、姥萢の西を流れ事と成る、此邊を下切通と申候。同書又云、寬永十六年七月、大洪水にて、下切（シモノキリ）退轉す、前代未聞の損亡に候。

五所川原（ゴショガハラ）（下切）　今、五所川原町といふ、人口四千五百、岩木川の右岸に緣り、弘前の北六里、青森の西九里、卽北津輕の治所とす。

新撰國誌云、津輕の舊俗、初秋七月、ネブタ流あり、其辭に「ねぶた流れろう、まめのはあ、止まれ、エアエア」と同音にはやす、一壯觀なり、南部にも此風俗あれど小異なり、明治四年、五所河原にて、此戲より喧諍鬪を傷し、死傷を見ければ、官之を禁めて復行はしめず、此戲は、天正年中已に在り、或は、往昔、夷匪を海外に放流して、唯其忠貞の者を栖止せしめし時の遺風とか。

五所川原は、左岸の木造と相距る一里半、大川下游今野の兩眼目なり。○津輕年代記云、五所川原派立候節、此は川水屈曲して、五所に川原有之候に附、村名と爲る、右五所川原新田初り以來、門前所々に出來申候、五所川原より川乘、十三へ十四里、弘前へ十里。

川山（カハヤマ）　今、稻井、沖飯詰等を合併せられて、中川村と改む、五所川原の北、飯詰の西にて、十川を挾む新田なり。

藻川（モカハ）　今、鶴岡、高瀨を合せて、三好（ミヨシ）村と改む。五所川原の北二里半。岩木川と十川の交會にあたる。

飯詰（イヒヅメ）　今、飯詰村といふ、五所川原の東一里半、原子、松野木の北なる大邑なり。

（金山）飯詰の南西なる金山（カネヤマ）、太刀打、米田、一野坪等は、今松島村と改む。姥萢の北、川山の南なる新田なり。○津輕年代記云、天和元年、御巡見使下向、碇關、弘前、飯詰、小泊、各一宿、六月二十二日、松前渡海、七月十八日、今別へ歸着、二十日南部領へ巡見。

嘉瀬（カセ）　今、毘沙門、長富を合せて、嘉瀬村といふ。飯詰の北、金木の南とす。郡中名字に、馬郡小田川といふは、嘉瀬なるべし。寛知集に金山を載せて、飯詰嘉瀬なし、疑志あり。

金木（カナギ）　今、金木村といひ、藤枝、蒔田、川倉等を合す。五所川原の北三里、大川右岸の大邑の一なり。金木の南、嘉瀬に至る間に、（喜來市）喜良市（キライチ）村あり。寛知集、金木、喜良市を載す。又、川倉は、金木の北にて、一沼池あり。○藩史云、天正七年七月、爲信公督諸軍、大擧討柴臼舘、大光寺六郎、逆於金木村、遂獲斬之、七郎逍于出羽、亂乃平。○郡中名字に、馬郡は、原子、飯詰、喜來市、小田川、春日の五村里を擧ぐ、往日の稀疏想ふべし。

中里（ナカサト）　今、中里村といひ、深郷田、八幡等を合す、金木の北二里、東嶺を袴腰嶽といふ。中里川は、川倉の山中に出で、中里の西を迂廻して、内潟へ入る。（富野）富野（トミノ）、豐島、田茂木、長泥等の新田は、中里川と岩木川の間にして、北は十三潟に瀕く、今合併して（武田）武田（タケダ）村の名を立つ。寛文年中、弘前藩の奉行、武田源右衛門の、經營の紀念とす。

嘉永中東北遊記云、發藤崎、經板柳（イタヤノキ）、鶴田、至御所河原、自此經金木、至中里、是爲本道、爲土人所說、至赤堀、舟濟岩城川、下西岸、至淸原、復濟川、至富野離川、々發源於矢立嶺、經石川藤崎、注十三潟、藤崎至此路常與川相隨、至是右折取路、田間至中里、行程十一里、以故稍遠、津輕田地之制、以二百坪稱一人役、然員縮不一、肥瘠亦殊、其收穀三苞至四五苞、間有八九苞者、苞容四斗、租三斗至六斗、多寡亦不同。

袴腰嶽（ハカマゴシ）　一名、長屋形（ナガヤカタ）といひ、中里の東北嶺なり、標高五百六十米。

内潟（ウチカタ）　十三潟の東南なる一支湖にして、中里の西北一里、斥鹵の水面、約半里四方あり。今、其邊の尾別（ヲベツ）、高根、（薄市）薄市（ウスイチ）等を合せて、内潟村と改む。薄市は、寛文知行集に載せられ、十三潟東南の唯一の古村とす。

今泉（イマイヅミ）　今、内潟村の大字なれど、全く離れて十三潟の東岸に居る、中里より二里。西北は小泊へ到るべしと雖、又東北に三廐に通ずる山道あり、今泉越といひ、險阻六里にして、今別（東津輕郡）の海岸に達す。今泉は、古の十三館の所在にして、江流間内の遺名も此間にのこれば、古の惡瑠磨郡の中とす、十三湊へ二里を隔つ。

（十三城址）**福島城址**（フクシマ）　即、十三城（ジフサン）にして、下國安東氏の遺跡なり。十三往來に、城邑宮寺の盛大な叙述したるは、嘉吉以前の事ならん。夫れ、天竺は王舍城、震旦は長安城、我朝は平安城、三國相應の都也、茲に親近、奥州津輕十三の湊は、新城に於て肩を並ぶる城郭は、坂より東に有べからず、此城廓は、方八十町、柵を築廻し、内には面々要害を構ること莫大也、其外景物多き事、八景に過ぎて十景と謂べし、東山の野澤は渺々たる牧也、數千疋の馬と共に、麋鹿を交へて思々の勇を成し、誠に希代の景物也、南は湖水滔々として、月水底の暗を照す、遙に岩木嶽を見れば、雲霞麓に聳き、山の巔高くして大空に顯る、誠に富士山と爭ふ程の名山なり、（中略）館の内に羽黒権現を崇め奉る、是を禮し彼を拜するに、心肝を摧かすと云ふ事なし、總而此福島の城廓は、左は青龍、右は白虎、前は朱雀、後は玄武、四神相應の靈地也。

（江流間内）異開鋪頭注（小山内建本）云、十三と今泉の間を、今江流間内（マイ）といひ、此を十三左衛門殿の住居跡とす、嘉慶年中に寺なりしとか、トサをジフサンと改め唱ふるは、我土佐守信義公以來の事なり。○舊事記云、入澗より鰐口を堀出せることあり、嘉慶二年と銘す、寺屋舗と見えたり。○新撰陸奥國誌云、下部左衛門尉秀榮公、嘉應文治の頃、江流澗郡十三湊に城を築き、之をトサの福島城と唱へて之に居り、津輕六郡を領せり、文治五年、平泉の秀衡亡びて後、源義經は秀榮公に依賴して、姑く此の地に住せりと云へり。

大浦津輕家の祖先を、十三左衛門尉なりと說きて、其系譜を述ぶるものあり、甚異むべし。是れ專、延寶中の、可足記（藩主信義の次男、慈天僧正作）に根據するものにして、大浦の一門高屋氏の東日流傳記に反對して出し也。可足記に「津輕の鼻祖、藤原秀榮は、十三左衛門尉と申し、十三に被居候、子孫の世に至り家衰へ、南部より從見せられ、二三男に準ぜられて、彼家紋をも用候、光信殿の時、南部と緣類に成候に附、津輕と不被名乘、大浦と名乘入部候て、種里に被居候」云々。されど、諸說を通考するに、

秀榮、以父鎭守府將軍基衡奏請、居入澗郡十三城、領津輕六郡、任左衛門尉、建久四年卒、年九十八、母安倍宗任女子、秀元嗣、建永元年、將軍實朝賜璽封之教、稱左衛門尉、承久元年卒、年八十一、子秀直嗣、小字叙任丸、寛喜元年、與安東氏戰于津輕野敗死、安東氏安倍貞任之裔也、貞任之滅、次子高星丸、幼孩逃于津輕藤崎、及長遂領其地、至與我相抗衡、秀直之死也、子賴秀尚幼、以故失其領地、依塌新城領主楢次信次、信次匿之山中燒炭處、俗稱之燒炭藤太、賴秀及長、勇武絶倫、遂能復舊地、秀季以嫡孫、承賴秀後、正和二年、

闔國仕近衛府、拔京師、當近衛公、因獻黄金三千枚于朝、任左衛門督、當此時、安東氏威力復振、與我手墾、兵結連年不解、會北畠顕家鎮守府將軍、多方解紛、遂令兩氏通和結婚、是任尊氏之使盛季率二千五百騎、安東貞季率五百騎、屬北畠氏共討士、延元三年五月、昔戰死于攝州安倍野、秀季時年六十一、子秀光嗣、幼字藤太、任左衛門佐、後有故事、大地分貢之恩、十三城亦壞、故城于大光寺後治焉、正平四年卒、子秀信、子秀則、徙居塲越、云々、「藩史」に、井上某閲錄ふ、行間の炭燒藤太、故有て近衛關白の姫君にあひ奉り、子を吉次信高といふ、信高は高舘の下の合に從ひ、津輕の太守となり、其子十三左衛門信直といふ。○弘前長勝寺、稀に海藏寺址にも、散見する所あり。

大浦氏の先祖が、十三に居れりといふは、此地（西濱下郡）が安東氏久年の栖窟なりし事蹟に背くのみならず、大浦は（もと南部の庶流なり、近世、南部の族類に非すと強辯せんが爲めに）安東氏の苗裔なりとも、讀鶴記、一統志」說かれたる情實に合考して、其間の曲折子細を悟るべし。ことに、

天文中津輕郡名字「昔、日下將軍、安部大納言盛季、下國殿とて知行の時は、津輕六郡に、四百八十人の侍、七十騎と傳ふ、今は、三郡、鼻和の大浦、南部信州源盛信」云々、

とまで、明白に、盛信（光信の子）の南部の姓族たる由をいへば、可足記の所述は信け難し。下國殿とは、即十三館にして、盛季は、安藤氏歴代に同名二人あり、一は建長中の人、一は永享前後にあたる（上の下國に合考）

郡中名字に、日下將軍及び大納言といふを、盛季にかけしは、祖先にかゝる事をも、混淆していへるなり。かゝる例は、享保中撰一統史に「應永年中、南部守行其威を逞くし、北畠國司の末流、及び按察使大納言師季卿の支流等、悉く守行が爲に所領を失ふ、我大浦家は藤原姓にて、近衛殿の由緒あり、然るに是れも、應永の頃、奥羽ともに守行の合を請くるが故に、南部の支流といはれたり」云々。按察使師季は、安倍盛季を指誤せるなり、大浦家にて、近衛殿の由緒とは、何ないへるにや。外三郡が、京役なりしないふか。もし、近衛殿の姫君が、炭燒藤太に嫁したりとの話柄ならば、是は、金澤金山などゝ地名を負へたる諸所に傳播する小說にて、彼れ金賣橘次のものがたりのつくりかへに過ぎず、可足記に見ゆるもの即是なり。（鶴坂戸建澤に合考せよ）、可足記は、安藤太と橘氏（吉田に合考せよ）、の舊傳をとり合せて、かかる說をなせるにあらずや。

或は解を加へて「大浦氏の祖先の、十三に居りしは、安東氏が藤崎より北遷せざる時の事とす」と曰ふ者あらん。されど、藤崎すでに蝦夷管領の居館とすれば、其僻遠西濱入間の夷部たりしこと、論を待たず。夷地の十三、豈獨安東の管領を離れて、他家（謂ふ所の藤原秀榮）の知行と爲らんや。

さて、下國安東太の始末は、別項、下國に載せたり。其衰亡は、東日流傳記に「津輕は、下國殿御知行に候處、南部殿、下國殿□□□被成候て、御配分、諸一宗被遣之候」とある如く、嘉吉の頃、盛季の時にあたる。

津輕考云、舊記に「應永二十五年、安東盛季の子教季の代にあたり、南部軍勢、下の國を襲ふ、教季敗軍退散し、是より津輕は南部の下知に從ふ」とあり。○按、教季は藤崎の城主ともつたへられ、天文中の人なりともいふ、明徵なし。

惠瑠麿（ヱルマ）神社 今、十三潟の北岸、今泉相内の邊に、入澗城址、并びに入間明神ありとて。（一統志、新撰國誌）十三往來てふ、古文に、十三の地勢風色を敍し、

北は深山堂塔を連れ、圓宗の修學禪林寺、過現未堂三千佛、光明赫々として、靈山淨土とも覺ゆるならん、云々、龍興寺の妹背らく、後に青山蒼々として、前には滄い水瀧り落ちて、塵埣の謎を隔す、阿吽寺の鐘の聲、是れ亦妹勝の景物なり、新町は軒を比べ棟をあげ、數千萬家を造り、商人賓貢心に任せ、民の煙は絶へ、相内の河水清うして、遙に悲鳴萬時の雲堂に春くれは、前に海邊を望み、岩崎寺に峙つ、茲に無數の舊跡を垂れ給ふ事年久し」云々、

文中の寺社は、昔相内今泉の地なるべし、今の十三湊にはあらず、新町といふも此なるべし。

相内（アイチ） 今、相内村といふ、十三潟の北岸の大邑にして、十三村へ一里半、今泉へ半里。

相内は、古の汎名十三湊の域内なり、されば、下國安藤氏の遺蹟は、此間に探訪すべし。觀音堂のこる、十三往來の禪林寺にや。○小山内氏津輕考云、春日内（ハルヒチ）觀音堂には、相内千坊の舊跡なり、此に山王の宮もありて、三杉四杉九杉とて古木あり、嘉元二年の古碑あり。○郡中名字、馬郡の村名、春日（ハルヒン）寺と云ふは、春日内の寺字なればならん、一本に春品に作る、ハルヒン欺。又「江流末郡十三湊、下郡といふ、潟內といふ、鮎内川、磯（イソマツ）松」鮎内、即相内にて、誘松は脇元村の磯松なり。

（春日内）

（磯松）

脇元（ワキモト） 相内の西北二里を脇元村とし、小泊崎の側なる海岸に居る。

嘉永中東北遊日記云、發中里驛、經今泉合浦（アヒツ）、過十三潟邊、越小山、々臨潟、對岩城山、眞好風景也、下山出海濱、經磯（イソマノ）町脇本、々々戸數百三四十、去年遭頓適之。

權現埼（ゴンゲン） 一に小泊崎（コトマリ）といひ、西濱の北なる、高崖角にして、脇元村十西に突出する凡一里半、北は東に龍飛崎を望み、南微西に大戸瀬を指す。或は七石（ナナイシ）崎、十三崎と呼ばる。熊野飛瀧（ヒロウ）權現に因むか。

津輕年代記云、當國十三の崎より沖、松前迄の間に大海

あり、之を尾呂(ヒロ)といひ、昔より十三の崎を尾呂が崎と申す、是れ結構なる名の由にて、慶長十六年、二石に御城普請、其名を取て、弘前城と可申由、御沙汰候」の藩政の時の海岸御備場は、大間越、深浦、金澤(荒埼)、鯵澤、十三浦、小石(七石崎)三厩(龍濱崎)、袰月(鷹崎)、蟹田、青森の十一所なりき。

小泊(コトマリ) 今、小泊村、北津輕の極北にして、五所川原を去る十二里。權現埼の東北なる港灣を占め、津輕海峽西門の避泊地なり。龍飛埼は、小泊の北更に四里、地脈此に盡く。

水路志云、小泊は、權現埼の東方二海里半の處にある一灣にて、偏東颱に會ひ、津輕海峽を過ぐる能はざる船舶のために、便利なる假泊地なり。○小泊より東北、算用師(サンヨシ)峠の山嶮をわたり、三厩への通路あり、凡四里。

吉田松陰東北遊日記云、去脇本里許、越山、出小泊、亦海濱也、戸數三百、行程七里、此與松前隔海、相距七里、出驛沿海、而過砲臺下、安砲二坐、以板屋掩之、不得詳砲長口徑、行二里離海入山、山有澗、沿澗而登、是爲寒澤(サムシ)、藩嚴禁旅人過此路、以故不修道、涉澗數次、深每沒膝、行二里許、始至其嶺、越嶺而下二里許、雪深二三尺、愈下澗流愈大、又涉數次、困苦太甚。

秋田沿革史大成云、文化四年五月二十四日、松前へ出陣の急使到來、六月朔日出發、能代へ赴く、而して船緣等を定め、同六日より乘船、同七日能代港早朝出帆、同日八つ時深浦へ着、同十二日未明出帆、風惡しく一同困難、島島に寄泊し、同十三日出帆、鯵澤へ着、同十四日出帆十三濱へ着、同十九日小泊に着、同二十日出帆、權現崎風波荒く打返船に入る、三馬屋に着、軍將の命に因りて上陸止宿、七月二日、早朝乘船、同日夜に入て箱館七重濱着。○松前舊事記云、嘉吉三年十二月、下國盛季、南部大膳大夫盛政に打負、小泊より松前へ渡る、永善道明法師所願、辰巳の風にて出船す。

東津輕郡

東津輕郡(ヒガシノツガル) 津輕の、平野(岩木川河盆)以外、其東北に山を隔てたる沿海一帶の地をいふ。今、面積百八十餘方里、人口十萬、一市二十三村、市郡共に青森に治む。

本篇は東津輕郡現管の東平内(狩場澤)、中平内(小湊)の二村を、上北郡の中へ移載す。

(外濱) 東津輕郡は、青森灣の沿岸、并びに津輕海峽西門の南側邊より成る。其津輕平野との間には、連峰一脈、遠く亙りて之を分つ。故に古より、津輕の部内にして、外濱(ソトガハマ)の稱を保ちて、近世に至れりと雖、他の内外六郡の列に居らず。其交通の山道には、ことに津輕坂の名ありて、殆他邦の如し。即、稱して東外濱(ヒガシソトガハマ)、北外濱といひ、或は合浦郡の私號あり。

(合浦郡) 津輕一統志云、合浦郡は、津輕内外三郡(實は六郡なりと)のほかなり、糠部に屬せる歟。○平澤氏漫遊文草云、大抵、青森以西、郡呼之合浦、其水亥產珠之處、曰衣月(ホロノキ)、曰今別、衣月俗名舍利濱、余藁民家買得舍利可升矣、今別所產、大如雀卵、如數珠、滿地皆是。○小山内氏津輕考云、東濱を、外の濱といひ、或は卒土濱と書す、昔は合浦郡といへるもの、即是也。

合浦の郡號、他に傍證を見ず、又或は、天正以前には、糠部の屬かと疑ふも、透徹せず。糠部と外濱の間には、多宇末井の險あり相分てる由は、吾妻鏡に載せて久し。多宇末井は、今も東津輕と上北郡の阻障なり、形勢易る所なし。惟ふに、合浦は此東北濱にのみ其名を唱ふるにあらず。西濱には海浦(カイホ)といひ、野代(羽後山本郡)にも合浦郡の濫稱あり。されば、沿海の地區に汎く被り、諸州に謂ふ所の海部(カイフ)(海府)と、同義同語かとも疑はるれど、訛音甚し。

又按、合浦の珠とて、漢土の故事を獺祭に諳へり。然るに、和諸分國記に「陸奥かつほ」と載せてあれば、(是れ和漢の紛錯に出づるにもせよ)三百年前の語なり。江戸慶長見聞集に、流罪の地をいへて「奥州つかるかツぶそとの濱、西は鎮西鬼海島、北は越後の荒海佐渡が島、南は大島戸島八丈」云々。(他山遺稿に、合浦をアフウラとよみ、大浦と同地と爲して、西濱に擬せり。されど、大浦は上浦の對稱にて、西濱の海村にはあらず。他山曰、大浦者合浦也、世人今尚稱我地曰津輕、或曰津輕合浦外濱、而其複稱爲何詞、則雖我土人而未之知也、考之郡名、則非郡名、蓋上古爲夷壤之時、分此地爲三部、此其部落之名也、而中央稱津輕、東海濱稱外濱、西海濱稱合浦、故總稱之曰津輕、歷稱三部、曰津輕合浦外濱者歟、東濱今尚稱外濱、光信公居種里、始稱大浦氏、可以徵矣。この種里は、西濱なりと雖、當時鼻和郡大浦の屬邑なりければ、之に被及せるのみ。郡中名字の書中に、西濱を鼻和郡大浦の屬とせる形迹見ゆ。

又、戰國割據の比にあたり、東濱の平内、北濱の後潟等に、田舍郡の稱あり。是れは、當時田舍郡に占據せる北畠氏(浪岡御所)が、東北外濱を兼併したりければならん。

(陸奥海灣) **青森灣**(アヲモリ) 陸奥海灣(リクオウ)は、津輕海峽の南方に斗入する廣灣にして、灣内又二支に分るゝと雖、其灣口は一峽を成し、平館海峽といふ。東支は斗南(トナミ)灣と稱すべし、斗南半島、其東北を蔽障す、西支は青森灣と稱すべし。今、本支の統屬を爲さば、統名青森海灣といひ、斗南灣

を郡名に立つべき歟。

水路志云、陸奧海灣は、本洲の北端、津輕海峽の南側に於ける一大海灣なり、其門口平館、貝崎（九艘泊）二角の間を平館水道といふ、東西の二支灣となり、西灣に青森港あり、東灣に大湊（田名部）あり。○青森灣の陷沒といふことは、地理學者にも唱說せらるゝが、何の時代の事にや、人間歷史に干係するなし。而も、古人は既に之に想及し「白鬚洪水の時、山津浪海津浪にて、外濱と糠部の間、崩れて海になる」（東日流傳記）といへり。

奥の海汐干のかた思ひおもひや行かむ道のながてを、（夫木）。奥の海や江曾が岩屋の煙だにおもへばなびくかぜや吹くらむ、（建保四年百首）。

東外濱

又、東濱とよばれ、青森灣の東南岸の汎名なり。即、平内（夏泊崎）より、野内、青森へわたり、北濱と分つ。

東卒土濱の名は、天文中の郡中名字に見え、北濱（上磯）との對稱なり。一書に、東濱を下磯といふとあるは、疑ふべし、此には、上下の對語と思惟し能はざるにあらずや。

夏泊埼

陸奧海灣の西支（青森灣）と、東支（斗南灣）の分界にあたり、北は斗南半島の九艘泊に對し、中央山脈の八甲田、三角、平内越の盡頭にあたる。今、埼頭の東北は中平内村の田澤、（小湊と共に上北郡へ移す）、西側は西平内村の稻生の地なり。

此岬角は、中野小湊の北に斗出する、半島狀の高崖地の北端にして、其西北更に一岩嶼（大間といふ）有りて、沙嘴相連接す、青森錨地の東北凡十二海里。

茂浦

今、西平内村の大字にして、稻生、濱打、中野、山口等と相合す。夏泊埼の南一里半、西に向へる小港泊を有す。

茂浦は佳景の名あり、鷲が鼻、二子島等の眺望、畫趣を具へたり。○寬知集に、茂浦、山口、小湊等の村名を擧ぐ。

山口（藤澤）

今、土屋、中野、藤澤、茂浦等を合して、西平内村と改む。青森より野邊地への驛路は、土屋、中野、山口、藤澤を經由し、小湊に達す。（平内とは、もと小湊の邑名なり）小湊へ一里半、淺蟲へ一里。

料足をおひ候かたに、平内藤澤に平六が在家一間、十年地申定候、十年地過候者、御返し候て可給候、仍件之狀如此、

はかり物は、六入にて一斗、わたは、れんくのかわり、五十よとめ候て、十五、

康正三年かのとのうし三月九日　本覺坊

八戸河内殿　まいる（南部文書）

（土屋）

享和元年紀行（東山志）云、土屋村は、海岸にて、外が濱といふ、津輕侯の御番所あり、茂浦の島見ゆ。○津輕郡中名字、東卒土濱、近代外濱といふ、小田野邊、龍口、根井、鹿蒸湯、山口、小湊、狩場澤、云々。

平内

久栗坂以東、小湊を籠め、野邊地に迫れる狩場澤までの總名とす。今、東西中の三村を立つ、もと、中平内の小湊を以て平内の親里とせる者のみ。されど、小湊は其山海の形勢、皆東面して斗南灣の一岸に屬す。（本篇は、中東の二村を、上北郡へ係けたり）、津輕の管内と謂ふべからず。恐らくは、戰國割據の頃に、與務沿革を經しものならん。

南部八戸中館系圖云、延元元年正月、南部師行、與成田泰次相謀、而分籠于藤崎平内兩城、昨曾我與、貞光、與安藤五郎二郎家季、來攻之。

この平内城は、小湊の地ならん、沼館の字あり、而て成田泰次が之に據りて、内廳部の安藤家季の來攻にあたりしならん。（師行は、藤崎にて、平賀大光寺の兵にあたる、猶下の内廳部に合考せよ）棟部桂泉天台寺、永享四年、前伊勢守親經の執達狀「津輕田舍郡、平内郷寄進」云々。此書體は、權門の敎令にて、浪岡御所北畠家のものと判知せらる。而て、此に田舍郡平内といへば、北畠氏、此棟部（今の北郡）の平内を收めて、自家の郡號田舍を負はせしならん。又、前に援ける平内藤澤云々の文書は、棟部の七戸八戸野邊地田名部の領主たる、南部政經の收めし家宅券なり。蓋、當時政經の領知内なりけん、沿革想ふべし。

淺蟲

今、野内村の大字なれど、其東北に離れて別驛を爲し、海濱温泉を出すを以て世に著る。鐵道、小湊六哩、野内三哩。

東遊雜記云、淺蟲は、海濱にのぞみて温泉なり、至つての熱湯にて、湯治のはより流れ出る湯、川々へ落て、湯氣の立あがる事煙の如し、凡十四所。

續泉志云、淺蟲盥漱泉は、椿の湯（百六十三度）、大湯（百六十七度）、大湧の湯（百五十八度）、五郎平の湯（百七十度）、裸の湯（百六十度）、柳の湯（百三十四度）、目の湯（百六十八度）、鶴の湯（百五十六度）の八所、皆村中に湧出す、其涌量最多き者を椿の湯とす大路の中央に在り、泉池方二尺許、礫を敷て底となす、又、板及び土を以て蓋を爲し、人馬をして其上を來往せしむ。○歷史地理雜誌云、淺蟲村の西八町許にて、善知鳥（又は湯坂）といふ一町餘の昇り坂あり、昔は之を通過したりしが、後世山下に棧道を作り、前後石を以て疊み、水面より高きこと三間、幅狹くして橋長く、滿潮の際は、怒濤之を洗ひて、頗危險なりしといふ、文化中山を削りて往來を作り、更に明治に至りて修繕を加へ、現今は車馬の往來も、何等の苦難を訴ふるなきに至れり。

戸前坂

淺蟲より久栗坂（今、野内村の大字にして、野内、淺蟲の中間なり）に至る山道をいふ。海上屹立の岩壁の

(久栗坂)(多字末井)(烏頭前)　(榜)　(唐昧崎)

[illegible]多字[illegible]
烏頭前(ウトウマヘ)ともいひ、又、塔前、兜昧にもつくる。(明治九年、[illegible]
[illegible]
いふ)

[illegible]
山海の間に細徑を通ず、一水之を絶す、岸高くして橋を[illegible]
拒みしも、上總前司等又馳せ附き、兼任一旦防戦すと雖、
[illegible]
は、字の頭音を脱したるにて、原語サタウマキ歟。
[illegible]
の路なり、山の上にも牛馬の大路あれど、廻り故に、
[illegible]
一首には、[illegible]を引きて、有多字(ウツツ)[illegible]
いひ、里人又此に、安方が妻善知鳥の前(女名)の墓とい
ふ者、并びに鉛木塚を説く。

野内(ノナイ)

今、野内村といひ、久栗坂、[illegible]を合せ、[illegible]
[illegible]
地、小田野澤、云々。小田野澤、今知れず、烏頭前に
もあらず。
[illegible]
人穴雪而出入、狗闘於屋上、以海路未通、駐師待雪釋、
[illegible]

宮田(ミヤタ)

今、[illegible]三本木、[illegible]を合せ、[illegible]東嶽(アヅマダケ)
といふ。野内の南東なる山邑にして、三角嶽(サンカク)の下とす。
[illegible]
呼ばる。東嶽とは、三角の別峯なり。
[illegible]
木あり、土際より枝繁り、枝より肉たれ下りて、地に入
り根となりて又しげる、枝毎に木を添たるが如し、遠く
[illegible]

原別(ハラベチ)

今、[illegible]

(後方羊蹄)(松森)　(作道)

[illegible]

造道(ツクリミチ)

今、造道村といひ、松森、古館、濱館、駒籠等を
合せ、[illegible]
る地あり。
[illegible]
の地名ありといふ。されど、それは斉明五年紀のと、
同名異地なり。
[illegible]安政中著)云、今の作道村に、[illegible]
[illegible]
シリペチと云しよし、古老の口傳にのこれり、其證とな
すべきもの少しと雖、駒込川荒川この邊へ落合て、外濱
第一の大河なり、支言河水をペチといひ、是れやがて、
[illegible]後方羊蹄(シリヘシ)[illegible]
[illegible]方に、[illegible]村あり、此の地方こそ、昔時よりシリペ
チと稱して、阿倍臣の政所を置きし所なれ、案ずるに、
[illegible]
崎といふ義なり、ペチは江河といふ義にして、昨として
[illegible]にも用ゐるなり、今、松森[illegible]を見るに、日
[illegible]
森より造後に立し村なり、昔は松森村より山根へ通り、
原別野内へ往來せり、云々」と、
斉明天皇五年三月、[illegible]一百八十艘、討。

敷地闕、可令[illegible]田淨代二[illegible]二百四十八[illegible]三十一人、[illegible]二百十二人[illegible]、[illegible]敷地二十八[illegible]、[illegible]綵帛、[illegible]、至内入箙、時[illegible]二人、[illegible]、可以後方[illegible][illegible]。

又、[illegible]あやしき事と思へば、問ひ返してまた問ふ、折しも草刈の友來て、如何なる事か申したるとて云ひぬ、云々」又、南部[illegible]今の青森の東[illegible]、古館[illegible]今[illegible]士人イカシマ様と稱して敬禮せり、[illegible]

（田代）（高太嶽）（甲田山）

尻八館趾（シリハチ）　今假に、後方羊蹄、古館の名に因みて、此に係く。[illegible]文書に[illegible]せらる、[illegible]二年十一月、曾我太郎貞[illegible]目安に見えたり。[illegible]去六月、安藤[illegible]以下[illegible]、尻八[illegible]打入、依合致合戰、御奉行發向之時、同心致軍忠之間（中略）、同九月二十三日、又[illegible]貞光[illegible]寄來之時、[illegible]、中野[illegible]八、野呂彦八（中略）打死仕了、同十月、尻八合戰之時、分取五人仕了、（下略）

尻八の訓、及び位置、正しくは知れず、或書に尻屋岬に係けたるは、斷じて信け難し。當時爭戰の形勢をおもへば、[illegible]にはあらず、今、[illegible]の邊に、古館の名のこり、又後方羊蹄ありて、シリベシ、シリハチ相近し、[illegible]。

駒籠（コマゴメ）　今、[illegible]村の大字にして、[illegible]南[illegible]、駒込川は、[illegible]に發し、田代（タシロ）温泉を經て、[illegible]に至り、荒川に合せ[illegible]堤川といふ海に入る、[illegible]

人類學雜誌云、駒籠の奧に廢村[illegible]あり、[illegible]數年に迷りければ、一村擧て餓死せりと、[illegible]に、元來拾戸内外の小村ならんと思はれ、礎石は所々に散在するのみならず、今に果樹なども存在せり、且、村の中央とも覺しき所に、泉水あり岩石の間より流れ、其[illegible]たり、此邊に石器の散布あり。[illegible]云、駒込村の奧五里許に、田代[illegible]泉あり、二所、一は元湯といひ、熱百二十度、一は新湯といひ、熱九十度。

八甲田山（ヤツカウダ）　中央火山[illegible]にして、青森の南[illegible]七里許、駒籠横内より之に登る、[illegible]高一千五百七十餘米。山中の温泉、酸湯[illegible]、[illegible]舊噴火口にて、周圍四百六十米突、[illegible]し、又、大湯の温泉あり、硫質の噴氣孔尙[illegible]なり。此山は、謂ゆる集合火山にて、噴火口數箇あるべし、土人は、[illegible]、繪堂、赤倉、高田大嶽、田茂谷、[illegible]見、石倉、[illegible]嶽の八峰ありと云ふ。津輕年代記高太[illegible]嶽、一統志[illegible]の嶽。

南部東遊記云、津輕領の青森の南に當りて、甲田（カフタ）といへる高山あり、其峰參差として、指を立たるが如くなれば、十符八甲田といふ、[illegible]のごとき山を、三つも五つも重ね上たるが如き高山也、津輕領の人、勇氣たくましき者、又は罪を得てすがたをかくす者、津輕の[illegible]、南部の[illegible]、ともに投んとする時、[illegible]より二月三月の頃ならば、此甲田山の絶頂をさして、雪の上を眞一文字に登り、磁石を立て、南部地は東南と志し、其方角のあたる方をさして、[illegible]る事なりとて、[illegible]を通り行けば、五十里、七十里、[illegible]に一日二日の間に行付なり、此事、津輕の[illegible]にも、[illegible]より、今則、[illegible]へ、雪中には、[illegible]に出る[illegible]甚近くて行かるゝ事なりと。○藩史云、天正十三年夏四月、南部信直、[illegible]千、攻[illegible]石[illegible]、乃直[illegible]田[illegible]高甫山之[illegible]、[illegible]。

（酸湯嶽）

山崎[illegible]地誌云、八甲田の[illegible]、[illegible]るは、青森の南方、横内村より、杉の澤を經、酸湯に出で、更に[illegible]二[illegible]、[illegible]たる急傾斜を上り、[illegible]なり、今、[illegible]、其右（西）方に平頂を有する[illegible]、[illegible]頂、[illegible]、[illegible]の[illegible]、又、[illegible]

（赤倉嶽）

[illegible]石倉[illegible]といふ、以上[illegible]、[illegible]遺跡を示し、赤倉嶽は[illegible]、中央火口丘にして、[illegible]、赤倉嶽の寄生火山なり、[illegible]

以外に於て、後に噴出したる者のごとし、赤倉嶽は標高一千五百三十餘米、其火口は空澤の火口瀬によりて著しく破壞せられ、僅に其の南壁のみを存し、茲に熔岩其の他の累層の好露出を示す、山頂の東方に於て一小爆裂火口あり、圓形にして水を貯ふ、酢湯嶽は其形似の故を以て、又釜嶽と稱し、或は大嶽と呼ばれ、（七戸にては駒嶽といふ）北は赤倉岳に接し、双子火山の觀を呈し、南は赤水澤の淺流を隔てゝ、石倉嶽に對す、山頂鈍圓にして、中腹に於て二十八度内外の傾斜を有す、山頂東方に偏して圓形の火口あり、徑百四十米、深五十米に及ぶ、火口の西南に下れば、後に徑十米の小湖あり、蓋、小爆裂火口址なり、又其の西麓には、硫黃噴氣孔、徑五十米に及べる二所の窪地をなし、其一は熱湯を湛へ地獄と稱せられ、其一は盛んに蒸氣を噴出す、此の地方は、八甲田火山群中に於て、最後の爆裂をなせし所とす。

青森　今、市制を布き、青森市といふ、人口三萬五千、北海渡航の名津にして、又、治廳、軍鎭あり。此地、弘前藩政の時、已に一大邑なりしも、僻陬に居り、寒陋を免れず。維新以來、一變して都會と爲る、鐵道、東京四百五十七哩、弘前二十哩。

郡中名字に「東卒土濱、包宿、持國多門天」といひ、又「北濱、鵜呼、善知鳥」といふは、卽青森にあたる、東濱北濱の交堺なり。多聞天は、今柳町の香取神社にして、油川熊野社、永祿二年再興棟札に「金光寺持國多聞天、南滅坊」と見えて、一古跡也。

（多聞天）

隨轡紀程云、青森、茲上古爲漁場、分四區、曰鳥頭、曰安方、曰陸、曰多聞天、寬永中、弘前侯信牧、蠲賦稅、開埔頭、商賈四集、船舶輻輳、今街巷十九、列肆二千七百餘戶、有縣廳、軍營、學校、病院、警察、郵便諸署、爲北方一都會。（明治戊寅巡回日記云、青森、市店多新築、縱横開街、物貨稍足、店前皆造廊廡、便人行、備冬間積雪云、離市一里、有鎭臺分營、粉壁青甍、爲儼然傑造、此地本肅然一漁村耳、函館開港以來、四方人民來往、稍爲聚落、戶凡三千餘。

元祿二年刊行一目玉鉾云、青森の浦は、舟着にて、津輕松前の荷物、是より積むなり、諸國の廻船も、此湊まで通ふなれば、上方を聞習ひ、言葉やさしく、女の姿も當世にちかし、難波津の問屋に見えし蓮葉女といへるあり、かれに習をうつすなり。

青森は、慶長の頃迄は、人家なく、堤彈正の領内なりしが、彈正亡て後、大浦家より、其城址（横内）に城番十人衆を置き、外濱を管理せしむ、寬永元年、藩主青森派立を開設せしめ、此時、奉行森山藏之助（阿保氏）へ渡されたる條目、左の如し、（津輕志留遍）。

自他無緣之者、望次第在付可申候、但十年の間作取、非諸役申付間敷もの也、

寬永三年八月六日　　服部長門守

一外ヶ濱中商人船賣買、於當所可致之事、

一町人分者、高岡の町並たるべき事、

附、月々六度市相立可申事、

寬永三年四月六日　　乾　四郎兵衛」

新撰陸奥國誌云、青森の蓮華寺傳記、正應の頃、法華庵と云へる禪室の有し由記したれども、定かならず、其昔は、鳥頭、安方、蜆、多門天と云ふ、四个村有しに、其村に松林あり、（原註松の在所詳ならず）、海上の通舶、この松林の森々たるを見て、青森と云しより地名となる、寬永元年、この地繪入と定り、村家も町割に成りけるとぞ、

日蓮の上足、蓮華阿闍梨日持（駿州蓮永寺開祖）、正應四年、松前の蝦夷を化導せんが爲に、此地に至り、暫く寓居し、後泛海して高麗國へ入る、云々、（延山傳々灯抄、蓮華寺舊記）この說信け難し。蜆は、方俗雀ともいふ、正しくは、堤にて、郡中名字に包宿といへる是なり。

（蓮華寺）（蜆）

新町、寺町、柳町等は、寬文四年の開發とぞ、其頃、月六度の市日を定められ、市神をば、新町御倉道の辻に祭る、今も民家の檐下に石塚あり、其址なり、往時は、七月の七夕のねぶた祭の會場も、此辻とす、柳町の毘沙門堂は、近年改祀して香取神社といふ、津輕の舊風俗、陰曆七月の夜、市中童男女燈を點じ遊行す、其燈種々の形あり、皆五彩を施し、奇を競ひ新を巧む、又、一街一町、幕輿を立てゝ大燈を造る、花鳥人物、神に佛に、或は夜叉鬼形、大なるは數丈、長竿に掛け車に駕し、大小數十千、光華粲然、往くあり來るあり、終宵市中を練行す、朔日を初夜とし、七夕に至て河流に棄つ、これをネブタ流と云、ネブタ何の義をしらず。（五所河原に合考すべし）

青森縣廳　今、善知鳥神社の南、新町に（大野長島町に接す）在り、八郡に市を統ぶ、人口合七十萬。つがるしるべ云、寬永九年、青森に御假屋（屋敷城）取立、今の縣廳是なり、寬永十一年、外濱船着は青森一个所に限る旨被仰付、當地繁昌、安方町、越前町、大町、米町、新町、濱町、寺町、鍛冶町、大工町、松森町、博勞町、堤町、鹽町、煙草町、蜆貝町の十五个町、三千戶と唱へしも、其實は三千なかりき、町奉行二人を置き、其下に町年寄、町同心を勤役せしめ、又、足輕大將、檢使役、目付等の武役を、一年交代として、御假屋に詰合せしめたり、維新後、北海道の交通隆盛に赴きしより、俄に戶口增加して、形勢一變、二十三町、民戶六千餘の多きに至れり、如是著しき盛榮を致したるは、畢竟北海道の襟喉を扼したる要港にして、津輕檪部（南部）の中心にあたれる治府なればなり。

大野　今、細越、安田を合せ、大野村といふ。近時、其青

幸後近の田野は、昔街巷に變して、市中に編入せらるし」

小山内氏津輕事實考云、壹の石碑の事、古人も異說ありて、疑なきにあらず、南部の地七戶に、石碑の古跡とて、東遊記にもそのことを載せたり、外の濱、浦町縣大野にも、石ぶみとてありしが、何のころにか、其石失せて、叢生の石のみ、蓑形にて、田の中にのこれりと聞きたり、余往年、大野村に宿して、土人に尋ねれども、其名知れるものなし、今は其跡さへ知るべからず。

石ぶみやつかるのをちに在りときくえぞ世の中をおもひはなれね（清輔家集）

浦町

今、青森市へ編入せらる、もと、青森の南なる村巷なりしが、近年、公私大小の家宅、之に布置せられしを、合併して、一市治に歸せしめらる。鐵道停車場あり、西は大野村、南は筒井村なり。

（筒井）

小山内氏津輕考、東濱を外の濱と云ひて、或は卒土の濱と書す、其浦町縣を、むかしより深澤と云ひしよし、舊記に見えたり。

青森兵營

筒井村の北なり、浦町の東南、荒川と駒込川の間なる地を占め、步兵第五聯隊以下の營所とす。

善知鳥神社

青森四街（濱町、大町、米町、新町）の西に在りて、外濱の古祠なり。祭神不詳、近世、宗形嚴島の三女神を本主と定む、本地佛辨財天と唱へられければ也。善知鳥、又烏頭につくり、此には、古來地區の名と爲すに似たり。

（烏頭）

附錄紀程云、烏頭祠、古木扶疎、相傳、齊明帝時、越後守阿部比羅夫、征蝦夷、發舟師於此、因祀宗像三神焉、烏頭又作善知鳥、蓋海鳥、好穴居、母呼烏頭、雛輙應日耶須加久、獵者蔎笠掩身、作母聲、伺雛出捕之、黑身白斑、黃脚白觜、此鳥世所希見、昔或獲之三厩海上、西澤敬秀著善知鳥考、詳辨其名義形狀、猿樂善知鳥曲、据該故事、以喩殺生、寺島氏三才圖會、傳寫失眞し（）、續志云、青森烏頭町、善知鳥とも書す、此地に烏頭宮、烏頭池あり、安潟といふも、今在所の名なり。

新撰陸奧誌云、烏頭社は、昔は池の辨天とも呼ばれ、社僧善川寺址は、其西（大手通の西側）に存す、此寺何の頃にか荒廢したるを、青森の湊開かれし後、寛永十八年、辨天社再興ありて、宗形の三女神を勸請すること舊に仍る、されば、初め何の世に誰人の宗像神を奉祀せしにや、詳になしがたけれども、齊明天皇の御宇に、蘭慎國蝦夷を語ひて仇せしとき、越の國守阿部比羅夫、昔神功皇后宗像神社に奉幣、速に仇を打平し例に準て、爰にも宗像神勸請ありけんと云ふは、實に左あるべくや、しかるに、後世に種々の虛誕妄說を云ひ、歌に詠じ謠物に作り、いよ〳〵事實を失ひ、あらぬ奇怪の作物語も出來たるなるべし。

津輕外濱、古有善知鳥、栖宿海岸岩洞、其入於國歌、演於謠曲久矣、後雜劇傳奇妄添蛇足、狩[illegible]誕設、以膾炙人口、而今則無此鳥矣、但有祠祀之、不知何神也、津輕侯命案此鳥於蝦夷地、方獲三隻、籠致嘱畫工寫生、需余詩、因賦古風、一章

北溟有異鳥、其名曰善知、頸長而脛促、黃背而白髭、尾如鵞之短、背似鴨之細、岩洞寄棲止、匹處雄逐雌、情意篤且懇、飛鳴不相離、所以才調子、采入國風詞、一變爲曲本、再變爲傳奇、綺語使人惑、能泣群女兒、妄誕固難信、足想不凡姿、遺種今安在、物色及島夷、水濱空陳迹、欲尋更渺瀰、莫是爰居類、千載存古祠、

東遊雜記云、青森は、諸書に市中三千軒、繁昌の地とあれど、さにはあらず、昔は左もありしや、人家は漸く千軒許にも見え、しかも見苦しき家居なり、松前の城下、江指浦、箱館浦より見れば、勝劣の論なし、近年は此邊大地震にて、打續き凶歲饑饉に及び、數多の死人ありし、故に此の如くなりしと、案内のものゝ言ひしなり、此所に善知鳥の社と稱する寺坊、遊覽見所なり、歌にもよみ書にもあらはし、或は謠、又淨瑠璃までにも作りて、世に知る舊跡なるに、社も漸く方一間許、極粗末の小社にて、社家別當の家にも古傳へし事更になし、善知鳥の舊宅、嚴島の明神社もあり、是も昔此地へ勸請せしといふのみの事也、今の領主津輕侯建立といふ。[illegible]云、平館よりいと心細き道すがら、岩根踏重なる山の麓を行く、右は浦波高く寄歸りたり、蟹田、蓬田、大濱など云る驛過て、青森に宿る、爰は津輕第一の湊にて、町々數あり、長さは一里餘に及び、安かた町などいへるも此所にて、漁人の住る家居八百軒、なべての家居三千有り、外濱九十三里の程となん、善知鳥の宮などある、遙から、彼方此方見やらるゝに、海邊にてえもいはずよし、

里の子がうたふ安かた安くのみいく代年ある軟や樂しむ。

今案、小山内氏津輕考に「烏頭明神、昔の此地は、青森より西南田の中に一つの林あり、寺跡とも見ゆる地なり、烏頭の事跡、狂言綺語に綴りたるは論ずるに不足、日本紀に、津輕優婆郡の蝦夷、臨利古金拆兒弟、髮を剃て僧となり寺を建つとありて、優婆は郎烏頭なり」云々。されど、本文に、陸奧國優嗜曇郡とありて、後の置賜郡なれば、優婆郎烏頭といふは、卑率の論なり。

有間塚

奧羽永慶軍記（天正の末の行途紀事の中に曰く）「奧の千引の明神を代拜し、夫より津輕卒土の濱に下れば、道すがら有間塚、無相町一見して、出羽の國秋田へ來る」云々。

延享年間、秋田藩士岡見知愛の著、秋田六郡舊誌（杵山志）に「青森の湊、長一里、町同通、安方町八百軒は漁師なり、有間塚、有間宮あり、總家數三千軒、此の邊を外が濱といふ、是より國なし、大濱より南族住

所多し、云々」と、或は日本書紀の「定溶代津輕二郡部領、遂於有間濱、召聚渡島蝦夷等、大饗而歸」とある有間を、有間と讀かと疑はるれど、上音下訓にて、古法に合はず。而も有間濱有間宮といふは、宗形神(中古以來辨財天に混す)と、もとより一境にして異社とす。近年二祠を混淆するに、何等の意にや、俗傳には「善知鳥村に、青森の舊名也、昔時允恭天皇の御代に、烏頭中納言安潟と云へる人、犯せる罪あり、勅勘を蒙り、此地に流されけるより其名あり、又、安部貞任の臣鵜藤安方、貞任の遺子を携へ逃れ來り漁師となりしが、其靈魂化して鳥となる、土人之を祭りて善知鳥神社と稱すとも云ふ」不審愈多し。○新撰國誌云、安方俗說に、安方を浦の領主と語り、「善智鳥前とは、安方の妻なり、亡夫に勝りたる慧智の婦人にして、此の浦の事、身自世話し、淺蟲村掛樋山の館に住せしが長命にして生神となる」云々、今も、巫覡神返の祝文に「善智鳥の前、掛樋、あけちの嶽まで送り居」と云ふ句遺る。○再考、郡中名字、濵岡御所北畑殿の當參侍、八家の一を鵜取といへり、在名を稱へし土豪の有しは、實なるべし。

子を思ふ涙の雨の血にふればはかなきものはうとふやすかた(藻鹽草、新撰歌枕)

子をおもふ涙の雨の笠の上にかゝるもわびしやすかたの鳥、

大神宮へ勅使下りて、うとふやすかたと云鳥を取て、三角柏と云樋に備て、神供になると也、此鳥取者に、簑笠をきてとるなり、その內へに、砂の中に子を生てかへしたるを、母鳥のうとふか眞似をして、うとふうとふとよへば、やすかたといひてはひ出るを取と也、其時、母空にかなたこなたへつきてあるきて、鳴泪の雨のごとくに血にて降るあひた、その涙かゝりて身そんずるゆへに、みのかさをきるといふ。(以上)

（烏刀）　（鵜取）

曲亭雜記云、おもふに、善知鳥は出崎といふが如し、陸奧の方言に、海濱の出崎なるをうとふといふ、外が濱なる水鳥に、嘴は太くて、喉下肉つきの所高く出たるもある故に、之をもうとふとよぶ歟、又渡島の嘴に喩て、出埼なるをうとふと云ふ歟、何れにまれ、指出たるをうとふといふ、東國の方言なり、美濃國御嶽驛の東に、うとふ村あり、信濃國□□郡にうとふ坂あり、鳥頭と書く、是等皆指出たる所なれば、うとふといふならん、さてうとふを善知鳥と書く由は、此鳥甚しく人を恐れ、又善く其友を愛す、もし其一隻を獵師に捕らるれは、ものゝ鳥其ほとりを飛廻りて泣く事止まず、涙を落す雨の如しとなん、故に善智の二字をあてたる歟、又鴉とも書す、其義詳ならず。

今按、ウトウ(宇藤)、ウタウ(歌)、ブタウ(武動、葡萄)、フドウ(不動)など、諸州の地名に多し。中にも、坂路に此名を負はするもの、最注目すべし。古蝦夷語にやと疑はるゝも、明解を得ず。新撰字鏡に「鶚、其月反、烏刀」とありて、世に「ウトフヤスカタ」といふ鳥は是れか(新撰國誌)。字書によれば、鶚はミサゴの類なり、海濱に棲飛する故に、かゝる字をもはめしか。津輕郡中名字には、鵜取、鵜呼にも作りたり。さて、此善知鳥の故典、藻鹽草に據れば、伊勢神宮の供物と云ひ、本來、神宮に近き國の事なりと知るべし。神宮の古例舊記など、詳に搜索したらんには、意外の發見もあるべくおもはる。

みちのくの外の濱なる呼子鳥なくなる聲はうとふやすかた(夫木抄)　定家

新撰國誌(青森の條)云、此地、昔は葦澤砂洲多き故に、彌洲潟と呼びしを、其の潟は漸々埋れて、(今も町頭に地低水溜等ありて、付きまは洲潟の址なるべく見ゆ)後に村居となりて安方と呼びしが、寬永元年、當港取立の時に、町割となりて、舊のまゝに安方を町の名とせり、善知鳥といへるも、此の東の方にて、其地は昔上米町、上大町、上濱町、越前町邊まで涉りし由傳ふれども、定かには知り難し、今は此町の南裡に善智鳥神社あり、又善智鳥沼あり、善智鳥は舊鳥の名にして(鳥頭とも書り)、昔この彌洲潟に栖しならんが、今は洲潟も址形なくなりければ、希に渡り來るのみにして常に栖まず、如何なる鳥とも知らぬ人多けれども、松前地方にては今も栖み、てふれやんけしり二島には、常に多く栖めるよし、或說に、此の鳥の聲、長やかに美しく、歌を謠ふが如くなるにより、歌ふと云ふ義に取る歟、啼音を松前人に尋しに、かすへと云ふ鳥に似たりと云へば、かすへは愛にも多くありて、啼音の「すかへ、すかへ」と聞えて、聲の美しからぬものなり、不審にこそ、云々。

安方（ヤスカタ）

今、善知鳥祠の西を安方町といひ、鐵道停車場あり。又、其海邊には、棧橋ありて、函館小樽の常航船、及び遠近の海上出入、一に此口に出れり、日夜熱鬧の巷なり。

觀跡聞老志云、安潟村、今在外濱阿弥山畔、此地有鳥、産子于沙上、人捕其子、則悲鳴殊甚、土人曰沙鳥、或稱善知鳥、或號烏鵲、又云、安潟鳥、或號善知鳥、相傳、是所産于外濱也、近來、春夏之交、商賈貢之、其大似小鳧、而通形淡黑、長首尖嘴、觜脚共黃色、但自領下至下腹純白、商人日之善知鳥、食之則有脂甚美、其好味不減絳頭鴨、此鳥實不害眞傷焉、然只試諸所進之處而考之、則其肉足以供鼎實、其味足以養脾胃、故棄之者亦貪多務得、而至專害生致殺、如此之踰、與識者詳焉。○東遊雜記云、前々太平記に、呼子鳥は、雁のことなりと見え、

彼の「なくなる聲はうたふやす方」とよまれしは、皇國の邊土、外がま濱でも、めでたく安き御代なりと、祝言せし和歌なるべし。

和漢三才圖會云、善知鳥、正字未詳、俗因字止布、按鳥頭、彩色闘背、尚背黄赤勾、脚淡赤色、奥州率土濱有之、特安潟浦邊多。

陸奥のそとの濱なるうつほ鳥子はやすかたのねをのみぞなく、〔大塔軍記〕

津輕紀聞云、青森安方町のうとふの宮のうしろに沼あり、傳にいふこれは、善知鳥を捕りし故跡とぞ、大濱は、其西一里、よき商人多く、いか樣はんじやうの地にて、問屋もありとの郡中名字に、北濱、善知鳥、惡知鳥と書し、惡知鳥をヤスカタとよましめんとしたり、奇僻甚し。〇謡曲拾葉抄云、雁の其子を呼ぶ聲によりて、うたふと名つけ、子島の安らかなるを、安方と名づく、一説ヨナトリ鴫といへり。

青森港（アヲモリ） 陸奥海灣、西支の灣底にして、著顯なる港界なく、全く北方に向ひて開す。函館六十浬、大湊（田名部）三十四浬。

水路志云、青森錨地は北に露開し、其水深は濱に向ひ漸次に減す、而して距濱約二鏈半の處は、水深九尋にして、錨地とよし、青森は、陸奥海灣内最重要の市街なり、街東に堤川あり、二鏈の間門洲擴延し、以て河口を鎖す。

津輕年代記云、寛永二年、江戸廻り御廻船始り申候、外濱へ上方船多参候て、賑々敷成候間、新町派立可被成由にて、御見立有之、則御公儀へ願立、安方町よりつゞき、堤村まで町作、七百軒と申立相成候、是へ引越候者に、飯米被下候、又、外濱不殘青森にて投候間、大野村に牢立、科人なども弘前へ不引上候、寛永十八年、青森神大堂立、延寶二年、青森に御屋形被建置候。

横内（ヨコウチ） 今、横内村といふ、青森の南一里半、山麓に在りて、野尻、牛館、雲谷、田茂木野等を合す。東は駒込に至り、西は荒川に至り、南方の山谷は、八甲田の大嶽に屬す。堤城址あり、南部氏津輕領有の頃に、堤浦（ツヽミ）といひ、其侯家を置きしは即此也。

一統志云、天正十三年三月、大浦爲信、油川を攻取り給ひ、僧坊頼英が本堂に逗留在りて、外濱筋御沙汰有けるに、高田、荒川、横内邊の者共、悉御味方に屬しける、横内の城主堤彈正左衛門は、其父孫六、先年南部の櫻庭合戰援兵として、爲信公の父（武田甚三郎殿）出陣の砌、爲副將、共に討死せし者の子といひ、殊に親き外戚なれども、一向武威に缺たる者なりしかば、之を追落さる。

堤城址（ツツミ） つがるしるべ云、横内の東五町、字龜井の城址は、九十間四方にして圓形なり、故に鏡の城ともよばる、昔、堤孫六則景此に居りて、東濱（藩政の横内浦町の南組、七十五村の地）を領知す、剛勇世に聞えて鬼孫六といはれたり、然るに、其子彈正、油川落城の際、難儀身に及んことを恐れ、城を捨て逃れ、後高陣場に於て殺さる、横内村常福寺に、其位牌並に遺物今尚存せり、昔は、外濱横内十人衆と唱、十人の城番を置かれしこともあり。

南部系譜云、二十祖信時、四子光康、知行津輕郡堤浦（ツヽミウラ）、稱彈正左衛門。〇南清私記云、永祿の比、南部殿の郡代津村某、堤浦の館に在住のところ、其家臣西野相川の二人叛逆して、津村を追落す、元龜三年の秋、檜部左衛門尉高信、津輕出陣、逆徒西野相川を破り、堤浦館へ入りたまひ、後石川館を居城とせられける。（津輕異聞錄云、横内は、南部達戸康時の子、孫六知行す、永祿二十三年、櫻庭に戰死し、其子彈正は爲則公の聟也、其子宗七爲信公へ奉公す（永祿一作天文）、康時は、明應年中郡司として下る、初名光康なり。

幕部五郎小史云、三戸通繼の代に、津輕雅楽頭信息の臣、三代理右衛門、其の主を殺し叛きて津輕に據る、既にして、通繼の子信時、軍政を一新し、四男田子彈正光康をして、兵を率ゐて三代を討たしめ之に克つ、光康即津輕郡代となり堤浦に居り、雅楽頭の跡を襲し、堤彈正と號す、永正四年、三代理右衛門の子圭木、再亂を作す、安信（信時の嫡孫）兵を弟高信に授けて、圭木を伐たしむ、云々。〇堤浦とは、此東外濱の汎名なりけん、猶、上浦、大浦のごとし。津村は、堤浦の訛歟、（沖館（オキタテ）合考、南部根元記には鼓につくる）、雅楽頭は、下の野尻に合考すべし。

横内妙現堂（ヨコウチメウケン） 小山内氏津輕考云、横内村妙現堂は、昔は大社なりしが、中頃衰微して、社司古き唐櫃一つを神物として小堂に安置せし耳、近年再興あり、社領を附せられ、大祠となれり、この邊古き碑ありて、皆剥塔なり、文字見るべからず、堂の近邊にもあり、俗傳曰、唐櫃の中に數枚の古面を納めしと、さて齊明紀に、津輕の郡領、伊香島、魚名と云もありとみへたり、今の横内妙見の近邊、川をへだて小堂あり、土人いかしま様と申て、是を敬せり、合考すべし。〇郡中名字に、東卒土濱、廿許（ハタコリ）長峰、妙見堂、云々、又、横内と載す。長峯とは、妙見堂の在地歟。油川熊野社、永祿二年再興棟札に「北斗寺、妙見大菩薩勧請、南藏坊」云々とあれば、檜部斗賀の南藏坊の建立せしならんが、年代知れず。

野尻（ノジリ） 今、横内村の大字とす、南部文書、正平十五年（或曰五年）、南部雅楽助へ與へられし、北畠國司顯信の證判に、「外濱野尻郷、相傳領掌」云々。或は、此雅楽助を、南部信長の舍弟と爲すものあれど、詳ならず。されど、横内堤城の郡代は、此雅楽助の故貫に因る所ありしこと、想ふに足らん。

雲谷（モヤ） 今、横内村の大字にて、山間の小部落とす。雲は古

詣もなり、出雲の例にて之を知るべし。

荒川（アラカハ）　今、荒川村といふ、横内の西にして、青森の南一里餘。其溪流は、八甲田の山中に出で、堤川とも呼ばるゝもの即是なり、長凡七里。

八甲田山中の赤倉湯（高熱二百十餘度）、酢湯（二泉各熱百四十度許）は、共に荒川村の所管なれど、五六里の奧山に在りて、浴客多からず。〔奥南盛風記に、津輕郡代南部高信の老臣、金濱修理（岡崎）あり、荒川村を食み在名とする歟。しかし又、三戸郡、閉伊郡にも同名あり。〕

（青森）**細越**（ホソゴエ）　今、大野村の管内なれど、其西にして、荒川村に隣る、石器時代の遺跡あり。〔寛知集に、荒川、細越の村名を錄す、高田、横内は見えず、いかなる故にや。〕

高田（タカダ）　今、高田村といふ、荒川の西なる山村にして、野澤、小館、入内等を合す。凡青森より、弘前へ赴かんには、南北の二路あり、北路は、新城鶴坂に出で、南路は高田豆坂を経、故に豆坂道の名あり。

（豆坂）**入内**（ニウナイ）　今、高田村の大字にして、豆坂の小部落なり。〔新撰國志云、入内觀音堂、今改めて、小金山寺といふ、地方の一靈跡なり、寶物、扁額一枚、竪一尺四寸横一尺九寸、馬を繪畫す、又一枚、麒麟にて稍大なり、慶長七年六月の識あり、又一枚、鷹を畫く、慶長十六年の識あり、棟札には「慶長十九年、奥州龍内正觀音」云々、此堂舍創始の正説なし、一傳記に「元龜三年、櫻井澤の首塚鳴動」云々、首塚とは、即入内觀音堂の地なりともいへる説あり、高陣場は、山上の曠平にして、四方遠きを望むべし、此に擾頭石とて、禹餘糧に似たる石多し。

一統志云、天正六年七月、浪岡左近秋則は、姉君を導れんと、千町田を作り、津輕坂の西東、玉魚澤の北南を行盡し、餘りに草臥ければ、入内の觀音に通夜して、おくれば、外濱より小舟に打乗て田名部の方へぞ落行ける、夫より南部へ落着、今以後の家に仕官しけるとて。〕津輕志郁迫云、高舘塢は、豆坂道の山中にあり、往昔、津輕大浦家の先代、則信公、南部家の謀計に罹り、此地にて殺害せらる、又、南部の將名執日向、淺瀬石城を攻めて退却の時、此に敗兵を集めたりと、近世は、藩主外濱巡視の節、必高陣場に休憩あり、眺望極廣し。

新城（シンジヤウ）　今、新城村といふ、青森の西一里半にして、弘前への山道にあたる。〔鐵道、青森岡町、大釋迦迄哩。〕

〔四南戊寅四月日記云、發青森一里餘、原野無草間、殺青森戊、跳響甚之、過新城、山谷連亘、津輕坂嶺紀間、道路甚險し。〕又、日記傳記に、三〔〕迫三百町の内、新城に百町、津輕六郡の外にて、吉次の領分なり、云々。下の戸建澤に合すべし。

津輕年代記云、天正十三年三月、二十六日の夜、油川の奥瀨善九郎落城仕候、右は、大浦殿、卒者共夜呼寄、中間候て、鳴立候故、油川にて勢致し、田名部へ落行候、大浦の大勢、二十九日門徒寺へ御止り、外之濱不殘御手に入申候。

沖館（オキダテ）　今、田澤、三内、吉川等と相合せ、瀧内村と改む。新城と高田青森の間、山海の際に在る小部落なり。〔諸清私記云、永祿の比、南部殿の郡代として、津村某、津輕堤浦の館に在住したり、其家臣西野相川の二人、謀叛を發し、元龜三年の春、堤浦館を夜討にして、郡代を追落す、同年の秋、三戸より左衛門尉高信、打手として出陣、野邊地よりすでに油川に入りたまふ、西野相川は之を聞き、沖館青森の邊に陣を取り、遂に一戰あり、逆徒敗亡、藤崎左近其任、取て返し防戰したれど、力及ばず、西野相川も打死す、高信は石川を居城とし、津輕を治めたまふ。〕

新田（ニヒダ）　今、瀧内村の大字にて、沖館の西北、油川大濱に近し。津輕新城の一溪は、此に來りて海に入る。〔寛知集に、青森西北の諸村は、新城、新田、油川等の數村にすぎず。〕

（鶴坂）**津輕坂**（ツガルザカ）　又、鶴坂（ツル）といふ、即外濱と内郡の分界にあたり、今新城村の西南二里。鐵道並びに驛道、共に此を通ずれど、一險難なり。

〔隨藩紀程云、新城村、白旗野、石禪碑、鼻上嶺、栗乃往、獨立赤嶽屹立北方、鶴坂舊日津輕坂、寛嘗中、津輕秀直與安東氏所亡、其子賴秀潛跡焉、以鬼燒炭、得津輕、賜之天朝、子孫封侯、進秩十萬石、因改今名、文化年中也、陸奥直達大釋傳録。〕

京都養源院所傳北慈大師筆記（津輕三代信義の第十一子、此書、世に可足記と云ふ）

津輕義祖は、左衛門尉藤原秀榮と申候、秀榮は大織冠鎌足八代、鎮守府將軍秀衡の子孫に候、某衛、安倍宗任の女を娶り、秀衡秀榮生れ、秀衡を御館太郎殿、秀榮を御館次郎と申候、次郎殿年若の頃、某衛より津輕の内三郡賜り、秀衡代に到り、同しく賜り候而、當氏は津輕と名乗候、十三に被居候故、十三の左衛門尉殿共申候、御子息秀元御代、九郎判官身代には、一家の内杉目太郎行信いたし候（中略）、其子左衛門秀直殿、其子下總藤太郎秀殿、此時家衰へて、藤崎の安東家勢強く、秀直殿是を被歎、某代津輕管領の末に生れ、おめ〳〵旗下の士に土地奪はるゝこそ遺恨なれとて、實治中安東と戰て討死、藤太殿幼稚なれば、乳母抱へて新鞍へ逃行、領主吉次某を頼み、深く隱し候由、即吉次が子と唱へ、戸建澤（トタテサハ）にて、炭焼候山中に隱し置候、最明寺時頼入道回國、當郡へ下られ津輕家の御事尋有、吉次某、安東横領いたし候故、津輕左衛門尉子孫浪岡に居候旨、具に申候得ば、時頼入道云々（中略）御子秀季殿、御郡中の金銀高荷に作り、母君同道にて、近衛殿の祖父殿に謁し、黄金若干を禁裏へ被獻候（中略）、

（戸建澤）

後醍醐天皇の御宇、官軍に屬し奉り、安倍野に於て討死候由、秀季殿御子秀光は大光寺に居城云々。

新庄(シンジャウ)の領主吉次云々は、東日流傳記にも見え、之を金賢物語と最明寺回國にとりあはせし筋なれど、津輕管領十三孝太は、安東氏なり、安倍野戰死は安東貞季歟、大光寺左衛門尉ヶ曾我氏也。○郡中名字「北濱油川、大袋」といへる大袋(オホフクロ)は、今の鶴坂の舊村里名とす。

上磯(カミイソ)　青森灣西岸の汎名にして、南は油川村に起り、今別、三廐(津輕海峽に屬す)に及ぼす。○青森縣地誌云、青森より灣の西岸に沿ひ、北に進めば、油川、蟹田、平館、今別、三廐等の諸村あり、舊松前街道の宿驛たり、此地方を總稱して上磯といひ、漁業盛なり。○明和三年正月二十八日、上磯大地震、油川後潟兩組にて、倒潰八百戸、死亡百九十口。

上磯の名疑ふべし、上南下北の習例に背く。然らずば、夷語に出で、上下の字を假るも、本義には非ず、[illegible]マリあり、平價状の岩をいふ。○新撰國誌云、青森の西濱を上磯と呼び、東濱(野内、淺蟲)を下磯といふ、西を上とし東を下とするなり、江灣に海參、帆立、烏賊多し、又大口魚を捕る。○尋按、郡中名字に、青森の邊を東外濱といひ、下磯といはず、上磯をば北濱(キタ)といふ、北外濱の義なり。

油川(アブラカハ)(北濱)(大濱)　今、油川村といひ、羽白(ハシロ)を合す。新城の東北一里、青濱に居り、安方町の西北一里。之より、上磯道は、蟹田に至るまで、村家皆海に沿り、漁撈生を爲す。油川は大濱(オホハマ)とも呼び、藩政の時まで、青森に次げる埠頭にして、南部松前の商舶之に繋泊したり。又、往時の海陸交通の跡は、専ら津輕坂を以て大濱に往來し、豆坂を以て青森に往來したるを記すべし。○一統志に、熊野十二所權現社、外濱油川村に在り、永祿二己未年、北畠大納言源具永(浪岡御所)再興の棟札あり、其裏書に曰く、

金光寺持國多聞天、北斗寺妙見大菩薩、建立以後、熊野十二所權現、勸請於十樽寺、南藏坊、昨勸進小嶋東覺坊、云々。

金光寺は青森にて、北斗寺は横内の舊跡なり、此棟牌を以て之を發明するに足らん。俗說、田村丸建立といふ如きは、攻めずして自破る。

油川沿革史云、書史の徴すべきは、桓武帝大同二年、坂上將軍の東日流征伐の時、數所の社寺を建立す、油川熊野社も其一なり、文治中、源義經は油川圓明寺に寄寓し、其從者辨慶手寫の經卷は、今も弘前へ轉地せる圓明寺に秘藏す。

一統志云、天正七年、津輕三郡大形大浦爲信の手に屬しけれども、外濱筋平均未た成らず、油川、高田、荒川、荒川、横内の者とも召に應ぜざりしが、油川を追落さるべしとて、天正十三年三月、彼の表へ手遣あり、此油川の城主奥瀬善九郎は、波岡御所由緒のものなり、已に新城村迄大浦勢の先陣押入、在家に火をかけたりければ、油川の男女是を見、我先にと逃迷ふ、爰に淨土眞宗圓明寺の沙門に念西坊頼英、小賢き者なれば、油川の町端所々を放火し、御味方に加らんと相計る、奥瀬元來大臆病の者なりしかば、僅に一族貴用を舟に取乘せ、田名部へと漕退きける。○異聞錄云、油川へは、南部奥瀬判九郎下り、外濱の代官なり、其子、油川善九郎、船水讃岐なり。

瀬戸子(セトコ)　今、田澤と共に奥内村の管内とすれど、油川村の北一里、奥内の南なり。寛知集に、瀬戸子、田澤の名あるを想へば、狹地なれど、當時已に田租を出せし也。田租なき村里は、すべて彼交名に列せず。青森、蟹田、今別の如き、當時町と呼ばれて、市邑なりと雖、之を缺きたり、其餘概推すべし。

奥内(オクナイ)　今、奥内村といひ、田澤(タサハ)、飛鳥、瀬戸子、前田(マヘダ)、内眞部等を合す。油川の北一里半、油川城址は田澤にのこれり。

(田澤)　東日流傳記云、外濱油川の城主奥瀬善九郎、天正十三年三月二十八日破軍。

內摩部(ウチマベ)　今、奥内村の大字とす。古證文に、外濱、内摩部郷とあるは、卽此なり。内眞邊(ウチマツベ)にもつくる。

外濱内摩部郷、并末給村々、泉田、湖方、中澤、眞板、佐比内、中日等村、被宛行南部又次郎師行、同一族等候、可御沙汰之由、被仰政所畢、然而同花役所、無事之煩、可令沙汰付者、依仰執達如件、

建武二年三月十日　大藏權少輔淸高奉

尾張彈正左衛門尉殿(南部文書)

此に、泉田、佐比内、中日とある村名、今知れず、湖方は潮方の誤寫のみ、眞板(マイタ)は今の前田ならん。尾張彈正とは、鹿角郡の豪族、成田頼時歟、當時、南部師行、多田貞綱と相並びて、津輕の奉行人たり。さて、此内摩部は、彼の元亨の頃の津輕亂に、安藤五郎三郎季久の據りし地なるべし。諏訪緣起繪詞に、季久と季長(安藤太)の對抗をいひ、

(頂板)

兩人の留守の士卒數千、戎賊を儲し、外濱内末部(ウチマベ)、西濱折曾關に城郭を構て相爭ふ、云々。

又、季久の子と想はるゝ五郎二郎家季ありて、建武元年の夏の頃より、異心を抱き、外濱押領云々の事、舊簡に見えたり(藤崎安藤館址に合考せよ)。されば、翌年二月の外濱の本給分は、蓋、家季の沒收跡を、師行に賜りし者とす。されど、奥國中に亂り、安藤一族か、宮方に歸降の事も明なれば、家季は果して此際に敗滅しけるや、又子孫存續したるや、知れず。此外濱は、戰國の頃に及べば、浪岡北畠氏に併せられし如し。

(內末部)

梵珠嶽(ボンジュ)　奥内の西嶺にして、標高六百米、さのみ高大といふにはあらねど、地方の一望標たり。浪岡、木造の方よ

りも之を仰ぐ。

後潟（ウシロカタ）（潮方）　今、後潟村といひ、小橋、六枚橋、四戸橋（シトハシ）等を合す、奥内の北一里半。建武二年文書に、潮方（ウシホカタ）といふ是なり、俗説、シリベの尻も、これには露顯を免れず。

小山内氏津輕考云、後方羊蹄は、松前渡島（ワタリシマ）の地にあらず、外濱後方（ウシロカタ）村、昔はシリベ村と云し由、古記にも見へたれば、是れシ言を略して云しもの歟、後世、其を又字の儘によみてうしろかたと唱しものなるべし、元明紀、度島津輕津司云々、松前津輕の海上、後是の往來渡津の事を司るものを置かれしと見ゆ、これにても、比羅夫の政所を置しは、後方村の地なるを思ふべく、津輕の名も昔より海津の要地なるを以ての名なるを知るべし。○蠣崎家譜に、湞岡御所顯慶卿の時、稲我郡潮潟、野田の兩村を當家に知行せしめらる、云々、外濱を稲我郡といふこと、一異なり。

蓬田（ヨムギタ）（中澤）　後潟の北を蓬田村といひ、中澤（ナカサハ）、廣瀬を合す。蓬田の西嶺を阿彌陀山、務腰嶽といふ、北津輕郡の中里の東にあたる。中澤は、内廓部に接ける、建武文書に載せられし村名なり。

安永紀行奥荒海云、外が濱館より、いと心細道すがら、岩根踏重なる山の麓を行く、右は浦波高く寄歸りたり、蟹田、蓬田、大濱など云る驛過て、青森に宿る。○寛知集に、蓬田、野田の二村を録す、蓋、當時、西濱十三より、東濱油川までの間に、是れら三四村の外に、輪租の熟田なかりし也。

蟹田（カニタ）（石濱）　今、蟹田村といひ、小國、石濱（イシハマ）を合す。上磯の大邑にして、青森を去る八里。東は斗南灣を望み、西は小國の谿中より、今別、三厩への捷路を通す。

東山志云、蟹田の石濱、波荒きときは通行し難し、野田には玉川あり。○慶長年中、弘前城普請の時、蟹田小國の山より、鐵を採ること、津輕年代記に見ゆ。又、貞享四年、六个町御定とは、

弘前　上役一軒、此出人夫九十六人、
　下々役一軒、同三十人、
　地子銀、町一軒、十五文目より五文目迄、
青森　上町一反歩に付　米一石
　中町一反歩に付　米九斗
　下町一反歩に付　米八斗

十三町、深浦町、蟹田町、今別町は、一反歩に付、米八斗、碇關町、野内町、大間越町は、何れも在村宅地に同じ。〔津輕信政傳〕○郡中名字に、北濱の蟹田はなくて、中深（チウシ）あり、今、中師（チウシ）川といふは、卽蟹田の溪流なり。

平館（ヒラタテ）（中師）（野田）　今、平館村といひ、蟹田の北三里、今津、野田（ノダ）、石崎等を合はせ、海岸四里許にわたる。平館の山中に根岸温泉あり、熱百度、鹽類性に屬するとぞ。

野田濱は、平館と蟹田石濱の間なるが、土人或は、此を以て六玉川の一名跡なりとて、古人の歌詠を引くは、杜撰なり。但し、此に玉川といふは、水中に黒耀石を出す故にやあらん。（松前舊事記云、永祿五年の夏、蠣崎四代若狹守季廣の息慶廣を使として、津輕湞岡御所の幕下として、野田を領知す。（蠣崎家譜云、湞岡顯慶卿の時、潮潟野田を知行す）○小磯氏紀行、奥荒海云、安永六年、松前を去り、都へ歸る、八月八日、先、津輕三馬屋と云へるを志し、舟にて渡る、空晴いとよければとて乗出てたるに、秋の暴風の定めなく、いと凄く吹出て、波瀾高く立まさりて、行くべき三馬やへは行かで、猶、松前の方に吉岡と云ふ處に着きたり、斯てはなどかと、人々行末恐ろしく語り合せ、九日の卯時ばかりに、又舟に乗出でたるに、沖津風いと烈しく、今日も漂ひ疲れぬ、

　奥の海や千島を跡に行く舟の波安かれと思ふばかりぞ、

兎角する内に、聊かなごみたれど、三馬屋へは行くべき風なくて、平館といへる所に寄りぬ、

　思ふこと千島を出て乗る舟の都のかたへ行く空ぞなき。

石崎（イシサキ）（朱谷）　今、平館村の大字なれど、其北西凡二里、なほ西に海崖を行けば、算野崎、明衣川落に達すべし。朱谷あり、赭土を採るべし、眞の丹砂にはあらず。

南部東遊記云、外が濱、平館の北にあたり、嚴石海中に突出、東を石崎の鼻といふ、其所を越えて暫し行けば、朱谷（シユダニ）あり、山々高く聳たる間より、細き谷川流れ出て、海に落る、此谷の土石皆朱色なり、水の色までいと赤く、其落る所の海の小石までも、多く朱色なり、此邊の海中の魚も皆赤しと聞く。○一統志云、赭土は外濱の[illegible]に出づ、製すれば朱辰に類す、往年、江戸紅葉山、野州日光山の造營にあたり、國主之を獻進して其用を供せり。○新撰國誌云、一本木村、砂森の東三町餘を、茜澤（アカネサハ）といひ、溪間の土石皆赤し、土人は之を朱砂なりといふも、實は然らず。

平館海峽（タヒラダテ）　卽、陸奥海灣の峽道にして、平館と斗南半島の九艘泊の間をいふ、東西六海里許、内灣は更に二分し、東支は斗南灣にして、野邊地に至りて、極まり、西支は青森に極まる。

嘉永中東北遊日記云、發上月、出平館、平館有砲臺、砲門七箇、而不常架砲、此與南部九艘泊隔海相對、間僅三里耳、而内更有大海灣、此尤其要阨之處、臺位已得其所、而臺制亦頗佳、四年前夷舶一隻來于此、距陸里許下錨、日放脚船一隻、乘五六人上陸、夜則還舶、如此者凡三日矣、二矢（フタツヤ）村、行程四里半。

丸屋形嶽（マルヤカタ）　平館の西嶺にして、標高七百七十餘米、東天の恐山（斗南半島）に對し、平館海峽の西門柱に踰ふべし。

鷹野崎(タカノ) 一本木村母衣月濱と、平館村石埼濱の分堺にして、岩崖角なり、三厩灣は、此角を以て其東限とす。

(砂森)

鷹野崎の東西、砂森(スナカモリ)、奥平部、歌、幌月、小泊(ヲトマリ)、山崎等は、近世まで蝦夷の遺種居れり。寛文中、津輕家領分[illegible]の[illegible]に、四十二戸散在の村田名、及び戸主名を錄し、うた村[illegible]、[illegible]五軒、[illegible]村二軒、砂森村ハンチヨ外五軒、奥平部村二軒、ほろつき村イカホイ、小泊村イツタイン外三軒、山崎村イツミ、などいへり。其子孫は、爾後全く習性を易へて邦人に混したるにや、又は消滅したるにや、近年は其說をきかず。

(幌月、舍利濱)

[illegible]津輕藩史云、嘉永三年三月四日、有外國船、[illegible]泊幌(ホロ)月(ツキ)鷹野岬、三厩將士備之。○東遊雜記云、母衣月は、世に津輕の舍利石と稱する奇石の出る地なり、此地を土人舍利濱とよぶなり、其石のうつくしき事、伊勢[illegible]珠を見るが如く、光りわたりてすき通る事、水晶よりも[illegible]なり、土人舍利の母石と稱するものを見るに、小き舍利を限りもなく孕みてあり、母石は海底にある故、早くは得難し、舍利に大なるはなし、稀に大豆位なるもあれど、大きくなれば[illegible]光薄し、

三厩灣(ミウマヤ) 津輕海峽内の一[illegible]灣にして、北に向ひ[illegible]開すれど、猶一泊所に推さる。宇鐵埼を西角とし、鷹野埼を東角とし、岸には一本木、今別、三厩等の村里あり。

水路志云、[illegible]埼と(其東方約九海里半)鷹野埼との間、三[illegible]灣に[illegible]、距[illegible]約半海里、水深八尋[illegible]所に錨地あり、津輕海峽中、南岸にて最好錨地なり、[illegible]おほし。

一本木(イツポンギ) 今、一本木村といひ、今別の東北に隣る、其濱汀は古[illegible]の名あり、一に母衣月といひ、瑪瑙石を出すを以て名あり、其汀長二町許にすぎず。一統志云、今別石、幌月石は、希代の美玉なり、三才圖會に、保呂見木とあるも是なり、即瑪瑙なり。

(今濱)

今別(イマベツ) 今、今別村、大川平(オカワタイ)を合す、三厩灣の中央にあたり、津輕海峽に對し、[illegible]北に渡島の山を望む、蟹田より山道を經て凡七里、平館、[illegible]道、又、[illegible]凡九里、又、今泉、中里(北津輕)への山道あり、兩山道、大川平にて分合す、今別の南一里餘の山中なり。

東日志云、今別村八幡宮棟札「今別[illegible]內[illegible]、八幡宮建立、大檀那平氏[illegible]立[illegible]、當[illegible]北畠[illegible]部尚書源朝臣具運卿、龍集永祿三年庚申八月[illegible]生留」、(具運卿、波岡を合考すべし)○南部士譜、今淵將監、本國佐々木なり、津輕今淵村に住し、外濱半九郎といへり、後信直公に仕ふ。○郡中名字に「北濱東風留(ヤマセ)、[illegible]不知[illegible]、南[illegible]實、今淵」云々と載せ、舊事記に、東[illegible]にカコタラとさし、南[illegible]にホロツキとさしたり。東[illegible]は、母衣月の大泊の一名歟、寛文中の蝦夷遺種の交名に「小泊村イツタイン外三軒、山崎村イツミ、松崎村カウラ女外八軒」また「[illegible]村ビセン、おかたらへ村五軒」云々、カコタラおかたらへ、共に今の大川平に外ならず。

東遊雜記云、今別濱は五十軒許の町なれど、家作も大抵にして、船入あり、百石積位の船七八艘も見えたり。

(大川平)

三厩(ミウマヤ) 今、三厩村といひ、增川、宇鐵[illegible]を合す、村[illegible]に、三厩灣の西偏に在りて、今別より一里半[illegible]たり、繼[illegible]川[illegible]、松前[illegible]立の濱[illegible]は、[illegible]此を以[illegible]、[illegible]したり、一[illegible]以來は、[illegible]の[illegible]を[illegible]するのみ。又、津輕航走の[illegible]、時々渡泊を為すを見る。南[illegible]二十五哩、福山(舊松前城下)二十哩。

郡中名字に、今潤、清川、[illegible]内、三吉(サンヨシ)といふ、三厩の名なし、[illegible]内とあるはそれにあたる歟、清川は增川の[illegible]歟、三吉は今の算用師なり。又、寛文中の狄四十二戸の交名に、

(算用師)

松崎シツナケ外八軒、ロクチヨマ村二軒、藤島村一軒、釜之澤村マ[illegible]イン外二軒、[illegible]、宇鐵(二軒)、タツヒ村ケンヒシ(一軒)、[illegible]」と載す、六町間、藤島、釜ノ澤に、共に三厩[illegible]宇鐵の[illegible]間に其名のこる。松崎村[illegible]、三厩[illegible]落なりしと[illegible]らる。

可是記、十三左衛門[illegible]二代[illegible]、九郎判官[illegible]の身代には、一家の內杉目太郎行信いたし候て、判官は津輕へ來り、十三の[illegible]にさし置れ候、[illegible]亡て、其郎等由利[illegible]判官の[illegible]、伊達の大木戸にて戰申候、此[illegible]に判官[illegible]、伊豆箱根に至り、鎌倉を[illegible]と[illegible]の[illegible]に、[illegible]、南部[illegible](今の[illegible])のもの共の[illegible]に、[illegible]、外濱へ落來候、判官は三厩より出船[illegible]、[illegible]穴(今の[illegible])の沙に掛り、[illegible]に[illegible]候、[illegible]常は[illegible]に、[illegible]候、判官は[illegible]島へ漂着後、[illegible]の國へ[illegible]、[illegible]カムイと申候、判官子孫、[illegible]にて[illegible]と申候由承候、右合戰の節、二代秀[illegible]時[illegible]に候。[illegible]統志云、三[illegible]は松前への津なり、[illegible]、義經此より[illegible]島へ渡れりとありて、一名を立野と稱ふといへど、是等の[illegible]說未[illegible]。○[illegible]の可是記に、義經のものがたりを載せしは、其荒誕不信の甚、以て本書の價値を定むべし。元祿の一統志に、かゝる浮說に關する所なかりしは、[illegible]の[illegible]を卜するに足る。

[illegible]北[illegible]云、文化五年[illegible]二十九日、[illegible]、九十[illegible]螺、以次解發、[illegible]、大[illegible]人、[illegible]源判官[illegible]、[illegible]、判官入[illegible]之事、只[illegible]今稱之、[illegible]、源白石[illegible]已[illegible]、[illegible]、[illegible]中、[illegible]驗賓王[illegible]建[illegible]等、人[illegible]、[illegible]、不[illegible]官也、自此至松前洋中、有三險、曰龍飛、曰中潮、曰白[illegible]

神、渦水昔自西北來、横於洋中數十里、俗云此三潮ヶ陸、險過阿波之鳴門、客舟至此遭害者、前後不少、蓋天之所以域華夷者也、是日適風徐潮恬、不似平日險惡、然尚振撼揺湧、舟中之人爲之吐瀉頓仆、不能自持者十八九矣。

増川嶽（マスカハ） 又、三厩嶽といふ、その南嶺にして、標高七百三十米、山脈は、北西に走りて龍飛岬に盡く、又、西に別脈を起して、西濱の小泊埼に連亘す。

宇鐵（ウテツ） 今、三厩村の大字にて、其西北一里半、更に二里にして龍飛に至るべし。

小山内氏津輕考云、外の濱にも、慶長の頃までは、所々に遺し毛人の住居あり、已に寶暦中までも、宇鐵に蝦夷の稀ありて、耳に金環を下げ、國守の入部には、松原へ出て目見なする例なりしか、其後月代をそらせ、正民の姿になりしこと、皆人のしる處なり。津輕一統志にも、宇鐵の四郎三郎夫なとなと云名見へたり。（藩史云、寶暦六年、蝦夷還住在北濱宇鐵村者、前是不許與旧村民通婚、至此與常人相同し）松陰東北遊日記云、龍飛崎之近地、有五村、日上宇鐵、本宇鐵、釜野、六十間、宇田、戸數共六十許、其人物有俵數種、今同與平民無異、是或本人耳、教而化之、千島樺太亦可以爲王民也、而奸商之待夷人、則當以人禽之間云、噫可惜哉。

津輕信政日記云、（寬文九年書簡）、凡蝦夷島の狄、その松前へ通路の狄三千人程有之、此度蜂起仕候狄も、右の内にて候へ共、人數は幾と知れ不申、總島中には二萬餘も可有之由、又、狄の致所持兵具は、弓毒附太刀等にて、具足は木にて拵へ、糸にてつなぎ候、十一月、蝦夷一件落着、十年五月、牧只右衛門秋元六左衛門を大將として、隨兵三十餘人、上下蝦夷地へ爲探索被差遣、外が濱宇鐵の蝦夷數人を通辭として被差添、二十一日三馬屋（ミウマヤ）出帆、南部領大間を經、下之國三石（ミツイシ）へ着船、狄大勢に出合、此方より寄り候狄武人被捕、水主なども手負候に付、此方よりも鐵砲打掛候内、狄六人打取、外に四五人手負致させ候、二十五日、牧只ト從洋出帆、松前領太田へ着岸、夫より與市、ほろもい、おしよろ、しやこたん等探索の上、七月二十八日、陸路歸着、右探索始末、委曲の書付一册、江戸御老中迄被差上候。

(三馬屋)

龍飛埼（タツヒ）

北なる岬端にして、津輕海峽西門の南角なり。一に達比（タツヒ）、又立火（タツヒ）につくる、三厩村宇鐵の西西北、渡島の白神埼へ十哩、北洋第一の要害なり。（北緯四十一度十五分餘。）或は龍濱（タツハマ）崎といひ、天文中の郡中名字に、宇鐵村なく、龍濱村あり。

水路志云、龍飛埼は、津輕海峽西口の南角にして、北州（北海道）の白神埼と十哩を隔てゝ相對す、其高三八一呎、函館以西の沿岸より望むときは、小泊權現埼の下に伏して著明ならず、埼の北東約一鏈に、高さ一一七呎の一大岩島あり、帶島と日ふ、礫沙に出て埼と連絡す。

嘉永中東北遊日記云、小泊三厩之間、斗出于前面者、爲龍飛崎、與松前白神崎相距三里耳、而兩崎皆巉巖作突于其間、北面相對宛似人臂、爲東藩、苟有士氣者、誰不爲之切齒哉、獨怪當路者漠然不省。（又同年中三千風行脚文集云、かくて「松前に渡り、夷千島（エゾカチシマ）を」といへば、人々大きに諫めていふ、中々、此渡り口、立杼（タツヒ）崎の片汐、七里の灘は、片時も淀（ユドミ）なく、鳴門の速潮十倍の潮流なり、まして扶桑の國の大願、鹿島立にかゝる難波を航せんとや、ひらに無用なり、と止めたまふ、予昔秋田に侍りし時、津輕見にさがりしに、外濱の入江、善知鳥安潟の古跡見し頃、海上悠に夷の昆布（ヒロメ）島見渡し侍るも、今の心やすめにならんかし。

(龍濱)

(立杼崎)

津輕海峽（ツガル）

津輕、幷びに斗南半島の北、渡島（北海道、一に北州と命せらる）との間なる海上をいふ。其西口は、謂ふ所の日本海の門戸にして、津輕の龍飛埼と渡島の白神埼を以て之を制し、其東口は、謂ふ所の大平洋の門戸にして、斗南の大澗埼と渡島の汐首埼を以て之を制す。

尋ねてもあたし心の奥の海の荒きいそ邊はよる舟もなし。（續後拾遺）　常磐井太政大臣

送人遊松前　湖山

島徑青丁片帆懸、歷盡扶桑別有天、魚眼射波紅似日、仙山在目杳如煙、曾聞先輩爲榛荒、今見塊坡成海壖、想見醉唫々激處、榷樓落日夏松顚、

水路志云、津輕海峽、南側は、龍飛崎より尻矢埼に至る（本州北岸）、其北側に、白神岬より惠山岬に至る（北海道南岸）に由りて成り、西南西、東北東の方向にて、長約四十海里、最狭部の幅九海里半なり、津輕海峽の海流は、其本流（俗に中潮と稱す）は、龍飛埼沖より、閉伊埼沖大島の北約六海里の沖を過り、惠山岬と汐首岬との間に於て、凡三海里、附近は常に激湍を見る、此海峽に於ては、二十四時每に、濱に沿ひて唯一潮あるのみ。

津輕海峽は、日本本州と北海を分離する海溝にして、其峽道の南北は、地相及動植物止の現象に於て、頗相異する、されば南北その脈を斷ちて、また南ても、荒常の世、之を人間歷史の世代に比すべからず。而も、近世或は說を爲して曰く「仁德帝の時、蝦夷氏蝦夷を扶けて起る、帝因遣大連を大將として、蝦夷を討しめ給ふ、田道蝦夷を破り、蝦夷氏を津輕善知鳥濱に於て討取、時に出津浪海濱起りて、蝦夷國と部樹留との間海となり、蝦部との間七千餘町同時に海となる、蝦夷共之を見魂を消し、甚恐懼して、永く和を乞ひて奴となる、云々」（つかるしるべ、津輕古事記）妄誕不足といふべし。

(奥海)